

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成24年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成24年次会計検査の基本方針

(平成23年9月9日策定)

会計検査院は、平成24年次の検査に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的、効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすため、平成24年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下「大震災」という。)により、東北地方を中心に甚大な被害が生じていることから、被災地域の復旧・復興が我が国の喫緊の課題となっており、行政等にはこうした課題への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、23年度末には約667兆円に達すると見込まれており、23年度予算における公債依存度は約47%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約23%となっていて、財政の健全化が課題となっている。そして、大震災からの復旧・復興に向けて、23年度補正予算が成立し、さらに、今後も多額の予算措置が必要となることが見込まれている状況である。

政府においては、近年、財政健全化に向けて、安定的な財源確保、財政赤字の縮減、歳出の見直しなどを行うこととして、歳出の無駄の排除に資するため、事務・事業の執行状況の的確な把握及び開示による執行状況の透明性の確保等の取組がなされている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行

結果を把握し次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、平成15年度決算検査報告から内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施しその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣への随時の報告を毎年行ってきている。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任の履行を徹底することなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。検査に当たっては、大震災による検査対象機関への影響等に適切に配慮する。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 公共事業
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境保全
- ・ 中小企業
- ・ 経済協力
- ・ 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実を図るとともに、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

このほか、大震災からの復旧・復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されることなどを踏まえて、各事業等の実施に緊急性が求められていることにも留意しつつ、適時適切に検査を行う。検査に当たっては、政府の取組方針や動向、被災地域の状況等を注視しつつ、状況に応じて機動的、弾力的に対応する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を

行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、次の観点から検査を行ってきた。

(ア) 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点

(イ) 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点

(ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点

(エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点

(オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

(カ) その他会計検査上必要な観点

正確性及び合规性の観点からの検査は、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、近年一部の府省等において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約等の契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性、透明性にも十分留意する。

さらに、近年の厳しい経済財政状況にも鑑みて、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び補助金等によって造成された基金等の資産、剰余金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類の検査を行うなど、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性が確保されるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用等により、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払

- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成24年次の検査(検査実施期間 23年10月から24年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等221法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,863の団体等の会計、⑩は7法人の会計、⑪は27法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は244法人の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成23年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が24年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、23年度分の計算書13万4千余冊及びその証拠書類4361万余枚^(注)を対象に実施した。^(注)
- (イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等、対象箇所となる32,776か所のうち、3,160か所において実施し、その実施率は9.6%であった。これを検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,253か所についての実施率は43.7%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,743か所についての実施率は16.6%となっており、これらを合わせた計10,996か所についての実施率は27.1%となっている。

実地検査の対象箇所	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,253	1,861	43.7
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,743	1,121	16.6
小 計	10,996	2,982	27.1
③ その他の箇所(郵便局、駅等)	21,780	178	0.8
計	32,776	3,160	9.6

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記 4,863 の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万6千百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、24年次の検査において発した質問は8百余事項となっている。

(注) 電子情報処理組織の使用又は電磁的記録により提出されたものを含む。

第2節 検査結果の概要

平成24年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認め^(注)た事項)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)

(2) 第4章 「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認め^(注)た特定の検査対象に関する検査の状況)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認め^(注)た国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

上記(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 注 ⁽¹⁾ 金 額)
不 当 事 項	357 件	191 億 3383 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 注 ⁽²⁾ 23 件	<22 件分> 447 億 0106 万円 〔 2 億 1744 万円 5 億 5252 万円 9 億 0298 万円〕
	第34条及び第36条 注 ⁽²⁾ 5 件	<4 件分> 108 億 7334 万円 〔 1 億 6264 万円 480 億 0714 万円 43 億 0863 万円〕
	第36条 注 ⁽²⁾ 53 件	<41 件分> 4236 億 0516 万円 〔 8 億 8469 万円 114 億 8835 万円 6 億 4835 万円 3807 億 1800 万円 15 億 0088 万円 765 億 4025 万円 90 億 5753 万円 228 億 2335 万円 6 億 2063 万円 2208 億円 7464 億 1428 万円 389 億 1137 万円 1657 億 9478 万円 5 億 8695 万円 5152 億 5431 万円 1 兆 6019 億円 62 億 1708 万円〕
	小 計	81 件
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	53 件	<50 件分> 〔 315 億 0753 万円 61 億 5911 万円 361 億 2499 万円 25 億 7719 万円〕
事 項 計	491 件	<474 件分> 5296 億 0742 万円 注 ⁽³⁾

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 ^{注(1)} (背 景 金 額)
国会及び内閣に対する報告	注(4) 13 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	9 件	—
特定検査対象に関する検査状況	6 件	—
総 計	注(5) 513 件	<474 件分> 5296 億 0742 万円 ^{注(3)}

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていない資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの及び「意見を表示し又は処置を要求した事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(4) 「国会及び内閣に対する報告」のうち6件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、第3章の「個別の検査結果」に掲記しており、件数が重複している。

注(5) 件数の合計に当たっては、注(4)の重複分(6件)を控除している。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
内 閣			注(3) ③6 2	注(3) (8億8469万円)			注(3) 2	注(3) (8億8469万円)
(人 事 院)			注(3) ③6 1	注(3) 89億2734万円			注(3) 1	注(3) 89億2734万円
内 閣 府 (内閣府本府)			注(4) ③6 1	注(4) 9550万円			注(4) 1	注(4) 9550万円
総 務 省	16	18億2434万円	③6 5	725億2034万円 (114億8835万円)			21	注(8) 743億3784万円 (114億8835万円)
法 務 省	6	1億1511万円			2	1億1388万円	8	2億2899万円
外 務 省	1	1092万円	注(5)、注(9) ③6 2	注(5) 1548万円 (6億4835万円)	2	1億2356万円	注(5) 注(9) 5	注(5) 1億4996万円 (6億4835万円)
財 務 省	1	2億3514万円	③4 1 注(4)、注(6) ③6 6	11億8851万円 注(4)、注(6) 275億8159万円	1	2085万円	注(4) 注(6) 9	注(4)、注(6) 290億2609万円
文 部 科 学 省	17	1億5530万円	注(9) ③4・③6 1 注(9) ③6 2	4732万円 (1億6264万円) 256億5930万円 (3807億1800万円)			注(9) 20	注(8) 258億5854万円 (1億6264万円) (3807億1800万円)
厚 生 労 働 省	153	46億5223万円	③4 2 注(9) ③6 8	1億2771万円 77億1570万円 (15億0088万円) (765億4025万円)	3	2億5866万円	注(9) 166	注(8) 126億3836万円 (15億0088万円) (765億4025万円)
農 林 水 産 省	注(7) 43	注(7) 15億4183万円	③4 3 ③6 1 ③6 5	19億4449万円 6388万円 186億1976万円 (90億5753万円)	6	240億8637万円 (61億5911万円) (361億2499万円)	58	注(8) 462億4269万円 (90億5753万円) (61億5911万円) (361億2499万円)
経 済 産 業 省	14	61億2117万円	注(9) ③4・③6 1 注(6) ③6 1	99億0135万円 (480億0714万円) 229億9735万円			注(6) 注(9) 16	注(6) 390億1987万円 (480億0714万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件 注(9)		件		件	
国土交通省	38	10億7021万円	③④ 7 ③④・③⑥ 1 ③⑥ 4	23億7606万円 (2億1744万円) (5億5252万円) (9億0298万円) (43億0863万円) 257億2807万円 (228億2335万円) (6億2063万円) (2208億円)	3	2億0160万円	注(9) 53	注(8) 293億1402万円 (2億1744万円) (5億5252万円) (9億0298万円) (43億0863万円) (228億2335万円) (6億2063万円) (2208億円)
環境省	16	1億9977万円	③⑥ 1	5億4072万円			17	7億4049万円
防衛省	3	1億1467万円	③④ 1 ③⑥ 4	3億5692万円 79億2096万円 (7464億1428万円)	4	2億2521万円	12	86億1776万円 (7464億1428万円)
株式会社日本政策金融公庫					1	1億4625万円	1	1億4625万円
日本私立学校振興・共済事業団	10	5950万円	③④ 1	2億5599万円			11	注(8) 3億0370万円
日本銀行					2	22億2668万円 (25億7719万円)	2	22億2668万円 (25億7719万円)
日本中央競馬会			③④ 1 ③⑥ 1	3658万円 9869万円			2	1億3527万円
東日本高速道路株式会社			③⑥ 1	4119万円	2	1億1513万円	3	1億5632万円
中日本高速道路株式会社	3	18億2843万円	③⑥ 1	7105万円	2	8400万円	6	19億8348万円
西日本高速道路株式会社			③⑥ 1	7453万円	2	4960万円	3	1億2413万円
全国健康保険協会					1	6480万円	1	6480万円
日本年金機構	1	114万円	③④ 1	2419万円			2	2533万円
独立行政法人情報通信研究機構	1	455万円	③⑥ 1	(389億1137万円)			2	455万円 (389億1137万円)
独立行政法人国立青少年教育振興機構					1	1799万円	1	1799万円
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	1	317万円					1	317万円
独立行政法人水産総合研究センター					1	7386万円	1	7386万円
独立行政法人海技教育機構					1	4億7653万円	1	4億7653万円
独立行政法人国立印刷局					2	3707万円	2	3707万円

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)
		件		件		
独立行政法人 国民生活セ ンター		③⑥ 1	58億3678万円			1 58億3678万円
独立行政法人 農畜産業機 構	1 216万円					1 216万円
独立行政法人 北方領土問題 対策協会				1	1983万円	1 1983万円
独立行政法人 国際協力機構		注(5) ③⑥ 2	注(5) 1876万円			注(5) 2 1876万円
独立行政法人 新エネルギー ・産業技術 総合開発機構	1 432万円			1	8153万円	2 8585万円
独立行政法人 科学技術機 構	1 1056万円			1	3億1961万円	2 3億3017万円
独立行政法人 日本学術会 振興会	3 666万円					3 666万円
独立行政法人 宇宙航空研究 開発機構		③⑥ 1	(1657億9478万円)			1 (1657億9478万円)
独立行政法人 日本スポーツ 振興センター	1 1190万円	③④ 1	336億0497万円			2 336億1687万円
独立行政法人 高齢・障害・ 求職者雇用 支援機構		③④ 2	11億1435万円			2 11億1435万円
独立行政法人 日本貿易機 構				1	8億0611万円	1 8億0611万円
独立行政法人 鉄道建設・ 運輸施設整備 支援機構	1 757万円					1 757万円
独立行政法人 水資源機構		注(9) ③⑥ 1	80億0192万円 (5億8695万円)			注(9) 1 80億0192万円 (5億8695万円)
独立行政法人 自動車事故 対策機構	1 479万円					1 479万円
独立行政法人 石油天然ガス ・金属鉱物 資源機構				1	1462万円	1 1462万円
独立行政法人 雇用・能力 開発機構	1 486万円					1 486万円

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)
		件		件		
独立行政法人 国立病院機構		③⑥ 1	67億2856万円			1 67億2856万円
独立行政法人 海洋研究 開発機構				1	8585万円	1 8585万円
独立行政法人 国立大学 財務・経 営セ ンター		③⑥ 1	(5152億5431万円)			1 (5152億5431万円)
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	1		1721万円	1	8億5700万円	2 8億7421万円
独立行政法人 都市再生機構		注(9) ③⑥ 1	936億3820万円 (1兆6019億円)	1	1億5215万円	注(9) 2 937億9035万円 (1兆6019億円)
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構		③⑥ 1	830億8525万円	1	1億1339万円	2 831億9864万円
独立行政法人 住宅金融 支援機構		③⑥ 1	(62億1708万円)			1 (62億1708万円)
独立行政法人 国立成育医療 研究センター		③④ 1	35億0796万円			1 35億0796万円
国立大学法人 東北大学	1		4466万円			1 4466万円
国立大学法人 秋田大学	1		860万円			1 860万円
国立大学法人 筑波大学	1		474万円			1 474万円
国立大学法人 東京医科学 歯科大学	1		1430万円			1 1430万円
国立大学法人 東京芸術大学	1		707万円			1 707万円
国立大学法人 東京工業大学	1		1119万円			1 1119万円
国立大学法人 金沢大学	1		2326万円			1 2326万円
国立大学法人 山梨大学	1		415万円			1 415万円
国立大学法人 信州大学	1		1274万円			1 1274万円
国立大学法人 名古屋大学	1		960万円			1 960万円
国立大学法人 京都大学	1		5564万円			1 5564万円

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
国立大学法人 大 阪 大 学	1	1778万円	③④ 1	7793万円			2	9571万円
国立大学法人 神 戸 大 学	1	1617万円					1	1617万円
国立大学法人 島 根 大 学	1	756万円					1	756万円
国立大学法人 広 島 大 学	1	1400万円					1	1400万円
国立大学法人 徳 島 大 学	1	955万円					1	955万円
国立大学法人 九 州 大 学	1	7376万円					1	7376万円
国立大学法人 長 崎 大 学	1	1683万円					1	1683万円
国立大学法人 熊 本 大 学	1	845万円					1	845万円
阪神高速道路 株 式 会 社					1	4800万円	1	4800万円
株式会社商工 組合中央金庫	1	2500万円					1	2500万円
北 海 道 旅 客 鉄 道 株 式 会 社			③④・③⑥ 1	8億6079万円			1	8億6079万円
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社			③④ 1	8540万円			1	8540万円
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社					2	2億8934万円	2	2億8934万円
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社					2	2億4223万円	2	2億4223万円
郵 便 事 業 株 式 会 社			③⑥ 1	76億8812万円	1	817万円	2	76億9629万円
郵 便 局 株 式 会 社	1	7億3781万円			1	2376万円	2	7億6157万円
株 式 会 社 ゆうちよ銀行					1	1億2390万円	1	1億2390万円
独立行政法人 原子力安全 基 盤 機 構	1	330万円					1	330万円
合 計	357	191億3383万円	注(3)、注(4) 注(5)、注(6) 81	4791億7956万円	53	315億0753万円	注(3) 注(4) 注(5) 注(6) 491	注(8) 5296億0742万円

- 注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉔は会計検査院法第34条によるもの、㉕は会計検査院法第36条によるものを示している。
- 注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。
- 注(3) 内閣のうち1件及び内閣(人事院)の1件は、内閣及び内閣(人事院)の両方に係る指摘であり、金額は内閣(人事院)のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(4) 内閣府(内閣府本府)の1件及び財務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び財務省の両方に係る指摘であり、金額は内閣府(内閣府本府)のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(5) 外務省のうち2件及び独立行政法人国際協力機構の2件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上しているものと、独立行政法人国際協力機構のみに計上しているものがある。また、件数の合計に当たっては、それらの重複分を控除している。
- 注(6) 財務省及び経済産業省のうち各1件は、財務省及び経済産業省の両方に係る指摘であり、金額は経済産業省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(7) 農林水産省の「不当事項」には、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が1件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(8) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金に関するもの(82ページ及び105ページ参照)、②幼稚園就園奨励費補助金に関するもの(194ページ及び202ページ参照)、③医療保険の医療給付に関するもの(243ページ及び294ページ参照)、④労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費に関するもの(253ページ及び336ページ参照)、⑤生活保護費等負担金に関するもの(268ページ及び290ページ参照)、⑥農業・食品産業強化対策整備交付金に関するもの(399ページ及び418ページ参照)、⑦漁港施設用地に関するもの(400ページ及び437ページ参照)、⑧地域住宅モデル普及推進事業に関するもの(533ページ、562ページ及び566ページ参照)、⑨船舶からのCO₂削減技術開発支援事業に関するもの(547ページ及び562ページ参照)、⑩まちづくり交付金(土地区画整理事業)に関するもの(552ページ及び562ページ参照)、⑪私立大学等経常費補助金に関するもの(716ページ及び720ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(⑫雇用保険の失業等給付金に関するもの(235ページ及び343ページ参照)、⑬緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業に関するもの(276ページ及び341ページ参照)、⑭農地制度実施円滑化事業に関するもの(375ページ及び471ページ参照)、⑮農業・食品産業強化対策整備交付金に関するもの(399ページ及び471ページ参照))と、「意見を表示し又は処置を要求した事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(⑯農業・食品産業強化対策整備交付金等に関するもの(418ページ及び471ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。
- 注(9) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件ある。
- 以上の各事項計491件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項

計 357 件 191 億 3383 万余円

「不当事項」を収入、支出の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの

計 34 件 23 億 8248 万余円

省庁又は団体名	予 算 理	租 税	保 険 料	物 件	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件
法 務 省					2		2
外 務 省	1						1
財 務 省		1					1
厚 生 労 働 省			2			5	7
農 林 水 産 省						1	1
日 本 年 金 機 構					1		1
独 立 行 政 法 人 新エネルギー・産業 技術総合開発機構				1			1
独 立 行 政 法 人 自動車事故対策機構					1		1
国 立 大 学 法 人 東 北 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 秋 田 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 筑 波 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 東 京 医 科 歯 科 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 東 京 芸 術 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 東 京 工 業 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 金 沢 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 山 梨 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 信 州 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 名 古 屋 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 京 都 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 大 阪 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 神 戸 大 学	1						1

省庁又は団体名	予 算 経 理	租 税	保 険 料	物 件	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件
国 立 大 学 法 人 学 校 島 根 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 校 広 島 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 校 徳 島 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 校 九 州 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 校 長 崎 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 学 校 熊 本 大 学	1						1
計	20	1	2	1	4	6	34

(ア) 予 算 経 理 20 件 3 億 7102 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○外 務 省

- ・日本 NGO 連携無償資金協力に係る返納金について、会計法令に基づく債権管理を適正に行っていなかったもの(1件 1092 万余円) (133 ページ記載)

○国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人東京工業大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人熊本大学

- ・教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの(19件 3 億 6009 万余円) (937 ページ記載)

(イ) 租 税 1 件 2 億 3514 万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 2 億 3514 万余円) (149 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 16 億 5675 万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 5 億 1035 万余円) (225 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 11 億 4640 万余円) (228 ページ記載)

(エ) 物 件 1 件 432 万余円

＜資産売却収入が不足していたもの＞

- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
 - ・共同研究事業で取得した資産の一部を共有取得財産として管理していなかったため、事業者には共有取得財産に係る持分を有償譲渡した際の資産売却収入が不足していたもの
(1 件 432 万余円) (812 ページ記載)

(オ) 不正行為 4 件 9954 万余円

＜現金等が領得されたもの＞

- 法 務 省
 - ・職員の不正行為による損害が生じたもの(2 件 9360 万余円) (124 ページ記載)
- 日本年金機構
 - ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1 件 114 万円) (766 ページ記載)
- 独立行政法人自動車事故対策機構
 - ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1 件 479 万余円) (861 ページ記載)

(カ) そ の 他 6 件 1569 万余円

＜保険給付に係る費用の徴収が適切でなかったもの＞

- 厚生労働省
 - ・労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収していなかったり、誤って徴収する必要がない額を徴収したりなどしていたもの(5 件 1141 万余円) (278 ページ記載)

＜国庫補助金相当額の返還額が過小となっていたもの＞

- 農林水産省
 - ・広域連携等バイオマス利活用推進事業により整備した施設について、その運用を中止したことによる国庫補助金相当額の返還額を過小に算定していたもの(1 件 427 万余円) (403 ページ記載)

イ 支出に関するもの 計 323 件 167 億 5135 万余円 ^(注)

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理・ その他	工事	物件	役務	役務・ 補助 金	保険 給付	医療 費	補助 金	貸付 金	不正 行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
総 務 省									10			6	16
法 務 省	4												4
文 部 科 学 省					1				16				17
厚 生 労 働 省			1		1		3	2	137			2	146
農 林 水 産 省						1	1		39			2	42 ^(注)
経 済 産 業 省					1				13				14
国 土 交 通 省	3		3						31		1		38
環 境 省									16				16

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理・ その他	工事	物件	役務	役務 ・ 補助 金	保険 給付	医療 費	補助 金	貸付 金	不正 行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
防 衛 省	1			1							1		3
日 本 私 立 学 校 団 振 興 ・ 共 済 事 業 団									10				10
中 日 本 高 速 鉄 道 株 式 会 社		1	1								1		3
独 立 行 政 法 人 情 報 通 信 研 究 機 構					1								1
独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ー				1									1
独 立 行 政 法 人 農 畜 産 業 振 興 機 構									1				1
独 立 行 政 法 人 科 学 技 術 振 興 機 構					1								1
独 立 行 政 法 人 日 本 学 術 振 興 会									3				3
独 立 行 政 法 人 日 本 振 興 セ ン タ ー												1	1
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構			1										1
独 立 行 政 法 人 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構	1												1
独 立 行 政 法 人 中 小 企 業 基 盤 機 構					1								1
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫										1			1
郵 便 局 株 式 会 社					1								1
独 立 行 政 法 人 原 子 力 安 全 基 盤 機 構				1									1
計	9	1	6	3	7	1	4	2	276	1	3	11	(注) 323

(注) 同一の事態について「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記しているものが1件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(ア) 予算経理

9件 3億2698万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○法務省

- ・ 刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの(4件 2150万余円) (121ページ記載)

○国土交通省

- ・全国都市緑化フェア出展事業の実施に当たり、支出負担行為等の契約手続を経ることなく前年度中に出展施設等の製作・設置を実施させ、当年度に契約を締結して、契約金額の全額を当年度の歳出予算で支払っていたもの(1件 4000万円) (518 ページ記載)
- ・契約手続を行わないまま実施した無線設備の点検整備に係る未払金に充当するため、架空の契約を締結して虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って通信業務庁費等を支払っていたもの(1件 1143 万余円) (519 ページ記載)
- ・工事請負契約において、別途、詳細設計業務をコンサルタント業者に委託して既に完了させていたのに、予算上コンサルタント業者への委託費を確保できなかったとの理由で、当該工事の請負人が詳細設計業務を行うこととする虚偽の変更契約書を作成するなど不適正な会計経理を行って、請負人に詳細設計業務を含めた請負代金を支払っていたもの(1件 1 億 8018 万円) (522 ページ記載)

○防 衛 省

- ・浮函換装工事の前払金の支払に当たり、契約相手方が会計法令等により支払要件とされている保証事業会社との前払金の保証契約を締結していないのに、これを看過して支払っていたもの(1件 6900 万円) (666 ページ記載)

○独立行政法人雇用・能力開発機構

- ・仮払資金の経理事務が適正に行われず、内部牽制が適切に機能していなかったことにより、支払の事実が確認できず使途が分からないまま現金を亡失していて会計経理が著しく適正を欠いていたもの(1件 486 万余円) (865 ページ記載)

(イ) 予算経理・その他

1 件 17 億 6407 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの及び補償費の算定が過大となっていたもの>

○中日本高速道路株式会社

- ・新東名高速道路建設事業に伴う損失補償等の実施に当たり、契約条項に違反した行為がなされていたのに支払を行うなどの不適正な会計経理を繰り返したり、補償費の算定が適切でなかったため契約額が割高となったりしていたもの(1件 17 億 6407 万余円) (756 ページ記載)

(ウ) 工 事

6 件 4 億 2763 万余円

<委託費の支払が過大となっていたもの>

○国土交通省

- ・橋りょうの耐震設計等の業務委託契約について、既に耐震設計等が実施されている橋りょうを対象を含めて実施したため、設計業務費が過大となっていたもの(1件 634 万余円) (529 ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの(1件 757 万余円) (854 ページ記載)

<工事の実施が不当なもの>

○国土交通省

- ・浚 渫工事で発生した汚泥の埋立処分を行う産業廃棄物処理施設の構造が産業廃棄物処理法に定める基準を満たしておらず、同工事における埋立処分が適正とは認められないもの(1件 2 億 8945 万余円) (527 ページ記載)

<仕様が適切でなかったもの>

○厚生労働省

- ・多管式小型貫流ボイラーの導入工事に当たり、仕様の検討が十分でなかったなどのため、工事の目的を達していなかったもの(1件 6208 万余円) (231 ページ記載)

<工事費の支払が適正を欠いていたもの>

○中日本高速道路株式会社

- ・新東名高速道路建設工事の実施に当たり、実施していない工事の費用を支払うなどしていたもの(1件 4756 万余円) (759 ページ記載)

<設計が適切でなかったもの>

○国土交通省

- ・灯台巡回道路の改修工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、落石防止柵等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 1461 万余円) (524 ページ記載)

(エ) 物 件 3 件 4931 万余円

<監督及び検査が適切でなかったもの>

○防 衛 省

- ・航空機用補給物品を保管するために調達したパレットボックス等の設置に当たり、アンカーボルトの施工が適切でなかったため、仕様書において求められている耐震安全性が確保されていなかったもの(1件 4284 万余円) (667 ページ記載)

<積算が過大となっていたもの>

○独立行政法人原子力安全基盤機構

- ・放射線測定器等の調達契約において、放射線測定器の校正費を重複して積算していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの(1件 330 万円) (993 ページ記載)

<仕様書の記載及び検査が適切でなかったもの>

○独立行政法人農林水産消費安全技術センター

- ・超遠心粉碎機の調達に当たり、仕様書の記載が適切でなかったり、給付の完了の確認をするための検査が適切でなかったりしたため、必要とする仕様を満たしていないのに契約金額を支払っていたもの(1件 317 万余円) (782 ページ記載)

(オ) 役 務 7 件 62 億 5180 万余円

<委託費の支払が過大となっていたもの>

○文部科学省

- ・次世代アスリート特別強化推進事業等の委託に当たり、支払の事実のない賃金を再委託費に含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 387 万余円) (190 ページ記載)

○厚生労働省

- ・港湾労働者就労確保支援事業の実施に当たり、委託事業以外の業務に従事していた職員に係る人件費を委託対象経費に計上するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 2667 万余円) (233 ページ記載)

<契約の目的の達成が困難となっているもの>

○経済産業省

- ・特許庁運営基盤システムの構築に当たり、発注者として必要なプロジェクトの管理を十分に行っていなかったことなどのため所期の目的の達成が困難となっているもの(1件 54億5109万余円) (491ページ記載)

<審査が適切でなかったもの>

○郵便局株式会社

- ・郵便局間における現金警備輸送事務の委託契約において、受託者の損害保険の加入状況及び損害を補填できる体制に係る審査及び確認を適切に行わないまま委託費を支払っていたり、事件により受けた損害が速やかに賠償されていなかったりしていたもの(1件 7億3781万余円) (985ページ記載)

<検査等が適切でなかったもの>

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・施設管理補助業務に係る契約において、業務の履行の完了を確認するための検査が適切でなかったことなどのため、仕様書等で定める業務実施日に業務が実施されていない日があるのに請負代金の全額を支払っていたもの(1件 1721万余円) (885ページ記載)

<委託費の会計経理が適正を欠いていたもの>

○独立行政法人科学技術振興機構

- ・独創的シーズ展開事業大学発ベンチャー創出推進の委託費に係る経理が不当と認められるもの(1件 1056万余円) (817ページ記載)

<契約額が過大となっていたもの>

○独立行政法人情報通信研究機構

- ・携帯電話機等から発せられる電波に関する測定支援作業等に係る契約において、仕様書で予定していた作業の内容を変更していたのに、契約額の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの(1件 455万余円) (773ページ記載)

(カ) 役務・補助金 1件 4億2214万余円

<委託費の支払が過大となっていたもの並びに補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○農林水産省

- ・委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づかずに人件費等を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの(1件 4億2214万余円) (361ページ記載)

(キ) 保険給付 4件 7億9095万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 6317万余円) (235ページ記載)
- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1件 6億9121万余円) (238ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 3113万余円) (240ページ記載)

○農林水産省

- ・農業災害補償制度に係る保険金の支払が適正でなかったもの(1件 542 万余円)
(364 ページ記載)

(ク) 医療費 2件 5億 1873 万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 4億 9134 万余円)
(243 ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件 2738 万余円)
(253 ページ記載)

(ケ) 補助金 276件 59億 2731 万余円

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○総務省

- ・情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金が過大に交付されていたもの(1件 684 万余円)
(82 ページ記載)
- ・情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金(映像活用型)の交付を受けて実施する事業の計画が適切でなかったもの(5件 13億 8127 万余円)
(83 ページ記載)
- ・無線システム普及支援事業費等補助金が過大に交付されていたなどのもの(4件 3億 2658 万余円)
(85 ページ記載)

○文部科学省

- ・放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後子ども教室推進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの(3件 1002 万余円)
(193 ページ記載)
- ・幼稚園就園奨励費補助金が過大に交付されていたもの(1件 338 万余円)
(194 ページ記載)
- ・公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの(1件 352 万余円)
(195 ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(4件 2376 万余円)
(195 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(マルチメディア装置整備事業)が過大に交付されていたもの(1件 110 万余円)
(197 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの(2件 4960 万余円)
(197 ページ記載)
- ・地域科学技術振興事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件 117 万余円)
(198 ページ記載)
- ・民間スポーツ振興費等補助金が過大に交付されていたもの(1件 4398 万余円)
(199 ページ記載)
- ・国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの(2件 1485 万余円)
(201 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの(5件 2億 2737 万余円)
(256 ページ記載)

- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(54件 6億7142万余円) (258 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(25件 2億9276万余円) (262 ページ記載)
 - ・次世代育成支援対策交付金が過大に交付されていたもの(1件 384万余円) (266 ページ記載)
 - ・児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(11件 4215万余円) (267 ページ記載)
 - ・生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの(13件 4697万余円) (268 ページ記載)
 - ・障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金が過大に交付されていたもの(2件 2917万余円) (270 ページ記載)
 - ・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(1件 149万余円) (271 ページ記載)
 - ・地域支援事業交付金が過大に交付されていたもの(6件 2770万余円) (271 ページ記載)
 - ・介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(13件 6956万余円) (273 ページ記載)
 - ・厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの(1件 551万余円) (275 ページ記載)
 - ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの(5件 4212万余円) (276 ページ記載)
- 農林水産省
- ・補助の対象とならないなどのもの(13件 2億9022万余円) (368 ページ記載)
 - ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(11件 5億2595万余円) (377 ページ記載)
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(6件 6852万余円) (384 ページ記載)
 - ・事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの(2件 2億2823万余円) (394 ページ記載)
 - ・補助の目的を達していなかったもの(2件 3979万余円) (398 ページ記載)
 - ・補助金を過大に受給していたもの(2件 232万余円) (399 ページ記載)
 - ・補助の目的外に使用していたもの(1件 218万余円) (400 ページ記載)
 - ・機器の設計が適切でなかったもの(1件 174万余円) (400 ページ記載)
 - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 123万余円) (402 ページ記載)
- 経済産業省
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(5件 2585万余円) (495 ページ記載)
 - ・補助金を過大に受給していたもの(2件 1億1860万余円) (498 ページ記載)
 - ・補助の目的外に使用していたもの(2件 495万余円) (499 ページ記載)

- ・補助の目的を達していなかったもの(1件 5億円) (500 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 1298 万余円) (500 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 640 万余円) (501 ページ記載)
- ・委託費の積算が過大となっていたもの(1件 127 万余円) (502 ページ記載)

○国土交通省

- ・補助の対象とならないもの及び補助対象限度額を超えていたなどのもの(9件 3334 万余円) (533 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(6件 2億5751 万余円) (537 ページ記載)
- ・補助金を過大に受給していたもの(6件 2740 万余円) (547 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(3件 1億0341 万余円) (548 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(3件 5718 万余円) (550 ページ記載)
- ・補助の目的外に使用するなどしていたもの(2件 1447 万余円) (553 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの(1件 614 万余円) (554 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産の処分が適切でなかったもの(1件 315 万余円) (555 ページ記載)

○環 境 省

- ・補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの(8件 4032 万余円) (647 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(3件 9273 万余円) (650 ページ記載)
- ・補助金を過大に受給していたもの及び補助の対象とならないもの(1件 4823 万余円) (652 ページ記載)
- ・補助の目的外に使用していたもの(1件 745 万余円) (654 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 525 万円) (655 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 459 万余円) (656 ページ記載)
- ・補助金を過大に受給していたもの(1件 117 万余円) (656 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(10件 5950 万余円) (716 ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

- ・畜産自給力強化緊急支援事業の実施に当たり、補助の対象とならない機械の購入費について補助金が交付されていたもの(1件 216 万余円) (803 ページ記載)

○独立行政法人日本学術振興会

- ・科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの(3件 666 万余円) (821 ページ記載)

(㉓) 貸 付 金 1件 2500 万円

<貸付金の経理が不当なもの>

○株式会社商工組合中央金庫

- ・貸付に当たって十分な審査及び確認が行われぬまま、事業の実態がない者に資金が貸し付けられていたもの(1件 2500 万円) (949 ページ記載)

(㉞) 不正行為	3件	4517 万余円
<現金が領得されたもの>		
○国土交通省		
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 2555 万余円)		(556 ページ記載)
○防衛省		
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 283 万余円)		(670 ページ記載)
○中日本高速道路株式会社		
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 1678 万余円)		(761 ページ記載)
(㉟) その他	11件	2 億 5630 万余円
<交付税の交付が不当なもの>		
○総務省		
・特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの(6件 1 億 0964 万円)		(87 ページ記載)
<介護給付費等の支払が過大となっていたもの>		
○厚生労働省		
・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1 億 1958 万余円)		(280 ページ記載)
・自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1132 万余円)		(288 ページ記載)
<交付金の交付が過大となっていたもの>		
○農林水産省		
・農業者戸別所得補償制度による畑作物の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金が過大に交付されていたもの(2件 384 万余円)		(405 ページ記載)
<助成金の経理が不当なもの>		
○独立行政法人日本スポーツ振興センター		
・スポーツ振興事業に対する助成金の経理が不当と認められるもの(1件 1190 万余円)		(829 ページ記載)
(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項	計	81件
ア 会計検査院法第34条の規定によるもの		23件
(ア) 適宜の処置を要求したもの		1件
○農林水産省		
・家畜導入事業の終了後も国庫に返納されないままとなっている基金の国庫補助金相当額を速やかに返納させることにより、事業主体間の公平を確保するとともに国費を効率的に使用することができるよう適宜の処置を要求したもの		(1件 指摘金額 11 億 0432 万円)
		(407 ページ記載)

(イ) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

4 件

○財務省

- ・輸入事後調査によって非違が判明した場合に修正申告等又は更正等により速やかに税額を確定し債権として管理するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 11 億 8851 万円)

(155 ページ記載)

○国土交通省

- ・道の駅の整備及び維持管理について、道路管理者が整備すべき休憩施設等の範囲を明確にして設置者との間の費用負担を定めることなどにより、整備及び維持管理が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 5166 万円 背景金額 9 億 0298 万円)

(557 ページ記載)

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

- ・雇用促進住宅の家賃等滞納者に対して通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行うとともに、貸与契約の解除に伴い発生する損害金を債権として適切に把握し管理するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 8 億 5392 万円)

(839 ページ記載)

- ・障害者雇用納付金関係業務において、雇用障害者数の算定を誤るなどしていたため過大に支給された障害者雇用調整金等の返還を求めるなどの措置を速やかに講ずるとともに、実態の労働時間の取扱いについて事業主に対して周知徹底したり、支給申請書等の審査等を効果的に行ったりすることなどにより、障害者雇用調整金等の支給等が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 2 億 6043 万円)

(845 ページ記載)

(ウ) 是正改善の処置を求めたもの

18 件

○厚生労働省

- ・生活保護事業の実施において、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を調査して確実に収入認定するための体制を整備することにより、生活保護費等負担金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 7168 万円)

(290 ページ記載)

- ・医療保険において、介護保険との突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施することなどにより、医療給付と介護給付との給付調整が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 5603 万円)

(294 ページ記載)

○農林水産省

- ・国有林野事業特別会計において発生した債権の管理に当たり、森林管理局及び森林管理署等の行う事務の範囲等を明確にして、債権の管理事務の実施状況、内容等を的確に把握する体制を整備するなどして、債権の管理事務を適切に行うこととするよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 8 億 2696 万円)

(412 ページ記載)

- ・国庫補助金の額の確定から一定の期間が経過した後に、補助対象事業費に含めていた消費税額に係る仕入税額控除の状況を報告させることなどにより、補助事業における消費税の取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1321万円)

(418 ページ記載)

○国土交通省

- ・国庫補助金を交付してから一定の期間が経過した後に、補助対象事業費に含めていた消費税額に係る仕入税額控除の状況の報告を求めることなどにより、補助事業における消費税の取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 3121万円)

(562 ページ記載)

- ・木造住宅等の整備に係る補助事業について、完了実績報告書等に記載すべき事項や補助対象の範囲を明確にするなどして、補助金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億0257万円)

(566 ページ記載)

- ・河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画に係る検討を十分行ったり、事業実施後の維持管理等を十分行ったりして、事業効果が十分発現するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 20億4943万円 背景金額 2億1744万円)

(571 ページ記載)

- ・ポケット式落石防護網の設計について、可能吸収エネルギーの算定方法の取扱いを明確に定めるなどして、適切な設計を行えるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 背景金額 5億5252万円)

(577 ページ記載)

- ・地方整備局等が締結する委託契約に係る精算について、契約書等において委託費の精算方法を明確にすることなどにより、委託契約に係る会計経理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 3849万円)

(580 ページ記載)

- ・浚渫工事しゅんせつの実施に当たり、付属作業船の施工の実態を積算基準に反映させて浚渫工事費の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億0270万円)

(583 ページ記載)

○防衛省

- ・電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格の算定に当たり、入札に参加しようとする者が提出する価格証明書等に記載された標準価格等の妥当性を十分確認するなどして、月額料金の支払額が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 3億5692万円)

(670 ページ記載)

- 日本私立学校振興・共済事業団
 - ・私費外国人留学生に対する授業料の減免において、経済的に修学困難な留学生の減免に係る選考基準が明記された規程等を整備させることなどにより、私立大学等経常費補助金(授業料減免特別補助)の交付が制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 2億5599万円)
(720 ページ記載)
- 日本中央競馬会
 - ・騎手送迎用自動車運行契約等に基づく経費の負担を競走の公正を確保するために必要な措置として認められる合理的な範囲に限定することにより、経費の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 3658万円)
(733 ページ記載)
- 日本年金機構
 - ・各年金事務所等に設置した郵便料金計器について、その使用範囲を見直すなどして設置効果の発現を確保することにより、郵便物の発送業務等の効率化を図るよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 2419万円)
(766 ページ記載)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - ・スポーツ振興投票等業務に関する契約について、会計規則等に基づく適正な手続により契約事務を行うとともに、契約に係る支払額の妥当性等を明らかにする体制を整備することなどにより、同業務の適正性及び透明性を確保するよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 336億0497万円)
(831 ページ記載)
- 独立行政法人国立成育医療研究センター
 - ・公的研究費により物品を購入するに当たり、内部規程を確実に厳守することにより、研究者以外の者が物品の発注を行うこととするなどして、公的研究費の経理等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 35億0796万円)
(929 ページ記載)
- 国立大学法人大阪大学
 - ・大学構内に自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る不動産賃貸借契約の締結に当たり、契約の方法及び内容を見直すことにより、競争性及び透明性を確保するとともに、適切な利益を享受できるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 7793万円)
(940 ページ記載)
- 四国旅客鉄道株式会社
 - ・請負契約による鉄道車両の定期検査において、実施基準等に基づいて実施され、検査の結果が適切に記録されて報告されるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 8540万円)
(959 ページ記載)

- イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 5件
- (ア) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件
- 経済産業省
- ・ものづくり中小企業製品開発等支援事業の実施に当たり、事業効果を適切に把握する体制を整備させるとともに成果活用型転用の申請が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、並びに収益納付が適切に実施されるよう改善の処置を要求し及び成果活用型転用の承認審査が適切に実施されるよう意見を表示したもの
(1件 指摘金額 99億0135万円 背景金額 480億0714万円)
(503ページ記載)
- (イ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 4件
- 文部科学省
- ・都道府県及び市町村が実施する幼稚園の就園奨励事業の補助対象経費の算定に当たり、所得階層区分を住宅控除の適用前の所得割額により決定したり、所得割額を合算する扶養義務者の範囲を適切に判断したりするよう是正改善の処置を求め、及び幼稚園を途中退園した園児について、保育料支払月数に応じた国庫補助限度額相当額を適用するよう改善の処置を要求したもの
(1件 指摘金額 4732万円 背景金額 1億6264万円)
(202ページ記載)
- 農林水産省
- ・水田活用の所得補償交付金について、適切な交付が行われるよう、交付対象作物ごとの作付面積を確認する際に、除外指定された農地に関する情報を活用するよう改善の処置を要求し、交付申請者が交付対象者であるかを確認する方法等を実施要綱等に明示するよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 6388万円)
(422ページ記載)
- 国土交通省
- ・自動計測装置による特殊車両の指導取締りを実施するに当たり、重量計測装置の検査・点検等を適切に行うよう是正改善の処置を求め、違反事業者に対する指導警告等を適切に行うなどするよう改善の処置を要求したもの
(1件 背景金額 43億0863万円)
(586ページ記載)
- 北海道旅客鉄道株式会社
- ・鉄道車両の定期検査及び検査修繕において、実施基準等に基づく実施と検査記録の適切な整備を図るとともに、車両システムを車両の保守管理に有効に活用することができるよう改善の処置を要求し、請負契約による車両部品の検査修繕の結果が適切に記録されて報告されるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 8億6079万円)
(952ページ記載)

ウ 会計検査院法第 36 条の規定によるもの 53 件

(ア) 意見を表示したもの 31 件

○内 閣

- ・情報収集衛星の研究、開発等に関する委託契約等について、契約金額を確定させるための調査を実効あるものとするため、実施要領等を整備し、作業の実態等の把握に努めるなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもの

(1 件 背景金額 8 億 8469 万円)

(61 ページ記載)

○内閣及び内閣(人事院)

- ・人事・給与等業務・システムについて、参加府省等との調整をより一層実施するなどして、安定的に運用できるよう引き続き改修に努めるとともに、参加府省等と十分情報共有を図り移行支援を実施するなどして、最適化効果が早期に発現するよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 89 億 2734 万円)

(65、67 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 24 年 10 月 17 日に、国会及び内閣に報告している。]

○内閣府(内閣府本府)及び財務省

- ・沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けの実施に当たり、貸付対象とする施設の省エネルギー効果を適切に検証するなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 9550 万円)

(74、173 ページ記載)

○総 務 省

- ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について、同機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整し、国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 607 億 1692 万円)

(88 ページ記載)

- ・電波資源拡大のための研究開発に関する契約について、額の確定のための検査の充実・強化を図ったり、違約金に関する契約条項を設けたりするなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもの

(1 件 背景金額 114 億 8835 万円)

(96 ページ記載)

- ・地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業のうち受信機器購入等対策事業費補助事業により調達した支援用チューナーについて、重複して給付した後に返却されるなどしたものを適切に管理するとともに、多量に発生している在庫の有効活用を図るよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 5 億 6224 万円)

(101 ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するなどするよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 1548万円 背景金額 6億4835万円) (136、808ページ記載)
- ・技術協力協定に基づく付加価値税等の免除措置を受けることにより経費を節減し、技術協力の経済的な実施を図るよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 1876万円) (141、808ページ記載)

○財務省

- ・相続財産を譲渡した場合における譲渡所得の課税の特例に係る租税特別措置について、特例を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行った上で、相続税と所得税の負担の調整という本来の趣旨に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 117億7969万円) (159ページ記載)
- ・歳出予算の繰越しに当たり、繰り越された歳出予算の執行が繰越制度の趣旨に沿ったものとなっているかなどについて事後的に検証を行うことが可能となる仕組みを検討するなどして、制度の趣旨を逸脱しないように適切に実施するよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 134億3475万円) (169ページ記載)

○財務省及び経済産業省

- ・株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けの実施に当たり、貸付対象とする施設の省エネルギー効果を適切に検証するなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 229億9735万円) (173、509ページ記載)

○文部科学省

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 250億円) (208ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成24年9月27日に、国会及び内閣に報告している。]

○厚生労働省

- ・労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金について、その政策効果を測定するアウトカム指標を達成しているか否かの評価をよりの確に行うため、正確なアウトカム実績を把握するための体制を整備するよう、また、支給後においても必要に応じて適切な支援を行うため、適時のフォローアップを行うよう意見を表示したもの (1件 背景金額 15億0088万円) (299ページ記載)

- ・第三者行為事故に係る年金の支給停止の制度について、年金の支給と第三者からの損害賠償の重複が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示したものの
 (1件 指摘金額 2億8805万円)

(305 ページ記載)

- ・中央労働災害防止協会に委託して実施している安全衛生教育センターの業務運営から生じた剰余金について、適切な規模となるよう具体的な検討を行い、これを超える分を国庫へ納付させるなどするよう意見を表示したものの

(1件 指摘金額 6億1658万円)

(311 ページ記載)

○農林水産省

- ・森林整備加速化・林業再生基金事業における木造公共施設等整備及び木質バイオマス利用施設等整備の実施に当たり、事業採択の要件である費用対効果分析の算定方法を明確にするなどして、費用対効果分析が適切に行われるよう意見を表示したものの

(1件 背景金額 90億5753万円)

(428 ページ記載)

- ・漁業従事者数等の減少に対応した今後の漁港施設用地の利活用について、民間事業者による利用範囲の拡大や利用手続の簡素化等も含めた新たな利用の態様を検討するなどするよう意見を表示したものの

(1件 指摘金額 14億3793万円)

(437 ページ記載)

○国土交通省

- ・重要空港における空港施設並びに重要空港に関連する航空路施設及び航空路管制施設が設置されている建築施設の耐震性を確保する方策を講ずるとともにソフト面の対策を整備する方策を講ずることにより、重要空港が大規模地震発生時に求められる機能を確保できるよう意見を表示したものの

(1件 背景金額 228億2335万円)

(591 ページ記載)

○防衛省

- ・防衛装備品及びその修理等の役務を調達する契約について、防衛省が実施している制度調査や原価監査の実施方法等を見直すなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したものの

(1件 背景金額 7464億1428万円)

(676 ページ記載)

- ・T-7 初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう意見を表示したものの

(1件 指摘金額 18億2576万円)

(685 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成24年9月27日に、国会及び内閣に報告している。]

- ・防衛施設周辺放送受信事業の実施において、テレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 55億3041万円)

(693ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

- ・ETCコーポレートカードの調達に係る費用の節減を図るため、同カードの交換期限を延長して効率的に使用方法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	4119万円
		中日本高速道路株式会社	7105万円
		西日本高速道路株式会社	7453万円

(743ページ記載)

○独立行政法人情報通信研究機構

- ・情報収集衛星の研究、開発等に関する契約について、制度調査の実施方法等について検討したり、原価監査の充実・強化を図ったりするなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 389億1137万円)

(774ページ記載)

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構

- ・人工衛星等の研究、開発等に関する契約について、制度調査及び原価監査をより有効に機能させるなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 1657億9478万円)

(823ページ記載)

○独立行政法人国立大学財務・経営センター

- ・国立大学法人等が実施する施設整備等に係る貸付事業及び交付事業について、貸付事業における審査基準等を見直したり、交付事業における営繕事業費の配分方法や財源の見込みについて十分検討したりすることにより、設立が予定されている新法人に両事業を適切に移管できるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 5152億5431万円)

(878ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 936億3820万円 背景金額 1兆6019億円)

(890ページ記載)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構

- ・高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 830億8525万円)

(909ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成23年11月29日に、国会及び内閣に報告している。]

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査が適切に実施され、不適正案件や早期延滞案件の発生の未然防止に資するものとなるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 62億1708万円)

(920ページ記載)

○郵便事業株式会社

- ・宅配便事業等の運営に当たって、宅配荷物等の運送を行うため委託契約により運行している運送便の積載率を常時把握するなどして、運送委託費の節減を図るとともに、その余積を活用して運送便を効率的に運用するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 76億8812万円)

(972ページ記載)

(イ) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

4件

○財務省

- ・ブルーフ貨幣セットについて、一般会計の負担を流通用貨幣の製造費用の範囲内となるように販売価格を設定するよう改善の処置を要求し、及び銀貨幣の発行を決定する際には、原材料として使用している地金の時価を販売価格に反映させる方策を検討するなどして一般会計の収入額の増加に努めるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 2億7185万円)

(174ページ記載)

○文部科学省

- ・研究機関における文部科学省の公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの

(1件 指摘金額 6億5930万円 背景金額 3807億1800万円)

(214ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成24年10月11日に、国会及び内閣に報告している。]

○厚生労働省

- ・社会福祉法人により設置された民間保育所が、保有する積立預金について透明性の確保を図ることなどにより有効に活用されるよう意見を表示し、及び過大に保有している当期末支払資金残高が是正されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 31億7124万円 背景金額 765億4025万円)

(315ページ記載)

○国土交通省

- ・津波観測施設の管理分類の手法を見直したり、管理分類の結果を各管区气象台等へ周知したりなどすることにより管理体制の向上を図るよう改善の処置を要求し及び提供可能津波情報の保有状況を開示するなどして地方自治体等の地域防災をより広く支援することができるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 6億2063万円)

(599ページ記載)

(ウ) 改善の処置を要求したもの

18件

○総務省

- ・地域情報通信技術利活用推進交付金等による事業において、導入された情報通信端末等の設備等の利用に係る事業目標の設定、利用状況の把握、事後評価等を適切に行うとともに、先行して実施された委託事業から得られた参考情報を十分に活用することなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 47億0968万円)

(105ページ記載)

- ・地方債の元利償還金に係る普通交付税の算定に当たり、公的資金の補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額により公債費等の経費に係る財政需要の額を算定することにより基準財政需要額の合理的な算定を行うよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 65億3150万円)

(113ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成24年7月30日に、国会及び内閣に報告している。]

○財務省

- ・誤信使用財産のうち売払い等の処理が進捗していない既存事案について、期限を指定して交渉に当たることとしたり、交渉状況に応じて処理方針を適時適切に見直したりなどすることにより、処理の一層の促進を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 20億9530万円)

(177ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険団体連合会等補助金により整備されて活用されていない機器等について、保険者事務共同電算処理事業等において早期に活用する方策を検討するなどして、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 13億5593万円)

(321ページ記載)

- ・生活保護事業における生業扶助の支給に当たり、被保護者の自立に向けた目標を明確にすることなどにより、就労支援がより効果的に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 9242万円)

(325ページ記載)

- ・社会福祉施設等施設整備費補助金等による障害福祉サービスを提供する事業所の施設整備等について、障害者等の具体的な需要を把握することなどにより、事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 21億6784万円)

(330ページ記載)

- ・地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を適切かつ効果的に行うよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 2364万円)

(336ページ記載)

○農林水産省

- ・肉用子牛生産者補給金制度において、平均売買価格の算定対象となる肉用子牛の体重の規格を家畜市場における取引の実態を反映したのに見直すことにより、肉用子牛生産者補給金及び肉用牛繁殖経営支援交付金の算定が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 47億1557万円)
(442ページ記載)
- ・国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務について、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行うことなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 123億8300万円)
(448ページ記載)
- ・木材供給高度化設備リース促進資金造成事業の実施に当たり、事業の効果及び補助事業者の事業執行体制を確実に把握することとして、補助事業者に対して責任ある事業執行体制を整備するよう指導することにより、事業の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 8326万円)
(453ページ記載)

○国土交通省

- ・下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等について、これまでの実績等を施設計画等に適切に反映させるなどして、今後の整備が適時適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 257億2807万円)
(606ページ記載)
- ・国が実施する港湾整備事業における費用便益分析の方法を具体的にマニュアル等に明記するなどして、事業に関する適切な意思決定が行われるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 2208億円)
(613ページ記載)

○環境省

- ・浄化槽整備事業の実施に当たり、浄化槽を設置する個人等が、浄化槽の使用の実情を考慮するよう実施要綱等に明記し、適正な規格の浄化槽が設置されるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 5億4072万円)
(657ページ記載)

○防衛省

- ・クラスター弾の使用等が禁止されたことにより、倉庫に保管されたままとなっているロケットモータについて、その活用計画を早期に策定することにより、早期の活用を図ることとするよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 5億6479万円)
(696ページ記載)

○日本中央競馬会

- ・きゅう舎従業員等への宿舍の貸付けに当たり、宿舍貸付基準の規定を整備することなどにより、入居者が専用で使用している駐車場の使用料を徴収するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 9869万円)
(737ページ記載)

○独立行政法人国民生活センター

- ・平成20年度補正予算により国から交付を受けた運営費交付金について、今後の事業規模に見合った資金規模を超える資金を不要財産として速やかに国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 58億3678万円)

(798ページ記載)

○独立行政法人水資源機構

- ・水資源開発施設等について、保有の必要性について検証を実施し、不要と認められるものについては売却等の検討及び協議を行ったり、公道と兼用の管理用道路に係る管理費用について、道路管理者との間の標準的な負担方法等に係る協議方針を定め、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しの協議を行ったりなどするよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 80億0192万円 背景金額 5億8695万円)

(856ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・独立行政法人国立病院機構が保有している土地及び建物について、利用状況を定期的に把握するとともに、有効に利用されていないものについて、具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 67億2856万円)

(868ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

計 53件

○法務省

- ・刑事施設の被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、被収容者の健康に支障を及ぼすなどの特段の事情がない限り、診療点数1点10円の単価により医療費を請求する外部医療機関を受診先とするなど経済性を考慮した選定を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5658万円)

(125ページ記載)

- ・刑事施設における業務委託契約に係る予定価格の積算に当たり、業務管理責任者等の業務の実態を調査するなどして、業務管理責任者が業務担当者を兼任しても差し支えない場合には業務管理責任者が業務担当者を兼任することとして、その積算が経済的なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5730万円)

(128ページ記載)

○外務省

- ・IC旅券用書込機の保守契約について、契約金額を保守業務の実績に即して支払うことにより、経済的なものとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 7011万円)

(141ページ記載)

- ・日本人学校等の教員等の給与に対する援助の実施に当たり、在外公館において、訓令の内容を日本人学校等の運営委員会等に確実に通知したり、関係書類を徴取して援助額の妥当性を確認したりすることなどにより、援助額が適正なものになるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5345万円)

(143ページ記載)

○財務省

- ・麻薬探知犬訓練センターの敷地内にある訓練場等の有効利用を図ることにより、別途訓練場として借り上げていた土地を借り上げないこととともに、今後は、訓練場等の施設の有効利用を図ることを十分検討した上で育成訓練計画表を適切に作成して訓練を実施するよう改善させたもの (1件 指摘金額 2085万円)
(183 ページ記載)

○厚生労働省

- ・緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業による委託事業において、受託者が消費税の免税事業者であることの確認を適切に行わせることなどにより、委託費に係る消費税相当額の計上が適切なものとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 6066万円)
(341 ページ記載)
- ・失業等給付金の支給に当たり、受給資格者から自己就職した旨の申告があった場合に、公共職業安定所が行う調査確認の具体的な方法を取扱要領等に明示したり、採用証明書に注意事項を明示してこれを事業主に対して周知徹底したりなどして、失業等給付金の支給の一層の適正化を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 2558万円)
(343 ページ記載)
- ・子ども手当の受給資格者の認定の状況を踏まえて、児童手当の受給資格者の認定が適切に行われ国費の負担が適正となるよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億7242万円)
(346 ページ記載)

○農林水産省

- ・国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の事業効果を十分に発揮させるため、整備計画で設定された管理水準等の目標に対する達成状況を的確に把握し、これを審査して必要な指導を適時適切に行えるよう改善させたもの (1件 背景金額 61億5911万円)
(459 ページ記載)
- ・都道府県が事業主体となって実施する更新整備を伴う土地改良事業について、基本指針等の内容を周知徹底することにより、費用対効果分析における総費用と総便益の算定が適切に実施されて事業採択が適切に行われるよう改善させたもの (1件 背景金額 361億2499万円)
(463 ページ記載)
- ・補助事業者等に間接補助金等を交付させる方式により実施する事業について、実績報告書の審査マニュアルを改正することなどにより、間接補助金等の交付手続を適切に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 239億7659万円)
(471 ページ記載)
- ・総合食料局情報管理システムの運用支援業務及び保守業務に係る請負契約について、予定価格を業務の実態を反映して積算するための基準等を整備することなどにより、予定価格の積算等を適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 3610万円)
(474 ページ記載)

- ・畑作物の所得補償交付金について、実際の作付面積を勘案した生産数量目標を設定することにより、営農継続支払の交付金額の算定を適切に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2365万円)

(477ページ記載)

- ・ソフトウェアのバージョンアップを実施するに当たり、実施の必要性や実施時期を十分に検討することなどにより、バージョンアップ業務を実施するための費用の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5003万円)

(480ページ記載)

○国土交通省

- ・巡視船艇等に搭載されている無線設備について、法定整備及び機能試験に関する整備の方針を定めて、具体的な実施方法等を明確にすることにより法定整備及び機能試験が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2260万円)

(624ページ記載)

- ・道路整備事業に伴う単独処理浄化槽の移転補償費の算定に当たり、合併処理浄化槽の材工単価に代えて単独処理浄化槽の推定材工単価を用いることなどにより、その算定を適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億3590万円)

(627ページ記載)

- ・独身寮の清掃等業務の委託に当たり、廊下、階段等の共用部分を委託の範囲に含めない取扱いとしていることを地方事務所等に周知することなどにより、独身寮の清掃等業務に係る費用の積算を適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4310万円)

(631ページ記載)

○防衛省

- ・東日本大震災等の災害時に災害派遣活動に従事した自衛官等に対する災害派遣等手当について、支給に係る通知等を周知徹底したり、支給の適否を確認する体制を整備したりなどすることにより、手当の支給が適切なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3232万円)

(699ページ記載)

- ・電子複写機の保守の実施に当たり、経済的な保守方式を採用することにより、保守費用の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4289万円)

(701ページ記載)

- ・部隊及び自衛隊病院において、患者の搬送中における救命率の向上を目的とする患者情報装置を緊急時に迅速かつ的確に使用できるよう体制を整備することなどにより、患者情報装置を有効に活用するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5054万円)

(704ページ記載)

- ・航空用救命装備品の耐寒耐水服Ⅲ型の調達要求に当たり、その運用実態を踏まえて個人装備用から航空機装備用に改めることなどにより、適切な調達所要量を算定するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 9946万円)

(706ページ記載)

- 株式会社日本政策金融公庫
 - ・赴任旅費の支給に当たり、着後手当を赴任の際の宿泊及び宿泊費用の発生の実態を踏まえた適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億4625万円)
(713ページ記載)
- 日本銀行
 - ・支店の非常用設備等に組み込まれている蓄電池の更新に係る判断に必要な管理情報を的確に把握したり、直流電源設備の定期的な保守・点検を実施したりなどすることにより、非常用設備等の維持・管理を適切に行うよう改善させたもの
(1件 背景金額 25億7719万円)
(725ページ記載)
 - ・長期間更地となっている土地について速やかに必要性の検討を行ったり、利用が低調となっている土地について利用方法の見直しを行ったりして、保有する必要性が乏しい場合は処分を検討するよう改善させたもの (1件 指摘金額 22億2668万円)
(729ページ記載)
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社
 - ・業務委託契約における運用管理費及び補助費について、委託先が実際に要した外注費等に基づく額とすることにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	2049万円
		中日本高速道路株式会社	2049万円
		西日本高速道路株式会社	2049万円

(748ページ記載)
 - ・舗装補修工事及び維持修繕作業について、試験舗装を原則として実施しないなど適切なものとするよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	9464万円
		中日本高速道路株式会社	6351万円
		西日本高速道路株式会社	2911万円

(751ページ記載)
- 全国健康保険協会
 - ・全国健康保険協会健康保険業務システムの維持管理業務契約について、仕様書の業務内容に応じた技術者のランク別工数の構成比率を反映させて予定価格を積算するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 6480万円)
(762ページ記載)
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構
 - ・不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 1799万円)
(779ページ記載)
- 独立行政法人水産総合研究センター
 - ・不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 7386万円)
(784ページ記載)

○独立行政法人海技教育機構

- ・不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 4億7653万円)
(789ページ記載)

○独立行政法人国立印刷局

- ・日本銀行券の印刷工程で使用する^{しずり}試刷用紙を2回使用することにより、試刷用紙の購入に要する費用を節減するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1347万円)
(793ページ記載)
- ・営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算について、当初契約の落札率を反映させることにより経済的なものとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2360万円)
(795ページ記載)

○独立行政法人北方領土問題対策協会

- ・使用を想定しないまま保有していたことにより法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 1983万円)
(806ページ記載)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

- ・無償貸与を行った試験研究用資産について、貸与期間終了後における有償譲渡に係る手続等を行う間も引き続き事業者が使用することを認めて、貸与期間終了時点の残存価額により有償譲渡を行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 8153万円)
(813ページ記載)

○独立行政法人科学技術振興機構

- ・敷金等の返戻を受けたことにより法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 3億1961万円)
(818ページ記載)

○独立行政法人日本貿易振興機構

- ・不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 8億0611万円)
(851ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・固定資産の譲渡収入による資金及び固定資産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1462万円)
(862ページ記載)

○独立行政法人海洋研究開発機構

- ・地球深部探査船の運用業務委託契約について、対象経費の範囲を精算対象年度に発生したものに限るとともに、将来、委託先に返還されることとなる敷金等の経費が機構に対して確実に返還されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 8585万円)
(875ページ記載)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・ 繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、今後必要となる額を超える資金を不要財産として速やかに国庫納付するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 8億5700万円)
(887ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・ 賃貸住宅団地における蛍光灯の一齐取替作業を原則として実施しないこととし、不点灯時に取り替える方法によることとして、蛍光灯の取替作業が適切かつ経済的に行われるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億5215万円)
(904ページ記載)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構

- ・ 敷金等の返戻を受けたことにより法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億1339万円)
(917ページ記載)

○阪神高速道路株式会社

- ・ 道路構造物の簡易補修工に係る直接工事費の積算について、諸雑費率を補修機器等の使用実態に即して見直すことにより適切なものとするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 4800万円)
(946ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・ 専用線装置等に搭載する加入者回線を収容する電子基板について、遊休している電子基板を利活用することにより、購入費の節減を図るよう改善させたもの

2件	指摘金額	東日本電信電話株式会社	2億4690万円
		西日本電信電話株式会社	2億1145万円

(964ページ記載)
- ・ 遠隔加入者回線伝送装置の電力契約に係る情報を適切に管理するとともに、搭載されている回線基板のうち、使用していないものを撤去するなどして電力使用量を削減して経費の節減を図るよう改善させたもの

2件	指摘金額	東日本電信電話株式会社	4244万円
		西日本電信電話株式会社	3078万円

(967ページ記載)

○郵便事業株式会社、郵便局株式会社

- ・ 熱需給契約における基本料金の節減を図るため、使用実績を踏まえて契約容量を適切に見直すとともに、契約容量の見直しを適時適切に行うための体制を整備するよう改善させたもの

2件	指摘金額	郵便事業株式会社	817万円
		郵便局株式会社	2376万円

(981ページ記載)

○株式会社ゆうちょ銀行

- ・販売促進施策に使用する奨励物品の調達について、本社がエリア本部における調達状況を定期的に把握するなどの体制を整備し、一括して調達することが可能なものについては一括して調達することなどにより、契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億2390万円)

(989ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成22年度決算検査報告までに当局において処置が完了していないものは、99件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが79件、処置が完了していないものが20件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要 (単位：件)

省庁又は団体名	検査報告掲記年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣	平成21年度	1	1	
内閣府(内閣府本府)	22年度	1	1	
同(金融庁)	21年度	1	1	
総務省	21年度	1		1
法務省	20年度	1	1	
	21年度	1	1	
外務省	22年度	3	3	
財務省	21年度	注(1) 2	注(1) 2	
	22年度	注(2) 2	1	注(2) 1
文部科学省	22年度	2	2	
厚生労働省	21年度	1		1
	22年度	注(2) 12	10	注(2) 2
農林水産省	20年度	2	1	1
	21年度	1	1	
	22年度	注(3) 7	4	注(3) 3
経済産業省	21年度	注(1) 3	注(1) 2	1
	22年度	3	1	2
国土交通省	21年度	6	4	2
	22年度	注(4) 11	注(4) 11	

省庁又は団体名	検査報告掲記年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
環 境 省	20年度	1	1	
	21年度	1		1
	22年度	2	1	1
防 衛 省	22年度	5	4	1
日本中央競馬会	22年度	1		1
東京地下鉄株式会社	22年度	1	1	
日本年金機構	22年度	2	2	
独立行政法人 日本貿易保険	22年度	1	1	
独立行政法人 産業技術総合研究所	22年度	1	1	
独立行政法人 造幣局	22年度	1	1	
独立行政法人 農畜産業振興機構	22年度	注(3) 1		注(3) 1
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構	22年度	注(5) 1		注(5) 1
独立行政法人 国立病院機構	22年度	1	1	
独立行政法人 都市再生機構	21年度	1		1
	22年度	2	2	
独立行政法人 住宅金融支援機構	22年度	注(4) 1	注(4) 1	
国立大学法人 北海道大学	22年度	1	1	
国立大学法人 埼玉大学	22年度	1	1	
国立大学法人 東京大学	22年度	1		1
国立大学法人 東京医科歯科大学	22年度	1	1	
国立大学法人 東京外国語大学	22年度	1	1	
国立大学法人 東京芸術大学	21年度	1	1	
国立大学法人 一橋大学	22年度	1	1	
国立大学法人 福井大学	22年度	1	1	
国立大学法人 信州大学	22年度	1	1	
国立大学法人 静岡岡大学	22年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告掲記年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
国立大学法 名古屋大 学	22年度	1	1	
国立大学法 京 都 大 学	22年度	1	1	
国立大学法 大 阪 大 学	22年度	1	1	
国立大学法 高 知 大 学	22年度	1	1	
国立大学法 九 州 大 学	22年度	1	1	
国立大学法 鹿 児 島 大 学	22年度	1	1	
日本放送協会	21年度	1	1	
北海道旅客 鉄道株式会 社	22年度	1	1	
四国旅客 鉄道株式会 社	22年度	1	1	
九州旅客 鉄道株式会 社	22年度	1	1	
計	20年度	4	3	1
	21年度	注(1) 19	注(1) 12	7
	22年度	注(2)、注(3)、注(4) 76	注(4) 64	注(2)、注(3) 12
合 計		注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 99	注(1)、注(4) 79	注(2)、注(3) 20

注(1) 平成 21 年度決算検査報告の財務省の 2 件及び経済産業省のうち 2 件は、財務省及び経済産業省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2) 平成 22 年度決算検査報告の財務省及び厚生労働省のうち各 1 件は、財務省及び厚生労働省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 平成 22 年度決算検査報告の農林水産省のうち 1 件及び独立行政法人農畜産業振興機構の 1 件は、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 平成 22 年度決算検査報告の国土交通省のうち 1 件及び独立行政法人住宅金融支援機構の 1 件は、国土交通省及び独立行政法人住宅金融支援機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 本件は、独立行政法人雇用・能力開発機構の理事長に対して、雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所の設置について、平成 23 年 6 月に会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたものであり、同年 10 月 1 日の同機構の解散に伴い雇用促進住宅の管理運営等に関する業務を承継した独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構における処置状況を検査したものである。

上記のうち、処置が完了していない 20 件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から平成22年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る24年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものは38省庁等における472件124億2927万余円であり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは37省庁等における469件116億1838万余円となっている。

(995 ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成22年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項100件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかった5件を除いた95件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が一部履行されていなかったものが1件あった。

(1000 ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したものは13件である。このうち、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」にその検査状況を記載したものは、「第3章 個別の検査結果」に掲記した^(注)6件を除く次の7件である。

(注) 「第3章 個別の検査結果」に掲記した6件

「人事・給与等業務・システムについて、参加府省等との調整をより一層実施するなどして、安定的に運用できるよう引き続き改修に努めるとともに、参加府省等と十分情報共有を図り移行支援を実施するなどして、最適化効果が早期に発現するよう意見を表示したもの」
(65、67 ページ記載)

「地方債の元利償還金に係る普通交付税の算定に当たり、公的資金の補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額により公債費等の経費に係る財政需要の額を算定することにより基準財政需要額の合理的な算定を行うよう改善の処置を要求したもの」
(113 ページ記載)

「独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの」
(208 ページ記載)

「研究機関における文部科学省の公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの」
(214 ページ記載)

「T-7 初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう意見を表示したもの」
(685 ページ記載)

「高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう意見を表示したもの」 (909 ページ記載)

- ア 情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について (1007 ページ記載)
- イ 消費税の簡易課税制度について (1018 ページ記載)
- ウ 東日本大震災等の被災者を救助するために設置するなどした応急仮設住宅の供与等の状況について (1031 ページ記載)
- エ 地震・火山に係る観測等の実施状況について (1041 ページ記載)
- オ グリーン家電普及促進対策費補助金等の効果等について (1053 ページ記載)
- カ 郵便事業株式会社の経営状況について (1064 ページ記載)
- キ 人事・給与等業務・システム、調達業務の業務・システム並びに旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システムの3の府省共通業務・システムにおける最適化の進捗状況等について (1074 ページ記載)

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査を実施し、会計検査院法第30条の3の規定により検査の結果を報告したものは次の9件である。

- ア 特別会計改革の実施状況等について (1090 ページ記載)
- イ 大規模な治水事業(ダム、放水路・導水路等)について (1103 ページ記載)
- ウ 牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について (1114 ページ記載)
- エ 年金積立金(厚生年金及び国民年金)の管理運用に係る契約の状況等について (1130 ページ記載)
- オ 公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について (1142 ページ記載)
- カ 公共建築物における耐震化対策等について (1154 ページ記載)
- キ 独立行政法人における不要財産の認定等の状況について (1166 ページ記載)
- ク 三菱電機株式会社等による過大請求事案について (1181 ページ記載)
- ケ 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について (1199 ページ記載)

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として6件掲記した。

- ア 東日本大震災に対処するために改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況及び資本増強措置に係る公的資金の返済状況並びに預金保険機構の財務状況について (1211 ページ記載)
- イ スポーツ振興のための事業に対する国の補助等に関する検査の状況について (1236 ページ記載)
- ウ 特許庁運営基盤システムの構築について (1254 ページ記載)
- エ 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について (1268 ページ記載)
- オ 成田国際空港株式会社の経営について (1283 ページ記載)
- カ 研究開発法人の業務の状況について (1298 ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを①資産、基金等のストックに関するもの、②特別会計及び独立行政法人に関するもの、③社会保障に関するもの、④国民生活の安全性の確保に関するもの、⑤東日本大震災からの復旧・復興に向けた施策等に関するもの、⑥行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの、⑦その他に区分して整理するなどした。

(1319 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律の規定に基づき、平成23年11月に内閣から送付を受けた10府省が所管する18特別会計の平成22年度特別会計財務書類について正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

検査した結果、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、法務省及び農林水産省が所管する2特別会計において見受けられた。また、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないものが、農林水産省が所管する1特別会計において見受けられた。

(1328 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・ 刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの (121 ページ記載)
- ・ 全国都市緑化フェア出展事業の実施に当たり、支出負担行為等の契約手続を経ることなく前年度中に出展施設等の製作・設置を実施させ、当年度に契約を締結して、契約金額の全額を当年度の歳出予算で支払っていたもの (518 ページ記載)
- ・ 契約手続を行わないまま実施した無線設備の点検整備に係る未払金に充当するため、架空の契約を締結して虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って通信業務庁費等を支払っていたもの (519 ページ記載)
- ・ 工事請負契約において、別途、詳細設計業務をコンサルタント業者に委託して既に完了させていたのに、予算上コンサルタント業者への委託費を確保できなかったとの理由で、当該工事の請負人が詳細設計業務を行うこととする虚偽の変更契約書を作成するなど不適正な会計経理を行って、請負人に詳細設計業務を含めた請負代金を支払っていたもの (522 ページ記載)
- ・ 仮払資金の経理事務が適正に行われず、内部牽制が適切に機能していなかったことにより、支払の事実が確認できず使途が分からないまま現金を亡失していて会計経理が著しく適正を欠いていたもの (865 ページ記載)
- ・ 新東名高速道路建設事業に伴う損失補償等の実施に当たり、契約条項に違反した行為がなされていたのに支払を行うなどの不適正な会計経理を繰り返したり、補償費の算定が適切でなかったため契約額が割高となったりしていたもの (756 ページ記載)
- ・ スポーツ振興投票等業務に関する契約について、会計規則等に基づく適正な手続により契約事務を行うとともに、契約に係る支払額の妥当性等を明らかにする体制を整備することなどにより、同業務の適正性及び透明性を確保するよう是正改善の処置を求めたもの (831 ページ記載)
- ・ 公的研究費により物品を購入するに当たり、内部規程を確実に厳守することにより、研究者以外の者が物品の発注を行うこととするなどして、公的研究費の経理等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (929 ページ記載)

② 租税及び保険料の徴収について

- ・ 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (149 ページ記載)
- ・ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (225 ページ記載)
- ・ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (228 ページ記載)

- ③ 雇用対策のための給付金、助成金の支給、年金の支給等について
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (235 ページ記載)
 - ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (238 ページ記載)
 - ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (240 ページ記載)
 - ・障害者雇用納付金関係業務において、雇用障害者数の算定を誤るなどしていたため過大に支給された障害者雇用調整金等の返還を求めるなどの措置を速やかに講ずるとともに、実態の労働時間の取扱いについて事業主に対して周知徹底したり、支給申請書等の審査等を効果的に行ったりすることなどにより、障害者雇用調整金等の支給等が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (845 ページ記載)
 - ・失業等給付金の支給に当たり、受給資格者から自己就職した旨の申告があった場合に、公共職業安定所が行う調査確認の具体的な方法を取扱要領等に明示したり、採用証明書に注意事項を明示してこれを事業主に対して周知徹底したりなどして、失業等給付金の支給の一層の適正化を図るよう改善させたもの (343 ページ記載)
 - ・子ども手当の受給資格者の認定の状況を踏まえて、児童手当の受給資格者の認定が適切に行われ国費の負担が適正となるよう改善させたもの (346 ページ記載)
- ④ 診療報酬の請求や医療費の支払について
- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (243 ページ記載)
 - ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの (253 ページ記載)
 - ・医療保険において、介護保険との突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施することなどにより、医療給付と介護給付との給付調整が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (294 ページ記載)
 - ・地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を適切かつ効果的に行うよう改善の処置を要求したもの (336 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計について
- ・灯台巡回道路の改修工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、落石防止柵等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの (524 ページ記載)
 - ・護岸工の設計が適切でなかったもの (384 ページ記載)
 - ・堰^{せき}本体及び取付擁壁の設計が適切でなかったもの (538 ページ記載)
 - ・カルバート基礎工の設計が適切でなかったもの (541 ページ記載)
 - ・地域優良賃貸住宅の設計が適切でなかったもの (544 ページ記載)
- ⑥ 委託費等の支払について
- ・次世代アスリート特別強化推進事業等の委託に当たり、支払の事実のない賃金を再委託費に含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (190 ページ記載)
 - ・港湾労働者就労確保支援事業の実施に当たり、委託事業以外の業務に従事していた職員に係る人件費を委託対象経費に計上するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (233 ページ記載)
 - ・郵便局間における現金警備輸送事務の委託契約において、受託者の損害保険の加入状況及び損害を補填できる体制に係る審査及び確認を適切に行わないまま委託費を支払っていたり、事件により受けた損害が速やかに賠償されていなかったりしていたもの (985 ページ記載)

- ・独創的シーズ展開事業大学発ベンチャー創出推進の委託費に係る経理が不当と認められるもの
(817 ページ記載)
- ・委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づかず人件費等を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの
(361 ページ記載)
- ・防衛装備品及びその修理等の役務を調達する契約について、防衛省が実施している制度調査や原価監査の実施方法等を見直すなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもののなど
(61、96、676、774、823 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
 - ・民間スポーツ振興費等補助金が過大に交付されていたもの
(199 ページ記載)
 - ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの
(258 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの
(262 ページ記載)
 - ・生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの
(268 ページ記載)
 - ・科学研究費補助金の経理が不当と認められるものなど
(275、821 ページ記載)
 - ・補助事業者等に間接補助金等を交付させる方式により実施する事業について、実績報告書の審査マニュアルを改正することなどにより、間接補助金等の交付手続を適切に行うよう改善させたもの
(471 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
 - ・生活保護事業の実施において、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を調査して確実に収入認定するための体制を整備することにより、生活保護費等負担金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの
(290 ページ記載)
 - ・鉄道車両の定期検査及び検査修繕において、実施基準等に基づく実施と検査記録の適切な整備を図るとともに、車両システムを車両の保守管理に有効に活用することができるよう改善の処置を要求し、請負契約による車両部品の検査修繕の結果が適切に記録されて報告されるよう是正改善の処置を求めたものなど
(952、959 ページ記載)
- ⑨ 債権の管理について
 - ・日本 NGO 連携無償資金協力に係る返納金について、会計法令に基づく債権管理を適正に行っていなかったもの
(133 ページ記載)
 - ・輸入事後調査によって非違が判明した場合に修正申告等又は更正等により速やかに税額を確定し債権として管理するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(155 ページ記載)
 - ・雇用促進住宅の家賃等滞納者に対して通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行うとともに、貸与契約の解除に伴い発生する損害金を債権として適切に把握し管理するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(839 ページ記載)
 - ・国有林野事業特別会計において発生した債権の管理に当たり、森林管理局及び森林管理署等の行う事務の範囲等を明確にして、債権の管理事務の実施状況、内容等を的確に把握する体制を整備するなどして、債権の管理事務を適切に行うこととするよう是正改善の処置を求めたもの
(412 ページ記載)

2 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 役務契約や工事における費用の積算について
- ・放射線測定器等の調達契約において、放射線測定器の校正費を重複して積算していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの (993 ページ記載)
 - ・しゆんせつ 浚渫工事の実施に当たり、付属作業船の施工の実態を積算基準に反映させて浚渫工事費の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの (583 ページ記載)
 - ・電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格の算定に当たり、入札に参加しようとする者が提出する価格証明書等に記載された標準価格等の妥当性を十分確認するなどして、月額料金の支払額が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (670 ページ記載)
 - ・刑事施設における業務委託契約に係る予定価格の積算に当たり、業務管理責任者等の業務の実態を調査するなどして、業務管理責任者が業務担当者を兼任しても差し支えない場合には業務管理責任者が業務担当者を兼任することとして、その積算が経済的なものとなるよう改善させたもの (128 ページ記載)
 - ・営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算について、当初契約の落札率を反映させることにより経済的なものとなるよう改善させたもの (795 ページ記載)
- ② 保守費用等に係る経費の節減について
- ・技術協力協定に基づく付加価値税等の免除措置を受けることにより経費を節減し、技術協力の経済的な実施を図るよう意見を表示したもの (141、808 ページ記載)
 - ・T-7 初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう意見を表示したもの (685 ページ記載)
 - ・ソフトウェアのバージョンアップを実施するに当たり、実施の必要性や実施時期を十分に検討することなどにより、バージョンアップ業務を実施するための費用の節減を図るよう改善させたもの (480 ページ記載)
 - ・電子複写機の保守の実施に当たり、経済的な保守方式を採用することにより、保守費用の節減を図るよう改善させたもの (701 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
- ・浄化槽整備事業の実施に当たり、浄化槽を設置する個人等が、浄化槽の使用の実情を考慮するよう実施要綱等に明記し、適正な規格の浄化槽が設置されるよう改善の処置を要求したもの (657 ページ記載)
 - ・IC 旅券用書込機の保守契約について、契約金額を保守業務の実績に即して支払うことにより、経済的なものとなるよう改善させたもの (141 ページ記載)
 - ・航空用救命装備品の耐寒耐水服Ⅲ型の調達要求に当たり、その運用実態を踏まえて個人装備用から航空機装備用に改めることなどにより、適切な調達所要量を算定するよう改善させたもの (706 ページ記載)
 - ・業務委託契約における運用管理費及び補助費について、委託先が実際に要した外注費等に基づく額とすることにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの (748 ページ記載)

- ④ 法令等の趣旨に沿った制度等の運用について
- ・道の駅の整備及び維持管理について、道路管理者が整備すべき休憩施設等の範囲を明確にして設置者との間の費用負担を定めることなどにより、整備及び維持管理が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (557 ページ記載)
 - ・第三者行為事故に係る年金の支給停止の制度について、年金の支給と第三者からの損害賠償の重複が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示したもの (305 ページ記載)

3 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 事務・事業の運営について
- ・家畜導入事業の終了後も国庫に返納されないままとなっている基金の国庫補助金相当額を速やかに返納させることにより、事業主体間の公平を確保するとともに国費を効率的に使用することができるよう適宜の処置を要求したもの (407 ページ記載)
 - ・ETC コーポレートカードの調達に係る費用の節減を図るため、同カードの交換期限を延長して効率的に使用する方法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (743 ページ記載)
 - ・宅配便事業等の運営に当たって、宅配荷物等の運送を行うため委託契約により運行している運送便の積載率を常時把握するなどして、運送委託費の節減を図るとともに、その余積を活用して運送便を効率的に運用するよう意見を表示したもの (972 ページ記載)
 - ・誤信使用財産のうち売払い等の処理が進捗していない既存事案について、期限を指定して交渉に当たることとしたり、交渉状況に応じて処理方針を適時適切に見直したりなどすることにより、処理の一層の促進を図るよう改善の処置を要求したもの (177 ページ記載)

4 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 事業効果の発現について
- ・特許庁運営基盤システムの構築に当たり、発注者として必要なプロジェクトの管理を十分に行っていなかったことなどのため所期の目的の達成が困難となっているもの (491 ページ記載)
 - ・河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画に係る検討を十分行ったり、事業実施後の維持管理等を十分行ったりして、事業効果が十分発現するよう是正改善の処置を求めたもの (571 ページ記載)
 - ・人事・給与等業務・システムについて、参加府省等との調整をより一層実施するなどして、安定的に運用できるよう引き続き改修に努めるとともに、参加府省等と十分情報共有を図り移行支援を実施するなどして、最適化効果が早期に発現するよう意見を表示したもの (65、67 ページ記載)

- ・政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するなどするよう意見を表示したもの
(136、808 ページ記載)
 - ・株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けの実施に当たり、貸付対象とする施設の省エネルギー効果を適切に検証するなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示したもののなど
(74、173、509 ページ記載)
 - ・ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの
(890 ページ記載)
 - ・地域情報通信技術活用推進交付金等による事業において、導入された情報通信端末等の設備等の利用に係る事業目標の設定、利用状況の把握、事後評価等を適切に行うとともに、先行して実施された委託事業から得られた参考情報を十分に活用することなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの
(105 ページ記載)
 - ・生活保護事業における生業扶助の支給に当たり、被保護者の自立に向けた目標を明確にすることなどにより、就労支援がより効果的に行われるよう改善の処置を要求したもの (325 ページ記載)
 - ・社会福祉施設等施設整備費補助金等による障害福祉サービスを提供する事業所の施設整備等について、障害者等の具体的な需要を把握することなどにより、事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの
(330 ページ記載)
 - ・下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等について、これまでの実績等を施設計画等に適切に反映させるなどして、今後の整備が適時適切に行われるよう改善の処置を要求したもの
(606 ページ記載)
- ② 制度の運用について
- ・水田活用の所得補償交付金について、適切な交付が行われるよう、交付対象作物ごとの作付面積を確認する際に、除外指定された農地に関する情報を活用するよう改善の処置を要求し、交付申請者が交付対象者であるかを確認する方法等を実施要綱等に明示するよう是正改善の処置を求めたもの
(422 ページ記載)
 - ・相続財産を譲渡した場合における譲渡所得の課税の特例に係る租税特別措置について、特例を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行った上で、相続税と所得税の負担の調整という本来の趣旨に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの
(159 ページ記載)
 - ・歳出予算の繰越しに当たり、繰り越された歳出予算の執行が繰越制度の趣旨に沿ったものとなっているかなどについて事後的に検証を行うことが可能となる仕組みを検討するなどして、制度の趣旨を逸脱しないように適切に実施するよう意見を表示したもの
(169 ページ記載)
 - ・証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査が適切に実施され、不適正案件や早期延滞案件の発生の未然防止に資するものとなるよう意見を表示したもの
(920 ページ記載)
 - ・研究機関における文部科学省の公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの
(214 ページ記載)

- ・地方債の元利償還金に係る普通交付税の算定に当たり、公的資金の補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額により公債費等の経費に係る財政需要の額を算定することにより基準財政需要額の合理的な算定を行うよう改善の処置を要求したもの (113 ページ記載)
- ③ 保有資産の有効活用について
 - ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について、同機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整し、国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの (88 ページ記載)
 - ・漁業従事者数等の減少に対応した今後の漁港施設用地の利活用について、民間事業者による利用範囲の拡大や利用手続の簡素化等も含めた新たな利用の態様を検討するなどするよう意見を表示したもの (437 ページ記載)
 - ・社会福祉法人により設置された民間保育所が、保有する積立預金について透明性の確保を図ることなどにより有効に活用されるよう意見を表示し、及び過大に保有している当期末支払資金残高が是正されるよう改善の処置を要求したもの (315 ページ記載)
 - ・平成 20 年度補正予算により国から交付を受けた運営費交付金について、今後の事業規模に見合った資金規模を超える資金を不要財産として速やかに国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの (798 ページ記載)
 - ・水資源開発施設等について、保有の必要性について検証を実施し、不要と認められるものについては売却等の検討及び協議を行ったり、公道と兼用の管理用道路に係る管理費用について、道路管理者との間の標準的な負担方法等に係る協議方針を定め、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しの協議を行ったりなどするよう改善の処置を要求したもの (856 ページ記載)
 - ・独立行政法人国立病院機構が保有している土地及び建物について、利用状況を定期的に把握するとともに、有効に利用されていないものについて、具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの (868 ページ記載)
 - ・長期間更地となっている土地について速やかに必要性の検討を行ったり、利用が低調となっている土地について利用方法の見直しを行ったりして、保有する必要性が乏しい場合は処分を検討するよう改善させたもの (729 ページ記載)
 - ・不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたものなど (779、784、789、806、818、851、862、917 ページ記載)
 - ・繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、今後必要となる額を超える資金を不要財産として速やかに国庫納付するよう改善させたもの (887 ページ記載)
- ④ 国の出資金等によって造成された基金等の有効活用等について
 - ・独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの (208 ページ記載)
 - ・国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務について、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行うことなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの (448 ページ記載)

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の平成23年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

	歳	入	円		
			109,979,527,619,256		
	歳	出			
			100,715,409,134,750		

第2 特別会計

所管及び会計名	歳	入	円	歳	出	円
内閣府、総務省及び財務省						
交付税及び譲与税配付金						
交付税及び譲与税配付金勘定	57,041,259,780,643			54,977,511,196,702		
交通安全対策特別交付金勘定	74,562,753,959			69,390,739,640		
財 務 省						
地震再保険	542,857,738,155			540,231,715,257		
国債整理基金	212,629,619,510,060			190,954,924,160,940		
外国為替資金	2,924,636,908,607			367,532,357,847		
財務省及び国土交通省						
財政投融资						
財政融資資金勘定	37,679,575,362,506			36,663,360,766,177		
投資勘定	677,614,452,187			473,634,517,197		
特定国有財産整備勘定	115,911,386,802			40,219,126,163		
文部科学省、経済産業省及び環境省						
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定	2,166,449,751,827			1,873,826,887,665		
電源開発促進勘定	439,037,486,923			373,149,893,458		
原子力損害賠償支援勘定	681,652,138,000			680,845,301,173		
厚生労働省						
労働保険						
労災勘定	1,160,972,814,675			1,072,091,541,732		
雇用勘定	2,711,855,595,430			2,411,761,790,923		
徴収勘定	3,383,672,340,843			3,294,334,659,447		
年 金						
基礎年金勘定	23,917,073,514,958			20,900,804,599,642		
国民年金勘定	4,673,063,660,528			4,639,797,787,975		
厚生年金勘定	40,378,065,942,197			39,747,303,044,625		
福祉年金勘定	5,363,848,209			5,319,365,114		

第2章 決算の確認 第1節 国の決算の確認 第1 一般会計 第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
健康勘定	9,114,856,446,738	8,791,829,647,497
児童手当及び子ども手当勘定	1,918,718,560,474	1,896,296,808,265
業務勘定	519,999,787,136	437,129,724,116
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営基盤強化勘定	33,669,520,870	7,137,263,226
農業経営安定勘定	274,468,471,123	152,225,834,223
米管理勘定	416,107,889,276	408,521,734,993
麦管理勘定	370,009,273,721	366,303,218,173
業務勘定	5,532,672,557	5,532,672,557
調整勘定	916,719,869,479	865,298,161,628
国営土地改良事業勘定	56,894,567,223	55,033,863,408
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	25,678,140,952	0
農業勘定	22,830,570,686	18,279,757,797
家畜勘定	37,969,770,330	28,546,419,753
果樹勘定	4,166,056,343	2,174,309,630
園芸施設勘定	3,841,149,138	2,773,899,533
業務勘定	909,362,174	909,361,351
森林保険	9,613,771,283	1,667,839,638
国有林野事業	461,196,873,915	460,639,323,198
漁船再保険及び漁業共済保険		
漁船普通保険勘定	81,341,158,264	39,106,372,087
漁船特殊保険勘定	19,742,243	0
漁船乗組員給与保険勘定	2,891,914	0
漁業共済保険勘定	20,787,621,177	20,131,938,244
業務勘定	748,420,098	748,420,098
経済産業省		
貿易再保険	43,566,305,396	4,216,440,953
特許	316,760,324,341	105,975,470,272
国土交通省		
社会資本整備事業		
治水勘定	892,237,530,457	813,615,768,496
道路整備勘定	2,201,086,633,481	2,049,058,237,870
港湾勘定	260,609,845,622	237,563,311,321
空港整備勘定	347,017,285,303	325,412,216,010
業務勘定	244,129,089,372	225,618,651,131
自動車安全		
保障勘定	64,658,467,470	6,853,092,877
自動車検査登録勘定	41,030,841,976	35,588,032,395
自動車事故対策勘定	13,246,376,904	12,943,653,835

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

	円		
受 入	収 納 済 額	52,335,794,473,886	
支 払	{	支 払 命 令 済 額	8,740,394,551,508
		歳 入 組 入 額	42,866,268,965,443

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政 府 関 係 機 関 名	収 入	支 出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	22,360,135,920	18,114,317,708
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	163,818,034,430	108,156,377,138
農林水産業者向け業務	71,156,117,288	62,382,155,196
中小企業者向け業務	124,049,320,410	70,531,936,739
信用保険等業務	282,555,631,509	684,970,124,839
国際協力銀行業務	235,058,311,621	189,005,959,353
駐留軍再編促進金融業務	271,929,351	210,627,988
危機対応円滑化業務	56,705,385,880	55,504,155,435
特定事業等促進円滑化業務	168,378,059	168,232,080
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	215,023,751,504	84,574,236,627

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成23年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、24年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、24年10月19日現在で次のとおりである。

		平成24年度分	
1 一般会計			2 特別会計
所管	使用決定額 千円		
ア 経済危機対応・地域活性化予備費 (該当なし)			(該当なし)
イ 予備費			
皇室費	131,204		
国土交通省	2,050,000		
計	2,181,204		

第2章 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内閣

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 情報収集衛星の研究、開発等に関する委託契約等について、契約金額を確定させるための調査を実効あるものとするため、実施要領等を整備し、作業の実態等の把握に努めるなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣官房 (項)情報収集衛星業務費
部 局 等	内閣衛星情報センター
契約の概要	情報収集衛星の研究、開発、運用等について委託等するもの
契約の相手方	三菱電機株式会社
契約件数	8件(平成19年度～23年度)
上記に係る支払額	8億8469万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

情報収集衛星の研究、開発等に関する委託契約等における契約金額を確定させるための調査等の実施状況等について

(平成24年10月25日付け 内閣総理大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 情報収集衛星の研究、開発等の概要等

(1) 情報収集衛星の研究、開発等に関する委託契約等の概要

貴内閣官房の内閣情報調査室内閣衛星情報センター(以下「衛星センター」という。)は、外交、防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を目的として、情報収集衛星の研究、開発、運用等を行っている。これらの業務については、衛星センターが三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)等の民間企業等と委託契約等を締結するほか、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「宇宙機構」という。)及び独立行政法人情報通信研究機構と委託契約を締結し、さらに、両機構から三菱電機等の民間企業等へ業務の一部を再委託するなどして実施している。上記業務のうち、衛星センターは、情報収集衛星により得られる地球上の地点の画像の解析等に関する調査研究に係る業務等を三菱電機と委託契約等を締結して実施しており、平成19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部が完了して当該完了部分に係る契約金額を支払った契約は計8件で、その支払額は計8億8469万余円となっている(表参照)。

表 衛星センターと三菱電機との契約実績
(単位：件、千円)

年 度	件 数	金 額
平成 19	3	272,647
20	1	9,765
21	1	303,870
22	2	154,350
23	1	144,060
計	8	884,692

(注) 契約実績は、平成19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約の実績であり、1件300万円以上のものである。

衛星センターは、これらの契約の契約方法について、契約の条件に変更がない限り、契約を締結する時に確定した契約金額をもって契約の相手方に支払う確定契約により締結することを原則としているが、契約時に契約金額の確定が困難な場合には、概算額をもって契約を締結し、製造原価の実績に基づき契約金額の確定を行う概算契約を採用している。このうち概算契約においては、委託業務が終了し、委託事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)が提出された後、その内容が契約の内容及びこれに付した条件に適合しているかを調査し、契約金額を確定させるための調査(以下「確定調査」という。)を実施することについて、各契約の契約条項に定めている。また、衛星センターは、委託業務の実施状況及び委託費の使用状況について必要があると認めるときは、委託業務の終了時以外にも職員等に調査させたり、契約相手方に報告を求めたりすることができることとしている(以下、これらの調査及び報告を合わせて「随時調査」という。)

これらの契約は仕様が特殊であることから、予定価格を算定する際に参考となる市場価格が形成されていないため、衛星センターは、概算契約、確定契約の契約方法を問わず、設計費、試験費、材料費等の製造原価等を積み上げる原価計算方式を採用しており、三菱電機から見積書の提出を受け、その見積書を査定することなどにより予定価格を算定している。このうち設計費及び試験費については、人件費単価に作業に要する工数(設計等に直接従事した作業時間)を乗じて算定することとしている。

(2) 三菱電機による工数の付替えの事態

衛星センターは、23年10月に、宇宙機構が三菱電機と締結した契約において、三菱電機鎌倉製作所(以下「鎌倉製作所」という。)が実施した業務で、工数を付け替えて費用を増し、宇宙機構に対して過大請求を行っていたなどとする情報を宇宙機構から得たことから、24年1月17日以降、鎌倉製作所に職員を派遣して、衛星センターが締結した委託契約等に係る工数管理資料等を調査するとともに、関係者からの聴取等を実施した。そして、衛星センターは、同月27日に、三菱電機が工数の付替えを行っていたことを認めて報告したことから、同日付けで三菱電機に対して、指名停止の措置を執るとともに、これに対応するための特別チームを設置し、事態の全容を解明して過払額の算定を行うなどのための調査を実施しており、この調査は現在も継続中である。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、三菱電機による工数の付替えはどのように行われていたのか、衛星センターの三菱電機に対する確定調査及び随時調査は適切に実施されていたか、見積書等の適正性を契約相手方の会計制度等の面から確認する調査は適切に実施されていたか、不正を防止する対策は適切に執られていたかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、衛星センターが三菱電機と直接契約を締結した前記の契約計8件、支払額計8億8469万余円を対象とし、衛星センターにおいて、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、鎌倉製作所に赴いて、三菱電機が社内調査を行って作成した報告書や宇宙システム部等の各部署の工数管理状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 工数付替えの状況

鎌倉製作所の宇宙システム部等の属する宇宙部門は、衛星センターと締結した契約について、その契約金額に基づき損益管理等を行うための指標として目標工数を設定していた。そして、宇宙部門は、概算契約においては、契約金額の確定時に契約金額の減額や返納を避けるなどの目的で、実際の作業時間に基づき申告する実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分について、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えるなどしており、衛星センターとの契約においても、このような工数の付替えを行っていた。また、宇宙部門は、確定契約においても、三菱電機社内における損益管理の観点等から、実際の製造原価が契約上の製造原価を超えることのないように、実際の作業時間に基づき申告する実績工数が目標工数を上回った場合には、目標工数を実績工数として計上し、上回った分の工数を他の契約に付け替えるなどしていた。

三菱電機は、これらの工数の付替えについて、鎌倉製作所の宇宙部門の課長等が中心となって、遅くとも1990年代から、実績工数を集計する際に、課員が計上した実績工数を工数データを上書きして修正する専用端末を使用して目標工数に修正するなどの付替えを行っていたなどとしている。同端末は、17年4月に撤去されたが、その後も、課長が課員に指示して、目標工数を実績工数として計上させるなどの方法で工数の付替えを行っていたなどとしている。

上記のとおり、三菱電機では、工数の付替えが行われていたが、実際の作業時間として記録されている工数データが一部しか保管されていなかったことなどから、衛星センターは、工数の付替えが行われた契約が一部しか特定できていないとしている。そして、衛星センターは、過大請求の有無を解明するための調査を続けるとともに、過大請求が認められた場合に過払額を算定するための適正な工数の推定方法等を検討するなどしている。

(2) 調査等の実施状況

衛星センターは、三菱電機と締結した概算契約について、委託業務が終了し、実績報告書が提出された後に、あらかじめ日程等を調整し、職員を派遣して確定調査を行っており、23年度に1契約について実施している。そして、確定調査において、実績報告書の計数と帳票類との突合を行い、経理担当者等から説明を聴取するなどし、実績報告書の内

容が契約内容及びこれに付した条件に適合したものであるかなどの確認は行っている。しかし、衛星センターは、確定調査の実施項目、実施方法等を定めた要領等を整備していなかったり、実際に工数の計上を行った担当者からの聴取等を実施していなかったりして、実績工数の確認を十分に行っていなかった。また、随時調査を行うことにより、契約相手方への一定の牽制^{けん}効果が期待できるのに、随時調査の実施項目、実施方法等を定めた要領等を整備しておらず、今回の工数の付替えが発覚するまで、随時調査を行っていなかった。

また、衛星センターと委託契約を締結している宇宙機構は、再委託先である三菱電機等の民間企業等に対して、内部規程等に基づき、見積書その他の契約金額を確定させるための資料の適正性を契約相手方の会計制度等の面から確認する調査(以下「制度調査」という。)を実施していた。しかし、衛星センターは、衛星センターが発注元となり三菱電機が受注していた情報収集衛星に関する契約は大半が宇宙機構を通じた再委託契約であり、これらの再委託契約については、宇宙機構が制度調査を実施していることから、宇宙機構による制度調査の結果を確認していないにもかかわらず、衛星センターが直接三菱電機に委託するなどした契約については、制度調査を実施しなくても支障がないなどとして、衛星センターの内部規程や三菱電機との契約の条項に制度調査に係る規定を設けていなかった。

なお、衛星センターは、不正を防止するための対策を講じていなかったが、今回の事態を踏まえ、24年3月に、三菱電機との間で履行中の原価計算方式により予定価格を算定した契約について、関係資料の保存義務、原価計算システムの適正性を確保するための特別調査の実施及び虚偽資料に係る違約金の賦課を定めた条項(以下「特約条項」という。)を付し、また、同年4月からは、原価計算方式により予定価格を算定する新規契約について、契約の相手方を問わず、特約条項を付すこととした。

(改善を必要とする事態)

衛星センターにおいて、確定調査については実施しているものの、実績工数の確認を十分に行っていなかったり、随時調査を全く実施していなかったり、制度調査について規定を設けていなかったりしており、今回の工数付替えを防止できていないなどの事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、衛星センターにおいて、次のことなどによると認められる。

- ア 確定調査及び随時調査の実施項目、実施方法等を定めた要領等を整備していないこと及び随時調査を実施する効果等についての認識が十分でなく、調査の手法等を検討していないこと
- イ 制度調査を実施する必要性についての認識が十分でなく、関係規定及び実施体制を整備していないこと

3 本院が表示する意見

衛星センターは、情報収集衛星の研究、開発等に関する委託契約等における工数付替えの再発防止のため、その発生原因、背景等を究明し、これに対する有効な対策を講ずることが肝要である。

については、衛星センターにおいて、情報収集衛星の研究、開発、運用等に係る予算の執行のより一層の適正化を図るよう、確定調査等に関し、次のとおり意見を表示する。

ア 確定調査及び随時調査については、これらを実効あるものとするため、実施項目、実施方法を定めた要領等を整備するとともに、実際に工数計上を行った担当者からの聴取を行うなどして、作業現場の実態や工数集計等の実態等の把握に努めること。また、随時調査については、抜き打ち調査を含む調査の手法等を検討し、効果的に実施できるような体制を整備すること

イ 制度調査については、早急に実施できるよう、関係規定及び実施体制を整備するとともに、実施に当たっては、実績及び知見を有する他の調達機関と連携を図ることなどを検討すること

- (2) 人事・給与等業務・システムについて、参加府省等との調整をより一層実施するなどして、安定的に運用できるよう引き続き改修に努めるとともに、参加府省等と十分情報共有を図り移行支援を実施するなどして、最適化効果が早期に発現するよう意見を表示したもの

(平成 24 年 10 月 17 日付けで内閣総理大臣及び人事院総裁宛てに意見を表示したものの全文は、67 ページの内閣(人事院)の項に掲記)

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

府省共通業務・システムの最適化計画の実施状況等について

〔平成 21 年度決算検査報告 56 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 54 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

政府は、府省等の業務・システムについて、システムの共通化、一元化、業務の外部委託等を内容とし、併せてこれらによる経費や業務処理時間の削減効果を数値で明示した最適化計画を策定して、最適化を着実に実施することとしている。しかし、各府省等に共通する業務・システム(関係府省が一部のものを含む。以下「府省共通業務・システム」という。)の最適化計画において、全ての府省共通業務・システムの最適化に係る投資額の費用対効果が最適化計画の決定等を行う各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議等に示されておらず評価が十分に行われていなかったり、2 の府省共通業務・システム最適化計画において削減効果の表示に外部委託費が考慮されておらず適切なものとなっていなかったり、公共事業支援システムについてシステムを一元化することにより効率化を図るための検討を行っていないなどしている事態が見受けられた。

したがって、内閣官房において、投資額の費用対効果についての評価を十分行うことができる方法を検討したり、削減効果の表示の際に外部委託費を考慮することを明確にしたりするとともに、担当府省が削減経費の適切な算定や障害対策計画等の適切な策定等を行ったり、また、公共事業支援システムについて必要な見直しなどを円滑に行ったりできるように、担当府省との間で所要の調整を行うよう、内閣総理大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、内閣官房において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣官房は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

すなわち、内閣官房は、「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)を踏まえて、24年3月に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び行政改革実行本部の下に、「政府情報システム刷新有識者会議」を設置していた。そして、同有識者会議では、同年8月に、IT投資管理の在り方等を含めた「政府情報システム刷新のための共通方針」を政府に対する提言として取りまとめており、内閣官房は、同月に新たに設置された政府情報化統括責任者(政府CIO)の下で、投資額の費用対効果についての評価を適切に行う方法や削減効果の表示の際に外部委託費を考慮することを明確にするための検討がなされるよう処置を講じていた。

また、内閣官房は、担当府省が削減経費の算定や障害対策計画等の策定等を適切に行うことができるように、担当府省と調整を行っており、公共事業支援システムに関しては、国土交通省において、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するための見直しなどが行われたことに伴い、内閣官房においても所要の調整を行う処置を講じていた。

(人 事 院)

意見を表示し又は処置を要求した事項

人事・給与等業務・システムについて、参加府省等との調整をより一層実施するなどして、安定的に運用できるよう引き続き改修に努めるとともに、参加府省等と十分情報共有を図り移行支援を実施するなどして、最適化効果が早期に発現するよう意見を表示したもの

部 局 等	内閣官房 人事院
人事・給与等業務・システムの概要	人事異動、俸給決定、各種手当等の申請・認定、給与の支給、勤務時間・休暇、共済組合の組合員資格及び被扶養者の申告・認定等に係る業務・システム
人事・給与等業務・システムの設計・開発等に係る支出金額	89億2734万円(平成15年度～23年度)

【意見を表示したものの全文】

人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について

(平成24年10月17日付け 内閣総理大臣宛て
人事院 総裁)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 人事・給与等業務・システムの概要

政府は、簡素で効率的な政府の実現を図るために、各府省に共通する業務・システム(以下「府省共通業務・システム」という。)について、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等を実施し、併せてこれらに必要となる経費や業務処理時間の削減効果の試算を数値で明示した最適化計画を策定することとした。

府省共通業務・システムの最適化計画は、各業務・システムの担当府省が計画を立案して、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(以下「CIO連絡会議」という。)で決定されるが、CIO連絡会議は、業務・システムの最適化を政府全体として整合性を確保しつつ進めていくために、平成18年3月に業務・システムの最適化に係る作業の統一の実施手順を定めた「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」を策定している。

そして、政府は、府省共通業務・システムの最適化に係る施策の推進に係る事務を処理するために、18年4月に内閣官房情報通信技術(IT)担当室に電子政府推進管理室を設置し、府省共通業務・システムの円滑かつ効果的な実施等を図るための総合調整を行わせている。

府省共通業務・システムは、最適化計画に基づき、担当府省がシステムの企画、設計・開発等を主体的に行っており、人事・給与等業務・システム(以下「人給システム」という。)は人事院及び総務省が担当府省となっている。また、内閣官房は、人事院とともに人給システムに係る「人事・給与関係業務情報システム関係府省連絡協議会」(18年9月設置。以下「人給連絡協議会」という。)の事務局に加わり、最適化計画に沿ってシステムの設計・開発が進捗するよう、担当府省に対する助言等を行っている。

人給システムの最適化計画においては、担当府省が設計・開発した標準的なシステムを各

府省等が導入することなどにより、各府省等が、従来独自に実施している人事異動、俸給決定、各種手当等の申請・認定、給与の支給、勤務時間・休暇、共済組合の組合員資格及び被扶養者の申告・認定等に係る業務を政府全体として最適化するとしている。

しかし、表のとおり、人給システムは、16年2月に当初の最適化計画が決定された後、24年1月までに、計4回にわたって最適化計画が改定されており、これに伴ってシステムに参画する各府省等(以下「参加府省等」という。)の運用開始が当初計画における予定から大幅に遅延している。

表 人給システムの最適化計画の改定状況等

最適化計画の名称	担当府省名	計画決定(改定)時期	運用開始年度 注(1)													開発投資額 (千円)	削減(△増加)経費 (千円/年)	上段：削減業務処理時間数 (万時間/年) 下段：金額換算値 (千円/年) 注(2)	改定の概要	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27							
人事・給与等システム最適化計画	人事院・総務省	平成16年2月27日	当初計画	○	●												不明	2,000,000	1,300 40,625,000	
		19年8月24日	第1回改定					○	●								8,348,912	720,000	1,050 32,812,500	更なる効率化の観点から、システムの運用方法を原則として各府省等別の「分散方式」から「集中管理方式」に変更するなどとしたことによる大幅な改定
		20年2月13日	第2回改定					○	●								8,348,912	720,000	1,050 32,812,500	共同利用システム基盤への参画による経費削減額の追記
		21年8月28日	第3回改定						○		●						8,692,455	1,262,864	1,050 32,812,500	改修計画の見直しに伴う最適化工程表等の見直し、防衛省分の経費削減効果の具体化、共同利用システム基盤の利用に伴う見直し、共済組合事務システム等の他の府省共通システムとの調整に伴う見直し、給与支払業務の支出官払化の実現
		24年1月17日	第4回改定						○						●		8,692,455	1,262,864	1,050 32,812,500	新たな府省導入スケジュールを踏まえ、最適化工程表と業務削減の効果発現時期を修正

注(1) 運用開始年度の○印は先行導入府省等の運用開始時期を示し、●印は関係全府省等の運用開始時期を示している。

注(2) 削減業務処理時間の金額換算値は、削減業務処理時間数に金額換算率 3,125 円/時間を乗じて算出したものである。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

府省共通業務・システムの最適化計画は、既にその大半はシステム構築が完了しており、多くの府省等で運用されているが、人給システムは、当初の最適化計画が順次改定されており、参加府省等の運用開始が遅延していて、最適化効果の発現が大幅に遅延している。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、最適化の実施に当たり、担当府省と参加府省等との間の調整は適切か、また、最適化を円滑に進捗させるための具体的課題を適切に解決しているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、人給システムの最適化に係る企画、設計・開発、改修等に係る経費(以下「開発経費」という。)及び機器の調達、保守・運用等に係る経費(以下「運用経費」という。)を対象として、15年度から23年度までの間の支出金額に関する調書を担当府省(人事院及び総務省)から徴するとともに、その履行状況等を把握するために、年間支出金額が300万円以上の契約について調書を徴した。また、20年度から23年度までの間の参加府省等における移行計画書の策定支援やデータ整備等の移行作業に係る経費(以下「移行経費」という。)を把握するために、年間支出金額が300万円以上の契約について調書を25府省等の本省及び外局等から徴するなどした。

そして、担当府省を含む20府省等に対して会計実地検査を行うとともに、設計・開発、

(注3)
 機器の調達等に係る契約の相手方3会社において会計実地検査を行い、契約の履行が適切なものとなっているかなどについて確認した。

(注1) 25 府省等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、会計検査院

(注2) 20 府省等 内閣官房、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、総務本省、法務本省、財務本省、国税庁、文部科学本省、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省、海上保安庁、環境本省、衆議院、国立国会図書館、会計検査院

(注3) 3 会社 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、沖電気工業株式会社、富士通株式会社

(検査の結果)

検査したところ、人事院及び総務省における15年度から23年度までの間の人給システムの最適化に係る開発経費及び運用経費の支出金額は、計89億2734万余円となっていた。

人給システムは、19年7月開催の人給連絡協議会において、参加府省等ごとにサーバ等の機器を調達して保守・運用等を行う「分散方式」から、機器の調達、保守・運用等を一元的に管理する「集中管理方式」へ変更され、人事院が運用主体となることとされた。そのため、20年度以降の設計・開発等は人事院が実施しており、その開発経費や運用経費は参加府省等が利用規模(参加府省等の定員等)に応じて毎年度負担している。また、人事院は、複数年の国庫債務負担行為に基づく今後の負担額を参加府省等に示している。

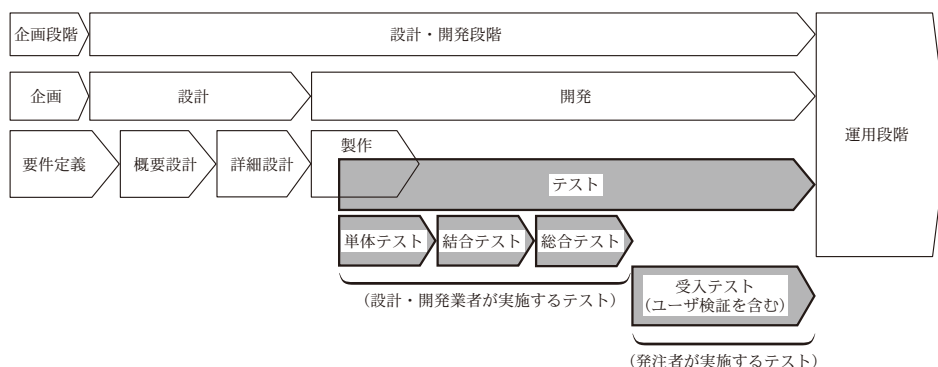
しかし、人給システムは、23年度以降、運用段階に入っているが、22年度に開始した移行作業において、人事院が参加府省等のデータをシステムに登録したところ、データに不整合が発生するなどして、移行作業が大幅に遅延したため、多くの参加府省等の運用開始が遅延しており、最適化効果の発現が大幅に遅延している。

そこで、最適化効果の発現に支障となっている要因を分析したところ、人事院における設計・開発段階、移行作業、プロジェクト管理支援業務、業務執行体制等について、次の(1)から(4)までのような事態が見受けられたほか、最適化計画における移行経費の計上について、(5)のような事態が見受けられた。

(1) 設計・開発段階

システムの設計・開発段階では、一般的に、図のとおり、開発工程で単体テストから総合テストまでを設計・開発業者が実施し、受入テストを発注者が実施する。

図 システムの設計・開発段階における各種テスト



しかし、人給システムの場合、20年10月から23年8月までの間の第1期から第3期までの設計・改修業務において、当初予定していたテスト期間に比べて、総合テストや受入テストが大幅に遅延した。例えば、第1期の設計・改修業務については、22年3月末までと予定していたテスト期間に対して、総合テストの完了が同年6月、受入テストの完了が同年7月となっていた。これは、受入テストの結果により発見された多くの問題に対して、人事院が、設計・改修業者に総合テストを再度実施させただけでなく、プロジェクト管理支援業者からのシステムの品質に係る分析結果を踏まえて、設計・改修業者に単体テストや結合テスト等の品質点検や再発防止に向けた対策を別途求めるなどしたために生じたものである。したがって、人給システムの設計・改修業者の品質管理は十分でなかった。

また、システムの構築に当たっては、職員数が多い大規模な府省等のデータを登録した場合でも、システムの処理速度等の性能に係る障害が生じないように、現在のデータ量や将来の職員数の増加を見込んだデータ量に基づき、性能要件を十分定義するとともに、それらを充足するように設計・開発を行い、その充足度を総合テスト等で検証することが求められる。

しかし、人事院において、参加府省等が保有している現在のデータ量等の確認を十分行っていなかったこと、性能要件を定義する方法や性能の確認方法に関する知見が十分でなかったことなどから、性能要件が十分定義されていなかったり、性能要件に関する設計・改修業者と人事院との認識が一致していなかったりなどしたため、結果として参加府省等の実際のデータ量等が設計・開発に反映されておらず、また、総合テスト等においても十分検証されていなかった。

このため、22年度に参加府省等のデータを人事院が人給システムに登録して、参加府省等がシステムを並行稼働させたところ、画面遷移に時間を要したり、バッチ処理に時間を要して処理が停止したりするなど性能に係る障害が多数発生した。

人給システムは、上記の性能に係る障害以外にも数多くの障害が発生しており、人事院が作成しているアプリケーションの改修課題の「障害改修一覧」をみても、入力画面や帳票等に関する課題が、24年7月6日現在で計51件残されており、安定的なシステム運用が実現できていない。

(2) 移行作業

人給システムは、前記のとおり、「集中管理方式」により運用されることになったことから、参加府省等は、人事院が設計・開発した人給システムに参画するために、独自システムを有する場合にはデータ抽出等により、また、独自システムがない場合にはデータ入力作業等により、システムに登録するデータを作成する必要がある。

参加府省等は、22年7月以降、順次、人給システムへデータを登録するために、作成したデータを人事院に持ち込んでいる。そして、人事院は、移行作業に当たって、人給システムにデータを登録するための登録シートの作成やデータを登録するためのプログラム(以下「移行ツール」という。)の設計・開発を実施したが、移行ツールに係る要件定義に際して、参加府省等の独自システムにおける既存データの情報を十分把握していなかったため、参加府省等の登録データは基本的に品質が担保されているという前提で設計・開発を行っていた。このため、移行ツールのデータチェックが十分機能せず、人事データと給与データとの間や給与データ内での整合性が確保できない事態が多数発生した。

このような事態に対して、人事院は、22年度に、急ぎよ、人給システムへ登録するデータの整合性のチェックを行うプログラムを開発したが、同プログラムでは、エラーの原因が示されず、整合性が確保できない箇所がエラーリストとして一括して出力されるのみであったことなどから、エラーリストを見ただけでは修正すべき内容が分かりにくくなっていった。

また、移行作業の準備段階では、人事院から参加府省等に対する移行ツールや登録シートに関する説明が十分でなかったため、登録データの作成に当たって事前にデータの品質を確保する必要があることや、登録シートに必ず記載すべき情報の範囲等が十分伝えられていないなど、人事院と参加府省等との間で十分な情報共有が図られていなかった。

さらに、人事院は、人給システムにデータを登録した後に整合性のチェックを実施した結果、各府省等とも総数で数万から数十万単位のデータの不整合によるエラーが発生していることについて、それぞれの参加府省等に連絡していたが、その際に、エラーの内容の詳細な解析結果の説明を行っていなかった。

これらの移行作業の遅延等により、前記のとおり、多くの府省等は、人給システムをいまだに運用できていない。

一方、人事院は、22年4月から26年6月までの間の国庫債務負担行為により、並行稼働又は本番稼働を開始した参加府省等のシステム利用責任者や業務担当者等の利用者を対象として、8時30分から19時までの間の電話等による問合せに対応するため、ヘルプデスク業務に係る契約を3億1452万余円で民間業者と締結していた。

その際、人事院は、前記のような技術的問題が多数発生することをあらかじめ想定していなかったため、ヘルプデスクでは、システム操作の説明等に係る問合せには直接回答するが、データ等に起因する問合せには、人給システムの管理等を行う運用センター等に対応を要請し、運用センター等からの回答を受けて、後日参加府省等に回答することを想定していた。

しかし、ヘルプデスクに寄せられた参加府省等からの問合せの多くがデータ等に起因するものであったことから、実際にヘルプデスクで対応できた件数は、全体の平均でも3分の1、最大の月でも半分程度であった。そして、運用センター等に対応を要請した回答の遅延等もあり、参加府省等が人事院に直接質問を寄せたことから、人事院では大量の質問に対する回答に忙殺されて、更なる移行作業の停滞を招くことになった。

また、契約における想定業務量は、21年8月改定の最適化計画に基づき、22年度から24年度までの間に、全ての参加府省等が人給システムの運用を開始するとの前提となっており、全ての参加府省等が並行稼働又は本番稼働を開始した場合には、平常時で1日約450件の問合せがあるとしていたが、前記のとおり、参加府省等の運用開始が大幅に遅延したことなどから、実際的な問合せ件数は、23年9月以降、1か月当たり数十件又は百数十件となっているなど想定業務量を大幅に下回っていた。

(3) プロジェクト管理支援業務

人事院は、参加府省等のシステム移行の支援を行うなど、「集中管理方式」により業務が多角化したことなどから、プロジェクト全体の管理体制を整備する目的で、20年度、22年度及び23年度に、プロジェクト管理支援業務に係る契約を民間業者と締結していた。

しかし、プロジェクト管理支援業務が、システムの設計・改修業務の契約期間内に終了

してしまったため、システムの設計・改修業務に対する全体評価が実施できず、中間報告しか行われていないなど、プロジェクト管理支援業務の契約期間と設計・改修業務の契約期間が十分対応していなかった。

これに対して、人事院は、20年度及び22年度のプロジェクト管理支援業務の契約期間内で完了しなかった管理支援業務について、22年度及び23年度のプロジェクト管理支援業務として実施しており、プロジェクト管理支援業務は、一般競争入札で実施されていたものの、それまでのプロジェクト管理支援業務で業務内容等を熟知している従来の管理支援業者が、入札において圧倒的に有利となっていた。

(4) 人事院における業務執行体制等

人事院及び内閣官房は、前記のとおり、「集中管理方式」への変更に際して、参加府省等の実務担当者から広く意見を聴取しながら、システム開発等を進める必要があるとして、18年9月及び同年11月に、参加府省等の課長クラスによる人給連絡協議会及び人給連絡協議会の実務的な検討の会議として人・給システム実務担当者連絡会議(以下「全体WG」という。)を設置し、設計・開発や移行作業を進めている。

全体WGは、システムの詳細機能や移行手順等の実務的な内容について、人事院と参加府省等の情報共有を強化するため、24年6月末までに25回開催している。しかし、全体WGでは、移行ツール及び登録シートについての説明並びに先行して移行作業を実施した府省等の進捗状況に係る情報の共有及び発生した課題に係る情報の共有が十分図られていなかった。

(5) 最適化計画における移行経費の計上

データ作成等の移行作業のうちには、システムに関する高度な技術的知識等を要する作業や作業量が非常に多いものもあることから、多くの参加府省等は移行作業を請負契約により民間業者に実施させている。

これらの移行作業に係る20年度から23年度までの間の請負契約は、^(注4)22府省等において73件、契約金額計18億0811万余円であった。

このような移行経費について、業務・システムの最適化効果を投資対効果の観点から計測することは重要であり、また、移行経費は上記のとおり多額であることから、最適化の実施に係る投資額として適切に把握することが必要である。

しかし、人事院は、参加府省等が保有しているシステムはそれぞれ独自システムであり、移行経費の算定が困難であること、また、人給システムに登録したデータの不整合を解消するために、移行ツールを改修し、これを用いた「新移行方式」を24年度に参加府省等に対して示すこととしており、これを踏まえた移行経費の把握が必要となることなどから、内閣官房等と協議の上、24年1月改定の最適化計画においても、移行経費を最適化の実施に係る投資額に含めていなかった。

(注4) 22府省等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、特許庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

(改善を必要とする事態)

人給システムは、これまで多額の国費が支出されているにもかかわらず、移行作業の遅延

に伴い多くの参加府省等の運用開始が遅延しているだけでなく、参加府省等における運用が安定しておらず、最適化効果の発現が大幅に遅延している事態のほか、移行経費を最適化の実施に係る投資額として計上していない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、人事院において、次のことなどによると認められる。

ア 参加府省等における運用の安定について

- (ア) 設計・開発に当たり参加府省等のデータ量等を十分確認していなかったこと
- (イ) 設計・改修業務におけるテストの作業工程及び作業期間について十分検討していなかったこと
- (ウ) プロジェクト管理支援業務の契約期間や業務内容等について十分検討していなかったこと

イ 移行作業における遅延について

移行作業に伴うリスクや参加府省等の業務内容等について十分把握していなかったこと、また、移行作業に必要となるヘルプデスク業務の業務内容や業務量を十分検討していなかったこと

ウ 最適化計画における移行経費の計上について

移行経費の算定の前提となる参加府省等の移行作業の業務内容等の把握が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

人給システムは、当初の最適化計画の策定から8年が経過しているにもかかわらず、システムを運用している府省等は、24年7月末現在、30府省等のうちわずか5省庁等にとどまっており、最適化効果の発現が遅延しているだけでなく、既に人給システムを運用している府省等においても、安定的なシステム運用が実現できていない。

については、人事院及び内閣官房において、参加府省等との調整をより一層実施するなどして人給システムの最適化を円滑に実施し、最適化効果が早期に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 人事院において、参加府省等と人給システムの改修の優先順位等を調整の上、引き続き改修に努めるとともに、改修業務についてシステムの品質を確保するためにテストの作業工程や作業期間を十分検討したり、プロジェクト管理支援業務について管理支援業者の技術的支援が十分受けられるよう契約期間や業務内容等を十分検討したりすること

イ 人事院において、人給システムの移行作業について参加府省等と十分情報共有を図って移行支援を実施するとともに、ヘルプデスク業務について必要となる業務量や業務内容を十分検討すること

ウ 人事院において、投資対効果の観点から参加府省等の移行経費を最適化の実施に係る投資額として計上できるよう参加府省等の移行作業の業務内容を十分把握するなど、移行経費の合理的な算定方法について検討すること

エ 内閣官房において、人事院が上記ア、イ及びウを実施する際に、人事院への助言を含む総合調整を行うこと

第2 内 閣 府

(内閣府本府)

意見を表示し又は処置を要求した事項

沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けの実施に当たり、貸付対象とする施設の省エネルギー効果を適切に検証するなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示したもの

部 局 等	内閣府本府、財務本省(貸付制度の所掌部局) 沖縄振興開発金融公庫(貸付けの実施部局)
省エネルギーの促進に係る貸付けの概要	沖縄において中小企業者が省エネルギーに資する施設を設置する場合に当該施設を取得するために、必要な資金を貸し付けるもの
省エネルギーの促進に係る貸付件数及び貸付額	8件 8億1550万円(平成22、23両年度)
上記のうち省エネルギー効果要件に沿った事業効果が確認できない貸付件数及び貸付額	3件 9550万円

【意見を表示したものの全文】

沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて

(平成24年10月26日付け 内閣総理大臣宛て
財務大臣)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 環境・エネルギー対策資金の概要

沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して小口の事業資金を貸し付け、また、沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金を貸し付けている。

そして、沖縄の企業等における省エネルギー(以下「省エネ」という。)の促進、非化石エネルギーの導入、公害防止及び再生資源の有効利用等の環境対策の促進等を図るために、内閣府及び財務省は「環境・エネルギー対策貸付制度要綱」(平成14年府沖振第200号、財政第179号。以下「貸付要綱」という。)を定め、公庫は貸付要綱等に基づき環境・エネルギー対策資金の貸付けを実施している。

(2) 省エネの促進に係る貸付けの概要

環境・エネルギー対策資金のうち、省エネの促進に係る貸付け(以下「省エネ貸付」という。)は、昭和53年度から実施しているもので、中小企業者が、省エネに資する施設、設備等(以下、単に「施設」という。)として貸付要綱に定められた施設を設置して、省エネの

推進を図る場合に、当該施設を取得するために必要な資金を通常より有利な貸付条件（貸付利率の引下げ、返済期間の長期化、貸付限度額の拡大等）で貸し付けるものであり、その内容は、沖縄以外の区域において公庫と類似の事業を行っている株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）における省エネ貸付とほぼ同様のものとなっている。

省エネ貸付の対象となる施設（以下「貸付対象施設」という。）は、日本公庫の省エネ貸付に係る対象施設の要件と同一であり、貸付要綱の別表（以下「要綱別表」という。）に列挙されている電動送り式金属工作機械、自走式作業用機械設備等の施設（表1参照）のうち、施設ごとに定められた省エネに資するとされる一定の構造等の要件（以下「構造要件」という。）に該当するなどの施設であって、省エネ効果^(注1)が現在の平均的な施設に対して25%以上のものであること（ただし、施設の更新の場合には、これに加えて、省エネ効果が更新前の施設に比べて40%以上のものであること）という要件（以下「省エネ効果要件」という。）を満たすものに限るとされている。

（注1） 省エネ効果 当該施設を使用して生産活動を行う際の生産物1単位当たりのエネルギー消費量（電力、燃料等の使用量）等の削減効果

そして、公庫は、省エネ効果要件については、要綱別表に掲げる施設であれば省エネ効果25%以上のものであると判断してよい（ただし、施設の更新の場合は、更新前の施設が耐用年数を経過しており、かつ、更新後の施設が要綱別表に掲げる施設であれば省エネ効果40%以上のものであると判断してよい）などとして取り扱うこととしている。

これは日本公庫における取扱いと同様の取扱いにしているものであり、日本公庫によれば、そのような取扱いとしているのは、日本公庫の省エネ貸付に係る要綱（以下「日本公庫貸付要綱」という。）を定めた中小企業庁が、資源エネルギー庁と協議した上で日本公庫に対して発した「資源エネルギー資金（省エネ関連）の対象施設の可否判断方法について」において、日本公庫による省エネ貸付の実施に当たっての省エネ効果の確認・判断方法として、日本公庫貸付要綱の別表（以下「日本公庫要綱別表」という。）に示されている施設は、省エネ効果が25%以上のものであると確認されているため、当該施設であれば必然的に省エネ効果要件を満たす（ただし、施設の更新の場合には、更新される施設が耐用年数を経過しているのであれば、更新による省エネ効果とこの25%を合わせて40%以上の省エネ効果が見込まれるので、省エネ効果要件を満たす）ものとしてよいとしているためであるとしている。

表1 要綱別表に掲載されている施設(平成23年度)

ヒートポンプ方式熱源装置	省エネルギー型麺類製造装置
廃熱ボイラー	省エネルギー型焼成焼上装置
省エネルギー型工業炉	高熱効率型連続蒸米機
コ・ジェネレーションシステム	高性能ねん糸機
染色整理装置	高速全自動殖版機
単板乾燥装置	省エネルギー型鍛造素材切断機
せん断機	省エネルギー型鋳物砂混練装置
高性能ダイカストマシン	省エネルギー型ショットブラスト
プレス・タッピング複合加工装置	省エネルギー型古紙梱包装置
自動温度調整装置	省エネルギー型ボイラー
省エネルギー型鋳造型機	省エネルギー型アーク溶接機
高周波誘導加熱装置	省エネルギー型真空焼鈍炉
省エネルギー型乾燥装置	熱成形機
省エネルギー型染色整理装置	精密打抜プレス
省エネルギー型紙製容器製造装置	省エネルギー型フォークリフト
省エネルギー型製本装置	高効率生地連続包あん機
省エネルギー型成形機	多段ホーマー
電動送り式金属工作機械	外断熱システム
省エネルギー型プレス	省エネルギー型ジョークラッシャー
無杼式自動織機	省エネルギー型経編機
省エネルギー型ダイカストマシン	建築物の省エネ性能の向上に資する 設備、機器及び建築材料
プリンターズロット	
省エネルギー型印刷機	高効率変圧器
自走式作業用機械設備	燃料電池発電設備
油圧解体機	省エネルギー型吸収式冷温水器
大口径掘削機	計 51 種類
省エネルギー電気炉	

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

省エネ貸付の制度は創設から30年以上が経過しており、その間の技術進歩等に伴い施設の省エネ性能は近年大きく向上するとともに、優れた省エネ性能を有する施設の普及が進んでいるところであって、制度の創設当時とは状況が大きく異なってきている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、貸付けの対象とされた施設の設置により貸付要綱等に定める省エネ効果要件に沿った事業効果が発現しているか、省エネ性能の向上、省エネ性能の高い施設の普及等の状況の変化に応じて貸付対象施設の見直しが行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、公庫が平成22、23両年度に実施した貸付け(22年度貸付件数6件、

貸付額計6億5800万円、23年度貸付件数2件、貸付額計1億5750万円、合計8件、貸付額計8億1550万円)を対象として、内閣府本府、財務本省、資源エネルギー庁及び中小企業庁において、要綱別表及び日本公庫要綱別表の各施設の省エネ効果等について説明を聴取したり、公庫の本店において、貸付関係書類により、貸付対象とした個々の施設について説明を聴取したりして実地に検査を行うとともに、資源エネルギー庁及び中小企業庁を通じて各施設に係る業界団体等に対して省エネ性能の状況、施設の普及状況等について調査を行うなどした。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

（1）貸付けに当たっての公庫による確認の状況

公庫は、貸付けに当たって、設置される施設が要綱別表に示された施設であり、構造要件に該当するものであることなどを確認しており、日本公庫における取扱いと同様に、これらの施設は省エネ効果要件を満たすものとして、貸付けを行っていた。

（2）貸付対象施設に係る省エネ効果の確認、検証等の状況

貸付対象施設として要綱別表に掲載されている施設及びその構造要件は日本公庫要綱別表と同一であり、中小企業庁等によれば、日本公庫要綱別表に掲載される施設の省エネ効果の確認等は中小企業庁が資源エネルギー庁と共同で行っているとしている。中小企業庁は、3年度に、当時の日本公庫要綱別表に掲載していた全施設について、資源エネルギー庁と共同で、省エネ効果の確認及び構造要件の検討を行い、当時の平均的な施設に対して省エネ効果が25%以上となっていることを確認したとしている。

しかし、23年度において日本公庫要綱別表に掲載されている51種類の施設の大半を占める46種類の施設は3年度当時から掲載されているものであり、特にこのうち36種類の施設については3年度以降構造要件が変更されていないものである。この36種類の施設の省エネ効果については、3年度に確認が行われた後は、17年度にこのうち2種類の施設について検証が行われた記録があるのみで、その他の施設については現在まで検証の記録はなく、これらの各施設が現在の平均的な施設に対してどの程度の省エネ効果があるかなどについては確認できない状況となっている。

そして、内閣府及び財務省は、中小企業庁による上記の省エネ効果の確認、検証等の状況を把握しておらず、要綱別表に定める施設及びその構造要件について、制度発足以来、常に日本公庫貸付要綱と同一の内容としてきている。

（3）貸付対象施設の省エネ効果の実態

上記のとおり、貸付対象施設として要綱別表に掲載されている施設の多くについて省エネ効果が確認できない状況であったため、本院が、各施設の省エネ効果について、資源エネルギー庁及び中小企業庁を通じて、当該施設の製造者等の業界団体等に対して調査を行ったところ、その回答の結果は表2のとおりとなっていた。

（注2） 要綱別表に掲載されている51種類の施設のうち1種類の施設については、関係する業界団体等が不明であるため、調査の対象から除外した。

表2 省エネ効果についての業界団体等に対する調査結果

調査項目	調査結果	
設置する施設が構造要件に該当することだけで、現在の平均的な施設に対して25%以上の省エネ効果があるといえるか。	25%以上の効果があるといえる。	16施設 (32.0%)
	25%以上の効果があるとはいえない。	15施設 (30.0%)
	25%以上の効果があるかどうか判断できない。	19施設 (38.0%)
	計	50施設 (100%)

すなわち、調査の対象とした50種類の施設のうち、設置する施設が構造要件に該当することだけで現在の平均的な施設に対して25%以上の省エネ効果があるといえるとしているものは、省エネルギー型製本装置、省エネルギー型印刷機等16種類の施設にとどまっており、その他の電動送り式金属工作機械、自走式作業用機械設備等34種類の施設については、以下の①又は②のとおり、構造要件に該当することだけで一律に省エネ効果要件を満たすとはいえないとしている。

- ① 現在では要綱別表に示されている構造要件は同種施設において一般的なものとなっており、構造要件を満たす施設がすなわち現在の平均的な施設となっていることなどから、設置する施設が構造要件に該当することだけで一律に現在の平均的な施設に対して25%以上の省エネ効果があるとはいえない(15種類の施設)。
- ② 用途等によって多種多様な施設があり、特に近年は多種多様な施設が設置されるようになってきていることなどのため、「現在の平均的な施設」の省エネ性能を設定することが困難であることなどから、これに対して25%以上の省エネ効果があるかどうか判断できない(19種類の施設)。

なお、前記で25%以上の省エネ効果があるとされた16種類の施設についても、そのうち7種類の施設については、施設の更新の場合、更新前の施設の構造が更新後の施設の構造と大きく変わらないことなどから、耐用年数を経過していることだけで一律に更新前の施設に比べて40%以上の省エネ効果があるとはいえないなどとしている。

このように、50種類の施設のうち34種類の施設については構造要件に該当することだけで一律に省エネ効果要件を満たすとはいえないと認められるにもかかわらず、日本公庫における取扱いと同様に、構造要件に該当するなどしていれば一律に省エネ効果要件を満たすものとして取り扱っているため、これらに該当する施設に対する貸付け(3件、貸付額計9550万円)については、貸付要綱に定める省エネ効果要件に沿った事業効果があるかどうか確認できないのに貸し付けられていると認められる。

なお、上記の3件のうち23年度に貸し付けられた1件について、本院において、設置された施設の省エネ効果について借受者からその状況を聴取するなどして調査したところ、平均的な施設に対して25%以上の省エネ効果があったことなどについては確認できなかった。

(改善を必要とする事態)

以上のように、貸付要綱に定める省エネ効果要件に沿った事業効果があるか確認できない

施設に多額の貸付けが行われている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、内閣府及び財務省において、日本公庫要綱別表に掲載された施設について、近年の施設の省エネ性能の向上、構造要件を満たす施設の普及等の状況の変化に応じて、省エネ効果の検証、構造要件の見直しなどが中小企業庁において十分に行われていないことを把握しないまま、要綱別表の施設及びその構造要件を日本公庫要綱別表と同一の内容としていて、当該施設を貸付対象とすることの妥当性を検討するなどの貸付要綱の見直しを十分に行っていなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

省エネ対策については、エネルギーの需給関係の改善、地球温暖化の防止等のため、近年、より一層の取組が必要となっており、内閣府及び財務省においては引き続き沖縄の中小企業者による省エネ施設の設置を支援する必要があるとしているところである。

しかし、現在の省エネ貸付の制度については、貸付要綱において具体的な省エネ効果要件が定められているものの、近年、施設の省エネ性能の向上、構造要件を満たす施設の普及、施設の多種多様化等が進んでいる中で、省エネ効果要件に沿った事業効果があるか確認できない施設に対して多額の貸付けが行われており、省エネ効果要件は実効のあるものとなっていないと認められる。

については、内閣府及び財務省において、中小企業庁等と連携するなどして、要綱別表に掲載している施設の省エネ性能や普及状況等に鑑み、これらの施設の省エネ効果を適切に検証したり、省エネ効果の確認・判断方法を見直したりなどして、十分な省エネ効果が期待できなくなっている施設については貸付対象施設から除外するなどの制度の見直しを行うことなどにより、省エネを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示する。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国営公園維持管理推進費補助金により造成された基本財産から生じた運用益の管理について

(平成 22 年度決算検査報告 57 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

内閣府本府は、財団法人海洋博覧会記念公園管理財団(以下「海洋博財団」という。)の基本財産の造成について助成し、海洋博財団の財政的基礎を確立するために補助金を交付している。そして、この補助金の運営要領においては、補助金により造成された基本財産(以下「補助造成財産」という。)の運用益について、内閣府本府が用途を別途定め、その運用益の収入及び支出を他の収入及び支出と区分経理し、帳簿等の整備及び保存を行わなければならないこととされている。しかし、内閣府本府は、運用益の用途を定めておらず、また、海洋博財団は、補助造成財産の運用益の支出について区分経理を行っておらず、帳簿等の整備及び保存も行っていなかった。

したがって、内閣府本府において、補助造成財産の運用益の用途を明確に定め、その具体的な用途を把握するとともに、海洋博財団に対して補助造成財産の運用益の支出について、勘定科目を設定させるなどして区分経理を行わせ、帳簿等を整備及び保存させて、補助造成財産の運用益の管理が適切に行われるよう内閣総理大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、内閣府本府及び海洋博財団において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府本府は、本院指摘の趣旨に沿い、23年10月に海洋博財団に対して内閣総理大臣決定を発して、補助造成財産の運用益の用途を明確に定めるとともに、同月に海洋博財団に通知を発して、補助造成財産の運用益により実施した事業の成果及び当該事業に要した経費内容が確認できる資料を提出させて具体的な用途を把握したり、補助造成財産の運用益に係る支出について海洋博財団に独立した勘定科目を設定させて区分経理を行わせたり、帳簿等を整備及び保存させたりする処置を講じていた。

(金 融 庁)

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

株式会社整理回収機構が平成 11、12 両年度に行った整理回収業務による利益について

〔平成 21 年度決算検査報告 80 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 65 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」という。)は、預金保険機構からの委託を受けて同機構に代わり破綻金融機関等から資産を買い取るとともに、買い取った資産の管理及び処分を行うなどの整理回収業務を実施しており、平成 11、12 両年度の整理回収業務から生じた利益 1837 億 7314 万余円を特例業務勘定において余裕資金として保有していた。これは、13 年 4 月施行の預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)の改正により、13 年度以降の整理回収業務から生じた利益については全て預金保険機構に納付することとされたが、施行前に生じた利益については、改正後の規定を適用しないこととされたことによるものである。しかし、同法の改正当時と比べて金融情勢等が変化してきているなどの状況において、上記の利益に係る資金が、整理回収機構に余裕資金として保有されている事態は適切とは認められない。

したがって、金融庁において、上記資金の有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させたり、同機構において今後発生し得る国庫負担に充当したりするなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう、内閣府特命担当大臣に対して 22 年 9 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、金融庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、前記資金の有効活用を図るため、整理回収機構が特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸出金債権等の回収等に伴って整理回収機構の住専勘定に生じたいわゆる二次損失の政府負担分に充当するために必要な金額を整理回収機構の特例業務勘定から住専勘定に繰り入れることができることとした預金保険法の一部を改正する法律^(注)(平成 23 年法律第 45 号)が 23 年 10 月 29 日に施行された。そして、金融庁は、本院指摘の趣旨に沿い、関係機関と協議を行った上で、同法に基づき、整理回収機構が 11、12 両年度に行った整理回収業務から生じた利益に係る資金 1837 億 7314 万余円の全額を、二次損失の政府負担分の充当財源として、当該資金を管理している整理回収機構の特例業務勘定から住専勘定に繰り入れるなどの処置を講じていた。

そして、上記の充当財源のうち、二次損失の政府負担分に充当された後の残余の金額が 68 億 3156 万余円となったことから、24 年 7 月 31 日に同額が預金保険機構の住専勘定を通じて国庫に納付された。

(注) 同法においては、特例業務勘定は「協定後勘定」と規定されている。

第3 総 務 省

不 当 事 項

補 助 金

(1) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(10)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項) 情報通信技術高度利活用推進費 (項) 電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省
補助等の根拠	予算補助、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
補助事業者等 (事業主体)	市 3、町 2、特定非営利活動法人 1、社団法人 1、会社 3、計 10 補助事業者等
補助事業等	情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業、携帯電話等エリア整備事業等
事業費の合計	16,179,341,155 円
上記に対する国 庫補助金等交付 額の合計	8,683,388,000 円
不当と認める事 業費の合計	6,018,150,938 円
不当と認める国 庫補助金等相当 額の合計	1,714,702,000 円

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、補助金等の交付額の算定が適切に行われているか、事業の計画が適切に策定されているかなどに着眼して、総務本省、5 道県、87 市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)、12 連携主体(複数の市町村等で構成される事業主体)、21 第三セクター、23 特定非営利活動法人、2 社団法人及び 4 会社において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、5 市町、1 特定非営利活動法人、1 社団法人、3 会社、計 10 事業主体が情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金又は無線システム普及支援事業費等補助金を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されていたり、事業の計画が適切でなかったりして、これらに係る国庫補助金 1,714,702,000 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 6,842,000 円

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金は、地域の知恵と工夫を生かし、地域の人材を活用し

て、情報通信技術(以下「ICT」という。)を導入・活用することにより、地域雇用の創出とともに、地域における公共サービスの向上を図るための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費について交付されるものである。そして、その交付対象経費は、サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末等の ICT 関連機器・設備の整備等に要する経費とされている。

本院が総務本省、1 県、3 市、1 一部事務組合、5 連携主体、6 第三セクター及び10 特定非営利活動法人において会計実地検査を行ったところ、1 特定非営利活動法人において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認める 交付対象 事業費	不当と認める 交付金相 当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(1) 特定非営利活動法人すずらの会ネットワーク	情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金	22	78,243	78,243	6,841	6,842	補助の対象外

この交付金事業は、特定非営利活動法人すずらの会ネットワーク(静岡県沼津市所在)が、健康維持・増進による地域住民の健康寿命の向上を目的として、地域住民が自宅等において測定した血圧、体重、歩数等のデータを携帯電話、情報端末等を利用して簡易に登録する健康管理システムや、高齢者等が転倒して骨折しないように筋力トレーニングをしたり、認知症を予防したりなどするための映像を高齢者向けに配信する介護予防システムの整備等を行ったものである。

そして、同法人は、本件交付金事業を実施するに当たり、自動体外式除細動器、心電計及びバイタルセンサ^(注)をそれぞれ2台ずつ、計6台購入して、これらの機器の購入に要した経費計6,841,720円を交付対象事業費に含めていた。

しかし、これらの機器は、測定したデータが上記の健康管理システム等に登録されないなど、同システムと連携して用いられるものではないことから、ICT 関連機器・設備に該当せず、交付の対象とはならないものである。

したがって、前記の機器の購入に要した経費計6,841,720円に係る交付金相当額6,842,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において本件交付金事業の対象となる経費についての検討が十分でなかったこと、総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに同法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) バイタルセンサ 心拍数、呼吸、血圧等を測定するための機器

(2) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金(映像活用型)の交付を受けて実施する事業の計画が適切でなかったもの 5 件 不当と認める国庫補助金 1,381,272,000 円

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金(映像活用型)は、地域の知恵と工夫を生かし、情報通信技術を導入・活用するなどして、地域における諸課題を解決することなどを目的とした事業のうち、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行等を図るため、ケーブルテレビ等の有線電気通信の送信を行う事業を実施する市町村等に対して、ケーブルテレビ事業を行うための伝送路設備等の整備に要する経費の一部について交付されるものである。

本院が、総務本省及び5市町において会計実地検査を行ったところ、5市町において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める交付対象事業費	不当と認める交付金相当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(2) 佐賀県佐賀市	情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金	21、22	3,717,784	929,446	3,717,784	929,446	計画不適切
(3) 佐賀県鳥栖市	同	21、22	134,492	33,623	134,492	33,623	同
(4) 佐賀県神埼市	同	21、22	1,531,732	382,933	1,531,732	382,933	同
(5) 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	同	21、22	96,573	24,143	96,573	24,143	同
(6) 佐賀県三養基郡みやき町	同	21、22	44,508	11,127	44,508	11,127	同
(2)-(6)の計			5,525,089	1,381,272	5,525,089	1,381,272	

5市町は、本件交付金事業の実施に当たり、伝送路設備等を整備する地域に在住する世帯(以下「加入対象世帯」という。)計45,943世帯が5年間でケーブルテレビに加入することを想定して当該設備等を整備することとしていた。また、5市町は、ケーブルテレビ放送のサービスが開始される平成23年4月から地上デジタルテレビ放送への移行期限である同年7月24日までの4か月間における、上記の伝送路設備等を整備する地域内の予測加入率を市町ごとに40%又は90%とそれぞれ設定して、加入対象世帯のうち計18,891世帯が加入することとした実施計画書を作成し、総務本省に提出していた。

しかし、5市町は、予測加入率を設定するに当たり、加入対象世帯に対してケーブルテレビに加入する意思の有無等について調査することなく、佐賀県内の他地域における加入率の実績をそのまま用いていた。また、多くの加入対象世帯は、地上デジタルテレビ放送の受信に当たり、通常のアンテナに比べて受信性能の高い個別アンテナを設置するなどの対策を既に自己負担で実施しており、伝送路設備等を整備する地域は、地上デジタルテレビ放送の視聴が通常可能であったと認められた。

このため、地上デジタルテレビ放送への移行後の23年7月末における5市町の加入率は、表のとおり、予測加入率を大幅に下回っていた。また、本件交付金事業の完了後1年が経過した24年3月末においても、5市町の加入率は、ほとんど増加しておらず、今後も早急には向上が見込めない状況であると認められた。

表 ケーブルテレビに係る5市町の加入率等 (単位：％、世帯)

市町名	予測加入率(A)	加入対象世帯数(B)	加入見込世帯数(A×B)	加入世帯数(平成23年7月末)(C)	加入率(23年7月末)(C/B)	加入世帯数(24年3月末)(D)	加入率(24年3月末)(D/B)
佐賀市	40	33,953	13,600	803	2.4	1,021	3.0
鳥栖市	90	500	450	82	16.4	93	18.6
神埼市	40	11,000	4,400	566	5.1	703	6.4
吉野ヶ里町	90	320	288	22	6.9	33	10.3
みやき町	90	170	153	78	45.9	81	47.6
計	—	45,943	18,891	1,551	3.4	1,931	4.2

したがって、ケーブルテレビに加入する意思の有無等について調査することなく、地上デジタルテレビ放送の視聴が通常可能であった地域に対して、伝送路設備等を整備した事態は適切ではなく、本件交付金事業に係る交付金相当額計1,381,272,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市町において、本件交付金事業に当たっての意向調査の実施等についての認識が十分でなかったこと、総務本省において、本件交付金事業に当たっての意向調査の実施について5市町に十分指導していなかったこと及び同事業の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 無線システム普及支援事業費等補助金が過大に交付されていたなどのもの

4件 不当と認める国庫補助金 326,588,000円

無線システム普及支援事業費等補助金(平成21年度以前は電波遮へい対策事業費等補助金)は、電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図ることや地上デジタルテレビ放送の受信に生ずる障害に対策を講ずることなどを目的として、無線通信を行う電気通信事業者、一般社団法人等の事業主体に対して、国が対策事業に要する経費の全部又は一部について補助するものである。

本院が、総務本省、3会社及び1社団法人において会計実地検査を行ったところ、4事業主体において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象事業費 千円	左に対する 国庫補助金 交付額 千円	不当と認める 補助対象 事業費 千円	不当と認める 国庫補助 金相当額 千円	摘要
(7) 株式会社 エヌ・ティ ・ティ・ ドコモ	携帯電話等 エリア整備 (73事業)	21~23	2,485,889	1,657,226	118,373	78,911	補助金の 過大交付
(8) ソフトバ ンクモバ イル株式 会社	同 (10事業)	22	102,512	68,340	4,881	3,254	同
(9) KDDI 株式会社	同 (99事業)	22, 23	7,467,768	4,978,472	355,608	237,066	同

これらの補助事業は、上記の3事業主体が、携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、過疎地、辺地等の条件不利地域において、他の電気通信事業者から専用回線による通信サービス等の電気通信役務の提供を受けるなどして、無線通信用施設等の開設に必要な伝送専用線を整備したものである。

3事業主体は、182事業について、他の電気通信事業者への支払に係る消費税相当額(計478,863,061円)を加算した事業費計10,241,809,853円(うち補助対象事業費計10,056,170,980円)で実施したとして総務本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計6,704,038,000円の交付を受けていた。

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、事業者の課税売上割合(総売上高に対する課税売上高の割合)が95%以上となっている場合等においては、事業者は、課税仕入れに係る消費税の全額を仕入税額控除することができることとなっている。

そして、補助事業の事業主体が補助事業の対象となる役務の提供を受けることなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で提供を受けた役務等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該役務の提供等に係る消費税を実質的に負担していないこととなる。

補助事業 者 (事業主 体)	補助事業	年 度	補助対象事 業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	

このため、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号)によると、補助事業の事業主体は、交付申請に当たって、仕入税額控除できる部分の金額が明らかな場合は、交付を受けようとする補助金額から、補助対象事業費に含まれる仕入税額控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならないとされており、実績報告に当たっても、同様に減額して報告しなければならないとされている。

しかし、3事業主体は、消費税の確定申告書等において、課税売上割合が95%以上であることなどから、課税仕入れに係る消費税の全額を仕入税額控除することができる消費税法上の事業者該当して他の電気通信事業者への支払に係る消費税を実質的に負担しないこととなるのに、前記の182事業について、交付を受けようとする補助金額から消費税仕入控除税額を減額していなかったことは適切とは認められない。

したがって、182事業について、仕入税額控除の対象となる消費税相当額を除いた適正な補助対象事業費を算出すると、前記の補助対象事業費は478,863,061円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額319,231,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において本件補助事業における消費税の取扱いに対する認識が十分でなかったこと、総務本省において本件補助事業の実績報告書等の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(10)	社団法人 デジタル 放送推進 協会	受信障害対 策紛争処理	21	519,837	519,835	7,357	7,357	不完全給 付
------	----------------------------	----------------	----	---------	---------	-------	-------	-----------

この補助事業は、社団法人デジタル放送推進協会が、受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応に当たって、受信者と共聴施設管理者等との間に民事的な紛争が生じた場合に、これら紛争当事者からの相談の受付、法律専門家への相談対応の依頼等の業務を実施したものである。

同協会は、上記業務の実施に当たって、全国を北海道ブロック等10ブロックに分割した上でブロックごとに業者と業務請負契約を締結していた。そして、同協会は、上記の契約のうち、東北、信越、東海各ブロックの契約について、仕様書において、平成21年8月3日(契約日)から22年3月31日までの間、管理責任者1人及び事務補助要員1人を配置させることとして、それぞれ業者と契約を締結し、契約が適正に履行されたとして、契約金額計88,147,500円の全額を支払っていた。

しかし、上記3ブロックの契約について業者による業務の履行状況を検査したところ、管理責任者及び事務補助要員が一定期間配置されていないなど、仕様書に定めた契約内容に適合した業務が履行されていなかった。

したがって、前記3ブロックの契約に係る業務は、前記の仕様書どおりに要員が配置されておらず履行が適切を欠いていて、これに係る国庫補助金計7,357,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同協会において前記業務の履行に対する検収が適切に実施されておらず、適正な実績報告が行われていなかったこと、総務本省においてこれに対する審査及び確認並びに同協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(7)-(10)の計			10,576,006	7,223,873	486,219	326,588	
------------	--	--	------------	-----------	---------	---------	--

そ の 他

- (11) 特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含
 (16) めていたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)
交 付 先	市 3、町 2、村 1
特別交付税交付額	13,003,888,000 円(平成 19 年度～23 年度)
過大に交付された特別交付税の額	109,640,000 円(平成 19 年度～23 年度)

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要がある地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和 51 年自治省令第 35 号。以下「省令」という。)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。

市町村は、当該市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出している。そして、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、総務省は、送付された算定資料等の金額に所定の係数を乗ずるなどして地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定することとされている。

省令、算定資料の記載要領等(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の算定事項の経費の算定に当たっては、市町村が負担する額に基づくことなどとされ、国庫補助金等の交付対象となる事業に市町村が併せて交付する補助金等を経費として算定の対象とすることとなっている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかに着目して、総務本省及び 17 府県の 222 市町村において、平成 19 年度から 23 年度までの間に交付された特別交付税を対象として、特別交付税の算定資料等により会計実地検査を行った。

検査の結果、3 県の 6 市町村に交付された特別交付税計 13,003,888,000 円のうち、算定事項の経費の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたなどのため、特別交付税計 109,640,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、市町村において省令等の理解が十分でなかったこと、県において算定資料等の審査が十分でなかったこと、総務省において地方団体に対する省令等の周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宮崎県東臼杵郡椎葉村は、平成22年度に、国が地方バス路線の運行維持を目的として交付するバス運行対策費補助金の交付対象となる路線に対して、同村が国の補助金等と併せてバス事業者に補助金を交付するなどのため、特別の財政需要が生ずるとして、その経費を46,227,000円とする算定資料等を宮崎県に提出するなどして、地方バス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税36,982,000円を含む特別交付税525,590,000円の交付を受けていた。

しかし、同村が経費を負担している路線には国のバス運行対策費補助金の交付対象となっていない路線がなく、同村は、国の補助金等と併せて交付する補助金がないのに、誤って、同補助金として、同村がバスを直接運行している路線の経費等に係る予算額18,251,000円を含めるなどして上記の経費を算定していた。

したがって、適正な経費に基づいて特別交付税を算定すると21,444,000円となることから、特別交付税15,538,000円が過大に交付されていた。

以上を県別・交付先別に示すと次のとおりである。

県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要
(11) 島根県	松江市	地方バス	21、22	千円 4,550,869	千円 12,147	算定方法を誤るなどしていたもの
(12) 同	安来市	同	19～23	6,272,056	62,593	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(13) 福岡県	宮若市	地理情報システム	19	783,083	7,791	同
(14) 宮崎県	児湯郡高鍋町	地方バス	21	175,824	6,142	同
(15) 同	東臼杵郡椎葉村	同	22	525,590	15,538	算定の対象とならない経費を含めるなどしていたもの
(16) 同	東臼杵郡美郷町	同	21	696,466	5,429	同
(11)～(16)の計				13,003,888	109,640	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について、同機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整し、国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの

部局等	総務本省
検査の対象	総務本省 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
設置等の根拠法	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)、郵政民営化法(平成17年法律第97号)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が平成22年度末に保有していた利益剰余金の額	郵便貯金勘定	295 億 2190 万円
	簡易生命保険勘定	311 億 9501 万円
	計	607 億 1692 万円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について

(平成 24 年 5 月 11 日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 利益の処分に係る制度の概要

(1) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の概要

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)等の規定により、日本郵政公社(以下「公社」という。)が解散した平成 19 年 10 月 1 日に設立された。公社の民営・分社化(以下「民営化」という。)により設立された株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険は、それぞれ銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)、保険業法(平成 7 年法律第 105 号)等の規定に基づき、銀行業又は生命保険業を営むこととなり、郵便貯金法(昭和 22 年法律第 144 号)及び簡易生命保険法(昭和 24 年法律第 68 号)は廃止された。そして、民営化前に預入れなどが行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険については機構が承継したが、それらの管理に当たっては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の郵便貯金法及び簡易生命保険法(以下、それぞれ「旧郵便貯金法」及び「旧簡易生命保険法」という。)の規定によることとされた。

機構は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。)等の規定に基づき、郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することを目的として、郵便貯金の業務(以下「貯金業務」という。)及び簡易生命保険の業務(以下「保険業務」という。)を行っている。そして、機構は、両業務に係る経理を郵便貯金勘定と簡易生命保険勘定に区分して整理している。

また、機構は、機構法等の規定に基づき、貯金業務の一部については株式会社ゆうちょ銀行に、保険業務の一部については株式会社かんぽ生命保険にそれぞれ委託して実施しており、機構自らは、業務委託先の監督のほか、満期を経過した郵便貯金や簡易生命保険の保険金等の受取について預金者及び保険金受取人等に対する周知等を行っている。

(2) 積立金の国庫納付等

独立行政法人を所管する主務大臣は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)の規定に基づき、3 年以上 5 年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示することとされている。

独立行政法人は、各年度の損益計算において利益を生じたときは、通則法の規定に基づ

き、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理することとされている。

そして、機構は、機構法の規定に基づき、中期目標期間の最終年度に、積立金の額に相当する金額から次期中期目標期間における積立金とすることについて総務大臣の承認を受けた金額を控除してなお残余がある場合には、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。

また、22年5月の通則法の改正により、同年11月以降、独立行政法人は、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であつて主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、通則法第46条の2第1項の規定により、不要財産であつて政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。政府も、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うこと、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことを掲げている。

(3) 郵便貯金勘定における権利消滅金及び簡易生命保険勘定における時効完成益

ア 権利消滅金

銀行に預け入れられた預金は商事債権とされており、商法(明治32年法律第48号)の規定により、5年間行使しないときは時効によって消滅するとされているが、銀行は時効を援用しないのが通例であり、時効完成後に預金者から払戻請求があればいつでも払戻しを行うとしている。なお、株式会社ゆうちょ銀行は、民営化以降に預入れが行われた貯金については、これと同様な取扱いを行うとしている。

一方、機構が管理する定額郵便貯金等については、満期を迎えた場合及び満期後10年間払戻請求等がない場合、機構が預金者に文書を送付して払戻しをするよう促し、満期後20年を経過してもなお払戻請求等がない場合には、機構が預金者に対して文書により催告を行っているが、その後2か月以内に払戻請求等がない場合には、旧郵便貯金法の規定により、その貯金に関する預金者の権利は消滅することとされている。この場合、預金者の権利は確定的に消滅することから、預金者から払戻請求等があつても銀行のように払戻しを行うことはできないこととなっており、この取扱いは民営化前から一貫したものとなっている。

そして、機構は、預金者の権利が消滅した貯金の額については、「権利消滅金」として郵便貯金勘定の収益に計上している。

イ 時効完成益

機構が管理する簡易生命保険の保険金等のうち満期となったものなどについては、機構が保険金受取人等に対して文書を送付して、受取しをするよう促しているが、満期等となった後5年を経過したときは、旧簡易生命保険法の規定により、機構の保険金等

の支払義務は時効によって消滅することとされている。そして、機構は、時効が完成した保険金等の額については、「時効完成益」として簡易生命保険勘定の収益に計上している。しかし、機構は、時効完成後に保険金受取人等から保険金等の支払請求があった場合には、時効を援用しないこととして、支払を行うことにしている。

機構の第1期中期目標期間は19年度から23年度までであるが、22年度までに発生した権利消滅金及び時効完成益は、表1のとおりであり、その合計額は、それぞれ316億余円、454億余円となっている。また、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定に計上された当期総利益の全額が積立金として整理されており、22年度末の当期総利益に積立金を加えた利益剰余金は、それぞれ295億余円、311億余円、計607億余円となっている。

表1 権利消滅金、時効完成益、利益剰余金等の状況 (単位：千円)

項目		年度	区分	平成19	20	21	22	計
郵便貯金勘定	権利消滅金(A)		収益	1,528,092	2,992,560	3,702,202	23,408,964	31,631,820
	当期総利益		利益	1,211,127	2,380,510	2,998,724	22,931,547	
	積立金		純資産	—	1,211,127	3,591,637	6,590,361	
	利益剰余金		純資産	1,211,127	3,591,637	6,590,361	29,521,909	
簡易生命保険勘定	時効完成益(B)		収益	8,975,130	24,144,141	6,471,446	5,897,942	45,488,660
	当期総利益(△当期総損失)		利益(損失)	9,025,079	23,419,174	△ 5,346,348	4,097,106	
	積立金		純資産	—	9,025,079	32,444,254	27,097,905	
	利益剰余金		純資産	9,025,079	32,444,254	27,097,905	31,195,012	
法人単位	(A)+(B)		収益	10,503,222	27,136,702	10,173,649	29,306,906	77,120,481
	当期総利益(△当期総損失)		利益(損失)	10,236,206	25,799,684	△ 2,347,624	27,028,654	
	積立金		純資産	—	10,236,206	36,035,891	33,688,267	
	利益剰余金		純資産	10,236,206	36,035,891	33,688,267	60,716,921	

注(1) 平成19年度は19年10月1日から20年3月31日までの6か月間である(以下の表において同じ)。

注(2) 「区分」欄は、その項目が計上されている損益計算書又は貸借対照表における要素を示す(以下の表において同じ)。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、多額に上っている機構の利益剰余金について、有効性等の観点から、通則法改正等の趣旨を踏まえた保有資産の見直しが適切に行われているかなどに着眼して、機構において権利消滅金及び時効完成益に係る経理処理の状況を確認するとともに、貴省及び機構において、機構の利益の処分方針等について見解を徴したり、関係資料の提出を受けたりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 基本方針への対応状況

貴省は、行政刷新会議が23年9月に、基本方針に基づく各独立行政法人の見直し状況のフォローアップ調査を行った際に、機構が保有している金融資産は、郵便貯金及び簡易生命保険について機構が負っている負債に見合うものとなっており、政府からの出資又は支出に係る不要財産は保有していないと同会議に報告していた。これは、貴省が、機構が保有する積立金は政府からの出資又は支出に係る財産ではないとしていることによるものであり、このため、通則法第46条の2第1項の規定に基づく国庫納付の対象とはならないとしている。また、機構法においても、前記のとおり、中期目標期間の終了時における積立金の処分について定めているにすぎない。このように、現行の法令では、中期目標期間の途中で国庫納付することができるとする規定が設けられているのは政府からの出資又は支出に係る財産に限られていることから、貴省は、機構に対して、積立金を速やかに国庫納付する措置を執るよう求めていなかった。

(2) 勧告の方向性への対応状況

貴省に設置された政策評価・独立行政法人評価委員会は、通則法の規定に基づき、独立行政法人の中期目標期間終了時に、当該法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告ができることとされている。そして、同委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月閣議決定)に基づき、23年12月に、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(以下「勧告の方向性」という。)を総務大臣に発出している。勧告の方向性においては、機構の積立金の全てが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要な資金であるとまでは認め難いことから、機構の解散や、新組織への権利義務承継の動向にも留意し、国の財政事情も踏まえつつ国庫納付の在り方について検討すること、機構法の規定に基づく積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出することが求められた。機構の解散等の動向にも留意することとされたのは、22年10月に国会に提出され^(注)継続審議となっていた郵政改革法案において、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」とされていたことによる。

(注) 郵政改革法案は、平成24年3月30日に、第180回国会において撤回され、同日、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案が提出された。なお、同法律案は4月27日に可決成立している。

貴省は、勧告の方向性に対して、23年12月に、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」を策定し、勧告の方向性における指摘のとおり、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するとともに、国庫納付の在り方については、機構の解散及び新組織への権利義務承継に関する今後の動向にも留意するなどして検討を行うとしている。

しかし、貴省は、次期中期目標期間における積立金として整理する金額について、承認するに当たっての基本的な考え方について整理しているものの、いまだ確定するまでには

至っていないとしており、また、国庫納付の在り方については、機構の解散等に関する今後の動向が明確になっていないとして、いまだ検討が行われていない状況となっている。

(3) 郵便貯金勘定における権利消滅金及び簡易生命保険勘定における時効完成益の発生状況

ア 権利消滅金について

機構は、前記のとおり、毎年度、数十億円以上の権利消滅金を郵便貯金勘定の収益に計上している。

そして、機構が貯金業務を実施するに当たり、資産運用収益等だけでは事業費等の費用に見合う収益が不足しているが、実際に不足する収益は、表2のとおり、各年度3億余円から7億余円にすぎないことから、各年度とも権利消滅金を主たる源泉として多額の当期総利益が計上されている。そして、多額の権利消滅金が毎年度継続して発生している状況において、翌年度以降も機構が利益剰余金を保有する必要性は乏しいと認められるにもかかわらず、機構はこれを積立金として整理することとなる。その結果、22年度末における当期総利益に積立金を加えた利益剰余金の額は295億余円にも上っている。

表2 郵便貯金勘定における利益剰余金等の状況 (単位：千円)

年度 項目	区分	平成 19	20	21	22	計
権利消滅金	収益	1,528,092	2,992,560	3,702,202	23,408,964	31,631,820
その他利益 (△その他損失)	収益 (費用)	△ 316,965	△ 612,050	△ 703,478	△ 477,416	△ 2,109,911
当期総利益	利益	1,211,127	2,380,510	2,998,724	22,931,547	
積立金	純資産	—	1,211,127	3,591,637	6,590,361	
利益剰余金	純資産	1,211,127	3,591,637	6,590,361	29,521,909	

イ 時効完成益について

機構は、前記のとおり、毎年度、数十億円以上の時効完成益を簡易生命保険勘定の収益に計上している。

そして、機構は、前記のとおり、保険金等の時効が完成した場合においても時効を援用しないで保険金受取人等からの支払請求に基づき保険金等を支払うことにしている(以下、この支払金を「時効完成支払金」という。)。機構は、21年度以降、時効完成支払金の支払に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を時効保険金等払戻引当金(以下「引当金」という。)として計上している。そして、表3のとおり、引当金を計上した初年度の21年度は、期末に期首の引当金を93億余円と算出し、時効完成支払金44億余円を引当金の当期減少額とするとともに、期末の引当金を68億余円と計上した上で、引当金の当期増加額に相当する額を18億余円と算出している。また、期首の引当金として算出した93億余円と期末の引当金68億余円の差額25億余円を引当金から戻入するなどして40億余円の経常利益を計上している。21年度は、引当金の計上初年度のため、期首の引当金として算出した額と同額の93億余円を特別損失として計上したことにより、53億余円の当期総損失を計上したが、主に時効完成益を源泉とする利益剰余金の額が20年度末で324億余円計上されていたため、21年度末においてもなお利益剰余金の額は270億余円に上っている。

前記のとおり、時効が完成した保険金等は、機構が時効を援用しないとしている限り、支払請求があれば支払を行うことになることから、時効完成支払金の額は、支払請求の動向に左右されるものであり、各年度において時効完成益を源泉として発生した利益剰余金については、直ちに全額を国庫に納付すべきとまでいえるものではなく、保険業務において機構が保有する必要がある額を算出するに当たっては、貯金業務と比較してより不確定な面があると認められる。しかし、実際の支払請求に対して必要と見込まれる額については前記のとおり引当金によって確保されていることから、更に多額の利益剰余金を機構が保有する必要性は乏しいと認められるにもかかわらず、機構はこれを積立金として整理することとなる。その結果、22年度末における当期総利益に積立金を加えた利益剰余金の額は311億余円にも上っている。

表3 簡易生命保険勘定における利益剰余金等の状況 (単位：千円)

年度		区分	平成 19	20	21	22	計
時効完成益		収益	8,975,130	24,144,141	6,471,446	5,897,942	45,488,660
時効完成支払金		費用	—	792,305	4,437,134	2,790,856	8,020,296
時効保険金等払戻引当金戻入		収益	—	—	2,545,943	1,119,327	3,665,271
その他利益 (△その他損失)		収益 (費用)	49,949	67,338	△ 533,656	△ 129,306	△ 545,675
経常利益		利益	9,025,079	23,419,174	4,046,598	4,097,106	
特別損失		費用	—	—	9,392,947	—	9,392,947
当期総利益 (△当期総損失)		利益 (損失)	9,025,079	23,419,174	△ 5,346,348	4,097,106	
積立金		純資産	—	9,025,079	32,444,254	27,097,905	
利益剰余金		純資産	9,025,079	32,444,254	27,097,905	31,195,012	
時効保険金等払戻引当金	期首残高	—	—	—	— (9,392,947)	6,847,003	
	当期増加額	—	—	—	11,284,138 (1,891,191)	1,671,529	
	当期減少額	—	—	—	4,437,134	2,790,856	
	期末残高	負債	—	—	6,847,003	5,727,676	

(注) 21年度における「時効保険金等払戻引当金」の「期首残高」及び「当期増加額」のうち、下段の括弧内の金額は、「当期増加額」の上段の金額の内訳である。

以上のとおり、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、利益剰余金の全額を、中期目標期間中の毎年度、積立金として整理することは、現行の制度に即した取扱いではあるものの、その必要性は乏しいと認められ、22年度までの業務運営においては、利益剰余金の全額を国庫に納付したとしても、簡易生命保険の保険金等の保険金受取人等への支払に支障を生ずることなどはなく、郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するという機構の目的を達成することが困難になることはなかったと認められる。

(改善を必要とする事態)

多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度継続して発生していることにより増加を続けて

いる利益剰余金は、機構が業務を確実に履行する上で保有する必要性が乏しいと認められるのに、5年間の中期目標期間が終了するまで保有し続けている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、現行の制度では、中期目標期間の終了時にのみ積立金の国庫納付を行うこととなっているなどのため、貴省及び機構において、毎年度発生する権利消滅金及び時効完成益を源泉とした利益剰余金の活用についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

機構の決算において利益計上されている権利消滅金及び時効完成益は、本来、貯金や保険金等であったものであることから、機構は、これらの発生を最小限に抑えるため、預金者、保険金受取人等に対して、文書による催告等を行っているだけでなく、新聞、ラジオ広告等による周知も実施してきており、今後もより一層こうした取組に努める必要がある。しかし、こうした努力を行ってもなお権利消滅金及び時効完成益の発生が見込まれ、これらを主たる源泉として、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において今後も継続して当期総利益が発生することが見込まれる。

一方、我が国の厳しい財政状況に鑑みれば、独立行政法人制度についても抜本的な見直しを行うことなどにより、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠であるとの認識の下、独立行政法人内部における不要資産の留保を防止する仕組みを構築するなどして、独立行政法人の業務運営を適正化する仕組みを導入することなどが求められている。このような状況下において、独立行政法人における不要財産のうち政府からの出資又は支出に係るものについては通則法の規定により遅滞なく国庫に納付するものとされており、基本方針においても独立行政法人の利益剰余金等で不要と認められるものについては速やかに国庫納付することとされている。

したがって、これらの趣旨を踏まえれば、公社から承継することにより機構において管理することとなった郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益を源泉として生じた利益剰余金についても、貴省がこれを保有する必要性がないと判断した場合には、中期目標期間の終了時に国庫に納付されることとなるものであるから、こうした資産をより有効に活用するためには、機構が利益剰余金を保有する必要性について、中期目標期間の終了を待つことなく、貴省において適時に検討した上で、その必要性がないものについては速やかに国庫に納付させることが必要であると認められる。

については、貴省において、機構と共に、機構が業務を履行するために保有する必要性がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整し、国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう意見を表示する。

- (2) 電波資源拡大のための研究開発に関する契約について、額の確定のための検査の充実・強化を図ったり、違約金に関する契約条項を設けたりするなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省	(項)総務本省施設費 (項)情報通信技術研究開発推進費(平成19年度は、(項)総務本省) (項)電波利用料財源電波監視等実施費(平成19年度は、(項)総務本省) (項)統計調査費 (組織)総合通信局 (項)ユビキタスネットワーク整備推進費 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省、9 総合通信局、1 総合通信事務所	
契約の概要	情報通信分野における研究、開発等について委託等するもの	
契約の相手方	三菱電機株式会社	
契約件数	120件(平成19年度～23年度)	
上記に係る支払額	114億8835万円(背景金額)	

【意見を表示したものの全文】

電波資源拡大のための研究開発に関する契約等における額の確定のための検査の実施状況等について

(平成24年10月25日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電波資源拡大のための研究開発等の概要等

(1) 電波資源拡大のための研究開発等に係る契約の概要

貴省は、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)との間で契約を締結し、情報通信分野における研究、開発等を行っており、これらの平成19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部が完了した契約は計120件、支払額計114億8835万余円となっている。このうち、電波法(昭和25年法律第131号)等に基づき、電波資源拡大を行うことを目的として行われる無線システムに必要な周波数を効率的に利用する技術等の研究開発(以下「電波資源拡大のための研究開発」という。)に関する契約の支払額は22億7544万余円となっている(表参照)。

表 総務省と三菱電機との契約実績 (単位：件、千円)

年度	件数	金額
平成 19	24(6)	2,737,283(1,055,926)
20	24(5)	2,386,062(623,217)
21	30(3)	3,020,656(256,479)
22	28(1)	1,604,122(180,339)
23	14(1)	1,740,227(159,484)
計	120(16)	11,488,351(2,275,447)

注(1) 契約実績は、平成 19 年度から 23 年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約の実績であり、1 件 300 万円以上のものである。

注(2) 括弧書きは、電波資源拡大のための研究開発に係る分で内数である。

注(3) 単位未満を切り捨てているため、金額の合計と計欄は一致しない。

これらの契約については、貴省は、電波資源拡大のための研究開発の実施において、効果的かつ効率的な実施の融通性を確保するなどのため、貴省が支払うべき経費の額を契約締結時に確定しがたいことから、支払うべき経費の額を契約で定めている実施計画書に記載した経費の内訳に基づき契約金額の範囲内で確定する概算契約により締結している。そして、貴省は、契約の履行期間中又は履行後において、支払うべき経費の額の確定のための検査を実施している。

(2) 額の確定のための検査等の概要

貴省は、概算契約において、支払うべき経費の額の確定のための検査として、契約の履行期間中に業務の実施に要する経費の処理状況の検査(以下「中間検査」という。)を実施したり、契約の履行後に業務の実施に要した経費の額が記載された実績報告書等の提出を受けた際に、その内容が契約に適合するものであるかどうかについての検査(以下「確定検査」という。)を実施したりなどすることとしている。

そして、上記検査の結果、業務に要した経費の支出状況が適切であると認めるときは、契約金額と業務の実施に要した経費の額とのいずれか低い額を支払うべき経費の額として額の確定を行うこととしている。

一方、貴省は、業務の実施に当たり工数付替え等が行われていた疑いがあると認められた場合は、契約相手方に対して、契約の履行に関する監査を指示し、その結果を期限を定めて監査報告書により報告させるとともに、事業所等に立ち入るなどして、その内容を確認することができることとしている。そして、確認の結果、過払金等が生じていた場合は、当該過払金等の返還を求めるとし、当該過払金等を契約相手方が受領した日から過払金等の納付日までの日数に応じ、年 10.95% の割合により計算した利息を付することができることとしている。

(3) 過大請求事案の概要

貴省は、三菱電機鎌倉製作所(以下「鎌倉製作所」という。)が、製造等に直接従事した作業時間である工数を他の契約等との間で付け替えることなどにより申告する工数を水増しして、防衛省、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター及び独立行政法人宇宙航空

研究開発機構に対して過大請求していたとする24年1月の報道を踏まえ、貴省との契約においても同様の事態がなかったかについて三菱電機に調査するよう指示していた。

その結果、貴省は、24年3月2日に、三菱電機から、電波資源拡大のための研究開発に関する契約のうち、19、20両年度に三菱電機と締結した「偏波多重衛星通信技術の研究開発」に係る概算契約において、実態と整合しない工数計上による過大請求を行っていたとの報告を受けたため、同社に対して指名停止の措置を執った。

なお、貴省は、その後、24年5月に三菱電機に立ち入るなどして、過大請求に係る過払額の内容を確認し、額の再確定を行った上で、同年7月に三菱電機から過払金等の返還を受けている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、三菱電機の過大請求はどのように行われていたのか、特に工数の付替え等の方法はどのようなものであったのか、額の確定のための検査は適切に実施されていたか、契約相手方が工数付替え等を行うことを防止するための措置は有効に機能しているか、三菱電機に対する過大請求の実態を把握するための調査依頼は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省が三菱電機と締結した前記の契約計120件、支払額計114億8835万余円を対象として、貴省において、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。さらに、三菱電機に赴いて、社内調査報告や各部門の工数管理状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 工数水増しの状況

三菱電機が実施した社内調査等によれば、三菱電機は、貴省と締結した大半の契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行う指標として目標工数を設定していた。そして、額の確定のための検査により支払うべき経費の額を確定する概算契約のうち、前記過大請求のあった研究開発に係る契約において、実際の作業時間に基づき申告する実績工数が目標工数を下回ったため、当該契約に係る研究開発を行った鎌倉製作所相模工場工作課(以下「工作課」という。)が、次のような方法で実際の工数を目標工数に達するよう水増しするなどして、これを当該契約の実績工数として貴省に申告するなどしていた。すなわち、鎌倉製作所内において、余剰人員を抱えていると評価され人員削減の対象となる可能性があることを回避するなどの目的で、工作課の工数管理担当者が、実績工数の集計の際に、間接作業に係る費用は工数に乗じる加工費率(直接労務費に間接労務費等を加えた期間加工費を期間工数で除して算定した率)の算定に含まれているにもかかわらず、同課で間接作業を行っている者について当該契約に係る直接作業を行ったこととして工数を計上するなどしていた。

三菱電機は、上記のように実際の工数を目標工数に達するよう水増しするなど、その改ざんした工数データに基づき帳票類を作成していて、他に正規の帳票類については作成していなかった(以下、このように作成された帳票類を「一重帳簿」という。)。また、実際の作業時間を記録した工作課の工数データは、作業を行った19年12月から21年2月ま

での間については全て三菱電機のサーバ内に保管されていたとしている。

(2) 電波資源拡大のための研究開発に関する契約に係る中間検査及び確定検査の実施状況等

ア 中間検査及び確定検査の実施状況

貴省は、前記のとおり、契約の履行期間中又は履行後において、中間検査や確定検査を実施することとしており、三菱電機に対しては、23年度に1契約について実施している。

貴省の職員は契約の履行中に行った中間検査において、三菱電機の事業所等に赴いて、個別に担当者に説明等を求めていたものの、事前に準備を依頼した帳票類についての突合等を中心に行っていた。また、契約の履行後に行った確定検査においては、事業所等で検査を実施せずに三菱電機から貴省へ送付させた帳票類についての突合等を中心に行っていた。

帳票類の調査では発見が困難な一重帳簿等による工数付替え等を発見したり、^{けん}牽制したりなどするためには、実際に工数計上を行った担当者への聴取、事前通告なしの抜き打ち検査、作業現場に赴いて作業実態、工数計上の手続等を実地に確認する調査(以下「フロアチェック」という。)を行うことが有効と認められるが、貴省は、これらについて行っておらず、三菱電機の過大請求事案に対して適切な中間検査及び確定検査を行っていなかったと認められる。

イ 検査を実施する際の要領等

貴省は、額の確定のための検査を行うに当たっての作業手順や留意点等をまとめた実施要領である「額の確定検査作業手引き」などにより、中間検査及び確定検査を実施しているが、上記の実施要領等では抜き打ち検査やフロアチェック等を実施することとされておらず、本件過大請求事案のような一重帳簿による工数付替え等には対応できない状況となっている。また、貴省は、検査を実施した際に、検査の実施記録を必ずしも作成していなかったり、作成した記録を全ては保存していなかったりしていた。

(3) 違約金に関する契約条項

貴省は、前記のとおり、電波資源拡大のための研究開発に関する契約において、過払金等に対して所定の利息を付することができるとする契約条項については設けているが、違約金に関する契約条項については設けていない。

本来、違約金の条項は、工数付替え等の不正等の行為によって生じた損害の回復を容易にするとともに、工数付替え等の不正等の行為の防止のために設けるものであり、契約相手方が過払金等を受領した日から過払金等を納付するまでの間について所定の利息を付するのみでは、本来の目的である工数付替え等の不正等の行為の防止に十分な効果があるものになっているとは認められず、違約金に関する契約条項を設ける必要があると認められる。

そこで、国の機関が導入している違約金に関する契約条項をみると、工数付替え等の不正等の行為があった場合は違約金を付さなければならないとして違約金の支払を義務付けたり、違約金の額を過払金の額の2倍の額としたりしていた。

(4) 過大請求事案の把握状況

貴省の三菱電機による過大請求事案に対する調査依頼の方法について検査したところ、貴省担当者は、三菱電機へ電話による調査依頼をするにとどめていた。そして、三菱電機

の調査結果も、過大請求の有無、過大請求額の確認方法等についての報告にとどまっておらず、過大請求の有無について調査対象とした契約、調査手法等については記載されておらず、これまでに判明している過大請求事案以外の工数付替え等の有無を把握するためには十分なものとはなっていない。

一方、貴省と同様に過大請求事案があった防衛省等は、文書により正式に調査依頼を行っていた。これを受けて、三菱電機は、防衛省等に提出するために、調査対象とした契約、調査手法等について記載した調査報告書の作成に取りかかっている。

したがって、これまでに判明した過大請求事案以外の過年度の概算契約に対する調査に加えて、確定契約においても工数付替え等の対象となっていないのかなどについて調査を徹底する必要があることから、貴省においても、改めて文書により調査依頼を行った上で調査対象とした契約、調査手法等について文書による回答を受領するなど、過大請求の実態の把握のために適切な方策を検討する必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

このように、貴省において、額の確定のための検査が適切に実施されていなかったり、工数付替え等の不正等の行為に対する違約金の規定が設けられていなかったりしていることなどから、三菱電機の一重帳簿による過大請求事案には対応できていないなどの事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 額の確定のための検査において、作業現場の実態の把握や工数計上等の実態の把握が十分でなく、帳票類の確認においても、形式的な確認にとどまっているなど、額の確定のための検査の充実・強化が図られていないこと
- イ 工数の付替えを行うことなどを防止するための措置の検討が十分でないこと
- ウ 過大請求の実態を把握するための方策の検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

工数付替え等による過大請求事案の再発防止のためには、工数付替え等の発生原因、背景等を究明し、これに対する有効な対策を講ずることが肝要である。

ついては、貴省において、電波資源拡大のための研究開発に関する予算の執行のより一層の適正化を図るよう、額の確定のための検査等に関し、次のとおり意見を表示する。

- ア 電波資源拡大のための研究開発に関する契約に係る額の確定のための検査に当たっては、自らが検査の項目を選定して直接担当者に確認したり、フロアチェックを実施したり、抜き打ち検査を行ったりするなど、実際の発生工数、原価計算の実態等の把握が行えるよう、検査の手法等を見直すとともに、これを実施要領等に反映させたり、検査が効果的に実施できるような体制を整備したりするなど、額の確定のための検査の充実・強化を図ること
- イ 工数付替え等の不正等の行為を防止するために、電波資源拡大のための研究開発に関する契約に違約金に関する契約条項を設けること
- ウ 三菱電機に対して、これまでに判明した過大請求事案に加えて、過年度の概算契約及び確定契約における工数付替え等の有無について、文書により調査を徹底するよう求めること

- (3) 地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業のうち受信機器購入等対策事業費補助事業により調達した支援用チューナーについて、重複して給付した後に返却されるなどしたものを適切に管理するとともに、多量に発生している在庫の有効活用を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電波利用料財源電波監視等実施費	
部 局 等	総務本省	
補助の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)	
補助事業者	株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー	
補助事業	受信機器購入等対策事業費補助事業	
補助事業の概要	経済的な理由等で地上デジタルテレビ放送が受信できない世帯に対して、アナログテレビに接続して地上デジタルテレビ放送を視聴可能にするチューナーを1世帯当たり1台無償で給付等するもの	
在庫となっている支援用チューナーの台数及び取得価額相当額	168,536台	5億4800万余円(平成24年3月末現在)
上記に係る国庫補助金相当額(1)		5億4800万円
適切に管理されていない支援用チューナーの台数及び取得価額相当額	4,382台	1424万余円(平成24年3月末現在)
上記に係る国庫補助金相当額(2)		1424万円
(1)及び(2)の計		5億6224万円

【意見を表示したものの全文】

受信機器購入等対策事業費補助事業により調達して在庫となるなどしている支援用チューナーの管理及び有効活用について

(平成24年10月26日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 受信機器購入等対策事業費補助事業

貴省は、地上デジタルテレビ放送への円滑かつ確実な移行に資することを目的として、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(平成17年総基移第380号。以下「交付要綱」という。)により、デジタルテレビ中継局整備事業、受信機器購入等対策事業費補助事業等の地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業を行う民間法人等に対し、事業に要する経費の全部又は一部として、無線システム普及支援事業費等補助金(平成21年度は電波遮へい対策事業費等補助金)を交付している。

地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業のうち受信機器購入等対策事業費補助事業(以下「補助事業」という。)は、21年度から開始され、経済的な理由等で地上デジタルテレビ放送の受信機器等の購入経費等を負担できず、地上デジタルテレビ放送を受信できない

世帯(以下「支援対象世帯」という。)に対して、アナログテレビに接続して地上デジタルテレビ放送を視聴可能にするチューナー(以下「支援用チューナー」という。)を1世帯当たり1台無償で給付等するものである。

また、貴省は、同補助金の交付額について、支援用チューナーの購入等の助成費や事務費を補助対象経費として、これに対して定額を交付することとしている。そして、補助事業の各年度の歳出は、その額が多額であることから、国庫債務負担行為を適用して、27年度まで行うこととしている。

(2) 支援対象世帯の範囲の拡大とそれに伴う支援用チューナーの必要数の確保

貴省は、支援対象世帯の範囲について、21年7月の事業開始当初は生活保護等を受ける公的扶助世帯等に該当するNHK受信料全額免除世帯のみとしていたが、22年12月からは市町村民税非課税世帯まで拡大している。これに伴い、貴省は、同月、交付要綱を改正して、補助事業者に対して地上デジタルテレビ放送への移行期限である23年7月24日までに支援を滞りなく実施するために必要な数量の支援用チューナーを確保するよう求めるなどしている。

(3) 支援用チューナーの給付方法

補助事業の交付決定通知等によると、補助事業者は、支援用チューナーの給付に当たっては、支援対象世帯から提出された申請書を審査の上、NHK受信料全額免除世帯のうち支援用チューナーの設置を希望する世帯には、当該世帯を訪問し支援用チューナーを設置して操作説明を行い、NHK受信料全額免除世帯のうち訪問して設置することを希望しない世帯及び市町村民税非課税世帯には、支援用チューナーを当該世帯に直接発送することとされている。

また、貴省は、地上アナログテレビ放送停止の直前直後に大量の申込みがあった場合には郵送による申込みの受付から支援の実施までに相当の時間(2週間程度)がかかることが予想され、これを放置すれば混乱を招きアナログ放送を停止できなくなることを懸念した。このため、緊急の取扱いとして、補助事業者に対して、23年6月から8月までの間、社団法人デジタル放送推進協会が全国約760か所の公的施設等に設置した地上デジタルテレビ放送への移行に関する臨時の相談コーナーにおいて、支援用チューナーをその場で給付(以下「即時給付」という。)するよう指示していた。そして、補助事業者に対して、支援用チューナーの郵送による申込みを既に行っている者が即時給付を希望した場合は、別途支援用チューナーが配送された場合には受領せずにそのまま返却するよう説明して、重複して支援用チューナーが給付されることにならないよう配慮した上で即時給付を行うよう指示していた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、補助事業者は、交付要綱に従い、22年12月以降、支援用チューナーの需要を適切に予測して発注しているか、支援用チューナーは適切に管理されているかなどに着眼して、21年度から23年度までの補助事業(21年度の交付額118億9720万余円、22年度の交付額236億0391万余円、23年度の交付決定額97億4080万余円(22年度の補助事業は繰越しの手続を経るなどして事業完了日が23年10月末、額の確定が24年1月末となっている。また、23年度の補助事業は繰越しの手続を経て事業期間

が24年9月末まで延長されている。))を対象に、貴省及び補助事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー(以下「会社」という。)において実績報告書、支援対象世帯から提出された申請書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 22年12月以降の支援用チューナーの調達及び在庫の状況

会社は、22年12月に、貴省から必要な数量の支援用チューナーを確保するよう求められていたことや支援用チューナーを大量に調達するには発注から納品まで約4か月間を要することなどから、支援用チューナーの給付を開始した21年7月から地上デジタルテレビ放送の移行期限である23年7月24日までの必要最小限の支援用チューナーの台数を23年2月時点において約166万台と予測して、その時点で、調達済の支援用チューナー約94万台を考慮した不足分約72万台を一括して発注していた。

そして、会社はNHK受信料全額免除世帯における支援用チューナーの需要を21年7月から22年12月までの給付実績等を基にして約79万台と予測していたが、実際の使用数は約105万台となっていたり、市町村民税非課税世帯の需要を年収が200万円未満である世帯のデジタルテレビ受信機の普及率等を基にして約87万台と予測していたが、実際の使用数は約16万台となっていたりしていた。このように、需要の予測と実際の使用数がかい離していたことから、22年度の補助事業の額の確定時点において212,549台(うち22年度の補助事業により調達した台数126,963台(取得価格相当額計4億1282万余円))の在庫が発生していた。

(2) 在庫となった支援用チューナーの管理状況

貴省は、22年度の補助事業において在庫となった支援用チューナーについては、可能な限り有効に活用されることが望ましいとして、会社に対し次のように指示していた。

すなわち、前記126,963台の在庫について、23年3月に発生した東日本大震災の影響により地上アナログ放送の停止を24年3月に延期した岩手、宮城、福島の3県における地上デジタル放送への完全移行を円滑に進める観点から、最初に上記3県の全自治体計130自治体に対して無償譲渡を行うための公募を行い、次に民間企業等に対して一般競争入札による有償譲渡を行うための公募を行うよう指示していた。このため、会社は、上記の130自治体に対して無償譲渡の公募に係る案内をするなどした結果、24年2月以降に計65自治体から無償譲渡の申込みを受けて、計23,015台を無償で譲渡した。また、同年3月に民間の5事業者等へ計10,340台を有償で譲渡して、合計33,355台の支援用チューナーを譲渡していた。そして、当該譲渡により会社が得た収入計1733万余円については、交付要綱に基づき国庫納付していた。

しかし、会社は、一般競争入札による有償譲渡を行うに当たって、入札台数の下限を20台と設定するなどして、一般競争入札に参加している者が少数となっているなど、競争参加の機会が十分に与えられているとは認められない状況となっていた。

そして、同年3月末において、残りの93,608台(取得価格相当額計3億0437万余円)の支援用チューナーは、在庫として保管され、また、23年度の補助事業により取得した支援用チューナーについても、同月末において、74,928台(取得価格相当額計2億4363万余円)が在庫として保管されていて、同月末において、計168,536台(取得価格相当額計5億

4800 万余円。国庫補助金相当額同額)が在庫として保管されており、有効に活用されていなかった(表参照)。

表 支援用チューナーの在庫数(平成 24 年 3 月末) (単位:台)

調達数	使用数	無償譲渡等数	在庫数	在庫数	
				22 年度事業分	23 年度事業分
1,450,210	1,248,319	33,355	168,536	93,608	74,928

(注) 調達数と前記の平成 21 年度以降の総発注数約 166 万台との差の約 20 万台は、会社が発注後に支援用チューナーの製造メーカーに返納等していたことによるものである。

(3) 使用済支援用チューナーの状況

上記の使用済支援用チューナー 1,248,319 台(24 年 3 月末)についてみたところ、このうち 4,382 台(取得価格相当額計 1424 万余円。国庫補助金相当額同額)は、郵送の申込みを行っていた者に対して即時給付をした結果、重複して給付されていたものであり、次のとおり、その後の管理が適切を欠いたものとなっていた。

すなわち、これらの 4,382 台のうち 2,955 台(取得価格相当額計 960 万余円)は、会社が重複して給付された支援用チューナーを返却するよう当該支援対象世帯に督促しても返却がなされていないものであり、支援用チューナーが 1 世帯当たり 2 台無償で給付されているものとなっていた。

また、残りの 1,427 台(取得価格相当額計 463 万余円)は、支援対象世帯が一旦受領した上で返却されたものであり、支援対象世帯が受領した後に返却されたもので新品とは異なるという理由で補助事業には使用できないとして在庫から除外して整理されていた。

しかし、返却された支援用チューナー 1,427 台のうち 1,403 台(取得価格相当額計 456 万余円)は補助事業で使用可能な状態であり、自治体等の公的機関等に対して無償譲渡するなどして活用することができるものと認められる。また、残りの 24 台については、附属品の欠品があるなどのため、使用できない状態となっているものである。

(改善を必要とする事態)

以上のとおり、補助事業において、在庫となった支援用チューナーが有効に活用されないままとなっていたり、一般競争入札による支援用チューナーの有償譲渡の際に最低入札台数を設けるなど競争参加の機会等を制限したり、重複して給付された支援用チューナーの一部が返却されていなかったり、使用可能な状態の支援用チューナーが在庫数から除外されていて有効に活用されないままとなっていたりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 補助事業者において、支援用チューナーを適切に管理して有効活用することについての認識が十分でないこと
- イ 貴省において、補助事業者に対して、在庫となっている支援用チューナーの有効活用を図るための取組を適時適切に行わせていないこと

3 本院が表示する意見

在庫となっている支援用チューナーは、24 年 3 月末において、計 168,536 台となってお

り、さらに、重複して給付された支援用チューナーのうち、返却されて使用可能な状態のものが1,403台ある。一方、支援用チューナーを活用できる地上アナログテレビ放送を視聴するためのアナログテレビは年月が経過するにつれて廃棄されていくものと思料される。

また、補助事業の各年度の歳出は国庫債務負担行為の適用により、27年度まで行われることになっている。

については、貴省において、補助事業で取得し在庫となるなどしている支援用チューナーについて、次のような処置を講ずるなどして管理を適切に行い、速やかにその有効活用が図られるよう意見を表示する。

ア 補助事業者に、重複して給付した支援用チューナーについて返却を求めるなど適切な処置を執ったり、返却された支援用チューナーで再利用可能なものについては在庫として管理したり、また、在庫となっている支援用チューナーについて、一般競争入札による有償譲渡を行う際の最低入札台数の条件を緩和するなどして競争参加の機会等の拡大を図ったり、処分計画を早急に策定し、当該計画に関する情報を積極的に公表したりするなどして、支援用チューナーの有効活用が図られるための対応策を講じさせること

イ 補助事業者に策定させた処分計画を確認するなどして、在庫となっているなどの支援用チューナーの有効活用を図るための取組が適時適切に行われるよう補助事業者に対して指導助言すること

- (4) 地域情報通信技術利活用推進交付金等による事業において、導入された情報通信端末等の設備等の利用に係る事業目標の設定、利用状況の把握、事後評価等を適切に行うとともに、先行して実施された委託事業から得られた参考情報を十分に活用することなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)総務本省 (項)情報通信技術高度利活用推進費 総務本省
交付の根拠	予算補助
交付金事業者 (事業主体)	道、県5、市町村47、一部事務組合1、連携主体5、第三セクター10、特定非営利活動法人13、計82事業主体
交付金事業	地域情報通信技術利活用推進交付金事業、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業
交付金事業の概要	地域の知恵と工夫を生かし、地域の人材を活用して、情報通信技術を導入して活用することにより、地域情報化の推進、地域雇用の創出、地域における公共サービスの向上、地場産業の活性化を図るためのもの
効果が十分発現していない交付金事業数	92事業
上記に係る事業費	48億0838万余円(平成21年度～23年度)
上記に対する交付金交付額	47億0968万円

【改善の処置を要求したものの全文】

地域情報通信技術利活用推進交付金等による事業の実施状況について

(平成24年10月19日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 地域情報通信技術利活用推進交付金事業等

貴省は、地域の知恵と工夫を生かし、地域の人材を活用して、情報通信技術(以下「ICT」という。)を導入して活用することにより、地域情報化の推進、地域雇用の創出、地域における公共サービスの向上、地場産業の活性化を図るための事業を行う市町村等(以下「事業主体」という。)に対し、平成21年度から23年度までの間に地域情報通信技術利活用推進交付金及び情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金を交付している。これらの交付金の交付額は、その事業の実施に要する経費のうち、総務大臣が認める経費について、予算の範囲内で、かつ、事業規模等に応じて5000万円、1億円等の定額を交付することとし、申請額が交付額に満たない場合は、当該差額は交付しないこととしている。そして、当該交付金の交付を受けて事業主体が実施する事業のうち、情報通信端末を導入したり、システムを構築したりなどして事業を行うものには、ユビキタスタウン構想推進事業、ICTふるさと元気事業及び地域雇用創造ICT絆プロジェクトの3事業(以下「交付金事業」という。)があり、その交付額は計404交付金事業で計200億1095万余円となっている。

これらの交付金の交付手続等については、地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱(平成21年6月29日付け総情地第80号)等によると、次のとおりとなっている。

ア 事業主体は、交付申請時に、ICTの利活用分野、事業の内容、地域の課題及び課題解決に向けたICTの利活用の方法、交付金事業開始以降5年間の各年度の事業目標(数値目標)等を記載した実施計画を貴省に提出し、これを受理した貴省は、実施計画を審査の上、交付決定を行う。

イ 事業主体は、事業完了後に、貴省に実績報告書を提出し、貴省は、当該実績報告書の内容を審査の上、交付額の確定を行う。

ウ 事業主体は、事業完了後に、実施計画に記載された事業目標の達成状況についての事後評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、貴省に報告し、貴省は必要に応じて事業主体に助言を行う。

(2) 地域ICT利活用モデル構築事業

貴省は、交付金事業が開始される前の19年度から21年度までの間に、地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組のうち、多くの地域に共通する課題の解決に資するものなどについて、地域ICT利活用モデル構築事業(以下「委託事業」という。)として市町村等に委託(以下、委託事業を受託した市町村等を「受託者」という。)して実施しており、その委託額は計184委託事業で計62億8068万余円となっている。そして、貴省は、ICTの利活用の普及促進を図るため、委託事業の内容、事業目標の達成状況、実施した事業についての課題や構築したシステムの改修の必要性等が記載された成果報告書等の情報等(以下「参考情報」という。)を自らの

ホームページ上で公表している。

また、貴省は、受託者に対して、委託事業の目的を達成するため、成果報告を受けた後も、構築された地域 ICT の利活用モデルの運用を行うよう求めるとともに、委託事業終了後5年間は、この運用によって得られた成果について、事後評価を行い、その評価結果を貴省に報告させることにしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

交付金事業は、ICTを導入して活用することにより、所期の目的を達成しようとするものである。また、交付金事業の事業内容や目的は様々であることから、その目的を達成する時期も、事業完了直後としているものばかりではなく、事業を継続することによって地域が抱える課題の解決につなげるなど一定の期間が経過した後となることが想定されているものもある。一方、ICT分野の技術の進展は他の分野に比べて非常に速く、一定期間が経過すると構築したシステム等が陳腐化してしまう可能性があるなどの特徴がある。これらのことから、交付金事業を実施するに当たっては、一定期間内で事業の効果が得られるよう、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用状況の把握、事後評価等を適切に行うことが重要となる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、多額の交付金によって導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムは有効に利用されているか、これら設備等の利用状況は的確に把握されているか、事後評価は適切に行われているかなどに着眼して、145事業主体が21年度から23年度までの間に実施した179交付金事業(交付金交付額計87億3413万余円)を対象に、実施計画、実績報告書等の書類により、会計実地検査を行った。

また、交付金事業の実施に当たり、委託事業の実施により得られた参考情報が交付金事業の事業主体によって十分活用されているかに着眼して、40受託者が実施した102委託事業(委託額計36億6992万余円)について、事業の実施状況や成果報告書の記述内容等について検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用状況

前記の179交付金事業により導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用状況をみると、82事業主体に係る92交付金事業(事業費計48億0838万余円、交付金交付額計47億0968万余円)において、次のとおり交付金事業の効果が十分発現していない事態が見受けられた(複数の態様に該当する事業があるため、それぞれの態様に係る事業数の合計は上記の交付金事業数と一致しない。)

ア 導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が低調なもの

65交付金事業(交付金交付額計33億2221万余円)

実施計画に記載されていた事業目標についてみたところ、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用について、利用回数等の定量的な数値目標を設定していた交付金事業と、定量的な数値目標は設定していなかった交付金事業が見受けられた。そして、定量的な数値目標を設定していた交付金事業において、設定された利用回数や利用者数等の数値目標に対する実際の利用回数や利用者数等の割合(以下「利用割合」と

いう。)をみたところ、利用割合が30%未満と低調となっているものが52交付金事業あった。また、定量的な数値目標を設定していなかった交付金事業においては、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの実際の利用回数や利用者数等をみたところ、利用実績がほとんどないなど利用が低調となっているものが13交付金事業あった。

上記について事例を示すと以下のとおりである。

<事例1>

北海道白老郡白老町は、平成21、22両年度に高齢者が一人でもいきいきと安心・安全に暮らすことができる地域づくりを推進することを目的として、高齢者に操作性を向上させた携帯電話(計70台)を貸与し、携帯電話の機能にある歩数計情報により安否確認を行ったり、音声とメールを活用した買い物宅配サービスを行ったりするなどの高齢者向けの見守り・生活支援システムの構築を事業費6930万余円で実施していた。そして、同町は、実施計画において、22年度の買い物宅配サービスの月間利用件数の目標を150件としていた。しかし、同町は、利用対象者に対して、上記サービスの利用についての意向確認を行っていなかったため、同サービスの月間の利用回数は14件(利用割合9.3%)と低調となっていた。

イ 導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの一部が利用されていないもの

29交付金事業(交付金交付額計13億9820万余円)

導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムを利用することになる関係機関との調整を十分行っていなかったことなどから、それらの一部が完成した当初から利用されておらず、その後においても事態の改善が図られていないものが29交付金事業あった。

上記について事例を示すと以下のとおりである。

<事例2>

大阪府泉南市は、平成21年度に市内の小中学校14校から情報発信を行うことなどにより、信頼される学校づくりとともに学校を核とした地域コミュニケーションの構築等を目的として、学校のホームページの作成機能と保護者向けのメール配信機能等から成るシステムの構築を事業費2730万円で実施していた。しかし、14校中5校は、保護者への連絡等は電話等で十分であるとして、保護者向けのメール配信機能を事業完了後から一度も利用していなかったのに、同市は、上記システムの学校ごとの利用状況に対する定量的な数値目標を設定していなかったため、このような事態を把握しておらず、事態の改善に向けた効果的な取組を行っていなかった。

ウ 導入した情報通信端末等の設備の一部が未設置等となっていて遊休しているもの

17交付金事業(交付金交付額計10億0333万余円)

想定した利用者から導入した情報通信端末等の設備の設置に係る同意が得られなかったことなどから、設備の一部が倉庫等に保管されたまま遊休しているものが17交付金事業あった。

上記について事例を示すと以下のとおりである。

<事例3>

富山県射水市は、平成21、22両年度に24時間対応の在宅医療支援が可能となる体制を整備することを目的として、在宅患者宅に病状をリアルタイムで把握できる生体センサ装置を

設置し、医療スタッフが病院にしながら在宅患者の健康状態をチェックすることなどができ
る生体計測システムを事業費7282万余円で構築していた。しかし、同市は、利用対象者
に対して、上記の生体センサ装置の設置についての意向確認を行っておらず、生体センサ装置
を設置するに当たって利用対象者の同意が得られなかったため、購入した生体センサ装置
13台のうち5台が未設置となっていて、倉庫に保管されたまま遊休していた。

エ 導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が全部又は一部休止してい
るもの

3 交付金事業(交付金交付額計1億7635万余円)

事業完了後に事業の継続が困難となったことなどから、導入した情報通信端末等の設
備や構築したシステムの利用が全部又は一部休止しているものが3交付金事業あった。
上記について事例を示すと以下のとおりである。

<事例4>

特定非営利活動法人すずらんの会ネットワーク(静岡県沼津市所在)は、平成22年度に市
民の健康寿命の延伸等を目的として、市民が歩いた歩数を、配布したIT歩数計700台を用
いてウェブサイト上で管理できるようにし、また、歩いた歩数に応じてポイントを付与し、
貯まったポイントを地域の特産品等と交換できるようにした健康マネジメントシステムの構
築等を事業費5409万余円で実施していた。しかし、同法人は、貯まったポイントと地域の
特産品等との交換を行う協力店舗が閉店したことなどから、事業完了日から9か月後の23
年12月末に同システムの利用を休止していた。

(2) ニーズ調査の実施状況等

上記(1)の92交付金事業について、実施計画の策定時におけるニーズ調査の実施状況等
をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア ニーズ調査の実施状況

事業主体は、前記のとおり、実施計画に地域の課題及び課題解決に向けたICTの利
活用方法を記載することになっている。そして、貴省は、その記載に当たっては、どの
ように地域のニーズを把握してICTの利活用に反映したのかななどを併せて記載するよ
う指示している。

地域のニーズの把握状況についてみたところ、前記92交付金事業のうち73交付金事
業(交付金交付額計36億7433万余円)の事業主体は、実施計画の策定に当たり、情報通
信端末等の設備やシステムの利用者等に対して、利用するか否かの意向確認、費用負担
の額等の具体的な要望把握等のための調査であるニーズ調査を実施していなかった。

また、ニーズ調査は、事業期間中又は必要に応じて事業完了後においても定期的に行
うことによって、システム等の改善点を見だし、システムを改修するなどして、事業
の効果的な実施等に資するために実施するものであるが、前記の92交付金事業の事業
主体は、いずれも事業期間中及び事業完了後のニーズ調査をほとんど実施しておらず、
ニーズ調査を基にして、事業の効果を発現させるための方策を執っていなかった。

イ 事業目標の設定状況

事業主体は、前記のとおり、実施計画において交付金事業開始以降5年間の事業目標
(数値目標)を記載することになっている。

前記92交付金事業のうち、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利

用についての定量的な数値目標を設定していない20交付金事業(交付金交付額計11億4206万余円)の事業主体は、事業の成果を評価する指標として高齢者満足度、売上貢献実績等を設定していた。

一方、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用についての定量的な数値目標を設定している72交付金事業の事業主体は、上記の設備やシステムを利用する機関数、利用者数等(例えば参加行政機関数、参加医療機関数)、事業全体の利用者数等を把握する数値目標を設定していた。

しかし、前記92交付金事業の事業主体はいずれも、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用者ごとの利用回数等(例えば一人当たりの災害情報受信回数、一人当たりの遠隔相談件数)、個々の利用状況を把握する数値目標は設定していなかった。

ウ 事後評価の状況等

事業主体は、前記のとおり、事業完了後に実施計画に記載された事業目標の達成状況についての事後評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、貴省に報告し、貴省は、必要に応じて事業主体に助言を行うこととされている。

しかし、前記92交付金事業のうち64交付金事業(交付金交付額計30億9780万余円)の事業主体は、事後評価を行っていなかった。また、残りの28交付金事業(交付金交付額計16億1187万余円)の事業主体は、事後評価を行っていたものの、事態を改善するための効果的な方策を執っていなかった。これら28交付金事業のうち、事後評価を外部に公表していたのは6交付金事業のみで、貴省への報告を行っていた事業は2交付金事業のみであった。

また、前記92交付金事業の事業主体は、前記イのとおり、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用者ごとの利用回数等、個々の利用状況を把握する数値目標を設定していなかったことから、いずれも個々の利用状況について把握していなかった。そして貴省は、これらの事業の実態を十分に把握しておらず、また、事態を改善するために必要な助言をほとんど行っていないかった。

このように、前記92交付金事業は、前記(1)のように、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が低調となっているなどしているにもかかわらず、事業主体において、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの個々の利用状況を的確に把握しておらず、交付金事業を適切に見直して改善させるための処置を執ることが困難な状況となっていると認められた。

(3) 委託事業によって得られた参考情報の活用状況

検査を実施した前記の102委託事業の事業内容をみたと、観光、行政、雇用等の各分野についてICTを利活用するものとなっており、これらのICT利活用分野は多岐にわたっていた。そして、委託事業が実施された利活用分野と前記の92交付金事業が対象としているICT利活用分野とを比較したところ、どのICT利活用分野も交付金事業の実施に当たり参考とすることができる委託事業が実施されていた(表1参照)。

表1 ICT利活用分野の状況 (単位：事業)

ICT利活用分野	医療	介護	福祉	防犯	防災	行政	産業	農業	雇用	観光	その他
委託事業	16	3	15	10	10	22	13	1	17	24	58
交付金事業(注)	34	12	37	16	25	15	19	16	6	29	21

(注) 複数の分野に該当する事業があるため、それぞれの態様に係る事業の合計は委託事業数102事業及び前記(1)の事業数と一致しない。

また、委託事業と交付金事業について、同一のICT利活用分野におけるICTの利活用方法について比較すると、いずれの事業においても、安否確認システム、ポータルサイト等の類似のシステムが構築されていたり、テレビ電話、デジタルサイネージ^(注)等の同様な情報通信端末等の設備が導入されていたりしていた。

(注) デジタルサイネージ 屋外等でネットワークに接続したディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム

そして、委託事業の実施状況や貴省が公表している参考情報をみると、交付金事業を効果的に実施するために、システム等の利用が低調となっている原因を分析したり、利用状況を改善させるための方策を検討したりする際に有用となる情報が含まれているものが39委託事業あった。

しかし、貴省は、交付金事業の実施に当たり、交付金事業で事業主体が実施しようとするICT利活用分野と同一の分野について委託事業を実施した事例があったにもかかわらず、参考情報を活用するよう十分指導していなかったことから、前記92交付金事業の事業主体は、委託事業から得られた参考情報を十分活用して交付金事業を効果的に実施するまでには至っていなかった。

そして、委託事業は21年度で終了しているものの、貴省は、受託者に対して、成果報告を行った後も、当該事業の運用を行うことを求めていることから、事業主体が受託者から情報提供を受けることができる体制を整備することなどによって、委託事業で得られた成果等を交付金事業に十分に活用する必要があると認められた。

上記について、交付金事業に活用できると考えられる参考情報の事例を示すと以下のとおりである。

<参考事例>

島根県仁多郡奥出雲町は、平成20、21両年度に、委託事業により、高齢者宅に多機能テレビ電話を設置し、安心・安全な生活をサポートする事業を委託費7373万余円で実施していた。そして、同町は、20年度の達成目標として、多機能テレビ電話を毎日利用する設置者の割合を60%以上と設定していたが、当該割合は達成目標を下回る約35%となっていた。そのため、同町が事業実施後に高齢者に対してアンケート調査を行ったところ、多機能テレビ電話を利用していない理由として、「操作がわかりにくい」等の意見が挙げられていたことから、事態を改善させるための効果的な取組が必要であるとして、高齢者にもわかり易い操作マニュアルを作成して高齢者全員に多機能テレビ電話の操作説明を行うなどしたことにより、21年度に多機能テレビ電話を毎日利用する設置者の割合を20ポイント増加させて約55%としていた。

(改善を必要とする事態)

以上のとおり、交付金事業の実施に当たり、ニーズ調査の実施、事業目標の設定及び利用

状況の把握、事後評価が適切に行われていなかったり、委託事業によって得られた参考情報があるにもかかわらず、交付金事業に十分に活用していなかったりしていたため、多額の国費を投入して導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が低調等となり、交付金事業の効果が十分発現していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、交付金事業の効果を十分発現させるためには、ニーズ調査の実施、事業目標の設定及び利用状況の把握、事後評価並びに委託事業によって得られた参考情報の活用が重要であることについての認識が十分でなかったこと
- イ 貴省において、交付金事業の実態を十分に把握しておらず、効果が十分発現していない事業に対する適切な指導・助言を行っていなかったこと
- ウ 貴省において、事業主体に対して、委託事業によって得られた参考情報を十分に活用するよう指導していなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

ICTを導入・活用して事業を行うに当たっては、事業主体は、実施計画を策定する際に、ICTを活用してどのように課題等を解決しようとするのかを十分検討し、利用者に対するニーズ調査を的確に行うこと、また、貴省は、当該実施計画が実効性あるものとなっているかなどを十分審査し、事後評価等を基に必要な助言を行うことが重要である。

前記のとおり、交付金事業はICT利活用分野が多岐にわたりその利活用の方法も多様なものとなっており、また、ICT分野の技術の進展は他の分野に比べて非常に速いものとなっていることから、事態を改善するための方策は、適時かつ効果的に行う必要がある。

ついては、貴省において、速やかに交付金事業の実態を的確に把握し、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用が低調となっているなど、効果が十分発現していない交付金事業について、その効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体に対して、事態の改善に向けて、ニーズ調査を定期的の実施させたり、導入した情報通信端末等の設備や構築したシステムの利用状況を的確に把握できるような事業目標を設定させてその状況を定期的把握させたり、事後評価を適切に行わせたりすることが可能となるような取組計画を策定するよう指導するとともに、事業主体に策定させた取組計画を貴省が確認し、必要に応じて指導及び助言すること
- イ 事業主体に対して、委託事業によって得られた参考情報を十分に活用してその利用に努めるよう指導するとともに、類似の事業を実施している事業主体間で、交付金事業を実施するに当たって有用な情報を適時かつ効果的に共有し、その交換を容易にする体制を整備すること

- (5) 地方債の元利償還金に係る普通交付税の算定に当たり、公的資金の補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額により公債費等の経費に係る財政需要の額を算定することにより基準財政需要額の合理的な算定を行うよう改善の処置を要求したものの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項)地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
地方交付税の概要	地方団体の財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方団体の独立性を強化することを目的として交付するもの
補償金免除繰上償還を実施した133地方団体における公債費等の経費に係る財政需要の額	1兆3389億2447万余円(平成20年度～22年度)
上記について実態を反映した利子支払額により算定した場合の財政需要の額の開差額	82億0868万余円(平成20年度～22年度)
上記のうち133地方団体において普通交付税が交付されていた年度に係る開差額	65億3150万円

【改善の処置を要求したものの全文】

地方債の元利償還金に係る普通交付税の算定について

(平成24年7月5日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 普通交付税の交付額

貴省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号。以下「交付税法」という。)に基づき、地方^(注1)団体の財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方団体の独立性を強化することを目的として、地方交付税(以下「交付税」という。)を交付している。

交付税は、補助金等と異なり、その使途に制限がなく、地方団体が自主的な判断で使用することのできる一般財源として交付されるものであり、その種類は、普通交付税及び特別交付税とされている。そして、毎年度の交付税の総額は、交付税法第6条等の規定に基づき、当該年度の租税収入の見込額を基にするなどして算定された額とされており、この

うち普通交付税の総額については、交付税の総額の100分の94に相当する額とされている。

普通交付税は、一般財源が不足する地方団体に交付されるものであり、その交付額は、交付税法第10条第2項の規定に基づき、地方団体ごとに①の式により算定された財源不足額とされている。ただし、全地方団体の財源不足額の合算額が上記により算定された当該年度の普通交付税の総額を超える場合には、②及び③の式による調整を行って地方団体ごとの交付額を決定することとされている(図参照)。

① 財源不足額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

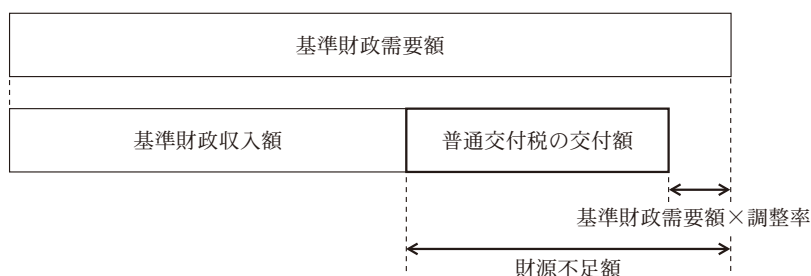
(注) 計算の結果が負になるときは財源不足額を0とする。

② 調整率 =
$$\frac{\text{財源不足額の全地方団体の合算額} - \text{普通交付税の総額}}{\text{基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体の基準財政需要額の合算額}}$$

(注) 平成21年度の調整率はこの式により0.000899302となる。

③ 普通交付税の交付額 = 財源不足額 - 基準財政需要額 × 調整率

図 普通交付税の交付額の決定方法



(注1) 地方団体 交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

(2) 基準財政需要額の算定における地方債の元利償還金の算入方法

基準財政需要額は、普通交付税を算定する基礎となる財政需要の額であり、土木費、教育費、公債費等の経費の種類ごとに算定され合算されたものである。そして、交付税法、普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号。以下「省令」という。)等に基づき、地方債の実際の元利償還金の一定割合を財政需要の額に算入する方法(以下、この方法を「実額償還方式」という。)により算定するなどしており、経費の種類ごとの財政需要の額に算入された地方債の元利償還金の額は毎年度多額に上っている。^(注2)

(注2) 例えば、公害防止事業債は、元利償還金の50%が基準財政需要額に算入される。

(3) 公的資金の補償金免除繰上償還制度の概要

地方団体等が地方債を発行して借り入れた旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金(以下、これらを合わせて「公的資金」という。)の償還に当たっては、原則として、償還期限まで定期的に元金の償還及び利子の支払を行うこととなっているが、借換えを行うなどして繰上償還を行う場合は、借入契約の特約条項に基づき補償金を支払うこととされている。

しかし、地方の厳しい財政状況を踏まえ、平成19年3月に地方財政法(昭和23年法律第109号)が改正され、地方団体が、年利5%以上の公的資金について、19年度から21年度

までの間に補償金が免除された繰上償還(以下「補償金免除繰上償還」という。)を行う旨の申出をした場合において、一定の要件を満たすと認められるときには、補償金免除繰上償還を行うことができることとなった。

そして、19年度から21年度までの地方団体の補償金免除繰上償還の実施額は、全体で約5兆円に上っている。さらに、22年度から24年度までの間については、補償金免除繰上償還が認められる要件が拡大され、約1兆1400億円を上限とした補償金免除繰上償還を実施することとされている。

(4) 繰上償還を実施した場合の基準財政需要額の算定

地方団体が補償金を支払って公的資金を繰上償還した場合は、借換え後の実際に支払われる元利償還金を基に財政需要の額に算入して基準財政需要額を算定するなどの取扱いとなっている。

一方、補償金免除繰上償還の場合は、複数の地方債をまとめて借換えを行うことから、借換え後の実際に支払われる元利償還金を基に財政需要の額に算入して算定するためには、借換え後の元利償還金を借換え前の地方債ごとに分別して、その元利償還金を基に財政需要の額に算入する事務負担が生じるので、その負担を軽減するため、省令等において補償金免除繰上償還が行われないものとして算定した元利償還金を基に財政需要の額に算入して基準財政需要額を算定することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

交付税は地方団体の財源の均衡化を図るなどの目的で交付されるものであるから、その算定には合理性、公平性が求められる。また、実額償還方式により財政需要の額に算入されている地方債の元利償還金は毎年度多額に上っており、補償金免除繰上償還の実施額も多額に上っている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、補償金免除繰上償還が実施された前後において利子支払額が変動することを踏まえて、地方団体の財政需要が合理的に算定されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

補償金免除繰上償還は、前記のとおり、19年3月の地方財政法の改正により、19年度から21年度までの間について実施されている。また、各年度の地方債の元利償還金は、その翌年度の財政需要の額の算定の基礎となる。そこで、本院は、20年度から22年度までの3年間に補償金免除繰上償還に係る地方債の元利償還金を基に実額償還方式により算入して各地方団体の公債費等の経費に係る財政需要として算定した額(以下、公債費等の経費に係る財政需要として算定した額を「公債費等に係る財政需要の額」という。)を対象として検査を実施することとし、^(注3)貴省本省並びに10県及び管内の131市町村において、普通交付税算出資料等の書類によるなどして、会計実地検査を行った。

(注3) 10県 富山、山梨、岐阜、静岡、愛知、三重、鳥取、香川、高知、大分各県

(検査の結果)

検査の対象とした上記の県及び管内市町村のうち、19年度から21年度までの間に10県及び123市町村で補償金免除繰上償還を総額5930億3428万余円実施していて、これらの

県及び市町村において、20年度から22年度までの3年間に、補償金免除繰上償還に係る地方債の元利償還金を基に実額償還方式により算入した公債費等に係る財政需要の額は計1兆3389億2447万余円となっていた。

そして、10県及び123市町村は、5%から8.5%までの金利で借り入れていた公的資金に係る地方債の補償金免除繰上償還を実施した後、当該償還額の大半について、新たに地方債を発行し、0.1%から2.45%までのより低い金利で市中金融機関等から借り換えており、借入れに係る金利が大幅に低くなっていて、全体として利子支払額は補償金免除繰上償還実施前と比較して低減していた。

そこで、補償金免除繰上償還に係る地方債について、借換えなどが行われないものとして従前の金利により算定した元利償還金と、実際に支払われる元利償還金とをそれぞれ計算して比較すると、表1のとおり、20年度から22年度までの合計額は1409億8711万余円と1221億1123万余円となり、その差額は188億7588万余円となっていた。さらに、23年度以降で償還が終了するまでの期間についてみても、2489億9385万余円と1967億9503万余円となり、その差額は521億9882万余円と多額に上る状況となっていた。

表1 借換えなどが行われないものとして従前の金利により算定した元利償還金、実際に支払われる元利償還金及びその差額 (単位：千円)

年度 地方団体	平成 20	21	22	20～22 合計	23 以降
富山県及び管内 15 市町村	2,978,347	5,106,302	6,404,591	14,489,241	40,879,435
	2,608,121	4,358,463	5,413,541	12,380,126	32,103,205
	370,226	747,838	991,049	2,109,115	8,776,229
山梨県及び管内 9 市町	2,984,603	3,511,709	3,592,454	10,088,767	19,674,276
	2,666,188	3,108,658	3,169,624	8,944,471	14,796,293
	318,415	403,050	422,829	1,144,296	4,877,983
岐阜県及び管内 12 市	2,762,764	3,510,263	3,977,921	10,250,950	21,675,454
	2,282,487	3,109,990	3,600,900	8,993,377	16,610,162
	480,277	400,273	377,021	1,257,572	5,065,291
静岡県及び管内 12 市町	6,734,984	8,684,960	9,410,663	24,830,608	51,970,098
	6,039,802	7,517,046	7,931,801	21,488,651	40,860,945
	695,181	1,167,913	1,478,861	3,341,957	11,109,152
愛知県及び管内 9 市町	12,149,273	11,218,459	9,497,850	32,865,582	26,560,888
	9,990,272	10,225,214	8,154,263	28,369,749	21,835,462
	2,159,001	993,244	1,343,587	4,495,833	4,725,425
三重県及び管内 14 市町	4,094,617	5,319,151	6,529,418	15,943,187	37,721,716
	3,844,447	4,712,935	5,416,663	13,974,046	29,564,469
	250,170	606,216	1,112,754	1,969,141	8,157,246
鳥取県及び管内 11 市町村	499,976	685,855	887,544	2,073,376	5,683,413
	439,713	582,262	751,331	1,773,307	4,569,461
	60,262	103,593	136,212	300,068	1,113,951
香川県及び管内 11 市町	2,575,527	3,416,122	3,066,054	9,057,703	11,958,471
	2,307,016	2,932,759	2,700,686	7,940,463	9,396,139
	268,510	483,362	365,367	1,117,240	2,562,332
高知県及び管内 15 市町村	3,407,725	5,007,241	5,205,650	13,620,618	17,206,855
	3,132,836	3,966,846	4,574,915	11,674,598	14,471,584
	274,889	1,040,395	630,734	1,946,019	2,735,271

年度 地方団体	平成 20	21	22	20～22 合計	23 以降
	大分県及び管内 15 市町	2,114,461	2,583,667	3,068,952	7,767,080
	1,850,365	2,184,150	2,537,926	6,572,442	12,587,307
	264,095	399,517	531,025	1,194,638	3,075,941
合計	40,302,282	49,043,734	51,641,101	140,987,118	248,993,859
10 県及び 123 市町村	35,161,251	42,698,328	44,251,655	122,111,235	196,795,033
	5,141,030	6,345,405	7,389,446	18,875,882	52,198,825

注(1) 上段：借換えなどが行われないものとして従前の金利により算定した元利償還金 (A)

中段：実際に支払われる元利償還金 (B)

下段：元利償還金の差額 (C) = (A) - (B)

注(2) 補償金免除線上償還実施後の実際に支払われる元利償還金を計算するに当たっては、借り換えて償還している場合については、借換え後の元利償還金を基に計算している。また、自己資金により償還している場合については、補償金免除線上償還実施前の元利償還金を基にして元金はそのままとし、利子支払額はゼロとして計算している。

そのため、補償金免除線上償還が行われないものとして算定した元利償還金に基づいた公債費等に係る財政需要の額を、補償金免除線上償還実施後の実態を反映した利子支払額による元利償還金に基づいて計算した公債費等に係る財政需要の額の相当額と比較すると、20 年度から 22 年度までのそれらの開差の合計額は、表 2 のとおり、82 億 0868 万余円となり、地方団体ごとの開差の状況を示すと表 3 のとおりとなる。この開差は、普通交付税の交付額の算定の基礎となる公債費等に係る財政需要の額について、省令等に基づき算定した場合と、補償金免除線上償還に伴う借換えなどにより利子支払額が低減された実態を反映して算定した場合との差額を示しており、23 年度以降で償還が終了するまでの期間においてもこの開差は多額に上ると認められる。

表 2 補償金免除線上償還が行われないものとして算定した元利償還金に基づいた公債費等に係る財政需要の額、補償金免除線上償還実施後の実態を反映した利子支払額による元利償還金に基づいて計算した公債費等に係る財政需要の額の相当額及びそれらの開差額 (単位：千円)

年度 地方団体	平成 20	21	22	合計
	富山県及び管内 15 市町村	44,319,542	50,729,644	55,866,669
	44,135,180	50,377,454	55,380,241	149,892,875
	184,362	352,190	486,428	1,022,980
山梨県及び管内 9 市町	26,023,579	25,091,229	29,860,082	80,974,890
	25,935,090	24,997,423	29,779,317	80,711,830
	88,489	93,806	80,765	263,060
岐阜県及び管内 12 市	27,580,524	25,861,318	28,223,507	81,665,349
	27,335,987	25,669,132	28,124,614	81,129,733
	244,537	192,186	98,893	535,616
静岡県及び管内 12 市町	80,377,875	81,167,835	97,303,221	258,848,931
	80,109,109	80,606,788	96,658,827	257,374,724
	268,766	561,047	644,394	1,474,207
愛知県及び管内 9 市町	108,956,958	110,626,036	120,713,575	340,296,569
	107,930,120	110,247,655	120,112,241	338,290,016
	1,026,838	378,381	601,334	2,006,553
三重県及び管内 14 市町	50,204,200	51,547,243	55,613,273	157,364,716
	50,096,724	51,323,031	55,167,894	156,587,649
	107,476	224,212	445,379	777,067
鳥取県及び管内 11 市町村	15,981,067	15,253,910	19,345,270	50,580,247
	15,951,023	15,202,028	19,277,615	50,430,666
	30,044	51,882	67,655	149,581

年度 地方団体	平成 20	21	22	合計
香川県及び管内 11 市町	31,557,083	33,132,940	38,257,184	102,947,207
	31,439,995	32,910,761	38,099,661	102,450,417
	117,088	222,179	157,523	496,790
高知県及び管内 15 市町村	12,399,162	33,905,493	38,144,601	84,449,256
	12,284,882	33,402,672	37,864,808	83,552,362
	114,280	502,821	279,793	896,894
大分県及び管内 15 市町	6,838,950	10,691,769	13,350,737	30,881,456
	6,713,249	10,503,262	13,079,009	30,295,520
	125,701	188,507	271,728	585,936
合計 10 県及び 123 市町村	404,238,940	438,007,417	496,678,119	1,338,924,476
	401,931,359	435,240,206	493,544,227	1,330,715,792
	2,307,581	2,767,211	3,133,892	8,208,684

注(1) 上段：補償金免除繰上償還が行われないものとして算定した元利償還金に基づいた公債費等に係る財政需要の額(A)

中段：補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額による元利償還金に基づいて計算した公債費等に係る財政需要の額の相当額(B)

下段：開差額(C) = (A) - (B)

注(2) 補償金免除繰上償還実施後の公債費等に係る財政需要の額を計算するに当たっては、借り換えて償還している場合については、借換え後の元利償還金を基に計算している。また、自己資金により償還している場合については、補償金免除繰上償還実施前の元利償還金を基にして元金はそのままとし、利子支払額はゼロとして計算している。

表3 公債費等に係る財政需要の額の地方団体ごとの開差の状況(20年度～22年度計)(単位：地方団体)

地方団体	開差	1 億円以上	1000 万円以上	100 万円以上	100 万円未満	開差なし
富山県及び管内 15 市町村		2	9	2	1	2
山梨県及び管内 9 市町		0	8	1	1	0
岐阜県及び管内 12 市		3	5	3	2	0
静岡県及び管内 12 市町		3	7	2	1	0
愛知県及び管内 9 市町		3	3	0	3	1
三重県及び管内 14 市町		2	5	4	1	3
鳥取県及び管内 11 市町村		0	4	5	1	2
香川県及び管内 11 市町		1	5	2	3	1
高知県及び管内 15 市町村		2	5	6	3	0
大分県及び管内 15 市町		1	7	4	1	3
合計 10 県及び 123 市町村		17	58	29	17	12

(注) 岐阜県及び管内 12 市の 100 万円未満のうち 1 地方団体については、補償金免除繰上償還実施後の公債費等に係る財政需要の額が補償金免除繰上償還実施前の公債費等に係る財政需要の額を上回っている。

そして、10 県及び 123 市町村のうち、20 年度から 22 年度までの間に財源不足額が発生せず普通交付税が交付されない年度があった地方団体が 14 あり、当該地方団体の普通交付税が交付されなかった年度に係る開差額は 16 億 7717 万余円となっている。

したがって、この額を前記の 82 億 0868 万余円から控除した開差額は 65 億 3150 万余円となり、10 県及び 123 市町村における普通交付税が交付されていた年度の公債費等に係る財政需要の額を改めて前記のように補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額による元利償還金に基づいて算定すると、65 億 3150 万余円減少することになることから、実態を反映した合理的な算定を行って地方団体間の普通交付税の配分を適切に行う必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、補償金免除繰上償還が行われないものとして算定した元利償還金に基づいた公債費等に係る財政需要の額を算定することは、実態として発生していない利子支払額に基づく元利償還金を基準財政需要額に算入していることになり、地方団体の財政需要を合理的に算定していないことから地方団体間の普通交付税の配分が適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額による元利償還金ではなく、補償金免除繰上償還実施前の利子支払額による元利償還金を基準財政需要額に算入するよう省令等で定めていることによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

交付税は、前記のとおり、地方団体の一般財源として交付されるものであり、地方財政の運営に重要な役割を果たしている。このため、普通交付税の交付額の算定に当たっては、実態を反映したものとすることなどにより、合理性、公平性を確保することが求められている。

また、前記のとおり、19 年度から 21 年度までに補償金免除繰上償還が実施された地方債について、23 年度以降も利子支払額が軽減されること、新たに 22 年度から 24 年度までの間で、約 1 兆 1400 億円を上限とした補償金免除繰上償還を実施することとされていることから、このままでは、普通交付税の算定に当たり、今後も実態として発生していない利子支払額による元利償還金に基づき基準財政需要額の算定が行われることとなる。このことは、交付税法等により定められている普通交付税の総額に影響を与えるものではないが、地方団体間の普通交付税の配分が適切でない事態となっている。

については、貴省において、補償金免除繰上償還を実施している地方団体の公債費等に係る財政需要の額を実額償還方式で算定するに当たっては、補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額によることにより、基準財政需要額の合理的な算定を行うよう改善の処置を要求する。

【当局が講じた処置】

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 7 月に省令を改正して、補償金免

除線償還を実施している地方団体の公債費等に係る財政需要の額を実額償還方式で算定するに当たっては、25年度から補償金免除線償還実施後の実態を反映した利子支払額によることとする処置を講じていた。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国会議員の選挙等の執行経費の適正化について

〔平成21年度決算検査報告99ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告79ページ参照〕

1 本院が表示した意見

総務省は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)に基づき、国会議員の選挙等の執行経費を算定して都道府県及び市町村に交付している。しかし、執行経費の算定において、投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基礎となっている選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等が実態とかい離していたり、選挙人の数が3万人を超える選挙人の数1万人ごとに行われる加算が実態を適切に反映していなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等について実態を調査して基本額の算定に反映させること、開票所経費の加算の対象となる開票所の実態を調査した上で加算率の見直しなどを行うこと、調整費の交付要件を周知するとともに、具体的な手続を定めて調整費の要望に対し十分な審査を行うこと、選挙事務における備品の購入の実態を調査して経費の算定に適切に反映するよう検討することなどにより執行経費の適正化を図るよう、総務大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、選挙事務従事者の従事時間数、配置人数等の実態等を踏まえて、投票所経費及び開票所経費については基本額を改定し、開票所経費の加算については加算率を見直した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案」を作成した。なお、同法律案は、22年10月に、第176回国会(臨時会)に提出され、24年9月現在、継続審議となっている。

そして、総務省は、調整費については、次回の選挙までに関係者に対して交付要件を周知するとともに、具体的な手続を定めて十分な審査を行い、備品の購入については、次回の選挙までに調整費等における取扱いを明確にするなどとしている。

第4 法 務 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (17) 刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、
 (20) 正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正官署共通費 (平成19年度以前は、(項)矯正官署)
部 局 等	7 刑事施設等
常勤医師の給与の概要	常勤医師に対して支給される俸給及び諸手当
外部研修を行っていないかった常勤医師の数	4 名
上記の4名に支給された給与の総額	272,772,508 円(平成18年1月～24年3月)
減額すべきであった給与額及び勤勉手当額の合計	21,507,828 円(平成18年5月～24年3月)

1 常勤医師の勤務の概要

(1) 常勤医師の給与等の概要

刑務所、拘置所等の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)は、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則(平成13年法務省令第3号)又は少年院及び少年鑑別所組織規則(平成13年法務省令第4号)により、保健、防疫、医療等に関する事務を所掌する医務部門を設置し、同部門に常勤で勤務する医師(以下「常勤医師」という。)を配置している。

常勤医師には国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)等が適用され、刑事施設等は常勤医師の勤務時間の管理等を行い、また、所定の給与を支給している。

公務員法では、一般職の国家公務員である職員は、勤務時間中職務に専念しなければならないこととされており、給与法により、休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合等を除いて正規の勤務時間中に勤務しなかった時間は、給与額(勤勉手当等の額は含まない。以下同じ。)を減額して支給することとされている。そして、この減額する給与額は、給与法等によると、勤務しなかった時間数に勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額とされている。

また、給与法等によると、職員に支給される勤勉手当は当該職員の俸給の月額等に勤務期間による割合(以下「期間率」という。)を乗ずるなどして算出することとされており、期間率は勤務期間に応じて0から100分の100までの割合とされている。

(注1) 勤務期間 勤勉手当支給の基準日となる6月1日及び12月1日以前の6か月以内の期間において、給与法の適用を受ける職員として在職した期間から給与法により給与を減額された期間等を除いた期間

(2) 外部研修の概要等

常勤医師は、一定の要件を満たす場合、医療技術の維持向上等を目的として、大学医学部、大学病院、総合病院等の外部医療機関等における研修(以下「外部研修」という。)を行うことが認められている。

人事院規則10-3(職員の研修)、「医療職俸給表(一)適用職員の外部医療機関等における研修について」(平成13年法務省矯総第4293号)等によれば、外部研修を行う場合は、勤務する刑事施設等の長(以下「施設長」という。)に対して、研修目的、研修先の外部医療機関等、研修の課業時間等を記載した研修計画書(以下「計画書」という。)を事前に提出して許可を受けることとされている。そして、外部研修を行った場合は、施設長に対して、計画した研修期間の満了時点等の適宜の時期に研修結果報告書(以下「報告書」という。)を提出することとされている。

また、勤務時間法、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)等によれば、日常の執務を離れて行う外部研修については、許可を受けた課業時間が当該職員に割り振られた正規の勤務時間とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、常勤医師が外部研修を行う場合の勤務時間の管理は適正に行われ、常勤医師の給与は適正に算定されているかなどに着眼して、34刑事施設等において、常勤医師に支給された給与を対象として、出勤簿、計画書、報告書、職員別給与簿等により会計実地検査を行った。そして、このうち疑義が生じた4刑事施設等^(注2)の常勤医師4名については、平成18年1月から24年3月までの間に支給された給与の総額208,638,035円を対象として、上記の関係書類を確認するなどして検査を行った。さらに、当該常勤医師4名のうち2名については、以前に他の刑事施設にも勤務していたため、上記の給与額に加えて、当該刑事施設等に勤務する以前に勤務していた3刑事施設^(注3)において18年1月から21年8月までの間に支給された給与の総額64,134,473円についても、3刑事施設から新たに関係書類の提出を受け、これを確認するなどして検査を行った。

(注2) 4刑事施設等 横浜刑務所、東京拘置所、水府学院、東京少年鑑別所

(注3) 3刑事施設 水戸、八王子医療、府中各刑務所

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、常勤医師4名は、18年度から23年度までの毎年度、外部研修として、週2日又は週3日、外部医療機関等において、医療技術の向上等を目的とした研究等を行うこととする計画書を施設長に提出して外部研修の許可を受けており、研修期間経過後に報告

書を提出して、計画どおり研修を行ったとしていた。そして、常勤医師4名が外部研修を行ったとする課業時間について、正規の勤務時間に勤務したものとして、所定の給与が支給されていた。

しかし、本院が刑事施設等の職員を通じて、常勤医師4名及び常勤医師4名の外部研修先から外部研修の実施状況を確認するなどしたところ、常勤医師1名は、19年1月から24年3月までの間に、3刑事施設等^(注4)において、前記の外部研修を行ったとする課業時間に外部研修を全く行っていなかった。また、常勤医師3名は、18年5月から23年6月までの間に、4刑事施設等^(注5)において、前記の外部研修を行ったとする課業時間のうちの一部の時間に外部研修を行わず、外部研修先とは別の外部医療機関において報酬を得て診療を行っていた。

(注4) 3 刑事施設等 水戸、府中両刑務所、水府学院

(注5) 4 刑事施設等 八王子医療、横浜両刑務所、東京拘置所、東京少年鑑別所

したがって、常勤医師4名が18年5月から24年3月までの間に外部研修を行っていなかった課業時間数計5,834時間は、当該常勤医師に割り振られた正規の勤務時間中に特に承認を得ることなく無断で勤務していなかったこととなることから、月ごとの勤務しなかった時間数(4時間から80時間)にそれぞれの月の勤務1時間当たりの給与額(3,089円から3,839円)を乗じた額の合計19,759,759円の給与額を減額すべきであった。

また、上記の勤務しなかった期間については、勤務期間の算定上、給与法により給与を減額される期間となり在職した期間から除かれることから、勤勉手当の算出基礎となる期間率は当初の100分の100の割合から所定の割合(100分の70から100分の95)に下がることとなり、勤勉手当額を計1,748,069円減額すべきであった。

前記のとおり、常勤医師4名が施設長の許可を受けて行うこととされている外部研修を全く又は一部行わず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、当該常勤医師4名が勤務していた7刑事施設等は、その給与の支給に当たり、勤務しなかった時間に係る給与額19,759,759円及び勤勉手当額1,748,069円、計21,507,828円を減額しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、常勤医師4名において国家公務員の服務規律を遵守することの認識が欠けていたこと、7刑事施設等において外部研修をその目的に沿って適切に行うよう常勤医師に対して十分な指導を行っていなかったこと、外部研修の実施状況を適切に把握していなかったことなどによると認められる。

これらの勤務しなかった時間について減額すべきであった給与額及び勤勉手当額を刑事施設等別に示すと次のとおりである。

刑事施設等名	当該常勤医師に支給された給与の総額(支給期間)	外部研修を全く又は一部行っていなかった期間	外部研修を行っていなかった課業時間	減額すべきであった給与額	減額すべきであった勤勉手当額	減額すべきであった給与額及び勤勉手当額の計
	円		時間	円	円	円
(17) 府中刑務所	20,955,020 (19. 1~20.10)	19. 1~20.10	1,360	4,238,392	302,939	4,541,331
水戸刑務所	11,413,502 (20.11~21. 8)	20.11~21. 8	615	1,974,876	250,731	2,225,607
水府学院	35,887,677 (21. 9~24. 3)	21. 9~24. 3	1,890	6,347,748	602,505	6,950,253
小計	68,256,199 (19. 1~24. 3)	19. 1~24. 3	3,865	12,561,016	1,156,175	13,717,191

第3章 第1節 第4 法務省	刑事施設等名	当該常勤医師に支給された給与の総額(支給期間)	外部研修を全く又は一部行っていない期間	外部研修を行っていない課業時間	減額すべきであった給与額	減額すべきであった勤勉手当額	減額すべきであった給与額及び勤勉手当額の計
		円 (18. 1~20. 8)	18. 5~18.10	時間 152	円 478,648	円 63,951	円 542,599
	(18) 八王子医療刑務所	31,765,951 (18. 1~20. 8)	18. 5~18.10	152	478,648	63,951	542,599
	東京拘置所	39,651,704 (20. 9~23. 6)	22. 7~23. 6	516	1,832,832	132,019	1,964,851
	小計	71,417,655 (18. 1~23. 6)	18. 5~18.10 22. 7~23. 6	668	2,311,480	195,970	2,507,450
	(19) 横浜刑務所	72,481,916 (18. 1~23. 6)	22. 7~23. 6	509	1,947,359	166,408	2,113,767
	(20) 東京少年鑑別所	60,616,738 (19. 1~23.12)	19. 1~20.12	792	2,939,904	229,516	3,169,420
	(17)-(20)の計	272,772,508		5,834	19,759,759	1,748,069	21,507,828

不正行為

- (21) 職員の不正行為による損害が生じたもの
(22)

会計名及び科目	一般会計 (部)租税及印紙収入 (款)印紙収入 (項)印紙収入
部 局 等	(1) 千葉地方法務局佐倉支局 (2) 名古屋法務局刈谷支局
不正行為期間	(1) 平成19年6月~22年3月 (2) 平成21年7月~22年9月
損害金の種類	登録免許税
損害額	(1) 19,090,000円(平成19年度~21年度) (2) 74,517,900円(平成21、22両年度) 計 93,607,900円

本院は、千葉地方法務局佐倉支局及び名古屋法務局刈谷支局(以下「両支局」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく法務大臣からの報告を受けるとともに、両支局において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものが2件、損害額で93,607,900円あり、いずれも不当と認められる。

これらについては、平成24年9月末現在でいずれも損害の補填が終わっていない(うち補填済みの額29,878,745円)。

この2件を示すと、次のとおりである。

部 局 等	不正行為期間 年月	損 害 額 円
(21) 千葉地方法務局佐倉支局	19. 6 から 22. 3 まで	19,090,000

本件は、上記の部局において、登記官市原某が、登記申請の受付等の事務に従事中、平成19年6月から22年3月までの間に、窓口で受け付けた登記申請書に貼付されていた収入印紙について、消印をせずに剥ぎ取り、登記済みの他の登記申請書から剥ぎ取った消印済みの収入印紙を貼付し、その上から更に消印をするなどして、収入印紙19,090,000円分を領得したものである。

なお、本件損害額は、24年9月末現在で補填が全くされていない。

部 局 等	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
(22) 名古屋法務局刈谷支局	21. 7 から 22. 9 まで	74,517,900

本件は、上記の部局において、登記専門職高野某が、登記申請の受付等の事務に従事中、平成21年7月から22年9月までの間に、オンラインにより登記申請が行われ、登録免許税が収入印紙により納付されたものについて、当該申請のために納付された収入印紙に消印をせず、端末から出力した納付情報を、収入印紙により納付されたものではなく、振込等により電子納付されたかのように偽造して、収入印紙74,517,900円分を領得したものである。

なお、本件損害額については、24年9月末までに29,878,745円が同人から返納されている。

(21) (22) の計	93,607,900
--------------	------------

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 刑事施設の被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、被収容者の健康に支障を及ぼすなどの特段の事情がない限り、診療点数1点10円の単価により医療費を請求する外部医療機関を受診先とするなど経済性を考慮した選定を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正収容費
部 局 等	法務本省、5 刑事施設
刑事施設の被収容者の診療に係る外部医療機関に対する医療費の概要	刑事施設の被収容者を外部医療機関に通院又は入院させた場合に、外部医療機関に対して支払う医療費
5 刑事施設における外部医療機関に対する医療費の支払額	3 億 0894 万余円(平成 22、23 両年度)
上記のうち診療点数の単価が1点10円以外の外部医療機関に対する支払額	1 億 6472 万余円
上記の支払額と診療点数の単価が1点10円の外部医療機関を選定することとして算定した場合の支払額との開差額	5658 万円

1 刑事施設の被収容者に対する診療等の概要

(1) 刑事施設の被収容者に対する診療

法務省の施設等機関である刑務所、少年刑務所及び拘置所(以下、これらを合わせて「刑事施設」という。)は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかったときなどには、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。)の規定に基づき、原則として刑事施設内において当該施設の職員である医師等による診療を行い、必要に応じて、被収容者を刑事施設外の病院又は診療所(以下「外部医療機関」という。)に通院させ、やむを得ないときは被収容者を外部医療機関に入院させることができることとなっている。

(2) 被収容者に対する診療に係る医療費

外部医療機関における被収容者に対する診療は、刑事収容施設法において、刑事施設は、被収容者の健康等を保持するため、適切な保険衛生上及び医療上の措置を講ずると規定されていることから、国の責務として、国の費用により行っている。そして、刑事施設は、被収容者を外部医療機関に通院又は入院させた場合には、当該外部医療機関から医療費の請求を受けて、これを支払っている。

また、外部医療機関における被収容者の診療は、被収容者本人が、国民健康保険、健康保険等の公的医療保険の被保険者等であるとしても、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定に基づき、収容期間中は保険給付を行わないこととされていることなどから、自由診療として行われている。

このため、外部医療機関は、被収容者に対する診療に係る医療費を自由に算定して請求できるが、実際の医療費の算定については、保険診療(公的医療保険の保険給付として行われる診療をいう。以下同じ。)の場合に倣い、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した所定の診療点数に、1点当たりの単価を乗じた額等により行っている。また、この1点当たりの単価については、保険診療の場合は、国民健康保険法、健康保険法等の規定に基づき10円と定められているものの、自由診療の場合は特段の定めがないため、任意に定めている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、外部医療機関における被収容者の診療は自由診療として行われており、自由診療の場合は1点当たりの単価について特段の定めがないことから、被収容者に対する診療については、1点当たり10円のほか15円、20円等の単価により算定した医療費を請求する外部医療機関も見受けられる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、刑事施設が被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、外部医療機関により1点当たりの単価に差があることを踏まえた上で外部医療機関を適切に選定しているかなどに着眼して、全77刑事施設のうち22刑事施設^(注1)において、平成22、23両年度に支払った被収容者に対する診療に係る医療費を対象として、診療報酬請求書、診療報酬明細書等の書類を確認したり、医務部門の担当者等から外部医療機関の選定方法について聴取したりなどして会計実地検査を行った。

(注1) 22 刑事施設 青森、秋田、山形、水戸、前橋、千葉、岐阜、岡崎医療、滋賀、大阪、大阪医療、加古川、松江、岡山、松山、大分、沖縄各刑務所、川越、姫路両少年刑務所、東京、大阪、神戸各拘置所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

^(注2) 5 刑事施設は、22、23両年度における被収容者の診療について、127 外部医療機関に対して1,078 件、計3億0894 万余円の医療費を支払っていた。そして、このうち、106 外部医療機関に対しては、保険診療の場合と同様に、診療点数に1点10円の単価を乗じて算定した医療費を支払っていたが、残りの21 外部医療機関に対しては、1点10円以外の単価(12円、15円又は20円)を乗じて算定した283 件、計1億6472 万余円の医療費を支払っていた(表参照)。

(注2) 5 刑事施設 大阪、大阪医療、松江各刑務所、東京、大阪両拘置所

表 5 刑事施設における外部医療機関に対する医療費の支払状況 (単位：件、円)

刑事施設名	年度	医療費の支払状況			左のうち1点10円以外の単価により支払っていたもの		
		外部医療機関数 (注)	件数	支払額	外部医療機関数 (注)	件数	支払額
大阪刑務所	平成 22	42	245	45,060,729	3	33	12,395,529
	23	51	285	57,138,701	4	38	13,666,991
大阪医療刑務所	22	7	35	16,555,125	2	16	15,112,365
	23	6	32	11,290,545	2	13	9,434,775
松江刑務所	22	10	72	13,952,900	1	25	11,817,540
	23	11	74	23,713,520	2	31	20,816,550
東京拘置所	22	16	56	33,819,100	5	25	21,107,290
	23	14	45	37,325,810	4	20	21,621,610
大阪拘置所	22	23	120	32,438,409	8	43	18,440,959
	23	27	114	37,648,141	7	39	20,314,231
小 計	22	89	528	141,826,263	15	142	78,873,683
	23	98	550	167,116,717	15	141	85,854,157
計		127	1,078	308,942,980	21	283	164,727,840

(注) 年度間の重複や1医療機関で複数の刑事施設に医療費を請求している事例があるため、各項の外部医療機関数を合計しても小計欄及び計欄の外部医療機関数とは一致しない。

そして、5 刑事施設は、外部医療機関の選定に当たり、当該施設の職員である医師等が診察の結果外部医療機関での診療が必要と判断した者について、医務部門の担当者等が、外部医療機関における当該傷病、症状等に対応する診療科の有無、過去の利用実績、当該患者の受診の可否等を勘案して、適宜選定することにしてきた。

しかし、5 刑事施設は、当該傷病、症状等に関して過去に利用実績のある外部医療機関をまず受診先の候補とし、何らかの理由により当該外部医療機関での受診が困難な場合になって初めて、順次、他の外部医療機関に連絡して受診の可否を照会するという方法をとっていた。このため、1点10円以外の単価により医療費を請求する外部医療機関(以下「1点10円以外の単価の外部医療機関」という。)をまず受診先の候補とした場合は、当該外部医療機関での受診が可能であれば、そこで受診させていた。

このように、5 刑事施設は、受診先の候補の選定に当たって、1点当たりの単価を考慮するなどの経済性の検討を行っておらず、また、医務部門の担当者等が把握している外部医療機関に関する情報は、主として、過去に利用実績がある外部医療機関についてのものであり、刑事施設の所在地域での外部医療機関の診療科、1点当たりの単価等に係る情報については組織的に把握していない状況であった。

一方、被収容者が受診した1点10円以外の単価の外部医療機関での診療内容についてみると、特殊な先進医療等ではなく、保険診療でも行われている一般的なものであり、必ずしも当該外部医療機関でなければ受診できない内容ではなかった。また、前記のとおり、5 刑事施設が22、23 両年度に医療費を支払っていた127 外部医療機関のうち、1点10円の

単価により医療費を請求する外部医療機関(以下「1点10円の単価の外部医療機関」という。)は106外部医療機関と全体の8割以上を占めているなど、5刑事施設の所在地域には、このほかにも1点10円の単価の外部医療機関が相当程度存在すると思料された。

そこで、5刑事施設が、1点10円の単価の外部医療機関を選定していたとすると、22、23両年度に1点10円以外の単価により支払った医療費1億6472万余円は、1億0814万余円となり、5658万余円の開差が生ずることになる。

このように、刑事施設が被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、外部医療機関により1点当たりの単価に差があることを踏まえた上で外部医療機関を適切に選定していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、5刑事施設において、経済性を考慮した外部医療機関の選定を行うことについての認識が十分でなかったことにもよるが、法務省において、刑事施設に対して、被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、外部医療機関により1点当たりの単価に差があることを踏まえた上で経済性を考慮して外部医療機関を適切に選定するよう指導していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、24年9月に刑事施設等に通知等を発し、刑事施設の被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、外部医療機関により1点当たりの単価に差があることを踏まえた上で外部医療機関を適切に選定するよう、当該施設の所在地域の外部医療機関の診療科、1点当たりの単価等の調査を行うなどして、外部医療機関のリストを作成し、被収容者の健康に支障を及ぼすなどの特段の事情がない限り、当該リストの中から、1点10円の単価の外部医療機関を選定するなど、経済性を考慮した外部医療機関の選定を行うこととする処置を講じた。

- (2) 刑事施設における業務委託契約に係る予定価格の積算に当たり、業務管理責任者等の業務の実態を調査するなどして、業務管理責任者が業務担当者を兼任しても差し支えない場合には業務管理責任者が業務担当者を兼任することとして、その積算が経済的なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正施設民間開放推進費
部 局 等	法務本省、10 刑事施設
契 約 名	総務系・処遇系等事務業務、自動車運転管理業務等業務委託等 23 契約
契 約 の 概 要	刑事施設において、刑務官等の職員以外の者に実施させることが可能な非権力的業務を民間事業者に請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	13 会社
契 約	平成 22 年 4 月～24 年 3 月 一般競争契約
予定価格の積算額	7 億 0921 万余円(平成 22、23 両年度)
低減できた予定価格の積算額	5730 万円(平成 22、23 両年度)

1 刑事施設における業務の民間委託の概要

(1) 刑事施設における非権力的業務の民間委託

法務省は、刑務所、少年刑務所及び拘置所(以下、これらを合わせて「刑事施設」という。)における被収容者の過剰又は高率収容状態に伴う職員の過重な業務負担を軽減し、被収容者に対する処遇の質の向上等を図るため、刑事施設の運営に関する業務のうち刑務官等^(注1)の職員以外の者に実施させることが可能な非権力的業務を民間事業者に請け負わせている。

刑事施設における業務は、①総務部門における公文書の接受、人事、経理、領置物の管理等の業務(総務系業務)と、②処遇部門及び医務部門における警備、刑務作業、受刑者等に対する各種指導、保健、医療等の業務(処遇系業務)とに大別される。刑事施設は、これらの業務のうちの非権力的業務について、業務ごとに、又は適宜業務を組み合わせるなどして、一般競争入札により民間事業者と業務委託契約を締結している。そして、刑事施設は、業務委託契約に係る予定価格について、積算参考資料、業者からの見積書等を参考にして算出した人件費と、これに諸経費率を乗じた額との合計額に消費税等相当額を加える方法等により積算している。

(注1) 非権力的業務 被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に対し義務を課す処分を伴う業務を除いた文書の授受、ファイリング、庁舎警備等の業務

(2) 業務委託契約における業務管理責任者の配置

刑事施設は、上記の業務を請負により実施させることから、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号。以下「区分基準」という。)等の趣旨に照らして、適正な業務実施体制を確保するために、契約書等において、業務担当者に対する業務の遂行に関する指示、業務担当者の管理等を行う業務管理責任者を専任又は業務担当者との兼任で配置することとしている。

また、厚生労働省が作成している区分基準等を解説したパンフレット等によれば、業務管理責任者は専任で配置することが義務付けられているものではなく、業務管理責任者が業務担当者を兼任して業務を実施していたとしても、業務管理責任者としての職務を併せて遂行できる場合には、業務管理責任者が業務担当者を兼任しても差し支えないとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、業務管理責任者に係る人件費の積算は業務の実態等からみて適切なものとなっているかなどに着眼して、17 刑事施設が平成22、23 両年度に締結した業務委託契約計65件、契約額計13億4268万余円を対象として検査を行った。

検査に当たっては、17 刑事施設において、契約書、仕様書、予定価格積算内訳書等の関係書類を確認したり、各刑事施設に配置されている業務管理責任者及び業務担当者の業務の実態等を確認したりなどして会計実地検査を行った。

(注2) 17 刑事施設 青森、秋田、山形、水戸、千葉、岡崎医療、滋賀、大阪、大阪医療、松江、岡山、松山、大分、沖縄各刑務所、川越少年刑務所、東京、大阪両拘置所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

10 刑事施設は、計 44 件(契約額計 8 億 2678 万余円)の業務委託契約を締結しており、これらのうち、23 件(同 6 億 3624 万余円)の業務委託契約は、業務管理責任者を専任で配置することとして、業務を実施させるのに必要な業務担当者の人件費とは別に当該業務管理責任者分の人件費を計上して、予定価格を計 7 億 0921 万余円と積算していた。そして、実際にも業務管理責任者が専任で配置されていた。

しかし、前記のとおり、業務管理責任者が業務担当者を兼任して業務を実施していたとしても、業務管理責任者としての職務を併せて遂行できる場合には、業務担当者を兼任しても差し支えないとされている。そこで、10 刑事施設に配置されている業務管理責任者及び業務担当者の業務の実態を調査したところ、次のとおりとなっていた。

ア 業務管理責任者が行うこととされている業務のうち、業務担当者に対する指示等は、各業務委託契約の仕様書に定められた日々の業務がほぼ定型的なものであることなどのため、業務管理責任者が各業務担当者に対する特段の指示等を行うことなく遂行されている状況であり、当該指示等は、刑事施設側から特段の指示等があった場合に行われていた。また、業務管理責任者は、業務担当者の管理業務として、日々の業務終了時に、業務担当者が作成した労務管理上必要な業務実施報告書の回収・取りまとめを行ったり、刑事施設等に提出する報告書を作成したりする業務を行っていた。しかし、これらの業務担当者に対する指示、管理等に要する時間は僅かであり、1 日のうちの大半の時間は、業務管理責任者としての固有の業務がない状況となっていた。

イ 業務担当者は、上記のとおり、通常は業務管理責任者から特段の指示を受けずに業務を遂行している状況であり、また、業務担当者の中には、業務の都合上、1 日の労働時間の中に一定の待機時間を生じている者も見受けられた。

これらのことから、前記 23 件の業務委託契約において、業務管理責任者が業務担当者を兼任して日々の定型的な業務を実施した上で、上記の待機時間等を使って、業務管理責任者として、適宜他の業務担当者に対する指示、業務管理等を行うことは十分可能であり、また、このような業務実施体制にしたとしても各業務の遂行には特段の支障はないと認められた。

したがって、10 刑事施設における前記 23 件の業務委託契約に係る予定価格の積算に当たっては、専任の業務管理責任者分の人件費を別途計上するのではなく、業務管理責任者が業務担当者を兼任することとして、その分業務担当者 1 名分の人件費を減じて積算すべきであったと認められた。

現に、7 刑事施設が締結している各種の業務委託契約に係る予定価格の積算においては、^(注4)専任の業務管理責任者分の人件費を別途計上せず、業務管理責任者が業務担当者を兼任することとして積算していた。そして、実際にも業務管理責任者が業務担当者を兼任していたが、業務の遂行に関して特段の支障は生じておらず、また、請負業務としての適正な業務実施体制も確保している状況となっていた。

以上のように、10 刑事施設における業務委託契約に係る予定価格の積算に当たり、業務の実態等からみて業務管理責任者が業務担当者を兼任して差し支えないと認められるのに、

専任の業務管理責任者を配置することとして積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注3) 10 刑事施設 秋田、山形、水戸、千葉、岡崎医療、滋賀、大阪、大阪医療、松江各刑務所、大阪拘置所

(注4) 7 刑事施設 青森、岡山、松山、大分、沖縄各刑務所、川越少年刑務所、東京拘置所
(低減できた積算額)

上記のとおり、業務管理責任者が業務担当者を兼任することとして、10 刑事施設が締結した前記 23 件の業務委託契約に係る予定価格の積算額を修正計算すると計 6 億 5185 万余円となり、前記の積算額計 7 億 0921 万余円を約 5730 万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、10 刑事施設において、業務管理責任者に係る人件費の積算に当たり、業務管理責任者の業務量等を考慮して経済的な積算を行うことなどについての認識が十分でなかったことにもよるが、法務省において、次のことなどによると認められた。

ア 刑事施設に対して、業務管理責任者が、業務担当者を兼任しても差し支えない場合があるとされていることについての周知徹底が十分でなかったこと

イ 刑事施設に対して、業務管理責任者に係る人件費の積算について、業務管理責任者及び業務担当者の業務の実態を調査するなどして、経済的な積算を行うことについての指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、24 年 9 月に刑事施設等に事務連絡を発して、今後、業務委託契約に係る予定価格の積算に当たり、業務管理責任者に係る人件費の積算を業務の実態等からみて適切なものとするよう、次のような処置を講じた。

ア 業務管理責任者は、専任で配置することが義務付けられているものではなく、業務管理責任者が業務担当者を兼任しても差し支えない場合があることを周知徹底した。

イ 業務管理責任者に係る人件費の積算に当たっては、業務管理責任者等の業務の実態を調査するなどして、業務管理責任者が業務担当者を兼任しても差し支えない場合には、業務管理責任者が業務担当者を兼任することとして人件費を積算することとした。

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

不動産登記に要する登録免許税の額を算定するための新築建物課税標準価格認定基準表等の改訂について

〔平成 20 年度決算検査報告 90 ページ参照〕
〔平成 21 年度決算検査報告 125 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 95 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

不動産の所有権の保存登記に課される登録免許税の額の算定において、算定の基礎となる新築建物等に係る不動産の価額が、各法務局等の長が管内の登記所に通知する認定基準表における認定基準単価の設定が適切でないことから、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない事態が見受けられた。

したがって、法務省において、各法務局等に対して、認定基準表の改訂に当たり、登録免許税の額の算定を適切なものとするために、算定の基礎となる不動産の価額は登記の時の当該不動産の価額であることなどを十分に踏まえた上で、新築建物の再建築費評点数等を集計した都道府県概要調書等を用いるなどして適切な認定基準単価を算出するように指示するよう、法務大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、固定資産課税台帳に登録された価格の評価替えに合わせて行う24年4月の認定基準表の改訂に当たり、同年3月に各法務局等に通知等を発して、登録免許税の額の算定を適切なものとするために、認定基準表の認定基準単価の額を都道府県概要調書に記載された新築建物の再建築費評点数等を基礎として算出した額とすることなどにより、適切な認定基準単価を算出するよう指示する処置を講じていた。この通知等に基づき、各法務局等は、認定基準表を改訂して管内の登記所に通知し、同年4月1日から適用することとした。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

社会復帰促進センターの運営事業における食材費について

〔平成21年度決算検査報告121ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告96ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置

法務省は、新たな刑務所である社会復帰促進センターの運営等を、4か所でそれぞれPFI手法により民間事業者を実施させており、被収容者に対する給食業務に係る食材費については、各契約書等における予定収容人員に基づいて算定された額を事業費に含めて支払っている。しかし、各社会復帰促進センターにおいて、実際の収容人員が予定収容人員に達していない状況が続いており、このような場合の減額についての取決めがされていないため、食材費が過大に支払われている事態が見受けられた。

したがって、法務省において、実際の収容人員に応じた適切な食材費の支払を行うこととなるよう契約を変更するなどの処置を講ずるよう、法務大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、実際の収容人員に応じた適切な食材費の支払を行うこととなるよう、24年3月に、各受託事業者と覚書を取り交わして、同年4月から、四半期ごとに、実際の収容人員が予定収容人員の8割を下回るようになった場合には、合理的な範囲で減少した費用として、その8割を下回った人員分の食材費に相当する額を事業費から減額して支払うこととするなどの処置を講じていた。

第5 外 務 省

不 当 事 項

予 算 経 理

(23) 日本 NGO 連携無償資金協力に係る返納金について、会計法令に基づく債権管理を適正に行っていなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金
部 局 等	外務本省
債 権 の 概 要	事業が実施されなかったことなどにより発生した返納金債権
債権管理を適正に行っていなかった返納金の額	10,929,550 円

1 日本 NGO 連携無償資金協力により締結された贈与契約の概要等

(1) 日本 NGO 連携無償資金協力により締結された贈与契約の概要

外務省は、日本の NGO の支援強化のため、平成 14 年度から、NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業等に資金協力を行う日本 NGO 連携無償資金協力(18 年度以前は日本 NGO 支援無償資金協力)を実施している。同省は、14 年度に、特定非営利活動法人アジア戦災孤児救済センター(以下「センター」という。)と贈与契約を締結し、センターがアフガニスタン・イスラム共和国で実施するトラウマ・PTSD に苦しむ戦災孤児支援プロジェクト(以下「孤児支援プロジェクト」という。)及び戦災孤児のトラウマ・PTSD 治療のための現地人材育成プロジェクト(以下「人材育成プロジェクト」といい、これらを合わせて「両事業」という。)に対して、表のとおり、計 18,553,252 円を贈与している。

表 両事業の概要

事 業 名	契約年月日	贈与年月日	事業実施期間	贈与額(円)
孤児支援プロジェクト	平成 14 年 12 月 26 日	15 年 1 月 14 日	14 年 12 月 26 日から 15 年 12 月 25 日 まで	9,918,445
人材育成プロジェクト	15 年 3 月 20 日	15 年 3 月 31 日	15 年 3 月 20 日から 16 年 3 月 31 日 まで	8,634,807
計				18,553,252

そして、両事業の贈与契約書において、贈与した資金が事業の実施期間内に全て使用されずに残余金が生じた場合には、センターは、外務本省の請求に基づいて当該残余金を返還しなければならないこと、資金が適正に使用されなかったことが明らかとなった場合には、契約が解除されることなどが規定されている。

また、外務本省は、それぞれの贈与契約を締結する際に、センターが資金を返還する必要が生じた場合には、その債務を保証する旨の連帯保証書をセンターの当時の事務局長から徴取していた。

(2) 返納金債権の発生の経緯

外務本省は、15年6月にセンターから提出された孤児支援プロジェクトの中間報告の内容に疑義があったことから、両事業について調査したところ、人材育成プロジェクトについては事業が全く実施されておらず、資金が事業の目的外に使用されるなどしていたことが判明した。

このため、外務本省は、17年6月に、人材育成プロジェクトの贈与契約を解除し、センターに対して贈与額8,634,807円の返還請求を行うこととした。

一方、外務本省は、孤児支援プロジェクトについては、センターから提出された最終報告書等に基づいて、18年5月に、贈与額9,918,445円の残余金を2,294,743円と確定して、当該残余金の返還請求を行うこととした。

このため、外務本省は、センターと返還金の支払方法等について協議し、20年4月に、センターが両事業の返還金の支払義務を認め、返還金を分割して支払うことなどについてセンターと合意したことから、センターからその旨の誓約書の提出を受けていた。

(3) 返納金債権に係る債権管理の事務の概要等

会計法(昭和22年法律第35号)第6条及び国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)第11条によると、返納金債権が発生したときは、歳入徴収官は、遅滞なく、債務者の住所、氏名、債権金額等を債権管理簿に記載し、歳入の調査決定をして、債務者に対して納入の告知をしなければならないとされている。

また、債権管理法によると、歳入徴収官は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなどの場合に限り、債権の履行期限を延長する特約(以下「履行延期の特約」という。)をすることができる(第24条第1項)、履行延期の特約をする場合には、確実な担保が付されている場合等を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置を執らなければならないとされている(第26条第2項)。そして、履行延期の特約をする場合には、債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることなどの条件を付することとされている(第27条)。

さらに、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第4条等によると、歳入徴収官は、分割して納付させる特約をしている場合においては、納期の到来するごとに当該納期に係る金額について調査決定をしなければならないとされている。

そして、債権管理法第15条によると、歳入徴収官は、履行期限を経過した債権の全部又は一部が、督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、保証人に対して履行を請求し、それでも履行されない場合には、法務大臣に対し訴訟手続により履行の請求を求めるなどの措置を講ずることとされている。

外務本省においては、返納金債権が発生した場合、歳入徴収官である会計課長が、会計法、債権管理法等の会計法令に基づき適正な債権管理を行うこととしている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、外務本省において、会計法令に基づく債権管理が適正に行われているかなどに着眼して、センターに対する両事業の返納金債権を対象として、債権管理簿、契約書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 債権管理の開始時期について

外務本省は、20年4月にセンターから前記の誓約書の提出を受けた後、同年5月1日に、両事業の返還金計10,929,550円を債権管理簿に記載して歳入の調査決定をするるとともに、センターに納入告知書を送付していた。

しかし、人材育成プロジェクトについては、贈与契約を解除して贈与額の返還請求を行うこととした17年6月に、孤児支援プロジェクトについては、最終報告書等に基づいて残余金を2,294,743円と確定して残余金の返還請求を行うこととした18年5月に、それぞれ、遅滞なく返納金の額を債権管理簿に記載して歳入の調査決定をし、センターに対して納入の告知を行うべきであった。

イ 債権管理の方法等について

外務本省は、20年4月にセンターから提出を受けた誓約書に基づいて、返納金債権に係る支払を分割納付とする履行延期の特約を行っていた。

しかし、外務本省は、履行延期の特約を行うに当たり、センターの資産状況について改めて調査を行っておらず、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなど、債権管理法が規定している条件に該当するかについての検討を行っていなかった。また、外務本省は、保証人に対しても資産状況等について調査を行っておらず、債務名義を取得するために必要な措置を執っていなかった。さらに、外務本省は、センターから提出された誓約書に基づいて履行延期の特約をしていたが、当該誓約書には債権管理法で規定されている履行延期の特約に付する条件を記載させていなかった。

そして、外務本省は、20年5月に調査決定を行った際に、分割納付のための納付書を12通作成し、センターに対して一括送付しており、分割納付の納期が到来するごとに調査決定を行っていなかった。

ウ 履行の請求について

センターは、20年4月に外務本省と分割納付に合意してから既に4年以上が経過しているにもかかわらず、一度も返納金の支払をしていなかった。

しかし、外務本省は、センターに対して督促状を送付しているだけで、保証人に対して支払の履行を請求するなどしておらず、センターに対する法的措置が講じられていなかった。

このように、外務本省において、返納金債権が発生しているのに遅滞なく債権管理簿に記載するなどしていなかったり、履行延期の特約を行うに当たって必要な措置を講じていなかったり、督促後相当の期間が経過して債務が全く履行されていないのに保証人に支払の履行を請求していなかったりしているなど、返納金債権10,929,550円について、会計法令に基づく債権管理を適正に行っていない事態は不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、外務本省において返納金債権に係る債権管理を会計法令に基づき適正に行うことについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) 政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するなどするよう意見を表示したものの

第3章
第1節
第5
外務省

所管、会計名及び科目	(1) 外務省所管 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
	(2) 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
部 局 等	(1) 外務本省 独立行政法人国際協力機構
	(2) 独立行政法人国際協力機構
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力 (2) 技術協力
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計又は経費累計額	(1) 119 事業 507 億 6825 万余円(平成 13 年度～23 年度) (2) 33 事業 74 億 4135 万余円(平成 16 年度～23 年度) 計 152 事業
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及び贈与額	(1) 1 事業 6 億 4835 万円(背景金額)(平成 19 年度～21 年度)
調達した機材の一部が技術移転に十分に活用されていないと認められる事業数及び調達価格	(2) 1 事業 975 万円(平成 22 年度)
贈与額の一部が事業実施機関に保有されたままになっている事業数及び保有されている額	(1) 6 事業 573 万円(平成 19 年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の実施について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 外 務 大 臣 宛て)
独立行政法人国際協力機構理事長
標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。我が国の政府開発援助は毎年度多額に上っており、平成 23 年度の実績は無償資金協力^(注1) 1647 億 5499 万余円、技術協力^(注2) 847 億 5773 万余円、^(注3) 円借款 6097 億 3369 万余円等となっている。

(注1) 無償資金協力 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための事業に必要な

な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで贈与するもの

(注2) 技術協力 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発に役立つ技術、技能及び知識を移転し、技術水準の向上に寄与することを目的として、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与等を行うもの

(注3) 円借款 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として長期かつ低利の資金を貸し付けるもの

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、政府開発援助について、外務省又は独立行政法人国際協力機構(15年9月30日以前は国際協力事業団。以下「機構」という。)が実施している無償資金協力、機構が実施している技術協力及び機構(11年9月30日以前は海外経済協力基金、同年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行)が実施している円借款を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省及び機構(以下、これらを合わせて「援助実施機関」という。)は、事前の調査、審査等において、無償資金協力、技術協力及び円借款(以下、これらを合わせて「援助」という。)の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 援助は交換公文、借款契約等に則しているか、援助実施機関は公正な競争に関する国際約束の的確な実施を確保する方策を適切に講じているか。
- ③ 援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において協力準備調査報告書等により事業の説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

一方、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するためには、援助実施機関^(注4)に対する検査のみでは必ずしも十分ではない。このため、本院は、24年次に12か国において、調査を要すると認めた無償資金協力119事業(贈与額計507億6825万余円)、技術協力33事業(経費累計額74億4135万余円)、円借款13事業(貸付実行累計額4567億4197万余円)、計165事業について、援助実施機関の職員等の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどした。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、援助実施機関を通じて入手した。

(注4) 12か国 ブータン、ガーナ、ホンジュラス、インド、マラウイ、モロッコ、ニカラガア、パラグアイ、タンザニア、ウガンダ、ウズベキスタン、ベトナム

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力1事業(贈与額計6億4835万円)については、援助の効果が十分に発現していない状況となっていた。また、技術協力1事業については、調達した機材の一部(調達価格計975万余円)が技術移転に十分に活用されていない状況となっていた。さらに、無償資金協力6事業については、贈与額の一部(計573万余円)が事業実施機関に保有されたままになっていた。

(1) 援助の効果が十分に発現していない事業<一般プロジェクト無償資金協力：日本・中米友好橋建設計画>

ア 事業の概要

この事業は、ホンジュラス共和国(以下「ホンジュラス」という。)、エルサルバドル共和国(以下「エルサルバドル」という。)両国の交通と貿易の促進等に資するため、両国の国境に架かる老朽化に伴い安全上大きな問題を抱えていたゴアスコラン橋(橋長約146m、許容車両総重量24.5t)の下流側に新たに日本・中米友好橋(橋長170m、許容車両総重量40.8t)を建設するものである。外務省は、この事業に必要な資金として19年5月にホンジュラス政府との間で取り交わした交換公文に基づき、19年度1億3370万円、20年度3億5933万余円、21年度1億5531万余円、計6億4835万円を同国政府に贈与している。

機構は、この事業の実施に先立って18年2月から9月までの間に現地に調査団を派遣し、基本設計の内容及びホンジュラス、エルサルバドル両国の負担事項について、両国と協議及び確認を行い、両国の合意を得て、その結果を同年11月に基本設計調査報告書として作成している。そして、同報告書によれば、橋及び取付道路の建設等は無償資金協力により実施することとなっている一方で、出入国管理、通関業務等を行う施設(以下「国境施設」という。)については、両国がそれぞれ経費を負担して、必要な土地を確保し、計画及び設計を行い、橋が完成する21年5月末までに完成させて供用開始することを機構を交えて確認したとしている。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、この事業において、橋は21年5月に完成していたものの、本院の現地調査実施時(24年1月)において、ホンジュラス側の国境施設の建設用地の一部は取得されておらず同施設は着工されていなかった。そして、ホンジュラスは暫定の措置としてコンテナ2個を利用した仮設の国境施設を供用しているが、出入国管理手続を行うための設備等が十分でないために通行が限定されることになり、開通後の通行は大型トレーラー等の国際貨物車両に限られていた。

前記の基本設計調査報告書では、橋と国境施設は密接な関係があるため、十分な連携を図る必要があり、橋が完成するまでに必ず同施設を完成させる必要がある旨が記載されている。しかし、基本設計調査の段階では、その規模、仕様、配置等は決定されておらず、ホンジュラス、エルサルバドル両国の経費負担額、具体的な予算の確保等の国境施設設置の具体案等について同報告書に記載できる状況にはなかった。そして、本院の現地調査実施時においても、同施設の規模、仕様、配置等は決定されていない状況であった。

(2) 調達した機材の一部が技術移転に十分に活用されていない事業<技術協力：パラグアイ農業総合試験場プロジェクト第2フェーズ>

ア 事業の概要

この事業は、パラグアイ共和国(以下「パラグアイ」という。)において、パラグアイ農業総合試験場が、試験研究の成果や農業技術を広く普及させることなどを目的として実施したものである。そして、機構は、パラグアイ農牧省の要請を受けて、パラグアイ農業総合試験場に専門家延べ9名を現地に派遣し、大豆新品種の育成・導入選定方法や農薬成分分析方法等の技術移転を実施したとしている。事業実施期間の17年4月1日から22年3月31日までの間の経費累計額は6億4732万余円となっており、このうち派遣専門家が技術移転等に使用するため機構が調達した機材(以下「携行機材」という。)に係る経費は7430万円となっている。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、携行機材のうち、分析機器2台(調達価格計975万余円)は、事業最終日である22年3月31日の直前の同月15日に納品されており、専門家が実施する技術移転に供された期間が短く、技術移転に十分に活用されていなかった。

(3) 贈与額の一部が事業実施機関に保有されたままになっている事業<草の根・人間の安全保障無償資金協力：アイト・イサフェン村及びティズグランヌ村飲料水供給計画等6事業>

ア 事業の概要

草の根・人間の安全保障無償資金協力は、贈与契約締結日から1年以内に終了する比較的小規模なプロジェクト(原則1000万円以下)に対して、在外公館が中心となって資金を贈与するものである。そして、贈与に当たっては、事業実施機関が業者と締結した調達契約に基づいて資金を贈与することとなっているが、資金の贈与前に調達契約を締結することが困難な場合は、見積額に基づいて資金を贈与することができることとなっている。また、事業実施機関は使用しなかった資金(以下「未使用資金」という。)がある場合は、在外公館に返還するか、又は在外公館と協議を行い、当初の事業目的を逸脱しない範囲で計画変更して未使用資金を使用することができることとなっている。

アイト・イサフェン村及びティズグランヌ村飲料水供給計画等6事業は、モロッコ王国(以下「モロッコ」という。)において、国内の給水が困難な村落における飲料水確保のため、給水供給車両を整備するものである。

これらの事業の実施に当たり、在モロッコ日本国大使館(以下「モロッコ大使館」という。)は、事業実施機関である6地方公共団体(以下「6団体」という。)との間で19年10月に贈与契約をそれぞれ締結して、給水車2台及び揚水ポンプ2台を整備するための資金として、同月に各60,792ユーロ(邦貨換算額893万余円)を贈与している(6事業贈与額計364,752ユーロ、邦貨換算額5361万余円)。

そして、6団体はいずれも、給水車等の調達を入札により実施することとしており、モロッコの法令により入札時には調達資金を保有している必要があるため、モロッコ大使館は見積額に基づいて資金を贈与している。

(注5) 6事業 アイト・イサフェン村及びティズグランヌ村飲料水供給計画、シュトカ・アイト・バハ地区飲料水供給計画、ヒララ村及びアイト・ミルク村飲料水供給計画、タルーダント地区飲料水供給計画、ウレッド・ベルヒル郡飲料水供給計画、ティズニット地区飲料水供給計画

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、6団体は、資金の贈与を受けた後、入札を実施し、20年11月までに給水車等を購入していたが、いずれも落札額が贈与額を下回ったため、その差額6事業計573,383.31モロッコ・ディラム(邦貨換算額573万余円)の未使用資金が6団体のそれぞれの口座で保管されていた。その後、モロッコ大使館は、未使用資金を返還させたり、計画変更させたりするために、6団体に対して電話連絡による働きかけなどを行っていたが、本院の現地調査実施時(24年3月)においても返還させたり、計画変更させたりしておらず、未使用資金は6団体に保有されたままになっていた。なお、当該未使用資金は、24年7月までに、6団体の議会においてその返還が承認されている。

(改善を必要とする事態)

以上のように、援助の効果が十分に発現していない事態、調達した機材の一部が技術移転に十分に活用されていない事態及び贈与額の一部が事業実施機関に保有されたままになっている事態は適切とは認められず、外務省又は機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 日本・中米友好橋建設計画については、基本設計調査報告書の作成時点で橋の供用に必要不可欠な国境施設の規模、仕様、配置等が決定していないにもかかわらず、外務省及び機構において、計画どおりに同施設を建設して橋の供用を開始できるようにするためのホンジュラス政府に対する働きかけが十分でないこと
- イ パラグアイ農業総合試験場プロジェクト第2フェーズについては、機構において、技術移転に十分活用できるような携行機材の調達時期の検討が十分でないこと
- ウ アイト・イサフェン村及びティズグランヌ村飲料水供給計画等6事業については、外務省において、6団体それぞれに対し、未使用資金が事業実施機関に滞留しないようにするための効果的な働きかけが十分でないこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するなどするよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 日本・中米友好橋建設計画については、外務省及び機構は、ホンジュラス政府に、国境施設の規模、仕様、配置等を早急に検討したり、必要な土地を早急を取得したりすることなどにより、橋が早期に計画どおりに供用できるよう引き続き働きかけを行うとともに、今後、本件のように、複数国に対して同時に実施する一般プロジェクト無償資金協力において、相手国の負担により建設する施設等であっても、基本設計調査報告書等の作成時点で、その規模、仕様、配置等が決定しておらず、援助の対象となった施設の活用に重大な影響を与えるおそれがあるような場合は、計画どおりに供用ができるように、相手国等と十分な連携を図りながら相手国等への働きかけを十分に行うこと

- イ パラグアイ農業総合試験場プロジェクト第2フェーズについては、機構は、今後、携行機材を調達する技術協力の実施に当たっては、技術移転に十分活用できるような携行機材の調達時期の検討を十分に行うこと
- ウ アイト・イサフェン村及びティズグランヌ村飲料水供給計画等6事業については、外務省は、6団体に、未使用資金を返還させるとともに、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力において未使用資金が生じている場合は、未使用資金が事業実施機関に滞留しないようにするための効果的な働きかけを十分に行うこと
- (2) 技術協力協定に基づく付加価値税等の免除措置を受けることにより経費を節減し、技術協力の経済的な実施を図るよう意見を表示したもの
 (平成24年10月26日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、808ページの独立行政法人国際協力機構の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) IC旅券用書込機の保守契約について、契約金額を保守業務の実績に即して支払うことにより、経済的なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)領事政策費 (平成19年度は、(項)外務本省)
部 局 等	外務本省
契約の概要	都道府県や在外公館等が旅券発給事務を行う際に必要なIC旅券用書込機の障害復旧や修理等の保守業務を行うもの
契約の相手方	株式会社東芝
契約	平成19年4月、20年4月、21年4月、22年4月、23年4月 随意契約
上記契約に係る支払額	7083万余円(平成19年度～23年度)
節減できた保守費の支払額	7011万円(平成19年度～23年度)

1 IC旅券用書込機の保守契約の概要

(1) IC旅券用書込機の概要

外務省は、平成18年3月から、冊子の中に名義人の顔写真等の電子データを記録したICチップを内蔵した旅券(以下「IC旅券」という。)を発行している。

そして、外務省は、IC旅券を発行するため、都道府県の旅券事務所、在外公館等において使用している入力機及び印刷機からなる旅券作成機を更新するに当たり、新たにICチップに電子データを記録するIC旅券用書込機(以下「書込機」という。)を印刷機に内蔵したものを配備している。この書込機は、外務省が、16年度に総合評価落札方式による一般競争入札で株式会社東芝(以下「東芝」という。)と契約を締結して、開発したものである。

IC旅券を発行する際には、入力機により旅券の発給申請書から顔写真等の画像情報、氏名、性別、生年月日等を読み取り、その電子データを印刷機により冊子に印刷するとともに、書込機によりICチップに書き込むことになっている。

(2) 書込機の保守契約の概要

外務省は、毎年度、東芝との間で書込機442台の保守契約を随意契約により締結している。書込機の保守契約の仕様書によると、東芝は、都道府県の旅券事務所等の国内に配備された書込機(以下「国内用書込機」という。)については、障害発生時に保守要員が現場に赴き復旧作業を行うなどして修理することとなっており、在外公館に配備された書込機(以下「在外用書込機」という。)については、障害発生時に代替りの書込機を外務本省に送付し、故障した書込機を外務本省から引き取り、修理することとなっている。

そして、18年度から23年度までの書込機の保守契約の契約金額は、毎年度、一定額の1416万余円となっており、その内訳は、各年度ともに、国内用書込機192台の保守に係る費用(以下「保守費」という。)が1276万余円、在外用書込機250台の保守費が140万余円となっていた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、保守契約の契約金額が保守業務の実績に即して支払われているかなどに着眼して、外務本省において、18年度から23年度までの6か年度の書込機の保守契約(契約金額計8499万余円)を対象として、契約関係書類や東芝が毎月外務省に提出することとなっている保守業務の実績を記載した保守報告書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

外務省は、各年度の書込機に係る保守契約の契約金額について、保守業務の実績に関係なく、国内用書込機及び在外用書込機の価格にそれぞれ一定の率及び台数を乗ずるなどして1416万余円と算出し、これを東芝に支払っていた。

しかし、保守要員が書込機の保守業務として復旧作業等を行った件数は、国内用書込機では18年度7件、20年度4件、21、22両年度各1件と、6か年度で計13件のみであり、在外用書込機では1件もなかった。

このように、18年度の保守業務の実績が7件と極めて少なかったことから、外務省は、19年度以降において、保守業務に実際に要する費用が保守契約の契約金額を大幅に下回る額になることについて、容易に想定できたと認められた。

したがって、外務省が、書込機の保守契約の締結に当たり、保守業務の実績を考慮することなく、保守業務の実績とかい離した契約金額を支払うこととしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた保守契約の契約金額)

保守業務の実績を把握できる19年度から23年度までの書込機の保守費について、人件費単価を外務省が23年度に東芝と締結していた他の機器の保守契約における人件費単価とし、これに実際の業務時間を乗ずるなどして試算すると計71万余円となり、19年度から23年度までの5か年度の保守契約の契約金額計7083万余円を7011万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務省において、書込機の保守契約の締結に当たり、契約金額を保守業務の実態に即して支払うようにすることについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、24年度の書込機の保守契約から、契約金額を保守業務の実績に即して支払うこととする処置を講じた。

- (2) 日本人学校等の教員等の給与に対する援助の実施に当たり、在外公館において、訓令の内容を日本人学校等の運営委員会等に確実に通知したり、関係書類を徴取して援助額の妥当性を確認したりすることなどにより、援助額が適正なものになるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)領事政策費
部 局 等	外務本省、49 在外公館
日本人学校等の教員等の給与に対する援助の概要	日本人学校等が現地で採用した小学部及び中学部の教員等の一部に支払う年間の給与に対する援助
日本人学校等の教員等の給与に対する援助額	23 億 4136 万余円(平成 21 年度～23 年度)
過大に交付されていた援助額	5345 万円(平成 21 年度～23 年度)

1 日本人学校等に対する援助の概要等

(1) 日本人学校等に対する援助の概要

外務省は、在留邦人がその子女のために設置し、管理・運営している日本人学校及び補習授業校^(注2)(以下、これらを合わせて「日本人学校等」という。)について、その経費は基本的には自助努力によって賄われるべきであるが、少なくとも義務教育段階の海外子女教育に対しては、保護者の負担を軽減すべきであるとの観点から、日本人学校等が現地で採用した教員又は講師(以下、これらを合わせて「教員等」という。)の一部に支払う年間の給与に対する援助を実施している。

また、日本人学校等の運営は、現地の日本人会や進出企業の代表者等からなる学校運営委員会等(以下「運営委員会等」という。)によって行われている。

(注1) 日本人学校 海外において、我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校又は高等学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設

(注2) 補習授業校 現地校、国際学校等に通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科について授業を行う教育施設。通常は、土曜日又は日曜日など、現地校等の授業が行われない日に授業を実施する。

(2) 援助額の算定方法等

外務省は、援助額について、日本人学校等の小学部及び中学部を担当する教員等の給与

を対象として、実際に支払われた毎月の給与の額(以下「給与月額」という。)に基づき算定することとしている。そして、平成 21、22、23 各年度の援助額の算定方法は、表のとおりとなっていた。

表 年度別の援助額の算定方法

年度	区分	日 本 人 学 校	補 習 授 業 校
平成 21		給与月額に援助率 40% を乗じた額	給与月額に援助率 35% を乗じた額と別途送金通貨ごとに定めた額(米ドルの場合、月額 252 ドル)のいずれか高い方の額 ただし、給与月額が別途送金通貨ごとに定めた額より低い場合は、当該給与月額を援助額とする。
22		給与月額に援助率 45% を乗じた額	
23		給与月額に、援助率 45% に在籍児童生徒数に応じて設定された率を加算して算出された率を乗じた額	

外務本省は、日本人学校等の教員等の給与に対する援助の実施に当たり、毎年度、在外公館を通じて運営委員会等から、給与月額の予定額(以下「給与予定月額」という。)、小学部及び中学部の担当で、勤務している教員等及び採用予定の教員等の氏名等が記載された現地採用教員等調査票を徴取している。そして、当該調査票の記載内容を基に、援助に係る予算額その他の事由を勘案して、教員等ごとの給与予定月額に対する援助の目安額(以下「援助目安月額」という。)、日本人学校等別の援助の年間目安額等を算定している。外務本省は、これらを記載した配賦額通知書を各日本人学校等を管轄する在外公館へ通知し、通知を受けた在外公館は、更に運営委員会等に通知している。

また、外務本省は、①給与月額及び援助額の算定方法に関すること、②小学部及び中学部の教員等が援助対象となること、③在外公館は、援助を実施するに当たり、毎月末(又は毎四半期末)、運営委員会等に給与月額及び援助額を明記した請求書を提出させることなどについて、各年度ごとに、「海外子女教育(日本人学校現地採用教員謝金)」(訓令)等の訓令(以下、これらの訓令を総称して「教員謝金に関する訓令」という。)で定めるとともに、これを各日本人学校等を管轄する在外公館へ通知している。そして、通知を受けた在外公館は、運営委員会等から提出された請求書に基づき、運営委員会等に対して援助額の支払を行うこととしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、運営委員会等からの請求、在外公館における請求内容の確認等は、教員謝金に関する訓令に基づき適切に行われているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、外務省が、21 年度から 23 年度までの間に、133 公館が管轄する 290 日本人学校等の教員等の給与に対して援助した総額 23 億 4136 万余円(邦貨換算は援助期間中の毎年度の出納官吏レート。以下同じ。)を対象として、外務本省及び 13 公館において、運営委員会等から提出された請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、日本人学校等を管轄する全ての在外公館から、各日本人学校等への援助の状況についての調書を徴するなどし、これを確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

(注3)
 検査したところ、49 公館が管轄する 89 日本人学校等において、次のように、運営委員会等の請求内容が適切でなかったのに、各在外公館が十分確認しないまま請求どおり援助を実施していた事態が見受けられた。

ア 給与月額に基づいて援助額を算定せずに、援助目安月額を援助額としていたため、夏期休暇等で当該月の給与の支払がない場合でも、一律に援助を請求するなどしていた。

イ 援助の対象は、前記のとおり、小学部及び中学部を担当する教員等の給与であるのに、幼稚部、高等部等を担当する教員等の給与を対象として援助を請求していた。

そこで、49 公館が管轄する 89 日本人学校等(21 年度 41 公館、72 日本人学校等、22 年度 35 公館、58 日本人学校等、23 年度 16 公館、26 日本人学校等)に交付した援助額 21 年度計 1 億 8412 万余円、22 年度計 1 億 7218 万余円、23 年度計 1 億 1233 万余円について、適正な援助額を算定したところ、21 年度計 1 億 5843 万余円、22 年度計 1 億 5377 万余円、23 年度計 1 億 0297 万余円となり、21 年度計 2568 万余円、22 年度計 1840 万余円、23 年度計 936 万余円、合計 5345 万余円が過大に交付されていた。

上記のように、運営委員会等が、援助目安月額を援助額としたり、幼稚部、高等部等を担当する教員等の給与を対象としたりなどして援助を請求していたのに、在外公館が請求内容を十分に確認しないまま援助を実施したため、援助額が過大になっていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注3) 49 公館 在インド、在シンガポール、在フィリピン、在ベトナム、在パラオ、在アメリカ合衆国、在メキシコ、在英国、在オーストリア、在オランダ、在スイス、在スウェーデン、在ドイツ、在ポーランド、在ポルトガル、在イラン、在クウェート、在サウジアラビア、在シリア、在バーレーン、在ヨルダン、在エジプト各日本国大使館、在釜山、在広州、在上海、在瀋陽、在香港、在パース、在ブリスベン、在メルボルン、在オークランド、在シアトル、在シカゴ、在デトロイト、在ナッシュビル、在ニューヨーク、在ヒューストン、在ボストン、在マイアミ、在ロサンゼルス、在カルガリー、在トロント、在モントリオール、在ミラノ、在デュッセルドルフ、在ストラズブル、在マルセイユ、在サンクトペテルブルク、在ドバイ各日本国総領事館

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 外務本省において、在外公館に対して運営委員会等に教員謝金に関する訓令の内容を確実に通知するよう明確に指示していなかったこと及び運営委員会等が適正な援助額を算定できるよう教員謝金に関する訓令の内容について指導、助言等を適切に行うよう指示していなかったこと

イ 在外公館において、教員等に係る雇用契約書等の関係書類を運営委員会等から徴取するなどして援助額の妥当性を十分に確認していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、運営委員会等から提出された請求書等について、在外公館における確認等を適切に行うことにより、日本人学校等の教員等の給与に対する援助額が適正なものとなるよう、24 年 9 月に、次のような内容の「海外子女教育(日本人学校及び補習授業校を管轄するすべての在外公館に対する教員等政府援助謝金に関する是正措置)」(訓令)を発し、同年 4 月に遡及して適用することとする処置を講じた。

ア 在外公館に対して、給与月額に基づいて援助額を算定することなどの教員謝金に関する訓令の内容を運営委員会等へ確実に通知するとともに、運営委員会等が適正な援助額を算定できるよう、指導、助言等を行うよう指示した。

イ 在外公館に対して、援助の実施に当たり、教員等に係る雇用契約書等の関係書類を運営委員会等から徴取するなどして援助額の妥当性を確認するよう指示した。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 着後手当の支給について

(平成 22 年度決算検査報告 101 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国家公務員の赴任に伴う旅費のうち着後手当は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)等により、新在勤地に到着後、新住居を見つけるまでの間のホテル等の宿泊料や挨拶等に要する費用に充てるために支給するものとされており、内国旅行の着後手当については、新在勤地に到着後直ちに職員のための国設宿舍等に入る場合は同法第 46 条の規定に基づく減額調整を行うこととされている。しかし、在外公館の長等については、ほぼ全ての場合において、新在勤地に到着後直ちに、無料で貸与を受けることとなる公邸に入居しているのが実態であるのに、外務省は、外国旅行による転任の際の着後手当については、特に減額調整を行うことなく支給していた。

したがって、外務省において、着後手当の支給に当たっては、在外公館の長等の宿泊の実態に即して減額調整するなどの処置を講ずるよう、外務大臣に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 2 月に通知を発して、着後手当の支給については、同年 4 月以降、在外公館の長等の宿泊の実態に即して、新在勤地に到着後、新住居を見つけるまでの間にホテル等の宿泊料を要する場所に宿泊しない場合には、着後手当を減額調整することとする処置を講じていた。

(2) 政府開発援助の実施について

(平成 22 年度決算検査報告 104 ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省が行う政府開発援助について、①草の根・人間の安全保障無償資金協力において、贈与資金が長期にわたり事業実施機関で保有されたまま活用されていない事態、②カンボジアにおける日本 NGO 連携無償資金協力による地雷除去及び不発弾処理事業において、技術移転をより効果的なものとする検討が十分でなかったり、経費の必要性について経済的な観点から精査する必要があったりしている事態が見受けられた。

したがって、外務省において、贈与資金を効率的かつ効果的に活用し、また、技術移転を効果的に行うよう、①事業の進捗が長期にわたり滞っているなどの場合は事業実施機関への

モニタリングを適時適切に行うことにより問題点を的確に把握して、適切に対応を行うことに努めて、事業の実施を促したり、事業の実施が見込まれない場合には贈与資金の取扱いについて十分に協議を行ったり、②技術がより多くの作業員に移転されるよう事業内容の調整を行ったり、人件費の計上について業務を行うために必要な範囲にとどめるよう明確にするとともに、事業対象経費の審査を十分に行うなど経済的な事業の実施について検討を行ったりするよう、外務大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 草の根・人間の安全保障無償資金協力について、24年5月に「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」を改訂して、在外公館は、事業の進捗が長期にわたり滞っているなどの場合には事業実施機関へのモニタリングを適時適切に行って事業の実施を促したり、事業の実施が見込まれない場合には贈与資金の取扱いなどについて外務本省に相談してその指示を受けて事業実施機関と十分に協議したりすることとした。

イ カンボジアにおける日本 NGO 連携無償資金協力による地雷除去及び不発弾処理事業について、同年6月までに事業実施機関と事業内容を調整した結果、作業員を入れ替えるなどして技術移転の対象者を拡大し、より多くの作業員に技術移転を実施することとした。また、同年8月に「日本 NGO 連携無償資金協力申請の手引き(実施要領)」を改訂して、人件費の計上については業務を行うために必要な範囲にとどめるよう明確にするとともに、カンボジアにおける地雷除去及び不発弾処理事業の事業対象経費の審査を行うなど経済的な事業の実施について検討した結果、人件費を削減することとした。

(3) 環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施状況について

(平成22年度決算検査報告110ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省が行う環境・気候変動対策無償資金協力事業に当たって、相手国に代わって調達を行う法人との調達代理契約を締結して資機材の調達等を行うこととしている事業のうち、贈与日が平成22年3月以前で、22年度末において贈与日から1年以上が経過している35事業について検査したところ、同契約が所定の期間内に締結されていなかったり、贈与日から1年以上経過した時点においても、事業の実施工程表(以下「工程表」という。)が作成されおらず完了予定年月が定まっていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、外務省において、贈与した資金がより効率的に活用されるよう、贈与日から1年以上経過した時点においても工程表が作成されていない事業について、相手国に対して早急に事業の具体化及び進捗を促すなどするとともに、贈与日が同年4月以降で既に実施されている事業や、今後、調達代理方式によって同事業を実施する場合については、事業の的確かつ迅速な実施が図られるよう、協議会を適時に開催して工程表を早期に作成するなど事業の進捗管理を徹底したり、事業に遅れがみられた場合にはその進捗を促したりするなどして、相手国に対する協議及び働きかけを徹底するよう、外務大臣に対して23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 贈与日から1年以上経過した時点においても工程表が作成されておらず完了予定年月が定まっていなかった17事業について、相手国に対して協議及び働きかけを行い、早急に事業の具体化及び進捗を促すなどした。なお、その結果、24年9月までに、16事業については工程表が作成され、残りの1事業については、協議及び働きかけを引き続き行っていた。
- イ 贈与日が22年4月以降で既に実施されている21事業について、相手国に対して、協議会を開催して工程表を早期に作成するなど事業の進捗管理を徹底したり、事業に遅れがみられた場合にはその進捗を促したりなどするよう、協議及び働きかけを行った。そして、今後、新たに調達代理方式によって同事業を実施する場合にも同様に対応していくこととした。なお、23年度末までに、既に実施されている21事業の全てについて工程表が作成された。

第6 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(24) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	64	税務署	
納 税 者	97	人	
徴収過不足額	徴収不足額	233,611,585 円(平成 18 年度～23 年度)	
	徴収過大額	1,530,700 円(平成 20 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 23 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 52 兆 6366 億余円となっている。このうち源泉所得税は 12 兆 9076 億余円、申告所得税は 2 兆 6778 億余円、法人税は 10 兆 3494 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 5874 億余円、消費税及地方消費税は 16 兆 3289 億余円となっていて、これら各税の合計額は 43 兆 8511 億余円となり、全体の 83.3% を占めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着目して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 105 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査を求めて、その調査の結果の内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、64 税務署において、納税者 97 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、95 事項計 233,611,585 円(18 年度から 23 年度まで)不足していたり、2 事項計 1,530,700 円(20 年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税目	徴収不足の事項数	徴収過大の事項数	徴収不足額	徴収過大額(△)
源泉所得税	2	—	5,083,485 ^円	— ^円
申告所得税	20	—	61,277,900	—
法人税	63	1	146,675,500	△ 500,000
相続税・贈与税	5	—	13,695,900	—
消費税	5	1	6,878,800	△ 1,030,700
計	95	2	233,611,585	△ 1,530,700

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の64税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この97事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が2事項あった。これらは、報酬及び配当に関する事態である。

報酬及び配当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収して、徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。

この報酬及び配当に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計5,083,485円あった。その内容は、報酬の支払額や自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていないのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、納税の告知をしていなかったものである。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が20事項あった。この内訳は、譲渡所得に関する事態が11事項、不動産所得に関する事態が7事項及びその他に関する事態が2事項である。

(ア) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所

得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該譲渡した資産に係る譲渡利益金額を超えない範囲で取得費に加算する特例を適用できることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が11事項計30,868,800円あった。その主な内容は、取得費に加算できる相続税額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

＜事例1＞ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を誤っていた事態

納税者Aは、平成21、22両年分の申告に当たり、譲渡した土地に係る譲渡所得の計算において、その土地の全てが相続により取得したものであるとして、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用し、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を譲渡した土地の取得費に加算するなどして、譲渡所得の金額を計算していた。

しかし、Aの申告書等によれば、譲渡した土地にはAが相続する前から所有する持分があり、この持分については譲渡所得の計算において上記特例を適用できない。

したがって、このことなどにより21、22両年分の譲渡所得の金額が過小となっていたのに、法令等の適用の検討が十分でなかったため、申告所得税額計7,252,800円が徴収不足になっていた。

(イ) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、貸付けの用に供する不動産を取得する際に支払った仲介手数料は、その取得した不動産の取得価額に含め、不動産所得の計算上必要経費に算入しないこととなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計17,896,300円あった。その主な内容は、申告書等で、貸付けの用に供した不動産の取得価額に含めるべき仲介手数料が必要経費に算入されているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

上記(ア)及び(イ)のほか、事業所得に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計12,512,800円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が64事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が25事項、減価償却費の計算に関する事態が6事項及びその他に関する事態が33事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、青色申告書を提出する資本金又は出資金の額が3000万円以下の中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)が特定の機械等を取得して事業の用に供した場合には、その事業年度において、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度とし

て、取得価額に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることとなっている。

また、青色申告書を提出する法人に損金の額に算入した試験研究費がある場合には、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額等を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)を法人税額から控除できていることとなっている。そして、前事業年度において控除できなかった税額控除限度額があるときには、当該事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、当該事業年度に繰り越して控除できることなどとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が25事項計73,431,700円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 資本金の額が3000万円を超えていて特定中小企業者等に該当しない法人が特定中小企業者等が機械等を取得して事業の用に供した場合の法人税額の特別控除を行っているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。
- b 試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていないのに前事業年度から繰り越した税額控除限度額を誤って控除していたり、控除できない前々事業年度から繰り越した税額控除限度額を誤って控除していたりしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていた。

＜事例2＞ 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていた事態

B会社は、平成21年10月から22年9月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、当該事業年度の税額控除限度額及び前事業年度から繰り越したとした税額控除限度額を法人税額から控除していた。

しかし、同会社の申告書等によれば、前事業年度から繰り越したとした税額控除限度額は前々事業年度に生じたものであることから、上記特別控除の規定を適用できず、当該事業年度の法人税額から誤って控除していたのに、これを見過ごしたため、法人税額22,638,700円が徴収不足になっていた。

(イ) 減価償却費の計算に関する事態

法人がその有する減価償却資産につき償却費として経理をした金額のうち、その法人が当該資産について定められた償却の方法に基づき当該資産の耐用年数等に応じて計算した金額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとなっている。そして、10年4月1日以後に取得した建物についての償却の方法は定額法で行うこととなっている。

この減価償却費の計算に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計26,488,200円あった。その主な内容は、法人が10年4月1日以後に取得した建物の償却の方法を誤り、償却費を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、損金算入額を過大のままとしていたものである。

＜事例3＞ 建物の減価償却費の計算において償却の方法を誤っていた事態

C会社は、平成20年1月から22年12月までの3事業年度分の申告に当たり、事業の用に供している建物について、定率法に基づき計算した減価償却費を損金に算入していた。

しかし、申告書等によれば、当該建物は12年11月から18年7月までに取得したものであり、減価償却費の計算は定額法に基づき行わなければならない。したがって、取得日から一定期間償却費が定額法に比べて多額となる定率法により計算していたため3事業年度分の減価償却費が過大となっていたのに、これを見過ごしたため、法人税額計10,968,900円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

上記(ア)及び(イ)のほか、役員給与の損金不算入、同族会社の留保金等に関して、徴収不足になっていた事態が32事項計46,755,600円、徴収過大になっていた事態が1事項500,000円あった。

エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が5事項あった。この内訳は、相続税については土地建物等の価額に関する事態が2事項及びその他に関する事態が2事項、贈与税については土地建物等の価額に関する事態が1事項である。

(ア) 相続税

a 土地建物等の価額に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっており、取得した財産の価額は相続又は遺贈により取得した時の時価とされており、土地建物等の価額については路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、正面と側方に路線がある宅地(以下「角地」という。)の場合は、それぞれの路線の路線価に奥行距離等に応じた補正率(以下「奥行価格補正率」という。)を乗じた金額の高い方の路線の路線価を正面路線の路線価(以下「正面路線価」という。)とするなどして評価することとなっている。

この土地建物等の価額に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計8,899,200円あった。その内容は、土地の価額の評価において、取得した持分を誤っていたり、角地の正面路線価を誤っていたりなどして評価しているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

<事例4> 土地の価額の評価を誤っていた事態

納税者Dは、平成20年4月相続分の申告に当たり、相続により取得した土地について、被相続人の持分を2分の1とし、その4分の1をDの持分としていたり、路線価に奥行価格補正率を乗じた金額の低い方の路線の路線価を角地の正面路線価としていたりするなどして価額を評価していた。

しかし、Dの申告書等によれば、被相続人の持分は2分の1ではなく1000分の711で、Dの取得した持分はその4分の1ではなく711分の250であり、また、角地の正面路線価は路線価に奥行価格補正率を乗じた金額の高い方の路線の路線価である。

したがって、これらのことなどにより課税価格等が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、相続税額4,457,700円が徴収不足になっていた。

b その他に関する事態

上記aのほか、相続税額の加算及び有価証券の価額に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計1,722,200円あった。

(イ) 贈与税

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し贈与税を課することとなっている。

この贈与税に関して、徴収不足になっていた事態が1事項3,074,500円あった。その内容は、贈与により取得した土地の一部が申告されていないのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税していなかったものである。

オ 消費税

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が6事項あった。この内訳は、課税売上高の計上に関する事態が2事項及びその他に関する事態が4事項である。

(ア) 課税売上高の計上に関する事態

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計3,483,900円あった。その内容は、事業者が事業用建物を譲渡しているのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままとしていたものである。

(イ) その他に関する事態

上記(ア)のほか、課税仕入れに係る消費税額の控除等に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計3,394,900円、徴収過大になっていた事態が1事項1,030,700円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相贈 続与 税 税		消 費 税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	1					1	823					1	823
仙台国税局	1									1	1,890	1	1,890
関東信越国税局	5			5	30,703	4	7,335	2	8,899	1	1,163	12	48,102
東京国税局	31			11	25,890	31	89,421 △ 500	1	3,074	2	1,504	45	119,891
名古屋国税局	8	1	1,305	2	2,059	9	16,463			1	△ 1,030	2	△ 1,530
大阪国税局	6					6	10,948					6	10,948
広島国税局	1					1	770					1	770
高松国税局	2					2	6,159					2	6,159
福岡国税局	5	1	3,777	2	2,624	4	5,209	1	609			8	12,220
熊本国 税局	3					4	5,822					4	5,822
沖縄国 税事務 所	1					1	3,722	1	1,113			2	4,835
計	64	2	5,083	20	61,277	63 1	146,675 △ 500	5	13,695	5 1	6,878 △ 1,030	95 2	233,611 △ 1,530

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 輸入事後調査によって非違が判明した場合に修正申告等又は更正等により速やかに税額を確定し債権として管理するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	財務本省、9 税関
輸入事後調査の概要	輸入貨物に係る納税申告が適正であるか確認し、適正ではない申告を是正するなどする税関による税務調査
輸入事後調査によって非違が判明した納税申告に係る追徴税額	410 億 7280 万余円(平成 20 事務年度～22 事務年度)
上記のうち 6 か月以上未確定であった追徴税額	11 億 8851 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

輸入事後調査によって非違が判明した場合における修正申告等又は更正等による税額の確定について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 輸入の手続の概要等

(1) 輸入の手続

外国から貨物を輸入しようとする者(以下「輸入者」という。)は、関税法(昭和 29 年法律第 61 号)、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)等に基づき、当該貨物の品名、数量、価格その他必要な事項を記載して税関長に輸入申告を行うとともに、当該貨物に課される関税、消費税等を記載して納税申告を行うことなどとなっている。そして、輸入者は、原則として、当該貨物について必要な検査を受け、関税、消費税等を納付して、税関長の輸入許可を受けてから貨物を引き取ることができることとなっている。

(2) 関税及び消費税の算定方法等

関税の算定方法は、関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)等で定められており、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として、これに関税率を乗ずるなどして算定することとなっている。

そして、輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされたときに輸入者により売手に対して又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、仲介料等の手数料、輸入者により無償で提供された材料等に要する費

用、契約における価格調整条項により遡及して支払われる別払金等の額を加算した価格となっている。これらの加算する額は、複数の輸入貨物に係る費用等が一括して支払われた場合、原則として、個々の輸入貨物に関連する額を案分して算出することとなっているが、輸入者から要請があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるなどの要件を満たせば、その金額を特定の輸入貨物の課税価格として一括して算入することとして差し支えないこととなっている。そして、この一括算入の取扱いは輸入者が行う納税申告において適用できるものの、税関長が行う更正又は決定(以下「更正等」という。)においては適用できないこととなっている。

また、消費税の算定方法は、消費税法等で定められており、課税標準は関税における課税価格に関税等の額に相当する金額を加算した金額とされている。

そして、納付すべき税額の確定方式は申告納税方式及び賦課課税方式があり、このうち申告納税方式は輸入者の申告により納付すべき税額を確定することを原則とするが、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が関税定率法等の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合には、税関長の更正等により税額を確定することとなっている。

(3) 加算税及び除斥期間

当初の納税申告に係る税額が過少であり修正申告又は更正が行われる場合には、新たに納付すべき税額の10%(一定金額を超える部分については15%)の過少申告加算税が、当初の納税申告が行われず期限後特例申告又は決定が行われる場合には、納付すべき税額の15%(一定金額を超える部分については20%)などの無申告加算税が、輸入者による自主的な修正申告が行われた場合等を除き、それぞれ課されることなどとなっている。

債権を確定させる更正等の賦課権の行使については期間による制限があり、申告納税方式における関税の更正、消費税の更正等の賦課権の除斥期間^(注2)については輸入許可等の日の翌日から3年等となっている。なお、平成23年の関税法、国税通則法等の改正により、23年12月2日以降、上記3年の除斥期間は5年となっている。

(注1) 期限後特例申告 税関長の承認を受けた者等は、輸入申告時ではなく輸入許可の日の属する月の翌月末日までに特例申告を行うこととなっているが、この提出期限後に行われた特例申告をいう。

(注2) 賦課権の除斥期間 税関長が輸入者に対して関税、消費税等の税額を確定するために更正等の賦課権を行使することができる期間であり、起算日は輸入許可等の日の翌日である。

(4) 輸入事後調査

各税関における調査部門は、関税法、消費税法等に基づき、適正な課税を確保することを目的とする輸入事後調査を実施しており、貨物の輸入通関後、一定の基準で選定した輸入者の事業所等において、輸入貨物についての契約書、仕入書、会計帳簿等を調査し、輸入貨物に係る納税申告が適正であるかを確認し、適正ではない申告を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うこととなっている。

前記のとおり、税関長は、納税申告に係る税額が調査したところと異なる場合等には更正等により税額を確定することとなっているが、貴省は、更正等により是正する前に、申告納税制度の趣旨に照らし、まずは輸入者による自発的な修正申告又は期限後特例申告(以下「修正申告等」という。)を促すとして、「輸入事後調査事務の実施要領について」(平成

13年財関第273号)において、調査部門は、輸入事後調査によって納税申告に係る税額が適正でないこと又は特例申告期限までに特例申告を行っていないこと(以下、これらの事態を「非違」という。)が判明した場合は、原則として修正申告等をしようよう(懲慥)することとしている。ただし、これに応じない場合その他更正等を行うことが必要と認められる場合には、更正等を行うために調査部門は関係部門等と協議することとなっている。そして、同実施要領において、輸入事後調査を実施した事案については、その処理の迅速化に努めることとされており、特に非違があった事案については、速やかに処理を行うとされている。

そして、20事務年度(当該年の7月から翌年の6月まで。以下同じ。)から22事務年度までの輸入事後調査の結果は、表のとおりとなっている。

表 輸入事後調査の結果 (単位：者、千円)

項目	平成20事務年度	21事務年度	22事務年度	計	
調査を行った輸入者	6,080	6,204	6,031	18,315	
非違事案のあった輸入者	4,188	4,356	4,226	12,770	
非違に係る課税価格	198,375,018	198,043,681	193,341,257	589,759,957	
追徴税額	関税	1,949,380	3,358,751	2,935,654	8,243,787
	消費税等	10,189,310	10,104,218	9,814,347	30,107,876
	加算税	829,714	1,062,795	828,628	2,721,137
	計	12,968,405	14,525,765	13,578,630	41,072,801

(注) 非違に係る課税価格欄及び追徴税額欄の数値は、端数処理を行っているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

前記の修正申告等のしようようは、これまで実務において行われてきたものであるが、23年12月の関税法等の改正により、25年1月から、更正等をすべきと認められる場合には、納税義務者に対して調査結果の内容を説明することとされ、その際、同法等に基づき修正申告等を勧奨することができることとされた。

また、調査部門は、輸入事後調査の結果を通関情報総合判定システム(Customs Intelligent database System。以下「CIS」という。)に登録して調査事績記録票等を作成し、調査部長等の決裁を受けることとなっている(以下、この決裁を受けた日を「事績処理日」という。)。そして、これにより輸入事後調査の結果の内容が確立し、修正申告等をしようようすることができることとなることから、税関では、事績処理日以降、修正申告等をしようようし、その修正申告等の提出状況に係る進行管理を行うこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、輸入事後調査によって非違が判明した場合には、修正申告等又は更正等により速やかに税額を確定し債権として管理しているかなどに着眼して、20事務年度から22事務年度までの間に各税関が実施した輸入事後調査によって非違が判明した納税申告に係る追徴税額計410億7280万余円について、貴省及び9税関^(注3)において、輸入納税申告書、関税修正申告書、調査事績記録票等の関係書類やCISのデータ等を確認したり、修正申告等の進行管理等について聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注3) 9税関 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎各税関、沖縄地区税関

(検査の結果)

検査したところ、修正申告等又は更正等により速やかに税額を確定していない事案が多数見受けられた。

そこで、これらについて、賦課権の有無、税額を確定していなかった期間、その理由等を確認するために、事績処理日から6か月以上修正申告等又は更正等により税額を確定していない事案(輸入者が6か月以内に倒産等した事案を除く。)に限定することとして、CISのデータにより、その件数及び納税申告に係る追徴税額を確認したところ、6,426件、11億8851万余円となっていた。

上記の6,426件、11億8851万余円について、24年3月31日時点の状況をみると、修正申告等又は更正等により税額を確定しないまま除斥期間を経過していて、更正等の賦課権が消滅していた事案が、159件、3823万余円あった。これらは、修正申告等又は更正等により速やかに税額を確定し債権として管理していれば、徴収権の時効中断となる督促を行ったり、滞納処分を行ったりすることができたものである。

また、24年3月31日時点において、賦課権の除斥期間内ではあるものの、修正申告等又は更正等により税額を確定していない事案が、1,130件、2億0609万余円あった。これらについて、事績処理日から24年3月31日までの経過期間をみると、1年以上が694件、1億3236万余円、このうち、2年以上が53件、653万余円あった。これらは、賦課権の除斥期間内であることから、速やかに修正申告等に応じていないことを踏まえて、更正等を行うことを税関に検討させる必要があると認められる。

そして、残りの5,137件、9億4418万余円は、24年3月31日時点において修正申告等又は更正等により税額を確定していたものの、事績処理日から6か月以上修正申告等又は更正等により税額を確定しておらず、これらについて税額を確定していなかった期間(事績処理日から修正申告等又は更正等により税額を確定する前の日までの期間)をみると、1年以上が2,044件、3億4250万余円、このうち、2年以上が328件、4121万余円となっていた。

上記のように、税関が事績処理日から6か月以上更正等により税額を確定していなかった主な理由を確認したところ、輸入者が資金繰りなどを理由に更正等ではなく修正申告等を希望していたこと、課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を個々の輸入貨物の課税価格に合理的に案分するために必要な資料が十分でなかったこと、修正申告等のしようのときに具体的な期限を指定していないこと、修正申告等をしようとしていたものの事績処理日から6か月を経過した後に輸入者が倒産等したこと、修正申告等が行われたと誤認するなど進行管理に不備があったことなどによるとしていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

税関において、輸入事後調査により非違が判明した場合に、修正申告等又は更正等により税額を確定しないまま除斥期間を経過して更正等の賦課権が消滅していたり、賦課権の除斥期間内ではあるものの修正申告等又は更正等により税額を確定していなかったり、修正申告等又は更正等により税額を確定していたものの確定まで長期間要していたりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、申告納税制度の趣旨を重んずるとして、税関に対して輸入者が修正申告等を希望していても、そのしょうように速やかに応じなければ更正等を行うことを検討させることについての認識が十分でなかったこと、課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を一括算入ではなく合理的に案分するために必要な資料の収集等を十分に行ったり、修正申告等の進行管理を適切に行ったりすることについての税関に対する指導が十分でなかったこと、限られた資料しか収集できない場合等に課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を合理的に案分することを慎重に運用するとしてその方法等を十分に検討していなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大する一方、輸入通関の迅速性が強く要請されており、適正な通関を確保する上で、通関後に行われる輸入事後調査の役割は一層重要となってきた。

については、貴省において、既に輸入事後調査によって非違が判明していて賦課権の除斥期間内である事案については、速やかに修正申告等に応じていないことを踏まえて、更正等を行うことを税関に検討させるよう是正の処置を要求するとともに、今後、輸入事後調査によって非違が判明した場合には修正申告等又は更正等により速やかに税額を確定し債権として管理するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 税関に対して、輸入者が修正申告等のしょうように速やかに応じなければ更正等を行うことを検討させるとともに、課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を合理的に案分するために必要な資料の収集等を十分に行ったり、修正申告等の進行管理を適切に行ったりするよう指導すること
- イ 限られた資料しか収集できない場合等においても課税価格に算入されていない複数の輸入貨物に係る費用等を合理的に案分する方法等を検討して、税関に対して示すこと

- (2) 相続財産を譲渡した場合における譲渡所得の課税の特例に係る租税特別措置について、特例を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行った上で、相続税と所得税の負担の調整という本来の趣旨に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	財務本省
相続財産を譲渡した場合における譲渡所得の課税の特例に係る租税特別措置の概要	相続税の課税対象となった土地等が相続開始の日から一定期間内に譲渡された場合に、譲渡所得金額の計算上、相続した全ての土地等に対応する相続税相当額を取得費に加算するなどの方法により所得税額を軽減させる特別措置
上記の特例の適用を受けている者のうち検査の対象とした人数	延べ 1,966 人(平成 21、22 両年度)

上記のうち譲渡していない土地等に対応する相続税相当額を取得費に加算することにより取得費加算額が増加した人数	延べ 1,691 人
上記の取得費加算額が増加したことによる所得税の減税額(試算額)	117 億 7969 万円

【意見を表示したものの全文】

租税特別措置(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)の適用状況等について

(平成 24 年 10 月 19 日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要等

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされている。

(2) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の概要

税の負担を軽減する特別措置として、措置法第 39 条による相続財産に係る譲渡所得の課税の特例(以下「特例」という。)がある。

資産の譲渡による所得金額(以下「譲渡所得金額」という。)は、資産の譲渡による収入金額(以下「譲渡収入金額」という。)から当該資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を控除した金額とされている。

特例は、相続税の課税対象となった相続財産の譲渡が相続の直後に行われる場合、特に相続税納付のために相続財産の譲渡が行われる場合には、当該相続財産に対して課される相続税のほか、値上がり益である譲渡所得金額に対して所得税が相次いで課されることとなるため、この相続税と所得税の負担の調整を図るという趣旨で昭和 45 年に創設されたものである。そして、特例創設当時の相続税と所得税の負担の調整は、相続開始の日の翌日^(注1)から一定期間内に相続財産の譲渡がなされた場合に、次の計算式のように、相続財産の譲渡所得金額の計算上、譲渡した相続財産に対応する相続税相当額を取得費に加算して譲渡収入金額から控除する(以下、譲渡収入金額から控除される相続税相当額を「取得費加算額」という。)ことによって所得税を軽減させる方法により行われていた。ただし、取得費加算額は、譲渡収入金額から特例の適用がなかったものとした場合の資産の取得費及び譲渡費用の合計額を控除した残額に相当する金額を限度とすることとされた。

$$\text{譲渡所得金額} = \text{譲渡収入金額} - ((\text{取得費} + \text{取得費加算額}) + \text{譲渡費用等})$$

$$\text{取得費加算額} = \text{相続税額} \times \frac{\text{相続税額に係る課税価格の計算の基礎とされた譲渡した資産の価額}}{\text{その者の相続税額に係る課税価格}}$$

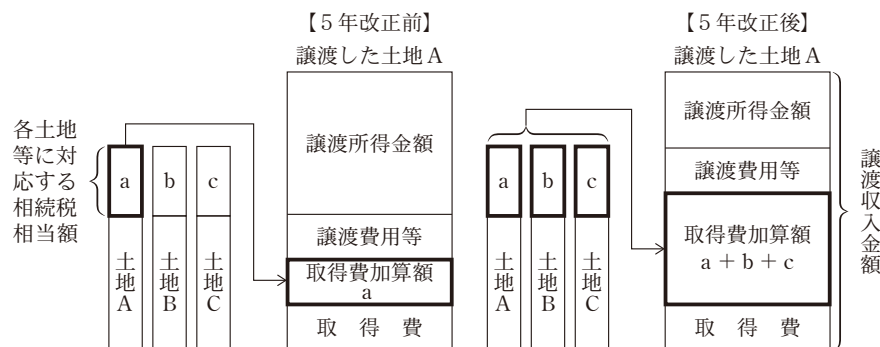
(注1) 一定期間内 特例創設当時は、相続税の申告書の提出期限の翌日以降2年以内とされていた。その後、平成6年度の税制改正により、相続開始の日の翌日から相続税の申告書の提出期限までの10か月と提出期限の翌日から3年を経過する日までの3年間とを合わせた3年10か月が特例適用期間となっている。

そして、特例創設当時の取得費加算額は、上記のとおり、土地又は土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)と土地等以外の資産とに区別することなく、その者に課された相続税額のうち、「譲渡した相続財産に対応する相続税相当額」とされていたが、その後、平成5年度の税制改正において、相続財産である土地等を譲渡した場合における取得費加算額については、次の計算式のように、「譲渡した相続財産に対応する相続税相当額」から「相続した全ての土地等に対応する相続税相当額」に拡大され、譲渡していない土地等に対応する相続税相当額も譲渡収入金額から控除されることとなった(以下、この改正を「5年改正」という。)。なお、既に前年以前に相続財産である土地等を譲渡し、その際に譲渡収入金額から取得費加算額として控除した金額がある場合は、相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から当該金額を差し引いた金額を取得費加算額とすることとされた。

$$\text{取得費加算額} = \text{相続税額} \times \frac{\text{相続税額に係る課税価格の計算の基礎とされた全ての土地等の価額}}{\text{その者の相続税額に係る課税価格}}$$

これを概念図で示すと図のとおりである。

図 5年改正前後における土地等に係る取得費加算額の概要(概念図)



(3) 5年改正の経緯

昭和60年代初めから生じた地価の急激な高騰等を背景とした土地税制改革の一環として、平成4年から、土地等に対する相続税の評価割合が地価公示価格の7割程度から8割程度に引き上げられたり、土地等の長期譲渡に係る分離課税の所得税率(以下「譲渡所得税率」という。)が20%(課税所得金額が4000万円超の部分は25%)であったものが30%に引き上げられたりした。この地価の高騰や相続税の評価割合の引上げの影響により、当時は、相続財産の価額のうち土地等の占める割合が70%前後になるとともに、相続等により財産を取得した者が地価が高騰している間に当該財産を譲渡した場合には、資産の値上がりにより譲渡所得金額も増加するため、譲渡所得税率の引上げとも相まって、所得税の負担が著しく増大することとなった。

このような状況の下、従来の相続税と所得税の負担の調整を見直すことが必要となったことから、相続開始後一定期間内に相続財産である土地等を譲渡した場合における所得税の更なる負担の軽減を図るとともに、相続税を物納した場合との負担のバランスを図るために5年改正が行われることとなった。

(注2) 相続税は、納期限までに金銭で一括して納付することが原則であるが、所定の要件に該当する場合は延納が認められている。そして、相続税を延納によっても金銭で納付することが困難である場合は、納税義務者の申請によりその納付が困難である金額を限度として、金銭以外の相続財産をもって納付する物納が認められている。この場合、物納は資産の譲渡に該当するが、措置法第40条の3の規定に基づき相続財産の譲渡はなかったものとみなされ、譲渡所得は非課税となる。

(4) 5年改正後の状況

前記地価の高騰は、いわゆるバブル経済が破綻したことや、土地税制改革等の地価抑制のための措置が図られたこともあり沈静化し、地価高騰前の昭和58年の地価公示価格を100とした場合の指数で平成3年には全国平均が199.3であったものが、17年以降は概ね100に戻り、地価は高騰前の水準でほぼ安定的に推移している状況となっている。

また、譲渡所得税率の推移についてみると、前記のとおり4年に譲渡所得税率が30%に引き上げられた後は、地価が下落傾向にあったこともあり、7年以降数次にわたる改正により税率の軽減が図られ、16年に土地の流動性を高め、土地取引の活性化に資する観点から譲渡所得税率が15%に引き下げられて現在に至っている。

一方、前記地価の高騰及びその後の地価の下落に伴い、土地等を譲渡して金銭で相続税を納付することが困難な者が増えたことから、相続税の納付における物納申請者数は、元年度には515人であったものが、4年度には12,778人にまで著しく増加することとなった。その後、地価が高騰前の水準で推移していたり、18年度の税制改正において物納に適さない財産について明確化されたりしたことなどにより、物納申請者数は急減し、22年度においては、448人となっていた。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

特例は、昭和45年の制度創設以来、種々の改正を経て現在に至っているが、特に5年改正から20年近くが経過する間に、前記のとおり、地価公示価格が大幅に下落し、近年は高騰前の水準でほぼ安定的に推移していたり、譲渡所得税率が平成16年以降は15%に半減されていたり、さらに、物納申請者数が大幅に減少していたりするなど、特例を取り巻く状況は大きく変化している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、特例の適用状況はどのようになっているか、特例による相続税と所得税の負担の調整の状況はどのようになっているか、特例を取り巻く状況の変化は特例の効果にどのような影響を与えているか、特例についてどのような検証がなされているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、58税務署において、土地等の譲渡(建物と一体で譲渡したものを含む。)に係る譲渡収入金額が3000万円以上で特例を適用した者(以下「特例適用者」という。)21年分934人及び22年分1,032人、計延べ1,966人を抽出し、所得税確定申告書、相続税申

告書等により特例の適用状況等を確認するなどして、また、貴省において、特例の検証状況等についての関係資料の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

(注3) 58 税務署 村山、桐生、川口、西川口、浦和、春日部、新潟、千葉東、千葉南、市川、船橋、成田、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、目黒、北沢、渋谷、中野、杉並、豊島、板橋、練馬西、葛飾、江戸川北、武蔵野、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、緑、川崎北、藤沢、小田原、相模原、大月、浜松西、昭和、中川、豊橋、東、南、豊能、茨木、八尾、東大阪、尼崎、岡山西、鳴門、松山、博多、鳥栖、大分各税務署

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 特例の適用状況

特例適用者延べ 1,966 人(取得費加算額計 1213 億 8904 万余円)について、特例の適用状況を取得費加算額の階層別にみると、表 1 のとおり、取得費加算額 1 億円以上の者は 335 人(全体に占める割合 17.0%)で、これらの者に係る取得費加算額の合計は 720 億 7349 万余円(同 59.4%)となっていた。

また、取得費加算額を譲渡収入金額から控除したことにより譲渡所得金額が生じなかったため、所得税の負担がなかった者も 427 人見受けられた。

表 1 取得費加算額の階層別の特例の適用状況 (単位：人、千円)

取得費加算額の階層	特例適用者数 (所得税の負担が なかった人数) (合計に対する割合)		譲渡収入 金額	取得費	取得費加算額の合計 (合計に対する割合)		譲渡所得 金額	所得税額
1000 万円未満	545 (10)	1,631 (287) (83.0%)	39,012,710	5,751,663	1,983,248	49,315,556 (40.6%)	27,241,425	3,996,894
1000 万円以上 5000 万円未満	705 (122)		56,834,775	6,911,557	19,988,761		26,727,332	3,959,403
5000 万円以上 1 億円未満	381 (155)		47,822,356	3,819,371	27,343,546		14,510,231	2,158,282
1 億円以上 1 億 5 千万円未満	158 (58)	335 (140) (17.0%)	31,257,375	3,003,856	19,127,599	72,073,490 (59.4%)	7,711,177	1,133,750
1 億 5 千万円以上 2 億円未満	63 (33)		14,772,861	1,134,492	10,792,001		2,430,086	360,314
2 億円以上	114 (49)		64,711,731	7,930,491	42,153,889		12,764,226	1,895,101
合 計	1,966 (427) (100.0%)		254,411,809	28,551,431	121,389,047 (100.0%)		91,384,479	13,503,747

(注) 「特例適用者数」欄の()内の数字は、取得費加算額を取得費に加算したことにより譲渡所得金額が生じなかったため、所得税の負担がなかった者の人数で内数である。

(2) 特例による相続税と所得税の負担の調整の状況

ア 取得費加算額の状況

前記特例適用者の取得費加算額 1213 億 8904 万余円のうち、土地等に係る取得費加算額は 1210 億 5242 万余円となっている。そして、相続した全ての土地等に対応する相続

税相当額に対する取得費加算額の割合(以下「加算割合」という。)と、譲渡した土地等に
^(注4)
 係る相続税評価額が相続した全ての土地等に係る相続税評価額に占める割合(以下「譲渡
 割合」という。)の関係をみると、表2-1のとおりとなっていた。

(注4) 土地等に係る相続税評価額 地目別に定められた評価方式により評価された相続税
 の課税価格となる土地等の価額であり、地価公示価格の8割程度を目途として評
 定される路線価に基づくなどして算定する。

表2-1 加算割合と譲渡割合別の取得費加算額の状況(現行制度) (単位：人、百万円)

加算割合 譲渡割合	25% 未満	25% 以上 50% 未満	50% 以上 75% 未満	75% 以上	合 計
	人数 取得費加算額	人数 取得費加算額	人数 取得費加算額	人数 取得費加算額	人数 取得費加算額
75% 以上	0 -	1 2	2 12	402 4,114	597 14,205
50% 以上 75% 未満	0 -	1 17	3 106	188 9,952	
25% 以上 50% 未満	4 15	7 524	44 5,728	540 46,333 527(54) 44,536	1,369 106,846
25% 未満	57 3,242	117 9,291	139 14,403 53(40) 4,915	461 27,306 461(97) 27,306	
合 計	187 13,093		1,779 107,959	1,966 121,052 1,041(191) 76,758	

注(1) 太枠内の数字は、加算割合が譲渡割合を50ポイント以上上回り、譲渡割合に比べ加算
 割合が著しく高い者に係る人数、金額で内数である。

注(2) ()内の数字は譲渡所得金額が生じなかった者の人数で内数である。

すなわち、現行制度では、譲渡していない土地等に対応する相続税相当額も取得費に
 加算されるため、加算割合が譲渡割合を50ポイント以上上回り、譲渡割合に比べて加
 算割合が著しく高い者(表2-1の太枠内の者)が1,041人(同52.9%)見受けられ、これ
 らの者の土地等に係る取得費加算額は767億5863万余円(同63.4%)となっていた。そ
 して、この中には譲渡所得金額が生じなかった者が191人見受けられた。

これを5年改正前の状況と比較するために、5年改正前の取得費加算額の計算式に基
 づいて、前記特例適用者の相続税額、相続税額に係る課税価格及び譲渡した土地等に係
 る相続税評価額を用いて試算すると、取得費加算額は424億5816万余円となる。そし
 て、この試算結果に基づいて、現行制度の場合と同様に、譲渡割合と加算割合の関係を
 みると、表2-2のとおりとなっていた。

表2-2 加算割合と譲渡割合別の取得費加算額の状況(5年改正前の計算式に基づいて試算)
 (単位:人、百万円)

加算割合 譲渡割合	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上	合計
	人数 取得費加算額	人数 取得費加算額	人数 取得費加算額	人数 取得費加算額	人数 取得費加算額
75%以上	0 -	1 2	2 12	402 3,844	597 9,994
50%以上 75%未満	0 -	1 17	191 6,117	0 -	
25%以上 50%未満	4 15	591 19,930	0 -	0 -	1,369 32,464
25%未満	774 12,518	0 -	0 -	0 -	
合計		1,371 32,483		595 9,974	1,966 42,458 0 -

すなわち、5年改正前の制度では、土地等に係る取得費加算額は、譲渡した土地等に対応する相続税相当額が限度となるため、加算割合が譲渡割合を上回る者はいなくなる。そして、加算割合が譲渡割合を50ポイント以上上回り、譲渡割合に比べて加算割合が著しく高い者は、現行制度の1,041人に対して、5年改正前の取得費加算額の計算式に基づく試算では0人となる。

このように、現行制度においては、相続した土地等を譲渡した場合における譲渡所得金額の計算上、相続した全ての土地等に対応する相続税相当額を控除できることから、5年改正前と比べ、土地等を多く相続してその一部を譲渡した者は取得費加算額が著しく増加している状況が見受けられた。

そこで、この土地等に係る取得費加算額の増加状況について個別にみると、表3のとおり、相続した土地等の全てを譲渡するなどしたため、取得費加算額が増加しなかった者は275人となっている一方、譲渡していない土地等に対応する相続税相当額を取得費に加算することにより取得費加算額が増加した者は1,691人に上り、特例適用者延べ1,966人の大多数を占めていた。このうち、取得費加算額が1億円以上増加した者182人についてみると、加算割合が譲渡割合を50ポイント以上上回り、譲渡割合に比べ加算割合が著しく高い者は132人と72.5%を占めていた。

表3 取得費加算額の増加状況(5年改正前比)

取得費加算額の増加額	特例適用者数 (人)	増加した取得費加算額の合計 (千円)
増加なし	275(0)	-
1000万円未満	470(213)	1,496,459(866,832)
1000万円以上5000万円未満	734(490)	20,171,984(13,473,285)
5000万円以上1億円未満	305(206)	21,335,772(14,649,069)
1億円以上1億5000万円未満	91(66)	10,954,565(7,796,081)
1億5000万円以上2億円未満	29(20)	4,938,210(3,385,975)
2億円以上	62(46)	19,697,272(14,966,410)
合計	1,966(1,041)	78,594,264(55,137,655)

(注) ()内の数字は加算割合が譲渡割合を50ポイント以上上回り、譲渡割合に比べ加算割合が著しく高い者に係る人数又は金額である。

イ 5年改正により増加した取得費加算額の所得税額への影響の状況

アのとおり、5年改正により土地等に係る取得費加算額が著しく増加したことから、取得費加算額の増加による所得税額への影響をみるために、表4のとおり、5年改正前の制度による所得税額を試算した上で、現行制度における所得税額と比較を行った。

その結果、5年改正前の制度においては、土地等に係る取得費加算額は、譲渡した土地等に対応する相続税相当額が限度となるため、現行制度と比較して785億9426万余円少ない424億5816万余円となり、これにより譲渡所得金額は1699億7579万余円と試算される。そこで、同金額に現行の譲渡所得税率15%を乗ずるなどして所得税額を算出すると252億8343万余円となり、現行制度の所得税額135億0374万余円はこれと比べて117億7969万余円軽減されていることになる。

表4 5年改正により増加した取得費加算額の所得税額への影響 (単位：千円)

項目	現行制度 (A)	5年改正前 (B)	開差額 (A - B)
譲渡収入金額	254,411,809	254,411,809	-
取得費	28,551,431	28,551,431	-
土地等に係る取得費加算額	121,052,427	42,458,163	78,594,264
譲渡費用等	13,437,239	13,437,239	-
譲渡所得金額	91,384,479	169,975,792	△ 78,591,312
所得税額(現行税率)	13,503,747	25,283,437	△ 11,779,690

注(1) 「譲渡費用等」欄には、譲渡費用のほか建物に係る取得費加算額、措置法第35条(居住用財産の譲渡所得の特別控除)等の特別控除額が含まれている。

注(2) 「譲渡所得金額」欄は、譲渡損失が生じていた者の譲渡所得金額を0円として集計しているため、譲渡収入金額から取得費、土地等に係る取得費加算額及び譲渡費用等を控除した金額と一致しない。

これを事例で示すと次のとおりである。

<事例>

納税者Aは、平成22年分の所得税の申告に当たり、相続した全ての土地に係る相続税評価額の42.5%に相当する土地を譲渡して、相続した全ての土地に対応する相続税相当額5

億4562万余円を取得費加算額として譲渡収入金額から控除するなどして譲渡所得金額を7596万余円、所得税額を1039万余円としていた。

一方、5年改正前の取得費加算額の計算式に基づき試算すると、取得費加算額が2億3199万余円となることから、譲渡所得金額が3億8958万余円、所得税額が5743万余円となり、5年改正の結果、所得税の負担が4704万余円軽減されていることになる。

以上のア及びイのとおり、現行制度の下で土地等を多く相続した者の中に所得税額が著しく軽減されている者が見受けられた。

(3) 特例を取り巻く状況の変化

ア 土地等の相続税評価額の状況

5年改正の背景となった地価の高騰は、前記のとおり、5年改正以降沈静化し、17年以降の地価は高騰前の水準で安定的に推移している状況である。

そして、土地等の相続税評価額についても、地価の下落とその後の相続税の課税最低限の見直しなどにより、相続税の申告のあった相続全体で、5年には13兆円を超えていたものが、年々減少し、17年以降は5兆5000億円程度で推移している(22年においては5兆5332億余円)。また、相続財産全体に占める土地等の評価額の割合も、5年には72.8%であったが、17年以降は50%程度で推移しており(22年においては48.3%)、5年改正時点から大きく状況が変化している。

イ 税率改正による所得税額の負担の状況

譲渡所得税率は、前記のとおり、5年改正時には30%であったが、7年以降数次にわたり軽減され、16年には15%に引き下げられている。この譲渡所得税率の引下げによる所得税額の負担の状況の変化をみるために、表4の現行制度における譲渡所得金額913億8447万余円に5年改正前の譲渡所得税率30%を乗じて5年改正前の所得税額を試算すると274億1534万余円となり、現行制度の所得税額135億0374万余円はこれと比べて139億1159万余円軽減されていることになる。

ウ 物納により非課税とされる所得税額の状況

5年改正は、相続財産である土地等を物納した場合と譲渡した場合における所得税の負担のバランスを図ることも目的の一つとして行われているが、前記のとおり、相続税の物納申請者数はその後急減している状況にある。そこで、物納により非課税とされる所得税額の状況をみるために、5年度の土地等に係る物納許可額5815億余円に当時の譲渡所得税率30%を乗じて非課税とされる所得税額を試算すると1744億余円となる。一方、22年度の土地等に係る物納許可額273億余円に現行の譲渡所得税率15%を乗じて非課税とされる所得税額を試算すると41億余円となり、譲渡所得税率が半減したことを考慮しても、物納により非課税とされる所得税額は著しく減少している状況である。

以上の(1)から(3)までの状況を踏まえると、所得税の更なる負担の軽減や相続税を物納した場合との負担のバランスを図るために行われた5年改正による相続税と所得税との更なる負担の調整は、特例を取り巻くその後の状況が大きく変化した結果、その必要性が著しく低下していると認められる。

(4) 特例の検証状況

特別措置は、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされていることから、その効果等を不断に検証する必要がある。そして、その検証には、特別措置を要望する省庁が、その新設、拡充等を希望する要望書等を財務省に提出する際に特別措置による減収見込額を提示することなどにより行うものと、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づいて行う政策評価がある。

特例は、相続税と所得税の負担を調整することを目的として、政府税制調査会における相続税納付のための財産処分に関わる相続税と所得税の負担の在り方についての議論を踏まえて設けられたものであることから、上記のような要望省庁による検証は行われなため、貴省において検証を行うことになる。

また、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、特例のような特定の政策目的により税負担の軽減等を行う特別措置については、22年度税制改正から始まる4年間で抜本的に見直すこととされている。

しかし、前記のとおり特例を取り巻く状況が既に大きく変化しているのに、貴省において、特例の効果等の検証が行われていない。

(改善を必要とする事態)

前記のように特例を取り巻く状況が大きく変化した結果、5年改正による相続税と所得税の更なる負担の調整は、その必要性が著しく低下しているのに、特例に対する検証が行われないまま、現行制度の下で土地等を多く相続した者の中に所得税額が著しく軽減されている者が見受けられるなどの事態は、特例が本来の趣旨に沿って有効に機能しているとは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、前記のとおり、特例を取り巻く状況が大きく変化し、5年改正による相続税と所得税の更なる負担の調整の必要性が著しく低下しているのに、貴省において、その見直しを行うための検証が十分行われていないことによると認められる。

3 本院が表示する意見

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)において、租税特別措置等は、公平性という基本原則の例外となるものであることから、時代の変化も踏まえながら不断に見直していく必要があるとされている。したがって、特例のようにいわゆるバブル経済期の地価高騰に伴う納税環境に配慮する観点等から改正された特別措置については、その後の社会経済情勢の変化を踏まえ、有効かつ公平に機能しているかを不断に検証することが求められる。

については、5年改正から長期間が経過し、特例を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、貴省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行った上で、特例について、相続財産の処分が相続の直後に行われる場合、特に相続税納付のために相続財産の処分が行われる場合における相続税と所得税の負担の調整という本来の趣旨に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

- (3) 歳出予算の繰越しに当たり、繰り越された歳出予算の執行が繰越制度の趣旨に沿ったものとなっているかなどについて事後的に検証を行うことが可能となる仕組みを検討するなどして、制度の趣旨を逸脱しないように適切に実施するよう意見を表示したものの

会計名	一般会計、食料安定供給特別会計、社会資本整備事業特別会計	
部局等	財務本省	
繰越制度の概要	財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3に基づく明許繰越し等、1会計年度内に支出し終わらなかった歳出予算を翌年度に使用することができる制度	
検査の対象とした明許繰越しの事項数及び繰越額	722 事項	2812 億 7901 万余円(平成21年度から22年度への繰越額)
上記のうち承認を受けた事項の内容と異なる内容の事業に使用されたもの	107 事項	134 億 3475 万円(平成22年度の執行額)

【意見を表示したものの全文】

歳出予算における繰越しについて

(平成24年10月26日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 歳出予算の繰越制度の概要

国の会計制度においては、予算統制を図るため、日本国憲法第86条の規定により、毎会計年度の予算は国会の審議を受け議決を経なければならないとされ、財政法(昭和22年法律第34号)第12条の規定により、各会計年度における経費はその年度の歳入をもって支弁しなければならないこと、同法第42条の規定により、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は翌年度において使用することができないことがそれぞれ定められている。これらの規定は、国会における予算の議決は毎会計年度行うという予算単年度主義、及び1会計年度の歳入歳出は他の年度の歳入歳出と区分すべきであり、歳出予算の経費の金額は原則としてその年度内でなければ使用することができないという会計年度独立の原則を定めたものである。

しかし、会計年度独立の原則どおりに処理することにより、不経済又は非効率となって実情に沿わない場合もあることから、財政法等において、会計年度独立の原則に対する例外が認められており、一定の条件の下に、1会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる制度(以下「繰越制度」という。)が定められている。

(2) 明許繰越し

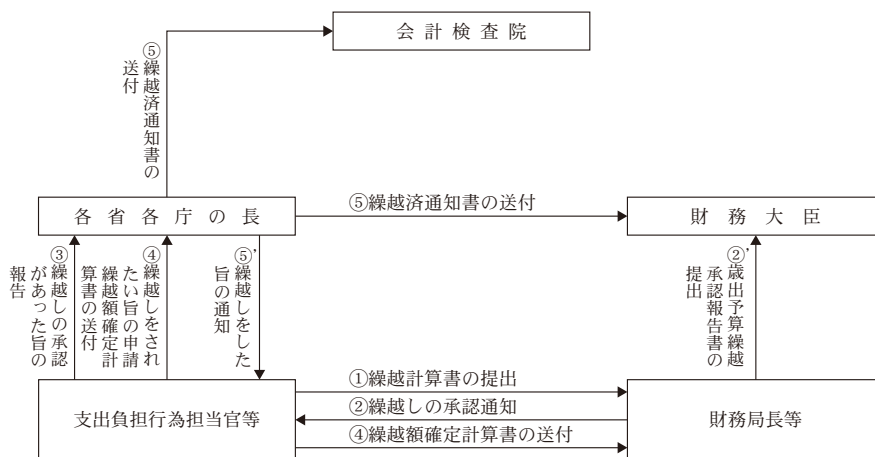
繰越しのうち、財政法第14条の3に規定されている明許繰越しは、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経て翌年度に繰り越すものである。

ア 明許繰越しの手続

明許繰越しは、歳出予算の繰越しの申請に関する事務(以下「申請事務」という。)及び繰越しの承認に関する事務(以下「承認事務」という。)が必要とされている。すなわち、財政法第43条の規定により、各省各庁の長は、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額(以下、この金額を「申請額」という。)を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならないとされていて、承認があった金額の範囲内において、これを翌年度に繰り越して使用(以下、繰り越した金額を「繰越額」という。)することができるとなっている。そして、会計法(昭和22年法律第35号)第46条の2等の規定により、各省各庁の長が行う申請事務は繰越しに係る経費の支出負担行為を行うべき支出負担行為担当官等に、財務大臣が行う承認事務は財務局長等に、それぞれ委任することができるとなっている(以下、繰越しの申請を行う各省各庁の長及び支出負担行為担当官等を「申請者」といい、繰越しの承認を行う財務大臣及び財務局長等を「承認者」という。)

各省各庁の長が申請事務を支出負担行為担当官等に、財務大臣が承認事務を財務局長等に委任している場合を例に、申請事務及び承認事務に係る手続の流れを示すと図のとおりである。

図 申請事務及び承認事務に係る手続の流れ



また、繰越しの申請及び承認の単位となる事項の立て方については、法令上の規定はないものの、貴省が各省各庁会計課長等に対して発した「繰越(翌債)事務手続について」(平成22年1月財務省主計局司計課長事務連絡。以下「事務連絡」という。)によれば、一つの契約、工事箇所、補助金の交付決定ごとなどを単位とするなど、原則としてできるだけ狭義なものとして、繰越しを行おうとする経費に係る事務又は事業が分かるよう、場所、事業内容等を取り入れた具体的な名称を付すこととされている。

イ 明許繰越しにおける事務の簡素化

繰越しに関する事務については、従前から迅速化及び簡素化のための措置が講じられてきたが、予算を執行する現場から、申請事務及び承認事務が非効率を招いているのではないかといった指摘があったことなどを踏まえ、平成21年10月に「予算編成等の在り方の改革について」が閣議決定された。これにより、貴省は、各府省等から問題点の指摘や改善要望について包括的なヒアリングを行った上で、繰越し制度の一層の活用に向けて、繰越し承認における基準の明確化等の改善を行い、改善方策を公表の上、可能なものは21年度中から実施することとされた。

そして、貴省は、各府省等からヒアリングを行うなどして、繰越しの要件、手続等について「明瞭」、「簡素」、「迅速」の観点から見直しを行った結果、次のとおり、事務連絡等により、明許繰越しに関する事務を簡素化した。

すなわち、申請者は、「繰越し計算書」、「箇所別調書及び理由書」及び「審査表」（以下、これらの書類を「申請書類」という。）について、審査要領に基づき自ら審査を行った上で承認者に提出することとされ、承認者は、繰越しの申請があった場合には、速やかに審査し、原則として10日以内を目途に処理することとされた。また、申請に当たって地図、工程表等の提出が不要とされ、更に審査時の承認者によるヒアリングが原則として省略されることとされた。

上記のとおり、簡素化後の申請事務において、申請者は、審査要領に基づき、審査表を活用して明許繰越しの要件を備えているかなどのチェックを行うこととされており、具体的には、翌年度に事業実施の見込みがあるか、事項は明確なものとなっているか、積算の内容は適正であるか、本来不用となるべき経費が含まれていないかなどについて確認することとされている。

2 本院の検査結果

（検査の観点及び着眼点）

繰越し制度は、会計年度独立の原則の例外として歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越すことが認められたものであり、予算統制を図るためにも適切に繰越しを行い、かつ繰り越した翌年度において適切に執行することが重要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、繰越しの申請、審査、承認等の手続が適切に行われ、繰り越された歳出予算（以下「繰越し予算」という。）が繰越し制度の趣旨に沿って執行されているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象及び方法）

検査に当たっては、24官署^(注1)において、21年度から22年度への明許繰越し（一般会計及び11特別会計の18勘定における繰越し計722事項、繰越し額計2812億7901万余円）を対象として、申請書類のほか、繰越し事項の内容及び繰越し予算の執行状況に係る調書の内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

（注1） 24官署 警察庁、総務本省、法務本省、財務本省、文部科学本省、厚生労働本省、農林水産本省、水産庁、経済産業本省、資源エネルギー庁、特許庁、国土交通本省、環境本省、沖縄総合事務局、関東、中国両財務局、関東、北陸、九州各農政局、関東森林管理局、関東、九州両経済産業局、関東、北陸両地方整備局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

明許繰越しのうち、当該年度に支出負担行為がなされずに歳出予算を繰り越すもの(以下「支出負担行為未済繰越し」という。)については、支出負担行為がなされている繰越しに比べて用途内容、計画等が具体的となっていないことから、繰越しを行うに当たり、申請額の積算の内容が適正であるかなど、より慎重な審査が行われる必要がある。

そこで、検査の対象とした繰越しのうち、20官署における256事項の支出負担行為未済繰越し(繰越額計1397億1683万余円)についてみたところ、7官署における133事項の繰越し(繰越額計585億3401万余円)については、検査を実施した時点において既に申請時の積算資料の保存期限が経過していたことなどのため、申請者が申請時の自己審査の際にどのように申請額を適正と判断したのか資料で確認することができなかった。

しかし、事務の簡素化により、予算の執行過程の透明性を確保するために申請額等について事後的に検証する重要性が増していることから、繰越しの審査に用いた積算資料等については、一定程度の期間は保存する必要があると認められる。

<事例1>

公共事業に係る予算の執行及び管理を行っている関東農政局及び九州農政局において、申請書類の根拠となる資料の保存期間を1年未満としている事態が見受けられた。両農政局は、長期間を要する公共事業予算の効率的・効果的な執行を図るために、複数年度にわたる事業全体の進捗状況を管理しつつ、年度途中で事業の見直しを行い、他の必要な事業に予算を振り向けていることから、予算の執行過程の透明性を確保するためにも、繰越しの審査に用いた積算資料等については、一定程度の期間は保存する必要があると認められる。

また、繰越事務に携わる関係者の事務の参考として貴省が作成した「繰越しガイドブック」によれば、歳出予算を繰り越す場合には、繰越しをする事由があつて繰越しを行うのであり、翌年度において前年度に予定していた事務事業に使用する目的をもって繰り越すこととなるのであるから、繰り越した後においては、その目的に反しないように予算の執行をしなければならないとされている。したがって、繰越予算を他の経費に流用して使用する場合には、その使用が繰り越した目的に従って行われるかどうかを適切に判断して、いやしくもその目的を逸脱するような予算執行は避けなければならないとされている。

そこで、検査の対象とした24官署の繰越し(722事項、繰越額計2812億7901万余円)に係る繰越予算の執行状況についてみたところ、事業の目的の範囲を一律に定義することが困難であるとの事情があり、その全てにおいて繰り越した目的を逸脱しているとはいえないものの、8^(注2)官署の107事項の繰越しに係る執行額計134億3475万余円において、繰越しの承認を受けた事項の内容と異なる内容の事業に繰越予算を充てている事態が見受けられた。

このように、繰越しの承認を受けた事項の内容と繰越予算の執行がかい離している事態は、繰越しの審査及び承認行為そのものを形骸化させるものであり、会計年度独立の原則に対する例外として認められた繰越制度の趣旨に沿っていないと認められる。

<事例2>

法務本省は、「市原刑務所庁舎等新営工事」を事項として74億4940万余円を繰り越していたが、このうち14億8612万余円について、施設整備という目的が同一であるとして、他の施設

(加古川刑務所等 12 施設)の施設整備の財源に充てており、繰越しの承認を受けた事項の内容と異なる内容の事業に使用していた。

(注2) 8官署 法務本省、沖縄総合事務局、中国財務局、関東、北陸、九州各農政局、関東、北陸両地方整備局

(改善を必要とする事態)

上記のように、繰越制度の運用において、繰越しの承認を受けた事項の内容とその後の繰越予算の執行が乖離するなどしている事態は、繰越制度の趣旨に沿っておらず、会計年度独立の原則による予算統制が十分に図られないおそれがあることなどから適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、繰越しに関する事務の簡素化後においては、より一層申請者が繰越制度の趣旨を理解した上で審査及び繰越予算の執行を行う必要があるのに、その理解が十分でないことにもよるが、貴省において、簡素化後の繰越制度の運用に当たり、繰越制度の趣旨に沿った審査及び繰越予算の執行を担保して、けん制効果が働くような仕組みが十分に整備されていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

繰越制度は、前記のとおり、会計年度独立の原則に対する例外として認められたものであり、歳出予算の繰越し及び繰越予算の執行は、予算の効率的・効果的な使用及び事務の効率化に留意する必要があるものの、制度の趣旨を逸脱しないよう適切に実施される必要がある。

については、貴省において、明許繰越しにおける事務簡素化の流れを踏まえつつ、繰越事務に携わる関係者に対する説明会を行うなどして繰越制度の趣旨を周知徹底するとともに、繰越計算書の記載事項と、申請書類等の関係書類との整合性は取られているか、繰越予算の執行は適切に行われているかなどについて、事後的に検証を行うことが可能となる仕組みを検討するよう意見を表示する。

- (4) 沖縄振興開発金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けの実施に当たり、貸付対象とする施設の省エネルギー効果を適切に検証するなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示したもの

(平成 24 年 10 月 26 日付けで内閣総理大臣及び財務大臣宛てに意見を表示したものの全文は、74 ページの内閣府(内閣府本府)の項に掲記)

- (5) 株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けの実施に当たり、貸付対象とする施設の省エネルギー効果を適切に検証するなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示したもの

(平成 24 年 10 月 26 日付けで財務大臣及び経済産業大臣宛てに意見を表示したものの全文は、509 ページの経済産業省の項に掲記)

- (6) プルーフ貨幣セットについて、一般会計の負担を流通用貨幣の製造費用の範囲内となるように販売価格を設定するよう改善の処置を要求し、及び銀貨幣の発行を決定する際には、原材料として使用している地金の時価を販売価格に反映させる方策を検討するなどして一般会計の収入額の増加に努めるよう意見を表示したものの

会計名及び科目	一般会計	(部)雑収入	(款)納付金	(項)独立行政法人造幣局納付金
部 局 等	財務本省			
販売用貨幣の種類	プルーフ貨幣セット、銀貨幣			
上記に係る販売収入相当額	プルーフ貨幣セット	71 億 8830 万円(平成 18 年度～23 年度)		
	銀貨幣		9 億円(平成 18、19 両年度)	
プルーフ貨幣セットの販売に係る一般会計の負担相当額		1 億 4449 万円(平成 18 年度～23 年度)		
銀貨幣の販売価格に地金の時価を反映することとしていれば増加したと試算される一般会計の収入額		1 億 2736 万円(平成 18、19 両年度)		

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

販売用貨幣の販売価格について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 販売用貨幣等の概要

貴省は、毎年度、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和 62 年法律第 42 号。以下「通貨法」という。)に基づき、貨幣の製造に関する事務に係る契約を独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)と締結し、貨幣の製造等を行わせ、その製造等に要した費用を一般会計から支払っている。貨幣には、日本銀行を通じて市中に流通させ経済活動に資するための貨幣(以下「流通用貨幣」という。)と、財務大臣が造幣局に収集家等の一部の者に対し販売させている貨幣(以下「販売用貨幣」という。)とがある。このうち販売用貨幣には、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせた 1 円から 500 円までの 6 種類の貨幣を 1 枚ずつセットにしてケースに収納したもの(以下「プルーフ貨幣セット」という。)、国家的な記念事業として発行する銀を原材料とした貨幣(以下「銀貨幣」という。)等があり、これらの販売用貨幣は、額面価格で流通用貨幣と同様に使用できることになっている。

貨幣は、国から日本銀行へ交付されることによって発行され、流通用貨幣については日本銀行から市中に流通されるが、販売用貨幣については財務大臣が定めた数量が日本銀行から造幣局に交付され、造幣局が交付された販売用貨幣の額面価格の合計額を日本銀行に支払っている。

販売用貨幣の販売価格は、通貨法第10条第2項に基づき、当該貨幣の製造費用、額面価格のそれぞれを下回らない範囲で、発行枚数及び需要動向を勘案して政令で定めることとされており、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和63年政令第50号。以下「通貨法施行令」という。)により定められている。

そして、前記のとおり、貨幣の製造費用は一般会計から造幣局に対して支払われ、販売用貨幣が販売された後に、造幣局は、通貨法第10条第5項に基づいて販売した販売用貨幣の販売収入からケースの組立加工費、日本銀行に支払った額面価格等の造幣局の販売に要する費用を控除した金額を一般会計に納付することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、販売用貨幣の販売価格が製造費用等を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して、貴省本省において、平成18年度から23年度までの間に製造、販売されたプルーフ貨幣セットの販売収入相当額計71億8830万円(製造個数計978,000個)及び18、19両年度に製造、販売された銀貨幣の販売収入相当額計9億円(製造個数計150,000個)、合計80億8830万円を対象として、販売価格及び国庫納付額の算定等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) プルーフ貨幣セットの販売価格について

プルーフ貨幣セットの販売価格は、通貨法施行令に1個当たり7,350円と定められている。プルーフ貨幣セットは、造幣局が独立行政法人に移行する15年4月以前から毎年度継続して製造、販売されており、上記の販売価格は9年度に改定されたものである。そして、その当時の販売価格の内訳等の資料は保存期限が経過しており、その内容を確認することができなかった。

貴省は、18年度から23年度までの間に製造、販売されたプルーフ貨幣セットの販売価格については各年度の製造費用を上回っていたことから適正であったとしている。

しかし、上記の販売価格は、いずれの年度も製造費用と造幣局の販売に要した費用の合計額を下回っていた。例えば、23年度に製造、販売されたプルーフ貨幣セット(以下「23年度セット」という。)についてみると、販売価格7,350円は、23年度セットの1個当たりの製造費用と造幣局の販売に要した費用の合計額7,647円を297円下回っており、これにより一般会計に23年度セット1個当たり同額の負担が生じていたことになっていた。

プルーフ貨幣セットの貨幣は、販売用貨幣であるから、製造、販売することで原則的に一般会計に負担を生じさせないような販売価格とするのが合理的である。

このことについて、貴省は、プルーフ貨幣セットの貨幣であっても、流通用貨幣と同様に使用できることから、流通用貨幣の製造費用を一般会計が負担していることと同様に、流通用貨幣の製造費用の範囲内で製造費用を一般会計が負担するとしている。

以上のことから、18年度から23年度までの各年度において生じていた一般会計の負担相当額のうち、少なくとも同年度に製造された流通用貨幣の製造費用を除いた負担相当額については、購入者に負担させることとして、販売価格を設定すべきであったと認められる。

したがって、18年度から23年度までの間に、一般会計が流通用貨幣の製造費用を超えて負担していた額計1億4449万円は、購入者に負担させるべきであったと認められる。

(2) 銀貨幣の販売価格における原材料費の取扱いについて

銀貨幣の販売価格は、発行が決定される都度、通貨法施行令が改正されて定められている。18年度に製造、販売された国際連合加盟50周年記念銀貨幣(以下「18年度銀貨幣」という。)及び19年度に製造、販売された2007年ユニバーサル技能五輪国際大会記念銀貨幣(以下「19年度銀貨幣」という。)の販売価格は、いずれも6,000円と定められていたが、その当時の販売価格の内訳等の資料は保存期限が経過しており、その内容を確認することができなかった。

貴省は、18年度銀貨幣及び19年度銀貨幣の販売価格についてはそれぞれの製造費用を上回っていたことから、適正であったとしている。

しかし、貴省は、銀貨幣の製造を行わせるため、その原材料である銀の全量について、一般会計に設置されている貨幣回収準備資金が保有していた地金を造幣局に支給していた。このため、貴省は、銀貨幣の製造費用については、原材料費である銀の地金の帳簿価額に造幣局に金銭で支払う加工費等を加えた額にしていた。そして、貴省は、原材料費については、その帳簿価額を回収すれば足りることから、銀の地金の帳簿価額が時価とかい離が生じていたとしても、販売価格に地金の時価を反映させるような検討を行っていなかった。

そこで、18年度銀貨幣及び19年度銀貨幣の原材料費についてみたところ、貴省は支給した銀の帳簿価額である626円及び622円としていたが、これらは17、18両年度末の銀の時価1,331円及び1,598円とはそれぞれ704円及び976円の価格差が生じており、そのかい離率(時価/帳簿価額)は、それぞれ212%及び256%と大幅なものとなっていた。このように帳簿価額と時価には大幅なかい離が生じていたことから、地金の時価を反映させた販売価格としていけば一般会計の収入額を増加させることができたと認められる。

したがって、18年度銀貨幣及び19年度銀貨幣はそれぞれ7万個及び8万個が製造、販売されていたことから、原材料費を地金の時価の1,331円及び1,598円として販売価格の上昇による販売数量への影響を考慮せずに販売価格を設定したとして販売収入額を試算すると、一般会計は18年度銀貨幣で4928万円、19年度銀貨幣で7808万円、計1億2736万円の増収が図られたと認められる。

(改善を必要とする事態)

以上のように、プルーフ貨幣セットについて流通用貨幣の製造費用を超えて一般会計に負担が生じていたり、銀貨幣の販売価格について地金の時価が上昇していることを踏まえて、時価を反映させるなどの検討を十分に行っていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、プルーフ貨幣セットについて、一般会計の負担を流通用貨幣の製造費用の範囲内となるように販売価格を設定する検討が十分でなかったこと、銀貨幣の販売価格について、地金の時価を反映させるなどの検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

貴省は、国の財政事情が厳しい中で今後も引き続き販売用貨幣を発行することが見込まれる。

については、貴省において、プルーフ貨幣セットについて、一般会計の負担を流通用貨幣の製造費用の範囲内となるように販売価格を設定するよう、改善の処置を要求する。

また、貴省において、今後新たに銀貨幣の発行を決定する際には、原材料として使用している地金の時価を販売価格に反映させる方策を検討するなどして、需要動向を勘案した上で、一般会計の収入額の増加に努めるよう、意見を表示する。

(7) 誤信使用財産のうち売払い等の処理が進捗していない既存事案について、期限を指定して交渉に当たることとしたり、交渉状況に応じて処理方針を適時適切に見直したりなどすることにより、処理の一層の促進を図るよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	財務本省
国有財産の分類	一般会計所属 (分類)普通財産 (区分)土地
誤信使用財産の概要	普通財産のうち使用者が自己所有の財産その他自己が正当に使用することができる財産であると誤信したことにより使用が開始されたなどの経緯を有し、売払い等の契約を締結しないまま使用されている土地等
誤信使用財産のうち平成21年度当初の既存事案の件数及び国有財産台帳価格	15,958 件 278 億 8244 万余円
上記のうち検査の対象とした既存事案の件数及び国有財産台帳価格	1,745 件 28 億 5154 万余円
上記のうち売払い等の交渉の各段階で3か月以上滞留して処理が進捗していないと認められる既存事案の件数及び国有財産台帳価格	1,132 件 20 億 9530 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

誤信使用財産のうち既存事案の売払い又は貸付けの処理促進について

(平成 24 年 7 月 11 日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 誤信使用財産のうち既存事案の概要

(1) 誤信使用財産の概要

国有財産は、国の行政目的に直接供用される行政財産とそれ以外の普通財産に分類されている。このうち、普通財産は売払い、貸付け等の対象となる財産であり、その管理又は処分は国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)により原則として財務大臣が行うこととなっている。

普通財産の中には、使用者が自己所有の財産その他自己が正当に使用することができる財産であると誤信したことにより使用が開始されたなどの経緯を有し、売払い又は貸付け(以下「売払い等」という。)の契約を締結しないまま使用されている土地等(以下「誤信使用財産」という。)がある。

誤信使用財産には、次のようなものがあり、それぞれの歴史的経緯から貴省が管理するに至ったものである。

ア 国有畦畔^{けい}

主として田畑等の耕地間に存在する「あぜ」や「法(のり)」で、公図上二本の狭長線で表示されている、いわゆる二線引畦畔をいう。二線引畦畔は、明治初年の地租改正時に課税の対象から除くなどのために民有地とされなかった傾斜地等であり、公図上いずれの者にも属さない無番地(脱落地)であることから、国有財産とされている。

イ 法定外公共物

道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)等の適用を受けない里道、水路等の国土交通省等が所管する公共用財産が用途廃止された後に、貴省が引き受けたものをいう。

(2) 誤信使用財産の管理又は処分

貴省は、平成13年3月に「誤信使用財産取扱要領」(平成13年財理第1267号財務省理財局長通達)を発して、誤信使用財産の取扱方針を定めて売払い等を行ってきた。その後、誤信使用財産の管理又は処分をより適切に行うため21年2月に「誤信使用財産に係る既存事案の処理促進について」(平成21年財理第666号財務省理財局長通達。以下「促進通達」という。)を発して、誤信使用財産取扱要領と併せて誤信使用財産の売払い等の取扱いを定めている。

そして、促進通達等によると、20年4月以降に使用者等の申請により売却等の要請を受けた誤信使用財産については速やかに処理することとされている一方、これ以外の財産(以下「既存事案」という。)については、21年度から23年度までを対象年度とする第1次の処理計画(以下「第1次計画」という。)と、24年度から26年度までを対象年度とする第2次の処理計画を作成し、原則としてこの6年間で処理を行っていくこととされている。

また、既存事案については、売払い等の可能性が高いものなどを優先的に処理するため、登記の有無等による財産の特定状況等を勘案して、誤信使用財産を占使用していることが確認された者(以下「占使用者」という。)に対し、次のような事務処理を順次行うこととされている。

- ① 買受け又は借受け(以下「買受け等」という。)の意思の確認(以下「買受け等の意思確認」という。)を行うために占使用者と交渉を行う。
- ② 買受け等の意思確認の結果、買受け等の意思が示された場合、速やかに概算価格又は概算貸付料(以下「概算価格等」という。)を提示したうえで買受け等の勧奨(以下「買受け等の勧奨」という。)を行う。
- ③ 買受け等の勧奨の結果、合意が得られた場合、売払い等を行う。

そして、買受け等に応じない占使用者については、第1次計画期間中は交渉を継続することとされていて、特に悪質な占使用者については必要に応じて損害賠償の訴えを提起す

ることとされているが、促進通達等においては交渉の期限を設定することについては明示されていない。また、実際の売払い等に当たっては、促進通達等に定められた評価により売払い等を行うこととされ、併せて既往の使用料(以下「既往使用料」という。)を最長10年分徴することとされている。

21年度当初の既存事案は、表1のとおり15,958件(国有財産台帳価格278億8244万余円)となっており、財務(支)局、沖縄総合事務局、財務事務所、出張所等(以下「財務局等」という。)は、このうち5,740件について第1次計画期間中に交渉を行うとしている。

表1 平成21年度当初の既存事案の状況 (単位：件、千円)

財務局等	件数	国有財産台帳価格
北海道財務局	2,519	899,755
東北財務局	1,046	1,246,441
関東財務局	6,766	18,328,154
北陸財務局	172	111,164
東海財務局	1,458	1,465,950
近畿財務局	1,332	3,203,075
中国財務局	484	593,903
四国財務局	1,318	1,071,677
九州財務局	143	152,186
福岡財務支局	614	578,392
沖縄総合事務局	106	231,746
計	15,958	27,882,447

(注) 上記の件数、国有財産台帳価格には、各財務局等管内の財務事務所等が管理している事案を含む。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、誤信使用財産について、平成11年度決算検査報告において、「特に掲記を要すると認めた事項」として、「契約未済財産の管理及び処分について」を掲記し、適切な財産管理及び処分の在り方について検討し、事態の改善が図られるよう注意を喚起した。そして、貴省は前記のとおり促進通達等を定めて、既存事案の売払い等の取扱いを定めている。そこで、本院は、効率性等の観点から、促進通達等で定められた事務処理方法は既存事案の処理促進に当たって、^(注1)効率的に機能しているかなどに着眼して、55財務局等が管理している21年度当初の既存事案13,594件(国有財産台帳価格255億6432万余円)のうち、第1次計画期間中の23年9月末までに買受け等の意思確認を行うための交渉を行った1,745件(国有財産台帳価格28億5154万余円)を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、^(注2)8財務(支)局、^(注3)沖縄総合事務局、21財務事務所及び6出張所において、既存事案の処理の進行管理状況を記した書類等により会計実地検査を行うとともに、残りの11財務事務所及び8出張所等については、既存事案の処理状況等に関する調書等の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注1) 55 財務局等 北海道、関東、北陸、東海、近畿、中国、九州各財務局、福岡財務支局、
 沖縄総合事務局、函館、旭川、釧路、帯広、水戸、宇都宮、前橋、千葉、東京、横
 浜、新潟、甲府、長野、富山、福井、岐阜、静岡、津、大津、京都、神戸、奈良、和
 歌山、鳥取、松江、岡山、山口、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島各財務事務所、小
 樽、北見、立川、横須賀、沼津、舞鶴、倉敷、呉、下関、名瀬、小倉、佐世保各出張
 所、宮古、八重山両財務出張所

(注2) 21 財務事務所 函館、釧路、前橋、千葉、新潟、甲府、長野、富山、福井、岐阜、静
 岡、大津、京都、神戸、奈良、和歌山、鳥取、松江、佐賀、長崎、鹿児島各財務事務
 所

(注3) 6 出張所 立川、舞鶴、呉、下関、小倉、佐世保各出張所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 売払い等の進捗状況

促進通達に定める事務処理方法により、買受け等の意思確認を行うための交渉を行った
 既存事案 1,745 件について売払い等の処理状況を見ると、21 年 4 月から 23 年 9 月末まで
 に売り払われたものが 352 件(国有財産台帳価格 3 億 6182 万余円)、貸し付けられたもの
 が 34 件(同 7124 万余円)、計 386 件(同 4 億 3306 万余円)となっていた。

一方、残りの 1,359 件(国有財産台帳価格 24 億 1848 万余円)については、23 年 9 月末現
 在において売払い等が行われておらず、交渉の進捗状況は表 2 のとおりとなっていた。

表 2 売払い等に係る交渉の進捗状況について(平成 23 年 9 月末現在)

交渉の段階	売払い・貸付 けの方針の別 (当初)	件数	国有財産台帳価格	3 か月以上 経過してい る件数	左のうち売払 いから貸付け へ方針変更し た件数
買受け等の意思確認の結果、意思が示 されず交渉継続となっている段階	売払い	351	578,219	303	1
	貸付け	12	30,935	11	
	計	363	609,155	314	1
買受け等の意思確認の結果、意思が示 された段階	売払い	585	1,194,586	542	2
	貸付け	4	5,764	4	
	計	589	1,200,350	546	2
買受け等の勧奨を行った段階	売払い	392	596,228	335	11
	貸付け	15	12,747	15	
	計	407	608,975	350	11
計	売払い	1,328	2,369,033	1,180	14
	貸付け	31	49,447	30	
	計	1,359	2,418,480	1,210	14

これらの進捗状況を交渉の段階ごとにみると次のとおりとなっており、交渉の各段階で
 3 か月以上にわたり滞留しているものが多数見受けられた。

ア 買受け等の意思確認の結果、買受け等の意思が示されていないものが 363 件あり、こ
 のうち 314 件は 3 か月以上にわたりこの交渉の段階で滞留している状況となっていた。

イ 買受け等の意思確認の結果、買受け等の意思が示されたものの買受け等の勧奨を行うに至っていないものが589件あり、このうち546件は3か月以上にわたりこの交渉の段階で滞留している状況となっていた。

ウ 買受け等の勧奨を行ったが、売払い等の契約を締結するに至っていないものが407件あり、このうち350件は3か月以上にわたりこの交渉の段階で滞留している状況となっていた。

そして、交渉の各段階で3か月以上滞留している既存事案は、55財務局等のうち横須賀、下関、佐世保各出張所及び宮古財務出張所を除いた51財務局等(以下「51財務局等」という。)が管理している1,210件となっていて、これらの財務局等においては交渉の各段階で期限を特に設定していなかった。

また、財務局等は、早期に歳入を確保するなどのため、原則として売払いの交渉を貸付けの交渉に優先して行っており、合意が得られない場合に、売払いから貸付けへ方針を変更することになっているが、それぞれの交渉の段階で3か月以上滞留している既存事案で、当初、売払いの方針であった1,180件について、貸付けに方針を変更しているものは14件にすぎなかった。

(2) 売払い等に至っていない理由

前記の1,210件について、交渉の各段階で3か月以上滞留している理由をみると、表3のとおり、占使用者が買受け等しない理由を表明していないもの(以下「理由不表明」という。)が658件と最も多く、このほかに占使用者の資力不足が193件などとなっていた。

表3 交渉の段階で3か月以上滞留している理由について (単位: 件)

交渉の段階	理由						計
	理由不表明	占使用者の資力不足	占使用者が国有地の存在又は使用を否定	概算価格等が不満	滞留している理由がやむを得ないと認められるもの	その他	
買受け等の意思確認の結果、意思が示されず交渉継続となっている段階	191	46	18	0	16	43	314
買受け等の意思確認の結果、意思が示された段階	330	69	41	0	33	73	546
買受け等の勧奨を行った段階	137	78	8	30	29	68	350
計	658	193	67	30	78	184	1,210

(注) 滞留している理由がやむを得ないと認められるものは、隣地を所有する第三者との間で土地境界が確定していないなど占使用者以外の第三者に起因する理由等によるものである。

また、前記のとおり、買受け等の意思確認の結果、買受け等の意思が示された後に、買受け等の勧奨を行うに至っていないものが多数見受けられたことについては、占使用者による意思の表示の多くが文書によらず口頭で行われていたことから、一度は買受け等の意思が示されていて財務局等が買受け等の勧奨を行おうとしているのに、占使用者が理由を明確にせず概算価格等の提示に難色を示したり、資力が不足していることを申し立てたりなどしていることによるものであった。

さらに、当初、売払いの方針で交渉を行っている既存事案のうち、占使用者が資力の不足や概算価格等への不満を申し立てている場合には、財務局等において、売払いから貸付けに方針を変更する必要があるが、ほとんどの事案について、方針を変更していなかった。

(3) 国有財産台帳に登載されてからの経過年数等

前記の1,210件について、国有財産台帳に登載された日から20年度末までの経過年数をみると、10年未満のものは193件、10年以上20年未満のものは264件、20年以上のものは753件となっていて、ほとんどのものが既往使用料を徴収することとされている最長の期間である10年を超えていることからこれらの債権を保全する必要があったが、財務局等は、占使用者から債務確認書の提出を求めるなどの措置を執っていなかった。

このように、交渉の各段階で3か月以上滞留している前記の1,210件の既存事案のうち、滞留している理由が境界確定に時間を要しているなど占使用者以外の第三者に起因する理由でやむを得ないと認められる78件を除いた51財務局等の1,132件(国有財産台帳価格20億9530万余円)については、交渉の各段階で長期間滞留することがないように、占使用者との売払い等の交渉を進捗させるための適切な措置を執る必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

以上のとおり、既存事案の売払い等の処理が交渉の各段階で長期間滞留していて進捗していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、既存事案の売払い等のための交渉に当たり買受け等の意思確認を文書により行っていなかったり、交渉の段階ごとに期限を設定していなかったり、売払いから貸付けへの方針の変更を行っていなかったり、貸付契約に応じない占使用者に対して債務確認書の提出を求める措置を執っていなかったりなどしていたことによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、促進通達を発して既存事案について優先順位を付するなどして処理促進を図ってきたところであるが、既存事案は、国有財産が契約のないまま長期にわたり占使用されていることから、できるだけ速やかに売払い等の処理を行う必要がある。

については、貴省において、既存事案の売払い等の処理が、交渉の各段階で長期間滞留することなく、一層促進されるよう次のとおり改善の処置を要求する。

ア 既存事案の売払い等のための交渉に当たり、買受け等の意思確認を文書等により行うこと、交渉の各段階についてそれぞれ期限を設定すること、売払いから貸付けへの方針の変更を適時適切に行うこと、貸付契約に応じない占使用者に対して既往使用料に係る債務確認書の提出を求める措置を執ることなどについて促進通達等を改正して財務局等に周知するとともに、必要な事務処理態勢を整備すること

イ 交渉の各段階で長期間滞留している既存事案について、アにより改正された促進通達等に基づき、処理促進を図るよう財務局等を指導するとともに、交渉の進捗状況の確認を行うこと

【当局が講じた処置】

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、誤信使用財産のうち既存事案の処理の一層の促進を図るために、次のような処置を講じていた。

ア 24年7月までに交渉の各段階でそれぞれ期限を設定することなどについて促進通達等を改正して財務局等に周知するとともに、既存事案の処理を行うために必要な人員の再配置を行ったり、既存事案を専門に担当する職員を任命したりするなど必要な事務処理態勢を整備した。

イ 24年7月までに交渉の各段階で長期間滞留している既存事案について、会議を開催するなどして処理促進を図るよう財務局等を指導するとともに、財務局等から報告を受けて交渉の進捗状況の確認を行った。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

麻薬探知犬訓練センターの敷地内にある訓練場等の有効利用を図ることにより、別途訓練場として借り上げていた土地を借り上げないこととするとともに、今後は、訓練場等の施設の有効利用を図ることを十分検討した上で育成訓練計画表を適切に作成して訓練を実施するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)税関	(項)税関共通費 (項)税関業務費
部 局 等	東京税関		
麻薬探知犬の訓練場として借り上げていた土地の概要	麻薬探知犬の育成訓練等のための訓練場として借り上げていたもの		
訓練場として借り上げていた土地の面積	10,899.8㎡		
節減できた訓練場に係る土地の賃借料等の額	2085万円(平成20年度～23年度)		

1 麻薬探知犬訓練センターの概要等

(1) 麻薬探知犬訓練センターの概要

東京税関は、不正薬物等の摘発及び密輸入の防止並びに輸入通関手続の迅速な処理を図るため、同税関の麻薬探知犬訓練センター(以下「センター」という。)において携帯品、商業貨物、郵便物等の検査及び取締業務に従事させる麻薬探知犬を育成し、各税関に配備している。

センターは、昭和62年10月に開設された施設であり、千葉県成田市の約48,000㎡の敷地内には、犬舎棟、訓練棟、訓練場等があり、このうち訓練場には、Aフィールド(面積5,689.0㎡)、Bフィールド(面積5,648.0㎡)及びCフィールド(面積1,892.0㎡)がある。また、東京税関は、平成8年度から日本空港ビルデング株式会社と賃貸借契約を締結して、センターの近隣の土地を第2訓練場(面積10,899.8㎡)として借り上げている。

(2) 訓練の概要

東京税関は、毎年度、退役による代替配備及び新規配備のために育成が必要となる麻薬探知犬の春季及び秋季の頭数について財務省関税局から通知を受け、これに基づき、春季及び秋季に麻薬探知候補犬となる犬を調達している。

センターでは、これらの犬に対して環境に慣れさせるためのじゅん致訓練を行い、この期間内に麻薬探知候補犬としての資質審査を行っている。そして、資質審査に合格した麻薬探知候補犬に対して、毎季作成する育成訓練計画表に基づき、草の中に隠された薬物を探す基本訓練、壁の隙間や車両に隠された薬物を探す応用訓練、手荷物や貨物に隠された薬物を探す熟達訓練等の育成訓練を約4か月間行い、最終評価に合格した犬を麻薬探知犬に認定している。

(3) 麻薬探知犬の配備頭数等の経緯

麻薬探知犬は不正薬物等の摘発に効果的であることなどから、6年6月の「麻薬探知犬の配備・育成及び運用方針について」(平成6年蔵関第624号)において、5年度末に45頭であった麻薬探知犬の配備頭数を15年度末までに200頭とする方針が定められた。しかし、13年9月の米国同時多発テロ事件発生以降、テロ対策の重要性が高まり、麻薬探知犬の導入に必要な職員の増員が困難になったことなどにより、15年度末の麻薬探知犬の配備頭数は104頭にとどまっていた。

このような状況の下、17年3月に、麻薬探知犬の配備頭数が見直され、「麻薬探知犬の配備・育成計画及び運用方針について」(平成17年関監第5号)において、当面、140頭体制を目途として麻薬探知犬の増配備をすることとし、その時々各税関の取締需要、予算・定員事情等を踏まえつつ、着実な増配備を図ることとされた。しかし、近年の麻薬探知犬の配備頭数は、表のとおり、ほぼ横ばいとなっている。

表 近年の麻薬探知犬の配備頭数

年 度	平成 20	21	22	23
配備頭数(頭)	124	127	127	127

(注) 配備頭数は、各年度末現在の頭数である。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、麻薬探知犬の配備頭数が見直されているなど、麻薬探知犬の育成方針等は変更されている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、東京税関が施設の有効利用を十分に検討した上で適切な育成訓練計画表を作成して経済的に麻薬探知犬の訓練を実施しているかなどに着眼し、20年度から23年度までの間のセンターにおける麻薬探知犬の育成に係る経費を対象として、東京税関において、育成訓練計画表、勤務日誌等の関係書類により訓練場の使用実績等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、財務本省において、麻薬探知犬の育成方針等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

東京税関は、前記の6年6月の通達で麻薬探知犬の配備頭数を15年度末までに200頭とする方針が定められ、じゅん致訓練の対象となる犬の頭数(以下「じゅん致訓練頭数」という。)と育成訓練の対象となる犬の頭数(以下「育成訓練頭数」という。)の増加が見込まれたことから、センターの訓練場のみではじゅん致訓練及び育成訓練を実施する場所が不足するとして、前記のとおり、8年度に第2訓練場の土地を借り上げていた。

しかし、東京税関は、育成訓練計画表に各訓練で使用する訓練場等を記載していないなど、センターの施設を有効に利用することについて十分に検討を行っていなかった。

一方、センターの勤務日誌には、訓練に使用した訓練場が記載されており、これにより、23年度における第2訓練場の使用実績を確認したところ、計54日であった。そこで、第2訓練場でのこれらの訓練について、センターの他の訓練場等で実施することができなかつたのかを確認したところ、同じ日時に使用されていなかったAフィールド、Bフィールド等を使用したり、訓練の日時を変更したりなどすれば、23年度については第2訓練場を使用することなく必要な訓練を実施することができたと認められた。

また、20年度から22年度までの間の訓練場の使用実績については、勤務日誌が保存されていないため確認できなかったが、この間の各季のじゅん致訓練頭数は24頭から42頭まで、育成訓練頭数は18頭から25頭までであり、23年度のじゅん致訓練頭数(春季39頭、秋季32頭)及び育成訓練頭数(春季24頭、秋季18頭)とおおむね同程度となっていた。そして、その間のじゅん致訓練及び育成訓練の内容は23年度と同様であったことから、20年度から22年度までの間についても23年度と同様に第2訓練場を使用することなく必要な訓練を実施することができたと認められた。

さらに、東京税関が23年度の勤務日誌等により訓練の実施方法を検討したところ、第2訓練場を使用しなくてもじゅん致訓練については50頭まで、育成訓練については30頭までそれぞれ対応できるとしていることから、当面、第2訓練場を使用しなくても、必要な訓練を実施できると認められた。

このように、東京税関において、育成訓練計画表の作成に当たり使用する訓練場等の施設を記載していないなど、センターの施設を有効に利用することについての検討を十分に行わないまま、借り上げる必要がない第2訓練場の土地を引き続き借り上げている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた土地賃借料等)

前記のとおり、訓練の場所や訓練の日時を変更してセンターの施設を有効に利用することにより、第2訓練場の土地を借り上げないこととすれば、20年度から23年度までの間の第2訓練場に係る土地賃借料計1872万円及び草刈等の維持費用相当額計213万余円、合計2085万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、東京税関において、センターの施設を有効に利用することについての認識が十分でなく、施設の有効利用を十分検討した上で育成訓練計画表を作成することとしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、東京税関は、センターの訓練場等の施設を有効に利用することについての検討を行い、24年4月から第2訓練場の土地を借り上げないこととするとともに、同年7月に通達を発するなどして、今後は、センターの訓練場等の施設の有効利用を図ることを十分検討した上で、使用する訓練場等の施設を記載した育成訓練計画表を作成して訓練を実施することとする処置を講じた。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 中小企業者に適用される租税特別措置について

〔平成 21 年度決算検査報告 158 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 155 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

租税特別措置は、特定の企業等の税負担を軽減することなどにより特定の政策目的を実現するなどのための手段であり、中小企業者に適用される租税特別措置には、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等、大企業が対象外となっている特別措置や、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等、大企業にも適用があるが中小企業者に対する適用においては更に優遇されることになる特別措置がある。これらの租税特別措置は、中小企業者が投資を行った場合に、税負担を軽減させて、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況がぜい弱な中小企業者の資金繰りの改善を図ることなどを目的として設けられている。しかし、大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得を得ていて財務状況がぜい弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される租税特別措置の適用を受けている事態が見受けられた。一方、財務省及び経済産業省において、中小企業者に適用される租税特別措置についての中小企業者の所得の状況からみた効果の検証がなされていなかった。

したがって、財務省及び経済産業省において、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう、財務大臣及び経済産業大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省及び経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省及び経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するために、次のような処置を講じていた。

ア 財務省は、本院が表示した意見を税制調査会に示して、税制調査会はこれを検討事項としていた。そして、税制調査会で検討が行われた結果、平成 23 年度税制改正大綱(平成 22 年 12 月 16 日閣議決定)において、経済産業省が中小企業者に適用される租税特別措置の適用実態を精査した上で、24 年度税制改正において更に検討することとされた。

イ 経済産業省は、当該大綱を受けて、中小企業者に適用される租税特別措置の効果の検証を行うために、23 年 6 月から 8 月にかけて、所得の状況からみた中小企業者の実態、中小企業者に適用される租税特別措置の利用状況等の調査を行い、この調査結果を踏まえて、租税特別措置の適用実態を精査するとともに、中小企業者に適用される租税特別措置の内容を検討して、その結果を同年 11 月に税制調査会に報告した。また、財務省は、当該検討結果について確認等を行った。

そして、この検討結果に基づく税制調査会での議論を踏まえて、平成 24 年度税制改正大綱(平成 23 年 12 月 10 日閣議決定)において、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、企業の予測可能性にも留意しつつ、所得金額のみならず、各種指標による中小企業者の定義付けの可能性も含めて、その在り方について引き続き検討することとされた。

(2) 中小企業者に対する法人税率の特例について

〔平成21年度決算検査報告167ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告156ページ参照〕

1 本院が表示した意見

法人税法では、期末における資本金等の額が1億円以下の普通法人(以下「中小企業者」という。)については、当該事業年度の所得金額のうち800万円以下の部分の金額に対する法人税率は、中小企業者のぜい弱な資金調達能力や零細な事業規模を踏まえて、中小企業者は担税力が弱いという理由から特例が適用されている。しかし、多額の所得があり、担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者に対しても、一律に法人税率の特例が適用されている事態が見受けられた。一方、財務省及び経済産業省において、法人税率の特例が有効に機能しているかについて、法人の所得金額の状況から検証することは行われていなかった。

したがって、財務省及び経済産業省において、中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう、財務大臣及び経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省及び経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省及び経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討するために、次のような処置を講じていた。

ア 財務省は、本院が表示した意見を税制調査会に示して、税制調査会はこれを検討事項としていた。そして、税制調査会で検討が行われた結果、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)において、経済産業省が中小企業者に対する法人税率の特例の適用実態を精査した上で、24年度税制改正において更に検討することとされた。

イ 経済産業省は、当該大綱を受けて、中小企業者に対する法人税率の特例の効果の検証を行うために、23年6月から8月にかけて、所得の状況からみた中小企業者の実態等の調査を行い、この調査結果を踏まえて、法人税率の特例の適用実態を精査するとともに、中小企業者に対する法人税率の特例について検討して、その結果を同年11月に税制調査会に報告した。また、財務省は、当該検討結果について確認等を行った。

そして、この検討結果に基づく税制調査会での議論を踏まえて、平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)において、中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直しについては、企業の予測可能性にも留意しつつ、所得金額のみならず、各種指標による中小企業者の定義付けの可能性も含めて、その在り方について引き続き検討することとされた。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について

(平成22年度決算検査報告136ページ参照)

1 本院が表示した意見

医業又は歯科医業を営む医師又は歯科医師(以下「医業事業者」という。)に対する社会保険診療報酬の所得計算の特例(以下「特例」という。)は、小規模医療機関の事務処理の負担を軽

減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、各年における社会保険診療報酬の金額が5000万円以下である医業事業者が、社会保険診療報酬に係る売上原価、経費等の合計額(以下「実際経費」という。)により収支計算することに代えて、社会保険診療報酬の金額を4段階の階層に区分して、各階層の金額に所定の経費率を乗じて計算した金額の合計額(以下「概算経費」という。)を必要経費とすることができるものとするものである。しかし、多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、社会保険診療報酬の金額に対する概算経費の割合と実際経費の割合とに開差があることにより概算経費と実際経費との差が多額となっていたり、特例を適用していた者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と比較して有利な方を選択していたりしている事態が見受けられた。

したがって、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう、財務大臣及び厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、財務本省及び厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、特例の制度の在り方について検討するため、本院が表示した意見を税制調査会に示し、税制調査会はこれを検討事項としていた。そして、税制調査会で検討が行われた結果、平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)において、制度の適用対象となる基準の在り方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点も踏まえ、厚生労働省において特例の適用実態を精査した上で、25年度税制改正において検討することとされている。

また、厚生労働省は、当該大綱を受けて、本院指摘の趣旨に沿い、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行うため、24年6月から特例の適用実態の調査を行っていた。そして、厚生労働省は、この調査結果を踏まえて特例の適用実態を精査することとしている。

(2) 特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産の有効活用について

(平成22年度決算検査報告146ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

財務省は、国の庁舎等その他の施設の用に供する国有財産について、その使用の効率化や配置の適正化を図るなどのために特定国有財産整備計画(以下「整備計画」という。)を事案ごとに策定し、整備計画による事業に関する経理は特定国有財産整備特別会計(以下「特々会計」という。)で経理していた。そして、特々会計は平成21年度限りで廃止され、同年度末において未完了となっている整備計画による事業に関する経理は、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定(以下「特定勘定」という。)を設けて行うこととされた。しかし、特々会計の21年度末貸借対照表には多額の資産・負債差額が生じており、新施設が整備済みであつ

て整備費の支払も完了している整備計画については今後整備費は発生しないため、当該整備計画に係る不動産が今後の整備費を賄うためには必要でなく剰余となっている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、剰余となっている不動産を特定勘定から一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後は、整備費の発生の有無を勘案するなどして剰余となる不動産の有無について分析・検討を行うこととし、剰余となる不動産が生じた場合は一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図る処置を講ずるよう、財務大臣に対して23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年12月及び24年4月に国有財産台帳価格計569億4831万余円(21年度末の国有財産台帳価格計631億6185万余円)の剰余となっている不動産について特定勘定から一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後は、整備費の発生の有無を勘案するなどして剰余となる不動産の有無について分析・検討を行うこととし、剰余となる不動産が生じた場合は一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図る処置を講じていた。

第7 文部科学省

不 当 事 項

役 務

- (25) 次世代アスリート特別強化推進事業等の委託に当たり、支払の事実のない賃金を再委託費に含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)スポーツ振興費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	競技力向上ナショナルプロジェクトにおける「特別強化 2016 プラン推進事業」(平成 21 年度) 競技力向上ナショナルプロジェクトにおける「次世代アスリート特別強化推進事業」(平成 22 年度)
契 約 の 概 要	オリンピック競技大会でメダルの獲得が期待できるスポーツ団体に強化プランに基づく強化活動全体を統括する責任者等を配置して、強化活動に継続して専従させるもの
契 約 の 相 手 方	財団法人日本オリンピック委員会(平成 23 年 4 月 1 日以降は公益財団法人日本オリンピック委員会)
契 約	平成 21 年 4 月、22 年 4 月 随意契約
支 払 額	619,295,278 円(平成 21、22 両年度)
過大となっていた支払額	3,877,901 円(平成 21、22 両年度)

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業の概要

文部科学本省(以下「本省」という。)は、オリンピック競技大会でメダルの獲得が期待できるスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体(以下「スポーツ団体」という。)に強化活動全体を統括する責任者等(以下「ナショナルコーチ等」という。)を配置し、強化活動に継続して専従させる次世代アスリート特別強化推進事業等を、企画競争による随意契約により、財団法人日本オリンピック委員会(平成 23 年 4 月 1 日以降は公益財団法人日本オリンピック委員会。以下「JOC」という。)に委託している(以下、この委託により実施する事業を「委託事業」という。)。そして、本省は、JOC と締結した委託契約に基づき、委託事業の完了等に伴い JOC から提出された完了報告書を審査するなどした上で、21 年度 210,570,985 円、22 年度 408,724,293 円、計 619,295,278 円の委託費を JOC に支払っている。

(2) 再委託事業の概要

JOC は、委託事業をより効率的に実施するために、ナショナルコーチ等の配置に係る労務管理等の事業の一部を、21 年度は 14 スポーツ団体に、22 年度は 18 スポーツ団体に、それぞれ再委託することとして(以下、この再委託により実施する事業を「再委託事業」と

いう。)、各スポーツ団体との間で委託契約(以下「再委託契約」という。)を締結している。再委託契約に係る契約書等によると、再委託事業の対象となる経費は賃金、社会保険料及び謝金とされており、各スポーツ団体は再委託事業の完了等に伴い、事業収支決算書等を添付した事業実施報告書をJOCに提出しなければならないとされている。

そして、JOCは、各スポーツ団体から提出された事業実施報告書を精査するなどして再委託事業に要した経費(以下「再委託費」という。)の額を確定し、これを支払うこととしている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託費は委託事業の目的に沿って適正に支払われているかなどに着眼して、本省が21、22両年度にJOCに支払った前記の委託費を対象に、本省及びJOCにおいて、委託契約に係る完了報告書、再委託契約に係る事業実施報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、各スポーツ団体における再委託費の支払状況等について調査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、21、22両年度にJOCが委託事業を再委託している3スポーツ団体の3再委託契約(再委託費の確定額計64,934,811円)において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた(ア及びイには事態が重複しているものが1スポーツ団体、1再委託契約ある。)

ア 実際にはナショナルコーチ等に賃金として支給せずにスポーツ団体に滞留していた額を再委託費に含めていたもの

2スポーツ団体 2再委託契約 上記に係る再委託費 2,142,018円

イ ナショナルコーチ等に対して当該年度に賃金として支給せずに翌年度の7月に賞与として支給していた額を当該年度の再委託費に含めていたもの

1スポーツ団体 1再委託契約 上記に係る再委託費 1,279,763円

ウ 雇用契約を締結しておらず、スポーツ団体が納付していないナショナルコーチ等に係る社会保険料の額を再委託費に含めていたもの

1スポーツ団体 1再委託契約 上記に係る再委託費 456,120円

したがって、上記の適切とは認められない事態に係る再委託費の額を減額して前記の3再委託契約に係る適正な再委託費の額を算定すると計61,056,910円となることから、前記再委託費の確定額計64,934,811円との差額3,877,901円が過大に支払われており、ひいては委託事業に係る委託費が同額過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3スポーツ団体において再委託費を適正に算定していなかったのに、JOCにおいて、3スポーツ団体から提出された事業実施報告書に対する審査及び確認が十分でなかったこと、本省において、JOCから提出された完了報告書に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 3スポーツ団体 財団法人日本レスリング協会、財団法人日本卓球協会(平成24年4月1日以降は公益財団法人日本卓球協会)、社団法人日本フェンシング協会

補助金

(26) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (41)

第3章
第1節
第7
文部科学省

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省	(項)生涯学習振興費 (項)初等中等教育等振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)科学技術振興費 (項)スポーツ振興費 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費
部 局 等	文部科学本省、6 都県	
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)等	
補助事業者等 (事業主体)	都、県3、市1、学校法人3、宗教法人2、財団法人2、計12補助事業者等	
間接補助事業者 (事業主体)	市1、区2、計3間接補助事業者	
国庫補助金等	私立学校施設整備費補助金、民間スポーツ振興費等補助金等	
上記の国庫補助金等交付額の合計	356,240,367,854 円	
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	151,431,787 円	

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、24 都道府県、112 市区町、23 学校法人、26 宗教法人、12 財団法人及び29 社団法人等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、4 都県、4 市区、3 学校法人、2 宗教法人、2 財団法人、計15 事業主体が私立学校施設整備費補助金、民間スポーツ振興費等補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金151,431,787 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後子ども教室推進事業等に係る分)が過大に
 交付されていたもの 3件 不当と認める国庫補助金 10,022,000円

放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後子ども教室推進事業等に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、全国の小学校区において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の参画を得て、学習活動、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援することなどを目的とするもので、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する場合等に、その補助に要する費用の一部を国が補助するものである。

そして、事業の実施に当たっては、小学校区ごとに放課後子どもプラン推進事業の総合的な調整役を担う者(以下「コーディネーター」という。)等を配置することとされている。

国庫補助金の交付額は、「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」(平成19年18文科生第586号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、指定都市及び中核市を除く市町村が事業を実施する場合、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の方法により算定した基準額と補助対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を国庫補助金の交付額とする。

そして、上記の補助対象経費は、コーディネーター等に対する謝金、消耗品費等の経費とされている。ただし、コーディネーター等に対する謝金については、1時間当たりの上限単価(以下「上限単価」という。)が定められていて、実際の謝金の1時間当たりの単価がこれを上回る場合には上限単価を用いて算定した金額を実支出額に計上することとされており、また、放課後子ども教室に参加する子どもが傷害等に備えて加入する保険料等の実費相当分は実支出額に含めることができないとされている。

本院が、13都道府県の41市区町において会計実地検査を行ったところ、東京都の3市区において、実支出額の算定に当たり、実際の謝金の1時間当たりの単価が上限単価を上回っているのに支払った謝金の額をそのまま計上したり、補助の対象とならない保険料等を含めたりしていたほか、領収書等の証拠書類を紛失又は廃棄して支払の事実や内容が確認できない経費が含まれているなどしていたため、国庫補助金10,022,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市区において、交付要綱等で定められた補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省及び東京都において、実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
(26) 文部科学本省	東京都	台東区	20~22	20,468	7,685	補助金を過大に交付していたものなど
(27) 同	同	練馬区	21	25,167	1,109	対象外経費を計上していたもの
(28) 同	同	三鷹市	20~22	17,145	1,228	対象外経費を計上していたものなど
(26)-(28)の計				62,780	10,022	

(2) 幼稚園就園奨励費補助金が過大に交付されていたもの

1 不当と認める国庫補助金 3,388,000 円

幼稚園就園奨励費補助金は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園と私立幼稚園との間での保護者負担の較差の是正を図り、幼稚園教育の振興に資することを目的として、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が行う就園奨励事業の経費の一部を予算の範囲内で国が補助するものである。

この補助金の交付額は、補助対象経費である入園料と保育料の合計額に補助率3分の1以内(交付決定年度の前々年度の財政力指数が1.00を超える指定都市及び特別区は4分の1以内)を乗じて得た額とすることとなっている。

(注) 財政力指数 地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

そして、文部科学省は、毎年度、園児1人当たりの国庫補助限度額を園児家庭の所得階層区分ごとに定めており、所得階層区分は、園児家庭の当該年度の市町村民税の所得割課税額(以下「所得割額」という。)等により決定することとしている。

また、国から地方への税源移譲により、国税である所得税から控除しきれない住宅借入金等特別税額控除の額を平成20年度より地方税の所得割額等から控除(以下、この所得割額等からの控除を「住宅控除」という。)できることとなった。そこで、同省は、住宅控除の適用前の所得割額が家庭の所得状況を的確に示すものであること及び厚生労働省所管の保育所運営費国庫負担金に同様の取扱いがあることを理由として、20年度から所得階層区分の決定に用いる所得割額について、住宅控除の適用前の額とすることとしている。

本院が、18都道府県管内の95市区町において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(29) 神奈川県	平塚市	幼稚園就 園奨励	20、21	447,875	117,297	12,915	3,388	所得階層区 分の決定に 用いる所得 割額を誤っ ていたもの

平塚市は、上記の事業における20、21両年度の補助対象経費を計447,875,700円(国庫補助金計117,297,000円)と算定していた。

しかし、同市は、補助対象経費の算定に当たり、所得階層区分を住宅控除の適用後の所得割額により決定しており、これに基づき補助対象経費を算定していたため、補助対象経費が過大となっていた。

したがって、住宅控除の適用前の所得割額に基づき適正な補助対象経費を算定すると、20、21両年度で計434,960,600円(国庫補助金計113,909,000円)となり、国庫補助金計3,388,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、所得階層区分を住宅控除の適用前の所得割額により決定することについて十分認識していなかったこと、神奈川県教育委員会において、同市から提出された実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 3,527,520 円

公立高等学校授業料不徴収交付金(以下「交付金」という。)は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号)等に基づき、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、同法によると、同法の「公立高等学校^(注)については、授業料を徴収しないものとする。」との規定の適用がないとしたならば、地方公共団体が徴収することとなる年間の授業料に相当する額(以下「年間授業料相当額」という。)に相当する金額とされている。そして、年間授業料相当額については、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」(平成22年政令第112号)に基づき、当該地方公共団体に係る公立高等学校に当該年度の10月1日に在学する生徒の数を公立高等学校基礎授業料月額^(注)の12倍に相当する額に乗じて得た額に、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて算定するとされている。また、文部科学省は、交付金の算定対象とする生徒の数には、学年による教育課程の区分を設けず決められた単位を修得すれば卒業が認められる単位制の公立高等学校に在学している生徒のうち、受講する教科の単位登録をしていない生徒の数を含まないとしている。

(注) 公立高等学校 地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

本院が、交付金の算定等について、23都道府県及び1市において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	年間授業 料相当額	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める年間 授業料相 当額	不当と認 める交付 金交付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(30) 山 口 県	山 口 県	22	2,633,749	2,633,749	3,527	3,527	交付金の算定対象とならない生徒を含めていたもの

山口県は、平成22年度に、10月1日に県立高等学校に在学していた生徒28,148人に係る年間授業料相当額を2,633,749,721円と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、上記の28,148人の中には、単位制の県立高等学校に在学しているものの受講する教科の単位登録をしていない生徒655人が含まれていた。

したがって、上記の655人を交付金の算定対象とする生徒の数に含めずに適正な交付金の交付額を算定すると2,630,222,201円となり、交付金3,527,520円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、交付金の算定対象とする生徒の数についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 23,763,086 円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(①小学校、②中学校、③中

等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。)、特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費とされており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)に基づいて算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1とするとされている。

限度政令によれば、算定総額は、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとされている。そして、算定基礎定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に基づいて算定された教職員の定数等に、当該年度の5月1日現在における産休代替教職員及び育児休業代替教職員の実数を加え、育児休業者の実数を差し引くなどして算出することとされている。

本院が、23都道府県において会計実地検査を行ったところ、4都県において、誤って当該年度の5月2日以降に産前産後休暇を取得した教職員に係る産休代替教職員を含めるなどして算定基礎定数を算出していたため、負担金計23,763,086円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の4都県において、適正に算定基礎定数を算出することについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都は、平成20年度の教職員の算定基礎定数を小中学校43,795人、特別支援学校の小学部及び中学部3,015人、また、21年度の教職員の算定基礎定数を小中学校44,174人、特別支援学校の小学部及び中学部3,138人とし、これらに基づいて算定総額を20年度349,582,812,866円、21年度340,622,364,869円と算定して、いずれも当該年度の算定総額が実支出額を下回ることから、それぞれの算定総額の3分の1に当たる20年度116,527,604,288円、21年度113,540,788,289円、計230,068,392,577円の負担金の交付を受けていた。

しかし、東京都は、上記の算定基礎定数に、誤って当該年度の5月2日以降に産前産後休暇を取得した教職員に係る産休代替教職員を含めるなどしており、適正な算定基礎定数を算出すると、20年度においては、小中学校43,794人、特別支援学校の小学部及び中学部3,016人、また、21年度においては、小中学校44,172人、特別支援学校の小学部及び中学部3,136人であった。そして、これに基づいて、算定総額を算定すると、20年度349,578,551,223円、21年度340,593,893,160円となる。

したがって、適正な負担金の額は、20年度116,526,183,741円、21年度113,531,297,720円となることから、20年度1,420,547円、21年度9,490,569円、計10,911,116円の負担金が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額 千円	左に対する 負担金交付額 千円	不当と認める算定 総額 千円	不当と認める負担 金交付額 千円	摘要
(31)	茨城県	21, 22	243,053,280	81,017,760	19,694	6,564	算定総額の算定が過大となっていたもの
(32)	東京都	20, 21	690,205,177	230,068,392	32,733	10,911	同
(33)	鳥取県	22	27,357,590	9,118,853	6,385	2,128	同
(34)	山口県	22	62,564,285	20,854,761	12,475	4,158	同
(31)-(34)の計			1,023,180,333	341,059,768	71,289	23,763	

(5) **私立学校施設整備費補助金(マルチメディア装置整備事業)が過大に交付されていたもの**
1件 不当と認める国庫補助金 1,108,000円

私立学校施設整備費補助金は、私立の大学、短期大学等(以下、これらを合わせて「私立大学等」という。)の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、私立大学等の教育に必要な装置の整備等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金交付要綱(昭和58年文部大臣裁定)等により、教育に必要な装置の整備等に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内の額とすることとされている。

そして、教育研究に必要なマルチメディア装置の整備については、事業費が1000万円以上であることが交付の要件とされているが、私立大学等が共同で整備を行う場合は、各私立大学等がそれぞれ交付申請を行い、事業費については整備に要する経費を合理的に案分して算定することとされている。

本院が、14学校法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(35) 文部科学 本省	学校法人龍 谷大学	龍谷大学マ ルチメディ ア装置の整 備	20	51,067	25,533	2,217	1,108	補助金の過 大交付

学校法人龍谷大学は、本件補助事業を平成20年度に実施しており、龍谷大学におけるマルチメディア装置の整備に係る経費を対象として、補助対象経費を51,067,275円(国庫補助金25,533,000円)と算定していた。

しかし、整備された装置の一部は、龍谷大学及び龍谷大学短期大学部が共同で利用するものであるのに、同法人は、補助対象経費を両校で案分して算定していなかった。

したがって、補助対象経費を両校の学生数に基づいて案分して算定すると、龍谷大学短期大学部に係る補助対象経費は1000万円を下回り交付の要件を満たさないことから、本件補助事業に係る適正な補助対象経費は48,850,134円(国庫補助金24,425,000円)となり、国庫補助金1,108,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費の算定方法に対する理解が十分でなかったこと、文部科学省において交付申請書等に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

(6) **私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの**
2件 不当と認める国庫補助金 49,601,000円

私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)は、私立の高等学校等における防災機能の強化を図ることを目的として、校舎等の耐震補強工事等を行う学校法人に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、校舎等の耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに、校舎等の耐震性能を数値化した構造耐震指標の値が0.3以上の場合には補助率3分の1以内、より耐震性能の低い0.3未満の場合には補助率2分の1以内を乗じて算定することとなっている。

本院が、5都府県の9学校法人において会計実地検査を行ったところ、2都県の2学校法人において、補助対象経費に補助対象外の工事費を含めるなどしていたため、国庫補助金49,601,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、学校法人において補助対象経費の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、都県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(36) 東京都	学校法人東京成徳学園	東京成徳大学高等学校 校舎防災機能強化施設 整備	21	130,527	65,263	15,833	7,916	補助の対象外

学校法人東京成徳学園は、上記の事業として平成21年度に実施した耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費130,527,000円に補助率2分の1を乗じて、国庫補助金65,263,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、補助の対象である耐震補強工事に伴い必要となる工事とは認められない衛生設備工事に係る工事費を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると114,694,307円(国庫補助金57,347,000円)となり、国庫補助金7,916,000円が過大に交付されていた。

(37) 神奈川県	学校法人聖和学院	聖和学院中学高等学校 校舎防災機能強化施設 整備	20、21	316,669	158,333	14,508	41,685	補助率の適用を誤っていたものなど
-----------	----------	--------------------------------	-------	---------	---------	--------	--------	------------------

学校法人聖和学院は、上記の事業として平成20、21両年度に実施した耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費316,669,000円に補助率2分の1を乗ずるなどして、国庫補助金158,333,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、補助の対象である耐震補強工事とは全く関連がない備品等の付替えなどに係る工事費を補助対象経費に含めていたり、構造耐震指標の値が0.3以上である校舎等の耐震補強工事等については補助率3分の1以内を適用すべきところを2分の1を適用したりしていた。

したがって、適正な工事費により算定した補助対象経費302,163,880円に適切な補助率を適用するなどして国庫補助金を算定すると116,648,000円となり、国庫補助金41,685,000円が過大に交付されていた。

(36) (37) の計				447,196	223,596	30,341	49,601	
--------------	--	--	--	---------	---------	--------	--------	--

(7) 地域科学技術振興事業費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,176,181円

地域科学技術振興事業費補助金は、地域における科学技術振興の推進に資することを目的として、公益性の認められる財団法人等が行う知的クラスター創成事業及び都市エリア産学官連携促進事業に対して、その必要な経費を国が補助するものである。

このうち、知的クラスター創成事業は、知的創造の拠点となる大学、公的研究機関等を中心とした関連研究機関、研究開発型企業等が集積する研究開発能力の拠点(知的クラスター)の創成を図るものである。

補助金の交付額は、「地域科学技術振興事業費補助金交付規則」(平成14年文科科第135号)等により、研究に使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費、研究に係る委託費等を補助対象経費として、1事業当たり年間7億円を上限とするなどした上で、その全額を補助することとなっている。

本院が、1法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(38) 文部科学 本省	(注) 財団法人長 野県テクノ 財団	知的クラス ター創成	18	586,331	586,331	1,176	1,176	不適正な経 理処理

(注) 平成24年4月1日以降は公益財団法人長野県テクノ財団

財団法人長野県テクノ財団(以下「長野県テクノ財団」という。)は、本件補助事業を平成18年度に実施しており、補助事業の一部である研究開発を学校法人松本歯科大学(以下「松本歯科大学」という。)に委託し、補助金を財源として18年度に委託費9,700,000円(うち一般管理費相当額22,890円)を支払っていた。そして、松本歯科大学は、委託された研究開発を実施した研究者Aから、研究用物品が計1,172,850円で納入されたとする納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、研究者Aは、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより松本歯科大学に上記の購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理するなどしていた。

したがって、前記の研究用物品の購入代金及びこれに係る一般管理費相当額の合計1,176,181円は、受託した研究開発に要した経費とは認められず、これに係る国庫補助金計1,176,181円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者Aにおいて、補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、松本歯科大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、長野県テクノ財団において、委託先での事業の実施状況の把握が十分でなかったこと、及び文部科学省において、研究者、大学等に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(8) 民間スポーツ振興費等補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 43,989,000円

民間スポーツ振興費等補助金(以下「国庫補助金」という。)は、平成23年8月23日まではスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)に基づき、また、同月24日以降はスポーツ基本法(平成23年法律第78号)に基づき、我が国のスポーツの振興に寄与することを目的として財団法人日本オリンピック委員会(23年4月1日以降は「公益財団法人日本オリンピック委員会」。以下「JOC」という。)等が行う選手強化事業等に要する費用に対してその経費の一部を国が補助するものである。この補助金の交付額は、上記の選手強化事業等を実施するために必要な経費のうち文部科学大臣が認める経費を補助対象経費として、これに対して予算の範囲内で定額を交付することとなっている。

本院が、JOCにおいて会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(39) 文部科学 本省	財団法人日 本オリン ピック委員 会	選手強化	18~22	16,779,014	11,258,886	65,957	43,989	専任コーチ 等が謝金を 実質的に受 領していな いものなど

JOCは、選手強化事業の一環として、世界で活躍するトップアスリートの育成を目的とする専任コーチ等設置事業、各競技のオリンピック強化指定選手及びナショナルチームの強化を目的とする強化合宿事業等を行っている。

このうち、専任コーチ等設置事業は、JOCに加盟して、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体(以下「スポーツ団体」という。)に、専任コーチ等を設置して、選手の育成、強化等を推進するものである。専任コーチ等は、JOCが定める専任コーチ等に関する規則に基づき、年間を通して活動することとされ、原則として四半期ごとに、その活動状況を活動報告書に記載して、スポーツ団体を經由してJOCに提出することとされている。そして、JOCは、毎月、専任コーチ等に対して謝金を支払っており、その負担については、JOCが国庫補助金を財源として3分の2を、また、スポーツ団体が3分の1をそれぞれ負担することとされている(以下、スポーツ団体が負担する額を「団体負担金」という。)

また、強化合宿事業等は、JOCがスポーツ団体に委託して実施するものであり、JOCは、スポーツ団体から提出される実施報告書に基づき、国庫補助金を財源として委託金の対象となる経費の合計に3分の2を乗ずるなどして算定した額により委託金の額を確定しスポーツ団体に支払っている。この委託金の対象経費は、選手等の渡航費、滞在費、旅費、謝金等とされているが、別途国庫補助による助成等を受けている専任コーチ等に対する謝金は委託金の対象にならない経費とされている。

しかし、専任コーチ等設置事業として5スポーツ団体^(注1)に設置された専任コーチ等計12名は、団体負担金の負担の回避を目的として、JOCから受領した謝金の一部をスポーツ団体に寄附(以下「負担回避目的の寄附」という。)していたり、1スポーツ団体^(注2)に設置された専任コーチ等4名は、JOCから受領した謝金の大半を当該スポーツ団体の役員に渡していたりして、これらに係る謝金計43,676,460円を実質的に受領していなかった。また、3スポーツ団体^(注3)に設置された専任コーチ等計3名は、専任コーチ等としての活動をほとんど行っていない期間があるなど、その間は、専任コーチ等としての実態が認められなかったにもかかわらず、謝金計21,690,000円が支払われていた。

このほか、JOCは、強化合宿事業等において、委託金の対象にならない専任コーチ等に対する謝金計590,665円を含めて委託金の額を確定していた。

したがって、専任コーチ等設置事業において負担回避目的の寄附により専任コーチ等が実質的に受領していないなどの謝金計65,366,460円に係る国庫補助金計43,577,000円及び強化合宿事業等において委託金の対象にならない謝金計590,665円に係る国庫補助金計412,000円、合計43,989,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、JOCにおいて、専任コーチ等及びスポーツ団体に対する専任コーチ等設置事業の制度の遵守に関する指導等が十分でなかったこと、スポーツ団体から提出された専任コーチ等の活動報告書、実施報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

- (注1) 5スポーツ団体 社団法人日本ホッケー協会、社団法人日本近代五種・パイアスロン連合(平成23年4月1日以降は社団法人日本近代五種協会(24年4月1日以降は公益社団法人日本近代五種協会)及び一般社団法人日本パイアスロン連盟)、公益社団法人日本カヌー連盟(22年4月7日以前は社団法人日本カヌー連盟)、社団法人日本馬術連盟(24年4月1日以降は公益社団法人日本馬術連盟)、社団法人日本フェンシング協会
- (注2) 1スポーツ団体 社団法人全日本テコンドー協会(平成24年4月1日以降は公益社団法人全日本テコンドー協会)
- (注3) 3スポーツ団体 社団法人日本近代五種・パイアスロン連合、財団法人日本自転車競技連盟、財団法人日本バドミントン協会(平成23年4月1日以降は公益財団法人日本バドミントン協会)

(9) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 14,857,000円

国宝重要文化財等保存整備費補助金(建造物保存修理事業)は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の趣旨にのっとり、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、重要文化財の管理又は修理を行う重要文化財の所有者等に対して、文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年文化庁長官裁定)等に基づき当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

本院が、16都府県の5市町、26宗教法人及び3個人において、会計実地検査を行ったところ、2都県の2宗教法人において、塗装工事の対象面積の算定を誤ったり、建具工事のうち雨戸補修の箇所数を誤ったりなどしたため、国庫補助金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、宗教法人において、実績報告書等の提出に当たり、補助対象経費についての確認が十分でなかったこと、都県の教育委員会において、実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(40) 東京都	宗教法人根津神社	重要文化財根津神社本殿、幣殿、拝殿ほか1棟建造物保存修理	20、21	343,170	257,377	17,958	13,468	塗装面積を誤っていたもの

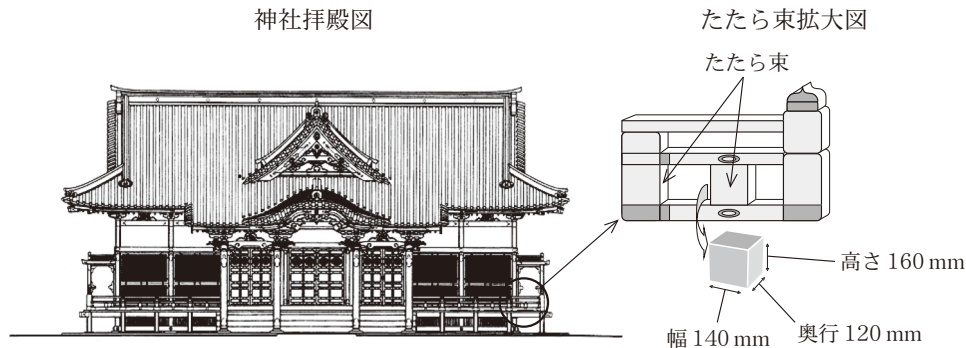
宗教法人根津神社は、上記の事業として平成20、21両年度に実施した本殿、幣殿、拝殿等の塗装修理等に係る経費を対象として、補助対象経費を計343,170,000円(国庫補助金計257,377,000円)としていた。

しかし、同法人は、塗装工事費のうち、拝殿のたたら束(参考図参照)1本当たりの塗装面積の算定に当たり、たたら束の幅と奥行の和に高さを乗ずるなどすべきところ、誤って幅と奥行の積に高さを乗ずるなどしたため、補助対象経費が過大となっていた。

したがって、適正な拝殿のたたら束の塗装面積により補助対象経費を算定すると、20、21両年度で補助対象経費は計325,212,000円(国庫補助金計243,908,500円)となり、国庫補助金計13,468,500円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

(参 考 図)



(41)	香 川 県	宗教法人金 刀比羅宮	重要文化財 金刀比羅宮 奥書院保存 修理	19、20	30,100	15,050	2,777	1,388	補修箇所数 等を誤って いたもの
------	-------	---------------	-------------------------------	-------	--------	--------	-------	-------	------------------------

宗教法人金刀比羅宮は、上記の事業として平成 19、20 両年度に実施した金刀比羅宮奥書院の屋根葺替等に係る経費を対象として、補助対象経費を計 30,100,000 円(国庫補助金計 15,050,000 円)としていた。

しかし、同法人は、本件保存修理工事の木工事、屋根工事、建具工事等の経費の算定に当たり、建具工事のうち雨戸補修を実施した箇所数を 4 か所とすべきところ、誤って補助金の交付申請時と同数の 20 か所としていたり、19 年度の労務単価を使用すべきところ、誤って 19 年度より高額な 12 年度の労務単価等を使用していたりしたため、補助対象経費が過大となっていた。

したがって、適正な箇所数及び労務単価により補助対象経費を算定すると計 27,323,000 円(国庫補助金計 13,661,500 円)となり、国庫補助金計 1,388,500 円が過大に交付されていた。

(40)	(41) の計				373,270	272,427	20,735	14,857	
------	---------	--	--	--	---------	---------	--------	--------	--

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 都道府県及び市町村が実施する幼稚園の就園奨励事業の補助対象経費の算定に当たり、所得階層区分を住宅控除の適用前の所得割額により決定したり、所得割額を合算する扶養義務者の範囲を適切に判断したりするよう是正改善の処置を求め、及び幼稚園を途中退園した園児について、保育料支払月数に応じた国庫補助限度額相当額を適用するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育等振興費
部 局 等	文部科学本省
補 助 の 根 拠	予算補助
補助事業の概要	幼稚園教育の振興に資することを目的として、都道府県及び市町村が行う就園奨励事業の経費の一部を補助するもの
検 査 の 対 象	529 市区町村(平成 20 年度～22 年度)

上記の529市区町村に対する国庫補助金交付額	264億0284万余円
所得階層区分の決定において住宅控除の適用前の所得割額で決定していない市町村	46市町村(平成20年度～22年度)
上記の46市町村のうち31市町村に対して過大に交付されていた国庫補助金交付額(1)	690万円
所得割額を合算する扶養義務者の範囲を父母のみと判断している市町村	21市区町(平成22年度)
上記の21市区町に対する国庫補助金交付額	1億6264万円(背景金額)
途中退園した園児に対する補助対象経費を保育料支払月数に応じて算定していない市町村	69市区町(平成20年度～22年度)
上記の69市区町について補助対象経費を保育料支払月数に応じて算定した場合に低減できる国庫補助金交付額(2)	4042万円
(1)及び(2)の計	4732万円

(前掲194ページの「幼稚園就園奨励費補助金が過大に交付されていたもの」参照)

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

幼稚園就園奨励費補助金の交付について

(平成24年10月15日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 補助金の概要

幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園と私立幼稚園との間での保護者負担の較差の是正を図り、幼稚園教育の振興に資することを目的として、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う就園奨励事業の経費の一部を予算の範囲内で国が補助するものである。

貴省は、「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」(平成10年文部大臣裁定)等により、都道府県及び市町村に対して、補助対象経費である入園料と保育料の合計額に補助率3分の1以内(注1)(交付決定年度の前々年度の財政力指数が1.00を超える指定都市及び特別区は4分の1以内)を乗じて得た額を、国庫補助金として平成20年度192億1200万円、21年度203億9700万円、22年度204億1331万余円、計600億2231万余円交付している。

貴省は、毎年度、表1のとおり、園児1人当たりの国庫補助限度額(以下「限度額」という。)を園児家庭の所得階層区分ごとに定めており、実際の保育料等の支払額(以下「支払保育料」という。)が限度額を下回る場合は、支払保育料を上限とすることとしている。また、年度の途中で入園(以下「途中入園」という。)した園児の限度額については、保育料支払月数に(注2)応じた計算式により減額して適用することとしている。

そして、貴省は、上記の所得階層区分を、園児家庭の当該年度の市町村民税の所得割課税額(以下「所得割額」という。)等により決定することとしており、世帯構成員2人以上に所得がある場合は、父母及び父母以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割額を合算した額等により決定することとしている。家計の主宰者であるかどうかの判断については、貴省は、12年4月に都道府県及び市町村における幼稚園就園奨励事業担当者の事務の参考のために配布した「全国の幼稚園就園奨励事業事務担当者の皆様へ」(平成12年文部省初等中等教育局幼稚園課作成。以下「作業マニュアル」という。)において、①当該園児を市町村民税算定上、扶養控除の対象にしているかどうか、②当該園児を健康保険等において扶養家族としているかどうか、③世帯構成員のうち最多収入の者であるかどうかなどにより、各市町村が総合的に行うこととしている。

表1 平成22年度補助金の所得階層区分ごとの限度額(年額) (抜粋、単位：円)

区 分		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
公 立	(略)			
私 立	生活保護世帯	220,000	260,000	299,000
	市町村民税が非課税となる世帯、市町村民税の所得割が非課税となる世帯	190,000	245,000	299,000
	所得割額が34,500円以下の世帯	106,000	203,000	299,000
	所得割額が183,000円以下の世帯	43,600	172,000	299,000

また、国から地方への税源移譲により、国税である所得税から控除しきれない住宅借入金等特別税額控除の額を20年度より地方税の所得割額等から控除(以下、この所得割額等からの控除を「住宅控除」という。)できることとなった。そこで、貴省は、住宅控除の適用前の所得割額が家庭の所得状況を的確に示すものであること及び厚生労働省所管の保育所運営費国庫負担金に同様の取扱いがあることを理由として、「幼稚園就園奨励費補助金における市町村民税所得割課税額の住宅借入金等特別税額控除等の取り扱いについて」(平成20年文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係長事務連絡。以下「事務連絡」という。)において、20年度から所得階層区分の決定に用いる所得割額を、住宅控除の適用前の額とすることとしている。

(注1) 財政力指数 地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(注2) 保育料支払月数に応じた計算式

途中入園した園児の限度額=限度額×(保育料支払月数+入園料相当3か月分)÷15か月

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本件補助金はその交付額が毎年度増加し、多額に上っていることから、本院は、合規性、経済性、効率性等の観点から、所得階層区分の決定は実態に即した適切なものとなっているか、国費の経済的かつ効率的な執行及び保護者間の負担の公平が十分に確保されているかなどに着眼して、20年度から22年度までの間に補助金の交付を受けていた18都道府県管内の529市区町村が実施した補助事業(国庫補助金交付額計264億0284万余円)を対象として、^(注3) 貴省及び18都道府県管内の95市区町において、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、これら以外の市区町村については、調書の提出を求めするなどして検査を行った。

(注3) 18都道府県 東京都、北海道、京都府、群馬、埼玉、神奈川、富山、福井、長野、滋賀、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、佐賀、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の各事態には、市区が重複しているものがある。)

(1) 所得割額による所得階層区分の決定について

ア 住宅控除の取扱いについて

20年度から22年度までの所得階層区分の決定における住宅控除の取扱いについて検査したところ、住宅控除の適用後の所得割額により決定している市町村が表2のとおり、^(注4) 11都道府県管内の46市町村において見受けられた。前記のとおり、住宅控除の適用前の所得割額は家庭の所得状況を的確に示すものであるとされており、上記のような事態は、保護者間の負担の公平を欠くおそれがあることなどから適切ではなく、住宅控除の適用前の所得割額によって所得階層区分の決定を行う必要があると認められる。

上記の市町村について、住宅控除の適用前の所得割額に基づき適正な補助対象経費を^(注5) 算定すると、表2のとおり、10都道府県管内の31市町村において計2722万余円が過大に算定されていて、これに係る国庫補助金計690万余円が過大に交付されていた。

表2 住宅控除の適用後の所得割額で所得階層区分を決定している市町村の状況

区 分	住宅控除の適用後の所得割額で所得階層区分を決定している市町村の数	左の市町村のうち、国庫補助金が過大に交付されている市町村		
		市町村の数	過大に算定されている補助対象経費(千円)	過大に交付されている国庫補助金(千円)
平成20年度	30	16	8,625	2,304
21年度	35	22	10,371	2,683
22年度	38	23	8,224	1,922
計	46	31	27,221	6,909

(注) 複数年度に該当する市町村があるため、各年度の市町村数を合計しても計の市町村数とは一致しない。

(注4) 11 都道県 東京都、北海道、群馬、埼玉、神奈川、福井、長野、岡山、広島、島根、鹿児島各県

(注5) 10 都道県 東京都、北海道、群馬、埼玉、神奈川、長野、岡山、広島、島根、鹿児島各県

イ 所得割額を合算する扶養義務者の範囲について

22年度の所得階層区分の決定における所得割額を合算する扶養義務者の範囲について検査したところ、父母のみを園児の扶養義務者とすることとしていたり、園児家庭から提出された給付のための申請書により父母以外の扶養義務者を把握していても家計の主宰者であるかについて検討することとしていなかったりして、父母の所得割額のみで所得階層区分を決定している市町村が11都道府県管内の21市区町(補助対象経費計7億4372万余円、国庫補助金交付額計1億6264万余円)において見受けられた。

このような事態は、父母以外に所得割額を合算すべき家計の主宰者である扶養義務者がいる場合に、所得階層区分が低く決定されるおそれがあることから適切ではなく、父母以外の家計の主宰者である扶養義務者の判断を適切に行う必要があると認められる。

(注6) 11 都道県 東京都、北海道、群馬、埼玉、福井、長野、滋賀、岡山、山口、佐賀、鹿児島各県

(2) 途中退園した園児に対する補助対象経費の算定について

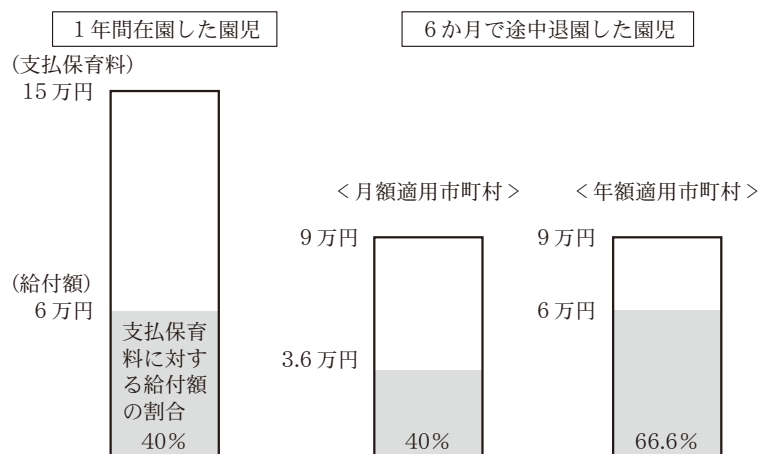
20年度から22年度までに、転居等により年度の途中で退園(以下「途中退園」という。)した園児に対する限度額の適用状況について検査したところ、年額である限度額と支払保育料とを比較していずれか低い額を上限額として給付を行い補助対象経費を算定していた市町村(以下「年額適用市町村」という。)は12都道府県管内の69市区町(このうち、公立幼稚園のみが年額適用で、私立幼稚園は異なる取扱いである市町村は8市区)であった。一方、途中入園の算定方法に準ずるなどして年額である限度額から保育料支払月数に応じた限度額相当額を算定し、その額と支払保育料とを比較していずれか低い額を上限額として給付を行い、補助対象経費を算定するなどしていた市町村(以下「月額適用市町村」という。)は18都道府県管内の468市区町村であり、限度額の適用が区々となっている事態が見受けられた。

年額適用市町村は、作業マニュアルに、途中退園しても在園中の支払保育料の合計額が給付額を上回っていれば、年額を限度額とする取扱いを認める記載があることなどを理由として、そのような取扱いとしていた。一方、月額適用市町村は、①多数の幼稚園が保育料を月額で徴収していること、②途中退園は、途中入園と同様に在園期間が1年に満たないこと、③市町村外への転出に伴う退園の場合、住民ではなくなった園児が再度幼稚園に入園すれば転出先の市町村で給付を受けることができることなどを理由として、途中入園した園児に準じて保育料支払月数に応じた限度額相当額による取扱いとしていた。

月額適用市町村では、同じ幼稚園に1年間在園した園児と途中退園した園児との間では保護者が負担した支払保育料に対する給付額の割合は同一となるが、年額適用市町村では上記給付額の割合が異なることになる。その結果、保護者間で負担の公平を欠くことになり適切ではなく、途中退園した園児についても保育料支払月数に応じた限度額相当額を上限として補助対象経費を算定する必要があると認められる(図参照)。

図 支払保育料に対する給付額の割合の概念図

入園料：3万円、保育料(月額)：1万円、給付額(年額)：6万円の園児家庭の例



保護者間の負担の公平を確保するため、年額適用市町村の69市区町の途中退園した園児について、保育料支払月数に応じた限度額相当額を上限として補助対象経費を算定して補助を行ったとすれば、補助対象経費は20年度5606万余円、21年度5227万余円、22年度5504万余円、計1億6338万余円減少することとなり、これに係る国庫補助金20年度1462万余円、21年度1333万余円、22年度1247万余円、計4042万余円分を低減できたと認められる。

(注7) 12都道府県 東京都、北海道、京都府、埼玉、神奈川、福井、長野、滋賀、島根、岡山、広島、鹿児島各県

(是正改善及び改善を必要とする事態)

以上のように、住宅控除の適用後の所得割額で所得階層区分を決定していたり、所得割額を合算する扶養義務者の範囲を父母のみとしていたりする事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。また、途中退園した園児について、年額である限度額を上限として補助対象経費を算定している事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 市町村において、所得階層区分の決定における住宅控除の取扱いについての認識が十分でないこと、及び貴省において、市町村に対する周知が十分でないこと
- イ 市町村において、父母以外の家計の主宰者である扶養義務者の判断を適切に行った上で、当該扶養義務者の所得割額と父母の所得割額を合算して所得階層区分を決定することについての認識が十分でないこと、及び貴省において、市町村に対する周知が十分でないこと
- ウ 貴省において、途中退園した園児について、保育料支払月数に応じた限度額相当額を適用する必要性に対する認識が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴省は、幼稚園教育の振興に資することを目的として、都道府県及び市町村が行う就園奨励事業の経費の一部を補助しており、市町村は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園と私立幼稚園との間における保護者負担の較差の是正

を図るため、就園奨励事業の実施に努めることとしている。一方、国庫補助金の交付に当たっては、限られた予算額において国費の一層の経済的かつ効率的な執行に努めることが求められている。

については、貴省において、補助対象経費がより適切に算定されることになるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 住宅控除の適用前の所得割額により所得階層区分を決定するという事務連絡の主旨を限度額の通知に明示するなどして都道府県及び市町村に周知徹底すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 所得階層区分の決定に当たっては、同一世帯の父母に加えて、父母以外の家計の主宰者である扶養義務者の判断を適切に行った上で所得割額を合算するよう、都道府県及び市町村に周知徹底すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

ウ 途中退園した園児について、限度額の通知等を改正するなどして、都道府県及び市町村が保育料支払月数に応じた限度額相当額を適用することとすること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの

部 局 等	文部科学本省
検 査 の 対 象	文部科学本省 独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成15年9月30日以前は日本体育・学校健康センター)
設 置 根 拠 法	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)、日本体育・学校健康センター法(昭和60年法律第92号。平成15年10月1日廃止)
スポーツ振興基金の概要	運用益をスポーツの振興のための継続的・安定的な財源とするため、平成2年度に独立行政法人日本スポーツ振興センターが、政府出資金の250億円に民間からの出えん金を加えて設置した運用型の基金
上記基金の資金保有額	294億6370万余円(平成23年度末)
上記資金保有額のうち政府出資金の額	250億円(平成23年度末)

【意見を表示したものの全文】

スポーツ振興基金の有効活用について

(平成24年9月27日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 スポーツ振興基金等の概要

(1) スポーツ振興基金の概要

貴省は、ソウルオリンピック等の国際的な競技大会において、我が国の成績が不振で

あったことなどを受け、スポーツの振興のための継続的・安定的な財源とするため、平成2年度に独立行政法人日本スポーツ振興センター(15年9月30日以前は日本体育・学校健康センター。以下「センター」という。)に250億円を出資した。そして、センターは、これに民間からの出えん金を加えて運用型の基金としてスポーツ振興基金(以下「振興基金」という。)を設置し、その運用益をスポーツの振興のために活用している。

19事業年度から23事業年度までの間の各事業年度末の振興基金の資金保有額は、表1のとおりであり、23事業年度末では294億6370万余円となっている。

表1 振興基金の資金保有額等の推移 (単位：千円)

事業年度末 区分	平成19	20	21	22	23
政府出資金	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
民間出えん金	4,454,820	4,457,787	4,460,270	4,462,323	4,463,701
振興基金の資金保有額	29,454,820	29,457,787	29,460,270	29,462,323	29,463,701

(2) スポーツ振興基金助成の概要

センターは、国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の向上、地域におけるスポーツ環境の整備等を図るため、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」(平成14年法律第162号。以下「センター法」という。)等の規定に基づき、スポーツ振興基金助成(以下「基金助成」という。)、スポーツ振興くじ助成等の助成業務を行っている。

このうち基金助成は、振興基金の運用益と民間からの寄附金等を財源として、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、選手・指導者等が行う以下の四つのスポーツ活動を対象として、活動資金の支給その他の援助を行うものである。

- ① スポーツ団体選手強化活動 スポーツ団体が行うスポーツに関する競技水準の向上を図るために計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
- ② スポーツ団体大会開催 スポーツ団体が行う国際的又は全国的規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
- ③ 選手・指導者スポーツ活動 優秀なスポーツの選手又は指導者が行う競技技術の向上を図るための活動等
- ④ 国際的に卓越したスポーツ活動 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行う活動

(3) スポーツ振興くじ助成の概要

センターは、12事業年度から、センター法の規定に基づき、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」(平成10年法律第63号)に規定するスポーツ振興投票に関する業務を行っている。スポーツ振興投票は、サッカーの複数の試合の結果について、あらかじめ発売されたスポーツ振興投票券(いわゆる「toto」。以下「スポーツ振興くじ」という。)による投票を行い、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合に該当したスポーツ振興くじを所有する者に対して、当該割合ごとに一定の金額を払戻金とし

て交付するものである。

そして、センターは、センター法等の規定に基づき、14事業年度から、スポーツ振興投票の収益^(注)をもって、地方公共団体又はスポーツ団体による①地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設の整備、②当該施設において行うスポーツの振興を目的とする事業等を対象として、スポーツ振興くじ助成を行っている。

センターは、スポーツ振興投票に係る収益の3分の1に相当する金額を国庫に納付し、残りの3分の2に相当する金額をスポーツ振興投票事業準備金(以下「助成準備金」という。)として整理しなければならないこととされており、スポーツ振興くじ助成は、この助成準備金を財源として行われている。

(注) スポーツ振興投票の収益 売上金額(発売金額から返還金(開催試合数が規定の数に達しなかった場合等に発売されなかったとされたスポーツ振興くじの券面金額をスポーツ振興くじの購入者に返還する金額)を控除した金額)の50%(平成17年3月までは53%)、払戻金等の債権のうち1年間請求がなく時効となった額等の合計金額から運営費の金額を控除した金額

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人については、事業の見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫返納等の検討が求められている。

このような状況を踏まえ、本院は、有効性等の観点から、振興基金が設置の趣旨に沿って適切に運用されているか、振興基金の規模や必要性等が適時適切に検証されているかなどに着眼して、貴省及びセンターにおいて、振興基金の運用状況、基金助成の状況等について、各種助成に係る実績報告書、関係帳票等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 振興基金の運用状況

前記のとおり、貴省は、2年度にセンターに250億円を出資した。そして、センターは、これに民間からの出えん金を加えて振興基金を設置し、その運用益を財源として基金助成を行っている。2事業年度から23事業年度までの間の振興基金の運用益等の状況は、表2のとおりとなっていた。

表2 振興基金の運用益等の状況

(単位：千円、%)

区分 \ 事業年度	平成2	3	4	5	6	7	8	9
運用益	523,598	1,770,101	1,364,651	1,137,329	803,234	1,029,823	959,384	779,974
事業年度末振興基金の資金保有額	25,210,000	26,990,283	28,031,330	28,708,387	29,113,184	29,311,597	29,401,169	29,411,206
運用利回り	8.31	7.02	5.06	4.06	2.80	3.54	3.27	2.65

(単位：千円、%)

事業年度 区分	10	11	12	13	14	15	16	17
運用益	847,843	847,287	849,526	672,142	669,770	685,876	680,343	626,468
事業年度末振興基金の資金保有額	29,440,368	29,440,378	29,440,404	29,441,546	29,444,625	29,447,206	29,448,627	29,450,366
運用利回り	2.88	2.88	2.89	2.28	2.27	2.33	2.31	2.13

事業年度 区分	18	19	20	21	22	23
運用益	557,807	593,500	579,169	592,883	644,579	644,327
事業年度末振興基金の資金保有額	29,452,629	29,454,820	29,457,787	29,460,270	29,462,323	29,463,701
運用利回り	1.89	2.02	1.97	2.01	2.19	2.19

(注) 運用利回り(%) = 当該事業年度振興基金運用益 ÷ 前事業年度末振興基金の資金保有額 × 100 で算出
(平成2事業年度は、振興基金が設置された2年12月から翌年3月末までの間の運用益を年間利回りに換算したものである。)

振興基金の運用が開始された2事業年度当時は、いわゆるバブル経済期に当たり、8%を超える運用利回りとなっていたが、ここ数年は2%前後で推移しており、運用益は、最多であった3事業年度の17億7010万余円から23事業年度にはその約3分の1の6億4432万余円にまで減少している。

(2) 基金助成の状況

2事業年度から23事業年度までの間の基金助成の状況は、表3のとおりとなっており、助成総額は、162億0154万余円と多額となっていて、基金助成はこれまでスポーツの振興に大きな役割を果たしてきた。そして、この助成総額162億0154万余円のうち、貴省がセンターに出資した250億円の運用益から充当された額は、128億9222万余円となっている。

一方、事業年度ごとの助成額をみると、前記のとおり、運用益が減少したことに伴い、最多であった3事業年度の13億5100万余円から23事業年度には7億3927万余円にまで減少しており、上記の250億円の運用益から充当された額も3事業年度の12億3243万余円から23事業年度にはその半分以上の5億4147万余円にまで減少している。なお、貴省がセンターに出資した250億円は、上記の23事業年度に250億円の運用益から充当された額5億4147万余円の約46年分に相当することになる。

表3 基金助成の状況

(単位：千円)

事業年度	スポーツ活動助成		スポーツ団体大会開催助成	選手・指導者スポーツ活動助成		国際的に卓越したスポーツ活動助成	計
	スポーツ団体選手強化活動助成	うちコーチ強化研修等に対する助成		振興基金の運用益等を財源とするもの	助成準備金を財源とするもの		
平成2	181,539	—	—	6,800	—	188,339	〈186,220〉
3	463,001	14,139	510,280	327,727	50,000	1,351,008	〈1,232,434〉
4	452,167	21,303	411,832	309,150	45,000	1,218,149	〈1,065,450〉
5	271,493	32,842	342,456	342,859	33,000	989,808	〈848,244〉
6	259,753	15,869	309,337	271,215	10,000	850,305	〈598,930〉

(単位：千円)

事業年度	スポーツ 活動助成	スポーツ 団体選手 強化活動 助成	うちコー チ強化研 修等に対 する助成	スポーツ 団体大会 開催助成	選手・指導者スポーツ 活動助成		国際的に 卓越した スポーツ 活動助成	計
					振興基金 の運用益 等を財源 とするもの	助成準備 金を財源 とするもの		
7		272,982	22,350	292,699	289,890		20,000	875,571 (742,497)
8		245,258	18,984	289,216	259,717		—	794,191 (669,641)
9		250,928	21,594	274,095	270,975		16,000	811,998 (580,379)
10		227,975	17,774	258,736	257,415		4,000	748,126 (621,564)
11		208,248	16,580	279,737	314,808		4,000	806,793 (629,934)
12		232,967	17,171	255,088	308,995		—	797,050 (599,651)
13		236,088	16,731	273,012	345,124		5,000	859,224 (502,990)
14		255,450		234,612	63,600	311,689	—	553,662 (442,570)
15		238,849		238,778	79,860	276,732	5,000	562,487 (450,248)
16		156,627		97,450	287,353	—		541,430 (430,865)
17		79,604		104,394	371,252	—		555,250 (440,015)
18		86,456		104,730	376,967	—		568,153 (446,269)
19		73,692		108,033	346,318	—		528,043 (415,012)
20		124,976		105,650	348,651	—		579,277 (461,885)
21		245,976		248,550	56,100	339,427		550,626 (443,404)
22		261,164		263,659	207,953	402,424		732,776 (542,529)
23		372,641		226,593	140,045	617,385		739,279 (541,477)
助成総額		5,197,834	215,337	5,228,937	5,582,776	1,947,657	192,000	16,201,547 (12,892,220)

- 注(1) 「選手・指導者スポーツ活動助成」欄のうち「助成準備金を財源とするもの」については外数である。
注(2) 「計」欄の()書きは、250億円の運用益から充当された額であり、内数である。振興基金の運用益から充当された基金助成額を250億円と民間からの出金等の額の比率で案分して算出した。
注(3) 各事業年度の「計」欄の額と前記表2の振興基金の運用益の額に差があるのは、基金助成の財源が振興基金の運用益と民間からの寄附金等によっていたり、振興基金の運用益等が基金助成の他に事務費にも充てられていたりすることなどによるものである。

また、上記表3の四つのスポーツ活動に対する助成のうち、スポーツ団体大会開催助成を除く各助成は、次のような状況となっていた。

- ① スポーツ団体選手強化活動助成については、14事業年度から、助成の対象であったコーチ強化研修等のスポーツ活動がスポーツ振興くじ助成に移行していた。
- ② 選手・指導者スポーツ活動助成については、14、15、21、22、23各事業年度においては、その財源の一部がスポーツ振興投票の収益による助成準備金から充当されていた。
- ③ 国際的に卓越したスポーツ活動助成については、16事業年度から停止されていた。

(3) スポーツ振興投票の運営状況

本院は、19年6月に、センターが行っているスポーツ振興投票について国会からの検査要請を受け、20年9月に、「独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について」として、その検査結果を報告している。そして、この報告において、センターが発売するスポーツ振興くじの売上げが当初の目標を下回り、その収

益を財源としたスポーツ振興くじ助成も少額にとどまっていたり、多額の繰越欠損金を抱えていたりなどしていた中で、18年9月に、最高当せん金が6億円の「BIG」の発売が開始されたことにより、売上げが急速に回復しつつあったことなどを踏まえ、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、国庫納付を着実にしながら、スポーツの振興のために必要な資金を確保して、もってスポーツの振興に寄与するという制度本来の目的の達成に努めることが肝要であるとしたところである。

その後のスポーツ振興投票の売上金額等の推移を見ると、表4のとおり、19事業年度の売上金額は18事業年度の約5倍に増加し、それ以降も順調に推移しており、20事業年度には繰越欠損金の解消を果たすとともに、スポーツ振興くじ助成の助成額も大きく伸びている。

表4 スポーツ振興投票の売上金額等の推移 (単位：千円)

事業年度 科目	平成 18	19	20	21	22	23
売上金額	13,470,999	63,711,847	89,741,423	78,547,151	84,811,945	82,673,843
収益	145,276	2,183,293	18,388,537	24,054,172	24,208,840	24,338,917
国庫納付額	48,425	727,764	6,129,512	8,018,057	8,069,613	8,112,972
助成準備金繰入額	96,851	1,455,529	12,259,025	16,036,114	16,139,639	16,225,945
繰越欠損金	26,417,653	9,551,299	—	—	—	—
スポーツ振興くじ助成の助成額	110,847	78,500	949,102	5,705,426	8,575,166	12,781,034
基金助成の助成額 (前表3より再掲)	568,153	528,043	579,277	550,626	732,776	739,279

(4) スポーツ振興くじ助成に係る特定目的資金の設置

センターは、22年3月に、スポーツ振興投票の収益による助成を継続的・安定的に実施するための財源の確保を目的として、「スポーツ振興投票の収益をもって充てる助成財源に係る特定目的資金の設置に関する要綱」(平成22年3月平成21年度要綱第16号)等を含め、助成準備金に計上する金額のうち、一定額について、資金の用途を明確にした特定目的資金として確保することとして、①国際競技大会等助成資金、②継続事業助成資金、③東日本大震災復興支援資金(平成23年8月に追加)の三つの特定目的資金を設置した。

そして、これらの特定目的資金として確保された額は、23事業年度末現在額で、計141億4228万余円となっている。

前記のとおり、振興基金の運用益は振興基金設置当初に比べて大きく減少しており、これに伴い運用益を財源とした基金助成の23事業年度の助成額は、3事業年度の6割を下回るものとなっている。また、基金助成の対象業務の一部は、スポーツ振興くじ助成等他の助成制度によって代替されるなどしている。一方、スポーツ振興投票が軌道に乗ったことにより、スポーツ振興くじ助成の助成額は、この5年間で飛躍的に増加している。このような状況の中で、センターは、助成準備金のうちの一定額を特定目的資金として確保し

て、スポーツ振興くじ助成を継続的・安定的に実施するための財源を充実させている。

したがって、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性は、乏しい状況になっている。

(改善を必要とする事態)

近年の低金利の状況下において、振興基金の運用益が少額になっていることなどにより、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性が乏しい状況になっているのに、振興基金に多額の資金が保有されている事態は、貴重な財政資金が有効に活用されていないため適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省及びセンターにおいて、基金助成の実施状況、金利の低下とその継続等といった社会経済情勢の変化等に応じて、振興基金の在り方を適時適切に見直していないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

振興基金による基金助成は、20年以上にわたりその目的であるスポーツの振興に大きく貢献してきた。また、23年度に制定された「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)及び同法に基づき策定されたスポーツ基本計画では、地域のスポーツ環境の整備、国際競技力の向上、国際競技大会の招致又は開催の支援等について規定されるなど、国によるスポーツの推進への要請は高まってきている。

一方、近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人については、事業の見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫返納等の検討が求められている。

については、貴省において、振興基金の現状を踏まえ、そのスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものとするため、振興基金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興基金については、センターから国に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示する。

(3) 研究機関における文部科学省の公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの

部 局 等	文部科学本省
公的研究費の概要	文部科学省所管の競争的資金等を財源とする研究資金及び国立大学法人の財務諸表に計上された研究経費
検査を実施した研究機関の数及び当該機関に配分された文部科学省所管の競争的資金等の額	65 研究機関 2191 億 0432 万円(背景金額)(平成22年度)
65 研究機関のうち国立大学法人の数及び当該法人の財務諸表に計上された研究経費の額	33 研究機関 1616 億 1368 万円(背景金額)(平成22年度)

65 研究機関のうち補完的な措置を十分に講じないまま一部の研究用物品に対する検収業務を省略していた研究機関の数及び検収業務を省略していた研究用物品に係る科学研究費補助金の支出額	16 研究機関	6 億 5930 万円(平成 22 年度)
--	---------	-----------------------

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について

(平成 24 年 10 月 3 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組の概要

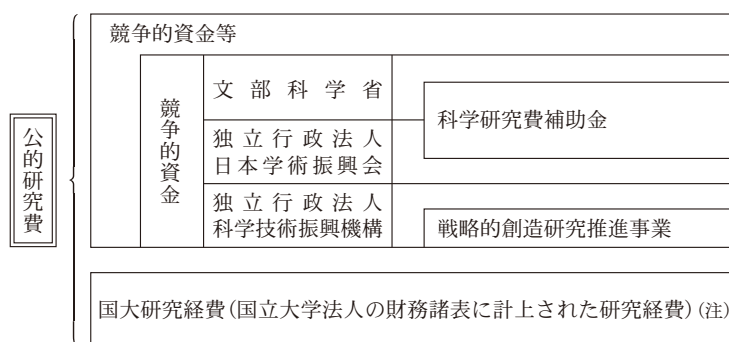
(1) 公的研究費の概要

貴省並びに貴省が所管する独立行政法人日本学術振興会及び独立行政法人科学技術振興機構(以下、これらを合わせて「貴省等」という。)は、科学技術基本法(平成 7 年法律第 130 号)等に基づき、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する科学技術振興施策の一環として、大学等の研究機関に所属する研究者等に競争的資金^(注1)を中心とした公募型の研究資金(以下「競争的資金等」という。)を配分しており、その額は平成 22 年度で約 3908 億円(当初予算額)に上っている。競争的資金等の主なものは、貴省及び独立行政法人日本学術振興会が研究機関に所属する研究者等に交付する科学研究費補助金 2000 億円(同)や独立行政法人科学技術振興機構が貴省から交付される運営費交付金を財源として研究機関に所属する研究者等に配分する戦略的創造研究推進事業約 525 億円(同)である。

貴省は、全国の 86 国立大学法人が継続的・安定的に教育研究活動を実施するための基盤的経費として、国立大学法人運営費交付金(22 年度計 1 兆 0675 億余円)を交付している。そして、各国立大学法人は、同交付金の一部等及び競争的資金等を財源として研究活動を実施しており、86 国立大学法人の 22 年度の財務諸表に計上された研究経費(以下「国大研究経費」という。)は、約 2353 億円となっている(以下、競争的資金等及び国大研究経費を総称して「公的研究費」という。図 1 参照)。

(注 1) 競争的資金 資金配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む多数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金

図1 公的研究費の概念図



(注) 国立大学法人の損益計算書において業務費のうち研究経費として区分された費用であり、国立大学法人運営費交付金の一部等及び国立大学法人に交付された競争的資金等を財源としており、研究者個人に対して交付される科学研究費補助金等は国大研究経費の財源には含まない。

(2) 公的研究費に関する本院の検査

本院は、公的研究費の不適正な経理処理について不当事項として決算検査報告に掲記してきており、近年、競争的資金等の経理において、複数の研究機関で不適正な経理処理が相次いでいたことなどから、18年次の検査において、特に設備備品及び消耗品(以下「研究用物品」という。)の購入に係る納品検査は適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。そして、納品検査が適切に行われておらず、事実と異なる会計経理が行われていて科学研究費補助金が適切に管理されていない事態を本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として平成17年度決算検査報告に掲記しており、その中で、貴省は研究用物品の納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備するなどの処置を講じたとしている。

(3) 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組等

内閣府の総合科学技術会議は、研究者等による公的研究費の不正使用等が後を絶たないことなどから、18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、公的研究費の不正使用等を防止し、研究費の効率的な執行を図るため、関係する府省、研究機関等において、競争的資金等を中心に、研究費の使用ルールの整備・明確化や研究費の管理・監査体制の整備等を推進することとした。

貴省は、上記の指針を踏まえて、19年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を制定している。

そして、貴省は、ガイドラインにおいて、研究機関や貴省等が実施すべき次の事項を示している。

- ア 各研究機関は、競争的資金等の管理を当該研究機関の責任において行うこと
- イ 各研究機関の責任者は、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図ること
- ウ 各研究機関は、研究者と業者との癒着を防止する対策を講ずるとともに、発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営すること
- エ 各研究機関は、検収業務において、事務部門による検収業務が実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックを行うこと

オ 各研究機関は、内部監査制度を整備し、会計書類のチェックのほか、体制の不備の検証を行うこと

カ 貴省は、年に1回程度、各研究機関に対して、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告(以下「実施状況報告書」という。)を求めること

キ 貴省等は、実施状況報告書の確認や現地調査の結果、体制整備等の状況に問題が認められる場合には、当該研究機関に対して問題点を指摘し、改善計画の作成及び同計画の実施を求めること

さらに、貴省等は、競争的資金等の管理体制の整備を各研究機関に確実に実施させるために、競争的資金等の公募要領等において、ガイドラインに基づく体制整備を研究機関が競争的資金等の配分を受けるための条件としている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、前記のとおり、研究機関において公的研究費の不適正な経理処理が行われていた事態を平成17年度決算検査報告に処置済事項として掲記しており、また、貴省においても、上記のとおり、ガイドラインを制定するなど公的研究費の不正使用等の防止に関する取組を行ってきている。しかし、本院は、ガイドラインが制定された以降においても、貴省及び独立行政法人日本学術振興会が交付した競争的資金等に関して不適正な経理処理が行われていた事態を平成20年度決算検査報告から平成22年度決算検査報告まで不当事項として掲記している。このようなことから、合规性、有効性等の観点から、各研究機関において、公的研究費は適正に管理されているか、研究機関はガイドラインの趣旨に沿って公的研究費の管理・監査体制の整備を着実にやっているか、公的研究費の管理・監査体制は不適正な経理処理の発生を防止するために有効なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、貴省等並びに33国立大学及び32私立大学等計65研究機関において、22年度の公的研究費(競争的資金等計2191億0432万余円、国大研究経費計1616億1368万余円)により購入した研究用物品の購入依頼書、納品書、請求書等により発注業務及び検収業務の実施状況を確認するとともに、内部監査の実施状況等について聴取を行い、また、貴省において、各研究機関から提出を受けている実施状況報告書の記載内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 33国立大学 北海道大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京芸術大学、東京工業大学、電気通信大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、滋賀医科大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、徳島大学、鳴門教育大学、九州大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学

(注3) 32私立大学等 静岡県立大学、東北薬科大学、国際医療福祉大学、明海大学、千葉工業大学、慶應義塾大学、東京都市大学、東京慈恵会医科大学、昭和女子大学、成蹊大学、東京電機大学、東京農業大学、日本大学、武蔵大学、武蔵野大学、明治大学、明星大学、立教大学、帝京平成大学、麻布大学、鶴見大学、新潟医療福祉大学、松本歯科大学、鈴鹿医療科学大学、京都産業大学、関西外国語大学、大阪国際大学、関西学院大学、甲南大学、神戸学院大学、武庫川女子大学、松山大学

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 公的研究費に係る内部規程の整備状況

公的研究費の事務処理手続に関する内部規程の整備状況をみたところ、各国立大学は、いずれも公的研究費を執行・管理するために必要であるとして発注・検収等に係る事項を定めた内部規程を整備しており、競争的資金等と国大研究経費の別にかかわらず共通に適用していた。また、私立大学等も、競争的資金等について発注・検収等に係る事項を定めた内部規程を整備していた。

(2) 発注業務の実施状況

ア 研究用物品の発注体制

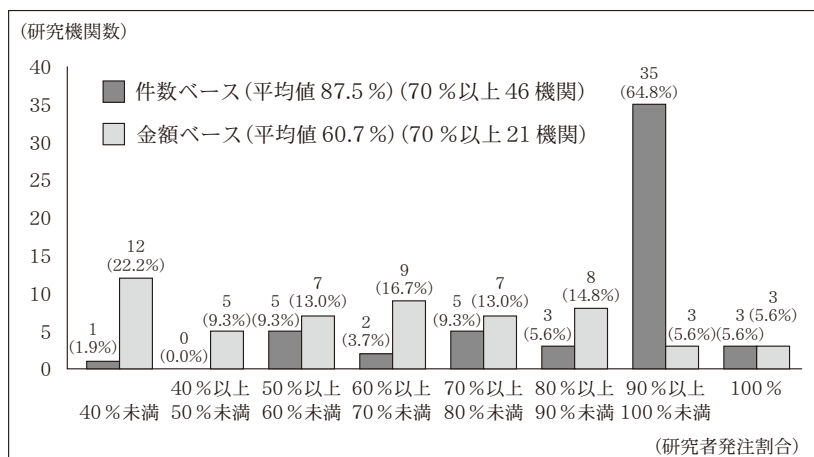
公的研究費に係る研究用物品の発注体制をみたところ、前記の65研究機関のうち11^(注4)機関は、内部規程において研究者が取引業者に直接研究用物品を発注すること(以下「研究者発注」という。)を認めておらず、研究者からの購入依頼に基づいて事務部門の調達部署に所属する事務職員等が取引業者に発注すること(以下「事務局発注」という。)を原則としていた。

しかし、残りの54研究機関は、発注業務の円滑化、効率化等のためとして、内部規程において研究者発注を認めており、このうち51機関は、一定金額未満の発注であることなどの条件を付して、残りの3機関は、研究者発注を原則としていた。

そこで、この54研究機関について、22年度の科学研究費補助金に係る物品購入の支出実績(以下「物品購入費」という。)に基づき、研究用物品の発注全体に占める研究者発注の割合(以下「研究者発注割合」という。)をみたところ、図2のとおり、研究者発注割合が70%以上となっていた研究機関は、件数ベースで46機関、金額ベースで21機関であった。また、研究者発注割合の平均は、件数ベースで87.5%、金額ベースで60.7%であった。

(注4) 11機関 小樽商科大学、東京芸術大学、金沢大学、愛知教育大学、滋賀医科大学、鳴門教育大学、帝京平成大学、鶴見大学、松本歯科大学、国際医療福祉大学、鈴鹿医療科学大学

図2 研究者発注割合の分布状況



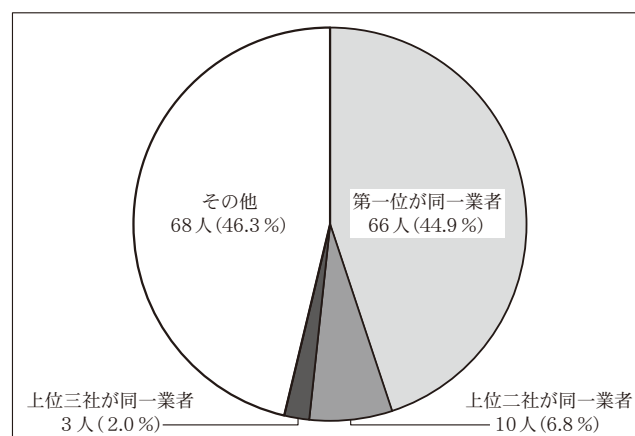
イ 研究者による業者選定

内部規程において研究者発注を認めている上記の54研究機関に所属する研究者の中から、20年度から22年度までの3年間に継続して科学研究費補助金の交付を受け、かつ、物品購入費が単年度で50万円以上あった研究者(41研究機関に所属する研究者147人)を抽出して、これらの研究者が発注した取引業者の傾向を発注件数ベースでみたところ、図3のとおり、研究者による業者選定は同一業者に固定化している傾向が認められた。

すなわち、研究者ごとに発注件数が上位の業者をみたところ、第一位の業者が3年間連続して同一業者であった研究者が29研究機関において66人と全体の44.9%を占め、また、順位の変動はあっても発注件数で上位二社が連続して同一業者であった研究者が10人、同様に、上位三社が連続して同一業者であった研究者が3人となっていた。

上記の研究者66人の中には、第一位の業者に対する発注割合が全ての発注件数の50%以上を占めていた研究者が14研究機関において23人となっていた。

図3 研究者による業者選定の傾向



(注) 各区分の重複を控除して集計している。

そして、これらの状況を、国立大学及び私立大学等に区分してみたところ、発注件数で第一位の業者が3年間連続して同一業者となっていた研究者は、国立大学においては研究者66人中38人と全体の57.6%となっていた。また、私立大学等においては、研究者81人中28人と全体の34.6%となっていた。

また、文系及び理系に区分してみたところ、発注件数で第一位の業者が3年間連続して同一業者となっていた研究者の割合は、文系において高い傾向となっていた。

ウ 事務局発注による業者選定

内部規程において研究者発注を原則としている3研究機関を除く62研究機関について、事務局発注により公的研究費に係る研究用物品を購入する場合の業者選定の状況をみたところ、53研究機関は、購入依頼者である研究者から見積書の提出を受けた場合でも、別途事務部門で見積書を徴したり、市場調査結果を参考にしたりして、事務部門が発注先を選定することとしていた。

しかし、残りの9研究機関^(注5)は、購入依頼者である研究者に見積書の徴取を委ねている

ため、事務局発注であっても、実質的に研究者が取引業者を選定し、事務部門がその取引業者に発注することにしてきた。

(注5) 9研究機関 千葉工業大学、慶應義塾大学、東京都市大学、昭和女子大学、東京電機大学、東京農業大学、鶴見大学、関西学院大学、甲南大学。なお、このほか、日本大学については、事務部門が発注先を選定することとしていた53研究機関に含めているが、一部の学部においては、9研究機関と同様に、実質的に研究者が取引業者を選定していた。

以上のとおり、研究者発注を認めていたり、事務局発注の場合においても取引業者の選定を実質的に研究者に委ねていたりしている場合には、研究者が取引業者を選定できる環境にあるため、研究者と取引業者との関係が緊密なものとなりやすく、不正な取引等が発生するリスクが高まるおそれがある。

このようなことから、上記のような場合における業者選定に当たっては、取引記録に関する帳簿等を必要に応じて提供する旨を定めた取引基本契約を締結した業者や適正取引の誓約書を提出した業者の中から選定するなど、事務部門による牽制^{けんせい}が機能する仕組みを導入することが不正な取引等の発生防止に効果的と認められるが、業者選定にこのような仕組みを導入しているのは7機関にとどまっている。

(3) 検収業務の実施状況

ア 研究用物品の検収業務体制

公的研究費に係る研究用物品の検収業務体制をみたところ、65研究機関全てにおいて事務部門の職員等が検収業務を実施する体制となっていた。

そして、このうち9研究機関は、事務部門の職員等による検収業務を受けることが困難な場合等では、各機関の職務権限を委任する規定等に基づいて検収担当者に任命された発注者以外の研究者等に検収業務を実施させることとしていた。

イ 検収業務の実施状況

公的研究費に係る研究用物品の検収業務の実施状況をみたところ、16研究機関は、内部規程において、1件当たりの購入金額が少額である場合、宅配便等により研究者に直接納品される場合等には、当該研究用物品の検収業務を省略する例外的取扱いを定めていた。これらの機関は、このような取扱いを定めている理由について、少額な研究用物品に対して検収を受けることは煩雑であるとする研究者側の意見に配慮していること、宅配便等の配達時に事務部門の職員等が内容物の現物確認を行うことが困難であること、事務部門の事務処理の効率化等を図っていることなどとしている。

しかし、16研究機関は、上記のように、一部の研究用物品について検収業務を省略する例外的取扱いを定めているのに、これに対する補完的な措置を十分に講じていなかった。そして、16機関は、22年度に、次表のとおり、補完的な措置を十分に講じないまま、検収業務を省略して研究用物品(物品購入費計6億5930万余円)を購入していた。

表 補完的な措置を十分に講じないまま、検収業務を省略していた研究機関における物品購入費等

研究機関	平成22年度の 物品購入費	左のうち補完的な措置を十分に講じないまま、検収業務を省略していたもの	検収省略の状況等(注)			
			検収省略の主な基準	検収省略の主な理由	補完的な措置の実施状況	
国立大学	北海道大学	千円 2,778,966	千円 251,449	B	b、c	II
	筑波大学	1,548,113	79,280	B	b、c	II
	東京工業大学	2,456,649	62,736	A	a	II
	熊本大学	949,421	108,024	B	a、c	II
私立大学	東北薬科大学	30,942	226	B	c	I
	千葉工業大学	102,775	7,887	A	a	II
	慶應義塾大学	1,521,892	66,831	B	c	II
	昭和女子大学	25,083	14,221	A	d	II
	成蹊大学	29,558	5,937	A	a、b	I
	武蔵大学	8,818	6,463	A	b	I
	武蔵野大学	21,311	7,481	C	b	II
	明治大学	169,852	15,131	A	a、b	I
	明星大学	25,304	2,543	A	d	II
	麻布大学	37,229	122	B	c	I
	関西外国語大学	3,205	752	A	b	II
	関西学院大学	150,822	30,218	A	a、b	I
16 研究機関の計	9,859,949	659,308				

(注) 「検収省略の状況等」欄の各欄における記号の示す内容は、次のとおりである。

- ① 「検収省略の主な基準」欄
A：1件当たりの購入金額が少額な物品、B：宅配便等により研究者に直接納品される物品、C：実験用試薬
- ② 「検収省略の主な理由」欄
a：検収に要する費用、人員の問題、b：研究者の利便性に対する配慮、c：宅配便等の配達時に事務部門の職員が内容物の現物確認を行うことが困難、d：その他
- ③ 「補完的な措置の実施状況」欄
I：補完的な措置を講じていないもの、II：随時又は内部監査時に抽出して事後確認を行うなど、補完的な措置を講じているものの十分とは認められないもの

(4) 内部監査の実施状況

公的研究費に対する内部監査のうち、22年度の科学研究費補助金に対する内部監査の実施状況をみると、65研究機関全てにおいて、内部監査を行っていた。

各研究機関は、前年度に補助金の交付を受けた研究課題等を対象として、全対象課題数のおおむね10%以上の研究課題について無作為に課題を抽出するなどして書類調査による通常監査を行っており、各研究機関の全対象課題数に占める通常監査を行った課題数の割合の平均は13.5%となっていた。そして、64研究機関は、上記の通常監査に加えて、研究用物品の使用状況を確認するなどの特別監査を行っており、当該研究機関の全対象課

題数に占める特別監査を行った課題数の割合の平均は2.4%となっていた。

一方、多くの研究機関が研究者発注によって研究用物品を購入している状況等を勘案すれば、リスクに応じた監査手法を採用するなどして監査の実効性を高める必要があると認められることから、内部監査の手法についてみたところ、取引業者の協力を得て取引記録に関する帳簿等の提供を受け、これと研究機関が保管している書類とを突合するなどの手法で監査を行っている研究機関は11機関にとどまっていた。

(5) 実施状況報告書の提出状況及び現地調査の実施状況

貴省は、22年度に、翌年度の競争的資金等の配分を希望する1,262研究機関からガイドラインに基づく体制整備等に関する実施状況報告書の提出を受け、このうち65研究機関に対して現地調査を実施していた。

しかし、実施状況報告書の内容は、ガイドラインに基づく体制整備に対する各研究機関の取組状況を5段階で自己評価させるものにとどまっていた、貴省が各研究機関の取組状況を的確に把握できるものとはなっていない。

また、貴省等は、現地調査を実施して、ヒアリング等により各研究機関の実態把握を行い、ガイドラインに基づく体制整備等の状況について指導及び助言を行っているが、これらの指導及び助言に対する各研究機関のその後の対応については検証を行っておらず、当該研究機関の取組に委ねている。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、研究機関において、研究者発注を行う場合等における業者選定に関する事務部門の牽制が機能する仕組みを導入していなかったり、補完的な措置を十分に講じないまま検収業務を省略して一部の研究用物品を購入していたり、効果的な監査手法の導入など実効性のある内部監査が十分に実施されていなかったりする事態が見受けられた。また、貴省において、実施状況報告書の内容が研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況を的確に把握できるものとはなっていないなどの事態が見受けられた。これらの事態は、公的研究費に係る不適正な経理処理の発生を防止するために十分なものとはなっていないことから適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 各研究機関において

- (ア) 研究者発注等を通じて、研究者と取引業者との関係が緊密なものとなりやすい状況等にあるにもかかわらず、業者選定に関する事務部門による牽制が機能する仕組みの導入についての検討が十分でないこと
- (イ) 一部の研究用物品に対する検収業務を省略する例外的取扱いを設けているのに、これに対する補完的な措置を講じる必要性に対する認識が十分でないこと
- (ウ) 内部監査における効果的な監査手法の導入についての検討が十分でないこと

イ 貴省において

- (ア) 各研究機関の体制整備等の状況についての把握が十分でないこと
- (イ) 研究機関にガイドラインに基づく体制整備を促す取組が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

公的研究費の不正な使用は、国民の貴重な税金等を原資とする我が国の科学技術振興施策への信頼を揺るがす重大な問題であることから、貴省においては、独立行政法人日本学術振

興会及び独立行政法人科学技術振興機構と連携して研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する取組を推進することが求められる。

については、貴省において、研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

- ア 研究者発注を行ったり、実質的に研究者が取引業者を選定したりしている研究機関に対して、業者選定に関する事務部門による牽制が機能する仕組みの導入を促すこと(会計検査院法第36条による意見を表示するもの)
- イ 公的研究費を使用している全研究機関における研究用物品の検収業務体制の整備状況及びその運用実態を的確に把握し、検収業務を確実に実施するよう指導するとともに、購入金額が少額である場合等に検収業務を省略する例外的な取扱いを行っている研究機関に対して、この取扱いに対する補完的な措置を十分に講じさせること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
- ウ 効果的な監査手法の導入など実効性のある内部監査の実施を促すこと(同法第36条による意見を表示するもの)
- エ ガイドラインに基づく体制整備等の状況が的確に把握できるよう、研究機関に提出させている実施状況報告書の内容を見直すとともに、現地調査における指導及び助言に対する各研究機関のその後の対応について、適時適切に検証すること(同法第36条による意見を表示するもの)

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 在外教育施設派遣教員委託費の算定対象となる経費の取扱いについて

(平成22年度決算検査報告161ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

文部科学省は、日本人学校等の在外教育施設への派遣教員の所属元である都道府県が派遣教員へ支給した給与等の経費について、在外教育施設派遣教員委託費(以下「委託費」という。)として当該都道府県に交付している。しかし、委託費の算定対象となる経費の支給実績額が正しく把握されないまま委託費の額の確定が行われていて、委託費が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、過大に交付されていた委託費の国庫への返還を求めるなどの措置を講ずるとともに、委託費の算定を適正なものとするよう、在外教育施設派遣教員委託費交付要綱(平成15年4月1日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)等において委託費交付実績額の定義を規定するなどの改正を行い、これを都道府県に通知し周知徹底を図ったり、実績報告書に給与等の経費の実績額を記載した内訳表を新たに添付させるなどして審査の一層の充実を図ったりする処置を講ずるよう、文部科学大臣に対して平成23年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、6府県に対して過大に交付されてい

た委託費について24年4月までに国庫に返還させるとともに、次のような処置を講じていた。

- ア 23年4月に、交付要綱等に委託費の算定対象となる経費の費目及び委託費交付実績額の定義を明示するなどの改正を行うとともに、これを同年5月に都道府県に対して通知して周知徹底を図った。
- イ 上記交付要綱の改正において、実績報告書の記載内容の適否を検証できるようにするために、経費の実績額を記載した内訳表を実績報告書に添付させて審査の充実を図ることとした。

(2) 各都道府県に移管された高校奨学金事業の運営について

(平成22年度決算検査報告164ページ参照)

1 本院が表示した意見

文部科学省は、高校奨学金事業のセーフティネットとしての重要性等に鑑み、独立行政法人日本学生支援機構から各都道府県に移管された高校奨学金事業(以下「移管奨学金事業」という。)が国民の利便性を損なうことなく将来にわたって適切に運営されるよう、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。しかし、各府県において、移管奨学金事業の収支予測等を実施していなかったり、収支予測等の結果に基づいて必要な対応策等を講じていなかったり、回収率の向上を図るための施策を十分に講じていなかったりなどして、貸与水準を維持しつつ移管奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していく態勢が十分に確保されておらず、同交付金の効果の発現が将来にわたって継続しなくなるおそれがある事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、各都道府県に対して、収支予測等を実施することなどについて周知するとともに、移管奨学金事業の運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどして、移管奨学金事業の適切な運営の確保を図るよう、文部科学大臣に対して平成23年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 23年10月及び11月に各都道府県に対して事務連絡を発するなどして、移管に伴う財源措置の内容等について周知徹底を図るとともに、将来的な収支予測等の実施や回収率の向上に向けた取組等に努めるよう周知した。
- イ 24年6月から7月にかけて各都道府県における移管奨学金事業の内容、実施方法、運営状況等について調査して、その実態を把握した。
- ウ イの調査結果を踏まえて同年7月に各都道府県に対して事務連絡を発して、将来的な収支予測等が完了していない場合には速やかに作業を進めること、既に収支予測等を実施している場合においても適時適切な見直し等を行うこと、回収率の向上に向けた取組を更に進めることなどについて助言等を行った。

第8 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (42)(43)

(42) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	17 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	295 事業主	
	徴収過大があった事業主数	121 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	449,640,165 円(平成 21 年度～23 年度)	
	徴収過大額	60,710,460 円(平成 21 年度～23 年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。なお、「31日以上」の要件については、平成21年4月1日に「1年以上」から「6か月以上」に変更され、更に22年4月1日に現在のように変更されている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の6月1日から40日以内に、事業主は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率^(注)を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 次の年度の6月1日から40日以内に、事業主は、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の23年度の収納済額は3兆2707億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成21年度から23年度までの場合は最低1000分の3から最高1000分の103となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、21年度の場合は1000分の11(ただし、農林、水産等の事業は1000分の13、建設の事業は1000分の14)、22、23両年度の場合は1000分の15.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、毎年度の検査報告において、短時間就労者を雇用している事業主が申告を適正に行っていないなどのため多額の保険料が徴収不足となっている事態を掲記している。

そこで、検査に当たっては、全国47労働局のうち、17労働局において会計実地検査を行い、管内の事業主のうち、短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる543事業主を選定して、合規性等の観点から、当該事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、21年度から23年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、上記543事業主のうち、17労働局管内の295事業主について徴収額が449,640,165円不足しており、15労働局管内の121事業主について徴収額が60,710,460円過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違するなどしていたのに、17労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

ア 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たす短時間就労者を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

イ 労災保険分の保険料の算定において、事業所に使用される全ての労働者に支払われた賃金により保険料を算定すべきところ、短時間就労者に支払われた賃金が算入漏れとなっていた。

上記アの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

広島労働局は、小売業を営む事業主Aから、平成22年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者12,064人に対して支払った賃金総額は20,140,839千円、その雇用保険分の保険料は312,183,004円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主 A は、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者 842 人を雇用保険に加入させておらず、確定保険料申告書において、これらの者に対して支払った賃金 1,347,529 千円を賃金総額に算入していなかった。このため、雇用保険分の保険料 20,886,700 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
埼玉	33	13 8	千円 68,062 △ 4,646
東京	84	50 26	118,910 △ 16,197
神奈川	48	18 12	44,424 △ 11,950
福井	12	6 —	1,994 —
静岡	25	15 7	11,066 △ 4,259
愛知	66	30 24	44,762 △ 9,010
大阪	47	30 11	51,186 △ 4,921
兵庫	26	17 5	19,743 △ 619
和歌山	19	14 1	4,138 △ 143
岡山	23	10 8	3,888 △ 2,134
広島	23	13 2	37,202 △ 904
福岡	35	18 3	12,956 △ 4,613
佐賀	18	10 5	2,171 △ 250
大分	30	15 2	1,975 △ 162
宮崎	16	11 2	5,550 △ 51
鹿児島	26	13 5	1,912 △ 844
沖縄	12	12 —	19,694 —
計	543	295 121	449,640 △ 60,710

上記の事態については、厚生労働省は、従来、発生防止に取り組んでいるとしているところであるが、さらに、事業主に対する関係法令等の周知徹底等を図って適正な申告及び納付を励行させるとともに、確定保険料申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(43) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部 局 等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)		
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成22年1月1日以降)		
保険料納付義務者	553 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	372,580,026円(平成21年度~24年度)	
	厚生年金保険保険料	773,824,055円(平成21年度~24年度)	
	計	1,146,404,081円	

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌している。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とすることとされている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所(21年12月31日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届

④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届

⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査決定するなどして徴収している(21年12月31日以前は、社会保険事務所等がこれを行っていた。)

保険料の23年度の収納済額は、健康保険保険料7兆4080億余円、厚生年金保険保険料23兆4698億余円、計30兆8779億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

本院は、毎年度の検査報告において、短時間就労者を使用しているなどの事業主が届出を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっていた事態を掲記している。

そこで、検査に当たっては、本省及び9ブロック本部の管轄区域内に所在する227年金事務所において、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの1,715事業主について、合規性等の観点から、被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかに着目して、21年度から24年度までの間における保険料の徴収の適否を検査した。

(2) 検査の方法

本院は、本省においては、機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の227年金事務所においては、事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 徴収不足の事態

検査の結果、9ブロック本部の管轄区域内に所在する191年金事務所が管轄する1,576事業所の事業主のうち553事業主について、徴収額が1,146,404,081円(健康保険保険料372,580,026円、厚生年金保険保険料773,824,055円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり、誠実でなかったりして、次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の191年金事務

所において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

ア 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

423 事業主 徴収不足額 1,051,250,969 円

イ 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

51 事業主 徴収不足額 37,198,462 円

ウ 被保険者賞与支払届の提出を怠っていたものなど

79 事業主 徴収不足額 57,954,650 円

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 会社は、小売等の業務に従事する従業員 247 人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち 151 人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 151 人について調査したところ、同会社はこのうち 79 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 16,424,669 円、厚生年金保険保険料 27,070,800 円、計 43,495,469 円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		計
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	
北海道	札幌東等10	73	18	2,366	3,709	6,075
東北	山形等5	58	22	11,589	17,598	29,188
北関東・信越	宇都宮東等26	242	116	101,321	171,904	273,225
南関東	千葉等33	165	68	55,510	266,007	321,517
中部	富山等35	297	92	70,025	107,268	177,293
近畿	福井等32	314	94	61,887	94,894	156,781
中国	松江等17	144	55	33,730	57,308	91,038
四国	高松東等7	58	10	6,322	9,148	15,471
九州	東福岡等26	225	78	29,826	45,985	75,811
合計	191 か所	1,576	553	372,580	773,824	1,146,404

上記の事態については、本省及び機構は、従来、発生防止に取り組んでいるとしているところであるが、さらに、機構において、事業主に対する指導・啓発の徹底を図るとともに、短時間就労者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。また、本省において、機構に対する監督を適切に行う必要があると認められる。

工 事

(44) 多管式小型貫流ボイラーの導入工事に当たり、仕様の検討が十分でなかったなどのため、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国立ハンセン病療養所 (項)国立ハンセン病療養所共通費 (項)国立ハンセン病療養所施設費
部 局 等	国立療養所松丘保養園
工 事 名	(1) 国立療養所松丘保養園不自由者棟更新築整備その他工事 (2) 汽缶棟貫流ボイラー1号缶缶体他部品取替
工 事 の 概 要	(1) 多管式小型貫流ボイラー4基の導入工事等を行うもの (2) 多管式小型貫流ボイラー1基の缶体等の取替えを行うもの
工 事 費	(1) 244,650,000 円 (2) 4,725,000 円 計 249,375,000 円
請 負 人	(1) 内海工業株式会社 (2) 株式会社ムラバヤシ
契 約	(1) 平成17年10月 一般競争契約 (2) 平成22年3月 一般競争契約
支 払	(1) 平成18年1月、4月 (2) 平成22年4月
不当と認める工事費	(1) 57,355,231 円(平成17年度) (2) 4,725,000 円(平成21年度) 計 62,080,231 円

1 工事の概要

国立療養所松丘保養園(青森県青森市所在。以下「療養所」という。)は、平成17年度に、国立療養所松丘保養園不自由者棟更新築整備その他工事(以下「更新築工事」という。)を工事費244,650,000円で実施している。更新築工事は、不自由者棟更新築整備工事、汽缶更新工事、園内融雪道路整備工事等で構成されており、このうち汽缶更新工事は、多管式小型貫流ボイラー^(注1)(以下「貫流ボイラー」という。参考図参照)4基を導入するものであり、これにより、療養所は、18年3月から貫流ボイラーの稼働を開始している。

その後、療養所は、21年1月から5月までの間に、設置した貫流ボイラーの附属機器であるエコマイザー^(注2)4基から水漏れが発生し、同年5月に貫流ボイラー缶体1基からも水漏れが発生したため、21年度に、汽缶棟貫流ボイラー1号缶缶体他部品取替(以下「缶体等取替工事」という。)を工事費4,725,000円で実施し、貫流ボイラーの缶体及びエコマイザー(以下、これらを合わせて「缶体等」という。)各1基の取替えを行っている。なお、療養所は、残りの3基の貫流ボイラーについては、エコマイザーの使用を中止したまま使用していたが、そのうち1基については、23年5月に缶体から水漏れが発生したため使用を中止している。

(注1) 多管式小型貫流ボイラー 給水ポンプによって水管の一端から押し込んだ水を伝熱面である水管を通して加熱し、他端から蒸気として発生させる構造のボイラーで、多数の水管によって構成されたものを多管式貫流ボイラーという。

(注2) エコマイザー 排気ガスの熱を利用して燃費を向上させるためのボイラーの附属設備で、排気ガスの煙道に配置する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、療養所において、本件両工事について、合規性等の観点から、機器の仕様は適切に検討されていたかなどに着眼して、機械設備工事特記仕様書等(以下「特記仕様書等」という。)の関係書類や設置した貫流ボイラー等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、療養所は、更新築工事を実施するに当たり、不自由者棟更新築整備工事等の部分については、特記仕様書等の作成を設計業者に委託していたが、汽缶更新工事の部分については、厚生労働本省(以下「本省」という。)が作成した基本設計概要書に基づき、本省の助言及び確認を受けるなどして自ら特記仕様書等を作成していた。

しかし、療養所は、参考とした貫流ボイラーの製品カタログに、エコマイザー付きの貫流ボイラーを使用する場合にはエコマイザーへの給水温度を上げる必要がある旨の記載があったのに、これを十分確認していなかった。このため、療養所は、特記仕様書等において、貫流ボイラーの附属機器としてエコマイザーを設置するよう記載する一方で、エコマイザーへの給水温度を上げるための装置(以下「給水加熱装置」という。)を設置することについて記載していなかった。さらに、療養所は、更新築工事の際に請負業者から提出された療養所に納入される貫流ボイラーの性能、仕様等を示した書類(以下「納入仕様書」という。)に、「給水温度は50℃以上で使用する」と明記されていたのに、これについても十分確認しないまま工事を完了させていた。

また、療養所は、缶体等取替工事を実施するに当たっても、更新築工事と同様に、給水加熱装置を設置せずに工事を完了させていた。

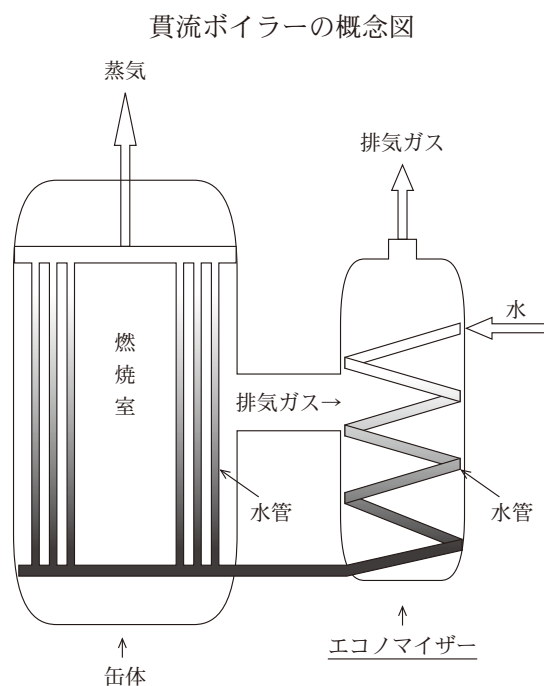
このような経緯により、本来必要な給水加熱装置が設置されなかった本件貫流ボイラーは、エコマイザーへの給水温度が低いことによりエコマイザーに結露が発生し、その水分と排気ガス中の硫黄分との化学反応により硫酸が生成され、缶体等の金属が腐食して、水漏れが発生したり、水漏れが発生していない缶体等についても今後水漏れが発生するおそれのある状態になっていたりしていた。

したがって、更新築工事において貫流ボイラーに給水加熱装置を設置していないこと、缶体等取替工事においても給水加熱装置を設置することなく缶体等の取替えのみを行っていることなどから、4基の貫流ボイラーが法定耐用年数(15年)より大幅に短い期間で使用できなくなるおそれのある状態になるなどして、更新築工事のうち汽缶更新工事(工事費相当額57,355,231円)及び缶体等取替工事(工事費4,725,000円)は工事の目的を達しておらず、工事費相当額計62,080,231円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、療養所において、貫流ボイラーの仕様の検討や納入仕様書の確認が十分でなかったこと、本省において、療養所に対する指導が十分でなかつ

たこと、療養所から提出された特記仕様書等の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



役 務

- (45) 港湾労働者就労確保支援事業の実施に当たり、委託事業以外の業務に従事していた職員に係る人件費を委託対象経費に計上するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	港湾労働者就労確保支援事業委託(平成 20、21 両年度)
契 約 の 概 要	港湾運送事業主や港湾労働者に対する相談援助、港湾荷役やクレーン運転等に関する各種講習等の実施
契 約 の 相 手 方	財団法人港湾労働安定協会(平成 24 年 4 月 1 日以降は一般財団法人港湾労働安定協会)
契 約	平成 20 年 4 月、21 年 4 月 随意契約
支 払 額	286,275,171 円(平成 20、21 両年度)
過大となっていた支払額	26,679,354 円(平成 20、21 両年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的として、平成 20、21 両年度に、財団法人港湾労働安定協会

(24年4月1日以降は一般財団法人港湾労働安定協会。以下「協会」という。)に対して、港湾労働者就労確保支援事業(以下「委託事業」という。)の実施を委託している。

この委託事業は、港湾運送事業主や港湾労働者に対する相談援助、港湾荷役やクレーン運転等に関する各種講習(以下、この各種講習を「技能講習」という。)等を実施するものである。

(2) 委託費の対象経費及び委託費の精算等の手続

委託事業に係る委託費の対象経費(以下「委託対象経費」という。)は、委託事業に従事した協会の職員に係る人件費、相談援助業務や技能講習業務に要した管理費、旅費等の委託事業に要した経費であり、委託事業の委託要綱等によると、協会は、委託費の経理について、委託事業の実施経過並びに当該事業の実施に伴う収入及び支出の状況を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の経理と区分して帳簿等を整備することとされている。また、協会は、委託事業が終了したときは、事業の成果等を記載した委託事業実施結果報告書及び当該事業に要した経費、事業の実施に伴い生じた収入等を記載した委託事業費精算報告書(以下、これらを合わせて「精算報告書等」という。)を本省に提出することとされている。そして、本省は、提出を受けた精算報告書等について審査を行い、委託費の額を確定して精算することとしている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及び協会において、合規性等の観点から、精算報告書等に委託費として計上されている経費の内容は適切か、委託事業の実施に伴う収入は適正に計上されているかなどに着眼して、協会に支払われた委託費を対象として、精算報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、20、21両年度の委託費について、協会から提出された精算報告書等の内容の審査を行い、委託費の額を計286,275,171円と確定して精算していた。

しかし、協会は、委託対象経費の算定に当たり、委託事業以外の業務に従事するなどしていた職員に係る人件費計47,826,026円を計上したり、委託事業として実施した技能講習の開催に際して参加者から受講料計79,394,777円を徴収していたにもかかわらず、これを本件委託事業に係る会計以外の他の経理に区分して精算報告書等に計上しなかったりなどしていた。

したがって、委託事業以外の業務に従事するなどしていた職員に係る人件費を除き、また、技能講習における受講料収入を控除するなどして20、21両年度の適正な委託費の額を算定すると計259,595,817円となり、前記の委託費の額計286,275,171円との差額計26,679,354円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において、委託費の適正な会計経理に対する認識が欠けていたこと、また、本省において、協会から提出された精算報告書等の審査及び確認並びに委託事業の適正な執行に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (46)-(48)

(46) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 88 公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	233 人
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付 (2) 就職促進給付
失業等給付金の支給額の合計	(1) 150,935,250 円(平成 20 年度～24 年度) (2) 13,463,933 円(平成 22、23 両年度) 計 164,399,183 円
不当と認める支給額	(1) 49,712,650 円(平成 20 年度～23 年度) (2) 13,463,933 円(平成 22、23 両年度) 計 63,176,583 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者^(注)が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たしている、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認の上で、支給決定を行う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の437公共職業安定所(平成24年3月末現在)のうち、20労働局管内の177公共職業安定所において会計実地検査を行い、主として21年度から23年度までの間に失業等給付金の支給を受けた者(以下、失業等給付金の支給を受けた者を「受給者」という。)から10,583人を選定して、合規性等の観点から、これらの受給者に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着目して、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該公共職業安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、18労働局の88公共職業安定所管内における20年度から23年度までの間の受給者233人については、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金の支給額164,399,183円のうち63,176,583円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。これを給付の種別を示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

87公共職業安定所管内の受給者229人に対する基本手当の支給額150,935,250円のうち49,712,650円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

33公共職業安定所管内の受給者40人に対する再就職手当の支給額13,463,933円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったため、失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の88公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらを労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
北海道	札幌等5	373	21	18,791	4,455
	札幌小計	37	1	556	556
				19,347	5,012
埼玉県	大宮等2	167	3	1,689	1,578
	小計			1,689	1,578

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
東京	上野等13 大小森計等5	1,000 273	18 5	14,424 980 15,405	6,444 980 7,425
神奈川	相模原等2	125	6	4,267	700
	小計			4,267	700
石川	金沢等3 七尾計等2	287 51	14 2	11,185 337 11,523	1,661 337 1,999
長野	長野等6 長野計等3	433 83	23 4	14,703 1,183 15,887	6,198 1,183 7,382
愛知	名古屋東等6 名古屋東計等5	480 217	17 7	10,990 2,776 13,766	3,397 2,776 6,173
大阪	大阪東等6 大門小真計	292 13	10 1	6,458 479 6,937	4,383 479 4,862
兵庫	灘等5 西小神計	279 33	10 2	5,009 648 5,657	2,075 648 2,723
和歌山	和歌山等5 和小山計	361 80	9 1	4,509 263 4,773	1,245 263 1,509
広島	広島等2	148	2	2,054	679
	小計			2,054	679
香川	高松等5 高松計等3	284 96	11 3	5,294 1,371 6,665	1,399 1,371 2,771
福岡	大牟田等5 福岡東計	276 44	8 1	4,939 105 5,044	1,839 105 1,944
佐賀	佐賀等3 佐賀計等3	224 142	8 4	2,416 937 3,354	1,396 937 2,334
長崎	長崎等6 長崎原計	364 16	16 1	10,888 749 11,638	1,459 749 2,208
熊本	熊本等5 熊本計等2	327 89	12 2	8,977 628 9,605	2,110 628 2,739
宮崎	宮崎等5 延岡計等2	341 63	26 2	15,956 935 16,892	4,082 935 5,018
沖縄	那覇等3 沖縄計等2	225 43	15 4	8,377 1,509 9,887	4,602 1,509 6,111
求職者給付計	87か所	5,986	229	150,935	49,712
就職促進給付計	33か所	1,280	40	13,463	13,463
合計				164,399	63,176

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、各給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ88か所、233人である。

失業等給付金の支給については、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(「失業等給付金の支給に当たり、受給資格者から自己就職した旨の申告があった場合に、公共職業安定所が行う調査確認の具体的な方法を取扱要領等に明示したり、採用

証明書に注意事項を明示してこれを事業主に対して周知徹底したりなどして、失業等給付金の支給の一層の適正化を図るよう改善させたもの」343 ページ参照)を掲記した。

(47) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	17 労働局
支給の相手方	112 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	2,996,155,252 円(平成 20 年度～24 年度)
不当と認める支給額	691,218,315 円(平成 20 年度～24 年度)

1 保険給付の概要

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(前掲 235 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

(2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額は、1人1日当たりの平均賃金額に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて、休業等を行った期間ごとに算定することとなっている。また、教育訓練を行った場合には、上記の額に、訓練費として所定の単価に教育訓練の延べ人日数を乗じて得た額を加算することとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他の不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給の取消しを行い、又は不支給とすることなどとされている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を、被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業事業主については5分の4

(注3) 所定の単価 原則として、中小企業以外の事業主については1人1日当たり4,000円、中小企業事業主については1人1日当たり6,000円。ただし、平成23年4月1日以降に事業所内において訓練を行う場合は、中小企業以外の事業主については1人1日当たり2,000円、中小企業事業主については1人1日当たり3,000円

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、20労働局において会計実地検査を行い、平成20年度から24年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主のうち596事業主を選定して、合規性等の観点から、これらの事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、事業主から提出された実施計画届、支給申請書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、17労働局管内における112事業主は、休業等を行っていないのに行ったなどと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等の延べ人日数を誤ったりして申請しており、これら112事業主に対する雇用調整助成金の支給額2,996,155,252円のうち691,218,315円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、事業主Aから、平成21年2月から23年1月までの間に、計23回、延べ8,286人日(休業分延べ2,246人日、教育訓練分延べ6,040人日)の休業及び教育訓練を行ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計97,946,862円(休業分16,677,271円、教育訓練分81,269,591円)を支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類を作成して、休業及び教育訓練を行っていないのに行ったと偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計97,798,558円(休業分16,528,967円、教育訓練分81,269,591円)が支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の17労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらを労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金	
				千円	千円
栃	木	33	8	120,546	14,107
埼	玉	32	8	207,039	71,249
東	京	44	12	283,454	120,182
神	奈 川	32	9	274,723	46,464

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金
			千円	千円
石川	30	11	390,024	3,111
福井	27	8	27,176	3,081
長野	30	6	96,049	10,220
愛知	45	4	191,523	77,718
大阪	39	6	168,540	126,420
兵庫	31	4	57,464	26,854
和歌山	38	6	224,664	9,109
広島	24	4	144,089	50,465
香川	31	5	44,357	29,210
佐賀	25	8	243,570	22,775
長崎	27	7	398,988	63,690
熊本	30	4	84,566	987
沖縄	14	2	39,377	15,567
計	532	112	2,996,155	691,218

(48) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計 (厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部局等	厚生労働本省 (平成 21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁)
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構 (平成 22 年 1 月 1 日以降)
支給の相手方	78 人
老齢厚生年金の支給額の合計	88,855,208 円 (平成 21 年度～24 年度)
不当と認める支給額	31,139,594 円 (平成 21 年度～24 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、平成 22 年 1 月 1 日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた厚生年金保険の事業に関する事務を所掌している。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、同省の監督の下に、本部、全国 9 ブロック本部、312 年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲 228 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額(以下「年金給付額」という。)は、①受給権者の被保険者期間、その期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と②配偶者等について加算される額との合計額となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

(ア) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額^(注)と基本月額(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が280,000円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止することとなっている。

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

(イ) この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を年金事務所(21年12月31日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)に提出する。
- ② 年金事務所は、これを調査確認の上、届出内容を機構本部(21年12月31日以前は社会保険庁)に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する(21年12月31日以前は社会保険庁がこれらの機構本部及び本省が行う事務を行っていた。)

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

全国9ブロック本部の管轄区域内に所在する312年金事務所のうち9ブロック本部の176年金事務所が管轄する区域内において、21年に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金給付額の全部を支給されている受給権者等580,618人のうちに、厚生年金保険の適用事業所からの給与収入が確認されて調査の必要があると認められた者が1,006人見受けられた。そこで、本院は、合規性等の観点から、これらの受給権者等を使用している498事業所について、被保険者資格取得届等の提出は適正になされているかに着眼して、21年度から24年度までの間における特別支給の老齢厚生年金等の支給の適否を検査した。

(2) 検査の方法

本院は、本省においては、機構本部から提出された年金の支給額に関する関係書類により、また、上記の176年金事務所においては、事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 不適正支給の事態

検査したところ、6ブロック本部の管轄区域内に所在する48年金事務所が管轄する56事業所の78人については、当該事業所において常用的に使用されて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしている、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていることから、機構本部において、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止するための手続をとるべきであったのに、被保険者資格取得届が提出されなかったなどのためこの手続がとられておらず、本省(21年12月31日以前は社会保険庁)は、これらの者について、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止していなかった。したがって、特別支給の老齢厚生年金等の受給権者78人に対する支給(支給額88,855,208円)のうち31,139,594円は支給が停止されていなかったもので、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、上記の48年金事務所においてこれに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

受給権者Aは、平成20年4月に裁定を受け、同月分から23年5月分まで、特別支給の老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、AはB事業所に20年6月2日に就職し、労働時間及び労働日数からみて当初から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、同事業所の事業主がその提出を怠っていた。このため、Aが同事業所に就職した後の基本年金額の一部1,011,162円の支給が停止されていなかった。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

以上をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
東北	山形等	2	27	5,784	2,644
北関東・信越	大宮等	10	124	17,882	5,939
南関東	千葉等	11	83	14,172	4,978
中部	富山等	10	92	12,340	3,528
近畿	堀江等	11	68	32,620	12,434
九州	東福岡等	4	25	6,054	1,613
計	48か所	419	78	88,855	31,139

上記の事態については、本省及び機構は、従来、発生防止に取り組んでいるとしているところであるが、さらに、機構において、事業主に対する指導・啓発の強化を図るとともに、高年齢労働者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。また、本省において、機構に対する監督を適切に行う必要があると認められる。

医 療 費 (49) (50)

(49) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護費 (項)障害保健福祉費
	〔平成 19 年度は、 一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)児童保護費 (項)生活保護費 (項)障害者自立支援給付諸費 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費
	年金特別会計(健康勘定)	(項)保険料等交付金
	〔平成 20 年度は、 年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費及保険者納付金
	19 年度は、 年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	船員保険特別会計	(項)疾病保険給付費及保険者納付金
	〔平成 19 年度は、 船員保険特別会計	(項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
部 局 等	厚生労働本省、社会保険庁(平成 21 年 12 月末まで)、8 地方厚生(支)局(指導監督庁。20 年 10 月以降)、31 都道府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。平成 20 年 3 月 31 日以前は「老人保健法」)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等	
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療	
実施主体	国、全国健康保険協会、都府県 23、市 314、特別区 20、町 138、村 15、後期高齢者医療広域連合 41、国民健康保険組合 35、計 588 実施主体	
医療機関等数	医療機関 150、薬局 15	
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	入院基本料、入院基本料等加算、調剤報酬等	
過大に支払われていた医療費の件数	95,073 件(平成 19 年度～24 年度)	

過大に支払われていた医療費の額	1,219,253,861 円(平成 19 年度～24 年度)
不当と認める国の負担額	491,348,712 円(平成 19 年度～24 年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、老人保健制度(平成 20 年 3 月以前)、後期高齢者医療制度(20 年 4 月以降)、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 20 年 3 月以前は、老人保健制度の一環として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が老人保健法に基づき、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して行う医療

イ 20 年 4 月以降は、上記のアに代わるものとして創設された後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

ウ 医療保険制度の一環として、医療保険各法に規定する保険者が、医療保険各法に基づき被保険者(老人及び後期高齢者を除く。)に対して行う医療

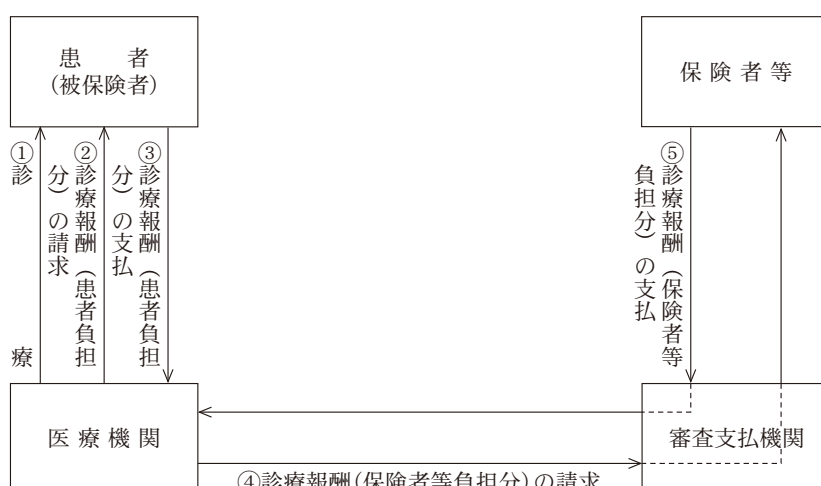
エ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法に基づき被保護者に対して行う医療等

(2) 診療報酬又は調剤報酬

これらの医療給付においては、被保険者(上記エの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け、又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、市町村、広域連合、保険者又は都道府県(以下「保険者等」という。)及び患者がこれらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手続



(注) 調剤報酬の支払の手続についても同様となっている。

ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数又は調剤点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、老人保健法に係るものは市町村に、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 老人保健法に係る医療費(以下「老人医療費」という。)については、老人の居住する市町村が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 老人保健法により、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が拠出する老人医療費拠出金が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法等により、国は政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している。

イ 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法により、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法により、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。^(注1)

(エ) 船員保険法により、国は全国健康保険協会が管掌する船員保険事業に要する費用の一部を負担している。

(注1) 平成20年10月1日から政府管掌健康保険が、また、22年1月1日から船員保険のうち職務外疾病部門が、それぞれ全国健康保険協会管掌健康保険として全国健康保険協会へ承継された。

ウ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の16.4%(22年6月30日以前は13%)を、②船員保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の一部を、③市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の41%(23年度以前は43%)を、④国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%を、それぞれ負担している。

エ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は逐年増加する傾向にあり、11年度以降毎年度30兆円を超えている。また、このうち後期高齢者医療費(19年度以前は老人医療費。以下同じ。)は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査を行っている。

そして、近年では医療機関等において、医師、看護師等の医療従事者が不足して要件を満たしていなかったり、別途介護保険制度の介護給付等として行われるものを医療費として請求したりして不適正と認められる事態が多く見受けられる。そこで、本年の検査に当たっても、合規性等の観点から、これらの点を中心に検査することとした。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、8地方厚生(支)局及び31都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、^(注2)レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注2) 社会保険庁の地方社会保険事務局が行っていた保険医療指導監査業務等は、平成20年10月から地方厚生(支)局へ移管された。

(3) 過大に支払われていた事態

検査の結果、31都道府県に所在する150医療機関及び15薬局の請求に対して588実施主体において、19年度から24年度までの間における医療費が、95,073件で1,219,253,861円過大に支払われていて、これに対する国の負担額491,348,712円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと、次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額 千円	不当と認める国の負担額 千円
①入院基本料	163市区町村等 (61)	9,262	573,377	229,611
②入院基本料等加算	188市区町村等 (16)	12,779	148,406	61,238
③在宅医療料	67市区町等 (24)	11,532	134,940	53,359
④特定入院料	75市区町村等 (3)	2,966	128,698	52,566
⑤初診料・再診料	130市区町村等 (16)	18,478	56,785	23,441
⑥検査料	61市区町村等 (3)	14,273	48,530	19,976
⑦医学管理料	62市町村等 (10)	9,578	37,641	15,111
⑧処置料	53市区町村等 (8)	3,457	20,764	8,520
⑨リハビリテーション料等	94市町等 (9)	6,066	28,503	11,340
①-⑨の計	576実施主体 (150)	88,391	1,177,649	475,167
⑩調剤報酬	51市区町等 (15)	6,682	41,604	16,181
①-⑩の計	588実施主体 (165)	95,073	1,219,253	491,348

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(3) ⑨リハビリテーション料等には、リハビリテーション料のほかに、精神科専門療法料及び手術料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなく、特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと

イ 府県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握する資料があるにもかかわらず、その活用が十分でなく、また、地方厚生(支)局等と府県との連携が必ずしも十分でなかったこと

ウ 地方厚生(支)局等及び都道府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 各事態の詳細

上記の医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

① 入院基本料

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。入院基本料のうち療養病棟入院基本料等は、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、所定の点数を算定することとされている。

また、入院基本料は厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。

検査の結果、28都道府県に所在する61医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが9,262件あった。その主な態様は、次のとおりである。

ア 療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定していた。

イ 地方厚生(支)局長に届け出た区分より高い点数の区分の入院基本料を算定していた。

このため、上記9,262件の請求に対して163市区町村等において、医療費が573,377,521円過大に支払われていて、これに対する国の負担額229,611,743円は負担の必要がなかったものである。

② 入院基本料等加算

入院基本料等加算には、療養病棟療養環境加算、療養環境加算等があり、それぞれ所定の点数が定められている。そして、これらの加算の多くは、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算等は、医師の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていないなどの場合には算定できないこととされている。

検査の結果、9都県に所在する16医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが12,779件あった。その主な態様は、医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していたものである。

このため、上記12,779件の請求に対して188市区町村等において、医療費が148,406,855円過大に支払われていて、これに対する国の負担額61,238,117円は負担の必要がなかったものである。

③ 在宅医療料

在宅医療料のうち在宅患者訪問診療料等は、医療機関が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等の入所者に対しては、在宅患者訪問診療料等は算定できないこととされている。

また、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料等は、医療機関が、在宅での療養を行っている患者等であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続的に行い、当該医療機関の理学療法士等を訪問させて、基本的動作能力等の回

復を図るための訓練等について必要な指導を行わせた場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等に対しては、この指導が別途介護保険制度の介護給付等として行われるものであることから、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料等は算定できないこととされている。

さらに、往診料は、患者の求めに応じて患家に赴き診療を行った医療機関において算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が当該施設の入所者に行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われるものであることから、往診料等は算定できないこととされている。

検査の結果、13都道府県に所在する24医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが11,532件あった。その態様は、次のとおりである。

ア 特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、在宅患者訪問診療料等を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料等を算定していた。

ウ 配置医師が特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、往診料等を算定していた。

このため、上記11,532件の請求に対して67市区町等において、医療費が134,940,422円過大に支払われていて、これに対する国の負担額53,359,279円は負担の必要がなかったものである。

④ 特定入院料

特定入院料には、精神療養病棟入院料等があり、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関において、その届出に係る所定の点数を算定することとされている。ただし、精神療養病棟入院料は、医療機関において、医師の数が標準人員を満たしていない場合には、算定できないこととされている。

検査の結果、3府県に所在する3医療機関において、特定入院料等の請求が不適正と認められるものが2,966件あった。その態様は、医師の数が標準人員を満たしていないのに、精神療養病棟入院料を算定していたものである。

このため、上記2,966件の請求に対して75市区町村等において、医療費が128,698,271円過大に支払われていて、これに対する国の負担額52,566,815円は負担の必要がなかったものである。

⑤ 初診料・再診料

初診料は、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、再診料はその後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料及び再診料は算定できないこととされている。

検査の結果、11道府県に所在する16医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが18,478件あった。その主な態様は、配置医師が特別養護老

人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料及び再診料を算定していたものである。

このため、上記18,478件の請求に対して130市区町村等において、医療費が56,785,361円過大に支払われていて、これに対する国の負担額23,441,839円は負担の必要がなかったものである。

⑥ 検査料

検査料には、血液化学検査等の検体検査料等があり、それぞれの検査の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、診療の具体的方針として、検査は、診療上必要があると認められる範囲内において行うこと、また、同一の検査はみだりに反復して行うてはならないこととされている。

検査の結果、3道県に所在する3医療機関において、検査料等の請求が不適正と認められるものが14,273件あった。その主な態様は、特別養護老人ホームの多くの入所者に対して血液化学検査等を画一的に実施して検査料を算定していたものである。

このため、上記14,273件の請求に対して61市区町村等において、医療費が48,530,368円過大に支払われていて、これに対する国の負担額19,976,520円は負担の必要がなかったものである。

⑦ 医学管理料

医学管理料のうち特定疾患療養管理料等は、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合等に算定することとされている。ただし、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

検査の結果、9道県に所在する10医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが9,578件あった。その主な態様は、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していたものである。

このため、上記9,578件の請求に対して62市町村等において、医療費が37,641,633円過大に支払われていて、これに対する国の負担額15,111,955円は負担の必要がなかったものである。

⑧ 処置料

処置料には、一般処置料、皮膚科処置料等があり、それぞれの処置の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、特別養護老人ホーム等の職員が入所者に対して行った処置は、処置料として算定できないこととされている。

検査の結果、6府県に所在する8医療機関において、処置料等の請求が不適正と認められるものが3,457件あった。その主な態様は、特別養護老人ホームの職員が入所者に対して行った鼻腔栄養について処置料を算定していたものである。

このため、上記3,457件の請求に対して53市区町村等において、医療費が20,764,972円過大に支払われていて、これに対する国の負担額8,520,639円は負担の必要がなかったものである。

⑨ リハビリテーション料等

リハビリテーション料のうち運動器リハビリテーション料は、厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に算定することとされている。

検査の結果、8道県に所在する9医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが6,066件あった。その主な態様は、厚生労働大臣の定める患者に該当しないのに、運動器リハビリテーション料を算定していたものである。

このため、上記6,066件の請求に対して94市町等において、医療費が28,503,608円過大に支払われていて、これに対する国の負担額11,340,276円は負担の必要がなかったものである。

⑩ 調剤報酬

調剤報酬のうち在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅で療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、この指導が別途介護保険制度の介護給付等として行われるものであることから、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できないこととされている。

検査の結果、8府県に所在する15薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが6,682件あった。その態様は、介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していたものである。

このため、上記6,682件の請求に対して51市区町等において、医療費が41,604,850円過大に支払われていて、これに対する国の負担額16,181,529円は負担の必要がなかったものである。

これらを医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
北海道	21 市区町等 (9)	10,431	77,144	32,461	①③⑤⑥⑦⑨
岩手県	10 市町等 (4)	611	14,253	6,004	①③⑧
山形県	17 市町等 (4)	1,663	23,449	8,661	①⑦
福島県	52 市区町村等 (10)	10,316	138,263	55,638	①⑤⑥⑦⑩
栃木県	29 市区町等 (10)	4,586	60,006	23,639	①⑤⑦⑨
東京都	67 市区町等 (7)	1,742	54,604	21,469	①②③
神奈川県	52 市区町等 (10)	5,931	46,342	17,712	①③⑤⑧⑨⑩
新潟県	20 市区町等 (6)	5,609	113,316	46,554	①②⑤
富山県	29 市町村等 (4)	2,032	19,304	7,561	①②
福井県	44 市町等 (4)	2,927	35,769	13,316	①⑨
山梨県	8 市等 (3)	1,171	4,668	1,745	①③⑩

都道府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
長野県	17 市町村等 (4)	583	26,513	10,141	①
岐阜県	24 市町等 (7)	4,025	32,425	12,011	①③⑤⑩
静岡県	38 市区町等 (9)	6,363	147,486	56,324	①③④⑦⑩
愛知県	75 市町等 (10)	7,383	30,936	12,723	①②③⑤⑧⑨⑩
大阪府	46 市町等 (10)	3,656	52,050	22,032	①③④⑤⑧⑩
兵庫県	27 市町等 (8)	3,863	56,030	23,297	①②③⑦⑨⑩
奈良県	12 市町等 (1)	64	2,726	1,034	①
和歌山県	11 市町等 (5)	1,717	13,890	5,876	①③⑧⑨
島根県	2 市等 (1)	23	2,254	901	①
岡山県	1 広域連合 (1)	38	3,094	1,232	①
広島県	30 市町等 (6)	5,895	72,681	30,471	①②⑥
山口県	11 市区等 (4)	3,077	10,441	3,955	①⑤⑦
徳島県	24 市町等 (7)	2,132	19,338	7,764	①②③⑤
香川県	6 市町等 (6)	880	26,791	10,514	②③
高知県	18 市町村等 (1)	996	5,325	1,900	②
福岡県	19 市町等 (3)	580	41,140	15,745	①⑨
佐賀県	9 市町等 (2)	1,918	5,660	2,233	①⑤
熊本県	1 広域連合 (1)	334	9,689	3,825	①
鹿児島県	8 市町等 (1)	439	2,503	1,113	⑦
沖縄県	33 市町村等 (7)	4,088	71,146	33,485	①④⑦⑧
計	588 市区町村等 (165)	95,073	1,219,253	491,348	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の①～⑩は、本文(247 ページ)の過大に支払われていた事態の診療報酬項目等の別に対応している。

介護保険の要介護被保険者等の在宅医療料等に係る医療費の支払については、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(「医療保険において、介護保険との突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施することなどにより、医療給付と介護給付との給付調整が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの」294 ページ参照)を掲記した。

(50) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定)	(項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁)	
	9 労働局(審査庁)	
支払の相手方	66 指定医療機関等	
過大に支払われていた労災診療費	入院料、手術料等	
過大支払額	27,388,725 円(平成 16 年度～23 年度)	

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等(以下「指定医療機関等」という。)において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これにより、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年基発第 72 号労働省労働基準局長通達。以下「算定基準」という。)に基づき算定することとなっている。算定基準によると、労災診療費は、労災診療の特殊性等を考慮して、①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に 12 円(法人税等が非課税となっている公立病院等については 11 円 50 銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等の特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数、金額等を別に定めて、これにより算定することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国 47 労働局のうち、18 労働局において会計実地検査を行い、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る平成 16 年度から 23 年度までの間における労災診療費の支払が算定基準に基づき適正になされているかなどに着眼して、診療費請求内訳書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 過大に支払われていた事態

検査の結果、9 労働局の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、過大に支払われていた入院料、手術料等が 66 指定医療機関等で計 27,388,725 円あり、不当と認められる。

上記について、その主な事態を示すと次のとおりである。

ア 入院料に係る事態

入院料のうち入院基本料及び特定入院料は、夜勤を行う看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が所定の時間数以下であることなどの厚生労働大臣が定める施設基準等に適合しているものとして届け出た病棟に入院している傷病労働者について、その基準に掲げる区分等に従って所定の点数を算定することとなっている。また、入院基本料及び特定入院料は、一定の要件を満たす場合に、その区分等に従ってそれぞれ所定の加算(以下「入院基本料等加算」という。)を算定できることとなっている。

しかし、7労働局管内の13指定医療機関等は、入院料について、入院基本料、特定入院料、入院基本料等加算等の算定に当たり、施設基準等に適合していないのに適合している場合の区分等に従った所定点数により算定するなどしていた。このため、入院料149件で計18,658,366円が過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A病院は、傷病労働者Bに係る入院基本料等の算定に当たり、施設基準等に適合しているとして、入院基本料の一般病棟入院基本料の健保点数1,092点に入院基本料等加算等の所定点数を加えた1,202点の30日分36,060点に12円を乗じて432,720円と算定していた。しかし、実際は、A病院は夜勤を行う看護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が所定の時間数を超えていたため、施設基準等に適合していなかった。したがって、入院基本料の特別入院基本料の健保点数575点に入院基本料等加算等の所定点数を加えた584点の30日分17,520点に12円を乗じて210,420円と算定すべきであり、このため入院基本料等222,480円が過大となっていた。

イ 手術料に係る事態

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとの健保点数により算定することとなっている。また、別途通知により算定できる要件が定められている区分については、その要件を満たす場合に、当該区分の健保点数により算定することとなっている。

しかし、7労働局管内の44指定医療機関等は、手術料について、本来算定すべき区分の所定点数によらず、異なる区分のより高い所定点数により算定するなどしていた。このため、手術料55件で計5,336,419円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、指定医療機関等が労災診療費を誤って算定して請求していたのに、9労働局においてこれに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことなどによると認められる。

上記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
北海道	5	6	507
秋田	6	56	2,206
埼玉	3	7	812
静岡	1	120	1,651
愛知	4	140	2,106

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
京 都	12	125	1,444
大 阪	26	43	3,575
山 口	5	8	1,004
佐 賀	4	59	14,079
計	66	564	27,388

労災診療費の支払については、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(「地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を適切かつ効果的に行うよう改善の処置を要求したもの」336 ページ参照)を掲記した。

補 助 金

(51)
↓
(187) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省
	(項)医療保険給付諸費(平成19年度以前は、(項)国民健康保険助成費)
	(項)医療費適正化推進費
	(項)高齢者等雇用安定・促進費
	(項)地域子育て支援対策費(平成19年度以前は、(項)児童保護費)
	(項)保育所運営費(平成19年度以前は、(項)児童保護費)
	(項)生活保護費
	(項)障害保健福祉費(平成19年度以前は、(項)児童保護費)
	(項)高齢者日常生活支援等推進費(平成19年度以前は、(項)老人医療・介護保険給付諸費)
	(項)介護保険制度運営推進費(平成19年度以前は、(項)老人医療・介護保険給付諸費、(項)国民健康保険助成費)
	(項)厚生労働科学研究費(平成19年度以前は、(項)科学研究費)
	労働保険特別会計(雇用勘定)
	(項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省、国立がんセンター(平成22年4月1日以降は独立行政法人国立がん研究センター)、35都道府県
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等
補助事業者等(事業主体等)	県8、市88、区7、町14、村1、法人7、研究者1、計126補助事業者等

国庫補助金等	療養給付費負担金、財政調整交付金、療養給付費補助金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	468,052,205,195 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	1,460,123,193 円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、40 都道府県及びその管内の 627 市区町村並びに 44 法人において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、8 県、35 都道府県管内の 110 市区町村、8 法人等、計 126 事業主体等が療養給付費負担金、財政調整交付金、療養給付費補助金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 1,460,123,193 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの

5 件 不当と認める国庫補助金 227,375,619 円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

国保組合は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)により、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされている。

また、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)により、常時 5 人以上の従業員を使用する建設、医療等の事業を行う事業所又は法人事業所は、健康保険の適用を受けることとなっており、これらの事業所に常時使用される者等は、健康保険の被保険者となることとされている。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一環として、国保組合が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るなどのため、国保組合に対して、療養給付費補助金、事務費負担金、出産育児一時金補助金、特定健康診査・保健指導補助金(以下、これらを合わせて「療養給付費補助金等」という。)等が交付されている。

このうち、療養給付費補助金の交付額は、原則として、各国保組合の被保険者の医療給付費^(注)の 100 分の 32 に相当する額とすることとなっており、また、各国保組合の財政力等を勘案して増額することができることとなっている。

(注) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

療養給付費補助金等の交付手続については、①交付を受けようとする国保組合は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い療養給付費補助金等を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、国保組合は都道府県に事業実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、15 都道府県の 24 国保組合において会計実地検査を行ったところ、4 府県の 5 国保組合において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(保険者)	補助金等の種類	年度	国庫補助金等交付額	不当と認める国庫補助金等交付額	摘要
(51)	神奈川県建設業国民健康保険組合	療養給付費補助金	18~22	4,151,396	64,517	無資格者であるため補助の対象とならない者を含めていたもの
		事務費負担金	18、20~22	45,000	1,124	
		出産育児一時金補助金	19~22	58,150	2,001	
		特定健康診査・保健指導補助金	20~22	6,908	230	
		計		4,261,455	67,873	
(52)	同 神奈川県建設連合国民健康保険組合	療養給付費補助金	18~22	33,169,367	4,425	同
		事務費負担金	21、22	159,270	382	
		出産育児一時金補助金	20、22	287,932	192	
		特定健康診査・保健指導補助金	22	20,777	6	
		計		33,637,347	5,006	
(53)	岐阜県建設国民健康保険組合	療養給付費補助金	17~21	4,899,667	2,413	同
		出産育児一時金補助金	17、19、21	39,609	257	
		特定健康診査・保健指導補助金	20	4,264	1	
		計		4,943,540	2,671	
(54)	大阪府食品国民健康保険組合	療養給付費補助金	18~22	11,395,608	12,222	同
		出産育児一時金補助金	18、20~22	142,089	732	
		特定健康診査・保健指導補助金	20~22	13,050	15	
		計		11,550,747	12,969	
(55)	広島県建設国民健康保険組合	療養給付費補助金	18~22	12,253,723	136,492	同
		事務費負担金	18~22	128,973	1,748	
		出産育児一時金補助金	18、20、22	84,852	397	
		特定健康診査・保健指導補助金	20~22	20,809	216	
		計		12,488,358	138,854	
(51)-(55)の合計				66,881,449	227,375	

上記の 5 国保組合は、療養給付費補助金等の実績報告における医療給付費等の算定に当たり、法人事業所の従業員等であるのに従業員 5 人未満の個人事業所の従業員等であるなどとして、無資格者で

あるため補助等の対象とならない組合員計 501 人、これに係る被保険者計 1,124 人を加入させていたため、これらの被保険者に係る医療給付費等が過大に算定されていた。

したがって、この過大に算定された医療給付費等に係る療養給付費補助金等計 227,375,619 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、前記の 5 国保組合において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたこと、また、前記の 4 府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことによると認められる。

(後掲 351 ページの平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果「国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認について」参照)

(2) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

54 件 不当と認める国庫補助金 671,423,740 円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。そして、国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)とされている。退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に 65 歳に達するまでの間において適用される資格を有する者である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象となるのは、一般被保険者に係る医療費(平成 19 年度以前は老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除く。)であり、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象とはなっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和 34 年政令第 41 号。平成 20 年 3 月以前は「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等拠出金等の算定等に関する政令」)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金} \begin{smallmatrix} \text{(注2)} \\ \text{の 1/2} \end{smallmatrix}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等} \begin{smallmatrix} \text{(注3)} \\ \text{(平成 20 年 4 月以降)} \end{smallmatrix}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合} \begin{smallmatrix} \text{(注4)} \end{smallmatrix}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注4) 国の負担割合 平成16年度までは40/100、17年度は36/100、18年度以降は34/100

このうち一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの負担で、年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり保険医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。この負担軽減措置の対象者の延べ人数が一定の規模以上の場合には、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整^(注5)を行うこととされている。

(注5) 減額調整 被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金を軽減させると、一般的に受診が増え医療給付費の波及増が認められるとされており、これにより増加した医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、他の市町村との公平を欠くことから、波及増の分を減額するための調整

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に事業実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、31都道府県の248市区町村及び1広域連合において、17年度から22年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、19都道府県の54市区町村において、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」という。)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったり、負担軽減措置の対象となっている医療給付費に係る減額調整を誤っていたりなどして、国庫負担金交付額計231,873,349,333円のうち計671,423,740円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の54市区町村において制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりしたこと、また、上記の19都道府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

徳島県吉野川市は、平成20年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、遡及退職被保険者等について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った20年度以前分の医療給付費の一部を控除していなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が62,248,308円過大に交付されていた。

<事例2>

千葉市は、平成18年度から20年度までの国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、千葉県が実施している負担軽減措置である子ども(乳幼児)医療費助成の対象者に係る医療給付費に対する減額調整率の適用を誤ったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が14,776,588円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(56)	北海道 深川市	17~20	5,404,429	1,862,953	39,828	13,800	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったものなど
(57)	栃木県 宇都宮市	21	17,268,694	5,870,266	(注6) 42,287	104,381	遡及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったものなど
(58)	群馬県 利根郡 利根町	20	187,297	65,168	(注7) —	1,547	遡及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
(59)	千葉県 千葉市	18~20	82,390,408	27,965,908	43,459	14,776	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったもの
(60)	同 市川市	18、19	27,765,009	9,399,394	6,315	2,147	同
(61)	同 船橋市	18	17,376,625	5,906,940	9,520	3,245	同
(62)	同 木更津市	18、19	10,221,629	3,474,584	7,074	2,404	同
(63)	同 松戸市	18~20	50,639,229	17,212,991	32,419	11,022	同
(64)	同 佐倉市	18~20	15,227,013	5,174,225	6,874	2,337	同
(65)	同 旭市	18~20	10,594,641	3,627,020	6,483	2,204	同
(66)	同 柏市	18、19	24,094,633	8,189,130	11,784	4,008	同
(67)	同 市原市	18、19	19,090,831	6,468,433	6,705	2,280	同
(68)	同 八千代市	18、20	11,091,630	3,753,562	8,623	2,932	同
(69)	同 八街市	18~20	9,524,482	3,235,325	8,271	2,812	同
(70)	東京都 江東区	20	15,164,973	5,156,268	8,523	2,910	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(71)	同 品川区	21	12,430,563	4,223,839	40,324	13,710	同
(72)	同 練馬区	20	23,890,593	8,121,284	6,954	2,444	同
(73)	同 江戸川区	19	28,406,298	9,657,750	151,827	54,951	同
(74)	同 青梅市	20	3,697,240	1,257,158	12,030	4,261	同
(75)	同 府中市	20	7,688,276	2,614,071	6,422	2,247	同
(76)	同 昭島市	21	4,250,837	1,445,572	15,120	5,176	同
(77)	同 東大和市	21	2,642,045	898,656	4,010	1,337	同
(78)	神奈川県 横浜市	20	108,950,293	37,028,893	126,777	43,104	同
(79)	同 横須賀市	20	12,992,110	4,396,365	31,791	10,809	同
(80)	同 藤沢市	20	12,930,391	4,396,266	7,648	2,600	同
(81)	同 小田原市	20	7,792,410	2,649,229	87,040	29,897	同
(82)	同 足柄下郡 箱根町	20	588,979	199,984	11,972	4,109	同

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(83)	福 井 県 福 井 市	22	9,287,476	3,157,740	6,176	2,099	遡及退職被保険者等の 遡及期間中の医療 給付費を控除してい なかったもの	第3章 第1節
(84)	同 鯖 江 市	20	2,184,422	742,690	5,656	1,923	同	
(85)	同 あ わ ら 市	20	926,241	314,542	11,279	3,868	同	
(86)	長 野 県 安 曇 野 市	20	2,816,886	948,182	6,300	2,142	同	第8
(87)	岐 阜 県 山 県 市	21	1,511,791	514,041	6,089	2,070	同	
(88)	愛 知 県 岡 崎 市	21	10,634,365	3,615,648	8,365	2,768	同	厚生労働省
(89)	同 弥 富 市	21	1,486,976	507,714	13,599	6,747	遡及退職被保険者等 の医療給付費の控除 額の計算を誤ったも のなど	
(90)	三 重 県 亀 山 市	21	1,420,962	483,156	36,927	12,555	遡及退職被保険者等 の遡及期間中の医療 給付費を控除してい なかったもの	
(91)	同 鳥 羽 市	21	1,269,359	431,598	18,649	6,452	同	
(92)	同 三 重 郡 孤 野 町	21	1,257,498	427,495	8,124	2,762	同	
(93)	同 三 重 郡 朝 日 町	20	242,973	82,614	18,204	6,189	同	
(94)	同 南 牟 婁 郡 紀 宝 町	21	501,387	170,481	28,307	9,685	同	
(95)	京 都 府 亀 岡 市	21	3,066,528	1,042,405	6,650	2,263	同	
(96)	同 与 謝 郡 与 謝 野 町	21	1,146,419	389,801	13,125	4,462	一般被保険者の医療 給付費を過大に算定 していたもの	
(97)	大 阪 府 堺 市	21	35,921,740	12,213,147	9,191	3,133	遡及退職被保険者等 の遡及期間中の医療 給付費を控除してい なかったもの	
(98)	同 吹 田 市	20、21	23,998,495	8,156,241	199,513	71,032	一般被保険者の医療 給付費を過大に算定 していたものなど	
(99)	同 寝 屋 川 市	21	9,198,217	3,127,393	42,743	14,532	遡及退職被保険者等 の遡及期間中の医療 給付費を控除してい なかったもの	
(100)	同 和 泉 市	19	5,582,169	1,889,852	5,706	2,112	同	
(101)	兵 庫 県 川 西 市	21	4,905,093	1,668,977	(注7) —	1,141	遡及退職被保険者等 の医療給付費の控除 額の計算を誤ったも の	
(102)	島 根 県 出 雲 市	22	5,465,387	1,858,149	15,322	4,619	遡及退職被保険者等 の遡及期間中の医療 給付費を控除してい なかったもの	
(103)	広 島 県 大 竹 市	20	1,060,701	365,788	(注7) —	6,020	遡及退職被保険者等 の医療給付費の控除 額の計算を誤ったも の	
(104)	徳 島 県 吉 野 川 市	20	1,723,974	586,175	181,709	62,248	遡及退職被保険者等 の遡及期間中の医療 給付費を控除してい なかったもの	
(105)	福 岡 県 春 日 市	20	3,435,745	1,168,179	89,414	31,366	同	
(106)	同 大 野 城 市	20	3,049,498	1,036,846	15,567	5,370	同	
(107)	同 古 賀 市	20	1,910,177	649,546	3,545	1,074	同	
(108)	同 朝 倉 市	20	2,862,342	972,861	8,658	2,931	同	
(109)	大 分 県 中 津 市	20	3,207,102	1,100,828	123,369	52,387	同	
(56)–(109)の計			682,375,511	231,873,349	1,622,290	671,423		

(注6) 宇都宮市は、医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過大に算定していて、更にその後の国庫負担金の算定に当たり集計を誤っていた。

(注7) 川場村、川西市及び大竹市は、集計を誤ったため、国庫負担金を過大に算定していたが、国庫負担対象費用額には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

上記の事態については、厚生労働省は、従来、発生防止に取り組んでいるとしているところであるが、さらに、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の事業実績報告書に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(3) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

25件 不当と認める国庫補助金 292,767,000円

国民健康保険(前掲258ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費、老人保健医療費拠出金等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものであり、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)、後期高齢者支援金等^(注1)に係るもの(以下「後期分」という。)^(注2)及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の交付額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注2) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、離職者減免特別交付金、徴収・医療改正特別交付金等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、30都道府県の244市区町村及び1広域連合において、平成16年度から22年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、16都道府県の24市区町及び1広域連合において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち離職者減免特別交付金等を過大に算定したりして、交付金交付額計41,089,701,000円のうち計292,767,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の24市区町及び1広域連合において制度の理解が十分でな

かったり、事務処理が適切でなかったりしたこと、また、上記の16都道府県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額である。

10都道府県の13市区町は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたため、調整対象需要額を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

鳥取県境港市は、平成20年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る高額療養費等を二重に計上したり、基礎資料からの計数の転記を誤ったりしたため、調整対象需要額を過大に算定していた。

その結果、適正な医療分の調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計44,082,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することとなっている。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額とすることとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

2県の2市は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額のうち、所得限度額を超える部分の額を過大にするなどしていたため、調整対象収入額を過小に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

広島県府中市は、平成20年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額

を集計する際に、誤って被保険者ではない者の所得金額を含めるなどしたため、所得限度額を超える部分の額を過大にしていたことにより、算定基礎所得金額を過小に計算していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算定した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計 27,157,000 円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していたもの

(ア) 離職者減免特別交付金は、一般被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対し、条例に基づき保険料(税)の減免を実施した場合に交付するものである。

そして、この交付額は、一般被保険者数、保険料(税)調定額等から一定の計算式により算定した調整対象基準額と離職を原因とする保険料(税)減免総額とを比較して、いずれか金額の小さい額(以下「算定額」という。)となっている。ただし、算定額が調整対象需要額に占める割合(以下「減免割合」という。)が 100 分の 0.03 以下である保険者は除くこととなっている。

5 府県の 7 市は、離職者減免特別交付金の実績報告等に当たり、調整対象基準額等を過大に算定していたため、離職者減免特別交付金を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

奈良県奈良市は、平成 21 年度の離職者減免特別交付金の実績報告等に当たり、誤って算定対象とならない減免期間の保険料を含めたため、調整対象基準額を過大に算定していた。

その結果、適正な調整対象基準額に基づいて算定額を算定すると、減免割合が 100 分の 0.03 を下回り、離職者減免特別交付金 3,643,000 円は交付の必要がなかった。

(イ) 徴収・医療改正特別交付金は、保険料徴収システム開発事業及び医療制度改正によるシステム改修事業、又は住基情報等提供システム及び後期高齢者医療保険料徴収システムの開発事業に伴って、財政負担が多額になっている場合等に交付するものである。

そして、この交付額は、被保険者数、システム開発の契約額等から一定の計算式により調整基準額を算定し、これに基づくなどして算定することとなっている。

2 県の 2 市町は、徴収・医療改正特別交付金の実績報告等に当たり、算定の対象とならない経費を含めたことにより調整基準額を過大に算定していたため、徴収・医療改正特別交付金を過大に算定していた。

以上の(ア)及び(イ)のほか、4 都道府県の 4 市区及び 1 広域連合は、特別調整交付金の原子爆弾被爆者特別交付金^(注3)、非自発的失業財政負担増特別交付金^(注4)、非自発的失業軽減特別交付金^(注5)等の実績報告等に当たり、対象となる医療給付費や一般被保険者数を過大に算定するなどしていたため、交付額を過大に算定していた。

(注3) 原子爆弾被爆者特別交付金 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づき、援護の対象となる被爆者に係る医療給付費等が多額になっている場合に交付される交付金

(注4) 非自発的失業財政負担増特別交付金 賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注5) 非自発的失業軽減特別交付金 賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

なお、前記の 24 市区町及び 1 広域連合のうち 4 市区については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(110)	北海道	帯広市	22	11,422	5,094	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(111)	同	深川市	18~20	957,844	7,589	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(112)	山形県	最上地区 広域連合	22	3,624	2,440	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたもの
(113)	福島県	会津若松市	16~20	4,812,843	13,096	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(114)	千葉県	千葉市	19	26,528	11,120	調整基準額を過大に算定していたもの
(115)	東京都	江戸川区	17~19	4,997,701	15,812	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(116)	愛知県	小牧市	21	15,162	3,605	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(117)	三重県	亀山市	21	148,160	7,054	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(118)	同	度会郡 玉城町	19~21	171,714	4,831	同
(119)	京都府	城陽市	21	2,788	2,078	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(120)	大阪府	羽曳野市	20	720,431	4,804	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(121)	奈良県	奈良市	21	3,643	3,643	調整対象基準額を過大に算定していたもの
(122)	鳥取県	境港市	20	246,946	44,082	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(123)	広島県	広島市	18、19	18,011,101	24,801	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(124)	同	福山市	18、19	4,734,424	13,546	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(125)	同	府中市	20	181,957	27,157	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(126)	徳島県	吉野川市	21	442,503	6,998	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(127)	同	三好郡 東みよし町	19	4,476	2,153	調整基準額を過大に算定していたもの
(128)	福岡県	小郡市	17~19	1,304,646	2,166	調整対象需要額を過大に算定していたもの

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要
(129) 福岡県	春日市	普通調整交付金	16~20	2,503,022	6,350	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(130) 長崎県	大村市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	22	11,820	11,820	調整対象基準額等を過大に算定していたもの
(131) 大分県	別府市	同	21	8,260	4,756	同
(132) 同	中津市	同	21	7,382	7,382	調整対象基準額を過大に算定していたもの
(133) 同	豊後高田市	普通調整交付金、特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	18~22	1,422,723	24,011	調整対象収入額を過小に算定していたものなど
(134) 同	由布市	普通調整交付金	20	338,581	36,379	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(110)-(134)の計				41,089,701	292,767	

上記の事態については、厚生労働省は、従来、発生防止に取り組んでいるとしているところであるが、さらに、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の事業実績報告書等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(4) 次世代育成支援対策交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 3,844,000 円

次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、地域における子育ての支援、母性及び乳幼児の健康の確保等の次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が5年を一期として策定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画」により毎年度策定する事業計画に掲げる延長保育促進事業等の実施に要する経費について、その一部を国が交付するものである。

交付金の交付額は、交付要綱等において、市町村が事業計画に掲げる事業について、事業ごとの事業量に应ずるなどして定められた基準点数により算出された合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、市町村が実施した各事業の総事業費の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額(以下「国庫補助基本額」という。)とを比較して、少ない方の額とすることとなっている。

交付金の交付対象事業のうち延長保育促進事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する市町村以外の者が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)において開所時間を超えた保育を行うことにより、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応することを目的とするものである。

本院が、9府県の14市町において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	県 名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫補助 基本額	厚生労働 大臣が認 めた額	交付金交 付額	不当と認 める総事 業費	不当と認 める交付 金交付額	摘 要
(135) 厚生労働 本省	茨城県	潮来市	18~21	78,189	81,258	77,973	8,119	3,844	総事業費を過大に計上していたもの

潮来市は、延長保育促進事業を同市の補助事業として民間保育所において実施しており、交付要綱等に準じて同市が定めた当該事業の基準額と当該事業の補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付することとしている。

しかし、同市は、平成18年度から21年度までの間に7民間保育所において実施した延長保育促進事業の総事業費について、保育所ごとに基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定するなどして計148,260,530円とすべきところ、7保育所分の基準額を合計して計156,379,718円としていた。

この結果、当該事業の総事業費が計8,119,188円過大に算定されており、このため、国庫補助基本額が過大に算定されていて、適正な国庫補助基本額に基づいて交付金の交付額を算定すると計74,129,000円となることから、交付金交付額計77,973,000円との差額計3,844,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、延長保育促進事業における総事業費の計上の際の調査確認が十分でなかったこと、厚生労働省において、同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

11件 不当と認める国庫補助金 42,153,023円

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分)は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率 (1/2)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。
- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

本院が、25都道府県の130市町村において会計実地検査を行ったところ、8都県の11事業主体は、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金42,153,023円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての

調査確認が十分でなかったこと、また、都県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の徴収金の額を過小に算定していた事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A市は、平成22年度に、民間保育所Bに保育を委託した児童Cについて、その扶養義務者である母の21年分の所得税額及び21年度分の市町村民税額がないこと並びに母子世帯であることから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童Cの扶養義務者として、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている、家計の主宰者である祖父がいることから、徴収金の額は、祖父の21年分の所得税22万余円を基に算定すべきであり、これにより計算すると732,000円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額等を誤認して徴収金の額を過小に算定していた事態が、上記を含め19年度3人、20年度10人、21年度18人、22年度37人の児童について見受けられ、同市に係る徴収金の額が過小となっていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(136) 茨城県	北茨城市	18～21	1,152,326	576,163	10,063	5,031	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(137) 同	笠間市	18～21	1,242,364	621,182	4,550	2,275	同
(138) 群馬県	伊勢崎市	19～22	8,198,910	4,099,455	21,630	10,815	同
(139) 同	藤岡市	19～22	3,082,137	1,541,068	4,473	2,236	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(140) 千葉県	野田市	21	201,126	100,563	4,767	2,383	保育単価の適用を誤っていたものなど
(141) 東京都	八王子市	20～22	11,710,528	5,855,264	9,153	4,576	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(142) 同	国立市	18～21	1,045,276	522,638	2,663	1,331	同
(143) 静岡県	沼津市	20～22	3,183,211	1,591,605	8,237	4,118	同
(144) 和歌山県	新宮市	18～22	1,414,257	707,128	4,782	2,391	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(145) 山口県	光市	17～21	1,737,689	868,844	7,362	3,681	保育単価の適用を誤っていたものなど
(146) 長崎県	長崎市	19～22	18,959,999	9,479,999	6,621	3,310	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(136)～(146)の計			51,927,828	25,963,914	84,306	42,153	

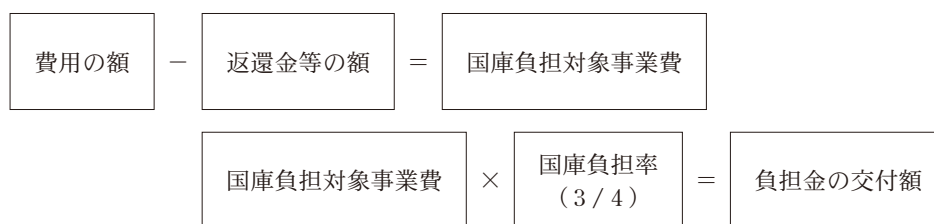
上記の事態については、厚生労働省は、従来、発生防止に取り組んでいるとしているところであるが、さらに、都道府県を通じて事業主体に対する指導を一層徹底して、補助事業の適正な執行に万全を期する必要があると認められる。

(6) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの

13件 不当と認める国庫補助金 46,978,010円

生活保護費等負担金(平成19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。

負担金の交付額は、次により算定することとなっている。



この費用の額及び返還金等の額は、それぞれ次により算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金又は手当の受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護に要する費用(以下「保護費」という。)の額の合計額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額
- ③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の額は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者が、資産を売却するなどして収入を得たときに返還する保護費の額等の合計額とする。

本院が、25 都道府県の 143 事業主体において会計実地検査を行ったところ、7 都道県の 13 事業主体において、被保護者が就労して収入を得たり、特別児童扶養手当等を受給したりなどしているのに、計 45 世帯から事実と相違した届出がなされるなどしていたため、保護費が過大に支給されていた。このため、負担金計 46,978,010 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 被保護世帯において事実と相違した届出を行っているのに、事業主体において、収入の認定等に当たって調査確認が十分でなかったこと

イ 都道県において、適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったこと

前記の保護費が過大に支給されていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業主体 A は、平成 5 年 8 月に世帯 B を対象として保護を開始して、引き続き保護を実施している。そして、18 年 4 月から 23 年 3 月までの保護費の支給に当たり、世帯主からの収入の届出に基づき、この間の同世帯の収入を 4,428,511 円と認定して、保護費の額を決定していた。

しかし、実際には、世帯 B の世帯主等は、この間に上記の収入のほかに、就労収入計 4,602,664 円を得ており、このため 4,602,664 円の保護費が過大に支給されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(147) 北海道	札幌市	19~24	71,897	53,922	8,593	6,445	手当収入を認定していなかったもの
(148) 同	釧路市	19~22	10,897	8,173	2,214	1,660	同
(149) 同	帯広市	19~24	23,931	17,948	3,631	2,723	手当収入を認定していなかったものなど
(150) 埼玉県	川口市	19~23	63,323	47,492	2,510	1,882	同

第3章 第1節 第8 厚生労働省	部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(151)	埼玉県	三郷市	20~23	25,340	19,005	2,876	2,157	手当収入を認定していなかったもの
(152)	千葉県	松戸市	19~22	18,106	13,580	11,161	8,371	就労収入を認定していなかったもの
(153)	東京都	新宿区	19~23	27,383	20,537	1,496	1,122	手当収入を認定していなかったものなど
(154)	同	墨田区	19~23	88,535	66,401	7,110	5,332	同
(155)	同	板橋区	19~23	11,617	8,712	1,994	1,495	手当収入を認定していなかったもの
(156)	同	府中市	19~24	77,960	58,470	10,595	7,946	手当収入を認定していなかったものなど
(157)	神奈川県	藤沢市	18~22	17,680	13,260	5,916	4,437	就労収入を認定していなかったもの
(158)	静岡県	静岡市	18~23	39,148	29,361	2,084	1,563	手当収入を認定していなかったものなど
(159)	沖縄県	那覇市	18~23	50,652	37,989	2,451	1,838	手当収入を認定していなかったもの
(147)-(159)の計				526,475	394,856	62,637	46,978	

保護費の支給については、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(「生活保護事業の実施において、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を調査して確実に収入認定するための体制を整備することにより、生活保護費等負担金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの」290 ページ参照)を掲記した。

(7) 障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 29,176,273 円

障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、都道府県、政令指定都市等が障害児施設に児童を入所させるなどの措置をした場合に要する費用等の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のように算定することなどとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した障害児施設への支弁総額と児童等の措置のために要した費用から寄附金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額から、児童の扶養義務者の前年分の所得税等の税額等による階層区分によって定められた徴収金基準額(以下「徴収金」という。)を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに国庫負担率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、23都道府県13市において、会計実地検査を行ったところ、2県において、負担金の算定に当たり、徴収金の算定を誤っていたため、負担金29,176,273円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、徴収金の算定についての理解が十分でなかったこと、厚生労働省において、事業主体に対する適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉県は、徴収金について、児童の扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた金額ではなく、誤って、実際に収納した金額で算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が47,511,432円過大に算定されており、これに係る負担金23,755,716円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(160) 埼玉県	埼玉県	18	2,223,238	1,111,619	47,511	23,755	徴収金の算定を誤っていたもの
(161) 千葉県	千葉県	18~21	4,322,408	2,161,204	10,841	5,420	同
(160) (161)の計			6,545,647	3,272,823	58,352	29,176	

(8) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,494,059円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する障害福祉サービス事業者等から生活介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者等に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)等から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、23都道府県の127市区町において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(162) 福岡県	田川郡 香春町	22	167,887	83,943	2,988	1,494	経費を二重に計上していたものなど

香春町は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って生活介護等に係る自立支援給付費を二重に計上するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が2,988,119円過大に算定されており、これに係る負担金1,494,059円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において事務処理が適切でなかったため適正な実績報告を行っていなかったこと、福岡県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(9) 地域支援事業交付金が過大に交付されていたもの

6 件 不当と認める国庫補助金 27,705,214円

地域支援事業交付金(以下「交付金」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防することなどを目的として、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う介護予防事業、包括的支援事業及びその他の地域支援

事業(以下、その他の地域支援事業を「任意事業」という。)に要する費用の一部を国が交付するものである。

交付金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとされている。

- ① 介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業のそれぞれについて所定の方法により算定した基準額と、交付対象となっている経費(以下「対象経費」という。)の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①によりそれぞれの事業ごとに選定した額に、介護予防事業については100分の25、包括的支援事業及び任意事業については100分の40(平成20年度以前は100分の40.5)をそれぞれ乗じて得た額の合計額を交付額とする。

交付要綱等によると、介護予防事業として実施される各種事業のうち、訪問型介護予防事業は、低栄養状態を改善するために特に必要と認められる者に対して、栄養改善プログラムの一環として配食の支援を実施するものとされている。そして、この事業を実施する場合の食材料費及び調理費相当分は、原則として利用者負担とすべきものとされていることから、これらの経費については対象経費から除くこととされている。

包括的支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するために必要な援助等を行う事業であり、市町村に設置された地域包括支援センターが行うこととされている。同センターは、包括的支援事業のほか、介護予防支援事業を行っているが、介護予防支援事業は既に要支援状態にある者に介護サービスを提供するものであり、これに係る経費については介護報酬として支払いを受けることから、交付金の対象経費とはされていない。

任意事業として実施される各種事業のうち、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業は、栄養改善が必要な高齢者に対して地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するものとされている。そして、この事業を実施する場合の食材料費及び調理費相当分は、介護予防事業と同様に、対象経費から除くこととされている。

本院は、27都道府県の256市区町、5一部事務組合及び8広域連合において、18年度から22年度までの間に交付された交付金について会計実地検査を行った。その結果、5府県の6事業主体が実施した介護予防事業又は任意事業において、利用者負担とすべきであった調理費相当分を対象経費に含めるなどしたり、包括的支援事業において、前記の介護予防支援事業に係る経費を対象経費に計上したりしていたため、交付金交付額計645,726,409円のうち計27,705,214円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の6事業主体において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、5府県において事業主体から提出された事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金交付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(163)	秋 田 県 大曲仙北広 域市町村圏 組合	18~20	568,683	199,772	16,583	6,699	対象外の調理費相当 分を含めていたもの など
(164)	長 野 県 伊 那 市	18~20	284,833	98,443	12,615	5,109	同
(165)	静 岡 県 島 田 市	19~22	529,611	185,638	14,720	5,945	対象外の介護予防支 援事業に係る経費を 計上していたもの

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金交付額	摘 要
(166) 京 都 府	京 丹 後 市	18、19	千円 135,308	千円 53,406	千円 6,741	千円 2,730	対象外の調理費相当 分を含めていたもの など
(167) 同	南 丹 市	18～20	187,125	66,776	9,722	3,937	同
(168) 徳 島 県	名 西 郡 石 井 町	20～22	112,247	41,687	8,176	3,283	同
(163)～(168)の計			1,817,810	645,726	68,559	27,705	

第3章
第1節
第8
厚生労働省

(10) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

13 件 不当と認める国庫補助金 69,566,000 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分(第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとされている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③居宅支援サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとされている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数である。ま

た、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、26都道府県の281市区町村、2一部事務組合及び5広域連合において、平成19年度から23年度までの間に交付された交付金について会計実地検査を行った。その結果、9都道県の13市区町において、所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったり、後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったりするなどして、交付金の交付額を過大に算定したため、交付金交付額計2,542,974,000円のうち計69,566,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の13市区町において制度を十分に理解していなかったこと、また、9都道県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岡山県備前市は、平成21年度の所得段階別加入割合補正係数の算出に当たり、第1号被保険者のうち所得段階が第4段階に該当する者の一部を、誤って、第4段階より所得が低い第3段階に該当する者としていたため、第4段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出していた。

この結果、普通調整交付金交付割合が過大に算出されており、交付金交付額171,554,000円のうち16,210,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	部局等	交付先 (保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘 要
(169)	北海道	稚内市	20	101,040	3,202	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(170)	同	虻田郡 豊浦町	21	42,567	1,299	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたものなど
(171)	東京都	江東区	20	462,587	1,612	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(172)	新潟県	三条市	20	369,795	14,124	同
(173)	愛知県	高浜市	21、22	106,715	1,573	同
(174)	滋賀県	長浜市	20	237,599	5,914	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(175)	兵庫県	伊丹市	21	185,295	1,512	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(176)	同	赤穂市	21、22	276,151	1,423	同
(177)	奈良県	生駒郡 平群町	20	17,790	3,826	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(178)	同	北葛城郡 王寺町	19～21	91,704	12,163	同

部局等	交付先 (保険者)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
(179)	岡山県 備前市	21	千円 171,554	千円 16,210	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(180)	鹿児島県 始良郡 始良町	20, 21	361,926	2,691	同
(181)	同 大島郡 徳之島町	19	118,251	4,017	同
(169)-(181)の計			2,542,974	69,566	

(注) 平成22年3月23日以降は始良市

上記の事態については、厚生労働省は、従来、発生防止に取り組んでいるとしているところであるが、さらに、市町村に対して適正な交付申請等のための指導の徹底を図るとともに審査及び確認の徹底を図るよう、都道府県に対して指示するなどの必要があると認められる。

(11) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,518,000円

厚生労働科学研究費補助金は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するため、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業を行う研究者等に対して、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)、厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年厚科第256号厚生科学課長決定)等(以下、これらを合わせて「取扱規程等」という。)に基づき、厚生労働大臣が認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を国が補助するものである。

取扱規程等によると、研究事業に係る補助対象経費は、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の直接研究に必要な経費、研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費(以下、これらを合わせて「直接研究費等」という。)等となっている。そして、補助金の交付は単年度ごととなっていることから、各年度において、当該年度の3月31日までの期間中に実施された研究事業に係る経費が補助の対象になることとなっている。また、直接研究費等に係る事務は、研究者の事務に係る負担を軽減するため、研究者の所属機関の長に必ず委任されることなどとなっている。そして、委任を受けた所属機関の長は、直接研究費等に係る事務を適正に執行することとなっている。

本院が、6研究機関に所属する94名の研究者が実施している125研究事業について会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	所属機関名	国庫補助金の交付先 (研究者)	年 度	事業数	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘 要	
(182)	(注) 国立がんセンター	国立がんセンター	A	19, 20	2	千円 143,875	千円 5,518	補助の対象外

(注) 平成22年4月1日以降は独立行政法人国立がん研究センター

国立がんセンター(以下「センター」という。)に所属する研究者Aは、本件補助事業を平成19、20両年度に実施したとして、補助金計143,875,000円の交付を受けていた。そして、交付された補助金の管理を行ったセンターは、研究者Aから研究用物品に係る納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、センターは、上記の研究用物品の実際の納品日を確認していなかった。このため、当該研究用物品のうち計 5,568,505 円分の研究用物品については、実際には、研究事業を実施した各年度の前年度に納入されていたのに、センターは、その購入代金を現年度に実施した研究事業に係る経費として現年度の補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な補助対象経費の実支出額に基づいて補助金の額を算定すると、計 138,357,000 円となり、国庫補助金計 5,518,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者 A において補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、センターにおいて研究用物品の納品検査等が十分でなかったことなどによると認められる。

(12) **緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの 5 件 不当と認める国庫補助金 42,122,255 円**

緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた「平成 20 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成 21 年厚生労働省発職第 0130003 号)等に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「緊急雇用創出基金」という。)を造成するために国が交付するものである。

また、ふるさと雇用再生特別交付金は、同省が定めた「平成 20 年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱」(平成 21 年厚生労働省発職第 0130002 号)に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、ふるさと雇用再生特別基金(以下「ふるさと基金」という。)を造成するために国が交付するものである。

そして、各都道府県及び各市町村等(以下「都道府県等」という。)は、同省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成 21 年厚生労働省職発第 0130008 号)等に基づき、緊急雇用創出基金を財源として失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業等を実施する緊急雇用創出事業を、また、同省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」(平成 21 年厚生労働省職発第 0130005 号)等に基づき、ふるさと基金を財源として地域の求職者等を雇い入れて、原則として 1 年以上の長期的な雇用機会の創出を図る事業を実施するふるさと雇用再生特別基金事業を、それぞれ実施している(以下、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別基金事業とを合わせて「基金事業」といい、また、緊急雇用創出事業実施要領とふるさと雇用再生特別基金事業実施要領を合わせて「実施要領」という。)

基金事業では、都道府県等が企画した事業等を民間企業等へ委託し、受託した民間企業等が公募により失業者を雇い入れて行う事業(以下「委託事業」という。)が実施されている。また、基金事業のうち緊急雇用創出事業については、委託事業のほかに、都道府県等が直接失業者を雇い入れて行う事業(以下「直接実施事業」という。)が実施されている。都道府県は、自らが委託事業を実施する場合は委託費相当額を、直接実施事業を実施する場合は事業に要した費用相当額を、それぞれの基金から取り崩して支払を行い、管内の市町村等が委託事業や直接実施事業を実施する場合は、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率 10 分の 10)を交付している。

また、実施要領等において、基金事業は、失業者を新たに雇用して実施することなどが定められている。

本院が、^(注1)5 県において、5 県及びこれら 5 県から補助金の交付を受けた管内の 30 市町村を対象に会計実地検査を行った結果、^(注2)5 県及び^(注3)3 県の 5 市が実施した基金事業において、委託事業の受託者が失業者を新たに雇用していなかったり、直接実施事業において雇用した労働者の業務内容を確認することなく報酬等を支払っていたりなどしていたことにより、計 42,122,255 円(交付金相当額同額)が、5

県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の5県及び5市において、市又は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書や直接実施事業で雇用した労働者から提出された報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、3県において、5市に対する指導が十分でなかったこと、厚生労働省において、5県に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

群馬県は、緊急雇用創出基金を財源とした委託事業として、平成21年度に、歩道等に設置されている転落防止柵の点検等を行う「道路環境美化事業(歩道)」等2事業を計17,556,000円でA会社に委託し、同会社が失業者11名を新たに雇用してこれらの事業を実施したとして同額を支払っていた。

しかし、委託契約書に係る特記仕様書では、失業者を新たに雇用することが条件とされていたにもかかわらず、同会社は、上記の点検等を当該11名に対する外注として実施しており、これらの者に係る賃金台帳や出勤簿の作成等の雇用者としての労務管理も行っておらず、雇用の実態がなかった。

したがって、委託費17,556,000円全額は基金事業の対象とは認められず、同額が緊急雇用創出基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

＜事例2＞

宮崎県は、緊急雇用創出基金を財源とした直接実施事業として、平成21年度に、高校生に対する求人確保による就業の拡大等を図る「志を育む進路サポート事業」のために、新たに失業者19名を非常勤職員として雇用し、そのうち県立高校に進路対策専門員として配置したBに対して企業訪問に係る報酬等計1,217,108円を支払っていた。

しかし、Bは、進路対策専門員の活動として、報告書に複数の企業訪問を行い大企業の取締役等と同県内において面会したとしていたが、実際には面会したとする相手方が来県していないなど面会の事実を裏付けるものがなく、企業訪問の事実が確認できなかった。

したがって、企業訪問に係る報酬等654,464円は基金事業の対象とは認められず、同額が緊急雇用創出基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金造成額	左に対する 交付金交付額	不当と認める 基金使用額	不当と認める 交付金相当額	
				千円	千円	千円	千円	
(183)	厚生労働本省	群馬県	緊急雇用創出基金	20～23	18,450,000	18,450,000	18,805	18,805
			ふるさと基金	20	3,400,000	3,400,000	3,554	3,554
			小計		21,850,000	21,850,000	22,360	22,360
(184)	同	兵庫県	緊急雇用創出基金	20～23	32,530,000	32,530,000	8,128	8,128
			ふるさと基金	20	5,910,000	5,910,000	2,783	2,783
			小計		38,440,000	38,440,000	10,912	10,912
(185)	同	岡山県	ふるさと基金	20	3,450,000	3,450,000	2,362	2,362
(186)	同	大分県	緊急雇用創出基金	20～23	13,410,000	13,410,000	2,308	2,308
			ふるさと基金	20	4,800,000	4,800,000	3,524	3,524
			小計		18,210,000	18,210,000	5,832	5,832

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業 年 度	基金造成額	左に対する 交付金交付 額	不当と認め る基金使用 額	不当と認め る交付金相 当額
			千円	千円	千円	千円
(187) 厚生労働本省	宮 崎 県	緊急雇用創 出基金	20~23	13,000,000	13,000,000	654
(183)-(187)の計				94,950,000	94,950,000	42,122
(注1)	5 県	群馬、兵庫、岡山、大分、宮崎各県				
(注2)	3 県	群馬、兵庫、大分各県				
(注3)	5 市	前橋、高崎、館林、神戸、豊後大野各市				

そ の 他 (188)-(194)

- (188) 労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収し
(192) ていなかったり、誤って徴収する必要がない額を徴収したりなどしていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	5 労働局
費用徴収の根拠	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
費用徴収の概要	事業主が労働保険料の一般保険料を納付しない期間中に発生した事故等について、労働者災害補償保険法の規定により保険給付に要した費用の全部又は一部を事業主から徴収するもの
費用徴収を行って いなかった件 数及び額	38 件 6,543,643 円(平成18年度~22年度)
誤って費用徴収 を行っていた件 数及び額	2 件 4,870,515 円(平成18、19、22各年度)

1 費用徴収の概要

(1) 費用徴収

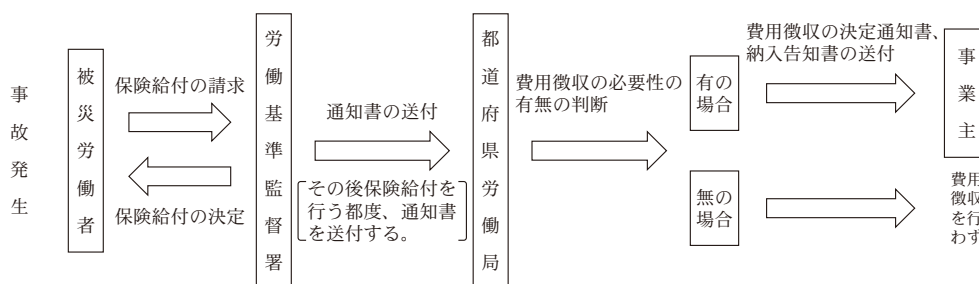
労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の規定に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付等を行うものである。

このうち、保険給付が、事業主が労働保険料の一般保険料を納付しない期間中に発生した事故等について行われた場合には、労災保険法の規定により、都道府県労働局(以下「労働局」という。)はその保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を同事業主から徴収すること(以下「費用徴収」という。)ができることとされている。

(2) 費用徴収の手続

費用徴収は、「労働者災害補償保険法第25条(事業主からの費用徴収)の規定の取扱いについて」(昭和47年基発第643号労働省労働基準局長通達)等に基づき、次のとおり行うこととされている(図参照)。

図 費用徴収の手続(概要)



- ① 労働基準監督署長は、事業主が一般保険料を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)第27条の規定による督促状で指定した期限内に納付していないなど、通達等で定めた費用徴収の適用の範囲に含まれる事故(以下「費用徴収対象事案」という。)について保険給付を行った場合は、療養を開始した日(即死の場合は事故発生の日)の翌日から起算して3年以内の期間において、支給事由の生じた当該事故に係る休業補償給付、障害補償給付等の保険給付が行われる都度、都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)に対してその旨の保険給付通知書(以下「通知書」という。)を送付する。
- ② 労働局長は、通知書の送付を受けた後、その内容を審査検討した上で、費用徴収の必要性の有無の判断を行い、費用徴収を行うべきと判断した事案については、通知書の送付を受ける都度、費用徴収の決定を行い、事業主に対して保険給付の額に厚生労働省で定めた割合を乗じて得た額(以下「費用徴収金」という。)を費用徴収を行う旨を通知するとともに、納入告知書を送付する。

なお、労災保険法において準用する徴収法により、費用徴収金を徴収する権利は保険給付から2年を経過したときは時効によって消滅することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち23労働局において、合規性等の観点から、労災保険法等に基づき費用徴収が適正になされているかなどに着眼して、平成18年度から22年度までの間に発生した業務上の事由等による事故について行った保険給付を対象に、滞納事業場名簿等の書類により会計実地検査を実施した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 費用徴収過不足の事態

検査の結果、北海道、埼玉、神奈川、山口、長崎各労働局において、費用徴収対象事案38件の保険給付計54,460,677円に係る費用徴収金計20,102,126円のうち計6,543,643円について徴収していなかったり、2件の保険給付計12,176,297円は費用徴収の対象とならないのに、これに係る費用徴収金計4,870,515円を誤って徴収していたりなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の5労働局及び管内の労働基準監督署において、事業主からの費用徴収の必要性についての認識が十分でなく、その取扱いが徹底されていなかったことなどによると認められる。

前記の事態を態様別に示すと、次のとおりである。

ア 費用徴収対象事案であるのに、労働基準監督署が労働局へ通知書を送付していなかったなどのため、労働局において費用徴収金の徴収決定等が行われず、徴収していなかったもの(時効が成立したものも含む。)

イ 費用徴収の対象とならない事案であるのに、労働局が誤って費用徴収の必要性があると判断したため、費用徴収金の徴収決定等が行われて、徴収するなどしていたもの
上記アの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道労働局管内の札幌東労働基準監督署は、業務上の事由により負傷した労働者 A から請求のあった休業補償給付等計 4,994,477 円を支給決定していた。

しかし、同労働基準監督署は、事業主が一般保険料を納付しない期間中に発生した事故に係る保険給付であったのに、休業補償給付等計 4,994,477 円について、特段の理由もなく同労働局へ通知書の送付をしていなかった。

その結果、上記の保険給付計 4,994,477 円に係る費用徴収金計 1,824,119 円について徴収決定等が行われておらず、同額が徴収されていなかった。

そして、このうち計 1,186,061 円については、既に時効が成立しているため、徴収することができなかった。

なお、本院の指摘により、時効が成立しているものを除いた費用徴収金については、全て徴収決定の処置が執られ、また、誤った徴収決定等により既に納付されていた徴収する必要がない費用徴収金については、全て還付決定の処置が執られた。

これらを労働局別に示すと次のとおりである。

労働局名	費用徴収を行って いなかった件数	左の額 千円	誤って費用徴収を 行っていた件数	左の額(△) 千円
(188) 北海道	19	4,107	—	—
(189) 埼玉	6	930	—	—
(190) 神奈川	10	1,262	—	—
(191) 山口	—	—	1	△1,883
(192) 長崎	3	242	1	△2,986
(188)～(192)の計	38	6,543	2	△4,870

(193) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)介護保険制度運営推進費 (項)介護納付金年金特別会計へ繰入
		〔平成 19 年度以前は、 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費 (項)社会保険国庫負担金 (項)生活保護費〕
部 局 等	20 道府県、1 市	
国の負担の根拠	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)	

実施主体	市170、区12、町85、村9、一部事務組合6、広域連合8、計290 実施主体
事業者	指定介護療養型医療施設29、指定通所介護事業者27、指定介護老人 福祉施設19、指定居宅介護支援事業者4、介護老人保健施設等23、 計100事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービス等の種類	介護療養施設サービス、通所介護サービス、介護福祉施設サービス、 居宅介護支援、介護保健施設サービス等
過大に支払われた介護給付費の件数	66,669件(平成16年度～23年度)
過大に支払われた介護給付費の額	393,996,556円(平成16年度～23年度)
不当と認める国の負担額	119,584,451円(平成16年度～23年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となつて、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、被保険者の要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

(2) 介護サービス及び居宅介護支援

被保険者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき受けるサービスには居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)がある。介護サービスのうち、居宅サービスには、通所介護サービス等が、施設サービスには、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスがある。

また、これらの居宅サービス又は地域密着型サービスの適切な利用等を行うことができるよう、利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)を作成等するための居宅介護支援がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

ア 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。

イ 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者に依頼するなどして、介護サービス計画を作成する。

ウ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらと居宅介護支援事業者を合わせて「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

(注1) 通所介護サービス 指定通所介護事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練

- (注2) 介護福祉施設サービス 指定介護老人福祉施設に入所する要介護者等に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等
- (注3) 介護保健施設サービス 介護老人保健施設に入所する要介護者等に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話
- (注4) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者等に対する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療
- (注5) 居宅介護支援 指定居宅介護支援事業所において、在宅の要介護者が居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該要介護者の依頼を受けてその心身の状況等を勘案し、利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画を作成等するもの

(3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービス又は居宅介護支援を提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類又は居宅介護支援の別に定められた単位数に単価(10円～11.05円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) 介護給付費

市町村は、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援の提供を受けたときは、介護報酬の全額(以下、これらを「介護給付費」という。)をそれぞれ支払うこととなっている。

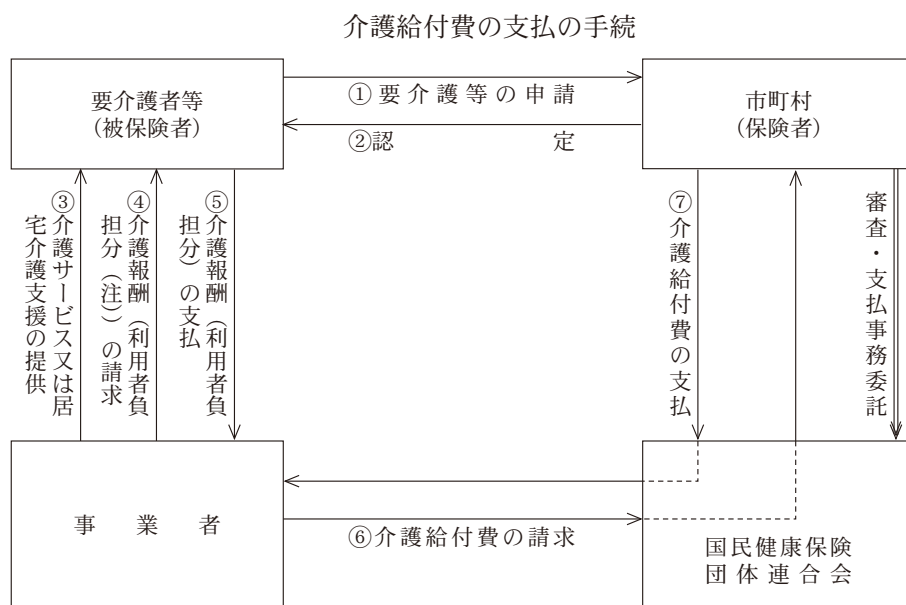
介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(参考図1参照)。

ア 介護サービス又は居宅介護支援の提供を行った事業者は、介護給付費を記載した介護給付費請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

イ 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

ウ 請求を受けた市町村は、金額等を確認の上、国保連合会を通じて事業者へ介護給付費を支払う。

(参考図 1)



(注) 利用者は、介護サービスの提供を受けたときは、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている(参考図2参照)。

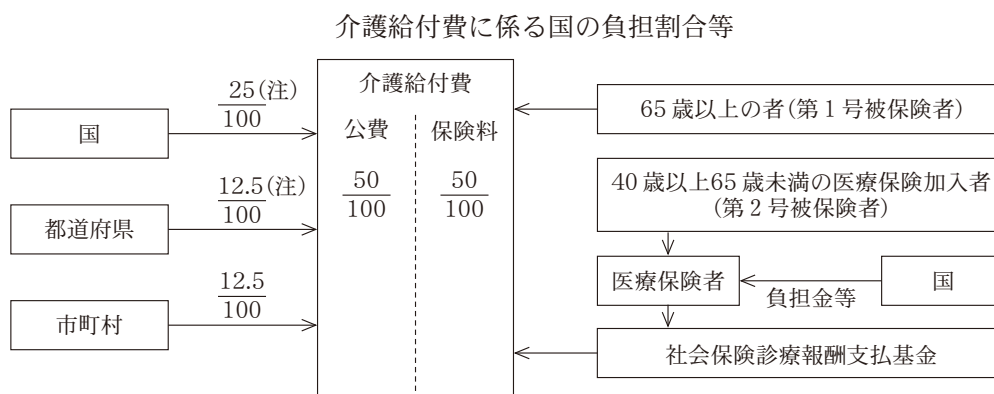
そして、公費負担については、介護保険法に基づき、介護給付費のうち、施設等分については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5(平成17年度以前は国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5)を負担し、施設等以外の分については、国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注6) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費及び介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注7) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

(参考図 2)



(注) 100分の25は施設等以外の分の負担割合であり、施設等分は、国が100分の20、都道府県が100分の17.5である。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、35都道府県において、268事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 過大となっていた支払の事態

検査の結果、20道府県に所在する100事業者に対して36都道府県の290市区町村等が行った16年度から23年度までの間における介護給付費の支払について、66,669件、393,996,556円が過大となっていて、これに対する国の負担額119,584,451円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類又は居宅介護支援の別に示すと次のとおりである。

ア 介護療養施設サービス

指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所)において要介護者等に提供する介護療養施設サービスについては、算定基準等によると、医師等の員数が医療法(昭和23年法律第205号)等に定められている員数に満たない場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数から85単位を減算し、さらに、医師の員数が医療法等に定められている員数の100分の60に満たない場合には、翌々月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数に100分の90を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。そして、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されて、医師の員数が3人未満に緩和されている場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数から12単位を減算することとなっている。また、多床室に入院させるとその者の著しい精神症状等により同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして個室への入院が必要と医師が判断した者であるなどの場合には、個室の単位数より高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、1 指定介護療養型医療施設は、医師の員数が医療法等に定められている員数を満たしていないのに、85 単位を減算しておらず、1 指定介護療養型医療施設は、医師の員数が医療法等に定められている員数の100分の60に満たないのに、上記の100分の90を乗ずることなく単位数を算定していた。そして、12 指定介護療養型医療施設は、医療法施行規則第49条の規定が適用され、医師の員数が3人未満に緩和されているのに、12 単位を減算していなかった。また、15 指定介護療養型医療施設は、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、20,359 件の請求に対して120 市区町村等が支払った介護給付費が135,578,967 円過大となっていて、これに対する国の負担額38,749,199 円は負担の必要がなかった。

イ 通所介護サービス

指定通所介護事業所において要介護者等に提供する通所介護サービスについては、算定基準等によると、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が、300 人以内の場合は小規模型通所介護費、300 人超 750 人以内(20 年度までは300 人超 900 人以内)の場合は通常規模型通所介護費、750 人超 900 人以内の場合は大規模型通所介護費(I)及び900 人超の場合は大規模型通所介護費(II)とし、それぞれの事業所規模ごとに1日のサービスの所要時間の区分に応じて定められた単位数等により介護報酬を算定することとなっている。また、20 年度までは、上記の平均利用延べ人員数が900 人を超える場合には、通常規模型通所介護費の所定の1日当たりの単位数に100分の90を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、22 指定通所介護事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300 人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらず小規模型通所介護費の区分により単位数を算定していたり、1 指定通所介護事業者は、750 人を超えていたのに、大規模型通所介護費(I)の区分によらず通常規模型通所介護費の区分により算定していたり、2 指定通所介護事業者は、900 人を超えていたのに、大規模型通所介護費(II)の区分によらず大規模型通所介護費(I)の区分により算定していたりしていた。また、2 指定通所介護事業者は、20 年度までの介護報酬の算定に当たり、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が900 人を超えていたのに、上記の100分の90を乗ずることなく単位数を算定していた。

このため、16,066 件の請求に対して57 市区町村等が支払った介護給付費が102,888,567 円過大となっていて、これに対する国の負担額33,726,598 円は負担の必要がなかった。

ウ 介護福祉施設サービス

指定介護老人福祉施設において要介護者等に提供する介護福祉施設サービスについては、算定基準等によると、介護療養施設サービスと同様に、個室への入所が必要と医師が判断した者であるなどの場合には、個室の単位数より高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、19 指定介護老人福祉施設は、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、5,868 件の請求に対して 57 市区町村等が支払った介護給付費が 44,198,771 円過大となっていて、これに対する国の負担額 13,243,451 円は負担の必要がなかった。

エ 居宅介護支援

指定居宅介護支援事業所において居宅サービス計画を作成等する居宅介護支援については、算定基準等によると、作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与(以下「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の事業者によって提供された訪問介護サービス等の占める割合が 100 分の 90 を超える場合(小規模な指定居宅介護支援事業所であるため作成した居宅サービス計画数が少ないなどの正当な理由がある場合を除く。)には、所定の 1 月当たりの単位数から 200 単位を減算することとなっている。そして、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置し、毎月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 及び要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 50 以上であるなどした場合には、1 月につき 500 単位を加算し、また、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置するなどした場合には、1 月につき 300 単位を加算することとなっている。なお、両加算は同時には算定できないこととなっており、また、上記減算の適用を受けている場合には、加算は算定できないこととなっている。

しかし、3 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がないのに上記の減算を行っておらず、このうち 2 指定居宅介護支援事業者は、減算となる期間に 300 単位を加算していた。また、1 指定居宅介護支援事業者は、300 単位の加算の要件を満たしてはいるものの、500 単位の加算の要件を満たしていないにもかかわらず、500 単位を加算していた。

このため、9,441 件の請求に対して 28 市区町等が支払った介護給付費が 36,120,552 円過大となっていて、これに対する国の負担額 10,513,196 円は負担の必要がなかった。

オ 介護保健施設サービス

介護老人保健施設において要介護者等に提供する介護保健施設サービスについては、算定基準等によると、介護療養施設サービスと同様に、個室への入所が必要と医師が判断した者であるなどの場合には、個室の単位数より高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、8 介護老人保健施設は、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、2,714 件の請求に対して 48 市区町村等が支払った介護給付費が 28,427,559 円過大となっていて、これに対する国の負担額 8,365,897 円は負担の必要がなかった。

カ その他の介護サービス

アからオまでの介護サービスのほか、^(注8) 5 介護サービスの 15 事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。

このため、12,221 件の請求に対して 43 市町等が支払った介護給付費が 46,782,140 円過大となっていて、これに対する国の負担額 14,986,110 円は負担の必要がなかった。

(注 8) 5 介護サービス 訪問介護サービス、通所リハビリテーションサービス、短期入所生活介護サービス、短期入所療養介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービス

このような事態が生じていたのは、事業者が算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村、一部事務組合、広域連合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、道府県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを道府県等別に示すと次のとおりである。

道府県等名	実施主体(事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	32市町(14)	17~22	7,846	41,430	13,391	ア、イ、オ、カ
福島県	19市町村(5)	17~22	1,503	17,874	5,057	ア、ウ、オ
栃木県	17市町(8)	17~22	4,998	26,241	8,217	イ、ウ、カ
千葉県	46市区町村(6)	17~22	4,526	27,747	7,428	ア、イ、ウ、オ
神奈川県	1市(1)	21~23	1,135	6,982	1,968	カ
富山県	8市等(3)	17~22	2,445	9,591	2,584	ア
石川県	7市町(3)	17~22	2,791	15,156	4,232	ア
岐阜県	17市町等(5)	18~22	3,969	36,518	10,456	ア、イ、ウ、カ
愛知県	6市町(1)	22、23	840	1,169	302	カ
滋賀県	17市区町(3)	20~23	7,188	27,510	7,922	エ
大阪府	18市町等(4)	16~23	4,320	14,823	4,334	ア、イ、エ
和歌山県	10市町(3)	19、20、22、23	2,210	10,891	3,653	イ
岡山県	10市村(6)	17~22	2,287	20,543	6,607	ア、イ、ウ、カ
広島県	12市町(6)	19~21	2,727	17,669	5,810	イ
高知県	27市町村等(4)	16~22	6,663	21,197	6,699	ア
福岡県	34市区町等(12)	17~22	6,124	31,471	9,727	ア、イ、ウ、オ、カ
佐賀県	10市町等(13)	18~23	1,967	43,543	12,897	ア、ウ、オ
長崎県	4市町(2)	19~21	1,811	9,054	3,140	イ、カ
宮崎県	3市町(1)	22、23	577	1,154	375	エ
沖縄県	3市等(1)	21、22	426	9,921	3,491	イ
石垣市	1市(1)	20~22	316	3,501	1,284	カ
計	290市区町村等 ⁽¹⁰⁰⁾	16~23	66,669	393,996	119,584	

注(1) 計欄の実施主体数は、道府県等の間で実施主体が重複することがあるため、各道府県等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 計欄の事業者数は、道府県等の間で事業者が重複することがあるため、各道府県等の事業者数を合計したものとは符合しない。

注(3) 摘要欄のア、イ、ウ、エ、オ、カは、本文の過大となっていた支払の事態の介護サービスの種類又は居宅介護支援の別に対応している。

上記の事態については、厚生労働省は、従来、発生防止に取り組んでいるとしているところであるが、さらに、都道府県等に対して事業者に対する指導を徹底させるなど、介護保険の適正な運営が図られるよう技術的助言を行う必要があると認められる。

(194) 自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

第3章
第1節
第8
厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	5 県、2 市
国の負担の根拠	障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)
実施主体	市 32、町 11、計 43 実施主体
事業者	指定生活介護事業者 2、指定就労移行支援事業者 1、指定就労継続支援 B 型事業者 5、計 8 事業者
過大に支払われた介護給付費等に係る障害福祉サービスの種類	生活介護サービス、就労移行支援サービス、就労継続支援 B 型サービス
過大に支払われた介護給付費等の件数	766 件(平成 21 年度～24 年度)
過大に支払われた介護給付費等の額	22,651,375 円(平成 21 年度～24 年度)
不当と認める国の負担額	11,325,687 円(平成 21 年度～24 年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、介護給付費及び訓練等給付費(以下、これらを合わせて「介護給付費等」という。)がある。介護給付費の支給の対象には生活介護サービス等^(注1)があり、訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援サービス^(注2)、就労継続支援 B 型サービス等^(注3)がある。

そして、障害者等が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

ア 障害者等は、居住地の市町村から介護給付費等を支給する旨の決定を受ける。

イ 支給決定を受けた障害者等(以下「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事等の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

(注 1) 生活介護サービス 常時介護を要する障害者に対して行われる、入浴、排せつ等の介護、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能等の向上のために必要な支援

(注 2) 就労移行支援サービス 就労を希望する 65 歳未満の障害者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(注3) 就労継続支援B型サービス 雇用契約に基づいて通常の事業所に就労することが困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた所定単位数に単価(10円～10.98円)を乗じて算定することとなっている。

そして、生活介護サービス、就労移行支援サービス及び就労継続支援B型サービスの各サービスに係る介護給付費等は、事業者が過度に利用者を受け入れることを未然に防止し、適正な障害福祉サービスの提供を確保するため、算定基準等により、サービスの利用定員が12人以上の事業所において、直近の過去3月間のサービスの利用者の延べ人数が、当該サービスの利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数等(以下「受入可能人数」という。)を超える場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

(4) 介護給付費等

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る介護給付費等を事業者に支払うこととなっており、介護給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額の100分の90又は100分の90を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において法令等で定める額となっている。

介護給付費等の支払手続については、①事業者が、介護給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を市町村から介護給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、介護給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査の上、同連合会を通じて事業者に介護給付費等を支払うこととなっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した介護給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、23都道府県において、61事業者に対する介護給付費等の支払について、介護給付費等の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 過大となっていた支払の事態

検査の結果、6県に所在する8事業者は、事業所における直近の過去3月間のサービスの利用者の延べ人数が受入可能人数を超えていたのに、前記の100分の70を乗ずることなく単位数を算定していたため、平成21年度から24年度までの間に、766件の請求に対

して43市町が支払った介護給付費等が計22,651,375円過大となっていて、これに対する国の負担額計11,325,687円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡県に所在する事業者Aは、就労継続支援B型サービスの提供を行った事業所における介護給付費等の算定に当たり、平成23年9月及び同年11月から24年2月までの間において、直近の過去3月間の利用者の延べ人数が受入可能人数を超えていたのに、その間に障害福祉サービスの提供を受けた利用者に係る169件について、所定単位数に100分の70を乗じていなかった。

このため、169件の請求に対して5市が支払った介護給付費等が計5,276,200円過大となっていて、これに対する国の負担額計2,638,100円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する認識が十分でなかったことにもよるが、市町において介護給付費等の算定について審査が十分でなかったこと、県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県等別に示すと次のとおりである。

県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費等の件数 件	過大に支払われた介護給付費等 千円	不当と認める国の負担額 千円	摘要
埼玉県	4市(1)	21、22	172	3,307	1,653	就労継続支援B型サービス
新潟県	7市町(1)	23、24	47	1,600	800	生活介護サービス
新潟市	1市(1)	23	25	1,706	853	同
高知市	17市町(1)	22	46	1,296	648	就労継続支援B型サービス
福岡県	8市町(2)	23	245	7,789	3,894	同
鹿児島県	4市(1)	23	87	4,266	2,133	就労移行支援サービス
沖縄県	2市(1)	21、22	144	2,684	1,342	就労継続支援B型サービス
計	43市町(8)	21~24	766	22,651	11,325	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 生活保護事業の実施において、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を調査して確実に収入認定するための体制を整備することにより、生活保護費等負担金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費(平成11年度以前は、一般会計 (組織)厚生本省 (項)生活保護費)
部局等	厚生労働本省(平成13年1月5日以前は厚生本省)、9都道府
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和25年法律第144号)
補助事業者(事業主体)	県1、市19、特別区6、計26事業主体

生活保護事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
特別児童扶養手当等の収入認定が適正に行われていなかった被保護世帯	71 世帯
上記の被保護世帯に係る収入未認定額	9557 万余円(昭和 61 年度～平成 24 年度)
特別児童扶養手当等の収入認定が適正に行われていなかったため過大に支給された保護費に係る国庫負担金相当額	7168 万円(昭和 61 年度～平成 24 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

生活保護における特別児童扶養手当等の収入認定について

(平成 24 年 10 月 19 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 事業の概要

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

生活保護法による保護(以下「保護」という。)は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。そのため、保護の実施に当たっては、各種の社会保障施策等の活用を図ることとされている。

そして、貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)の 4 分の 3 について生活保護費等負担金(平成 19 年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)を交付している。

全国の事業主体に対する負担金の交付額は、21 年度で 2 兆 2582 億余円、22 年度で 2 兆 4216 億余円に上っている。

(2) 保護費の支給基準及び収入認定

事業主体は、厚生労働大臣の定める「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知)等に基づき、保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として算定される生活費の額から被保護世帯における就労に伴う収入、手当収入等を基に収入として認定(以下「収入認定」という。)される額を控除して決定された保護費の額を支給することとなっている。

このため、被保護世帯は、収入状況等に変動があった場合には、その旨を速やかに事業主体に届け出なければならないこととなっている(以下、この届出を「収入申告」という)。

また、事業主体は、当該世帯の預金、現金等の資産の状況、世帯員の生活歴、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無及びその世帯における金銭収入等の全てについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係機関に対して調査を行うなどして収入源について直接に把握することとなっている。

そして、事業主体は、収入申告について、あらかじめ被保護世帯に申告の要領、手続等を十分理解させることとなっており、また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた被保護者からは、不正に受給した額を徴収することとなっている。

(3) 手当収入

収入認定の対象となる収入のうち、手当収入には、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき障害児等に支給される特別児童扶養手当^(注1)、障害児福祉手当^(注2)、特別障害者手当^(注3)及び経過的福祉手当^(注4)(以下、これらを「特別児童扶養手当等」という)があり、これらについては都道府県や市の福祉事務所等が支給事務等を行っている。

(注1) 特別児童扶養手当 障害児(20歳未満であって障害等級1級及び2級に該当する程度の障害の状態にある者)を監護又は養育している扶養義務者として都道府県知事の認定を受けた者に対して支給されるもの

(注2) 障害児福祉手当 重度障害児(障害児のうち政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者)として都道府県知事、市長等の認定を受けた者に対して支給されるもの

(注3) 特別障害者手当 特別障害者(20歳以上であって政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者)として都道府県知事、市長等の認定を受けた者に対して支給されるもの

(注4) 経過的福祉手当 昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に対して支給されるもの

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、特別児童扶養手当等の収入認定は適正に行われているか、特別児童扶養手当等を受給している被保護世帯間で収入認定が公平なものとなっているかなどに着眼して、^(注5)貴省及び22都道府県の92事業主体の111福祉事務所において、22年4月1日時点で特別児童扶養手当等を受給している世帯のうち、保護を受けている2,864世帯を対象として、保護費の支給決定等に係る関係書類により会計実地検査を行った。

(注5) 22都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、群馬、埼玉、新潟、山梨、岐阜、静岡、愛知、和歌山、岡山、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

^(注6)検査したところ、9都道府県の26事業主体の30福祉事務所において、71世帯の被保護世帯が、特別児童扶養手当等を受給しているのに、事実と相違した収入申告を行っているなど

しており、また、事業主体も特別児童扶養手当等の受給状況について十分な確認を行って
なかった。このため、次のとおり、保護費計 9557 万余円が過大に支給され、負担金相当額
7168 万余円が過大に交付されている事態が見受けられた。

(1) 被保護世帯から特別児童扶養手当等の受給について収入申告がなく、事業主体も受給状
況について確認を行っていなかったもの

8 都道府県の 23 事業主体の 27 福祉事務所における 53 世帯
過大に支給された保護費 7850 万余円
(うち負担金相当額 5888 万余円)

上記の事業主体は、被保護世帯が特別児童扶養手当等を受給しているのに、被保護者か
ら受給についての収入申告がなく、事業主体も受給状況について確認を行っていなかつた
ため、特別児童扶養手当等の収入認定を行っていなかった。

<事例 1>

事業主体 A は、平成 11 年 10 月に世帯 B を対象として保護を開始し、引き続き保護を実施
している。そして、17 年 1 月から 24 年 3 月までの保護費の支給に当たり、収入認定額の算定
において、同世帯からの収入はないとの申告に基づき、保護費の額を決定していた。

しかし、実際には、世帯 B は、この間に特別障害者手当計 230 万余円を受給していたにもか
かわらず、これについて収入申告を行っていなかった。また、事業主体 A も受給状況の確認を
行っていない。この結果、同世帯の収入 230 万余円が認定されておらず、230 万余円(負担
金相当額 172 万余円)の保護費が過大に支給されていた。

(2) 事業主体が被保護世帯の特別児童扶養手当等の申請又は受給について把握していたにも
かかわらず、収入認定を行っていなかったもの

5 都道府県の 11 事業主体の 11 福祉事務所における 18 世帯
過大に支給された保護費 1706 万余円
(うち負担金相当額 1280 万余円)

上記の事業主体は、被保護世帯から特別児童扶養手当等について申請を受けたり、受給
の報告を受けたりなどしていたにもかかわらず、その受給状況について確認を行わず、特
別児童扶養手当等の収入認定を行っていなかった。

<事例 2>

事業主体 C は、平成 18 年 6 月に世帯 D を対象として保護を開始した際に、当該世帯の長男
が身体障害者手帳 1 級を所持していることから、特別児童扶養手当等の申請を行うよう助言し
た。世帯主は、申請を行った結果、20 年 12 月から当該手当を受給することとなったが、事業
主体 C の助言に従って当該手当の支給を担当する部署に申請書等を提出したため、当該手当の
受給については事業主体内で把握されているものと考え、手当収入について事業主体 C への申
告を行わなかった。一方、事業主体 C は、当該世帯が特別児童扶養手当等を受給する可能性を
把握していたにもかかわらず、申請後の手当の受給状況について、支給を担当する部署等に確
認を行っていなかった。

この結果、20 年 12 月から 24 年 5 月までの保護費の算定に当たり、同世帯の特別児童扶養手
当等に係る収入計 268 万余円が認定されておらず、268 万余円(負担金相当額 201 万余円)の保
護費が過大に支給されていた。

そして、前記の71世帯に係る過大に支給されていた保護費9557万余円のうち、32世帯に係る3737万余円については、長期間にわたって特別児童扶養手当等の受給に係る調査確認等が行われておらず、保護費の不適正な支給から5年以上が経過していることから、時効(5年)等により返還を求める権利が消滅しており、収入認定が適正に行われていなかったことにより保護費が過大に支給されていたことが確認された場合でも、その返還を命じることができなくなっていた。

(注6) 9都道府県 東京都、北海道、秋田、群馬、埼玉、新潟、静岡、岡山、沖縄各県

(是正改善を必要とする事態)

このように、特別児童扶養手当等の収入認定が適時かつ適正に行われていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、特別児童扶養手当等を受給しているのに収入申告を行っていない被保護世帯がいることにもよるが、主として次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、特別児童扶養手当等の受給状況について関係部署に適時かつ適正に確認を行うなどして確実に把握できるような体制が必ずしも十分に整備されていないこと
- イ 貴省において、保護費の算定に当たり、特別児童扶養手当等の収入を認定するために、受給状況をより確実に把握できる取組を実施することについて、事業主体に対して徹底していないこと

3 本院が求める是正改善の処置

近年、被保護世帯数及び負担金の交付額は増加傾向にあり、引き続き保護の適正な実施が強く求められている。また、特別児童扶養手当等を受給している被保護世帯間において、収入申告を適正に行わなかった被保護世帯が過大な保護費を受給することとなる事態を回避する必要があることなどから、事業主体が収入認定を適正に行うことは極めて重要である。

については、貴省において、特別児童扶養手当等の収入が適時かつ適正に認定されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 事業主体に対して、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を必要に応じて関係部署に対して調査して確実に収入認定を行えるようにするため、認定手続に係る組織的な業務管理を徹底するなど更なる体制の整備を図るよう、技術的助言を行うこと
- イ 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、特別児童扶養手当等の受給の確認や収入認定が適正に行われていない事業主体に対する指導を徹底すること

(2) 医療保険において、介護保険との突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施することなどにより、医療給付と介護給付との給付調整が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費
		(項)生活保護費
		(項)障害保健福祉費

	<p>〔平成19年度は、(項)生活保護費 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費〕</p> <p>年金特別会計(健康勘定) (項)保険料等交付金</p> <p>〔平成20年度は、(項)保険給付費及保険者納付金 19年度は、(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金〕</p> <p>船員保険特別会計 (項)疾病保険給付費及保険者納付金 (平成19年度は、(項)老人保健拠出金)</p>
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等
医療保険における介護保険との給付調整の概要	同一の疾病又は負傷について、介護保険法に基づく介護給付を受けることができる場合に、医療保険において行われる給付の調整を行うもの
保 険 者 等	国、全国健康保険協会、県3、市59、特別区1、町9、後期高齢者医療広域連合28、国民健康保険組合8、計110保険者等
医療機関等数	医療機関60、薬局79
過大に支払われていた医療費の件数	16,897件(平成19年度～24年度)
過大に支払われていた医療費の額	1億4356万余円(平成19年度～24年度)
上記のうち国の負担額	5603万円

(前掲243ページの「医療費に係る国の負担が不当と認められるもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

医療保険における医療給付と介護保険における介護給付との給付調整について

(平成24年10月26日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 医療保険における医療給付等の概要

(1) 医療給付の概要

貴省は、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等(以下、これらを「医療保険各法」という。)に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、都道府県に設置されている後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)等(以下「保険者等」という。)が行う医療保

険における医療給付に関して、保険者等並びに医療機関及び薬局(以下、医療機関と薬局を合わせて「医療機関等」という。)に対する指導等を行うとともに、医療給付に要する費用の一部を負担している。

これらの医療給付においては、被保険者(被扶養者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け、又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、保険者等及び被保険者である患者がこれらの費用を医療機関等に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

そして、診療報酬等の請求、審査及び支払の手続は、次のとおりとなっている。

ア 医療機関等は、診療報酬等のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については各保険者等に請求する。

イ 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを審査支払機関であり都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)等に毎月1回送付する。

ウ 審査支払機関は、請求書及びレセプトに基づき請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

エ 請求を受けた保険者等は、医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(2) 医療給付と介護給付との給付の調整

医療機関等は、医療サービスの提供を行うほか、介護サービスの事業者として、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村の認定を受けた要介護被保険者等に対して介護給付の一環として医療サービスを提供できることとなっている。

ただし、同一の疾病等について要介護被保険者等が医療機関等で提供された医療サービスのうち介護保険法に基づく介護給付を受けることができる場合は、医療給付は行われないうこととされるなど給付の調整(以下、この調整を「給付調整」という。)を行うこととされている。

(3) 給付調整に係る医療費等の適正化の取組

国保連合会は、医療保険のうち国民健康保険及び後期高齢者等(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害状態にある者をいう。)を被保険者とする後期高齢者医療制度の診療報酬等の審査支払機関であるとともに、介護保険の介護報酬の審査支払機関も兼ねている。

このことから、国保連合会は、平成15年度から、社団法人国民健康保険中央会(24年4月1日以降は公益社団法人国民健康保険中央会)が貴省から交付された国庫補助金で導入した国保連合会介護給付適正化システム(以下「適正化システム」という。)により、医療給付と介護給付の給付の整合性が確認できるよう、患者ごとに医療保険と介護保険の給付情報を突合している。そして、20年度からは、老人保健制度に代わり後期高齢者医療制度が創設されて、介護保険法により介護給付の対象となる同制度の被保険者及び国民健康保険の40歳以上75歳未満の被保険者に係る給付情報が適正化システムによる突合の対象として加えられるなど、突合の対象の範囲が拡充されてきている。

また、国保連合会は、適正化システムによる突合を行い、給付調整について確認の必要性が高い患者を抽出して、当該患者の要介護度、要介護認定の有効期間開始日と終了日、被保険者番号、受診医療機関等名、抽出事由等(以下、これらを合わせて「突合情報」という。)が記載された一覧表を作成している。

そして、市町村及び広域連合は、一覧表に記載された突合情報を基に介護サービス事業所及び医療機関等に照会を行うことなどにより、介護保険と医療保険の給付内容等を確認すれば、給付調整について効率的なレセプト点検を実施できることになる。

このため、貴省は、20年6月に、都道府県の介護保険担当部局及び後期高齢者医療担当部局に対して通知(以下「活用通知」という。)を発して、市町村及び広域連合において、医療保険と介護保険との担当部局間の連携を密にするとともに、突合情報等を積極的に活用し、介護給付に加えて医療給付の適正化の推進等を図るよう指示している。また、21年4月に、広域連合に対して通知(以下「実施通知」という。)を発して、突合情報等を活用してレセプト点検を実施するよう指示している。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

国民医療費は逐年増加する傾向にあり、21年度には36兆0067億円に達している。このうち、国民健康保険における65歳以上75歳未満の前期高齢者の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費は、高齢化の急激な進行等により、17兆5236億円と国民医療費全体に占める割合は約48.7%に上っている。また、要介護被保険者等の数は23年度末には約514万人に達しており、65歳以上の総人口に占める割合は約17.0%に上っている。

このように医療費の抑制が喫緊の課題となっている中、貴省は、給付調整に関して、市町村及び広域連合が突合情報を活用してレセプト等の点検を効率的に実施するよう医療給付の適正化に向けての取組を行っている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における給付調整について突合情報を活用した効率的なレセプト点検が実施されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、27府県^(注)において、管内の保険者等が行った医療費の支払について、突合情報やレセプト等の関係書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について、突合情報等により給付内容の確認等を行うとともに、給付調整の実施について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び府県に対して調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注) 27府県 京都、大阪両府、岩手、山形、福島、栃木、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、奈良、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査の結果、27府県に所在する60医療機関及び79薬局において給付調整を行わないまま診療報酬等を算定して、医療費の請求を行っていた。そして、上記の医療機関等に対して110保険者等が行った19年度から24年度までの間における医療費の支払について、市町村の国民健康保険担当部局(以下「市町村国保部局」という。)及び広域連合において、当該市町

村の介護保険担当部局(以下「市町村介護部局」という。)又は国保連合会との連携が十分でなかったなどのため、国保連合会から突合情報の一覧表の提供を受けていなかったり、突合情報の一覧表の提供を受けていたのにこれを活用していなかったりして、給付調整について効率的なレセプト点検を実施していないなどしていた。このため、給付調整が適切に行われておらず、医療費の支払が16,897件、計1億4356万余円過大となっていて、これに対する国の負担額5603万余円は負担の必要がなかったと認められる。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

香川県後期高齢者医療広域連合は、実施通知等に対する認識が欠けていたため、レセプトの点検に当たり、給付調整を点検項目としておらず、また、香川県国民健康保険団体連合会との連携が十分でなく、同連合会から突合情報の一覧表の提供を受けていなかった。

しかし、同広域連合が同連合会から上記一覧表の提供を受け、これを活用してレセプト点検を実施するなどしていれば、医療機関等において給付調整が適切に行われずまま請求が行われていた1,438件、計20,266,416円の医療費を支払う必要はなかったと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

医療機関等において給付調整が適切に行われずまま医療費の請求が行われているのに、市町村国保部局及び広域連合において適正化システムにより提供される突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施するなどしていなかったため、医療費の支払が過大になっている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、前記のとおり、活用通知を都道府県の介護保険担当部局及び後期高齢者医療担当部局に対して発していたものの、都道府県の国民健康保険担当部局に対しては発していなかったことなどから、突合情報の活用について市町村国保部局まで周知されていないこと
- イ 都道府県において、市町村国保部局又は広域連合が行う給付調整に関するレセプト点検の実施状況を十分に把握しておらず、突合情報の活用が十分でない市町村国保部局又は広域連合に対して必要な指導を行っていないこと
- ウ 市町村国保部局及び広域連合において、給付調整に関するレセプト点検を実施することの必要性についての認識が十分でなかったこと、また、市町村介護部局又は国保連合会との間で突合情報を活用するための連携が十分でないこと
- エ 貴省及び都道府県において、診療報酬等の算定に際しての給付調整の適切な実施について、医療機関等に対する指導が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

我が国の国民医療費は、高齢化の急激な進行等により逐年増加する傾向にあり、医療費の抑制は喫緊の課題となっている。

については、貴省において、適正化システムによる突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施するための態勢整備を図ることなどにより、給付調整が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 都道府県の国民健康保険担当部局に通知を発するなどして、市町村国保部局に対して、レセプト点検の方法として突合情報を活用することを周知すること
 - イ 都道府県等に対して次のような技術的助言等を行うこと
 - (ア) 市町村国保部局又は広域連合に対して医療事務に関する指導監査等を行う際に、給付調整に関するレセプト点検の実施状況を十分に把握して、レセプト点検を実施する必要性について市町村等に周知徹底すること
 - (イ) 市町村国保部局又は広域連合に対して、給付調整に関するレセプト点検における突合情報の活用状況を確認して、活用が十分でない場合には、当該市町村介護部局又は国保連合会との連携を十分に図り、突合情報の活用を図るよう指導を徹底すること
 - ウ 都道府県を通じるなどして、医療機関等に対して、給付調整の適切な実施について改めて周知し、診療報酬等の算定を適正に行うよう指導を徹底すること
- (3) 労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金について、その政策効果を測定するアウトカム指標を達成しているか否かの評価をよりの確に行うため、正確なアウトカム実績を把握するための体制を整備するよう、また、支給後においても必要に応じて適切な支援を行うため、適時のフォローアップを行うよう意見を表示したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 仕事生活調和推進費
部 局 等	厚生労働本省、42 労働局
支給の根拠	予算補助
補助事業者	民間団体等
団体助成の概要	中小企業における労働時間等の設定の改善を推進するため、団体が実施する傘下事業主に対する相談等の事業に要した費用の一部を助成するもの
企業助成の概要	中小企業における労働時間等の設定の改善を推進するため、職場意識改善に係る計画に基づく措置を効果的に実施した事業主に助成金を支給するもの
平成21年度から23年度までの間に28労働局が団体助成の承認をした延べ団体数	77 団体
上記の団体に対する団体助成の支給額	3 億 0038 万円(背景金額)(平成21年度～24年度)
平成21年度から23年度までの間に42労働局が企業助成の認定をした事業主数	1,160 事業主
上記の事業主に対する企業助成の支給額	12 億 0050 万円(背景金額)(平成21年度～23年度)

【意見を表示したものの全文】

労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金のアウトカム実績の把握等について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金の概要

貴省は、中小企業における労働時間等の設定の改善を推進するため、中小企業事業主(以下「事業主」という。)の団体等(以下「団体」という。)に対して労働時間等設定改善推進助成金(以下「団体助成」という。)を支給するとともに、事業主に対して職場意識改善助成金(以下「企業助成」という。)を支給している(以下、団体助成と企業助成を合わせて「両助成金」という。)

団体助成は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が承認した団体が、傘下事業主に対する相談等の実施に要した費用について、原則として 300 万円を上限に助成するものであり、貴省は、労働時間等設定改善推進助成金支給要領(平成 18 年基発第 0401008 号)により、団体の傘下の全ての事業主(労働者を雇用していない事業主等を除く。以下「傘下事業主全体」という。)において、事業主が雇用する労働者の年次有給休暇平均取得率の上昇や、平均所定外労働時間数の削減に取り組むことなどを団体に対して求めている。

また、企業助成は、労働局が認定した事業主が、職場意識の改善に係る計画に基づく措置を効果的に実施した場合に、原則として単年度で一律 50 万円を 2 か年度にわたり支給するものであり、貴省は、職場意識改善助成金支給要領(平成 20 年基発第 0401010 号)により、同計画に事業主が雇用する労働者の年次有給休暇平均取得率の上昇や、平均所定外労働時間数の削減のための措置を盛り込むことなどを事業主に対して求めている(以下、両助成金における事業主が雇用する労働者の年次有給休暇平均取得率を「年休取得率」、平均所定外労働時間数を「所定外時間数」という。)

そして、平成 21 年度から 23 年度までの間に労働局から承認等を受けた団体及び事業主に係る両助成金の支給実績は、表 1 のとおり、計 16 億 0192 万余円となっている。

表 1 両助成金の支給実績

(単位：千円)

年 度	団体助成 注(1)		企業助成 注(1)				計		
			21 年度認定分		22 年度認定分			23 年度認定分	
平成 21	(35)	158,890	(432)	216,000	—	—	374,890		
22	(29)	99,324	(368)	211,000	(477)	387,000	—	697,324	
23	(14)	45,213	—	—	(378)	229,500	(346)	255,000	529,713
計	(78)	303,429			(2,001)	1,298,500			1,601,929

注(1) ()内は、団体助成については団体数、企業助成については事業主数である。団体助成については、平成 21 年度と 22 年度で 10 団体、22 年度と 23 年度で 7 団体が重複している。

注(2) 千円未満で切り捨てている。

(2) 両助成金のアウトカム指標及びアウトカム実績

両助成金は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づく事業として、労働者

の安全及び衛生の確保等を行う社会復帰促進等事業の一つに位置付けられている。貴省は、「社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針」(平成20年労働基準局策定。以下「基本方針」という。)等において、PDCA(Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善))サイクルによる不断のチェックを行うなどのため、社会復帰促進等事業として実施する各事業について毎年度成果目標を設定して、その達成の状況等を社会復帰促進等事業に関する検討会において検証するなどして評価を行い、評価結果を成果目標を設定した年度の翌々年度の概算要求に反映することとしている。

毎年度設定する成果目標については、事業の実施による政策効果を測定する具体的な評価指標(以下「アウトカム指標」という。)や事業執行率を測定する評価指標を設定して、それぞれの達成の状況の評価することとしている。そして、貴省は、これらの評価指標のうち、アウトカム指標について、この指標が未達成と評価された場合には、その要因を分析の上、当該事業について見直し又は廃止を行うこととしている。

貴省は、基本方針に基づき、21年度から23年度までの間に労働局から承認等を受けた団体及び事業主に対して支給した各年度の両助成金のアウトカム指標として、年休取得率の上昇度合い(3.5ポイント以上の上昇等)及び所定外時間数の削減割合(10%以上の削減)を設定するなどしている。そして、貴省は、各年度においてアウトカム指標の実績値を検証し、それぞれ達成されたと評価しており、この評価結果に基づいて、両助成金の予算の概算要求を継続して行っている(以下、両助成金のアウトカム指標である年休取得率の上昇度合い及び所定外時間数の削減割合について、その実績値を「アウトカム実績」という。)

(3) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険で行う雇用安定事業の一環として、景気の変動等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する被保険者について休業等を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

貴省は、雇用調整助成金を受給している事業主も本件の企業助成の対象となるとしており、傘下の事業主が雇用調整助成金を受給している場合の団体助成についても同様であるとしている。

(4) 両助成金に係るフォローアップ

貴省は、両助成金の支給が終了した後においても団体及び事業主が取組を継続するよう働きかけるために、23年度から、両助成金の支給が終了した直後に、労働時間の設定改善に向けて労働局の更なる支援等を希望するかどうかについてアンケート調査を実施している。

また、23年度の労働局に対する貴省本省の通知において、両助成金における事業主に対して必要に応じて更なる取組の指導を実施するなどのフォローアップを行うことを求めている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、前記のとおり、両助成金のアウトカム指標の達成の状況の評価し、評価結果を踏まえて必要に応じて事業の見直しなどを行うとしていることなどから、アウトカム指標の実績値であるアウトカム実績を的確に把握することが重要である。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、両助成金のアウトカム実績は的確に把握されているかなどに着眼して、28労働局が21年度から23年度までの間に承認した延べ77団体に対して支給した団体助成3億0038万余円、42労働局が21年度から23年度までの間に認定した1,160事業主に対して支給した企業助成12億0050万円、計15億0088万余円を対象として、貴省本省及び18労働局において、両助成金に係る報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。また、上記の42労働局から両助成金のアウトカム実績の把握方法等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(注1) 28労働局 秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、大分、鹿児島、沖縄各労働局

(注2) 42労働局 北海道、青森、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(注3) 18労働局 北海道、埼玉、東京、神奈川、福井、静岡、愛知、和歌山、大阪、岡山、広島、香川、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 両助成金のアウトカム実績の把握方法について

貴省における両助成金のアウトカム実績の把握方法を確認したところ、団体及び事業主は、両助成金の助成開始前及び助成終了時における傘下事業主等の年休取得率及び所定外時間数をそれぞれ把握して、これらの数値を所定の報告書に記載して労働局へ提出していた。そして、労働局は、提出を受けた報告書を審査の上、上記の数値について貴省本省へ報告を行い、貴省本省は、この報告を集計して両助成金のアウトカム実績として把握していた。

そこで、貴省が把握していた両助成金のアウトカム実績の状況について更に検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 団体助成において、正確な年休取得率及び所定外時間数が把握されていないと認められるもの

(ア) 助成開始前及び助成終了時の両方の年休取得率及び所定外時間数を把握できた傘下事業主の数が少なかったもの

貴省は、助成開始前及び助成終了時の年休取得率及び所定外時間数について、いずれも傘下事業主全体の状況を把握しているとしている。

しかし、前記の延べ77団体のうち、年休取得率の上昇に取り組んだ延べ75団体及び所定外時間数の削減に取り組んだ延べ74団体が年休取得率等の算出対象としていた傘下事業主数についてみたところ、助成開始前及び助成終了時の両方の時点において共に算出対象となっていた傘下事業主数が、当該団体の傘下事業主全体数の50%未満となっていた団体が、表2のとおり、年休取得率で39団体(全体の52.0%)、所定外時間数で35団体(全体の47.3%)見受けられた。

表2 年休取得率等の算出対象となっていた傘下事業主数の割合

団体の取組内容	取組団体数	助成開始前及び助成終了時の両方の時点において共に算出対象となっていた傘下事業主数/傘下事業主全体数(%)			
		100%	100%未満 50%以上	50%未満	回収した傘下事業主数を確認できなかったもの
年休取得率の上昇	75	7 (9.3%)	23 (30.7%)	39 (52.0%)	6 (8.0%)
所定外時間数の削減	74	9 (12.2%)	26 (35.1%)	35 (47.3%)	4 (5.4%)

<事例1>

大分労働局管内のA組合は、平成22年度に労働時間等の設定改善に取り組み、傘下事業主全体(165事業主)の年休取得率が6.5ポイント上昇し、1か月当たりの所定外時間数が19.3時間削減されたなどと報告していた。

これについて本院が確認したところ、同組合は、調査票を傘下事業主全体に対して配布して、これらを回収して年休取得率等を把握していたが、全事業主から回答を得られなかったことなどにより、助成開始前及び助成終了時の両方の年休取得率等を把握できた事業主数は、17事業主(10.3%)にすぎなかった。また、同組合が助成開始前の年休取得率等を把握できた事業主数は33事業主、助成終了時の年休取得率等を把握できた事業主数は20事業主にとどまっていた。

(注4) 助成開始前 労働局の承認又は認定を受けた年度の前年度

(注5) 助成終了時 団体助成については労働局の承認を受けた年度。2か年度にわたって支給される企業助成については労働局の認定を受けた年度の翌年度

(イ) 貴省が示した年休取得率の算出方法と異なる算出方法で年休取得率を算出していたと認められるもの

貴省本省は、労働局に対して、年休取得率の算出方法について、算定期間中の年次有給休暇取得日数を前年度からの繰越分を除く算定期間中の同付与日数で除して算出するものとして、労働局を通して支給対象団体に対して示しているとしている。

そこで、前記の年休取得率の上昇に取り組んだ延べ75団体が年休取得率の算出方法を傘下事業主に適切に示しているか確認したところ、貴省が示しているとしている算出方法と異なる方法を支給対象団体が調査票に示していて、その結果、年休取得率を貴省が示している算出方法と異なる方法で算出していたと認められる団体が、表3のとおり、44団体(全体の58.7%)見受けられた。

表3 支給対象団体が調査票に示していた年休取得率の算出方法

取組団体数	①貴省が示していた算出方法を示していた団体数	左とは異なる方法を示していた団体数			算出方法を具体的に示していなかった団体数	算出方法を確認することができなかった団体数
		②取得日数を付与日数(いずれも前年度からの繰越分を除く。)で除して算出	③取得日数を付与日数(前年度からの繰越分を含む。)で除して算出	④付与日数を上限とした取得日数を付与日数(前年度からの繰越分を除く。)で除して算出		
75	14 (18.7%)	20 (26.7%)	16 (21.3%)	8 (10.7%)	13 (17.3%)	4 (5.3%)
		44 (58.7%)				

(注) 例えば、今年度の年次有給休暇付与日数20日、前年度からの繰越分10日、今年度の年次有給休暇取得日数25日の場合における上記の算出方法ごとの結果は、次のとおりとなる。① 25日÷20日=125%、② 15[25-10]日÷20日=75%、③ 25日÷30[20+10]日=83%、④ 20[今年度付与日数である20が上限]日÷20日=100%

イ 雇用調整助成金を受給して休業させるなどしている労働者を所定外時間数等の算出対象に含めていたもの

雇用調整助成金を受給している事業主において、例えば、休業させた労働者について、助成終了時の所定外時間数等の算出対象に含めた場合は、含めない場合に比べて所定外時間数の数値が小さくなるなど、貴省が把握しようとしている所定外時間数等の数値に影響を与えることになる。

これについて、貴省本省は、休業している労働者については、労働時間等が存在しないことから、所定外時間数等の算出対象に含めないことになっているとしているが、労働局や団体及び事業主に対してこの考え方を明示していなかった。

そこで、本院が所定外時間数等の算出対象となった労働者の状況を確認することができた企業助成についてみたところ、企業助成の算出期間中に雇用調整助成金を受給していた事業主が197事業主見受けられ、このうち191事業主(雇用調整助成金を受給していた事業主の96.9%)は、休業させるなどしていた労働者を所定外時間数等の算出対象に含めていて、雇用調整助成金を受給して休業させるなどしている労働者が所定外時間数等のアウトカム実績に影響を与えていると認められた。

<事例2>

東京労働局管内の株式会社Bは、平成21、22両年度に労働時間等の設定改善に取り組んだ結果、所定外時間数が企業助成の助成開始前の196.2時間から助成終了時の66.8時間に削減されたなどと報告していた。

これについて本院が確認したところ、同社は、22年度中に雇用する労働者のうち一部の労働者を休業させて雇用調整助成金を受給していたが、当該労働者を除外することなく所定外時間数の算出対象に含めていた。そこで、算出期間中に全日休業させていた労働者を算出対象から除外すると、助成終了時に係る所定外時間数は最低でも96.6時間であったと認められる。

以上のとおり、団体助成の助成開始前及び助成終了時の両方の年休取得率等を把握できた傘下事業主の数が少なかったり、貴省が示した年休取得率の算出方法と異なる算出方法で年休取得率を算出していたと認められるものが見受けられたり、雇用調整助成金を受給して休業させるなどしている労働者を所定外時間数等の算出対象に含めていたりするなど、正確なアウトカム実績の把握が行われていないと認められる。

(2) 両助成金に係る支給後のフォローアップの実施状況について

前記のとおり、貴省は、両助成金の支給が終了した直後にアンケート調査を実施しており、また、貴省本省は、労働局に対して通知を発して、フォローアップを行うことなどを求めている。

そこで、24年4月時点の両助成金に係る支給後のフォローアップの実施状況についてみたところ、上記のアンケート調査の実施以外にフォローアップを全く行っていない労働局が、団体助成については28労働局のうち26労働局(92.8%)、企業助成については41労働局のうち19労働局(46.3%)^(注6)見受けられた。

(注6) 41労働局 前記の42労働局から、平成21、22両年度に企業助成の認定がない青森労働局を除いたもの。企業助成は2か年度にわたり支給することとされており、23年度に企業助成の認定を受けた事業主は24年度まで取組を継続していることから、フォローアップの実施状況に係る本院の調査対象から除外している。

(改善を必要とする事態)

以上のように、貴省は、両助成金のアウトカム指標の達成の状況を評価し、評価結果を踏まえて必要に応じて事業の見直しなどを行うとしているのに、正確なアウトカム実績を把握していなかったり、貴省本省が労働局に対してフォローアップを行うことを求めているのに、両助成金に係る支給後のフォローアップを実施していない労働局が見受けられたりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 正確なアウトカム実績を把握することや、これを把握するために必要な体制を整備することの重要性について認識が十分でないこと
- イ 両助成金の支給後における事業主の取組状況をフォローアップすることについて労働局に対する貴省本省の周知徹底が十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、両助成金を含めた社会復帰促進等事業について、PDCA サイクルによる不断のチェックを行うなどのため、毎年度の成果目標の達成の状況等を踏まえ、個別の事業の必要性について徹底した精査を実施するなどとしている。また、両助成金は、年休取得率の上昇や所定外時間数の削減が必要な事業主への効果的な支援であるとして、今後も支給するとしている。

については、貴省において、両助成金について、正確なアウトカム実績を把握してアウトカム指標を達成しているか否かの評価をよりの確に行うこととなるよう、また、両助成金の支給後においても必要に応じて適切な支援が行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 両助成金に係る正確なアウトカム実績を把握するため、労働局が正確なアウトカム実績の把握に必要な事業主の年休取得率等の報告を審査の上貴省本省がこれに基づいたアウトカム実績を把握することができる体制を整備すること
- イ 両助成金の支給後における事業主の取組状況を把握するため、労働局に対して適時にフォローアップを行うよう周知徹底を図ること

(4) 第三者行為事故に係る年金の支給停止の制度について、年金の支給と第三者からの損害賠償の重複が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示したものの

会計名及び科目	年金特別会計(基礎年金勘定) (項) 基礎年金給付費 (厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
支給停止の根拠	厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 40 条第 2 項 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 22 条第 2 項
支給停止の概要	同一の事由について年金の支給と第三者からの損害賠償が重複することを避けるため、厚生年金保険法又は国民年金法の規定に基づき、年金を受給する被保険者等が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度で年金の支給を停止するもの

厚生年金保険等の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構
平成23年1月から同年12月までの間に支給停止が解除された者に係る重複上限額	11億7022万余円
上記のうち実際に二重補償となっていた遺族厚生年金等の額	2億8805万円

【意見を表示したものの全文】

第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について

(平成24年10月26日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 第三者行為事故の概要

貴省は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、被保険者の老齢、障害又は死亡に関し、被保険者又はその遺族(以下「被保険者等」という。)に対して、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等の年金給付を行っている。

このうち、年金給付の原因である被保険者の障害又は死亡が交通事故等のように第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故を被った被保険者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合(以下「第三者行為事故」という。)には、厚生年金保険法又は国民年金法において年金給付に関する特例を定めている。

(2) 支給停止及び支給停止期間等の概要

被保険者等が被った第三者行為事故に係る損害は、最終的には事故発生の原因となった第三者が賠償すべきものであることなどから、厚生年金保険法第40条第2項又は国民年金法第22条第2項の規定において、被保険者等が第三者から損害賠償を受けたときは、国はその損害賠償額を限度として年金の支給停止ができることとする特例を定めている。この特例により、同一の事故による損害に対して年金の支給と第三者からの損害賠償の重複(以下「二重補償」という。)が避けられることとなっている。

そして、貴省は、「厚生年金保険法第40条第2項の規定による取扱いについて」(昭和36年6月14日保険発第56号)又は「国民年金法に基づく給付と損害賠償額との調整について」(昭和37年10月22日庁保発第10号。以下、これらを合わせて「取扱通知」という。)において、次のとおり、第三者行為事故に該当する場合に年金を支給停止する期間等を定めている(図1参照)。

- ① 被保険者等が第三者から受領した損害賠償金から医療費、葬祭費等の実支出額及び慰謝料の合計額を控除して、生活保障費相当額に対応する損害賠償金(以下「調整対象損害賠償金」という。)を算出する。

- ② 調整対象損害賠償金を所定の1月当たりの基準生活費で除するなどして、基本の支給停止月数(以下「基本支給停止月数」という。)を算出する。
- ③ 基本支給停止月数が24月以下の場合、その月数を、また、基本支給停止月数が24月を超える場合は、24月を限度(以下「支給停止限度期間」という。)として、調整(以下「調整措置」という。)を行う。
- ④ 事故発生の翌月から年金の受給権発生月までの月数(以下「控除月数」という。)を調整措置後の支給停止月数から控除した後の月数を、実際の支給停止月数(以下「実支給停止月数」という。)とする。

図1 年金支給停止期間の算出過程

①	調整対象 損害賠償金	= 損害賠償金 - (実支出額 + 慰謝料)
②	基本支給 停止月数	= $\frac{\text{調整対象損害賠償金} \times \text{所定の割合}^{(注)}}{\text{1月当たりの基準生活費}}$
③	調整措置後の 支給停止月数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本支給停止月数が24月以下の場合、基本支給停止月数 ・ 基本支給停止月数が24月を超える場合は、24月
④	実支給 停止月数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調整措置後の支給停止月数 - 控除月数 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(注) 年金の種類等に対応した所定の割合を乗じ、さらに、遺族年金の場合は遺族の相続割合を乗じる。</p>

このような形で年金と第三者からの損害賠償金との調整が行われるのは、損害賠償金のうち年金と同じ性格を持っている部分、すなわち被保険者等の生活を保障する部分を調整の対象としていることによる。具体的には、上記のように、被保険者等が第三者から受けた損害賠償金のうち調整対象損害賠償金を算出し、この金額が被保険者等の世帯の基準生活費の何月分に相当するかを算出して、この月数分(24月を限度)の年金を支給停止することとしている。

そして、貴省は、取扱通知において支給停止限度期間を24月とした理由について、第三者行為事故の大部分を交通事故が占めていることから、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)からの平均的な保険給付額のうち調整対象損害賠償金に相当する額によって被保険者等が平均的な生活を行うことができる月数が24月に相当することとしている。

なお、第三者行為事故による年金の支給停止に係る事務は、貴省から厚生年金保険等の事業に関する事務の一部について権限の委任又は事務の委託を受けた日本年金機構(以下「機構」という。)本部において、一元的に実施されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

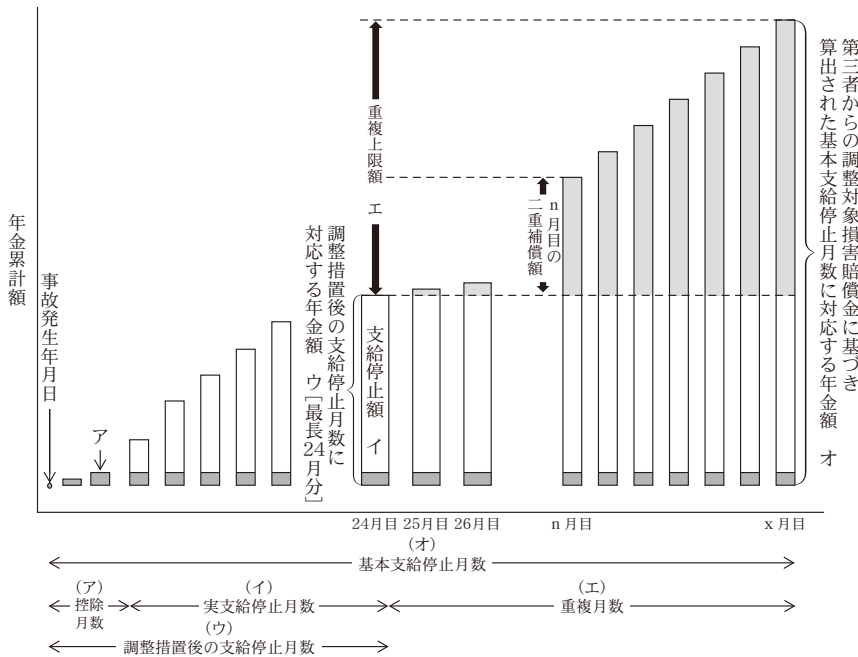
本院は、経済性等の観点から、支給停止限度期間の設定は適切か、二重補償が発生していないかなどに着眼して、貴省本省及び機構本部において、第三者行為事故による年金の支給停止の制度に関する資料の提出を受けて、同制度の内容等について聴取するなどの方法により、会計実地検査を行った。そして、第三者行為事故による年金の支給停止が行われていた被保険者等のうち平成23年1月から同年12月までの間に支給停止が解除された者387人を対象として、機構本部からこれらの者に係る年金額や年金支給停止期間、同期間を算出した

際に用いた損害賠償金等のデータの提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、調整措置により最長でも支給停止限度期間の24月しか年金の支給停止が行われなため、支給停止解除後に二重補償(図2参照)が生じていると認められる事態が見受けられた。

図2 二重補償が発生する事態のイメージ



- ア 控除月数(ア)に対応する年金額
- イ 実支給停止月数(イ)に対応する年金額(支給停止額)
- ウ 調整措置後の支給停止月数(ウ)に対応する年金額(ア+イ)
- エ 重複月数(エ)に対応する年金額(重複上限額)
- オ 基本支給停止月数(オ)に対応する年金額(ウ+エ)

検査の対象とした387人に係る年金の支給停止等の状況を見ると、表1のとおり、基本支給停止月数が支給停止限度期間の24月を超えているため調整措置が執られた者は304人となっている。そして、これらの304人に係る基本支給停止月数は計18,486月であるのに対して、調整措置後の支給停止月数は計7,296月となっていて、両者には11,190月という大きな開差があった。これは、支給停止限度期間の24月が基本支給停止月数と比べて相当短く設定されていることによると認められる。

表1 検査の対象とした387人に係る年金の支給停止等の状況 (単位：人、月、千円)

項目	基本支給停止月数		計
	24月以下	24月超	
人数	83	304	387
基本支給停止月数	1,571	18,486	20,057
調整措置後の支給停止月数	1,571 (調整措置なし)	7,296	8,867

(単位：人、月、千円)

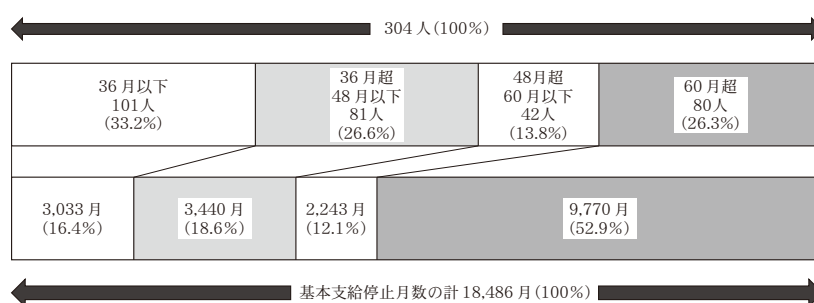
項目	基本支給停止月数		計
	24 月以下	24 月超	
控除月数	22	234	256
実支給停止月数	1,549	7,062	8,611
支給停止額	119,365	660,019	779,385

注(1) 支給停止額は、平成 24 年 3 月末現在の年金額を基に試算した額である。

注(2) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計と計欄が一致しないものがある。

そして、これらの 304 人に係る基本支給停止月数の状況をみると、図 3 のとおり、基本支給停止月数が 60 月を超えている者が 80 人(26.3%)、これらの者に係る基本支給停止月数は計 9,770 月(52.9%)と全体の過半を占める状況となっていた。

図 3 調整措置が執られた 304 人に係る基本支給停止月数の状況



(注) 構成比は四捨五入しているため、合計しても 100% にならないものがある。

また、これらの 304 人については、前記図 2 のとおり、調整措置後の支給停止月数が経過して年金の支給停止が解除された以降、基本支給停止月数から調整措置後の支給停止月数を差し引いた月数(以下「重複月数」という。)の間に支給される年金の合計額(以下「重複上限額」という。)を限度として、二重補償が生じ得る状態となっていると認められた。そして、第三者行為事故による年金の支給が基本支給停止月数に達するまでの期間は二重補償が継続することになると認められた。

そこで、これらの 304 人に係る重複月数、重複上限額及び支給停止解除後から 24 年 6 月までの間における実際の二重補償の発生状況をみると、表 2 のとおり、重複月数は計 11,190 月、重複上限額は計 11 億 7022 万余円、実際に発生していた二重補償額は計 2 億 8805 万余円となっていた。

表 2 304 人に係る重複上限額及び支給停止解除後から平成 24 年 6 月までの二重補償額等の状況

(単位：人、月、千円)

項目	重複月数					計
	12 月以下	12 月超 24 月以下	24 月超 36 月以下	36 月超 48 月以下	48 月超	
人数 (構成比)	101 (33.2%)	81 (26.6%)	42 (13.8%)	20 (6.6%)	60 (19.7%)	304 (100%)
重複月数 (構成比)	609 (5.4%)	1,496 (13.4%)	1,235 (11.0%)	827 (7.4%)	7,023 (62.8%)	11,190 (100%)
重複上限額 (構成比)	55,647 (4.8%)	130,926 (11.2%)	102,151 (8.7%)	83,971 (7.2%)	797,524 (68.2%)	1,170,221 (100%)
二重補償額に 対応する月数 (構成比)	573 (18.8%)	990 (32.4%)	505 (16.5%)	246 (8.1%)	741 (24.3%)	3,055 (100%)

(単位：人、月、千円)

項 目	重複月数					
	12 月以下	12 月超 24 月以下	24 月超 36 月以下	36 月超 48 月以下	48 月超	計
二重補償額 (構成比)	52,925 (18.4%)	87,975 (30.5%)	40,966 (14.2%)	25,409 (8.8%)	80,780 (28.0%)	288,056 (100%)

注(1) 重複上限額及び二重補償額は、平成 24 年 3 月末現在の年金額を基に試算した額である。

注(2) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計と計欄が一致しないものがある。

注(3) 構成比は四捨五入しているため、合計しても 100% にならないものがある。

上記の二重補償の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

被保険者 A は、平成 21 年 2 月に交通事故に遭い、同月に死亡した。A の遺族である年金受給権者 B は、第三者から当該事故に対する損害賠償金として 1 億 6229 万余円を受領していた。そして、B の調整対象損害賠償金に基づいて算出された基本支給停止月数は 383 月となるが、調整措置後の支給停止月数は支給停止限度期間の 24 月となるため、B は 21 年 3 月から 23 年 2 月までの 24 月分の遺族厚生年金 416 万余円の支給を停止されていた。

このため、基本支給停止月数 383 月から調整措置後の支給停止月数 24 月を差し引いた重複月数 359 月に対応する年金額 6227 万余円を重複上限額として、支給停止解除に伴う二重補償が生じ得る状態となっていた。そして、支給停止解除月の翌月の 23 年 3 月から 24 年 6 月までの間に、B に対して支給された 16 月分の年金額 277 万余円が、実際に二重補償となっていた。

前記のとおり、貴省は、第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間を 24 月と設定した理由について、自賠責保険による平均的な保険給付額のうち調整対象損害賠償金に相当する額によって平均的な生活を行うことができる月数が 24 月に相当することよるとしている。また、この点について、21 年度の自賠責保険の死亡保険金の平均支払額 (2391 万円) 等に基づいて検証した結果からみて、現行の支給停止限度期間は妥当であるとしている。

しかし、被保険者等が第三者から受領する損害賠償金には、自賠責保険からのもの以外に民間の任意保険等からのものもあり、自賠責保険、任意保険いずれからのものであっても、損害賠償金は原則として金銭給付であり、調整対象損害賠償金に相当する部分については、被保険者等の生活保障に充てられるという性格や目的を有していることについて両者に差異はないと認められる。現に、調整対象損害賠償金は、自賠責保険と任意保険を区別することなく、両者からの損害賠償金を合わせた額を基に算出されている。

そして、調整措置が執られた 304 人が自賠責保険及び任意保険の別を問わず受領した損害賠償金の総額の状況を見ると、表 3 のとおり、貴省が検証に用いた自賠責保険からの死亡保険金の平均支払額を上回る額を受領している者が大多数を占めている状況となっていた。

表 3 調整措置が執られた 304 人が受領した損害賠償金の状況 (単位：人)

損害賠償金	2500 万円 以下	2500 万円超 5000 万円以下	5000 万円超 7500 万円以下	7500 万円超 1 億円以下	1 億円超	計
人 数 (構成比)	19 (6.3%)	217 (71.4%)	49 (16.1%)	12 (3.9%)	7 (2.3%)	304 (100%)

したがって、支給停止限度期間の設定に当たって、同一の事故による損害に対して二重補償を避けるという制度の趣旨を徹底するためには、任意保険を含めた損害賠償金の受領額全体を考慮した上で、支給停止限度期間を設定する必要があると考えられる。

また、貴省が、取扱通知により支給停止限度期間を24月と設定した昭和36年当時の対人賠償任意保険の加入率は10.6%であったのに対して、平成23年3月末時点では加入率は73.4%にまで増加している。そして、その賠償限度額についても無制限となっているなど1億円を超える保険契約が99%以上を占める状況となっており、さらに、交通事故のうち人身事故に対する民事の損害賠償額も高額化してきている。これらのことから、調整対象損害賠償金が高額化して、基本支給停止月数が支給停止限度期間として設定した24月を大きく上回るものが多数見受けられ、支給停止解除後、二重補償となる期間の長期化が顕在化する傾向にある。

(改善を必要とする事態)

上記のような社会経済情勢等の変化が生じているにもかかわらず、貴省において、24月と設定した支給停止限度期間について見直しを行っていないことにより、二重補償となる期間が長期化して、支給停止解除後の二重補償額が多額に上っている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、社会経済情勢等の変化により任意保険の加入が広く普及した結果、第三者行為事故に係る損害賠償金が高額化して、支給停止限度期間である24月の経過後も二重補償となる期間が長期化してきている事態についての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、近年の対人賠償任意保険の加入率の増加、人身事故に対する民事の損害賠償額の高額化という社会経済情勢等の変化を踏まえて、厚生年金保険及び国民年金の公的年金制度を適切に運営していく必要がある。

については、貴省において、支給停止の制度の趣旨を踏まえて、年金給付により被保険者等の生活を保障していくという公的年金制度の目的等も勘案して、支給停止解除後の二重補償額が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示する。

- (5) 中央労働災害防止協会に委託して実施している安全衛生教育センターの業務運営から生じた剰余金について、適切な規模となるよう具体的な検討を行い、これを超える分を国庫へ納付させるなどするよう意見を表示したもの

部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	安全衛生教育センターの業務の運営に関する委託契約
契 約 の 概 要	安全衛生教育に従事する指導員の養成、その他安全衛生教育の水準の向上を図るために必要な業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	中央労働災害防止協会
契 約	昭和53年10月(当初契約48年5月)
協会が保有していた剰余金	6億1658万円(平成23年度末)

【意見を表示したものの全文】

協会に委託した安全衛生教育センターの業務運営から生じた剰余金について

(平成24年10月26日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 委託契約等の概要

(1) 委託契約の概要

貴省は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、事業者が行う安全又は衛生のための教育(以下「安全衛生教育」という。)の効果的な実施を図るために、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めることとされている。そして、貴省は、安全衛生教育に関する指導員の養成等を行うための教育研修施設として、安全衛生教育センター(東京安全衛生教育センター(昭和48年設置)及び大阪安全衛生教育センター(53年設置))(以下「センター」という。)を設置している。

そして、貴省は、東京安全衛生教育センターを48年に設置した際に労働災害防止団体系法(昭和39年法律第118号)に基づき労働災害の防止を図ることを目的として設立された中央労働災害防止協会(以下「協会」という。)と委託契約を締結して、安全衛生教育に係る研修業務のセンターの業務運営を委託している。その後、大阪安全衛生教育センターを設置した53年には、48年の委託契約を廃止し、改めて委託契約を締結している。

また、委託契約に基づき、センターの教育研修施設(平成23年度末現在の土地、建物等の国有財産台帳価格計6億9923万余円)を協会に使用させており、センターの業務運営に必要な経費をセンターの業務運営に伴う収入をもって支弁させることとしていることから、委託契約の契約金額は無償としている。

(2) 委託業務に係る経理等

センターの委託業務に係る経理等については、委託契約において、次のとおり定められている。

ア 協会は、特別会計を設けて委託に係る業務に関する経理を行う。

イ 協会は、特別会計において毎年度の決算上生じた剰余の額については、その100分の50以上に相当する額を積立金として積み立て、残りの額を繰越剰余金として処理する。また、決算上損失が生じた場合はその損失を繰越剰余金から減額し、なお不足があるときは貴省の承認を得て積立金から減額し、これによってもなお不足があるときは繰越欠損金として処理する。

ウ 協会は、毎年度、委託に係る業務に関し収支決算報告書を作成し、貴省に提出する。

エ 協会は、委託契約が解除されたときは、特別会計を清算し、剰余の資産があるときはこれを国に引き渡す。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、センターの業務運営により生じた決算上の剰余の額についてどのように処理されているか、協会が保有する繰越剰余金等の規模は適切かなどに着眼して、貴省及び協会において、収支決算報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 協会の特別会計の状況

協会は、国から委託を受けたセンターの業務運営に関する経理を明確にするために、安全衛生教育センター特別会計(以下「センター特別会計」という。)を設置して区分して経理している。

センター特別会計における19年度から23年度までの決算についてみると、各年度の収入の大半は安全衛生教育を担当する指導員を養成している講座等に係る受講料収入であり、一方、主な支出は講師謝金、テキスト代金等の講座運営費、人件費等の一般管理費等となっていた。そして、受講料の単価はこれらの講座に係る費用等を勘案して貴省の意見等を徴するなどして決定されており、研修業務における受講者数が毎年度安定的に推移し、受講料収入が継続して得られていることなどから、センター特別会計の決算は退職給与引当金の計上基準の変更により純損失が生じた21年度以外は各年度とも当期純利益を生じていて、23年度の当期純利益は2025万余円となっていた(表参照)。

この結果、23年度末の繰越剰余金及び積立金(以下、各年度末の繰越剰余金と積立金を合わせて「繰越剰余金等」といい、各年度末の繰越剰余金等と当期純利益を合わせて「剰余金」という。)は2億6106万余円、3億3526万余円、計5億9632万余円となっており、これに当期純利益2025万余円を合わせた剰余金は計6億1658万余円に上っている。

表 センター特別会計の状況

(単位：千円)

年 度	損 益 計 算 書				貸 借 対 照 表		
	事業損益 (a)	事業外損益 (b)	特別損益 (c)	当期純利益(△純損失) (a) + (b) + (c) = (A)	繰越剰余金 (B)	積立金 (C)	剰余金 (A) + (B) + (C)
平成19	70,659	4,660	—	75,319	245,902	273,555	594,777
20	39,907	4,888	—	44,796	283,562	311,215	639,574
21	15,805	16,584	△78,931	△46,541	305,960	333,613	593,032
22	△443	3,773	△33	3,297	259,418	333,613	596,329
23	16,837	3,418	△0	20,256	261,067	335,262	616,585

(2) 剰余金の規模

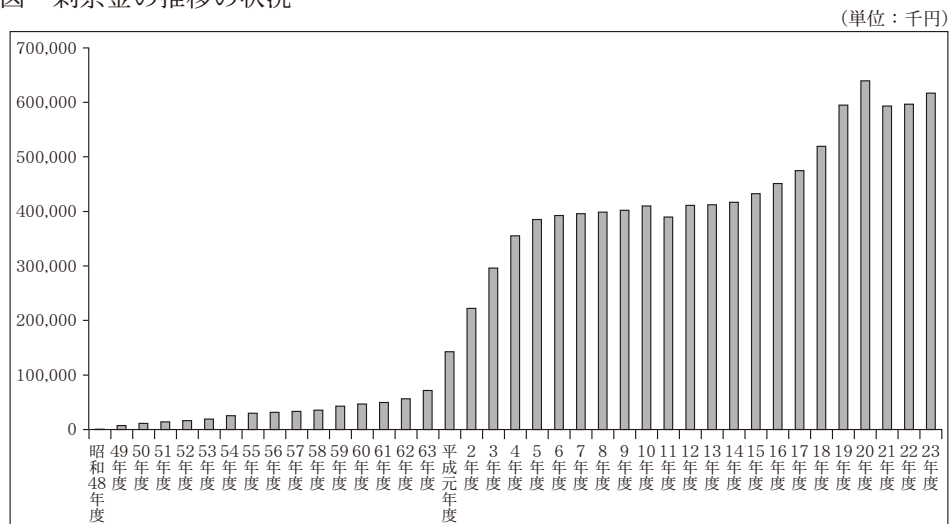
前記のとおり、協会は、委託契約が解除されたときは、センター特別会計を清算し、剰余の資産があるときはこれを国に引き渡すこととされている。しかし、剰余の資産の見直しや精算等に係る契約条項がないことなどから、委託契約が解除されない限りセンター特別会計の多額の剰余金を国庫へ納付することは見込まれておらず、委託契約が継続されている限り、必要額を超える多額の剰余金を保有していても、精算や国庫への納付も行われないまま、剰余金全額が協会に保有された状況となっていた。

上記について、貴省によれば、センター特別会計が決算上の損失を生じて損失補填の必要が生じた場合に協会の繰越剰余金等から減額しなければならないことを見込んで、センターを安定的に運営するための備えとして一定額の剰余金を保有する必要があるとしている。

しかし、貴省は、毎年度の収支決算報告書の提出を協会から受けるなどして剰余金の状況を把握していたにもかかわらず、一定額の剰余金の規模をどの程度の規模とするのかなどの点について、具体的な検討を行っていなかった。

また、昭和48年度にセンターが設置されてから、センター特別会計が決算上の損失を生じた際の過去の繰越剰余金等の減額の実績についてみると、繰越剰余金については平成11年度及び21年度に減額されたのみであり、積立金については一度も減額されておらず、図のとおり、剰余金が積み上がっている状況であった。

図 剰余金の推移の状況



このように、センター特別会計における剰余金は、国の事務及び事業の一部であるセンターの業務運営を実施することにより得られたものであり、今後も研修業務における受講者数が安定的に推移すれば、受講料収入を継続して得られることなどから決算上の一定の利益が生ずることが見込まれる。したがって、貴省において、協会が保有する剰余金の適切な規模を定めてこれを超える分について適宜国庫へ納付することができるよう委託契約の契約条項を見直すことなどについて、具体的な検討が行われなまま多額の剰余金を協会に保有させている事態は適切とは認められない。

(改善を必要とする事態)

協会が国の委託を受けたセンターの業務運営から生じた多額の剰余金について、適切な規模となるよう検討を行い、これを超える分を国庫へ納付させないまま協会に保有させている事態は、剰余金の有効な活用が図られておらず適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、協会が保有する剰余金の適切な規模を定めて、これを超える分を国庫へ納付させることなどにより、剰余金の有効な活用を図ることの重要性に対する認識が欠けていて、センター特別会計の収支状況等を把握していながら、委託契約の契約条項の見直し等について具体的な検討を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、労働安全衛生法に基づき、今後も協会を通じて、安全衛生教育の効果的な実施を図るために、国が努めることとされている措置等を実施していくこととしている。そして、センターの業務運営から生じた多額の剰余金は、国の事務及び事業を実施することにより得られたものであり、今後も一定の利益が生ずることが見込まれる。

については、貴省において、協会が保有する剰余金について、適切な規模となるよう具体的な検討を行い、これを超える分を適宜国庫へ納付させることなどとするよう委託契約の契約条項を見直すことにより、必要に応じて国庫へ納付させるなどするよう意見を表示する。

(6) 社会福祉法人により設置された民間保育所が、保有する積立預金について透明性の確保を図ることなどにより有効に活用されるよう意見を表示し、及び過大に保有している当期末支払資金残高が是正されるよう改善の処置を要求したものの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保育所運営費
部 局 等	厚生労働本省
国庫負担の根拠	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
国庫負担対象事業	保育所運営事業
国庫負担対象事業の概要	保護者の労働や疾病等により保育に欠ける児童の保育の実施を民間保育所に委託する場合に、これらに要する費用の一部を国が負担するもの
積立預金を保有する民間保育所数	5,850 か所
上記の施設における積立預金の額	2438 億 3568 万余円(平成 22 年度末)
上記に係る国庫負担金相当額	765 億 4025 万円(背景金額)
運営費収入の30%を超える当期末支払資金残高を保有する民間保育所数	724 か所
上記の施設における運営費収入の30%を超える当期末支払資金残高の額	105 億 1579 万余円(平成 22 年度末)
上記に係る国庫負担金相当額	31 億 7124 万円

【意見を表示し及び改善の処置を要求したものの全文】

社会福祉法人により設置された民間保育所が保有する積立預金等について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 児童保護費等負担金の概要

貴省は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を、社会福祉法人が設置する保育所(以下「民間保育

所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用(以下「運営費」という。)の2分の1について児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分。以下「国庫負担金」という。)を交付している。そして、国庫負担金の交付額は、平成22年度で3489億余円に上っている。

(2) 運営費収入から生じた積立預金等

貴省は、保育所の設備及び運営について、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものとして、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。平成24年4月1日以降は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準。以下「最低基準」という。)を定めている。運営費は、最低基準を維持するための費用であって、事業費、人件費及び管理費の範囲内の経費とされており、民間保育所は、これを市町村から運営費収入として受け入れている。そして、貴省は、「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知)により、最低基準が遵守されていることなどの一定の要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、運営費収入を以下の積立預金(24年4月1日から適用される社会福祉法人の新会計基準においては積立資産。以下同じ。)に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができることとしている。

- ① 人件費積立預金(人件費の類に属する経費に係る積立預金)
- ② 修繕積立預金(建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立預金)
- ③ 備品等購入積立預金(業務省力化機器を始め施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立預金)
- ④ 保育所施設・設備整備積立預金(②及び③の用途範囲に加えて更に増改築に伴う土地の取得に要する費用等の用途範囲に係る積立預金。以下、②及び③と合わせて「施設整備積立預金等」という。)

また、当期末支払資金残高(流動資産と流動負債の差額(引当金等を除く。))。以下同じ。)は、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすることとされている。

したがって、運営費収入の残余は、積立預金又は当期末支払資金残高のいずれかに整理されることになる。

(3) 都道府県の指導監査

都道府県(政令指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)は、児童福祉法により、最低基準を維持するため保育所に対して報告を求め、又はその施設に立ち入り検査することなどができることとされており、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)により、都道府県は1年に1回以上、この最低基準が遵守されているかどうかを実地に検査しなければならないこととされている。そして、貴省は、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年児発第471号厚生省児童家庭局長通知)において、都道府県が自治事務として、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に児童福祉行政指導監査(以下「指導監査」という。)を実施することを定めている。指導監査においては、当期末支払資金残高について、これを有している場合は、過大な保有

を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているかなどについて着目して監査することとされている。さらに、指導監査において繰り返し是正措置を執るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこととされている。

(4) 保育所整備に係る国等の財政支援

貴省は、民間保育所等の保育サービスの充実等の各種事業を実施するための主要な財源として、子育て支援対策臨時特例交付金を都道府県に交付し、これを財源に都道府県に基金(以下「安心こども基金」という。)を造成させている。そして、民間保育所の改築等については、安心こども基金による保育所緊急整備事業により行うこととされており、この場合の基準額は、民間保育所の定員、地域区分等ごとに定められている。

(5) 子ども・子育て支援のための新制度

そして、24年8月に公布された子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号)及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号。以下、これらを合わせて「子ども・子育て関連3法」という。)において、国は、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならないとされており、新制度の具体的な制度設計が行われることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

我が国においては、依然として保育所の待機児童数が多数に上っているなど保育サービスへの需要が高く、また、家庭や地域の子育て力の低下により、財政資金を有効に活用して社会全体で子どもと子育てを支援していくことが求められている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、運営費収入から生じた積立預金の将来の用途及び規模が適切であるか、当期末支払資金残高が適正な規模の保有となっているかなどに着目して、22年度までに民間保育所に積み立てられた積立預金等について、21都道府県の全市町村を対象として検査を行った。検査に当たっては、積立預金等に関する調書、民間保育所の決算書等の提出を求めて、提出を受けた調書等の内容を確認及び分析するとともに、このうちの210市町村について、570か所の民間保育所における積立預金等の状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注) 21都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、群馬、埼玉、新潟、静岡、愛知、兵庫、和歌山、岡山、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 積立預金の状況

22年度末の民間保育所の積立預金については、当該民間保育所の財務書類によると、21都道府県に所在する6,563か所のうち5,850か所において積立預金が積み立てられており、その総額は2438億3568万余円(国庫負担金相当額765億4025万余円)となっていた。この積立預金残高の種類別、都道府県別の内訳は、表1のとおりである。

表1 積立預金残高の種類別、都道府県別内訳(平成22年度末)

(単位：千円)

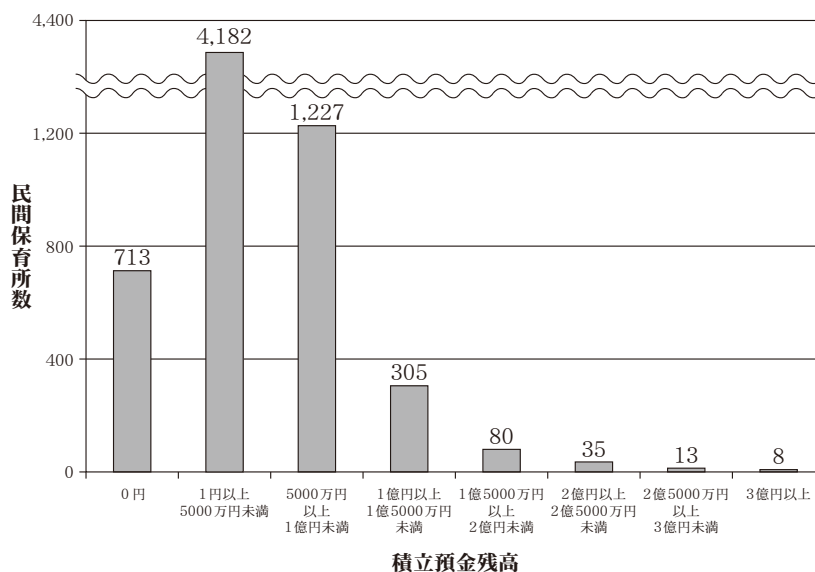
都道府県名	積立預金残高				
	①人件費 積立預金	②修繕 積立預金	③備品等購入 積立預金	④保育所施設・設 備整備積立預金	
北海道	8,621,394	2,983,815	1,815,233	667,084	3,155,260
秋田	4,209,165	1,538,015	520,899	253,092	1,897,157
群馬	10,350,630	2,996,335	1,011,297	534,035	5,808,961
埼玉	9,186,815	1,618,596	2,175,442	741,688	4,651,088
東京	44,124,822	10,522,295	6,476,017	2,589,318	24,537,190
新潟	7,990,708	2,932,503	2,053,687	621,820	2,382,696
静岡	12,582,344	3,101,047	1,336,084	835,161	7,310,050
愛知	7,629,713	3,033,597	2,071,284	705,200	1,819,631
京都	9,255,106	2,219,070	2,300,543	905,172	3,830,319
大阪	26,260,750	5,057,880	6,976,047	2,612,984	11,613,837
兵庫	17,725,231	3,473,728	3,767,405	1,121,567	9,362,531
和歌山	2,205,142	563,496	246,163	119,395	1,276,086
岡山	8,918,242	1,898,607	1,059,417	476,069	5,484,148
香川	2,381,720	743,165	494,181	248,766	895,607
愛媛	2,971,437	1,134,678	247,195	126,239	1,463,324
高知	1,959,420	593,914	217,569	86,176	1,061,760
福岡	23,086,868	6,516,986	4,674,708	2,371,297	9,523,875
長崎	9,971,146	3,387,034	811,168	415,038	5,357,904
熊本	15,585,388	5,235,327	1,483,722	868,536	7,997,801
鹿児島	10,302,088	3,519,224	1,504,397	848,406	4,430,058
沖縄	8,517,542	1,412,876	2,537,135	916,883	3,650,646
計	243,835,682	64,482,200	43,779,605	18,063,937	117,509,939

そして、積立預金残高は、提出された調書によると、19年度末から22年度末までの間毎年度増加しており、積立額が取崩額を上回っている。

これら積立預金の将来の用途についてみると、会計実地検査を行った570か所において、人件費積立預金については、児童数の減少に伴って運営費収入が減少した場合の人件費等に充てるために、施設整備積立預金等については、建物、設備等の老朽化に伴う整備・修繕費等に充てるために、それぞれ積み立てているとしていた民間保育所が多く見受けられた。しかし、積立預金の具体的な用途として、市町村の保育の施策を踏まえた使用計画を定めていた民間保育所は一部に限られていた。

また、積立預金残高の規模についてみると、図のとおり、6,563か所のうち4,895か所(全体の74.5%)が5000万円未満となっており、このうち積立預金を保有していない民間保育所も713か所(同10.8%)ある一方で、1億円以上の積立預金を保有している民間保育所が441か所(同6.7%)あり、一部の民間保育所に多額の積立預金が保有されている状況となっていた。

図 積立預金残高の規模別の民間保育所数(平成22年度末)



このように、民間保育所では、適正な保育を行った上でなお運営費収入に残余が生じ、積立預金の積立てを行うことができる理由について、①保育所が不足気味の地域において入所定員の弾力化により定員を超えた入所が行われた場合、②年度途中に入所する児童が多く、一時的に定員を超えるなどした場合等に運営費収入が増加し、余裕が生ずることがあるなどとしていた。

そして、都道府県の民間保育所に対する指導監査の状況を確認したところ、積立預金が積み立てられていた民間保育所において適正な保育が行われていなかったといった監査結果は見受けられなかった。

しかし、多額の積立預金を保有している各民間保育所の人件費積立預金の額及び施設整備積立預金等の額と、それぞれの民間保育所の単年度の人件費支出額及び安心こども基金の保育所緊急整備事業を利用して現在の定員で施設を建て替える場合に必要となる自己資金の額とを比較したところ、積立預金の額が著しく多額となっている民間保育所が見受けられた。このように、必要と認められる額を大きく超えているおそれのある多額の積立預金はその使用計画を作成されないまま保有されていて、活用が図られないおそれがあると認められた。

(2) 当期末支払資金残高の状況

前記のとおり、「保育所運営費の経理等について」によると、当期末支払資金残高は、適正な保育所運営が確保された上で、将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすることとされている。

しかし、22年度の民間保育所の当期末支払資金残高については、当該民間保育所の財務書類によると、21都道府県に所在する6,563か所のうち724か所(全体の11.0%)が22年度の運営費収入の30%を超えており、都道府県による21年度分以前の指導監査において指導が行われていたにもかかわらず、このような状況が数年間は正されていない民間保育所も見受けられた。

上記の724か所における当期末支払資金残高の額は表2のとおり計304億9013万余円

(国庫負担金相当額 92 億 1308 万余円)であり、この当期末支払資金残高のうち運営費収入の30%を超えている額の合計は105 億 1579 万余円(同 31 億 7124 万余円)であった。このように、当期末支払資金残高の額が、民間保育所が過大な保有を防止する観点から定められた上限を超えている事態は、適切とは認められない。

表2 当期末支払資金残高が運営費収入の30%を超えている民間保育所の都道府県別内訳
(平成22年度末) (単位：か所、千円)

都道府県名	民間保育所数	22年度の運営費収入	当期末支払資金残高	運営費収入の30%を超える当期末支払資金残高
北海道	29	2,145,227	970,321	326,753
秋田	10	891,646	377,299	109,805
群馬	9	651,869	224,562	29,001
埼玉	46	3,778,805	1,611,435	477,794
東京	222	21,515,113	10,104,576	3,650,042
新潟	16	1,196,676	546,440	187,437
静岡	10	870,731	353,969	92,749
愛知	62	5,976,875	2,685,423	892,361
京都	45	4,457,709	1,938,126	600,813
大阪	113	11,717,972	5,981,973	2,466,582
兵庫	36	3,186,543	1,546,395	590,432
和歌山	8	666,547	270,123	70,159
岡山	13	1,276,551	464,874	81,909
香川	4	427,375	163,996	35,783
愛媛	1	100,014	152,447	122,443
高知	7	645,687	209,178	15,472
福岡	38	3,123,070	1,344,109	407,188
長崎	18	1,219,359	441,260	75,452
熊本	7	644,155	277,259	84,012
鹿児島	28	1,935,486	773,349	192,703
沖縄	2	153,731	53,012	6,893
計	724	66,581,151	30,490,137	10,515,792

これについて事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 民間保育所は、平成22年度に2 億 4155 万余円の運営費収入があり、同年度末において、当期末支払資金残高は6 億 9039 万余円となっていた。一方、運営費収入の30%に相当する額は7246 万余円となることから、これを超える6 億 1793 万余円が過大な保有となっていた。

(改善を必要とする事態)

上記のように、一部の民間保育所において、今後の人件費支出、施設整備に要する自己資金等に必要と認められる額を大きく超えているおそれのある多額の積立預金をその使用計画を作成せず、用途について具体的に説明できないまま保有している事態及び当期末支払資金

残高を運営費収入の30%を超えて保有している事態は、その原資の一部が国庫負担金であることを考慮するとその活用が図られないおそれがあることから適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、民間保育所における積立預金の保有状況を十分に把握しておらず、その多額の積立預金の保有が必要かつ適切であることについての透明性を確保することなどにより、子ども・子育て支援のためにこの資金の有効活用を図る必要があることについての認識が十分でなかったこと、当期末支払資金残高が運営費収入の30%を超える場合について具体的な指導方法を明確にしていなかったり、都道府県に対して周知徹底していなかったりしていたことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見及び要求する改善の処置

昨今の我が国の財政状況を踏まえると、財政資金の一層の有効活用を図るとともに、その使途の透明性を更に向上させるなどして、より充実した子ども・子育て支援のための新たな制度設計を行うことが求められている。

については、貴省において、子ども・子育て関連3法による新制度の具体的な制度設計が行われることを踏まえて、民間保育所の積立預金を含めた資金について、その保有が必要かつ適切なものであることについての透明性の確保を図ることなどにより、これが有効に活用されるよう、アのとおり意見を表示するとともに、過大な保有となっている民間保育所の当期末支払資金残高が是正されるよう、イのとおり改善の処置を要求する。

ア 新制度の設計に当たり、民間保育所の経営状況等の実態を調査し、運営費の使途が必要かつ適切なものであることについての透明性の確保を図る観点から、資金の流れが分かるよう、会計状況が明確になるような仕組みを設けることについて、関係者の意見等を踏まえつつ、制度の施行までに検討すること

イ 当期末支払資金残高のうち、運営費収入の30%を超えている過大な保有分については、指導監査において是正措置を執らせるなどの具体的な指導方法等を明確に定め、都道府県に対して通知を発するなどして周知すること

(7) 国民健康保険団体連合会等補助金により整備されて活用されていない機器等について、保険者事務共同電算処理事業等において早期に活用する方策を検討するなどして、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
補助事業者 (事業主体)	47国民健康保険団体連合会
補助事業	保険者事務共同電算処理事業
補助事業の概要	社会保障カードが導入された際に医療機関等が被保険者資格をオンラインで照会することなどを可能とするために行う基盤整備に関する事業

基盤整備に関する事業費の額	41 億 4986 万余円(平成 21 年度)
上記のうち活用が図られていない機器等に係る額	13 億 5593 万余円
上記に係る国庫補助金相当額	13 億 5593 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

国民健康保険団体連合会等補助金による基盤整備事業で整備した機器等の活用について
(平成 24 年 10 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険団体連合会等補助金の概要

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

保険者は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づき、共同してその目的を達成するために、各都道府県知事の認可を受けて国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)を設立することができることとされており、現在、47 都道府県にそれぞれ設立されている。国保連合会は、国民健康保険に係る診療報酬の審査及び支払に関する事業のほか、保険給付の記録等の事務を保険者が共同して電子計算機により処理する保険者事務共同電算処理事業(以下「共同電算処理事業」という。)等の事業を行っている。

そして、貴省は、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を期すことを目的として、全国の国保連合会等に対して、国民健康保険団体連合会等補助金(以下「国庫補助金」という。)を交付しており、共同電算処理事業もその交付対象としている。

(2) 社会保障カードをめぐる状況

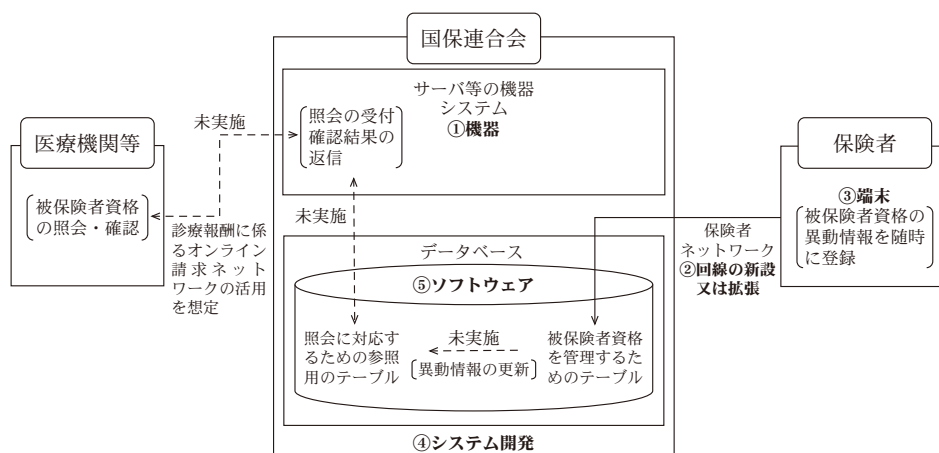
社会保障カード(仮称。以下同じ。)は、年金手帳、健康保険証及び介護保険証の機能を 1 人 1 枚のカードに集約するものである。この社会保障カードの導入は、情報通信技術を活用して、利用者が年金、医療及び介護といった社会保障分野のより良いサービスを安心して利用できる社会を実現するための重要な取組とされ、平成 23 年度中に導入することを目指すこととされていた。その後、社会保障分野における情報通信技術を活用した取組については、社会保障分野だけでなく、税分野も含めた社会保障及び税共通の番号制度(いわゆるマイナンバー)の導入を進めることが政府において決定されるなど、社会保障カードに代わる新たな制度の導入に向けた検討が進められている。

(3) 基盤整備事業に対する国庫補助金の交付状況等

国保連合会は、21 年度に、貴省の指示に基づき、社会保障カードの導入に向けた環境整備の一環として、医療機関等が被保険者資格をオンラインで照会することなどを可能にするための基盤整備(以下、この基盤整備に係る事業を「基盤整備事業」という。)を実施し

ている。そして、貴省は、これに要する経費を共同電算処理事業として、国庫補助金の交付対象に含めている(図参照)。

図 基盤整備事業の概要図



基盤整備事業に要する経費は、①医療機関等と国保連合会の間における被保険者資格の照会の受付と確認結果の返信を行うためのサーバ等の機器の購入及びこのためのシステムの開発(以下、これらの機器及びシステムを合わせて「機器」という。)、②国保連合会と保険者の間の回線の新設又は拡張(以下「回線の新設又は拡張」という。)、③保険者が被保険者資格の異動情報を随時に登録するための端末(以下「端末」という。)の購入、④保険者が登録した被保険者資格の異動情報の更新等を行うためのシステムの開発(以下「システム開発」という。)並びに⑤システムを稼動させる上で必要となるソフトウェア(以下「ソフトウェア」という。)の購入に係る経費となっている。

基盤整備事業に係る事業費の総額は、表1のとおり、41億4986万余円に上っており、貴省は、同額の国庫補助金を国保連合会に対して交付している。

表1 基盤整備事業に係る事業費及び国庫補助金交付額 (単位:千円)

項目	事業費(国庫補助金交付額同額)
① 機器	1,365,536
② 回線の新設又は拡張	222,898
③ 端末	259,746
④ システム開発	564,000
⑤ ソフトウェア	1,737,688
計	4,149,869

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、社会保障カードに代わる新たな制度の導入に向けた検討が進められているなど、社会保障分野における情報通信技術を活用した取組をめぐる状況は変化している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、国庫補助金により整備された機器等が活用されているかなどに着眼して、貴省及び26国保連合会^(注)において会計実地検査を行うとともに、26国保連合会を含む全47国保連合会から、21年度の基盤整備事業の実施状況、機器等の活用状況等について報告を求めて、その内容を分析するなどの方法により検査を行った。

(注) 26 国保連合会 北海道、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県各国保連合会

(検査の結果)

検査したところ、基盤整備事業により国保連合会に整備された機器等の活用状況は、表2のとおりとなっていた。

表2 47 国保連合会における機器等の活用状況(平成24年6月末現在)

項目		単位	活用	未活用	計	未活用の機器等に係る国庫補助金相当額(千円)
① 機器	サーバ	台	4	140	144	491,941
	システム	式	0	47	47	859,957
②	回線の新設又は拡張	式	26	0	26	—
③	端末	台	2,302	37	2,339	4,031
④	システム開発	式	47	0	47	—
⑤	ソフトウェア	式	47	0	47	—
計						1,355,931

注(1) 機器等の整備については、「①機器」のサーバ及び「③端末」を除き、1 国保連合会に1式ずつ整備されたとして整理している。ただし、「②回線の新設又は拡張」については、21 国保連合会が既設の回線に対応が可能であったことから回線の新設又は拡張を実施しておらず、このため計が26式となっている。

注(2) 「①機器」については、サーバ及びシステムのほか無停電電源装置等の付随機器も整備しているが、付随機器のみを活用していたものは、当該付随機器に係る国庫補助金相当額を「未活用の機器等に係る国庫補助金相当額」から控除している。

注(3) 「③端末」について、東日本大震災により被災し廃棄処分された端末(計7台)については、「活用」に含めている。

すなわち、回線の新設又は拡張、システム開発及びソフトウェアについては、それらの整備を行った全ての国保連合会において、被保険者資格の異動情報の管理等に活用されていた。

しかし、機器については、47 国保連合会において、社会保障カードの導入が実現していないため、これに係るシステム(国庫補助金相当額8億5995万余円)については全く活用されておらず、サーバ等の機器についても、47 国保連合会に設置されたサーバ144台のうち、国保連合会と保険者との間のファイル交換等のために活用されていた4 国保連合会に設置された4台を除き、140台(国庫補助金相当額4億9194万余円)が活用されていない状況となっていた。

また、端末2,339台のほとんどは、被保険者資格の異動情報の登録等を行うための端末として活用されていたものの、10 国保連合会が保有する37台(国庫補助金相当額403万余円)については、保険者において梱包されたまま保管されていたり、保険者に設置されることなく国保連合会において故障時の代替機として保管されていたりして、活用されていない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

国保連合会において、基盤整備事業により整備された機器や端末が活用されないままとなっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、社会保障カードに代わる新たな制度の導入に向けた検討が進められている状況の下、貴省において、社会保障カードの導入に向けて整備した機器や端末の活用状況を十分に把握しておらず、これらが活用されていないことについての対応策の検討や国保連合会に対する具体的な指示を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

社会保障分野においては、現在、政府全体で新たな制度の導入に向けた各種の検討が進められており、貴省においても、これまでの社会保障分野における情報連携基盤に関する検討結果等を活かしつつ、その検討に参画しているところである。そして、社会保障カードの導入のために基盤整備事業により整備されたものの活用されていない機器及び端末については、可能な限り新たな制度において活用されることが望まれる。しかし、これらの機器等については、整備後、既に2年以上が経過しており、経年による陳腐化等により新たな制度において活用が困難になることも懸念される。

については、貴省において、基盤整備事業で整備された機器等の活用状況を把握した上で、活用されていない機器等について、各国保連合会が行う共同電算処理事業等において早期に活用するための方策を検討し、これを国保連合会に対して指示することにより、国庫補助金により整備した機器等の有効な活用を図るよう改善の処置を要求する。

(8) 生活保護事業における生業扶助の支給に当たり、被保護者の自立に向けた目標を明確にすることなどにより、就労支援がより効果的に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部 局 等	厚生労働本省、23 都道府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	都道府県 16、市 221、特別区 23、計 260 事業主体
生活保護事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
生業扶助の効果が十分に発現していない被保護者数	2,849 人
上記の被保護者に支払われていた技能修得費	1 億 2323 万余円(平成 21、22 両年度)
上記に係る国庫負担金相当額	9242 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

生活保護における就労支援(生業扶助の支給)について

(平成24年10月19日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的として行われるものであり、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものである。

貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が生活保護法による保護(以下「保護」という。)を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)の4分の3について生活保護費等負担金(以下「負担金」という。)を交付している。

(2) 生業扶助の概要

保護は、その内容によって、生活扶助、医療扶助、生業扶助等の8種類に分けられ、このうち生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、その者の収入を増加させ又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限り、生業に必要な資金、器具又は資料、生業に必要な技能の修得及び就労のために必要なものの範囲内において行われることとなっている。

生業扶助には、生業費、技能修得費及び就職支度費があり、このうち技能修得費(高等学校等就学費を除いたもの。以下同じ。)については、就労するために必要な技能を修得する経費等を必要とする被保護者に対して、その必要とする実態について調査確認を行った上で、原則として平成21年度は年間70,000円、22年度は年間72,000円の範囲内で必要最小限度の額を支給することとなっている。そして、技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料、教材、資格検定等に要する費用等の経費となっているが、技能修得のために交通費を必要とする場合は、必要な技能修得費の額にその実費を加算することとなっている。

また、技能修得費として認められる経費が上記の範囲内の額により難しい場合であり、やむを得ない事情があると事業主体が認めたときは、21年度は116,000円、22年度は119,000円の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこととなっており、さらに、自動車運転免許の取得が雇用の条件となっているなど、確実に就労するために必要とする場合等に限って、自動車運転免許の取得等の経費に充てるために、21、22両年度は380,000円の範囲内で技能修得費を認定することができることとなっている。そして、技能修得費の支給額は、21年度4億1788万余円、22年度5億5062万余円となっている。

(3) 就労支援における技能修得費の支給

前記のとおり、保護は利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を前提として実施されるものであるため、就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求め

られるとともに、事業主体は、これらの者の就労・求職状況を把握し、適切な指導援助(以下「就労支援」という。)を行うこととなっている。

そして、貴省は、事業主体が就労支援を行うに当たっては、当該被保護者の状況や地域の雇用情勢を考慮するとともに、技能修得費の積極的な活用を図ることを求めており、効果的な取組が行われるように努めることとしている。

一方、貴省は、事業主体が組織的に被保護世帯の自立を支援するために、17年度から、就労支援等の自立支援プログラムを導入しており、この中で生業扶助の積極的な活用を求めている。この自立支援プログラムは、事業主体が被保護者とともに就労に向けた具体的な自立目標を設定して、これに基づき被保護者に必要な支援を実施するものであり、その一環として、被保護者が自立目標を達成するまでの期限や自立目標を達成するための活動等を記入して自立計画書等を作成する取組を実施している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、稼働年齢層(15歳以上65歳未満)にある被保護者数が増加しており、事業主体において、これらの被保護者の自立の助長を図ることが急務となっている。そして、生業扶助は、被保護者等の稼働能力を引き出して、それを助長することによって、その者の自立を図ることを目的としているものである。

そこで、本院は、有効性等の観点から、技能修得費を支給する必要性の検討は十分に行われているか、技能修得費により生業に必要な技能が修得されているか、技能の修得後に就労に結びついているかなどに着眼して、23都道府県の520事業主体(735福祉事務所)において、21、22両年度に支給した計13,550件の技能修得費計6億9614万余円(うち負担金相当額5億2210万余円)を対象として、貴省及び23都道府県等において、保護費の支給決定等に係る関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 23都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、群馬、埼玉、新潟、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、和歌山、岡山、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 就労支援における生業扶助の支給後の技能修得及びその後の就労状況等

技能修得費の支給を受けた被保護者の技能修得及びその後の就労状況等について検査したところ、次のとおり、技能修得費を支給した効果が十分に発現していない事態が23都道府県の260事業主体(401福祉事務所)の被保護者2,849人、支給された技能修得費4,948件計1億2323万余円(うち負担金相当額9242万余円)において見受けられた(ア及びイの事態には事業主体及び福祉事務所の重複がある。)

ア 被保護者が資格を取得していなかったもの

140事業主体の261福祉事務所における被保護者825人
支給された技能修得費1,269件計3566万余円(うち負担金相当額2674万余円)

上記の被保護者825人は、資格の取得の経費に充てるとして技能修得費の支給を受けていたものの、その資格を取得していなかった。このうち9人は、自動車運転免許を取得するなどのために支給された技能修得費計1,711,330円を遺失したとしたり、生活費

等に費消したりしており、また、411人(支給された技能修得費計17,173,947円)は、研修課程の受講を途中でやめるなどして試験等を受験する要件すら満たしていなかった。

＜事例1＞

事業主体Aは、被保護者Bから自動車運転免許の取得を条件として就職の内定を受けたという申立てがあったことから、これを認め、被保護者Bから提出された内定書と自動車学校の教習案内等に基づいて、平成22年5月に自動車運転免許取得のための技能修得費314,600円を支給していた。

しかし、被保護者Bは、受講の有効期限である23年3月までに受講を終了しておらず、事業主体Aは、同年11月に初めて自動車学校に問い合わせるまで、被保護者Bが実際には2日間しか教習を受けておらず、支給した技能修得費のうち自動車学校に支払っていたのは62,055円であったことを把握していなかった。

＜事例2＞

事業主体Cは、被保護者Dから就職のために簿記の検定資格を取得したいという申出があったことから、これを認めて、平成22年4月から同年7月までの間に5回にわたり、10回分の簿記の検定料等計103,152円を支給していた。

しかし、実地検査において被保護者Dの技能修得費の支給等に係る書類を検査したところ、確認できたのは検定料等に係る金額のみであり、事業主体Cから被保護者Dへの技能修得費を支給した意義についての説明、資格取得後の自立に向けた目標、資格の取得状況等についての記録は残されていなかった。また、事業主体Cは、最初に検定料等を支給した後、被保護者Dから領収書等を提出させておらず、検定料等の払込金額の確認や、検定試験の結果の確認を行わないまま、その後も繰り返し同種の資格に係る検定料等を支給していた。そして、領収書等の証ひょう類が確認できなかったため、更に調査したところ、技能修得費として被保護者Dに支給された103,152円のうち、検定料として支給された84,780円については、実際には検定料として全く支払われておらず、被保護者Dは検定資格を取得していなかった。

イ 被保護者が資格を取得するなどしたものの、就労に至っていないものなど

214事業主体の352福祉事務所における被保護者2,024人

支給された技能修得費3,679件計8757万余円(うち負担金相当額6568万余円)

上記の被保護者2,024人は、試験に合格したり、全ての研修課程を修了したりしたことにより資格を取得するなどしたものの、その後、実地検査を行った時点では就労等に至っていなかった。

資格の取得が直ちに被保護者の就労に結びつくものではないことから、事業主体が効果的な支援を行うためには、被保護者の自立に向けた目標を明確にしたり、技能修得費を支給した後に適時適切に資格の取得状況等を把握したりなどして、必要な指示や助言を行うことが重要である。しかし、事業主体が技能修得費を支給する際に、被保護者の自立に向けた目標を明確にしていなかったり、技能の修得状況を把握していなかったり、それらの過程等について記録に残していなかったりしていた事態が見受けられた。

＜事例3＞

事業主体Eは、被保護者Fから、公共職業安定所のあっせんにより職業訓練(機械・電気設備科)を受講することが決まったため、訓練校に通うための交通費の支給申請があったことから、これを認めて、平成21年10月に技能修得費171,950円を支給した。

しかし、実地検査において被保護者Fの技能修得費の支給等に係る書類を検査したところ、当該訓練を受講する理由や訓練受講後の自立に向けた具体的な目標については明確にされておらず、技能修得の内容が適切であるか、効果が期待できるかなどの検討の経過等については、記録に残されていなかった。

被保護者Fは、22年4月に上記訓練の全課程を修了したが、その後、別の講習等の受講を希望するのみで、求職活動は進展せず、実地検査を行った24年5月現在においても、就労には結びついていなかった。

(2) 技能修得費の支給の必要性の検討等の状況

検査の過程において、技能修得費を支給した効果が十分に発現していない事態が見受けられたことから、11都道府県^(注2)75事業主体の97福祉事務所において、技能修得費の支給に当たり、必要とする実態についてどのように調査確認を行っているかについて検査したところ、52事業主体の58福祉事務所においては、被保護者から計画書等の提出を求めることとはしておらず、技能修得費を必要とする具体的な理由等について記録として残していなかった。

また、10事業主体の11福祉事務所は全ての場合について、18事業主体の28福祉事務所は自動車運転免許を取得する場合等の特定の場合について、それぞれ計画書等の提出を求めることとしていた。しかし、実際に提出された計画書等を確認したところ、取得する資格名及び技能修得費の額等について記入させているのみで、自立支援プログラムにおいて設定している自立に向けた目標や、自立計画書に記入させている具体的な活動計画や達成期限といった項目については記入させることとなっておらず、技能修得費の支給の必要性を検討する上で十分な内容とはなっていないことがあった。

そして、このように、調査確認が必ずしも十分に行われていなかったり、技能修得費の支給の必要性や被保護者の自立に向けた目標が必ずしも明確になっていなかったりしていた事業主体は、技能を修得した後の就労支援に当たっても、修得した技能等を勘案した指示や助言を十分に行う体制となっていないことが認められる。

(注2) 11都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、新潟、愛知、兵庫、和歌山、高知、福岡各県

(改善を必要とする事態)

上記のように、事業主体において、被保護者の自立に向けた目標を明確にすることなどもなく、被保護者に対する生業扶助の意義や効果についての説明を必ずしも十分に行わないまま技能修得費を支給したことに加えて、技能修得費の支給後の状況の把握や就労支援を十分に行わなかったため、生業扶助の効果が必ずしも十分に発現していない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において、

- (ア) 被保護者への技能修得費の支給に当たり、具体的な自立に向けた目標を設定させるなど被保護者に対する自立の助長に向けた支援をする必要があるのに、被保護者に対して、生業扶助の意義や効果について必ずしも十分な説明が行われていないこと
- (イ) 技能修得費を支給した後の技能の修得状況等の確認を十分に把握していないことなどにより被保護者への支援が効果的なものとなっていないこと

(ウ) 技能修得費の支給の必要性及び支給後の支援に係る経過等が十分記録されていないこと

イ 貴省において、事業主体に対する、技能修得費の支給に当たっての調査確認の方法並びに技能修得費を支給した後の技能の修得状況の把握や就労支援についての指導及び助言が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

近年、稼働年齢層の被保護者は増加傾向にあり、これらの被保護者の自立の促進が強く求められている。

については、貴省において、被保護者の就労への努力がより効果的なものとなり、生業扶助の効果がより発現されることとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 事業主体に対して、次のような技術的助言を行うこと

(ア) 技能修得費の支給に当たっては、被保護者の適性及び求職状況等を踏まえて、具体的な自立に向けた目標を設定させるなど被保護者に対する自立の助長に向けた支援を行うとともに、被保護者に対して、生業扶助の意義や効果について十分な説明を行うこと

(イ) 技能修得費を支給した後に、技能の修得状況等を十分に把握して、その後の就労等により結びつくものとなるように支援すること

(ウ) 技能修得費の支給の検討、技能修得の状況、その後の支援についての経過等を確実に記録に残すこと

イ 貴省及び都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査において、技能修得費の支給状況及びその後の就労等に向けた支援の実施状況を確認し、技能修得費の支給状況及びその後の就労等に向けた支援の実施状況が十分でない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

(9) 社会福祉施設等施設整備費補助金等による障害福祉サービスを提供する事業所の施設整備等について、障害者等の具体的な需要を把握することなどにより、事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費 (項)社会福祉施設整備費
部 局 等	厚生労働本省、7 地方厚生(支)局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	21 都道府県、22 市
間接補助事業者 (事業主体)	149 事業者
補助事業	社会福祉施設等施設整備費補助金(平成17年度～22年度) 障害程度区分認定等事業費補助金(障害者就労訓練設備等整備事業分) (平成20年度～22年度)
補助事業の概要	社会福祉法人等が実施する社会福祉施設の施設整備又は設備整備に要する費用を補助するもの

上記に対する国庫補助金交付額の合計	248 億 3916 万余円(平成 17 年度～22 年度)
上記のうち施設整備等の効果が十分発現していない事態に係る国庫補助金交付額	21 億 6784 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

社会福祉施設等施設整備費補助金等による施設整備等について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 障害福祉サービスの概要

障害福祉サービス(以下「サービス」という。)は、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「自立支援法」という。)に基づいて、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活等を営むことができるよう、介護給付費及び訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受ける障害者等に対して提供されるものである。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、障害者等からの介護給付費等の支給の申請に基づき、障害者等のサービスの利用に関する意向、当該市町村においてサービスを利用できる見込みなどを勘案して、介護給付費等の支給の要否の決定を行うこととされている。

そして、支給決定を受けた障害者等が、都道府県知事等の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)の事業所(以下「事業所」という。)においてサービスの提供を受けた場合に、市町村はこれに係る介護給付費等を事業者を支払うこととなっている。

上記のサービスの指定は、都道府県知事等が、事業者の申請に基づき、各事業所のサービスの種類ごとに行うこととなっている。また、事業者は、サービスの利用定員を変更する場合や、サービスを廃止、休止又は再開する場合には、都道府県知事等に対して届出等を行うこととなっている。

そして、自立支援法が平成 18 年に施行されたことにより、サービスは、従来の施設ごとの体系から、障害者等が日中の活動支援と夜間の居住支援を組み合わせる利用できるようこれらを分離するなどして、新たなサービス体系(以下「新体系」という。)に再編され、事業者は 24 年 4 月 1 日までに新体系に移行することとされた。また、新体系への移行に伴い、事業所に支払われる介護給付費等についても、サービスの利用日数にかかわらず所定の月額で算定する方法からサービスの利用日ごとに算定する方法に変更されたことから、事業者は、利用日数が少ない場合には収入が減少することとなるため、サービスを提供する日ごとの障害者等の利用状況に留意することが必要となった。

また、24 年 6 月に、自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、25 年 4 月以降、障害者等に対する支援の充実を図るためにサー

ビスの対象となる障害者等の範囲を拡大するなど、サービスの更なる拡充等が見込まれている。

(2) 施設整備補助金の概要

社会福祉施設等施設整備費補助金(以下「施設整備補助金」という。)は、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的として、社会福祉法人等が行う施設整備に対して都道府県又は政令指定都市若しくは中核市(以下「都道府県等」という。)が行う補助事業を交付の対象としている。

そして、施設整備補助金の交付額は、交付要綱に基づき、①対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額と、②施設の種類ごとに算出した基準額の合計額と、③都道府県等が補助した額とを比較して、最も少ない額に3分の2を乗じて算出した額とされている。

施設整備補助金の交付手続については、①都道府県等は、事業者の申請等に基づき、国庫補助の対象とする事業所を選定して、施設整備計画協議書(以下「整備計画」という。)をまとめ、事業所の所在市町村の意見書とともに地方厚生(支)局を經由して貴省本省に提出し、②貴省本省は、当該整備計画の審査等を行い、都道府県等を通じて事業者の内示を行う。そして、③地方厚生(支)局は、内示を受けた事業者から都道府県等を通じて提出された交付申請書を審査した上、交付決定を行い、④施設整備の実施後に、事業者から都道府県等を通じて提出された事業実績報告書を基に、補助金の額の確定を行うこととなっている。

そして、この交付手続のうち、都道府県等が国庫補助の対象とする事業所を選定するに当たっては、単に障害者等の待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性を調査するなどして実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であることなどを審査することとされており、地方厚生(支)局においても、都道府県等からヒアリングを行うなどして審査することとされている。

(3) 設備整備補助金の概要

障害程度区分認定等事業費補助金のうち障害者就労訓練設備等整備事業(就労訓練設備事業)に係る分(以下「設備整備補助金」という。)は、新体系への円滑な移行を図ることを目的として、社会福祉法人等が22年度までに行う設備整備等に対して都道府県等が行う補助事業を交付の対象としている。

そして、設備整備補助金の交付額は、交付要綱に基づき、①施設ごとに定められた基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、②この選定した額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額とされている(1施設当たり50万円以上。上限500万円等)。

また、都道府県等は、設備整備補助金の交付申請に当たり、対象施設における設備等の内容を把握して、当該事業の目的及び効果について検証した上で事業計画書を作成して、当該事業所の所在する市町村の意見書を添付して申請を行うこととされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、事業者が施設整備補助金及び設備整備補助金(以下、これ

らを合わせて「国庫補助金」という。)により施設整備及び設備整備(以下「施設整備等」という。)を行った事業所において、新体系に移行後サービスの利用が順調に推移し、国庫補助金の効果が十分発現しているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、18年度から22年度までの間に国庫補助金による施設整備等を行った23都道府県^(注1)に所在する795事業者の914事業所(国庫補助金交付額計248億3916万余円)を対象として、貴省、22都道府県及び34市において、23年度に提供された1,357サービスの利用状況等について資料の提出を求め、これを確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 23都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、茨城、群馬、埼玉、新潟、岐阜、静岡、愛知、兵庫、和歌山、岡山、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) サービスの利用状況

上記の1,357サービスについてサービスの利用率^(注2)を算出するなどして検査したところ、149事業者の152事業所で実施された178サービスについては、次のとおり、国庫補助金の効果が十分発現していない事態が見受けられた(各態様における事業者数、事業所数及びサービス数については重複しているものがある。)

(注2) 利用率 当該サービスに係る事業所の開所日数に利用定員を乗じた定員による延べ利用者数に対する実際の延べ利用者数の割合

ア サービスの提供を廃止、休止等していたもの

16事業者の16事業所における19サービス
国庫補助金計2億6139万余円

上記の事業者のうち、11事業者(11事業所、13サービス)は一部のサービスの提供を廃止し、1事業者(1事業所、1サービス)は不正請求によりサービスの指定を取り消され、また、1事業者(1事業所、2サービス)は全部のサービスの提供を一定期間休止した後、再開したもののその利用が低調となっていた。さらに、残りの3事業者(3事業所、3サービス)はサービスの提供を24年3月末時点で休止していた。

<事例1>

事業者Aは、平成20年度に、施設整備補助金6886万余円の交付を受けて事業所を創設し、21年5月に生活介護サービス^(注3)(利用定員6人)及び就労移行支援サービス^(注4)(利用定員14人)の指定を県から受け、整備計画に従ってサービスの提供を開始していた。

しかし、利用者が集まらなかったなどのため、県に届出を行い、22年3月から23年4月までサービスの提供を休止していた。その後、サービスの提供を再開したものの利用者が集まらず、23年度の利用率は、生活介護サービスで49.7%、就労移行支援サービスで19.8%と低調となっていた。

(注3) 生活介護サービス 常時介護を要する障害者に対して行われる、入浴、排せつ等の介護、掃除等の家事、必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び身体機能等の向上のために必要な支援

(注4) 就労移行支援サービス 就労を希望する65歳未満の障害者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援(期間2年間等)

イ サービスの利用定員を減らしていたもの

41事業者の41事業所における49サービス
国庫補助金計3億9128万余円

上記の41事業者(41事業所、49サービス)は、サービスの利用が低調であったことなどから都道府県知事に届出を行い、サービスの利用定員を減らしていた。なお、このうち3事業者(3事業所、4サービス)は、利用定員を減らした後も利用率が50%未満と依然として低調となっていた。

<事例2>

事業者Bは、平成19年度に、施設整備補助金4782万余円の交付を受けて事業所を創設し、20年7月に就労移行支援サービス(利用定員20人)の指定を県から受け、整備計画に従ってサービスの提供を開始していた。

しかし、事業者Bは、障害者等に対する周知不足等により利用者が集まらなかったなどのため、県に届出を行い、22年9月から利用定員を10人に減らしていた。

ウ サービスの利用が低調となっていたもの

100事業者の101事業所における112サービス
国庫補助金15億1515万余円

上記の事業者のうち、6事業者(6事業所、6サービス)は障害者等によるサービスの利用がなく、残りの94事業者(95事業所、106サービス)は一部又は全部のサービスの利用率が50%未満と利用が低調となっていた。

<事例3>

事業者Cは、平成22年度に、施設整備補助金5300万円の交付を受けて事業所を創設し、23年4月に生活介護サービス(利用定員25人)の指定を県から受け、整備計画に従ってサービスの提供を開始していた。

しかし、事業者Cは、23年度の利用率が22.2%と利用が低調となっていた。

以上のとおり、事業所がサービスの提供を廃止、休止等していたり、サービスの利用定員を減らしていたり、サービスの利用が低調となっていたりしていたため、149事業者(152事業所、178サービス)に係る国庫補助金による施設整備等(国庫補助金交付額計21億6784万余円)は、事業効果が十分に発現しているとは認められない。

(2) サービスの需要に関する調査状況等

上記(1)のとおり、国庫補助金による施設整備等を行った事業所においてサービスの利用が低調等となっていた事態が見受けられたことから、国庫補助金の申請時におけるサービスに対する利用者の需要に関する調査状況について検査したところ、国庫補助金の申請等の際に、事業者、市町村又は都道府県が障害者等に費用負担等の条件を詳細に提示して、利用に係る意向の有無について回答を求めるなど利用に向けた具体的な調査を行っていたのは、前記1,357サービスのうち、98サービス(全体の7.2%)にとどまっていた。

また、サービスの利用が低調等となっていた前記149事業者の178サービスについて、その理由を調査したところ、回答が得られた127事業者の146サービスにおける主な理由は以下のとおりであった。

ア 51事業者が提供する65サービス(146サービスの44.5%)については、「利用者の見込み誤り」が理由として挙げられていた。これは、事業者において、サービスに対する需要の有無等を詳細な意向調査等により十分把握しないまま、国庫補助金による施設整備等を行いサービスを開始したことが主な原因であると思料された。

イ 36事業者が提供する40サービス(同27.3%)については、「障害者等に対する周知不足」が理由として挙げられていた。これは、事業者において、提供するサービスの障害者等への周知の努力が不足していること、また、市町村において、事業者に対してサービスの利用を図るための指導等を十分に行っていないことなどによると思料された。

ウ ア及びイのほかに、「利用日数が少ない者がいるため」(同5.4%)、「就職等による退所のため」(同4.7%)、「サービス提供期間終了のため」(同3.4%)なども理由として挙げられていた。これらは、新体系への移行によりサービスを提供する日ごとの利用状況に留意することが必要となること、一部のサービスにはその提供期間が決まっていることなど、事業者において新体系における各サービスの特徴等についての理解が十分ではなかったことによると思料された。

上記の(1)及び(2)から、貴省本省、地方厚生(支)局及び都道府県等においては、国庫補助金の交付申請の審査等に当たり、具体的な需要の有無等の状況を十分に確認することが必要であり、事業者においては、各サービスの特徴等を十分に理解するとともに、具体的な需要の有無を十分に把握すること及び提供するサービスの障害者等に対する周知を十分に行うことが必要であると認められる。また、事業所が所在する市町村において、サービスの利用状況について把握の上、利用が低調等となっているサービスについて事業者適切に助言等を行い、サービスの利用を図ることが重要であると認められる。

(改善を必要とする事態)

国庫補助金により施設整備等を行った事業所がサービスの提供を廃止、休止等していたり、サービスの利用定員を減らしていたり、サービスの利用が低調となっていたりしている事態は、国庫補助金による施設整備等の効果が十分に発現していないことから適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 都道府県等において、サービスの需要の有無を十分に把握しないまま国庫補助金の申請を行っていること
- イ 貴省本省及び地方厚生(支)局において、国庫補助金の交付申請の審査等に当たり、事業所が提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を審査するようになっていないこと
- ウ 事業者において、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解していないこと、また、サービスに対する具体的な需要の有無を十分に把握しないまま国庫補助金の申請を行っていること
- エ 施設整備等の実施後に、事業者において、提供するサービスの障害者等に対する周知を十分に行っていないこと、また、事業所が所在する市町村において、サービスの利用状況を十分に把握しておらず、サービスの利用を図るための取組が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

障害者等に対するサービスについては、前記のとおり、25年4月以降更なる拡充等が見込まれているところである。

については、貴省において、国庫補助金による施設整備等の効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 都道府県等に対して、国庫補助の対象とする事業所の選定に当たり、事業所が提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を把握した上で整備計画がこれを踏まえたものとなっているかを確認し、必要に応じて関係機関と連携をとるなどして審査を行うよう指導及び助言すること
- イ 貴省本省及び地方厚生(支)局において、国庫補助金の交付申請の審査に当たり、事業所が提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無及び整備計画の妥当性について、必要に応じて関係機関と連携をとるなどして確認して、審査を行うこと
- ウ 事業所が所在する市町村に対して、事業者が、国庫補助金の交付申請を行う際に、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解して、提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう、事業者に助言等を行うことを都道府県等を通じて指導及び助言すること
- エ 施設整備等の実施後に、事業所が所在する市町村に対して、事業所が提供するサービスの利用状況について、関係者と連携をとるなどして十分に把握するとともに、提供するサービスの障害者等に対する周知の重要性等について事業者に助言等を行うことを都道府県等を通じて指導及び助言すること

(10) 地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を適切かつ効果的に行うよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項)保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 10 労働局(審査庁)
支払の根拠	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
労災診療費の概要	業務上の事由又は通勤により負傷又は発病した労働者に対する診療に要する費用
支払の相手方	23 指定医療機関等
施設基準等に適合していなかったなどのため過大に支払われていた労災診療費	入院料、リハビリテーション料等
過大に支払われていた労災診療費の件数	697件(平成16年度～23年度)
上記に係る労災診療費の支払額	4億0470万余円
上記のうち過大に支払われていた労災診療費の額	2364万円

(前掲 253 ページの「労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの」参照)

【改善の処置を要求したものの全文】

地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用した労災診療費の支払に係る事後確認について

(平成 24 年 10 月 5 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 労働者災害補償保険の療養の給付

貴省は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づき、業務上の事由又は通勤により負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)に対して療養の給付を行っている。

この療養の給付は、傷病労働者の請求により、都道府県労働局長の指定を受けた医療機関又は労災病院等(以下「指定医療機関等」という。)において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行った指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局が請求内容を審査した上で支払額を決定して、これにより、貴省本省が労災診療費を支払うこととなっている。

(2) 医療保険の療養の給付等

医療保険制度の一環として、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等に基づき、保険者は、被保険者等に対して疾病又は負傷に関する療養の給付等を行っている。被保険者等が療養の給付等を受けようとするときは、地方厚生(支)局長(平成 20 年 9 月 30 日以前は地方社会保険事務局長)の指定を受けた医療機関(以下「保険医療機関」という。)において診療を受けることとなっている。そして、保険者は、診療を行った保険医療機関に対して、診療に要した費用の一部を診療報酬として支払うこととなっている。

(3) 診療報酬及び労災診療費の算定

保険医療機関は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)等に基づき、所定の診療点数(以下「健保点数」という。)に単価 10 円を乗ずるなどして診療報酬を算定することとなっている。

そして、診療報酬には、保険医療機関が随時、医師、看護職員等の配置や病院等の施設、設備の整備状況等が厚生労働大臣の定める所定の施設基準等(以下「施設基準等」という。)に適合していることを地方厚生(支)局長に届け出て、審査を経て受理されたことにより算定できる基本診療料、特掲診療料がある。

一方、保険医療機関でもある指定医療機関等は、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年基発第 72 号労働省労働基準局長通達。以下「算定基準」という。)等に基づき、労災診療費を算定することとなっている。算定基準によると、労災診療費は、労災診療の特殊性等を考慮して、①原則として、健保点数に 12 円(法人税等が非課税となっている公立病院等については 11 円 50 銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等特定の診療項目につい

ては、健保点数とは異なる点数又は金額を別に定めて、これらにより算定することとなっている。

(4) 労災診療費の審査

労働局は、労災診療費の支払額を決定する際に審査を行っているが、この審査は、指定医療機関等から提出される個々の診療費請求内訳書(以下「レセプト」という。)の内容が算定基準等や健保点数に基づき適切に算定されているかを確認等するものである。

(5) 保険医療機関等に対する個別指導等

地方厚生(支)局及び都府県事務所(20年9月30日以前は地方社会保険事務局。以下「地方厚生局等」という。)は、診療報酬の請求等に関し、管内の保険医療機関等に対して、次のとおり、個別指導、監査及び適時調査を実施している。

ア 個別指導

個別指導は、地方厚生局等が保険医療機関等に対し、適正な療養の給付等を実施するため、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)等に定められている保険診療の取扱い、診療報酬の請求等について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的に行うものである。個別指導の結果、診療報酬の請求等に関し適正を欠く事態を確認したときは、地方厚生局等は、当該保険医療機関等に対して自主点検を求め、その結果、適正を欠く事態と同様の事態が確認されたときは、原則として個別指導の実施月前の1年以上の期間に過大に支払われていた診療報酬の自主返還を求めている。

イ 監査

監査は、地方厚生局等が保険医療機関等に対し、診療内容若しくは診療報酬の請求に不正若しくは著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき、度重なる個別指導によっても診療内容若しくは診療報酬の請求に改善が見られないとき又は正当な理由なく個別指導を拒否したときに、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的に行うものである。監査の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な事実を確認したときは、地方厚生局等は、当該保険医療機関等に対して、過大に支払われていた診療報酬の返還をさせる措置を執っている。

ウ 適時調査

適時調査は、地方厚生局等が保険医療機関等に対し、施設基準等の届出内容を確認するために行うものである。適時調査の結果、届け出た内容と異なる事情が生じていたため施設基準等に適合していないことが確認された場合は、地方厚生局等は、当該保険医療機関等に対して、過去の請求について自主点検を求め、その結果に基づき過大に支払われていた診療報酬の自主返還を求めている。

そして、地方厚生局等は、上記の個別指導等を実施した結果として、当該保険医療機関等に返還金が生じた理由、返還事項、過大に支払われていた診療報酬の返還金額の情報等(以下「診療報酬返還情報等」という。)を保有している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、保険医療機関でもある指定医療機関等が、地方厚

生局等の個別指導等を受けて、過大に支払われていた診療報酬を自主返還するなどしている場合に、労災診療費についても同様の誤った算定をしていないか、過大に支払われた労災診療費についても返還しているかなどに着眼して、診療報酬の自主返還を行っていた保険医療機関でもある23指定医療機関等に対して貴省が16年度から23年度までの間に支払った労災診療費計697件、支払金額4億0470万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、3地方厚生局等^(注1)において会計実地検査を行い、診療報酬返還情報等の関係書類により診療報酬を自主返還するなどした保険医療機関を把握し、また、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人国立病院機構からその設置する病院が地方厚生局等による個別指導等を受けた際の診療報酬返還情報等の関係書類等の提出を受けた上で、10労働局^(注2)において会計実地検査を行い、レセプト等の書類により、保険医療機関でもある前記の23指定医療機関等の労災診療費の請求内容を確認するなどの方法により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 3地方厚生局等 関東信越、東海北陸両厚生局、近畿厚生局京都事務所

(注2) 10労働局 秋田、茨城、栃木、埼玉、長野、静岡、愛知、京都、福岡、佐賀各労働局

(検査の結果)

検査したところ、地方厚生局等の保険医療機関に対する個別指導又は適時調査を受けて、過大に支払われていた診療報酬の自主返還を行っていた保険医療機関でもある23指定医療機関等において、労災診療費についても、診療報酬と同様に、次のように算定を誤っていた事態が見受けられた。

- ① 入院基本料等の算定において、看護職員数と入院患者数の割合の算定方法を誤っていたり、夜勤を行う看護職員等の1人当たりの月平均夜勤時間数が所定時間を超えていたりなどしていたため、実際には施設基準等に適合していないのに、適合しているとして算定していた。
- ② リハビリテーション料等の算定において、医師が診療に係る書類を作成することなどが算定の要件とされているが、実際にはその要件が満たされていないのに、満たされているとして算定していた。

保険医療機関でもある指定医療機関等が労災診療費を算定する場合、原則として、診療報酬と同様に健保点数を用いて算定することとなっていることから、診療報酬の算定を誤っている場合には、労災診療費においても同様に算定を誤っているおそれがある。このため、前記の23指定医療機関等に対して、地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して10労働局が労災診療費の支払に係る事後確認を行っていれば、過大に支払われた労災診療費について把握することが可能であったと認められる。

しかし、10労働局は、23指定医療機関等に係る診療報酬返還情報等を把握しておらず、これを活用した労災診療費の支払に係る事後確認を行っていなかったことなどから、前記の労災診療費697件について、労災診療費計2364万余円が過大に支払われたままとなっていた。

<事例>

A 病院は、平成 22 年 9 月に地方厚生局等の保険医療機関に対する適時調査を受け、その結果、一般病棟入院基本料の算定において、看護職員数と入院患者数の割合を算出する際に入院患者数の算定方法を誤るなどしたため、施設基準等に適合していないことが確認されたことから、施設基準等に適合していなかった期間に係る診療報酬の自主返還を行っていた。しかし、指定医療機関等でもある同病院は、労災診療費についても同様に算定を誤っていたのに、労働局が労災診療費の支払に係る事後確認を行っていなかったことなどから、労災診療費計 145 万余円が過大に支払われたままとなっていた。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、保険医療機関でもある指定医療機関等において、診療報酬については、地方厚生局等の個別指導又は適時調査を受けて過大に支払われていた額の自主返還を行っているのに、労災診療費については、診療報酬と同様に算定を誤っており、労災診療費が過大に支払われていたにもかかわらず、当該過大支払額の返還が行われていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、労災診療費の支払の適正化のため、地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を行うことが有益であるのに、労働局が地方厚生局等から診療報酬返還情報等の提供を受けられる体制を整備していないこと
- イ 労働局において、地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を行うことの有益性に対する認識が十分でなく、当該事後確認を行っていないこと

3 本院が要求する改善の処置

労災診療費の支払は毎年度多額に上っており、また、前記のとおり、保険医療機関でもある指定医療機関等は、労災診療費を算定する際に、原則として、診療報酬と同様に健保点数を用いて算定することとなっていることから、労災診療費について、地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を行うことは、労災診療費の支払の一層の適正化に資することとなる。

については、貴省において、地方厚生局等が保有している診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を適切かつ効果的に行うよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 労働局が地方厚生局等から診療報酬返還情報等の提供を受けられる体制を整備すること
- イ 労働局に対して、地方厚生局等から得られた診療報酬返還情報等を活用して労災診療費の支払に係る事後確認を行うよう指導すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業による委託事業において、受託者が消費税の免税事業者であることの確認を適切に行わせることなどにより、委託費に係る消費税相当額の計上が適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)高齢者等雇用安定・促進費 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	7 都県
緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の概要	国からの交付金により創設した基金を財源として、雇用機会を創出するなどの事業を民間企業等に委託するなどして実施するもの
受託者が消費税の免税事業者である委託契約に係る委託費の支払額	68 億 3550 万余円(平成 21、22 両年度)
上記のうち受託者が負担する必要がないのに計上されていた消費税相当額(1)	5151 万円
受託者が消費税の課税事業者である委託契約に係る委託費の支払額	139 億 2126 万余円(平成 21、22 両年度)
上記のうち重複して計上されていた消費税相当額(2)	915 万円
(1)及び(2)の計	6066 万円

1 基金事業の概要等

(1) 基金事業の概要

平成 20 年秋以降、深刻な経済不安を背景にして、派遣労働者のいわゆる雇止めなどの雇用不安が社会問題化するなど、地域の雇用情勢は全国的に急激に悪化した。このような状況に対処するため、厚生労働省は、20 年度に都道府県に対して、平成 20 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱(平成 21 年厚生労働省発職第 0130003 号)に基づき緊急雇用創出事業臨時特例交付金(以下「緊急雇用交付金」という。)1500 億円を、また、平成 20 年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱(平成 21 年厚生労働省発職第 0130002 号)に基づきふるさと雇用再生特別交付金 2500 億円をそれぞれ交付した。その後、緊急雇用交付金については、23 年度第 3 次補正予算まで累次の追加交付があり、累計で 1 兆 2010 億円が都道府県に交付されている。

そして、交付金の交付を受けた都道府県は、緊急雇用交付金により緊急雇用創出事業臨

時特例基金を、また、ふるさと雇用再生特別交付金によりふるさと雇用再生特別基金をそれぞれ創設し、都道府県及び市町村等(以下「都道府県等」という。)は、両基金を財源として、雇用機会を創出するなどの事業である緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業(以下、これらを合わせて「基金事業」という。)を実施している。

基金事業は、都道府県等が事業を民間企業等へ委託する方法(以下、民間企業等へ委託して行う基金事業を「委託事業」という。)等により実施されている(基金事業の概要については、前掲276ページの「緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの」参照)。

(2) 委託事業に係る消費税の取扱い

消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の課税対象は、国内において事業者が行った事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供とされている。

委託契約は、このうち役務の提供に該当するため、受託者が消費税の課税事業者である場合は、委託費は受託者の課税売上げとなり、消費税の課税の対象となる。

一方、受託者が課税期間に係る基準期間(法人の場合は前々事業年度)における課税売上高が1000万円以下である事業者である場合は、当該事業者は消費税の納税義務を免除される免税事業者となる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

委託事業の受託者には特定非営利活動法人等の比較的小規模な法人、団体等が含まれている。そこで、本院は、経済性等の観点から、厚生労働本省、^(注1)7都県及びその管内の市町村等(以下「7都県等」という。)において、受託者が消費税の免税事業者であるか否かを適切に確認した上で委託費における消費税の計上を行っているか、委託費に係る消費税相当額は適切に計上されているかなどに着眼して、21、22両年度に実施された委託事業を対象として、委託契約書、実績報告書等の書類を精査するなどの方法により会計実地検査を行った。検査に当たっては、21、22両年度に実施された委託事業に係る委託契約について消費税の取扱いに関する調書を徴するなどして受託者が免税事業者か課税事業者かを確認し、受託者が消費税の免税事業者である契約計1,676件、支払額計68億3550万余円、受託者が消費税の課税事業者である契約計691件、支払額計139億2126万余円、委託契約合計2,367件、支払額合計207億5676万余円について検査した。

(注1) 7都県 東京都、群馬、兵庫、奈良、岡山、大分、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 受託者が消費税の免税事業者である委託契約において、受託者が負担する必要のない消費税相当額が計上された委託費を支払っていたもの

受託者が消費税の免税事業者である契約1,676件のうち、7都県等が、免税事業者である受託者が負担する必要のない消費税相当額が計上された委託費を支払っていた契約が計304件あり、その支払額における負担する必要がなかった消費税相当額は計5151万余円

となっていた。このうち 257 件については、7 都県等は、契約締結時及び支払額の確定時に、受託者が消費税の免税事業者であるか否かの確認を行っていなかった。また、残りの 47 件については、^(注2) 5 都県等は、受託者が消費税の免税事業者であることを確認していたものの、消費税相当額が委託費に計上されていることを看過するなどしていた。

(注2) 5 都県 東京都、群馬、奈良、岡山、宮崎各県

(2) 受託者が消費税の課税事業者である委託契約において、消費税相当額が重複して計上された委託費を支払っていたもの

受託者が消費税の課税事業者である契約 691 件のうち、7 都県等が、消費税額を含む事業費に更に消費税率 5 % を乗じて消費税額を算定していたため、事業費に係る消費税相当額が重複して計上された委託費を支払っていた契約が計 119 件あり、その支払額における重複して計上された消費税相当額は計 915 万余円となっていた。

以上のように、委託事業の実施に当たり、受託者が消費税の免税事業者である場合に受託者が負担する必要のない消費税相当額が計上された委託費を支払っていたり、受託者が消費税の課税事業者である場合に消費税相当額が重複して計上された委託費を支払っていたりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 厚生労働省において、委託事業に係る委託契約の締結時等に受託者が消費税の免税事業者であるか否かを確認することなどの消費税の適切な取扱いについて都道府県への周知徹底が十分でなかったこと
- イ 都道府県等において、委託事業の委託費に係る消費税の適切な取扱いに対する認識が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、24 年 3 月に、各都道府県の基金事業担当部局長宛てに通知を発して、委託事業の実施に当たり、受託者が消費税の免税事業者であることの確認を適切に行わせることとするとともに、同通知において課税事業者及び免税事業者それぞれの場合についての具体的な消費税相当額の計上方法を示し、委託費に係る消費税相当額の計上が適切なものとなるよう周知徹底を図る処置を講じた。

(2) 失業等給付金の支給に当たり、受給資格者から自己就職した旨の申告があった場合に、公共職業安定所が行う調査確認の具体的な方法を取扱要領等に明示したり、採用証明書に注意事項を明示してこれを事業主に対して周知徹底したりなどして、失業等給付金の支給の一層の適正化を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁)、42 公共職業安定所(支給決定庁)
採用証明書等による調査確認の概要	受給資格者の申告のみでは自己就職の状況の把握が十分ではないことから、同人を採用した事業主に直接証明させることにより、就職の事実を把握するもの

失業等給付金が適正に支給されていなかった受給資格者	96人
上記の者に対する不適正な支給額	2558万円(平成21年度～23年度)

1 制度の概要

(1) 失業等給付金

厚生労働省は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定並びに就職の促進等のために失業等給付金の支給を行っている。

(2) 受給資格の決定及び失業の認定

失業等給付金の支給を受けようとする者は、公共職業安定所(以下「安定所」という。)に出頭し受給資格の決定を受けた(以下、受給資格の決定を受けた者を「受給資格者」という。)上で、一定期間ごとに失業認定申告書を提出して、実際に失業している日について認定を受けることとなっている。

(3) 採用証明書の提出

受給資格者は、安定所で受給資格の決定を受ける際、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が作成した「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」を受領することになっている。このしおりには、受給資格者が安定所の紹介による就職以外の就職(以下「自己就職」という。)をした場合に、その就職の事実を証明する書類として採用証明書の書式が示されている。採用証明書は、就職先の事業主が当該受給資格者を雇用した年月日等を記入して押印するもので、雇用年月日とは在籍となる初日をいい、この在籍となる初日には、試用期間、アルバイト期間等を含むことになっている。そして、受給資格者は、自己就職をした場合には、失業認定申告書とともに採用証明書を安定所に提出することになっている。

(4) 受給資格者の就職の事実の調査確認

厚生労働省職業安定局が定めた業務取扱要領「雇用保険給付関係」(以下「取扱要領」という。)によれば、受給資格者が就職の事実を秘匿し、又は自己の労働による収入を届け出ないなどの手段を用いて失業等給付金の支給を受けようとすることを未然に防止するため、受給資格者から自己就職をした旨の申告を受けたときは、安定所は、適宜当該就職先を調査して就職の事実を確認することとされている(以下、この確認を「調査確認」という。)。しかし、その具体的な方法は、取扱要領等には示されていない。

(5) 受給資格者及び事業主の責務

雇用保険法によれば、安定所は、受給資格者が偽りその他不正の行為により失業等給付金の支給を受けた場合には、支給額的全額又は一部の返還を命じ、場合によっては支給額の2倍に相当する額以下の納付を命ずることができることとされており、事業主の偽りの証明等により失業等給付金の支給がなされた場合には、当該事業主に対し、受給資格者と連帯して、返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、毎年度の検査報告において、失業等給付金の支給を受けた者が、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどして、その支給が適正でない事態を不当事項として掲記しており(前掲235ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)、これらの中には、自己就職した受給資格者に係る支給が多数見受けられている。こうした事態に対して、厚生労働省は、失業認定申告書等の審査、就職先の事業所に対する調査確認等を強化することなどにより、同様な事態の再発防止に取り組んできたとしている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、厚生労働省が取り組んできたとしている再発防止策としての調査確認は適切に行われているか、その調査確認はどのような方法により行われているかなどに着眼して、埼玉労働局等14労働局管内の116安定所において、平成20年度から23年度までの間に自己就職した受給資格者のうち、失業等給付金を受給していた者6,755人(失業等給付金の支給額計52億1806万余円)を対象として、採用証明書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 14労働局 埼玉、東京、神奈川、石川、福井、愛知、大阪、兵庫、和歌山、広島、佐賀、熊本、宮崎、沖縄各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 採用証明書等による調査確認が行われていなかったもの
(注2)
 石川労働局等8労働局管内の17安定所 27人
 (不適正な失業等給付金の支給額538万余円)

前記6,755人のうち、埼玉労働局等14労働局管内の100安定所において失業等給付金を受給していた1,191人について、安定所は、採用証明書等による調査確認を行っておらず、このうち27人については、受給資格者から提出された就職の事実と相違する失業認定申告書のみに基づき支給決定を行っており、失業等給付金538万余円が適正に支給されていなかった。

(注2) 8労働局 石川、愛知、大阪、兵庫、和歌山、佐賀、宮崎、沖縄各労働局

イ 採用証明書等による調査確認が行われていたものの、採用証明書等の内容が受給資格者の就職の事実と相違していたもの
(注3)
 東京労働局等12労働局管内の36安定所 69人
 (不適正な失業等給付金の支給額2020万余円)

前記6,755人のうち、埼玉労働局等14労働局管内の116安定所において失業等給付金を受給していた5,564人について、安定所は、採用証明書等による調査確認を行った上で、失業認定申告書に記載されていた就職年月日が採用証明書の雇用年月日と同一であったなどとして、支給決定を行っていた。しかし、このうち69人については、実際には、採用証明書等に記載されていた雇用年月日より前に、当該事業主の下で試用期間等として職業に就いているのに、事業主が就職の事実と相違した雇用年月日を記載していたり、事業主が受給資格者に求められるまま虚偽の雇用年月日を記載していたりして、失業等給付金2020万余円が適正に支給されていなかった。

(注3) 12 労働局 東京、神奈川、石川、福井、愛知、大阪、兵庫、和歌山、佐賀、熊本、宮崎、沖縄各労働局

このように、安定所において採用証明書等による調査確認が行われていなかったり、事業主が記載した採用証明書等の内容が受給資格者の就職の事実と相違していたりして、失業等給付金の支給が適正に行われていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、主として次のことなどによると認められた。

- ア 厚生労働省において、失業等給付金の支給決定に当たり、受給資格者から採用証明書を提出させ、提出がない場合に安定所が行う調査確認の具体的な方法を取扱要領等に明示していなかったこと
- イ 労働局及び安定所において、事業主に対し、雇用年月日とは試用期間等も含む在籍となる初日であること、就職の事実と相違して偽りの証明をして受給資格者が失業等給付金の支給を受けた場合には、受給資格者と連帯して返還等の命令を受ける場合があることなどについて十分に周知していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、24年3月及び7月に取扱要領を改正するなどして、失業等給付金の支給に当たり、支給の一層の適正化が図られることとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア 取扱要領等に、受給資格者から自己就職した旨の申告があった場合に安定所が行う調査確認の具体的な方法として、採用証明書等による調査確認の方法等を明示した。
- イ 採用証明書等の記載に当たり、受給資格者の雇用年月日とは試用期間等も含む在籍となる初日であること、雇用年月日を事実と相違して記載するなど偽りの証明をして受給資格者が失業等給付金の支給を受けた場合には、受給資格者と連帯して返還等の命令を受ける場合があることなどを注意事項として採用証明書の書式に加えるなどして、事業主に対する周知徹底を図るなどした。

(3) 子ども手当の受給資格者の認定の状況を踏まえて、児童手当の受給資格者の認定が適切に行われ国費の負担が適正となるよう改善させたもの

会計名及び科目	年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定) (項)児童手当及び子ども手当交付金
部局等	厚生労働本省
国庫負担の根拠	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号) 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)
補助事業者(事業主体)	210市区町
国庫負担対象事業	子ども手当給付事業

受給資格者の認定が適切とは認められない受給者数	3,072 人
上記に係る子ども手当の支給額	11 億 0674 万余円(平成 22、23 両年度)
上記のうち子ども手当交付金相当額	8 億 8003 万余円
上記のうち特例交付金分を差し引いた額	1 億 7242 万円

1 制度の概要

(1) 子ども手当の概要

子ども手当は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)により、「平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律」(平成 22 年法律第 19 号)、「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 107 号。以下「特別措置法」という。また、これらを合わせて「子ども手当法」という。)等に基づき、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することなどを目的として、日本国内に住所を有し、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母等に対して、平成 22 年度から支給されているものである。

一方、児童手当は、市町村により、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に基づき、日本国内に住所を有し、小学校修了前までの児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母等に対して、21 年度まで支給されていたものである。

子ども手当には、家計の収入がどのように変動しても確実に支給される仕組みとするために、児童手当に設けられていた所得制限はない。

そして、特別措置法において、24 年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、子ども手当法に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずることとされている。

(2) 市町村における子ども手当の支給に係る受給資格者の認定

市町村は、新規に子ども手当の認定を請求する者から提出された認定請求書及び児童手当から継続して受給する者から提出された現況届について、受給資格等を調査確認して、支給要件を満たす者と認定したときは、毎年 2 月、6 月及び 10 月の 3 回、所定の額を支給することとなっている。

子ども手当法によれば、父母が父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、子どもは父母のうちいずれか子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこととされている。

そして、この判断について、「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行について」(平成 22 年雇児発 0331 第 17 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の施行について」(平成 23 年雇児発 0930 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、これらを合わせて「施行通知」という。)によれば、①住民票上の世帯主、②父母の収入の状況、③健康保険の適用状

況、④住民税等の扶養控除の適用状況等を総合的に考慮することとされており、市町村の子ども手当支給担当者は施行通知により受給資格者を認定することとされている。

この受給資格者の認定に当たっては、子ども手当法において、市町村は官公署に対して、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができることなどが規定されているが、受給資格者の配偶者の所得情報等を求めることはできない。

なお、児童手当法には、市町村は受給資格者の資産又は収入の状況については、官公署に対して必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができることなどが規定されていたが、受給資格者の配偶者についてはこのように規定されていなかった。

(3) 子ども手当の費用負担

国は、子ども手当法において、市町村に対して、子ども手当の支給に要する費用を負担するために交付金を交付することとされており、この交付金(以下「子ども手当交付金」という。)の額は、22年度1兆6137億5084万余円、23年度1兆8263億8322万余円となっている。

そして、子ども手当の受給資格者が地方公務員である場合は、当該地方公務員が所属する都道府県又は市町村(以下「所属庁」という。)が子ども手当の支給を行うこととされており、その費用についても所属庁が負担することとされていることから、国が交付する子ども手当交付金の算定対象とはなっていない。

さらに、地方公務員に係る子ども手当の支給に要する費用が増えたことなどから、地方負担の増加分等に対応するために、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成11年法律第17号)に基づき、22、23両年度に児童手当及び子ども手当特例交付金(以下「特例交付金」という。)が都道府県及び市町村に対して交付されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

子ども手当について受給資格者が地方公務員である場合は、その費用を所属庁が負担することとされていることから、市町村において受給資格者の認定が適切に行われない場合には、国の費用負担が異なることとなる。

そこで、本院は、合規性等の観点から、受給資格者のうち配偶者が地方公務員である場合について、その認定が適切に行われ、子ども手当交付金の交付額が適切に算定されているかなどに着眼して、配偶者が地方公務員である子ども手当の受給者について、23都道府県の240市町村において、22、23両年度に交付された子ども手当交付金を対象として、当該受給者の受給状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注) 23都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、群馬、埼玉、新潟、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、和歌山、岡山、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 受給資格者の配偶者の所得を正確に把握せずに、受給資格者を子どもの生計を維持する程度が高いとして受給者としていた事態

受給資格者の配偶者の所得について、市町村の確認方法をみたところ、23都道府県の204市区町は確認していない又は原則として聴取により確認していた。このうち、23都道

府県の184市区町においては、22、23両年度において、地方公務員である配偶者の所得の方が相当程度高いと認められた受給者が2,655人、子ども手当の支給額が計9億6878万余円となり、これに対する子ども手当交付金相当額が計7億7057万余円となることから、特例交付金分を差し引いた額は計1億5102万余円となっていた。

上記の市区町は、子ども手当法において、受給資格者の認定に当たり、官公署に対して必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができることなどが規定されていたが、受給資格者の配偶者の所得情報等を求めることはできないことから、配偶者の所得について、課税台帳の閲覧等を行わなかったとしていた。

<事例>

A市は、受給資格者Bの認定に当たり、県職員である配偶者Cの所得を原則として聴取により確認したとしていたが、配偶者Cの所得を正確に把握せず住民票上の世帯主名により判断するなどして、Bを受給資格者としていた。そして、受給者であるBの所得は約90万円である一方、配偶者Cの所得が約420万円とBの所得を相当程度上回っており、また、配偶者Cは健康保険の世帯主で住民税においても子どもを扶養親族としていた。

このようなことから、A市は、平成22、23両年度において、上記のように地方公務員である配偶者の所得の方が相当程度高いことから、子どもの生計を維持する程度が高いと認められた受給者がBを含めて、計55人見受けられた(55人に係る子ども手当交付金相当額1434万余円、特例交付金分を差し引いた額は500万余円)。

(2) 受給資格者の配偶者の所得が多いにもかかわらず、受給資格者を子どもの生計を維持する程度が高いとして受給者としていた事態

16都道府県の36市町村は配偶者の所得を書類等により確認していた。このうち、16都道府県の26市町村においては、22、23両年度において、地方公務員である配偶者の所得の方が相当程度高いと認められた受給者が417人、子ども手当の支給額が計1億3795万余円、これに対する子ども手当交付金相当額が計1億0945万余円となることから、特例交付金分を差し引いた額は計2140万余円となっていた。

上記の市町は、施行通知において、父母のいずれを子どもの生計を維持する程度が高い者であると判断するかは、父母の収入の状況等を総合的に考慮することとされていたことから、必ずしも配偶者の所得によって判断しなかったとしていた。

しかし、(1)及び(2)においては、受給者より配偶者の所得が相当程度高いことから、配偶者を受給資格者と認定すべきであったと認められた。

このことから、共に子どもを監護して、かつ、生計を同じくしている地方公務員の配偶者がいる受給者で、配偶者の所得の方が、受給者よりも相当程度高いと認められた者は、23都道府県の210市区町において、受給者数3,072人、子ども手当の支給額計11億0674万余円、これに対する子ども手当交付金相当額計8億8003万余円、特例交付金分を差し引いた額は計1億7242万余円となっていた。

このように、受給資格者の認定が適切に行われないことにより、所属庁が負担すべき額について、国費である子ども手当交付金を財源とした子ども手当が市区町から支給されることになっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 子ども手当法に、受給資格者の認定に当たり、市町村は官公署に対して、認定に必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができることなどが規定されていたが、受給資格者の配偶者の所得情報等を求めることはできないことから、市町村において、受給資格者の配偶者の所得の確認を十分に行わなかったこと

イ 施行通知に、受給資格者の認定に当たり、父母のいずれを子どもの生計を維持する程度が高い者であると判断するかについては、父母の収入の状況等を総合的に考慮することとされていたのに、その際に父母の所得をどのように取り扱うかなどについての基準が明確でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、児童手当法には、市町村が受給資格者の資産又は収入の状況については、官公署に対して必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができることなどが規定されていたが、受給資格者の配偶者についてはこのように規定されていなかったことから、24年度以降に支給されることとなった児童手当において、受給資格者の認定が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 市町村において、児童手当の受給資格者とともにその配偶者の所得の確認を十分に行うことができるように、配偶者の所得情報等について、官公署に対して資料の閲覧又は提供を求めることができるようにすることを含む法律案を作成し、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)は、24年3月31日に公布され、上記の改正部分については同年4月1日から施行することとされた。

イ 受給資格者の認定に当たり、父母のいずれを子どもの生計を維持する程度が高い者と判断するかについては、まず父母の所得の状況を考慮するよう、同年3月に市町村に対して通知を発するなどした。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

柔道整復師の施術に係る療養費の支給について

〔平成21年度決算検査報告357ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告338ページ参照〕

1 本院が表示した意見

柔道整復師の施術に係る療養費(以下「療養費」という。)の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないとされており、また、単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は療養費の支給対象外であるとされている。そして、施術は、療養上必要な範囲及び限度で行うものとされ、とりわけ「長期又は濃厚な施術」とならないよう努めることとされている。しかし、頻度が高い施術、長期にわたる施術等の事例が多数見受けられたり、また、患者からの聞き取りによる負傷原因が外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫ではない患者に施術が行われていたりなどして請求内容に疑義があるのに、これらの施術に対して十分な点検及び審査が行われないまま療養費が支給されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」等がより明確になるよう検討を行って、長期又は頻度の高い施術が必要な場合には申請書にその理由

を記載させるなどの方策を執るとともに、保険者等と柔道整復療養費審査委員会及び国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会(以下、両者を合わせて「柔整審査会」という。)に対して、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化し、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう、厚生労働大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 前記の算定基準等のうち一部の項目の算定の考え方等については、23年3月に地方厚生(支)局及び都道府県に対してその疑義解釈に関する事務連絡を発して、算定基準等がより明確になるよう周知を図っていた。
 - イ 保険者等及び柔整審査会が行う点検及び審査については、24年3月に地方厚生(支)局、都道府県等に対して通知を発して、審査要領を改正するなどして多部位、長期又は頻度の高い施術について重点を置いた点検及び審査を行うこととするとともに、保険者等がこれらの施術に係る請求内容が算定基準等に沿って行われているか被保険者等に施術の状況等を確認するための方策を参考に示すなどした。
 - ウ 内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術が療養費の支給の対象外であることの被保険者等への周知徹底については、24年3月に地方厚生(支)局、都道府県等に対して通知を発して、保険者等による被保険者等への柔道整復療養費の医療費通知の実施を徹底させるとともに、療養費の支給の対象外となる施術について保険者等から被保険者等に周知を図らせた。
- そして、長期又は頻度の高い施術については、24年度中に実施する療養費改定の際に、適正化を図るための方策を検討することとしている。

平成22年決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認について

(平成22年度決算検査報告265ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険事業運営の安定化を図るなどのため、国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)に対して、療養給付費補助金等を交付している。しかし、4国保組合において、当該国保組合の規約等に定めた事業又は業務に従事していないのに従事しているとして加入させていたり、法人事業所等の従業員等であるのに従業員5人未満の個人事業所の従業員等であるとして加入させていたりしていたため、療養給付費補助金等が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、4国保組合に対して組合員資格の適正化を図らせるとともに、国保組合に対して法令遵守に関する研修会で国保組合の理事等に対して周知した組合員資格の加入時及び加入後の確認・再確認の方法等による調査を確実に行わせるなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、前記の4国保組合に対して組合員資格の適正化を図らせるとともに、過大に交付されていた療養給付費補助金等計5億0186万余円について24年3月に返還させる処置を講じていた。また、組合員資格の確認・再確認を実施するための調査票を作成して、同月に国保組合を指導監督する都道府県に対して通知を発するなどして、当該調査票により全ての国保組合に全組合員の組合員資格取得後の資格の確認・再確認を実施させ、その結果を報告させるとともに、組合員資格の適正化に関する各国保組合に対する指導について都道府県に周知する処置を講じていた。

(2) 緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付及び訓練・生活支援資金融資の実施について

(平成22年度決算検査報告270ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)は、厚生労働省からの交付金を財源として基金を造成し、この基金を活用して、職業訓練の実施、受講者に対する支援給付金の支給、支援資金の貸付けなどの緊急人材育成支援事業を行っている。しかし、支援給付金の支給の要件である世帯の主たる生計者であること(以下「主たる生計者要件」という。)の確認が十分でなく、主たる生計者要件を満たしていない者に対して支援給付金を支給していたり、支給終了者一覧の作成が適切でなく、本来停止すべきであったのに停止されなかった支援資金の貸付けに係る返済免除等に伴い基金から補助金が交付されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、協会に対して、主たる生計者要件を満たさない支援給付金について速やかに返還等の措置を執らせるとともに、支援給付金の受給資格認定の審査に当たり、主たる生計者要件について、同一住所における申請者以外の受給資格者の有無を確認できる体制を整備させたり、支援給付金の申請書未提出者も適切に把握して支給終了者一覧を作成させたり、これらの処置が適切に執られるよう、指導監督を行い、基金からの支援給付金の支給及び支援給付金の返済免除等に伴う基金からの補助金の交付が適正なものとなるよう、厚生労働大臣に対して平成23年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、協会に対して、主たる生計者要件を満たさない支援給付金の返還等の措置を執らせるとともに、23年9月に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 主たる生計者要件の確認についての手順を定めて、緊急人材育成支援事業システムからのデータに基づき、同一住所における当該申請者以外の受給資格者の有無の確認を行う体制を整備させた。

イ 支援給付金の申請書未提出者の状況について、訓練実施機関から協会へ報告することとさせることなどにより申請書を提出していない受給資格者を適切に把握して支給終了者一覧を作成させることとした。

ウ ア及びイの処置が適切に執られるよう、協会に対して緊急人材育成支援事業に係る業務の適正な実施についての指導監督を行った。

(3) 検疫所等に導入した健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムの利用について (平成22年度決算検査報告275ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

厚生労働省は、検疫所等が管轄する空港や海港に来航する外国からの航空機や船舶に対して実施する検疫に関する各種の情報を管理するなどのために、健康監視システムを20検疫所等に、通常検疫業務システムを31検疫所等にそれぞれ導入している。しかし、システムの一部の機能が業務上の使用に耐えないものとなっていることなどから、健康監視システムの通常検疫業務機能については、導入した20検疫所等のうち14検疫所等において全く利用されておらず、また、通常検疫業務システムについては、導入した31検疫所等の全てにおいて全く利用されていないなどの事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、健康監視システムの通常検疫業務機能については、海港に係る業務に対応する機能を除いて利用を図り、健康監視システムの通常検疫業務機能のうち海港に係る業務に対応する機能及び通常検疫業務システムについては、運用及び保守に要する費用やその他追加的に発生する機能改修費用等を抑えるために、運用の停止を含めた検討を行うよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年11月に各検疫所の健康監視システムの担当者を対象とした健康監視システム利用促進連絡会議を開催するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 健康監視システムの通常検疫業務機能について、海港に係る業務に対応する機能を除いて利用を図るよう指示した。

イ 健康監視システムの通常検疫業務機能のうち海港に係る業務に対応する機能及び通常検疫業務システムについて、運用を取りやめることを指示し、当該機能等については保守対象外とするなどして、費用の抑制を行った。

(4) 生活保護費に係る返還及び徴収の決定の適正化について

(平成22年度決算検査報告278ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

生活保護費の返還決定等に当たり、都道府県、市町村又は特別区(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)において、収入申告がなされていないのに不正受給の意図がなかったとして生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条(急迫の場合等に資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させる規定)を適用して、返還対象額から控除等を行ったり、返還対象額等から控除すべきでない費用を控除したり、費用返還請求の対象となる資力の発生時点を誤るなどしたため返還金等の額を過小に決定したりして、返還金等の額の算定が適切に行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、事業主体に対して返還金等の額の算定を誤っていたものなどについて速やかに適正な額による返還決定等を行わせるとともに、法第63条及び第78条(不実な申請等により保護を受けた者等から不正に受給した額を徴収する規定)に基づいて保護費の返還及び徴収を適切に行うことにより、負担金の精算が適正なものとなるよう、事業主体に対して、①収入申告がなされていない事態について検討を十分に行った上で法第78条を厳格に適用するよう徹底を図ること、②返還決定等及び自立更生費等の取扱いについて体系的に明示するとともに、返還決定の判断の適切性等を検討するための様式を示すなどすること、また原則として返還対象金額全額を返還させる取扱いを徹底すること、③収入の申告義務について被保護世帯の状況に応じて的確に説明を行い、収入の有無にかかわらず定期的かつ確実に収入申告書の提出を求めることや、返還対象期間、金額等の算定を適切に行い、自立更生費等の控除の認定も適切に行うことについて技術的助言を行うこと、さらに、④厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う監査の際に返還決定等の状況の確認を徹底して、改めて指導を徹底することについて処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、返還金等の額の算定を誤っていたものなどについて事業主体に対して適正な額による返還決定等を行わせるなどの是正の処置を講ずるとともに、24年7月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 事業主体に対して、法第63条及び第78条に基づく費用返還等の取扱いについての考え方を明確に示すとともに、法第78条を厳格に適用することを徹底した。
- イ 事業主体に対して、返還決定等及び自立更生費等の取扱いについて体系的に明示して、返還決定等の判断の適切性等を検討するための様式を示した。また、遡及して受給した年金収入は全額返還対象となる取扱いを徹底して、控除する費用についても厳格に対応させることとした。
- ウ 事業主体に対して技術的助言を行い、被保護者に収入申告の必要性等について十分に説明を行ったことや当該被保護者がその説明を理解したことを示す書面の様式を定めさせ、返還決定等における留意点を明確にして、自立更生に含まれない用途を示すなどして既存の認定の適正化を図った。
- エ 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う監査において、生活保護費の費用返還及び徴収決定の取扱いを確認して、必要な指導を行うことについて周知徹底を図った。

(5) 緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業に係る契約形態等について

(平成22年度決算検査報告285ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置及び求めた是正改善の処置

都道府県等は、厚生労働省からの交付金により造成された基金を活用して、都道府県等が企画した事業等を民間企業等へ委託するなどして雇用機会の創出等を図る緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業を実施している。しかし、38都府県等において、緊急雇用創出事業

のうちの緊急雇用事業及びふるさと基金事業(以下、これらの事業を合わせて「両基金事業」という。)に係る委託契約の契約形態は、確定契約が6割以上を占めていて、雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動に対応することが困難となっていたり、37都府県等において、概算契約にもかかわらず、新規雇用失業者に係る人件費の額の確認が十分に行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、両基金事業に係る委託契約については、原則として精算条項に基づき支払額を確定させる概算契約とするよう必要な措置を講ずるとともに、概算契約については、精算時に支払額の確認を適切に実施するよう都道府県に対して通知して、周知徹底を図るなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、失業者に対する雇用機会の創出という事業の実施をより適切なものとするよう、23年11月に都道府県に対して通知を発して、次のような処置を講じていた。

ア 両基金事業に係る委託契約については、雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動を適切に反映できるように原則として精算条項に基づき支払額を確定させる概算契約とするよう周知徹底を図った。

イ 両基金事業の実施に当たり締結する概算契約については、精算時に支払額の確認を適切に実施するよう周知徹底を図った。

(6) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について

(平成22年度決算検査報告136、290ページ参照)

(187ページの財務省の項に掲記)

(7) 医師、歯科医師及び薬剤師が加入する国民健康保険組合における組合員資格について

(平成22年度決算検査報告290ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)に対して、国民健康保険事業運営の安定化を図るため療養給付費補助金を交付しており、国保組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者を組合員として組織することとなっている。しかし、医師、歯科医師及び薬剤師の国保組合(以下「三師国保組合」という。)において、組合員であるためにはそれぞれの事業又は業務に従事する必要があることが明確になっていなかったり、組合員が診療所等の休止又は廃止を届け出た後も引き続き組合員となっていたりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、三師国保組合に対して、国保組合は同種の事業又は業務に従事する者を組合員として組織する必要があることの徹底を図るとともに、組合員が休廃止を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事状況を適時的確に把握して組

会員資格の管理を適切に行うように指導するよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、組合員資格の適正な取扱いが行われるよう、24年3月に国保組合を指導監督する都道府県に対して通知を発して、次のような処置を講じていた。

ア 同種の事業又は業務に従事する者を組合員として組織する必要があることの徹底を図るために、各国保組合において、組合規約を改正して、厚生労働省が同月に策定した指針を参考として同種の事業又は業務に従事する者について実情に応じた判定基準を定めることとした。

イ 各国保組合は、国保組合へ加入した後の組合員の組合員資格について、上記の判定基準に基づき定期的に客観的な証拠書類による確認を行うこととした。

(8) 緊急人材育成支援事業の実施状況及び求職者支援制度について

(平成22年度決算検査報告294ページ参照)

1 本院が表示した意見

中央職業能力開発協会は、厚生労働省からの交付金を財源として基金を造成して、この基金を活用して、職業訓練(以下「基金訓練」という。)の実施、受講者に対する支援給付金の支給等の緊急人材育成支援事業を行っている。しかし、①受講を途中でやめた者等に対する支援給付金の支給が基金訓練等の受講期間に応じたものとなっていない事態、②支援給付金の受給資格認定の審査において、支給の要件である世帯の主たる生計者であることの確認方法が必ずしも適切でない事態、③支援給付金の事後的調査について、必ずしも受給資格要件の確認を十分に行える体制となっていない事態、④基金訓練の就職状況報告書の様式に改善の余地があったり、就職状況報告書の回収率が十分でなかったりなどしている事態、⑤公共職業安定所(以下「安定所」という。)における職業相談の内容が適切に記録されていなかったり、受講者の訓練の修了状況を安定所において適切に把握していなかったりしている事態、⑥基金訓練の訓練コースについての情報提供を行う際に、訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績を受講希望者に対して開示していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、緊急人材育成支援事業の制度を基に平成23年10月に創設された求職者支援制度の実施に当たり、厚生労働大臣が認定する認定職業訓練等を受けることを容易にするための職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう、①職業訓練受講給付金の支給を認定職業訓練等の受講期間に応じたものとしたり、②支給の要件の確認に当たり住民票等の証明書類により申請者の世帯構成を把握した上で、同一住所における申請者以外の職業訓練受講給付金受給者の有無の確認を行ったり、③必要な場合には金融機関への照会等に対する協力を得ることができる体制を整備したり、④認定職業訓練受講者の就職率について、より適切に把握したり、⑤安定所において毎回の職業相談の内容を適切かつ具体的に記録することを徹底したり、安定所に求職の申込みをしている者(雇用保険被保険者及び受給資格を有するものを除く。)のうち職業訓練等の支援措置を行う必要があると安定所長が認めた者(以下「特定求職

者]という。)の訓練の修了状況を適切に把握したり、⑥受講希望者に対して訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績を開示する方法を検討したりするよう、厚生労働大臣に対して23年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年9月までに必要な規程を整備するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 職業訓練受講給付金について、支給の対象となる受講期間の出席状況を確認した上で支給し、支給の対象となる受講期間が短期間である場合は、当該日数に応じた金額を支給することとした。

イ 職業訓練受講給付金の事前審査の際に住民票等を提出させることとして、求職者支援システムで住所検索を行うことにより、同一住所における申請者以外の職業訓練受講給付金受給者の有無の確認を行うこととした。

ウ 職業訓練受講給付金の支給要件の事後的な確認に当たり、必要な場合には官公署や銀行等に調査を行うことについて、受講を開始する日以前に書面により本人の同意を求めることとした。

エ 就職状況報告書に記載する就職率の算出方法を明示するとともに、訓練実施機関が認定職業訓練受講者から回収する同報告書の回収率も訓練実施機関の認定要件とするなどして就職状況の把握に努めることとした。

オ 安定所において訓練を必要と認められた理由等を具体的に記録するとともに、訓練の修了状況について訓練実施機関又は特定求職者本人からの報告等により適切に把握することとして、訓練終了後において未就職である者に対しては担当者制による就職支援等を実施することとした。

カ 職業訓練の認定等の業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ上で、訓練実施機関が従前に実施した同種の訓練コースの就職実績(就職率)を掲載することとした。

(9) 第三者行為災害に係る支給停止限度期間の設定について

(平成22年度決算検査報告308ページ参照)

1 本院が表示した意見

第三者行為災害は、通勤途上の交通事故被害等のように労災保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じて、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う事故であり、被災労働者等が第三者や当該第三者の加入している保険等から損害賠償を受けたときは、国はその保険金等の額を限度として労災保険給付を行わないこと(以下「支給停止」という。)ができることとされている。しかし、厚生労働省が支給停止限度期間を一律に3年と定めていることから、都道府県労働局は、事故発生から3年経過後に支給停止を解除して労災保険給付を開始することとしていたため、同一の損害に対して保険金等と労災保険給付の二重填補が生じている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、支給停止の制度の趣旨を踏まえて、被災労働者等の保護という労災保険給付の目的等も勘案して、支給停止解除後の二重填補額が多額に上ること

を避けるための方策を検討するよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、支給停止解除後の二重填補額が多額に上ることを避けるための方策として、事故発生から一律3年と定められている支給停止限度期間を一定程度延長するよう検討を行っており、24年度中を目途に支給停止限度期間の在り方について決定し、25年度中に所要の処置を講ずることとしている。

(10) 国が厚生年金保険等の保険料を原資として設置した福祉施設の運営により生じた資金等の有効活用について

(平成22年度決算検査報告312ページ参照)

1 本院が表示した意見

国又は独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、厚生年金保険等の保険料を財源として設置した病院等の福祉施設の運営を財団法人厚生年金事業振興団(以下「厚生団」という。)、社団法人全国社会保険協会連合会(以下「全社連」という。)等への委託により行ってきており、厚生団においては病院等の運営により生じた多額の資金が、全社連においては民間等に譲渡された福祉施設に係る特別会計の清算による多額の剰余の資産がそれぞれ保有されていた。しかし、厚生労働省において、これらの資金及び剰余の資産が今後の病院等の運営に見込まれる経費の具体的な内容等からみて適切な規模であるかを十分に把握しておらず、その有効活用を図るための方策が十分に検討されていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、厚生団及び全社連が保有している資金及び剰余の資産について、厚生団及び全社連のこれまでの病院等の運営状況を分析したり、今後の病院等の運営に見込まれる経費の具体的な内容を資金の収支に係る計画等により精査したりするなどして、その適切な規模を把握した上で、今後、機構において必要となる東日本大震災により被害を受けた病院等の復旧等に係る費用や機構が独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることに伴う費用に充てたり、機構を通じて国に納付させたりするなど、その有効活用を図るための方策を速やかに検討するよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、厚生団及び全社連が保有している資金及び剰余の資産について、今後の病院等の運営に見込まれる経費の具体的な内容を資金の収支に係る計画等により精査するなどして、その適切な規模を把握した上で、次のとおり有効活用を図るための方策を検討する処置を講じていた。

ア 厚生団が保有している資金については、病院等の運営に必要な設備、医療機器等の更新に要する経費や病院の耐震建替に要する経費等に充てることとした。

イ 全社連が保有している剰余の資産については、23年12月に川崎社会保険病院及び健康保険鳴門病院が譲渡対象病院として選定されたことから、両病院に係る特別会計の清算の一部に充てることとした。

(11) 医療施設耐震化臨時特例交付金により造成された基金の有効活用について

(平成 22 年度決算検査報告 317 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等のうち、都道府県が指定した医療機関の耐震化整備を行うための基金の造成に必要な経費として、都道府県に対して、平成 21、22 両年度に交付金を交付している。しかし、指定した医療機関等が耐震化整備の実施を辞退したことにより、一部の交付金が不要となる事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、耐震化整備を実施する医療機関を新たに指定することが可能となるように医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領等を改正するなどして基金の有効活用を図るとともに、新たに指定する医療機関がないなど基金を活用する見込みがない場合は、活用されずに不要となる交付金を早期に国庫に返還させる仕組みを作る処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23 年 12 月に医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領を改正して、次のような処置を講じていた。

ア 指定した医療機関等が耐震化整備の実施を辞退して、厚生労働省からの交付金の交付額に対して残余が生ずることとなった場合、新たに耐震化整備を実施する医療機関を 23 年度末までに指定することが可能となるようにしたことから、14 都府県において 29 医療機関が新たに指定されたことにより、当該医療機関に交付する助成金の額(予定額計 62 億 4559 万余円)について基金の有効活用を図った。

イ 基金を活用する見込みがない場合に活用されずに不要となる交付金は基金の解散を待つことなく早期に国庫に返還できる仕組みを作ったことから、17 都府県において不要となる交付金の額(予定額計 56 億 5688 万余円)について基金から返還されることとなった。

(12) 生活保護の実施における長期入院患者に係る医療扶助の支給について

(平成 22 年度決算検査報告 321 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

生活保護における医療扶助の実施に当たって、都道府県、市町村又は特別区(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)は、医療について専門的な判断を踏まえた助言指導を行う嘱託医を委嘱して、入院期間が 180 日を超えた被保護者(以下「長期入院患者」という。)については、入院継続の必要性がある者と、入院継続の必要性について主治医の意見を聞く必要がある者へと分類する嘱託医の書面検討を行い、入院を継続する必要性があると認められる者以外の者は、退院の可能性について主治医の意見を聴取することとなっている。しかし、事業主体において、嘱託医の書面検討を行っていなかったり、退院の可能性について主治医の意見を聴取していなかったりして、長期入院患者の実態把握が適切に行われておらず、入院の必要性がない長期入院患者に対して退院に向けた指導及び援助が行われないまま、医療扶助を継続している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、事業主体に対して、現業員、嘱託医、主治医等の間で長期入院患者の実態把握等について組織的な連携を行うよう技術的助言等を行い、また、長期入院患者の実態把握の必要性等について周知徹底を図り、嘱託医の書面検討の結果等を記載する様式等を示したり、主治医から退院の可能性を確認するため聴取すべき事項を示したりなどして長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるようにするとともに、厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う監査の際に、長期入院患者の実態把握等について確認し、改めて指導を徹底することとする処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年3月に都道府県等に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、長期入院患者の状況、検討経過等についての一連の状況を確認できる様式を示し、現業員、嘱託医、主治医等の間で長期入院患者の実態把握等について組織的な連携を行うよう技術的助言を行った。

イ 同月の全国厚生労働関係部局長会議等において、長期入院患者の実態把握の適正実施について徹底を図るとともに、実態把握対象者名簿の様式を改正して嘱託医の書面検討の結果等を記載することとしたり、調査票の様式を改正して主治医から退院の可能性を確認するために聴取すべき事項を記載することとするなどして、長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるようにした。

ウ 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して実施する監査の際に事前に提出する調書に長期入院患者の実態把握等に関する項目を追加するなどして、指導の徹底を図ることとした。

第9 農林水産省

不 当 事 項

役 務 ・ 補 助 金

(195) 委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づかずに人件費等を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村振興費 等 食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)(平成19年度以前は、 国営土地改良事業特別会計) (項)土地改良事業費 等
部 局 等 (役 務)	農林水産本省、93 地方農政局等
契 約 名 契 約 の 概 要	上川地域田んぼの生きもの調査取りまとめ委託業務等 359 契約 水田周辺地域の生態系の現状を把握し、より良い水田生態系を保全・ 形成する手法の作成に役立てるための、田んぼの生きもの調査の結果 についての取りまとめの実施等
契約の相手方	社団法人農村環境整備センター(平成23年4月1日以降は社団法人地 域環境資源センター)
契 約	平成16年7月ほか 契約359件(随意契約)
支 払	平成17年4月ほか
支 払 額	3,096,299,782 円(平成16年度～20年度)
過大となってい た支払額(1)	368,058,594 円(平成16年度～20年度)
〈補 助 金〉	
補 助 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者	社団法人農村環境整備センター(平成23年4月1日以降は社団法人地 域環境資源センター)
補 助 事 業 補助事業の概要	平成16年度農村環境整備適正技術開発事業等 20 事業 環境保全等に配慮した農村の環境技術の開発等
上記の補助事業 に対する国庫補 助金交付額	778,264,000 円(平成16年度～20年度)
不当と認める国 庫補助金相当額 (2)	54,082,747 円(平成16年度～20年度)
(1)及び(2)の計	422,141,341 円(平成16年度～20年度)

1 委託事業等の概要

農林水産本省(以下「本省」という。)、地方農政局、農業水利事務所等(以下、これらのうち本省を除いて「地方農政局等」という。)は、平成16年度から20年度までの間に、水田周辺地

域の生態系の現状を把握し、より良い水田生態系を保全・形成する手法の作成に役立てるなどのために、社団法人農村環境整備センター(23年4月1日以降は社団法人地域環境資源センター。以下「センター」という。)に、上川地域田んぼの生きもの調査取りまとめ委託業務等369件の委託事業を実施させており、委託契約に基づき、委託費として計3,184,684,291円を支払っている。また、本省は、上記5か年度の間、農村環境整備適正技術開発事業等20件の補助事業を実施させるために、農村環境整備適正技術開発事業等補助金交付要綱(平成4年4構改D第679号農林水産事務次官依命通達。以下「交付要綱」という。)等に基づき、センターに対して農村環境整備適正技術開発事業補助金等20件、計778,264,000円を交付している。

本省及び地方農政局等は、当該委託契約及び交付要綱等に基づき、委託事業及び補助事業(以下、これらを合わせて「委託事業等」という。)が終了し、センターから委託事業等の成果が記載された実績報告書等の提出を受けたときは、当該委託事業等が委託契約や補助金の交付決定の内容等に適合するものであるかどうかについて審査、確認等を行っている。その結果、適合すると認めたときは、委託契約で定めた委託費の限度額又は国庫補助金の交付決定額とセンターが委託事業等に要した経費の実支出額とのいずれか低い額を委託費の額又は国庫補助金の額として確定し、センターに支払うこととしている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託事業等に係る人件費等の算定は適正かなどに着眼して、本省及びセンターにおいて、前記の委託事業369件及び補助事業20件を対象として、委託契約書、実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、センターが16年度から20年度までの間に本省、93地方農政局等^(注)から委託を受けて実施した委託事業359件(委託費支払額計3,096,299,782円)及びセンターが16年度から20年度までの間に本省から国庫補助金の交付を受けて実施した補助事業20件(国庫補助金交付額計778,264,000円)において、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 委託事業等に従事した者(以下「従事者」という。)に対して実際に支給した給与等の合計額を基に算定される単価を上回る単価に基づき人件費を算定したり、超過勤務手当の支給対象とならない管理職等の従事者が所定労働時間外に委託事業等に従事した場合に超過勤務手当相当額を含めて当該従事者の人件費を算定したりして実績報告書に計上していた。そのため、従事者が同一年度に複数の委託事業等に従事した場合に複数の委託事業等の実績報告書に計上されていた当該従事者に係る人件費を合計すると、その額が、センターからその年度に当該従事者に対して実際に支給されていた給与等の合計額を超えていた。

イ 従事者が対象事業以外の業務に従事していた日数や休暇を取得して委託事業等に従事しなかった日数を委託事業等に従事した日数に含めたり、超過勤務整理簿等で勤務実態が確認できない超過勤務時間を委託事業等に従事した時間に含めたりして人件費を算定して実績報告書に計上していた。

ウ 委託事業の契約期間外の日数や補助事業の交付決定前に従事した日数を委託事業等に
従事した日数に含めて人件費を算定して実績報告書に計上していた。

以上のことなどから、前記の委託事業 359 件及び補助事業 20 件に係る人件費等の額は、センターが従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づいて算定されたものとはなっておらず、本省、93 地方農政局等は、このような実支出額と異なる内容となっている実績報告書に基づいて委託費の支払及び国庫補助金の交付を行っていた。

したがって、センターが従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づき人件費等を算定するなどして適正な委託費及び国庫補助金の額を算定すると、それぞれ計 2,728,241,188 円、計 724,181,253 円となることから、前記の委託費支払額との差額 368,058,594 円、前記の国庫補助金交付額との差額 54,082,747 円(国庫補助金相当額)、計 422,141,341 円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて委託事業等に係る適正な人件費等の算定についての認識が欠けていたこと、本省、93 地方農政局等において委託事業等の実績報告書等に対する審査及び確認並びにセンターに対する指導が適切でなかったことなどによると認められる。

(注) 93 地方農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、会津(平成 17 年 4 月廃止)、大崎(22 年 4 月廃止)、津軽、霞ヶ浦用水(21 年 4 月廃止)、大和紀伊平野、宮崎(17 年 4 月廃止)、曾於(21 年 4 月廃止)、筑後川下流各農業水利事務所、四国東部農地防災事務所、阿武隈、西奥羽、北奥羽、北上、利根川水系、信濃川水系、西北陸、淀川水系、四国、南部九州各土地改良調査管理事務所、東北、関東、東海、中国四国各農政局土地改良技術事務所、諫早湾干拓事務所(20 年 4 月廃止)、沖縄総合事務局土地改良総合事務所、隈戸川(23 年 4 月廃止)、最上川下流沿岸(24 年 4 月廃止)、新安積(21 年 4 月廃止)、相坂川左岸(19 年 4 月廃止)、馬淵川沿岸(24 年 4 月廃止)、平鹿平野、米沢平野、和賀中部、安曇野(18 年 4 月廃止)、神流川沿岸、大井川用水、中信平二期、那珂川沿岸、北総中央、両総、阿賀野川右岸(19 年 4 月廃止)、九頭竜川下流、佐渡、新川流域、柏崎周辺、宮川用水第二期、新矢作川用水(24 年 4 月廃止)、新愛知川(18 年 4 月廃止)、新湖北(22 年 4 月廃止)、東伯(19 年 4 月廃止)、道前道後平野(20 年 4 月廃止)、斐伊川沿岸、沖永良部、肝属中部、西諸、曾於北部、都城盆地(23 年 4 月廃止)、尾鈴、伊江、伊是名(21 年 4 月廃止)、羽地大川(19 年 4 月廃止)、沖縄本島南部(18 年 4 月廃止)各農業水利事業所、いさわ南部(23 年 4 月廃止)、豊北(20 年 4 月廃止)両農地整備事業所、中海干拓建設事業所(23 年 4 月廃止)、大里(19 年 4 月廃止)、渡良瀬川中央(23 年 4 月廃止)、常願寺川沿岸(21 年 4 月廃止)、石川(19 年 4 月廃止)、白根郷(21 年 4 月廃止)、新濃尾、巨椋池(19 年 4 月廃止)、大和平野(19 年 4 月廃止)、野洲川沿岸(22 年 4 月廃止)、香川(21 年 4 月廃止)、児島湖沿岸(19 年 4 月廃止)、那賀川、佐賀中部(23 年 4 月廃止)各農地防災事業所、有明海岸保全事業所、上越(18 年 4 月廃止)、高知三波川帯(24 年 4 月廃止)両農地保全事業所、北海道開発局札幌、函館、旭川、釧路、帯広各開発建設部

保 険 給 付

(196) 農業災害補償制度に係る保険金の支払が適正でなかったもの

第3章
第1節
第9
農林水産省

会計名及び科目	農業共済再保険特別会計(家畜勘定) (項)家畜再保険費及交付金 (平成19年度以前は、(項)家畜再保険費)
部 局 等	農林水産本省
支払の相手方	熊本県農業共済組合
保 険 事 業	牛を対象とする家畜共済事業に係る保険事業
適正とは認められない共済金支払額	10,848,050 円(平成18年度～21年度)
不当と認める保険金支払額	5,424,010 円(平成18年度～21年度)

1 保険給付の概要

農林水産省は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)等に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業災害補償制度を運営している。

この制度は、都道府県内の農業共済組合が1組合に合併し都道府県ごとの農業共済組合連合会の権利義務を承継する組合(以下「特定組合」という。)を設立している場合には、特定組合が行う共済事業及び国が行う保険事業の2段階によって構成されている。

そして、特定組合が行う共済事業のうち、牛を対象とする家畜共済事業(以下「牛共済」という。)において、共済対象の牛に死亡、^(注1) 廃用、疾病又は傷害の共済事故(以下、死亡又は廃用の共済事故を「死廃事故」といい、疾病又は傷害の共済事故を「病傷事故」という。)が発生した場合は、特定組合は、所定の計算式により共済金の額を算定し、その額を共済金として組合員に支払い、国は、共済金の5割に相当する額を保険金として特定組合に支払うこととなっている。

「家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について」(昭和61年61農経B第804号農林水産省経済局長通知)等によると、組合員は、共済対象の牛に共済事故が発生した場合は、遅滞なくその旨を特定組合に通知し、獣医師の診察又は^(注2) 検案(以下、これらを「診察等」という。)を受け、獣医師による診断書又は検案書(以下、これらを「診断書等」という。)を提出して共済金を請求することとされている。また、特定組合の獣医師の資格を持つ職員(以下「獣医職員」という。)が組合員から共済事故の発生の通知を受けて現地で診察等を行った場合は、その獣医職員が診断書等を交付するため、組合員は、診断書等を別に提出する必要はないとされている。そして、獣医師法(昭和24年法律第186号)によると、獣医師は、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書を除き、自ら診察等を行わないで診断書等を交付してはならないとされている。

特定組合は、組合員から共済金の請求を受けたときは、診断書等を審査して、適正と認められたものについて共済金の支払手続を行うとともに同省に保険金の請求手続を行うこととされている。そして、同省は、特定組合から保険金の請求を受けたときは、提出された保険金請求書等を審査し、適正と認められたものについて保険金を支払うこととしている。

(注1) 廃用 疾病又は不慮の傷害によって死にひんした状態等になること

(注2) 検案 診療中でない家畜等が死亡した際にこれを獣医学的に確認すること

2 検査の結果

本院は、特定組合である熊本県農業共済組合(以下「熊本組合」という。)において、合規性等の観点から、牛共済における共済金の支払及び保険金の請求が適正に実施されているかなどに着眼して、共済金の支払に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

熊本組合は、^(注3)5支所管内で発生する共済事故の確認等を行うため、宇城支所管内に設置した家畜診療所に、平成18、19両年度4人、20年度3人の獣医職員を配置し、牛の診察等を行わせていた。そして、これらの獣医職員のうち、獣医職員Aは、芦北支所管内で発生した18年度48件、19年度37件、20年度31件、計116件の死廃事故(共済金計16,492,624円(保険金相当額計8,246,289円))及び18年度380件、19年度365件、20年度248件、計993件の病傷事故(共済金計6,419,807円(保険金相当額計3,209,903円))について、牛の診察等を行ったとして診断書等を交付していた。

しかし、これらの共済事故のうち、18年度26件、19年度23件、20年度18件、計67件の死廃事故(共済金計10,812,430円(保険金相当額計5,406,200円))及び18年度10件、19年度1件、計11件の病傷事故(共済金計35,620円(保険金相当額計17,810円))については、獣医職員Aが自ら診察等を行わずに診断書等を交付したものであった。

したがって、上記の共済事故に係る共済金の支払は適正と認められないことから、これらに基づき同省が18年7月から21年5月までの間に熊本組合に支払った上記の67件の死廃事故に係る保険金5,406,200円及び11件の病傷事故に係る保険金17,810円、計5,424,010円は、支払が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、熊本組合において共済金の審査及び確認が十分でなかったこと、同省において保険金の審査及び確認が十分でなかったこと並びに熊本組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注3) 5支所 宇城、上益城、八代、芦北、天草各支所

補 助 金

(197) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(234)

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)総合食料対策費
	(項)食品産業競争力強化対策費
	(項)食の安全・消費者の信頼確保対策費(平成19年度以前は、(項)総合食料対策費)
	(項)国産農畜産物競争力強化対策費
	(項)担い手育成・確保対策費(平成19年度は、(項)農業・食品産業強化対策費)
	(項)農業・食品産業強化対策費

	(項) 農業経営対策費
	(項) 農業経営支援対策費(平成19年度以前は、(項) 農業保険費)
	(項) 農業生産基盤整備・保全事業費(平成19年度以前は、(項) 農業生産基盤整備事業費)
	(項) 農村振興費
	(項) 農山漁村活性化対策費(平成21年度は、(項) 農村振興費)
	(項) 農村整備事業費
	(項) バイオマス利用等対策費
	(項) 沖縄開発事業費
	(項) 地域活性化・公共投資推進費
	(組織) 林野庁
	(項) 森林整備・保全費
	(項) 治山事業費
	(項) 森林整備事業費
	(項) 森林整備・林業等振興対策費
	(項) 沖縄開発事業費
	(組織) 水産庁
	(項) 水産業振興費
	(項) 漁港施設費
	食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)
	(項) 農業経営基盤強化事業費(平成19年度は、(項) 農地保有合理化促進対策費)
	〔平成18年度以前は、 農業経営基盤強化措置特別会計 (項) 農地保有合理化促進対策費〕
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、6農政局、沖縄総合事務局
補助等の根拠	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)、森林法(昭和26年法律第249号)等
補助事業者等(事業主体)	県12、市1、団体16、その他2、計31補助事業者等(県4、市1、団体12、その他2、計19事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市4、町3、団体4、その他21、計32間接補助事業者等(市2、町2、団体3、その他21、計28事業主体)
補助事業等	農業共済事業事務費負担金事業、森林整備加速化・林業再生基金事業等
事業費の合計	17,467,956,020円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	15,466,883,953円

不当と認める事業費の合計	1,760,622,210 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	1,160,226,330 円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、40 都道府県及びその管内の 1,395 市町村等並びに 580 団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。また、上記のほか、2 団体について、実績報告書等の書類により書面検査を行った。

その結果、4 県、19 都道府県管内の 28 市町等、15 団体、計 47 事業主体が実施した農業共済事業事務費負担金事業、森林整備加速化・林業再生基金事業等に係る国庫補助金 1,160,226,330 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないなどのもの

13 件 不当と認める国庫補助金 290,224,127 円

(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

11 件 不当と認める国庫補助金 525,955,016 円

(3) 工事の設計が適切でなかったもの

6 件 不当と認める国庫補助金 68,526,330 円

(4) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの

2 件 不当と認める国庫補助金 228,234,901 円

(5) 補助の目的を達していなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 39,796,223 円

(6) 補助金を過大に受給していたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 2,326,453 円

(7) 補助の目的外に使用していたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 2,186,457 円

(8) 機器の設計が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,745,517 円

(9) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,231,306 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないなどのもの 13件 不当と認める国庫補助金 290,224,127円
 森林整備加速化・林業再生基金事業の実施に当たり、補助の対象とならなかったり、事業
 を実施していなかったり、補助の目的を達していなかったりしていたもの

(3件 不当と認める国庫補助金 73,448,859円)

森林整備加速化・林業再生基金事業(以下「基金事業」という。)は、都道府県が「森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱」(平成21年21林整計第82号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)等に基づき、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るなどのため、間伐、木材加工流通施設等整備、地域材利用開発等を実施する事業主体に対して、これらに要する経費を補助するものである。

そして、林野庁は、基金事業の財源に充てるため、都道府県に対し国庫補助金を交付して基金を造成させており、都道府県は、この基金を取り崩して事業主体に対して補助金を交付している。

本院が、17都道県において会計実地検査を行ったところ、東京都及び鳥取県の3事業主体が実施した基金事業において、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(197) 林野庁	東京都	東京都森林組合(事業主体)	森林整備加速化・林業再生基金	21	67,961	49,935	67,961	49,935

東京都森林組合(以下「組合」という。)は、平成21年度に、126施業箇所、計199.7haの間伐を事業費67,961,142円で実施したとして、東京都が22年1月に国庫補助金の交付決定を受けて造成した基金を取り崩した補助金49,935,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、交付要綱等によると、基金事業は、原則として、国庫補助金の交付決定を受けてから着手することとされているのに、本件間伐は、組合において、東京都の単独事業等として、基金事業の創設(21年5月)前の21年4月から、順次着手されていて、東京都が国庫補助金の交付決定を受ける前には全ての施業箇所でも着手されていた。そして、東京都は、国庫補助金の交付決定を受けると、本件間伐を基金事業として実施したこととする旨を組合に通知し、組合は、これに基づき、東京都に基金事業の実績報告書を提出していた。

したがって、本件基金事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額49,935,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京都において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(198) 林野庁	東京都	村上建設株式会社(事業主体)	森林整備加速化・林業再生基金	22	43,519	16,875	33,750	16,875
-----------	-----	----------------	----------------	----	--------	--------	--------	--------

村上建設株式会社(立川市所在。以下「村上建設」という。)は、平成22年度に、木材加工流通施設等整備を実施するため無垢材連結パネル製造機等(以下「パネル製造機等」という。)を契約相手方の会社(以下「会社」という。)から購入するなどの事業を事業費43,519,000円で実施したとして、23年3月に東京都に実績報告書を提出して、パネル製造機等の購入費33,750,000円を補助対象事業費とする額の確定を受けて、同年5月に補助金16,875,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、村上建設は、会社が村上建設の工房内に設置したパネル製造機等に不具合があるとして、実際には、会社に購入代金の一部しか支払っていなかったため、その所有権の移転を受けておらず、また、事業の用に供していなかった。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円

したがって、本件基金事業は実施されておらず、これに係る国庫補助金相当額 16,875,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、村上建設において基金事業の適切な実施に対する認識が十分でなかったこと、東京都において実績報告書の審査及び確認並びに村上建設に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(199)	林 野 庁	鳥 取 県	株式会社オロチ (事業主体)	森林整備加 速化・林業 再生基金	22	18,663	18,663	6,638	6,638
-------	-------	-------	-------------------	------------------------	----	--------	--------	-------	-------

株式会社オロチ(日野郡日南町所在)は、平成 22 年度に、同社の敷地内において、地域材利用開発事業として、地域材を用いて製造した新製品を梁に使用した建築物の展示、梁のたわみ量のデータ収集等を行うため、木造平家建ての実証展示施設(延べ面積 150㎡。以下「展示施設」という。)の建築等を事業費 18,663,859 円で実施し、補助金 18,663,859 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

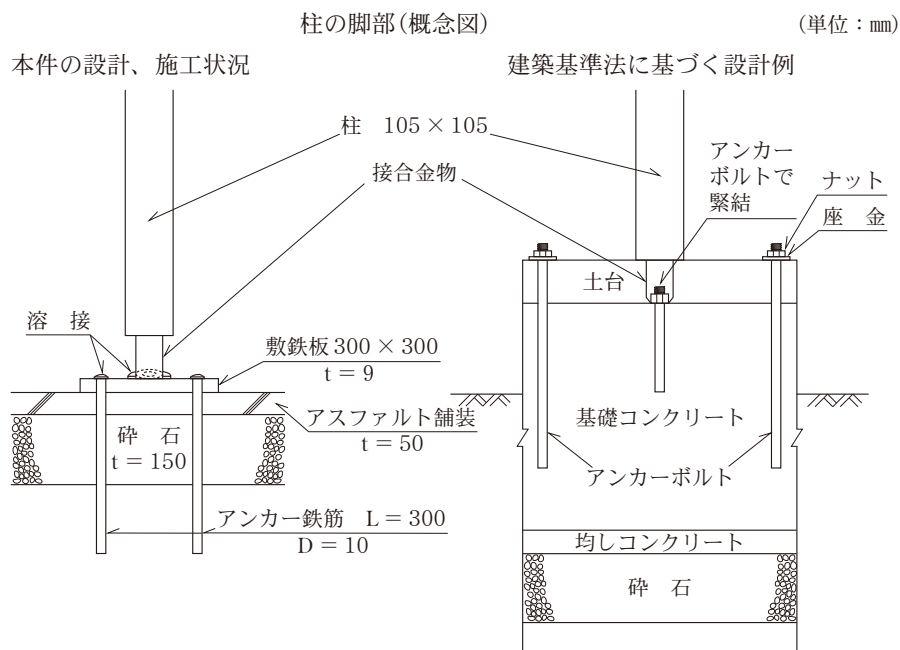
建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)によると、展示施設は、同法に規定する建築物に該当することから、安全な構造のものとして政令で定める技術的基準に適合するものでなければならず、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)等によると、建築物の基礎の構造については鉄筋コンクリート造とするなどとされている。

しかし、展示施設の柱の脚部は、全て既設のアスファルト舗装上に敷設された鉄板に溶接されているだけで、基礎が設けられていなかった(参考図参照)。

したがって、展示施設(事業費 6,638,859 円)は基礎が設けられていないなどのため、安全な構造物としての技術的基準に適合しない違法な建築物となっており、展示、梁のたわみ量のデータ収集等のために使用することができないものとなっていて、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 6,638,859 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同社において建築物の安全性に対する配慮及び関係法令についての認識が欠けていたこと、鳥取県において同社に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



(197)-(199)の計

130,144 85,473 108,350 73,448

農業共済事業事務費負担金の対象経費に、交付対象とならない経費を含めていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 18,843,809円)

農業共済事業事務費負担金(以下「事務費負担金」という。)は、国が、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済組合(以下「組合」という。)等が行う共済事業等に関する事務の執行に必要な経費の一部を負担するものである。

「農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金等交付要綱」(昭和45年45農経B第1207号農林事務次官依命通知)等によると、事務費負担金の対象経費は、人件費、旅費、庁費等とされており、固定資産の取得に係る支出及び固定資産の価額を増加させることとなる支出(以下、これらを合わせて「固定資産の取得等に係る支出」という。)は、事務費負担金の交付対象とならないことになっている。

本院が、28都道府県管内の57組合等において会計実地検査を行ったところ、2組合において、事務費負担金の対象経費に、交付対象とならない固定資産の取得等に係る支出等を含めていたため、事務費負担金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2組合において事務費負担金の適正な算定方法等に対する理解が十分でなかったこと、農林水産本省において事務費負担金の審査及び確認並びに2組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(200) 農林水産本省	中信農業共済組合 (事業主体)	—	農業共済事業事務費負担金	18~21	1,795,462	1,789,024	18,939	12,501

中信農業共済組合(長野県松本市所在)は、平成18年度から21年度までの間に、事務費負担金の対象経費を計1,795,462,794円とする実績報告書を農林水産本省に提出して、これにより事務費負担金計1,789,024,000円の交付を受けていた。

しかし、同組合は、事務費負担金の対象経費に、固定資産の取得等に係る支出に該当する事務室の空調設備及びアスファルト舗装の新設工事に係る工事費等、交付対象とならない経費計18,939,986円を含めていた。

したがって、これらの経費を除いた適正な対象経費により事務費負担金の額を算定すると、計1,776,522,808円となり、前記の事務費負担金の額計1,789,024,000円との差額計12,501,192円が過大に交付されていて不当と認められる。

(201) 農林水産本省	西三河農業共済組合 (事業主体)	—	農業共済事業事務費負担金	20、21	484,823	472,720	18,446	6,342
--------------	---------------------	---	--------------	-------	---------	---------	--------	-------

西三河農業共済組合(愛知県安城市所在)は、平成20、21両年度に、事務費負担金の対象経費を計484,823,891円とする実績報告書を農林水産本省に提出して、これにより事務費負担金計472,720,000円の交付を受けていた。

しかし、同組合は、事務費負担金の対象経費に、借り上げた建物を事務室として使用できるようにするための改修工事の工事費のうち、①固定資産の取得等に係る支出に該当するOAフロア及び空調設備の新設工事に係る工事費、②愛知県農業共済組合連合会から補助金を受けていて同組合が実質的に負担していない工事費等、交付対象とならない経費計18,446,508円を含めていた。

したがって、これらの経費を除いた適正な対象経費により事務費負担金の額を算定すると、計466,377,383円となり、前記の事務費負担金の額計472,720,000円との差額計6,342,617円が過大に交付されていて不当と認められる。

部 局 等 補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(200)	(201)	の計		2,280,286	2,261,744	37,386	18,843

バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金事業の実施に当たり、交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めて交付金の交付を受け、これにより整備した施設等の一部を無断で売却するなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 142,575,037 円)

部 局 等 補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
				千円	千円	千円	千円	
(202) 東北農政局	BIO ENERGIES JAPAN 株式会社 (事業主体)	—	バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金	20、21	327,072	161,871	288,084	142,575

この交付金事業は、BIO ENERGIES JAPAN 株式会社が、秋田県を中心に廃食油を回収し、これをバイオディーゼル燃料(以下「BDF」という。)としてリサイクルして、地域において軽油代替燃料として使用することを目的として、BDFを製造する設備(以下「本体設備」という。)、計測設備、キュービクル^(注1)、本体設備に隣接する事務所(以下、これらを合わせて「BDF製造施設」という。)、バイオ燃料混合施設^(注2)、バイオ燃料供給設備、運搬施設及び搾油機を整備したものである。

同会社は、平成20、21両年度に、本件交付金事業を事業費計327,072,215円(交付対象事業費同額)で実施したとして、東北農政局に実績報告書を提出して、これにより交付金計161,871,750円の交付を受けていた。

しかし、検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 同会社は、交付金の交付決定前に事業に着手して交付金の交付対象とはならないBDF製造施設に係る設計並びに本体設備及びキュービクルの製作に係る経費計240,000,000円について、交付金の交付決定後に事業に着手したものであるとする虚偽の契約書を作成して交付対象事業費に含めていた。

イ 同会社は、本件交付金事業で整備した本体設備、計測設備、バイオ燃料混合施設、バイオ燃料供給設備及び運搬施設を、23年6月に東北農政局に無断で他の企業に売却していた(アと事態が重複している本体設備を除く施設等の同月現在残存価格計39,728,327円)。

ウ 同会社は、上記の無断売却後もしばらくの間はBDFの製造を実施していたが、その後、東北農政局に対して、解体して検査する必要があるため本体設備を一時的に搬出する旨の説明を行っていた。しかし、実際には本体設備は同年12月に県外に移設されており、同会社はBDFの製造を中止していた。このため、本件交付金事業で整備したキュービクル、本体設備に隣接する事務所及び搾油機については、同月以降全く使用されておらず今後も使用される見込みがない状況となるなどして、本件交付金事業の目的を達していなかった(アと事態が重複しているキュービクルを除く施設等の同年11月末現在残存価格等計8,355,990円)。

したがって、本件交付金事業は、交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めて交付金の交付を受けていたり、事業で整備した施設等の一部を無断で売却していたり、施設等の一部が事業の目的を達していなかったりして、これに係る交付金相当額計142,575,037円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、東北農政局において実績報告書の審査及び確認並びに同会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) キュービクル 変圧器等の機器を配線し金属製の箱に収めた受変電設備

(注2) バイオ燃料混合施設 BDF 製造施設で製造された BDF と軽油を混合し、BDF の混和率が5%以下のバイオ燃料を製造するための施設

農業・食品産業強化対策推進交付金事業等の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 37,301,572円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(203) 北陸農政局	新潟県	—	農業・食品産業強化対策推進交付金等4事業	17~22	342,373	268,462	40,959	37,301
	(事業主体)							

この補助事業等は、新潟県が、消費者等の需要に即した農業生産の推進及び地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るなどのため、「強い農業づくり交付金実施要綱」(平成17年16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、担い手に対する農地利用集積の促進に係る対策として、新技術を活用して作物を栽培する実験的な取組を行ったものなどである。

そして、同県は、平成17年度から22年度までの間に、本件補助事業等を事業費計342,373,875円で実施したとして、北陸農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金等計268,462,436円の交付を受けていた。

しかし、同県は、国庫補助対象事業費に、補助の対象とならない車両の整備等に係る経費を含めたり、本件補助事業等の交付決定前に実施した取組に対して支出した人件費、諸経費等を含めたりなどして、国庫補助対象事業費計40,959,492円が過大に算定されるなどしており、これに係る国庫補助金等相当額計37,301,572円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において本件補助事業等の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、北陸農政局において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農業・食品産業強化対策整備交付金事業で実施した機械の整備が補助の対象とならないもの (1件 不当と認める国庫補助金 6,635,000円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(204) 関東農政局	長野県	東御市	農業・食品産業強化対策整備交付金	18、19	16,067	6,635	16,067	6,635
		東御水田先進技術実践組合(事業主体)						

この交付金事業は、東御水田先進技術実践組合が、土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させるなどのため、「強い農業づくり交付金実施要綱」(平成17年16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、共同利用機械の整備を実施したものである。

実施要綱によると、共同利用機械を整備する事業の採択要件は、受益農家等が原則として5戸以上であることなどとされており、整備した共同利用機械を個人で利用することは認められていない。

そして、同組合は、平成18、19両年度に水稲直播機、穀物遠赤外線乾燥機等計3台の共同利用機械の整備を内容とする本件交付金事業を事業費計16,067,363円で実施したとして、東御市に実績報告書を提出して、これにより交付金計6,635,000円の交付を受けていた。

しかし、同組合において、共同利用機械の使用方法等に関する組合員間の調整が十分に図られなかったため、本件交付金事業で整備した機械は、いずれも整備した当初から共同で利用されておらず、組合員の1人が個人で使用していた。

したがって、同組合が本件交付金事業で実施した機械の整備はいずれも補助の対象とは認められず、これに係る交付金計6,635,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、長野県及び同市において本件交付金事業の審査及び確認並びに同組合に対する指導監督が十分でなかったこと、関東農政局において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

新規就農者補助事業による助成が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,000,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(205)	九州農政局	宮崎県	東諸県郡国富町	(注) 宮崎中央地域担い手育成総合支援協議会(事業主体)	新規就農者補助	22	33,470	12,000	12,900	4,000

(注) 平成24年2月21日以降は宮崎中央地域農業再生協議会

この補助事業は、宮崎中央地域担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。)が、新規就農者の経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成・確保するため、農業用施設を整備した新規就農者3名に対して交付した助成金を対象として、九州農政局が宮崎県及び国富町を通じて協議会に経営体育成交付金を交付したものである。

「経営体育成交付金実施要領」(平成22年21経営第6891号農林水産省経営局長通知)によると、本件補助事業は、平成22年4月以降に就農した者であることなどの要件を満たした者を対象として助成を行うこととされている。

協議会は、前記の新規就農者3名のうち1名について、同人が22年4月以降に就農し、ビニールハウス一式を事業費12,900,000円で整備したとして、助成金4,000,000円を交付していた。

しかし、実際には、同人は、同年1月から既に農業経営を開始しており、本件補助事業による助成対象者の要件に該当せず、助成の対象とはならないものであった。

したがって、協議会が同人に交付した助成金4,000,000円は、補助の対象とは認められず、これに係る交付金4,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において本件補助事業に係る助成金交付に当たっての審査及び確認が十分でなかったこと、同県及び同町において本件補助事業の審査及び確認並びに協議会に対する指導が十分でなかったこと、同農政局において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

担い手アクションサポート事業の一部が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,520,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年	度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
								千円	千円	千円	千円
(206)	近畿	農政局	広陵町担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	担い手アクションサポート	19		13,551	13,551	2,520	2,520

(注) 平成 24 年 3 月 27 日以降は広陵町地域農業再生協議会

この補助事業は、広陵町担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。)が、地域における担い手の育成・確保を推進するため、担い手アクションサポート事業実施要領(平成 19 年 18 経営第 7886 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、農地の利用調整活動を効率的かつ効果的に実施するための農地地図情報システムを整備する事業等を行ったものである。そして、「担い手アクションサポート事業の実施について」(平成 19 年経営第 7887 号農林水産省経営局長通知)によると、補助の対象は、農地地図情報システムに係るソフトウェアの購入費等であり、保守料(ハードウェア及びソフトウェアの補修、点検並びにデータの更新に係る経費を含む。)は、補助の対象とならないとされている。

協議会は、平成 19 年度に、本件補助事業を事業費 13,551,003 円で実施したとして、近畿農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 13,551,003 円の交付を受けていた。

しかし、国庫補助対象事業費のうち、協議会が農地地図情報システムを業者に委託して整備した際の委託費には、システムの保守に係る 5 年間分の経費 2,520,000 円が含まれていた。

したがって、システムの保守に係る 5 年間分の経費 2,520,000 円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 2,520,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において本件補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、同農政局において本件補助事業の審査及び確認並びに協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

食農連携促進施設整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,353,526 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年	度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
								千円	千円	千円	千円
(207)	沖縄総合事務局		有限会社ポルシェ食品(事業主体)	—	食農連携促進施設整備	21		261,097	122,524	5,015	2,353

この補助事業は、農林水産省が公募により事業主体として選定した有限会社ポルシェ食品が、地域の農産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、地元の農家が生産した紅いもを原料としたペーストを製造する工場の建築及び機械の購入を行ったものである。

本件補助事業に係る公募要領、実施要領等によると、国庫補助金の交付申請を行うに当たっては、事前に課題提案書を農林水産省に提出して審査を受け、補助金交付候補者として選定されることが必要とされており、また、国庫補助金の交付決定前に締結した契約に係る経費は補助対象経費に含めてはならないこととされている。

同会社は、平成 21 年 6 月に課題提案書を提出して本件補助事業に応募し、同年 8 月に補助金交付候補者として選定された後、同月に沖縄総合事務局(以下「事務局」という。)に国庫補助金の交付申請を行い、同年 9 月に事務局から交付決定を受けていた。その後、同会社は、本件補助事業を事業費 261,097,784 円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、事務局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 122,524,152 円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、補助金交付候補者として選定されるよりも前に契約した工場の建築工事に係る設計業務等の委託費 5,015,400 円を国庫補助対象事業費に含めて実績報告書を提出し、事務局は、これに基づき額の確定を行い、国庫補助金の交付を行っていた。

したがって、補助金交付候補者として選定されるよりも前に契約した上記の委託費 5,015,400 円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 2,353,526 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において本件補助事業に係る実施要領等の理解が十分でなかったこと、事務局において本件補助事業の審査及び確認並びに同会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農地制度実施円滑化事業の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 1,417,500 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(208)	関東農政局	群馬県	高崎市農業委員会 (事業主体)	農地制度実施円滑化		22	6,420	6,420	1,417	1,417

この補助事業は、群馬県が、農地法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 57 号。以下「改正農地法」という。)の施行に伴って高崎市農業委員会が新たに担うこととなった事務を適切かつ円滑に執行するために必要となった経費について支援を行ったものである。

農地制度実施円滑化事業費補助金実施要綱(平成 22 年 21 経営第 7260 号農林水産事務次官依命通知)等によると、補助の対象となる経費は、改正農地法に基づく農業委員会の事務の適正な実施のための支援等に係る経費とされており、このうち、農地基本台帳の整備の事務に係る経費は、改正農地法の施行に伴って新たに記載することとなった農地等の利用状況や権利取得の届出等に関する情報を農地基本台帳に追加するために必要な経費等とされている。

そして、高崎市農業委員会は、改正農地法の施行に伴い、システムで管理している農地基本台帳に新たに農地の利用状況等の情報を追加するためのシステム改修業務に係る委託費 3,879,750 円を含めた事業費計 6,420,750 円で本件補助事業を実施したとして、同県に実績報告書を提出して、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、実際には、当該委託費に、改正農地法の施行とは関係のない農地の転用申請の履歴等を記載した帳簿を検索する機能の追加に要した経費 1,417,500 円が含まれていたのに、同農業委員会は、委託費の全額が改正農地法の施行に伴う農地基本台帳への新たな情報の追加に係る経費であるとする見積書を業者に作成させて、これを基に実績報告書を提出していた。

したがって、上記の検索機能の追加に係る経費 1,417,500 円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金 1,417,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同農業委員会において本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において補助金の交付に当たっての審査及び確認並びに同農業委員会に対する指導が十分でなかったこと、関東農政局において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

「農」の雇用事業による農業法人に対する助成が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,128,824 円)

「農」の雇用事業は、全国農業会議所が、担い手育成・確保対策事業実施要領(平成14年13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、就農意欲のある若者等多様な人材が農業法人等に就業することを促進し、農業の担い手として定着することを支援するため、農業法人等に対して、農業法人等が新たに雇用する者等に対して実施する実践研修に要した経費等を助成するもの(以下、この事業を「助成事業」という。)である。

そして、農林水産省は、助成事業の実施に必要な資金の財源に充てるため、全国農業会議所に対して国庫補助金を交付して資金を造成させており、全国農業会議所は、実施要領等に基づき、この資金を取り崩して農業法人等に対して助成を行っている。

実施要領等によると、実践研修を実施する農業法人等は、実践研修を受ける者に対して十分な指導を行うことのできる指導者(以下「研修責任者」という。)を確保することとされており、研修責任者は、5年以上の農業経験を有する者とされている。

本院が、全国農業会議所及び9府県管内の21農業法人等において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(209) 農林水産本省	全国農業会議所	有田農産有限公司(事業主体)	「農」の雇用	21、22	1,128	1,128	1,128	1,128

有田農産有限公司(鹿児島県曾於郡大崎町所在)は、新たに雇用した職員 A に対して研修責任者 B が平成21年8月から1年間の実践研修を実施したとして、実践研修に要した経費に係る助成金交付申請書等を全国農業会議所に提出して、全国農業会議所から助成金 1,128,824 円の交付を受けていた。

しかし、履歴書等によると、B については、同社の企画部門における2年4か月の経験のみが農業経験とされており、研修責任者の要件とされている5年以上の農業経験を有する者に該当しないことから、B を研修責任者とする実践研修に要したとしている経費は、助成の対象とはならないものであった。また、同社の作業日誌を確認したところ、A を農作業に従事させて実践研修を実施したとしている日に B が農作業に従事した記録がなく、B が A に対して直接実践研修を実施していたことを確認できなかった。

したがって、全国農業会議所が同社に交付した助成金計 1,128,824 円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金計 1,128,824 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同社において本件助成事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、全国農業会議所において本件助成事業の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

11件 不当と認める国庫補助金 525,955,016円

農業共済事業事務費負担金を過大に精算するなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 333,157,942円)

農業共済事業事務費負担金(以下「事務費負担金」という。)は、国が、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済組合(以下「組合」という。)等が行う共済事業等に関する事務の執行に必要な経費の一部を負担するものである。

「農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金等交付要綱」(昭和45年45農経B第1207号農林事務次官依命通知)等によると、事務費負担金の対象経費は、人件費、旅費、庁費等とされており、人件費のうち雇用保険料等については、平成20年度までは対象経費に含めないこととされていた。また、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済(以下、これらを合わせて「制度共済」という。)に係る人件費等は対象経費とされているが、組合等が任意に行う共済事業(以下「任意共済」という。)に係る人件費等については、対象経費に含めないこととされている。そして、総務部等の管理業務に従事する職員の人件費のように明確に区分できない経費(以下「共通経費」という。)については、制度共済、任意共済及び管理業務に係る業務時間を業務日誌等によりそれぞれに区分して把握した上で、制度共済に係る業務時間を、制度共済及び任意共済に係る業務時間の合計で除するなどして案分の比率(以下「案分率」という。)を算出し、共通経費に案分率を乗ずるなどして対象経費を算定することとされている。

本院が、28都道府県管内の57組合等において会計実地検査を行ったところ、2組合において、案分率の算出を誤っていたため対象経費を過大に算定していたり、事務費負担金の対象経費に交付対象とならない経費を含めていたりなどしていたため、事務費負担金が過大に精算されるなどして不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2組合において事務費負担金の適正な算定方法等に対する理解が十分でなかったこと、農林水産本省において事務費負担金の審査及び確認並びに2組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(210) 農林水産本省	熊本県農業共済組合(事業主体)	—	農業共済事業事務費負担金	18~21	6,625,802	6,408,415	503,667	286,279

熊本県農業共済組合(熊本市所在)は、平成18年度から21年度までの間に、事務費負担金の対象経費を計6,625,802,284円とする実績報告書を農林水産本省に提出して、これにより事務費負担金計6,408,415,000円の交付を受けていた。

しかし、同組合は、業務日誌において職員の任意共済に係る業務時間しか区分して把握しておらず、残りの時間を全て制度共済に係る業務時間とするなどしていたため、案分率を誤って算出しており、対象経費を過大に算定していた。また、対象経費とならない20年度の雇用保険料を対象経費に含めるなどしていた。

したがって、適正な案分率を算出するなどして、事務費負担金の額を算定すると、計6,122,135,258円となり、前記の事務費負担金の額計6,408,415,000円との差額計286,279,742円が過大に精算されるなどして不当と認められる。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(211)	農林水産	本省	南和農業共済組合 (事業主体)	—	農業共済事業事務費負担金	18~22	316,398	311,427	51,849	46,878

南和農業共済組合(奈良県五條市所在)は、平成18年度から22年度までの間に、事務費負担金の対象経費を計316,398,734円とする実績報告書を農林水産本省に提出して、これにより事務費負担金計311,427,000円の交付を受けていた。

しかし、同組合は、業務日誌において職員の任意共済に係る業務時間しか区分して把握しておらず、残りの時間を全て制度共済に係る業務時間とするなどしていたため、案分率を誤って算出しており、対象経費を過大に算定するなどしていた。

したがって、適正な案分率を算出するなどして、事務費負担金の額を算定すると、計264,548,800円となり、前記の事務費負担金の額計311,427,000円との差額計46,878,200円が過大に精算されるなどしていて不当と認められる。

(210)	(211)の計						6,942,201	6,719,842	555,516	333,157
-------	---------	--	--	--	--	--	-----------	-----------	---------	---------

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業の事業費を過大に精算するなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 40,413,184円)

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業は、農村地域において農村の活性化に向けた取組に従事することを希望する都市部等の人材(以下「研修人材」という。)の活用を主な目的とする人材育成システムの構築に向け、人材の育成や都市と農村をつなぐ能力を持った仲介機関に対して支援を行い、人材の育成・確保を安定的に支える仕組みの構築を図ることを目的とするものである。そして、農林水産省は、公募により選定した大学、企業等の事業主体に対して、事業の実施に要した経費を助成している。

事業主体は、研修人材の募集を行い、研修人材の受入先(以下「研修受入先」という。)となる地区を決定した上で、受入地区において実践的な研修を実施することとされている。

本院が、前記の補助事業について、5事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において、本件補助事業の実施期間内に発生したものではない経費等を補助対象事業費に計上するなどしていたため、補助対象事業費が過大に精算されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び確認並びに2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(212)	農林水産	本省	株式会社インテリジェンス (事業主体)	—	農村活性化人材育成派遣支援モデル	21、22	51,737	45,838	26,970	26,423

株式会社インテリジェンスは、平成21、22両年度に、香川県小豆郡小豆島町及び土庄町において研修人材計33人に対する研修を事業費計51,737,641円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計45,838,876円の交付を受けていた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円	
<p>しかし、同会社は、本件補助事業の実施期間内に発生したものではない研修手当、委託料等の経費について、実施期間内に発生したものであるとする虚偽の領収書等を作成するなどして国庫補助対象事業費に含めていた。また、同会社は、担当職員が本件補助事業に従事した時間を記録する日報等の書類を作成しておらず、出張記録等の他の書類により確認できた分を除いて、担当職員の本件補助事業への従事状況が確認できない状況となっていた。</p> <p>したがって、本件補助事業の実施期間内に発生したものではない経費や、担当職員が本件補助事業に従事していたことが確認できない時間に係る人件費を除くなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると計 24,767,410 円となり、前記の国庫補助対象事業費計 51,737,641 円との差額計 26,970,231 円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額計 26,423,638 円が不当と認められる。</p>									
(213)	農林水産本省	学校法人京都精華大学 (事業主体)	—	農村活性化人材育成派遣支援モデル	20~22	28,707	24,704	16,603	13,989
<p>学校法人京都精華大学(以下「京都精華大学」という。)は、平成 20 年度から 22 年度までの間に、長野県下水内郡栄村及び京都府舞鶴市において研修人材計 33 人に対する研修を事業費計 28,707,430 円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計 24,704,115 円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、京都精華大学の事業担当者は、自ら理事を務める特定非営利活動法人栄村ネットワーク(以下「栄村ネットワーク」という。)が業者に対して負っている債務の弁済に充てるなどするために、架空の書籍購入等に係る請求書等を自ら作成し又は業者に作成させ、これにより京都精華大学の経理担当者に購入代金等を支払わせていた。また、京都精華大学は、実際には研修に参加していなかった者や、研修実施以前から研修受入先の活動に従事しているなどして研修人材に選定することが適正とは認められない者に対する研修の実施に要したとする経費等を補助対象事業費に含めていた。さらに、栄村ネットワーク等に委託したとしている業務に係る委託料等については、その算出根拠とされていた証拠書類に記載された業務内容及び金額の根拠が明確となっておらず、業務の実態が確認できない状況となっていた。</p> <p>したがって、虚偽の請求書等により支払われていた経費、補助の対象とは認められない研修手当等及び本件補助事業の実施に係る経費と確認できない経費を除くなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると計 12,104,391 円となり、前記の国庫補助対象事業費計 28,707,430 円との差額計 16,603,039 円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額計 13,989,546 円が不当と認められる。</p>									
(212)	(213)の計					80,445	70,542	43,573	40,413

仮設型直売システム普及事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 33,347,643 円)

仮設型直売システム普及事業は、仮設型直売システム普及事業実施要領(平成 21 年 21 総合第 362 号農林水産省総合食料局長通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、大都市においてテント等を用いた仮設型直売施設による国産農産物の直売等を実施する事業主体に対して支援を行うものである。

そして、実施要領等によると、当該補助事業の補助対象経費は、事業の実施に要する会場の設営及び撤去、出店者の管理、販売促進、事業の管理等の経費となっていて、事業に直接必要な経費に限ることとされている。また、人件費については、実際の給与額等によることとなっている。

本院が、12事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において、国庫補助対象事業費を過大に精算したり、国庫補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めたりして不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において、本件補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、農林水産本省において、本件補助事業の審査及び確認が十分でなかったこと並びに2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(214)	農林水産本省		株式会社TBSテレビ (事業主体)	—	仮設型直売システム普及	21	141,125	115,681	55,353	29,909

株式会社TBSテレビは、本件補助事業を事業費141,125,517円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、国庫補助金115,681,494円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、国庫補助対象事業費に、自社が所有する会場を使用したため実際には支出していない会場の使用料を含めたり、深夜作業に伴う帰宅時のタクシー利用料等の本件補助事業の実施に直接必要のない経費を含めたりしていた。また、同会社は、人件費を本件補助事業に従事した職員の実際の給与額等ではなく、役職等に応じて別に定めた単価により算定していた。

したがって、自社が所有する会場を使用したため実際には支出していない会場の使用料を除くなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると85,772,485円となり、前記の国庫補助対象事業費141,125,517円との差額55,353,032円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額計29,909,009円が不当と認められる。

(215)	農林水産本省		日本通運株式会社名古屋旅行支店 (事業主体)	—	仮設型直売システム普及	21	72,956	70,000	6,395	3,438
-------	--------	--	---------------------------	---	-------------	----	--------	--------	-------	-------

日本通運株式会社名古屋旅行支店は、本件補助事業を事業費72,956,889円(補助対象事業費同額)で実施したとして、国庫補助金70,000,000円の交付を受けていた。

しかし、同支店は、国庫補助対象事業費に、実際には支出していない管理職に対する時間外手当を含めたり、職員の住居に係る家賃等の本件補助事業の実施に直接必要のない経費を含めたりなどしていた。

したがって、実際には支出していない管理職に対する時間外手当を除くなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると66,561,366円となり、前記の国庫補助対象事業費72,956,889円との差額6,395,523円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額計3,438,634円が不当と認められる。

(214)	(215)	の計					214,082	185,681	61,748	33,347
-------	-------	----	--	--	--	--	---------	---------	--------	--------

農村環境整備適正技術開発事業等の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 54,082,747 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(195) 農林水産本省	社団法人農村環境整備センター (事業主体)	—	農村環境整備適正技術開発等20事業	16~20	778,490	778,264	54,308	54,082

(361 ページの「委託事業及び補助事業において、従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づかず、人件費等を算定するなどしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの」に掲記)

分収林施業転換促進事業等の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 25,883,616 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(216) 林 野 庁	埼玉県「美しい森林」推進協議会 (事業主体)	—	分収林施業転換促進事業等	20~22	71,019	46,926	47,233	25,883

この補助事業は、埼玉県「美しい森林」推進協議会(以下「協議会」という。)^(注1)が、皆伐施業を非皆伐施業に転換するために分収林契約^(注3)の契約期間を大幅に延長することなどを内容とする変更契約の締結の条件整備等を目的として、森林所有者の調査、契約当事者間の調整(以下「契約変更推進活動」という。)^(注2)等を実施したものである。

協議会は、本件補助事業の実施に当たり、社団法人埼玉県農林公社(以下「公社」という。)に契約変更推進活動等の事業を委託(以下「委託事業」という。)していた。そして、協議会は、平成20年度から22年度までの間に、事業費計71,019,344円(国庫補助対象事業費同額)で本件補助事業を実施したとして林野庁に実績報告書を提出し、国庫補助金計46,926,000円の交付を受けていた。

しかし、公社の職員は、委託事業に従事したとしていた日に委託事業とは関係のない公社の業務で出張するなどして、公社の職員が実際に委託事業に従事していた日数は、協議会が実績報告書で報告した延べ2,365日ではなく延べ287.67日にすぎなかった。

したがって、公社の職員が委託事業に従事していた日数に基づき委託料を算出するなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると、計23,786,135円となり、前記の国庫補助対象事業費計71,019,344円との差額計47,233,209円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計25,883,616円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、林野庁において実績報告書の審査及び確認並びに協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 皆伐施業 樹木の全部を一斉に伐採する方法

(注2) 非皆伐施業 樹木の一部を伐採する間伐等を繰り返しながら下層の樹木の成長を待つことなどにより、林地を裸地化させないように伐採する方法

(注3) 分収林契約 一定の土地についての造林(又は育林)に関し、所有者、造林(又は育林)者及び費用負担者の三者又はいずれか二者が締結する契約で、樹木の保育、管理等及び樹木による収益を契約当事者が一定の割合で分収することを内容とするもの

若者就職支援機関連携就農事業の事業費を過大に精算するなどしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 24,964,831円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(217) 農林水産本省	株式会社インテリジェンス(事業主体)	—	若者就職支援機関連携就農	19~21	173,863	173,863	24,964	24,964

この補助事業は、株式会社インテリジェンスが、若者の就農を促進するため、若者の就職相談等を行う就職相談員に対する研修や、先進的な農業経営体における若者を対象とした現地体験等を実施したものである。

同会社は、平成19年度から21年度までの間に、本件補助事業を事業費計173,863,000円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計173,863,000円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、本件補助事業の実施と関係のない業務に係る経費を上乗せした虚偽の証拠書類により支払われた印刷費等の経費や本件補助事業の実施期間内に発生したものではない旅費等の経費を国庫補助対象事業費に含めるなどしていた。また、同会社は、担当職員が本件補助事業に従事した時間を記録する日報等の書類を作成しておらず、出張記録等の他の書類により確認できた分を除いて、担当職員の本件補助事業への従事状況が確認できない状況となっていた。

したがって、本件補助事業の実施と関係のない経費、本件補助事業の実施期間内に発生したものではない経費、担当職員が本件補助事業に従事していたことが確認できない時間に係る人件費等を除くなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると計148,898,169円となり、前記の国庫補助対象事業費計173,863,000円との差額計24,964,831円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額計24,964,831円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び確認並びに同会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

広域連携共生・対流等対策交付金事業の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 8,246,025円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(218) 近畿農政局	学校法人京都精華大学(事業主体)	—	広域連携共生・対流等対策交付金	21, 22	24,199	24,074	8,370	8,246

この交付金事業は、学校法人京都精華大学(以下「京都精華大学」という。)が、長野県下水内郡栄村に所在する特定非営利活動法人栄村ネットワーク(以下「栄村ネットワーク」という。)等と連携して、同村の住民と都市部の大学生との交流体験活動を行う研修を企画及び実施したものである。

京都精華大学は、平成21、22両年度に、本件交付金事業を事業費計24,199,405円(交付対象事業費同額)で実施したとして、近畿農政局に実績報告書を提出して、これにより交付金計24,074,637円の交付を受けていた。

しかし、京都精華大学の事業担当者は、自ら理事を務める栄村ネットワークが業者に対して負っている債務の弁済に充てるなどするために、架空の印刷費等に係る請求書等を自ら作成し又は業者に作

成させ、これにより京都精華大学の経理担当者に代金を支払わせていた。また、栄村ネットワークに委託したとしている業務に係る委託料や本件交付金事業の実施のために使用したとしている施設の使用料等については、その算出根拠とされていた証拠書類に記載された業務内容及び金額の根拠が明確となっておらず、業務の実態が確認できない状況となっていた。

したがって、虚偽の請求書等により支払われていた経費や本件交付金事業の実施に係る経費と確認できない経費を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると計 15,828,612 円となり、前記の交付対象事業費計 24,199,405 円との差額計 8,370,793 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計 8,246,025 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、京都精華大学において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、近畿農政局において実績報告書の審査及び確認並びに京都精華大学に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

馬流通活性化事業の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,859,028 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(219) 農林水産本省	地方競馬全国協会	日高軽種馬農業協同組合	馬流通活性化	22、23	316,999	300,872	10,045	5,859
		(事業主体)						

馬流通活性化事業は、地方競馬全国協会(以下「協会」という。)が、馬産地再活性化緊急対策事業実施要綱(平成 21 年 21 生畜第 439 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、馬産地の再活性化に向けた取組を支援するために、競走用馬の流通活性化を図るための計画を策定して、これに基づき、①軽種馬^(注)取引市場の情報発信のための取組(以下「情報発信のための取組」という。)、②軽種馬取引市場に上場する競走用馬の情報開示のための取組(以下「情報開示のための取組」という。)等を行う農業協同組合等に対して、これらの取組等に必要経費を助成する事業(以下「助成事業」という。)である。

そして、農林水産省は、助成事業の実施に必要な資金の財源に充てるために、協会に対して国庫補助金を交付して基金を造成させており、協会は、実施要綱等に基づき、この基金を取り崩して農業協同組合等に対して助成を行っている。

本院が、日高軽種馬農業協同組合(以下「日高農協」という。)において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

ア 日高農協は、情報発信のための取組として、平成 21 年度に、馬の購買者等が自宅等でインターネットにより四肢のレントゲン検査等の馬体検査の結果(以下「馬体検査情報」という。)を閲覧できるようにするためのシステムを構築した。そして、このシステムを使用して馬体検査情報を提供するために、22 年度に、車両に搭載可能なレントゲン検査機器等 2 組とこれらを搭載して移動するための車両 2 台の購入を事業費 32,254,400 円(助成対象事業費同額)で実施したとして、協会に実績報告書を提出して、これにより助成金 16,127,200 円の交付を受けていた。

しかし、上記の機器等には、馬体検査情報のインターネットによる提供には使用されないレントゲン画像をフィルムに出力する装置 2 台(購入費相当額計 8,373,889 円)が含まれていた。

したがって、上記の装置 2 台を除いて適正な助成対象事業費を算定すると 23,880,511 円となり、前記の助成対象事業費 32,254,400 円との差額 8,373,889 円が過大に精算されていた。

イ 日高農協は、情報開示のための取組等として、22、23両年度に、軽種馬の上場に当たり馬体検査情報を公開する生産者に対して馬体検査に要する経費の一部を助成するなどの奨励金の交付を事業費計 284,745,179 円(助成対象事業費同額)で実施したとして、協会に実績報告書を提出して、これにより助成金計 284,745,179 円の交付を受けていた。

農林水産省生産局長の承認を受けて協会が定めた馬産地再活性化緊急対策事業業務規程(平成 21 年 21 地全協畜第 39 号)によると、情報開示のための取組のうちレントゲン検査等に対する助成の範囲は、検査機関において検査を受けた際に要する経費の 2 分の 1 相当額以内で、協会が地域の検査料金の水準を考慮して、地域ごとに定める 1 頭当たりの額(以下、この額を「奨励金支給単価」という。)を上限にすることとされている。

しかし、日高農協は、軽種馬の上場を行った生産者から奨励金の交付の申請があった場合、実際に検査に要した経費の 2 分の 1 相当額が奨励金支給単価(1 歳馬 1 頭当たり 29,500 円等)を下回っていても、生産者に対して上限である奨励金支給単価により奨励金を交付していた。

したがって、奨励金支給単価を上限に、実際に検査に要した経費の 2 分の 1 に相当する額を奨励金の交付額として適正な助成対象事業費を算定すると計 283,073,095 円となり、前記の助成対象事業費計 284,745,179 円との差額計 1,672,084 円が過大に精算されていた。

上記のア及びイにより、助成対象事業費計 10,045,973 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計 5,859,028 円(アに係るもの 4,186,944 円、イに係るもの 1,672,084 円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、日高農協において助成事業に対する理解が十分でなかったこと、協会において実績報告書の審査及び確認並びに日高農協に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 軽種馬 競走用馬等として使用するサラブレッド等の馬

(3) 工事の設計が適切でなかったもの 6 件 不当と認める国庫補助金 68,526,330 円
護岸工の設計が適切でなかったもの (3 件 不当と認める国庫補助金 27,538,024 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(220)	林	野	庁	埼玉県	—	水源地域整備	22	44,478	22,239	11,600	5,800
			(事業主体)								

この補助事業は、埼玉県が、秩父市中津川地内において、大山沢左岸上部の崩壊した山腹の法面を安定させることなどを目的として、護岸工、簡易法枠工等を実施したものである。このうち、護岸工(高さ 4.0m、延長 85.0m)は、流水の作用による浸食を防止するため、沢部の左岸側の法尻部に、割栗石を詰めた透過性のある鋼製のかご枠(長さ 1.0m 又は 2.0m、幅 1.0m、高さ 0.5m)を 8 段に積み重ねて設置したものである(参考図参照)。

そして、「河川災害復旧護岸工法技術指針(案)」(社団法人全国防災協会編)によると、本件のように透過性のある護岸工法においては、土砂の吸出しを防止するため、護岸工の下面及び背面の全てに吸出し防止材^(注)を設置することが標準とされており、本件護岸工で採用した材料メーカーの設計・施工マニュアル等においても、鋼製のかご枠を積み重ねた護岸工の下面及び背面の全てに吸出し防止材を設置することとされている。

同県は、本件工事の設計前に現地の状況を確認した際、表土が主として粒径の大きな転石から成っ

ていたことから、本件護岸工の下面及び背面の土質も主として粒径の大きな転石から成っており、流水による吸出しを受けて土砂が割栗石の空隙から流出するおそれについて考慮する必要はないと判断し、吸出し防止材を全く設置しない設計として、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、本院が会計実地検査時(平成24年2月)に本件護岸工の下面及び背面の土質について確認したところ、土砂に分類されるれき質土であった。

このため、本件護岸工においては、流水による吸出しを受けて土砂が吸出し防止材を設置していない下面及び背面から流出するおそれがあることから、下面及び背面の全てに吸出し防止材を設置する必要があったと認められる。

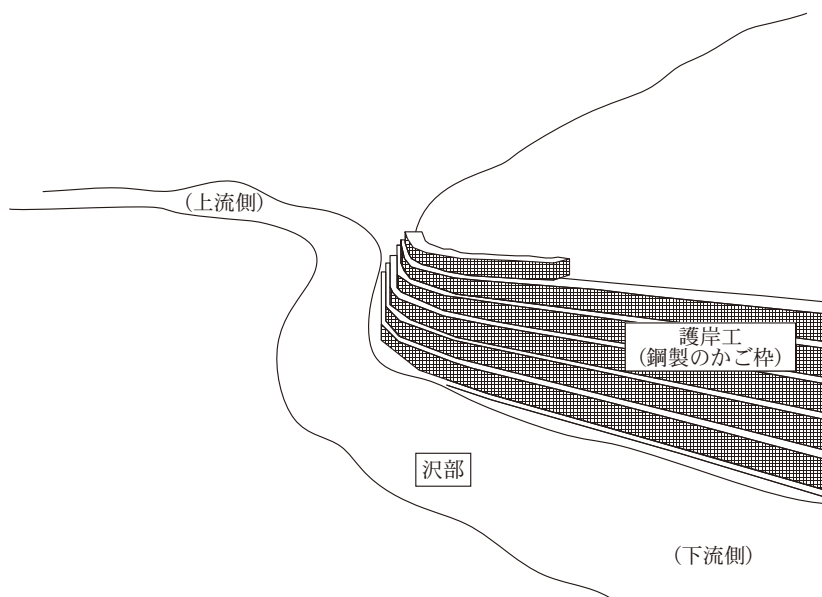
したがって、本件護岸工(工事費相当額 11,600,000 円)は、設計が適切でなかったため、下面及び背面から土砂が流出してその安定が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 5,800,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件護岸工の設計に当たり、護岸工の下面及び背面の土質の判定を誤ったこと、護岸工における吸出し防止材の設置の必要性についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

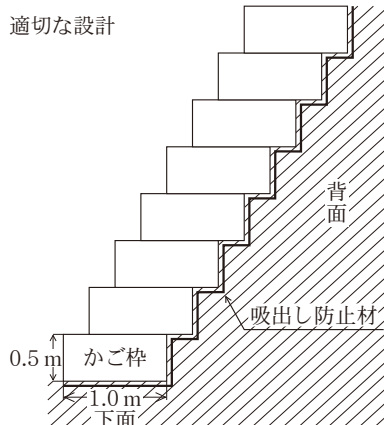
(注) 吸出し防止材 河川の流水作用により護岸の背面等の土砂の流出を防止するために設置されるものであり、主に不織布等を材料としている。

(参 考 図)

護岸工の概念図



吸出し防止材の配置図



部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(221)	林	野	庁	山梨県甲斐市 (事業主体)	—	美しい森づくり基盤整備交付金	22	73,675	69,631	13,538	12,794

この交付金事業は、甲斐市が、同市漆戸地内において、既存の橋りょうを新橋(橋長14.6m、幅員6.4m～7.4m)に架け替えるために、橋りょう下部工(橋台2基)、護岸工等を実施したものである。このうち、護岸工(高さ4.5m～7.6m、左右兩岸の工事区間延長は合計85.7m)は、橋りょう下部の河岸を保護するために、左右兩岸の橋台の前面側及び上下流側にブロック積護岸等を築造するものである(参考図参照)。

本件護岸工の設計は、建設省河川砂防技術基準(案)同解説(社団法人日本河川協会編)等に準拠して山梨県が制定した「河川ハンドブック」及び「土木工事設計マニュアル砂防編」(以下、これらを合わせて「設計基準」という。)に基づき行われている。設計基準によると、計画河床から護岸の基礎底面までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)については、流水による河床の洗掘に対応するために、護岸の基礎底面の土質が岩盤の場合は50cm程度、土砂の場合は河床勾配に応じて1m又は1.5m程度確保することとされている。

同市は、橋台2基の施工位置において1本ずつ実施したボーリング調査の結果に基づき、護岸の基礎底面の位置する層の土質を軟岩と判定していた。このため、本件護岸工については、根入れ深さを50cm程度確保するとともに、計画河床から護岸の基礎底面まで埋戻しコンクリートを護岸の前面側に設置することにより護岸と河床の岩盤とを一体化させることとして設計し、これにより施工していた。

しかし、本院が会計実地検査時(平成24年1月)に上記のボーリング調査で採取したコアを検証するとともに、現地において河床の土質を確認するなどしたところ、本件工事区間の護岸の基礎底面の位置する層の土質は軟岩ではなく、土砂に分類されるれき質土であった。この場合は、設計基準によると、根入れ深さを1m程度確保する必要があることから、本件護岸工は根入れ深さが不足しており、河床の洗掘が進行すると護岸等に損傷を生ずるおそれがある状況となっていた。現に、護岸の基礎の前面の河床に多数の洗掘箇所が見受けられ、実際に確保していた66cmから73cmまでの根入れ深さに対して最大で65cmの洗掘が生じていた(参考図参照)。

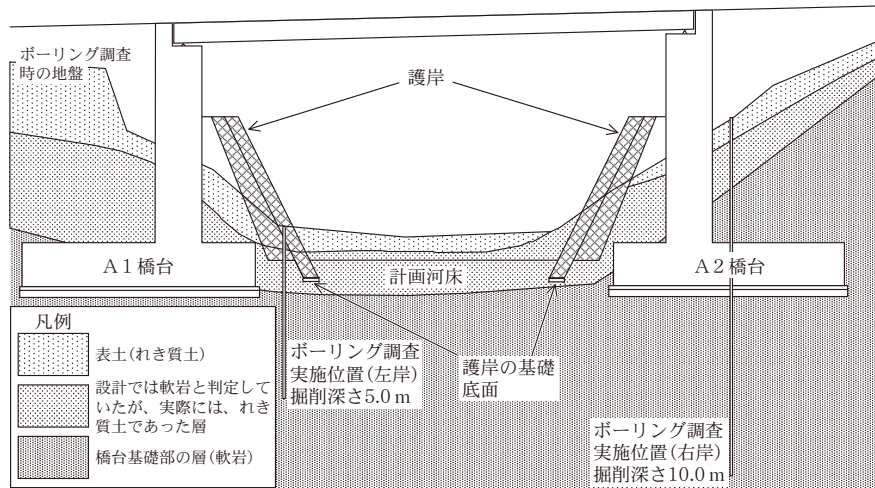
したがって、本件護岸工(工事費相当額13,538,000円)は設計が適切でなかったため、護岸等が河床の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額12,794,994円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品の内容に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

部 局 等 補助事業者等 間接補助事 業者等 補助事業等 年 度 事 業 費 左 対 右 不 当 と 認 め る 事 業 費 不 当 と 認 め る 事 業 費 不 当 と 認 め る 事 業 費 不 当 と 認 め る 事 業 費
 千 円 千 円 千 円 千 円

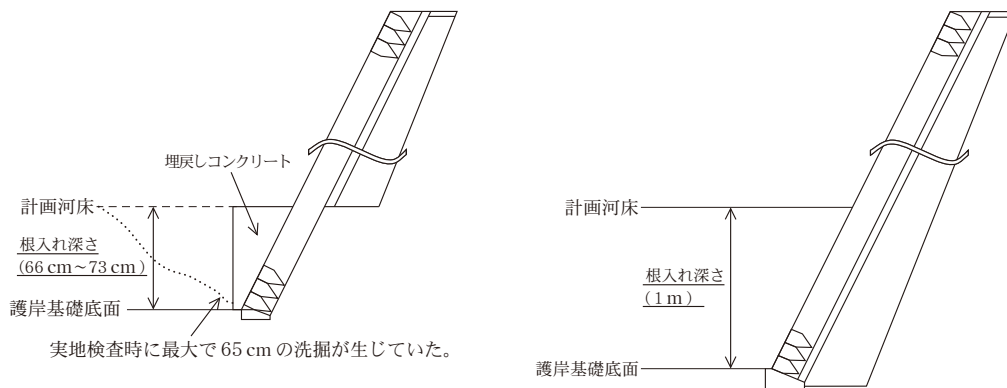
(参 考 図)

本件護岸工等の概念図



①実際の設計・施工及び実地検査時の状況

②適切な設計



(22) 沖縄総合事務局 沖縄県 (事業主体) — 水源地域整備 22、23 33,201 29,880 9,937 8,943

この補助事業は、沖縄県が、名護市幸喜地内において、簡易水道の水源である溪流の水源かん養機能等を向上させるために、谷止工、護岸工等を実施したものである。このうち、護岸工(高さ4.5m、延長29.0m)は、沢部の流水の作用による溪岸の浸食を防止するなどのために、沢部の右岸側に、丸太を組み合わせた校倉式の枠に割栗石を詰めた透過性のある護岸を築造するものである(参考図参照)。

そして、「河川災害復旧護岸工法技術指針(案)」(社団法人全国防災協会編)及び同県が制定した土木工事設計要領によると、透過性のある護岸工法においては、土砂の吸出しを防止するために、護岸の背面の全てに吸出し防止材を設置することとされており、また、吸出し防止材の継目部には、重ね幅を10cm以上確保することとされている。

同県は、本件護岸工の設計に当たり、護岸の背面の土質が砂質土であることから、背面の全てに吸出し防止材を設置することとして、これにより施工していた。

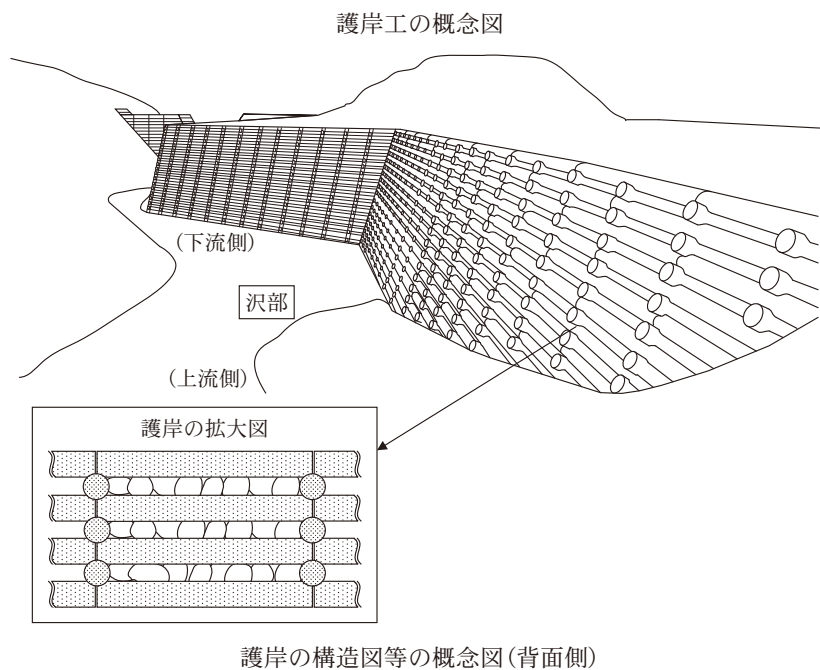
しかし、本件護岸工の設計図書には、吸出し防止材の重ね幅について明示されていなかったことなどから、会計実地検査時(平成24年2月)に、本件護岸工の背面に設置された吸出し防止材の施工状況について確認したところ、吸出し防止材の継目部の重ね幅が確保されていない状態で施工されていた、継目部に隙間が生じている状況となっていた。

このため、本件護岸工においては、流水の作用により吸い出された土砂が、吸出し防止材の継目部の隙間から流出するおそれがあると認められる。

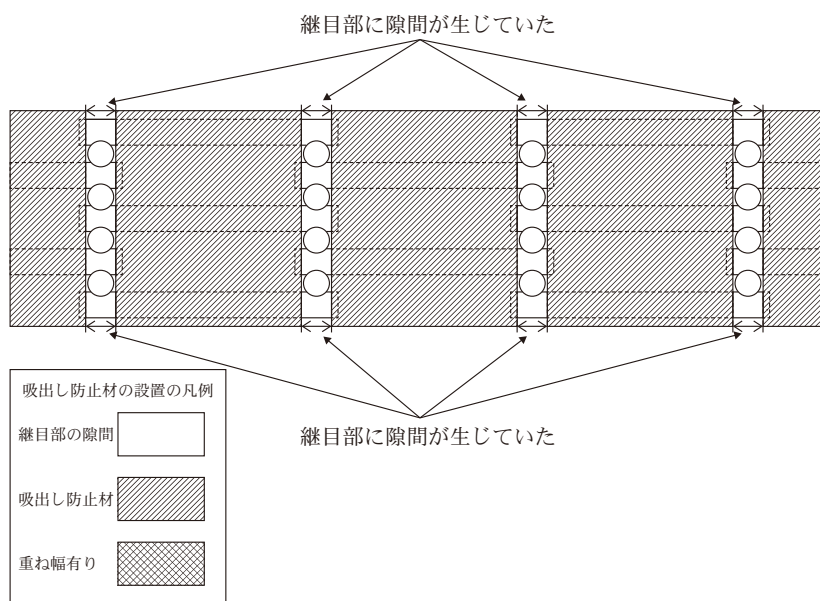
したがって、本件護岸工(工事費相当額 9,937,000 円)は、設計が適切でなかったため、護岸の背面土砂が流出してその安定が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 8,943,030 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、吸出し防止材を設置する際には継目部の重ね幅を確保する必要性についての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

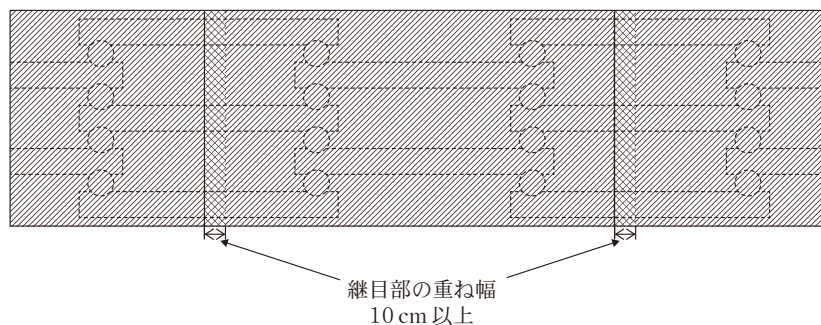


(実際の施工)



部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	千円	千円	千円	千円
---	---	---	--------	----------	--------	----	-----	----------------	----	----	----	----

(河川災害復旧護岸工法技術指針(案)等に基づいた吸出し防止材の設置例)



(220)–(222) の計							151,354	121,750		35,075		27,538
----------------	--	--	--	--	--	--	---------	---------	--	--------	--	--------

合併浄化槽の基礎底版の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 34,711,464 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	千円	千円	千円	千円
(223)	北陸農政局	石川県	羽咋郡志賀町	志賀町	村づくり交付金	20, 21	113,593	53,074		69,422		34,711

この交付金事業は、志賀町が、二所宮地内において、汚水処理施設を新設するため、し尿と生活雑排水とを併せて処理する浄化槽(以下「合併浄化槽」という。)の設置等を実施したものである。合併浄化槽は、地中に配置した2列の基礎杭の上に鉄筋コンクリート構造の底版(長辺方向42.8m、短辺方向4.1m、厚さ35cm。以下「基礎底版」という。)を築造し、その上にガラス繊維強化プラスチック製の原水ポンプ槽1基、流量調整槽2基、沈殿槽3基等を設置した後、土砂で埋め戻すなどしたものである(参考図参照)。

そして、同町は、基礎底版に作用する荷重について、埋戻土及び基礎底版の重量は基礎底版が地盤に直接接しているため地盤反力^(注1)と相殺される^(注1)として、合併浄化槽と汚水の重量のみを考慮して、基礎底版の設計を行っていた。その結果、基礎底版に配置する主鉄筋については、長辺方向及び短辺方向に径13mmの鉄筋をそれぞれ20cm間隔で基礎底版の上面側と下面側に配置することとし、これにより施工していた。

しかし、農業集落排水施設設計指針(農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会編集)等によれば、杭基礎の場合、地盤の沈下により基礎底版と地盤の間に空隙が生ずるおそれがあるとされていることから、地盤に直接接しているため地盤反力と相殺される^(注1)としていた埋戻土及び基礎底版の重量についても、基礎底版に作用する荷重として考慮して設計すべきであった。

そこで、本件基礎底版について、埋戻土及び基礎底版の重量を荷重として考慮するなどして応力計算を行ったところ、基礎底版の下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度は、原水ポンプ槽部、流量調整槽部及び沈殿槽部の短辺方向の中央で、それぞれ336.0N/mm²、273.9N/mm²及び349.1N/mm²となり、許容引張応力度157N/mm²^(注2)を大幅に上回っており、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件基礎底版は設計が適切でなかったため、基礎底版及びこれに設置された合併浄化槽等(これらの工事費相当額計69,422,928円)は所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額34,711,464円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、石川県において、同町に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

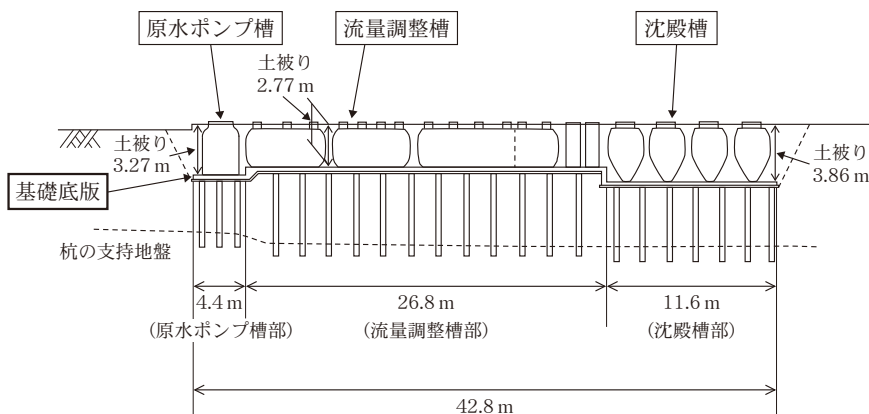
(注1) 地盤反力 構造物を介して地盤に力を加えたときの地盤に発生する抵抗力

(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

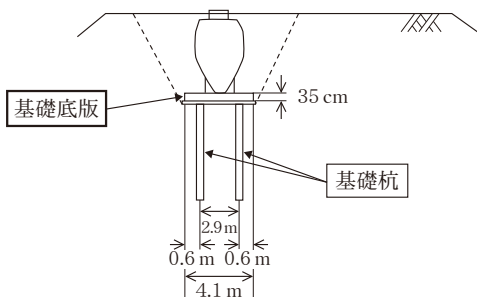
(参考図)

合併浄化槽概念図

<側面図>



<横断図>



農業用排水路の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,261,895円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(224) 沖縄総合事務局	沖縄県	南城市(事業主体)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	22、23	46,764	37,411	5,327	4,261

この交付金事業は、南城市が、福原地区において、土水路の農業用排水路を鉄筋コンクリート製に改修して農地の浸水被害等を防止するために、水路工(延長190.4m)、ボックスカルバート工等を実施したものである。このうち水路工は、工場で製作されたL型ブロック(高さ2.4m~3.8m、幅0.9m~1.0m)を左右に配置して側壁とし、その間を鉄筋で連結して底版コンクリート(厚さ0.2m、幅1.3m~1.6m)を打設するなどしてU型の水路等を築造するものである(参考図参照)。

同市は、本件水路工を地形の状況等に応じて標準部(延長134.4m)、落差工部(延長20.0m)等に区分し、その設計を土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」(農林水産省農村振興局制定)等に基づいて行っていた。そして、標準部及び落差工部については、いずれも側壁背後の地面が水平であるとして側壁及び底版に作用する土圧等を算定し、側壁及び底版の主鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度^(注1)を下回る^(注1)こと、コンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度が許容曲げ圧縮応力度^(注2)を下回る^(注2)ことなどから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、側壁背後の実際の地形を確認したところ、標準部及び落差工部の一部の区間については、側壁天端から上方に勾配のある傾斜地となっていた(参考図参照)。このような場合には、側壁及び底版に作用する土圧が側壁背後の地面が水平である場合より増加することとなる。

そこで、側壁背後の地形を傾斜地として側壁及び底版に作用する土圧等を算定し、改めて応力計算を行ったところ、標準部延長16.6mの区間、落差工部延長8.0mの区間、計24.6mの区間については、次のとおり、側壁及び底版の主鉄筋に生ずる引張応力度及びコンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度が応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

ア 側壁

(ア) 主鉄筋に生ずる引張応力度は、標準部延長16.6mの区間で178.30N/mm²から212.00N/mm²、落差工部延長8.0mの区間で209.95N/mm²から226.80N/mm²となり、いずれも許容引張応力度176N/mm²を上回っていた。

(イ) コンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度は、落差工部延長8.0mの区間で11.64N/mm²から12.57N/mm²となり、許容曲げ圧縮応力度11N/mm²を上回っていた。

イ 底版

(ア) 主鉄筋に生ずる引張応力度は、標準部延長16.6mのうち1.8mの区間で191.30N/mm²、落差工部延長8.0mの区間で177.77N/mm²から195.10N/mm²となり、いずれも許容引張応力度176N/mm²を上回っていた。

(イ) コンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度は、落差工部延長8.0mの区間で10.55N/mm²から11.58N/mm²となり、許容曲げ圧縮応力度8N/mm²を上回っていた。

したがって、本件水路工のうち延長計24.6mの区間(工事費相当額5,327,369円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額4,261,895円が不当と認められる。

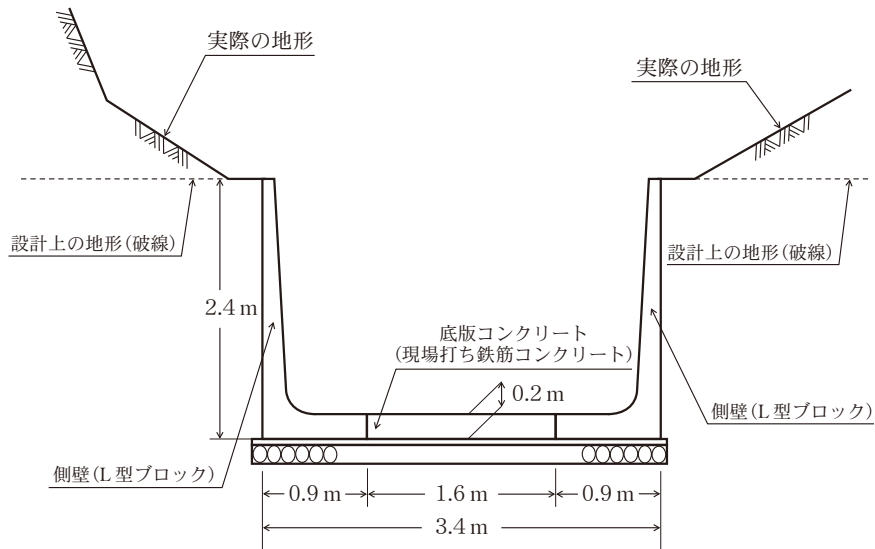
このような事態が生じていたのは、同市において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、沖縄県において同市に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

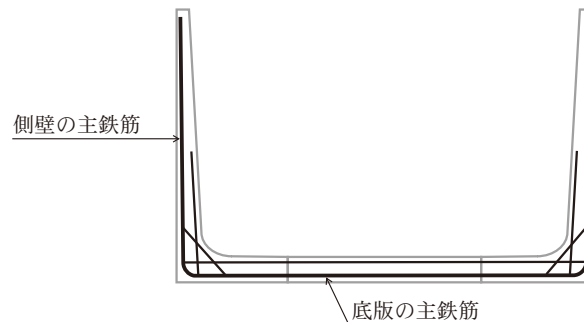
(注2) 曲げ圧縮応力度・許容曲げ圧縮応力度 「曲げ圧縮応力度」とは、材に外から曲げようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち圧縮側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ圧縮応力度」という。

(参 考 図)

U型水路概念図(標準部 16.6mの区間)



L型ブロック及び底版コンクリートの主鉄筋の配置概念図



貯水池の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,014,947円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(225) 沖縄総合事務局	沖縄県	—	畑地帯総合整備	21、22	97,125	72,843	2,686	2,014
	(事業主体)							

この補助事業は、沖縄県が、国頭郡金武町小浜地区において、農業用水を確保することなどを目的として、掘削した地盤上に鉄筋コンクリート構造の逆T型擁壁(高さ3.9m~4.5m、底版幅2.0m~4.7m。以下「擁壁」という。)を設置するなどして貯水池の築造等を行ったものである。

そして、同県は、擁壁の設計に当たり、擁壁背後の地面の高さが一定でないことから、擁壁背後の盛土の高さを擁壁の天端から1.0m下方、天端から0.5m下方又は天端と同じのいずれかとして(参考図1参照)、それぞれの高さごとに擁壁の応力計算を行っていた。このうち背後の盛土の高さが天端から1.0m下方の擁壁については、擁壁に作用する土圧等を計算した結果、縦壁背面側及びかかと版上面側に主鉄筋として径13mmの鉄筋を25cm間隔で配置すれば、これに生ずる引張応力度が許容引張応力度を下回ることから、応力計算上安全であるとしていた。

その後、同県は、工事の実施期間中に、本件補助事業終了後に貯水池の維持管理を行う者から、貯

水池内部にたまった塵芥等を搬出するための管理用進入道路の設置の要望があったことから、管理用進入道路を設置する設計変更を行っていた。そして、これに伴い、管理用進入道路の貯水池内部への進入口に隣接する延長8.5mの区間(以下「進入口隣接区間」という。)の擁壁については、その背後の地面を進入口の高さまで緩やかにすりつける必要があったため、当初設計で想定していた擁壁の天端から1.0m下方の高さではなく、天端から約0.5m下方の高さまで盛土を施工していた(参考図2参照)。

しかし、このように、擁壁背後の盛土を高くした場合は、擁壁に作用する土圧が増加することになるため、擁壁の応力計算を改めて行う必要があったのに、同県は、これを行うことなく当初設計のまま施工していた。

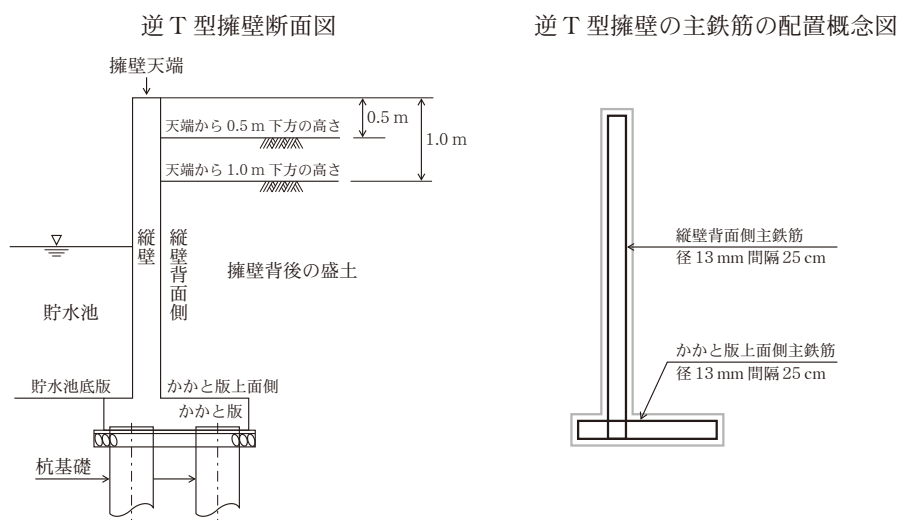
そこで、実際の盛土の施工状況に基づき、進入口隣接区間の擁壁に作用する土圧等を計算し、この土圧等により改めて擁壁の応力計算を行ったところ、縦壁背面側及びかかと版上面側に配置されている主鉄筋に生ずる引張応力度は、それぞれ常時 217.2N/mm²、224.9N/mm²、地震時 296.6N/mm²、307.1N/mm² となり、常時の許容引張応力度 157N/mm²、地震時の許容引張応力度 264N/mm²をいずれも上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件貯水池のうち進入口隣接区間の擁壁等(工事費相当額 2,686,596 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 2,014,947 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、貯水池の設計変更に当たり、擁壁の応力計算を改めて行う必要性に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

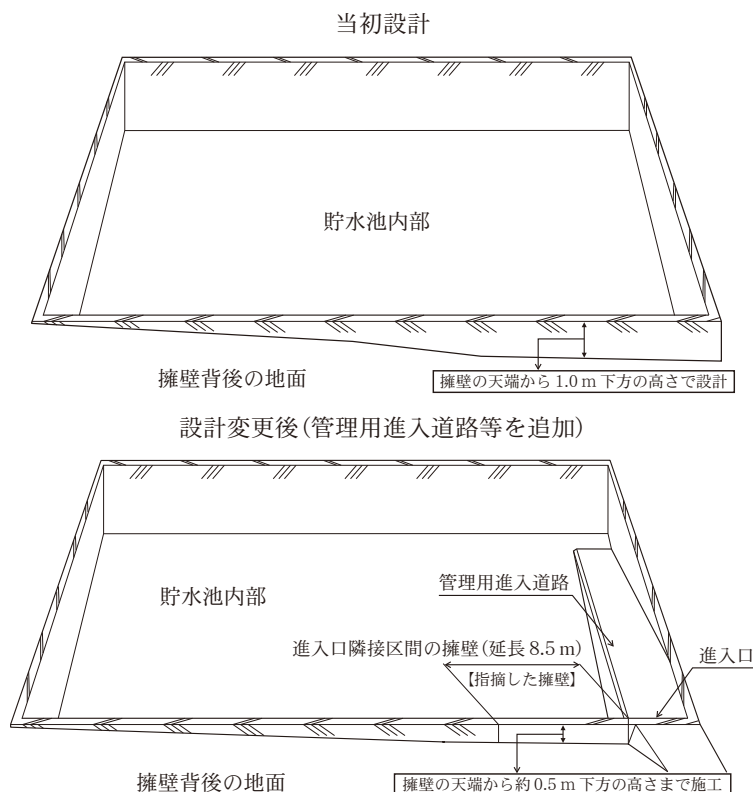
(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図 1)



(参考図 2)

当初設計と設計変更後の貯水池の概念図



(4) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの

2件 不当と認める国庫補助金 228,234,901 円

省エネ推進協業体活動支援事業等の実施に当たり、漁業者グループに対する経費の助成等が適切に実施されていないなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 228,234,901 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(226)	水産	庁	社団法人大日本水産会	全国漁業協同組合連合会 2 漁業協同組合及び 6 漁業協同組合連合会 (事業主体)	省エネ推進協業体活動支援 (省エネ推進協業体活動)	20、21	565,204	556,798	31,456	30,866
(227)	同		特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	4 漁業協同組合及び 8 漁業協同組合連合会 (事業主体)	資源回復・漁場生産力強化 (漁業者等地域活動)	21、22	2,964,586	2,808,869	200,940	197,368
(226)	(227)	の計					3,529,791	3,365,668	232,397	228,234

省エネ推進協業体活動支援事業(省エネ推進協業体活動事業)(以下「省エネ事業」という。)は、漁業者による燃油消費量削減又は生産性向上のための取組を緊急に実施するために、^(注1) 地域の漁業協同組合(以下「県漁協」という。)又は漁業協同組合連合会(以下、これを「漁連」といい、県漁協と漁連を合わせて「県漁連等」という。)に対して、社団法人大日本水産会(以下「水産会」という。)が全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」という。)を通じて助成金を交付するものである。

また、資源回復・漁場生産力強化事業(漁業者等地域活動事業)(以下「資源回復事業」という。)は、漁業者等による資源回復又は漁場生産力の向上のための取組を促進するために、県漁連等に対して、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)が直接助成金を交付するものである。

水産庁は、これら助成金の財源に充てるため、水産会又は機構に対して国庫補助金を交付して水産業燃油高騰緊急対策基金又は水産業体質強化総合対策事業基金を造成させるなどしており、水産会及び機構は、これらの基金を取り崩すなどして県漁連等に対して助成金を交付している。

(注1) 県域の漁業協同組合 漁業協同組合合併促進法(昭和42年法律第78号)に基づく合併により設立された「県下一円」又は広範囲の地域を定款上の「地区」とする漁業協同組合をいう。

「水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領」(平成20年19水漁第3248号農林水産事務次官依命通知)等によると、県漁連等は、漁業者等により構成されるグループ(以下「漁業者グループ」という。)が、燃油消費量削減等のために輪番制休漁等を導入する協定を漁業者間で締結して、県漁連等が策定した活動計画に基づいて休漁中に海岸清掃等の漁場生産力の向上の取組を行う場合には、漁業者グループに対する経費の助成を行うとともに、自ら又は漁業者グループ構成員以外の第三者に漁場生産力の向上の取組に係る指導・監視を委託(以下、この委託を受けた者を「指導・監視員」という。)して、取組の実施状況の管理を実施することとされている。

前記助成の対象となる経費は、①人件費、船舶借料、漁業者グループの負担した燃料費及び資材費等の、漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費、②県漁連等が漁業者グループ構成員以外の第三者に指導・監視を委託して行った場合の指導・監視員に係る雇用賃金等の、取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費とされており、県漁連等の事務費については、助成の対象とされていない。

5^(注2) 県域漁協及び9^(注3) 漁連(以下、これらを合わせて「14 県漁連等」という。)は、平成20年度から22年度までの間に全漁連又は機構に対して、省エネ事業を計565,204,732円、資源回復事業を計2,964,586,682円、合計3,529,791,414円で実施したとして事業実施報告書を提出し、これにより全漁連から計556,798,771円、機構から計2,808,869,727円、合計3,365,668,498円の助成金の交付を受けていた。

しかし、14 県漁連等が提出した事業実施報告書に記載された事業費には、漁業者グループに対する経費の助成等が適切に実施されていないものや全漁連又は機構の助成の対象とならないものが含まれていた。

(注2) 5 県域漁協 鳥取県、田後、中海、宍道湖、神西湖各漁業協同組合

(注3) 9 漁連 青森県、滋賀県、京都府、大阪府、香川県、愛媛県、福岡県有明海、長崎県、鹿児島県各漁業協同組合連合会

これらを経費別・態様別に示すと次のとおりである。

ア 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費について

(ア) 休漁・取組一部不参加

漁業者グループが協定に基づく取組を実施したとして県漁連等が助成金の交付を受けていたが、実際には漁業者グループ構成員の一部が、休漁していなかったり、取組に参加していなかったりしていたもの

(イ) 漁業者グループが負担していない経費

(注4) 地域漁協若しくは漁連の会員である地域の漁業協同組合(以下「地域漁協」という。)又は地方公共団体が負担していて漁業者グループが負担していない資材費等に係る経費について、県漁連等が助成金の交付を受けていたもの

(注4) 地域の漁業協同組合 従来の市町村等の地域を定款上の「地区」とする漁業協同組合をいい、通常、漁業協同組合連合会の会員となっている。

(ウ) 漁業者人件費等未払

県漁連等が漁業者グループに人件費、船舶借料等の経費を助成したとして助成金の交付を受けていたが、助成したとする経費の一部が漁業者グループに支払われていなかったり、一旦漁業者グループに支払われた後に徴収されたりして、地域漁協の事務費等に充てられていたもの

イ 取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費について

(ア) 地域漁協の職員による指導・監視に対する交付

地域漁協の職員が指導・監視業務を実施していた場合には、間接補助事業者として自ら指導・監視業務を行ったものであって、これに要する経費は助成の対象とならないのに、指導・監視員に係る雇用賃金として地域漁協が全漁連から助成金の交付を受けていたもの

(イ) 指導・監視員雇用賃金未払

県漁連等が指導・監視業務を地域漁協の職員等に委託して、賃金を支払ったとして助成金の交付を受けていたが、支払ったとする賃金の全部又は一部が地域漁協の収入となっていて、委託を受けた職員等に支払われていなかったもの

したがって、上記の事態に係る事業費計 232,397,100 円(省エネ事業計 31,456,462 円、資源回復事業計 200,940,638 円)に対する助成金交付額計 228,234,901 円(省エネ事業計 30,866,249 円、資源回復事業計 197,368,652 円。国庫補助金相当額同額)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、14 県漁連等において、本件補助事業の適正な実施についての認識が欠けており、自ら補助事業の実施状況及び助成金の支払状況を確認していなかったこと、全漁連及び機構において、事業実施報告書の審査及び確認並びに県漁連等に対する指導及び監査が十分でなかったこと、水産会において、事業実施報告書の審査及び確認並びに全漁連に対する指導及び監査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を、県漁連等別に示すと表のとおりである。

表 不当と認める事業費等の県漁連等別の内訳 (単位：円)

態 様 県漁連等	ア 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費				イ 取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費			計
	(ア) 休漁・取組一部不参加	(イ) 漁業者グループが負担していない経費	(ウ) 漁業者人件費等未払	(ア) 地域漁協の職員による指導・監視に対する交付	(イ) 指導・監視員雇用賃金未払			
青森県漁業協同組合連合会	1,676,214 (1,086,001)	— (—)	1,136,214 (546,001)	540,000 (540,000)	868,000 (868,000)	— (—)	868,000 (868,000)	2,544,214 (1,954,001)
滋賀県漁業協同組合連合会	2,374,248 (1,768,563)	83,000 (83,000)	1,175,248 (569,563)	1,116,000 (1,116,000)	1,984,000 (1,984,000)	— (—)	1,984,000 (1,984,000)	4,358,248 (3,752,563)
京都府漁業協同組合連合会	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	15,176,436 (15,176,436)	374,500 (374,500)	— (—)	14,801,936 (14,801,936)	111,440 (111,440)	— (—)	111,440 (111,440)	15,287,876 (15,287,876)
	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	198,400 (198,400)	— (—)	198,400 (198,400)	198,400 (198,400)

(単位：円)

態 様	ア 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費				イ 取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費			計
	(ア) 休漁・取組一部不参加	(イ) 漁業者グループが負担していない経費	(ウ) 漁業者人件費等未払	(ア) 県域漁協の職員による指導・監視に対する交付	(イ) 指導・監視員雇用賃金未払			
県漁連等								
大阪府漁業協同組合連合会	278,600 (278,600)	266,200 (266,200)	— (—)	12,400 (12,400)	438,894 (438,894)	— (—)	438,894 (438,894)	717,494 (717,494)
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
鳥取県漁業協同組合	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1,289,600 (1,289,600)	1,289,600 (1,289,600)	— (—)	1,289,600 (1,289,600)
	6,420,822 (6,420,822)	— (—)	— (—)	6,420,822 (6,420,822)	208,320 (208,320)	— (—)	208,320 (208,320)	6,629,142 (6,629,142)
田後漁業協同組合	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	248,000 (248,000)	248,000 (248,000)	— (—)	248,000 (248,000)
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
中海漁業協同組合	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	(—)	(—)	(—)	(—)	33,600 (33,600)	— (—)	33,600 (33,600)	33,600 (33,600)
宍道湖漁業協同組合	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	1,410,390 (687,195)	— (—)	1,410,390 (687,195)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1,410,390 (687,195)
神西湖漁業協同組合	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	688,927 (328,059)	— (—)	688,927 (328,059)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	688,927 (328,059)
香川県漁業協同組合連合会	2,145,846 (2,145,846)	— (—)	— (—)	2,145,846 (2,145,846)	1,474,800 (1,474,800)	— (—)	1,474,800 (1,474,800)	3,620,646 (3,620,646)
	20,510,481 (19,954,257)	— (—)	1,072,115 (515,891)	19,438,366 (19,438,366)	9,272,118 (9,272,118)	— (—)	9,272,118 (9,272,118)	29,782,599 (29,226,375)
愛媛県漁業協同組合連合会	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	22,050 (10,500)	— (—)	22,050 (10,500)	— (—)	1,835,200 (1,835,200)	— (—)	1,835,200 (1,835,200)	1,857,250 (1,845,700)
福岡県有明海漁業協同組合連合会	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	513,800 (513,800)	— (—)	513,800 (513,800)	513,800 (513,800)
	(—)	(—)	(—)	(—)	465,100 (465,100)	— (—)	465,100 (465,100)	465,100 (465,100)
長崎県漁業協同組合連合会	4,856,845 (4,856,845)	1,592,200 (1,592,200)	— (—)	3,264,645 (3,264,645)	2,276,580 (2,276,580)	— (—)	2,276,580 (2,276,580)	7,133,425 (7,133,425)
	57,822,525 (57,822,525)	— (—)	— (—)	57,822,525 (57,822,525)	10,495,498 (10,495,498)	— (—)	10,495,498 (10,495,498)	68,318,023 (68,318,023)
鹿児島県漁業協同組合連合会	10,051,483 (10,051,483)	— (—)	— (—)	10,051,483 (10,051,483)	5,337,800 (5,337,800)	— (—)	5,337,800 (5,337,800)	15,389,283 (15,389,283)
	53,324,690 (52,010,226)	21,000 (21,000)	2,681,250 (1,366,786)	50,622,440 (50,622,440)	18,586,393 (18,586,393)	— (—)	18,586,393 (18,586,393)	71,911,083 (70,596,619)
計	19,008,988 (18,418,775)	1,858,400 (1,858,400)	1,136,214 (546,001)	16,014,374 (16,014,374)	12,447,474 (12,447,474)	1,537,600 (1,537,600)	10,909,874 (10,909,874)	31,456,462 (30,866,249)
	157,750,569 (154,178,583)	478,500 (478,500)	7,049,980 (3,477,994)	150,222,089 (150,222,089)	43,190,069 (43,190,069)	— (—)	43,190,069 (43,190,069)	200,940,638 (197,368,652)
両事業の合計	176,759,557 (172,597,358)	2,336,900 (2,336,900)	8,186,194 (4,023,995)	166,236,463 (166,236,463)	55,637,543 (55,637,543)	1,537,600 (1,537,600)	54,099,943 (54,099,943)	232,397,100 (228,234,901)

注(1) 県漁連等の行のうち、上段は省エネ事業、下段は資源回復事業である。

注(2) 各経費欄の括弧書きは、全漁連又は機構の助成の対象とならない経費に係る助成金交付額である。

(5) 補助の目的を達していなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 39,796,223 円
 山芋貯蔵施設が遊休化していて、補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 34,982,335 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(228)	九州農政局	鹿児島県	熊毛郡屋久町(事業主体)	(注) 熊毛郡屋久町	集落営農経営確立支援	12	88,637	44,318	69,964	34,982

(注) 平成19年10月1日以降は熊毛郡屋久島町

この補助事業は、屋久町が、地域農業における効率的な農業生産を確保するため、加工用の原料として収穫した山芋を劣化させないように一定の温度で貯蔵する施設として建物1棟(延べ床面積592.0㎡)及び冷蔵庫4基を整備したものである。

同町は、本件補助事業に係る実施計画において、同町内の^{むぎお}麦生、原両集落の農家によって設立された麦生・原集落営農組合(以下「営農組合」という。)と、同町から本件施設の管理運営の委託を受けた屋久島農業協同組合(平成18年4月1日以降は種子屋久農業協同組合。以下「屋久島農協」という。)とが一体となって本件施設を効率的に活用していくこととしていた。

しかし、検査したところ、営農組合は、山芋の収量が向上せず販売不振になったことなどを理由として16年度末までに活動を休止し、屋久島農協は、17年3月31日に同町との委託契約を解除して本件施設の管理運営から撤退していた。また、本件施設の冷蔵庫に係る電力使用量を確認したところ17年4月以降は継続的な使用実績がなかったことから、本件施設は、同月以降、実施計画に沿った利用が全く行われていなかったと認められる。

したがって、本件補助事業により整備した本件施設(17年3月末残存価額69,964,671円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額34,982,335円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件施設を補助の目的に沿って適切に活用しなければならぬことについての認識が十分でなかったこと、鹿児島県において同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

食品循環資源経済的処理システム実証事業により整備した施設の運用を中止していて補助の目的を達していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,813,888 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(229)	農林水産本省		有限会社御笠環境サービス(事業主体)	—	食品循環資源経済的処理システム実証	19	13,359	6,679	9,627	4,813

この補助事業は、平成19年度に、有限会社御笠環境サービスが、広域連携等バイオマス利活用推進事業により18年度に整備した、メタン発酵により食品残さなどから液肥等を生産するハイブリッドバイオマス変換施設(以下「変換施設」という。)を改良し、処理費用を低減することなどを目的として、変換施設に附属する脱臭装置等の整備等を実施したものである。

同会社は、本件補助事業を事業費13,359,200円(補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金6,679,600円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、メタン発酵処理が安定しなかったなどとして変換施設の操業を断念し、20年12月に、その運用を中止しており(後掲403ページの「広域連携等バイオマス利活用推進事業により整備

した施設について、その運用を中止したことによる国庫補助金相当額の返還額を過小に算定していたもの]参照)、本件補助事業で整備した変換施設に附属する脱臭装置等についてもその運用を中止し、変換施設の解体に伴い撤去するなどしていた。

したがって、本件補助事業で取得した脱臭装置等(20年12月における残存価格計9,627,778円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額計4,813,888円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において本件補助事業により取得した財産の適切な取扱いに対する認識が十分でなかったこと、農林水産本省において同会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 補助金を過大に受給していたもの 2件 不当と認める国庫補助金 2,326,453円
仕入税額控除した消費税額に係る交付金を返還していなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 2,326,453円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(230)	沖縄総合事務局	沖縄県	宮古島市	農事組合法人鏡原さとうきび生産組合(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	21	40,453	24,271	1,926	1,155
(231)	同	同	宮古島市	農事組合法人下南さとうきび生産組合(事業主体)	同	21	40,978	24,585	1,951	1,170
(230)(231)の計							81,432	48,856	3,877	2,326

これらの交付金事業は、事業主体である2農事組合法人が、さとうきびの生産の省力化を図ることなどにより、産地の競争力を強化することを目的として、収穫機等を導入したものである。

そして、2農事組合法人は、本件交付金事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて事業費計81,432,000円(交付金交付額計48,856,000円)で実施したとして宮古島市に実績報告書を提出し、これにより交付対象事業費の精算を受けていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、交付金事業の事業主体が交付対象の設備等を取得することも課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に交付金事業で取得した設備等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該設備等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、交付金事業の事業主体は、「強い農業づくり交付金交付要綱」(平成17年16生産第8261号農林水産事務次官依命通知)等により、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る交付金の額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、2農事組合法人は、消費税の確定申告の際に、本件交付金事業に係る消費税額計3,877,714円を仕入税額控除していたのに、これに係る交付金額計2,326,453円について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2農事組合法人において交付金事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、沖縄県及び宮古島市において本件交付金事業における消費税の取扱いについての2農事組合法人に対する指導、審査及び確認が十分でなかったこと、沖縄総合事務局において本件交付金事業における消費税の取扱いについての沖縄県に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 補助の目的外に使用していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,186,457 円
 漁港施設用地として整備した漁具保管修理施設用地等が補助の目的外に使用されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,186,457 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(232)	水産庁		新潟県(事業主体)	—	漁港修築	昭和34	14,645	5,858	5,466	2,186

この補助事業は、新潟県が、糸魚川市に所在する筒石漁港において、公有水面を埋め立てて、漁港施設用地として漁具保管修理施設用地及び野積場用地計 1,762.4 m²(事業費相当額計 14,645,702 円)を造成したものである。

しかし、国道の整備により他の漁港施設用地等から分断されて通行が不便になったことから、上記の用地は、本来の目的での利用が徐々に低調となり、このうち漁具保管修理施設用地 559.3 m²、野積場用地 98.4 m²、計 657.7 m²については、昭和 45 年頃から、占用許可を受けることができない近隣住民が漁港管理者である同県に無断で建設した住宅や物置小屋等の敷地として使用されていた。そして、同県は、平成 7 年から国土調査が実施されたことにより、上記の事態を同年には把握していたが、特段の対応を執っていなかった。

したがって、前記の用地計 657.7 m²(事業費相当額計 5,466,144 円)は、補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額計 2,186,457 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、前記の用地が近隣住民により使用されていることを把握していたのに、特段の対応を執っていなかったことなどによると認められる。

(注) 事業費相当額 事業費が不明であるため、国庫納付額の算出に用いる土地鑑定評価額を事業費相当額としている。

(8) 機器の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,745,517 円
 消費・安全対策交付金事業による放射能検査機器の購入が経済的なものとなっていなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,745,517 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(233)	関東農政局		栃木県(事業主体)	—	消費・安全対策交付金	23	190,871	94,722	3,491	1,745

この交付金事業は、栃木県が、食の安全及び消費者の信頼確保に資するため、農畜水産物の安全性の向上対策等の事業を実施したものである。

同県は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を受け、農畜産物等の放射能検査を行うためのゲルマニウム半導体方式放射能検査機器(以下「放射能検査機器」という。)2式の整備等を事業費

190,871,549 円(交付金対象事業費同額)で実施したとして、関東農政局に実績報告書を提出して、これにより交付金 94,722,000 円の交付を受けていた。

同県は、放射能検査機器 2 式のうち、平成 23 年 8 月に 1 式(以下「1 号機」という。)を整備し、24 年 3 月に残りの 1 式(以下「2 号機」という。)を整備していた。そして、同県が整備した放射能検査機器 2 式は、いずれもゲルマニウム半導体検出器、鉛遮蔽体、冷却装置、データ解析装置(データ解析装置本体及び拡張ボード)^(注2)、パーソナルコンピュータ各 1 台及びパーソナルコンピュータ上で動作する分析ソフトウェア(以下「分析ソフトウェア」という。)1 式等から構成されていて、同県はこれらの購入費の全額を交付金対象事業費としていた。

しかし、上記構成機器のうちデータ解析装置本体は、拡張ボードを最大 4 組まで設置できるようになっており、データ解析装置、パーソナルコンピュータ各 1 台及び分析ソフトウェア 1 式により、ゲルマニウム半導体検出器を同時に 4 台まで制御できる仕様になっていた。このため、1 号機のデータ解析装置本体に 2 号機の拡張ボードを設置することにしていたとすれば、1 号機のデータ解析装置、パーソナルコンピュータ及び分析ソフトウェアにより、2 号機のゲルマニウム半導体検出器を制御できたと認められる(参考図参照)。

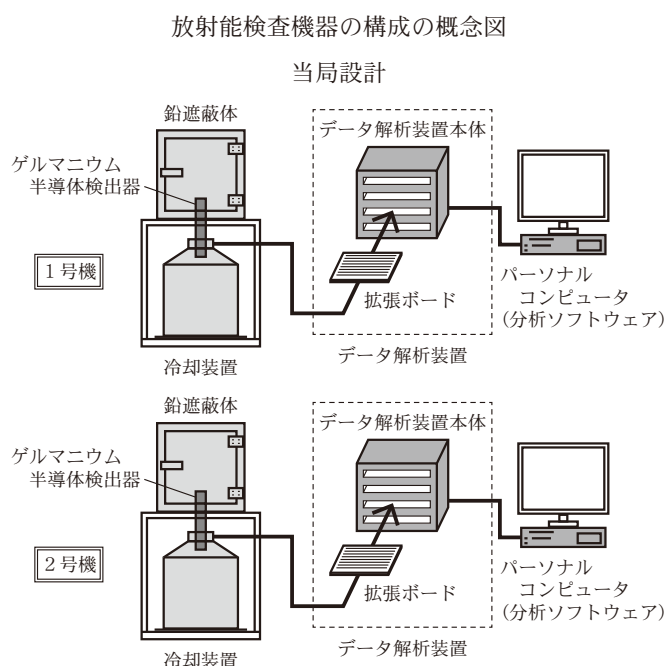
したがって、2 号機の構成機器のうち、データ解析装置本体、パーソナルコンピュータ各 1 台及び分析ソフトウェア 1 式等(購入費計 3,491,189 円)は購入する必要がなかったと認められ、これに係る交付金相当額 1,745,517 円が過大に交付されていて不当と認められる。

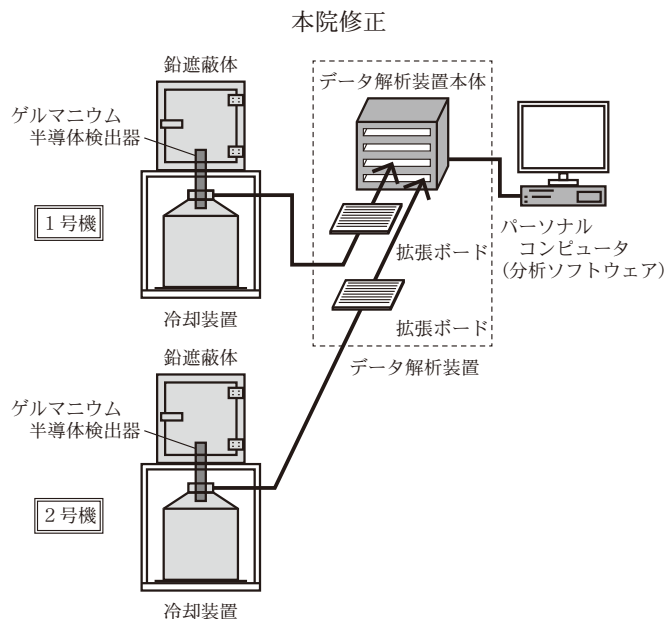
このような事態が生じていたのは、同県において放射能検査機器に必要な構成機器の検討が十分でなかったこと、関東農政局において実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注 1) ゲルマニウム半導体方式放射能検査機器 放射線の一種であるガンマ線を受けると微弱電流を発生するというゲルマニウムの特性を利用し、ゲルマニウム結晶を検出体に用いた高精度の放射能検査機器

(注 2) 拡張ボード ゲルマニウム半導体検出器とデータ解析装置本体を接続するためのボード

(参 考 図)





(9) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,231,306 円

元気な地域づくり交付金の交付対象事業費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,231,306 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(234)	中国四国農政局	山口県	美祢市	美祢市(事業主体)	元気な地域づくり交付金(情報基盤整備)	18~20	1,127,469	375,823	3,693	1,231

この交付金事業は、美祢市が、美祢地区において、農村多元情報システムの通信の高速化、大容量化等を図るために、既設のケーブルテレビ用の伝送路の光ファイバーケーブルへの変更等を行ったものである。

そして、元気な地域づくり交付金実施要綱(平成17年16農振第2364号農林水産事務次官依命通知)等によると、交付金は、農業振興地域の区域及び農業振興地域外の市役所、小学校等の公共施設が所在する区域(以下、両区域を合わせて「交付対象区域」という。)で実施される事業に交付することとされている。このため、市町村が交付対象区域外で実施する単独事業を交付金事業と併せて実施する場合には、工事費等を案分することとされている。

同市は、平成18年度から20年度までの3年間を交付金事業の実施期間として、その初年度に、交付金事業に係る工事等の実施設計業務委託を委託費18,375,000円で実施していた。そして、委託費全額を交付対象事業費計1,127,469,000円に含め、この額に交付率3分の1を乗じて交付金の交付限度額を375,823,000円と算定して、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、上記の実実施設計業務委託は、交付金事業に係る工事の実実施設計だけでなく、同市が交付対象区域外で実施する伝送路の変更等の単独事業に係る工事の実実施設計を併せて実施したものであることから、交付対象事業費の算定に当たり、委託費を適切に案分すべきであった。

したがって、前記の委託費を交付金事業に係る工事の設計額と同市の単独事業に係る工事の設計額の比率により案分して適正な交付対象事業費を算定すると計 1,123,775,082 円となり、交付金の交付限度額は 374,591,694 円となることから、前記の交付金 375,823,000 円との差額 1,231,306 円が過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金事業と単独事業を併せて実施する場合の交付対象事業費の算定方法についての認識が十分でなかったこと、山口県において本件交付金事業の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 農村多元情報システム 営農情報及び生活情報の送受を目的として自主放送設備、放送波再送信設備、送受信設備及び伝送設備から構成されるシステム

そ の 他 (235)-(237)

(235) 広域連携等バイオマス利活用推進事業により整備した施設について、その運用を中止したことによる国庫補助金相当額の返還額を過小に算定していたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)雑入
部 局 等	九州農政局
補助事業者 (事業主体)	有限会社御笠環境サービス
国庫補助金交付額	48,932,000 円(平成 18 年度)
補助事業で整備された施設の運用中止年月日	平成 20 年 12 月 26 日
上記施設の処分に係る報告書の提出年月日	平成 21 年 7 月 31 日
上記報告書に基づき返還された国庫補助金相当額	23,666,128 円(平成 21 年度)
過小となっていた返還額	4,279,599 円

1 補助事業の概要等

(1) 補助事業の概要

九州農政局(以下「農政局」という。)は、平成 18 年度に、農村振興対策事業推進費補助金等交付要綱(平成 12 年 12 構改 B 第 349 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)等に基づき、有限会社御笠環境サービス(以下「会社」という。)が広域連携等バイオマス利活用推進事業(以下「推進事業」という。)として実施した、メタン発酵により食品残さなどから液肥等を生産するハイブリッドバイオマス変換施設(以下「変換施設」という。)の整備等(事業費 97,864,000 円、補助対象事業費同額)に対して、農村振興対策事業推進費補助金 48,932,000 円を交付している。そして、農政局は、19 年 4 月に会社から実績報告書の提出を受けて、同月に同額で国庫補助金の額の確定を行っている。

(2) 補助事業等により取得した財産の管理等

補助事業等の実施主体が補助事業等により取得した財産については、交付要綱等において、補助事業の完了後も補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないとされている。そして、農政局は、会社に対する補助金の交付決定通知書においても、同様の条件を補助金の交付の条件として明示している。

また、農林水産省は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)において、補助事業で取得した財産をその処分制限期間内に補助金等の交付の目的に反して使用するなどしようとするときは、農林水産大臣(事務委任を受けた地方農政局長等を含む。以下同じ。)の承認を受けなければならないと、農林水産大臣は、その承認をするときは、残存簿価等に係る国庫補助金相当額の納付等を条件とすることとしている。

(3) 変換施設の処分に係る国庫補助金相当額の返還

会社は、メタン発酵処理が安定しなかったなどとして変換施設の操業を断念し、20年12月に九州農政局長に協議書を提出してその運用を中止していた。そして、会社は、21年3月に変換施設の処分に係る申請書を九州農政局長に提出してその承認を受け、変換施設を解体するなどした上で、同年7月にその処分に係る報告書(以下「処分報告書」という。)を九州農政局長に提出し、同年10月に国庫補助金相当額23,666,128円を国に返還していた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、変換施設の運用の中止に伴い返還された国庫補助金相当額が適正に算定されているかなどに着眼して、農政局から処分報告書等の書類を徴するなどして検査を行うとともに、会社において、実績報告書、財産管理台帳等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

農政局は、会社から提出された処分報告書に基づき、21年7月における変換施設の残存価格等を基に推進事業に係る国庫補助金相当額の返還額を前記のとおり23,666,128円と算定していた。

しかし、会社は、推進事業で取得した変換施設の運用を20年12月に中止していたことから、この時点で、補助金の交付決定等において明示されていた補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないという条件を満たしていなかったこととなる。このため、農政局において、21年7月における変換施設の残存価格等を基に国庫補助金相当額の返還額を算定していたことは適切とは認められない。

したがって、国庫補助金相当額の返還額を、変換施設の運用を中止した20年12月における残存価格等を基に算定すると27,945,727円となり、前記返還額との差額4,279,599円が過小となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、農政局において補助事業の中止に伴う国庫補助金相当額の返還額の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(236) 農業者戸別所得補償制度による畑作物の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付
 (237) 金が過大に交付されていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費 食料安定供給特別会計(農業経営安定勘定) (項)農業経営安定事業費
部 局 等	2 地方農政局
交 付 の 根 拠	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成 18 年法律第 88 号)、予算補助
交 付 金 事 業 交付金事業の概要	畑作物の所得補償交付金事業、水田活用の所得補償交付金事業 農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上 と農業の多面的機能を維持するため、販売農家等に対して交付金を交 付するもの
交 付 先	2 販売農家等
交付金交付額	30,012,670 円(平成 23 年度)
過大に交付され た交付金の額	3,847,330 円(平成 23 年度)

1 農業者戸別所得補償制度の概要

(1) 農業者戸別所得補償制度の概要

農林水産省は、平成 23 年度から、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成 18 年法律第 88 号)、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成 23 年 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として、農業者戸別所得補償制度を実施している。

(2) 畑作物の所得補償交付金の概要

畑作物の所得補償交付金(以下「畑作物の交付金」という。)は、麦、大豆等の交付対象作物を生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家及び集落営農(以下「販売農家等」という。)に対して交付するものである。交付に当たっては、地域センター等が、農業協同組合等から提出された農業協同組合等と販売農家等が締結した出荷契約等における数量(以下「出荷契約数量」という。)が記載された一覧表等により生産数量目標を確認することとされている。そして、地方農政局長等は、関係書類を審査し、その内容を適当と認めた場合は、交付金を交付することとされている。

(3) 水田活用の所得補償交付金の概要

水田活用の所得補償交付金(以下「水田活用の交付金」という。)は、水田で麦、大豆等の交付対象作物を生産する販売農家等に対して交付するものである。交付に当たっては、地域農業再生協議会が、販売農家等から提出された農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書(以下「営農計画書」という。)に基づき、交付対象作物の交付対象面積の集計等を行い、その結果を地域センター等に報告することとされ、地域センター等は、水田活用の交付金の交付額の算定等を行い、その結果により交付金計算書を作成することとされて

いる。そして、地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容を適当と認めた場合は、交付金を交付することとされている。

(注1) 販売農家 交付対象作物の販売実績がある者又は農業共済の加入者であり、法人を含む。

(注2) 集落営農 複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、交付対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもの

(注3) 地域センター等 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター。ただし、地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所。また、沖縄県にあつては沖縄総合事務局(平成23年8月31日以前は地方農政事務所、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局)

(注4) 地域農業再生協議会 農業者戸別所得補償制度等を推進するために、原則として、市町村、農業協同組合、農業共済組合、農業委員会等を構成員として、市町村の区域を基本に組織された協議会

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、畑作物の交付金及び水田活用の交付金の交付額が適正に算定されているかなどに着眼して、8地方農政局等、22地域センター及び149地域農業再生協議会において、23年度に交付された畑作物の交付金及び水田活用の交付金を対象として、出荷契約書、営農計画書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、2地方農政局が2販売農家等に交付した畑作物の交付金及び水田活用の交付金において、交付対象作物の出荷契約数量の算定や交付対象面積の集計を誤っており、2販売農家等に交付した交付額計30,012,670円のうち、計3,847,330円が過大に交付されていて、不当と認められる。

これらの事態について、交付金の種類ごとに示すと次のとおりである。

ア 畑作物の交付金

中国四国農政局は、23年度に、岡山市農業協同組合(以下「組合」という。)から、出荷契約数量が記載された一覧表の提出を受け、これにより販売農家等Aの生産数量目標となる出荷契約数量を小麦130,000kg、二条大麦182,000kgとそれぞれ確認するなどして、販売農家等Aに対して畑作物の交付金計11,777,170円を交付していた。

しかし、販売農家等Aの二条大麦の出荷契約数量の182,000kgは、組合が小麦と二条大麦の出荷契約数量を誤って合計したものであり、正しくは52,000kgであった。

したがって、適正な二条大麦の出荷契約数量52,000kgにより、販売農家等Aの畑作物の交付金の交付額を算出すると、計9,518,340円となり、前記の畑作物の交付金の交付額計11,777,170円との差額計2,258,830円が過大に交付されていた。

イ 水田活用の交付金

黒石市農業再生協議会(以下「協議会」という。)は、23年度に、販売農家等Bから提出された営農計画書により、販売農家等Bの水田活用の交付金の交付額の算定の基になる小麦の交付対象面積を4,042aと集計するなどして青森地域センターに報告していた。同セ

ンターは、これらに基づき販売農家等 B の水田活用の交付金の交付額を計 18,235,500 円とする交付金計算書を作成し、東北農政局へ提出していた。そして、同農政局は、交付金計算書を審査し、販売農家等 B に対して同額を交付していた。

しかし、協議会は、販売農家等 B の水田活用の交付金の交付額の算定の基になる小麦の交付対象面積を集計する際に、他の販売農家の水田の面積 352a を誤って含めていた。

したがって、適正な小麦の交付対象面積 3,689a により、販売農家等 B の水田活用の交付金の交付額を算出すると、計 16,647,000 円となり、前記の水田活用の交付金の交付額計 18,235,500 円との差額 1,588,500 円が過大に交付されていた。

このような事態が生じていたのは、組合において販売農家等の出荷契約数量を誤って一覧表に記載したこと、協議会において販売農家等の交付対象面積の確認を十分に行っていないこと、2 地方農政局及び青森地域センターにおいて畑作物の交付金又は水田活用の交付金の交付申請に係る審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを地方農政局別に示すと次のとおりである。

地方農政局	年度	過大に交付された交付金の件数	交付金の交付額 千円	過大に交付された交付金の額 千円	摘要
(236) 東北農政局	23	1	18,235	1,588	イ
(237) 中国四国農政局	23	1	11,777	2,258	ア
(236) (237) の計			30,012	3,847	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 家畜導入事業の終了後も国庫に返納されないままとなっている基金の国庫補助金相当額を速やかに返納させることにより、事業主体間の公平を確保するとともに国費を効率的に使用することができるよう適宜の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 畜産振興費
部 局 等	農林水産本省、九州農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	鹿児島県
間接補助事業者 (事業主体)	市 15、町 15、村 4、計 34 事業主体
補助事業	家畜導入事業(平成 11 年度以前は家畜導入事業資金供給事業等)
補助事業の概要	肉用牛資源の維持・拡大等を図るため、国及び都道府県からの補助金等を財源として、事業主体である市町村が基金を造成し、肉用繁殖雌牛を導入しようとする者に対して、市町村が基金により購入した肉用繁殖雌牛を一定期間貸し付け、貸付期間が満了したときに有償で譲渡するもの
国庫補助金相当額を返納していない鹿児島県下の 34 市町村の 34 基金に係る基金総額	(1) 25 億 1010 万余円(平成 23 年度末)

鹿児島県下の14市町村の14基金に係る平成18年度以降に貸し付けていた繁殖雌牛の廃用処分等による減少額	(2)	3719 万余円
上記に対する国庫補助金相当額	(1)	10 億 8630 万円
	(2)	1801 万円
	計	11 億 0432 万円

【適宜の処置を要求したものの全文】

家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について

(平成 24 年 10 月 3 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求する。

記

1 家畜導入事業の概要等

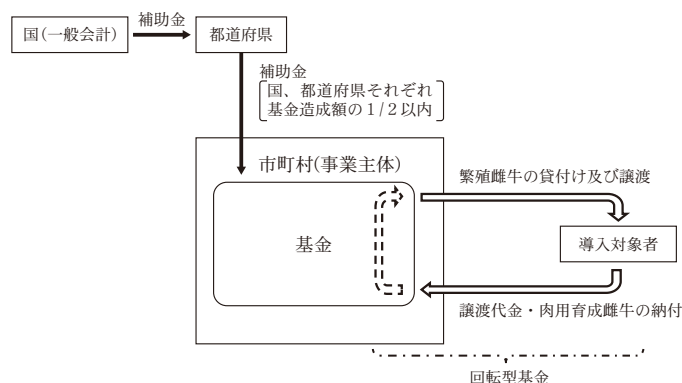
(1) 事業の概要

貴省は、畜産振興総合対策事業実施要綱(平成 12 年 12 畜 B 第 310 号農林水産事務次官依命通知)等(以下「実施要綱等」という。)に基づき、家畜導入の促進を目的として、平成 12 年度から 17 年度まで家畜導入事業を実施していた。

この事業は、事業の実施に必要な資金に充てるための基金を造成する事業主体に補助金を交付する都道府県に対して、貴省が国庫補助金を交付するもので、11 年度以前においては、昭和 50 年度から 54 年度までは高齢者肉用牛飼育モデル事業、55、56 両年度は大家畜振興対策事業、57 年度から平成 11 年度までは家畜導入事業資金供給事業として実施されていたものである。そして、各事業が終了する際には、当該事業で造成された基金の残余を引き続いて実施する事業により造成する基金に充てることとされており、昭和 50 年度以降各事業による国庫補助金の交付を受けて基金を造成した事業主体は、平成 17 年度まで家畜導入の促進を目的とした事業を継続して実施してきた。

家畜導入事業のうち、特別導入事業は、市町村が事業主体となり、実施要綱等のほか当該市町村の条例等に基づき、肉用牛資源の維持・拡大等を図るため、肉用繁殖雌牛(以下「繁殖雌牛」という。)を導入しようとする満 60 歳以上の畜産業に従事する者等(以下「導入対象者」という。)に対して、事業主体が上記の都道府県からの補助金等により造成した基金を財源として購入した繁殖雌牛を一定期間(繁殖雌牛の月齢に応じて 5 年間又は 3 年間)貸し付け、貸付期間が満了したときに有償で譲渡するものである。そして、上記の基金は、導入対象者から納付される繁殖雌牛の譲渡代金等を繰り入れ、これを再び繁殖雌牛の購入に充てる回転型の基金となっている(図参照)。

図 特別導入事業の仕組み



事業主体である市町村は、実施要綱等に基づき、特別導入事業により繁殖雌牛を貸し付けるに当たって、導入対象者と次のような事項等を内容とする貸付契約を1頭ごとに締結することとなっている。

- ① 市町村は、貸付期間が満了したときは、当該繁殖雌牛を導入対象者に譲渡する。
- ② 導入対象者は、譲渡を受けたときは、譲渡代金として繁殖雌牛の購入価格と購入等に要した諸経費との合計額(以下「購入費用」という。)に消費税(地方消費税を含む。)相当額を加算した額を遅滞なく市町村に納付する。ただし、市町村は、導入対象者が譲渡代金に代えて繁殖雌牛から貸付期間中に生産された肉用育成雌牛を納付させることができる。
- ③ 貸付期間中に繁殖雌牛が疾病、死亡、その他の重大な事故にあった場合において、当該事故が導入対象者の責めに帰すべき事由によると認めるときは、導入対象者は、その損害を賠償しなければならない。
- ④ 市町村は、農業共済組合等の認定を受けた上で、貸付期間中に繁殖雌牛を繁殖障害等により廃用処分として売却した場合は、売却額から繁殖雌牛の購入費用を差し引いて得た額を導入対象者に交付することができる。

(2) 事業の終了と国庫補助金相当額の納付

貴省は、政府による国と地方の税財政改革(いわゆる三位一体の改革)により特別導入事業が税源移譲の対象とされたことから、17年度をもって本事業を終了した。これにより、17年度までに貸し付けた繁殖雌牛の貸付期間が18年度以降に満了して、その譲渡代金等が繰り入れられたときには、基金には使用見込みのない資金の残額が生ずることになるため、貴省は、これに係る国庫補助金相当額の国庫への納付に関する取扱いを「家畜導入事業実施要領の制定について」(平成18年17生畜第3060号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)において定めた。これによると、事業主体は、17年度末に基金に残額が生じた場合は18年度中に、また、18年度以降に繁殖雌牛の貸付期間が満了して順次基金に繰り入れられる譲渡代金等については繰入れ後遅滞なく、これらに係る国庫補助金相当額を都道府県を通じて国庫に納付することとされている。

したがって、本事業の最終年度の17年度に貸し付けられた繁殖雌牛に係る譲渡代金等が22年度末までに事業主体に納付されるため、事業主体は、23年度末までには特別導入事業により造成した基金に係る国庫補助金相当額の全額を都道府県を通じて国庫に納付することになる。

(3) 繁殖雌牛の導入に係る他の補助事業との重複禁止

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、貴省から要請を受けて、地域の肉用牛生産基盤の強化等を図るため、民間団体を事業主体として、中核的担い手育成増頭推進事業及び肉用子牛資質向上緊急支援事業を実施している。

中核的担い手育成増頭推進事業は、繁殖雌牛の生産者に対して、増頭実績に応じて1頭当たり6万円又は8万円の増頭奨励金を交付するものであり、肉用子牛資質向上緊急支援事業は、生産者が繁殖雌牛の更新(廃用及び導入)を実施する場合に、繁殖雌牛1頭当たり5万円の支援交付金を交付するものである。これらの事業においては、国及び機構から繁殖雌牛の導入に係る補助金の交付を受けていないことなどが増頭奨励金等の交付の要件とされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、特別導入事業は17年度をもって終了し、事業主体が造成した基金に係る国庫補助金相当額は、18年度以降順次、23年度末までに国庫に納付されることになっている。また、本院は、参議院からの検査要請に基づき、24年4月に「牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関する会計検査の結果について」を報告しており、その所見において、特別導入事業について、譲渡代金の滞納額が15県下の96事業主体において計5億9260万余円となっていたこと、鹿児島県下の38事業主体が、18年度以降も基金の残高のうちの国庫補助金相当額を国庫に納付していない状況となっていることなどから、今後も、国庫補助金相当額の国庫への納付状況について注視していくとしたところである。

そこで、本院は、合規性、効率性等の観点から、特別導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の国庫への納付は実施要領に沿って適切に行われているか、使用見込みのない資金が基金に滞留していないかなどに着眼して、23年度に国庫補助金相当額を含む基金を保有するなどしていた185事業主体の185基金を対象に、貴省本省、九州農政局及び鹿児島県において、関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

(1) 国庫への返納状況

検査の対象とした185事業主体のうち、146事業主体が23年度末までに、4事業主体が24年6月末までに国庫補助金相当額を国庫に納付しており、同月末までに国庫に納付された国庫補助金相当額は計4億0980万余円となっていた。

そして、国庫への返納を行っていない35事業主体のうち、1事業主体は、東日本大震災により被災した宮城県下の事業主体であり、24年12月までに国庫補助金相当額を国庫に返納するとしている。

これに対して、残りの34事業主体は、いずれも鹿児島県下の事業主体であり、特別導入事業が継続中であるとして、18年度以降、実施要領に沿った国庫補助金相当額の納付を全く行っていない。

また、譲渡代金の滞納状況についてみると、前記の15県下の96事業主体における譲渡代金の滞納額計5億9260万余円は、24年2月末までに計5億9226万余円になっていた。そして、この滞納額に係る国庫補助金相当額計2億6553万余円の中の1億4079万余円については、71事業主体が、滞納額に係る国庫補助金相当額を立て替えるなどして国庫への納付を行っていた。一方、残りの計1億2473万余円の中の大部分を占める1億2388万余円については、鹿児島県下の24事業主体によるものであった。

(2) 鹿児島県が継続して実施中であるとしている事業の実施状況等

ア 事業の実施状況

貴省が17年度をもって特別導入事業を終了させた後、鹿児島県は、18年8月1日に「鹿児島県家畜導入事業実施要領」(以下「県実施要領」という。)等を定めて、特別導入事業の事業主体となっていた市町村が引き続き同事業と同様の事業を実施できるようにしていた。そして、この事業の財源として、事業主体が特別導入事業により造成した基金を取り崩すことができることとしていた。

鹿児島県下で特別導入事業を実施していた38事業主体のうち、県実施要領に基づき18年度以降に新たに繁殖雌牛の貸付けを行っていたのは31事業主体であり、これらの事業主体は、18年度から23年度までの間に、基金から計16億4021万余円を取り崩し、計4,729頭の繁殖雌牛を購入して貸し付けていた。そして、38事業主体のうち4事業主体は、23年度中に基金の残額のうちの国庫補助金相当額を国庫へ納付していたが、残りの34事業主体は、事業が継続中であるとして23年度末までに納付していなかった。23年度末における34事業主体の34基金の状況は、鹿児島県によると、期末資金保有額計9億1653万余円、貸付残額計15億9357万余円、基金総額計25億1010万余円(国庫補助金相当額計10億8630万余円)となっている。

イ 継続して実施中であるとしている事業において見受けられた事態

鹿児島県が定めた県実施要領に基づき、事業主体が特別導入事業により造成した基金を財源として繁殖雌牛の貸付けなどを行っていたことから検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) 廃用処分等による損失

特別導入事業において、貸付期間中に繁殖雌牛が疾病、死亡、その他の重大な事故にあった場合、事業主体は、導入対象者の責めに帰すべき事由がないと認めるときは、必ずしも導入対象者に譲渡代金相当額の納付を求めている。また、事業主体は、農業共済組合等の認定を受けた上で貸付期間中の繁殖雌牛を繁殖障害等により廃用処分として売却した場合は、売却額が繁殖雌牛の購入費用を下回る場合であっても、必ずしも導入対象者に不足分の納付を求めている。このため、これらの廃用処分等により、基金が減少することがある。

県実施要領に基づき18年度以降に新たに繁殖雌牛の貸付けを行っていた鹿児島県下の31事業主体のうち、14事業主体は、18年度以降に購入して貸し付けた4,729頭のうち130頭を廃用処分等にしていった。

そして、鹿児島県は、県実施要領において、特別導入事業と同様の廃用処分等に関する規定を定めており、上記の130頭に係る廃用処分等に伴う処理状況をみると、売却額が購入費用を上回った繁殖雌牛は1頭もなく、130頭全てにおいて廃用処分等による損失が生じ、基金が3719万余円(国庫補助金相当額1801万余円)減少していた。このため、前記の鹿児島県による23年度末の基金総額計25億1010万余円(国庫補助金相当額計10億8630万余円)は、この基金の減少額を控除した額となっており、県実施要領に基づく貸付けが行われていなければ、基金総額は25億4730万余円(国庫補助金相当額11億0432万余円)になっていたと認められる。

(イ) 繁殖雌牛の導入に係る他の補助事業との重複

特別導入事業により造成した基金を財源として、県実施要領に基づき18年度以降に貸し付けられた4,729頭の繁殖雌牛のうち、93頭(貸付額計3264万余円、国庫補助金相当額計1346万余円)は、機構の事業である中核的担い手育成増頭推進事業又は肉用子牛資質向上緊急支援事業の補助の対象となっており、繁殖雌牛の生産者に増頭奨励金等として計717万円(機構の補助金相当額同額)が交付されていた。

しかし、上記の機構の事業においては、国及び機構から繁殖雌牛の導入に係る補助金の交付を受けていないことなどが交付の要件とされている。このため、鹿児島県は、上記の93頭の貸付けを受けている者に対して、他の都道府県の生産者では受けられない国費に由来する利益を享受させる結果となっていると認められる。

(是正を必要とする事態)

特別導入事業の終了後も鹿児島県下の34事業主体が同事業で造成した基金に係る国庫補助金相当額を実施要領に反して返納していない事態は、実施要領に基づき国庫補助金相当額を納付している他の事業主体との間で公平を欠くものとなっており、国費が効率的に活用されていないため適切ではなく、是正の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、鹿児島県において、実施要領に反して県実施要領を定め、事業主体が特別導入事業で造成した基金により繁殖雌牛の貸付けなどを行う事業を継続できるようにしていることにもよるが、貴省本省及び九州農政局において、国庫補助金相当額の納付の進捗に向けた具体的な措置を十分に講じていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置

貴省は、自ら又は機構を通じて、肉用牛資源の維持・拡大等を図るために都道府県等を事業主体として各種の補助事業を実施している。そして、これらの補助事業においては、事業が適正に実施されることはもとより、事業主体間における公平が確保されることが求められる。

については、貴省において、特別導入事業に係る事業主体間の公平を確保するとともに、国費を効率的に使用することができるようにするため、鹿児島県下の34事業主体が18年度から23年度までに納付すべきであった特別導入事業に係る基金の国庫補助金相当額を速やかに返納させるよう是正の処置を要求する。

(2) 国有林野事業特別会計において発生した債権の管理に当たり、森林管理局及び森林管理署等の行う事務の範囲等を明確にして、債権の管理事務の実施状況、内容等を的確に把握する体制を整備するなどして、債権の管理事務を適切に行うこととするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	国有林野事業特別会計	(款) 国有林野事業収入
		(項) 業務収入
		(項) 財産貸付料等収入
		(款) 雑収入
		(項) 国有林野事業雑収入

部 局 等	林野庁、7森林管理局
事務の概要	国有林野事業特別会計における土地の貸付契約、林産物の売払い等により発生した債権の管理
適切な管理事務が行われていなかった債権の件数及び金額	1,416件 8億2696万円(平成23年度末)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国有林野事業特別会計における債権管理について

(平成24年10月26日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 債権管理の概要等

(1) 債権管理の概要

ア 債権管理に関する会計法令等

貴庁は、会計法(昭和22年法律第35号)、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)、国有林野事業特別会計経理規程(昭和44年農林省訓令第34号。以下「経理規程」という。)等に基づき、国有林野事業特別会計において、土地の貸付契約、林産物の売払い等により発生した債権(以下「林野特会の債権」という。)の管理に関する事務を行っている。

債権管理法等の規定によると、歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生したときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限等の事項を調査し、確認の上、これを帳簿(以下「債権管理簿」という。)に記載しなければならないが、また、履行の督促の実施等の当該債権の管理に関する事務の処理上必要な措置を執ったときは、その都度遅滞なく、これらの内容を債権管理簿に記載しなければならないなどとされている。

また、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権の履行を請求するため、債務者に対して納入の告知をしなければならないが、履行期限を経過してもなお履行されない場合には、債務者に対して履行を督促しなければならないなどとされている。そして、履行期限を経過した債権について督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、歳入徴収官等は、法務大臣に対し、訴訟手続により履行を請求することを求めなければならないが、また、債務名義のある債権については、強制執行の手続を執ることを求めなければならないなどとされている。

さらに、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権が時効により消滅することとなるおそれがあるときは、債務承認書の徴取等の時効を中断するために必要な措置を執らなければならないなどとされている(以下、訴訟手続による履行の請求、強制執行の手続の請求及び時効を中断するために必要な措置を合わせて「債権の保全措置」といい、債権の調査確認、債権管理簿への記載、債権の保全措置等に係る一連の事務を「債権の管理事務」という。)

(注1) 債務名義 一定の請求権の存在と内容を証する文書であって、かつ、その請求権の内容を実現するために、法律によって執行力が認められたものをいう。民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条の規定によると、強制執行は債務名義により行われとされており、確定判決、仮執行宣言を付した支払督促等がある。

イ 貴庁における債権管理

貴庁は、経理規程等に基づき、各森林管理局長を歳入徴収官に指定し、各森林管理局において債権の管理事務を行わせている。

そして、貴庁は、林野特会の債権の管理事務については、会計法令や経理規程等のほか、国有林野事業特別会計債権管理等事務取扱細則(昭和53年53林野経第126号)、「債権管理マニュアル」(平成14年1月林野庁管理課会計調達班作成。以下「マニュアル」という。)等に基づき行うこととしている。

国有林野事業特別会計債権管理等事務取扱細則等によると、林野特会の債権については、官庁会計システム(平成20年12月までは官庁会計事務データ通信システム。以下「ADAMS」という。)の端末から出力される帳票をもって債権管理簿とするとされている。そして、履行期限を3か月経過しても弁済されない債権(以下「不良債権」という。)については、上記の出力された帳票から債務者の住所及び氏名、債権金額等の事項を長期債権管理票に移記し、これをその債権管理簿とするとされている。

ウ 林野特会の債権の消滅時効

林野特会の債権は、土地の使用許可により発生した物件使用料債権については会計法第30条の規定により、土地の貸付けにより発生した物件貸付料債権については民法(明治29年法律第89号)第169条の規定により、また、林産物の売払いにより発生した林産物売払代債権については商法(明治32年法律第48号)第522条の規定により、債権の発生から5年を経過すると消滅時効が完成するなどとされている。

(2) 収納未済となっている債権の管理事務手続

歳入徴収官事務取扱規程(昭和27年大蔵省令第141号)等によると、歳入徴収官等は、その発する納入告知書、督促状等については、ADAMSを使用して作成するものとされている。そして、履行期限を経過しても収納未済となっている債権については、ADAMSにより収納未済債権の一覧表(以下「収納未済債権一覧表」という。)が出力されることから、歳入徴収官等は、この収納未済債権一覧表により収納未済債権の収納状況を確認し、このうち履行期限を経過しても納付されない債権については、財務省会計センターに指示して、履行期限経過後おおむね翌々月までに、計2回まで債務者に督促状を送付することとなっている(以下、この督促を「ADAMSによる督促」という)。

マニュアルによると、歳入徴収官である森林管理局長は、次のように森林管理署等と連携して収納未済債権の管理事務を行うこととされている。

- ① 債権の履行遅滞が発生した場合には、局内の関係各課及び該当する森林管理署等に対し、収納未済であることを速やかに連絡する。
- ② 督促の実施については、歳入徴収官である森林管理局長の事務ではあるが、森林管理署等と連携し、督促状の送付にとどまらず、面談等も併せて繰り返し督促し、経過については逐次記録する。
- ③ 原則として、履行期限を6か月経過しても弁済のない債権については、法務局長等に対して強制執行等の手続を請求する。

(3) 7 森林管理局における林野特会の債権額の推移

(注2)

19年度末から23年度末までの7森林管理局における林野特会の債権額の推移は、表1のとおりとなっている。そして、林野特会の債権額に占める履行期限の到来している債権額の割合は年々増加している。

表1 7森林管理局における林野特会の債権額等の推移 (単位：千円、%)

区 分	平成 19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
林野特会の債権額計 (A) = (B) + (C)	1,589,814	1,467,296	1,495,967	1,581,758	1,361,284
履行期限の到来している債権額 (B)	834,374	905,580	959,855	1,024,867	927,441
履行期限の到来していない債権額 (C)	755,439	561,715	536,112	556,891	433,843
林野特会の債権額に占める履行期限の到来している債権額の割合 (B) / (A) × 100	52.4	61.7	64.1	64.7	68.1

(注) 金額は単位未満切捨てのため、(A)欄は、(B)欄及び(C)欄の計と一致しない場合がある。

(注2) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、債権管理簿の記載、債権の保全措置等の債権の管理事務は会計法令等に基づき適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、7森林管理局における23年度末の林野特会の債権計13億6128万余円のうち、23年度末までに履行期限の到来している債権計1,498件、9億2744万余円を対象として、貴庁本庁及び中部森林管理局を除く6森林管理局において債権管理簿等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、中部森林管理局については債権管理簿等の提出を受けるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、23年度末までに履行期限の到来している上記債権のうち不良債権となっているものが、計1,461件、9億1611万余円あり、このうち、盗伐等のため債務者が判明していない債権等を除く債権(以下「請求対象債権」という。)は、計1,416件、8億2696万余円となっていた。そこで、請求対象債権に係る債権の管理事務について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 森林管理局における債権の管理事務

ア 債権の管理事務の実施体制について

前記のとおり、マニュアルによると、債権の管理事務は、歳入徴収官である森林管理局長が森林管理署等と連携して行うこととされている。そこで、検査したところ、森林管理局は、ADAMSによる督促が行われた後も履行されない債権については、管内の森林管理署等に収納未済債権一覧表を送付して督促の実施等の事務を行わせていたが、債権の管理事務の実施体制については、表2のとおりとなっていた。

表2 債権の管理事務の実施体制

区分		森林管理局名							
		北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州	
等督促の実施状況	森林管理局が、森林管理署等に対し、債権の履行の督促の実施等について文書により指示していたもの	○	×	×	×	○	×	×	
	森林管理局が、森林管理署等に対し、督促や債権の保全措置の実施状況、内容等について文書により適時に報告するよう求めていたもの	×	×	×	×	×	×	×	
年次報告	森林管理局が、森林管理署等に対し、債権の管理事務の実施状況、内容等についての年次報告を文書により報告するよう求めていたもの	×	○	×	×	○	×	○	

すなわち、7森林管理局のうち、5森林管理局(東北、関東、中部、四国、九州各森林管理局)は、森林管理署等に収納未済債権一覧表を送付しているのみで、債権の履行の督促の実施等について文書により指示していなかった。そして、7森林管理局は、いずれも森林管理署等に対して督促や債権の保全措置の実施状況、内容等について文書により適時に報告するよう求めていなかった。このため、7森林管理局管内の森林管理署等は、いずれも森林管理局に対して督促の実施状況等について文書による定期的な報告を行っていなかった。

また、3森林管理局(東北、近畿中国、九州各森林管理局)は、森林管理署等における不良債権に係る債権の管理事務の実施状況、内容等について、文書により年次報告を行うよう求めていたが、4森林管理局(北海道、関東、中部、四国各森林管理局)は、文書により年次報告を行うよう求めていなかった。このため、4森林管理局管内の森林管理署等は、いずれも文書による年次報告を行っていなかった。

イ 長期債権管理票の記載状況について

上記アのような事態を踏まえ、7森林管理局において、債権管理簿である長期債権管理票における債権の保全措置の内容等の記載状況について検査したところ、表3のとおりとなっていた。

表3 長期債権管理票の記載状況

(単位：件)

区分		森林管理局名							
		北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州	計
債権の保全措置の内容等が記載されていたもの		3	23	239	2	93	1	40	401
債権の保全措置の内容等が記載されていなかったもの		45	178	617	51	58	4	62	1,015
計		48	201	856	53	151	5	102	1,416

すなわち、請求対象債権計1,416件のうち、債権の保全措置の内容等が長期債権管理票に記載されていたものは401件だけであり、残りの1,015件の長期債権管理票に記載されていたのは、ADAMSによる督促や文書又は口頭による督促の実施に関するもののみとなっていて、債権の保全措置の内容等については記載されていなかった。

ウ 債権の保全措置の状況について

上記ア及びイの事態を踏まえ、7森林管理局における請求対象債権1,416件、8億2696万余円に係る23年度末時点の債権の保全措置の状況について更に検査したところ、表4のとおりとなっていた。

表4 債権の保全措置の状況

区 分	請求対象債権 計		消滅時効期間の経過状況			
			未経過		経過	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
債権の保全措置を執っていたもの	919	727,666	747	660,368	172	67,297
訴訟手続による履行の請求等を求めていたもの	328	312,198	309	269,187	19	43,010
債務承認書の徴取等の時効を中断するために必要な措置を執っていたもの	591	415,468	438	391,180	153	24,287
債権の保全措置を執っていなかったもの	497	99,297	353	74,108	144	25,188
計	1,416	826,963	1,100	734,476	316	92,486

(注) 金額は単位未満切捨てのため、計は一致しない場合がある。

すなわち、請求対象債権1,416件のうち497件については、実際に森林管理局及び森林管理署等のいずれにおいても債権の保全措置が執られていなかった。

そして、これら497件の請求対象債権のうち、計144件、2518万余円については、適切な債権の保全措置が執られていなかったため消滅時効期間が経過し、既に消滅時効が完成していると考えられる。

<事例>

中部森林管理局東信森林管理署は、同署管内国有林において、Aに対し、昭和63年12月1日以降、建物敷として土地1,329.3㎡を貸し付けていたが、平成24年3月末の時点で15年度から18年度までの物件貸付料48万余円が滞納となっていた。しかし、同局は、Aに督促等を行っていたのみで、特に債権の保全措置を執っていなかった。また、18年2月に督促状が宛先不明で返送されたことから、同年3月にAの住民票を徴取し、現住所を確認して督促を行ったとしているが、債権の保全措置を執る必要性について十分検討していなかった。

このため、当該債権については、適切な債権の保全措置が執られないまま5年の消滅時効期間が経過しており、既に消滅時効が完成していると考えられる。

上記のアからウまでのとおり、マニュアルでは、森林管理局長と森林管理署等が連携して債権の管理事務を行うこととされているのに、実際には、森林管理局が森林管理署等に対し、督促の実施について文書による指示を行っておらず、また、督促の実施状況等についての報告を求めているなど、両者の連携が十分に図られていなかった。このため、森林管理局は、森林管理署等における債権の管理事務の実施状況、内容等を的確に把握しておらず、長期債権管理票に債権の保全措置の内容等が記載されていなかったり、適切な債権の保全措置が執られていなかったりしている事態が多数見受けられた。

(2) 貴庁本庁の債権の管理に対する取組

経理規程等によると、森林管理局長は、貴庁本庁に対して、毎年度、債権現在額通知書を送付することとされており、この債権現在額通知書には、不良債権等の内容、状況等を履行期限後の経過期間別に記載するなどした不良債権現況調が添付されている。

しかし、貴庁本庁は、当該調書を森林管理局における債権の管理状況等について把握するための資料として活用しておらず、森林管理局における債権の管理事務の実態について十分把握していなかった。

(是正改善を必要とする事態)

以上のとおり、森林管理局において債権の管理事務が適切に行われていない事態及び貴庁本庁において各森林管理局における債権の管理事務の実態について十分把握していない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 森林管理局において、債権の管理事務については、歳入徴収官である森林管理局長が森林管理署等と連携して行うこととされている一方で、森林管理局及び森林管理署等においてそれぞれ行うべき事務の範囲等が明確にされておらず、債権の管理事務の実施状況、内容等を的確に把握する体制が整備されていないこと及び債権の管理事務を適切に行わなければならないことについての認識が十分でないこと

イ 貴庁本庁において、森林管理局における債権の管理事務の実態を把握する必要性についての認識が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

近年の景気低迷等のため、林野特会の債権で履行期限の到来しているものは増加する傾向にある。また、国有林野事業特別会計は24年度末において廃止されることとされているが、25年度から同特別会計に所属する権利義務は一般会計に帰属することとされていることから、林野特会の債権については今後とも適切な管理を行う必要がある。

については、貴庁において、森林管理局における債権の管理事務の実態を把握し、マニュアルの見直し等を行って、森林管理局及び森林管理署等の行う事務の範囲等を明確にするとともに、森林管理局に対し、マニュアル等に基づき、森林管理署等における債権の管理事務の実施状況、内容等についての的確に把握する体制を整備して債権の管理事務を適切に行うことを周知徹底するよう是正改善の処置を求める。

(3) 国庫補助金の額の確定から一定の期間が経過した後に、補助対象事業費に含めていた消費税額に係る仕入税額控除の状況を報告させることなどにより、補助事業における消費税の取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省	(項)農業・食品産業強化対策費 (項)担い手育成・確保対策費 (項)農業経営支援対策費
部 局 等	農林水産本省、5 地方農政局、沖縄総合事務局	
補助の根拠	予算補助	

補助事業者	9 道県
補助事業者 (事業主体)	2 任意団体
間接補助事業者	26 市町村
間接補助事業者 (事業主体)	市 2、町 3、法人 9、任意団体 32 計 46 事業主体
補助事業 補助事業の概要	農業・食品産業強化対策整備交付金事業等 5 事業 食料安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的発展、 農村の振興等の施策の推進を図るため、国庫補助金を交付するもの
事業費	39 億 3424 万余円(平成 18 年度～22 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	14 億 2342 万余円
事業費のうち仕入税額控除していた消費税額	2809 万余円(平成 18 年度～22 年度)
上記に係る国庫補助金相当額	1321 万円

(前掲 399 ページの「仕入税額控除した消費税額に係る交付金を返還していなかったもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

補助事業における消費税の取扱いについて

(平成 24 年 10 月 26 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 制度の概要

(1) 補助事業の概要

貴省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務としている。そして、これらを達成するために国庫補助金(交付金等を含む。以下同じ。)を交付することにより各種の補助事業(交付金事業等を含み、また、間接補助事業を含む。以下同じ。)を実施している。

これらの補助事業は、地方公共団体や民間事業者等を事業主体として実施されており、貴省は、補助事業ごとに交付要綱等を制定するなどして、補助事業の目的、対象となる事業費の範囲、交付申請手続、実績報告、額の確定等の国庫補助金の交付についての手続や条件等を定めている。

(2) 消費税額の仕入税額控除の概要

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等によると、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

また、確定申告に当たっては、^(注1)課税期間終了後2か月以内に確定申告書を提出することなどとされている。

(注1) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間をいい、原則として法人は事業年度、個人事業者は暦年である。

(3) 補助事業における消費税相当額の取扱い

補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することなどは課税仕入れに該当するため、上記の仕組みにより確定申告に際して補助事業で取得した施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、貴省は、補助事業のそれぞれの交付要綱等において、事業主体における仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金の額の取扱方法を次のとおり定めている。

- ① 国庫補助金の交付申請書の提出に当たり、仕入税額控除できる消費税額に係る国庫補助金の額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時においてこれが明らかでない場合は、この限りではない。
- ② 国庫補助金の実績報告書の提出に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金の額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。
- ③ 国庫補助金の実績報告書の提出後、消費税の申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金の額が確定した場合には、その金額について速やかに農林水産大臣、地方農政局長等に報告書(以下、この報告書を「仕入税額控除報告書」という。)を提出するとともに、農林水産大臣、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

そして、貴省では、補助事業者に対する国庫補助金の交付決定通知書においても、上記②及び③と同様の内容を交付条件として明記するとともに、事業主体が間接補助事業者である場合には、補助事業者は同様の交付条件を付さなければならないこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、毎年、多数の補助事業を実施している。そして、本院は、貴省が所管する補助事業について検査を行って、補助対象事業費に係る消費税の取扱いが適切でなかったため国庫補助金を過大に受給していた事態について検査報告に不当事項として掲記しており、平成18年度から22年度までの検査報告においては計49件(指摘金額計1億1854万余円)を掲記している。

そこで、本院は、合規性等の観点から、補助事業における消費税の取扱いが適切に行われているか、また、適切に行われていない事態が継続して見受けられる原因はどのようなものかなどに着眼して、貴省が所管する補助事業を対象として、交付申請書、実績報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、18年度から22年度までの間に48事業主体(5市町、9法人、34任意団体が実施した農業・食品産業強化対策整備交付金事業等^(注2)5事業に係る52件の補助事業(補助対象事業費計39億3424万余円、国庫補助金交付額計14億2342万余円)において、実績報告書の提出後に消費税の確定申告を行い、補助対象事業費に含めていた消費税額を仕入税

額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額計 1321 万余円について、仕入税額控除報告書の提出及びその返還をしていない事態が見受けられた。

＜事例＞

農事組合法人下南さとうきび生産組合(沖縄県宮古島市所在)は、平成 21 年度に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業を消費税を含めて事業費 4097 万余円(交付金交付額 2458 万余円)で実施し、22 年 3 月に宮古島市に実績報告書を提出して、これにより交付対象事業費の精算を受けていた。

そして、同農事組合法人は、22 年 5 月に消費税の確定申告を行い、本件交付金に係る消費税額 195 万余円を仕入税額控除していた。

しかし、同農事組合法人は、上記の仕入税額控除した消費税額 195 万余円に係る交付金の額 117 万余円について、仕入税額控除報告書の提出及びその返還をしていなかった。

(注 2) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業等 5 事業 農業・食品産業強化対策整備交付金事業、農業・食品産業強化対策事業、担い手育成・確保対策整備交付金事業、担い手育成・確保対策整備事業、農業経営支援対策整備事業

(是正改善を必要とする事態)

事業主体が実績報告書を提出した後に、消費税の確定申告により補助対象事業費に含めていた消費税額を仕入税額控除しているのに、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額について、仕入税額控除報告書の提出及びその返還を行っていないなどの事態が、過去の検査報告に不当事項として掲記されているにもかかわらず、引き続き同様の事態が新たに見受けられることは適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において

- (ア) 補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でないこと
- (イ) 実績報告書の提出から最長では 1 年余り経過した後に消費税の確定申告を行うこととなるため、確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金の額が確定した場合に仕入税額控除報告書を提出しなければならないことを失念しやすいこと

イ 貴省、補助事業者等において

- (ア) 補助事業における消費税の取扱いについての周知が十分でないこと
- (イ) 事業主体から仕入税額控除報告書の提出がない場合に、補助対象事業費に含めていた消費税額について事業主体が消費税の確定申告により仕入税額控除を行っていないかなどについての確認が十分行われていないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後も引き続き多数の補助事業を実施して、地方公共団体、民間事業者等を事業主体として多額の国庫補助金を交付することが見込まれる。

ついては、貴省において、補助事業における消費税の取扱いが適切なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、消費税の申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金の額が確定した場合には、仕入税額控除報告書の提出及びその返還が必要であることを国庫補助金の額の確定通知書に明記するなどして周知徹底すること

イ 交付要綱等を改正するなどして、補助対象事業費に消費税を含めて国庫補助金の交付を受けた事業主体のうち、仕入税額控除報告書を提出していない全ての事業主体について、国庫補助金の額の確定から1年程度の一定の期間が経過した後に補助対象事業費に含めていた消費税額に係る仕入税額控除の状況を報告させることとするとともに、その報告に消費税の確定申告書等の写しを添付させて、貴省、補助事業者等において、報告内容について十分確認すること

- (4) 水田活用の所得補償交付金について、適切な交付が行われるよう、交付対象作物ごとの作付面積を確認する際に、除外指定された農地に関する情報を活用するよう改善の処置を要求し、交付申請者が交付対象者であるかを確認する方法等を実施要綱等に明示するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費 (平成22年度は、(項)戸別所得補償制度実証等実施費)
部 局 等	東北、中国四国両農政局
交付の根拠	予算補助
交付金事業の概要	農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、販売農家等に対して、作付面積に応じて交付金を交付するもの
除外指定されているのに十分確認しないまま交付金が交付された農地の面積	14,254a
上記に係る交付金交付額(1)	4954万円(平成22、23両年度)
交付申請者が交付対象作物を販売(耕作)していないのに交付金が交付された農地の面積	4,228a
上記に係る交付金交付額(2)	1434万円(平成22、23両年度)
(1)及び(2)の計	6388万円

【改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

農業者戸別所得補償制度における水田活用の所得補償交付金等の交付について

(平成24年10月26日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 水田活用の所得補償交付金等の概要

(1) 事業の概要

貴省は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)、戸別所得補償モデル対策実施要綱(平成22年21政第190号農林水産事務次官

依命通知)、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成23年22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下、これらの実施要綱を合わせて単に「実施要綱」という。)等に基づき、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として、平成22年度に戸別所得補償モデル対策を実施した後、23年度からは農業者戸別所得補償制度を実施している。

戸別所得補償モデル対策による水田利活用自給力向上事業の交付金及び農業者戸別所得補償制度による水田活用の所得補償交付金における交付対象者等の基本的な仕組みは、おおむね同様であり、実施要綱によると、いずれも水田で麦、大豆等の戦略作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家^(注1)及び集落営農^(注2)(以下「販売農家等」という。)に対して交付することなどとされている。また、交付金額は、麦の場合、戦略作物に対する助成として交付単価10a当たり35,000円に交付対象面積(麦の作付面積)を乗じて算定した額、また、二毛作に対する助成として交付単価10a当たり15,000円に交付対象面積(二毛作として作付けする麦の作付面積)を乗じて算定した額等とされている(以下、戸別所得補償モデル対策による水田利活用自給力向上事業の交付金における戦略作物及び二毛作に対する助成を「モデル対策交付金」、農業者戸別所得補償制度による水田活用の所得補償交付金における戦略作物及び二毛作に対する助成を「水田活用交付金」といい、これらを合わせて「交付金」という。)

交付申請者は、交付金の交付申請に当たり、22年度については、「平成22年度(平成22年産)水稻生産実施計画書兼戸別所得補償モデル対策の交付金に係る作付面積確認依頼書」、23年度については、「農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書」(以下、これらの書類を「営農計画書」と総称する。)^(注3)等を地域農業再生協議会(以下「協議会」という。)^(注3)に提出することとされている。営農計画書には、交付対象面積となる交付対象作物ごとの作付面積等を記載することとされており、協議会は、営農計画書に記載された交付対象作物ごとの作付面積等を確認するなどした上で、地域センター等^(注4)に報告することとされている。

そして、実施要綱によると、捨てづくり^(注5)を防止するため、モデル対策交付金にあっては、交付申請者は、交付対象作物ごとに農業協同組合等の実需者等との出荷契約等を締結するとともに、収穫を行うことが原則とされており、また、水田活用交付金にあっては、交付対象作物について、地域の栽培方法等に則し、十分な収量が得られるように生産することが原則とされている。

さらに、水田活用交付金にあっては、明らかに作付けや肥培管理^(注6)が不適切な場合には、交付金を交付しないことが実施要綱に明記されており、協議会が肥培管理の不適切なものを把握した場合は、地域センター等に報告することとされている。

(注1) 販売農家 戸別所得補償モデル対策及び農業者戸別所得補償制度の各種交付金の交付対象作物のうちのいずれか一つについて、販売実績がある者又は農業共済の加入者であり、法人を含む。

(注2) 集落営農 複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、交付対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもの

- (注3) 地域農業再生協議会 農業者戸別所得補償制度等を推進するために、原則として、市町村、農業協同組合、農業共済組合、農業委員会等を構成員として、市町村の区域を基本に組織された協議会
- (注4) 地域センター等 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター。ただし、地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所。また、沖縄県にあつては沖縄総合事務局(平成23年8月31日以前は地方農政事務所、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局)
- (注5) 捨てづくり 地域の普及組織等が指導する栽培方法等に則して十分な収量が得られるように生産せず、明らかに作付け、肥培管理等が不適切なこと
- (注6) 肥培管理 作物の生育を助けるための耕耘、整地、播種、かんがい、施肥、除草等の一連の作業

(2) 農業災害補償制度の概要

貴省は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号。以下「農災法」という。)に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業災害補償制度を運営している。そして、同制度の一環として、市町村等の地域ごとに設立された農業共済組合等が農作物共済等の共済事業を行うこととされている。

農災法等によると、水稻、麦等の農作物について都道府県知事が定める基準(水稻20a~40a、麦10a~30a等)以上の規模で耕作の業務を営む者は、水稻、麦等を共済目的とする農作物共済に加入することとされており、農業共済組合等は、加入者に、毎年、農作物共済の共済細目書異動申告票(以下「申告票」という。)に農地ごとの農作物共済引受面積等を記入して提出させなければならないこととされている。

そして、農業共済組合等は、加入者が提出した申告票に記載があった農地の農作物について、通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあるなどの場合には、これらの農地の現地確認等を行って、その結果、共済関係を成立させないことが適当と認められた農地について、当該農地のリスト等を作成し都道府県知事の認定を受けて指定(以下、農業共済組合等による指定を「除外指定」という。)を行い、除外指定を受けた農地の農作物については、共済関係は存しないものとする事とされている。

(3) 交付金の交付要件の確認方法と農業災害補償制度

前記のとおり、交付金の目的は農業経営の安定の確保を図ることなどにあり、交付金の交付対象者は、交付対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家等とされている。一方、農業災害補償制度の目的も農業経営の安定を図ることなどにあり、農作物共済の加入者は、農災法により、一定の基準以上の規模で麦等の耕作の業務を営む者とされている。したがって、麦等を販売目的で生産(耕作)する販売農家等は、原則として農作物共済に加入することとなる。

そして、戸別所得補償モデル対策及び農業者戸別所得補償制度の各種交付金の交付申請者は、出荷・販売状況が分かる書類又は農作物共済の加入者であることが確認できる書類として、各種交付金の交付対象作物のうちのいずれか一つについて、前年産の販売伝票の写し、当年産の申告票の写しなどの書類を交付申請書の添付書類として協議会に提出することなどとされている。

また、協議会は、肥培管理の状況を含めて、交付対象作物ごとの作付面積を確認することとされており、その際に、農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、これにより確認できない場合には、現地で確認することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

22年度の戸別所得補償モデル対策による水田利活用自給力向上事業の交付金の交付総額は1890億余円、23年度の農業者戸別所得補償制度による水田活用の所得補償交付金の交付総額は2218億余円と多額に上っている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、交付対象作物のうち作付面積が大きい麦について、交付金の額の算定の基礎となる作付面積の確認が協議会において適切に行われているかなどに着眼して、6^(注7)地方農政局等及びこのうちの5^(注8)地方農政局等管内の37協議会並びに15^(注8)農業共済組合連合会等において、営農計画書、申告票等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの1地方農政局管内の35協議会から調書の提出を受けるなどして、22、23両年度に、上記の計72協議会が作付面積を確認した農地について交付された交付金計50億2330万余円(22年度25億0486万余円、23年度25億1844万余円)を対象として検査した。

(注7) 6地方農政局等 北海道農政事務所、東北、関東、東海、近畿、中国四国各農政局

(注8) 15農業共済組合連合会等 北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県各農業共済組合連合会、神奈川県農業共済組合

(検査の結果)

検査したところ、22、23両年度に計延べ147件18,482aの農地に交付された交付金計6388万余円について次のような事態が見受けられた。

(1) 除外指定された農地を対象に、肥培管理の状況等について十分な確認をしないまま交付金を交付しているもの

検査の対象とした交付金のうち、交付対象作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に除外指定された農地を対象に交付金が交付されていたものは、22、23両年度計延べ96件、20,988a、交付金額合計7311万余円(22年度91件、17,390a、交付金額計6052万円、23年度5件、3,598a、交付金額計1259万余円)となっていた。これらの農地の実際の生産量を調査したところ、県ごとの平均的な生産量の2分の1に満たなかったものが22、23両年度計延べ43件、14,254a、交付金額合計4954万余円(22年度39件、10,818a、交付金額計3751万余円、23年度4件、3,436a、交付金額計1202万余円)あり、このうち収穫が皆無であったものが延べ4件あった。

これらのいずれの農地についても、農業共済組合が申告票の提出を受けて現地確認を実施しており、その現地確認において生育状況が悪いこと、排水管理が不適切であること及び適切な措置を執らないまま麦の連作を行っていることを確認するなどした結果に基づいて除外指定を行っていた。一方、協議会は、作付面積について現地で確認して水田に麦が作付けされていた状況を確認したとしているが、除外指定の情報が活用されていなかったことなどから、生産量の減少が見込まれても、その原因を自然災害と考えるなどしており、肥培管理の状況等について十分な確認をしていなかった。

＜事例1＞

交付申請者Aは、平成23年度に水田391aに小麦を作付けしたとして五所川原市農業再生協議会に営農計画書を提出し、同協議会は、23年7月に作付面積について現地で確認していたが、肥培管理の状況等について十分な確認をしないまま、作付面積の確認を終えたとして東北農政局に報告し、同農政局は交付金1,368,500円を交付していた。

しかし、この水田は、津軽広域農業共済組合が現地確認をしており、生育状況が悪く、排水の管理が不適切であること、同一の農地で小麦を7年以上連作していることから、除外指定の認定を青森県知事に申し出て、同年4月にその認定を受けた水田であった。そして、播種前に農業協同組合と締結した出荷契約における数量が7,200kgであったのに対し、実際の生産量は844kgとこれを大幅に下回っていた。

＜事例2＞

交付申請者Bは、平成22、23両年度に水田計361a(22年度235a、23年度126a)に大麦を作付けしたとして出雲市農業再生協議会に営農計画書を提出し、同協議会は、作付面積について現地で確認していたが、肥培管理の状況等について十分な確認をしないまま、作付面積の確認を終えたとして中国四国農政局に報告し、同農政局は交付金計1,263,500円(22年度822,500円、23年度441,000円)を交付していた。

しかし、この水田のうち計254a(22年度156a、23年度97a)は、出雲広域農業共済組合が、22、23両年度とも現地確認をしており、都道府県等が作成している大麦の栽培指針から大きく外れていて、通常の肥培管理が行われぬおそれがあることなどから、除外指定の認定を島根県知事に申し出て、22年2月及び23年2月にそれぞれその認定を受けた水田であった。そして、22、23両年度とも、当該水田の大麦の収穫は皆無であった。

(2) 交付対象作物を販売していない交付申請者に交付金を交付しているもの

検査の対象とした交付金のうち、農作業等の受委託契約や口頭での農地の貸借を行っていることを理由に、交付申請者が農作物共済に加入していない農地を対象に交付金が交付されていたものが、22、23両年度計延べ114件、7,180a、交付金額合計2467万余円(22年度62件、3,865a、交付金額計1332万余円、23年度52件、3,315a、交付金額計1135万余円)あった。このうち、交付申請者が当該交付対象作物に係る農作業及び販売をしていなかったものが、22、23両年度計延べ104件、4,228a、交付金額合計1434万余円(22年度57件、2,428a、交付金額計829万余円、23年度47件、1,800a、交付金額計604万余円)あった。

前記のとおり、実施要綱によると、交付金は販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付するものであり、交付対象者は交付対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家等とされているが、協議会等がこれについての確認を十分にしていなかったことから、上記の交付金額合計1434万余円は、農作業及び販売をしておらず交付対象作物を販売目的で生産(耕作)しているとは認められない者に交付されていた。

＜事例3＞

交付申請者Cは、平成23年度に水田69aに二条大麦を作付けしたとして、出雲市農業再生協議会に営農計画書を提出し、同協議会は23年5月に作付面積を現地で確認するなどして、中国四国農政局に報告し、同農政局は交付金241,500円を交付していた。

しかし、交付申請者Cは、農作業受委託契約により、交付対象となっている水田における麦の耕起・整地、播種及び収穫を農業者Dに委託し、麦の販売も農業者Dが行い、農作物共済についても農業者Dが加入していた。

したがって、交付対象の水田69aにおいて交付対象作物を販売目的で生産(耕作)しているのは農業者Dであると認められるのに、同農政局は、農作業及び販売をしておらず交付対象作物を販売目的で生産(耕作)しているとは認められない交付申請者Cに交付金241,500円を交付していた。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

原則として協議会の構成員となっている農業共済組合等が、農災法に基づき、通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に除外指定した農地を対象に、十分な確認をしないまま交付金を交付している事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。また、農作業等の受委託契約や口頭での農地の貸借により、交付対象作物に係る農作業及び販売をしておらず、交付対象作物を販売目的で生産(耕作)しているとは認められない者に交付金を交付している事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 協議会が交付対象作物ごとの作付面積を確認する際に、農業共済組合等により除外指定された農地に関する情報を活用することについて実施要綱等に明示していないこと
- イ 交付金の交付申請手続において交付申請者が交付対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家等であることを協議会等が確認する方法等について、実施要綱等に明示していないこと
- ウ 協議会等に対して、交付対象農地における肥培管理の状況等について除外指定の情報を十分活用して確認すること及び交付申請者が交付対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家等であることを適切に確認することについて十分指導していないこと

3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、22年度に水田を対象に戸別所得補償モデル対策を実施した後、23年度からは農業者戸別所得補償制度を実施し、これを今後も継続していくこととしている。

ついては、貴省において、交付金の交付を適切なものとするよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 協議会が交付対象作物ごとの作付面積を確認する際に、農業共済組合等により除外指定された農地に関する情報の提供を受けて、これを活用するよう実施要綱等において明示すること(会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの)
- イ 交付金の交付申請手続において交付申請者が交付対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家等であることを協議会等が確認する方法等について、実施要綱等において明示すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 協議会等に対して、①アの処置について周知徹底を図った上で、除外指定された農地については、実際の生産量を把握することとするなどにより、交付対象農地における肥培管理の状況等について適切に確認するよう指導するとともに、②イの処置について周知徹底を図った上で、交付申請者が交付対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家等であることを適切に確認するよう指導すること(①について同法第36条による改善の処置を要求し及び②について同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

(5) 森林整備加速化・林業再生基金事業における木造公共施設等整備及び木質バイオマス利用施設等整備の実施に当たり、事業採択の要件である費用対効果分析の算定方法を明確にするなどして、費用対効果分析が適切に行われるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林整備・林業等振興対策費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	8道県(うち事業主体4県)
間接補助事業者 (事業主体)	(1) 木造公共施設等整備 市23、町53、村18、広域連合1、財産区1、その他の団体56、 計152事業主体 (2) 木質バイオマス利用施設等整備 市16、町15、村10、その他の団体21、計62事業主体 (1)及び(2)の事業主体数並びに上記4県の合計から重複する事業主体 13を除いた事業主体数205事業主体
補助事業 補助事業の概要	森林整備加速化・林業再生基金事業 都道府県が国庫補助金の交付を受けて、間伐等の森林整備の加速化と 間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を 図るための基金を造成し、基金事業を実施する事業主体に補助金を交 付するもの
費用対効果分析 における効果額 の算定が適切で なかった基金事 業	(1) 木造公共施設等整備 206件 (2) 木質バイオマス利用施設等整備 102件
上記に係る事業 費	(1) 154億1985万余円(平成21年度～23年度) (2) 16億0112万余円(平成21年度～23年度) 計 170億2098万余円
上記に対する国 庫補助金相当額	(1) 77億4393万円 (2) 13億1359万円 計 90億5753万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

森林整備加速化・林業再生基金事業における費用対効果分析について

(平成24年10月26日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 森林整備加速化・林業再生基金事業における費用対効果分析等の概要

(1) 森林整備加速化・林業再生基金事業の概要

貴庁は、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることなどのため、森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱(平成21年21林整計第82号農林水産事務次官依命通知)、森林整備加速化・林業再生事業費

補助金実施要綱(平成21年21林整計第83号農林水産事務次官依命通知)等(以下、これらを合わせて「実施要綱等」という。)に基づき、都道府県が行う木造公共施設等整備事業、木質バイオマス利用施設等整備事業等の森林整備加速化・林業再生基金事業(以下「基金事業」という。)に必要な基金の造成に要する経費に対して国庫補助金を交付している。

そして、貴庁から国庫補助金の交付を受けた都道府県は、基金を造成し、実施要綱等に基づき基金事業を実施する市町村、社会福祉法人等の事業主体に対して、この基金を取り崩して補助を行うほか、自ら基金事業を実施している。

実施要綱等によると、基金事業の適正な執行を確保するなどのために、都道府県は事業主体による基金事業の実施について総括的な指導監督を行うこととされており、また、国は都道府県に対して基金事業の実施等の基金の運営について資料の提出を求め、必要に応じて指導、助言、調査等を行うことができるなどとされている。

貴庁は、当初、基金事業の実施期間を平成21年度から23年度までとしていたが、その後、東日本大震災の被災地の早期の復興を図るなどのため、基金事業のうち木造公共施設等整備事業については23年度をもって終了することとしたものの、基金事業の実施期間については26年度まで延長することとした。

そして、21年度から23年度までの間に、貴庁が47都道府県に対して交付した国庫補助金の額は、計2837億2112万余円となっており、また、都道府県において事業主体が実施した基金事業に係る国庫補助金相当額は、計1376億7232万余円となっている。

(2) 基金事業における費用対効果分析の概要

貴庁は、基金事業の実施に当たり、事業計画の作成から事業の完了に至るまでの事業実施過程の透明性及び客観性を確保し、より効率的かつ効果的な事業の執行を図ることを目的として、事業評価制度を導入している。

すなわち、実施要綱等によると、事業主体は、木造公共施設等整備事業、木質バイオマス利用施設等整備事業等の基金事業を実施する場合には、「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」(平成21年21林整計第88号林野庁長官通知。以下「評価要領」という。)に基づき事業評価を行うこととされている。この事業評価には、事業計画の作成段階で行う事前評価と、事業実施後の目標年度(事業の完了年度又は事業実施年度の翌年度から3年目)に行う事後評価があり、その結果については事業主体から都道府県に報告することとされている。

評価要領によると、事前評価では費用対効果分析を行うこととされており、これは、原則として、基金事業で整備する施設ごとに、次の算式のとおり、妥当投資額を総事業費で除することにより投資効率を算定するもので、費用対効果分析の結果、投資効率が1.0以上となることが基金事業としての事業採択の要件の一つとされている。

投資効率 = 妥当投資額 / 総事業費

妥当投資額 = 年総効果額 / 還元率^(注1)

(注1) 還元率 年総効果額から妥当投資額を算定する場合の率であり、将来発生する効果を現在価値に換算するための社会的割引率及び耐用年数から算出したもの

上記の年総効果額については事業ごとに複数の効果項目が定められており、効果項目ごとに算定した年効果額を合算して年総効果額を算定することとされている。そして、基金事業のうち木造公共施設等整備事業及び木質バイオマス利用施設等整備事業における主な効果項目及びその内容については、表1のとおりとなっている。

表1 主な効果項目の種類

効果項目		内容
(木造公共施設等整備事業)		
交流資源利用効果	地域交流促進効果	当該施設の利用者に対して、利用・休息の場の提供等により地域間の交流を促進させる効果
	イベント開催等促進効果	当該施設においてイベントの開催等が行われ、地域活動が活発になる効果
	施設展示効果	当該施設の利用者に対して、木材の良さや新技術等を展示する効果
住宅における地域材需要拡大効果		当該施設の整備により、木造住宅の建築が促進され、地域材の需要が拡大する効果
公共施設における地域材需要拡大効果		当該施設の整備により、木造公共施設の建設が促進され、地域材の需要が拡大する効果
(木質バイオマス利用施設等整備事業)		
炭素排出抑制効果		当該施設の整備により、化石燃料の使用が抑制され、炭素の排出が抑制される効果

都道府県は、事業主体が行った費用対効果分析の内容について十分精査することとされている。

また、貴庁は、事業評価制度について更なる透明性及び客観性を確保するため、事業評価制度の結果を有効に活用して今後の基金事業の在り方等について検討するとともに、事業評価の内容等についても改善を進めていくこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、基金事業の実施に当たり、事業主体は事業の実施過程の透明性及び客観性を確保し、より効率的かつ効果的な事業の執行を図ることを目的として費用対効果分析を行うこととされており、その結果、投資効率が1.0以上となることが事業採択の要件の一つとされている。

そこで、本院は、法規性、効率性、有効性等の観点から、費用対効果分析は評価要領に基づき適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴庁、^(注2)8道県及び8道県管内の事業主体において会計実地検査を行った。そして、^(注3)4県並びに8道県管内の126市町村(広域連合及び財産区を含む。)及び社会福祉法人等の116団体が21年度から23年度までの間に実施した木造公共施設等整備事業計216件(161事業主体、事業費計157億2698万余円、国庫補助金相当額計78億4950万余円)及び木質バイオマス利用施設等整備事業計141件(99事業主体、事業費計30億2506万余円、国庫補助金相当額計23億1404万余円)、合計357件(246事業主体、事業費合計187億5205万余円、国庫補助金相当額合計101億6354万余円)を対象として、費用対効果分析の算定書類等により検査した。

(注2) 8道県 北海道、山形、長野、鳥取、島根、徳島、高知、沖縄各県

(注3) 4県 山形、島根、徳島、高知各県

(検査の結果)

検査したところ、事業主体は、木造公共施設等整備事業及び木質バイオマス利用施設等整備事業の費用対効果分析に当たり、いずれも評価要領のほか、15年10月に全国林業構造改善協会が貴庁の協力と指導の下に編集した「林業・木材産業構造改革事業費用対効果分析手法マニュアル」(以下「マニュアル」といい、評価要領及びマニュアルを合わせて「評価要領等」という。)に基づき各効果項目における効果額を算定していた。

マニュアルは、14年度から木造公共施設を含む全ての施設整備事業について費用対効果分析が導入されたことを踏まえ、15年10月に編集されたもので、木造公共施設等の費用対効果分析に係る効果額の具体的な算定方法、算定事例等が記載されているものである。

しかし、基金事業における木造公共施設等整備事業及び木質バイオマス利用施設等整備事業計357件に係る費用対効果分析において、効果額等の算定が適切とは認められない事態が、木造公共施設等整備事業で計206件(156事業主体、事業費計154億1985万余円、国庫補助金相当額計77億4393万余円)、木質バイオマス利用施設等整備事業で計102件(62事業主体、事業費計16億0112万余円、国庫補助金相当額計13億1359万余円)、合計308件(205事業主体、事業費合計170億2098万余円、国庫補助金相当額合計90億5753万余円)見受けられた。

上記の事態について、それぞれの事業の効果項目等ごとに示すと、次のとおりとなっている(下記の事態の間には重複しているものがあるため、これらの事態の件数、金額等の合計は、上記の件数、金額等の合計とは一致しない。)

(1) 交流資源利用効果について

木造公共施設等整備 89事業主体 計101件 事業費計108億9092万余円
国庫補助金相当額計50億9955万余円

この効果は、評価要領等によると、木造公共施設等が整備されることにより、地域間の交流を促進させる効果、利用者に対して木材の良さや新技術等を展示する効果等であるとされている。そして、効果額については、利用者は施設までの移動費用をかけても利用する価値があるとして当該施設を訪れているとの考え方等に基づき、次のとおり算定することとされている。

$$\text{効果額} = \boxed{\text{年間利用者数}} \times \left[\boxed{\text{1人当たりの移動費用}} + \boxed{\text{1人当たりの施設利用費用}} + \left\{ \begin{array}{l} \text{1人当たりの} \\ \text{移動時間} + \text{利用時間} \\ \text{(分)} \quad \quad \quad \text{(分)} \end{array} \right\} \times \boxed{\text{1分当たりの当該地域平均賃金報酬}} \right]$$

しかし、評価要領等においては、木造公共施設等整備事業により整備された施設にどのような目的で訪れる者を当該施設の年間利用者数とするのかなどについては明確に示されていない。

そこで、年間利用者数の算定等について検査したところ、当該事業により整備された老人ホーム、保育所等の施設の年間利用者数に、当該施設の勤務者、利用者の送迎を行う保護者等を含めて効果額を算定するなどしている事態が見受けられた。

しかし、当該施設の勤務者はその利用者に対してサービスを提供する者であり、また、送迎を行う保護者は幼児等の送迎のために当該施設を訪れる者であるにすぎないことなどを踏まえると、これらの者を年間利用者数に含めて効果額を算定するなどしている事態は適切とは認められない。

＜事例1＞

長野県小諸市は、平成22年度に実施した木造公共施設等整備事業(事業費2億1400万余円、国庫補助金相当額1億円)により整備した保育所に係る「交流資源利用効果」の効果額の算定に当たり、保育所の年間利用者数に幼児の送迎を行う保護者の年間延べ人員21,761人を含めて、効果額を2507万余円としていた。

しかし、これらの保護者は、幼児の送迎のために保育所を訪れる者にすぎないことから、保育所の年間利用者数には含めないこととして修正計算を行うと、効果額は132万余円となり、2375万余円過大に算定されていたことになる。

なお、上記効果額のほか、他の効果項目における効果額等についても修正計算を行い投資効率を試算すると、当初1.94と算定されていた投資効率は0.21となる。

(2) 住宅における地域材需要拡大効果について

木造公共施設等整備 144事業主体 計189件 事業費計144億6156万余円
国庫補助金相当額計72億9195万余円

〔ア及びイの事態には重複しているものがあるため、これらの事態の件数、金額等の合計は、上記の件数、金額等とは一致しない。〕

この効果は、評価要領等によると、木造公共施設等整備事業により地域材を利用した木造公共施設等が整備されることにより、当該施設の年間利用者のうち一定割合の者が地域材を利用した木造住宅を建築するようになることが見込まれ、これにより地域材の需要が拡大する効果であるとされており、効果額については次のとおり算定することとされている。

$$\text{効果額} = \boxed{\text{年間利用者数(大人・実人員)}} \times \boxed{\text{当該施設の利用により地域材を利用した住宅を建築するようになる者の割合}} \times \boxed{\text{木造住宅と非木造住宅の1㎡当たりの木材利用量の差}} \times \boxed{\text{木造住宅の平均的床面積}} \times \boxed{\text{製材品等の1㎡当たりの価格}}$$

ア 効果額の過大な算定

上記のとおり、年間利用者数は、大人の実人員により算出することとされている。

しかし、年間利用者数を延べ人員とするなどして当該効果額を過大に算定している事態が、29事業主体において、計29件(事業費計27億5033万余円、国庫補助金相当額計15億8067万余円)見受けられた。

イ 「地域材を利用した住宅を建築するようになる者の割合」の根拠

マニュアルによると、前記の算式中の「当該施設の利用により地域材を利用した住宅を建築するようになる者の割合」は、貴庁の調査の結果として0.1%(1,000人に1人の割合)とされており、当該効果額の算定に当たり、この0.1%という係数を用いているものは、134事業主体において、計169件(事業費計128億1689万余円、国庫補助金相当額計65億3206万余円)となっている。

しかし、貴庁は、当該係数を0.1%と算出した根拠については不明であり、根拠資料は保有していないとしている。このため、当該効果額の算定が適切に行われているかについて検証することは困難となっている。そして、前記のとおり、15年10月にマニュアルが作成されてから相当の期間が経過しており、また、効果額の算定に当たり、ほとんどの事業主体がこの係数を用いているのに、貴庁はこれまで当該係数の見直しなどについて検討したことはないとしている。

また、事業主体が整備する施設は保育所、消防署等であるのに、木造住宅の販売等を目的とする展示施設に来場した者のうち建築契約の締結に至った者の割合が0.515%であるとして、この割合を「当該施設の利用により地域材を利用した住宅を建築するようになる者の割合」として用いて当該効果額を算定している事態が、10事業主体において、計20件(事業費計16億4466万余円、国庫補助金相当額計7億5988万余円)見受けられた。

(3) 公共施設における地域材需要拡大効果について

木造公共施設等整備 147事業主体 計196件 事業費計147億6725万余円
 国庫補助金相当額計74億5103万余円

この効果は、評価要領等によると、木造公共施設等整備事業により地域材を利用した木造公共施設等が整備されることを契機として、当該施設と同規模の木造公共施設が一定の割合で建設されることが見込まれ、これにより地域材の需要が拡大する効果であるとされており、効果額については次のとおり算定することとされている。

$$\text{効果額} = \left[\frac{\text{当該施設の整備を契機として建設が見込まれる木造公共施設の数}}{\text{当該施設と同規模の木造公共施設と非木造公共施設の1㎡当たりの木材利用量の差}} \right] \times \left[\frac{\text{当該施設の延床面積}}{\text{当該施設の整備に要する1㎡当たりの木材費}} \right] \div \left[\text{当該施設の耐用年数} \right]$$

そして、マニュアルによると、「当該施設の整備を契機として建設が見込まれる木造公共施設の数」は、貴庁の調査の結果として0.78施設であるとされており、効果額の算定に当たり、この0.78施設という係数を用いているものは、143事業主体において、計190件(事業費計146億0324万余円、国庫補助金相当額計73億1932万余円)となっている。

しかし、貴庁は、当該係数を0.78施設と算出した根拠については不明であり、根拠資料は保有していないとしている。このため、当該効果額の算定が適切に行われているかについて検証することは困難となっている。そして、前記(2)イの事態と同様に、貴庁はこれまで当該係数の見直しなどについて検討したことはないとしている。

また、上記の係数は、「当該施設の整備を契機として建設が見込まれる木造公共施設の数」であるのに、既に事業主体において建設を予定している木造公共施設数が1施設あるとして、この施設数(1.0)を「当該施設の整備を契機として建設が見込まれる木造公共施設の数」として用いて当該効果額を算定している事態が、4事業主体において、計6件(事業費計1億6401万余円、国庫補助金相当額計1億3170万余円)見受けられた。

(4) 炭素排出抑制効果について

木質バイオマス利用施設等整備 62 事業主体 計 102 件 事業費計 16 億 0112 万余円
 国庫補助金相当額計 13 億 1359 万余円

この効果は、評価要領等によると、木質バイオマス利用施設等整備事業により整備される施設が利用されることにより、化石燃料の使用が抑制され、炭素の排出が抑制される効果であるとされており、効果額については次のとおり算定することとされている。

$$\text{効果額} = \boxed{\text{化石燃料等の計画年間消費抑制量}} \times \boxed{\text{化石燃料等の炭素又は二酸化炭素排出原単位}} \times \boxed{\text{炭素又は二酸化炭素回収技術コスト}}$$

そして、マニュアルによると、二酸化炭素回収技術コストについては貴庁の試算に基づく 12,704 円/t-CO₂(二酸化炭素 1t 当たり単価。以下同じ。)を用いることとされているが、貴庁は 21 年度に林野公共事業において事業評価を行う際に必要となる二酸化炭素回収技術コストの参考単価を 6,046 円/t-CO₂に改定している。

しかし、マニュアルに記載されている 12,704 円/t-CO₂については見直しが行われておらず、また、8 道県のうち 6 道県管内^(注4)においては、貴庁が林野公共事業における参考単価を改定したことが事業主体に周知されていなかった。このため、事業主体がマニュアルに記載されている 12,704 円/t-CO₂をそのまま用いて当該効果額を算定している事態が、62 事業主体において、計 102 件(事業費計 16 億 0112 万余円、国庫補助金相当額計 13 億 1359 万余円)見受けられた。

(注4) 6 道県 北海道、山形、長野、島根、徳島、高知各県

上記(1)から(4)までの事態のほか、木造公共施設等整備事業の費用対効果分析において誤った耐用年数を用いている事態が、26 事業主体において、計 28 件(事業費計 26 億 8943 万余円、国庫補助金相当額計 10 億 7776 万余円)見受けられた。

そこで、本院において、これらの事態を踏まえて、効果額等の算定が適切とは認められない前記の計 308 件の費用対効果分析で事業主体が計上していた効果額等について、(2)イの係数(0.1%)及び(3)の係数(0.78 施設)についてはそのまま用いることとした上で修正計算を行い、投資効率を試算した。

その結果、表 2 のとおり、木造公共施設等整備事業の 47 事業主体に係る計 55 件(事業費計 69 億 0793 万余円、国庫補助金相当額計 30 億 9546 万余円)、木質バイオマス利用施設等整備事業の 14 事業主体に係る計 15 件(事業費計 8 億 5586 万余円、国庫補助金相当額計 7 億 6077 万余円)、合計 61 事業主体に係る 70 件(事業費計 77 億 6379 万余円、国庫補助金相当額計 38 億 5623 万余円)について、当初 1.0 以上と算定されていた投資効率は事業採択の要件である 1.0 を下回ることになる。

表 2 事業主体の算定した投資効率及び本院の修正計算による試算結果 (単位：件)

投資効率	1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上 2.0 未満	2.0 以上 2.5 未満	2.5 以上 3.0 未満	3.0 以上 3.5 未満	3.5 以上 4.0 未満	4.0 以上 4.5 未満	4.5 以上 5.0 未満	5.0 以上	計
(木造公共施設等整備事業)											
当局算定	0	70	36	13	13	6	11	5	6	46	206
本院修正	55	62	21	7	8	4	9	4	6	30	206
(木質バイオマス利用施設等整備事業)											
当局算定	0	87	12	1	1	0	1	0	0	0	102
本院修正	15	84	0	2	1	0	0	0	0	0	102

(投資効率が1.0を下回るものの内訳)

施設の種別	事業主体数	件数	事業費 (円)	国庫補助金相当額 (円)	左の施設のうち投資効率の 開差が最大となるもの		
					投資効率		開差 (A-B)
					当局 算定 (A)	本院 修正 (B)	
(木造公共施設等整備事業)							
保育所等	21	23	3,913,603,759	1,540,036,250	10.77	0.39	10.38
老人ホーム等	11	11	1,371,409,378	817,355,765	7.84	0.23	7.61
学校関連施設	7	7	710,559,049	215,808,000	3.53	0.24	3.29
体育館等運動施設	4	4	377,872,456	198,152,000	2.47	0.68	1.79
庁舎	2	3	157,159,050	68,665,000	1.90	0.38	1.52
休憩所等	3	3	98,963,000	45,546,000	4.69	0.31	4.38
公民館等	2	2	83,668,250	41,200,000	1.49	0.84	0.65
町営住宅	2	2	194,700,225	168,701,000	1.20	0.48	0.72
計	47	55	6,907,935,167	3,095,464,015			
(木質バイオマス利用施設等整備事業)							
木質資源利用ボイラー等	14	15	855,864,210	760,771,510	1.85	0.41	1.44
合計	61	70	7,763,799,377	3,856,235,525			

(注) 木造公共施設等整備事業の事業主体は、施設の種別間で重複があるため、合計しても計欄の事業主体数とは一致しない。

本院の修正計算による試算の結果、投資効率が1.0を下回るものについて事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

徳島県美馬市は、平成23年度に実施した木造公共施設等整備事業(事業費5億8999万余円、国庫補助金相当額1億円)により整備した認定こども園に係る費用対効果分析において、年総効果額を5767万余円、妥当投資額を8億3342万余円とそれぞれ算定して、総事業費5億8999万余円に対する投資効率を1.41としていた。

しかし、同市は、この算定に当たり、幼児の送迎を行う保護者の年間延べ人員43,722人を年間利用者数に含めるなどして「交流資源利用効果」を算定していた。また、同市は、徳島県産の木材を使用した木造住宅の販売等を目的とする展示施設に来場した者のうち建築契約の締結に至った者の割合が0.515%であると、これを「当該施設の利用により地域材を利用した住宅を建築するようになる者の割合」として用いて「住宅における地域材需要拡大効果」を算定していた。さらに、同市は、誤った耐用年数を用いて「公共施設における地域材需要拡大効果」を算定していた。

そこで、本院において、「交流資源利用効果」の算定については幼児の送迎を行う保護者は年間利用者数に含めないこととし、また、「住宅における地域材需要拡大効果」の算定についてはマニュアルに記載の係数(0.1%)をそのまま用いることとし、さらに、「公共施設における地域材需要拡大効果」については適正な耐用年数を用いることとして修正計算を行い、投資効率を試算した。

その結果、これらの年総効果額は計 2558 万余円、妥当投資額は 3 億 6976 万余円となることから、当該認定こども園の整備に係る投資効率は 0.63 となり、事業採択の要件である 1.0 を下回ることになる。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、木造公共施設等整備事業及び木質バイオマス利用施設等整備事業に係る費用対効果分析において、交流資源利用効果等の効果額が適切に算定されていなかったり、効果額の算定に用いられる係数の算出根拠が不明となっていて効果額の算定が適切に行われているか検証が困難となっていたりなどしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴庁において、事業主体における事前評価の実施状況について十分把握しておらず、評価要領等に費用対効果分析の適切な実施のために必要となる基本的な考え方、算定方法等についての具体的かつ十分な記述をしていないこと、また、効果額の算定の基礎となる係数について見直しを行っていないこと
- イ 事業主体において評価要領等に対する理解及び費用対効果分析の適切な実施に対する認識が十分でないこと、また、道県において事業主体における費用対効果分析の適切な実施に対する指導監督が十分でなく、事業主体が行った費用対効果分析の内容について十分精査していないこと

3 本院が表示する意見

貴庁は、前記のとおり、事業評価制度については、その結果を有効に活用するとともに、事業評価の内容等についても改善を進めていくこととしている。そして、公共建築物の木造化等については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)に基づき一層推進することとしており、今後も交付金事業等により必要な助成を行うこととしている。また、木質バイオマス利用施設等整備事業については、24 年度以降も引き続き基金事業として実施することとしている。

については、貴庁において、前記のような事業評価制度の重要性を踏まえて、事業主体における費用対効果分析が適切に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 事業主体における事前評価の実施状況について十分把握するとともに、評価要領等の内容について速やかに見直しを行い、事業主体における費用対効果分析の適切な実施のために必要となる基本的な考え方、算定方法等について具体的かつ十分な記述等を行うこと、また、効果額の算定の基礎となる係数については、その妥当性について根拠資料により検証することが可能なものとする
- イ 都道府県に対して、事業主体に対する費用対効果分析の適切な実施、効果額の適切な算定等について周知徹底を図るよう指導するとともに、評価要領等の見直しの内容等についても周知徹底を図ること、また、事業主体が行った費用対効果分析の内容について十分精査するよう指導すること

(6) 漁業従事者数等の減少に対応した今後の漁港施設用地の利活用について、民間事業者による利用範囲の拡大や利用手続の簡素化等も含めた新たな利用の態様を検討するなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産基盤整備費等
部 局 等	水産庁
事業の根拠	漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)
事業	特定漁港漁場整備事業等
事業の概要	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図り、国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与するために漁港を整備するもの
漁港施設用地が利用計画に沿って利用されていないなどしていた漁港数	111 漁港
上記に係る漁港管理者	13 道府県、13 市、5 町、計 31 漁港管理者
利用計画に沿っていないなどしていた漁港施設用地の面積	362,490m ²
上記に係る事業費(1)及び固定資産評価額(2)	(1) 12 億 3974 万余円 (2) 14 億 7230 万余円 計 27 億 1204 万余円
上記に対する国庫補助金等相当額	(1) 6 億 8859 万円 (2) 7 億 4934 万円 計 14 億 3793 万円

【意見を表示したものの全文】

漁業従事者数等の減少に対応した今後の漁港施設用地の利用等について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 水産庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 漁港施設用地の概要

(1) 漁港整備の概要

貴庁は、漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)等に基づき、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図り、国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与するために、漁港を整備して、その維持管理を適正に行うこととしている。

漁港の整備は、漁港漁場整備長期計画(平成 13 年度以前は漁港整備長期計画)等に基づき行うこととされており、事業主体である都道府県、市町村等が、特定漁港漁場整備事業、水産流通基盤整備事業等(以下、これらを合わせて「漁港整備事業等」という。)を補助事業等により実施している。

漁港整備事業等により整備する漁港施設のうち漁港施設用地には、荷さばき所、給油施設、漁具保管修理施設等を設置するための敷地及び更地のまま利用する野積場等の敷地がある。

「漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の取扱いについて」(昭和33年33水生第6563号水産庁長官通知。以下「通知」という。)によれば、補助金の交付対象となる漁港施設用地は、地方公共団体又は水産業協同組合が管理する一定の漁港施設の敷地(公共施設用地)とされている。また、「漁港施設用地等利用計画の策定について」(平成2年2水港第40号水産庁長官通知)に基づき、事業主体は貴庁に提出した漁港施設用地等利用計画(以下「利用計画」という。)に定めた漁具保管修理施設用地、野積場用地等の利用目的に従って、漁港施設用地を利用しなければならないこととされている。

また、「漁港施設用地等利用計画策定要領について」(平成14年13水港第4220号水産庁長官通知)によれば、利用計画を策定する際には、整備しようとする漁港施設用地ごとに、漁港施設等の規模等を十分考慮した上で、必要な面積を積算することとされており、地域の漁業実態を考慮して過大な積算とならないようにすることとされている。

(2) 漁港管理の概要

漁港漁場整備法によれば、漁港が所在する地方公共団体は、漁港管理者として漁港管理規程を定め、これに従い適正に漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行わなければならないこととされている。また、漁港管理者が管理する漁港施設用地について占用許可を受けられる者は、通知等に基づき、地方公共団体、水産業協同組合等に限定されており、実際に占用許可を受けている者は、主として水産業協同組合のうちの漁業協同組合(以下「漁協」という。)となっている。

なお、「漁港法の一部を改正する法律」(平成12年法律第78号)の施行により、13年度から漁港の管理は地方公共団体の自治事務とされている。

(3) 8年の本院による処置要求の概要

本院は、8年11月に、会計検査院法第36条の規定に基づき、貴庁に対して、漁港の管理及び使用状況について適時的確に把握して、漁港管理者を指導する体制を整備することなどにより、漁港施設用地が適正に利活用され、事業効果の発現が図られるよう改善の処置を要求している。

貴庁は、9年5月に、本院の指摘の趣旨に沿い、漁港管理者に対して漁港施設用地の利用、占用状況等を報告するよう義務付けるなどの処置を講じている。

(4) 漁港施設用地の有効活用のための施策等

我が国の漁業関係の指標について、本院が上記の処置を要求した8年と直近の統計値とを比較すると、漁業従事者数は28万7千余人から20万2千余人へと29.4%の減少、漁業経営体数は15万9千余経営体から12万6千余経営体へと20.6%の減少となっている。また、漁港に陸揚げされる漁獲物の数量及び金額は、547万t、1兆5154億円から421万t、1兆1631億円へとそれぞれ23.0%、23.3%の減少となっている。

そして、貴庁は、漁業従事者数等の減少により、未利用又は低利用となっている漁港施設用地の有効活用を図るために、次のような規制緩和措置を実施してきている(以下、この措置を「緩和措置」という。)

ア 13年10月に、公共施設用地において利用計画に基づく漁港施設の整備が見込まれないなどの場合には、地方公共団体又は水産業協同組合が漁港施設以外の施設を整備したり、社団法人等が漁港施設を整備したりすることができることとした。

イ 19年5月に、漁港漁場整備法の改正により、同年8月から、地方公共団体等が漁港施設の機能の高度化に資する事業を行う者として漁港管理者の認定を受けた民間事業者に対して、漁港施設の貸付けを行うことができることとした。

ウ 同年7月に、漁港管理者が当該漁港の機能上特に必要と認めるなどした場合には、漁港管理者が公正な手続に従い選定した民間事業者等を公共施設用地に漁港施設を整備することができる者として追加した。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

各種の漁港施設を利用する漁業従事者数等は、8年の本院による処置要求後も減少し続けている。そして、貴庁は、これらの状況を踏まえて、前記のとおり緩和措置を実施してきているところである。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、漁港施設用地がこれらの社会経済情勢の変化の中で適切に利用されているか、緩和措置の実施により有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

15道府県^(注1)に所在し、道府県又は管内市町が管理する漁港のうち、第2種漁港、第3種漁港、特定第3種漁港又は第4種漁港^(注2)とされている計173漁港(漁港施設用地の面積計6,377,833㎡、事業費計411億5381万余円、事業費に対する国庫補助金等相当額計217億5036万余円、固定資産評価額計358億7931万余円、固定資産評価額に対する国庫補助金相当額計181億7134万余円)^(注3)を対象として、貴庁及び15道府県において、漁港台帳、利用計画等の関係書類を確認するとともに、漁港施設用地等の現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 15道府県 北海道、大阪府、新潟、石川、愛知、鳥取、岡山、広島、山口、香川、佐賀、長崎、熊本、大分、沖縄各県

(注2) 第2種漁港、第3種漁港、特定第3種漁港又は第4種漁港 漁港漁場整備法において、利用範囲が地元の漁業を主とするものが第1種漁港、利用範囲が第1種漁港よりも広く第3種漁港に属さないものが第2種漁港、利用範囲が全国的なものが第3種漁港(このうち水産業の振興上特に重要で政令で定めるものが特定第3種漁港)、離島その他辺地にあつて漁船の避難等のため特に必要とされるものが第4種漁港に分類されている。

(注3) 固定資産評価額 漁港台帳に取得価額(事業費)等が記載されていない場合は、近隣に所在し規模等が類似している土地の固定資産評価額等を参考にした。

(検査の結果)

(1) 漁港施設用地の利用状況

検査したところ、14道府県に所在し、13道府県、13市及び5町がそれぞれ管理する111漁港(漁港施設用地の面積計362,490㎡、事業費計12億3974万余円、事業費に対する国庫補助金等相当額計6億8859万余円、固定資産評価額計14億7230万余円、固定資産評価額に対する国庫補助金相当額計7億4934万余円)において、次のとおり、漁港施設用地が法令等により占用許可を受けることができない住民等に占用されていたり、利用計画に沿った利用が全くされていなかったりなどしている事態が見受けられた(アとイには重複している漁港がある。)

ア 法令等により占用許可を受けることができない近隣住民等又は占用許可を受けていない漁協等により占用されていた事態

14 道府県に所在する 80 漁港において、漁具保管修理施設用地、野積場用地等の計 111,561㎡(事業費計 6 億 7803 万余円、事業費に対する国庫補助金等相当額 3 億 5226 万余円、固定資産評価額 7 億 6569 万余円、固定資産評価額に対する国庫補助金相当額 3 億 8931 万余円)が、法令等により占用許可を受けることができない近隣住民又は占用許可を受けていない漁協等により占用されていた。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例 1>

新潟県は、糸魚川市に所在する筒石漁港において、昭和 34 年度の補助事業により漁具保管修理施設用地及び野積場用地計 1,762.4㎡を整備していた。しかし、国道の整備により他の漁港施設用地等から分断されて通行が不便になったことから、上記の用地は本来の目的での利用が徐々に低調となり、このうち 657.7㎡については、45 年頃から法令等により占用許可を受けることができない近隣住民が漁港管理者である同県に無断で建設した住宅や物置小屋等の敷地として使用されていた。

イ 利用計画に沿った利用が全くされていないなどしていた事態

^(注5)
10 道県に所在する 66 漁港において、給油施設用地、荷さばき所用地等の計 250,928 ㎡(事業費 5 億 6171 万余円、事業費に対する国庫補助金等相当額 3 億 3632 万余円、固定資産評価額 7 億 0660 万余円、固定資産評価額に対する国庫補助金相当額 3 億 6003 万余円)が、利用計画に沿った利用が全くされていないなどしていた。さらに、これらの漁港施設用地について、直近の漁業従事者数等に基づき必要となる面積を改めて算定するよう漁港管理者に求めたところ、実際に整備された面積と大きなかい離が生じている用地が見受けられた。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例 2>

長崎県は、平戸市に所在する田助漁港において、昭和 62 年度から平成元年度までの補助事業により給油施設用地 680㎡を整備していた。当該用地に給油施設を設置する予定であったが、近隣の港に給油施設があることや、漁協の経営悪化により、同漁港には設置しないこととなり、当該用地は全く利用されていなかった。そして、漁港管理者である同県と漁協が協議したが、利活用のための具体的な改善策は決まっていなかった。また、現時点で必要となる面積を改めて算定したところ、給油施設用地は、同漁港において全く必要のない用地となっている。

漁港施設を利用する漁業従事者数等が全国的に減少し続けている中で、上記のように、利用計画に沿った利用が全くされていないなどしている漁港施設用地が利用計画の策定当時に計画したとおりに使用される見込みは低く、今後、このような漁港施設用地が増加していくおそれがある。

一方、前記のとおり、13 年度から漁港の管理が地方公共団体の自治事務とされたことから、14 道府県のうち 5 県のみが漁港施設用地の利用、占有状況等を貴庁に報告していた。^(注6)このため、貴庁は漁港の利用及び管理の状況について適時的確に把握して、利用計画を漁業の情勢の変化に対応して随時見直すよう漁港管理者に助言することができなくなっていた。

したがって、貴庁は漁港施設用地の利用及び管理の状況を適宜把握した上で、漁港施設用地の適切かつ効率的な利用等のために必要な技術的助言を行う必要がある。

(2) 緩和措置の活用状況

貴庁は、前記のとおり、13年以降、緩和措置を実施してきているが、漁港管理者において、未利用となっている漁港施設用地を利用することの必要性についての認識が十分でないことなどから、漁協が水産物直売施設を整備するなどした事例は15道府県で1漁港、全国でも6漁港にとどまっていた。

また、緩和措置が民間事業者に対して十分周知されていないことや、民間事業者の選定に公正な手続を経る必要があることを漁港管理者が煩さであると認識していることなどから、民間事業者が漁港施設を整備するなどした事例は15道府県で1漁港、全国でも4漁港にとどまっていた。

(改善を必要とする事態)

多額の国費を投じて整備された漁港施設用地が、利用計画に沿って利用されていないなどしている事態や、緩和措置が十分に活用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴庁において、漁業従事者数等が全国的に減少し続けている中で、漁港施設用地が利用計画に沿って利用されていないなどしている事態を早期に解消するなどのために必要な措置を十分に執っていないこと
- イ 漁港管理者において、民間事業者等に対して緩和措置を周知して、漁港施設用地の利用に対する要望をくみ上げるなどの緩和措置の活用に向けた取組を十分に行っていないこと

3 本院が表示する意見

我が国の漁業従事者数等が全国的に減少し続けている中で、貴庁及び漁港管理者は多額の国費を投じて整備された漁港施設用地を有効に活用することが求められる。

ついては、貴庁において、漁港施設用地が適切かつ効率的に利用され、有効に活用されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 漁港施設用地の利用及び管理の状況を適宜把握した上で、民間事業者による利用範囲の拡大や利用手続の簡素化等も含めて、漁港施設用地の新たな利用の態様を検討するとともに、漁港管理者に対して緩和措置の更なる活用を求めるなどの漁港施設用地の適切かつ効率的な利用等のために必要な技術的助言を行うこと
- イ 利用計画の策定又は変更を行う場合は、今後新たに漁港を整備する場合も含めて、漁業従事者数等が減少傾向にあることなどを漁港施設用地の面積の算定に的確に反映させたり、既存用地の活用を図ったりするよう、漁港管理者に対して周知徹底すること

(注4) 14道府県 北海道、大阪府、新潟、石川、愛知、鳥取、岡山、広島、山口、香川、佐賀、長崎、熊本、沖縄各県

(注5) 10道県 北海道、新潟、石川、愛知、鳥取、山口、佐賀、長崎、熊本、沖縄各県

(注6) 5県 新潟、愛知、広島、長崎、熊本各県

(7) 肉用子牛生産者補給金制度において、平均売買価格の算定対象となる肉用子牛の体重の規格を家畜市場における取引の実態を反映したものに見直すことにより、肉用子牛生産者補給金及び肉用牛繁殖経営支援交付金の算定が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費
部 局 等	農林水産本省
検査の対象 制度等の根拠	農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構 (1) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号) (2) 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
制度等の名称	(1) 肉用子牛生産者補給金制度 (2) 肉用牛繁殖経営支援事業
制度等の概要	(1) 肉用子牛の生産の安定を図ることなどを目的として、肉用子牛の平均売買価格が一定の基準を下回った場合に生産者に肉用子牛生産者補給金を交付する制度 (2) 肉用子牛の生産者の所得を確保し肉用牛繁殖経営基盤の安定に資するため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、肉用子牛の平均売買価格が一定の基準を下回った場合に生産者に肉用牛繁殖経営支援交付金を交付する事業
肉用子牛生産者 補給金及び肉用 牛繁殖経営支援 交付金の交付額	(1) 254億7908万余円(平成20年度～22年度) (2) 25億4860万余円(平成22年度) 計 280億2768万余円
上記に係る独立 行政法人農畜産 業振興機構の交 付金等相当額	(1) 251億4554万余円 (2) 25億4860万余円 計 276億9414万余円
試算額が補給金 等の交付額を下 回っていた額	(1) 40億2321万余円(平成20年度～22年度) (2) 8億1250万余円(平成22年度) 計 48億3572万余円
上記に係る独立 行政法人農畜産 業振興機構の交 付金等相当額	(1) 38億3786万円 (2) 8億1250万円 計 46億5037万円
試算額が補給金 等の交付額を上 回っていた額	(1) 6042万余円(平成20年度～22年度) (2) 1248万余円(平成22年度) 計 7291万余円
上記に係る独立 行政法人農畜産 業振興機構の交 付金等相当額	(1) 5271万円 (2) 1248万円 計 6520万円

【改善の処置を要求したものの全文】

肉用子牛生産者補給金制度における指定肉用子牛の体重の規格の見直しについて

(平成 24 年 4 月 12 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 肉用子牛等対策の概要

貴省は、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号)に基づき、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的として、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策を実施する独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に、平成 20 年度 590 億円、21 年度 565 億円、22 年度 520 億円、計 1676 億円の牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金を交付している。

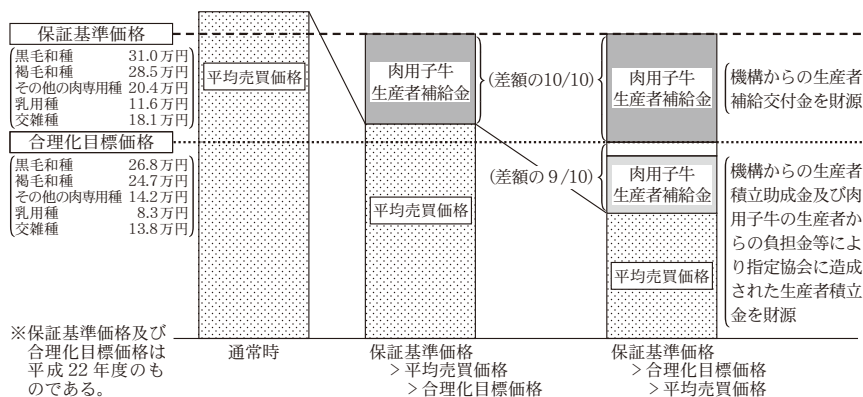
肉用子牛等対策には、肉用子牛の生産者に肉用子牛生産者補給金(以下「補給金」という。)を交付する肉用子牛生産者補給金制度(以下「補給金制度」という。)のほか、補給金制度を補完するための肉用牛繁殖経営支援事業(以下「経営支援事業」という。)等の多数の事業がある。

(2) 補給金制度の概要

補給金制度は、牛肉の輸入自由化が国産牛肉の需給及び価格に重大な影響を及ぼすと見込まれたことから、我が国の肉用牛生産の基盤である肉用子牛生産の存立を確保するため、2 年度から実施されており、機構は、都道府県肉用子牛価格安定基金協会(以下「指定協会」という。)に対して、生産者補給交付金及び生産者積立助成金を交付している。

そして、指定協会は、これらの交付金等を財源として、図 1 のとおり、肉用子牛の市場価格から算出される平均売買価格が、あらかじめ定められた一定の基準である保証基準価格又は合理化目標価格を下回った場合に、その価格差を補填するため、満 6 月齢に達した日から満 12 月齢に達する日までの間に売買されるなどした子牛の頭数に応じた補給金を肉用子牛の生産者に四半期ごとに交付している。20 年度から 22 年度までの間における補給金の交付額は、計 254 億 7908 万余円となっている。

図 1 補給金交付の仕組み



補給金単価を算定するための基準となる平均売買価格、保証基準価格及び合理化目標価格は肉用子牛の品種別に設定されており、その算定方法等は次のとおりとなっている。

(注 1) 肉用子牛の品種 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種及び交雑種の 5 品種

ア 平均売買価格

平均売買価格は、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣が指定するもの(以下「指定市場」という。)において売買された満12月齢未満の肉用子牛のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則(平成元年農林水産省令第46号。以下「省令」という。)で定められた種別及び各種別に対応する体重の範囲の規格(以下「省令規格」という。表1参照)に適合する肉用子牛(以下「指定肉用子牛」という。)の売買価格の四半期ごとの平均額である。

貴省は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」(平成元年元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達)に基づき、指定市場における指定肉用子牛の取引結果について月ごとに都道府県知事から報告を受けており、貴省はその報告を基に平均売買価格を算出して告示している。

省令規格は、我が国において肉用牛として飼養されている代表的な牛の種別と、当該種別ごとに家畜市場で取引されている肉用子牛の平均的な体重の範囲を定めた規格であり、元年の省令制定以降、肉用子牛の種別についてはホルスタイン種を母とする交雑種が追加されたが、体重の範囲は改正されていない。

表1 指定肉用子牛の省令規格

肉用子牛の種別	体 重	[参考] 補給金制度における品種
黒毛和種	240kg以上 310kg以下	黒毛和種
褐毛和種	260kg以上 340kg以下	褐毛和種
無角和種	230kg以上 300kg以下	その他の肉専用種
日本短角種	200kg以上 300kg以下	
アングス種及びヘレフォード種	180kg以上 280kg以下	
ホルスタイン種(雌を除く。)	220kg以上 310kg以下	乳用種
ホルスタイン種を母とする交雑種	220kg以上 310kg以下	交雑種

イ 保証基準価格及び合理化目標価格

保証基準価格は、肉用子牛の生産条件、需給事情等を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として、農林水産大臣が毎年度定めるものである。また、合理化目標価格は、肉用牛生産の健全な発達を図るため、肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、農林水産大臣が定める政策目標価格であり、輸入牛肉に対抗し得る肉用子牛の価格として、保証基準価格よりも低く定められている。

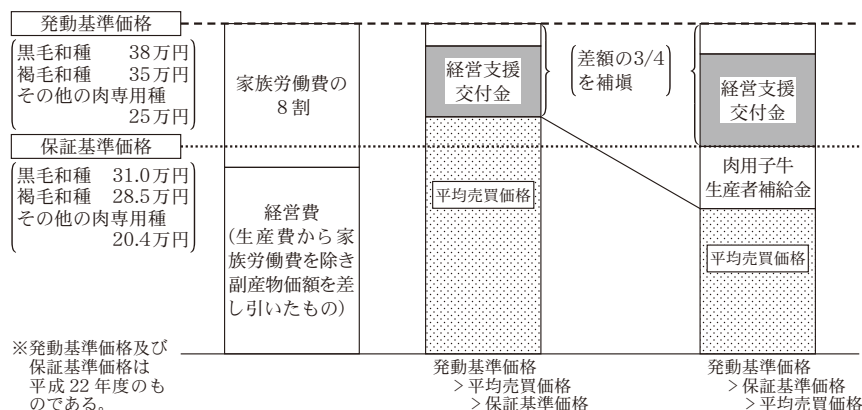
保証基準価格及び合理化目標価格(以下、これらを合わせて「保証基準価格等」という。)は、貴省が毎年度策定している指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格算定要領(以下「算定要領」という。)に基づき算定され、食料・農業・農村政策審議会の審議を経て告示されている。

(3) 経営支援事業の概要

経営支援事業は、肉用子牛の生産者の所得を確保し肉用牛繁殖経営基盤の安定に資するため、22年度から実施されており、黒毛和種、褐毛和種及びその他の肉専用種を対象にしている。

この事業においては、補給金制度に加入している肉用子牛の生産者に対して、図2のとおり、前記の平均売買価格が本事業の発動基準価格を下回った場合に、指定協会が肉用牛繁殖経営支援交付金(以下「経営支援交付金」という。)を四半期ごとに交付することとされている。経営支援交付金の額は、発動基準価格と平均売買価格(ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格)の差額の4分の3に相当する額に補給金の交付対象となる肉用子牛の頭数を乗じた額とされており、機構は、経営支援交付金に充てるための肉用牛繁殖経営支援事業補助金を指定協会に対して交付している。

図2 経営支援事業の仕組み



発動基準価格は、事業設計時の直近7年間(14年度から20年度まで)の肉用子牛の経営費(生産費から家族労働費を除き副産物価額を差し引いたもの)及び家族労働費の8割について、最高値と最低値を除いた5か年の平均値を算出し、これらを合算するなどして算定されたものである。22年度における経営支援交付金の交付額は、25億4860万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、平均売買価格の算定対象となる指定肉用子牛について定めている省令規格の体重の範囲は元年の省令制定以降改正されていない。一方、農林水産大臣が家畜の能力、体型等の目標についておおむね5年ごとに定める家畜改良増殖目標では、肉用牛についての増体目標が掲げられており、肉用子牛の体格が大きくなっている可能性がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、省令規格が家畜市場で取引されている肉用子牛の体重の実態を反映しているか、補給金が家畜市場における肉用子牛の取引の実態に基づいて適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

20年度から22年度までの間に交付された補給金計254億7908万余円(機構の交付金等相当額251億4554万余円)及び22年度に交付された経営支援交付金25億4860万余円(機構の補助金相当額同額)を対象として、貴省及び機構において実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、機構が収集し、かつ保存期間(3年間)内であった20年から22年までの延べ2,766,683頭の肉用子牛に係る家畜市場取引データ(品種、日齢、体重、価格等について指定市場102市場及びその他の家畜市場22市場から収集したもので、省令規格に適合しない肉用子牛に係るものも含む。以下「市場データ」という。)の提出を受けてこれを分析するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 家畜市場で取引されている肉用子牛の体重と売買価格の状況

貴省は、元年の省令制定の際、昭和57年度から63年度までの7年間に肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場で取引された肉用子牛の体重を調査し、その平均値と標準偏差^(注2)を用いて、家畜市場で取引されている肉用子牛の平均的な体重の範囲を定めている。しかし、省令規格の体重の範囲については、その見直しについての条件及び方法について何ら定めていないことから、平成元年の省令制定以降20年以上の間、その検証や見直しを実施しておらず、一度も改正していなかった。また、貴省は、指定市場における指定肉用子牛の取引結果について都道府県知事から報告を受けているが、その報告の内容は売買価格及び売買頭数のみであり、省令規格に適合しない肉用子牛に係る資料を収集していなかった。

そこで、本院において、市場データのうち、補給金の交付対象となる販売期間である満6月齢に達した日から満12月齢に達する日までの間に102指定市場で売買された延べ1,366,290頭の肉用子牛に係るデータから、体重の平均値と標準偏差を用いて、肉用子牛の各種別に対応する平均的な体重の範囲(以下「試算規格」という。)を試算したところ、表2のとおり、全ての種別で、省令規格と試算規格の体重の範囲は、その上限値又は下限値において、10kg以上の差がある状況となっていた。

(注2) 標準偏差 統計処理の対象とするデータの散らばりの度合いを表す数値であり、標準偏差が小さいことは、平均値のまわりの散らばりの度合いが小さいことを示す。

表2 肉用子牛の体重の範囲の比較 (単位: kg)

肉用子牛の種別	試算規格 [a]	省令規格 [b]	差([a]-[b])		補給金制度 における品種
			下限値	上限値	
黒毛和種	250~320	240~310	10	10	黒毛和種
褐毛和種	260~330	260~340	0	△10	褐毛和種
無角和種	200~280	230~300	△30	△20	その他の肉専用種
日本短角種	200~280	200~300	0	△20	
ホルスタイン種(雌を除く。)	240~330	220~310	20	20	乳用種
ホルスタイン種を母とする交雑種	260~320	220~310	40	10	交雑種

(注) アンガス種及びヘレフォード種は市場データに該当がないため、算定していない。

また、指定市場で取引された肉用子牛の体重と売買価格の関係をみると、体重が増加すると売買価格も増加する傾向が見受けられた。

そこで、本院において、市場データにより、指定市場で売買された満6月齢から満12月齢までの肉用子牛であって試算規格に適合するものについて、その売買価格の四半期ごとの平均額(以下「試算平均売買価格」という。)を試算するとともに、20年1月から22年12月までの各四半期ごとに試算平均売買価格と平均売買価格の差額及び12四半期を通じたその差額の平均を算出したところ、12四半期を通じた差額の平均は、黒毛和種10,500円、褐毛和種△2,600円、その他の肉専用種△3,800円、乳用種4,400円及び交雑種6,500円となっていた。

したがって、省令規格を見直すこととした場合、試算平均売買価格と平均売買価格との差額は、保証基準価格等と平均売買価格の差額により算定される補給金の単価及び発動基準価格と平均売買価格の差額により算定される経営支援交付金の単価に影響を与えると認められた。

(2) 試算規格によることとした場合の補給金等の額と実際に交付されていた補給金等の額との比較

ア 補給金

算定要領によると、保証基準価格等の算定には算定年度の直近7年間の指定肉用子牛の売買価格を用いることとされているが、貴省は、省令規格に適合しない肉用子牛の取引に関する資料を収集したり、機構に7年分の省令規格に適合しない肉用子牛の家畜市場取引データを蓄積させたりしていない。このため、省令規格を変更した場合、保証基準価格等も変動する可能性があるものの、貴省において算定要領で定められた方法で省令規格を変更した場合の保証基準価格等は算定することができない状況となっている。

そこで、本院において、実際に定められた保証基準価格等を試算規格に対応する保証基準価格等と仮定して、試算規格に対応する試算平均売買価格により、20年度から22年度までの補給金の額を試算したところ、平均売買価格が保証基準価格を下回っていなかったために補給金が交付されていなかった黒毛和種を除く4品種のうち、その他の肉専用種^(注3)、乳用種及び交雑種については試算額が交付されていた補給金を計40億2321万余円(機構の交付金等相当額38億3786万余円)下回る結果となった。また、褐毛和種及びその他の肉専用種^(注3)については試算額が交付されていた補給金を計6042万余円(同5271万余円)上回る結果となった。

(注3) その他の肉専用種については、試算額が交付されていた補給金を下回る場合と上回る場合がある。

イ 経営支援交付金

経営支援事業における発動基準価格は、前記のとおり肉用子牛の経営費及び家族労働費により算定されていて肉用子牛の体格とは関わりがないため、省令規格を試算規格に変更しても、これに伴い発動基準価格が変更されることにはならない。

そこで、本院において、試算規格に対応する試算平均売買価格等により、22年度の経営支援交付金の額を試算したところ、黒毛和種については試算額が交付されていた経営支援交付金を8億1250万余円(機構の補助金相当額同額)下回り、褐毛和種については試算額が交付されていた経営支援交付金を1248万余円(機構の補助金相当額同額)上回る結果となった。

(改善を必要とする事態)

補給金制度において、制度発足時に定められた省令規格における体重の範囲が20年以上の間一度も改正されていないため、家畜市場で取引されている肉用子牛の体重の実態を反映していない省令規格に基づいて算定された単価により補給金及び経営支援交付金が交付されている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、省令規格の見直しの必要性に関する認識が十分でなく、その見直しに当たっての条件や見直しの方法について何ら定めていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

補給金制度は、我が国の肉用牛生産の基盤である肉用子牛生産の存立を確保するため、肉用子牛の再生産を確保する水準で価格差補填を行うこととしているものであり、補給金の額は、家畜市場における取引の実態に基づいて、適切に算定される必要がある。

については、貴省において、補給金制度及びこれを補完する経営支援事業が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 家畜市場で取引されている肉用子牛の体重の実態を反映した省令規格により補給金及び経営支援交付金の額が算定されるよう、既存の家畜市場取引データを活用することなどによる省令規格の見直しの方法を直ちに検討し、省令規格の改正を速やかに実施すること
- イ 今後の省令規格の見直しに当たっての条件や見直しの方法を確立するとともに、必要な家畜市場取引の売買データを収集、蓄積等する体制を確立すること

- (8) 国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務について、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行うことなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	農林水産本省(昭和 53 年 7 月 4 日以前は農林本省)
検 査 の 対 象	農林水産本省、独立行政法人農林漁業信用基金(昭和 62 年 10 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日までは農林漁業信用基金、昭和 62 年 9 月 30 日以前は農業信用保険協会)
貸 付 け の 根 拠	独立行政法人農林漁業信用基金法(平成 14 年法律第 128 号)(昭和 62 年 10 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日までは農林漁業信用基金法(昭和 62 年法律第 79 号)、昭和 62 年 9 月 30 日以前は農業信用保証保険法(昭和 36 年法律第 204 号))
貸付事業の概要	農業者等に対して農業信用基金協会が行う保証に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金を貸し付けるもの
上記の貸付けの財源として国が独立行政法人農林漁業信用基金に対して出資するなどした出資金及び交付金の額	491 億 3700 万円(昭和 41 年度～平成 13 年度)
上記を財源とする農業信用基金協会に対する貸付金の残高	491 億 3669 万円(平成 23 年 3 月末)(47 農業信用基金協会)
上記のうち検査の対象とした貸付金の額	445 億 5427 万円(42 農業信用基金協会)
上記のうち今後使用が見込まれない貸付金の額(試算額)	123 億 8300 万円(30 農業信用基金協会)

【改善の処置を要求したものの全文】

独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付けについて

(平成 24 年 10 月 26 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

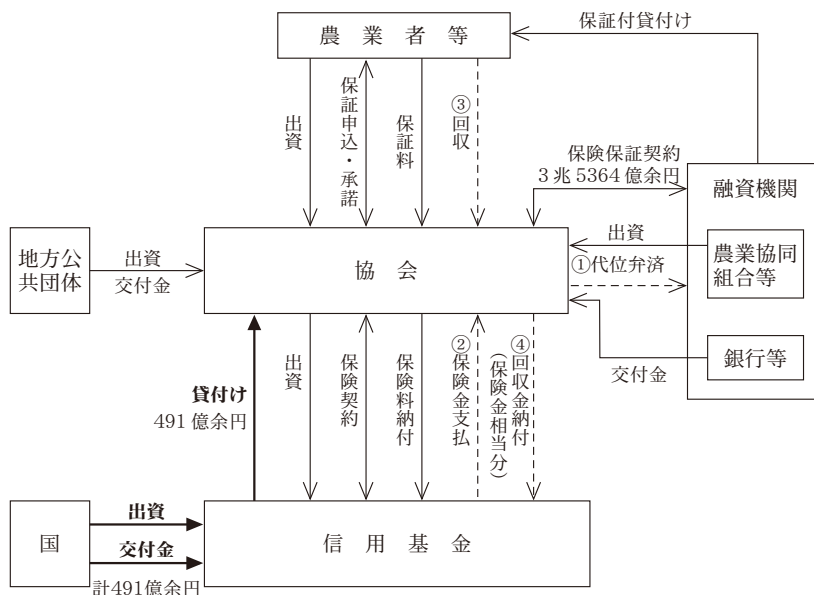
(1) 貸付けの概要

農業信用基金協会(以下「協会」という。)は、各都道府県ごとに設立されていて、農業信用保証保険法(昭和 36 年法律第 204 号。以下「保証保険法」という。)に基づき、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業者等が農業協同組合その他の融資機関から保証保険法に定める事業資金又は生活に必要な資金等を借り入れる場合に、その債務を保証(以下「保険保証」という。)して、農業者等が債務不履行に陥った場合、当該農業者等に代わって融資機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行っている。

そして、貴省は、昭和 41 年度から平成 13 年度までの間に独立行政法人農林漁業信用基金(昭和 62 年 10 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日までは農林漁業信用基金、昭和 62 年 9 月 30 日以前は農業信用保険協会。以下「信用基金」という。)に対して出資金及び交付金(以下「出資金等」という。本事業に係る出資金等の交付額累計 491 億 3700 万円)を交付して、保険保証に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金を信用基金から協会に貸し付けさせている(平成 22 年度末貸付残高 491 億 3669 万円)。

また、保険保証については、協会の負担を軽減するため、保証保険法に基づき、原則として信用基金により保険が付されており、協会が代位弁済を行った場合、信用基金から代位弁済額に所定の割合(70% 又は 90%)を乗じて得た額が保険金として支払われることとなっている。

図 保険保証等及び本件貸付けの仕組み



注(1) ①～④は、貸付けを受けた農業者等が債務不履行に陥った場合の事務の流れを示す。

注(2) 金額は平成 22 年度末残高である。

(2) 貸付けの目的

保証保険法により、協会は、その会員である農業者等及び地方公共団体からの出資金、毎事業年度の剰余金を積み立てた準備金から繰り入れた繰入金及び地方公共団体等からの交付金を代位弁済に充てるための基金として管理しなければならないとされている。また、協会は、保証保険法等に基づく貴省への報告において、基金を原資として代位弁済（以下「基金代位弁済」という。）を行った場合、財務会計上の基金の在り高から基金代位弁済を行った額を控除し、代位弁済後に信用基金から受領した保険金や求償権に基づき農業者等から受領した回収金の額を加えるなどして基金の現在高（以下「基金現在高」という。）を算出することとされている。

そして、各協会の業務方法書により、協会が引き受けることができる保険保証等の債務の残高には、基金現在高を基にして限度額（以下「保証限度額」という。）が設けられており、基金現在高に保証倍率（10倍から40倍）を乗じた額を保証限度額として、保証債務の残高から保険金額等に相当する額を控除した額（代位弁済を行うことになった場合に保険金等では賄われず、協会が負担することになる額。以下「実質保証債務額」という。）が保証限度額を超えることになる場合には保証を引き受けることはできないなどとされている。

このため、基金代位弁済を行うと、保険金、回収金等によって基金現在高が復元されるまでの間、保証限度額が一時的に減少する結果、保証限度額に余裕がない場合は新たな保証の引受けが制限される可能性がある。

そこで、貴省は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）等に基づき、協会による積極的な保証の引受けを促進して保険保証に係る保証債務の額の増大を図ることを目的として、本件貸付制度を設けていて、代位弁済の必要が生じた場合、基金代位弁済によらず、本件貸付金により代位弁済（以下「資金代位弁済」という。）を行うことができるようにして、これにより、基金現在高の減少に伴う保証限度額の一時的な減少を防止することとしている。

また、貴省によれば、本件貸付制度には、上記の基金現在高の減少に伴う保証限度額の減少を防止するという目的に加えて、協会に資金を交付することにより、代位弁済の履行を円滑にするという資金繰りの支援の目的もあるとされている。

(3) 貸付けの条件及び金額

貴省の監督の下で信用基金が定めた農業融資資金貸付要領（平成21年独信基104平成21年度第116号）により、本件貸付金は、貸付期間を原則2年以内として、低利で貸し付けるものとされている。そして、貴省と協議の上で、信用基金は、貴省から交付された出資金等を信用基金において滞留させないよう、そのほぼ全額を全国47の協会に貸し付けており、各協会の代位弁済の額、保険保証の引受け実績及び事故率、求償権に係る回収金の額及び回収率等の保証業務の実績等に応じて、これを各協会に配分している。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本件貸付けに係る国の出資金等の累計額は、5年度から13年度までの間に経済対策の一環として補正予算による多額の出資が行われたこともあって、前記のとおり491億3700万円と多額に上っている。一方、近年の我が国の農業を取り巻く状況は、農業者数が減少していることや農産物価格が低迷していることなどから厳しくなっており、これらを背景とした投資の伸び悩みなどから信用基金の保険保証の保険価額の残高は16年度をピークに年々減少してきている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、各協会に対する本件貸付金の貸付額は保証限度額の減少を防止して保証債務の額の増大を図るとともに、代位弁済の履行を円滑にして資金繰りの支援をするという目的からみて適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、東日本大震災により大きな被害を受けるなどした青森、岩手、宮城、福島、茨城各県に所在する5協会を除く42協会(以下「42協会」という。)に対する貸付金(22年度末残高計445億5427万円)を対象として、貴省において、信用基金に対する出資金等の状況等について実地に検査するとともに、信用基金において、出資金等の管理状況、協会に対する貸付けの状況、貸付額の算定根拠等について、借入申込書等により実地に検査した。また、42協会のうち16協会において、貸付金の使用状況、協会の財務状況等について、協会の財務諸表等により実地に調査を行うとともに、残りの26協会についても同様の内容に関して調書の提出を受けるなどして調査した。

(検査の結果)

検査したところ、以下のような事態が見受けられた。

(1) 保証限度額の減少を防止するための貸付金の使用状況、今後の必要性等

ア 貸付金の資金代位弁済のための使用状況

保証限度額の減少を防止するため、17年度から22年度までに42協会において本件貸付金を資金代位弁済のために使用した状況についてみると、本件貸付金を資金代位弁済に使用した額及び貸付金残高に対するその割合(以下「貸付金使用率」という。)は、表のとおり、年度ごとに計59億8584万余円、13.4%(21年度)から計83億9271万余円、18.9%(17年度)となっており、貸付金使用率は低い水準にとどまっている。これは、5年度から13年度に補正予算により本事業のための追加出資が行われるなどして貸付金の規模が増大し、その後は貸付金の規模はほぼ一定である一方、保証債務残高は多くの協会において17年度をピークにその後減少傾向にあることなどのためである。

表 本件貸付金の使用状況

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
本件貸付金の年度末残高(a)	44,185,420	44,246,690	44,332,480	44,403,440	44,517,320	44,554,270
本件貸付金により資金代位弁済を行った額(b)	8,392,715	7,278,895	6,217,108	6,225,913	5,985,847	6,671,731
貸付金使用率(b)/(a)	18.9%	16.4%	14.0%	14.0%	13.4%	14.9%

貸付金使用率を協会別にみると、年度によって変動があるものの、17年度から22年度までの間で最も使用率が高かった年度においても50%に満たないものが42協会のうち34協会(80.9%)となっているなど、多くの協会において低い水準にとどまっている。

イ 貸付金の必要額の試算

上記のとおり、近年、多くの協会において貸付金使用率は低い水準にとどまっていることから、各協会における本件貸付金の必要額を試算したところ、各協会のこれまでの代位弁済の実績等を踏まえるとともに、東日本大震災の影響により代位弁済が増加する可能性や、25年3月末日に予定されている「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(平成21年法律第96号。以下「円滑化法」という。)の失効後に代位弁済が増加する可能性等を考慮したとしても、次のとおり、本件貸付金のうち相当の部分は将来も使用することが見込まれないと認められる。

すなわち、各協会における代位弁済額について、余裕をみて、17年度から22年度までの各年度の保険保証全体に係る代位弁済額のうち最も多額であった年度の額を基にして、さらに、東日本大震災の影響等を考慮して、この額の2倍まで見込むこととすると、42協会全体の代位弁済額は計373億1595万余円となる。そして、協会ごとにみると、42協会のうち30協会において、貸付額がこの代位弁済額を上回っている状況となっており、この30協会における代位弁済額を上回る貸付額計123億8300万余円については、将来も使用することが見込まれないと認められる。

(2) 代位弁済の履行の円滑化のための貸付金の必要性

前記のとおり、本件貸付金には資金繰りの支援の目的もあるとされている。そこで、現在の協会の財務状況からみて、本件貸付金によりそのような資金繰り面での支援を行う必要があるかどうかについて、本件貸付金に対応する資産以外に各協会が保有している代位弁済に充てることができる資産の額に基づいて検討すると、次のとおりである。

保証保険法並びに同法に基づき貴省及び金融庁が定めた告示により、実質保証債務額に償還事故の発生率を乗じて得た額の合計額に対する保証債務の弁済に充てることが可能な額(現金、預金、有価証券といった流動性の高い資産に相当する額。ただし、本件貸付金等による借入金に対応する資産に相当する額は含まない。)の割合(以下「弁済能力比率」という。)が200%以上であることが協会の保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準として定められている。

そして、22年度末における各協会の弁済能力比率は、344.5%から5,126.8%といずれも保証債務の弁済能力比率の充実状況が適当とされる200%を超えていることから、各協会は直ちに保証債務の弁済に支障が生ずる状況にはないと認められる。

(改善を必要とする事態)

本件貸付金の資金代位弁済のための使用実績は年度末貸付金残高に対して低い水準にとどまっていて、貸付金の一部は将来も使用することが見込まれない状況となっており、また、近年、協会の弁済能力は充実しているため、協会の資金繰りという目的のために貸付けを行う必要性も低下しているにもかかわらず、必要と認められる額を上回る貸付けが行われていることは適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、本件貸付金について、各協会における代位弁済の実績、保証債務の弁済に充てることができる資産の額等の財務の充実の状況等に依りて、支援の必要性を踏まえた額のものとなるよう見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

本件貸付けについては、近年、貸付金残高に比べてその使用実績は低い水準にとどまっており、農業者数の減少、農産物価格の低迷等により農業経営に直接必要な資金等の需要は低迷していて、多くの協会において保険保証に係る保証債務残高は減少傾向にあることなどから、代位弁済額も減少していく可能性が高く、また、各協会は代位弁済に充てることができる資産の額を相当程度保有している。これらのことから、本件貸付金の必要性は低下しており、東日本大震災や予定されている円滑化法の失効等の影響を考慮して保守的に試算したとしても、貸付金の一部は将来も使用することが見込まれない状況となっている。

については、貴省において、各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることにより、本件貸付金が有効に使用されるようにし、また、その結果、必要がないと認められる貸付金については、更なる支援の必要が認められる協会があれば当該協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる分について、それに相当する出資金等を信用基金から国庫に返納させて、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求する。

(9) 木材供給高度化設備リース促進資金造成事業の実施に当たり、事業の効果及び補助事業者の事業執行体制を確実に把握することとして、補助事業者に対して責任ある事業執行体制を整備するよう指導することにより、事業の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)林業・木材産業等振興対策費 (平成19年度以前は、(項)林業振興費)	
部 局 等	林野庁	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者 (事業主体)	全国木材協同組合連合会	
補助事業	木材供給高度化設備リース促進資金造成事業	
補助事業の概要	全国木材協同組合連合会が、製材機、木材乾燥機等の機械設備をリースによって導入する製材業者等に対して、当該リース料の一部について助成を行うもの	
平成14年度以降に実施され22年度末までに助成期間が終了した助成件数及び助成額	62件	2億4979万余円
上記のうち事業の効果が十分発現していないと認められる助成件数及び助成額	22件	8326万余円
上記に対する国庫補助金相当額		8326万円

【改善の処置を要求したものの全文】

木材供給高度化設備リース促進資金造成事業の効果について

(平成24年3月30日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 木材供給高度化設備リース促進資金造成事業の概要

貴庁は、我が国の木材産業等を巡る情勢が需給構造の変化による外材との競合の激化等、極めて厳しい状況にある中で、木材産業の構造改革の推進を積極的に支援していく必

要があることから、林業・木材産業等振興対策事業実施要綱(平成17年16林政経第161号農林水産事務次官依命通知。平成16年度以前は林業生産流通総合対策基本要綱)、木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業実施要領(平成21年20林政産第99号林野庁長官通知。16年度以前は林業生産流通総合対策事業実施要領)等(以下、これらを合わせて「要綱等」という。)に基づき、14年度から、全国木材協同組合連合会(以下「全木協連」という。)に木材供給高度化設備リース促進資金造成事業(以下「リース促進事業」という。)を実施させている。

リース促進事業は、全木協連が、製材機、木材乾燥機等の機械設備をリースによって導入する製材業者等に対して当該リース料の一部について助成(助成期間はおおむね5年以内。助成額はリース総額の6～9%)を行うものである。要綱等によると、助成の条件は、地域材の供給力の増大と品質の安定・向上を図るための計画を有し、当該計画を達成することが確実に認められることとされている。

貴庁は、全木協連に対し、リース促進事業に係る助成資金の造成及びその運営に必要な経費を対象に国庫補助金を交付しており、14年度から22年度までの間の国庫補助金交付額は資金造成費8億0316万余円、運営経費4039万余円、計8億4356万余円に上っていて、22年度末資金残高は3億2422万余円(うち助成決定額3億2166万余円)となっている。

(2) リース促進事業の手続等

全木協連は、要綱等に基づき、全国木材協同組合連合会木材供給高度化設備リース促進事業助成金交付規程(以下「交付規程」という。)を定めており、要綱等及び交付規程によると、リース促進事業の手続は次のとおりである。

① 助成申請者は、リース会社とリース契約を締結した後、全木協連に対して、リース料助成申請書(以下「助成申請書」という。)を提出して助成申請を行う。

助成申請書には、助成申請者が販売した木材及び木材製品の最近1か年の数量等を地域材を使用したものと外材を使用したものとに分けて記載するとともに、要綱等で助成の条件とされている計画として、助成期間中に助成対象設備で使用する地域材及び外材それぞれの目標取扱量(以下「目標取扱量」という。)等について年度ごとに記載した「助成対象設備に係る目標取扱計画」(以下「目標取扱計画」という。)等を添付することとされている。

② 全木協連は、全木協連に設置する審査委員会の審査を経て助成を決定する。

③ 全木協連は、助成が決定した申請者(以下「設備借受者」という。)及びリース会社に助成決定の通知を行い、その後、設備借受者及びリース会社との間で三者契約を締結する。

④ 設備借受者は、リース物件を借り受けた月以降、毎月リース会社に対して全木協連からの助成額を控除した金額をリース料として支払う。

⑤ リース会社は、3か月ごとに全木協連にリース料の助成の請求を行い、全木協連は、請求内容を審査してリース会社に助成額を支払う。

⑥ 設備借受者は、助成期間中の各年度において、助成対象設備で使用した地域材及び外材それぞれの実績取扱量等を記載した「助成対象設備の使用状況及び当該設備の事業効果報告書」(以下「報告書」という。)を翌年度の5月末日までに提出する。

また、要綱等及び交付規程において、全木協連は、設備借受者による目標取扱計画の達成が著しく困難と認めるなどの場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、審査委員会の審査を経て、助成を中止したり助成相当額を返還させたりすることができるものと定められている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

23年7月に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、「木材自給率50%以上を目指すべき姿」として、木材の安定供給体制の確立等を通じ、輸入材に対抗し得る競争力を持った林業・木材産業の育成を着実に推進することとしており、貴庁は、木材産業の構造改革を推進して地域材の供給力を増大させるなどのために、リース促進事業等の諸施策を実施している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、木材自給率50%以上を目指す施策の一環であるリース促進事業において、地域材の供給力を増大させるという事業効果が十分発現しているか、全木協連の事業執行体制が整備されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

14年度以降に実施されたリース促進事業のうち、22年度末までに助成期間が終了した助成件数62件、助成額計2億4979万余円を対象として、貴庁及び全木協連において、助成申請書、報告書等により会計実地検査を行った。そして、このうち6件については、設備借受者に対しても実地に調査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) リース促進事業の事業効果について

ア 地域材使用比率の状況について

要綱等においては、リース促進事業の助成の条件として具体的及び定量的な数値等が定められていないことから、全木協連は、要綱等における助成の条件を具体化したものとして、設備借受者の助成対象設備で使用する地域材と外材との合計の実績取扱量に対する地域材の実績取扱量の比率(以下「地域材使用比率」という。)が、助成期間終了時においておおむね5割を超えることをリース促進事業の採択の目安として運用していた。

そこで、本院が、報告書により助成期間終了時の属する年度(以下「助成期間終了年度」という。)の地域材使用比率の状況について検査したところ、全木協連は、助成期間終了年度の実績取扱量等については前年度の報告書を基に予想できるなどとして、検査の対象とした62件中36件について、交付規程に基づき提出させることとなっている助成期間終了年度の報告書を提出させておらず、助成期間終了年度の地域材使用比率を把握することができなかった。このようなことから、実際に提出があった報告書に基づき地域材使用比率が最高であった年度の数値(以下「地域材使用比率最高値」という。)の状況を62件についてみたところ、表1のとおりとなっていた。

表1 検査の対象とした62件の地域材使用比率最高値の状況 (単位：件、%)

地域材使用比率最高値	0%	0%超 10%以下	10%超 20%以下	20%超 30%以下	30%超 40%以下	40%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%	合計
件数	1注(2)	1	3	2	6	8	13	28	62
計		21 (33.9)					41 (66.1)		62 (100.0)

注(1) ()内の数値は合計件数62件に対する割合

注(2) 設備借受者が助成開始年度内に倒産したため、地域材使用比率最高値を0%としている。

すなわち、地域材使用比率最高値が50%以下となっていたものが62件中21件(助成額8062万余円、国庫補助金相当額同額。件数比33.9%)あり、これらの21件については地域材使用比率が一度もリース促進事業の採択の目安となる50%を超えていなかったことから、同事業の事業効果が十分発現していない状況となっていた。なお、これらの21件の中には、設備借受者が助成期間中に倒産等したものが3件あり、このうち1件は助成を開始した年度内の倒産であった。

また、地域材使用比率最高値が50%を超えていた41件のうち、助成期間終了年度(助成期間終了年度の報告書がない18件については、提出を受けた最終年度。以下同じ。)における地域材使用比率が50%以下となっていたものが1件(地域材使用比率0%、助成額264万余円、国庫補助金相当額同額)あり、この1件については、リース促進事業の事業効果の発現が求められる助成期間終了年度において地域材が全く使用されていなかったことから、上記の21件と同様に、同事業の事業効果が十分発現していない状況となっていた。

イ 地域材の販売比率と地域材使用比率最高値との対比について

本院が、62件のうち、助成申請書に販売に関する事項の記載がなかったなどの理由により販売数量が把握できなかった5件を除く57件について、助成申請時の最近1年における木材及び木材製品の全販売数量に対する地域材を使用した木材及び木材製品の販売数量の比率(以下「地域材の販売比率」という。)を算定し、地域材の販売比率と地域材使用比率最高値との関係についてみたところ、表2のとおりとなっていた。

表2 地域材の販売比率と地域材使用比率最高値との関係 (単位：件)

地域材使用比率最高値 地域材の販売比率	50%超	50%以下	計
50%超	27	1	28
50%以下	10	19	29
計	37	20	57

すなわち、地域材の販売比率が50%を超えていた28件についてみると、27件が地域材使用比率最高値も50%を超えていたことから、地域材の販売比率が50%を超える場合には、地域材使用比率最高値も50%を超える傾向にあると認められた。一方、助成申請時に地域材の販売比率が50%以下であった29件についてみると、地域材使用比率最高値が50%を超えたもの10件(件数比34.5%)と50%以下であったもの19件(件数比65.5%)とに分かれていた。

＜事例＞

A社は平成15年5月から21年4月までの6年間に、リース料助成額7,682,400円の助成を受けており、助成申請書に基づく地域材の販売比率は1.0%であったが、目標取扱計画における助成期間終了年度の地域材使用比率は52%に達するとしていた。しかし、同社は、助成開始後も外材の方が仕入れが安定しているなど有利であること、製造する部材によっては強度等の品質が良いことなどを理由として外材を多く取り扱ったため、同社の地域材使用比率最高値は13.2%にとどまっていた。

そして、地域材使用比率最高値が50%を超えた前記の10件に係る設備借受者の地域材使用の取組について本院が調査したところ、表3のとおりとなっていた。

表3 地域材使用比率最高値50%超の10件に係る設備借受者の取組状況

取組項目	回答数	具体的な内容(一部抜粋)
会社全体の方針として明確に地域材拡大を打ち出した	9	伝統的な仕様にこだわりをもった
		取引先地場工務店への地域材利用の宣伝と設計等の支援を行った
地域材の調達拡大に努力した	8	一括発注で価格の優位性を確保した
		間伐材を素材生産者から直送で供給してもらった
地域材製品の販売拡大のため努力した	8	加工を工夫した上で、工務店、大工及び同業者にサンプルを配布し、販売促進に務めた
		地元や韓国で展示等を行い、大手メーカーとの連携による商品の企画開発を行った

(注) 複数回答を可としている。

すなわち、前記の10件について助成開始後に地域材の使用が増加したのは、取引先地場工務店への地域材利用の宣伝や設計等の支援、一括発注等による地域材の調達、工務店等と連携しての地域材製品の販売促進等、地域材を使用することへの積極的な取組が主たる要因であると認められた。

＜参考事例＞

B社は平成15年6月から22年5月までの7年間に、リース料助成額25,588,800円の助成を受けており、助成申請書に基づく地域材の販売比率は29.2%であったが、目標取扱計画における助成期間終了年度の地域材使用比率は68%に達するとしていた。そして、同社は、助成開始後に、県外からも地域材を調達したり、住宅以外の木造建築物でも地域材のプレカット加工を扱ったりする取組を行った結果、同社の地域材使用比率最高値は80.1%となっていた。

(2) 全木協連の事業執行体制について

ア 助成申請に対する審査について

(ア) 審査において留意すべき事項について

助成申請書に添付される目標取扱計画には、助成開始後における地域材使用への取組に係る会社の方針、地域材の仕入先、取引先等について具体的に記載した資料がないため、審査に際し、目標取扱量の現実性や妥当性を十分検討することができない状況であった。そして、実際に行われている審査の内容についてみると、リース料が妥当であるか、目標取扱計画からみて助成期間終了年度における地域材使用比率が50%を超える値になるかなどについて確認する程度にとどまっていた。

そして、前記のとおり、地域材の販売比率が50%以下でも、地域材使用比率最高値が50%を超えている設備借受者が、助成開始後に地域材使用の取組を積極的に行っている状況に鑑みれば、全木協連においては、助成申請に対する審査に際し、助成申請書に基づき地域材の販売比率を算定した上で、特に、地域材の販売比率が50%以下の助成申請案件については、助成申請者の助成開始後の地域材の調達、地域材製品の販売拡大等に対する積極性、確実性等を慎重に検討することなどに留意して審査を行う要があったと認められる。

(イ) 審査委員会の審査体制について

全木協連において、助成を決定する審査委員会は、木材加工技術に関する有識者等から構成されているが、企業の財務及び経営に関する有識者が含まれていなかったことから、助成申請者が十分な経営基盤を有するなどして地域材使用の取組を継続して実施し、地域材の供給力増大に結びつけることができる事業者であるかなどについて、十分に審査できる体制になっていなかったと認められる。

イ 助成期間中における設備借受者からの報告等並びに設備借受者への指導及び助言について

(ア) 設備借受者からの報告等について

前記のとおり、助成期間中の各年度の報告書は翌年度の5月末まで全木協連に提出されないこと、報告書に記載された実績取扱量等の数値の根拠を示す書類等が添付されていないことから、報告書の提出を適時適切に受けて、その内容を十分に検証できる体制にはなっていないと認められる。

(イ) 設備借受者への指導及び助言について

前記のとおり、要綱等及び交付規程において、目標取扱計画の達成が著しく困難と認められる場合には助成を中止したり助成相当額を返還させたりすることができるものと定められているものの、助成中止の判断基準、助成相当額の返還方法等については具体的に規定されていない。しかし、これらについて具体的に規定することは、設備借受者に自覚と責任を認識させるとともに、全木協連が指導及び助言を行う際の目安や目標が明確となり、より具体的かつ適時適切な指導及び助言を行う体制を整備することに資すると認められる。

(改善を必要とする事態)

リース促進事業において、62件のうち22件(助成額8326万余円、国庫補助金相当額同額)について、地域材使用比率最高値が50%以下であったり、助成期間終了年度における地域材使用比率が0%であったりして、事業効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 全木協連において、助成申請に対して地域材の販売比率等に留意した審査を行い、設備借受者に対して助成期間中に適時適切に報告等を行わせ、必要な指導及び助言を行うことについて、事業執行体制の整備が十分行われていなかったこと

イ 貴庁において、リース促進事業における地域材使用比率等に基づく事業効果及び全木協連における事業執行体制の把握が十分でなかったこと。また、全木協連に対して、上記のアに示した事業執行体制の整備についての指導が十分行われていなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

貴庁においては、前記のとおり、「木材自給率50%以上を目指すべき姿」として、輸入材に対抗し得る競争力を持った林業・木材産業の育成を着実に推進することとして諸施策を実施しており、リース促進事業についても、地域材の供給力の増大等に向けて今後も引き続き実施することとしている。

については、貴庁において、リース促進事業の効果が十分に発現されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア リース促進事業の実施に当たり、地域材使用比率等に基づく事業効果及び全木協連の事業執行体制を的確に把握することとする
- イ 全木協連に対して、次のような責任ある事業執行体制を整備するよう適切に指導すること
 - (ア) 審査に当たっては、助成申請者の地域材の販売比率の状況を十分に踏まえ、助成申請書に地域材使用についての具体的な取組内容に係る資料を添付させ、これにより目標取扱量の確実性等を確認するなど、採択を慎重に検討するための体制を整備すること
 - (イ) 助成期間中においては、設備借受者から適時適切に報告を受けて、その内容を検証するとともに、交付規程において助成中止の判断基準等を具体的に規定するなど、設備借受者に対して地域材使用比率の向上のための指導及び助言を適時適切に行う体制を整備すること

【当局が講じた処置】

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 全木協連に対して24年7月に通知を発出して、地域材使用比率等に基づく事業効果や全木協連の事業執行体制を的確に把握することとした。
- イ 全木協連に対して責任ある事業執行体制を整備するよう指導し、これに基づき、全木協連は、同月に交付規程を改正するなどして、助成申請者に地域材使用についての具体的な取組内容に係る資料を助成申請書に添付させ、これにより目標取扱量の確実性等を確認することとするなど、採択を慎重に検討するための体制を整備した。また、全木協連は、交付規程等に助成中止の判断基準等を具体的に規定するなどして、設備借受者に対して地域材使用比率の向上のための指導及び助言を適時適切に行う体制を整備した。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の事業効果を十分に発揮させるため、整備計画で設定された管理水準等の目標に対する達成状況を的確に把握し、これを審査して必要な指導を適時適切に行えるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費
	〔平成20年度から22年度までは、(項)農業生産基盤整備・保全事業費〕
	〔19年度以前は、(項)農地等保全管理事業費〕

	(項) 沖縄開発事業費
	(項) 北海道開発事業費
	(平成19年度以前は、(項) 北海道農地等保全管理事業費)
部 局 等	農林水産本省、6 地方農政局、沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	12 道県
間接補助事業者 (事業主体)	市 50、町 57、村 6 計 113 事業主体
補助事業 補助事業の概要	国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型) 国営造成施設等を管理する土地改良区等を対象として、都道府県又は市町村が事業主体となって、地域住民等が参画した国営造成施設等の管理体制の整備に係る計画の策定及び更新、管理体制整備の推進並びに管理体制の整備等に対する支援を実施するもの
事業地区数	94 事業地区
事業費	124 億 4739 万余円(平成17年度～23年度)
上記に対する国庫補助金額	62 億 1607 万余円
管理水準等の目標に対する達成状況を的確に把握していなかった事業地区数	89 事業地区
上記に係る事業費	123 億 3347 万余円(平成17年度～23年度)
上記に対する国庫補助金額	61 億 5911 万円(背景金額)

1 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の概要

農林水産省は、農業者及び土地改良区に加え、地域住民等の多様な主体の参加により農地、農業用水等の適切な保全管理を確保し、水源が有するかん養機能、洪水防止機能等の多面的な機能(以下「多面的機能」という。)を発揮させることなどに資するため、平成12年度から、5年間を事業実施期間(第1期は12年度から16年度まで、第2期は17年度から21年度まで、第3期は22年度から26年度まで)として国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)(以下「管理体制整備事業」という。)を実施している。

管理体制整備事業は、「国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱」(昭和60年60構改D第302号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき、国営造成施設(国営土地改良事業等により整備した用排水路、揚排水機場等の農業水利施設をいう。)又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設(以下、これらを合わせて「国営造成施設等」という。)を管理する土地改良区等(以下「管理主体」という。)を対象として、都道府県又は市町村が事業主体となり、地域住民等が参画した国営造成施設等の管理体制の整備に係る計画(以下「整備計画」という。)の策定及び更新、管理体制整備の推進並びに管理体制の整備・強化に対する支援の各取組を実施するものである(参考図参照)。

(参 考 図) 管理体制整備事業の流れの概念図

具体的な取組内容及びその流れ	取組の種類	事業主体
整備計画の策定及び更新 ↓	A	都道府県
整備計画に基づく地域住民への啓蒙普及 整備計画に基づく施設の管理の実践に対する支援 ↓	B C	都道府県 又は市町村
年間の活動実績の総括を踏まえた見直し	A	都道府県

(注) 「A」は整備計画の策定及び更新を、「B」は管理体制整備の推進を、「C」は管理体制の整備等に対する支援を示す。

要綱等によると、農林水産省は、管理体制整備事業において、上記の管理体制が整備されるまでの間に事業主体が実施する上記の各取組に要する費用の一部を事業実施期間に限って助成することとされている。そして、補助の対象となる事業費の大部分は、管理体制の整備等に係る支援、すなわち、事業を実施する地区において管理主体が国営造成施設等の管理を行うために要する費用のうち、多面的機能の発揮に相当する費用等に対して支援を行うものとなっている。

また、都道府県は、管理体制整備事業の実施に当たり、整備計画を策定して、事業を実施する地区(以下「事業地区」という。)における農業水利施設について、管理水準(多面的機能の発揮に資する清掃等をどのような頻度で行うかなど)、管理体制(誰が主体となって清掃等を行うかなど)及び費用分担(誰が清掃等の費用を分担するかなど。以下、これらを合わせて「管理水準等」という。)の目標等を明らかにするとともに、事業実施期間中に当該整備計画を年間の活動実績の総括を踏まえて毎年適切に更新することとされている。そして、整備計画の様式は、原則として、対象となる農業水利施設ごとに当該施設が有する多面的機能及び当該多面的機能に係る管理水準等の目標を記載するようになっており、一つの農業水利施設で複数の多面的機能を発揮している場合は、多面的機能ごとに管理水準、管理体制及び費用分担のそれぞれについて目標を設定するようになっている。

そして、農林水産省は、19年度に「国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の適切な実施について」(平成19年19農振第1067号農林水産省農村振興局長通知)等を発し、管理体制整備事業の事業効果が十分発揮されるよう、地方農政局等が事業の実施状況を的確に把握し、適時適切な指導を実施することとしている。このため、地方農政局等は、毎年度、都道府県から、事業地区ごとの当該年度の活動実績、目標に照らして有効であった方策、問題点等を明らかにした「活動内容に関する概要調書」(以下「概要調書」という。)の提出を受けて、これを審査するとともに必要に応じて都道府県に対して指導を行うこととなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

管理体制整備事業の事業効果は、5年間の事業実施期間中に整備された国営造成施設等の管理体制が地域に定着して、事業完了後も引き続き国営造成施設等が適切に管理されるようになることであるが、第1期から第3期まで長期間にわたり事業を実施している事業地区が多数となっており、これらの事業地区における管理主体に対する事業主体の支援等に対して、毎年度多額の国庫補助金が交付されている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、管理体制整備事業の実施により、第2期の整備計画で設定されていた管理水準等の目標がどの程度達成されているのか、概要調書は目標の達成状況を的確に把握できるものとなっているかなどに着眼して、農林水産本省及び12道県^(注)において、第2期から引き続き第3期の事業を実施しているなどの94事業地区における管理体制整備事業(17年度から23年度までの事業費計124億4739万余円、国庫補助金計62億1607万余円)を対象として、管理体制整備計画書、概要調書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注) 12道県 北海道、秋田、栃木、千葉、新潟、長野、三重、鳥取、佐賀、宮崎、鹿児島、
沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、上記の94事業地区の第2期の整備計画においては多面的機能が3,395件設定されており、これらに係る管理水準等の目標の達成状況等をみると、表のとおりとなっていた。

表 94事業地区の多面的機能3,395件に係る管理水準等の目標を達成していない状況

目標区分	多面的機能 に対する目標 (A)	達成して いない目標 (B)	割合 (B÷A)	道 県	事業地区	事業費	国庫補助金
	件	件	%	道県	地区	千円	千円
管理水準	3,395	1,368	40.2	10	55	9,943,328	4,967,155
管理体制		2,021	59.5	12	79	11,949,529	5,967,374
費用分担		2,484	73.1	12	84	11,698,861	5,843,966
純 計				12	89	12,333,472	6,159,111

(注) 道県数、事業地区数、事業費、国庫補助金は、管理水準・管理体制・費用分担の各目標を全部又は一部達成していなかった事業地区に基づき集計しているため重複している。

すなわち、12道県89事業地区(17年度から23年度までの事業費計123億3347万余円、国庫補助金計61億5911万余円)において、管理水準については1,368件(40.2%)が、管理体制については2,021件(59.5%)が、費用分担については2,484件(73.1%)がそれぞれ目標を達成していなかった。

上記を踏まえ、地方農政局等に提出された89事業地区の概要調書についてみると、①管理水準について、「取組成果が上がり洪水防止機能を発揮できたが部分的に課題等が見つかった」などと記載されているだけで、具体的な課題が明確に記載されていなかったり、②管理体制について、「一定の取組成果が上がった」などと記載されているだけで、有効だった方策が明確に記載されていなかったり、③費用分担について、「費用分担について具体化まで至っていない」などと記載されているだけで、今後の方策が明確に記載されていなかったりしている状況となっていて、地方農政局等において管理水準等の目標に対する当該年度の達成状況を的確に把握できるように活動実績や問題点等が明確に記載されていなかった。

<事例>

秋田県は、雄物川筋地区の整備計画(第2期)において、多面的機能として地区内の用排水路等に洪水防止機能等を設定していた。同県は、整備計画において、洪水防止機能を発揮させるために、年1回の草刈りを年2回とするなどの管理水準の目標を設定するとともに、これを管理主体

の職員等に加えて地域住民の協力を得て実施するという管理体制の目標を設定していた。そして、同県は、多面的機能に係る費用の分担を横手市等に求めるなどの費用分担の目標を設定していた。

しかし、用排水路等の多面的機能の趣旨が地域住民に理解されず協力が得られなかったこと、同市等が財政難であるため費用分担の協議が整わなかったことなどから、同事業地区では全ての目標が達成されていなかった。

そして、同県は、平成23年度の概要調書には、一部の地域住民しか理解が得られていないことや費用分担の合意まで至らなかったことしか記載していなかった。

以上のように、第2期の整備計画で設定した管理水準等の目標を達成していなかった事業地区が多数見受けられ、また、地方農政局等に提出された概要調書には、管理水準等の目標に対する当該年度の達成状況が的確に把握できるように活動実績や問題点等が明確に記載されていなかった。このため、このような状況がこのまま継続すると、第2期に引き続き第3期も事業を実施している事業地区においては、第3期の終了年度である26年度までに管理水準等の目標を達成できないおそれがあると認められた。

したがって、前記の89事業地区において、整備計画で設定している管理水準等の目標の達成状況が低調となっている事態及び管理水準等の目標に対する当該年度の達成状況を地方農政局等が的確に把握することができていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、地域住民の十分な理解や参画等が得られていないことなどにもよるが、農林水産省において、都道府県が作成する概要調書に各事業地区の毎年度の活動実績や問題点等を明確に記載させていなかったため、管理水準等の目標に対する当該年度の達成状況を的確に把握することができず、必要な指導を適時適切に行っていなかったこと及び管理水準等の目標の達成状況を的確に把握することができないにもかかわらず、概要調書の見直しなどを適切に行っていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、24年8月に通知を発して、地方農政局等が各事業地区における管理水準等の目標に対する毎年度の達成状況を的確に把握し、これを審査して、目標の達成状況が低調となっている事業地区について必要な指導を適時適切に行えるよう概要調書を見直すなどの処置を講じた。

- (2) 都道府県が事業主体となって実施する更新整備を伴う土地改良事業について、基本指針等の内容を周知徹底することにより、費用対効果分析における総費用と総便益の算定が適切に実施されて事業採択が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)農林水産本省	(項)農業生産基盤保全管理・整備事業費(平成20年度から22年度までは、(項)農業生産基盤整備・保全事業費、19年度は、(項)農業生産基盤整備事業費)等
---------	------	------------	--

部 局 等	農林水産本省、7 地方農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)
補助事業者 (事業主体)	18 道府県
補助事業	かんがい排水事業等
補助事業の概要	農業の生産性の向上、農業総生産の増大等を目的として、かんがい排水事業等の土地改良事業を実施することにより、農業用排水施設の更新整備を行うもの
費用対効果分析 において総費用 又は総便益の算 定が適切に実施 されていなかった 地区の数	256 地区
上記の事業につ いて支出された 事業費	691 億 4138 万余円(平成 23 年度末現在)
上記に対する国 庫補助金等相当 額	361 億 2499 万円(背景金額)

1 土地改良事業における費用対効果分析の概要

(1) 土地改良事業の概要

農林水産省は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づき、農業の生産性の向上、農業総生産の増大等を目的として、都道府県が土地改良事業を実施する場合に、それらの事業に要する費用の一部について補助を行っている。そして、都道府県が事業を実施するときは、事業採択申請書、土地改良事業計画概要書等を地方農政局長等又は地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出することとされていて、事業採択申請書等の提出を受けた地方農政局長等又は農林水産大臣は、事業の施行に関する要件等の審査を行い、補助事業として採択するか否かの決定を行っている。

土地改良事業は、事業により新しい機能を創出する新設整備と従来の施設の機能を維持することを目的とする更新整備の二つに区分される。さらに、更新整備は、旧施設の機能がそのまま維持されていく効果(以下「更新分に係る効果」という。)のみが発現する「単純更新整備」と、更新分に係る効果に加えて、例えば土水路をコンクリート張りの水路とすることにより清掃費、草刈り費等の費用が節減されるなど、旧施設に比べて機能が向上する効果(以下「機能向上分に係る効果」という。)も発現する「機能向上を含む更新整備」の二つに区分される。

(2) 総費用総便益比方式の概要

土地改良事業は、土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号)において、当該土地改良事業の全ての効用がその全ての費用を償うことが事業の施行に関する基本的な要件の一つとして定められている。

そこで、農林水産省は、土地改良事業計画の策定に当たっては費用対効果分析を行うこととしている。そして、土地改良事業の実施内容が新設整備から更新整備へ大きく移行してきていることを考慮し、更新による効果をより適切に評価するため、平成19年3月に「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について」(平成19年18農振第1596号農村振興局長通知)、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」等(以下、これらを合わせて「基本指針等」という。)を発して、費用対効果分析の手法として総費用総便益比方式を導入した。

この方式は、事業の工事期間に40年を加えた期間(以下「評価期間」という。)に必要な投下費用(総費用)とそれによって発現する全ての便益(総便益)とを測定し、総便益を総費用で除して総費用総便益比を算定することにより行うこととされており、その算定結果が1.0以上であれば土地改良法施行令の要件を満足することとなり、また、数値が大きいほど経済的に優位であることを示すこととなる。そして、上記の算定結果は、前記のとおり、補助事業の採択申請に当たって提出される土地改良事業計画概要書に盛り込まれており、事業採択の重要な判断基準の一つとなっている。

(3) 総費用の概要

総費用は、事業を実施した場合に必要な当該事業及び関連事業の事業費と、当該事業及び関連事業により整備される施設並びに当該事業の受益地域内で一体的に効用を発揮させる施設において評価期間中に発生する再整備に要する事業費との合計額を年度別に集計するなどしたものの総額とされている。

そして、用水路を整備する場合にはダム、頭首工等の取水施設を、排水路を整備する場合には排水機場等の排水施設をそれぞれ「上位施設」として上記の一体的に効用を発揮させる施設の中に含めることとされている。

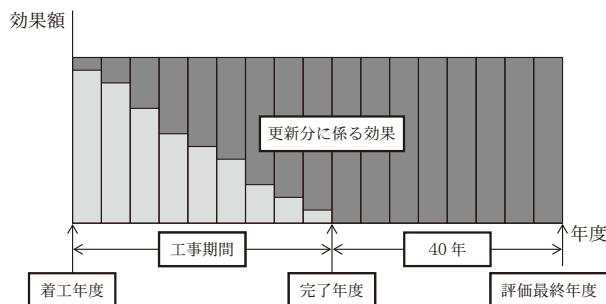
(4) 総便益の概要

総便益は、維持管理費節減効果、営農経費節減効果等の各効果の1年間に発生する効果額(以下「年効果額」という。)を評価期間にわたり合計するなどしたものの総額とされている。各効果の年効果額の算定に当たっては、事業を実施した場合と実施しなかった場合とをそれぞれ想定して比較することとされており、更新整備については、事業を実施した場合には既存の施設の機能が維持された状態又は向上した状態を、事業を実施しなかった場合には既存の施設が老朽化して機能が失われた状態をそれぞれ想定することとされている。

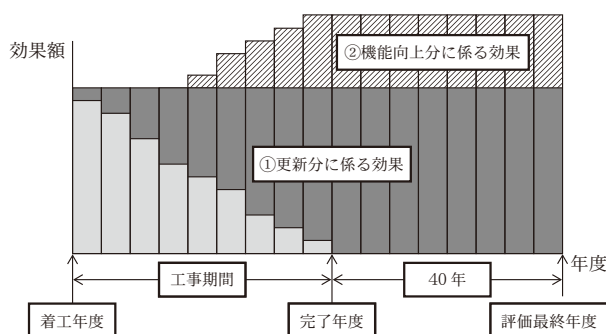
また、機能向上を含む更新整備については、更新分に係る効果と機能向上分に係る効果との合計額を年効果額とすることとされている。そして、更新分に係る効果は、旧施設が担っている効果が更新により維持されていくことから、事業着手時点から全て発現することとして算定することとされているのに対して、機能向上分に係る効果は、事業により機能向上し供用開始となった施設から順次効果が発現することから、事業の工事期間中は、効果が発現する受益面積の割合等(以下「効果発現割合」という。)の増加に応じて効果を算定することとされている(参考図1参照)。

(参考図 1)

1. 単純更新整備の場合(更新分に係る効果)



2. 機能向上を含む更新設備の場合(更新分に係る効果+機能向上分に係る効果)



(5) 各効果の概要

基本指針等によると、総便益の算定に当たっては、18項目に分類される事業の効果ごとに年効果額を算定することとされている。土地改良事業は、かんがい排水事業、区画整理事業、農道整備事業及び農地防災事業の4事業に大別されるが、維持管理費節減効果は上記の4事業全てで、営農経費節減効果は上記のうち農道整備事業を除く3事業で算定することとされていて、これら二つは、費用対効果分析における18項目の効果の中でも主要な効果とされている。これら二つの効果の概要は以下のとおりである。

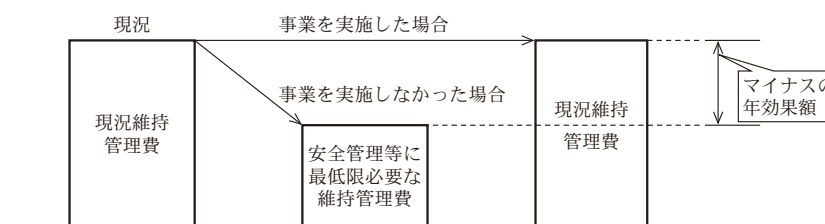
ア 維持管理費節減効果の概要

この効果は、総費用の算定の対象となっている施設を対象として、事業を実施した場合と事業を実施しなかった場合とで維持管理費を比較してその増減を基に次式により年効果額を算定することとされている。

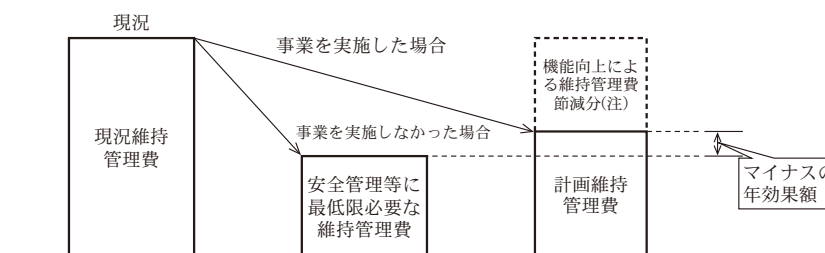
$$\text{年効果額} = \boxed{\text{事業を実施しなかった場合の維持管理費}} - \boxed{\text{事業を実施した場合の維持管理費}}$$

そして、更新整備の場合、事業を実施しなかった場合の維持管理費は、既存の施設の機能が失われた状態における当該施設に関する安全管理等に最低限必要な見回り費、草刈り費等の費用とされている。また、事業を実施した場合の維持管理費は、単純更新整備では、既存の施設の補修費、清掃費、見回り費、草刈り費等の費用(以下「現況維持管理費」という。)とされ、機能向上を含む更新整備では、施設の機能が向上した場合に必要な費用(以下「計画維持管理費」という。)とされている(参考図2及び参考図3参照)。

(参考図 2) 単純更新整備の場合の例



(参考図 3) 機能向上を含む更新整備の場合の例



(注) 土水路をコンクリート張りの水路とすることなどにより、維持管理費が節減され現況維持管理費より計画維持管理費が低減されることを意味する。

イ 営農経費節減効果の概要

この効果は、事業の実施により営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って、作物生産に要する費用が増減する効果で、事業を実施した場合と事業を実施しなかった場合の営農経費(労働費、機械経費及びその他生産資材費)とを比較してその増減を基に次式により年効果額を算定することとされている。

$$\text{年効果額} = \boxed{\text{事業を実施しなかった場合の営農経費}} - \boxed{\text{事業を実施した場合の営農経費}}$$

そして、更新整備の場合、事業を実施しなかった場合の営農経費は、既存の施設の機能が失われた状態における水管理等に係る労働費、機械経費及びその他生産資材費の合計額とされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

現下の厳しい財政事情の下では、公共事業の実施に当たり、費用対効果分析を適切に行って、事業採択過程の透明性及び客観性を確保することが強く求められている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、更新整備を伴う土地改良事業の費用対効果分析は、基本指針等に基づき適切に実施されているかなどに着眼して、農林水産本省及び^(注1)18道府県において、18道府県が事業主体となって19年度から23年度までに費用対効果分析が実施された348地区の農業用排水施設の更新整備を伴う土地改良事業(事業費計912億1965万余円、国庫補助金計476億5428万余円)を対象として、費用対効果分析の関係書類や現地の状況を調査するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 18道府県 北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、山形、新潟、富山、福井、山梨、長野、愛知、三重、鳥取、島根、佐賀、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、上記の348地区のうち18道府県256地区(事業費計691億4138万余円、国庫補助金計361億2499万余円)について、次のような事態が見受けられた。

(1) 上位施設の一部が総費用の算定の対象に含まれていなかったもの

(注2)
 { 8道府県 23地区 事業費計 64億 7230万余円 }
 国庫補助金計 35億 5271万余円 }

総費用の算定の対象に含めることとされている上位施設が算定の対象に含まれていないと総費用が過小に算定されるため、総費用総便益比が過大に算定されることとなる。

そこで、用水路及び用排水路の更新整備を実施している18道府県295地区を対象として、上位施設が総費用の算定の対象に含まれているかを確認したところ、8道府県23地区に係る費用対効果分析において、事業主体は上位施設の一部を総費用の算定の対象に含めずに総費用を算定していた。

(注2) 8道府県 京都府、富山、長野、三重、鳥取、島根、佐賀、鹿児島各県

(2) 維持管理費節減効果が適切に算定されていなかったもの

ア 事業を実施しなかった場合の維持管理費が事業を実施した場合の維持管理費より高額又は同額となっていたもの

(注3)
 { 16道府県 110地区 事業費計 309億 8654万余円 }
 国庫補助金計 162億 5432万余円 }

更新整備の場合、事業を実施しなかった場合の維持管理費は、安全管理等に最低限必要な施設の見回り費、草刈り費等の費用とされている。そして、更新整備では、事業を実施した場合の現況維持管理費又は計画維持管理費には上記の費用が含まれていることから、施設の一部を廃止し、当該施設の計画維持管理費が不要となる場合等の例外を除いて、事業を実施しなかった場合の維持管理費は、事業を実施した場合の維持管理費よりも通常低額となる。このため、各施設の維持管理費節減額を合計するなどして算定される維持管理費節減効果は、通常マイナスとなる。

しかし、16道府県110地区に係る費用対効果分析において、事業主体は、事業を実施した場合の計画維持管理費を施設の工事費に一定の率を乗ずるなどして算定したり、事業を実施しなかった場合の維持管理費を施設の老朽化のため現況よりも増大すると想定して算定したりなどしているため、事業を実施しなかった場合の維持管理費が事業を実施した場合の維持管理費よりも高額となっていたり、維持管理費が変動しないとされていたりしていた。

(注3) 16道府県 北海道、大阪府、青森、秋田、山形、新潟、富山、福井、山梨、長野、愛知、三重、島根、佐賀、宮崎、鹿児島各県

<事例1>

愛知県は、西尾市将監2期地区において、平成23年度から、幹線用水路等の機能回復を図るため、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業を実施している。そして、この事業に係る費用対効果分析において、用水施設について、事業を実施した場合の維持管理費を57万余円、事業を実施しなかった場合の維持管理費を見回り費3万余円と用水施設を閉塞する維持対策費729万余円との合計額733万円とそれぞれ算定し、その差額675万余円を用水施設の1年間の維持管理費節減額として計上するなどして維持管理費節減効果をプラスとして算定していた。

しかし、事業を実施しなかった場合の維持管理費は、安全管理等に最低限必要な維持管理費とすべきであり、同県は、上記のように誤って用水施設を閉塞する維持対策費を計上していたために、事業を実施した場合の維持管理費よりも高額となっていた。

- イ 総費用の算定の対象となっている施設の一部を維持管理費節減効果の算定の対象としていなかったもの

(注4)
 { 11道府県 63地区 事業費計 204億 1113万余円 }
 { 国庫補助金計 107億 7559万余円 }

維持管理費節減効果の算定の対象となる施設の範囲は、総費用の算定の対象となる施設の範囲と同一とされている。また、前記のとおり、更新整備における維持管理費節減効果は、通常マイナスとして算定されるため、全ての施設を対象として算定しないと、維持管理費節減効果が過大に算定されることとなる。

そこで、総費用の算定の対象となっている全ての施設を維持管理費節減効果の算定の対象としているか確認したところ、11道府県63地区に係る費用対効果分析において、事業主体は、当該事業で更新した施設のみを算定の対象としているなど、総費用の算定の対象となっている施設の一部を維持管理費節減効果の算定の対象としていなかった。

(注4) 11道府県 北海道、京都府、富山、福井、山梨、長野、愛知、三重、鳥取、島根、佐賀各県

- ウ 機能向上を含む更新整備における維持管理費節減効果の効果額の算定に当たり、更新分に係る効果と機能向上分に係る効果とを区分することなく一括して更新分に係る効果として算定していたもの

(注5)
 { 15道県 165地区 事業費計 450億 8044万余円 }
 { 国庫補助金計 232億 5511万余円 }

機能向上を含む更新整備では、更新分に係る効果と機能向上分に係る効果とを区分することなく一括して更新分に係る効果として維持管理費節減効果を算定すると、本来事業着手とともに発現することのない機能向上分に係る効果が事業着手と同時に発現することとして算定されるため、効果発現割合が100%となるまでの間、年効果額が過大に算定されることとなる。

そこで、更新分に係る効果と機能向上分に係る効果とを区分して維持管理費節減効果を算定しているか確認したところ、15道県165地区に係る費用対効果分析において、事業主体は、両効果を区分することなく一括して更新分に係る効果として維持管理費節減効果を算定していたことから、同効果が過大に算定されていた。

(注5) 15道県 北海道、青森、秋田、山形、新潟、富山、福井、山梨、長野、愛知、三重、鳥取、島根、佐賀、鹿児島各県

<事例2>

山梨県は、韮崎市大草地区において、平成22年度から、基盤整備と耕作放棄地対策を一体的に進めるため、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業を実施している。そして、この事業に係る費用対効果分析において、①現況維持管理費を133万余円、②事業を実施しなかった場合の維持管理費を100万余円、③計画維持管理費を33万余円とそれぞれ算定し、これに基づき、維持管理費節減効果の年効果額を66万余円(②-③)として計上し、更新分に係る効果として事業着手時点で全て発現することとして効果額を算定していた。

しかし、この事業は機能向上を含む更新整備であることから、年効果額については、更新分に係る効果△33 万余円(②-①)と機能向上分に係る効果(100 万余円(①-③)×効果発現割合)の合計額として算定すべきであり、同県は、上記のように誤って両効果を区分することなく一括して更新分に係る効果として算定しており、機能向上分に係る効果を効果発現割合の増加に応じて算定していなかったために、年効果額を過大に算定していた。

(3) 営農経費節減効果が適切に算定されていなかったもの

前記 348 地区のうち、営農経費節減効果を算定している 286 地区について、同効果の算定内容について確認したところ、^(注6) 8 道県 33 地区(事業費計 85 億 3039 万余円、国庫補助金計 44 億 9110 万余円)に係る費用対効果分析において、基本指針等では、事業を実施しなかった場合の営農経費は、既存の施設の機能が失われて用水を雨水に頼る営農となり、既存の施設に係る水管理等に要する労働費等が必要なくなると想定して算定することとされているのに、事業主体は、用水の運搬費を計上していたり、水管理等に必要となる労働費を計上したりして事業を実施しなかった場合の営農経費を過大に算定するなどして、同効果を適切に算定していなかった。

また、^(注7) 11 道府県 62 地区(事業費計 159 億 7647 万余円、国庫補助金計 84 億 0602 万余円)の費用対効果分析において、事業主体は、営農経費節減効果を算定する必要があるのに、同効果を算定していなかった。

(注6) 8 道県 北海道、山形、富山、長野、三重、島根、佐賀、鹿児島各県

(注7) 11 道府県 北海道、京都、大阪両府、青森、福井、山梨、長野、愛知、三重、宮崎、鹿児島各県

上記のように、更新整備を伴う土地改良事業の費用対効果分析において、上位施設の一部が総費用の算定の対象に含まれていなかったり、維持管理費節減効果及び営農経費節減効果が適切に算定されていなかったりしている事態は、補助事業の事業採択過程の客観性が確保されないおそれがあるもので、適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、更新整備を伴う土地改良事業の費用対効果分析を行うに当たり、基本指針等に対する理解及び費用対効果分析の適切な実施に対する認識が十分でなかったこと、農林水産省において、事業主体に対して、更新整備を伴う土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針等の内容についての周知徹底等が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、土地改良事業に係る事業採択を適切に行えるようにするため、農林水産省は、24 年 9 月に通知を発して、都道府県における更新整備を伴う土地改良事業の費用対効果分析について、総費用並びに維持管理費節減効果及び営農経費節減効果の算定が適切に実施されるよう、基本指針等の内容について周知徹底を図る処置を講じた。

- (3) 補助事業者等に間接補助金等を交付させる方式により実施する事業について、実績報告書の審査マニュアルを改正することなどにより、間接補助金等の交付手続を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)食の安全・消費者の信頼確保対策費(平成19年度以前は、(項)総合食料対策費) (項)担い手育成・確保対策費(平成19年度以前は、(項)農業経営対策費) (項)農業・食品産業強化対策費 (項)農業経営支援対策費 (項)農山漁村活性化対策費 (項)バイオマス利用等対策費(平成19年度以前は、(項)農村振興費) 食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)農業経営基盤強化事業費 [平成19年度は、食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)農地保有合理化促進対策費 18年度は、農業経営基盤強化措置特別会計 (項)農地保有合理化促進対策費]
部 局 等	農林水産本省、5地方農政局、沖縄総合事務局
補助等の根拠	卸売市場法(昭和46年法律第35号)等、予算補助
補助事業者等	14道県
間接補助事業者等	202市町村
補助事業等	農業・食品産業強化対策整備交付金事業、農山漁村活性化対策整備交付金事業等
間接補助金等の交付が完了していないのに実績報告書を提出していた件数	943件
上記に係る事業費の合計	533億8729万余円(平成18年度～22年度)
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	239億7659万円

1 間接補助方式により実施する事業等の概要

(1) 間接補助方式により実施する事業の概要

農林水産省は、国庫補助事業の実施に要する経費の一部について、毎年度、国庫補助金及び交付金(以下「国庫補助金等」という。)を都道府県、市町村等の事業実施主体に対して直接又は間接に交付している。

そして、同省が補助事業者等に間接補助金等を交付させる方式(以下「間接補助方式」という。)(注1)により実施する事業においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)等の定めるところにより、同省は、補助事業者等である都道府県に対して国庫補助金等を交付し、都道府県は、事業実施主体としての市町村等又は農業者等に対し、間接補助金等を直接又は間接に交付している。

間接補助方式により実施する事業における国庫補助金等の流れを示すと次の図1及び図2のとおりである。

図1 事業実施主体としての市町村等に対して直接に間接補助金等が交付される場合

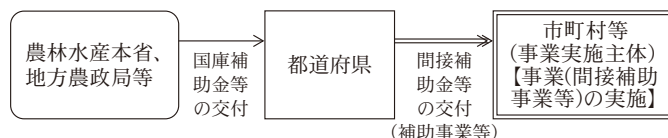
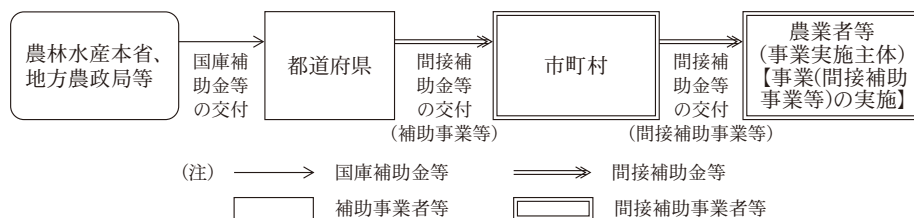


図2 事業実施主体の農業者等に対して間接に間接補助金等が交付される場合



(注1) 間接補助金等 国庫補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該国庫補助金等の交付の目的に従って交付する補助金等

(2) 間接補助方式により実施する事業の交付手続に係る適正化法の規定

適正化法の規定によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、事業の実績報告をしなければならないとされている。そして、「[実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について]の照会について」(昭和30年大蔵省主計局法規課長通知。以下「昭和30年通知」という。)によると、間接補助方式により実施する事業の場合、補助事業等の内容は、間接補助事業者等に対して間接補助金等を交付する事務又は事業であることから、補助事業等の支出義務額が確定したとしても間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえないとされている。

また、図2のように、補助事業者等から間接補助金等の交付を受けた間接補助事業者等としての市町村が、それを財源の全部又は一部として、事業実施主体の農業者等に対して間接補助金等を交付する事業において、補助事業者等が定めている補助金等の交付規則等により、間接補助事業等が完了したときに、補助事業者等へ実績報告をしなければならないとされている場合も同様に、間接補助金等の交付がなければ間接補助事業等が完了したとはいえないこととなる。

(3) 概算払等の手続の概要

会計法(昭和22年法律第35号)等の規定によると、国庫補助金等の経費については、財務大臣に協議した上で前金払又は概算払(以下、これらを合わせて「概算払等」という。)をすることができる。そして、上記の協議が整った場合は、補助事業等又は間接補助事業等の進捗度合を勘案して、国庫補助金等の一部又は全部を、補助事業等が完了する前に概算払等により交付することができることとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、間接補助方式により実施する事業が法令等に基づき適正に実施されているかなどに着眼して、農林水産本省及び14道県^(注2)において、平成18年度から22年度までの間に14道県を補助事業者等として実施された農業・食品産業強化対策整備交付金事業、農山漁村活性化対策整備交付金事業等(事業費計849億0254万余円、国庫補助金等交付額計366億5738万余円。以下、これらを「交付金事業等」という。)を対象に、実績報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 14道県 北海道、青森、秋田、山形、茨城、群馬、千葉、神奈川、福井、島根、岡山、福岡、佐賀、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、上記14道県のうち12道県^(注3)及び14道県管内の202市町村は、交付金事業等計943件(事業費計533億8729万余円、国庫補助金等交付額計239億7659万余円)について、間接補助金等の交付が完了していないのに、補助事業等又は間接補助事業等が完了した^(注4)として、農林水産本省、5地方農政局若しくは沖縄総合事務局又は14道県にそれぞれ実績報告書を提出していた。そして、実績報告書の提出から間接補助金等の交付の完了までの期間は、表のとおりとなっていた。

表 実績報告書の提出から間接補助金等の交付の完了までの期間

期 間	1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 3か月未満	3か月以上	計
件 数	254(26.9%)	578(61.3%)	83(8.8%)	28(3.0%)	943(100%)
国庫補助金等交付額(注)	145億9074万余円	146億5195万余円	19億9799万余円	19億1457万余円	331億5526万余円

(注) 本欄には、実績報告書が提出された補助事業等及び間接補助事業等に対して交付された国庫補助金等交付額を記載している。この中には、同一年度の同一補助事業等において、道県及び市町村の両方で間接補助金等の交付が完了していないのに実績報告書を提出していた場合の重複分が含まれている。

(注3) 12道県 北海道、青森、秋田、山形、茨城、群馬、千葉、福井、島根、岡山、福岡、沖縄各県

(注4) 5地方農政局 東北、関東、北陸、中国四国、九州各農政局

上記の943件について、間接補助金等の交付が完了していないのに実績報告書が提出されていた理由を確認したところ、昭和30年通知に関する理解が十分でなかったため、事業実施主体からの完了届の提出等により事業が完了したとして扱っていたものが940件(99.7%)とその大多数を占めており、残りの3件(0.3%)は、実績報告書を提出する際に、担当者が、間接補助金等の交付が完了していることの確認を失念するなどしていたものであった。

そして、上記943件の中には、概算払等の請求が可能である場合に請求を行わずに、実績報告書を提出して国庫補助金等を精算し、その交付を受けた後に間接補助金等の交付を行うことにしていたものなどがあつた。

＜事例＞

沖縄県は、農業・食品産業強化対策整備交付金事業を実施するに当たり、同県が市町村に、また、市町村が事業実施主体に交付金を交付していなくても、事業実施主体から完了報告書の提出を受けて完了検査を行うことで事業が完了したことになっていた。このため、平成20年度から22年度までの全ての年度において、概算払等の請求を全く行うことなく、沖縄総合事務局へ実績報告書を提出して交付金の交付を受けた後に市町村に交付金を交付していた。

なお、上記の交付金事業以外の事業においても、間接補助金等の交付が完了していないのに、補助事業等が完了したとして、同事務局に実績報告書を提出していた事態があった。

以上のように、間接補助金等の交付が完了していないのに実績報告書が提出され、これに基づき国庫補助金等の交付を受けている事態は、昭和30年通知の趣旨に反する取扱いとなっている。そして、このような取扱いをした場合、間接補助金等が交付されないまま国庫補助金等が補助事業者等に滞留したり、国庫補助金等の交付後に事業の内容が変化して国庫補助金等の減額を必要とする事態が生じても、既に実績報告がなされていることからこれに速やかに対応できなくなり、返納されるべき国庫補助金等の効率的な使用が妨げられるおそれがあったりすると認められた。

したがって、間接補助金等の交付が完了していないのに実績報告書が提出されている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 12道県及び14道県管内の202市町村において、昭和30年通知に関する理解が十分でないなど、交付金事業等の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと
- イ 農林水産本省、5地方農政局及び沖縄総合事務局において、国庫補助金等の交付に当たっての審査及び確認並びに都道府県に対する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、24年8月に事務連絡を発し、都道府県及び管内の市町村に対して、昭和30年通知の趣旨を周知徹底するとともに、同年9月に実績報告書の標準例や審査マニュアル等を改正して、実績報告書の審査において間接補助金等の交付が完了していることを確実に確認することとする処置を講じた。

- (4) 総合食料局情報管理システムの運用支援業務及び保守業務に係る請負契約について、予定価格を業務の実態を反映して積算するための基準等を整備することなどにより、予定価格の積算等を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）農林水産本省（項）主要食糧需給安定対策費 食料安定供給特別会計（業務勘定）（項）事務取扱費
部 局 等	農林水産本省
契 約 名	総合食料局情報管理システム運用支援業務等6件
契 約 の 概 要	総合食料局情報管理システムを円滑かつ安定的に運用するため、同システムの維持管理、障害復旧、ソフトウェアの保守等の業務を行わせるもの

支 払 額	5 億 0248 万余円(平成 20 年度～23 年度)
契約の相手方	3 会社
契 約	平成 20 年 4 月、21 年 4 月、22 年 4 月、23 年 4 月 一般競争契約
積 算 額	5 億 2404 万余円(平成 20 年度～23 年度)
上記のうち運用 支援業務管理経 費及び保守の請 負業務管理経費 の積算額	3999 万余円
低減できた積算 額	3610 万円(平成 20 年度～23 年度)

1 総合食料局情報管理システムの運用支援業務及び保守業務に係る請負契約の概要

農林水産省は、政府が所有する米麦の売買等に関する業務を実施するため、政府所有米麦の在庫、販売及び経理に係る情報を一元的に管理し、関係者の需要に応じた情報を機動的に提供する総合食料局情報管理システム(以下「情報管理システム」という。)を構築して運用している。そして、情報管理システムを円滑かつ安定的に運用するため、一般競争契約により、平成 20 年度から 23 年度までの各年度において、情報管理システムの運用支援業務に係る 4 件の契約(以下「運用支援業務契約」という。)を締結するとともに、22、23 両年度において、情報管理システムの保守業務に係る 2 件の契約(以下「保守業務契約」という。)を締結して、これらの業務を計 3 会社に請け負わせている。

上記業務のうち、情報管理システムの運用支援業務は、情報管理システムの維持管理、稼働状況の監視等について、システム運用技術者等^(注1)を農林水産本省(以下「本省」という。)に常駐させるなどして行わせるものであり、また、情報管理システムの保守業務は、情報管理システムの業務アプリケーションの障害対応等^(注2)であって、運用支援業務では技術的に対応できない業務をシステムエンジニア等^(注3)に行わせるものである。

同省は、情報管理システムの運用支援業務及び保守業務に係る前記計 6 件の請負契約の予定価格について、適用する積算基準等を制定していないことから、システム運用技術者等及びシステムエンジニア等の市販の積算参考資料に掲載されている 1 か月分の人件費単価(以下「月額単価」という。)に仕様書に基づく必要な人数、実施期間をそれぞれ乗ずるなどして積算している。

(注 1) システム運用技術者 情報システムに係る運用業務等を行う技術者

(注 2) 業務アプリケーション 業務手続をシステム化したソフトウェア

(注 3) システムエンジニア 情報システムに係る機能設計等の業務を行う技術者

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、本省において、経済性等の観点から、本省が 20 年度から 23 年度までに 3 会社と締結した前記の 6 契約(支払額計 5 億 0248 万余円、予定価格の積算額計 5 億 2404 万余円)を対象として、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、上記の契約の関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 運用支援業務契約について

20年度から23年度までの運用支援業務契約(契約件数4件、積算額計2億6963万余円)の予定価格についてみると、農林水産省は、情報管理システムの維持管理、障害発生を受付等を行う技術者の派遣、運用支援業務管理等の項目ごとに、システム運用技術者等の月額単価に人数と実施期間をそれぞれ乗ずるなどして各項目に必要な経費を算出し、これらを合算して積算していた。

上記の各項目に係る経費のうち、運用支援業務管理に係る経費(以下「運用支援業務管理経費」という。)は、システム運用技術者が常駐している平日の午前9時30分から午後6時15分(21年度までは午後6時)までの時間(以下「常駐時間」という。)以外の時間に業務を行った場合に必要となる経費として、システム運用技術者の人件費等の合計額に10%を乗じて、20年度5,106,134円、21年度6,189,952円、22年度5,919,899円、23年度5,605,726円、計22,821,711円と積算していた。

これについて、同省は、20年度については、前年度まで当該業務を外注していないときの担当職員の残業時間が通常勤務時間の1割程度であったこと、21年度以降については、20年度に実施した本件契約において、常駐時間以外に業務を行った日数が業務を行った全日数のうちの1割程度であったことによるとしているが、根拠となる資料がないなど積算の根拠は明確になっていない。

そして、前記の運用支援業務管理経費の額を実際に業務を行ったシステム運用技術者の月額単価を基に業務に従事した時間に換算すると、20年度で延べ728時間分、21年度で延べ889時間分、22年度で延べ874時間分、23年度で延べ827時間分に相当するものとなっていた。

しかし、システム運用技術者が実際に常駐時間以外に業務を行っていた時間は、仕様書等に基づいて常駐時間を短縮することにより対応していた分を除くと、20年度では延べ35時間、21年度では延べ38時間、22年度では延べ254時間、23年度では延べ177時間となっていた。

したがって、同省は、当該業務に係る人件費の積算に当たっては、業務の実態を反映した積算を行っていないと認められた。

(2) 保守業務契約について

22、23両年度の保守業務契約(契約件数2件、積算額計2億5440万余円)の予定価格についてみると、同省は、業務アプリケーションの保守管理、障害保守及び予防保守、保守の請負業務管理等の項目ごとに、システムエンジニア等の月額単価に人数と実施期間をそれぞれ乗ずるなどして各項目に必要な経費を算出し、これらを合算して積算していた。

上記の各項目に係る経費のうち、保守の請負業務管理に係る経費(以下「保守の請負業務管理経費」という。)は、システム運用担当の本省の職員が運用している平日の午前9時30分から午後6時15分までの時間(以下「通常運用時間」という。)以外の時間に業務アプリケーションに障害等が発生したときに、システムエンジニアが障害復旧等の業務を行った場合に必要となる経費として、システムエンジニア等の人件費の合計額に10%を乗じて、22年度9,551,687円、23年度7,619,140円、計17,170,827円と積算していた。

これについて、同省は、22年度の本件契約の締結以前に同種の契約を実施したことがなかったため、20年度から実施している前記(1)の契約の予定価格の積算方法と同様に積算したとしているが、その根拠となる資料がないなど積算の根拠は明確になっていない。

そして、前記の保守の請負業務管理経費の額を実際に業務を行ったシステムエンジニアの月額単価を基に業務に従事した時間に換算すると、22年度で延べ1,344時間分、23年度で延べ1,072時間分に相当するものとなっていた。

しかし、システムエンジニアが通常運用時間以外の時間に障害復旧等の業務を行っていた時間は、22年度では延べ43時間、23年度では延べ2時間となっていた。

したがって、同省は、当該業務に係る人件費の積算に当たっては、業務の実態を反映した積算を行っていないと認められた。

このように、情報管理システムの運用支援業務及び保守業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、運用支援業務管理経費及び保守の請負業務管理経費について、業務の実態を把握しないまま、人件費等の合計額に一定の率を乗じて積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

運用支援業務管理経費及び保守の請負業務管理経費の積算額計3999万余円について、業務の実態を踏まえて修正計算すると、計381万余円となり、積算額を約3610万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、同省において、情報管理システムの運用支援業務及び保守業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、運用支援業務管理経費及び保守の請負業務管理経費について、業務の実態を十分に把握していないこと、予定価格を積算するための基準等を整備していないことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、24年7月に、情報管理システムの運用支援業務及び保守業務に係る請負契約の予定価格を業務の実態を反映して積算するための基準を整備して、これに基づき積算することなどとする処置を講じた。

(5) 畑作物の所得補償交付金について、実際の作付面積を勘案した生産数量目標を設定することにより、営農継続支払の交付金額の算定を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
	食料安定供給特別会計(農業経営安定勘定) (項)農業経営安定事業費
部 局 等	8 地方農政局等
交付の根拠	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)、予算補助
交付金事業の概要	農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、販売農家等に対して、生産量に応じて交付金を交付するもの
麦のみを交付対象作物として営農継続支払の交付金額のみ交付を受けた販売農家等に対する交付金額の合計	6億8335万余円(平成23年度)
上記のうち節減できた交付金の額	2365万円

1 畑作物の所得補償交付金の概要

(1) 畑作物の所得補償交付金

農林水産省は、平成23年度から、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成23年22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として、農業者戸別所得補償制度を実施している。

実施要綱によると、農業者戸別所得補償制度による畑作物の所得補償交付金(以下「交付金」という。)は、麦、大豆等の交付対象作物を生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家^(注1)及び集落営農^(注2)(以下「販売農家等」という。)に対して交付することとされている。そして、各販売農家等の生産数量目標は、農業協同組合等と販売農家等が締結した出荷契約等における数量(以下「出荷契約数量」という。)とされており、麦、大豆等については、食料自給率の向上に向けて生産の拡大を図るため、販売農家等は生産数量目標を下回らないように生産に取り組むこととされている。

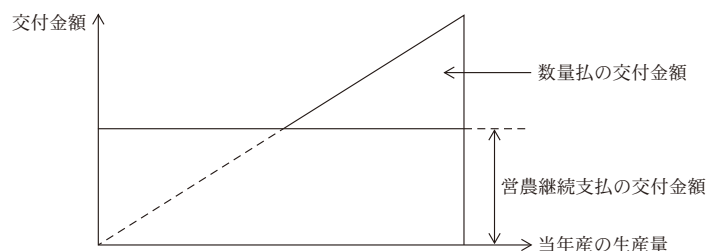
(注1) 販売農家 交付対象作物の販売実績がある者又は農業共済の加入者であり、法人を含む。

(注2) 集落営農 複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、交付対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもの

(2) 交付金の算定

交付金は、農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の額として、営農継続支払の交付金額が先に交付され、その後、交付対象作物の当年産の生産量が明らかになった段階で、当年産の生産量に基づいて算定した額から営農継続支払の交付金額を控除した額が数量払の交付金額として追加で交付されることとなっている。営農継続支払の交付金額と数量払の交付金額の関係を示すと図1のとおりである。

図1 営農継続支払の交付金額と数量払の交付金額の関係(概念図)



上記のうち、営農継続支払の交付金額は、前年産の生産量を同年の都道府県別の実単収で割り戻して面積に換算したものに基づくことを基本とするが、営農継続支払の交付金額が当年産の生産量にそれぞれの品質区分に応じて設定された交付単価(小麦の場合、60kg当たり6,450円等。以下「数量払の交付単価」という。)を乗じて得た額を大幅に超過することがないように、当年産の生産数量目標を都道府県別の過去の平均単収で割り戻して面積に換算したものと比較して、いずれか小さい方の面積に10a当たりの交付単価(20,000円)

を乗じて算定することとされている。また、数量払の交付金額は、当年産の生産量に数量払の交付単価を乗じて算定した額から営農継続支払の交付金額を控除して算定することとされている。

なお、数量払の交付金額の算定に当たり、当年産の生産量に数量払の交付単価を乗じて得た額が営農継続支払の交付金額を下回った場合でも、販売農家等は、その差額を返還することにはなっていない。

(注3) 単収 面積当たりの収穫量

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

23年度の交付金の交付総額は、1578億余円と多額に上っていることから、本院は、経済性等の観点から、営農継続支払の交付金額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、8地方農政局等及び22地域センターにおいて、23年度に、生産量が多い麦のみを交付対象作物として営農継続支払の交付金額の交付を受けていた販売農家等のうち、当年産の生産量に数量払の交付単価を乗じて得た額が営農継続支払の交付金額を下回っていたため、営農継続支払の交付金額のみの交付を受けた811販売農家等に対して交付した交付金計6億8335万余円を対象として、販売農家等の出荷契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

麦を生産する販売農家等は、収穫年の前年に、麦の作付予定面積である出荷契約面積及びこの面積で生産する麦の生産見込数量である出荷契約数量等について、農業協同組合等と出荷契約を締結し、交付申請書の提出前に麦の播種を行っており、図2のとおり、通常は交付申請の段階で実際に作付けした面積(以下「実際の作付面積」という。)が確定している。

図2 麦の出荷契約から営農継続支払の交付金額の交付までの流れ(概念図)



そこで、前記の811販売農家等の実際の作付面積の出荷契約面積に対する割合についてみると表のとおりであった。

表 実際の作付面積の出荷契約面積に対する割合の状況

実際の作付面積の出荷契約面積に対する割合	販売農家等の数	販売農家等の数の計に占める割合	営農継続支払の交付金交付額
100%未満	379	46.7%	3億1538万余円
0%以上50%未満	59	7.3%	2683万円
50%以上100%未満	320	39.5%	2億8855万余円
100%以上	432	53.3%	3億6796万余円
計	811	100.0%	6億8335万余円

(注) 割合は、端数処理のため数値を集計しても計と一致しない。

すなわち、811 販売農家等のうち、実際の作付面積が出荷契約面積を下回っていたのは 379 販売農家等(全体の 46.7%)であり、このうち、59 販売農家等(全体の 7.3%)は、出荷契約面積に対する実際の作付面積の割合が 50% 未満と、大幅に下回っていた。

このように、既に確定している実際の作付面積が出荷契約面積を下回っている場合に、これを考慮することなく、出荷契約数量を生産数量目標として営農継続支払の交付金額を算定している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた交付金の額)

実際の作付面積の出荷契約面積に対する割合を出荷契約数量に乗じて算出した生産見込数量を生産数量目標として、これに基づき、実際の作付面積が出荷契約面積を下回っていた 379 販売農家等に対する交付金の額を計算すると計 2 億 9173 万余円となり、前記の営農継続支払の交付金額計 3 億 1538 万余円との差額計 2365 万円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、既に確定している実際の作付面積が出荷契約面積を下回っている場合に、生産数量目標が実際の作付面積を勘案したものとなるようにすることについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、24 年 4 月に実施要綱等を改正して、交付対象作物全般について、交付申請書の提出段階における実際の作付面積等が出荷契約面積を下回った場合には、実際の作付面積等を勘案した生産数量目標を設定することとするなどの処置を講じた。

(注 4) 8 地方農政局等 北海道農政事務所、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(注 5) 22 地域センター 釧路、帯広、北見、青森、八戸、盛岡、宇都宮、大田原、前橋、東京、横浜、新潟、長岡、岐阜、高山、豊橋、津、大津、神戸、奈良、高松、松山各地域センター

(6) ソフトウェアのバージョンアップを実施するに当たり、実施の必要性や実施時期を十分に検討することなどにより、バージョンアップ業務を実施するための費用の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方農政局 (項)地方農政局 食料安定供給特別会計(業務勘定) (項)事務取扱費
部 局 等	7 地方農政局
契 約 名	東北農政局食糧部等グループウェアのバージョンアップ業務等 31 件
契 約 の 概 要	電子メール等による省内における情報の交換、共有等を目的としたソフトウェアのバージョンアップ業務が含まれているシステムの機器賃借、保守等の請負契約
契 約 の 相 手 方	リコー東北株式会社等 16 業者
契 約	平成 19 年 9 月～24 年 1 月 一般競争契約
契 約 金 額	7 億 9651 万余円(平成 19 年度～23 年度)

上記の契約金額のうちバージョンアップ業務を実施するための費用	2億0200万余円(平成19年度～23年度)
節減できたバージョンアップ業務を実施するための費用	5003万円(平成20年度～22年度)

1 ソフトウェアのバージョンアップの概要

(1) ソフトウェアの概要

農林水産省は、農林水産行政に係る各種の事務情報の交換や省内における情報の共有を行って事務の効率化を図るために、電子メールの送受信、電子掲示板の提供等の機能を有した日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「メーカー」という。)製のソフトウェア(ロータスノート・ドミノ。以下「ノート」という。)を職員用のパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)等に導入して設定を行い職員に使用させている。

ノートの使用に関する権利には、①プログラムを使用する権利(以下「使用权」という。)と②ノートの機能を向上させたり、新しい機能を追加したりするためのソフトウェアの改訂(以下「バージョンアップ」という。)及びメーカーによるソフトウェアの不具合等への対応を1年間無償で受けることができる権利(以下「年間ライセンス」という。)の2種類がある。そして、農林水産省は、職員のパソコン用にノートの使用权を販売店等から購入するとともに、年間ライセンスを毎年度継続して購入している。

ソフトウェアの使用に当たり情報の安全を維持するためには、ソフトウェアの脆弱性^{ぜい}を解消するための修正を継続的に行う必要がある。このことについて、農林水産省は、メーカーが使用权を購入した者に対して無償で提供しているパッチ^(注1)を適用することにより対応している(以下、メーカーによるパッチの無償提供を「メーカーサポート」という。)

ノートは、バージョン6.5(以下「v6.5」という。)が平成15年10月から、バージョン7(以下「v7」という。)が17年11月から、バージョン8.5(以下「v8.5」という。)が21年1月からそれぞれ販売されているが、メーカーは、それぞれについてメーカーサポートを無期限に実施するのではなく、v6.5については22年4月に、v7については23年4月にそれぞれメーカーサポートを終了している。なお、メーカーサポートを終了するときは、事前に終了日を発表しており、v6.5については20年9月^(注2)に、v7については21年8月にそれぞれ終了日を発表している。

(注1) パッチ ソフトウェアの欠陥等を修正するためのプログラム

(注2) 20年9月 メーカーは、平成19年10月にv6.5のメーカーサポートの提供の終了日を21年4月とすると発表していたが、20年9月に終了日を22年4月に延期すると発表した。

(2) 農林水産省におけるノーツのバージョンアップの状況

農林水産省は、ノーツのバージョンアップを農林水産本省(以下「本省」という。)大臣官房統計部(林野庁分を含む。以下同じ。)、本省農村振興局、水産庁、地方農政局等の部局ごとに行わせている。そして、各部局は、ノーツのバージョンアップを行う際には、サーバのデータベースの移行等の業務及び職員用のパソコンのノーツのバージョンアップを職員に行わせるための手順書の作成業務(以下、これらの業務を「バージョンアップ業務」という。)を実施する必要が生ずるため、バージョンアップ業務を一般競争入札により、業者に請け負わせている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、バージョンアップ業務が経済的に行われているかなどに着目して、本省大臣官房統計部、本省農村振興局、水産庁、^(注3)9地方農政局等が19年度から23年度までに締結したバージョンアップ業務を含む31件の請負契約(契約金額計7億9651万余円、このうちバージョンアップ業務を実施するための費用計2億0200万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、本省大臣官房統計部、本省農村振興局、^(注4)4地方農政局等において、関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、水産庁、^(注5)5地方農政局等が締結した契約については、関係書類等の提出を受けるなどして検査した。

(注3) 9地方農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、植物防疫所

(注4) 4地方農政局等 東北、北陸、近畿各農政局、北海道農政事務所

(注5) 5地方農政局等 関東、東海、中国四国、九州各農政局、植物防疫所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、^(注6)7地方農政局は、年間ライセンスにより、v6.5であった職員用のパソコンのノーツについて、一部を除いて、21年2月から22年4月までの間にv7へバージョンアップを行った後に、22年3月から23年3月までの間にv8.5へ2回目のバージョンアップを行っていた。

しかし、v6.5のメーカーサポートは、前記のとおり22年4月まで継続されており、v8.5が21年1月から発売されていた。そして、v7はv6.5に比べて機能の向上がみられるものの、ノーツを使用して行っている業務の実態に照らせば、v6.5であっても農林水産省が求める電子メールの送受信、電子掲示板の提供等の機能の水準を十分に満たしていた。

したがって、7地方農政局においては、v6.5のメーカーサポートが継続していた22年4月までの間は可能な限りv6.5を継続して使用して、v6.5のメーカーサポートの終了日が間近になってから、その時点の最新であるv8.5にバージョンアップを行うことが可能であった。そして、v6.5からv8.5へ1回でバージョンアップを行っていれば、前記のような2回のバージョンアップを行う必要はなく、バージョンアップ業務を実施するための費用を節減できたと認められた。現に、水産庁、東海農政局、北海道農政事務所及び植物防疫所は、全て又は一部の職員用のパソコンについて、v6.5からv8.5へ1回でバージョンアップを行っていた。

このように、バージョンアップについて、実施の必要性や実施時期を十分に検討しないまま、7 地方農政局がそれぞれの判断でこれを実施している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注6) 7 地方農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(節減できたバージョンアップ業務を実施するための費用)

前記の 31 契約におけるバージョンアップ業務を実施するための費用計 2 億 0200 万余円について、v6.5 から v8.5 へ 1 回でバージョンアップを行うことにして計算すると、計 1 億 5197 万余円となり、5003 万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、7 地方農政局においてノーツのバージョンアップについて、実施の必要性や実施時期を十分に検討して費用の節減を図ることに対する認識が十分でなかったことにもよるが、本省において実施する際の指針等を定めていないことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、24 年 7 月に、ノーツのバージョンアップを適時適切に実施するために、メーカーが無償で提供するメーカーサポートの終了時期や新しく発売されるノーツに追加された機能を的確に把握するなどして、費用対効果を十分に検討するなどのガイドラインを定めるとともに、同月に関係部局に通知を発してその旨を周知する処置を講じた。

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 海外農業移住交流事業の在り方及び運用益の有効活用について

平成 20 年度決算検査報告 369 ページ参照
平成 21 年度決算検査報告 500 ページ参照
平成 22 年度決算検査報告 427 ページ参照

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農業移住者等の営農の安定に必要な資金等の調達を円滑にするため、農業移住者等を資金面で援護しようとする者が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証等を 8 県に所在する財団法人農業拓植基金協会等(以下「地方基金協会」という。)及び社団法人中央農業拓植基金協会(以下「中央基金協会」という。)に行わせる海外農業移住交流事業を、これらの協会に国庫補助金を交付して基金を造成させることにより実施している。本事業の一環として中央基金協会等が造成した基金について検査したところ、近年、新規の債務保証が行われず、保証債務残高も大きく減少していることなどから、その基金規模が保証需要に比較して著しく過大となっている事態や、地方基金協会の解散等の後に運用益が農業移住者等に係る債務保証業務の経費に使用されないことになっている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、今後の海外農業移住交流事業の実施の在り方について、事業の終了も視野に入れて十分に検討するとともに、中央基金協会等が造成した基金のうち、国庫補助金相当額については原則として国庫に返還させ、また、地方基金協会の解散時等における運用益の取扱いを明確に定めて、農業移住者等に係る債務保証業務を行っている地方基金協会等に周知する処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成 21 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年11月に中央基金協会の基金のうち、今後需要が見込まれない基金に係る国庫補助金相当額を国庫へ返還させるとともに、地方基金協会が解散等する場合には、国庫補助金額、運用益に係る国庫補助金相当額を合算した合計額を国庫に返還させるなどの取扱いを明確に定めて関係各県知事を通じて地方基金協会に対して周知するなどの処置を講じていた。また、今後の海外農業移住交流事業の在り方について検討した結果、本件事業を終了することとして、事業の終了等を行った8地方基金協会の基金に係る国庫補助金相当額を24年6月までに国庫へ返還させるとともに、同月に解散した中央基金協会の基金に係る国庫補助金相当額を同年8月までに国庫へ返還させる処置を講じていた。

(2) 国有財産の登記について

〔平成20年度決算検査報告386ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告502ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告427ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

林野庁においては、国有林野事業特別会計に属する国有財産について、各森林管理局長等がその管理等の事務を分掌している。しかし、各森林管理局管内の森林管理署等において、国が所有する建物は表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、借地に新築等した建物について、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるかどうか十分検討することなく、登記所への登記の嘱託を行わないままとなっている事態が多数見受けられた。

したがって、林野庁において、借地に新築等した建物について、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確に定めて、これを森林管理署等の長に周知するとともに、登記の嘱託を行うことが必要と判断された建物については登記の嘱託を行わせるなどの処置を講ずるよう、林野庁長官に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、21年12月に、林野庁長官通知を発して、国等以外の者からの借地に建物を新築等した場合は登記の嘱託を行うことを明確に定めて各森林管理局長等に周知するなどの処置を講じていた。

そして、借地上の既存の建物について登記の嘱託を行うことについては、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号)により25年4月1日に国有林野事業特別会計が廃止され、同特別会計に所属する権利義務は一般会計に帰属することとされたことなどから、林野庁は、国有林野事業の一般会計化後の業務及び組織の在り方の検討状況を踏まえて、対応可能なものから順次行っていくこととしている。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

特別会計への一般会計からの繰入れの適正化等について

〔平成 21 年度決算検査報告 444 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 429 ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置並びに表示した意見及び要求した改善の処置

農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、一般会計からの繰入金金が、国庫が実際に負担すべき共済掛金の金額を超えて過大になっていて、同特別会計において保有されるなどの状況となっている事態が見受けられた。また、食料安定供給特別会計の調整勘定において、農業経営安定勘定では当年度に交付を要しないため不用になることが確実な交付金の額を、同勘定における翌年度の交付金の財源として繰り越して保有することを目的として、一般会計から繰り入れている事態が見受けられた。さらに、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定において、歳出予算の執行過程で把握していた執行見込額を、また、国有林野事業特別会計において、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を、それぞれ一般会計からの繰入額に反映させていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定については、一般会計からの繰入金の額は共済の引受けにより各年度に国が実際に支払うべき国庫負担額とすることなどにより、一般会計からの繰入れを適正化する処置を講ずるよう、また、食料安定供給特別会計の調整勘定については、農業経営安定勘定における交付金の支払額が予算額を下回り不用になることが確定しているのに一般会計から予算額全額を繰り入れて同勘定に繰り入れ、翌年度の交付金の財源として繰り越すことを行わないようにするための方策を検討するよう、さらに、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定及び国有林野事業特別会計については、執行の見込みや不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させることにより、一般会計からの繰入額を抑制する処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第 36 条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省及び林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、特別会計への一般会計からの繰入れを適正化するとともに、繰入額を抑制するよう、次のような処置を講じていた。

- ア 農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、22 年度以降は、各年度の共済の引受実績等に応じて一般会計から繰り入れることとするとともに、一般会計からの繰入金の額が実際の国庫負担額に比べて超過又は不足する場合には、その金額について、決算が明らかになった年度以降の予算で調整することとした。
- イ 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定において、22 年度以降は、歳出予算の執行過程で把握した執行の見込みを一般会計からの繰入額に反映させることとした。
- ウ 国有林野事業特別会計において、22 年度以降は、年度末の収支や資金動向の見通しを踏まえて、歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に反映させることとした。

エ 食料安定供給特別会計の調整勘定において、24年7月に、今後農業経営安定勘定における交付金の支払額が予算額を下回り不用になることが確定している場合には、当該年度の交付金の交付に必要な金額を一般会計からの繰入額に反映させることとした。

なお、これと併せて、食料安定供給特別会計の調整勘定を廃止し、農業経営安定勘定に交付金に充てるために必要な金額の積立金を設置することとする規定を含む「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が24年3月に第180回国会(常会)に提出され、24年9月現在、継続審議となっている。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 耕作放棄地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用について

(平成22年度決算検査報告375ページ参照)

1 本院が表示した意見

農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地が耕作放棄地等となっていて農業上の利用の増進が図られていないにもかかわらず、農業委員会が農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地対策(以下「遊休農地対策」という。)として指導を適切に実施していなかったり、農業委員会が農地ではないと判断した土地(以下「非農地」という。)について、納税猶予の打切りに係る措置を執ることができない状況となっていたりする事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、都道府県を通じて、農業委員会に対し、遊休農地対策を適切に実施することにより耕作放棄地等の解消又は納税猶予の打切りにつなげるよう改めて周知徹底を図るとともに、その実効性を確保するための措置を講じたり、非農地について速やかに納税猶予を打ち切ることができるための適切な手続を整備したりするよう、農林水産大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年11月に通知を発出して、遊休農地対策が適切に実施されるよう、都道府県を通じて、農業委員会に対して周知徹底を図るとともに、農業委員会に四半期ごとに遊休農地対策の実施状況を報告させたり、遊休農地対策が適切に実施されていない農業委員会に対して改善の要請等を行ったりするなどのフォローアップ手続を通じて、その実効性の確保を図る処置を講じていた。

そして、非農地に係る納税猶予の打切りについては、国税庁との協議の結果、非農地となったことを理由に納税猶予を打ち切る手続をとることは現行制度の運用上は困難であるとの見解が示されたことから、農林水産省は、25年度税制改正要望を行っており、今後、制度を見直すこととしている。

(2) 国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業の実施について

(平成22年度決算検査報告382ページ参照)

1 本院が表示した意見

農林水産省は、北海道富良野市等において、昭和47年度から国営東郷土地改良事業を、平成14年度から国営ふらの土地改良事業をそれぞれ実施している。しかし、両事業の一環

として築造した東郷ダムに安全に貯水することができない状態が続いているため、現在も受益地において安定的にかんがい用水を利用できない状況が発生しており、38年という長期間にわたって国から多額の事業費が支出されているのに、適時適切に事後評価を行わないまま現在まで事業効果が発現していない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、両事業について、速やかに事後評価の対象として定めて、総合的かつ客観的に評価して、その結果を両事業に適切に反映させるとともに、かんがい用水の水源確保の方法についても十分に検討して複数の選択肢を整理し、関係機関と調整を図りながら可能な限り経済的で効果的な方法を速やかに選定して、事業効果の早期発現を図るよう、農林水産大臣に対して23年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年12月にかんがい用水の水源確保の方法について検討した結果を関係機関に説明して、意見集約に向けて調整を進めるとともに、24年4月に農林水産省政策評価実施計画において国営ふらの土地改良事業を事後評価の対象として定めて、同事業の事後評価において国営東郷土地改良事業についても国営ふらの土地改良事業と一体的に評価を実施し、同年9月にその結果を公表する処置を講じていた。

そして、農林水産省は、引き続き関係機関との意見集約に向けた調整を進めるとともに、計画を見直した上で事業を着実に推進することにより事業効果の早期発現を図ることとしている。

(3) 食農連携事業による新商品の開発等について

(平成22年度決算検査報告391ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農商工連携の取組を通じた地域経済の活性化等を目的として、新商品の開発等の食農連携事業を実施する事業実施主体に補助金を交付している。しかし、新商品を開発できなかったり、事業完了年度の翌年度から3年以内に製造・販売を中止していたりなどして、新商品の開発等が順調に実施されておらず地域経済の活性化等に寄与していない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、新商品開発等が順調に行われて事業の効果が十分に発現するよう、①新商品の開発等を実施する事業実施主体の募集に際して、事業実施前に製造過程における技術的な課題の解決策等を十分に調査・検討した上で提案するよう公募要領等に明示して、その検討状況を課題提案書に記載させたり、②地方農政局等に対して、課題提案書等の審査マニュアルを作成して通知するなどして、十分に審査するよう指導するとともに、事業実績報告書等により新商品の販売状況等を把握し、問題がある場合はその改善に向けて事業実施主体を適時に指導するよう指示したり、③課題提案書を事前に十分に審査し、その結果を事業の採択に反映させたりするなどの処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 24年4月に制定した実施要領において、製造過程における技術的な課題の解決策等について事前に十分な調査・検討が行われているものであることを新たに事業採択の要件として規定するとともに、同月に制定した公募要領において、製造過程における技術的な課題の解決策等についての事前の調査・検討状況を課題提案書に新たに記載させることとした。
- イ 地方農政局等に対して、同年5月に課題提案書等の審査マニュアルを定めて通知し、課題提案書等を十分審査するよう指導を行い、また、事業実績報告書等により新商品の販売状況等を把握して、問題がある場合はその改善に向けて事業実施主体を適時に指導するよう指示するなどした。
- ウ 農林水産本省において、課題提案書の事前審査において、新商品の開発に当たり事前に調査・検討が行われているかなどについて十分に審査して、事前の調査・検討が不十分な場合は採択を見送るなど、事前審査結果を事業の採択に反映させることとした。

(4) 造林事業における入札・契約方式について

(平成22年度決算検査報告396ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

林野庁は、森林の適正な整備を推進することなどを目的として、都道府県、市町村(財産区を含む。以下同じ。)及び林業公社(以下、これらを合わせて「都道府県等」という。)の事業主体が造林事業を行う場合に費用の一部について国庫補助を行っており、各都道府県に対して造林事業を行う場合には一般競争入札及び指名競争入札(以下、これらを合わせて「競争入札」という。)がなされるよう通知している。しかし、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、原則として他の事業主体においても競争入札によることが可能であり、これにより競争の利益を享受できると認められるのに、随意契約により造林事業を行っている事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、都道府県等の事業主体に対し、競争入札を導入することについての検討を十分行うこと、特に、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について競争入札により請負契約等を締結している事業主体があるか調査して、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、原則として競争入札によることなどを指導するよう、林野庁長官に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、24年3月に通知を发出して、都道府県等に対して競争入札が一層推進されるよう、その導入についての検討を十分行うとともに、特に、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について競争入札により請負契約等を締結している事業主体があるか十分調査して、競争入札を実施している事業主体がある場合には、競争入札の採用を前提とした検討を行うよう指導するなどの処置を講じていた。

(5) 就農支援資金の貸付業務に必要な資金として国が貸し付けた資金の規模について

(平成 22 年度決算検査報告 403 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、都道府県に対して、青年農業者等育成センター等が新たに就農しようとする青年等に対して貸し付ける就農支援資金の貸付財源として必要な資金の一部を無利子で貸し付けている。しかし、34 府県において、就農支援資金の貸付け見通しを適切に反映させて貸付事業計画を策定していないため、これらの府県の青年農業者等育成センターが多額の資金を活用することなく保有している事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、青年農業者等育成センターが保有する就農支援資金を貸し付けるための資金の適切な規模について都道府県に算定基準等を示して検討させるとともに、適切な規模を超えるものについて、そのうちの国の貸付金相当額を国に繰上償還するよう都道府県に対して求めるなどして、財政資金の有効活用を図るよう、農林水産大臣に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、23 年 11 月に地方農政局等に対して通知を発し、青年農業者等育成センターが保有する就農支援資金を貸し付けるための資金の適切な規模について、過去 5 年間の貸付実績が反映されるようにした算定基準等を都道府県に示して検討させるとともに、適切な規模を超える資金のうち国の貸付金相当額を国に繰上償還させることとするなどの処置を講じていた。

(6) 牛を対象とする家畜共済事業における共済金の算定について

(平成 22 年度決算検査報告 409 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国は、農業災害補償制度において、農業共済組合(以下「組合」という。)等が組合員等に支払う共済金の一部を再保険金として負担している。しかし、牛を対象とする家畜共済事業において、農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)等が独自の判断で設定した価額を用いるなどして牛の価額を評価するための基準となる資料(以下「評価資料」という。)を作成していたり、組合等が評価資料を用いて組合員等と協議するなどして牛の価額を評価したりして、共済金の算定の基となる牛の価額が適切に評価されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、家畜市場から入手できる牛の取引価格に関する情報等により、組合員等が飼養している牛の月齢等に対応した牛の価額を設定する方法を示すとともに、特別な場合を除き組合等が評価資料をそのまま適用することとして、月齢等の条件が同じ牛を同額として評価することになるよう要領等において定め、また、連合会等に対して、見直した要領等に基づき評価資料を作成するよう指導するとともに、都道府県に対して、見直した要領等に基づき牛の価額を評価するよう組合等を指導することについて助言を行うことにより、共済金の額がより適切に算定されることになる処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省、連合会等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 23年12月に要領等を改正して、毎年度、連合会等が家畜市場から得られる平均取引価格等を踏まえて牛の月齢別の価額に関する評価資料を作成し、当該評価資料に基づき、組合等が月齢別の評価額を定める評価基準を作成することとし、これに基づき牛の価額を評価することにより、月齢等の条件が同じ牛は同額として評価されることになるようにした。

イ 上記の改正内容について、連合会に通知し指導するとともに、都道府県に対して組合等に通知し指導するよう助言を行った。

(7) 公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金の有効活用について

(平成22年度決算検査報告416、723ページ参照)

(804ページの独立行政法人農畜産業振興機構の項に掲記)

第10 経済産業省

不 当 事 項

役 務

(238) 特許庁運営基盤システムの構築に当たり、発注者として必要なプロジェクトの管理を十分に行っていなかったことなどのため所期の目的の達成が困難となっているもの

会計名及び科目	特許特別会計 (項)事務取扱費
部 局 等	特許庁
契 約 名	(1) 業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発業務 (2) 新事務処理システム設計・開発のプロジェクト管理支援業務
契 約 の 概 要	(1) 特許庁運営基盤システムの設計・開発業務 (2) 特許庁運営基盤システムの全般的な作業進捗の管理等において特許庁を支援する管理支援業務
契 約 の 相 手 方	(1) 東芝ソリューション株式会社 (2) アクセンチュア株式会社
契 約	(1) 平成 18 年 12 月 契約 1 件(一般競争契約) (2) 平成 18 年 12 月ほか契約 2 件(一般競争契約 1 件、随意契約 1 件)
支 払	(1) 平成 19 年 4 月ほか (2) 平成 19 年 4 月ほか
支 払 額	(1) 2,487,020,238 円(平成 18 年度～21 年度) (2) 2,964,073,875 円(平成 18 年度～23 年度) 計 5,451,094,113 円
不当と認める支払額	(1) 2,487,020,238 円(平成 18 年度～21 年度) (2) 2,964,073,875 円(平成 18 年度～23 年度) 計 5,451,094,113 円

1 契約等の概要

特許庁は、出願人等の利便性の向上、世界最高レベルの迅速かつ的確な審査の実現、業務の抜本的見直し及びシステム経費の削減等の目的を達成するため、平成 16 年 10 月に「特許庁業務・システム最適化計画」を策定し、従来の特許庁システムを更新して、特許庁運営基盤システム(以下「運営基盤システム」という。)を構築することとしている。

特許庁は運営基盤システムの構築に当たり、特許庁を中心として、複数の業者に参画させることとして、全体の設計及び基盤機能の開発を行う設計・開発業務、設計・開発業務を含む各種開発担当業者についての全般的な作業進捗の管理、各担当業者間の調整等において特許庁を支援する管理支援業務等から成る、運営基盤システムの構築に係るプロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)を実施している。

特許庁は、設計・開発業務に係る契約(以下「設計・開発業務契約」という。)を、18年度に一般競争契約(総合評価落札方式)により、契約額9,922,500,000円(22年度に変更契約を締結。変更後の契約額は9,750,871,964円)で東芝ソリューション株式会社(以下「TSOL」という。)と締結している。また、本プロジェクトにおける管理支援業務に係る契約(以下「管理支援業務契約」という。)を、18年度については一般競争契約(総合評価落札方式)により契約額67,200,000円、19年度については随意契約により契約額3,367,228,410円、計3,434,428,410円でいずれもアクセンチュア株式会社(以下「アクセンチュア」という。)と締結している。

そして、特許庁は、上記の各契約に係る代金として、18年度から21年度までの間にTSOLに対して計2,487,020,238円、18年度から23年度までの間にアクセンチュアに対して計2,964,073,875円、合計5,451,094,113円を支払っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本プロジェクトについては、進捗の遅れが生じていることから、特許庁は、24年1月に、運営基盤システムの設計・開発を中断する処置を講じている。

そこで、本院は、本プロジェクトについて、有効性の観点から、特許庁は本プロジェクトの目的の達成のために必要な措置を講じていたかなどに着眼して、前記の各契約を対象として、特許庁及び契約相手方2者において契約関係資料等により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

設計・開発業務契約において、特許庁は、運営基盤システムを設計・開発する期間に85か月を要するとし、運営基盤システムの稼働時期を26年1月としていたが、工程に大幅な遅延が生じていた。すなわち、特許庁は、本プロジェクトを中断した24年1月(設計・開発業務の作業開始から61か月経過)時点には、契約上は全ての基本設計を終えて詳細設計を概成しているとしていたが、実際の作業は基本設計(契約上は、設計・開発業務の作業開始から34か月後までの間に完成)が完了しておらず、2年以上の遅延が生じていた。

また、設計・開発業務の実施に当たり、TSOLは、21年4月頃から、業務に必要な機能同士の関係を独立させるため、システム上に生成される全ての業務画面ごとにプログラムを作成する方針とした上で、共通する機能については設計書を共通化し、これを用いてプログラムを作成することにしてきた。そして、上記の基本設計の一部の遅延等から、設計書の共通化も実現しなかったため、システムの設計・開発に膨大な工数を要することとなっていた。

しかし、特許庁、TSOL及びアクセンチュアは、これに対する実効ある改善策を執ることができておらず、上記の設計・開発の遅延が早期に解消する可能性は低いと認められ、運営基盤システムが完成して稼働する見通しが立っていない状況となっている。

このため、運営基盤システムの運用により26年1月に実現することとしていた、出願人等の利便性の向上、迅速かつ的確な審査の実現、業務の抜本的見直し及びシステム経費の削減等のプロジェクトの目的を適期に達成することは極めて困難となっている。

したがって、本プロジェクトは、所期の目的を達成することが極めて困難となっていることから、設計・開発業務契約に係る TSOL への支払金額 2,487,020,238 円及び管理支援業務契約に係るアクセンチュアへの支払金額 2,964,073,875 円、計 5,451,094,113 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、特許庁並びに契約相手方である TSOL 及びアクセンチュアの 3 者が本プロジェクトを適切に実施できなかったことによるが、特許庁において、本プロジェクトの開始以降の各段階で運営基盤システムを適期に完成させて稼働させるために発注者として必要な本プロジェクトの管理を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

本件事態等の検査状況について、「第 4 章 第 3 節 特定検査対象に関する検査状況」に「特許庁運営基盤システムの構築について」(1254 ページ参照)を掲記した。

補 助 金

(239) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(251)

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計 (組織) 経済産業本省
	(項) 技術革新促進・環境整備費
	(項) 経済産業本省
	(項) サービス産業強化費
	(項) 地域経済活性化対策費
	(組織) 原子力安全・保安院
	(項) 産業保安費
	(組織) 中小企業庁
	(項) 中小企業事業環境整備費(平成 19 年度以前は、(項) 中小企業対策費)
	(項) 経営革新・創業促進費
	文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計
	(エネルギー需給勘定) (項) 燃料安定供給対策費
	(電源開発促進勘定) (項) 電源立地対策費
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁、6 経済産業局
補助等の根拠	予算補助、石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和 27 年法律第 162 号)
補助事業者等(事業主体)	道、県 1、独立行政法人 1、会社等 10、計 13 補助事業者等(道、独立行政法人 1、会社等 10、計 12 事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市 1
補助事業等	産業技術研究開発施設整備事業、石油精製等高度化技術開発(革新的次世代石油精製等技術開発)事業等

事業費の合計	17,782,800,976 円
補助対象事業費等の合計	16,700,084,300 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	13,311,705,033 円
不当と認める補助対象事業費等の合計	1,048,777,898 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	670,082,563 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業は、企業、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、13 道県、59 市町村、3 独立行政法人及び 529 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、道、1 市、1 独立行政法人、10 会社等、計 13 事業主体が実施した産業技術研究開発施設整備事業、石油精製等高度化技術開発(革新的次世代石油精製等技術開発)事業等に係る国庫補助金 670,082,563 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|-------------------------|-----|-------------|---------------|
| (1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの | 5 件 | 不当と認める国庫補助金 | 25,853,885 円 |
| (2) 補助金を過大に受給していたもの | 2 件 | 不当と認める国庫補助金 | 118,609,254 円 |
| (3) 補助の目的外に使用していたもの | 2 件 | 不当と認める国庫補助金 | 4,958,611 円 |
| (4) 補助の目的を達していなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 500,000,000 円 |
| (5) 補助の対象とならないもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 12,980,813 円 |
| (6) 工事の設計が適切でなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 6,405,000 円 |
| (7) 委託費の積算が過大となっていたもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 1,275,000 円 |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

5件 不当と認める国庫補助金 25,853,885 円

事業主体が子会社に業務を請け負わせた場合に補助対象事業費から控除すべき当該子会社の利益相当額を控除していなかったため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 14,450,000 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(239) 資源エネルギー庁(支庁)東北経済産業局(審査庁)	石油資源開発株式会社(東京都千代田区)(事業主体)	—	天然ガス探鉱	22	180,196 (180,196)	89,809	29,477	14,450

この補助事業は、石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和27年法律第162号。平成24年1月廃止)等に基づき可燃性天然ガスの探鉱の促進を図ることを目的として、天然ガス探鉱事業を実施するものである。事業主体は、事業主体の100%子会社に業務の一部を請け負わせるなどして、秋田県南鹿市において実施した地質調査に要したとする事業費180,196,123円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金89,809,000円の交付を受けていた。

経済産業省の補助事業事務処理マニュアルによれば、補助対象事業費の中に事業主体の子会社等からの調達分があり、その調達において、複数の者から見積りを取るなどして最低価格を提示した者を選定していない場合は、補助対象事業費から調達に係る取引価格に含まれる子会社等の利益相当額を控除することとなっている。

しかし、事業主体は、業務の一部を請け負わせることが可能な者は自らの100%子会社のみであるとして、複数の者から見積りを取ることなく調達先を選定しており、補助対象事業費の中には子会社の利益相当額29,477,271円が含まれていたのに、これを補助対象事業費から控除していなかった。

したがって、子会社の利益相当額を控除して本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると150,718,852円となることから、前記の補助対象事業費180,196,123円との差額29,477,271円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額14,450,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において子会社の利益相当額を補助対象事業費から控除することについて十分認識していなかったこと、東北経済産業局において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

免税事業者の人件費について消費税相当額を含めて算定していたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,047,615 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(240) 経済産業本省	独立行政法人日本貿易振興機構(東京都港区)(事業主体)	—	中小企業海外展開等支援	18~21	10,026,266 (10,026,266)	9,534,004	4,047	4,047

この補助事業は、中小企業の貿易を中心とした対外経済活動の円滑化を図るための事業を実施するものである。事業主体は、平成18年度から21年度までに、本件補助事業に事業費計10,026,266,064

円(補助対象事業費同額)を要したとして実績報告を行い、国庫補助金計 9,534,004,053 円の交付を受けていた。

事業主体は、本件補助事業の一部として、輸出に当たって有望と見込まれる国内各地の中小企業及び製品を積極的に発掘するとともに、その海外販路開拓に向けた支援を行う事業を実施しており、この事業の実施に当たり、海外市場に精通して優れた商品知識等を有する専門家が所属する事業者から納税証明書等の提出を受け、審査を行った上で契約額を決定し、15 事業者との間で委託契約を計 53 件(契約額計 315,000,000 円)締結していた。そして、事業主体は、これら全ての契約について、専門家の人件費に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額を契約額に含めて支払い、これらの契約額を本件補助事業の補助対象事業費に含めていた。

しかし、15 事業者のうち 8 事業者については、契約期間の全部又は一部において、消費税の納税義務が免除される免税事業者に該当していた期間が含まれており、これらの免税事業者は、事業主体から支払われた額のうち、免税事業者に該当していた期間の人件費に係る消費税相当額を負担していなかった。このため、事業主体が補助対象事業費に含めていた契約額のうち、事業者が免税事業者に該当していた期間の人件費に係る消費税相当額計 4,047,615 円は契約額に計上する必要がないことから、補助対象事業費同額が過大に精算されており、これに係る国庫補助金同額が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において免税事業者に係る消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、経済産業本省において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

実際には発生していない経費を含めて補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 3,850,000 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象事業費等	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(241) 関東経済産業局	一般財団法人 Globally Local Media (東京都江東区) (事業主体)	—	小規模事業海外市場進出支援	21	32,498 (29,694)	19,796	5,775	3,850

この補助事業は、石川県の山中漆器及び九谷焼の海外における知名度の向上を目的として、広報活動等を実施したものである。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、広報活動等の実施に要したとする事業費 32,498,283 円(補助対象事業費 29,694,201 円)に対して国庫補助金 19,796,133 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、本件補助事業における広報活動の一環として作成することとしていた写真集 500 部について、印刷製本に係る業務委託契約(契約金額 5,775,000 円)の相手方から試作品が提出されたのみで完成品が納入されなかったことから、補助金の額の確定後に契約の相手方から一旦支払っていた契約金額全額の返金を受けていた。

したがって、実際には発生していない経費を除いて本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると 23,919,201 円となり、前記の補助対象事業費 29,694,201 円との差額 5,775,000 円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額 3,850,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、関東経済産業局において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

実際に支払った額によることなく事業費を算定して補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,221,620 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(242) 経済産業本省	特定非営利活動法人東京中央ネット (東京都中央区) (事業主体)	—	広域・総合観光集客サービス支援	20	28,046 (26,725)	13,362	4,443	2,221

この補助事業は、都心の新しい観光集客の仕組みを創造することを目的として、複数の企業、NPO 法人等が広域的に参画して連携体を形成し、都心の史跡や名所を回遊して伝統的な工芸技術等を観光客が見学するなどの事業を実施したものである。連携体の代表団体である事業主体は、本件補助事業を事業費 28,046,485 円(補助対象事業費 26,725,634 円)で実施したとして経済産業本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 13,362,817 円の交付を受けていた。そして、事業主体は、本件補助事業に係る舟めぐり事業等の業務を連携体に参画した会社に委託して実施し、これに要したとして 23,521,485 円(補助対象事業費 22,200,634 円)を本件補助事業の事業費に含めていた。

しかし、事業主体が上記の委託に係る契約において実際に同会社に支払った額は 17,757,395 円であった。

したがって、事業主体が実際に支払った額によって本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると 22,282,395 円となり、前記の補助対象事業費 26,725,634 円との差額 4,443,239 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 2,221,620 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、経済産業本省において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

輸出免税となる資機材の調達等に係る契約額に消費税相当額を含めて算定していたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,284,650 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(243) 資源エネルギー庁	財団法人中東協力センター (東京都千代田区) (事業主体)	—	産油国石油精製技術等対策 (産油国産業協力等事業)	22	207,068 (207,068)	207,068	1,284	1,284

この補助事業は、サウジアラビア王国に所在する同国の若年層の産業人材育成を行う研修所において、事業主体が、日本人専門家の派遣、研修の実施、同研修所で使用する測定機器等の実習用資機材の供与等を実施したものである。事業主体は、本件補助事業を事業費 207,068,827 円(補助対象事業費同額)で実施したとして資源エネルギー庁に実績報告書を提出して、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、実習用資機材を日本国内で調達してサウジアラビア王国に輸送させる契約を締結しており、この契約額 26,977,650 円には消費税として 1,284,650 円が含まれていた。

しかし、当該契約による実習用資機材の調達等は、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡等

(以下「輸出取引」という。)に該当することから、消費税が免除されることとなっていた。このため、事業主体が補助対象事業費に含めていた上記の消費税相当額は本件補助事業の実施に必要な経費ではないことから、補助対象事業費が1,284,650円過大に精算されており、同額の国庫補助金相当額が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において輸出取引における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、資源エネルギー庁において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助金を過大に受給していたもの 2件 不当と認める国庫補助金 118,609,254円
補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの (2件 不当と認める国庫補助金 118,609,254円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(244) 経済産業本省	テンプスタッフ株式会社 (東京都渋谷区) (事業主体)	—	経済連携促進のための産業高度化推進	18	83,238 (83,238)	62,428	3,089	2,317
(245) 資源エネルギー庁	(注) J×日鉱日石エネルギー株式会社 (東京都千代田区) (事業主体)	—	石油精製等高度化技術開発(革新的次世代石油精製等技術開発)	22	3,815,452 (3,815,452)	2,451,250	180,964	116,292
(244) (245) の計					3,898,690 (3,898,690)	2,513,678	184,053	118,609

(注) 平成22年6月30日以前は新日本石油株式会社

これらの補助事業は、事業主体が重質原油等の効率的な利用等を進めるために必要となる革新的な石油精製等の技術開発を実施したものなどである。そして、これらの補助事業においては、補助対象事業費に補助事業で取得した設備等に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額が含まれていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務を生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象となる設備等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得した設備等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該設備等の取得等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、補助金の交付要綱等により、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、2事業主体は、消費税の確定申告の際、本件補助事業に係る消費税額計184,053,872円を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額計118,609,254円の報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、経済産業本省及び資源エネルギー庁において事業主体に対する指導及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助の目的外に使用していたもの 2件 不当と認める国庫補助金 4,958,611円

補助事業により整備した施設の一部を補助の目的外に使用していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,212,126円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(246) 九州経済産業局	株式会社宮崎県ソフトウェアセンター (宮崎県宮崎市) (事業主体)	—	地域企業立地促進等共用施設整備	22	34,614 (19,612)	9,806	6,424	3,212

この補助事業は、宮崎県内で事業所の開設を予定しているIT関連企業に対して、入居しやすい環境を整えた貸事業場を提供するために、事業主体が所有する施設に自家発電装置、セキュリティシステム等を新たに整備したものである。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、上記の施設の整備に要した事業費34,614,300円(補助対象事業費19,612,000円)に対して、国庫補助金9,806,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、平成23年3月以降、整備した施設の一部を国に無断で本件補助事業とは関係のない事業の研修室に転用しており、本件補助事業の目的である貸事業場としては全く使用していなかった。

したがって、本件補助事業により整備した貸事業場の一部(補助対象事業費6,424,251円)が目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額3,212,126円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、九州経済産業局において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

補助事業で取得するなどした施設の一部を補助の目的外に使用していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,746,485円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(247) 近畿経済産業局	高取町商工会 (奈良県高市郡高取町) (事業主体)	—	地域商店街活性化	21	45,000 (25,000)	16,600	2,630	1,746

この補助事業は、地域における消費の拡大及び商店街等における中小商業の活性化を目的として、地元産品の販売所、観光案内所等の集客拠点施設を整備したものである。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、これらの施設の取得、改修等に要した事業費45,000,000円(補助対象事業費25,000,000円)に対して、国庫補助金16,600,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、本件補助事業で取得するなどした施設のうち、鉄筋2階建て事務所棟(補助対象事業費7,439,545円。以下「事務所棟」という。)について、平成22年4月1日から23年7月31日までの間は2階部分のうちの会議室を、23年8月1日以降は2階部分の全部を、国に無断で、本件補助事業とは関係のないパソコン研修センターとして、それを運営している会社に対して有償で貸し付けるなどしていた。

したがって、本件補助事業により取得するなどした施設のうち、事務所棟の2階部分(残存価格計2,630,249円)が補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額計1,746,485円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、近畿経済産業局において事業主体に対する指導及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の目的を達していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 500,000,000円
 産業技術研究開発施設整備事業により整備した研究開発施設等が補助の目的を達していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 500,000,000円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(248) 関東経済産業局	財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 (横浜市) (事業主体)	—	産業技術研究開発施設整備	21、22	751,401 (750,603)	500,000	750,603	500,000

この補助事業は、地域経済の活性化を図るなどのため、大学及び研究機関と企業とが共同体制を構築しながら、研究から応用開発、製品試験等による産業化までを共同で取り組む研究開発施設等を整備する事業を実施するものである。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、バイオ医薬品等の研究開発を行うベンチャー企業(以下「創薬ベンチャー」という。)と研究機関等とが共同で研究等に取り組むための研究開発施設等として、バイオ医薬品の製造過程において必要とされるタンパク質を製造・供給する機能を有した「横浜バイオ医薬品研究開発センター」(以下「センター」という。)を事業費751,401,000円(補助対象事業費750,603,000円)で整備したとして、国庫補助金500,000,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、センターが開所した当初(平成23年4月)から、タンパク質の受託製造を行う業者にセンターを貸与して専用の施設等として使用させており、センターは、創薬ベンチャーと研究機関等とが共同で研究等に取り組むための研究開発施設等として使用されていなかった。

したがって、センターは、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金交付額500,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が不足していたこと、関東経済産業局において事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 12,980,813円
 補助の対象とならない建物の建築等に要した費用について補助金が交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 12,980,813円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(249) 近畿経済産業局	(注) 住友金属工業株式会社 (大阪市) (事業主体)	—	低炭素型雇用創出産業立地推進	21、22	2,535,161 (1,492,369)	373,092	51,923	12,980

(注) 平成24年10月1日以降は新日鐵住金株式会社

この補助事業は、低炭素型産業の国内集積を高め、地域経済の活性化に資することを目的として、低炭素技術を利用した製品等の製造に係る設備等を新增設し、国内への投資を加速し、国内雇用の創出に寄与するものであり、企業の生産施設で使用される設備機械装置の購入及び据付けに要する経費等が補助の対象とされている。

そして、事業主体は、原子力発電所に設置される蒸気発生器用伝熱管の生産能力を増強するための設備機械装置の増設等に要したとする事業費 2,535,161,204 円(補助対象事業費 1,492,369,761 円)に対して国庫補助金 373,092,440 円の交付を受けていた。

しかし、上記の補助対象事業費には、設備機械装置の購入及び据付けに要する経費等には該当しない建物の建築等に要した費用が含まれていた。

したがって、上記の建物の建築等に要した費用 51,923,251 円は補助の対象とはならず、これに係る国庫補助金相当額 12,980,813 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が不足していたこと、近畿経済産業局において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 工事の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,405,000 円
 自家発電設備の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,405,000 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円 (6,415)	左に対する国庫補助金等交付額 千円 6,405	不当と認める補助対象事業費等 千円 6,415	不当と認める国庫補助金等相当額 千円 6,405
(250) 中部経済産業局	石川県	白山市 (事業主体)	電源立地地域対策交付金	20	6,415 (6,415)	6,405	6,415	6,405

この交付金事業は、白山市が、スキー場の中腹の傾斜地に位置して旧河内村全域への防災行政無線の送信に対応する中継局について、スキー場の営業期間外に商用電源の電力供給が停止されても機能するように、蓄電池盤、ソーラーパネル、切替監視盤等の自家発電設備を整備したものである。

同市は、本件工事の工事仕様書等において、設備機器の固定方法及び耐震設計計算は「建築設備耐震設計・施工指針 2005 年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)によることとしていた。耐震設計指針によれば、設備機器を固定するアンカーボルトに地震時に作用する引抜力等を算出する際には、機器を設置する建築物の階数等に応じて定められている設計用標準震度(係数)を用いることとされている。

本件工事の設計を行った業者は、自家発電設備の設置箇所が地上1階、地下1階建て建築物の地上1階であると判断して、設計用標準震度を 1.0 として耐震設計計算を行い、その結果、蓄電池盤等を床に固定するアンカーボルトに作用する引抜力が許容引抜力(注)を下回ったことから、本件自家発電設備は耐震設計計算上安全であるとして、配置図等を作成して同市に提出していた。そして同市は、これを基に実施設計を行って本件工事を発注していた。

しかし、自家発電設備が設置された建築物は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条第 5 項の規定による検査済証等によれば地上 2 階建てであり、当該建築物やその周囲の地形の現況からも、地上 1 階、地下 1 階建てではなく、地上 2 階建てであった(参考図参照)。

したがって、自家発電設備の設置箇所は 2 階建ての建築物の 2 階に該当することから、設計用標準

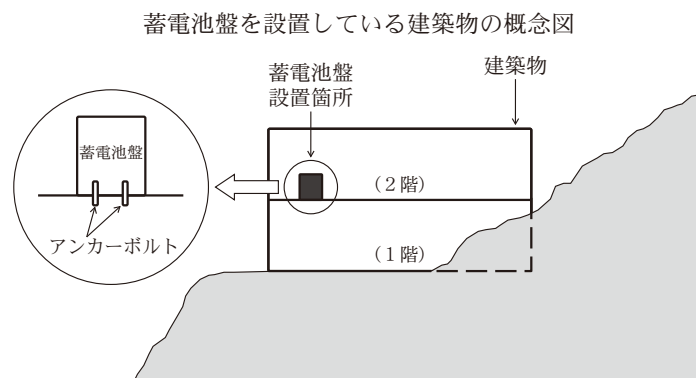
震度を2.0として耐震設計計算を行うべきであった。そこで、自家発電設備のうち蓄電池盤のアンカーボルトについて改めて耐震設計計算の報告を求めて、その内容を確認したところ、地震時に蓄電池盤のアンカーボルト(径12mm、埋込長さ60mm)に作用する引抜力は10.01kN/本となり、許容引抜力6.70kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件自家発電設備は蓄電池盤のアンカーボルトの設計が適切でなかったため、地震時において防災行政無線の中継局への電力を供給する機能の維持が確保されておらず、これに係る交付金6,405,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において蓄電池盤のアンカーボルトの設計に当たり、耐震設計指針の理解が十分でなかったこと、石川県において同市に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。この引抜力が設計上許される上限を「許容引抜力」という。

(参 考 図)



(7) 委託費の積算が過大となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,275,000円
設計等業務委託費の積算が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,275,000円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円 (37,443)	左に対する国庫補助金等交付額 千円 28,082	不当と認める補助対象事業費等 千円 1,700	不当と認める国庫補助金等相当額 千円 1,275
(251) 北海道経済産業局	北海道 (事業主体)	—	休廃止鉱山鉱害防止等工事	21, 22	37,443 (37,443)	28,082	1,700	1,275

この補助事業は、採掘業者の解散により鉱害等を防止する義務を有する者が現存しない廃止鉱山である幌別硫黄鉱山(北海道有珠郡壮瞥町所在)に係る鉱害等の防止を図ることを目的として、北海道が、同鉱山から流出する強酸性の坑内水を中和処理する施設の更新等を行うための地質調査、設計等の業務を委託費37,443,000円(国庫補助金28,082,250円)で鉱害防止事業を行う法人に委託して実施したものである。

北海道は、北海道制定の土木事業委託積算基準(以下「積算基準」という。)等に基づき、地質調査、設計等の業務ごとに積算した業務価格を合計するなどして本件業務の委託費を積算していた。このうち設計に係る業務価格は、設計業務に直接必要な経費である直接業務費と、間接的な経費である諸経費及び技術経費とを合計するなどして積算していた。

積算基準によれば、設計業務に係る直接業務費は、設計、現地調査等に要する人件費(以下「直接人件費」という。)や旅費交通費等の経費を積み上げるなどして算定することとされており、また、諸経費等は、直接人件費に該当する経費の合計額を算定対象として、これに所定の率(諸経費の場合は100%)を乗ずるなどして算定することとされている。

北海道は、設計に係る業務価格の積算に当たっては、直接業務費のうち直接人件費に該当するとした経費を集計して、その合計額 9,774,924 円に所定の率を乗ずるなどして諸経費等を算定していた。

しかし、北海道は、上記の合計額 9,774,924 円の中に、誤って直接人件費に該当しない航空賃等の旅費交通費 1,220,124 円を含めていたことから、算定対象が過大となり、諸経費等を過大に算定していた。

したがって、上記の旅費交通費を設計業務に係る諸経費等の算定対象に含めないこととして委託費を修正計算すると 35,731,500 円となり、本件委託費 37,443,000 円はこれに比べて約 170 万円割高となっていて、これに係る国庫補助金相当額 1,275,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北海道において、積算基準に示されている設計業務に係る諸経費等の算定方法に対する理解が十分でなかったこと、委託費の積算内容に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) ものづくり中小企業製品開発等支援事業の実施に当たり、事業効果を適切に把握する体制を整備させるとともに成果活用型転用の申請が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、並びに収益納付が適切に実施されるよう改善の処置を要求し及び成果活用型転用の承認審査が適切に実施されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)経営革新・創業促進費	
部 局 等	中小企業庁	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者 (事業主体)	全国中小企業団体中央会	
補助事業	ものづくり中小企業製品開発等支援事業	
補助事業の概要	試作開発から販路開拓等を行うもの及び中小企業が作成した製品について公設試験研究機関等を活用した実証を行うもの	
全国中小企業団体中央会が交付した事業件数及び事業費	2,993 件	762 億 5913 万余円(平成 21、22 両年度)
上記に対する国庫補助金相当額		480 億 0714 万円(背景金額)
企業化状況報告書が提出されていない事業件数及び事業費	694 件	152 億 9977 万余円
上記に対する国庫補助金相当額(1)		97 億 8813 万円

無断で生産設備として使用されている処分制限財産数及び残存簿価相当額	32 処分制限財産 1 億 7085 万余円
上記に対する国庫補助金相当額(2)	1 億 1322 万円
(1)及び(2)の計	99 億 0135 万円

【是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

ものづくり中小企業製品開発等支援事業の補助事業完了後の実施状況について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 中小企業庁長官宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) ものづくり中小企業製品開発等支援補助金の概要

貴庁は、平成 21 年度第 1 次補正予算により、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金交付要綱(平成 21・05・29 財中第 2 号。以下「交付要綱」という。)に基づき、我が国経済をけん引する製造業の国際競争力の強化と次代を担う新産業の創出を推進することを目的として、全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)に対して、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金を交付している。同補助金は、繰越明許費として 22 年度に繰り越され、さらに、23 年 3 月に発生した東日本大震災により、事故繰越しとして 23 年度に繰り越されている。

全国中央会は、交付要綱及び全国中央会が定めた「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金(試作開発等支援事業)交付規程」(平成 21 年 7 月 22 日 21 全中発第 679 号及び平成 22 年 4 月 2 日 22 センター発第 040234 号)、「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金(実証等支援事業)交付規程」(平成 21 年 7 月 22 日 21 全中発第 676 号。以下、これらを合わせて「交付規程」という。)等に基づき、新製品又は新技術の試作開発から販路開拓等を行う事業(以下「試作開発事業」という。)及び中小企業が作成した製品について公設試験研究機関等を活用した実証を行う事業(以下「実証事業」といい、両事業を合わせて「ものづくり支援事業」という。)を支援することを目的として、21、22 両年度に、ものづくり支援事業を実施した中小企業者(以下「会社等」という。)に対して、補助金を交付している(表 1 参照)。そして、全国中央会は、23 年 6 月に、補助事業が完了したとして、貴庁に実績報告書を提出している。

表 1 全国中央会の会社等への補助金の交付実績 (単位：件、千円)

事業	件数	補助対象事業費	国庫補助金交付額
試作開発事業	2,327	74,718,855	46,606,003
実証事業	666	1,540,276	1,401,142
計(平成 21、22 両年度)	2,993	76,259,132	48,007,145

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計欄とは一致しない場合がある。

(2) ものづくり支援事業の補助事業完了後の概要

ア 事業効果の把握方法

貴庁は、ものづくり支援事業の成果目標について、事業の成果物のうち80%の成果物が事業実施終了後5年以内に対価を得る市場取引の対象となること(以下「事業化」という。)としており、事業効果を評価するための指標として事業化率を用いている。このことは、21年11月に行政刷新会議が行った事業仕分けの際に説明している。

このため、全国中央会は、交付規程等において、会社等は、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況(中断、継続、事業化(第1段階から第5段階まで)の中から選択)等について記載した報告書(以下「企業化状況報告書」という。)を全国中央会へ提出することとしている。そして、貴庁は、交付要綱において、全国中央会は、提出された企業化状況報告書を基に、会社等の事業化等の状況等について記載した報告書を貴庁へ提出することとしている。これにより、貴庁は、ものづくり支援事業の事業効果を把握することとしている。

イ 収益納付の取扱い

貴庁は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)第7条第2項の規定に基づき、ものづくり支援事業に収益納付の条件を付している。すなわち、交付要綱において、経済産業大臣は、会社等が当該補助事業の実施結果の事業化等により相当の収益が生じたときであって、かつ、その収益が全国中央会に納付されたと認めるときは、全国中央会に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができることとしている。

全国中央会は、交付規程等において、会社等は、補助事業が事業化した場合等には、新製品等の販売等による収益額から補助事業に要した経費のうち自己負担によって支出した額の5分の1を控除するなどして、当該年度における全国中央会への納付金額(以下「納付予定額」という。)を算出し企業化状況報告書に記載して報告することとしている。また、その記載内容を証明するために、生産及び販売実績書等の写し(以下「証明書類」という。)を添付することとしている。さらに、全国中央会会長は、会社等に収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を全国中央会に納付させることができることとしている。

ウ 処分制限財産の取扱い

補助金等適正化法第22条の規定によれば、補助事業者等は補助事業等により取得し又は効用の増加した財産のうち、政令で定める財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条に定める財産。以下「処分制限財産」という。)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用することなど(以下「財産処分」という。)をしてはならないとされている。そして、経済産業省は、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16・06・10会課第5号)において、当該承認のための基準等を次のとおり定めている。

すなわち、補助事業者等からの財産処分の申請について承認を行う場合は、処分制限財産の残存簿価相当額に補助率を乗じて得た金額を国庫に納付(以下「残存簿価分納付」という。)するなどの条件を付さなければならないこととしていたが、21年3月に、中小企業者が研究開発等を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う処分制限財産の転用(所有者の変更を伴わない目的外使用)の承認の際には、残存簿価分納付の条件を付さないことができる(以下「中小企業特例」という。)こととした。

ものづくり支援事業のうち試作開発事業は、中小企業特例が初めて適用された事業である。これにより、全国中央会は、交付規程等において、試作開発に係る処分制限財産を補助事業の成果を活用して実施する生産活動等に転用(以下「成果活用型転用」という。)する場合は、会社等は、あらかじめ成果活用型転用の申請書及び添付書類(以下「転用申請書類」という。)を全国中央会に提出し、承認を受ければ残存簿価分納付が免除されることとしている。また、全国中央会は、申請を受けた場合には、貴庁と協議の上作成した「補助事業で取得した処分制限財産の処分に係る承認基準等について」(22センター発第050707号。以下「承認基準」という。)に基づき、承認審査を行い、原則として、新製品等の完成に至っていない開発途中にある補助事業の成果を活用するものも含めて転用を承認することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、ものづくり支援事業の効果は適切に把握されているか、収益納付や成果活用型転用に係る取扱いは適切に実施されているかなどに着眼して、21、22両年度にもものづくり支援事業2,993件に対して交付された補助金計480億0714万余円を対象として、貴庁において、ものづくり支援事業の実施状況や中小企業特例の適用状況等を聴取するとともに、全国中央会において、企業化状況報告書、転用申請書類等を、113会社等において、決算書等の関係書類や処分制限財産の使用状況等をそれぞれ確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業効果の把握状況

貴庁及び全国中央会は、企業化状況報告書を会社等から紙媒体により提出させることとしていたが、22年度にシステムを構築して電子情報により提出させることとした。その際、提出期限を会社等が補助事業を完了した会計年度終了後5年間、決算終了後30日以内とし、添付することとしていた証明書類の提出を会社等に求めないことにした。

そこで、事業効果の把握状況について、24年5月末までに企業化状況報告書を提出することとされていたものづくり支援事業2,731件の事業化等の状況及び企業化状況報告書の提出状況をみたと、表2のとおりとなっていた。

表2 事業化等の状況及び企業化状況報告書の提出状況(平成24年5月末現在)
(単位:件、千円)

事業化等の状況	事業件数	国庫補助金交付額
中断	368	4,779,433
継続	999	16,332,158
事業化第1段階から第2段階 (製品販売に関する宣伝等を行っているものなど)	361	6,948,716
事業化第3段階から第5段階 (事業化を達成しているもの)(事業化率)	309(11.3%)	6,014,915
計	2,037(74.5%)	34,075,224
提出期限が到来しているにもかかわらず未提出のもの	694(25.4%)	9,788,138
合計(提出期限が到来しているもの)	2,731(100%)	43,863,363

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても合計欄とは一致しない場合がある。

このように、提出期限が到来している企業化状況報告書のうち2,037件が期限までに提出されており、このうち309件が事業化を達成したとされていた(事業化率11.3%)。一方、企業化状況報告書の提出期限が到来していたのに694件(事業費計152億9977万余円、国庫補助金相当額計97億8813万余円)が提出されておらず、全国中央会において事業効果を適切に把握していなかった。上記694件の中には、提出期限を約15か月も過ぎているのに提出していない会社等も見受けられた。しかし、全国中央会は、これらの会社等に対して、23年度中はメールで不定期に提出の督促を行っていたものの、24年4月以降はどの会社等に対しても督促を行っていなかった。

(2) 収益納付の実施状況

企業化状況報告書を期限までに提出していた会社等のうち、54会社等は、納付予定額が生じていると報告していた。

そこで、全国中央会が実施させる収益納付の状況についてみたところ、会社等に証明書類の提出を求めないこととしたこと、補助事業に係る収益額の算定方法を明確にしていなかったことなどから、全国中央会は、企業化状況報告書の記載内容について証明書類を用いた確認を行っておらず、各会社等の納付予定額を確定していなかった。このため、全国中央会は、報告から13か月を経過している会社等もあるのに、どの会社等に対しても収益納付を命じていなかった。

また、事業化等により新製品等の販売等があったものの納付予定額が生じていないと報告した会社等について、改めて証明書類等を確認して試算したところ、補助事業に係る収益額が過小に算定されていたため、納付予定額が生じている会社等も見受けられた。

(3) 成果活用型転用の実施状況

ア 会社等の申請の状況

24年2月までに、会社等から全国中央会に対して471件の成果活用型転用に係る転用申請書類が提出されていた。また、試作開発事業を実施して企業化状況報告書において事業化等により新製品等の販売等があったと報告されていた118件のうち50件は、上記の成果活用型転用に係る転用申請書類が提出されていたが、残りの68件については転用申請書類が提出されていなかった。

そこで、上記の68件の試作開発事業における処分制限財産の使用状況等についてみたところ、15件の試作開発事業を実施した会社等は補助事業により取得した32の処分制限財産(残存簿価相当額計1億7085万余円、国庫補助金相当額1億1322万余円)を全国中央会に無断で試作開発事業の成果により事業化した新製品等の生産設備として使用していた。

イ 全国中央会における承認審査の状況

全国中央会は、24年5月末に、会社等から提出された473件の転用申請書類に対して、承認基準に基づき、その内容を審査してその全件について承認し、処分制限財産の残存簿価分納付を免除していた。承認基準では新製品等の完成に至っていない開発途中にある補助事業の成果を活用するものについても転用を認めており、承認された473件のうち37件は、企業化状況報告書において事業化等の状況を「中断」とし、137件は事業化等の状況を「継続」としていた。

そこで、会社等において成果活用型転用の承認を受けた処分制限財産の使用状況等についてみたところ、残存簿価分納付が免除された当該処分制限財産を生産活動に使用して収益額が生じているのに、交付規程等により、事業化等の状況を「中断」又は「継続」としている場合には収益額の報告が必要とされていないことから、当該収益額が全国中央会に報告されていない事態が生じていた。

<事例>

株式会社Aは、平成21、22両年度に、試作開発事業として風力発電の部品に使用される低温衝撃値を保証したダクタイル鋳鉄製品(以下「新製品」という。)の試作開発を行い、溶解炉等(取得価額127,400,000円、国庫補助金相当額84,930,132円)を取得していた。そして、補助事業完了後、23年2月に、処分制限財産である溶解炉等を新製品及び開発途中の成果を活用した既存産業機械向け鋳鉄製品(以下「既存製品」という。)の生産設備に転用するとして成果活用型転用を申請し、全国中央会は、同月に承認していた。しかし、同社は、残存簿価分納付(23年2月末現在残存簿価相当額に係る国庫補助金相当額51,752,343円)を免除された溶解炉等を使用して既存製品を生産及び販売し、収益額が生じていたのに、補助事業に係る新製品は開発途中であるため、23年10月に全国中央会に提出した企業化状況報告書において、事業化等の状況を「継続」として収益額を記載していなかった。

交付規程等によれば、補助事業の成果がなく処分制限財産を生産活動に転用する場合は残存簿価分納付の対象となり、新製品等の試作開発を成功させ事業化を達成した場合は収益納付の対象となるとされている。しかし、全国中央会の承認結果により、処分制限財産を生産活動に転用して収益額が生じているのに、残存簿価分納付の対象とならず収益納付の対象ともなっていない事態は、著しく公平性を欠くこととなり、適切とは認められない。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

ものづくり支援事業の効果を適切に把握していなかったり、成果活用型転用に係る転用申請書類が提出されていなかったりしている事態は適切ではなく、是正改善の要があると認められる。また、会社等が納付予定額が生じていると報告しているのに収益納付を命じていなかったり、成果活用型転用の承認結果により処分制限財産から生じた収益が納付の対象となっていなかったりなどしている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、全国中央会及び一部の会社等において、補助事業完了後においても、ものづくり支援事業を適正に実施する必要があることなどについての認識が欠けていたことにもよるが、貴庁において、全国中央会に事業効果を適切に把握するよう指導及び助言を行っていなかったこと、全国中央会が収益納付を実施する際の報告内容の確認から納付を命ずるまでの取扱いに係る指針等を示していないこと、成果活用型転用の承認審査について適切な指針等を示していないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

貴庁において、ものづくり支援事業の実施に当たり、事業効果を適切に把握する体制を整備するとともに、収益納付及び成果活用型転用が適切に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

- ア 会社等に対して、提出すべき毎年度の企業化状況報告書について、定期的な督促を行うなどして確実に提出させて、事業効果を適切に把握する体制を整備するよう、全国中央会に対して指導及び助言を行うこと(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- イ 全国中央会の収益納付の取扱いに係る指針等を定めて、全国中央会に企業化状況報告書の記載内容について十分確認させるとともに、納付予定額を確定して会社等に納付を命ずるなど収益納付を適切に実施させること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
- ウ 補助事業完了後の処分制限財産の取扱いについて、会社等に対して周知徹底を図るよう、全国中央会に対して指導及び助言を行うこと(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- エ 全国中央会による成果活用型転用の承認審査について、承認基準を変更させるなどの見直しを検討した上で成果活用型転用の取扱いに係る指針等を示すなどして、全国中央会に承認審査を適切に実施させること(同法第36条による意見を表示するもの)

(2) 株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けの実施に当たり、貸付対象とする施設の省エネルギー効果を適切に検証するなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示したもの

部 局 等	財務本省、中小企業庁(貸付制度の所掌部局) 株式会社日本政策金融公庫(貸付けの実施部局)
省エネルギーの促進に係る貸付けの概要	中小企業者が省エネルギーに資する施設を設置する場合に、当該施設を取得するために必要な資金を貸し付けるもの
省エネルギーの促進に係る貸付件数及び貸付額	824件 314億3132万円(平成22、23両年度)
上記のうち省エネルギー効果要件に沿った事業効果が確認できない貸付件数及び貸付額	623件 229億9735万円

【意見を表示したものの全文】

株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けについて

(平成24年10月26日付け 財務大臣宛て)
経済産業大臣

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 環境・エネルギー対策資金の概要

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、独立して事業を遂行する者に対して当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金を貸し付け(以下「国民生活貸付」という。)、また、中小企業者に対して事業の振興に必要な資金を貸し付けている(以下「中小企業貸付」という。)

そして、中小企業における省エネルギー(以下「省エネ」という。)の促進、非化石エネルギーの導入、公害防止及び再生資源の有効利用等の環境対策の促進等を図るために、財務省は国民生活貸付について「環境・エネルギー対策貸付制度要綱」(平成20年財政第489号。以下「国民生活貸付要綱」という。)を、財務省及び中小企業庁は中小企業貸付について「環境・エネルギー対策貸付制度要綱」(平成20年財政第489号、平成20・09・19中庁第1号。以下「中小企業貸付要綱」という。)をそれぞれ定め、公庫は、これらの貸付要綱等に基づき、環境・エネルギー対策資金の貸付けを実施している。

(2) 省エネの促進に係る貸付けの概要

環境・エネルギー対策資金のうち、省エネの促進に係る貸付け(以下「省エネ貸付」という。)は、公庫の前身である国民金融公庫(平成11年10月以降は国民生活金融公庫)及び中小企業金融公庫当時の昭和53年度から実施しているもので、中小企業者が、省エネに資する施設、設備等(以下、単に「施設」という。)として貸付要綱に定められた施設を設置して省エネの推進を図る場合に、当該施設を取得するために必要な資金を通常より有利な貸付条件(貸付利率の引下げ、返済期間の長期化、貸付限度額の拡大等)で貸し付けるものである。

省エネ貸付の対象となる施設(以下「貸付対象施設」という。)は、国民生活貸付要綱及び中小企業貸付要綱において同一となっており(以下、これらの貸付要綱を合わせて「貸付要綱」という。)、貸付要綱の別表(以下「要綱別表」という。)に列挙されている電動送り式金属工作機械、自走式作業用機械設備等の施設(表1参照)のうち、施設ごとに定められた省エネに資するとされる一定の構造等の要件(以下「構造要件」という。)に該当するなどの施設であって、省エネ^(注1)効果が現在の平均的な施設に対して25%以上のものであること(ただし、施設の更新の場合には、これに加えて、省エネ効果が更新前の施設に比べて40%以上のものであること)という要件(以下「省エネ効果要件」という。)を満たすものに限るとされている。

(注1) 省エネ効果 当該施設を使用して生産活動を行う際の生産物1単位当たりのエネルギー消費量(電力、燃料等の使用量)等の削減効果

そして、中小企業庁は、資源エネルギー庁と協議した上で公庫に対して発した「資源エネルギー資金(省エネ関連)の対象施設の可否判断方法について」(以下「事務連絡」という。)

において、公庫による省エネ貸付の実施に当たっての省エネ効果の確認・判断方法として、要綱別表に示されている施設は、省エネ効果が25%以上のものであると確認されているため、当該施設であれば必然的に省エネ効果要件を満たす(ただし、施設の更新の場合には、更新される施設が耐用年数を経過しているのであれば、更新による省エネ効果とこの25%を合わせて40%以上の省エネ効果が見込まれるので、省エネ効果要件を満たす)ものとしてよいとしており、公庫は、これに基づいて省エネ貸付を実施している。

表1 要綱別表に掲載されている施設(平成23年度)

ヒートポンプ方式熱源装置	省エネルギー型麺類製造装置
廃熱ボイラー	省エネルギー型焼成焼上装置
省エネルギー型工業炉	高熱効率型連続蒸米機
コ・ジェネレーションシステム	高性能ねん糸機
染色整理装置	高速全自動殖版機
単板乾燥装置	省エネルギー型鍛造素材切断機
せん断機	省エネルギー型鋳物砂混練装置
高性能ダイカストマシン	省エネルギー型ショットブラスト
プレス・タッピング複合加工装置	省エネルギー型古紙梱包装置
自動温度調整装置	省エネルギー型ボイラー
省エネルギー型鋳造型機	省エネルギー型アーク溶接機
高周波誘導加熱装置	省エネルギー型真空焼鈍炉
省エネルギー型乾燥装置	熱成形機
省エネルギー型染色整理装置	精密打抜プレス
省エネルギー型紙製容器製造装置	省エネルギー型フォークリフト
省エネルギー型製本装置	高効率生地連続包あん機
省エネルギー型成形機	多段ホーマー
電動送り式金属工作機械	外断熱システム
省エネルギー型プレス	省エネルギー型ジョークラッシャー
無籽式自動織機	省エネルギー型経編機
省エネルギー型ダイカストマシン	建築物の省エネ性能の向上に資する設備、機器及び建築材料
プリンターズロッタ	
省エネルギー型印刷機	高効率変圧器
自走式作業用機械設備	燃料電池発電設備
油圧解体機	省エネルギー型吸収式冷温水器
大口径掘削機	計 51 種類
省エネルギー電気炉	

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

省エネ貸付の制度は創設から30年以上が経過しており、その間の技術進歩等に伴い施設の省エネ性能は近年大きく向上するとともに、優れた省エネ性能を有する施設の普及が進ん

でいるところであって、制度の創設当時とは状況が大きく異なってきている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、貸付けの対象とされた施設の設置により貸付要綱等に定める省エネ効果要件に沿った事業効果が発現しているか、省エネ性能の向上、省エネ性能の高い施設の普及等の状況の変化に応じて貸付対象施設の見直しが行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、公庫が平成 22、23 両年度に実施した貸付け(22 年度 371 件、貸付額計 153 億 3487 万円、23 年度 453 件、貸付額計 160 億 9645 万円、合計 824 件、貸付額計 314 億 3132 万円)を対象として、財務本省、資源エネルギー庁及び中小企業庁において、要綱別表の各施設の省エネ効果等について説明を聴取したり、公庫の本店及び 10 支店において、貸付関係書類により、貸付対象とした個々の施設について説明を聴取したりして実地に検査を行うとともに、資源エネルギー庁及び中小企業庁を通じて各施設に係る業界団体等に対して省エネ性能の状況、施設の普及状況等について調査を行うなどした。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 貸付けに当たっての公庫による確認の状況

公庫は、貸付けに当たって、設置される施設が要綱別表に示された施設であり、構造要件に該当するものであることなどを確認しており、事務連絡に従って、これらの施設は省エネ効果要件を満たすものとして、貸付けを行っていた。

(2) 貸付対象施設に係る省エネ効果の確認、検証等の状況

財務省及び中小企業庁は、貸付対象施設として要綱別表に掲載される施設の省エネ効果の確認等は中小企業庁が資源エネルギー庁と共同して行っているとしており、中小企業庁は、3 年度に、当時の要綱別表に掲載していた全施設について、資源エネルギー庁と共同で、省エネ効果の確認及び構造要件の検討を行い、当時の平均的な施設に対して省エネ効果が 25% 以上となっていることを確認したとしている。

しかし、23 年度において要綱別表に掲載されている 51 種類の施設の大半を占める 46 種類の施設は 3 年度当時から掲載されているものであり、特にこのうち 36 種類の施設については 3 年度以降構造要件が変更されていないものである。この 36 種類の施設の省エネ効果については、3 年度に確認が行われた後は、17 年度にこのうち 2 種類の施設について検証が行われた記録があるのみで、その他の施設については現在まで検証の記録はなく、これらの各施設が現在の平均的な施設に対してどの程度の省エネ効果があるかなどについては確認できない状況となっている。

(3) 貸付対象施設の省エネ効果の実態

上記のとおり、貸付対象施設として要綱別表に掲載されている施設の多くについて省エネ効果が確認できない状況であったため、本院が、各施設の省エネ効果について、資源エネルギー庁及び中小企業庁を通じて、当該施設の製造者等の業界団体等に対して調査を行ったところ、その回答の結果は表 2 のとおりとなっていた。

(注 2) 要綱別表に掲載されている 51 種類の施設のうち 1 種類の施設については、関係する業界団体等が不明であるため、調査の対象から除外した。

表2 省エネ効果についての業界団体等に対する調査結果

調査項目	調査結果		
設置する施設が構造要件に該当することだけで、現在の平均的な施設に対して25%以上の省エネ効果があるといえるか。	25%以上の効果があるといえる。	16施設 (32.0%)	
	25%以上の効果があるとはいえない。	15施設 (30.0%)	34施設 (68.0%)
	25%以上の効果があるかどうか判断できない。	19施設 (38.0%)	
	計	50施設 (100%)	

すなわち、調査の対象とした50種類の施設のうち、設置する施設が構造要件に該当することだけで現在の平均的な施設に対して25%以上の省エネ効果があるといえるとしているものは、省エネルギー型製本装置、省エネルギー型印刷機等16種類の施設にとどまっており、その他の電動送り式金属工作機械、自走式作業用機械設備等34種類の施設については、以下の①又は②のとおり、構造要件に該当することだけで一律に省エネ効果要件を満たすとはいえないとしている。

- ① 現在では要綱別表に示されている構造要件は同種施設において一般的なものとなっており、構造要件を満たす施設がすなわち現在の平均的な施設となっていることなどから、設置する施設が構造要件に該当することだけで一律に現在の平均的な施設に対して25%以上の省エネ効果があるとはいえない(15種類の施設)。
- ② 用途等によって多種多様な施設があり、特に近年は多種多様な施設が設置されるようになってきていることなどのため、「現在の平均的な施設」の省エネ性能を設定することが困難であることなどから、これに対して25%以上の省エネ効果があるかどうか判断できない(19種類の施設)。

なお、前記で25%以上の省エネ効果があるとされた16種類の施設についても、そのうち7種類の施設については、施設の更新の場合、更新前の施設の構造が更新後の施設の構造と大きく変わらないことなどから、耐用年数を経過していることなどだけで一律に更新前の施設に比べて40%以上の省エネ効果があるとはいえないなどとしている。

このように、50種類の施設のうち34種類の施設については構造要件に該当することだけで一律に省エネ効果要件を満たすとはいえないと認められるにもかかわらず、事務連絡により、構造要件に該当するなどしていれば一律に省エネ効果要件を満たすものとして取り扱ってよいとされているため、これらに該当する施設に対する貸付け(623件、貸付額計229億9735万円)については、貸付要綱に定める省エネ効果要件に沿った事業効果があるかどうか確認できないのに貸し付けられていると認められる。

なお、上記の623件のうち、実際に検査を行った10支店における貸付けであって貸付額が比較的高額であるものなど16件について、本院において、設置された施設の省エネ効果について借受者からその状況を聴取するなどして調査したところ、いずれも平均的な施設に対して25%以上の省エネ効果があったことなどについては確認できなかった。

(改善を必要とする事態)

以上のように、貸付要綱に定める省エネ効果要件に沿った事業効果があるか確認できない施設に多額の貸付けが行われている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、中小企業庁において、近年の施設の省エネ性能の向上、構造要件を満たす施設の普及等の状況の変化に応じて、要綱別表に掲載されている施設の省エネ効果の検証、構造要件の見直しなどを十分に行っていなかったこと、財務省及び中小企業庁において、上記のような状況の変化に応じて当該施設を貸付対象とすることの妥当性を検討するなどの貸付要綱の見直しを十分に行っていなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

省エネ対策については、エネルギーの需給関係の改善、地球温暖化の防止等のため、近年、より一層の取組が必要となっており、財務省及び中小企業庁においては引き続き中小企業者による省エネ施設の設置を支援する必要があるとしているところである。

しかし、現在の省エネ貸付の制度については、貸付要綱において具体的な省エネ効果要件が定められているものの、近年、施設の省エネ性能の向上、構造要件を満たす施設の普及、施設の多種多様化等が進んでいる中で、省エネ効果要件に沿った事業効果があるか確認できない施設に対して多額の貸付けが行われており、省エネ効果要件は実効のあるものとなっていないと認められる。

については、財務省及び中小企業庁において、要綱別表に掲載している施設の省エネ性能や普及状況等に鑑み、これらの施設の省エネ効果を適切に検証したり、省エネ効果の確認・判断方法を見直したりなどして、十分な省エネ効果が期待できなくなっている施設については貸付対象施設から除外するなどの制度の見直しを行うことなどにより、省エネを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示する。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 中小企業者に適用される租税特別措置について

〔平成 21 年度決算検査報告 158、521 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 155、468 ページ参照〕

(186 ページの財務省の項に掲記)

(2) 中小企業者に対する法人税率の特例について

〔平成 21 年度決算検査報告 167、521 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 156、468 ページ参照〕

(187 ページの財務省の項に掲記)

(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第 2 種信用基金の規模等について

〔平成 21 年度決算検査報告 527 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 469 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、経済産業大臣等から事業計画の認定を受けた事業者又は法律に基づく事業に対して、民間金融機関からの借入等による事業資金を円滑に調達するために、第2種信用基金による債務保証を実施しており、当該債務保証業務のための原資として、政府から出資金を受けるなどしている。しかし、同基金による事業再構築円滑化等債務保証等の利用が極めて低調となっていて、政府出資金等を財源としている同基金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、経済産業省及び機構において、債務保証の利用実態を分析するなどした上で債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討し、今後も利用の増大が見込めない場合は、利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を適切に見直すよう、経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、金融機関等の債務保証制度の利用者から意見を聴取したり、金融機関等での勉強会等を開催したりするなどして、引き続き利用の促進を図り、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討する処置を講じていた。

また、機構は、23年3月に第2期中期計画を変更し、同計画において、事業再構築円滑化等債務保証等について、23年度末までの実績を踏まえて翌年度以降の制度利用の見込みを把握して、必要な場合には基金規模の見直しを行うこととする処置を講じていた。

そして、機構は、上記の中期計画に基づき、不要額が生ずる場合には24年度中を目途に国庫に納付するよう、必要な基金規模について算定するなどの作業を行っているところである。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 中小企業再生支援協議会事業の謝金に係る消費税の取扱いについて

(平成22年度決算検査報告445ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

中小企業庁は、中小企業の事業再生への取組を支援する中小企業再生支援協議会事業(以下「協議会事業」という。)を、経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局を通じて商工会議所等の団体に委託して実施している。しかし、協議会事業の委託費の算定において、謝金支払額に係る消費税額が重複して計上されていて、委託費が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁において、経済産業局等を通じて過大に交付した委託費の返還を求めるなどの措置を速やかに講ずるとともに、協議会事業の確定検査の実施に当たっては謝金支払額が消費税の課税の対象であるかの確認について支払調書の控えや源泉徴収票の控えなどにより適切に行うこととして、これを経済産業局等に対して周知徹底することにより委

託費の算定を適正なものとするよう、中小企業庁長官に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 協議会事業の委託費の算定において謝金支払額に係る消費税額が重複して計上されたことにより商工会議所等の7団体に対して過大に交付されていた委託費計4668万余円については、返還措置を講じて24年4月までに全額が国庫に返納された。
- イ 23年10月に経済産業局等に対して文書を発するなどして、協議会事業の確定検査の実施に当たっては、謝金支払額が消費税の課税の対象であるかの確認について支払調書の控えや源泉徴収票の控えなどにより適切に行うよう周知徹底を図った。

(2) 特許料等の納付について

(平成22年度決算検査報告449ページ参照)

1 本院が表示した意見

特許庁は、主に特許印紙及び口座振替により特許の出願等を行う申請人から特許料等を収納している。特許印紙による納付には、申請人が納付すべき特許料等の見込額を特許印紙により特許庁に予納しておき、必要なときに申請人の申出により特許庁が予納額から引き落とす予納制度があり、特許料等の納付1件当たりで見ると、特許庁が負担する特許印紙の売りさばき手数料は、口座振替の手数料に比べて高額になっている。しかし、予納制度の利用が定着していることなどのため、新たな納付方法である口座振替による納付の利用率は増加していない状況となっていた。

したがって、特許庁において、取扱金融機関の一層の拡大を図るとともに効果的な周知広報活動を行ったり、口座振替への積極的な誘導施策の実施を検討したりなどして、特許料等の口座振替による納付への移行を推進することにより特許印紙売りさばき手数料の軽減を図るよう、特許庁長官に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、特許庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、特許庁は、本院指摘の趣旨に沿い、24年7月までに、取扱金融機関数を27機関から34機関に拡大するとともに、予納制度を利用している大口の申請人等に対して口座振替の利便性等の情報を個別に提供したり、多くの申請人等への周知を目的として口座振替に係る印刷物を作成して各種説明会等において配布したりして、口座振替の普及を図る処置を講じていた。

そして、特許庁は、社団法人等の代行納付を含め印紙による予納制度の在り方や口座振替への積極的な誘導施策の検討に資するために申請人等に対して実施したアンケート調査の結果等を踏まえて、今後、どのような口座振替への誘導施策を取り得るかなどについて検討を進めていくとしている。

(3) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について

(平成22年度決算検査報告452ページ参照)

1 本院が表示した意見

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金(以下「整備資金」という。)は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。しかし、原子力発電所の事故等により、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留しているなどの事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを対象にするなどして、資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の現実性の指標にするなどして需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、同庁は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応等に係る交付金に充当するために、本院指摘の趣旨に沿い、24年度予算においては整備資金を49億円取り崩して資金残高の規模を縮減することとしていた。

そして、同庁は、今後の資金残高の規模の縮減等については、政府におけるエネルギー政策の見直しなどを踏まえて適切に判断していくこととしている。

第11 国土交通省

不 当 事 項

予 算 経 理 (252)-(254)

- (252) 全国都市緑化フェア出展事業の実施に当たり、支出負担行為等の契約手続を経ることなく前年度中に出展施設等の製作・設置を実施させ、当年度に契約を締結して、契約金額の全額を当年度の歳出予算で支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市公園事業費
部 局 等	関東地方整備局
契 約 名	第 25 回全国都市緑化ぐんまフェア出展事業
契 約 の 概 要	第 25 回全国都市緑化ぐんまフェアにおいて、出展施設等の製作・設置、維持管理等を実施させるもの
契 約 の 相 手 方	第 25 回全国都市緑化ぐんまフェア実行委員会
契 約	平成 20 年 4 月 随意契約
契 約 額	40,000,000 円(平成 20 年度)
支 払	平成 20 年 8 月
会計法令に違反して支払っていた契約金額	40,000,000 円(平成 20 年度)

1 全国都市緑化フェア出展事業に係る契約の概要等

(1) 契約等に関する会計法令の規定

国が行う契約から支払までの会計事務は、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等(以下「会計法令」という。)に従って処理することとなっている。会計法令によると、国の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないとされている。また、支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為)をするに当たっては、法令又は予算の定めるところに従って行うこととされている。

(2) 全国都市緑化フェア出展事業に係る契約の概要

関東地方整備局(以下「整備局」という。)は、緑化、環境事業等への取組等を紹介することを目的として、平成 20 年 3 月 29 日から 6 月 8 日までの期間で群馬県等が主催する第 25 回全国都市緑化ぐんまフェアにおいて、園路・広場、休養施設等の施設(以下「出展施設」という。)等の製作・設置、維持管理等を実施させる契約を、同年 4 月 1 日に第 25 回全国都市緑化ぐんまフェア実行委員会(以下「実行委員会」という。)と契約額 40,000,000 円で締結していた。

2 検査の結果

本院は、整備局において、合規性等の観点から、本件契約について、契約手続や契約金額の支払に係る会計経理が会計法令に従って適正に行われているかなどに着眼して、契約書、仕様書、工程表等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

整備局は、本件契約の締結に先立ち、20年2月6日に実行委員会と「第25回全国都市緑化ぐんまフェア出展協定書」を交わし、これに基づき、出展施設等の製作・設置を実施させて、開会日の前日の同年3月28日までに完了させていた。

しかし、整備局は、出展施設等の製作・設置を同年4月から開始することとした工程表を作成するとともに、同年4月1日に、支出負担行為決議を行って、既に完了していた出展施設等の製作・設置を含む業務を実施させる契約を実行委員会と締結していた。そして、整備局は、全ての業務の完了後、同年7月に実行委員会から提出された完了報告書、精算報告書等により業務の完了確認を行い、同年8月に20年度の歳出予算で契約金額の全額を実行委員会に支払っていた。

したがって、整備局において、上記のとおり、支出負担行為等の契約手続を経ることなく前年度である19年度中に実行委員会に出展施設等の製作・設置を実施させ、20年度に契約を締結して、契約金額40,000,000円を20年度の歳出予算で支払っていたことは、会計法令に違反しており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、整備局において、契約手続や契約金額の支払に係る会計経理を行うに当たり、会計法令を遵守することの認識が欠けていたことなどによると認められる。

(253) 契約手続を行わないまま実施した無線設備の点検整備に係る未払金に充当するため、架空の契約を締結して虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って通信業務庁費等を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)海上保安官署施設費 (項)船舶交通安全及海上治安対策費 (平成19年度は、(項)海上保安官署) (項)船舶建造費 (項)航路標識整備事業費
部 局 等	第八管区海上保安本部
不適正な会計経理により支払われた経費の概要	無線設備等の整備、管理等を行うために必要となる消耗品等の購入及び点検整備等の役務に係る経費
不適正な会計経理により支払われた金額	11,430,440円(平成19年度～23年度)

1 国の契約等の手続の概要

第八管区海上保安本部(以下「海上保安本部」という。)は、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)に基づき設置された地方支分部局であり、総務部等6部門で構成されている。また、海上保安本部の所掌事務の一部を分掌するために、海上保安部、海上保安署、情報通信管理センター(平成24年度からは総務部情報通信企画室。以下「センター」という。)等の事務所が設置されている。このうちセンターは、情報通信システムの整備及び管理に関する事務を分掌しており、海上保安本部管内に配属されている巡視船艇等に搭載されている無線設備等の整

備、管理等を行っている。そして、これらを行うために必要となる消耗品等の購入及び点検整備等の役務に係る経費は、一般会計の通信業務庁費等の予算科目から支払われている。

国の会計経理については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等により、国の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとされており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないとされている。また、歳出の会計年度の所属は、消耗品等の購入代価等で相手方の行為の完了があった後交付するものは、その支払をなすべき日の属する会計年度に所属することとされている。さらに、国の会計機関が契約を締結した場合には、給付の完了を確認するため必要な検査を行わなければならないが、検査が完了した場合には、原則として、所定の検査調書を作成し、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないとされている。

海上保安本部は、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)等により、海上保安本部の本部長を支出負担行為担当官に、経理補給部長を官署支出官及び物品管理官にそれぞれ指定するなどして通信業務庁費等の支払等に係る会計事務を行っており、海上保安庁請負契約等監督検査規則(昭和42年海上保安庁訓令第30号。以下「規則」という。)等により、センター等の職員が支出負担行為担当官の補助者である監督職員又は検査職員として契約の履行について必要な監督又は検査を行っている。

なお、海上保安庁では、規則等により、契約金額が200万円を超えない場合には、検査調書の作成を省略し、検査職員が当該契約の請書、納品書等の関係書類に検査を行った年月日を付記し、記名押印することとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、消耗品等の購入及び無線設備の点検整備等の役務が会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、海上保安本部において、19年度から23年度までの間に締結した消耗品等の購入及び無線設備等の点検整備等の役務に係る契約等を対象として、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、海上保安本部において、19年度から23年度までの契約等について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って通信業務庁費等を支払っていたものが、計26件、11,430,440円あった。

これらを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 契約手続を行わないまま前年度に実施した無線設備の点検整備に係る未払金に充当するため、業者と架空の消耗品購入契約を締結し、実際には納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして通信業務庁費を支払っていたもの 3件、支払額計1,564,500円

(ア) 海上保安本部は、22年度に株式会社シモセンと2件の随意契約を締結し、水圧センサー6個等の消耗品を計1,289,820円で購入することとしていた。そして、納入先として指定したセンターにおいて、検査職員が、それぞれ契約どおりに消耗品が納入されたとして、納品書に検査を行ったとする年月日を付記し記名押印していた。海上保安本部は、これに基づき同社に上記の額を支払っていた。

しかし、上記の消耗品購入契約はいずれも架空のものであり、センターは、上記の契約額計 1,289,820 円のうち 309,225 円分については、実際に消耗品を納入させていたものの、残額の 980,595 円分については、前年度に契約手続を行わないまま同社に実施させた 4 件の無線設備の点検整備に係る未払金計 977,025 円に充てていた。

なお、センターは、上記残額計 980,595 円と未払金計 977,025 円との差額である 3,570 円について余分に支払うこととなる旨を同社に伝えていた。

- (イ) 海上保安本部は、22 年度に株式会社舞鶴計器と随意契約を締結し、同軸ケーブル 4 本等の消耗品を 274,680 円で購入することとしていた。そして、納入先として指定したセンターにおいて、検査職員が、契約どおりに消耗品が納入されたとして、納品書に検査を行ったとする年月日を付記し記名押印していた。海上保安本部は、これに基づき同社に上記の額を支払っていた。

しかし、上記の消耗品購入契約は架空のものであり、センターは、これに係る支払額を前年度に契約手続を行わないまま同社に実施させた 3 件の無線設備の点検整備に係る未払金計 291,900 円に充てていた。

なお、海上保安本部の支払額 274,680 円と未払金計 291,900 円との差額である 17,220 円は、同社の会計経理において値引きとして処理されていた。

- イ 契約手続を行わないまま実施した無線設備の点検整備に係る未払金に充当するため、別の業者と架空の修理契約を締結し、実際には修理が行われていないのに行われたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして通信業務庁費を支払っていたもの

1 件、支払額 726,000 円

海上保安本部は、22 年 3 月 1 日に宮地無線工業所(以下「宮地無線」という。)と随意契約を締結し、航空短波送信機 1 個を 726,000 円で修理することとしていた。そして、当該修理の請求元であるセンターにおいて、検査職員が、修理が完了したとして、完了届に検査を行ったとする年月日を付記し記名押印していた。海上保安本部は、これに基づき宮地無線に上記の額を支払っていた。

しかし、上記の修理契約は架空のものであり、センターは、これに係る支払額を 21 年度に契約手続を行わないまま金田商事株式会社(以下「金田商事」という。)に実施させた 2 件の無線設備の点検整備に係る未払金計 674,625 円に充てるため、宮地無線から金田商事へ同額を振り込むように依頼していた。そして、海上保安本部は、上記の架空の契約に基づき宮地無線に 726,000 円を支払い、その後、宮地無線は金田商事へ 674,625 円を振り込んでいた。

なお、海上保安本部は、海上保安本部の支払額 726,000 円と未払金計 674,625 円との差額である 51,375 円については、宮地無線に実施させた航空短波送信機の試験調整に係る代金相当額であるとしているが、具体的に試験調整を行ったことを証明できる書類はないとしている。

また、前記の架空の修理契約は、22 年度に入ってから 22 年 2 月に遡及して支出負担行為担当官等に修理の請求を行ったことにしていたものである。海上保安本部は、センターからの不適正な請求を受入れ、22 年 3 月 1 日に遡及して宮地無線と契約をしたこととしていた。

ウ 契約手続を行わないまま実施した無線設備の点検整備に係る未払金を、別の業者が請け負った工事契約の代金の一部から支払わせていたもの 1 件、支払額 1,663,515 円
センターは、21 年度に、契約手続を行わないまま有限会社吉田電機工業所(以下「吉田電機」という。)に 6 件の無線設備の点検整備を実施させていた。そして、センターは、21 年度末に、吉田電機から上記の点検整備に係る代金 1,663,515 円の支払の督促を受けたが、予算がなかったため、名古屋通信工業株式会社(以下「名古屋通信」という。)に上記代金の立替えを依頼した。センターの依頼を受けた名古屋通信は、同年度に既に海上保安本部と締結していた工事契約(契約額 44,730,000 円)の一部を吉田電機に下請けに出したこととする架空の工事請負契約を吉田電機と締結し、その代金として 1,663,515 円を吉田電機に振り込むことにより立替えを行っていた。

これらのほか、センター等 4 部門等において、19 年度から 23 年度までの間に、契約手続を行わないまま消耗品等を納入させたり、役務を実施させたりなどしているのに、関係書類に実際の納品日や完了日より後の日付を検査日として記載することなどにより、消耗品等や役務が契約締結後に納入又は完了されたなどとして通信業務庁費等を計 21 件、7,476,425 円支払っていた。

これらの事態は、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って計 11,430,440 円を通信業務庁費等から支払ったものであり、会計法令等に違反しており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、海上保安本部において会計法令等を遵守することの認識が著しく欠けていたこと、海上保安庁本庁において海上保安本部に対する会計事務手続の適正な執行についての指導監督等が十分でなかったことなどによると認められる。

- (254) 工事請負契約において、別途、詳細設計業務をコンサルタント業者に委託して既に完了させていたのに、予算上コンサルタント業者への委託費を確保できなかったとの理由で、当該工事の請負人が詳細設計業務を行うこととする虚偽の変更契約書を作成するなど不適正な会計経理を行って、請負人に詳細設計業務を含めた請負代金を支払っていたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (項)河川整備事業費
部 局 等	九州地方整備局武雄河川事務所(契約庁) 九州地方整備局(支出庁)
契 約 名	(1) 松浦川久里地区堤防補強工事 (2) 松浦川双水地区堤防補強工事
契 約 の 概 要	一級河川松浦川の堤防の補強のために、平成 22、23 両年度に、当初契約で築堤護岸工事を行い、変更契約で詳細設計業務等を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1) 岡本建設株式会社 (2) 野中建設株式会社
契 約	(1) 平成 23 年 3 月 一般競争契約 (2) 平成 23 年 3 月 一般競争契約

契 約 額	(1)	96,600,000 円(平成 22、23 両年度)
	(2)	83,580,000 円(平成 22、23 両年度)
	計	180,180,000 円
不適正な会計経 理により支払わ れた契約額	(1)	96,600,000 円
	(2)	83,580,000 円
	計	180,180,000 円

1 工事請負契約に係る会計経理の概要

(1) 工事請負契約の概要

九州地方整備局(以下「整備局」という。)管内の武雄河川事務所(以下「事務所」という。)は、河川整備事業の一環として、佐賀県唐津市久里地区及び双水地区において、平成 22、23 両年度に、一級河川松浦川の堤防を補強するために、2 件の請負工事(以下「本件工事」という。)を実施している。

事務所は、23 年 3 月に請負人と締結した当初契約で築堤護岸工事を行い、24 年 1 月に締結した変更契約等で本件工事に係る詳細設計業務(詳細設計業務に係る設計委託費計 6,500,000 円)等を含めて、契約額を久里地区 96,600,000 円及び双水地区 83,580,000 円、計 180,180,000 円に増額変更している。そして、事務所は、築堤護岸工事、詳細設計業務等に係るしゅん功検査を実施し、これらが適切に履行されたとする検査調書を作成して、整備局が請負代金を請負人にそれぞれ支払っている。

(2) 国の契約、支払等の会計経理の概要

国の会計経理については、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等の会計法令等により、国の会計機関が契約を締結した場合には、給付の完了を確認するために必要な検査を行わなければならないが、また、検査を完了した場合には、原則として、所定の検査調書を作成し、検査調書に基づかなければ支払をすることができないことなどとされている。

そして、国の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと定められており、歳出の会計年度の所属については、工事費等で相手方の行為の完了があった後に交付するものはその支払をなすべき日の属する会計年度に属するものとされている。

なお、事務所及び整備局において、分任支出負担行為担当官は事務所長、官署支出官は整備局総務部長となっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件工事の請負契約に係る会計経理が会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、事務所において、契約関係書類等により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、事務所は、本件工事の当初契約締結前の 22 年 10 月ごろに、別途、コンサルタント業者に詳細設計業務を口頭で委託して、コンサルタント業者は本件工事の変更契約締結前の 23 年 2 月及び同年 7 月に詳細設計業務を完了させていた。

しかし、事務所は、22 年度の予算ではコンサルタント業者への委託費を確保できなかったとの理由で、23 年度の予算で当該委託費を支払うこととして、本件工事について、請負

人が詳細設計業務を行うこととする虚偽の変更契約書を作成し、検査職員は本件工事では詳細設計業務が実施されていないのに実施されたとする検査調書を作成していた。そして、整備局は、この検査調書に基づくなどして、本件工事では実施されていない詳細設計業務に係る設計委託費を含む請負代金を支払っていた。なお、整備局を通じて確認したところ、詳細設計業務に係る設計委託費として請負人に支払われた支払相当額は、請負人とコンサルタント業者との契約に基づき、請負人からコンサルタント業者に支払われていた。

したがって、事務所等において、別途、詳細設計業務をコンサルタント業者に委託して既に完了させていたのに、予算上コンサルタント業者への委託費を確保できなかったとの理由で、本件工事の請負人が詳細設計業務を行うこととする虚偽の変更契約書及び同業務を実施したとする検査調書を作成して請負代金を支払ったり、コンサルタント業者が22年度中に完了させていた詳細設計業務の委託費を23年度の予算で支払ったりなどする不適正な会計経理を行って本件工事に係る契約額計180,180,000円を支払っており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所等において、工事請負契約に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠けていたことなどによると認められる。

工 事 (255)-(257)

(255) 灯台巡回道路の改修工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、落石防止柵等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)航路標識整備事業費
部 局 等	第八管区海上保安本部
工 事 名	余部埼北灯台改良改修工事
工 事 の 概 要	近隣の集落と灯台とを結ぶ巡回道路を改修するために、落石防止柵等を設置するもの
工 事 費	34,335,000 円
請 負 人	株式会社中川工務店
契 約	平成 21 年 9 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 22 年 3 月
支 払	平成 21 年 10 月、22 年 3 月
不適切な設計となっていた落石防止柵等に係る工事費	14,611,000 円(平成 21 年度)

1 工事の概要

この工事は、第八管区海上保安本部(以下「海上保安本部」という。)が、兵庫県美方郡香美町余部地内において、近隣の集落と余部埼北灯台とを結ぶ幅員 0.8mの灯台管理用の歩道(以下「巡回道路」という。)が落石や雨水の浸食により破損したことから、この巡回道路を復旧するために、平成 21 年度に、落石防止工、排水構造物工、土留擁壁工、チェーン柵工等を工事費 34,335,000 円で実施したものである。

このうち、落石防止工は、巡回道路の山側からの落石を防止するために、落石防止柵及び

落石防護網を敷設するものである。そして、落石防止柵は、プラスチック製の擬木板柵(高さ0.2m、長さ2.0m、最大厚さ80mm、最小厚さ30mm)を3段組み合わせたものを支柱(高さ1.55m。地表露出部0.6m)にビス(径3.8mm、長さ57mm)で固定するなどして、延長170mにわたって敷設したものである。

また、排水構造土工は、山側斜面から流れてくる雨水の浸食により巡回道路が崩壊することを防止するために、内径0.1mのポリエチレン製の有孔波状管(以下「有孔管」という。)を落石防止柵の背面(山側)に添わせて、土砂等で埋め戻すことなく遮水シートの上に露出させたまま、延長170mにわたって敷設するなどしたものである(参考図参照)。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件工事の設計が適切に行われているかなどに着眼して、海上保安本部において会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査したところ、落石防止柵及び有孔管の設計が次のとおり適切でなかった。

(1) 落石防止柵の設計

海上保安本部は、本件工事の設計に当たり、現地調査及び設計業務をコンサルタントに委託して報告書を受け取り、これに基づき、本件工事を施工していた。

上記の報告書によると、落石防止柵の高さを決定するため、次のような条件により、落石が防止柵を跳び越える高さが計算されていた。

ア 落石の直径を、現地調査により確認された巡回道路付近の転石の平均である0.2mとする。

イ 落石の出発点と落石防止柵との高低差を、地形図の等高線が最も密となる位置から落石が始まると仮定して86.33mとする。

そして、この計算の結果、落石が防止柵を跳び越える高さが0.48mとなったことから、これに対応できる高さとして落石防止柵の高さを0.6mとすることとされていた。また、落石防止柵は、落石による衝撃荷重を考慮しないこととされていた。

しかし、落石対策便覧(社団法人日本道路協会編。以下「便覧」という。)によれば、落石対策の基本的な考え方として、予想される落石の規模等を考慮して落石防護工等を設置して落石による災害を最小限に抑えるよう努めることとされている。また、落石防護工の設計に当たっては、現場における調査や過去の落石等の経験を基に、最も妥当と思われる落石等の質量等を推定しなければならないこととされている。

したがって、巡回道路付近だけを調査して単にその付近の転石の平均直径を計算の条件としていた設計は適切とは認められない。現に、海上保安本部が巡回道路の山側斜面を再調査したところ、最大で直径0.5mの転石が確認された。

また、前記の報告書では、計算の条件として、落石の出発点と落石防止柵の高低差を86.33mとしていたが、便覧によれば、斜面が長大となって高低差が40mを越えると落石の落下速度は一定値(上限速度)に達する傾向にあるとされている。

そこで、再調査の結果確認された直径0.5mの落石が高低差40mを落下するとして落石が防止柵を跳び越える高さを再計算すると0.4mとなり、落石が実際に敷設された高さ0.6mの落石防止柵に衝突することとなる。そして、直径0.5mの落石による衝撃荷重を考慮して落石防止柵の設計計算を行ったところ、落石防止柵と支柱とを固定するビスに生ずる引抜力は3.01kN/本となり、許容引抜力は2.35kN/本であることから、設計計算上安全と

される範囲に収まっていなかった。現に、24年4月の会計実地検査時点において、落石により落石防止柵の一部が破損したり、破損した落石防止柵を跳び越えた落石により土留擁壁及びチェーン柵の一部が破損したりしていた。

(2) 有孔管の設計

報告書等によると、有孔管は高外圧に耐えられると製品カタログに記載されていることなどから、現地調査により確認された平均直径0.2mの落石が衝突しても耐えられるとして、落石による衝撃荷重を考慮せず、また、前記のとおり土砂等で埋め戻すことなく露出したまま敷設することとされていた。

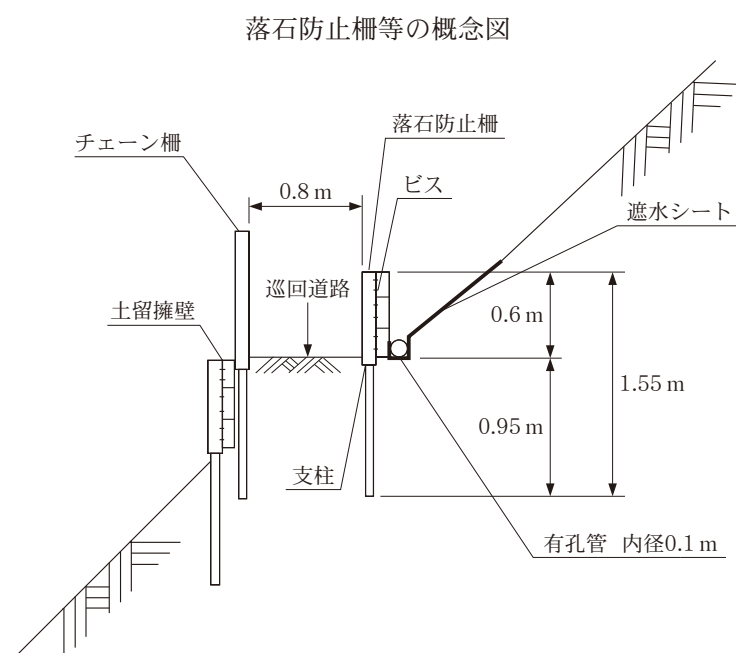
しかし、有孔管は、土砂等で埋め戻すことにより、有孔管に加わる外圧を全周にわたり均等化して抵抗する特性を有するものであることから、土砂等で埋め戻しをしないこととした設計は適切とは認められない。

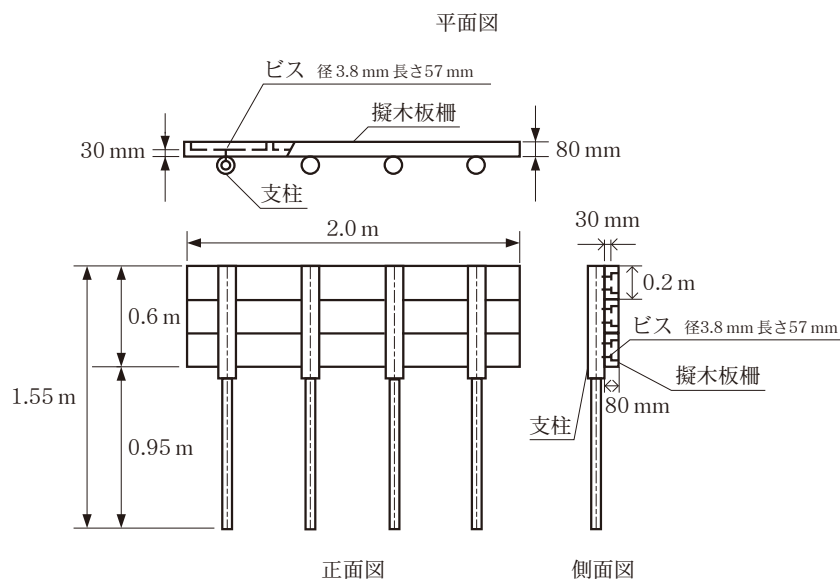
そこで、現地調査により確認された直径0.2mの落石による衝撃荷重を考慮し、埋め戻しがされていないこととして有孔管の設計計算を行ったところ、有孔管に作用する圧縮強度が33,110N/mとなり、許容圧縮強度は1,765N/mであることから、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。現に、会計実地検査時点において、有孔管の一部は、落石により押しつぶされていた。

したがって、落石防止柵及び有孔管は設計が適切でなかったため、落石防止柵のうち落石防護網を併設している区間等を除く124mの区間及び有孔管の全延長170mについては、いずれも所要の安全度が確保されていない状態になっていて工事の目的を達しておらず、また、上記124mの区間に係る土留擁壁、チェーン柵等も落石防止柵の影響を受けることから工事の目的を達しておらず、これらに係る工事費相当額14,611,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、海上保安本部において、委託した調査設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)





- (256) ^{しゅんせつ}浚渫工事で発生した汚泥の埋立処分を行う産業廃棄物処理施設の構造が産業廃棄物処理法に定める基準を満たしておらず、同工事における埋立処分が適正とは認められないもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (項)河川整備事業費(平成19年度以前は、治水特別会計(治水勘定)(項)河川総合開発事業費)
部 局 等	関東地方整備局品木ダム水質管理所(契約庁) 関東地方整備局(支出庁)
工 事 名	H18 品木ダム浚渫工事等6工事
工 事 の 概 要	品木ダムにおける水質改善事業の実施に伴い発生する中和生成物等の堆積物を浚渫し、これを産業廃棄物処理施設に埋立処分するもの
工 事 費	752,850,000 円(平成18年度～23年度)
請 負 人	東亜建設工業株式会社、信幸建設株式会社、東洋建設株式会社、株式会社武藤組、小柳建設株式会社
契 約	平成18年10月 指名競争契約(1契約) 平成19年7月～23年6月 一般競争契約(5契約)
支 払	平成18年10月～24年4月
不適正な埋立処分に係る工事費	289,454,136 円(平成18年度～23年度)

1 浚渫工事で発生した汚泥の産業廃棄物処理施設における埋立処分の概要

(1) 浚渫工事の概要

関東地方整備局(以下「整備局」という。)管内の品木ダム水質管理所(以下「管理所」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)に基づき、湯川、谷沢川及び大沢川の各一級河川の強酸性水を品木ダムにおいて中和する水質改善事業の一環として、品木ダムに流入した土砂及びヒ素等の重金属を含有する中和生成物から成る堆積物を除去し、これを適正に処分するため、浚渫船による堆積物の浚渫と当該浚渫により発生した堆積物(以下「浚渫土」

という。)の埋立処分を実施しており、整備局は平成18年度から23年度までの間に工事費計752,850,000円を支出している。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)等によれば、浚渫土は、事業活動に伴って生じた廃棄物として産業廃棄物に該当(以下、この産業廃棄物に該当する浚渫土を「汚泥」という。)し、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととされている。

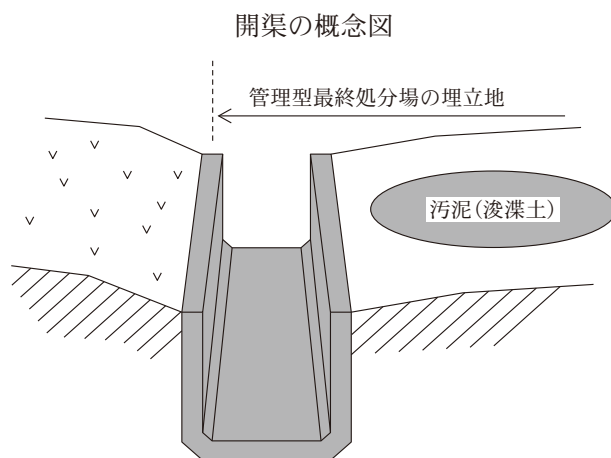
(2) 産業廃棄物処理施設の概要

管理所は、法第15条第1項に基づき、15年12月に群馬県知事(以下「知事」という。)に対して汚泥を埋立処分するための産業廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の設置許可を申請し、16年3月に知事から設置許可を受けた後に、品木ダム上流の国有林地内に施設の建設に着手して、17年2月にしゅん工させていた。その後、管理所は、18年11月から施設の使用を開始して、24年3月までの間に汚泥約5万m³を埋立処分している。

法第15条の2第1項において、施設設置許可の申請を受けた都道府県知事は、施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準等に適合していなければ許可をしてはならないとされており、環境省は、この規定に基づき、当該技術上の基準として、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分場基準省令」という。)を定めている。

産業廃棄物は、法等において、①廃プラスチック類、ゴムくずなど性状的に安定している廃棄物(以下「安定型産業廃棄物」という。)、②汚泥、廃油等の溶出物があったり腐敗したりする廃棄物(以下「管理型産業廃棄物」という。)等に分類されており、汚泥は管理型産業廃棄物に該当するため、これを埋立処分するためには管理型産業廃棄物の最終処分場(以下「管理型最終処分場」という。)を使用しなければならないとされている。そして、最終処分場基準省令第2条第1項第4号において、管理型最終処分場には、地表水が埋立地へ流入するのを防止するために、施設の埋立地の周囲に開渠を^{きよ}設置することなどが義務付けられている(参考図参照)。

(参 考 図)



一方、安定型産業廃棄物の最終処分場(以下「安定型最終処分場」という。)については、開渠の設置は義務付けられていない。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、施設は最終処分場基準省令等に基づき適正に設置されているか、汚泥の埋立処分は適正に行われているかなどに着眼して、整備局及び管理所において、本件工事を対象に、工事請負契約書等の書類及び現地状況を確認するなどして24年1月に会計実地検査を行った。

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、管理所は、15年12月に、知事に管理型最終処分場として施設の設置許可を申請していたが、この設置許可申請書には、施設の構造は「安定型最終処分場の構造基準による」と記載されており、施設は、実際には、安定型最終処分場の構造を持つ管理型最終処分場として許可を受けていた。このため、管理所は、施設に管理型最終処分場に設置が義務付けられている開渠を設置しなかった。

しかし、法第15条の2第1項第1号等の規定において、管理型最終処分場は、安定型最終処分場の構造によることはできないこと、管理型最終処分場に設置が義務付けられている設備は施設の使用を開始する前に設置する必要があることなどとされていることから、管理型最終処分場には汚泥の埋立処分を開始する前に開渠を設置する要があった。

現に、施設の設置許可権者である知事は、24年7月に施設への立入調査を行い、この結果、埋立地の周囲に開渠が設置されていないなどの事態は、法に抵触しているとする改善指示書を管理所に対して発出している。

したがって、整備局及び管理所が18年度から23年度までの間に実施した当該施設での汚泥の埋立処分は、法令上^{かし}瑕疵のある施設を使用して行われていて、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理していたとは認められず、整備局が18年度から23年度までの間に支出した工事費のうち、施設での汚泥の埋立処分に要した費用計289,454,136円は不当と認められる。なお、施設の建設に要した費用については、当該施設建設に係る資料の保存期限が経過しているため、会計実地検査においては、その額を把握することができなかった。

このような事態が生じていたのは、管理所において法等に対する理解や施設の構造が法令上の基準を満たしているかについての検討が十分でなかったこと、整備局及び管理所において事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとする認識が欠けていたこと及び汚泥を埋立処分する施設の構造が法令上の基準を満たしているかについての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(257) 橋りょうの耐震設計等の業務委託契約について、既に耐震設計等が実施されている橋りょうを対象を含めて実施したため、設計業務費が過大となっていたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項) 道路交通安全対策事業費
部 局 等	関東地方整備局東京国道事務所
契 約 名	(1) H20 管内橋梁補強設計(その3)業務 (2) H22 金杉橋管内橋梁点検他業務
契 約 の 概 要	(1) 橋りょうの耐震補強の設計等を実施するもの (2) 橋りょうの点検、落橋防止システムの設計等を実施するもの

契約の相手方	(1) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ (2) 八千代エンジニアリング株式会社
契 約	(1) 平成 20 年 9 月 公募実施後の随意契約 (2) 平成 22 年 7 月 公募型指名競争契約
支 払	(1) 平成 21 年 4 月 (2) 平成 23 年 4 月
支 払 額	(1) 54,180,000 円(平成 20 年度) (2) 61,740,000 円(平成 22 年度) 計 115,920,000 円
過大となつてい た支払額	(1) 5,389,798 円(平成 20 年度) (2) 955,338 円(平成 22 年度) 計 6,345,136 円

1 設計業務の概要

関東地方整備局は、大地震の発生時において、橋りょうの落橋や重大な損傷を防止し、緊急輸送道路である一般国道 357 号の通行を確保するための既設橋りょうの耐震対策や、新木場交差点の渋滞緩和を図るための東京湾岸道路新木場立体事業を実施するなどしている。一般国道 357 号に係る所掌事務については、地方整備局組織規則(平成 13 年国土交通省令第 21 号)等に基づき、同局管内の各国道事務所が修繕工事、維持その他の管理や新設工事を行うこととなっている。そして、新木場交差点に接続する荒川河口橋右岸高架橋(海側)(平成 7 年度築造、橋長 193.9m、幅員 7.5m~9.5m。以下「海側右岸高架橋」という。)については、関東地方整備局東京国道事務所(以下「東京国道事務所」という。)が修繕工事、維持その他の管理の業務を、関東地方整備局首都国道事務所(以下「首都国道事務所」という。)が新設工事の業務をそれぞれ行っている。

東京国道事務所は、一般国道 357 号の既設橋りょうの耐震対策の一環として、20、22 両年度に、7 橋の耐震補強及び 4 橋の落橋防止システムの設計等の契約を契約額計 115,920,000 円で締結して実施している。

そして、東京国道事務所は、20 年 9 月に、上記 7 橋の耐震補強の設計等の業務を株式会社オリエンタルコンサルタンツに契約額 54,180,000 円で委託して実施しており、このうち海側右岸高架橋については、橋脚 5 基の耐震性能の照査及び 5 基のうち補強が必要な 2 基の詳細設計等の業務を実施している。

また、東京国道事務所は、22 年 7 月に、前記 4 橋の落橋防止システムの設計等の業務を八千代エンジニアリング株式会社に契約額 61,740,000 円で委託して実施しており、このうち海側右岸高架橋については、落橋防止システムの概略設計の業務を実施している。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、橋りょうの耐震設計等の業務の必要性について十分な検討が行われているかなどに着眼して、東京国道事務所において、前記 2 件の契約を対象に、契約書、仕様書、成果品等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、東京国道事務所が実施した本件設計等の業務のうち、海側右岸高架橋の耐震補

強及び落橋防止システムの設計(以下「海側右岸高架橋耐震補強等設計」という。)については、首都国道事務所が前記東京湾岸道路新木場立体事業の一環として、18、19 両年度に実施した海側右岸高架橋の拡幅等工事に係る設計業務により既に実施されていた。

そして、上記海側右岸高架橋の拡幅等工事の実施に当たり、首都国道事務所は、その設計図面等の資料を添付した協議書を20年2月に東京国道事務所に提出し、東京国道事務所は同年5月に協議内容を了解する旨の回答を行っていた。

なお、東京国道事務所が前記7橋の耐震補強の設計等の業務を契約した20年9月には、首都国道事務所が海側右岸高架橋の拡幅等工事に着手していた。

したがって、東京国道事務所が実施した本件設計等の業務のうち、海側右岸高架橋耐震補強等設計は、首都国道事務所が実施した設計等業務により既に実施されていたことから、実施する必要がなく、本件契約額計115,920,000円のうち、これらに係る設計業務費計6,345,136円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京国道事務所において、海側右岸高架橋耐震補強等設計の必要性についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (258) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (288)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)地球温暖化防止等対策費 (項)住宅防災事業費 (項)鉄道安全対策事業費(平成19年度以前は、(項)都市鉄道・幹線鉄道整備事業費) (項)国土調査費 (項)社会資本総合整備事業費(平成21年度は(項)都市再生・地域再生整備事業費、15年度は(項)都市環境整備事業費、12年度は(項)市街地整備事業費) (項)地域活力基盤整備事業費 (項)地域再生推進費 (項)沖縄開発事業費
	社会資本整備事業特別会計(治水勘定)	(項)河川整備事業費 (港湾勘定) (項)港湾事業費
	港湾整備特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(港湾勘定))	(項)港湾環境整備事業費
部 局 等 補助の根拠	国土交通本省、2地方整備局、12府県 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)、港湾法(昭和25年法律第218号)、河川法(昭和39年法律第167号)等	

補助事業者等 (事業主体)	府1、県6、市7、町4、村1、独立行政法人1、団体19、計39補助事業者等(府1、県4、市5、町4、村1、団体10、計25事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	6団体(6事業主体)
補助事業等	地域住宅モデル普及推進事業、船舶からのCO ₂ 削減技術開発支援事業、まちづくり交付金事業等
事業費等の合計	7,344,780,036円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	2,933,030,684円
不当と認める事業費等の合計	1,290,110,992円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	502,635,860円

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、40都道府県、688市区町村等、1独立行政法人及び111団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、5府県、9県管内の10市町村、16団体、計31事業主体が実施した地域住宅モデル普及推進事業、船舶からのCO₂削減技術開発支援事業、まちづくり交付金事業等に係る国庫補助金等計502,635,860円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|--------------------------------------|----|-------------|--------------|
| (1) 補助の対象とならないもの及び補助対象限度額を超えていたなどのもの | 9件 | 不当と認める国庫補助金 | 33,346,905円 |
| (2) 工事の設計が適切でなかったもの | 6件 | 不当と認める国庫補助金 | 257,519,400円 |
| (3) 補助金を過大に受給していたもの | 6件 | 不当と認める国庫補助金 | 27,401,252円 |
| (4) 補助の対象とならないもの | 3件 | 不当と認める国庫補助金 | 103,413,775円 |
| (5) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 3件 | 不当と認める国庫補助金 | 57,181,387円 |
| (6) 補助の目的外に使用するなどしていたもの | 2件 | 不当と認める国庫補助金 | 14,473,622円 |

(7) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの
 1件 不当と認める国庫補助金 6,141,052円

(8) 補助事業により取得した財産の処分が適切でなかったもの
 1件 不当と認める国庫補助金 3,158,467円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの及び補助対象限度額を超えていたなどのもの
 9件 不当と認める国庫補助金 33,346,905円

地域住宅モデル普及推進事業において補助の対象とならないもの及び補助対象限度額を超えていたなどのもの (9件 不当と認める国庫補助金 33,346,905円)

超長期住宅先導的モデル事業補助金の補助対象の事業のうち、地域住宅モデル普及推進事業は、地域の特性に応じた長寿命の住宅の普及に資するために、地域の建材の活用、気候風土等に配慮した展示住宅の整備、定住促進等のための地域での生活体験の滞在施設(以下「生活体験施設」という。)の整備等に要する費用の一部について、国土交通省から直接又は地方公共団体若しくは一般社団法人工務店サポートセンター^(注1)を通じて補助するものである。

(注1) 一般社団法人工務店サポートセンター 工務店をサポートするために設立された団体で、加盟している工務店の中から選定された者が実施する地域住宅モデル普及推進事業に係る事務手続を行っている。

超長期住宅先導的モデル事業補助金交付要綱(平成20年国住市第753号。以下「交付要綱」という。)及び地域住宅モデル普及推進事業募集要領によれば、補助金の額は整備事業費、附帯事業費及び地方公共団体附帯事務費の合計額とされている。このうち、整備事業費は展示住宅及び生活体験施設(以下、これらを合わせて「展示住宅等」という。)を新築又は改修により整備するために要する費用を基に算出されることとされており、補助対象限度額は新築の長期優良タイプ^(注2)の場合は2600万円、新築の長寿命化普及タイプ及び改修の場合は2200万円とされている。そして、交付要綱によれば、展示住宅等に最低限必要な設備以外の設備及び外構関連施設等の整備費は、補助の対象とはならないこととされている。また、附帯事業費は、建築設計費及び整備した展示住宅等の普及促進等に要する費用を基に算出することとされている。さらに、地方公共団体附帯事務費は、地方公共団体における当該補助事業に係る事務に要する費用とされている。

そして、これらの補助事業に要する費用については、補助事業者及び間接補助事業者(以下「事業者」という。)における他の経理と明確に区分することとされている。

(注2) 長期優良タイプ、長寿命化普及タイプ 従来の住宅よりも耐久性や耐震性、省エネルギー性等の向上を図る住宅のうち、それぞれの項目ごとに設けられている認定基準を満たすものと同等の展示住宅等を長期優良タイプ、それ以外の住宅を長寿命化普及タイプという。

事業者は、補助事業が完了したときは、交付要綱に従い完了実績報告書を提出し、国土交通本省は、提出を受けた完了実績報告書について審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められる場合には、補助金の額を確定して、支払うこととされている。なお、地方公共団体等は、国土交通本省へ完了実績報告書を提出する際に、間接補助事業者が実施したとする事業の内容を確認している。

また、交付要綱によれば、事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金

に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還することとされている。さらに、耐用年数が1年を超えるような備品等については、リース契約等により借り受けることとされているが、購入した場合には、補助事業完了後、その残存価格に係る国庫補助金相当額を国庫に返還することとされている。

本院が17都道府県の144事業者において会計実地検査を行ったところ、9事業者において、補助の対象とならない費用を含めていたり、国庫補助対象事業費が補助対象限度額を超えていたり、残存価格の処理に係る手続が適切でなかったりしたため、国庫補助金計33,346,905円が過大に交付されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において補助の対象となる事業の範囲についての理解が十分でなく、補助事業の適正な実施及び経理に対する認識が欠けていたこと、国土交通本省において完了実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、地方公共団体等において完了実績報告書の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(258) 国土交通本省	株式会社カワムラ (事業主体)	—	地域住宅モデル普及推進	20, 21	55,184 (52,556)	47,556	4,750 (2,142)	2,142

株式会社カワムラは、北海道旭川市において、生活体験施設3棟を建設するなどし、整備事業費45,000,000円、附帯事業費2,556,857円、計47,556,857円を補助金の額とする完了実績報告書を平成21年11月18日に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同社は、支払実績のない生活用品のリース料を附帯事業費に含めていた。

したがって、リース契約に係る費用を控除して適正な国庫補助対象事業費を算定すると50,414,000円となり、本件国庫補助対象事業費52,556,857円との差額2,142,857円が過大となっていて、これに係る国庫補助金2,142,857円が不当と認められる。

(259) 国土交通本省	小松建設株式会社 (事業主体)	—	地域住宅モデル普及推進	20, 21	29,201 (29,201)	16,572	3,192 (3,192)	2,534
--------------	--------------------	---	-------------	--------	--------------------	--------	------------------	-------

小松建設株式会社は、北海道伊達市において、展示住宅1棟を建設するなどし、整備事業費13,371,000円、附帯事業費3,201,000円、計16,572,000円を補助金の額とする完了実績報告書を平成21年9月30日に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同社は、補助の対象とならない外構関連施設等に該当する展示住宅に併設された車庫の建設費等を整備事業費に含めていた。また、附帯事業として、パンフレット及びチラシの作成等を行っていたが、パンフレットの作成工程が同年10月31日までとなっていたり、チラシの納品日が22年1月となっていたりなどして、完了実績報告書提出時点では、いずれも完了していなかった。

したがって、車庫の建設費、パンフレットの作成費等を控除して適正な国庫補助対象事業費を算定すると26,008,552円となり、本件国庫補助対象事業費29,201,000円との差額3,192,448円が過大となっていて、これに係る国庫補助金2,534,000円が不当と認められる。

(260) 国土交通本省	美幌・木夢クラブ (事業主体)	—	地域住宅モデル普及推進	20, 21	145,462 (145,457)	82,307	2,810 (2,804)	2,797
--------------	--------------------	---	-------------	--------	----------------------	--------	------------------	-------

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
	<p>びほろどっとこむ 美幌. 木夢クラブは、北海道網走郡美幌町において、長期優良タイプの展示住宅5棟を建設するなどし、整備事業費70,350,000円、附帯事業費11,957,000円、計82,307,000円を補助金の額とする完了実績報告書を提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。そして、展示住宅5棟分の建設費(1棟当たり2600万円)計130,000,000円に5棟分の外部給排水接続工事費計3,500,000円を加えるなどして整備事業費を算出していた。</p> <p>しかし、1棟当たりの補助対象限度額には、展示住宅等の整備に要する外部給排水接続工事費も含まれていることから、上記の整備事業費は1棟当たりの補助対象限度額である2600万円を超えていた。</p> <p>したがって、補助対象限度額を上回った費用を控除するなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると142,652,803円となり、本件国庫補助対象事業費145,457,000円との差額2,804,197円が過大となっていて、これに係る国庫補助金2,797,000円が不当と認められる。</p>							
(261) 国土交通 本省	一般社団法人 工務店サ ポートセン ター	株式会社倉 沢工務店 (事業主体)	地域住宅 モデル普 及推進	20, 21	30,141 (29,769)	20,751	1,421 (1,049)	1,049

株式会社倉沢工務店は、東京都葛飾区において、展示住宅1棟を建設するなどし、整備事業費16,232,000円、附帯事業費4,519,000円、計20,751,000円を補助金の額とする完了実績報告書を平成22年2月24日に提出して、一般社団法人工務店サポートセンターを通じて同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同社は、完了実績報告書提出後に行った展示住宅の温度や湿度の連続測定等に係る費用を附帯事業費に含めていた。

したがって、温度や湿度の連続測定等に係る費用を控除して適正な国庫補助対象事業費を算定すると28,719,440円となることから、本件国庫補助対象事業費29,769,000円との差額1,049,560円が過大となっていて、これに係る国庫補助金1,049,000円が不当と認められる。

(262) 国土交通 本省	山 梨 県	ハヶ岳家造 りの会「木 の香」 (事業主体)	地域住宅 モデル普 及推進	20, 21	14,480 (13,873)	12,286	14,480 (13,873)	12,286
------------------	-------	---------------------------------	---------------------	--------	--------------------	--------	--------------------	--------

ハヶ岳家造りの会「木の香」は、山梨県北杜市において、展示住宅1棟を建設するなどし、整備事業費10,300,000円、附帯事業費1,986,000円、計12,286,000円を補助金の額とするとともに、補助事業の完了日を平成22年3月30日とする完了実績報告書を同月31日に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、展示住宅の現地での建設工事が同年4月に着手されて同年10月に完成していたり、附帯事業のパンフレットが24年1月に作成されていたりなどして、21年度内に事業が完了していなかったのに、同団体は、事業が完了したとする虚偽の内容の完了実績報告書を提出していた。

したがって、本件補助事業は、補助事業年度である21年度に完了していなかったことから、補助の対象とはならず、これに係る国庫補助金12,286,000円が不当と認められる。

(263) 国土交通 本省	長 野 県	株式会社ラ ンパーテッ ク (事業主体)	地域住宅 モデル普 及推進	20, 21	32,320 (32,200)	29,600	4,200 (4,199)	4,199
------------------	-------	-------------------------------	---------------------	--------	--------------------	--------	------------------	-------

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円

株式会社ランバーテックは、長野県松本市において、生活体験施設1棟を建設するなどし、整備事業費23,400,000円、附帯事業費6,200,000円、計29,600,000円を補助金の額とする完了実績報告書を提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同社は、附帯事業費にパンフレット作成費を含めていたが、その内容が同社の主要事業に関するものであり、整備した生活体験施設の紹介等に関するものとなっておらず、生活体験施設の普及促進等に要する費用に該当しないものであった。また、同社は、平成22年10月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額を仕入税額控除しており、実質的に消費税を負担していないのに、本件補助金に係る消費税額1,409,523円を国に報告及び返還をしていなかった。

したがって、パンフレット作成費を控除して適正な補助金の額を算定すると26,671,000円となり、前記補助金の額29,600,000円との差額2,929,000円が過大となっており、また、この適正な国庫補助金額に係る消費税額1,270,048円は国に報告及び返還されていなかった額となることから、これらの計4,199,048円が不当と認められる。

(264)	国土交通 本省	京都市	株式会社デ ザオ建設 (事業主体)	地域住宅 モデル普 及推進	20, 21	32,633 (31,000)	28,400	1,949 (1,694)	1,381
-------	------------	-----	-------------------------	---------------------	--------	--------------------	--------	------------------	-------

株式会社デザオ建設は、京都市南区において、展示住宅1棟を建設するなどし、整備事業費23,400,000円、附帯事業費5,000,000円、計28,400,000円を補助金の額とし、補助事業の完了日を平成22年3月31日とする完了実績報告書を同日に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同社は、データ処理用及び個人名簿管理用のノート型パーソナルコンピュータ(耐用年数5年)計2台、展示住宅の広報用チラシ及び図面の印刷用のコピー機(耐用年数4年)計2台の購入費計1,949,928円を附帯事業費に含めていたのに、24年1月の会計実地検査時点においても、補助事業終了後に国庫に返還することとされているこれらの備品等の残存価格に係る国庫補助金相当額を返還していなかった。

したがって、国庫に返還すべき備品等の残存価格を算定すると計1,694,723円となり、これに係る国庫補助金相当額1,381,000円が不当と認められる。

(265)	国土交通 本省	隠岐郡海士 町 (事業主体)	—	地域住宅 モデル普 及推進	20, 21	130,634 (130,632)	119,833	4,759 (4,758)	4,655
-------	------------	----------------------	---	---------------------	--------	----------------------	---------	------------------	-------

海士町は、同町において、生活体験施設5棟を建設するなどし、整備事業費97,198,920円、附帯事業費18,854,766円、地方公共団体附帯事務費3,779,314円、計119,833,000円を補助金の額とする完了実績報告書を提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同町は、地方公共団体附帯事務費のうち、コピー機の使用料等計3,726,349円を他の経理と明確に区分せずに本件補助事業に要した費用としていた。また、補助の対象とならない外構等関連施設に該当するブロック舗装及び植栽に要する費用を整備事業費に含めていた。

したがって、明確に区分されていない地方公共団体附帯事務費及びブロック舗装等の費用を控除して適正な国庫補助対象事業費を算定すると125,874,311円となり、本件国庫補助対象事業費130,632,880円との差額4,758,569円が過大となっていて、これに係る国庫補助金4,655,000円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(266) 国土交通本省	宮古島市	合同会社かたあき(事業主体)	地域住宅モデル普及推進	20、21	134,225 (121,621)	109,762	2,562 (2,562)	2,303

合同会社かたあきは、沖縄県宮古島市において、長寿命化普及タイプの生活体験施設6棟(中型2棟、小型3棟、極小型1棟)を建設するなどし、整備事業費106,707,000円、附帯事業費3,055,000円、計109,762,000円を補助金の額とする完了実績報告書を提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。そして、生活体験施設6棟分の建設費計115,395,000円に6棟分の屋外給水設備等工事費計3,171,000円を加えるなどして整備事業費を算出していた。

しかし、これを1棟ごとにみると、中型2棟において屋外給水設備等工事費を含めた費用が1棟当たりの補助対象限度額である2200万円を超えるなどしていた。

したがって、補助対象限度額を上回った費用等を控除して適正な国庫補助対象事業費を算定すると119,058,531円となり、本件国庫補助対象事業費121,621,000円との差額2,562,469円が過大となっていて、これに係る国庫補助金2,303,000円が不当と認められる。

(258)-(266)の計	604,283 (586,311)	467,067	40,126 (36,277)	33,346
---------------	----------------------	---------	--------------------	--------

(2) 工事の設計が適切でなかったもの 6件 不当と認める国庫補助金 257,519,400円
 せき 堰本体の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 89,041,000円)

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(267) 大阪府	大阪府	都市河川改修、河川の水の安全・安心基盤整備総合交付金	20~22	195,584 (183,945)	91,972	178,082 (178,082)	89,041

この補助事業等は、大阪府が、堺市東区の一級河川西除川において、河川改修により使用できなくなる可動堰の代替施設を築造するために、堰本体工(幅23.0m、延長16.5m)等を実施したもので、堰本体工については、遮水工として、堰本体の直下に鋼矢板(矢板長2.1m。以下「遮水矢板」という。)を設置している(参考図1参照)。

本件堰本体の設計は、安定計算等の詳細な設計基準を定めた「建設省河川砂防技術基準(案)同解説(社団法人日本河川協会編。以下「河川砂防基準解説」という。)等に基づき行われている。河川砂防基準解説等によると、土圧、地震時慣性力及び底面摩擦力から算出される地震時の滑動に対する安全率については1.2以上を確保することとされている。

そして、同府は、設計に当たり、堰本体のみの安定計算では地震時の滑動に対する安全率が許容値の1.2を下回るものの、遮水矢板に対する下流側からの受働土圧を考慮すれば安全率が許容値と同じ1.2となるため、堰本体は安全であるとして、これにより施工していた(参考図2参照)。

しかし、遮水矢板は、堰本体の上下流の水位差によって生ずる浸透水から堰本体直下の地盤を保護することを目的とするものであり、河川砂防基準解説によると、このような遮水矢板には、構造計算

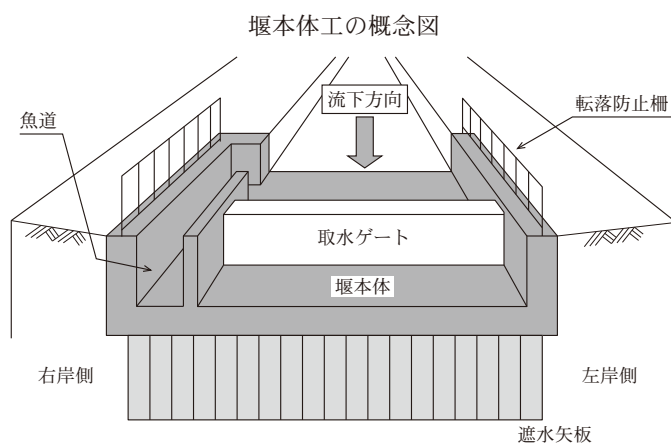
上の荷重を分担させてはならないとされている。このため、同府が、遮水矢板に対する下流側からの受働土圧を考慮して本件堰本体の設計を行っていたことは適切ではないと認められた。

そこで、遮水矢板に対する下流側からの受働土圧を考慮せずに改めて安定計算を行ったところ、本件堰本体は、地震時の滑動に対する安全率が0.96となり、許容値の1.2を下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

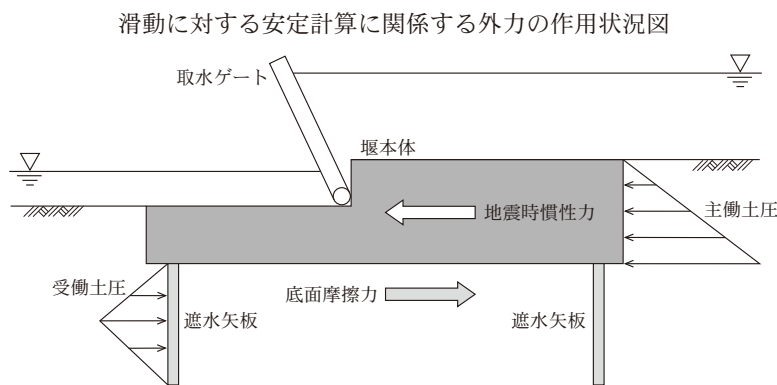
したがって、本件堰本体等(工事費相当額 178,082,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金等相当額 89,041,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同府において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図 1)



(参 考 図 2)



せき
堰本体及び取付擁壁の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 88,444,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(268) 岡山県	岡山県	河川改修、水の安全・安心基盤整備総合交付金	21、22	408,661 (408,131)	204,065	176,959 (176,888)	88,444

この補助事業等は、岡山県が、小田郡矢掛町の一級河川小田川において、河川改修により使用できなくなる固定堰^{ぜき}の代替施設を築造するために、本土工(幅 101.2mのうち右岸側から 72.2mまでを 5 ブロックに分けて施工、延長 15.0m)、取付擁壁工(高さ 1.7m~7.5m、延長計 106.6m)、護床工(4t 型護床ブロック 489 個等)等を実施したものである(参考図 1 参照)。

本件の堰本体及び取付擁壁の設計は、安定計算等の詳細な設計基準を定めた「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編。以下「河川砂防基準解説」という。)等に基づき行われている。河川砂防基準解説等によると、土圧及び底面摩擦力から算出される常時の滑動に対する安全率については 1.5 以上を確保し、土圧、地震時慣性力及び底面摩擦力から算出される地震時の滑動に対する安全率については 1.2 以上を確保することとされている。

そして、同県は、堰本体及び取付擁壁の設計に当たり、①堰本体については水叩き^{たた}などによる下流側からの受働土圧を考慮し、②取付擁壁については取付擁壁の前面に位置する護床ブロック等による受働土圧を考慮してそれぞれ安定計算を行えば、堰本体及び取付擁壁の常時及び地震時の滑動に対する安全率が許容値をそれぞれ上回ることから、安全であるとして、これにより施工していた(参考図 2 参照)。

しかし、堰本体及び取付擁壁の設計が次のとおり適切でなかった。

ア 堰本体

河川砂防基準解説等によると、上流側からの主働土圧及び下流側からの受働土圧について、本件堰本体のように上下流で地盤高に差がある場合(本件の地盤高の差は 1.5m)には、下流側は流水により河床が洗掘され、水叩きなどが流失するおそれがあることから、堰本体の上流側からの主働土圧のみを考慮し、下流側からの受働土圧は考慮しないこととされている。

そこで、水叩きなどによる下流側からの受働土圧を考慮せずに改めて安定計算を行ったところ、本件堰本体のうち最も右岸側に築造したブロックは、常時の滑動に対する安全率が 1.28、堰本体全体は、地震時の滑動に対する安全率が 0.71 から 1.11 までとなり、許容値の 1.5 及び 1.2 をそれぞれ下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

イ 取付擁壁

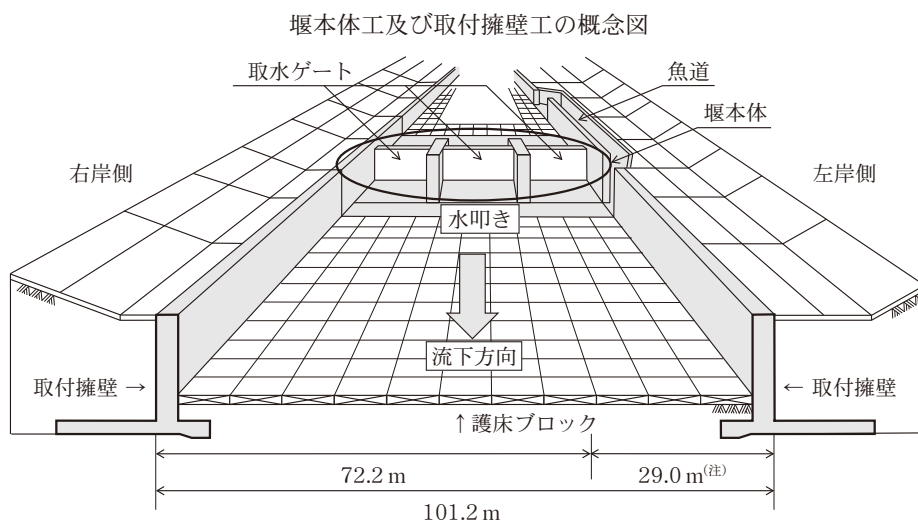
「解説・河川管理施設等構造令」(財団法人国土技術研究センター編)によると、取付擁壁の構造は、河床の洗掘等に対処するために設置される水叩きなどが流失しても、安定した構造とすることとされている。このため、本件取付擁壁は、前面の護床ブロック等が流失した場合においても、安定した構造とする必要があると認められた。

そこで、護床ブロック等による受働土圧を考慮せずに改めて安定計算を行ったところ、本件取付擁壁の延長 106.6mのうち 36.0mについては、地震時の滑動に対する安全率が 0.85 及び 0.93 となり、許容値の 1.2 を下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件堰本体及び延長 36.0mに係る取付擁壁(工事費相当額 176,959,819 円、うち国庫補助対象額 176,888,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金等相当額 88,444,000 円が不当と認められる。

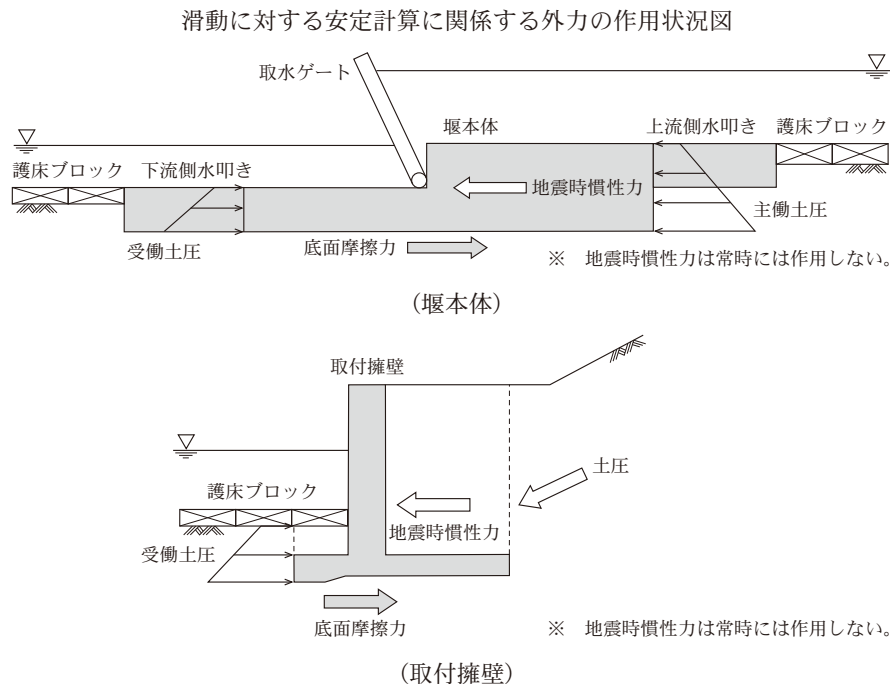
このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図 1)



(注) 平成 23 年度に契約し、翌年度に繰り越して工事を実施した範囲を示す。

(参考図 2)



公営住宅の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 38,479,700 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
(269) 沖縄県	島尻郡北大東村	地域住宅 交付金 (公営住宅等 整備)	20, 21	千円 67,095 (64,318)	千円 45,022	千円 57,348 (54,971)	千円 38,479

この交付金事業は、北大東村が、同村港地内において、公営住宅として村営港第4団地C棟及びD棟(両棟とも間取りと構造が同じ補強コンクリートブロック構造で、各階1戸の2階建て)の建築、外

構工事等を実施したものである。

公営住宅の整備に当たっては、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)により行うこととされており、遮音性能の確保、給排水管等の維持管理、高齢者等への配慮等については、「公営住宅等整備基準第8条第2項から第5項まで、第9条第4項、第10条及び第11条の規定に基づく国土交通大臣が定める措置」(平成14年国土交通省告示第352号。以下「告示」という。)等に基づき行うこととされている。

そして、本件公営住宅の構造の場合、告示等によれば、①床の構造については、遮音性能を確保するために相当スラブ厚^(注)を11cm以上とすること、②給排水管等については、維持管理を容易にするために地中に埋設された配管の上にコンクリートを打設しないこと、また、他の住宅の専用部分に設置しないこと、③高齢者等への配慮については、日常生活を支障なく営むことができるように、玄関の出入口の建具の厚みを控除した有効幅員は75cm以上、バルコニーの出入口の段差は18cm以下とすることなどとされている。

同村は、本件公営住宅について、①2階の居室の床の構造を厚さ13cmのコンクリートスラブの上に^{つか}束等を設置して、その上にフローリング材等の床仕上げ材を施工した二重床構造とし、②1階の洗面、トイレ等の給排水管等を布設した後埋め戻して、その上部にコンクリートを打設し、また、2階の給排水管等を床のコンクリートスラブ等に貫通させて、1階の住宅の天井裏に配置し、③玄関の出入口の幅員を80cm、2階の室内とバルコニーとの段差を30cmとすることなどとして設計し、両棟ともこれにより施工していた。

しかし、本件公営住宅は、上記のとおり設計し施工されていたため、①床の構造について、上記のコンクリートスラブの厚さ13cmを基に相当スラブ厚を算定すると、遮音効果が低い床仕上げ材等により施工していたことから相当スラブ厚は9.74cmとなり、床の遮音性能が確保されていなかったり、②1階の給排水管等の上にコンクリートが打設され、また、2階の給配水管等が他の住宅の専用部分に配置されていて、維持管理が容易に行えなくなっていたり、③玄関の有効幅員が72.2cmとなっているなど、高齢者等への配慮の基準が満たされていなかったりしていた。

したがって、本件公営住宅2棟(工事費相当額計57,348,032円、交付対象工事費計54,971,000円)は、設計が適切でなかったため、公営住宅等整備基準等を満たしていない状態になっており、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計38,479,700円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 相当スラブ厚 床に衝撃を与えた時に階下室内に発生する衝撃音に対し、床仕上げ材等による遮音効果を見込んだ補正を行った床の遮音性能を、コンクリート版の厚さに換算して表したもの

カルバート基礎工の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 28,413,550円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(270) 群馬県	群馬県	地域活力 基盤創造 交付金、 活力創出 基盤整備 総合交付 金	21、22	132,016 (132,016)	72,609	51,661 (51,661)	28,413

この交付金事業は、群馬県が、一般国道120号椎坂バイパス建設事業の一環として、沼田市利根町園原地内において、道路の新設により遮断される既存の河川の機能を維持するため、カルバートの築造等を実施したものである。

上記のカルバートは、道路と河川が交差する箇所において、道路、盛土等の下を横断する形で延長50.7mにわたって築造するもので、このうち延長41.0mの区間については、上流の第1ブロックから下流の第9ブロックまでの9ブロックに分けて、それぞれ側壁(高さ1.7m~2.3m)及び底版(幅5.7m)から構成される現場打ち鉄筋コンクリート構造の基礎工(以下「カルバート基礎工」という。)の上部にアーチ形コルゲートパイプを設置する構造となっている(参考図参照)。

本件カルバート基礎工の設計は、「道路土工 カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編)等に基づいて行われている。これらによると、荷重はカルバートに最も不利となるように作用させて設計することとされている。

同県は、本件カルバート基礎工の設計に当たり、道路からの活荷重^(注1)による影響を受ける区間を第3ブロックから第6ブロックまでの区間(延長計19.2m。以下「道路下区間」という。)とし、盛土法面下の活荷重による影響を受けない区間を第1ブロック及び第2ブロックの区間並びに第7ブロックから第9ブロックまでの区間(延長計21.8m。以下「法面下区間」という。)としていた。また、道路下区間と法面下区間のそれぞれについて、カルバートの土被り厚と側壁高がいずれも最大となる場合にカルバートに最も不利となるように荷重が作用するとして、道路下区間では土被り厚を7.4m、側壁高を2.3m、法面下区間では土被り厚を5.6m、側壁高を2.3mとして、カルバート基礎工の側壁及び底版の応力計算を行っていた。

そして、同県は、配筋図において、各ブロックの底版上面側に配置する主鉄筋については、道路下区間では径25mmの鉄筋を、また、法面下区間では径22mmの鉄筋を、それぞれ25cm間隔に配置することとして、これにより施工していた。

しかし、本件カルバート基礎工の設計は、次のとおり適切でなかった。

ア 同県は、前記の応力計算の結果、各ブロックの底版上面側に配置する主鉄筋については、道路下区間では径25mmの鉄筋を、法面下区間では径22mmの鉄筋を、それぞれ12.5cm間隔に配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度^(注2)(常時)^(注3)が許容引張応力度^(注2)(常時)を下回ることから、応力計算上安全であるとしていた。しかし、同県は、配筋図を作成する際に、これらの主鉄筋を誤って25cm間隔に配置することとしていた。

イ 同県は、本件カルバート基礎工の応力計算に当たり、前記のとおり、カルバートの土被り厚と側壁高がいずれも最大となる場合に最も不利となるように荷重が作用すると判断したことから、この場合についてのみ応力計算を行っていた。しかし、本件カルバート基礎工は、各ブロックの上流端と下流端とにおいて側壁高が異なる構造物であり、同一の土被り厚であっても、側壁高が最大(2.3m)となる場合と最小(1.7m)となる場合があることから、それぞれの場合について応力度を比較して、応力度が大きい方において、カルバートに最も不利となるように荷重が作用するとして設計すべきであった。現に、側壁高が最小となる場合等について応力計算を行ったところ、例えば、道路下区間では、土被り厚が最大で側壁高が最小となる箇所(土被り厚7.4m、側壁高1.7m)において、底版上面側に配置する主鉄筋に最も不利となるように荷重が作用することになるため、本件カルバート基礎工の底版上面側に配置する主鉄筋に作用する荷重は過小に計算されていた。

そこで、本件カルバート基礎工の各ブロックについて、上記のア及びイに基づき、改めて応力計算を行ったところ、各ブロックの底版上面側の主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)の最大値は、第2ブ

ロックから第8ブロックまでの区間において、 $194\text{N}/\text{mm}^2$ (第8ブロック)～ $368\text{N}/\text{mm}^2$ (第5ブロック)となり、許容引張応力度(常時) $160\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件カルバート基礎工は設計が適切でなかったため、第2ブロックから第8ブロックまでの延長計33.6mのカルバート基礎工等(これらの工事費相当額計51,661,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額28,413,550円が不当と認められる。

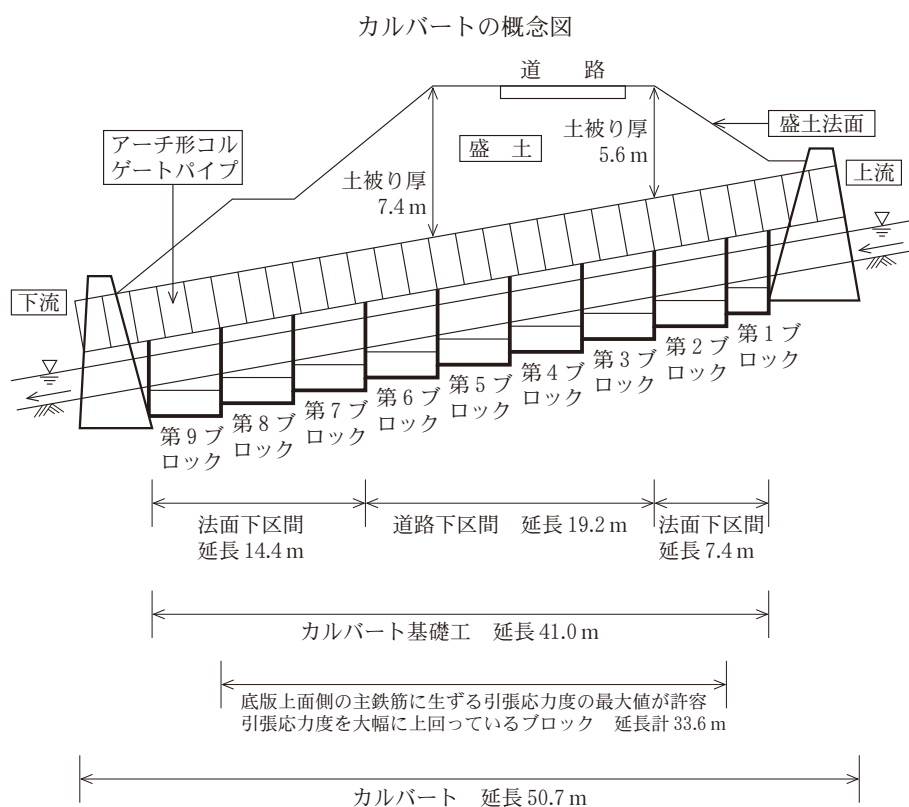
このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったの、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 活荷重 自動車等が構造物上を移動する際に作用する荷重

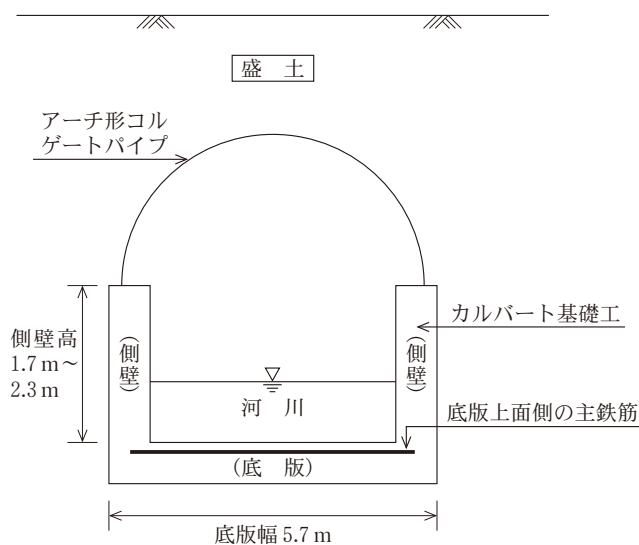
(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注3) 常時 地震時などに対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

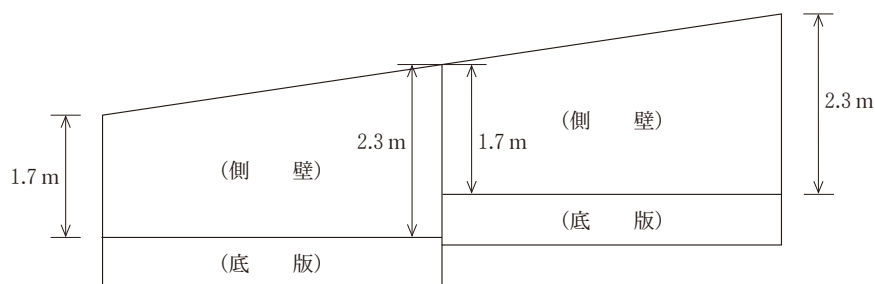
(参 考 図)



カルバート断面概念図



カルバート基礎工側面概念図



地域優良賃貸住宅の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 11,185,650 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(271) 熊本県	球磨郡湯前町	地域住宅 支援総合 交付金 (地域優良 賃貸住 宅整備)	22、23	29,706 (29,270)	13,171	25,239 (24,857)	11,185

この交付金事業は、湯前町が、同町上里地内において、地域優良賃貸住宅(子育て世帯等居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅をいう。)として、森重団地A棟及びB棟(両棟とも間取りと構造が同じ木造平屋建て)の建築、外構工事等を実施したものである。

同町は、これらの住宅について、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建設することとし、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するため、柱と柱との間に筋交いを設置した耐力壁を両棟とも張り間方向^(注1)に8か所及び桁行方向^(注1)に7か所それぞれ配置することとしていた。また、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜き力に抵抗するため、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)に基づき、筋交いの種類や柱の位置に応じて定められている金物等から適

合するものを用いて土台や梁と接合することとしていた。そして、同町は、耐力壁を構成する柱のうち、たすき掛け筋交いを取り付けることとした出隅の柱^(注2)4か所については、羽子板ボルト等を用いて土台等と接合することとしていた(参考図参照)。

同町は、このように耐力壁を配置すれば、張り間方向及び桁行方向について、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回ることなどから安全であるとして設計し、両棟ともこれにより施工していた。

しかし、前記の告示によれば、出隅の柱にたすき掛け筋交いを取り付ける場合には、15kN用引寄金物、アンカーボルト等を用いて柱と基礎コンクリート等とを接合する必要があるのに、同町は、誤って引抜き力に対する耐力が15kN用引寄金物よりも劣る羽子板ボルトを用いて柱と土台等とを接合しただけで、柱と基礎コンクリートとを接合していなかった(参考図参照)。

このように、接合方法が適切でない柱で構成された張り間方向及び桁行方向のそれぞれ4か所の壁は耐力壁とは認められないことから、張り間方向及び桁行方向について、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると13.5m及び8.5mとなり、水平力に対して必要な長さ24.0m及び11.1mをそれぞれ大幅に下回っていた。

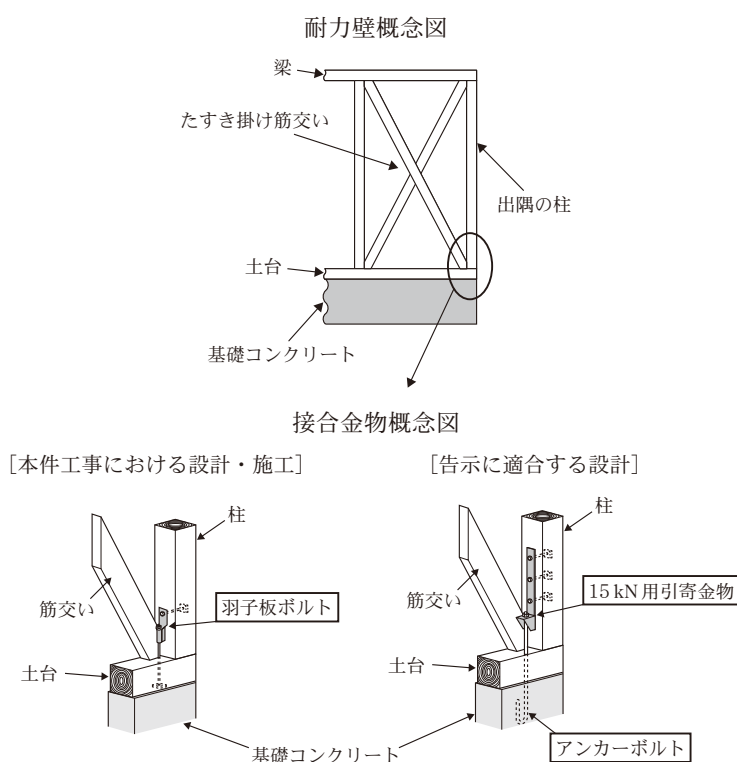
したがって、本件住宅2棟(工事費相当額計25,239,653円、交付対象工事費計24,857,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計11,185,650円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

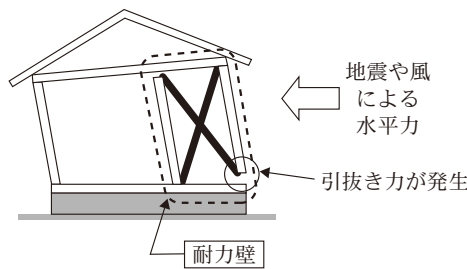
(注1) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(注2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(参考図)



引抜き力の概念図



遊歩道の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,955,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円 (23,205)	左に対する国庫補助金等交付額 千円 11,602	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円 (3,911)	不当と認める国庫補助金等相当額 千円 1,955
(272) 四国地方整備局	徳島県	港湾環境整備	20				

この補助事業は、徳島県が、徳島小松島港^{おきのす}沖洲地区において、親水施設である緑地を整備するため、広場、遊歩道等を築造したものである。

このうち遊歩道の築造は、平成18、19両年度に別途施工した護岸天端のコンクリート版の上にアスファルト舗装工(延長約333m、幅3.0m、厚さ3cm、面積999.7㎡)を施工するなどのもの(参考図参照)で、コンクリート版には、乾燥収縮、温度変化等によるひび割れ対策のために、10m程度の間隔で幅1cmの目地が34本設けられていた。

この遊歩道の設計については、アスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会編。以下「要綱」という。)等に基づいており、遊歩道の快適性や安全性を向上させるため、コンクリート版の上をアスファルト舗装とし、その種類は、周囲の景観に配慮して脱色アスファルト系自然色舗装としていた。

そして、要綱等によると、本件工事のようにコンクリート版の上にアスファルト舗装を施工する場合、下層のコンクリート版が温度変化により伸縮するためにコンクリート版の目地等の縁の切れたところでアスファルト舗装と異なる動きをすることなどが原因で上層のアスファルト舗装にひび割れが生じやすいとされている。このため、アスファルト舗装に目地を設置したり、コンクリート版とアスファルト舗装の間にシートを設置したりするなどの対応策を検討することとされている。

しかし、同県は、アスファルト舗装に目地を設置するなどの対応策を検討することなく施工していた。

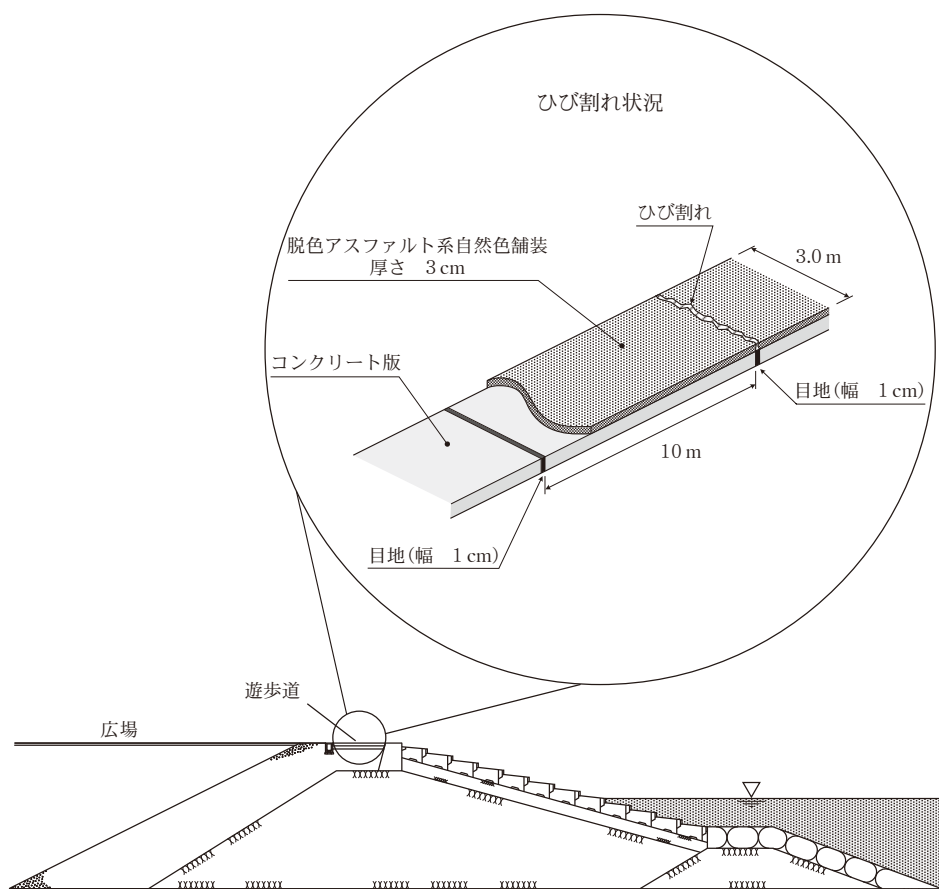
そこで、現地の状況を確認したところ、遊歩道の全幅にわたってコンクリート版の目地と同じ位置の34か所に幅2mmから10mmまでのひび割れが発生しており、それらの深さはコンクリート版まで達していた。

したがって、本件アスファルト舗装工(工事費相当額3,911,000円)は、設計が適切でなかったため、ひび割れが多数発生していて、遊歩道の快適性や安全性を向上させ、景観に配慮した効果が十分に発揮されていないものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額1,955,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、要綱等でアスファルト舗装に目地等を設置するなどの対応策を検討することとされているのに、その検討が十分でなく、適切な対応を執っていなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

遊歩道の状況図



(3) 補助金を過大に受給していたもの 6件 不当と認める国庫補助金 27,401,252 円
 補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの
 (6件 不当と認める国庫補助金 27,401,252 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫 補助金等 相当額 千円
(273) 国土交通 本省	(注1) 株式会社大島造船所等 10会社	船舶からのCO ₂ 削減技術 開発支援	21、22	266,488 (266,488)	88,829	12,114 (12,114)	4,038
(274) 同	三井造船株 式会社	同	21、22	1,248,179 (1,248,179)	411,886	50,957 (50,957)	16,828
(275) 同	新潟原動機 株式会社	同	21、22	246,141 (246,141)	80,739	6,969 (6,969)	2,283
(276) 同	ナカシンプ ロペラ株式 会社	同	21	101,894 (101,894)	33,491	3,367 (3,367)	1,106
(277) 同	ユニバーサ ル造船株式 会社	同	21	101,140 (101,140)	33,713	3,733 (3,733)	1,244
(278) 同	(注2) 株式会社川 崎造船等 4 会社	同	21	149,500 (149,500)	49,833	5,700 (5,700)	1,900
(273)–(278)の計				2,113,345 (2,113,345)	698,491	82,843 (82,843)	27,401

(注1) 株式会社大島造船所等 10 会社 10 会社は共同で本件補助事業を実施しており、株式会社大島造船所が代表事業者、株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド、今治造船株式会社、株式会社 MTI、株式会社川崎造船(平成 22 年 10 月 1 日以降は川崎重工業株式会社)、住友重機械マリンエンジニアリング株式会社、ツネイシホールディングス株式会社常石造船カンパニー(23 年 1 月 4 日以降は常石造船株式会社)、三井造船株式会社、三菱重工業株式会社及びユニバーサル造船株式会社の 9 会社が共同事業者となっている。

(注2) 株式会社川崎造船等 4 会社 4 会社は共同で本件補助事業を実施しており、株式会社川崎造船(平成 22 年 10 月 1 日以降は川崎重工業株式会社)が代表事業者、日本郵船株式会社、株式会社 MTI 及び川崎重工業株式会社の 3 会社が共同事業者となっている。

これらの補助事業は、6 事業主体が、海事産業の活性化及び国際海運における環境負荷の低減を図ることを目的として、電子制御試験機関等の機械装置を設置することなどによりディーゼル機関の効率向上を図るなど、CO₂ 排出量削減に資する船舶等に係る技術研究開発を実施したものである。

そして、6 事業主体は、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて事業費計 2,113,345,730 円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金計 698,491,000 円)で実施したとして国土交通本省に実績報告書を提出して、国庫補助金の交付を受けていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の機械装置等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得した機械装置等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該機械装置等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、高効率船舶等技術研究開発費補助金交付要綱(平成 21 年国海産第 567 号)により、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定した場合には、その金額を速やかに国土交通大臣に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、6 事業主体は、補助事業完了後の消費税の確定申告により、本件補助事業に係る仕入税額控除した消費税額が計 82,843,058 円と確定していたのに、これに係る国庫補助金相当額計 27,401,252 円についての所要の報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6 事業主体において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、国土交通本省において本件補助事業における消費税の取扱いについての 6 事業主体に対する指導及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の対象とならないもの 3 件 不当と認める国庫補助金 103,413,775 円

補助の対象とならない備品の購入等に要した費用について補助金が交付されていたもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 3,458,500 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(279) 岐 阜 県	山 県 市	住宅・建 築物安全 ストック 形成	21、22	76,566 (76,438)	38,219	3,601 (3,473)	1,736

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
-----	------------------	-------	----	--------------------------	----------------------	--------------------------------	-----------------------

この補助事業は、山県市が、同市佐賀地内において、高富中央公民館・老人福祉センター(鉄筋コンクリート造3階建て(一部4階建て)1棟)の耐震補強工事を工事費76,566,000円(国庫補助対象事業費76,438,000円、国庫補助金38,219,000円)で実施したものである。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱(平成21年国住市第455号、国住街第237号、国住指第4984-3号、国住備第163号国土交通省住宅局長通知)によると、住宅・建築物耐震改修事業の補助の対象の範囲は、建物の耐震改修に要する費用等とされている。

そして、同市は、本件建物の壁や天井等に^(注)枠付鉄骨ブレース等を設置する工法により耐震改修を実施することとして、枠付鉄骨ブレース等を設置する壁面沿いに取り付けられていた既設のエアコン5台及び天井に取り付けられていた既設の排気ファン2台を取り外し、枠付鉄骨ブレース等を設置した後に、取り外したエアコン2台及び排気ファン1台並びに新たに購入したエアコン3台及び排気ファン1台の取付けなどを行っており、新たに購入したエアコン、排気ファンの購入費等を国庫補助対象事業費に含めていた。

しかし、同市は、既設のエアコン3台及び排気ファン1台について、壁や天井に枠付鉄骨ブレース等を設置した後に、ほぼ元の位置に取り付けることができたにもかかわらず、処分して新たに購入したものを取り付けており、これらの購入費等は、耐震改修工事に起因する原状回復ではないため、耐震改修に要する費用には該当しない。

したがって、エアコン、排気ファンの購入費等を控除して、適正な国庫補助対象事業費を算定すると計72,964,030円となることから、前記の国庫補助対象事業費計76,438,000円はこれに比べて計3,473,000円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額計1,736,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、補助の対象となる工事の範囲についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ブレース 建物の柱の間に筋交いとして設ける鋼材等

(280)	鳥取県	鳥取市	街なみ環境整備	21	124,863 (124,507)	62,253	3,800 (3,444)	1,722
-------	-----	-----	---------	----	----------------------	--------	------------------	-------

この補助事業は、鳥取市が、同市鹿野地区において、鹿野往来交流館(木造平屋建て、床面積411.9㎡。以下「交流館」という。)等の建設工事を工事費124,863,900円(国庫補助対象事業費124,507,285円、国庫補助金62,253,642円)で実施したものである。

街なみ環境整備事業費補助金交付要領(平成5年建設省住整発第38号)等によると、街なみ環境整備事業の補助の対象の範囲は、生活環境施設として整備する集会所等の施設整備等に要する費用等とされている。そして、同市は、本件工事で生活環境施設として展示室、和室、食堂等を備えた交流館、地区施設として広場等を整備しており、交流館の食堂の^{ちゅう}厨房に備え付けた冷凍冷蔵庫、製氷器等の厨房機器18点の購入等の費用を国庫補助対象事業費に含めていた。

しかし、上記の厨房機器は、備品であり、その購入等の費用は施設整備等に要する費用には該当しない。

したがって、前記厨房機器の購入等の費用を控除して、適正な国庫補助対象事業費を算定すると121,063,135円となることから、前記の国庫補助対象事業費124,507,285円はこれに比べて3,444,000円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,722,000円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(279)	(280)	の計		201,429 (200,945)	100,472	7,402 (6,917)	3,458

このような事態が生じていたのは、同市において、補助の対象となる工事の範囲についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

事業が完了したとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 99,955,275 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(281)	島根県 仁多郡奥出雲町	地籍調査	20~22	250,110 (250,110)	125,055	199,910 (199,910)	99,955

この負担金事業は、奥出雲町が、同町内の地籍調査を事業費計 250,110,000 円(国庫負担金計 125,055,000 円)で実施したものである。

同町は、地籍調査の実施に当たり、測量等の業務を業者に請け負わせて実施しており、請け負わせた 10 件の業務の全てについて、それぞれ実施した年度内に請負業者から成果品が同町に納品されて同町の完了検査に合格したとして、請負業者に支払った請負代金のうち計 235,140,975 円を地籍調査に要した経費として事業費に含めて島根県に実績報告を行っていた。

しかし、同町は、10 件の測量等の業務のうち 6 件の業務については、実施したとしていた年度内に完了していなかったのに、完了届等を請負業者に作成させ、これを基に検査調書を作成するなどして虚偽の実績報告を行っていた。なお、これらのうち、実際の業務の完了が履行期限から 2 年 5 か月以上経過していた業務もあった。

したがって、前記の 10 件の測量等の業務に係る経費計 235,140,975 円のうち、6 件の業務に係る経費計 199,910,550 円は、国庫負担の対象とは認められず、これに係る国庫負担金計 99,955,275 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において負担金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同県において同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 57,181,387 円

機械設備等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 32,551,804 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(282)	神奈川県 藤沢市	まちづくり交付金 (道路)	21、22	574,479 (500,000)	200,000	155,859 (81,379)	32,551

この交付金事業は、藤沢市が、都市再生整備計画による道路事業(高倉遠藤線)の一環として、道路を整備する上で支障となる建設廃棄物のリサイクル施設の建物、機械設備等の移転に要する費用として、574,479,600円(うち交付対象事業費500,000,000円、交付金200,000,000円)を所有者に対して補償したものである。

同市は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて制定された「損失補償算定標準書」(平成21年度版。関東地区用地対策連絡協議会監修。以下「標準書」という。)等に基づき行うこととしている。

上記の標準書によれば、残地以外の土地に従前の建物、機械設備等と同種同等の建物、機械設備等を再築することが合理的と認められる場合、機械設備の移転に係る補償費(以下「機械設備移転補償費」という。)については、再築する際の機械設備の購入費及び当該機械設備を設置するための工事費の両方に、耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。

同市は、本件移転補償費のうち機械設備移転補償費の算出に当たり、プラント設備等の機械設備の購入費のみに再築補償率を乗ずるなどして、機械設備移転補償費を316,404,700円と算出していた。

しかし、前記のとおり、機械設備移転補償費の算出に当たっては、機械設備の購入費のみに再築補償率を乗ずるのではなく、当該機械設備を設置するための工事費にも乗ずるべきであった。

したがって、機械設備を設置するための工事費にも再築補償率を乗ずるなどして機械設備移転補償費を修正計算すると160,545,589円となることから、適正な移転補償費を算定すると418,620,489円となり、本件移転補償費の交付対象事業費500,000,000円はこれに比べて81,379,511円過大となっており、これに係る交付金相当額32,551,804円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、機械設備移転補償費の算定についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 12,706,666円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(283) 四国地方整備局	香川県	港整備交付金	19~22	212,634 (179,800)	72,640	212,634 (179,800)	12,706

この交付金事業は、香川県が、詫間港水出地区において、昭和61年度に供用を開始した水深4.5mの泊地について、土砂の堆積により水深が浅くなった箇所が生じたことから所要の水深を確保するために、泊地25,485m²の浚渫^{しゆんせつ}工事を事業費計212,634,550円で実施したものである。

港整備交付金交付要綱(平成17年水港第641号農林水産事務次官、国港管第53号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)等によれば、地方港湾の港湾施設の整備に係る経費の国の負担割合は、航路、泊地等の水域施設等の建設又は改良の場合は、その経費の10分の4以内、これ以外の場合で恒常的に埋没がある水域施設を浚渫するなどの工事の場合は、その経費の3分の1以内とされている。

同県は、港整備交付金の国の負担割合は10分の4であるとして、各年度ごとの交付対象事業費計179,800,000円に国の負担割合10分の4を乗ずるなどして算定した交付金の額計72,640,000円により交付申請を行い、同額の交付を受けていた。

しかし、当該泊地の浚渫工事は、前記のとおり、供用後に土砂の堆積により当該泊地が埋没したために行うもので、水域施設等の建設又は改良に該当しないことから、上記のように、国の負担割合を10分の4としたのは誤りであって、正しくは3分の1以内であった。

したがって、交付要綱等に基づき国の負担割合を3分の1とし、これを各年度ごとの交付対象事業費に乗ずるなどして適正な交付金の額を算定すると計59,933,334円となり、前記の交付を受けていた交付金計72,640,000円との差額12,706,666円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県が、港整備交付金事業における国の負担割合について十分に理解していなかったことなどによると認められる。

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 11,922,917円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(284) 静岡県	浜松市	まちづくり交付金 (土地区画整理)	21	127,062 (127,062)	50,824	29,807 (29,807)	11,922

この交付金事業は、浜松市が、都市再生整備計画による土地区画整理事業(南浅田地区)の一環として、土地区画整理で支障となる鉄骨造りの倉庫、車庫等の建物(以下「建物」という。)6棟の移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用(以下「移転補償費」という。)を所有者に対して補償したものである。

移転補償費について、同市は、平成21年度に補償コンサルタントに物件調査算定業務を委託し、成果品として受領した調査報告書に基づき、建物移転料等の費用121,041,510円に、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額6,020,648円を加算して、計127,062,158円と算出していた。

同市は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて制定された「損失補償算定標準書」(平成21年度版。中部地区用地対策連絡協議会監修。以下「標準書」という。)等に基づき行うこととしている。

上記の標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、残地に従前の建物と同種同等の建物等を建築することが合理的と認められる場合には、従前の建物の推定再建築費に建物の耐用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。このうち、鉄骨造り建物の推定再建築費は、建物の延床面積に統計数量値^(注)を乗ずるなどして求めた建物のく体の鉄骨重量に、鋼材の単価を乗ずるなどしてく体の工事費を算出するなどして算定することとされている。

そして、く体の鉄骨重量及び耐用年数は、柱、^{はり}梁等の建物の主要な構造部分に使用されている鉄骨の肉厚区分に応じて算出することとされ、その区分には、「肉厚9mm以上のもの」、「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」及び「肉厚4mm以下のもの」がある。

同市は、移転補償費のうち建物移転料の算定に当たり、別の類似の建物と同種同等であると判断し、前記の建物6棟のうち、倉庫2棟については「肉厚9mm以上のもの」、車庫については「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」とし、これに応じてく体の鉄骨重量及び耐用年数を決定するなどして、建物移転料を92,526,838円と算出していた。

しかし、実際の鉄骨の肉厚は、上記2棟の倉庫のうち、倉庫1棟は6mm、別の倉庫1棟及び車庫は2.3mmであったことから、適正な鉄骨の肉厚区分は、倉庫1棟については「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」、別の倉庫1棟及び車庫については「肉厚4mm以下のもの」とすべきであった。

また、本件の建物所有者は、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及

び地方消費税の取扱いについて」(平成9年建設省経整発第67号の3)によると、消費税法(昭和63年法律第108号)上の事業者に該当し、仕入税額控除の対象となることから、移転補償費の額から消費税相当額を控除すべきであった。

したがって、適正な鉄骨の肉厚区分に基づき建物移転料を算定し、消費税額を控除するなどして、適正な移転補償費を算出すると97,254,865円となることから、前記の移転補償費127,062,158円との差額29,807,293円が過大となっており、これに係る交付金相当額11,922,917円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、移転補償費の算定に当たり、委託した物件調査算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 統計数量値 多数の鉄骨造り建物の補償事例等から統計処理して得られた延床面積1㎡当たりの鉄骨重量

(6) 補助の目的外に使用するなどしていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 14,473,622円

補助事業で取得した施設の一部を補助の目的外に使用するなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 14,473,622円)

まちづくり総合支援事業補助金は、市町村(都の特別区の存する区域にあっては、都及び特別区)が、施設整備等を総合的に実施し地域主導の個性豊かなまちづくりを推進することにより地域の抱える課題の解決を図る場合に、当該市町村に対して交付するものである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定等によると、補助事業者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用したり、貸し付けたりなどするときは、当該補助事業を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとされている。

本院が会計実地検査を行ったところ、2市町において、補助事業で取得した施設の一部を補助の目的外に使用するなどしていたため、施設に係る国庫補助金相当額が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市町において、補助事業で取得した施設の使用等に当たって、法令等に基づき適正な手続をとるべきことの認識が欠けていたことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費等 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金交付額等	不当と認める事業費等 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(285) 埼玉県	加須市	まちづくり総合支援(地域生活基盤施設)	12	20,026 (19,500)	6,528	7,460 (7,210)	2,431

この補助事業は、加須市が、公園の休憩施設(木造平屋建て88.0㎡)を19,939,500円(うち国庫補助対象事業費19,500,000円、国庫補助金交付額6,500,000円)で整備し取得したものである。

しかし、同市は、平成21年4月から国土交通大臣の承認を受けずに休憩施設88.0㎡のうち48.8㎡を農産物直売所として民間事業者に貸し付けるなどしていた。

したがって、上記休憩施設の農産物直売所に係る国庫補助金相当額2,431,935円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費等 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額等	不当と認める事業費等 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(286) 福岡県	筑紫郡那珂川町	まちづくり総合支援(高次施設)	15	654,677 (556,329)	186,393	36,125 (33,273)	12,041
この補助事業は、那珂川町が、博多南駅前高度情報センター(鉄骨造4階建て2,188㎡)を651,826,094円(うち国庫補助対象事業費556,329,144円、国庫補助金交付額185,443,048円)で整備し取得したものである。							
しかし、同町は、同センターに整備した各種イベントの発信等を行う多目的オープンスペース157.8㎡のうち、平成22年7月から8月までの間に、国土交通大臣の承認を受けずに、128㎡を店舗スペースとして改修し、そのうち一部(72㎡)を同年9月から、民間事業者在宅介護事務所等として貸し付けるなどしていた。							
したがって、上記博多南駅前高度情報センターの店舗スペースに係る国庫補助金相当額12,041,687円が不当と認められる。							
(285)	(286)の計			674,704 (575,829)	192,921	43,585 (40,484)	14,473

(7) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,141,052円

委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったり、委託工事に補助の対象とならない費用を含めていたりしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 6,141,052円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(287) 国土交通本省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	(注) 財団法人世田谷トラス トまちづくり	地下駅火災対策施設整備	17~20	1,667,988 (1,667,988)	555,996	18,423 (18,423)	6,141

(注) 平成18年3月31日以前は財団法人世田谷区都市整備公社

この補助事業は、財団法人世田谷トラスまちづくり(以下「財団」という。)が、地下駅火災対策施設整備事業として、鉄道事業者が運営する5駅において、排煙設備及び避難通路(以下「排煙設備等」という。)の新設に係る土木工事等を委託工事費計1,667,988,500円(国庫補助金計555,996,166円)で鉄道事業者へ委託して実施したものである。

地下駅火災対策施設整備事業費補助交付要綱(平成16年国鉄施第39号)によると、補助対象事業費は、排煙設備等を新設するための駅施設の改良工事に要する経費とされている。

財団は、本件委託工事費の算定に当たり、排煙設備等を設置するための工事に要する費用とこれに伴い支障となる既存の鉄道施設の移設等を行うための工事に要する費用(以下「移設等工事費」という。)を区分することなく、これらを合わせた計1,588,615,876円に、この額を課税対象とするなどして算定した消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額79,372,624円を加算して計1,667,988,500円としていた。そして、財団は、その全額を補助対象事業費として、前記のとおり、計555,996,166円の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、移設等工事費については、鉄道事業者が所有する鉄道施設に係る工事費を財団が負担するものであり、工事を行った後の資産は鉄道事業者に帰属するものであることから、消費税法(昭和63年法律第108号)上の資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理しなければならないのに、財団は移設等工事費計328,143,756円に係る消費税相当額16,407,184円を補助対象事業費に含めていた。

また、財団は、排煙設備等を新設するための駅施設の改良工事には該当しないパンフレットラックの設置等に要した費用計2,015,978円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、本件委託工事費計1,667,988,500円のうち、移設等工事費に係る消費税相当額16,407,184円は過大となっており、また、パンフレットラックの設置等に要した費用計2,015,978円は補助の対象とならず、これらの合計18,423,162円に係る国庫補助金相当額6,141,052円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財団において委託工事費の算定に当たり移設等工事費に係る消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、本件補助事業の対象となる費用についての検討が十分でなかったこと、国土交通省及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において補助事業における消費税の取扱いなどについての財団に対する指導及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 補助事業により取得した財産の処分が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,158,467円

補助事業で取得した樹木について利活用の検討を十分行わないまま伐採し処分していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,158,467円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(288) 中部地方整備局	名古屋港管理組合	港湾環境整備	昭和63、平成元	62,234 (62,234)	31,117	6,316 (6,316)	3,158

この補助事業は、名古屋港管理組合(以下「組合」という。)が、港湾環境整備事業として、昭和63年度及び平成元年度に名古屋港金城ふ頭地区の金城中央緑地において、多数の樹木を植栽するなどの緑地整備工事を実施したものである。

その後、組合は、22年度に同緑地に新しい設計の緑地を整備するため、本件補助事業により植栽したクスノキ、ヒラドツツジ等の樹木計3,424本を伐採し、チップにするなどして処分していた。なお、この処分については、国土交通大臣に財産処分報告書を提出してその承認を受けていた。

一方、組合は、19年3月に名古屋港の長期構想を策定しており、名古屋港における港湾事業を展開するに当たり、自然環境の保全や再生に努めるとともに、廃棄物の減量化や資源の再利用を図るなど、様々な面で環境を守り、環境に優しい港を目指すこととしている。

しかし、上記樹木の伐採当時、金城ふ頭地区を含む近隣の名古屋港臨港地区には植栽が必要な未整備地が多数あり、24年4月現在においても未整備地が78.3haに上っていた。また、臨港道路の植栽帯や緑地についても樹木が枯れるなどして植栽が必要な場所が多数見受けられた。このため、上記の樹木については、これらの場所に移植すれば利活用が可能であったのに、組合は、具体的な比較を

行わないまま移植の費用が購入の費用より割高になるなどとして、環境保全や省資源等にも配慮せず、移植による利活用の検討を行っていなかった。

なお、植栽が必要な場所を調査した上で、既存の樹木を移植することとした場合の費用と新規に購入して植栽することとした場合の費用とを比較すると、本院の試算では、移植することとした場合の費用の方が経済的になると認められた。

したがって、組合が補助事業で取得した樹木(本院が積算参考資料を基に計算した伐採時の資産価値6,316,935円)は、利活用が可能であったのに、環境保全や省資源等に十分配慮せずに、利活用の検討を十分行わないまま不用な財産として伐採し処分しており、これに係る国庫補助金相当額3,158,467円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において、補助事業で取得した財産を適切に利活用することに対する認識が欠けていたこと、環境保全や省資源等に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

不正行為

(289) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (項)河川整備事業費 等
部 局 等	九州地方整備局川内川河川事務所、同局鹿児島国道事務所
不正行為期間	平成16年3月～22年4月
損害金の種類	土地等に関する補償金
損 害 額	25,556,592円(平成15、20、21各年度)

本院は、九州地方整備局川内川河川事務所及び同局鹿児島国道事務所(以下「両事務所」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく国土交通大臣からの報告及び予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第4条第4項の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、同局及び両事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、両事務所において、用地課用地第一係長等であった本坊某が、分任支出負担行為担当官の補助者として土地の買収、物件の移転等に関する交渉及び契約の事務に従事中、平成16年3月から22年4月までの間に、立竹木等の数量を水増しした補償金の算定書類を作成したり、補償金支払のための委任状を偽造したりなどして、支出の根拠となる虚偽の関係書類を作成して、同人の借金の相手方である善意の第三者等へ、自己の借金の返済に充てるために、補償金を振り込ませることなどにより、土地等に関する補償金計25,556,592円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、24年9月末までに2,902,862円が同人から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 道の駅の整備及び維持管理について、道路管理者が整備すべき休憩施設等の範囲を明確にして設置者との間の費用負担を定めることなどにより、整備及び維持管理が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路交通安全対策事業費 (項)北海道道路交通安全対策事業費 〔平成19年度以前は、道路整備特別会計(項)道路環境整備事業費〕 (項)北海道道路環境整備事業費	
部局等	8 地方整備局等	
事業の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)等	
道の駅のうち道路管理者が整備する休憩施設等の概要	道路における交通環境の改善を行い、交通の円滑化に資することを目的として、国等の道路管理者が交通安全施設等整備事業により、駐車場、トイレ等を整備するもの	
整備及び維持管理が適切に行われていなかった道の駅の数	26 箇所	
(1) 国が負担していた施設の整備費等		
設置者が負担すべき地域振興施設等の用地取得費	2 箇所	2007 万円(平成23年度末現在)
地域振興施設等と休憩施設等の範囲が明確でない用地取得費	1 箇所	1569 万円(背景金額)(平成23年度末現在)
設置者が施行すべき範囲の整備費	1 箇所	1150 万円(平成22年度)
節減できたと推計される整備費	5 箇所	2009 万円(平成21年度～23年度)
浄化槽に係る維持管理費全体額	5 箇所	1689 万円(背景金額)(平成19年度～23年度)
(2) 国が負担していた施設の維持管理費等		
国が負担していた維持管理費全体額	9 箇所	2 億4940 万円(背景金額)(平成19年度～23年度)
境界が明確でない用地の取得費	12 箇所	6 億2100 万円(背景金額)(平成23年度末現在)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

道の駅の整備及び維持管理について

(平成24年10月26日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 道の駅の概要

(1) 道の駅の整備

貴省は、一般国道等において、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う交付金等事業により、道の駅を整備している。道の駅は平成5年から道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成及び地域の振興に寄与することを目的として創設され、道路管理者である国又は都道府県等は駐車場、休憩所、トイレ及び道路情報提供装置から構成される施設等(以下「休憩施設等」という。)を、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体(以下、これらを合わせて「設置者」という。)は地域の振興に寄与する物産館、これに付随する駐車場、トイレ等から構成される施設等(以下「地域振興施設等」という。)を、それぞれ整備している。

(2) 国が整備する休憩施設等における規模の算定方法

国道事務所等及び設置者は、道の駅を整備するに当たり、道の駅に関する施設計画等の調整の協定又は覚書(以下「調整協定」という。)を締結した上で整備計画を策定し、休憩施設等及び地域振興施設等について、用地をそれぞれが取得した後に、整備を実施するなどしている。

国道事務所等は、休憩施設等の駐車場の規模について、旧日本道路公団の休憩施設の設計要領(以下「旧公団設計要領」という。)等を参考にするなどして、次の方法によるなどして算定している。

ア 全国道路・街路交通情勢調査を踏まえて、将来の地域の状況等を想定した上で算定する予測交通量のうち、道の駅に近接する区間の交通量(以下「計画交通量」という。)を設定する。

イ 計画交通量に基づき休憩施設等の駐車場の駐車ます数等を算定する。

ウ 算定された駐車ます数等から日本工業規格の「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302-2000)」(以下「JIS算定基準」という。)に基づくなどして浄化槽の処理対象人員を算定する。

(3) 道の駅の維持管理の概要

道の駅の維持管理については、設置者が国道事務所等を経由して貴省道路局長に道の駅として登録の申請を行い、道路局長から設置者に対して登録証が交付された後に、国道事務所等は、設置者との間で、道の駅に関する各施設等の維持管理の協定又は覚書(以下「維持管理協定」という。)を締結し、その維持管理を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、道の駅の整備及び維持管理を実施してきており、その数は平成23年度末現在で987駅と近年漸増している。このことから、道の駅に係る整備費及び維持管理費は、毎年度

多額に上っている。

そこで、本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、休憩施設等の用地及び施設に関する整備及び維持管理が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、24 国道事務所等が19年度から23年度までの間に整備又は維持管理している72か所の道の駅の休憩施設等の用地及び施設を対象として、国道事務所等において、調整協定、維持管理協定等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 24 国道事務所等 札幌、小樽、釧路各開発建設部、福島河川、宇都宮、高崎河川、羽越河川、金沢河川、静岡、名古屋、名四、三重河川、福井河川、豊岡河川、滋賀、岡山、福山河川、山口河川、中村河川、佐伯河川、福岡、熊本河川、延岡河川、南部各国道事務所

(検査の結果)

72か所の道の駅の調整協定等の図面等によると、国道事務所等及び設置者が整備した施設は、表のとおりとなっていた。

表 道の駅における国道事務所等及び設置者が整備した施設

国道事務所等が整備した施設 (休憩施設等)	設置者が整備した施設 (地域振興施設等)
駐車場、休憩所、トイレ、道路情報提供装置	駐車場、休憩所、トイレ、公園、宿泊施設等、電話、FAX等、各種情報施設案内所、地域情報提供施設、レストラン、物産館、郷土資料館、記念館、イベント広場、交流ホール、会議室等

これによると、国道事務所等及び設置者が、駐車場、休憩所、トイレをそれぞれ設置していることから、この状況を踏まえて検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 施設の整備

ア 施設の整備に関する国道事務所等と設置者との間の費用負担

4 国道事務所等は、4か所の道の駅について、用地の取得に当たり、設置者との間で調整協定を締結しておらず、設置者が整備すべき地域振興施設等の用地の取得に係る費用計約2007万円を国道事務所等が負担したり、調整協定が締結されているものの、地域振興施設等の用地と休憩施設等の用地の範囲が明確でないまま、それらの用地の取得に係る費用計1569万円を国道事務所等が負担したり、駐車場舗装工事等の実施に当たり、調整協定を締結せずに設置者が整備すべき範囲を含めて発注し、駐車場舗装工事費約1150万円を国道事務所等が負担することとしていたりしていた。

なお、上記の駐車場舗装工事費については、本院の指摘を踏まえて、国道事務所等が24年1月に整備に係る費用について設置者と協議して調整協定を締結し、同年3月に約1150万円を設置者に負担させる処置を執っている。

(注2) 4か所 関宿、萩・さんさん三見、うきは、安達(下り)

<事例1>

三重河川国道事務所は、平成12年に開駅した「道の駅関宿」の拡張整備に伴って、14年に用地計899㎡を計約3784万円(1㎡当たり単価42,100円)で取得していた。

この用地のうち、地域振興施設等として整備されている475㎡分(取得費計約1999万円)については、16年12月に同事務所と設置者である旧関町との間で土地交換の協議が行われていたものの、17年1月の市町村合併に伴い道の駅の設置者が変更となったことから、同

事務所は23年12月の会計実地検査時点においても変更後の設置者との間で土地交換の協議を行っておらず、取得費を負担したままとなっていた。

イ 休憩施設等の浄化槽等の規模の算定

休憩施設等の駐車ます数の算定については、旧公団設計要領等によると、より多くの需要が見込まれるサービスエリア(駐車場、トイレ等のほかに、営業施設のサービス機能を備えた休憩施設)として設計した方が、パーキングエリア(駐車場、トイレ等を備えた休憩施設)として設計するよりも駐車ます数が多く算定されることになっている。

そして、浄化槽の処理対象人員の算定については、JIS算定基準によると、建築用途が駐車場のトイレの場合、一般的なサービスエリアについては係数3.60を、売店なしのパーキングエリアについては係数2.55をそれぞれ駐車ます数に乗じて浄化槽の処理対象人員を算定することとされている。

しかし、5国道事務所等は、5か所の道の駅について、パーキングエリアに相当する駐車ます数を算定すれば足りると認められるのに、営業施設としての機能を含めたサービスエリアとして駐車ます数を算定したり、JIS算定基準に定められた建築用途の係数のうち、営業施設としての機能を含めたサービスエリアの係数を適用したり、休憩施設等の駐車場としての建築用途に属さない施設である公衆トイレの係数を適用したりしていたため、パーキングエリアとして算定した場合と比較すると浄化槽の処理対象人員が多くなり、浄化槽の規模が大きなものとなっていた。

したがって、5か所の道の駅の休憩施設等について、道路管理者として整備すべき休憩施設等に見合った浄化槽の規模を算定していれば、浄化槽の整備費が計約2009万円節減でき、維持管理費(19年度から23年度までの支払額計約1689万円)も節減できることになると推計される。

(注3) 5か所 但馬のまほろば、おおた、こまつ木場潟、塩津海道あぢかまの里、日向
＜事例2＞

滋賀国道事務所は、平成21年度に「道の駅塩津海道あぢかまの里」の浄化槽を整備しており、道路管理者が設置した駐車ます数である45ますを基に算定したトイレの便器数14器にJIS算定基準の公衆便所の係数である16を乗じた224人槽を処理対象人員としていた。

しかし、JIS算定基準の駐車場の売店なしパーキングエリアの係数2.55を駐車ます数45ますに乗じて浄化槽の処理対象人員を算定すると115人槽となり、実際に整備した浄化槽の処理対象人員224人槽は109人槽多くなっていたことから、休憩施設等としての駐車場に見合う算定を行っていれば、浄化槽の整備費約653万円を節減できたと推計される。

(2) 施設等の維持管理

ア 維持管理に関する国道事務所等と設置者との間の共同利用部分の費用負担

6国道事務所等は、9か所の道の駅について、休憩施設等の利用者及び地域振興施設等の利用者が共同でトイレ等を利用しているのに、設置者との間で相応の負担に関する協議を行っておらず、費用負担に関する適切な維持管理協定を締結していないことから、設置者の負担分を含めた維持管理費(19年度から23年度までの支払額計約2億4940万円)全額を負担していた。

(注4) 9か所 八千北、但馬のまほろば、ようか但馬蔵、こまつ木場潟、関宿、うきは、河野、こもち、しらやまさん

<事例3>

金沢河川国道事務所が「道の駅しらやまさん」に整備したトイレ等は、道路管理者が管理する駐車場等の利用者と設置者が管理する地域振興施設等の利用者に共同で利用されている。

しかし、同事務所は、道の駅を一体的に維持管理するとして、設置者と維持管理協定を締結して、平成19年度から23年度までの間に、トイレ等の清掃費を除く管理委託業務費及び光熱水料に係る維持管理費の全額である計約1896万円を支払っていた。

イ 用地の管理

2 国道事務所等は、^(注5)12か所の道の駅について、5年から21年までの間に面積計約78,724㎡の用地を計約6億2100万円で取得していたが、設置者との用地境界を明確にするための境界杭が確認できない状況が見受けられた。そして、上記12か所のうち、^(注6)5か所については、24年5月の会計実地検査時以降、国道事務所等が用地図に基づいて測量を実施して確認したところ、国道事務所等は、管理すべき道の駅の敷地内においてバス停留所標識、案内看板、店舗等の工作物が設置されていて、第三者に無許可占有されていたことを把握していなかった。

(注5) 12か所 花ロードえにわ、マオイの丘公園、三笠、ハウスヤルピ奈井江、田園の里うりゅう、ライスランドふかがわ、サンフラワー北竜、スタープラザ芦別、ニセコビュープラザ、スペース・アップルよいち、230ルスツ、オスコイ!かもえない

(注6) 5か所 マオイの丘公園、田園の里うりゅう、ライスランドふかがわ、サンフラワー北竜、ニセコビュープラザ

(是正及び是正改善を必要とする事態)

国道事務所等において、道路管理者として必要な休憩施設等の用地取得、整備及び維持管理に当たり、設置者との間で各々が整備する施設について適切な費用負担をしていなかったり、道路管理者として整備すべき施設の規模が大きなものとなっていたり、設置者と共同で利用している施設に係る相応の負担を定めた維持管理協定を締結していないため、維持管理費を全額負担するなどしていたり、用地の境界を明確にしていなかったりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 国道事務所等において、道路管理者として整備すべき休憩施設等の範囲に見合った費用を負担することについて、設置者との間で十分協議を行っていないこと
- イ 貴省において、道路管理者として整備すべき休憩施設等の規模の算定方法等を明確にしていけないこと
- ウ 国道事務所等において、道路管理者として負担すべき休憩施設等の維持管理費の範囲について設置者との間で十分協議しておらず明確に定めていないこと、また、用地等の維持管理を適切に行っていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、今後も道の駅の整備及び維持管理を行うこととしている。

については、貴省において、道路管理者が整備及び維持管理すべき休憩施設等の範囲に見合う費用負担について、協定及び覚書を適切に締結するなどの措置を講ずるよう是正の処置を

要求するとともに、道の駅の整備及び維持管理が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 道路管理者が整備すべき休憩施設等の範囲に見合う費用負担を調整協定で定めるよう、国道事務所等に周知徹底すること
- イ 休憩施設等の規模を適切に算定できるよう、その算定方法を明確にし、国道事務所等に周知徹底すること
- ウ 道路管理者として休憩施設等を適切に維持管理できるよう、維持管理協定で実態に応じた費用負担の方法を定めるとともに、道路管理者として用地等を適切に維持管理するよう国道事務所等に周知徹底すること

(2) 国庫補助金を交付してから一定の期間が経過した後に、補助対象事業費に含めていた消費税額に係る仕入税額控除の状況の報告を求めることなどにより、補助事業における消費税の取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地球温暖化防止等対策費 (項)住宅防災事業費 (項)都市再生・地域再生整備事業費
部 局 等	国土交通本省、2 県
補助の根拠	都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)、予算補助
補助事業者 (事業主体)	県 1、市 1、民間事業者 6、計 8 補助事業者
間接補助事業者 (事業主体)	民間事業者 1
補助事業	船舶からの CO ₂ 削減技術開発支援事業、地域住宅モデル普及推進事業、まちづくり交付金事業(土地区画整理事業)
補助事業の概要	CO ₂ 排出量削減に資する船舶等に係る研究開発を促進し、もって海事産業の活性化及び国際海運における環境負荷の低減を図ることを目的として、高効率船舶等技術研究開発費補助金を交付するものなど
事業費	22 億 7272 万余円(平成 20 年度～22 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	7 億 7891 万余円
事業費のうち仕入税額控除するなどしていた消費税額	9040 万余円(平成 20 年度～22 年度)
上記に係る国庫補助金相当額	3121 万円

(前掲 533 ページの「地域住宅モデル普及推進事業において補助の対象とならないもの及び補助対象限度額を超えていたなどのもの」、547 ページの「補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの」及び 552 ページの「建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

補助事業における消費税の取扱いについて

(平成 24 年 10 月 26 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 補助事業の概要

貴省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進を図ることなどを任務としている。そして、これらを達成するために、国庫補助金(負担金、交付金等を含む。以下同じ。)を交付することにより各種の補助事業(負担金事業、交付金事業等を含み、また、間接補助事業を含む。以下同じ。)を実施している。

これらの補助事業は、地方公共団体や民間事業者等を事業主体として実施されており、貴省は、補助事業ごとに交付要綱等を制定するなどして、補助事業の目的、対象となる事業費の範囲、交付申請手続、実績報告、額の確定等の国庫補助金の交付についての手続や条件等を定めている。

(2) 消費税額の仕入税額控除の概要

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等によると、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」といい、仕入税額控除する消費税相当額を「仕入控除税額」という。)する仕組みが採られている。

また、確定申告に当たっては、^(注1)課税期間終了後 2 か月以内に確定申告書を提出することなどとされている。

(注 1) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間をいい、原則として法人は事業年度、個人事業者は暦年である。

(3) 補助事業における消費税相当額の取扱い

補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することなどは課税仕入れに該当するため、上記の仕組みにより確定申告に際して補助事業で取得した施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、交付要綱等には、消費税法上の事業者が事業主体となることが予定されている補助事業であって、仕入控除税額を補助対象とすることが適切でない補助事業については、仕入控除税額を補助対象としない旨の規定が定められている。

また、貴省は、消費税が前記のような仕組みとなっていることに鑑み、直轄事業においては「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(平成 9 年建設省経整発第 28 号建設経済局長通達)を発出しており、貴省都市局、河川局(平成 23 年 7 月 1 日以降は水管理・国土保全局)、道路局及び港湾局所管の補助事業においては、これに準じて移転補償料等の補償金の算定をすることとして、各局

独自に通知を発出している(以下、建設経済局長通達及び各局による通知を合わせて「損失補償通達」という。)。損失補償通達等によると、土地等の権利者等が補償金により課税資産の譲渡等を受けることを前提に算定している補償金については、消費税を考慮して適正に算定することとされている。そして、土地等の権利者等が消費税法上の事業者である場合においては、補償金により課税資産の譲渡等を受けて消費税を負担しても、当該事業者の消費税納付税額の計算上、仕入税額控除の対象となる場合は、当該事業者は実質的に消費税を負担しないこととなるため、補償金の算定に当たり消費税額を積算上考慮しないこととされている。

そして、貴省は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等に基づき、補助事業が適切に行われるよう、事業主体から提出される交付申請書、実績報告書等の内容を審査、調査を行うこととしており、それぞれの補助事業ごとに担当部局等がこれを実施している。そして、実績報告書の内容等が適切と認められた場合は、国庫補助金の額の確定を行い、国庫補助金を交付するなどしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、毎年、多数の補助事業を実施している。そして、本院は、貴省が所管する補助事業について検査を行って、補助対象事業費に係る消費税の取扱いが適切でなかったため国庫補助金を過大に受給していた事態について検査報告に不当事項として掲記しており、平成18年度から22年度までの検査報告においては計5件(指摘金額計1214万余円)を掲記している。

そこで、本院は、合規性等の観点から、補助事業における消費税の取扱いが適切に行われているか、また、適切に行われていない事態が継続して見受けられる原因はどのようなものかなどに着眼して、貴省が所管する補助事業を対象として、交付申請書、実績報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、20年度から22年度までの間に8事業主体が実施した、3事業に係る12件(補助対象事業費計22億7272万余円、国庫補助金計7億7891万余円)において、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

(1) 船舶からのCO₂削減技術開発支援事業及び地域住宅モデル普及推進事業

交付要綱等によると、これらの補助事業はいずれも、事業主体において、交付申請時及び実績報告時に仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助対象事業費から減額すること、また、国庫補助金の交付後に確定申告により仕入控除税額が確定した場合には、国土交通大臣に報告し、国庫補助金を返還することとされている。また、前者の補助事業は21年度から、後者の補助事業は20年度補正予算により20、21両年度にそれぞれ実施されたものであり、いずれも創設されて間もない新規の補助事業である。

そして、7事業主体は、20年度から22年度までの間に実施した11件の補助事業(補助対象事業費計21億4566万余円、国庫補助金計7億2809万余円)において、貴省に対して補助対象事業費に消費税相当額を含めて補助金交付申請書及び実績報告書を提出し、貴省は、実績報告書に基づき補助金の額の確定を行い、国庫補助金を交付していた。

しかし、上記事業主体は、いずれも国庫補助金の交付を受けた後に消費税の確定申告を行い、補助対象事業費に含めていた消費税額を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額計 2881 万余円について、国への報告及びその返還をしていなかった。

(注2) 7事業主体 株式会社大島造船所等 10 会社、三井造船株式会社、新潟原動機株式会社、ナカシマプロペラ株式会社、ユニバーサル造船株式会社、株式会社川崎造船等 4 会社、長野県(間接補助事業者株式会社ランバーテック)

<事例>

三井造船株式会社は、平成 21 年度に、船舶からの CO₂ 削減技術開発支援事業を消費税を含めて事業費 5 億 2366 万余円(補助対象事業費同額、国庫補助金 1 億 7455 万余円)で実施し、22 年 3 月に貴省本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金の交付を受けていた。

そして、同会社は 22 年 5 月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額 2265 万余円を仕入税額控除していた。

しかし、同会社は、上記の仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額 755 万余円について、所要の報告及びその返還を行っていなかった。

(2) まちづくり交付金事業(土地区画整理事業)

浜松市は、21 年度に、まちづくり交付金の交付を受けて土地区画整理事業の施行に伴い支障となる建物、工作物等の移転補償を行って、移転補償契約の相手方である学校法人に、移転補償費 1 億 2104 万余円に消費税額 602 万余円を加算した補償金計 1 億 2706 万余円(国庫補助金 5082 万余円)を支払っていた。

しかし、同学校法人は、消費税法上の事業者該当し、課税仕入れに係る消費税額的全額が仕入税額控除の対象となるため、損失補償通達に基づき、補償金には消費税額を含めないこととされているのに、これを含めて補償金を算定していたことから、国庫補助金 240 万余円が過大に交付されていた。

(是正改善を必要とする事態)

事業主体が国庫補助金の交付を受けた後に、消費税の確定申告により補助対象事業費に含めていた消費税額を仕入税額控除しているのに、仕入控除税額に係る国庫補助金相当額について、国への報告及びその返還を行っていないなどの事態が、過去の検査報告に不当事項として掲記されているにもかかわらず、引き続き同様の事態が見受けられることは適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 前記(1)の事態が見受けられた補助事業については、

(ア) 事業主体において、交付要綱等における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、特に、新規の補助事業を実施する場合等において、その理解が十分でなかったこと。また、実績報告書の提出から最長では 1 年余り経過した後に消費税の確定申告を行うこととなるため、確定申告により仕入控除税額が確定した場合に仕入税額控除に係る報告書を提出しなければならないことを失念しやすいこと

(イ) 貴省において、補助事業における消費税の取扱いについての周知、指導、審査等の実施が十分でなかったこと。また、事業主体から仕入税額控除に係る報告書の提出がない

場合に、補助対象事業費に含めていた消費税額について事業主体が消費税の確定申告により仕入税額控除を行っていないかなどについての確認が十分行われていないこと

イ 前記(2)の事態が見受けられた補助事業については、事業主体において、損失補償通達の内容の理解が十分でなかったこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後も引き続き多数の補助事業を実施して、地方公共団体、民間事業者等を事業主体として多額の国庫補助金を交付することが見込まれる。

については、貴省において、補助事業における消費税の取扱いが適切なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 補助事業における指導、審査等を充実させるとともに、事業主体に対して、交付要綱等や損失補償通達に定められた消費税の取扱いの趣旨を周知徹底すること。特に、新規の補助事業を実施する場合等には、事業主体に対する交付要綱等の内容の周知を確実にを行うとともに、関係部局に対して指導及び審査を確実に実施するよう周知徹底すること

イ 仕入税額控除に係る報告書について、必要に応じて確定申告後速やかにその内容が確認できる確定申告書等の書類とともに提出させて、国庫補助金を交付してから一定の期間を経過しても同報告書等を提出していない事業主体については、時期を定めて仕入税額控除に係る報告を求めるなどの処置を講ずることにより、国庫補助金の返還の要否を確実に確認できるようにすること

(3) 木造住宅等の整備に係る補助事業について、完了実績報告書等に記載すべき事項や補助対象の範囲を明確にするなどして、補助金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅防災事業費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	地方公共団体 8、住宅生産者 13、団体 1、計 22 事業者
間接補助事業者 (事業主体)	203 住宅生産者
補助事業	地域住宅モデル普及推進事業
補助事業の概要	長寿命の住宅の普及に資するため、定住促進等のための展示住宅や生活体験施設の整備等を行うもの
展示住宅等の整備に係る国庫補助金	48 億 5331 万余円(平成 20、21 両年度)
補助金の額の算定が誤っていたもの	10 事業者
上記に係る補助対象事業費相当額(1)	3463 万余円(平成 20、21 両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	3201 万円

最低限必要な設備以外の設備等を補助の対象に含めていたもの	76 事業者
上記に係る補助対象事業費相当額(2)	1 億 1732 万余円(平成 20、21 両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	7056 万円
(1)及び(2)の計	1 億 5196 万余円(平成 20、21 両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1 億 0257 万円

(前掲 533 ページの「地域住宅モデル普及推進事業において補助の対象とならないもの及び補助対象限度額を超えていたなどのもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

木造住宅等の整備に係る補助事業について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 木造住宅等の整備に係る補助事業の概要

貴省は、地域建材の活用による木造住宅等の整備による住宅市場の活性化を図ることなどを目的として、木造の長期優良住宅等を整備する住宅生産者等に対して、直接又は間接に補助金を交付している。そして、貴省は、超長期住宅先導的モデル事業の一環として、平成 20、21 両年度に、地域住宅モデル普及推進事業を実施し、22 年度以降も引き続き、住宅生産者等に対する補助事業を実施している。

地域住宅モデル普及推進事業は、地域の特性に応じた長寿命の住宅の普及に資するため、地域の建材の活用、気候風土等に配慮した展示住宅の整備、定住促進等のための地域での生活体験の滞在施設(以下「生活体験施設」という。)の整備等に要する費用の一部について補助するものである。

そして、貴省は、8 地方公共団体及び 217 住宅生産者等(以下、地方公共団体及び住宅生産者等を合わせて「事業者」という。)が実施した展示住宅 194 棟及び生活体験施設 89 棟の整備に係る国庫補助金 48 億 5331 万余円について、当該事業者に対して、直接又は地方公共団体若しくは一般社団法人工務店サポートセンター^(注1)(以下「センター」という。)を通じて交付している。

(注1) 一般社団法人工務店サポートセンター 工務店をサポートするために設立された団体で、加盟している工務店の中から選定された者が実施する地域住宅モデル普及推進事業に係る事務手続を行っている。

(2) 補助対象の範囲

地域住宅モデル普及推進事業は、超長期住宅先導的モデル事業補助金交付要綱(平成 20 年国住市第 753 号。以下「交付要綱」という。)等に基づき実施することとされており、補助

金の額は、整備事業費と附帯事業費の合計の額とされている。そして、整備事業費は展示住宅及び生活体験施設(以下、これらを合わせて「展示住宅等」という。)を新築又は改修により整備するために要する費用を基に、附帯事業費は建築設計費及び整備した展示住宅等の普及促進等に要する費用を基に、それぞれ算出することとされており、展示住宅等の整備に最低限必要な設備以外の設備等の整備費や外構等関連施設・設備の整備費は、補助の対象にならないとされている。

(3) 補助金交付の仕組み

事業者は、補助事業が完了したときは、交付要綱に従い完了実績報告書を貴省に提出することとされている。そして、貴省は、提出を受けた完了実績報告書について審査して、必要に応じて現地調査を行い、報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、補助金の額の算定、完了実績報告書の審査は適切かなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、超長期住宅先導的モデル事業補助金^(注2)について、貴省から直接交付された11事業者並びに22^(注2) 区市町村を通じて交付された108事業者及びセンターを通じて交付された25事業者、計144事業者が、20、21両年度に地域住宅モデル普及推進事業により整備した展示住宅134棟及び生活体験施設66棟、計200棟(事業費計49億7418万余円、補助対象事業費計45億8837万余円、国庫補助金計33億9877万余円)を対象に、完了実績報告書等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 22区市町村 青森、秋田、新潟、山梨、長野、岐阜、兵庫、鳥取、徳島、熊本各県、甲州、京都、宍粟、松江、益田、宮古島各市、金山、最上、富士河口湖、神河、吉賀各町、諸塚村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 完了実績報告書の記載内容について

交付要綱によれば、事業者は、補助事業が完了した際に、補助対象事業費の算出根拠を明確に把握するため、人件費、旅費及び庁費の科目別に金額及びその額の内訳を詳細に記載した経費執行実績報告書を完了実績報告書に添付して提出することとされている。

しかし、事業者から提出された経費執行実績報告書についてみたところ、整備事業費については、いずれも庁費として建設費等の合計額が記載されていただけで、内訳まで記載されていなかった。また、附帯事業費については、普及促進のために作成したパンフレット等に係る数量、単価等が記載されていたものが一部にあったものの、内訳が記載されていたものはなく、パンフレット一式等としてその合計額のみが記載されていたものが大半となっていた。

また、貴省が、完了実績報告書を審査する際に、補助対象事業費の算出根拠が明確に把握できない状況となっても、それを把握するための補足資料として契約金額の内訳書、領収書等の根拠資料の提出を求めるなどの措置を執っていない。

そこで、本院が、事業者から契約金額の内訳書、領収書等の根拠資料の提出を受けてその内容を確認したところ、表1のとおり、補助対象事業費に補助事業の実施期間以降に実施した普及促進等に係る費用を含めていたり、外構等関連施設・設備の整備費を含めていたり、補助事業の実施期間内に事業が完了しなかつたりなどして、補助金の額の算定が誤っていたのに、そのまま補助金を交付していた事態が、10事業者において補助対象事業費計3463万余円、国庫補助金計3201万余円あった。

表1 補助金の額の算定が誤っていた事態

事 態	事業者数	過大となっていた補助対象事業費	過大となっていた国庫補助金相当額
補助事業の実施期間以降に実施したものに係る費用を含めていたもの	5	千円 6,352	千円 6,351
補助対象外の外構等の費用を含めていたもの	2	2,387	1,626
交付限度額を超えて補助金が交付されていたもの	2	5,366	5,100
他の費用と明確に区分されていない費用を含めていたもの	1	3,725	3,725
事業目的に適合していないものを含めていたもの	1	2,929	2,929
補助事業の実施期間内に事業が完了していなかったもの	1	13,873	12,286
計	10	34,634	32,018

注(1) 複数の事態に該当している事業者があるため、合計は一致しない。

注(2) 千円未満を切り捨てているため、合計は一致しない。

(2) 補助対象の範囲について

交付要綱によると、展示住宅等の整備に最低限必要な設備以外の設備等の整備費は、補助対象にならない費用とされているものの、展示住宅等の整備に最低限必要な設備の範囲が明確に規定されていないため、太陽光発電設備、薪ストーブ、CO₂ヒートポンプ式給湯設備等を補助の対象から除外していた事業者が見受けられる一方、それらを補助対象に含めていた事業者が見受けられた。

しかし、地域建材の活用による木造住宅の整備による住宅市場の活性化や長寿命の住宅の普及に資するための展示住宅等を整備するという本件補助事業の目的に照らすと、上記の設備は建物の建設工事に直接必要なものではなく、補助の対象にならないと認められるのに、それらの設備等を補助の対象に含めていた事態が、表2のとおり、76事業者において計164台、補助対象事業費計1億1732万余円、国庫補助金計7056万余円あった。

表2 補助の対象にならないと認められる設備等

	設 置 数		左のうち補助対象に含めているもの				
	事業者数	台 数	事業者数	台 数	台数の割合	過大となっていた補助対象事業費	過大となっていた国庫補助金相当額
CO ₂ ヒートポンプ式給湯設備	66	70	47	50	71.4	千円 23,790	千円 14,466
太陽光発電設備	47	51	27	31	60.8	54,838	30,834

	設 置 数		左のうち補助対象に含めているもの				
	事業者数	台 数	事業者数	台 数	台数の割合	過大となっていた補助対象事業費	過大となっていた国庫補助金相当額
薪ストーブ	30	32	17	19	59.4	千円 15,601	千円 12,317
蓄熱暖房機	25	67	13	46	68.7	9,753	4,640
ペレットストーブ	11	15	6	6	40.0	3,135	2,030
セキュリティシステム	7	7	5	5	71.4	1,114	700
ヒートポンプ式温水暖房機	3	3	3	3	100.0	3,056	1,049
風力発電設備	1	1	1	1	100.0	2,320	1,491
ホームエレベータ	1	1	1	1	100.0	2,030	1,827
紙すき道具	1	1	1	1	100.0	906	875
漆塗り費用	1	1	1	1	100.0	781	326
計	111	249	76	164	65.9	117,326	70,560

注(1) 複数の設備等に該当している事業者があるため、合計は一致しない。

注(2) 千円未満を切り捨てているため、合計は一致しない。

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、補助対象事業費の算出方法の審査を十分に行っておらず補助金の額の算定が誤っているのに、そのまま補助金を交付していたり、最低限必要な設備に該当しないと認められるのに、それらの設備等を補助の対象に含めていたりする事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 補助事業に不慣れな民間の住宅生産者等が多いにもかかわらず、完了実績報告書等に記載すべき内容を具体的に示していないため、十分な審査ができていないこと
- イ 補助対象の範囲を交付要綱等に明確に規定していないこと

3 本院が求める是正改善の処置

今後も木造住宅等の整備による住宅市場の活性化のための住宅生産者等に対する本件事業と同種の補助事業を実施していくことが見込まれる。

ついては、貴省において、木造住宅等の整備に係る補助事業において、補助金の交付が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 補助対象事業費の算出方法等について十分な審査ができるよう完了実績報告書等の記載内容を具体化して、必要に応じて根拠資料の提出を求めること
- イ 補助対象の範囲を交付要綱等に明確に規定すること

- (4) 河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画に係る検討を十分行ったり、事業実施後の維持管理等を十分行ったりして、事業効果が十分発現するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(治水勘定)(平成19年度以前は、治水特別会計) (項)都市水環境整備事業費 等	
部 局 等	直轄事業	4 地方整備局
	補助事業等	8 府県
事業及び補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)	
事業主体	直轄事業	6 河川事務所等
	補助事業等	府1、県6、市1
	計	14 事業主体
事業の概要	社会経済・生活様式の高度化に伴って悪化した河川環境を改善するために、河川環境の整備と保全を目的とした事業を実施するもの	
検査の対象とした河川環境整備事業費	直轄事業	210億5794万余円(平成13年度～23年度)
	補助事業等	394億4572万余円(平成13年度～23年度)
	(国庫補助金等交付額)	154億6719万余円)
事業の効果が発現していない施設等に係る事業費	直轄事業	9億1576万円
	補助事業等	27億9624万円
	(国庫補助金等相当額)	11億3367万円)
事業の効果が発現していない施設等が含まれている事業費	直轄事業	1億4454万円(背景金額)
	補助事業	2億6816万円
	(国庫補助金交付額)	7290万円(背景金額)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

河川環境整備事業における事業効果の発現等について

(平成24年10月26日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 河川環境整備事業の概要

(1) 事業の概要

貴省は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)等に基づき、洪水等による災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に必要な河川工事等の事業を毎年度多数実施している。このうち、河川環境の整備と保全を目的とした事業(以下「河川環境整備事業」という。)については、社会経済・生活様式の高度化に伴って悪化した河川環境を改善するために、直轄事業及び国庫補助事業(平成22年度以降、社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金による事業(以下「交付金事業」という。)に統合。以下、国庫補助事業と交付金事業とを合わせて「国庫補助事業等」という。)として実施されている。

そして、国民の環境に対する関心の高まりや地域の実情に応じた河川整備の必要性等を踏まえて、9年の法改正において、河川環境の整備と保全が法の目的として明文化された。

(2) 河川環境整備事業に係る直轄事業及び国庫補助事業等

ア 河川環境整備事業に係る直轄事業

河川環境整備事業に係る直轄事業は、一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間において、清浄な流水の確保を図るための水環境整備事業、良好な河川環境を保全、復元するために必要な湿地再生等を行う自然再生事業等が実施されてきたが、17年度に、ダムも含めて水系一貫した環境整備を実施するため、直轄総合水系環境整備事業が創設された。

そして、地方整備局長等は、「総合水系環境整備事業の実施について」(平成22年国河環第124号河川局長通知)等の通知(以下「直轄事業実施通知等」という。)に基づき、河川環境整備事業を実施しており、事業の実施に当たっては、実施内容を具体的に示した総合水系環境整備事業計画等の事業計画(以下「直轄事業計画」という。)を作成することとしている。

イ 河川環境整備事業に係る国庫補助事業等

河川環境整備事業に係る国庫補助事業等は、都道府県等が事業主体となり、一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間以外の区間及び二級河川において、河川の水質改善のための河川浄化事業、良好な河川環境を保全、復元するために必要な湿地再生等を行う自然再生事業、親水空間を形成するため環境護岸等の整備を行う河川利用推進事業及びまちづくりと一体的な河道整備を行う河畔整備事業が実施されてきたが、17年度に、これらの事業は、統合河川環境整備事業に統合された。

そして、都道府県知事等は、「統合河川環境整備事業費補助制度について」(平成21年国河環第120号河川局長通知)等の通知(以下「補助事業実施通知等」という。)に基づき、河川環境整備事業を実施しており、事業の実施に当たっては、おおむね5年間の統合河川環境整備事業計画等の事業計画(以下「補助事業計画」という。)を作成することとしており、また、河川環境整備事業のうちの河川浄化事業については事業効果の検証を実施することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、合規性、有効性等の観点から、河川環境整備事業の実施に当たり、直轄事業計画及び補助事業計画(以下、これらを「事業計画」という。)に係る検討は十分行われているか、事業実施後の維持管理等は十分行われているか、事業効果の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、13年度から23年度までの間に実施した河川環境整備事業のうち、直轄事業として8^(注1)地方整備局等管内の19^(注2)河川事務所等及び国庫補助事業等として23都道府県^(注3)等において、直轄事業78事業、事業費計210億5794万余円、国庫補助事業等74事業、事業費計394億4572万余円(国庫補助金等計154億6719万余円)を対象として、事業計画

書、各工事の設計図書等の関係書類及び現地状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

- (注1) 8 地方整備局等 関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局
- (注2) 19 河川事務所等 千曲川河川、静岡河川、豊橋河川、天竜川上流河川、琵琶湖河川、姫路河川国道、倉吉河川国道、三次河川国道、徳島河川国道、松山河川国道、筑後川河川、遠賀川河川、武雄河川、菊池川河川各事務所、室蘭、釧路両開発建設部、鬼怒川、天竜川両ダム統合管理事務所、弥栄ダム管理所
- (注3) 23 都道府県等 東京都、北海道、大阪府、青森、神奈川、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、愛知、滋賀、島根、岡山、広島、愛媛、高知各県、札幌、名古屋、大阪、堺、広島、北九州各市

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画に係る検討が十分行われなかったなどのため、事業効果が十分発現等していないもの

ア 事業計画において事業実施箇所の事前の検討が十分でなかったため、事業効果が十分発現していないもの

事業の効果が発現していない施設等に係る事業費

補助事業等 2事業 計1億6201万余円 国庫補助金等相当額 計7894万余円

補助事業実施通知等によると、河川環境整備事業においては、流域全体の河川環境について十分把握した上で、特に整備の必要な箇所について検討し、流域としてバランスの取れた計画を立てることとされている。このため、河川環境整備事業の実施に当たっては、補助事業実施通知等の内容に沿って事業実施箇所を選定する必要がある。

しかし、事業計画において事業実施箇所の事前の検討が十分でなかったため、整備した施設が土砂等で埋没するなどして、事業効果が十分発現していない事態が見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

大阪府は、平成20年度から23年度までの間に、水環境改善緊急行動計画に基づき、松原市内の落堀川において、河川水中の有機物質濃度を低下させ水質浄化を図るなどの目的で、河床に直径20cm程度の栗石がついたネットを敷き詰めるなどの河川環境整備事業を工事費1億5469万余円(国庫補助金等相当額7650万余円)で実施している。同事業は、河床に敷き詰めた栗石に触れて流れる時の水流の乱れによる酸素供給により、微生物が汚濁物質を分解して河川水を浄化するものである。

しかし、事業実施箇所が東除川との合流点付近であり土砂が堆積しやすい場所であったため、栗石が土砂で埋没しており、水流の乱れが維持できていなかった。

したがって、前記の計画において事業実施箇所の事前の検討が十分でなかったため、水質改善に係る事業効果が十分発現していない状況となっている。

イ 事業計画において関連事業等との連携が十分とれていないため、整備した施設等に係

る事業効果が十分発現していないもの

事業の効果が発現していない施設等に係る事業費

直轄事業 2事業 計 1億8904万余円

補助事業 2事業 計 10億5635万余円 国庫補助金交付額 計 3億5077万円

事業の効果が発現していない施設等が含まれている事業費

直轄事業 1事業^(注4) 7418万余円

補助事業 1事業^(注4) 1億4674万余円 国庫補助金交付額 5530万余円

(注4) 事業の効果が発現していない施設等に係る事業費の直轄事業及び補助事業とそれぞれ重複している。

直轄事業実施通知等及び補助事業実施通知等によると、河川環境整備事業においては、河川周辺地域の整備・保全計画等を十分念頭におき、単に河川区域内における整備効果のみならず、その効果を広範囲に波及させることが重要であることから、関連事業等との密接な連携の下に実施することとされている。このため、河川環境整備事業の実施に当たっては、事業主体は関連事業等を行う地方公共団体と事業実施時期等について十分調整する必要がある。

しかし、事業計画において、事業主体と地方公共団体との調整等が十分でなく地方公共団体の行う事業が進捗していないなど関連事業等との連携が十分とれていないため、整備した施設等に係る事業効果が十分発現していない事態が見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

九州地方整備局遠賀川河川事務所は、平成21、22両年度に、遠賀川水系自然再生事業計画に基づき、福岡県直方市下境地区において、河川環境整備事業を工事費1億7192万余円で実施している。同事業は、遠賀川と水田との段差を解消しこれらの連続性を回復させて魚が水田まで遡上することを可能とするとともに、多自然化させることにより生物の生息・生育環境の改善を図るもので、同事務所は、上記の事業計画に基づき、遠賀川河川敷の開水路を先行して整備している。

しかし、同事務所は、上記事業計画の策定の際に、水田の地権者、農業用排水路の工事を行う直方市等との間で、上記の段差を解消する時期等について具体的な協議を行わなかったため、直方市を行う工事が全く進捗しておらず、上記の段差が解消されずに魚が水田まで遡上することが困難な状況となっていた。

したがって、前記の事業計画において関連事業等の連携が十分とれていなかったため、整備された開水路に係る事業効果が十分発現していない状況となっている。

(2) 河川環境整備事業実施後の維持管理等を十分行っていないなどのため、事業効果が十分発現等していないもの

ア 河川環境整備事業を実施した事業主体及び事業実施後に管理を行っている地方公共団体において、施設等の整備後の維持管理等を十分に行っていないなどのため、整備目的が達成されておらず事業効果が十分発現していないもの

事業の効果が発現していない施設等に係る事業費

直轄事業 5事業 計 7億 2671 万余円
 補助事業等 9事業 計 14億 5040 万余円 国庫補助金等 計 6億 6146 万余円
 相当額

事業の効果が発現していない施設等が含まれている事業費

直轄事業 1事業 7036 万円
 補助事業 1事業 1億 2142 万余円 国庫補助金交付額 1759 万余円

(注5) 事業の効果が発現していない施設等に係る事業費の補助事業と重複している。

直轄事業実施通知等及び補助事業実施通知等によると、河川環境整備事業においては、前記のとおり、単に河川区域内における整備効果のみならず、その効果を広範囲に波及させることが重要であるなどとされている。このため、河川環境整備事業を実施した事業主体及び事業実施後に管理を行っている地方公共団体は、整備した施設等が広範囲かつ長期にわたって活用できるよう十分な維持管理等を行う必要がある。

しかし、施設等の整備後の維持管理が十分行われていなかったり、機能が低下した施設等を補修していないことから整備した施設等の機能が維持されていなかったりなどしたため、整備目的が達成されておらず事業効果が十分発現していない事態が見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所は、平成14年度から16年度までの間に、男鹿川河道検討設計業務報告書における河道整備の基本方針に基づき、栃木県日光市の男鹿川において河川環境整備事業を工事費7億6920万円を実施している。そして、日光国立公園特別区域内の川治温泉の自然環境を復元することを目的として、15、16両年度に水辺を周遊するための遊歩道や、川に入って水に親しめる湧水池等の整備(工事費相当額4億3110万円)を行っている。

しかし、男鹿川における出水後に、整備した遊歩道が流出して通行できなくなっていたり、湧水池が水没して利用できなくなっていたりしていた。

そして、これらの機能が低下した施設等を補修していないため、河川環境整備事業の整備目的が達成されておらず、事業効果が十分発現していない状況となっている。

イ 河川浄化事業の実施後に、事業効果の検証を行っていないため、事業効果が確認できないもの

事業の効果が発現していない施設等に係る事業費

補助事業 2事業 計 1億 2747 万円 国庫補助金交付額 計 4249 万円

補助事業実施通知等によると、河川環境整備事業においては、施設供用後も適宜モニタリングを行うとともに、事業効果の検証を適切に行うこととされている。このため、河川浄化事業については、事業の実施後に事業効果の検証を継続的に実施する必要がある。

しかし、河川浄化事業の実施後に、事業効果の検証を行っていないため、事業効果が確認できない事態が見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例4>

滋賀県は、平成14年度から16年度までの間に、琵琶湖総合保全整備計画に基づき、大津市の殿田川内湖において、水質を改善することにより自然環境の回復・保全を図るための河川浄化事業を工事費1億1469万余円(国庫補助金交付額3823万余円)で行っている。同事業は、同内湖の底泥の^{しゅんせつ}浚渫を行うもので、水中に溶出している窒素やリンを削減することを目的としている。

しかし、同県は、同事業が終了した16年度以降、目標値としている負荷削減量(窒素0.27t/年、リン0.01t/年)が達成されているか検証するための水質等の測定をしていなかった。

したがって、同事業は、事業実施後に事業効果の検証が行われていないため、事業効果が確認できない状況となっている。

(改善を必要とする事態)

以上のように、河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画に係る検討が十分行われていなかったり、事業実施後の維持管理等が十分行われていなかったりなどしているため、事業効果が十分発現等していない事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 地方整備局、河川事務所等において、河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画において関連事業等との連携をとること及び整備した施設等の機能が低下した場合の明確な対応方針の策定について検討することが十分でないこと
- イ 都道府県等において、河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画において事業実施箇所の事前の検討を行うこと、事業計画において関連事業等との連携をとること、施設等の整備後の維持管理等を行うこと及び河川浄化事業の実施後に事業効果の検証を行うことが十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

河川環境整備事業は、都市内の河川や閉塞性の高い湖沼では依然として著しい水質汚濁が生じていること、良好な水環境の創出による生活環境の改善への期待が益々高まっていることなどから、今後とも、直轄事業及び交付金事業により多数実施されることが見込まれる。

ついては、貴省において、河川環境の整備と保全を目的とした河川環境整備事業の事業効果が十分発現するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 地方整備局、河川事務所等に対して、河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画における関連事業等との十分な連携及び整備した施設等の機能が低下した場合の明確な対応方針の策定についての検討を十分行うよう周知すること
- イ 都道府県等に対して、河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画における事業実施箇所の事前の十分な検討、事業計画における関連事業等との十分な連携、整備後の施設等の十分な維持管理等及び河川浄化事業の実施後の事業効果の検証の実施について周知すること

(5) ポケット式落石防護網の設計について、可能吸収エネルギーの算定方法の取扱いを明確に定めるなどして、適切な設計を行えるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路交通安全対策事業費 等
部 局 等	1 地方整備局、8 県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等
事業主体	河川国道事務所 1、県 8、市 5、村 3、計 17 事業主体
ポケット式落石防護網の概要	金網等を使用して崖の斜面全面を覆い上部に落石の入口を設けて、衝突する落石のエネルギーを吸収するもの
ポケット式落石防護網の直接工事費	直轄事業 2258 万円(背景金額)(平成 21、22 両年度)、補助事業 9 億 0314 万円(国庫補助金等相当額 5 億 2994 万円)(背景金額)(平成 21 年度～23 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

道路防災事業におけるポケット式落石防護網の設計について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 制度の概要

(1) ポケット式落石防護網の概要

貴省は、道路防災事業の一環として、一般国道等において、落石による災害の発生を未然に防止するために、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等(以下、これらの事業を実施する者を「道路事業者」という。)により、発生した落石を待ち受けてその運動を止めたり、通行車両等に落石が当たらないように下方又は側方へ誘導したりするための落石防護工を多数実施している。

落石防護工のうちポケット式落石防護網は、金網、吊ロープ、支柱、ワイヤロープ等を使用して崖の斜面全面を覆い、上部に落石の入口を設けて、衝突する落石の運動エネルギー(以下「落石エネルギー」という。)を吸収するものである。

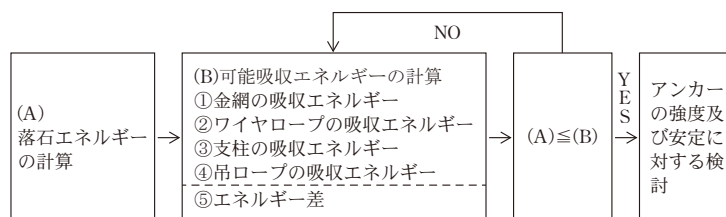
(2) ポケット式落石防護網の設計

ポケット式落石防護網の設計は、社団法人日本道路協会(以下「協会」という。)が作成した「道路土工のり面工・斜面安定工指針」(以下「安定工指針」という。)及び「落石対策便覧」(以下「便覧」という。)に基づいて行われており、これらは貴省制定の土木工事共通仕様書において、技術基準として指定されている。

安定工指針及び便覧によれば、ポケット式落石防護網は、落石エネルギーと可能吸収エネルギーをそれぞれ算定して、可能吸収エネルギーが落石エネルギーを上回るように設計して、ワイヤロープの破断荷重に耐えられるようにアンカーの安定性を検討することとされている。そして、これらのエネルギーのうち、可能吸収エネルギーについては、金網、ワイヤロープ、支柱、吊ロープの各部材がそれぞれ吸収するエネルギー(以下「吸収エネルギー

ギー」という。)と落石がポケット式落石防護網に衝突した際に両者が一体となって運動することにより減じられるエネルギー(以下、このエネルギーのことを「エネルギー差」という。)を全て足し合わせて計算することとされている。これは、各部材の吸収エネルギーのほかに、残存するエネルギーをエネルギー差により便宜的に代表させて合算して可能吸収エネルギーを算定するという考え方に基づいている(図参照)。そして、具体的な算定方法は、便覧を参照することとされている。

図 ポケット式落石防護網の設計の考え方



また、安定工指針においても、ポケット式落石防護網については、かつて便覧と同じ設計方法が示されていた。しかし、貴省によると協会が実務者等から選定した委員により構成された「道路土工切土工・斜面安定工指針改訂分科会」において、ポケット式落石防護網の中には緩衝金具を設けたり、各部材の吸収エネルギーのみで落石エネルギーを吸収したりする製品が開発されており、残存するエネルギーをエネルギー差により便宜的に代表させて算定するという安定工指針における設計の考え方では、これらの設計が適切に評価できない製品が存在する可能性があるとの検討結果が示されたとされている。これを受けて、協会は、平成21年6月に、安定工指針の改訂を行い、ポケット式落石防護網の設計に当たっては、可能吸収エネルギーの算定にエネルギー差を加算しないこととした(図参照)。

一方、便覧においては、他の項目の改訂作業等が遅れているため、安定工指針のような改訂は行われていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

ポケット式落石防護網は道路防災事業における落石防護工の主要な対策の一つであり、直轄事業、国庫補助事業等により多数の事業が行われている。そこで、本院は、有効性等の観点から、道路事業者が実施しているポケット式落石防護網の設計は適切に行われているかなどに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

本院は、21年度から23年度までに実施されたポケット式落石防護網工事を含む道路防災事業のうち、17事業主体が実施した直轄事業3工事(9か所、契約金額計10億4312万余円、ポケット式落石防護網の直接工事費計2258万余円)、国庫補助事業等101工事(164か所、同28億4281万余円、同9億0314万余円、国庫補助金等相当額計5億2994万余円)、計104工事(173か所、同38億8594万余円、同9億2572万余円、同5億2994万余円)を対象として、貴省及び17事業主体において、契約書、詳細設計書類等を確認するとともに、説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注) 17事業主体 熊本河川国道事務所、青森県、秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、新潟市、富山県、熊本県、宮崎県、砺波市、八代市、上天草市、日南市、五木村、山江村、西米良村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、可能吸収エネルギーの算定に当たり、17事業主体によるポケット式落石防護網173か所のうち、2事業主体による2か所(国庫補助事業等2か所)においては、事業主体が改訂後の安定工指針に基づいてエネルギー差を加算せずに算定していたが、残り17事業主体による171か所(直轄事業9か所、国庫補助事業等162か所)においては、安定工指針の改訂の経緯が周知されていなかったなどのため、改訂前の安定工指針に基づきエネルギー差を加算するなどして、事業主体によって算定方法が区々となっていた。

そこで、本院において、上記ポケット式落石防護網171か所について、エネルギー差を加算しないで可能吸収エネルギーを改めて計算したところ、ポケット式落石防護網135か所(直轄事業6か所、国庫補助事業等129か所)で可能吸収エネルギーが落石エネルギーを下回っていて、その算定結果が設計に大きな影響を与えるほど相違していた(表参照)。

表 可能吸収エネルギーに対する落石エネルギーの比率

区 分	1倍超～ 2倍以下	2倍超～ 3倍以下	3倍超～ 4倍以下	4倍超～ 5倍以下	5倍超～ 6倍以下
135か所	76	48	9	1	1

<事例>

宮崎県は、平成23年度に、県道岩戸延岡線道路防災工事A140工区において、ポケット式落石防護網工事(直接工事費10,194,720円)を実施している。同県は、これに先立ち、23年3月に実施した設計において、便覧に基づいて構造計算を行い、金網、横ロープ等の吸収エネルギー計36.0kJにエネルギー差79.4kJを加えた可能吸収エネルギー115.4kJが、落石エネルギー101.5kJを上回ることから、ポケット式落石防護網は安全であるとしていた。

しかし、改訂後の安定工指針に基づいて計算すると、可能吸収エネルギーは36.0kJとなり、落石エネルギーを大幅に下回る結果となっていて、安定工指針の改訂の前後では、算定結果が設計に大きな影響を与えるほどの相違が生じていた。

しかし、貴省は、協会が安定工指針において可能吸収エネルギーの算定方法の変更を含む改訂を行っていたことについては認識していたものの、直轄事業、国庫補助事業等において上記のような事態が生じていることを全く把握していなかった。

また、貴省は、安定工指針が改訂された21年6月から現在までの間に、可能吸収エネルギーの算定方法に関する改訂後の安定工指針の取扱いについて協会に確認等することをしていなかった。

(是正改善を必要とする事態)

貴省は、事業主体において、ポケット式落石防護網の設計に当たり、可能吸収エネルギーの算定方法が区々となっていて、その算定結果が設計に大きな影響を与えるほど相違している事態が生じているにもかかわらず、改訂後の安定工指針の取扱いについて協会に確認等することなく、また、道路事業者はその取扱いを周知することなく現在に至っている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において、安定工指針におけるポケット式落石防護網の設計方法が改訂の前後において異なっていることを認識していないこと

イ 貴省において、事業主体におけるポケット式落石防護網の設計方法が大きく異なるなどしている事態についての認識が欠けていて、道路事業者に対してこの取扱いに関する周知を行うための検討を行っていないこと

3 本院が求める是正改善の処置

我が国は様々な自然災害が発生しやすい環境にあることから、道路事業者は、道路網の発達と共に道路利用者の安全を図るために、防災点検による危険箇所の把握等に努め、道路防災事業の一環としてポケット式落石防護網を設置している。

については、貴省において、ポケット式落石防護網の設計に当たり、道路事業者が適切な設計を行えるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 可能吸収エネルギーの算定方法の取扱いを明確に定めて、その取扱いを道路事業者に周知徹底すること

イ 上記アを踏まえて、21年6月以降に設計されたポケット式落石防護網について、安定工指針と便覧における可能吸収エネルギーの算定方法との適合性を検証するよう、事業主体に対して指導又は助言を行うこと

(6) 地方整備局等が締結する委託契約に係る精算について、契約書等において委託費の精算方法を明確にすることなどにより、委託契約に係る会計経理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(治水勘定)	(項)河川整備事業費 (項)多目的ダム建設事業費 (道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費 等
部 局 等	4 地方整備局、2 地方運輸局、18 事務所	
委託契約の概要	国土交通省地方整備局等が所掌する事務・事業を国以外の者に委託して実施するもの	
検査対象とした契約件数及び契約金額	178 件	68 億 7603 万余円(平成 19 年度～23 年度)
上記のうち精算報告書に記載された経費の額が委託業務に要した経費の実支出額より大きくなっているものの契約件数及び開差額	12 件	3849 万円(平成 20 年度～23 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

地方整備局等が締結する委託契約に係る会計経理について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 地方整備局等が締結する委託契約に係る会計経理の概要

(1) 地方整備局等が締結する委託契約の概要

貴省の地方整備局、地方運輸局及びこれらの管内の事務所(以下、これらを合わせて「地方整備局等」という。)は、国が管理する河川の堤防周辺の清掃、水門等の操作管理、公共施設用地の取得、埋蔵文化財の発掘調査等、各種の事務・事業を地方公共団体等(以下「受託者」という。)に委託して実施している。

これらの委託に当たっては、契約書において、受託者は、業務が完了した後、完了報告書と合わせて当該業務に要した経費を記載した書類(以下「精算報告書」という。)を地方整備局等に提出し、地方整備局等は、提出を受けた精算報告書等について、これを適正と認めた場合に、業務に要した経費を受託者に支払うこととしている。

(2) 国土交通本省委託契約取扱要領の概要

国土交通省(外局、地方支分部局、特別の機関及び施設等機関を除く。以下「本省」という。)は、所掌する各種統計資料等の収集整備等の業務を国以外の者に委託し実施している。本省は、これらの委託業務を実施するために国土交通本省委託契約取扱要領(平成13年4月2日付け国官会第293号。以下「本省要領」という。)を定め、委託契約について次のような規定を設けている。

ア 受託者は、委託業務を完了したときは、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書等を本省に提出しなければならない。

イ 本省は、精算報告書等を受領したときは、その検査を行い、検査の結果、合格と認めた場合は、委託費の額を確定するが、その確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と契約書に記載された委託費の限度額のいずれか低い額とする。

ウ 受託者は、委託費の経理について、本省要領に規定する実施計画書の経費積算内訳に計上した経費ごとに、当該委託事業、受託者が財源を負担する単独事業、国庫補助事業、他の委託事業の経費等との区分経理の徹底を図る。

エ 受託者は、委託費の経理について、他の事業とは別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保存しなければならない。

オ 受託者は、委託費の精算に当たり、根拠資料により確認し得る委託費の実支出額を精算報告書に記載して報告する。

このように、本省要領では、本省が締結する委託契約について、適切な精算を行うために、精算方法及び受託者の義務が具体的に定められている。

そして、本省の委託業務が各種統計資料等の収集整備等であるのに対し、地方整備局等の委託業務は水門等の操作管理等であって、業務の内容が異なることなどから、本省要領は本省が締結する委託契約にのみ適用されるものとされ、地方整備局等が締結する委託契約に適用する要領の制定等については、各地方整備局等に任されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本省、地方整備局等は、各種の事務・事業を多数委託しており、本省が締結する委託契約

については、前記のとおり、適切な精算を行うため本省要領が制定されているが、地方整備局等の委託契約については、要領の制定等は各地方整備局等に任されている。

そこで、経済性等の観点から、地方整備局等が締結する委託契約に係る会計経理は適切に行われているかなどに着眼して、本省において地方整備局等における要領の制定等の状況について検査するとともに、4^(注1)地方整備局、2^(注2)地方運輸局及び4^(注3)地方整備局管内の18事務所、計24地方整備局等が締結した委託契約について、当該委託契約の相手方において、会計実地検査を行った。

検査に当たっては、上記の24地方整備局等が平成19年度から23年度までの間に締結した178件の委託契約(契約金額計68億7603万余円)を対象として、契約書、仕様書、精算報告書及びその根拠資料等の書類により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、前記の4地方整備局及び2地方運輸局のうち、1地方整備局は委託契約に適用する要領を定めていたが、他の3地方整備局及び2地方運輸局は定めていなかった。また、要領を定めていた1地方整備局においても、受託者は精算報告書を提出しなければならないとしているものの、前記の本省要領が定めるような具体的な精算方法等についての定めはなかった。

そして、委託契約に係る契約書等についてみたところ、受託者は業務を完了したときは精算報告書を提出しなければならないと記載しているだけで、精算報告書に業務に要した経費の実支出額を記載して報告すべきことなどについては記載していなかった。そのため、精算報告書に記載された経費の額が受託者が当該委託業務に要した経費の実支出額となっていないものがあり、精算報告書に記載された額が実支出額より多くなっていたものが12契約(開差額計3849万余円)見受けられた。

これらを態様別に示すと次のとおりとなる。

- ① 精算報告書に記載した人件費について、受託者が、契約締結時に地方整備局等から示された委託費の積算内訳書等に記載されていた1時間当たりの単価に、委託業務に要した時間数を乗じて算定していたもの
6契約、開差額計2424万余円
- ② 精算報告書に記載した人件費について、委託業務に従事しなかった者も含めた人件費の総支給額を、委託業務に従事しなかった者も含めた全職員数で除するなどして1人1か月当たりの人件費の単価を算出し、これに当該委託業務に従事した人月数を乗じて算定していたもの
3契約、開差額計703万余円
- ③ 精算報告書に記載した経費について、受託者が、契約締結時に予定した経費の額と同額を記載していたもの
3契約、開差額計721万余円

<事例>

四国地方整備局は、平成21年度松山管内埋蔵文化財発掘調査業務を愛媛県に委託して実施している。同県は、精算報告書において、同整備局の委託業務に従事しなかった職員を含む発掘調査担当課の職員全員に対する人件費の実際の総支給額を、発掘調査担当課の全職員数で除するなどして1人1か月当たりの人件費の単価を算出し、これに当該委託業務に従事した人月数を乗じて、人件費を6173万余円と算定していた。

しかし、同県が当該委託業務に従事した者に対して実際に支払った人件費のみを積み上げると、その実支出額は5857万余円であり、精算報告書に記載した額を316万余円下回っていた。

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、地方整備局等が締結している委託契約において、精算報告書に記載された経費の額が、受託者が業務を実施するために要した実支出額となっていない事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、地方整備局等において、精算報告書には経費の実支出額を記載すべきことを契約書等に明確にしていないこと、精算報告書の審査において、精算報告書に記載された経費の額が実支出額であるかどうかを根拠資料により十分確認していないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

地方整備局等は、今後とも多数の事務・事業を委託し実施することが見込まれる。

については、貴省において、地方整備局等に対して、精算報告書には経費の実支出額を記載すべきことを契約書等において明確にすること、精算報告書に記載された経費の額が実支出額であるかどうかを根拠資料により十分確認することなどについて周知して、委託契約に係る会計経理が適切に行われるよう是正改善の処置を求める。

(注1) 4 地方整備局 関東、中部、四国、九州各地方整備局

(注2) 2 地方運輸局 中部、四国両運輸局

(注3) 18 事務所 木曾川上流河川、高山国道、沼津河川国道、三重河川国道、木曾川下流河川、紀勢国道各事務所、長島ダム管理所、徳島河川国道、筑後川河川、遠賀川河川、福岡国道、武雄河川、嘉瀬川ダム工事、佐賀国道、長崎河川国道、菊池川河川、佐賀河川総合開発工事、国営吉野ヶ里歴史公園各事務所

(7) ^{しゅんせつ}浚渫工事の実施に当たり、付属作業船の施工の実態を積算基準に反映させて浚渫工事費の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)	(項)港湾事業費 (項)北海道港湾事業費
部 局 等	6 地方整備局等	
事業の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)、北海道開発のためにする港湾工事に 関する法律(昭和26年法律第73号)	
事業主体	6 地方整備局等	
工事の概要	航路、泊地等の海底の土砂等をグラブ浚渫船により所定の水深まで掘 削するもの	
工事費	376億6247万余円(平成22、23両年度)	
浚渫工事費の積算額	111億4256万余円	
低減できた積算額	1億0270万円	

【是正改善の処置を求めたものの全文】

浚渫工事費の積算について

(平成24年10月26日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 浚渫工事の概要

(1) 浚渫工事の概要

貴省は、港湾整備事業等の一環として、航路、泊地等の海底の土砂等を所定の水深まで掘削する浚渫工事を毎年度多数行っている。

浚渫工事に用いる浚渫船には、グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船、バックホウ浚渫船等の船種がある。これらのうち、グラブ浚渫船は、粘土質の土砂から硬質の岩盤までの幅広い土質に適用できるとともに水深50m程度まで掘削できることから様々な浚渫工事で使用されており、アンカーにより船体を固定して浚渫するアンカー式グラブ浚渫船(以下「アンカー式」という。)とスパッドを船体から海底に突き立てて船体を保持して浚渫するスパッド式グラブ浚渫船(以下「スパッド式」という。)がある(参考図参照)。ただし、スパッド式の場合でも潮流の影響を受ける場合等はアンカーを張って船体を固定する必要があり、この場合、アンカーの設置及び回収(以下、これらを合わせて「揚錨作業」という。)を行うため揚錨船が使用されている。

そして、アンカー式、スパッド式のいずれについても、自力で移動ができないことから、浚渫船を移動させる(以下「移動補助」という。)ために、揚錨船若しくは引船等の付属作業船が使用されている。

(2) 浚渫工事費の積算

貴省は、浚渫工事費の積算に当たり、貴省が制定した「港湾請負工事積算基準」(以下「積算基準」という。)に基づき、積算することとしている。そして、積算基準では、アンカー式又はスパッド式の選定について、浚渫土量等の条件により決定することとされているが、作業箇所等の条件によってはアンカー式に代えてスパッド式を考慮することができるとされている。

そこで、貴省は、作業箇所がアンカーを使用すると船舶の航行に支障を来す航路等で、潮流の影響を受けない場合等は、設計図書においてスパッド式の使用を指定しており、このような浚渫工事(以下、この工事を「スパッド式の使用を指定した浚渫工事」という。)の場合は、積算においてスパッド式の運転経費を計上することとしている。また、積算基準では、アンカー式及びスパッド式のいずれの浚渫工事においても、浚渫船の揚錨作業、移動補助等のために必要な付属作業船の運転経費として、揚錨船の運転経費を計上することが標準とされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、航路、泊地等の浚渫工事を、毎年度、多数実施しており、これらに係る費用は多額に上っている。

そして、前記のとおり、スパッド式の使用を指定した浚渫工事においても、積算基準によ

り、付属作業船の運転経費として揚錨船の運転経費を計上している。

そこで、本院は、経済性等の観点から、付属作業船の運転経費の積算が浚渫工事の施工の実態に適合したものとなっているかなどに着眼して、9 地方整備局等^(注1)において、平成 22、23 両年度に実施している浚渫工事を含む工事、計 101 件(工事費総額 572 億 7025 万余円)を対象に、設計図書及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記 101 件の工事のうち、6 地方整備局等^(注2)が実施した 60 件(工事費総額 376 億 6247 万余円)については、スパッド式の使用を指定した浚渫工事を行うこととなっていた。そして、貴省は、60 件全てにおいて、積算基準に基づき、付属作業船の運転経費として揚錨船の運転経費を計上し、浚渫工事費を計 111 億 4256 万余円と積算していた。

しかし、これら 60 件の実際の施工状況を検査したところ、請負人は、浚渫船については設計図書どおりにスパッド式を使用していたが、付属作業船については、設計図書に船舶の船種が定められていないことから、揚錨船のほか、引船等を使用していた。また、揚錨船を使用していた場合においても、浚渫船の船体の保持をスパッドで行っていたことから、揚錨作業を行っておらず、浚渫船の移動補助等に使用していた。そして、揚錨船と引船の運転経費を比べると、引船の方が揚錨船よりも安価なものとなっていた。

したがって、スパッド式の使用を指定した浚渫工事の場合は、付属作業船の運転経費について揚錨船ではなく引船の運転経費を計上すべきであると認められる。

そこで、付属作業船の運転経費に引船の運転経費を計上することとして、60 件の浚渫工事費の積算額を修正計算すると、前記浚渫工事費の積算額 111 億 4256 万余円は計 110 億 3981 万余円となり、約 1 億 0270 万円低減できたと認められる。

<事例>

中部地方整備局名古屋港湾事務所は、名古屋港東航路の浚渫工事を含む工事を 14 億 8008 万円で実施しており、浚渫工事費の積算に当たっては、積算基準に基づき、スパッド式及び揚錨船の運転経費を計上するなどして、浚渫工事費を 4 億 2128 万余円と積算していた。

同事務所は、浚渫工事について、設計図書においてスパッド式の使用を指定しており、実際の施工でも浚渫船にはスパッド式が使用されていて船体の保持をスパッドで行っていた。そして、スパッド式の移動補助等のために引船が使用されていた。

上記のことから、付属作業船について揚錨船に代えて引船を使用することとして浚渫工事費の積算額を修正計算すると、4 億 1678 万余円となり、積算額を約 450 万円低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、スパッド式の使用を指定した浚渫工事の付属作業船については、引船等を使用していたり、揚錨船を使用していたりしても揚錨作業を行わずスパッド式の移動補助等に使用していたりしているにもかかわらず、付属作業船の運転経費に引船より高価な揚錨船の運転経費を計上することを標準としていて、施工の実態を積算基準に反映させていない事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、浚渫工事の実施に当たり、スパッド式の使用を指定した浚渫工事の場合は、浚渫作業時に揚錨作業を行わないことから、移動補助

等は引船で行えるのに、この実態等を把握しておらず、積算基準に反映していなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後も引き続き多数の浚渫工事を行うことが見込まれる。

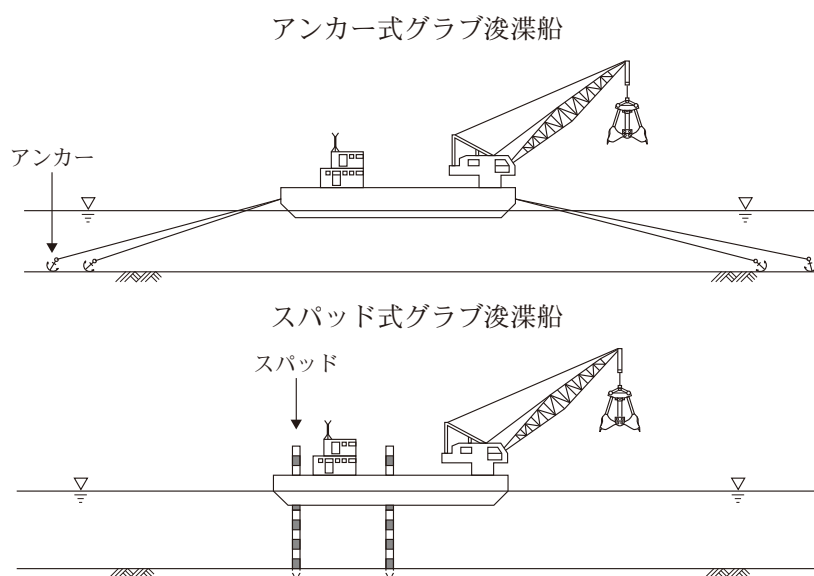
については、貴省において、スパッド式の使用を指定した浚渫工事については、付属作業船の実態調査を行い、その結果を積算基準に反映し、経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求める。

(注1) 9 地方整備局等 関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注2) 6 地方整備局等 関東、中部、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局

(参 考 図)

アンカー式及びスパッド式グラブ浚渫船の概念図



- (8) 自動計測装置による特殊車両の指導取締りを実施するに当たり、重量計測装置の検査・点検等を適切に行うよう是正改善の処置を求め、違反事業者に対する指導警告等を適切に行うなどするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路交通安全対策事業費 (平成19年度以前は、道路整備特別会計(項)道路環境改善事業費 等)
部 局 等	12 国道事務所等
事業の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、車両制限令(昭和36年政令第265号)
自動計測装置の概要	走行中の車両の重量等を自動で計測できる装置
自動計測装置の設置費	21 基 40億3377万円(背景金額)(平成17年度~20年度)
上記自動計測装置の定期検査等に係る経費	21 基 2億7486万円(背景金額)(平成22、23両年度)

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

特殊車両の通行に関する指導取締りに係る自動計測装置の運用について

(平成24年10月26日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 自動計測装置による指導取締りの概要

(1) 特殊車両通行許可制度の概要

貴省は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)に基づき、車両の幅、重量、高さなどの最高限度(以下「一般的制限値」という。)を車両制限令(昭和36年政令第265号)において定めている。

そして、法第47条第2項において、車両でその一般的制限値を超えるものは、道路を通行させてはならないとされている。また、法第47条の2第1項において、道路管理者は、一般的制限値を超える車両(以下「特殊車両」という。)について、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して通行を許可することとされている。しかし、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反している特殊車両(以下「違反車両」という。)が多く、これらの違反車両は、橋りょうや舗装などの道路構造物に疲労や劣化の悪影響を及ぼすほか、ときには重大な事故を引き起こす場合がある。

(2) 特殊車両の通行に関する指導取締り

貴省は、「車両の通行の制限について」(昭和53年建設省道交発第96号道路局長通達)の別添として「特殊車両の通行に関する指導取締要領」(以下「取締要領」という。)を定めており、これにより、道路管理者は、違反車両を通行させている者(以下「違反者」という。)に対して、重量計、車高計、車幅計等を備えた指導取締基地を設置するなどして定期的に指導取締りを実施し、違反者に対して措置命令又は指導警告を行い、許可の取消しや告発をすることとされている。

貴省は、平成8年に、違反車両による重大な事故が相次いだことから、「特殊車両の通行に関する指導取締りの強化について」(平成8年建設省道交発第73号道路局長通達)を地方整備局等に対して発し、事故の再発を防止するため、指導取締りの一層の強化に努めることとしている。同通達によると、道路管理者は、違反者が重大な交通事故を発生させた場合、常習として、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反するなどして特殊車両を通行させた者については、告発をすることとされている。また、道路管理者は、指導取締りを強化するため、重量計、軸重計、車幅計、車長計等必要な諸機材の整備を推進することとされている。

また、貴省は、20年10月に、取締要領を改正し、道路管理者は、従前の指導取締りに加えて、必要に応じ、走行中の車両の重量等を自動で計測できる装置(以下「自動計測装置」という。)により違反者に対して指導取締りを実施することとしている。そして、道路

管理者は、自動計測装置の計測結果に基づき、違反者に対して、指導警告を行うこととし、特殊車両通行許可を受けた者が、常習として、法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反するなどして特殊車両を通行させている場合には、許可を取り消すこととしている。

(3) 自動計測装置の設置

貴省は、違反者への指導取締体制を強化するため、自動計測装置の整備を進めてきており、17年度から20年度までの間に、22国道事務所等において、全国の一般国道に自動計測装置39基(設置費計65億3707万余円)を設置している。自動計測装置は、車両の重量を計測する機能を持つ重量計測装置、車両の長さ、幅及び高さ(以下「車両寸法」という。)を計測する機能を持つ寸法計測装置等から構成されており、上記39基のうち13基については、重量計測装置、寸法計測装置等が設置されており、残りの26基については、寸法計測装置を除く重量計測装置等が設置されている。

(4) 自動計測装置による指導取締り

自動計測装置は、その設置箇所を通行する車両のうち特殊車両の総重量・軸重等を自動計測するとともに、車両のナンバー等の車両情報を取得し、計測結果をセンター装置に送信するものである。そして、貴省は、センター装置に送信された自動計測装置による計測結果を全国の特殊車両通行許可データ及び車検証情報と照合し、違反車両及び違反車両の車検証に記載された車両の使用者(以下「事業者」という。)の特定を行うための違反判定システム等を構築するなどしている。

自動計測装置による指導取締りの実施に当たっては、貴省は、20年10月に定めた「車両重量自動計測装置に係る運用指針(案)」(以下「運用指針」という。)等において、国道事務所等が、当面、自動計測装置のうち重量計測装置により計測した結果に基づいて、違反判定システムにより違反とされた内容について、許可値、計測値、車両番号、ナンバー画像等を確認し、違反車両であることを毎月確認すること(以下「違反判定」という。)としている。そして、違反判定による違反回数(以下「違反回数」という。)が一定回数以上に達した事業者(以下「違反事業者」という。)に対しては、指導警告書及び計測結果確認書を作成して指導警告を行うこととしている。

(5) 自動計測装置の検査・点検等

貴省が20年10月に定めた「車両重量自動計測装置に係る精度管理指針(案)」(以下「管理指針」という。)等によると、国道事務所等は、自動計測装置のうち、重量計測装置について、定期検査を1年に1回実施すること、また、日常点検を原則として毎日実施して、その機能状態の確認をすることなどとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴省は、自動計測装置を設置して違反者に対して指導取締りを行っており、その設置費用も多額に上っている。

そこで、本院は、法規性、有効性等の観点から、自動計測装置は、適切に検査・点検等が

実施されているか、自動計測装置による計測結果は違反者の指導取締りに有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、^(注1)6 地方整備局及び^(注2)8 国道事務所等において、設置された自動計測装置計 16 基(設置費計 32 億 8701 万余円、22、23 両年度における保守管理契約額計 1 億 8036 万余円)について、契約書、指導警告書、計測結果確認書等の書類、車両寸法の計測結果や現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

また、上記 8 国道事務所等のほか、^(注3)寸法計測装置を設置している 4 国道事務所等の自動計測装置計 5 基(設置費計 7 億 4676 万円、22、23 両年度における保守管理契約額計 9450 万余円)について、車両寸法の計測結果等を地方整備局等から入手して分析するなどの方法により検査した。

(注1) 6 地方整備局 関東、北陸、中部、近畿、中国、九州各地方整備局

(注2) 8 国道事務所等 高崎河川、金沢河川、静岡、名古屋、大阪、山口河川、岡山、福岡各国道事務所

(注3) 4 国道事務所等 飯田、兵庫、倉吉河川、大分河川各国道事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 重量計測装置の検査・点検等を適切に行っていなかったことから、違反判定ができない状況となっていたり、計測結果が得られていなかったりしているもの

4 国道事務所等は、^(注4)違反車両のナンバー、車両走行状態等の画像が不鮮明な場合があることを把握していたにもかかわらず、その対策を講じていなかった。そのため、違反判定システムにより違反とされた回数が 22、23 両年度で計 55,156 回あったのに、違反判定ができなかったことなどから、違反事業者に対して指導警告書を発したものに係る違反回数は計 8,082 回となっていた。

また、福岡国道事務所は、重量計測装置が故障していることを把握していたのに、次回の定期検査時に修理することにしていただけことから、修理契約等を締結するまでに 6 か月を要していて、その間に重量計測装置による計測結果が得られていなかった。

(注4) 4 国道事務所等 金沢河川、静岡、大阪、福岡各国道事務所

(2) 違反事業者に対して指導警告書を発しているものの、その後、実効ある措置を講じていないもの

8 国道事務所等は、^(注5)22、23 両年度に、509 違反事業者に対して指導警告書を計 1,063 件(違反回数計 27,873 回)発していた。

そして、その違反走行について計測結果確認書により検査したところ、214 違反事業者に対して発した指導警告書計 328 件(違反回数計 8,161 回)は、全て無許可での走行となっていた。また、136 違反事業者に対して発した指導警告書計 202 件(違反回数計 5,136 回)は、全て車検証に記載されている車両総重量を超過している違反走行(以下「車両総重量超過違反」という。)となっていた。そして、違反走行の全てが無許可でかつ車両総重量超過違反となっているものは、130 違反事業者、指導警告書計 187 件(違反回数計 4,731 回)となっていた。

さらに、前記509違反事業者のうち、231違反事業者に対して、指導警告書を2回以上発しており、このうち8違反事業者に対しては、指導警告書を10回以上発していて、最高は14回となっていた。

しかし、8国道事務所等は、これらの違反事業者に対して、特殊車両の通行の許可申請を行うよう指導したり、許可条件を遵守するよう指導したり、違反走行を繰り返す違反事業者に対して、呼び出して指導したり、告発や許可の取消しを行ったりする実効ある措置を講じていなかった。

(注5) 8国道事務所等 高崎河川、金沢河川、静岡、名古屋、大阪、山口河川、岡山、福岡
各国道事務所

(3) 自動計測装置による車両寸法に係る指導取締り及び寸法計測装置の検査・点検を行っていないもの

特殊車両の通行に関しては、取締要領において、車両重量のほかに、車両寸法等についても指導取締りを行うこととされており、8国道事務所等は、計13基の寸法計測装置^(注6)を設置していた。

そこで、これらの8国道事務所等における自動計測装置による車両寸法に係る指導取締りの状況及び寸法計測装置の検査・点検について検査したところ、8国道事務所等は、運用指針において、当面、重量についてのみ取り扱うものとし、車両寸法については定められていなかったことから、車両寸法に係る指導取締りを行っていないかった。また、名古屋国道事務所は、寸法計測装置の検査・点検については管理指針において定められていなかったことから、設置した寸法計測装置の検査・点検を全く行っていないかった。

(注6) 8国道事務所等 高崎河川、名古屋、飯田、兵庫、山口河川、岡山、倉吉河川、大分
河川各国道事務所

(是正改善及び改善を必要とする事態)

以上のように、重量計測装置の検査・点検等を適切に行っていないかったことから、違反判定ができない状況となっていたり、重量計測装置による計測結果が得られていなかったりしている事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。また、違反事業者に対して指導警告書を発しているものの、その後、実効ある具体的な措置を講じていなかったり、車両寸法に係る指導取締りを行っていないかったりなどしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 重量計測装置の検査・点検等について、国道事務所等において、重量計測装置の検査・点検等を適切に行うことについての認識が十分でないこと
- イ 違反事業者に対する指導警告等について、
 - (ア) 貴省において、指導警告書を発した後の違反事業者に対する指導方法及び告発や許可の取消しを行うための具体的な手続について定めていないこと
 - (イ) 国道事務所等において、違反事業者に対する指導警告等を適切に行うことについての認識が十分でないこと

ウ 貴省において、車両寸法について自動計測装置による指導取締りの対象としていないこと及び寸法計測装置を検査・点検の対象としていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴省においては、道路構造の保全と交通の危険防止を図るため、今後も自動計測装置による違反者に対する厳格な指導取締りを行うことが重要である。

については、貴省において、自動計測装置の運用が適切に行われ、自動計測装置による計測結果が違反者への指導取締りに有効に活用されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、改善の処置を要求する。

ア 重量計測装置の検査・点検等について、国道事務所等に対して、管理指針等に基づいて重量計測装置の検査・点検等を適切に実施するよう周知徹底すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 違反事業者に対する指導警告等について、違反事業者に対して特殊車両の通行許可の申請を行うよう指導したり、違反を繰り返す違反事業者を呼び出して指導したりするなどの指導方法を定めること、また、告発や許可の取消しを行うための具体的な手続を定めるとともに、国道事務所等に対して、違反事業者に対する指導警告等を適切に行うよう周知徹底すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

ウ 車両寸法について、自動計測装置による指導取締りの対象としたり、寸法計測装置について検査・点検の対象としたりするために、規定の整備、システムの改修等の体制を整備すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

(9) 重要空港における空港施設並びに重要空港に関連する航空路施設及び航空路管制施設が設置されている建築施設の耐震性を確保する方策を講ずるとともにソフト面の対策を整備する方策を講ずることにより、重要空港が大規模地震発生時に求められる機能を確保できるよう意見を表示したもの

会計名	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)
部局等	国土交通本省
国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産
空港施設等の概要	空港における滑走路、誘導路、エプロン等の土木施設や空港事務所庁舎・管制塔、電源局舎、消防庁舎等の建築施設等の空港施設、航空保安無線施設等の航空路施設及び航空交通管制部施設、航空路監視レーダー施設、対空通信施設等の航空路管制施設が設置されている建築施設
液状化調査等を実施して、耐震のための対策が必要と判定していたのに、対策を完了していなかった土木施設数又は液状化調査等を完了していなかった土木施設数(1)	28 施設
上記の国有財産台帳価格	175 億 9537 万余円(平成 23 年度末)

耐震診断を実施して、耐震のための改修が必要と判定していたのに、耐震改修を実施していなかった建築施設数又は耐震診断を実施していなかった建築施設数(2)	59 施設	
		〔空港施設に係る建築施設 22 施設〕
		〔航空路施設に係る建築施設 18 施設〕
		〔航空路管制施設に係る建築施設 19 施設〕
上記の国有財産台帳価格	52 億 2798 万余円(平成 23 年度末)	
(1)及び(2)の計	87 施設	
上記の国有財産台帳価格	228 億 2335 万円(背景金額)(平成 23 年度末)	

【意見を表示したものの全文】

空港施設、航空路施設及び航空路管制施設の耐震対策等について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 空港施設等の耐震対策等の概要

(1) 貴省における航空事業の概要

貴省は、空港法(昭和 31 年法律第 80 号。平成 20 年 6 月 17 日以前は空港整備法)等に基づき、23 年度末現在において、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる 20 空港(以下「国管理空港」という。)の管理等を実施しており、滑走路、誘導路、エプロン等の土木施設や空港事務所庁舎・管制塔、電源局舎、消防庁舎等の建築施設等の施設(以下、これら空港における土木及び建築施設等を合わせて「空港施設」という。)の管理等を実施している。また、3 会社^(注 2)が管理等を実施している成田、中部、関西各国際空港において、空港施設のうち、貴省が行う空港管制業務等のための空港事務所庁舎・管制塔等の建築施設等の管理等については貴省が実施する一方、滑走路、誘導路、エプロン等の土木施設や電源局舎、消防庁舎等の建築施設等の管理等については 3 会社が実施している。さらに、貴省は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)等に基づき、空港と空港を結ぶ航空路や航空機の出発・到着経路を航空機の計器に示すために必要な地上の航空保安無線施設等の施設(以下「航空路施設」という。)及び航空管制官が行う航空路管制業務に必要な航空交通管制部施設、航空路監視レーダー施設、対空通信施設等の管制施設(以下「航空路管制施設」という。)等の管理等を実施している。

そして、貴省は、これらの空港施設、航空路施設、航空路管制施設等を有機的に機能させることにより、航空ネットワークを形成し、一体的な運用の維持に努めている。

(注 1) 20 空港 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港

(注 2) 3 会社 成田、中部、関西各国際空港株式会社

(2) 空港施設の耐震対策等の枠組み

貴省は、16 年 10 月に発生した新潟県中越地震において、新潟空港が緊急物資及び人員

等の輸送基地としての役割を果たしたことを踏まえ、大規模地震発生時に必要な空港機能を保持することが求められているとして、17年8月に「地震に強い空港のあり方検討委員会」を設置し、同年12月に「地震に強い空港のあり方」を、さらに19年4月に「平成18年度地震に強い空港のあり方」をそれぞれ取りまとめている。

また、交通政策審議会航空分科会は、同年6月に「今後の空港及び航空保安施設の整備及び運営に関する方策について」の答申を行い、空港の耐震化を計画的に実施していくとともに、ハード・ソフトにわたる取組を着実に推進する必要があるとしている。

(3) 委員会報告等に基づく空港施設の耐震化等のための施策

前記の「地震に強い空港のあり方」、「平成18年度地震に強い空港のあり方」及び上記の答申(以下、これらを合わせて「委員会報告等」という。)において、国管理空港及び成田、中部、関西各国際空港は、緊急輸送の拠点となる空港(以下「輸送拠点空港」という。)とされ、さらに、国管理空港のうち^(注3)10空港と、成田、中部、関西各国際空港は、輸送拠点空港の中でも、特に、航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港であることから航空輸送上重要な空港(以下「重要空港」という。)とされている。そして、重要空港は、輸送拠点空港としての役割である①救急・救命活動等の拠点機能(発災後極めて早期の段階)を確保すること、②緊急物資・人員等輸送受入れ機能(発災後3日以内)を確保することに加えて、重要空港として、③発災後3日を目途に定期民間航空機の運航が可能となること、④地震災害による経済被害の半減を目指し、再開後の運航規模は、極力早期の段階で通常時の50%に相当する輸送能力を確保すること、⑤航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性の確保と首都機能の維持をすることが求められている。

そして、⑤航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性の確保と首都機能の維持をするためには、特に、重要空港のうち我が国における航空ネットワークの中心に位置付けられる東京、成田両国際空港の機能を確保することが極めて重要とされている。

委員会報告等によると、重要空港は、求められる機能を確保するために、次のような対策を講ずることとされている。

ア ハード面の対策

緊急物資・人員等を輸送する自衛隊輸送機等が離着陸可能となる2,000mの滑走路の利用を確保するとともに、定期民間航空機の運航規模が通常時の50%の輸送量を確保するために必要な空港施設について、滑走路等の液状化対策、空港事務所庁舎等の耐震改修等を行い耐震性の向上を図ること

イ ソフト面の対策

減災に向け必要な対策及び地震災害後の対応に向け必要な対策を講ずる必要があるとし、地震災害後の対応として、初動対応、緊急時運航対応、復旧対応等の基本的な対応事項をあらかじめ空港の運用シナリオとして明確にし、基本的な対応事項を空港が主体となって行う対策と地域等と連携して行う対策に整理することなどを行うこと

貴省は、委員会報告等を踏まえて、貴省が管理等を実施している重要空港の空港施設について、早期に対策を講ずることとしている。

(注3) 10空港 東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇各空港

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、これまで多額の国費を投じて空港施設等の耐震性の向上を図ってきている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、委員会報告等に基づき、空港施設は計画的に耐震化が図られ、ソフト面においても十分な対策が講じられているか、また、航空路施設及び航空路管制施設は計画的に耐震化が図られ、大規模地震発生時も航空ネットワークとしての一体的な運用が可能となっているかなどに着眼して検査した。

そして、表1のとおり、重要空港の土木施設413施設、建築施設198施設、また、ソフト面の対策については貴省が管理等を実施している重要空港10空港を対象とするとともに、航空路施設の159施設、航空路管制施設の142施設、計912施設を検査の対象とした。そして、貴省、6地方航空局等、15空港事務所等、4航空交通管制部及び3会社において、耐震診断の報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、5地方整備局等及び9空港事務所等から関係書類の提出を受けるなどの方法により検査した。

表1 検査の対象 (単位：千円)

管理等主体	空 港 施 設				航 空 路 施 設		航空路管制施設		合 計	
	土 木 施 設		建 築 施 設		建 築 施 設		建 築 施 設		施設数	国有財産台帳価格又は固定資産台帳価格
	施設数	国有財産台帳価格又は固定資産台帳価格	施設数	国有財産台帳価格又は固定資産台帳価格	施設数	国有財産台帳価格	施設数	国有財産台帳価格		
国土交通省	391	39,767,750	177	23,622,209	159	1,809,716	142	8,404,242	869	73,603,919
3 会 社	22	78,182,641	21	14,685,659	—	—	—	—	43	92,868,300
合 計	413	117,950,392	198	38,307,868	159	1,809,716	142	8,404,242	912	166,472,220

注(1) 平成23年度末現在の状況である。

注(2) 国有財産台帳価格又は固定資産台帳価格は、端数処理のため各項目の数値を合計しても一致しない。

(注4) 6地方航空局等、15空港事務所等、4航空交通管制部 東京、大阪両航空局、関東、近畿、九州各地方整備局、沖縄総合事務局、東京、新千歳、仙台、成田、中部、大阪、関西、福岡、那覇各空港事務所、福江空港・航空路監視レーダー事務所、東京空港整備事務所、大阪、博多、那覇各港湾・空港整備事務所、札幌開発建設部、札幌、東京、福岡、那覇各航空交通管制部

(注5) 5地方整備局等及び9空港事務所等 東北、北陸、中国、四国各地方整備局、北海道開発局、新潟、広島、高松、鹿児島各空港事務所、塩釜、新潟、広島、高松、鹿児島各港湾・空港整備事務所

(検査の結果)

空港施設等の耐震化の状況等について検査したところ、23年度末現在において次のような事態が見受けられた。

(1) 空港施設の耐震化の状況等

ア 土木施設の耐震化の状況

貴省及び地方整備局等は、貴省が管理等を実施している6空港の滑走路8施設、4空港の誘導路10施設、2空港のエプロン2施設、計20施設について、16年度以降液状

化調査等を実施して耐震のための対策が必要と判定していたのに、その対策を完了させていなかった。このため、これらの土木施設は、大規模地震発生時に機能が確保できないおそれがあると認められる。また、貴省及び地方整備局等は、貴省が管理等を実施している1空港の誘導路6施設、エプロン2施設、計8施設について、液状化調査等を完了させていなかった。このため、これらの土木施設は、耐震性が確保されているか確認できず、大規模地震発生時にその機能を十分に発揮できないおそれがあると認められる(上記20施設、8施設、計28施設の23年度末現在の国有財産台帳価格計175億9537万余円)。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

貴省は、平成22年10月に供用を開始した東京国際空港のD滑走路(液状化対策等については実施済み。)に関連し、D滑走路とエプロンを結ぶ誘導路について16、18、19各年度に液状化調査等を実施し、耐震のための対策が必要と判定していた。

しかし、貴省は、調査実施から4年が経過した24年3月末時点でも、誘導路の一部の液状化対策等を実施していなかった。このため、大規模地震発生時には、D滑走路とエプロンの間を航空機が移動できなくなり、液状化対策等を実施したD滑走路も使用することが困難となることから、東京国際空港はその機能を十分発揮できず航空ネットワークの維持等に支障を来すおそれがあると認められる。

イ 建築施設の耐震化の状況

地方航空局は、貴省が管理等を実施している2空港の空港事務所庁舎・管制塔2施設(23年度末現在の国有財産台帳価格計23億6736万余円)について、20年度に耐震診断を実施して耐震のための改修が必要と判定していたのに、耐震改修を実施していなかった。このため、これらの建築施設は、大規模地震発生時に機能が確保できないおそれがあると認められる。また、地方航空局は、貴省が管理等を実施している1空港の空港事務所庁舎・管制塔1施設、5空港の消防庁舎等14施設、4空港の電源局舎等5施設、計20施設(23年度末現在の国有財産台帳価格計14億2814万余円)について、耐震診断を実施していなかった。このため、これらの建築施設は、耐震性が確保されているか確認できず、大規模地震発生時にその機能を十分に発揮できないおそれがあると認められる。

なお、上記の耐震改修を実施していなかった2空港の空港事務所庁舎・管制塔2施設については、23年度補正予算で耐震改修のための設計を行っている。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

東京航空局は、委員会報告等に基づき救急・救命活動等の際に使用するため耐震化が必要とされている東京国際空港内に建設されている消防庁舎1施設(平成4年建築)について、耐震診断を実施しておらず、消防庁舎の耐震性が十分確保されているか確認できない状況となっていた。このため、大規模地震発生時に、消防車両が使用できなくなり、東京国際空港はその機能を十分発揮できず航空ネットワークの維持等に支障を来すおそれがあると認められる。

ウ ソフト面における対策の実施状況

前記のとおり、委員会報告等において、重要空港は、地震災害時に、輸送拠点空港と

しての役割と航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性を確保する役割を確実に果たすためには、空港の施設自体が耐震性を有するだけでなくソフト面においても十分な対策を講ずる必要があるとされている。また、委員会報告等において、地震災害時に重要空港で必要となるソフト面における対策は、表2のとおり、減災に向け必要な対策としては3項目、地震災害後の対応に向け必要な対策としては10項目、計13項目が挙げられている。このため、貴省は、委員会報告等を踏まえて、これらの各項目について空港の管理を行う空港事務所等が、空港ごとに対策を講ずることとしている。

しかし、貴省が管理等を実施している重要空港10空港における上記13項目の対策の実施状況をみたとすると、表2のとおり、ほとんどの対策が済んでおらず、委員会報告等が取りまとめられてから約5年が経過しているのに、13項目全てについて対策が済んでいる空港は見受けられなかった。

表2 重要空港のソフト面における対策の実施状況

地震災害時に重要空港で必要となる対応		対策が済んでいる空港	対策に着手しているものの、済んでいない空港	対策に着手していない空港
減災に向け必要な対策	①多機能型地震計等による緊急地震速報の活用	東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—	—
	②想定した地震災害時対応の確実な遂行と災害対応機器への習熟等を目的とする定期的な訓練の実施	東京国際	新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	③地震災害時における空港の役割等の周知	—	東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
地震災害後の対応に向け必要な対策	④迅速な地震災害発生状況の確認や空港内外の施設に関する緊急施設点検を行うための手引書等の充実	東京国際	新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	⑤対応職員の迅速な確保等空港防災体制の充実	—	東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	⑥空港内事業者、関係機関等との緊急連絡体制の充実	—	東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	⑦空港内事業者、関係機関等と連携した情報収集、一般利用者等への情報提供方法の確立	—	東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	⑧空港内事業者、関係機関等と連携した負傷者対応、帰宅困難者、緊急避難者への対応方策及び体制の充実	—	東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	⑨空港への緊急輸送が開始されるまでの食料供給体制や被災各地への物資輸送方法等の確立	—	東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	⑩関係機関と連携した救急救命ヘリや自衛隊輸送機等による緊急輸送活動受け入れ対応	東京国際	新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	⑪被災地内外空港の連携の強化	—	東京国際、仙台、大阪国際、広島、高松、那覇	新千歳、新潟、福岡、鹿児島
	⑫二次災害の防止や緊急輸送活動に必要な施設の応急復旧及び体制の充実	—	東京国際、新千歳、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇	—
	⑬本格復旧体制の充実	—	東京国際、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、那覇	新千歳、福岡、鹿児島

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

〔③地震災害時における空港の役割等の周知〕については、空港と関係機関との間で地震災害時にどのような連携をとるかについての合意形成に関する事項であるが、貴省は、空港事務所等に対して、何についてどの程度まで対策を執る必要があるのかについて具体的に指示していなかった。この結果、10空港は、関係自治体の地域防災計画に当該空港が緊急輸送の拠点施設に位置付けられたことを確認するとどまり、各空港事務所等と各関係自治体等の関係機関との間で、災害時における関係自治体等との連携や相互の情報提供に関する事項について、その方法を含めた具体的な取決めの締結までには至っていなかった。このため、地震災害時において関係機関と連携を図る基本的な枠組みの合意形成がなされておらず、全ての空港において対策は済んでいなかった。

<事例4>

〔⑩関係機関と連携した救急救命ヘリや自衛隊輸送機等による緊急輸送活動受入れ対応〕については、関係機関である医療機関や自衛隊等と地震災害時の対応方針等の調整をとらなければならないものである。しかし、東京国際空港を除く9空港は、空港事務所等で検討を行うなどしていたが、関係機関との調整に時間を要していることなどから、地震災害時の対応方針について医療機関、自衛隊等と合意形成に至っていないなど対策は済んでいなかった。

前記ア及びイのとおり、貴省が管理等を実施している重要空港において耐震性の向上策が実施されていない空港施設があり、特に、我が国の航空ネットワークの維持において極めて重要な東京国際空港において耐震性の向上策が完了していない状況となっていた。また、前記ウのとおり、貴省が管理等を実施している重要空港のソフト面における対策の実施状況は十分なものではなく、ソフト面における対策が遅れていると、地震災害時に速やかに必要な対応ができないことから、重要空港が輸送拠点空港としての役割と航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性を確保する役割を確実に果たすことができないおそれがあると認められる。

(2) 航空路施設及び航空路管制施設の耐震化の状況

ア 航空路施設が設置されている建築施設の耐震化の状況

空港が有効に機能するためには、空港施設が有効に機能するだけでなく、空港を発着する航空機が飛行する航空路が航空ネットワークとして安全かつ有効に機能することが必要となる。しかし、委員会報告等において、航空路施設に関する耐震性の向上策の方針は明確に記されていない。

そこで、航空機の計器に航空路を示すために必要な地上の航空路施設が設置されている建築施設159施設が大規模地震発生時において有効に機能し得るかについてみたところ、地方航空局は、重要空港の航空路等に関連する航空路施設局舎等8施設(23年度末現在の国有財産台帳価格計1億0164万余円)について、20年度に耐震診断を実施して耐震のための改修が必要と判定していたのに、耐震改修を実施していなかった。また、地方航空局は、重要空港の航空路等に関連する航空路施設局舎等10施設(23年度末現在の国有財産台帳価格計1億8249万余円)について、十分な確認を行わず既に耐震性が確保されているものと判断していたことなどから、耐震診断を実施しておらず、耐震性が確保されているか確認できない状況となっていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例5＞

東京航空局は、東京国際空港への航空機の到着経路上必要な御宿の航空路施設局舎(昭和46年建築)については、遠隔監視による施設の無人化に伴い平成21年度に組織上廃止されることから、航空路施設自体も廃止されると判断し、また、東京国際空港からの航空機の出発経路上必要な木更津の航空路施設局舎(9年建築)については、十分な確認を行わず既に耐震性が確保されているものと判断し、それぞれ耐震診断を実施していなかった。このため、両局舎の耐震性が確保されているか確認できない状況となっており、大規模地震発生時に局舎内の航空路施設に障害が発生すると、東京国際空港は、当該施設を利用した一部の航空機の離発着等が行えなくなることから、その機能が十分発揮できないおそれがあると認められた。

イ 航空路管制施設が設置されている建築施設の耐震化の状況

貴省は、我が国の空域を航空機が安全に飛行できるよう航空機の運航を管理するなどの航空路管制業務を実施しており、全国に配置されている航空交通管制部施設、航空路監視レーダー施設等の各航空路管制施設が有効に機能することによって、重要空港を含む航空ネットワークの形成及び維持が可能となっている。

しかし、航空路管制施設が設置されている建築施設142施設の耐震化の状況についてみたところ、貴省及び地方航空局は、航空交通管制部施設庁舎3施設、航空路監視レーダー施設局舎1施設、計4施設(23年度末現在の国有財産台帳価格計8億3113万余円)について、20、21両年度に耐震診断を実施して耐震のための改修が必要と判定していたのに、耐震改修を実施していなかった。また、地方航空局は、航空路監視レーダー施設局舎等15施設(23年度末現在の国有財産台帳価格計3億1718万余円)について、十分な確認を行わず既に耐震性が確保されているものと判断していたことなどから、耐震診断を実施しておらず、耐震性が確保されているか確認できない状況となっていた。

なお、上記のうち東京航空交通管制部施設庁舎(業務棟)の1施設については、23年度補正予算で耐震改修のための設計を行っている。

(改善を必要とする事態)

以上のように、貴省等が、自ら管理等を実施している重要空港の空港施設において、液状化調査等又は耐震診断を実施して、耐震のための対策又は改修が必要と判定していたのに、それらを実施していなかったり、液状化調査等又は耐震診断を実施していなかったり、ソフト面の対策を十分に行っていなかったりしている事態、また、重要空港の航空路等に関連する航空路施設及び航空路管制施設が設置されている建築施設において、耐震診断を実施して、耐震のための改修が必要と判定していたのに、それを実施していなかったり、耐震診断を実施していなかったりしている事態は、大規模地震発生時等に重要空港に求められる機能が十分に発揮できないおそれがあることから適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

ア 貴省が管理等を実施している重要空港の空港施設における耐震性の確保を早期に講ずることについての意識が十分でないこと、また、ソフト面の対策について、委員会報告等で

求められている空港におけるソフト面の対策を早期に講ずることについての意識が十分でないこと

イ 重要空港の航空路等に関連する航空路施設及び航空路管制施設が設置されている建築施設の耐震性の確保についての重要性の認識が十分でないこと

3 本院が表示する意見

重要空港、航空路施設及び航空路管制施設が大規模地震発生時に求められる機能を確保できない場合には、重要空港が輸送拠点空港としての機能を果たせなかったり、我が国の航空ネットワークが安全かつ有効に機能しなくなったりすることになる。

ついては、貴省において、次のような処置を講ずるなどして、重要空港が大規模地震発生時に求められる役割を十分に果たすことができるよう、意見を表示する。

ア 貴省が管理等を実施している重要空港の空港施設については、大規模地震発生時に委員会報告等で求められている機能が発揮できるよう耐震性を早期に確保する方策を講ずること、また、ソフト面の対策については、各空港事務所が地震災害時に速やかに必要な対応ができるよう方策を講ずること

イ 航空路施設及び航空路管制施設については、重要空港を利用するための航空ネットワークの形成に不可欠なものであることから、その重要性を踏まえて、航空路施設及び航空路管制施設が設置されている建築施設が耐震性を確保できるよう方策を講ずること

- (10) 津波観測施設の管理分類の手法を見直したり、管理分類の結果を各管区気象台等へ周知したりなどすることにより管理体制の向上を図るよう改善の処置を要求し及び提供可能津波情報の保有状況を開示するなどして地方自治体等の地域防災をより広く支援することができるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)気象庁 (項)気象官署施設費 (項)観測予報等業務費(平成19年度以前は、(項)気象官署) (項)東日本大震災復旧・復興気象官署施設費 (項)東日本大震災復旧・復興観測予報等業務費
部 局 等	気象庁本庁、6管区気象台等
津波観測施設の概要	津波予報区を代表する地点や、津波に関する情報を発表する上で特に重要な地点に設置して津波の観測を行っている巨大津波観測計、津波観測計、検潮所等
巨大津波観測計及び津波観測計が設置されている地点	96か所(平成24年9月末現在)
上記の地点に設置された津波観測施設に係る整備費等	5億8861万円(背景金額)
大規模津波防災知識の適切な普及の推進等に係る補正予算の執行額	3202万円(背景金額)(平成23年度)

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

津波観測施設の管理体制及び津波に関する情報の提供について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 気象庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 津波観測施設の概要等

(1) 津波観測施設の概要

貴庁は、津波、高潮等に関する情報を発表するなどのため、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)等に基づき、平成 24 年 9 月末現在、各津波予報区(全国の沿岸を 66 に区分したものを代表する地点や津波に関する情報を発表する上で特に重要な地点 96 か所に津波を観測するための施設(以下「津波観測施設」という。)を設置している。このうち「平成 5 年(1993 年)北海道南西沖地震」の際、津波で検潮所が水没するなどして津波の高さを観測できなかった事態が生じたことを踏まえて、7 年度以降、検潮所等の測定範囲を超えるような巨大津波(大津波警報発表の基準となる津波高さ 3 m 以上の津波)も観測できるように、巨大津波の襲来の可能性が高いなどの地点 91 か所(「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」による災害(以下「東日本大震災」という。)発生後に新設されている整備中の箇所を含む。)に巨大津波観測計を設置している。また、通常の津波に対応した津波観測計は、上記 91 か所中 21 か所において巨大津波観測計と併設されており、そのほか 5 か所に単独で設置されている。

巨大津波観測計は、水圧センサーを海中に設置して水圧の変化により津波の高さを測定するもので、検潮所に設置されている場合は検潮所内部に設けられた井戸内に、検潮所以外に設置されている場合は岸壁、防波堤、護岸等(以下「岸壁等」という。)の壁面に沿わせて海中にそれぞれ設置されている(参考図参照)。

また、津波観測計は、岸壁等の上に設置して、海側に伸ばしたアームの先端から海面に発射した電波等の反射時間により潮位を測定するものであり、津波の観測を主目的として設置されているが、潮位の観測にも利用されている。

そして、貴庁は、巨大津波観測計及び津波観測計について、貴庁の検潮所 32 か所のほか、都道府県等(以下「管理者」という。)の他機関が管理している港湾、漁港等(以下「港湾等」という。)の岸壁等 49 か所や検潮所 15 か所の計 64 か所に占用許可を受けるなどして設置している。

これらの巨大津波観測計及び津波観測計の設置の状況を改めて示すと次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ①巨大津波観測計と津波観測計を併設して岸壁等に設置している箇所 | 21 か所 |
| ②巨大津波観測計を他機関の検潮所に隣接して岸壁等に設置している箇所 | 19 か所 |
| ③巨大津波観測計を検潮所に設置している箇所 | 47 か所 |
| ④巨大津波観測計を単独で岸壁等に設置している箇所 | 4 か所 |
| ⑤津波観測計を単独で岸壁等に設置している箇所 | 5 か所 |

このほか、貴庁は、南太平洋等で発生した津波を迅速に捕捉するなどのため南鳥島に設置した遠地津波観測計や貴庁の検潮所のデータを活用したり、国土交通省港湾局、国土地

理院等が設置した検潮所や GPS 波浪計の観測データの提供を受けたりして、計 189 か所で津波の監視を行っている。

(注 1) 検潮所 潮位を測定するため建物内部に井戸等を備えた施設をいい、貴庁が設置した検潮所は全国に 35 か所ある。

(2) 平成 23 年度補正予算による津波観測施設の機能強化等

貴庁は、東日本大震災に対する津波観測施設の復旧等に係る平成 23 年度補正予算(以下「補正予算」という。第 1 次補正予算額 7 億 5747 万余円、第 3 次補正予算額 38 億 8334 万余円、計 46 億 4082 万余円)において、被災した津波観測施設 3 か所の復旧等を行うとともに、巨大津波観測計 12 か所の新設、津波観測計のみが設置されていた 1 か所における巨大津波観測計の増設、全ての津波観測施設の非常用電源の強化、衛星通信を利用したデータ伝送の二重化等により、津波観測施設の機能強化(補正予算額計 11 億 5736 万余円)を図っている。また、これらに併せて、補正予算において、大規模津波防災知識の適切な普及の推進(同 3067 万余円)等を図ることとしている。

(3) 津波観測施設の性能調査及び管理分類

貴庁は、23 年 8 月から同年 9 月までの間に、津波観測施設 96 か所のうち、東日本大震災の被災地に設置されている 13 か所、補正予算で新設した 12 か所及び 24 年 3 月に港湾整備に伴い廃止した検潮所の代替施設として津波観測計を設置した 1 か所を除いた 70 か所について、巨大津波観測計及び津波観測計の設置場所となる岸壁等や検潮所が、地震(地震動又は液状化)、波(波浪又は津波)等の外力に対して保有する性能(以下「耐震性能等」という。)に対する調査(以下「性能調査」という。)を行った。

そして、貴庁は、性能調査の結果を津波観測施設の管理に反映させることを目的として、23 年 9 月に、設置場所に対する管理上の配慮の緊急度についての分類(以下「管理分類」という。)を行った。管理分類の結果、早急に移設、更新、補強等(以下「移設等」という。)が必要と判定された津波観測施設はなかったが、上記 70 か所のうち 26 か所については、整備年次が古く耐震性能等が把握できない岸壁等や検潮所に設置されていた。貴庁は、これらの箇所について、将来、巨大津波観測計及び津波観測計の機器の更新を行う際には移設等の検討を要するものであり、移設等を実施するまでの間は管理上配慮を要する津波観測施設(以下「管理要配慮施設」という。)としている。

(4) 津波警報の発表等

前記 189 か所の地点で観測された津波観測データのうち、貴庁のデータについては津波データ送信装置から観測地点ごとに、他機関のデータについては設置機関ごとにそれぞれまとめられて、貴庁の潮位データ総合処理装置に送信されている。そして、貴庁は、津波警報及び注意報について、地震に伴う津波の発生とその伝達についてあらかじめ行っておいた約 13 万通りの数値シミュレーションをデータベース化しており(以下、このデータベースを「津波予報データベース」という。)、地震発生後数分程度で得られる地震の発生位置とマグニチュードから津波予報データベースを検索して得られる津波高さに基づいて発表している。その後、貴庁は、実際に津波観測施設で津波が観測された場合は、送信されてきた観測データに基づいて津波警報及び注意報の更新や解除を行っている。津波警報等の防災気象情報は、貴庁が気象資料の編集、中継等の通信処理及び端末でのデータ利用を行うために整備した気象情報伝送処理システムと専用回線等で接続されている都道府県、

防災機関、報道機関等を経由するなどして国民に提供されている。

貴庁は、東日本大震災の津波被害の甚大さに鑑み、津波防災対策の強化を図るため、津波警報等の改善を進めることとして、23年10月から24年1月までの間に有識者や関係防災機関等から成る「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会」を開催した。そして、貴庁は、同年2月に同検討会が取りまとめた「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」(以下「提言」という。)を踏まえて、同年5月に津波警報等の情報文の新しい形式及び内容を確定して、25年3月から運用を開始することにした。

また、提言は、貴庁に対して、次のことなどを求めている。

- ア 津波警報を関係機関に確実に伝達するとともに、関係機関と連携しつつ、住民への警報の伝達が多様な手段で確実に実施されるような施策を推進しなければならないこと
- イ 津波警報では個々の地点の津波のリスクを伝えることができないことに鑑み、今後地方自治体等において策定されることが想定されるハザードマップや避難計画が津波警報と密接に関連したものとなるよう働きかけていかなければならないこと
- ウ 津波に対する正しい知識をもとに的確な避難行動がとられるよう、地方自治体や放送機関、学校関係者等との緊密な連携の下、これらの機関が実施する避難訓練等の津波防災に係る取組に積極的に関わること
- エ 津波警報や津波避難に係る周知啓発の着実な進捗を図らなければならないこと

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴庁は、前記のとおり、津波観測施設の管理面へ反映させるため、23年度に津波観測施設の設置場所である岸壁等や検潮所について性能調査及び管理分類を行っており、また、補正予算において津波観測施設の機能強化を図っている。さらに、津波警報等の改善により津波防災対策の強化を図っている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、性能調査及び管理分類は津波観測施設の管理体制の向上に寄与するものとなっているか、貴庁が保有する津波に関する情報は地方自治体等の防災対策強化等に有効に活用されるものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

前記96か所に設置されている津波観測施設(これらに係る整備費等計5億8861万^(注2)円。津波観測施設の機能強化に係る補正予算の執行額計5561万^(注2)円を含む。)及び大規模津波防災知識の適切な普及の推進等に係る補正予算の執行額計3202万^(注2)円を対象として、東日本大震災により被災した仙台管区気象台管内の7か所のほか、東京、福岡両管区気象台管内の8か所、計15か所の津波観測施設の設置場所に赴いたり、貴庁本庁において性能調査や管理分類に係る資料、補正予算に係る資料等を確認したりなどして会計実地検査を行った。

(注2) 整備費等計5億8861万^(注2)円 平成23年度末現在における整備費等を計上している。

整備費が判明しているものについては整備費(85か所、5億2467万^(注2)円)を、整備時期が古くて整備費が不明なものについては、物品管理簿価格(18か所、2675万^(注2)円)、国有財産台帳価格(32か所、3718万^(注2)円)をそれぞれ計上している。なお、整備費が判明しているものと不明なものとの一つの箇所に設置されていることがあるため、箇所数については重複している。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 津波観測施設の管理体制

ア 管理分類の手法

貴庁は、前記のとおり、耐震性能等を考慮して津波観測施設を適切に管理することを目的として管理分類を行っているが、その手法については、次のように適切ではなかった。

(ア) 定期点検の結果の利用

貴庁は、管理分類の際に、津波観測施設の設置場所である岸壁等及び検潮所の現状を把握するための資料として、津波観測施設を直接管理する各地方気象台等の職員等が行う定期点検の結果を用いていた。この定期点検は、貴庁制定の「潮汐観測の観測地点並びに潮汐観測及び津波観測に使用する測器の種類等について」(平成22年気洋第53号)等において、検潮所については6か月に1回、岸壁等に設置している巨大津波観測計及び津波観測計については1年に1回それぞれ実施することなどとされているものであり、定期点検の結果は「沿岸防災関係施設等運用状況報告書」(以下「報告書」という。)に記載され、1年に1回、各地方気象台等から貴庁本庁へ報告されている。

しかし、定期点検の具体的な作業内容は、貴庁制定の「潮汐観測の精度保持に関する作業の実施方法について」(平成20年気洋第34号)等に定められており、観測機器の動作確認を行うことが主な内容となっている。そして、定期点検における津波観測施設の設置場所についての確認内容は、岸壁等及び検潮所の建物の外観や内部についての損傷等、異常の有無を目視で確認することとされている。また、点検結果を記載する報告書等には、異常の有無を確認する点検項目が明確でなかったり、記載内容に統一的な規定がなかったりしていた。

そして、巨大津波観測計が設置されている布良^{めら}検潮所(千葉県館山市)について、本院が実地に検査したところ、建物に亀裂が入るなどして補修等の必要が認められたが、同検潮所を管理する銚子地方気象台は、観測には支障がないとして報告書に異常の状況を記載していなかった。

このように、定期点検の結果の報告書等は、記載すべき項目が明確になっておらず、異常の状況が確実に記載されていない事態も見受けられたことから、津波観測施設の設置場所である岸壁等及び検潮所の現状を的確に表すものになっていないと認められる。また、定期点検は、そもそも津波観測施設の設置場所の点検時の異常の有無を目視により確認した結果を示すものであり、設置場所の耐震性能等があることを示す内容とはなっていない。

したがって、津波観測施設の管理に反映させることを目的とした管理分類に、上記のような事態等が見受けられる定期点検の結果を用いるのは適切とは認められない。

(イ) 耐震性能等を把握できない場合の取扱い

貴庁は、性能調査の結果、津波観測施設の設置場所の耐震性能等があると判断した場合には、管理要配慮施設ではないと管理分類している。そして、港湾等の設計に係る技術的な基準等(以下「技術的な基準等」という。)が制定された昭和45年(漁港の場合)又は49年(港湾の場合)以降に築造された岸壁等及び検潮所40か所のうち21か所については、性能調査の結果、築造時の設計図書等が保存されていないなどのため耐震性能等が資料上把握できない場合でも、耐震性能等があると想定した上で管理分類を行っている。

しかし、技術的な基準等が制定された以降に築造された岸壁等や検潮所であって

も、設計時点が技術的な基準等が制定された以降であるとは限らないことから、築造時点のみで技術的な基準等に定める耐震性能等があると判断することは適切ではない。

したがって、これらの岸壁等や検潮所を耐震性能等があるとする貴庁の想定は、管理要配慮施設とすべきものを管理要配慮施設ではないと管理分類する可能性があるため、管理分類の手法として適切とは認められない。

イ 各管区气象台等への管理分類の結果の周知等

貴庁は、前記のとおり、貴庁が行った管理分類の結果、26か所を管理要配慮施設としていたが、これらの津波観測施設について早急に移設等を行う必要のある津波観測施設ではないとしている。このことなどを理由に、貴庁は、管理分類の結果を津波観測施設を管理している各管区气象台等に対して周知していなかった。

しかし、これらの26か所は、耐震性能等が把握できない場所に設置されており、巨大津波観測計や津波観測計の機器の更新を行う際等に移設等を検討することが必要であるとして管理要配慮施設としていたことを踏まえれば、貴庁は、当該津波観測施設を管理している各管区气象台等に周知した上で、将来の移設等について検討するための連絡調整を行うべきであり、これを行っていないのは適切とは認められない。

(2) 津波に関する情報の提供について

貴庁は、気象業務法により、津波等についての予報及び警報をしなければならないとされている。このため、貴庁は、津波予報データベースを構築するなどしており、津波等に関する多大な情報を保有している。そして、津波予報データベースに保存された数値シミュレーション等の津波等に関する具体的な情報については、これを公開すると、貴庁以外の者が貴庁と異なる予報及び警報を行うおそれがあるため、一般には公開していない。

一方、貴庁は、地方自治体等から、防災訓練等に活用するため訓練用の津波に関する情報(震度速報、津波警報、津波到着時間、津波予想高さ、津波警報の解除等)の提供を求められたり、地域防災計画の改定に伴う修正意見を求められたり、小学校における映像資料に基づく講座を依頼されたりなどした場合に、提供しても支障がない津波に関する情報(以下「提供可能津波情報」という。)であるか、提供できない情報であるかについては個別に判断し、提供可能津波情報であると判断した場合は要望に応じて提供して、技術支援や助言を行っている。

そして、新しい津波警報等の運用が開始されることに伴い、今後多くの地方自治体が地域防災計画を改定することになり、貴庁は、これらの地方自治体から新しい津波警報等に関する情報の提供を求められることが想定される。また、貴庁は、前記のとおり、提言において、津波警報の住民への確実な伝達に加えて、津波警報と各地方自治体等のハザードマップ及び避難計画が密接に関連したものとなるよう働きかけたり、地方自治体等が実施する津波防災に係る取組に積極的に関わったり、津波警報や津波避難に係る周知啓発の着実な進捗を図ったりすることなどが求められている。

しかし、貴庁は、提供可能津波情報についての保有状況を開示しておらず、上記のように地方自治体等の要望に応じて提供の可否について個別に判断した上で提供するにとどまっている。

したがって、貴庁の保有する提供可能津波情報は、地方自治体等の地域防災をより広く支援するものとなっているとは認められない。

(改善を必要とする事態)

貴庁において、津波観測施設の管理分類を適切に行っていなかったり、管理分類の結果を各管区気象台等へ周知していなかったり、将来の移設等を検討するための連絡調整を行っていなかったりしている事態や、貴庁の保有する提供可能津波情報が地方自治体等の地域防災をより広く支援するものとなっていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、津波観測施設の管理体制の向上を図ることについての認識が十分でないこと、また、貴庁の保有する提供可能津波情報が地方自治体等の地域防災をより広く支援するものとなることについての認識が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

貴庁が発表する津波警報、注意報等の防災気象情報は、地域における防災対策の強化や気象災害に伴う被害の防止や軽減に活用されている。そして、津波観測施設は、その観測データが津波警報の更新や解除に用いられるのみならず、潮位観測や気候変動(地球温暖化)による海面上昇の監視等の長期間にわたる観測にも用いられる重要な施設となっている。

ついで、貴庁において、津波観測施設の管理体制が向上して、長期間にわたり観測能力を発揮してその設置の目的を果たすようにするとともに、地方自治体等の地域防災をより広く支援することができるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

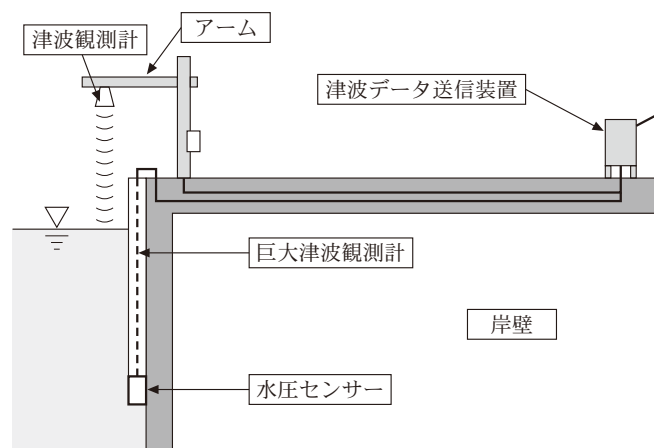
ア 津波観測施設の現状を把握するための報告書等の資料について、設置場所の異常の有無に着眼した点検項目を明確にするなどした上で、その後の点検結果を用いて管理分類の手法を見直すことなどにより再分類を行うこと。また、津波観測施設を管理する各管区気象台等へ再分類の結果を周知し、再分類の結果により設置場所の管理者等との間で、将来、巨大津波観測計及び津波観測計の機器の更新を行う際等に備えて、より耐震性能等の優れた岸壁等への移設等を実施するための協議を進める環境を整えるなどすること(会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの)

イ 貴庁が保有している提供可能津波情報の保有状況を一覧化するなどして、地方自治体等に開示等を行うこと(同法第36条による意見を表示するもの)

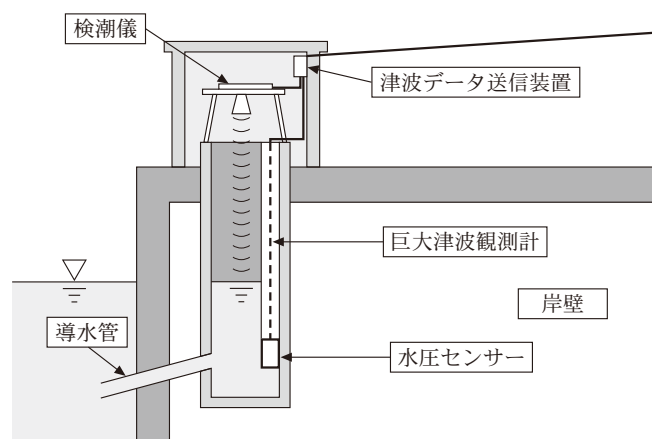
(参 考 図)

津波観測施設概念図

巨大津波観測計及び津波観測計(岸壁等に設置している地点)



巨大津波観測計(検潮所内部の検潮井戸内に設置している地点)



- (11) 下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等について、これまでの実績等を施設計画等に適切に反映させるなどして、今後の整備が適時適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)下水道事業費 等
部 局 等	18 都道府県
補助の根拠	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
事業主体	79 事業主体
下水道事業の概要	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として、管渠の敷設、下水を処理するための終末処理場の整備等を行う事業
平成 22 年度末において未稼働等施設を有する終末処理場の数	89 終末処理場
未稼働等施設に係る事業費	457 億 1831 万円(平成 10 年度~22 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	257 億 2807 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等について

(平成 24 年 10 月 15 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等の概要

(1) 下水道事業の概要

都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)等に基づき、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的として下水道事業を実

施しており、貴省は、この下水道事業に多額の国庫補助金を交付している。

下水道事業は、生活、事業等に起因する汚水等の下水を流下させる管渠^{きよ}の敷設、下水を最終的に処理して公共水域に放流するための終末処理場の整備等を行うもので、このうち、終末処理場には、微生物反応等を利用するなどして下水を処理するための最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池(以下、これらを「水処理施設」という。)等が整備されている。

そして、管渠の敷設等が完了して、下水道の供用が開始された区域(以下「供用開始区域」という。)内の土地の所有者、使用者等(以下、これらの者を「下水道接続対象者」という。)は、法により、下水を下水道に流入させるために必要な排水管等の排水設備を遅滞なく設置しなければならないとされている。

(2) 下水道事業の計画

事業主体は、法により、下水道の事業計画に、終末処理場の配置、構造、能力等を定めることとされている。そして、「下水道施設計画・設計指針と解説」(社団法人日本下水道協会編。以下「設計指針」という。)に準拠して、事業計画の計画目標年次及びそれまでの各年次における供用開始区域内の年間最大汚水量発生日の発生汚水量(以下「計画1日最大汚水量」という。)を算定し、これを基に必要となる能力、整備時期等を含む水処理施設の新設、増設等に係る計画(以下「施設計画」という。)を策定している。

(3) 計画1日最大汚水量の算定

計画1日最大汚水量の算定方法には、下水道接続対象者が毎年度どの程度の割合で下水道に接続するかを予測(以下、この予測割合を「予測接続率」という。)したり、供用開始区域内にどの程度定住人口が見込めるか算出したり、1人1日当たり最大汚水量等を算出したりして、これらを基に処理すべき生活汚水量、工場排水量等の各汚水量等を算出し、これらを合算して算定する方法と、過去の年間最大汚水量発生日の水処理施設への流入汚水量(以下「日最大流入汚水量」という。)の実績を用いて統計処理した増加見込みにより算定する方法がある。

そして、前者の算定方法を採用している事業主体においては、計画1日最大汚水量と日最大流入汚水量の実績との整合性の確認を行うことで、計画1日最大汚水量に対して日最大流入汚水量の実績が少ないなどの場合に、増設の能力、整備時期等について当初の予定を見直すなどの判断が行われることになる。また、後者の算定方法を採用している事業主体においては、日最大流入汚水量の実績が直接的に計画1日最大汚水量の算定に反映されることになる。このため、いずれの算定方法においても、日最大流入汚水量の実績を適切に把握することが不可欠となっている。

また、計画1日最大汚水量の算定に当たっては、設計指針によれば、雨天時に、地上にあるマンホールの蓋穴、地下にある管渠の継手、破損部分等から一時的に浸入水があるものの、あらかじめ、生活汚水量等に一定率を乗じて得られる水量を地下水量として見込むこととしていることなどから、雨天時の浸入水による影響は考慮しないこととされている。

(4) 水処理施設の段階的な施工

水処理施設の整備については、設計指針によれば、過大な先行投資を抑制し、投資効果

を早期に発現でき、供用開始後も水処理施設の能力と流入汚水量との均衡を図るよう流入汚水量の伸びに応じた段階的な施工に特別の配慮を払うこととされている。特に、水処理施設に設置される汚泥排除等のための機械設備及び電力供給等のための電気設備(以下、両者を合わせて「機械・電気設備」という。)は、耐用年数がコンクリート造りのく体と比較して半分以下と短いことなどから、必要となる能力、整備時期等を適切に決定した上で整備することが重要であるとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

下水道事業は、その整備に多額の費用を要し、また、完了までに相当の長期間を要することから、その間に社会情勢の変化等も想定される。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、補助事業により整備された水処理施設について、稼働状況は適切か、施設計画は妥当なものとなっているか、整備は適時適切に行われているかなどに着眼して、18都道府県管内の361事業主体^(注)において、平成10年度から22年度末までに整備された662終末処理場の水処理施設(事業費計2兆7581億9645万余円、国庫補助金計1兆4385億1579万余円)を対象として、事業計画書、施設計画書、維持管理日報等の関係書類及び現地を確認するなどして、会計実地検査を行った。

(注) 18都道府県 東京都、北海道、京都、大阪府、栃木、神奈川県、石川、福井、長野、愛知、三重、島根、岡山、高知、福岡、佐賀、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 水処理施設の稼働状況等

361事業主体の662終末処理場のうち、22年度末現在、整備後1年以上経過しても稼働した実績がなかったり、稼働した実績はあるものの日最大流入汚水量が水処理施設を増設する前の能力の範囲内にとどまるなどして、増設するなどしたく体や機械・電気設備が余剰となっていたりしている水処理施設(事業費計457億1831万余円、国庫補助金計257億2807万余円。以下、これらを「未稼働等施設」という。)が、79事業主体の89終末処理場において見受けられた(表1参照。終末処理場によっては複数の未稼働等施設が生じているものがある。)

表1 未稼働等施設の態様別内訳(平成22年度末現在)

施設種別	稼働した実績がないもの			余剰となっているもの			計		
	事業主体数	終末処理場数	事業費(国庫補助金)	事業主体数	終末処理場数	事業費(国庫補助金)	事業主体数	終末処理場数	事業費(国庫補助金)
く体	51	55	百万円 22,441 (12,452)	36	41	百万円 10,131 (5,714)	78	88	百万円 32,573 (18,167)
機械・電気設備	10	10	1,666 (939)	36	41	11,477 (6,620)	42	47	13,144 (7,560)
計	52	56	24,108 (13,392)	36	41	21,609 (12,335)	79	89	45,718 (25,728)

注(1) 事業主体数及び終末処理場数には重複があるため、集計しても計の欄と一致しない。

注(2) 金額は、百万円未満を切り捨てているため、集計しても計の欄と一致しない。

(2) 未稼働等施設が生じていた要因

上記(1)の未稼働等施設をその要因別に分類すると、次のとおりとなる(表2参照。未稼働等施設によっては複数の要因に該当しているものがある。)

表2 未稼働等施設が生じていた要因

要 因	態 様	稼働した実績がないもの		余剰となっているもの		計	
		事業主体数	終末処理場数	事業主体数	終末処理場数	事業主体数	終末処理場数
ア 計画1日最大汚水量の算定等が適切でないもの		38	41	31	33	62	68
イ 段階的な施工についての検討が十分でないもの		9	9	1	1	10	10
ウ 稼働状況等の実態を踏まえないまま最初沈殿池の増設を行っているもの		5	5	9	14	10	15
エ 日最大流入汚水量の実績の把握方法が適切でないもの		25	26	21	23	42	45
計		52	56	36	41	79	89

(注) 事業主体数及び終末処理場数には重複があるため、集計しても計の欄と一致しない。

ア 計画1日最大汚水量の算定等が適切でないもの

56事業主体の59終末処理場における予測接続率の設定及び定住人口の算出についてみたところ、これらの事業主体は、下水道接続対象者に対する早期接続の促進及び普及啓発に努めるとともに、排水設備の改造工事に要する費用に対する一部助成等を行うなどの取組を行っていることのみをもって、下水道接続対象者のうち住宅の居住者(以下「各家庭」という。)が供用開始年度から11年以内に100%接続すると見込んだり、下水道接続対象者のうち1か所当たりの排出汚水量が多い工場、事業所等(以下、これらを「工場等」という。)が一定の期間内に100%接続すると見込んだりして予測接続率を設定したり、定住人口を計画目標年次の人口密度により算出したりしていた(表3参照)。

表3 予測接続率の設定及び定住人口の算出状況

	予測接続率の設定								定住人口の算出		合計
	各 家 庭				工 場 等				事業計画の計画目標年次における人口等を基にした人口密度を乗じて算出しているもの	計	
	供用開始年度から1年以内に100%接続しているもの	供用開始年度から3年以内に100%接続しているもの	供用開始年度から5年以内に100%接続しているもの	供用開始年度から11年以内に100%接続しているもの	計	接続意向を調査しないまま、供用開始年度から1年以内に100%接続しているもの	接続意向を調査しないまま、計画年度まで一定割合で増加させて100%接続しているもの	計			
事業主体数	3	8	19	13	42	10	16	26	32	32	56
終末処理場数	3	8	19	15	45	10	17	27	32	32	59

(注) 事業主体数及び終末処理場数には重複があるため、集計しても計の欄及び合計の欄と一致しない。

しかし、42事業主体の45終末処理場において、これらの事業主体は、各家庭が供用開始年度から11年以内に100%接続すると見込んでいたものの、22年度末現在における各家庭の接続状況はいずれも見込みを下回っており、これらの事業主体における予測接続率を達成するための取組が十分でない状況となっている(表4参照)。

表4 供用開始区域内の各家庭の接続状況(平成22年度末現在)

		供用開始区域内の各家庭の接続状況 (接続人口/供用開始区域内の定住人口)							計	
		～29.9%	30.0% ～49.9%	50.0% ～59.9%	60.0% ～69.9%	70.0% ～79.9%	80.0% ～89.9%	90.0% ～99.9%		100.0%
供用開始後 10年未満	事業主体数	0	1	5	1	4	1	0	0	11
	終末処理場数	0	1	5	1	5	1	0	0	13
供用開始後 10年以上 20年未満	事業主体数	0	0	0	5	9	6	2	0	22
	終末処理場数	0	0	0	5	9	6	2	0	22
供用開始後 20年以上	事業主体数	0	0	0	0	0	1	9	0	10
	終末処理場数	0	0	0	0	0	1	9	0	10
計	事業主体数	0	1	5	6	13	8	11	0	42
	終末処理場数	0	1	5	6	14	8	11	0	45

(注) 事業主体数には重複があるため、集計しても計の欄と一致しない。

また、26事業主体の27終末処理場において、これらの事業主体は、工場等に対して、個別に接続予定時期を確認するなどの意向調査(以下「接続意向調査」という。)を行い、これを踏まえて予測接続率を設定することが可能であったのに、接続意向調査を行わず、事業主体の判断のみで、工場等が一定の期間内に100%接続するものとしていた。

さらに、32事業主体の32終末処理場において、これらの事業主体は、自らが策定する全ての計画の基本となる総合計画等に定めた将来人口を事業計画における計画目標年次の人口とし、その人口を基に人口密度を設定するなどした上で定住人口を算出していたが、この将来人口には、区画整理事業、団地造成等の開発行為等が行われることを前提とした人口増加が含まれているのに、そのことを考慮しないまま、定住人口を過大に算出していた。

<事例1>

北海道富良野市は、平成2年度に、富良野水処理センターの供用を開始し、7年度に策定した施設計画において、計画1日最大汚水量が、11年度には既設4池の能力(6,200m³/日)を上回ると予測したことから、8年度から10年度までの間に、5池目のく体及び機械・電気設備を増設(事業費5億2369万余円、国庫補助金2億8661万余円)して、22年度末現在では反応タンク及び最終沈殿池各5池(能力7,750m³/日)で供用している。

そして、同市は、施設計画において、各家庭の予測接続率については、早期接続の促進、普及啓発、排水設備の改造工事費に対する一部助成等の取組を行っていることのみをもって供用開始年度から3年以内に、工場等の予測接続率については、計画初年度である7年度に、それぞれ100%接続するとしていた。また、定住人口については、昭和56年度策定の「富良野市まちづくり計画」(計画期間昭和56年度～平成12年度)に整合させるなどして、事業計画の計画目標年次である15年度の人口密度を40.3人/haとし、これに15年度に予定している供用開始区域の面積493.5haを乗ずるなどして、19,900人と算出していた。

しかし、各家庭の接続状況は、施設計画策定前の6年度の時点で、供用開始区域内人口10,248人のうち7,747人(接続率75.5%)にとどまっており、実態を踏まえると予測接続率を達成するには上記の取組では十分でなかった。また、工場等に対する接続意向調査を行ってなかった。さらに、定住人口については、施設計画を策定した7年度当時の上記493.5haの面積内における人口密度は34.7人/haであったのに、事業計画の計画目標年次である15

年度における将来人口を基に人口密度を設定していたため、過大に算出されていた。

これらのことから、同市が算定した計画1日最大汚水量により、5池目が必要になると見込んだ11年度から12年経過した22年度末現在においても、日最大流入汚水量の実績は6,048 m^3 /日と、4池目までの能力(6,200 m^3 /日)の範囲内にとどまっていた、5池目が余剰となっている。

また、設計指針によれば、1人1日当たり最大汚水量は、上水道のない地域又は自家水源と上水道を併用している地域等を除き、各地域における上水道の使用実績により推定することとされている。そして、そのような推定ができない場合に対しては、簡易的な算出方法が示されている。

20事業主体の23終末処理場において、これらの事業主体は、施設計画策定時点における直近の上水道の使用実績を用いて実態に適合した1人1日当たり最大汚水量を推定することが可能であったのに、上水道の使用実績による推定ができない場合に用いる簡易的な算出方法によるなどしたことから、1人1日当たり最大汚水量を過大に算出していた。

このように、各家庭の予測接続率の達成に向けた取組が十分でないのに100%接続すると見込んだり、工場等に対する接続意向調査を行っていなかったり、定住人口を過大に算出したり、1人1日当たり最大汚水量の算出に直近の上水道の使用実績を用いていなかったりして、計画1日最大汚水量が適切に算定されていないことから、62事業主体の68終末処理場において未稼働等施設が生じていると認められる。

イ 段階的な施工についての検討が十分でないもの

10事業主体の10終末処理場において、これらの事業主体は、く体を段階的に施工するよりも一体的に複数をまとめて施工の方が工事費が経済的になるなどとして、直ちに必要となるく体と、将来必要となるく体とを一体的に整備していた。

しかし、将来必要となるとして一体的に整備したく体については、施設計画、供用することになる時期が当該く体の完成後6年から10年以上も先になっており、く体の耐用年数が50年と長いことを考慮しても、これらの事業主体において、過大な先行投資を抑制することについての検討が十分でないとして認められる。

このように、段階的な施工についての検討が十分でないことから、未稼働等施設が生じていると認められる。

<事例2>

岡山県倉敷市は、昭和57年度に、玉島下水処理場の供用を開始し、平成14年度に策定した施設計画において、計画1日最大汚水量が、21年度には既設3池の能力(17,000 m^3 /日)を上回ると予測したことなどから、15年度から17年度までの間に、4池目のく体及び機械・電気設備を増設して、22年度末現在では最初沈殿池2池、反応タンク及び最終沈殿池各4池(能力20,600 m^3 /日)で供用している。

そして、同市は、く体を段階的に施工するよりも、直ちに必要となる4池目のく体と一体的に複数をまとめて施工の方が工事費が経済的になるなどとして、将来必要となる5池目及び6池目の反応タンク及び最終沈殿池のく体とを一体的に整備していた(5池目及び6池目のく体の整備に係る事業費5億6378万余円、国庫補助金3億1008万余円)。

しかし、上記の施設計画では、計画1日最大汚水量が4池目の能力を上回って5池目が必要になると見込んでいた時期は26年度、さらに、6池目が必要になると見込んでいた時期は30年度となっており、く体が完成してから9年後及び13年後まで供用の見込みがないのに、これらを一体的に整備しており、過大な先行投資を抑制することについての検討が十分でなかったことから、未稼働等施設が生じている。

ウ 稼働状況等の実態を踏まえないまま最初沈殿池の増設を行っているもの

10事業主体の15終末処理場において、これらの事業主体は、整備した全ての最初沈殿池を稼働させると、次の下水処理過程である反応タンクにおける微生物反応を利用した下水の処理に支障を生ずることなどから、22年度末現在、増設した最初沈殿池の一部を稼働させずに下水を処理していた。

しかし、これらの事業主体は、最初沈殿池の増設前においても、既設の最初沈殿池の一部を稼働させずに下水を処理していたのに、そのような最初沈殿池の稼働状況等を踏まえることなく、増設が必要となる反応タンク及び最終沈殿池と一連で最初沈殿池も整備するものとして増設していた。

このように、稼働状況等の実態を十分に踏まえることなく反応タンク及び最終沈殿池と一連で最初沈殿池の増設を行っていることから、未稼働等施設が生じていると認められる。

<事例3>

三重県は、平成10年度に、松阪浄化センターの供用を開始し、反応タンク1池に対して最初沈殿池は2池に分割して整備するなどして、22年度末現在では最初沈殿池10池、反応タンク及び最終沈殿池各5池(能力38,950m³/日)で供用している。

同県は、15年度以降、最初沈殿池の一部を稼働させずに下水を処理していたのに、そのような稼働状況等を踏まえることなく、20年度に、計画1日最大汚水量に基づき増設する反応タンク及び最終沈殿池と一連で必ず整備するものとして、9池目及び10池目の最初沈殿池の機械・電気設備を増設(事業費2億0600万円、国庫補助金1億3700万円)していた。

その結果、整備した全ての最初沈殿池を稼働させると、反応タンクにおける微生物反応を利用した下水の処理に支障を生ずることなどから、22年度末現在、最初沈殿池10池のうち7池を稼働させずに下水を処理しており、最初沈殿池が余剰となっている。

エ 日最大流入汚水量の実績の把握方法が適切でないもの

計画1日最大汚水量の算定に当たっては、前記のとおり、雨天時の浸入水による影響は考慮しないこととされていることから、日最大流入汚水量の実績についても雨天時の浸入水量を除外しなければ、計画1日最大汚水量との整合性の確認が適切に行われないことになる。

そこで、42事業主体の45終末処理場における日最大流入汚水量の実績の把握方法についてみたところ、20事業主体の22終末処理場において、これらの事業主体は、当日が台風等による豪雨を記録した雨天日であっても、その日とその年の最大流入量計測日であれば、その流入量を日最大流入汚水量の実績としていた。また、残りの22事業主体の23終末処理場において、これらの事業主体は、雨天日を除外した晴天日のうちの最大流入量計測日の流入量を、その年の日最大流入汚水量の実績としていたものの、当

該最大流入量計測日は台風通過直後の晴天日等であり、その流入量には雨水による浸入水量を含んだものとなっていた。

このように、日最大流入汚水量の実績の把握方法が適切でなく、計画1日最大汚水量との整合性の確認が適切に行われていないことから、未稼働等施設が生じていると認められる。

(改善を必要とする事態)

前記のように、水処理施設の整備に当たり、計画1日最大汚水量の算定が適切でなかったり、段階的な施工についての検討が十分でなかったり、稼働状況等の実態を踏まえないまま最初沈殿池の増設を行っていたり、日最大流入汚水量の実績の把握方法が適切でなかったりなどして未稼働等施設が生じている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、施設計画の策定に当たり、適切な計画1日最大汚水量を算定すること、段階的な施工についての検討を十分行うこと、稼働状況等の実態を踏まえること、適切な日最大流入汚水量の実績を把握することなどにより、水処理施設の整備を適切に実施することについての認識等が十分でないこと、また、貴省において、事業主体に対し、上記についての周知等が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

以上のように、下水道事業において、多数の未稼働等施設が生じていて、投資効果が発現していない事態は、限られた予算の効果的、効率的な執行の面から適切とは認められず、施設計画等にこれまでの実績等を適切に反映させるなどして、今後の整備が適時適切に行われる必要がある。

ついては、貴省において、事業主体に対して、施設計画の策定又は見直しに当たり、適切な計画1日最大汚水量を算定すること、段階的な施工についての検討を十分行うこと、稼働状況等の実態を踏まえること、適切な日最大流入汚水量の実績を把握することなどにより、今後の水処理施設の整備を適切に実施することなどの周知徹底を図るよう改善の処置を要求する。

(12) 国が実施する港湾整備事業における費用便益分析の方法を具体的にマニュアル等に明記するなどして、事業に関する適切な意思決定が行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)(平成19年度以前は、港湾整備特別会計(港湾整備勘定)) (項)港湾事業費 等
部 局 等	国土交通本省、6 地方整備局等
事業の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)等
港湾整備事業の概要	岸壁等の係留施設、航路等の水域施設、防波堤等の外郭施設等の建設、改良等を実施する事業
検査の対象とした事業評価の件数	202 件

上記の事業評価に係る事業費(平成23年度までの評価原案上の事業費)	3兆7700億円(平成16年度～23年度)
便益の算定方法の検討が十分に行われたか確認できなかったなどの事業評価件数	7件
上記の事業評価に係る事業費(平成23年度までの評価原案上の事業費)	2208億円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

国が実施する港湾整備事業における費用便益分析について

(平成24年10月26日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 国が実施する港湾整備事業における費用便益分析の概要

(1) 港湾整備事業の概要

貴省は、港湾法(昭和25年法律第218号)等に基づき、直轄事業による港湾整備事業として、岸壁等の係留施設、航路等の水域施設、防波堤等の外郭施設等の建設、改良等を実施している。

港湾は、岸壁、航路、泊地、防波堤等の施設から構成されており、これらは一体となって整備されることにより特定の機能を発揮する。そして、これら一体となって整備される施設群は、その主な機能及び目的によって、国際海上コンテナターミナル整備事業、複合一貫輸送ターミナル整備事業、国際物流ターミナル整備事業、旅客対応ターミナル整備事業等に分類され、一連の施設群を一つのプロジェクトとして事業採択され整備される。

(2) 港湾整備事業における事業評価の概要

貴省は、貴省所管の公共事業について、効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、平成10年以降、事業評価に関する実施要領等を定めて、新規事業採択時評価、再評価及び事後評価を実施している。

事業評価は、貴省港湾局が策定した「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」によると、費用対効果分析のほかに、実施体制の状況、その他の考慮事項等の要因を総合的に判断して行うこととされているが、このうち費用対効果分析が評価の重要な要素となっている。同マニュアルは、費用対効果分析の手法の向上等に対応するために何度か更新されており、最新の同マニュアルは23年に改定されたものであり、その前は16年に改定されている。

23年に改定された同マニュアルによると、費用対効果分析は、経済資源投入の効率性の良否を判断するため、港湾投資により失われる資源と港湾投資により得られる効果を比較する分析方法であり、効果を貨幣換算して分析する費用便益分析と貨幣換算しない効果

の分析とがあるとされている。そして、費用便益分析は、港湾整備事業主体の収益と費用を評価するのではなく、社会的便益と社会的費用を貨幣換算して比較し、当該事業が投資効率性の観点から合理的なものであるかについて評価することが目的とされている。港湾整備事業においては、この費用便益分析が中心となるとされている。

港湾・空港整備事務所等(以下「事務所等」という。)は、以下の各評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行うとともに、評価原案を作成するなど様々な業務を実施している。

ア 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価は、貴省本省が、当該事業の予算化に係る対応方針を決定するなどの目的で実施するものである。そして、貴省本省は、学識経験者等の第三者から構成される交通政策審議会港湾分科会事業評価部に事務所等が作成した評価原案、直轄事業負担金の負担者である都道府県等の意見を提示し、その判断を踏まえるなどして当該事業の予算化等に係る対応方針を決定することとしている。

イ 再評価

再評価は、地方整備局等が事業採択後長期間(5年)経過している事業等について評価を行うもので、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する目的で行うものである。

そして、地方整備局等は、事務所等が作成した再評価に係る評価原案に関し各地方整備局等に設置している学識経験者等の第三者で構成される事業評価監視委員会で審議した結果等を踏まえ、事業の対応方針案を決定し、貴省本省は、その対応方針案を審査するなどして事業の継続、中止等を決定することとしている。

ウ 事後評価

事後評価は、地方整備局等が、事業完了後一定期間(5年以内)経過した事業等を対象として、事業完了後の事業効果の発現状況、事業完了後における実績の確認等を行い、その変化、事業効果の発現状況等を分析し、適切な改善措置を検討したり、今後の事業評価の必要性等を検討したりする目的で行うものである。

そして、地方整備局等は、事務所等が作成した事後評価に係る評価原案に関し各地方整備局等に設置している学識経験者等の第三者で構成される事業評価監視委員会で審議した結果等を踏まえ、改善措置が必要な場合その対応方針を決定することとしている。

(3) 港湾整備事業における費用便益分析の手法

貴省は、直轄事業として行う港湾整備事業について前記の各評価を実施する場合は、前記の「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」、港湾事業評価手法に関する研究委員会が編集した「港湾投資の評価に関する解説書」等(以下、これらを合わせて「マニュアル等」という。)に基づき、費用対効果分析を行っている。

そして、貴省は、効果を貨幣換算できる事業について、次のとおり、投資によって整備する施設等がもたらす便益と事業に投入する費用とを比較する費用便益分析を行っている。

ア 便益の算定

便益は、新たな施設整備により、どの程度荷主の貨物の輸送コストが削減できるか、旅客船の来航により乗客が下船して観光したり、周辺住民が港に訪れたりするなどの交

流機会増加便益がどの程度増加するかなどにより算定することとしている。例えば、岸壁整備事業についてみると、事業を実施せず当該岸壁等の施設が未整備の場合に、機能的に代替可能な港湾に荷を陸揚げし、そこから荷主までトラック等により輸送するために生ずるコストについて、事業を実施して当該岸壁等の施設が整備された場合に、当該港に直接荷を陸揚げすることによりどの程度削減できるのかなどをもって当該事業の便益とすることとしている。

このため、将来の貨物量、利用船舶の規模、事業を実施する場合と実施しない場合の輸送方法がどのように変化するかなどを想定し、事業を実施する場合と事業を実施しない場合の各年の輸送コストを算定して、その差額を整備による各年の便益額とすることとしている。

なお、将来の貨物量等の需要の推計に当たっては、当該貨物量や輸送経路に関して、主要な企業の当該港湾利用の意向のみではなく、関連する資料やデータの収集分析を行い、需要推計値の妥当性を検討することとしている。

費用便益分析の分析対象期間は、事業の中心的施設の耐用年数等に基づき設定することとしているが、港湾の場合は、岸壁、防波堤等の耐用年数が50年とされていることなどから、分析対象期間も多くは50年としている。そして、各年度の便益を社会的割引率^(注1)を用いて現在価値化した上で、50年分を合計するなどしたものを総便益とすることとしている。

また、港湾施設が未整備の場合に、次善の策として荷の陸揚げなどに使用することを想定する他の港(以下「代替港」という。)は、機能面等を考慮して代替可能と考えられる候補の港(以下「代替候補港」という。)の中から輸送コストが最小となる港を選択して定めることとしている。

(注1) 社会的割引率 費用対効果分析において、費用や便益を現在(評価時点)の価値として統一的に評価するために用いられる比率

イ 費用の算定

費用は、実際の資金の出所にかかわらず関係する全ての費用を計上することとしている。計上する費用は、建設費、維持管理費等としている。そして、各費用は、それぞれの発生する年度に計上し、便益と同様に現在価値化して50年分を合計したものを総費用とすることとしている。

ウ 費用便益分析

上記アの総便益及びイの総費用を用いて、事業の投資効率性を評価するために便益を費用により除して得られる数値(費用便益比)等により費用便益分析を行うこととしている。そして、便益、費用ともにその額が確実なものであれば便益を費用により除して得られる数値が1を超えれば、基本的に事業を行うことについて投資効率性の点で合理性があると判断している。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

港湾整備事業の事業評価における費用便益分析は、事業採択、事業継続、事業効果の発現状況の確認等の判断材料として重要なものとなっている。そこで、合規性、効率性、有効性

等の観点から、費用便益分析における便益及び費用の算定は諸要因を適切に考慮して行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、16年度から23年度までの間に、9地方整備局等の29事務所等が評価原案等の作成等の業務を行った新規採択時評価40件、再評価120件、事後評価42件、計202件の事業評価(事業評価の対象事業の評価原案上の23年度までの事業費計3兆7700億円)を対象として、貴省本省、9地方整備局等及び29事務所等において、評価原案、その根拠資料等の関係書類等を基に現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9地方整備局等 関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注3) 29事務所等 室蘭、帯広両開発建設部、千葉、東京、京浜、伏木富山、清水、名古屋、四日市、神戸、和歌山、下関、唐津、平良各港湾事務所、新潟、金沢、大阪、宇部、小松島、高松、松山、高知、北九州、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、那覇各港湾・空港整備事務所、関門航路事務所

(検査の結果)

上記202件の事業評価について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 便益の算定方法等についての検討が十分に行われたのか確認できないなどのもの

ア 便益発生的前提条件である航路開設等が実現していない港湾に関し、便益発生的前提条件の実現可能性についての検討状況に係る書類が残されておらず、その検討が十分に行われたのか確認できないもの

マニュアル等によると、便益の算定に当たっては、事業を実施する場合と実施しない場合の貨物量や輸送手段、輸送経路等について裏付ける資料等の収集分析を行うことが望ましいとされている。

室蘭開発建設部及び小松島港湾・空港整備事務所は、室蘭港等に係る2件の事業評価(表1参照)の費用便益分析において、事業の実施に伴い岸壁が整備されれば、新規航路が開設されることによって輸送コストが削減される便益が発生するとしていた。

しかし、施設の供用後も新規航路の開設は実現していない。そこで、新規航路の開設の前提条件である採算性確保の見通しに係る検討状況等について検査したところ、貴省は、評価時点において検討を十分行ったとしているが、これに係る書類等が残されておらず、便益発生的前提条件である新規航路の開設等の実現可能性についての検討が十分に行われたのか確認できなかった。

表1 便益発生的前提条件の実現可能性についての検討状況に係る書類が残されておらず、検討が十分に行われたのか確認できないもの

地方整備局等	事務所等	評価年度	事業実施年度	新規/再評価/事後評価の別	港湾名	事業名	事業の主目的	総便益(B) (億円)	総費用(C) (億円)	費用便益比(B/C)	RORO船の就航、中国航路開設を見込んだ便益(億円) (総便益に対する割合)	評価原案上の23年度までの事業費(億円)	事態
北海道開発局	室蘭開発建設部	平成18	平成15~23	再評価	室蘭港	複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備事業(室蘭港入江地区)	RORO船の就航を見込んだターミナル整備	160	45	3.6	127(79%)	45	便益発生的前提条件となるRORO船の定期航路が開設されていない
四国地方整備局	小松島港湾・空港整備事務所	17	8~18	再評価	徳島小松島港	多目的国際ターミナル整備事業(徳島小松島港赤石地区)	中国航路開設を見込んだターミナル整備	204	107	1.9	173(85%)	88	便益発生的前提条件となる中国航路が開設されていない
合計												133	

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

室蘭開発建設部は、室蘭港入江地区において、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備事業として、岸壁(水深8m)、港湾施設用地、臨港道路等を整備している。この事業は、フェリー航路の休止等により、フェリー埠頭として利用していた岸壁をRORO船^(注)に対応させることなどを目的として行われたものであり、岸壁等は、平成20年度から供用開始されている。室蘭港背後圏の荷主は、当該岸壁等が整備されない場合、RORO船の定期航路のある苫小牧港まで貨物を運ぶために室蘭と苫小牧港間(68km)を陸上輸送することになるのに対し、本件事業を実施すると、室蘭港背後圏から室蘭港までの距離(5km)を陸上輸送すればよくなり、輸送コストが削減できることになる。そして、同建設部は、18年度の再評価の費用便益分析において、この輸送コスト削減便益を127億円とするなどとして、総便益(B)を160億円、総費用(C)を45億円、費用便益比(B/C)を3.6としていた。これにより、貴省は、本件事業を継続すると判断していた。

しかし、室蘭港は、RORO船の定期航路を維持するだけの貨物が集荷されず、船会社の採算性がないことから、会計実地検査時点(24年5月)までに定期航路が開設されておらず、開設される具体的な見込みも立っていなかった。また、貴省は、上記の再評価において、船会社が航路を開設するための重要な要素である船会社の採算性の検討を行ったとしているが、これに係る書類が残されておらず、また、評価原案でも船会社の採算性に関する記載がないなど、同建設部において便益発生前提条件の実現可能性についての検討が十分に行われたのか確認できなかった。

(注) RORO船 コンテナ等を積載したトレーラー等が自走して乗り込むことができる船。カーフェリーが旅客とトレーラー等を輸送するのに対して、RORO船はトレーラー等のみを輸送する。

イ 便益を算定するための代替港の選定について、選定に至った過程が評価原案になく、また、根拠資料も残されていないため、検討が十分に行われたのか確認できないものマニュアル等によると、便益の算定に当たり、事業を実施しない場合に想定される代替港は、代替候補港の中から輸送コストが最小となる港湾を選択して定めることとされている。そして、代替候補港において、当該貨物を取り扱うことが可能な適切なターミナルが整備されているか、整備される見込みがあるかなどについて検討する必要があるとされている。

四日市港湾事務所及び大阪港湾・空港整備事務所は、四日市港等に係る2件の事業評価(表2参照)の費用便益分析において、評価時点で直ちに代替可能な遠方の港湾のみを代替港として、その便益が50年間にわたり発生するとして総便益を計上していた。

しかし、近隣港の重要度等からみた近隣港の整備の可能性、港湾計画に記載されている近隣港の整備計画とその整備状況等からみて、近隣港が将来代替港となり得ると考えられるところ、代替港の選定についての検討資料が残されておらず、検討が十分に行われたのか確認できなかった。

表2 便益を算定するための代替港の選定についての検討が十分に行われたのか確認できないもの

地方整備局等	事務所等	評価実施年度	事業実施年度	新規/再評価/事後評価の別	港湾名 ①	事業名	主たる貨物	代替港(km) ②	直近の港湾(km) ③	総便益(B) (億円)	総費用(C) (億円)	費用便益比(B/C)	評価原案上の23年度までの事業費(億円)
中部地方整備局	四日市港湾事務所	平成22	平成13～27	再評価	四日市港	国際海上コンテナターミナル整備事業(四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区)	コンテナ	大阪港(120)	名古屋港(18)	1421	727	2.0	456
近畿地方整備局	大阪港湾・空港整備事務所	22	8～31	再評価	堺泉北港	国際物流ターミナル整備事業(堺泉北港助松地区)	自動車	名古屋港(142)	堺泉北港(4)	293	234	1.3	139
合計													595

(注) ②欄及び③欄の括弧内の数値は、①欄の港湾からの直線距離(概数)である。

上記の事態について、その内容を示すと次のとおりである。

<事例2>

四日市港湾事務所は、四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区において、国際海上コンテナターミナル整備事業として、岸壁(水深14m)、泊地(水深14m)、防波堤、臨港道路等を整備している。この事業は、国際海上コンテナターミナルを整備することにより、コンテナ貨物の取扱能力の不足を解消し物流の効率化を図ることなどを目的として行われているものである。同事務所は、平成22年度に行った本件事業の再評価の費用便益分析において、ターミナルの整備による輸送コスト削減便益を1065億円とするなどとして、総便益(B)を1421億円、総費用(C)を727億円、費用便益比(B/C)を2.0としていた。これにより、貴省は、本件事業を継続すると判断していた。同事務所は、上記の輸送コスト削減便益について、四日市港にターミナルが整備されない場合、アジア向け貨物について三重県等の荷主が大阪港を利用するとして、ターミナルを整備すれば陸上輸送距離が短くなり陸上輸送コストが年額43.1億円減少すると算定し、この状況が18年度から50年間継続することを前提に50年間の便益の現在価値を合計1013億円と算定していた。そして、本件ターミナルの利用が見込まれる荷主に対するアンケートによると、四日市港に最も近い名古屋港を利用している荷主が最も多かったのに、代替港を名古屋港ではなく遠方の大阪港とした理由について、同事務所は、評価時点において、名古屋港の取扱能力に余裕がないと判断したことによるとしている。

しかし、名古屋港は、再評価の時点において、既にアジア航路のコンテナを扱う鍋田ふ頭コンテナターミナルに岸壁を増設する工事に着手していたため、近隣の名古屋港を代替港に設定することを検討すべきであったと認められる。貴省は、これらの比較検討を行ったとしているが、評価原案では代替港の選定に至った過程に一切触れられておらず、根拠資料も残されていないことから、代替港の選定について検討が十分に行われたのか確認できなかった。

<事例3>

大阪港湾・空港整備事務所は、堺泉北港助松地区において、国際物流ターミナル整備事業として、岸壁(水深14m、延長300m)、泊地(水深14m)、航路(水深14m)等を整備している。この事業は、西日本における中古自動車の輸出増加等に対応することにより物流効率化を図ることなどを目的として行われているものである。同事務所は、平成22年度に行った本件事業の再評価の費用便益分析において、ターミナルの整備による輸送コスト削減便益を121億円とするなどとして、総便益(B)を293億円、総費用(C)を234億円、費用便益比(B/C)を1.3としていた。これにより、貴省は、本件事業を継続すると判断していた。同事務所は、上記の輸送

コスト削減便益について、この地区にターミナルが整備されない場合、本件ターミナルの利用が見込まれる年間 22,000 台の中古車について荷主が名古屋港を利用するとして、ターミナルを整備すれば陸上輸送距離が短くなり陸上輸送コストが年額 5.1 億円減少すると算定し、この状況が 18 年度から 50 年間継続することを前提に 50 年間の便益の現在価値を 121 億円と算定していた。

しかし、大阪府は、堺泉北港汐見沖地区を年間 45,000 台の中古自動車の輸出拠点とするとして、59ha の中古自動車輸出関連施設のほか、国庫補助事業により岸壁(水深 11m×2 バース、水深 13m×1 バース、総延長 810m)の整備を計画し、このうち、水深 11m の岸壁の 290m 分については、19 年度に事業を開始し、23 年度に供用を開始していた。このため、近隣の汐見沖地区を代替施設に設定して便益を算定することを検討すべきであったと認められる。貴省は、これらの比較検討を行ったとしているが、評価原案では代替港の選定に至った過程に一切触れられておらず、根拠資料も残されていないことから、代替港の選定について検討が十分に行われたのか確認できなかった。

ウ 事後評価において、将来大幅な利用増が見込めるとして便益を算定し、再度の事後評価を不要と判断しているもの

マニュアル等によると、事後評価においては、新規事業採択時評価時及び再評価時に用いた需要推計等に関して事業完了後における実績の確認等を行い、その変化、事業効果の発現状況等を分析し、この後、再度事後評価を行う必要があるかどうかについて検討することとされている。

新潟、鹿児島両港湾・空港整備事務所は、新潟港等に係る 2 件の事後評価(表 3 参照)の費用便益分析において、臨港道路整備事業に関して事後評価時点の算定を大幅に上回る交通量が将来達成されるとしたり、旅客対応ターミナル整備事業に関してアンケート調査による地元住民の旅客対応ターミナルへの来訪希望の人数を、事後評価時点の推計来訪者数を大きく超えているのにそのまま将来の来訪者数としたりしていた。そして、これらの便益の算定に基づき、費用便益比を算出するといずれも 1 を超えていたため、事業の効果が発現しているとして、再度の事後評価は必要ないと判断していた。

表 3 事後評価において将来大幅な利用増を見込めるとしているもの

地方整備局等	事務所等	評価実施年度	事業実施年度	新規/再評価/事後評価の別	港湾名	事業名	総便益(B) (億円)	総費用(C) (億円)	費用便益比(B/C)	将来の予測値等に基づき算定された便益(億円)	評価原案上の 23 年度までの事業費(億円)	事 態
北陸地方整備局	新潟港湾・空港整備事務所	平成 22	昭和 162 ~ 平成 17	事後評価	新潟港	道路トンネル整備事業 (新潟港西港地区)	2515	2386	1.1	434	1396	将来予定されているとする開発による交通量の増加を見込んで評価時点より大幅に上回る便益を算定
九州地方整備局	鹿児島港湾・空港整備事務所	19	3 ~ 15	事後評価	名瀬港	旅客対応ターミナル整備事業 (名瀬港長浜地区)	88	88	1.0	26	59	評価時点における来訪者数を大幅に上回る将来の予測来訪者数により交流機会の増加便益を算定
合計											1455	

上記の事態について、その内容を示すと次のとおりである。

<事例 4>

新潟港湾・空港整備事務所は、新潟港西港地区において、道路トンネル整備事業として、沈埋トンネル(850m)等を整備している。この事業は、湾口部が東西地区に分断されており、港

湾関係車両の円滑な輸送経路が確保されていなかったことから、トンネルにより両地区を接続して、貨物輸送の効率化を図ることなどを目的として行われたものであり、本件トンネルは、平成17年度から供用開始されている。同事務所は、22年度に行った本件事業の事後評価の費用便益分析において、輸送時間費用削減便益を2413億円とするなどして、総便益(B)を2515億円、総費用(C)を2386億円、費用便益比(B/C)を1.1としていた。これにより、貴省は、事業効果が発現しているとして再度の事後評価は必要ないと判断していた。同事務所は、上記の輸送時間費用削減便益について、貴省が行った全国道路・街路交通情勢調査による実績交通量を基に43年度までの各年度の交通量を推計し、22年度の14,631台/日から漸減し、43年度は11,844台/日になるなどとして各年度の便益を算定していた。そして、44年度以降は、本件事業とは別に今後行われる西側の入舟地区の埋立開発事業により、交通量が44年度には16,297台/日に大幅に増加するなどとして、これにより便益を算定していた。

しかし、入舟地区の開発は、一部埋立に着手しているものの整備完了予定が当初の20年から大きく遅延し、20年以上先の44年度となっている。仮に事業が順調に行われたとしても、当該埋立地に企業等が立地して交通量が増加する確証はないのに、同事務所は、大幅に増加するとした交通量を基に便益を算定し、貴省は、事業の効果が発現しており、再度の事後評価は必要ないと判断していた。

<事例5>

鹿児島港湾・空港整備事務所は、名瀬港長浜地区において、旅客対応ターミナル整備事業として、岸壁(水深10m)及び港湾施設用地を整備している。この事業は、同港において、クルーズ船就航のニーズに対応することで、旅客対応ターミナルへの来訪者の交流機会の増大及び地域経済の活性化を目指すことを目的として行われたものであり、ターミナルは、平成16年4月から供用開始されている。同事務所は、19年度に行った本件事業の事後評価の費用便益分析において、旅客ターミナルの整備により地域住民による交流機会が増加するとして、その便益を84.4億円とするなどして、総便益(B)を88.4億円、総費用(C)を87.5億円、費用便益比(B/C)を1.0としていた。同事務所は、上記の交流機会が増加する便益については、周辺住民に対して行ったアンケート調査の結果に基づき、来訪者数、来訪回数等を推計するなどして算定していた。そして、当該ターミナルに来訪したことがあるか否かを問う設問等により18年度の来訪者数を14,251人、来訪回数を4回/年と推計する一方、将来来訪を希望するか否かを問う設問により、19年度以降の各年度の来訪者数を18,388人、来訪回数を5.62回/年と推計し、これにより総便益を算定していた。

しかし、上記の将来の来訪者数等は、アンケート調査の結果に基づく予測値であり、18年度の推計来訪者数等を大幅に上回っているにもかかわらず、これにより貴省は、再度の事後評価は必要ないとしていた。

(2) 計上する費用の範囲を限定的に捉えているもの

マニュアル等によると、費用については直接に評価の対象とする事業の費用だけではなく、事業の効果発現のために必要なプロジェクトを対象に関係する全ての費用を計上することとされている。

高知港湾・空港整備事務所は、宿毛湾港における1件の新規事業採択時評価(表4参照)

の費用便益分析において、便益を発生させるために必要となる過去の岸壁の整備費を含めておらず、費用便益比を算定する際に総費用に本来含める必要があった当該整備事業の効果発現に相当すると考えられる部分の整備費を含めていなかった。

表4 計上する費用の範囲を限定的に捉えているもの

地方整備局等	事務所等	評価年度	事業実施年度	新規／再評価／事後評価の別	港湾名	事業名	総便益(B) (億円)	総費用(C) (億円)	費用便益比(B/C)	中止された事業で整備された岸壁の事業費(億円)	評価原案上の23年度までの事業費(億円)	事 態
四国地方整備局	高知港湾・空港整備事務所	平成21	平成21～25	新規	宿毛湾港	防波堤整備事業(宿毛湾港池島地区)	81	52	1.6	37	25	中止された事業で整備された岸壁が防波堤の整備により利用可能となる。

上記の事態について、その内容を示すと次のとおりである。

＜事例6＞

高知港湾・空港整備事務所は、宿毛湾港池島地区において、平成21年度から、不足する港内静穏度を確保し、岸壁での荷役作業の安全性や効率性を確保することなどを目的として、防波堤整備事業を実施している。同事務所は、21年度に行った本件事業の新規事業採択時評価の費用便益分析において、同港の背後地から八幡浜港等へ陸上輸送されている貨物が、静穏度が確保されていないことから利用されていない岸壁(同事務所が整備して12年度に供用を開始。以下「本件岸壁」という。)を利用して同港から海上輸送されることになれば、輸送コストが削減できるとして、総便益(B)を81億円と算定していた。また、総費用(C)については、本件岸壁は12年度に整備を完了して、その整備費37億円を新たに支出しないことから、防波堤の整備費のみの52億円を計上して、費用便益比(B/C)を1.6としていた。

貴省は、本件岸壁について、防波堤がないと利用できないことから、当初、防波堤と一体で整備するとしていたが、本件岸壁の整備途中で貴省が行った事業評価の結果等に基づき、需要が見込めないとして本件岸壁のみ完成させて、防波堤は整備しないことにしていた。そして、貴省は当初の整備事業を中止と位置付けていたものの、外部に対しては中止の発表を行っていなかった。

防波堤整備による便益として、本件岸壁利用による輸送コスト削減便益を計上していることから、本件防波堤整備事業を以前に中止された本件岸壁及び防波堤整備事業の一部事業として捉えると、前記の評価における総費用(C)には本件岸壁の整備費37億円が加わることになり、岸壁及び防波堤整備事業全体の費用便益比は大幅に低下することになる。そして、このことは評価原案に記述されていなかった。

なお、貴省内部で、岸壁のみを整備し防波堤の整備を中止すると決定されたことに関して、37億円が投じられた岸壁整備事業に関する事業評価が発表されておらず、説明責任の点で問題があると認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、便益の算定に当たり、便益発生的前提条件の実現可能性についての検討状況に係る資料が残されておらず、その検討が十分に行われたのか確認できない事態、便益を算定するための代替港の選定についての検討が十分に行われたのか確認できない事態、事後評価において将来大幅な利用増が見込めるとして便益を算定し再度の事後評価を不要と判断している事態及び計上する費用の範囲を限定的に捉えている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省本省において

- (ア) 便益発生的前提条件である船会社の航路開設等の実現可能性について検討を十分に行い、その根拠資料を保存することについてマニュアル等に明示していないこと
- (イ) 代替港は代替候補港の将来の整備状況の見通しを考慮した上で輸送コストを最小とする港を選択して定める必要があるのに、代替港の設定も含めた便益の算定に当たっては、事業を実施しない場合について複数案想定し、その検討過程や決定根拠を明確にして評価原案に記載した上で根拠資料を保存することをマニュアル等に明示していないこと
- (ウ) 事後評価において将来の便益が実績を大幅に上回ると認めた場合に、評価原案にどのように記述するかマニュアル等に明示していないこと。また、マニュアル等において、効果の発現状況等に着眼して、今後の事後評価の必要性について検討することとされているが、このような場合、今後の事後評価の必要性をどのように判断するかについて明示していないこと
- (エ) 関連する事業の評価の状況を踏まえた当該事業の費用の具体的な範囲とその計上方法をマニュアル等において明示していないこと

イ 貴省本省及び地方整備局等において、事務所等から提出された費用便益分析を含む評価原案、便益及び費用に係るデータ等の妥当性を十分検討していないこと

3 本院が要求する改善の処置

近年の厳しい財政状況の中で、港湾整備事業においても国際競争力の強化、安全・安心の確保等の政策目標達成のために予算の効率的な使用が強く求められており、そのためには、投資効果の確認を十分に行う必要がある。

については、貴省において、評価原案、便益及び費用に係るデータ等の妥当性を十分検討するなどして費用便益分析を適切に行い、事業に関する適切な意思決定を行うとともに将来の再評価、事後評価の適切な実施に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 便益発生的前提条件である船会社の航路開設等の実現可能性について十分検討した上で便益の算定を行い、その検討に係る書類等を保存しておくことをマニュアル等に明示すること
- イ 代替港を選定する際には、代替候補港の将来の整備状況の見通しを勘案して輸送コストを最小とする港を選択し、代替港を選定した場合にはその理由を明確にすることをマニュアル等に明示すること
- ウ 事後評価において将来の便益が実績を大幅に上回ると認めた場合に、評価原案へどのように記述するか、また、今後の事後評価の必要性をどのように判断するかについてマニュアル等に明示すること
- エ 関連する事業の評価の状況を踏まえ、当該事業の費用の具体的な範囲とその計上方法をマニュアル等に明示すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 巡視船艇等に搭載されている無線設備について、法定整備及び機能試験に関する整備の方針を定めて、具体的な実施方法等を明確にすることにより法定整備及び機能試験が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)船舶交通安全及海上治安対策費
部 局 等	海上保安庁本庁、10 管区海上保安本部
契 約 名	GMDSS 救命設備機能試験等整備等 88 件(平成 21 年度～23 年度)
契 約 の 概 要	巡視船艇等に搭載されている無線設備について、法定整備及び機能試験の実施を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社釧路内燃機製作所等 29 会社
契 約	平成 21 年 4 月～24 年 3 月 一般競争契約、随意契約
無線設備の点検整備に係る契約額	1 億 6117 万余円(平成 21 年度～23 年度)
機能試験等の実施に係る費用の額	6954 万余円(平成 21 年度～23 年度)
機能試験の仕様を明確にした場合との開差額	2260 万円(平成 21 年度～23 年度)

1 無線設備の点検整備の概要

(1) 無線設備の概要

海上保安庁は、海上における人命の安全のための国際条約等で規定されている「海上における遭難及び安全に関する世界的な制度」(注1) (GMDSS) で要求されている無線機器を巡視船艇等に搭載している。この無線機器は、船舶が遭難した場合に人工衛星を利用して遭難信号を発信したり、通信等を行ったりするためのもので、衛星非常用位置指示無線標識(以下「衛星イーパブ」という。)、捜索救助用レーダートランスポンダ(以下「サート」という。)、双方向無線電話(以下、これら三つの設備を「無線設備」という。)等で構成されている。

無線設備は、船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)に基づく検査(以下「船舶検査」という。)と電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に基づく検査(以下「無線検査」という。)を定期的に受ける必要があるほか、無線局運用規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号。以下「運用規則」という。)に基づく機能試験を実施することとされている。

(注1) GMDSS Global Maritime Distress and Safety System の略称。衛星通信技術等を利用することにより、船舶が世界中のいかなる海域で遭難しても海上保安庁等の捜索救助機関や付近を航行する船舶等との間で遭難・安全通信をより迅速かつ確実に行うことができる海難救助システム

(2) 船舶検査及び無線検査の概要と受検時期等

船舶検査及び無線検査は、無線設備が法令に規定された性能要件等に適合していることなどを確認することを目的として、それぞれ検査執行官庁により実施されている。そし

て、船舶安全法に基づき国土交通大臣が認定した整備事業場又は電波法に基づき総務大臣の登録を受けた者(以下、これらを合わせて「登録点検事業者等」という。)のいずれかが受検のための点検整備(以下「法定整備」という。)を実施し、これにより作成された整備記録等を相互に活用することなどにより、それぞれの検査の一部を省略することができるなどの措置が講じられている。また、登録点検事業者等が行う法定整備の実施方法は、登録検査等事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)等に定められており、その主な内容は、本体、アンテナ等の構成品や表示等についての外観の点検のほか、電波遮蔽室内において実際に電波を発射し、測定機器を使用して電力や周波数等を測定するなどの機能の点検等となっている。

船舶検査の受検時期は、船舶安全法の規定により、国際航海に従事しない巡視船艇等の場合、定期検査は5年ごと、中間検査は定期検査から約3年ごととされている。また、無線検査の受検時期は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の規定により、原則として前回の検査から2年が経過した日の前後3月を超えない時期とされている。ただし、無線局の免許を受けた者が船舶検査の受検時期に合わせて受検する旨を申し出た場合は、受検時期を変更することができることとされている。

(注2) 検査執行官庁 船舶検査は船舶の所在地を管轄する地方運輸局。無線検査は総務省総合通信局

(3) 機能試験の概要

機能試験は、無線設備が遭難信号を発信するなど人命の保護に直結するものであることから、無線設備の機能を良好に維持し、いつでも使用可能な状態であることなどを確認することを目的として実施することとされている。そして、運用規則及び「遭難自動通報局の無線設備の機能試験の方法」(平成4年郵政省告示第142号。以下「告示」という。)において、当該船舶に乗船している船舶無線の有資格者等が自ら実施することが可能な方法が定められている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

海上保安庁本庁及び全11管区海上保安本部は、巡視船艇等に搭載されている無線設備の点検整備を、毎年度、登録点検事業者等へ請け負わせて実施している。

そこで、本院は、経済性等の観点から、無線設備の点検整備が法定整備及び機能試験のそれぞれの実施方法に即して適切に実施されているかなどに着眼して検査した。そして、平成21年度から23年度までの間に締結した無線設備の点検整備に係る請負契約計176件、契約額計2億2869万余円を対象として、海上保安庁本庁及び5管区海上保安本部^(注3)において会計実地検査を行うとともに、残る6管区海上保安本部^(注4)については関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注3) 5管区海上保安本部 第一、第六、第七、第八、第十一各管区海上保安本部

(注4) 6管区海上保安本部 第二、第三、第四、第五、第九、第十各管区海上保安本部

(検査の結果)

検査したところ、海上保安庁本庁及び10管区海上保安本部^(注5)(以下、これらを合わせて「11海上保安本部等」という。)における21年度から23年度までの間の請負契約計88件、契約額計1億6117万余円について、次のような事態が見受けられた。

11 海上保安本部等は、無線設備の点検整備に係る請負契約の仕様において、法定整備を実施する場合と機能試験を実施する場合について明確に区分しておらず、機能試験についても法定整備と同じ内容の点検整備を実施する契約を締結していた。

しかし、前記のとおり、機能試験は、無線設備が人命の保護に直結するものであることから、その状態や機能の確認を、当該船舶に乗船する船舶無線の有資格者等が自ら行うことが可能な方法が定められている。具体的には、無線設備のうち、衛星イーパブ及びサートの機能試験は、1年以内の期間ごとに実施することとされており、その内容は主に構成品や表示の確認等の外観点検である。このほか、衛星イーパブについては、遭難警報を構成する信号及び空中線電力を測定機器等を使用して確認することとされており、サートについては、自船レーダーを使用して動作確認を行うこととされている。また、双方向無線電話の機能試験は、航行中毎月1回以上、双方向無線電話によって通信連絡を行ってその機能を確認することとされている。

そして、機能試験については、次のとおり実施することとすれば、法定整備と同じ内容の点検整備を登録点検事業者等に請け負わせて実施する必要はないと認められた。

ア 衛星イーパブ及びサートの機能試験は、前記のとおり、構成品や表示の確認等の外観点検について、告示に定められた方法により、巡視船艇等に乗船している通信担当職員等（以下「通信科職員等」という。）が自ら実施し、測定機器等が備えられていないなどの理由から、自ら実施できない項目のみを登録点検事業者等に請け負わせて実施することとしても、運用規則及び告示で規定された要件を満たすことになる。

イ 11 海上保安本部等のうち、海上保安庁本庁及び3管区海上保安本部は、双方向無線電話の機能試験についても登録点検事業者等に請け負わせて実施していた。しかし、双方向無線電話の機能試験は、前記のとおり、航行中毎月1回以上、双方向無線電話によって通信連絡を行ってその機能を確認するという内容であることから、通信科職員等が自ら実施しても、運用規則で規定された要件を満たすことになる。

現に、第七管区海上保安本部は、無線設備の点検整備に係る請負契約の仕様書において、法定整備を実施する場合と機能試験を実施する場合とを区分するなどして登録点検事業者等へ請け負わせていた。そして、その23年度の衛星イーパブ及びサートの整備単価は、いずれも、法定整備を実施する場合と機能試験のみを実施する場合で20,000円の開差が生じていた。

このほか、無線検査のみを受検する場合の法定整備について、法定整備の整備記録等を船舶検査及び無線検査で相互に活用することができることから、無線検査の受検時期を船舶検査の受検時期に合わせて受検するように変更すれば、無線検査のみを受検するための法定整備を実施する必要はなく、機能試験を実施すれば足りることとなるのに、11 海上保安本部等が、受検時期を変更せずに無線検査のみを受検するための法定整備を実施していた事態も見受けられた。

(注5) 10管区海上保安本部 第一、第二、第三、第四、第五、第六、第八、第九、第十、第十一各管区海上保安本部

(注6) 3管区海上保安本部 第四、第八、第十一各管区海上保安本部

したがって、法定整備を実施する場合と機能試験を実施する場合について明確に区分せず、機能試験について、法定整備と同じ内容の点検整備を実施していたり、無線検査のみを

受検する場合について、受検時期を船舶検査の受検時期に合わせるように変更して機能試験を実施することとしないで、法定整備を実施したりしていたのは適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(機能試験の仕様を明確にした場合との開差額)

衛星イーパブ及びサートの機能試験については、通信科職員等が告示に定める方法によって実施し、測定機器等が備えられていないことなどの理由から実施できない項目のみを登録点検事業者等に請け負わせることとして、前記の第七管区海上保安本部における法定整備を実施する場合と機能試験のみを実施する場合の整備単価の比率を適用するなどし、また、双方向無線電話の機能試験については、通信科職員等が自ら実施することとして費用を算定すると、無線設備の機能試験等の実施に係る費用 6954 万余円は、4692 万余円となり、約 2260 万円の開差が生ずることとなる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、11 海上保安本部等において、無線設備の点検整備に関する制度等についての理解が十分でなかったこと、法定整備及び機能試験についての具体的な実施方法とそれぞれを実施する対象を明確に区分しておらず、法定整備及び機能試験の実施方法を仕様で反映していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上保安庁は、24 年 9 月に、無線設備の法定整備及び機能試験に関する整備の方針並びに点検整備の請負契約に係る標準的な仕様書について、各管区海上保安本部に通知を発するなどして周知徹底を図り、今後、整備の方針等に即して法定整備及び機能試験を適切に実施することとする処置を講じた。

(2) 道路整備事業に伴う単独処理浄化槽の移転補償費の算定に当たり、合併処理浄化槽の材工単価に代えて単独処理浄化槽の推定材工単価を用いることなどにより、その算定を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)社会資本総合整備事業費 (項)地域活力基盤整備事業費 等
	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	(項)道路交通安全対策事業費 (項)沖縄地域連携道路事業費 等
部 局 等	直轄事業 6 地方整備局等 補助事業 13 県	
事業及び補助の根拠	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等、予算補助	
事業主体	直轄事業 13 国道事務所等 補助事業 県 12、市 43、町 7、村 1	
	計 76 事業主体	
移転補償の概要	道路整備事業を行う国及び都道府県等が、道路整備事業により支障となる建物等を移転させる際に、所有者に対して物件の移転に伴う損失補償を行うもの	

移 転 補 償 費	直轄事業	80 億 6518 万余円(平成 21 年度～23 年度)
	補助事業	244 億 1248 万余円(平成 21 年度～23 年度)
	(国庫補助金等交付額	163 億 7330 万余円)
合併処理浄化槽 の材工単価を用 いて算定した単 独処理浄化槽の 移転補償費	直轄事業	2 億 7529 万余円
	補助事業	6 億 4759 万余円
	(国庫補助金等相当額	4 億 3807 万余円)
低減できた移転 補償費	直轄事業	4870 万円(平成 21 年度～23 年度)
	補助事業	1 億 3960 万円(平成 21 年度～23 年度)
	(国庫補助金等相当額	8720 万円)

1 損失補償の概要

(1) 建物等の移転に伴う損失補償の概要

国土交通省は、道路交通の安全確保と円滑化等を図るため、国が行う直轄事業又は都道府県等が行う国庫補助事業として道路整備事業を実施している。

そして、道路整備事業を行う国又は都道府県等(以下「道路事業者」という。)は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和 37 年閣議決定。以下「補償基準」という。)等に基づき、道路用地の取得に支障となる建物等を移転させるなどの際に、その所有者に対して物件の移転に伴う損失補償(以下「移転補償」という。)を行っている。

補償基準等によると、取得に係る土地等に建物等があるときは、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転工法によって移転するのに要する費用等を補償することとなっている。

(2) 建物等の移転補償費の算定

国土交通省の「地方整備局用地調査等業務請負基準準則」(平成 13 年国総国調第 97 号総合政策局国土環境・調整課長通知)の「用地調査等共通仕様書」等によると、建物等の移転補償費の算定において、建物とともに移転補償の対象となる電気設備、ガス設備、衛生設備(浴槽、便器、浄化槽等)等の設備で、建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられているものは建築設備とされ、その移転補償費は、建物と一体のものとして算定することとなっている。

そして、建物の移転工法には、従前の建物と同種同等の建物を建築する再築工法が多く採用されている。再築工法による移転補償費は、建物(建築設備を含む。以下同じ。)の推定再建築費に、標準耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとなっている。

また、補償基準等によると、道路事業者は、建物等の移転に伴い建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令の規定に基づく改善を必要とする時期(原則として既設の施設の耐用年数満了時)以前に既設の施設の改善を行うこととなったときは、改善の時期が早まったことによる損失額を移転補償費に含めて補償することとされている。そして、この損失額は、建物等の移転がなければ改善が必要になる時期まで改善に要する費用を金融機関に預け入れるなどして得られるであろう運用益に相当する額(以下「法令改善費に係る運用益損失額」という。)とされている。

(3) 浄化槽の概要

浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽(以下「単独浄化槽」という。)と、し尿処理に加えて台所、風呂等から排出される生活雑排水を処理する合併処理浄化槽(以下「合併浄化槽」という。)の2種類がある。

そして、平成12年に浄化槽法(昭和58年法律第43号)が改正されて、13年4月以降、新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併浄化槽とすることが義務付けられ、単独浄化槽を設置してはならないこととされた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、原則として新たに設置することができなくなった単独浄化槽の移転補償費の算定が実態に即した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、21年度から23年度までの間に、直轄事業として6地方整備局等管内の13国道事務所等^(注2)が実施した144件(移転補償費計80億6518万余円)及び補助事業として64都^(注3)県市町村が実施した547件(移転補償費計244億1248万余円(国庫補助金等計163億7330万余円))、計691件の単独浄化槽を含む移転補償を対象として、これらの移転補償を実施した計77事業主体において、移転補償費の内訳明細書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 6地方整備局等 関東、中部、近畿、中国、九州各地方整備局、沖縄総合事務局

(注2) 13国道事務所等 常総、宇都宮、静岡、名古屋、名四、三重河川、滋賀、岡山、山口河川、福岡、佐伯河川、延岡河川、南部各国道事務所

(注3) 64都^(注3)県市町村 東京都、群馬、山梨、愛知、三重、兵庫、島根、山口、高知、熊本、大分、宮崎、沖縄各県、前橋、伊勢崎、渋川、藤岡、山梨、南アルプス、甲斐、甲州、中央、豊橋、瀬戸、碧南、安城、蒲郡、稲沢、新城、知立、津、大津、彦根、姫路、出雲、益田、雲南、下関、山口、熊本、菊池、合志、杵築、由布、都城、串間、西都、えびの、那覇、石垣、名護、糸満、沖縄、うるま、宮古島、南城各市、富士川、富士河口湖、日出、高鍋、西原、与那原、南風原各町、読谷村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

単独浄化槽は、前記のとおり、原則として設置してはならないこととされ、現在、製造・販売されていないため、市場における資材単価が不明であり、道路事業者は、見積りによりその価格を把握することもできない状況となっていた。このため、13国道事務所等及び63県市町村は、直轄事業144件146基及び補助事業530件534基、計674件680基の単独浄化槽の移転補償費の算定に当たり、既設の単独浄化槽を同一の人槽^(注4)の合併浄化槽に相当するものとして、合併浄化槽の資材単価及び設置工事費(以下、これらを合わせて「材工単価」という。)により算出した推定再建築費に再築補償率を乗ずるなどして、移転補償費を直轄事業で計2億7529万余円、補助事業で計6億4759万余円(国庫補助金等相当額計4億3807万余円)と算定していた。

(注4) 人槽 浄化槽の規模を処理対象人員で表したもので、浄化槽には、5人槽、7人槽、10人槽等がある。

しかし、合併浄化槽は、し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理できる高機能なものであ

り、単独浄化槽と比較すると、河川等に放流される水の汚れを大幅に減らすことができる高性能なものである。そして、両者の5人槽の資材単価を市販の積算参考資料により比較すると、23年の合併浄化槽の資材単価(261,000円～480,000円)は、11年当時の単独浄化槽の資材単価(90,000円～110,000円)の約3倍以上となっており、5人槽以外についても同様となっていた。また、この間の物価は、消費者物価指数、国内企業物価指数及び建設工事費デフレーター^(注5)の物価指数の値において、いずれも10%程度の増減幅で推移しており、これを考慮に入れても、合併浄化槽の資材単価は、単独浄化槽の資材単価より高額であると認められた。

(注5) 建設工事費デフレーター 建設工事費の物価変動を修正するために用いられる一種の物価指数

上記のように、合併浄化槽は、単独浄化槽と比べて、高機能かつ高性能なものであり、その資材単価が高額であることから、既設の単独浄化槽を同一の人槽の合併浄化槽に相当するものとするのは合理的ではなく、建物等の移転に伴い浄化槽法の規定に適合させるために単独浄化槽に代えて合併浄化槽とすることは、前記の法令の規定に基づく改善に当たると認められた。

したがって、道路事業者は、単独浄化槽の移転補償費の算定に当たっては、同一の人槽の合併浄化槽の材工単価によることとせず、前記の物価指数を用いるなどして推定した補償時点の単独浄化槽の材工単価(以下「推定材工単価」という。)により算出した推定再建築費に再築補償率を乗じた上で、これに法令改善費に係る運用益損失額を加算した額とすべきであると認められた。

このように、単独浄化槽の移転補償費の算定において、単独浄化槽を高機能かつ高性能でその資材単価が高額である同一の人槽の合併浄化槽に相当するものとして、その移転補償費を割高に算定している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた単独浄化槽の移転補償費)

国土交通省公表の国内の建設工事全般を対象としている建設工事費デフレーターを用いて11年の単独浄化槽の材工単価から算出した推定材工単価に基づくなどして前記の674件の単独浄化槽の移転補償費を算定すると、直轄事業で計2億2656万余円、補助事業で計5億0792万円(国庫補助金等相当額計3億5086万余円)となり、直轄事業で約4870万円、補助事業で約1億3960万円(国庫補助金等相当額約8720万円)それぞれ低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、単独浄化槽の移転補償費の算定に当たり、推定材工単価を適用することなどについての検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、24年3月に地方整備局等に対して通知を発し、単独浄化槽の移転補償費の算定に当たっては、単独浄化槽の推定材工単価により算出した推定再建築費に再築補償率を乗じた上で、これに法令改善費に係る運用益損失額を加算した額とするよう周知徹底するとともに、都道府県等に対して、単独浄化槽の移転補償費の算定に当たって上記の算定方法とするよう情報提供を行う処置を講じた。

- (3) 独身寮の清掃等業務の委託に当たり、廊下、階段等の共用部分を委託の範囲に含めない取扱いとしていることを地方事務所等に周知することなどにより、独身寮の清掃等業務に係る費用の積算を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方整備局 (項)地方整備局共通費 (組織)北海道開発局 (項)北海道治水海岸工事諸費 等 社会資本整備事業特別会計(業務勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	34 地方事務所等
独身寮の清掃等業務の委託の概要	地方事務所等が独身寮を良好な状態で維持管理するため、清掃等に係る業務を委託するもの
委託した独身寮の清掃等業務に係る費用に廊下、階段等の共用部分を含めて積算していた件数及び金額	74 件 7943 万余円(平成 22、23 両年度)
低減できた積算額	4310 万円(平成 22、23 両年度)

1 独身寮等の概要

(1) 独身寮の概要

国土交通省は、国土交通省設置法(平成 11 年法律第 100 号)に基づき、地方整備局、北海道開発局及びこれらの事務所等(出張所を含む。以下、これらを総称して「地方事務所等」という。)を設置している。そして、同省は、国家公務員宿舎法(昭和 24 年法律第 117 号。以下「宿舎法」という。)等に基づき、所属する職員のみに貸与する目的で宿舎を設置している。宿舎は、世帯用宿舎と独身者用宿舎(以下「独身寮」という。)に区分され、このうち独身寮は、浴室、トイレ等について、共同利用する集合タイプと各戸に備え付けられているワンルームタイプがある。

同省は、宿舎法等に基づき、独身寮の維持管理事務を行うこととしているが、その事務の一部については、地方事務所等に行わせている。そして、地方事務所等は、独身寮の維持管理事務のうち、独身寮の貸与を受けた職員(以下「被貸与者」という。)の入居及び退去、建物の補修、清掃等を行っている。

(2) 独身寮の清掃等業務の委託

地方事務所等は、独身寮を良好な状態で維持管理するため、多数の独身寮の清掃等に係る業務(以下「独身寮の清掃等業務」という。)を委託している。

独身寮の清掃等業務の委託に当たっては、地方事務所等が、清掃対象箇所、清掃対象面積等の仕様を決定し、これを地方事務所等の庁舎の清掃等業務(以下「庁舎等清掃業務」という。)の委託に係る仕様書に含めるなどして予定価格の積算を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、独身寮の清掃等業務の委託に係る仕様は適切かなどに着眼して検査を行った。検査に当たっては、平成 22、23 両年度に、35 地方事務所等が実施した独身寮の清掃等業務の委託計 76 件に係る積算額計 8068 万余円を対象として、国土交通本省及び 13 地方事務所等において、独身寮の清掃等業務が含まれている庁舎等清掃業務等の委

託に関する契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、残りの22地方事務所等については、関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

独身寮の清掃等の委託に係る共用部分の取扱いは、「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」(平成15年6月財理第2212号)によると、ワンルームタイプを除く独身寮の共同浴室、衛生設備等の特殊な共用部分については施設の適正な維持管理のため必要に応じて国が費用を負担することができるものの、廊下、階段等の共用部分については、国が費用を負担しない維持管理の範囲に該当し、全て被貸与者の共同負担とすることとされていた。

地方事務所等における独身寮の清掃等業務の実態をみると、従来、被貸与者に食事等を供する賄い業務の一環として行われていた。しかし、21年度以降、独身寮の賄い業務の廃止に伴い、34地方事務所等は、賄い業務の一環として行われていた独身寮の廊下、階段等の共用部分の清掃等業務を庁舎等清掃業務に含めるなどとする仕様を定め、これに基づき計74件の清掃等業務に係る費用の積算額を計7943万余円(22年度4037万余円、23年度3905万余円)としていた。

このように、地方事務所等において、独身寮の清掃等業務の委託に当たり、国が費用を負担しない共用部分を委託の範囲に含めて仕様を決定している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注) 34地方事務所等 中国、四国両地方整備局、宇都宮国道、利根川水系砂防、鬼怒川ダム統合管理、京浜港湾、信濃川下流河川、木曾川上流河川、静岡国道、豊橋河川、清水港湾、名古屋港湾、福井河川国道、琵琶湖河川、福知山河川国道、姫路河川国道、豊岡河川国道、神戸港湾、倉吉河川国道、徳島河川国道、四国山地砂防、松山河川国道、中村河川国道、小松島港湾・空港整備、高松港湾・空港整備、遠賀川河川、延岡河川国道各事務所、大町ダム管理所、札幌、函館、小樽、室蘭、釧路、帯広各開発建設部

(低減できた積算額)

前記のことから委託した22、23両年度の独身寮の清掃等業務に係る費用の積算額について、独身寮の廊下、階段等の共用部分を除き、修正計算すると計3630万余円(22年度1793万余円、23年度1836万余円)となり、前記の積算額に比べて約4310万円(22年度約2240万円、23年度約2060万円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、独身寮の清掃等業務の委託の実態を把握していなかったことにもよるが、独身寮の清掃等業務の委託に係る廊下、階段等の共用部分の取扱いについての認識が十分でなく、また、地方事務所等に対してその取扱いを周知していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は24年7月に地方事務所等に対して通知を発し、独身寮の清掃等業務の委託に当たり、独身寮の廊下、階段等の共用部分を委託の範囲に含めない取扱いとしていることを周知し、これに基づき地方事務所等に独身寮の清掃等業務に係る仕様を定めさせることにより、独身寮の清掃等業務に係る費用の積算を適切なものとする処置を講じた。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について

〔平成 21 年度決算検査報告 610 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 582 ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省の地方整備局等は、国営公園の維持管理業務を 3 財団法人に委託している。一方、各財団法人は、独立行政法人都市再生機構が国営公園に設置又は管理するレストラン、駐車場等の特定公園施設の営業及び管理業務を同機構との契約により行っている。しかし、維持管理業務に係る委託費の精算に当たって、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理業務に従事している職員の人件費について、それぞれの業務の従事割合が明確でないまま、その全額を維持管理業務の実支出額に計上したり、一般管理費について、維持管理業務等の業務の負担額の根拠が明確でないまま、維持管理業務の契約額で計上できる額と同額又はほぼ同額を実支出額に計上したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、地方整備局等に対して、各財団法人等に業務従事者の勤務状況を把握できる証拠書類を整備保管させたり、一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等を周知したりなどすることにより、維持管理業務の従事割合や負担額を把握し、実支出額を的確に確認する具体的な方法を指導するなどして、精算等を適切に行うよう国土交通大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省、地方整備局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22 年 10 月に事務連絡を発して、地方整備局等において国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等を適切に行うために、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理業務に従事している職員の従事割合について各財団法人等から定期的に勤務状況を把握できる勤務実績簿の提出を受けることにより実態把握に努めたり、一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等について各財団法人等から資料の提供を求めて確認するための試行策を実施したりなどしていた。

そして、国土交通省は、22、23 両年度に引き続き上記の実態把握等を一定期間行うことにより、今後、実支出額を的確に確認する具体的な方法を確立した上で地方整備局等を指導するなどして、維持管理業務に係る委託費の精算等を適切に行うこととしている。

(2) 道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財の発掘調査費用の算定について

〔平成 21 年度決算検査報告 622 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 583 ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置

道路整備事業に伴い埋蔵文化財が損壊等されることとなる場合に行われる発掘調査については、その原因者が必要な費用を負担することとされている。しかし、道路整備事業を行う

国道事務所等及び地方公共団体が、教育委員会に委託するなどして実施した発掘調査において、負担の対象とされていない教育委員会の職員の給与等を負担したり、必要最小限の範囲を超えて報告書の作成費用を負担したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、教育委員会の職員の給与等は原因者負担の対象とならないこと及び原因者負担の対象となる報告書作成費用の標準的な範囲をそれぞれ明確にするとともに、文化庁と協議の上で昭和46年に取りまとめた「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」(以下「取扱通知」という。)の趣旨を国道事務所等に対して改めて周知徹底し、地方公共団体に対しても同様に周知するよう国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施するに当たり、教育委員会の職員の給与等は原因者負担の対象とならないこと及び原因者負担の対象となる報告書作成費用の標準的な範囲をそれぞれ明確にするために、取扱通知に所要の規定を盛り込むことについて文化庁と引き続き協議を行っていた。

そして、文化庁との協議が整い次第、取扱通知を改訂して、その趣旨を国道事務所等に対して周知徹底し、地方公共団体に対しても同様に周知することとしている。

(3) 補助事業で取得した下水道用地の利用状況等について

〔平成21年度決算検査報告640ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告586ページ参照〕

1 本院が表示した意見並びに要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国庫補助事業により取得した終末処理場等の下水道用地において、未利用となっているものが多数あり、これらの中には、下水道計画上利用見込みがなくなっているものや、下水道計画を適切に見直すことにより利用が見込まれないこととなるもの又はその可能性があるものや、財産処分の承認を受けずに目的外使用を行っているものなどが見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して、①社会情勢の変化等を的確に反映した下水道計画等の見直しを早急に行い、施設の建設に必要な面積と不要な面積とを区分するなどの具体的な検討を求めるなどして、不要となった用地については譲渡等による有効活用を図らせたり、②用地の取得に当たっては利用が早期に図られるものを可能な限り優先するよう周知徹底したり、③目的外使用を行っているものについて財産処分の承認手続等をとらせるとともに、今後、法令等を遵守して、適正な手続及び所要の国庫納付を行うよう周知徹底したりするなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、並びに同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年12月に事業主体に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 速やかに下水道計画の点検を実施するとともに、既計画における想定と実態に差違が生じている場合には、建設予定の施設等の必要性、規模、配置等について具体的に検討し、

終末処理場等の用地についても、必要な面積の精査を行うなどして下水道計画の見直しを行うことを周知徹底した。また、今後は、具体的な用地の利用状況等について適宜報告を求めることとし、さらに、将来も下水道事業に利用する見込みがなくなった用地については、譲渡等による有効活用を図ることを周知徹底した。

イ 今後の用地取得に当たっては、交付の目的に沿った利用が早期に図られるものについて可能な限り優先するとともに、今後の交付金による用地取得の範囲を十分確認した上で交付申請を行うことを周知徹底した。

ウ 今後の用地の財産処分に当たっては、法令等を遵守して、適正な手続をとることとし、承認を受けずに財産処分を行っていたり、管理協定等を締結していなかったりしていた下水道用地については、速やかに法令等にのっとりた所要の手続をとることを周知徹底した。

そして、財産処分の承認手続等が必要な延べ85事業主体のうち延べ3事業主体については、23年3月に発生した東日本大震災により下水道用地が被災して目的外使用を継続することができなくなったことから手続を要しないことになり、これらを除いた全ての事業主体については、24年3月までに所要の手続等を完了した。

(4) 東京国際空港における保安料の徴収について

〔平成21年度決算検査報告655ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告587ページ参照〕

1 本院が表示した意見

国土交通省は、空港保安対策に要する費用の一部を賄うなどのために、ジェット機が国の管理する空港を離陸する場合の空港使用料として、旅客等の数に応じた額となるよう設定した保安料を航空会社から徴収している。ただし、東京国際空港を離陸する国際線については、保安料を徴収しないこととしている。しかし、空港保安対策は、国が管理するいずれの空港においても実施されているのであるから、空港の別や国際線、国内線の別を問わず、受益者負担の公平性の観点から統一的に保安料を設定する必要があると認められた。

したがって、国土交通省において、保安料設定の趣旨に沿って、東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料を徴収することとするよう、国土交通大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、関係機関との調整等を行い、24年3月に告示を改正して、同年4月分から東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料を徴収することとする処置を講じていた。

(5) 公営住宅における高額所得者等に対する明渡し等の促進等の措置の実施について

〔平成21年度決算検査報告658ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告588ページ参照〕

1 本院が表示した意見

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することを目的とし

て整備されるものである。しかし、公営住宅を管理している事業主体において、明渡請求を猶予すべき特別の事情がない高額所得者に対して明渡請求を行っていなかったり、連続して認定を受けている収入超過者に対して公的資金により整備された住宅等のあっせんを行っていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して高額所得者等に対する明渡請求等の措置の実施状況やこれらの明渡しの促進等の措置を講じたことによる明渡実績等を定期的に報告させるとともに、その報告内容や措置が十分に実施されていないと認められる事業主体を公表したり、当該事業主体に対して適切に措置を実施するよう技術的な助言を行ったりするなどして、法令等に定める措置の確実な実施を促すよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 22年12月に都道府県等に通知を発するなどして、高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施し、公営住宅の管理を適正に行うよう各事業主体に対して周知徹底するとともに、措置の実施状況等の調査を定期的に実施し報告させることとした。

イ 23年3月に高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施状況について調査を実施するとともに、その調査結果により、同年6月に、都道府県等に事務連絡を発するなどして、措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、適切に措置を実施するよう措置に係る留意事項等について技術的な助言を行った。

ウ 同年12月に2回目の高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施状況について調査を実施するとともに、その調査結果により、24年6月に、都道府県等に事務連絡を発するなどして、措置が適切に実施されていないと認められる事業主体を公表した。

(6) 府省共通業務・システムである公共事業支援システムの最適化計画の実施状況等について

〔平成21年度決算検査報告672ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告589ページ参照〕

1 本院が表示した意見

国土交通省は、各府省等に共通する業務・システムのうち、公共事業支援システムの最適化計画を策定して、入札情報公表サイトの一元化等の最適化を実施するとしている。しかし、システムを地域ごとに分散して運用していて、それらのシステムを一元化することによって効率化を図るなどの検討を十分行っておらず、簡素で効率的な政府の実現という最適化計画本来の目的を十分に達成していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、公共事業支援システムの最適化計画について、最適化の実施内容の再検証を行い、費用対効果に留意しつつ、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するために必要な見直しなどを行うよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年1月から3月にかけて、費用対効果に留意しつつ、システムの集約化等の検討を行い、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するために必要な見直しを行うなどの処置を講じていた。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 鉄道事業者に工事を委託する場合の管理費の精算等について

(平成22年度決算検査報告509ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

道路と鉄道とが交差する箇所等で道路に関する工事を補助事業等として鉄道事業者に委託して実施している道路管理者等が、委託工事の管理費の内訳等を確認しないまま精算していたり、こ線橋の橋桁の製作及び運搬を架設と分離して自ら発注することが可能であるのに鉄道事業者に委託していたり、統廃合を行わない踏切道の拡幅に係る舗裝修繕費の内容を確認しないまま委託工事費に含めて補助事業等の対象事業費としていたりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、鉄道事業者に対して管理費の根拠資料を道路管理者等に提出するよう指導するとともに、道路管理者等において管理費の内訳等を確認した上で精算を適切に行うよう都道府県等に助言すること、こ線橋の橋桁の製作及び運搬を架設と分離して実施する場合は道路管理者等が自ら発注し、やむを得ず鉄道事業者に委託する場合は理由を明確にするよう都道府県等に助言すること及び補助事業等の対象となる舗裝修繕費の範囲を明確にするるとともに、道路管理者等において補助事業等の対象事業費とする舗裝修繕費の内容を確認するよう都道府県等に助言することにより、委託工事における管理費の精算等を適切に行うよう、国土交通大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24年7月に地方運輸局に対して事務連絡を発して、道路管理者等が鉄道事業者に立体交差化により踏切道を除却する工事を委託する場合の管理費については、根拠資料を道路管理者等に提出することを鉄道事業者に指導するよう周知した。地方運輸局は、これを受けて、鉄道事業者に事務連絡を発するなどして指導した。

イ 同月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、①鉄道事業者に立体交差化により踏切道を除却する工事を委託する場合の管理費については、鉄道事業者に管理費の根拠資料を求めて、これに基づき管理費の内訳等を確認した上で精算を適切に行うこと、②こ線橋の橋桁の製作及び運搬を架設と分離して実施する場合については、道路管理者等において通常の公共工事として自ら発注して実施することとし、やむを得ず鉄道事業者に委託する場合は、その理由を明確にすること、③踏切道の統廃合を行わない場合、踏切道の拡幅における拡幅部の舗裝修繕に係る費用は、確認した実績に基づいた費用を補助事業の対象事業費とすることについて都道府県等に助言するよう周知した。地方整備局等は、これを受けて、都道府県等に事務連絡を送付するなどして助言した。

(2) キュービクル式の変電設備に係る移転補償費の算定について

(平成22年度決算検査報告515ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、道路整備事業に伴う移転補償費の算定に当たり、キュービクル式の変電設備(以下「キュービクル」という。)について、建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられている建築設備としていたり、機械設備としていたりしており、その取扱いが区々となっている事態が見受けられた。しかし、キュービクルは、建物と一体でなくても機能するもので、取り外して移設することが容易な特徴を有し、その更新期間は、一般に建物の標準耐用年数に比べて短いものとなっていることから、建築設備として移転補償費を算定するのではなく機械設備として算定するのが合理的であり、これによると、移転補償費も低減されることとなる。

したがって、国土交通省において、キュービクルの移転補償費を機械設備として算定することを仕様書等で明確にするとともに、地方整備局等に対して周知徹底を図り、また、都道府県等に対しても同様に助言することにより、移転補償費の算定を適切なものとする処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、キュービクルの移転補償費の算定に当たり、キュービクルを機械設備として取り扱うことを機械設備調査算定要領等において明確にして、同年4月の移転補償費の算定から適用することについて周知徹底を図るとともに、都道府県等に対しても同様の内容について助言するなどの処置を講じていた。

(3) 高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び管理について

(平成22年度決算検査報告518ページ参照)

1 本院が表示した意見並びに要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、高齢者の居住の安定を図るために、高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高優賃」という。)の整備等を行う事業者に対してその費用を補助する都道府県等に国庫補助金を交付している。しかし、空家等が多数発生している高優賃があったり、都道府県等が既存の空家等の状況を考慮せずに新たな高優賃の供給計画の認定を行っていたり、事業者が効果的な募集方法を採用していなかったりなどしている事態や、事業者が承認を受けずに目的外使用を行ったり、都道府県等が高齢者の募集方法等を十分確認しないまま目的外使用を承認したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、都道府県等に対して、高優賃制度等の趣旨について周知徹底するとともに、高優賃の整備に当たり、需要の予測、高齢者の要望の把握及び入居状況等の確認を適切に行ったり、高齢者の入居を促進するために、事業者が効果的な入居募集を行い、都道府県等及び所在市町村がその入居募集に協力したり、事業者が目的外使用を行う場合、法律等にのっとりたった手続をとることを徹底し、都道府県等が目的外使用を承認するか否かを判断する際、入居募集の方法や本来の目的等を踏まえた適切な審査を行ったりなど

するよう技術的な助言を行うとともに、目的外使用に係る手続等が適切でない住宅の事業者について、法律等に沿って是正のための措置を講じさせるよう必要な処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、並びに同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年1月に都道府県等に対して通知を発出して、次のような措置を講じていた。

ア 高優賃制度等の趣旨について周知徹底を図るとともに、管内の事業者及び所在市町村に対して周知し指導するよう、技術的な助言を行った。

イ 高優賃等の整備に当たっては、事業者が高優賃等を適切かつ効果的に計画するよう指導するとともに、所在市町村とも連携を図りつつ、需要の予測や高齢者の要望の把握に努め、また、既存の高優賃等の入居状況等の確認を適切に行うよう、技術的な助言を行った。

ウ 高齢者の入居を促進するために、事業者が効果的に入居募集を実施するよう誘導するとともに、都道府県等及び所在市町村の広報紙等を利用させるなど、事業者による入居募集に協力するよう、技術的な助言を行った。

エ 事業者が目的外使用を行う場合は、法律等にのっとりた手続をとらせることとし、また、都道府県等が目的外使用を承認するか否かを判断する場合には、入居募集の方法や高優賃本来の目的、家賃等の賃貸条件等について、形式的な審査のみに陥ることなく、実質的な審査を行うなどするよう、技術的な助言を行った。

オ 承認を受けていない、又は定期建物賃貸借契約によっていないなど、目的外使用に係る手続等が適切でない住宅の事業者に対して、法律等に沿って是正のための措置を講じさせるよう、技術的な助言を行った。そして、この助言に基づき都道府県等が講じた処置により、これら全ての事業者において是正の措置が執られた。

(4) 自動車損害賠償責任保険に係る無保険車対策について

(平成22年度決算検査報告527ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

国土交通省は、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済(以下、これらを合わせて「責任保険」という。)への加入の徹底を図り、無保険車の運行を防止するための対策(以下「無保険車対策」という。)として、監視活動及び街頭取締りを行っており、小型バイクの責任保険への加入状況に係る管理業務については、業者に請け負わせて実施している。また、これらの無保険車対策とは別に、運輸支局等の整備担当部門において、警察当局等と協力して、車検証は有効期間内かの確認等を行う街頭検査を行っている。しかし、監視活動及び街頭取締りが通達等に沿って行われていない事態や、無保険車対策が効果的に行われていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、無保険車対策については監視活動及び街頭取締りを通達に沿って適切に実施するよう地方運輸局等に対して周知徹底するとともに、管理業務については小型バイクの責任保険への加入状況に係るデータ(以下「契約データ」という。)をより

有効に活用できるような取組を行ったり、街頭取締りにおいて無保険車を発見した際には警察当局にその旨を伝達することや整備担当部門が街頭検査で車検切れ車を発見した際にはその情報を責任保険担当部門で活用することについて地方運輸局等に対して周知徹底したり、車検対象車も無保険車対策の対象として自動車登録検査業務電子情報処理システム(以下「MOTAS」という。)の情報を活用することなどについての検討を行ったりするよう、国土交通大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 監視活動及び街頭取締りについては、23年11月に地方運輸局等に対して事務連絡を発して、通達に沿って、監視活動を同一箇所において重複して行わないように注意したり、街頭取締りを1か月に1回程度実施したりするなど適切に実施することについて周知徹底を図った。
- イ 管理業務では、契約データにより責任保険への加入を促す警告ハガキを送付しているが、このことについて契約データをより有効に活用できるよう、同年12月に保険会社等に対して契約データの入力方法を統一するよう要請したことにより、保険会社等において入力方法の統一が図られた。
- ウ 街頭取締りにおいて無保険車を発見した際には協力して取締りを実施している警察当局にその旨を伝達すること及び整備担当部門が街頭検査で発見した車検切れ車についての情報を責任保険担当部門で活用することについては、同年11月に地方運輸局等に対して事務連絡を発して、周知徹底を図った。
- エ 無保険車対策として、車検対象車を対象としているMOTASの情報を活用するなどして車検切れ車に関するデータの収集及び分析を行い、無保険車対策の効果的な実施について検討した。

(5) 移動等円滑化に係る事業の実施について

(平成22年度決算検査報告533ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置及び求めた是正改善の処置

移動等円滑化に係る事業の実施に当たり、市町村において、施設設置管理者と連携した一体的な取組がなされておらず、生活関連経路の歩道に視覚障害者誘導用ブロック(以下「誘導ブロック」という。)を整備した効果が十分発現していない事態、駅前広場や歩道等のエレベーター、バス停留所及び車両乗入れ部において、障害者等が円滑に乗降又は移動できない状況となっている事態、誘導ブロック等を整備した歩道において、仮設の誘導ブロックを敷設することを占用工事等の許可条件等としていない事態、歩道拡幅等の移動等円滑化に資する踏切道拡幅工事において、鉄道事業者との間で十分な検討及び協議を行わないまま道路管理者が障害物検知装置の設置費用を負担している事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、移動等円滑化に係る事業が計画的かつ効果的に実施され、踏切道等における事業が適切に実施されるよう、市町村に対して、生活関連経路の施設

整備の効果を十分に発現させるため施設設置管理者と緊密に連携するよう周知したり、施設設置管理者に対して、エレベーター等の整備において設置場所等に応じた構造等を十分検討した上で実施することなどを周知したり、占用工事等について許可条件等の重要性を周知したり、踏切道拡幅工事を行う場合における障害物検知装置の費用負担の方法等について改めて周知するとともに必要な検討及び協議を行うことなどを周知したりするよう、国土交通大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 23年11月に各市町村に対して事務連絡を発して、生活関連経路の施設整備の効果を十分に発現させるために施設設置管理者と緊密に連携するよう周知した。

イ 24年2月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、地方整備局等から施設設置管理者に、①エレベーター等の整備において設置場所等に応じた構造等を十分検討した上で事業を実施することなどを周知したり、②占用工事等について許可条件等の重要性を周知したり、③踏切道拡幅工事を行う場合における障害物検知装置の費用負担の方法等について改めて周知するとともに必要な検討及び協議を行うことなどを周知したりするよう指示した。

(6) 岸壁の利用状況について

(平成22年度決算検査報告542ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省及び港湾管理者は、港湾整備事業として岸壁等の係留施設等の整備を実施している。しかし、船舶の大型化傾向により大水深岸壁を整備したものの航路及び泊地の整備がこれに対応していなかったり、貨物需要が十分見込めるものの所要の静穏度が確保されていないため荷役障害が発生していたり、連続するバース(一隻の船舶が占める施設の単位)から成り供用までに長期間を要する岸壁の整備を一括して行っていたことから貨物需要の動向の変化に対応できていなかったりしていたため、岸壁の利用が低調となっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、今後整備される岸壁が十分に利用され、岸壁、航路及び泊地が一体として機能するよう、港湾整備に関する港湾管理者との間の調整が十分に図られる体制を整えたり、貨物需要の動向等を十分踏まえて防波堤等の整備を促進する体制を整えたり、貨物需要の動向に柔軟に対応できる整備方法を採用したりすることについて港湾管理者に助言等を行うとともに、既に整備された岸壁が有効活用されるように、これら岸壁に係る航路、泊地及び防波堤について投資の重点化を図るよう、国土交通大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 国土交通本省は、24年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発し、これを受けて、地方整備局等は、①岸壁、航路及び泊地が一体として機能して対象船舶が支障なく入港できるよう、港湾整備に関して、地方整備局等と港湾管理者との相互間の調整が十分に図られる体制を整えたり、②所要の静穏度が確保されていないことによる荷役障害が生ずることがないように、貨物需要の動向等を十分踏まえて防波堤等の整備を促進する体制を整えたり、③連続するバースから成り供用までに長期間を要する岸壁を整備する際には、貨物需要の動向に柔軟に対応できる整備方法を探ったりするよう港湾管理者へ助言するなどしていた。

イ 国土交通本省は、既に整備された岸壁が有効利用されるよう、これらの岸壁に係る航路、泊地及び防波堤について24年度予算において投資の重点化を図った。

(7) 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金の規模について
て (平成22年度決算検査報告548、801ページ参照)

1 本院が表示した意見

国は、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の証券化支援事業等を円滑に実施させるため、証券化支援勘定及び住宅融資保険勘定(以下「証券化支援勘定等」という。)へ出資を行っている。そして、これらの政府出資金には、運用益対応出資金とリスク対応出資金の2種類があり、勘定ごとにそれぞれの必要額を算定している。しかし、国土交通省において、それぞれの出資金が果たしている役割に重複があることを政府出資金の必要額の算定に反映しておらず、また、機構において、不要財産の国庫返納に係る見直しが十分でないまま、政府出資金について必要額を超えて保有している事態が見受けられた。

したがって、国土交通省及び機構において、それぞれの出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、機構において国庫に返納したり、国土交通省において追加出資の際にその分を控除したりするなど必要な処置を講ずることにより、証券化支援勘定等における政府出資金を適切な規模とするよう、国土交通大臣及び独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省及び機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

すなわち、国土交通省及び機構は、24年3月末の機構の事業の一部廃止に伴う減資を反映した政府出資金の額を基に必要な政府出資金の額を算定して、運用益対応出資金のうち223億円について低減することとした。そして、このうち100億円については、国土交通省において同年4月に機構に追加出資を行う際にその額に相当する額を控除しており、残りの123億円については、機構において同年度中に国庫に返納して、政府出資金を減額することとした。

(8) 鉄道駅等の移動等円滑化について

(平成 22 年度決算検査報告 555 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国は、平成 22 年までに、1 日当たり利用者数が 5,000 人以上の駅全てについてエレベーター等による高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を確保するなどの移動等円滑化を実施する目標を定めており、鉄道事業者等が旅客施設等を新設等するときには、所定の省令(以下「円滑化基準」という。)に適合させなければならないこととしている。また、国土交通省は、旅客施設の標準的な整備内容等をガイドラインにより示している。そして、国土交通省は、駅の移動等円滑化を促進するために鉄道事業者等に対して補助金を交付している。しかし、鉄道事業者等が補助金により移動等円滑化のための設備を整備した駅において、設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないなど整備の効果が十分に発現していないなどの事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、鉄道事業者等に対して、円滑化基準及びガイドラインについて周知徹底を図るとともに、補助金により整備する移動等円滑化設備については原則として円滑化基準に適合させることを明確にしたり、補助金により整備された移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現するよう、当該設備周辺の整備の適切な実施に努めること、当該設備を適切に管理すること、移動等円滑化経路が隣接施設を経由する場合においては当該移動等円滑化経路の適切な確保に努めることなどについて周知したりするよう、国土交通大臣に対して 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、23 年 12 月に各地方運輸局鉄道部を経由して各鉄道事業者等へ通達を发出するなどして次のような処置を講じていた。

ア 円滑化基準及びガイドラインについて周知徹底を図り、補助金の交付を受けて実施する移動等円滑化設備の整備について、今後は原則として円滑化基準に適合するものとするを明確にした。

イ 補助金により整備された移動等円滑化設備については、当該設備周辺の整備の適切な実施に努めること、当該設備の維持管理を適切に実施すること、隣接施設を経由して移動等円滑化経路を確保する場合は円滑化基準に適合した経路となるよう当該施設を設置及び管理する者へ協力を依頼して、適切な移動等円滑化経路の整備及び確保に努めることなどについて周知した。

(9) 被災住宅再建対策事業費補助金により造成された基金規模の見直しについて

(平成 22 年度決算検査報告 563 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、阪神・淡路大震災により被災した住宅の再建を促進するため、兵庫県が行う被災住宅再建対策事業に対して国庫補助金を交付して、兵庫県は交付を受けたこの国庫補助金と同額の補助金を財団法人兵庫県住宅建築総合センターに交付している。そして、同センターは、これにより住宅復興助成基金を造成して、再建住宅の建設又は購入を行う者が独立行政法人住宅金融支援機構(平成 19 年 3 月 31 日以前は住宅金融公庫)等から貸付けを受け

る場合に、貸付利率のうち2.5%を超える部分(最大で0.5%)の利息相当額について5年間利子補給を行う業務を行っている。しかし、9年9月以降は、貸付利率が2.5%を下回っていることなどから、17年度以降は、利子補給業務の実績がなく、今後における基金の需要額に対し過大となっている額が、基金規模の見直しを行わないまま利子補給業務の完了まで当該基金に滞留する見込みとなっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、早期に国庫に返納させる手続を進めるなどして、基金規模の見直しを図る処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省及び兵庫県において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、利子補給業務に使用する見込みのない資金を早期に国庫に返納させる手続の詳細について兵庫県と調整を行い、24年3月に、使用する見込みのない資金のうち一部を国庫に返納させるとともに、残額についても26年3月までに返納することとした報告書の提出を受けるなどして、基金規模の見直しを図る処置を講じていた。

(10) 土砂災害警戒区域等の指定等に関する基礎調査の活用について

(平成22年度決算検査報告566ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)等に基づき都道府県が行う基礎調査に対して補助を行っている。そして、都道府県はこの基礎調査に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下、これらを合わせて「警戒区域等」という。)を指定することができ、市町村は警戒区域等の指定があったときは、土砂災害防止法に定められた警戒避難体制の整備に関する所定の手続を行わなければならないこととされている。しかし、基礎調査の結果の受領後、長期間にわたり道府県が警戒区域等の指定を行っていなかったり、市町村が土砂災害警戒区域の指定後に所定の手続を行っていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、基礎調査の結果をより早期に活用できるよう、都道府県に対して、今後の基礎調査の実施に当たっては、基礎調査を行う地区単位の適切な設定や、基礎調査終了後に行われる事務のうち、あらかじめ対応が可能なものについて実施するなどの検討を行うこと、地元市町村と十分な意見調整を行うこと、市町村が行う所定の手続の実施状況について情報共有・連携を図り適切な支援に努めることなどを助言するよう国土交通大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年4月に、各都道府県に対して

通知等を発して、基礎調査の結果をより早期に活用できるよう次のような処置を講じていた。

- ア 基礎調査を行う単位を一定の地区単位等、地域特性を考慮して適切に設定すること、区域指定に係る業務の効率化、迅速化等を図り、基礎調査後速やかに区域指定を行うよう更に検討を進めることを助言した。
- イ 基礎調査の実施に当たって調査の実施箇所や区域指定の進め方について市町村と十分意見交換を行い、必要に応じ地域住民の意識等を把握することを助言した。
- ウ 市町村に対して、土砂災害警戒区域において警戒避難体制が整備されるよう、市町村地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を記載する取組や土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップの作成、配布等を行う取組について十分な周知を行い、これらの取組について情報共有や連携を図ること、土砂災害警戒情報等の避難の判断に資する情報の提供並びにハザードマップの作成に関する資料の提供及び技術的助言を行うこと、住民等の防災意識の向上に資するための土砂災害防止教育等の実施について積極的な支援に努めることを助言した。

(11) 耐震強化岸壁等の管理等について

(平成 22 年度決算検査報告 572 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

大規模地震発生直後の緊急物資輸送対応及び幹線貨物輸送対応のために国土交通省及び港湾管理者等が整備した耐震強化岸壁等について、①港湾管理者等が、耐震強化岸壁背後の荷さばき地等に大規模地震発生直後の利用に支障を来すおそれのある構造物等を存置するなどしていたり、②旧技術基準に基づき設計された耐震強化岸壁について、耐震性能の再点検を行っていなかったり、③耐震強化岸壁上に設置されたクレーンについて、免震化対策が行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、①耐震強化岸壁背後の荷さばき地等の適切な運用及び管理を行ったり、②耐震性能の再点検を行っていない耐震強化岸壁については、耐震性能の再点検を行い、その点検結果に対応した整備を実施するための維持管理に係る計画等を策定したり、③耐震強化岸壁上に設置しているクレーンのうち免震化対策を行っていないものについては、免震化対策等を検討したりすることなどについて港湾管理者に対して助言等をするよう、国土交通大臣に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 3 月に各地方整備局等に対して事務連絡を発し、これを受けて、各地方整備局等は、港湾管理者に対して①耐震強化岸壁背後の荷さばき地等について適切な運用及び管理を行ったり、②耐震性能の再点検を行い、その点検結果に対応した整備を実施するための維持管理に係る計画等を策定したり、③クレーンの免震化対策やクレーンが被災した場合の代替策を作成したりすることについて助言を行うなどの処置を講じていた。

第12 環 境 省

不 当 事 項

補 助 金

(290) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (305)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 (項)生物多様性保全等推進費 (項)環境・経済・社会の統合的向上費 厚生省所管 一般会計 (組織)厚生本省 (項)環境衛生施設整備費 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費 〔平成18年度以前は、財務省、経済産業省及び環境省所管 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費〕
部 局 等	環境本省、九州地方環境事務所、3県
補助等の根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、予算補助
補助事業者(事業主体)	都、県7、市4、一部事務組合1、会社等7、計20補助事業者 (都、県6、市4、一部事務組合1、会社等7、計19事業主体)
間接補助事業者(事業主体)	1会社(1事業主体)
補助事業等	地域グリーンニューディール基金造成事業、二酸化炭素排出抑制対策事業、循環型社会形成推進交付金事業等
事業費等の合計	5,544,284,297円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	2,127,971,250円
不当と認める事業費等の合計	507,111,316円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	199,774,825円

1 補助金等の概要

環境省(平成13年1月5日以前は、環境庁及び厚生省)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、27 都道府県及びその管内の 189 市町村等並びに 52 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、8 都県、4 市、1 一部事務組合、7 会社等、計 20 事業主体が実施した地域グリーンニューディール基金造成事業、二酸化炭素排出抑制対策事業、循環型社会形成推進交付金事業等に係る国庫補助金 199,774,825 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの
 - 8 件 不当と認める国庫補助金 40,325,171 円
- (2) 補助の対象とならないもの
 - 3 件 不当と認める国庫補助金 92,737,000 円
- (3) 補助金を過大に受給していたもの及び補助の対象とならないもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 48,239,000 円
- (4) 補助の目的外に使用していたもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 7,455,654 円
- (5) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 5,250,000 円
- (6) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 4,596,000 円
- (7) 補助金を過大に受給していたもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 1,172,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの
 - 8 件 不当と認める国庫補助金 40,325,171 円

地域グリーンニューディール基金により実施した事業において、基金事業の対象とならないもの、基金事業対象経費を過大に精算していたものなど

(8 件 不当と認める国庫補助金 40,325,171 円)

地域グリーンニューディール基金(以下「基金」という。)は、平成 21 年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱(平成 21 年 7 月環境事務次官通知)に基づき、都道府県及び政令指定都市(以下「事業主体」という。)が、国から地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて平成 21 年度に造成したものである。そして、事業主体は、地域グリーンニューディール基金事業実施要領(平成 21 年 7 月環境省総合環境政策局長通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、21 年度から 23 年度までの間に、基金を財源として、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげるために、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業(以下「基金事業」という。)を実施している。

事業主体は、自ら基金事業を実施する場合は、原則として事業費相当額を基金から取り崩して使用

し、管内の市区町村等が基金事業を実施する場合は原則として事業費相当額を基金から取り崩して補助金(以下「県等補助金」という。)を当該市区町村等に交付することとなっている。

そして、実施要領によると、基金事業は、太陽光発電設備、LED 照明器具、複層窓ガラス等の導入等を実施することとされており、このうち LED 照明器具の導入については、電球のみの交換は対象とされていない。また、基金事業の対象となる経費(以下「基金事業対象経費」という。)は、事業を実施するために必要な設計費、本工事費、付帯工事費等とされており、このうち付帯工事費については、本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限の範囲の経費とされている。

本院が事業主体である 22 都道府県及び 9 政令指定都市並びに県等補助金の交付を受けた 55 市区町等において会計実地検査を行ったところ、3 県及び 1 政令指定都市並びに 4 市区等において、本工事費に付随する直接必要な工事に要する経費とは認められない工事費を基金事業対象経費に含めたり、基金事業対象経費を過大に精算したりなどしていたため、取り崩された基金計 40,325,171 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体及び市区等において基金事業対象経費の算定に対する理解が十分でなかったこと、市区等において工事の内容の確認が十分でなかったこと、事業主体において実績報告書の審査及び市区等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	実施年度	基金使用額	左に対する国庫 補助金等交付額	不当と認める基 金使用額	不当と認める国 庫補助金等相当 額
			千円	千円	千円	千円
(290) 環境本省	埼玉県	22、23	18,280	18,280	15,498	15,498

埼玉県は、民間事業者と、電動アシスト自転車及び駐輪場を共用し、従来の自動車移動から自転車移動に転換するための事業(以下「自転車転換事業」という。)を実施し、これに係る事業費平成 22 年度 8,883,000 円、23 年度 9,397,500 円、計 18,280,500 円(国庫補助金相当額同額)を基金から取り崩して使用していた。同県は、22 年度に大宮及び浦和地区において駐輪ラックの整備及び配車管理システム等の構築を、23 年度に川口地区において駐輪ラックの整備及び配車管理システム等の構築並びに大宮及び浦和地区において駐輪ラックの増設をそれぞれ行っており、基金事業対象経費に自転車転換事業の事業効果を確認するための効果計測等に係る経費を含めていた。

しかし、実施要領によれば、効果計測や維持管理に係る経費等は、本件事業の対象にならないものであった。また、同県は、23 年度の川口地区における自転車転換事業を 24 年度以降は実施しないこととし、整備した駐輪ラックを 24 年 4 月に取り外して、川口地区における事業を中止して、本件基金事業の目的を達成していないと認められる。

したがって、22 年度における効果計測等に係る経費 6,352,152 円及び 23 年度における川口地区の自転車転換事業に要した経費 9,146,802 円、計 15,498,954 円を除いて適正な基金事業対象経費を算定すると 2,781,546 円となり、前記の事業費計 18,280,500 円はこれに比べて 15,498,954 円過大になっており、これに係る国庫補助金相当額 15,498,954 円が不当と認められる。

(291) 環境本省	さいたま市	22、23	82,082	82,082	7,684	7,684
------------	-------	-------	--------	--------	-------	-------

さいたま市は、西部文化センター及び大宮南部浄化センターの太陽光発電設備の設置工事等を工事費等計 82,082,700 円(国庫補助金相当額同額)で実施し、これに付帯工事費として屋上の防水改修 1,180 m²の工事費(直接工事費 6,303,044 円)及び非常用白熱灯の交換工事費(直接工事費 259,500 円)を含めていた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国庫 補助金等交付額 千円	不当と認める基 金使用額 千円	不当と認める国 庫補助金等相当 額 千円
(292) 環境本省	東京都	22	15,864	15,864	2,925	2,925

しかし、防水改修工事は、太陽光発電設備の基礎部分以外は、太陽光発電設備の設置に付随する直接必要な工事ではなく、単に建物の維持修繕工事であった。また、非常用白熱灯の交換工事は、消費電力が一基当たり 40W から 45W に増加していて温室効果ガスの排出の抑制効果が見込めない工事であった。

したがって、防水改修工事費及び非常用白熱灯の交換工事費等計 7,684,380 円は基金事業の対象とならず、これに係る国庫補助金相当額 7,684,380 円が不当と認められる。

東京都は墨田区に対して県等補助金を交付しており、同区は同区庁舎の LED 照明器具等の設置工事を工事費 15,864,758 円(うち県等補助金 15,864,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施し、LED 照明器具を計 355 台設置したとする基金事業の実績報告書を提出していた。

しかし、このうち 55 台について、設計では照明器具一式の交換であったのに実際は電球のみの交換となっていたり、既存分が非常灯付ライトであったものについて設計どおりに非常灯付ライトではない LED 照明器具へ交換すると建築基準法等による非常灯の設置義務違反に当たるおそれがあることから、実際には交換しなかったりなどしていた。

したがって、上記の 55 台を除くなどして適正な工事費を算定すると 12,939,948 円となり、県等補助金の対象となる事業費は 12,939,948 円、県等補助金は 12,939,000 円となることから、基金事業対象経費は 12,939,000 円となり、前記の県等補助金 15,864,000 円はこれに比べて 2,925,000 円過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額 2,925,000 円が基金から過大に取り崩され使用されていた。

(293) 環境本省	山梨県	22	29,534	29,534	1,742	1,742
------------	-----	----	--------	--------	-------	-------

山梨県は、富士吉田合同庁舎の太陽光発電設備の設置工事等を工事費等計 29,534,750 円(国庫補助金相当額同額)で実施し、これに付帯工事費として屋根の塗装 664㎡の工事費(直接工事費 1,436,632 円)を含めていた。

しかし、塗装工事は、太陽光発電設備の設置に付随する直接必要な工事ではなく、単に建物の維持修繕工事であった。

したがって、塗装工事に要した工事費等計 1,742,639 円は基金事業の対象とならず、これに係る国庫補助金相当額 1,742,639 円が不当と認められる。

(294) 環境本省	岐阜県	21	27,688	27,688	1,254	1,254
------------	-----	----	--------	--------	-------	-------

岐阜県は飛騨市に対して県等補助金を交付しており、同市は同市庁舎の複層窓ガラス改修工及び屋上断熱防水改修工の工事を工事費 29,190,000 円(うち県等補助金 27,688,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施し、このうち、複層窓ガラス改修工については、工事内容の変更に伴い、当初設計における施工面積を変更した上で、基金事業の実績報告書を提出していた。

しかし、同市は、この施工面積の修正に当たり、工事内容の変更の確認が十分でなかったため、正しい施工面積が 452㎡(補助対象面積 448.5㎡)となるところを 488.8㎡(同 487㎡)としていた。

したがって、正しい施工面積に基づくなどして適正な工事費を算定すると 27,956,250 円となり、県等補助金の対象となる事業費は 26,434,800 円、県等補助金は 26,434,000 円となることから、基金事業対象経費は 26,434,000 円となり、前記の県等補助金 27,688,000 円はこれに比べて 1,254,000 円過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額 1,254,000 円が基金から過大に取り崩され使用されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	実施年度	基金使用額	左に対する国庫 補助金等交付額	不当と認める基 金使用額	不当と認める国 庫補助金等相当 額
			千円	千円	千円	千円

(295) 環境本省 鳥取県 22 12,681 12,681 3,256 3,256
鳥取県は、布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園内の外灯をLED照明器具に改修する工事を工事費12,681,900円(国庫補助金相当額同額)で実施し、これに付帯工事費として構内配電線路改修工事等に係る工事費(直接工事費2,426,795円)を含めていた。

しかし、構内配電線路改修工事等は、外灯をLED照明器具に改修する工事に付随する直接必要な工事ではなく、単に既存設備の維持修繕工事であった。

したがって、構内配電線路改修工事等に要した工事費等計3,256,562円は基金事業の対象とならず、これに係る国庫補助金相当額3,256,562円が不当と認められる。

(296) 環境本省	熊本県	21、22	20,000	20,000	5,688	5,688
------------	-----	-------	--------	--------	-------	-------

熊本県は菊池市に対して県等補助金を交付しており、同市は市庁舎の太陽光発電設備の設置工事等を工事費計94,132,500円(うち県等補助金20,000,000円、国庫補助金相当額同額)で実施し、太陽光発電設備のうち太陽光パネル(総重量2,737kg)を市庁舎敷地内の昭和43年に建設された車庫(鉄骨等造平屋建413.1㎡)の屋根に設置していた。

しかし、同市は、太陽光パネルの重量を考慮するなどした設計を行っていなかったため、本院の検査を踏まえて、当該車庫について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)等に沿って耐震診断を行ったところ、当該車庫は桁行方向で構造耐震指標の値が0.37及び0.38となり、必要とされる値0.6を大幅に下回っていた。

したがって、太陽光パネルを設置した車庫は、地震時における所要の安全度が確保されていない状態になっており、太陽光パネルの設置場所として適切でなく、太陽光発電設備の設置工事に係る国庫補助金相当額5,688,789円が不当と認められる。

(297) 環境本省	大分県	21、22	76,133	76,133	2,274	2,274
------------	-----	-------	--------	--------	-------	-------

大分県は大分県立病院に対して県等補助金を交付しており、同病院は太陽光発電設備の設置工事等を工事費計76,133,400円(県等補助金同額、国庫補助金相当額同額)で実施し、これに付帯工事費として屋上の伸縮目地1,083mの修繕費(直接工事費1,649,000円)を含めていた。

しかし、屋上の伸縮目地の修繕は、太陽光発電設備の設置に付随する直接必要な工事ではなく、単に建物の維持修繕工事であった。

したがって、屋上の伸縮目地の修繕に要した工事費等計2,274,847円は基金事業の対象とならず、これに係る国庫補助金相当額2,274,847円が不当と認められる。

(290)-(297)の計			282,265	282,265	40,325	40,325
---------------	--	--	---------	---------	--------	--------

(2) 補助の対象とならないもの 3件 不当と認める国庫補助金 92,737,000円
交付の対象とならない管理棟の整備等に要した費用を交付の対象としていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 80,648,000円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円

(298) 愛知県	豊田市	循環型社会形成推進交付金	20~22	1,743,079 (1,406,991)	468,996	241,947 (241,947)	80,648
-----------	-----	--------------	-------	--------------------------	---------	----------------------	--------

この交付金事業は、豊田市が、刈草及びせん定枝等の堆肥化によりごみ焼却処理量を抑制するため、受入前処理・発酵ヤード棟、脱臭棟、管理棟等から成る有機性廃棄物リサイクル推進施設を整備したものである。

循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月環境事務次官通知)等によると、有機性廃棄物リサイクル推進施設を整備において、交付の対象となる設備の範囲は、施設に直接必要な受入・貯留・供給設備、前処理設備等及びこれらの設備を補完する搬入車両に係る洗車設備、電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備等とされている。

そして、同市は、平成20年度から22年度までの間に、本件交付金事業を事業費1,743,079,800円(交付対象事業費1,406,991,935円)で実施したとして、愛知県に実績報告書を提出し、これにより交付金468,996,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、本件交付金の交付の対象とならない管理棟の整備や植樹等に要した費用を交付対象事業費に含めていた。

したがって、管理棟の整備、植樹等に要した費用計241,947,677円は本件交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額80,648,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件交付金の交付の対象となる設備等の範囲についての理解が十分でなかったこと、また、同県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

補助の対象とならない既存の設備等の維持修繕等に要した費用について補助金が交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 10,221,000円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(299) 環境本省	北九州市	二酸化炭 素排出抑 制対策	19	178,575 (178,575)	89,287	20,443 (20,443)	10,221

この補助事業は、北九州市が、地域の核である学校において校舎の温熱環境の向上等を図り、二酸化炭素排出量の削減を行うことを目的として、市立曾根東小学校の特別教室棟や屋内運動場の改修等を実施したものである。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱(平成15年9月環境事務次官通知)によれば、補助の対象となる経費は、地方公共団体が設立した学校における二酸化炭素排出削減効果を有する省エネルギー改修、代替エネルギー機器導入等を最も効果的に組み合わせた施設を整備に要した設計費、本工事費、付帯工事費等とされている。

同市は、本件補助事業を事業費178,575,978円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、平成20年4月に環境本省に実績報告書を提出し、これにより国庫補助金89,287,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、二酸化炭素削減効果を有する省エネルギー改修等には該当しない屋内運動場のステージ下の改修、バスケットゴールの更新、放送設備の設置等の既存の設備等の維持修繕等に要した費用を補助対象事業費に含めていた。

したがって、上記既存の設備等の維持修繕等に要した費用20,443,644円は補助金の交付対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額10,221,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において適正な国庫補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、また、環境本省において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

承認された計画の規模を超える施設の整備に要した費用を交付の対象としていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,868,000 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(300) 岡山県	備前市	循環型社会形成推進交付金	20	13,456 (13,456)	4,485	5,603 (5,603)	1,868

この交付金事業は、備前市が、廃棄物の排出の抑制、再生利用等のための廃棄物処理施設として、家庭から発生する古紙類を回収してから引取業者に引き渡すまでの間保管するためのストックヤードを整備したものである。

循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月環境事務次官通知)等によれば、循環型社会形成推進交付金の交付対象となる事業は、市町村(一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。)が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する基本方針に沿って策定し環境大臣の承認を得た「循環型社会形成推進地域計画」(以下「地域計画」という。)に基づく事業とされている。

同市は、平成18年2月に年間544tの古紙類を処理するために60㎡のストックヤードを整備する必要があるとした地域計画を岡山県を通じて環境大臣に提出し、同年3月に環境大臣の承認を受けていた。そして、同市は、本件交付金事業を事業費13,456,800円(交付対象事業費同額)で実施したとして、21年3月に同県に実績報告書を提出し、これにより交付金4,485,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、地域計画に定められた60㎡の2倍以上の126㎡のストックヤードを整備し、これに要した費用の全額を交付対象事業費としていた。

したがって、地域計画に定められた規模を超える施設の整備に要した費用5,603,800円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金相当額1,868,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、また、同県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金を過大に受給していたもの及び補助の対象とならないもの

1件 不当と認める国庫補助金 48,239,000 円

補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったり、補助の対象とならないしゅん工式に係る経費等について補助金が交付されていたりなどしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 48,239,000 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(301) 環境本省	室蘭新工ネ開発株式会社	二酸化炭素排出抑制対策	17~19	1,436,847 (1,436,847)	718,423	86,847 (86,847)	48,239

この補助事業は、室蘭新エネ開発株式会社が、エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減するために、風力発電設備2基及び太陽光発電設備1基を整備したものである。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱(平成15年10月環境大臣通知。以下「交付要綱」という。)によれば、補助の対象となる経費は事業を行うために必要な工事費、事務費等とされており、このうち事務費は、事業実施のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、旅費、需用費等とされている。そして、①補助対象経費の実支出額と環境大臣が必要と認めた額である基準額とのいずれかを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額、②総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額及び③補助対象経費の実支出額から投資回収見込み及び事業者の投資選好を考慮して算定される額を控除した額をそれぞれ算出して比較し、最も少ない額を国庫補助金交付額とすることとされている。

また、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務を生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得した施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、補助事業者は当該施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、補助事業の事業主体は、交付要綱により、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

そして、同会社は、平成17年度事業(18年度繰越分を含む。)及び18年度事業(19年度繰越分を含む。)において、本件補助事業を事業費両年度計1,436,847,825円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、環境本省に実績報告書を提出し、これにより国庫補助金計718,423,000円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、消費税の確定申告の際に、本件補助事業の工事費等に係る消費税額17年度事業37,450,000円、18年度事業30,050,000円、計67,500,000円を仕入税額控除していたのに、これに係る報告及び返還を行っていなかった。

また、同会社は、事業実施のために直接必要な事務に要した費用とは認められないしゅん工式に係る経費や業務内容が確認できない委託作業に係る経費等計19,347,825円を17年度事業の事務費として補助対象経費の実支出額に含めていた。

したがって、補助対象経費の実支出額から本件補助事業における仕入税額控除に係る消費税相当額、事業実施のために直接必要のない経費等を除くなどして、適正な国庫補助金交付額を算定すると計670,184,000円となり、本件国庫補助金交付額計718,423,000円はこれに比べて48,239,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において国庫補助金交付額の算定に対する認識が十分でなかったこと、また、環境本省において本件補助事業の実績報告書の審査及び同会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の目的外に使用していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 7,455,654 円

廃棄物処理施設整備事業により整備した施設の一部を補助の目的外に使用していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 7,455,654 円)

第3章
第1節
第12
環境省

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(302) 滋賀県	湖北広域行 政事務セン ター	廃棄物処 理施設整 備	8～10	1,156,022 (1,088,563)	272,139	32,338 (30,609)	7,455

この補助事業は、湖北広域行政事務センター(一部事務組合。以下「センター」という。)が、平成8年度から10年度までの間に、廃棄物再生利用施設として、対象地域から発生するペットボトル等の処理のため、選別棟、管理棟等から成るリサイクルプラザを整備したものである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定等によると、補助事業者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用したり、貸し付けたりなどするときは、当該補助事業を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとされている。

そして、センターは、ペットボトル等の処理を行う選別棟、会議室、事務室、多目的ホール及び分別収集した紙パックを原料として再生紙づくりを行う紙すき室を備えた管理棟等から成るリサイクルプラザの整備を事業費1,156,022,000円(うち国庫補助対象事業費1,088,563,000円)で実施したとして、11年3月に滋賀県に実績報告書を提出し、これにより国庫補助金272,139,000円の交付を受けていた。

しかし、センターは、上記のリサイクルプラザに係る業務のほか、一般廃棄物処理施設や火葬場に係る事務等のセンターの固有業務を行っており、11年3月に完成したりサイクルプラザの管理棟(延床面積1,012.7㎡、国庫補助対象事業費206,243,882円)のうち、12年8月から会議室40.0㎡、事務室40.0㎡及び多目的ホール96.0㎡の一部56.0㎡を、15年4月から紙すき室14.3㎡を、いずれも環境大臣(13年1月5日以前は厚生大臣)の承認を受けずにセンターの固有業務に係る事務室等として使用していた。

したがって、本件補助事業により整備したりサイクルプラザの管理棟のうち、上記の会議室等計150.3㎡(国庫補助対象事業費30,609,000円)が12年8月又は15年4月から補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額計7,455,654円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、本件補助事業により整備した施設の使用に当たって、施設の適正な管理に対する認識が十分でなかったこと、滋賀県において、センターに対する施設の管理についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,250,000 円

二酸化炭素排出抑制対策事業の実施に当たり、対象とならない経費を含めて国庫補助対象事業費を算定したため、補助金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,250,000 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(303) 環境本省	(注1) 大分交通株式会社等5会社	二酸化炭素排出抑制対策	22	585,053 (521,743)	260,871	63,309 (10,500)	5,250

(注1) 大分交通株式会社等5会社 5会社は共同で本件補助事業を実施しており、大分交通株式会社が代表事業者、大分バス株式会社、亀の井バス株式会社、大分ICカード開発株式会社及び株式会社二モカの4会社が共同事業者となっている。

この補助事業は、大分交通株式会社等5会社(以下「大分交通等」という。)が、大分・別府都市圏の公共交通の利便性を向上させることによりマイカー利用からの転換を促進して二酸化炭素の排出量を抑制するため、路線バスへのICカードシステムの導入に必要なサーバ、車載機等の設備の整備を実施したものである。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(総合環境政策分野[民間団体]交付要綱(平成22年2月環境大臣通知。以下「要綱」という。))によると、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費等の実支出額(以下「対象経費実支出額」という。)とを比較して少ない方の額を国庫補助対象事業費とし、これに2分の1を乗じて得た額を国庫補助金交付額とすることとされている。また、当該補助事業において、仕入税額控除の対象となる消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して総事業費や対象経費実支出額を算出することとされている。

そして、大分交通等は、本件補助事業について、ICカードシステムの導入に必要な設備の整備に要した費用にICカードの普及に係る広告宣伝費等を加えて総事業費を585,053,386円と算出し、これから社団法人大分県バス協会の助成金10,500,000円を控除した574,553,386円と、ICカードシステムの導入に必要な設備の整備に要した費用から仕入税額控除の対象となる消費税相当額を減額した対象経費実支出額521,743,701円とを比較し、少ない方の額の521,743,701円を国庫補助対象事業費とする実績報告書を環境本省に提出し、これにより国庫補助金260,871,000円の交付を受けていた。

しかし、要綱によると、当該補助事業は、二酸化炭素の排出の抑制を目的とした面的な対策を推進するために必要な設備を整備する事業とされており、大分交通等がICカードシステムの導入に必要な設備の整備に該当しないICカードの普及に係る広告宣伝費等を総事業費に含めていたのは適切とは認められない。また、本件補助事業において、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになっており、大分交通等が、対象経費実支出額についてはこれを減額して算出していたのに、総事業費については減額せずに算出していたことは適切とは認められない。

そこで、上記の広告宣伝費等及び仕入税額控除の対象となる消費税相当額を除いて適正な総事業費を算定すると521,743,701円となり、これから助成金10,500,000円を控除した額は511,243,701円となるため、対象経費実支出額521,743,701円よりも少なくなる。

したがって、上記511,243,701円に2分の1を乗じて適正な国庫補助金交付額を算定すると255,621,000円となり、本件国庫補助金交付額260,871,000円は、これに比べて5,250,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大分交通等において国庫補助金交付額の算定についての理解が十分でなかったこと、また、環境本省において本件補助事業の実績報告書の審査及び大分交通等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 仕入税額控除 確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税を控除すること

(6) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 4,596,000 円

二酸化炭素排出抑制対策事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,596,000 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(304) 九州地方 環境事務 所	松原地域地 球温暖化対 策委員会	二酸化炭 素排出抑 制対策 ^{ひばる}	22	20,680 (20,680)	6,893	13,787 (13,787)	4,596

この補助事業は、福岡市南区松原地域の居住者を会員としている松原地域地球温暖化対策委員会(以下「委員会」という。)が、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的として、松原地域の7町内会が維持管理している街路灯(84基)について水銀灯から省エネルギー効果の高い無電極放電ランプに取り替えるなどの工事を実施したものである。

そして、委員会は、委員会の経理責任者が代表取締役を務める会社に上記の工事を契約金額20,680,000円で請け負わせ、本件補助事業を事業費20,680,000円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、九州地方環境事務所に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金6,893,000円の交付を受けていた。

しかし、この契約金額は水増しされたものであって、実際には、委員会は、上記の契約金額全額を同会社に一旦支払い、実績報告書提出後に同会社から13,787,000円の返金を受けていた。

したがって、適正な国庫補助対象事業費は6,893,000円となり、前記の国庫補助対象事業費20,680,000円との差額13,787,000円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額4,596,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、委員会において補助事業の適正な実施及び経理に対する認識が欠けていたこと、同事務所において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 補助金を過大に受給していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,172,000 円

補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,172,000 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	間接補助事 業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(305) 環境本省	青 森 県	株式会社岩 木スカイラ イン	環境保全 施設整備	22	52,668 (49,224)	24,612	2,508 (2,344)	1,172

この補助事業は、株式会社岩木スカイラインが、自然環境の保全及び登山利用の安全確保を図るため、岩木山八合目に排水・し尿処理施設(トイレ)を整備したものである。

そして、同会社は、補助対象事業費に補助事業で取得した施設等に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて事業費 52,668,000 円(うち補助対象事業費 49,224,000 円)で実施したとして、平成 23 年 3 月に青森県に実績報告書を提出して、これにより補助金 24,612,000 円の交付を受けていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務を生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得した施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、補助金の交付要綱により、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、同会社は、消費税の確定申告の際に、本件補助事業に係る消費税額 2,508,000 円を仕入税額控除していたのに、これに係る補助金相当額 1,172,000 円について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、同県において補助事業における消費税の取扱いについての指導及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

浄化槽整備事業の実施に当たり、浄化槽を設置する個人等が、浄化槽の使用の実情を考慮するよう実施要綱等に明記し、適正な規格の浄化槽が設置されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項) 廃棄物処理施設整備費 (項) 北海道開発事業費 (項) 離島振興事業費 (項) 地域再生推進費
部 局 等	環境本省
交付の根拠等	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、予算補助
交付金事業者(事業主体)	市 307、町 298、村 31、計 636 市町村
交付金事業	浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業
交付金事業の概要	浄化槽の設置又は改築を行う個人等に対してこれらに要する費用を市町村が助成する事業又は市町村が自ら浄化槽を整備する事業を行った場合に、その費用の一部を国が交付するもの
国庫交付金対象事業費	444 億 2340 万余円(平成 20 年度～22 年度)

上記に対する国庫交付金相当額	157億5891万余円(平成20年度～22年度)
規格が過大となっている浄化槽を設置して国庫交付金相当額に開差額が生じている事業主体とその開差額	市269、町235、村20、計524市町村 5億1006万円(平成20年度～22年度)
規格に対し、使用人員等が超過している浄化槽に対して国庫交付金の交付を受けた事業主体とその交付額	市71、町33、村1、計105市町村 3066万円(平成20年度～22年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

浄化槽整備事業に係る浄化槽の規格について

(平成24年10月26日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 浄化槽整備事業の概要

(1) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の概要

貴省は、中山間地域等の地形や集落形成の特性から公共下水道等の集合処理施設による集合処理が適さない地域において、快適な住環境の形成及び公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、し尿と台所、浴室等からの雑排水とを併せて処理する浄化槽(以下、単に「浄化槽」といい、し尿のみを処理する浄化槽を「単独浄化槽」という。)の計画的な整備を実施する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)に対して助成を行っている。

浄化槽の整備事業には、「浄化槽設置整備事業実施要綱」(平成6年10月厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に基づき、浄化槽の設置(改築を含む。以下同じ。)を行う個人等に対して、その設置に要する費用を市町村が助成する浄化槽設置整備事業及び「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」(平成6年10月厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下、浄化槽設置整備事業実施要綱と合わせて「実施要綱」という。)に基づき、市町村自らが浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業(以下、浄化槽設置整備事業と合わせて「浄化槽整備事業」という。)がある。そして、浄化槽整備事業を実施する市町村に対して、貴省は循環型社会形成推進交付金又は汚水処理施設整備交付金(以下、これらを合わせて「国庫交付金」という。)を交付している。

国庫交付金は、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)等に基づき、予算の範囲内で交付されることとなっており、その額は、循環型社会形成推進交付金については「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成17年4月環境事務次官通知)等により、汚水処理施設整備交付金については「汚水処理施設整備交付金交付要綱」(平成17年4月農林水産、国土交通、環境各事務次官通知)等によりそれぞれ算定されることとなっている。

(2) 浄化槽の規格の算定

浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)に基づき、国土交通大臣に構造図、仕様書、計算書その他の国土交通省令で定める図書を添付した認定申請書を提出し、認定を受けることとなっている。そして、処理対象人員等についても構造図等に記載されていて、浄化槽ごとに処理対象人員を定めて認定を受けることとなっている。

また、住宅等に設置する浄化槽の処理対象人員の決定については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び国土交通大臣が定める方法により、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」(以下「算定基準」という。)等によることとされている。算定基準等によれば、住宅に設置される浄化槽の規格を決める処理対象人員は、住宅の延べ面積が130㎡以下(この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な面積に応じて、増減できることとされている。)の場合は5人、130㎡を超える場合は7人、台所が2か所以上かつ浴室が2か所以上ある場合は10人とされている。そして、これに対応した規格の浄化槽(5人槽、7人槽又は10人槽)^(注1)が設置されることとなるが、算定基準のただし書には、設置しようとする浄化槽の規格が、建築物の使用状況や類似施設の使用水量その他の資料から明らかに実情に沿わないと考えられる場合には、算定した人員を増減することができることとされている。

(注1) 人槽 例えば、5人槽は、処理対象人員が5人であり、5人分の汚水を処理する能力を有する浄化槽のことを表す。

(3) 浄化槽の設置手続等

浄化槽を設置する個人等は、法に基づき、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区^(注2)にあっては、市長又は区長)及び特定行政庁(当該都道府県知事を経由)に届け出ることとされている。

なお、法によれば、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による建築主事の建築確認を申請すべきときなどは、上記の届出は必要ないものとされている。

(注2) 特定行政庁 建築基準法により建築確認を行うため建築主事を置く地方公共団体及びその長

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

浄化槽整備事業は、多数の市町村で実施され、それに伴い多数の浄化槽が設置されている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、浄化槽整備事業で設置した浄化槽の規格は適切なものとなっているかなどに着眼して、平成20年度から22年度までの間に22都道府県^(注3)及び管内636市町村において、算定基準に基づいて住宅に設置した浄化槽113,373基(交付対象事業費44,423,409,119円、国庫交付金相当額15,758,917,762円)を対象に、関係書類を精査するなどして会計実地検査を行うとともに、浄化槽に係る使用人員等について上記都道府県等から調書を徴するなどの方法により検査を行った。

(注3) 22都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、秋田、山形、埼玉、富山、山梨、静岡、岐阜、兵庫、鳥取、広島、山口、香川、愛媛、福岡、大分、長崎、熊本、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、上記 113,373 基の浄化槽の内訳は、5 人槽が 64,162 基(56.6%)、7 人槽が 45,187 基(39.9%)、10 人槽が 4,024 基(3.5%)となっており、次のような事態が見受けられた。

(1) 使用人員等と比較して浄化槽の規格が過大になっているもの

5 人槽の浄化槽は住宅に設置される最小処理能力の浄化槽であること、また、10 人槽は台所が 2 か所以上かつ浴室が 2 か所以上ある住宅に設置される浄化槽であり、特定行政庁等が容易に確認できることから、7 人槽の浄化槽について、浄化槽の規格が過大となっていないか、使用人員の状況を調査したところ、表のとおり、設置時の使用人員を確認できた 44,277 基のうち、設置時において 5 人以下となっていた浄化槽が 35,436 基と全体の 80.0% を占めていた。そして、23 年 11 月から 24 年 5 月までの会計実地検査時において使用人員を確認できた 44,535 基のうち、5 人以下となっていた浄化槽は 38,207 基で全体の 85.8% を占めていた。

表 7 人槽の使用人員の状況

(単位：基、%)

区 分		3 人以下	4、5 人	5 人以下 小 計	6 人以上	合 計	不 明	総 計
浄化槽設置時の使用人員	基 数	14,367	21,069	35,436	8,841	44,277	910	45,187
	割 合	32.4	47.6	80.0	20.0	100		
会計実地検査時の使用人員	基 数	21,244	16,963	38,207	6,328	44,535	652	45,187
	割 合	47.7	38.1	85.8	14.2	100		

(注) 割合は、合計に対する割合で、小数点以下第 2 位を四捨五入している。

そして、浄化槽の設置の届出を受理した都道府県等が、届出を受理する際等に使用予定人員を確認しているか調査したところ、浄化槽の使用予定人員を確認していた基数は 7 人槽の設置基数 45,187 基のうち、8,540 基(18.9%)であった。また、市町村が、浄化槽設置整備事業で個人等に助成する際は浄化槽市町村整備推進事業で自ら浄化槽を設置する際に、浄化槽の使用予定人員を確認していた基数は 13,285 基(29.4%)であった。

このように、設置の届出を受理した都道府県等や市町村の大半は、浄化槽の規格を決定するに当たり、住宅の延べ面積のみに基づいて決定していて、使用予定人員の確認を行っていなかった。また、浄化槽の使用予定人員を確認していたものについても、当該使用予定人員に基づく規格と比較検討することなく、住宅の延べ面積のみに基づいて浄化槽の規格を決定しているものが多数見受けられた。

そして、国土交通省住宅局建築指導課監修の「浄化槽の設計・施工上の運用指針」によれば、処理対象人員は、一人 1 日当たりの汚水量が 200L であると仮定した場合の人員数であり、5 人槽は 1 日当たり 1,000L(1 m³)、7 人槽は 1 日当たり 1,400L(1.4 m³)の汚水を処理することが想定されている。

そこで、7 人槽を設置した住宅のうち、設置時の使用人員が 5 人以下で、かつ、会計実地検査時の使用人員も 5 人以下の 7 人槽 32,772 基について、処理した汚水量を推測するために、浄化槽を設置した翌年度の水道使用量を確認した。その結果、井戸水等を使用していて水道使用量の確認ができなかった 6,974 基を除いた 25,798 基のうち、1 年間の水道使用量が 365 m³以下で、かつ、1 か月間の最大水道使用量が 31 m³以下となっていた浄化槽

が17,473基あり、これらについては、汚水量も通年、5人槽で処理が可能であったと推測された。

したがって、前記17,473基の浄化槽のうち、5人槽に係る交付対象事業費と7人槽に係る交付対象事業費が同額であるなどの市町村に設置されている658基を除いた22都道府県管内の269市、235町、20村の計524市町村の16,815基については、7人槽ではなく5人槽を設置したとすると、国庫交付金相当額の差額5億1006万余円が節減できたと認められる。

このように、使用人員が5人以下の場合で汚水量が少ない住宅については、今後使用人員が増えるとしている場合を除いては、7人槽を設置するのではなく、5人槽を設置することにより浄化槽整備事業の目的は達せられると認められる。

(2) 浄化槽の規格と比較して使用人員等が超過しているもの

浄化槽の製造メーカーの説明によると、法第11条に基づく検査^(注4)(以下「11条検査」という。)の結果は、人槽比(使用人員を処理対象人員で除した割合)が高くなるほど不適合率が高くなる傾向にあるとしており、11条検査において水質検査が適正又はおおむね適正という結果となっていたとしても、当該検査の実施の時間帯等により結果が異なることから、使用人員に合わせた規格の浄化槽を設置する必要があると認められる。

そこで、浄化槽設置時及び会計実地検査時の使用人員を調査したところ、使用人員が設置した浄化槽の処理対象人員を超えているものなどが見受けられたことから、浄化槽設置時及び会計実地検査時の双方において使用人員が浄化槽の処理対象人員を超えていた5人槽299基及び7人槽170基計469基について、浄化槽を設置した翌年度の水道使用量の確認を行った。その結果、1年間の水道使用量が5人槽は365m³を、7人槽は511m³を超え、又は、1か月間の最大水道使用量が5人槽は31.0m³を、7人槽は43.4m³を超えていた浄化槽が、17道県管内^(注5)の71市、33町、1村の計105市町村で203基(国庫交付金相当額3066万余円)見受けられた。

このように、使用人員が設置された浄化槽の規格を常時超えていたり、汚水量が設置された浄化槽の規格を超えていたりする場合は、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという浄化槽整備事業の目的が達成されていないと認められる。

(注4) 法第11条に基づく検査 浄化槽の所有者等の浄化槽管理者は、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けることとされている。

(注5) 17道県 北海道、青森、秋田、山形、埼玉、静岡、岐阜、兵庫、広島、山口、香川、愛媛、福岡、大分、長崎、熊本、鹿児島各県

(改善を必要とする事態)

浄化槽整備事業の実施に当たり、使用人員等と比較して浄化槽の規格が過大になっていたり、浄化槽の規格と比較して使用人員が常時超過していたりなどしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 市町村において、

(ア) 浄化槽設置整備事業においては、浄化槽を設置する個人等に対して、浄化槽の規格は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないということを十分に周知していないこと

- (イ) 浄化槽市町村整備推進事業においては、浄化槽の規格は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないということを十分に認識した上で浄化槽の規格を検討していないこと
- (ウ) 浄化槽整備事業の実施の際に、設置する浄化槽の使用予定人員等を把握していないこと

イ 貴省において、関係機関と十分に協議等を行っていないこと及び市町村で上記の周知、検討及び把握を適切に講ずるよう実施要綱等に明記していないこと

3 本院が要求する改善の処置

浄化槽は、公共用水域等の水質の保全等の観点からし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として設置されるものである。そして、12年に法が改正されて、単独浄化槽の新設が原則として禁止されるとともに、既設の単独浄化槽を浄化槽に転換する旨の努力義務規定が設けられて、早期に既設の単独浄化槽を浄化槽へ転換することが必要であるとされたことなどから、貴省は、浄化槽の設置を今後も推進していくこととしている。

ついては、貴省において、必要に応じて関係機関と協議等を行うとともに、浄化槽整備事業の実施に当たり適正な規格の浄化槽が設置されるよう次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 浄化槽設置整備事業の実施に当たり、市町村は、浄化槽の規格は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないということを浄化槽を設置する個人等に対して十分に周知することを実施要綱等に明記すること
- イ 浄化槽市町村整備推進事業の実施に当たり、市町村は、浄化槽の規格は住宅の延べ面積のみで決定されるものではないということを十分に認識した上で浄化槽の規格を検討することを実施要綱等に明記すること
- ウ 市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員等を可能な限り把握して、浄化槽整備事業を実施することを実施要綱等に明記すること

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

地方環境事務所等における物品の管理等について

平成20年度決算検査報告 546 ページ参照
平成21年度決算検査報告 757 ページ参照
平成22年度決算検査報告 606 ページ参照

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、地方環境事務所等(以下「事務所等」という。)の所長を物品管理官等に指定して物品を管理させている。しかし、事務所等において、物品管理簿に記録されている物品の所在が確認できなかつたり、取得した物品や現に使用している物品が物品管理簿に記録されていなかたりして物品管理簿が物品の現況を反映した正確なものとなっていない事態や、物品を亡失又は損傷しているのに、環境大臣に報告しておらず、財務大臣及び本院への通知も行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、環境省において、物品の現況を調査把握して、物品管理簿の記録の修正等所要の手続をとるとともに、物品の亡失又は損傷等の環境大臣への報告が行われていないものについて速やかに報告させて、財務大臣及び本院に通知し、また、事務所等の職員に対し

て、物品管理等の基本認識や物品管理法(昭和31年法律第113号)等に定める手続について周知徹底させるなどの処置を講ずるよう、環境大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 21年12月に、環境本省から事務所等の物品管理官等に対して文書を発し、物品の現況を調査把握して物品管理簿の記録の修正等を行うよう指示するとともに、同月に「環境省物品管理事務マニュアル」を作成して事務所等の職員に示し、物品管理等の基本認識や物品管理法等に定める手続について周知徹底するなどした。

イ 事務所等は、上記環境本省からの指示等に従って、物品の管理体制の整備等を図るとともに、物品の現況調査を実施して物品管理簿の修正等を行い、24年7月までに全ての修正等を完了し、環境本省は、この作業の結果、亡失や損傷が判明した物品について、同月までに財務大臣及び本院に対する物品亡失(損傷)通知書の提出を完了した。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国庫補助金により整備されたごみ固形燃料(RDF)化施設の運営について

〔平成21年度決算検査報告747ページ参照〕
〔平成22年度決算検査報告607ページ参照〕

1 本院が表示した意見

環境省は、ごみ固形燃料(以下「RDF」という。)化施設及びRDFを燃料とするRDF発電施設の整備を行う市町村等に対して補助金を交付している。しかし、補助金の交付を受けてRDF化施設を整備した多くの事業主体において、多額の燃料費や維持修繕費、運送費を要する一方、品質や引渡先の問題等により引渡単価が低額となっているなどして、財政負担が重くなっている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、RDF化施設の運営に資する情報を提供したり、発電設備を備えたごみ焼却施設でRDFを利用する設備を整備する方策を検討したり、RDF化施設も含め、燃料化施設の整備に当たって、施設整備後における燃料の安定的な引渡先が確保されていることを条件とするなど、交付要領の改正を検討したりして、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資する措置を講ずるよう、環境大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年7月に交付要領を改正して、RDF化施設も含めた燃料化施設の整備に当たっては、施設整備後における燃料の安定的な引渡先が確保されていることなどを条件とする旨を定める処置を講じていた。一方、発電設備を備えたごみ焼却施設でRDFを利用する設備を整備する方策については、検討の結果、事業主体においてRDFの受入体制が整うことを前提とした制度を新設することが現状では困難であるとの判断に至っていた。

そして、環境省は、全国の RDF 化施設及び RDF 発電施設を整備した事業主体に対して実施したアンケート調査の分析を行うなどしており、今後、課題や対応策等についての検討結果を取りまとめて、RDF 化施設の運営に資する情報として事業主体に提供することとしている。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 循環型社会形成推進交付金等による施設整備の交付対象となる経費について

(平成 22 年度決算検査報告 597 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

環境省は、廃棄物処理施設の整備を実施する市町村等の事業主体に対して、循環型社会形成推進交付金等(以下「交付金等」という。)を交付しており、交付要領において、交付金等の交付対象となる経費は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するための経費とされている。しかし、交付要領には、施設の稼働後に所期の性能を維持するために必要となる予備品等が交付対象に含まれないことが明記されていなかったため、事業主体によっては、予備品等を交付対象となる経費に含めている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、予備品等が交付対象に含まれないことを交付要領で明確に規定するとともに、都道府県に対して、交付申請書及び実績報告書の審査が適切に行われるようにするため、交付金等の交付対象についての確認を十分に行うように周知するよう、環境大臣に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 7 月に交付要領を改正し、予備品等が交付対象に含まれないことを明確に規定するとともに、同月に都道府県に対して通知を発し、交付申請書及び実績報告書の審査が適切に行われるようにするために交付金等の交付対象についての確認を十分に行うように周知する処置を講じていた。

(2) 二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施について

(平成 22 年度決算検査報告 600 ページ参照)

1 本院が表示した意見

環境省は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素(以下「エネルギー起源 CO₂」という。)について、その排出抑制及び排出削減(以下「排出抑制等」という。)に資するために実施される様々な事業に対し、補助金を交付している。しかし、平成 17 年度から 21 年度までの間に実施された補助メニュー 18 事業について、補助要綱等において、排出抑制等の目標量を設定することとしていなかったり、排出抑制等の実績量が目標量に達しなかった場合において執るべき具体的な方策を設定していなかったり、エネルギー起源 CO₂ 1 t を排出抑制等するための単価が補助メニューによって大きな開差を生じていたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制等に係る補助事業を効率的、効果的に実施するよう、排出抑制等の適切な目標量等を設定させたり、目標量の達成を促す具体的な方策を設けたり、補助メニューの妥当性について検討したりする処置を講ずるよう、環境大臣に対して23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、排出抑制等の適切な目標量等の設定及び目標量の達成を促す具体的な方策の設定並びに補助メニューの妥当性について検討を行っており、今後、補助要綱等の改訂等、所要の措置を講ずることとしている。

第13 防 衛 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (306) 浮函^{かん}換装工事の前払金の支払に当たり、契約相手方が会計法令等により支払要件とされている保証事業会社との前払金の保証契約を締結していないのに、これを看過して支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)東日本大震災復旧・復興施設整備費
部 局 等	海上自衛隊横須賀地方総監部
契 約 名	浮函 ^{かん} 換装工事
契 約 の 概 要	東日本大震災復興関連事業の一環として、老朽化した浮函を換装するもの
契 約 の 相 手 方	ゼニヤ海洋サービス株式会社
契 約	平成 24 年 3 月 一般競争契約
契 約 額	108,032,400 円
前 払 金 支 払	平成 24 年 3 月
前 払 金 の 額	69,000,000 円
会計法令等に違背して支払っていた前払金の額	69,000,000 円(平成 23 年度)

1 契約等の概要

(1) 浮函^{かん}換装工事契約の概要

海上自衛隊横須賀地方総監部は、平成 23 年度第 3 次補正予算による東日本大震災復興関連事業の一環として、平成 24 年 3 月 23 日に、浮函換装工事に係る工事請負契約を一般競争入札によりゼニヤ海洋サービス株式会社(以下「会社」という。)と契約金額 108,032,400 円で締結している。この工事は、東日本大震災と同様な震災が再び発生した場合に支援船等を使用した災害派遣の円滑な実施を図ることを目的として、横須賀地区に係留している老朽化^(注)した浮函を換装するものであり、履行期限は、25 年 3 月 29 日とされている。

同総監部は、本件契約において、前払金 69,000,000 円を支払う旨の特約条項を付しており、24 年 3 月 26 日に会社から前払金の支払請求を受けたことから、同月 29 日に同額の前払金を支払っている。

(注) 浮函 浮棧橋の本体である箱状の浮体。浮棧橋は、海岸等に設置して潮位の干満に合わせて自在に上下するようにした棧橋であり、浮函、連絡橋、係留設備品等から成る。

(2) 前金払制度について

前金払は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)により、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについて行うことができるものとされている。そして、本件工事のような公共工事における前金払については、予算決算及び会計令臨時特例(昭和 21 年勅令第 558 号。以下「臨時特例」という。)等において、公共工

事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に規定する保証事業会社により前払金の保証がなされている場合に前払金をすることが認められている。また、この場合の前払金の割合については、臨時特例等に基づき、請負代価の10分の4以内とされている。

そして、本件契約書において、会社は、保証事業会社と前払金の保証に関する契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を同総監部に寄託することなどにより、前払金の支払を請求することができることとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、同総監部において、合規性等の観点から、本件契約について、前払金に関する事務手続は適切に行われているかなどに着眼して、契約書、仕様書、支払決議書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、同総監部は、前記のとおり、24年3月26日に会社から特約条項で定められた前払金の全額である69,000,000円の支払請求を受けた。

しかし、会社は、臨時特例等で前払金の支払の要件とされている保証事業会社との保証契約を締結していなかった。そして、同総監部は、保証証書の寄託を受けるなどすることなく、同月29日に同額の前払金を支払っていた。なお、本件契約の特約条項で定められていた前払金の額69,000,000円は、契約額108,032,400円の63.8%に相当し、仮に、会社が保証事業会社と保証契約を締結していたとしても、前払金として支払可能な額の上限割合である40%を著しく超過していた。

したがって、本件契約における前払金が、会計法令等に規定されている支払要件を満たしていないのに支払われていたことは適切ではなく、その支払額69,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同総監部において、前払金の支払に当たり関係書類の確認等を適切に実施すること及び契約事務の実施に当たり会計法令等を遵守することについての基本的な認識が欠けていたことなどによると認められる。

物 件

- (307) 航空機用補給物品を保管するために調達したパレットボックス等の設置に当たり、アンカーボルトの施工が適切でなかったため、仕様書において求められている耐震安全性が確保されていなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	海上自衛隊航空補給処
契 約 名	パレットボックス外8件
契 約 の 概 要	航空機用補給物品を保管するためのパレットボックス等を倉庫内に設置するもの

契約の相手方	三進金属工業株式会社
契約	平成22年11月 一般競争契約
完成検査	平成24年3月
支払	平成24年4月
支払額	221,235,000円
不当と認める支払額	42,841,659円(平成23年度)

1 パレットボックス等の調達等の概要

(1) パレットボックス等の調達の概要

海上自衛隊航空補給処(以下「空補処」という。)は、新設される倉庫(鉄骨造、3階建て)内に航空機用補給物品を保管するためのパレットボックス等計1,452個を設置するために、平成22年11月に、一般競争契約により三進金属工業株式会社(以下「会社」という。)と売買契約を契約金額221,235,000円で締結している。そして、空補処は、会社が24年3月までに全てのパレットボックス等の設置を終えたことから、同月に完成検査等を行った上で引渡しを受け、同年4月に同額を支払っている。

空補処は、会計法(昭和22年法律第35号)等に基づき、空補処の職員の中から監督官及び完成検査官を任命して、調達品等の監督及び完成検査を実施している。このうち、監督は、契約の履行途中において材料、部品等の品質を確保するために、監督官が立会い、指示等を行うこととされており、また、完成検査は、調達品等の品質が契約条項、仕様書等に適合しているかについて、完成検査官が検査して合格又は不合格の判定を行うこととされている。

(注) パレットボックス 物品をパレットに積載したままの状態での保管するための棚

(2) 仕様書において求められている耐震安全性

空補処は、本件契約の仕様書において、パレットボックス等の規格及び寸法を明示した上で、その耐震安全性を確保するために、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(平成8年11月建設大臣官房官庁営繕部監修)による設計用標準水平震度を用いて会社に構造計算を行わせ、契約締結後速やかに構造計算書を監督官に提出させることとしている。

これにより、会社は、パレットボックス等の設置状況に応じた耐震安全性の検討を行い、パレットボックス等をメカニカルアンカーボルト(以下「アンカーボルト」という。)で床や壁に固定する方法により耐震安全性を確保することとして、アンカーボルトの径及び埋込長さを決定するなどした構造計算書を監督官に提出している(参考図参照)。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、監督及び完成検査が適切に行われ、調達したパレットボックス等の品質が十分に確保されているかなどに着眼して、空補処において、契約書、仕様書、構造計算書、検査調書等の書類及び現地での施工状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、当初予定していたパレットボックス等の配置では倉庫内に設置される消防用設備の使用に支障が生ずることが判明したため、監督官は、会社に対してパレットボックス等の配置の変更を指示していた。そして、この配置の変更に伴って、当初は床と壁の両方に固定して耐震安全性を確保することとしていたパレットボックス等を、床のみに固定するなどとしていた。しかし、監督官は、会社に対してアンカーボルトの径及び埋込長さなどを再検討させて耐震安全性の確保を図る必要があったのに、構造計算書を再提出させる指示を行わなかった。このため、会社は、上記の配置の変更に伴う耐震安全性の再検討を行わないまま、パレットボックス等の設置を行っていた。また、完成検査官は、パレットボックス等の設置は良好であるとして、完成検査を合格と判定していた。

しかし、本院がアンカーボルトの施工状況を確認したところ、構造計算書で決定されていた径よりも細いアンカーボルトが見受けられたり、ナットから上のねじ山の突出部分が著しく長く、埋込長さが不足しているアンカーボルトが多数見受けられたりしていた。

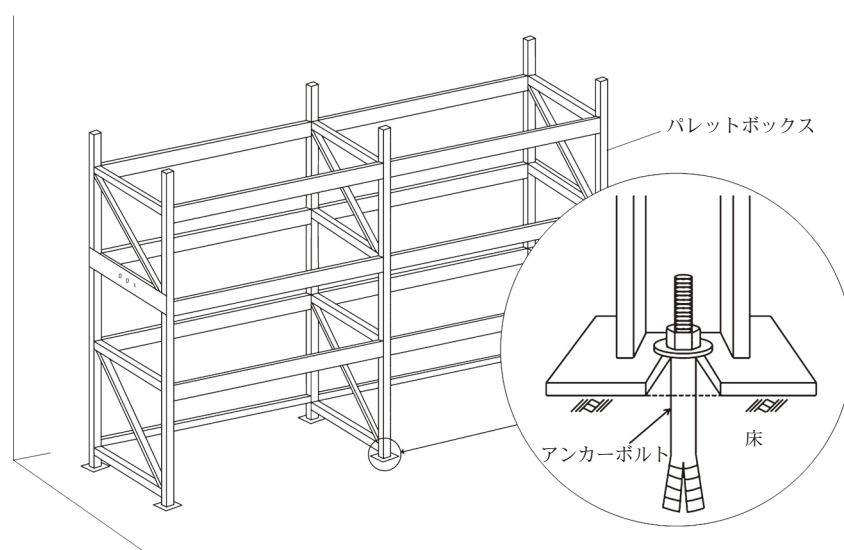
そこで、これらの結果を踏まえ、空補処が、施工不良の箇所を特定するため、施工した全てのアンカーボルトについて調査、確認等を行ったところ、パレットボックス等 1,452 個(設置に使用されていたアンカーボルト計 2,988 本)のうち、739 個(同計 1,780 本)については、アンカーボルトの径又は埋込長さが不足していて、耐震安全性が確保されていない状態となっていることが確認された。

したがって、本件パレットボックス等の調達は、アンカーボルトの施工が適切でなかったため、仕様書において求められている耐震安全性が確保されていない状態となっていて、上記のパレットボックス等 739 個に係る支払額相当額 42,841,659 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社がパレットボックス等の耐震安全性等に配慮することなく粗雑な施工を行っていたことなどにもよるが、空補処において、これに対する監督及び完成検査を適切に行わなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

パレットボックスの概念図



不正行為

(308) 職員の不正行為による損害が生じたもの

第3章
第1節
第13
防衛省

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)自衛官給与費 (項)防衛本省共通費
部 局 等	航空自衛隊中部航空警戒管制団基地業務群会計隊
不正行為期間	平成20年4月～22年4月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	2,830,220 円

本院は、航空自衛隊中部航空警戒管制団基地業務群会計隊(以下「会計隊」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告を受けるとともに、航空幕僚監部及び会計隊において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、会計隊において、給与班員(平成21年5月以降は契約班員)である自衛官黒木某が、給与に関する事務等に従事中、20年4月から22年4月までの間に、給与電算機システムの端末機を不正に使用して自己に所得税の還付が生じたとする虚偽のデータを入力することにより、前渡資金計2,610,720円を領得したものであり、会計隊が税務署に納付した不納付加算税121,000円及び延滞税98,500円を加えた合計2,830,220円の損害を会計隊に発生させていて、不当と認められる。

なお、本件損害額については、24年9月末までに344,040円が同人から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格の算定に当たり、入札に参加しようとする者が提出する価格証明書等に記載された標準価格等の妥当性を十分確認するなどして、月額料金の支払額が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)人材確保育成費 〔平成19年度は、(項)防衛本省 (項)装備品等整備諸費〕
部 局 等	装備施設本部(平成19年8月31日以前は装備本部)
契 約 名	電子計算機等の賃貸借契約
契 約 の 概 要	自衛隊の任務遂行に必要な電子計算機等を借り上げるもの
契 約 の 相 手 方	日本電気株式会社
契 約	平成20年3月～24年3月 一般競争契約、随意契約
検査対象とした契約101件に係る支払額	103億6167万余円(平成19年度～23年度)
上記のうち過大となっていた支払額	3億5692万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格の算定について

(平成24年10月26日付け 防衛省装備施設本部長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 電子計算機等の賃貸借契約等の概要

(1) 電子計算機等の賃貸借契約の概要

貴本部は、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)に基づき、自衛隊の装備品等及び役務で防衛大臣の定めるものの調達に関する事務をつかさどる特別の機関とされている。そして、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)に基づき、自衛隊の任務遂行に必要となる電子計算機等の調達は、原則として、貴本部が一元的に実施することとなっている。

また、貴本部は、会計法(昭和22年法律第35号)等に基づき、電子計算機等の調達を一般競争契約で実施しており、予定価格を下回る価格の入札がないときは、再度の入札を行い、再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができるとしている(以下、このような随意契約を「不落随契」という。)。さらに、不落随契で契約の相手方を決定してもなお契約を締結できない場合には、再度、公告を行い、入札を実施することとしている(以下「再度公告入札」という。)

(2) 予定価格の算定方法

貴本部における予定価格は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令のほか、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和37年防衛庁訓令第35号)等により、調達要求書、仕様書等、契約方式その他の契約条件に基づいて算定することとなっている。また、予定価格の算定方式は、原則として市場価格方式によることとなっている。

そして、貴本部は、電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格を、原則として次のように算定している。

ア 電子計算機等を新設又は更新する際の初回契約の場合

(ア) 入札に参加しようとする者(以下「入札予定者」という。)に対して、電子計算機等の月額の基本使用料金(以下「月額料金」という。)を記載した見積書の提出を求める。また、電子計算機等の構成機器等ごとに標準価格を記載した価格証明書と設置費を記載した見積書の提出を求める。そして、構成機器等に標準価格が設定されていない場合は、参考資料として、入札予定者に当該入札予定者が設定した参考価格を記載するなどした参考見積の提出を求める(以下、価格証明書と参考見積を合わせて「価格証明書等」といい、標準価格と参考価格を合わせて「標準価格等」という。)

(イ) (ア)により各入札予定者ごとに提出させた価格証明書等に記載された構成機器等に、標準価格が設定されている場合は標準価格を、標準価格が設定されていない場合は参考価格を用いることとして、構成機器等の種類ごとに合計額を計算する。そして、この金額に査定率を乗ずるなどして購入価格を計算し、これにレンタル料率を乗ずるなどして得られた額を合計して、当該入札予定者の月額料金の価格とする。

(ウ) 各入札予定者ごとに、提出させた設置費の見積書に記載された金額に査定率を乗ずるなどして、当該入札予定者の設置費の価格とする。

(エ) 各入札予定者ごとに、(イ)により計算された月額料金に契約期間に応じて月数を乗じ、これに(ウ)により計算された設置費を加算して合計額を計算する。そして、計算された合計額のうちもっとも低い合計額となる入札予定者の月額料金と設置費をそれぞれの予定価格とする。ただし、入札予定者が1者の場合は、当該入札予定者の提出した価格証明書等及び見積書に基づき、同様に計算した上で、この入札予定者の月額料金と設置費をそれぞれの予定価格とする。

イ 電子計算機等を継続して借り上げる必要がある契約の場合

電子計算機等を継続して借り上げる必要がある契約の場合は、上記の算定方法によらず、前年度の契約金額に基づいて、月額料金の予定価格を算定する。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、電子計算機等の賃貸借契約に係る予定価格の算定は適切に行われているか、特に予定価格の算定基礎となる標準価格等の妥当性の確認は十分行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴本部が、電子計算機等の賃貸借契約の額が多額に上っている日本電気株式会社(以下「NEC」という。)を取り上げて、平成19年度から^(注1)23年度までの間にNECと締結した電子計算機等に係る賃貸借契約のうち、24年度も引き続き契約を締結した101件(19年度から23年度までの支払額計103億6167万余円)を対象として、予定価格調書、価格証明書等の契約関係書類等により会計実地検査を行った。また、NEC府中事業場において、NECから提出された価格証明書等に記載された標準価格等の妥当性を関係資料等により調査した。

(注1) 23年度 本院が貴本部会計実地検査を実施した平成23年12月5日以降に貴本部が初回契約を締結したものを除く。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 入札等の状況

上記の賃貸借契約101件の内訳は、初回契約29件と初回契約を次年度以降において継続した契約72件となっていた。そこで、初回契約29件の契約方式及び入札の状況を検査したところ、次のとおりとなっていた。

初回契約29件の当初入札は、全てが一般競争に付されていたが、次表のとおり、1件を除く28件は全てNECによる1者応札となっており、残りの1件はNECを含む2者以上が応札した援護情報ネットワークシステム借上契約(以下「援護情報システム契約」という。)となっていた。そして、NECの1者応札となっていた28件のうち、10件については、第2回入札後NECと不落随契を締結しており、残りの18件については第2回入札後再度公告入札を実施していた。再度公告入札においては、全てNECの1者応札となっており、第1回入札において2件はNECが落札、残りの16件は第2回入札後NECと不落随契となっていた。

また、援護情報システム契約は、NECを含め2者が応札していたものの、NEC以外の1者(以下「他の入札予定者」という。)は第2回入札で応札を辞退していた。そして、NECのみの応札となった第2回入札でも予定価格を下回る価格の入札がなかったため、貴本部はNECと不落随契を締結していた。

表 初回契約 29 件の入札等の状況

(単位：件)

入札の状況		契約の締結状況	件数	予定価格を下回ったため、 札者である NECと契約を 締結したもの	予定価格を下回らなかったため、契約を締結できなかったもの				
					NECと不落随契 を締結したもの	第2回入札又は再 度公告入札を実施 したもの			
当初 入札	第1回入札		29	0	29	—	29		
	入札者数	NECの1者応札	28	0	28				
		NECを含む2者以上	1 注(1)	0	1				
	第2回入札		29	0	29			11 注(2)	18
	入札者数	NECの1者応札	29	0	29				
		NECを含む2者以上	0	0	0				
再度 公告 入札	第1回入札		18	2	16	—	16		
	入札者数	NECの1者応札	18	2	16				
		NECを含む2者以上	0	0	0				
	第2回入札		16	0	16			16	—
	入札者数	NECの1者応札	16	0	16				
		NECを含む2者以上	0	0	0				

注(1) NECを含む2者以上が応札していた援護情報システム契約の1件である。

注(2) 第1回入札においてNECによる1者応札となっていた28件のうち10件と、援護情報システム契約の1件である。

このように、貴本部がNECと締結していた電子計算機等の賃貸借契約は、一般競争の過程において実質的にNECによる1者応札となっていた。

(2) 入札予定者が提出する価格証明書等

前記28件の契約においては、NECのみが価格証明書等を提出していたことから、貴本部は、予定価格の算定に当たって、NECから提出された価格証明書等に記載されていた標準価格等(以下「NECの提示価格」という。)を基礎としていた。また、援護情報システム契約において、他の入札予定者は、同種契約の入札に参加した実績がなかったため、貴本部が、新たに他の入札予定者が提出した参考資料を基に査定率を計算したところ、当該査定率がNECに比べ高いものとなり、その結果、月額料金及び設置費のいずれについてもNECより高額となった。このため、援護情報システム契約の予定価格の算定に当たっても、NECの提示価格を基礎としていた。

(3) NECの提示価格の妥当性

前記29件の初回契約に係るNECの提示価格の妥当性について、当該構成機器等の製造業者のカタログに記載された標準価格を確認したり、NECに赴いて関係資料等により確認したりなどしたところ、一部の構成機器等について、NECの提示価格が、カタログやインターネット等で公表されている価格又は関係資料等に記載されている標準価格等(以下「カタログ標準価格等」という。)を大幅に上回っている事態が見受けられた。

そこで、NECに対してこの理由について説明を求めたところ、NECは、価格証明書等に記載する標準価格等の定義、標準価格等に含める経費等について貴本部から特に説明を受けていなかったことなどから、価格証明書等に記載する標準価格等はカタログ標準価格

等に限定されるものではないと考えたとしていた。そして、NECの提示価格は、当該構成機器等のカタログ標準価格等に、工場内検証等に係る費用のうち設置費に計上していないものを機能実現費として、数量の多い構成機器等や単価の高額な構成機器等に割り当て上乗せしたものであるなどとしていた。

しかし、標準価格等の一部として割り当てたとされる機能実現費の内訳や根拠資料等は作成されておらず、また、構成機器等へ割り当ての際の根拠や基準等も定められていないなど、NECの説明は客観的な根拠に乏しいものとなっていて、機能実現費をカタログ標準価格等に上乗せすることの妥当性が確認できなかった。

そして、工場内検証等に係る費用の発生が見込まれるのであれば、これを合理的に算定して、設置費として又は新たに項目を付して見積書にその全額が明確となるように計上した上で、貴本部の審査や査定を受けるべきであるにもかかわらず、NECはこれを見積書に計上しておらず、また、その費用を機能実現費としてカタログ標準価格等に上乗せしていることを、貴本部に対して全く説明していなかった。

一方、貴本部は、NECの提示価格について、カタログやインターネット等で公表されている価格と比較するなどして、その妥当性を確認するべきであるのに、その確認が十分でなく、NECの提示価格はカタログ標準価格等と同程度であるとして、そのまま月額料金に係る予定価格の算定基礎としていた。また、カタログ、インターネット等で公表されている価格が存在しないものについては、価格証明書等に記載された標準価格等の妥当性を確認しないまま月額料金に係る予定価格の算定基礎としていた。

したがって、本件賃貸借契約の月額料金の予定価格の算定に当たって、NECの提示価格とカタログ標準価格等との間に大幅な乖離が見受けられるものや公表されている価格が存在しないものについては、NECに対してその根拠の説明を求め、その結果、妥当性が確認できないものについては、カタログ標準価格等を基礎とすべきであったと認められる。

そして、初回契約を次年度以降において継続した契約72件は、上記の初回契約29件の契約金額に基づいて予定価格を算定しているものであった。

そこで、これらの101件の賃貸借契約について、カタログ標準価格等を基礎として月額料金に係る予定価格を修正計算すると計100億0474万余円となり、前記の支払額計103億6167万余円との差額3億5692万余円が過大に支払われていたと認められる。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴本部は、平成22年度に援護情報ネットワークシステム借上契約を月額料金669万余円、設置費3160万余円で、23年度に22年度の月額料金と同額で、それぞれNECと締結していた(支払額22年度計7177万余円、23年度計8033万余円、合計1億5211万余円)。

貴本部は、22年度契約の月額料金に係る予定価格の算定に当たって、NECから提出された価格証明書等において、ルータⅡ型の構成機器(以下、この事例において「本件機器」という。)の標準価格が設定されておらずオープン価格とされていて、参考価格として600,000円と記載されていたことなどから、この参考価格に調達数量162台を乗ずるなどした2億4121万余円にレンタ

ル料率等を乗ずるなどして月額料金の予定価格を672万余円と算定していた。

しかし、本件機器等は、本件機器等の製造業者が配布しているカタログ等では標準価格が69,800円と設定されているなどしていた。

したがって、これらの標準価格等に基づいて月額料金に係る予定価格を修正計算すると、380万余円となり、22、23両年度の支払額はそれぞれ計5445万余円、計4570万余円となるため、前記の支払額との差額22年度1731万余円、23年度3463万余円、計5195万余円が過大に支払われていたと認められる。

(注2) 工場内検証 電子計算機システム等を納地で設置して組立てる前に、倉庫等で電子計算機システム等を構築して動作確認等を行う作業

(是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、NECがカタログ標準価格等を大幅に上回る価格を標準価格等として価格証明書等に記載して提出していたにもかかわらず、貴本部が、価格証明書等に記載された標準価格等の妥当性を十分確認しないまま、当該標準価格等を月額料金に係る予定価格の算定基礎としていたことなどから、予定価格が過大に算定され、このため月額料金の支払額が過大となっている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴本部において、次のことなどによると認められる。

- ア 入札予定者に対して、価格証明書等に記載する標準価格等の定義、標準価格等に含める経費の範囲等について十分な説明を行っていないこと
- イ NECと締結している電子計算機等の賃貸借契約については、実質的にNECによる1者応札となっていることから、NECの提示価格を予定価格の算定基礎としていること
- ウ 価格証明書等に記載された標準価格等を予定価格の算定基礎とする際に、当該標準価格等の妥当性の確認が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴本部は、貴省における特別の機関として、今後も自衛隊の任務遂行に必要となる電子計算機等の調達を一元的に実施していくこととなっている。

については、貴本部において、電子計算機等の賃貸借契約について予定価格を適切に算定して、月額料金の支払額が適切なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 価格証明書等に記載する標準価格等の定義、標準価格等に含める経費の範囲等について、入札説明書等に記載するなどして、入札予定者に対して十分な説明を行うこと
- イ 1者応札の解消に努めるなどして、価格証明書等の中に著しく高額な標準価格等が記載されているものがあつたとしても、当該標準価格等をそのまま予定価格の算定基礎とすることを抑止できるようにすること
- ウ 予定価格の算定に当たっては、価格証明書等に記載された標準価格等のうち、単価が高額なもの、数量が多いものなどについて、カタログ、インターネット等で公表されている価格と比較したり、価格が公表されていないものについても入札予定者が保有する関係資料等を確認したりなどして、標準価格等の妥当性を十分確認すること

(2) 防衛装備品及びその修理等の役務を調達する契約について、防衛省が実施している制度調査や原価監査の実施方法等を見直すなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省	(項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)人材確保育成費 (項)航空機等整備費 (項)研究開発費 (項)艦船整備費 等
部 局 等	内部部局(装備品等調達制度の所掌部局)、装備施設本部(平成19年8月31日以前は装備本部)、陸上、海上、航空各自衛隊の部隊等(契約部局)	
契約の概要	防衛装備品及びその修理等の役務を調達するもの	
契約の相手方	三菱電機株式会社、三菱スペース・ソフトウェア株式会社、三菱プレジジョン株式会社、三菱電機特機システム株式会社、太洋無線株式会社、住友重機械工業株式会社、住重特機サービス株式会社	
契約件数	6,295件(平成19年度～23年度)	
上記に係る契約金額	7464億1428万円(背景金額)	

【意見を表示したものの全文】

防衛装備品等の調達に関する契約における制度調査、原価監査等の実施状況等について
(平成24年10月25日付け 防衛大臣宛て)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 防衛装備品等の調達に係る過大請求事案等の概要

(1) 防衛装備品等の調達の概要

貴省は、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)並びにその関係会社である三菱スペース・ソフトウェア株式会社(以下「MSS」という。)、三菱プレジジョン株式会社(以下「プレジジョン」という。)、三菱電機特機システム株式会社(以下「三電特機」という。)及び太洋無線株式会社(以下「太洋無線」といい、これら4社を「関係4社」という。)と契約を締結するとともに、住友重機械工業株式会社(以下「住友重機械」という。)及びその関係会社である住重特機サービス株式会社(以下「住重特機」といい、関係4社と合わせて「関係5社」という。)と契約を締結して、03式中距離地对空誘導弾、高性能20mm機関砲用弾薬給弾装置等の防衛装備品及び防衛装備品の修理等の役務(以下、これらを「防衛装備品等」という。)の調達を行っている。そして、これらの防衛装備品等の調達に係る平成19年度から23年度までの間に締結された契約の件数及び契約金額は、6,295件、総額7464億1428万余円となっている。これらの契約の内訳は、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)に基づき定められた防衛装備品等を装備施設本部(19年8月31日以前は装備本部。以下「装本」という。)が行った調達(以下「中央調達」という。)が

1,013 件、計 5617 億 2932 万余円、上記の訓令に定められていない防衛装備品等を陸上、海上、航空各自衛隊の部隊等が行った調達(以下「地方調達」という。)が 5,282 件、計 1846 億 8495 万余円となっている(表 1 参照)。

表 1 防衛省と三菱電機、住友重機械及び関係 5 社における契約実績

上段：件数、下段：契約金額(単位：千円)

会社		三菱電機	MSS	プレシジョン	三電特機	太洋無線	住友重機械	住重特機	計	
中央調達	平成 19	162	8	16	7	13	34	0	240	
		96,074,969	868,906	2,226,909	464,058	183,563	3,198,476	—	103,016,882	
	20	178	6	12	2	13	25	0	236	
		155,577,782	1,070,875	881,156	274,758	215,185	1,869,749	—	159,889,508	
	21	150	8	10	4	23	30	0	225	
		182,748,036	661,565	792,416	336,682	111,906	1,919,203	—	186,569,811	
	22	159	7	12	5	18	27	0	228	
		101,571,472	751,750	1,043,521	370,573	84,427	1,711,914	—	105,533,660	
	23	0	3	14	9	20	38	0	84	
		—	151,095	3,468,200	643,361	111,073	2,345,734	—	6,719,464	
	小計	649	32	64	27	87	154	0	1,013	
		535,972,261	3,504,192	8,412,204	2,089,433	706,156	11,045,079	—	561,729,327	
	地方調達	19	534	15	141	263	28	98	58	1,137
			22,992,747	254,448	3,505,877	10,029,394	305,306	2,183,430	1,353,107	40,624,312
		20	538	21	122	256	23	99	50	1,109
			18,766,239	279,068	3,128,372	10,774,174	201,203	1,601,010	1,171,564	35,921,632
21		555	19	129	261	21	91	60	1,136	
		17,804,304	292,495	2,994,276	11,359,786	334,224	1,569,749	1,376,780	35,731,617	
22		469	14	119	231	23	74	43	973	
		17,658,474	388,353	2,550,547	12,194,754	173,779	1,405,834	1,147,615	35,519,358	
23		379	11	115	249	20	92	61	927	
		20,913,582	195,255	2,924,904	9,708,215	243,123	1,499,827	1,403,120	36,888,031	
小計	2,475	80	626	1,260	115	454	272	5,282		
	98,135,347	1,409,620	15,103,979	54,066,325	1,257,637	8,259,853	6,452,189	184,684,953		
計	3,124	112	690	1,287	202	608	272	6,295		
	634,107,609	4,913,813	23,516,183	56,155,759	1,963,794	19,304,932	6,452,189	746,414,280		

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計と計欄は一致しない場合がある。

貴省は、防衛装備品等の調達に当たり、その仕様が特殊で市場価格が形成されていないなどの場合には、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和 37 年防衛庁訓令第 35 号)に基づき、製造原価を材料費、労務費等の構成要素ごとに積み上げるなどして算定し、これに一定の適正利益等を付加する原価計算方式により計算した価格に基づき予定価格を算定するなどしている。この原価計算方式による契約には、原則として契約締結時に

確定した契約金額をもって契約の相手方に契約代金を支払う確定契約と、製造原価の実績に基づき契約代金の確定を行う概算契約及び準確定契約(以下「概算契約等」という。)とがある。このうち概算契約等の場合には、契約書の条項の中に原価監査付条項を付す監査付契約とすることとし、契約の履行のために現に支出し又は負担した費用が原価として妥当であるか否かを審査するための原価監査を行い、防衛装備品等の調達の特性上関連しないと認められる事項等を否認した上で契約代金を確定することとしている。また、確定契約の中には、契約の相手方に超過利益が生じた場合に、あらかじめ定めた基準に従ってその超過利益を返納させることとする超過利益返納条項を付した契約があり、この超過利益返納条項付契約についても監査付契約とすることとしている。

そして、原価監査の実施に関し必要な事項については、中央調達を行う装本では「原価監査事務に関する達」(平成18年装備本部達第49号)及び「原価監査実施準則について(通達)」(平成18年装本原管第102号)を定め、契約の相手方から実際原価計算書、製造原価突合表等を提出させ、実際原価の確認等を行うこととしており、工数(製造等に直接従事した作業時間)の監査を必要に応じて実施するとともに、原価監査の実施に先立ち、契約の相手方の会計処理が原価計算の規則に沿って実施され、発生原価を適正に把握できるものとなっているかなどを確認するための運用状況調査を実施することとしている。

また、地方調達を行う各自衛隊では、海上自衛隊は「原価監査に関する事務処理要領及び原価監査実施基準について(通達)」(平成元年海幕経第5734号)を定め、上記の実際原価の確認等と運用状況調査を行うこととしており、陸上自衛隊及び航空自衛隊は、契約条項に基づくなどして、上記と同様に原価の確認を行う原価監査(航空自衛隊は「原価調査」。以下、これらの原価監査及び原価調査を合わせて「原価監査」という。)を行うこととしている。

(2) 過去の過大請求事案に対する貴省の対応等

貴省は、原価監査を行った契約において、契約の相手方が虚偽の資料を示して過大請求を行ったことにより、実際の原価に適正な利益等を加えた額を超える額により契約代金を確定して支払ったことなどから過払いとなった事案が、5年以降相次いで発覚していることなどを踏まえて、11年4月に「調達改革の具体的措置」を取りまとめ、同年6月に、貴省の調達関係機関に対して「契約の相手方の提出資料の信頼性確保のための施策について(通達)」(平成11年防装管第3550号。以下「11年通達」という。)を発するとともに、11年通達の内容の主旨について企業に対して説明会を開催するなどして、再発防止のための周知等を行ったとしている。

11年通達の主な事項は、次のとおりである。

ア 契約の相手方が一般的に遵守すべき事項として、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等との数値の整合性等を確認する制度調査について受け入れる義務があること、また、虚偽の資料を提出又は提示してはならないこと

イ 一定の条件を備える契約の場合は、あらかじめ契約条項において、貴省が行う原価計算、経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利率率並びに利益率)の算定、原価監査等に際して、契約の相手方が虚偽の資料を提出又は提示したことを貴省が調査で確認したときは、過払額に加えて同一金額(20年4月1日以降は過払額の2倍)の違約金を支払わなければならないことなどについて定めた資料の信頼性確保に関する特約条項を設けること

上記アの制度調査については、その実施に際して、あらかじめ、日時、場所等調査を行う上での必要事項を契約の相手方に通知した上で、作業現場に赴いて作業実態、工数計上の手続等を実地に確認するための調査(以下「フロアチェック」という。)等を行うこととしている。

そして、15年5月に発覚した過大請求事案においては、防衛装備品等以外の工数が防衛装備品等の工数に付け替えられて、その改ざんデータに基づき帳票類が作成されていて、他に正規の帳票類が存在しなかった(以下、このように作成された帳票類を「一重帳簿」という。)ことなどから、その後の制度調査は、単に帳票類を審査するだけでなく、その背景となる生産管理情報等との比較検証や内部統制システムの調査を調査項目に加えるなどして、契約の相手方の原価計算システムの適正性を確認することとしている。

(3) 三菱電機、住友重機械及び関係5社による過大請求事案の状況

貴省は、三菱電機、住友重機械及び関係5社が、工数等を書き換えて水増しして、過大請求を行っているという情報を受けるなどしたことから調査を実施したところ、各社は、貴省に対して工数等を過大に申告して過大請求を行っていたことを認め、その報告を貴省に行った。

このため、貴省は、過大請求に係る過払金等が国庫に納入されるとともに再発防止策が報告されるまでの間は、各社に対する指名停止の措置を執ることとし、真にやむを得ない場合を除き契約を行わないこととした。また、貴省は、事態の全容を解明し、過払額の算定を行うために特別調査を実施している(表2参照)。

表2 三菱電機、住友重機械及び関係5社による過大請求事案の状況

会 社	三菱電機	MSS	プレシジョン	三電特機	太洋無線	住友重機械	住重特機
会社の報告及び指名停止日	平成24年1月27日			24年2月24日		24年5月25日	
特別調査開始日	24年1月31日			24年2月28日		24年5月29日	

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、調達改革の具体的措置に基づき調達制度の改革を推進してきたとしていたが、また新たな過大請求事案が発生することになった。このため、本院は、合规性、経済性等の観点から、三菱電機、住友重機械及び関係5社による過大請求はどのように行われていたのか、特に工数はどのように過大に申告されていたのか、また、貴省が講じてきた過大請求の再発防止策は有効に機能していたか、制度調査、原価監査等は適切に実施されていたか、再発防止策が上記の各会社における法令遵守等に係る施策等に有効に機能していたかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省内部部局、装本、航空自衛隊第4補給処等において、貴省が19年度から23年度までの間に三菱電機、住友重機械及び関係5社と締結した契約計6,295件(契約金額計7464億1428万余円)を対象として、契約関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。さらに、三菱電機、住友重機械及び関係5社の計7社に赴いて、精算関係資料や社内の調査資料を確認したり、関係者に説明を求めたり、製造現場を確認したりなどする方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 三菱電機及び関係4社による工数付替え等の状況

三菱電機及び関係4社は、貴省と締結した契約のうち単に物品を納入するなどの一部の契約を除き、その契約金額に基づき損益管理等を行うための指標として目標工数を設定していた。そして、概算契約等において、実際の直接作業時間に基づき申告する実績工数が目標工数を下回った場合には、契約代金の確定時に契約代金の減額を回避する目的で、その下回った分について、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えて、付け替えた工数を加算した後の工数を当該契約の実績工数として貴省に申告するなどしていた。また、確定契約においても、実績工数が目標工数を下回った場合には、超過利益を返納すること、その後の契約に際して貴省に提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避したり、社内の損益管理の観点から赤字契約を減らしたりする目的で、実際の実績工数ではなく、契約金額に基づく目標工数を実績工数とするなどしていた。

これらの付替えについては、各社は、貴省と締結した別の契約に係る実績工数から付け替えていただけでなく、その一部は独立行政法人宇宙航空研究開発機構等と締結した契約に係る実績工数や民間会社との契約に係る実績工数からも付け替えていたとしている。そして、その方法については、①製作所等の課長等が、実績工数の集計の際に、実績工数が目標工数を上回った契約を選定し、その上回った分の工数(以下「超過工数」という。)を付替えの言わば原資として、実績工数が目標工数を下回った契約について、課員が記載した実績工数を手書きで又は工数データを上書きして修正する専用端末(以下「工数修正専用端末」という。)等を使って修正し、他の契約の超過工数の一部を加算することにより当該実績工数を目標工数と一致させた上で貴省に申告する実績工数としたり、②課長が課員に指示して、実績工数ではなく目標工数を貴省に申告する実績工数として計上させたり、③付替えとは異なり、過去の実績工数に基づく過大な目標工数を貴省に申告する実績工数としていたとしている。各社の付替え等の状況は、表3のとおりである。

表3 三菱電機及び関係4社の付替え等の状況

会社	三菱電機	MSS	プレジジョン	三電特機	太洋無線
付替え開始等の時期	鎌倉製作所 遅くとも1970年頃(昭和45年頃) 通信機製作所 遅くとも1980年代後半(昭和60年頃)	遅くとも1990年代前半(平成2年頃)	遅くとも1990年代前半(平成2年頃)	1970年代半ば(昭和50年頃)	1999年頃(平成11年頃)
付替え等の方法	① 課員が記載した実績工数を課長等が手書き等や工数修正専用端末を使って目標工数に付け替えていた。 ② 課長が課員に指示して目標工数を計上していた。 ③ 過去の実績に基づく過大な目標工数を申告する実績工数としていた。	課員が記載した実績工数を課長等が手書き等や工数修正専用端末を使って目標工数に付け替えていた。	課員が記載した実績工数を課長等が手書き等で目標工数に付け替えていた。	① 課員が記載した実績工数を課長等が手書き等や工数修正専用端末を使って目標工数に付け替えていた。 ② 課長等が課員に指示して目標工数を計上していた。	課員が記載した実績工数を課長等が手書き等で目標工数に付け替えていた。

三菱電機及び関係4社における実際の作業時間として記録されている工数データは、一部が保管されていたものの、大半が廃棄されていたり、元々作成されていなかったりしていたことなどから、付替え等を行った工数の実態について正確に把握することはできない状況となっている。

(2) 住友重機械及び住重特機における工数水増し等の状況

住友重機械及び住重特機は、貴省と締結した契約のうち、住重特機が海上自衛隊と締結した確定契約及び航空自衛隊と締結した現地整備に係る概算契約を除く全ての契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行うための指標として目標工数を設定していた。

両社による工数の水増し等は次のとおりとなっていた。

ア 貴省は、確定契約の場合、過去に同種契約を締結した会社から実績工数に基づいた見積書の提出を受けて予定価格を算定している。このため、住友重機械は、確定契約において実績工数が契約に際して貴省に提出した見積書の工数を下回った場合には、次回以降の同種契約における契約金額の減額を回避することを目的として、また、概算契約等においても契約代金の確定時に契約代金の減額を最小限に抑えることを目的として、それぞれ、その下回った分について防衛装備品の製造等に直接従事した時間ではない間接作業時間を当該防衛装備品の工数に振り替えることなどにより、実績工数を目標工数まで水増しするなどして、これを実績工数として申告していた。

これらの水増しについては、住友重機械は、遅くとも1970年代(昭和45年頃)から行っており、工数管理システムに工数データを上書きして修正するプログラム(以下「工数修正プログラム」という。)を導入していた1980年代(55年から平成元年頃にかけて)から20年3月までは、製造部門が実際の作業に基づく工数を入力し、月1回の工数集計の際に、工数修正プログラムにより入力された工数を自動的に目標工数まで水増しする手法により行っていたとしている。そして、住友重機械は、同年4月以降、この工数修正プログラムを削除して工数計上の適正化を図ったとしているが、急激な実績工数の減少は工数の水増しの発覚につながりかねないため、一部の契約においては、同年9月まで、工数管理システムの誤入力修正機能を使用して水増しを行っていたとしている。

住友重機械は、20年10月以降は水増しを行っていないとしている。しかし、防衛装備品の設置等のために出張した際の実績工数の計上について、本院が、23年度分の出張旅費精算書に添付された精算に関する領収書と照合するなどして実績工数を検査したところ、次のような事態が見受けられた。すなわち、従業員が出張した際に、出張先において、具体的に指示された作業を実施したとして実績工数を計上していたものについて、作業を実施していたとしていた時刻に、宿泊施設にチェックインしていたり、社用車に燃料を給油していたり、高速道路の料金所で精算を行っていたりして、作業に従事していなかったにもかかわらず、その時刻を含む一定の時間を実績工数として計上していた事態が複数見受けられた。

このような事態は、従業員自らが工数を架空に計上していたものであり、適正を欠いていると認められる。

イ 住重特機は、地方調達に係る防衛装備品の点検及び修理作業の実施を主たる業務としていることから、貴省との契約は大半が概算契約となっている。このため、契約代金の確定時に契約代金の減額を最小限に抑えることを目的として、会社設立当初の1988年

頃(昭和63年頃)から、間接作業時間を直接作業時間に振り替えたり、他の契約から工数を付け替えたり、関係会社である株式会社住重エス・エヌビジネスとの間の架空の取引により工数をねつ造したり、民間会社との契約に係る金型修理工数を付け替えたりすることにより目標工数まで水増しを行い、これを実績工数として申告するなどしていたとしている。

住友重機械及び住重特機における実際の作業時間として記録されている工数データは、一部が保管されていたものの、大半が廃棄されていたことなどから、付替え等を行った工数の実態について正確に把握することはできない状況となっている。

(3) 制度調査及び原価監査の状況等

ア 制度調査及び原価監査の実施状況及びこれらに対する各社の対応

(ア) 制度調査の実施状況等

貴省は、制度調査を契約の相手方に対し、おおむね5年に1度の頻度で行うこととしており、三菱電機、MSS及びプレシジョンに対しては平成17、22両年度に装本が、太洋無線に対しては15、23両年度に装本が、三電特機に対しては18、22両年度に航空自衛隊が、住友重機械に対しては16、20両年度に装本が、住重特機に対しては15、20両年度に航空自衛隊が、それぞれ制度調査を実施していた。さらに、三菱電機及び住友重機械に対しては、工場の規模が大きいことから、貴省の担当者に加えて、委託契約を締結している監査法人に所属する公認会計士やシステム監査人も調査を実施していた。

また、貴省は、制度調査を実施するに当たり、11年通達に基づくなどして、調査の日時、場所等のほかに調査対象とする契約等について、調査実施日の数箇月前に会社側に通知していた。そして、この通知を受けて、三菱電機、住友重機械及び関係5社は、工数の付替え等による過大請求の発覚を回避するため、次のような対応を執っていた。

- a 工数管理等のシステムの調査の際は、工数修正専用端末や工数修正プログラムの存在について開示しなかった。
- b フロアチェックの際は、実際の作業とは異なる工数計上が発覚する懸念があったため、調査実施日の数箇月前に調査内容や、調査対象の契約等が事前に通知されていることを利用して、入念な事前準備を行い、①実際の調査の際には、あらかじめ決めておいた作業内容を実演してその作業時間をそのまま工数計上したり、②入力した実績工数が自動的に目標工数に修正されないように、工数修正プログラムの使用を停止したり、③工数の入力を行う端末の画面に実績工数が表示されないようにしたり、④作業員が少なくて済む自動工作機械に多くの作業員を張り付けたり、⑤作業員等への直接の質問や不用意な回答を防ぐために、対応者を管理職等に限定したりなどしていた。また、現場の作業の効率化やコストの削減活動に関する掲示物等、工数計上に疑念を持たれるおそれがあるものを撤去していた。
- c 帳簿類の調査の際は、貴省との事前の打合せにおいて、対象契約数や提示する帳簿類の種類が極力限定されるようにしていた。
- d 貴省の担当官による予定外の調査や行動が行われないよう、日程調整を行い、この日程に沿った調査が行われるようにしていた。

一方、貴省は、11年通達において、制度調査の実施に際して、あらかじめ、日時、場所等調査を行う上での必要事項を契約の相手方に通知することとしていて、事前通告なしの抜き打ち調査を行っていなかった。そして、貴省と各会社との事前の打合せや調整された日程に従って、各会社が準備して設定し又は示した事項に限定した調査を予定どおり行うことにより、各会社の原価システムの適正性を確認するなどしていた。このため、帳簿類の調査のみでは発見が困難な一重帳簿による工数付替え等については、対応できない状況となっていた。

(イ) 原価監査の実施状況等

貴省は、毎年度、三菱電機、住友重機械及び関係5社と多数の中央調達及び地方調達に係る概算契約等を締結していることから、「原価監査事務に関する達」等に基づいて、装本及び各自衛隊が、各会社について、運用状況調査を行ったり、原価監査を行ったりしている(表4参照)。

表4 原価監査等の実施状況(平成23年度)

会社	三菱電機	MSS	プレシジョン	三電特機	太洋無線	住友重機械	住重特機
実施件数	250件	2件	100件	194件	20件	14件	45件

しかし、運用状況調査の際は、制度調査と同様に、会社側と事前に調整した日程に沿って行い、フロアチェックを行う場合でも、予定どおりの調査を行うことにより、各会社の発生原価の適正性等を確認していた。また、原価監査の際は、質問事項について個別に管理職等への説明等を求めていたものの、その質問内容は、各会社があらかじめ事前に準備した事項についての確認が中心となっていた。そして、実際に工数計上を行った担当者への聴取を行わなかったり、一部の契約については製品の確認等を行わないまま完了したりしていた。

また、地方調達においては、各会社に赴かずに原価監査を実施していて、各会社に送付させた帳簿類を含む関係資料を突合するなどの形式的な確認のみにより、契約金を確定して支払っているものが多数見受けられた。

さらに、中央調達及び地方調達のいずれの調達においても、各会社に対して、事前通告なしの抜き打ちの原価監査又は運用状況調査を行っていなかった。なお、一部の契約について抜き打ちの原価監査を行おうとして、会社まで赴いたところ、会社に協力を拒否されたため、調査を実施することができなかったこともあった。

イ 地方調達の原価監査等に係る規程類の整備状況等

前記のとおり、中央調達においては、装本が、「原価監査事務に関する達」及び「原価監査実施準則(通達)」に基づき、また、地方調達においては、海上自衛隊が、「原価監査に関する事務処理要領及び原価監査実施基準について(通達)」に基づき、原価監査及び運用状況調査を行うこととなっている。

しかし、陸上自衛隊の一部及び航空自衛隊は、部隊等が行う調達について、原価監査等の実施に係る規程類を定めていないなど、各自衛隊においてその取扱いが区々となっている。

また、海上自衛隊は、制度調査を実施していなかったり、運用状況調査を行っていても、その調査結果に対する適否の判断を行っていなかったり、作成することとされている運用状況調査報告書を作成していなかったりしている。

ウ 各会社における法令遵守等に係る施策等

三菱電機、住友重機械及び関係5社は、社内に、法令遵守、内部統制等に関する部署を設置するなどして、企業倫理・遵法に関する活動等を推進してきたとしている。しかし、その活動等の内容は、過去に自社で発生した法令違反や自社社員の不祥事に対する再発防止に重点を置くものなどであったため、5年以降に多数発覚した他社の過大請求事案に着目した監査等の取組は行われていなかった。

また、貴省は、前記のとおり、資料の信頼性確保に関する特約条項等を新設及び改正した際に説明会を開き、企業に対して過大請求事案の再発防止のための周知等を行ったとしている。しかし、三菱電機、住友重機械及び関係5社は、他社の過大請求事案を受けて、自社でも同様の事態が発生していないか調査するなど、貴省が求める再発防止のための会社内への周知等を全く実施しておらず、他社も含めた過大請求事案を踏まえた法令遵守等の活動やこれを推進させるための統制機能が働いていないと史料される。

そして、貴省は、上記の周知等の効果の確認を行っておらず、各会社の上記のような状況を把握していなかった。

(改善を必要とする事態)

貴省は、5年以降、防衛装備品等の調達に係る過大請求事案が発生してきたことから、11年以降、調達改革の具体的措置に基づき、契約の相手方の提出資料の信頼性の確保や制度調査、原価監査等の充実等の諸施策に取り組み、企業に対してその内容の周知等を行ってきたとしている。

しかし、貴省がこれまでに実施してきたとしていた諸施策等は、その効果が十分発現しておらず、三菱電機、住友重機械及び関係5社の一重帳簿による過大請求事案には対応できていないなどの事態は、防衛装備品等の調達が税金等を原資とする国費により賄われていること、防衛装備品等の調達は特定少数の企業との随意契約により行われる場合が多く、当該企業には特に高い企業倫理が求められることなどを考慮すると適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 制度調査、原価監査及び運用状況調査を、各会社の要望や事前の調整の下に実施し、会社側の意向に沿って実施していること及び抜き打ちの制度調査、原価監査及び運用状況調査を実施していないこと
- イ 地方調達の原価監査及び運用状況調査に係る規程類の整備等が区々となっているのに、これらの整備状況等について把握していないこと
- ウ 調達改革の具体的措置を踏まえた諸施策の各会社に対する周知等について、その効果の確認を行っていないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、現在、三菱電機、住友重機械及び関係5社に対する特別調査を実施するとともに、今回の事態を踏まえた再発防止策の検討、具体的措置の見直しなどを早急に行うこととしている。

一方、貴省は、前記のとおり、各会社の過大請求事案の発覚以降、事実関係の全容が解明され、過大請求に係る過払金等が国庫に納入されるとともに再発防止策が報告されるまでの間、各会社に対し指名停止の措置を執ったとしているが、指名停止以降、貴省の会計実地検査を実施した24年6月末までの間に、真にやむを得ない場合として、三菱電機、MSS、プ

レシジョン及び三電特機と206件の契約(契約金額計1148億6863万余円)を締結している。また、三菱電機、住友重機械及び関係5社に対しては、今後とも防衛装備品等の調達に係る契約を多数締結していくことが見込まれている。

については、貴省において、防衛装備品等の調達に関する国民の信頼を回復し、予算の執行のより一層の適正化を図るよう、制度調査、原価監査等に関し、次のとおり意見を表示する。

- ア 制度調査、原価監査及び運用状況調査に当たっては、貴省の担当官が主体となって調査項目等を選定したり、質問を直接担当者に行ったり、現場で原価の発生状況を確認したり、作業員等に対して作業実態に関するアンケートを行ったり、抜き打ちで実施したりするなど、企業側が準備し予定する範囲を超えた内容の調査を行うことにより、現場における作業の実態や工数管理の実態の把握等が十分に行えるよう、調査の方法等を見直すとともに、企業に対してこのような方法による制度調査等が効果的に行われるように、その受入体制を整備するよう求めること
- イ 地方調達の原価監査及び運用状況調査に係る規程類を統一的に整備させるとともに、規程類の整備状況等について内部部局に報告させることによりこれらの状況を把握すること
- ウ 制度調査等の際に、企業の内部統制等について調査を行うこととして法令遵守活動等の実態を把握するなど、調達改革の具体的措置を踏まえた諸施策について企業に対する周知等の効果の確認を行うとともに、必要に応じて改善を行わせること

(3) T-7初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)航空機整備費 〔平成18、19両年度は、(項)装備品等整備諸費〕 17年度以前は、内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)装備品等整備諸費〕
部 局 等	内部部局、航空幕僚監部、航空自衛隊第1補給処東京支処、同第2補給処
契 約 名	初等練習機の委託整備ほか
契 約 の 概 要	T-7初等練習機等を運用する基地において、定期検査、定期交換部品の交換等の整備業務を外部に委託して行う整備
契 約 の 相 手 方	富士航空整備株式会社
契 約	平成15年4月ほか 契約8件(随意契約)
契 約 金 額	39億3521万余円(平成15年度～22年度)
上記金額のうち 経済的及び効率的に執行するための取組が十分行われていない 提案経費に対応する実績相当額	8件 18億2576万円(平成15年度～22年度)

【意見を表示したものの全文】

T-7 初等練習機の委託整備費用の執行について

(平成 24 年 9 月 27 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 T-7 初等練習機の調達概要

(1) T-7 初等練習機の入札概要

貴省(平成 13 年 1 月 6 日から 19 年 1 月 8 日までは内閣府防衛庁、13 年 1 月 5 日以前は総理府防衛庁)は、航空自衛隊における操縦士の飛行教育の一環である初級操縦課程等を実施するために、T-7 初等練習機(以下「T-7」という。)を運用している。

T-7 は、12 年 9 月に行われた防衛装備品としては初めての総合評価落札方式による一般競争入札を経て、調達することが決定されたものである。

総合評価落札方式は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 6 第 2 項の規定に基づく競争契約による落札方式の一形態である。この方式は、通常の落札方式が国にとって最も有利な価格で入札した者を落札者とするのに対して、価格のみではなく機能、性能等他の条件にも着目して費用対効果の面で国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式である。

貴省は、総合評価における適正な評価を行うために、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 91 条第 2 項の規定に基づく大蔵大臣(当時)との協議を踏まえ、入札者に対して、入札説明書、仕様書、評価基準、技術的事項等確認書類等を交付して、費用の見積りの前提となる期間を 12 年度から 31 年度までの 20 年間、物価上昇率を加味しないなどとする前提条件を示した上で、次の各事項を記載した書類(以下、この書類を「総合評価のための書類」といい、その具体的な記載内容を「提案内容」という。)の提出を求めて、これに基づき評価点を付すなどして評価を行うこととした。

- ① 飛行性能、強度等に関する諸数値等の機能、性能等に関する事項
- ② 航空機の整備の効率性や信頼性等に関する諸数値、整備態勢の具体的構想等の後方支援等に関する事項
- ③ 機体価格、燃料等費、維持部品費、維持役務費、教育経費等の費目ごとの価格その他の費用に関する事項

評価に当たっては、次のとおり、機能、性能等や後方支援等に関する事項に係る評価点の合計(以下「性能等に関する評価点」という。)を当該入札者の入札価格(2 機分の機体価格)、13 年度以降調達予定分(47 機分)の機体価格、全体の所要機数(計 49 機)に応じた維持エンジン、維持部品等の価格及びその他の経費の総額(以下、この総額を「総提案経費」といい、総提案経費から入札価格(2 機分の機体価格)を除いたものを「その他の費用」という。)で除して、これにより得られた数値(以下「評価数値」という。)が最も高い者を落札者とする事とした。

なお、その他の費用については、前記の大蔵大臣との協議において、相当な確実性をもって見積もることができるものを対象とすることとされた。

$$\text{評価数値} = \frac{\text{性能等に関する評価点 (機能、性能等や後方支援等に関する事項に係る評価点の合計)}}{\text{入札価格 (2機分の機体価格) + \text{その他の費用 (13年度以降調達予定分(47機分)の機体価格、全体の所要機数(計49機)に応じた維持エンジン、維持部品等の価格及びその他の経費)}}}$$

総提案経費

入札には、富士重工業株式会社(以下「富士重工」という。)と丸紅株式会社(スイス連邦のピラタス・エアクラフト社の代理店。以下「丸紅」という。)の2者が応札し、評価の結果、表1のとおり、性能等に関する評価点は同点となり、入札価格(2機分の機体価格)は高かったもののその他の費用が低額であった富士重工の評価数値が丸紅の評価数値より高くなったことから、貴省は、富士重工を落札者とし、同社が提案したT-3改(後のT-7)を調達することに決定した。

表1 平成12年度に行われた総合評価の結果

項目 入札者	性能等の 評価点 (A)	入札価格 (B) (千円)	その他の費用 (C) (千円)	総提案経費 (D) = (B + C) (千円)	評価数値 (E) = A / (B + C)	順位
富士重工	197.54098	489,850	21,201,308	21,691,158	0.00000000910698	1
丸紅	197.54098	355,274	22,699,151	23,054,425	0.00000000856846	2

(注) 消費税及び地方消費税を除く。

(2) T-7の製造等及び維持運用に係る契約の概要

T-7の製造等及び維持運用に係る主な契約の状況は、次のとおりである。

ア T-7の製造等に係る契約については、貴省は、12年10月に富士重工と上記の総合評価落札方式で対象にした2機分の製造請負契約(契約金額5億1434万余円)を締結し、その後、13年度から18年度までの間に47機分の製造請負契約(契約金額計100億1536万余円)を締結している。そして、14年9月から20年9月までの間に49機が納入されて、現在、航空自衛隊静浜、防府北両基地等で運用されている。また、貴省は、商社等との間で機体と併せて取得する初度部品等の購入に係る契約(契約金額計20億8890万余円)を締結している。

イ T-7の維持運用に係る契約については、貴省は、15年度から毎年度、富士重工の子会社である富士航空整備株式会社(以下「富士航空整備」という。)と基地内におけるT-7の整備を委託する契約(以下、この契約により実施する整備を「委託整備」といい、これに係る経費を「委託整備費用」という。)を締結するなどしており、維持運用に係る契約の22年度までの実績額は計114億4221万余円となっている。

上記ア及びイの契約の実績額について、年度別に示すと表2のとおりとなっており、12年度から22年度までの合計額は、240億6082万余円となっている。

表2 T-7の製造等及び維持運用に係る契約の平成12年度から22年度までの各年度の実績額
(単位：千円)

区 分 年 度	製造等に係る契約の実績額 (A)	維持運用に係る契約の実績額 (B)	実績額計 (A + B)
平成12年度	547,135	—	547,135
13年度	3,053,130	—	3,053,130
14年度	2,490,416	132,651	2,623,067
15年度	2,040,796	389,305	2,430,101
16年度	2,697,364	498,102	3,195,466
17年度	903,283	748,361	1,651,645
18年度	783,926	1,635,729	2,419,656
19年度	—	1,829,260	1,829,260
20年度	53,879	2,062,480	2,116,360
21年度	—	2,007,496	2,007,496
22年度	48,681	2,138,822	2,187,503
合 計	12,618,613	11,442,210	24,060,824

注(1) 契約の実績額は、単位未満の金額を切り捨てて表示している。

注(2) 平成18年度以前の契約の実績額には、関係書類の保存期間が満了して直接把握することができなかったものなど一部の費用について、19年度以降の契約の実績額を踏まえて算出した推計値が含まれている。

(3) 平成12年度決算検査報告掲記事項の概要等

本院は、平成12年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「航空自衛隊の新初等練習機の調達について」を掲記している。この中で、本院は、①12年度の総合評価落札方式においては、その他の費用が落札者を決定する際の極めて重要な要素となっていたこと、②維持運用に係る経費を構成する費目について、将来において拘束されるべき内容に係る主要な項目を示したり、提案内容に係るより詳細な関連データを提出させたりするための方策等を十分執っていなかったこと、③落札者の提案内容が履行されなかった場合の責任の所在や損害賠償の方法等といった提案内容の履行を確保するための措置について具体的に示していなかったことなどの点を検査の状況として記載している。そして、今後、今回と同様の総合評価落札方式を採用する場合には、提案内容がより確実に履行されるような方策を検討する必要があるとする所見を記載している。

なお、貴省は、上記の本院の所見を踏まえて、20年度に実施した総合評価落札方式による海上自衛隊の次期回転翼練習機等の調達手続においては、提案内容が履行されなかった場合に、落札者に対して違約金の請求ができることを入札の条件とするなど提案内容が確実に履行されるための方策を講じたとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、前記のとおり、平成12年度決算検査報告において、12年度の総合評価落札方式においてはその他の費用が落札者を決定する際の極めて重要な要素となっていたこと、落札者が将来において拘束されることとなる事項等について具体的定めを設けなかったことなどを検査の状況として示すとともに、新初等練習機の調達において、落札者が示したその他の

費用の内容が、今後、各契約に適切に反映されていくか注視していくこととした。そして、その他の費用に当たる維持運用に係る契約の22年度までの実績額は、計114億4221万余円と多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、総合評価の際に示された富士重工の提案内容が維持運用に係る契約に適切に反映されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省内部部局、装備施設本部、航空幕僚監部、航空自衛隊第1補給処東京支処等において、富士重工が提出した総合評価のための書類、契約書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、富士重工、富士航空整備等において、各種の整備作業の実態等を確認したり、説明を聴取したりするなどして検査を行った。

(検査の結果)

(1) 提案経費と実績額の状況

富士重工が提出した総合評価のための書類に記載された総提案経費の内訳である提案費目ごとの見積経費(以下「提案経費」という。)とその実績額を比較したところ、表3のとおり、12年度から31年度までの20年間を対象として見積もられていた提案経費を22年度までの実績が既に上回っている費目があった。

表3 提案経費及び平成22年度までの実績額 (単位：千円)

提案費目	提案経費 (平成12年度から31年度までの20年間の合計額) (A)	提案経費 (消費税及び地方消費税を含む。) (B) = (A) × 1.05	実績額 (22年度までの累計額)	主な調達先
機体価格等計	11,709,146	12,294,603	12,618,613	
入札価格(2機分の機体価格)	489,850	514,342	514,342	富士重工
47機分の機体価格等	11,219,296	11,780,260	12,104,271	富士重工
航空機機体定期修理費	2,601,300	2,731,365	1,393,955	富士重工
委託整備費用	2,079,149	2,183,106	3,935,215	富士航空整備
維持部品費	2,149,220	2,256,681	2,894,919	商社
要修理品修理費等	1,704,399	1,789,618	1,087,700	商社
技術経費	704,021	739,222	890,537	富士重工
燃料等費	610,944	641,491	741,680	石油会社
教育経費	132,979	139,627	498,201	富士航空整備
維持運用に係る経費	9,982,012	10,481,112	11,442,210	
その他の費用	21,201,308	22,261,373	23,546,482	
合計 {入札価格(2機分の機体価格) + その他の費用}	21,691,158	22,775,715	24,060,824	

注(1) 提案経費及び実績額の金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示している。

注(2) 平成18年度以前の委託整備費用については、関係書類の保存期間が満了して直接把握することができなかったことなどから、19年度以降の実績額から1機当たりの委託整備費用を算出し、これに当該各年度の整備機数を乗じて算定している。

(2) 委託整備に係る契約の状況

提案費目のうちの委託整備費用については、富士重工が総合評価の際に提案した15年度から31年度までの17年間分の経費の合計額21億8310万余円(消費税及び地方消費税を含む。)と比べて、15年度から22年度までの8年間の実績額が計39億3521万余円となっており、提案費目の中で実績額が提案経費を最も大きく上回る費目となっていた。

そこで、この要因について分析したところ、次のとおりとなっていた。

ア 提案経費の見積りの対象に指定していた委託整備における作業等の状況

貴省は、前記の大蔵大臣との協議において、その他の費用については相当な確実性をもって見積もることができるものを対象とすることとされたことなどを踏まえて、入札者に交付した技術的事項等確認書類により、航空機の計画整備(機体ごとに150飛行時間間隔で実施する定期検査、定期検査とは別の時期に実施する定期交換部品の交換、定期交換部品の交換時に実施する特別検査等)と計画外整備(作業の実施時期及び内容が具体的に予知されず航空機の故障等の発生の都度実施する整備)を提案経費の見積りの対象とする整備作業に指定していた。

そこで、本院が、委託整備における作業について、関係書類が保存されるなどして整備作業の内訳を把握することができた19年度から22年度までの実績をみたところ、表4のとおり、提案経費の見積りの対象に指定されていた整備作業は全体の約46%であって、過半の整備作業は見積りの対象とされていないものであった。

そして、見積りの対象とされていない整備作業に関して、貴省は、12年度の調達手続において、入札者が作業の詳細を正確に把握することが困難な整備作業や付随的に必要となる整備作業を提案経費の見積りの対象に指定すると入札者にとって不確実な要素が増えることから、入札の公平性を確保するためにこれらの整備作業を提案経費の見積りの対象としなかったとしている。

表4 委託整備の作業区分ごとの実績相当額等の推移と構成割合 (単位：人時間、千円、%、時間)

作業区分		年 度					計	構成割合	
		平成 19	20	21	22				
入札者に対して 交付した技術的 事項等確認書類 により、提案経 費の見積りの対 象に指定されて いた整備作業	計画整備	工数	21,450.3	19,344.9	21,801.9	22,401.7	84,998.8	29.1	
		金額	141,035	127,676	142,911	147,851	559,474		
	計画外整備	工数	13,608.9	12,522.2	11,088.9	13,491.8	50,711.8	17.3	
		金額	89,478	82,646	72,687	89,045	333,858		
	計		工数	35,059.2	31,867.1	32,890.8	35,893.5	135,710.6	46.4
			金額	230,514	210,322	215,599	236,897	893,333	
上記整備作業に 該当せず、提案 経費の見積りの 対象とされてい なかつた整備作 業	救命装備品等の整備作業	工数	12,045.7	11,819.5	11,394.2	11,992.9	47,252.3	16.2	
		金額	79,200	78,008	74,688	79,153	311,051		
	地上器材等の整備作業	工数	5,780.9	6,261.3	6,469.5	6,297.5	24,809.2	8.5	
		金額	38,009	41,324	42,407	41,563	163,305		
	整備教育用航空機の整備	工数	3,523.9	4,948.0	4,176.7	5,484.5	18,133.1	6.2	
		金額	23,169	32,656	27,378	36,197	119,402		
	航空機受入検査等	工数	608.8	1,360.0	1,010.6	1,223.6	4,203.0	1.4	
		金額	4,002	8,976	6,624	8,075	27,679		
	その他の整備作業 (個別の指示に基づく就 業時間外の支援作業等)	工数	14,984.5	17,304.1	15,185.6	14,926.1	62,400.3	21.3	
		金額	98,523	114,207	99,541	98,512	410,784		
	計		工数	36,943.8	41,692.9	38,236.6	39,924.6	156,797.9	53.6
			金額	242,905	275,173	250,640	263,502	1,032,221	

作業区分	年 度					計	構成割合
	平成 19	20	21	22			
合 計	工数	72,003.0	73,560.0	71,127.4	75,818.1	292,508.5	100
	金額	473,419	485,496	466,240	500,399	1,925,555	
年度総飛行時間		11,600	11,600	11,700	11,700	46,600	

注(1) 構成割合は、委託整備の作業工数の合計値に占める各種作業の工数の割合である。

注(2) 金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示している。

前記のとおり、富士航空整備による委託整備には、見積りの対象とされていなかった整備作業が多く含まれているため、富士重工が示した提案経費 21 億 8310 万余円とこれに対応する実績額とを単純に比較することは適切でない。

そこで、15 年度から 22 年度までの委託整備費用の実績額 39 億 3521 万余円に、前記の提案経費の見積りの対象に指定されていた整備作業の割合約 46% を乗じて得られた金額 18 億 2576 万余円が、富士重工が示した提案経費に対応する実績相当額となることから、この金額と上記の 21 億 8310 万余円とを比較したところ、契約開始以降 8 年間で 17 年間分を対象として見積もられていた提案経費の金額の約 8 割にまで達していた。

イ 提案工数及び要したとしている工数の状況

前記のとおり、提案経費の見積りの対象に指定されていた委託整備費用の実績相当額が契約開始以降の 8 年間で提案経費の金額の約 8 割にまで達していることから、委託整備の効率性について、作業区分ごとに作業に要する工数を年度総飛行時間で除して算出した 1 飛行時間当たりの工数で比較したところ、表 5 のとおり、富士重工が経費の算定の際に用いていた工数(以下「提案工数」という。)0.93 人時間に対して、富士航空整備が 19 年度から 22 年度までの間に要したとしている工数の平均値は、2.91 人時間と提案工数の 3 倍を超えていた。

表 5 1 飛行時間当たりの提案工数と要したとしている工数(平成 19 年度から 22 年度まで)
(単位：人時間)

作業区分	工 数 提案工数	要したとしている工数				
		平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	平 均
計画整備	0.66	1.85	1.67	1.86	1.91	1.82
計画外整備	0.27	1.17	1.08	0.95	1.15	1.09
計	0.93	3.02	2.75	2.81	3.07	2.91

(注) 小数点以下第 3 位を四捨五入して表示している。

整備作業を提案工数を超えて行っていたことについて、富士航空整備は、作業準備時間、機体の移動時間、構造上作業効率が劣る箇所における作業時間等に係る工数である附帯工数が全体の工数を増加させている要因ではないかと説明している。そして、富士航空整備は、整備作業を一連の流れで行うことから、提案工数と附帯工数を合理的に仕分けて把握することが困難であるとして、各作業者の任意の判断に基づく記録により附帯工数を集計していた。

貴省は、富士航空整備が附帯工数として集計している整備作業については、いずれも必要な整備作業であるとして委託整備に係る契約の対象に含まれるものとしているが、上記のように、提案工数と附帯工数を合理的に仕分けて把握することが困難な状況であることなどから、現在実施されている委託整備の効率性が、富士重工の提案内容と同程度のものとなっているかについては、十分把握していない状況となっている。

しかし、貴省は、富士重工による総合評価の際の提案では、富士航空整備が委託整備を実施することとして経費が見積もられていたこと、総合評価落札方式における評価数値の算定要素のうちその他の費用が低額であった富士重工が落札者となったことなどの点を十分に考慮し、富士重工の提案内容と委託整備の作業の実態を的確に把握・分析するなどして、その結果を委託整備に係る契約に適切に反映させる取組を行う必要があると認められる。

ウ 委託整備費用の管理の状況

貴省は、平成12年度決算検査報告における所見を踏まえ、総合評価の際の提案内容が誠実に履行されることを確保するための具体的措置として、14年9月に「新初等練習機関連経費の適切な積算・執行のガイドライン」を制定し、これに基づき、提案経費に係る実績額等を管理台帳に記録して管理することとしていた。

しかし、貴省は、提案経費の見積りの対象に指定していた整備作業に係る実績額については、提案工数等に基づき積算した額をそのまま実績額として管理台帳に記録していて、提案工数を超えて行ったとされている整備作業に係る工数については、管理台帳に記録していないなど、委託整備に係る全体の経費の執行について、十分に把握していない。

エ その他の提案費目の状況

提案費目のうち、維持部品費の実績額が提案経費を上回っていることについて、貴省は、①アメリカ合衆国における生産者物価の上昇を背景として同国からの輸入部品の単価が上昇したこと、②部品の製造中止等に伴う代替部品の取得に伴い価格が上昇したこと、③富士重工の提案では一定数量を一括して調達することを前提とした単価を使用していたのに対して、実際には貴省が商社等から必要数量を個別に購入するなどしていて調達条件が提案の内容と異なっていることなどによるものと分析している。また、技術経費等の実績額が提案経費を上回っていることについて、貴省は、提案時には想定していなかった作業項目等が追加されたことなどによるものと分析している。

については、これらのその他の提案費目に係る経費の執行に当たっても、より経済的かつ効率的な執行に資するよう、今後とも、提案内容と執行状況を的確に把握・分析して、その結果を維持部品等の調達に係る契約に適切に反映していくことが重要と認められる。

(改善を必要とする事態)

委託整備費用の実績額が富士重工の提案経費に比べて多額に上っているのに、貴省において、委託整備費用の執行状況を適切に把握しておらず、富士重工の提案内容と整備作業の実態を的確に把握・分析するなどして、その結果を委託整備に係る契約に適切に反映させるための取組を十分に行っていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、総合評価落札方式による調達手続の際に、落札者を将来拘束することとなる事項等について具体的な定めを設けなかったにもかかわらず、このことを十分に踏まえて、維持運用の段階で、委託整備に係る経費全体の執行状況を適切に把握するとともに、富士重工の提案内容と整備作業の実態を的確に把握・分析するなどして、その結果を委託整備に係る契約に適切に反映させるための取組を行うことについての必要性に対する認識が十分でなかったことによると認められる。

3 本院が表示する意見

15年度のT-7の運用開始から9年が経過し、今後も用途廃止になるまで、多額の委託整備費用等を要することが見込まれている。このため、委託整備費用を含むその他の費用が低額であったことが落札者の決定において極めて重要な要因であったことを考慮すると、委託整備費用等の執行に当たっては、富士重工の提案内容を適切に反映させて、より経済的及び効率的に行っていくことが求められる。

については、貴省において、委託整備費用のより経済的及び効率的な執行に資するよう次のとおり意見を表示する。

- ア 委託整備に係る全体の経費の執行について適切に把握すること
- イ 委託整備に係る富士重工の提案経費に比べて実績額が多額に上っている要因について詳細に分析するなどして、その結果を今後の委託整備に係る契約に適切に反映させるための取組を行うこと

(4) 防衛施設周辺放送受信事業の実施において、テレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう意見を表示したもの

会計名及び科目 部 局 等 防衛施設周辺放送受信事業補助金の概要 指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明なまま交付している補助金の額	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛施設安定運用関連諸費 内部部局、9 地方防衛局等 航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害対策として、補助対象区域内においてNHK と放送の受信についての契約をした者に対し、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当を補助するもの 55 億 3041 万円(平成 22、23 両年度)
--	--

【意見を表示したものの全文】

防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

(平成 24 年 10 月 19 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 防衛施設周辺放送受信事業の概要

(1) 防衛施設周辺放送受信事業補助金の概要

貴省は、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害対策として、「防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱」(平成 19 年防衛省訓令第 126 号)等に基づき、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場又は対地射爆撃場(以下、合わせて「基地等」という。)でターボジェット発動機を有する航空機の離陸、着陸等が頻繁に実施されるものの周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、放送法(昭和 25

年法律第132号)第64条第1項の規定により日本放送協会(以下「NHK」という。)と放送の受信についての契約を締結した者(以下「受信契約者」という。)に対し、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を防衛施設周辺放送受信事業補助金(以下「補助金」という。)として交付している。

(2) 補助対象区域の概要

補助対象区域は、昭和57年以前にNHKが調査結果に基づき設定した区域を、貴省が引き継ぐ形で57年に指定したものである。

「防衛施設周辺放送受信事業補助金の交付について」(平成18年施本第600号(CFM)防衛施設庁長官通達)によると、補助対象区域は、当分の間、「放送受信障害対策補助金の交付の対象とする区域について」(昭和57年5月防衛施設庁長官制定)に基づき、以下の区域とすると定められている。

すなわち、ターボジェット発動機を有する航空機の離陸、着陸等により生ずる80^(注1)ホン以上の音響の発生回数が一定回数以上継続していると認められる飛行場の主要着陸帯の短辺の延長で当該飛行場の外辺から各1キロメートル及び長辺の延長で当該飛行場の外辺から各5キロメートルの長方形(対地射爆撃場にあつては、航空機の主要旋回経路の直下から外側に1キロメートルの距離にある線を外辺として得られる区域)を基準として、音響の強度及び基地等又はその周辺の地形、集落の状況等を勘案して(以下、これらの要件を「指定基準」という。)、防衛施設庁長官が指定した区域とされている。

補助対象区域が指定されている基地等は、平成23年度末現在で19基地等となっており、各補助対象区域における22、23両年度の放送受信契約件数は、22年度末386,171件、23年度末389,221件、補助金交付額は、22年度27億7292万余円、23年度27億5749万余円、計55億3041万余円となっている。また、これらの補助対象区域は、17年4月に廃止された島松空対地射爆撃場周辺区域を除き、昭和57年以降、一度も見直されることなく現在に至っている。

(注1) ホン 旧計量法(昭和26年法律第207号)で定められていた騒音レベルの計量単位。計量法の改正(平成4年法律第51号)によりこの単位は廃止され、現在はデシベルが使用されている。

(注2) 19基地等 千歳、松島、百里、入間、厚木航空、浜松、岐阜、小松、芦屋、築城、新田原、鹿屋航空各基地、三沢、横田、岩国、嘉手納、伊江島補助各飛行場、三沢対地、出砂島各射爆撃場

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のとおり、補助対象区域については、57年の指定以降、長期間見直されることなく現在に至っている。その間、基地等に配備される航空機の機種(以下「配備機種」という。)の更新が進み、その性能は向上してきており、また、市街地化や集落の移転等により、補助対象区域を巡る情勢が大きく変化した地域も見受けられる状況となっている。

そこで、本院は、有効性、経済性等の観点から、57年に指定した補助対象区域が、音響の強度及び基地等又はその周辺の地形、集落の状況等の実態に即したのものとなっているかな

どに着眼して、貴省内部部局、地方防衛局等^(注3)において、19基地等周辺の補助対象区域の受信契約者に対して平成22、23両年度に交付された補助金を対象として、補助金の交付、航空機騒音に関する資料等の書類及び補助対象区域の現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 地方防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局及び東海防衛支局

(検査の結果)

検査したところ、昭和57年の指定以降、主要な配備機種が、騒音の大きなエンジンを装備しアフターバーナー^(注4)を使用して離陸するF-4戦闘機から、比較的騒音が低くかつ推力の高いエンジンを装備し通常はアフターバーナーを使用せずに離陸可能なF-15戦闘機やF-2戦闘機に移行したことや、基地等の運用形態の変更による航空機騒音の変化等が生じており、貴省が本件事業とは別に航空機騒音対策として実施している住宅防音事業の助成対象区域(以下「住宅防音区域」という。)の見直しも行われていて、補助対象区域内で航空機騒音が低下している地域もあると認められた。

すなわち、住宅防音区域については、平成13年9月から14年7月までの間に防衛施設庁長官により開催された「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」において、配備機種の性能向上等が騒音の低下につながり、騒音区域が縮小する傾向にあるとの提言がなされたことなどを踏まえ、補助対象区域が指定された19基地等^(注5)のうち、4基地等で17年以降順次見直しが行われており、住宅防音区域の面積が1基地で増加したものの、3基地等で減少していた。

例えば、上記3基地等のうち浜松基地においては、昭和56年7月の住宅防音区域の指定以降、相当の期間が経過し、主要な配備機種がT-33中等練習機から比較的騒音の低いエンジンを装備したT-4中等練習機に移行したことなどから、平成20年度から22年度にかけて航空機騒音の状況を把握するための調査が実施され、その結果、24年1月に住宅防音区域を大幅に縮小する見直しが行われた。しかし、浜松基地に係る補助対象区域については、前記のとおり、昭和57年以降見直しが行われておらず、従来、住宅防音区域の対象面積より大きな面積を対象としていたことから、今回の住宅防音区域の大幅な縮小により、対象面積の差は更に広がった状況となっている。

そこで、57年に指定された補助対象区域が指定基準に照らし適切なものとなっているか確認しようとしたところ、指定基準を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっていた。

したがって、補助対象区域が指定基準に照らし適切なものとなっているか確認できず、貴省がテレビ放送の聴取障害対策として補助金を交付する根拠について、透明性が十分に確保されていない状況となっていた。

(注4) アフターバーナー ジェットエンジンから出された排気ガスに、更に燃料を噴射し燃焼させる装置

(注5) 4基地等 松島、厚木航空、浜松各基地及び横田飛行場

(改善を必要とする事態)

以上のように、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているのか不明となっていて、補助対象区域が指定基準に照らし適切なものとなっているか確認できない事態及びこのような状況のまま指定基準の見直しを行うことなく継続して補助金を交付している事態は、事業を効果的に実施する上で適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、補助対象区域を巡る情勢の変化を踏まえた指定基準の見直しの重要性に対する認識が十分でなく、見直しに向けた検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

防衛施設周辺放送受信事業は、真に必要としている者に対して効果的に実施することが求められており、そのためには、指定基準を見直すなどして、航空機騒音の実態の変化を適切に反映させた補助対象区域の見直しを随時行うことのできる体制を整備することが肝要である。

については、貴省において、防衛施設周辺放送受信事業を効果的に実施するために、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業により補助金を交付する根拠について、透明性を十分に確保するよう意見を表示する。

- (5) クラスター弾の使用等が禁止されたことにより、倉庫に保管されたままとなっているロケットモータについて、その活用計画を早期に策定することにより、早期の活用を図ることとするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	内部部局(装備品等調達制度の所掌部局)、装備施設本部(平成19年8月31日以前は装備本部)等(契約部局)
ロケットモータの概要	点火装置と固体推進薬が装填されている推進装置であり、弾頭と組み合わせて使用するもの
倉庫に保管されたままとなっているロケットモータに係る調達契約	2件(平成19、20両年度)
倉庫に保管されたままとなっているロケットモータに係る支払額相当額	5億6479万円

【改善の処置を要求したものの全文】

クラスター弾の使用等が禁止されたことにより、倉庫に保管されたままとなっているロケットモータの活用について

(平成24年10月26日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 クラスター弾の概要等

(1) クラスター弾に関する条約の概要

クラスター弾は、弾頭内に複数の爆発性の子弾(以下「子爆弾」という。)を内蔵し、これを空中で散布するように設計された弾薬で、砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬で地雷等を除いたものである。クラスター弾は、多くの武力紛争において使用されてきたが、クラスター弾及びその不発弾が文民に大きな被害を与えてきたことなどから、平成20年5月にアイルランド共和国で開催された外交会議において、その使用、開発、生産等を禁止することを約束する「クラスター弾に関する条約」(以下「条約」という。)が採択された。

条約の主な内容は、次のとおりであり、我が国は20年12月に署名を行い、22年8月に発効している。

- ① 締約国は、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有及び移譲並びにこれらの活動を行うことについて、援助、奨励及び勧誘を行わないことを約束する。
- ② 締約国は、貯蔵されているクラスター弾につき、条約が自国について発効した後原則として8年以内に廃棄する。

そして、我が国では、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成21年法律第85号。以下「法」という。)が条約の発効の日から施行されたことに伴い、クラスター弾の製造が禁止され、その所持等が規制されている。

また、20年11月に開催された安全保障会議において、我が国の防衛に万全を期するため、クラスター弾の機能の補完措置を早急に講じていくことなどが了承された。

(2) 貴省が保有するクラスター弾

貴省は、陸上自衛隊において、対戦車ヘリコプター等に搭載する70mmクラスター弾を保有している。70mmクラスター弾は、子爆弾内蔵の弾頭と推進装置であるロケットモータとを組み合わせた構造となっている。このほか、貴省は、訓練に使用するために模擬の子爆弾を内蔵した弾頭とロケットモータとを組み合わせた構造の70mmクラスター演習弾を保有している。

これらの弾頭とロケットモータは、両者を組み合わせて一体として使用されるが、既に保有しているロケットモータと別途調達した弾頭とを組み合わせ使用することも可能となっている。

貴省は、上記のうち70mmクラスター演習弾について、18年度に行った契約(3か年度の国庫債務負担行為。納期21年2月)までは、弾頭とロケットモータとを組み合わせ、一体として調達していた。

そして、クラスター弾に関する条約が発効し、法が施行された後は、70mmクラスター弾が使用できなくなったことから、貴省は、安全保障会議での了承事項等に基づき、その補完措置として、子爆弾を内蔵しない単弾頭とロケットモータとを組み合わせたロケット弾(以下「70mm単弾頭弾」という。)及び訓練に使用するために模擬の単弾頭とロケットモータとを組み合わせたロケット演習弾(以下「70mm単弾頭演習弾」という。)を装備していくこととしている(表1参照)。

表1 クラスター弾と、その補完措置の状況

	法施行前	左の補完措置
実弾	70mmクラスター弾 (子爆弾内蔵の弾頭+ロケットモータ)	70mm単弾頭弾 (単弾頭+ロケットモータ)
演習弾	70mmクラスター演習弾 (模擬の子爆弾内蔵の弾頭+ロケットモータ)	70mm単弾頭演習弾 (模擬の単弾頭+ロケットモータ)

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴省は、前記のとおり、70mmクラスター弾及び70mmクラスター演習弾の機能の補完措置として、70mm単弾頭弾及び70mm単弾頭演習弾等を装備していくこととしている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、貴省において70mm単弾頭弾及び70mm単弾頭演習弾の装備は計画的かつ経済的に行われているか、現に保有している弾頭及びロケットモータは有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴省において、19、20両年度に締結されたロケットモータ単体の調達契約2件(契約金額計8億2654万余円)を対象として、仕様書等の契約関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査の結果、次のような事態が見受けられた。

貴省は、19、20両年度に締結した契約(いずれも3か年度の国庫債務負担行為)により単体のロケットモータを調達している。具体的には、表2のとおり、19年度契約分については、当初、全数を70mmクラスター演習弾として調達する契約を締結していたが、20年5月の条約の採択等に伴い、履行途中の21年11月に、全数をロケットモータ単体で調達する契約に変更していた。また、20年度契約分については、防衛上の所要を確保する必要があるとして、21年3月に、当初から全数をロケットモータ単体で調達する契約を締結していた。これら19、20両年度契約分の最終契約金額は、計8億2654万余円となっている。

表2 ロケットモータの調達状況

	契約日	最終契約金額	納期	調達内容
平成19年度契約	(当初)20年3月26日	5億0777万余円	22年3月31日	70mmクラスター演習弾(一体型)
	(変更)21年11月13日			全数をロケットモータ単体に変更
20年度契約	21年3月31日	3億1876万余円	23年2月28日	ロケットモータ単体
計		8億2654万余円		

しかし、貴省は、19年度契約により調達した単体のロケットモータの約半数(支払金額相当額2億6175万余円)については、過年度に調達して保有していた単弾頭と組み合わせて使用していたものの、残りの約半数(支払金額相当額2億4602万余円)及び20年度契約により調達した全数(支払金額相当額3億1876万余円。両者の計5億6479万余円)については、これらに組み合わせられる単弾頭やその演習弾頭を保有していないため、倉庫に保管したままとしている。

この状況は、組み合わせて使用する単弾頭又はその演習弾頭を相当数調達するまで継続することとなるが、国内における単弾頭及びその演習弾頭の生産体制が整っていないことから、保管されたままとなっているロケットモータを使用する見通しは立っておらず、その機能が今後も長期にわたり発現されないおそれがある。

貴省は、24年度中には70mm単弾頭弾及び70mm単弾頭演習弾の調達を開始する計画があるとしているが、弾頭のみを調達するのか、一体型で調達するのかが不明確となっている。

(改善を必要とする事態)

上記のように、組み合わせられる弾頭がない単体のロケットモータが多数倉庫に保管されたままとなっている事態は、防衛装備品の経済的な調達及び有効活用が求められていることなどを考慮すると適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、70mmクラスター弾等を補完する措置として70mm単弾頭弾及び70mm単弾頭演習弾を装備することとしているが、保管されたままとなっているロケットモータを単弾頭又はその演習弾頭と組み合わせて活用することについての具体的な検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、今後も引き続き70mmクラスター弾等を補完する措置として70mm単弾頭弾及び70mm単弾頭演習弾を装備することとしている。

については、貴省において、防衛装備品の経済的な調達及び有効活用に資するよう、今後、70mm単弾頭弾及び70mm単弾頭演習弾を装備するに当たり、既に保有しているロケットモータを活用することとする計画を早期に策定することにより、早期の活用を図ることとするよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 東日本大震災等の災害時に災害派遣活動に従事した自衛官等に対する災害派遣等手当について、支給に係る通知等を周知徹底したり、支給の適否を確認する体制を整備したりなどすることにより、手当の支給が適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (項)自衛官給与費
部 局 等	陸上幕僚監部
災害派遣等手当の概要	災害等が発生した場合において、自衛隊法の規定により派遣され、災害派遣活動に従事した自衛官等に対して支給するもの
東日本大震災における災害派遣等手当の支給額	120億2150万余円(平成22、23両年度)
東日本大震災における災害派遣等手当が誤って支給されていた額	過大となっていた 1490万円(2,424人)(平成22、23両年度) 手当の額(延べ人数) 過小となっていた 1742万円(2,009人)(平成22、23両年度) 手当の額(延べ人数)

1 災害派遣等手当の概要

陸上自衛隊は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第14条の規定に基づき、特殊勤務手当を支給している。そして、自衛隊法(昭和29年法律第165号)による災害派遣又は原子力災害派遣を命ぜられ、遭難者等の捜索救助等の災害派遣活動に従事した自衛官等に対して、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号。以下「施行令」という。)第9条の7の規定により、特殊勤務手当のうちの災害派遣等手当(以下「手当」という。)が、作業1日につき1,620円又は3,240円支給されることとなっている。

陸上幕僚監部は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る活動に伴う手当については、「東北地方太平洋沖地震における災害派遣等手当等の運用について(通知)」(平成23年3月29日陸幕人計第190号電)を発するなどして、救援等の作業又は救援等の作業と直結する活動を開始した日から災害派遣撤収命令等により当該地域における活動を中止した日までを支給の対象とすることとしていた。そして、陸上幕僚監部は、当該期間内であっても救援等の作業又は救援等の作業と直結する活動を行わなかった日や災害箇所等への移動に要した期間については、手当の支給の対象とは認めないこととしていた。

手当の支給については、災害派遣活動を実施した各部隊等が特殊勤務命令簿に基づき、個人ごとに特殊勤務手当の支給の対象とする日数等を記載した勤務状況通知書を作成して、各部隊等の支払を担当する駐屯地の会計隊等に提出し、会計隊等がこの勤務状況通知書に基づき手当を支給することとなっている。

なお、東日本大震災に係る活動に伴う手当については、余震や津波発生の危険、原発事故に伴う影響等、かつてない困難な状況下において、前方、後方支援業務の別なく、長期間にわたる厳しい任務が遂行されたことから、防衛省は、23年6月29日に施行令が改正されたことを受けて、防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令(平成23年防衛省訓令第25号)を発し、今回限りの特例措置として手当の額の増額等を行った。これにより、1日当たりの手当の支給額は、東日本大震災の発生時に遡って、災害派遣については区域等に応じて1,620円、3,240円又は6,480円、原子力災害派遣については福島第一原子力発電所からの距離等に応じて3,240円、6,480円、16,000円、21,000円又は42,000円に改正された。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、東日本大震災における長期間にわたる災害派遣活動に従事した自衛官等に支給された手当が訓令、通知等に従い適切に支給されているかなどに着眼して、130駐屯地及び27分屯地(以下、駐屯地及び分屯地を合わせて「駐屯地等」という。)計157駐屯地等のうち50駐屯地等において、東日本大震災に係る22、23両年度の手当を対象として、災害派遣命令、特殊勤務命令簿、勤務状況通知書、業務日誌等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。そして、上記の手当を対象として、会計実地検査を行わなかった107駐屯地等も含めて陸上幕僚監部から22、23両年度における支給状況等について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、部隊等が作成した特殊勤務命令簿において、手当の支給の対象となる日を誤っており、これを基に勤務状況通知書を作成するなどしたため、次のとおり、手当の支給が適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、災害箇所等への移動のみを行った日や、災害派遣撤収命令等により当該地域における活動を中止した日の翌日以降に活動終了後の申し送り等を行った日を手当の支給の対象として特殊勤務命令簿を記入するなどしたため、手当の支給が過大となっていた事態が51駐屯地において見受けられ、その額は計1490万余円(延べ人数計2,424人)となっていた。また、救援等の作業又は救援等の作業と直結する活動を行っていたのに、これらの日を手当の支給の対象とせず特殊勤務命令簿を記入するなどしたため、手当の支給が過小となっていた事態が56駐屯地等において見受けられ、その額は計1742万余円(延べ人数計2,009人)となっていた。

前記のとおり、東日本大震災に係る活動に伴う手当について、支給の対象を定めて通知するなどしているにもかかわらず、手当の支給が過大又は過小となっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことによると認められた。

- ア 各部隊等において、特殊勤務命令簿及び勤務状況通知書の作成に際し、手当の支給の適否の判断が的確でなかったこと及び手当の支給の適否を確認するための体制が十分に整備されていなかったこと
- イ 陸上幕僚監部及び各方面総監部において、発出した通知等の周知徹底が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、過大又は過小となっていた手当の支給額について、23年度末までに返納又は追給の処置を講ずるとともに、手当が前記の通知に基づくなどして勤務実態を反映して適切に支給されるよう、24年8月に大規模災害時における手当の支給に関する今後の処置について通知を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 各部隊等に災害派遣活動の実績を詳細に記録する災害派遣業務実績簿を新たに作成させることにより部隊等内での確認を徹底し、さらに、災害派遣活動の終結後に各部隊等の人事及び会計担当者を通じて、手当の支給について一斉点検を実施するなどしてその手当の支給の適否を確認するための体制を整備することとした。
- イ 手当の支給に係る通知等の周知徹底を図るために、手当の支給業務の参考資料を作成し配布するなどするとともに、通知等の周知徹底の状況を各部隊等に報告させることとした。

(2) 電子複写機の保守の実施に当たり、経済的な保守方式を採用することにより、保守費用の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)防衛本省	(項)防衛本省共通費
			(項)武器車両等整備費
			(項)艦船整備費
			(項)人材確保育成費
部 局 等	東京業務隊、2 地方総監部、2 航空基地、航空補給処		

電子複写機の保守の概要	電子複写機について点検、調整、修理、トナーカートリッジの提供等を実施させるもの
検査対象とした電子複写機台数	1,033 台
上記の電子複写機の保守費用	8 億 8632 万余円(平成 22、23 両年度)
経済的な保守方式となっていないなかった電子複写機台数	80 台
上記の電子複写機の保守費用	1 億 8855 万余円(平成 22、23 両年度)
節減できた保守費用	4289 万円(平成 22、23 両年度)

1 電子複写機の保守の概要等

(1) 電子複写機の保守の概要

海上自衛隊は、多数の電子複写機(プリンタ機能等も有する電子複合機を含む。以下同じ。)を購入し、各種業務の実施に際して、書類の複写等のために使用している。そして、電子複写機について、保守業者と保守契約を締結するなどの方法により、点検、調整、修理、トナーカートリッジの提供等を実施させている。

(2) 電子複写機の保守の方式

電子複写機の保守には、主として次の二つの方式があり、これらは料金体系は異なるものの、故障時の修理等保守の内容は一般的に同一とされている。

ア カウンター方式

カウンター方式は、保守業者と保守契約を締結し、その契約期間内に電子複写機の保守を実施させるものであり、その間の保守費用は、電子複写機内部に記録される複写等の枚数に、1枚当たりの保守料金(以下「保守単価」という。)を乗ずるなどして算出する額となる。そして、保守単価は、保守業者により、通常複写等の枚数が多くなるに従って安くなるように設定されている。

イ コピーキット方式

コピーキット方式は、電子複写機の保守費用を含むトナーカートリッジ(以下「コピーキット」という。)を購入することにより、当該コピーキットを使用している間、保守を実施させるものであり、その間の保守費用は、コピーキットの購入額となる。このため、コピーキットの購入額をコピーキットの利用可能相当複写等枚数^(注1)で除して算出される保守単価は、複写等の枚数の多寡にかかわらず一定となる。

以上のことから、複写等が一定の枚数以上に及ぶ場合には、一般的に、電子複写機の保守費用はカウンター方式の方がコピーキット方式より経済的になるとされている。

なお、カウンター方式の方がコピーキット方式より経済的になる複写等の枚数は、電子複写機の機種等により異なるものとなっている。

(注1) 利用可能相当複写等枚数 A4サイズの用紙に印字率5%(40文字20行程度)で印字した場合等にトナーが全て消費される目安の枚数

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

海上自衛隊は、平成24年度から27年度までの間に、保有する多数の電子複写機について、購入年次の古いものなどから順次、電子複写機本体の借上げとその保守とを組み合わせた調達方法により更新することを計画しているが、更新するまでの間は、現在使用している電子複写機について、引き続きカウンター方式又はコピーキット方式による保守を実施させることにしている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、電子複写機の保守費用が経済的となるよう保守方式を十分に比較検討した上で採用しているかなどの点に着眼して、海上幕僚監部、東京業務隊、4地方総監部、3航空基地^(注2)、函館基地隊、補給本部及び航空補給処(以下、海上幕僚監部を除き「各部隊」という。)において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、23年度末時点で各部隊が使用していた電子複写機計1,033台(カウンター方式計32台、コピーキット方式計1,001台)に係る22、23両年度の保守費用計8億8632万余円(カウンター方式による保守費用計4555万余円及びコピーキット方式による保守費用計8億4077万余円の合計額)を対象として、これらに係る契約書等の関係資料の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 4地方総監部、3航空基地 横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部、鹿屋、厚木、大村各航空基地

(検査の結果)

検査したところ、東京業務隊、横須賀、舞鶴両地方総監部、鹿屋、厚木両航空基地及び航空補給処(以下、これらを合わせて「東京業務隊等」という。)において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、各部隊の電子複写機について、複写等の枚数をそれぞれの保守業者に提示し、現行と異なる保守方式とした場合の保守費用の見積りを徴するなどして、現行の保守費用と比較したところ、東京業務隊等がコピーキット方式による保守を実施させていた電子複写機計666台のうち、計80台(保守費用計1億8855万余円)については、複写等の枚数が多量に上っていたことから、カウンター方式による保守を実施させていた方が経済的であったと認められた。

このように、電子複写機の保守の実施に当たり、経済的な方式についての検討が十分でなく、保守費用が多額に支払われている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた保守費用)

東京業務隊等がコピーキット方式による保守を実施させていた上記の電子複写機計80台について、カウンター方式による保守を実施させていたとすれば、22、23両年度の保守費用計1億8855万余円は、計1億4565万余円となり、保守費用を計4289万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、東京業務隊等において、電子複写機の保守の実施に当たり、経済的な方式を採用することにより保守費用の節減を図ることの重要性に対する認識が十分でなかったこと、海上幕僚監部において、電子複写機の保守方式を比較検討し、より経済的な方式を採用することについての指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、24年3月に各部隊等に対して通知を発し、電子複写機の保守の実施に当たり、保守方式を比較検討するなどして、より経済的な保守方式を採用することとし、もって電子複写機の保守費用の節減を図るよう周知徹底する処置を講じた。

- (3) 部隊及び自衛隊病院において、患者の搬送中における救命率の向上を目的とする患者情報装置を緊急時に迅速かつ的確に使用できるよう体制を整備することなどにより、患者情報装置を有効に活用するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	陸上幕僚監部
患者情報装置の概要	陸上自衛隊が保有する救急車に搭乗している救急救命士等と自衛隊病院の医官との間の通信手段を確保することにより、患者の搬送中における救命率の向上を目的とする装置
上記装置の調達数及び価格	29式 5054万円(平成22年度)

1 患者情報装置の概要

陸上幕僚監部は、隊員等が災害派遣や演習の際に負傷した場合に、陸上自衛隊が保有する救急車(以下「救急車」という。)に搭乗している救急救命士等(以下「救護員」という。)と自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院(以下「自衛隊病院」という。)の医官との間で、救急車内で計測された患者の生体情報(脈拍、心電図モニター等)等のデータを送受信し、その情報を共有することにより、患者の搬送中における救命率の向上を図ることを目的として、コンピュータ、伝送用データカード等から成る患者情報装置(以下「装置」という。)を装備施設本部に29式要求し、同本部は、これらの装置を平成23年1月に5054万余円で調達している。そして、陸上幕僚監部は、各方面、師団又は旅団の衛生隊等計21部隊及び8自衛隊病院の計29か所にそれぞれ配備している。

陸上自衛隊の隊員が演習場で訓練を実施したり災害派遣に派遣されたりする場合には、必ずしも医官が同行しているわけではなく、隊員が負傷し医師の診断が必要なときは、部隊が自衛隊病院を含む近隣の病院に救急車で搬送している。しかし、陸上自衛隊が管理している演習場又は災害派遣現場の多くは市街地から離れているため、演習場等から近隣の自衛隊病院等に患者を搬送するには時間を相当程度要するとともに、医官は通常救急車には同乗していないのが現状となっている。このため、この装置は、隊員等が災害派遣や演習の際に負傷し、部隊が近隣の自衛隊病院等へ患者を搬送するまでの間、患者の容体が急変するなどの緊急時に、救急車内で計測された患者の生体情報等のデータを医官に送信し、この情報を受信した医官が救護員に対して必要な指示を迅速に与えることにより、患者の救命に効果的な役割を果たすものである。

(注1) 21部隊 真駒内(北部方面衛生隊、第11後方支援隊衛生隊)、旭川、帯広、東千歳、仙台、神町、青森、朝霞、練馬、新町、伊丹、千僧、春日井、海田市、善通寺、健軍、福岡、北熊本、那覇の各駐屯地所在の衛生隊、衛生学校

(注2) 8自衛隊病院 中央、札幌、仙台、富士、阪神、福岡、熊本、別府各病院

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

患者搬送時の容体急変等の緊急事態が生じた際に迅速かつ的確に対応するためには、使用が想定される地域における通信状況を確認しておくとともに、緊急時にも装置の取扱いが容易にできるようにしておくことが必要である。このためには、装置の訓練計画を作成した上で、演習等の際に患者を想定し、装置による生体情報等の送受信の訓練を部隊と自衛隊病院との間で定期的実施するなどして装置を計画的に訓練に使用する必要がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、装置が有効に活用されているかなどに着眼して、陸上幕僚監部、^(注3)16部隊及び^(注4)6自衛隊病院において、装置の使用記録簿等の関係書類等により会計実地検査を行った。そして、会計実地検査を行わなかった5部隊及び2自衛隊病院についても、上記の関係書類の提出を受けて、これを確認するなどして検査した。

(注3) 16部隊 真駒内(北部方面衛生隊、第11後方支援隊衛生隊)、東千歳、仙台、青森、朝霞、練馬、伊丹、千僧、海田市、善通寺、健軍、福岡、北熊本、那覇の各駐屯地
所在の衛生隊、衛生学校

(注4) 6自衛隊病院 中央、札幌、仙台、阪神、福岡、熊本各病院

(検査の結果)

検査したところ、装置の使用状況等について次のような事態が見受けられた。

すなわち、装置を使用する際のデータの送信側である21部隊において、装置が納入された23年1月から24年3月までの間の装置の使用状況を確認したところ、装置を緊急時でも迅速かつ的確に使用できるための訓練を行っていなかったり、自衛隊病院との間で通信機能を確認するための導通試験しか行っていなかったり、災害派遣や演習に装置を携行していなかったりなどしていた。

また、装置を使用する際のデータの受信側である8自衛隊病院において、装置が納入された23年1月から24年3月までの間の使用状況等を確認したところ、装置を訓練等で使用していなかったり、部隊との間で通信機能を確認するための導通試験しか行っていなかったり、装置の使用方法に関する研修を行っていなかったりなどしていた。さらに、装置の設置状況を確認したところ、装置をデータの通信の圏外となっている執務室に設置していたり、装置を保管箱に入れたままにしていたりなどして、自衛隊熊本病院を除く7自衛隊病院においては装置を直ちに使用することができない状況となっていた。

このように、21部隊及び8自衛隊病院において、装置を使用した訓練を連携して行っていなかったなどのため、患者の搬送中における緊急時に、装置を迅速かつ的確に使用できる体制が整備されておらず、装置の有効な活用が見込めない状況となっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上幕僚監部において部隊及び自衛隊病院に対して、装置の使用のために必要な体制整備について具体的に周知していなかったこと、装置の使用方法等を十分に指導していなかったこと、部隊及び自衛隊病院において装置の導入目的に対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、部隊及び自衛隊病院に対して、24年7月に通達を発するとともに、同年7月及び8月に説明を行うなどして、装置の操作教育や計画的に訓練を実施して装置を使用することなどについて周知徹底を図った。そして、部隊及び自衛隊病院は、同年8月末までに、装置を使用した訓練を実施し、部隊においては、装置を必携するなどして救護体制を確保するなどし、自衛隊病院においては、部隊からの要請に24時間対応が可能な体制を確保するなどして、緊急時に確実に対応できるよう体制整備を図り装置を有効に活用する処置を講じた。

- (4) 航空用救命装備品の耐寒耐水服Ⅲ型の調達要求に当たり、その運用実態を踏まえて個人装備用から航空機装備用に改めることなどにより、適切な調達所要量を算定するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 〔平成22年度国庫債務負担行為 (組織)防衛本省 (事項)諸器材購入〕 〔平成23年度国庫債務負担行為 (組織)防衛本省 (事項)諸器材購入〕
部 局 等	海上幕僚監部、海上自衛隊補給本部
契 約 名	耐寒耐水服Ⅲ型製造請負契約
契 約 の 概 要	P-3C等の大型固定翼機の搭乗員が使用する耐寒耐水服Ⅲ型を製造させるもの
契 約 の 相 手 方	藤倉航装株式会社
契 約	平成22年11月、24年3月 一般競争後の随意契約
上記の契約に係る調達数及び調達額	321着 9946万余円(平成22、23両年度)
節減できた調達数及び調達額	321着 9946万円(平成22、23両年度)

1 契約等の概要

(1) 耐寒耐水服の概要

海上自衛隊は、寒冷時に特定の海域を飛行する航空機の搭乗員が海上で遭難した場合に寒風や冷水によって体温が奪われることを防止するために着用する耐寒耐水服を航空用救命装備品(以下「救命装備品」という。)として装備し、原則として10月から翌年の3月までの期間中に使用することとしている。

耐寒耐水服には、回転翼機及び中型固定翼機搭乗員用のⅠ型、練習機搭乗員用のⅡ型及びP-3C等の大型固定翼機搭乗員用のⅢ型があり、Ⅰ型及びⅡ型は、各搭乗員の体格に合わせて複数のサイズがある一方、Ⅲ型は、遭難に際して各搭乗員の体格に関係なく航空服の上から即時に着用できるようフリーサイズとなっている。

また、「航空用救命装備品及び航空機救難装備品の装備標準について(通知)」(平成11年海幕装体第1961号)によれば、救命装備品は、航空機に搭乗することとされている全搭乗員に対して、各人につづつが貸与される(以下「個人貸与」という。)個人装備用と、航空機の機種ごとの配置員数等を基準に一定の数量が航空機に常時装備される航空機装備用に区分されており、耐寒耐水服は、いずれの型も個人装備用の救命装備品とされている。

(2) III型の調達所要量の算定及び製造請負契約の概要

海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)は、III型の調達数を調達所要量を基に決定して、装備施設本部に対して調達要求している。そして、補給本部は、前記の通知等に基づき、III型について、次の方法により調達所要量を算定することとしている。

- ① 耐寒耐水服は、前記の通知において個人装備用の救命装備品とされていることから、各航空機の全搭乗員に対応した数量(以下「装備標準数」という。)を装備することとしており、III型は、各航空基地に配備されているP-3C等の就役機数に、有事の際の航空機の運用上の必要を見込んで機種ごとに定めた係数及び配置員数を乗ずるなどして装備標準数を算出する。

$$\text{装備標準数} = \text{就役機数} \times \text{係数} \times \text{配置員数}$$

- ② 着用の際に生ずる破損による修理や、III型を使用する期間が年間に180日以上の場合に行うこととされている耐寒耐水機能の低下等の有無を確認するための中間検査の期間中に必要となる代替品等を考慮した所定の率(以下「予備率」という。)10%を、装備標準数に乗ずるなどして予備の数量(以下「予備数」という。)を算出する。

$$\text{予備数} = \text{装備標準数} \times \text{予備率} 10\%$$

- ③ 装備標準数に予備数を加算した数量から在庫数等を控除して、耐用年数が到来したことにより更新する必要がある数量(以下「更新数」という。)を加算して、調達所要量を算定する。

$$\text{調達所要量} = \text{装備標準数} + \text{予備数} - \text{在庫数等} + \text{更新数}$$

補給本部は、上記の方法により、平成22、23両年度の調達所要量をそれぞれ221着、113着、計334着と算定し、これに予算措置の状況等を考慮して、両年度の調達数をそれぞれ213着、108着、計321着と決定して調達要求している。そして、装備施設本部は、調達要求どおりの着数のIII型製造請負契約を一般競争後の随意契約により、22年度に契約金額6425万余円、23年度に同3521万余円、同計9946万余円で藤倉航装株式会社と締結している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、フリーサイズとなっているIII型の調達所要量の算定がその運用実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査を行った。検査に当たっては、海上幕僚監部、補給本部、P-3C等が配備されている6航空基地のうち鹿屋航空基地等5航空基地及び装備施設本部において、22、23両年度に締結されたIII型製造請負契約2件(契約金額計9946万余円)を対象として、契約に関する書類等を確認したり、担当職員

から説明を聴取したりなどして会計実地検査を行った。また、那覇航空基地については、Ⅲ型の運用実態に係る関係資料を徴するなどして検査した。

(注) 鹿屋航空基地等5航空基地 鹿屋、八戸、厚木、岩国、下総各航空基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 装備標準数の算出について

耐寒耐水服の運用実態について検査したところ、Ⅰ型及びⅡ型は搭乗員が着用して航空機に搭乗しているなど、個人貸与される個人装備用の救命装備品としての運用が行われていた。しかし、Ⅲ型については、Ⅰ型及びⅡ型のような個人貸与による運用が行われておらず、前記のとおりフリーサイズであるため搭乗員間で共用できることから、Ⅲ型を使用することとしている期間中は常時、配置員数を基準とした一定の数量がP-3C等に搭載されたままとなっているなど、航空機装備用の救命装備品と同様の運用実態となっていた。したがって、上記の運用実態を踏まえ、Ⅲ型の装備標準数については、航空機装備用の救命装備品として就役機数に配置員数を乗じて算出することが適切であると認められた。

$\text{装備標準数} = \text{就役機数} \times \text{配置員数}$

(2) 予備数の算出について

Ⅲ型は、遭難時を除くと救命生存訓練等以外に着用する機会はなく、同訓練等における着用の際に生ずる破損による修理の実績はなかった。そして、Ⅲ型を使用する期間は、八戸航空基地所在の第2航空隊を除く各航空部隊においては、耐寒耐水服を使用することとしている特定の海域を飛行する期間が180日以上になることはないなどのため、Ⅲ型の中間検査は実施されていなかった。したがって、上記の運用実態を踏まえ、Ⅲ型の予備数の算出に当たっては、着用の際に生ずる破損による修理の期間中の代替品や、第2航空隊を除いた各航空部隊における中間検査の期間中の代替品を考慮することを原則として行わないこととして算出することが適切であると認められた。

上記のように、Ⅲ型の調達所要量の算定に当たって、個人貸与となっていなかったり、着用の際に生ずる破損による修理の実績がなかったりなどしている運用実態を考慮していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた調達額)

各航空部隊におけるⅢ型の運用実態を踏まえて、装備標準数を航空機装備用の救命装備品として算出し、また、着用の際に生ずる破損による修理等を予備数として考慮しないこととするなどしてⅢ型の調達所要量を算定していたとすると、22、23両年度ともに調達の必要がなかったという結果になることから、両年度の契約金額の全額(計9946万余円)が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上幕僚監部及び補給本部において、Ⅲ型の運用実態を把握し、これを調達所要量の算定に反映させて適切な数量を調達要求することについての重要性に対する認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、装備標準数の算出に関して、23年11月に通知を発して、Ⅲ型の運用実態を反映して、個人装備用から航空機装備用に改めることとする処置を講じた。また、補給本部は、予備数の算出に関して、24年7月に、Ⅲ型の修理実績がないことなどの運用実態を反映するとともに、上記の装備標準数の変更に伴って航空機の配置員数を超える搭乗員が搭乗する場合も新たに考慮することとして、予備率の10%を8%とする処置を講じた。そして、これらを24年度調達要求に係る調達所要量の算定から適用することとし、その結果、24年度においては、Ⅲ型を調達しないこととした。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 自衛隊病院等における診療料の施設基準等に係る届出及び労災診療費の算定について

(平成22年度決算検査報告610ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

防衛省が設置している病院のうち、厚生労働大臣から保険医療機関の指定を受けている6自衛隊病院及び防衛医科大学校病院は、自衛官、事務官、技官等の隊員及びその被扶養者のほか、一般の患者も対象に診療を行っている。しかし、自衛隊横須賀病院及び防衛医科大学校病院において、診療料の施設基準等に係る届出や施設基準等に関連する病院内の体制の整備等が適時適切に行われないうまま診療報酬の算定が行われていたり、自衛隊横須賀病院において、労災診療費算定基準に基づかずに労災診療費が算定されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、6自衛隊病院及び防衛医科大学校病院に対して、①診療報酬を適切に算定するよう指導監督を徹底して、施設基準等の適合状況についての確認及び地方厚生局等への届出を適時適切に行う体制を整えたり、②労災診療費を算定する際には労災診療費算定基準に基づいて適切に算定するよう周知徹底を図ったりなどして、診療報酬等の算定が適切に行われるよう、防衛大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局等3機関において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年5月までに診療報酬等の算定が適切に行われるよう、次のような処置を講じていた。

ア 診療報酬を適切に算定するよう各病院に対する個別指導等を実施したり、病院長等の会議において本院の指摘の内容を説明したり、通知文書を発したりなどして、届出が可能な施設基準等については地方厚生局等へ届出を行うとともに、各病院の実態に即した診療報酬の算定が行われるように施設基準等の適合状況についての確認及び地方厚生局等への届出を適時適切に行う体制を整えた。

イ 労災診療費を算定する際には労災診療費算定基準に基づいて算定するよう病院長等の会議、通知文書等により周知徹底を図り、6自衛隊病院において労災診療費を適切に算定することとした。

(2) 給食事務を支援するためのソフトウェアの有効利用について

(平成22年度決算検査報告614ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

海上自衛隊は、給食事務を支援するためのソフトウェアを利用しており、操作性の向上等を図るために、ソフトウェアの改修を行っている。しかし、改修後のソフトウェアの利用開始時期から1年以上経過した平成23年度においても、操作に習熟していないことなどを理由に、有効に利用されていない事態が見受けられた。

したがって、海上幕僚監部において、改修後のソフトウェアの利用状況の把握に努め、給食実施の手続に関する達(昭和41年海上自衛隊達第19号)により給食実施機関として指定されている部隊や病院等(以下「給食機関」という。)及び造修補給所における習熟度の向上を図るために早急に操作教育の方法を検討して、速やかに給食機関等に対して操作教育等を実施するよう、防衛省海上幕僚長に対して23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、海上幕僚監部、艦船補給処等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、海上幕僚監部は、本院指摘の趣旨に沿い、給食業務の適正化及び効率化を図るために23年8月に策定した運用方針等に基づき、給食機関等から毎月の利用状況報告書を提出させるなどして改修後のソフトウェアの利用状況を把握するとともに、操作教育の方法を検討して、給食機関等に対して集合又は個別教育を行うなどの操作教育等を実施する処置を講じていた。

(3) 航空自衛隊が保有する訓練用の12.7mm普通弾及び12.7mmえい光弾について

(平成22年度決算検査報告617ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

航空自衛隊は、基地等の警備のために、12.7mm重機関銃M2及び口径50M2機関銃用M55型多連装銃架を保有しており、射撃訓練に使用する弾薬として12.7mm普通弾及び12.7mmえい光弾(以下、これらを合わせて「12.7mm訓練実包」という。)を多数保有している。しかし、12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練の実績は低調となっており、消費実績も保有数量に対して極めて僅かな数量となっていたことから、現在のような射撃訓練の実施状況のまま推移すると、今後も極めて長期にわたり多くの12.7mm訓練実包が有効に活用されない状況が継続することとなる。

したがって、航空自衛隊において、12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練をより円滑に実施することや、12.7mm訓練実包の消費実績等を踏まえた適切な保有数量を検討してこれを上回る数量を保有することになる場合には陸上自衛隊又は海上自衛隊に管理換することなどについて検討することにより、12.7mm訓練実包の有効活用を図るよう、防衛省航空幕僚長に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省航空幕僚監部及び航空自衛隊の各部隊において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、航空自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、23年9月に事務連絡を発して、複数部隊合同により射撃訓練を実施することなどにより射撃訓練に必要な射場を確保して、12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練を実施することを促し、各航空方面隊等において23年11月以降に射撃訓練をより円滑に実施するとともに、これらの射撃訓練の実績等を踏まえ、適切な保有数量を決定し、必要に応じて陸上自衛隊又は海上自衛隊へ管理換することとするなど、12.7mm訓練実包の有効活用を図る処置を講じていた。

(4) 一般輸入により調達する部品等の予定価格の算定等について

(平成22年度決算検査報告620ページ参照)

1 本院が表示した意見

防衛省の調達実施機関は、一般輸入により部品等を調達するに当たり、商社等を通じて外国製造会社等から提出させた見積資料に基づき予定価格を算定し、入札を実施するなどして、商社等との間で輸入品等売買契約等を締結している。しかし、調達実施機関において、商社等が部品等の代金を支払った後に外国製造会社等から取次手数料を受け取っていることを把握していないため、取次手数料を含んだ品代を基準として予定価格を算定していたり、独自品、標準品等の部品等の種類、取引の形態等に応じた予定価格の算定や契約の方法を検討していなかったり、品代に疑義が生じた場合に契約条項に基づく原価の調査を実施していなかったりする事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、各契約における調査項目を明確に定めるなどして、一般輸入調達における取引の実態の把握に努めたり、算定基準訓令等を見直し取次手数料の取扱いを明確に定めたり、契約金額に疑義が生じた場合の原価の調査等の取扱いを規則等に定めたり、調達する部品等の種類、取引の形態等に応じた予定価格の算定方法や、国内製造会社と外国製造会社との間で直接売買契約が可能な場合これを実施するなどの契約の方法を検討したりして、予定価格の算定等が適切に行われるよう、防衛大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局及び装備施設本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院の指摘の趣旨に沿い、一般輸入調達における競争性の促進や取引実態の把握を図りつつ、適正かつ効率的な調達に努めるために、20年度から一般輸入調達に係る商社等を対象に行っている輸入調達調査において、22年度までの調査項目に加え、費用の実際の計上方法を元帳、総勘定元帳、有価証券報告書等から確認するよう調査項目を明確に定め、23年9月から同調査を実施した結果、調査対象7社のうち3社について、外国製造会社から代理店手数料又はこれに類似する費用の受渡しがあることを確認したが、この受渡しは包括的な額が把握できたにとどまり、個々の輸入品の品代との関連性を確認するまでには至っていない。

このため、輸入調達調査の実施について契約条項に規定することにより調査の実効性を確保することを検討するなどして引き続き取引の実態把握に努めるとともに、算定基準訓令等の見直しや契約金額に疑義が生じた場合の原価の調査等の取扱いを規則等に定めたり、調達する部品等の種類、取引の形態等に応じた予定価格の算定方法や国内製造会社と外国製造会

社との直接売買契約を締結するなどの契約の方法を検討したりすることについては、上記により取引の実態を把握した上で検討することとしている。

第3章
第1節
第13
防衛省

(5) 駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みに係る委託費の節減について

(平成22年度決算検査報告629ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

各地方防衛局は、駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みなどの事務を銀行へ委託する際に、振込先を一つの口座に限定せず、駐留軍等労働者の希望する一定額をもう一つの口座に振り込むことを認める取扱いとしていた。しかし、駐留軍等労働者は、転居を伴う異動がほとんどないことなどから、金融機関のサービス向上等の状況を踏まえると、給与の全額を原則として一つの口座に振り込むこととしても利便性を著しく損なうことにはならないと認められた。

したがって、防衛省において、駐留軍等労働者に対する給与の振込先を原則として一つの口座とすることにより、口座振込みに係る委託費の節減を図る処置を講ずるよう、防衛大臣に対して平成23年9月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛本省及び各地方防衛局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年3月に駐留軍等労働者の給与の振込先を原則として一つの口座と定める旨の通知を発して各地方防衛局への周知徹底を図るとともに、各地方防衛局は24年度の銀行との委託契約に当該通知の内容を反映させるなどして、委託費の節減を図る処置を講じていた。

第2節 団体別の検査結果

第1 株式会社日本政策金融公庫

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

赴任旅費の支給に当たり、着後手当を赴任の際の宿泊及び宿泊費用の発生の実態を踏まえた適切なものとするよう改善させたもの

科	目	旅費
部	局	等
		株式会社日本政策金融公庫本店、152 支店
	着後手当の概要	新任地に到着後、新住居に入居するまでの間のホテル等の宿泊料や挨拶に要する費用等に充てるための旅費
	赴任旅費の支給額	10 億 7867 万余円(平成 22、23 両年度)
	上記のうち着後手当の支給額	2 億 7071 万余円
	節減できた着後手当の支給額	1 億 4625 万円(平成 22、23 両年度)

1 着後手当の概要

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号)に基づき、平成 20 年 10 月に旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行(国際金融等業務)が統合して発足し、7,631 人(23 年 4 月 1 日現在。ただし、24 年 4 月に株式会社国際協力銀行に承継した業務に係るものを除く。以下の各職員数、金額等について同じ。)の職員を有し、本店のほか全国に 152 支店を設置して業務を実施しており、毎年度、多数の職員を本支店間で転任させるなどしている。

公庫は、転任により旧任地から新任地に旅行したり新たに採用されて居住地から任地に旅行したりする職員に対して、公庫が定めた旅費規則(平成 20 年企管(人々)第 23 号)に基づき、赴任旅費として、22 年度は計 6 億 0908 万余円、23 年度は計 4 億 6959 万余円、合計 10 億 7867 万余円を支給している。

この赴任旅費には、交通費、日当等のほかに着後手当(扶養家族に係る分を含む。以下同じ。)があり、この着後手当は、転居を伴う人事異動において、新任地に到着後、新住居に入居するまでの間に必要となるホテル等の宿泊料や挨拶に要する費用等の諸雑費に充てるために支給するものとされている。そして、その支給額は、旅費規則第 37 条により、日当定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額(以下、日当定額及び宿泊料定額の一定日数分に相当する額を「5 日 5 夜分」等という。)と定められている。

また、旅費の減額調整について定めた旅費規則第 45 条では、実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費は支給しないと定めている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、公庫が職員に支給する赴任旅費は、毎年度多額に上っている。一方、公庫は、転任等をする職員のために社宅を整備しており、社宅を希望する職員全員に提供している。

そこで、本院は、法規性、経済性等の観点から、公庫における赴任旅費の支給、特に公庫においては社宅が整備されている中で、着後手当の支給が赴任の際の宿泊及び宿泊費用の発生の実態を踏まえて適切に行われているかに着眼して、検査を行った。

検査に当たっては、22、23両年度に支給した着後手当のうち赴任に伴う宿泊の実態が確認できなかったものを除いた22年度計1,341件、1億4,853万余円、23年度計1,125件、1億2,218万余円、合計2,466件、2億7,071万余円について、支店において、旅費の請求書等を基に旅費担当者から旅費の請求、審査、支払事務等並びに着後手当が支給された職員(以下「支給対象職員」という。)及び扶養家族(以下、これらの者を合わせて「職員等」という。)の赴任に伴う宿泊の状況等について説明を聴取するとともに、本店において、旅費制度の担当者から旅費規則の趣旨について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、公庫は、着後手当の支給に当たり、転居に伴う宿泊やホテル代等の費用発生状況について確認を行っておらず、旅費規則第45条に基づく旅費の減額調整を行うことなく、支給対象職員全員に対して一律に5日5夜分を支給していた。

しかし、公庫においては、赴任地において速やかに入居できるように社宅が提供されていて、職員等が自ら赴任地において新住居を見つけるなどする必要は低く、また、社宅への入居が可能になるまでホテル等に宿泊して待機する必要も低い状況となっていることから、赴任に伴い一時的にホテル等に宿泊するのに必要な宿泊数は少なく済むと考えられた。

そこで、赴任に伴う一時的な宿泊の状況及び宿泊費用の発生状況について検査したところ、22、23両年度の支給対象職員延べ2,466人及び当該職員に伴って転居した扶養家族延べ1,759人、計延べ4,225人のうち、発令後直ちに赴任地の社宅等に入居した者や一時的に実家等に宿泊したがホテル等の有料の宿泊施設には宿泊していなかった者が計延べ908人(21.4%)あり、また、有料の宿泊施設に宿泊した場合についても、その宿泊数が1泊又は2泊の者が計延べ2,407人(56.9%)と多くなっていて、赴任に伴う一時的な有料の宿泊施設での宿泊数が0泊から2泊までであった職員等が合計延べ3,315人と全体の78.4%を占めていた。

このように、公庫においては、社宅が整備されていることなどもあって、職員等は、赴任地において新住居を見つけるまでの間、ホテル等の宿泊料を要しなかったり、少ない泊数分の宿泊料しか要しなかったりすることが一般的である。旅費については、実費弁償を旨とするものであるから、実態とかい離した支給を行うことは適切でなく、実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費は支給しないと定める旅費規則に基づき、着後手当を減額調整するなどして実態を踏まえた適切な支給とする必要があると認められた。

(節減できた着後手当支給額)

着後手当について、前記の事態を踏まえるとともに、公庫と業務等が類似の団体における支給例を参考にして、赴任に伴う一時的な有料の宿泊施設での宿泊数が0泊から2泊までの場合は2日2夜分、3泊以上の場合は実際の宿泊数に応じた日夜分に減額して支給したとすれば、前記の着後手当の支給額 22年度計1億4853万余円、23年度計1億2218万余円、合計2億7071万余円は、22年度計6705万余円、23年度計5740万余円、合計1億2446万余円となり、支給額をそれぞれ計8147万余円、計6477万余円、合計1億4625万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、公庫において、着後手当の支給に当たり、旅費は実費弁償を旨とするものであり、宿泊及び宿泊費用の発生の実態を踏まえて、実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費は支給しないと定める旅費規則第45条の規定に対する認識が十分でなく、旅費の減額調整を行うことなどにより実態を踏まえた支給とすることについて検討していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公庫は、24年9月に旅費規則を改正して、着後手当の支給額を原則として2日2夜分とし、一時的な有料の宿泊施設での宿泊数が3泊以上の場合は、やむを得ない事情がある場合に限り当該宿泊数に応じた日夜分とすることとして、同年10月から適用する処置を講じた。

第2 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

(309) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
 (318)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事 業 主 体	10 学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額の合計	15,168,987,000 円(平成 21、22 両年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	59,505,000 円(平成 21、22 両年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注1)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。この補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注1) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定資料

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料を提出させている。

ア 申請年度の 5 月 1 日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料^(注2)

イ 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

(注2) 専任教員等 専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手

(3) 補助金の額の算定方法

事業団は、算定資料に基づき、補助金の額を次のとおり算定することとなっている。

- ① 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、それぞれの経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記の専任教員等については、1週間の割当授業時間数が所定の時間数以上であることが、補助の対象となる要件の一つとなっている。

- ② 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等によって補助金の額に差異を設けるため、次の割合等に基づいて個々の増減率を算定する。
- a 収容定員に対する在籍学生数の割合
 - b 専任教員等の数に対する在籍学生数の割合
 - c 学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合
- ③ ①で算定した経費区分ごとの基準額に②で算定した全体の増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して補助金の額とする。

(4) 特別補助

上記のほか、教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

この特別補助の対象となる項目には以下の項目等があり、これらについては、算定資料を各学校法人から提出させて次のようにその額を算定している。

- ア 「戦略的研究基盤形成支援事業」については、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する研究組織を有する私立大学に対して、当該事業における所要額を増額する。
- イ 「大学院教育の実質化の推進」については、研究科(専攻)において、人材養成等の目的・目標を定め、大学院教育の実質化に取り組む私立大学に対して、研究科ごとの専任教員等の数に所定の単価を乗ずるなどして得られた研究科算定補助基準額に、当該研究科における他大学からの入学者割合、申請年度の前年度における科学研究費補助金の採択の有無等の教育研究活動状況による調整率を乗じた額を増額する。なお、他大学からの入学者とは、他大学を卒業してから当該研究科に入学するまでの期間が1年未満の者とされている。
- ウ 「教育・学習方法等改善支援」については、教育・学習方法等の改善のための取組を行う私立大学等に対して、当該取組に係る所要額を増額する。なお、所要額の算定対象となる経費が見込額に比べて減少した場合には、実績額を報告させることとしている。
- エ 「研究科特別経費」のうち研究科分については、大学院研究科を設置する私立大学に対して、博士課程・博士後期課程を置く研究科における高度な研究等に係る所要額を増額する。
- オ 「教育研究拠点大学院重点経費」のうち大学院基盤分については、大学院を設置している私立大学に対して、研究科ごとの専任教員等の数に所定の単価を乗ずるなどして得られた研究科算定補助基準額に、当該研究科における過去3年間の博士課程・博士後期課程の修了者数(学位授与者及び単位取得満期退学者の数。以下同じ。)に占める学位授与数の割合等の教育研究活動状況による調整率を乗じた額を増額する。
- カ 「大学等の国際化に向けた取組み」のうち留学生に対する授業料減免については、経済的に修学困難な留学生に対する授業料の減免を行う私立大学等に対して、授業料減免対象者数に所定の単価を乗じた額に、各私立大学等の授業料の額に対する授業料減免額の割合を乗じた額を増額する。なお、授業料減免対象者については、当該年度の5月1日現在において、「留学」の在留資格を得ている者とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、専任教員等の数及び学生数の算定が適切に行われているか、特別補助の額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、事業団が平成 21、22 両年度に補助金を交付している 630 学校法人のうち 29 学校法人において、補助金の交付申請に係る算定資料等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、事業団に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、10 学校法人において、補助金の交付申請に当たり、事業団に提出した算定資料に、補助金の額の算定対象とならない専任教員等を含めて記入したり、特別補助の算定対象とならない経費を含めて記入したりなどしていたのに、事業団は、この誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金 59,505,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、10 学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりなどしているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

これを学校法人別に示すと、次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額
			千円	千円
(309)	学校法人 青山学院 (東京都渋谷区)	21	2,371,091	1,290

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、青山学院大学における平成 21 年度の補助金の額の算定対象となる専任教員等について、1 週間の割当授業時間数が所定の時間数を下回っていた教員を含めて記入していた。

したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は、2,369,801,000 円となり、1,290,000 円が過大に交付されていた。

(310)	学校法人 杏林学園 (東京都三鷹市)	22	1,639,581	1,879
-------	-----------------------	----	-----------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、杏林大学における平成 22 年度の戦略的研究基盤形成支援事業に係る特別補助の算定対象となる経費について、管理経費等は含めないこととされているのに、管理経費として支出していた委託費を含めて計上していた。

したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は、1,637,702,000 円となり、1,879,000 円が過大に交付されていた。

(311)	学校法人 駒澤大学 (東京都世田谷区)	22	1,115,509	1,323
-------	------------------------	----	-----------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、駒澤大学における平成 22 年度の大学院教育の実質化の推進に係る特別補助の調整率の算出の基礎となる他大学からの入学者割合について、他大学を卒業してから 1 年以上経過した学生等を含めて記入していた。

したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は、1,114,186,000 円となり、1,323,000 円が過大に交付されていた。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額
		千円	千円
(312) 学校法人 大東文化学園 (東京都板橋区)	21	834,587	14,484
	22	391,142	8,754
	小計	1,225,729	23,238

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、大東文化大学における平成21年度の教育・学習方法等改善支援に係る特別補助の算定対象となる経費について、実績額が見込額に比べて減少した後も、見込額のまま計上するなどしていた。

したがって、実績額に基づくなどして算定すると、適正な補助金の額は、21年度820,103,000円、22年度382,388,000円となり、それぞれ14,484,000円、8,754,000円、計23,238,000円が過大に交付されていた。

(313) 学校法人 帝京大学 (東京都板橋区)	21	1,784,028	1,364
-----------------------------	----	-----------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、帝京大学における平成21年度の研究科特別経費のうち研究科分に係る特別補助の算定対象となる経費について、管理経費等は含めないこととされているのに、管理経費として支出していた人件費を含めて計上していた。

したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は、1,782,664,000円となり、1,364,000円が過大に交付されていた。

(314) 学校法人 愛知淑徳学園 (名古屋市)	22	621,303	1,935
-----------------------------	----	---------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、愛知淑徳大学における平成22年度の大学院教育の実質化の推進に係る特別補助の調整率の算出の基礎となる21年度に新たに科学研究費補助金が採択された研究の有無について、20年度以前に採択された実績しかないのに、採択された研究があったと記入していた。

したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は、619,368,000円となり、1,935,000円が過大に交付されていた。

(315) 学校法人 菊武学園 (愛知県尾張旭市)	21	193,510	1,565
	22	224,468	5,261
	小計	417,978	6,826

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、名古屋産業大学における平成21年度の教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分に係る特別補助の調整率の算出の基礎となる研究科ごとの過去3年間の博士課程・博士後期課程の修了者数及び学位授与数について、修士課程の修了者数及び学位授与数を記入していた。

また、22年度の補助金の額の算定対象となる在籍学生数について、22年5月1日現在で除籍されていた学生を含めていたため、在籍学生数を過大に計上するなどしていた。

したがって、これらを除外して算定すると、適正な補助金の額は、21年度191,945,000円、22年度219,207,000円となり、それぞれ1,565,000円、5,261,000円、計6,826,000円が過大に交付されていた。

(316) 学校法人 近畿大学 (大阪府東大阪市)	21	5,123,645	6,907
------------------------------	----	-----------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、近畿大学における平成21年度の教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分に係る特別補助の調整率の算出の基礎となる研究科ごとの過去3年間の博士課程・博士後期課程の修了者数について、単位取得満期退学者を除外して記入していた。

したがって、修了者数に単位取得満期退学者を含めて算定すると、適正な補助金の額は、5,116,738,000円となり、6,907,000円が過大に交付されていた。

事業主体 (本 部 所 在 地)	年 度	補 助 金 交 付 額 千円	不当と認める補助金額 千円
(317) 学校法人 大阪国際学園 (大阪府守口市)	22	431,704	2,955
<p>上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、大阪国際大学における平成 22 年度の補助金の額の算定対象となる在籍学生数について、22 年 5 月 1 日現在で在籍していた学生を含めていなかったため、在籍学生数を過少に計上していた。</p> <p>したがって、これを含めて算定すると、適正な補助金の額は、428,749,000 円となり、2,955,000 円が過大に交付されていた。</p>			
(318) 学校法人 桃山学院 (大阪府和泉市)	22	438,419	11,788
<p>上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、桃山学院大学における平成 22 年度の私立大学等の国際化に向けた取組のうち留学生に対する授業料減免に係る特別補助の算定対象となる授業料減免対象者数について、「留学」以外の在留資格で在籍している外国人学生等を含めて記入するなどしていた。</p> <p>したがって、これを除外するなどして算定すると、適正な補助金の額は、426,631,000 円となり、11,788,000 円が過大に交付されていた。</p>			
(309)–(318) の計		15,168,987	59,505

意見を表示し又は処置を要求した事項

私費外国人留学生に対する授業料の減免において、経済的に修学困難な留学生の減免に係る選考基準が明記された規程等を整備させることなどにより、私立大学等経常費補助金(授業料減免特別補助)の交付が制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項) 交付補助金	
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団	
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)	
私立大学等経常費補助金(授業料減免特別補助)の概要	経済的に修学困難な私費外国人留学生に対する授業料の減免を実施している私立大学等に対して私立大学等経常費補助金を増額するもの	
授業料減免特別補助を実施した私立大学等に係る学校法人の数及び補助金交付額	337 学校法人	12 億 3922 万余円(平成 22 年度)
上記のうち留学生の経済状況に基づいて減免対象者の選考が行われていなかった私立大学等に係る学校法人の数及び補助金交付額	21 学校法人	2 億 5599 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

私費外国人留学生に対する授業料の減免に係る補助金の交付について

(平成 24 年 6 月 26 日付け 日本私立学校振興・共済事業団理事長宛て)
標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 私費外国人留学生に対する授業料の減免に係る補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

貴事業団は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として私立大学等^(注1)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「経常費補助金」という。)を交付している。経常費補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

そして、経常的経費のうち教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、経常費補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

(注1) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 私立大学等が行う国際化に向けた取組に係る特別補助の概要

貴事業団は、平成 22 年度から、国際化に向けた取組の一環として私費外国人留学生(以下「留学生」という。)のうち経済的に修学困難な留学生の負担の軽減を図るために授業料(入学金は除く。)の減免を行う私立大学等に対する特別補助(以下、この特別補助を「授業料減免特別補助」という。)を新たに実施することとした。

私立大学等が行う留学生を対象とした授業料の減免については、21 年度までは文部科学省から政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金(授業料減免学校法人援助)(以下「ODA 補助金」という。)が交付されていた。貴事業団が授業料減免特別補助を 22 年度から実施することとしたのは、文部科学省において留学生の支援に係る制度の在り方について検討が行われた結果、ODA 補助金が 21 年度をもって廃止され、急きょ特別補助により留学生受入れのための支援が行われることとされたことによるものである。

授業料減免特別補助の具体的な内容は、23 年 3 月に改正された私立大学等経常費補助金配分基準(平成 10 年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定。以下「配分基準」という。)に定められている。

配分基準によれば、授業料減免特別補助は、ODA 補助金とは異なり、補助対象を経済的に修学困難な留学生に対する授業料の減免に限定しており、さらに、私立大学等において、経済的に修学困難な留学生を対象とした授業料の減免に係る規程等が整備されていること、当該規程等には経済的に修学困難な留学生の選考基準が明記されていることなどが必要とされている。

また、特別補助により交付される補助金の額は、授業料の減免を行った留学生の数(以

下「授業料減免者数」という。)に所定の単価を乗じて算出した額に、正規の授業料の額に対する授業料減免額の割合(以下「授業料減免率」という。)を乗じて得た額を基に算定されることとなっている。

授業料減免特別補助は、22年度において337学校法人の397私立大学等(授業料減免者数計39,005人)に対して実施されており、その交付額は計12億3922万余円に上っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、留学生を対象とした授業料の減免に係る補助制度については、ODA補助金の廃止に伴い、貴事業団において授業料減免特別補助が新たに実施されることとなった。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、授業料減免特別補助が、その制度の趣旨に沿って、補助対象を経済的に修学困難な留学生に対する授業料の減免に限定するよう、必要な事務処理態勢を整備した上で適切に行われているかなどに着眼して、前記の337学校法人の397私立大学等のうち補助金の交付額が大きい学校法人を中心に25学校法人の27私立大学等(授業料減免者数計10,774人、授業料減免特別補助の額計2億8769万余円)を対象として、授業料の減免に係る規程等の整備状況や減免対象となる留学生の選考状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、25学校法人の27私立大学等のうち、21学校法人の23私立大学等(授業料減免者数計9,710人、授業料減免特別補助の額計2億5599万余円)において、経済的に修学困難な留学生を対象とした授業料の減免に係る規程等を整備していなかったり、規程等を整備していても経済的に修学困難な状況を判断するための選考基準を明記していなかったりしていたため、次のとおり、留学生の経済状況に基づいて減免対象者の選考が行われておらず、私立大学等における教育の振興等のために特に必要があると認めるときに限り補助金を増額するという特別補助の趣旨に沿わない結果となっている事態が見受けられた。

ア 経済的に修学困難な留学生を対象とした授業料の減免に係る規程等が整備されていないことから特別補助の趣旨に沿った授業料の減免が行われていない事態(8学校法人の9私立大学等)

学校法人秀明学園等^(注2)8学校法人の9私立大学等^(注3)(授業料減免者数計5,147人、授業料減免特別補助の額計1億1159万余円)は、経済的に修学困難な留学生を対象とした授業料の減免に係る規程等を整備していなかったため、実際の減免対象者の選考においても、留学生全員を減免の対象としたり、学業成績など留学生の経済状況に関係がない事項を減免の要件としたりして、留学生の経済状況に基づいた選考を行っておらず、特別補助の趣旨に沿った授業料の減免が行われていなかった。

(注2) 8学校法人 秀明学園、廣池学園、国土館、大東文化学園、立命館、折尾愛真学園、文理学園、別府大学

(注3) 9私立大学等 秀明大学、麗澤大学、国土館大学、大東文化大学、立命館アジア太平洋大学、折尾愛真短期大学、日本文理大学、別府大学、別府大学短期大学部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

貴事業団は、学校法人国士館から提出された授業料の減免に係る資料に基づき、同法人における平成22年度の授業料減免者数を1,204人(授業料減免率3割)として、同法人に対する授業料減免特別補助の額を26,836,000円と算定していた。

しかし、同法人が定める国士館大学納入金規程は、在留資格「留学」の査証の取得等を減免の要件としており、経済状況に係る要件は定めていないことから、経済的に修学困難な留学生を対象とした授業料の減免に係る規程等が整備されておらず、実際の減免対象者の選考においても、留学生の経済状況を考慮していなかった。

イ 経済的に修学困難な状況を判断するための選考基準が規程等に明記されていないことから特別補助の趣旨に沿った授業料の減免が行われていない事態(13学校法人の14私立大学等)

学校法人青森山田学園等^(注4)13学校法人の14私立大学等^(注5)(授業料減免者数計4,563人、授業料減免特別補助の額計1億4440万余円)は、経済的に修学困難な留学生を対象とした授業料の減免に係る規程等を整備していたものの、経済的に修学困難な状況に該当するか否かを具体的に判断するための留学生の経済状況に関する選考基準を当該規程等に明記していなかったため、実際の減免対象者の選考においても留学生の経済状況に基づいた選考を行っておらず、特別補助の趣旨に沿った授業料の減免が行われていなかった。

(注4) 13学校法人 青森山田学園、青森田中学園、杏林学園、慶應義塾、多摩美術大学、拓殖大学、東京国際大学、東京成徳学園、目白学園、大阪産業大学、桃山学院、萩学園、中村産業学園

(注5) 14私立大学等 青森大学、青森中央学院大学、杏林大学、慶應義塾大学、多摩美術大学、拓殖大学、東京国際大学、東京成徳大学、目白大学、大阪産業大学、大阪産業大学短期大学部、桃山学院大学、山口福祉文化大学、九州産業大学

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

貴事業団は、学校法人大阪産業大学から提出された授業料の減免に係る資料に基づき、同法人における平成22年度の授業料減免者数を大阪産業大学学部在籍者833人(授業料減免率5割)、同大学大学院在籍者130人(同3割)、同大学短期大学部在籍者37人(同5割)、計1,000人として、同法人に対する授業料減免特別補助の額を28,160,000円と算定していた。

そして、同法人が定める大阪産業大学私費外国人留学生授業料減免規程では、経済的に恵まれていると認められる者は対象から除外することとし、減免対象者は同法人が設置している国際交流委員会の議を経て、学長が決定することとしている。

しかし、同法人は、上記の規程に基づき経済状況を記載させた申請書類は提出させているものの、経済的に恵まれていると認められる者を対象者から除外するための具体的な選考基準を明記しておらず、減免対象者の選考を行う国際交流委員会においては、実際には授業の履修状況の審査が行われたのみであり、留学生の経済状況に基づいた選考を行っていなかった。

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、留学生の経済状況に基づいて授業料の減免対象者を選考するために必要な事務処理態勢が私立大学等において整備されておらず、実際にも、留学生の経済状況に基づいた減免対象者の選考が行われないまま授業料減免特別補助が実施されている事態は、経済

的に修学困難な留学生に対する授業料の減免を実施している私立大学等に対して経常費補助金を増額するという特別補助の趣旨に沿わない結果となっていて適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、各学校法人において新たに実施されることとなった授業料減免特別補助の趣旨に対する理解が十分でなかったことにもよるが、貴事業団において次のことなどによると認められる。

ア 授業料減免特別補助は、ODA 補助金とは異なり、私立大学等における教育の振興等のため特に必要があると認めるときに限り補助金を増額するという特別補助の趣旨に沿って、経済的に修学困難な留学生に対する授業料の減免に補助の対象を限定しているのに、22年6月に行った補助金説明会等において、その旨や、それに伴い私立大学等において整備する必要がある規程等の内容や経済的に修学困難な状況を判断するための具体的な項目等について、各学校法人に対する周知が十分でなかったこと

イ 各学校法人から留学生の経済的に修学困難な状況を判断するための選考基準が明記された規程等の整備状況や実際の減免対象者の選考状況等を把握するための資料を提出させておらず、これらの点を確認しないまま授業料減免特別補助を実施していたこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴事業団は、私立大学等に対して、今後も引き続き授業料減免特別補助を実施することなどにより国際化に向けた取組を支援していくこととしている。

については、貴事業団において、経常費補助金(授業料減免特別補助)の交付が特別補助の趣旨に沿って適切に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 各学校法人に対して、授業料減免特別補助の内容と設定された趣旨を改めて周知徹底して、経済的に修学困難な状況を判断するための具体的な項目を示すなどして、適切な選考基準が明記された規程等を整備させ、留学生の経済状況に基づいて減免対象者の選考を行わせること

イ 各学校法人に対して、授業料減免特別補助に係る交付申請の際に、授業料の減免に係る選考基準が明記された規程等の整備状況、減免対象者の選考状況等に係る資料を提出させてその内容を確認することとするなど、授業料減免特別補助の審査体制を整備すること

第3 日本銀行

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 支店の非常用設備等に組み込まれている蓄電池の更新に係る判断に必要な管理情報を的確に把握したり、直流電源設備の定期的な保守・点検を実施したりなどすることにより、非常用設備等の維持・管理を適切に行うよう改善させたもの

科	目	有形固定資産	
		建物	
部	局	等	日本銀行本店
非常用設備等の概要			災害等による商用電源の停電時に対処するための蓄電池が組み込まれた設備
非常用設備等のうち支店に設置された自家発電設備、直流電源設備及び消防用設備の設備数並びに取得価額		96 設備(32 支店)	61 億 5123 万余円
上記のうち更新目安期限を1年以上超過した蓄電池が組み込まれた設備の設備数及び取得価額(1)		17 設備(13 支店)	8 億 7960 万円(背景金額)
定期的な保守・点検を実施する必要があると認められた直流電源設備の設備数及び取得価額(2)		27 設備(27 支店)	17 億 6022 万円(背景金額)
(1)及び(2)の純計		40 設備(28 支店)	25 億 7719 万円(背景金額)

1 非常用設備等の概要等

(1) 非常用設備等の概要

日本銀行は、本店、支店等の施設において、災害等による商用電源の停電時に対処する設備として、非常用電源となる自家発電設備と、同設備が稼働するまでの間、非常用照明等に電気を供給する直流電源設備を設置している。自家発電設備には原動機を始動させるための蓄電池が、直流電源設備には非常用照明等に電気を供給するための蓄電池が、それぞれ組み込まれている。また、これら以外の設備にも、消防用設備のように予備電源として蓄電池が組み込まれているものがある(以下、蓄電池が組み込まれている設備を総称して「非常用設備等」という。)

蓄電池は、一般的に設備の耐用年数に比べ短い期間で劣化して必要な性能を維持できなくなることから、設備の取扱説明書等において更新の目安となる期待寿命^(注1)が示されてい

る。そして、蓄電池の実際の寿命は、使用条件や保守・点検の良否によって変動することから、例えば、自家発電設備及び直流電源設備の蓄電池については、蓄電池の信頼性を確保し、性能を最大限に長期間発揮させるには、日常点検のほか、定期的に保守・点検を行うことが必要であるとされている。

(注1) 期待寿命 一定の使用条件と保守・点検を前提に想定される摩耗・故障による寿命のこと

(2) 日本銀行における非常用設備等の維持・管理の方法

非常用設備等の維持・管理は、本店文書局が行うこととなっており、本店の非常用設備等と支店の非常用設備等とは、同局内の二つの部門でそれぞれ分担して事務を行っている(以下、このうち支店の非常用設備等の維持・管理を担当する部門を「本店担当部門」という)。

本店担当部門は、支店の非常用設備等の維持・管理のうち、日常点検、軽微な修繕等の一部事務を支店に行わせている。そして、支店の要員では実施が困難な定期点検、蓄電池の更新等は、本店担当部門が自ら専門業者等と契約を締結して行っている。その際、支店の自家発電設備及び直流電源設備の蓄電池の更新に当たっては、これら設備が停電時における基幹設備であり、更新に数百万円程度と多額の費用を要することから、本店担当部門が計画的に行うことになっており、それら以外の設備については、原則として、支店が更新の要否を判断した上で、その要望に応じて本店担当部門が契約を締結することになっている。

(3) 災害発生時等における日本銀行の業務継続体制

日本銀行は、災害発生時等においても決済システムの円滑な運行や金融市場の安定を確保する必要があることなどから、本店、支店共に業務継続体制を構築している。そして、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づいて作成した日本銀行防災業務計画(昭和42年9月作成。平成18年9月最終改正)では、災害発生時等における業務の円滑な遂行を期するため、平常時から店舗等の業務関係施設等について整備充実を図り、その維持・管理を一層強化するよう措置するとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

日本銀行の業務の重要性に鑑みれば、非常用設備等については、災害発生時等においても業務継続に支障を及ぼすことがないよう、不具合が発生していない状態であっても設備の劣化を測定するための診断を行い、その結果、故障等のリスクが高いと判断される場合は、一定の手順に従って修繕、更新等を行い、安全な状態に回復させる予防保全を適切に行う必要がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、非常用設備等の維持・管理が適切に行われているか、特に、それら設備に組み込まれている蓄電池はその機能を十分に発揮できるよう、設備の重要性、ライフサイクル、管理コスト等を勘案して適切に予防保全が行われているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、本店及び全国の32支店^(注2)に共通して設置されている非常用設備等のうち11種類^(注3)の設備を対象として、本店において、設備の保守契約書、保守点検報告書等により会計実地検査を行うとともに、4支店^(注4)において、設備の管理状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 32支店 釧路、札幌、函館、青森、秋田、仙台、福島、前橋、横浜、新潟、金沢、甲府、松本、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、松江、下関、高松、松山、高知、北九州、福岡、大分、長崎、熊本、鹿児島、那覇各支店

(注3) 11種類の設備 自家発電設備、直流電源設備、消防用設備、空調中央監視設備、電力中央監視設備、電話設備、情報表示設備、時計設備、放送設備、防犯設備、監視カメラ設備

(注4) 4支店 青森、秋田、大阪、神戸各支店

(検査の結果)

検査したところ、支店の非常用設備等の維持・管理について、次のような事態が見受けられた。

(1) 支店の非常用設備等の蓄電池の更新について

自家発電設備及び直流電源設備の蓄電池について、本店担当部門は、おおむね蓄電池の期待寿命を経過する期限(以下「更新目安期限」という。)を踏まえて計画的に更新することとしていたが、設備の取扱説明書や保守点検報告書等に記載された更新目安期限、使用期間等の管理情報を的確に把握する体制が執られていなかった。

また、上記以外の消防用設備等9種類の設備(以下「消防用設備等」という。)の蓄電池について、本店担当部門は、非常用設備等の管理に関して支店が行うべき事務の範囲や蓄電池の更新方法等を支店に対して明確に示していなかったことから、支店において、蓄電池の管理情報を的確に把握していなかったり、把握していても更新の要否を検討していなかったりしていた。

このため、11種類の設備のうち日本銀行が特に災害発生時等における業務継続を図る上で重要であるとしている自家発電設備、直流電源設備及び消防用設備の3種類の設備について、32支店における計96設備(取得価額計61億5123万余円)の蓄電池の更新目安期限等の状況を検査したところ、表のとおり、平成24年2月時点で更新目安期限を1年以上超過しているが具体的な更新の要否を検討しないまま使用しているものが、13支店において計17設備(取得価額計8億7960万余円)見受けられた。これらの中には、性能が低下した蓄電池が組み込まれていた設備もあった。

表 更新目安期限を超過した蓄電池が組み込まれていた非常用設備等の状況

区分 設備名	設備数 (A)	(A)のうち更新目安期限を1年以上超過した蓄電池が組み込まれていた設備数				計 (E)=(B)+(C)+(D)	左の設備に組み込まれていた蓄電池の種類 (期待寿命) 注(1)
		5年以上超過 (B)	3年以上5年未満 超過 (C)	1年以上3年未満 超過 (D)			
自家発電設備	32	1 注(2)	—	—	1	制御弁式据置鉛蓄電池 (7年～9年)	
直流電源設備	32	—	1	3	4		
消防用設備	32	7	3	2	12	密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池 (5年)	
計	96	8	4	5	(13支店) 17		

注(1) 蓄電池は、構造・特性が異なる様々な種類があり、用途によって使用する種類が異なる。

注(2) 平成23年6月及び12月に実施された定期点検の保守点検報告書によると、性能が低下しているとされていた。

したがって、11種類の設備について、予防保全の見地から、蓄電池の更新に係る判断を行う上で必要な管理情報を的確に把握できる体制を整備するとともに、消防用設備等に

ついて、設備の重要性に応じた蓄電池の更新方法を検討し、非常用設備等の管理に関して支店が行うべき事務の範囲等を支店に周知する必要があると認められた。

(注5) 13支店 釧路、秋田、仙台、福島、甲府、松本、京都、大阪、岡山、松江、北九州、福岡、長崎各支店

(2) 支店の直流電源設備の定期的な保守・点検について

本店担当部門は、自家発電設備及び消防用設備について専門業者による定期的な保守・点検を行っていたが、直流電源設備の計32設備(取得価額計19億0578万余円)については、日常点検の中で設備の維持・管理が可能であると判断して、専門業者等による定期的な保守・点検を行うこととしていなかった。

しかし、設備の取扱説明書等において、直流電源設備について長期的に信頼性を確保するためには、定期的な点検を実施するとともに時期に応じて部品を交換するなど適切に保守を行う必要があるとされており、現に、本店の非常用設備等の維持・管理を担当する部門で管理している直流電源設備については、予防保全の見地から、専門業者による定期点検を実施して、その機能及び部品の状態を確認の上、必要に応じて部品を交換するなどしていた。

したがって、直流電源設備について、予防保全の見地から、定期的な保守・点検の方法を検討するとともに、23年度中に設備の更新を行った3支店及び独自に点検を実施していた2支店を除いた27支店の計27設備(取得価額計17億6022万余円)については、点検の実施を検討する必要があると認められた。

(注6) 27支店 釧路、札幌、函館、青森、仙台、福島、前橋、新潟、金沢、甲府、松本、静岡、京都、大阪、岡山、広島、松江、下関、松山、高知、北九州、福岡、大分、長崎、熊本、鹿児島、那覇各支店

(1)及び(2)のとおり、支店の非常用設備等の維持・管理が十分に図られていない事態は予防保全の見地から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本銀行において、支店の非常用設備等について、設備の重要性、ライフサイクル、管理コスト等を勘案して適切に予防保全を行うことの認識が十分でなかったことによるほか、次のことなどによると認められた。

- ア 自家発電設備及び直流電源設備については、本店担当部門が蓄電池の更新を計画的に行うこととしているのに、更新を計画するために必要な管理情報を的確に把握する体制が十分でなかったこと
- イ 消防用設備等については、本店担当部門が非常用設備等の管理に関して支店において行うべき事務の範囲等を明確に示していなかったため、支店が蓄電池の更新等について適切に管理する必要性を十分に認識していなかったこと
- ウ 直流電源設備については、本店担当部門が設備の重要性を踏まえた定期的な保守・点検の必要性を十分に認識していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本銀行は、支店の非常用設備等の維持・管理が適切に行われるよう、24年4月及び8月に各支店に通知を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 自家発電設備及び直流電源設備については、蓄電池の管理情報を把握するための管理表を作成して、本支店で共有するとともに、設備のライフサイクル等を勘案した蓄電池の更新計画を作成して、蓄電池の更新に係る判断に必要な管理情報を的確に把握できる体制を整備した。
- イ 消防用設備等については、上記と同様に管理表を作成して、本支店で共有するとともに、設備の重要性に応じた蓄電池の更新方法を検討し、非常用設備等の管理に関して支店が行うべき事務の範囲等を支店に周知した。
- ウ 直流電源設備については、定期的な保守・点検の方法を検討するとともに、専門業者による定期的な保守・点検を実施することとした。

(2) 長期間更地となっている土地について速やかに必要性の検討を行ったり、利用が低調となっている土地について利用方法の見直しを行ったりして、保有する必要性が乏しい場合は処分を検討するよう改善させたもの

科	目	有形固定資産	
		土地	
部	局	等	日本銀行本店
日本銀行が保有する土地の敷地面積及び帳簿価額	635,565.3㎡	828 億 7914 万余円(平成 23 年度末)	
上記のうち長期間更地となるなどしていた土地の敷地面積及び帳簿価額	7,145.2㎡	224 万余円(取得年度：昭和 13 年度～33 年度)	
上記の土地に係る固定資産税評価額		22 億 2668 万円(平成 23 年度)	

1 日本銀行が保有する土地の概要

(1) 日本銀行が保有する土地及びその処分

日本銀行は、資産として敷地面積計 635,565.3㎡、帳簿価額計 828 億 7914 万余円(平成 24 年 3 月 31 日現在。以下同じ。)の土地を保有しており、これらの土地は、その用途に応じて、本店、支店等の用に供する営業所用、従業員等を居住させるための家屋等(以下「行舎」という。)の用に供する行舎用等に区分されている。

日本銀行は、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 5 条の規定により、その業務及び財産の公共性に鑑み、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならないとされている。また、不動産の売却等の処分については、同法第 15 条第 2 項第 11 号の規定により、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の議決を経なければならないとされている。そして、不動産の取得、管理、処分等に係る事務は、「不動産事務規程、同取扱要項」(昭和 35 年管総第 75 号)において、文書局長の所管とされている。

なお、土地の処分により生じた売却益については、他の損益と合算されて各事業年度の損益計算が行われ、この結果剰余金が生じたときには、同法第 53 条第 5 項の規定により、剰余金の額から法定準備金として積み立てた金額と配当の金額との合計額を控除した残額を国庫に納付しなければならないとされている。

(2) 保有資産の見直しの状況

日本銀行は、11年1月以降、遊休化した不動産を処分するなど保有資産の見直しを実施してきたが、その後の従業員数の減少等を背景に、行舎について更なる効率化を図るため、20年度以降、必要戸数を勘案して集約するなど行舎の再配置を開始し、これにより遊休化することとなる行舎の敷地等の処分を進めることとした。そして、23年6月には、本店文書局において「行舎再配置の点検と今後の方針(中間報告)」を作成して政策委員会に報告した上で、これに基づいて行舎の再配置の点検を進めることとしている。

この方針によると、支店行舎用の資産については、第1次点検として早急に見直しを行い、不要と判断された資産の売却を27年3月末までに完了することとされている。また、本店行舎用の資産については、今後、本支店の人員構成が変化して本店行舎の需要が増加する可能性があることから、将来の本店従業員の人員体制を見通すために必要な事務処理体制の在り方に係る方針が固まった段階で、第2次点検として見直しを図ることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、24年3月末現在で日本銀行が保有している前記の土地計635,565.3㎡を対象として、経済性、効率性、有効性等の観点から、保有資産の見直しが適切に実施されているか、保有資産が有効に活用されているかなどに着眼して、本店において、資産台帳等の関係書類により検査するとともに、本店及び7支店^(注1)において、土地の利用状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7支店 青森、秋田、前橋、横浜、静岡、神戸、高知各支店

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 長期間更地となっている3件の行舎用地について

日本銀行が保有する本店行舎に係る土地の中には、従前は本店行舎の敷地として使用していたが、建物が老朽化したためこれを取り壊して、長期間にわたり敷地全てが更地となっている行舎用の土地3件が含まれており、表のとおり、これら3件の土地(敷地面積計6,528.1㎡。以下「3件の行舎用地」という。)の帳簿価額は計218万余円、23年度の固定資産税評価額は計17億3633万余円^(注2)となっている。

(注2) 3件の行舎用地の帳簿価額が平成23年度の固定資産税評価額に比べて著しく低くなっているのは、取得時の価額により資産計上されていることによる。2(2)の土地についても同じ。

表 3件の行舎用地の状況

名称	敷地面積	取得年月	帳簿価額	平成23年度固定資産税評価額	平成23年度維持管理費用	行舎の最終取壊し年月
下落合舎宅跡地	2,204.7㎡	昭和29年4月	163万余円	6億8771万余円	781万余円	平成3年5月
世田谷新町舎宅跡地	2,247.9㎡	昭和28年5月	48万余円	6億9698万余円	796万余円	昭和52年9月
保谷舎宅A跡地及びB跡地	2,075.4㎡	昭和33年7月	6万余円	3億5162万余円	407万余円	昭和53年9月
計	6,528.1㎡		218万余円	17億3633万余円	1985万余円	

(注) 敷地面積欄の数値は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を集計しても計の数値と一致しない。

日本銀行は、3件の行舎用地を維持管理する費用として、毎年度、固定資産税、都市計画税、除草作業、樹木せん定及び巡回管理に要する費用(以下、これらの費用を「維持管理費用」という。)を支払っており、23年度の実績は計1985万余円となっている。

3件の行舎用地は、本店行舎用の資産であることから第2次点検の対象とされており、第2次点検の際に、売却等の処分の可能性を含めた必要性の検討を行うこととされていた。

しかし、日本銀行は、第2次点検を行う契機としている事務処理体制の在り方に係る方針について、その方針が固まる時期は未定であり、早くとも28年度以降になると見込まれるとしていた。

そして、①3件の行舎用地は、更地となってから24年3月末までに短いものでも20年10か月が経過しているが、その間、具体的な利用計画は検討されていないこと、②本店行舎は、23年度末の入居率が84.2%と需給がひっ迫しているとはいえないこと、③3件の行舎用地は、前記のとおり維持管理費用が発生しており、今後もその発生が見込まれることなどに鑑みれば、3件の行舎用地の必要性の検討を第2次点検の実施時期まで先送りする合理的な理由はないと認められた。

したがって、長期間更地となっている3件の行舎用地については、第2次点検の対象とするのではなく速やかに必要性の検討を行い、その結果、保有する必要性が乏しいと判断された場合は処分の検討を行う必要があると認められた。

(2) 利用が低調となっている資材置場用地について

日本銀行は、本店の敷地に隣接した営業所用の土地(敷地面積617.1㎡、昭和13年4月取得)を保有しており、その帳簿価額は6万余円、平成23年度の固定資産税評価額は4億9035万余円となっている。

日本銀行は、本店の大規模な営繕工事等の際に必要な資材置場、仮設事務所等の用地として、上記の土地(以下「資材置場用地」という。)を利用して、毎年度、資材置場用地に係る固定資産税及び都市計画税を支払っており、23年度の実績は計541万余円となっている。そして、資材置場用地は、営業所用であることから、日本銀行が20年度以降行っている行舎再配置による見直しの対象には含まれていない。

しかし、資材置場用地は、直近の本店工事が終了した21年2月以降更地となっており、具体的な利用計画もない状況となっていた。

また、資材置場用地について、資材置場等として利用を開始した昭和41年10月から平成24年3月までの45年6か月の間における利用状況を検査したところ、資材置場用地を利用して実施された本店の営繕工事等は4件で、その工事期間は計16年11か月であり、上記の45年6か月に対する割合は37.1%と、資材置場等としての利用は低調となっていた。

したがって、利用が低調となっている資材置場用地については、資材置場等として利用することの要否を検討するなど利用方法の見直しを行い、その結果、保有する必要性が乏しいと判断された場合は処分の検討を行う必要があると認められた。

(1)及び(2)のとおり、長期間更地となっている3件の行舎用地について速やかに必要性の検討を行っていなかったり、利用が低調となっている資材置場用地について利用方法の見直しを行っていなかったりする事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本銀行において、保有する土地の中に、長期間更地となっていたり、利用が低調となっていたりしているものがあるのに、これらの土地の状況を踏まえて必要性の検討や利用方法の見直しを行うことの認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本銀行は、2(1)及び(2)の土地について、次のような処置を講じた。

ア 長期間更地となっている3件の行舎用地については、必要性の検討を行った結果、保有する必要性が乏しいと判断して、24年6月に政策委員会において処分の決定を行い、これらを処分することとした。

イ 利用が低調となっている資材置場用地については、資材置場等として利用することの要否を検討するなどの利用方法の見直しを行った結果、保有する必要性が乏しいと判断して、同月に政策委員会において処分の決定を行い、これを処分することとした。

第4 日本中央競馬会

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 騎手送迎用自動車運行契約等に基づく経費の負担を競走の公正を確保するために必要な措置として認められる合理的な範囲に限定することにより、経費の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	一般勘定 (項)競馬事業費 (項)競走事業費
部 局 等	日本中央競馬会本部、栗東、美浦両トレーニング・センター
契 約 名	騎手送迎用自動車運行等 10 契約
契 約 の 概 要	中央競馬等の競走に出走する競走馬に騎乗する予定の騎手を送迎するための自動車運行契約
契 約 の 相 手 方	株式会社帝産タクシー滋賀、大和自動車交通株式会社、船橋交通株式会社、江戸崎合同ハイヤー株式会社
日本中央競馬会 が契約に基づき 支払った額	8685 万余円(平成 22、23 両事業年度)
上記のうち節減 できた経費の額	3658 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

騎手送迎用自動車運行契約に基づく経費の負担範囲の見直しについて

(平成 24 年 10 月 15 日付け 日本中央競馬会理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 騎手送迎用自動車運行契約等の概要

(1) 契約の概要

貴会は、競走馬の調教及び飼養管理を一元的、専門的に行うため、滋賀県栗東市に栗東トレーニング・センターを、また、茨城県稲敷郡美浦村に美浦トレーニング・センター(以下、トレーニング・センターを単に「トレセン」といい、栗東トレセンと美浦トレセンを合わせて「両トレセン」という。)をそれぞれ設置している。

両トレセンは、平成 22、23 両事業年度に、一般乗用旅客自動車運送事業を営む 4 株式会社と騎手送迎用自動車運行契約等(以下「自動車運行契約」という。)を締結して、表 1 の運行区間について貴会所属騎手の送迎のための一般乗用旅客自動車(以下「タクシー」という。)の運行を委託している。

表1 自動車運行契約における運行区間

トレセン	事業年度	運行区間
栗 東	平成 22	栗東トレセン～中京、京都、阪神各競馬場
	23	栗東トレセン～京都、阪神両競馬場
	22、23	栗東トレセン～金沢、笠松、名古屋、園田、姫路各競馬場
美 浦	22、23	美浦トレセン～中山、東京両競馬場
	22、23	美浦トレセン～浦和、船橋、大井、川崎各競馬場

注(1) 中京、京都、阪神、中山、東京各競馬場は貴会が主催する中央競馬が開催される競馬場である。

注(2) 金沢、笠松、名古屋、園田、姫路、浦和、船橋、大井、川崎各競馬場は地方公共団体が主催する地方競馬が開催される競馬場である。

両トレセンは、契約の相手方から毎月又は競馬開催ごとに行われる請求に基づいて料金を支払うこととしており、各契約に基づく料金の支払額(以下「料金支払額」という。)は、栗東トレセンで22、23両事業年度計4936万余円(運行台数2,696台)、美浦トレセンで22、23両事業年度計3748万余円(運行台数1,535台)、合計8685万余円(運行台数4,231台)となっている。

(2) 貴会と貴会所属の騎手との関係

競馬法(昭和23年法律第158号)では、貴会が行う免許を受けた騎手でなければ、中央競馬の競走のために騎乗することができないとされている。そして、貴会は、日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)、日本中央競馬会競馬施行規程(平成19年理事長達第28号。以下「競馬施行規程」という。)等に基づき、免許試験に合格した者に対して騎手の免許を交付している。

このように、騎手は、貴会から中央競馬の競走で騎乗するための免許は受けているが、貴会との雇用関係はなく、騎乗するために競馬場まで移動する場合は、その費用を通常自ら負担していて、貴会が日本中央競馬会旅費規程(昭和30年理事長達第2号)に基づく旅費を騎手に対して支給することはない。

また、騎手は、いずれかのトレセンに所属し、貴会がトレセン敷地内に設置している世帯用宿舍又は独身寮に居住するなどして、騎乗の際には多くの者が公共交通機関、自家用自動車等によりトレセン又はその周辺から競馬場まで移動しているが、自動車運行契約に基づき運行されるタクシーにより移動する者もある。ただし、自動車運行契約に基づき運行されるタクシーは、前記の運行区間に限って運行されており、それ以外の区間については、騎手は、公共交通機関、自家用自動車等により移動することになっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、経済状況の低迷等のために、貴会の勝馬投票券収入は減少傾向にある。このため、貴会は、経費の節減について特に留意していくことが求められる。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、騎手送迎のためのタクシーが適切に運行されているかなどに着眼して、22、23両事業年度に両トレセンが締結した前記の自動車運行契約(料金支払額計8685万余円)を対象に、貴会本部及び両トレセンにおいて、契約書、仕様書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 運行区間をトレセンと中央競馬が開催される5競馬場との間としているものについて

自動車運行契約に基づきトレセンと中央競馬が開催される5競馬場との間で競馬開催日に運行されたタクシーは、22、23両事業年度合計で3,381台(料金支払額計6524万余円)となっており、これらを運行区間等により分類すると、表2のとおりとなっていた。

(注1) 5競馬場 中山、東京、中京、京都、阪神各競馬場

表2 運行区間等による分類(トレセンと5競馬場間)

運行区間(乗車地⇒降車地)	事業年度	トレセン	運行台数(台)	料金支払額(千円)
トレセン ⇒ 競馬場	平成 22	栗東	635	10,818
		美浦	346	9,028
		計	981	19,846
	23	栗東	497	7,562
		美浦	235	5,699
		計	732	13,262
小 計			1,713	33,109
競馬場 ⇒ トレセン	22	栗東	653 (338)	11,290 (5,935)
		美浦	319 (150)	8,179 (3,828)
		計	972 (488)	19,469 (9,764)
	23	栗東	490 (248)	7,520 (3,831)
		美浦	206 (97)	5,144 (2,451)
		計	696 (345)	12,665 (6,282)
小 計			1,668 (833)	32,135 (16,046)
計			3,381	65,244

(注) ()内は、競馬開催日が1日の場合はその日、競馬開催日が2日以上連続する場合はその連続する競馬開催日の最終日に運行されたもので、内数である。

貴会は、上記のタクシーについて、中央競馬の競走の公正を確保するための措置の一環として運行させたものであるため、その経費を負担しているとしている。

すなわち、貴会は、競走の公正を害するおそれのある第三者との接触を防止するため、競馬施行規程等により、騎乗予定の騎手は、騎乗予定日前日の21時まで、また、騎乗日の翌日にも騎乗予定がある場合は当日の最終騎乗が終了した後速やかに、騎乗予定の競馬場又はトレセンに設置されている調整ルームに入室しなければならないとしていることから、トレセンの調整ルームに入室している騎手については第三者との接触を防止したまま騎乗予定の競馬場までタクシーで移動させる必要があるなどとしている。

また、貴会は、23年9月まで、騎乗予定のある騎手であれば誰でもその前日にトレセンの調整ルームに入室して、競馬開催日当日にトレセンから競馬場までタクシーで移動することができるとしていた取扱いについて、同年10月以降は、騎乗予定のある騎手のうち、調教師の依頼により開催日当日にトレセンで調教を行う騎手に限ってトレセンの調整ルームに入室できることに改めて、タクシーの運行台数を減少させて経費の節減を図ったとしている。

しかし、中央競馬は、通常、連続する土曜日及び日曜日^(注2)を一節として開催されており、この2日間における最終騎乗が終了した騎手については、公正確保のために第三者との接触を防止する必要はない。そして、タクシーの運行状況をみると、トレセンから競馬場までタクシーで移動した騎手の全員が騎乗が終了した後に競馬場からトレセンまでタクシーで移動しているわけではなく、また、騎乗が終了した後にのみ競馬場からトレセンまでタクシーで移動している騎手も見受けられた。

したがって、各節の最終日に競馬場から両トレセンまで運行されたタクシー(運行台数計833台、これに係る料金支払額計1604万余円)については、中央競馬の競走の公正を確保するために必要な措置とは認められず、これについて貴会がその経費を負担しているのは適切とは認められない。また、23年10月に貴会が執ったとしている経費の節減策は、上記の経費をなお負担している点において、十分でなかったと認められる。

(注2) 節 競馬開催日が1日の場合はその日、競馬開催日が2日以上連続する場合はその連続する競馬開催日

(2) 運行区間をトレセンと地方競馬が開催される9競馬場との間としているものについて

自動車運行契約に基づきトレセンと地方競馬^(注3)が開催される9競馬場との間で運行されたタクシーは、22、23両事業年度合計で782台(料金支払額計2053万余円)となっていた。この運行は、競馬法施行規則(昭和29年農林省令第55号)に基づき、地方競馬の主催者があらかじめ指定する中央競馬と地方競馬との交流による競走(以下「指定交流競走」という。)が地方競馬として行われ、貴会に所属する騎手が指定交流競走において騎乗する日に行われていた。

貴会は、上記タクシーの運行について、地方競馬の主催者との協議の結果、地方競馬の競走の公正を確保するための措置として、騎乗予定の騎手は、騎乗予定日の前日に騎乗予定の競馬場の調整ルームに入室しなければならないが、貴会の責任で騎手を競馬場まで移動させる場合は当日の移動が認められていることによるものであるとしており、その旨を自動車運行契約の仕様書に記載している。また、貴会は、上記タクシーの運行により貴会に所属する騎手の指定交流競走における騎乗が促進され、地方競馬の支援にもつながっているとしている。

しかし、地方競馬においては各地方競馬の主催者が指定交流競走の実施要領等を定めているが、その実施要領等において貴会に所属する騎手は騎乗前に騎乗予定の競馬場又はトレセンの調整ルームに入室しなければならないとしている例はなく、また、地方競馬においては、騎乗予定の騎手は開催日当日の定められた時刻までに競馬場まで移動することとされており、その移動については、公共交通機関等によることが認められていた。

したがって、トレセンと地方競馬が開催される9競馬場との間のタクシーの運行については、競走の公正を確保するために必要な措置とは認められず、地方競馬の支援につな

るという面があることを考慮しても、貴会がその経費を負担しているのは適切とは認められない。

(注3) 9競馬場 浦和、船橋、大井、川崎、金沢、笠松、名古屋、園田、姫路各競馬場

以上のとおり、自動車運行契約に基づく経費の負担の範囲を競走の公正を確保するために必要な措置として認められる合理的な範囲に限定していれば、貴会は、22、23両事業年度にタクシー1,615台の運行に係る料金支払額合計3658万余円(栗東トレセン分2087万余円、美浦トレセン分1571万余円)を節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、競走の公正を確保するために必要な措置とは認められず、貴会による経費の負担が合理的でないタクシーの運行に係る経費を貴会が負担している事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会において、自動車運行契約による経費の負担が競走の公正を確保するために必要な措置として認められる合理的な範囲のものとなっているかについて検討していなかったこと、23年10月から執っている経費節減策の策定に当たり検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴会は、前記のとおり、勝馬投票券収入が大部分を占める事業収益が減少傾向にある中で、より一層の経費の節減に留意していく必要がある。

については、貴会において、自動車運行契約に基づく経費の負担を合理的な範囲に限定することとし、もって更なる経費の節減を図るよう是正改善の処置を求める。

- (2) きゅう舎従業員等への宿舍の貸付けに当たり、宿舍貸付基準の規定を整備することなどにより、入居者が専用で使用している駐車場の使用料を徴収するよう改善の処置を要求したもの

科 目	一般勘定 (項) 事業外収入
部 局 等	日本中央競馬会本部、栗東、美浦両トレーニング・センター
貸付けの概要	きゅう舎従業員等に対し、栗東、美浦両トレーニング・センターの敷地内に設置している宿舍を貸し付けるもの
貸付けの相手方	調教師、騎手、社団法人日本調教師会
日本中央競馬会 が徴収している 宿舍の貸付料	2億2745万余円(平成22、23両事業年度)
国家公務員宿舍 の例により駐車 場の使用料を算 定した場合に徴 収できた使用料 の額	9869万円(平成22、23両事業年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

宿舎に併設された駐車場の使用料の徴収について

(平成24年10月15日付け 日本中央競馬会理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 きゅう舎従業員等への宿舎の貸付け等の概要

貴会は、競馬法(昭和23年法律第158号)に規定する中央競馬の競走のために馬を調教する調教師及び同競走のために騎乗する騎手、並びに、調教師に雇用されて競走馬の調教又は飼養の補助をする調教助手又はきゅう務員(以下、これらを「きゅう舎従業員」という。)に対して、平成23事業年度末において、貴会が茨城県及び滋賀県に資産として保有する世帯用宿舎及び独身寮(以下、これらを「宿舎」という。)を表のとおり貸し付けている。

表 宿舎の貸付けの状況(平成23事業年度末)

宿舎の区分	宿舎戸数(戸)	貸付けの実績		
		区分	貸付戸数(戸)	月額貸付料(円)
世帯用宿舎	2,004	調教師	32	7,600～11,290
		騎手	27	7,600～11,290
		きゅう舎従業員	1,344	3,560～8,010
		計	1,403	
独身寮	571	騎手	55	680又は840
		きゅう舎従業員	272	360～810
		計	327	

上記の宿舎は、貴会が昭和44年に開設した栗東トレーニング・センター(滋賀県栗東市所在)及び53年に開設した美浦トレーニング・センター(茨城県稲敷郡美浦村所在。以下、これらを合わせて「両トレセン」という。)の敷地内に設置されており、駐車場が併設されている。

また、宿舎の貸付けは、日本中央競馬会調教師及び騎手宿舎貸付基準(昭和44年理事長達第10号)又は日本中央競馬会厩舎従業員宿舎貸付基準(昭和38年理事長達第1号)(以下、これらを合わせて「宿舎貸付基準」という。)に基づいて行われている。このうち、調教師及び騎手に対する宿舎の貸付けは、貴会が直接行っており、一方、きゅう舎従業員に対する貸付けは、貴会から宿舎の貸付けを受けた社団法人日本調教師会(以下「調教師会」という。)^(注)が行っている。

宿舎の貸付料は、宿舎貸付基準に定められた貸付料算定基準に基づき、宿舎の経過年数及び構造に応じてそれぞれ定められている評価点数を合計した点数に、所定の金額を乗じて得た額を1単位(3.3㎡)当たりの単価とし、これに1戸当たりの有効使用単位数(実際の居住面積を3.3㎡で除したものを)乗じるなどして算定した額とされている。

貴会は、調教師、騎手及び調教師会から、貸付料として平成22事業年度1億1508万余円、23事業年度1億1236万余円、計2億2745万余円を徴収しており、この徴収額は、貴会の財務諸表上、事業外収益として計上されている。なお、調教師会がきゅう舎従業員から徴収する貸付料は、貴会が調教師会から徴収する貸付料と同額となっている。

(注) 社団法人日本調教師会 農林水産省所管の公益法人で、調教師の技術の錬磨及びその社会的地位の向上を図り、もって競馬の発達に寄与することを目的としており、日本中央競馬会から調教師免許を交付されている調教師により組織されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、経済状況の低迷等のために、貴会の勝馬投票券収入は減少傾向にある。このため、貴会は、経費の節減はもとより、事業外収益の確保及び増収についても留意していくことが求められる。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、宿舍の貸付料は適切に算定されているか、宿舍貸付基準に基づく貸付料は宿舍等の状況を適切に反映したものとなっているかなどに着眼して、22、23 両事業年度に貸し付けた宿舍を対象に、貴会本部及び両トレセンにおいて、宿舍等の状況を現地で確認するとともに、宿舍貸付料算定書、宿舍貸付承認申請書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、宿舍の貸付料が宿舍等の状況を適切に反映していないと認められる事態が見受けられた。

両トレセンの宿舍に併設されている駐車場については、白線で自動車 1 台分の広さに区画されており、各区画が宿舍の入居者に割り当てられ専用で使用されている。

しかし、宿舍貸付基準の貸付料算定基準には駐車場の使用料に関する規定がなく、また、前記有効使用単位数の算定においても駐車場の面積は含まれていないことなどから、貴会は、宿舍の入居者が専用で使用している駐車場の使用料を徴収していないと認められる。

そして、宿舍に併設されている駐車場について、国が駐車場の使用料の徴収をしている国家公務員宿舍の例により、国家公務員宿舍法(昭和 24 年法律第 117 号)、同法施行令(昭和 33 年政令第 341 号)等を参考にして使用料を算定し徴収したとすれば、貴会は 22 事業年度 5010 万余円、23 事業年度 4859 万余円、計 9869 万余円の増収を図ることができたと認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、宿舍の入居者が宿舍に併設された駐車場を専用で使用しているのに、貴会が駐車場の使用料を徴収していない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会において、きゅう舎従業員等の両トレセンへの移転から長期間を経過しているのに、宿舍の入居者が専用で使用している駐車場について宿舍貸付基準の規定を整備して使用料を徴収する必要性についての検討を行っていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴会は、前記のとおり、勝馬投票券収入が減少傾向にある中で、施設貸付料等の事業外収益の確保及び増収についても留意していく必要がある。

については、貴会において、宿舍貸付基準の規定を整備することなどにより、駐車場の使用料を徴収することとし、もって事業外収益の増収を図るよう改善の処置を要求する。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約の見直しについて

(平成 22 年度決算検査報告 651 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、場外勝馬投票券発売所(以下「場外発売所」という。)及び競馬場の施設に自動販売機及び売店等を設置させるため、これらの設置場所となる施設の一部等を子会社等に貸し付けている。しかし、自動販売機及び売店等の設置及び運営を行う販売会社を直接競争により選定して自ら契約を行うことができるのに、販売会社に自動販売機及び売店等の設置及び運営を委託している子会社等に、随意契約により設置場所となる施設の一部等を貸し付けていたり、競馬開催に伴う来場者を販売の対象としているのに、販売により生じた利益を子会社等に帰属させていて競馬会が享受していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、子会社等に対する随意契約による施設の貸付けを廃止し、原則として競争により選定した自動販売機及び売店等の設置及び運営を自ら行う販売会社等と競馬会が契約を行うものとするとともに、販売会社等との契約に当たっては、競馬会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるようにする処置を講ずるよう日本中央競馬会理事長に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、競馬会本部、競馬場及び場外発売所において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、競馬場と場外発売所では施設の規模が異なることなどから一律かつ一斉に処置を講ずることが困難であるとの判断に至ったとした上で、本院指摘の趣旨に沿い、3 場外発売所の自動販売機の設置及び運営については、競争により販売会社等を選定した上で、競馬会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるようにした契約を 25 年に試行的に行い、これら以外の場外発売所及び競馬場の自動販売機並びに売店等の設置及び運営については、3 場外発売所における試行の状況等を踏まえた上で引き続き検討することとしている。

第5 東京地下鉄株式会社、第6 北海道旅客鉄道株式会社、第7 四国旅客鉄道株式会社、第8 九州旅客鉄道株式会社

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(4) 鉄道駅等の移動等円滑化について

(平成22年度決算検査報告659ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見

国は、平成22年までに、1日当たり利用者数が5,000人以上の駅全てについてエレベーター等による高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を確保するなどの移動等円滑化を実施する目標を定めており、鉄道事業者等が旅客施設等を新設等するときには、所定の省令(以下「円滑化基準」という。)に適合させなければならないこととしている。また、国土交通省は、旅客施設の標準的な整備内容等をガイドラインにより示している。そして、東京地下鉄、北海道旅客鉄道、四国旅客鉄道及び九州旅客鉄道各株式会社(以下、これらを合わせて「4会社」という。)は、駅の移動等円滑化のための設備を整備している。しかし、これらの設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないなど整備の効果が十分に発現していないなどの事態が見受けられた。

したがって、4会社において、①移動等円滑化設備を整備する際に、円滑化基準及びガイドラインについて会社内に周知するとともに、円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿っていることを確認するなどの手続の整備を図ること、②整備した移動等円滑化設備について、その効果が十分に発現するよう、当該設備周辺の整備を適切に実施したり、当該設備を適切に管理したりするために、点検等の充実を図ること、③高齢者、障害者等の安全性が確保されていない状況になっている箇所を把握して、優先度の高い箇所から移動等円滑化設備を整備していくなどの安全性確保のための方策について検討すること、④他の企業等が管理する移動等円滑化設備により駅前広場等への経路を確保しているなどの場合において、当該設備を円滑化基準に適合したものとするなどして、駅の移動等円滑化設備の整備の効果を十分に発現させるように、他の企業等に適切に働きかけを行うなどすること、⑤駅の移動等円滑化を計画的に推進するよう、駅の移動等円滑化を計画的に推進するための方針、計画等の策定について検討するよう、4会社の代表取締役社長等に対して23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、4会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、4会社は、本院指摘の趣旨に沿い、24年7月までに次のような処置を講じていた。

ア 関係部署に対して文書を発したり、関係各部内の会議等を開催したりするなどして、円滑化基準及びガイドラインについて周知を図った。また、チェックリストを作成するなどして、計画、設計段階等から円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿っていることなどを確認することとした。

イ 関係部署に対して文書を発するなどして、整備した移動等円滑化設備及び周辺の設備について、定期的な点検や報告を行わせるなどの点検等の充実を図った。

- ウ 駅の移動等円滑化設備の点検調査を実施するなどして、高齢者、障害者等の安全性が確保されていない状況を把握するとともに、優先度の高い箇所から整備を行うための整備方針を決定するなどして、安全性が確保できるような方策を検討した。
- エ 他の企業等が管理する移動等円滑化設備により駅前広場等への経路を確保しているなどの場合において、駅の移動等円滑化設備の整備の効果を十分に発現させるように、当該設備を管理する他の企業等と協議を開始した。
- オ 事業計画に駅の移動等円滑化設備の整備を推進する事項を盛り込んだり、計画の策定をすることとしたりした。

第9 東日本高速道路株式会社、第10 中日本高速道路株式会社、第11 西日本高速道路株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(3) ETC コーポレートカードの調達に係る費用の節減を図るため、同カードの交換期限を延長して効率的に使用する方法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 管理費用
部局等	(1)~(3) 本社
契約名	(1) 有料道路通行料金納付者識別カード購入単価契約(平成20年度・平成21年度)等2契約 (2) 平成20年度有料道路通行料金納付者識別カード購入単価契約等4契約 (3) 平成20年度有料道路通行料金納付者識別カード購入単価契約等4契約
契約の概要	高速道路の大口・多頻度割引制度を利用する契約者に貸与するETCコーポレートカードを調達するもの
契約の相手方	(1)~(3) ハイウェイ・トール・システム株式会社
契約	(1) 平成20年4月~22年3月 随意契約(単価契約) 平成22年4月~24年3月 随意契約(単価契約) (2)、(3) 平成20年4月~21年3月 随意契約(単価契約) 平成21年4月~22年3月 随意契約(単価契約) 平成22年4月~23年3月 随意契約(単価契約) 平成23年4月~24年3月 随意契約(単価契約)
ETCコーポレートカードの調達枚数及び調達額	(1) 347,301枚 2億9395万余円(平成20年度~23年度) (2) 575,586枚 4億8216万余円(平成20年度~23年度) (3) 601,784枚 5億0224万余円(平成20年度~23年度) 計 1,524,671枚 12億7836万余円
上記のうち更新に係るETCコーポレートカードの調達枚数及び調達額	(1) 194,633枚 1億6476万余円(平成20年度~23年度) (2) 339,532枚 2億8422万余円(平成20年度~23年度) (3) 357,855枚 2億9815万余円(平成20年度~23年度) 計 892,020枚 7億4714万余円
上記について交換期限を5年に延長した場合の1サイクル(5年間)当たりの節減額(試算額)	(1) 4119万円 (2) 7105万円 (3) 7453万円 計 1億8677万円

本院は、ETC コーポレートカード(以下「コーポレートカード」という。)の調達について、平成 24 年 10 月 3 日に、東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3 会社」という。)のそれぞれの代表取締役社長に対して、「ETC コーポレートカードの調達について」として、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、3 会社のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これらを総括的に示すと以下のとおりである。

1 コーポレートカード等の概要

(1) 大口・多頻度割引制度とコーポレートカード

3 会社は、高速道路の大口・多頻度利用者を対象に ETC(有料道路自動料金収受システム)の利用を前提とした割引制度(以下「大口・多頻度割引制度」という。)を実施している。大口・多頻度割引制度を利用しようとする者は、コーポレートカードの利用約款に定める要件を満たす個人、法人及び事業協同組合^(注1)を単位として3 会社のいずれかに対してコーポレートカードの利用の申込みを行うこととなっており、利用の承認を受けた者(以下「契約者」という。)に対しては、申込時に登録した車両 1 台ごとに 1 枚のコーポレートカードが当該各会社から貸与されることとなっている。

そして、契約者は、銀行等が連帯保証人となったことを証明する保証書を当該各会社に提出するなどして、当該各会社が指定する期間(原則として 4 月から翌々年の 3 月末までの 2 年間)における通行料金等の支払を保証(以下「支払保証」という。)することとなっている。

(注 1) 事業協同組合 組合員たる小規模事業者が経済活動の促進と経済的地位の向上を図るため、相互扶助の精神に基づき協同して事業を行う共同経営体

(2) コーポレートカードの調達

3 会社は、ハイウェイ・トール・システム株式会社(以下「HTS」という。)と随意契約(単価契約)によりコーポレートカードの購入契約をそれぞれ締結し、3 会社の各支社において毎年度必要となる枚数を HTS に発注する方法でコーポレートカードを調達している。

20 年度から 23 年度までの間における 3 会社のコーポレートカードの調達に係る契約件数は 10 件で、その調達枚数及び調達額は、表 1 のとおり、計 1,524,671 枚、計 12 億 7836 万余円となっている。

表 1 コーポレートカードの調達枚数及び調達額 (単位：枚、千円)

会 社	平成 20 年度		21 年 度		22 年 度		23 年 度		計	
	枚 数	金 額	枚 数	金 額	枚 数	金 額	枚 数	金 額	枚 数	金 額
東会社	97,807	82,157	75,543	63,852	76,392	64,971	97,559	82,973	347,301	293,955
中会社	150,504	120,892	126,204	106,673	182,935	153,665	115,943	100,932	575,586	482,164
西会社	207,087	165,255	121,182	102,429	144,885	122,464	128,630	112,101	601,784	502,249
計	455,398	368,305	322,929	272,955	404,212	341,100	342,132	296,007	1,524,671	1,278,369

(注) 金額は表示単位未満切捨のため、計は一致しない場合がある。

(3) コーポレートカードの仕様等

コーポレートカードは、プラスチック製のカードの表面に IC の外部端子を付けた「外部端子付き IC カード」である。そして、その信頼性に係る仕様については、前記の購入

(注2) 契約の仕様書において、MTTFが少なくとも10の5乗に0.44を乗じた時間であること、接続装置への抜挿が最低でも5,000回は可能であることなどとされている。

一方、信販会社等が発行する一般のETCクレジットカード(以下「一般カード」という。)の信頼性に係る仕様については、「ETC-ICカード仕様書」(平成11年7月日本道路公団等4公団制定)等において、MTTFが少なくとも10の5乗時間であること、接続装置への抜挿が最低でも10,000回(5年間)は可能であることなどとされている。

(注2) MTTF(Mean Time To Failure) 故障発生までの平均時間

(4) コーポレートカードの交換期限の設定

3会社は、実務上、コーポレートカードの交換期限を4年と設定しており、交換に当たっては、契約者を業種等の別に4グループに区分し、毎年度1グループずつ、4年間で1サイクルとして新たな交換期限を設定したコーポレートカードを契約者に貸与することになっている。

このようにコーポレートカードの交換期限を4年と設定している理由について、3会社は、①長年使用することで生ずる変形や摩耗による料金所における課金エラーの防止、②コーポレートカードの交換時期に合わせて次期の支払保証の確認事務を行うことによる支払保証の確実性の担保及び事務の効率化、③交換期限を4年と設定していた通行料金別納^(注3)制度からの円滑な移行を図るためなどとしている。

(注3) 通行料金別納制度 旧日本道路公団時代の昭和38年に導入された、路線バス及び路線トラックを運行する法人並びに事業協同組合を対象とした通行料金割引制度。一部の組合により不適切に利用されたことを受け、平成16年度に廃止され、これに代わり17年度から大口・多頻度割引制度が導入された。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、ETCの利用者を対象として各種の割引制度が導入されているが、大口・多頻度割引制度は、他の割引制度に比べて割引率が高いことなどから多数利用されており、コーポレートカードの調達額は毎年度多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、コーポレートカードの交換期限は適切に設定されているかなどに着眼して、3会社が20年度から23年度までの間にHTSと締結した前記の10契約を対象として、3会社の本社及び12支社において、コーポレートカードの更新、破損等の状況、交換期限及び仕様の設定の経緯並びにコーポレートカードの交換時期と支払保証の確認時期との関係について、契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、HTSにコーポレートカードの原反を納入している製造業者(以下「カードベンダー」という。)から、コーポレートカードの製造状況について聞き取り調査を行った。

(注4) 12支社 北海道、東北、関東、新潟各支社(東会社)、東京、名古屋、八王子、金沢各支社(中会社)、関西、中国、四国、九州各支社(西会社)

(注5) 原反 契約者の情報等を記録するなどの加工をする前のカード

(検査の結果)

(1) コーポレートカードの製造、更新、破損等の状況

ア コーポレートカードの製造状況

コーポレートカード及び一般カードの発行枚数の累計は、23年6月時点で、コーポ

レートカードが約 606 万枚、一般カードが約 7812 万枚となっている。また、22 年度における発行枚数は、コーポレートカードが約 40 万枚、一般カードが約 1128 万枚となっており、一般カードの発行枚数がコーポレートカードの発行枚数を大幅に上回っている状況である。そして、コーポレートカードと一般カードの両方を製造しているカードバンダーによると、コーポレートカードと一般カードの原反は、いずれも同じ仕様の下に同じ製造ラインで製造しているとのことであった。このことなどから、コーポレートカードの信頼性は、一般カードとほとんど差異がないと認められる。

イ コーポレートカードの更新、破損等の状況

コーポレートカードの発行区分には、新たな契約者に対する新規発行や追加発行のほか、交換期限の到来による更新、破損による再発行等がある。このうちコーポレートカードの更新は、表 2 のとおり、3 会社全体で計 892,020 枚(20 年度から 23 年度までの合計。調達枚数に占める割合 58.5%)と調達枚数の過半を占めていた。また、3 会社全体の調達枚数に占めるコーポレートカードの破損による再発行の割合(以下「破損率」という。)は、年度により 1.3% から 1.9% までとなっていた。

表 2 コーポレートカードの更新又は破損による再発行の状況 (単位：枚)

会 社	平成 20 年 度			21 年 度			22 年 度			23 年 度			計		
	調達枚数	うち更新によるもの	うち破損によるもの	調達枚数	うち更新によるもの	うち破損によるもの	調達枚数	うち更新によるもの	うち破損によるもの	調達枚数	うち更新によるもの	うち破損によるもの	調達枚数	うち更新によるもの	うち破損によるもの
東会社	97,807	53,226 (54.4%)	1,080 (1.1%)	75,543	39,970 (52.9%)	808 (1.1%)	76,392	41,553 (54.4%)	1,104 (1.4%)	97,559	59,884 (61.4%)	1,275 (1.3%)	347,301	194,633 (56.0%)	4,267 (1.2%)
中会社	150,504	81,301 (54.0%)	2,697 (1.8%)	126,204	70,616 (56.0%)	2,480 (2.0%)	182,935	135,500 (74.1%)	2,213 (1.2%)	115,943	52,115 (44.9%)	2,358 (2.0%)	575,586	339,532 (59.0%)	9,748 (1.7%)
西会社	207,087	132,648 (64.1%)	2,299 (1.1%)	121,182	57,335 (47.3%)	2,107 (1.7%)	144,885	93,726 (64.7%)	2,219 (1.5%)	128,630	74,146 (57.6%)	2,762 (2.1%)	601,784	357,855 (59.5%)	9,387 (1.6%)
計	455,398	267,175 (58.7%)	6,076 (1.3%)	322,929	167,921 (52.0%)	5,395 (1.7%)	404,212	270,779 (67.0%)	5,536 (1.4%)	342,132	186,145 (54.4%)	6,395 (1.9%)	1,524,671	892,020 (58.5%)	23,402 (1.5%)

(注) ()内は各年度の調達枚数に占める更新又は破損による再発行の割合

そして、一般的に、コーポレートカードの使用期間が長くなるほど抜挿回数が多くなることから、23 年度におけるコーポレートカードの破損による再発行について、コーポレートカードを発行してから破損するまでの経過年数を^(注 6)推計して、その分布状況をみるところ、表 3 のとおり、2 年未満で破損していたものが過半を占めており、使用期間の長さにより破損率が必ずしも増加しているわけではないと認められる。

(注 6) 破損したコーポレートカードに設定されていた交換期限から、当該コーポレートカードの発行年度を推定し、推定した発行年度から破損した年度までの年数を経過年数とみなした。

表 3 平成 23 年度に破損により再発行したコーポレートカードについての発行してから破損するまでの経過年数 (単位：枚)

会 社	平成 23 年 度 調 達 枚 数	23 年度に破損 により再発行し たコーポレート カードの枚数	発行してから破損するまでの経過年数			
			1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満
東会社	97,559	1,275	288	362	332	293
中会社	115,943	2,358	1,016	621	449	272
西会社	128,630	2,762	962	403	948	449
計	342,132	6,395	2,266	1,386	1,729	1,014
			3,652	(57.1%)	2,743	(42.9%)

また、コーポレートカードの破損の原因について、3会社の支社等で聞き取り調査を行ったところ、全てを把握しているわけではないとしているものの、主にICチップの故障や不適切な取扱いによるものであるとのことであった。

(2) コーポレートカードの交換期限及び仕様の設定の経緯

前記のとおり、3会社は、コーポレートカードの交換期限を4年と設定するとともに、コーポレートカードの信頼性に係る仕様を一般カードより緩和している。これらの理由について3会社に確認したところ、交換期限については、16年度以前の通行料金別納制度の設定(4年)をそのまま引き継いでいるとのことであり、また、信頼性に係る仕様については、交換期限を4年とすることとして一般カードの仕様より緩和していると思われるが、詳細は不明であるとのことであった。

このように、コーポレートカードの交換期限については、信頼性に係る仕様に基づいて設定されたものとはなっていなかった。

なお、一般カードの交換期限については、その多くは5年に設定されているが、中には6年に設定されているもの(東会社が提携する一般カード)もある。

(3) コーポレートカードの交換時期と支払保証の確認時期との関係

前記のとおり、3会社は、コーポレートカードの交換時期に合わせて次期の支払保証の確認事務を行っている。しかし、支払保証の期間中においても、直近1か月の通行料金が支払保証の額の50%を超える場合等には契約者に対して追加の保証を求める必要があることから、毎月、契約者に係る通行料金等を確認している。このように、常時、支払保証の確認事務は行われており、コーポレートカードの交換時期と支払保証の期間満了の時期を合わせなければならない理由は特段認められず、コーポレートカードの交換時期に合わせて確認事務を行わなくとも支払保証の确实性の担保には支障がないと認められる。

(1)から(3)までのとおり、コーポレートカードの交換期限や信頼性に係る仕様が設定された根拠は明確ではないが、コーポレートカードの信頼性は、5年以上使用される一般カードとほとんど差異がないと考えられること、コーポレートカードの交換時期に合わせて支払保証の確認事務を行わなくとも支払保証の确实性の担保には支障がないことなどを踏まえると、コーポレートカードの交換期限は、一般カードの交換期限と同様に少なくとも5年に延長することができることと認められる。その場合、20年間で現行の5サイクルは4サイクルとなり、1サイクル(4グループ)分の調達が不要となる。

そこで、更新による調達枚数がグループごとに異なっていることを考慮して、20年度から23年度までの4グループ分の更新に係る調達額計7億4714万余円(東会社1億6476万余円、中会社2億8422万余円、西会社2億9815万余円)を用いて節減額を試算すると、4グループを前提として1サイクルを4年間から5年間に延長した場合、各サイクルで1年間分の調達が不要となることから、平均で1サイクル(5年間)当たり、計1億8677万円(東会社4119万円、中会社7105万円、西会社7453万円)となる。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、コーポレートカードの交換期限を4年と設定している事態は、コーポレートカードの効率的な使用及び経済的な調達の面から適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、3会社において、旧日本道路公団時代の通行料金別納制度を引き継いだままとしているコーポレートカードの交換期限の設定についての検討が十分でないこと、コーポレートカードの効率的な使用により調達を経済的に行うことに対する認識が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

3会社は、高速道路事業を経済的、効率的に実施するために管理費用の削減が求められている。一方、大口・多頻度割引制度は通行料金別納制度に代わるものとして導入され、ETCの利用率の高まりを受けて今後も多数の利用が見込まれており、3会社は、今後も毎年度コーポレートカードの調達を行っていくことになる。

ついては、3会社において、コーポレートカードの調達に係る費用の節減を図るため、コーポレートカードの交換期限を延長して効率的に使用する方法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 業務委託契約における運用管理費及び補助費について、委託先が実際に要した外注費等に基づく額とすることにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 仕掛道路資産、管理費用
部局等	(1)~(3) 本社
契約名	技術情報に関する協力・支援業務等9契約
契約の概要	技術情報の収集・管理・提供、システムの運用等に関する技術協力業務を委託するもの
契約の相手方	株式会社高速道路総合技術研究所
契約	平成22年4月、23年4月 業務委託基本協定に基づく契約
上記の契約に係る運用管理費及び補助費の支払額	(1) 3億6254万余円(平成22、23両年度) (2) 3億6254万余円(平成22、23両年度) (3) 3億6254万余円(平成22、23両年度) 計 10億8762万余円
節減できた運用管理費及び補助費の支払額	(1) 2049万円(平成22、23両年度) (2) 2049万円(平成22、23両年度) (3) 2049万円(平成22、23両年度) 計 6149万円

1 委託業務の概要

(1) 業務委託契約の概要

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)は、高速道路事業の質の向上と効率化に資することを目的として、平成22、23両年度に、技術情報の収集・管理・提供、システムの運用等に関する技術協力について、28件の業務委託契約(以下「28契約」という。)を共同又は単独で株式会社高速道路総合技術研究所(3会社がそれぞれ3分の1ずつを出資。以下「高速総研」という。)と締結して実施させている。

(2) 委託費の額

3会社が高速総研と締結した28契約における委託費は、委託業務を履行する高速総研の社員に係る人件費等の経費、再委託費、運用管理費及び補助費から構成されていて、このうち、運用管理費及び補助費については、業務委託契約書等において、次のように定められている。

ア 運用管理費

この費用は、3会社が共通して使用するシステムの運用等に関する技術協力を年間を通じて実施するためのもので、運用管理費ごとに一式当たりの契約単価(年間)が定められている。高速総研は、契約単価に基づく毎月の請求額を記載した内訳書を作成することとされていて、内訳書に記載した請求額により毎月の運用管理費を3会社に請求することとされている。

イ 補助費

この費用は、業務委託契約において実施する研修や交通量推計等に係る補助業務を実施するためのもので、補助費ごとにそれぞれの契約単位(人日、一式、回)当たりの契約単価が定められている。高速総研は、契約単価に基づき補助費を3会社に請求することとされている。

高速総研は、3会社から共同で委託された業務委託契約については、委託費を3会社に均等に案分した上で請求することとされていて、3会社は毎月、高速総研に対して委託費を支払っている。

(3) 運用管理費及び補助費の契約別内訳

28契約のうち、3会社が共同で業務委託契約を締結している計9件の契約(以下「9契約」という。)においては、委託費に運用管理費及び補助費が含まれており、その契約別の内訳は表1のとおりとなっている。

表1 9 契約における運用管理費及び補助費の内訳

年度	契 約 件 名	運 用 管 理 費	補 助 費
平成22	技術情報に関する協力・支援業務	システムの運用管理費	データウェアハウス研修補助費
		技術情報の運用管理費	—
		認証局の運用管理費	—
	交通環境及び施設に関する協力・支援業務	道路施設管理システムの運用管理費	簡易型車両感知装置説明会補助費
		施設工事積算システムの運用管理費	騒音源探査技術説明会補助費
	道路に関する協力・支援業務	—	橋梁マネジメント研修補助費
—		橋梁マネジメント研修資料作成補助費	
高速道路の交通需要検討に関する協力・支援業務	—	協力支援補助業務費	
23	技術情報に関する協力・支援業務	システムの運用管理費	—
		技術情報の運用管理費	—
		認証局の運用管理費	—
	施設に関する協力・支援業務	道路施設管理システムの運用管理費	—
		施設工事積算システムの運用管理費	—
	道路に関する協力・支援業務	—	舗装マネジメントシステム講習会補助費
		—	舗装マネジメントシステム講習会資料作成補助費
		—	橋梁マネジメント研修補助費
		—	橋梁マネジメント研修資料作成補助費
高速道路の交通需要検討に関する協力・支援業務	—	協力支援補助業務費	
管理基盤推進に関する協力・支援業務	—	鋼橋塗膜劣化度診断システム類運用支援補助業務費	

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、3会社が高速総研と締結した業務委託契約の委託費の支払額は高速総研が業務の実施に要した費用に基づく適切なものとなっているかなどに着眼して、28契約(支払額計44億7040万余円)を対象として検査を行った。検査に当たっては、3会社において、業務委託契約書、実施計画書等の書類を確認するとともに、高速総研において、業務の実施状況や委託費の請求根拠を関係資料に基づき確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、28契約のうち9契約の運用管理費及び補助費について、次のような事態が見受けられた。

3会社は、高速総研との業務委託契約の締結に当たり、高速総研に業務量を想定させるなどし、外注業者から見積額を徴するなどして、運用管理費及び補助費の所要額を算定させ、これに基づき契約単価を決定していた。

そして、高速総研は、業務委託契約に基づき、運用管理費によるシステムの運用等の業務又は補助費による各種研修や交通量推計等に係る補助業務を全て外注により行っていた。

しかし、高速総研は、3会社と契約を締結した後に外注業者と随意契約等(22、23両年度で計109件)を締結して外注業者に外注費を支払っていたことから、所要額算定時に徴した外注費の見積額と見積協議等による外注費の額との間に開差が生じていたり、所要額算定時に想定した業務量が実際の業務量と乖離していたりなどしていた。この結果、22、23両年度に、3会社が高速総研に支払った9契約に係る運用管理費及び補助費と、高速総研が外注業者に支払った上記109件の契約に係る外注費等とを比較すると、表2のとおり、3会社が契約単価に基づき高速総研に支払った運用管理費及び補助費は、高速総研が外注業者に支払った外注費等を上回っていた。

表2 3会社が支払った運用管理費及び補助費と高速総研が支払った外注費等(単位：円)

年 度	費用の種類	3会社が契約単価に基づき 高速総研に支払った運用管理 費及び補助費	高速総研が外注業者に支 払った外注費等
平成 22	運 用 管 理 費	406,665,000	366,249,241
	補 助 費	130,436,775	123,874,440
23	運 用 管 理 費	419,517,000	409,393,965
	補 助 費	131,004,300	126,607,361
22、23 両年度計		1,087,623,075	1,026,125,007

このように、3会社が契約単価に基づき支払った運用管理費及び補助費と高速総研が実際に支払った外注費等との間に開差が生じていたのに、3会社において、運用管理費及び補助費を契約単価により支払っていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた運用管理費及び補助費の支払額)

3会社が22、23両年度に高速総研に支払った9契約の運用管理費及び補助費計10億8762万余円を高速総研が支払った外注費等に基づいて修正計算すると計10億2612万余円となり、計6149万余円(東日本高速道路株式会社2049万余円、中日本高速道路株式会社2049万余円、西日本高速道路株式会社2049万余円)節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において、高速総研が実際に支払った外注費等の額を把握し、運用管理費及び補助費の支払額を当該外注費等に基づいた額とすることについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、24年8月に、高速総研との間で確認書を取り交わし、同年9月以降締結する業務委託契約における運用管理費及び補助費について、高速総研が実際に要した外注費等に基づく額とすることとともに、確認書に基づき、運用管理費及び補助費が含まれている24年度の契約について、高速総研との間で変更契約を締結する処置を講じた。

(4)-(6) 舗装補修工事及び維持修繕作業について、試験舗装を原則として実施しないなど適切なものとするよう改善させたもの

会 社 名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科 目	(1)~(3) 道路資産完成原価、管理費用
部 局 等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社
契 約 の 概 要	経年劣化した舗装を打ち換えるなどの工事及び舗装の損傷箇所を応急的かつ部分的に補修するなどの作業を行わせるもの

試験舗装を実施 しないことができ ると認められた 舗装種類を使用 した舗装補修工 事の試験舗装に 係る直接工事費 の積算額	(1)	1億0794万余円(平成19年度～23年度)
	(2)	7356万余円(平成20年度～23年度)
	(3)	4717万余円(平成20年度～23年度)
	計	2億2867万余円
上記のうち低減 できた試験舗装 に係る直接工事 費の積算額	(1)	6490万円
	(2)	4920万円
	(3)	2780万円
	計	1億4190万円
維持修繕作業の 試験舗装に係る 費用	(1)	2974万余円(平成21年度～23年度)
	(2)	1431万余円(平成21年度～23年度)
	(3)	131万余円(平成21年度～23年度)
	計	4536万余円
上記のうち節減 できた試験舗装 に係る費用	(1)	2974万円
	(2)	1431万円
	(3)	131万円
	計	4536万円

1 工事等の概要

(1) 舗装補修工事及び維持修繕作業の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。以下、これらの会社を総称して「3会社」という。))は、3会社が管理している高速道路の維持管理業務の一環として、毎年度多数の舗装補修工事(以下「補修工事」という。))及び維持修繕作業(以下「維持作業」という。))を実施している。

このうち、補修工事は、経年劣化した舗装の打換えなどを実施するもので、^(注1)舗装種類は高機能舗装Ⅰ型、高機能舗装Ⅱ型等が使用されている。そして、3会社の各支社は、補修工事を舗装工事会社に請け負わせて実施しており、平成22、23両年度に工事が完了した補修工事(契約の年度は19年度から23年度まで)は、東会社計47件、契約金額計272億0428万余円、中会社計48件、同計207億5297万余円及び西会社計63件、同計207億9347万余円、合計158件、同合計687億5072万余円となっている。

また、維持作業は、舗装の損傷箇所の応急的かつ部分的な補修等を実施するもので、舗装種類は密粒度舗装等が使用されている。そして、3会社の各支社は、維持作業を維持修繕会社に単価契約により請け負わせるなどして実施しており、22、23両年度に作業を完了した維持作業(契約等の年度は21年度から23年度まで)は、東会社計79件、契約金額等計756億8226万余円、中会社計49件、同計544億8557万余円及び西会社計83件、同計649億8941万余円、合計^(注2)211件、同合計1951億5724万余円となっている。

(注1) 舗装種類 アスファルトの種類、骨材の粒度等により分類されるもので、高機能舗装Ⅰ型、高機能舗装Ⅱ型、密粒度舗装等がある。

(注2) 合計211件 1管理事務所等が1年間実施する維持作業を1件として集計した。

(2) 試験舗装の概要

3 会社は、補修工事及び維持作業の実施に当たって、原則として3 会社が制定した「舗装施工管理要領」、「土木工事共通仕様書」等(以下「要領等」という。)において、高速道路本線等の施工(以下「本施工」という。)の前に、舗装種類にかかわらず試験舗装を実施することにしてきた。

また、3 会社は、この試験舗装について、本施工と同じ施工方法で施工面積を限定して実施することとし、その目的について、①補修工事においては、舗装の所定の締め固め度及び仕上がり高さを得るため、また、材料の分離を最小限にとどめ良好な舗装を仕上げるために必要な敷き均し方法、締め固め方法等を検討するため、②維持作業においては、あらかじめ請負人の立案した計画書に基づき、本施工に使用する施工機械と人員構成で施工し、施工方法及び品質管理方法を現場作業員に習熟させ、徹底させるためとしていた。

そして、3 会社は、要領等において、試験舗装について、補修工事では本施工開始前及び材料又は配合を変更した場合に、維持作業では最初の工事開始前に1 年に1 回及び材料又は配合を変更した場合に、それぞれ実施することとし、ほとんどの試験舗装を管理事務所の駐車場等で実施していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

3 会社は、旧日本道路公団が昭和 36 年に「名神高速道路土木工事共通仕様書」を制定して以降、要領等において、補修工事及び維持作業を実施するに当たり、全ての舗装種類について試験舗装を実施することにしてきた。

そこで、本院は、経済性等の観点から、試験舗装の対象とする舗装種類の範囲は適切かなどに着眼して、前記の補修工事 158 件及び維持作業 211 件を対象として、3 会社本社、各支社及び管内各管理事務所等において、契約書、設計書、特記仕様書等の書類を確認するとともに、現地を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 補修工事の試験舗装について

3 会社が実施した補修工事 158 件のうち、試験舗装に係る費用が計上されていた 138 件(東会社 47 件、中会社 43 件及び西会社 48 件)の補修工事の舗装種類についてみると、一部は施工難易度が高い高機能舗装Ⅱ型等であったが、大半は標準的に使用されていて施工実績が多く、敷き均し方法、締め固め方法等の検討に必要なデータが既に十分得られている高機能舗装Ⅰ型等であった。

また、3 会社は、補修工事に係る契約の入札前に、舗装工事会社や現場代理人等について、当該補修工事の施工規模に応じた施工実績があることを求めるなどして、十分な施工能力があることを確認していた。

さらに、他の高速道路会社の中には、3 会社と同様に高機能舗装等の舗装種類を用いて補修工事等を実施しているのに、従前から試験舗装を全く実施していない高速道路会社が見受けられた。

以上のことから、施工難易度が高い舗装種類以外で標準的に使用されていて施工実績が多い舗装種類の場合は、試験舗装を実施しなくても、所定の締め固め度及び仕上がり高さ

を得て、良好に本施工を実施することができると認められた。

現に、補修工事 158 件の中には、コスト縮減等を目的として、支社等の判断により、要領等より優先される特記仕様書等において、試験舗装を実施しないこととしていたものが見受けられたが、これらに再施工等が必要な事態は発生していなかった。

(2) 維持作業の試験舗装について

3 会社が実施した維持作業 211 件の舗装種類についてみると、維持作業が、応急的かつ部分的な人力によるものであることなどから、材料手配及び人力施工が容易で施工実績が多い密粒度舗装等であった。

また、維持作業は、維持修繕会社が毎年度同様の施工機械及び人員構成で実施しているものがほとんどであり、維持修繕会社や現場代理人、現場作業員等は、豊富な施工実績があり十分な施工能力を有している。

以上のことから、試験舗装を実施しなくても、舗装の品質を確保した上で良好に本施工を実施することができると認められた。

現に、維持作業 211 件の中には、支社等の判断により、要領等より優先される特記仕様書等において、試験舗装を実施しないこととしていたものが多数見受けられたが、これらに再施工等が必要な事態は発生していなかった。

このように、施工難易度が高い舗装種類以外で標準的に使用されていて施工実績が多い舗装種類の場合の補修工事及び維持作業においては、試験舗装を実施しないで本施工を実施することができたのにこれを実施している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額及び節減できた費用)

補修工事 138 件のうち、試験舗装を実施しないで本施工を実施することができたと認められた舗装種類を使用した補修工事は 100 件であり、これらの補修工事の試験舗装に係る直接工事費の積算額計 2 億 2867 万余円について、施工難易度が高い舗装種類以外で標準的に使用されていて施工実績が多い舗装種類の試験舗装を実施しないこととして修正計算すると計 8663 万余円となり、上記の積算額を計約 1 億 4190 万円低減できたと認められた(3 会社の内訳は表 1 のとおり)。

表 1 低減できた試験舗装に係る直接工事費の積算額

会 社	工 事 件 数	試験舗装に係る直接工事費の積算額	左 の 修 正 額	低減できた直接工事費の積算額
東 会 社	42	1 億 0794 万余円	4295 万余円	約 6490 万円
中 会 社	34	7356 万余円	2433 万余円	約 4920 万円
西 会 社	24	4717 万余円	1935 万余円	約 2780 万円
計	100	2 億 2867 万余円	8663 万余円	約 1 億 4190 万円

また、維持作業 211 件のうち、試験舗装に係る費用が計上されていた 39 件において、試験舗装を実施しないこととすると、これらの維持作業の試験舗装に係る費用、計 4536 万余円を節減できたと認められた(3 会社の内訳は表 2 のとおり)。

表 2 節減できた試験舗装に係る費用

会 社	作 業 件 数	試験舗装に係る費用
東 会 社	18	2974 万余円
中 会 社	19	1431 万余円
西 会 社	2	131 万余円
計	39	4536 万余円

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において、補修工事及び維持作業の実施に当たり、試験舗装を実施しないで本施工を実施できる場合があるのに、試験舗装を実施しないことについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、平成24年8月から9月までの間に舗装施工管理要領を改訂し、補修工事において施工難易度が高い舗装種類以外で標準的に使用されていて施工実績が多い舗装種類については試験舗装を原則として実施しないこと、維持作業において試験舗装を廃止することとして、3会社とも同年9月からこれを適用することとする処置を講じた。

(第10 中日本高速道路株式会社)

不 当 事 項

予算経理・その他

(319) 新東名高速道路建設事業に伴う損失補償等の実施に当たり、契約条項に違反した行為がなされていたのに支払を行うなどの不適正な会計経理を繰り返したり、補償費の算定が適切でなかったため契約額が割高となったりしていたもの

科 目	仕掛道路資産
部 局 等	中日本高速道路株式会社名古屋支社豊川工事事務所(平成19年1月1日から3月31日までは中部地区支配人付豊川工事事務所、18年12月31日以前は中部地区支配人付新城工事事務所)
契 約 名	(1) 土地売買契約14契約、権利放棄補償契約12契約 (2) 物件移転補償契約 (3) 物件移転補償契約 (4) 物件移転補償契約
契 約 の 概 要	(1) 新東名高速道路建設のために必要となる土地の取得及び土地に付帯した権利の放棄に伴う損失補償を行うもの (2)~(4) 新東名高速道路建設に支障となる物件の移転補償を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1) 音羽開発株式会社等13者 (2) オトワテック株式会社 (3)、(4) 音羽開発株式会社
契 約	(1) 平成17年12月~22年1月 契約26件 (2) 平成17年12月 契約1件 (3) 平成20年12月 契約1件 (4) 平成17年12月 契約1件
契 約 額	(1) 1,266,170,768円 (2) 393,816,300円 (3) 40,797,831円 (4) 6,149,504,000円
支 払	(1) 平成17年12月~22年3月 (2) 平成17年12月、20年11月 (3) 平成20年12月、21年2月 (4) 平成17年12月、20年12月
不適正な会計経理により支払われた額	(1) 1,266,170,768円(平成17年度~21年度) (2) 305,418,400円(平成17、20両年度) (3) 12,712,016円(平成20年度)
割高となっていた契約額	(4) 179,773,400円(平成17、20両年度)
	(1)~(4)の計 1,764,074,584円

1 契約の概要

中日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)名古屋支社豊川工事事務所(平成19年1月1日から3月31日までは中部地区支配人付豊川工事事務所、18年12月31日以前は中部地区支配人付新城工事事務所。以下「事務所」という。)は、豊川市(20年1月14日以前は宝飯郡音羽町)萩地区において、新東名高速道路(以下「新東名」という。)の建設に必要となる土地を取得するなどのため、同地区で採石業を営む音羽開発株式会社(以下「音羽開発」という。)、その関連会社であるオトワテック株式会社(24年4月23日以降は合併により音羽開発。以下「オトワテック」という。)等との間で、土地売買契約、権利放棄補償契約及び物件移転補償契約を締結している。

そして、土地売買契約書では、所有者は契約締結後、事務所の同意なしに土地の形質を変更しないことや、当該土地を事務所に引き渡すまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理することなどが、権利放棄補償契約書では、権利者は契約締結後、事務所の同意なしに採石権等を有する土地の形質を変更しないことなどがそれぞれ定められている。

また、物件移転補償契約書では、事務所は契約締結後に前払金を支払うこと、当該物件の収去を完了した後に遅滞なく残金を支払うこと、所有者に債務不履行があったときは契約を解除することができることなどが定められている。

2 検査の結果

新東名の建設をめぐっては、会社の社員が、音羽開発から受けた多額の資金供与等について、その所得を申告しなかった脱税事件等が発生し、同社員は23年10月から12月までに逮捕され起訴されており、会社は詳細について調査を実施していた。

本院は、上記の状況を踏まえて、合規性、経済性等の観点から、契約は適正に履行されているか、補償費の算定は適切に行われているか、補償費の支払は適正に行われているかなどに着眼して、事務所が音羽開発、オトワテック等と締結している土地売買契約、権利放棄補償契約及び物件移転補償契約を対象として、会社の本社、名古屋支社(19年3月31日以前は中部地区支配人付)及び事務所において、契約書、補償費の内訳書等の書類を検査するとともに、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 契約条項に違反して土地が形質変更されていたのに、契約金額を支払っていたもの

事務所は、17年12月から22年1月までの間に、音羽開発が所有していた土地(面積計5,742㎡)及び音羽開発が採石権等の権利を有して第三者が所有していた土地(面積計135,040㎡)の売買契約計14件を契約金額計393,679,026円で締結するとともに、音羽開発が有していた採石権の放棄等を目的とした権利放棄補償契約12件(対象土地面積計138,453㎡)を契約金額計872,491,742円で締結していた。

しかし、上記各契約の締結後に、音羽開発は、契約条項に違反して、採石行為を継続して土地の掘削や盛土を行うなど土地の形質変更を行っていた。そして、事務所は、これを把握していたのに、音羽開発及び土地の所有者へ土地の形質変更の中止や是正を求めるなどの措置を講じないまま、契約金額計1,266,170,768円全額を支払っていた。

また、上記の形質変更により、本線工事において盛土工、土運搬等の施工方法の見直しなどが必要となり、今後、建設費用の増加等が発生するおそれがある状況となっている。

(2) 移転対象物件の残置を容認して補償費を支払っていたもの

事務所は、17年12月に、取得予定の土地等に存在するプレハブ小屋(1棟)、庭石(103,830個)、碎石(38,247m³)等の物件を収去させることに係る費用を補償する物件移転補償契約をオトワテックとの間で契約金額393,816,300円で締結し、同月に前払金を支払っていた。

しかし、事務所は、20年10月に、オトワテックから庭石、碎石等の所有権を放棄する旨の申出を受け、名古屋支社との協議を経た上で、これらが残置されても本線工事に影響がなく追加の費用も発生しないと判断してこれを容認したことから、同年11月に残金を支払っていたのに、庭石、碎石等を収去しないままとしていた(これに係る補償費相当額305,418,400円)。

なお、実際には本線工事において庭石の運搬・撤去が必要となり、現地で庭石を小割りする費用(24年7月の会計実地検査時点で約4000万円)が追加的に発生していて、今後、庭石、碎石等を撤去するために多額の費用が発生するおそれがある状況となっている。

(3) 補償する必要のなかった物件等に係る補償費を支払っていたもの

事務所は、20年12月に、工事用道路工事及び沈砂池造成工事の支障とならないように、音羽開発所有の土地に存在する倉庫(2棟)、住宅(1棟)等の物件を収去させることに係る費用を補償する物件移転補償契約を音羽開発との間で契約金額40,797,831円で締結し、21年2月までに全額を支払っていた。

しかし、事務所は、上記の契約金額に、契約書中の収去させる物件には含まれていない沈砂池の造成に要した工事費の2分の1に相当する額5,916,456円を含めていた。この沈砂池は、沈砂池造成工事の実施に当たり、事務所と音羽開発が共同で造成することとしていたものの協定等の締結に至らないまま、音羽開発が20年6月までに自社の敷地内に築造したものであるが、本線工事期間中に事務所が使用する予定にしているものであり、収去させることとして補償する必要はなかった。

また、事務所は、前記の契約金額に、上記の沈砂池の造成に伴い既に収去していた物件や、沈砂池造成工事とは関係のない物件の収去に係る費用の2分の1に相当する額等計6,795,560円を含めていた。

したがって、沈砂池の造成に要した工事費5,916,456円及び既に収去していた物件の収去に係る費用等6,795,560円、計12,712,016円は、補償する必要はなかった。

(4) 補償費の算定が適切でなかったため、契約額が割高となっていたもの

事務所は、17年12月に、新東名の建設に支障となる碎石製造プラント等を構内残地に再配置させることに係る費用を補償する物件移転補償契約を音羽開発との間で契約金額6,149,504,000円で締結し、20年12月までに契約金額全額を支払っていた。

事務所は、本件補償費の算定に当たり、補償費算定業務を補償コンサルタントに委託し、受領した成果品を検査して、これを基に、建物、機械工作物等の移転費、機械工作物の再配置に必要な平坦地を造成するための造成工事費等からなる本件補償費を算定していた。

このうち造成工事費については、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」(以下「積算基準」という。)に基づき、硬岩及び土砂の処分費1,042,323,112円を含む直接工事費を

2,804,540,878 円と算定した上で、これに工種区分ごとに定められた率を乗じて共通仮設費を算定し、さらに、直接工事費に共通仮設費を加えた額に所定の率を乗じて現場管理費を算定して、これらを合算するなどして 3,581,327,400 円と算定していた。

しかし、積算基準によると、処分費については、共通仮設費及び現場管理費(以下、両者を合わせて「間接工事費」という。)の算定対象となる額は 3000 万円を上限とするとされているのに、事務所は、誤って処分費の全額を間接工事費の算定対象額としていた。

このため、処分費のうち 3000 万円を間接工事費の算定対象額とするなどして造成工事費を修正計算すると 3,334,267,900 円となり、その他の算定誤りの修正も含めて適正な補償費を算定すると 5,969,730,600 円となることから、前記の契約金額 6,149,504,000 円との差額 179,773,400 円が割高になっていた。

したがって、(1)において契約条項に違反して土地の形質変更が行われていた土地売買契約及び権利放棄補償契約計 26 件に係る契約金額計 1,266,170,768 円、(2)において残置を容認したため収去されなかった庭石、碎石等に係る補償費相当額 305,418,400 円及び(3)において補償する必要のなかった物件等に係る補償費相当額 12,712,016 円は、不適正な会計経理を繰り返していたもので著しく適正を欠いていると認められ、また、(4)において補償費の算定を誤ったため契約額が割高となっていた補償費相当額 179,773,400 円は適切とは認められず、これらの合計 1,764,074,584 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、名古屋支社及び事務所において、契約を適正に実施すること及び会計経理を適正に行うことに対する認識が著しく欠けていたこと並びに情報共有が適切に行われていなかったこと、事務所において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

工 事

(320) 新東名高速道路建設工事の実施に当たり、実施していない工事の費用を支払うなどしていたもの

科 目	仕掛道路資産
部 局 等	中日本高速道路株式会社名古屋支社豊川工事事務所
工 事 名	第二東名高速道路 萩地区附帯工工事
工 事 の 概 要	新東名高速道路建設事業の一環として、本線工事で使用する工事用道路等を施工するもの
工 事 費	664,230,000 円
請 負 人	中日建設株式会社
契 約	平成 19 年 7 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 21 年 8 月
支 払	平成 19 年 8 月～21 年 9 月 6 回
不適正な事務処理により支払われた工事費	47,568,388 円(平成 21 年度)

1 工事の概要

この工事は、中日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)名古屋支社豊川工事事務所(以下「事務所」という。)が、新東名高速道路(以下「新東名」という。)建設事業の一環として、愛知県豊川市(平成20年1月14日以前は宝飯郡音羽町)萩地区において、19年7月から21年7月までの間に、工事用道路2路線(延長計1,832m)、工事用道路等のう回路3か所(北側、中央、南側)及び建設資機材等の保管場所(9,530㎡。以下「ヤード」という。)の築造等を工事費664,230,000円で実施したものである。

このうち、中央う回路を築造するために必要な土砂掘削、軟岩掘削及び立木伐採を行う工事並びにヤードを築造するために必要な土砂掘削及び立木伐採を行う工事(以下、これらの工事を「ヤード等築造工事」という。)の施工について、事務所は、当初契約では実施することとしていなかったが、20年12月に請負人に実施を指示し、21年7月に他の項目と合わせて設計変更を行って本件工事に追加して、変更契約を締結していた。

2 検査の結果

新東名の建設をめぐることは、会社の社員が用地買収等の契約相手方である音羽開発株式会社(以下「音羽開発」という。)から多額の資金供与等を受け、その所得を申告しなかった脱税事件等が発生した。同社員は23年10月から12月までに逮捕されて起訴されており、会社は詳細について調査を実施していた。

本院は、上記の状況を踏まえて、合規性等の観点から、音羽開発が下請として加わっていた本件工事について、事務処理が適正に行われていたかなどに着眼して、会社の本社、名古屋支社及び事務所において、契約書、設計書、図面等の書類を検査するとともに、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、ヤード等築造工事は、音羽開発が事務所と協議等をすることなく20年1月頃に自社の敷地内において自ら施工を開始し、事務所が施工を指示する以前の同年11月頃に完成させていたものであり、請負人が施工に全く関与していないばかりか、次のような不適正な事態が見受けられた。

すなわち、事務所は、音羽開発から、ヤード等築造工事は事務所のために行ったものであるとしてその費用の支払を要求されて、ヤードを建設資機材等の保管場所として使用することとし、本件工事の請負人に対して音羽開発との間で架空の内容の下請契約を締結するよう依頼し、ヤード等築造工事を本件工事に追加して、この費用を請負人を通して音羽開発へ支払っていた。そして、事務所は、ヤード等築造工事は費用を算定する際に、音羽開発から支払を要求された額に合わせるなどするために、図面を改ざんして掘削の数量を増加させていた。

また、事務所は、音羽開発との間でヤードの使用とその費用負担に関する協定を締結するなどしていなかったため、24年7月の会計実地検査時点においてもヤードの使用が困難な状況となっていた。

上記の事態は、事務所において、請負人に架空の内容の下請契約を締結させ、不適正な費用の算定を行うなどして変更契約を締結して、音羽開発が事務所と協議等をすることなく実施した工事に係る費用を請負人を通じて音羽開発に支払うなどしていたものであり、著しく適正を欠いていて、ヤード等築造工事に係る費用47,568,388円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、工事に係る適正な事務処理の実施に

対する認識が著しく欠けていたこと、名古屋支社及び事務所において、情報共有が適切に行われていなかったことなどによると認められる。

不正行為

(321) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	中日本高速道路株式会社名古屋支社豊川工事事務所(平成19年1月1日から3月31日までは中部地区支配人付豊川工事事務所、18年12月31日以前は中部地区支配人付新城工事事務所)
不正行為期間	平成18年7月～19年6月
損害金の種類	委託料
損 害 額	16,787,137 円

本院は、中日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)名古屋支社豊川工事事務所(平成19年1月1日から3月31日までは中部地区支配人付豊川工事事務所、18年12月31日以前は中部地区支配人付新城工事事務所。以下「事務所」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく会社代表取締役社長からの報告を受けるとともに、会社の本社、名古屋支社及び事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、事務所において、用地担当の職員山田某が、用地取得事務に従事中、18年7月から19年6月までの間に、虚偽の登記業務委託依頼書を作成するなどして土地家屋調査士2名に測量業務を委託したように装い、両名に指示して委託料を請求させ、これにより事務所に両名の預金口座に振り込ませるなどした上で、同人名義の預金口座に振り込ませて、両名が受け取った委託料相当額を領得するなどしたものであり、計16,787,137円の損害を会社に発生させていて、不当と認められる。

なお、本件損害額のうち、上記の土地家屋調査士2名に対する支払に当たり納付した源泉徴収税額計1,580,646円については、会社の請求により、24年3月に、名古屋中税務署から還付を受けているが、残余の15,206,491円については、同年9月末現在で補填が全くされていない。

第12 全国健康保険協会

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

全国健康保険協会健康保険業務システムの維持管理業務契約について、仕様書の業務内容に応じた技術者のランク別工数の構成比率を反映させて予定価格を積算するよう改善させたもの

科 目	委託費(一般)
部 局 等	全国健康保険協会本部
契 約 名	全国健康保険協会健康保険業務システムの維持管理業務
契 約 の 概 要	健康保険業務システムを安定的に運用し、保険給付業務等の円滑な実施を図るため、健康保険業務システムの運用、障害対応等の維持管理業務を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
契 約	平成 22 年 4 月、10 月、23 年 4 月 随意契約
積 算 額	18 億 3037 万余円(平成 22、23 両年度)
低減できた積算額	6480 万円(平成 22、23 両年度)

1 維持管理業務契約の概要

(1) 全国健康保険協会健康保険業務システムの概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、平成 20 年 10 月 1 日に、社会保険庁から健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく政府管掌健康保険事業を承継して、保険者として健康保険事業を運営している。

健康保険事業は、被保険者等の健康増進及び良質かつ効率的な医療の享受を図るため、保険給付に関する業務や保健事業に関する業務等を行うものである。そして、協会は、上記の事業承継に伴い、これらの業務等を行うために、被保険者情報等を管理する全国健康保険協会健康保険業務システム(以下「業務システム」という。)を社会保険庁から承継し運用している。

業務システムは、社会保険庁が株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTT データ」という。)等で構成される全国健康保険協会健康保険業務システム開発業務共同企業体に開発を請け負わせたもので、社会保険庁は、19 年 2 月に契約を締結するに当たって、NTT データに提出させた見積書の参考資料として、NTT データから開発に従事する技術者 1 人当たりの月額単価(以下「開発単価」という。)を報告させていた。

この開発単価は、システム開発に従事する技術者(技術者の有する能力等により S、A、B 及び C の 4 ランクに区分)のランク別月額単価をランク別工数の構成比率により加重平均して算出されたものである。そして、この業務システムの開発時のランク別工数の構成比率においては、高度な専門知識を必要とするシステム開発の分析、設計等の能力を有している上位ランク(S 及び A ランク)の技術者の比率が 50% となっていた。

(2) 業務システムの維持管理業務契約の概要

協会は、業務システムを安定的に運用し、保険給付業務等の円滑な実施を図るため、業務システムの運用、障害対応等の維持管理業務(以下「維持管理業務」という。)について、

毎年度、仕様書を作成してNTT データに随意契約により請け負わせている(以下、維持管理業務に係る契約を「維持管理業務契約」という。)。そして、22、23 両年度に締結した維持管理業務契約は、表1 のとおりとなっている。

表1 平成22、23 両年度に締結した維持管理業務契約 (単位：千円)

年 度	契約年月日	契約期間	契約金額
平成22年度上期	22年4月1日	22年4月～9月	499,999
22年度下期	22年10月1日	22年10月～23年3月	477,477
23年度	23年4月1日	23年4月～24年3月	849,870
計			1,827,346

(注) 平成23年度については、23年10月の変更契約後の契約金額を記載している。

(3) 予定価格の積算

協会は、維持管理業務契約に係る予定価格の積算について、NTT データから毎月提出を受けている作業報告書に記載されている維持管理業務の実績工数及びNTT データから徴した契約期間における維持管理体制を踏まえた必要見込工数を基に、契約期間の工数を算出し、これに技術者1人当たりの月額単価(以下「維持管理単価」という。)を乗ずるなどして予定価格を積算している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、維持管理業務契約に係る予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、22、23 両年度の維持管理業務契約3件(契約金額計18億2734万余円)を対象として、協会において、契約書、仕様書、見積書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行い、また、維持管理業務の請負人であるNTT データにおいて、上記3件の契約に関する維持管理業務の実態について関係資料により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

協会は、維持管理業務契約に係る予定価格の積算に際し、開発単価の145万円を基にNTT データと価格交渉を行い、22年度の2件の契約及び23年度の当初契約に係る維持管理単価を143万円とし、23年度の変更契約に係る維持管理単価を142万円としていた。そして、前記のとおり、過去の実績工数やNTT データから徴した必要見込工数を基に契約期間の工数を算出し、これに上記の維持管理単価を乗ずるなどして、表2のとおり、予定価格を積算していた。

表2 協会積算額

年 度	単 価	工 数	予 定 価 格	
			単価×工数	左の税込額
平成	千円	人月	千円	千円
22年度上期	1,430	333	476,190	499,999
22年度下期	1,430	318	454,740	477,477
23年度(23年4月～9月)	1,430	288	411,840	432,432
23年度(23年10月～24年3月)	1,420	282	400,440	420,462
計			1,743,210	1,830,370

(注) 平成23年度については、10月に変更契約を行ったため変更前後に区分して記載している。

しかし、維持管理業務の中には、単純な問合せへの対応、データの抽出等、主に下位ランク(B及びCランク)の技術者が行う業務であって、業務システムの開発時には行われていなかった業務が含まれていた。

そして、22、23両年度のNTTデータにおける実際の維持管理体制等についてみたところ、NTTデータは、仕様書の業務内容に応じた体制表を作成して、この体制表により維持管理業務を実施していた。この体制表には各技術者の役割が明記されていて、技術者は原則として専任となっていることから、技術者をランク別(SからCランク)に区分することが可能となっていた。

そこで、実際の維持管理体制に基づいて技術者のランク別に工数の構成比率を算出したところ、表3のとおりとなり、業務システムの開発時と比較すると、月額単価がより低額である下位ランクの技術者の比率が高くなっており、業務システムの開発時のように高度な専門知識を有している上位ランクの技術者が多い構成比率とはなっていなかった。

表3 技術者のランク別工数の構成比率

技術者の ランク	業務システム の開発請 負契約	維持管理業務契約							
		平成22年度上期		22年度下期		23年度 (23年4月～ 9月)		23年度 (23年10月～ 24年3月)	
		比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数
S	20.0%	5	7.58%	5	7.69%	7	12.50%	6	11.32%
A	30.0%	16	24.24%	14	21.54%	13	23.21%	14	26.42%
B	30.0%	24	36.36%	36	55.38%	23	41.07%	21	39.62%
C	20.0%	21	31.82%	10	15.38%	13	23.21%	12	22.64%
計	100.0%	66	100%	65	100%	56	100%	53	100%

(注) 比率は、表示単位以下を四捨五入しているため、数値を合計しても計欄の数値と必ずしも一致しない。

したがって、維持管理業務契約に係る予定価格の積算に当たっては、開発単価を参考として維持管理単価を算出しこの単価により積算するのではなく、技術者のランク別月額単価を仕様書の業務内容に応じた技術者のランク別工数の構成比率を反映させて積算する必要があると認められた。

このように、維持管理業務契約に係る予定価格の積算に当たり、仕様書の業務内容に応じた技術者のランク別工数の構成比率によることなく維持管理単価を定めてこの単価により積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記のことから、技術者のランク別月額単価を実際の維持管理業務の体制表を基にした技術者のランク別工数の構成比率により加重平均した1人当たりの月額単価を算出し、これを維持管理単価として必要工数に乗ずるなどして、前記3契約に係る予定価格を修正計算すると、計17億6555万余円となり、前記の予定価格計18億3037万余円を約6480万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協会において、維持管理業務契約に係る予定価格の積

算に当たり、維持管理単価を仕様書の業務内容に応じたものとするものの重要性に対する認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会は、24年4月から、維持管理業務契約の予定価格について、仕様書の業務内容に応じた技術者のランク別工数の構成比率を反映させて積算することとする処置を講じた。

第13 日本年金機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(322) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	日本年金機構姫路年金事務所(平成 21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁兵庫社会保険事務局姫路社会保険事務所)
不正行為期間	平成 21 年 2 月～23 年 3 月
損害金の種類	厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金
損 害 額	1,140,000 円

本院は、日本年金機構姫路年金事務所(平成 21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁兵庫社会保険事務局姫路社会保険事務所。以下「事務所」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく日本年金機構理事長からの報告、同条の規定に基づく厚生労働大臣からの報告及び会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 42 条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、事務所において、厚生年金徴収課の職員(21 年 12 月 31 日以前は徴収課社会保険調査官)が、収納職員(21 年 12 月 31 日以前は分任収入官吏)として厚生年金保険料、健康保険料及び児童手当拠出金(以下、これらを合わせて「厚生年金保険料等」という。)の収納事務に従事中、21 年 2 月から 23 年 3 月までの間に、滞納事業主から直接現金で受領した厚生年金保険料等の全部又は一部を国庫に払い込まずに、計 1,140,000 円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、23 年 5 月に全額が同人から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

各年金事務所等に設置した郵便料金計器について、その使用範囲を見直すなどして設置効果の発現を確保することにより、郵便物の発送業務等の効率化を図るよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部
郵便料金計器設置の概要	郵便物の発送業務等の効率化を図るため、切手を貼付する代わりに郵便物に貼付する郵便料金や差出年月日等を表示した印影を印刷する機器を各年金事務所等に設置するもの
購 入 額	1 億 2889 万余円(平成 22 年度)
使用実績がなかった計器の台数	64 台
上記の計器に係る購入費相当額	2419 万円(平成 22 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

日本年金機構が購入した郵便料金計器の使用状況について

(平成24年10月26日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 郵便料金計器の概要

(1) 年金事務所等における郵便物の発送等

貴機構のブロック本部、事務センター及び年金事務所(以下「年金事務所等」という。)は、被保険者等への各種連絡文書等を郵便物として発送している。年金事務所等は、これらの郵便物を原則として料金後納郵便として一括して発送しており、発送する郵便物が大量になるなどの場合には料金割引の適用を受けることにしている。発送に当たっては、郵便事業株式会社(平成24年10月1日以降は日本郵便株式会社。以下「郵便会社」という。)の担当者がほぼ毎日定時に年金事務所等に赴いて引受けを行っており、年金事務所等は郵便物の種類、通数等を記録した後納郵便物差出票を作成して郵便物とともに提出し、これに基づき貴機構本部に料金請求が行われている。また、年金事務所等は、被保険者等から発送される各種届書等を郵便物として受領している。

そして、年金事務所等では、従来、上記郵便物の発送及び受領に際して、郵便会社による引受時間以降に郵便物の発送が必要となったり、年金事務所等に送られてきた郵便物に料金不足が生じていたりした場合には、あらかじめ購入するなどしておいた郵便切手(以下「切手」という。)を使用したり、職員が立替払を行ったりして対応していた。また、金融機関等に対して資料の提出を依頼する封書に同封する返信用封筒にも切手を使用していた。

(2) 郵便料金計器の調達

貴機構本部は、郵便物の発送業務等の効率化を目的として、22年7月に郵便料金計器(以下「計器」という。)341台を、一般競争契約により契約額128,898,000円(1台当たり価格378,000円)で購入して、年金事務所等計330か所に設置し、同年10月から使用を開始している。

計器は、郵便物の重量を計測して郵便料金を計算し、切手を貼付する代わりに郵便物に貼付する郵便料金や差出年月日等を表示した印影を印刷する機器である。そして、計器を使用して発送した郵便物の郵便料金については、年金事務所等が毎月の使用実績を郵便料金計器計示額報告書によって郵便会社の事業所に報告し、郵便会社はそれに基づいて貴機構本部に料金請求を行うことになっている。

(3) 計器の設置の経緯等

前記のとおり、年金事務所等は、郵便会社による引受け以外の郵便物の発送及び受領に際して、切手を使用したり、職員が立替払を行ったりして対応していた。しかし、金券である切手を使用することは、使用や補充の都度管理簿に記帳して金庫に保管する必要があるなど、管理面で事務が煩雑になること、また、職員による立替払は、少額でも通常1件ごとに立替払の精算手続等を行う必要があり、事務的な負担を伴うことが問題となっていた。そこで、貴機構本部は、計器を導入すれば基本的に切手の使用や職員による立替払が不要となり、切手の保有を最小限にとどめることができるとともに郵便物の発送業務等の

効率化を図ることが可能になるとして、全ての年金事務所等に計器を原則として1台ずつ設置することにした。

また、貴機構本部は、「日本年金機構会計規程」(平成22年1月1日規程第50号)において、各年金事務所長等の資産管理責任者は、所管する固定資産等の使用状況等を常に把握し、適正に管理しなければならないと定めており、計器もこの取扱いの対象としている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、購入した計器が適切に使用されているかなどに着目して、330年金事務所等に設置された341台の計器について、188年金事務所等において計器使用管理簿等の関係書類や設置してある計器を確認するとともに、貴機構本部において、341台の計器の使用状況等に関する調書の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 計器の使用状況

前記のとおり、年金事務所等は、郵便物の発送に際しては原則として料金後納郵便として一括して発送することとしており、引受時間以降に発送したり料金不足が生じていたりした場合には、切手を使用するなどして対応していた。そして、郵便物の発送業務等を効率化するための計器の設置に際して、貴機構本部は、22年10月に「郵便料金計器の運用指針」の指示・依頼文書を発して、計器の具体的な取扱いとして、郵便物の緊急の発送が必要なときや料金不足郵便が到達した際に従来の切手等の代替として限定的に使用することとしていた。

そこで、330年金事務所等における341台の計器の使用状況についてみると、表のとおり、22年10月から24年3月までの18か月間(78週間)において、郵便物の発送及び受領に際して計器が使用された郵便物の数(以下「使用通数」という。)は、計約9万8000通(1週間当たりの平均使用通数3.6通/台)であったが、60年金事務所等の64台(購入費相当額2419万余円)については全く使用されていなかった。また、同期間において計器が使用されていた残りの272年金事務所等の277台のうち、79年金事務所等の80台については1週間当たりの使用通数が1通/台未満、64年金事務所等の64台については1週間当たりの使用通数が1通/台以上2通/台未満となっているなど、全般的に使用状況が極めて低調であった。

表 計器の使用状況(平成22年10月から24年3月まで)

各年金事務所等における 1週間当たりの平均使用通数	計器設置台数 (計器が設置された 年金事務所等の数)	使用通数の 合計 通	1週間当たりの 平均使用通数 通/台
0通	64 (60)	0	0
1通未満	80 (79)	2,635	0.4
1通以上2通未満	64 (64)	7,257	1.4

各年金事務所等における 1週間当たりの平均使用通数	計器設置台数 (計器が設置された 年金事務所等の数)	使用通数の合計 通	1週間当たりの 平均使用通数 通/台
2通以上3通未満	34 (34)	6,568	2.4
3通以上4通未満	22 (22)	5,958	3.4
4通以上	77 (75)	75,640	12.5
計	341 (330)	98,058	3.6

(注) 計器が複数台設置された年金事務所等において、各計器の使用状況が区々となっている場合があるため、年金事務所等数の合計は一致しない。

しかし、上記のような計器の使用状況について、各年金事務所等の資産管理責任者等は、その実態を十分に把握しておらず、適切な管理を行っていなかった。

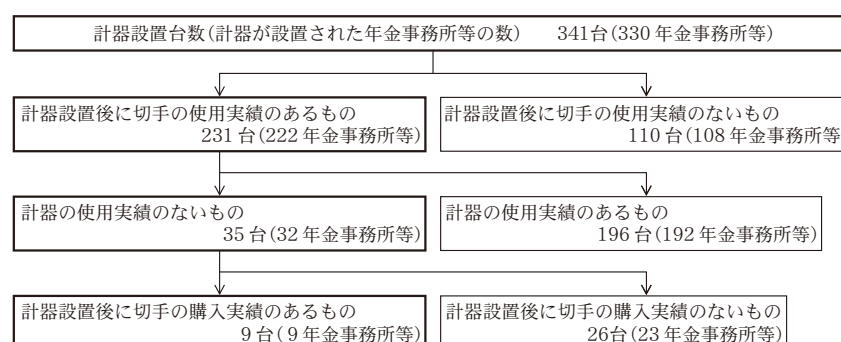
(2) 切手の使用等の状況と計器の使用状況との関係

330年金事務所等における切手の使用について、計器の使用を開始した22年10月から24年3月までの間の状況をみると、222年金事務所等は依然として切手を使用しており、その使用額は計600万余円に上っていた。また、17年金事務所等は計19万余円分の切手を保有していたがそれらを全く使用していなかったり、104年金事務所等は上記の期間中に新たに計425万余円分の切手を購入していたりするなど、年金事務所等により切手の使用等の状況が区々となっていた。

切手の使用状況と計器の使用状況との関係についてみると、図1のとおり、上記の期間に切手を使用していた222年金事務所等に設置された231台の計器のうち、32年金事務所等の35台は全く使用されておらず遊休していた。そして、これらの年金事務所等のうち9年金事務所等は、計器を使用しないで新たに購入した切手を使用していた。

このように、切手等の代替手段として設置された計器が、見込みどおりに使用されないまま切手が優先的に使用されている状況が一部の年金事務所等で見受けられた。

図1 計器設置後の切手の使用状況と計器の使用状況との関係

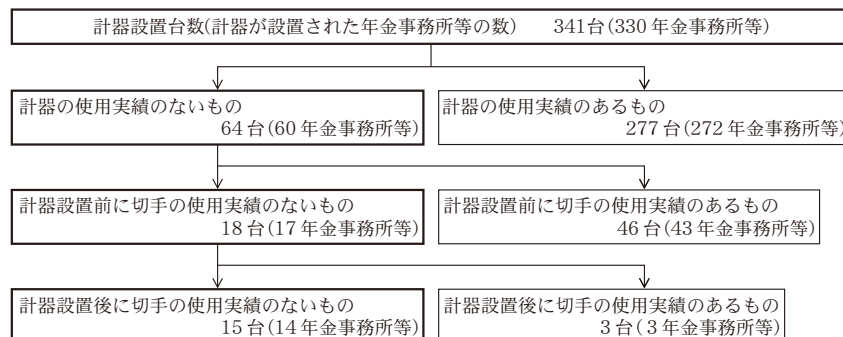


(注) 計器が複数台設置された年金事務所等において各計器の使用状況が区々となっている場合があるため、年金事務所等数の合計は一致しない。

また、全く使用されていない計器64台が設置された60年金事務所等における切手の使用状況をみると、図2のとおり、18台が設置された17年金事務所等では計器の設置前においては切手の使用実績がなく、このうち15台が設置された14年金事務所等では計器設置後も切手の使用実績がなかった。したがって、これらの計器と切手の双方の使用状況が

極めて低調な年金事務所等においては、料金が割引にならない少量の郵便物を発送する場合等、通常の発送の際にも計器を使用することを認めるなどして計器の使用範囲を見直さない限り、今後も計器の使用が引き続き低調なままになるおそれがあると考えられる。

図2 計器の使用状況と計器設置前後の切手の使用状況との関係



(注) 計器が複数台設置された年金事務所等において各計器の使用状況が区々となっている場合があるため、年金事務所等数の合計は一致しない。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、年金事務所等における郵便物の発送業務等の効率化を図るために計器が購入され設置されているのに、年金事務所等が新たに切手を相当数購入して使用していたり、その一方で計器の使用範囲を限定しているために多くの計器が使用されることがなく遊休していたり、使用頻度が著しく低くなっていたりしている事態は、計器設置の効果が十分に発現していないことから適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構本部において、各年金事務所等における計器の使用範囲を限定的なものとしていること、また、設置後の計器の使用に関する実態等を十分に把握しておらず、このため必要な指導を適切に行っていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴機構は、年金事務所等において、今後も日常的に郵便物の発送及び受領を行っていくものと見込まれる。

ついては、貴機構において、年金事務所等における切手の使用及び保有の状況並びに計器の使用状況を十分に把握し、必要に応じて計器の使用範囲を見直すなどして計器の設置効果の発現を確保することにより、郵便物の発送業務や切手管理事務の一層の効率化を図るよう是正改善の処置を求める。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 年金事務所等における年金相談窓口等の運営について

(平成 22 年度決算検査報告 687 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに表示した意見

日本年金機構(以下「機構」という。)は、年金事務所、年金相談センター等に年金相談窓口を設置している。年金相談業務は機構職員が行うほか、各都道府県社会保険労務士会(以下

「社労士会」という。)及び全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)に委託して実施している。しかし、社労士会及び連合会に委託した年金相談窓口等において、窓口数が年金相談件数に比べて適切な規模となっていないなどの事態や、連合会へ委託した年金相談センター運営業務において、実際に開設されていた窓口数が原則として稼働させる窓口数(以下「委託窓口数」という。)を下回っていて、履行確認が十分に行われていなかったり、委託費の使途の確認が適切に行われていなかったり、委託費が余剰金として留保されていたりするなどの事態が見受けられた。

したがって、機構において、各社労士会及び連合会へ委託して実施する年金相談業務の実施を経済的なものにするとともに、委託費の使途の確認が適切なものとなるよう、①社労士会に委託する年金相談窓口数が適切な規模となるようにしたり、②巡回相談窓口等での出張相談における社会保険労務士(以下「社労士」という。)の委託業務の履行確認のための検査が十分に行える体制を整備して、確認方法を年金事務所に周知徹底したり、③連合会に委託する委託窓口数を見直す時期を定めて適切に見直しを行ったり、④委託窓口数が実際に開設されているかなどの契約の履行確認を徹底するとともに委託窓口数が満たされていなかったものなどについて委託費を返還させるなどの措置を執ったり、⑤連合会に留保されている余剰金について、留保の解消を図ったりするよう、日本年金機構理事長に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 社労士会に委託する年金相談窓口数が適切な規模となるようにするための基準を定めて年金事務所に周知徹底し、24年4月から10月までの相談実績を踏まえて25年1月から年金相談窓口数の見直しを実施することとした。
- イ 巡回相談窓口等での出張相談における社労士の委託業務の履行確認については、社労士から社労士会を経由して報告される出張相談の業務開始時間及び終了時間を相談対応配置表に記載して、社労士会から提出される月次報告書と相談対応配置表との突合せを行うよう年金事務所に周知徹底するなどした。
- ウ 連合会に委託する相談窓口数を算出するための基準を定め、24年度の相談実績を踏まえて25年4月から委託窓口数の見直しを行うこととした。
- エ 委託窓口数が開設されているかなどの契約の履行確認を徹底することについては、連合会から機構本部に委託窓口数の稼働状況に係る調査票を提出させて、機構本部が実績報告書と調査票の突合せを行うなどすることとした。

また、委託窓口数が満たされていなかったものなどに係る委託費については、24年8月までに返還させた。
- オ 連合会に留保されている余剰金については、一定額を毎月の委託費の支払額と相殺するなどして減額して25年3月までとなっている委託契約の終了に伴い全ての余剰金の残余額を返還させることにより、留保の解消を図ることとした。

(2) 国民年金保険料収納業務の委託について

(平成 22 年度決算検査報告 694 ページ参照)

1 本院が表示した意見

日本年金機構(以下「機構」という。)は、国民年金保険料の滞納者に対する納付督促等の業務を市場化テスト事業により民間事業者に委託して実施している。しかし、納付督促が納付の増加に結びつくものとなっていなかったり、訪問督促が有効に活用されていなかったり、受託事業者の策定した督促計画が入札の際に提出した企画提案書の内容とかい離していたり、進捗管理に用いている要求水準の達成率が受託事業者の直接的な納付督促の成果を正確に把握する指標となっていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、①機構の取組と受託事業者の納付督促との更なる連携を進めるとともに、訪問督促の効果的な活用方法等を含めた有効な納付督促の手法について十分に検討したり、②受託事業者が提出した企画提案書の内容に沿った督促計画により督促が実施されるよう、受託事業者に対する指導等の方策を検討したり、③受託事業者による直接的な納付督促の成果がより適正に反映されるような達成目標及び実績の測定・把握方法を確立し、その評価に基づいて、事業の進捗管理を行う方法について検討を行ったりするなどして、本件委託事業の業務について抜本的に見直すよう、日本年金機構理事長に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 10 月から開始する事業の民間競争入札実施要項を定めるなどして、次のような処置を講じていた。

ア 受託事業者との連携については、月次報告に滞納者への督促に係る効果測定指標の具体的な数値を記載するように様式を定めて、その分析に基づき、年金事務所と受託事業者が行う月例打合せ会議においてより有効な納付督促の方法を互いに提案できるようにするなどした。また、納付督促の手法については、電話、文書及び戸別訪問の手法をいずれも必ず実施するとともに、納付督促の頻度を上げたり、訪問督促の取組を強化したりするなど措置を取ることで、より有効な納付督促を実施することとした。

イ 受託事業者に対する指導等の方策については、督促計画の実施状況に関して必要があると認められるときには、契約に基づく指示ができることとするなどした。また、入札における企画提案書の内容の根拠を明確にさせるために同書の書式を定めるなどして、提案の実現可能性や、より技術の高い提案について評価できるようにした。

ウ 達成目標の設定等については、機構の中期計画に基づき設定して、達成目標をより現実的な数値とするなど、受託事業者の意欲喚起を促す措置を講じた。また、納付督促の実績の把握等については、前記のとおり頻度を上げるなど、より有効な納付督促を実施することとして、その際に各年金事務所において受託事業者の督促実施状況の管理を徹底することにより実績を的確に把握することとするなどした。

第14 独立行政法人情報通信研究機構

不 当 事 項

役 務

- (323) 携帯電話機等から発せられる電波に関する測定支援作業等に係る契約において、仕様書で予定していた作業の内容を変更していたのに、契約額の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの

科 目	一般勘定 (項) 作業請負費
部 局 等	独立行政法人情報通信研究機構本部
契 約 名	比吸収率計測及びプローブ校正システム改良作業
契 約 の 概 要	携帯電話機等の電波の比吸収率を測定するシステムの改良等の際に関連データの取得等の作業を実施したり、測定等に関連する発表支援及び動向調査の作業を実施したりなどするもの
契 約 の 相 手 方	エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社
契 約	平成 21 年 5 月 一般競争契約
契 約 額	58,999,500 円(平成 21 年度)
過大となっていた契約額	4,556,045 円(平成 21 年度)

1 契約の概要等

(1) 契約の概要

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、平成 21 年度に、人体が電波にさらされたときの安全性に関する研究の一環として、携帯電話機等から発せられる電波が人体頭部に吸収される度合いを表す値である比吸収率(Specific Absorption Rate。以下「SAR」という。)の測定支援作業等を、一般競争契約により、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社(以下「業者」という。)に契約額 58,999,500 円で請け負わせて実施している。

本件契約の仕様書によると、機構は、業者に、SAR を測定するシステムの改良等の際に関連データの取得等の作業を実施させるほか、SAR の測定等に関連する学会等に参加して、機構の職員による発表を補佐するとともに、関連する研究発表の動向を調査する作業(以下、この発表を補佐するなどの作業を「発表支援作業」という。)等を実施させることとしていた。そして、機構は、発表支援作業については、仕様書において、実施予定の支援件数(国内における支援 8 件、海外における支援 4 件)、人日数(60 人日程度)及び旅費(150 万円程度)を記載して、業者にその履行を求めていた。

(2) 予定価格の算定及び作業内容の変更に伴う契約額の変更

機構は、本件契約に係る予定価格の算定に当たり、発表支援作業については、仕様書で予定していた上記の人日数等を基に人件費及び旅費を算出していた。

また、機構は、本件契約の契約書において、必要がある場合には、発表支援作業等の内容を変更できることとしており、これに伴い契約額を変更する必要があるときは、業者と協議してこれを定めることとしていた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性、経済性等の観点から、発表支援作業が仕様書に沿って適切に実施されているかなどに着眼して、機構本部において、契約書、仕様書、作業報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、発表支援作業は、実際には国内における支援が2件実施されたのみで、海外における支援は1件も実施されていなかった。このため、人日数及び旅費の実績は、10人日及び212,920円となっていた。

しかし、機構は、仕様書で予定していた作業の内容を変更していたのに、契約額の変更を行わないままその全額を業者に支払っていた。

したがって、発表支援作業に係る人件費及び旅費について、契約額の変更を適切に行ったとして適正な契約額を算定すると、54,443,455円となり、前記の契約額58,999,500円との差額4,556,045円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、仕様書で予定していた作業の内容を変更したことに伴い契約額の変更を行うことに対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

情報収集衛星の研究、開発等に関する契約について、制度調査の実施方法等について検討したり、原価監査の充実・強化を図ったりするなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したもの

科	目	(一般勘定)	経常費用
		(基盤技術研究促進勘定)	経常費用
部	局	等	独立行政法人情報通信研究機構
契約の概要			情報収集衛星その他の研究、開発等について請け負わせるなどするもの
契約の相手方			三菱電機株式会社
契約件数			90件(平成19年度～23年度)
上記に係る支払額			389億1137万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

情報収集衛星の研究、開発等に関する契約等における制度調査及び原価監査の実施状況等について

(平成 24 年 10 月 25 日付け 独立行政法人情報通信研究機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 情報収集衛星の研究、開発等の概要等

(1) 情報収集衛星の研究、開発等に係る契約の概要

貴機構は、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)との間で契約を締結し、外交、防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を行う情報収集衛星その他の研究、開発等を行っており、これらの平成 19 年度から 23 年度までの間に履行の全部又は一部が完了した契約は計 90 件、支払額計 389 億 1137 万余円となっている。このうち、独立行政法人情報通信研究機構法(平成 11 年法律第 162 号)等に基づき実施された情報収集衛星の研究、開発等に関する契約の支払額は 351 億 2701 万余円となっている(表参照)。

表 機構と三菱電機との契約実績 (単位：件、千円)

年 度	件 数	金 額
平成 19	19 (4)	5,759,351 (4,807,520)
20	19 (1)	7,107,642 (6,178,404)
21	21 (1)	8,041,486 (7,324,414)
22	16 (4)	14,698,351 (14,038,292)
23	15 (3)	3,304,541 (2,778,378)
計	90 (13)	38,911,372 (35,127,010)

注(1) 契約実績は、平成 19 年度から 23 年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約の実績であり、1 件 300 万円以上のものである。

注(2) 括弧書きは、情報収集衛星の研究、開発等に係る分で内数である。

注(3) 単位未満を切り捨てているため、金額の合計と計欄は一致しない。

これらの契約については、貴機構は、情報収集衛星の研究、開発等に関する契約の仕様が複雑かつ高度であり、当該開発に際して、最先端技術を必要とし、市場価格が形成されていないなどのため、貴機構が支払うべき経費の額を契約締結時に確定しがたいとして、多くの場合、契約金額が確定していない状態で概算額を見込み、その金額をもって契約金額とする上限付概算契約を締結している。そして、貴機構は、上限付概算契約により契約を締結した場合、契約の履行期間中又は履行後において、契約書等に基づき、実際に要した経費を確認する原価監査を実施している。

(2) 制度調査及び原価監査等の概要

貴機構は、上限付概算契約において、契約相手方から示された見積書等や経費率の適正性を会計制度等の面から確認するため、契約相手方の原価計算制度及び見積手順・手法その他原価要素別に費用を積上計算する原価計算方式に関連する事項を調査する制度調査を実施することとしている。

また、貴機構は、上限付概算契約において、契約相手方に、契約で定めた経費区分の事項単位の業務が完了した場合には、費用の発生状況を詳細に記述した実績原価報告書を経費区分の事項単位で貴機構に提出させることとしている。貴機構は、契約相手方から実績原価報告書の提出を受けた場合には、当該実績原価報告書に記載された実績原価が契約内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを契約相手方の事業所等に貴機構が指定する者を派遣して確認する原価監査を実施することとしている。

そして、原価監査の結果、業務の実施に要した経費の額が実績原価として適切であると認めるときは、契約で定めた経費区分の事項単位の上限金額と業務の実施に要した経費の額とのいずれか低い額を支払うべき経費の額として額の確定を行うこととしている。

一方、契約相手方から提出された資料の真偽若しくはその実績原価を確認する必要がある場合又は契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合には、貴機構は、契約の相手方に対して、その業務又は資産の状況に関して質問をしたり、帳簿書類等を調査したり、参考となるべき報告、資料の提出又は提示を求めたり、契約相手方の事業所に立ち入ったりして実施する特別調査を実施することとしている。

そして、契約相手方から提出された資料が虚偽の資料であることを確認した場合は、適正な資料に基づき計算される金額と契約金額との差額を過払金として返還させるとともに、違約金として過払金と同一の額を契約相手方に支払わせることとしている。

(3) 過大請求事案の概要

貴機構は、三菱電機鎌倉製作所(以下「鎌倉製作所」という。)が、製造等に直接従事した作業時間である工数を他の契約等との間で付け替えることなどにより申告する工数を水増しして、防衛省、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構に対して過大請求していたとする24年1月の報道を踏まえ、貴機構との契約においても同様の事態がなかったかについて三菱電機に調査するよう指示していた。

その結果、貴機構は、24年2月3日に、三菱電機から、貴機構との契約において、不適切な作業実績の計上による費用の請求を行っていたとの報告を受けたため、同社に対して指名停止の措置を執るとともに、現在、全容の解明を行うための特別調査等を実施している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、三菱電機の過大請求はどのように行われていたのか、特に工数の付替え等の方法はどのようなものであったのか、制度調査及び原価監査は適切に実施されていたかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴機構が三菱電機と締結した前記の契約計90件、支払額計389億1137万余円を対象として、貴機構において、実績原価報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。さらに、三菱電機に赴いて、社内調査報告や各部門の工数管理状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 工数付替えの状況

三菱電機が実施した社内調査等によれば、三菱電機は、貴機構と締結した大半の契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行う指標として目標工数を設定していた。そして、原価監査等により契約金額を確定する上限付概算契約において、額の確定時に契約金額の減額や返納を避けるなどの目的で、実際の作業時間に基づき申告する実績工数が目標工数を下回った場合は、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えて、付け替えた工数を加算した後の工数を実績工数として貴機構に申告するなどしていた。三菱電機は、上記のように他の契約等から実績工数を付け替え、その改ざんした工数データに基づき帳票類を作成して、他に正規の帳票類については作成していなかった(以下、このように作成された帳票類を「一重帳簿」という)。

また、三菱電機は、確定契約においても、上限付概算契約と同様に、実績工数ではなく、契約金額に基づく目標工数を実際に要した工数として計上するなどしていた。

これらの付替えは、貴機構と直接締結した契約との間だけでなく、その一部は貴機構の契約と貴機構以外の宇宙関連事業等の契約との間でも行われていて、鎌倉製作所で遅くとも1990年代から行ってきたとしており、同製作所の課長等が、実績工数の集計の際に、工数データを上書きして修正するための端末により、課員が記載した実績工数が目標工数に達するように他の契約等の実績工数を付け替えて実績工数としたり、課員に指示して目標工数を実績工数として計上させたりして、三菱電機は、これを実績工数として貴機構に申告していたとしている。

なお、三菱電機は、実際の作業時間を記録した工数データは、元々作成されていないか大半が廃棄されていて、一部しか保管されていなかったとしている。

(2) 制度調査の実施状況

貴機構は、前記のとおり、上限付概算契約において制度調査を実施することとしているが、制度調査の対象となる経費率については、同種の契約を三菱電機と締結している独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「宇宙機構」という。)と同じ経費率を使用しており、宇宙機構が三菱電機に対して制度調査を実施していることから、経費率の適正性を制度調査により確認する必要がないとして、これまで制度調査を実施していなかった。

しかし、制度調査は、経費率の適正性を確認するだけでなく、見積書等の適正性を確認するために、個々の契約の作業現場において工数計上の実態を把握することなどにより原価計算のためのシステムの適正性等を確認する調査であること、宇宙機構が実施する制度調査は貴機構が締結した契約を調査対象としていないことなどに鑑みれば、貴機構は制度調査の必要性、実施方法等について十分に検討する必要があると認められる。

(3) 原価監査の実施状況等

ア 原価監査の実施状況

貴機構は、前記のとおり、契約相手方から実績原価報告書の提出を受けた場合には、原価監査を実施することとしており、三菱電機に対しては、23年度に2契約について実施している。

貴機構の原価監査においては、職員が三菱電機の事業所に赴いて、個別に担当者への説明等を求めていたものの、三菱電機が示す事項の事実確認等を中心に行っていた。そして、あらかじめ契約相手方が準備した帳票類を突合するなどして額の確定を行っていた。

帳票類の調査では発見が困難な一重帳簿等による工数付替え等を発見したり、牽制したりなどするためには、実際に工数計上を行った担当者への聴取、事前通告なしの抜き打ちによる原価監査、作業現場に赴いて作業実態、工数計上の手続等を実地に確認する調査(以下「フロアチェック」という。)を行うことが有効と認められるが、貴機構は、これらについて行っておらず、三菱電機の過大請求事案に対して適切な原価監査を行っていなかったと認められる。

イ 原価監査を実施する際の要領等

貴機構は、原価監査について、三菱電機が作成した原価監査のポイントを示した要領に基づいて実施しているが、この要領では抜き打ち監査やフロアチェック等を実施することとされていないこと、また、この要領以外に原価監査で監査すべき項目、監査方法等を規定した独自の原価監査に係る実施要領等を整備していないことから、一重帳簿等による工数付替え等には対応できない状況となっている。そして、貴機構は、原価監査を実施した際に、原価監査の実施記録を必ずしも作成していなかったり、作成した記録を全ては保存していなかったりしていた。

なお、貴機構は、情報収集衛星の研究、開発等の契約について、帳票類の保存義務を付すなど工数付替え等を防止するための対策を講じていなかったが、今回の過大請求事案を踏まえ、24年4月以降に締結した上限付概算契約から、帳票類の保存義務を付すとともに、違約金の額を過大請求額の2倍の額とすることとするなどしている。

(改善を必要とする事態)

このように、貴機構において、制度調査が実施されていなかったり、原価監査が適切に実施されていなかったりしていることなどから、三菱電機の一重帳簿による過大請求事案には対応できていないなどの事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

ア 制度調査の必要性、実施方法等についての検討が十分でないこと

イ 原価監査において、作業現場の実態の把握や工数計上等の実態の把握が十分でなく、帳票類の確認においても形式的な確認が中心となっていたり、監査を実施する際の実施要領等を整備していなかったりしているなど、原価監査の充実・強化が図られていないこと

3 本院が表示する意見

工数付替え等による過大請求事案の再発防止のためには、工数付替え等の発生原因、背景等を究明し、これに対する有効な対策を講ずることが肝要である。

については、貴機構において、情報収集衛星の研究、開発等に関する予算の執行のより一層の適正化を図るよう、制度調査及び原価監査に関し、次のとおり意見を表示する。

ア 制度調査を実施できるよう体制整備を図り、実施に当たっては、実績及び知見を有する他の調達機関と連携を図るなど、制度調査の実施方法等について早急に検討を行うこと

イ 原価監査に当たっては、自らが監査の項目を選定して直接担当者に確認したり、フロアチェックを実施したり、抜き打ち監査を行ったりするなど、実際の発生工数、原価計算の実態等の把握が行えるよう、監査の手法等を見直すとともに、これを反映させた実施要領等を整備したり、監査が効果的に実施できるような体制を整備したりするなど、原価監査の充実・強化を図ること

第15 独立行政法人国立青少年教育振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	現金及び預金
部 局 等	独立行政法人国立青少年教育振興機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなると認められる財産
平成24年3月末現在の現金及び預金の額	21億0398万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	1799万円

1 制度の概要

(1) 法人の概要

独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成11年法律第167号。以下「機構法」という。)に基づき、平成13年4月に、青少年教育の振興等を行う業務に関し、国の有する権利及び義務を承継して設立された法人であり、18年4月1日に解散した独立行政法人国立青年の家(以下「青年の家」という。)の権利及び義務を承継している。

(2) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益及び損失の処理については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条第1項において、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

機構は、機構法第12条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けて繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

(3) 不要財産の国庫納付

独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなると認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)

に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)附則第3条(以下「附則第3条」という。)において、施行日(22年11月27日)前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなすこととされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、23年12月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を24年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、有効性等の観点から、機構が保有する資産のうち、不要財産となっているものがないかなどに着眼して、機構本部において、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、22年3月に、青年の家から承継した静岡県御殿場市所在の玉穂宿舍北側敷地(承継時の帳簿価額1億2331万余円)を1億0531万余円で譲渡していた。そして、機構は、この譲渡に係る収入金額1億0531万余円を附則第3条の規定により適用する通則法第46条の2の規定に基づき23年3月に不要財産として国庫納付していた。

一方、機構は、上記敷地の譲渡に係る会計処理に関し、「[独立行政法人会計基準]及び「独立行政法人会計基準注解」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)に従い、21年度の損益計算書に土地売却損1799万余円を計上していた。

上記の土地売却損はキャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、これと同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金1799万余円は、機構法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、機構内部に預金等として留保されていた。

しかし、この機構内部に留保されている資金については、第2期中期目標期間(23年度から27年度まで)に係る中期計画において、今後の使用に係る計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないことなどから、機構において、当該資金を業務の財源に充てることは想定されていないと認められた。

したがって、このように将来にわたり機構の業務を確実に実施するために必要な財産とは認められない資金を保有していることは、前記通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとっていないものとなっていて適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとつて資産の見直しを行い、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24年7月に、文部科学大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている資金1799万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第16 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

不 当 事 項

物 件

- (324) 超遠心粉碎機の調達に当たり、仕様書の記載が適切でなかったり、給付の完了の確認をするための検査が適切でなかったりしたため、必要とする仕様を満たしていないのに契約金額を支払っていたもの

科 目	工具器具備品
部 局 等	独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部
契 約 名	超遠心粉碎機売買契約
契 約 の 概 要	分析前に試料を粉碎するための超遠心粉碎機 3 台を調達するもの
契 約 の 相 手 方	有限会社小松屋(平成 22 年 9 月 1 日以降は株式会社小松屋)
契 約	平成 20 年 2 月 一般競争契約
検 査	平成 20 年 3 月
支 払	平成 20 年 3 月
支 払 額	3,171,000 円(平成 19 年度)
不当と認める支払額	3,171,000 円(平成 19 年度)

1 契約等の概要

(1) 超遠心粉碎機売買契約の概要

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「消費安全技術センター」という。)本部(以下、消費安全技術センター本部を「本部」という。)は、平成 20 年 2 月に、下水処理の際等に発生した汚泥を有効利用した汚泥肥料等を分析する際に使用する超遠心粉碎機(以下「粉碎機」という。)3 台の売買契約を、一般競争契約により有限会社小松屋(22 年 9 月 1 日以降は株式会社小松屋。以下「会社」という。)と契約金額 3,171,000 円で締結している。そして、本部は、本件契約により調達した粉碎機を仙台センター、名古屋センター及び神戸センター大阪事務所(以下、これらを合わせて「3 センター」という。)にそれぞれ 1 台ずつ設置している。

粉碎機は、分析する試料の均一性を高めて分析結果のばらつきが少なくなるように、分析前に試料を粉碎するための装置であり、本件契約は、3 センターにおける汚泥肥料等に係る分析の効率化を図ることを目的として、専ら汚泥肥料等を粉碎するための粉碎機を調達したものである。

(注) 神戸センター大阪事務所 神戸センター大阪事務所が平成 21 年 3 月 31 日に廃止されたことから、同事務所にあった粉碎機は、神戸センターに移設されている。

(2) 給付の完了を確認するための検査

消費安全技術センターは、「独立行政法人農林水産消費安全技術センター会計規程」(平成 13 年 13 本消技第 100 号。以下「会計規程」という。)等に基づき、物件の買入れなどに係る契約についての給付の完了の確認をするための必要な検査を、理事長から契約事務につい

て委任を受けた職員(以下「契約責任者」という。)が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書等の関係書類により行うこととしている。また、検査の実施に当たっては、その検査を行う職員(以下「検査職員」という。)が、物品の規格、品質、性能等の仕様を確認することとしている。

本件契約においては、本部は、粉砕機の納入後、契約責任者が命じた補助者である3センターの検査職員にそれぞれ給付の完了の確認をするための検査を行わせ、20年3月に、その確認を終えた旨の報告を受けたことから、会社に対して契約金額全額を支払っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、契約事務が会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、本部及び3センターにおいて契約関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

本部は、本件契約に当たり、一度に500mL以上の試料を粉砕することができる粉砕機を調達することとしていた。

しかし、本部は、入札参加者に交付した入札説明書中の仕様書には、粉砕機の仕様について、「試料の処理量は500mL以上であること」などと記載し、一度に500mL以上の試料を粉砕することができる性能が必要なことを入札参加者に正確に伝えるように記載していなかった。このため、一度に粉砕できる試料の最大量が200mLである粉砕機を納入することとしていた会社が入札し、落札する結果となった。

また、本部は、本件契約の仕様書においても、粉砕機の仕様について、入札説明書中の仕様書と同様の記載を行っていた。

さらに、3センターの検査職員は、納入された粉砕機について、給付の完了の確認をするための検査を実施した際に、現品の確認及び動作の確認を行っただけで、取扱説明書に一度に粉砕できる試料の最大量が200mLである旨の記載があることを見落としていた。

そして、3センターにおいて、設置された粉砕機が一度に500mL以上の試料を粉砕することができることと誤認して試料を処理するなどしたことから、いずれの粉砕機も、許容範囲を超える粉砕時の摩擦熱により粉砕できなくなるなどの不具合が生じ、使用が一時中止されていたり、汚泥肥料等の粉砕に使用されていなかったりなどとしていて、当初の目的どおりに使用されていない状況となっていた。

したがって、本件契約で調達した粉砕機が必要とする仕様を満たしていないのに、契約が履行されたとして契約金額を支払っていた事態は適切でなく、支払額3,171,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本部において仕様書の記載が適切でなかったこと、3センターにおいて会計規程等に基づく給付の完了の確認をするための検査を適切に行うことについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

第17 独立行政法人水産総合研究センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	(試験研究・技術開発勘定)現金及び預金
部 局 等	独立行政法人水産総合研究センター本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成24年3月末現在の現金及び預金の額	15億5394万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	7386万円

1 制度の概要

(1) 法人の概要

独立行政法人水産総合研究センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人水産総合研究センター法(平成11年法律第199号。以下「センター法」という。)に基づき、平成13年4月に、水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行う業務に関し、国の有する権利及び義務を承継して設立された法人である。その後、センターは、18年4月に解散した独立行政法人さけ・ます資源管理センターの権利及び義務を承継するなどしている。

そして、センターは、経理を試験研究・技術開発勘定及び海洋水産資源開発勘定に分けて整理している。

(2) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益及び損失の処理については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条第1項において、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

センターは、センター法第14条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために農林水産大臣の承認を受けて繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

(3) 不要財産の国庫納付

独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法

第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）附則第3条（以下「附則第3条」という。）において、施行日（22年11月27日）前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなすこととされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、23年12月に参議院から国会法（昭和22年法律第79号）第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を24年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している（「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」）。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、有効性等の観点から、センターが保有する資産のうち、不要財産となっているものがないかなどに着眼して、センター本部において、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

センターは、20年3月に、調査船「探海丸」（承継時の帳簿価額8100万円）を735万円で譲渡していた。そして、センターは、この譲渡に係る収入金額735万円を附則第3条の規定により適用する通則法第46条の2の規定に基づき23年3月に不要財産として国庫納付していた。

一方、センターは、上記「探海丸」の譲渡に係る会計処理に関し、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定）に従い、19年度の試験研究・技術開発勘定の損益計算書に固定資産売却損7365万円を計上していた。

上記の固定資産売却損はキャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、これと同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金7365万円は、センター法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、センター内部に預金等として留保されていた。

また、センターは、17年10月に、中央水産研究所高知庁舎の土地の一部（承継時の帳簿価額547万余円）を525万余円で譲渡して、同額を不要財産として国庫納付しているが、上

記の事態と同様に、固定資産売却損に相当する資金 21 万余円が、センター内部に預金等として留保されていた。

しかし、これらのセンター内部に留保されている資金については、第3期中期目標期間(23年度から27年度まで)に係る中期計画において、今後の使用に係る計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないことなどから、センターにおいて、当該資金を業務の財源に充てることは想定されていないと認められた。

したがって、このように将来にわたりセンターの業務を確実に実施するために必要な財産とは認められない資金を保有していることは、前記通則法の改正の趣旨及び基本方針等にのっとっていないものとなっていて適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にのっとり資産の見直しを行い、将来にわたりセンターの業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、センターは、24年9月に、農林水産大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、センター内部に留保されている資金 7386 万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第18 独立行政法人日本貿易保険

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

貿易一般保険の保険金の査定について

(平成 22 年度決算検査報告 704 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、本邦法人等の輸出、仲介貿易等に係る船積不能や代金回収不能等の危険を填補する貿易一般保険について、被保険者から保険金支払請求があった場合、具体的な査定方法を定めたマニュアルにより査定を行い、支払保険金の額を決定している。しかし、日本貿易保険において、確実に物流の存在を確認できる通関書類等を徴取する必要がある場合や通関書類等を利用した確認方法をマニュアルに示しておらず、その結果、取引の存在が確認できない保険契約に対して保険金を支払っている事態が見受けられた。

したがって、日本貿易保険において、的確な査定を行う体制を整備するために、輸出契約書等の記載内容等から保険対象である取引の存在が疑われる場合には通関書類等の確実に物流を確認できる書類を徴取することとするようマニュアルに明記するとともに、保険金の査定担当者に対し研修を行うなどして、通関書類等を徴取して保険対象である取引の存在を確認する具体的な方法について周知徹底を図る処置を講ずるよう、独立行政法人日本貿易保険理事長に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、日本貿易保険本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、日本貿易保険は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24 年 7 月に、輸出契約書等の記載内容等から保険対象である取引の存在が疑われる場合には通関書類等の確実に物流を確認できる書類を徴取することとするようマニュアルに明記して、同月の査定から適用した。

イ 同年 1 月から、保険金の査定担当者等を対象とした研修を継続して行い、当該研修において、通関書類等を徴取して保険対象である取引の存在を確認する具体的な方法について周知徹底を図ることとした。

第19 独立行政法人産業技術総合研究所

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

土地及び建物の国庫納付に向けた研究拠点等の集約化等について

(平成 22 年度決算検査報告 707 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)は、東京、つくば両本部のほか、国内 9 か所に地域センターを設置し、さらに、必要に応じて、両本部及び各地域センター管内に支所、サイト等(以下、これらを総称して「研究拠点等」という。)を設置している。しかし、中部センター瀬戸サイト及び関西センター尼崎支所は、利用が著しく低く、両センター本所への集約化が可能な状況となっているにもかかわらず、保有資産の見直しが十分に実施されていないなどの事態が見受けられた。

したがって、研究所において、各研究拠点等の利用状況を的確に把握する体制を整備するとともに、瀬戸サイトについては土地及び建物の国庫納付に向けて速やかに集約化を図り、尼崎支所については現在実施している研究プロジェクトが終了する時点等の適切な時期を見極めた上で、集約化に向けた具体的な計画を早急に定める処置を講ずるよう、独立行政法人産業技術総合研究所理事長に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、研究所つくば本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 5 月までに規程の見直しなどを行い、全国の研究拠点等の利活用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、次のような処置を講じていた。

ア 瀬戸サイトについては、土地及び建物の国庫納付に向けて 24 年 3 月に廃止して、中部センター本所へ集約した。

イ 尼崎支所については、遅くとも 29 年 3 月までに廃止して、関西センター本所への集約化を進めるなどとする計画を 24 年 3 月に定めた。

第20 独立行政法人海技教育機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	現金及び預金
部 局 等	独立行政法人海技教育機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成24年3月末現在の現金及び預金の額	10億8159万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	4億7653万円

1 制度の概要

(1) 法人の概要

独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)は、平成13年4月に国の有する権利及び義務を承継して設立された独立行政法人海員学校及び独立行政法人海技大学校を、18年4月に統合して現在の名称に改称した法人であり、独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)に基づき、船員の養成等を行う業務を実施している。

(2) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益及び損失の処理については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条第1項において、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

機構は、機構法第12条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために国土交通大臣の承認を受けて繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

(3) 不要財産の国庫納付

独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定

により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)附則第3条(以下「附則第3条」という。)において、施行日(22年11月27日)前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなすこととされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、23年12月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を24年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、有効性等の観点から、機構が保有する資産のうち、不要財産となっているものがないかなどに着眼して、機構本部において、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、16年度末をもって沖縄県うるま市所在の国立沖縄海上技術学校(以下「沖縄校」という。)を廃校とし、同校所属であった船舶「練習船わかしお」(承継時の帳簿価額8855万円)を17年6月に189万円で、同校の建物等(同3億9512万余円)を同年8月に525万円でそれぞれ譲渡していた。そして、機構は、この譲渡に係る収入金額計714万円を附則第3条の規定により適用する通則法第46条の2の規定に基づき23年3月に不要財産として国庫納付していた。

一方、機構は、上記沖縄校の譲渡に係る会計処理に関し、「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取扱い」(昭和54年日本公認会計士協会監査第二委員会報告第2号)等に従い、16年度の損益計算書に船舶及び建物等に係る固定資産評価損3億9624万余円を計上し、また、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)に従い、17年度の損益計算書に建物等に係る固定資産売却損7911万余円及び固定資産除却損117万余円を計上していた。

上記の固定資産評価損、固定資産売却損及び固定資産除却損(以下「固定資産評価損等」という。)は、いずれもキャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、各年度の損益計算において、当該固定資産評価損等と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金計4億7653万余円は、機構法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、機構内部に預金等として留保されていた。

しかし、この機構内部に留保されている資金については、第2期中期目標期間(23年度から27年度まで)に係る中期計画において、今後の使用に係る計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないことなどから、機構において、当該資金を業務の財源に充てることは想定されていないと認められた。

したがって、このように将来にわたり機構の業務を確実に実施するために必要な財産とは認められない資金を保有していることは、前記通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとっていないものとなっていて適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとつて資産の見直しを行い、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24年8月に、国土交通大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている資金4億7653万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第21 独立行政法人造幣局

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国から承継した貴金属の売却等に係る額等の国庫納付について

(平成 22 年度決算検査報告 712 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)は、業務を確実に実施するための財産的基礎として国から金属工芸品の材料である貴金属を承継し、これを金属工芸品として販売したり、在庫量の見直しのために売却したりしており、その売却等収入額の大部分を留保している。また、国から承継した建物等について道路整備事業のための移転補償による収入を得ている。しかし、上記の貴金属に係る留保額のうち金属工芸品の製造に係る業務を確実に実施する上で必要となる量(以下「適正保有量」という。)に比べて不足している貴金属を補充するための額(以下「必要購入資金額」という。)を上回る額と再建築しないこととしている建物の移転補償に係る額とをそれぞれ国庫に納付していない事態が見受けられた。

したがって、造幣局において、承継した貴金属の売却等収入額から必要購入資金額等を控除した額及び再建築しないこととしている建物の移転補償に係る額のそれぞれから負担した費用を控除した額を不要財産として国庫に納付するとともに、必要購入資金額等の見直しを行う体制を整備するよう、独立行政法人造幣局理事長に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、造幣局本局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、造幣局は、本院指摘の趣旨に沿い、承継した貴金属の売却等収入額 33 億 8070 万余円から 23 年 7 月に国庫に納付した額 8 億 6850 万余円、必要購入資金額等 12 億 6706 万余円を控除した額 12 億 4514 万余円と再建築しないこととしている建物の移転補償に係る額 1035 万余円との合計 12 億 5549 万余円から造幣局が負担した費用 122 万余円を控除した額 12 億 5426 万余円を同年 12 月に国庫に納付するとともに、24 年 3 月に、理事会が今後継続して適正保有量の検証等を行っていくこととして必要購入資金額等の見直しを行う体制を整備する処置を講じていた。

第22 独立行政法人国立印刷局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 日本銀行券の印刷工程で使用する^{しずり}試刷用紙を2回使用することにより、試刷用紙の購入に要する費用を節減するよう改善させたもの

科 目	貯蔵品、原材料
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
契 約 名	試刷用紙の購入契約7契約
契 約 の 概 要	日本銀行券の印刷工程で使用する試刷用紙の購入
契 約 の 相 手 方	福井紙業株式会社
契 約	平成19年10月～23年9月 一般競争契約
上記契約のうち平成20年度から23年度までの間に使用された試刷用紙に係る支払額	6億0790万余円(平成20年4月～24年3月)
節減できた支払額	1347万円(平成20年4月～24年3月)

1 試刷用紙の購入契約及び使用方法の概要

独立行政法人国立印刷局本局(以下「本局」という。)は、平成19年10月から23年9月までの間に、一般競争契約により、日本銀行券の印刷工程で使用する試刷用紙の購入契約7契約を福井紙業株式会社と締結して、日本銀行券の印刷を行う滝野川、小田原、静岡、彦根各工場(以下、これらの工場を「4工場」という。)に随時必要な試刷用紙を納入させている。

日本銀行券は、裏面印刷、表面印刷、ホログラム貼付及び記番号印刷の4工程において、それぞれ専用の機械を用いて印刷されており、これらの機械は4工場で共通のものである。そして、各工程で使用する機械の起動時等には、インキの量の調整等を行うために試し刷りを行う必要があり、4工場は、その際に日本銀行券の印刷用紙に代えてより安価な試刷用紙を使用している。

(注) ホログラム 偽造防止を目的として、一万円券及び五千円券の表面左下部に貼付される、光の加減により色に変化するシール

試刷用紙については、国立印刷局指定製造品等取扱規則(平成17年規則第35号)において、紛失等を防ぐため印刷用紙と同様に厳重に管理することとされている。そして、本局は、日本銀行券の機密の漏えいを防止するために、18年12月に「セキュリティ管理に関する改善事項について」(以下「セキュリティ指示文書」という。)を各工場に発して、各工場が印刷用紙及び試刷用紙の使用枚数、保管枚数、廃棄枚数等を一元的に管理する体制を整備することとし、使用後の試刷用紙等を1か月以内に廃棄することとしている。一方で、本局は、試刷用紙の具体的な管理方法や作業現場における具体的な使用方法については、それぞれの工場が状況に応じて判断し、管理を行うよう指示している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、試刷用紙の使用方法が経済的なものとなっているかなどに着眼して、本局及び4工場において、前記の7契約で購入した試刷用紙のうち、関係書類が保存されていた20年度から23年度までの間に使用された試刷用紙計1億1348万枚(これに係る支払額計6億0790万余円)を対象として、管理簿等の関係書類等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、試刷用紙は、前記の4工程のうちホログラム貼付、記番号印刷両工程において、いずれも2回使用することが可能であるにもかかわらず、彦根工場では両工程において、また、静岡工場ではホログラム貼付工程において、試刷用紙を1回しか使用していない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 彦根工場について

彦根工場は、従来は、ホログラム貼付、記番号印刷両工程において、1回使用した試刷用紙の表裏を反転して使用することにより1枚の試刷用紙を2回使用していたが、セキュリティ指示文書を受けて、2回使用から1回使用にすることにより数量管理が容易になること、使用後速やかに廃棄できることなどから、セキュリティを高めることができると判断して、19年4月以降、ホログラム貼付、記番号印刷両工程において、試刷用紙を1回しか使用しないこととしていた。

しかし、滝野川、小田原両工場は、セキュリティ指示文書に定められた事項を遵守しつつ、試刷用紙の使用法の経済性も考慮して、ホログラム貼付、記番号印刷両工程において、従前から行っていた試刷用紙の2回使用を継続しており、セキュリティ上特段の問題は生じていなかった。

したがって、彦根工場は、滝野川、小田原両工場と同様に、セキュリティ指示文書に定められた事項を遵守した上で、上記の両工程で試刷用紙を2回使用することが十分可能であると認められた。

(2) 静岡工場について

静岡工場は、記番号印刷工程においては、試刷用紙を2回使用していたものの、ホログラム貼付工程においては、試刷用紙を2回使用することは作業上困難であるとして、従前から1回しか使用していなかった。これは、ホログラム貼付工程において試刷用紙を2回使用するためには、1回使用した試刷用紙の未使用面をそろえた上で表裏を反転して使用する必要があるが、同工場が、未使用面をそろえて管理することが作業上困難であると判断していたことによるものである。

しかし、滝野川、小田原両工場は、簡便な工夫をして未使用面をそろえて管理することにより、ホログラム貼付工程において試刷用紙を2回使用していた。

したがって、静岡工場は、滝野川、小田原両工場と同様の工夫をして、ホログラム貼付工程において試刷用紙を2回使用することが十分可能であると認められた。

このように、彦根工場がホログラム貼付、記番号印刷両工程において、また、静岡工場がホログラム貼付工程において、いずれも試刷用紙を2回使用することが十分可能であるのに1回しか使用していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた支払額)

彦根工場がホログラム貼付、記番号印刷両工程において、また、静岡工場がホログラム貼付工程において、いずれも試刷用紙を2回使用していれば、両工場が20年度から23年度までの間に上記の両工程又はホログラム貼付工程において使用した試刷用紙506万余枚のうち250万余枚は使用する必要がなく、これに係る支払額1347万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本局において、4工場における試刷用紙の使用方法の実態の把握が十分でなく、経済的な試刷用紙の使用について4工場に周知徹底していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本局は、24年8月に4工場に対して事務連絡を発して、ホログラム貼付、記番号印刷両工程において、試刷用紙を2回使用することとする処置を講じた。

(2) 営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算について、当初契約の落札率を反映させることにより経済的なものとなるよう改善させたもの

科 目	建物、構築物、工具器具備品、固定資産除却損、修繕費
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
契 約 名	小田原研修センター(仮)改修工事等5件
契 約 の 概 要	工場、研修施設、職員宿舎等の営繕工事を行うもの
請 負 人	株式会社ナカノフドー建設等5会社
契 約	平成21年8月～23年2月 一般競争契約
変更契約において当初契約の落札率を乗じていなかった予定価格の積算額	4億7350万余円(平成21年度～23年度)
低減できた予定価格の積算額	2360万円(平成21年度～23年度)

1 契約の概要

(1) 営繕工事契約の概要

独立行政法人国立印刷局本局(以下「本局」という。)は、工場、研修施設、職員宿舎等の営繕工事について平成20年度5件、21年度7件、22年度11件、23年度1件、計24件を一般競争契約により請負業者と締結しており、当初契約額は計50億0935万余円となっている。

そして、上記の営繕工事24件については、設計変更に伴う変更契約を21年度から23年度までに1契約につき1件から4件まで、計30件締結しており、変更後の契約額は計52億5950万余円となっている。

(2) 予定価格の積算の概要

本局は、独立行政法人国立印刷局購買等契約細則(平成19年細則第10号。以下「契約細

則」という。)に基づき、営繕工事の契約に係る事務手続を行っている。契約に係る要求を行う部門は、契約事務を担当する部門(以下「契約事務担当部門」という。)に仕様書、設計図書等の契約関係書類を提出して契約の要求を行うこととなっており、契約事務担当部門は、要求された契約の内容を審査して、設備管理に関する事務を担当する部門(以下「設備管理事務担当部門」という。)が作成した概算書の工事価格(以下「概算書額」という。)に消費税等相当額を加えるなどして予定価格を積算することとなっている。そして、概算書額は、営繕工事価格等積算要領(平成16年総要領第1号)において、公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「積算基準」という。)等に基づくなどして積算することとされている。

また、契約事務担当部門は、営繕工事の設計変更に伴う変更契約を行う場合、設備管理事務担当部門が積算した変更に係る概算書額(以下「変更概算書額」という。)に基づき、変更後の予定価格を積算することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、営繕工事の設計変更に伴う変更契約について、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の営繕工事24件に係る変更契約30件を対象として、本局において契約書、概算書、予定価格調書、見積書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

契約事務担当部門は、前記の営繕工事24件に係る変更契約30件の予定価格の積算に当たり、このうち25件については変更概算書額に当初契約額の予定価格に対する比率を示す落札率を乗じていたが、残りの5件については変更概算書額に落札率を乗じていなかった。その結果、当該5件の変更契約に係る予定価格は当初契約における契約額計4億1346万余円に比べて計6003万余円増加し、計4億7350万余円となっていた。

このように落札率の取扱いが異なっていたのは、契約事務担当部門において、契約の変更理由が数量の変更等による場合、変更概算書額に落札率を乗ずることにしていたが、契約の変更理由が当初契約にない新規工種の追加等の場合、落札率を乗じないことにしていたことによるものであり、この落札率の取扱いについては、契約細則等において明確な規定はなく運用により行われていた。

しかし、積算基準では、設計変更に伴う変更契約の工事費は、変更対象の直接工事費に当該変更に係る共通費を加えて得た額である変更後の工事価格に落札率を乗じ、消費税等相当額を加えて得た額とすることとされている。

したがって、契約事務担当部門は、積算基準における変更契約の工事費の算出と同様に前記の変更契約5件についても、変更概算書額に落札率を乗じて変更後の予定価格を積算することにより、当初契約における競争の利益を反映すべきであった。

このように、営繕工事の設計変更に伴う変更契約について、変更概算書額に落札率を乗ずることなく変更後の予定価格を積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記の変更契約5件について変更概算書額にそれぞれ落札率を乗じて変更後の予定価格の積算額を修正計算すると、計4億4988万余円となり、前記の予定価格の積算額計4億7350万余円を約2360万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本局において、契約事務担当部門における積算基準の積算方法に対する認識が十分でなかったこと及び営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算における落札率の取扱いが明確でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本局は、24年8月に契約細則を改正して、営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算において、積算基準の規定に準じて、変更概算書額に落札率を乗ずることとし、同年9月から適用する処置を講じた。

第23 独立行政法人国民生活センター

意見を表示し又は処置を要求した事項

平成 20 年度補正予算により国から交付を受けた運営費交付金について、今後の事業規模に見合った資金規模を超える資金を不要財産として速やかに国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの

科 目	現金及び預金
部 局 等	独立行政法人国民生活センター
平成 20 年度補正予算により国から交付を受けた運営費交付金の概要	消費者庁が取り組んでいる地方公共団体の消費者行政への支援に必要な事業の一部を実施するために措置されたもの
上記運営費交付金の額	平成 20 年度補正予算(第 1 号)によるもの 9 億 2564 万余円 平成 20 年度補正予算(第 2 号)によるもの 89 億 6534 万余円 計 98 億 9098 万余円
上記のうち中期目標期間が終了する平成 24 年度末の執行残額の見込みに相当する資金の額	58 億 3678 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

独立行政法人国民生活センターにおける運営費交付金の国庫納付について

(平成 23 年 12 月 7 日付け 独立行政法人国民生活センター理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 運営費交付金の概要

(1) 運営費交付金による事業の概要

貴センターは、独立行政法人国民生活センター法(平成 14 年法律第 123 号。以下「センター法」という。)に基づき、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うなどの業務を実施しており、それらの業務の運営の財源に充てるために必要な資金として、表 1 のとおり、毎年度、国から運営費交付金の交付を受けている。

表 1 国から交付を受けた各年度の運営費交付金

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
当初予算により措置された運営費交付金の交付額	2,971,585	2,803,118	2,951,389	3,201,746	3,201,746
補正予算により措置された運営費交付金の交付額	—	—	9,890,982	—	—
計	2,971,585	2,803,118	12,842,371	3,201,746	3,201,746

平成20年度に国から交付を受けた運営費交付金128億4237万余円のうち、補正予算(第1号)(20年10月成立)により安心実現のための緊急総合対策の一環として生活者の不安の解消を図るために措置されたものが9億2564万余円、補正予算(第2号)(21年1月成立)により生活対策の一環として生活安心確保対策の推進を図るために措置されたものが89億6534万余円となっており、同年度の補正予算によるものは計98億9098万余円となっている。

上記の補正予算による運営費交付金は、いずれも、消費者行政推進基本計画(平成20年6月閣議決定)等を踏まえて、消費者庁(21年8月以前は内閣府)が取り組んでいる地方公共団体の消費者行政への支援に必要な事業の一部を貴センターが実施するために措置されたものである。

そして、貴センターは、地方公共団体の消費者行政を支援するための事業(以下「地方支援事業」という。)の一環として、前記の国における20年度の補正予算により措置された運営費交付金計98億9098万余円を財源とする事業(以下「補正予算による地方支援事業」という。)を、新規に又は既存の事業を拡充するなどして実施することとし、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第30条の規定に基づき、20、21両年度に、主務大臣である内閣総理大臣に対して、20年度から24年度までの中期計画について、予算額を増額するなどの変更を申請し、認可を受けている。

(2) 運営費交付金の会計処理

独立行政法人は、独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)により、運営費交付金の会計処理に当たって、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務として整理することとされている。そして、年度内に運営費交付金の執行残額が生じた場合、中期目標期間内においては運営費交付金債務として翌年度に繰り越すことができ、繰り越した運営費交付金債務は中期目標期間の最終年度において全額収益に振り替えることとされている。また、各年度の損益計算において利益を生じたときは、通則法により、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理することとされている。

そして、貴センターは、センター法により、中期目標期間の最終年度に、積立金の額に相当する金額から内閣総理大臣の承認を受けた金額を控除して残額がある場合、その残額を国庫に納付しなければならないとされている。

(3) 不要財産の国庫納付の概要

独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定に基づき、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないとされている。そして、通則法第46条の2第1項の規定に基づき、政府からの出資又は支出に係る不要財産(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとされている。

また、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものを速やかに国庫に納付することなどを掲げている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、補正予算による地方支援事業等の実施に伴い、国から交付を受けた運営費交付金の執行残額として保有している資産が事業規模に見合った妥当なものとなっているか、政府出資等に係る不要財産について速やかに国庫に納付する手続を行っているかなどについて、貴センターにおいて、補正予算による地方支援事業等の実施に係る書類等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴センターは、前記の補正予算(第1号)による運営費交付金により、^(注1)6事業を20年度に実施することとし、また、前記の補正予算(第2号)による運営費交付金により、消費者庁が掲げる地方の消費者行政活性化のための「集中育成・強化期間」に^(注2)合わせて、5事業を21年度から23年度までの間に実施することとした。そして、表2のとおり、各年度に要する経費を算定し、上記の事業を実施することとして、中期計画を変更して、前記の国における20年度の補正予算により措置された運営費交付金計98億9098万余円と同額を貴センターの予算に追加していた。

(注1) 6事業 消費生活相談専門家の巡回訪問、全国消費生活情報ネットワーク・システムの端末機器の追加配備、商品テスト機能の強化、全国消費生活情報ネットワーク・システムの刷新、事故情報データベースの構築、企業向け研修の実施の各事業

(注2) 5事業 消費生活相談専門家の巡回訪問、全国消費生活情報ネットワーク・システムの端末機器の追加配備、消費生活相談員養成講座の拡充、消費生活相談窓口の休日対応、企業向け研修の実施の各事業(消費生活相談専門家の巡回訪問、全国消費生活情報ネットワーク・システムの端末機器の追加配備、企業向け研修の実施の3事業については、上記の6事業と重複している。)

表2 補正予算による地方支援事業に係る年度別の予算額 (単位：千円)

平成20年度 (a)	21年度	22年度	23年度	21年度から23 年度までの計 (b)	補正予算による 地方支援事業に 係る予算額 (a)+(b)
925,641	2,853,740	2,916,430	3,195,171	8,965,341	9,890,982

しかし、補正予算による地方支援事業の予算の執行状況をみると、市町村等を対象にして行った消費生活相談専門家の巡回訪問事業において市町村等からの巡回訪問の受入れ希望が見込んでいたほどなかったため、訪問回数の実績が計画を大幅に下回ったことなどから、補正予算による地方支援事業を実施することとしている20年度から23年度までの期間の過半を経過した22年度末で、表3のとおり、予算の執行額は14億7495万余円となっていて、予算額98億9098万余円に対する割合(執行率)は14.9%にとどまっていた。

表3 補正予算による地方支援事業に係る年度別の執行額 (単位：千円、%)

補正予算による 地方支援事業に 係る予算額 (a)	執 行 額				執行率 (b)/(a)	22年度末の予算 の執行残額 (a)-(b)
	平成20年度	21年度	22年度	計 (b)		
9,890,982	38,602	783,273	653,079	1,474,955	14.9	8,416,026

貴センターは、上記の予算額98億9098万余円から執行額14億7495万余円を差し引いた執行残額に相当する84億1602万余円について、補正予算による地方支援事業の実施に伴う支払に備える資金として期間1年以下の定期預金等により保有していた。一方、本院が23年6月に会計実地検査を行った際、補正予算による地方支援事業の実施期間の最終年度としている23年度の執行額の見込みについては6億1979万余円としていたことから、同額を上記22年度末の執行残額である84億1602万余円から差し引いた77億9622万余円が23年度末の執行残額として見込まれ、それに相当する資金をなお保有することが見込まれる状況となっていた。

しかし、貴センターは、そのような状況であるのに、今後の事業規模に見合った資金規模を十分に検証することなく、政府出資等に係る不要財産の国庫納付の検討を行っていなかった。

貴センターは、その後、本院の会計実地検査の結果を受け、消費者庁と協議するなどして上記の検証を行った。その結果、貴センターは、前記の国における20年度の補正予算により措置された運営費交付金を財源として、補正予算による地方支援事業を24年度まで延長して行うこととするとともに、東日本大震災に伴い、地方公共団体が実施する食品等の放射性物質の検査に必要な機器を貸与する事業等を新たに行うことにし、23年11月時点において、これらの事業を行うことなどにより23、24両年度に新たに必要となる事業費を19億5944万余円と見込んでいる。

したがって、前記の23年6月の会計実地検査の際に23年度末の執行残額として見込まれた77億9622万余円から上記の地方支援事業の延長、放射性物質検査機器の貸与等に伴う23、24両年度の新たな事業費の見込額計19億5944万余円を差し引いても、表4のとおり、中期目標期間が終了する24年度末において58億3678万余円の執行残額が見込まれ、それに相当する資金は、政府出資等に係る不要財産に該当すると認められる。

表4 補正予算による地方支援事業に係る執行額及び執行残額の見込み (単位：千円)

平成22年度末の 予算の執行残額 (a)	23年度の執行額 の見込み (b)	23年6月時点に おける23年度末 の執行残額の見込 み (c)=(a)-(b)	23、24両年度の 地方支援事業の延 長、放射性物質検 査機器の貸与等 に係る新たな事業 費の見込額 (d)	24年度末の予算 の執行残額の見込 み (c)-(d)
8,416,026	619,799	7,796,227	1,959,445	5,836,781

(改善を必要とする事態)

通則法の改正により、政府出資等に係る不要財産については中期目標期間中であっても国庫へ納付するものとされているのに、貴センターにおいて、通則法の改正の趣旨及び基本方針にのっとり事業規模に見合った資金規模を十分に検証することなく、使用する見込みのない多額の資金を保有している事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴センターにおいて、国から交付を受けた運営費交付金については、センター法により、中期目標期間の最終年度である24年度に積立金として整理される執行残額を国庫に納付することとされていることもあり、通則法の改正の趣旨及び基本方針にのっとり、事業規模に見合った資金規模の見直しを速やかに行うことの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

政府は、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、貴センターと連携して強力な支援を行うこととしており、貴センターは、今後も地方公共団体の消費者行政支援に積極的に取り組んでいく必要がある。一方で、前記のとおり、政府は、基本方針において、各独立行政法人が幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、不要と認められるものは速やかに国庫に納付することなどを求めている。

については、貴センターにおいて、前記の国における20年度の補正予算により措置された運営費交付金の執行残額に相当する資金について、今後の事業規模に見合った資金規模を超える資金は、通則法に基づき、政府出資等に係る不要財産として、内閣総理大臣の認可を受けて速やかに国庫に納付するよう改善の処置を要求する。

【当局が講じた処置】

本院は、独立行政法人国民生活センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、独立行政法人国民生活センターは、本院指摘の趣旨に沿い、国における20年度の補正予算により措置された運営費交付金の執行残額に相当する資金のうち、24年度末までの事業規模に見合った資金規模を超える資金58億3678万余円を、通則法に基づき、政府出資等に係る不要財産として国庫に納付することとする中期計画の変更について、24年2月に内閣総理大臣の認可を受け、同年3月に同額を国庫に納付する処置を講じていた。

第24 独立行政法人農畜産業振興機構

不 当 事 項

補 助 金

(325) 畜産自給力強化緊急支援事業の実施に当たり、補助の対象とならない機械の購入費について補助金が交付されていたもの

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補助の根拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
補助事業者	全国農業協同組合連合会
間接補助事業者 (事業主体)	有限会社アグリーン鹿屋
補助事業	畜産自給力強化緊急支援事業
補助事業の概要	農家から委託を受けて収穫作業等を行う飼料生産受託組織等の経営の高度化を図るために、リース方式による機械の導入等に要する経費について補助するもの
事業費	21,506,000円(平成21年度)
上記に対する機構の補助金相当額	10,749,000円
不当と認める事業費	4,338,000円(平成21年度)
不当と認める機構の補助金相当額	2,167,000円(平成21年度)

1 補助事業の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)に基づき、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助している。

畜産自給力強化緊急支援事業は、畜産自給力強化緊急支援事業実施要綱(平成21年21農畜機第1063号。以下「実施要綱」という。)等に基づき、全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)が農家から委託を受けて飼料の作付け、収穫作業等を行う飼料生産受託組織(以下「受託組織」という。)等の経営の高度化を図るために、リース方式により農業用機械(以下「機械」という。)の導入等を支援する事業に対して、これに必要な費用の一部を機構が補助するものである。そして、全農は、導入される機械の取得価額の2分の1に相当する金額をリース会社に交付することにより借受者である受託組織を支援している。

実施要綱等によれば、全農はこの事業の事務の一部を都府県の農業協同組合連合会等(以下「県連等」という。)に、県連等は事業の事務の一部を更に農業協同組合(以下「農協」という。)にそれぞれ委託することができることとされている。そして、それぞれが事務を委託し

た場合には、農協は受託組織等から提出された補助金交付申請書等の内容を審査して県連等に提出し、県連等は提出された書類の内容を審査して全農に提出することとなっている。また、補助の対象となる機械は、飼料播種^は機械、収穫機械、調整用^(注)機械等とされており、それぞれの機械の種類や機械の作業幅等について求められる仕様が定められている。

受託組織である有限会社アグリーン鹿屋(以下「会社」という。)は、平成21年度に、鹿児島もつき農業協同組合(以下「きもつき農協」という。)にロータリー、ジャイロレーキ、モアコンディショナー(自走式)等13台の機械を事業費計21,506,000円でリース方式により導入するとして補助金交付申請書等を提出していた。きもつき農協は同申請書等を審査して鹿児島県経済農業協同組合連合会(以下「県経済連」という。)に提出した後、県経済連は同申請書等を審査して全農に提出していた。そして、会社は、補助金の交付が決定された後に、リース会社とリース契約を締結して、上記13台の機械を導入し、その旨の実績報告書をリース会社を通じて全農に提出して、全農は導入された機械の取得価額の2分の1に相当する金額10,749,000円をリース会社に支払っていた。

(注) 飼料播種^は機械、収穫機械、調整用^ま機械 飼料の種子を播く^ま機械、作物を刈る機械、刈った牧草を集めて列にするなどの機械

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、導入された機械が実施要綱等で求められる仕様を満たしているかなどに着眼して、機構本部において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、会社が導入した13台の機械のうち、ロータリー等3台は補助の対象とされている飼料播種機械、収穫機械、調整用機械等のいずれにも該当しておらず、また、調整用機械であるジャイロレーキ1台及び収穫機械であるモアコンディショナー(自走式)1台は作業幅について求められる仕様を満たしていなかった。

したがって、前記13台の機械の購入費計21,506,000円のうち、上記5台の機械の購入費計4,338,000円は補助の対象とは認められず、これに係る機構の補助金相当額計10,749,000円のうち計2,167,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助の対象となる機械の範囲についての理解が十分でなかったこと、きもつき農協及び県経済連において本件補助事業の審査及び確認が十分でなかったこと、全農において本件補助事業の審査及び確認並びに会社及び県経済連に対する指導が十分でなかったこと、機構において全農に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金の有効活用について

(平成22年度決算検査報告416、723ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、農林水産省からの交付金を財源

として地方畜産団体に対して補助金を交付しており、地方畜産団体が実施する事業の中には当該補助金を財源として基金を造成しているものがある。このうち運用型の基金である運営特別基金及び運営基盤強化基金については、近年の低金利状況下において、運用益が少額になっていることなどにより多額の資金を有して基金事業として実施する必然性が乏しい状況になっていて、運用益を事業の安定的な財源にするという基金の役割が著しく低くなっているのに、多額の資金が保有されていた。

したがって、農林水産省及び機構において、両基金に係る補助金相当額を国又は機構に返還させた上で、これまで両基金が充てられていた経費の性質に鑑み必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう処置を講ずるよう、農林水産大臣及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、運営基盤強化基金については、23年度末に同基金を廃止して、補助金相当額を24年9月までに地方畜産団体から機構に返還させており、また、運営特別基金については、24年度末に同基金を廃止して補助金相当額を機構に返還させることとし、24年4月に開催した肉用子牛生産者補給金制度等業務推進全国会議において、その旨を地方畜産団体に対して周知している。

第25 独立行政法人北方領土問題対策協会

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

使用を想定しないまま保有していたことにより法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	(一般業務勘定) 現金及び預金
部 局 等	独立行政法人北方領土問題対策協会本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成24年3月末現在の現金及び預金の額	6億7484万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	1983万円

1 制度の概要

(1) 法人の概要

独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)は、独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成14年法律第132号)に基づき、平成15年10月に、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究等を行う業務に関し、特殊法人であった北方領土問題対策協会(以下「旧協会」という。)の有する権利及び義務を承継して設立された法人である。

そして、協会は、経理を一般業務勘定及び貸付業務勘定に分けて整理しており、このうち一般業務勘定には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第46条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、国から運営費交付金が交付されている。

(2) 不要財産の国庫納付

独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、23年12月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を24年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、有効性等の観点から、協会が保有する資産のうち、不要財産となっているものがないかなどに着眼して、協会本部において、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

協会は、15年10月に旧協会の権利及び義務を承継して設立された際に、旧協会の同年9月30日現在の貸借対照表において、負債の内訳科目である退職給与引当金に見合う資産として保有していた現金預金1773万余円及び資本剰余金の内訳科目である国庫補助金に見合う資産として保有していた現金預金196万余円の計1969万余円について、独立行政法人北方領土問題対策協会資産評価委員会の決定等に基づき、同年10月1日現在の協会の開始貸借対照表において、政府出資金見合いの現金預金として一般業務勘定で承継していた。

そして、協会は、この設立時より保有していた政府出資金見合いの現金預金計1969万余円に、協会設立後の18年7月に一般業務勘定で返戻を受けた政府出資金見合いの敷金・保証金14万円を加えた合計1983万余円については、政府出資に係る現金預金として、他の現金預金とは区別して管理していた。

しかし、協会は、政府出資金見合いとして承継するなどしたこの資金を、協会が行う事務・事業に使用することを想定しておらず、協会内部に預金等として留保していた。

そして、この協会内部に留保されている資金については、第2期中期目標期間(20年度から24年度まで)に係る中期計画において、今後の使用に係る計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないこと、また、退職手当を含む協会の業務経費については、毎年度、国からの運営費交付金が充てられていることなどから、協会において、当該資金を業務の財源に充てることは今後も想定されていないと認められた。

したがって、このように将来にわたり協会の業務を確実に実施するために必要な財産とは認められない資金を保有していることは、前記通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとっていないものとなっていて適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協会において、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとって資産の見直しを行い、将来にわたり協会の業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会は、24年8月に、内閣総理大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、協会内部に留保されている資金1983万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第26 独立行政法人国際協力機構

第3章 第2節 第26 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するなどするよう意見を表示したもの

(平成 24 年 10 月 26 日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、136 ページの外務省の項に掲記)

- (2) 技術協力協定に基づく付加価値税等の免除措置を受けることにより経費を節減し、技術協力の経済的な実施を図るよう意見を表示したもの

科 目	(一般勘定) 業務費 一般管理費
部 局 等	外務本省、独立行政法人国際協力機構
技術協力に係る付加価値税等の免除の概要	政府開発援助の一環である技術協力の実施に必要な機材等を相手国内で現地調達した際に賦課される付加価値税等について、相手国との技術協力協定に基づいて免除措置を受けるもの
検査の対象とした技術協力に係る機材等の現地調達契約数及び支払額	609 件 48 億 9707 万余円(平成 21 年度～23 年度)
技術協力協定に基づく付加価値税等の免除措置を受けていない現地調達契約数及び支払額	22 件 1 億 6685 万余円(平成 21 年度～23 年度)
上記の支払額に含まれる付加価値税等額	1876 万円(平成 21 年度～23 年度)

【意見を表示したものの全文】

技術協力に係る付加価値税等の免除状況について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 外 務 大 臣 宛て) 独立行政法人国際協力機構理事長

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 技術協力に係る付加価値税等の概要

(1) 技術協力の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。

政府開発援助のうち技術協力は、開発途上にある国又は地域(以下「開発途上国」という。)の要請を受けて、経済及び社会の開発の担い手となる人材を育成するため、我が国の有する技術、技能及び知識を開発途上国に移転するなどし、技術水準の向上、制度・組織

の確立・整備等に寄与するものである。具体的には、開発途上国の技術者や行政官等に対する技術研修の実施、専門的な技術や知識を有する専門家の派遣、技術移転に際して必要な機材の供与等がある。

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が実施する技術協力は、我が国政府と協力相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)との間で締結される技術協力協定(以下「協定」という。)等に基づいて実施されている。

外務省は、技術協力の実施に当たり、協定の締結、解釈及び実施に関する事務をつかさどるとともに、相手国から要請を受理し、検討及び採択することとされている。そして、機構は、技術協力の実施に係る計画策定、調査、プロジェクトの実施、フォローアップ等を行うなど技術協力の実施に当たり中核的な役割を果たしている。

(2) 技術協力に係る付加価値税等の免除の概要

技術協力に係る費用のうち、相手国内で機材、役務等(以下「機材等」という。)を現地調達した際に賦課される付加価値税、課徴金、手数料等(以下「付加価値税等」という。)は、協定に基づいて免除される場合があり、その適用範囲は、相手国によって異なっている。

そして、付加価値税等の免除の方式は、機構の在外事務所が相手国の税務当局に免除申請することなどにより付加価値税等額が事前に契約額から控除される事前免除方式と、機構の在外事務所が付加価値税等額を含んだ契約額を一旦支払った後に還付申請により付加価値税等額の返還を受ける還付方式があり、国によってどちらかの方式又は両方の方式により付加価値税等が免除されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

従来機構は、技術協力に使用する機材等を調達する場合は、我が国で調達し現地へ輸送するいわゆる本邦調達を中心としていたが、平成15年10月に独立行政法人へ移行した後、現場主義を改革の大きな柱として掲げ、16年10月から、相手国の要望に的確かつ迅速に対応するとともに維持管理、アフターケア等を容易にするために、現地に代理店がない場合や特注品等を調達する場合を除き、原則として機材等を現地調達することとしている。

これに伴い、近年、機構の在外事務所による現地調達が大幅に増加していることから、本院は、経済性等の観点から、協定に基づき機材等の現地調達に係る付加価値税等が免除されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、13か国^(注1)を選定し、外務本省及び13か国のうち8か国に所在する日本国大使館において協定の内容を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、当該13か国に所在する機構の13在外事務所が21年度から23年度までに締結した1件200万円以上の現地調達契約609件、支払額計48億9707万余円を対象として、機構本部及び8在外事務所^(注2)において契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、5在外事務所^(注3)については契約関係書類等の提出を受け、これを確認するなどの方法により検査を実施した。

(注1) 13か国 バングラデシュ、カンボジア、ホンジュラス、ケニア、ラオス、マラウイ、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、タンザニア、ウガンダ、ウズベキスタン、ベトナム

(注2) 8在外事務所 ホンジュラス、マラウイ、ニカラグア、パラグアイ、タンザニア、ウガンダ、ウズベキスタン、ベトナム各事務所

(注3) 5在外事務所 バングラデシュ、カンボジア、ケニア、ラオス、フィリピン各事務所

(検査の結果)

検査したところ、機構の在外事務所が締結した多くの契約においては協定に基づいて付加価値税等が免除されていたが、^(注4)4在外事務所が締結した契約のうち22契約においては付加価値税等計1876万余円が免除されていない事態が見受けられた。

これらを態様別に整理して示すと次のとおりである。

(注4) 4在外事務所 マラウイ、ニカラグア、フィリピン、ウガンダ各事務所

ア 在外事務所が、免除の対象となる機材等の範囲等を正確に把握していなかったなどのため、還付申請を行っておらず付加価値税等が免除されていなかったもの(1在外事務所、契約件数2件、付加価値税等計132万余円)

<事例1>

マラウイ共和国(以下「マラウイ」という。)に対する技術協力の実施に当たり、機材等の現地調達に係る付加価値税等は、マラウイ政府との協定(平成18年3月発効)に基づいて免除されることとなっている。しかし、機構のマラウイ事務所は、協定に基づく免除措置に対する理解が十分でなく、免除の対象となる機材等の範囲を正確に把握していなかったことなどから、現地調達したコピー機が付加価値税等の免除の対象となるにもかかわらず還付申請を行っておらず、「中等理数科現職教員再訓練プロジェクトフェーズ2のためのコピー機」購入契約に係る付加価値税等1,574,100マラウイクワチャ(付加価値税率16.5%、邦貨換算額991,368円)が免除されていなかった。

イ 協定に基づく免除措置について、実際に免除に必要な手続をとる相手国の税務当局に十分周知されていなかったことなどから付加価値税等が免除されていないのに、在外事務所が、日本国大使館とその対応を協議するなどの措置を十分に講じていなかったもの(3在外事務所、契約件数20件、付加価値税等計1744万余円)

<事例2>

ニカラグア共和国(以下「ニカラグア」という。)に対する技術協力の実施に当たり、車両の現地調達に係る付加価値税等は、ニカラグア政府との協定(平成13年5月発効)に基づいて免除されることとなっている。しかし、機構のニカラグア事務所が、21年3月以前にニカラグア税務当局へ車両購入契約に係る付加価値税等の免除措置に関して照会を行ったところ、上記協定が税務当局に十分に周知されていなかったことから、同事務所が現地調達する車両については免除措置の対象とならないとの見解が示された。このため、21、22両年度における車両購入契約2件に係る付加価値税等計20,534.12米ドル(付加価値税率15%、邦貨換算額1,728,701円)が免除されないままとなっているのに、同事務所は、在ニカラグア日本国大使館とその対応を協議するなどの措置を十分に講じていなかった。

(改善を必要とする事態)

上記のように、技術協力の実施に当たり、協定に基づき付加価値税等の免除が認められている国において、機材等の現地調達に係る付加価値税等が免除されていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 在外事務所において、協定に基づく付加価値税等の免除措置に対する理解が十分でなく、免除の対象となる機材等の範囲等を正確に把握していないこと
 - イ 在外事務所において、協定に基づく付加価値税等の免除措置が受けられていない場合、日本国大使館とその対応について協議することなどについての認識が十分でないこと
 - ウ 日本国大使館及び在外事務所において、協定に基づく免除措置が相手国内で適切に履行されるよう働きかけを十分に行っていないこと
- 3 本院が表示する意見

機構が実施する技術協力について、今後も多数の機材等を現地で調達することが見込まれることから、協定により認められている付加価値税等の免除措置を受けることにより、技術協力に係る経費が節減され、経済的な実施が図られるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 機構本部において、在外事務所に対して、各国との協定に基づき免除の対象となる機材等の範囲等を正確に把握するよう周知徹底を図ること
- イ 機構本部において、協定に基づく付加価値税等の免除措置が受けられていない場合、在外事務所日本国大使館とその対応について協議させるよう周知徹底を図ること
- ウ 外務本省及び機構本部において、イの協議を踏まえた上で、協定に基づく免除措置が相手国内で適切に履行されるよう日本国大使館及び在外事務所から相手国へ働きかけを行うよう周知徹底を図ること

第27 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

不 当 事 項
物 件

(326) 共同研究事業で取得した資産の一部を共有取得財産として管理していなかったため、事業者には共有取得財産に係る持分を有償譲渡した際の資産売却収入が不足していたもの

科 目	(エネルギー需給勘定)	その他収入
部 局 等	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部	
財 産 の 概 要	低燃費 LPG エンジンシステムの研究開発に係る共同研究事業で取得した共有取得財産	
有償譲渡の相手方	株式会社ニッキ	
管理していなかった共有取得財産の数量及び取得価額	8 件	32,364,500 円(平成 18 年度～20 年度)
上記のうち有償譲渡すべき共有取得財産の数量及び取得価額	3 件	12,141,500 円(平成 18 年度～20 年度)
不足していた資産売却収入	4,322,978 円(平成 21 年度)	

1 共有取得財産の概要

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、平成 18 年度に株式会社ニッキ(以下「事業者」という。)と「エネルギー使用合理化技術戦略的開発/エネルギー使用合理化技術実用化開発/低燃費 LPG エンジンシステムの研究開発」に係る共同研究契約を締結している。この共同研究事業は、LPG 燃料噴射システムの開発等を行うものであり、共同研究契約約款(以下「約款」という。)に基づき、共同研究に要する経費(以下「共同研究費」という。)の 3 分の 2 を機構が負担することとなっている。事業者は、21 年 3 月に共同研究を終了して、共同研究費を 960,809,090 円とする実績報告書を機構に提出し、機構は、これを検査した上でその額を確定して機構の負担額 640,539,393 円を事業者に支払っている。

上記の約款等において、共同研究事業を実施するために事業者が購入又は製造した取得財産のうち、取得価額が 50 万円以上かつ使用可能年数が 1 年以上の取得財産については、機構と事業者とが相互の負担割合を持分として共有する取得財産(以下「共有取得財産」という。)とすることとされている。また、この共有取得財産については、事業者が購入又は製造したものであることから、機構は、事業者からの報告を受けて、その内容を確認した上で、機構の資産管理簿に記載して適正かつ円滑に管理することとしている。

そして、共同研究事業終了後、機構は、使用目的が完了した共有取得財産について、機構が所有する必要がなくなった場合に、原則として事業者に有償譲渡することとしている。また、今後の研究では使用できないなど、有償譲渡することが不相当であると認められる場合は、廃棄処理を行うことができることとしている。

機構は、本件共同研究事業の実施期間中に、取得財産 43 件(取得価額 306,305,416 円)を共有取得財産として管理していた。そして、共同研究事業終了後の 22 年 3 月に共有取得財産 37 件(取得価額 294,906,916 円)については機構持分の残存価額である 87,714,876 円で事業者の有償譲渡し、それ以外の共有取得財産 6 件(取得価額 11,398,500 円)については廃棄処理を行っていた。

2 検査の結果

本院は、機構本部等において、合規性等の観点から、共同研究事業の経理及び同事業で取得した共有取得財産の管理等が約款等に基づき適正に実施されているかに着目して、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、事業者は、共同研究事業で設置した実験棟施設の LPG エンジンバルブ耐久試験場に電力を供給する高圧受電設備等の実験設備 8 件(取得価額 32,364,500 円)について、約款等で定める共有取得財産としての報告を機構に対して行っていなかった。この結果、機構においても、実験設備 8 件を共有取得財産として把握しておらず、共同研究事業の終了後に共同研究費を確定する際にも、有償譲渡等の対象となる共有取得財産としての把握及び管理を適正に行っていなかった。

しかし、実験設備 8 件は、いずれも取得価額が 50 万円以上かつ使用可能年数が 1 年以上の取得財産であることから、共有取得財産として機構が資産管理簿により管理すべきであった。そして、実験設備 8 件のうち、今後の研究で使用することができないことから有償譲渡が不適当なため廃棄処理を行うこととなる共有取得財産 5 件(取得価額 20,223,000 円)を除く共有取得財産 3 件(取得価額 12,141,500 円)については、有償譲渡により事業者が引き取る必要があると認められた。

したがって、上記の共有取得財産 3 件について機構の持分を有償譲渡する際の価額を算定すると、計 4,322,978 円となり、同額の資産売却収入が不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において、共同研究事業の適正な執行に対する理解が十分でなかったこと、機構において、事業者に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

無償貸与を行った試験研究用資産について、貸与期間終了後における有償譲渡に係る手続等を行う間も引き続き事業者が使用することを認めて、貸与期間終了時点の残存価額により有償譲渡を行うよう改善させたもの

科	目	(一般勘定)	その他収入
		(電源利用勘定)	その他収入
		(エネルギー需給勘定)	その他収入
		(基盤技術研究促進勘定)	その他収入

部 局 等	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部
売払契約の概要	助成事業者に対して無償貸与を行った試験研究用資産を貸与期間終了後に有償譲渡するもの
売払契約の件数及び資産売却収入額	28件 2億7222万余円(平成22、23両年度)
貸与期間終了時点における試験研究用資産の残存価額により有償譲渡した場合の資産売却収入額	3億5375万余円(平成22、23両年度)
資産売却収入の開差額	8153万円

1 試験研究用資産の無償貸与及び有償譲渡の概要

(1) 試験研究用資産の概要

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的として研究開発等に係る業務を行っている。

機構は、研究開発等の業務について、効率的な業務の遂行が可能で優れた成果を得ることが十分期待できる場合に当該業務を民間企業、各種団体等(以下「事業者」という。)に委託して実施しており、事業者が業務委託契約に基づいて調達した機械装置等の試験研究用資産については機構が所有するものとしている。

なお、機構は、試験研究用資産の調達については発生時に費用として処理しているが、財産管理上の価額を算定するために、耐用年数経過時点で取得価額の10%まで、その後も取得価額の5%に至るまで定額法で減価償却計算を行うことにしている。そして、大部分の試験研究用資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に示された開発研究用減価償却資産のうち、「機械及び装置」の「その他のもの」に該当し、その耐用年数は4年とされている。

(2) 試験研究用資産の貸与期間終了後の有償譲渡

機構は、委託事業で用いた試験研究用資産について、委託事業終了後においても効率的な使用を図ることとしており、その一環として、事業者が希望して引き続き当該資産を機構の助成事業や補助事業の用に供する場合等には、事業者が無償で資産を使用させることができることとしている。機構の助成事業等は、事業者が主体的に取り組む研究開発に対して、機構が事業費の一部を助成金等として負担しているものであり、試験研究用資産の無償貸与は、助成事業等で使用することを目的として、事業の実施主体である事業者が提出した貸与申請書等を検討した上で、事業者との間で試験研究用資産の貸与に関する契約(以下「無償貸与契約」という。)を締結して実施している。そして、機構は、試験研究用資

産について、貸与期間終了後の効率的な管理及び処分を図るため、無償貸与契約において、事業者が貸与期間終了後に有償譲渡により当該資産を引き取るものとしている。

また、機構は、試験研究用資産の貸与後の有償譲渡に当たり、貸与期間終了後に他の業務における使用について検討したり、有償譲渡に係る手続を行ったりしている間は当該資産を事業者が使用することを認めておらず、その間も当該資産の残存価額が低減していることを考慮して、引取り時点の残存価額により有償譲渡を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構が研究開発等の委託事業により取得した試験研究用資産は事業者にとっても継続的に高い有用性を有しており、試験研究用資産の無償貸与は、委託事業終了後においても機構の助成事業等で使用することを目的として行うものとなっている。そして、試験研究用資産を貸与期間終了後に事業者へ有償譲渡するに当たっては、合理的な価額により適切に行うことが求められている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、機構が無償貸与を行った試験研究用資産について、貸与期間終了後の事業者への有償譲渡の価額は適切かなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、平成 22、23 両年度に実施した有償譲渡に係る売払契約 28 件(資産件数 256 件、取得価額計 29 億 6094 万余円)、これに係る資産売却収入 2 億 7222 万余円を対象として、機構本部において、売払契約書等の書類を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

試験研究用資産の貸与期間終了後に行われた有償譲渡の状況について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、機構は、試験研究用資産について、貸与期間終了後に当該資産の引取り時点の残存価額により有償譲渡を行っているが、当該資産が有償譲渡された引取り時点についてみたところ、有償譲渡に係る手続等に日時を要したことなどから、貸与期間終了時点から実際に引き取られるまでに平均で約 150 日を要していた。したがって、その間、当該資産の残存価額は低減することから、有償譲渡の価額も低減していた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 社は、委託事業実施中の平成 17 年度から 19 年度までの間に試験研究用資産(取得価額計 57,785,196 円、耐用年数 4 年)を調達して設置し、委託事業終了後、A 社が実施主体として行う助成事業において使用することを求める貸与申請書を提出し、機構と 20 年 10 月から 22 年 9 月までの無償貸与契約を締結した。そして、機構は、貸与期間終了後に有償譲渡に係る手続等を行って、23 年 3 月を引取り時点とする当該資産の残存価額計 5,951,500 円により有償譲渡を行っていたが、これは貸与期間終了時点の残存価額計 9,271,589 円を大幅に下回っていた。

このように、機構が事業者に無償貸与した試験研究用資産を貸与期間終了後に有償譲渡する際に、その価額が貸与期間終了時点の残存価額に比べて低減していて、資産売却収入が低減している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(資産売却収入の開差額)

貸与期間終了後の試験研究用資産の有償譲渡に当たり、その価額を引取り時点の残存価額ではなく、貸与期間終了時点の残存価額とした場合、前記の資産売却収入2億7222万余円は3億5375万余円となり、8153万余円の開差額が生じていたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、試験研究用資産の貸与期間終了時点から有償譲渡を行うまでに日時を要している一方で、有償譲渡に係る手続等を行っている間は試験研究用資産を事業者が使用することを認めていないことなどから、有償譲渡の価額を引取り時点の残存価額によることとしていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24年9月に事務連絡を発して、今後の試験研究用資産の無償貸与を行うに当たっては、無償貸与契約書に、貸与期間終了後における有償譲渡に係る手続等を行う間も引き続き事業者が当該資産を使用することを認めて、貸与期間終了時点の残存価額により有償譲渡を行うことについて記載することとするなどの処置を講じた。

第28 独立行政法人科学技術振興機構

不 当 事 項

役 務

(327) 独創的シーズ展開事業大学発ベンチャー創出推進の委託費に係る経理が不当と認められるもの

科 目	一般勘定 (項)企業化開発関係経費
部 局 等	独立行政法人科学技術振興機構
契 約 名	独創的シーズ展開事業大学発ベンチャー創出推進の研究開発課題実施に伴う委託研究開発契約
契 約 の 概 要	研究機関の研究成果を基に医療機器を開発するもの
契 約 の 相 手 方	学校法人松本歯科大学
契 約	平成 15 年 12 月、16 年 4 月、17 年 4 月
支 払 額	86,190,000 円(平成 15 年度～17 年度)
不当と認める委託費の支払額	10,562,319 円(平成 15 年度～17 年度)

1 契約の概要

(1) 独創的シーズ展開事業大学発ベンチャー創出推進の概要

独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、平成 15 年度から国が交付する運営費交付金を原資として、国立大学法人、学校法人等に委託して、15 年度に大学発ベンチャー創出事業を、16 年度に大学発ベンチャー創出推進事業を、17 年度に独創的シーズ展開事業大学発ベンチャー創出推進を、それぞれ実施している(以下、これらの事業を「委託事業」という。)

委託事業は、大学等の研究機関の研究成果を基に起業が実現されるために必要な研究開発を推進することにより、研究機関の研究成果を社会・経済に還元することを目的として実施するものである。

委託事業の実施に当たっては、機構が定めた「大学発ベンチャー創出推進公募要領」(平成 15 年制定。以下「公募要領」という。)により、研究開発の遂行に関して技術面での全ての責任を持つ大学等の研究者(以下「開発代表者」という。)と起業を予定する者とが共同で申請することとされている。そして、研究開発の遂行に当たって必要となる場合には、開発代表者と共同して研究開発を行う研究者(以下「分担開発者」という。)を参加させることができることとされている。

(2) 委託費の経理等

機構は、公募により採択された研究開発課題について、開発代表者が所属している研究機関と委託研究開発契約を締結し、委託研究開発費(以下「委託費」という。)を支払うこととされている。

委託費は、公募要領により、研究で使用する機械装置、消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究開発の遂行に直接必要な経費(直接経費)と研究開発の実施に伴い

研究機関において必要となる経費(間接経費)とされている。

そして、研究機関は、事業全体の経理責任者として、研究開発費全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければならないとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託費が研究機関において公募要領等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、機構及び2研究機関において会計実地検査を行った。そして、上記の研究機関が行っている5研究開発課題について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、委託費の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり不適正な経理処理を行っている事態が見受けられた。

機構は、15年度から17年度までに、学校法人松本歯科大学(以下「松本歯科大学」という。)に所属する教授を開発代表者とする研究開発課題について、松本歯科大学と委託研究開発契約を締結し、委託費計86,190,000円(直接経費計66,300,000円、間接経費計19,890,000円)を支払っていた。

しかし、本件委託事業に参加していた松本歯科大学に所属する分担開発者Bは、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより松本歯科大学に購入代金計8,124,860円を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理するなどしていた。

したがって、上記の購入代金計8,124,860円は、本件委託事業に要した経費とは認められず、委託費計10,562,319円(直接経費計8,124,860円、間接経費計2,437,459円)が過大に支払われていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、分担開発者Bにおいて、委託費の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、委託費を管理する松本歯科大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、及び機構において、研究機関等に対して委託費の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注) 分担開発者B 松本歯科大学に所属する分担開発者Bについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者については同一のアルファベットで表示している(後掲821ページ参照)。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

敷金等の返戻を受けたことにより法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科	目	(一般勘定) 現金及び預金
部	局	等
不要財産の概要		独立行政法人科学技術振興機構本部 独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産

平成24年3月末 現在の現金及び 預金の額	73億6249万余円
上記のうち不要 財産として国庫 納付すべき額	3億1961万円

1 制度の概要

(1) 法人の概要

独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)に基づき、平成15年10月に、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等を行う業務等に関し、科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)の有する権利及び義務を承継して設立された法人である。

そして、機構は、経理を一般勘定及び文献情報提供勘定に分けて整理しており、このうち一般勘定には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第46条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、国から運営費交付金が交付されている。

(2) 不要財産の国庫納付

独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

また、基本方針において、機構が個別に講ずべき措置として、事務所の集約化等を実施することが掲げられている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、23年12月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を24年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、有効性等の観点から、機構が保有する資産のうち、不要財産となっているものがないかなどに着眼して、機構本部において、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、設立の際に、事業団が事務所及び宿舍を借り上げる際に民間業者等に差し入れていた敷金、保証金等(以下「敷金等」という。)を一般勘定において政府出資見合いの資産として承継していた。また、機構は、運営費交付金を設立後に新たに借り上げた事務所及び宿舍に係る敷金等の支出に充てていた。

一方、機構は、前記の基本方針に基づく集約化等を図るために事務所を廃止したり、職員の退去に伴い貸与していた宿舍を解約したりなどしており、15年10月から24年3月末までの間に、これらの事務所及び宿舍に係る敷金等の返戻金として、計3億1961万余円を受け取っていた。そして、機構は、これらの返戻金を機構内部に預金等として留保していた。

しかし、この機構内部に留保されている資金については、第3期中期目標期間(24年度から28年度まで)に係る中期計画において、今後の使用に係る計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないこと、また、法人設立後に差し入れられている敷金等については、毎年度、国からの運営費交付金が充てられていることなどから、機構において、当該資金を業務の財源に充てることは想定されていないと認められた。

したがって、このように将来にわたり機構の業務を確実に実施するために必要な財産とは認められない資金を保有していることは、前記通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとっていないものとなっていて適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとつて資産の見直しを行い、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24年7月に、文部科学大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている資金3億1961万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第29 独立行政法人日本学術振興会

不 当 事 項

補 助 金

- (328) 科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの
 (330)

科 目	(項) 科学研究費補助事業費
部 局 等	独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会)
補助の根拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)(平成15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))
補助事業者(事業主体)	大学長1、研究代表者3、計4事業主体
補助事業	科学研究費補助
補助事業の概要	我が国の学術を振興するために、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計	30,800,000円(平成15年度～18年度)
不当と認める国庫補助金交付額	6,666,786円(平成15年度～18年度)

1 補助金の概要

(1) 科学研究費補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会。以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))等に基づき、文部科学省が所掌する科学研究費補助金の交付対象となる一部の研究種目等について、11年度から国の補助金を財源として、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

補助金は、我が国の学術を振興するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的として交付するものであり、交付対象となる研究種目等には基盤研究等がある。

補助金の交付の申請をすることができる者は、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領」(平成15年規程第17号。以下「取扱要領」という。)等により、科学研究を行う研究者の代表者(以下「研究代表者」という。15年度以前は、研究代表者又は研究代表者の所属する大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)の代表者)等とされている。

補助の対象となる経費は、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成15年文科振第92号文部科学省研究振興局長通知。以下「局長通知」という。)等により、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究計画の遂行等に必要となる経費(直接経費)のほか、一部の研究種目については、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)とされている。

(2) 補助金の管理方法

交付された補助金の管理方法については、局長通知等により、研究代表者等は、所属する研究機関に補助金の管理を行わせることとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付された補助金が研究機関において取扱要領、局長通知等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、振興会及び61研究機関において会計実地検査を行った。そして、上記の研究機関に係る475事業主体(1大学長及び474研究代表者等)が行っている910研究課題について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、補助金の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり不適正な経理処理を行っている事態が見受けられた。

振興会は、学校法人松本歯科大学(以下「松本歯科大学」という。)に所属する研究者C等3名をそれぞれ研究代表者とする研究課題を対象として、15年度から18年度までの間に補助金計30,800,000円を交付しており、松本歯科大学が補助金の管理を行っていた。

しかし、上記の研究代表者3名は、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより松本歯科大学に購入代金計6,666,786円を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理するなどしていた。このため、国庫補助金計6,666,786円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究代表者において、補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、補助金を管理する松本歯科大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、及び振興会において、研究代表者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注) これを研究機関別、事業主体(研究代表者)別に示すと、次のとおりである。

	研究機関名	事業主体 (研究代表者)	年 度	事業数	国庫補助金	不当と認める
					交付額	国庫補助金
					千円	千円
(328)	松本歯科大学	大学長及び C	15、17	2	11,300	2,744
(329)	同	B (B)	16、18	2	7,300	2,211
(330)	同	D (D)	16~18	3	12,200	1,711
(328)-(330)の計				7	30,800	6,666

(注) 研究代表者 松本歯科大学に所属する研究代表者Bについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者については同一のアルファベットで表示している(前掲817ページ参照)。

第30 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

人工衛星等の研究、開発等に関する契約について、制度調査及び原価監査をより有効に機能させるなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう意見を表示したものの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
契約の概要	人工衛星等の研究、開発等について請け負わせるなどするもの
契約の相手方	三菱電機株式会社
契約件数	613件(平成19年度～23年度)
上記に係る支払額	1657億9478万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

人工衛星等の研究、開発等に関する契約における制度調査及び原価監査の実施状況等について

(平成24年10月25日付け 独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要等

(1) 人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要

貴機構は、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)との間で契約を締結して、人工衛星等の研究、開発等を行っている。これらの契約に係る平成19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約は計613件で、その支払額は、計1657億9478万余円となっている(表参照)。貴機構は、人工衛星等の研究、開発等については、その仕様が複雑かつ高度であり、契約相手方が限定されるとして多くの契約を随意契約にしており、契約締結時に契約金額が確定する確定契約が契約件数の大部分を占めているものの、支払額で見ると、契約締結時に契約金額を確定しがたいとして、契約締結時の契約金額を上限金額とし、実際に要した額を基に契約金額を確定する上限付概算契約にしているものが三菱電機に対する支払額で計917億4561万余円(9件)と全契約の支払額の5割を超えている。

表 貴機構と三菱電機との契約実績 (単位：件、千円)

年 度	件 数	金 額
平成19	157(5)	37,038,987(20,523,732)
20	132(2)	42,015,776(24,200,907)
21	130(0)	39,851,550(22,536,877)
22	106(2)	38,723,087(22,542,097)
23	88(0)	8,165,384(1,941,996)
計	613(9)	165,794,786(91,745,611)

注(1) 契約実績は、平成19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約の実績であり、1件300万円以上のものである。

注(2) 括弧書きは、上限付概算契約に係る分で内数である。

注(3) 単位未満を切り捨てているため、金額の合計と計欄は一致しない。

そして、貴機構は、確定契約、上限付概算契約のいずれの場合においても、予定価格の積算に当たって、市場価格が形成されていないものについては、契約事務実施要領(平成15年契約部長通達第15-1号。以下「実施要領」という。)に基づき、原価要素別に費用を積み上げて計算する原価計算方式を採用することとしており、契約を予定する相手方等から見積書を徴してこれを参考に必要に応じて査定を行うなどしている。そして、原価要素のうち、直接労務費と製造間接費を合わせた加工費については、工数(製造等に直接従事した作業時間)に加工費率(1時間当たりの加工費)を乗じて算出している。

(2) 制度調査及び原価監査の概要

貴機構は、予定価格の積算に当たって、原価計算方式を採用し契約を予定する相手方等から見積書を徴してこれを参考に必要に応じて査定を行うものについては、契約書等に基づき、見積書等の適正性を契約相手方の会計制度等の面から確認するために制度調査を実施しており、その具体的な実施方法等については、実施要領等に定めている。

また、貴機構は、上限付概算契約としている契約については、契約書等に基づき、実際に要した経費を確認する原価監査を実施しており、その具体的な実施方法等については、宇宙開発事業団(15年10月に貴機構が業務を承継。以下同じ。)が定めた原価監査事務取扱規則(昭和55年55達第22号)等を準用することとしている。

(3) 三菱電機における過大請求事案の概要

貴機構は、24年1月に、三菱電機から、貴機構と締結した契約に係る工数について、他の契約の工数を付け替えるなどして、貴機構に対して申告する工数を水増ししたことによる過大請求の事実があった旨の報告を受けた。このため、貴機構は、三菱電機に対して当分の間競争参加資格の停止を行うとともに、契約書等に基づき、過大請求額の算定を行うための特別調査を実施しており、この調査は現在も継続中である。

(4) 過去の過大請求事案に対する貴機構の対応

宇宙開発事業団では、10年に過大請求事案が発覚した。これは、上限付概算契約において工数を付け替えるなどすることによって水増し請求が行われたものであり、同事業団は、この事案を踏まえて、以下の再発防止策を講ずるなどした。

ア 二重帳簿の早期発見と抑止に努めるため、調査項目を増やすなど制度調査(従来のシステム監査を含む。以下同じ。)を充実・強化することとした。

イ 期中の実績原価を把握して、過大請求を防止するため、期中原価監査を実施することとした。

ウ 制度調査、原価監査等を専門に担当する部署を設置し、公認会計士の支援を受けることなどにより監査等の体制を強化することとした。

エ 正規の工数等を確認するために必要となる伝票類等の関係資料を原価監査完了の翌年度末まで保存することを契約相手方に契約上義務付けるとともに、不適切な資料を提出するなどした場合には、過大請求額と同額の違約金を徴するなどの契約上の制裁措置を講ずるなどして、関係資料の保存及び当該資料の信頼性確保を図ることとした。

文部科学省宇宙科学研究所(15年10月に貴機構が業務を承継)では、15年に過大請求事案が発覚した。これは、確定契約において見積書の金額を過大に計上したことによって過大な予定価格を算定させ、その結果、契約金額が過大になったものである。承継後の貴機

構は、この事案を踏まえた再発防止策として、過去の契約の原価に関する資料を契約相手方に開示させ、それを見積りのチェックに反映させることなどとした。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、三菱電機の過大請求はどのように行われていたのか、特に工数の付替えの方法はどのようなものであったのか、貴機構が講じてきた過大請求事案に対する再発防止策は有効に機能していたか、特に制度調査及び原価監査は適切に実施されていたかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴機構が三菱電機と締結した前記の契約計 613 件、支払額計 1657 億 9478 万余円を対象として、貴機構筑波宇宙センター及び東京事務所において、実績原価報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、三菱電機に赴いて、精算関係資料や社内の調査資料を確認したり、関係者に説明を求めたり、製造現場を確認したりなどする方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 工数付替えの状況

三菱電機は、貴機構と締結した大半の契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行うための指標として目標工数を設定していた。

そして、確定契約、上限付概算契約のいずれの場合においても、契約金額の確定時に契約金額の減額や返納を避けるなどの目的で、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分について、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えるなどしていた。

これらの工数の付替えについては、三菱電機は、作業報告データ等の工数データを上書きして修正するための専用端末(以下「工数修正専用端末」という。)を使用して、課員が入力した作業報告データを承認している課長が、承認後に当該データを修正したり、課員に指示して目標工数を実績工数として計上させたりなどする方法により行っていたとしている。そして、このような方法による付替えは、貴機構と締結した契約との間だけでなく、その一部は人工衛星等の研究、開発等を行う宇宙部門における他の機関との契約、防衛装備品等の製造等を行う防衛部門の契約及び民需部門の契約との間でも行われており、遅くとも 1990 年代から行われていたとしている。

なお、実際の作業時間が記録された工数データは、元々作成されていなかったり、廃棄されていたり、上書き修正されていたりしていたとしている。また、上書き修正されていない工数データが一部保管されていたとしているが、これについても、課長の指示により、元々実際の工数が入力されていなかったことなどから、実際の工数を正確に示しているものではなかった。

(2) 制度調査及び原価監査の実施状況

ア 制度調査の実施状況

貴機構は、前記のとおり、予定価格の積算に当たって、原価計算方式を採用し契約を予定する相手方等から徴した見積書を参考としているものについては、見積書等の適正性を契約相手方の会計制度等の面から確認するために制度調査をおおむね 5 年に 1 度の

頻度で、必要があると認める場合には公認会計士を同行させて実施することとしており、三菱電機に対しては、直近では、21年度に公認会計士を同行させて実施している。

そして、貴機構は、過去の過大請求事案を踏まえるなどして、制度調査について、従来のシステム監査の調査項目を増やしたり、契約書において制度調査の受入義務を定めたりすることにより、契約相手方の社内規程類並びに原価計算制度及び見積手順・手法その他原価計算方式に関連する内部統制の整備及び運用状況等を確認したり、作業現場に赴いて作業の実態、工数計上の手続等を実地に確認する調査(以下「フロアチェック」という。)を行ったりなどして原価計算システムの適正性の確認を行っている。

しかし、貴機構は、三菱電機に対する制度調査の実施に当たっては、契約書、実施要領等において、あらかじめ日時、場所等調査を行う上での必要事項を文書により通知することとされていること、効率的に調査が実施できることなどから、三菱電機の都合等を考慮して、あらかじめ調査の実施時期や日程について調整した上で、更に三菱電機に赴くなどして、出席者、聴取内容の概要、事前提出資料の内容等の制度調査の進め方について説明して、調査実施の数箇月前に調査の実施方法の概要を明らかにしていた。

このように、貴機構は、公認会計士の意見も参考にするなどして、その都度、工夫・改善を行ってはいるものの、上記のとおり、制度調査の実施方法の概要を事前に明らかにしていたことから、三菱電機は、工数の付替えが行われている事態が発覚しないよう、フロアチェックが行われる場合には、次のような対応を執っていたとしている。

- (ア) 入念な事前準備を行い、当日は、準備していた作業についてのみ作業時間を工数計上する手続を実施して見せたり、聴取の対象者については貴機構に選定させるものの、不用意な回答を防ぐために管理者等が主体的に対応するようにしたりなどしていた。
- (イ) 損益計画、効率化及び工程に関する質問につながるような掲示物は、あらかじめ撤去していた。
- (ウ) 予定外の調査や行動が行われないように調査の日程を調整し、経理担当者や営業担当者が随行するなどして、この調査の日程に沿った調査になるよう誘導していた。

そして、貴機構は、三菱電機との事前の調整や調査の日程に従って制度調査を実施し、原価計算システムの適正性を確認したとしていた。

また、貴機構は、16年度に、工数操作が行われているとの情報を受けて三菱電機に対する制度調査を実施したが、三菱電機が次のような対応を執っていたため、実態を把握できなかったとしている。

- (ア) 工数の付替えを行う工数修正専用端末の存在を隠蔽していた。
- (イ) 貴機構が、目標工数と実績として申告された工数がほぼ一致するものが複数あって不自然ではないかとの疑問を呈した際には、これが工数の付替えの結果によるものであったにもかかわらず、目標工数が極めて正確な見積方法で算出されていることによるものであるなどとする説明をしていた。

そして、三菱電機は、21年度の制度調査の際も、フロアチェックに当たって、前記のような対応を執るなどして、その後も引き続き工数の付替えを行っていた。

このように、三菱電機は、10年と15年に他社において過大請求事案が発覚し、貴機

構等が再発防止に向けてその措置を講じたにもかかわらず、工数の付替えを継続的に行っており、原価計算方式に関連する内部統制が十分機能していない状況であった。

イ 原価監査の実施状況

貴機構は、契約の履行後に実際に要した経費を確認するなどして契約金額を確定する上限付概算契約については、原価監査事務取扱規則に基づき、実績原価等の適否の審査を行い、契約金額を確定するための監査を実施する旨を契約相手方に連絡した上で、原価監査を実施している。

そして、貴機構は、過去の過大請求事案を踏まえるなどして、期中原価監査を実施したり、関係資料を原価監査完了の翌年度末まで保存しなければならないこと及び虚偽の資料を提出した場合には違約金を支払わなければならないことを契約書に明記したりしている。三菱電機に対しては、前記のとおり、上限付概算契約に係る支払額が多額に上っていることもあり、直近では、23年度に公認会計士を同行させて原価監査を4契約について実施している。

しかし、貴機構は、三菱電機に対する原価監査の実施に当たって、工数計上の方法については、経理担当者に説明を求めるなどしたものの、実際に工数計上を行った作業員への聴取を行っておらず、事実確認については、三菱電機が示した関係書類等の照合にとどまっていた。このような方法では、契約相手方が工数の付替え等を隠蔽しようとする限り、その発見は困難と思料される。また、今回の工数の付替えのように、他の契約の実績工数が付け替えられ、その改ざんされたデータに基づき関係書類が作成されていて、他に正規の関係書類が存在しない場合(一重帳簿)には、たとえ関係資料が保存されていても、当該資料の信頼性が確保されていないことから、関係書類等の照合では工数の付替え等は発見できなかつたと認められる。

なお、貴機構は、今回の過大請求事案を踏まえて、24年3月以降に締結した上限付概算契約から、違約金の額を過大請求額の2倍の額とすることとするなどしている。

(改善を必要とする事態)

このように、貴機構において、過去の過大請求事案を踏まえるなどして、制度調査の充実・強化を図ったり、関係資料の保存を義務付けたりするなどの再発防止策を講じてきたとしてもにもかかわらず三菱電機による過大請求事案が発生していて、制度調査及び原価監査が、作業現場や工数計上の実態等の把握が十分に行われていないなど有効に機能していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、制度調査及び原価監査について、三菱電機との事前の調整に基づいて実施していたり、事実確認が関係書類等の照合にとどまっていたりなどして、制度調査及び原価監査が有効に機能するための実施体制、実施方法に関する検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

工数の付替え等による過大請求事案の再発防止のためには、工数の付替え等の発生原因、背景等を究明し、これに対する有効な対策を講ずることが肝要である。そのためには、制度調査及び原価監査が有効に機能して、過大請求の抑止と早期発見がなされることが必要である。

については、貴機構において、制度調査及び原価監査をより有効に機能させるなどして、予算の執行のより一層の適正化を図るよう、次のとおり意見を表示する。

ア 制度調査について

- (ア) 抜き打ち調査を実施できるように実施要領等を改正するとともに、調査が効果的に実施できるような体制を整備し、また、調査に当たっては、自ら調査項目等を選定するとともに、適宜、調査項目等を変更し、直ちに担当者への聴取を実施するなどして、形式的な調査にならないよう努め、牽制効果が十分に働く実施方法に改めること
- (イ) フロアチェックを行う場合には、想定された作業員等へのみ質問を行うのではなく、想定外の作業員等に対しても質問を行うなどして作業実態等を把握するようその充実・強化を図ること
- (ウ) 契約相手方の原価計算方式に関連する内部統制の整備及び運用状況について適切に調査して把握するとともに、契約相手方の内部統制が十分に機能するよう必要に応じて適切な指導を行うなどすること

イ 原価監査について

- (ア) 抜き打ち監査を実施できるように原価監査事務取扱規則を改正するなどするとともに、監査が効果的に実施できるような体制を整備し、また、契約相手方が示す事項にとどまることなく様々な視点で事実確認を行うなどして、形式的な監査にならないよう努め、牽制効果が十分に働く実施方法に改めること
- (イ) 関係書類等の照合にとどまることなく、直接担当者に対して作業実態に関する質問を行うなどして事実の把握及び確認に努めること

第31 独立行政法人日本スポーツ振興センター

不 当 事 項

そ の 他

(331) スポーツ振興事業に対する助成金の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	(一般勘定) (項)業務経費 (投票勘定) (項)業務経費
部 局 等	独立行政法人日本スポーツ振興センター
助 成 の 根 拠	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)、 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)
助 成 事 業	スポーツ振興助成(スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成、 競技強化支援事業助成)
助成事業の概要	国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の 向上等を図るため、スポーツ振興事業に対する助成を行うもの
助成金交付額	20,309,074,000円(平成19年度～22年度)
不当と認める助成金交付額	11,905,000円(平成19年度～22年度)

1 スポーツ振興事業に対する助成の概要

(1) スポーツ振興基金助成金等の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の向上等を図るため、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体(以下「スポーツ団体」という。)等に対して、スポーツ振興基金助成金(以下「基金助成金」という。)、スポーツ振興くじ助成金及び競技強化支援事業助成金(以下「競技強化助成金」という。)を交付している。

上記のうち、基金助成金は、平成2年度に政府出資金250億円等を受けて設置したスポーツ振興基金の運用益等を財源として、スポーツ団体が強化拠点等において行う国内外の選手強化合宿、大会へのチーム派遣等の「スポーツ団体選手強化活動」、トップレベルの選手及びその指導者等が競技技術の向上を図るために計画的に行う「日常スポーツ活動」等に対して交付するものである。

また、スポーツ振興くじ助成金は、スポーツ振興投票券の収益を財源として、「スポーツ団体が行う将来性を有する選手の発掘及び育成強化」の事業(以下「育成強化事業」という。)等に対して交付するものである。

そして、競技強化助成金は、国からの運営費交付金を財源として、スポーツ団体が重点競技種目について重点的・計画的に行う強化合宿や大会へのチーム派遣等の「スポーツ団体重点競技強化活動」等に対して交付するものである。

(2) 助成対象経費等

スポーツ団体に対する各助成金の助成対象経費は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱(平成15年度要綱第1号)等によると、諸謝金、旅費、通信運搬費等のうち助成対象となる活動等を行うために直接必要な経費とされている。ただし、別途国庫補助による助成等を受けて各スポーツ団体に設置された専任コーチ等に対して支払う謝金については、助成対象経費に含めないこととされている。

そして、スポーツ団体選手強化活動等に対する基金助成金の交付額は、助成対象経費に3分の2を乗じて得た額を限度とした定額とされている。また、育成強化事業等に対するスポーツ振興くじ助成金及びスポーツ団体重点競技強化活動に対する競技強化助成金の交付額は、助成対象経費に4分の3を乗じて得た額を限度とした定額とされている。ただし、上記により確定しようとする各助成金の算出額を含めた助成対象活動等に係る収入総額(以下「収入総額」という。)が支出総額を上回る場合は、その上回る額を各助成金の算出額から減ずるなどして交付額を算出することとされている。

また、日常スポーツ活動に対する基金助成金(以下「日常スポーツ活動助成金」という。)の交付額は、助成対象となる選手及びその指導者等の区分ごとに、年間240万円、120万円及び60万円を限度とした定額とされている。ただし、別途国庫補助による助成等を受けている専任コーチ等が行う活動は、日常スポーツ活動助成金の対象としないこととされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、助成対象経費が適正に算出されているかなどに着眼して、19年度から22年度までの間にスポーツ団体等に交付された各助成金を対象として、センターにおいて、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

センターは、20年度から22年度までの間に、4スポーツ団体が行ったスポーツ団体重点競技強化活動等に対する競技強化助成金等の額の確定に当たり、^(注)実際は合宿等に参加した選手から徴収した参加料等の助成対象活動に係る収入があり、それらの収入額を加えた実際の収入総額は支出総額を上回っていたのに、その上回った額を助成金の算出額から減ずるなどしていなかった。このため、助成金計10,231,000円が過大に交付されていた。

また、センターは、19年度から22年度までの間に、別途国庫補助による助成等を受けている専任コーチ等に対してスポーツ団体が支払った謝金計235,000円を育成強化事業等の助成対象経費に含めてスポーツ振興くじ助成金等の額を確定していた。このため、助成金計174,000円が過大に交付されていた。

さらに、センターは、20、21両年度に、別途国庫補助による助成等を受けている専任コーチ等が行った活動に対して、日常スポーツ活動助成金計1,500,000円を交付していた。

したがって、これらの助成金計11,905,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 4 スポーツ団体 財団法人全日本スキー連盟、財団法人日本サッカー協会(平成24年4月1日以降は公益財団法人日本サッカー協会)、社団法人日本トライアスロン連合(24年4月1日以降は公益社団法人日本トライアスロン連合)、財団法人日本自転車競技連盟

意見を表示し又は処置を要求した事項

スポーツ振興投票等業務に関する契約について、会計規則等に基づく適正な手続により契約事務を行うとともに、契約に係る支払額の妥当性等を明らかにする体制を整備することなどにより、同業務の適正性及び透明性を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	(投票勘定) (項)業務経費
部 局 等	独立行政法人日本スポーツ振興センター
契 約 名	スポーツ振興投票の業務の一部の発注に関する契約
契 約 の 概 要	独立行政法人日本スポーツ振興センターが行うスポーツ振興投票等業務のうち、経営管理業務及びシステム開発等業務を専門の業者に外注するもの
契 約 の 相 手 方	(1) 日本ユニシス株式会社 (2) アビームコンサルティング株式会社
契 約	(1) 平成17年2月(基本契約) 随意契約 (2) 平成22年9月(基本契約) 随意契約
実施契約件数及び支払額	(1) 100件 330億0280万余円(平成17事業年度～23事業年度) (2) 2件 6億0217万余円(平成22、23両事業年度) 計 102件 336億0497万余円
適正な手続によらずに締結するなどした実施契約件数及び支払額	(1) 100件 330億0280万円(平成17事業年度～23事業年度) (2) 2件 6億0217万円(平成22、23両事業年度) 計 102件 336億0497万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

スポーツ振興投票等業務における経営管理業務及びシステム開発等業務に関する契約について

(平成24年10月26日付け 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長宛て) 標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 経営管理業務及びシステム開発等業務に関する契約等の概要

(1) 貴センターの概要

貴センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基

づき、スポーツの振興を図ることなどを目的として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に規定する業務(以下「スポーツ振興投票等業務」という。)等を行っている。スポーツ振興投票等業務は、スポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」という。)(注)の発売等を行うものであり、スポーツ振興投票等業務の収益のうち、3分の1に相当する金額については国庫に納付しなければならないとされており、残る3分の2に相当する金額については地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給その他の援助(以下「スポーツ振興くじ助成」という。)の財源に充てるため、スポーツ振興投票事業準備金として整理しなければならないとされている。

(注) スポーツ振興投票等業務の収益 売上金額(発売金額から返還金(開催試合数が規定の数に達しなかった場合等に発売されなかったとされたスポーツ振興くじの券面金額をスポーツ振興くじの購入者に返還する金額)を控除した金額)の50%(払戻金充当額。平成17年3月までは53%)、払戻金等の債権のうち1年間請求がなく時効となった額等の合計金額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額

(2) 貴センターにおける契約事務の概要

ア 契約方式等

独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則(平成15年度規則第13号。以下「会計規則」という。)によれば、契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約をする場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならないとされている。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等においては随意契約によるものとするなどとされている。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則(平成15年度規則第2号。以下「組織規則」という。)によれば、契約に関する諸手続については、各種業務を実際に実施している部門(以下「実施部門」という。)からの申請等を受けて、契約等の実務を担当する部門(以下「契約部門」という。)が行うこととなっている。そして、契約部門は、会計規則等に基づき、契約方式の決定、予定価格の作成、見積書の徴取、契約書の作成・締結等の契約に関する諸手続を行っている。

イ 予定価格の作成

会計規則によれば、契約担当役は、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格の作成を要しないと認められるものを除いて、あらかじめ、契約をしようとする事項の予定価格を作成しなければならないこととされている。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程(平成15年度規程第49号。以下「契約規程」という。)によれば、契約担当役は、一般競争に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を作成しなければならないこととされており、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。そして、契約担当役は、随意契約によるようとするときは、あらかじめ一般競争の場合に準じて予定価格を定めなければならないこととされている。

ウ 貴センターにおける契約の審議体制

貴センターは、契約の適正な執行及び履行の確保を図るため、平成15年10月に、独

立行政法人日本スポーツ振興センター契約審議委員会規程(平成15年度規程第52号。以下「審議委員会規程」という。)を定め、独立行政法人日本スポーツ振興センター契約審議委員会(以下「審議委員会」という。)を設置している。審議委員会規程によれば、審議委員会は、一般競争入札における競争参加資格の決定に関する事項、プロポーザル方式等を実施する場合における技術提案書等の特定に関する事項、低入札価格調査制度に関する事項等について、契約担当役の諮問に応じて審議し、意見を述べることができるとされているほか、これら以外の事項で理事長が必要があると認めた事項について、審議を行うものとするとしている。

(3) スポーツ振興投票等業務の実施体制等

貴センターは、スポーツ振興投票等業務のうち、当該業務を効率的かつ安定的に実施するための経営コンサルティング業務及び事務処理支援業務(以下、これらを合わせて「経営管理業務」という。)並びにスポーツ振興投票に係る情報処理システム及びスポーツ振興くじの発券端末機等の開発、運用、管理等に関する業務(以下「システム開発等業務」とい、経営管理業務とシステム開発等業務を合わせて「両業務」という。)については、民間のノウハウ等を活用するため、専門の業者に外注して実施している。

貴センターは、両業務を外注するに当たり、受注を希望する業者から業務の実施方法及び内容に関する企画提案書(以下「提案書」という。)を提出させ、審議委員会において提案書の内容を審議して優先交渉権者を選定し、この者との間で協議するなどして契約する企画競争によることとした。そして、17年1月、受注希望者を公募し、翌2月に、応募のあった3者から日本ユニシス株式会社(以下「ユニシス」という。)を優先交渉権者として選定し、その後、ユニシスとの間で17年2月から25年3月までを契約期間とする両業務に関する基本契約(以下「ユニシス基本契約」という。)を随意契約により締結している。ユニシス基本契約によれば、両業務は、ユニシスから提出された提案書を基に貴センターとユニシスとの間で合意した実施計画に沿って実施することとされており、両業務の実施に当たっては、毎事業年度、当該事業年度における業務の実施に関する契約(以下「実施契約」という。)を別途締結することとされている。また、各事業年度の実施契約に定める両業務に係る支払額は、業務の実施に必要な基本的な経費として設定した経費(以下「基本料金」という。)と、スポーツ振興くじの売上額の増加に伴い増加する業務量を処理するため別途発生する経費(以下「追加料金」という。)との合計額とするとされている。

そして、両業務に係る17事業年度から23事業年度までの間の貴センターのユニシスに対する支払額は、表1のとおり、計330億0280万余円となっている。

表1 両業務に係る貴センターのユニシスに対する支払額 (単位：百万円)

事業年度	平成17	18	19	20	21	22	23	計
業務								
経営管理業務 (うち追加料金)	10 (—)	120 (—)	1,711 (393)	1,614 (419)	653 (163)	617 (210)	426 (—)	5,154 (1,186)
システム開発 等業務	293	3,479	4,111	5,679	5,047	4,779	4,456	27,848
事業年度計	303	3,600	5,822	7,294	5,700	5,397	4,883	33,002

(注) システム開発等業務については、両者間の協議に基づいて追加料金を支払っていない。

(4) ユニシス基本契約終了後の経営管理業務

貴センターは、ユニシス基本契約の終了後の経営管理業務について、22年6月、公募を行い、翌7月に、企画競争により応募のあった5者からアビームコンサルティング株式会社(以下「アビーム」という。)を優先交渉権者として選定し、アビームとの間で、22年9月から30年3月までを契約期間(ただし、22年9月から25年3月までの間は、ユニシス基本契約の終了後の経営管理業務実施に向けての準備期間である。)とする基本契約(以下「アビーム基本契約」という。)を随意契約により締結している。そして、アビーム基本契約では、事業年度ごとに締結する実施契約で定められた経営管理業務に係る基本料金を支払うこととされている。また、基本料金の支払に当たり、各事業年度の売上額があらかじめ定めた目標金額を超えた場合には、目標金額を超えた金額に基準料率を乗じて得た金額を加算し、売上額が目標金額を下回った場合には、目標金額を下回った金額に基準料率を乗じて得た金額を減算して支払うこととされている。

そして、経営管理業務に係る22、23両事業年度における貴センターのアビームに対する支払額は、計6億0217万余円となっている。

(5) 独立行政法人における契約の適正化

政府は、19年12月の「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定)において、独立行政法人の効率化に関する措置として、各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、真に競争性及び透明性が確保される方法により実施するとしている。

また、総務省は、20年11月に各府省官房長に宛てて「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成22年総務省行政管理局長事務連絡)を発している。同事務連絡において、「独立行政法人は、業務運営の自立性を確保することとされており、契約方法については、原則として各法人の自立性に委ねられているものの、業務の公共性に鑑み、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、業務運営の適正性・透明性を確保することが強く要請される」とされている。そして、その上で、独立行政法人が、予定価格の作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を会計規程等において明確かつ具体的に定めることなどの措置を講ずるよう要請されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、貴センターにおいて、両業務の契約について、契約事務等が会計規則、契約規程等に基づき適切に行われているか、ユニシス及びアビームに対する支払額等は妥当なものとなっているかなどに着眼して、ユニシス基本契約及びこれに係る実施契約計100件(17事業年度から23事業年度までの間の支払額計330億0280万余円)、アビーム基本契約及びこれに係る実施契約計2件(22、23両事業年度の支払額計6億0217万余円)を対象として、基本契約書、実施契約書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 実施契約に係る予定価格の作成について

契約規程によれば、前記のとおり、随意契約による場合であっても、一般競争の場合に

準じて、あらかじめ、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定め、これを記載した書面を作成しなければならないこととされている。

しかし、貴センターは、17事業年度から23事業年度までの間に、随意契約によりユニシスとの間で締結した経営管理業務に係る実施契約(10件、支払額計51億5415万余円)及びシステム開発等業務に係る実施契約(90件、支払額計278億4864万余円)の全ての契約(計100件、支払額計330億0280万余円)については、予定価格を定めないまま、ユニシスから提出された見積書に提示された金額と同じ金額で契約を締結していた。

また、22、23両事業年度に、随意契約によりアビームとの間で締結した経営管理業務に係る実施契約(2件、支払額計6億0217万余円)については、契約部門において予定価格を作成していたものの、この予定価格は、その作成前に、実施部門とアビームとの間で基本料金としてあらかじめ合意していた金額と同額となっており、その額は、アビームが見積書に記載していた金額と同額であることなどから、取引の実例価格等を考慮して定めたものとはなっていなかった。

以上のことから、両業務に係る実施契約は、予定価格が有するとされる契約相手方の提示額等の適否を判断する基準としての機能が全く果たされないまま締結されていたと認められる。

(2) 両業務に係る支払額の妥当性等について

ア 基本料金の妥当性等について

各事業年度の実施契約に基づき、貴センターがユニシスに対して17事業年度から23事業年度までの間に支払った基本料金は計318億1672万余円、また、アビームに対して22、23両事業年度に支払った基本料金は計6億0217万余円となっている。

しかし、これらの実施契約に関する諸手続については、組織規則により、スポーツ振興投票等業務に係る実施部門からの申請等を受けて、契約部門が会計規則等に基づき行うこととされているにもかかわらず、実際には、実施部門が行っていた。そして、実施部門とユニシス又はアビームとの間での見積書に関する協議の内容や契約額となる基本料金決定の経緯等に関する記録が残されていないことから、契約の締結に当たり、見積書に示された金額を基にどのようにして基本料金が決められたのかなどについての確認はできなかった。

また、各事業年度の実施契約に基づいてユニシス又はアビームにより実施された業務が基本料金に見合ったものとなっていたかどうかについても、提供された業務等に関する記録等が残されていないことなどから、確認することは著しく困難な状況となっていた。

これらのことから、基本料金の妥当性等については、検証できない状況となっている。

イ ユニシスとの間の実施契約における追加料金の妥当性等について

前記のとおり、貴センターのユニシスに対する支払額には、基本料金のほかに、追加料金が含まれており、貴センターが19事業年度から22事業年度までの間に支払った追加料金は、表2のとおり、計11億8607万余円となっている。

表2 各事業年度における目標金額、売上額、追加料金等

(単位：百万円)

事業年度 区分	平成 17	18	19	20	21	22	23	計
目標金額	—	25,000	26,225	40,000	63,000	63,000	63,000	
売上額	14,905	13,470	63,711	89,741	78,547	84,811	82,673	
超過額	—	△ 11,529	37,486	49,741	15,547	21,811	19,673	
経営管理業務に係る追加料金	—	—	393	419	163	210	—	1,186

両業務の追加料金については、ユニシス基本契約において実施計画の基とされている提案書では、「[(スポーツ振興くじの)売上の増加に伴い増加する業務量进行处理する費用]について当初設定した売上高に対して売上増加分の1%を上限とし、別途センターと協議し決定することとする」などとされており、これを受けて、各事業年度の実施契約に基づき、スポーツ振興くじの売上額が目標金額を超えた場合は、目標金額を超えた金額に別途定める料率を乗じて得た金額を上限としてユニシスと協議して決定するなどとされていた。

しかし、追加料金に係る目標金額の設定、追加料金の料率、実際の支払額に関する協議等の契約に係る諸手続についても、基本料金と同様に、契約部門ではなく実施部門が行っていた。

また、貴センターは、提案書に記載された「売上の増加に伴い増加する業務」の内容や業務量等について把握しておらず、追加料金の支払に当たっても、実際に売上げが増加したことに伴って増加した業務の内容や業務量及びこれ进行处理するために追加で要した経費の内容、実績等について確認していなかった。さらに、基本料金と同様に、実際の支払額に関するユニシスとの協議内容等の記録が残されていないことから、どのようにして追加料金が決められたのかなどについての確認はできなかった。

これらのことから、追加料金の妥当性等については、検証できない状況となっている。

なお、貴センターの実施部門は、追加料金について、ユニシスが経営管理業務を実施したことに起因してスポーツ振興くじの売上げが増加したことに対する成功報酬であるとの合意があったとしているが、合意に関する記録等が残されていないため、その事実は確認できなかった。

このように、ユニシス又はアビームとの間の実施契約において、契約に係る諸手続を実施部門が行っていたり、基本料金及び追加料金の決定等に関する記録が残されていないことなどから、これらの支払額の妥当性等を検証することができない状況となっていたりなどしている事態は、収益のうちの3分の1に相当する金額が国庫に納付され、残る3分の2に相当する金額がスポーツ振興くじ助成の財源に充てられるスポーツ振興投票等業務の運営の適正性及び透明性を著しく損なうものであると認められる。

(3) 審議委員会での審議の状況について

貴センターは、両業務の契約をスポーツ振興投票等業務を実施する上で特に重要な契約と位置付けている。また、17事業年度から23事業年度までのスポーツ振興投票等業務に

係る運営費から貴センターの職員に係る人件費等を控除するなどした「スポーツ振興投票業務運営費」に対する両業務の実施契約計 102 件に係る支払額の割合をみても、表 3 のとおり、34.6% となっており、大きな割合を占めている。

表 3 スポーツ振興投票業務運営費に対する両業務に係る支払額の推移 (単位：百万円、%)

区分 \ 事業年度	平成 17	18	19	20	21	22	23	計
スポーツ振興投票業務運営費 (a)	7,274	7,241	15,542	17,862	15,468	16,243	17,345	96,979
うち経営管理業務に係る支払額	10	120	1,711	1,614	653	772	874	5,756
うちシステム開発等業務に係る支払額	293	3,479	4,111	5,679	5,047	4,779	4,456	27,848
両業務に係る支払額計 (b)	303	3,600	5,822	7,294	5,700	5,552	5,330	33,604
スポーツ振興投票業務運営費に対する両業務に係る支払額の割合 (b) / (a)	4.1	49.7	37.4	40.8	36.8	34.1	30.7	34.6

これらを踏まえて、ユニシス基本契約及びこれに係る実施契約計 100 件並びにアビーム基本契約及びこれに係る実施契約計 2 件について、貴センターにおける審議委員会の審議の状況等について確認した。その結果、審議委員会は、審議委員会規程においてプロポーザル方式等を実施する場合に技術提案書等の特定に関する事項を審議することができることと明記されていることから、ユニシス基本契約又はアビーム基本契約の締結に当たって、公募に応じた複数の者から提出された技術提案書等の特定に関する事項を審議し、優先交渉権者としてそれぞれユニシスとアビームを選定していたものの、実施契約の内容等については、審議を行う事項に該当しないとして、審議の対象としていなかった。

しかし、これらの契約は、貴センターが、スポーツ振興投票等業務を実施する上で特に重要な契約と位置付けているものであり、かつ、その支払額も多額となっていることから、契約の適正な執行及び履行の確保を図るために設置するとしている審議委員会の目的及びスポーツ振興投票等業務の適正かつ透明な運営を確保するためにも、審議の対象とすべきであったと認められる。特に、各事業年度の実施契約は、価格について競争性が確保されていない随意契約によっていることから、これらの契約に係る見積額が市場価格や他の取引実例等に照らして妥当なものとなっていたかなどについて審議すべきであったと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

貴センターにおいて、①会計規則等の規定に反して、作成しなければならないとされている予定価格を適正に作成していない事態及び実施部門が契約に係る諸手続を行っている事態、②支払額の決定に関する記録や提供された業務に関する記録等が残されていないことなどから、これらの妥当性等を確認できない事態、③両業務のように貴センターにとって重要な契約が審議委員会における審議の対象となっていない事態は、いずれも適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴センターにおいて、次のことなどによると認められる。

- ア 会計規則、契約規程等を遵守して契約事務等を行わなければならないことについての認識が欠けていること
- イ 契約に係る支払額の妥当性等を確保するためには、支払額等の決定に関する記録や提供された業務に関する記録等を残しておく必要があるにもかかわらず、このような体制の整備が行われていないこと
- ウ 審議委員会規程において、貴センターの事業運営にとって重要な契約等が審議委員会の審議の対象とされていないことなどから、両業務の契約に関して、審議委員会が十分に機能していないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴センターは、スポーツの振興を図ることなどを目的として設置された独立行政法人であり、この目的を達成する上でスポーツ振興投票等業務は重要な業務の一つである。そして、スポーツ振興投票等業務の収益のうち、3分の1に相当する金額については国庫に納付し、残る3分の2に相当する金額についてはスポーツ振興くじ助成の財源に充てなければならないこととされている。このため、スポーツ振興投票等業務に係る運営費の節減は、収益の増加に貢献し、国庫納付及びスポーツ振興くじ助成の金額にも影響を与えることになることから、両業務については、適切な履行を確保するとともに適正な価格により契約を締結することが必要である。

については、貴センターにおいて、今後も引き続き両業務を専門の業者に外注して実施していくこととしていることから、適正な手続に基づいて契約を行うとともに、スポーツ振興投票等業務の公共性に鑑み、契約に係る支払額の妥当性等を明らかにすることにより、同業務の適正性及び透明性を確保するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 会計規則等に基づき、予定価格を作成するなど、契約事務等を適切に行うこと
- イ 支払額等について、協議の内容、経緯等に関する記録や基礎資料等によりその妥当性等を明らかにすることができるよう体制を整備すること
- ウ 審議委員会規程について、審議を行う事項等を見直すとともに審議の対象とする契約及び契約額の範囲を定めるなどの所要の改定を行うなどして、貴センターの業務運営にとって重要な契約については、審議委員会において適切に審議するようすること

第32 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 雇用促進住宅の家賃等滞納者に対して通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行うとともに、貸与契約の解除に伴い発生する損害金を債権として適切に把握し管理するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

科 目	(宿舎等勘定) 未収金、雑益 等	
部 局 等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構本部、7 都道府県職業訓練支援センター(平成 23 年 9 月 30 日以前は独立行政法人雇用・能力開発機構本部、7 都道府県センター)	
貸与契約の解除手続の概要	5 か月分の家賃等が滞納となった場合に、家賃等滞納者に対して、指定の納入期限までに滞納家賃等の支払がなければ、雇用促進住宅の貸与契約を解除する効果が生ずる催告書を送付するもの	
損害金の概要	家賃等滞納者が貸与契約の解除後に雇用促進住宅を明け渡さない場合に発生する不法入居による損害金(家賃の 2 倍相当額)等	
7 県に係る 5 か月分以上の滞納家賃等	1,180 件	3 億 5962 万余円(平成 22 年度末)
上記のうち通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行っていないもの(1)	1,034 件(1,034 戸分)	3 億 4259 万円
7 県に係る損害金の発生額	855 件	5 億 7805 万余円(平成 22 年度末)
上記のうち損害金の未収額(2)	855 件 (855 戸分)	5 億 1132 万円
(1)及び(2)の計	1,889 件(1,171 戸分)	8 億 5392 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

雇用促進住宅の貸与契約の解除手続及び損害金の債権管理について

(平成 23 年 12 月 26 日付け 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 損害金等の概要

(1) 雇用促進住宅の概要

貴機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成 23 年法律第 26 号。以下「廃止法」という。)に基づき、平成 23 年 10 月 1 日に解散した独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「旧機構」という。)が実施していた雇用促進住宅(公共職業安定所の広域職業紹介により移転就職する者に貸与するための宿舎をいう。以下同じ。)の管理運営等に係る業務を承継して実施しており、承継した雇用促進住宅は 1,333 住宅、123,271 戸となっている。

(2) 雇用促進住宅の家賃の徴収等

旧機構は、雇用促進住宅運営要領(平成16年要領第46号。以下「要領」という。)等に基づき、雇用促進住宅の貸与契約を締結した入居者から、家賃については入居日から明渡し日までの期間について、共益費については入居日の属する月から明渡し日の属する月の前月までの期間について、それぞれ各月分を前月末(新規に入居する者の入居日の属する月分及び翌月分については入居日。以下「支払期限」という。)までに徴収することとしていた。また、入居者が雇用促進住宅の敷地内に設置された駐車場を利用している場合は、駐車料金(以下、家賃、共益費及び駐車料金を合わせて「家賃等」という。)を、家賃の徴収の取扱いに準じて徴収することとしていた。

そして、旧機構は、雇用促進住宅の管理運営等に係る業務のうち、貸与契約の締結・解除、家賃等の徴収・督促、雇用促進住宅の明渡しに係る訴訟等に係る業務を、財団法人雇用振興協会(以下「受託者」という。)に委託して実施していた。

(3) 家賃等の滞納及び損害金等の概要

ア 家賃等の滞納

前記のとおり、雇用促進住宅の入居者は、要領等に基づき、各月分の家賃等を支払期限までに支払うこととされているが、当該入居者が支払期限を超過しても家賃等を支払わなかった場合には滞納(以下、滞納となった家賃等を「滞納家賃等」という。)となる。そして、旧機構の22年度末現在における滞納家賃等の残高は、19億3838万余円となっていた。なお、23年10月1日に貴機構が承継した滞納家賃等の残高は、21億6936万余円となっている。

イ 貸与契約の解除手続及び損害金の概要

旧機構は、緊急一時入居者等を除く雇用促進住宅の入居者が家賃等を滞納した場合に、受託者が旧機構の代理人として、「雇用促進住宅の賃貸料等滞納者に対する督促等手続」(平成17年4月28日付け17雇能理発第28号。以下「通達」という。)等に基づき、次のとおり貸与契約の解除手続等を行うこととしていた(図1参照)。

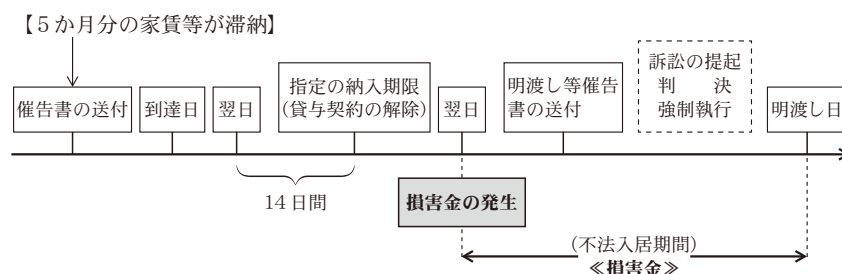
- ① 5か月分の家賃等が滞納となった場合に、受託者は、家賃等を滞納している入居者(以下「家賃等滞納者」という。)に対して、滞納家賃等の支払を求めるなどの催告書を送付する。この際、当該催告書に定める納入期限(以下「指定の納入期限」という。)は、同催告書が家賃等滞納者に到達した日の翌日から起算して14日目の日とする。同催告書は、家賃等滞納者が指定の納入期限までに滞納家賃等の全額を支払わない場合に、指定の納入期限の経過をもって貸与契約を解除する効果が生じるものとなっている。
- ② 指定の納入期限までに滞納家賃等の全額の支払がない場合に、受託者は、家賃等滞納者に対して、貸与している雇用促進住宅の明渡し、滞納家賃等の支払並びに貸与契約の解除日の翌日から明渡し日までの間等の不法入居による損害金(家賃の2倍相当額を徴収するもの)及び駐車場の不法利用による損害金(駐車料金相当額を徴収するもの。以下、不法入居による損害金と合わせて「損害金」という。)の支払を請求する催告書(以下「明渡し等催告書」という。)を送付する。
- ③ 家賃等滞納者が明渡し等催告書を受領したにもかかわらず不法入居している雇用促進住宅を明け渡さない場合に、受託者は、当該家賃等滞納者に対して雇用促進住宅の

明渡し並びに滞納家賃等及び損害金の支払を請求する訴訟を提起することを旧機構の都道府県センター(23年10月1日以降は貴機構の都道府県職業訓練支援センター。以下「センター」という。)所長に依頼し、各センター所長は、当該訴訟に関する事務を弁護士に委任するなどの手続を行う。

また、各センター所長は、当該訴訟に係る滞納家賃等及び損害金の管理状況を記録する帳簿(以下「管理状況記録簿」という。)を作成し、判決後に滞納家賃等及び損害金の支払を受けた場合は、その都度、支払の事実を記録して、滞納家賃等及び損害金を適切に把握し管理する。

- ④ 判決が下されたにもかかわらず家賃等滞納者が不法入居している雇用促進住宅を明け渡さない場合に、受託者は、強制執行の申立てを行うことを各センター所長に依頼し、各センター所長は不法入居の解消を図る。
- ⑤ 受託者は、家賃等滞納者ごとに督促事跡表を作成し、上記の①から④までの催告書及び明渡し等催告書の送付、訴訟及び強制執行の経緯や結果等を、その都度、督促事跡表に記録する。

図1 貸与契約の解除手続及び損害金の発生の流れ



旧機構は、このように雇用促進住宅の管理運営等に係る業務を実施していたが、同業務を承継した貴機構においても、現在、旧機構と同様の方法で同業務を実施している。

(注1) 緊急一時入居者 平成20年12月以降に、国の緊急対策として、派遣契約の中途解約等に伴い社員寮等からの退去を余儀なくされて住居を喪失した者で雇用促進住宅に入居した者

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、滞納家賃等の残高は多額に上っていたため、家賃等の滞納による貸与契約の解除に伴い発生する損害金も多額になると思料された。

そこで、本院は、合规性等の観点から、通達に定める貸与契約の解除手続が適正に行われているか、損害金の発生額及び未収額が適切に把握し管理されているかなどに着眼して、7センター^(注2)が業務担当区域とする7県^(注3)に所在する雇用促進住宅に係る22年度末現在における5か月分以上滞納となっているなどの家賃等(以下「7県に係る5か月分以上の滞納家賃等」という。)1,180件、3億5962万余円を対象として、旧機構本部、7センター及び受託者において、督促事跡表等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、7県に係る損害金等について報告を求め、集計するなどの方法により検査を行った。

(注2) 7センター 愛知、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎各センター

(注3) 7県 愛知、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎各県

(検査の結果)

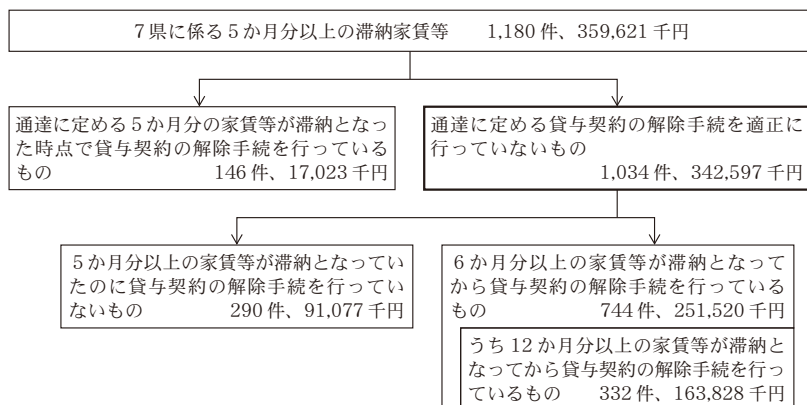
検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 家賃等が滞納となった場合における貸与契約の解除手続について

前記のとおり、通達によると、5か月分の家賃等が滞納となった場合に、家賃等滞納者に対して催告書を送付し、指定の納入期限までに滞納家賃等の全額の支払がなければ、貸与契約を解除することとされている。なお、貸与契約の解除に当たり催告書を送付する滞納月数を5か月分としているのは、旧機構において、判例等を考慮した結果であるとしていた。

そこで、貸与契約の解除手続の実施状況を検査したところ、図2のとおり、7県に係る5か月分以上の滞納家賃等1,180件、3億5962万余円のうち1,034件、3億4259万余円については、通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行っておらず、5か月分以上の家賃等が滞納となっていたのに解除手続を行っていないため損害金が発生しないことになっていたり、6か月分以上の家賃等が滞納となってから解除手続を行っているため損害金の発生額が過小に算定されていたりしていた。そして、この中には、12か月分以上の家賃等が滞納となってから解除手続を行っているものも332件(これに係る滞納家賃等1億6382万余円)見受けられた。

図2 7県に係る貸与契約の解除手続の実施状況



(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てているため、合計が一致しないものがある。

(2) 損害金の債権管理について

ア 損害金の発生額及び未収額の把握・管理状況

前記のとおり、貸与契約の解除日の翌日から損害金が発生することになるが、旧機構は、滞納家賃等については賃貸台帳等で債権として管理していたものの、損害金については、これを家賃等滞納者等から徴収することが困難であるとして債権と認識しておらず、支払があった損害金の収納済額を賃貸台帳に記録しているのみであった。このため、旧機構は、家賃等滞納者等ごとに損害金の発生額及び未収額を把握しておらず、その結果、損害金全体の発生額及び未収額も把握し管理していない状況となっていた。しかし、損害金は、金銭の給付を受けることを目的として家賃等滞納者等に対して有する権利であり、損害金についても滞納家賃等と同様に債権として管理を行う必要がある。

そして、上記のとおり、旧機構においては損害金の発生額及び未収額を把握し管理していなかったことから、それぞれの金額を本院で算定したところ、次表のとおり、7センターが業務担当区域とする7県に所在する雇用促進住宅に係る22年度末までの損害

金(以下「7県に係る損害金」という。)の発生額は855件、5億7805万余円、未収額は855件、5億1132万余円となっていた。

なお、支払のあった損害金の収納済額は、滞納家賃等に係る電子データと共に賃貸台帳に記録することになっているが、5年の消滅時効が成立した滞納家賃等に係る電子データは賃貸台帳から削除することになっていたことから、17年度以前に雇用促進住宅を明け渡した者に係る損害金の未収額については算定することができなかった。

表 7県に係る損害金の発生額及び未収額

平成22年度末までの損害金の発生額		うち判決で請求が認められた損害金の発生額		22年度末までに支払われた損害金の収納済額	22年度末現在の損害金の未収額
855件	(A) 578,050千円	275件	311,309千円	(B) 66,721千円	(A-B) 511,329千円

また、前記のとおり、各センター所長は管理状況記録簿を作成し、判決後に損害金の支払を受けた場合は、その都度、支払の事実を記録して、損害金を適切に把握し管理することとされている。

しかし、7県に係る損害金のうち判決で請求が認められた損害金の発生額は、前記の表のとおり、275件、3億1130万余円となっていたが、7センターの各所長のいずれもが管理状況記録簿を作成していなかった。これについて、旧機構は、7県に係る損害金については、受託者が独自に作成している滞納額一覧表等をもって管理状況記録簿に代えているとしていた。しかし、この滞納額一覧表を確認したところ、貸与契約の解除日の翌日から訴訟の提起時までの分に係る損害金の額を算定しているだけで、訴訟の提起後については継続して算定していないため、損害金の発生額の総額を把握することができないものとなっていた。

このように、損害金については、その全体の発生額及び未収額を把握し管理していないだけでなく、判決で請求が認められた損害金についても十分に把握し管理していない状況となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡県に所在する雇用促進住宅A宿舎の入居者Bが、平成20年10月分以降の6か月分の家賃等(月額43,400円)を滞納したことから、受託者は、Bに対して催告書を送付した。しかし、Bは、指定の納入期限までに滞納家賃等の全額を支払わなかったため、指定の納入期限の経過をもって21年4月に貸与契約は解除された。これに伴い、Bは雇用促進住宅の明渡し並びに滞納家賃等及び損害金の支払をしなければならないが、これらを履行しなかったため、旧機構(福岡センター)は、22年3月に訴訟を提起した。その後、Bによる控訴及び上告を経て、23年3月に、明渡し及び支払の請求を認める判決が確定し、同月末に、Bは同宿舎を明け渡した。

しかし、旧機構は、損害金の発生額について、受託者が独自に作成している滞納額一覧表により、訴訟の提起時までの額634,060円を把握しているのみで、Bの明渡し日をもって確定した損害金の発生額の総額2,143,730円を把握しておらず、また、これを債権として管理していなかった。

イ 損害金の請求等の実施状況

前記のとおり、指定の納入期限までに滞納家賃等の全額の支払がない場合に、家賃等滞納者に対して明渡し等催告書を送付して、損害金の支払を請求することとされている。しかし、7県に係る損害金 855 件のうち 6 割を超える 567 件については、明渡し等催告書が送付されていない状況となっていた。

また、損害金は私法上の債権に当たるため、支払を請求する訴訟を提起するなどの時効中断の措置を執らないと、10 年で時効により消滅することとなるが、通達には損害金の時効中断の措置を執るために必要な手続について明確に定められていなかった。

そこで、損害金の時効中断の措置の実施状況を検査したところ、7 県に係る損害金 855 件のうち 6 割を超える 539 件については、時効中断の措置を執っていない状況となっていた。

上記ア及びイの事態は、損害金の未収額が増加したり、時効により消滅する損害金が増加したりすることにつながるおそれがあるため、適切とは認められない。

なお、(1)の事態に係る滞納家賃等の件数 1,034 件(1,034 戸分)と(2)の事態に係る損害金の未収額の件数 855 件(855 戸分)の計は、1,889 件(1,171 戸分)となる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

以上のように、通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行っていなかったり、損害金の発生額及び未収額を適切に把握し管理していなかったりなどしている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、旧機構において、次のことによると認められる。

- ア 通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行うことについての受託者に対する指導が十分でないこと
- イ 損害金の発生額及び未収額の適切な把握・管理や損害金の請求等の必要性及び重要性についての認識が十分でないこと
- ウ 損害金の債権管理簿や時効中断の措置等の債権管理の事務に関する具体的な手続の整備が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

前記のとおり、貴機構は、廃止法の施行に伴い、旧機構が実施していた雇用促進住宅の管理運営等に係る業務に関する一切の権利及び義務を承継しており、現在、旧機構と同様の方法で同業務を実施している。

そして、今回、会計実地検査の対象とした7県に係る前記の事態は、他の都道府県においても同様となっていると旧機構から報告を受けているところである。

については、貴機構において、損害金の発生額及び未収額を適切に把握し管理するとともに、家賃等滞納者等に対して損害金の請求等を行い、また、判決で請求が認められた損害金を管理状況記録簿に記録するよう是正の処置を要求し、及び通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行うとともに、貸与契約の解除に伴い発生する損害金を債権として適切に把握し管理するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 通達に定める貸与契約の解除手続を適正に行うよう雇用促進住宅の管理運営等に係る業務の委託を受けた者に対して指導すること

イ 雇用促進住宅に係る損害金の債権管理簿や時効中断の措置等の債権管理の事務に関する具体的な手続を整備するとともに、雇用促進住宅の管理運営等に係る業務の委託を受けた者等に対してこれを十分に周知し、これに基づいて適切に事務を行うこと

- (2) 障害者雇用納付金関係業務において、雇用障害者数の算定を誤るなどしていたため過大に支給された障害者雇用調整金等の返還を求めるなどの措置を速やかに講ずるとともに、実態の労働時間の取扱いについて事業主に対して周知徹底したり、支給申請書等の審査等を効果的に行ったりすることなどにより、障害者雇用調整金等の支給等が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

科 目	障害者雇用納付金勘定
部 局 等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(平成23年9月30日以前は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)
障害者雇用納付金等の根拠	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)
障害者雇用納付金等の概要	障害者の雇用について、法定雇用率を達成していない事業主から障害者雇用納付金を徴収して、法定雇用率を達成している事業主に対して障害者雇用調整金を支給するなどのもの
検査した障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等の額	38億6739万余円(平成22、23両年度)
上記のうち過大に支給されるなどしていた障害者雇用調整金等の額	2億6043万円(平成22、23両年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

障害者雇用納付金関係業務における障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等について

(平成24年10月3日付け 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 障害者雇用納付金等に関する業務等の概要

(1) 障害者雇用納付金等に関する業務の概要

貴機構(平成23年9月30日以前は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(以下、これらを合わせて「障害者」という。)の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、障害者雇用納付金(以下「納付金」という。)の徴収、障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)等の支給に関する業務等(以下、これらを合わせて「納付金関係業務」という。)を行っている。

そして、貴機構は、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者(以下「短時間労働者」という。)と週の所定労働時間が30時間以上の労働者(以下「短時間以外の常用雇用労働者」という。)とを合わせた常用雇用労働者の数に法定雇用率1.8%を乗ずるなどした数(以下「法定雇用障害者数」という。)より障害者である常用雇用労働者の数(以下「雇用障害者数」という。)が少ない事業主から納付金を徴収して、これを財源として、雇用障害者数が法定雇用障害者数等を超えている事業主に対して調整金又は報奨金を支給している。

なお、常用雇用労働者の数については、短時間以外の常用雇用労働者1人を1.0人として計算することとされており、また、22年6月30日以前は短時間労働者の数は常用雇用労働者の数に含まれていなかったが、20年12月の法改正に伴い、22年7月1日から短時間労働者1人を0.5人として計算することとされている。

(2) 納付金並びに調整金及び報奨金の概要

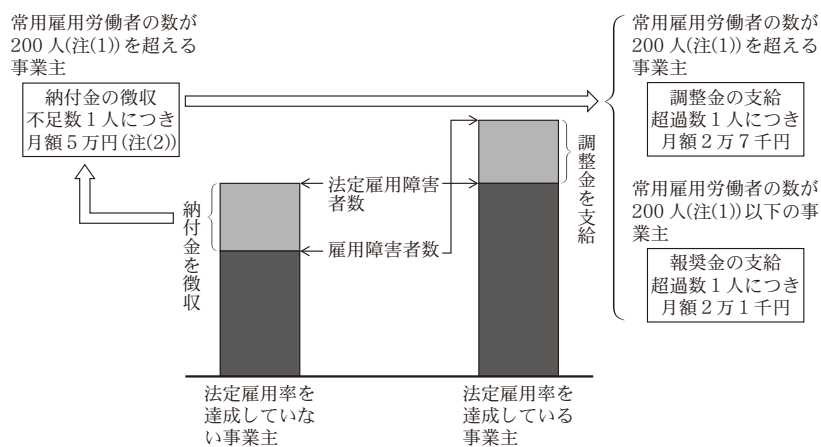
貴機構が事業主から徴収する納付金並びに事業主に支給する調整金及び報奨金の概要は次のとおりとなっている(図参照)。

ア 納付金の納付義務者は、常用雇用労働者の数が200人(22年6月30日以前は300人。以下同じ。)を超え当該年度の月ごとの初日等(以下「算定基礎日」という。)における雇用障害者数の合計が当該年度の月ごとの算定基礎日における法定雇用障害者数の合計に不足する事業主であり、納付金の額はその不足数1人につき5万円(常用雇用労働者の数が200人を超え300人以下の事業主については、22年7月1日から27年6月30日までは4万円)となっている。

イ 調整金の支給対象者は、常用雇用労働者の数が200人を超え当該年度の月ごとの算定基礎日における雇用障害者数の合計が当該年度の月ごとの算定基礎日における法定雇用障害者数の合計を超える事業主であり、調整金の額はその超過数1人につき2万7千円となっている。

ウ 報奨金の支給対象者は、常用雇用労働者の数が200人以下で当該年度の月ごとの算定基礎日における雇用障害者数の合計が当該年度の月ごとの算定基礎日における常用雇用労働者の数に100分の4を乗じて得た数の合計数又は72人のいずれか多い数を超える事業主であり、報奨金の額はその超過数1人につき2万1千円となっている。

図 納付金並びに調整金及び報奨金のイメージ



注(1) 平成22年6月30日以前は300人。

注(2) 常用雇用労働者の数が200人を超え300人以下の事業主については、平成22年7月1日から27年6月30日までは4万円。

(3) 雇用障害者数の算定等

雇用障害者数の算定に当たっては、労働者の障害の程度等により、次のように計算することとされている。

ア 障害の程度が重度の身体障害者又は知的障害者(以下「重度障害者」という。)を短時間以外の常用雇用労働者として雇用している場合は当該労働者1人を2.0人として、また、短時間労働者として雇用している場合は当該労働者1人を1.0人としてそれぞれ計算する。

イ 障害の程度が重度以外の身体障害者又は知的障害者を短時間以外の常用雇用労働者として雇用している場合は当該労働者1人を1.0人として、また、22年7月1日からは短時間労働者として雇用している場合は当該労働者1人を0.5人として計算する。

ウ 精神障害者を短時間以外の常用雇用労働者として雇用している場合は当該労働者1人を1.0人として、また、短時間労働者として雇用している場合は当該労働者1人を0.5人として計算する。

また、貴機構は、週の所定労働時間と実態の労働時間との間に常態的ない離がある場合は、実態の労働時間により常用雇用労働者に該当するか否かの判断をすることにしており、事業主向けの納付金の申告書並びに調整金の支給申請書及び報奨金の支給申請書の記入説明書(以下「記入説明書」という。)には、雇用契約の内容と就労の実態に相違がある場合は、就労の実態により常用雇用労働者であるか否か判断される場合があると記載している。

(4) 調整金の支給申請書等の審査等

納付金の納付義務者又は調整金若しくは報奨金の支給対象者は、年度ごとに、納付金の申告書又は調整金若しくは報奨金の支給申請書に障害者雇用状況等報告書(以下、これらを合わせて「支給申請書等」という。)を添付して、47都道府県に設置されている貴機構の地域障害者職業センター(22年度までは、貴機構が支給申請書等の受付業務等を委託していた雇用開発協会等。以下、地域障害者職業センターを「センター」という。)を経由して貴機構の本部に提出し、貴機構は本部において、その内容を審査した上で、必要に応じて修正を求めて、納付金又は調整金若しくは報奨金の額を決定している。

貴機構は、上記の審査等に当たっては、貴機構が定めた「障害者雇用納付金、障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金関係業務手引」(以下「業務手引」という。)等に基づき、納付金の申告書又は調整金若しくは報奨金の支給申請書に記載されている雇用障害者数等の算定内訳と、当該算定の基となる障害者数、障害者名、障害の程度等が記載された障害者雇用状況等報告書とを突合するなどして、記載内容や計数に誤りがないか確認等を行うこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

納付金関係業務については、前記の法改正に伴い、22年7月1日から、納付金の納付義務等が適用される対象範囲が常用雇用労働者の数が300人を超える事業主から200人を超える事業主に拡大され、また、短時間労働者も常用雇用労働者の数に含まれたことから、業務量の増大が見込まれる状況となっている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、納付金の徴収並びに調整金及び報奨金の支給が適正に行われているかなどに着眼して、22、23 両年度に納付金の納付を行ったり、調整金又は報奨金の支給を受けたりなどした事業主のうち 368 事業主(これらの事業主が納付した納付金並びにこれらの事業主に支給された調整金及び報奨金の額計 38 億 6739 万余円)を選定して、機構本部及び全国 47 センターのうち 16 センターにおいて、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に貴機構に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、125 事業主において、納付金の申告又は調整金若しくは報奨金の申請に当たり、実態の労働時間が週に 20 時間未満であることから常用雇用労働者に該当しない障害者であるのに、雇用契約書等による週の所定労働時間が 20 時間以上であることから常用雇用労働者に該当するとして雇用障害者数に含めていたり、障害の程度が重度以外の障害者を重度障害者としていたりなどして、雇用障害者数の算定を誤っていた。

そして、貴機構は、これらの納付金の申告又は調整金若しくは報奨金の申請について、前記のとおり、事業主からセンターを経由して本部に提出された支給申請書等の記載内容や計数の確認等を行っていたが、勤務実態等が確認できる関係書類の提出を事業主に求めて、これにより記載内容の真实性を確認することなどについては、業務手引等にも示されていないことなどから、全く行っていなかった。

その結果、納付金の徴収が 9 事業主において計 1697 万円不足しており、また、調整金が 51 事業主において計 9718 万余円、報奨金が 79 事業主において計 1 億 4627 万余円それぞれ過大に支給されており、徴収又は支給が適正に行われていなかった納付金、調整金等が合計 2 億 6043 万余円見受けられた(これらの事態には重複している事業主がある)。

上記の事態について、その事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴機構和歌山センター管内の特定非営利活動法人 A は、平成 23 年度の報奨金の申請の際に、雇用する障害者 24 人全員が常用雇用労働者に該当するとして雇用障害者数の算定を行い、報奨金の額を 3,969,000 円として申請していた。そして、貴機構は、報奨金の支給申請書及び障害者雇用状況等報告書により審査を行った上で、申請どおり同額の報奨金を支給していた。

しかし、実際には、上記の障害者 24 人は全員の実態の労働時間が週に 3 時間から 16 時間程度であり、常態的に 20 時間未満であったことから、いずれも常用雇用労働者に該当せず、雇用障害者数の算定に含めることができないにもかかわらず、貴機構は本件報奨金を支払っていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

実態の労働時間が週に 20 時間未満であることから常用雇用労働者に該当しない障害者を雇用障害者数に含めて納付金の申告又は調整金若しくは報奨金の申請をするなどしている事業主において、納付金の徴収が不足していたり、調整金及び報奨金が過大に支給されていたりしている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、週の所定労働時間と実態の労働時間の間に常態的なかい離がある場合は、実態の労働時間により常用雇用労働者に該当するか否

かを判断する取扱いになっていることについて、事業主に対して十分に周知徹底していないこと、また、事業主が雇用障害者数の算定を誤るなどして、支給申請書等の記載が事実と相違しているのに、勤務実態等が確認できる関係書類の提出を求めて、記載内容の真実性を確認することなどの重要性に対する認識が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

法定雇用率については、法第43条第2項の規定に基づき、少なくとも5年ごとに見直すこととされており、25年4月から2.0%に引き上げられることとなっている。また、前記の法改正に伴い、27年4月からは、納付金の納付義務等が適用される対象範囲が常用雇用労働者の数が100人を超える事業主に更に拡大されることになっており、納付金関係業務については、今後ともより適正な実施が求められる状況となっている。

については、貴機構において、前記の125事業主に係る納付金の徴収不足額並びに調整金及び報奨金の過大支給額について、速やかに納付及び返還を求めるよう是正の処置を要求するとともに、納付金関係業務がより適正に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 週の所定労働時間と実態の労働時間間に常態的なかい離がある場合は、実態の労働時間によって常用雇用労働者に該当するか否かを判断する取扱いになっている旨を注意喚起のために記入説明書に明記した上で、事業主に対して説明会を開催するなどして更なる周知徹底を図ること

イ 事業主から提出された支給申請書等の記載内容の真実性を確認するために、勤務実態等が確認できる関係書類の提出を適宜求めるなどして記載内容を確認することとするなど、効果的な審査等が行われるようにすること

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所の設置について

(平成22年度決算検査報告750ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人雇用・能力開発機構(平成23年10月1日解散。以下「旧機構」という。)は、雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所を20年度に設置する際に、都道府県庁所在地等の中心街に設置する理由が既に失われるなどしていたにもかかわらず、経済的な設置場所や雇用促進住宅の施設の有効活用についての検討を十分に行うことなく19年度まで上記業務を受託していた受託者が使用していた貸事務所をそのまま使用することにしたため、その設置に係る費用が多額となっている事態が見受けられた。

したがって、旧機構において、多額の賃借料を支払って設置している統括事務所について、雇用促進住宅の遊休している施設、利用が可能な集会所等の施設又は旧機構の廃止に伴って空きが生ずると考えられる旧機構の施設を有効活用するなどして、これらの施設に統括事務所を設置することにより、統括事務所の設置に係る費用の低減を図るよう、独立行政法人雇用・能力開発機構理事長に対して23年6月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)に基づき、旧機構が実施していた雇用促進住宅の管理運営等に係る業務を承継した独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、同機構は、本院指摘の趣旨に沿い、北海道ブロックの統括事務所については、札幌市内の雇用促進住宅にある旧売店等の遊休施設を有効活用して24年3月から統括事務所として使用を開始することにより、統括事務所の設置に係る費用の低減を図る処置を講じていた。

そして、北海道ブロックを除く6ブロックの統括事務所は、雇用促進住宅の遊休施設等への移転に引き続き取り組むとしている。

第33 独立行政法人日本貿易振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	現金及び預金
部 局 等	独立行政法人日本貿易振興機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成24年3月末現在の現金及び預金の額	61億3188万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	8億0611万円

1 制度の概要

(1) 法人の概要

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成14年法律第172号。以下「機構法」という。)に基づき、我が国の貿易の振興に関する事業並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情についての調査研究並びにその成果の普及を行っている。

(2) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益及び損失の処理については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条第1項において、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

機構は、機構法第13条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために経済産業大臣の承認を受けて繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

(3) 不要財産の国庫納付

独立行政法人は、平成22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除

く。)に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)附則第3条(以下「附則第3条」という。)において、施行日(22年11月27日)前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなすこととされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、23年12月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を24年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、有効性等の観点から、機構が保有する資産のうち、不要財産となっているものがないかなどに着眼して、機構本部において、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、18年1月に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案」が国会へ提出されたことなどを受け、FAZ 支援センター^(注)に係る土地、建物等の処分についての検討を行った。

(注) FAZ 支援センター 輸入促進地域(Foreign Access Zone)における国際ビジネス活動の拡大と産業の国際化を支援することを目的として、専任アドバイザーによる相談・情報提供業務等を運営する施設

その結果、大阪りんくうFAZ 支援センター(取得価額7億4500万円)を20年12月に2461万余円で、境港FAZ 支援センター(同3380万円)を19年7月に672万余円で、山口FAZ 支援センター(同1億5000万円)を19年7月に9135万円でそれぞれ譲渡していた。そして、機構は、これらの譲渡に係る収入金額計1億2268万余円のうち消費税及び地方消費税に相当する額を控除した1億1699万余円を附則第3条の規定により適用する通則法第46条の2の規定に基づき23年3月に不要財産として国庫納付していた。

一方、機構は、上記3センターの譲渡に係る会計処理に関し、「[独立行政法人会計基準]及び「[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)に従い、表のとおり、18年度及び19年度の損益計算書に減損損失をそれぞれ6億4006万余円、2702万余円、また、19年度及び20年度の損益計算書に固定資産売却損をそれぞれ6206万余円、7695万余円計上していた。

表 損益計算書に計上していた減損損失及び固定資産売却損の額 (単位：千円)

FAZ 支援センター名 / 科 目	平成 18 年度 減損損失	19 年度 減損損失	19 年度 固定資産売却損	20 年度 固定資産売却損
大阪りんくう	616,403	27,026	—	76,957
境 港	23,662	—	3,413	—
山 口	—	—	58,650	—
計	640,065	27,026	62,063	76,957

上記の減損損失及び固定資産売却損(以下「減損損失等」という。)は、いずれもキャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、各年度の損益計算において、当該減損損失等と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金 8 億 0611 万余円は、機構法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、機構内部に預金等として留保されていた。

しかし、この機構内部に留保されている資金については、第 3 期中期目標期間(23 年度から 26 年度まで)に係る中期計画において、今後の使用に係る計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないことなどから、機構において、当該資金を業務の財源に充てることは想定されていないと認められた。

したがって、このように将来にわたり機構の業務を確実に実施するために必要な財産とは認められない資金を保有していることは、前記通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとっていないものとなっていて適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとって資産の見直しを行い、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24 年 6 月に、経済産業大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている資金 8 億 0611 万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第34 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第3章 第2節 第34 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

不 当 事 項

工 事

(332) 委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの

科 目	(建設勘定) (項)業務経費
部 局 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局
委 託 工 事 名	(1) 北陸新幹線富山駅付近の建設に伴う光ケーブル等の移設工事等5工事(平成18年度~23年度) (2) 北陸新幹線建設工事に伴うナフサ管移設工事(平成20年度)
委託工事の概要	(1) 北陸新幹線の建設工事の実施に当たり、支障となる光ケーブル等の移設等に係る工事を当該所有者に委託して実施するもの (2) 北陸新幹線の建設工事の実施に当たり、支障となる鋼管の移設等に係る工事を当該所有者に委託して実施するもの
委 託 工 事 費	(1) 81,987,215 円 (2) 77,055,906 円 計 159,043,121 円
受 託 者	(1) ソフトバンクテレコム株式会社 (2) 日産化学工業株式会社
契 約	(1) 平成18年12月ほか 契約5件 随意契約 (2) 平成20年6月 随意契約
支 払	(1) 平成19年3月ほか (2) 平成20年9月
過大となっていた支払額	(1) 3,904,151 円(平成18年度~23年度) (2) 3,669,328 円(平成20年度) 計 7,573,479 円

1 委託工事の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局(以下「建設局」という。)は、北陸新幹線の建設に当たって、他の事業者が所有する既存の各種施設が建設工事の支障となることから、当該施設の移設等に係る工事(以下「移設等工事」という。)をその所有者に委託して実施している。

そして、建設局は、ソフトバンクテレコム株式会社が所有する光ケーブル等の移設等に当たっては、平成18年度から23年度までの間に、日産化学工業株式会社が所有する^(注)ナフサを輸送する鋼管の移設等に当たっては、20年度に、工事期間、委託工事費、委託工事費の負担額等を定めた委託工事に係る協定等(以下「協定等」という。)を両会社との間でそれぞれ計6件締結して実施していた。

協定等によると、ソフトバンクテレコム株式会社及び日産化学工業株式会社(以下、これらを合わせて「受託者」という。)は、工事しゅん功後、速やかに工事費の精算額を記載した書類(以下「精算書」という。)を作成し、当該工事費を明らかにする関係書類を添付して建設局に提出し、これにより建設局は工事費を確定することなどとされていた。

また、受託者は、消費税法(昭和63年法律第108号)上の事業者に当たり、対価を得て行った工事については、資産の譲渡等に該当するため消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の課税対象となる。ただし、工事の対象が受託者の所有する既存の施設の移設であり、資産の帰属が受託者になる場合は、当該工事費については資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理されることとなる。

そして、建設局は、前記6件の協定等に係る委託工事費の確定に当たり、受託者から提出された精算書等に基づき、移設等工事に要する費用(以下「移設等工事費」という。)計151,469,642円に、この額を課税対象として算定した消費税相当額計7,573,479円を加算した計159,043,121円を受託者に委託工事費として支払っていた。

(注) ナフサ 石油の精製過程でガソリンと灯油の間にできる粗製ガソリン

2 検査の結果

本院は、建設局において、合規性等の観点から、委託工事費の算定が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、前記6件の協定等に係る委託工事について、精算書等の書類を検査するなどしたところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、本件委託工事の対象は、受託者が所有する既存の施設の移設であり、工事完成後の資産は受託者に帰属するものであることから、移設等工事費は資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理しなければならないものである。

したがって、前記6件の移設等工事費計151,469,642円は消費税の課税対象外であり、これに係る消費税相当額計7,573,479円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、建設局において、委託工事費の確定に当たり、移設等工事費に係る消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、精算書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

第35 独立行政法人水資源機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

水資源開発施設等について、保有の必要性について検証を実施し、不要と認められるものについては売却等の検討及び協議を行ったり、公道と兼用の管理用道路に係る管理費用について、道路管理者との間の標準的な負担方法等に係る協議方針を定め、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しの協議を行ったりなどするよう改善の処置を要求したもの

科 目	固定資産、管理業務費	
部 局 等	独立行政法人水資源機構(平成15年9月30日以前は水資源開発公団)	
水資源開発施設等の概要	独立行政法人水資源機構が、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るため、水資源開発基本計画に従い新築等を行うなどしたダム、河口堰等の施設	
検査の対象とした土地、構築物等の平成23事業年度末現在の帳簿価額	土地	511億8740万余円
	構築物等	1兆0495億7459万余円
	計	1兆1007億6199万余円
上記のうち保有する必要がないもの	土地	49億8268万円
	構築物等	30億1924万円
	計	80億0192万円
応分の負担となっていない構築物の管理費用の額	5億8695万円(背景金額)	

【改善の処置を要求したものの全文】

水資源開発施設等の保有及び管理について

(平成24年10月26日付け 独立行政法人水資源機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 水資源開発施設等の概要

(1) 水資源開発施設等の管理等の概要

貴機構(平成15年9月30日以前は水資源開発公団)は、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号。以下「機構法」という。)等に基づき、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るため、水資源開発基本計画^(注1)に従い、ダム、河口堰^{ぜき}その他の水資源の開発又は利用のための施設及び当該施設と密接な関連を有する施設の新築又は改築(以下「新築等」という。)を行っている。また、貴機構は、新築等から生じた施設及び水資源開発公団の新築等の業務の実施により生じて貴機構が承継した施設並びに愛知用水公団が保有していたかんがい排水施設等で水資源開発公団から承継した施設(以下、これらの施設を合わせて「水資源開発施設等」という。)の操作、維持、修繕その他の管理(以下「管理」という。)を行っている。

そして、管理に係る業務は、機構法に基づき施設ごとに定められた施設管理規程、水資源開発施設等の管理等に関する規程(水公規程平成6年第12号。以下「管理等規程」という。)等に基づき、水道事業者等負担金、国からの交付金、補助金等を財源にして行われている。

また、水資源開発施設等について、貴機構以外の者から使用の承認申請があったときは、貴機構は、管理等規程に基づき、当該使用により水資源開発施設等の管理に支障が生じない場合等であって、かつ、必要やむを得ないと認める場合に、承認申請した者に水資源開発施設等を使用させることとする承認(以下「使用承認」という。)を行っている。

(注1) 水資源開発基本計画 水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)に基づき、国土交通大臣が水資源開発水系を指定したときに関係各大臣に協議するなどして決定するもので、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標や、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項等が記載されたもの

(2) 兼用道路の管理

水資源開発施設等のうちの管理用道路について、貴機構は、その一部を道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受ける県道や市町村道の公道として地方公共団体に使用させている。公道の管理は、道路管理者が行うこととなっているが、貴機構は、公道と兼用の管理用道路(以下、このような道路を「兼用道路」という。)については、道路管理者である地方公共団体と協議して協定書を取り交わすなどして、個別に管理の範囲や兼用道路の管理費用の負担方法等を決定している。

(3) 貴機構における保有資産の見直し

19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」(以下「合理化計画」という。)において、独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置として、①保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進して、適切な形で財政貢献を行うこと、②上記①の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった点に沿って、保有の必要性について不断に見直しを実施することなどが定められた。

貴機構は、合理化計画等を踏まえ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の規定に基づき、20年3月に認可を受けた第2期中期計画(20年4月1日から25年3月31日までの期間)において、適正な資産管理に取り組むとともに保有資産の見直しを行うこととしている。そして、保有資産のうち、宿舍及び会議所については、集約化や売却等の処分を行うこととしている。

また、22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)において、独立行政法人の保有する施設等については、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証すること、貸付資産等も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどの取組を進めることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴機構が保有し管理を行っている水資源開発施設等の23事業年度末帳簿価額は、3兆

0254 億余円と多額に上っており、水路の改築事業が完了したことなどに伴い、22 事業年度末帳簿価額(2 兆 9975 億余円)に比べて、278 億余円増加している。

そこで、本院は、合理化計画、基本方針等を踏まえて、貴機構の水資源開発施設等について、経済性、有効性等の観点から、貴機構が保有する必要があるか、適切な管理を行っているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

(注2)
貴機構本社、11 管理所等において、23 事業年度末時点において保有している水資源開発施設等(23 事業年度末帳簿価額 土地 511 億 8740 万余円、構築物及び建物(以下「構築物等」という。)1 兆 0495 億 7459 万余円)を対象として会計実地検査を行った。検査に当たっては、水資源開発施設等に係る管理台帳等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査した。

(注2) 11 管理所等 沼田総合、千葉用水総合、草木ダム、愛知用水総合、長良川河口堰、味噌川ダム、琵琶湖開発総合、旧吉野川河口堰、香川用水各管理所、筑後川局、朝倉総合事業所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 保有する必要がないもの

土地 計 7 件 面積 509,210.4m² 23 事業年度末帳簿価額 49 億 8268 万余円
構築物等 計 4 件 橋りょう等延長 1,893.4m、建物面積 288.6m²
23 事業年度末帳簿価額 30 億 1924 万余円

貴機構が水資源開発施設等として保有し管理を行っているもののうち、水の安定的な供給の確保を図るといふ貴機構の業務の目的に沿った用途に供されておらず、使用承認等により貴機構以外の者が使用していたり、遊休していたりなどして、今後、貴機構が使用する見込みがないことから、保有する必要がないと認められる土地、構築物等が、6 管理所(注3)において見受けられた。

(注3) 6 管理所 沼田総合、千葉用水総合、愛知用水総合、長良川河口堰、琵琶湖開発総合、香川用水各管理所

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

琵琶湖開発総合管理所は、琵琶湖周辺に「湖岸堤・管理用道路」を整備する一環として、昭和 55 年度から平成 2 年度までの間に、洪水時の消波効果を有する前浜用^{しゅんせつ}及び浚渫土の処理場用として、旧水資源開発公団琵琶湖開発事業建設部が取得した同湖東岸の烏丸半島の土地(368,108.9m²)を保有して管理を行っている。

しかし、この土地は、元年度から 3 年度までの間に基盤整備が行われるなどした結果、当初の目的であった前浜としての位置付けがなくなり、このうち大半の土地及びこの土地の護岸等の構築物(土地の面積 359,174.5m²、23 事業年度末帳簿価額 44 億 5975 万余円、構築物の 23 事業年度末帳簿価額 14 億 5451 万余円)については、現在、同管理所の使用承認等により、滋賀県が博物館、土砂仮置場等の敷地として、同県草津市が植物園、道路等の敷地としてそれぞれ使用するなどしており、同管理所が業務の目的に沿って使用しているのは、「湖岸堤・管理用道路」等の敷地の 8,934.4m²のみとなっている。

＜事例2＞

沼田総合管理所は、平成2年度に、奈良俣ダムにおける積雪期間の緊急時等の連絡・宿泊施設として、旧水資源開発公団奈良俣ダム建設所が同建設所と同ダムとの間に設置した大沢連絡所(土地面積541.4㎡、23事業年度末帳簿価額992万余円、建物延べ床面積288.6㎡、23事業年度末帳簿価額6790万余円)を保有して管理を行っている。

しかし、同管理所から同ダムまでの間の幹線道路の除雪体制が整備され、積雪期間の移動が容易になったことなどから、連絡・宿泊施設を存置する必要がなくなり、同管理所は、水の供給契約を打ち切るなどして、22年度に同連絡所の緊急時等の連絡・宿泊施設としての用途を廃止している。

(2) 兼用道路に係る管理費用が応分の負担となっていないもの

構築物(橋りょう) 計22橋 延長1,745.2m

応分の負担となっていない管理費用の額 5億8695万余円

貴機構が水資源開発施設等として保有し管理を行っている兼用道路については、前記のとおり、貴機構は道路管理者と協議して協定書を取り交わすなどしてその管理費用の負担方法等を決定している。そして、貴機構は、一般的には、兼用道路の舗装から上の部分(舗装、防護柵等)の管理費用については、舗装等が公道としての構築物であることなどから道路管理者の負担とし、舗装よりも下の部分の管理費用については、盛土部等が堤防等として貴機構の業務の目的に沿った用途に供されるものであるなどとして貴機構の負担とすることとした協定書を取り交わすなどしている。

しかし、橋りょうの舗装よりも下の部分(床版、桁、橋台、橋脚等)については、堤防等のように貴機構の業務の目的に沿った用途に直接供されるものではなく、公道と一体の構築物であることや大規模な工事等において多額の費用が発生することが見込まれることなどから、同部分の大規模な工事等に係る費用については、貴機構が全額負担するのではなく、道路管理者にも応分の負担を求めるべきと認められる。そして、このように、管理費用が応分の負担となっていない橋りょうが、琵琶湖開発総合管理所において見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞

琵琶湖開発総合管理所は、滋賀県道等として利用されている琵琶湖の「湖岸堤・管理用道路」を平成4年度から保有して管理を行っている。そして、同管理所は、兼用道路の橋りょう22橋について、16年度から20年度までの間に、管理の一環として落橋防止対策工事(工事費計5億8695万余円)を実施していた。

しかし、これらの費用は、協定書等に基づき同管理所の全額負担となっていた。

(改善を必要とする事態)

以上のように、貴機構の業務の目的に沿った用途に供されておらず、使用承認等により貴機構以外の者が使用していたり、遊休していたりなどして、今後、貴機構が使用する見込みがない土地、構築物等を貴機構が水資源開発施設等として保有し管理を行っている事態及び兼用道路に係る管理費用が応分の負担となっていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 水資源開発施設等の保有の必要性について、使用実態等を踏まえた見直しを適時適切に実施していないこと及び不断に見直しを行う体制を整備していないこと
- イ 水資源開発施設等の管理に関して、兼用道路の橋りょうに係る管理費用について、大規模な工事等を実施する場合の道路管理者との間の費用の標準的な負担方法等に係る協議方針を定めていないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴機構は、第2期中期計画において、適正な資産管理に取り組むとともに、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ保有資産の見直しを行うこととしている。

については、貴機構において、第2期中期計画等を踏まえた保有資産の見直し及び適正な資産管理に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 機構法等に基づき、水資源開発施設等の保有の必要性について検証を実施し、不要と認められるものについては、その使用の実態等を踏まえて、地方公共団体や使用承認により使用させている者等への売却等の検討及び協議を行うとともに、水資源開発施設等の必要性について不断に見直しを行う体制を整備すること
- イ 兼用道路の橋りょう等の大規模な工事等を実施する場合の道路管理者との間の費用の標準的な負担方法等に係る協議方針を定め、貴機構の関係部署への周知徹底を図るとともに、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しについて協議等を行うこと

第36 独立行政法人自動車事故対策機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(333) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	独立行政法人自動車事故対策機構神奈川支所
不正行為期間	平成23年4月～5月
損害金の種類	適性診断手数料等
損 害 額	4,798,754 円

本院は、独立行政法人自動車事故対策機構神奈川支所(以下「支所」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、同機構本部及び支所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、支所において、経理担当のアシスタントマネージャー松岡某が、運送事業に従事する運転者の安全運転のための適性診断等に係る経理業務に従事中、平成23年4月から5月までの間に、適性診断手数料等の収入金計4,798,754円を支所の銀行口座に入金せず、領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、24年9月末現在で補填が全くされていない。

第37 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

固定資産の譲渡収入による資金及び固定資産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	(石油天然ガス勘定) 現金及び預金
部 局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成24年3月末現在の現金及び預金の額	809億4014万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	1462万円

1 制度の概要

(1) 法人の概要

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下「機構法」という。)に基づき、石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給、石油等及び金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務等を行っている。そして、機構は、経理を石油天然ガス勘定等5つの勘定に分けて整理している。

(2) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益及び損失の処理については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条第1項において、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

機構は、機構法第13条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために経済産業大臣の承認を受けて繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

(3) 不要財産の国庫納付

独立行政法人は、平成22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の

規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。上記の主務省令で定める重要な財産は、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」(平成16年経済産業省令第9号。以下「財会省令」という。)第1条において、保有する財産であって、通則法第46条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額)が50万円以上のものその他経済産業大臣が定める財産とされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、23年12月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を24年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、有効性等の観点から、機構が保有する資産のうち、不要財産となっているものがないかなどに着眼して、機構本部において、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 帳簿価額が50万円未満の資産の譲渡収入について

機構は、石油天然ガス勘定において、機構設立時から23年度までの間に、政府からの出資に係る資産を譲渡しており、譲渡時の帳簿価額が50万円以上の資産に係る譲渡収入については、国庫に納付又は国庫に納付する予定としていた。

一方、機構は、譲渡時の帳簿価額が50万円未満の資産に係る譲渡収入額計674万余円を得ていたが、当該収入額に相当する現金及び預金のうち、機構法に基づき中期目標期間終了後に積立金として国庫納付した固定資産売却益相当額36万余円を除いた現金及び預金637万余円については、財会省令第1条に規定する50万円以上の重要な財産に該当するにもかかわらず、その用途等を検討することなく、機構内部に預金等として留保していた。

(2) 固定資産売却損について

機構は、資産の譲渡に係る会計処理に関し、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)に従い、17年度から19年度までの各年度の損益計算書に、車両運搬具の譲渡に係る固定資産売却損計824万余円を計上していた。

上記の固定資産売却損は、キャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、各年度の損益計算において、これと同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益

に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金 824 万余円は、機構法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、機構内部に預金等として留保されていた。

しかし、これら機構内部に留保されている資金 1462 万余円については、第 2 期中期目標期間(20 年度から 24 年度まで)に係る中期計画において、今後の使用に係る計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないことなどから、機構において、当該資金を業務の財源に充てることは想定されていないと認められた。

したがって、このように将来にわたり機構の業務を確実に実施するために必要な財産とは認められない資金を保有していることは、前記通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとっていないものとなっていて適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとつて資産の見直しを行い、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24 年 7 月に、経済産業大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている資金 1462 万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第38 独立行政法人雇用・能力開発機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (334) 仮払資金の経理事務が適正に行われず、内部牽制が適切に機能していなかったことにより、支払の事実が確認できず用途が分からないまま現金を亡失して会計経理が著しく適正を欠いていたもの

科 目	一般勘定
部 局 等	職業能力開発総合大学校
仮払資金の概要	運営経費等について仮払いを必要とする施設に交付するもの
支払の事実が確認できず用途が分からないまま亡失している仮払資金の額	4,861,853 円(平成 20 年 11 月～22 年 3 月)

1 仮払資金の経理事務等の概要

独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、職業能力開発総合大学校(以下「総合大学校」という。)の一部門として、大阪市に関西起業・新分野展開支援センター(以下「センター」という。)を置き、センターを平成 22 年 3 月に廃止するまでの間、センターにおいて、職業能力の開発及び向上に関する相談等の業務を行っていた。

機構の会計規程(平成 16 年規程第 12 号)、「特定施設における仮払いに係る経理事務の取扱いについて」(平成 16 年 16 雇能経発第 180 号)等によると、センターは、運営経費等の支払のために仮払資金の交付を受ける特定施設とされていた。そして、センターにおける仮払資金の経理事務については、次のとおり処理することとされていた。

- ① 仮払資金管理責任者であるセンター長は、総合大学校の経理事務責任者である校長から、毎月仮払資金の交付を受ける。
- ② センター長は、預金口座を設けて仮払資金を保管して、銀行等の口座振り込みなどによりセンターの運営経費等を支払う。ただし、業務上必要な現金は手許現金として保管することができる。
- ③ センター長は、仮払資金の受入れ又は支払等を明確にするため、仮払資金収支明細帳等を備え付ける。
- ④ センター長は、毎月、仮払資金収支報告書を作成して、これに手許現金残高証明書等を添付の上、校長に提出する(以下、この手続を「月次報告」という。)
- ⑤ センター長は、センターの職員に上記の経理事務の一部を行わせている(以下、経理事務を担当する職員を「経理事務担当者」という。)。校長は、センターにおけるセンター長と経理事務担当者との牽制体制を確立し、適正な経理事務が行われるよう指導し監督する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、機構の職業能力開発業務を承継した独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援

機構(以下「現機構」という。)の理事長から24年2月に会計検査院法第27条の規定に基づく報告を受けた。同報告によれば、機構は、22年3月のセンター廃止に伴い書類の整理をしていた際に派遣職員が誤って21年度分の経理関係書類を裁断した事態が発生したことから、センターの取引先銀行及び取引先業者に対して支払の事実確認のための調査を行ったところ、センターの経理事務担当者である嘱託職員(以下「職員A」という。23年1月辞職)が、センターの預金口座から現金を引き出していて、その引き出された現金には、取引先業者等への支払の事実が確認できないものがあったとしている。

これを受けて、本院は、現機構本部及び総合大学校において、合規性等の観点から、上記の報告内容について確認を行うとともに、センターにおいて会計経理が適正に行われていたか、総合大学校において内部牽制が適切に機能していたかなどに着眼して、20年4月から22年3月までの間に職員Aが取り扱った仮払資金を対象として、総合大学校に保存されていた経理関係書類等により確認を行ったり、総合大学校職員から説明を聴取したり、機構が行った聞き取り調査の結果について聴取したり、現機構が第三者に行わせた調査の結果について確認したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、20年11月からセンターが廃止された22年3月までの間のセンターにおける仮払資金の経理事務及び総合大学校における内部牽制について、次のような事態が見受けられた。

ア センターは、取引先業者への発注、支払等の仮払資金の経理事務を職員Aに全て行わせていた。そして、職員Aは、取引先業者等への支払の際に、請求書、取引先業者等別の支払金額を記載した一覧表、この支払金額を銀行口座から払い戻すための払戻請求書等を決裁書類として、センター長の決裁を受けていたが、決裁後、職員Aは、上記の一覧表に記載した支払金額より少ない金額を振込依頼書に記載して、払戻請求書に記載した金額との差額を現金として引き出していたと思料される。そして、職員Aが現金として引き出した仮払資金のうち4,861,853円については、取引先業者から提出された取引状況を示す書類等によっても支払の事実が確認できず、用途が分からないまま亡失していた。

イ センター長は、月次報告の際に、職員Aが作成した手許現金残高証明書、仮払資金収支明細帳に代わる仮払資金支払状況一覧表等を添付した仮払資金収支報告書の決裁を行っていた。しかし、センター長は、仮払資金支払状況一覧表等に記載されている支払の内容を振込依頼書等の書類で確認していなかったり、仮払資金収支報告書に手許現金残高証明書が添付されていない月次報告があるのにこれを看過したりしていた。

ウ 校長は、センター長から提出された仮払資金収支報告書に手許現金残高証明書が添付されていなかったり、仮払資金収支報告書に計算誤りがあったりしていたのにこれらを看過していた。

また、校長は、20、21両年度にそれぞれ2回ずつ、総合大学校の職員にセンターの経理事務の指導等を行わせていたが、当該職員は経理関係書類の編集についての指導等を行っていた程度であり、請求書と振込依頼書との突合を実施するなどの確認は行っていなかった。

以上のように、機構において、職員による不適正な仮払資金の経理事務が行われ、支払

の事実が確認できず用途が分からないまま現金 4,861,853 円を亡失している事態は、著しく適正を欠いていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、職員 A が仮払資金の経理事務を適正に行っていなかったこと、総合大学校において、センターに対する指導及び監督を十分に行っていないなど会計経理における内部牽制が適切に機能していなかったことによると認められる。

第39 独立行政法人国立病院機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人国立病院機構が保有している土地及び建物について、利用状況を定期的に把握するとともに、有効に利用されていないものについて、具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの

科 目	固定資産
部 局 等	独立行政法人国立病院機構本部、37 機構病院
37 機構病院が管理している土地及び建物の平成24年3月31日現在の帳簿価額	土地 1090 億 8458 万余円
	建物 617 億 9370 万余円
	計 1708 億 7828 万余円
上記のうち有効に利用されていない土地及び建物に係る帳簿価額	土地 67 億 0552 万円
	建物 2303 万円
	計 67 億 2856 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

独立行政法人国立病院機構が保有している資産の利用状況について

(平成 24 年 10 月 26 日付け 独立行政法人国立病院機構理事長宛て)
標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 貴機構の保有資産の概要

(1) 貴機構の保有資産

貴機構は、平成 16 年 4 月に厚生労働省所管国立病院特別会計に属する国立病院及び国立療養所のうち国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除いた 154 国立病院等が移行して設立された独立行政法人であり、24 年 3 月 31 日現在、国内の 144 か所に病院(以下「機構病院」という。)を設置している。

貴機構は、機構病院における実物資産として、土地(病院用地、宿舍用地等。帳簿価額(24 年 3 月 31 日現在。以下同じ。)計 4726 億余円)、建物(病棟、看護師等養成所、宿舍等。帳簿価額計 3720 億余円)等を保有しており、そのほとんどは、貴機構が設立された際に、病院運営を確実に実施するために必要な資産であるとして国からその他の資産及び負債とともに承継したものである。

(2) 保有資産の見直し

独立行政法人は、22 年の独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)の改正により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第 46 条の 2 の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係

るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)においては、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

(3) 貴機構の資産管理

貴機構は、独立行政法人国立病院機構会計規程(平成16年規程第34号)に基づき、土地、建物等の不動産を含めた固定資産の取得、維持、保存及び運用並びに処分について必要な事項を定めた独立行政法人国立病院機構固定資産管理細則(平成16年細則第8号。以下「管理細則」という。)等を定め、土地、建物等の固定資産の適正かつ効率的な運用を図ることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、貴機構が保有している土地及び建物の利用状況の把握が適切に行われているか、土地及び建物が病院運営を確実に実施するという目的に沿って有効に活用されているか、利用していない土地及び建物について、売却等の処分計画や施設整備等の利用計画が策定されているかなどに着眼して、貴機構が24年3月31日現在で保有している土地及び建物を対象として検査を実施した。検査の実施に当たっては、貴機構本部及び14機構病院^(注1)において、施設の配置図等の関係書類を確認したり、土地及び建物の現況等を確認したりするなどして会計実地検査を行うとともに、貴機構本部及び144機構病院から保有資産の利用状況についての調書を徴して分析するなどして検査した。

(検査の結果)

独立行政法人は、前記のとおり、基本方針において、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどが求められている。そして、貴機構は、前記のとおり、管理細則等に基づき、土地、建物等の固定資産の適正かつ効率的な運用を図ることとしている。

そこで、貴機構における土地及び建物の利用状況を検査したところ、貴機構本部及び144機構病院のうち37機構病院^(注2)(保有している土地の帳簿価額計1090億8458万余円、建物の帳簿価額計617億9370万余円)において、病院運営を確実に実施するために必要な資産であるとして国から承継した土地及び建物が、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま23年度末現在で3年以上にわたり有効に利用されていない事態が、次のとおり、合計105件、帳簿価額67億2856万余円(土地：面積計217,830.83㎡、帳簿価額計67億0552万余円(土地の固定資産台帳の計数を、当該土地に所在する全建物の建築面積に対する有効に利用していない建物の建築面積の割合で案分するなどした計数)、建物：延べ面積計40,882.23㎡、帳簿価額計2303万余円)見受けられた。

ア 病棟の閉鎖や看護師等養成所の閉校等により利用を中止した後、建物及びこれに係る土地を有効に利用していないもの

計15件	{ 土地：面積計 117,630.39㎡、帳簿価額計 45億 7520万余円 建物：延べ面積計 34,185.23㎡、帳簿価額計 2万余円 }

機 構 病 院 名	件数	面 積		帳 簿 価 額	
		上段：土 地 面 積	下段：建物延べ面積	上段：土地	下段：建物
霞ヶ浦医療センター	1	4,651.71m ²	2,056.20m ²	1億0231万余円	1円
茨城東病院	1	2,717.68m ²	418.72m ²	1407万余円	1円
宇都宮病院	1	3,676.25m ²	279.33m ²	8602万余円	1円
下総精神医療センター	1	5,087.60m ²	1,373.55m ²	5442万余円	1円
東京病院	1	24,749.89m ²	6,005.92m ²	15億5434万余円	11円
村山医療センター	1	3,377.08m ²	572.00m ²	2億2534万余円	2万余円
東長野病院	1	5,193.00m ²	3,199.24m ²	1億3031万余円	2円
天竜病院	2	11,479.12m ²	2,430.28m ²	1億6759万余円	4円
兵庫中央病院	4	46,013.63m ²	13,619.49m ²	20億7982万余円	19円
東広島医療センター	1	2,395.39m ²	1,987.93m ²	8300万余円	1円
宮崎病院	1	8,289.04m ²	2,242.57m ²	7791万余円	2円
計	15	117,630.39m ²	34,185.23m ²	45億7520万余円	2万余円

イ 職員宿舎の建物及びこれに係る土地を有効に利用していないもの

計74件 { 土地：面積計 44,187.55m²、帳簿価額計 10億5444万余円 }
 { 建物：延べ面積計 6,697.00m²、帳簿価額計 2301万余円 }

機 構 病 院 名	件数	面 積		帳 簿 価 額	
		上段：土 地 面 積	下段：建物延べ面積	上段：土地	下段：建物
函館病院	8	3,171.99m ²	495.57m ²	1億6147万余円	91万余円
旭川医療センター	3	951.92m ²	219.66m ²	3793万余円	6万余円
帯広病院	2	2,040.31m ²	140.63m ²	2318万余円	50万余円
八雲病院	3	1,485.84m ²	292.52m ²	2291万余円	68万余円
八戸病院	1	177.70m ²	55.00m ²	498万余円	1円
盛岡病院	8	1,444.18m ²	454.08m ²	4770万余円	115万余円
花巻病院	9	5,000.56m ²	508.41m ²	2146万余円	258万余円
宮城病院	2	1,799.41m ²	150.60m ²	569万余円	2円

機 構 病 院 名	件数	面 積		帳 簿 価 額	
		上段：土地面積	下段：建物延べ面積	上段：土地	下段：建物
下総精神医療センター	2	571.66㎡	166.04㎡	611 万余円	2 円
村山医療センター	1	338.35㎡	129.28㎡	2257 万余円	216 万余円
さいがた病院	7	4,035.92㎡	466.70㎡	2991 万余円	1 万余円
富山病院	4	3,241.75㎡	256.71㎡	1904 万余円	4 円
東名古屋病院	1	1,452.68㎡	120.36㎡	7118 万余円	1 円
舞鶴医療センター	1	711.38㎡	129.29㎡	3734 万余円	66 万余円
南京都病院	1	664.79㎡	292.20㎡	897 万余円	1 円
近畿中央胸部疾患センター	3	2,398.81㎡	680.69㎡	2 億 7343 万余円	792 万余円
大阪南医療センター	1	132.54㎡	120.88㎡	731 万余円	285 万余円
奈良医療センター	3	1,288.61㎡	540.92㎡	1 億 0058 万余円	3 円
南岡山医療センター	1	1,501.83㎡	73.50㎡	1673 万余円	12 万余円
高知病院	1	253.46㎡	92.00㎡	1693 万余円	1 円
熊本南病院	2	4,913.28㎡	144.26㎡	5355 万余円	4 万余円
熊本再春荘病院	2	1,885.38㎡	255.96㎡	2187 万余円	24 万余円
宮崎病院	5	3,251.30㎡	309.86㎡	3056 万余円	304 万余円
指宿病院	3	1,473.90㎡	601.88㎡	1294 万余円	3 円
計	74	44,187.55㎡	6,697.00㎡	10 億 5444 万余円	2301 万余円

ウ 病棟や職員宿舎を取り壊した跡地等を更地のまま保有していて有効に利用していないもの
計 16 件(土地面積計 56,012.89㎡、帳簿価額計 10 億 7587 万余円)

機 構 病 院 名	件数	土地面積	帳 簿 価 額
霞ヶ浦医療センター	2	3,509.00㎡	7718 万余円
茨城東病院	1	864.00㎡	447 万余円
宇都宮病院	1	7,000.00㎡	1 億 6379 万余円
東京病院	1	812.16㎡	3719 万余円
石川病院	1	300.00㎡	308 万余円
天竜病院	1	9,469.56㎡	1 億 3825 万余円
東尾張病院	2	2,942.09㎡	1 億 0297 万余円

機 構 病 院 名	件数	土 地 面 積	帳 簿 価 額
紫香楽病院	1	600.00㎡	1077 万余円
東広島医療センター	2	8,000.00㎡	2 億 7999 万余円
柳井医療センター	1	11,000.00㎡	1 億 3199 万余円
肥前精神医療センター	1	3,000.00㎡	4608 万余円
宮崎病院	2	8,516.08㎡	8005 万余円
計	16	56,012.89㎡	10 億 7587 万余円

上記の事態のうち、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

天竜病院(浜松市所在)は、結核病棟の閉鎖により、平成13年に建物を取り壊して更地とした土地(面積9,469.56㎡、帳簿価額1億3825万余円)を、独立行政法人化の際に、病院運営を確実に実施するために必要な資産であるとして国から承継していた。

しかし、同病院は、24年3月31日現在、具体的な売却等の処分計画や施設整備等の利用計画を策定しないまま、当該土地を更地のまま保有していて有効に利用していなかった。

(改善を必要とする事態)

前記のように、貴機構において、病院運営を確実に実施するために必要であるとして国から承継した土地及び建物が、有効に利用されておらず、また、それらの土地及び建物について具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま保有している事態は、通則法改正の趣旨及び基本方針等にのっとっていないものとなっていて適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 貴機構本部において、各機構病院の土地及び建物の利用状況を定期的に把握して、自主的な見直しを不断に行うなどの体制が整備されていないこと
- イ 37 機構病院において、有効に利用されていない土地及び建物について、不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての認識が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴機構が保有している土地及び建物は、そのほとんどが独立行政法人化に伴って国から承継した資産である。したがって、有効に利用されていない資産については、処分計画又は利用計画を策定し、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産については国庫納付等の処分を着実に行うことが必要である。

については、貴機構本部において、有効に利用されていない土地及び建物の処分又は利用を図るために、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 各機構病院の土地及び建物の利用状況を定期的に把握して自主的な見直しを不断に行うための体制を整備すること
- イ 前記の37 機構病院に対して、有効に利用されていない土地及び建物について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、具体的な国庫納付等の処分計画を策定させ、必要があると認められる場合には、具体的な施設整備等の利用計画等を策定させること

ウ イの37 機構病院を含む各機構病院に対して、今後、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要と認められない資産が生じた場合等には、イと同様の処置を速やかに講ずることの必要性について周知徹底を図ること

(注1) 14 機構病院 帯広病院、下志津病院、東京病院、信州上田医療センター、小諸高原病院、静岡医療センター、姫路医療センター、兵庫青野原病院、南岡山医療センター、広島西医療センター、四国がんセンター、九州がんセンター、大牟田病院、熊本南病院

(注2) 37 機構病院 函館病院、旭川医療センター、帯広病院、八雲病院、八戸病院、盛岡病院、花巻病院、宮城病院、霞ヶ浦医療センター、茨城東病院、宇都宮病院、下総精神医療センター、東京病院、村山医療センター、さいがた病院、東長野病院、富山病院、石川病院、天竜病院、東名古屋病院、東尾張病院、紫香楽病院、舞鶴医療センター、南京都病院、近畿中央胸部疾患センター、大阪南医療センター、兵庫中央病院、奈良医療センター、南岡山医療センター、東広島医療センター、柳井医療センター、高知病院、肥前精神医療センター、熊本南病院、熊本再春荘病院、宮崎病院、指宿病院

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬請求に係る事務処理体制について

(平成 22 年度決算検査報告 766 ページ参照)

1 本院が表示した意見及び要求した改善の処置

本院は、独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置する病院(以下「機構病院」という。)において診療報酬請求額が不足していた事態を平成 20 年度決算検査報告及び平成 21 年度決算検査報告に不当事項として掲記しており、機構本部は、各機構病院に対して適正な診療報酬請求事務の実施に向けて指導を行っている。しかし、平成 23 年次の検査においても、診療報酬請求額が不足していて、診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備が十分でない事態が見受けられた。

したがって、機構において、機構病院の診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備を十分図るよう、①請求不足を防ぐための各機構病院における取組、参考となる事例の収集に努め、これらを各機構病院に示すなどして情報の共有を図るとともに、各機構病院において適切かつ有効な事務処理体制を検討させるよう、より一層の指導を行うこと、②算定ルールの認識不足を原因とした請求不足が生じていた診療報酬項目については、該当する手術等の診療行為を行う機構病院に対して、算定ルールの認識を十分なものとするよう注意喚起を行うとともに、システム上自動的に算定される診療報酬項目については、各機構病院に対して、システムの設定が正しくなされているか確認させること、③各機構病院に対して、点検する項目を決めるなどして委託職員が作成した診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の内容について病院職員にレセプト点検を行わせるよう改めて周知徹底するとともに、各機構病院において、必要に応じて、委託職員に対する指導を実施することとする処置を講ずるよう、独立行政法人国立病院機構理事長に対して 23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、各機構病院に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 24年7月に通知を発して、本院の指摘等を踏まえた改善事例を各機構病院に示すなどして、適切かつ有効な事務処理体制を確立するよう指導した。

イ 23年10月に通知を発して、算定ルールの認識不足を原因とした請求不足が生じていた診療報酬項目については、本院の指摘事項及びその改善方法を各機構病院に示して算定ルールの認識を十分なものとするよう注意喚起を行うとともに、システム上自動的に算定される診療報酬項目については、各機構病院に対して、システムの設定が正しくなされているか確認させた。

ウ 24年3月に通知を発して、委託職員が作成したレセプトの内容について病院職員により点検を行うよう周知徹底を図るとともに、点検の結果、請求不足が判明した場合には、委託業者に対してレセプト点検体制の改善等を求めるなどの取組を各機構病院において行うよう周知した。

第40 独立行政法人海洋研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

地球深部探査船の運用業務委託契約について、対象経費の範囲を精算対象年度に発生したものに限るとともに、将来、委託先に返還されることとなる敷金等の経費が機構に対して確実に返還されるよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人海洋研究開発機構本部
契 約 名	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託
契 約 の 概 要	地球深部探査船「ちきゅう」の運航及び掘削作業の管理を行うもの
契 約 の 相 手 方	日本マントル・クエスト株式会社
契 約	平成20年9月、21年4月 随意契約
上記に係る委託費のうち確定済の額(1)	201億8753万余円(平成20年度～22年度)
(1)のうち精算対象年度に発生していなかった経費に係る委託費の額(2)	5155万円
(1)のうち返還された場合の取扱いが明確となっていなかった委託費の額(3)	3430万円
(2)及び(3)の計	8585万円

1 運用業務委託契約等の概要

(1) 地球深部探査船「ちきゅう」の運用業務の概要

独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人海洋研究開発機構法(平成15年法律第95号)に基づき、海洋に関する基盤的研究開発等を行っており、その一環として、日米を中心とした国際的な枠組みの下、海底下深部を掘削し、地球環境変動、地球内部構造等の解明を目指す統合国際深海掘削計画(Integrated Ocean Drilling Program。以下「IODP」という。)の主要機関として、地球深部探査船「ちきゅう」(以下「ちきゅう」という。)の運用を行っている。

(2) 運用業務委託契約の概要

機構は、ちきゅうを運用するため、平成20年9月に、契約期間を20年9月から21年3月までとする運用業務委託契約を38億2399万余円で、また、21年4月に、契約期間を21年4月から24年1月までとする運用業務委託契約を217億5420万余円及び624万米ドルの合計額(21年度80億8284万余円、22年度82億8069万余円並びに23年度53億9067万余円及び624万米ドル)で、随意契約により日本マントル・クエスト株式会社(以下「マントル社」という。)と締結している。

上記の運用業務委託契約は、IODPの科学掘削プログラムに基づき行う掘削等について

機構が策定した運用計画に基づいて、ちきゅうを安全かつ効率的に運用することを目的としている。そして、機構は、運用計画によって必要となる費用が変動することから当該契約を概算契約としており、契約書において運用業務委託契約の対象となる経費(以下「対象経費」という。)を定め、契約期間内における各年度を精算の対象期間(以下「精算対象年度」という。)として精算し、精算対象年度ごとに委託費の額の確定を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、契約の内容が適切なものとなっているか、対象経費の精算は適正に行われているかなどに着眼して、運用業務委託契約において額の確定が終了している20年度から22年度までの委託費計201億8753万余円を対象として、機構本部において、精算関係書類等を確認するとともに、マントル社に赴いて総勘定元帳等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事務所の設備等に係るリース料金について

機構は、マントル社がリース契約により調達している事務所の設備等について、リース契約を締結した各年度に翌年度以降を含む全リース期間に係るリース料金の総額を支出したものとみなして、20年度3561万余円、21年度1582万余円、22年度81万余円、計5225万余円を対象経費として算定し、マントル社に委託費を支払っていた。

しかし、マントル社は、リース契約の締結時にリース料金の総額を一括して支払ってはならず、毎月、支払時期が到来する都度、当該月分を支払っていることから、機構が、精算対象年度にはいまだ発生していないリース料金に係る委託費20年度3595万余円、21年度1484万余円、22年度75万余円、計5155万余円を支払っていたことは、適切でないと認められた。

(2) 事務所の賃貸借契約に係る敷金等について

機構は、マントル社が事務所等を賃借する際に必要となった敷金20年度2822万余円、21年度96万円、計2918万余円及びちきゅうの運用のために使用するガス容器の保証金21年度370万余円、22年度142万余円、計512万余円、合計3430万余円を対象経費として算定し、マントル社に委託費を支払っていた。

敷金及びガス容器の保証金(以下「敷金等」という。)については、機構が、契約書においてマントル社に対して本契約の業務遂行に必要な経費については自己資金の提供を求めないこととしていることから、対象経費としていたものである。

しかし、敷金等は賃貸人等に預けているものであり、賃貸借契約の終了時等に返還されることとなる経費であるにもかかわらず、マントル社に返還された場合の取扱いが契約書等において定められていなかったことから、マントル社に敷金等が返還された場合に、機構にマントル社から同額が返還されることが確実とはなっておらず、契約の内容が適切でないと認められた。

このように、機構において、委託費の精算対象年度に発生していない経費を対象経費として算定して委託費を支払っていた事態及び将来返還されることとなる敷金等の経費を対象経費としながら返還された場合の取扱いについて契約書等に定めるなどしていなかった事態は、いずれも適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、対象経費の範囲についての認識が十分でなかったこと、委託費として支払った経費が返還された場合の取扱いについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、次のような処置を講じた。

ア 24年7月に、精算対象年度にはいまだ発生していないリース料金に係る前記の委託費5155万余円のうち23年度末までに発生した分を除く911万余円及び敷金の全額をマントル社から返還させることとするとともに、ガス容器の保証金が機構に対して確実に返還されるようマントル社との間で覚書を締結した。

イ 24年7月及び8月に、関係部署に通知文書を発して、対象経費の範囲を精算対象年度に発生したものに限り、及び将来、委託先に返還されることとなる敷金等の経費が機構に対して確実に返還されるよう契約書等に定めるなどすることを周知した。

第41 独立行政法人国立大学財務・経営センター

第3章 第2節 第41 独立行政法人国立大学財務・経営センター

意見を表示し又は処置を要求した事項

国立大学法人等が実施する施設整備等に係る貸付事業及び交付事業について、貸付事業における審査基準等を見直したり、交付事業における営繕事業費の配分方法や財源の見込みについて十分検討したりすることにより、設法が予定されている新法人に両事業を適切に移管できるよう意見を表示したもの

科 目	(施設整備勘定) 施設費貸付金、施設費交付金
部 局 等	独立行政法人国立大学財務・経営センター
貸付事業及び交付事業の根拠	独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成15年法律第115号)
貸付事業及び交付事業の概要	国立大学法人等が実施する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け及び交付を行うもの
貸付先及び交付先	貸付先 42 国立大学法人 交付先 90 国立大学法人等
施設費貸付金の貸付実績額	4770 億 3158 万余円(平成16年度～23年度)
施設費交付金の交付実績額	(1) 不動産購入費 365 億 0171 万円(平成16年度～23年度) (2) 施設整備費 68 億 9350 万余円(平成16、17、23各年度) (3) 営繕事業費 382 億 2273 万円(平成17年度～23年度) 計 816 億 1794 万余円
国立大学法人の収支状況等に即した審査が行われないまま貸し付けられた施設費貸付金の貸付額	4770 億 3158 万円(背景金額) (平成16年度～23年度)
事業の趣旨に沿った配分方法になっていない施設費交付金の交付額	382 億 2273 万円(背景金額) (平成17年度～23年度)

【意見を表示したものの全文】

国立大学法人等が実施する施設整備等に係る資金の貸付け及び交付について

(平成24年10月26日付け 独立行政法人国立大学財務・経営センター理事長宛て) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 貸付事業及び交付事業の概要

(1) 貴センターの設置目的

貴センターは、平成16年4月に、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成15年法律第115号)に基づき、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高

等専門学校機構(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)の教育研究環境の整備の充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資することを目的として設置された法人である。

(2) 貴センターが行う業務の概要

上記の目的を達成するため、貴センターは、①国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対して、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う貸付事業(以下、貸付事業に係る資金を「施設費貸付金」という。)、②国立大学法人等に対して、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う交付事業(以下、交付事業に係る資金を「施設費交付金」という。)、③国立大学法人等の財務及び経営に関する調査等の業務を行うこととされている。

上記の業務のうち貸付事業及び交付事業(以下、これらを合わせて「両事業」という。)の概要は以下のとおりである。

ア 貸付事業の概要

貴センターは、財政融資資金からの借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債券の発行により民間金融機関から調達した資金を財源として、附属病院を有する42国立大学法人^(注1)に対して、表1のとおり、16事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)から23年度までの間に、計4770億3158万余円を貸し付けている。

表1 施設費貸付金の貸付実績の推移 (単位：千円)

年 度	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
貸付金額	54,404,075	71,226,519	65,816,541	69,124,026	67,185,791	58,169,620	38,974,159	52,130,857	477,031,588

貴センター及び文部科学本省(以下「本省」という。)によれば、貸付事業の対象を附属病院を有する42国立大学法人に限っているのは、附属病院における診療収入が確実に見込めることから、国立大学法人から施設費貸付金を回収し、貸付事業の財源である財政融資資金からの借入金等の債務を確実に償還することが可能なためとしている。

イ 交付事業の概要

交付事業は、①国立大学法人等が国からの現物出資として承継した土地の全部又は一部を譲渡したときに、当該譲渡収入の範囲内で貴センターへ納付しなければならないとされている一定割合等の金額(以下「土地処分収入納付金」という。)、②国から承継した旧特定学校財産^(注2)の処分収入等を財源として、90国立大学法人等に対して、表2のとおり、16年度から23年度までの間に計816億1794万余円を交付している。

表2 施設費交付金の交付実績の推移 (単位：千円)

年 度	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
交付金額	6,413,515	12,180,238	8,333,010	8,316,169	8,992,289	23,308,999	7,090,000	6,983,723	81,617,945

(注) 千円未満は切り捨てているため、年度ごとの交付金額を集計しても計とは一致しない。

貴センター及び本省は、貴センターが交付事業を実施することとされたのは、次の理由によるとしている。

すなわち、国立大学法人等が承継して保有することになった資産の規模には、国立大学等の設置の経緯等による大きな格差があることから、国からの現物出資として承継した土地を譲渡した場合の譲渡収入を当該国立大学法人等に帰属させることは、施設整備等を実施する上で資産の規模の小さな国立大学法人等に極めて不利な状態となる。このため、当該譲渡収入の一部を貴センターに納付させて、他の国立大学法人等が実施する施設整備等の資金として再配分することにより、国立大学法人等全体の施設の充実等に役立て、資産の規模の格差に適切に配慮することとしたためである。

(注1) 42国立大学法人 北海道、旭川医科、弘前、東北、秋田、山形、筑波、群馬、千葉、東京、東京医科歯科、新潟、富山、金沢、福井、山梨、信州、岐阜、浜松医科、名古屋、三重、滋賀医科、京都、大阪、神戸、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、琉球の各国立大学法人

(注2) 旧特定学校財産 不用となった旧国立学校財産のうち、処分収入額が100億円を超える財産で、文部科学大臣と財務大臣との協議により貴センターに承継することとされた3か所の財産

(3) 貴センターを取り巻く状況

貴センターは、22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、次のとおりとされた。

- ① 貸付事業については、将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性和資金調達の現状に鑑みて当面継続する。
- ② 交付事業については、将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性和資金確保の困難性等に鑑みて当面継続する。
- ③ 国立大学法人等の財務及び経営に関する調査等の業務は、全て廃止する。

その後、24年1月に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、貴センターについては廃止し、当面継続することとされた両事業については、独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人大学評価・学位授与機構を統合して設立される法人(以下「新法人」という。)に移管するとされた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のとおり、貴センターが実施してきた両事業については新法人に移管した上で当面継続して実施することとされていることから、本院は、経済性、有効性等の観点から、貴センター設立以降、貸付事業の審査は適切に実施されているか、交付事業は資金の再配分の役割を効果的に果たしているか、交付事業の実施に要する財源は事業を当面継続して実施する上で十分なものとなっているかなどの点に着眼して検査した。

検査の実施に当たっては、16年度から23年度までの施設費貸付金計4770億3158万余円及び施設費交付金計816億1794万余円を対象として、貴センター、33国立大学法人及び本省において、両事業の実施要綱、実績報告書等の関連資料により会計実地検査を行うとともに、貴センター及び90国立大学法人等の16年度から22年度までの財務諸表等を分析するなどして検査した。

(注3) 33 国立大学法人 北海道、小樽商科、東北、秋田、山形、筑波、東京、東京医科歯科、東京芸術、東京工業、電気通信、金沢、山梨、信州、浜松医科、名古屋、愛知教育、滋賀医科、京都、京都工芸繊維、大阪、神戸、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、鳴門教育、九州、長崎、熊本、大分、宮崎の各国立大学法人

(検査の結果)

検査したところ、両事業において、次のような事態が見受けられた。

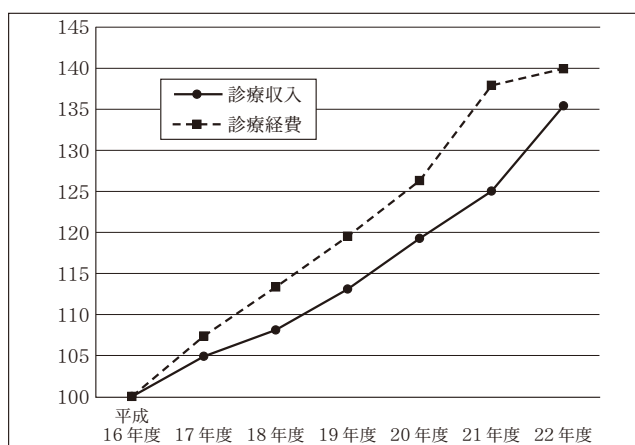
(1) 貸付事業の審査基準等について

貴センターは、施設費貸付金の貸付けに当たり、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準(平成16年理事長決定。以下「審査基準」という。)等に基づき、国立大学法人から提出された施設費貸付金の借入申請書、償還計画書、財務諸表等により、原則として、附属病院の施設整備等を実施する年度の診療収入見込みに対する施設費貸付金等の借入金の元利償還額の割合(以下「債務償還比率」という。)が30%以内であるかなどを検証することとしていた。そして、審査基準において債務償還比率を30%以内と設定した理由について、貴センターは、16年に審査基準を定めるに当たり、15年度までに附属病院の施設整備等が終了していた国立大学法人の債務償還比率を、当該国立大学法人が負担することとされた旧国立学校特別会計当時の借入金の元利償還額を基に算定したところ、最高で30%程度であったことなどから、当分の間、30%以内とすることにしたとしている。

しかし、貴センターの審査基準等は次のとおり、貸付けの適否を十分に判断できるものとなっていなかった。

ア 自律的な環境下で財政会計面等の裁量の大幅な拡大を図ることなどを目的として実施された国立大学の法人化から8年が経過して、図のとおり、その間に附属病院の診療収入及び診療経費が大幅に伸びているなど附属病院の収支状況等が大きく変化しているにもかかわらず、審査基準における債務償還比率について、16年の制定以降見直しが行われていなかった。

図 42 国立大学法人の診療収入及び診療経費の推移(平成16年度を100とした指数)



イ 旧国立学校特別会計において採られていた、附属病院の施設整備等の資金の借入れ及び償還を全国立大学分一括して行う方式とは異なり、貸付事業においては、個々の国立大学法人が自らの責任において施設費貸付金の借入れ及び償還を行うこととされている。このため、貴センターが貸付けを行うに当たっては、債務償還比率を重視した審査

だけでは十分でなく、各附属病院の収支状況、貸付事業で整備する施設からの収入見込み、償還が国立大学法人の財務状況に与える影響等についても調査・分析を行った上で判断することが必要となっていた。

(2) 交付事業における営繕事業費の配分方法及び財源の見込みについて

ア 国立大学法人等への営繕事業費の配分方法

交付事業における施設費交付金は、交付する対象経費により、①キャンパス移転等に伴う代替地の購入に係る不動産購入費、②国立大学法人等の施設整備費及び③小規模な新增改築・改修等で事業費がおおむね2500万円以下のものに係る営繕事業費に区分されている。

このうち、不動産購入費(16年度から23年度までの計365億0171万円)及び施設整備費(16、17、23各年度の計68億9350万余円)は、法人化前からの継続事業であるキャンパス移転等や東日本大震災に伴う緊急整備を実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対して交付されていて、不動産購入費は年々減少傾向にあり、施設整備費も限られた事業に対して交付されている。

一方、営繕事業費は、17年度以降毎年度、ほぼ全ての国立大学法人等に対して総額53億1616万余円から56億円が交付されている。そして、17年度から23年度までの交付額の合計は382億2273万余円となっていて、同期間における施設費交付金全体の交付額計816億1794万余円の46.8%を占めていた。また、22、23両年度においては、いずれも営繕事業費が施設費交付金全体の約80%を占めており、新たなキャンパス移転等が計画されない限り、今後もこの傾向は続くことが見込まれる。

そして、90国立大学法人等が22年度末に保有する資産の規模(貸借対照表における土地及び建物の帳簿価額の合計)と22年度の各国立大学法人等への営繕事業費の交付額についてみたところ、表3のとおり、おおむね資産の規模の大きな国立大学法人等に対して営繕事業費が多く配分されている状況となっていた。

表3 資産の規模と営繕事業費の交付額の傾向 (単位：法人、千円)

資産の規模	法人数	営繕事業費の合計額	全体に占める左の割合	1法人当たりの営繕事業費の平均交付額
2000億円以上	7	1,041,000	21.5%	148,714
1000億円以上 2000億円未満	9	631,000	13.0%	70,111
500億円以上 1000億円未満	27	1,460,000	30.2%	54,074
100億円以上 500億円未満	41	1,619,000	33.4%	39,487
100億円未満	5	91,000	1.9%	18,200
計	89	4,842,000	100.0%	54,404

(注) 独立行政法人国立高等専門学校機構は、51国立高等専門学校に係る分を一括して交付を受けているため、上記の表から除いている。

このような状況となっているのは、交付事業の実施に当たり、国立大学法人等ごとに、基礎額1000万円に、当該国立大学法人等が保有している建物の保有面積に経年に応じた係数を乗ずるなどして得た額を加えた額を営繕事業費の予算額としていることによるものであり、保有している建物が多ければそれに係る営繕事業の経費も増加するこ

とから上記の配分状況には一定の合理性が認められるものの、土地の譲渡収入の一部を貴センターに納付させて、他の国立大学法人等が実施する施設整備等の資金として再配分するとの前記の交付事業の趣旨に沿ったものとはなっていないと認められる。

一方、90国立大学法人等が22年度に獲得した受託研究、寄附金等の外部資金及び附属病院の診療収入、授業料等の学生納付金収入、雑入等の自己収入(以下、外部資金及び自己収入を合わせて「自己収入等」という。)の獲得額(損益計算書における自己収入等の合計額)と営繕事業費の交付額についてみたところ、表4のとおり、おおむね自己収入等の獲得額の多い国立大学法人等に対して営繕事業費が多く配分されている状況となっていた。

表4 自己収入等の獲得額と営繕事業費の交付額の傾向 (単位：法人、千円)

自己収入等の獲得額	法人数	営繕事業費の合計額	全体に占める左の割合	1法人当たりの営繕事業費の平均交付額
500億円以上	6	827,000	17.0%	137,833
250億円以上 500億円未満	17	1,342,000	27.7%	78,941
100億円以上 250億円未満	20	1,118,000	23.0%	55,900
10億円以上 100億円未満	39	1,385,000	28.6%	35,512
10億円未満	7	170,000	3.5%	24,285
計	89	4,842,000	100.0%	54,404

(注) 独立行政法人国立高等専門学校機構は、51国立高等専門学校に係る分を一括して交付を受けているため、上記の表から除いている。

しかし、自己収入等は、その一部を営繕事業の経費に充当することができることから、自己収入等の獲得額を考慮することなく営繕事業費が配分されている状況は、土地の譲渡収入の一部を貴センターに納付させて、再配分することにより、国立大学法人等の間の格差に配慮するとの交付事業の趣旨に沿っているとは認められない。

イ 交付事業の財源の見込み

交付事業の財源は、土地処分収入納付金等であるが、次のとおり、必ずしも今後の財源の見込みが十分に立っているとは認められない状況となっていた。

(ア) 土地処分収入納付金については、各国立大学法人等において保有資産の見直しを行い、必要な機能の集約や土地の処分を進めているが、今後も現下の経済情勢等から土地の処分が急速に進む見込みは少なく、これまでと同様に毎年度、数億円程度の規模にとどまると見込まれる。

(イ) 承継した3か所の旧特定学校財産のうち、旧大阪大学医学部等跡地(大阪市北区中之島)の処分は完了していて、残りの旧東京大学生産技術研究所跡地(港区六本木)及び旧広島大学本部地区跡地(広島市中区東千田町)については、次のような状況となっている。

(a) 旧東京大学生産技術研究所跡地は、19年度から、独立行政法人国立美術館が国から施設整備費補助金の交付を受けて段階的に購入することになったため、同年度から売却を開始している。そして、23年5月までの5年間で、全体の面積29,974.8㎡(23年5月1日時点の評価額541億0800万円)の約半分の14,740.7㎡を

計 315 億 7167 万余円で売却していることから、同研究所跡地の処分収入については、現状のまま推移すると今後 5 年程度で売却が完了し、それ以降は収入が見込めないことになる。

- (b) 旧広島大学本部地区跡地は、全体の面積 68,334.8㎡のうち 21,519.5㎡を 16 年度に 70 億 1888 万余円で売却している。しかし、残りの土地については、地元自治体の利用計画策定の遅れや民間事業予定者の撤退等のため処分が進んでおらず、貴センターは、現在、同地区跡地の一部と地元自治体の土地を交換するなど処分の促進を図っているが、処分できたとしても同地区跡地の処分収入は 40 億円程度にとどまる見込みであるとしている。

(改善を必要とする事態)

貸付事業において、個々の附属病院の収支状況等の実態に即した審査基準等が定められていなかったり、交付事業において、営繕事業費の配分方法が国立大学法人等間の自己収入等の獲得額の格差等を十分に考慮して限られた財源を有効に活用するものとなっていなかったり、今後の財源の見込みが十分に立っているとは認められなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴センターにおいて、次のことなどによると認められる。

- ア 貸付事業について、審査基準等を附属病院の収支状況等の実態に即したものとすることについての検討が十分でないこと
- イ 交付事業について、その趣旨に沿って限られた財源を有効に活用するための営繕事業費の配分方法及び今後の財源の見込みについての検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴センターが実施している両事業は、国立大学法人等の施設整備等を実施する上で、国の施設整備費補助金の交付額の伸びが見込めない現下の厳しい財政状況においては、同補助金を補完するものとして役立っている。そして、その実施に当たっては、事業の目的や経済性及び効率性に配慮した事業の実施に努める必要がある。

また、現在、貴センターにおいて、新法人に移管することとされている両事業について新たな事業実施体制等が検討されているところである。

については、貴センターにおいて、両事業を新法人に適切に移管できるよう、両事業について、次のとおり意見を表示する。

- ア 貸付事業については、貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、個々の附属病院や国立大学法人の収支状況等に即した適切な審査基準等を定めること
- イ 交付事業については、同事業の趣旨に沿って限られた財源の有効活用が図れるよう、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した営繕事業費の配分方法について、本省と協議しつつ検討するとともに、今後の財源の見込みについて十分に検討すること

第42 独立行政法人中小企業基盤整備機構

不 当 事 項

役 務

- (335) 施設管理補助業務に係る契約において、業務の履行の完了を確認するための検査が適切でなかったことなどのため、仕様書等で定める業務実施日に業務が実施されていない日があるのに請負代金の全額を支払っていたもの

科 目	(一般勘定) 新事業支援業務費 等 (施設整備等勘定) 新事業支援業務費 等
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構中部支部、近畿支部、九州支部 (平成24年4月1日以降は、同機構中部本部、近畿本部、九州本部)
契 約 名	平成19年度クリエイション・コア名古屋施設管理補助業務請負契約等9契約
契 約 の 概 要	インキュベーション施設の管理等に關する業務を実施するもの
契 約 の 相 手 方	中小企業・地域シェアードサービス株式会社
契 約	平成19年4月～23年4月 契約9件(随意契約4件、一般競争契約5件)
業務の履行の完了を確認するための検査	平成19年5月ほか
支 払	平成19年5月ほか
支 払 額	234,346,432円(平成19年度～23年度)
過大となっていた支払額	17,218,650円(平成19年度～23年度)

1 施設管理補助業務の概要

(1) 施設管理補助業務の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、中部支部、近畿支部及び九州支部(平成24年4月1日以降は、機構中部本部、近畿本部及び九州本部。以下「3支部」という。)において、研究開発の成果等をもとに創業する者や新事業展開を行おうとする企業等に対して、低賃料の事務室や工場を提供することにより、その成長を促進させることを目的とした施設(以下「インキュベーション施設」という。)の整備・運営を行っている。

3支部は、19年4月から23年4月までの間に、一般競争契約又は随意契約により、中小企業・地域シェアードサービス株式会社(以下「地域シェアードサービス」という。)と9件の請負契約を締結して、インキュベーション施設の入居者等からの報告・連絡・相談受付対応、関係機関との相互連絡事項の取次ぎ、施設内巡回等のインキュベーション施設の管理及び入居者支援等に関する業務(以下「施設管理補助業務」という。)を実施させ、請負代金計234,346,432円を支払っている。

施設管理補助業務の実施体制は、3支部においては、各支部に常駐して地域シェアードサービスに対し指示及び監督を行う監督職員として、インキュベーション施設の整備・運営を行う担当課(以下「担当課」という。)の職員を充てることとしており、一方、地域シェアードサービスにおいては、本業務の統括を行う者として業務管理者を定め、本業務を履行する業務従事者を各インキュベーション施設に1名ずつ常駐させることとしている。そして、監督職員は、業務管理者に対して指示を伝達し報告を受けて業務を監督し、業務管理者は、業務従事者に対して指示を伝達し報告を受けて業務を実施する体制となっている。

仕様書等によると、施設管理補助業務の業務実施日は、機構と同様に、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日、機構が指定する日等を除く毎日とされている。

(2) 施設管理補助業務の完了検査

地域シェアードサービスは、契約書に基づき、毎月5日又は10日までに前月末現在の業務実施状況報告書をそれぞれの支部に提出して、各支部から履行の完了の確認を受けなければならないこととなっている。

また、3支部においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構会計規程(平成16年7月規程16第3号)等に基づき、分任契約担当役は契約の相手方から債務の履行を完了した旨の届出を受理したときは、自ら又は補助者(以下「補助者等」という。)に命じて、当該債務の履行の完了を確認するために必要な検査(以下「完了検査」という。)を行うこととされている。

そして、地域シェアードサービスは、各支部から履行の完了の確認を受けた後、各支部に対して請負代金の支払を請求することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、施設管理補助業務が契約書、仕様書等に従って適切に行われ、完了検査が適切に実施されているかなどに着眼して、機構本部及び3支部における前記の9契約を対象として、施設管理補助業務に係る契約書、仕様書、報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3支部は、毎月、地域シェアードサービスから業務実施状況報告書が提出されたときには、担当課の監督職員が、この報告書や業務従事者が日々行った業務の概要が記載された添付書類に基づいて、実施された業務が仕様書等に定められた業務内容に適合しているかなどを確認を行っており、補助者等は、この確認に基づいて完了検査を行っていた。

しかし、業務実施状況報告書、これに係る添付書類等によると、19年度から23年度までの間において、業務従事者が業務を実施すべき日数延べ7,474日のうち、休暇を取得するなどして業務が実施されていない日数が延べ711日あったにもかかわらず、3支部は、毎月の完了検査でこれを見過ごしていた。このため、担当課の監督職員は、業務管理者に対して、業務従事者が業務に従事できない場合等に代替の業務従事者を業務に従事させるなどの指示を全く行っていなかった。

したがって、本件契約は、仕様書等で定める業務実施日に業務が実施されていない日があるのに請負代金の全額を支払っていたもので適切ではなく、請負代金のうち業務が実施されていない日数に係る人件費等相当額 17,218,650 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3 支部において、施設管理補助業務の実施に当たり、毎月の完了検査や業務についての指示及び監督を適切に行うことについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、今後必要となる額を超える資金を不要財産として速やかに国庫納付するよう改善させたもの

科 目	(一般勘定) 現金及び預金
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
第2期中期目標期間に繰り越された繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金の額	13 億 8098 万余円
平成23年度末における繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金の額	8 億 7260 万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	8 億 5700 万円

1 制度の概要

(1) 繊維関連業務の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、繊維産業構造改善事業協会(以下「旧協会」という。)等とその前身とする中小企業総合事業団(一部の業務を除く。以下「旧事業団」という。)等の権利及び義務を承継して、平成16年7月に設立された法人である。

そして、機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号。以下「機構法」という。)に基づき、旧協会が締結した債務保証契約に係る業務及びその附帯業務(以下、これらを合わせて「債務保証業務」という。)を行い、機構法の施行の日(16年6月1日)から起算して6年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、繊維産業に係る情報調査業務、助成金の交付業務及びこれらに附帯する業務(以下、これらを合わせて「情報調査等業務」という。また、これらと債務保証業務とを合わせて「繊維関連業務」という。)を一般勘定において行うこととされている。

(2) 繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金の概要

機構は、繊維関連業務に要する費用の財源に充てるために旧事業団から承継した政府からの支出に係る資金を第1期中期目標期間(16事業年度から20事業年度まで。以下、事業年度を「年度」という。)中に取り崩して支出し、その残額のうち13億8098万余円を、機構法第19条の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けて繰り越して、第2期中期目標期間(21年度から25年度まで)の期首に繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金として計上していた。

(3) 前中期目標期間繰越積立金の処理の概要

独立行政法人は、独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)により、中期目標期間の最終年度末において、前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならないこととされている。

積立金の処分については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条の規定により、各年度の損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときはその残余の額を積立金として整理することとされている。また、損失を生じたときは、積立金を減額して整理することとされている。

そして、機構は、機構法第19条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度末に上記の積立金の整理を行った後、当該積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために経済産業大臣の承認を受けて繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。

(4) 不要財産の国庫納付の概要

独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとされている。ただし、主務大臣の認可を受けた中期計画に従って政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、国庫納付に係る主務大臣の認可は要しないこととされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、前中期目標期間繰越積立金の額に相当する資金が、今後必要となる額に見合った妥当な額となっているか、政府出資等に係る不要財産について速やかに国庫に納付する手続を行っているかなどに着眼して、機構本部において、繊維関連業務に係る経理書類等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

繊維関連業務のうち情報調査等業務については、前記のとおり、機構法の施行の日(16年6月1日)から起算して6年を超えない範囲内において行うことになっていることから、機構において、同業務を22年5月末に終了していた。また、債務保証業務については、旧協会が締結した債務保証契約に係る保証残高が23年1月に0円となり、それ以降は、当該債務保証から生じた求償権の管理業務のみを行っていた。

そして、機構は、第2期中期目標期間において、繰り越された繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金13億8098万余円から、繊維関連業務に要した経費として、21年度4億6094万余円、22年度4156万余円、23年度587万余円、計5億0838万余円を取り崩して支出しており、23年度末における上記の前中期目標期間繰越積立金の額は8億7260万余円となっていて、当初の見込額ほどには経費を要せずに情報調査等業務を終了したことなどから、執行残額が生ずる状況となっていた。

しかし、機構は、主要な事業が終了した繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にととって速やかに国庫納付することを十分に検討していなかった。その結果、上記の資金の大部分が、第2期中期目標期間の終了する25年度末まで機構内部に留保されることが見込まれる状況となっていた。

したがって、23年度末における前記の前中期目標期間繰越積立金の額に相当する資金8億7260万余円について、今後、求償権の管理業務に要する費用の見込額及び求償権の行使による回収見込額を精査した上で、保有すべき額を検討し、その額を超える資金は、速やかに通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、前中期目標期間繰越積立金については、機構法により中期目標期間の最終年度末に整理して、残余の額を国庫納付することとされていることもあり、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にととって資産の見直しを行い、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、経済産業省と協議するなどして、23年度末における前記の前中期目標期間繰越積立金について、債務保証業務の実施に今後必要となる額を除くなどした額を不要財産として認定して、国庫納付することとした。そして、機構は、24年9月に、第2期中期計画を変更し、変更後の中期計画に従って、23年度末における前記の前中期目標期間繰越積立金の額8億7260万余円から第2期中期目標期間中に支出が見込まれる求償権の管理業務に要する費用の額1560万円を控除した額に相当する資金8億5700万余円を国庫納付する処置を講じた。

第43 独立行政法人都市再生機構

第3章 第2節 第43 独立行政法人都市再生機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの

科	目	(宅地造成等経過勘定)
		流動資産
		販売用不動産
		仕掛不動産勘定
		固定資産
		有形固定資産
		土地
		建設仮勘定
		市街地整備特別業務費
		財務費用
部	局	等
		独立行政法人都市再生機構本社、首都圏ニュータウン本部、中部支社等3支社
	ニュータウン整備事業の概要	大都市地域等において宅地の大規模な供給を行ったり、地域社会の経済・文化等の中心としてふさわしい地方都市の開発整備を行ったりなどする事業
	ニュータウン整備事業に係る土地の資産額	1兆6019億円(背景金額)(平成23年度末現在)
	今後の処分予定地の地区数及び箇所数	101地区 9,244か所(2,672.1ha)(平成23年度末)
	事業効果が発現していない長期未処分地の地区数及び箇所数	31地区 105か所(223.2ha)
	長期未処分地に係る資産額(1)	897億2465万円(平成23年度末現在)
	長期未処分地を保有するのに必要となる固定資産税等(2)	6億4683万円(平成23年度)
	長期未処分地に係る借入金等利息(3)	6億2807万円(平成23年度)
	(1)から(3)までの計	909億9956万円
	土地の個別の要因を加味した場合に時価が簿価を下回る額(試算額)(4)	26億3864万円(平成23年度末現在)
	(1)から(4)までの計	936億3820万円

【意見を表示したものの全文】

ニュータウン整備事業の実施状況について

(平成24年10月26日付け 独立行政法人都市再生機構理事長宛て)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) ニュータウン整備事業の概要

貴機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号。以下「機構法」という。)に基づき、大都市地域等において宅地の大規模な供給を行うことなどを目的として都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。)が実施していた都市整備事業及び地域社会の経済・文化等の中心としてふさわしい地方都市の開発整備を行うことなどを目的として地域振興整備公団(以下「地域公団」という。)が実施していた地方都市開発整備事業(以下「地方都市事業」といい、両事業を合わせて「ニュータウン整備事業」という。)を承継し、実施している。

ニュータウン整備事業は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業、新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づく新住宅市街地開発事業等(以下、これらを合わせて「法定事業」という。)の整備手法により実施され、都市公団及び地域公団は、法定事業に先立ち地域内の土地を取得したり、土地の造成工事を行い宅地にしたり、その土地及び宅地(以下、これらを単に「土地」という。)を販売(賃貸を含む。以下「処分」という。)したりしてきた。

(2) ニュータウン整備事業の見直し状況

ア 特殊法人等整理合理化計画

平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」(以下「合理化計画」という。)において、都市公団は廃止することとされ、同じく廃止することとされた地域公団の地方都市開発整備部門と共に新たな独立行政法人にそれぞれの事業を引き継ぐこととされた。そして、機構法の施行により、16年7月に貴機構は設立された。

合理化計画では、都市整備事業及び地方都市事業について、新規の宅地分譲事業は廃止すること、採算性に問題があるプロジェクトは見直しを行い、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図ること、できる限り多くの継続事業を速やかに終了させることなどとされている。

イ 貴機構設立時の財務状況

都市公団及び地域公団は、ニュータウン整備事業において、土地の取得費、工事費等に利息等を加えて資産として計上していたが、独立行政法人化に伴い、貴機構の設立の日現在における時価を基準とした資産の評価が行われた。

そして、この資産評価により明らかとなったニュータウン整備事業に係る資産の含み損2兆9109億余円を損失として処理するなどした結果、貴機構の開始貸借対照表(16年7月1日)において、7288億余円の繰越欠損金が計上されることとなった。

ウ 財政融資資金への繰上償還及び宅地造成等経過勘定の分離

貴機構は、ニュータウン整備事業を実施するに当たり、財政融資資金等から資金を調

達して土地の取得費、工事費等を賄い、土地の処分収入をその返済に充てていた。そして、16年度末において、貴機構の財政融資資金からの借入残高は12兆2503億余円、同年度の平均残高金利は3.35%となっていた。

財政融資資金は、補償金の支払を前提としない繰上償還については基本的に応じないこととされていた。しかし、貴機構の厳しい財務状況を踏まえ、将来の国民負担を発生させることなく、ニュータウン整備事業等について、土地の早期処分を促進するなどのため、国土交通大臣が財務大臣と協議し、貴機構に係る財政融資資金借入金の償還期限を法律に基づいて変更することにより補償金の支払を要しない繰上償還を認めることとされた。そして、こうした措置は例外的なものであるため、ニュータウン整備事業等から早期撤退すること、将来の国民負担の発生を未然に予防することが可能となることなどを条件として、透明性のある形で行われることとされた。

そして、17年6月に機構法が改正され、上記の償還期限の繰上げの変更が可能となるとともに、17年度から、ニュータウン整備事業等の経過業務に係る経理とその他の業務に係る経理がそれぞれ宅地造成等経過勘定(以下「経過勘定」という。)と都市再生勘定とに分離された。また、この法改正により、貴機構は、都市再生勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、当該利益に相当する金額を限度として、都市再生業務の運営に支障のない範囲で国土交通大臣の承認を受けた金額を都市再生勘定から経過勘定に繰り入れることができることとされた。

貴機構は、勘定の分離に当たり、財政融資資金借入金を資産の額に見合うまで償還期限までの残期間が短いものから順に経過勘定に特定した(経過勘定に特定した財政融資資金借入金の17年度期首残高3兆2320億余円、16年度の平均残高金利6.45%)。また、貴機構は、17年度に、民間からの借入金を原資にして、上記の法改正による償還を計3兆1730億余円(補償金免除相当額計9018億余円)行った。その結果、経過勘定における借入金等の18年度の平均残高金利が0.96%となるなど、ニュータウン整備事業に係る貴機構の金利負担は大幅に軽減された。

エ 中期目標及び中期計画

国土交通大臣は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の規定に基づき、貴機構が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、これを貴機構に指示している。そして、第2期中期目標では、ニュータウン整備事業について、第2期中期目標期間中(21年4月1日～26年3月31日)に工事を完了し、第3期中期目標期間中(26年4月1日～31年3月31日)の土地の供給・処分完了に向けた取組を一層推進することにより、業務完了の前倒しに努めることとされている。そして、貴機構は、第2期中期目標を達成するため、第2期中期計画を定め、21年3月31日に国土交通大臣の認可を受けている。

オ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、ニュータウン整備事業は「現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。」とされ、その終了時期が定められている。

(3) ニュータウン整備事業の直近の実施状況及び財務状況

貴機構は、16年度に、都市公団の都市整備事業129地区及び地域公団の地方都市事業16地区、計145地区のニュータウン整備事業を承継した。

その後、貴機構は、23年度までに、44地区の土地の処分を完了するなどし、24年度以降は、表1のとおり、法定事業に係る工事が完了済みで土地の処分が完了していない地区(以下「販売未了地区」という。)61地区、同工事を実施中の地区(以下「工事中地区」という。)32地区及び法定事業の開始前に事業を中止又は区域縮小した地区(以下、これらを含めて「中止地区」という。)9地区の計101地区^(注1)で事業を行っている。

(注1) 中止地区のうち区域縮小した1地区は、販売未了地区と重複しているため、各地区数を合計しても計とは一致しない。

表1 ニュータウン整備事業の実施状況

事業区分	区分	地区数	地区名	所在地	地区面積(ha)	地区名	所在地	地区面積(ha)	地区名	所在地	地区面積(ha)	
都市整備事業 (91地区)	販売未了地区	56	篠路拓北	北海道	378.1	流山運動公園南 注(1)	千葉県	—	仰木	滋賀県	188.8	
			南台	茨城県	74.3	野田山崎	千葉県	57.7	伊香立 注(2)	滋賀県	42.1	
			北竜台	茨城県	326.5	千原台	千葉県	368.9	相楽	京都府	263.9	
			桜柴崎	茨城県	65.7	浦安東	千葉県	232.6	祝園	京都府	202.4	
			土浦北	茨城県	41.7	潤井戸	千葉県	131.0	木津南	京都府	283.8	
			龍ヶ岡	茨城県	344.8	千葉北部(船橋)	千葉県	90.0	南田辺北	京都府	64.5	
			内守谷	茨城県	66.3	新鎌ヶ谷	千葉県	59.1	金剛東	大阪府	230.7	
			研究学園都市	茨城県	2,696.1	稲城堅台	東京都	7.1	小野原東	大阪府	30.5	
			牛久北部	茨城県	174.0	南八王子	東京都	394.3	田原	大阪府	126.8	
			東下根	茨城県	59.9	南多摩	東京都	1,429.3	藤原	兵庫県	280.7	
			多功南原	栃木県	31.7	森の里	神奈川県	201.7	北神戸第一	兵庫県	220.8	
			間々田	栃木県	52.6	港北第一	神奈川県	548.2	北神戸第二第三	兵庫県	277.1	
			東谷・中島	栃木県	137.5	港北第二	神奈川県	768.4	北摂(住)	兵庫県	587.2	
			坂戸入西	埼玉県	119.3	土岐	岐阜県	105.9	南山	兵庫県	158.5	
			吉川駅南	埼玉県	82.0	三好ヶ丘第一	愛知県	125.7	名塩	兵庫県	241.0	
			飯能南台第二	埼玉県	49.1	五ヶ丘	愛知県	112.1	平城	奈良県	348.7	
			菖蒲北部	埼玉県	64.9	水野	愛知県	68.0	橋本隅田	和歌山県	126.3	
			高坂駅東口第二	埼玉県	58.9	常滑西	愛知県	49.0	北九州学術・研究都市南部	福岡県	121.4	
	千葉東南部	千葉県	605.0	播磨	三重県	156.0						
	工事中地区	27	中根・金田台	茨城県	189.9	飯能大河原	埼玉県	137.7	西八千代北部	千葉県	140.5	
			下高井	茨城県	79.7	浦和東部第二	埼玉県	183.2	千葉北部(印西)	千葉県	1,843.0	
			葛城	茨城県	484.7	岩槻南部新和西	埼玉県	73.8	成瀬第二	神奈川県	37.8	
			萱丸	茨城県	292.7	酒々井南部	千葉県	71.7	真田・北金目	神奈川県	68.7	
			宇都宮テクノポリスセンター	栃木県	177.2	物井	千葉県	95.7	木津中央	京都府	245.7	
			三郷中央	埼玉県	114.8	新市街地	千葉県	285.9	和泉中央丘陵	大阪府	370.0	
			大宮西部	埼玉県	115.5	寺崎	千葉県	46.3	国際文化公園都市	大阪府	375.1	
			八潮南部中央	埼玉県	72.1	柏北部東	千葉県	169.9	神戸学園南	兵庫県	108.4	
	越谷レイクタウン	埼玉県	225.6	金田東	千葉県	155.6	福岡駅東	福岡県	107.5			
	中止地区	9	荒川本郷	茨城県	—	小野路西部	東京都	—	木津北・東	京都府	—	
			沼南中央	千葉県	—	小山田	東京都	—	多井畑西	兵庫県	—	
			印旛中央	千葉県	—	伊香立 注(2)	滋賀県	—	高山	奈良県	—	
	地方都市事業 (10地区)	販売未了地区	5	八戸新都市	青森県	330.0	秋田新都市	秋田県	380.0	長岡ニュータウン	新潟県	440.0
				花巻流通業務団地	岩手県	37.0	いわきニュータウン	福島県	530.0			
工事中地区		5	盛岡南新都市	岩手県	320.0	本庄新都心	埼玉県	64.6	今治新都市	愛媛県	170.0	
			山形新都市	山形県	260.0	浜北新都市	静岡県	160.0				
計101地区 内訳	販売未了地区	61										
	工事中地区	32										
	中止地区	9										

注(1) 流山運動公園南地区は、千葉県施行のため、地区面積を記載していない。

注(2) 伊香立地区は販売未了地区と中止地区とに重複しているため、地区数の計は一致しない。

そして、23年度末現在におけるニュータウン整備事業に係る財務状況をみると、土地^(注2)の資産額は、経過勘定の財務諸表附属明細書において市街地整備特別事業に係るセグメント情報として開示されており、販売用不動産613億余円、仕掛不動産勘定6691億余円、

土地(賃貸中の土地を示す勘定科目。以下「土地(勘定科目)」という。)6968億余円及び建設仮勘定1747億余円の計1兆6019億余円となっている。また、経過勘定の資本金(全額政府出資)は876億余円、繰越欠損金は1012億余円となっている。

(注2) ニュータウン整備事業に係る土地の資産のうち、販売用不動産及び仕掛不動産勘定は、いずれも販売を予定している土地に係る資産であり、土地(勘定科目)及び建設仮勘定は、それぞれ賃貸中の土地及び賃貸を予定している土地に係る資産である。貴機構は、ニュータウン整備事業に係る土地については、販売を基本としつつも、やむを得ない場合等には賃貸することとしており、建設仮勘定としても計上している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、前記のようなニュータウン整備事業の見直し状況を踏まえ、正確性、効率性、有効性等の観点から、事業完了に向けた取組は計画的かつ的確に行われているか、すなわち、前記の閣議決定等を踏まえて土地の造成工事等は完了できる見込みとなっているか、土地の処分が進捗して事業効果は発現しているか、土地の処分完了の時点での事業収支の見通しはどうか、財務諸表における資産額は適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき貴機構から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、前記145地区を対象として、貴機構の本社、首都圏ニュータウン本部、中部、西日本、九州各支社において、宅地管理台帳、財務諸表の関連資料等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 土地の造成工事の進捗状況

土地の造成工事の進捗状況についてみると、23年度末現在、工事中地区32地区のうち17地区(4,602.9ha)の一部の区域(327.7ha)については、事業の実施に反対している地権者の合意が得られていなかったり(8地区)、事業区域内に生息するオオタカ等の貴重動植物の保全方法等について環境保護団体等との調整に時間を要していたり(7地区)などしており、これらの問題を解消しなければ土地の造成工事に着手できない状況となっている。このため、これら17地区の中には25年度までに一部の区域の工事を完了できない地区が相当数生ずるおそれがあると認められる。

貴機構は、ニュータウン整備事業の実施に当たり、工事中地区32地区のうち30地区において土地区画整理事業の施行者となっており、土地の造成工事等を行った上で、換地処分を通じて他の地権者等も含めた権利関係を確定させるなどの必要があるため、法定事業を中止することは現実的ではなく、必要となる工事は行わなければならないとしている。このため、貴機構は、25年度までに工事を完了させる方策として、地権者の建物等の移転又は除去を自ら行うなどの事業推進に向けた方法の検討を行うなどしている。そして、貴機構は、25年度までに工事が完了できない場合に、それ以降は貴機構が法定事業の施行者として事業が行えなくなることも想定されるとして、上記の方策と並行して、土地の造成工事に着手できない区域を事業の対象区域から除外して対象区域を縮小するなどの方

法が採れるか、また、地方公共団体への事業の引継ぎができるかを検討している。

しかし、区域縮小については、地方公共団体との協議が整っていないことから、地域住民への説明、事業計画等の変更手続等には至っていない。また、事業の引継ぎについては、具体的な条件等が決まっていないことや、地方公共団体において実施体制を確保することが困難であることなどから、協議が難航している。

(2) 土地の処分の状況

ア 土地の処分計画と処分実績

貴機構は、ニュータウン整備事業全体の土地の処分目標について、第1期中期計画(計画期間16年7月1日～21年3月31日)において2,000ha以上、第2期中期計画(同21年4月1日～26年3月31日)において2,600ha以上としていた。また、これらの処分目標を達成するための土地の処分計画について、第1期中期計画において2,340.6ha、第2期中期計画において2,953.8haとしていた。

そして、これらの処分計画に対する処分実績をみると、表2のとおりとなっていた。

表2 土地の処分計画と処分実績

事業区分	年度 計画等	第1期中期計画						第2期中期計画					
		平成16	17	18	19	20	計	21	22	23	24	25	計
都市整備事業 (中止地区を除く)	処分計画(ha)	236.8	321.9	343.2	385.8	364.8	1,652.6	275.6	318.6	478.5	505.4	500.0	2,078.2
	処分実績(ha)	232.2	592.4	397.9	422.2	153.5	1,798.2	193.7	199.5	218.5	—	—	611.8
	達成率(%)	98.0	184.0	115.9	109.4	42.0	108.8	70.2	62.6	45.6	—	—	29.4
都市整備事業 (中止地区)	処分計画(ha)	140.8	158.1	6.4	26.1	38.7	370.1	90.3	95.3	94.2	176.9	176.9	633.6
	処分実績(ha)	139.8	154.5	46.7	11.4	48.2	400.9	2.2	55.8	0.5	—	—	58.6
	達成率(%)	99.3	97.7	731.1	43.7	124.7	108.3	2.5	58.5	0.5	—	—	9.2
地方都市事業	処分計画(ha)	37.7	68.7	71.1	64.5	75.7	317.8	48.5	37.5	46.7	51.1	57.9	241.9
	処分実績(ha)	37.7	66.9	91.4	109.3	62.9	368.4	32.0	32.1	43.7	—	—	107.9
	達成率(%)	99.9	97.4	128.6	169.3	83.0	115.9	66.0	85.5	93.5	—	—	44.6
計	処分計画(ha)	415.3	548.8	420.7	476.5	479.2	2,340.6	414.4	451.5	619.5	733.4	734.9	2,953.8
	処分実績(ha)	409.8	814.0	536.2	543.0	264.7	2,567.6	228.0	287.5	262.7	—	—	778.4
	達成率(%)	98.6	148.3	127.4	113.9	55.2	109.6	55.0	63.6	42.4	—	—	26.3

注(1) 達成率は、処分実績を処分計画で除して計算している。

注(2) 処分計画及び処分実績の面積は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、集計しても計欄とは一致しない場合がある。

土地の処分の状況は、都市整備事業と地方都市事業で多少の違いはあるが、ニュータウン整備事業全体の処分計画の達成率でみると、20年9月のいわゆるリーマン・ショック等の経済状況の影響を受ける前の19年度以前は98.6%から148.3%と好調だったものの、それ以降は42.4%から63.6%と著しく低下していて、土地の処分実績が処分計画を大幅に下回る状況が続いている。そして、23年度末現在の進捗状況を見ると、第2期中期計画期間中の処分計画2,953.8haに対する達成率は26.3%となっており、第2期中期計画における処分目標2,600haに対する達成率でも29.9%にとどまっていて、処分目標を達成することは難しい状況となっている。

イ 土地の処分が完了する時期の試算

貴機構が30年度までに処分する予定の土地(以下「処分予定地」という。)は、23年度末現在、前記の101地区において計2,672.1haあるが、貴機構は、16年7月以降約8年間に計約3,300haの土地を処分した実績があることから、30年度までの処分は十分に可能であると見込んでいる。しかし、貴機構の見込みは、各地区によって処分予定地の

面積や処分実績が異なることなどを考慮していない。

そこで、本院において、101地区のうち、工事の進展に伴い新たに大量の処分予定地の供給が見込まれる工事中地区32地区を除いた、販売未了地区及び中止地区の計69地区(計1,317.1ha)について、各地区ごとに、いわゆるリーマン・ショック前後の16年7月から24年3月までの間の処分実績から年間平均処分実績を算出し、この処分実績のまま今後も推移すると仮定して試算すると、30年度までに土地の処分が完了すると見込まれるのは48地区となり、残る21地区については、土地の処分が31年度以降に遅延するおそれがあるという結果となった。

ウ 長期にわたって処分が遅延している土地

上記のように、土地の処分が遅延するおそれのある地区が多数あることから、23年度末現在の処分予定地101地区計9,244か所の土地(計2,672.1ha)のうち、1か所当たりの面積が1,000㎡以上で、かつ、貴機構が設立される以前から処分のための土地情報を開示しているのにいまだに処分できていないなどの条件により抽出した31地区105か所の土地(計223.2ha。以下「長期未処分地」という。)について、土地の処分が遅延している原因を直接現地に赴くなどして検査した。

検査したところ、土地の処分が遅延しているのは、いわゆるリーマン・ショック等の経済状況による土地需要の減退等が要因になっているだけではなく、土地の位置、形状、周辺環境等に課題があったり、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき地方公共団体が定めた地区計画等の制約を受けていたりしていることなども大きな要因になっていると認められた。これらの長期未処分地については、土地を長期にわたって処分できておらず、事業効果が発現していない事態となっている。

そして、表3のとおり、事業効果が発現していない長期未処分地に係る23年度末現在の資産額は計897億2465万余円、長期未処分地を保有するのに必要となる23年度の固定資産税、都市計画税及び維持管理費は計6億4683万余円、経過勘定における借入金等の23年度の平均残高金利0.70%を長期未処分地の資産額に乗じた額は6億2807万余円、計909億9956万余円となっている。

表3 事業効果が発現していない長期未処分地の状況

地区数等	事業区分	都市整備事業	地方都市事業	計
地区数		27地区	4地区	31地区
土地の箇所数		90か所	15か所	105か所
土地面積		214.1ha	9.1ha	223.2ha
土地情報を開示するなどしてからの期間		7年～25年	8年～21年	7年～25年
上記土地に係る平成23年度末現在の資産額		888億4115万余円	8億8349万余円	897億2465万余円
上記土地に係る23年度の固定資産税等		6億2474万余円	2208万余円	6億4683万余円
上記土地に係る23年度の借入金等利息		6億2188万余円	618万余円	6億2807万余円

注(1) 土地情報を開示するなどしてからの期間については、月数を切り捨てている。

注(2) 平成23年度の固定資産税等は、長期未処分地を保有するのに必要となる同年度の固定資産税、都市計画税及び維持管理費である。

注(3) 平成23年度の借入金等利息は、経過勘定における借入金等の同年度の平均残高金利0.70%を長期未処分地の資産額に乗じた額である。

長期未処分地となっている主な要因を挙げると、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 位置、形状、周辺環境等に課題があるもの

長期未処分地のうち 30 地区 102 か所の土地は、位置、形状、周辺環境等に課題があるため処分が遅延している。すなわち、これらの土地は、形状が著しく不整形であったり(46 か所)、全部又は一部が法面で占められていて有効活用できる平場の面積が少なかったり(39 か所)、道路と高低差があるため進入路を設けなければならなかったり(36 か所)などする土地であった。

これらの土地について、貴機構は、追加の投資等の予定があっても現況のまま土地情報を開示しているものもあるとしているが、合理化計画において既に取得した土地の処分等を早急に進めることとされていることなどから、これらの土地が長期にわたり未処分となっていることに鑑み、工事費、販売経費等のコストに留意しつつ、需要を喚起するための方策について検討する必要があると認められる。

(イ) 地方公共団体が定めた地区計画等の制約を受けているもの

長期未処分地のうち 19 地区 39 か所の土地は、地方公共団体が定めた地区計画等の制約のため処分が遅延している。すなわち、これらの土地は、住宅地等としての需要はあるのに用途が研究施設、教育施設、病院等に限定されていたり(20 か所)、大型商業施設としての需要が見込めるのに大型商業施設を建設できない地域に指定されていたり(9 か所)、一戸建て住宅等の建設ができなかったり(8 か所)などする土地であった。

貴機構は、上記 39 か所の土地のうち、14 か所の土地については、土地利用種別の変更等について検討し、地方公共団体との協議を開始するなどしているものの、地方公共団体との調整や地域住民の合意形成に時間を要していて、土地利用種別の変更等には至っていない。また、残る 25 か所の土地については、地方公共団体と協議を行っていない。

これらの土地については、長期にわたって事業効果が発現していない事態が生じていることから、貴機構において、需要の変化や個々の土地の状況等に対応した措置を講じる必要があると認められる。

(3) ニュータウン整備事業に係る事業収支、繰越欠損金の今後の見通しなど

ニュータウン整備事業は、前記のとおり、貴機構設立時に 2 兆 9109 億余円の評価損が計上されるなど、地価動向等によっては事業の採算性が悪化する要因を抱えた事業であり、これまでの財務状況の分析や事業が完了する 30 年度における事業収支の見込みについての早期の把握は極めて重要な意義を持つと考えられる。

そこで、本院は、貴機構の財務諸表及びその附属明細書等を用いてニュータウン整備事業に係る財務状況を分析するとともに、それらの関連資料も活用して、貴機構設立時以降の事業に係る総収入と総支出の差(以下「事業収支差累計」という。)の見込額の試算を行った。また、試算に用いた財務諸表の作成過程における時価の算定手法及び内容等についても検討した。

ア ニュータウン整備事業に係る財務状況

(ア) 土地の資産額の推移

貴機構設立後のニュータウン整備事業に係る土地の資産額の推移を示すと、表 4 及び図 1 のとおりである。

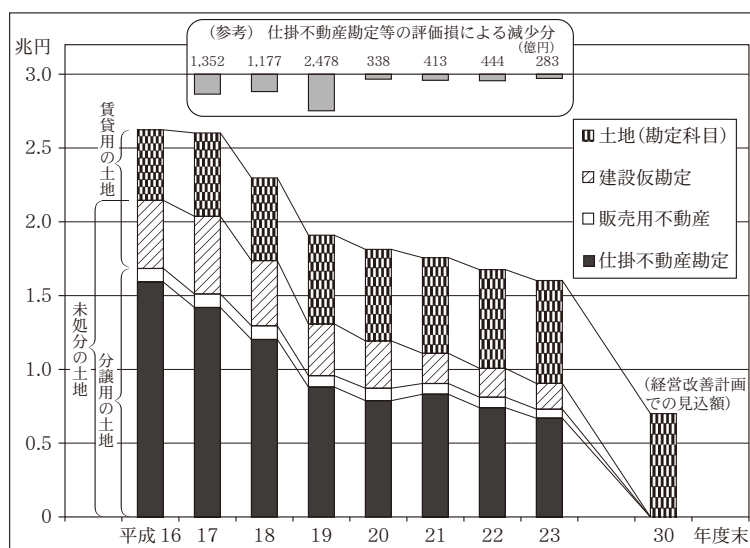
表4 ニュータウン整備事業に係る土地の資産額の推移

(単位：億円)

		科目	年度末	平成16	17	18	19	20	21	22	23	
未処分の土地	賃貸用	土地(勘定科目)	(A)	4,779	5,647	5,606	6,011	6,200	6,477	6,690	6,968	
		建設仮勘定	(B)	4,614	5,260	4,414	3,506	3,205	2,046	1,951	1,747	
	分譲用	販売用不動産	(C)	923	916	928	770	842	730	712	613	
		仕掛不動産勘定	(D)	15,913	14,192	12,024	8,801	7,881	8,313	7,404	6,691	
	計		((A)+(B)+(C)+(D))		26,230	26,016	22,974	19,090	18,130	17,567	16,758	16,019
	うち未処分の土地		((B)+(C)+(D))		21,451	20,369	17,367	13,078	11,929	11,089	10,068	9,051

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計欄と一致しない場合がある。

図1 ニュータウン整備事業に係る土地の資産額の推移



注(1) 貴機構は、土地の処分に当たり、販売を基本としつつも、やむを得ない場合等には賃貸することとしているため、賃貸中の土地である土地(勘定科目)を除いた建設仮勘定、販売用不動産及び仕掛不動産勘定の資産額が、未処分の土地の資産額となる。

注(2) 「経営改善計画」とは、貴機構が策定した「経営改善に向けた取組みについて」(平成17年7月策定、最終改訂24年3月)のことであり、

(注3) 販売用不動産及び仕掛不動産勘定については低価法等により評価損が、また、土地(勘定科目)及び建設仮勘定については減損会計の適用により減損損失(以下、評価損及び減損損失を合わせて「評価損」という。)が、それぞれ発生しており、累計で6488億余円が計上されている。

さらに、前記長期未処分地の資産額(23年度末現在897億余円)は、処分が遅延している状況が続けば、ニュータウン整備事業に係る土地の資産額が減少傾向にあることに伴い、資産全体に占める割合が大きくなっていくと見込まれる。

ニュータウン整備事業の土地の処分を完了することとされている30年度末における資産額の状況については、貴機構が策定した「経営改善に向けた取組みについて」(17年7月策定、最終改訂24年3月。以下「経営改善計画」という。)によると、賃貸中の土地を30年度末以降も保有することとされており、その資産額は約7000億円と見込まれている。

(注3) 低価法 独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。平成23年6月改訂)等に基づき、時価が簿価を下回った場合に、簿価を時価まで切り下げる会計処理

(イ) 損益の推移

貴機構設立後のニュータウン整備事業に係る損益の推移等を示すと、表5及び図2のとおりである。

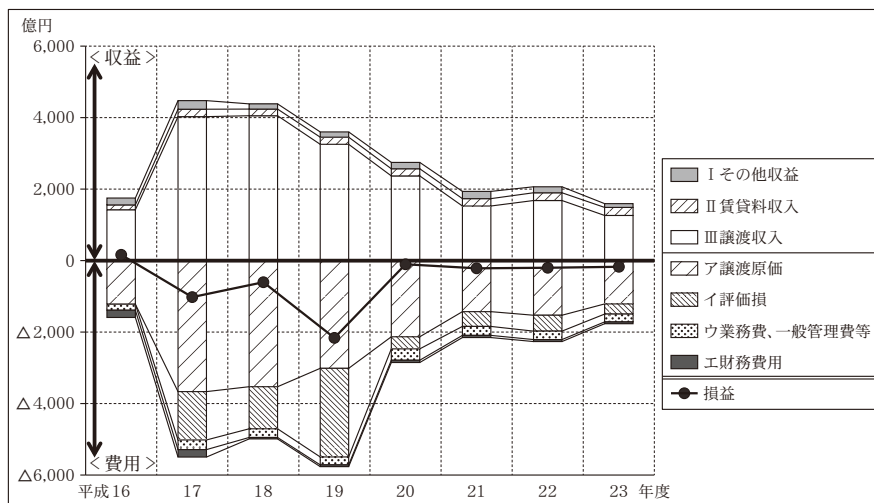
表5 ニュータウン整備事業に係る損益の推移等 (単位：百万円)

科目	年度	貴機構設立時	平成16	17	18	19	20	21	22	23	累計
収益	I その他収益		19,240	24,020	14,586	14,683	17,724	20,273	16,763	10,593	137,886
	II 賃貸料収入		13,519	20,765	18,614	19,939	20,009	20,620	21,686	22,494	157,649
	III 譲渡収入		142,356	402,837	405,361	325,461	237,026	152,805	168,161	126,377	1,960,387
	収益計 (A)		175,116	447,622	438,562	360,084	274,760	193,699	206,611	159,465	2,255,923
費用	貴機構設立時の資産評価に伴う評価損 ①	2,910,914									
	ア 譲渡原価		121,878	366,436	352,741	301,307	213,035	142,749	152,778	121,145	1,772,072
	イ 評価損 ②		—	135,252	117,730	247,898	33,809	41,300	44,440	28,373	648,806
	ウ 業務費、一般管理費等		16,844	27,008	24,297	22,179	31,801	25,082	23,586	21,902	192,702
	エ 財務費用		20,302	20,836	4,036	4,962	6,383	6,059	5,568	5,095	73,244
	費用計 (B)		159,025	549,533	498,806	576,348	285,029	215,191	226,373	176,517	2,686,826
損益(A-B)		16,091	△101,910	△60,244	△216,263	△10,269	△21,492	△19,762	△17,052	△430,902	
譲渡収入と譲渡原価の差(III-A) ③		20,477	36,400	52,619	24,153	23,991	10,056	15,383	5,231	188,314	
②及び③以外の差((I+II)-(ウ+エ)) ④		△4,386	△3,058	4,867	7,480	△450	9,751	9,295	6,089	29,588	
23年度末の販売用不動産及び仕掛不動産勘定における時価と簿価の差額 ⑤										167,265	

注(1) 表中①から⑤までは、表8の番号に対応している。

注(2) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても、累計、収益計、費用計、損益、譲渡収入と譲渡原価の差、②及び③以外の差の各欄と一致しない場合がある。

図2 ニュータウン整備事業に係る損益の推移等



譲渡収入と譲渡原価(低価法等による評価損計上後)を比較すると、16年度以降の全ての年度で譲渡収入が上回っており、その差額は累計で1883億余円となっている。一方、評価損が累計で6488億余円計上されており、ニュータウン整備事業全体の損益では、16年度を除いた各年度で損失が発生していて、貴機構設立後の損失額は累計で4309億余円となっている。

(ウ) 経過勘定における繰越欠損金の推移

前記のとおり、貴機構設立時における貴機構全体の繰越欠損金は7288億余円となっていた。そして、17年度に勘定を分離した際の貴機構全体の繰越欠損金は6692億余円、このうち経過勘定の繰越欠損金は857億余円となっていた。

貴機構は、経営改善計画で貴機構全体の繰越欠損金を30年度までに解消することとしている。そして、表6のとおり、貴機構全体の繰越欠損金は23年度末現在で2602億余円と削減が進捗している。

表6 貴機構全体の繰越欠損金の推移 (単位：百万円)

年度末	貴機構設立時	平成16	17	18	19	20	21	22	23
△貴機構全体の繰越欠損金	△728,853	△669,264	△591,140	△495,586	△421,449	△392,977	△349,583	△305,061	△260,298

しかし、このうち経過勘定の繰越欠損金は、17年度の補償金の支払を要しない財政融資資金への繰上償還等により財務費用が低減されたり、都市再生勘定からの繰入れ(累計4811億余円)が行われたりしたにもかかわらず、表7のとおり、毎年度末、17年度の勘定分離時点における857億余円を上回っており、23年度末においても同様である。

表7 経過勘定の繰越欠損金等の推移 (単位：百万円)

区分	年度	勘定分離時点 (平成17年4月1日)	17	18	19	20	21	22	23	累計
△当期純損失		—	△105,560	△59,846	△237,953	△39,890	△20,311	△19,525	△13,512	—
ニュータウン整備事業の損益		—	△101,910	△60,244	△216,263	△10,269	△21,492	△19,762	△17,052	—
経過勘定におけるその他の事業の損益		—	△3,650	397	△21,689	△29,621	1,181	236	3,539	—
△債務超過額		—	△103,618	△59,845	△238,925	△39,631	△19,842	△19,281	△13,512	—
都市再生勘定からの繰入れ		—	—	103,619	59,846	238,926	39,632	19,842	19,281	481,146
△繰越欠損金(年度末)		△85,747	△191,308	△147,535	△325,643	△126,608	△107,287	△106,971	△101,202	—

イ 事業収支差累計の見込額の試算

本院が、上記アの財務状況の分析結果を踏まえ、貴機構が毎年度作成している財務諸表及びその関連資料から、貴機構設立時に承継した地区等における30年度までの事業収支差累計の見込額を試算したところ、表8のとおり、財務諸表上は既に損失として処理されている表8①及び②の評価損を含めて約3兆1158億円の赤字となった。

表8 事業収支差累計の見込額の試算

① 貴機構設立時の資産評価に伴う評価損	計△2兆9109億余円
② 貴機構設立後の評価損	累計△6488億余円
③ 譲渡収入と譲渡原価の差による利益額	累計1883億余円
④ ②及び③を除いた利益額	累計295億余円
⑤ 平成23年度末の販売用不動産及び仕掛不動産勘定における時価と簿価の差額	約1672億円
⑥ ⑤を除いた30年度までの見込利益額	計約586億円
事業収支差累計の見込額の試算額(△赤字) (①+②+③+④+⑤+⑥)	約△3兆1158億円

注(1) ⑤の販売用不動産の時価については個々の土地ごとに不動産鑑定評価額等を基に算定し、また、仕掛不動産勘定の時価については地区ごとに土地の販売見込額の合計額から今後の販売経費や造成工事の見込額等の合計額を控除することによって算定した。いずれも平成30年度までに全ての土地を販売することが前提となっている。このようにして算定した時価が、23年度末における簿価を上回っている地区があり、その差額は合計すると約1672億円となっていて、30年度までにこれらの土地が時価で販売されれば、譲渡収入と譲渡原価の差額としてこの額が利益として計上される見込みになる。

注(2) 試算に当たり、本院において以下の条件を仮定した。

- (ア) 地価下落等による評価損が平成24年度以降30年度まで発生しないこと
- (イ) ⑤における時価と簿価の差額に相当する見込利益額約1672億円が30年度までに実現すること
- (ウ) ②及び③を除いた損益において、21年度から23年度までの3か年度の平均利益額約83億円が今後7年間にわたり計約586億円計上されること

注(3) 貴機構設立以前における評価損の計上はなかった。

なお、この赤字見込額のほとんどを占めるニュータウン整備事業における評価損がここまで多額になったことについて、貴機構は、いわゆるバブル経済の崩壊に伴う地価下落や土地需要の減退により、貴機構が保有する土地の時価が下落したこと、中止地区に係る生じ得る損失^(注5)を計上したことなどによるとしている。

(注4) 貴機構設立時に承継した145地区のほか、貴機構設立時点では土地の処分が完了し土地の賃貸が行われていた地区を含む。

(注5) 貴機構は、中止地区に係る先行取得用地について、事業の中止に伴い、ニュータウンの整備を前提とした土地の評価額を例えば未整備の現況に応じた評価額に下げるなどして評価損を計上している。

ウ 事業収支が悪化する今後の要因等

貴機構は、表8⑤のとおり、販売を予定している土地の23年度末の販売用不動産及び仕掛不動産勘定における時価と簿価の差額(以下「時価簿価差額」という。)を約1672億円と算定していた。一方、貴機構は、前記2(2)ウのとおり、位置、形状、周辺環境等に課題となる個別の要因がある土地を多数保有しており、これらの要因は時価を引き下げるおそれがあるものである。そこで、本院において、これらの要因を含め、今後の事業収支を更に悪化させるおそれがある要因等について検討した。

(ア) 時価の算定手法等及び時価を引き下げる要因

貴機構は、販売を予定している土地に係る資産額の計上に当たっては、低価法を適用し、時価を算定している。また、貴機構は、賃貸中の土地及び賃貸を予定している土地の計上に当たっては、減損会計を適用し、減損の兆候の判定等のため、上記と同様の方法で時価を算定している。

貴機構は、販売を予定している土地のうち、販売用不動産の時価については、個々の土地ごとに不動産鑑定評価額等を基に算定し、仕掛不動産勘定等の時価については、地区を算定単位として、土地の販売見込額の合計額から今後の販売経費や工事費の見込額等の合計額を控除することによって算定している。そして、貴機構は、仕掛不動産勘定等の販売見込額について、協定や公募等によりおおむね確定している土地については、その金額を用いるなどして算定することとしている。それ以外の土地については、地域公団が事業を実施していた地区を除いて、地区ごとに基準となる単価を設定し、これに住宅用、工場用等の用途別に一律の換算率を乗じて用途別の基準単価を設定するなどして算出した販売見込額を合計して算定することとしている。

そして、貴機構は、一律の換算率等による方法について、ニュータウン整備事業の性質上、事業がある程度進捗しなければ貴機構が保有することになる土地の位置、形状等が明確にならないこと、また、これまで貴機構は多数の地区の広大な区域において事業を行っていて、全ての土地の要因を勘案して時価を算定するのは困難であることなどを考慮した結果、会計上の見積りとして合理性があるとして、販売用不動産等の時価の算定が会計上必要となった17年度に採用したとしている。

一方、2(2)ウのような要因は、多くの場合、時価を引き下げることになるが、一律の換算率等による方法により仕掛不動産勘定等に計上されているほとんどの土地の時価は、これら個別の要因は考慮されていない。

しかし、大部分の地区は事業の最終段階を迎えており、それらの地区では処分予定地の位置、形状等が明確になっていることから、個別の要因を把握できる土地が多く

なっている。したがって、時価の情報が経営判断にも用いられることを考慮し、今後は、仕掛不動産勘定等に計上する土地のうち、個別の要因を把握できる土地については、把握に要する費用に留意しつつ、現地の状況等を反映させた時価の算定を行う必要があると認められる。

そこで、本院において、様々な個別の要因のうち、時価への影響が比較的大きい法面に着目して、1か所5,000㎡以上の敷地面積でそれに占める法面の面積が30%以上の土地が所在する15地区の計38か所を抽出し、これらの土地の販売見込額計537億9792万余円について法面の影響を加味して時価を算定したところ、仕掛不動産勘定に係る土地については16か所で計57億8222万余円、建設仮勘定に係る土地については22か所で計52億1074万余円、計109億9296万余円時価が下がる計算となった。このため、前記の販売用不動産及び仕掛不動産勘定における時価簿価差額の約1672億円は、少なくとも15地区において、換算率等による方法を用いながらも土地の個別の要因を加味した時価の算定手法を用いたとすると、これよりも57億8222万余円少なくなる^(注6)計算となり、2(3)イの試算よりも事業収支が一層悪化するおそれがあることになる。

そして、本院の試算によれば、上記の15地区のうち、3地区においては、地区全体の仕掛不動産勘定に係る土地の個別の要因を加味して算定した時価が簿価を計26億3864万余円下回る計算となった。このような地区については、今後、換算率等による方法を用いながらも土地の個別の要因を加味した時価の算定手法を用いるなどした上で、低価法による財務諸表への資産計上を行う必要があると認められる。

(注6) 2(3)イの事業収支差累計の見込額の試算に当たっては、表8注(1)のとおり、販売用不動産及び仕掛不動産勘定の時価簿価差額が平成30年度までに譲渡収入と譲渡原価の差額として利益に計上されると見込んでいるため、賃貸を予定している土地である建設仮勘定に係る時価の減少は、30年度末における事業収支の悪化にはつながらないものとして整理した。

(イ) 執行管理上の未発現のリスク

貴機構は、ニュータウン整備事業の執行管理を各地区ごとに作成する「個別プロジェクト基本方針」(以下「PJ」という。)により行うこととしており、PJにより事業内容等を定めるとともに、事業の採算性を確認することとしている。PJには、直近の時点から販売完了年度(30年度)までの間における一定のリスクを織り込んだ事業収支の状況が示されている。そして、貴機構は、PJにおける一定のリスクは、財務諸表には含まれない販売見込額についての執行管理上の未発現のリスクであるとしているが、このリスクが仮に発現したとすると、譲渡収入が下振れし、2(3)イの試算よりも事業収支が悪化するおそれがある。

以上をまとめると、2(1)のとおり、工事が25年度までに完了しないおそれがあること、2(2)のとおり、長期未処分地を含む全ての土地の処分が30年度までに完了しないおそれがあること、2(3)ウ(ア)のとおり、財務諸表の作成過程における時価の算定に当たり販売見込額が下振れするおそれがあること、上記2(3)ウ(イ)のとおり、PJにおけるリスクが発現した場合は譲渡収入が下振れするおそれがあることなどは事業収支の悪化要因となり得るものである。その上、今後の地価動向等によっては、販売見込額が更に減少して、事業収支が更に悪化する可能性もある。

エ 経過勘定における繰越欠損金の今後の見通し

2(3)アウのとおり、貴機構は、貴機構全体の繰越欠損金を30年度までに解消することとしているが、経過勘定における繰越欠損金は、23年度末においても1012億余円計上されており、17年度に勘定を分離した際の857億余円を下回ったことはない。

今後の見通しについては、前記のように、23年度末の時価簿価差額約1672億円が30年度までに利益として実現すること並びに譲渡利益及び評価損を除いた利益額が24年度以降約586億円計上されることと仮定すると、経過勘定の中で繰越欠損金を解消できると試算することも可能である。しかし、これは、30年度まで地価の下落等による評価損が発生しないこと、土地の処分が計画どおりに進捗することなどの仮定を置いた場合の試算であり、今後どの程度の地価下落等が生じるかなどの条件の設定次第で見通しが大きく変わり得るものである。

そして、前記のような事業収支の悪化要因は、繰越欠損金の今後の見通しを立てるに当たってリスクとなり得るものであり、これらのリスクが発現した場合には、経過勘定の利益額が下振れすることになり、その額によっては、経過勘定の繰越欠損金の解消等のために、都市再生勘定からの繰入れが更に必要になることも想定される。しかし、貴機構は、これらの将来に発現するおそれのあるリスク(以下「発現リスク」という。)を勘案した経過勘定における繰越欠損金の解消の見通し及びその方策について明確にしている。

(改善を必要とする事態)

以上のように、一部の区域において造成工事に着手できない地区があり25年度までに工事を完了できないおそれがある事態、長期未処分地があり事業効果が発現していない事態、仕掛不動産勘定等に係る土地の時価の算定に当たり個別の要因が勘案されておらず地区によっては時価が簿価を下回っている可能性がある事態、将来の様々な発現リスクを勘案した経過勘定の繰越欠損金の解消方策を明確にしていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 25年度までに工事を完了できないおそれのある地区について、工事完了までの工程を明確に定めておらず、区域縮小や事業の引継ぎなどを含めた工事の早期完了に向けた方策について関係機関等との協議を整えていないこと
- イ 長期未処分地について、需要を喚起するための方策の検討が十分でないこと、また、より需要が見込まれる土地利用種別への変更や誘致対象企業の業種の拡大を検討した上で、地方公共団体等に積極的に協力を求めていること
- ウ 財務諸表作成時の土地の時価の算定について、大部分の地区では事業の最終段階を迎えていて、個別の要因を把握できる土地が多くなってきているのに、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組が十分でないこと
- エ 経過勘定の繰越欠損金について、その解消の見通し及びその方策についての検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴機構は、ニュータウン整備事業により、大都市地域等において土地の大規模な供給を行うなどの役割を果たしてきた。また、土地の処分の促進を図るために、土地利用種別の変

更、定期借地権等による処分方法の導入等の努力をしてきている。しかし、前記のように、工事及び土地の処分は必ずしも計画どおりに進んでおらず、なお多くの処分予定地が残されている。そして、前記のとおり、長期未処分地については、処分が遅延しいまだに事業効果が発現していない状況である。また、当初の事業計画策定時と現在とでは我が国の住宅事情、経済状況等が大きく変化してきており、ニュータウン整備事業の採算性には厳しいものがある。近年の処分状況のまま推移すると、残された処分予定地を完売し、事業目的を達成するにはなお相当の期間を要することが予想され、さらに、地価動向等によっては、経過勘定において更なる損失の計上が必要となる可能性もある状況となっている。

については、貴機構において、ニュータウン整備事業の事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 25年度までに工事を完了できないおそれのある地区については、工事完了までの工程を明確に定めるとともに、工事の早期完了に向けた方策を執るに当たって、貴機構の財務状況に与える影響等に十分留意しながら、区域の縮小や事業の引継ぎなどについて関係機関等との協議や検討等を十分に行うこと
- イ 長期未処分地については、工事費、販売経費等のコストに留意しつつ需要を喚起するための方策について検討したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更や誘致対象企業の業種の拡大を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得るよう努めたりすること
- ウ 財務諸表作成時の土地の時価の算定については、これが経営判断にも用いられることを考慮し、時価の把握に要する費用に留意しつつ、個別の要因を把握できる土地についてはこれらを反映させるなど、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行うこと
- エ 経過勘定の繰越欠損金については、将来の様々な発現リスクを勘案した見通しを立てた上で、その解消方策を検討すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

賃貸住宅団地における蛍光管の一斉取替作業を原則として実施しないこととし、不点灯時に取り替える方法によることとして、蛍光管の取替作業が適切かつ経済的に行われるよう改善させたもの

科 目	(都市再生勘定) (項)賃貸住宅業務費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部、神奈川地域支社等2支社(平成23年6月30日以前は、同機構東日本支社等3支社)
蛍光管の一斉取替作業の概要	賃貸住宅団地内の廊下灯、階段灯等の照明器具の清掃に併せて蛍光管を年末又は年度末に一斉に取り替える作業
一斉取替作業に係る経費	3億7817万余円(平成22、23両年度)
上記のうち蛍光管を不点灯時に取り替える方法により節減できた蛍光管購入費等	1億5215万円

1 蛍光管の一斉取替作業の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、平成23年度末現在、1,740団地、約76万戸の賃貸住宅団地を管理している。そして、機構の東日本賃貸住宅本部及び神奈川県支社等6支社(以下「支社等」という。)^(注)は、清掃業務として、賃貸住宅団地内の建物の共用部分等の清掃作業と廊下灯、階段灯等の蛍光管及び外灯の水銀灯(以下、これらを合わせて「蛍光管」という。)の取替作業を、規模や業務量等に応じて、管内の住宅管理センター等に行わせており、住宅管理センター等はこれを民間業者に請け負わせて実施している。この清掃業務には、仕様書に示されている作業項目を日常的に行う一般清掃業務と、支社等が特に必要と認める場合に行う特別清掃業務とがある。

上記支社等のうち、東日本賃貸住宅本部、神奈川県支社及び埼玉地域支社(以下「3支社等」という。)が管内の10住宅管理センターに行わせている特別清掃業務についてみると、10住宅管理センターは賃貸住宅団地内の照明器具の清掃に併せて蛍光管を年末又は年度末に一斉に取り替える作業(以下「一斉取替作業」という。)を、一般清掃業務で日常的に行っている蛍光管の不点灯時の取替えとは別に実施している。そして、10住宅管理センターにおける22、23両年度の蛍光管の一斉取替作業に係る経費の総額は3億7817万余円(取替作業費2億1269万余円、廃棄処分費1192万余円、蛍光管購入費1億5355万余円)となっている。

(注) 東日本賃貸住宅本部及び神奈川県支社等6支社 東日本賃貸住宅本部、神奈川県、埼玉地域、千葉地域、中部、西日本、九州各支社

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、蛍光管の一斉取替作業は3支社等管内の10住宅管理センターで行われているものの、機構における他の4支社の管内では行われていない。また、機構は、賃貸住宅団地内の廊下灯、階段灯等について、照明器具の更新に併せて長寿命のLED照明に切り替える計画を進めているが、全ての団地で切替えが完了するまでに相当の期間を要することから、蛍光管の取替作業は今後も引き続き実施していくこととしている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、蛍光管の一斉取替作業がその必要性等の検討を十分に行った上で実施されているかなどに着眼して、上記3支社等管内の住宅管理センターの契約を対象として、機構本社及び3支社等において、契約書、請求書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 一斉取替作業の必要性

3支社等は、蛍光管の一斉取替作業を実施している理由として、①10W型の蛍光管の定格寿命を基に、蛍光管の寿命を1年程度と想定していること、②住宅管理センター等が業務を行っていない休日等に蛍光管が不点灯になると早急な対応ができないため、予防的に一斉取替作業を行うことにより不点灯の状態を少なくすることが防犯面及び安全面も含めた居住者サービス向上に資するものと考えていることなどによるとしていた。

しかし、3支社等は、①賃貸住宅団地では10W型の蛍光管より長い定格寿命の20W

型等の蛍光灯が多く使用されているため、少なくとも想定の1年程度より寿命が長く見込まれること、また、蛍光灯の不点灯時には一般清掃業務の中でその都度取替えを行っており、一斉取替作業は、一般清掃業務で取り替えた後の使用可能な蛍光灯を取り替えて廃棄処分することにもなること、②住宅管理センター等が業務を行っていない休日等は、共用施設の保守等の業務を民間業者に委託しているため、蛍光灯の不点灯の状態が防犯面及び安全面に影響するような緊急性のある場合には早急な対応が可能な体制となっていることから、蛍光灯の一斉取替作業の必要性を十分に検討する必要があるのに、従来の方法を踏襲してこれを実施していた。

(2) 一斉取替作業の経済性

蛍光灯の一斉取替作業について、3支社等は、蛍光灯の購入金額は把握していたものの、各団地の蛍光灯の使用実績を把握していなかった。

そこで、東日本賃貸住宅本部管内の6住宅管理センターのうち、一斉取替作業を実施している4住宅管理センターと実施していない2住宅管理センターにおける住宅1戸当たりの蛍光灯の年間購入金額を比較すると、4住宅管理センターの年間購入金額は2住宅管理センターの年間購入金額の2倍程度となっていた。これは、4住宅管理センターにおいて、一般清掃業務で取り替えた後の使用可能な蛍光灯を一斉取替作業により取り替えるなどして、これに係る蛍光灯の購入が必要になったことによるものと認められた。また、一斉取替作業を実施している住宅管理センターでは、上記のような蛍光灯の購入に加えて、取替作業及び廃棄処分に係る経費が必要となる。

しかし、3支社等は、その経済性についての検討を十分に行わないまま一斉取替作業を実施していた。

以上のとおり、3支社等において、蛍光灯の一斉取替作業の必要性及び経済性を十分検討することなく、これを実施している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた蛍光灯購入費等)

上記のことから、3支社等において、蛍光灯の一斉取替作業を実施しないこととして、一般清掃業務等において不点灯時に蛍光灯を取り替える方法によることとすれば、蛍光灯購入費等は、取替作業費のうちの照明器具の清掃に係る費用を考慮しても、22年度1億3185万余円、23年度2029万余円、計1億5215万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3支社等において、蛍光灯の一斉取替作業について必要性及び経済性の検討が十分でないこと、本社において、蛍光灯の一斉取替作業について具体的な指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、24年8月に支社等に対し通知を発し、蛍光灯の取替作業が適切かつ経済的に行われるよう、蛍光灯の一斉取替作業を原則として実施しないこととして、不点灯時に蛍光灯を取り替える方法によることを周知徹底する処置を講じた。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営について

〔平成 21 年度決算検査報告 875 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 793 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っているが、賃貸住宅団地内における駐車場事業については、当初駐車場の整備及び経営に人員等を振り向けることが困難であったため、機構の出資会社である日本総合住生活株式会社(以下「JS」という。)に行わせてきた。しかし、住宅供給に係る経営方針が変化するなどしているのに、本来機構が賃貸住宅と一体的に管理すべき駐車場事業を競争性及び透明性が十分でないまま引き続き JS に行わせている事態が見受けられた。

したがって、機構において、JS の駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、JS に対する投資の利益を回収して事業運営に資するよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 3 月に JS との間で駐車場事業を機構に譲渡することなどを約定した事業譲渡契約を締結し、同年 7 月をもって同事業の経営及びその資産を承継していた。そして、機構は、同事業の承継後、駐車場利用者からの問合せ対応、契約・解約手続、料金収納、修繕等の駐車場の管理業務を賃貸住宅の管理業務と一体的に行うことにより、事業の一層の効率化を図ることとしていた。

そして、機構は、JS に対する投資の利益の回収については、国土交通省に設置された「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関するワーキンググループ」の検討結果を踏まえるとともに、23 年 7 月に国土交通省が策定した「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」に基づいて、24 年 3 月に「関係会社の整理・合理化方針」を公表しており、今後、同方針等により適切に対応することとしている。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 賃貸住宅団地内の貸与している敷地に係る固定資産税等の負担について

(平成 22 年度決算検査報告 784 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅団地内の居住者の利便に供する施設の用に供するため、賃貸住宅団地内の敷地を多数貸与している。しかし、市町村等に無償で使用させている敷地について、固定資産税等の非課税の申告や減免の申請をしていなかったり、敷地の使用者に固定資産税等相当額の負担を求めていなかったり、賃貸している敷地について、賃貸料を固定資産税等相当額より低い額としていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、これらの敷地について、非課税の申告や減免の申請をした

り、使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたり、賃借人に固定資産税等相当額以上の額まで賃貸料の増額を求めたりするとともに、賃貸住宅団地内の敷地を貸与している支社等に対して、今後敷地を無償で使用させる場合は、非課税の申告又は減免の申請をしたり、使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたり、賃貸する場合は、少なくとも固定資産税等相当額以上の賃貸料としたりするよう周知し、定期的に賃貸料を見直すよう指導して、賃貸住宅団地内の敷地の貸与を適切かつ経済的に行うよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、24年3月までに、次のような処置を講じていた。

ア 賃貸住宅団地内の敷地を貸与している支社等は、無償又は低額の賃貸料により貸与している38施設の敷地について、地方団体に固定資産税等の非課税の申告や減免の申請をしたり、使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたり、賃借人に固定資産税等相当額以上の額まで賃貸料の増額を求めたりするなどした。

イ 支社等に対して、通知を発するなどして、①敷地を無償で使用させる場合は、地方団体に固定資産税等の非課税の申告又は減免の申請をすること、②非課税とならない場合は、使用者に固定資産税等相当額の負担を求めること、③敷地を賃貸する場合は、少なくとも固定資産税等相当額以上の賃貸料を求めるところを周知するとともに、定期的に賃貸料を見直すことを指導した。

(2) 償却資産の把握について

(平成22年度決算検査報告788ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、固定資産税の対象となる償却資産を毎年度取得し、又は撤去、廃棄するなどしている。しかし、取得した資産の全部又は一部を償却資産として把握していなかったり、取得価額が少額で償却資産に該当しないこととなる資産を償却資産として把握していたり、撤去又は廃棄した償却資産を引き続き償却資産として把握したままとしていたり、償却資産の耐用年数を誤っていたりなどしている事態や、償却資産の把握に係る事務が効率的でない事態が見受けられた。

したがって、機構において、償却資産となる資産の範囲等を明確にして関係部署に周知するとともに、償却資産の把握に係る事務についてシステム化を図るなど統一的な体制を整備して、償却資産の把握を適切かつ効率的に行うよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成23年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、23年10月に関係部署に対して通知を発して償却資産の対象となる資産の明確化等について周知し、同年12月までに償却資産に係る事務についてシステム化を図るなど統一的な体制を整備して、償却資産の把握を適切かつ効率的に行う処置を講じていた。

第44 独立行政法人日本原子力研究開発機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう意見を表示したもの

科 目	(電源利用勘定) 経常費用 (平成17年9月30日以前は、経常費用)
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成10年10月1日から17年9月30日までは核燃料サイクル開発機構、10年9月30日以前は動力炉・核燃料開発事業団)
高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等の概要	運転の過程において消費した以上の燃料を生み出しつつ発電を行うことができる高速増殖炉の原型炉であるもんじゅについて、発電プラントとしての信頼性の実証等を目的として研究開発を行うなどするもの 9265億2644万余円(昭和55年度～平成22年度)
もんじゅの研究開発に要した総事業費として公表している経費の平成22年度までの額	1兆0810億9529万余円(昭和46年度～平成22年度)
もんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る支出額	830億8525万円(昭和63年度～平成22年度)
上記のうち利活用されていないもんじゅの関連施設の建設等に係る支出額	

【意見を表示したものの全文】

高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について

(平成23年11月14日付け 独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費等の概要

(1) 高速増殖炉の研究開発の概要

貴機構(平成10年10月1日から17年9月30日までは核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所、10年9月30日以前は動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号。以下「機構法」という。)に基づき設立された法人である。そして、貴機構は、機構法、原子力基本法(昭和30年法律第186号)第2条に規定する基本方針等に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、

もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として、原子力に関する基礎的研究等の業務を行っている。

貴機構が行う高速増殖炉の研究開発は、既存の原子力発電所を中心とした軽水炉サイクルに替わるものとして高速増殖炉サイクルを技術的に確立し、長期的なエネルギーの安定供給に寄与することを目的としている。そして、この高速増殖炉サイクルは、①核燃料を製造する核燃料製造施設、②核燃料を核分裂させてエネルギーを取り出すとともにウラン^(注1)238をプルトニウム239に変化させる原子炉(高速増殖炉)、③核分裂によりエネルギーを取り出した後の核燃料(以下「使用済核燃料」という。)を再処理してプルトニウム等の新しい核燃料の原料を取り出す再処理施設をそれぞれ整備することによって確立されるものである。

高速増殖炉の研究開発については、原子力基本法等に基づき内閣府に設置されている原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「長期計画」という。)において、60年代の初期に実用化することを目標として、42年度から本格的に着手し、これを強力に推進していくこととされた。その後、長期計画は平成12年度までに数次にわたって改定されており、高速増殖原型炉^(注2)の建設時期、実用化時期等についてもその都度見直しが行われてきた。

また、17年10月に原子力委員会が決定した原子力政策大綱(12年度以前の長期計画に相当する。以下「政策大綱」という。)においては、貴機構が建設及び管理を行っている高速増殖原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)の成果等に基づいた実用化への取組を踏まえつつ、ウラン需給の動向等を勘案し、経済性等の諸条件が整うことを前提に、62年(2050年)頃から商業ベースでの導入を目指すことなどとされている。さらに、22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画(以下「基本計画」という。)においては、22年5月に試運転が再開されたもんじゅの成果等を反映しつつ、37年(2025年)頃までの実証炉の実現、62年(2050年)より前の商業炉の導入に向け、引き続き、経済産業省と文部科学省とが連携して研究開発を推進するなどとされている。

(注1) ウラン238 ウランには燃える(核分裂する)ウラン235と燃えない(核分裂しにくい)ウラン238があり、天然ウランにおけるウラン238の割合は99.3%を占めている。しかし、この燃えないウラン238は、中性子を吸収すると燃えるプルトニウム239に変わる性質を持っている。

(注2) 高速増殖原型炉 高速増殖炉の研究開発は、実験炉で技術の基礎を確認し、原型炉で発電技術を確立して、実証炉で経済性を見通すことにより、商業炉として実用化を目指すものであり、高速増殖原型炉とはこのうちの原型炉をいう。

(2) もんじゅの研究開発の概要等

ア もんじゅの研究開発の経緯

もんじゅは、エネルギーの安定供給と環境保全の両立を目的として、貴機構が高速増殖炉の開発及びこれに必要な研究の一環として福井県敦賀市に建設中(炉の据付けは完了、使用前検査は未完了)の高速増殖炉の原型炉である。既存の原子力発電所に設置されている軽水炉が、減速材及び冷却材として軽水(普通の水)を使用しているの^(注3)に対して、高速増殖炉であるもんじゅは、高速中性子を利用するために、減速材を使用せず、

冷却材としてはナトリウム^(注4)を使用している。そして、もんじゅは、運転の過程において消費した以上の燃料を生み出しつつ発電することができる我が国唯一の高速増殖炉である。貴機構は、敦賀本部(10年9月30日以前は敦賀事務所)及び同本部に所属する高速増殖炉研究開発センター(昭和60年10月28日から平成17年9月30日までは高速増殖炉もんじゅ建設所、昭和57年10月1日から60年10月27日までは高速増殖炉もんじゅ建設準備事務所、51年8月1日から57年9月30日までは敦賀事務所、49年4月1日から51年7月31日までは高速原型炉建設準備事務所。以下、敦賀本部と合わせて「センター等」という。)において、もんじゅの研究開発を実施している。

貴機構は、43年9月にもんじゅの予備設計を開始し、60年10月に着工、平成3年5月に炉の据付けを完了した後、4年12月から運転しながらプラント全体の機能・性能を確認する性能試験(試運転)^(注5)を行い、6年4月に初臨界を達成している。しかし、7年12月にナトリウム漏えい事故が発生したことから、貴機構は、14年5か月間にわたりもんじゅの運転を停止していた。そして、事故後、改造工事等が進められる中、22年3月に「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画(中期計画)」が認可され、同計画において、運転再開後約3年間の性能試験の中で使用前検査を受けた後、原型炉として約10年間を目途に100%出力の本格運転をすることによって、「発電プラントとしての信頼性実証」及び「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目的を達成することとされ、同年5月に運転を再開した。

しかし、同年8月に、燃料交換の際に使用する炉内中継装置が原子炉容器内で落下するというトラブルが発生したため、貴機構は、23年6月に炉内中継装置を原子炉容器内から引き抜く作業を終了したが、引き続き現在も、23年度中に40%出力プラント確認試験を開始することを目指して復旧作業に取り組んでおり、もんじゅの運転は停止している。

(注3) 減速材及び冷却材 減速材とは、核分裂によって放出される中性子の速度を下げる役割を果たすものであり、冷却材とは、核分裂によって放出される熱を、原子炉から取り出す役割を果たすものである。

(注4) ナトリウム 常温では銀白色の柔らかい固体であり、摂氏98度で液体となる。温まりやすく冷めやすくよく熱を伝えること、中性子の速度を減速させず、吸収も少ないこと、高い温度(約880度)まで沸騰しないことが冷却材としての利点であるが、温度が高い液体ナトリウムが空気に触れると酸素と反応して黄色の炎と白煙をあげて燃焼する。また、水に触れると激しく反応して水素を発生する。

(注5) 初臨界 原子炉建設後、初めて核分裂反応が一定の割合で維持される状態になること

イ 関連施設の研究開発の経緯

高速増殖炉サイクルを技術的に確立するためには、前記のとおり使用済核燃料の再処理技術が必要となることから、貴機構は、もんじゅから発生する使用済核燃料を基に再処理施設で使用する機器の研究開発を行うため、茨城県那珂郡東海村に所在する東海研究開発センター(17年9月30日以前は東海事業所等)において、昭和62年4月からリサイクル機器試験施設(Recycle Equipment Test Facility。以下「RETF」という。)の概念設計を開始し、このうち試験棟(地下2階、地上6階、建築面積3,800㎡)の建設を平成

7年7月から行っていた。しかし、同年12月に発生したもんじゅのナトリウム漏えい事故等を受けて設置された関係機関による会議における各種議論の結果等を踏まえて、試験棟の建物部分が完成し一部の研究用機器が納品されたまま、12年7月以降 RETF の建設を中断している。

ウ もんじゅの研究開発経費

貴機構は、政府出資金、研究開発に係る補助金、運営費交付金等を財源として、もんじゅの研究開発を行うなどしている。そして、昭和55事業年度(以下、貴機構の事業年度を「年度」という。)から平成23年度までの間にもんじゅの研究開発に要したとされる総事業費を、建設費5886億円(うち政府支出4504億円)、運転費3595億円(全額政府支出)、計9481億円とホームページで公表している。また、前記のとおり、23年度中の40%出力プラント確認試験の開始後には性能試験を行い原型炉として本格運転を実施することとしているが、これらに係る今後の経費については、23年度予算に216億円(上記の9481億円の内数)を計上し、さらに、その後の当面の運転に係る経費を年間約230億円と想定している。

エ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故後の対応

貴機構は、23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「福島第一原発事故」という。)を踏まえ、同年4月に「福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全性向上対策の実行計画」を策定している。

一方、国は、22年12月に開始した政策大綱の新たな策定に向けた検討について、福島第一原発事故の発生に伴い中断していたが、23年8月に再開するとともに、高速増殖炉サイクルの技術開発を含めた基本計画の見直しを検討している。

(3) 独立行政法人の行う業務の透明性の確保

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の定めるところにより、その業務の内容を公表することなどを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないとされている。

そして、貴機構は、通則法の趣旨に沿って、前記のもんじゅの研究開発に要したとされる総事業費を公表している。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

もんじゅの研究開発については、これまで多額の国費が投じられてきたこと、7年12月のナトリウム漏えい事故以来長期間運転を停止していたが22年5月に運転を再開したことなどから、国民の関心が極めて高く、国会においても議論されているところであり、さらに、国は、福島第一原発事故を踏まえ、政策大綱の新たな策定に向けた検討を再開するとともに、高速増殖炉サイクルの技術開発を含めた基本計画についても見直しを検討している。このような状況の下、国会等においてももんじゅの研究開発に係る各種の議論や検討を行うに当たっては、もんじゅの研究開発に要した経費、今後必要とされる経費、関連施設の活用状況等、もんじゅに関する情報を適時適切に把握して、これらの客観的なデータ等に基づいて議論や検討を行うことが特に重要となる。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、もんじゅの研究開発に要した経費、今後必要とされる経費等が適時適切に把握され公表されているか、もんじゅの運転停止の長期化

に伴い活用が遅れることとなる関連施設の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、貴機構本部、敦賀本部及び東海研究開発センターにおいて、建設当時から23年7月末までの間に実施されたもんじゅの研究開発等を対象として、決算書、固定資産台帳等の関係書類等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) もんじゅの研究開発経費

ア 貴機構が公表しているもんじゅの研究開発に要した総事業費

貴機構は、前記のとおり、23年度までの総事業費を9481億円と公表しており、このうち22年度までに要したとされる経費(以下「機構公表総事業費(22年度まで)」)は9265億2644万余円、その内訳は、建設費5886億0740万余円(昭和55年度から平成6年度まで。うち政府支出金4504億4250万余円、民間拋出金1381億6490万円)及び運転費3379億1904万余円(元年度から22年度まで。全額政府支出)とされている。このうち、建設費とは敦賀市に所在するもんじゅの建設等に要した経費であり、運転費とはもんじゅの運転及び維持管理に係る経費並びに7年12月に発生したナトリウム漏えい事故の原因究明、安全総点検、改造工事及び信頼性の向上に関する経費の合計額であるとしている。

しかし、機構公表総事業費(22年度まで)9265億2644万余円は、もんじゅの研究開発に係る各年度の予算額の合計であって、もんじゅの研究開発に実際に支出された額とはなっていないことから、本院が、機構公表総事業費(22年度まで)に計上されている経費について、実際に支出された額を関係書類等に基づき確認するとともに、支出された額が他の事業に係るものと一括して整理されていた一部の経費については予算の細目を用いて案分するなどして集計したところ、もんじゅの研究開発に係る22年度までの総支出額は9106億3301万余円(建設費5860億3278万余円、運転費3246億0023万余円)となり、機構公表総事業費(22年度まで)よりも158億9343万余円少ない額となった。

イ 機構公表総事業費(22年度まで)に計上されていないもんじゅの研究開発に要した経費

もんじゅの研究開発に要したにもかかわらず機構公表総事業費(22年度まで)に計上されていない経費がないか検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) 昭和54年度以前の建設費

貴機構は、もんじゅの建設について、43年度から予備設計を開始するなどして着手しているが、54年度以前の予算から支出された経費については、本格的な建設に入る前の準備段階の経費であり、もんじゅの研究開発以外の経費と区分して経理していないため、もんじゅの研究開発に要した経費の金額を正確に把握することができないとして、機構公表総事業費(22年度まで)には計上していなかった。

そこで、本院が、43年度から54年度までの決算書等の関係書類を確認したところ、少なくとも46年度から54年度までの間に支出された原型炉建設準備費計38億

3390 万余円と、54 年度予算を繰り越すなどして 55 年度から 59 年度までの間に支出された原型炉建設準備費計 9 億 2434 万余円の合計 47 億 5825 万余円は、もんじゅの建設費に該当するものであると認められた。

(イ) 貴機構職員の人件費

センター等では多くの貴機構職員(平成 22 年度末現在では任期付職員を含めて計 269 名)がもんじゅの研究開発に従事している。貴機構は、研究開発プロジェクトの事業費には人件費を含めない取扱いが一般的であるとし、また、貴機構職員の人件費は貴機構全体として管理していてもんじゅの研究開発に従事した職員に係る分のみを把握することができないとして、機構公表総事業費(22 年度まで)には計上していなかった。

そこで、本院が、センター等においてもんじゅの研究開発に従事していた貴機構職員の人件費について、センター等が設置されていた昭和 49 年度から関係資料が保存されていた各年度の貴機構全体の給与支給総額に、センター等で勤務していた各年度の職員数の全職員数に占める割合を乗ずることにより算出したところ、49 年度から平成 22 年度までの間についての人件費は少なくとも計 438 億 2885 万余円となった。

(ウ) 固定資産税

貴機構は、もんじゅに係る施設、設備等の固定資産税として支出した額についても、人件費と同様に、研究開発プロジェクトの事業費には含めない取扱いが一般的であるとして、機構公表総事業費(22 年度まで)には計上していなかった。

そこで、本院が、関係資料が保存されていた 11 年度以降に貴機構が敦賀市に納付した固定資産税の実績額を確認したところ、11 年度から 22 年度までの間において貴機構が納付した固定資産税は計 358 億 4710 万余円となっていた。

(エ) 貴機構全体の安全対策の一環として実施されたもんじゅに係る各種改修工事の経費

貴機構は、7 年 12 月に発生したもんじゅのナトリウム漏えい事故等を受けて、貴機構の全施設・設備について安全性の総点検を実施し、必要な場合には各種の改修工事を行っていたが、もんじゅに係る改善措置として 13 年度から 21 年度までの間に実施されたこれらの改修工事については、もんじゅの研究開発を目的としたものではなく、貴機構全体の安全対策の一環として実施されたものであるとして、その工事費を機構公表総事業費(22 年度まで)には計上していなかった。

そこで、本院が、決算書等の関係書類により確認したところ、これらの改修工事に要した経費は計 29 億 4280 万余円となっていた。

(ア)から(エ)までのとおり、建設費(昭和 54 年度以前分)47 億 5825 万余円、人件費 438 億 2885 万余円、固定資産税 358 億 4710 万余円及び各種改修工事費 29 億 4280 万余円ももんじゅの研究開発に要した費用として公表すべきであると認められることから、これらをアに示した 9106 億 3301 万余円に加えることにより、平成 22 年度末までの総支出額を算出すると 9980 億 1003 万余円となり、機構公表総事業費(22 年度まで)9265 億 2644 万余円を 714 億 8358 万余円上回るものとなる。

ウ 23 年度以降に必要となる経費

貴機構は、前記のとおり、もんじゅの研究開発に要する今後の経費として、23 年度予算に 216 億円を計上し、24 年度以降は毎年約 230 億円の経費を要するものと想定して公表している。

しかし、これらの額には、イ(イ)及びウ)と同様に、貴機構職員の人件費や固定資産税が含まれていない。

そこで、本院が、23年度及び24年度以降の当面の運転に係る経費の予算額についても、イ(イ)及びウ)と同様の方法で人件費等を含めることとして集計したところ、人件費は年額22億1687万余円、固定資産税は年額16億8025万余円となることから、貴機構の公表額である23年度の216億円は約254億円となり、24年度以降の約230億円は約268億円となる。

なお、上記の経常的な経費の中には、福島第一原発事故を踏まえた安全性向上対策のための経費も含まれている。具体的には、電源車の配備や非常用ディーゼル発電機代替空冷電源設備の追加設置等に要する経費であり、貴機構は、23年7月末現在で、その額を計14億4205万円(うち23年度支出済額計1469万余円。22年度支出済額はない。)と見積もっている。

ア、イ及びウ)のとおり、貴機構が公表しているもんじゅの研究開発に要した経費は、実際の支出額ではなく予算額の合計であり、また、昭和54年度以前の建設費が計上されておらず、人件費等が含まれていないなど、もんじゅの研究開発に要した経費の全体規模を示すものとはなっていない。一方、もんじゅの研究開発については、平成7年12月のナトリウム漏えい事故以来14年5か月ぶりに運転を再開したものの、運転再開後間もなく炉内中継装置が落下するトラブルが生じて運転を停止していて、国民の関心も極めて高く、国会においても議論されており、さらに、福島第一原発事故を踏まえ、高速増殖炉サイクルの技術開発を含めた基本計画について見直しが検討されるなどしているところである。このような状況の下では、もんじゅの研究開発に要した経費をその全体規模が把握できるように公表することが、業務の内容を公表することなどを通じて組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないとする通則法の趣旨にも沿うものと認められる。

したがって、貴機構は、もんじゅの研究開発に要した経費について、国会等で行われる政策議論等に際して客観的なデータとして活用できるものとするよう、その範囲と内容を明確にし、本院が算出したように過去の建設費や人件費、固定資産税等の経費も含めて集計し、公表することが必要であると認められる。

(2) 投資効果が長期間発現していないもんじゅの関連施設

ア RETFの建設等に要した経費

前記のとおり、貴機構は、東海研究開発センターにおいて、昭和62年4月からもんじゅの関連施設としてRETFの概念設計を開始し、平成7年7月に試験棟の建設に着工していたが、建物部分が完成し一部の研究用機器が納品されたまま、12年7月以降RETFの建設を中断している。

貴機構は、RETFについて、昭和63年度以降、建設費として計816億9678万余円を支出している。そして、維持管理費は平成11年度以降支出しているが、このうち関係書類が保存されていて支出額を確認できた17年度から22年度までの間の維持管理費は計1億7897万余円となっている。また、RETFのうち建物部分については、実際には使用していないものの使用可能な状態であるとして、12年度に茨城県が不動産取得税を、12年度以降に東海村が固定資産税及び都市計画税をそれぞれ賦課しており、貴機

構は、12年度に係る不動産取得税2億3854万余円、12年度から22年度までの間に係る固定資産税計7億9960万余円及び都市計画税計1億7134万余円、合計12億0949万余円を納付している。

そして、前記の建設費の額にこれらの額を加えると、RETFの建設等に係る支出額は830億8525万余円となるが、貴機構はこれらの経費について公表していない。しかし、もんじゅの関連施設の研究開発に要した経費についても、もんじゅの研究開発に要した経費と同様な趣旨から、その範囲と内容を明確にし、公表することが必要であると認められる。

イ RETFの今後の利活用の見通し

RETFは、高速増殖炉の運転により発生する使用済核燃料の再処理技術を開発するための試験施設であることから、もんじゅの運転に伴って実際に使用済核燃料が発生しない限り、その本来の用途での使用は行えないこととなる。12年7月以降建設を中断しているRETFの利活用については、19年4月に文部科学省、経済産業省、電気事業連合会、日本電機工業会及び貴機構(以下「五者協議会」という。)で取りまとめた「第二再処理工場^(注6)に係る2010年頃からの検討に向けた準備の開始について」において、五者協議会の第二再処理工場に関する議論を踏まえて検討することとされており、貴機構によると現在も引き続きその検討が行われているとしていて、現段階においては、RETFの建設再開及び供用開始のめどは立っていない状況となっている。

したがって、RETFの建物部分は、建物内で使用済核燃料を取り扱うことができるなど原子力関連施設としての特長を備えていながら、本来の用途に供されるめどが立っていないまま使用されることなく管理のための経費を要して存置されている状況となっている。

(注6) 第二再処理工場 青森県上北郡六ヶ所村に建設中の再処理工場とは別に、現在建設が検討されている再処理工場。高速増殖炉だけでなく軽水炉の使用済核燃料も再処理の対象とすることが想定されている。

(1)及び(2)のとおり、RETFの建設等に要した経費830億8525万余円を含めた貴機構が行うもんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る総支出額は、22年度までの合計額で少なくとも1兆0810億9529万余円となり、前記の機構公表総事業費(22年度まで)9265億2644万余円を1545億6884万余円上回るものとなっている。

また、RETFの建物部分は、本来の用途に供されるめどが立っていないまま使用されることなく管理のための経費を要して存置されている状況となっている。

(改善を必要とする事態)

もんじゅの研究開発は、前記のとおりナトリウム漏えい事故により長期間運転が停止されるなど、所期の目的を達成するにはなお相当の長期間を要することが見込まれており、また、福島第一原発事故を踏まえた基本計画の見直しが検討されるなどしているにもかかわらず、貴機構が行うもんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る経費の全体規模が把握できるように公表されていなかったり、関連施設であるRETFの建設計画が中断していて建設再開及び供用開始のめどが立っておらず、その建設費、維持管理費等が多額に上っているにもかかわらず、使用可能な建物部分が使用されることなく存置されていたりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア もんじゅの研究開発については、所期の目的を達成するにはなお相当の長期間を要することが見込まれ、また、福島第一原発事故を踏まえた基本計画の見直しが検討されるなどしているにもかかわらず、もんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る経費等の全体規模が把握できるように公表することの重要性に対する認識が十分でなかったこと
- イ 国等における使用済核燃料の再処理技術等に関する方針の変更といった状況はあったものの、もんじゅの研究開発の遅れにより建設計画の中断が長期化しているにもかかわらず、RETFの建物部分の利活用に関する関係機関との協議・検討等が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

もんじゅについては、国民の関心が極めて高く、国会においても様々な議論が行われ、また、福島第一原発事故を踏まえて高速増殖炉サイクルの技術開発を含めた基本計画の見直しが検討されるなどして、商業炉の導入に至るまでのスケジュールがより一層不明確なものとなっている。そして、このような状況の下、通則法の趣旨に沿って、その研究開発等について透明性を十分に確保して、国会等の政策議論等に資するようにすることが、特に重要となっている。

については、貴機構において、もんじゅ及びその関連施設の研究開発経費について一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう、次のとおり意見を表示する。

- ア もんじゅ及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容を見直し、当該経費を今後必要になると見込まれる経費とともに適時適切に把握して公表すること
- イ RETFについては、原子力関連施設としての特長を生かした利活用を行うことなどを含めて建物部分の暫定的な使用方法を幅広く検討するなどして、当面の利活用方法について早期に結論が得られるよう関係機関との協議等を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

敷金等の返戻を受けたことにより法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	(一般勘定) 現金及び預金 (電源利用勘定) 現金及び預金
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成24年3月末現在の現金及び預金の額	616億2360万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	1億1339万円

1 制度の概要

(1) 法人の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)に基づき、平成17年10月に、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発等を行うとともに、これらの成果の普及等を行う業務に関し、日本原子力研究所(以下「旧研究所」という。)及び核燃料サイクル開発機構(以下「旧機構」という。)の有する権利及び義務を承継して設立された法人である。設立に当たり、機構は、旧研究所及び旧機構から政府出資及び政府以外の者からの出資を承継している。

そして、機構は、経理を一般勘定、電源利用勘定及び埋設処分業務勘定に分けて整理しており、このうち一般勘定及び電源利用勘定には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第46条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、国から運営費交付金が交付されている。

(2) 不要財産の国庫納付

独立行政法人は、22年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、23年12月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を24年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、有効性等の観点から、機構が保有する資産のうち、不要財産となっているものがないかなどに着眼して、機構本部において、財務書類等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、設立の際に、旧研究所及び旧機構が事務所及び宿舎を借り上げる際に民間業者等に差し入れていた敷金、保証金等(以下「敷金等」という。)を一般勘定及び電源利用勘定において政府出資見合いなどの資産として承継していた。また、機構は、運営費交付金を設立後

に新たに借り上げた事務所及び宿舎に係る敷金等の支出に充てていた。

一方、機構は、事務所を廃止したり、宿舎を解約したりなどしており、17年10月から24年3月末までの間に、これらの事務所及び宿舎に係る敷金等の返戻金として、計1億1474万余円(うち政府出資に係る分1億1339万余円)を受け取っていた。そして、機構は、これらの返戻金を機構内部に預金等として留保していた。

しかし、この機構内部に留保されている資金については、第2期中期目標期間(22年度から26年度まで)に係る中期計画において、今後の使用に係る計画が定められておらず、予算にも組み込まれていないこと、また、法人設立後に差し入れられている敷金等については、毎年度、国からの運営費交付金が充てられていることなどから、機構において、当該資金を業務の財源に充てることは想定されていないと認められた。

したがって、このように将来にわたり機構の業務を確実に実施するために必要な財産とは認められない資金を保有していることは、前記通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとっていないものとなっていて適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとって資産の見直しを行い、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないと認められる資金を不要財産と認定することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、22年度までに返戻を受けた1億0977万余円(うち政府出資に係る分1億0845万余円)については24年7月に、23年度に返戻を受けた496万余円(うち政府出資に係る分494万余円)については24年9月に文部科学大臣及び経済産業大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている資金のうち政府出資に係る分1億1339万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第45 独立行政法人住宅金融支援機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査が適切に実施され、不適正案件や早期延滞案件の発生の未然防止に資するものとなるよう意見を表示したもの

科 目	(証券化支援勘定)未払買取代金、買取代金利息
部 局 等	独立行政法人住宅金融支援機構本店
証券化支援事業の概要	民間の金融機関から長期・固定金利の住宅ローン債権を買い取り、これを担保とした資産担保証券を発行して投資家に売却する事業
検査対象とした買取代債権に係る債権買取金額	62億1708万円(背景金額)(平成16年度～22年度)

【意見を表示したものの全文】

証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査について

(平成24年10月19日付け 独立行政法人住宅金融支援機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査の概要

(1) 証券化支援事業の概要

貴機構(平成19年3月31日以前は住宅金融公庫)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号。19年3月31日以前は住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号))に基づき、民間の金融機関(以下、単に「金融機関」という。)が長期・固定金利の住宅ローンを国民に提供することを支援するため、国から多額の出資金及び補助金の交付を受けて証券化支援事業を実施している。

証券化支援事業には買取型と保証型があるが、このうち大部分を占めている買取型の証券化支援事業(以下、単に「証券化支援事業」という。)は、貴機構が金融機関から長期・固定金利の住宅ローン債権(以下、単に「債権」という。)を買い取り、これを担保とした資産担保証券を発行して投資家に売却するものである。そして、貴機構による買取りの対象となる長期・固定金利の住宅ローンは、金融機関においてフラット35等の商品名で販売されている(以下、この住宅ローンを「フラット35」という。)

証券化支援事業には、平成24年3月末現在、338金融機関が参加しており、貴機構が15年度から23年度までに買い取った債権は443,627件、買取額累計10兆3139億余円に上っている。

(2) 証券化支援事業の仕組み

ア 事業に係る手続

(ア) 貴機構と金融機関との間の基本契約等

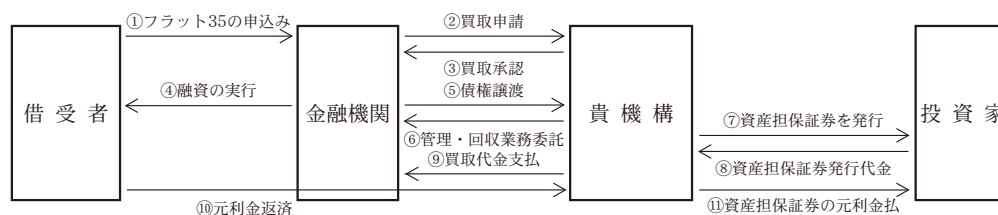
証券化支援事業に参加しようとする金融機関は、貴機構の認定を受けた上で、貴機構との間で、「住宅ローン債権売買基本契約」(以下「基本契約」という。)等を締結することとされている。

基本契約において、証券化支援事業において買取りの対象となる住宅ローン債権は、基本契約中に規定されている「譲渡債権適格基準」を満たす債権とするとされている。同基準では、貸付けの目的、対象となる住宅、貸付額、償還条件等に関する基準のほか、債務者(以下、融資実行の前後を通じて「借受者」という。)の年間収入に占める年間合計返済額の割合の上限等借受者に係る返済能力や信用状態の基準が定められている。

(イ) フラット 35 の販売から債権の買取り、証券化までの手続

フラット 35 の販売から債権の買取り、証券化までの主な事務の流れは図 1 のとおりである。

図 1 フラット 35 に係る主な事務の流れ



また、上記の事務の過程で金融機関及び貴機構が行う主な手続は以下のとおりである。

- ① 金融機関は、譲渡債権適格基準を満たす商品を開発して、フラット 35 として販売する。そして、借受者から申込みを受けると、借受者の申込内容や返済能力等が譲渡債権適格基準に適合しているかなどについて審査(以下「融資審査」という。)を行い、融資を行うことが適当と判断した場合、債権の買取りを貴機構に申請(以下「買取申請」という。)する(図 1 の①及び②)。
 - ② 貴機構は、買取申請のあった債権の買取りの可否の判断に当たり、譲渡債権適格基準に適合していることや借受者の信用状態等について審査(以下「買取審査」という。)を行う。そして、買取りの要件を満たすことを確認した場合、買取承認を行う(図 1 の③)。
 - ③ 金融機関は、買取承認を受けて、借受者との間で金銭消費貸借契約を締結して融資を実行(貸付金を交付)する。そして、貴機構は、貸付金の交付と同時に、貸付金額と同額で、当該債権を金融機関から買い取る(図 1 の④及び⑤)。
- この場合、借受者からの元金及び利息の回収等の債権の管理・回収業務は、貴機構から当該金融機関に委託される(図 1 の⑥)。
- ④ 貴機構は、金融機関から買い取った債権を担保として資産担保証券を発行(証券化)して投資家に売却し、その発行代金等により金融機関に対して債権の買取代金等を支払う(図 1 の⑦から⑨まで)。
 - ⑤ その後、貴機構は、借受者から返済される元金及び利息により、投資家に対して資産担保証券の元金及び利息を支払っていく。ただし、借受者からの返済が得られなかった場合も、貴機構は、投資家に対する支払の義務を免れないこととなっている(図 1 の⑩及び⑪)。

このように、フラット 35 は、債権譲渡までは金融機関の販売する商品であるが、その商品性の基本的な部分は貴機構が作成した基本契約により定められており、融資

実行前に貴機構の買取承認を得た上で融資が実行されるものであって、貴機構と金融機関とが提携して提供されているものである。

イ 証券化支援事業におけるリスク分担及びフラット 35 の融資金利の仕組み

住宅ローン事業を行う金融機関には、一般に、信用リスク^(注1)、流動性リスク^(注2)、金利リスク^(注3)及び期限前償還リスク^(注4)の4種類のリスクがあるとされる。一方、証券化支援事業においては、金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、貴機構が金融機関の債権を買い取り、これを証券化して投資家に販売することにより、信用リスク及び流動性リスクは貴機構が、金利リスク及び期限前償還リスクは投資家がそれぞれ負担し、フラット 35 の販売者である金融機関は原則としてこれらのリスクを負わない仕組みになっている。

(注1) 信用リスク 借受者の信用力の悪化等に伴い、元金や利息の支払が不能となり、かつ、担保物件の処分をしても、担保価値の下落等により十分な回収ができないリスク

(注2) 流動性リスク 借受者が元金や利息の支払を延滞した場合でも、金融機関は投資家その他の資金調達先へ期日どおりの支払を行うことによりコストが発生するリスク

(注3) 金利リスク 資金調達と貸出に係る期間・金利種別が異なるために損失が発生するリスク

(注4) 期限前償還リスク 借受者が債務を期限前に償還することに伴い期待していた運用益が得られずに損失が発生するリスク

一方、フラット 35 の融資金利は、図 2 のとおり、貴機構が債権を買い取るために市場から資金調達した費用及び貴機構が事業運営するための諸費用に相当するものとして、貴機構が設定する金利(以下「提示金利」という。)に、金融機関における債権の管理・回収業務のための費用等に相当するものとして各金融機関が設定する金利(以下「サービシングフィー」という。)を加えて設定されている。

図 2 フラット 35 の金利の構成要素

フラット 35 の融資金利	サービシングフィー (各金融機関が設定)	金融機関における債権の管理・回収費用等
	提示金利 (貴機構が設定)	貴機構の諸費用(信用補完費用、経費相当費用等) 貴機構が債権を買い取るために市場から資金調達した費用(市場の需要により決定)

このうち、提示金利の構成要素である貴機構の諸費用には、信用リスクに係るコストを賄う信用補完費用、経費相当費用等が含まれており、前記のリスク分担により貴機構が負担している信用リスクに係るコストの一部や貴機構における買取審査に係る費用は融資金利を通じて最終的には借受者が負担することになっている。また、サービシングフィーについては、各金融機関が独自に設定するため金融機関により異なるが、貴機構が設定する提示金利については、貴機構は金融機関や借受者の信用度等にかかわらず一律のものとしている。

(3) フラット 35 の融資及び債権買取りに係る審査

ア フラット 35 の融資及び債権買取りに係る審査の仕組み

(ア) 金融機関による融資審査

金融機関は、融資の実行者として、借受者や借入内容の適格性を第一次的に審査・判断する責務を負っており、不適正な融資を未然に防止するためには、金融機関による融資審査が十分に行われることが重要である。

そこで、貴機構は、基本契約において、金融機関が融資審査業務を実施するに当たり、次のような行動を実施するものとしている。

- ① 譲渡債権適格基準の確認を行うこと
- ② 借受者が借入金を住宅取得目的以外に使用することのないように住宅取得価額の妥当性、借受者の返済能力、信用状態等の確認を行い、その結果、住宅取得価額の妥当性や返済の确实性に合理的な疑いがある場合などには買取申請を行わないこと
- ③ 借受者等の虚偽申告による住宅ローン詐欺を未然に防止するため、必要な審査を行うこと

また、金融機関は、基本契約により、貴機構に対し、債権譲渡の時点で、当該債権が譲渡債権適格基準を全て満たしていること及び借受者が金融機関に提出した書類に虚偽があり又は不正な方法により借入れをしていたものではないことなどについて表明し保証する(以下「事実表明」という。)こととされている。そして、事実表明の重要な点において誤りがあり又は事実表明が不正確であったことが判明した場合、貴機構は、金融機関に対して当該債権の再売買(買戻し)を求めることができ、また、金融機関は、この誤り等により貴機構に生じた損害等を補償することとされている(以下、これらの規定を「再売買条項」といい、再売買条項に基づいて再売買や補償を求める権利のことを「再売買権」という。)

(イ) 貴機構による買取審査

貴機構は、金融機関から買取申請のあった債権の買取りの可否を判断するに当たり、買取審査を行っている。買取審査は、原則として借受者が提出した借入申込書に基づいて行われるが、返済等に懸念がある場合、貴機構は、金融機関に対して照会を行ったり、金融機関が保管している関係資料の写しの提出を求めたりなどして、より慎重に審査を行っているとしている。

イ 不適正案件や早期延滞案件の発生と貴機構の対応

21年5月以降、国の経済対策の一環として、フラット 35 の制度拡充が行われたこともあり、フラット 35 の買取実績が急増している一方、不誠実な借受者が関係書類を偽造して十分な収入があると見せかけるなどして融資を受け、融資金を詐取するなどの不適正な借入れに係る案件(以下「不適正案件」という。)や、融資実行日(債権買取日)から2年以内に、元利金の支払が満3か月以上延滞となった債権及び期限の利益喪失事由が発生したことにより全額繰上償還請求が行われた債権(以下「早期延滞案件」という。)が多数発生するようになっている。

貴機構は、基本契約において、ア(ア)のとおり、融資審査において金融機関が実施する行動についての一定の基準を定めているが、これらは抽象的な内容にとどまり、融資審査の具体的な方法等についてまで規定しているものではない。

そこで、貴機構は、不適正案件の未然防止のため、22年1月以降、累次にわたり、金融機関に対して、融資審査において実施が必要と考えられる具体的な審査方法を周知したり、必要に応じて融資審査の強化を要請したりなどしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構は、国から多額の出資金及び補助金の交付を受けて、証券化支援事業を推進してきているが、前記のように、近年、フラット35の買取実績が急増している一方、不適正案件やその他の早期延滞案件も多数発生している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、証券化支援事業において金融機関が行う融資審査及び貴機構が行う買取審査は、不適正案件や早期延滞案件の発生の未然防止に資する適切なものとなっているか、金融機関が原則として信用リスク等を負担していない中で、貴機構は融資審査が十分に実施されることを動機付けるよう適切な取組を行っているかなどに着眼して会計実地検査を行った。検査に当たっては、貴機構の本店及び各支店において、買取審査の方法等を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、買取対象金融機関のうち、フラット35の取扱量が多く、不適正案件が発生するなどしている39金融機関に赴いて、当該金融機関が取り扱った買取債権のうち不適正案件、早期延滞案件等計218件(債権買取金額(融資金額)計62億1708万円)を対象として、関係資料等の提示を求めたり、融資審査の方法等を聴取したりなどして調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 金融機関による融資審査の状況

貴機構は、前記のとおり、金融機関に対して融資審査の強化を要請し、そのために有効な具体的な審査方法を示すなどしているものの、これらの要請等はその実行を義務付けているものではないとしている。そして、貴機構は、各金融機関がどのように融資審査を行っているかについて一定の調査を実施しているものの、これらの要請等で示した具体的な審査方法の実行状況については十分に把握していない。

そこで、金融機関がどのように融資審査を行っているか、特に貴機構による要請等で示された審査方法に沿った審査が実行されているかについて調査したところ、以下のとおりであった。

貴機構は、金融機関に対して説明会を実施して、配布資料(以下「説明会資料」という。)により、勤務先、収入等の虚偽申告による不適正案件で多く見られる手口の傾向を紹介し、それを踏まえて、不自然な点の有無を確認するためには、借受者が勤務先に在籍していることの確認(以下「在籍確認」という。)をどのように行うのが有効であるか、収入を証明するものとしてどのような書類の提出を求めるのが有効であるか、また、提出された書類のどのような点をチェックするのが有効であるかなどの具体的な審査方法等について説明している。

しかし、これらの審査方法等の実行状況について調査したところ、一部には融資審査の充実に積極的に取り組んでいる面が見受けられる金融機関もあるが、説明会資料で示されている上記のような各審査方法について、実行していない金融機関が各審査方法ごとに約8割から9割と大半を占めていた。

そして、調査した金融機関の約6割は、貴機構による要請を受けた後も、審査方法を特に変更していないとしており、また、説明会資料の金融機関内での周知状況をみると、確認できた34金融機関の約6割は、関係部署(審査部門、各支店・取扱店等)に対して十分に周知していない状況となっているなどしていた。

在籍確認を十分に行っておらず、勤務先等の虚偽申告を審査で把握できなかった事態や、収入の確認を十分に行っておらず、収入の虚偽申告を審査で把握できなかった事態の事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

借受者Aは、無職であったが、虚偽の勤務先及び収入を申告して借入申込みを行い、平成21年7月に4600万円の融資を受けていた。

しかし、金融機関は、説明会資料で勤務先及び収入の虚偽申告の有無を確認するために有効であるとされている在籍確認を十分に行ったり、収入証明書類の提出を求めたりしておらず、虚偽申告に気付かずに融資を行っていた。

そして、本件融資金の返済は、10回分(元金返済額計71万円)しか行われずに延滞に至っていた。

なお、本件は貴機構による要請等が行われる前に発生したものであるが、当該金融機関は、要請等を受けた後も、当該審査項目について審査方法を特に変更していないとしていた(事例2も同様)。

＜事例2＞

借受者Bは、別人名義で、虚偽の勤務先及び収入を申告して借入申込みを行い、平成21年9月に1790万円の融資を受けていた。

Bが金融機関に提出した収入証明書類の記載内容には矛盾があり不自然なものであったが、当該金融機関は、記載内容のチェックを十分に行っておらず、矛盾点に気付かずに融資を行っていた。

そして、本件融資金の返済は、2回分(元金返済額計18万余円)しか行われずに延滞に至っていた。

また、一部の金融機関においては、当該金融機関独自の融資(以下「プロパー融資」という。)では実行している審査方法について、フラット35の融資審査の場合には実行していないものが見受けられた。すなわち、一般に金融機関においては、融資に当たり、個人情報情報機関を利用して個人情報情報の確認を行っており、ほとんどの金融機関はフラット35においても同様の確認を行っている。しかし、一部の金融機関は、プロパー融資については、当該金融機関の関連会社である保証会社を通じるなどして個人情報情報機関を利用した調査を行っているのに、フラット35については、貴機構において必要な審査が行われるはずであるとして、自らはそのような調査を行っていなかった。

これらのほか、一部において、本人確認資料や融資対象物件の売買契約書等について確認が十分に行われていなかったものも見受けられた。

(2) 貴機構による買取審査の状況

貴機構は、不適正案件の発生等を踏まえて、返済等に懸念があるものについては、全般的に買取審査を強化しており、それに加えて、不適正案件が多く発生した金融機関の特定の取扱店が取り扱った買取申請案件について、より慎重に買取審査を行うなどの対応を行っている。

しかし、貴機構は、前記のとおり、貴機構の要請等で示された具体的な審査方法の金融機関における実行状況を十分に把握していないこともあって、買取審査を行うに当たり、上記特定の取扱店に係る場合を除き、各金融機関がどのように融資審査を行っているかは考慮していなかった。

したがって、貴機構において、買取審査を実施するに当たっては、各金融機関における融資審査の実行状況を十分に把握した上で、有効な審査方法が実施されていない場合には、その実施について金融機関に働きかけを行ったり、買取審査を実施するに当たり、それを考慮して、より慎重な審査を行うなど、各金融機関における融資審査の状況を踏まえた効果的な買取審査を行ったりする必要があると認められる。

(3) 十分な融資審査を動機付けるための貴機構の取組

証券化支援事業においては、前記のとおり、通常は金融機関が負担する信用リスク等を原則として貴機構が負担することとなっていて、金融機関は不適正案件や早期延滞案件が発生しても直接損失を被らないことになっている。このため、金融機関において、いわゆるモラルハザードが生じて十分な融資審査が行われなくなる事態を招かないよう、貴機構において、十分な融資審査を動機付けるための適切な取組を行うことが必要である。このような動機付けに資すると考えられる取組の実施状況をみると、以下のとおりであった。

ア 再売買権

再売買権は、債権買取りに伴い貴機構が負担している信用リスク等を金融機関に再度負担させるものであり、その運用によっては、十分な融資審査を行うよう金融機関に動機付ける効果が期待できるものである。そして、貴機構は、基本契約上は明示されていないが、再売買権の運用について、再売買条項に該当する可能性がある事実についての金融機関の債権譲渡時点での認識や融資審査における注意義務の履行状況によって区別するとしており、譲渡債権適格基準を満たさないことなどを金融機関が認識していた場合のほか、認識していなかったが融資審査において相当な注意をもって確認が行われていなかったと認められる場合には再売買権を行使するとしている。

しかし、貴機構は、再売買権を行使するかどうかを判断する際、金融機関から融資審査基準を提出させていなかったり、金融機関における具体的な審査方法を十分に調査・把握していなかったりして、金融機関がどのように融資審査を行っているかについて十分に把握した上で再売買権の行使を判断することができる体制が執られていなかった。

また、貴機構は、前記の貴機構による金融機関に対する要請等は、金融機関にその実施を義務付けたものではなく、これに沿った融資審査を行っていないからといって、直ちに相当な注意を怠った場合には当たらないとしている。そして、これまで貴機構が実際に再売買権を行使したのは、金融機関が譲渡債権適格基準を満たしていない債権であることを知りながら買取申請を行った場合のみとなっていた。しかし、金融機関は、このような状況の下では、譲渡債権適格基準を満たしていない債権であることなどを認識していない場合であっても、融資審査の状況によっては再売買権の行使により信用リスクの負担を求められる場合があるということを意識し難く、十分な融資審査を行うよう動機付ける効果は発揮できていない状況となっていると認められる。

したがって、貴機構において、再売買権をより実効性のあるものとするため、金融機関が融資審査をどのように行っているかについて十分に把握するとともに、不適正案件の未然防止等にとって特に重要と考えられる審査方法の実行等については、要請等にとどめず、基本契約に取り込んで貴機構による債権買取りの条件とすることなども検討する必要がある。そして、再売買権が金融機関に対して十分な融資審査を行う動機付けとなるよう、貴機構において、金融機関が譲渡債権適格基準を満たしていない債権であることなどを認識していなくても審査等の状況によっては再売買権を行使することについて、金融機関に対して周知する必要があると認められる。

イ 金融機関ごとの融資審査の状況等の金利等への反映

融資審査の状況は金融機関により様々であり、コストをかけて融資審査の充実を図っている金融機関がある一方、十分な融資審査を行っているといえるか疑問のある金融機関も見受けられた。

一方、前記のとおり、フラット35の融資金利の構成要素である提示金利には信用補完費用が含まれているが、貴機構が設定する提示金利は、金融機関の区別なく一律のものとしていて、各金融機関における融資審査の状況、不適正案件や早期延滞案件の発生状況等により差を設けることは行っていない。

しかし、貴機構が証券化支援事業とは別に実施している住宅融資保険事業においては、金融機関のモラルハザード防止の観点から、金融機関ごとの保険事故の発生率等に応じて保険料率に差を設け、事故発生の防止に向けた金融機関の自助努力を促すなどしているところであり、証券化支援事業においても、十分な融資審査を行う動機付けのためには、金融機関ごとの融資審査の状況、不適正案件や早期延滞案件の発生状況等に応じて提示金利に差を設ける仕組みを導入することなどが必要であると認められる。

また、貴機構は、前記のとおり、不適正案件が多く発生した特定の金融機関の取扱店に係る案件について、より慎重な買取審査を行うなどの対応を行っているが、それに要した追加的なコストの負担について、貴機構は、これも提示金利中の貴機構の経費相当費用に含め、また、提示金利を一律のものとしている。このため、一部の金融機関のために生じた追加的なコストを他の全ての金融機関、ひいては全借受者に負担させることになっている。したがって、十分な融資審査を行う動機付けのためには、信用補完費用についてと同様、経費相当費用についても、金融機関ごとの状況に応じて差を設けることなどが必要であると認められる。

(改善を必要とする事態)

フラット35に関して不適正案件や早期延滞案件が多数発生している状況の下で、金融機関においては貴機構から示された有効な融資審査の方法が十分に実行されておらず、貴機構において、融資審査の状況を踏まえた金融機関に対する働きかけや効果的な買取審査が行われていなかったり、金融機関が十分な融資審査を行うよう動機付ける取組が十分でなかったりする事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

ア 金融機関に対して有効な融資審査の方法を示しているが、その実行状況等を含めた融資審査の状況等を十分に把握しておらず、融資審査の状況を踏まえて十分な融資審査を行う

よう金融機関に働きかけを行ったり、貴機構自ら効果的な買取審査を行ったりするという視点からの審査の在り方の検討が十分でないこと

- イ フラット 35 については金融機関は原則として信用リスクを負わないことになっていることから、金融機関が十分な融資審査を行うようにするには、その動機付けのための取組が重要であるが、証券化支援事業の創設以降、事業の拡大・浸透に重点が置かれる中で、そのような動機付けの視点からの仕組みの導入や運用についての検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

住宅ローンについては、民間の金融機関において多数の商品が提供されているが、貴機構は、民間の金融機関のみに委ねては必ずしも十分に提供されないとされる長期・固定金利の住宅ローンを国民に提供することを支援するため、国からの多額の財政援助も受けながら証券化支援事業を実施している。このように公的支援を受けて提供されているフラット 35 について、融資金の詐取等の不適正案件が発生することは適切でなく、また、不適正案件や早期延滞案件が発生すると、信用コストの増大を生じて、貴機構の経営に悪影響を及ぼし、ひいては、融資金利の上昇によりフラット 35 を利用する国民一般の負担の増加につながるおそれがあるなど、住宅資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという貴機構の目的を十分に果たせなくなるおそれがある。

このような不適正案件や早期延滞案件の発生を未然に防止するためには、金融機関による融資審査及び貴機構による買取審査が適切に実施されること、また、金融機関が原則として信用リスク等を負担していない中で、金融機関が十分な融資審査を行うよう動機付けるための適切な取組を行うことが必要である。

については、貴機構において、以下のような処置を講ずることにより、フラット 35 に係る審査が適切に実施され、不適正案件や早期延滞案件の発生の未然防止に資するものとなるよう意見を表示する。

- ア 金融機関が融資審査をどのように行っているかなどについて十分に把握した上で、金融機関ごとの融資審査の状況に応じて、十分な融資審査を行うよう金融機関に働きかけを行ったり、貴機構自ら効果的な買取審査を行ったりすること

- イ 金融機関による十分な融資審査を動機付けるものとなるよう、特に重要な審査方法についてはその実行を債権買取りの条件とすることを検討するなどして再売買権がより実効性のあるものとなるようにしたり、金融機関ごとの融資審査の状況等に応じて提示金利に差を設ける仕組みを導入したりなどすること

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金の規模について

(平成 22 年度決算検査報告 548、801 ページ参照)

(642 ページの国土交通省の項に掲記)

第46 独立行政法人国立成育医療研究センター

意見を表示し又は処置を要求した事項

公的研究費により物品を購入するに当たり、内部規程を確実に厳守することにより、研究者以外の者が物品の発注を行うこととするなどして、公的研究費の経理等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	預り金
部 局 等	独立行政法人国立成育医療研究センター(平成22年3月31日以前は国立成育医療センター)
公的研究費の概要	文部科学省、厚生労働省等から研究者に交付される科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金等
研究者から管理及び経理の事務を委任された公的研究費	65億7400万余円(平成19年度～23年度)
上記のうち不適正な経理手続に係る物品購入額	35億0796万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

公的研究費の経理等について

(平成24年10月26日付け 独立行政法人国立成育医療研究センター理事長宛て) 標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 公的研究費の管理・監査等

(1) 貴センターの概要

貴センター(平成22年3月31日以前は国立成育医療センター。以下同じ。)は、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」(平成20年法律第93号)に基づき、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図ることなどを目的として、成育に係る疾患に関する医療(以下「成育医療」という。)について、調査、研究等を行っている。

そして、貴センターは、「独立行政法人国立成育医療研究センター中期目標」(平成22年4月1日)により、成育医療に関する医療政策をけん引していく拠点としての役割を果たすために、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めることとされている。このことなどを背景として、貴センターに勤務する多数の研究者は、科学研究費補助金(以下「科研費」という。)、厚生労働科学研究費補助金(以下「厚労科研費」という。)等の公的研究費の交付を受けて研究を行っている。

(2) 公的研究費の適正な管理等のための取組に対する要請

公的研究費については、不正な使用等が後を絶たないことから、公的研究費を配分している文部科学省、厚生労働省等(以下「配分機関」という。)や各研究機関が様々な対策を講

じてきた。しかし、対策が十分とは言えない面があったため、内閣府に設置されている総合科学技術会議は、18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（以下「取組指針」という。）を策定し、関係府省及び配分機関が競争的資金^(注)の交付に当たり、研究者本人が経費の支出手続に直接関わらない仕組みの徹底、研究機関における研究費の使用等の規則の整備及び明確化並びに管理及び監査体制の整備を求めており、また、研究機関において取組指針にのっとった取組にできるだけ早期に着手し、遅くとも19年度には具体的に推進することなどを求めている。

文部科学省は、取組指針を踏まえて、19年2月に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を制定し、文部科学省等が配分する公的研究費を適正に管理させるために、研究機関に対して、発注及び検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築及び運営することや、内部監査制度を整備することなどを求めている。

また、厚生労働省も、厚労科研費の経理等について定めた「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」（平成13年厚科第332号厚生科学課長決定。以下「事務委任通知」という。）を20年2月に改正するなどして、研究機関に対して、厚労科研費の執行及び管理について、適切な経費の管理が可能な事務体制等の整備を図り、研究者本人が経費の支出手続にできる限り直接関わらない仕組みを構築することや、適正な経理を確保するために、内部監査を実施できる体制を整備することなどを求めている。

（注） 競争的資金 配分機関が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む多数の者による科学的及び技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金で、科研費及び厚労科研費もこれに含まれる。

(3) 貴センターにおける公的研究費の管理

貴センターは、16年1月以降、研究者が交付を受けた公的研究費について、経理の適正化を図るために定めた「国立成育医療センター研究費事務委任要領」（以下「事務委任要領」という。）等に基づき、その管理及び経理の事務については研究者が総長に委任することとしたが、研究に必要な物品の発注及び検収については研究者が行うこととしていた。

しかし、19年11月以降は、ガイドラインを踏まえて定めた「国立成育医療センターにおける公的研究費の管理・監査の実施基準」（以下「管理監査基準」という。）に基づき、会計課等の職員が物品の発注事務及び納入物品の検収を行うこととし、公的研究費の執行は国の会計等の基準に準拠することとしていた。

そして、貴センターは、22年4月の独立行政法人化以降は、「独立行政法人国立成育医療研究センター競争的研究資金取扱規程」（平成22年規程第47号。以下「取扱規程」という。）を定めて、公的研究費に係る契約等の経理については、「独立行政法人国立成育医療研究センター会計規程」（平成22年規程第57号。以下「会計規程」という。）等の規定に準じて取り扱うこととしている。また、「独立行政法人国立成育医療研究センター競争的研究資金管理・監査要領」（平成22年要領第10号。以下「管理監査要領」という。）を定めて、公的研究費の交付を受けた研究者はその管理及び経理の権限を総長に委任しなければならないこととしており、物品の発注事務については企画経営部研究医療課の職員が、納入物品の検収については総務部総務課の職員がそれぞれ行うこととしている。

(4) 貴センターにおける内部監査

貴センターは、19年11月以降、ガイドラインを踏まえて、公的研究費の適正な管理のために、政策医療企画課の職員に内部監査を実施させている。また、22年4月の独立行政法人化以降は、取扱規程に基づき、会計書類に対する確認のほか、公的研究費の管理体制の不備についても検証を行うこととし、理事長に直属する監査室を設置して、同室に公的研究費の内部監査を行わせている。そして、監査室は、公的研究費を含めた内部監査の結果についての報告書を作成して、理事長に提出することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

株式会社メド城取(以下「メド城取」という。)が、23年10月に、民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申請において、貴センターがこれまで認識していなかった債権379,813,983円をメド城取に対して有しているとしたことを契機として、同年11月以降、研究用物品の架空発注等により取引業者に研究費をプールするいわゆる「預け金」の疑いがあるという報道がなされた。

そこで、本院は、合規性等の観点から、研究者に交付された公的研究費は取扱規程等に従って適切に管理されているか、特に物品の購入が適切に行われているかなどに着眼して、貴センターにおいて、検査した。

(検査の対象及び方法)

貴センターにおいて、19年度から23年度までの間に、公的研究費を交付された研究者から管理及び経理の事務を委任された1,283研究課題(公的研究費交付額合計65億7400万余円(科研費8億1882万余円、厚労科研費48億1678万余円、その他9億3838万余円))を対象として、物品の納品書、請求書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、メド城取が東京地方検察庁の捜査に関連して、会計帳簿等を同庁に提出しているため、現時点では、「預け金」の実態が確認できなかったものの、次のことが判明した。

ア メド城取の23年6月期の貸借対照表の仮受金の内訳書には、仮受金として貴センターの債権とされた379,813,983円と同額が計上されている。また、22年6月期及び21年6月期にも同様に、仮受金がそれぞれ399,211,376円、414,982,045円計上されている。

イ メド城取の再生計画案等を調査した公認会計士が裁判所の監督委員に提出した報告書には、メド城取が取引先に対して架空請求書を発行し、取引先からは売買代金名目にて金銭の支払を受けるとともに、取引先担当者との間では仮受金(預り金)として扱う取引を行っていたことが記載されている。

そこで、公的研究費の経理状況等について更に検査したところ、次のような事態が見受けられた。

なお、疑いがあると報道された貴センターの「預け金」については、その実態を解明するために、引き続き検査していく。

(1) 公的研究費の経理

ア 物品の発注

貴センターは、前記のとおり、19年11月以降は会計課の職員に、22年4月の独立行政法人化以降は企画経営部研究医療課の職員に研究者が研究に必要な物品の発注を行わせることとしていたが、19年11月から会計実地検査後の24年3月までの間は依然として研究者が物品の発注を行っていた。

このことについて、貴センターは、独立行政法人化に伴う組織の変更や規程類の整備等の業務面における様々な改変等により日々の業務が煩雑となったため、発注体制の整備に早期に着手することができなかつたなどのためとしている。

イ 予定価格調書の作成

貴センターは、19年11月以降、管理監査基準等により、公的研究費で予定価格が100万円以上の物品を購入する場合には、会計課(22年4月の独立行政法人化以降は企画経営部研究医療課)の職員が、仕様書、設計書等に基づき、予定価格調書を作成することなどとしている。

しかし、実際は、前記のとおり、研究者が物品の発注を行っており、契約も当該研究者名義で締結されていて、予定価格調書は作成されていなかった。

ウ 契約方式

貴センターは、19年11月以降、管理監査基準等により、公的研究費で予定価格が160万円以上の物品を購入する場合には、一般競争契約又は指名競争契約に付すことなどとしている。

しかし、実際は、前記のとおり、研究者が物品の発注を行っており、契約も当該研究者名義で締結されていて、一般競争契約又は指名競争契約は行われていなかった。

エ 検収

貴センターは、前記のとおり、19年11月以降は会計課の職員等に、22年4月の独立行政法人化以降は総務部総務課の職員に、物品の検収を行わせることとしていたが、19年11月から21年10月までの間は依然として研究者が納入された物品の検収を行っていた。

そして、同年11月以降は、会計課等(22年4月以降は総務部総務課)の職員が検収を行うよう改めていたものの、購入した100万円以上の研究用機器については、研究者が発注の際に仕様書、設計書等を作成していないため、必要な性能等を具備した物品であるか確認することができず、単に数量だけを確認して検収が行われたこととしていた。

このように、適正とは認められない経理手続により、貴センターが19年度から23年度までの間に公的研究費により購入した物品の額は、合計35億0796万余円(科研費分の計5億2209万余円、厚労科研費分の計23億9687万余円、その他の分の計5億8899万余円)となっていた。また、このうちメド城取から購入した物品の額は、6億4798万余円(科研費5042万余円、厚労科研費4億6741万余円、その他1億3014万余円)となっていた。

(2) 公的研究費の内部監査

科研費の交付を受けた研究者がいる研究機関は、文部科学省が定める「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に基づき、前年度に交付を受けた件数のおおむね10%以上について内部監査を実施して、文部科学省に報告することとされている。

そして、監査室が22年度に実施した内部監査は、前年度に交付を受けた77研究課題のうちの4研究課題であり、実施率は5.1%にとどまっていたが、23年度は119研究課題のうちの12研究課題であり、実施率は10.0%になっていた。

また、厚労科研費の交付を受けた研究者がいる研究機関は、事務委任通知に基づき、前年度に交付を受けた件数のおおむね10%について内部監査を実施して、厚生労働省に報告することとされている。

しかし、監査室が実際に内部監査を実施したのは23年度からであり、その実施件数は前年度に交付を受けた170研究課題のうちの5研究課題であり、実施率は2.9%にとどまっていた。また、貴センターは、この内部監査の結果を厚生労働省に報告していなかった。

貴センターは、公的研究費の一部しか内部監査を実施していなかったことなどについて、22年度は監査室を設置した初年度であり、策定した内部監査計画における重点項目には、公的研究費を含めていなかったためであるとしている。また、23年度は、貴センターの研究者が研究代表者として厚労科研費の交付を受けていた44研究課題のみが監査の対象であったとして、そのうちの10%に相当する件数を内部監査することとしていたためであるとしている。

そして、貴センターは、内部監査の結果、公的研究費については適正な収支管理が行われていたなどとしていた。

しかし、(1)のとおり、実際は、内部規程に違反した会計経理が行われるなどの事態となっていたのに、監査室は内部監査においてこれらの事態を看過するなどしていた。

(是正改善を必要とする事態)

研究者が物品の発注を行っていたり、仕様書、設計書等に基づき予定価格調書を作成していなかったり、一般競争契約又は指名競争契約に付していなかったりして内部規程に違反している事態や、仕様書、設計書等を作成していないため検収が適切に実施できないのに行われたとしている事態、内部規程に違反した会計経理を監査室による内部監査において看過するなどしている事態は適正ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、研究者において、適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたことにもよるが、貴センターにおいて、次のことなどによると認められる。

ア 公的研究費は個々の研究者に交付されるため個人への補助という性格を有するが、その原資が国民が納めた税金である以上、公的研究費の管理を貴センター自らの責任において適切に行うことが重要であるのに、その理解が十分でなかったこと

イ 公的研究費に係る内部監査の重要性について理解が十分でなかったことなどから、監査室の内部監査において内部規程に違反した会計経理を看過するなどしていたこと

3 本院が求める是正改善の処置

公的研究費の経理等については、その原資が国民が納めた税金である以上、国民の信頼に応えるために、公的研究費を管理する研究機関においては、適正な事務処理の確保を図っていくことが重要である。そして、貴センターにおいては、今後とも多数の研究者が公的研究費の交付を受けて研究を行っていくことが見込まれている。

については、貴センターにおいて、公的研究費の経理等が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 公的研究費により物品を購入する場合は、内部規程を厳守して発注事務を行ったり、予定価格調書を作成したり、一般競争又は指名競争に付したりするよう徹底を図るとともに、仕様書、設計書等に基づき検収を適正に実施すること

イ 監査室の内部監査において、会計書類に対する確認のほか、内部規程に基づいた会計経理が行われているかなどについても十分に留意して内部監査を行うことなどとするとともに、内部監査計画において公的研究費を重点項目として位置付けるなどして内部監査を適正に行うようにすること

第47 国立大学法人北海道大学、第48 国立大学法人埼玉大学、第49 国立大学法人東京大学、第50 国立大学法人東京医科歯科大学、第51 国立大学法人東京外国語大学、第52 国立大学法人東京芸術大学、第53 国立大学法人一橋大学、第54 国立大学法人福井大学、第55 国立大学法人信州大学、第56 国立大学法人静岡大学、第57 国立大学法人名古屋大学、第58 国立大学法人京都大学、第59 国立大学法人大阪大学、第60 国立大学法人高知大学、第61 国立大学法人九州大学、第62 国立大学法人鹿児島大学

平成 21 年度決算検査報告及び平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)～(16) 保有している土地・建物の処分及び有効活用について

〔平成 21 年度決算検査報告 889 ページ参照
平成 22 年度決算検査報告 808、818 ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学及び国立大学法人鹿児島大学(以下、これらを合わせて「16 国立大学法人」という。)は、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして、国から土地や建物を承継している。しかし、具体的な処分計画又は利用計画等を策定しないまま、利用していない土地等や利用が低調である施設を保有していたり、施設の運営が規程の趣旨に沿っていない状況にあるのに、本来の施設の使用目的を見直していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、16 国立大学法人において、利用していない土地等について、今後も引き続き保有することに合理的な理由が存在するか否かを検討して、保有することに合理的な理由が存在しない場合には、具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、具体的な利用計画等を策定したり、本来の施設の使用目的を見直したりして、当該資産の有効活用を図るよう、16 国立大学法人のうち、国立大学法人東京芸術大学長に対しては平成 22 年 10 月に、残りの 15 国立大学法人の各学長に対しては 23 年 10 月に、それぞれ会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置及び当局の処置状況

本院は、16 国立大学法人のうち、9 国立大学法人^(注1)において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。そして、残りの 7 国立大学法人^(注2)に対しては、その後の処置状況の報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

検査の結果、国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立

大学法人九州大学及び国立大学法人鹿児島大学は、本院指摘の趣旨に沿い、役員会又はプロジェクト・チーム等において、利用していない土地等について、今後も引き続き保有する合理的な理由の有無や保有する場合の具体的な利用方法等の検討を行っていた。そして、22年12月から24年6月までの間に具体的な利用計画等を策定して、引き続き保有することに合理的な理由が存在しない土地等については、処分に向けた手続を進めるとともに、合理的な理由が存在する土地等については、土地の利用を開始したり、施設の用途を変更したり、利用の向上を図るための施策を実施したりなどして、有効活用を図る処置を講じていた。

また、国立大学法人東京大学は、利用していない土地及び運営が同法人の定めた規程の趣旨に沿っていない施設について、今後も引き続き保有する合理的な理由の有無や保有する場合の具体的な利用方法等の検討を行っていた。そして、24年4月に具体的な利用計画等を策定して一部の土地については利用を開始するなどしていたものの、豊島団地及び三鷹市新川団地の土地については、策定した利用計画に基づき、留学生のための国際学生宿舎等として24年度以降に具体的な整備を行って利用を開始する予定であるとしている。

(注1) 9国立大学法人 北海道、東京、東京医科歯科、東京芸術、信州、名古屋、京都、大阪、九州の各国立大学法人

(注2) 7国立大学法人 埼玉、東京外国語、一橋、福井、静岡、高知、鹿児島各国立大学法人

第63 国立大学法人東北大学、第64 国立大学法人秋田大学、第65 国立大学法人筑波大学、(第50 国立大学法人東京医科歯科大学)、(第52 国立大学法人東京芸術大学)、第66 国立大学法人東京工業大学、第67 国立大学法人金沢大学、第68 国立大学法人山梨大学、(第55 国立大学法人信州大学)、(第57 国立大学法人名古屋大学)、(第58 国立大学法人京都大学)、(第59 国立大学法人大阪大学)、第69 国立大学法人神戸大学、第70 国立大学法人島根大学、第71 国立大学法人広島大学、第72 国立大学法人徳島大学、(第61 国立大学法人九州大学)、第73 国立大学法人長崎大学、第74 国立大学法人熊本大学

不 当 事 項

予 算 経 理

(336) 教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの
 (354)

科 目	経常収益
部 局 等	(1) 国立大学法人東北大学 (2) 国立大学法人秋田大学 (3) 国立大学法人筑波大学 (4) 国立大学法人東京医科歯科大学 (5) 国立大学法人東京芸術大学 (6) 国立大学法人東京工業大学 (7) 国立大学法人金沢大学 (8) 国立大学法人山梨大学 (9) 国立大学法人信州大学 (10) 国立大学法人名古屋大学 (11) 国立大学法人京都大学 (12) 国立大学法人大阪大学 (13) 国立大学法人神戸大学 (14) 国立大学法人島根大学 (15) 国立大学法人広島大学 (16) 国立大学法人徳島大学 (17) 国立大学法人九州大学 (18) 国立大学法人長崎大学 (19) 国立大学法人熊本大学
教員等個人宛て寄附金の概要	国立大学法人の教員等の職務上の教育・研究に対するものとして寄附者の意向によって教員等個人に対して寄附された寄附金
国立大学法人に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金	(1) 44,663,813 円(平成 19 年度～24 年度) (2) 8,600,000 円(平成 19 年度～22 年度) (3) 4,740,000 円(平成 19 年度～23 年度) (4) 14,300,000 円(平成 19 年度～22 年度)

- (5) 7,070,000 円(平成 19 年度～21 年度)
- (6) 11,194,000 円(平成 19 年度～22 年度)
- (7) 23,260,621 円(平成 19 年度～23 年度)
- (8) 4,150,000 円(平成 19 年度～22 年度)
- (9) 12,740,144 円(平成 19 年度～23 年度)
- (10) 9,600,000 円(平成 19 年度～23 年度)
- (11) 55,644,500 円(平成 19 年度～23 年度)
- (12) 17,789,896 円(平成 19 年度～22 年度)
- (13) 16,177,394 円(平成 19 年度～23 年度)
- (14) 7,561,836 円(平成 19 年度～23 年度)
- (15) 14,002,754 円(平成 19 年度～21 年度)
- (16) 9,550,000 円(平成 19、20、22、23 各年度)
- (17) 73,767,723 円(平成 19 年度～23 年度)
- (18) 16,836,391 円(平成 19 年度～23 年度)
- (19) 8,450,000 円(平成 19 年度～23 年度)

1 寄附金の概要

国立大学法人に所属する教員等が職務上行う教育・研究については国立大学法人にその遂行に関する事務上の管理責任があることなどから、国立大学法人は、寄附者の意向によって国立大学法人の教員等の職務上の教育・研究に対するものとして教員等個人に対して寄附された寄附金(以下「教員等個人宛て寄附金」という。)であっても、これを適正に受け入れて経理する必要がある。

そして、各国立大学法人は、寄附金の取扱いを定めた規則(以下「寄附金規則」という。)により、教員等が教員等個人宛て寄附金を受け入れたときは、これを改めて各国立大学法人に寄附しなければならない旨を定めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全 86 国立大学法人のうち 33 国立大学^(注)法人において、合規性等の観点から、教員等個人宛て寄附金が適正に受け入れられているかなどに着眼して会計実地検査を行った。検査に当たっては、寄附者である公益財団法人等が開示している寄附金についての情報と教員等が各国立大学法人に提出した書類を突合するなどの方法により検査した。そして、教員等が教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人に対して寄附していない事態が見受けられた場合には、更に各国立大学法人に対して、他の教員等においても同様な事態がないかどうかについての調査及び報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注) 33 国立大学法人 北海道大学、小樽商科大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、東京医科大学、東京医科大学、東京芸術大学、東京工業大学、電気通信大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、滋賀医科大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、徳島大学、鳴門教育大学、九州大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学の各国立大学法人

(2) 検査の結果

検査したところ、19 国立大学法人では、寄附金規則により、教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人に寄附させることとしていたが、所属する教員等計 322 名は、教員等個人宛て寄附金計 401 件、360,099,072 円を平成 19 年度から 24 年度までの間に受領していたにもかかわらず、これらを改めて各国立大学法人に対して寄附しておらず、個人で経理するなどしていた。このような事態は、寄附金規則に違反していて、適正を欠いており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、教員等において、教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人へ改めて寄附することについての理解が十分でなかったこと、各国立大学法人において、教員等個人宛て寄附金の調査・把握が十分でなかったこと、教員等個人宛て寄附金を改めて各国立大学法人へ寄附することについての教員等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを国立大学法人別に示すと次のとおりである。

国立大学法人名	年 度	各国立大学法人に教員等個人宛て寄附金を寄附していなかった教員等の人数	各国立大学法人に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金の件数	各国立大学法人に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金	左のうち未使用額
		人	件	円	円
(336) 東 北 大 学	19～24	39	48	44,663,813	9,403,923
(337) 秋 田 大 学	19～22	7	9	8,600,000	163,446
(338) 筑 波 大 学	19～23	10	11	4,740,000	800,000
(339) 東京医科歯科大学	19～22	9	12	14,300,000	25,460
(340) 東京芸術大学	19～21	5	5	7,070,000	—
(341) 東京工業大学	19～22	9	14	11,194,000	474,331
(342) 金 沢 大 学	19～23	17	27	23,260,621	4,770,375
(343) 山 梨 大 学	19～22	5	9	4,150,000	300,000
(344) 信 州 大 学	19～23	18	20	12,740,144	4,816
(345) 名 古 屋 大 学	19～23	14	16	9,600,000	777,825
(346) 京 都 大 学	19～23	53	62	55,644,500	4,330,075
(347) 大 阪 大 学	19～22	15	16	17,789,896	532,489
(348) 神 戸 大 学	19～23	11	15	16,177,394	2,727,760
(349) 島 根 大 学	19～23	5	8	7,561,836	307,807
(350) 広 島 大 学	19～21	13	13	14,002,754	1,687,173
(351) 徳 島 大 学	19、20、22、23	8	11	9,550,000	2,453,609
(352) 九 州 大 学	19～23	52	70	73,767,723	4,208,734
(353) 長 崎 大 学	19～23	18	21	16,836,391	1,564,954
(354) 熊 本 大 学	19～23	14	14	8,450,000	25,049
(336)～(354) の計		322	401	360,099,072	34,557,826

(第59 国立大学法人大阪大学)

意見を表示し又は処置を要求した事項

大学構内に自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る不動産賃貸借契約の締結に当たり、契約の方法及び内容を見直すことにより、競争性及び透明性を確保するとともに、適切な利益を享受できるように是正改善の処置を求めたもの

科 目	経常収益
部 局 等	国立大学法人大阪大学
貸付けの概要	自動販売機、売店等を設置するために施設等の一部を貸し付けるもの
貸付けの相手方	一般財団法人恵済団(平成23年11月30日以前は財団法人恵済団)
競争性及び透明性を確保する必要がある不動産賃貸借契約に係る貸付料	1482万円(平成22、23両事業年度)
一般財団法人恵済団が販売会社から支払を受けていた手数料等	1億1580万余円(平成22、23両事業年度)
国立大学法人大阪大学が増収を図ることができた額	6311万円(平成22、23両事業年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて

(平成24年10月5日付け 国立大学法人大阪大学学長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付け等の概要

(1) 自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付け

貴法人は、学生及び教職員の福利厚生並びに医学部附属病院(以下「病院」という。)の患者等の便宜のために、大学構内に飲料等の自動販売機、飲食物等の売店、食堂等(以下、これらを合わせて「自販機等」という。)を設置している。そして、貴法人は、病院等において、貴法人以外の者に自販機等を設置及び運営させるため、「国立大学法人大阪大学資産貸付取扱要領」(平成16年制定。以下「貸付要領」という。)に基づき、施設等の一部(以下、単に「施設」という。)を貸し付けている。

貸付要領によれば、施設の貸付料については、自販機等の売上額の多寡にかかわらず、新規貸付けの場合は近隣に所在する類似貸付事例や民間精通者の意見等により算定すること、継続貸付けの場合は前回の貸付料に所定の率を乗ずるなどして算定することとされている。

貴法人は、貸付要領に基づき、平成 22、23 両事業年度に、一般財団法人恵済団(23 年 11 月 30 日以前は財団法人恵済団。以下「恵済団」という。)及び民間業者等 15 社(以下、これらを合わせて「恵済団等」という。)と計 49 件の不動産賃貸借契約を締結して施設を貸し付けており、22 事業年度は自動販売機 105 台及び売店等 15 か所に係る貸付料計 796 万余円、23 事業年度は自動販売機 109 台及び売店等 14 か所に係る貸付料計 781 万余円、合計 1578 万余円の支払を受けている。

(2) 貴法人の契約制度等

貴法人が行う契約については、国立大学法人大阪大学会計規程(平成 16 年総長制定)等により、公告して申込みをさせることにより競争に付するものとされている。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さないときなどは随意契約によるものとされており、また、予定賃借料の総額が 500 万円を超えない物件を貸し付けるときなどにも随意契約(以下、このような随意契約を「少額随契」という。)によることができることとされている。

一方、貴法人が 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」によると、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、企画競争又は総合評価落札方式の導入を図るなどの措置を講ずることとされている。

また、21 年 6 月に文部科学大臣が決定した「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」によると、財務内容を改善させるため、「国立大学法人は多様な資金調達による自己収入の増加等について更に努めること」、効果的・効率的な法人運営を推進するため、「随意契約について、各法人の見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争等を行う場合には競争性、透明性を確保するなど、随意契約の適正化の推進に努めること」とされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、自販機等を設置するための施設の貸付けに係る契約が適切に行われているか、自販機等の運営による利益を貴法人が適切に享受しているかなどに着眼して、貴法人が 22、23 両事業年度に恵済団等と締結した前記の不動産賃貸借契約計 49 件、貸付料計 1578 万余円を対象として検査した。検査に当たっては、貴法人において、施設の貸付けに関する書類等により会計実地検査を行うとともに、貸付先による自販機等の運営の状況等についても、貴法人に対して調査及び報告を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、22、23 両事業年度の恵済団に対する施設の貸付けにおいて、次のような事態が見受けられた。

(1) 恵済団との間の契約について

貴法人は、自販機等を設置させるため、表のとおり、恵済団に対して施設の貸付けを行い、22 事業年度 748 万余円、23 事業年度 733 万余円、計 1482 万余円の貸付料の支払を受けていた。

表 施設の貸付けの状況

貸付対象施設	事業年度	貸付料(円)	自動販売機(台)	売店等(箇所)
病院の施設	22	7,450,744	52	14
	23	7,295,117	52	13
	計	14,745,861		
医学部の施設	22	38,153	7	0
	23	37,376	7	0
	計	75,529		
合 計	22	7,488,897	59	14
	23	7,332,493	59	13
	計	14,821,390		

そして、恵済団は、売店等4か所を除く自販機等の設置及び運営を計18社(22事業年度は計19社)の飲食物等の販売会社に委託して行わせており(以下、このような設置及び運営の形態を「委託方式」という。)、恵済団から貴法人に支払われた当該自販機等に係る施設の分の貸付料は、22事業年度215万余円、23事業年度205万余円、計420万余円となっていた。

貴法人は、恵済団に前記の施設の貸付けを行うに当たり、病院の施設の貸付け(22、23両事業年度の貸付料計1474万余円)については、一般競争入札等によって契約する業者を決定した場合、自販機等の設置及び運営に不慣れた業者等が落札して契約上の義務違反等が生じて病院運営に多大な支障を来すおそれがあることなどから、契約の性質又は目的が競争を許さないとして、また、医学部の施設の貸付け(同計7万余円)については、少額随契に該当するとして、いずれも随意契約により不動産賃貸借契約を締結していた。

しかし、病院の施設の貸付けについては、貴法人において、企画競争による随意契約や総合評価落札方式による一般競争入札を行うに当たり、業務遂行能力を適切に確認した上で契約する業者を決定することとすれば、自販機等の設置及び運営に不慣れた業者等を排除できることから、契約上の義務違反等により病院運営に多大な支障を来す事態の発生を防ぐことは十分可能と認められる。

また、前記のとおり、恵済団は、大半の自販機等の設置及び運営を委託方式により行っているが、この場合、自販機等の設置及び運営に係る実際の業務、すなわち自動販売機に係る機械の設置、商品の補充、売店等の営業等の業務は販売会社が実施していることから、貴法人は、契約の相手方を恵済団に限定しなくても、競争性及び透明性を確保した上で、実際に当該業務を実施している者と直接契約することが可能と認められる。

以上のことから、貴法人が、契約の競争性及び透明性を確保しないまま随意契約により恵済団に対して病院の施設の貸付けを行っているのは適切とは認められない。

また、医学部の施設の貸付けについては、少額随契に該当するとして不動産賃貸借契約を締結しているが、自動販売機の設置及び運営を委託方式により行っていることから、貴法人において、病院の施設の貸付けに係る契約と合わせて、原則として、契約の競争性及び透明性を確保した上で、契約する必要があると認められる。

(2) 自販機等の運営による利益について

ア 恵済団における利益

貴法人は、恵済団に施設の貸付けを行うに当たり、貸付要領に基づき、自販機等の売上額の多寡にかかわらず、前年度の貸付料に所定の率を乗ずるなどして貸付料を算定していた。

一方、恵済団は、前記のとおり、一部の売店等を除く自販機等の設置及び運営を委託方式により行っているが、販売会社との契約において、自販機等の売上額に応じた手数料等の支払を受けることなどを定めており、販売会社から22事業年度5826万余円、23事業年度5753万余円、計1億1580万余円の手数料等の支払を受けていた。

そこで、恵済団が販売会社から支払を受けた手数料等を収入とし、貴法人に支払った当該自販機等に係る施設の分の貸付料を支出として、恵済団における委託方式による自販機等の運営に係る収支をみると、恵済団は、22、23両事業年度において計1億1159万余円の利益を得ていたと考えられる。

イ 貴法人が得ることができた増収額

貴法人は、恵済団から、貴法人の病院等における研究助成を目的とする寄附金及び病院で使用する医療機器等の現物寄附(以下、これらを合わせて「寄附金等」という。)として、22事業年度2722万余円、23事業年度2126万余円、計4848万余円相当の納付を受けていた。

上記の寄附金等は、恵済団の定款に基づくものであり、貴法人との間の不動産賃貸借契約書において納付する旨が定められているものではないが、毎年度、恵済団全体の事業活動による収入を基に支払われている。そのため、貴法人は、寄附金等の納付を受けることにより、恵済団における自販機等の運営による利益の一部を享受する結果になっていると考えられる。

しかし、前記のとおり、貴法人が恵済団から納付を受けた寄附金等の額は、22、23両事業年度ともに、恵済団における委託方式による自販機等の運営による利益の額を大幅に下回っていた。

したがって、恵済団が病院及び医学部において委託方式により行っている自販機等の設置及び運営の業務について、貴法人が販売会社に当該自販機等に係る施設の貸付けを直接行い、恵済団と同様にその売上額に応じた手数料等の支払を受けることとしていけば、恵済団から貴法人への当該自販機等に係る施設の分の貸付料の支払額及び前記の寄附金等の納付額を差し引いても、貴法人は、22事業年度2889万余円、23事業年度3421万余円、計6311万余円の増収を図ることができたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、病院及び医学部に自販機等を設置させるための施設の貸付けに係る契約について、貴法人が競争性及び透明性を確保した上で契約の相手方を決定することができるのに、恵済団と随意契約を締結している事態、その結果、貴法人が販売会社に施設の貸付けを直接行っていれば得ることができた適切な利益を享受していない事態は、いずれも適切でなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴法人において、次のことなどによると認められる。

- ア 自販機等を設置するための施設の貸付けを行うに当たり、競争性及び透明性を確保した上で契約することの重要性についての認識が十分でないこと
- イ 自販機等の運営による適切な利益を享受することについての検討が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴法人は、学生及び教職員の福利厚生並びに病院の患者等の便宜のために、今後も引き続き自販機等を設置するための施設の貸付けを行うことが見込まれる。また、貴法人は、各種契約における競争性及び透明性の確保や自己収入の増加に努めることが求められている。

ついては、貴法人において、学生及び教職員の福利厚生並びに病院の患者等の便宜を損なわないことを前提としつつ、自販機等を設置するための施設の貸付けに係る契約の方法及び内容を見直すことにより、契約の競争性及び透明性を確保するとともに、自己収入の増加を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 契約の相手方については、原則として自販機等の設置及び運営を自ら行う販売会社等を対象として、競争性及び透明性を確保した上で決定すること
- イ 施設の貸付けに係る契約において、自販機等の収支等を踏まえた上でその売上額に応じた手数料等の支払を受けることとするなどして、自販機等の運営による適切な利益を享受できるようにすること

第75 日本放送協会

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

事業所との受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託契約について

〔平成 21 年度決算検査報告 896 ページ参照〕
〔平成 22 年度決算検査報告 819 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

日本放送協会(以下「協会」という。)は、受信契約の促進と契約率の向上、受信料の安定的な収納等が可能となる仕組みを構築するために、業界団体の指導力や影響力に着目して、ホテル・旅館業の業界団体である旅館生活衛生同業組合等(以下「旅館組合等」という。)と受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託契約を締結している。しかし、受信機の全数について受信契約を締結した組合員等の全組合員等数に対する割合(以下「参加率」という。)や旅館組合等による受信契約の取次ぎの割合(以下「契約取次率」という。)が低率となっている旅館組合等が多数生じていたり、委託料について、参加率や契約取次率が低率な旅館組合等に対しても一律に事業所割引適用前の受信料の 15% 相当額と算定していたりしていた。

したがって、協会において、本件業務委託契約について、参加率の一層の向上を促すよう、業界団体との緊密な連携を図るとともに、参加率や契約取次率について一定の評価をするなどの契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう、日本放送協会会長に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、協会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、協会は、本院指摘の趣旨に沿い、業界団体と緊密な連携を図るために、旅館組合等に対して更なる参加率向上に向けて積極的に取り組むよう要請するとともに、参加率や契約取次率について一定の評価をするなどの契約内容の見直しを検討する処置を講じていた。そして、本件業務委託に係る参加率及び契約取次率が向上していた。

第76 阪神高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

道路構造物の簡易補修工に係る直接工事費の積算について、諸雑費率を補修機器等の使用実態に即して見直すことにより適切なものとするよう改善させたもの

科	目	管理費用
部	局	等
契	約	名
工	事	の
概	要	
契	約	の
相	手	方
契	約	
上	記	の
契	約	に
係	る	支
払	額	
簡	易	補
修	工	(2
ト	ラ	ック)
の	直	接
工	事	費
の	積	算
額		
上	記	の
う	ち	諸
雑	費	の
積	算	額
低	減	で
き	た	諸
雑	費	の
積	算	額

1 工事の概要等

(1) 工事の概要

阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)の大阪管理部は、毎年度、7月1日から翌年の6月30日までを契約期間として、土木維持工事、高速道路清掃業務及び緑地維持業務を行う保全管理工事を、阪神高速技術株式会社に随意契約(単価契約)により委託して実施している。そして、この契約に係る支払額は、平成22年度契約分で計87億8706万余円、23年度契約分で計77億2839万余円、合計165億1546万余円となっている。

上記の土木維持工事のうち道路維持工事は、簡易補修工、区画線補修工等の種類に区分されていて、このうち簡易補修工は、日常点検等において確認された道路構造物の損傷について、後日、少量の材料を用いて簡易な補修を行うことで機能回復等を図るものであり、補修の対象は、遮音壁、塗装等多岐にわたっている。

(2) 簡易補修工の積算

大阪管理部は、簡易補修工の積算に当たっては、会社制定の「土木工事設計積算基準(保全工事編)」等(以下「積算基準」という。)に基づき行っており、積算基準によると、簡易補修工は、補修の対象や作業内容に応じて、遮音壁補修材、塗装補修材、ガードレール補修材等の工種に区分されている。

大阪管理部は、2tトラックを使用する簡易補修工(以下「簡易補修工(2tトラック)」という。)の積算に当たっては、直接工事費のうち、一般運転手の労務費、2tトラックの損

料及び燃料費(以下、これらを合わせて「トラック運転費」という。)並びに諸雑費により、作業1回当たりの単価(以下「直工単価」という。)を算定している。このうち諸雑費は、積算基準によれば、工種の区分にかかわらず、発電機、ガス切断機、電気ドリル、ディスクサンダー等の補修機器等の損料等として、トラック運転費に諸雑費率19%を乗じた額を計上することとされている。

(3) 簡易補修工(2tトラック)の直工単価

大阪管理部は、毎年度、簡易補修工(2tトラック)の直工単価を過年度における実績数量等を参考にして施工箇所の地区別(大阪、兵庫、京都)、昼夜間別、所要作業時間別(1日、半日)及び施工箇所別(高速道路上、高速道路外)の各条件を組み合わせた施工条件ごとに算定しており、その額は、22年度では12,211円から34,867円までの額、23年度では12,065円から35,183円までの額となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会社は、毎年、簡易補修工を多数実施しており、これに要する費用は多額となっている。

そこで、本院は、本社及び大阪管理部において、経済性等の観点から、簡易補修工の積算が施工の実態に即したものとなっているかなどに着眼して、簡易補修工(2tトラック)の作業実施回数22年度6,776回及び23年度7,702回に係る直接工事費の積算額計3億8640万余円(22年度計1億7677万余円、23年度計2億0963万余円。このうち諸雑費22年度計2822万余円、23年度計3346万余円、合計6168万余円)を対象として、契約書、設計書、施工写真等の関係書類の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

会社は、旧阪神高速道路公団時の17年度に補修機器等の費用とトラック運転費を調査した結果に基づき、同年度以降、諸雑費率を19%としてきたが、この補修機器等の費用は、工種にかかわらず、1回の作業において全ての種類の補修機器等が使用されることを前提にして算定したものであった。

しかし、補修機器等の使用実態について工種ごとにみたところ、例えば、遮音壁補修材の場合では発電機、ガス切断機、インパクトレンチ等は使用されているがディスクサンダー等は使用されていなかったり、塗装補修材の場合では発電機、ディスクサンダー等は使用されているがガス切断機等は使用されていなかったりなど、実際には工種によって必要となる種類の補修機器等だけが使用されていた。そこで、22、23両年度の補修機器等の使用実態に即して諸雑費率を計算すると4.2%となり、この率を用いて簡易補修工(2tトラック)の直工単価を算定すると、22年度は10,693円から30,530円までの額、23年度は10,564円から30,807円までの額となった。

上記のように、簡易補修工の積算に当たり、簡易補修工(2tトラック)の直工単価について、工種にかかわらず全ての種類の補修機器等が使用されることを前提とした諸雑費率を用いて算定していて、直接工事費の積算が補修機器等の使用実態に即したものとなっていなかった事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた簡易補修工(2tトラック)の諸雑費の積算額)

前記のとおり補修機器等の使用実態に即して算定した簡易補修工(2tトラック)の直工単価を基に直接工事費の積算額を算出すると、22年度計1億5478万余円、23年度計1億8355万余円、合計3億3834万余円、このうち諸雑費は22年度計623万余円、23年度計739万余円、合計1363万余円となり、前記の諸雑費計6168万余円を計約4800万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、簡易補修工(2tトラック)の各工種における補修機器等の使用実態を把握していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、24年8月に、積算基準を改正し、簡易補修工の諸雑費率を補修機器等の使用実態に即したものに改定して各部局へ通知するとともに、24年度契約について、委託先と協議を実施して、同年10月出来高分から改正後の積算基準を適用する契約変更を行うこととする処置を講じた。

第77 株式会社商工組合中央金庫

不 当 事 項

貸 付 金

(355) 貸付けに当たって十分な審査及び確認が行われないまま、事業の実態がない者に資金が貸し付けられていたもの

科 目	貸出金
部 局 等	株式会社商工組合中央金庫上野支店
貸付けの根拠	株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)
貸付金の種類	運転資金
貸付けの内容	通信サービスへの加入を促進する事業を行うための事務所関連経費、 広告宣伝・販売促進費等の支払に必要な資金の貸付け
貸 付 先	通信サービスへの加入を促進する事業を行うとする会社
貸 付 年 月	平成22年9月(期間7年)
貸 付 金 額	25,000,000円(平成22年度)
不当貸付金額	25,000,000円(平成22年度)

1 貸付金の概要

株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)は、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)に基づき、中小企業者等を対象として、事業資金を貸し付けている。

商工中金は、貸出規程(平成20年10月1日商工中金制定)及びこれを受けて定めた審査の手順書等(以下、これらを合わせて「貸出規程等」という。)により、貸付けに当たっては、借入申込者の事業内容、資金の使途、償還計画、資産状態等について審査すること、特に新規の取引先に対する貸付けに当たっては、取引先に関する実態確認を行って経営者の信用性、事業のビジネスモデルの妥当性、事業活動の状況等を確認するとともに、資金の使途及びそれに応じた償還財源等の確認を行うこととなっている。そして、担当者等による確認結果については、支店長を始めとする上司が確認し、原則として支店長が貸付けの可否を判断することとなっている。

商工中金上野支店は、平成22年9月に、データ通信サービスへの加入を促進する事業(以下「新規事業」という。)を行うとする会社(以下「借受者」という。)に対して、新規事業を開始するに当たっての事務所関連経費、広告宣伝・販売促進のためのダイレクトメール発送費等の先行費用に充てるための運転資金として、25,000,000円(年利率2.1%、貸付期間7年)を貸し付けていた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、本件貸付けに当たっての審査及び確認が適切に行われていたかなどに着眼して、同支店及び商工中金本店において、貸付けに係る関係書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

本件貸付けは、貸付け後、22年10月から23年5月までは約定に従って返済が行われたが、6月に短期の延滞が発生し、7月以降は返済が行われなくなった。その後、借受者とは連絡が取れない状態となり、同支店は、同年12月に借受者に対して元金の残額22,300,000円全額の繰上償還等の請求を行ったが、借受者からは全く返済が行われない状況となっていた。

そこで、本件貸付けに当たって行われた審査及び確認について検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 経営者の信用性の確認

借受者は、借入申込みの際して、新規事業とは別に従来行っているとする事業(以下「既存事業」という。)のための資金についても貸付けを打診したが、同支店とのやり取りの後に打診を撤回していた。これは、既に他の金融機関から貸付けを受けていた事実を隠匿して虚偽の資料を提出するなどして二重に貸付けを受けようとしたものであり、経営者の信用を疑わせる事態であると認められるのに、同支店は、この事態を経営者の信用を著しく低下させるものではないとしていた。

イ 事業の実態確認及び償還財源の確認

(ア) 借受者は、新規事業はデータ通信サービスを提供している他の事業者(以下「委託者」という。)から委託を受けて当該サービスへの加入を促進する事業であると説明しており、新規事業は借受者と委託者との間の業務委託契約の締結を前提とするものであった。このように特定の取引先に対する売上げが償還財源となる場合には、貸出規程等において当該取引に係る契約書等を確認することとされている。しかし、借受者から契約書は提出されておらず、契約書が提出できないことについて特段の事情があるとは認められないにもかかわらず、同支店は、契約の締結について貸付けの後に確認することとして、貸付けを行う時点では新規事業に係る契約書等を確認していなかった。

(イ) 借受者からは委託料収入の算定の基になる加入獲得件数の見込みや貸付・返済期間である7年間にわたり委託契約が継続する見通しを確認するために必要と考えられる資料が提出されていなかった。しかし、同支店は、これらについて十分に検討することなく7年間で返済が見込めるとしていた。

(ウ) 償還財源の判断に当たって、同支店は、既存事業による収入も考慮すれば償還が見込めるとしており、借受者からは既存事業に係る仕入等先の事業者(以下「仕入等先」という。)との取引に係る領収書、契約書等であるとする書類が提出されていた。しかし、これらは1回の支払で数千万円に及ぶ額を現金で授受することになっていたり、記載された仕入等先の住所が実際と異なっていたりするなど多くの不審な点があったにもかかわらず、同支店は、これらの点について特段確認することなく、既存事業の収入を考慮すれば償還が見込めるとしていた。

また、同支店は、貸付けに当たって十分に確認できなかった事項等について、貸付けを行った後に確認するとしていたが、これらについては、次のように、貸付け後も確認が十分に行われないままであった。

すなわち、同支店は、前記のとおり、新規事業の前提となる借受者と委託者との間の業務委託契約について貸付け後に確認することとしており、22年10月に借受者から新規事業の契約書であるとする書類の提出を受けていた。しかし、これは、受託者として借受者とは異なる事業者の名称が記載されているなど借受者との真正な契約書とは認められないものであり、同支店は、この点について借受者に指摘していたが、その約4か月後の23年2月に借受者から契約書であるとする書類の提出を再度受けるまで、契約締結の事実及び内容の確認を行っていなかった。また、同支店は、新規事業を行うとされていた事務所を訪問して事業の実態把握を試みた際、事務所が所在しているとされていた建物に借受者の表札がないなど、事務所が実在して稼働している事実が確認できなかったのに、その後は事務所の状況について確認しないまま、前記のとおり借受者と連絡が取れない事態に至っていた。

さらに、同支店は、資金の用途についても、貸付け後に資金の払出しの状況を確認することとしていたが、借受者が貸付日から10日間以内に、事業計画書において当初1か月間に必要とされていた額を大幅に上回る資金を払い出していたにもかかわらず、その大部分について、用途を確認できていなかった。

そして、今回、本院が委託者及び仕入等先に確認したところ、借受者と委託者及び仕入等先との間では、いずれも前記のような契約は存在せず、借受者が提出した契約書等は虚偽のものであって、新規事業、既存事業の双方とも借受者の説明のような事業の実態はなかったと認められた。

したがって、本件貸付金25,000,000円は、同支店において貸出規程等に沿った十分な審査及び確認を行わないまま、事業の実態がない者に貸し付けられていたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同支店において、貸出規程等に沿った審査及び確認を実施する重要性について認識が十分でなかったこと、内部牽制が十分機能していなかったことなど、審査及び確認が適切に行われなかったことによると認められる。

(第6 北海道旅客鉄道株式会社)

意見を表示し又は処置を要求した事項

鉄道車両の定期検査及び検査修繕において、実施基準等に基づく実施と検査記録の適切な整備を図るとともに、車両システムを車両の保守管理に有効に活用することができるよう改善の処置を要求し、請負契約による車両部品の検査修繕の結果が適切に記録されて報告されるよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	(款)鉄道事業営業費 (款)建設勘定 等
部	局 等	北海道旅客鉄道株式会社本社
定期検査の概要		直営及び請負契約により、工場、運転所等において実施基準等に基づいて車両の各種装置の作用及び機能等について交番検査等を実施し、検査の結果を記録するとともに車両システムにデータ入力するなどしているもの
契 約 名		車両関係工事
契 約 数		220 契約
契 約 の 概 要		工場等において、定期検査等で取り外した車両部品の検査修繕を実施するもの
契 約		平成 23 年 4 月 随意契約(単価契約)
請 負 人		札幌交通機械株式会社等 10 社
交番検査を実施した延べ車両数		3,926 両(平成 23 年度)
上記のうち実施基準等に基づいて実施していない項目があるなどしている交番検査の延べ車両数		2,302 両
直営による交番検査に係る費用		8 億 9761 万余円(平成 23 年度)
上記のうち実施基準等に基づいて実施していない項目があるなどしている額		3 億 4693 万円
請負修繕部品の検査修繕に係る支払額		11 億 7705 万余円(平成 23 年度)
上記のうち報告書等の作成提出等がされていないなどしている契約に係る支払額		2 億 6851 万円

有効に活用できない状況になっている車両システムに係る費用

2億4535万円(平成20年度～23年度)

【改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

鉄道車両の定期検査及び検査修繕について

(平成24年10月26日付け 北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 鉄道車両の定期検査及び検査修繕の概要

(1) 鉄道車両の定期検査の基準

貴会社は、「鉄道営業法」(明治33年法律第65号)、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成13年国土交通省令第151号。以下「技術基準」という。)及び「施設及び車両の定期検査に関する告示」(平成13年国土交通省告示第1786号。以下「告示」という。)に基づき、保有して運行している鉄道車両(以下「車両」という。)の定期検査を実施することとされている。

そして、貴会社は、技術基準に基づき、気動車(ディーゼルカー)、電車等の車両の種類ごとに、検査周期等の技術基準の実施に関する基準として、「内燃動車整備心得(実施基準)」(平成14年社達第100号)等(以下「実施基準」という。)を定めている。また、実施基準及び「車両管理規程」(昭和62年社達第23号)に基づき、定期検査の対象箇所等を「気動車整備基準(規程)」(昭和62年運達第21号)等(以下「整備基準」という。)により定めている。

さらに、貴会社は、車両管理規程及び整備基準に基づき、定期検査の作業の手順、技術的数値等について、「気動車整備標準」(昭和62年制定)等(以下「整備標準」という。)を定めている。

(2) 車両の定期検査の種類

貴会社は、告示に従い、実施基準において、気動車、電車等の車両の種類ごとに、車両の定期検査の種類及び周期について定めており、気動車の場合を例にすると、次のとおり定めている。

ア 交番検査は、走行装置、動力発生装置、動力伝達装置、電気装置、ブレーキ装置、車体等の状態、作用及び機能並びに電気部分の絶縁抵抗について在姿状態で定期検査を行うものであり、90日を超えない期間ごとに行うこととする。

イ 要部検査は、動力発生装置、動力伝達装置、走行装置、ブレーキ装置、その他の重要な装置の主要部分について定期検査を行うものであり、48か月又は走行距離が50万kmを超えない期間のいずれか短い期間ごとに行うこととする。

ウ 全般検査は、気動車の主要部分を取り外して、車両全般について定期検査を行うものであり、96か月を超えない期間ごとに行うこととする。

そして、貴会社は、実施基準、整備基準及び整備標準等(以下、これらを合わせて「実施基準等」という。)に基づき、交番検査については釧路運輸車両所、函館運輸所、札幌、苗穂、岩見沢、苫小牧、旭川各運転所(以下、これらの交番検査実施箇所を「運転所等」とい

う。)において、また、要部検査及び全般検査については苗穂工場、釧路運輸車両所、五稜郭車両所(以下、これらの要部検査及び全般検査実施箇所を「工場等」という。)において、それぞれ実施している。

(3) 車両の定期検査及び検査修繕の実施状況

貴会社は、定期検査については、平成23年度において、保有して運行する気動車、電車等の車両計1,102両について、運転所等で直営及び請負により延べ3,926両分の交番検査(これらに係る費用9億2321万余円、うち直営分費用^(注1)8億9761万余円、請負分費用2560万余円)、工場等で直営により261両分の要部検査及び132両分の全般検査(これらに係る直営分費用40億7792万余円)を実施している。

また、工場等では、定期検査等で取り外した車両部品の一部(以下「請負修繕部品」という。)について、車両関係工事契約(以下「請負契約」という。)により車両部品の検査を行い、必要に応じて修繕(以下「検査修繕」という。)を実施しており、23年度においてこれに要した費用は11億7705万余円となっている。

(注1) 直営分費用 直営により実施している検査に係る人件費や材料費等の費用

(4) 請負契約による請負修繕部品の検査修繕

貴会社は、直営により実施していた車両部品の検査修繕について、経費削減等を目的として請負契約により実施することとしており、23年度においては、札幌交通機械株式会社等10社との間で220契約をそれぞれ締結して実施している。

そして、請負契約の契約書によれば、請負修繕部品の検査修繕は、車両関係車両工事共通示方書、個別示方書及び補足示方書(以下、これらを「示方書」という。)に基づき実施することとされている。また、個別示方書によれば、請負人は、請負契約の工事の種類(以下「工種」という。)に応じて、検修調書、試験成績表等の報告書を作成して提出等すること、さらに、車両関係車両工事共通示方書によれば、請負人は品質管理実施手順や品質管理区分に応じた管理標準を定めることとされ、契約責任者は、請負人の品質管理体系全般を審査することなどとされている。

車両関係工事等請負事務取扱手続(規程)(昭和62年運達第32号)等(以下「事務取扱手続」という。)によれば、請負契約の適切な履行確認を行うため、契約ごとに検査員を指定することとなっており、工場等の検査員は、履行が完了したときは、示方書等の関係書類と照合し確認するなどの完了検査を行う旨が定められている。

(5) 定期検査の記録及び車両保守管理システム

技術基準によれば、鉄道事業者が車両の定期検査を行ったときは、その記録を作成し、保存しなければならないとされていることから、貴会社は、実施基準等に基づき、車両の定期検査を行ったときには、検査成績等を記録して、次の全般検査が終了するまでの間、保存することとしている。その具体的な方法は、定期検査の結果を記録用紙に記入(以下、記録用紙に記入された定期検査の結果を「検査記録」という。)し、これを検査台帳として保存するとともに、8年度に導入され、20年度に1億8674万余円をかけて再構築された「車両保守管理システム」(以下「車両システム」という。)に検査の結果のデータを入力することなどである。そして、車両システムの運用に要した費用は、21年度から23年度までの間で計5860万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

定期検査は、車両を安全に運行できる状態を保つために必要不可欠であり、車両の装置の不具合を早期に把握するためにも重要なものであって、これに要する経費は毎年度多額に上っている。また、貴会社では、過去に車両故障等による輸送障害等が発生している。

そこで、本院は、法規性、有効性等の観点から、車両の定期検査は実施基準等に基づいて適切に実施されているか、請負契約による請負修繕部品の検査修繕は示方書等に基づいて適切に実施されているか、検査記録は適切に整備され、検査記録や車両システムに入力されているデータは車両の管理に有効に活用される状態となっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

貴会社が23年度に保有して運行していた気動車、電車等の車両計1,102両の23年度の定期検査及び検査修繕に係る費用のうち、車両数の少ない車種の車両計247両についての交番検査に係る費用を除いた計59億6296万余円、車両システムに係る20年度の再構築及び21年度から23年度までの間の運用に要した費用計2億4535万余円、合計62億0831万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、貴会社本社、3工場等及び6^(注2)運転所等において、検査記録、請負契約書等の関係書類、車両の定期検査の実態及び車両システムの運用状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 6運転所等 気動車及び電車の定期検査を行っていない岩見沢運転所を除く釧路運輸車両所、函館運輸所、札幌、苗穂、苫小牧、旭川各運転所

(検査の結果)

(1) 直営により実施している交番検査

6運転所等において、23年度に直営により実施された延べ車両数3,155両分の交番検査(これに係る直営分費用計6億8685万余円)について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 交番検査の実施状況

1^(注3)運転所等は、重要な保安装置の一つである自動列車停止装置の車上子の作用範囲を確認する応動範囲試験について、整備標準では交番検査の都度、装置が動作する距離を測定することとされているのに、実際には、3回に1回しか測定しておらず、残りの2回は目視による動作確認を実施しただけであった。また、2運転所等は、同様に交番検査の都度、左右の車輪内側の間隔について寸法測定を行うこととされているのに、これを行っていないなどしていた。このように、交番検査の一部の検査項目が整備標準等に基づいて実施されておらず、装置に不具合があっても検査時に把握できない可能性がある状況になっている事態が、3^(注3)運転所等の延べ車両数896両分の交番検査(これに係る直営分費用のうち人件費2億0306万余円)で見受けられた。

(注3) 車上子 停止信号等の情報を受信するために車両の床下に設置された装置

イ 交番検査の検査記録の整備状況

整備標準に基づく交番検査の検査項目のうち、測定を行うこととされている項目(以下「測定項目」という。)について、記録状況を5^(注3)運転所等で共通して配置されている気動車1車種についての測定項目を確認したところ、測定を行うこととされている27項目

のうち6項目において、運転所等により検査記録に測定結果が記録されていたり、記録されていなかったりして、検査記録が運転所等により異なるものとなっていた。

また、電車の交番検査を実施している2運転所等の検査記録を比較したところ、1運転所等では、測定項目以外の装置の作用及び機能を検査する項目についても記録しているのに、他の1運転所等では、測定項目以外の項目は自動列車停止装置に関するものを除き記録しておらず、検査記録が運転所等により異なるものとなっていた。

このように、整備標準等により検査項目は明確にされているのに、記録すべき項目が明確になっていないため、同一の検査を行っていても記録内容が異なっていて、車両故障等が発生したときにその原因を究明するための分析を行うなど車両の保守管理を行うために検査記録を有効に活用することができない状況になっているものが、6運転所等の延べ車両数1,637両分の交番検査(これに係る直営分費用のうち人件費1億8,822万余円)で見受けられた。

これらについては、直営により実施している交番検査において、一部の検査項目が車両を安全に運転することができる状態に保持することを目的とした整備標準等に基づいて実施されていなかったり、検査記録が適切に整備されていなかったりしており、交番検査が適切に実施されていないと認められる。

上記のア、イの各項目に係る交番検査を実施した車両には重複しているものがあり、その重複を除くと、6運転所等の延べ車両数は2,302両分となり、これらの交番検査に係る費用は3億4,693万余円となる。

(2) 請負契約により実施している請負修繕部品の検査修繕

3工場等において、23年度に実施した請負修繕部品の検査修繕に係る請負契約220件(1,361工種)、支払額計11億7,705万余円について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

上記220契約のうち、150契約では、示方書によれば、検査修繕の結果について、検修調書、試験成績表等の報告書を作成、提出等することとされているが、このうち2工場等の54契約(316工種、支払額計2億6,851万余円)では、これらの書類が全く作成されておらず、検査修繕の実施結果や試験の成績等が確認できない状況になっていた。そして、工場等の検査員は、示方書との照合、確認等、事務取扱手続で定められている請負契約の履行の確認を十分に行っておらず、検修調書、試験成績表等の報告書が提出等されていないのに、これを看過していた。また、貴会社の契約責任者は、示方書により、請負人が定めることとされている品質管理実施手順や管理標準が定められていないのに、品質管理の審査の際も、これを看過していた。

これらについては、検修調書、試験成績表等の報告書の作成、提出等が示方書に基づいて行われておらず、また、工場等の検査員による履行確認も十分に行われていないなどの事態であり、検査修繕が適切に実施されていないと認められる。

(3) 車両システムの運用状況

車両システムは、前記のとおり、8年度に導入した旧システムを更新する形で20年度に再構築され、21年度から運用されており、再構築及びその後の運用に要した費用は計2億4,535万余円となっている。

しかし、貴会社では、車両システムの目的、運用方針、利用手続、入力すべきデータ等を定めた内部規程、指示文書等を制定しておらず、車両システムを再構築した際に担当者会議を開催して使用方法等について説明したにすぎなかった。このため、車両の定期検査の結果のデータ入力等の内容は、運転所等の現場の判断に委ねられており、入力すべき内容が統一されていなかった。また、車両システムへの入力の基となる交番検査の検査記録も前記(1)イのとおり、記録すべき項目が明確になっていないことなどのため、検査記録のデータが入力されていたり、入力されていなかったりしている項目があり、データの入力状況が運転所等により異なるものとなっていた。

これらについては、車両システムにデータが適切に入力されておらず、車両故障等が発生したときにその原因を究明するための分析を行うなど車両の保守管理に車両システムが有効に活用できない状況になっていると認められる。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、直営により実施している交番検査において、一部の検査項目が実施基準等に基づいて実施されていなかったり、検査記録が適切に整備されていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

また、請負契約により実施している請負修繕部品の検査修繕において、検修調書、試験成績表等の報告書の作成、提出等が示方書に基づいて行われておらず、貴会社による請負契約の履行確認が十分に行われていない事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

さらに、車両システムにデータが適切に入力されておらず、車両システムが車両の保守管理に有効に活用できない状況になっている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴会社において、定期検査を実施基準等に基づき実施すること及び検査記録を適切に保存することについての認識が十分でないこと
- イ 請負人において、請負修繕部品の検査修繕について示方書等に基づき実施しなければならないという基本的な認識が十分でないことにもよるが、貴会社において、請負人に対する指導、監督、品質管理体系の審査等が十分でないこと
- ウ 貴会社において、内部規程等に車両システムの目的、運用方針、利用手続等が定められておらず、車両システムに入力する内容を統一して、適切に入力することについての認識が十分でなかったり、車両の保守管理のための車両システムの活用についての検討が十分でなかったりしていること

3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

車両の定期検査は、鉄道輸送の信頼性を確保する上で重要なものであり、車両の装置に不具合があった場合に早期に把握するためにも、定期検査を適切に実施していくことが求められる。

ついては、貴会社において、車両の定期検査及び検査修繕が適切に実施されるなどするよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 車両の定期検査に当たって、実施基準等に基づいた実施と検査記録の適切な整備が図られるよう、実施基準等の遵守について関係部署に周知するとともに、体制の整備を図ること(会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの)
- イ 請負契約により実施している検査修繕が示方書等に基づいて実施され、車両部品の検査の結果が適切に記録されて報告されるようにし、履行の確認を適切に行うなど、請負人に対する指導、監督等が適切に行われるよう体制を整備すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 車両システムの運用について、工場、運転所等における作業の現状を把握した上で、内部規程等において、車両システムの目的、運用方針、利用手続等を定めるとともに、記録すべき項目を明確にするなどして、定期検査の結果を適切に記録し管理して、車両の保守管理に活用することができるよう検討すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

(第7 四国旅客鉄道株式会社)

意見を表示し又は処置を要求した事項

請負契約による鉄道車両の定期検査において、実施基準等に基づいて実施され、検査の結果が適切に記録されて報告されるよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	(款)鉄道事業営業費
部	局	等
		四国旅客鉄道株式会社本社
契	約	名
		車両検査工事
契	約	の概要
		運転所等において、車両の定期検査として実施基準等に基づいて車両の各種装置の作用及び機能等について交番検査を実施するもの
契	約	
		平成23年4月 随意契約(単価契約)
請	負	人
		株式会社ジェイアール四国メンテナンス
交番検査を実施した延べ車両数		1,239両(平成23年度)
上記のうち検査が適切に実施されていなかったり実測値が記録されていなかったりしている延べ車両数		987両
交番検査に係る支払額		1億0288万余円(平成23年度)
上記のうち検査が適切に実施されていなかったり実測値が記録されていなかったりしている額		8540万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

鉄道車両の定期検査について

(平成24年10月26日付け 四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛て) 標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 鉄道車両の定期検査の概要

(1) 鉄道車両の定期検査の基準

貴会社は、「鉄道営業法」(明治33年法律第65号)、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成13年国土交通省令第151号。以下「技術基準」という。)及び「施設及び車両の定期検査に関する告示」(平成13年国土交通省告示第1786号。以下「告示」という。)に基づき、保有して運行している鉄道車両(以下「車両」という。)の定期検査を実施することとされている。

そして、貴会社は、技術基準に基づき、気動車(ディーゼルカー)、電車等の車両の種類ごとに、検査周期等の技術基準の実施に関する基準として「内燃動車整備実施基準」(平成

14年社達第54号)等(以下「実施基準」という。)を定めている。

また、貴会社は、「車両管理規程」(昭和62年社達第31号)に基づき、定期検査の対象箇所等を「気動車整備準則」(平成7年運車第182号)等(以下「整備準則」という。)により定めるとともに、整備準則に基づき、定期検査の作業内容、技術的数値等について、「気動車整備要領」(平成7年運車第193号)等(以下「整備要領」という。)を定めている。

(2) 車両の定期検査の種類

貴会社は、告示に従い、実施基準において、気動車、電車等の車両の種類ごとに、車両の定期検査の種類及び周期について定めており、気動車の場合を例にすると、次のとおり定めている。

ア 交番検査は、走行装置、動力発生装置、動力伝達装置、電気装置、ブレーキ装置、車体等の状態、作用及び機能について在姿状態で定期検査を行うものであり、90日を超えない期間ごとに行うこととする。

イ 要部検査は、動力発生装置、動力伝達装置、走行装置、ブレーキ装置、その他の重要な装置の主要部分について定期検査を行うものであり、48か月又は走行距離が50万kmを超えない期間のいずれか短い期間ごとに行うこととする。

ウ 全般検査は、気動車全般について定期検査を行うものであり、96か月を超えない期間ごとに行うこととする。

そして、貴会社は、実施基準、整備準則及び整備要領等(以下、これらを合わせて「実施基準等」という。)に基づき、交番検査については高松、松山、徳島、高知各運転所(以下、これらの交番検査実施運転所を「運転所」という。)、宇和島運転区において、また、要部検査及び全般検査については多度津工場において、それぞれ実施している。

(3) 車両の定期検査の実施状況

貴会社は、平成23年度において、保有して運行する気動車、電車等の車両計431両について、多度津工場^(注)で直営により76両分の要部検査及び81両分の全般検査(これらに係る直営分費用14億3038万余円)、運転所等で車両検査工事契約(以下「請負契約」という。)により延べ1,239両分の交番検査(これに係る費用1億0288万余円)をそれぞれ実施している。

(注) 直営分費用 直営により実施している検査に係る人件費や材料費等の費用

(4) 請負契約による交番検査

貴会社は、運転所等において直営により実施していた交番検査について、経費削減等を目的として請負契約により実施することとしており、23年度においては、株式会社ジェイアール四国メンテナンスと随意契約を締結して実施している。

そして、請負契約の契約書によれば、交番検査等の車両検査工事(以下「交番検査等工事」という。)は、車両検査工事共通示方書、交番検査等工事個別示方書等(以下、これらを「示方書」という。)に基づき行うこととされており、示方書によれば、請負人は、交番検査等工事を実施基準等に基づき実施して、車両ごとの工事完了時に検査の記録を貴会社に提出することとされている。

また、示方書によれば、請負契約の適切な履行確認を行うため、契約ごとに検査員を指定することとなっており、運転所等の検査員は、交番検査等工事の検査の結果を記録した帳票類(以下「記録表」という。)の提出を受けたときは、示方書等の関係書類と照合し確認

するなどの完了検査を行う旨が定められている。

(5) 交番検査の記録

技術基準によれば、鉄道事業者が車両の定期検査を行ったときは、その記録を作成し、保存しなければならないとされていることから、貴会社は、整備要領において、車両の定期検査を行ったときには、交番検査記録表、車輪寸法記録表等の記録表に、装置の作用及び機能について測定するなどの検査の結果として記録すべきことを規定している。そして、請負契約においては、示方書により、交番検査等工事の完了時に、これらの記録表等を提出することとしており、交番検査等工事個別示方書では、寸法測定により良否の判定を行う検査項目については、実測値を記録表に記入することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

定期検査は、車両を安全に運行できる状態を保つために必要不可欠であり、車両の装置の不具合を早期に把握するためにも重要なものであって、これに要する経費は毎年度多額に上っている。また、貴会社では、過去に車両故障等による輸送障害等が発生している。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、車両の定期検査は実施基準等に基づいて適切に実施されているか、請負契約による定期検査は示方書等に基づいて適切に実施されているか、検査記録は適切に整備され、車両の管理に有効に活用される状態となっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

貴会社が23年度に保有して運行していた気動車、電車等の車両計431両の定期検査に係る費用のうち、車両数の少ない車種の車両計105両についての交番検査に係る費用を除いた15億1578万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、貴会社本社、多度津工場及び4運転所において、定期検査の実施状況について、契約書、記録表等の関係書類及び現場の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 交番検査の実施状況

ブレーキシリンダのピストンが往復する距離については、整備準則等において、寸法測定により装置の状態について良否の判定を行うこととされている検査項目であるのに、4運転所は、請負人が寸法を測定しておらず、目視による機能確認しか行っていなかった。また、ブレーキ管圧力の減圧時間については、整備準則等において実際に減圧時間を測定し性能を確認することとされているのに、1運転所は、請負人が減圧時間を測定しておらず、目視によるブレーキ装置の機能確認しか行っていなかった。このように、交番検査の一部の検査項目が整備準則等に基づいて実施されておらず、装置に不具合があっても検査時に把握できない可能性がある状況になっている事態が、4運転所の延べ車両数881両分の交番検査(これに係る費用7725万余円)で見受けられた。

そして、運転所の検査員は、請負人が整備準則等に基づいて検査を実施しておらず、提出された記録表に検査の結果についての記録が記入されていないのに、これを看過していた。

これらについては、交番検査において、一部の検査項目が車両を安全に運転することができる状態に保持することを目的とした整備準則等に基づいて実施されておらず、また、運転所の検査員による履行確認が十分に行われていない事態であり、交番検査が適切に実施されていないと認められる。

(2) 交番検査の記録表の整備状況

整備要領において寸法測定により検査を行うこととされている検査項目については、前記のとおり、請負契約による報告書として実測値を記録表に記入することとされているのに、運転所ごとに直営で交番検査を実施していた頃から使用している記録表に、実測値の記録すべき項目がないものもあり、記録内容が運転所により異なるものとなっていた。このように、整備要領等により検査項目は明確にされているのに、記録すべき項目が明確になっていないため、同一の検査を行っていても記録内容が異なっていて、車両故障等が発生したときにその原因を究明するための分析を行うなど車両の保守管理を行うために検査記録を有効に活用することができない状況になっているものが、4運転所の延べ車両数987両分の交番検査(これに係る費用8540万余円)で見受けられた。

そして、運転所の検査員は、提出された記録表に検査の結果についての記録の一部が記入されていないのに、これを看過していた。

これらについては、請負契約による報告書としての検査記録が適切に整備されておらず、車両の保守管理を行うために検査記録を有効に活用できない状況になっているとともに、運転所の検査員による履行確認が十分に行われていないと認められる。

上記の(1)、(2)の各項目に係る車両には重複しているものがあり、その重複を除くと、4運転所の延べ車両数は987両分となり、これらの交番検査に係る費用は8540万余円となる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、請負契約により実施している交番検査において、一部の検査項目が実施基準等や示方書等に基づいて実施されていなかったり、記録表が示方書等に基づいて作成されていなかったりして、貴会社による請負契約の履行確認が十分に行われていないとともに、検査記録が適切に整備されておらず、検査記録を車両の保守管理を行うために検査記録を有効に活用できない状況になっている事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、請負人において、車両の定期検査について、実施基準等や示方書等に基づき実施しなければならないという基本的な認識が十分でないことにもよるが、貴会社において、請負人に対する指導、監督等が十分でないこと、検査の結果を適切に記録し整備することについての認識が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

車両の定期検査は、鉄道輸送の信頼性を確保する上で重要なものであり、車両の装置に不具合があった場合に早期に把握するためにも、定期検査を適切に実施していくことが求められる。

については、貴会社において、車両の定期検査が実施基準等や示方書等に基づき実施され、検査の結果が適切に記録されて報告されるよう、記録すべき項目を明確にして請負契約の履行確認を適切に行うなど、請負人に対する指導、監督等が適切に行われるよう体制を整備す

るとともに、実施基準等や示方書等の遵守と検査記録の適切な整備について運転所等へ周知することにより、請負契約による車両の定期検査が適切に実施されるよう是正改善の処置を求める。

第78 東日本電信電話株式会社、第79 西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) 専用線装置等に搭載する加入者回線を収容する電子基板について、遊休している電子基板を利活用することにより、購入費の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科目	設備投資勘定
部局等	(1) 本社、16支店 (2) 本社、32支店
電子基板の概要	専用線装置等に搭載して加入者回線を収容する電子基板
電子基板の購入数及び購入費	(1) 4,484枚 2億5518万余円(平成22、23両年度) (2) 2,153枚 2億1388万余円(平成22、23両年度)
節減できた電子基板の購入数及び購入費	(1) 4,439枚 2億4690万円(平成22、23両年度) (2) 2,136枚 2億1145万円(平成22、23両年度)

1 電子基板の概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)は、加入者が申し込んだ区間において専用の直通回線(以下「専用線」という。)を使用した専用サービス及びデータ伝送サービス(以下、これらを合わせて「専用線サービス」という。)を提供している。主な専用線サービスとしては、高速デジタル伝送サービス、ATM メガリンクサービス及びメガデータネッツがある。

専用線サービスにおける加入者宅から電話局までの回線(以下「加入者回線」という。)は、高速デジタル伝送サービスにおいては、電話局内に設置する専用サービスノード装置(以下「専用線装置」という。)に搭載する高速デジタル伝送サービス用電子基板に収容されている。また、ATM メガリンクサービス及びメガデータネッツにおいては、ATM 形加入者収容装置(以下、専用線装置とこの装置を合わせて「専用線装置等」という。)に搭載するATM メガリンクサービス用電子基板及びメガデータネッツ用電子基板(以下、これらを合わせて「ATM 用電子基板」という。)に収容されている。

両会社は、両会社の各子会社に専用線サービスを含む設備運營業務をそれぞれ委託しており、業務委託仕様書において各子会社は物品在庫を適正に管理すると定めている。

そして、両会社は、専用線装置を導入する以前に設置した高速デジタル伝送サービスに使用している旧装置の老朽化に伴い、加入者回線を旧装置から専用線装置へ収容替えする工事(以下「収容替え工事」という。)を毎年度計画的に行っている。収容替え工事の際には、専用線の設計を行うための両会社の社内システム(以下「専用線システム」という。)を各子会社に使用させている。また、専用線が廃止された場合は、加入者回線を収容しない状態で電子基板を専用線装置等に搭載しておき、収容替え工事や新たな契約で必要になると、これらの加入者回線を収容していない電子基板(以下「遊休電子基板」という。)を転用したり、電子基板を購入したりしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、加入者が申し込んだ複数の区間において通信ができる新たなサービスが提供されるようになったことから、専用線サービスの契約回線数は毎年度減少しており、多くの遊休電子基板が発生している。一方、両会社は、収容替え工事や新たな契約に必要であるとして電子基板を購入している。

そこで、本院は、経済性等の観点から、各支店の電子基板の調達が適切に行われているかなどに着眼して、NTT 東日本の4支店^(注1)、NTT 西日本の4支店^(注2)、計8支店において会計実地検査を行った。そして、NTT 東日本の全17支店^(注3)が購入した電子基板、平成22年度1,369枚(1億0119万余円)、23年度3,115枚(1億5399万余円)、NTT 西日本の全33支店^(注4)のうち32支店^(注5)が購入した22年度1,425枚(1億3776万余円)、23年度728枚(7612万余円)を対象として、全50支店における遊休電子基板の保有数に係る書類等により検査を行った。

(注1) 4支店 東京、宮城、秋田、北海道各支店

(注2) 4支店 大阪、大阪東、大阪南、広島各支店

(注3) 全17支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、北海道各支店

(注4) 全33支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、奈良、滋賀、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、富山、福井、広島、島根、岡山、鳥取、山口、愛媛、香川、徳島、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄各支店

(注5) 32支店 (注4)の全33支店のうち購入していない名古屋支店を除く32支店

(検査の結果)

検査したところ、電子基板の調達状況について次のような事態が見受けられた。

両会社の22、23両年度期首における遊休電子基板の保有状況についてみると、高速デジタル伝送サービス用電子基板については、NTT 東日本の全17支店が22年度期首に計16,265枚、23年度期首に計15,734枚、NTT 西日本の全33支店が22年度期首に計6,938枚、23年度期首に計7,337枚をそれぞれ保有していた。また、ATM用電子基板については、NTT 西日本の全33支店が22年度期首に計1,723枚、23年度期首に計1,767枚を保有していた。NTT 東日本は、両年度期首のATM用電子基板の遊休電子基板の保有数を記録していなかったが、24年8月時点において両年度の購入数の約30倍に当たる1,069枚を保有しており、高速デジタル伝送サービス用電子基板の24年度期首における遊休電子基板の保有数(18,682枚)が、22、23両年度期首の保有数と同程度であったことなどから、ATM用電子基板についても購入数を十分賄える枚数の遊休電子基板を両年度期首において保有していたと認められた(表1及び表2参照)。

表1 NTT 東日本の遊休電子基板の保有数、電子基板の購入数等 (単位：枚)

品名	保有数 ^(注)		購入数 A		転用できる遊休電子基板がなかったもの B		転用できる遊休電子基板があったもの A-B	
	平成22年度期首	23年度期首	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
高速デジタル伝送サービス用電子基板	16,265	15,734	1,361	3,091	10	35	1,351	3,056
ATM用電子基板	1,069	1,069	8	24	0	0	8	24
計	17,334	16,803	1,369	3,115	10	35	1,359	3,080

(注) ATM用電子基板の保有数1,069枚は平成24年8月時点の値である。

表2 NTT 西日本の遊休電子基板の保有数、電子基板の購入数等 (単位：枚)

品名	保有数		購入数 A		転用できる遊休電子基板がなかったもの B		転用できる遊休電子基板があったもの A-B	
	平成22年度期首	23年度期首	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
高速デジタル伝送サービス用電子基板	6,938	7,337	1,070	591	10	7	1,060	584
ATM用電子基板	1,723	1,767	355	137	0	0	355	137
計	8,661	9,104	1,425	728	10	7	1,415	721

このように、遊休電子基板を十分保有していたのに、両会社は、収容替え工事等に必要であるとの各子会社からの提案を受けて、前記のとおり、電子基板を購入していた。

しかし、専用線システムを使用すれば、両会社の遊休電子基板の保有状況を把握できることから、各子会社は、同システムで遊休電子基板の保有状況を確認できたと認められた。

したがって、各子会社は遊休電子基板の保有状況を十分確認せずに購入の提案を行っていたのに、両会社がこれを適切に審査せずに新たに電子基板を購入している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた電子基板の購入数及び購入費)

電子基板の中には、特定の会社が製造した専用線装置等にしか搭載できないため、転用できないものがあることから、前記の購入数のうち、転用できないNTT 東日本の22年度10枚、23年度35枚、NTT 西日本の22年度10枚、23年度7枚を除き、遊休電子基板を支店内又は支店間で転用して利活用したとすれば、NTT 東日本の16支店が購入した電子基板^(注6)22年度1,359枚、23年度3,080枚、計4,439枚、NTT 西日本の32支店が購入した電子基板22年度1,415枚、23年度721枚、計2,136枚は購入する必要がなく、NTT 東日本で22年度9842万余円、23年度1億4847万余円、計2億4690万余円、NTT 西日本で22年度1億3633万余円、23年度7511万余円、計2億1145万余円の購入費をそれぞれ節減できたと認められた。

(注6) 16支店 東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、北海道各支店

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 両会社の支店において、子会社が支店内及び他支店における遊休電子基板の保有状況を

十分に確認せず購入を提案していたのに、提案の際の確認並びに子会社に対する指示及び監督が十分でなかったこと

イ 両会社の本社において、支店の電子基板の調達状況を確認しておらず、支店に対する遊休電子基板の利活用を図ることについての指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT 東日本は24年9月に、NTT 西日本は24年8月に、それぞれ支店、子会社等に対して指示文書を発し、遊休電子基板の利活用を図るための具体的な指示及び指導を行うとともに、本社において遊休電子基板の保有状況を一元的に管理することにより、専用線装置等に搭載する電子基板の効率的な使用及び購入費の節減を図る処置を講じた。

(3)(4) 遠隔加入者回線伝送装置の電力契約に係る情報を適切に管理するとともに、搭載されている回線基板のうち、使用していないものを撤去するなどして電力使用量を削減して経費の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社		
	(2) 西日本電信電話株式会社		
科目	営業費用		
部局等	(1) 本社、17支店		
	(2) 本社、33支店		
遠隔加入者回線伝送装置の概要	電話局との距離が離れている加入者回線を集約し、電話局に伝送する装置		
平成24年6月末の設置台数	(1) 12,058台		
	(2) 9,698台		
上記のうち契約電流が過大となっていた装置数及び節減できた基本料金(ア)	(1) 1,599台		739万円(年額)
	(2) 447台		206万円(年額)
設置台数のうち電力量を削減できる装置数及び電力量並びに節減できた電力量料金(イ)	(1) 11,737台	183万kwh	3505万円(年額)
	(2) 9,334台	146万kwh	2872万円(年額)
(ア)及び(イ)の合計額	(1)		4244万円(年額)
	(2)		3078万円(年額)

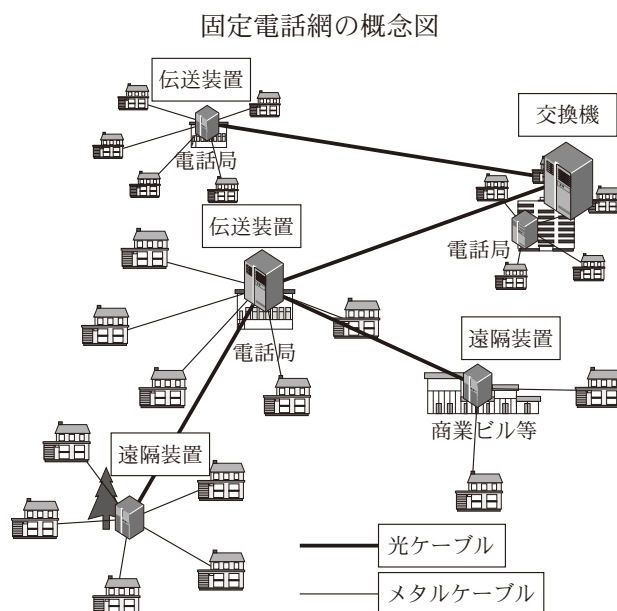
1 遠隔装置等の概要

(1) 遠隔装置の概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)は、加入電話、緊急通報、公衆電話等のあまねく日本全国において適切、公平かつ安定的に提供する必要がある電話サービス(以下「ユニバーサルサービス」という。)を固定電話網等により提供し、維持運営している。

固定電話網は、電話局に設置された伝送装置や交換機等に加え、電話局から遠方なため伝送損失が大きく多数の利用者が見込まれる地区に設置され、電話局に設置した伝送装置と接続し、加入者回線を集約する機能を持つ遠隔加入者回線伝送装置(以下「遠隔装置」という。)で構成されている。

(参考図)



遠隔装置は、1枚で加入者回線1回線を収容する電子基板(以下「回線基板」という。)を1台当たり最大512枚搭載できる仕様となっており、両会社は、路肩等や多数の利用者が見込まれる商業ビル等の建物の一角を賃借するなどして、平成24年6月末現在、遠隔装置を21,756台(NTT東日本12,058台、NTT西日本9,698台)設置している。

そして、遠隔装置は、1台当たり数kwの電力を必要とするため、両会社の各支店は、遠隔装置の設置箇所ごとに電力会社と電気の需給契約(以下「電力契約」という。)を締結するなどして受電している。

(2) 電力契約等の概要

電気料金は、契約電流に応じた基本料金と電力使用量に応じた電力量料金等で構成されており、両会社の各支店は、電力契約の締結に当たり、遠隔装置の設置を請け負わせた通信建設会社に、本社が定めた技術資料に基づき、搭載枚数等に応じた最大電流を算出させ、それに応じた契約電流の決定と電力会社への電力供給申込みを行わせている。このうち、路肩等に設置する遠隔装置については、回線基板の搭載枚数にかかわらず契約種別及び契約電流を一律に定めている。

そして、支店は、遠隔装置の設置に際して、電話局外における設備の設置情報等を管理する「設備データベースマネジメントシステム」に遠隔装置の各種情報を、また、加入者回線を回線基板に割り付ける「回線マネジメントシステム」(以下、両システムを合わせて「社内システム」という。)に回線基板の情報をそれぞれ登録しており、受電開始後には、設置箇所ごとの電気料金請求明細書(以下「明細書」という。)に基づき電気料金を支払っている。

また、支店は、加入者から電話等の開通、解約等の申込みがあると、遠隔装置の設置箇所に通信建設会社の作業員を派遣して、回線の接続、切断等の作業(以下「派遣工事」という。)を行わせている。

(3) 交換機の更改

両会社は、昭和58年から使用してきた旧型交換機の保守が困難になったため、平成20年から27年までの8年間に旧型交換機を更改する計画としており、これに合わせて旧型交換機に対応する遠隔装置も後継機種のものに交換している。なお、32年以降は固定電話網をルータ等を使用するIP通信網に順次切り替えることを計画しているため、遠隔装置は、少なくとも32年まで使用されることが見込まれている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

両会社が提供しているユニバーサルサービスのうち加入電話の回線数は、携帯電話の普及、他の電気通信事業者への契約変更、両会社が提供しているIP電話の拡大等により、毎年度9%程度の減少が続いている。また、23年3月の東日本大震災以降、電力需給状況は逼迫しており、国内有数の電力の大口需要家である両会社は、各種の電力使用量の削減策に取り組んでいるが、23年度に両会社が支払った電気料金は計635億余円(NTT東日本327億余円、NTT西日本308億余円)に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、各支店に設置されている遠隔装置の電力契約に係る情報は社内システムを活用して適切に管理され、これにより電力使用量の削減等が行われているかなどに着眼して、電力契約、使用実績等についてNTT東日本9支店、NTT西日本16支店^(注2)の計25支店において会計実地検査を行うとともに、両会社の本社から、遠隔装置に係る社内システムのデータ(24年6月、7月)の提出を受けるなどして、全50支店の遠隔装置に搭載されている回線基板の使用状況等について検査を行った。

(注1) 9支店 東京、千葉、埼玉、茨城、群馬、山梨、宮城、秋田、北海道各支店

(注2) 16支店 大阪、大阪東、大阪南、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、金沢、富山、広島、島根、岡山、鳥取、愛媛、福岡、沖縄各支店

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 基本料金について

25支店において、支店が電力契約を締結している遠隔装置5,257台(NTT東日本3,761台、NTT西日本1,496台)について、派遣工事が増加し、これに伴い電力使用量も増える3月から5月までの明細書に基づき電力使用量等を検査したところ、ほとんどの支店では明細書を電力会社から紙媒体で受領しており、通信建設会社が電力供給申込みの際に契約名等を任意に届け出るなどしていたため、これらの明細書に記載された電力契約上の名称等からは特定できない遠隔装置が多く、また、社内システムには電力契約に関する情報を登録する項目がないなどのため、社内システムの情報と明細書の情報とを照合できず、電力使用量等を確認できた遠隔装置はNTT東日本で1,712台、NTT西日本で509台、計2,221台であった。

そして、契約電流は、想定される最大電流を賄えれば足りるものであるが、上記の遠隔装置2,221台については、過去の最大電流の記録がないため災害時等の最も電話利用が集

中する場合の最大電流及び実際の電力使用量から求めた電流に余裕を考慮した最大電流をそれぞれ算出し、これらと契約電流とを比較した。その結果、NTT 東日本で1,599台、NTT 西日本で447台、計2,046台とその9割を超える遠隔装置において契約電流がいずれの最大電流も超えていて、過大となっており、これらに係る電力契約の基本料金が過大となっていた。

しかし、電力供給申込時の契約名称を社内システムに登録された名称に統一したり、明細書を電子媒体で入手したりすることにより、社内システムの情報と明細書とを効率的に照合できるよう管理していれば、加入者数が減少した場合でも各遠隔装置の最大電流等を適切に算出でき、これにより適切な契約電流で契約することが可能であったと認められた。

(2) 電力量料金について

全50支店における、24年6月末現在の遠隔装置の設置状況及び回線基板の搭載状況は、表1のとおりとなっており、搭載枚数に対する使用枚数の割合(以下「使用率」という。)は両会社が運用上の管理目標としている85%に比べて48%と低く、通信サービスに使用されないまま電力を消費している回線基板(以下「空き基板」という。)が半数以上を占めていた。

表1 遠隔装置の設置状況及び回線基板の搭載状況

	設置台数 (台)	回線基板搭載枚数 A (枚)	使用枚数 B (枚)	使用率 B/A (%)	空き基板枚数 (枚)	使用率85%で必要な基板枚数 (枚)
NTT 東日本	12,058	2,249,885	1,080,571	48.0	1,169,314	1,275,028
NTT 西日本	9,698	1,818,630	886,499	48.7	932,131	1,044,644
計	21,756	4,068,515	1,967,070	48.3	2,101,445	2,319,672

そこで、撤去しても支障のない空き基板の枚数及びこれに係る消費電力を算出したところ、すべての遠隔装置の使用率が85%であるとした場合に、回線基板は、使用枚数を含めNTT 東日本1,275,028枚、NTT 西日本1,044,644枚、計2,319,672枚で足りることから、表2のとおり、NTT 東日本で974,857枚、NTT 西日本で773,986枚、計1,748,843枚が撤去でき、年間消費電力をNTT 東日本で約183万kwh、NTT 西日本で約146万kwh、計約330万kwh削減することが可能であると認められた。

表2 空き基板の電力使用量

	撤去できる空き基板が搭載されている台数 (台)	撤去しても支障がない空き基板枚数 (枚)	年間消費電力 (kwh)
NTT 東日本	11,737	974,857	1,839,924
NTT 西日本	9,334	773,986	1,460,280
計	21,071	1,748,843	3,300,204

以上のように、遠隔装置の電力契約に係る情報の適切な管理が行われていなかったために契約電流の見直しが行われず基本料金が過大となっていた事態や、節電が求められる状況下において、撤去しても支障がない空き基板を搭載したままにして電力を消費していた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた電気料金)

基本料金については、契約電流が過大となっており、かつ、契約電流の変更が可能な25支店の2,046台について、契約電流を引き下げることによりNTT東日本で年間739万余円、NTT西日本で同206万余円を節減でき、また、電力量料金については、空き基板の撤去が可能な全50支店の21,071台について、当該基板を撤去することによりNTT東日本で年間3505万余円、NTT西日本で同2872万余円を節減できたと認められた。

なお、両会社は32年までは、遠隔装置を使用することとしていることから、空き基板の撤去費を考慮してもそれ以上の節減効果を期待できると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、電力契約の締結に当たり、通信建設会社に行わせている電力供給申込みについてその仕様を示していなかったり、電力契約締結後に電力会社から通知される顧客番号等の情報を社内システムの登録情報と関連付けていなかったりなどしていたこと、また、使用見込みのない空き基板を派遣工事に合わせて撤去していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両会社は、24年9月に、遠隔装置の電力契約に係る情報の管理に関する指示文書等を各支店に発して、明細書を電子媒体で受領した上、電力契約に係る情報を社内システムの登録情報と関連付けて適切に管理するとともに、過大な契約電流を引き下げたり、空き基板を撤去したりするなどして、電力使用量を削減して経費の節減を図る処置を講じた。

第80 郵便事業株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

宅配便事業等の運営に当たって、宅配荷物等の運送を行うため委託契約により運行している運送便の積載率を常時把握するなどして、運送委託費の節減を図るとともに、その余積を活用して運送便を効率的に運用するよう意見を表示したもの

科 目	営業原価
部 局 等	郵便事業株式会社
宅配荷物等に係る運送委託契約の概要	都道府県外への運送経路を有するなど拠点となる統括支店間及び統括支店と宅配荷物等の配達及び引受けを行う集配支店との間において、自動車等の運送便により宅配荷物等を運送する業務を委託する契約
自動車による運送委託契約により支払った運送委託費	998億0801万余円(平成22年7月～23年3月)
上記のうち地域内便に係る運送委託費	485億6835万余円
上記のうち15統括支店の地域内便に生じていた余積に相当する運送委託費	76億8812万円

【意見を表示したものの全文】

宅配便事業等に係る運送便の経済的かつ効率的な運用について

(平成24年6月20日付け 郵便事業株式会社代表取締役社長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 宅配便事業等の概要

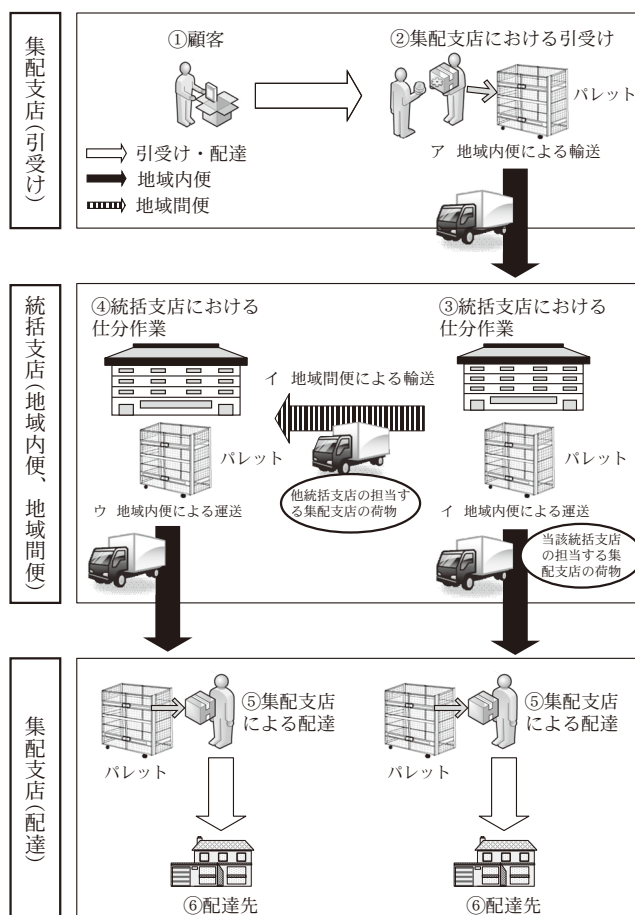
(1) 宅配便事業等の概要

貴会社は、平成19年10月に、郵便物の配達等を行う郵便事業を日本郵政公社(以下「公社」という。)から承継して設立されたが、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)により改正された郵便法(昭和22年法律第165号)が同月に施行され、公社が「ゆうパック」の名称で郵便物として取り扱っていた重量30kg以下の荷物(以下「宅配荷物」という。)が郵便物から除外されたことから、これを郵便事業の対象から切り離して、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)等に基づき実施する宅配便事業における貨物として、同じ「ゆうパック」の名称で取り扱っている。また、公社が「冊子小包」等の名称で取り扱っていた荷物も同様に郵便物から除外されたことから、貴会社は、これら宅配荷物以外の荷物についても貨物自動車運送事業法等に基づき実施する事業における貨物として取り扱っている(以下、宅配便事業と宅配荷物以外の荷物に係る事業を合わせて「宅配便事業等」という。)

(2) 宅配荷物等の運送の概要

貴会社は、宅配便事業等で取り扱う貨物と郵便事業で取り扱う郵便物(以下、これらを合わせて「宅配荷物等」という。)を配達先に届けるに当たり、次のような方法で運送を行っている(図参照)。

図 宅配荷物等の運送



ア 宅配荷物等の引受け、配達等を行っている 1,110 支店及び 2,536 集配センター(以下、これらを合わせて「集配支店」という。)は、顧客から引き受けた宅配荷物等を、原則として、都道府県外への運送経路を有するなど運送の拠点となる 91 支店(以下「統括支店」という。)との間で運行する運送便(以下「地域内便」という。)に積載して最寄りの統括支店に運送する。

イ 集配支店から宅配荷物等の運送を受けた統括支店は、宅配荷物等の配達先に応じて、集配支店別、又は、別の統括支店別に仕分作業を行い、仕分けた宅配荷物等を各集配支店又は別の統括支店との間で運行する運送便に積載して運送する。

ウ イに示した運送便のうち、別の統括支店との間で運行する運送便(以下「地域間便」という。)により宅配荷物等の運送を受けた統括支店は、当該宅配荷物等をその配達先を担当する集配支店別に仕分ける作業を実施して、仕分けた宅配荷物等は地域内便に積載して配達を担当する集配支店へ運送する。

そして、運送に当たっては、大きさが規格化され、そのまま運送便に積載することがで

きる台車(以下「パレット」という。)を用い、一般的に一つのパレットには例えば郵便物だけというように同じ種類の宅配荷物等を積載する。また、宅配荷物等は、様々な種類のものを一つの運送便に混載して運送するのが一般的である。

(3) 運送委託契約の内容

貴会社は、宅配荷物等を上記のア、イ及びウの経路により運送する業務を、鉄道、自動車、船舶及び航空機の運送手段ごとに、郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)等に基づき、運送業者との間でそれぞれ運送委託契約を締結して実施している。22年度の運送委託費は1416億0908万余円であり、このうち、自動車による運送に係る運送委託費は1178億6885万余円となっている。

そして、自動車による運送委託契約においては、車両の運行や料金の設定について、次のような内容が定められている。

ア 車両の運行

自動車による運送便には、あらかじめ路線及び運行時間が定められている既定便と、宅配荷物等が一時的に多量に発生し、既定便だけでは運送ができない場合にのみ運行する臨時便とがある。

既定便は、宅配荷物、速達扱いの郵便物等の宅配荷物等の種類に応じて定められた送達日数等を維持するために運行する必要がある便であり、地域内便については同一路線において1日当たり2便又は3便、地域間便については同じく1便を運行することを原則としている。そして、宅配荷物等を常時多量に運送するため上記の原則とされた便数だけでは運送ができない路線については必要な便数を追加して運送を行っている(以下、この追加した既定便を「補助便」という。)

また、補助便を含む既定便については、統括支店を所管する貴会社支社が路線ごとに、発着時間、運行車両の最大積載重量等を定めた郵便線路発着時刻表(以下「運送ダイヤ」という。)を作成し、これに従って運送業者に運送を行わせている。

イ 料金の設定

自動車による運送便の運送委託費は、運行車両の最大積載重量、運送距離等に応じて、市場価格を考慮して貴会社が地域内便又は地域間便ごとに作成した料金表に基づき1便ごとの料金を計算して算定することとなっている。この料金のうち、地域内便の料金については、固定費相当額で金額の大半を占める基礎額と、時間、距離等に応じた割増料金とで構成されており、臨時便に係る料金は既定便よりも割高に設定されている。なお、既定便については、仮に災害等のためやむを得ず運行を取り止めることがあったとしても、貴会社は、運送委託契約に基づき、基礎額については支払うこととされている。

そして、22年度に支払われた運送委託費は、地域内便に係る分が587億6258万余円、地域間便に係る分が591億0627万余円、計1178億6885万余円となっている。

(4) 運送に関する記録の作成

自動車による運送便に宅配荷物等を積載する統括支店及び集配支店の担当者は、その都度、各運送便に積載したパレットの数量等を一枚の様式に宅配荷物等の種類ごとに手書きで記入して、運送便の運転手に託すこととなっている。そして、運転手に託された上記の

様式は、終点となる統括支店で保存することとなっており(以下、統括支店で保存する記入済みの様式を「運送記録」という。)、運送委託費の精算に当たっての実績確認等に用いている。

ただし、地域間便については、統括支店間の運送便の到着、出発状況等を確認するために整備したコンピュータシステム(以下「発着システム」という。)を改修したことにより、23年4月以降は、各運送便に積載したパレットの数量を、様式に手書きで記入することに代えて発着システムに宅配荷物等の種類ごとに入力することで運送記録の電子データを作成することができるようになっている。

(5) 宅配便事業の統合

貴会社は、20年6月に、貴会社と日本通運株式会社双方の宅配便事業をそれぞれ自社の事業から分割して承継させる目的で、同社との共同出資によりJPエクスプレス株式会社(以下「JPEX」という。)を設立し、JPEXは、21年4月に日本通運株式会社から宅配便事業を承継して同事業に係る業務を開始した。しかし、貴会社の宅配便事業を承継させることについては、郵便事業の収支に与える影響が明確でなかったことなどにより総務大臣の認可が得られなかったことから、貴会社は上記の目的を断念し、JPEXの宅配便事業を22年7月に貴会社の宅配便事業に統合し、JPEXは22年8月に解散した。そして、統合の際には、JPEXが行っていた宅配便事業の送達日数等を維持するために一部の地域で運送便の増便が必要になるなどしたことから、22年度は宅配便事業の実施に必要な費用が増大することになった。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴会社は、上記のとおり、22年7月にJPEXの宅配便事業を統合したが、統合後の同事業の実施に必要な費用が増大し、22年度決算において宅配便事業等で1185億余円の営業損失を生じたことから、これら事業の収支を改善するため、様々な施策を実施しており、宅配荷物等の運送便の運用についても、発着システムを改修したり、統合時の対応として一旦増便するなどした運送ダイヤについて再度見直したりするなど、改善のための取組を進めているとしている。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、運送便が経済的、効率的に運用されているかなどに着眼して、22年度に締結された自動車による運送に係る運送委託契約のうち、宅配便事業の統合後となる22年7月から23年3月までに係る分(地域内便に係る運送委託費485億6835万余円、地域間便に係る運送委託費512億3966万余円、計998億0801万余円)を対象として、貴会社本社、^(注1)11支社及びこれら11支社管内の^(注2)15統括支店において、契約関係書類、運送記録等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

(注1) 11支社 東京、関東、南関東、信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、北海道各支社

(注2) 15統括支店 東京多摩、新東京、埼玉ターミナル、川崎港、松本南、長野東、静岡南、浜松ターミナル、新金沢、京都、洛南ターミナル、福山東、松山西、久留米東、札幌各支店

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 運送便の積載状況の把握

前記のとおり、運送便により運送された宅配荷物等の種類ごとのパレット数は運送記録として保存されていることから、これを整理・分析すれば、運送便の積載状況について把握することができる。

しかし、地域内便については、1便ごとに手書きで作成された大量の運送記録の整理・分析に膨大な作業を必要とするため、実際にはその実施が困難であることから、貴会社支社等において、運送便の積載状況を常時把握することができない状況となっていた。

一方、地域間便については、前記のとおり、23年4月以降、運送記録の電子データを作成することができるようになり、発着システムに蓄積された電子データを利用して、統括支店の業務量を増加させることなく宅配荷物等を積載したパレットの運送状況を本社、支社等においても常時把握できるようになっていた。そして、運送便の各車両について、実際に積載したパレットの数が積載可能数を下回っている場合にパレットを更に積載することができる荷台の余裕(以下「余積」という。)の発生状況を把握し、余積に応じて、最大積載数がより少ない規格の車両に変更したり、積載率が低い補助便を運送ダイヤから削除したり、臨時便を極力減らしたりするなど、随時運用の見直しを行っていた。

(2) 地域内便の積載状況

ア 地域内便の積載率

(1)のとおり、地域内便については、運送便の積載状況を常時把握できるようになっていないことから、地域内便の積載状況の実態を把握するため、22年7月から23年3月までの間の全宅配荷物の30.5%を取り扱っている11支社管内の15統括支店における地域内便の積載率について検査した。

検査に当たっては、前記のとおり、地域内便の運送記録の整理・分析には膨大な作業を必要とすることから、宅配荷物等の取扱状況に偏りがなく年間の平均的な取扱状況を示す時期として貴会社においても認識されている2月又は4月における7日間の地域内便を対象とすることとし、12統括支店^(注3)については23年4月に係る23,030便、3統括支店^(注4)については同年2月に係る1,688便、計24,718便について、保存されている運送記録により各運送便のパレットの積載状況を確認した。

(注3) 12統括支店 東京多摩、新東京、埼玉ターミナル、川崎港、静岡南、浜松ターミナル、京都、洛南ターミナル、福山東、松山西、久留米東、札幌各支店

(注4) 3統括支店 松本南、長野東、新金沢各支店

その結果、表1のとおり、積載したパレット数を各運送便の最大積載パレット数で除した積載率は、集配支店から統括支店に向かう運送便(以下「上り便」という。)では48.0%、統括支店から集配支店に向かう運送便(以下「下り便」という。)では48.3%、地域内便全体では48.1%で、いずれも50%を下回る状況となっていた。そして、パレットを全く積載していない状態で運行している運送便(以下「無積載便」という。)が、上り便13,194便のうち1,401便、下り便11,524便のうち1,562便、計2,963便となっていて、無積載便数の全運送便数に占める割合は11.9%となっていた。

表1 地域内便の積載状況

統括支店名	上り便				下り便				計			
	便数 (便)	積載率	無積載便 数(便)	無積載 便比率	便数 (便)	積載率	無積載便 数(便)	無積載 便比率	便数 (便)	積載率	無積載便 数(便)	無積載 便比率
東京多摩支店	1,941	52.9%	276	14.2%	1,941	54.0%	379	19.5%	3,882	53.4%	655	16.8%
新東京支店	6,043	48.4%	688	11.3%	6,043	46.1%	769	12.7%	12,086	47.3%	1,457	12.0%
埼玉ターミナル支店	575	40.1%	77	13.3%	579	50.9%	156	26.9%	1,154	45.5%	233	20.1%
川崎港支店	37	62.0%	1	2.7%	37	69.8%	2	5.4%	74	66.0%	3	4.0%
松本南支店	391	39.0%	0	0.0%	—	—	—	—	391	39.0%	0	0.0%
長野東支店	365	53.9%	1	0.2%	75	31.0%	0	0.0%	440	51.6%	1	0.2%
静岡南支店	407	37.0%	89	21.8%	388	44.1%	71	18.2%	795	40.6%	160	20.1%
浜松ターミナル支店	221	49.3%	7	3.1%	174	54.1%	12	6.8%	395	51.3%	19	4.8%
新金沢支店	428	37.0%	49	11.4%	429	44.3%	34	7.9%	857	40.6%	83	9.6%
京都支店	460	57.0%	18	3.9%	364	62.7%	0	0.0%	824	59.6%	18	2.1%
洛南ターミナル支店	381	48.7%	20	5.2%	296	43.1%	51	17.2%	677	46.2%	71	10.4%
福山東支店	483	48.4%	72	14.9%	407	55.0%	30	7.3%	890	51.6%	102	11.4%
松山西支店	514	37.9%	46	8.9%	418	32.4%	24	5.7%	932	35.4%	70	7.5%
久留米東支店	511	44.9%	12	2.3%	24	47.2%	2	8.3%	535	45.0%	14	2.6%
札幌支店(丘珠分室 分含む)	437	60.0%	45	10.2%	349	65.2%	32	9.1%	786	62.6%	77	9.7%
計	13,194	48.0%	1,401	10.6%	11,524	48.3%	1,562	13.5%	24,718	48.1%	2,963	11.9%

(注) 浜松及び洛南両ターミナル支店は平成23年8月に廃止され、両支店で実施していた業務は近隣の2統括支店に引き継がれている。

イ 運行時間帯別にみた地域内便の積載率

地域内便の積載率を運行時間帯別にみると、表2のとおり、上り便の12時から24時までの間及び下り便の0時から12時までの間にそれぞれ出発する運送便の積載率が比較的高くなっていったのに対して、上り便の0時から12時までの間及び下り便の12時から24時までの間にそれぞれ出発する運送便の積載率は比較的低くなっていった。これは、定期的に宅配荷物の発送を大量に行っている大口顧客のほとんどが、差出日翌日の午前中に配達されるように宅配荷物を差し出しているためである。

表2 地域内便の出発時間帯による積載状況

上下別	0:00～12:00				12:00～24:00			
	全便数 (便)	積載率 10%未満 便数(便)	うち無積 載便数 (便)	積載率 (%)	全便数 (便)	積載率 10%未満 便数(便)	うち無積 載便数 (便)	積載率 (%)
上り便	5,230	1,696	1,040	28.4	7,570	613	291	62.3
下り便	5,537	386	229	64.6	5,916	1,853	1,311	32.9

(注) 運送記録に発着時刻が記載されていないものがあつたため、全便数及び無積載便数の合計は表1とは一致しない。

そして、4時から9時の間の上り便又は16時から21時の間の下り便において積載率が10%未満と著しく低くなっている運送便が集中して発生しているが、貴会社は、1日2便又は3便の既定便については、積載率が低くても、送達日数等を維持するためには運行を取り止めることができないとしている。そこで、このような場合には、地域間便で行っているように、常時積載率が少ない運送便について最大積載数が少ない車両に切り替えるなどの検討が必要であると認められる。

ウ 地域内便における補助便の積載状況

地域内便のうち、補助便 5,871 便についてみると、表 3 のとおり、積載率が 10% に満たない便が補助便全体の 32.0% である 1,880 便あり、補助便全体の積載率も 34.4% と地域内便全体の積載率 48.1% を下回っていた。さらに、この 1,880 便のうち 1,306 便が無積載便となっていて、補助便全体の 22.2% を占めていることから、補助便の中には、常時積載率を把握して余積が発生する傾向を認識していれば、送達日数等に影響を与えることなく運行の必要がないと判断できるものがあると認められた。

表 3 補助便の積載状況

上下別	全便数 (便)	積載率 10% 未満 便数 (便)	うち無積 載便数 (便)	積載率 (%)
上り便	3,209	727	363	41.4
下り便	2,662	1,153	943	26.1
計	5,871	1,880	1,306	34.4

<事例 1>

統括支店である新東京支店は、集配支店である荏原支店、大崎支店及び品川支店との間でそれぞれ宅配荷物等の運送を行うため、補助便各 1 便を追加した運送ダイヤで各支店との間の運送便を運行していた。しかし、運送便の積載状況を確認した平成 23 年 4 月 24 日から 30 日までの 7 日間のうち休日を除いた 5 日間では、下表のとおり、補助便計 3 便で、下り便として荏原支店等 3 支店に運送したパレットはいずれの日においても皆無であり、同 3 支店からの上り便として新東京支店に運送した合計パレット数も最大で 1 日 51 個にすぎないことから、現に一部の運送便で行っているように、1 便で複数の集配支店を経由して統括支店である新東京支店に運送することにしていけば、5 日間で計 15 往復している補助便に積載しているパレットは 9 往復で運送ができることから、6 往復分については運行を取り止めることが可能な状況となっていた。

表 新東京支店と荏原支店等との間の補助便の積載状況

日付	行先集配 支店	上下別	積載パ レット数 (個)	上下別	積載パ レット数 (個)	合計パレ ット数(個) (a)	1台当 たり 最大積 載パ レット 数 (個)(b)	実運 送便 数 (便)(c)	必要 便 数 (便) (a)÷(b) =(d)	不要 となる 運 送 便 数 (便) (c)-(d)
25 日(月)	荏原支店	下り	0	上り	15	32	30	3	2	1
	大崎支店	下り	0	上り	11					
	品川支店	下り	0	上り	6					
26 日(火)	荏原支店	下り	0	上り	5	36	30	3	2	1
	大崎支店	下り	0	上り	16					
	品川支店	下り	0	上り	15					
27 日(水)	荏原支店	下り	0	上り	11	38	30	3	2	1
	大崎支店	下り	0	上り	16					
	品川支店	下り	0	上り	11					
28 日(木)	荏原支店	下り	0	上り	8	28	30	3	1	2
	大崎支店	下り	0	上り	11					
	品川支店	下り	0	上り	9					

日付	行先集配支店	上下別	積載パレット数(個)	上下別	積載パレット数(個)	合計パレット数(個)(a)	1台当たり最大積載パレット数(個)(b)	実運送便数(便)(c)	必要便数(便)(a)÷(b)= (d)	不要となる運送便数(便)(c)－(d)
30日(土)	荏原支店	下り	0	上り	16	51	30	3	2	1
	大崎支店	下り	0	上り	8					
	品川支店	下り	0	上り	27					
計			0		185	185	150	15	9	6

エ 地域内便における臨時便の積載状況

地域内便のうち、臨時便 507 便についてみると、その積載率は、表 4 のとおり、既定便と同程度の 48.3% となっていたが、臨時便の中には、常時積載率を把握して余積が発生する傾向を認識していれば、送達日数等に影響を与えることなく運行の必要がないと判断できるものなどが見受けられた。

表 4 臨時便の積載状況

上下別	全便数(便)	積載率 10% 未満便数(便)	うち無積載便数(便)	積載率 (%)
上り便	425	50	15	48.5
下り便	82	15	8	47.3
計	507	65	23	48.3

<事例 2>

統括支店である松山西支店は、運送便の積載状況を確認した平成 23 年 4 月 24 日から 30 日までの 7 日間のうち、25 日を除いた 6 日間に、集配支店である吉田集配センターとの間で臨時便を毎日 1 便運行している。しかし、これらの臨時便は 4 トン車両でパレットの最大積載数が 30 個であるのに対して、実際に積載したパレットは各日それぞれ 5 個にすぎないことから、パレットの最大積載数が 10 個である 1 トン車両で足りる状況であった。さらに、この 6 日間のうち 27 日及び 29 日の 2 日間は、臨時便を運行した 30 分後に同じ経路で運行される既定便があり、当該既定便はパレットの最大積載数 30 個に対して多い日でも 11 個のパレットしか積載しておらず、臨時便で運送したパレットを支障なく積載できたことから、当該臨時便 2 便は運行の必要がない状況となっていた。

(3) 積載率向上のための施策の実施状況

(2)イのとおり、顧客側の都合により限られた時間帯に宅配荷物が集中して差し出されるため、特定の時間帯において上り便又は下り便の積載率が比較的低くなっているが、貴会社はこの傾向をおおむね認識していたことから、貴会社本社では、余積を貴会社以外の事業者を利用させることにより収益を得る取組を行っており、21 年 10 月から 23 年 4 月までの間に、運送便の余積を利用する 5 件の運送委託契約を締結し、これにより 23 年 10 月までに 4 億 6655 万余円の収益を得ていた。そして、23 年 5 月以降、支社及び支店に上記と同様の余積を利用した運送委託契約を締結するための営業活動を行うよう指示を行っている。

そして、当該契約を締結するに当たっては、対象となる事業者の所在地を通過する地域内便及び地域間便の路線について、余積が発生する時間帯、上り便又は下り便の区分、余積の量を常時把握して余積の発生する傾向を認識することが、営業活動を効率的かつ効果

的に行う前提となる。しかし、地域内便については、前記のとおり、積載率を常時把握できるようになっていなかったことから、事業者に対してより効率的かつ効果的な営業活動ができておらず、余積が十分に活用されていない状況であった。

(4) 地域内便の余積に相当する運送委託費

22年7月から23年3月までの間の地域内便に係る運送委託費485億6835万余円に、全宅配荷物のうち15統括支店が取り扱っている宅配荷物の割合(30.5%)を乗ずることにより、15統括支店における地域内便に係る運送委託費に相当する額を求めると148億1334万余円となる。そして、(2)のとおり、年間の平均的な取扱状況を示す時期として認識されている2月又は4月の一定期間における15統括支店に係る地域内便全体の積載率は48.1%であり、この値に基づく余積の比率は51.9%となることから、上記の148億1334万余円にこの余積の比率を乗ずると地域内便の余積に相当する運送委託費は76億8812万余円となる。

(改善を必要とする事態)

地域内便について、積載率を常時把握できるようにしていなかったことにより、無積載便や積載率の低い運送便の運行の見直しが適時に行われていなかったり、運送便の余積を他の事業者で使用させる取組等が十分でなかったりして、運送便を経済的、効率的に運用していない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

貴会社において、地域内便の運送記録の作成に、地域間便と同様、発着システムを使用することについての検討が十分でなかったため、地域内便の積載率を常時把握できる体制が整備されていなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴会社は、地域間便については、前記のとおり、JPEXの宅配便事業を統合した後に実施した施策において発着システムにより積載率を常時把握できるようにしたことなどにより、余積の発生状況に応じて随時その運用を見直して費用を節減するとともに、運送便を効率的に運用するよう取組を進めており、24年2月の積載率をみると、23年4月に比べて約10ポイント向上している。

一方、地域内便については、前記のとおり積載率を常時把握できるようになっていないことから、経済的、効率的に運用していない状況となっていた。

については、地域内便についても運送委託費の節減を図るとともに、運送便を効率的に運用するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 運送記録のデータを電子化して発着システムで管理することなどにより、本社及び支社が常時運送便の積載状況を把握できる体制を整備するとともに、積載率を更に向上させるためのシステムの機能改善についても検討すること

イ 発着システムを利用するなどして、支社等が把握した運送便の積載状況に応じて、随時、積載率の低い補助便及び臨時便の運行を減じたり、車両の規格を小さいものにしたることができるような体制を整備すること

ウ 他事業者に余積を利用させる契約を締結する際や余積を利用した新サービスの開発を行う際に、アにより把握した運送便の積載状況を利用できるようにして、余積の活用を十分に図る方策を検討すること

(第80 郵便事業株式会社)、第81 郵便局株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) 熱需給契約における基本料金の節減を図るため、使用実績を踏まえて契約容量を適切に見直すとともに、契約容量の見直しを適時適切に行うための体制を整備するよう改善させたもの

会社名	(1) 郵便事業株式会社 (2) 郵便局株式会社 (1)及び(2)は平成24年10月1日以降は「日本郵便株式会社」
科目	(1) 営業原価 (2) 販売費及び一般管理費
部局等	(1) 本社、5支店 (2) 本社、2支社
熱需給契約の概要	各施設における空調等の設備の運用に必要な冷水、高温水、蒸気等の供給を受けるもの
契約の相手方	(1) 3熱供給事業者 (2) 2熱供給事業者
契約容量の概要	熱需給契約に基づき支払う使用料金のうち基本料金の算定の基となる契約上使用できる単位時間当たり最大熱量
基本料金の支払額	(1) 2億9723万余円(平成22、23両年度) (2) 3億2717万余円(平成22、23両年度) 計 6億2440万余円
上記のうち最大熱負荷容量の実績が契約容量を下回っていた支社等に係る支払額	(1) 8895万余円 (2) 2億8752万余円 計 3億7647万余円
上記のうち節減できた額	(1) 817万円 (2) 2376万円 計 3194万円

1 熱需給契約等の概要

(1) 施設の概要

郵便局株式会社(以下「局会社」という。)及び郵便事業株式会社(以下「事業会社」という。)の両会社(平成24年10月1日以降は合併により「日本郵便株式会社」。以下、両会社を「2会社」という。)は、それぞれ郵便窓口業務等、郵便の業務等を行うため、本社のほか支社、直営郵便局、支店等の組織を各地に設置している。これらの組織は、24年3月末現在で、局会社においては本社のほか13支社、20,217直営郵便局等、事業会社においては本社のほか13支社、1,090支店等となっている。

上記の組織のうち局会社の各支社の施設には事業会社等の他の日本郵政グループの会社が複数入居していること、また、事業会社の各支店の施設では郵便物等の区分等の業務が行われていることから、いずれの施設も比較的規模が大きい建物となっており、これらの施設が備える空調等の設備も大規模なものとなっている。

そして、局会社の2支社及び事業会社の8支店(以下「10支社等」という。)は、その管理する施設において空調等の設備の運用に必要な冷水、高温水、蒸気等(以下「冷水等」という。)の供給を受けるため、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)等に基づき熱供給事業を営む者(以下「熱供給事業者」という。)との間で熱需給契約を締結している。

(注1) 2支社 北海道、関東両支社

(注2) 8支店 札幌、厚別、札幌南、日立、新宿、多摩、都筑、大阪国際各支店

(注3) 熱供給事業 一般的に地域冷暖房と呼ばれており、一定地域内の建物群に対して、冷水等の熱媒を熱源プラントから導管を通じて供給する事業

(2) 熱需給契約の概要等

10支社等が熱供給事業者と締結する熱需給契約、熱供給事業法等に基づき熱供給事業者が定めて経済産業大臣が認可する熱供給規程(以下「熱供給規程」という。)等においては、契約上使用できる最大熱負荷容量(以下「契約容量」という。)(注4)、使用料金等に係る事項が定められている。このうち使用料金は、固定額である基本料金と使用量に応じて課金される従量料金等との合計とされており、基本料金については、契約容量に所定の単価を乗ずるなどしてその月額を算定することとされている。

そして、2会社は、20年から地球温暖化対策を始めとする環境保護への取組及び経費の削減を推進するため、その管理する施設について光熱水の使用量等の削減を目指す施策を実施しており、局会社及び事業会社の各支社等は、冷水等や各種エネルギーの使用量の削減に努めている。

(注4) 最大熱負荷容量 熱供給を受ける者が必要とする単位時間当たり最大熱量。単位はメガジュール毎時(MJ/h)であり、メガジュール(MJ)は、熱供給事業で用いられる発熱量の計量単位の一つで、1メガジュールは約239キロカロリーに相当する。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

2会社は、前記のとおり、環境保護への取組等を推進して光熱水の使用量等を削減するための施策を実施していることから、冷水等の最大熱負荷容量の実績も減少する可能性がある。

そこで、本院は、経済性等の観点から、各施設における過去の最大熱負荷容量の実績等を踏まえて契約容量が適切に設定されているかなどに着眼して、10支社等における22、23両年度の熱需給契約に係る基本料金の支払額計6億2440万余円(局会社の2支社の支払額3億2717万余円及び事業会社の8支店の支払額2億9723万余円)を対象として、熱需給契約書等の書類により会計実地検査を行うとともに、2会社本社から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

10支社等における契約容量の変更については、これらの支社等に適用されるいずれの熱供給規程においても、建物の増設、改造又は用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生ず

る場合に、熱供給事業者と協議の上これを行うことができることとされていた。そして、熱供給規程の実施上必要な事項について熱供給事業者が定めて経済産業大臣に届け出る熱供給規程実施細則(以下「実施細則」という。)をみると、事業会社8支店のうちの3支店に適用される各実施細則においては、最大熱負荷容量が契約容量を下回って契約容量を引き下げることとなる場合の具体的な条件が定められており、これに合致する場合には契約容量の引下げが行われていた。

一方、局会社の2支社及び事業会社の5支店(以下「7支社等」という。)については、これらの支社等に適用されるいずれの実施細則においても、最大熱負荷容量が契約容量を下回って契約容量を引き下げることとなる場合の具体的な条件が定められておらず、契約容量見直しの時期についても特段規定されていなかった。

そこで、7支社等について、19年度以降の最大熱負荷容量の実績と22、23両年度の契約容量とを比較したところ、表のとおり、事業会社の札幌南支店を除く6支社等において、最大熱負荷容量の実績が22、23両年度の契約容量を下回っていた。

表 最大熱負荷容量(平成19~23年度)及び契約容量(平成22、23両年度)の比較 (単位: MJ/h)

会社	支社等	熱媒の種類	期間	区分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19年度以降の最大熱負荷容量の実績が22、23両年度の契約容量を下回っているもの(○)		
局 会 社	北海道支社	高温水	冬期	最大熱負荷容量	7,100	6,100	5,300	5,310	5,570	○		
				契約容量				7,702	7,702			
			夏期	最大熱負荷容量	4,700	4,100	4,700	4,610	4,610	○		
				契約容量				4,772	4,772			
	関東支社	冷水	全期間	最大熱負荷容量	16,800	15,800	15,600	16,720	13,960	○		
				契約容量				19,650	19,650			
		蒸気	全期間	最大熱負荷容量	9,537	6,023	9,066	8,714	9,268	○		
				契約容量				10,537	10,537			
事 業 会 社	札幌支店	高温水	冬期	最大熱負荷容量	5,779	4,383	4,936	4,931	4,164	○		
				契約容量				6,000	6,000			
			夏期	最大熱負荷容量	4,598	3,746	2,867	5,782	3,627	○		
				契約容量				6,000	6,000			
	厚別支店	温熱	冬期	最大熱負荷容量	2,310	2,470	1,560	2,740	3,370	○		
				契約容量				3,859	3,859			
			中間期	最大熱負荷容量	200	250	200	150	160	—		
				契約容量				188	188			
			夏期	最大熱負荷容量	2,490	2,420	2,280	2,100	2,240	—		
				契約容量				1,046	1,046			
			新宿支店	冷水	全期間	最大熱負荷容量	2,800	3,000	3,000	3,320	2,600	○
						契約容量				3,493	3,493	
	蒸気	全期間		最大熱負荷容量	2,521	2,520	2,520	2,974	2,822	—		
				契約容量				2,949	2,949			
	多摩支店	蒸気	全期間	最大熱負荷容量	1,169	906	945	993	901	○		
				契約容量				1,443	1,218			

注(1) 平成19年9月30日以前の最大熱負荷容量は、2会社が旧日本郵政公社であった当時の実績である。

注(2) 表中太枠の最大熱負荷容量は、平成19年度から23年度までの間の最大値を示している。

しかし、前記のとおり、契約容量は、各熱供給事業者の熱供給規程において、建物の増設、改造又は用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生ずる場合に熱供給事業者と協議の上変更することができることされており、見直しの時期については特段定められていないことから、上記の6支社等は、適時に上記の協議を行って契約容量を見直すべきであった。

また、7支社等のうち事業会社の札幌南支店は、最大熱負荷容量の実績を把握するために必要な計量器を設置しておらず、実績に基づく契約容量の見直しを行えない状況となっていた。

以上のように、熱供給契約における基本料金の節減を図るための契約容量の見直しを適時適切に行っていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注5) 3支店 日立、都筑、大阪国際各支店

(注6) 5支店 札幌、厚別、札幌南、新宿、多摩各支店

(節減できた基本料金)

6支社等が過去の最大熱負荷容量の実績を踏まえて毎年度契約容量を見直していたとすれば、22、23両年度の熱供給契約における基本料金の支払額3億7647万余円(局会社2億8752万余円、事業会社8895万余円)は3億4453万余円(局会社2億6375万余円、事業会社8078万余円)となり、3194万余円(局会社2376万余円、事業会社817万余円)を節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、熱供給契約を締結している7支社等において、冷水等の経済的な調達を行うことの認識が十分でなく契約容量を適時適切に見直していなかったこと、また、2会社本社において、7支社等に対する契約容量の見直しに係る指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、2会社は、熱供給契約における基本料金の節減を図るため、次のような処置を講じた。

ア 7支社等のうち事業会社の札幌南支店を除く6支社等は、過去の最大熱負荷容量の実績を踏まえて契約容量を見直し、熱供給事業者と協議の上24年4月に契約容量の引下げを行うなどした。また、事業会社の札幌南支店は、24年1月に計量器を設置し、最大熱負荷容量の実績を把握して契約容量の見直しを行えるようにした。

イ 2会社本社は、24年8月に各支社等に指示文書を発するなどして、その管理する施設について最大熱負荷容量の実績の把握や今後の使用量の見積りなどを的確に行い、契約容量の見直しを適時適切に行うよう周知徹底を図るとともに、この取組が確実に行われるよう、各支社等から2会社本社に対して契約容量の見直し状況の報告を定期的に行わせることとするなどの体制を整備した。

(第81 郵便局株式会社)

不 当 事 項

役 務

(356) 郵便局間における現金警備輸送事務の委託契約において、受託者の損害保険の加入状況及び損害を補填できる体制に係る審査及び確認を適切に行わないまま委託費を支払っていたり、事件により受けた損害が速やかに賠償されていなかったりしていたもの

科 目	営業原価、未収金
部 局 等	郵便局株式会社東京支社(平成 24 年 10 月 1 日以降は日本郵便株式会社東京支社)
契 約 名	現金警備輸送事務委託(多摩地域)
委託契約の概要	郵便局間における現金等警備輸送事務及び現金保管事務を行うもの
契約の相手方	日月警備保障株式会社
契 約	平成 21 年 2 月 一般競争契約(基本契約。22、23 両年度は毎年自動更新)
審査及び確認が適切に行われていなかった委託契約の精算額(1)	79,366,426 円(平成 21 年度) 80,421,525 円(平成 22 年度) 計 159,787,951 円
速やかに賠償されていなかった損害額(2)	578,027,650 円
(1)及び(2)の計	737,815,601 円

1 委託契約等の概要

(1) 委託契約の概要

郵便局株式会社(平成 24 年 10 月 1 日以降は日本郵便株式会社。以下「局会社」という。)東京支社(以下「支社」という。)は、多摩地域の郵便局間における現金等警備輸送事務及び現金保管事務(以下、これらを合わせて「現金警備輸送事務」という。)に係る委託契約を、21 年度は一般競争契約により、22、23 両年度は契約書等に基づく自動更新(4 年間を限度とする。)により、日月警備保障株式会社(以下「日月警備」という。)と締結していて、日月警備に支払われた委託費の額は 21 年度 79,366,426 円、22 年度 80,421,525 円、計 159,787,951 円となっている。

そして、委託契約の条件等は、契約書、仕様書等(以下、これらを合わせて「契約書等」という。)に基づき、受託者が現金警備輸送事務を実施するに当たり、1 回の現金警備輸送事務において取り扱う現金等の最大金額(以下「最大金額」という。)を補償する損害保険に加入していること、部内者犯罪等の免責条項等により損害保険が適用されない場合に自社の資金や別の損害保険等により確実に損害を補填できる体制ができていること、支社に損害を与えた場合は受託者の過失の有無にかかわらず一切の損害額を速やかに賠償することなどとされている。

支社における契約担当部署である企画部(以下「企画部」という。)は、現金警備輸送事務の入札に当たり、局会社が定めた「郵便局株式会社契約手続」、「物品等契約要領」等の規定に基づき、入札参加希望者から、契約書等の条件に適合している旨を記載した書面(以下「適合証明書」という。)に、最大金額の損害保険に加入していることを証明する資料(以下「保険証書」という。)、損害保険が適用されない場合の補填を確約した書面等を添付して提出させ、入札参加希望者が入札の対象者として認められる者であるかなどについて、委託契約の調達要求部署である支社の業務指導部(以下「業務指導部」という。)にその内容の審査を依頼することとしている。そして、支社は、入札参加希望者から提出された適合証明書等の内容に虚偽があることが判明した場合等は、契約条項に違反したものとみなして、落札後又は契約締結後に落札決定の取消し又は契約解除を行うこととしている。

(2) 事件により受けた損害の概要等

23年5月に、日月警備の立川営業所から約6億円の現金が強奪される事件(以下「事件」という。)が発生した。局会社は、強奪された現金に現金警備輸送事務により同営業所に保管されていた現金577,766,500円が含まれており、現金の袋代を合わせて計578,027,650円の損害を受けたとしている。そして、支社は、当該現金に係る現金警備輸送事務の履行が完了しなかったことから、契約書等の規定に基づき、日月警備との委託契約を同年6月に解除し、23年度の支払を保留している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、本件委託契約及び事件により受けた損害について、入札参加希望者等に対する審査及び確認は適切に実施されていたか、損害額を速やかに賠償させていたかなどに着眼して、支社及び局会社本社において、入札参加希望者から提出された適合証明書等を確認したり、損害額の賠償状況を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 入札参加希望者等に対する審査等の状況

(ア) 損害保険の加入状況に係る審査等の状況

日月警備は、入札時に、最大金額を補償する損害保険に加入しているという契約の条件について、適合している旨を自ら記載した適合証明書に、落札後に速やかに保険証書を提出する旨を記載した書面を添付して提出していたが、落札後も保険証書を提出していなかった。

これに対して、企画部は日月警備に保険証書を提出するよう督促しなければならなかったのにこれを失念し、業務指導部も企画部に保険証書を提出するよう督促して審査しなければならなかったのにこれを失念していた。

また、支社は、23年3月に日月警備と変更契約を締結し、23年度の現金警備輸送事務を実施させるまでに保険証書を提出させることとしていたにもかかわらず、上記と同様に、日月警備が保険証書を提出していなかったのに、企画部及び業務指導部はいずれも督促することなどを失念していた。

このように、支社は、委託契約の落札日以降、日月警備が契約書等の規定に適合し

ているかについて、数度にわたり、審査及び確認すべきことを失念し、漫然と日月警備と委託契約を締結し、前記の委託費計 159,787,951 円を支払っていた。

そして、本院が、日月警備における損害保険の加入状況について、支社を通じて保険証書を提出させて確認したところ、落札した 21 年 1 月 30 日から同年 8 月 28 日までの間の保険金額は最大金額の半分となっていて、同年 8 月 29 日以降は最大金額の 3 分の 1 以下にまで減額されていた。

(イ) 損害の補填体制に係る審査等の状況

日月警備は、入札時に、損害を補填できる体制ができているという条件について、適合している旨を自ら記載した適合証明書に、業務中の内部犯行等により損害保険が適用されない場合には自社の資金等で速やかに補填することを確約する旨を記載した書面を添付して提出していた。

これに対して、業務指導部は、審査を行い日月警備が入札の対象者として認められるとしていたが、業務指導部が行ったとする審査では適合証明書及び上記の添付書面が提出されていたことしか確認していなかった。

しかし、損害保険が適用されない場合に自社の資金等で速やかに補填できるか否かは、日月警備の財務状況を確認しなければ判断できず、上記のように適合証明書等が提出されていたことを確認しただけでは審査を行ったことにはならない。

そして、本院が日月警備の 20 年度から 22 年度までの間の財務諸表を支社を通じて提出させて確認したところ、20、22 両年度については債務超過となっており、21 年度については資産の部の合計額が負債の部の合計額を約 990 万円上回っていたにすぎなかったことから、日月警備は損害保険が適用されない場合に確実に損害を補填できる体制になっていなかった。

イ 事件により受けた損害額の賠償状況

局会社は、前記のとおり、事件の発生により受けた損害額を 578,027,650 円として、契約書等の規定に基づき、全額を速やかに賠償するよう日月警備に請求している。

しかし、損害賠償請求事務を担当している局会社本社は、日月警備が加入していた損害保険(有価証券・貨紙幣類包括運送保険)については、日月警備の社員の行為が故意又は重大な過失に該当するものとして保険金は支払われず、また、日月警備が債務超過により銀行等からの融資が受けられないなどのため、日月警備に自社の資金で損害額の賠償を行わせることもできないとしている。

このため、局会社が受けた損害額 578,027,650 円は、事件の発生から 1 年以上が経過した 24 年 8 月 24 日現在においても、賠償を全く受けられていなかった。

なお、局会社は、24 年 9 月 28 日に日月警備と和解契約を締結し、事件により受けた損害のうち、強奪された現金 577,766,500 円及びその遅延損害金については、23 年度の委託費と相殺するなどしており、残余については、日月警備が加入していた別の損害保険(警備業者賠償責任保険)の支払により 10 月中に賠償を受けることができるとしている。

以上のとおり、支社において、日月警備の損害保険の加入状況及び損害を補填できる体制に係る審査及び確認を適切に行っていなかったのに、日月警備と委託契約を締結して委託費計 159,787,951 円を支払っていたり、事件により受けた損害計 578,027,650 円

が速やかに賠償されていなかったりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、支社において、契約書等に対する理解が十分でなかったこと、内部^{けん}牽制が十分に機能していなかったことなどによると認められる。

第82 株式会社ゆうちょ銀行

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

販売促進施策に使用する奨励物品の調達について、本社がエリア本部における調達状況を定期的に把握するなどの体制を整備し、一括して調達することが可能なものについては一括して調達することなどにより、契約事務を適切に実施するよう改善させたもの

科 目	経常費用	
部 局 等	株式会社ゆうちょ銀行本社、5 エリア本部	
奨励物品の概要	金融商品の販売促進施策の一環として、店舗において顧客に対し配布する日用品等の物品	
随意契約による奨励物品の調達に係る契約件数及び契約金額	1,272 件	13 億 7887 万余円(平成 22、23 両年度)
上記のうち一括して調達するなどできた契約件数及び契約金額	47 件	1 億 2390 万円

1 奨励物品の調達等の概要

(1) 奨励物品の概要

株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)は、平成 19 年 10 月 1 日に、郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)に基づき設立され、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)等に基づく預金の受入れなどの業務(以下「銀行業務」という。)を本店、支店及び出張所において行っている。また、ゆうちょ銀行は、郵便局株式会社(24 年 10 月 1 日以降は日本郵便株式会社)と銀行代理業務に係る契約を締結して、郵便局における銀行業務を委託している。

そして、ゆうちょ銀行は、貯金の金利優遇を始めとする金融商品の販売促進施策(以下「販売促進施策」という。)を実施しており、その一環として、年数回、対象となる金融商品を一定の期間中に購入した顧客等に対し、本店、支店、出張所及び郵便局(以下「店舗」という。)において、日用品等の物品(以下「奨励物品」という。)を配布している。

(2) 奨励物品の調達の概要

ゆうちょ銀行は、全国 13 か所に設置されたエリア本部^(注1)において、当該エリア本部の管内の店舗において配布する奨励物品の調達を行っている。奨励物品の調達の契約事務は、同本部内の営業企画部からの調達要求に応じて、同本部内の総務部がその都度行っている。

ゆうちょ銀行本社(以下「本社」という。)は、会計業務の適正を期することなどを目的として、「株式会社ゆうちょ銀行会計業務規程」(財務第 100101 号)、「会計業務マニュアル」等(以下、これらを合わせて「マニュアル等」という。)を定めている。そして、マニュアル等によれば、物品の調達等の契約事務を適正かつ効率的に行うこと、契約に当たってはゆう

ちよ銀行にとって最も有利な契約方式を選択することとされており、調達予定額が消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて500万円を超える場合等においては一般競争契約、500万円を超えない場合等は原則として随意契約によることとされている(以下、調達予定額が消費税を含めて500万円を超えないことを理由とした随意契約を「少額随契」という。)

(注1) 全国13か所に設置されたエリア本部 北海道、東北、関東、南関東、東京、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄各エリア本部

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性、効率性等の観点から、奨励物品の調達がマニュアル等に沿って適切に行われているかなどに着眼して、22、23両年度に12エリア本部が奨励物品の調達の^(注2)ために締結した契約1,381件(契約金額計27億0548万余円)を対象として、調達に係る^{りん}議書、契約書、仕様書等の書類により会計実地検査を行った。

(注2) 12エリア本部 全13エリア本部中、東日本大震災の影響により会計実地検査を行わなかった東北エリア本部を除いた12エリア本部

(検査の結果)

検査したところ、奨励物品の調達に係る上記1,381件の契約のうち、9エリア本部が契約^(注3)を締結した109件(契約金額計13億2661万余円)については、年度当初にあらかじめ実施時期が定められていた販売促進施策に係るものであり、複数の品目を販売促進施策ごと一括して調達することなどにより1契約での調達予定額が500万円を超えていたことなどから、一般競争契約であった。そして、これらの契約については、契約金額の予定価格に対する落札比率の平均は90%となっていた。

(注3) 9エリア本部 北海道、関東、南関東、信越、東海、近畿、中国、四国、九州各エリア本部

一方、上記の109件を除いた1,272件(契約金額計13億7887万余円)については、店舗からの求めに応じてその都度調達したり、品目ごとに調達したりなどしていたことにより、1契約での調達予定額が500万円を超えないことから、少額随契であった。

しかし、これらの少額随契のうち、5エリア本部^(注4)における47件(契約金額計1億2390万余円)については、年度当初にあらかじめ実施時期が定められていた販売促進施策に係るものであり、一括して調達することを検討すべきであったのに、これを十分行わないまま個別に調達を行うなどして、マニュアル等に沿った経済的かつ効率的な調達となっていないと認められた。

(注4) 5エリア本部 北海道、南関東、信越、近畿、九州各エリア本部

これらを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 年度当初にあらかじめ実施時期が定められていた販売促進施策に係る奨励物品を個別に少額随契により調達していたもの

年度当初にあらかじめ実施時期が定められており、同一の又は同時期に行われる販売促進施策であったのに、これらに係る奨励物品を一括して調達することの検討を十分行わず、店舗ごと又は品目ごとに個別に同一の契約相手方から少額随契により調達していたものが、4エリア本部^(注5)において40件(契約金額計9578万余円)見受けられた。

しかし、これらの奨励物品について、調達要求、契約締結等の状況をみたと、事務手続がほぼ同時期に実施されており、一括して調達することを十分検討していれば、一般競争契約とすることができたものと認められた。

(注5) 4エリア本部 北海道、南関東、近畿、九州各エリア本部

<事例>

九州エリア本部は、平成23年6月20日から8月19日までの間に店舗が共同で販売促進施策を実施することとし、各店舗に指示して、要望する奨励物品の品目、数量等を同本部に報告させていた。その結果、納入時期がほぼ同一であったことから、これらを一括して調達することを検討すべきであったのに、これを十分行わずに地域の店舗ごとに契約を締結することとし、5月27日に計9件の契約(契約金額計2235万余円)をいずれも少額随契により締結していた。

- イ 1件ごとの調達予定額が500万円を超えないように調整して少額随契としていたもの
信越エリア本部は、23年6月から11月までの間に使用する奨励物品の品目、数量等を4月25日に決定していた。

しかし、同本部営業企画部は、通常は奨励物品の品目、数量等を決定してから数日中に調達要求を行っているのに、直ちに調達要求を行わず、調達要求のりん議書を3週間後の5月17日に起案してその翌日に本部長の決裁を受けていた。その際、同部は、販売促進施策が開始される6月10日までに納品させる必要があるとし、一般競争契約の事務手続を行うために要する期間である約35日間が確保できないとして、調達予定の7品目の奨励物品(調達予定額計1795万余円)について、契約1件当たりの調達予定額が500万円を超えないように5件の契約に分割して、全て少額随契とすることを求めた。これを受けて、同本部総務部は、契約の締結を決定するためのりん議書を5月25日に起案し、同月30日に本部長の決裁を受けて、少額随契により計5件の契約(契約金額計1795万余円)を締結していた。

- ウ 調達予定額には消費税を含めないと誤解して500万円を超える調達を少額随契としていたもの

前記のとおり、マニュアル等においては、調達予定額が消費税を含めて500万円を超える場合には、一般競争契約によることとされている。

しかし、2エリア本部^(注6)は、消費税を含まない調達予定額が500万円を超えていない場合は少額随契によることとされていると誤解していた。このため、調達予定額が消費税を含めて500万円を超えていたのに少額随契としていたものが、2件(契約金額計1015万余円)見受けられた。

(注6) 2エリア本部 近畿、九州両エリア本部

上記のように、同一の又は同時期に行われる販売促進施策に使用する奨励物品を一括して調達する検討を十分に行わないまま少額随契としていたり、1件ごとの調達予定額が500万円を超えないように調整して少額随契としていたりなどしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、エリア本部において、奨励物品の調達に当たり最も有利な契約方式を選択することなどマニュアル等に沿った適切な契約事務の実施についての認

識が十分でなかったこと、また、本社において、エリア本部における奨励物品の調達状況の把握及び指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記について本院の指摘に基づき、ゆうちょ銀行は、24年8月に各エリア本部に対して指示文書を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 同一の又は同時期に行われる販売促進施策に使用する奨励物品については、エリア本部が一括して調達することが可能か否かの検討を行い、可能なものについては一括して調達することとした。

イ 調達予定額が消費税を含めて500万円を超えないように奨励物品の調達内容を意図的に分割して少額随契とすることがないようにすること、少額随契の対象は調達予定額が消費税を含めて500万円を超えない場合であることなどを周知した。

ウ 本社において、奨励物品の調達状況を定期的に把握するとともに、エリア本部に対する必要な指導等を行う体制を整備した。

第83 独立行政法人原子力安全基盤機構

不 当 事 項

物 件

(357) 放射線測定器等の調達契約において、放射線測定器の校正費を重複して積算していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの

科 目	(立地勘定) 業務経費
部 局 等	独立行政法人原子力安全基盤機構本部
契 約 名	平成 23 年度女川暫定オフサイトセンター放射線防護資機材の調達
契 約 の 概 要	女川暫定オフサイトセンターにおいて必要となる放射線測定器等を調達するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社千代田テクノル
契 約	平成 23 年 12 月 一般競争契約
契 約 額	44,100,000 円(平成 23 年度)
割高となっていた契約額	330 万円(平成 23 年度)

1 契約の概要

独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により被災し、使用不能となった宮城県原子力防災対策センターの代替施設として整備された女川暫定オフサイトセンターにおいて必要となる α 線測定用サーベイメータ、 $\beta \cdot \gamma$ 線測定用サーベイメータ、 γ 線測定用サーベイメータ、ポケット線量計(以下、これらを合わせて「放射線測定器」という。)等の調達契約を、23 年 12 月に、一般競争契約により株式会社千代田テクノルと契約額 44,100,000 円で締結している。

そして、機構は、本件契約の予定価格の積算に当たり、放射線測定器等の取扱業者から徴した参考見積書の価格等を用いて、放射線測定器の機材費、その校正費等を計上していた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、機構本部において、本件契約を対象として、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

機構は、本件契約の仕様書において、調達する放射線測定器について、A 社製放射線測定器又はその相当品であること、正確性を確保するための校正が実施されたことを示す校正証明書を添付することなどを求めることとしていた。このため、機構は、予定価格の積算に当たり、機材費として A 社製放射線測定器の参考見積価格を計上し、これとは別に校正費を計上していた。

しかし、A社製放射線測定器は、製品カタログ等において校正証明書が出荷時に添付されることが明示されており、上記の参考見積価格には校正費が含まれていた。このため、本件予定価格は、校正費が重複して積算されており、過大となっていた。

したがって、放射線測定器の校正費の重複分を除くなどして予定価格を修正計算すると40,734,020円となり、本件契約額44,100,000円はこれに比べて約330万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、予定価格の積算に当たり、放射線測定器の校正費の計上についての検討が適切でなかったことによると認められる。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	53 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	38 省庁等、472 件 12,429,279,285 円 (検査報告 昭和 21 年度～平成 22 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	37 省庁等、469 件 11,618,383,317 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 建造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着目して検査した。そして、昭和21年度から平成22年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する53省庁等における24年7月末現在の是正措置の状況を対象として、32省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの21省等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成22年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは32省庁等における472件12,429,279,285円^(注1)である。このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは37省庁等における469件11,618,383,317円^(注2)、金銭を還付する是正措置を必要とするものは5省等^(注3)における13件4,427,273円、手直し工事等による是正措置を必要とするものは3府省における4件806,468,695円となっている。これを、平成22年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、平成21年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 472件12,429,279,285円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあ
るため、それぞれの是正措置の件数を合計しても472件とは一致しない。また、指
摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金
額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件
数として計上していない。以下、件数及び金額の記載方法は、本文及び表において
同じ。

(注2) 5省等 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究セン
ター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究セ
ンター

(注3) 3府省 内閣府(内閣府本府)、農林水産省、国土交通省

(1) 平成22年度決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

検査の結果、平成22年度決算検査報告に掲記した不当事項425件(指摘金額の合計
14,141,229,308円)のうち、395件13,493,224,190円^(注4)については24年7月末までには是正措
置が完了している。

一方、残りの30件648,005,118円については24年7月末現在では是正措置が未済となっ
ていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが29件532,103,277円
あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要と
するものが1団体^(注5)における5件633,993円、手直し工事等による是正措置を必要とするも
のが2省^(注6)における3件115,267,848円ある。

(注4) 395件13,493,224,190円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが345件
7,693,419,733円あり、このうち、不納欠損として整理したものが2件17,807,206円
ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが3件54,367,357円、手
直し工事等による是正措置が完了したものが25件763,126,747円、再発防止策によ
る是正措置が講じられたものが47件4,982,310,353円となっている。

(注5) 1団体 独立行政法人国立病院機構

(注6) 2省 農林水産省、国土交通省

表1 平成22年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
総務省	20	190,765,000	20	190,765,000	—	—	—	—	—	—	—	—
法務省	3	60,551,204	2	20,551,204	1	40,000,000	1	40,000,000	—	—	—	—
外務省	1	662,885	1	662,885	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	4	305,385,419	4	305,385,419	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	5	20,367,222	5	20,367,222	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	247	6,205,595,073	233	5,891,550,344	14	314,044,729	—	—	12	237,848,082	2	76,196,647
農林水産省	37	236,603,306	32	201,373,025	5	35,230,281	—	—	5	35,230,281	—	—
経済産業省	11	196,017,075	11	196,017,075	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	16	567,176,279	15	557,201,482	1	9,974,797	1	9,974,797	—	—	—	—
環境省	5	128,143,523	4	17,451,523	1	110,692,000	—	—	1	110,692,000	—	—
防衛省	1	1,476,200	1	1,476,200	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁計	350	7,912,743,186	328	7,402,801,379	22	509,941,807	2	49,974,797	18	383,770,363	2	76,196,647
日本私立学校振興・共済事業団	6	130,601,000	6	130,601,000	—	—	—	—	—	—	—	—
日本年金機構	1	5,976,000	1	5,976,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人情報通信研究機構	1	12,952,955	—	—	1	12,952,955	—	—	1	12,952,955	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	2	19,844,370	1	16,650,106	1	3,194,264	—	—	1	3,194,264	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	10,439,630	1	10,439,630	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	5	7,932,783	5	7,932,783	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	7	98,939,340	2	92,925,089	5	6,014,251	—	—	—	—	5	6,014,251
独立行政法人都市再生機構	1	26,093,746	1	26,093,746	—	—	—	—	—	—	—	—
団体計	24	312,779,824	17	290,618,354	7	22,161,470	—	—	2	16,147,219	5	6,014,251
総合計	374	8,225,523,010	345	7,693,419,733	29	532,103,277	2	49,974,797	20	399,917,582	7	82,210,898

(注) 平成24年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 平成21年度以前の検査報告に掲記した不当事項の是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成21年度までの検査報告に掲記した不当事項において、23年7月末現在で是正措置が未済となっていた507件13,143,036,657円のうち、65件1,361,762,490円^(注7)については24年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの442件11,781,274,167円については24年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが440件11,086,280,040円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが^(注8)5省等における8件3,793,280円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが^(注9)1府における1件691,200,847円ある。

(注7) 65件1,361,762,490円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが65件1,105,219,593円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが19件540,875,406円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが15件8,216,927円、手直し工事等による是正措置が完了したものが1件244,818,428円、再発防止策による是正措置が講じられたものが7件3,507,542円ある。

(注8) 5省等 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター

(注9) 1府 内閣府(内閣府本府)

表2 平成21年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
法務省	8	260,360,737	1	3,770,081	7	256,590,656	6	256,263,656	—	—	1	327,000
外務省	2	20,179,404	—	1,000,000	2	19,179,404	1	11,914,499	1	7,264,905	—	—
財務省	22	429,179,851	1	9,198,377	21	419,981,474	7	321,254,253	—	—	14	98,727,221
文部科学省	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—
厚生労働省	121	2,237,936,490	10	457,528,102	111	1,780,408,388	13	146,399,727	76	970,777,776	22	663,230,885
農林水産省	11	105,171,785	3	21,941,227	8	83,230,558	1	47,313,172	5	29,341,513	2	6,575,873
経済産業省	11	104,733,676	—	205,000	11	104,528,676	1	15,719,079	9	87,352,806	1	1,456,791
国土交通省	12	146,577,380	9	89,314,565	3	57,262,815	2	53,350,505	1	3,912,310	—	—
環境省	1	148,448,000	—	18,556,000	1	129,892,000	—	—	1	129,892,000	—	—
防衛省	7	75,131,511	—	572,244	7	74,559,267	6	70,843,592	1	3,715,675	—	—
省庁計	197	3,563,539,806	24	602,085,596	173	2,961,454,210	38	925,272,483	95	1,265,863,957	40	770,317,770
株式会社日本政策金融公庫	3	53,808,123	1	1,658,552	2	52,149,571	1	47,390,571	1	4,759,000	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
全国健康保険協会	1	109,902,810	1	109,902,810	—	—	—	—	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
独立行政法人情報通信研究機構	1	905,000	1	905,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	4,000,000	—	—	1	4,000,000	—	—	1	4,000,000	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	43,800,000	—	5,475,000	1	38,325,000	—	—	1	38,325,000	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	7,284,300	—	1,233,700	1	6,050,600	—	—	1	6,050,600	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4	14,801,366	1	359,856	3	14,441,510	2	8,049,978	1	6,391,532	—	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	4	10,605,550	4	10,605,550	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	19	84,438,779	14	57,366,322	5	27,072,457	1	865,726	—	—	4	26,206,731
独立行政法人中小企業基盤整備機構	2	79,984,925	—	6,461	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—
独立行政法人国立がん研究センター	3	32,510,111	—	1,080,000	3	31,430,111	—	—	—	—	3	31,430,111
独立行政法人国立循環器病研究センター	1	649,814	—	450	1	649,364	—	—	—	—	1	649,364
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	1	469,285	1	469,285	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立国際医療研究センター	2	4,286,830	—	31,600	2	4,255,230	—	—	—	—	2	4,255,230
独立行政法人国立成育医療研究センター	1	2,150,310	—	1,326,140	1	824,170	—	—	—	—	1	824,170
国立大学法人筑波大学	1	15,333,197	—	720,000	1	14,613,197	1	14,613,197	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	21,968,650	—	980,000	1	20,988,650	1	20,988,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	1,440,000	—	400,000	1	1,040,000	1	1,040,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,808,000	—	66,000	1	8,742,000	1	8,742,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,485,228	—	287,000	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—
日本放送協会	2	125,208,140	—	—	2	125,208,140	2	125,208,140	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,323,995	—	60,000	1	35,263,995	1	35,263,995	—	—	—	—
郵便事業株式会社	15	936,837,737	—	2,060,000	15	934,777,737	12	804,283,558	—	—	3	130,494,179
株式会社ゆうちょ銀行	156	4,481,460,571	21	252,064,045	135	4,229,396,526	135	4,229,396,526	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	131	2,415,433,641	4	55,939,712	127	2,359,493,929	127	2,359,493,929	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	3	3,298,922	1	136,514	2	3,162,408	—	—	2	3,162,408	—	—
団体計	308	8,627,959,827	41	503,133,997	267	8,124,825,830	243	7,668,100,813	10	262,865,232	14	193,859,785
総合計	505	12,191,499,633	65	1,105,219,593	440	11,086,280,040	281	8,593,373,296	105	1,528,729,189	54	964,177,555

注(1) 平成23年8月1日から24年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、24年7月31日現在の名称としている。

注(2) 厚生労働省に係る債権のうち7件は、独立行政法人雇用・能力開発機構が平成23年10月1日に解散したことに伴い、同法人に対する不当事項に係る債権を承継したものである。

注(3) 郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の

団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(4) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに株式会社日本政策金融公庫の1件47,390,571円、郵便事業株式会社の14件932,282,543円及び株式会社ゆうちょ銀行の134件4,227,996,526円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成21年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので24年7月末現在では是正措置が未済となっているものが、表2のとおり、440件11,086,280,040円ある。これらに対する直近1年間(23年8月1日から24年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。

(注10) 債務者等が複数存在するために1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は440件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	103件	1,321,365,951円
団体	114件	3,223,943,211円

これらは分割納付等が行われているが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、省庁139,817,962円、団体33,902,284円となっている。

(注11) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁	100件	1,232,127,513円
団体	199件	4,896,882,619円

これらは是正措置の完了に向け督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における182件4,744,737,627円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁	19件	407,960,746円
団体	1件	4,000,000円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているために、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	37 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	95 件(検査報告 平成 14 年度～22 年度)
上記のうち改善の処置が一部履行されていなかった件数	1 件

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 22 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 22 年度決算検査報告に、平成 14 年度から 21 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 21 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていた 98 件から、制度の廃止により処置済事項となったものなど 5 件を除いた 93 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 47 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 41 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)が 5 件となっており、改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)は皆無となっていた。

そして、上記の検査分履行済 41 件と一部不履行 5 件との計 46 件及び平成 22 年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項 54 件の合計 100 件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記の 100 件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかった 5 件を除いた 95 件について、平成 23 年 8 月から 24 年 7 月までの間に、関係する 37 省庁等のうち、36 省庁等において会計実地検査を行うとともに、1 団体については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

上記の 95 件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が 61 件、検査分履行済が 33 件、一部不履行が 1 件となっており、不履行は皆無であった。これを、平成 22 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、平成 14 年度から 21 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(1) 平成 22 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成 22 年度決算検査報告に掲記した処置済事項 54 件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかった 5 件を除いた 49 件について検査したところ、履行済が 34 件、検査分履行済が 14 件、一部不履行が 1 件となっていた。

(2) 平成 14 年度から 21 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成 14 年度から 21 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていた 46 件について検査したところ、履行済が 27 件、検査分履行済が 19 件となっていた。

なお、平成 22 年度決算検査報告の一部不履行 5 件については、改善の処置が履行されていたことから、上記の履行済 27 件に含まれている。

上記の(1)及び(2)に係る改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表 1 及び表 2 のとおりである。

表 1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項数 (A)	検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったものの事項数 (B)	検査対象の処置済事項数 (A)－(B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
				平成 14 年度	1	—	1
15 年度	4	—	4	3	1	—	—

検査報告 年度	改善の処置の履 行状況を継続し て検査していく こととした処置 済事項数 (A)	検査報告掲記 時点で既に履 行済であった ため検査の必 要がなかった ものの事項数 (B)	検査対象の処 置済事項数 (A)－(B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
16年度	3	—	3	3	—	—	—
17年度	8	—	8	7	1	—	—
18年度	6	—	6	5	1	—	—
19年度	8	—	8	4	4	—	—
20年度	8	—	8	2	6	—	—
21年度	8	—	8	2	6	—	—
計	46	—	46	27	19	—	—
22年度	54	5	49	34	14	1	—
合計	100	5	95	61	33	1	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名 (平成24年7月31日現在)	検査対象の 処置済事項 数	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
内閣府(警察庁)	2	1	1	—	—
総務省	3	—	3	—	—
法務省	6	1	5	—	—
外務省	1	1	—	—	—
財務省	2	2	—	—	—
文部科学省	3	1	2	—	—
厚生労働省	7	3	4	—	—
農林水産省	18	14	4	—	—
経済産業省	3	1	2	—	—
国土交通省	4	2	2	—	—
環境省	1	1	—	—	—
防衛省	7	6	1	—	—
日本銀行	2	2	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
中日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
西日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
本州四国連絡高速道路株式会社	1	1	—	—	—
独立行政法人森林総合研究所	1	—	1	—	—
独立行政法人国立印刷局	1	1	—	—	—
独立行政法人国際協力機構	1	—	—	1	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	—	1	—	—

省庁等名 (平成24年7月31日現在)	検査対象の 処置済事項 数	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
独立行政法人日本学術振興会	1	1	—	—	—
独立行政法人理化学研究所	1	1	—	—	—
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	1	—	1	—	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	2	2	—	—	—
独立行政法人海洋研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	1	—	—	—
独立行政法人日本原子力研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人国立循環器病研究センター	1	1	—	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構	1	1	—	—	—
日本放送協会	1	1	—	—	—
首都高速道路株式会社	2	2	—	—	—
阪神高速道路株式会社	2	2	—	—	—
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1	1	—	—	—
東日本電信電話株式会社	4	2	2	—	—
西日本電信電話株式会社	5	1	4	—	—
株式会社かんぽ生命保険	1	1	—	—	—
計	95	61	33	1	—

(注) 独立行政法人勤労者退職金共済機構に係る処置済事項は、平成23年10月1日に独立行政法人雇用・能力開発機構が解散したことに伴い、独立行政法人勤労者退職金共済機構が改善の処置を行うこととなったものである。

3 本院の所見

一部不履行1件については、関係団体において改善の処置について更なる徹底を図るなどして、改善の処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、上記の一部不履行1件、前記の検査分履行済33件及び平成23年度決算検査報告に掲記した処置済事項53件の計87件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

平成23年11月から24年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は13件あり、これら13件の報告事項名、報告年月日及び報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況は、表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
①	高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して意見を表示したものの	平成 23年11月29日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (909ページ参照)
②	情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について	23年11月29日	—
③	地方債の元利償還金に係る普通交付税の算定に当たり、公的資金の補償金免除繰上償還実施後の実態を反映した利子支払額により公債費等の経費に係る財政需要の額を算定することにより基準財政需要額の合理的な算定を行うよう総務大臣に対して改善の処置を要求したものの	24年7月30日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (113ページ参照)
④	T-7初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう防衛大臣に対して意見を表示したものの	24年9月27日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (685ページ参照)
⑤	独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう文部科学大臣に対して意見を表示したものの	24年9月27日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (208ページ参照)
⑥	消費税の簡易課税制度について	24年10月4日	—

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における 掲記の状況
⑦	東日本大震災等の被災者を救助するために設置するなどした応急仮設住宅の供与等の状況について	24年10月4日	—
⑧	研究機関における文部科学省の公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう文部科学大臣に対して改善の処置を要求し及び意見を表示したものの	24年10月11日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (214ページ参照)
⑨	地震・火山に係る観測等の実施状況について	24年10月11日	—
⑩	グリーン家電普及促進対策費補助金等の効果等について	24年10月11日	—
⑪	郵便事業株式会社の経営状況について	24年10月11日	—
⑫	人事・給与等業務・システム、調達業務の業務・システム並びに旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システムの3の府省共通業務・システムにおける最適化の進捗状況等について	24年10月17日	—
⑬	人事・給与等業務・システムについて、参加府省等との調整をより一層実施するなどして、安定的に運用できるよう引き続き改修に努めるとともに、参加府省等と十分情報共有を図り移行支援を実施するなどして、最適化効果が早期に発現するよう内閣総理大臣及び人事院総裁に対して意見を表示したものの	24年10月17日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (65、67ページ参照)

表に掲げた報告事項13件のうち第3章に掲記した6件を除く7件についての概要は、次のとおりである。

第1 情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について

検査対象	25 府省等
検査の対象とした契約の概要	府省共通業務・システム及び個別府省業務・システムの最適化の実施等に係るハードウェアの調達、システムの設計・開発、システムの運用・運用支援等に係る契約
25 府省等における情報システムに係る契約の支払金額	5246 億 6035 万円(平成 20 年度～22 年度)

1 検査の背景

(1) 情報システムに係る契約の概要

政府は、行政内部の効率的な事務処理や国民等への質の高い行政サービスの提供を図るため、情報システムを有効に活用していくとしており、そうした中で、情報システムに係る調達は、便利で効率的な電子行政を実現するための重要な手続として位置付けられている。

情報システムに係る調達は、府省等ごとに行われており、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算(内閣高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部公表)をみると、平成 20 年度 1 兆 2168 億円、21 年度 1 兆 0886 億円、22 年度 9694 億円と毎年度多額なものとなっている。

(2) 情報システムに係る政府調達の基本指針等

政府は、情報システムに係る調達において、サービス市場における自由で公正な競争を促し、真の競争環境を実現するとともに、調達手続のより一層の透明性及び公平性の確保を図るため、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成 19 年 3 月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「基本指針」という。)を策定している。

基本指針の対象となる情報システムは、原則として、^(注1) 予定価格が 80 万 SDR 以上と見込まれるものとされているが、80 万 SDR 未満と見込まれるものについても、基本指針の基本的考え方に沿って調達を行うこととされている。

そして、基本指針の統一かつ的確な実施の確保のため、内閣官房は、総務省の協力を得て、各府省等における調達等の実施状況を踏まえつつ、必要な措置を講ずることとされ、総務省は、「情報システムに係る政府調達事例データベース」(以下「調達事例 DB」という。)の充実等を行うことなどとされている。

調達事例 DB は、各府省等における情報システムに係る政府調達実務や政府調達のより一層の透明性及び公平性の向上等に資するため、情報システムの受注者側に調達情報を提供し、また、発注者側である各府省等の調達事例の情報共有を図ることを目的としており、基本指針において調達事例 DB を充実させるとしたことから、20 年度に改修され、21 年 4 月から現行の調達事例 DB として運用されている。

(注1) SDR SDRはIMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)であり、米ドル、ユーロ、日本円及び英ポンドの加重平均方式により決定されている。邦貨換算額は2年ごとに見直されており、80万SDRの邦貨換算額は平成20、21両年度が1億4000万円、22、23両年度が1億2000万円となっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

情報システムの契約に当たっては、調達手続のより一層の透明性及び公平性を確保するとともに、政府全体としての戦略的な調達のための具体的取組を強力に推進することにより、効率的な予算執行に努めることが重要である。また、情報システムに係る契約事務は、各府省等の契約担当部局ごとに行われているが、その契約金額を決定するための基準となる予定価格については、当該契約に係る調達仕様書、設計書等に基づいて、適正かつ合理的に算定することが求められている。

本院は、18年10月に、参議院からの検査要請に基づき、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として検査結果を報告(以下、この報告を「18年報告」という。)し、情報システムに係る契約について、契約の競争性及び透明性の向上や積算の合理性の向上を図ることに努め、もって情報システム関係予算の経済的、効率的かつ効果的な執行を図ることが必要であるとの所見を示している。

そこで、18年報告から5年以上が経過していることなどを踏まえ、情報システムに係る契約について、経済性、有効性等の観点から、予定価格の算定は合理的なものとなっているか、また、調達事例DBについて、各府省等の調達に関する情報が政府全体として共有され、活用されているかなどについて着眼して検査を行った。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、20年度から22年度までの間における情報システムに係る契約のうち、情報システム関係予算の大半を占める府省共通業務・システム及び個別府省業務・システムの最適化計画の実施等に係る①ハードウェアの調達、②システムの設計・開発、③システムの運用・運用支援等で、年間支払額が1000万円以上の契約を対象として、25府省等(注2)の本省及び外局等(注3)(以下「省庁」という。)から調書を徴するとともに、19省庁において、予定価格の算定、調達に関する情報共有等の状況について関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 25府省等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、会計検査院

(注3) 19省庁 内閣官房、人事院、内閣府本府、警察庁、金融庁、総務本省、法務本省、外務本省、財務本省、国税庁、文部科学本省、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、特許庁、国土交通本省、気象庁、防衛本省、最高裁判所

3 検査の状況

(1) 契約の概況

検査の対象とした情報システムに係る契約件数及び支払金額は、表1のとおり、計2,286件、5246億6035万余円となっている。

表1 情報システムに係る契約件数及び支払金額(平成20年度～22年度) (単位:件、百万円)

府省等名	平成20年度		21年度		22年度		計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
内閣法制局	1	10	1	41	1	41	3	92
人事院	10	1,435	15	1,923	10	1,656	35	5,016
内閣府	16	983	15	2,375	18	2,384	49	5,743
宮内庁	5	143	6	152	7	151	18	448
公正取引委員会	1	11	1	17	2	37	4	66
警察庁	36	8,208	30	9,166	27	8,028	93	25,403
金融庁	10	1,853	14	1,455	12	924	36	4,233
消費者庁	—	—	—	—	1	16	1	16
総務省	78	12,123	82	11,731	78	12,024	238	35,878
法務省	103	22,527	105	32,900	130	39,789	338	95,216
外務省	28	2,160	32	3,051	26	3,524	86	8,735
財務省	137	54,444	166	58,583	199	64,528	502	177,556
文部科学省	13	1,083	14	1,037	16	2,903	43	5,023
厚生労働省	40	17,745	88	38,829	79	37,527	207	94,102
農林水産省	28	2,532	43	3,141	41	3,842	112	9,517
経済産業省	29	4,627	21	5,604	21	4,190	71	14,421
国土交通省	75	6,442	70	6,404	74	7,951	219	20,798
環境省	11	841	9	843	10	863	30	2,549
防衛省	22	2,231	27	3,919	36	5,801	85	11,952
衆議院	9	631	9	610	11	672	29	1,914
参議院	4	511	4	543	5	655	13	1,710
国立国会図書館	4	625	4	567	8	604	16	1,797
裁判所	12	496	13	548	18	553	43	1,598
会計検査院	2	227	5	307	8	331	15	866
計	674	141,895	774	183,758	838	199,006	2,286	524,660

(注) 国庫債務負担行為による複数年契約の場合、件数は各年度に重複して計上している。

(2) 契約の競争性

ア 契約方式

今回検査の対象とした契約2,286件の中には、国庫債務負担行為による複数年契約を締結しているものがあり、当該契約について各年度に重複して計上した件数を除くと、検査の対象となる件数は1,677件となっている。また、上記の複数年契約の契約金額については、19年度以前や23年度以降に係る支払金額及び支払予定金額も含むものとなっており、これらを合わせると、検査対象に係る契約金額は計9334億9255万余円となっている。

18年報告においては、16年度の情報システム関係の契約(支払金額300万円以上)の大半が随意契約で執行されている状況を示していたが、上記1,677件の契約方式につい

てみると、表2のとおり、競争契約の割合が件数で56.6%、金額で72.2%となっていて、18年報告における競争契約の割合(件数で19.1%、金額で3.6%)と比べて、大幅に増加している。

表2 契約方式の状況 (単位：件、百万円、%)

区 分	件 数	構成比	金 額	構成比
競争契約	950	56.6	674,055	72.2
随意契約	727	43.4	259,437	27.8
計	1,677	100	933,492	100
(18年報告)競争契約	551	19.1	17,349	3.6
随意契約	2,322	80.8	455,851	96.3
計	2,873	100	473,201	100

(注) 18年報告の金額は支払金額であるが、今回は、国庫債務負担行為による複数年契約があるため契約金額を記載している。

イ 契約方式別の平均落札率

契約金額の予定価格に対する比率である落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特性等から、その高低だけをもって一律に評価できない面はあるものの、契約の競争性や契約価格の経済性等を評価する際の指標の一つと考えられる。そこで、上記1,677件の契約のうち、前年度の契約金額を予定価格とするなどして予定価格の算定を省略している73件を除いた1,604件について、平均落札率を契約方式別にみると、表3のとおり、競争契約950件の平均落札率が87.3%であるのに対し、随意契約654件は98.6%となっている。そして、単純に比較できないものの、18年報告における16年度の保守運用契約(支払金額300万円以上)の平均落札率(競争契約で81.9%、随意契約で97.4%)とほぼ同等となっていて、契約の競争性が十分確保されていない状況となっている。

表3 契約方式別の平均落札率 (単位：件、%)

契約方式	件 数	構成比	平均落札率
競争契約	950	59.2	87.3
随意契約	654	40.8	98.6
計	1,604	100	91.9
(18年報告)競争契約	27	5.9	81.9
随意契約	431	94.1	97.4
計	458	100	96.5

(注) 18年報告は保守運用契約のみである。

ウ 競争契約における応札者数別の平均落札率

前記950件の競争契約について、応札者数を契約締結年度ごとにみると、表4のとおり、1者応札の割合は、20年度67.8%、21年度73.7%、22年度56.8%となっていて、22年度において低下しているものの依然として半数以上を占めている。

また、応札者数別に平均落札率をみると、応札者数が2者以上である複数応札では

70.1%であるのに対し、1者応札では96.0%となっており、表3の随意契約における平均落札率98.6%とほぼ同等の高い比率となっており、競争契約であっても1者応札の場合は、実質的な競争性は確保しにくい状況となっている。

表4 応札者数別の平均落札率 (単位：件、%)

区 分	平成20年度			21年度			22年度			計		
	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率
1者応札	272	67.8	95.7	205	73.7	96.4	154	56.8	96.1	631	66.4	96.0
複数応札	129	32.2	71.7	73	26.3	71.5	117	43.2	67.6	319	33.6	70.1
計	401	100	88.0	278	100	89.8	271	100	83.8	950	100	87.3

1者応札については、「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成20年12月行政支出総点検会議)等を受けて、各府省等は、入札参加説明会に参加しながら入札に参加しなかった業者にアンケートを実施するなどして1者応札の要因を分析したり、入札参加資格の見直し、効果的な単位での発注、複数年契約の導入、公告期間の延長、参入可能事業者に対する周知、業務のマニュアル化等の具体的な取組を実施してきている。しかし、情報システムに係る契約については、前記のとおり、22年度においても1者応札となっている契約が半数以上を占めており、顕著な効果は見受けられない状況となっている。

エ 業務内容別の契約方式等の状況

前記1,677件の契約について、契約ごとの業務内容をみると、①ハードウェアの調達654件(契約金額6185億6393万余円)、②システムの設計・開発307件(同1712億3865万余円)及び③システムの運用・運用支援386件(同1608億6635万余円)が主なものとなっている(複数の業務内容を含んだ契約があるため重複しているものがある)。

このうち競争契約は、①ハードウェアの調達では291件(契約金額4415億6400万余円)、②システムの設計・開発では205件(同1455億5932万余円)及び③システムの運用・運用支援では275件(同1017億7009万余円)となっており、これらの応札者数をみると、表5のとおり、①ハードウェアの調達については、複数応札の比率が40.9%となっており、②システムの設計・開発及び③システムの運用・運用支援における複数応札の比率(共に25%程度)と比べると、その比率が高くなっている。その理由は、①ハードウェアの調達については、ハードウェアとソフトウェアの分離調達の進展等により、サーバ等の機器の提供等が主な業務となっており、他の業務と比べて、入札に参加しやすいことなどによると思料される。

表5 業務内容別の応札者数の状況 (単位：件、%)

区 分	①ハードウェアの調達		②システムの設計・開発		③システムの運用・運用支援	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1者応札	172	59.1	155	75.6	202	73.5
複数応札	119	40.9	50	24.4	73	26.5
計	291	100	205	100	275	100

(3) 予定価格の算定

前記のとおり、情報システムに係る契約事務については各府省等の契約担当部局ごとに行われているが、前記三つの業務内容のうち、統一的な比較要件を設定することが困難なシステムの設計・開発を除くハードウェアの調達及びシステムの運用・運用支援に係る契約を対象として、各府省等の契約担当部局がどのように予定価格を算定しているかについて検査した。

ア ハードウェアの調達

ハードウェアの調達は、主に、サーバ等のシステム機器の賃貸借及び保守を実施するものである。

ハードウェアの調達に係る契約 654 件、6185 億 6393 万余円のうち、21 年度の契約で予定価格が 80 万 SDR 以上の賃貸借契約 84 件、2175 億 0628 万余円を抽出し、このうちハードウェアの賃借料及び保守料を業者等から徴した見積書や価格証明書に基づき算定している 64 件、1988 億 7983 万余円について検査した。

検査したところ、賃借料及び保守料については、一部の契約を除き、それぞれの積算項目が区分されている見積書等を徴していた。

そこで、本院において、本体価格、月間賃借料及び保守料の各積算項目について、業者から徴した見積書等の値引額と契約担当部局において過去の調達実績等に基づき査定して減額した額とを考慮して、業者が提示した値引前の見積金額等に対する割引率(以下、単に「割引率」という。)を試算したところ、表 6 のとおり、それぞれの割引率は区々となっていた。

表 6 ハードウェアの調達における割引率 (単位：件)

割引率	ハードウェア全体			左のうちサーバ系機器		
	賃借料		保守料	賃借料		保守料
	本体価格	月間賃借料		本体価格	月間賃借料	
0% 以上 10% 未満	3	—	2	2	—	2
10% 以上 20% 未満	3	—	3	3	—	3
20% 以上 30% 未満	7	—	6	6	—	6
30% 以上 40% 未満	14	9	9	10	7	7
40% 以上 50% 未満	7	14	11	5	10	6
50% 以上 60% 未満	3	2	4	2	2	4
60% 以上 70% 未満	—	—	1	—	—	—
70% 以上	1	1	1	—	—	1
計	38	26	(注) 37	28	19	(注) 29

(注) 保守料については、本体価格の一定割合を保守料として算定しているなど割引率が算定できない契約があるため、賃借料の割引率の件数と一致しない。

さらに、上記積算項目のうち月間賃借料をみると、①本体価格、金利、固定資産税等から月間賃借料を発注者が自ら算定していたり、②業者から月間賃借料として徴した見積書等により算定していたり、③本体価格に市販の積算参考資料に示されたリース料率を適用して算定していたりしていた。

そこで、この①又は②に該当する契約について、月間賃借料を本体価格で除してリース料率を試算し市販の積算参考資料に示されたリース料率と比較したところ、表7のとおり、①に係るリース料率は市販の積算参考資料に示されたリース料率との差が-0.5ポイント以上+0.5ポイント未満の範囲に収まっているものの、②に係るリース料率はこれと大幅にかい離しているものも見受けられた。

表7 リース料率の分布状況 (単位：件)

積算参考資料に示されたリース料率		①本体価格や金利等に基づき月間賃借料を算定している契約について試算したリース料率との差				
リース期間	リース料率	- 1.5 % 未満	- 1.5 % 以上 - 0.5 % 未満	- 0.5 % 以上 + 0.5 % 未満	+ 0.5 % 以上 + 1.5 % 未満	+ 1.5 % 以上
2年(13~24か月)	4.48~4.56 %	—	—	—	—	—
3年(25~36か月)	3.08~3.16 %	—	—	1	—	—
4年(37~48か月)	2.38~2.46 %	—	—	1	—	—
5年(49~60か月)	1.96~2.04 %	—	—	15	—	—
6年(61か月~)	1.68~1.76 %	—	—	—	—	—
計		—	—	17	—	—
積算参考資料に示されたリース料率		②月間賃借料として見積書等を徴して算定している契約について試算したリース料率との差				
リース期間	リース料率	- 1.5 % 未満	- 1.5 % 以上 - 0.5 % 未満	- 0.5 % 以上 + 0.5 % 未満	+ 0.5 % 以上 + 1.5 % 未満	+ 1.5 % 以上
2年(13~24か月)	4.48~4.56 %	—	—	1	—	—
3年(25~36か月)	3.08~3.16 %	—	—	—	—	—
4年(37~48か月)	2.38~2.46 %	1	—	15	4	3
5年(49~60か月)	1.96~2.04 %	—	—	6	1	—
6年(61か月~)	1.68~1.76 %	—	—	1	—	—
計		1	—	23	5	3

イ システムの運用・運用支援

システムの運用・運用支援は、運用開始後のシステムに係るシステム監視や障害対応等を実施するものである。

システムの運用・運用支援に係る契約386件、1608億6635万余円について、20年度から22年度までの3か年にわたって継続していて、予定価格の算定を毎年度同様な方法で行っており積算項目が同様と思料される契約のうち、21年度に係る契約75件、274億4874万余円を抽出し、このうち個別の積算項目が区分されておらず総額のみで見積書等を徴しているため詳細な分析を行うことができない11件を除く64件、188億7415万余円について検査した。

検査したところ、システムの運用・運用支援に係る予定価格の算定において共通する主な積算項目は、各業務に応じた技術水準の人件費単価(円/人月)、工数(時間数、要員数等)等となっており、積算額が予算額を超えたために最終的に予算額を予定価格としていたものも見受けられたが、積算項目ごとの状況は次のとおりとなっていた。

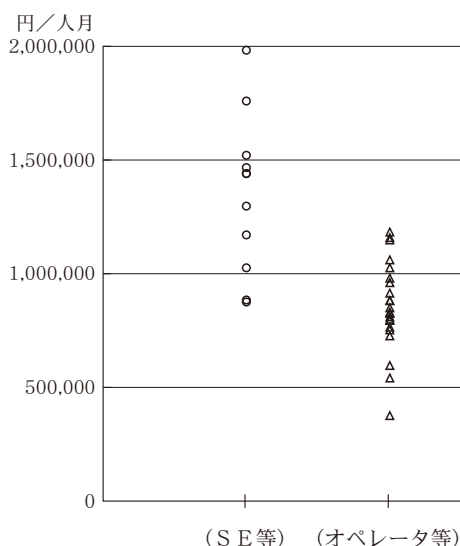
(ア) 人件費単価

人件費単価については、技術水準によりSE(システムエンジニア)、プログラマ、オペレータ等のランク分けがされていて、業者から徴した見積書や価格証明書に基づき算定している契約が29件(45.3%)、市販の積算参考資料や日本電子計算機株式会

社が取りまとめている大手メーカー6社の技術者サービス料金等に基づき算定している契約が37件(57.8%)となっていた(重複している契約があるため合計しても前記の64件とは一致しない)。さらに、業者から徴した見積書等に基づき算定している29件の契約について、見積書等の徴取先の数を見ると、1者のみとなっているものは21件(72.4%)、2者以上となっているものは8件(27.6%)となっていた。このような状況の中で、各府省等は、複数の業者に見積書等の提出を依頼するなどして1者見積りの回避に努めているものの、情報システムの運用・運用支援については同種業務が複数年にわたって同一業者により実施されることが多いことなどもあって、新たに入札参加意欲を示す業者が少ないことなどから、結果的に2者以上から見積書等を徴することが難しい状況となっている。

ランク別の人件費単価については、各契約の業務内容や必要とされる技術水準が厳密には同等でないなどのため、単純に比較することはできないものの、システムの運用業務に多く含まれている「問合せ業務」(ヘルプデスク業務)を含む40契約のうち、ランクが不明な7件を除く33契約について人件費単価をみると、図のとおりとなっていた。すなわち、主にSEやプログラマ(以下「SE等」という。)の人件費単価に基づき予定価格を算定している11契約については、その人件費単価は875,000円/人月から1,982,400円/人月までとなっている。一方、オペレータ等の人件費単価に基づき予定価格を算定している22契約については、その人件費単価は376,000円/人月から1,182,720円/人月までとなっており、オペレータ等に基づく人件費単価の方がSE等に基づく人件費単価より全体として低額であるものの、いずれの人件費単価においても大きくばらついている状況となっていた。

図 問合せ業務に用いた人件費単価の分布状況



(イ) 工数

工数については、業者から徴した見積書等に基づき算定している契約が45件(70.3%)、過去の実績等を基にするなどして契約担当部局において独自に算定している契約が19件(29.7%)となっていた。

業者から徴した見積書等に基づき工数を算定している45件の契約について、見積書等の徴取先の数を見ると、1者のみとなっているものが34件(75.6%)、2者以上

となっているものが11件(24.4%)となっていて、大半が1者見積りとなっていた。

各府省等は、人件費単価と同様、1者見積りの回避に努めているものの、前記のとおり、情報システムの運用・運用支援については、同種業務が複数年にわたって同一業者により実施されることが多いことなどもあって、結果的に2者以上から見積書等を徴することが難しい状況となっている。

ウ 予定価格の算定の現状、課題等

情報システムに係る契約事務については各府省等の契約担当部局ごとに行われているが、基本指針では予算要求時の積算方法を示しているのみであり、予定価格の算定については特段の定めがなく、また、工事請負契約等のように体系的な積算マニュアルは確立されていない。

そこで、各府省等における予定価格の算定について検査したところ、各府省等の契約担当部局は、過去の同種契約における算定方法や業者から徴した見積書等を参考にするなどして予定価格を算定しているが、各府省等の契約担当部局は、過去の算定方法等の情報を当該部局で保存し利用しているのみであり、複数の契約担当部局を有する府省等においては、算定方法等の情報を同一府省等内でさえも共有する体制になっていないなど、調達に関する情報が体系的に整備されていない状況が見受けられた。そして、前記のとおり、政府全体を横断的にみると、ハードウェアの調達における割引率やリース料率が区々となっていたり、システムの運用・運用支援について同等な積算項目の人件費単価に差が生じていたりしていた。

情報システムに係る契約について体系的な積算マニュアルが整備されていない現状においては、標準となるべき価格等が明確にされておらず、上記のように区々となっている割引率や人件費単価等について、個別の契約における価格の合理性を判断することは困難な状況となっている。また、システムの運用・運用支援については、見積書等を複数の業者から徴することが難しい状況となっている。

このように予定価格の算定のための情報が不足している状況にあることを考慮すると、各府省等が予定価格の算定の際に参考にした見積書等や予定価格の算定内訳等の有用な情報を、政府全体として共有し活用することとすれば、より多くの有用な情報に基づいて予定価格を算定することが可能となり、ひいては政府全体における予定価格の算定に係る合理性のより一層の向上に寄与するものと認められる。

しかし、各府省等は、前記のとおり多額の予算を投入して情報システムに係る調達を実施してきているものの、基本指針の策定等におけるこれまでのIT投資の全体最適化等に係る議論においては、情報システムに係る契約における予定価格の算定の現状や課題等について十分な検討はなされておらず、また、このような情報の活用について、政府全体の調整等を担当する府省等は明確になっていない。

(4) 調達事例DBへの登録と活用

調達事例DBは、前記のとおり、情報システムの受注者側に調達情報を提供し、また、発注者側である各府省等において、調達事例の情報共有を図ることを目的として運営されている。

調達事例DBは20年度に改修されており、21年度以降の現行の調達事例DBについては、基本指針の対象となっていない衆議院、参議院、裁判所等を除く各府省等は、原則と

して、予定価格が80万SDR以上と見込まれる情報システムの契約に係る調達計画書や調達仕様書案等を登録するなどされており、予定価格が10万SDR以上80万SDR未満と見込まれるものについても、調達事例DBへ登録することは義務付けられていないものの、基本指針の趣旨を踏まえて積極的に登録することとされている。

そこで、調達事例DBにおいて、各府省等からの情報が適時に、また的確に登録され、漏れなく政府全体の調達に関する情報が登録されているか、登録された情報は発注者側において十分活用できるものとなっているのかなどについて検査したところ、次のとおりとなっていた。

ア 調達事例DBの登録及び活用状況

(3)アのハードウェアの調達84件及び(3)イのシステムの運用・運用支援75件のうち、基本指針の対象となっていない府省等の契約等を除く113件に、21年度の契約で予定価格が80万SDR以上のシステムの設計・開発に係る契約30件を加えた137件(複数の業務内容を含んだ契約があるため重複しているものが6件ある。)の契約について、22年3月末時点における調達事例DBへの登録状況を検査した。

検査したところ、基本指針の対象とされている契約(予定価格が80万SDR以上と見込まれる契約)については、112件のうち57件と約半数しか登録されておらず、また、基本指針の趣旨を踏まえて積極的に登録することとされている契約(予定価格が10万SDR以上80万SDR未満と見込まれる契約)については、25件全てが登録されていなかった。

また、調達事例DBについては、全体のアクセス件数は増加しているものの、発注者側と受注者側とを区分してアクセス件数を把握していないため、各府省等における活用実績等は把握できない状況となっていた。このため、本院において、各府省等における活用状況について聞き取り調査を実施したところ、一部の府省等で調達仕様書を作成する際に他システムの記述を参考にしたとする例があったものの、参考となる情報が登録されていないことなどから、全体としてその活用が低調となっていた。また、このように各府省等における活用が低調であることもあって、さらに、調達事例DBへの登録も積極的に行われていない状況となっていた。

イ 調達事例DBへの要望

前記のように、現行の調達事例DBについては、各府省等で積極的に情報が登録されておらず、基本指針の対象とされている契約についても約半数しか登録されていない状況となっていた。そこで、各府省等に対し、調達事例DBにどのような情報が登録されれば有用か、また、そのためにはどのような機能拡充等が必要かなどについて調査したところ、予定価格の算定内訳や機器等の単価等の情報が登録されれば参考になるという回答が多くなっていた。さらに、現行の調達事例DBにおいては発注者側でも他府省等の登録情報については外部に公表する情報と同じものしか閲覧できないため、各府省等で閲覧できる情報と外部に公表する情報を区分するなどの機能拡充を図る必要があるという回答が多くなっていた。

4 所見

内閣に設置されている高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、23年8月に、「電子行政推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定している。そして、基本方針

において、IT投資によって得られる効果を最適化するためには、IT投資管理の確立・強化が必要となるとし、そのためには、成果目標の明確化、投資額の妥当性、リスク分析等の事前評価等が必要であるなどとして、IT投資管理を適切に行うための具体策を早急に検討し、順次導入するなどとしている。また、電子行政の取組を迅速かつ強力に推進していくため、政府の電子行政推進に係る実質的な機能を有する司令塔として政府CIO制度を導入するなどとし、政府CIO制度の役割等として、政府全体のIT投資の管理等を行う方向で検討するとしている。

情報システムに係る契約は、今後とも多額に上ることが見込まれ、各府省等が情報システムに係る契約を実施するに当たっては、前記のとおり、18年報告と比べて競争契約の割合が増加してきているものの1者応札の割合も依然として大きく、競争性が十分確保されていない状況となっており、国の厳しい財政状況等を鑑みると、効率的な予算執行に努めることが重要である。

また、情報システムに係る契約における予定価格の算定の在り方は、前記のとおり、基本指針においても明確に示されておらず、政府全体を横断的にみると、各府省等で割引率や人件費単価等が区々となっていたり、各府省等が保有する有用な情報を政府全体として共有できる体制となっていなかったり、それらを政府内で調整する府省等が明確になっていなかったりしていた。

さらに、調達事例DBについては、基本指針において登録することとされているものが登録されていなかったり、各府省等がどのような情報を必要としているのか十分検討されていなかったりして、情報の共有が十分達成されていない状況であった。

したがって、政府は、基本方針に沿った電子行政を推進するに当たり、次のような取組を進め、もって国の情報システムに係る契約の経済的及び効率的な執行に努めることが必要である。

- ア 1者応札への対応や契約の競争性の確保について引き続き努力すること
- イ 予定価格の算定に関する情報について、政府全体として情報を共有し活用することについて、情報の種類、内容等も含めて検討すること
- ウ 上記イの検討等を担当する部署について、政府内での調整等を行うこと
- エ 調達事例DBについては、各府省等が必要とする情報を十分把握するなどして、各府省等が保有する情報を登録して有効に活用できるよう検討すること

本院としては、電子行政の推進や政府CIO制度の導入に向けた政府の動きについて注視するとともに、国の情報システムについて、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第2 消費税の簡易課税制度について

検査対象	財務省、東京国税局、44 税務署
簡易課税制度の概要	中小事業者の事務負担に配慮して、事務の簡素化を図るために、事業者の選択により、課税売上げに係る消費税額を基礎として、課税仕入れに係る消費税額を簡易な方法により計算する制度
検査の対象とした事業者数	4,699 事業者
簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額が推計納付消費税額に対して低額となっている事業者数及び低額となっている納付消費税額の推計額	3,742 事業者 21 億 7647 万円(平成 19 年度～23 年度)
簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額が推計納付消費税額に対して高額となっている事業者数及び高額となっている納付消費税額の推計額	957 事業者 2 億 2712 万円(平成 19 年度～23 年度)

1 検査の背景

(1) 消費税の仕組み

消費税は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき、製造、卸売、小売等の各段階の売上げに課税され、その税相当額が順次価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されている。そして、消費税法は、前段階で課税されている消費税が各段階で二重、三重に累積的に課税されないように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組みを採っている。消費税の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等を行う事業者(注1)となっている。

(注1) 事業者 個人事業者及び法人

(2) 簡易課税制度の概要

課税売上げに係る消費税額から控除できる課税仕入れに係る消費税額は、原則として、課税売上げに対応する課税仕入れに係る消費税額とされている(以下、課税売上げに係る消費税額からこの課税売上げに対応する課税仕入れに係る消費税額を控除して納付消費税額を算出する計算方法を「本則課税」という。)

そして、中小事業者の事務負担に配慮して、事務の簡素化を図るために、事業者の選択により、課税売上げに係る消費税額を基礎として、課税仕入れに係る消費税額を簡易な方法により計算できる簡易課税制度が設けられている。

すなわち、課税事業者が、基準期間(注2)(個人事業者では課税期間の前々年、法人では課税

期間の前々事業年度)における課税売上高が5000万円以下である課税期間について、その課税期間の直前の課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を所轄の税務署長に提出した場合には、本則課税によることなく、その課税期間の課税売上げに係る消費税額から、課税売上げに係る消費税額にその事業者の営む事業の種類区分(以下「事業区分」という。)に応じたみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入れに係る消費税額とみなして控除することができることとされている。

(注2) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間

そして、第1種事業から第5種事業までの事業区分に該当する業種は卸売業、小売業、製造業等、その他事業、サービス業等となっており、みなし仕入率は、90%から50%となっている(表1参照)。

表1 各事業区分に該当する業種及びみなし仕入率

事業区分	第1種事業	第2種事業	第3種事業	第4種事業	第5種事業
該当する業種	卸売業	小売業	製造業等	その他事業	サービス業等
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%

注(1) 第3種事業は、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業等をいう。

注(2) 第5種事業は、不動産業、運輸・通信業、サービス業をいう。

財務省の資料によると、課税事業者のうち、簡易課税制度適用者が占める割合は、平成17年度からは、個人事業者が60%強、法人が30%弱とほぼ横ばいで推移している(表2参照)。

表2 消費税の簡易課税制度適用者数等の推移 (単位：万事業者、%)

区 分		年 度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
個人事業者	課税事業者 ①		162	157	149	146	143	136
	①のうち本則課税適用者 ②		61	59	56	55	55	52
	①のうち簡易課税制度適用者 ③ (割合③/①)		101 (62.3)	98 (62.4)	93 (62.5)	91 (62.0)	89 (61.8)	84 (61.9)
法人	課税事業者 ①		211	210	209	208	206	202
	①のうち本則課税適用者 ②		151	151	151	150	149	146
	①のうち簡易課税制度適用者 ③ (割合③/①)		60 (28.4)	59 (28.2)	58 (27.9)	57 (27.6)	57 (27.5)	56 (27.6)

(3) 新設法人における納税義務と簡易課税制度

小規模事業者の事務処理能力等を勘案して、課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されることとなっている(以下、この消費税の納税義務が免除される仕組みを「事業者免税点制度」という。)。ただし、課税期間に係る基準期間がない新設された法人のうち、事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1000万円以上である法人(以下「新設法人」という。)は、課税期間に係る基準期間が存在しない設立2年以内の納税義務は免除されないこととされている。そして、新設法人が、事業を開始した日の属する課税期間に消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その提出があった日の属する課税期間から簡易課税制度が適用できることとされている。

(4) 法人の合併又は分割があった場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用

法人の合併には吸収合併と新設合併が、法人の分割には吸収分割、新設分割等があり、その内容は次のとおりとなっている。

ア 吸収合併とは、法人が他の法人とする合併であって、合併により消滅する法人(以下「被合併法人」という。)の権利義務の全部を合併後存続する法人(以下「合併法人」という。)に承継させることをいう。

イ 新設合併とは、2以上の法人がする合併であって、被合併法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に承継させることをいう。

ウ 吸収分割とは、法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割(以下、この事業を分割した法人を「分割法人」という。)後に、他の法人に承継させる(以下、この事業を承継した法人を「分割承継法人」という。)ことをいう。

エ 新設分割とは、1又は2以上の法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する法人に承継させることをいう。

上記のうち、吸収合併又は吸収分割があった場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用については、次のとおりとなっている。

事業者免税点制度において、吸収合併に係る合併法人又は吸収分割に係る分割承継法人の基準期間における課税売上高が1000万円を超えるかどうかについては、当該合併法人又は当該分割承継法人の基準期間における課税売上高のみならず、当該吸収合併に係る被合併法人又は当該吸収分割に係る分割法人の課税売上高も考慮して判定することとされている。

一方、簡易課税制度において、当該吸収合併に係る合併法人又は当該吸収分割に係る分割承継法人の基準期間における課税売上高が5000万円を超えるかどうかについては、当該合併法人又は当該分割承継法人の基準期間における課税売上高のみによって判定することとされている。

(5) 消費税等の経理処理の方式と簡易課税制度適用による消費税等差額

事業者が行う取引に係る消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)の経理処理には、消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する税抜経理方式と区分しないで経理する税込経理方式がある。そして、事業者が消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合において、簡易課税制度の適用を受けた課税期間に、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額と納付すべき又は還付を受ける消費税等の額との差額(以下、この差額を「消費税等差額」といい、当該差額のうち国税である100分の80に相当する額を「消費税差額」という。)が生ずるときは、当該消費税等差額について、法人の場合は法人税の申告において、その課税期間を含む事業年度の益金の額又は損金の額に、個人事業者の場合は所得税の申告において、その課税期間を含む年の総収入金額又は必要経費に、それぞれ算入することとされている。

(6) 簡易課税制度についての見直しの状況

簡易課税制度については、消費税が導入された元年4月以降、消費税に対する国民の信頼性等を向上させるために、これまで三度にわたり簡易課税制度の適用対象となる基準期間における課税売上高の上限額の引下げによる適用範囲の見直しが、また、二度にわたりみなし仕入率の事業区分の細分化によるみなし仕入率の水準の見直しが行われた。このう

ち15年度の税制改正においては、事業者免税点制度の適用上限の課税売上高を3000万円から1000万円に引き下げた改正に伴い新たに課税事業者となる者の事務負担に配慮して、簡易課税制度の適用対象となる基準期間における課税売上高の上限額を2億円から5000万円に引き下げて制度自体は存置することとされた。

また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。)が成立して、24年8月22日に公布され、別段の定めがあるものを除き26年4月1日から施行することとされた。そして、消費税法改正法においては、消費税率の引上げなどの措置のほか、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置として、消費税率の引上げを踏まえて、簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率について、今後、更なる実態調査を行い、その結果を踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行うことを検討し、速やかに必要な措置を講ずることが定められている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

消費税は本則課税が原則となっていて、元年4月に導入されてから20年以上が経過しており、簡易課税制度の適用対象となる基準期間における課税売上高の上限額の引下げによる適用範囲の見直しやみなし仕入率の事業区分の細分化によるみなし仕入率の水準の見直しが行われてきているが、前記のとおり、17年度から22年度までの間における簡易課税制度適用者の割合は個人事業者が60%強、法人が30%弱とほぼ横ばいで推移している。また、みなし仕入率が課税仕入率(課税仕入高の課税売上高に対する割合)を上回って(注3) かい離している場合には、価格を通じて消費者が負担している消費税相当額のうち国庫に納付されない部分が事業者に残ることとなり、いわゆる(注3) 益税が発生すると言われている。そして、このような益税の発生は、消費税に対する国民の信頼性を損ねることとなる。

本院は、消費税に関する国民の関心が高い中で、上記のような状況を踏まえて、中小事業者の事務負担に配慮して設けられた簡易課税制度について、有効性等の観点から、有効かつ公平に機能しているかなどに着眼して、①みなし仕入率と課税仕入率の状況はどのようになっているか、②過去に本則課税を適用してその後簡易課税制度を適用している事業者の状況はどのようになっているか、③多額の課税売上高を有する事業者の簡易課税制度の適用状況はどのようになっているか検査した。

(注3) 益税 本項においては、税抜経理方式を採っていて益金に計上している消費税差額又は推計納付消費税額から簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額を控除した金額を益税としている。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類等により書面検査を行うとともに、23年12月から24年5月までの間に東京国税局及び44(注4) 税務署(注5)において、上記の①から③までの検査項目に応じて、簡易課税制度を適用している3,075法人、1,624個人事業者、計4,699事業者を抽出して、消費税の確定申告書等によりその内容を分析するなどして会計実地検査を行った(表3参照)。また、財務省において、みなし仕入率に関する実態調査の内容を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 東京国税局 国税局は、大規模納税者等について、自ら賦課徴収を行っていることから、多額の課税売上高を有する法人を抽出するに当たって検査対象とした。

(注5) 44 税務署 村山、桐生、川口、西川口、浦和、春日部、新潟、千葉東、千葉南、市川、成田、麴町、神田、日本橋、芝、目黒、北沢、渋谷、中野、杉並、豊島、板橋、葛飾、江戸川北、武蔵野、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、緑、川崎北、藤沢、小田原、相模原、大月、昭和、中川、豊橋、東、豊能、八尾、東大阪、尼崎、松山、博多各税務署

表3 検査の対象とした事業者

事業者の態様		法人	個人事業者	計
①	全体の課税売上高のうち、一つの事業の課税売上高の割合が90%超となっている事業者	1,040	991	2,031
②	過去4年以内(法人)又は過去2年以内(個人事業者)に本則課税を適用したことがある事業者	2,023	633	2,656
③	第1期課税期間又は第2期課税期間に多額の課税売上高(5億円超)を有する事業者	12	—	12
計		3,075	1,624	4,699

3 検査の状況

(1) みなし仕入率と課税仕入率の状況

簡易課税制度は、前記のとおり、課税期間の課税売上げに係る消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入れに係る消費税額とみなして控除することができることとされている。

そして、財務省は、みなし仕入率に関して、消費税の課税事業者における課税仕入率の実態を把握するための調査を実施し、「平成20年度分課税仕入率の実態調査について」として、政府税制調査会に提出している。調査対象者は簡易課税制度適用者330,067事業者(全国の税務署から抽出した4,969法人及び325,098個人事業者)及び本則課税適用者60万5千事業者(国税庁の課税実績による売上1000万円超から5000万円以下の28万2000法人及び32万2000個人事業者)、調査対象期間は法人が20年4月決算期から21年3月決算期まで、個人事業者が20年分である。

現行のみなし仕入率について、財務省は、5年度分の本則課税適用者及び簡易課税制度適用者の双方を含むサンプル調査により把握した業種別の課税仕入率を基に設定したとしているが、財務省の20年度分の調査結果によれば、全ての業種において、本則課税適用者と簡易課税制度適用者を合わせた全体の課税仕入率より簡易課税制度適用者の課税仕入率が下回っているなどの状況となっていた(表4参照)。

表4 みなし仕入率及び課税仕入率(財務省調査)

業種 (事業区分)	卸売業	小売業	農林水産業	鉱業	建設業	製造業
	(第1種事業)	(第2種事業)	(第3種事業)			
みなし仕入率(%)	90	80	70			
簡易課税制度適用者課税仕入率(%) (調査対象者数)	82.9 (10,578)	77.4 (36,475)	64.3 (63,089)	60.9 (42)	59.9 (57,867)	58.8 (28,293)
本則課税適用者課税仕入率(%) (調査対象者数)	93.7 (36,113)	85.1 (135,324)	87.2 (25,607)	97.8 (319)	71.9 (116,272)	71.8 (50,828)
本則課税適用者と簡易課税制度適用者を合わせた全体の課税仕入率(%)	87.9	81.4	69.2	77.1	65.0	62.9

業種 (事業区分)	料理飲食業	金融保険業	運輸・通信業	サービス業	不動産業
	(第4種事業)		(第5種事業)		
みなし仕入率(%)	60		50		
簡易課税制度適用者課税仕入率(%) (調査対象者数)	60.0 (45,154)	33.8 (1,365)	44.1 (3,730)	38.9 (77,850)	32.0 (5,624)
本則課税適用者課税仕入率(%) (調査対象者数)	70.0 (60,616)	90.1 (3,560)	78.4 (11,090)	67.6 (139,029)	76.1 (25,888)
本則課税適用者と簡易課税制度適用者を合わせた全体の課税仕入率(%)	64.2	47.8	59.5	49.3	42.5

注(1) 簡易課税制度適用者の課税仕入率の試算に当たっては、決算書等の売上原価、販売費及び一般管理費等の必要経費額から、課税仕入れに該当しない額を控除する方法で課税仕入額を把握し、課税仕入れ、非課税仕入れ及び不課税仕入れが混在する可能性のある費目については、一定の基準により案分して試算している。

注(2) 固定資産の取得費は課税仕入れに加算していないが、減価償却費を課税仕入れに加算している。

注(3) 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績に基づくものである。

本院においては、検査の効率性を勘案して、直近の課税期間(法人については22年2月から23年1月までの間に終了する課税期間、個人事業者については22年分の課税期間。以下同じ。)を対象として、実際に簡易課税制度を適用している事業者ごとに、その課税仕入率の状況を検査した。そして、複数の事業を行っている事業者の兼業による影響を排除するために、全体の課税売上高のうち、一つの事業の課税売上高の割合が90%超となっている事業者を対象として、1,040法人、991個人事業者、計2,031事業者について、決算書等を基に課税仕入率の平均を試算したところ、事業区分ごとにみなし仕入率と課税仕入率の平均を比較すると、みなし仕入率が全ての事業区分において課税仕入率の平均を上回っていた。その中でも第5種事業(運輸・通信業、サービス業及び不動産業)の法人と個人事業者を合わせた課税仕入率の平均は32.4%となっていて、みなし仕入率50%との開差が顕著な状況となっていた(表5参照)。

表5 簡易課税制度適用者に係るみなし仕入率及び課税仕入率(本院検査)

事業区分		第1種事業	第2種事業	第3種事業	第4種事業	第5種事業
みなし仕入率(%)		90	80	70	60	50
法人 (1,040事業者)	課税仕入率(%) (事業者数)	80.4 (141)	70.9 (133)	60.5 (141)	45.4 (137)	34.6 (488)
個人事業者 (991事業者)	課税仕入率(%) (事業者数)	85.2 (129)	76.4 (131)	64.0 (129)	52.5 (140)	29.3 (462)
計 (2,031事業者)	課税仕入率(%) (事業者数)	82.3 (270)	73.5 (264)	62.1 (270)	48.7 (277)	32.4 (950)

注(1) 簡易課税制度適用者については、申告事績から課税仕入税額を把握することができないため、決算書等の売上原価、販売費及び一般管理費等の必要経費額から、課税仕入れに該当しない非課税仕入れ及び不課税仕入れの額を控除して課税仕入高を把握する方法等により、課税仕入率を試算した。

注(2) 固定資産の取得費は課税仕入れに加算していないが、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満等の少額減価償却資産について、取得価額相当額が必要経費等として把握できる場合には、当該金額を課税仕入れに加算している。

そして、事業者ごとの課税仕入率について、事業区分ごとにみなし仕入率との開差を分析したところ、同じみなし仕入率を適用している事業区分においても、課税仕入率がみなし仕入率を上回っている事業者もいるが、課税仕入率がみなし仕入率を下回っている事業者の方が67.0%から84.9%と多数となっており、第5種事業においては課税仕入率がみなし仕入率を20ポイント超下回っている事業者が全体の49.4%となっていた(表6参照)。

表6 課税仕入率の分布状況

区分	第1種事業				第2種事業			
	70未満	70以上80未満	80以上90未満	90以上	60未満	60以上70未満	70以上80未満	80以上
みなし仕入率(%)	90				80			
課税仕入率の範囲(%)	70未満	70以上80未満	80以上90未満	90以上	60未満	60以上70未満	70以上80未満	80以上
法人数 ①	25	35	59	22	18	35	45	35
個人事業者数 ②	8	24	57	40	8	22	49	52
計(①+②) ③	33	59	116	62	26	57	94	87
割合(%) (③/④)	12.2	21.8	42.9	22.9	9.8	21.5	35.6	32.9
みなし仕入率未満の事業者の割合(%)	77.0				—	67.0		—
事業区分ごとの事業者数 ④	270				264			

事業区分	第3種事業				第4種事業				第5種事業			
みなし仕入率(%)	70				60				50			
課税仕入率の範囲(%)	50未満	50以上60未満	60以上70未満	70以上	40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上
法人数 ①	37	43	28	33	50	29	36	22	211	112	76	89
個人事業者数 ②	34	19	28	48	23	25	39	53	259	94	55	54
計(①+②) ③	71	62	56	81	73	54	75	75	470	206	131	143
割合(%) (③/④)	26.2	22.9	20.7	30.0	26.3	19.4	27.0	27.0	49.4	21.6	13.7	15.0
みなし仕入率未満の事業者の割合(%)	70.0				72.9				84.9			
事業区分ごとの事業者数 ④	270				277				950			

注(1) 割合は、少数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。

注(2) 検査の過程で第5種事業の課税仕入率の平均とみなし仕入率との開差が顕著であることが判明したことから、その傾向をよりの確に把握するため第5種事業の事業者を重点的に検査した。

これらの1,040法人、991個人事業者、計2,031事業者について、簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額が、本則課税を適用したとして試算した推計納付消費税額^(注6)に対して、低額となっている事業者数及び金額は840法人、2億9189万余円及び743個人事業者、2億1163万余円、計1,583事業者で5億0352万余円、高額となっている事業者数及び金額は200法人、3900万余円及び248個人事業者、2853万余円、計448事業者で6753万余円となっていた。

(注6) 1,040法人、991個人事業者、計2,031事業者について、簡易課税制度を適用した課税期間において本則課税を適用したとして納付消費税額を推計する方法は、次のとおりとした。

- ① 税抜経理方式を採っていて消費税等差額を計上している事業者は、消費税差額と簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額の合計額
- ② 税抜経理方式を採っているが消費税等差額を計上しているかどうか明確ではない事業者及び税込経理方式を採っている事業者は、損益計算書等の売上原価、販売費、一般管理費等の必要経費額から、課税仕入れに該当しない非課税仕入れ及び不課税仕入れの額を控除して課税仕入高を把握するなどして試算

このように、多くの簡易課税制度適用者において、みなし仕入率が課税仕入率を上回っており、簡易課税制度の適用により事務負担に配慮され事務の簡素化が図られた上に、簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額が本則課税を適用したとして試算した推計納付消費税額に対して低額となっていて、いわゆる益税が生じている状況となっていた。

なお、財務省は、消費税法改正法に定められたみなし仕入率の水準についての必要な見直しの検討のために、みなし仕入率に関して、消費税の課税事業者における課税仕入率の更なる実態調査を行っている。

(2) 過去に本則課税を適用してその後簡易課税制度を適用している事業者の状況

(1)のとおり、多くの簡易課税制度適用者において、みなし仕入率が課税仕入率を上回っている状況となっていた。そこで、同一の事業者について、簡易課税制度を適用した課税

(注7)
 期間の納付消費税額の課税標準額に対する割合(以下「消費税納付率」という。)と本則課税を適用した課税期間の消費税納付率とを比較するために、直近の課税期間において簡易課税制度を適用していて、法人の場合は過去4年以内に、個人事業者の場合は過去2年以内にそれぞれ本則課税を適用したことがある2,023法人、633個人事業者、計2,656事業者の各課税期間における消費税納付率を分析したところ、法人及び個人事業者とも簡易課税制度を適用した課税期間の消費税納付率の方が、本則課税を適用した課税期間の消費税納付率より低くなっていた(表7及び表8参照)。

(注7) 課税標準額 税額計算の基礎となるべき金額で、これに税率を乗じて課税売上げに係る消費税額を算出する。

表7 2,023法人の申告状況 (単位：千円)

区分	課税期間	直近-4の課税期間	直近-3の課税期間	直近-2の課税期間	直近-1の課税期間	直近の課税期間	法人数
計算方法		本 則	簡 易	簡 易	簡 易	簡 易	266
課税標準額の平均①		40,523	40,876	41,489	42,716	43,749	
納付消費税額の平均②		868	618	632	654	673	
消費税納付率 (②/①)		2.14%	1.51%	1.52%	1.53%	1.53%	
計算方法			本 則	簡 易	簡 易	簡 易	389
課税標準額の平均①			40,661	41,157	42,169	43,575	
納付消費税額の平均②			811	594	603	630	
消費税納付率 (②/①)			1.99%	1.44%	1.43%	1.44%	
計算方法				本 則	簡 易	簡 易	529
課税標準額の平均①				42,291	43,591	44,840	
納付消費税額の平均②				826	623	634	
消費税納付率 (②/①)				1.95%	1.43%	1.41%	
計算方法					本 則	簡 易	839
課税標準額の平均①					46,027	46,694	
納付消費税額の平均②					882	685	
消費税納付率 (②/①)					1.91%	1.46%	

(注) 直近の課税期間において簡易課税制度を適用した事業者について、本則課税を適用した課税期間と比較するために、過去に遡り直近に本則課税を適用した課税期間以降の申告状況を示している(表8についても同じ)。

表8 633 個人事業者の申告状況 (単位：千円)

区分 \ 課税期間	直近-2の課税期間	直近-1の課税期間	直近の課税期間	個人事業者数
計算方法	本 則	簡 易	簡 易	260
課税標準額の平均①	38,496	36,237	39,807	
納付消費税額の平均②	756	548	599	
消費税納付率 (②/①)	1.96%	1.51%	1.50%	
計算方法		本 則	簡 易	373
課税標準額の平均①		41,466	42,855	
納付消費税額の平均②		847	662	
消費税納付率 (②/①)		2.04%	1.54%	

(注) 個人事業者については、税務署内に保管されている3年分の課税書類により分析した。

また、前記の2,023 法人及び633 個人事業者について簡易課税制度を適用した各課税期間と本則課税を適用した課税期間の消費税納付率を事業者ごとに比較すると、簡易課税制度を適用した課税期間の消費税納付率の方が低くなっているのは1,669 法人及び475 個人事業者であり、高くなっているのは368 法人及び161 個人事業者であった。^(注8)

これらの2,023 法人、633 個人事業者、計2,656 事業者について、簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額が、本則課税を適用したとして試算した推計納付消費税額^(注9)に対して、低額となっている事業者数及び金額は1,675 法人、11 億1101 万余円及び473 個人事業者、2 億0697 万余円、計2,148 事業者で13 億1798 万余円、高額となっている事業者数及び金額は348 法人、1 億1805 万余円及び160 個人事業者、3200 万余円、計508 事業者^(注10)で1 億5005 万余円となっていた。

(注8) 課税期間により簡易課税制度を適用して計算した消費税納付率が、本則課税を適用して計算した消費税納付率より低くなっていたり、高くなっていたりしている事業者が14 法人及び3 個人事業者ある。

(注9) 2,023 法人、633 個人事業者、計2,656 事業者について、簡易課税制度を適用した課税期間において本則課税を適用したとして納付消費税額を推計する方法は、次のとおりとした。

- ① 税抜経理方式を採っていて消費税等差額を計上している事業者は、消費税差額と簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額の合計額
- ② 税抜経理方式を採っているが消費税等差額を計上しているかどうか明確ではない事業者及び税込経理方式を採っている事業者は、簡易課税制度適用時の課税標準額に、本則課税適用時の消費税納付率を乗ずるなどして試算

(注10) 直近の課税期間において簡易課税制度を適用した事業者ごとに、本則課税を適用した課税期間まで過去に遡り、その間の各課税期間について、推計納付消費税額と簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額の差額を通算した金額としている。

このように、同一の事業者について比較しても、多くの簡易課税制度適用者において、消費税納付率が本則課税を適用した課税期間より低くなっており、簡易課税制度の適用に

より事務負担に配慮され事務の簡素化が図られた上に、簡易課税制度を適用して計算した納付消費税額が本則課税を適用したとして試算した推計納付消費税額に対して低額となっていて、いわゆる益税が生じている状況となっていた。

(3) 多額の課税売上高を有する法人の簡易課税制度適用状況

第1期課税期間又は第2期課税期間^(注11)において多額の課税売上高(5億円超)を有し、簡易課税制度を適用して申告している法人で、消費税等差額を計上している11法人、消費税等差額の推計が可能な1法人、計12法人について、両課税期間の課税売上高の状況をみると、表9のとおりとなっており、これらの12法人では、後述のとおりいわゆる益税が生じている状況となっていた。

(注11) 吸収合併に係る合併法人については、合併後最初の課税期間を第1期課税期間、その後の課税期間を第2期課税期間としている。

表9 課税売上高別法人数

課税売上高	5億円超 10億円以下	10億円超 20億円以下	20億円超 30億円以下	30億円超 40億円以下	40億円超 50億円以下	50億円超 60億円以下	計
法人数	6	1	3	0	1	1	12

(注) 両課税期間で簡易課税制度を適用した11法人については、大きい方の課税売上高で記載している。

このように各法人の課税売上高が多額であるのに、簡易課税制度を適用していることから、法人の設立の経緯等について検査したところ、次のとおりとなっていた。

ア 吸収合併又は吸収分割により事業を承継した法人 7法人

前記のとおり、吸収合併又は吸収分割があった場合の事業者免税点制度の適用に当たり、当該吸収合併に係る合併法人又は当該吸収分割に係る分割承継法人の基準期間における課税売上高が1000万円を超えるかどうかについては、当該合併法人又は当該分割承継法人の基準期間における課税売上高のみならず、当該吸収合併に係る被合併法人又は当該吸収分割に係る分割法人の課税売上高も考慮して判定することとされている。一方、簡易課税制度の適用に当たり、当該吸収合併に係る合併法人又は当該吸収分割に係る分割承継法人の基準期間における課税売上高が5000万円を超えるかどうかについては、当該合併法人又は当該分割承継法人の基準期間における課税売上高のみによって判定することとされている。

吸収合併又は吸収分割により事業を承継し、多額の課税売上高を有する課税期間において簡易課税制度を適用して申告している合併法人及び分割承継法人が計7法人あった。これらの吸収合併に係る合併法人と被合併法人及び吸収分割に係る分割承継法人と分割法人は親子会社関係等の密接な関係にあり、簡易課税制度を適用できる規模の小さな合併法人又は分割承継法人が、簡易課税制度を適用できない規模の大きな被合併法人又は分割法人から多額の売上げを有する事業を承継して簡易課税制度を適用していた。

イ 上場企業である法人等が設立した新設法人(アに該当するものを除く。) 5法人

上場企業である法人等が設立した法人で簡易課税制度を適用して申告している法人が5法人あった。これらの5法人は、新設法人であり、設立当初の両課税期間は基準期間がないことから、簡易課税制度を適用することが可能となったものである。

これら12法人が、簡易課税制度を適用して申告している各課税期間の課税標準額は計342億7698万余円、消費税差額は計3億4542万余円となっていて、特に、吸収分割に係る分割承継法人の場合が、5法人で課税標準額は計248億6911万余円、消費税差額は計2億7661万余円と多額となっていた。そして、これらのうち11法人は、簡易課税制度の適用により事務負担に配慮され事務の簡素化が図られている上に、消費税差額3億5495万余円を法人税の申告において益金に算入し納付消費税額が本則課税を適用した場合と比較して低額となっていて、いわゆる益税が生じている状況となっていた。また、1法人は、消費税差額として第1期課税期間は830万余円を益金に、第2期課税期間は1783万余円を損金に算入していて、両課税期間でみると納付消費税額952万余円が本則課税を適用した場合と比較して高額となっていた。

そして、(1)から(3)までの検査の対象とした3,075法人、1,624個人事業者、計4,699事業者の簡易課税制度を適用したことにより納付消費税額が低額となっている事業者数及び納付消費税額の推計額は3,742事業者で21億7647万余円、高額となっている事業者数及び納付消費税額の推計額は957事業者で2億2712万余円となる。

4 所見

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して、事務の簡素化を図るために設けられたものである。そして、消費税に対する国民の信頼性等を向上させるために、これまでも簡易課税制度の適用対象となる基準期間における課税売上高の上限額の引下げによる適用範囲の見直しやみなし仕入率の事業区分の細分化によるみなし仕入率の水準の見直しが行われてきたところである。しかし、みなし仕入率が課税仕入率を上回ってかい離している場合には、価格を通じて消費者が負担している消費税相当額のうち国庫に納付されない部分が事業者に残ることとなり、いわゆる益税が発生すると言われている。そして、このような益税の発生は、消費税に対する国民の信頼性を損ねることとなる。

消費税に関する国民の関心が高い中で、本院は、簡易課税制度が有効かつ公平に機能しているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 簡易課税制度適用者について事業区分ごとにみなし仕入率と課税仕入率の平均を比較すると、みなし仕入率が全ての事業区分において課税仕入率の平均を上回っていた。その中でも第5種事業の課税仕入率の平均は、みなし仕入率との開差が顕著な状況となっていた。また、同じみなし仕入率を適用している事業区分においても、課税仕入率がみなし仕入率を上回っている事業者もいるが、課税仕入率がみなし仕入率を下回っている事業者の方が多数となっていた。

イ 同一の事業者について比較しても、多くの簡易課税制度適用者において、簡易課税制度を適用した課税期間の消費税納付率の方が、本則課税を適用した課税期間の消費税納付率より低くなっていた。

ウ 納付消費税額が低額となっている簡易課税制度適用者の中には、多額の課税売上高を有するような規模の大きな事業者も含まれていた。

アからウまでの分析により、多くの簡易課税制度適用者において、簡易課税制度の適用により事務負担に配慮され事務の簡素化が図られた上に、納付消費税額が低額となっていて、いわゆる益税が生じている状況となっていた。そして、消費税率の引上げが行われれば、いわゆる益税は増大していくことが懸念されるところである。

財務省は、前記のとおり、みなし仕入率に関して、消費税の課税事業者における課税仕入率の更なる実態調査を行っているとしており、その調査結果を踏まえて、みなし仕入率の水準について、必要な措置を講ずる改正が行われれば、いわゆる益税の問題は一定の改善が図られることとなるが、本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、簡易課税制度の在り方について、引き続き、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう不断の検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも簡易課税制度を含む消費税全般について、引き続き注視していくこととする。

第3 東日本大震災等の被災者を救助するために設置するなどした応急仮設住宅の供与等の状況について

検査対象	厚生労働省、7県
事業の根拠	災害救助法(昭和22年法律第118号)
検査の対象とした事業	東日本大震災等の被災者を救助するために平成22、23両年度に供与された応急仮設住宅に係る設置事業等
災害救助に係る国庫負担の概要	災害に際して都道府県が応急的に設置するなどした応急仮設住宅の供与や食品の給与等の災害救助法による救助に要した費用の一定額を国が負担するもの
応急仮設住宅の供与等の災害救助法による救助に要した費用に係る国庫負担金交付額	20億5090万円(平成22年度) 4262億0130万円(平成23年度)

1 検査の背景

(1) 応急仮設住宅の供与の経緯

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害並びに同月12日に長野県北部で発生した地震による災害(以下、これらを合わせて「東日本大震災等」という。)により、多くの被災者が住居を失うなどして、避難所等での避難生活を余儀なくされることになった。このため、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉及び長野の7県(以下「被災7県」という。)は、住居を失うなどした被災者が自ら住居を手当するなどするまでの当面の仮の住居として、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅を供与することとした。

同法による救助は、都道府県知事が行うこととされており、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、事務の一部を市町村長が行うことができることとされている。そして、同法による救助の種類は、避難所及び応急仮設住宅の供与、食品の給与、飲料水の供給等とされており、国は、被災都道府県が救助に要した費用に対して、当該費用が当該都道府県の普通税に係る収入の見込額の一定割合額を超える程度等に応じて、100分の50から100分の90までの負担率により災害救助費等負担金を交付することとされている。

そして、厚生労働省は、被災7県が応急仮設住宅の設置等に要した費用について、災害救助費等負担金を、22年度の事業に対して20億5090万余円、23年度の事業に対して4262億0130万余円(概算交付額)それぞれ交付している。

(2) 応急仮設住宅の供与の概要

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年厚生省告示第144号)等によると、応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者等を収容するものとされている。そして、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないが、1戸当たりの規模は29.7㎡を標準とし、その設置のために支出できる費用の上限(以

下「基準額」という。)は1戸当たり2,387,000円、供与できる期間は原則として2年以内(東日本大震災等における応急仮設住宅については、恒久住宅の整備に時間を要することを理由として1年間延長されている。)とされている。また、応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅等の居室の借上げを実施し、これらに被災者を収容することができることとされている(以下、応急仮設住宅のうち、設置によるものを「建設仮設住宅」、民間賃貸住宅の借上げによるものを「民間賃貸仮設住宅」という。)

ただし、上記の基準等によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができることとされている。そして、これにより被災都道府県が基準額を超える費用を建設仮設住宅の設置のために支出した場合には、その全額が災害救助費等負担金の対象になるとされている。

また、同法によると、都道府県知事が必要と認めた場合は、救助を要する者に対し、金銭を支給して救助を行うことができることとされている。しかし、この運用については、「災害救助法の運用に関する件」(昭和22年厚生省発社第135号内閣官房長官、厚生事務次官連名依命通知。以下「運用通知」という。)により、救助は現品によって行うことを原則とし、金銭の支給は真にやむを得ない場合において、しかも金銭の支給によって救助の実効を期し得る場合に限るべきであるとされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国は世界有数の地震国であり、東日本大震災等のような大規模な災害が今後発生した場合には、住居を失う被災者が再び多数発生するおそれがあるとされている。したがって、応急仮設住宅の供与について、早急に、今回の震災における問題点を過去の震災と比較するなどした上で検証し、その教訓を踏まえた対策を速やかに講じておくことが重要となる。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、東日本大震災等の際の応急仮設住宅の供与は適切に行われているか、改善すべき問題点はないかなどに着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

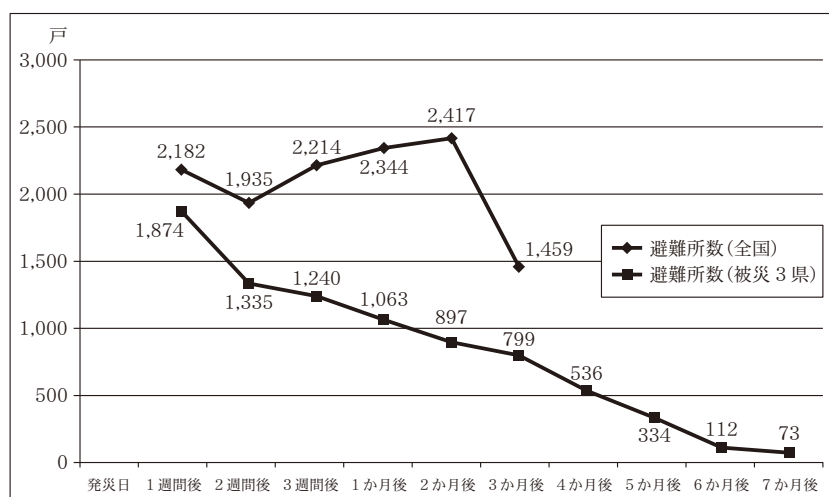
検査に当たっては、東日本大震災等の被災者を救助するために22、23両年度に供与された応急仮設住宅に係る設置事業等を対象として、厚生労働本省及び被災7県において、調書を徴してその内容を分析するとともに、応急仮設住宅に係る賃貸借契約書等の関係書類により応急仮設住宅の供与に要する費用等を確認したり、県の担当者から直接説明を聴取したり、建設仮設住宅が設置されている現地を確認したりするなどの方法により会計実地検査を行った。また、比較分析を行うため、過去に震災等により被害を受けた都道府県のうち新潟、兵庫両県において、説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 避難所の設置状況等

東日本大震災等による被災者のために岩手、宮城及び福島県の3県(以下「被災3県」という。)に設置された避難所数の推移をみると、図1のとおり、震災発生から相当期間が経過した後も多くの避難所が残存している。

図1 避難所数の推移



注(1) 全国分については、3か月後をもって調査が打ち切られている。

注(2) 本図の避難所数は、内閣府の資料による。

このように、避難所の設置期間が長期間にわたっているのは、建設仮設住宅の設置に時間を要したことなどによるものであり、この間、被災者は、プライバシーが守られにくいなど良好でない環境での避難所生活を強いられる結果となっている。

(2) 被災7県における応急仮設住宅の供与の状況

被災7県において東日本大震災等の被災者を救助するために24年3月末時点で供与されている応急仮設住宅の種類別の戸数は、表1のとおり、建設仮設住宅が計52,858戸、民間賃貸仮設住宅が計57,697戸に上っており、これらが応急仮設住宅の大部分を占めている。

表1 被災7県において平成24年3月末時点で供与されている応急仮設住宅の種類別の戸数

(単位: 戸)

種類	県名	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	長野	計
建設仮設住宅		13,984	22,095	16,464	10	20	230	55	52,858
民間賃貸仮設住宅		3,722	26,050	25,002	1,413	832	528	150	57,697
地方公務員宿舎		—	—	15	13	—	—	—	28
国家公務員宿舎等		—	141	140	107	—	—	—	388
公営住宅等		358	928	412	271	—	1	—	1,970
UR賃貸住宅		—	45	—	10	—	—	—	55
雇用促進住宅		878	393	1,179	370	196	96	62	3,174
計		18,942	49,652	43,212	2,194	1,048	855	267	116,170

そして、表2のとおり、民間賃貸仮設住宅の震災発生から24年3月末までの間の供与実績は計61,352戸となっている。このように、東日本大震災等においては、過去の震災等において例のない規模で民間賃貸仮設住宅が供与されている。

表2 主な震災等の際に供与した建設仮設住宅及び民間賃貸仮設住宅の戸数 (単位：戸)

主な震災等(発生日)	建設仮設住宅の戸数	民間賃貸仮設住宅の戸数	計
阪神・淡路大震災(平成7.1.17)	48,300	139	48,439
新潟県中越地震(16.10.23)	3,460	174	3,634
新潟県中越沖地震(19.7.16)	1,222	2	1,224
岩手・宮城内陸地震(20.6.14)	73	21	94
東日本大震災等(23.3.11、12)	52,858	61,352	114,210

これを被災7県別にみると、表3のとおりとなっている。

表3 民間賃貸仮設住宅の県別の供与実績 (単位：戸)

県名	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	長野	計
平成24年3月末までに供与した戸数	3,992	26,050	28,029	1,592	906	621	162	61,352

(注) 宮城県の戸数は、平成24年3月末時点での入居戸数である。

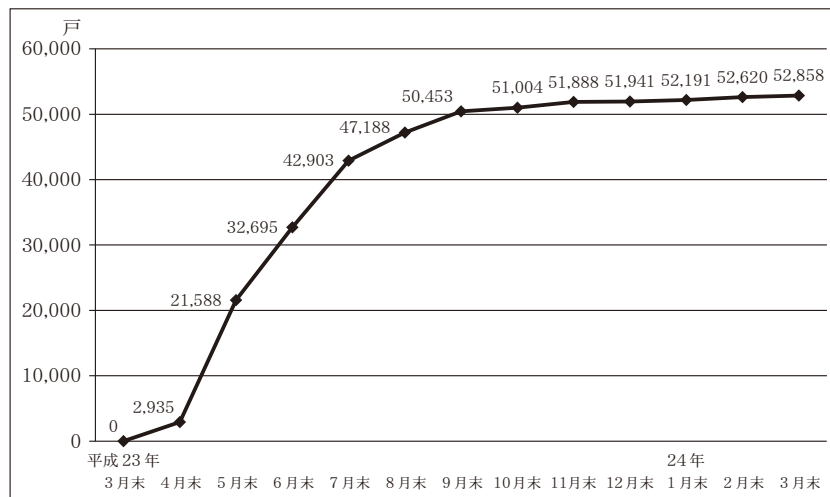
(3) 建設仮設住宅及び民間賃貸仮設住宅の供与の状況等

被災7県において供与されている建設仮設住宅と民間賃貸仮設住宅について、供与までの期間及び供与に要した費用について比較すると、以下のとおりとなっていた。

ア 供与までの期間

建設仮設住宅の設置戸数(累計)の推移は、図2のとおりとなっており、建設用地の確保の問題等により、被災者に必要な約5万戸強の設置に長期間を要していた。

図2 建設仮設住宅の設置戸数(累計)の推移



建設仮設住宅と民間賃貸仮設住宅の被災者への供与の状況について、23年5月末までの供与実績が確認できた岩手、千葉、長野各県について比較すると、表4のとおりである。岩手県においては、建設仮設住宅は、同年4月10日に36戸の入居が開始されており、供与に約1か月を要していたが、民間賃貸仮設住宅は、3月中旬から4月上旬までの約1か月の間に既に計994戸が供与されていた。また、千葉、長野両県においても、建設仮設住宅と比較すると、民間賃貸仮設住宅は、震災発生後の早い段階で入居が開始されていた。

このように、民間賃貸仮設住宅は、用地の確保や設置工事に要する時間が必要でないため建設仮設住宅に比べて被災者に対してより迅速に対応することができることから、避難所の早期解消等に寄与すると思料される。

表4 建設仮設住宅及び民間賃貸仮設住宅の供与実績 (単位：戸)

県名	応急仮設住宅	平成23年3月		4月			5月		
		中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
岩手	建設仮設住宅	—	—	36	118	72	604	1,589	847
	民間賃貸仮設住宅	177	127	690	186	82	481	181	127
千葉	建設仮設住宅	—	—	—	—	—	26	181	—
	民間賃貸仮設住宅	—	—	—	30	—	—	—	—
長野	建設仮設住宅	—	—	—	—	—	—	3	35
	民間賃貸仮設住宅	—	—	4	—	—	—	—	—

注(1) 民間賃貸仮設住宅は、自県民に対するもののみを記載している。

注(2) 太枠の戸数の合計は、岩手県において震災発生から約1か月の間に供与された戸数であり、計994戸である。

イ 供与に要した費用

被災7県及びその管内の市町村(以下「被災7県等」という。)が建設仮設住宅を設置するために要した費用は計2867億6217万余円であり、1戸当たり542万余円となっていた。この設置費用が基準額を超えているのは、以下の理由によると推測される。

① 厚生労働省は、建設仮設住宅について、原則として、造成の必要のない校庭や公園等に設置することを前提としていることなどから、基準額は造成費等を含んでおらず本体価格のみで構成されているとしている。しかし、東日本大震災等は大規模な災害であったため、建設仮設住宅を設置するための土地が不足し、そのために造成が必要になった場合が多く、また、下水道管が敷設されていない土地に設置した場合には、合併浄化槽の設置費用が必要となるなどした。

② 寒冷地仕様、バリアフリー化への対応、設置戸数の多い団地における集会所等の設置等のための費用が必要となった。

その後も、住環境を改善するために、水道管凍結防止、窓のサッシ化・複層ガラス化等の防寒対策や防犯対策等の追加工事を実施し、その費用として24年3月末までに計455億5620万余円を要していることから、1戸当たりの設置費用は628万余円に増加している。

また、厚生労働省は、風呂の追い炊き機能の追加や家財道具を収納するための物置の設置を認めることとしており、購入契約により設置した建設仮設住宅に係る撤去費、建設地の現状回復のための費用等も今後発生することから、1戸当たりの最終的な設置費用は、更に大幅に増加することが見込まれている。

一方、民間賃貸仮設住宅について、24年3月末現在の供与戸数、同年同月分の家賃の金額、契約当初に支払われた敷金、礼金及び仲介手数料、エアコンやカーテンなどの内装等の費用等に基づき、2年間の供与に要する費用を算出すると、1戸当たり183万余円となる。

このように、民間賃貸仮設住宅は、建設仮設住宅に比べて供与に要する費用が経済的であることから、応急仮設住宅の供与に要する費用の低減に寄与すると思料される。

上記ア及びイのとおり、民間賃貸仮設住宅は、建設仮設住宅と比較すると、用地の確保や設置工事に要する時間が必要でないため避難所の早期解消に寄与すること、供与に要する費用が経済的であることなど、様々な利点が見受けられる。

また、建設仮設住宅は、復興住宅の建設用地として期待されている土地を先んじて占有することになるおそれがあったり、表5及び表6のとおり、大量に設置して供与する場合には、様々な理由により一定数の空き住戸が生ずるおそれがあったりするなどの問題が見受けられる。

表5 建設仮設住宅の入居状況 (単位：戸、%)

県名	設置戸数	入居戸数	空き戸数	入居率
岩手	13,984	13,567	417	97.0
宮城	22,095	21,659	436	98.0
福島	15,797	13,406	2,391	84.8
茨城	10	10	—	100
栃木	20	20	—	100
千葉	230	230	—	100
長野	55	55	—	100

注(1) 各県で確認できた平成23年度において最も入居率が高かった時点の入居状況である。

注(2) 入居戸数には、他の自治体からの応援職員等の宿泊施設、生活物資の保管場所、談話室等としての利用を含む。

表6 阪神・淡路大震災(平成7年1月17日発生)における建設仮設住宅の入居状況 (単位：戸、%)

設置戸数	入居戸数	空き戸数	入居率
48,300	46,617	1,683	96.5

注(1) 確認できた最も入居率が高かった時点(平成7年11月15日)の入居状況である。

注(2) 入居戸数には、倉庫利用を含む。

一方、民間賃貸仮設住宅には、分散して立地していることから、入居した被災者による新たなコミュニティの形成や地方自治体等による支援が建設仮設住宅ほどは行われにくいなどの欠点が見受けられる。

したがって、大規模な災害時における応急仮設住宅の供与に際しては、建設仮設住宅及び民間賃貸仮設住宅のそれぞれの特性に十分留意しつつ、建設仮設住宅の的確な整備と併せて、民間賃貸仮設住宅をより積極的に活用すべきと思料される。そして、応急仮設住宅の一層の早期供与及びこれに伴う避難所の早期解消、被災者の住環境に対する需要への的確な対応、応急仮設住宅の供与に要する費用の低減等に努める必要があると思料される。

(4) 民間賃貸仮設住宅の供与のための事務処理

ア 民間賃貸仮設住宅を現品により供与するための事務処理

(ア) 都道府県等のあっせんなどによる場合の取扱い

災害救助法による救助は、都道府県及びその管内の市町村(以下「都道府県等」とい

う。)が、現に救助を必要とする被災者に対して、原則として、現品を供与することなどにより行うものとされている。そして、民間賃貸仮設住宅の供与については、都道府県等が民間賃貸住宅を借り上げた上で被災者に提供する場合は、現品の供与として同法の適用となり、これに要する費用について国庫負担が行われることとなる。このため、都道府県等は、現品の供与として民間賃貸仮設住宅の供与を行う場合には、不動産関係の業界団体等から災害時の協定に基づくなどして提供を受けた民間賃貸住宅の物件情報を用いて被災者に希望する物件をあっせんするなどした上で、当該物件ごとに賃貸借契約を締結して自ら借主となって被災者に提供するという事務処理を行っている。

そこで、この事務処理について、被災7県において、事務処理の担当者から説明を聴取したところ、次のような状況であった。

- ① 民間賃貸住宅物件の被災者へのあっせんについては、不動産関係の業界団体等から提供される民間賃貸住宅の物件情報が大量かつ日々更新されること、被災者の住環境に対する要望が多様であることなどから、対応に多大な時間を要することになった。
- ② 民間賃貸仮設住宅の供与に際しては、県が家主と賃貸借契約を締結した上で、県が市と賃貸借契約を締結し、さらに、市が被災者と賃貸借契約を締結していたり、県と被災者と家主が3者で賃貸借契約を締結していたり、県が家主と賃貸借契約を締結した上で被災者に使用許可を与えていたりなどしていた。そして、これらの賃貸借契約を締結するに当たっては、書類の誤記等により生じた手戻りへの対応を行ったり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく仲介業者からの重要事項の説明を物件ごとに口頭で受けたりなどする必要があった。
- ③ このため、既に災害救助や復旧・復興作業等のために膨大な作業に対応していたところへ、更に多大な事務負担を強いられることとなり、結果として、業務が混乱するなどして、被災者が民間賃貸仮設住宅に入居するまでに一定期間を要するなどしていた。

なお、被災7県等は、これらの事務処理に対応するために人員を増強するなどしていた。

(イ) 被災者が既に自ら契約した民間賃貸住宅に入居している場合の取扱い

厚生労働省は、23年4月に「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」(平成23年4月30日厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。)を発し、被災3県(被災3県から他の都道府県へ避難している被災者に対して、避難先の都道府県等が対応した場合を含む。)については、被災者が既に民間賃貸住宅に入居している場合、災害発生時以降に被災者の名義で契約されたものであっても、その契約時以降、都道府県等の名義の契約に置き換えられた場合は、災害救助法を適用し、家賃、敷金、礼金、仲介手数料等(以下「家賃等」という。)を国庫負担の対象とすることとした。

この局長通知を受けて、被災7県等は、被災者が既に被災者の名義で締結していた賃貸借契約を物件ごとに県等の名義の契約に遡及して置き換えるなどしている。そして、被災7県等は、被災者が家主に既に支払った家賃等について、遡及期間に係る家

賃等の債権を家主から被災者に譲渡させた上で県等から被災者に対して当該債権に係る支払を行ったり、家主から被災者へ返還させた上で改めて県等から家主に支払ったりするなど煩雑な事務処理を行っていた。

被災7県等が自ら契約して民間賃貸住宅に入居していた被災者に上記のような対応を24年3月末までに行っていた件数は、確認できた範囲では、表7のとおり、民間賃貸仮設住宅の供与戸数の約3割に相当する件数であった。

表7 自ら契約して民間賃貸住宅に入居していた被災者に被災7県等が対応を行っていた件数
(単位：件、%)

県名	宮城	福島	茨城	栃木	長野	計
対応件数 (割合)	10,967 (42.0)	4,718 (16.8)	499 (31.3)	142 (15.6)	44 (27.1)	16,370 (28.8)

注(1) 割合は、対応件数を表3の当該県の供与戸数で除して算出した。

注(2) 岩手、千葉両県については、件数を確認することができなかった。

これらの中には、被災者は継続して同一の民間賃貸住宅に居住しているのに、現品の供与とするために借主を県等とする名義の置換えを行った際に、県等が、仲介業者へ仲介手数料を支払うとともに、被災者が当初の契約時に支払っていた仲介手数料についても被災者に支払っているなどの事態が、複数の県で多数見受けられた。

上記(ア)及び(イ)のとおり、災害発生後、被災自治体は、民間賃貸仮設住宅をより積極的に供与しようとする、運用通知によって事実上現品の供与が前提とされているため、既に災害救助や復旧・復興作業等の膨大な作業に対応している上に、更に多大な事務負担を強いられることとなる。このため、被災7県では、被災者が民間賃貸仮設住宅に入居するまでに一定期間を要するなどしていた。また、県等が仲介手数料を2回負担しているなどの不合理な事態が見受けられた。

イ 県等のあっせんによらない被災者自らによる民間賃貸仮設住宅の確保

東日本大震災等においては、多数の被災者が、被災7県等から民間賃貸住宅物件のあっせんを受けることなく自ら不動産業者を訪問するなどして物件を探し、希望物件について被災7県等に当初から又は上記(イ)に記載したとおり遡及して賃貸借契約を締結してもらった上で民間賃貸仮設住宅として入居していた。そして、被災7県において、このような経緯を経て被災者が入居していた民間賃貸仮設住宅の戸数は、確認できた範囲では、表8のとおり、24年3月末までに東日本大震災等において供与された民間賃貸仮設住宅のほとんどを占めていた。

表8 被災者が探した物件を民間賃貸仮設住宅としていた戸数及び割合
(単位：戸、%)

県名	岩手	福島	茨城	栃木	千葉	長野	計
戸数 (割合)	3,992 (100)	25,742 (91.8)	1,373 (86.2)	891 (98.3)	590 (95.0)	162 (100)	32,750 (92.7)

注(1) 戸数は、表3の各県の供与戸数から、被災7県等が被災者に物件のあっせんを行ったとしている戸数を減じて算出した。

注(2) 割合は、被災者が探した物件を民間賃貸仮設住宅としていた各県の戸数を表3の当該県の供与戸数で除して算出した。

注(3) 宮城県については、戸数を確認することができなかった。

また、被災7県の中には、局長通知を受けて、被災者が自ら不動産業者を訪問するなどして見つけた希望物件を民間賃貸仮設住宅とすることを認めたことから、県があっせ

んする物件への申込みが取消しが発生したとしている県もあった。そして、当該県は、局長通知が適用される以前においては、被災者のライフスタイルや就学・就労等の事情により、県が提供した民間賃貸住宅の物件情報と被災者の住環境に対する需要が合致せず、民間賃貸仮設住宅の利用が進まなかったとしている。

これらのことから、不動産関係の業界団体等から災害時の協定に基づくなどして提供を受けた民間賃貸住宅の物件情報を用いて被災自治体が行うあっせんは、必ずしも被災者の住環境に対する需要を満たしていなかったと思料される。

ウ 被災7県等の意見

東日本大震災等のような大規模な災害時においては、行政庁自体が、重大な被害を受けていたり、災害救助等の膨大な作業の対応に忙殺されていたりして、通常の事務処理体制が執れない場合もある。本院には、被災7県に対する会計実地検査の際に、複数の県等から、事務負担の軽減等のために、災害時の民間賃貸仮設住宅の供与については、被災者が支払う家賃等に対して金銭を支給することにより行うという選択肢が認められる必要があるとの意見が多数示された。

エ 金銭の支給による救助における問題点とその対応

厚生労働省は、前記のとおり、金銭の支給による救助については原則として認めていない。この理由について、同省は、以下のような問題点があるためとしている。

- ① 賃貸住宅物件の需要が短期間に高まるため、家賃の上昇を招き財政負担が増大するおそれがあること
- ② 被災者に対して、確実かつ適正な救助が行われるかどうか不明確であること
- ③ 金銭の支給による救助を行う場合、適正に運営するための事務処理体制が必要となること
- ④ 賃貸住宅物件を自ら選定することが困難な高齢者や早期に住宅確保が必要な者等に対して、その確保ができなくなるおそれがあること
- ⑤ 被災者と家主との間の契約において、都道府県が家主に家賃を支払うことは、入居管理を都道府県が家主に一任することにもなり、入居管理や家賃支払いに関し、災害救助法の実施主体である都道府県による責任が不明確になること

しかし、金銭の支給による救助であっても災害救助法に基づく救助であることには変わりはなく、東日本大震災等のような大規模な災害の場合には弾力的に対処することが重要である。

したがって、金銭の支給に係る事務処理手順等を整備することなどにより、災害救助法の実施主体である都道府県による責任を明確にするなどして、これらの問題点の解決を図り、都道府県知事が必要と認めたときは、金銭の支給による救助も選択肢の一つとして行えるようにすることを検討する必要がある。その際は、生活保護制度において行われているように、支給された金銭が家賃等として家主等に対して確実に支払われるよう、家主等が被災者に代わって都道府県等から直接受領する方法等を検討するとともに、民間賃貸住宅物件を自ら選定することが困難な高齢者、障害者等や特に早期に住宅の確保が必要な者等に対しては、これまでどおりに現品での供与により対応することなどを検討する必要があると思料される。

4 所見

東日本大震災等のような大規模な災害時においては、まず被災者に対する応急仮設住宅の迅速な供与が優先課題の一つとなる。そして、その供与は被災者の住環境に対する需要を極力満たしている必要があるが、これに係る事業は、経済的、効率的に実施される必要がある。また、我が国は世界有数の地震国であることなどから、今後の大規模な災害時における対処方法等については、常に見直しを行っていくことが肝要である。

災害救助法に基づく救助は、災害の際に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失等に対して自らこれらを手当できない被災者に対して、国が地方公共団体等及び国民の協力の下に責任をもって対応するためとして、運用通知において現品により供与することが原則とされている。しかし、この原則を厳格に運用するあまり、東日本大震災等のような大規模な災害の際に、被災者への迅速な対応等が阻害される結果となることは、制度本来の趣旨に反するものである。

したがって、東日本大震災等のような大規模な災害の場合には、応急仮設住宅の供与について、被災者の住環境に対する需要に迅速かつ的確に應えるために、その実情に応じて、弾力的に対処することが重要である。そして、都道府県知事が必要と認め、運用上の制限が緩和された場合は、民間賃貸仮設住宅の供与について、金銭を支給して行うという選択肢も有力な方策の一つとなる。

この運用上の制限の緩和に関しては、前記のとおり、生活保護制度において行われているように、支給された金銭が家賃等として家主等に対して確実に支払われるよう、家主等が被災者に代わって都道府県等から直接受領する方法等を検討するとともに、民間賃貸住宅物件を自ら選定することが困難な高齢者、障害者等や特に早期に住宅の確保が必要な者等に対しては、これまでどおりに現品での供与により対応することなどを検討する必要があると思料される。

そして、これらの問題点が解決されて、運用上の制限が緩和された場合には、今後の大規模な災害時における応急仮設住宅の供与において、民間賃貸仮設住宅が一層活用されることになり、建設仮設住宅では満たされない被災者の住環境に対する需要への対応、応急仮設住宅の供与に要する費用の低減等が図られることになる。また、同時に、国費の支援を受けた被災自治体の災害救助等の業務効率が向上することにもなるため、被災者への迅速な対応が図られることになる。

については、厚生労働省において、今回の東日本大震災等における民間賃貸仮設住宅の供与の状況を踏まえて、応急仮設住宅の供与について、被災者、被災自治体等の実情に応じて弾力的に対応できるようにするとともに、建設仮設住宅の的確な整備と併せて民間賃貸仮設住宅のより積極的な活用が図られるようにするため、災害救助における現品による供与の原則を一部緩和することについて今後の検討課題に含める必要がある。

本院としては、東日本大震災等のような大規模な災害においては、被災者の需要に迅速かつ的確に應えることが特に重要であること、応急仮設住宅の供与等が国費を原資として行われていることを考慮し、今後も被災7県における応急仮設住宅の供与等の状況等について引き続き注視していくこととする。

第4 地震・火山に係る観測等の実施状況について

検査対象	内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、国立大学法人北海道大学、国立大学法人弘前大学、国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京工業大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人鹿児島大学、47都道府県、1,742市町村
検査の対象とした業務の概要	地震、津波及び火山の観測、調査研究等並びにこれらに関連する業務
検査の対象とした観測機器の平成24年3月31日現在の数	(1) 国、独立行政法人及び国立大学法人の観測機器 15,080台 (2) 国の交付金等により更新等された地方公共団体の観測機器 2,453台
検査の対象とした観測機器の台帳上の取得価格	(1) 564億4849万円
検査の対象とした観測機器の更新等に係る交付金等の交付額	(2) 98億3183万円(平成18、20、21、22各年度)

1 検査の背景

(1) 国等による地震及び津波の観測等の実施

我が国においては、過去10年間でみても、十勝沖地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東北地方太平洋沖地震等の大規模な地震が発生し、全国各地で人的・物的な被害をもたらしている。地震及び津波等の観測やこれらを対象とする調査研究等は、国の機関を始めとする関係機関により行われているが、その概要は次のとおりである。

気象庁は、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与することなどのため、業務として地震及び津波の観測を行っている。

一方、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として制定された地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき、地震に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための組織として、文部科学省に地震調査研究推進本部(以下「地震本部」という。)が設置されている。地震本部は、地震に関する総合的かつ基本的な施策の立案、調査観測計画の策定等を行うこととされている。また、測地学及び政府機関の測地事業計画に関する事項を調査審議し、これに関して関係各大臣に意見を述べるための組織として同省に科学技術・学術審議会が設置されている。そして、地震本部が策定等した施策及び

計画、科学技術・学術審議会が関係各大臣に建議を行った観測研究計画等^(注1)に基づき、国、独立行政法人、国立大学法人等の関係機関が防災・減災や自然現象の発生の予測及び解明を目的として、地震及び津波の観測、調査研究等を行っている。

(注1) 観測研究計画 地震及び火山噴火予知のための研究について、関係機関が分担して推進するための計画。現行の計画は、平成21年度から25年度までを対象期間として、20年7月に科学技術・学術審議会から総務、文部科学、経済産業、国土交通各大臣に建議された。

(2) 国等による火山の観測等の実施

我が国には110の活火山があり、火山の噴火は、過去10年間でみると、浅間山、桜島、霧島山(新燃岳)等において発生し、これら3火山の噴火の際には噴石落下、降灰及び空気振動(以下「空振」という。)による被害が確認されている。

火山の観測、調査研究等については、気象庁が気象業務法に基づいて観測を行っているほか、国、独立行政法人、国立大学法人等の関係機関が、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)や科学技術・学術審議会の観測研究計画等に基づき、防災・減災や自然現象の発生の予測及び解明を目的として、観測、調査研究等を行っている。このほか、火山噴火予知連絡会が、火山の観測、調査研究等の成果や情報の交換、火山現象についての総合的判断等を行うための組織として設置されている。

(3) 国及び地方公共団体による情報提供等

気象庁は、気象業務法に基づき、地震、津波及び火山に関する予報、警報等を行い、これらを国民に発表する業務を行っているほか、地震防災対策特別措置法に基づき、関係機関の観測結果等の収集を行い、その成果を地震本部に報告している。

消防庁は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)における地震発生時の初動体制確立の迅速化等を目的に、全市町村への観測機器の設置及びこれらを接続する処理装置の整備を促進するため(以下、これらの観測機器等を「震度情報ネットワーク」という。)、都道府県に対して交付金等を交付して、全市町村に整備された震度情報ネットワークにより得られた観測データは気象庁に提供され、同庁が各地域の地震情報として発表している。また、消防庁は、国から住民への緊急の情報提供に資する目的で、全国瞬時警報システム(以下「J-ALERT」という。)の整備・運用を行っており、都道府県及び市町村に対してJ-ALERTの整備を促進するための交付金を交付している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国は、23年に、霧島山(新燃岳)の噴火、東北地方太平洋沖地震等による災害が相次いで発生し、広範囲に被害を及ぼしたことなどから、国、独立行政法人、国立大学法人等の関係機関による地震、津波及び火山の観測、調査研究等の実施状況に対する国民の関心が高まっている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 関係機関による近年の地震、津波及び火山の観測機器の整備状況及び運用状況はどのようなになっているか。

- イ 災害時における観測機器等の支障対策はどのようになっているか。
- ウ 観測機器で得られた観測データがどのように流通し、防災・減災に資する調査研究に活用されているか。
- エ 国民に対する地震、津波等に関する緊急情報の伝達は適切に実施されているか。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、地震、津波及び火山の観測、調査研究等の実施機関並びにこれらに関連する業務を所掌している機関のうち、4省庁等^(注2)、3独立行政法人^(注3)、12国立大学法人^(注4)、47都道府県及び1,742市町村から、観測機器の整備、維持、管理等や防災情報等の伝達体制等に関する調査書を徴して、これらの調査、分析等を行うとともに、4府省(13府省庁等)^(注5)、3独立行政法人^(注6)、6国立大学法人及び11都道府県^(注7)を対象として、観測等の実施体制の状況等について、観測、調査研究等の現場に赴くなどして会計実地検査を行った。

(注2) 4省庁等 国土交通省(平成13年1月5日以前は、北海道開発庁、運輸省及び建設省)、国土地理院、気象庁、海上保安庁

(注3) 3独立行政法人 独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所(以下、本文又は図において、それぞれ「防災科研」、「海洋研」、「産総研」という。)

(注4) 12国立大学法人 科学技術・学術審議会の観測研究計画の実施機関となっている北海道大学、弘前大学、東北大学、秋田大学、東京大学、東京工業大学、名古屋大学、京都大学、鳥取大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学の各国立大学法人

(注5) 4府省(13府省庁等) 内閣府(内閣府本府)、総務省(本省及び消防庁)、文部科学省(本省)、国土交通省(本省、国土地理院、国土技術政策総合研究所、気象庁、海上保安庁並びに本省及び気象庁の4地方支分部局)

(注6) 6国立大学法人 北海道大学、東京大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学の各国立大学法人

(注7) 11都道府県 東京都、北海道、京都府、神奈川県、長野県、静岡県、兵庫県、高知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

3 検査の状況

(1) 観測、調査研究等に係る予算

地震及び津波の観測、調査研究等に係る23年度の予算額を機関別にみると、地震本部の運営を担うとともに、観測、調査研究等を推進する立場として委託事業の発注者となっている文部科学省や、主たる業務又は業務の一つとして観測を行っている国土交通省の各機関(国土地理院、気象庁及び海上保安庁)の予算額が、東北地方太平洋沖地震の発生を受けて、対前年度比で約3倍から約5倍と大幅に増加し、それぞれ、131億余円、78億余円、112億余円、4億余円となっている。

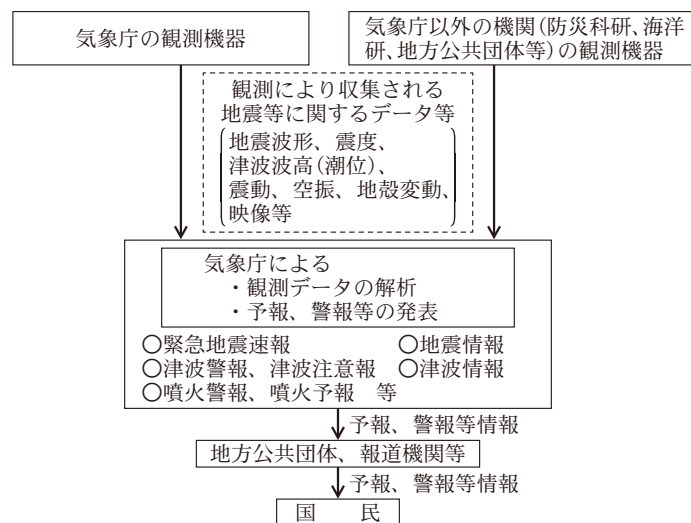
また、消防庁は、21年度に、前記の震度情報ネットワークに係る観測機器の更新等のために120億円、J-ALERTの整備のために112億円を予算計上している。

一方、火山の観測、調査研究等を行っている機関のうち気象庁及び防災科研の23年度の予算額は、それぞれ18億余円、1億余円となっている。

(2) 観測の実施から情報の発表に至るまでの流れ

観測の実施から情報の発表に至るまでの流れについて概略を示すと図のとおりである。

図 観測の実施から情報の発表に至るまでの流れ



(3) 観測機器の整備状況

ア 観測機器の設置目的等

観測の実施機関は、それぞれの権能等に応じて、地震が発生させた地震波を観測する^(注8)地震計(高感度地震計、広帯域地震計及び強震計(震度計))を始め、地殻の変動、地震等に伴う津波、火山活動その他の関連する自然現象を観測するための様々な観測機器を設置・保有している。

(注8) 地震計 地震が発生させた地震波を計測する機器で、微弱な揺れまで検知することが可能な「高感度地震計」、速い揺れからゆっくりとした揺れまでの広い周波数範囲にわたる地震波を記録することが可能な「広帯域地震計」、非常に強い揺れであっても確実に地震波を記録することが可能な「強震計」に大別される。

また、計測した地震波から震度を算出する機能を併せ持っている強震計を「震度計」という場合がある。以下の本文中では、気象庁及び防災科研の地震計のうち、震度演算機能を併せ持っている強震計については、「震度計」ではなく「強震計」と表記し、地方公共団体の震度情報ネットワークの地震計についてのみ「震度計」と表記している。

イ 国、独立行政法人及び国立大学法人における整備状況

国、独立行政法人及び国立大学法人が24年3月31日現在保有している観測機器は、長期間にわたって観測点を固定して実施する常時観測用の9,474台、緊急的に実施したり期間を限定して実施したりする臨時観測用の5,606台、計15,080台ある。また、24年3月31日現在の観測機器の管理台帳等に搭載された取得価格及び23年度における維持管理費は、それぞれ計564億4849万余円(地震等の観測に係る分519億4107万余円、火山の観測に係る分45億0741万余円)、計28億1708万余円(同26億5555万余円、同1億6153万余円)となっている。

(ア) 常時観測用の観測機器の保有状況

国の機関(4省庁等)、3独立行政法人及び10国立大学法人が24年3月31日現在保有する常時観測用の観測機器(計9,474台)を、観測対象別にみると、地震等の観測用が8,271台、火山の観測用が1,203台となっている。

地震の常時観測については、地震本部が地震防災対策特別措置法に基づき、9年8月に「地震に関する基盤的調査観測計画」を策定していて、同計画等に基づき、関係機関が観測機器の全国的な整備を進めてきている。

機関別にみた主な整備状況は次のとおりである。

気象庁は、震源及び地震規模の決定等に必要な地震波形データを取得する高感度地震計をおおむね60km間隔となるように、また、震度を測定するための震度データを取得する強震計をおおむね20km間隔となるように、それぞれ全国に設置している(206台、631台)。なお、同庁の強震計の一部(631台中215台)は、緊急地震速報の発表に必要な地震波形データを取得することも可能となっている。

防災科研は、地盤の強震動を全国的に観測するための強震計や、内陸で発生する浅い地震の震源の位置を決定するための高感度地震計を、それぞれおおむね20km間隔となるように全国に設置している(2,427台、787台)。

国土交通省は、地方整備局等の事務所等における地震発生時の初動体制の決定に資することを目的として、全国に強震計750台を設置し、地震計ネットワークを整備している。

一方、火山の常時観測については、21年2月に火山噴火予知連絡会が災害の軽減のために監視を強化すべき火山として選定した47火山全てに、気象庁が地震計、傾斜計、遠望カメラ等を設置して(計514台)、常時観測を行っているほか、他の機関もそれぞれの業務に応じて観測を必要とする火山に各種の観測機器を設置している。

(イ) 臨時観測用の観測機器の保有状況

国の機関(4省庁等)、3独立行政法人及び11国立大学法人が24年3月31日現在保有する臨時観測用の観測機器(計5,606台)を、観測対象別にみると、地震等の観測用が5,037台、火山の観測用が569台となっている。

このうち、11国立大学法人の保有機器数が計4,032台(地震等の観測用3,627台、火山の観測用405台)となっている。これは、各国立大学法人が、地震が発生した後や火山活動が活発化した後に、観測機器を可能な限り早く設置して観測データを収集し、学術研究として地震発生・火山活動の構造を解明するため、機動的に設置できる観測機器を多く保有していることなどによる。

ウ 地方公共団体における整備状況

消防庁は、7、8両年度に都道府県等が整備した震度情報ネットワークの各機器の老朽化等を受けて、全額国費で震度情報ネットワークを更新するために、21年度に、防災情報通信設備整備事業交付金として、計84億5905万余円を交付している。そして、単独費で更新を行った2都県を除く45道府県は、上記交付金のほか、他の補助金等により、18年度から22年度までの間に更新を行っている(上記交付金等の交付額計98億3183万余円)。

消防庁は、上記交付金の交付要綱等において、「平成の大合併」前の市町村ごとに少なくとも1か所は整備すること、気象庁又は防災科研が設置した強震計が近接している場合には、地方公共団体は自らが設置した震度計を撤去し、同庁又は防災科研が設置した強震計の震度データを活用してもよいこととしている。そして、都道府県において震度計を設置せずに気象庁又は防災科研が設置した強震計の震度データを活用する場合で

あっても、当該強震計から回線を分岐して震度データを市町村に送信する装置(以下「分岐装置」という。)を設置し、震度データを直接市町村が入手できるようにしているものは、分岐装置も上記交付金の対象としている。

震度情報ネットワークを構成する都道府県等が整備した震度計 2,937 台のうち、前記交付金等により更新等を行った震度計は 2,453 台で、このうち、気象庁又は防災科研が設置した強震計との距離が 1 km未満と近接して設置されている震度計は 233 台あり、この中には、同一敷地内にあるなど距離が 100m未満の震度計も 59 台含まれている。

また、分岐装置については、43 都府県が設置して気象庁又は防災科研の計 360 台の強震計の震度データを活用している。これらの強震計 360 台のうち、前記交付金等により更新等を行った分岐装置を介している強震計は 325 台である。

一方、近年、震度情報ネットワーク等のシステム等の更新により気象庁からの地震情報の提供が短時間で行われるようになったことなどから、同庁の発表する地震情報を初動体制の確立の基準にするなどして、分岐装置を介して同庁及び防災科研の震度データを直接入手することを取りやめている地方公共団体も見受けられた。

以上のことから、今後、地方公共団体において観測機器等の新設及び更新を行うに当たっては、気象庁又は防災科研の同種の観測機器の設置状況やシステム等の更新状況を把握するとともに、十分な連携を図るなどして、観測機器等の新設及び更新の必要性について十分に検討し、もって、効率的な予算執行に努める必要があると認められる。

エ 関係機関が整備した観測機器で得られた観測データの気象庁における活用状況

気象庁以外の関係機関の観測機器で得られた観測データのうち同庁に提供された観測データは、同庁の観測データと合わせて解析処理された後、予報、警報等の発表等に活用されている。

このうち、気象庁の緊急地震速報の発表には、同庁の強震計の観測データとともに、防災科研の高感度地震計の観測データが活用されていて、同庁は、自らが設置した観測機器及び防災科研が設置した観測機器を活用することで、震源及び地震規模の推定の精度が高まるとしている。

オ 国土交通省の地震計ネットワークの整備状況

国土交通省は、主に 7 年度から 9 年度にかけて、事務所等及び事務所等が管轄する出張所並びにこれらの事務所等が管理する堤防、道路、ダム等に、前記のとおり、強震計 750 台を設置し、地震計ネットワークを整備している。

地震計ネットワークの活用状況をみると、52 事務所等においては、強震計又は事務所等の表示装置の故障等により、一部の観測データ(計 147 台分)を取得することができなくなっており、地震計ネットワークの一部が初動体制の決定のために活用されていない状況となっている。

地震計ネットワークの整備が開始された 7 年度当時は、気象庁が発表する震度観測点の数が十分でなかったことから、地震計ネットワークは事務所等における初動体制の決定のために有用であったと思料される。一方、24 年 3 月 31 日現在、気象庁は全国 4,309 の震度観測点をネットワーク化しており、地震発生時、各事務所等が同庁から送信される震度情報を利用することにより、初動体制の決定を行うことができる地域が広がっていると認められる。

このような状況の中で、国土交通省は、24年8月に、地震計ネットワークの今後の運用方針を策定した。この運用方針においては、強震計の更新等について、気象庁が発表する震度観測点と河川・道路施設等の設置場所が離れていて震度観測の精度を向上させる必要がある場合等に限定した上で、これに該当しない強震計については廃止することとしている。

以上のことから、今後、国土交通省において、上記の運用方針に沿って強震計の絞り込みに向けた具体的な計画を策定し、地震計ネットワークの見直しを着実に進める必要があると認められる。

(4) 観測機器等に係る支障対策

ア 平成23年に発生した自然災害による観測機器の被災状況

23年1月以降に発生した自然災害により故障又は亡失した機器数は計129台(地震等の観測用110台、火山の観測用19台)となっていて、その原因は、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波の影響が75%を占めている。また、上記129台のうち、24年3月31日までに復旧等した機器数は31台にとどまっている。

イ 観測網に係る支障等の発生及び対策の状況

(ア) 支障等の発生状況

気象庁及び同庁に観測データを提供している関係機関のうち国立大学法人を除く関係機関(以下「データ提供機関」という。)が整備した観測機器及び観測機器で得られた観測データを処理するサーバ等(以下「サーバ」という。)で構成される観測網における、東北地方太平洋沖地震発生からの1か月間の、停電や通信障害により観測機器から同庁への観測データの提供が即時に行われていない状態(以下「支障」という。)及び観測データが保存されていない状態(以下「欠測」という。)の発生状況について、上記アの故障又は亡失した観測機器を除いてみたところ、次のような状況となっていた。

防災科研及び産総研においては、サーバが設置されている茨城県つくば市で長時間の停電が発生したことにより、サーバが停止し、観測機器(防災科研996台、産総研103台、計1,099台)のデータが気象庁に提供されていなかった。

また、防災科研、気象庁及び国土地理院の観測機器(175台、85台、57台、計317台)において、停電により観測機器等の機能が停止したり、通信障害によりサーバへ観測データの送信ができなかったりしたため、欠測が生じている。

各種観測データは、気象庁が発表する地震に関する予報、警報等の基礎となる情報であることから、観測データが停電等の影響を受けることなく確実に同庁に提供されることが肝要である。また、地震被害の軽減や地震現象発生の予測及び解明のための調査研究等に活用されている情報であることから、災害発生時においても欠測が生じない体制を構築する必要があると認められる。

(イ) サーバ及び観測機器の停電対策の状況

サーバや観測機器が停電時においても通常時と同様に気象庁に観測データを提供できる時間(以下「稼働可能時間」という。)について、23年3月31日及び24年3月31日現在の状況をみたところ、24年3月までに気象庁、国土地理院及び防災科研が停電時の対策強化を図っているものの、いずれの時点においても、機関や観測機器の種類によって稼働可能時間が区々となっていた。

各機関によって観測網の支障対策が区々となっているのは、国として、防災対策の見地からの総合的な調整を行う機関がないことによるものである。

したがって、国は、気象庁の予報、警報等が国等の初動体制の確立や的確な被害状況の把握に大きな影響を与える状況を踏まえ、防災対策の見地から、災害発生時等においても、各データ提供機関の観測データが確実に同庁に提供されるよう、重要性に応じるなどした総合的な支障対策を検討する必要があると認められる。

(5) 観測データの流通及び活用

ア 観測データの流通

地震の観測データの流通については、16年3月31日付けで9国立大学法人(北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学の各国立大学法人)、防災科研、産総研、気象庁等の計17機関が相互に締結した協定等に基づき、各機関の常時観測点の観測データが即時に交換されている。

一方、火山の観測データの流通については、気象庁及び防災科研が23年2月1日付けで締結した協定に基づき、両機関が常時観測している火山の観測データが即時に交換されていて、両機関以外の関係機関に対しては、防災科研が申請を受け付けて許可した上で当該観測データの即時提供を行うことができることとなっている。また、5国立大学法人(北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、九州大学の各国立大学法人)の観測データは、23年9月から24年3月にかけて気象庁、防災科研及び各国立大学法人の三者間で締結された協定により、同庁及び防災科研に即時に提供されるようになっている。

イ 地方公共団体の観測機器で得られた地震波形データの活用

都道府県の震度計で得られた地震波形データは、地震災害の軽減を図っていく上で貴重なデータであり、当該データの活用主体となり得る関係機関にも流通させることが望ましいとされている。21年度から23年度までの間に、気象庁、防災科研又は国立大学法人に対して提供した実績があったのは、震度5弱以上の地震を観測した東北地方及び関東地方の都県を中心とした26都道府県であった。

(6) 地方公共団体が実施している緊急情報の伝達

住民に対して、緊急情報を伝達する手段としては、テレビ・ラジオによる放送、携帯電話会社の緊急速報メール等による伝達のほか、地方公共団体が実施しているJ-ALERTによる伝達がある。前記のとおり、J-ALERTの整備には、近年、多額の国費が投入されていることから、J-ALERTの整備、運用状況等に着目し、全1,742市町村から調書を徴して検査した。

ア J-ALERTの整備状況

消防庁は、21年度第1次補正予算により、状況に応じた内容の音声放送の実現や地上回線接続による受信機等の管理強化を図るなどJ-ALERTの高度化を図るとともに、全国の都道府県及び市町村においてJ-ALERTの整備を国費により一斉に行うこととして、防災情報通信設備整備事業交付金を都道府県に交付(市町村分は都道府県を介した間接交付)することとした。同交付金の交付額は計92億1770万余円(都道府県の執行分1億5550万余円、市町村の執行分90億6219万余円)で、24年4月1日現在、J-ALERTは、全都道府県のほか、1,728市町村の^(注9)99.4%に当たる1,719市町村に整備

され、運用が開始されている。

(注9) 1,728 市町村 1,742 市町村のうち、東北地方太平洋沖地震の影響で、平成 24 年 4 月 1 日現在、J-ALERT が整備されていなかったり、運用されていなかったりしている岩手、宮城、福島各県の 14 市町村は集計から除外している。

イ J-ALERT の運用状況

J-ALERT は、受信アンテナ、受信機、自動起動機等で構成されている。このうち自動起動機は、人工衛星等から受信した緊急情報を人手を介さずに瞬時に住民に伝達するため、同報無線等の情報伝達用の機器を自動起動するために必要となる装置である。

J-ALERT が整備された前記 1,719 市町村の自動起動機の 24 年 4 月 1 日現在の設置状況をみると、1,241 市町村(全体(1,728 市町村)の 71.8%)が設置するにとどまっている。

一方、自動起動機を設置していない 478 市町村(全体(1,728 市町村)の 27.6%)は、その理由として、情報伝達用の機器がないこと、整備している情報伝達用の機器が古いため自動起動に対応できないことなどを挙げている。この 478 市町村のうち 184 市町村は、情報伝達用の機器の整備、改修に合わせて、今後、自動起動機を設置する予定としているが、294 市町村は、多額の費用を要することなどから情報伝達用の機器の整備、改修の予定はなく、自動起動に対応する予定がない状況となっている。

また、自動起動機を設置した 1,241 市町村のうち、91 市町村(全体(1,728 市町村)の 5.2%)は自動起動機を設置したものの運用には至っていない。91 市町村は、自動起動機を運用していない理由として、緊急情報を自動起動により伝達することに関して住民に周知理解を得る必要があること、情報伝達用の機器が整備・改修中であることなどを挙げている。

以上のように、多額の費用を要するため同報無線等の情報伝達用の機器を整備していないことなどから、自動起動機を設置していなかったり、自動起動機を設置したものの運用してなかったりして、緊急情報を人手を介さずに瞬時に住民に伝達するという J-ALERT の整備目的が達成されていない市町村が約 3 割を占める状況となっている。

緊急情報を伝達する同報無線等の情報伝達用の機器については、市町村合併により旧市町村単位で情報伝達用の機器の整備状況が異なっていたり、屋外放送用のスピーカーを沿岸部や土砂災害が想定される地域のみを設置したりなどして、市町村全域を対象としていない場合がある。そこで、自動起動機を運用している 1,150 市町村において、情報伝達用の機器が、市町村全域のうち、どの程度の地域を対象としているかについてみたところ、市町村の全域を対象としている市町村が 998 市町村(全体(1,728 市町村)の 57.7%)、一部地域のみを対象としていて全域を対象としていない市町村が 152 市町村(同 8.7%)となっていた。

ウ J-ALERT による緊急情報の住民への伝達手段

J-ALERT の自動起動機を運用している 1,150 市町村の住民への緊急情報の伝達手段についてみると、同報無線、MCA 無線、有線(ケーブルテレビ、IP 網等)等の通信設備を利用して屋外に設置したスピーカーにより情報伝達を行う屋外放送を 1,095 市町村が実施しており、主要な手段となっている。また、全世帯や屋外放送の難聴地域の世帯等に設置した戸別受信機による情報伝達を 920 市町村が実施している。このほか、登録者

に対するメール配信等による伝達を実施している市町村も見受けられた。

消防庁の試算によると、同報無線の市町村への整備には、人口の規模や面積にもよるが、一般的に2億円から3億円程度の費用を要するとされている。国は、これに対する財政支援策として、同報無線の整備に係る事業費の90%を起債対象とし、その元利償還金の50%を交付税算入する地方財政措置を取っているが、多額の費用が必要なことを理由に整備していない市町村も見受けられた。

エ J-ALERTの訓練の実施状況

内閣府、消防庁及び気象庁は、緊急地震速報の訓練情報をJ-ALERTにより送信する訓練を実施しており、J-ALERTの全国一斉整備がおおむね完了した23年度は、23年6月28日と12月1日の2回実施している。

このうち、同年12月1日に実施された訓練に参加した944市町村の訓練内容をみると、自動起動により同報無線等による放送を実施した市町村が75市町村、自動起動により庁舎内放送を実施した市町村が60市町村、J-ALERT受信機の動作確認を実施した市町村が912市町村となっており、参加した市町村数は多かったものの、自動起動により同報無線等による放送を実施した市町村数は少なかった。

J-ALERTは、緊急情報を国から住民まで人手を介さずに瞬時に伝達することを目的に整備したものであり、その目的を達成する見地からは、国から発信される緊急情報を市町村が受信した場合には、住民に情報が確実に伝達されるような体制になっていることが求められる。このことから、国において訓練機会の拡大を図ること、より多くの市町村において緊急情報を受信することから同報無線等を自動起動して放送することまでの一連の訓練を実施することが望まれる。

オ J-ALERTの周知・広報の実施状況

J-ALERTを整備した1,719市町村において、その導入に当たり、市町村が実施した周知・広報の状況についてみたところ、24年4月1日現在、広報誌やホームページへの掲載等により、J-ALERTの運用状況の住民への周知・広報を実施していない市町村が740市町村に上っていた。しかし、J-ALERTによる緊急情報がどのように伝達されるようになっているかなどについては、住民にとって重要な情報であり、J-ALERTの運用状況についての周知・広報を実施していない市町村においては、その実施に努めることが望まれる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

関係機関による近年の地震、津波及び火山の観測機器の整備状況及び運用状況はどのようになっているか、災害時における観測機器等の支障対策はどのようになっているか、国民に対する地震、津波等に関する緊急情報の伝達は適切に実施されているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 一部の地方公共団体において、近接する地点に気象庁又は防災科研の強震計が設置されているにもかかわらず、その利用について十分に検討することなく震度計を更新するなどしていたり、分岐装置の更新等について十分な検討を行っていなかったりしている事態が見受けられた。

- イ 国土交通省の地震計ネットワークは、事務所等における地震直後の初動体制の決定に資することを目的として、7年度以降整備されてきたが、強震計等の故障が一部に見受けられ、事務所等の中には気象庁が発表する震度観測点の増加に伴い、同庁から送信される震度情報により特段の問題もなく地震発生時の初動体制を決定している状況が見受けられた。
- ウ 東北地方太平洋沖地震後に発生した停電等により、気象庁への観測データの提供に支障が生じたため、一部の地点で震度情報が発表できない状況や、観測データが欠測している事態が見受けられるとともに、観測網に発動発電機等を整備するなどの停電等に対する支障対策について、データ提供機関によって区々となっている状況が見受けられた。
- エ J-ALERTは、全国のほとんどの市町村に整備されたものの、約3割の市町村においては、多額の費用を要するため同報無線等の情報伝達用の機器を整備していないことなどから、J-ALERTにより受信した緊急情報を住民に伝達する手段がないなど、緊急情報を人手を介さずに瞬時に伝達するというJ-ALERTの整備目的が達成されていない事態が見受けられた。
- オ 地方公共団体における住民に対する地震、津波等に関する緊急情報の伝達体制についてみると、国から住民へ人手を介さずに瞬時に伝達することができるJ-ALERTが担う役割は重要なものであるが、緊急情報を受信することから同報無線等を自動起動して放送することまでを一連のものとして行う訓練の実施状況が低調となっていたり、居住地域におけるJ-ALERTの運用状況が住民に対し十分に周知・広報されていなかったりして、緊急時に伝達すべき情報が住民に適切に伝わらないことが懸念される状況が見受けられた。

(2) 所見

地震、津波及び火山の観測体制は、地震本部の計画、火山噴火予知連絡会の報告等に基づき、その整備・強化が進められていて、観測機器で得られた観測データは、防災・減災や自然現象の発生の予測及び解明のために幅広く活用されるようになってきているが、地震、津波及び火山の観測、調査研究等並びにこれらに関連する業務は、今後も引き続き実施されるものである。ついては、以上の検査の状況を踏まえて、関係機関においては、次の点について留意することが望まれる。

- ア 地方公共団体の整備する観測機器等の更新等に当たっては、気象庁又は防災科研の同種の観測機器の設置状況やシステム等の更新状況を把握するとともに、十分な連携を図るなどして、観測機器等の更新等の必要性について十分に検討し、効率的な予算執行に努める。
- イ 国土交通省の地震計ネットワークにおける今後の強震計の更新等については、気象庁が発表する震度観測点と河川・道路施設等の設置場所が離れていて震度観測の精度を向上させる必要がある場合等に限定した上で、これに該当しない強震計については廃止するとした24年8月策定の今後の運用方針に沿って強震計の絞り込みに向けた具体的な計画を策定し、地震計ネットワークの着実な見直しに努める。
- ウ 国において、気象庁が発表する予報、警報等が国等の初動体制の確立や的確な被害状況の把握に大きな影響を与える状況を踏まえて、防災対策の見地から、災害発生時等に

においても気象庁の予報、警報等に活用されるデータ提供機関の観測データが確実に同庁に提供されるよう、支障対策の検討に努める。

エ 市町村において、同報無線等の情報伝達用の機器の整備や多様な情報伝達手段の活用を図ることなどにより、J-ALERTによる緊急情報が住民に対して適切に伝達される体制の確立に努める。また、国において、今後、市町村における緊急情報の伝達体制確立に対する支援に努める。

オ 国及び地方公共団体において、地震、津波等に関する緊急情報が住民に対して確実に伝達されて、防災・減災に資するよう、J-ALERTの訓練機会の確保に努めるとともに、市町村ごとのJ-ALERTの運用状況が住民に伝わるよう、周知・広報に努める。

本院としては、今後も、国、独立行政法人、国立大学法人等における地震、津波及び火山の観測等の実施状況、これらの成果の防災・減災の対策への活用状況等について引き続き注視していくこととする。

第5 グリーン家電普及促進対策費補助金等の効果等について

検査対象	環境省、経済産業省、総務省、一般社団法人環境パートナーシップ会議
検査の対象とした補助事業の概要	3省が、基金設置法人に対し補助金を交付して、グリーン家電普及促進基金を造成させ、グリーン家電の購入に対しエコポイントを付与するなどの事業を行うことにより、グリーン家電の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図るもの
検査の対象とした基金の造成額	6929億6837万円(平成21、22両年度)

1 検査の背景

(1) エコポイント事業の背景

政府は、「経済危機対策」(平成21年4月10日。「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)のうちエコポイントの活用等による省エネ機器の普及促進等を実施するために必要な経費として、環境省、経済産業省及び総務省(以下、これらを総称して「3省」という。)で計2946億円を平成21年度補正予算(第1号)として、その後、同年12月に取りまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)で、エコポイントに関する予算として、3省で計2321億円を平成21年度補正予算(第2号)として計上した。

また、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、円高等の景気下振れリスクへの対応、デフレ脱却の基盤づくりのための緊急的対応のために、エコポイントに関する予算として3省で計884億円を経済危機対応・地域活性化予備費から使用することとし、その後、同年10月に、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を実施するために必要な経費を追加するなどとした平成22年度補正予算で、エコポイントに関する予算として3省で計777億円を計上した。

上記のように、エコポイントに関する予算は、補正予算に計上又は予備費から使用されており、その額は、環境省計2426億円、経済産業省計2426億円及び総務省計2076億円、計6929億円に上っている。

(2) エコポイント事業の概要

エコポイントに関しては、環境省は「グリーン家電普及促進対策費補助金交付要綱」、経済産業省は「グリーン家電普及促進対策費補助金交付要綱」、総務省は「省エネルギー型地上デジタル放送対応テレビジョン普及加速対策費補助金交付要綱」をそれぞれ定めて、これらにより実施することとしていた。3省は、これらの交付要綱に基づき、連携して、公募で基金設置法人に決定した一般社団法人環境パートナーシップ会議(以下、単に「基金設置法人」という。)に対して、前記の補正予算及び予備費により補助金を交付し、交付を受けた基金設置法人はグリーン家電普及促進基金を造成した。

3省は、省エネ性能の高い家電製品(以下「グリーン家電」という。)の購入に対してエコポイントを付与するなどの事業(以下「エコポイント事業」という。)を行うことにより、グ

リーン家電の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビ(以下「地デジ対応テレビ」という。)の普及を図ることとした。そして、基金設置法人は、付与したエコポイント数に応じるなどして、その基金を取り崩すこととした。

エコポイント事業においては、エアコン、冷蔵庫及び地デジ対応テレビ(以下、これらを合わせたものを「家電3品目」という。)のうち、家電製品の省エネルギー性能に関する表示である統一省エネラベルの4つ星相当以上であって21年5月15日から22年12月31日までの間に購入した製品及び統一省エネラベルの5つ星相当であって23年1月1日から23年3月31日までの間に購入した製品が、エコポイントの付与の対象となるグリーン家電(以下「エコポイント対象製品」という。)とされていた。

購入に伴い付与されるエコポイントは、様々な商品と原則として1ポイント1円換算で交換できることとされていた。

そして、エコポイント事業において付与されたエコポイントの概要は、表1のとおりであった。

表1 エコポイント事業において付与されたエコポイントの概要

	エ ア コ ン		冷 蔵 庫		地デジ対応テレビ	
	冷房能力	エコポイント	定格内容積	エコポイント	サイ ズ	エコポイント
	平成21年5月15日から22年11月30日までに購入分のエコポイント					
区 分	3.6kW以上	9,000点	501L以上	10,000点	46V以上	36,000点
	2.8kW、2.5kW	7,000点	401～500L	9,000点	42V、40V	23,000点
	2.2kW以下	6,000点	251～400L	6,000点	37V	17,000点
			250L以下	3,000点	32V、26V	12,000点
				26V未満	7,000点	
	22年12月1日から23年3月31日までに購入分のエコポイント					
区 分	3.6kW以上	5,000点	501L以上	5,000点	46V以上	17,000点
	2.8kW、2.5kW	4,000点	401～500L	5,000点	42V、40V	11,000点
	2.2kW以下	3,000点	251～400L	3,000点	37V	8,000点
			250L以下	2,000点	32V、26V	6,000点
				26V未満	4,000点	
	リサイクル分のエコポイント(21年5月15日から22年12月31日までに対象製品を購入しリサイクル券を添付して申請した場合)					
	更に3,000点		更に5,000点		更に3,000点	

エコポイント事業は、23年3月31日までに購入した製品を対象に、23年5月31日まで申請を受け付け、24年3月31日までエコポイントの交換を行っていた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

エコポイント事業は、前記のとおり、グリーン家電の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地デジ対応テレビの普及を図ることを目的として、短期間に多額の予算を投入して実施された。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、エコポイント事業の仕組みは目的を達成する上で適切であったか、ポイント数の付与の設定は適切であったか、エコポイント事業の効果は達成されたかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、21、22両年度に実施されたエコポイント事業を対象に、環境本省、経済産業本省、総務本省及び基金設置法人において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、環境本省、経済産業本省、総務本省及び基金設置法人から、エコポイントの申請及び事業の効果に関する資料の提出を受け、さらに、会計検査院法第28条に基づいて家電3品目の製造メーカー等に対して、エコポイント対象製品の型式ごとの消費電力量等^(注1)に係る資料の提出を求め、エコポイントの全申請件数を対象に、申請された個々のエコポイント対象製品の型式、リサイクル券の添付の有無、事業の効果の算出方法等を分析するなどの方法により検査を行った。

(注1) 消費電力量 家電3品目の消費電力量は、日本工業規格(JIS)の基準に基づいて算出することとされている。これによれば、エアコンは、冷房期間を3.6か月、暖房期間を5.5か月、使用時間を1日当たり18時間とするなどして算出することとされている。冷蔵庫は、冷蔵室の扉開閉回数を1日当たり35回、周囲温度を年間365日のうち180日は30℃、185日は15℃として算出することとされている。地デジ対応テレビは、1日当たりの平均視聴時間を4.5時間、平均待機時間を19.5時間として算出することとされている。

3 検査の状況

(1) エコポイントの申請状況等

本院において、エコポイントの24年2月6日時点の申請状況等を集計したところ、エアコン737万台、冷蔵庫525万台、地デジ対応テレビ3320万台、計4584万台であり、この約72%を地デジ対応テレビが占めていた。

表2 エコポイントの申請状況 (単位：台)

分類	平成21年5月15日～22年12月31日購入分			23年1月1日～23年3月31日購入分 (リサイクル券の添付あり)	計
	リサイクル券の添付あり	リサイクル券の添付なし	小計		
家電3品目					
エアコン (割合)	3,286,488 (12.2%)	4,022,139 (25.5%)	7,308,627 (17.1%)	70,953 (2.2%)	7,379,580 (16.1%)
冷蔵庫 (割合)	3,623,858 (13.5%)	1,462,991 (9.3%)	5,086,849 (11.9%)	171,328 (5.3%)	5,258,177 (11.5%)
地デジ対応テレビ (割合)	19,918,986 (74.2%)	10,304,670 (65.3%)	30,223,656 (70.9%)	2,978,721 (92.5%)	33,202,377 (72.4%)
計 (割合)	26,829,332 (100%)	15,789,800 (100%)	42,619,132 (100%)	3,221,002 (100%)	45,840,134 (100%)

(注) 割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、それぞれを合計しても100%にならない。

そして、付与されたポイント数は、エアコン622億点、冷蔵庫560億点、地デジ対応テレビ5316億点、計6499億点であり、1ポイント1円換算であることから、エコポイントに係る経費に合計で6499億円が費やされることになる。そして、21年5月から23年3月までのエコポイント事業の期間に付与されたポイント数のうち約81%を地デジ対応テ

テレビが占めていて、23年1月以降についてみると付与されたポイント数のうち約95%を地デジ対応テレビが占めていた。これは、同年7月の地上デジタル放送への完全移行に備える駆け込み需要がエコポイント事業の終了に合わせて前倒しされたことによるものと思料される。

(2) エコポイントが付与された家電3品目

本院において、エコポイント事業でエコポイントが付与された家電3品目の製造メーカー等について調査したところ、エアコンは11社の2,173種類、冷蔵庫は19社の840種類、地デジ対応テレビは57社の1,364種類であった。

これらの家電3品目について、表1の区分ごとに、消費電力量が最も低い型式と最も高い型式の消費電力量を示し、さらに、各型式ごとの申請件数による消費電力量の加重平均を求めたところ、エアコンについては冷房能力が、地デジ対応テレビについてはサイズがそれぞれ大きくなるにつれて、消費電力量が大きくなっていった。一方、冷蔵庫については、定格内容積が大きくなっても必ずしも消費電力量が大きくなっておらず、消費電力量の加重平均は、定格内容積が251Lから400Lまでの場合が437kWhであるのに対して、定格内容積が501L以上の場合はその0.7倍の339kWhであった。

(3) エコポイント事業の効果等

3省は、エコポイント事業開始当初の21年6月に、経済産業省総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、エコポイント事業の効果として、①二酸化炭素排出量の削減量は年間約400万t、②経済効果は約4兆円の生産誘発効果、約12万人の雇用創出、③地上デジタル放送化対策としての地デジ対応テレビの普及促進等を掲げていた。特に、総務省は、23年7月に地上デジタル放送への完全移行を決定していたことから、エコポイント事業を実施する以前から「デジタル放送推進のための行動計画(第7次)」(平成18年12月1日「地上デジタル推進全国会議」)^(注2)において、地上デジタルテレビ放送受信機器の普及の目標を、23年4月で5000万世帯、23年7月で1億台と設定していた。

そして、3省は、22年4月に、21年度中のエコポイント事業による二酸化炭素排出削減効果は年間約69万tとしていた。

3省は、エコポイント事業の申請受付終了後の23年6月に、「家電エコポイント制度の政策効果等について」(以下「政策効果」という。)を公表し、①地球温暖化対策の推進として、統一省エネラベル4つ星相当以上の省エネ家電製品の全出荷台数に占める割合の増加、エコポイント事業による省エネ家電製品の普及に伴う二酸化炭素削減効果を年間273万t、②経済活性化として、家電3品目について約2.6兆円の販売押し上げ、約5兆円の経済効果の呼び水、延べ年約32万人の雇用の維持・創出、③地デジ対応テレビの普及として、地デジ対応テレビの国内出荷台数の累計が制度開始当初に比べて約2.2倍(21年5月の3237万台から23年3月の7228万台)になり、地上デジタルテレビ放送受信機器の全体的出荷台数も制度開始当初に比べて約2.1倍(21年5月の5222万台から23年3月の1億1131万台)になったとしている。

(注2) 地上デジタルテレビ放送受信機器 地上アナログ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログ放送以上の画質や同等の機能で視聴するために用いられる機器」として、①地上デジタルテレビ放送受信機能を持つテレビ受信機器、②アナログテレビ受信機器に接続する地上デジタルチュー

ナー、③アナログテレビ受信機器等に接続する地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機、④ケーブルテレビ経由で地上デジタル放送を視聴できるセットトップボックス、⑤地上デジタルテレビ放送受信機能を持つパソコンなどをいう。

ア 地球温暖化対策の推進

(ア) 二酸化炭素削減効果

3省は、23年6月に公表した政策効果において、地球温暖化対策の推進として、統一省エネラベル4つ星相当以上の省エネ家電製品の全出荷台数に占める割合が増加し、エコポイント事業による省エネ家電製品の普及に伴う二酸化炭素削減効果を年間273万tと算出した。

しかし、この273万tについて算出方法は公表されていなかった。本院に対する環境省の説明によると、同省は、算出するに当たり、エコポイント対象製品の台数を製品の出荷台数とするなどした上で、二酸化炭素排出量の削減効果の算出方法については、以下のとおりとしたと説明している。

- ① 買換え分については、出荷台数にリサイクル券が添付されていた割合を乗じて買換えによる数量を算出し、エコポイント事業により、継続して使用されるはずの従来型機器が全てエコポイント対象製品に買い換えられたと仮定した上で、従来型機器の平均的な使用年数から消費電力量を算出することとして、エコポイント対象製品と従来型機器との消費電力量の差分を削減効果として算出した。
- ② 新規購入分については、出荷台数から上記①の買換えによる数量を減じて新規購入による数量を算出し、エコポイント事業により、標準的な機器が購入されるはずだった代わりにエコポイント対象製品が購入されたと仮定した上で、エコポイント対象製品と当該標準機器との消費電力量の差分を削減効果として算出した。

そして、環境省は、これらにより算出した結果を足し合わせて削減効果としていた。

上記のように、環境省は、エコポイント事業を実施した21年5月から23年3月までの間に、エコポイント対象製品が普及したことにより、1年当たりで273万tの二酸化炭素削減効果があったとしており、この考え方等を図に表すと、図1及び図2のとおりとなる。

図1 環境省の二酸化炭素削減効果の考え方(エアコンの例)

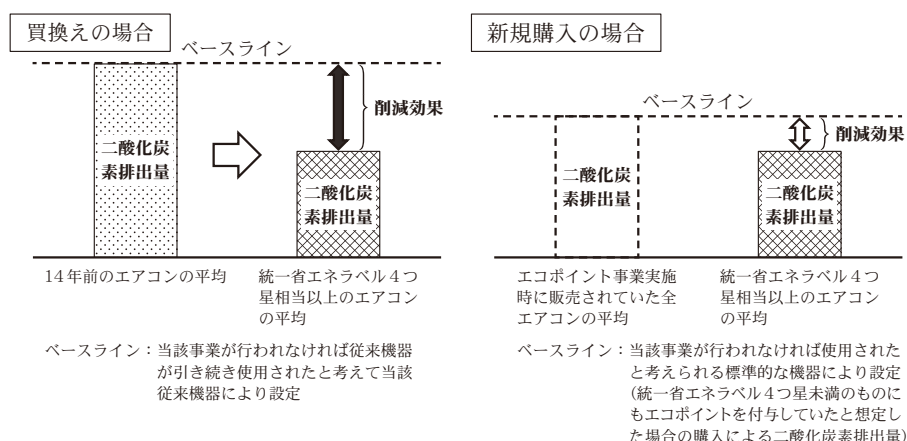
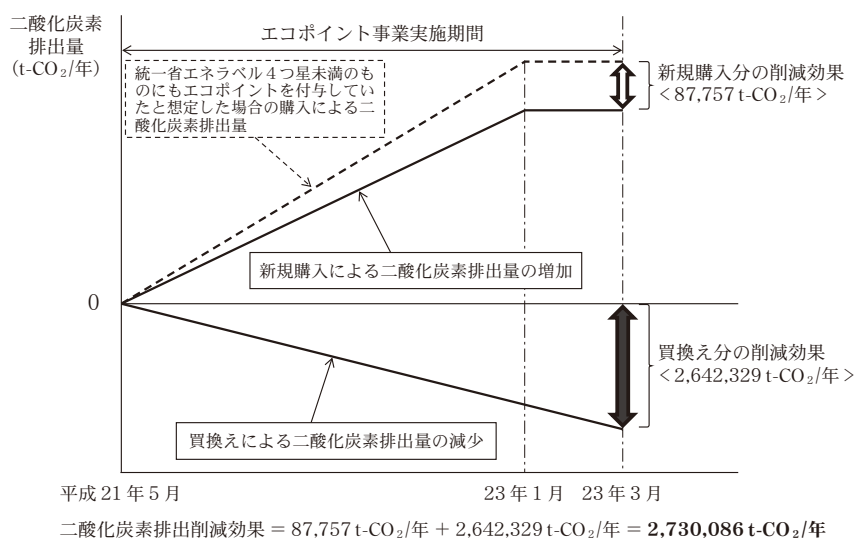


図2 環境省の二酸化炭素削減効果のイメージ



環境省は、この二酸化炭素削減効果の考え方については、二酸化炭素排出量の削減効果^(注3)を測る際に世界標準として用いられている GHG プロトコルの中で用いられている削減効果の考え方と整合しているとしている。

(注3) GHG プロトコル 温室効果ガス(GHG)の算定と報告の世界的な基準の一つで、米国の世界資源研究所と世界環境経済人協議会が発行の主体となっている。

そして、環境省は、本院に対して、ベースラインの排出量は、新規購入の場合は、当該事業が行われなければ使用されたと考えられる標準的な機器を設定し、買換えの場合は、当該事業が行われなければ従来型機器が引き続き使用されていたと考えられる場合には当該従来型機器を設定し、そうでないと考えられる場合には標準的な機器を設定して算出することになると説明している。

これを踏まえ、環境省は、買換えの場合において、従来型機器として、エアコン及び冷蔵庫は14年前の製品、地デジ対応テレビは11年前の製品をそれぞれ設定して、エコポイント事業が行われなければこれらの機器が引き続き使用されていたとしてベースラインの排出量を算出していた。

しかし、GHG プロトコルの考え方によれば、買換えの場合にベースラインとする排出量を算出する際に、現在使用している製品がそのまま使用されたと考えることが常に認められているわけではなくその場合には、プロジェクトがなければ現在使用している製品が引き続き使い続けられたであろうことを説明できなければならないことになっている。すなわち、同省は、従来型機器として設定した買換え前の家電3品目が、エコポイント事業が行われなければ引き続き使用されたことを説明しなければならないこととなる。そして、同省は、平均的な使用年数分を遡った年度に製造された家電3品目を前記の従来型機器として設定していた。しかし、このような機器は、二酸化炭素削減効果の算出段階において既に平均的な使用年数が経過していて、エコポイント事業が行われなくとも買換えが想定されるものであり、当該事業が行われなければ引き続き使い続けられたとの説明はできないと思料される。

そこで、本院は、エコポイント事業に係る二酸化炭素削減効果を求めるに当たっては、買換え分と新規購入分とを同じ考え方に基づいて算出することが妥当と考えられるため、それぞれに係る数値が明らかでないことなどを踏まえて、次の仮定条件の下で二酸化炭素削減効果を試算することとした。

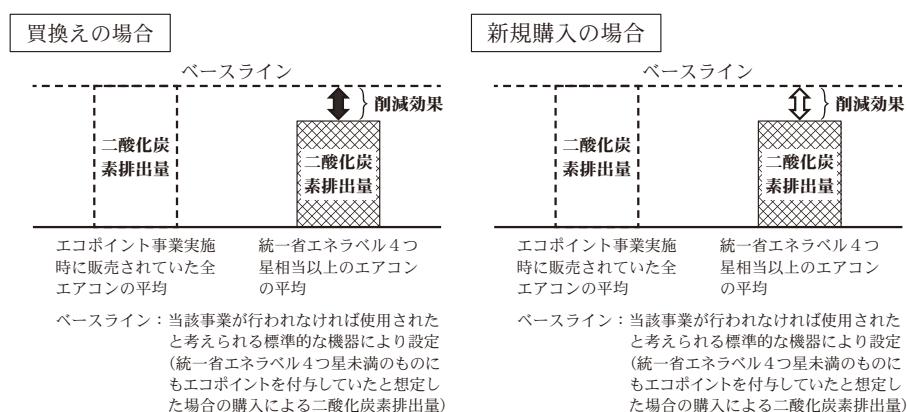
- ① 試算の対象とするエコポイント対象製品の台数は、対象製品出荷台数の実績から計算された台数ではなく、エコポイント事業で実際に申請された台数とする。
- ② ベースラインの排出量は、エコポイント事業により平均的な使用年数より少ない年数で早めに性能の良い家電に買い換える場合の可能性を考慮して設定する必要がある。しかし、エコポイント事業がどの程度買換えの促進になったのかが不明であり、そのためのデータも存在しないことなどを踏まえて、環境省が新規購入分のベースラインとして用いていた、エコポイント事業が行われていた時期に販売されていた家電3品目の1つ星から5つ星までのものの平均的消費電力量から算出した二酸化炭素排出量をベースラインとする。

なお、国内クレジット制度を運営するために設置された委員会によると、21年度におけるテレビの更新分のサイズ区分ごとの出荷台数による消費電力量の加重平均値は、128.3kWh/年であるとされているが、今回の試算においては、環境省が23年6月に政策効果を算出した際に用いた係数(127kWh/年)を使用する。

- ③ 購入の態様については、リサイクル券が添付されていた申請を「買換え」とし、それ以外を「新規購入」とする。

この考え方を図にすると、図3のとおりとなる。

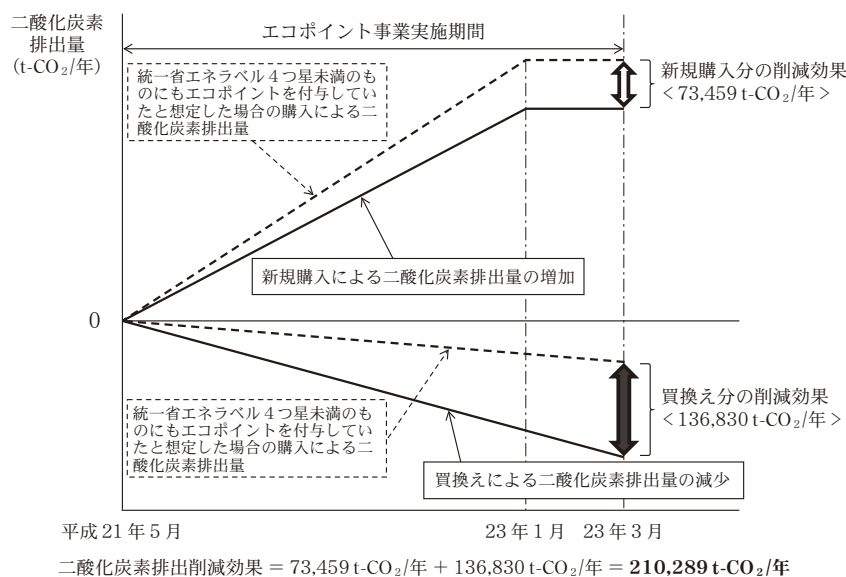
図3 「ベースライン&クレジット」方式による本院の二酸化炭素削減効果の考え方
(エアコンの例)



この考え方に基づいて、本院が二酸化炭素削減効果を試算すると、図4のとおり、買換え分は13万t、新規購入分は7万tとなるため、これらを合わせた計21万tがエコポイント事業による二酸化炭素削減効果であった。

このように、環境省は、エコポイント事業を実施したことにより273万tの二酸化炭素削減効果があったとしていたが、本院の試算によると、その削減効果は、環境省が算出していた二酸化炭素削減効果の8%程度の21万tにとどまっていたと思料される。

図4 「ベースライン&クレジット」方式による本院の二酸化炭素削減効果の試算イメージ



(イ) エコポイント事業の実施に伴う二酸化炭素排出量の増減

3省は、前記のとおり、エコポイント事業の効果として二酸化炭素削減効果を公表していた。しかし、エコポイント事業を実施したことに伴う二酸化炭素排出量の増減の実績については算出していない。

そこで、本院において、エコポイント事業の実施に関し、その前後における二酸化炭素排出量を比較して増減の実績を試算することにした。試算に当たっては、増減理由が全てエコポイント事業の実施に伴うものと特定できないものの、可能な限り客観的な数値を取り入れることとした。すなわち、エコポイント対象製品の買換え及び新規購入は、エコポイント事業が実施されなくても行われたと考えられること、エコポイント事業が実施されなければ実際より消費電力量が低い小型のエコポイント対象製品を購入したとも考えられることなど不確実な事項が想定されるが、それらの数値等が明らかでないことなどを踏まえて、次の仮定条件の下で試算することにした。

- ① 二酸化炭素排出量の算定式は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく温室効果ガスの排出量の算出方法のうち、一般電気事業者等から供給された電気の使用の場合の算定式のCO₂排出量(t-CO₂)=電気使用量(kWh)×単位使用量当たりの排出量(排出係数(t-CO₂/kWh))を使用する。
- ② 試算の対象とするエコポイント対象製品の台数はエコポイント事業で実際に申請された台数とする。
- ③ 消費電力量は、個々の使用形態によって異なるものの、エコポイント対象製品の型式ごとに日本工業規格(JIS)の基準で定められた各製造メーカーが公表している値を用いる。
- ④ 買換えの場合にリサイクルした製品の消費電力量は、実際の消費電力量が不明であることから、内閣府が実施した消費動向調査の家電3品目の平均使用年数によりリサイクルした製品の製造年を推定し、その製造年の当該製品の消費電力量の平均とする。

⑤ 購入の様子は、リサイクル券が添付されていた申請を「買換え」とし、それ以外を「新規購入」とする。

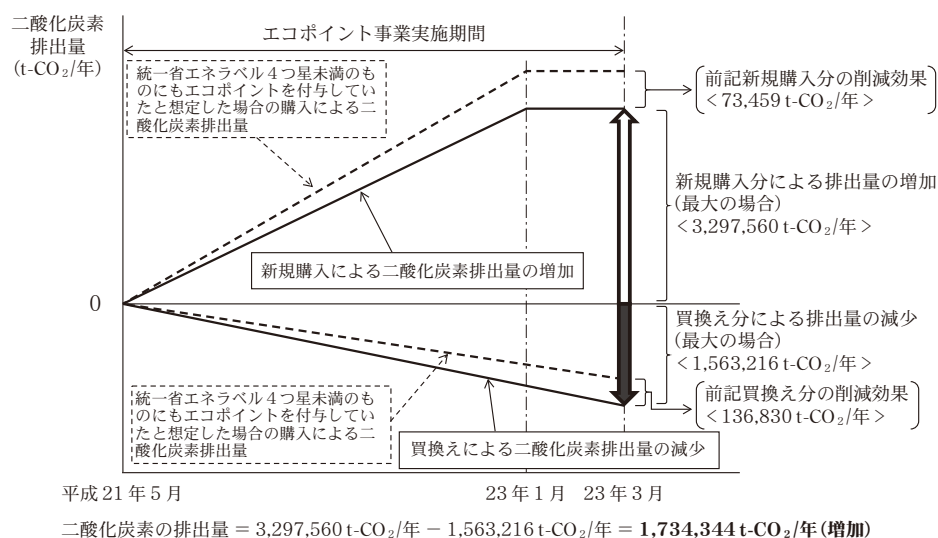
⑥ 排出量の増減を試算するに当たっては、買換えにより従前の二酸化炭素排出量を減らすことができた場合は二酸化炭素排出量が減少したとし、新規購入した場合は家電3品目の保有台数が増加することから二酸化炭素排出量が純増したとする。

この算出方法により求められた二酸化炭素排出量の増減の値は、後年における使用家電の更新等により、変動することになるが、ここで算出した値は、最大値を示している。

表3 本院の試算による二酸化炭素排出量の増減

家電3品目	申請台数	買換え台数	買換え前消費電力量	対象製品消費電力量	増減
		新規購入台数	—		
エアコン	(台) 7,379,580	(台) 3,357,441	(kWh/年) 1,180	(kWh/年) 612~3,162	(t-CO ₂ /年) △ 226,484
		4,022,139	—		2,434,909
冷蔵庫	5,258,177	3,795,186	582~1,012	160~510	△ 998,246
		1,462,991	—		289,872
地デジ対応テレビ	33,202,377	22,897,707	128	33~498	△ 338,486
		10,304,670	—		572,779
計	45,840,134				1,734,344 ≒173万t増加

図5 本院の二酸化炭素排出量の増減のイメージ



上記のとおり、買換え分については、買換え前の製品よりも消費電力量が下がることから、冷蔵庫で99万t二酸化炭素排出量が減少することとなるなど、一定の二酸化炭素排出量の減少が認められたものの、新規購入については、二酸化炭素排出量が純増になり、例えば、エアコンでは243万tの二酸化炭素排出量が増加していたことになる。その結果、申請されたエコポイント対象製品の合計では最大で173万tの二酸化炭素排出量が増加していたことになる。

イ 経済活性化

3省は、政策効果において、経済効果として約2.6兆円の販売押し上げがあり、約5兆円の経済波及効果の呼び水となったとするとともに、この経済効果により延べ年約32万人の雇用を維持・創出したとしている。

一方、エコポイント事業の効果を把握するために、経済産業省から家電3品目の業界団体の自主統計の提出を受け、18年4月から24年4月までの家電3品目の国内出荷台数について集計してその推移をみたところ、エアコン及び冷蔵庫については、エコポイント事業の実施期間中とその前後を比べても大きな差が表れていなかった。一方、地デジ対応テレビについては、リサイクル券添付の有無がエコポイント付与の条件とされていなかった時期の後半の22年10月から12月期がピークになり、その後、大きく落ち込んでいた。

また、22年の夏の日本の平均気温は、気象庁によると過去113年間で最も高くなるなど、全国的に記録的な高温になったとされている。経済活性化に対する効果のうちエアコンの需要は、この猛暑の影響も考慮に入れた上で検討をしなければならないと思料されるが、この猛暑の影響による需要の増加を考慮したとしても、エコポイント事業は経済を落ち込ませないことに一定程度寄与していたと思料される。

ウ 地デジ対応テレビの普及

3省は、政策効果において、地上デジタル放送化対策として実施した地デジ対応テレビの普及事業の効果として、地デジ対応テレビの国内出荷台数の累計が事業開始当初に比べて約2.2倍に増加し、地上デジタルテレビ放送受信機器全体の出荷台数も事業開始当初に比べ約2.1倍に増加し、23年3月の普及目標9200万台に対して実績は1億1131万台とこれを上回ったとしている。

しかし、21年4月の「経済危機対策」の決定前に、総務省情報通信審議会に社団法人電子情報技術産業協会から、地上デジタル放送化の移行に伴うテレビ等の需要動向が提示されており、それによれば23年末には地上デジタルテレビ放送受信機器全体で9853万台になるとされているなど、既に地上デジタルテレビ放送受信機器全体の需要の伸びが見込まれていた。そして、同審議会に提示された需要動向と実績を対比すると、需要動向が暦年で示されているため、政策効果とは単純に比較できないものの、エコポイント事業が行われた21年から23年まででは、地デジ対応テレビの出荷台数の累計は、上記の需要動向において約1.5倍になるとされていたが、実績は約2.0倍になっていた。

このように、地上デジタルテレビ放送受信機器全体の需要は、地上デジタル放送化への対応による要因も大きいと考えられるが、エコポイント事業の実施は、地デジ対応テレビの普及促進を前倒しさせていたと思料される。

4 所見

政府は、地球温暖化対策として、1990年(平成2年)の温室効果ガスの排出量12億6100万tを2020年(平成32年)までに25%削減するとし、環境省は、二酸化炭素排出量の削減が必要不可欠であるとしている。

そして、政府は、「経済危機対策」において、太陽光、低燃費車、省エネ機器等世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進等により、世界に先駆けて「低炭素・循環型社会」を構築するとしている。

この一環として実施されたエコポイント事業について検査したところ、地球温暖化対策の推進については、エコポイント対象製品が統一省エネラベルの4つ星相当以上のものとされていたことから、グリーン家電の普及には寄与していたと認められる。

しかし、二酸化炭素削減効果については、前記のとおり、3省は、詳細な算出過程を明らかにしないまま273万tとしていたが、本院の試算によると、その削減効果は21万tという結果になった。

そして、環境省は、特に近年の二酸化炭素排出量の増加が著しい家庭部門の排出削減が必要不可欠であるとしているが、エコポイント事業の実施に関し、その前後における二酸化炭素排出量の増減実績を比較した本院の試算によると、新規購入や機器の大型化により二酸化炭素の1年当たりの総排出量が最大で173万t増加していた結果となった。

なお、エコポイント事業の効果のうち、経済の活性化及び地デジ対応テレビの普及については、地デジ対応テレビの販売推進等に一定の効果があったと料される。

したがって、国の施策の財源には、国民の税金が充てられていることから、事業の効果を明らかにする場合には、その算出過程について十分に検討を行った上で、第三者が算出内容を評価できるようにその全てを明らかにする必要があると認められる。そして、今後、エコポイント事業のように経済活性化と地球温暖化対策を目的とする事業を実施する場合には、経済活性化の推進により商品の新規購入や機器の大型化等により消費電力量が増加して二酸化炭素排出量が増加することもあることを十分に踏まえて実施を検討する必要があると認められる。すなわち、ポイント付与の対象を買換えに限定したり、省エネ性能に応じたポイントを付与したり、二酸化炭素排出量が減少する場合に限りエコポイントを付与する仕組みを構築したりすることなどにより、二酸化炭素排出量の削減に効果のある方策を検討するとともに、二酸化炭素排出量が減少したことが検証できる仕組みを構築するなど適切な制度設計を行う必要があると認められる。

本院としては、地球温暖化対策の推進については社会全体で取り組み着実な効果を上げる必要があることに鑑み、二酸化炭素排出量の削減に関する事業の実施について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第6 郵便事業株式会社の経営状況について

検査対象 郵便事業株式会社の概要	郵便事業株式会社(平成24年10月1日以降は日本郵便株式会社) 郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づき、日本郵政公社から郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務等に係る機能等を引き継いで、平成19年10月1日に設立された会社		
貸借対照表計上額(平成24年3月31日現在)	資産合計	1兆8519億円	
	負債合計	1兆6649億円	
	株主資本	1870億円	
	うち資本金	1000億円	
	うち資本剰余金	1000億円	
損益計算書計上額(平成23年4月1日から24年3月31日まで)	うち利益剰余金	△129億円	
	営業収益	1兆7648億円	
	営業費用	1兆7872億円	
	営業損失	223億円	
	当期純損失	45億円	

1 検査の背景

(1) 郵便事業株式会社の設立経緯等

郵便事業株式会社(以下「事業会社」という。)は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づき、日本郵政公社(以下「郵政公社」という。)から郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務等に係る機能等を引き継いで、平成19年10月1日に設立された。そして、事業会社は、24年10月に日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)に商号を変更した郵便局株式会社(以下「局会社」という。)に吸収合併された。

事業会社は、局会社とともに、政府がその株式の全てを保有する日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)の100%子会社であり、郵便事業株式会社法(平成17年法律第99号)により郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことなどを目的とすることとされ、これらの目的を達成するために営む業務(以下「目的内業務」という。)に加えて、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可(以下「大臣認可」という。)を受けて他の業務も営むことができるとされていた(以下、この認可を受けて行う他の業務を「目的外業務」という。)

そして、事業会社は、郵便事業株式会社法等に基づき、毎事業年度の開始前にその事業年度の事業計画を定めて、大臣認可を受けなければならないこととされており、当該計画を変更しようとするときも同様とされていた。

事業会社は、目的内業務として、前記のとおり、郵便法の規定により行う郵便の業務のほか、国の委託を受けて行う印紙の売りさばき等の業務(以下、これらを合わせて「郵便事業」という。)を行っていた。また、目的外業務として、民営分社化以前に「ゆうパック」の名称で郵便物として取扱いを行っていた郵便小包が郵便法の改正により郵便物から除外されたことから宅配便事業における貨物(以下「宅配荷物」という。)として、同様の「ゆうパッ

ク」の名称で「ゆうメール」などとともに取り扱っていた(以下、宅配荷物や「ゆうメール」等の名称で取り扱っていた貨物を配達する事業会社の事業を「宅配便事業等」という。)

事業会社は、目的外業務である宅配便事業を実施する理由について、民営分社化時点の郵便小包等の取扱いが年間20億個あったことから、これらを利用する顧客の利便性を維持する必要があるとするとともに、宅配便市場が年3%程度成長しており、事業会社の収益源として成長が見込まれるためとしていた。

(2) 事業会社等の組織及び役割

事業会社は、24年3月時点で、全国に13支社を設置しており、これらの支社は郵便物等の引受け、配達、集荷等の作業を行う1,090支店、2,524集配センターを所管していた。そして、1,090支店のうち70支店(以下「統括支店」という。)は、引受け、配達及び集荷を行うほか、都道府県外への運送経路を集約する拠点として郵便物等をそれぞれの宛先への配達を担当する支店ごとに仕分ける作業を実施していた。一方、これ以外の1,020支店及び2,524集配センター(以下「集配支店」という。)は、専ら引受け、配達及び集荷作業を実施していた。

事業会社は、郵便事業、宅配便事業等の実施に当たって、24年9月30日までは、郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和24年法律第213号)等に基づき、窓口における郵便物の引受けなどの業務(以下「郵便窓口業務」という。)に係る委託契約を局会社と締結して、郵便窓口業務の実施を局会社に行わせて、郵便窓口業務に係る手数料を支払うこととなっていた。

局会社が設置していた郵便局は、郵便窓口業務を実施しており、事業会社のほとんどの支店は郵便局と併設されていた。そして、事業会社は、これら郵便局と併設された支店にも、配達時に不在であった郵便物等の受取人への引渡しを行ったり、郵便局の郵便窓口の営業時間外に郵便窓口と同様の業務を行ったりする窓口(以下「ゆうゆう窓口」という。)を設置していた。

(3) 宅配便事業の統合

日本郵政は、19年10月に、我が国において最高のサービスと品質を誇る宅配便事業を構築することを目的として、日本通運株式会社(以下「日通」という。)との協議の結果、日本郵政又は事業会社と日通の間で設立する合弁会社に、事業会社及び日通の両社の宅配便事業をそれぞれ自社の事業から分割して承継させる基本合意を締結した。

事業会社は、上記の基本合意に基づき、日通との間で新会社を設立し、21年4月1日に両社の宅配便事業を統合することとした統合基本合意書を20年4月に締結して、同年6月に、事業会社及び日通がそれぞれ3億円を出資してJPエクスプレス株式会社(以下「JPEX」という。)を設立した。

そして、事業会社及び日通の宅配便事業をJPEXに承継させるため、事業会社は20年8月に日通と契約を締結し、21年4月1日付けで第三者割当増資を実施することとしてJPEXの資本金及び資本剰余金を合わせて500億円とし、出資比率を事業会社が66%、日通が34%として、JPEXに同事業に係る業務を実施させることとした。

その後、事業会社は、21年1月に、コンピュータシステムの準備不足等のため、日通との間で合意書を締結して、宅配便事業のJPEXへの承継を21年10月までに段階的に行うこととした。

上記の契約及び合意においては、JPEX が宅配便事業を実施するに当たり、都市部は JPEX 自らが配達、集荷業務を実施することとしていたが、宅配荷物だけでは十分な業務量が確保できない地方部において、郵便物と宅配荷物等を同時に取り扱うことで生産性を向上させるため、事業会社が JPEX と受託契約を締結して、JPEX で取り扱う宅配荷物について配達、集荷等を実施することにより、JPEX から受託手数料を受け取ることとなっていた。

そして、事業会社は、この受託手数料により、宅配便事業を JPEX に承継させた後も年間 470 億円以上の収益を得る見通しを立て、その収益は事業会社が目的内業務を安定的に実施するために欠くことができないものであるとしていた。

上記の契約等に基づき、JPEX は、まず日通から宅配便事業を承継させて 21 年 4 月から宅配便事業を開始したが、事業会社が、総務大臣に対して、事業会社の宅配便事業を 21 年 10 月に JPEX に承継させることとした 21 年度事業計画の認可申請を 21 年 2 月に行ったところ、目的内業務の収支に与える影響が明確でないことなどが理由とされて、宅配便事業を承継させることについて大臣認可を得ることができなかった。事業会社は、その後も、宅配便事業を承継させるために 21 年度事業計画の変更認可申請を行ったが、統合の日程に無理があるなどとして、21 年 9 月の時点でも大臣認可が得られなかったことから、21 年 10 月に事業会社の宅配便事業を JPEX に承継させることを断念した。

このように事業会社からの宅配便事業の承継が受けられない期間が 21 年 10 月を超えたことから、JPEX は計画どおりの事業運営ができなくなり、その結果、計画を上回る累積損失を発生させた。

事業会社は、その後の事業会社の宅配便事業や JPEX の取扱いについて検討を行った結果、JPEX から同事業を承継することが目的内業務への影響が最も少なくなると判断し、JPEX の宅配便事業を事業会社に承継することとした 21 年度事業計画の変更認可申請を 21 年 12 月に行った。

この申請を受けた総務大臣は、同計画が適当であると判断したとして 22 年 2 月に上記の認可を行った。そして、JPEX は、22 年 7 月に事業会社に宅配便事業を承継させて、同年 8 月に解散した。

(4) 日本郵便による事業会社の吸収合併

事業会社は、24 年 4 月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 30 号)に基づき、日本郵便に商号を変更した局会社に、24 年 10 月 1 日に吸収合併された。そのため局会社は、日本郵便としての 24 年度事業計画を合併までの間に作成して大臣認可を受けた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

郵便事業は、郵便法において、事業会社のみが実施することとされており、その役務をなるべく安い料金であまねく公平に提供することが求められていることなどから、事業会社は、安定的な経営基盤を確立するとともに効率的な業務運営に努めることが重要であるとされてきた。

一方、事業会社は、前記のとおり、22、23 両年度決算において営業損益で赤字を発生させたことなどから収支の改善が喫緊の課題となっていた。

さらに、事業会社は、24年10月に局会社に吸収合併されて、その業務は局会社の商号変更により設立された日本郵便に承継されたことから、新たな組織の下で郵便事業が円滑に運営されるよう、これまでの業務運営において見いだされた改善すべき点については、この機に改めて総括することが肝要である。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、事業会社の経営状況を分析して、収支を悪化させている要因を確認するとともに、上記の収支悪化要因に対する収支改善策に係る計画が合理的で実現可能性があるものとなっていたか、上記の計画が適切に実施されてきたか、局会社が実施してきた郵便窓口業務が新組織においても効率的に運営されるようになってきているかなどに着眼して検査を行った。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、事業会社から提出を受けた財務関係書類、業務の実施状況に係る記録等により検査を行うとともに、事業会社の本社、支社及び支店並びに局会社の本社、支社及び郵便局において、事業会社の収支を改善するために実施された施策に関する書類等により会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 民営分社化以前の収支状況

郵政省及び総務省郵政事業庁は、郵政事業特別会計(以下「特別会計」という。)において、現在の郵便事業、宅配便事業等に当たる郵便業務を実施していたほか、郵便貯金や簡易生命保険の取扱いに関する業務等を実施していたが、特別会計に属していた権利及び義務は、他の会計に属したものを除き郵政公社が承継して、特別会計は15年4月1日に廃止された。

そして、この間の郵便物の引受物数は、郵便料金を値上げした昭和51、56、平成6各年度に一時的に減少しているものの、13年度までは増加傾向にあったこともあり、特別会計の収支は郵便料金の値上げに伴って改善されていた。

しかし、10年度以降の特別会計、15年4月1日から19年9月30日までの郵政公社のそれぞれの郵便業務の収支状況を年度ごとにみると、10、11、12、14、19各年度で収支が赤字となっていたが、郵政省、総務省郵政事業庁及び郵政公社は郵便料金の値上げは行っていなかった。

(2) 民営分社化後の収支状況

ア 事業会社の損益計算書等

事業会社の損益計算書についてみると、21年度に特別損失を819億円計上したことから特別損益が803億円の赤字となっており、22、23両年度には営業損益でそれぞれ1034億円、223億円の赤字を生じていて、3か年度にわたって当期純損失を計上していた。これは、後述のとおり、郵便物の引受物数が減少したことにより目的内業務に係る収益が減少したことに加えて、JPExの設立や宅配便事業の経営不振によるものであると考えられる。

イ 株主資本の推移

事業会社は、表のとおり、事業会社の株主である日本郵政に、一部上場企業の一般的な配当性向に準じた配当をずるとして、19、20両年度においては当期純利益のおおむね25%に相当する金額をそれぞれ翌年度に配当していた。

表 株主資本等変動計算書の推移

(単位：億円)

年度	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			当期純利益 (△当期純損失)
		資本準備金	期首残高	繰越利益剰余金(△繰越欠損金)			
				剰余金の配当			
平成19年度	2,694	1,000	1,000	694	—	—	694
20年度	2,819	1,000	1,000	819	694	△173	298
21年度	2,269	1,000	1,000	269	819	△74	△474
22年度	1,915	1,000	1,000	△84	269	—	△354
23年度	1,870	1,000	1,000	△129	△84	—	△45

しかし、21年度から23年度にかけては、当期純損失を計上していたことから、日本郵政への配当を行わなかった。

事業会社は、21年度に特別損失を計上した後、22、23両年度に営業損失を計上したことにより、株主資本の減少が続いており、20、21両年度に日本郵政に対してそれぞれ173億円、74億円、計247億円の配当を行っているものの、23年度末時点においては、129億円の繰越欠損金を計上していた。

上記の繰越欠損金を早期に解消することは、商号変更後に事業会社を吸収合併して設立した日本郵便にとって、ユニバーサルサービスである郵便事業を実施するための安定的な経営基盤の確立のためにも必要である。

(3) 21年度以降の収支悪化要因について

事業会社は、前記のとおり、21年度以降、収支が悪化しており、その要因を分析すると、目的内業務の郵便物の引受物数が減少したことにより目的内業務に係る収益が減少したことに加えて、次のとおり、JPEXの設立及び宅配便事業の統合の経緯が大きな要因になっており、目的外業務の実施について、目的内業務の遂行に支障のない範囲内で営むことができることとされていた郵便事業株式会社法の趣旨を損ないかねない状態となっていた。

ア 特別損失の発生状況

JPEXは、事業会社と日通の1年当たり平均引受物数の合計個数を処理することを前提として設立されており、21年度には3億6000万個を引き受けることとして、営業収益(売上高)を2007億円、当期純損失を207億円とする事業計画を策定していた。

しかし、JPEXは21年4月に日通から宅配便事業を承継して業務を開始したが、前記のとおり、21年10月に予定していた事業会社からJPEXへの宅配便事業の承継は実施できなかった。

上記のため、21年度のJPEXの実際の引受物数は1億9218万個で、売上高は1075億円にとどまり、売上原価に1537億円を要したため、営業損失は587億円、当期純損失は599億円と事業計画の当期純損失の額を大幅に上回るものとなった。JPEXの経営状況は22年度も同様の状況が継続したため、解散した同年8月時点での当期純損失は235億円となっていた。

そして、事業会社は、21年11月にJPEXの資金繰りに問題が生じ、JPEXから運転

資金の借入れの申込みがあったことを受けて、21年11月から22年8月までの間に延べ1458億円の融資を行っており、JPEXの解散時点でそのうち354億円が回収不能となった。

また、事業会社は、前記のとおり、宅配便事業のJPEXへの承継に係る大臣認可を得られなかったため、事業会社の宅配便事業をJPEXに承継させることができず、20年8月に締結した契約を履行できなかったことから、日通から21年10月に日通が保有するJPEX株式の買取請求を受け、同年12月に、20万株を45億7060万円で買い取った。

以上のとおり、JPEXの経営状況が悪化しており、JPEXによる債務の返済に重大な問題が生じる可能性が高かったことから、事業会社は、21年度決算において、上記の融資額等のJPEXに対する債権全額である409億円に対して貸倒引当金を計上し、貸倒引当金繰入額として特別損失に計上した。また、事業会社が宅配便事業をJPEXに承継させることができなかったことにより、JPEXの財政状態が悪化して、JPEXの株式の実質価額が著しく低下したため、事業会社が保有しているJPEXの全株式の価額に相当する375億円全額を減損処理して関係会社株式評価損として特別損失に計上した。以上のことなどから、特別損益の合計額は803億円の赤字となり、事業会社の21年度決算は当期純損失474億円を計上していた。

イ 収益について

(ア) 引受物数と収益との関係について

目的内業務である郵便物の引受物数は、13年度までは増加していたものの、14年度以降、毎年度減少して23年度は191億通となっており、13年度の263億通に比べて27.3%減少していた。

そして、ここ数年の郵便物の引受物数が減少している主な理由は、事業者等から顧客に送付される各種明細書等をインターネットを活用して閲覧することが普及したことなどの影響を受けていることによるもので、このような状況で郵便料金の値上げを行うことは、インターネットを活用したサービスへの移行を一層促進させ、郵便物をより減少させることになりかねない状況となっている。

上記のこともあり、22、23両年度の営業収益は、前年度に比べてそれぞれ331億円及び150億円減少していたが、特に22年度の営業収益が減少した要因は、郵便物の収益が事業計画よりも182億円小さく、前年度に比べても618億円減少したことによるものであった。

(イ) 換算業務量による分析

事業会社が社内における業務管理を推進するための指標として算出していた業務量を示す数値(以下「換算業務量」という。)によれば、21年度以降、宅配荷物の引受物数が増加したことにより、換算業務量は毎年度増加していたが、22年度には、後述のとおり、人件費等の営業原価が増加していたことから、JPEXからの宅配便事業の承継後に、事業会社の収益性が低下し、収支が悪化したと認められる。

(ウ) 宅配荷物の配達遅延について

事業会社は、22年7月に、JPEXから宅配便事業を承継した際、JPEXから宅配荷物のみを取り扱うこととして承継した統括支店であるターミナル支店の一部におい

て、宅配荷物の仕分に用いる区分機の機能・特性の理解が十分でなく、宅配荷物の仕分作業を迅速に行えなかったことなどから、宅配荷物の配達について大幅な遅延を生じさせていた。

事業会社は、上記の遅延により、差出人等に対して約8億円の損害賠償金を支払ったとしているほか、それを契機として一部の顧客を失ったことも想定され、その影響額は確定できないものの、事業会社の収益に影響を与えることになったと思料される。

ウ 費用について

事業会社が22年度に営業損益における巨額な赤字を発生させた大きな要因の一つは、前年度に比べて1079億円増加した営業原価であり、このうちの大半を人件費、集配運送委託費等が占めていた。

(ア) 人件費

人件費は、次のような要因などから、多数の要員を配置する必要が生じたため、前年度に比べて315億円増加していた。

- ① JPEX から宅配便事業を承継したことで増加した宅配荷物を既存の統括支店のみでは仕分けられなかったことから、JPEX から宅配荷物の取扱いのみを行う21ターミナル支店の運用のために、JPEX 時代から当該支店で雇用されていた期間雇用社員の一部を事業会社において雇用したこと
- ② 22年7月にJPEX から宅配便事業を承継した際に、前記のとおり、宅配荷物の配達について大幅な遅延が発生したことから、その混乱を收拾するための要員を増員したこと、また、その後、同様の事態を生じさせないために手厚く要員の配置を行ったこと

(イ) 集配運送委託費

事業会社は、郵便物等運送委託法(昭和24年第248号)に基づき、郵便物等の取集、運送及び配達業務を運送業者等に委託しており、これらの委託に要した集配運送委託費には、郵便物の取集業務及び宅配荷物等の配達業務に係る集配委託業務と、郵便物、宅配荷物等の運送業務に係る運送委託業務があるが、いずれも22年度以降増加していた。

① 集配委託業務

集配委託業務のうち、宅配荷物等の配達業務は、統括支店から集配支店に運送された宅配荷物の配達及び差出しを希望する顧客の指定場所での引受けを行うものなどで、各支店が運送業者と締結して実施していた。

そして、事業会社は、JPEX からの宅配便事業の承継に当たって、自らの社員及び既存の委託先だけでは増加した宅配荷物の配達、集荷が行えなかったことから、新たな委託先との契約を締結したため、前年度に比べてこれらの委託費用が156億円増加した。

② 運送委託業務

運送委託業務に要する費用は、JPEX からの宅配便事業の承継により、郵便物と宅配荷物とで異なる送達日数をそれぞれ確保するため、郵便物と宅配荷物等を同一運送便に積載できない場合が多く発生したこと、宅配荷物の引受物数が22年度は

前年度に比べて47.3%増加したことに伴って運送便数が増加したことにより、前年度に比べて391億円増加していた。

(4) 収支改善策の実施状況

事業会社は、前記のとおり、22年度に営業損失を生じたため、総務大臣からその要因分析、収支改善策等に関する報告徴求が出されたことに対して、23年1月に報告書を作成して総務大臣に提出したが、当該報告書において行うとしていた収支改善策の実施状況は次のとおりであった。

ア 人件費について

賞与を1.3か月分削減したことなどにより前年度に比べて348億円、ターミナル支店の大半を廃止したことに伴い、増員が必要となった要員の配置を改めたことなどによって、非正規社員に要する人件費を前年度に比べて137億円節減した。

イ 集配運送委託費について

統括支店相互間で宅配荷物等を運送する運送便において、23年8月以降、JPEXから宅配便事業を承継する以前と同様に、郵便物と宅配荷物を同一運送便に積載できるようにしたことなどにより、前年度に比べて28億円節減した。

そして、本院は、事業会社に対して24年6月に、会計検査院法第36条に基づき「宅配便事業等に係る運送便の経済的かつ効率的な運用について」において、宅配便事業等の実施に当たって、宅配荷物等の運送を行うため委託契約により統括支店と集配支店間を運行する運送便の積載率を常時把握するなどして、運送委託費の節減を図るとともに、その余積を活用して運送便を効率的に運用するよう意見を表示した(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項972ページ参照)。そして、事業会社は、これに対する処置を講ずる取組を進めていた。

ウ 取引条件等の見直し

JPEXから移行した顧客の一部の取引条件が採算性の面で問題があったことなどを受けて、順次これらの取引条件を見直したことにより、宅配荷物については計画を上回る収益を計上していた。

(5) 平成24年度の収支見通し

事業会社は、前記23年1月の総務大臣に対する報告において、24年度の営業損益の黒字化、27年度の宅配便事業の営業損益の黒字化を目指すこととして、上記のとおり、様々な施策を実施していた。そして、24年度事業計画において、24年度の収支見通しについて、収益については前年度実績に比べて411億円の減少を見込み、費用のうち、人件費については前年度実績に対して433億円の節減、集配運送委託費については150億円の節減を図るとしていた。

(6) 局会社と事業会社の合併の影響

ア 局会社の郵便局窓口の営業時間

24年6月現在、ゆうゆう窓口が設置されている事業会社の支店に併設された郵便局(以下「併設郵便局」という。)における郵便窓口のうち、平日に時間延長を行っている併設郵便局は945局、土曜、休日に郵便窓口の営業を行っている併設郵便局はそれぞれ375局、113局となっていた。

日本郵便の業務においては、これらの分担を整理して、同一時間帯に双方の窓口が営

業を行っている時間を削減することで、郵便事業等の収支の改善に寄与することが可能になることが見込まれる。

イ 郵便事業の今後の収支

(ア) 目的内業務の収益

目的内業務である郵便物の引受物数は、20年度から23年度まで年平均3.4%減少しているが、これは、前記のとおり、インターネットを活用した各種請求書等の閲覧などが普及しつつあることなどによると思料され、現時点において、目的内業務である郵便物の引受物数が下げ止まる傾向はまだ見込めない状況である。

(イ) 目的外業務の収益

目的外業務である宅配荷物の引受物数は22年度に前年度比47.3%、1億1030万個、23年度も11.4%、3927万個増加しており、「ゆうメール」についても22年度に前年度比3.1%、8094万通、23年度も9.5%、2億5057万通増加しているが、いずれも顧客ごとの差出条件や個数に応じて設定する個別相対運賃を適用した契約の件数が23年度に前年度の契約件数を上回って、順調に新規の顧客を獲得しており、事業会社は、宅配便事業等を引き続き成長が見込める事業と見込んでおり、局会社とも協力して積極的な営業を展開していた。

事業会社は、25年度以降も、目的内業務に係る収益は減少が見込まれることから、顧客のニーズに対応した新規のサービスの開発による収益の増加に加えて、生産性の向上による更なる費用の節減を図る必要があるとしていた。

4 所見

事業会社は、郵便事業を担う我が国唯一の事業主体であり、安定的な経営基盤の確立及び効率的な業務運営が求められていたが、22、23両年度決算において営業損益で赤字を発生させたことから、収支の改善が喫緊の課題となっていた。そして、この課題の解決は日本郵便においても重要なものになると思料される。

今回、本院は、事業会社の収支状況を分析して、収支を悪化させていた要因を確認するとともに、事業会社の宅配便事業のJPEXへの承継及びJPEXの宅配便事業の事業会社への承継に係る計画並びに今後の収支改善に係る計画が適切に実施されてきたかなどについて検査したところ、前記のような状況が見受けられた。

そして、事業会社の収支の悪化要因は、主に、目的外業務である宅配便事業において、日通との共同出資でJPEXを設立し、その後、JPEXから宅配便事業を承継したことにより、宅配便事業の収支が悪化したことが、主な要因となっていた。したがって、目的外業務である宅配便事業で赤字を計上する状況が継続することは、目的内業務でありユニバーサルサービスを義務付けられている郵便事業を維持していく上で支障を来すおそれがあり、日本郵便が今後とも宅配便事業を実施するに当たっては、事業会社の計画を着実に遂行するなどして収益を向上させるとともに、費用の節減を図ることで、できる限り早く収支を改善する必要があると認められる。

また、郵便物の引受物数が長期的に減少している現状を鑑みると、郵便事業については、一層の引受物数の減少を招く可能性があることなどから、郵便料金を値上げすることにより、以前のように収支の改善を図ることは難しい状況である。

事業会社は、上記の状況を踏まえ、23年度決算において、目的内業務の営業収益が引き

続き減少している中で、目的外業務も含めて営業原価と販売費及び一般管理費のうち6割を占めている人件費及び経費の削減努力等により営業損失を前年度の1034億円から223億円へと811億円減少させた。そして、そのうち348億円は、前記のとおり、賞与の削減によるものであったが、残りの463億円は翌年度以降も削減効果が継続する費用であったことから、24年度の事業計画において、営業収支の黒字化の見通しを立てていた。そして、宅配便事業については、郵便のユニバーサルサービスを支える収益源となるよう収支改善に取り組み、27年度に営業損益の黒字化を目指すとしていた。

しかし、宅配便事業については、短期間に収支を黒字化することは困難な状況であることに加えて、目的内業務に係る毎年500億円程度の収益の減少傾向には歯止めがかかっていないことから、局会社との合併という収支の改善要因があるものの、賞与の削減による収支改善策を取りやめた場合には、継続的に収支を健全に保つことができるかについては予断を許さない状況である。

本院は、事業会社から郵便事業等を承継する日本郵便の今後の経営に当たって、事業会社と局会社の合併による間接部門の共通化による経費節減、情報の共有化等の営業力強化による収益の向上、郵便窓口業務の分担整理による経費節減等、事業会社が掲げた収支改善策の実施状況や局会社との合併の効果について検査していくこととする。

そして、事業会社から郵便事業等を承継する日本郵便においては、郵便事業株式会社法と同じ事業目的の規定を置く日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)の趣旨を損なうことなく目的内業務を今後とも維持していくためには、宅配便事業の収支を改善し、その収支を今後とも健全に保つ必要があることから、JPEXから宅配便事業を承継した際などのように送達日数等のサービス内容を変更する際はその収支に与える影響を十分に検討することはもとより、次のような取組を行うなどして、経営状況の改善に向けた一層の努力が必要である。

ア 収益面では、自ら定めた配達日数や条件などのサービス内容を適切に維持して顧客の信頼を得るとともに、目的内業務及び目的外業務のいずれにおいても顧客の需要に対応したサービスを開発すること、また、局会社と合併する効果を生かして一層の営業努力を行って、収益の拡大を図ること

イ 費用面では、目的内業務の郵便物の引受物数の減少に応じた要員の適切な配置を常に検討して生産性の向上を図るほか、多額に上る集配運送委託費の節減に努めること、また、局会社との合併によって業務の重複を解消することで費用の節減を図ること

本院としては、事業会社における郵便事業等の運営に対して行ってきた検査と同様の視点から、日本郵便に国が投じた出資金が毀損していないか、また、ユニバーサルサービスとしての郵便事業が適切に実施できるように郵便事業等が健全に経営されているかなどについて、引き続き注視していくこととする。

第7 人事・給与等業務・システム、調達業務の業務・システム並びに旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システムの3の府省共通業務・システムにおける最適化の進捗状況等について

検査対象	25 府省等
検査の対象とした3の府省共通業務・システム	(1) 人事・給与等業務・システム (2) 調達業務の業務・システム (3) 旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム
3の府省共通業務・システムの概要	(1) 人事異動、俸給決定、各種手当等の申請・認定、給与の支給、勤務時間・休暇、共済組合の組合員資格及び被扶養者の申告・認定等に係る業務・システム (2) 物品、役務等の調達要求、予定価格の設定、入札・開札・発注、契約等に係る業務・システム (3) 旅行命令や旅費請求等の旅費業務、謝金・諸手当の交付要求等業務、物品の取得、保管・供用等の物品管理業務の各業務に係る業務・システム
3の府省共通業務・システムの設計・開発等に係る支出金額	(1) 89億2734万円(平成15年度～23年度) (2) 5億3994万円(平成17年度～23年度) (3) 14億4776万円(平成16年度～23年度) 計 109億1505万円

1 検査の背景

(1) 3の府省共通業務・システムの概要

政府は、簡素で効率的な政府の実現を図るため、各府省等に共通する業務・システム(以下「府省共通業務・システム」という。)について、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等を実施し、併せてこれらに必要となる経費や業務処理時間の削減効果の試算を数値で明示した最適化計画を策定することとした。

府省共通業務・システムの最適化計画は、各業務・システムの担当府省が計画を立案して、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(以下「CIO 連絡会議」という。)で決定されるが、CIO 連絡会議では、業務・システムの最適化を政府全体として整合性を確保しつつ進めていくために、平成18年3月に業務・システムの最適化に係る作業の統一の実施手順を定めた「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(以下「最適化ガイドライン」という。)を策定している。

そして、政府は、府省共通業務・システムの最適化に係る施策の推進に係る事務を処理するために、18年4月に内閣官房情報通信技術(IT)担当室に電子政府推進管理室を設置し、府省共通業務・システムの円滑かつ効果的な実施等を図るための総合調整を行わせている。

府省共通業務・システムに関しては、23年度末現在で、人事・給与等業務や調達業務等の19分野を対象とする16の最適化計画が策定されており、7府省等が担当府省としてそれぞれの最適化計画に基づき、各業務・システムの最適化を実施している。

府省共通業務・システムは、最適化計画に基づき、担当府省がシステムの企画、設計・開発等を主体的に行っており、このうち人事・給与等業務・システム(以下「人給システム」という。)は人事院及び総務省が、調達業務の業務・システム(以下「調達システム」という。)は総務省が、旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム(以下「旅費等システム」という。)は経済産業省が、それぞれ担当府省となっている。また、内閣官房は、人事院とともに人給システムに係る「人事・給与関係業務情報システム関係府省連絡協議会」(18年9月設置。以下「人給連絡協議会」という。)の事務局に加わり、最適化計画に沿ってシステムの設計・開発が進捗するよう、担当府省に対する助言等を行っている。

人給システム、調達システム及び旅費等システム(以下、これらを合わせて「3の府省共通業務・システム」という。)の最適化計画においては、担当府省が設計・開発した標準的なシステムを各府省等が導入することなどにより、各府省等が、従来独自に実施している業務を政府全体として最適化するとしているが、その最適化計画の策定及び改定の状況は、以下のとおりである。

すなわち、表1のとおり、人給システムは、16年2月に当初の最適化計画が決定された後、24年1月までに、計4回にわたって最適化計画が改定されており、これに伴ってシステムに参画する各府省等(以下「参加府省等」という。)の運用開始が当初計画における予定から大幅に遅延している。

表1 3の府省共通業務・システムの最適化計画の改定状況等

最適化計画の名称	担当府省名	計画決定(改定)時期		運用開始年度 注(2)											開発投資額 (千円)	削減(△増加) 経費 (千円/年)	上段: 削減業務処理 時間数 (万時間/年) 下段: 金額換算値 (千円/年) 注(3)	改定の概要		
				17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27						
人事・等・システム最適化計画	人事院・総務省	平成16年2月27日	当初計画	○	●												不明	2,000,000	1,300 40,625,000	更なる効率化の観点から、システムの運用方法を原則として各府省等別の「分散方式」から「集中管理方式」に変更するなどしたことによる大幅な改定
		19年8月24日	第1回改定				○	●									8,348,912	720,000 32,812,500	共同利用システム基盤への参画による経費節減額の追記	
		20年2月13日	第2回改定				○	●									8,348,912	720,000 32,812,500	改修計画の見直しに伴う最適化工程表等の見直し、防衛省分の経費削減効果の具体化、共同利用システム基盤の利用に伴う見直し、共済組合事務システム等の他の府省共通システムとの調整に伴う見直し、給与支払業務の支出官私化の実現	
		21年8月28日	第3回改定						○	●							8,692,455	1,262,864 32,812,500	新たな府省導入スケジュールを踏まえ、最適化工程表と業務削減の効果発現時期を修正	
		24年1月17日	第4回改定						○					●			8,692,455	1,262,864 32,812,500		
調達業務・システム最適化計画	総務省	(16年9月15日)注(1)	当初計画			○	●										1,642,000	32,484,000 13,814,450	各府省個別に導入していた電子入札システムの府省共通化の政府決定に基づく府省共同の電子入札システムの構築	
		(18年8月31日)注(1)	一部改定			○	●									1,642,000	34,546,000 13,814,450	[ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン]等に基づく電子調達システムの開発、全府省への導入		
		21年8月28日	全面改定					○	●							2,541,581	58,377 784,638			
		23年7月15日	第1回改定							○	●					2,564,350	31,013 666,797			

最適化計画の名称	担当府省名	計画決定(改定)時期	運用開始年度 注(2)															開発投資額 (千円)	削減(△増加)経費 (千円/年)	上段: 削減業務処理 時間数 (万時間/年) 下段: 金額換算値 (千円/年) 注(3)	改定の概要	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27									
旅費・謝金・当物理業・物品管理の業務・システム最適化計画	経済産業省	16年9月15日 注(1)	当初計画					○●										1,642,000	32,484,000	442 13,814,450	各府省個別に導入していた電子入札システムの府省共通化の政府決定に基づく府省共同の電子入札システムの構築	
		18年8月31日 注(1)	一部改定					○●										1,642,000	34,546,000	442 13,814,450		
		21年7月1日	全面改定								○●								1,908,274	129,414		904 28,267,298
		24年1月17日	第1回改定												○●				3,199,517	△ 439,877		1,056 33,009,578

注(1) 「調達業務の業務・システム最適化計画」及び「旅費・謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム最適化計画」は、平成16年9月に決定され18年8月に改定された「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」を全面改定し、それぞれ21年8月及び同年7月に、新たな最適化計画として決定されているため、表中の決定(改定)時期を()書きとした。また、16年9月決定及び18年8月改定の最適化計画の削減(△増加)経費は4年分を計上している。

注(2) 運用開始年度の○印は先行導入府省等の運用開始時期を示し、●印は関係全府省等の運用開始時期を示している。

注(3) 削減業務処理時間の金額換算値は、削減業務処理時間数に金額換算率3,125円/時間乗じて算出したものである。

また、調達システム及び旅費等システムは、当初の16年9月の最適化計画では、経済産業省が担当府省となって、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費(以下「官房5業務」という。)の全ての業務・システムを最適化する計画となっていた。そして、17年6月開催のCIO連絡会議において、当初の最適化計画のうち、「電子契約システム」は総務省が、「予算執行等管理システム」は経済産業省が、それぞれ担当府省とされ、18年8月の一部改定を経て、物品、役務等の調達要求、予定価格の設定、入札・開札・発注、契約等の調達業務は調達システムとして、また、旅行命令や旅費請求等の旅費業務、謝金・諸手当の交付要求等業務、物品の取得、保管・供用等の物品管理業務の各業務は旅費等システムとして、21年8月及び同年7月に最適化計画がそれぞれ全面改定された。その後、調達システムの最適化計画は23年7月に、旅費等システムの最適化計画は24年1月に、それぞれ改定されており、これに伴って参加府省等の運用開始は、当初計画における予定から大幅に遅延している。

府省共通業務・システムの最適化計画は、15年度から21年度までの間に決定され、既にその大半はシステム構築が完了しており、多くの府省等で運用されている。しかし、3の府省共通業務・システムは、上記のとおり、当初の最適化計画が順次改定されており、参加府省等の運用開始が遅延していて、最適化効果の発現が大幅に遅延している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

府省共通業務・システムの最適化は、従来各府省等が独自に実施している業務を政府全体として最適化するために、共通したシステムの構築を図るものであり、担当府省と参加府省等が政府全体として最適化を円滑に推進していくことが重要である。

3の府省共通業務・システムは、前記のとおり、最適化効果の発現が大幅に遅延しているが、多数の府省等に影響を及ぼす府省共通業務・システムの最適化を円滑に進めるためには、システムの企画から設計・開発及び運用に至る各段階の工程を適切に管理することや、担当府省と参加府省等が連携して協力することが特に重要である。

そこで、本院は、3の府省共通業務・システムについて、これまでの経緯及び現状を検査するとともに、効率性、有効性等の観点から、最適化の実施に当たり、担当府省と参加

府省等との間や関連するシステムとの間でどのような調整が行われているか、また、最適化の進捗の遅延により参加府省等にどのような影響が生じているか、さらに、最適化を円滑に進捗させるための具体的課題は何かなどに着眼して検査を行った。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、3の府省共通業務・システムの最適化に係る企画、設計・開発、改修等に係る経費(以下「開発経費」という。)及び機器の調達、保守・運用等に係る経費(以下「運用経費」という。)を対象として、15年度から23年度までの間の支出金額に関する調書を担当府省(人事院、総務省及び経済産業省)から徴するとともに、その履行状況等を把握するために、年間支出金額が300万円以上の契約について調書を徴した。また、3の府省共通業務・システムの参加府省等の独自システムの賃借や保守・運用等に係る経費(以下「現行経費」という。)を把握するために、20年度から23年度までの間の支出金額に関する調書を^(注1)25府省等の本省及び外局等から徴するとともに、移行計画書の策定支援やデータ整備等の移行作業に係る経費(以下「移行経費」という。)を把握するために、年間支出金額が300万円以上の契約について調書を徴するなどした。

そして、上記3担当府省を含む^(注2)20府省等^(注3)に対して会計実地検査を行うとともに、設計・開発、機器の調達等に係る契約の相手方3会社において会計実地検査を行い、契約の履行が適切なものとなっているかなどについて確認した。

(注1) 25府省等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、裁判所、会計検査院

(注2) 20府省等 内閣官房、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、総務本省、法務本省、財務本省、国税庁、文部科学本省、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省、海上保安庁、環境本省、衆議院、国立国会図書館、会計検査院

(注3) 3会社 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、沖電気工業株式会社、富士通株式会社

3 検査の状況

(1) 3の府省共通業務・システムの経緯及び現状

ア 人給システムの経緯及び現状

(ア) 人給システムの開発等

人給システムは、16年2月の当初の最適化計画は、参加府省等ごとにサーバ等の機器を調達して保守・運用等を行う「分散方式」を前提としていたが、運用経費や業務処理時間の削減に関して一層効果を上げるために、19年7月開催の人給連絡協議会において、人事院が運用主体となって、機器の調達、保守・運用等を一元的に管理する「集中管理方式」へ変更された。その後、人事院は、20年度から23年度までの間に、システムの設計・開発等を行っており、既にシステムは構築されて、23年度以降、運用段階に入っている。

人事院及び総務省における15年度から23年度までの間の開発経費及び運用経費を調書に基づき集計すると、計89億2734万余円となるが、これ以外にも、24年度か

ら28年度までの間に国庫債務負担行為により計上された運用経費等の予算額は、計31億2059万余円となっている。

(イ) 人給システムへの参画時期等

a 最適化計画に基づく参画時期

参加府省等は、システムに参画するために、独自システムを有する場合にはデータ抽出等により、また、独自システムがない場合にはデータ入力作業等により、システムに登録するデータを作成する必要がある。また、参加府省等は、システムに登録したデータの整合性の確認等を行い、通常、数箇月の並行稼働後に、システムを本番稼働して運用を開始し、独自システムを有する場合にはシステムの本番稼働後に独自システムを停止する。

人給システムについて、大半の参加府省等は、21年8月改定の最適化計画に基づく移行計画書において運用開始時期を定めており、運用を開始する本番稼働時期は、表2のとおり、22年度9省庁等、23年度16府省等、24年度4省等、計29府省等(本番稼働時期が定められていない府省等については、並行稼働時期)となっていた。

しかし、22年度から開始された移行作業に問題が発生したことなどから、参加府省等の運用開始は大幅に遅延し、23年9月の人給連絡協議会申合せ(以下「23年申合せ」という。)により、24年1月に最適化計画が改定された。

24年1月改定の最適化計画に基づく30府省等の運用開始は、23年申合せ時点で既に人給システムを運用していた人事院、宮内庁、衆議院及び国立国会図書館を除く26府省等については、表2のとおり、23年度から27年度までの間に予定されるなどしている。

表2 最適化計画に基づく人給システムの本番稼働時期等

府省等名	平成21年8月改定の最適化計画に基づき各府省等が移行計画書等で定めていた本番稼働時期									備考 (24年7月末現在に本番稼働している府省等の本番稼働時期)
	24年1月改定の最適化計画に先立つ23年申合せ									
	本番稼働時期					移行作業				
22年度	23年度	24年度以降	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
内閣官房		24年1月					27年1月		新移行方式	
内閣法制局		24年1月					27年1月		新移行方式	
人事院	22年10月									(22年10月)
内閣府		24年1月					27年1月		新移行方式	
宮内庁	23年2月									(23年4月)
公正取引委員会	23年2月				24年9月				継続	
警察庁		24年2月		24年2月					継続	
金融庁		23年4月						27年5月	新移行方式	
消費者庁			(24年度)				27年1月		新移行方式	注(2)
総務省		23年7月		24年3月					継続	(24年5月)
法務省		23年4月				25年8月			新移行方式	
外務省		23年度						28年3月	新移行方式	
財務省		23年4月						27年5月	新移行方式	
国税庁		24年2月							新移行方式	注(3)
文部科学省	23年2月				25年2月				新移行方式	
厚生労働省 本省				24年2月						
地方労働局以外 の地方機関		23年4月			24年10月				継続	注(4)
地方労働局					25年1月					注(4)

府省等名	平成21年8月改定の最適化計画に基づき各府省等が移行計画書等で定めていた本番稼働時期 ^{注(1)}			24年1月改定の最適化計画に先立つ23年申合せ					備考 (24年7月末現在に本番稼働している府省等の本番稼働時期)	
				本番稼働時期						
	22年度	23年度	24年度以降	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		移行作業
農林水産省	23年1月				24年10月				継続	
経済産業省			24年4月				27年3月		新移行方式	
特許庁		23年度				25年5月			新移行方式	
国土交通省		23年4月					27年1月		新移行方式	
気象庁		24年1月				26年1月			新移行方式	
海上保安庁		23年4月				25年5月			新移行方式	
運輸安全委員会		24年1月					27年1月		新移行方式	
環境省	23年1月					25年4月			継続	注(5)
防衛省			24年度				26年8月		別途	
衆議院	23年1月									(23年4月)
参議院			24年度			26年1月			新移行方式	
国立国会図書館	23年1月									(23年6月)
最高裁判所			24年度				27年1月		新移行方式	
会計検査院	23年1月				24年7月				継続	

注(1) 平成21年8月改定の最適化計画に基づく本番稼働時期が移行計画書等に定められていない府省等は、並行稼働時期の年度を記載している。

注(2) 消費者庁は平成21年9月に設置されたため、21年8月改定の最適化計画における本番稼働時期を()書きとしている。

注(3) 23年申合せにおける国税庁の本番稼働時期は、人事・給与システム事務局で実施する新環境での給与計算等の検証結果が分かり次第確定するとされている。

注(4) 厚生労働省(地方労働局を含む地方機関)の本番稼働時期は、平成21年8月改定の最適化計画では厚生労働本省と区別されていない。

注(5) 環境省の本番稼働時期は、23年申合せでは、原子力安全庁の組織等の詳細が確認できた段階で再度検討を行うとされている。

b 参加府省等のシステムの稼働状況

参加府省等は、22年度以降、人事、給与等のデータを人給システムの各サブシステムに登録するために、参加府省等の独自システムからのデータ抽出や必要なデータの整備を実施し、人給システムに登録したデータの整合性の確認等の移行作業を実施している。

移行作業に当たって、人事院は、人給システムの人事、給与等の各サブシステムにデータを登録するためのプログラム(以下「移行ツール」という。)を設計・開発したが、各サブシステムに登録したデータに不整合が発生するなどして、人事院、参加府省等とともにその確認等に膨大な時間を要するなどしたため、移行作業が大幅に遅延した。

人事院は、23年申合せに先立って、参加府省等に対し、移行ツールの改修を行い、新しい移行ツールを用いて移行作業を行う「新移行方式」を設計・開発して登録データの不整合を解消するとした。参加府省等は、人給システムに参画するために、既に保有している独自システムを極力、更新せずに運用しているが、人事院による「新移行方式」の提供が24年8月とされたため、参加府省等は、独自システムのハードウェアやソフトウェアの賃借期間やサポート期限の延長等を考慮して、移行作業をそのまま継続して実施するか、「新移行方式」により移行作業を実施するかを選択し、表2のとおり、運用開始時期等を決定している。

今までの移行作業を継続している7省庁等(公正取引委員会、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、環境省及び会計検査院)の24年7月末現在の稼働状況をみると、23年申合せのスケジュールどおりに運用を開始した省庁等はなく、23年度に運用開始を予定していた3省庁のうち、総務省は24年5月から運用を開始していたが、残りの2省庁は並行稼働しながらデータの整合性の確認等を行って

る。また、24年度又は25年度に運用開始を予定している4省等も、同様に、並行稼働しながらデータの整合性の確認等を行っている。

また、人給システムは、既に運用段階に達しているため、参加府省等は、開発経費だけでなく運用経費についても応分の負担を行っているが、各府省等の運用開始が大幅に遅延しているため、多くの府省等が人給システムを本番稼働していないのに多額の運用経費を負担することになっている(参加府省等が24年度から28年度までの間に負担する運用経費等は、計31億2059万余円)。

イ 調達システム及び旅費等システムの経緯及び現状

官房5業務の各業務・システムの最適化計画は、16年9月に策定された後、経済産業省の「予算執行等管理システム」と総務省の「電子契約システム」(18年度以降は電子入札システムの設計・開発も含む。)として設計・開発が始まったが、18年度の「予算執行等管理システム」の設計・開発において、システムのライフサイクルコスト(設計・開発、導入及び4年間の運用・保守に係る費用)が16年9月の当初の最適化計画時の試算を大幅に上回ったことなどから、システムの設計・開発が企画段階に戻って再検討され、「予算執行等管理システム」に密接に連携している「電子契約システム」についても大幅に設計・開発が遅延した。そして、内閣官房は、行政刷新担当大臣からの旅費業務効率化についての指示等を受けて、22年2月に旅費業務における支払状況等の実態調査を行うこととなり、総務、経済産業両省とも、21年度末の設計・開発業者選定の調達手続を一旦中止した。

その後、調達システム及び旅費等システムの設計・開発業務は再開されたが、24年7月末現在、システムは構築されておらず、今後も設計・開発が行われる。

(ア) 調達システムの経緯及び現状

総務省における17年度から23年度までの間の開発経費を調書に基づき集計すると、計5億3994万余円となるが、これ以外にも、24、25両年度に国庫債務負担行為により計上された開発経費等の予算額は、計10億4974万余円となっている。

調達システムの最適化計画は、各府省等が最短で調達システムの運用が可能となる時期を示しており、16年9月決定及び18年8月改定の官房5業務の各業務・システムの最適化計画では、参加府省等のシステムへの参画時期は20、21両年度、21年8月改定の最適化計画では22年度から24年度までの間となっていた。

23年7月改定の最適化計画に基づく設計・開発業務の調達仕様書によれば、各府省等のシステムへの参画時期は、15府省等が^(注4)26年3月、3省(総務省、国土交通省及び防衛省)が同年4月となっている。また、上記以外の府省等は、3省庁等(警察庁、財務省及び会計検査院)が参画時期を検討中としているほか、4院等(衆議院、参議院、国立国会図書館及び最高裁判所)が調達システムへの参画自体を検討中としている。

(注4) 15府省等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

(イ) 旅費等システムの経緯及び現状

経済産業省における16年度から23年度までの間の開発経費(官房5業務の各業

務・システムの最適化計画に係る開発経費を含む。)を調書に基づき集計すると、計14億4776万余円となるが、これ以外にも、24、25両年度に国庫債務負担行為により計上された開発経費等の予算額は、計13億2062万円となっている。

旅費等システムにおいても、調達システムと同様に、16年9月決定及び18年8月改定の官房5業務の各業務・システムの最適化計画では、参加府省等のシステムへの参画時期は20、21両年度、21年7月改定の最適化計画では23、24両年度となっていた。

旅費等システムは、旅費、謝金・諸手当に係るシステムと物品管理に係るシステムの2システムから構成されており、それぞれ各府省等の参画時期が定められている。このうち、24年1月改定の最適化計画に基づく旅費、謝金・諸手当に係るシステムの移行予定スケジュールによれば、計25府省等(本省と地方支分部局等で別々に参画を予定している府省等もあるため、以下に示す府省等数とは一致しない。)が参画を予定しており、各府省等のシステムへの参画時期は、一部府省等によるテスト・改修を25年1月以降に行った後、24府省等^(注5)が26年1月、10省庁等^(注6)が27年1月となっている。

(注5) 24府省等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、消費者庁、総務本省、法務本省、外務省、財務本省、文部科学本省、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業省、国土交通本省、環境本省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

(注6) 10省庁等 警察庁並びに総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び裁判所の各地方支分部局等

また、物品管理に係るシステムの移行予定スケジュールによれば、旅費、謝金・諸手当に係るシステムと同様に、計25府省等が参画を予定しており、各府省等のシステムへの参画時期は、一部府省等によるテスト・改修を25年4月以降に行った後、25府省等^(注7)が26年4月、9省庁等^(注8)が27年4月となっている。

(注7) 25府省等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務本省、法務本省、外務省、財務本省、文部科学省、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業省、国土交通本省、環境本省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

(注8) 9省庁等 警察庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び裁判所の各地方支分部局等

(2) 担当府省と参加府省等との間の調整

ア 人給システムにおける調整

「分散方式」による人給システムの設計・開発では、参加府省等から多くの意見や要望が寄せられたが、これらの意見や要望のうちには、企画段階において、担当府省と参加府省等との間で、最適化の対象となる業務範囲や業務の流れなどについて十分調整を図り、政府全体としての共通認識を持って要件定義を行っていれば、本来生じなかったものも多いと考えられる。しかし、初期開発の要件定義に係る資料が保存されていないため、会計実地検査では、担当府省と参加府省等との間でどのような確認、合意等が行われたのか確認できず、担当府省として十分な説明責任を果たしていない。

また、移行作業のうちには、システムに関する高度な技術的知識等を要する作業や作業量が非常に多いものもあることから、多くの参加府省等は、移行作業を請負契約により民間業者に実施させているが、参加府省等は、過去にこのような大規模な移行作業を実施した経験が少ないこと、また、人給システムに移行する人事情報や給与情報等を扱う担当部署はシステムの設計・開発等に関連する部署ではなく、担当者にシステムに関する技術的知識や経験が乏しいことなどから、移行作業に求められる具体的な業務内容や技術水準等に関する情報が乏しく、見積等を徴した民間業者からの情報に頼らざるを得ない状況となっていた。

参加府省等は、上記のとおり、移行作業の一部を請負契約により民間業者に実施させているが、今回、参加府省等における移行作業に係る請負契約の状況について検査したところ、22府省等^(注9)は20年度から23年度までの間に、移行計画書の策定支援、独自システムからのデータ抽出等のデータ整備等の移行作業に係る契約を73件、計18億0811万余円で実施していた。

(注9) 22府省等 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、特許庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

人事院は、参加府省等が保有しているシステムはそれぞれ独自システムであり、移行経費の算定が困難であることや、「新移行方式」を踏まえた移行経費の把握が必要となることなどから、内閣官房等と協議の上、24年1月改定の最適化計画においても、移行経費を最適化の実施に係る投資額に含めていなかった。(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項72ページ参照)

イ 調達システム及び旅費等システムにおける調整

調達システム及び旅費等システムは、18年度の「予算執行等管理システム」のライフサイクルコストの試算等のために最適化が遅延したが、経済産業省は、最適化の企画段階でもライフサイクルコストの試算を行ったとしている。

しかし、設計・開発段階における試算は、要件定義において、参加府省等の個別業務を取り入れたことなどからシステム開発費等が増大したことにより、企画段階での試算を大幅に上回ったとしている。このような事態は、企画段階において、担当府省と参加府省等との間で最適化の対象となる業務範囲や業務の流れなどについて十分調整を図り、政府全体としての共通認識を持って要件定義を行っていれば、本来生じなかったものと考えられるが、企画段階の要件定義に係る資料が保存されていないため、会計実地検査では、どのような確認、合意等が行われたのか確認できず、担当府省として十分な説明責任を果たしていない。

調達システム及び旅費等システムは、今後の設計・開発に伴い、参加府省等のデータの移行作業等が実施されることになる。調達システム及び旅費等システムの参加府省等の移行作業やシステムの運用開始のためには、今後も担当府省と参加府省等との間で多くの調整が必要となることから、担当府省と参加府省等との間で十分調整を図り、最適化の円滑な進捗に努める必要があると認められる。

(3) 連携する他のシステムとの間の調整

府省共通業務・システムに共通的に利用されるデータ集計、蓄積機能等の基盤機能や施設、設備及びその運用業務等の集約化を図るために、20年2月に、総務省が担当府省となり、共同利用システム基盤の業務・システム最適化計画が策定されている。共同利用システム基盤の担当府省である総務省は、人給システムに係るデータ集計、蓄積機能等の基盤機能を整備・運用することとされており、同省は、21年度から23年度までの間に、人給システムの設計・開発に合わせてデータベースサーバ等の機器等の調達に係る契約を4か年度又は5か年度の国庫債務負担行為により、計8億9848万余円(このうち、人給システムに係る分は計5億6804万余円)で民間業者と締結している。

また、22年5月に決定された「新たな情報通信技術戦略」において、クラウドコンピューティング技術^(注10)を活用した政府共通プラットフォーム(以下「政府共通PF」という。)により、政府情報システムの統合・集約化を進めることとされた。政府共通PFは、原則として、全ての政府情報システムを対象にして統合・集約化を図るとされており、3の府省共通業務・システムも、統合・集約化の検討が行われている。

このように、3の府省共通業務・システムの設計・開発は、その基盤となる共同利用システム基盤や政府共通PFにおける調達と密接に関係するため、相互の調達時期等について十分調整する必要があるが、旅費等システムの調達手続の中止に加えて、共同利用システム基盤における調達時期の変更が、調達システムの機器等の調達に影響を与えていた事態が見受けられた。

また、3の府省共通業務・システムは、相互に連携を予定しているほか、他の府省共通業務・システムとも連携を予定しているが、これらの府省共通業務・システムは、既に運用を開始しており、3の府省共通業務・システムにおいて最適化効果が発現していないだけでなく、他の連携する府省共通業務・システムにおいても、想定された最適化効果が十分発現していない。

(注10) クラウドコンピューティング技術 一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用することにより、システム開発、管理及び運用の効率化を図る技術

(4) 最適化の遅延による影響

ア 最適化効果の遅延

3の府省共通業務・システムは、前記のとおり、システムの構築が遅れていたり、移行作業の遅延に伴って参加府省等の運用開始が遅れていたりしており、最適化効果の発現が遅延している。

最適化計画における最適化に伴う削減経費(試算値)等は、最適化ガイドラインに基づき「最適化共通効果指標」として示されているが、最新の最適化計画に示されている削減経費(削減業務処理時間を含む。)により、最適化効果の発現状況をみると、当初の最適化計画どおりに、全府省等で3の府省共通業務・システムの運用が開始されていれば、毎年度、次のような最適化効果が発現していたことになる。

- ① 人給システムは、20年度以降、計340億7536万余円(削減経費12億6286万余円、削減業務処理時間(金額換算値)延べ約1050万時間(328億1250万円))
- ② 調達システムは、22年度以降、計6億9781万円(削減経費3101万余円、削減業務処理時間(金額換算値)延べ約21万時間(6億6679万余円))

③ 旅費等システムは、22年度以降、計325億6970万余円(増加経費4億3987万余円、削減業務処理時間(金額換算値)延べ約1056万時間(330億0957万余円))

そして、前記のとおり、長年にわたって最適化の実施のために費用を投じてきたにもかかわらず、現在においても当初計画において予定されていた最適化効果の発現が遅延していることは適切ではなく、着実に設計・開発等を進め、担当府省だけでなく、政府全体として、最適化効果の早期発現に努める必要があると認められる。

イ 3の府省共通業務・システムにおける遅延の影響

人給システムについて、共同利用システム基盤におけるデータベースサーバ等の使用状況を検査したところ、参加府省等ごとのデータが蓄積されるデータ使用領域は、本番稼働する府省等のデータが毎年蓄積されていくこと、また、順次、並行稼働を開始する府省等があることなどから、今後、増加すると見込まれるものの、24年7月5日現在の利用率は、0.1%から1.9%までとなっている。また、人給システムは、26年10月以降の政府共通PFへの統合・集約化に向けた調整が行われており、同月以降に運用開始を予定している11府省等については、共同利用システム基盤で調達したサーバ等の機器等は、稼働検証や並行稼働等のために使用されるものの、本番稼働を迎えることなく賃借期間が終了するおそれがあると思料される。

人給システムに関しては、22年度の移行作業の遅延を受けて、現在も移行作業を継続している参加府省等においては、独自システムと人給システムへの二重のデータ入力作業等に多大な労力を要していたり、今まで実施してきた移行作業を一旦中止し、改めて「新移行方式」により移行作業を実施する参加府省等においては、一度整備したデータの修正作業等が必要となったりしている。

3の府省共通業務・システムに係る運用経費は、当初の最適化計画が円滑に進捗して、参加府省等がシステムの運用を開始していれば相当程度増加したことが予想されるが、逆に独自システムに係る参加府省等の現行経費は発生していなかったと思料される(人給システムに係る参加府省等の20年度から23年度までの間の現行経費計147億9531万余円、調達システムに係る参加府省等の22、23両年度の現行経費計32億7899万余円、旅費等システムに係る参加府省等の22、23両年度の現行経費計22億6082万余円)。そして、このような現行経費は、年度ごとの支出金額は減少していくものの、参加府省等の運用開始まで継続することになる。また、参加府省等には、通常の現行経費以外に、サーバ等の機器調達やソフトウェアの更新等の費用が人給システムで7府省等^(注11)において、調達システムで5府省^(注12)において、旅費等システムで3省等(公正取引委員会、農林水産省及び衆議院)において発生するなどしていた。

(注11) 7府省等 内閣府、公正取引委員会、法務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

(注12) 5府省 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、環境省

(5) 最適化を円滑に進捗させるための具体的課題

前記のとおり、3の府省共通業務・システムのうち、人給システムは、調達システム及び旅費等システムと異なり、既に設計・開発が完了してシステムは構築されている。

しかし、22年度から実施された移行作業の遅延等により、参加府省等の運用開始が大幅に遅延しており、実施された設計・開発や移行作業の業務等に関して、最適化を円滑に

進捗させるための具体的課題が見受けられた。

次のアからエまでの事項は、人給システムに係る具体的課題となっているが、調達システム及び旅費等システムの設計・開発に当たっても、人給システムにおける具体的課題に十分留意して、設計・開発等を着実に実施していくことが重要である。

ア 設計・開発段階における課題

第1期から第3期までの設計・改修業務において、当初予定していたテスト期間に比べて、総合テストや受入テストが大幅に遅延しており、例えば、第1期の設計・改修業務については、22年3月末までと予定していたテスト期間に対して、総合テストの完了が同年6月、受入テストの完了が同年7月となっていた。これは、受入テストの結果により発見された多くの問題に対して、人事院が、設計・改修業者に総合テストを再度実施させただけでなく、プロジェクト管理支援業者からのシステムの品質に係る分析結果を踏まえて、設計・改修業者に単体テストや結合テスト等の品質点検や再発防止に向けた対策を別途求めるなどしたために生じたものであり、設計・改修業者の品質管理が十分でなかったと認められる。

また、人事院において、参加府省等が保有している現在のデータ量等の確認を十分行っていなかったこと、性能要件を定義する方法や性能の確認方法に関する知見が十分でなかったことなどから、性能要件が十分定義されていなかったり、性能要件に関する設計・改修業者と人事院との認識が一致していなかったりなどしたため、結果として参加府省等の実際のデータ量等が設計・開発に反映されておらず、また、総合テスト等においても十分検証されていなかった。

このため、22年度に参加府省等のデータを人事院が人給システムに登録して、参加府省等がシステムを並行稼働させたところ、画面遷移に時間を要したり、バッチ処理に時間を要して処理が停止したりするなど性能に係る障害が多数発生したが、人給システムは、上記の性能に係る障害以外にも数多くの障害が発生しており、安定的なシステム運用が実現できていない。(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項 69 ページ参照)

イ 移行作業における課題

人事院は、移行ツールに係る要件定義に際して、参加府省等の独自システムにおける既存データの情報を十分把握していなかったため、参加府省等の登録データは基本的に品質が担保されているという前提で設計・開発を行っていた。このため、移行ツールのデータチェックが十分機能せず、人事データと給与データとの間や給与データ内での整合性が確保できないエラーが多数発生した。

また、移行作業の準備段階では、人事院から参加府省等に対する移行ツールや登録シートに関する説明が十分でなかったため、登録データの作成に当たって事前にデータの品質を確保する必要があることや、登録シートに必ず記載すべき情報の範囲等が十分伝えられていないなど、人事院と参加府省等との間で十分な情報共有が図られていなかった。

人事院は、前記のような技術的問題が多数発生することをあらかじめ想定していなかったため、22年9月から開設したヘルプデスクでは、システム操作の説明等に係る問合せには直接回答するが、データ等に起因する問合せには、人給システムの管理等を行う運用センター等に対応を要請し、運用センター等からの回答を受けて、後日参加府

省等に回答することを想定していた。

しかし、参加府省等からの問合せの多くがデータ等に起因するものであったことから、22年9月から24年6月までの間にヘルプデスクに寄せられた問合せのうち、ヘルプデスクで対応できた件数は、全体の平均でも3分の1、最大の月でも半分程度であった。

また、ヘルプデスク業務における想定業務量は、21年8月改定の最適化計画に基づき、22年度から24年度までの間に、全ての参加府省等が人給システムの運用を開始するとの前提となっており、全ての参加府省等が並行稼働又は本番稼働を開始した場合には、平常時で1日約450件の問合せがあるとしているが、参加府省等の運用開始が大幅に遅延したことなどから、実際の問合せ件数は、23年9月以降、1か月当たり数十件又は百数十件となっているなど想定業務量を大幅に下回っていた。(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項70ページ参照)

ウ プロジェクト管理支援業務における課題

人事院は、20年度、22年度及び23年度にプロジェクト管理支援業務に係る契約を民間業者と締結しており、プロジェクト管理支援業務は、20年度以降に実施している第1期から第3期までの設計・改修業務及びアプリケーション保守業務等に対して、人事院が受入テストやユーザ検証に基づき、人給システムの要件定義等に適合しているか確認する際に、技術的な支援を行うなどとされている。

しかし、20年度及び22年度のプロジェクト管理支援業務は、第2期及び第3期の設計・改修業務の契約期間内に終了してしまっただけで、それぞれのプロジェクト管理支援業務では、システムの設計・改修業務に対する全体評価が実施できず、中間報告しか行われていなかったり、第1期設計・改修業務は、前記のとおり、プロジェクト管理支援業務の契約期間内に、受入テストが完了していなかった。(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項71ページ参照)

エ 人事院における業務執行体制等の課題

人事院は、参加府省等の人材面からの協力なしに、単独で業務執行体制を維持することが困難であることから、効率的かつ効果的な業務執行体制の構築を検討した上で、参加府省等と十分調整を図っていくことが重要である。また、人事院及び内閣官房は、「集中管理方式」への変更に際して、参加府省等の実務担当者から広く意見を聴取しながら、システム開発等を進める必要があるとして、18年9月及び同年11月に、参加府省等の課長クラスによる人給連絡協議会及び人給連絡協議会の実務的な検討の会議として人・給システム実務担当者連絡会議(以下「全体WG」という。)を設置し、設計・開発や移行作業を進めている。しかし、前記のとおり、全体WGでは、移行ツール及び登録シートについての説明並びに先行して移行作業を実施した府省等の進捗状況に係る情報の共有及び発生した課題に係る情報の共有が十分図られていなかった。(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項72ページ参照)

4 所見

政府は、電子行政の取組を迅速かつ強力で推進していくため、「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月IT戦略本部決定)に基づき、24年8月、内閣官房に政府情報化統括責任者(政府CIO)を設置した。

同月決定された「政府 CIO 制度の推進体制について」(平成 24 年 8 月 IT 戦略本部決定・行政改革実行本部決定)において、政府 CIO は、IT 政策を担当する国務大臣及び行政改革担当大臣を助け、同基本方針のうち、政府 CIO 制度の役割として掲げられた事項に基づいた職務に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされており、また、政府 CIO を中心に、政府全体として、制度・業務プロセス改革の推進に資する電子行政の合理化・効率化・高度化の取組を迅速かつ強力に推進していくこととされている。

府省共通業務・システムの最適化を円滑に実施するためには、企画、設計・開発等の各段階において、担当府省と参加府省等との間で十分調整を図るなどして、政府全体が一体となって、プロジェクトを推進していくことが重要であり、政府 CIO を中心に政府全体として、早期に、最適化の円滑な進捗に取り組むことが望まれる。

3 の府省共通業務・システムは、当初の最適化計画が順次改定されるなどしており、これに伴い参加府省等の運用開始が遅延していて、最適化効果の発現が遅延しているだけでなく、参加府省等において独自システムの更新等のために新たな経費が発生したり、人給システムの移行作業に多大な労力を要していたりなどしている。また、人事院と参加府省等との間で十分な情報共有が図られていなかったことなどから、人給システムに登録したデータの整合性が確保できないエラーが多数発生したり、「予算執行等管理システム」の要件定義において、参加府省等の個別業務を取り入れたことなどから、システム開発費等が企画段階での試算を大幅に上回り、システムの設計・開発が企画段階に戻って再検討されたりしている。さらに、初期開発や企画段階での要件定義に係る資料が保存されていないため、担当府省と参加府省等との間でどのような確認、合意等が行われていたのか確認できず、担当府省として十分な説明責任を果たしていなかったり、連携する他の府省共通業務・システムの最適化効果の発現に影響を与えていたりしているなどの事態が見受けられる。

そこで、3 の府省共通業務・システムについて、担当府省と参加府省等において、これまでの経緯及び現状を十分踏まえた上で、参加府省等が早期に運用開始できるように、次のことを実施するなどして、最適化効果を早期に発現させるとともに、内閣官房においても、政府全体として最適化が円滑に進捗するように、総合調整等を行うことが必要である。

- ア 設計・開発、改修や移行作業に当たっては、担当府省と参加府省等との間で十分な調整が図られるよう、必要となる課題等の情報の共有を更に進めること
- イ 設計・開発、改修等の要件定義に当たっては、担当府省と参加府省等との間で十分協議して、その内容を決定すること
- ウ 担当府省においては、担当府省と参加府省等との間の協議事項に関する情報について、システムの構築から運用まで一貫して管理していくこと
- エ 連携する業務・システムにおいても最適化効果が早期に発現できるよう、協力、調整等について引き続き努力すること

本院としては、電子行政の推進や政府 CIO 制度の推進に向けた政府の動きに留意するとともに、3 の府省共通業務・システムの最適化が円滑に進捗し、最適化効果が早期に発現するよう、今後とも引き続き注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

1 検査要請を受諾した事項

平成23年11月から24年10月までの間に、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾した事項は8件あり、これら8件の検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請受諾年月日は、表1のとおりである。

表1 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項

事項 番号	検査要請を行った 議院の委員会	検査要請事項	検査要請受諾 年月日
①	参議院決算委員会	公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について(参委発第115号)	平成 23年12月8日
②	参議院決算委員会	公共建築物における耐震化対策等の状況について(参委発第116号)	23年12月8日
③	参議院決算委員会	独立行政法人における不要財産の認定等の状況について(参委発第117号)	23年12月8日
④	参議院決算委員会	年金積立金の管理運用に係る契約の状況等について(参委発第118号)	23年12月8日
⑤	参議院決算委員会	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について(参委発第82号)	24年8月28日
⑥	参議院決算委員会	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について(参委発第83号)	24年8月28日
⑦	参議院決算委員会	三菱電機株式会社等による過大請求事案について(参委発第84号)	24年9月4日
⑧	参議院決算委員会	裁判所における会計経理等の状況について(参委発第85号)	24年9月4日

2 検査結果を報告した事項

平成23年11月から24年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は9件あり、これら9件の報告事項名、検査結果の報告年月日及び報告先は、表2のとおりである。

表2 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

事項 番号	報告事項名	検査結果の報告 年月日	報告先
①	特別会計改革の実施状況等について	平成 24年1月19日	参議院
②	大規模な治水事業(ダム、放水路・導水路等)について	24年1月19日	参議院
③	牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について(注)	24年4月12日	参議院

事項 番号	報 告 事 項 名	検査結果の報告 年月日	報 告 先
④	年金積立金(厚生年金及び国民年金)の管理運用に係る契約の状況等について	24年10月4日	参議院
⑤	公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について	24年10月17日	参議院
⑥	公共建築物における耐震化対策等について	24年10月17日	参議院
⑦	独立行政法人における不要財産の認定等の状況について	24年10月17日	参議院
⑧	三菱電機株式会社等による過大請求事案について	24年10月25日	参議院
⑨	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について	24年10月25日	参議院

(注) 本報告は、平成22年8月25日の検査要請事項に関する報告において、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとしたものについて、会計検査の結果を取りまとめたものである。

表2に掲げた9件についての概要は、次のとおりである。

第1 特別会計改革の実施状況等について

要請を受諾した年月日	平成23年2月15日
検査の対象	内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
検査の内容	特別会計改革の実施状況等に関する検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年1月19日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年2月14日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月15日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(二) 検査の内容

特別会計改革の実施状況等に関する次の各事項

- ① 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況
- ② 特定財源等の見直し等の状況
- ③ 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況
- ④ 国の財政状況の透明化の実施状況

(2) 特別会計改革の概要

政府は、12年12月に閣議決定された行政改革大綱に基づいて、様々な分野の行政改革を進めてきた。この中で、15年2月の国会における特別会計の現状についての質疑を契機として、同年3月から財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会等で特別会計の在り方について様々な検討が行われ、特別会計の見直し策が取りまとめられた。そして、これらを基に17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、特別会計改革が、総人件費改革、国の資産・債務改革等に並ぶ重要課題として位置付けられるとともに、特別会計改革を含む各改革の着実な実施を図るために、基本的な改革方針及び推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案(仮称)」を18年の通常国会に提出することとされた。その後、18年3月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。)として国会に提出され、同年6月に成立した。

行政改革推進法第19条第1項において、①特別会計の廃止及び統合、②一般会計と異なる取扱いの整理、③企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、同法施行後1年以内を目途に法制上の措置等を講ずることとされた。これを受けて、同法に定められた内容を実行に移すため、19年3月に特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)が成立し、同年4月に施行されている。

(3) これまでの会計検査の実施状況

本院は、毎年、一般会計及び特別会計の会計経理等の状況について検査を実施しており、その検査結果を毎年度の検査報告に掲記するなどしている。このうち、17年度以降の検査報告に掲記した特別会計の会計経理等についての検査結果の主なものは次のとおりである。

検査報告	件名
平成17年度決算検査報告	国会からの検査要請事項に関する報告 ・「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」
平成19年度決算検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの」
平成20年度決算検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の用途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどが無いようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの」
平成21年度決算検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金額とすることなどにより繰入れを適正化するよう是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの」 ・「特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの」 ・「特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの」 特定検査対象に関する検査状況 ・「一般会計からの繰入金を歳入としている特別会計における当該繰入金の繰入れ及び繰入れの対象となるべき経費に係る歳出予算の執行の管理等について」

検査報告	件名
平成22年度決算検査報告	<p>意見を表示し又は処置を要求した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの」 ・「エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの」

上記のうち、18年10月に会計検査院長から参議院議長に報告した「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」(以下「18年報告」という。)は、17年6月に参議院から検査要請を受け、その検査結果を報告したもので、平成17年度決算検査報告に国会からの検査要請事項に関する報告として検査結果の概要を掲記している。

(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、特別会計改革の実施状況等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

(ア) 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

特別会計の廃止、統合等は、行政改革推進法等に基づき着実に実施されているか、特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組の結果、各特別会計の財政状況がどのように変化しているか。

(イ) 特定財源等の見直し等の状況

特別会計改革に伴い特定財源等はどのように見直されているか、特定財源等の見直しだが、各特別会計の財政状況にどのような影響を与えているか。

(ウ) 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況

剰余金、積立金等や土地等の資産は財政健全化に向けて活用されているか、多額な剰余金が恒常的に生ずる仕組みとなっている特別会計はないか、特別会計に設置されている積立金等の規模は妥当なものとなっているか、特別会計の剰余金、積立金等の資産を更に有効に活用することはできないか。

(エ) 国の財政状況の透明化の実施状況

予算書、決算書等の国会提出書類等における特別会計の財務情報の開示はどのように改善されているか、また、18年報告において、財政状況の透明性の確保が必ずしも十分に図られていないと報告したが、その後特別会計の制度や財政状況等の情報が分かりやすく提供されるようになってきているか。

イ 検査の対象及び方法

本院は、特別会計を所管する内閣府等10府省を対象として検査した。検査に当たっては、在庁して予算決算に係る関係書類等の分析を行ったほか、上記の10府省から調書を徴するとともに、233人日を要して10府省の内部部局等に対する会計実地検査を実施した。

2 検査の結果

(1) 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

ア 特別会計の廃止、統合等

特別会計の廃止、統合等については、行政改革推進法に見直しの期限が明記された特別会計に係る廃止、統合等の全てが特会法に盛り込まれ、特会法成立前にあった各特別会計の根拠法が廃止されることとなった。そして、特会法は、19年度の予算から適用することとされたため、20年度以降に廃止、統合等が行われる特別会計については、廃止、統合等が行われるまでの間は暫定的に設置されることとなった。特別会計の廃止、統合等を態様ごとに分類すると、①他の特別会計と統合されたもの(財政融資資金特別会計等16特別会計)、②一般会計と統合されたもの(登記特別会計等3特別会計)、③独立行政法人へ移行されたもの(国立高度専門医療センター特別会計)となっており、交付税及び譲与税配付金特別会計等11特別会計は、特別会計の廃止、統合等が行われていない。

上記のとおり、見直しの期限が明記された特別会計に係る廃止、統合等が全て行政改革推進法の規定どおりに行われ、18年度に設置されていた31特別会計は、23年度には17特別会計になり、勘定数は、18年度の62勘定が、23年度には51勘定となっている(以下、勘定数を表すに当たっては、便宜上、勘定区分のない特別会計についても1勘定として数えることとする。)

イ 特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

行政改革推進法では、特別会計改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務・事業の合理化・効率化を図ることにより行われるものとされているが、毎年度の予算執行の内容が異なるなどのため、そうした取組による縮減の効果を実施された取組ごとに区分して把握することは困難である。しかし、その取組の効果は、実質的には各特別会計の毎年度の支出済歳出額に現れてくることから、特別会計の事務・事業を実施する際に、財政支出が最終的にどのような性質の経費を対象として支出されているのかという点を示すことができ、かつ、全特別会計を網羅的に、横断的に分析したり、一般会計の同じ区分の経費の推移と比較したりすることができる用途別分類によって分析を行った。

(ア) 人件費

17年度から22年度までの人件費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は4108億円となっており、17年度の6510億円と比べて2402億円(36.8%)減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額では、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて3997億円(8.4%)減少している。

17年度から22年度までの人件費の状況をみると、総人件費改革による予算定員の減少や人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正による減少もあるが、業務の一部が一般会計に移行することなどに伴い予算定員が振り替えられていたり、特別会計業務の見直しに伴って新たに設立した法人に人員が移っていたり、直営で行っていた事務・事業が委託により行われるようになったりしたことが特別会計全体の人件費を減少させた主な要因である。

(イ) 旅費

17年度から22年度までの旅費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、17年度以降年々減少し、22年度は74億円となっており、17年度の133億円と比べて59億円(44.2%)減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、特別会計、一般会計ともに減少していることから、22年度は、17年度に比べて165億円(14.4%)減少している。

17年度から22年度までの旅費の状況をみると、年金特別会計、食料安定供給特別会計等で、業務の一部が国以外の法人や一般会計に移行したことに伴い業務量・定員が減少したことが特別会計全体の旅費を減少させた大きな要因となっている。また、予算定員の減少率を上回る旅費の減少率となっている特別会計もあり、出張を必要不可欠なものに極力限定したり、出張を行う際に割引制度の積極的な利用に努めたりするという取組の効果が出ているものもある。

(ウ) 物件費

17年度から22年度までの物件費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は7994億円となっており、17年度の1兆1377億円と比べて3383億円(29.7%)減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、特別会計による支出済歳出額の大幅な減少の影響により、22年度は、17年度に比べて2268億円(5.8%)減少している。

17年度から22年度までの物件費の状況をみると、国債整理基金特別会計で行政改革推進法に基づく事務費節減の取組により国債事務取扱手数料を縮減したこと及び年金特別会計で業務が日本年金機構に移行したことに伴い庁費等が大幅に減少したことが特別会計全体の物件費を減少させた大きな要因となっている。そして、各特別会計に共通的に設置されている庁費についてみると、予算科目の見直しが行われた一部の特別会計を除いておおむね減少しており、この減少には、競争的な入札の積極的な導入や調達を必要不可欠なものに極力限定するなどの取組によるものも含まれている。

(エ) 施設費

17年度から22年度までの施設費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、17年度以降、3兆円台で推移しており、22年度の3兆0027億円は、17年度の3兆7191億円と比べて7164億円(19.2%)減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて8758億円(18.2%)減少している。

17年度から22年度までの施設費の状況をみると、特別会計全体の施設費の大部分を占める社会資本整備事業特別会計で当初予算額の抑制の取組が行われていたり経済対策等のための補正予算が編成されていたりしていることが特別会計全体の施設費の変動に大きく影響している。そして、地震防災機能を発揮するための庁舎等の整備を行う特定国有財産整備特別会計や地球温暖化対応の事業を拡大した国有林野事業特別会計で施設費が増加しているが、いわゆる構造改革の下で公共投資予算を縮小していること及び国営土地改良事業が一般会計へ移行したことが、特別会計全体の施設費を減少させた主な要因となっている。

(オ) 補助費・委託費

17年度から22年度までの補助費・委託費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、24兆円から31兆円の間で推移しており、22年度の31兆3376億円は、17年度の29兆7866億円と比べて1兆5510億円(5.2%)増加している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて7兆1637億円(12.8%)増加している。

17年度から22年度までの補助費・委託費の状況をみると、地方交付税交付金や社会保障給付費等、義務的に支出される要素が強いことから事務・事業の見直しによる経費の削減になじみにくい補助金、交付金等が計上されている交付税及び譲与税配付金、年金両特別会計を除くと、社会資本整備事業特別会計で道路特定財源の見直しやいわゆる構造改革による公共事業の減少等に伴い補助金が大幅に削減されるなどして、多くの特別会計で支出済歳出額は減少している。一方、国有林野事業特別会計で一般会計に業務が移行したり、社会資本整備事業特別会計で地方道路整備臨時交付金が廃止されたことに伴って一般会計に地域活力基盤創造交付金が設けられたりしていることについては、特別会計の歳出の削減という点では効果がみられるが、業務の移行等に伴い一般会計の財政支出を増加させることになっている。

(カ) その他

17年度から22年度までのその他の経費(以下「その他経費」という。)の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は217兆4135億円となっており、17年度の240兆0088億円と比べて22兆5953億円(9.4%)減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、特別会計による支出済歳出額の減少の影響により、22年度は、17年度と比べて22兆4895億円(9.2%)減少している。

17年度から22年度までのその他経費の状況をみると、年金、労働保険両特別会計の保険給付費や基礎年金給付費等の社会保障給付そのものに係る経費が多く含まれているなど、特別会計改革の進捗に伴う経費節減状況を把握するための分析対象としてはなじみにくいものである。

(キ) 特別会計の統合による事務・事業の合理化・効率化の状況

特別会計改革に基づき統合した特別会計のうち、業務が一般会計や新たに設置された法人等に移行しておらず、継年的な比較を行うことが可能である財政投融资、エネルギー対策、社会資本整備事業及び自動車安全各特別会計の17年度から22年度までの支出済歳出額の推移をみると、次のような状況となっていた。

- ① 財政投融资特別会計の22年度の支出済歳出額は7180億円となっており、17年度の4兆2235億円と比べて3兆5054億円と大幅に(82.9%)減少している。これは、主に、財政投融资改革による預託金残高の減少に伴う預託金利子の支払の大幅な減少によるものであり、人件費、旅費及び物件費のうちの庁費の特別会計の運営に必要な管理的経費(以下、これらの経費を「管理事務経費」という。)は、おおむね減少している。
- ② エネルギー対策特別会計の22年度の支出済歳出額は8595億円となっており、17年度の9573億円と比べて977億円(10.2%)減少している。これは、主に、17年度

の石油ガス国家備蓄基地の完成に伴い石油ガス国家備蓄基地建設に係る委託費が減少したことや独立行政法人に対する財政支出を抑制したことなどによるものである。また、管理事務経費はおおむね減少しているが、人件費については、特別会計の定員を一般会計に振り替えたことが主な要因となっている。

- ③ 社会資本整備事業特別会計の22年度の支出済歳出額は3兆7880億円となっており、17年度の5兆8820億円と比べて2兆0940億円(35.6%)減少している。これは、主に、公共事業関係の予算が削減されてきていることのほか、21年度から地方道路整備臨時交付金が廃止されたことによるものである。また、管理事務経費は、人件費及び旅費は減少しているが、物件費のうちの庁費は増加している。これは、施設費に含まれていた庁費的な経費を庁費に組み替えたことなどによるものであるが、これらの組み替えられた経費の額が把握できないなどのため、経費節減の状況について把握することができない。
- ④ 自動車安全特別会計の22年度の支出済歳出額は571億円となっており、17年度の2639億円と比べて2068億円(78.3%)減少している。これは、主に、保険料等充当交付金の交付が終了したこと、政府再保険制度の廃止に伴い再保険金の支払が減少したことによるものである。また、管理事務経費は、おおむね減少している。

(2) 特定財源等の見直し等の状況

特定財源等の問題点については、行政改革の重要方針で、道路特定財源の見直し、空港整備の進捗状況を踏まえた将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討、電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直しの各方針が示された。

ア 電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直し

電源開発促進税の税収については、昭和49年度から平成18年度までは、電源開発促進対策特別会計の歳出の動向にかかわらず、全額を直接同特別会計の歳入に組み入れていたが、同特別会計に多額の剰余金が発生するなどしていたため、前記行政改革の重要方針において、一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることにより、原子力発電施設の立地・更新等が進展することなどにより財政需要が生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用を図るものとするなどの見直しの方針が示された。そして、行政改革推進法により、19年度以降、電源開発促進税の税収を一般会計の歳入に組み入れた上で、電源開発促進税法(昭和49年法律第79号)第1条に規定する措置に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、統合された特別会計に必要な金額を繰り入れることとされた。

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた剰余金の額の推移をみると、電源開発促進税が直入されていた18年度以前に比べて19年度以降は減少しており、また、予算の執行状況の調査を行い不用率の高い事業は予算を削減するなどの取組が行われているが、依然として多額に上っている状況である。これは、特会法第91条の規定により、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れることとされていることから、年度途中の予算執行の過程において支出見込額が予算額を下回り不用額の発生が見込まれる場合でも、そのような歳出予算の執行状況にかかわらず毎年度予算額と同額を繰り入れていることが、その一因となっている。

また、石油石炭税については、前記行政改革の重要方針では特に言及されていない

が、上記のとおり、電源開発促進勘定で、特定財源等が特別会計に直入される構造が見直されたのに、剰余金が多額に上っている状況が見受けられたことから、制度発足当時から特定財源等を一般会計から繰り入れることとされていた同特別会計のエネルギー需給勘定についても検査したところ、上記と同様、剰余金の額が多額に上っている状況である。

イ 道路特定財源の見直し

道路特定財源制度については、前記行政改革の重要方針で示された方針に基づき、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、道路特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう見直しを行うこととされた。これらを受けて、20年5月に、道路特定財源制度は同年の税制抜本改革時に廃止し、21年度から一般財源化するとして道路特定財源等に関する基本方針が閣議決定された。これにより、道路特定財源については、21年度に一般財源化されて、使途の制限は一切なくなり、制度上は道路特定財源とされた揮発油税等の歳入が道路整備に充てられるという義務付けがなくなった。

ウ 将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討

航空機燃料税の繰入れについては、前記行政改革の重要方針で特別会計の歳出・借入金の抑制の努力を講じつつ、引き続き空港整備に投入していくものとするが、将来的には、空港整備の進捗状況を踏まえ、原則として一般財源化を検討するものとするなどの見直しの方針が示され、行政改革推進法では、「空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする」こととされた。

これについては、空港運営の民間への経営委託・民営化についての具体的な手法等の検討が行われている状況であり、航空機燃料税の将来的な在り方について具体的な方向性は示されていない。

(3) 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況

ア 剰余金、積立金等の活用状況

行政改革推進法第17条第2項では、特別会計改革に当たっては、18年度から22年度までの間において、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減その他の措置により、財政健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とすることとされている。そして、この目標に対して、5年間で特別会計の剰余金11兆0362億円、積立金35兆4175億円、計46兆4538億円を一般会計等に繰り入れている。

イ 剰余金の状況

(ア) 特別会計全体の剰余金の推移

特別会計における剰余金の17年度から22年度までの発生状況をみると、その合計額は17年度の50兆9574億円から20年度の28兆5413億円へと減少傾向であったが、21年度は1兆2917億円増加して29兆8330億円、22年度は12兆0778億円増加して41兆9109億円となっている。このうち、国債整理基金特別会計の剰余金が全体のおおむね6割から7割を占めているため、同特別会計の剰余金の変動が特別会計全体の剰余金の変動に大きく影響している。同特別会計の剰余金を除いた額の推移を

みると、17年度の16兆4514億円から21年度の9兆1025億円へと減少傾向であったが、22年度は2兆0778億円増加して11兆1803億円となっている。

また、特別会計の勘定ごとの剰余金の推移をみると、17年度から22年度まで連続して剰余金が500億円以上かつ剰余金の収納済歳入額に対する割合が30%以上となっている特別会計は、地震再保険特別会計、外国為替資金特別会計及び特許特別会計となっている。このように剰余金が恒常的に生ずる仕組みは、次のとおりである。

- ① 地震再保険特別会計では、再保険料収入の増減及び保険事故の発生に伴う再保険金の支払額の増減により、各年度の剰余金の額は変動することになる。17年度以降、保険契約の増加により再保険料収入が増加している一方、保険事故の発生に伴う再保険金の支払が皆無であったことから、剰余金は増加している。
- ② 外国為替資金特別会計では、外貨証券等による外国為替資金の運用収入が、外国為替資金証券の発行割引料等の各種費用の支払を上回ったため、剰余金が発生している。19年度までは、外国(運用先)における金利上昇と円安による運用収入の増加等により剰余金は増加しているが、20年度以降は、外国(運用先)における金利低下と円高による運用収入の減少等により剰余金は減少している。
- ③ 特許特別会計では、特許審査で、審査請求から審査着手までの審査順番待ち期間が生じているため、審査請求の際に納付された審査請求料が審査着手までの間、剰余金となっている。

(イ) 一般会計からの繰入れを財源とする特別会計における剰余金の状況

一般会計から繰り入れた額を財源とする特別会計では、一般会計からの繰入額の財源に一般税収や建設国債又は特例国債による財源が充てられていることなどを踏まえると、可能な限り一般会計からの繰入れを抑制して、剰余金を縮減する取組を行うことが必要である。本院は、22年10月に、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対して、特別会計における歳出予算の執行過程で把握された不用見込額を一般会計からの繰入額に確実に反映させ、繰入れを抑制することにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう、会計検査院法第36条の規定により意見を表示するなどした。そして、22年度は、一般会計から繰り入れた額を財源とする14特別会計32勘定で、不用見込額8361億円を一般会計からの繰入額に反映させ、繰入れを抑制しており、同額の剰余金を縮減させている。

一方、エネルギー対策特別会計は、特定財源を全額一般会計に計上した上で、同特別会計における燃料安定供給対策、電源立地対策等に要する費用の財源を一般会計から繰り入れているが、特会法の規定では予算の定めるところにより繰り入れることとされていることから、予算執行の過程において不用見込額を把握した場合でも一般会計からの繰入額に反映させることができず、不用見込額の財源を含めて予算額の全額を一般会計から繰り入れていることが、剰余金が多額となる一因になっている。

(ウ) 剰余金の処理

21年度の特別会計全体の剰余金29兆8330億円のうち翌年度(22年度)の歳入に繰り入れられた26兆4797億円は、翌年度の歳入において前年度剰余金受入等として受け入れられた上で、当該特別会計の歳出の財源等として活用されることとなる。そして、特別会計の中には、剰余金の一部を翌年度ではなく、翌々年度に予算計上するこ

とにより、同年度の一般会計からの繰入れを抑制しているものもあるが、この場合、剰余金が翌々年度まで活用されないこととなる。

ウ 積立金等の状況

特会法等により特別会計に設置されている積立金等は、17年度から22年度までの間で34資金あり、現在又は将来の事業の財源に充て、又は決算上の不足に備えることなどを目的として設置されている。この34資金のうち、外国為替資金証券の発行収入を財源とする外国為替資金及び他の積立金等からの預託金等を財源とする財政融資資金を除く32資金の22年度末の残高の合計は172兆3291億円となっており、最も多額となっているのは年金特別会計厚生年金勘定の積立金で113兆1621億円、次いで外国為替資金特別会計の積立金で20兆5585億円となっている。

エ 積立金等の規模

特別会計の財政状況を明らかにするためには、これらの積立金等について、その状況等を明らかにし説明責任を果たすことが重要である。これらの積立金等の保有すべき規模、水準等は、地震再保険特別会計の積立金等6資金では具体的に示されている。一方、それ以外の積立金等では、保険事業の一部の特別会計においてソルベンシー・マージン比率^(注)を試算して公表するなどの取組が行われているが、積立金等の保有すべき規模、水準等が具体的に示されていない。このように、特会法により定められている各積立金等の目的を果たすために必要な規模、水準等が示されていないものがあるため、特別会計の積立金等の有効活用を図る上での財政統制が機能しにくい状況となっている。

(注) ソルベンシー・マージン比率 民間保険会社が、大規模災害による保険金支払の急激な増加、運用環境の悪化等通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度自己資本、準備金等の支払余力を有するかを示す際に用いられる経営健全性の指標

オ 国有財産の売却状況等

特別会計に所属する普通財産の管理及び処分については、各特別会計を所管する各省各庁の長が行うこととされており、各府省は、従来、廃止及び統合によって使用しなくなった庁舎や宿舎に係る土地等の売却等に取り組んでいる。

特別会計に所属する普通財産の土地の売却状況についてみると、18年度から22年度までの間の売却実績は3708億円となっているが、19年度をピークに減少傾向にある。そして、入札状況についてみると、入札を実施しても落札に至らない割合が増加している。また、特別会計に所属する政府保有株式の売却実績は、20年10月に政府保有株式の市中売却を一時凍結したこともあり、19、20両年度の計1166億円となっている。

財務省は、各府省が所管する国有財産について、適正な管理及び有効活用の促進を図るとともに、不要又は余剰となる財産の処分を促進するなどのため、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づく監査を実施したり、国有財産の有効活用に向けた取組を実施したりしている。このうち、財務省が実施した行政財産(土地)の使用状況実態監査では、一部の土地について未利用のまま用途廃止等の処理が行われていなかったり、非効率な利用のまま財産の集約化による余剰部分の有効活用が図られていなかったりなどしている状況が、各省各庁所管普通財産実態監査では、一部の土地について売却等の処分が行われていない状況が、それぞれ見受けられている。

(4) 国の財政状況の透明化の実施状況

ア 国会提出書類、財務書類、各府省のホームページ等

国の財政状況については、国会提出書類、財務書類、各府省のホームページ等により、国の財務等に関する各種の情報について公表する事項を増やしたり、予算と決算が対応する形で情報を公表したりすることなどで、その透明性の向上が図られてきている。

イ 特別会計における情報の開示の状況

特別会計の財政状況を明らかにする上で重要であると考えられる情報が開示されていない状況が、次のとおり見受けられた。

- (ア) 国会提出書類等における表示情報等の状況については、年金特別会計基礎年金勘定の積立金に係る運用収入の累積額が定期的に公表されていない状況となっている。
- (イ) 各特別会計における繰入未収金等に関する情報の開示については、一般会計が特会法等に基づき特定国有財産整備特別会計等5特別会計8勘定に対して将来的に繰入れの義務等を負っている状況についての情報が開示されていない状況となっている。
- (ウ) 各特別会計における一般会計からの繰入れに関する情報の開示については、農業共済再保険特別会計における一般会計からの過大な繰入額の累計額等の状況についての情報が開示されていない状況となっている。

また、18年報告において透明性の面からの課題として記述した事項については、歳入歳出決定計算書に20年度から事項別内訳が記載されるなどした一方、現在でも、多くの積立金等でその保有すべき規模、基準等が具体的に示されていない、積立金等との間の資金の受払いなどを含めた国の内部の資金の動きの全体が分かるものが示されていないなどの状況となっている。

3 検査の結果に対する所見

特別会計を所管している府省は、特別会計改革の実施に際して、行政改革推進法等の趣旨に沿い、国の事務・事業の見直し、剰余金、積立金等の活用等に取り組んだり、18年報告における本院の検査結果を踏まえたりするなどして、特別会計の透明性の向上や決算の結果等の予算への反映等にも取り組んでいる。

しかし、今回の検査で、特別会計改革の実施状況等に関して更なる改善が求められる事態や今後の推移について留意しなければならない状況が見受けられた。

したがって、国の厳しい財政の現状に鑑み、各特別会計の今後の事務・事業の実施に当たっては、特別会計を所管している内閣府等10府省において、今回の本院の検査結果を踏まえ、次の点に留意して現在取り組んでいる特別会計の改革を着実に実施するとともに、更なる見直しを進め、改革をより実効のあるものにしていくことが重要である。

(1) 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

ア 事務・事業における経費縮減に向けた取組については、現在取り組んでいる各特別会計の事務・事業の合理化、効率化に向けた取組を進めるとともに、特別会計の効率化を図るための様々な取組における意見を反映するなどして更なる事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等を引き続き実施する必要がある。

イ 一般会計や国以外の法人に業務が移行したものについては、単に特別会計の業務が移行しただけでは、事務・事業の見直しの効果が特別会計の規模の縮小ということにとど

まってしまうため、移行後の業務がより効率的に実施されているかという点について検証する必要がある。

(2) 特定財源等の見直し等の状況

ア エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定及びエネルギー需給勘定への一般会計からの繰入れについては、特会法の規定により、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れることとされているため、年度途中において不用額の発生が見込まれる場合でも歳出予算の執行状況を踏まえた一般会計からの繰入れの減額を行えないことが剰余金が多額となる一因になっていることを踏まえて、剰余金の減少のための取組について検討する必要がある。

イ 航空機燃料税については、前記行政改革の重要方針で、将来的には、空港整備の進捗状況を踏まえ、原則として一般財源化を検討するものとするなどの見直しの方針が示され、行政改革推進法により、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定への繰入れの廃止について検討するものとしてされていることから、今後、その具体的な方向性の検討を進める必要がある。

(3) 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況

ア 一般会計からの繰入れを財源とする特別会計については、財政資金の一層の効率的な活用を促進するため、引き続き一般会計からの繰入れを可能な限り抑制するなどして剰余金を縮減したり、翌々年度に活用される剰余金を翌年度の一般会計からの繰入額に反映させるなどして可能な限り翌年度に活用するための方策を検討したりする必要がある。

また、特別会計の中には受益と負担の関係が明確となっているものがあること、保険事業特別会計のように剰余金が将来の歳出の財源として想定されているものがあることなどに留意した上で、国の財政状況が厳しい現状に鑑み、剰余金のうち可能な部分については一般会計に繰り入れるなどして、財政資金をより効果的に活用する取組を更に進めていく必要がある。

イ 特会法により定められている各積立金等の目的を果たすために必要な規模、保有すべき水準等が示されていないものがある。このため、積立金等の残高が適正な水準であるかどうかを判断できないなど、積立金等の有効活用を図る上での財政統制が機能しにくい状況となっているので、特別会計の積立金等の適正な規模、水準等を具体的に示すことを検討する必要がある。

ウ 特別会計を所管する各府省は、特別会計に所属する普通財産の土地について、引き続き売却等に努めるとともに、入札を実施しても落札されず売却できない土地等については、土地売却のノウハウを有する財務省への処分等事務の委任を積極的に活用したり、管理処分方式の多様化へ向けて検討したりすることが必要である。また、行政財産の土地について、未利用となっているものの用途廃止等を遅滞なく行うとともに、非効率な利用等となっているものの集約化を進め、余剰部分の有効活用を図るなどの必要がある。

(4) 国の財政状況の透明化の実施状況

ア 年金特別会計基礎年金勘定の積立金に係る運用収入の累積額が定期的に公表されていない。しかし、これは将来基礎年金の給付に充てられることとなるため、この累積額に

についての定期的な情報の開示を検討する必要がある。

また、一般会計が特定国有財産整備特別会計等5特別会計8勘定に対して、特会法等に基づき、将来的に繰入れの義務等を負っているものがあるが、繰入れの時期及び金額が法令等に明記されていないことなどから、国会提出書類及び特別会計財務書類には記載されていない。しかし、将来これらの繰入れを行う際には、その財源として、一部を除いて租税収入等一般会計の歳入を充てる必要があると考えられることから、前記行政改革の重要方針にあるように、一般会計及び特別会計を通じて一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明し十分な説明責任を果たすためにも、このような状況についての情報の開示を検討する必要がある。

さらに、農業共済再保険特別会計の各勘定への一般会計からの繰入れの状況については、農業勘定で一般会計からの繰入れを抑制することで、同特別会計全体としての一般会計からの過大な繰入額の累計額を縮小することとしているが、家畜、果樹、園芸施設各勘定では依然としてこの累計額は残ることとなるので、上記と同様、国の財政状況を説明し十分な説明責任を果たすためにも、このような累計額の状況についての情報の開示を検討する必要がある。

イ 18年報告において透明性の面からの課題として記述した事項のうち、現在でも関連する情報についての情報提供が行われていない事項については、国民に対して分かりやすい情報提供に努め、財政の透明性を高める必要がある。

本院としては、上記の各項を含む特別会計全体の見直しに関する進展を注視するとともに、特別会計における改革の実施状況等について、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととする。

第2 大規模な治水事業(ダム、放水路・導水路等)について

要請を受諾した年月日	平成23年2月15日
検査の対象	国土交通省、独立行政法人水資源機構
検査の内容	大規模な治水事業(ダム、放水路・導水路等)についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年1月19日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年2月14日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月15日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
国土交通省、独立行政法人水資源機構
(二) 検査の内容
大規模な治水事業(ダム、放水路・導水路等)に関する次の各事項
① 事業の目的、必要性等についての検討の状況
② 事業の実施状況
③ 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況
④ 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

(2) 事業の概要

ア 河川管理の仕組み

国土交通省(13年1月5日以前は建設省又は総理府北海道開発庁)は、河川法(昭和39年法律第167号)に基づき、洪水等による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るために河川を総合的に管理し、公共安全を保持することなどを目的として、国が行う直轄事業等により、治水対策となる堤防の築造、ダム、放水路等の整備等を行う河川改修事業(以下「治水事業」という。)を実施している。

河川のうち一級河川は、河川法第9条の規定に基づき、国土交通大臣(13年1月5日以前は建設大臣)がその管理を行うこととなっている。なお、国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県等を統轄する都道府県知事等が行うことができることとなっている。

また、独立行政法人水資源機構(15年9月30日以前は水資源開発公団。以下「水資源機構」という。)は、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号。以下「機構法」と

いう。)第4条及び第12条の規定に基づき、水資源開発基本計画に基づいて、ダム、多目的用水路等の水資源の開発又は利用のための施設の構築等を行っている。

そして、国土交通大臣は、自らが河川管理者として河川法に基づいて実施している治水事業のうち、水資源開発基本計画に基づき水資源機構が当該事業を引き継いで行うべきであると認めるものについては、水資源機構に対し、その実施を求めることができることとされている。

イ 河川整備基本方針及び河川整備計画

治水事業の実施に当たっては、国土交通大臣等の河川管理者は、河川法第16条の規定に基づき、まず、その管理する河川について、水害発生の状況、水資源の利用の現状及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるよう、河川整備の基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めることとなっている。

また、河川管理者は、河川法第16条の2の規定に基づき、河川整備基本方針に即し、当該河川の総合的な管理が確保できるよう、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めることとなっている。そして、河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合には、必要に応じて学識経験者、関係住民の意見を、また、河川整備計画を定めようとする場合には、あらかじめ関係都道府県知事等の意見を聴取することとされている。

河川整備計画には、9年の河川法改正前まで策定することとなっていた工事実施基本計画^(注)では定めることとされていなかった計画の対象期間(計画策定時より20年から30年程度の間)等を定めて、その間に実施する河川の整備内容等を具体的に明らかにすることとされている。

このように、河川整備計画は、具体的な川づくりの姿が明らかになるように工事実施基本計画よりも更に内容を具体化するとともに、新たに関係住民等の地域の意見を反映する手続を導入して策定することとされたものである。

(注) 工事実施基本計画 平成9年の改正前の河川法第16条の規定に基づき河川管理者が策定することとされていたものであり、管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の治水事業の実施についての基本となるべき事項を定めたもの

ウ 治水事業の方法

治水事業には、河道の掘削、堤防の築造などの他に、ダム、放水路、^{せき}堰、導水路、遊水地(調節池)等の河川管理施設を設置して一時的に洪水を貯えるなどの洪水調節の手法がある。また、計画規模の洪水を上回る洪水(以下「超過洪水」という。)を対象として実施する治水事業には高規格堤防がある。

エ 治水事業に係る事業計画の作成

治水事業のうち、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)に基づき、国土交通大臣が自ら多目的ダムを新築しようとする場合には、同法第4条の規定に基づいて、その建設に関する基本計画を作成しなければならないこととされている。

また、水資源機構がダム等の施設の構築をしようとする場合には、機構法第13条の規定に基づいて、水資源開発基本計画に基づく事業実施計画を作成しなければならないこととされている。

そして、国土交通省の地方整備局等(13年1月5日以前は建設省地方建設局等)が河川法施行令(昭和40年政令第14号)第36条の2で定める一定の規模以上の施設で費用の額が120億円を超えるなどの大規模な工事(以下「大規模改良工事」という。)を施行しようとする場合には、昭和45年に河川局治水課長通達として発出された「河川法施行令の一部改正(昭和45年政令第40号)に伴う同令の運用について」に基づいて全体計画を作成しなければならないこととされている。

上記の基本計画、事業実施計画、全体計画等の計画(以下、これらをそれぞれ「事業計画」という。)には、個々の事業の目的、施設の概要や規模、費用や負担方法、事業期間等が記載されている。

オ 公共事業に対する再評価制度の導入

国土交通省は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、平成10年以降、順次、事業評価に関する実施要領等を定めて、同省所管の公共事業について、新規事業採択時評価、事業再評価及び事業完了後の事後評価を行うこととしている。

このうち、事業再評価は、現行の「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(平成23年4月1日施行。以下「再評価実施要領」という。)によると、事業採択後3年(直轄事業等)又は5年(補助事業等)が経過した時点で未着工の事業、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業、事業再評価実施後3年又は5年が経過している事業等について、原則として、費用対効果分析を含めた事業評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものとされている。

そして、再評価実施要領は、10年3月の当初版策定以降、随時見直しが行われており、23年4月1日施行のものでは、事業再評価の実施主体は、事業完了後の事後評価終了の日に係る起算日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を的確に実施するために必要となる関係資料を保存することなどとされている。

カ 大規模な治水事業

本件要請事項に対する報告においては、前記の大規模改良工事に該当するダム建設事業、放水路・導水路事業等に加えて、特定多目的ダム法等に基づいて事業実施中となっているダム建設事業及び高規格堤防整備事業についても、それぞれを「大規模な治水事業」として取り扱うこととする。

なお、大規模な治水事業において、その事業費は多額に上ること、また、事業期間は長期にわたることから、国等の事業主体においては、事業の目的や必要性から始まり、事業の進捗状況、事業費の増減状況、事業計画の変更状況、事業の再評価時等における事業の見直しなどに至るまで、事業の実施や継続の妥当性を明確にするために必要なあらゆる面についての説明責任を果たすことが特に重要となっているところである。そのため、国等の事業主体がその説明責任を果たすことができるよう、根拠となる関係資料を適切に記録、整理し、保存することが必要不可欠となる。

そこで、国土交通省及び水資源機構は、それぞれの行政文書管理規則等を改定し、23年4月以降、直轄事業等として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯に関する資料については、こ

これらの保存期間を、事業完了後の事後評価終了の日に係る起算日以後10年とすることとしている。

(3) これまでの会計検査の実施状況及びその結果

本院は、毎年、大規模な治水事業の実施について検査を実施しており、意見を表示し又は処置を要求した事項として「ダム建設事業における費用対効果分析の算定方法を明確にするなどして、費用対効果分析が適切に実施されるよう意見を表示したもの」を平成21年度決算検査報告に掲記するなどしている。

(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、国土交通省及び水資源機構が整備する大規模な治水事業の実施等に関し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、事業の目的、必要性等についての検討の状況、事業の実施状況、事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況及び事業再評価時における投資効果等の検討の状況について、事業の内容、規模等が河川整備基本方針、河川整備計画等を適切に反映したものとなっているか、事業計画等の内容について現況を適切に反映した見直しなどが行われているか、事業が長期化している場合において、事業計画上の事業期間は適切に設定されているか、事業費の推移を確認し、計画の変更や事業の進捗状況等を適切に反映した事業費の見直しなどが行われているか、費用対効果分析における総費用及び総便益が再評価実施要領等に基づき適切に算定されているかなどの点に着眼して検査を実施した。

イ 検査の対象及び方法

国土交通省及び水資源機構が22年度において事業実施中のダム(47か所)、放水路(2か所)、堰(1か所)、導水路(2か所)、遊水地・調節池(4か所)及び高規格堤防(5水系6河川)の大規模な治水事業を対象として検査を実施した。また、複数の大規模な治水事業を実施している水系のうち、代表的な水系である利根川水系と三つの大規模な治水事業が完成間近である斐伊川水系について、関連する治水事業等を含めて、複数の事業間の連携状況についても検査を実施した。

検査の実施に当たっては、国土交通本省、水資源機構本社、9地方整備局等、河川事務所等において事業の内容、実施状況等について資料を基に説明を受けたり、調書を徴したりなどするとともに、現地の状況等を確認するなどして、319人日を要して、会計実地検査を行った。

なお、東北地方整備局管内に位置するダム(7か所)及び遊水地(1か所)については、23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被災の影響を踏まえ、検査対象から除外することとした。

2 検査の結果

(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況

ア 放水路等事業において、旭川放水路ではその流量を1,200m³/sから2,000m³/sに変更し、その変更に伴い水門の増築を行う計画としたり、斐伊川放水路ではその流量を2,000m³/sと計画したり、大河津可動堰では老朽化等した可動堰を別の位置で新設したりなどしているが、放水路等以外の他の治水対策案との比較や放水路等の計画規模の諸元等に関して、事業計画等の策定時等にどのような検討がなされたかを裏付ける関係資

料を保有していないとしているため、事業主体は、同事業が放水路等とされた経緯や必要とされる計画規模等について明確にできず、事業に対する説明責任が果たせない状況となっていた。

イ 導水路事業(霞ヶ浦導水)において、霞ヶ浦の水質が更に悪化する傾向にあることから、現状においては同事業により導水を実施しても、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第5期)で目指すとされているCOD値(化学的酸素要求量。水質汚濁の一指標)5.0mg/L台前半という目標を達成するまでに相当な期間を要することが見込まれる状況となっており、また、事業参画を継続する意思がない利水者が出てくるなど事業開始当初に比べて同事業を取り巻く社会経済情勢に変化が見受けられた。しかし、現状における同事業の効果、必要性等の再検討を十分に行わないまま従前の事業計画により引き続き事業を実施している。

ウ 遊水地等事業において、次のような事態が見受けられた。

(ア) 千歳川遊水地では、石狩川水系千歳川河川整備計画において、おおむね5000万³の遊水地群を整備すると記載されているが、同河川整備計画策定時における諸元等を説明できる関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、遊水地の計画規模、設置箇所等が同河川整備計画の記載内容と整合したものとなっているかについて明確にできず、事業に対する説明責任が果たせない状況となっていた。

(イ) 渡良瀬遊水地では総面積3,300haで総貯水容量1億7180万³を整備する計画、稲戸井調節池では面積448haで貯水容量3080万³を整備する計画、上野遊水地では総面積248haで総貯水容量900万³を整備する計画とするなどとしているが、事業計画本体も含めて関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、事業の目的、必要性等についての検討の有無や計画が適切なものとなっているかなどについて明確にできないまま、事業を実施している。

エ 利根川水系のうち、国が管理する区間においては、河川法が改正されてから13年以上経過しているのに、まだ河川整備計画が策定されておらず、利根川水系河川整備計画の案の基礎となる原案を作成している段階であり、河川整備計画本体が策定される時期についての見通しが立っていない状況となっていた。また、県が管理する区間においても、河川整備計画が策定されていない圏域等が見受けられた。

オ 斐伊川水系のうち、国が管理する区間においては河川整備計画が策定されているものの、上流に大規模な直轄ダム、下流に大規模な直轄放水路がある県が管理する中流域では、河川整備計画が策定されていない区間が見受けられた。

(2) 事業の実施状況

ア ダム建設事業において、計画事業費や事業期間の変更は事業評価に大きな影響を与えるものであるのに、計画事業費に対する執行済事業費の割合が100%近くになってから計画事業費を見直していたり、事業が完了していないのに、事業期間の延長が行われないうまま計画上の事業期間を既に過ぎていたり、また、本体工事の段階に入る前であるのに、事業期間に対する事業着手後の経過年数の割合の状況をみると事業期間の延長が必要となるおそれがあったりするものが見受けられた。

イ 放水路等事業において、次のような事態が見受けられた。

(ア) 斐伊川放水路では、同放水路の開削部に存在していた国道、県道及び市道の計11路線が6路線に集約され、これに伴い新たに道路橋が6橋新設されているが、これらについて道路を集約した経緯や道路橋設置箇所を決定した経緯等に係る関係資料を保有していないとしていることから、事業主体は、道路を集約して6橋を設置することとした理由等を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた。

(イ) 大河津可動堰では、コスト縮減対策等に新技術を活用した工法を採用するなどして工事内容を変更したり、新たに設置する必要が生じた電気棟の用地の買収に当初の計画で予定していなかった新たな予算科目を設けたりなどしているが、これらは、単なる工事内容の変更や予算の流用にとどまらず、計画事業費に影響すると思料される事項であるのに、事業主体は、当初の事業計画の事業内容等を確認できる関係資料を保有していないとして現行の事業内容との比較が行えないことから、当初事業計画の内容と実施中の事業内容との整合性について明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた。

ウ 導水路事業(霞ヶ浦導水)において、次のような事態が見受けられた。

(ア) 現事業計画の事業期間は22年度までであり、19年12月に開催された事業評価監視委員会の説明資料では、27年度の事業完了を目指すとされている。しかし、事業計画における事業期間の延長は事業評価に大きな影響を与えるものであるのに、事業計画の事業期間を変更するまでには至らずに事業期間の最終年度である22年度以降も事業が継続して実施されていた。

(イ) 那珂導水路については、建設に必要な用地の区分地上権の設定を既に約138,600㎡済ませたが、設定を必要とする箇所が約55,700㎡残されており、今後の区分地上権の設定にも時間を要すると、事業の効果の発現が更に遅れる状況となっていた。

(ウ) 3年に完成している利根導水路については、霞ヶ浦の水質改善という目的に関しては、利根導水路と那珂導水路を一体として運用することにより効果を発現しているため、霞ヶ浦導水事業として利用された実績がない状況となっていた。

エ 遊水地等事業(千歳川遊水地)において、遊水地の所在する自治体の住民への説明会を順次開催しながら、また、遊水地の完成後に生ずる周囲堤等で囲われた広大な低平地を出水時以外において有効に活用するための方法等について関係自治体と協議しながら事業を実施しているなどとしているが、住民への説明会等での議事録等や関係自治体との協議記録等を作成していないとして、同意・合意の有無や協議の経緯に関する事実について明確にできない状況となっていた。

オ 高規格堤防整備事業において、次のような事態が見受けられた。

(ア) 事業のスキーム関連

a 利根川においては、沿川に市街地整備の動きがないことなどを理由として高規格堤防等と沿川地域の市街地の整備等に関する基本構想(以下「沿川整備基本構想」という。)を策定していなかった。高規格堤防等と整合のとれた市街地整備に関する計画を策定している地区は6河川において1地区もなく、「高規格堤防整備と市街地整備の一体的推進について」(平成6年建設省都計発第146号、建設省河治発第85号)等が想定した高規格堤防等と市街地との一体的整備は実施されていない状況となつて

いた。また、沿川整備基本構想において整備を推進する地区等と位置付けられた地区であっても事業が行われていなかったり、沿川整備基本構想に位置付けられていなかった地区で事業が行われていたりするなど、高規格堤防と市街地の一体的な整備を推進するために策定された沿川整備基本構想は、必ずしも十分に機能していない状況となっていた。

- b 利根川、江戸川、荒川及び多摩川においては、高規格堤防整備と市街地整備の円滑な推進のための事項について沿川自治体と河川管理者との間で十分な連絡調整を図るため設置するものとされている沿川整備協議会を設置していなかった。
 - c 国土交通省において「高規格堤防整備にかかる事業計画書の作成について(通知)」(平成6年建設省河沿発第1号。以下「作成通知」という。)等に基づく地区別事業計画書を作成していることが確認できたとしているのは、127地区中1地区のみであり、地区別事業計画書を通じて沿川自治体等から高規格堤防整備事業の目的等の理解や協力を得るという作成通知等の目的を達していない状況となっていた。
 - d 用地買収を伴う整備や公共施設整備のみを共同事業等とする整備、市街地調整区域等での整備が多数実施されており、土地区画整理事業、市街地再開発等のまちづくり事業との連携により事業の進捗を図るといった基本的な事業スキームとして一般的に示されている整備手法によって事業の進捗が図られているとはいえない状況となっていた。また、河川整備基本方針等において、高規格堤防を整備することとされている区間(以下「要整備区間」という。)のうち特に国家的な中枢機能と活動が集中している区域を防御する区間等を重点整備区間として17年3月に設定しているが、その設定後に新たに事業に着手した地区においても、重点整備区間の設定前の事業の整備手法と際立った違いは見受けられない状況となっていた。
- (イ) 国土交通省は、完成延長、暫定完成延長及び事業中延長の計を整備延長としており、高規格堤防の整備延長及び整備率について、要整備区間においては計50,630m、5.8%、重点整備区間においては計27,740m、12.4%としていたが、高規格堤防に必要な高さ及び幅を満たした堤防の断面形状(以下「基本断面」という。)が完成していると認められる延長について改めて集計を行って高規格堤防の整備延長及び整備率を算出すると、要整備区間においては計9,463m、1.1%、重点整備区間においては計2,495m、1.1%となった。
- (ウ) 高規格堤防の区域内の土地において通常の利用に供するため河川区域の規制が緩和される高規格堤防特別区域の指定等を必要とする83地区のうち、隣接地区と合わせて指定等を行うこととしていることなどを理由として指定等が行われていない地区が25地区、管理者等を定める必要がある構造物等を有することから管理協定の締結を必要とする67地区のうち、河川管理者と共同事業者との協議が整わないことなどを理由として管理協定が締結されていない地区が23地区見受けられた。
- (エ) 超過洪水に対しても破堤しない堤防となるよう高規格堤防が整備されている一方、計画規模の洪水に対して越水しない堤防となるよう通常堤防が整備されているが、要整備区間における通常堤防の完成堤防の割合は64.4%となっていて、整備が完了している河川はなく、また、要整備区間における通常堤防の詳細点検の結果、堤防強化対策が必要とされた区間において堤防強化対策が完了している河川もなかった。

カ 利根川水系において、洪水調節施設、河道及び堤防の整備は密接に関係することから連携して実施されることが肝要であるが、河川法が改正されてから13年以上経過しているのに、河川整備計画が策定されていないために、20年から30年程度の間を実施する具体的な河川の整備内容等の目標が明らかにされておらず、洪水調節施設等の整備が当面の目標に向かって連携して実施されているか確認できない状況となっていた。

(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況

ア ダム建設事業において、検査対象とした47ダムのうち、24ダムで変更後の計画事業費が当初の計画事業費から増額されており、このうち9ダムについては変更後の計画事業費が当初の2倍以上と大幅に増額されているが、既存の関係資料からは、これらの要因の詳細や増額の内訳について明確にできない状況となっていた。また、33ダムで変更後の事業期間が当初の事業期間から延長されており、このうち7ダムについては変更後の事業期間が当初の2倍以上と大幅に延長されているが、既存の関係資料からは、これらの要因の詳細について明確にできない状況となっていた。さらに、延べ48回の事業期間の変更のうち23回は、従前の事業期間の期限を過ぎてから延長が行われていた。

イ 放水路等事業において、次のような事態が見受けられた。

(ア) 旭川放水路では266億円から890億円に、また、斐伊川放水路では1170億円から2500億円に計画事業費が変更されているが、計画事業費の数値が記載された大規模改良工事の申請書以外の関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、当初計画事業費の根拠、事業計画を変更した理由、変更後の事業計画の内容や計画事業費の増額理由等について、その妥当性を明確にできず、事業に対する説明責任が果たせない状況となっていた。

(イ) 斐伊川放水路では、住民からの要望があったとする新たに流量を調節するためのゲートの築造について、事業計画の変更に関する要望書や議事録等の関係資料は行政文書に該当しないとして保有していないとしているため、事業主体は、計画規模を超える降雨に対応可能なゲートの必要性等を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた。

ウ 遊水地等事業において、渡良瀬遊水地では167億円から700億円に、稲戸井調節池では53億円から438億円に計画事業費が変更されたり、また、上野遊水地では現在717億円の計画事業費が当初から変更されていないとしたりなどしているが、事業計画の内容、変更理由や計画事業費の算定根拠、増減の内訳等については、当時の文書管理規則に基づく保存期間が満了したため関係資料を廃棄したことなどにより保有していないとしているため、事業主体は、その内容を明確にできず、事業に対する説明責任が果たせない状況となっていた。

エ 高規格堤防整備事業において、共同事業の将来計画が把握できないとして、同事業の全体事業計画や河川ごとの事業計画を策定しておらず、地区別事業計画書は、作成通知等において計画事業費を記載することとはされていなかった。このため、事業計画に基づく計画事業費の執行状況の把握や、事業計画の変更に伴う計画事業費の見直しは行われていない状況となっていた。

(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

- ア 放水路等事業(旭川放水路及び斐伊川放水路)、導水路事業(霞ヶ浦導水)及び斐伊川水系の治水事業において、10年度以降事業再評価等が複数回実施されているが、事業再評価等が実施された年代が古いものについては、総費用及び総便益の算定根拠、算定に使用したデータ等の関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、過去の事業再評価における総費用及び総便益の算定過程等の妥当性を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた。
- イ 遊水地等事業(渡良瀬遊水地、稲戸井調節池及び上野遊水地)において、10年度以降事業再評価が複数回実施されているが、事業再評価における費用便益比の算出根拠等の関係資料を保有していないとしているため、事業主体は、過去の事業再評価における総費用及び総便益の算定の妥当性を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた。また、大規模改良工事については事業費も多額で事業期間も長期にわたるのに、各事業の直近の事業再評価は、各事業を実施する河川等における治水事業を対象として実施されており、事業単体としての費用便益比を算出していない状況となっていた。
- ウ 高規格堤防整備事業において、事業中の地区のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼす地区で実施した23年度予算措置に向けた地区別の事業再評価における費用便益比のうち便益である被害軽減期待額の算定式及びその考え方は、破堤の危険性が減少する効果を必ずしも適切に反映するものとはなっていない。

3 検査の結果に対する所見

大規模な治水事業は、これまでに幾度となく見直しや事業の再評価等が行われた上で実施されてきている。しかし、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、国土交通省は次の各点に、また、水資源機構は次の(2)ア及び(3)アの点に留意して、大規模な治水事業について、適切かつ効率的、効果的に実施するよう努める必要がある。

(1) 事業の目的、必要性等についての検討の状況

- ア 放水路等事業及び遊水地等事業において、説明責任を果たせるよう事業計画等を変更する際には関係資料を整備するとともに、事業の目的、必要性等についての再検討に活用できるようにすること
- イ 導水路事業において、継続して事業を実施する場合には、関係者等と十分調整を行うとともに、霞ヶ浦の水質改善対策の代替案に比べて費用対効果の面で有利であるなど、同事業の効果、必要性等を再度明確にした上で事業に取り組むこと
- ウ 利根川水系において、河川整備計画(国管理区間)が策定されていない河川については、河川整備計画の策定に向けて、関係自治体等と連絡及び調整を十分行うなどの取組をより促進させること。また、利根川、斐伊川両水系に係る県管理区間において河川整備計画が策定されていない場合には、河川整備計画の策定に向けて、県との情報共有及び連携をより一層図ること。その上で、一級河川(国管理区間等)において河川整備計画が策定されていない河川についても同様の取組を行うこと

(2) 事業の実施状況

- ア ダム建設事業及び導水路事業において、今後のダム建設事業等及び検証対象のダム建設事業等のうち検証の結果継続すると判断したダム建設事業等について、計画事業費や

事業期間が事業の実施状況を反映したものとなるよう、適時適切に事業計画の見直しを行うこと

イ 放水路等事業において、事業執行の際には、説明責任を果たせるよう関係機関との協議に係る関係資料を整備するとともに、計画規模の再確認や再検討に活用できるようにすること。また、事業内容に変更が生じた場合には、適時適切に事業計画を見直すよう検討すること

ウ 導水路事業において、区分地上権の設定については、事業の効果が早期に発現するよう、計画的に実施し、事業期間を延長することがないようにすること。また、完成している利根導水路については、投資効果が少しでも発現されるよう、利根導水路を単体で有効に活用することについて検討すること

エ 遊水地等事業において、説明責任を果たせるよう、住民への説明会や関係自治体との協議等の際には、議事録や協議記録等を適宜作成し、適切に保存すること

オ 高規格堤防整備事業において、

(ア) 当初想定していた、沿川整備基本構想に基づく河川と都市との連携や、まちづくり事業との共同事業により実施するという事業スキームは十分に機能していない状況が見受けられることから、今後、同事業を廃止しない場合には、実現可能性のある事業スキームを構築すること

(イ) 破堤しないという高規格堤防の効果は基本断面が完成した場合において初めて発現することから、高規格堤防の整備延長及び整備率については、高規格堤防整備の目的、効果等を考慮した算出方法を確立すること

(ウ) 高規格堤防特別区域の指定等及び管理協定の締結を適切に行うこと。また、今後、同事業を廃止する場合等において、点在している盛土等については、その周辺において高規格堤防の整備が実施されないことにより、土地利用が進んだ場合には、高規格堤防整備事業によって盛土等が行われたことが認識されずに掘削等が行われるなどのおそれがあることなどから、高規格堤防特別区域の指定等及び管理協定の締結を行うことなどによって、より適切に管理すること

(エ) 高規格堤防整備事業が、その整備に相当程度の期間と費用を要する事業である一方で、通常堤防の整備や堤防強化対策は、治水上、早期の完成が望まれることから、通常堤防の整備や堤防強化対策の優先的な実施を検討すること

カ 利根川水系における治水事業において、20年から30年程度の間の整備の目標である河川整備計画を早期に策定して、その河川整備計画に基づき洪水調節施設、河道及び堤防の整備を連携して、計画的に行うこと

(3) 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況

ア ダム建設事業、放水路等事業及び遊水地等事業において、計画事業費や事業期間が当初の見込みより大幅に増額されたり、延長されたりしているものがあることなどから、今後は計画事業費の増減の詳細な要因と内訳、事業期間の変更の詳細な要因等を調査・分析して、事業の実施や計画変更について、事業実施の可否も含めて、適時適切に検討すること

イ 放水路等事業において、説明責任を果たせるよう、住民等からの要望等についても、事業の実施等に役立てるため、要望書や議事録等の関係書類を適切に保存すること

ウ 高規格堤防整備事業において、計画事業費を明記した地区別事業計画書を作成し、事業計画の変更時には、計画事業費についても適切に見直すこと

(4) 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

ア 放水路等事業、導水路事業、遊水地等事業及び斐伊川水系における治水事業において、事業再評価に当たっては、説明責任を果たせるよう総費用及び総便益の算定根拠等の関係資料を整備するとともに、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を的確に行えるようにすること

イ 遊水地等事業において、同事業を実施する河川等における治水事業全体を対象とした評価を行うだけでなく、事業単体でも事業再評価等を行うこと

ウ 高規格堤防整備事業において、地区別の事業再評価等を実施するために、高規格堤防の目的、効果等を考慮した評価手法について、更なる検討を行い、早急に確立すること

本院としては、今後とも、大規模な治水事業の実施において、事業の必要性等の検討や進捗状況等について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第3 牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について

要請を受諾した年月日	平成21年6月30日
検査の対象	農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構
検査の内容	牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年4月12日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成21年6月29日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月30日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構

(二) 検査の内容

牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関する次の各事項

- ① 制度の概要及び施策の実施状況等
- ② 独立行政法人農畜産業振興機構、同機構の補助金交付先等に造成されている資金等の状況

(2) 牛肉等関税と肉用子牛等対策の概要

農林水産省は、3年度からの牛肉の輸入自由化とその後の牛肉等関税の関税率の大幅な引下げに対処して、自由化により大きく影響を受ける牛肉及びその他の食肉の国内供給体制についてその存立を確保するため、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号。以下「肉用子牛特措法」という。)に基づき、毎年度の牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策として、独立行政法人農畜産業振興機構(8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団、8年9月30日以前は畜産振興事業団。以下「機構」という。)による肉用子牛生産者補給金制度(以下「補給金制度」という。)を始めとする生産安定対策、食肉の買入れ・調整保管、情報の収集・提供等の流通・消費対策、その他畜産の振興に資する事業等を実施している。

(3) 前回の会計検査の実施状況

前記の要請により、本院は、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、制度の概要や施策の実施状況等、特に、機構に造成されている資金並びに農林水産省及び機構の補助金等の交付先に造成されている基金について検査を実施し、22年8月25日に、会計検査院長から参議院議長に対して

報告し(以下、この報告を「第1次報告」という。)、その概要を平成21年度決算検査報告に掲載した(平成21年度決算検査報告950ページ参照)。

(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、第1次報告において、同報告の取りまとめに際して時間的制約により検査を実施していない団体が保有している基金の状況や個別の事業の実施状況等を中心に、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

そこで、今回の検査においては、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、個別の事業の実施状況や第1次報告の取りまとめに際して検査を実施していない団体が保有している基金の状況等について、事業の実施及び経理は事業目的等に沿って適切かつ効率的・効果的に行われているか、基金の規模や必要性等の見直しは事業の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて適時適切に実施されているかなどの点に着眼して検査を実施した。

イ 検査の対象及び方法

個別の事業の実施状況等に関する検査に当たっては、農林水産省、機構及び農林水産省又は機構が交付した補助金等により事業を実施している団体のうち302団体が実施している事業を検査の対象とした。

また、基金の状況に関する検査に当たっては、農林水産省、機構及び農林水産省又は機構が交付した補助金等を財源として基金を造成している団体のうち、第1次報告に係る検査では対象としていない428団体に造成されている629基金(以下「地方基金」という。(注)20年度末資金保有額計779億円(補助金等相当額476億円、うち牛関財源相当額359億円))を検査の対象とした。

検査に当たっては、農林水産省、機構等から、個別の事業に係る22年度までの実施状況に関する調書、上記の629地方基金に係る18年度から22年度までの状況に関する調書等の提出を受けて分析するとともに、農林水産省、機構、前記の302団体、上記の428団体(629地方基金)のうち140団体(238地方基金)等に対して会計実地検査を行った。

(注) 牛関財源相当額 補助金等相当額のうち牛肉等関税を財源とする額に相当する額

2 検査の結果

(1) 制度の概要及び施策の実施状況等

ア 制度の概要

安価な輸入牛肉の増加が国産牛肉の需給及び価格に重大な影響を及ぼすことが懸念される中で、国内肉用牛生産の存立を確保するために肉用子牛特措法が昭和63年に制定された。肉用子牛特措法により、平成2年度に、補給金制度が創設され、牛肉等関税の収入は、特定財源として肉用子牛等対策費の財源に充てられて、農林水産省が実施する国所管基金の造成を含む国庫補助事業等に使用されるほか、その大半が牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金(9年度から14年度までは牛肉等関税財源農畜産業振興事業団交付金、8年度以前は牛肉等関税財源畜産振興事業団交付金。以下「牛関交付金」という。)等として機構に交付されている。

牛肉等関税収納済額及び肉用子牛等対策費の3年度から22年度までの合計額は、図表1のとおり、それぞれ2兆2215億円及び2兆1544億円と多額に上っている。

図表1 牛肉等関税収納済額、肉用子牛等対策費及び牛関未使用額の推移 (単位：％、億円)

年 度	関税率	牛肉等関税 収 納 済 額 (A)	肉用子牛等対策費		牛関交付金等		農林水産省の事業		牛関未 使用額 (E)
			(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(B)	(D)	(D)/(B)	
平成 3	70.0	1,416	993	70.1	801	80.6	192	19.3	422
4	60.0	1,577	1,002	63.5	791	79.0	210	20.9	997
5	50.0	1,424	996	69.9	799	80.2	196	19.7	1,425
6	50.0	1,450	983	67.8	801	81.4	182	18.5	1,891
7	48.1	1,501	1,145	76.3	951	83.0	194	16.9	2,247
8	46.2	1,357	1,204	88.7	1,011	83.9	192	16.0	2,400
9	44.3	1,403	1,270	90.5	1,061	83.5	208	16.4	2,532
10	42.3	1,279	1,230	96.1	1,041	84.6	188	15.3	2,581
11	40.4	1,129	1,234	109.2	1,041	84.3	192	15.6	2,476
12	38.5	1,085	1,174	108.2	1,000	85.1	173	14.8	2,387
13	38.5	1,003	1,619	161.3	1,425	88.0	194	11.9	1,771
14	38.5	790	1,215	153.8	925	76.0	290	23.9	1,345
15	38.5	1,012	1,302	128.6	1,051	80.7	251	19.2	1,055
16	38.5	784	1,300	165.7	973	74.8	327	25.1	539
17	38.5	846	1,111	131.2	952	85.6	159	14.3	274
18	38.5	891	815	91.4	717	87.9	98	12.0	351
19	38.5	890	826	92.8	720	87.1	106	12.8	415
20	38.5	869	760	87.5	590	77.5	170	22.4	523
21	38.5	708	731	103.2	565	77.2	166	22.7	500
22	38.5	792	621	78.4	520	83.7	100	16.2	671
計		22,215	21,544	96.9	17,746	82.3	3,797	17.6	

(注) 牛関未使用額(当該年度以前の牛肉等関税収納済額(A)の合計額－当該年度以前の肉用子牛等対策費(B)の合計額)は、予算で定めるところにより、翌年度の肉用子牛等対策費の財源に充てることができる。

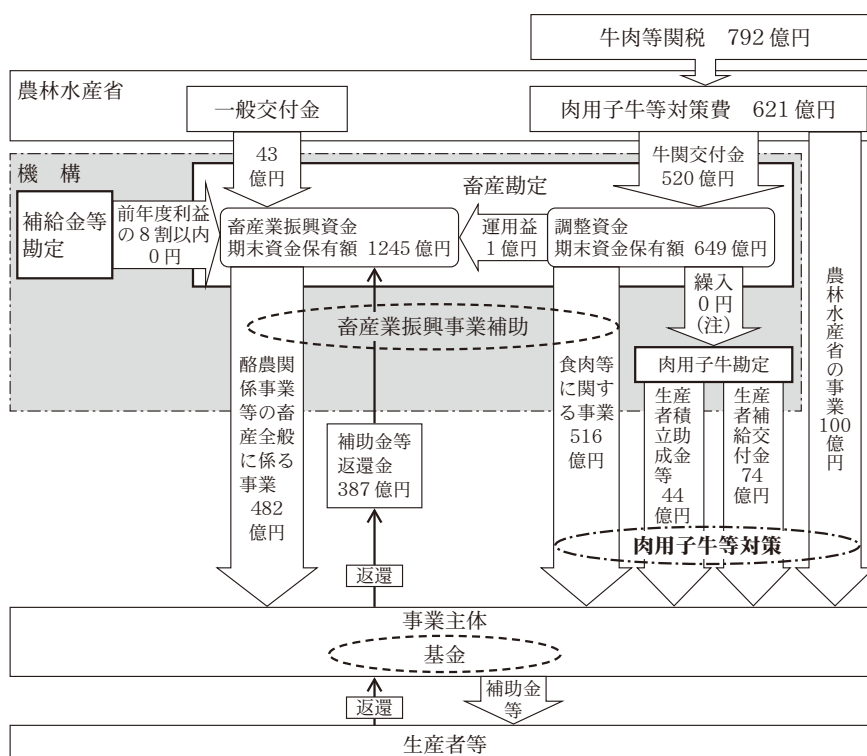
(ア) 農林水産省が実施する肉用子牛等対策の概要

農林水産省は、肉用子牛等対策として、肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資するための施策を実施している。そして、農林水産省が肉用子牛等対策として交付した補助金により事業主体が実施している事業には、事業主体において当該補助金を財源の全部又は一部として基金を造成して畜産関係団体や生産者等に補助金等を交付するものもある。

(イ) 機構が実施する肉用子牛等対策の概要等

機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)等に基づき、畜産勘定及び肉用子牛勘定を設けて畜産振興事業に係る経費の補助(以下「畜産振興事業補助」という。)や肉用子牛生産者補給金に関する業務等を行っている。このうち畜産振興事業補助は、農林水産省の補助事業を補完するための事業及び畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行う事業について、生産者等の自主的な取組を促進することとして実施されるものである(図表2参照)。

図表2 畜産、肉用子牛両勘定における主な資金の流れ(平成22年度)



(注) 調整資金からの繰入額が0円となっているのは、肉用子牛勘定に肉用子牛生産者補給金業務の第4業務対象年間(平成17年度～21年度)の終了に伴う基金からの返還金等(218億円)があり、これを生産者補給交付金等の交付に充てたことから、調整資金から繰り入れる必要がなかったためである。

イ 施策の実施状況等

(ア) 肉用子牛等対策に係る事業費の状況

3年度から22年度までの肉用子牛等対策費の合計は、農林水産省が自ら実施するもの3797億円、農林水産省から機構に交付されるもの1兆7746億円、計2兆1544億円と多額に上っている。また、機構は、調整資金と畜産業振興資金により一体的に畜産業振興事業等を実施しており、3年度から22年度までの調整資金からの支出は計1兆7542億円、畜産業振興資金からの支出は計5961億円となっている。

農林水産省及び機構は、前記の目的を達成するために多数の事業を実施していることから、事業を「生産・経営対策」、「飼料対策」、「環境対策」、「流通・消費対策」及び「衛生・BSE対策」に区分して、3年度から22年度までの肉用子牛等対策に係る事業費をみると、図表3のとおりとなっている。

図表3 肉用子牛等対策に係る事業の区分別の事業費(平成3年度から22年度までの合計額)

(単位: 億円、%)

区分	農林水産省の事業												機構の事業												
	肉用子牛等対策												肉用子牛等対策												
	生産・経営			飼料		環境		流通・消費		衛生・BSE			区分不能	生産・経営			飼料		環境		流通・消費		衛生・BSE		
(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(A)	(D)	(D)/(A)	(E)	(E)/(A)	(F)	(F)/(A)	(G)	(H)	(I)	(I)/(H)	(J)	(J)/(H)	(K)	(K)/(H)	(L)	(L)/(H)	(M)	(M)/(H)	(N)		
計	4,000	599	14.9	1,082	27.0	308	7.7	171	4.2	111	2.7	1,726	23,503	11,739	49.9	1,242	5.2	2,072	8.8	3,435	14.6	3,207	13.6	1,804	

注(1) 各対策に区分して整理することとした事業の単位は、農林水産省の事業は予算書の内訳として予算額が計上されている項目であり、機構の事業は畜産業振興事業等の事業である。この単位で事業内容が複数の対策に該当するなどして一つの対策に区分できない事業は、本図表においては「区分不能」としている。

注(2) 機構の事業費は、調整資金及び畜産業振興資金の支出額を計上しているが、生産・経営対策のうち肉用子牛生産者補給金業務に関しては、肉用子牛勘定の支出額を計上している。

(イ) 肉用子牛等対策の実施状況

a 生産・経営対策

農林水産省及び機構は、肉用子牛生産者補給金を始めとする生産・経営対策を実施しており、その事業費は3年度から22年度までに農林水産省で599億円、機構で1兆1739億円となっていて、肉用子牛等対策の中心的な施策となっている。

(a) 肉用子牛に係る生産・経営対策

補給金制度は、牛肉の輸入自由化により影響を受ける肉用子牛生産者に対して、肉用子牛の市場価格から算出される平均売買価格があらかじめ定められた一定の基準である保証基準価格又は合理化目標価格を下回った場合に、その価格差を補填するものとして、肉用子牛特措法に基づき2年度から実施されており、肉用子牛等対策の中心的な役割を果たす制度と位置付けられている。

平均売買価格は、省令規格(肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則(平成元年農林水産省令第46号)で定められた種別及び各種別に対応する体重の範囲の規格)に適合する肉用子牛の指定市場(肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣が指定するもの)における売買価格の四半期ごとの平均額である。保証基準価格は、肉用子牛の再生産を確保することを旨として農林水産大臣が毎年度定めるものである。また、合理化目標価格は、肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として農林水産大臣が定める政策目標価格である。

平均売買価格は、肉用子牛生産者補給金の交付の要否や単価を決定する重要な要素であるため、省令規格がどのように設定されているか検査した結果、本院は、補給金制度における指定肉用子牛の体重の規格について、家畜市場で取引されている肉用子牛の体重の実態を反映した省令規格により肉用子牛生産者補給金等の額が算定されるよう、既存の家畜市場取引データを活用することなどによる省令規格の見直しの方法等を直ちに検討し、省令規格の改正を速やかに実施したり、今後の省令規格の見直しに当たっての条件や見直しの方法等を確立するとともに、必要な家畜市場取引の売買データを収集、蓄積等する体制を確立したりするよう24年4月12日に農林水産大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項442ページ参照)。

子牛生産拡大奨励事業(以下「拡大奨励事業」という。)は社団法人全国肉用牛振興基金協会(昭和58年11月9日から平成16年3月31日までは社団法人全国肉用子牛価格安定基金協会、昭和58年11月8日以前は社団法人肉用牛価格安定基金全国協会。以下「振興基金協会」という。)を事業主体として、52年度から平成21年度まで実施された。子牛生産の拡大意欲の向上を図るため、肉専用種の繁殖雌牛の頭数を拡大又は維持した肉用子牛生産者に対して、当該四半期の平均売買価格が発動基準価格を下回る場合に補給金制度における契約子牛の頭数に応じて子牛生産拡大奨励金又は子牛生産奨励金(以下、これらを「子牛奨励金」という。)を交付する事業であり、発動基準価格が補給金制度における保証基準価格を上回っていることから、肉用子牛生産者補給金の交付がない四半期でも子牛奨励金が交付されている。また、子牛奨励金の交付を受けるには補給金制度に加入していることが条件とされており、経営規模を拡大又は維持している肉用子牛生産者にとっては、実質的に補給金制度の発動条件を緩和した事業となっていた。

肉用子牛資質向上緊急支援事業(以下「資質向上事業」という。)は、配合飼料価格の高騰等を受け、繁殖経営の収益性の改善を図るため、振興基金協会を事業主体として、20、21両年度に緊急対策として実施された。肉用子牛の資質向上に取り組んだ黒毛和種の肉用子牛生産者に対して、肉用子牛の販売価格に応じて肉用子牛資質向上緊急支援交付金(以下「資質向上支援交付金」という。)を交付するものである。交付対象基準価格は40万円又は出荷した当該都道府県の当該月における黒毛和種の平均取引価格のいずれか低い額であり、資質向上支援交付金は、平均売買価格ではなく肉用子牛ごとの販売価格が交付対象基準価格を下回る場合に交付されることとなっている。このため、補給金制度及び拡大奨励事業の発動の有無とは関係なく資質向上支援交付金の交付が行われ、また、資質向上支援交付金の交付を受けるには補給金制度に加入していることが条件とされており、肉用子牛生産者にとっては、実質的に補給金制度及び拡大奨励事業の発動条件を更に緩和した事業となっていた。このような状況を踏まえ、効果が発現しているかについて検査したところ、農林水産省及び機構は、実施要綱等において、この事業により出生した子牛に対する育種価(枝肉重量、脂肪交雑等に係る遺伝的な能力を数値化したもの)等による資質の確認や売買価格の調査等を行うこととしていないため、資質の向上に伴う収益性の改善があったかどうかについては、効果の発現状況を客観的に検証することができなかった。

肉用牛繁殖経営支援事業(以下「経営支援事業」という。)は、上記の拡大奨励事業及び資質向上事業の仕組み及びその要件が複雑で分かりにくいことから、両事業を統合して補給金制度を補完する簡素な仕組みに見直したものであるとされ、都道府県肉用子牛価格安定基金協会を事業主体として、22年度から実施されている事業である。この事業は、繁殖経営の所得を確保し肉用牛繁殖経営基盤の安定に資するため、補給金制度に加入している肉用子牛生産者に対して、平均売買価格が発動基準価格を下回った場合に、肉用牛繁殖経営支援交付金(以下「経営支援交付金」という。)を交付するものである。発動基準価格が補給金制度における保証基準価格を上回っていることから、補給金制度の発動がない四半期でも経営支援交付金が交付されることがあるほか、前記の拡大奨励事業及び資質向上事業

で要件とされていた取組を実施しない肉用子牛生産者にも交付されることとなる(本事業においても平均売買価格を用いることから、前記改善の処置の要求の対象とした。)

補給金制度を補完する肉用子牛等対策として機構の畜産業振興事業により実施される経営支援事業は、補給金制度における保証基準価格を上回る発動基準価格を設定していて、肉用子牛生産者にとっては、実質的に肉用子牛生産者補給金に経営支援交付金が単に上乘せされるだけの事業となっている。そして、補給金制度と経営支援事業の目的が異なるとしても、肉用子牛生産者の保証基準価格内で再生産を可能とするための合理化努力を前提とする補給金制度に対して、補給金制度を補完する経営支援事業がその合理化努力を阻害するおそれもあることから、このような事業が恒常的なものとならないよう慎重に制度設計を行う必要があると考えられる。

また、補給金制度は、肉用子牛特措法により定められた肉用子牛等対策の主たる事業であり、肉用子牛の再生産を確保することを目的として、肉用子牛の生産条件や需給事情等を考慮した制度設計がなされているとされている。このため、肉用子牛生産者の合理化努力を前提としても保証基準価格と生産コストが大幅にかい離しており、そのかい離が長期に及んでいて再生産が確保できないとするのであれば、機構の畜産業振興事業としては、び縫的な補填ではなく、かい離額の縮小のための努力をより促すような事業を行うことが必要であると考えられる。

(b) 肥育牛に係る生産・経営対策

肉用牛肥育経営安定対策事業(以下「マルキン事業」という。)は、肉用牛肥育の効率的かつ安定的な経営等を図るなどのため、牛の枝肉価格が低落したり、素畜費、飼料費等の生産費が増加したりした場合に肥育牛の生産者に補填金を交付するものとして13年度から実施された。

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業(以下「補完マルキン事業」という。)は、配合飼料価格の高騰等により、物財費すら賄えない状況にあったことから、緊急的・時限的な措置として肥育牛の生産者に補填金を交付するものであり、20、21両年度に実施された。

マルキン事業と緊急対策として実施された補完マルキン事業を生産・経営対策として肥育牛1頭当たりの生産費に着目してみると、両事業の補填対象が重複していると考えられることから、マルキン事業の補填金算定の対象と補完マルキン事業の補填金算定の対象とをより綿密に比較検討してその仕組みを設計する必要があったと認められる。

肥育牛経営等緊急支援特別対策事業(以下「ステップアップ事業」という。)は、20、21両年度に実施された。配合飼料価格安定制度における追加補填の停止に伴う生産コストの増加等により肥育経営の収益性が悪化していることから、肥育経営の安定等を図るため肥育牛の生産者が生産性の向上等の取組を行う場合に奨励金(1頭当たり最大17,000円)を交付するものである。本事業の実施において、奨励金の交付額と取組に要した費用に大きな開差が生じている事態が多数見受けられたが、農林水産省及び機構は本事業の取組実施後の効果の確認を事業主体に実施させることとしていないため、取組に対するその後の効果の発現状況が

確認できず、生産性の向上等の施策として有効なものであったかどうか客観的に検証できない状況となっていた。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(以下「新マルキン事業」という。)は、前記のマルキン事業及び補完マルキン事業を統合して、22年度から実施されている。本事業の実施において、素畜費の算定に売買頭数が考慮されておらず、子牛1頭当たりの素畜費が正確に算定できていない事態は適切ではないことから、本事業の素畜費の算定方法を見直すことが必要と認められる。

(c) 畜産農家に係る生産・経営対策

機構は、負債の償還に支障を来している畜産農家に対して、地域の指導機関による経営改善のための指導と併せて、低利資金(以下「畜産特別資金」という。)の融資による既往負債の借換措置を講ずることにより、負債の償還圧力を軽減し、自力再生を図るなどのため、利子補給事業、畜産特別資金融通円滑化事業、経営改善指導事業等の畜産特別資金融通事業を実施している。

畜産特別資金融通事業の事業費は、昭和57年度から平成22年度までに計845億円と多額に上っているが、畜産特別資金融通事業全体の事業効果は、畜産物価格や飼料価格の変動により影響を受ける側面もあることから農林水産省及び機構では定量的な評価指標を設定していないため、定量的な評価は行われていない。そこで、農業信用保証保険制度に基づく独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険事業の対象となっている資金に係る13年度から22年度までの保険事故率をみると、農業近代化資金は1.2%から1.6%までの間で推移しているが、畜産特別資金は9.6%から32.2%までの間で推移していて、他の資金より高い状況となっている。また、畜産特別資金融通円滑化事業における昭和57年度から平成22年度までの保証債務全体の状況をみると、償還率(債務保証の累計額に対する償還の累計額の割合)は80.3%、事故率(債務保証の累計額に対する代位弁済の累計額の割合)は13.0%となっている。

b 飼料対策

農林水産省及び機構は、国産飼料の一層の生産及び利用の着実な拡大により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立するなどのため、各種の飼料対策に係る事業を実施しており、その用途は飼料増産対策、価格安定対策及び備蓄対策に分類することができる。多額の財政資金を長期にわたり投入しているものの、飼料自給率の目標を達成できない状態が恒常化しており、22年度は目標の35%に対して実績は25%となっていて、目標と実績に開差が生じている。

飼料増産対策において、耕畜連携水田活用対策事業等のうち水田飼料作物の作付面積を基準に助成金を交付する事業は、水田飼料作物の生産振興に寄与するものの、同じ作付面積であれば、収穫量は異なっても同額の助成金となることから、助成金が水田飼料作物の増産により飼料自給率を向上させるという事業目的に沿ったものとなっているのか引き続き検討する必要がある。また、耕種農家と畜産農家の連携を推進するためには、少なくとも畜産農家による収穫された水田飼料作物の取得を事業主体が確認する必要があると考えられる。

価格安定対策(民間の積立による通常補填制度と農林水産省の補助事業である異常補填制度)において、積立金への拠出なしに異常補填金を受領する補助金受給者

に対しても飼料自給率向上のためのインセンティブがより働くようにして飼料自給率の目標達成に寄与する仕組みを検討したり、通常補填制度を異常補填制度等からの支援なしに運営できるよう見直すことにより異常補填制度への財政支出を縮減したりする必要がある。

備蓄対策において、備蓄制度の発足時から備蓄穀物(飼料穀物備蓄対策事業による輸入に係るとうもろこし及びこうりゃん)の購入費用の財源を全額借入金としていて、35年以上を経過した現在までに備蓄量の削減等の場合を除くと借入金の元本返済をしておらず、利払費の合計が304億円と既に借入金の元本107億円(22年度末現在)を上回っており、財政支出を縮減するための措置を検討する必要がある。

c 環境対策

バイオマス利活用フロンティア整備事業等は、畜産農家の家畜排せつ物から良質な堆肥を生産して土地に還元するための堆肥化施設等を整備する市町村、農業協同組合等の事業主体に対して農林水産省が補助金を交付するものである。

これらの事業により整備された堆肥化施設のうち9県の19施設の利用状況等について会計実地検査を行ったところ、農業協同組合等が施設運営主体となっている堆肥センターにおいて、事業参加予定農家からの家畜排せつ物の搬入や堆肥の生産が計画どおりに行われていないため施設の利用率が50%未満と著しく低くなっていて、事業の効果が十分発現していないと認められる施設が、山形、佐賀両県で各1施設見受けられた。

d 流通・消費対策

家畜の主な流通経路は、生体流通と食肉流通に大別され、食肉処理施設は、食肉流通における拠点施設となっている。

22年度に稼働している食肉処理施設のうち、農林水産省又は機構から補助金等の交付を受けて施設の整備等を実施するなどした88施設を対象に稼働状況を調査したところ、13年度から22年度までの稼働率は62.1%から66.0%までの間で推移していて、22年度において24施設(27.2%)が50%未満と著しく低調となっている。また、88食肉処理施設のうち部分肉処理加工施設を併設している施設である食肉センターで、13年度から22年度までの各年度における稼働率が80%未満となっている施設の割合は、75.7%から87.3%までの間の高い割合で大きな変動もなく推移している。そして、施設ごとにみると、特定の食肉センターが継続的に稼働率80%未満となっている状況である。さらに、近年、新たに整備された施設において、と畜頭数が計画した頭数に達していないなどのため、当初計画した事業効果が十分発現していないと認められる施設が滋賀県で1施設見受けられた。

e 衛生・BSE対策

13年9月のBSEの発生に伴い、同年10月に牛への誤用・流用を防止する観点から、牛、豚、家きん等由来の肉骨粉等の飼肥料等の原料としての利用が禁止された。このため、取引が困難となった肉骨粉等の適正な処分を推進するために肉骨粉適正処分対策事業が実施されている。

豚及び家きん由来の肉骨粉等については、その安全性が確認されたため、牛由来原料の混入防止対策が図られていることなどの製造基準の適合確認が行われたもの

に限って飼肥料等の原料として利用することが可能となった。しかし、製造基準の適合確認が行われていないことから肉骨粉適正処分対策事業の対象となった豚、家きん等由来の肉骨粉等原料は、利用されることなく焼却されている。そこで、88食肉処理施設及び肉骨粉を製造している40化製場等について、22年度末における製造ラインの設置状況を調査したところ、地域の事情等によるとは考えられるものの、46食肉処理施設及び9化製場等において畜種(牛又は豚)ごとの製造ラインが設置されていなかった。そして、8道県において、肉骨粉適正処分対策事業の実施状況について会計実地検査を行った結果、平成22年度決算検査報告に不当事項「肉骨粉適正処分対策事業補助金が過大に交付されていたもの」を掲記した(平成22年度決算検査報告721ページ参照)。

(2) 機構、機構の補助金交付先等に造成されている資金等の状況

ア 地方基金の状況

(ア) 地方基金の資金保有額等の状況

農林水産省又は機構の補助金等を財源として各都道府県を単位とした地方畜産団体に22年度末において519地方基金が設置造成されている。これらのうち、一部の基金について被災4県(23年3月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けるなどした岩手、宮城、福島、茨城各県。以下同じ。)に係るものなどを除いた480地方基金の内訳をみると、図表4のとおり、国所管基金の2基金に係る地方基金数は168地方基金(22年度末資金保有額計19億円(国庫補助金相当額6億円))、機構所管基金の9基金に係る地方基金数は312地方基金(22年度末資金保有額計734億円(機構からの補助金等相当額517億円))となっている。

図表4 地方基金の資金保有額等の状況 (単位：千円)

区分	番号	基金名	使途	運営形態	平成21年度末			22年度末			
					地畜団体数	地方基金数	資金保有額	地畜団体数	地方基金数	資金保有額	補助金等相当額
国所管基金	1	耕畜連携水田活用資金 注(1)	補助・補填	取崩	43	43	72,516	—	—	—	—
	2	家畜導入特別事業 注(2)	貸付け	回転	183	183	2,003,349	168	168	1,908,873	631,800
		計			226	226	2,075,866	168	168	1,908,873	631,800
機構所管基金	1	肉用子牛生産者積立金 注(2)	補助・補填	取崩	43	43	—	43	43	5,931,312	2,957,639
	2	運営特別基金	調査等その他	運用	46	46	6,589,949	46	46	6,583,269	6,583,269
	3	地域肉用牛肥育経営安定基金 注(3)	補助・補填	取崩	47	47	2,227,980	47	47	41,277,158	31,259,404
	4	地域肉豚生産安定基金 注(2) 注(4)	補助・補填	取崩	39	39	16,152	39	39	3,028,858	1,530,049
	5	運営基盤強化基金	調査等その他	運用	44	44	1,702,684	44	44	1,700,861	1,700,861
	6	拡大基金 注(2)	債務保証	保有	41	41	2,815,954	41	41	2,787,436	661,294
	7	酪農ヘルパー利用拡大基金 注(1)	補助・補填	取崩	26	26	55,710	—	—	—	—
	8	都道府県事業基金 注(2)	補助・補填	取崩	42	42	7,105,133	42	42	4,334,326	1,266,828
	9	加工原料乳生産者積立金	補助・補填	取崩	10	10	7,816,433	10	10	7,782,458	5,812,754
	計			338	338	28,329,998	312	312	73,425,682	51,772,100	
	合計			564	564	30,405,864	480	480	75,334,555	52,403,901	

注(1) 耕畜連携水田活用資金及び酪農ヘルパー利用拡大基金は、平成21年度に事業を終了している。

注(2) 家畜導入特別事業には、被災4県のうち岩手県、宮城県及び福島県に係る22地方基金は含まれていない。また、肉用子牛生産者積立金、地域肉豚生産安定基金、拡大基金及び都道府県事業基金には、被災4県に係る地方基金は含まれていない。

注(3) 平成22年度末の地域肉用牛肥育経営安定基金は、新マルキン事業により造成されている肉用牛肥育経営安定特別基金の金額となっている。

注(4) 平成22年度末の地域肉豚生産安定基金は、養豚経営安定対策事業により造成されている地域基金の金額となっている。

(イ) 基金保有倍率

11 基金のうち、基金保有倍率(直近の資金保有額を直近3年間の平均事業実績額で除して得た数値)が算定できない5基金を除いた6基金について、22年度末の基金保有倍率をみると、10倍以上のものは6基金に係る158地方基金、このうち100倍以上のものは3基金に係る71地方基金となっている。

また、直近の3年間において事業実績額がないため基金保有倍率が算定できないものは、168地方基金となっている。

イ 地方基金に関する個別の事態

(ア) 基金事業の実施や基金管理状況等報告書の作成に問題があったもの

a 耕畜連携水田活用資金

耕畜連携水田活用対策事業は、19年度から21年度まで実施された事業で、水田における飼料作物の生産を推進するため、都道府県水田農業推進協議会が農林水産省から補助金の交付を受けて基金(耕畜連携水田活用資金)を造成し、農業協同組合等が行う生産振興助成事業及び取組面積助成事業の2事業の取組に対して助成金を交付するものである。

上記2事業の資金の管理については、実施要綱等において、都道府県水田農業推進協議会は、補助金の交付を受けて造成した基金に生産振興助成事業勘定及び取組面積助成事業勘定を設けて他の事業に係る経理と区分して整理し、生産振興助成事業勘定から取組面積助成事業勘定への流用を行ってはならないとされている。また、年度の終了時に資金に余剰が生じた場合は、勘定ごとに翌年度に繰り越すとされている。

検査したところ、11府県の水田農業推進協議会等において、生産振興助成事業勘定で管理していた資金を、事業を実施しなかったなどのため次期繰越金として処理した後、農林水産省と協議した上で、翌年度に当該繰越金を取組面積助成事業勘定の支出に充てている事態が見受けられた。このうち新潟、鳥取両県の水田農業推進協議会等は、翌年度に再び生産振興助成事業を行うこととして農林水産省から補助金の交付を受けていたが、このような取扱いは、翌年度への繰越しが容易であるという基金事業の利点がいかにされていないと考えられる。

b 家畜導入特別事業

家畜導入特別事業は、昭和50年度から平成22年度まで実施された事業で、肉用牛資源の維持・拡大等を図るため、市町村が事業主体となり、農林水産省及び都道府県の補助金等により造成した基金を原資として肉用繁殖雌牛を購入し、肉用繁殖雌牛を導入しようとする満60歳以上の畜産業に従事する導入対象者に対して一定期間(5年間又は3年間)貸し付け、貸付期間の終了時に導入対象者に譲渡するものである。

検査したところ、譲渡代金の滞納者が、22年度末において15県の96市町村で1,089人(滞納金額は計5億9260万円)において見受けられたり、譲渡代金の滞納金額を農林水産省及び県に報告することなく不納欠損として処理していて基金の債権管理が適切を欠いている事態が福島県の1村(不納欠損額は171万円)において見受けられたり、譲渡代金の滞納者に対する新規貸付けを禁止している他の事業で貸付

けを行っていたりする事態が大分、沖縄両県の2市町(貸付けに対する奨励金交付額は計80万円)において見受けられたりした。また、鹿児島県下の31市町村は、家畜導入特別事業が終了した18年3月31日以降においても新規に繁殖雌牛の貸付けを実施しており、同日以降新規の貸付けは実施していないものの事業が継続中であるとしている7市町村と合わせて38市町村は、国庫補助金相当額を国庫に納付すべき18年度以降も納付していない状況であり、本院は、今後も国庫への納付状況等について注視していくこととする。

c 拡大基金

都道府県農業信用基金協会は、実施要綱等において、拡大基金を他の基金の部分と区別して管理し、毎年度、当該年度の管理状況等を取りまとめた基金管理状況等報告書を提出するものとされているが、検査したいずれの基金協会においても、保証に付している借入金の件数、金額等の集計誤りが見受けられ、21年度までの基金管理状況等報告書が正確に作成されていなかった。

d 都道府県事業基金

酪農ヘルパー事業円滑化対策事業は、2年度から実施されている事業で、酪農後継者等の円滑な就農と酪農経営の安定的発展を図るため、酪農業協同組合等において、社団法人酪農ヘルパー全国協会を通じた機構及び都道府県からの補助金等の交付を受けて基金を造成し、利用組合(酪農ヘルパー事業を実施する組織)の育成・定着や熟練した酪農ヘルパー(農家が休日を確認する場合等において農家に代わり飼養管理を行う者)の確保・育成等を推進する事業を実施するものである。

(a) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

平成22年度決算検査報告に不当事項「酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の実施に当たり、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの」を掲記した(平成22年度決算検査報告722ページ参照)。

(b) 実践研修補助金の交付の効果が十分に発現していないもの

18年度から22年度までに実践研修補助金の交付対象となった者395人のうち、23年4月1日時点で207人(これに係る実践研修補助金交付額1億3103万円)が退職しており、このうち74人(これに係る実践研修補助金交付額3842万円)は実践研修期間終了後90日に満たない間に退職していた。このような状況は、酪農ヘルパーの育成等を推進するための実践研修補助金の交付の効果が十分に発現していないと認められる。

(イ) 基金の運用益により事業を実施しているため、近年の低金利の状況下において、基金事業として実施する必然性が乏しい状況になっていたもの

運営特別基金及び運営基盤強化基金を検査した結果、平成22年度決算検査報告に意見を表示し又は処置を要求した事項「公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの」を掲記した(平成22年度決算検査報告723ページ参照)。

ウ 基金の見直し、基本的事項の公表等

(ア) 基金に関する基準

18年8月に、国からの補助金等の交付により造成した基金を保有する基金法人が

基金により実施している事業に関して、所管府省が補助金交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準として、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（以下「国基金基準」という。）が閣議決定された。一方、機構は、国基金基準の策定等を踏まえて、19年3月に、機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する指導の基準として、「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」を定め、20年12月に同基準を改正している（以下、改正した基準を「機構基金基準」という。）。これらの基準においては、基金の見直しや基本的事項の公表等について規定されている。

(イ) 基準に基づく基金の見直しの状況

21年10月から23年6月までに、機構所管基金の7基金に係る282地方基金(139地方畜産団体)について機構基金基準に基づく21年度の見直しの結果が機構及び地方畜産団体において公表されている。そして、この見直しにより都道府県事業基金に係る46地方基金のうち44地方基金から22年度に計24億2065万円が機構に返還されている。

(ウ) 基準に基づく基金の見直しにおける問題点

a 基金の保有割合の算出

「基金の保有割合(基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)」は、合理的な事業見直し又は実績を用いて算出することとされている。しかし、各地方畜産団体が保有割合の算出に用いた数値に基づき、その算出過程を検証したところ、都道府県事業基金(42地方基金)及び地域肉用牛肥育経営安定基金(47地方基金)は、保有割合の算出が必ずしも合理的なものとなっていないと認められた。この2基金について、直近5年間の平均事業実績額に基づくなどして21年度当初の資金保有額等のうち基金事業に要する費用を超える額等を試算すると、その合計額は78億円(補助金等相当額47億円)となる。

b 見直しの対象とならなかったもの

国所管基金である耕畜連携水田活用資金に係る41地方基金及び家畜導入特別事業に係る234地方基金は、これらを保有している団体がそれぞれ都道府県水田農業推進協議会及び市町村であり基金法人ではないことから、国基金基準に基づく見直しの対象とならなかった。また、機構所管基金のうち、肉用子牛生産者積立金に係る47地方基金は、当該基金事業が畜産業振興事業ではないことから、機構基金基準に基づく見直しの対象とならなかった。

(エ) 基準に基づく基本的事項の公表の状況

団体は基金の基本的事項を基金造成後速やかに、また、既に設置されている基金については初回の見直しに併せて公表することとされている。

国所管基金である耕畜連携水田活用資金に係る41地方基金、家畜導入特別事業に係る234地方基金を保有する計275地方畜産団体は、これらの基金が国基金基準に基づく見直しの対象となっていないことから、国基金基準に基づく公表を行っていない。機構所管基金のうち、肉用子牛生産者積立金に係る47地方基金を保有する47地方畜産団体は、同基金が機構基金基準に基づく見直しの対象となっていないことから、機構基金基準に基づく公表を行っていない。また、加工原料乳生産者積立金に係

る10地方基金を保有する10地方畜産団体は、地方畜産団体ごとには機構基金基準に基づく基本的事項の公表を行っていなかった。

エ 第1次報告に検査の結果を記述した資金及び基金の状況

第1次報告に検査の結果を記述した機構に造成されている調整資金及び畜産業振興資金の期末資金保有額は、21、22両年度末で大きな増減はない。

また、第1次報告に検査の結果を記述した60基金の22年度末の状況は、21、22両年度に実施された基金の廃止及び統合により16基金が継続している。そして、上記の60基金のうち、農林水産大臣及び機構理事長に対して、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した16基金については、農林水産省及び機構は、本院の指摘の趣旨に沿い、改善の処置を執っていた(平成22年度決算検査報告431ページ参照)。

3 検査の結果に対する所見

牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策は、肉用子牛特措法に基づき、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることなどを目的として、多額の貴重な財政資金を投じて実施されている。

本院は、今回、基金の状況に関して前回に引き続き検査を実施するほか、個別の事業の実施状況について特に重点的に検査を実施した。その結果、飼料穀物価格や為替レートの大きな変動、BSEや口蹄疫等の家畜伝染病の発生等の外的要因が畜産物の生産量、価格等に大きな影響を与えていることもあるが、肉用子牛等対策に係る各事業の効果が集約されて現れることとなる補給金制度において、生産コストの低減等により保証基準価格が合理化目標価格まで下がれば肉用子牛等対策の目的を達成することになるのに、保証基準価格と合理化目標価格の乖離は制度開始当初と比較していずれの品種においても広がっていた。また、飼料自給率は、食料・農業・農村基本計画における目標に達しておらず、目標と実績に開差が生じていた。そして、検査を実施した各事業において、適切とは認められなかったり、効率的・効果的になっていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、農林水産省及び機構は、次のような点に留意して、適切と認められないなどの事態を改善するとともに、これを今後の肉用子牛等対策の企画、立案、実施等にいかしていくよう努める必要がある。

(1) 施策の実施状況について

ア 生産・経営対策について

(ア) 補給金制度の実施に当たっては、肉用子牛生産者補給金の交付の要否や単価を決定する重要な要素である平均売買価格の算定根拠となる省令規格が、元年の省令制定以降20年以上の間、その検証や見直しを実施されておらず、一度も改正されていないことから、省令規格が家畜市場における取引の実態を反映したものとなるよう見直しなどを行う。

(イ) 補給金制度を補完する事業の実施に当たっては、補給金制度の上乗せ事業として、保証基準価格内で再生産を可能とするための合理化努力を阻害するおそれもあることから、このような事業が恒常的なものとならないよう慎重に制度設計を行うとともに、肉用子牛生産者の合理化努力を前提としても再生産が確保できないとするのであれば、び縫的な補填ではなく、努力をより促すような事業を行う。

(ウ) 配合飼料価格安定制度における追加補填の停止に伴い、緊急対策として実施された

資質向上事業及びステップアップ事業において、事業の効果が発現しているか客観的に検証できないことから、今後、同種の事業の実施に当たっては、事業評価を行うなど個々の事業の効果の発現について客観的に検証できるような制度設計を行う。

(エ) 肥育牛に係るマルキン事業の補填金算定の対象と補完マルキン事業の補填金算定の対象はより綿密に比較検討しその仕組みを設計する必要があると認められることから、今後、同種の事業の実施に当たっては留意するとともに、実施要綱の策定に当たっては、表現を明確にする。

(オ) 肥育牛に係る新マルキン事業の補填金の算定に当たっては、素畜費の算定が実態を正確に反映していなかったことから、今後、適宜算定方法の見直しなどを行う。

(カ) 畜産特別資金融通事業の事業効果を高めるためには、今まで以上に借受者の自力再生へ向けた様々な取組に関して地域の指導機関が連携を深めるとともに借受者個々の実情に即したきめ細やかな指導を行うことなどに留意して経営改善指導事業を実施する。

イ 飼料対策について、補助事業を実施する際は、事業目的に沿って飼料作物を増産しているか、耕種農家と畜産農家が実際に連携しているかなどに着目した助成の仕組みを検討して、補助金受給者が政策目標達成へのインセンティブを意識できる環境を整備することなどにより、飼料自給率の向上に努める。そして、飼料増産対策による飼料自給率の向上により、価格安定対策や備蓄対策のような輸入飼料に係る財政支出を縮減するとともに、外的要因の影響が少ない安定的な飼料の供給体制を確立する。

ウ 環境対策について、都道府県知事に対して、施設の利用率が低い堆肥化施設についての事業主体に対する必要な措置を十分講ずるよう指導する。

エ 流通・消費対策について、食肉処理施設の稼働率を向上させるため、施設の再編整備を継続していくとともに、食肉処理施設における販売力の強化等の対策に取り組む。

オ 衛生・BSE対策について、肉骨粉適正処分対策事業の効率的実施という面から、また、畜産副産物の有効活用という面からも、肉骨粉等原料を飼肥料等の原料となる肉骨粉等として有効に活用するための方策を引き続き幅広く検討する。また、補助金の交付額の算定に留意して、補助事業を適切に実施する。

(2) 資金等の状況について

ア 地方基金について、基金を造成して事業を実施する場合は、基金保有倍率等に留意して、財政資金が効率的・効果的に使用されるよう努める。

イ 地方基金に関する個別の事態について、基金を造成して事業を実施する場合には、十分な調査、確認及び指導を行うなど、実施要綱等の趣旨に沿って事業を適切に実施する。また、補助金等相当額を国又は機構に返還させた上で必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することにより事業を実施するなどの可能性も含めて、事業の在り方について幅広く検討する。

ウ 基金の見直し及び基本的事項の公表について、①各地方畜産団体に基準等で基金の保有割合の算出方法をより具体的に示したり、②各地方畜産団体に基金の保有割合のより具体的かつ詳細な算出根拠を見直しの結果とともに公表させたり、③見直しの結果について十分な確認を行ったり、④見直しの結果が基金の返還等にどのように反映されたかといった状況を定期的に公表したりなどして、国民に適時適切な情報提供を行うとともに

に、基金の見直し及び基本的事項の公表が基金事業の適切かつ効率的・効果的な実施に資するものとする。

また、本院は、第1次報告の検査の結果に対する所見において、肉用子牛等対策の成果が、生産者等だけでなく、消費者にも国産牛肉の価格水準の低下を通じた便益をもたらすものとなるように、引き続き肉用牛の生産コストの低減を図っていく必要があると記述している。そして、生産コストの低減には、生産者等の合理化努力と、関連する事業について適切な評価を行った上で実施する政策による誘導の双方が不可欠であると考えられる。したがって、農林水産省及び機構は、個々の事業において生産コストの低減に効果があるか検証できるようにした上で、生産者等の合理化努力を阻害することがないか、補助金受給者が政策目標達成へのインセンティブを強く意識できる環境が整備されているかに特に留意して、今後の牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策をより効率的・効果的に実施する必要がある。

本院としては、今後とも、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等が適切かつ効率的・効果的に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

〔 なお、今後も国庫補助金相当額の国庫への納付状況等について注視していくこととするとしていた家畜導入特別事業(1124 ページ)について引き続き検査した結果、鹿児島県下の34市町村が24年6月末までに国庫補助金相当額を国庫に納付していなかったことから、本院は、24年10月3日に農林水産大臣に対して、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求した(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項407ページ参照)。 〕

第4 年金積立金(厚生年金及び国民年金)の管理運用に係る契約の状況等について

要請を受諾した年月日	平成23年12月8日
検査の対象	年金積立金管理運用独立行政法人等
検査の内容	年金積立金(厚生年金及び国民年金)の管理運用に係る契約の状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年10月4日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
年金積立金管理運用独立行政法人等
(二) 検査の内容
年金積立金(厚生年金及び国民年金)の管理運用に係る契約の状況等に関する次の各事項
① 年金積立金の管理運用に係る業務の状況
② 契約方式等の状況
③ 委託先機関における運用実績の状況

(2) 年金積立金の概要

我が国の公的年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方(賦課方式)を基本として運営されている。

しかし、現役世代の保険料のみで年金給付を賄うこととすると、保険料負担の急激な増加又は給付水準の急激な低下が避けられないことから、年金特別会計において一定の金額を年金積立金として保有し、その運用収入を年金給付の財源の一部として活用することとしている。

そして、この年金積立金は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)により、厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人(Government Pension Investment Fund。以下「GPIF」という。)に寄託して市場運用等されているものと、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等により、年金特別会計で管理して財政融資資金に預託して運用等されているものがある。

GPIFが厚生労働大臣から寄託を受けて管理している年金積立金は、22年度末において

116兆3058億円あり、年金特別会計で管理する年金積立金は5兆5868億円ある。これらを合計すると、年金積立金全体の資産額は、22年度末において121兆8926億円となる。

(3) GPIFの概要

GPIFは、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「GPIF法」という。)に基づき、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するために、年金積立金の管理運用を実施する機関として、18年4月1日に設立された。

GPIFが行う年金積立金の管理運用に関して、厚生労働大臣は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、GPIFが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、GPIFは、中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成している。

そして、GPIFは、中期計画において、年金積立金の運用に関して、運用の基本方針、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)等を定めるなどして、安全かつ効率的に管理運用業務を行うこととしている。

(4) 年金積立金の運用方法

厚生労働大臣から寄託された年金積立金については、GPIFが中期計画に従って管理・運用する仕組みとなっており、GPIFは、中期計画の中で策定した基本ポートフォリオに基づき、国内債券を中心としつつ国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行っている。

GPIFは、年金積立金を市場で運用する際は、民間の運用機関を活用しており、これらの運用機関を通じて、運用対象資産(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産)ごとに資産構成割合が一定の範囲内に収まるよう管理している。

(5) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、年金積立金の管理運用に係る契約等を対象として、同契約は適切に実施されているか、また、同契約の実施に当たり競争性、公平性、透明性は十分に確保されているかなどに着眼して、参議院から要請のあった前記①から③の各事項について検査を実施した。

検査に当たっては、厚生労働本省、GPIF、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)、国家公務員共済組合連合会において会計実地検査を行うとともに、企業年金連合会、地方公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会の担当者から年金の管理運用の実態を聴取するなどの方法で調査した。

そして、GPIFから年金積立金の管理を委託されている4信託銀行^(注1)(以下、年金積立金の管理を委託されている信託銀行等を「資産管理機関」という。)、年金積立金の運用を委託されている28運用機関(以下、年金積立金の運用を委託されている運用機関を「運用受託機関」という。)のうち22年度末の運用資産額の時価総額が1兆円を超えていた13運用受託機関^(注2)及び年金積立金の運用方法等に係る調査研究の委託先である6会社等^(注3)において会計実地検査を行った。

さらに、年金積立金の運用状況等について、在庁してその内容の分析を行った。

なお、本件についての上記の会計実地検査等に要した人日数は、151人日である。

- (注1) 4 信託銀行 資産管理サービス信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、ステート・ストリート信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (注2) 13 運用受託機関 旧住友信託銀行株式会社(平成24年4月1日以降は三井住友信託銀行株式会社)、DIAM アセットマネジメント株式会社、旧中央三井アセット信託銀行株式会社(24年4月1日以降は三井住友信託銀行株式会社)、東京海上アセットマネジメント投信株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、野村アセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、ブラックロック・ジャパン株式会社、株式会社りそな銀行、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
- (注3) 6 会社等 みずほ総合研究所株式会社、ラッセル・インベストメント株式会社、株式会社三井住友トラスト基礎研究所、タワーズワトソン株式会社、マーサージャパン株式会社、旧財団法人年金シニアプラン総合研究機構(平成24年4月1日以降は公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構)

2 検査の結果

(1) 年金積立金の管理運用に係る業務の状況

ア 年金特別会計の基礎年金勘定における積立金と剰余金の運用

年金特別会計の基礎年金勘定には、昭和61年4月の基礎年金制度創設時から、7246億円の積立金がある。この積立金は、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者が、国民年金の任意加入者であった61年3月以前に納付した保険料を財源として積み立てられたものであるが、基礎年金の給付に充てるための具体的な取扱いについて結論が出なかったことから、積み立てられたままとされている。

また、当該積立金及び概算で受け入れた拠出金等を翌々年度に精算するまでの預り金等の運用から生ずる運用益についても、同様に基礎年金給付に充てられておらず、基礎年金勘定に生じた剰余金を積立金に積み立てるための根拠規定がなかったことから、これによる剰余金は、平成22年度末で、1兆0731億円に累増している。

なお、24年8月に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号。以下「被用者年金一元化法」という。)が成立した。そして、25年4月から、基礎年金勘定に生ずる剰余金を積立金とすることができることとなったため、今後、剰余金の累増は解消されると思料される。

基礎年金勘定の積立金等は、長期間にわたって、具体的な取扱いについて結論が出されていないことから、被用者年金一元化法の成立を契機に速やかに今後の具体的な取扱いを検討し結論を出すなどして、年金給付に充てるなどの活用を図る必要がある。

イ 年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定における余裕金の運用

年金給付の財源である被保険者からの保険料等は、毎月、年金特別会計に納付されるなどする一方、年金給付は偶数月に行われるため、年金給付日から次の年金給付日までの2か月の間、年金特別会計において保険料等による余裕金が発生する。また、近年は、年金受給者の増加等に伴い、積立金を取り崩して年金給付に要する費用を確保しており、必要額を超えて積立金を取り崩した場合には余裕金が発生する。

厚生労働省は、この余裕金を、年金給付に支障が生じない範囲内で、1か月以上3か月未満の財政融資資金に預託しており、22年度における運用益は、国民年金勘定で3億4810万円、厚生年金勘定で15億3379万円となっている。

しかし、年金給付日から次の年金給付日の前日までの約2か月間において発生する両勘定の余裕金(上記の預託分を除く。)の状況を、22年4月15日から23年4月14日までの間についてみると、最も少ない日でも、国民年金勘定に数百億円、厚生年金勘定に数千億円規模の余裕金が発生していた。

ウ GPIFにおける資金運用事業等の処理

年金積立金は、12年度まで、その全額を旧大蔵省資金運用部(以下「旧資金運用部」という。)に預託することが義務付けられていたが、預託金利が低下傾向になり、預託金利より高い利率で自主的に運用する必要性が国会において強く指摘されるようになった。

年金積立金を自主的に運用する資金運用事業は、このような背景の下、旧年金福祉事業団(以下「旧事業団」という。)によって、昭和61年度から平成12年度までの間に、年金積立金の預託金利と同率で旧資金運用部から資金を借入れ、これを市場で運用することにより借入金利を上回る有利な運用を図り、運用収益を国庫に納付することで年金の給付財源を確保するなどの目的で実施されていた。

しかし、13年4月に旧資金運用部への預託義務が廃止され、年金積立金が旧年金資金運用基金(以下「旧基金」という。)により自主運用されることとなったことに伴い、旧事業団は解散し、資金運用事業も終了したが、既借入金の償還期限(最も遅いもので22年度)が到来するまでは、旧基金において、旧基金解散後はGPIFにおいて引き続き管理運用を行うこととなった。

資金運用事業等の実績は、旧資金運用部からの長期借入金を全て償還した22年度末で2兆9907億円の損失となっており、GPIFは、この損失を、GPIF法等に基づき運用収益を原資とする利益剰余金、すなわち年金積立金を減額して処理している。

多額の損失が発生したのは、経済情勢の変化に伴い高い金利で調達した資金を低い利回りで運用する結果となり、借入金利息額以上の運用収益を確保することができなかったことによるものであるが、損失が一定規模に達した場合にはその拡大を防ぐために事業自体を中止するなどの仕組みがあれば損失の増大を抑制できたと思料される。

また、厚生労働省及びGPIFは、GPIFのホームページ等において、承継勘定の累積利差損の推移や承継勘定の負債等を総合勘定に帰属させることなどについては公表しているが、このような事態となった理由や損失を年金積立金で処理することとなったことについては被保険者等に対して平易かつ明確な説明が十分に行われていないと思料される。

エ 機構における承継債権の回収状況等

機構は、旧基金(13年3月以前は旧事業団)が旧資金運用部からの長期借入金を財源に行っていた、被保険者等に対する住宅資金等の貸付けに係る債権を承継して(以下、旧基金から承継した貸付けに係る債権を「承継債権」という。)、その管理回収業務を行っている。

承継に当たっては、GPIF法により、旧基金の解散の時までに旧資金運用部からの長期借入金を繰上償還することとされ、償還に要する資金は、政府が旧厚生保険特別会計

等から出資等することとされた。

これは、旧資金運用部からの長期借入金で行っていた貸付けを旧厚生保険特別会計等の保険料等を財源とした出資金に置き換えて行うもので、言わば、旧厚生年金特別会計等の保険料等が当該貸付けの原資となったものと考えられる。そして、国は、回収した承継債権の元本を年金特別会計に納付させることで、保険料等の回収を図るとともに、機構の承継債権管理回収勘定で生じた積立金を年金特別会計に納付させることで、利息収入を得ているものと考えられる。

18年度から22年度までの間の納付金等の累計額をみると、納付金は2兆5402億円、回収元本額は1兆9934億円、積立金に相当する額は4759億円であり、担保物件の処理が終了し、かつ、債務者及び保証人が破産して免責決定がなされたため債権を回収する見込みがなくなるなどして貸倒償却したものは累計で27億円となっていた。

承継債権の残高は、22年度末において1兆7355億円に上っており、その財源は被保険者からの保険料等であり、かつ、納付金として回収された元本等は将来の年金給付の財源となるものである。したがって、厚生労働省においては、今後とも機構が行う承継債権の回収状況等について適切に把握し管理することが重要である。

オ 中期目標及び中期計画

GPIFの第1期(18年4月から22年3月まで)の中期目標は、16年の財政検証等の経済前提を基に、実質的な運用利回り1.1%を確保するために、基本ポートフォリオを定め、これに基づいて年金積立金の管理を行うこととされていた。

一方、第2期(22年4月から27年3月まで)の中期目標においては、21年の財政検証等の経済前提や運用利回りなどの数値目標は示されていない。そして、今後年金制度の抜本的な見直しを予定していることなどから、暫定的に安全、効率的かつ確実を旨とした基本ポートフォリオを定め、これに基づき管理を行い、その際は、市場に急激な影響を与えないようにすることとされている。

このため、GPIFは、第2期の中期計画において、年金制度の抜本的な見直しなどが行われるまでの間は、第1期の基本ポートフォリオを暫定的に利用することとしている(以下、この基本ポートフォリオを「暫定ポートフォリオ」という。)

しかし、年金制度の在り方については、社会保障と税の一体改革として引き続き検討を行うこととされていることから、この暫定期間は、既に2年以上に及んでいる。また、暫定ポートフォリオが安全、効率的かつ確実か、特に策定時に想定した運用環境が現実からかい離していないかなどについては、中期目標期間中に定期的に検証されることにはなっていない。

したがって、厚生労働省及びGPIFにおいて、暫定ポートフォリオが安全、効率的かつ確実かなどについて、中期目標期間中に定期的に検証することを検討するとともに、暫定の期間が既に2年以上に及んでいることから、暫定ポートフォリオのリターンとリスク等がどのような状況になるまでこれを利用するのかについて検討することが重要である。

カ GPIFの役員

(ア) 役員等の任命

100兆円を超える巨額の年金積立金を運用する機関であるGPIFの理事長等の人選

に当たっては、公正な任命が行われるよう、また、その任命における意思決定等については可能な限り透明性が確保されるよう十分留意する必要がある。

このため、理事長等の経歴等の公表に当たっては、大まかな経歴だけではなく、被保険者等が理事長等の適性を十分確認できるよう、任命後において必要な経歴等を積極的に公表するなどしてより一層の透明性を確保することが重要である。

(イ) 他の団体の役員との兼職

GPIFの役員以外の団体役員との兼職の状況について検査したところ、理事が、営利を目的とする団体ではないが、契約の相手先となっていた団体の非常勤理事を兼職していた事態が見受けられた。

キ GPIFのガバナンスの課題

(ア) 厚生労働省とGPIFの関係

GPIFは、国民年金法、厚生年金保険法等により、専ら被保険者の利益のために年金積立金を運用することとされており、投資等に係る意思決定等について独立性を保つ必要があるが、前記のとおり、厚生労働大臣による理事長等の任命については、透明性を確保するための取組が必ずしも十分ではない状況となっている。

また、理事長の意思決定には、基本ポートフォリオのように、厚生労働大臣が指示する運用目標等により実質的に内容の大枠が決まると思料されるものがあるが、このときの理事長の意思決定については、両者で十分な意思疎通が図られる必要があり、責任の所在が曖昧にならないよう留意することが重要であると思料される。

(イ) 運用委員会

GPIFには、理事長が意思決定を行う際の諮問機関として、かつ、GPIFの業務の監視機関として、厚生労働大臣が任命した委員で構成される運用委員会が設置されている。

運用委員会は、慎重かつ透明な意思決定過程を確保する意味で重要な機関であるが、制度上の権限等をみると、運用委員会の意見等には理事長等を拘束する権限はなく、関与した意思決定に対する責任も明確にされていない。

また、運用委員会の委員は全て非常勤であり、市場の急激な変動に対して適時の意見等を示したり、GPIFからの報告書のみならず原資料等により運用状況を監視したりすることは難しいと思料される。

ク 随意契約に関する情報の公表状況

厚生労働省は、運用・管理業務契約は支出原因契約に該当しないとする考え方が19年10月に、総務省から示されたため、GPIFに対して、運用・管理業務契約を随意契約の見直し計画の対象外とするよう通知していた。

その後、厚生労働省は、運用・管理業務契約が支出原因契約に該当するののかについて改めて総務省に確認したところ支出原因契約に整理し得るとの回答を得たことから、23年10月、GPIFに対して運用・管理業務契約が支出原因契約に該当すると通知した。これを受けて、GPIFは、運用・管理業務契約を随意契約の見直し計画の対象とすることについて検討を行うとともに、今後新たに締結する運用・管理業務契約について、契約件名、随意契約によることとした根拠等の情報を公表することとした。

本院は、業務の透明性をより一層確保するため、運用・管理業務契約について、上記の情報に加え、これまで締結した契約に係る情報並びに予定価格を設定していない旨及びその理由を公表するよう厚生労働省及び GPIF に検討を促したところ、GPIF はこれらの情報を公表することとした。

(2) 契約方式等の状況

ア 運用受託機関及び資産管理機関の選定、管理、評価並びに解約

(ア) 運用受託機関及び資産管理機関の選定

GPIF の管理運用方針によると、運用受託機関については、原則として3年ごとに見直しを行うこととされており、その際には、新たな運用受託機関の選定が行われることとなっている。しかし、運用受託機関の見直しの実施状況をみると、見直しが3年ごとに行われていないものが多かった。これらの中には、18年度以降見直しが全く行われていないものもあった。

(イ) 運用受託機関の選定における審査過程

運用受託機関を選定する際の審査過程において、審査結果書等に総合評価点は記載されていたものの、投資方針、運用プロセス、組織・人材等の評価事項ごとの評価点数が記載されていないものが多数見受けられるなど、選定の過程の妥当性を事後的に検証することが困難となっている事態が見受けられた。

GPIF は、22年度以降は評価事項ごとの評価点及び評価の理由を記載した審査結果書を作成して運用委員会に提出しており、現在では選定の過程の妥当性を事後的に検証することが可能になっているとしている。

イ 株主議決権

GPIF は、外国株式の運用を行っている運用受託機関に対して、シェア・ブロッキング^(注4)制度を廃止した国の株式に係る株主議決権の行使を求めている。しかし、運用受託機関の中には、資産管理機関から参考情報として提供される報告書に記載されているシェア・ブロッキング制度の廃止等に関する情報を十分に活用していなかったり、同制度の廃止により実効的に株主議決権の行使が可能になったのかの確認に時間を要したりして、同制度が廃止された後に株主議決権を行使するのが遅れている運用受託機関があり、株主議決権の行使により経営の効率化を促すなどして企業価値を高めさせる機会を逸している事態が見受けられた。

(注4) シェア・ブロッキング制度 株主総会が終了するまでの一定期間、議決権を行使する株主の株式売買が凍結される制度

ウ 業務運営に係る契約の状況

GPIF が企画競争により契約者を選定して締結した委託調査研究契約に係る予定価格の算定について検査したところ、予定価格の算定の参考とするために徴取した参考見積りについて、それが市場の価格等を反映した妥当なものであるのかを十分に検証することなく予定価格の算定に使用していて、予定価格の適正性に疑義があるものが一部見受けられた。

また、予定価格を算定する際に用いた参考見積りなどの根拠資料が保存されていない事態が一部見受けられ、これらの契約については、予定価格が適切に算定されていたのか事後的に検証することが困難となっている。

(3) 委託先機関における運用実績の状況

ア 自主運用開始以降の運用実績の状況等

(ア) 収益額の状況について

年金積立金は、13年度以降自主運用されており、累積収益額(運用手数料等控除前)は、23年度末では13兆9986億円となっており、13年度から23年度までの運用手数料等を控除すると、運用上の累積収益額は11兆1047億円となっている。

(イ) 中期目標期間における運用利回りの状況等

公的年金では、名目賃金上昇率を上回る実質的な運用利回りが確保される限り年金財政は影響を受けないとされている。GPIF発足後の18年度から23年度までの6年間の実質的な運用利回りの状況をみると、その平均は0.72%となっており、財政計算上の前提における実質的な運用利回りの平均である0.00%を上回っていた。また、同期間におけるベンチマーク^(注5)を超過した収益率(以下「超過収益率」という。)の状況をみると、全ての資産区分において±0.1%の範囲内であり、GPIFは、おおむね市場の平均である「ベンチマーク並み」であるとしていた。

(注5) ベンチマーク 株価指数や債券インデックス等の市場の動きを表す指標

イ 運用受託機関別運用実績等

(ア) 近年における運用スタイルの傾向

市場運用分(短期資産を除く。)^(注6)におけるパッシブ運用の比率は、13年度において50%程度であったが、厚生労働大臣が旧基金に対して定めた運用の基本方針及びGPIFに対して定めた中期目標において、パッシブ運用を中心とするとされたことから、15年度に75%を超え、20年度以降は80%を超えて推移している。

(イ) 近年の各資産区分における各運用スタイルの運用実績の傾向

市場運用分の各資産区分における超過収益率について、パッシブ運用とアクティブ^(注7)運用とを比較すると、GPIF発足後の18年度から23年度までの6年間の平均では、アクティブ運用がパッシブ運用を上回る結果となったのは、外国債券のみとなっていた。一方、第2期の中期目標期間開始以降の22、23両年度の2年間の平均では、全ての資産区分においてアクティブ運用がパッシブ運用を上回る運用実績となっていた。

なお、13年度から23年度までの11年間の市場運用分についてみると、国内債券はアクティブ運用とパッシブ運用の超過収益率がおおむね同程度となっており、国内株式及び外国株式はアクティブ運用がパッシブ運用を下回る結果となっていて、アクティブ運用がパッシブ運用を上回る結果となっているのは、外国債券のみとなっていた。

(注6) パッシブ運用 市場の動きを表す指標を構成する全ての銘柄又は代表的な銘柄群を保有することにより、市場の動きと同程度の運用実績を目指す運用

(注7) アクティブ運用 業績予想、価格動向、市場見通しなどを踏まえた運用を行って、市場の動きを上回る運用実績を目指す運用

(ウ) 各運用受託機関のアクティブ運用の運用実績

23年度末時点で3期以上アクティブ運用の運用実績がある国内債券10ファンド、国内株式18ファンド、外国債券7ファンド及び外国株式13ファンド、計48ファン

ドについて分析をすると、23年度までの平均年率(最長5年)で超過収益率を確保していないファンドは22ファンドとなっていた。また、21年度から23年度までの3期全てにおいて超過収益率を確保していないファンドが4ファンドあった。

このような状況となっていることについて、GPIFは、超過収益率等の運用実績の定量的な数値のみで運用受託機関の運用能力を判断するためには、数十年間のデータが必要であると一般的に考えられていることから、運用受託機関に対する評価を運用受託機関の運用体制等に基づく定性評価及び超過収益率等に基づく定量評価を内容とする総合評価によって行っていることによるものとしていた。

(エ) 各運用受託機関のパッシブ運用の運用実績

GPIFは、パッシブ運用のリスク管理指標は実績トラッキングエラー^(注8)とし、これを運用ガイドラインに定める管理目標値の範囲内にすることなどを運用目標として示している。会計実地検査を行った28ファンドのうち、運用実績が22年度からの外国債券3ファンド及び外国株式2ファンドを除いた23ファンドの実績トラッキングエラーについて、19年度から23年度までの5年間(平均年率)の状況をみると、21ファンドが管理目標値の範囲内に収まっていた。また、直近の21年度から23年度までの3年間(平均年率)の状況をみると、全ファンドが管理目標値の範囲内に収まっていた。

(注8) 実績トラッキングエラー ポートフォリオのリスクを測定する基準の一つで、この数値が小さいほどベンチマークに近い運用といえる。

ウ 寄託金償還等の状況

(ア) 寄託金償還等の方法

GPIFは、厚生労働省の指示に基づき、21年度以降、厚生労働省から通知された額を年金特別会計に償還している。そして、GPIFは、この通知内容に基づく資金需要に対応するため、財投債の満期償還金及び利金をまず充当し、更に資金が不足する場合は、運用受託機関から資金を回収していた。

なお、資金回収の対象となる運用受託機関の選定及び回収金額の決定について、GPIFは、基本ポートフォリオからのかい離状況、運用スタイルの構成状況、総合評価の結果等を勘案の上、市場への影響等を考慮して数回に分けて回収することなどをその都度判断するとしている。

(イ) 資金回収等の対象機関の選定

GPIFは、資金回収の対象機関の選定について、上記のように総合評価の結果等を勘案して行っている。このため、アクティブ運用を行っているファンドにおいて、最長5年の超過収益率(平均年率)がマイナスの場合であっても、資金を回収していないファンドがあり、中には追加資金を配分しているファンドもあった。

しかし、アクティブ運用は超過収益の獲得を目的としているものであることから、GPIFにおいては、超過収益率を確保していないファンドに追加資金の配分を行う場合等は、その妥当性に対する説明責任をよりの確に果たすために、引き続き、その判断根拠となる総合評価のより一層の充実を図るとともに、その結果に基づき透明性の高いプロセスにより意思決定を行うことが重要であると思料される。

(ウ) 短期資産ファンドの活用状況

GPIFは、運用受託機関から回収した資金を年金特別会計に償還するまでの間、国庫短期証券、譲渡性預金等による短期資産運用を行っており、23年度末の短期資産の残高は4兆5486億円となっていた。短期資産の運用状況について、自家運用で運用しているBPI国債型パッシブファンド^(注9)(以下「BPI国債型ファンド」という。)と比較すると、BPI国債型ファンド(自家運用)の時間加重収益率が3.12%であるのに対して短期資産の時間加重収益率は0.10%となっていた。

したがって、GPIFにおいては、短期資産ファンドは必要な流動性確保のためのファンドであることを踏まえて、資金回収の市場への影響を考慮するなどしつつ、引き続き、運用受託機関から回収する資金が短期資産に組み込まれる期間を可能な限り短くするよう努めることが重要であると思料される。

(注9) BPI国債型パッシブファンド 野村証券株式会社金融市場調査部が提供する日本国債を対象とする指標をベンチマークとしてパッシブ運用を行うファンド

エ 委託運用と自家運用に係る運用体制、割合、運用方針、収益率等

(ア) 運用受託機関の運用体制

国内債券のパッシブ運用を行っている8ファンドの23年度末時点における運用体制等について検査したところ、個別の銘柄選定を行うファンドマネージャーが、GPIF以外から運用委託されたファンドにおいても、ファンドマネージャーを兼任していた。

ただし、ファンドマネージャーのファンド間の兼任及び他業務の兼任は、運用ガイドライン等において禁止されているものではなく、GPIFの自家運用においても、複数のファンドのファンドマネージャーを兼任するなどしている。

また、国内債券パッシブファンドについて、委託金額が増加した場合の影響について、運用受託機関に聴取したところ、パッシブ運用を行うためのシステム面での変更は必要ないとのことであり、運用体制についても現状で足りるとの回答が多数であった。

(イ) 国内債券パッシブファンドの手数料等

パッシブ運用は、目標とするベンチマークが同じであれば、運用成績に差は生じないと言われており、実際、GPIFにおける自家運用も含んだパッシブ運用の運用成績をみると、委託運用及び自家運用において超過収益率等は、おおむね同程度となっており、大きな差は生じていなかった。

そして、自家運用ではGPIFの運用体制等に変更が生じた際にのみ人件費等の増減が見込まれるのに対して、委託運用では運用受託機関の運用体制等に変更がなくても運用資産残高の増減に応じて運用委託手数料も増減するものとなっていた。

したがって、自家運用及び委託運用において運用成績に大きな差が生じないパッシブ運用においては、自家運用の割合を大きくすることによって運用に要する費用の低減を図る方が経済的になると思料される。

また、委託運用においても、運用受託機関を集約するなどして、1ファンド当たりの資産規模を大きくすると、規模の拡大による逓減効果によって運用委託手数料は低下すると思料される。

しかし、運用受託機関を集約するなどして1ファンド当たりの資産規模を大きくすることについては、運用受託機関が債券の売買を行えなくなった場合に GPIF の運用管理に大きな支障が生ずるおそれがあるなどの懸念もあるとされている。

なお、GPIF においては、自家運用についても運用受託機関の総合評価と同様の基準による評価を行っているところであるが、引き続き他の運用受託機関と同様の基準による評価を行い、効率的な自家運用の推進に努めることが重要であると思料される。

3 検査の結果に対する所見

公的年金制度は、国民全体の連帯による世代間扶養の仕組みによって終身にわたる確実な所得保障を行い、国民の老後等の生活設計の柱としての役割を果たすものである。そして、具体的には、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄うという賦課方式を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを運用することにより将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式の下で運営されている。

しかし、我が国は、近年、少子高齢化が急速に進行しており、本格的な人口減少社会を迎えようとしている。そして、今後とも増加することが見込まれる年金給付の財源については、その確保に向けて様々な議論が行われているところである。

したがって、年金積立金の管理運用については、年金積立金が国民から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者である国民の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、公的年金制度の運営の安定に資することが、従来にも増して強く求められている。また、GPIF は、業務運営の財源に年金積立金の運用益等を充てていることから、その業務運営について規律の確保と透明性の向上がより強く求められるものとなっている。

については、厚生労働省においては、次の各点に留意することとし、また、GPIF においては、(1)のア、イ及びエを除く各点にそれぞれ留意することとし、もって年金積立金の適切な管理運用に努める必要があると認められる。

(1) 年金積立金の管理運用に係る業務の状況

ア 年金特別会計の基礎年金勘定の積立金等については、長期間にわたって、それらの具体的な取扱いについて結論が出されていないことなどから、被用者年金一元化法の成立を契機に、速やかに今後の具体的な取扱いを検討し結論を出すなどして、年金給付に充てるなどの活用を図ること

イ 年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定の積立金の取崩しに当たっては、多額の余裕金を保有し、長期資金として運用する機会を失うこととならないよう、年金収支の見通しを的確に把握して、積立金の取崩しを必要最小限の額にとどめ多額の余裕金を保有することのないように努めること

ウ 資金運用事業等の損失については、その負債を年金積立金で処理することとなったこと及びこのような事態となった理由について、被保険者等に対して平易かつ明確に説明を行うことについて検討するとともに、資金運用事業の実施に当たり損失の増大を抑制するための仕組みが作られていなかったことなどを重く受け止め、今後同様な事態が発生することのないように努めること

- エ 機構の承継債権の財源は被保険者等からの保険料等であり、かつ、納付金として回収された元本等は将来の年金給付の財源となるものであることから、今後とも機構が行う承継債権の回収状況等について適切に把握し管理すること
- オ 暫定ポートフォリオが安全、効率的かつ確実かなどについて、中期目標期間中に定期的に検証することを検討するとともに、暫定の期間が既に2年以上に及んでいることから、暫定ポートフォリオのリターンとリスク等がどのような状況になるまでこれを利用するのかについて検討すること
- カ 理事長、理事及び運用委員会の委員の任命に当たっては、被保険者等が理事長等の適性を十分確認できるよう、任命後において必要な経歴等を積極的に公表するなどしてより一層の透明性を確保するための取組を検討すること
- キ GPIFの役員が契約相手先である団体の役員を兼職することは、被保険者等から、当該役員の職務の公正かつ中立な執行及び職務の信用の確保について疑念を抱かれるおそれがあることから、営利を目的としない団体であっても、GPIFの役員が利害関係のある団体の役員を兼職することを制限する内部規程を定めることについて検討すること

(2) 契約方式等の状況

- ア 22年度以降に行っている評価事項ごとの評価点及び評価の理由を記載した審査結果書を作成して運用委員会に提出する取組を今後とも徹底して、運用受託機関の選定の過程の妥当性を事後的に容易に検証できるようにすること
- イ 運用受託機関に対して、資産管理機関から提供される情報を十分に活用すること及びシェア・ブロッキング制度が廃止された際には速やかに株主議決権を行使するよう努めることについて指導管理を徹底すること
- ウ 企画競争に係る予定価格の算定において参考見積りを徴取する場合は、当該見積りが市場の価格等を反映した妥当なものであるのかを十分に検証することにより、算定の合理性の一層の向上を図ること。また、予定価格を算定する際に用いた根拠資料を保存して、予定価格が適切に算定されていたのか事後的に検証できるようにすること

(3) 委託先機関における運用実績の状況

- ア アクティブ運用については、市場を上回る運用実績を目指す手法であることから、直近3期全てにおいて超過収益率を確保していないファンド及び3期以上の平均において超過収益率(平均年率)を確保していないファンドについては、超過収益率が低迷していることについて、引き続き原因の分析に努めるとともに、総合評価を適切に行うことにより、継続の是非等について検討すること
- イ 国内債券のパッシブ運用については、自家運用の割合を高めて経済的な運用を行うことについて、運用資産残高、自家運用に要する費用、運用受託機関に支払う手数料率の水準等を総合的に勘案して検討すること。また、その際に、運用受託機関に委託したり自家運用を行ったりする運用資産の規模が適切なものとなっているのかについて、1ファンド当たりの資産規模を大きくした場合の運用委託手数料の低減の可能性や運用資産の規模を大きくする際の懸念事項を考慮した上で、適時に検討すること

本院としては、今後とも、年金積立金の管理運用が適切に実施されているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第5 公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について

要請を受諾した年月日	平成23年12月8日
検査の対象	国土交通省、農林水産省
検査の内容	公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年10月17日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国土交通省、農林水産省

(二) 検査の内容

公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する次の各事項

- ① 地震・津波に対する耐震基準等の改定状況
- ② 地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況
- ③ 東日本大震災に伴う被災等の状況

(2) 公共土木施設等における地震・津波対策の概要

ア 災害対策基本法による地震・津波対策の枠組

国の災害対策は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)に基づき内閣総理大臣を会長にして内閣府に設置された中央防災会議が作成する防災基本計画(昭和38年6月策定)を基礎として行われている。そして、同計画に基づき、国の指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成し、都道府県は都道府県地域防災計画を作成し、市町村は市町村地域防災計画を作成している。

災対法によれば、国の指定行政機関は、その責務として、都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対して、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならないとされている。

イ 国土交通省防災業務計画

国土交通省(13年1月5日以前は総理府北海道開発庁、運輸省及び建設省。以下同じ。)は、国土交通省防災業務計画において、堤防、道路施設等の地震・津波対策について、①地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、②地震に対する安全性

を確保するため、既存の施設を計画的に点検し、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震化を図るなどとしている。

ウ 農林水産省防災業務計画

農林水産省は、農林水産省防災業務計画において、農林水産関係施設の地震・津波対策について、①耐震性の強化、液状化の対策の充実等によりその安全性の確保に努め、②ため池の決壊等による浸水想定区域、避難場所等を図示したハザードマップの作成及び一般住民等への配布等を推進し、③山地災害の発生を防止するため、山地災害危険地区等における治山施設等の整備の促進を図るとともに、山地災害危険地区の住民への周知を図るなどとしている。

エ 地域防災計画

地域防災計画は、当該地域に係る災害対策の基本となるものであり、災害の規模、緊急性等により国及び地方公共団体が緊密に連携して災害に対応できるように、都道府県地域防災計画においては防災業務計画に、市町村地域防災計画においては防災業務計画又は都道府県地域防災計画にいずれも抵触しないものとされており、防災基本計画と同様に、災害に対する予防、応急、復旧、復興対策のそれぞれの段階における体制整備の諸施策について記述されている。

オ 公共土木施設等の概要

国は、公共土木施設について、災害の速やかな復旧を図ることを目的として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)により、地方公共団体の財政力に適應するよう負担することとしており、その対象となる公共土木施設は、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、林地荒廃防止施設及び漁港としている。

また、国は、特定の者に係る公共的施設ではあるが国土保全上必要なことから、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)等により、災害復旧事業に要する費用を補助し、災害の復旧を図ることとしており、その対象となる施設は、かんがい排水施設^(注2)、集落排水施設等^(注3)としている(以下、直轄事業又は補助事業(交付金事業を含む。)により整備されている上記の施設を合わせて「公共土木施設等」という。)

(注1) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)の治山施設をいう。

(注2) かんがい排水施設 ため池、ポンプ場、パイプライン、開水路等の農業用施設をいう。

(注3) 集落排水施設 農村等の集落における生活雑排水等の汚水を処理するための管路、ポンプ、処理水槽、建屋等の施設をいう。

カ 東日本大震災の概要

23年3月11日に発生した宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大の規模であるマグニチュード9.0を記録し、この地震により、場所によっては波高10m以上にも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に多大な被害がもたらされた。また、津波以外にも、地震の揺れや液状化、地盤沈下、ため池の決壊等によって、東北地方と関東地方の広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断された。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、国土交通省及び農林水産省が整備する公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関し、法規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①地震・津波に対する耐震基準等の改定状況、②地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況及び③東日本大震災に伴う被災等の状況について、地震・津波対策に関する公共土木施設等の耐震基準等はどのように改定されてきたか、公共土木施設等は地震又は津波に対して有効に機能するよう整備されているか、公共土木施設等の耐震点検等は適切に実施され、その結果が反映されているか、公共土木施設等の被災内容等は適切に把握されているかなどの点に着眼して検査を実施した。

イ 検査の対象及び方法

国土交通省及び農林水産省が直轄事業又は補助事業で整備した河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道、公園、治山、漁港、農業農村及び集落排水に係る公共土木施設等について、直轄事業は、5 地方整備局等^(注4)、3 農政局及び3 森林管理局^(注5)において、補助事業は、近年、切迫性が指摘されている東海地震又は東南海・南海地震による被害が大きい^(注7)と想定されている都府県を含む15 都道府県においてそれぞれ検査を実施するとともに、国土交通本省、農林水産本省、林野庁、水産庁及び内閣府本府においても検査を実施した。

検査は、公共土木施設等の整備事業の内容、地震・津波対策の実施状況、東日本大震災に伴う被災状況等について、資料を基に説明を受けたり、調書を徴したりなどとともに、現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

なお、被災地域の実情を踏まえ、本年次は、東北地方整備局については、被災状況等について説明を受けるにとどめ、集計の対象から除外しており、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県等については、会計実地検査を行っていない。

(注4) 5 地方整備局等 東北、関東、近畿、四国各地方整備局、北海道開発局

(注5) 3 農政局 東北、東海、近畿各農政局

(注6) 3 森林管理局 北海道、東北、近畿中国各森林管理局

(注7) 15 都道府県 東京都、北海道(空知総合、石狩、胆振総合、日高、十勝総合、釧路総合各振興局管内)、大阪府、青森、神奈川、静岡、愛知、兵庫、岡山、広島、徳島、愛媛、高知、大分、宮崎各県

2 検査の結果

検査の結果の概要は、次のとおりであり、主として災害予防対策に資するための施設に係る事業である河川、海岸、砂防、下水道、治山、農業農村整備、集落排水各事業において、ライフライン機能等の安全性を損なうような事態や、主として災害に対する応急復旧活動に資するための施設に係る事業である道路整備、港湾整備、公園、漁港整備各事業において、災害発生直後から必要な救助、救急活動等に支障が生ずるおそれのある事態が見受けられた。

(1) 地震・津波に対する耐震基準等の改定状況

ア 河川、海岸、道路整備、港湾整備、下水道、漁港整備、農業農村整備各事業においては、耐震点検等を実施するに当たり、耐震点検の要領等が整備され施設管理者に通知等

が行われていた。

イ 河川、海岸、道路整備、港湾整備、下水道、公園、漁港整備、農業農村整備、集落排水各事業においては、東日本大震災を踏まえて、耐震基準等が見直され、設計に用いる地震動や耐震設計の対象の見直し、津波の影響に対する設計方法の導入等が行われていた。

(2) 地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況

ア 社会資本整備総合交付金事業においては、必要に応じて実施することとなっている中間評価がほとんど実施されておらず、また、実施された中間評価の中には、事業の進捗状況等を明確に把握できないものがあることなどから、全国的な緊急防災事業(以下「全国防災事業」という。)のような重要施策を同交付金事業で実施する場合、国において、社会資本総合整備計画で行うこととされた事業の進捗状況等についての確に把握できず、全国的、緊急的な整備の計画的推進に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。

イ 河川事業において、①直轄事業においては、耐震性能照査等の優先実施箇所について、A、B及びCのランクを設定していたが、耐震対策工事が必要とされたランクAの河川堤防において、工事が完了している河川堤防はなかった。また、補助事業においては、河川堤防の照査等は、ほとんど実施されていなかった。②河川への津波の遡上が予想される範囲(以下「河川津波遡上範囲」という。)に設置されている水門等の中に耐震性能照査等が実施されていない施設や、自動化等されていない施設があった。また、直轄事業におけるランクAの水門等において、耐震性能照査等が完了していない施設が見受けられた。

ウ 海岸事業において、①海岸堤防の天端高等は東日本大震災以前の想定津波高と一概に比較できないが、想定津波高より低くなっている地区海岸が見受けられ、施設整備とソフト対策との連携による津波対策を推進する必要がある状況となっていた。②耐震点検が実施されていない海岸堤防、必要な耐震対策工事が実施されていない海岸堤防が見受けられるなど、要求される耐震性能が確保されておらず想定する地震動に対して十分に機能しないおそれがある状況となっていた。③所管部局ごとの海岸堤防について、耐震化に開差が生じていたり、港湾海岸とそれ以外の海岸の地震動の設定方法が区々となっていたりしていた。また、同一の背後地を持つ海岸保全施設と関連施設の耐震対策の取組が区々となっている地区海岸においては、地震・津波に対して、一体的な防護効果が発現しないおそれがある状況となっていた。④開口部における閉鎖施設について、閉鎖施設が設置されていない開口部、耐震化が図られていない閉鎖施設、津波到達時間内に閉鎖作業が完了できない閉鎖施設が見受けられ、整備した海岸堤防の防護効果が津波に対して十分に発現しないおそれがある状況となっていた。また、津波到達時間内に、閉鎖作業は行えるものの、閉鎖操作者が閉鎖作業を完了してから避難できない閉鎖施設が見受けられ、閉鎖操作者の安全性が十分に確保されていない状況となっていた。⑤海岸保全施設の廃止手続等の見直しを適切に行っていない地区海岸や、要指定延長として位置付けた箇所が把握できない地区海岸が見受けられた。⑥津波浸水予測区域について、海岸堤防の施設整備の内容や閉鎖施設の実態に合っていない施設条件を用いて設定していて、適切でない津波浸水予測区域があった。また、津波ハザードマップについて、作

成していなかったり、作成しているものの必要な情報を記載していなかったりしたものが見受けられた。

エ 砂防事業において、避難場所が所在する土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設の整備率は、2割台となっていた。また、避難場所が所在する土砂災害危険箇所における基礎調査は完了していなかった。

オ 道路整備事業において、①昭和55年の道路橋示方書より古い基準が適用されている橋りょうで耐震対策工事が実施されていない橋りょうのある緊急輸送道路の路線、地震発生時に被災のおそれのある、道路盛土並びに切土法面及び斜面のある緊急輸送道路の路線が見受けられ、地震発生時に緊急輸送が困難となり、指定拠点で行われる応急復旧活動に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。②公表している緊急輸送道路ネットワーク計画が、的確に見直しが行われておらず、高規格道路が反映されていないなど適切に改定されていない事態、緊急輸送道路ネットワーク計画のデータベースの保管場所等の耐震化が図られていないなど、緊急輸送道路の継続的、広域的な情報提供が確保されていない事態が見受けられ、広域的な応急復旧活動に必要な緊急輸送に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。③緊急輸送道路が隣接都府県と連続していない路線、緊急輸送道路の利用区分が都府県境で異なっている路線が見受けられ、緊急輸送道路の耐震性、道路啓開等の連続性が確保されず、広域的な応急復旧活動に必要な緊急輸送に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。④市町村が都道府県と十分に協議、調整等を行うことなく都道府県管理路線を緊急輸送道路に選定している路線、緊急輸送道路が隣接市町村と連続していない路線が見受けられ、広域的な応急復旧活動に必要な緊急輸送に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。⑤市町村が避難路に選定している都道府県管理路線について、整備方法及び道路啓開の協議、調整等を十分行っていない路線が見受けられ、避難路の計画的な耐震化及び市町村が想定している道路啓開が的確に行われず、住民の避難行動に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。

(注8) 道路啓開 道路上の障害物を除去し、緊急車両等の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行うこと

カ 港湾整備事業において、①防災拠点港湾として一体となって機能を発揮する耐震性を強化した係留施設(以下「耐震強化岸壁」という。)、広場及び臨港道路の各施設の所要の整備等が完了していないなどして、一部の港湾について、受け持つべき緊急物資量に対して取扱能力が不足している状況となっていた。また、想定される最大規模の地震直後から緊急物資輸送が可能な耐震強化岸壁(以下「特定耐震強化岸壁」という。)が整備されていないなどの港湾が見受けられた。②耐震強化岸壁等が地域防災計画に位置付けられていなかったり、これらに接続する臨港道路が緊急輸送道路として選定されていなかったりなどしている港湾が見受けられた。③津波による被害が想定される港湾について、港内の津波ハザードマップ等が作成されていない港湾が見受けられた。また、避難路となる臨港道路の橋りょうの耐震対策等が実施されていなかったり、それらの状況について港湾管理者から市町村へ情報提供していなかったりする事態が見受けられた。

キ 下水道事業において、①下水道施設の耐震化について、重要な管路及び終末処理場の消毒施設等は、ともに耐震化が図られていない施設が多数見受けられ、耐震化が図られていない施設の中には、耐震点検が実施されておらず平成9年に大幅改定される前の下

水道指針を適用して設計した管路及び施設が見受けられ、計画的かつ効率的な耐震化の進捗が図られないおそれがある状況となっていた。②耐震点検を実施して、耐震対策工事が必要とされて長期間が経過している下水道施設が見受けられ、耐震点検を実施した効果が発現されないおそれがある状況となっていた。③緊急輸送道路等に埋設された管路や終末処理場の消毒施設等について、耐震化が図られていない事態や避難場所に位置付けられている終末処理場の施設の耐震化の状況について、防災担当部局との情報共有が十分に行われていない事態が見受けられ、地震発生時の円滑な交通等に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。④管路工事の液状化対策について、密度試験や所要の強度試験を行っておらず、施工管理が十分でない工事が見受けられ、大規模地震発生時において、液状化対策の効果が十分に発現されないおそれがある状況となっていた。

ク 公園事業において、①防災公園の避難スペースについて、池や人が立ち入ることのできない植栽地等避難者の収容に適さない部分を除いた避難が可能な面積(以下「有効避難面積」という。)を算定し公表していない公園事業主体、公表面積に有効避難面積に適さない面積を含めている公園事業主体、案内標示等の設置をしていない公園事業主体、1人当たりの面積が基準の2㎡を下回っている公園事業主体が見受けられ、避難者を確実に収容できないおそれがある状況となっていた。②災害発生時における防災公園としての運営方法等を明確にしていない公園事業主体が見受けられ、救護活動等に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。③津波浸水予測区域内に立地しているが、公園内に津波から避難できる高台等が整備されておらず、また、防災公園の立地条件等の情報を住民等に十分周知していない公園事業主体が見受けられ、津波発生時の住民の避難行動に混乱が生ずるおそれがある状況となっていた。

ケ 治山事業において、①山地災害危険地区における治山施設の整備は事業が進捗していない状況となっていた。また、山地災害危険地区の被害想定区域において、危険度の判定の際に重要となる避難場所及び災害弱者関連施設が一部の地区で保全対象施設として把握されていなかった。②山地災害危険地区が所在する市町村における住民への周知状況をみると、地域防災計画における山地災害危険地区に関する情報の記載、ハザードマップの作成等を行っている市町村は全体の一部となっていた。

コ 漁港整備事業において、①耐震強化岸壁の整備が未着手となっていたり、同岸壁の耐震点検が実施されていなかったり、岸壁背後にある漁港施設用地やアクセス道路の液状化対策の検討が実施されていなかったりする防災拠点漁港が見受けられた。②防災拠点漁港における緊急物資の仕分及び一時保管場所として必要とされる面積が不足している漁港が見受けられた。③厳しい地形条件に立地している漁港背後集落等の避難場所が津波等の浸水予測区域内に立地している集落が見受けられた。

サ 農業農村整備事業において、①農業用施設の耐震点検は、施設の重要度に応じて検討されることになっているが、農業農村整備事業を実施するに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく受益者の同意等の原則があることなどから、耐震点検が行われていないため池等の施設が多数見受けられた。②ため池については、決壊による下流への影響度が大きいため池が多数あり、これらのため池の地震対策等が遅れている状況の中、地域に応じたソフト対策を推進するためにハザードマップの作成を推進しているが、ハザードマップの作成はため池全体の3.3%となっていた。

シ 集落排水事業において、①汚水処理施設の耐震対策は、施設の重要度等に応じて実施するとされているが、ほとんどの既存の施設は、要求される耐震性能が確保されているのか把握されていない状況となっていた。②管路施設において重要な管路には、土質状況等から液状化のおそれのある地盤等に敷設されている管路が見受けられた。また、液状化が生ずるおそれがあるとしていた管路工事において、液状化対策が十分に行われていない工事が見受けられた。

(3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

本年次に把握した被災事例の件数は限られているが、その中には、耐震点検の結果、耐震対策工事を実施した公共土木施設等については被害が軽減されていた事例や、耐震点検の結果、耐震対策工事が必要と診断されていたにもかかわらず、耐震対策工事を実施していなかった公共土木施設等については被災していた事例等が見受けられた。

3 検査の結果に対する所見

国は、阪神・淡路大震災以降、公共土木施設等の地震・津波対策を耐震基準の見直しを行いつつ実施してきた。実施に当たっては、必要な箇所の公共土木施設等の整備のほか、最新の耐震基準に基づき、耐震対策工事を行うなど既設の公共土木施設等の耐震化を図ってきた。また、近年、大規模地震発生 of 切迫性が指摘されていることから、公共土木施設等の整備内容が地域の実情に応じた適切なレベルに達するよう、地震防災に関する特別の措置を定めた法令等を整備するなどして、地震・津波対策を推進している。

公共土木施設等の地震・津波対策は、災対法の規定による防災基本計画に基づき、国土交通省及び農林水産省が作成した防災業務計画と地方公共団体が作成した地域防災計画に基づいて実施されることになっており、両省は、地方公共団体の地域防災計画に基づく地震・津波対策が円滑に実施されるよう、地方公共団体に対して、適切な指導、助言等を行うこととされている。

しかし、公共土木施設等の地震・津波対策の実施状況等について検査した結果、今後、地震・津波対策を推進していくに当たり、留意しなければならない状況が見受けられた。

一方、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、財政の健全化が重要な課題となっている。このような状況の下、公共土木施設等の地震・津波対策は、今後も推進していかなければならず、施設の緊急度及び重要度を考慮した上で地震・津波対策を実施することが重要である。

したがって、主として、災害予防対策に資する施設については国民の生命や財産を守るために、災害に対する応急復旧活動に資する施設については災害発生直後からの救助、救急活動等が円滑に行えるようにするために、施設の耐震化を推進することなどが引き続き重要であることから、東日本大震災を踏まえて既に講じた事項に加えて、国土交通省は次の(1)、(2)のアからクまで及び(3)の点に留意して、また、農林水産省は次の(1)、(2)のウ及びケからシまで並びに(3)の点に留意して、地震・津波対策を適切かつ計画的、効率的に実施するよう努める必要がある。

(1) 地震・津波に対する耐震基準等の改定状況

国土交通省及び農林水産省において、東日本大震災を踏まえて、必要に応じて施設における耐震基準等の見直しなどを着実に実施するとともに、施設管理者に適切に情報を提供する。

(2) 地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況

- ア 全国的に緊急に実施する全国防災事業のような重要施策については、国と地方との間で施設に係る情報を的確に共有することが重要であり、社会資本整備総合交付金事業で実施する場合は、国において、事業の進捗状況等を効率的に把握する方法を検討するなどして、全国的、緊急的な整備を計画的に推進する。
- イ 河川事業については、国土交通省において、自ら又は都道府県及び政令指定都市(以下「政令市」という。)に助言するなどして次の事項を実施することにより、河川管理施設の耐震化等を効率的に推進し、河川管理施設が災害予防対策に資する施設として有効に機能するようにする必要がある。
- (ア) 国土交通省において、①耐震対策工事が必要と診断されたランク A の河川堤防について、優先的に工事を進める。②河川津波遡上範囲に設置されている水門等やランク A の水門等について、優先的に耐震性能照査等を実施する取組を進めるとともに、河川津波遡上範囲に設置されている水門等のうち、津波到達時までには手動閉鎖ができないおそれがある水門等については閉鎖作業の自動化等を進める。③河川堤防、水門等について、耐震性能照査等における優先度の考え方を都道府県及び政令市に対して通知することなどにより、都道府県及び政令市における地震・津波対策の計画的かつ着実な実施に資する。
- (イ) 都道府県及び政令市において、①河川堤防について、H7河川耐震点検マニュアルによる耐震点検結果等を活用して堤内地側に浸水被害が生ずる危険性が高いと想定される河川を把握したり、国土交通省の優先度の考え方を参考にしたりすることなどにより、耐震性能照査等を計画的かつ着実に実施する。②河川津波遡上範囲に設置されている水門等について、耐震性能照査等を優先的に実施し、このうち、津波到達時までには手動閉鎖ができないおそれがある水門等については閉鎖作業の自動化等を進める。
- ウ 海岸事業については、海岸関係省庁において、自ら又は地方公共団体等の海岸管理者に助言するなどして次の事項を実施することにより、海岸保全施設の耐震化等を効率的に推進するとともに、ソフト対策の充実を図るなどして、海岸保全施設が災害予防対策に資する施設として有効に機能するようにする必要がある。
- (ア) 海岸関係省庁において、海岸保全施設の整備、耐震化等について、進捗状況の把握に努めるなどして地震・津波対策の計画的な推進を図るとともに、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づく津波浸水想定等を踏まえた実効性のあるハザードマップの作成及び見直しが進捗するよう、地方公共団体を積極的に支援する。
- (イ) 海岸管理者等において、①海岸堤防の天端高等の設計に当たり、東日本大震災における各種検討会の報告を踏まえるなどして、具体的な検討を行う。②海岸保全施設の耐震対策に当たっては、東日本大震災における各種検討会の報告を踏まえるなどして、背後地の状況等から緊急度及び重要度を考慮した上で、可能な限り早急に耐震点検を実施して、耐震性能を把握するとともに、耐震対策が必要とされた場合は適切に対策を実施する。③管理者が異なる海岸堤防及び関連施設について、施設管理者との連携を十分に図るなどして、施設の機能及び目的、海岸の背後地の状況等を考慮した

上で、可能な限り、耐震性能、耐震設計時に用いる地震動の設定方法等の防護水準の整合を計画的に確保する。④東日本大震災を踏まえ、閉鎖施設の操作者の安全を最優先とした上で、津波発生時に閉鎖施設を確実に閉鎖できる体制を整備する。⑤海岸保全施設の廃止手続や海岸保全区域の見直しが必要な地区海岸については、適切に海岸法(昭和31年法律第101号)等に基づく所要の手続又は見直しを行うとともに、要指定延長として位置付ける地区海岸については、その箇所を適切に把握する。⑥海岸堤防の整備に当たって、海岸堤防の背後地の利用状況を適切に把握する。また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき津波浸水想定を設定する都道府県に対して必要な情報を提供するとともに、津波浸水想定等を踏まえた実効性のあるハザードマップの作成及び見直しが進捗するよう、市町村を積極的に支援する。

エ 砂防事業については、国土交通省において、都道府県に対して、避難場所が所在する土砂災害危険箇所について、土砂災害防止施設をより優先的に整備することはもとより、優先的に基礎調査を実施するよう助言するなどして、避難場所の安全性の確保を図る必要がある。

オ 道路整備事業については、国土交通省において、自ら又は都道府県等に助言するなどして次の事項を実施することにより、緊急輸送道路等の耐震化等を効率的に推進し、緊急輸送道路等が災害に対する応急復旧活動に資する施設として有効に機能するようになる必要がある。また、国土交通省は、地域の緊急輸送道路の耐震化対策等が円滑かつ適切に推進されるよう、地域防災の一次的災害対策実施主体である市町村に都道府県ネットワーク協議会への参加を求めるなど、都道府県と市町村との間での情報共有を図る場を提供するなどの必要がある。

(ア) 国土交通省、都道府県及び市町村において、緊急輸送道路の橋りょう等について、地域防災計画等の緊急度及び重要度を勘案するなどした上で、耐震化を計画的により一層推進し、当面耐震化が困難と思われる路線については、地震発生時の具体的な対応方法等の検討を行う。

(イ) 都道府県において、①緊急輸送道路ネットワーク計画が適切に改定されるよう、策定された緊急輸送道路ネットワーク計画の適時適切な見直しを図る。②緊急輸送道路の継続的かつ広域的な情報提供が確保されるよう、データベースの保管場所等の耐震化を図り、事前に管内以外の行政機関も含めて広域的に緊急輸送道路を公表する。③緊急輸送道路の耐震性、道路啓開等の連続性が確保されるよう、隣接都道府県と十分に協議、調整等を行う。

(ウ) 市町村において、①緊急輸送道路の計画的な耐震化が確保されるよう、都道府県管理路線を緊急輸送道路に選定する場合は、路線の計画的な耐震化について、都道府県と十分に協議、調整等を行う。②緊急輸送道路の連続性が確保されるよう、隣接市町村と十分に協議、調整等を行う。③避難路の計画的な耐震化及び避難路の地震発生時に想定している道路啓開が的確に行われるよう、避難路に選定している都道府県管理路線について、都道府県と十分に協議、調整等を行う。

カ 港湾整備事業については、国土交通省において、地方公共団体等の港湾管理者に助言するなどして次の事項を実施することにより、震災時に防災拠点港湾が災害に対する応急復旧活動に資する施設として有効に機能するようになる必要がある。

- (ア) 港湾管理者において、防災拠点港湾で受け持つべき緊急物資の取扱能力が確保できるよう、他事業との優先順位等を十分に検討した上で、耐震強化岸壁等の防災拠点港湾の施設の整備等の促進に努めるとともに、他の防災拠点との連携等及び緊急物資の取扱能力の確保のための各種方策についても検討する。また、想定される最大規模の地震直後からの緊急物資の輸送等に対応できるよう、特定耐震強化岸壁については、他事業との優先順位等を十分に検討した上で、その整備を促進し、既設の耐震強化岸壁については、想定される最大規模の地震直後も利用できるのかを確認して、必要に応じて耐震対策の実施に努める。
- (イ) 港湾管理者において、震災時に緊急物資等の輸送や救援活動等に有効に活用できるよう、①港湾管理者である地方公共団体の地域防災計画に、耐震強化岸壁等の施設が位置付けられ、防災拠点港湾が所在する市町村の地域防災計画にも同様に位置付けられるよう、地方公共団体の防災担当部局と調整を行う。②耐震強化岸壁が、これと分かるように標識等による表示を行う。③耐震強化岸壁等に接続する臨港道路が緊急輸送道路に選定されて連続性が確保されるよう、地方公共団体の防災担当部局と十分な連携を図る。④港湾管理者自らが整備し管理している港湾施設について、港湾関係の建設団体等と協定を締結するなどして応急復旧の体制を整える。
- (ウ) 港湾管理者において、津波による被害が想定される港湾での津波発生時に、港湾施設利用者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難時に有用な港湾施設の耐震対策の情報を市町村へ提供するなどして、市町村による津波ハザードマップ等の作成を支援する。また、避難路となる臨港道路における橋りょうの耐震点検を実施し、必要に応じて耐震対策の実施に努める。
- キ 下水道事業については、国土交通省において、地方公共団体等の下水道事業主体に助言するなどして次の事項を実施することにより、下水道施設の耐震化を効率的に推進するとともに、管路工事で適切な液状化対策を推進するなどして、下水道施設が災害予防対策に資する施設として有効に機能するようにする必要がある。
- (ア) 国土交通省において、下水道施設の耐震化について、調査等により進捗状況の把握に努めるなどして耐震化の計画的な推進を図るとともに、管路工事の液状化対策に関して埋戻し土の締固め及び固化に係る施工方法等の留意事項等をより具体的に下水道事業主体に示すなどして適切な推進を図る。
- (イ) 下水道事業主体において、①耐震化が図られていない重要な管路及び終末処理場の消毒施設等については、早期に又は機械設備の改築更新時に、耐震点検を実施し、耐震対策工事の必要性の有無を把握して計画的かつ効率的に耐震化を図る。②耐震点検を実施して長期間経過している下水道施設について、可能な限り、耐震点検を実施した効果の早期発現を図る。③下水道施設の耐震化に当たっては、下水道の機能や地域防災計画上の重要度、緊急度等を考慮するなどして計画的に耐震対策工事を行う。また、地域防災計画の重要度を考慮する場合には、防災担当部局等関係部局との情報の共有を図る。④管路工事の液状化対策について、締固め度等の具体数値や現場測定試験の位置、頻度等を仕様書等に明示するなどして適切な液状化対策を実施する。
- ク 公園事業については、国土交通省において、自ら又は地方公共団体の公園事業主体に助言するなどして次の事項を実施することにより、防災公園が災害発生時に避難地等の応急復旧活動に資する施設として有効に機能するようにする必要がある。

- (ア) 国又は地方公共団体において、①防災公園の有効避難面積等を正確に把握するとともに、防災公園として十分な1人当たり必要面積の確保に向けて、地方公共団体の防災担当部局と必要な情報を共有するなど十分な連携を図る。また、案内標示等を設置するなどして、住民等が避難地を適切に把握できる措置を講ずる。②立地条件等について、災害発生時の円滑な避難に資する情報を正確に住民等に周知するために、地方公共団体の防災担当部局と必要な情報を共有するなど十分な連携を図る。
- (イ) 国又は都道府県において、市町村等と必要な情報を共有するなど十分な連携を図り、災害発生時の役割分担等、防災公園としての運営方法等について明確にしておく。
- ケ 治山事業については、林野庁において、自ら又は地方公共団体に助言するなどして次の事項を実施することにより、山地災害危険地区における治山施設の整備を推進するとともに、避難場所等の安全を確保するなどソフト対策の充実等を図り、治山施設が災害予防対策に資する施設として有効に機能するようにする必要がある。
- (ア) 林野庁及び都道府県において、①近年の局地的な集中豪雨、地震等による土砂災害等の復旧治山対策を実施するとともに、山地災害危険地区内の保全対象施設への被害を未然に防止するため、予防治山対策の推進に努める。②災害発生時に重要となる避難場所及び災害弱者関連施設について、山地災害危険地区の危険度の判定に反映できるよう、その施設の把握に努める。
- (イ) 林野庁において、関係市町村が、地域防災計画への山地災害危険地区の情報掲載、ハザードマップの作成及び山地災害危険地区の情報を現地に表示する標識の設置を一層促進するよう、その方策を検討する。
- コ 漁港整備事業については、水産庁において、自ら又は地方公共団体に助言するなどして次の事項を実施することにより、防災拠点漁港が緊急物資の輸送等、災害発生時に対する応急復旧活動に資する施設として有効に機能するようにする必要がある。
- (ア) 水産庁又は地方公共団体等において、①耐震強化岸壁の整備が未着手となっている防災拠点漁港については、事業着手に向けた方策を検討する。②耐震強化岸壁の耐震点検や背後用地及びアクセス道路の液状化対策の検討が行われていない防災拠点漁港について、耐震対策の計画的な推進を図る。③緊急物資の仕分及び一時保管場所として必要とされる面積が不足している防災拠点漁港について、漁業協同組合等の関係機関と連携を図るなどして可能な限り緊急物資の仕分及び一時保管場所の確保に努める。
- (イ) 市町村において、厳しい地形条件に立地している漁港背後集落等の避難場所について津波等に対応できる場所に位置しているかを確認するとともに、必要に応じた高台等への避難場所等の整備等を計画的に推進する。
- サ 農業農村整備事業については、農林水産省において、自ら又は地方公共団体等に助言するなどして次の事項を実施することにより、農業用施設の耐震化を効率的に推進するとともに、ため池のハザードマップの整備を推進するなどして、農業用施設が災害予防対策に資する施設として有効に機能するようにする必要がある。

(ア) 農林水産省において、①農業用施設の耐震整備の実施によりその安全性の確保に努めるとともに、その重要性について、改めて地方公共団体等に周知する。②ため池のハザードマップを作成していない市町村に対して、ため池のハザードマップの被害想定の手法等を具体的に示すとともに、ハザードマップの作成の重要性について、改めて地方公共団体等に周知する。

(イ) 地方公共団体等において、①農業用施設の重要度等に応じた検討により耐震点検が必要とされた施設について、施設の耐震点検を実施し、その結果、耐震整備が必要とされた場合は、耐震補強の重要性を受益者に説明するなどして、耐震整備の実施に努める。②ため池のハザードマップを整備して住民に提供するなど、地域に応じたソフト対策を推進する。

シ 集落排水事業については、農林水産省において、自ら又は地方公共団体等に助言するなどして次の事項を実施することにより、集落排水施設の耐震化を効率的に推進していくとともに、管路工事の液状化対策を推進するなどして、集落排水施設が災害予防対策に資する施設として有効に機能するようにする必要がある。

(ア) 農林水産省において、①集落排水施設の重要度等に応じた検討により耐震点検が効率的かつ適切に行えるよう、改めて市町村等に周知するなどして耐震対策の推進を図る。②管路工事の液状化対策の必要性、埋戻し土の締固め等による具体的な施工方法等について、改めて地方公共団体等に周知するとともに、その実効性の確保に努める。

(イ) 地方公共団体等において、①集落排水施設の重要度等に応じた検討により耐震点検が必要とされた施設について、施設の耐震点検を実施し、耐震対策の必要性の有無を把握する。②農業集落排水施設震災対策マニュアル等に留意して管路工事の液状化対策を適切に実施する。

(3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

国土交通省及び農林水産省において、東日本大震災に伴う被災状況について適切に把握することにより、引き続き耐震基準等を適時適切に見直したり、耐震点検や耐震対策工事の必要性について十分に検討したりなどして、各事業の地震・津波対策に反映させる。

本院としては、今後、東日本大震災により甚大な被害を受けた東北地方整備局並びに岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県を含む地方公共団体等において、地震・津波対策に係る公共土木施設等の整備、補強等の進捗状況、東日本大震災に伴う被災等の状況等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第6 公共建築物における耐震化対策等について

要請を受諾した年月日	平成23年12月8日
検査の対象	内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、会計検査院
検査の内容	公共建築物における耐震化対策等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年10月17日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、会計検査院

(二) 検査の内容

公共建築物(官庁施設、教育施設、医療施設等)における耐震化対策等に関する次の各事項

- ① 耐震診断の状況
- ② 耐震改修の状況
- ③ 東日本大震災に伴う被災等の状況

(2) 公共建築物における耐震化対策等の概要

ア 地震防災対策の概要

我が国の防災関係の基本法として、国土及び国民を災害から保護することなどを目的として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)が制定されている。そして、東海地震等の特定の大規模地震に対して大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)等の法律が複数制定されている。また、建築物の耐震化対策として、7年1月の阪神・淡路大震災を契機に建築物の地震に対する安全性の向上を図ることなどを目的として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震促進法」という。)等が制定されている。

災対法によると、「内閣総理大臣の指定する指定行政機関及び指定地方行政機関は、その責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない」と規定されている。

大規模地震対策特別措置法においては、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定し、中央防災会議が強化地域に係る地震防災基本計画を作成することとされている。

また、東南海・南海地震を対象に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)においては、東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域(I)」という。)として指定し、中央防災会議が推進地域(I)に係る地震防災対策推進基本計画を作成することとされている。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を対象に制定された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成16年法律第27号)においても、同様に、当該地震の地震防災対策推進地域(以下「推進地域(II)」という。)を指定し、中央防災会議が推進地域(II)に係る地震防災対策推進基本計画を作成することとされている。

耐震促進法においては、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に適合しないなどの建築物で、一定規模以上で多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて、耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。また、国土交通大臣(13年1月5日以前は建設大臣)は、耐震促進法に基づき、18年1月に、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な方針」(国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)を策定している。

イ 耐震化対策等の概要

中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画である防災基本計画によると、国及び地方公共団体は、防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めることとされている。

また、中央防災会議が17年9月に災対法に基づき決定した首都直下地震対策大綱によると、首都中枢機関は、災害発生時の機能継続性を確保するための計画として事業継続計画を策定することとされ、これを受けて、内閣府は、中央省庁業務継続ガイドラインを作成し、各府省は、このガイドラインを基に業務継続計画を策定している。

ウ 東日本大震災に伴う被災の概要

23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国における観測史上最大の規模であるマグニチュード9.0、最大震度7を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及び、東日本の太平洋側を中心に広い範囲で震度5強以上が観測され、この地震により、大津波が発生し、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。内閣府は、23年6月に東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被害額を約16兆9000億円と公表している。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、公共建築物に係る耐震診断が計画的かつ適切に実施されているか、耐震改修が施設の重要度、緊急度等を考慮して計画的、効率的に実施されているか、改修が実施された施設について所要の耐震性能が確保されているか、東日本大震災に伴う公共建築物の被災等の状況は耐震改修の有無によりどのようになっているか、公共建築物の被災により災害応急活動に影響があった要因はどのよ

うなものかなどに着眼して、検査の対象である16府省等^(注1)(地方出先機関を含む。)、5国立^(注2)大学法人及び5独立行政法人^(注3)について会計実地検査を行った。

(注1) 16府省等 内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、会計検査院

(注2) 5国立大学法人 国立大学法人北海道大学、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人九州大学

(注3) 5独立行政法人 独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構

2 検査の結果

(1) 耐震診断の状況

ア 建築物の耐震に係る取組

(ア) 耐震化の目標等

国土交通大臣は、18年1月に策定した基本方針において、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標として、住宅及び多数の者が利用する建築物については、昭和56年に改正された建築基準法に基づく耐震性を保持する建築物の割合(以下「耐震化率(新耐震水準)」という。)を平成27年までに現状の75%(棟数ベース)から少なくとも9割にすることとしている。

(イ) 耐震化に関する公表及び耐震化の目標

基本方針に基づき、計画的かつ重点的な耐震化の促進に関する取組の一環として、国が耐震性に係るリストを作成して公表しているものとしては、国土交通省官庁営繕部による同部が整備等を所掌している合同庁舎等の官庁施設の耐震診断結果等や最高裁判所による裁判所施設の耐震診断結果等がある。しかし、これらの公表の対象となった建築物は、府省等の建築物の約17%にすぎない。このほか、厚生労働省は、国立病院機構を含む全国の病院の耐震化率等を、文部科学省は、国立大学法人等の建築物の耐震化の状況をそれぞれ公表している。

イ 耐震設計及び耐震診断基準等

国土交通省は、8年10月に、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年建設省告示第2379号。以下「位置規模構造基準」という。)に基づき、府省等の建築物の必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、「官庁施設の総合耐震計画基準」(以下「計画基準」という。)を制定した。その後、14年度に、計画基準は、各府省等が耐震設計を実施する際の統一基準となった。

また、国土交通省は、8年10月に、位置規模構造基準等に基づき、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(以下「診断改修基準」という。)を制定した。そして、各府省等は、診断改修基準等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施している。

このほか文部科学省は、計画基準に定める構造体の耐震安全性の確保等について、建築構造設計に関する標準的な手法を示すことにより、文教施設として必要とする性能の確保を図るための指針を作成しており、国立大学法人等が対象となっている。

ウ 官庁施設の耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況

官庁施設の耐震診断の実施率(以下「診断率」という。)についてみると、構造体(壁、柱等)は棟数で45.4%、建築非構造部材(天井材、外壁、建具等)は棟数で24.1%、建築設備(電力供給設備、空気調和設備等)は棟数で23.6%となっている。そして、府省等別の診断率をみると、昭和56年改正の建築基準法により導入された新耐震設計手法導入以前に建築されるなどした建築物を多く保有する法務省及び防衛省の診断率が低くなっている。

また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要な建築物の割合についてみると、構造体、建築非構造部材及び建築設備でいずれも6割以上となっている。なお、借受官庁施設240棟のうち、新耐震設計手法に基づいていない建築物が計21棟、耐震安全性について不明である借受官庁施設が計18棟、それぞれ見受けられた。

(イ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、構造体、建築非構造部材及び建築設備のいずれも耐震診断の実施に必要な予算の要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多い。

エ 教育施設の耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況

教育施設の診断率についてみると、構造体は棟数で79.0%となっている。建築非構造部材及び建築設備は、それぞれ棟数で14.2%、13.7%と構造体と比べると相当程度低くなっている。

(イ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、診断の必要性がないと判断したためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備においては、その他を除くと予算化されていないためとしているものが最も多い。

オ 医療施設の耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況

医療施設の診断率についてみると、構造体は棟数で32.8%となっている。建築非構造部材は棟数で2.5%であり、構造体と比べて相当程度低くなっている。この傾向は建築設備においても同様である。そして、医療施設のうち災害拠点病院の診断率は、構造体においては医療施設全体に比べて高くなっているものの、建築非構造部材及び建築設備は、医療施設全体と同様に相当程度低くなっている。

(イ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、移転、建替え又は廃止の予定があるためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備においては、診断の必要性がないと判断したためとしているものが最も多い。

カ 独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況

(ア) 耐震診断の実施状況

独立行政法人の建築物の診断率についてみると、構造体は棟数で27.2%であり、特定建築物規模相当の建築物においては62.5%となっている。建築非構造部材及び建築設備は、棟数でそれぞれ6.8%、3.7%と構造体と比べても更に低くなっている。

(イ) 耐震診断を実施していない理由

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、倉庫等の用途として使用しているためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備においては、診断の必要性がないと判断したためとしているものが最も多い。

キ 官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震診断の実施状況

施設別に構造体の診断率をみると、官庁施設は棟数で45.4%、教育施設は棟数で79.0%、医療施設は棟数で32.8%、独立行政法人の建築物は棟数で27.2%となっていて、教育施設の診断率が官庁施設、医療施設等と比べると高い水準となっている。また、医療施設のうち災害拠点病院の構造体の診断率は、医療施設全体より高くなっている。

強化地域等別における診断率は、いずれの施設においても、強化地域及び推進地域(Ⅰ)においては全体と比べて高くなっているが、推進地域(Ⅱ)においては必ずしもそのような傾向は見受けられない。

(2) 耐震改修の状況

ア 耐震改修の実施状況

(ア) 官庁施設の耐震改修の実施状況

a 耐震改修工事の実施状況

官庁施設の構造体の耐震改修率(耐震診断により耐震改修等が必要とされた建築物に対する耐震改修工事が実施されていた建築物の割合)は、棟数で45.6%となっている。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で27.8%及び23.6%となっている。

b 耐震改修工事を実施していない理由等

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、移転、建替え又は廃止予定があるためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備では、耐震改修工事に必要な予算の要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多い。

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和32年法律第115号。以下「庁舎法」という。)第4条に基づき財務大臣が定める庁舎等使用調整計画についてみると、同計画の実施により、建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している官署を計画基準に基づく耐震性能が確保されている別の既存官庁施設に移転させ、当該耐震性能が確保されていない官庁施設を廃止することで、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化が図られる事例が見受けられた。

また、合同庁舎の整備についてみると、官庁施設の耐震化を図る手段の一つとなる庁舎法第5条に基づく特定国有財産整備計画による合同庁舎の整備事業等のうち、国の出先機関改革の状況等を踏まえて整備を検討する必要があるものとして整備が見送られている合同庁舎に入居予定となっている官署が現在入居している官庁施設において、耐震化が図られていない事例が見受けられた。一方、建替え等の計画を取りやめて、既存官庁施設を耐震改修工事により耐震化し、災害時の機能確保を図る対応を執ることとしている事例も見受けられた。

c 耐震化の状況

官庁施設の耐震化率(新耐震水準)は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で61.0%となっており、基本方針において目標としている9割とは29ポイントの開きがあるが、構造体の耐震化率(新耐震水準)は、棟数で80.1%となっており、基本方針における目標(9割)まであと10ポイントとなっている。

(イ) 教育施設の耐震改修の実施状況

a 耐震改修工事の実施状況

教育施設の構造体の耐震改修率は、棟数で63.7%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、79.6%及び89.0%となっている。

b 耐震改修工事を実施していない理由

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、平成24年度以降に改修工事を予定しているためとしているものが最も多くなっており、建築非構造部材及び建築設備では、予算要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多い。

c 耐震化の状況

教育施設の耐震化率(新耐震水準)は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で57.0%となっており、基本方針における目標(9割)とは33ポイントの開きがある。

(ウ) 医療施設の耐震改修の実施状況

a 耐震改修工事の実施状況

医療施設の構造体の耐震改修率は、棟数で51.4%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で63.6%及び66.7%となっている。また、災害拠点病院の構造体の耐震改修率は、棟数で52.8%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は共に100%となっている。

b 耐震改修工事を実施していない理由

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、移転、建替え又は廃止予定があるためとするものが最も多く、施設の構造上や執務環境上の要因から改修が困難と判断したためとするものが次に多くなっており、騒音等の問題から入院患者を受け入れたままの状態での耐震改修工事が困難であることなど、医療施設特有の事情によるものである。

c 耐震化の状況

医療施設の耐震化率(新耐震水準)は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で61.5%となっており、基本方針における目標(9割)とは28ポイントの開きがある。また、災害拠点病院の構造体の耐震化率(新耐震水準)は、棟数で80.3%となっており、26年度末までに81.2%とする災害拠点病院等の耐震化目標とほぼ同水準となっている。

(エ) 独立行政法人の建築物における耐震改修の実施状況

a 耐震改修工事の実施状況

独立行政法人の建築物の構造体の耐震改修率は、棟数で59.7%となっている。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で14.0%及び6.3%となっていて、進捗の遅れが見受けられる。

b 耐震改修工事を実施していない理由

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、予算要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多くなっているが、建築非構造部材及び建築設備では、改修の必要性がないと判断したためとしているものが大半を占めており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事を実施する必要性についての認識そのものが十分でないものが多く見受けられる。

c 耐震化の状況

独立行政法人の建築物の耐震化率(新耐震水準)は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で55.2%となっており、基本方針における目標(9割)とは35ポイントの開きがある。

(オ) 官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震化の状況

特定建築物規模相当の建築物における施設別の構造体の耐震化率(新耐震水準)を棟数で見ると、官庁施設は80.1%、教育施設は88.8%、医療施設は81.7%、独立行政法人の建築物は74.9%となっており、教育施設は、官庁施設、医療施設及び独立行政法人の建築物に比べて耐震化率が高くなっている。また、これを強化地域等の別に見ると、全般的に強化地域等の方が全体よりやや高い傾向が見受けられるものの、地域による大きな差異は見受けられない。

また、官庁施設の耐震化の進捗状況について、基本方針策定前の状況(平成16年度決算検査報告「地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策が重点的、効率的に実施されていない事態について」において検査した時点の耐震化率)と基本方針策定後の状況(23年12月末時点の耐震化率)を比較すると、23年末の官庁施設における構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした計画基準に基づく耐震性能を確保している建築物の割合(以下「耐震化率(官庁水準)」という。)は、同報告時点より全体で17ポイント上昇しており、特に強化地域のI類の官庁施設では56ポイントと大幅に上昇している。また、耐震化率(官庁水準)の上昇幅は、I類の官庁施設で27ポイント、II類の官庁施設で14ポイントとI類の官庁施設の方が上昇幅が大きく、II類の官庁施設よりI類の官庁施設の耐震化が優先して実施されてきたことがうかがえる。

イ 業務継続の点からみた建築物の耐震化の状況

(ア) 業務継続計画の概要

業務継続計画は、大規模災害等の発生により、非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のために必要な措置を定め、業務立ち上げ時間の短縮や業務レベルの向上に資することにより、適切な業務執行を行うことを目的とした計画であり、各府省等は、本府省のほか、地方支分部局等についても、被害が最も甚大となる地震を対象として業務継続計画を作成することとされている。

(イ) 府省等の状況

指定行政機関等を中心に抽出した185機関を対象に業務継続計画の策定状況を見ると、指定行政機関の策定率は100%であるが、指定地方行政機関の策定率は76%となっている。

また、構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している指定行政機関等において、業務継続計画で入居庁舎が被災した場合の代替施設を定めていないなど、業務継続の点から、庁舎の現状を踏まえた検討が必要な機関が見受けられた。

次に、指定行政機関等における災害時の通信体制の状況をみると、災害時優先電話の設置率は、指定行政機関では100%となっているが、指定地方行政機関では厚生労働省の一部機関で設置されておらず、95%となっている。また、その他の災害時通信手段の確保率は、指定行政機関では96%となっているが、指定地方行政機関では厚生労働省の全ての機関で確保されていないなどのため84%となっている。

(ウ) 電力設備の状況

商用電源の受電系統が二重化されている施設の割合は、官庁施設で35%、医療施設で43%となっているが、災害拠点病院に限定してみると69%となっている。

また、業務継続用の自家発電設備が設置されている施設の割合は、官庁施設で85%、医療施設で98%、災害拠点病院では100%となっている。

各施設における自家発電設備の連続運転可能時間は、72時間超の施設が最も多く、官庁施設の約6割、医療施設の約5割を占める一方で、24時間以下の施設も見受けられる。

そして、業務継続用の自家発電設備が設置されていても、業務継続の点に必要な連続運転可能時間を満たしておらず、燃料備蓄量を増やすなどの地震減災対策が必要な官庁施設や医療施設が多数見受けられた。

(3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 内閣府による被害額の推計

内閣府は、23年6月に、東日本大震災における、国有、民間施設等を含む全ての建築物等のストックの被害額を約16兆9000億円とする推計を行っている。

イ 官庁施設、教育施設、医療施設等の被災状況及び所在都道府県別の被災状況

(ア) 官庁施設の建築物の被災状況

被害の主な要因が地震又は液状化である建築物の被災状況についてみると、構造体に係る耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が多数を占める状況となっていた。また、建築非構造部材及び建築設備については、耐震安全性の評価が低い建築物又は耐震診断未実施の建築物が損傷又は一部損傷したものの割合が高くなっていた。

(イ) 教育施設の被災状況

被害の主な要因が地震である建築物の被災状況は、構造体に係る耐震安全性の評価が高い建築物でも全半壊しているものもあった。これらについては、建築物が立地する地盤の特性によるとの調査結果が報告されている。

(ウ) 医療施設及び独立行政法人の建築物の被災状況

被害の主な要因が地震である建築物の被災状況は、構造体に係る耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が多数を占める状況となっていた。

(エ) 都道府県別の被災状況

被災した官庁施設、教育施設、医療施設等の建築物の合計は、19都道県で3,179棟

となっていて、このうち地震を主な原因とするものは、茨城県、宮城県、東京都の順に、また、津波を主な原因とするものは、宮城県、岩手県、福島県の順にそれぞれ多くなっていた。

ウ 災害応急対策への対応状況

建築物が被災したことにより、災害応急活動に影響があった建築物は238棟であり、影響した要因で主なものは、ライフライン、建具、建築設備(自家発電設備を除く。)のほか、自家発電設備、天井材等であった。

3 検査の結果に対する所見

公共建築物の耐震化対策については、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等が従前から実施しているが、厳しい財政状況の下、限られた予算の中で実施するには、事業を計画的かつ効率的に実施することが不可欠である。

今回、公共建築物の耐震化対策等の状況について検査したところ、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、官庁施設、教育施設、医療施設等のいずれの施設においても、構造体の診断率より低く、特に医療施設の診断率が低くなっていた。また、いずれの施設においても、建築非構造部材等より構造体の耐震化が図られているが、構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率は、官庁施設の特定建築物規模相当の建築物で約6割にとどまっているなど、27年までに耐震化率を9割にするという基本方針の目標を達成するためには、いずれの施設においてもより一層耐震化を推進する必要がある。さらに、ソフト面からの地震減災対策として位置付けられている業務継続計画について、所在地域の実情に合わせた被害想定等に基づいて策定されていないなどの事態が見受けられた。

このように耐震化が必ずしも十分に実施されていないなどの事態は、防災拠点となる官庁施設の建築物等が、地震発生時に被災して、当該施設に入居する指定行政機関及び指定地方行政機関が実施する災害対策の指揮、情報伝達等の災害応急対策活動等に影響を及ぼすことになるなどのおそれがある。

したがって、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等は、公共建築物の耐震化対策の実施に当たり、以下の点に留意することなどにより、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、必要な耐震診断を実施し、耐震診断の結果、耐震改修等が必要な場合には、既存官庁施設の有効活用等も含めて多角的に検討するなどして、耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくことが重要である。

(1) 耐震診断の状況

ア 耐震化に関する公表

官庁施設の耐震化に関する公表は、国土交通省官庁営繕部及び最高裁判所が公表しているが、各府省等の建築物に関する公表の割合が低いことから、各府省等は、耐震化に関する公表について検討し、積極的に公表するよう努める。

イ 官庁施設の耐震診断の実施状況

官庁施設の構造体の耐震診断は、特定の省を除いて診断率が高く、特定建築物規模相当の建築物における診断率は高いものであった。今後は、耐震診断が未実施となっている建築物については施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

官庁施設の建築非構造部材及び建築設備の耐震診断は、構造体に比べて診断率が低いことから、施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

また、府省等の借受官庁施設は、その選定時に施設の耐震安全性についても十分検討し、現在入居している耐震安全性が不明な施設についても耐震安全性を把握する。

ウ 教育施設の耐震診断の実施状況

教育施設の構造体の耐震診断は、比較的診断率が高く、今後も必要なものについては耐震診断を実施する。

教育施設の建築非構造部材及び建築設備の耐震診断は、構造体に比べて診断率が低いことから、耐震診断の必要性を十分に認識し、施設の重要度、強化地域等の地域性も考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

エ 医療施設の耐震診断の実施状況

医療施設の構造体の耐震診断は、官庁施設や教育施設と比べても診断率が低く、建築非構造部材や建築設備は更に低いことから、今後も施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。また、災害拠点病院は、特にその重要性を十分に考慮して計画的に必要な耐震診断を実施する。

オ 独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況

独立行政法人の建築物における特定建築物規模相当の建築物でも構造体の診断率は約6割であり、建築非構造部材及び建築設備の診断率は更に低いことから、耐震診断の必要性を十分に認識し、施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

(2) 耐震改修の状況

ア 耐震改修の実施状況

(ア) 官庁施設の耐震改修の実施状況

a 官庁施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で約6割となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。特に、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域等においてより重要度の高い施設は、引き続き必要な耐震化対策を実施する。

b 庁舎法に基づく庁舎等使用調整計画は、その実施によって、所要の耐震性能が確保されていない官庁施設に入居する官署を、耐震性能が確保されている別の官庁施設に移転させ、当該官庁施設を廃止することで、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化を図ることが可能となることから、既存官庁施設の有効活用の点からも官庁施設の耐震化対策における効果的な手段として活用を検討する。

c 官庁施設の耐震化を図るための手段の一つとなる地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎等の整備が一部見送られており、当該合同庁舎に入居予定となっている指定地方行政機関等が現在入居している官庁施設において、耐震化が図られていない状況となっていることから、官庁施設の耐震化を図るため、状況に応じて耐震改修工事により既存の官庁施設の耐震化を図るなどの方法を検討する。

(イ) 教育施設の耐震改修の実施状況

教育施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で6割以下となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。

(ウ) 医療施設の耐震改修の実施状況

医療施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で約6割となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。また、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院の耐震化率は、医療施設全体に比べ高くなっているが、その重要性を考慮し、計画的に必要な耐震化対策を実施する。

(エ) 独立行政法人の建築物における耐震改修の実施状況

独立行政法人の建築物における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で6割以下となっており、官庁施設、教育施設及び医療施設と比較しても低くなっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。

イ 業務継続の点からみた建築物の耐震化の状況

(ア) 府省等の状況

- a 業務継続計画を策定していない機関は、地震は全国どこでも起こり得るものであることから、大規模な地震により当該機関が被災し機能が低下した場合においても適切に業務執行が行えるよう早急に業務継続計画を策定する。
- b 業務継続計画を策定している指定地方行政機関においても、実効性のある業務継続体制の確保を図る上で、所在地域等の実情に合わせた被害想定等に基づき、個別に業務継続計画を策定する。
- c 構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している場合には、庁舎が使用できなくなる状況も想定し、非常時優先業務を実施するための代替施設を業務継続計画に定めたり、業務継続計画において入居庁舎の現状を踏まえた被害を想定したりするなどして、業務継続の点から地震減災対策の検討を行う。
- d 指定行政機関及び指定地方行政機関は、災害時の業務継続性を確保するため、中央防災無線及び災害時優先電話のほか、衛星電話、衛星携帯電話等の災害時通信手段を十分に確保する。

(イ) 電力設備の状況

- a 業務継続性確保のため、指定行政機関又は指定地方行政機関が入居している官庁施設、災害拠点病院に指定されている医療施設等は、商用電源の受電系統の二重化を図ったり、業務継続用の自家発電設備を設置したりするなどして、災害応急活動等に影響が出ないように業務継続の点からの電源対策を実施する。
- b 災害発生時における商用電源の復旧までに要する想定時間を業務継続計画に定め、業務継続用の自家発電設備の連続運転可能時間がこれを満たすような燃料備蓄量を確保するなどの地震減災対策を実施する。

(3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 官庁施設、教育施設、医療施設等の被災状況

各施設の建築物の構造体における被災状況については、建築物が全半壊又は構造体が損傷した建築物は、耐震安全性の評価が低い又は耐震診断未実施の建築物が多数を占めていた。また、官庁施設の建築非構造部材及び建築設備における被災状況については、耐震安全性の評価が低い又は耐震診断未実施の建築物において、建築非構造部材等の損傷又は一部損傷の割合が高くなっていった。

このように、耐震安全性の評価が低い建築物は、大地震動時に損傷等する危険性が高く、耐震化対策の緊急度が高いことなどから、これらの状況を総合的に勘案して、必要な耐震化対策を実施する。

そして、教育施設、医療施設等では、建築非構造部材及び建築設備について、耐震診断未実施のものが多く、診断率が相当程度低くなっていることから、リスク管理の点からも耐震診断未実施の建築物は、計画的に必要な耐震診断を実施する。

イ 災害応急対策への対応状況

災害応急活動に影響した要因で主なものは、ライフライン、建具、建築設備の順に多く、業務継続を図る点からも構造体に加え、建築非構造部材及び建築設備について耐震化対策を実施したり、代替手段の確保を検討したりするなどの対策を実施する。

本院としては、今後、検査の実施を予定している地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震診断の状況、耐震改修の状況及び東日本大震災に伴う被災等の状況について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第7 独立行政法人における不要財産の認定等の状況について

要請を受諾した年月日	平成23年12月8日
検査の対象	全独立行政法人
検査の内容	独立行政法人における不要財産の認定等の状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年10月17日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

全独立行政法人

(二) 検査の内容

独立行政法人における不要財産の認定等に関する次の各事項

- ① 政府出資及び保有資産の状況
- ② 不要財産の認定の状況
- ③ 不要財産の処分の状況
- ④ 国庫納付の状況

(2) 独立行政法人制度等の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人である。

独立行政法人の運営の基本その他制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等において定められている。

通則法は22年に改正され、同法第8条第3項の規定により、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。)で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、

当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされている。そして、通則法第46条の2第1項の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付する(以下、同項の規定に基づく国庫納付を「現物納付」という。)こととされている。また、通則法第46条の2第2項の規定により、政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する(以下、同項の規定に基づき算定した金額による国庫納付を「譲渡収入の納付」という。)ことができることとされており、この場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、同条第3項の規定により、これを遅滞なく国庫に納付することとされている。さらに、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号。以下「改正法」という。)附則第3条(以下「附則第3条」という。)の規定により、施行日(22年11月27日)前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において通則法第46条の2第1項に規定する政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。)の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第2項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなすこととされており、この場合において、同条第2項の規定に基づき算定した金額を国庫に納付することとされている。

独立行政法人の保有資産については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定。以下「合理化計画」という。)、 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)等において、その見直しが図られており、合理化計画では、独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進して適切な形で財政貢献を行うことなどが、また、基本方針では、各独立行政法人は、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどが定められている。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、独立行政法人における不要財産の認定等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

(ア) 政府出資及び保有資産の状況

各法人に対する政府出資額及び各法人が保有する資産はどのように推移しているか、保有資産のうち土地及び建物については、未利用又は低利用となっているものはないか、保有資産のうち現金預金、有価証券(投資有価証券を含む。以下同じ。)等の金融資産については、業務に有効に活用されていないものはないか。

(イ) 不要財産の認定の状況

合理化計画、基本方針等で国庫返納が求められた資産は、その後どのようなになっているか、法人が独自に不要財産として認定した資産にはどのようなものがあるか、法人の保有する資産のうち、不要財産と認められるものはないか。

(ウ) 不要財産の処分の状況

各法人が不要財産を譲渡している場合、資産ごとの譲渡の方法はどのようなになって

いるか、譲渡の手続は適切なものとなっているか。

(エ) 国庫納付の状況

各法人が国庫納付等を行った資産について、その納付額、納付方法等はどのようになっているか、国庫納付に関連する資産売却等の際の会計処理に関連して、法人内部に留保されている資金はないか。

イ 検査の対象及び方法

検査に当たっては、23年度末現在における全独立行政法人102法人を対象として、合理化計画や基本方針における指摘、過去の本院の検査の結果、独立行政法人における国庫納付の実績等を踏まえ、独立行政法人の保有資産のうち、政府からの出資又は支出に係る(以下「政府出資等に係る」という。)資産であって、検査の必要性が高いと判断した資産に対して重点的に検査を実施した。そして、原則として、政府出資及び保有資産の状況並びに不要財産の認定の状況については、23年度末時点の状況を検査し、不要財産の処分の状況及び国庫納付の状況については、23年度末までに通則法第46条の2及び第46条の3に基づき国庫納付等が行われた資産の状況を検査することとし、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき各独立行政法人から本院に提出された財務諸表等のほか、不要財産の認定等について本院が作成及び提出を求めた調書等を在庁して分析するとともに、317.0人日を要して、47法人に対する会計実地検査を行った。

2 検査の結果

(1) 政府出資及び保有資産の状況

ア 政府出資等の状況

(ア) 政府出資金、総資産等の推移

検査対象とした102法人(19年度から21年度までは96法人。以下同じ。)の19年度から23年度までの間の年度末における政府出資金及び総資産の合計額の推移をみると、政府出資金は、23年度末で102法人のうち96法人において計上されており、その額は計24兆0689億円となっていて、19年度末の計16兆1236億円と比較して7兆9453億円増加している。一方、総資産は、23年度末で計324兆4594億円となっていて、19年度末の計414兆7107億円と比較して90兆2513億円と大幅に減少している。

(イ) 政府支出額等の推移

検査対象とした102法人の19年度から23年度までの政府支出額等(運営費交付金、施設整備費補助金及びその他の国庫補助金等)の合計額の推移をみると、23年度で計3兆3309億円となっていて、19年度の計2兆8899億円と比較して4410億円増加している。

イ 保有資産の状況

(ア) 法人が保有する土地及び建物の状況

102法人のうち100法人が、土地又は建物を保有しており、23年度末における価額は、全体で土地計21兆2211億円、建物計5兆9084億円、合計27兆1296億円となっており、同年度末における102法人の総資産額324兆4594億円の8.36%(土地又は建物を保有する100法人の総資産額324兆3974億円の8.36%)となっていた。

これらの土地及び建物には、法人がその目的とする事業を実施するために保有しているもののほか、法人の役員や職員に使用させるための宿舎及び宿泊施設、体育施設等(以下「福利厚生施設」という。)の用に供するために保有しているものもある。

a 法人が保有する土地及び建物の現況

政府出資等に係る土地及び建物(販売用の資産を除く。)の現況についてみたところ、事業用の土地及び建物が1年以上にわたり有効に利用されていない事態が9法人において見受けられ、23年度末における帳簿価額は、土地計105億円、建物計0.7億円となっている。また、宿舎の跡地等(建物を取り壊した跡地や新たに施設を建設する予定で承継するなどした土地をいう。)が1年以上にわたり有効に利用されていない事態が7法人において見受けられ、23年度末における帳簿価額は、土地計29億円となっている。

b 法人が保有する宿舎の入居の状況及び福利厚生施設の稼働状況等

(a) 宿舎について

政府出資等に係る宿舎の入居の状況についてみたところ、23年度末で1年以上にわたり入居者がいない宿舎が、11法人において727戸あり、23年度末の帳簿価額は、土地計53億円、建物計4億円、合計58億円となっている。

上記の宿舎を形態別にみると、集合住宅型宿舎は7法人において503戸、戸建型宿舎は8法人において215戸、マンションの一室等の区分所有型宿舎は2法人において9戸となっている。また、これらについて、入居者がいない期間別に分類したところ、2年以上3年未満のものが210戸(28.8%)と最も多くなっている。

また、23年度末の保有戸数に対する入居戸数の割合(以下「入居率」という。)が50%未満であり、かつ、23年4月から24年3月までの12か月間の入居率も50%未満となっている宿舎(23年4月から24年3月までの期間を通じて入居者がいない宿舎を除く。)が、15法人において2,295戸あった。これらの宿舎の23年度末の帳簿価額は、土地計140億円、建物計34億円、合計175億円となっていて、入居率が30%以上40%未満のものが全体の28.1%と最も多くなっている。

(b) 福利厚生施設について

政府出資等に係る福利厚生施設の保有状況についてみると、23年度末において、22法人が福利厚生施設を保有していた。施設の種別別にみると、主に職員が業務に伴う出張等で使用する宿泊施設を保有する法人が2法人で10施設(帳簿価額、土地計2億円、建物計1億円、合計3億円)、主に職員の健康増進等のためテニスコート等の体育施設を保有する法人が20法人で172施設(同、土地計218億円、建物計25億円、合計244億円)、主に職員が集会所として利用する会合施設を保有する法人が6法人で26施設(同、土地計27億円、建物計2億円、合計30億円)となっている。

そして、宿泊施設の23年度の稼働状況(年間宿泊可能人日数に対する実際の利用人日数(以下「稼働率」という。))についてみると、2法人の10施設は、いずれ

も稼働率が40%を下回っていた。

また、体育施設及び会合施設の管理状況についてみると、法人において利用状況を確認することとしていないなどのため、利用状況の確認ができないとする施設が、12法人において57施設見受けられた。保有する体育施設及び会合施設の全部又は一部について利用状況が確認できた16法人についてみると、自法人以外の者の利用が50%を超えている施設が、7法人において19施設見受けられた。

(イ) 金融資産の状況

a 現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金等の推移

法人が保有する金融資産のうち、過去の検査結果や不要財産の国庫納付の実績等を踏まえ、19年度から23年度までの間の年度末における現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金・保証金(以下「敷金等」という。)の推移をみると、現金預金は、全ての法人が保有しており、23年度末における金額は38兆2629億円で、総資産に占める割合は11.79%となっている。有価証券は、23年度末で49法人が保有しており、その金額は12兆5689億円で、総資産に占める割合は3.87%となっている。関係会社株式は、23年度末で9法人が保有しており、その金額は3208億円で、総資産に占める割合は0.09%となっている。敷金等は、23年度末で52法人が保有しており、その金額は391億円で、総資産に占める割合は0.01%となっている。

b 現金預金及び政府出資等に係る金融資産の状況

(a) 現金預金の保有状況

現金預金の年度末における保有状況を検査したところ、1法人において、使用を想定していない現金預金が独立行政法人設立以降23年度末まで留保されていた事態が見受けられた。この法人では、本院の検査を踏まえて、当該資金を不要財産として認定し、国庫納付することとした(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項806ページ参照)。また、1法人において、主要な事業が終了した業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、当該事業終了後も継続して保有し、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にのっとり速やかに国庫納付することを十分に検討していなかった結果、今中期目標期間(主務大臣が定めた3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標の期間をいう。以下同じ。)の終了する年度まで留保されることが見込まれる状況となっていた事態が見受けられた。この法人では、本院の検査を踏まえて、当該資金を不要財産として認定し、国庫納付した(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項887ページ参照)。

さらに、法人が保有している23年度末の現金預金について、年度末で計上される未払金や運営費交付金債務等の負債項目及び積立金等の資本項目との対応関係をみたところ、年度末で保有している現金預金の具体的な用途が定まっていないうものが見受けられ、この現金預金の財源をみたところ、現金預金の財源を把握するための十分な管理がなされていなかったことから、会計実地検査時に財源を

明らかにできず、財源の把握に時間を要していた事態が1法人において見受けられた。財源が明らかにできない状況下では、当該現金預金はその財源の性質に応じた用途を決めることや、不要財産としての国庫納付を行うことが困難であると考えられる。

(b) 政府出資等に係る定期預金の保有状況

政府出資等に係る定期預金を保有している法人数は、23年度末で28法人となっていて、その額は計7303億円となっている。23年度末から満期日までの残存期間が1年以内の定期預金が全体の約92%を占めており、大部分が余裕金の一時的な運用のための保有となっているが、独立行政法人の評価の期間的な単位となる中期目標期間の上限である5年を超える定期預金を保有している法人が4法人あり、特に当該中期目標期間を大幅に超える、満期まで約25年となる定期預金を保有している法人が1法人見受けられた。

残存期間が5年超の定期預金について更にみたところ、為替相場やTIBOR (Tokyo Inter-Bank Offered Rate。東京の銀行間取引金利)といった指標により利率が変動したり、銀行が満期日前に払い戻す権利(中途解約権)を有していたりする預金(以下「仕組預金」という。)を保有している法人が見受けられた。この仕組預金は、①払込み、利払い及び払戻しが日本円で行われ、預入期間が約10年から約30年と長期に及ぶ、②利払日における利率が、変動のものもある、③利率の上限(キャップ)及び下限(フロアー)が定められているものもある、④法人側から満期日前に解約することが困難であり、仮に解約できた場合でも、預入金額(投資元本)を払戻額が下回るリスクを有している、という特性も有している。政府出資等に係る仕組預金は、3法人が計9口を保有しており、23年度末の貸借対照表価額は計123億円となっている。

(c) 政府出資等に係る有価証券(債券)の保有状況

政府出資等に係る債券を保有している法人数は、23年度末で30法人となっていて、その額は計1兆7611億円となっている。これらの債券は、通則法第47条に基づく主務大臣の指定する有価証券として保有するものが7473億円と最も多額となっており、その内容は主に社債となっている。

また、中期目標期間の上限である5年を大幅に超えて、償還までに20年を超える債券を保有している法人が9法人見受けられた。なお、当該債券の中には、独立行政法人に移行する前の中期目標期間の定めがない特殊法人当時に購入されたものが含まれている。

債券の保有状況を更にみたところ、主に外国債券で為替相場の変動に応じて債券の利率が変化する条件で発行された債券(以下「仕組債」という。)を保有している法人が見受けられた。政府出資等に係る仕組債は、6法人が計36銘柄を保有しており、23年度末の貸借対照表価額は計431億円となっている。これらの仕組債は、主に外国債券であり、通貨による分類では、払込み、利払い及び償還が日本円で行われる円建外債に分類されている。

仕組債を保有する6法人のうち5法人は、債券から得られる利息収入を事業の

原資に充てる目的で保有している。これらの仕組債の利払日における利率は、一定の日における為替相場の水準による一定の算式に基づいて決定されるが、上限(キャップ)及び下限(フロア)が定められているものもある。このため、上限利率及び下限利率の範囲では、為替相場の変動により利払日の利率が変動するなどのリスクを有しており、仕組債の保有期間を通じて安定した利息収入を得られるとは限らない。

そこで、仕組債の23年度末における適用利率の状況についてみたところ、仕組債が有する為替水準の変動による利率変動リスクが顕在化したために、3法人で計9銘柄、貸借対照表価額計164億円の仕組債が利息を全く受け取れなくなっており、4法人で計8銘柄、貸借対照表価額計112億円の債券が適用利率1%以下となっている。

また、仕組債は、利率の変動リスク以外に、①債券の発行から償還までの期間が約20年から約30年と長期に及ぶ、②債券の発行体が、償還日前に早期償還できる権利(オプション)を保有している、③償還日前に売却又は解約することが困難であり、仮に売却又は解約できた場合でも、市場の状況によっては、投資元本を下回り、損失が発生するリスクを有している、という特性も有しているが、1法人では、事業経費等に資金を直接充当することを予定する勘定において仕組債を保有していた。

これら仕組債の23年度末における時価の状況をみると、利率が米ドル等の為替相場で決定される仕組債の時価が貸借対照表価額を総額で約74億円下回っており、36銘柄中30銘柄で時価が貸借対照表価額を下回っている。

(d) 仕組債等の問題点等について

仕組債及び仕組預金(以下「仕組債等」という。)は、安定かつ確実な利息収入が継続して得られるとは限らない債券等であり、利率変動リスクが顕在化した場合は、出資目的に沿った効果が十分に発現しないものとなる。また、流動性が低いことから、仕組債等を購入等した法人が何らかの対応を自主的に執ることが困難である。そして、償還等までの期間が長期間であることから、特殊法人当時から仕組債を保有している法人もあり、また、同期間が中期目標期間を大幅に超えていることから、法人の事業見直しなどに伴い事業原資の整理等を行う必要が生じた場合に支障を来すおそれがある。

c 関係会社株式等の保有状況

政府出資等に係る関係会社株式等については、23年度末で8法人が170社(投資事業組合等を含む。)の株式を保有しており、取得価額の合計は3693億円、実質価額(出資先の純資産価額に法人の出資割合を乗じた金額)の合計は3277億円となっている。

関係会社株式等の中には、実質価額が取得価額を大幅に超過しているものの、出資先から受取配当金収入を得ていないもの(1法人)や、出資先の会社において余裕資金の一時的な運用のために購入した債券の発行体が債務不履行に陥ったため、出資先が計上した債券の評価損による純資産価額の減少が原因となって実質価額が減少したもの(1法人)が見受けられた。

(2) 不要財産の認定の状況

ア 法人において行った不要財産の認定の状況

(ア) 政府から指摘を受けて行った不要財産の認定の状況

各法人が23年度までに不要財産と認定して国庫納付したものは8685億円(現物納付した実物資産の簿価は含まない。)となっており、このうち、政府から不要資産として指摘を受けたものなどが8218億円となっていて、国庫納付された不要財産のほとんどが政府から指摘された事項に係るものとなっている。

そして、基本方針の別表「各独立行政法人について講ずべき措置」において「不要資産の国庫返納」が必要とされた102事項の中で、22年度中又は23年度中に実施することとされたものは64事項あり、これらのうち、23年10月に解散した雇用・能力開発機構に係る事項を除いて、22年度中又は23年度中に実施することとされている事項であって、23年度末までに国庫返納されていない不要資産は6法人の6事項となっていた。そして、政府から不要資産として具体的に指摘を受けた資産の中には、市場性がないため売却することが難しく、仮に売却できた場合でも元本割れになる可能性がある仕組債が含まれていて、国庫納付に支障がある事態が見受けられた。

(イ) 法人が独自に行った不要財産の認定の状況

各法人が独自に不要財産と認定して、23年度末までに国庫納付したものは12法人で計57億円となっており、政府から不要資産として指摘を受けたものに係る国庫納付額に比べて少額にとどまっている。

イ 政府出資等に係る資産の売却等によって得られた収入に係る不要財産の認定の状況

(ア) 実物資産の売却による収入について

財源が政府出資に係る資産を売却した場合、譲渡収入が当該資産の簿価を上回った売却益に相当する額については、損益計算上の収益となるが、当該資産の簿価相当額等は、損益計算上の収益としては計上されないため、法人内部に留保されることになる。

法人設立以降23年度末までの間に、処分時の帳簿価額が1件で50万円以上の土地、建物等の実物資産(政府からの出資又は支出が含まれないものなどを除く。)を売却したことにより、総額で1000万円以上の収入を得た法人のうち、23年度末までの間に通則法第46条の2(附則第3条によるものを含む。)の規定により国庫納付していたのは34法人で、その額は387億円となっている。

また、譲渡収入額等についてみたところ、1法人において、資金が法人内部に留保されている事態が見受けられた。この法人は、本院の検査を踏まえて、当該資金を不要財産として認定し、国庫納付した(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項862ページ参照)。

(イ) 敷金等の返戻による収入について

法人の中には、法人設立時及び設立後に民間業者等から事務所や宿舍を借り上げていたが、事務及び事業の効率化に伴う支部の統廃合、借上面積の縮小、会議室の廃止等により、賃借する際に差し入れていた敷金等の返戻を受けているものがある(以下、返戻を受けた資金を「返戻金」という)。こうした法人の中には、返戻金を不要財

産として国庫納付している法人が見受けられ、法人設立以降 23 年度末までの間に、総額で 1000 万円以上の敷金等(政府からの出資又は支出が含まれないものを除く。)の返戻金を受けている法人のうち、23 年度末までの間に通則法第 46 条の 2 の規定により国庫納付していたのは 6 法人で、その額は 157 億円となっている。

敷金等に係る会計処理は、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成 12 年 2 月独立行政法人会計基準研究会策定)によると、差入れの際に運営費交付金から支出されたと合理的に特定できる場合で、その支出が中期計画の想定範囲内であるときに限り、差入金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替えることとされている。

一方、返戻金の財源が政府出資の場合又は運営費交付金であって会計処理において資本剰余金に振り替えている場合には、返戻時に損益計算上の収益としては計上されないこととなり、返戻金を新たに発生する敷金等の財源に充てるなどしない限り、当該返戻金は法人内部に留保されることになる。この留保された資金に関して、2 法人が、本院の検査を踏まえて、当該資金を不要財産として認定し、国庫納付することとした(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 818 ページ及び 917 ページ参照)。

(ウ) 清算分配金等による収入について

法人設立以降 23 年度末までの間に、政府出資等に係る関係会社株式等に係る清算分配金収入や株式譲渡収入(以下、これらを合わせて「清算分配金等」という。)を得ていた法人のうち、23 年度末までの間に、通則法第 46 条の 2 の規定により国庫納付していたのは 6 法人で、その額は 23 億円となっている。

(3) 不要財産の処分の状況

ア 譲渡収入額の状況

23 年度末までに国庫納付した不要財産に係る譲渡収入額は、42 法人で 6182 億円となっている。そして、各法人は、この譲渡収入額から民間等出資(政府以外の者からの出資をいう。以下同じ。)に係る部分や譲渡に要した費用の額等を控除した金額を国庫納付している。

処分した資産別の法人数についてみると不動産(土地、建物並びに土地及び建物と併せて譲渡した資産をいう。以下同じ。)を譲渡した法人が 34 法人と最も多い。譲渡収入額についてみると、有価証券の譲渡収入額が 5734 億円となっていて、割合で見ても全体の 92% とそのほとんどを占めている。

譲渡収入額について、通則法及び改正法の国庫納付の根拠条文別にみると、不動産の譲渡収入額については、附則第 3 条に基づく譲渡収入額が 355 億円となっており、改正法の施行日前に行われた財産の譲渡のうち、主務大臣が不要財産の譲渡とみなすと定めたものに係る譲渡収入額を国庫納付することとなったものが大半を占めている。

また、通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく譲渡収入額が 1968 億円となっている。これは、改正法の施行日前に譲渡収入額の一部を事業費に充当するなどしたため、譲渡収入額から当該費用等を控除し、通則法第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づく現金預金の現物納付として国庫納付しているものである。

イ 不動産及び動産等の処分の状況

(ア) 不動産及び動産等の処分の概要

不動産を不要財産として処分した法人は34法人で、その譲渡収入額は441億円となっており、不動産の種類別にみると、宿舍が135物件と最も多い。譲渡収入額と帳簿価額との差額についてみると、全体としては、譲渡収入額が帳簿価額を85億円上回っている。

動産等(有価証券を除く資産のうち、不動産以外のものをいう。以下同じ。)を不要財産として処分した法人は15法人となっており、その処分の内訳は各法人で様々であり、譲渡収入額は船舶や機械装置等の事業用の資産によるものがほとんどを占めている。

(イ) 譲渡の方法

不動産の譲渡について、一般競争契約により譲渡を行っている法人は19法人で、契約件数は68件となっており、このうち、一括売却により譲渡を行っている法人は4法人で契約件数は10件となっている。随意契約により譲渡を行っている法人は22法人で、契約件数は51件となっており、地方公共団体から道路拡張等の要請を受けたことにより、資産を譲渡しているものが多くを占めている。

また、不動産の譲渡に当たり、当該譲渡に係る事務の補助に関する委託契約を結ぶなどして、仲介業者を使用している法人は15法人あり、不動産の売却に係る知見がないなどの理由から、仲介業者を使用している。委託手数料の算定方法についてみると、契約内容の違いなどがあるため、一概には比較できないが、手数料率では最も高いもので3%となっている。仲介業者との契約についてみたところ、1法人において、契約書の作成が適切でない事態が見受けられた。

動産等の譲渡について、一般競争契約により譲渡を行っている法人は8法人で契約件数は19件となっており、指名競争契約により譲渡を行っている法人は1法人で契約件数は1件となっている。随意契約により譲渡を行っている法人は9法人で契約件数は26件となっており、研究を委託している業者に対して委託契約の規定に基づき譲渡したものや、少額随意契約によるものが大半を占めている。

ウ 有価証券の処分の状況

(ア) 有価証券の処分の概要

有価証券を不要財産として処分した法人は10法人となっており、多くの法人が帳簿価額以上の金額で譲渡しているが、2法人において、帳簿価額よりも低い価格で有価証券を譲渡していた。

(イ) 譲渡の方法

各法人の有価証券の譲渡先は、全て証券会社となっており、譲渡先の選定方法についてみると、多くの法人において、入札や引き合いを行って競争性を確保しているが、入札や引き合いを行っていない法人が2法人見受けられた。引き合いを行っていない2法人を除いた8法人の有価証券の譲渡の方法についてみると、個別売却のみの譲渡を行っている法人が3法人、一括売却のみの譲渡を行っている法人が3法人、個別売却、一括売却両方の方法により譲渡を行っている法人が2法人となっている。

有価証券の譲渡の方法については、銘柄数や譲渡規模、買手側の需要の状況が様々

であるため、一概には比較できないが、有価証券の譲渡収入額は5734億円と多額に上っており、また、1銘柄当たりの譲渡収入額(平均で約10.6億円)も大きいことなどを踏まえると、有価証券の売却に際しては、譲渡取引において十分な競争性を確保することが必要である。

(4) 国庫納付の状況

ア 国庫納付等の状況

(ア) 国庫納付、民間等出資の払戻し及び減資の状況

22、23両年度に、通則法第46条の2(附則第3条によるものを含む。)に基づいて50法人が計9730億円を国庫納付しており、通則法第46条の3に基づいて5法人が計17億円の民間等出資の払戻しを行っている。

そして、国庫納付に対応して41法人が計9353億円を減資しており、民間等出資の払戻しに対応して5法人が計19億円を減資している。

(イ) 資産別の国庫納付方法及び国庫納付額

不動産の国庫納付は現物納付と譲渡収入の納付の双方が見られるものの、動産等及び有価証券の国庫納付は譲渡収入の納付のみとなっている。

資産別の国庫納付額をみると、現金預金の現物納付が4553億円と最も多額になっており、このうち、譲渡収入に係る現金預金を現物納付として国庫納付している法人が10法人、計1963億円となっている。当該10法人のうち、不要財産として有価証券を譲渡することにより得た現金預金を国庫納付する際に、譲渡収入を国庫納付する場合の根拠条文である通則法第46条の2第2項及び第3項を適用せずに、現物納付する場合の根拠条文である同法第46条の2第1項に基づき国庫納付している事例が、3法人で見受けられた。この場合、簿価超過額(売却益相当額)が生じたときには、当該金額が国庫納付されずに中期目標期間の終了時まで法人内部に留保されることがある。

(ウ) 資産別の民間等出資の払戻額

22、23両年度に民間等出資の払戻しを行った法人は5法人あり、払い戻した額は計17億円となっている。資産別では、有価証券を譲渡した現金預金で払戻しを行った法人が2法人で計8億円、保有していた現金預金で払戻しを行った法人が4法人で計9億円となっている。

(エ) 国庫納付等の予定

23年度末までに国庫納付の申請書を提出済みで、国庫納付を予定している資産に係る国庫納付予定額の総額は計119億円で、このうち不動産の譲渡収入に係るものが72億円と最も多額となっている。

民間等出資の払戻しを予定している法人は1法人で、24年度以降、出資者に対し催告を行い、請求のあった者に出資比率に応じた払戻しを行うこととしている。

イ 固定資産売却損等の状況

前記の(3)イでみたとおり、独立行政法人は、政府出資等に係る不要財産の国庫への現物納付に代えて、譲渡収入の納付を行うことができる。そして、この際に行う資産の売却等において、売却による収入金額が当該資産の取得価額を下回る場合は、損益計算書にキャッシュ・フローを伴わない費用として固定資産売却損を計上するなどしている例

が見受けられる。この場合、当該損益計算において、固定資産売却損等と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金は、個別法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、法人内部に現金預金等として留保されることとなる。

固定資産売却損の会計処理については、23年6月に「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]に関するQ&A」(平成12年8月総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会策定)が改訂される前は、譲渡した資産が国から現物出資された資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産(以下「特定の資産」という。)であり、その譲渡収入で代替資産の取得を予定している場合は、譲渡差額を損益計算上の費用には計上せず資本剰余金を減額するものとして整理されていた。一方で、特定の資産であり、その譲渡収入により代替資産を取得することが予定されない場合や特定の資産に該当しない通常の資産の場合は、損益計算書に固定資産売却損を計上することとされていた。したがって、特定の資産の売却に際して固定資産売却損を計上している場合には、当該固定資産売却損を計上することにより法人内部に資金が留保される一方、法人において、当該資金等を元に、代替資産を取得することが予定されていなかったと考えられる。そこで、23年度末までに、附則第3条により、政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものとして譲渡収入を国庫納付していた法人のうち、1000万円以上の譲渡差額を損益計算書に固定資産売却損等として計上している法人について検査したところ、4法人において、固定資産売却損等と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、積立金として整理されていなかった。そして、その結果、個別法に基づく中期目標期間の終了後の国庫納付がされず、法人内部に資金が留保されている状況となっていた。これらの4法人は、本院の検査を踏まえて、当該留保資金を不要財産として認定し、国庫納付することとした(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項779ページ、784ページ、789ページ及び851ページ参照)。

3 検査の結果に対する所見

独立行政法人は、その行う事務及び事業が確実に実施されることが必要であり、そのための財産的基礎を有しなければならないとされている。さらに、毎年度、政府から運営費交付金を始めとする多額の財政支出が充てられているが、現下の財政事情が極めて厳しい状況にあることに鑑みると、各法人は、必要最小限の財務基盤で効率的な業務運営を行うことが求められている。

このような中で、各法人は、合理化計画や基本方針等に基づき、その保有資産の見直しに取り組んでいるところである。

しかし、今回の検査で、独立行政法人の不要財産の認定等について更なる改善が求められる事態や、今後引き続き留意しなければならない状況が見受けられた。

したがって、各法人においては、合理化計画、基本方針等に基づく取組を引き続き進めるとともに、22年の通則法の改正の趣旨に鑑み、次の点に留意し、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施していくことが重要である。

(1) 政府出資及び保有資産の状況

ア 法人が保有する土地及び建物の状況

合理化計画において、各独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行うこととされている。ついては、有効に利用されていない土地及び建物については、全てが直ちに売却等が可能なものではないが、各法人において、その取扱いを検討し、具体的な利用の計画がないなど将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、当該土地及び建物について速やかに不要財産と認定するなどして現物納付、譲渡収入の納付等を行う。

また、土地の全体でなく、その一部が有効に利用されていない場合であっても、当該部分の保有の必要性について不断に見直しを実施し、今後の利用見込みがなく、当該部分が公道に面しているなどの場合には、現物納付や譲渡収入の納付を検討する。

イ 法人が保有する宿舍の入居の状況

「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」(平成24年4月行政改革実行本部決定)等においては、独立行政法人の宿舍については、その必要性を厳しく見直す必要があるなどとされている。法人が保有する宿舍については、23年度末時点で1年以上にわたり入居者がいないものや、23年4月から24年3月までの12か月間の入居率が50%未満となっているものが見受けられた。これらの宿舍については、全てが直ちに売却等が可能なものではないが、宿舍の必要性の見直しに際しては、こうした利用状況も勘案した上で各法人においてそれらの廃止や集約等その取扱いを検討し、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、当該宿舍について速やかに不要財産と認定するなどして現物納付、譲渡収入の納付等を行う。

また、事業所の敷地内の宿舍についても、その保有の必要性について不断に見直しを実施し、今後の利用見込みがなく、当該部分が公道に面しているなどの場合には、現物納付や譲渡収入の納付を検討する。

ウ 法人が保有する福利厚生施設の稼働状況等

基本方針において、独立行政法人が保有する施設等については、当該法人が保有する必要があるかなどについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うこととされている。今回、法人が保有する福利厚生施設の保有状況等についてみたところ、体育施設及び会合施設の利用状況の確認ができないとする法人が見受けられたが、基本方針を踏まえると、これらの施設を保有する場合には、その必要性を厳しく検証することなどが求められると考えられることから、利用状況を把握するなど不断の見直しのための体制を整備する。そして、それにより得られる稼働率、自法人以外の者の利用状況等も踏まえ、福利厚生施設の保有の必要性を検討する。

エ 現金預金の保有状況

現金預金について、保有状況等を踏まえた結果、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。また、通則法では、不要財産であって、政府出資等に係るものが国庫納付の対象となっているため、不要財産に係る国庫納付の検討を行う前提として、保有資産の取得財源を明らかにできるような管理を行う。

オ 政府出資等に係る有価証券(債券)の保有状況

法人の中に、多くのリスクを有する仕組債等を保有している法人が見受けられたことを踏まえ、各法人は、資金の運用に当たっては、リスクについて適切に評価することができる体制を確立するとともに、金融資産の購入や処分等の条件を明確に整理して規程化するなどして、当該リスクを十分に認識した資金運用・管理の方針を明確にする。そして、これらの体制及び方針に基づき、購入しようとする金融資産が通則法第3条、第29条、第30条、第35条等を踏まえて行われる独立行政法人の事務、事業と整合するものであるかどうかについて慎重に検討した上で、資金運用に係る意思決定を適切に行い、検討結果についての説明責任をより一層果たしていく。

カ 関係会社株式等の保有状況

関係会社株式等については、保有資産の有効活用を図る観点から、実質価額が取得価額を超過している株式については、配当金の受取の可能性等について整理するとともに、出資先において余裕資金を一時的に運用する場合等には、出資者として、出資先において当初の出資目的に沿って資金が使用されていることに加えて、安全性と流動性に沿った出資資金の運用が行われているかを継続してチェックする。

(2) 不要財産の認定の状況

ア 法人において行った不要財産の認定の状況

国庫納付された不要財産のほとんどが、合理化計画及び基本方針で政府から指摘を受けたものであり、これに比べて法人が独自に認定した不要財産は少額にとどまっている。各法人では、政府から指摘を受けた資産については着実に国庫納付を実施していくことに加え、22年の通則法の改正の趣旨に鑑み、また、基本方針で、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うとされていることなどを踏まえ、今後、より一層保有資産の見直しを自主的、積極的に行っていく。

イ 政府出資等に係る資産の売却等によって得られた収入に係る不要財産の認定の状況

政府出資等に係る資産の売却収入、敷金等の返戻金及び清算分配金等による収入の国庫納付を予定している法人については、遅滞なく国庫納付手続を進めるとともに、経費等に充当することを予定している法人については、これらの収入が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産に該当することとなった場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。

(3) 不要財産の処分の状況

ア 不動産及び動産等の処分の状況

不動産及び動産等の譲渡に際しては、状況に応じた適切な契約方法を選択するとともに、不動産の処分に際して仲介業者を使用する場合が見受けられることも踏まえ、仲介業者との契約手続等についても適切に行う。

イ 有価証券の処分の状況

有価証券の譲渡に際しては、入札や引き合いを実施するなどして、譲渡取引に係る競争性を確保する。

(4) 国庫納付の状況

ア 国庫納付等の状況

通則法では、政府出資等に係る不要財産については、遅滞なく、主務大臣の認可を受

けて国庫納付することとしており、その際の方法としては、同法第46条の2第1項に基づく現物納付と同法第46条の2第2項等に基づく譲渡収入の納付とがあるが、納付方法により、簿価超過額が生じた場合に当該金額が国庫納付されずに中期目標期間の終了時まで法人内部に留保されることがあることにも留意して、国庫納付の方法について検討する。

イ 固定資産売却損等の状況

特定の資産を売却するなどした場合に、関連して計上した固定資産売却損等のキャッシュ・フローを伴わない費用により、当該費用計上額と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、積立金として整理されず、法人内部に現金預金等として留保される場合があることに留意して、こうした留保された資金についても、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。

本院としては、独立行政法人が必要最小限の財務基盤で効率的な業務運営を行うことが求められていることを踏まえて、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第8 三菱電機株式会社等による過大請求事案について

要請を受諾した年月日	平成24年9月4日
検査の対象	内閣官房、総務省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構
検査の内容	三菱電機株式会社等による過大請求事案についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年10月25日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年9月3日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月4日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣官房、総務省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構

(二) 検査の内容

三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する次の各事項

- ① 過大請求の経緯、方法、内容等の状況
- ② 防衛省等における監査等の実施状況
- ③ 損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況

(2) 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要

ア 防衛装備品等の調達に関する契約の概要

防衛省(19年1月8日以前は内閣府(防衛庁))は、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)等に基づき、防衛装備品及び防衛装備品の修理等の役務(以下「防衛装備品等」という。)の調達等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施している。防衛装備品等の調達は、その用途が特殊であり市販性が少なく、契約相手方が限定されることが少なくないことなどから、随意契約の割合が高くなっている。

防衛装備品等の調達契約に係る予定価格の算定方式については、防衛装備品は市場価格が形成されていない場合が多いため、このような場合には、直接材料費、加工費(直接労務費に間接労務費、間接材料費及び間接経費である製造間接費を加えたもの)、直接経費、総利益等の計算項目の合計額により予定価格の決定の基準とされる計算価格を算定する原価計算方式を採用することとされている。このうち加工費は、工数(製造等に直接従事した作業時間)に加工費率(期間加工費を期間工数で除して算定した1作業時間当たりの加工費であり、入札等に参加しようとする者等の財務会計資料等に基づいて

装備施設本部等が設定している。)を乗ずることなどにより計算することとなっている。このため、加工費は、外部証ひょう類によって確認が可能な直接材料費等とは異なり、契約相手方の管理会計上の関係書類による確認にとどまるため、改ざん等のリスクは一般に高くなる。

また、防衛装備品等の調達に係る契約方法については、契約締結時に適切な計算価格を算定することができない場合には、準確定契約、超過利益返納条項付契約又は概算契約(以下、これらを合わせて「準確定契約等」という。)が採用されている。準確定契約等においては、防衛省は、原価監査官等を契約相手方に赴かせるなどして、契約相手方が契約履行のために支出又は負担をした費用が原価として妥当であるか否かを審査するための原価の監査又は調査を実施することとしている。

さらに、原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約相手方について、その契約相手方が採用している原価計算システムの適正性を確認するための制度調査を実施することとしている。

イ 人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要

(ア) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における契約の概要

独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「宇宙機構」という。)は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)等に基づき、人工衛星等の開発等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施している。

人工衛星等の開発等の請負契約等に係る予定価格の算定方式については、市場価格が形成されていない場合が多いため、このような場合には、原価計算方式を採用することとされている。

また、人工衛星等の開発に係る契約方法については、確定契約のほか、契約締結時の契約金額を上限金額とし、実際に要した額を基に契約金額を確定する上限付概算契約(以下、準確定契約、超過利益返納条項付契約、概算契約及び上限付概算契約を「概算契約等」と総称する。)がある。このうち、上限付概算契約においては、原価監査を実施することとなっており、また、原価計算方式で予定価格を算定する契約においては、制度調査を実施することとなっている。

また、宇宙機構は、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター(以下「衛星センター」という。)から委託を受けて情報収集衛星の開発を実施している。

(イ) 衛星センターにおける契約の概要

衛星センターは、情報収集衛星の研究、開発、運用等を宇宙機構、独立行政法人情報通信研究機構(以下「通信機構」という。)、民間企業等との委託契約等を締結することにより実施している。

情報収集衛星の研究、開発、運用等の委託契約等に係る予定価格の算定方式については、原価計算方式を採用しており、契約を締結する者から見積書の提出を受け、その見積書の見積額を査定することなどにより行っている。

また、情報収集衛星の研究、開発、運用等の契約方法については、確定契約が原則であるが、契約締結時に契約金額の確定が困難な場合には、概算契約が採用されている。このうち概算契約においては、契約金額を確定させるための調査を実施することとなっている。

(ウ) 通信機構における契約の概要

通信機構は、独立行政法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)等に基づき、情報収集衛星の開発その他の研究、開発等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施している。

このうち情報収集衛星の開発については随意契約により、情報収集衛星の開発以外の研究、開発等については原則として公募による随意契約によりそれぞれ実施している。

請負契約等に係る予定価格の算定方式については、情報収集衛星の開発では原価計算方式を採用しており、宇宙機構の契約相手方と契約を締結する場合は、宇宙機構と同じ加工費率等を使用することになっている。また、情報収集衛星の開発以外の研究、開発等では、採択した民間企業等から見積書を提出させ、その見積書に記載された見積額を査定することにより行っている。

また、契約方法については、情報収集衛星の開発では上限付概算契約を採用しており、情報収集衛星の開発以外の研究、開発等では概算契約を採用している。そして、情報収集衛星の開発に係る上限付概算契約においては、原価監査を実施することとなっており、情報収集衛星の開発以外の研究、開発等に係る概算契約においては、額の確定のための検査(以下、原価の監査又は調査、原価監査、契約金額の額を確定させるための調査又は検査を「原価監査等」と総称する。)を実施することとなっている。さらに、情報収集衛星の開発に係る契約については、制度調査を実施することとなっている。

(エ) 総務省における契約の概要

総務省は、総務省設置法(平成11年法律第91号)、電波法(昭和25年法律第131号)等に基づき、電波資源拡大のための研究開発等を民間企業等と委託契約等を締結することにより実施している。

電波資源拡大のための研究開発の委託契約に係る予定価格の算定方式については、原則として、入札に参加しようとする者等から見積書を提出させ、その見積書に記載された見積額を査定することにより行っている。

また、電波資源拡大のための研究開発の契約方法については、概算契約を採用しており、額の確定のための検査を実施することとなっている。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、平成11年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「装備品等の調達に係る過払事案の処理等について」を掲記しており、本院の所見として、制度調査等のより一層の充実を図り、過払事案の発生原因、背景等を究明し、これに対する有効な対策を講ずるとともに、契約相手方である会社の保有する防衛装備品等に関する情報のより一層の収集、蓄積に努める要があり、もって、これらの施策を通じ防衛装備品等の調達価格の適正化に努め国民の信頼を得るようにすることが肝要であるとしているところである。

しかし、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)は、24年1月27日に、防衛省、宇宙機構及び衛星センターと締結した契約に係る工数等を過大に申告して過大請求

を行っていたことなどを認めた。その後、三菱電機の子会社である三菱スペース・ソフトウェア株式会社(以下「MSS」という。)、三菱プレジジョン株式会社(以下「プレジジョン」という。)、三菱電機特機システム株式会社(以下「三電特機」という。)及び関連会社である太洋無線株式会社(以下「太洋無線株式会社」を「太洋無線」といい、これら4社を「関係4社」という。)並びに住友重機械工業株式会社(以下「住友重機械」という。)及びその子会社である住重特機サービス株式会社(以下「住重特機サービス株式会社」を「住重特機」といい、両社を合わせて「住友重機械等」という。)による過大請求事案が、次々と明らかになった。これら7社による過大請求事案(以下「三菱電機株式会社等による過大請求事案」という。)については、マスコミにおいて大きく報道されており、国民の関心が極めて高く、国会においても質疑が行われている。

また、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、三菱電機、関係4社又は住友重機械等に対して指名停止等の措置を講じているが、その後も、防衛省、宇宙機構、通信機構及び総務省は、指名停止中であっても真にやむを得ない場合に該当するとして、これらの会社と契約を締結している(以下、このような場合に締結した契約を「指名停止中の契約」という。)。このことなどから、早急に原因を究明して、再発防止策を策定することなどが重要な課題となっている。

本院は、三菱電機株式会社等による過大請求事案の発覚以降、検査を実施してきたが、今回の検査の要請を踏まえ、これまで明らかになった検査結果を速やかに国会に報告し、事態の概要の把握や原因究明等に資することとともに、詳細な検証等を終えるに至っていない部分を中心に今後引き続き検査を実施して、最終的な検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

本院は、本件の検査の要請の趣旨を踏まえ更なる検査の徹底を図るなどのため、三菱電機株式会社等による過大請求事案について、合规性、経済性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

- ① 過大請求の経緯について、過大請求はどのような経緯で行われていたのか、特にこれまで明らかになった過大請求事案に対する再発防止策等はどのようなものであったのか、また、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約における過大請求の背景、事情等となるような課題等はないか。
- ② 過大請求の方法、内容等の状況について、過大請求はどのように行われていたのか、特に工数の付替え等の方法はどのようなものか、また、過大請求の目的、動機及び背景はどのようなものか。
- ③ 防衛省等における監査等の実施状況について、制度調査、原価監査等は適切に実施されていたのか、また、三菱電機、関係4社及び住友重機械等における内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等は有効に機能していたのか。

イ 検査の対象及び方法

本院は、防衛省内部部局、同省装備施設本部等において、防衛省が19年度から23年度までの間に三菱電機、関係4社及び住友重機械等と締結した防衛装備品等の調達に係る請負契約等を対象として、また、宇宙機構東京事務所、衛星センター、通信機構本部、総務本省等において、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省が三菱電機又は関係4社と締結した情報収集衛星の研究、開発等に係る委託契約等のうち、19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約を対象として、調書を徴し

たり、実際原価計算書等の関係書類を確認したりするなどの方法により会計実地検査を行った。さらに、三菱電機鎌倉製作所及び通信機製作所(以下、三菱電機鎌倉製作所を「鎌倉製作所」、同社通信機製作所を「通信機製作所」という。)、関係4社並びに住友重機械等の各製造拠点に赴いて、精算関係資料や社内の調査資料を確認したり、関係者に説明を求めたり、製造現場を確認したりなどする方法により会計実地検査を行った。

2 検査の結果

(1) 過大請求の経緯、方法、内容等の状況

ア 過大請求の経緯

(ア) これまで明らかになった過大請求事案

a 過去の過大請求事案の件数、返還額等

防衛省が締結した防衛装備品等の調達契約においては、工数を過大に申告するなどした過大請求事案が19件、また、宇宙機構が締結した人工衛星等の研究、開発等に関する請負契約等においても、過大請求事案(宇宙機構の前身の宇宙開発事業団又は文部科学省宇宙科学研究所が締結した契約に係るもの)が4件明らかになっている。

b 過去の過大請求事案に対する再発防止策等

(a) 防衛省の再発防止策

防衛省は、これまでに明らかになった過大請求事案について、次のような再発防止策を講じてきたとしている。

11年6月に関係機関に対して通達を発して、制度調査の受入義務、虚偽の資料の提示・提出の禁止及び原価計算方式で予定価格を算定している契約について、帳票類の保存義務(1年)、虚偽資料を提示・提出した場合の違約金の賦課(過払額と同額。20年4月1日以降は2倍の額)等を定めた特約条項を付すことを記載するとともに、その周知を図ることとした。

また、15年5月に発覚した日本飛行機株式会社による過大請求事案においては、同社が、防衛装備品等以外の工数を防衛装備品等の工数として付け替え、付替え後の状況を反映した原価元帳等の帳票類を作成して、他に真の値を記載した正規の帳票類が存在しなかった(一重帳簿)。このことなどから、防衛庁(当時)は、その後の制度調査においては、帳票類を審査するだけではなく、生産管理情報等との比較検証や内部統制システムの調査を加えたり、公認会計士の助言を求めたりなどして、契約相手方の原価計算システムの適正性の確保に努めることとした。

(b) 宇宙機構の再発防止策

宇宙機構は、防衛省と同様の再発防止策を講じてきたとしている。

(c) 衛星センター、通信機構及び総務省の不正防止対策

衛星センター、通信機構及び総務省は、自ら締結した委託契約等において過大請求事案が明らかになったことがない。このことなどから、衛星センターは、特に関係資料の保存義務や虚偽資料に係る違約金の賦課といった不正防止対策を講じていない。また、通信機構は関係資料の保存義務を定めておらず、総務省は、違約金の賦課について定めていない。なお、衛星センター及び通信機構は、本件

過大請求事案発覚後、三菱電機との契約等について防衛省と同様の措置を講じている。

(イ) 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等

a 競争性、透明性等の確保

防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約は、随意契約の割合が高く、競争が働きにくい面がある。また、原価計算方式により予定価格を算定する機会が多いことなどから、予定価格の算定根拠等の透明性の確保が重要となる。

b コスト削減へのインセンティブ

現行の概算契約等においては、契約相手方のコスト削減努力により工数等が低減した場合についても、契約代金等を減額することとなり、コスト削減の便益を全て発注者が享受することとなっていることなどから、契約相手方において、コスト削減へのインセンティブが働きにくい面がある。

c 指名停止中の契約締結

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は三菱電機等に対して指名停止等の措置を講じているが、その後も、防衛省、宇宙機構、通信機構及び総務省は指名停止中の契約をこれらの会社と締結しており、その件数及び金額は、後記の表1及び表2-1から表2-3までのとおり、計238件、1166億3013万余円に上っている。このように、多額の指名停止中の契約を締結することは、結果的に、指名停止等の措置が契約相手方にとってペナルティとして十分に機能していないと思料される。

上記a、b及びcのとおり、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約については、様々な課題等が内在しており、これらの課題等が過大請求の発生リスクに影響を与えていると思料される。

(ウ) 三菱電機株式会社等による過大請求事案の発生

a 三菱電機及び関係4社による過大請求事案の発生

防衛省、宇宙機構及び衛星センターは、三菱電機が防衛省及び宇宙機構と締結した契約において工数等を付け替えるなど過大請求等を行っているとの情報を受けたことなどから、24年1月17日に調査等を開始した。そして、防衛省等は、同月27日に、三菱電機が過大請求を行っていたことなどを認めて報告したことから、同社に対し指名停止等の措置を執るとともに、三菱電機の過大請求額(過払額)の算定を行うための特別調査等を開始した。また、通信機構及び総務省は、それぞれ2月3日及び3月2日に、同様に過大請求を行っていたとの報告を三菱電機から受けたことから、同社に対し指名停止の措置を執るとともに特別調査等を開始した。

また、防衛省は、2月24日に、関係4社から同様に過大請求を行っていたとの報告を受けたことから、関係4社に対し指名停止の措置を執るとともに特別調査を開始した。さらに、上記のとおり関係4社が防衛省と締結した契約において過大請求を行っていたことが判明したことから、宇宙機構は、4月3日に関係4社に対し同種事態がないか事実確認の調査依頼を文書により行った。

b 住友重機械等による過大請求事案の発生

防衛省は、住友重機械が防衛省と締結した契約において工数を水増しして過大請求を行っているとの情報を受けたことから、24年5月8日に調査等を開始した。そして、防衛省は、同月25日に、住友重機械及び子会社の住重特機が過大請求を行っていたことを認めて報告したことから、住友重機械等に対し指名停止の措置を執るとともに特別調査を開始した。

イ 過大請求の方法、内容等の状況

(ア) 三菱電機及び関係4社による過大請求事案

a 三菱電機による過大請求事案

(a) 契約実績等

三菱電機と、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省との間の契約について、その主な契約内容、主な製造拠点、19年度から23年度までの間の契約実績及び指名停止中の契約の実績は、表1のとおりである。

表1 防衛省等と三菱電機との契約の概要 (単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省	
主な契約内容	03式中距離地对空誘導弾等の製造等	人工衛星(情報収集衛星含む)の開発等	情報収集衛星の研究、開発等	情報収集衛星の開発、通信技術の研究、開発等	衛星通信技術の開発、通信技術の研究開発等	
主な製造拠点	鎌倉製作所 通信機製作所	鎌倉製作所 通信機製作所	鎌倉製作所	鎌倉製作所 通信機製作所 情報技術総合研究所	鎌倉製作所 通信機製作所 情報技術総合研究所	
契約実績	平成19年度	696 119,067,716	157 37,038,987	3 272,647	19 5,759,351	24 2,737,283
	20年度	716 174,344,021	132 42,015,776	1 9,765	19 7,107,642	24 2,386,062
	21年度	705 200,552,341	130 39,851,550	1 303,870	21 8,041,486	30 3,020,656
	22年度	628 119,229,946	106 38,723,087	2 154,350	16 14,698,351	28 1,604,122
	23年度	379 20,913,582	88 8,165,384	1 144,060	15 3,304,541	14 1,740,227
	計	3,124 634,107,609	613 165,794,786	8 884,692	90 38,911,372	120 11,488,351
指名停止等年月日	24年1月27日	24年1月27日	24年1月27日	24年2月3日	24年3月2日	
指名停止中の契約の実績	152 111,843,866	24 1,315,784	なし	3 131,980	5 313,738	

(注) 契約実績は、防衛省については、平成19年度から23年度まで(指名停止まで)の間に締結した契約の実績であり、また、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省については、19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約の実績である。なお、防衛省の契約実績については、装備施設本部の調達(全契約)、陸上、海上、航空各自衛隊の部隊等の調達は「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき契約に係る情報の公表の対象となっている契約であり、指名停止中の契約の実績(24年6月末現在)は、全契約の実績である。宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省の契約実績及び指名停止中の契約の実績(同)は、1件300万円以上のものである。また、金額は単位未満を切り捨てているため、合計しても計欄の金額と一致しない場合がある。以下、表2-1から表2-4まで及び表3において同じ。

(b) 工数付替え等の状況

① 防衛装備品等の調達に関する契約

i 鎌倉製作所における工数付替え等の状況

鎌倉製作所の防衛部門は、防衛省と締結した大半の契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行うための指標として目標工数を設定していた。そして、同防衛部門は、準確定契約等において、契約代金の確定時に契約代金の減額や返納を避けるなどの目的で、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った民需を含む他の契約から実績工数の一部を付け替えて、付け替えた工数を加算した後の工数を当該契約の実績工数として防衛省に申告するなどしていた。また、同部門は、確定契約においても、契約に際して提出する見積書に記載する工数は過去の製造実績に基づいて計上することが基本となっていることなどから、その契約の実績工数が次回以降の契約に際して提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避するために、実績工数が目標工数を下回った場合には、準確定契約等と同様に、実績工数の一部を付け替えるなどしていた。

なお、付替え前の工数データについては、22年8月以前のデータが廃棄されており、それ以降の工数データも最初から目標工数が工数管理システムに直接入力されるなどしていたとしている。

ii 通信機製作所における工数付替え等の状況

通信機製作所の防衛部門は、鎌倉製作所と同様に、目標工数を設定して工数の付替えを行うなどしていた。なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

iii 過大請求額の算定との関係

防衛省は、現在、過払額の算定を行うための特別調査を実施しているが、前記のとおり、鎌倉製作所及び通信機製作所は、実際の作業時間が記録された工数データを一部しか保管していないことなどから、従来の過大請求事案のように、個々の契約の支払済額から、原価元帳その他の帳簿類から確認した真の工数等に基づいて算定した契約金額を差し引いて過払額を算定するという作業ができない状況となっている。このため、防衛省は、現在、保管されていたデータの信頼性を検証するなどした上で、当該データ等から過払額を算定するための「適正な工数」の推定方法等を検討している。

② 人工衛星等の研究、開発等に関する契約

i 鎌倉製作所における工数付替え等の状況

鎌倉製作所の宇宙部門は、防衛部門が防衛省との契約で行っていたのと同様に、宇宙機構、衛星センター及び通信機構と締結した大半の契約において、工数の付替えを行うなどしていた。なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

三菱電機が総務省との間で19、20両年度に締結した概算契約2件においては、実際に作業を実施した鎌倉製作所の相模工場は、工数管理担当者が、

実績工数の集計の際に、課員が入力した実績工数を目標工数に達するよう水増しするなどしていたが、実際の作業時間が記録された工数データが保管されていたとしている。

ii 通信機製作所における工数付替え等の状況

通信機製作所の宇宙部門等は、鎌倉製作所の宇宙部門と同様に、宇宙機構、通信機構及び総務省と締結した大半の契約において、目標工数を設定して工数の付替えを行うなどしていた。なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

iii 過大請求額の算定との関係

(i) 概算契約等について

宇宙機構、衛星センター及び通信機構は、防衛省と同様に、現在、過払額を算定するための「適正な工数」の推定方法等を検討するなどしている。

また、三菱電機は、前記のとおり、相模工場が担当した2件の契約の実際の作業時間が記録された工数データを保管していたとしていることから、24年5月に総務省へこれらの工数データを基礎として実績報告書を再提出した。総務省は、同年6月にこれにより額の再確定を行い、三菱電機から同年7月に過払額1796万余円、延滞金809万余円、計2605万余円の返還を受けた。

(ii) 確定契約について

三菱電機は、人工衛星等の研究、開発等に関する確定契約において、見積書の工数の算出に当たって、過去の工数を参考とせず、その都度、必要と見込まれる工数を積み上げて算出していることなどから、工数の付替えを行っていても過大請求には当たらないとしている。しかし、確定契約の中には、同一仕様ではないとしても同種の作業を含む契約が次年度以降に締結されていることもあることから、工数の付替えを行った契約の工数を翌年度以降の契約に反映させたこととなっていないか、引き続き検査する必要がある。

(c) 工数付替え等の目的、背景、動機等

工数の付替え等の目的は、前記のとおり、概算契約等における契約代金等の確定時に契約代金等の減額や返納を避けることなどであるが、さらに、各部、各課の人員確保のためや、利益の確保のためといった背景、動機等があったなどとしている。

b 関係4社による過大請求事案

(a) 契約実績等

関係4社と、防衛省、宇宙機構、通信機構又は総務省との間の契約について、その主な契約内容、主な製造拠点、19年度から23年度までの間の契約実績及び指名停止中の契約の実績は、表2-1から表2-4までのとおりである。

表2-1 防衛省等とMSSとの契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
主な契約内容	ペトリオットミサイルの品質確認試験(解析)等	宇宙・航空システムの開発等		サーバー運用支援作業等	システム用機器の賃貸借等
主な製造拠点	鎌倉事業部	鎌倉事業部		つくば事業部	つくば事業部
契約実績	平成19年度	23 1,123,355	43 469,478	1 3,780	12 361,286
	20年度	27 1,349,943	33 508,076	3 13,891	6 241,836
	21年度	27 954,060	38 450,833	0 3,780	4 165,633
	22年度	21 1,140,103	41 719,289	0 3,780	2 153,724
	23年度	14 346,350	25 558,668	1 3,937	4 148,271
	計	112 4,913,813	180 2,706,344	5 29,169	28 1,070,752
指名停止等年月日	24年2月24日	指名停止等なし		指名停止等なし	指名停止等なし
指名停止中の契約の実績	1 1,060	—		—	—

表2-2 防衛省等とプレジジョンとの契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
主な契約内容	F-15用フライトシミュレータプログラム維持等	航空・宇宙・慣性・電波各機器の開発等		手術手技教育訓練システムの開発	
主な製造拠点	鎌倉事業所	鎌倉事業所		鎌倉事業所	
契約実績	平成19年度	157 5,732,787	17 582,567	1 43,982	
	20年度	134 4,009,529	13 516,773	1 43,998	
	21年度	139 3,786,692	10 577,984	—	
	22年度	131 3,594,068	10 644,509	—	
	23年度	129 6,393,105	12 348,135	—	
	計	690 23,516,183	62 2,669,970	2 87,980	
指名停止等年月日	24年2月24日	指名停止等なし		指名停止等なし	
指名停止中の契約の実績	30 2,623,691	—		—	

表2-3 防衛省等と三電特機との契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
主な契約内容	レーダーセット AN/AGP-63 構 成品修理等	衛星搭載機器の 開発等		多周波電磁環境 統計測定装置等	
主な製造拠点	東部事業部 西部事業部	東部事業部		東部事業部	
契約実績	平成 19年度	270 10,493,452	2 18,778	8 155,591	
	20年度	258 11,048,932	4 46,196	2 22,260	
	21年度	265 11,696,469	2 121,492	3 27,363	
	22年度	236 12,565,327	3 17,430	—	
	23年度	258 10,351,577	2 72,440	—	
	計	1,287 56,155,759	13 276,338		13 205,214
指名停止等年月日	24年2月24日	指名停止等なし		指名停止等なし	
指名停止中の契約 の実績	23 400,014	—		—	

表2-4 防衛省等と太洋無線との契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
主な契約内容	航空機搭載用救 難無線機等	電波監視用器材 等			携帯型方向探知 機等
主な製造拠点	本社工場	本社工場			本社工場
契約実績	平成 19年度	41 488,869	—		3 41,580
	20年度	36 416,389	1 5,040		4 80,797
	21年度	44 446,131	—		4 48,751
	22年度	41 258,206	—		4 67,951
	23年度	40 354,196	—		2 43,470
	計	202 1,963,794	1 5,040		17 282,550
指名停止等年月日	24年2月24日	指名停止等なし			指名停止等なし
指名停止中の契約 の実績	なし	—			—

(b) 工数付替え等の状況

① 防衛装備品等の調達に関する契約

i 工数付替えの状況

関係4社の防衛部門は、三菱電機と同様に、防衛省と締結した大半の契約について目標工数を設定して工数の付替えを行うなどしていた。なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

ii 過大請求額の算定との関係

防衛省は、三菱電機と同様に、過払額を算定するための「適正な工数」の推定方法等を検討している。

② 人工衛星等の研究、開発等に関する契約

i 工数付替えの状況

概算契約等は、プレジジョンが通信機構と締結した2件のみで、プレジジョンは工数の付替えを行っていなかったとしている。

確定契約については、MSS、プレジジョン及び三電特機が宇宙機構と締結した契約、三電特機が通信機構と締結した契約並びに太洋無線が総務省と締結した契約において、工数の付替えが行われるなどしていた。なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、防衛部門と同様に、一部しか保管されていないなどとしている。

ii 過大請求額の算定との関係

関係4社は、確定契約において、三菱電機が宇宙機構等と締結した確定契約と同様に、工数の付替えを行っていたとしても過大請求には当たらないとしている。しかし、三菱電機の宇宙部門等の確定契約と同様に、引き続き検査する必要がある。

(c) 工数付替え等の目的、背景、動機等

工数の付替えの目的は、三菱電機と同様に、概算契約等における契約代金等の確定時に契約代金等の減額や返納を避けることなどであるが、さらに、三菱電機と同様に社内の各部、各課の人員確保や利益確保のため、また、工数の付替えが引継事項として当たり前のように行われてきたことから、契約上の違反行為としての認識が薄くなっていたこと、三菱電機から移管された事業については、工数を変えることが三菱電機に迷惑をかけることになるとの配慮があったことといった背景、動機等があったなどとしている。

(イ) 住友重機械等による過大請求事案

a 契約実績等

住友重機械等と防衛省との間の契約について、その主な契約内容、主な製造拠点、19年度から23年度までの間の契約実績及び指名停止中の契約の実績は、表3のとおりである。

表3 防衛省と住友重機械等との契約の概要
(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関		防衛省	
会社		住友重機械	住重特機
主な契約内容		高性能20mm機関砲用弾薬給弾装置等	20mm対空機関砲定期修理等
主な製造拠点		田無製造所	田無製造所(本社)
契約実績	平成19年度	132 5,381,906	58 1,353,107
	20年度	124 3,470,759	50 1,171,564
	21年度	121 3,488,953	60 1,376,780
	22年度	101 3,117,749	43 1,147,615
	23年度	130 3,845,562	61 1,403,120
	計	608 19,304,932	272 6,452,189
指名停止等年月日		24年5月25日	24年5月25日
指名停止中の契約の実績		なし	なし

b 工数水増し等の状況

(a) 住友重機械における工数水増し等の状況

住友重機械は、防衛省と締結した大半の契約において、契約に際して防衛省に提出した見積書の工数又はこれに近似した工数(以下、これらの工数を「見積工数」という。)を目標工数として設定していた。そして、確定契約においては、見積工数は過去の製造実績に基づいて計上することが基本となっていることなどから、その契約の実績工数が次回以降の契約に際して提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避するために、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分について、防衛装備品の製造等に直接従事した時間ではない各製品共通の作業等に従事した時間(間接作業時間)を当該防衛装備品等の工数に振り替えることなどにより実績工数を目標工数まで水増しするなどしていた。また、準確定契約等においても、確定契約と同様に工数の水増しを行うなどしていた。なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

(b) 住重特機における工数水増し等の状況

住重特機は、防衛省と締結した大半の概算契約において、住友重機械と同様に、間接作業時間を当該防衛装備品等の工数に振り替えたり、関係会社から人材の応援があったと偽装して、応援されたとする人の架空工数を計上したりなどして工数の水増しを行うなどしていた。なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

(c) 過大請求額の算定との関係

防衛省は、現在、過払額の算定を行うための特別調査を実施している。

c 工数水増し等の目的、背景、動機等

工数の水増し等の目的は、前記のとおり、確定契約においては、次回以降の契約に際して提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避することなどであるが、さらに、住友重機械は、防衛装備品の収益で民生品の損失を補填するという面もあったこと、住重特機においては、住友重機械から移管された事業であるため、工数を変えることが住友重機械に迷惑をかけることになるとの配慮があったことといった背景、動機等があったなどとしている。

(2) 防衛省等における監査等の実施状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省による三菱電機、関係4社又は住友重機械等に対する制度調査、原価監査等の実施状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 防衛省等による制度調査の実施状況

表4-1のとおり防衛省及び宇宙機構は制度調査を実施していたものの、衛星センター、通信機構及び総務省はいずれも制度調査を実施していなかった。このうち、総務省は、原価計算方式で予定価格を算定していないことから、制度調査については実施する必要がないとしている。

表4-1 制度調査の実施の有無

防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
通達や実施要領等に基づき実施している。	要領や契約条項に基づき実施している。	内部規程や契約条項に制度調査の規定がないため実施していない。	契約条項で規定しているが、宇宙機構の加工費率等を採用しており宇宙機構が制度調査を実施しているとして実施していない。	原価計算方式で予定価格を算定していないことから実施していない。

防衛省及び宇宙機構は、制度調査を実施するに当たり、あらかじめ調査の日程、対象とする契約等の調査内容等について契約相手方と調整を行い、調査実施日の数箇月前に契約相手方に通知していた。

この通知を受けた会社側の対応、防衛省及び宇宙機構の実施方法等は表4-2のとおりとなっていた。また、防衛省及び宇宙機構は、事前通告なしの抜き打ち調査を実施していない。

表4-2 制度調査の直近の実施状況(平成19年度以降)

	会 社	防衛省	宇宙機構
実 施 年 度	三菱電機	平成22年度	21年度
	MSS	22年度	21年度
	プレシジョン	22年度	19年度
	三電特機	22年度	—
	太洋無線	23年度	—
	住友重機械	20年度	—
	住重特機	20年度	—
会社側の対応	<p>①工数管理システム等の調査の際に、工数修正専用端末や工数修正プログラムの存在を開示しなかった。</p> <p>(注)</p> <p>②フロアチェックの際に、実際の作業とは異なる工数計上が発覚する懸念があったため、調査実施日の数箇月前に調査内容や調査対象契約が通知されることから次のような対応を執っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の際にはあらかじめ決めておいた作業内容を実演してその作業時間をそのまま計上した。 ・入力した実績工数が自動的に目標工数に修正されないように、工数修正プログラムの使用を停止していた。 ・工数の入力を行う端末の画面に実績工数が表示されないようにしていた。 ・作業員が少なくて済む自動工作機械に多くの作業員を張り付けていた。 ・作業員等への直接の質問や不用意な回答を防ぐために対応者を管理職等に限定するなどしていた。 <p>③帳簿類の調査の際には、事前の打合せのときに対象契約数や帳票類の種類を極力限定するようにしていた。</p> <p>④予定外の調査や行動が行われないよう日程調整を行っていた。</p>		
実 施 方 法	事前に調整した調査内容等に従って、原則として会社が設定した事項に限定した調査を実施するなどしていた。		
抜き打ち調査	実施していない。		

(注) フロアチェック 制度調査や原価監査等において、作業現場に赴いて作業実態、工数計上の手続等を確認するための調査

このように、制度調査は、衛星センター及び通信機構においては実施されておらず、防衛省及び宇宙機構においても、会社と事前に調整した範囲内に限定して実施されているなど有効に機能するものとはなっていなかった。また、事前通告なしの抜き打ち調査は実施されておらず、抜き打ち調査が効果的に実施できるような体制の整備も検討されていないなどのため、帳簿類の調査のみでは発見が困難な一重帳簿による工数の付替え等には対応できない状況となっていた。

イ 防衛省等による原価監査等の実施状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、三菱電機、関係4社又は住友重機械等と締結した概算契約等について、いずれも原価監査等を実施していた。

しかし、防衛省等は原価監査等の際は、防衛省等が監査すべき事項を指定すべきであるのに、表5のとおり、三菱電機等の各会社があらかじめ事前に準備した事項についての確認を中心に監査するなどしていた。また、防衛省等は、事前通告なしの抜き打ち監査を実施していない。

表5 原価監査等の実施状況(平成23年度)

	会社	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
実施件数	三菱電機	250件	4件	1件	2件	1件
	MSS	2件	/	/	/	/
	プレシジョン	100件				
	三電特機	194件				
	太洋無線	20件				
	住友重機械	14件				
	住重特機	45件				
	会社側の対応	予定外の監査等が行われないよう事前に日程及び調査項目の打合せを行うなどしていた。				
実施方法	①個別に管理職等に説明を求めていたものの、会社が事前に準備した事項についての確認が中心となっているなどしていた。 ②実際に工数計上を行った担当者への聴取が十分でなかった。 ③一部の調達機関は、各会社へ赴いて行う実地監査を実施せず、各調達機関に送付させた帳票類を含む関係資料を突合するなどの形式的な確認のみ行っていた。					
抜き打ち監査	実施していない。					

(注) 防衛省は、装備施設本部及び陸上、海上、航空各自衛隊の部隊等がそれぞれ締結した契約について、各部隊等がそれぞれ実施していることから、実施件数が多くなっている。

そして、原価監査に関する要領等についてみると、陸上自衛隊の一部の部隊、航空自衛隊、衛星センター、通信機構及び総務省において、要領等が定められていなかったり、定められていても十分なものとはなっていないなどしていた。

このように、原価監査等は、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省のいずれにおいても実施されていたが、その実施状況をみると、制度調査と同様に、有効に機能するものとはなっておらず、一重帳簿による工数の付替え等には対応できない状況となっていた。

ウ 三菱電機等による内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の実施状況

(ア) 三菱電機による施策等の実施状況

三菱電機は、5年以降に多数発覚した他社の過大請求事案を受けても、防衛省等が求める再発防止策等の周知を十分行っていなかったり、これらに対応した内部統制が十分機能するようになっていなかったり、法令遵守等に係る施策等を講じていなかったりしていた。また、本社監査部、法務部等の内部統制、コンプライアンス部門によれば、両製作所の関係者が、内部監査において、工数の付替えの事実を告げなかったこと、内部通報制度においても工数の付替えの通報がなかったことなどから、今回の両製作所における過大請求の実態に気付くことができなかったなどとしている。

(イ) 関係4社による施策等の実施状況

関係4社においては、三菱電機と同様に、不祥事案の再発防止に重点を置いたものにとどまっていたなどのため、今回の過大請求の実態に気付くことができなかったなどとしている。

(ウ) 住友重機械等による施策等の実施状況

住友重機械等においては、三菱電機と同様に、本社の内部統制、コンプライアンス等の担当部門が過大請求の実態に気付くことができなかつたなどとしている。

なお、上記アからウまでの各事態で取り上げた防衛省等における監査等の実施状況のうち、早急に改善策を講ずる必要があるものなどについては、予算の執行のより一層の適正化を図るよう、24年10月25日に、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、独立行政法人情報通信研究機構理事長及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長に対して、それぞれ会計検査院法第36条の規定により意見を表示した(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項、61ページ、96ページ、676ページ、774ページ及び823ページ参照)。

3 検査の結果に対する所見

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、今回の過大請求事案に対する特別調査等を引き続き実施して、事態の全容の解明、過大請求額の算定、返還の請求等を行うとともに、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する予算の執行のより一層の適正化を図るよう、次の点に留意する必要がある。

ア 資料の信頼性確保に関する措置について

防衛省及び宇宙機構においては、前記のとおり、資料の信頼性確保に関する措置として関係資料の保存義務、虚偽資料に係る違約金の賦課等について契約相手方への周知は行われていたものの、現に本件過大請求事案が発生したことなどを踏まえ、信頼性確保の措置のより一層の実効性の向上に努めること。また、衛星センター、通信機構及び総務省においては、関係資料の保存義務、虚偽資料に係る違約金の賦課等の資料の信頼性確保に関する措置について、より一層の体制の整備を図ること

イ 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等について

防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する競争性、透明性等の確保やコスト削減へのインセンティブ、ペナルティの実効性等の課題等は、過大請求の発生リスクに影響を与えているとの認識に立って、関係機関等が連携して、引き続き調達制度等の在り方等について更なる検討を行うこと

ウ 制度調査について

(ア) 制度調査を実施する担当官が自ら調査項目等を選定して、直ちに作業員等への聴取を実施したり、適宜調査項目を変更したりするなどして、形式的な調査にならないよう留意し、契約相手方に対する牽制効果が十分に働くようにすること

(イ) 作業現場に赴いて作業実態、工数計上の手続等を実地に確認するフロアチェックを行う場合には、管理職等のみ想定される範囲内の質問をするのではなく、実際の作業員等に想定外の質問も含む質問を行うようにするなど、フロアチェックの充実・強化を図ること

(ウ) 衛星センター及び通信機構においては、制度調査を実施できるよう早急に体制の整備を図るとともに、その実施に当たっては、他の調達機関と連携を図るなどして、制度調査の充実・強化を図ること

(エ) 一重帳簿による過大請求を発見したり抑止したりするため、必要に応じて事前通告なしの抜き打ち調査等を実施するとともに、その調査手法の開発や実施体制の整備を図ること

エ 原価監査等について

- (ア) 契約相手方が示す事項に対する事実確認等にとどまることなく、様々な観点からの監査及び確認を行うなどして、形式的な監査にならないよう留意し、契約相手方に対する牽制効果が十分に働くようにすること
- (イ) 関係書類の照合等にとどまることなく、作業実態に関する質問を行うなどして事実の把握及び確認に努めること
- (ウ) 防衛省においては、地方調達に係る原価監査等の基準を統一的に整備したり、衛星センター、通信機構及び総務省においては、原価監査等の具体的方法、内容等を定めた要領等を整備したりするなど、体制の整備を図ること
- (エ) 一重帳簿による過大請求を発見したり抑止したりするため、制度調査と同様に、必要に応じて事前通告なしの抜き打ち監査等を実施するとともに、その監査手法の開発や実施体制の整備を図ること

オ 内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等について

契約相手方に対して制度調査、原価監査等を実施するなどの際は、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省が講じた再発防止策等についての契約相手方に対する浸透度合を確認し、また、内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の状況について聴取等を行うなどして、契約相手方の原価計算システムの適正性、過大請求の発生リスク等についての的確に判断するとともに、必要に応じて適切な指導を行うなどして過大請求の発生リスクの低減に努めること

本院としては、内閣官房、総務省、防衛省、通信機構及び宇宙機構が今後行うこととしている損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況について検証等を終えるに至っていない部分があることなどから、これらを中心に引き続き検査して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第9 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について

要請を受諾した年月日	平成24年8月28日
検査の対象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
検査の内容	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成24年10月25日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(2) 平成22年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、24年8月27日に検査を要請する旨の上記決議を行っているが、同日に「平成22年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保について

平成23年度の東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況については、全体予算14兆9243億円のうち、翌年度繰越額が4兆7694億円、不用額が1兆1034億円と多額に上っており、予算の執行率は約6割にとどまった。特に、復興庁所管の経費1兆3141億円のうち1兆3101億円は執行されずに繰り越され、23年度における執行率は0.02%となっており、また、国土交通省所管の経費では、災害公営住宅等整備事業費1115億円のうち、執行額等はわずか3億円であり、残り1112億円が不用額として処理されるなど、復旧・復興関係予算の執行が当初の予定どおり進んでいない事態が明らかとなっている。

政府は、これらの事態が被災地における早期の復旧・復興や住民の生活再建の支障となることを認識し、事業の着手に必要な復興計画との調整等を速やかに実施した上で、迅速かつ円滑な予算執行に努めるべきである。また、予算の執行率が極端に低かった事業については、事業費の見積りが適切であったか検証するなどして必要な見直しを行い、多額の国民負担によって賄われている復旧・復興予算が適正、有効かつ効率的に活用されるよう、最善を尽くすべきである。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、東日本大震災からの復興等に対する事業に関する各事項について、効率性、有効性等の観点から、①被災の状況はどのようなものとなっているか、また、被災に対して国はどのような施策等の対応を執っているか、②復旧・復興に係る予算はどのような経費に配分されているか、また、「東日本大震災からの復興の基本方針」における復興施策等はどういった事業により実施されているか、③復旧・復興予算に係る復旧・復興事業は、支出、繰越しなどの執行状況からみて、円滑かつ迅速に実施されているか、④被災した地方公共団体において復興特別区域制度の復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の作成等の状況はどのようになっているか、また、これらの計画に基づく特例等はどういったように適用されているか、⑤被災した地方公共団体において復旧・復興事業の実施状況及び実施体制はどのようになっているかなどに着眼して、23年度に東日本大震災復興関係経費の予算が措置されている国会等16府省庁を対象として検査した。

検査に当たっては、上記の16府省庁から調書を徴するほか、公表されている資料等を基に在庁して調査分析を行うとともに、16府省庁の内部部局等に対する会計実地検査を行った。また、被災した地方公共団体のうち58市町村に対して調査票を送付して、その回答を徴するなどして調査分析を行った。

2 検査の結果

(1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 被害の概要

23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県北部で震度7を観測したほか東日本を中心に広い範囲で揺れを観測し、また、東北地方から関東地方北部までを中心に太平洋沿岸の広い範囲で津波を観測した。さらに、同日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)においては、大量の放射性物質が放出されるという重大な事故が発生した。

東日本大震災による被害は、次のとおりである。

(ア) 人的被害

死者、行方不明者等の人的被害は、いまだ全容の把握に至っていないが、死者15,868人、行方不明者2,848人(24年8月15日現在)等となっている。

(イ) 建物への被害

建物への被害については、津波により水没し壊滅した地域があり、全壊129,319戸、半壊263,925戸、一部破損725,935戸(24年8月15日現在)等となっている。

(ウ) その他の被害状況

海岸や河川の堤防等への被害については、海岸堤防護岸で全壊・半壊、国の直轄管

理河川や県・市町村管理河川における堤防決壊や大規模崩落等の被害が確認されている。

また、交通への被害については、高速道路や国の直轄国道等が被災により通行止めとなったのを始め、新幹線や在来線等の運転が休止となり、空港や港湾の使用が不可能になるなどした。

さらに、農地、農業用施設、農作物等や林野及び水産関係についても、甚大な被害が発生するとともに、東北の太平洋沿岸における広範囲な地盤沈下による深刻な影響も見受けられた。

(エ) 被害額の推計

内閣府によれば、東日本大震災における建築物、ライフライン施設、社会基盤施設、農林水産関係等への被害額は、約16兆9000億円と推計されている。

イ 国の被害応急対応

(ア) 緊急災害対策本部の設置及び被災者の救援・救助

国は、23年3月11日、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく緊急災害対策本部と原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく原子力災害対策本部を、いずれも内閣総理大臣を本部長として設置して、翌12日には、今回の震災について激甚災害の指定を行う政令を閣議決定した。

そして、被災者の救援・救助活動等のため、都道府県警察の広域緊急援助隊等、消防本部の緊急消防援助隊、国土交通省の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、海上保安庁の特殊救難隊等、防衛省の自衛隊、厚生労働省の派遣要請による災害派遣医療チーム(DMAT)等が、被災地に派遣された。

(イ) 避難の状況

東日本大震災の発生により、多くの被災者は自宅等を離れ、避難所、親族・知人宅等へ避難することとなった。復興庁等によれば、避難者数は震災発生直後のピーク時において約47万人とされ、震災から1週間を経過した時点では、約38万人が避難所2,182か所に避難していたとされている。

そして、24年7月末においても避難者は全国に約34万3000人いることが把握されている。このうち、原子力発電所の事故等により、長期避難を余儀なくされた福島県から県外への避難者は、約6万人と多数に上っている。

(ウ) 仮設住宅等の状況

国は、被災者に対する当面の住宅を提供するため、応急仮設住宅の設置を推進した。応急仮設住宅は、東北3県において53,951戸、その他4県を含めて計54,266戸の設置が必要とされ、24年8月1日時点で必要戸数の97.8%が完成している。

(エ) 災害廃棄物等の処理

大規模な地震及び津波により、大量の災害廃棄物等(がれき)が発生した。その量は、災害廃棄物として2162万t、津波堆積物として959万t、計3121万tと推計されている。

このうち処理・処分が行われたものは、災害廃棄物に係るものが598万t、津波堆積物に係るものが43万t、計641万tとなっている。なお、災害廃棄物等の推計量については、処分が進むにつれて、より正確な数値へと見直しが行われている。

(オ) 原子力発電所の事故発生に伴う警戒区域等の設定

国は、23年4月21日、福島第一原発から半径20km圏内を警戒区域に設定するとともに、同月22日、計画的避難区域、緊急時避難準備区域を設定した。

また、国は、24年3月末まで警戒区域等としていた地域について、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域として、2市1町2村、1市2村、1市1村にそれぞれ見直し、4町1村を警戒区域として、2町1村を計画的避難区域として引き続き設定している。

ウ 国の復旧・復興への取組

(ア) 東日本大震災復興構想会議

国は、甚大な被害を受けた被災地の復旧・復興のため、東日本大震災復興構想会議を開催し、同会議により「復興への提言～悲惨のなかの希望～」が取りまとめられた。

この中で、必要な各種の支援措置を具体的に検討し、区域・期間を限定した上で、これらの措置を一元的かつ迅速に行える「特区」手法を活用することが有効であること、復興の主体である地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、効率性や透明性を確保しながら真に復興に役立つ事業を進めることが求められることから、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みが必要であること、現行制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討すべきことなどが提言された。

(イ) 東日本大震災復興基本法

東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。)は、23年6月24日に施行され、東日本大震災からの復興の基本理念、復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備等に併せて、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針が定められた。

(ウ) 東日本大震災からの復興の基本方針

東日本大震災復興対策本部は、復興基本法に基づく国による復興のための取組の基本方針として、東日本大震災からの復興の基本方針(以下「復興基本方針」という。)を決定した。

復興基本方針においては、復興期間は10年間とし、当初の5年を「集中復興期間」と位置付けている。また、国は被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策等を実施したり、復興特区制度を創設したりして、必要な支援を実施するとされている。

そして、これらの施策を実施するため、国は、「集中復興期間」に実施する施策・事業の事業規模については、国と地方(公費分)とを合わせて、少なくとも19兆円程度と見込んでおり、10年間の復旧・復興対策の規模については、少なくとも23兆円程度を見込んでいる。

(エ) 復興庁の設置

復興庁は、復興庁設置法(平成23年法律第125号)に基づき、内閣に設置され、24年2月10日に開庁した。同庁は、復興基本法の基本理念にのっとり、復興に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務としている。

復興庁は、その任務を達成するため、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策の実施の推進及び総合調整に係る事務を行うこととされている。また、復興に関する行政各部の事業を統括して監理することとし、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、対応方針を定め、これに基づき事業の改善又は推進等の措置を講ずることとされている。そして、復興に関する事業に必要な予算を一括して要求し確保するとともに、実施計画を定めた上で、当該事業を自ら執行するか、又は関係行政機関に予算を配分して、対応方針及び実施計画等を通知することにより、支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め、当該事業を執行させることとされている。さらに、関係地方公共団体の求めに応じて、政府全体の見地から、情報提供、助言その他必要な協力を行うこととされている。

(オ) 福島復興再生特別措置法

原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)が24年3月30日に成立した。この法律では、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの福島復興再生協議会等について定めている。

国は、同年7月13日に、福島復興再生基本方針を閣議決定し、今後、同方針に即して、避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画等の作成・認定等が実施され、復興再生のための措置が実行されるとともに、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置が実行されることとなっている。

(2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

ア 東日本大震災の復旧・復興に係る予算及びその財源の状況

当面の復旧事業を中心に、がれき処理、仮設住宅の建設、道路・港湾の復旧等に係る経費として財政措置された4兆0153億余円を計上した第1次補正予算(以下「1次補正」という。)が23年5月2日に、原子力損害賠償、被災者支援等に係る経費として財政措置された1兆9106億余円を計上した第2次補正予算(以下「2次補正」という。)が7月25日に、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費9兆2438億余円(年金臨時財源の補填分2兆4896億余円を除く。)を計上した第3次補正予算(以下「3次補正」という。)が11月21日にそれぞれ成立した。

財源についてみると、1次補正は既定経費の減額等として4兆0153億余円、2次補正は前年度剰余金受入として1兆9106億余円、3次補正は復興債等として9兆2438億余円が充てられている。

イ 東日本大震災復旧・復興事業の実施状況

(ア) 経費項目別の執行状況

各府省庁所管の復旧・復興事業の実施状況について、23年度の予備費及び1次補正から3次補正までの経費項目別に、歳出予算現額(以下「予算現額」という。)、支出済歳出額(以下「支出済額」という。)、翌年度繰越額(以下「繰越額」という。)及び不用額

を調査するとともに、執行状況について分析した。

a 一般会計における執行状況

一般会計における23年度の執行状況についてみると、予算現額14兆9243億余円、支出済額9兆0513億余円、繰越額4兆7694億余円、不用額1兆1035億余円となっている。

そして、各補正予算ごとの支出済額の予算現額に対する割合(以下「執行率」という。)についてみると、予備費100%、1次補正61.8%、2次補正75.1%、3次補正57.3%、計60.6%となっている。これらを経費別にみると全て執行されている経費項目が多くある一方で、年度内に全く執行されないままその大半が翌年度に繰り越されている経費や執行率が20%程度と低くなっている経費項目も見受けられ、経費項目別の執行率が区々となっている。

b 一般会計及び特別会計における執行状況

補正予算に計上した経費は、一般会計から特別会計に繰り入れて、復旧・復興事業を行っているものが含まれていることから、一般会計における執行状況だけでなく、特別会計における執行状況を反映した支出済額の予算現額に対する割合(以下「支出率」という。)についてみると、予備費100%、1次補正61.6%、2次補正69.0%、3次補正48.1%、計54.2%と、一般会計における執行率の計60.6%と比較して低くなっている。

(イ) 事業別の執行状況(1次補正から3次補正まで)

a 支出率の状況

各府省庁において実施されている921件の復旧・復興事業の執行状況についてみると、支出率が80%以上となっている事業は、1次補正108件(45.5%)、2次補正30件(53.5%)、3次補正209件(33.2%)、計347件(37.6%)となっており、いずれも高い割合となっている。また、支出率が20%未満となっている事業は、1次補正33件(13.9%)、2次補正7件(12.5%)、3次補正297件(47.2%)、計337件(36.5%)となっており、3次補正が1次補正及び2次補正に比べて高い割合となっている。これは、3次補正が23年11月に成立したことから、事業執行期間が約5か月となっていることなどによる。さらに、1次補正の事業であるにもかかわらず支出率が0%となっている事業がある一方で、3次補正の事業でも支出率が100%となっている事業も見受けられる。

b 繰越しの状況

繰越額についてみると、1次補正8142億余円、2次補正4222億余円、3次補正4兆4838億余円、計5兆7203億余円となっていて、全体の38.3%が翌年度に繰り越されている。

そして、繰越額の予算現額に対する割合(以下「繰越率」という。)が100%となっている事業は、1次補正2件(0.8%)、2次補正1件(1.7%)、3次補正83件(13.2%)となっていて、3次補正が件数、割合ともに高く、628件の事業のうち240件(38.2%)が予算現額の80%以上を翌年度に繰り越している。一方、繰越率が0%となっている事業についてみると、1次補正145件(61.1%)、2次補正43件(76.7%)、3次補正279件(44.4%)となっていて、1次補正、2次補正ともに割合

が高くなっているが、3次補正は他の補正予算と比べて低い割合となっている。

繰越事由のうち、最も多くなっているのは、1次補正、2次補正、3次補正ともに「計画に関する諸条件」で全体で350件(繰越しがある事業計454件の77.0%)となっている。

そして、「計画に関する諸条件」のうち、1次補正、2次補正及び3次補正の合計で、最も事業数が多い繰越事由は「基本計画の策定・変更」の127件(27.9%)であり、その具体的な内容は、実施事業を精査したところ、事業実施期間を十分に確保する必要があったこと、基本計画の策定に当たり、所有者同士の合意形成に時間を要したことなどのためであるとしている。また、繰越事由の「その他」の具体的な内容は、復興計画等との調整を要したこと、外部有識者からの指摘に基づき事業期間を見直したことなどのためであるとしている。

c 不用の状況

不用額についてみると、1次補正7038億余円、2次補正972億余円、3次補正3122億余円、計1兆1132億余円となっていて、全体の7.4%が不用となっている。

そして、不用額の予算現額に対する割合(以下「不用率」という。)が100%となっている事業は、1次補正0件(0%)、2次補正1件(1.7%)、3次補正4件(0.6%)となっている。一方、不用率が0%となっている事業についてみると、1次補正57件(24.0%)、2次補正22件(39.2%)、3次補正261件(41.5%)となっていて、補正予算別の顕著な差異は見受けられない。

不用額及び不用が生じた事業数を不用事由別及び補正予算別に区分してみると、不用額は、予定より実績が下回ったものが最も多くなっていて、1次補正4099億余円、2次補正154億余円、3次補正1841億余円、計6095億余円となっている。また、事業数は、契約価格が予定を下回ったものが最も多くなっていて、1次補正67件、2次補正11件、3次補正200件、計278件となっている。

復旧・復興事業に係る予算に不用額が生じていたのは、東日本大震災は過去の災害等と比べて、規模、範囲ともに被害が甚大で、被害状況等の現況把握や復旧対象工事の数量や単価の算出が困難であったこと、早期の復旧や被災者支援の観点から、予算が不足することがないように積算していたことなどによると認められる。

(ウ) 所管別の執行状況(1次補正から3次補正まで)

所管別の1次補正から3次補正までの計で予算現額が1兆円以上となっている府省庁は、国土交通省2兆4186億余円、総務省2兆3747億余円、経済産業省1兆7352億余円、農林水産省1兆5217億余円、厚生労働省1兆4211億余円、復興庁1兆3141億余円及び環境省1兆1766億余円である。そして、支出率が90%以上となっている府省庁が見受けられる一方、10%以下と著しく低くなっている府省庁も見受けられた。また、所管別の事業数は、農林水産省177件、国土交通省169件、経済産業省147件、文部科学省125件等となっている。

(エ) 実施方法別の執行状況(1次補正から3次補正まで)

実施方法別の支出率についてみると、直轄は、1次補正62.0%、2次補正81.2%、3次補正33.5%、計50.5%、補助は、1次補正49.9%、2次補正45.4%、3次補正

8.4%、計 29.2% となっていて、3次補正に比べ1次補正の支出率が高くなっている。また、補助に比べて直轄の支出率が高い傾向が見受けられた。

1次補正から3次補正までの計の支出済額及び支出率についてみると、直轄が7178億余円、50.5%、補助が1兆7488億余円、29.2%、直轄、補助等が2126億余円、20.0%、基金等が5兆3610億余円、83.6%となっていて、基金等が支出済額及び支出率ともに突出している。

(オ) 復興施策等別の執行状況(3次補正)

国は、復興基本方針に基づき、「災害に強い地域づくり」、「地域における暮らしの再生」、「地域経済活動の再生」及び「大震災の教訓を踏まえた国づくり」の4項目の復興施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、原子力災害からの復興として、「応急対策、復旧対策」、「復興対策」及び「政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進」の3項目について迅速な対応を図るとされ、府省庁では各種事業を実施している。

そこで、3次補正で実施している628事業のうち、復興基本方針における復興施策等との関連が明確である562事業に着目して、上記7項目の復興施策等がどのように実施されているかについて検査したところ、復興基本方針の「5 復興施策」に関連する事業は延べ633件、「6 原子力災害からの復興」に関連する事業は延べ60件、合計693件であった。

各府省庁が復興事業を実施する際に掲げた復興施策についてみると、「大震災の教訓を踏まえた国づくり」の252件と「地域経済活動の再生」の217件が多く、次いで「地域における暮らしの再生」の101件などとなっている。また、「6 原子力災害からの復興」の60件のうち、「応急対策、復旧対策」の58件が大半を占めている。復興施策等の項目別の内訳項目についてみると、「今後の災害への備え」の169件、次いで「企業、産業・技術等」の67件が多くなっている。

復興施策等の執行状況については、「5 復興施策」は、予算現額6兆2672億余円、支出済額3兆7045億余円、支出率59.1%となっている。また、「6 原子力災害からの復興」は、予算現額3994億余円、支出済額1881億余円、支出率47.0%となっている。

復興施策等項目の内訳別の支出率についてみると、「5 復興施策」は、「地域における暮らしの再生」の75.0%、「地域経済活動の再生」の70.4%の順となっている。また、「6 原子力災害からの復興」は、「復興対策」の99.9%、「応急対策、復旧対策」の41.2%の順となっている。

基金等を除いた復興施策等の執行状況についてみると、「5 復興施策」は、予算現額3兆2547億余円、支出済額7142億余円、支出率21.9%となっている。「6 原子力災害からの復興」では、予算現額2957億余円、支出済額844億余円、支出率28.5%となっており、基金を含めた場合と比べて大きな差異が見受けられた。

基金等を除いた支出率の高い項目についてみると、「5 復興施策」は、「地域における暮らしの再生」の42.2%、「大震災の教訓を踏まえた国づくり」の26.7%、また、「6 原子力災害からの復興」では、「復興対策」の71.6%、「応急対策、復旧対策」の28.5%の順となっている。

ウ 復興特別区域制度における各種計画の実施状況等

(ア) 特定被災区域の市町村における復興計画の策定状況等

復興計画は、特定被災区域に指定されている227市町村のうち、24年7月末現在で37.0%に当たる84市町村において策定されていた。これを沿岸部の59市町村と内陸部等の168市町村別にみると、沿岸部の市町村では46市町村(77.9%)、内陸部等の市町村では38市町村(22.6%)が策定していた。

また、84市町村が復興計画において掲げている施策を復興基本方針が示した施策の項目別に分類したところ、多くの市町村が取り組むこととしている施策は、「災害に強い地域づくり」については、「[減災]の考え方に基づくソフト・ハード施策の総動員」(83市町村)、「地域における暮らしの再生」については、保健、医療、介護、福祉、住まい等の住民の暮らしに関する多様な支援に係る「地域の支え合い」(83市町村)、「地域経済活動の再生」については、産業の振興、企業の支援等に係る「企業、産業・技術等」(71市町村)を記述する市町村が多く見受けられた。

さらに、沿岸部の市町村では、内陸部等の市町村と比べて、「土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等」、「水産業」、「震災に関する学術調査、災害の記録と伝承」に関する施策を掲げている割合が相対的に高くなっている。

(イ) 復興推進計画の認定状況

復興推進計画は、20の復興推進計画における28分類の特例が認定されている(24年8月3日現在)。また、多くの地方公共団体の区域で認定されている特例がある一方、これまでに認定の実績がない特例もある。

(ウ) 復興整備計画の作成状況

復興整備協議会は、28市町村において組織され、そのうち21市町村が復興整備計画を公表している(24年8月10日現在)。28市町村は全て沿岸部の市町村であり、内陸部等の市町村において復興整備協議会が組織されている市町村はない。

また、復興整備計画に記載された復興整備事業についてみると、計13事業のうち、集団移転促進事業、市街地開発事業、都市施設の整備に関する事業が多くの市町村で計画されていた。一方、復興整備計画に全く記載されていない復興整備事業は、復興一体事業ほか7事業であった。

(エ) 復興交付金事業計画の申請、交付状況等

復興庁は、市町村より24年7月までに計3回の復興交付金事業計画の提出を受け、第1回復興交付金については市町村からの当面の要望事業費計4939億余円に対して3054億余円を対象事業費として計2510億余円、第2回復興交付金については同2139億余円に対して、これを上回る3165億余円を対象事業費として計2611億余円、それぞれ交付可能額として通知している。

a 復興交付金の市町村別及び事業別の交付可能額

復興交付金が配分されている市町村を県別、沿岸部・内陸部等の市町村別にみると、第1回交付可能額及び第2回交付可能額は、そのほとんどが東北3県の市町村、沿岸部の市町村に配分されている。しかし、第2回交付可能額では第1回交付可能額に比べて、東北3県以外の市町村、内陸部等の市町村に対する交付可能額の割合が増えている。

また、復興交付金の交付可能額に係る交付対象事業費 6220 億余円を基幹事業別にみると、交付対象事業費の上位 3 事業は、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)、都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)であり、これに漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤^{かさ}嵩上げ、生活基盤整備等)及び津波復興拠点整備事業を加えた 5 事業の交付対象事業費は、交付対象事業費 6220 億余円のうち 4528 億余円となっていた。一方、復興交付金の交付可能額に係る交付対象事業費が全くない事業は、医療施設耐震化事業ほか 4 事業であった。

さらに、沿岸部の市町村では、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)、都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)が、内陸部等の市町村では、災害公営住宅整備事業(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)、道路事業(市街地相互の接続道路等)、造成宅地滑動崩落緊急対策事業が、それぞれ交付対象事業費の上位を占めていた。

b 復興交付金事業計画の当面の要望事業費と交付可能額

復興交付金事業計画の当面の要望事業費と交付可能額に係る交付対象事業費を、年度別に比較したところ、23、24 両年度は、当面の要望事業費に対して交付可能額が大幅に下回っている一方で、25 年度以降は、当面の要望事業費に含まれていないが交付可能額に含まれているものがある。

c 復興交付金に係る交付決定、基金の造成状況等

第 1 回交付可能額について、市町村ごとに、市町村分、道県分及び間接補助分の内訳並びに単年度型又は基金型の種別についてみると、単年度型を選択したのは 1 県 3 市町であり、これらに係る復興交付金計 2 億余円が交付決定されている。また、基金型を選択したのは 4 県 55 市町村であり、これらに係る復興交付金計 2506 億余円が交付決定され、23 年度中に同額が基金として造成されている。

エ 被災市町村における復興事業等の実施状況

第 1 回復興交付金事業計画に基づく復興交付金交付可能額の通知を受けた 58 市町村の 23 年度の各種復旧・復興事業に対する国庫補助金や復興交付金等の交付状況及びその実施状況について検査した結果、58 市町村平均の国庫補助金執行率は 49.5%、復興交付金執行率は 22.1%、市町村事業執行率は 48.8% となっていて、このうち市町村事業執行率は最小で 5.6%、最大で 99.1% と市町村によって大きな差が見受けられた。

58 市町村に対する復興交付金等合計額等を復旧・復興事業の規模として、震災前の歳出決算額等と比較してみると、復興交付金等合計額等が震災前の歳出決算額等の複数年分に相当している市町村も見受けられ、また、職員 1 人当たりの復興交付金等合計額等からみて、これらの市町村における復旧・復興事業の実施に当たる職員に大きな事務負担が生じている。現に、本院が実施したアンケートにおいて、一部の市町村は、復興事業の増加に伴う各種業務に対応するための人的支援やそのための体制整備等を要望している。

オ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害からの復興再生に向けた国の取組

福島復興再生基本方針の記述は、福島県復興計画の主要施策である「原子力災害の克服」に記述されている具体的な取組に対応した記述となっていて、国、福島県及び関係市町村等は、今後、福島復興再生基本方針及び福島県復興計画に掲げられた施策に沿って具体化された各種事業を進めていくことにより、福島の復興再生の実現を推進することになっている。

(イ) 福島県内の市町村の復興施策

福島県内の市町村では、福島県以外の県の市町村と大きく異なり、復興計画に「原子力災害からの復興」に関する各種施策を掲げた市町村が多く、これが必須の施策となっている。

(ウ) 福島の復興再生に関連した主な事業と平成23年度予算額

福島復興再生基本方針等で掲げられた施策の中には、既に平成23年度補正予算において事業実施のための予算が措置されているものがある。その主な事業には、「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費」、「重点分野雇用創造事業の拡充」、「がんばろうふくしま産業復興企業立地支援事業」等がある。

3 検査の結果に対する所見

国は、復旧・復興に当たり、被災地の地方公共団体に対して、既存の制度にとらわれない行政手続の簡素化や財政面及び人材面からの支援を実施し、被災地の地方公共団体が行う復興の取組を総力を挙げて支援することとしている。そして、この復旧・復興は、被災地の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる施策の推進により実施されるべきとされていることから、復興の成果は、国民全体が感じ取れるものとするとともに、将来の世代にわたって誇ることができるものにする必要がある。

本院は、今回、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を実施した。国及び地方公共団体は、現在全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、復旧・復興のための施策は、総合的かつ中長期的な視点を有し、被災地に暮らす国民の声やその迅速性にも配慮して実施することが不可欠であり、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即したものとなるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

- (1) 被災した地方公共団体の意向や要望、取り組んでいる復興施策等を踏まえた経費の配分や事業費の積算を行うこと
- (2) 東日本大震災復旧・復興関係経費の執行に当たっては、計画に基づき円滑かつ迅速に事業が実施されるよう、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握するとともに、施策の実施の推進及び総合調整を行いつつ、関係行政機関等との連絡調整を速やかに行うなどして、適切、有効かつ効率的な執行に努めること
- (3) 復興特別区域制度の運用に当たっては、各被災地域の被害及び復興の実情に応じて柔軟に対応するとともに、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、復興推進計画の特例や

復興交付金事業を活用した取組等について把握した上で、情報提供、助言その他必要な協力をを行い、地方公共団体の迅速かつ着実な復興の支援に努めること

- (4) 被災地の地方公共団体等は、限られた人員で震災前と比較して膨大な事業を実施して復旧・復興に取り組んでいることから、その復旧・復興事業の人的な実施体制及び制度の運用状況について現状を把握して、必要な支援に努めること

本院としては、東日本大震災の被害が甚大で、大規模なものであるとともに、地震、津波及び原子力発電所の事故による複合的なものであることなどに鑑み、要請後、できる限り速やかに、まず、被害の状況について整理した後、各府省庁や地方公共団体等が被災地を始め全国において、長期にわたり継続して実施する東日本大震災からの復旧・復興事業の実施状況等について、特に、平成23年度予算を中心に、その経費項目別、事業別等の執行状況や復興を担う市町村の復旧・復興事業の執行状況等を分析して報告することとした。そして、今後、効率性、有効性等の観点から、各種事業が、円滑かつ迅速に実施されているか、復興基本方針や復興計画に掲げられた施策に沿ったものとなっているか引き続き検査を実施するとともに、原子力災害からの復興再生についても着目して検査を実施することとし、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 東日本大震災に対処するために改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況及び資本増強措置に係る公的資金の返済状況並びに預金保険機構の財務状況について

検査対象	内閣府(金融庁)、預金保険機構、株式会社整理回収機構(平成11年3月以前は株式会社整理回収銀行)
会計名	一般会計
事業の根拠	預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第5号)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)等、一般会計予算(平成9年度～23年度)
事業の概要	金融機能の早期健全化、金融機能の強化等のために金融機関が発行する優先株式等の引受け等を実施する資本増強措置
金融機能早期健全化法、金融機能強化法等に基づく資本増強措置の実施額	12兆9129億円(平成9年度～23年度)
上記のうち平成23年に改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施額	1765億円(平成23年度)
公的資金の残高	2兆1233億円(平成23年度末)
金融機能早期健全化勘定の利益剰余金の額	1兆5606億円(平成23年度末)

1 検査の背景

(1) 資本増強措置の概要

我が国では、いわゆるバブル経済の崩壊後に、金融機関の破綻が相次いで発生する状況となり、金融の機能に対する内外の信頼は大きく低下し、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に重大な支障が生ずることが懸念される事態となった。国は、金融システムの信頼を回復し、その安定を図るために、預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第5号。以下「金融機能安定化法」という。)、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号。以下「金融機能再生法」という。)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号。以下「金融機能早期健全化法」という。)、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号。以下「組織再編法」という。)、金融機能の強化のた

めの特別措置に関する法律(平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。)等に基づく各種の施策を実施して、これまでに多額の公的資金を投入してきたところである。

そして、これらの施策のうち、国は、破綻はしていないが過少資本の状況に陥るなどした金融機関(持株会社を含む。以下同じ。)に対する施策として、預金保険法、金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、組織再編法及び金融機能強化法に基づき、平成10年3月以降、預金保険機構及び株式会社整理回収機構(11年3月以前は株式会社整理回収銀行。以下「整理回収機構」という。)を通じて、金融機関が発行する優先株式等の引受け等の措置(以下「資本増強措置」という。)を実施してきた(以下、公的資金による資本増強措置が実施された金融機関を「資本増強行」という。)

上記のうち、預金保険法以外の法律に基づく資本増強措置は、いずれも時限的な措置であり、金融機能強化法に基づくものを除き、その申込期間を終了している。また、預金保険法に基づく資本増強措置は、金融システムに対するセーフティ・ネットとして、危機的な事態に対応するための恒久措置として定められたものであるが、15年6月に株式会社りそな銀行(以下、本文中の金融機関の名称の表記において「株式会社」の表記は省略した。)に対して資本増強措置が実施された以降、実績はない。

資本増強措置に係る業務については、預金保険機構が自ら又は整理回収機構に委託して実施しており、これに必要な資金は、預金保険機構が、政府保証を受けた金融機関等からの借入れ又は債券の発行によって調達して、整理回収機構に業務を委託している場合はこれを整理回収機構に貸し付けている。そして、国は、毎年度の予算において、前記の各法律の規定に基づく政府保証限度額を設定している。

(2) 金融機能強化法に基づく資本増強措置

ア 金融機能強化法に基づく資本増強措置の概要

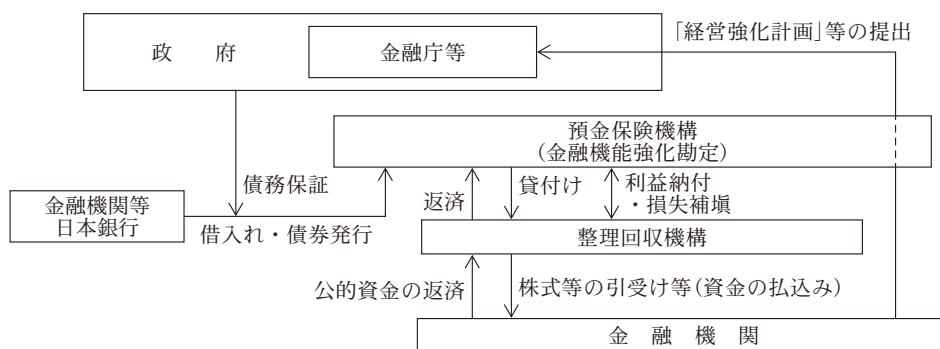
国は、金融機関をめぐる情勢の変化に対応して金融機関の金融機能の強化を図るため、金融機関の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期することなどを目的として、16年6月に金融機能強化法を制定した。そして、預金保険機構は、この法律に基づき、20年3月末までの時限的な措置として、整理回収機構に委託して資本増強措置を実施することとした。

その後、20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショック以降の厳しい経済情勢の変化に対応して、国は、20年12月に金融機能強化法を改正し、資本増強措置の申込期限を24年3月末まで延長するとともに、傘下の協同組織金融機関を含めて全体として金融機能を提供している中央機関(信金中央金庫、全国信用協同組合連合会等)に対し、金融機能の発揮の促進を目的として、あらかじめ国が資本増強措置を実施することを可能とする枠組みを設けるなどした。

また、これと併せて、国は、十分な政府保証枠を確保するために、21年1月に成立した20年度一般会計第2次補正予算において、金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施のための政府保証限度額を当初設定していた2兆円から12兆円に増額した。

金融機能強化法に基づく資本増強措置の枠組みは、図1のとおりである。

図1 金融機能強化法に基づく資本増強措置の枠組み



イ 東日本大震災に対処するための金融機能強化法の改正

23年3月に発生した東日本大震災により、金融機関への様々な影響が懸念される中で、被災地域における面的な金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える万全の枠組みを設けることが重要となった。

そこで、国は、信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災の影響を受けて相当程度悪化したことなどにより、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関(以下「震災特例金融機関」という。)の経営基盤の充実を図るなどのため、23年6月に金融機能強化法を改正し(以下、改正後の金融機能強化法を「23年改正金融機能強化法」という。)、資本増強措置の申込期限を29年3月末まで延長するとともに、震災特例金融機関について、後述のとおり、国の資本参加の要件を緩和するなどの措置を講じた(3(2)ア(ア)参照)。

なお、その際に、金融機能強化法の改正に伴う政府保証限度額の変更はなかった。

(3) 資本増強措置の実施状況

これまでに預金保険機構及び整理回収機構を通じて実施されてきた資本増強措置の実施状況は、その根拠法別に示すと表1のとおりであり、24年3月末までに57金融機関に対して合計で12兆9129億円の資本増強措置が実施されている。これらのうち、18年11月以降に実施された資本増強措置は、全て金融機能強化法に基づく措置となっている。

表1 資本増強措置の実施状況(平成24年3月末現在) (単位:億円)

根拠法 (資本増強措置の申込期間)	資本増強額	金融機関数 注(1)	資本増強時期	資本増強の方法	23年度末における預金保険機構の勘定名
金融機能安定化法 (平成10年2月~同年10月)	18,156	21	10年3月	預金保険機構が整理回収機構に委託して実施	金融再生勘定 注(2)
金融機能早期健全化法 (10年10月~14年3月)	86,053	32	11年3月~14年3月	預金保険機構が整理回収機構に委託して実施	金融機能早期健全化勘定
預金保険法 (恒久措置13年4月~)	19,600	1	15年6月	預金保険機構が実施	危機対応勘定
組織再編法 (15年4月~16年7月)	60	1	15年9月	預金保険機構が整理回収機構に委託して実施	金融機能強化勘定 注(3)
金融機能強化法 (16年8月~29年3月)	5,260	23	18年11月~24年3月	預金保険機構が整理回収機構に委託して実施	金融機能強化勘定
うち23年6月改正後	1,765	10	23年9月~24年3月		
計	129,129	57			

- 注(1) 資本増強実施時の金融機関数を表記している。なお、複数の根拠法に基づいて資本増強措置を受けている金融機関があるなどのため、各欄の金融機関数を合計しても計欄とは一致しない。
- 注(2) 当初は、金融機能安定化法に基づいて設置された金融危機管理勘定において経理していたが、金融機能安定化法の廃止に伴い、当該資産及び負債は、金融機能再生法に基づいて設置された金融再生勘定に引き継がれた。
- 注(3) 当初は、組織再編法に基づいて設置された金融機関等経営基盤強化勘定において経理されていたが、組織再編法に基づく資本増強措置が金融機能強化法に引き継がれたことに伴い、当該資産及び負債は、金融機能強化法に基づいて設置された金融機能強化勘定に引き継がれた。

預金保険機構は、上記の資本増強措置に係る業務をそれぞれの根拠法に基づいて設置された勘定において区分経理しており、23年度末におけるそれぞれの勘定は、表1に示したとおりである。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、これまでに、平成19年度決算検査報告において、資本増強措置の実施状況及び公的資金の返済状況等並びに預金保険機構の財務の状況について、平成20年度決算検査報告において、公的資金の返済が終了していない金融機関(以下「公的資金未返済行」という。)を含む金融機関の財務の状況等について、それぞれ掲記してきたところである。このうち、平成19年度決算検査報告においては、預金保険機構は、資本増強行の経営の健全性の維持や市場への悪影響の回避を前提としつつ、引き続き資本増強措置に係る業務を適切に実施していく必要があると認められることなどを記述している。また、平成20年度決算検査報告においては、金融庁は、昨今の金融情勢に留意しつつ、公的資金が完済されるよう、引き続き公的資金未返済行に対する監督を適切に実施する必要があることなどを記述している。

そこで、本院は、24年次の検査において、東日本大震災の発生により金融機能強化法が改正されるなど、金融機関を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成20年度決算検査報告以降の状況の推移に着目し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

- ア 東日本大震災の前後で金融機関の財務にどのような変化が見られるか。被災地域に所在する金融機関の財務状況はどのように変化しているか。
- イ 23年改正金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況等はどのようになっているか。
- ウ 資本増強措置により取得した優先株式等の処分は国民負担の最小化や納税者の利益を勘案して、処分方針に沿って適切に実施されているか。また、公的資金未返済行に係る公的資金の返済見通しはどのようになっているか。
- エ 資本増強措置の実施及び公的資金の返済状況は預金保険機構の財務にどのような影響を与えているか。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき預金保険機構等から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、金融庁、預金保険機構、整理回収機構等において会計実地検査を行い、金融機関の財務の状況、23年改正金融機能強

化法に基づく資本増強措置の実施状況、公的資金の返済状況等に関する各種資料等により検査した。

3 検査の状況

(1) 東日本大震災の前後における金融機関の財務の状況

23年改正金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況をみると、24年3月末までに、岩手県等5県に所在する10金融機関が震災特例金融機関として資本増強措置の申込みを行い、計1765億円の公的資金が投入されている。

そこで、東日本大震災の前後で金融機関の財務状況がどのように変化したかをみるため、20年3月期から24年3月期までの決算の状況について、主要行等(都市銀行、信託銀行等)、地域銀行(地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行)及び協同組織金融機関(信用金庫及び信用組合)の業態別に分析した。

この際、前記の震災特例金融機関10金融機関が所在する岩手県等5県に本店を有し、当該地域を主な営業基盤としている金融機関(震災特例金融機関を含む。以下、これを「5県所在金融機関」という。)12地域銀行及び40協同組織金融機関計52金融機関(24年3月末現在)を抽出して、それらの損益等の集計を行った。

最初に、業務純益及び当期純損益の推移をみると、表2のとおりである。

(注1) 10金融機関 (岩手県)宮古信用金庫、(宮城県)仙台銀行、七十七銀行、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、(福島県)相双信用組合、いわき信用組合、あぶくま信用金庫、(茨城県)筑波銀行、(栃木県)那須信用組合

(注2) 業務純益 金融機関本来の業務により得られる利益であり、具体的には、資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支から一般貸倒引当金繰入額及び経費等を差し引いて算出される。

表2 業務純益及び当期純損益の推移(平成20年3月期～24年3月期) (単位：億円)

区 分		平成20年 3月期	21年3月期		22年3月期		23年3月期		24年3月期	
				対前期の 増減(▲)		同左		同左		同左
主要行等	業務純益	31,617	23,894	▲7,723	30,480	6,585	31,251	770	32,375	1,123
	当期純損益	14,526	▲16,069	▲30,595	11,594	27,663	18,504	6,910	17,485	▲1,018
地域銀行全体	業務純益	17,760	10,676	▲7,084	17,379	6,703	18,042	662	17,805	▲236
	当期純損益	6,401	▲4,138	▲10,539	6,437	10,575	6,527	90	7,272	744
5県所在 金融機関	業務純益	1,667	870	▲797	1,741	870	1,658	▲82	1,536	▲121
	当期純損益	1,013	▲4	▲1,018	858	863	▲7	▲865	609	616
協同組織金 融機関全体	業務純益	5,442	3,945	▲1,497	6,112	2,167	6,878	766	6,378	▲500
	当期純損益	887	▲2,453	▲3,341	1,676	4,130	2,085	409	1,254	▲830
5県所在 金融機関	業務純益	241	246	4	321	75	341	20	195	▲145
	当期純損益	▲195	▲271	▲75	15	287	▲18	▲34	▲392	▲374

注(1) ▲は損失を示す。

注(2) 地域銀行の平成21年3月期当期純損益は、預金保険機構から足利銀行に対して実施された金銭贈与2565億円を除いて集計している。

注(3) 平成24年3月末現在の金融機関数は、それぞれ「主要行等」11金融機関、「地域銀行全体」107金融機関、「協同組織金融機関全体」429金融機関である。

主要行等、地域銀行全体及び協同組織金融機関全体についてみると、21年3月期は、いわゆるリーマン・ショック後の景気の後退等により、多額の不良債権処分損及び株式等

関係損失が生じて当期純損益はマイナスとなったが、22年3月期以降、毎年度当期純利益を計上している状況である。一方、5県所在金融機関については、地域銀行、協同組織金融機関共に、当期純損益が22年3月期から23年3月期にかけて利益から損失に転じ、24年3月期は、地域銀行は再び利益に転じたものの、協同組織金融機関は損失が更に拡大している。

そこで、5県所在金融機関を更に各県別に分けて、22年3月期から24年3月期までの不良債権処分損の推移をみると、表3のとおり、地域銀行は、栃木県を除く4県において、23年3月期が前年同期より増加しているが、24年3月期は5県とも減少している。また、協同組織金融機関は、宮城、福島、栃木各県において、23年3月期が前年同期より増加しており、24年3月期は全ての県で増加している。

表3 不良債権処分損の推移(平成22年3月期～24年3月期) (単位：億円)

区 分	地域銀行			協同組織金融機関		
	平成22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期
全 体	7,166	6,134 (▲1,031)	2,910 (▲3,223)	3,576	2,851 (▲725)	3,054 (203)
うち5県所在金融機関	533	1,339 (806)	378 (▲960)	272	238 (▲33)	506 (267)
うち岩手県	81	207 (126)	10 (▲197)	19	14 (▲4)	30 (15)
うち宮城県	15	604 (589)	134 (▲470)	20	46 (25)	67 (20)
うち福島県	69	156 (86)	8 (▲147)	43	47 (4)	246 (198)
うち茨城県	223	250 (26)	112 (▲138)	170	95 (▲74)	114 (18)
うち栃木県	143	120 (▲22)	113 (▲7)	19	34 (14)	48 (13)

注(1) 不良債権処分損は、貸倒引当金繰入額、貸出金償却等の金額を合算したものである。

注(2) 下段の()書きは、対前期比の増減額である。

注(3) 地域銀行の5県所在金融機関数は、それぞれ岩手県3金融機関、宮城県2金融機関、福島県3金融機関、茨城県2金融機関、栃木県2金融機関である。

注(4) 協同組織金融機関の5県所在金融機関数は、それぞれ岩手県8金融機関、宮城県9金融機関、福島県12金融機関、茨城県3金融機関、栃木県8金融機関である。

次に、自己資本比率(単体ベース。以下同じ。)の推移をみると、表4のとおり、20年3月期以降、各業態共に上昇傾向で推移している。また、23年3月期に当期純損失を計上していた5県所在金融機関について22年3月期と東日本大震災直後の23年3月期を比較すると、地域銀行は0.2ポイント低下し、協同組織金融機関は横ばいとなっている。そして、24年3月期においては、地域銀行は0.5ポイント、協同組織金融機関は2.1ポイント上昇している。24年3月期については、5県所在金融機関のうちの震災特例金融機関に対し金融機能強化法に基づく計1765億円の資本増強措置が実施されていることに留意する必要がある。

表4 自己資本比率の推移(平成20年3月期～24年3月期) (単位：%)

区 分	平成20年 3月期	21年3月期		22年3月期		23年3月期		24年3月期	
			対前期の 増減(▲)		同左		同左		同左
主要行等	12.2	12.4	0.2	15.8	3.4	17.3	1.5	17.9	0.6
地域銀行全体	10.3	10.5	0.2	11.3	0.8	11.6	0.3	11.9	0.3
5県所在金融機関	7.4	10.4	3.0	10.7	0.3	10.5	▲0.2	11.0	0.5
協同組織金融機関全体	11.5	11.5	0.0	12.1	0.6	12.4	0.3	12.6	0.2
5県所在金融機関	9.9	10.4	0.5	10.8	0.4	10.8	0.0	12.9	2.1

注(1) 自己資本比率は、資産の各項目にそれぞれの資産のリスクに応じた掛目(リスク・ウエイト)を乗じて得られた額の合計(リスク・アセット)に対する資本金等の比率である。

注(2) 業態ごとに各金融機関のリスク・アセット及び資本金等をそれぞれ合計して自己資本比率を算出している。

以上のとおり、東日本大震災の発生直後の23年3月期の損益は、金融機関全体では顕著な変化は見られないが、5県所在金融機関では当期純損益が損失に転じていて、東日本大震災の影響が現れていると思料される。また、自己資本比率は、金融機関全体では20年3月期以降每期上昇傾向にあるが、5県所在金融機関では、当期純損失が生じている影響もあり、23年3月期において低下するなどしたものの、24年3月期は上昇に転じていて、22年3月期の自己資本比率を上回っている。

(2) 23年改正金融機能強化法に基づく資本増強措置

ア 23年改正金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況等

(ア) 改正点の概要

前記のとおり、国は、23年に金融機能強化法を改正し、震災特例金融機関について、国の資本参加の要件を緩和するなどの措置を講じたが、その主な改正点は以下のとおりである。

- ① 資本増強措置の申込みをする際に提出することとされている経営強化計画において、収益性・効率性等の向上に関する数値目標や従前の経営体制の見直し等の記載を求めない。
- ② 国の資本参加コスト(配当率等)を平時に求められる水準よりも引き下げる。
- ③ 震災特例金融機関のうち信用金庫、信用組合等の協同組織金融機関について、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、預金保険機構の資金を活用して資本整理(国の資本参加を受けた協同組織金融機関の損失の填補に充てるために当該協同組織金融機関が発行した優先出資に係る権利の全部又は一部を消滅させることをいう。以下同じ。)を行う。

上記の③については、震災特例金融機関のうち東日本大震災によりその経営基盤が著しい影響を受け、財務の状況を確認が見通すことが困難となったと認められる協同組織金融機関(以下「特定震災特例協同組織金融機関」という。)について適用することとされている。

(イ) 資本増強措置の実施状況

18年11月以降に実施された資本増強措置は、前記表1のとおり、全て金融機能強化法に基づく措置となっているが、これらの実施状況を年度別等に示すと、表5のと

おり、22年度においては資本増強措置がなかったものの、23年度に再び資本増強措置が実施されている。

表5 金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況(平成18年度～23年度) (単位:億円)

		平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計	
20年12月改正前	金額 (金融機関数)	405 (2)	— (—)					405 (2)	
20年12月改正後	金額 (金融機関数)				1,210 (3)	1,880 (8)	— (—)	1,765 (10)	4,855 (21)
うち震災特例金融機関 (23年6月改正)	金額 (金融機関数)							1,765 (10)	1,765 (10)
計	金額 (金融機関数)	405 (2)	— (—)	1,210 (3)	1,880 (8)	— (—)	1,765 (10)	5,260 (23)	

23年度に実施された資本増強措置は、いずれも震災特例金融機関に対して実施されたものであり、表6のとおり、24年3月末までに10金融機関に対して計1765億円実施されている。そして、その内訳をみると、協同組織金融機関7金融機関(4信用金庫及び3信用組合)のうち那須信用組合を除く6金融機関が特定震災特例協同組織金融機関に該当していて、これらに対する資本増強額は計861億円となっている。

表6 震災特例金融機関に対する資本増強措置の実施状況(平成24年3月末現在) (単位:億円)

金融機関名	所在県	実施年月	資本増強措置の態様	資本増強額
仙台銀行	宮城県	平成 23年9月	優先株式	300
筑波銀行	茨城県	23年9月	優先株式	350
七十七銀行	宮城県	23年12月	劣後ローン	200
全国信用協同組合連合会(那須信用組合)	栃木県	24年3月	信託受益権(優先出資)	54(70)
全国信用協同組合連合会(相双信用組合)	福島県	24年1月	信託受益権(優先出資)	139(160)
全国信用協同組合連合会(いわき信用組合)	福島県	24年1月	信託受益権(優先出資)	175(200)
信金中央金庫(宮古信用金庫)	岩手県	24年2月	信託受益権(優先出資)	85(100)
信金中央金庫(気仙沼信用金庫)	宮城県	24年2月	信託受益権(優先出資)	130(150)
信金中央金庫(石巻信用金庫)	宮城県	24年2月	信託受益権(優先出資)	157(180)
信金中央金庫(あぶくま信用金庫)	福島県	24年2月	信託受益権(優先出資)	175(200)
特定震災特例協同組織金融機関 計				861
計				1,765

注(1) 金融機関名の()書きは、優先出資を発行した金融機関の名称である。これらの金融機関に対する国の資本増強措置は、優先出資に係る信託受益権の一部を当該優先出資を引き受けた全国信用協同組合連合会及び信金中央金庫から買い取る方法により行われている。

注(2) 資本増強額の()書きは、全国信用協同組合連合会及び信金中央金庫が引き受けた優先出資の発行額である。

注(3) 優先株式は、一般に議決権はないが剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式である。

注(4) 劣後ローンは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭消費貸借である。

注(5) 信託受益権は、信託財産の管理及び運用の結果として元本の償還(信託財産の返還)、収益の交付等を受ける権利である。

なお、24年9月に、新たに東北銀行(100億円)及びきらやか銀行(300億円)に対する資本増強措置の実施が決定され、同月に東北銀行の優先株式100億円の引受けが行われている。また、このほかに、同月末現在で、2金融機関が資本増強措置の活用を検討に着手する旨を公表している。

イ 震災特例金融機関の財務の状況

震災特例金融機関について、資本増強措置の実施前後における財務状況の変化をみると、以下のような状況であった。

22年3月期から24年3月期までの各震災特例金融機関に係る損益の推移をみると、表7のとおり、当期純損益についてみると、22年3月期は、筑波銀行を除く全ての震災特例金融機関において当期純利益を計上していたが、東日本大震災の発生直後の23年3月期は、7金融機関が当期純損失を計上しており、筑波銀行を除く2金融機関も、22年3月期に比べて当期純利益の額が減少している。また、24年3月期は、筑波銀行及び七十七銀行の不良債権処分損が減少し、当期純利益を計上しているが、その他の8金融機関は不良債権処分損が更に増加し、当期純損失も拡大している。

表7 震災特例金融機関の損益の推移(平成22年3月期~24年3月期) (単位:百万円)

金融機関名	業務純益			当期純損益			不良債権処分損			
	平成22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	
仙台銀行	2,786	249	▲533	993	▲6,829	▲9,504	789	3,467	4,636	
筑波銀行 注(3)	4,173	8,446	5,285	▲1,777	2,510	2,368	2,298	1,107	924	
七十七銀行	21,032	23,318	24,392	11,668	▲30,634	10,597	726	56,985	8,765	
那須信用組合	319	217	▲396	76	▲373	▲3,279	216	541	2,560	
特定 震災 特例 協同 組織 金融 機関	相双信用組合	236	143	▲85	115	17	▲7,951	90	77	7,839
	いわき信用組合	930	840	3	184	▲317	▲9,857	639	1,118	9,535
	宮古信用金庫	196	192	▲4	157	▲84	▲1,130	92	236	1,415
	気仙沼信用金庫	406	276	▲89	109	▲1,327	▲2,138	185	825	2,481
	石巻信用金庫	801	843	463	177	▲713	▲1,249	327	455	1,758
	あぶくま信用金庫	485	598	473	253	157	▲5,655	192	200	5,496

注(1) 本表は、各金融機関が公表している資料等に基づいて作成したものである。

注(2) 業務純益及び当期純損益の▲は損失を表す。

注(3) 筑波銀行は、平成22年3月1日に関東つくば銀行と茨城銀行が合併して設立された銀行であり、22年3月期の計数については、関東つくば銀行の11か月分の計数と筑波銀行の1か月分の計数を合算した計数を記載している。

また、22年3月期から24年3月期までの自己資本比率の推移をみると、表8のとおり、資本増強措置を受ける前の決算期(仙台銀行及び筑波銀行は23年3月期、その他の震災特例金融機関は23年9月期)は、5.5%から14.7%となっており、いずれも国内に営業拠点を有する金融機関に求められている基準値の4%を上回っている。そして、資本増強措置の実施直後の決算期における自己資本比率は、いずれも直前の決算期より上

昇しているが、特に、特定震災特例協同組織金融機関の中には、36.5%から54.4%と資本増強措置の実施前と比較して大幅に上昇しているものが見受けられる。この理由について、金融庁は、各特定震災特例協同組織金融機関が、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化したとしても十分な額の自己資本を確保できるようにするという金融機能強化法の考え方に基づいて資本増強額を決定したことなどによるとしている。

表8 震災特例金融機関の自己資本比率の推移(平成22年3月期~24年3月期) (単位:%)

金融機関名	自己資本比率				
	平成22年3月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	
仙台銀行	8.8	7.0	14.2	12.0	
筑波銀行	7.6	8.1	12.0	10.9	
七十七銀行	13.0	11.4	11.3	12.3	
那須信用組合	6.3	5.5	5.5	18.3	
特定震災特例協同組織金融機関	相双信用組合	14.5	13.8	12.0	54.4
	いわき信用組合	7.4	7.2	7.1	18.2
	宮古信用金庫	7.4	7.0	6.6	39.8
	気仙沼信用金庫	12.7	9.8	8.4	37.0
	石巻信用金庫	11.6	10.9	9.3	36.5
	あぶくま信用金庫	15.3	15.5	14.7	42.4

注(1) 本表は、各金融機関が公表している資料等に基づいて作成したものである。

注(2) 太枠は、資本増強措置の実施直後の決算期を示す。

ウ 震災特例金融機関に係る経営強化計画

金融機関が金融機能強化法に基づく資本増強措置の申込みをする場合には、当該金融機関は、以下の事項等を記載した経営強化計画を金融庁等に提出しなければならないとされている。

- ① 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして掲げる経営の改善の目標やこれを達成するための方策
- ② 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項
- ③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

金融機能強化法に基づく資本増強措置を受けた各金融機関は、経営強化計画の履行状況について半期ごとに金融庁等に報告することとされている。そして、当該報告を受けた金融庁等は、引き受けた優先株式等の処分等が完了するまでの間、履行状況のフォローアップを行い、履行状況に照らして必要があると認めるときは、その履行を確保するため、監督上必要な措置を命ずることができることとされている。

上記のフォローアップに当たっては、金融庁は、前記①の事項に掲げられた収益性等に係る指標の目標値等と当該計画の履行状況報告書において記載された実績値とを比較し、実績値が目標値等の一定以下に下回るなどした場合には、当該金融機関に対してそ

の理由及び改善策について報告を求め、さらに、必要に応じて当該改善策の実行を求めよう業務改善命令の発動を検討することとしている。

一方、23年改正金融機能強化法により、震災特例金融機関については、被災地の金融機関が国の資本参加の申請を行いやすくするように、前記①の事項については収益の見通しのみ記載を求め、②の事項については記載を要しないこととするなどとされている。

そして、震災特例金融機関における経営強化計画の履行状況のフォローアップに当たっては、具体的な数値目標の達成状況により検証するのではなく、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているかを検証することとされた。

したがって、金融庁において、履行状況のフォローアップを行うに当たっては、上記施策の実施状況に係る評価の目安となる指標やその達成されるべき水準が設定されていないことを踏まえ、今後、履行状況を検証するに当たっての客観性の確保に努めることが重要になると認められる。

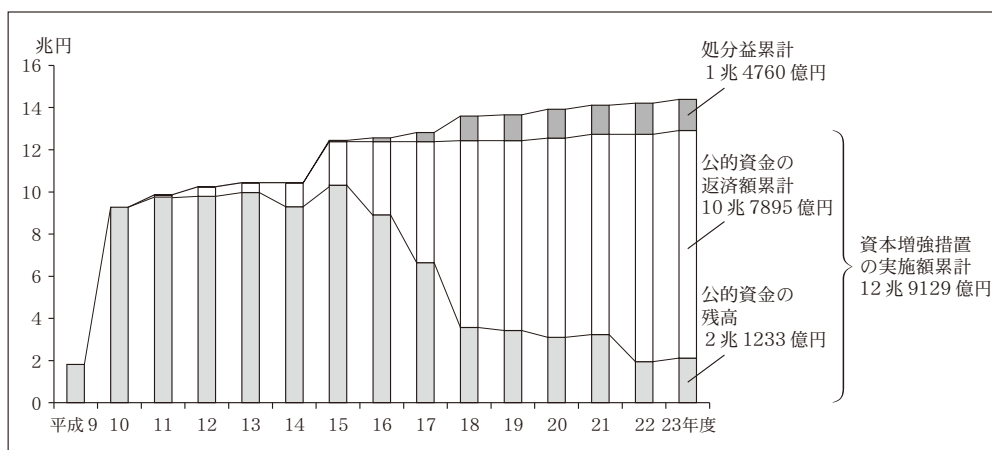
(3) 公的資金の返済状況及び公的資金未返済行に係る返済の見通し

ア 公的資金の返済状況

預金保険機構は、17年10月に「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、資本増強行から優先株式等の処分の申出があった場合における考え方を示している。具体的には、①経営の健全性を損なわないこと、②国民負担を回避すること、③金融システムの安定性を損なわないことの三つの判断基準に照らして、特段の問題が認められなければ処分を行うこととしている。そして、優先株式等の処分の際には取得価格以上の適正な価格で処分を行うこととしている。

資本増強措置の実施額及び公的資金の返済額等について、資本増強措置が開始された9年度から23年度までの推移をみると、図2のとおり、57金融機関に対して実施した資本増強措置の実施額は、23年度末までの累計で12兆9129億円となっている。このうち、23年度末までにその約8割に相当する10兆7895億円が資本増強行からの申出による優先株式等の処分等により返済され、優先株式等の処分価額が取得価額を上回ったことなどにより、1兆4760億円の処分益が生じている。

図2 資本増強措置の実施額及び公的資金の返済額等の推移(平成9年度～23年度)



注(1) 「公的資金の返済額累計」は簿価ベースである。

注(2) 平成17年12月に解散したあしぎんフィナンシャルグループの優先株式1050億円に係る27億円の残余財産の分配の処理については、簿価である1050億円を公的資金の返済額累計に、毀損した優先株式に係る1022億円を損失の計上として処分益累計にそれぞれ含めている。

また、20年度以降の返済状況をみると、表9のとおり、優先株式及び普通株式の処分に当たっては、いずれも処分益が生じている状況である。

表9 公的資金の返済状況(平成20年度～23年度)

(単位: 億円)

区分	年度等	平成20年度			21年度			22年度			23年度	計		
		返済額	処分価額	処分益	返済額	処分価額	処分益	返済額	処分価額	処分益	返済額	処分価額	処分益	
金融機能早期健全化法	計	4,082	4,864	782	599	699	99	730	733	3	—	5,412	6,297	884
	りそなホールディングス	2,202	2,254	51	—	—	—	—	—	—	—	2,202	2,254	51
	優先株式	1,752	1,804	51	—	—	—	—	—	—	—	1,752	1,804	51
	劣後ローン	450	450	—	—	—	—	—	—	—	—	450	450	—
	三井住友トラスト・ホールディングス	1,629	2,309	680	—	—	—	—	—	—	—	1,629	2,309	680
	優先株式	1,629	2,309	680	—	—	—	—	—	—	—	1,629	2,309	680
	ほくほくフィナンシャルグループ	250	301	50	599	699	99	—	—	—	—	850	1,000	149
	優先株式	250	301	50	599	699	99	—	—	—	—	850	1,000	149
	西日本シティ銀行	—	—	—	—	—	—	350	351	1	—	350	351	1
	優先株式	—	—	—	—	—	—	350	351	1	—	350	351	1
	東日本銀行	—	—	—	—	—	—	200	200	0	—	200	200	0
	優先株式	—	—	—	—	—	—	200	200	0	—	200	200	0
	岐阜銀行	—	—	—	—	—	—	120	121	1	—	120	121	1
	優先株式	—	—	—	—	—	—	120	121	1	—	120	121	1
	琉球銀行	—	—	—	—	—	—	60	60	0	—	60	60	0
	優先株式	—	—	—	—	—	—	60	60	0	—	60	60	0
預金保険法		320	999	679	—	—	—	12,135	13,076	941	—	12,455	14,076	1,621
	りそなホールディングス	320	999	679	—	—	—	12,135	13,076	941	—	12,455	14,076	1,621
	普通株式	320	999	679	—	—	—	—	—	—	—	320	999	679
	優先株式	0	0	0	—	—	—	12,135	13,076	941	—	12,135	13,076	941
組織再編法		60	60	—	—	—	—	—	—	—	—	60	60	—
	関東つくば銀行	60	60	—	—	—	—	—	—	—	—	60	60	—
	劣後ローン	60	60	—	—	—	—	—	—	—	—	60	60	—
合計		4,462	5,924	1,462	599	699	99	12,865	13,810	944	—	17,927	20,433	2,506

次に、23年度末現在の公的資金残高2兆1233億円の内訳等を資本増強措置の根拠法別に示すと、表10のとおりであり、組織再編法に係る公的資金の返済は終了している。

表 10 公的資金残高に係る根拠法別の内訳等(平成 23 年度末現在) (単位：億円、%)

根拠法	金融機関数 (資本増強時)	公的資金の返済額					返済額 累計	資本増 強額	公的資金 残高	返済 割合	公的資金未 返済行数
		平成 19 年度以前	20	21	22	23					
金融機能安定化法	21	16,256	—	—	—	—	16,256	18,156	1,900	89.5	2
金融機能早期健全化法	32	73,684	4,082	599	730	—	79,096	86,053	6,956	91.9	5
預金保険法	1	27	320	—	12,135	—	12,483	19,600	7,116	63.6	1
組織再編法	1	—	60	—	—	—	60	60	—	100	—
金融機能強化法	23	—	—	—	—	—	—	5,260	5,260	—	23
計	57	89,967	4,462	599	12,865	—	107,895	129,129	21,233	83.5	28

注(1) 金融機関数及び公的資金未返済行数は、複数の根拠法に基づいて資本増強措置を受けているなどの金融機関があるため、各欄の金融機関数を合計しても計欄とは一致しない。

注(2) 公的資金の返済額、資本増強額及び公的資金残高は資本増強時の簿価ベースである。

注(3) 平成 17 年 12 月に解散したあしぎんフィナンシャルグループの優先株式 1050 億円に係る 27 億円の残余財産の分配の処理については、簿価である 1050 億円を公的資金の返済額累計に含めている。

イ 公的資金未返済行に係る公的資金の返済見直し

前記のとおり、預金保険機構は、優先株式等の処分の際には取得価格以上の適正な価格で処分を行うこととしている。

そこで、24 年 3 月末現在の公的資金未返済行 28 金融機関のうち 18 金融機関(資本増強措置の実施後間もない震災特例金融機関 10 金融機関を除く。以下同じ。)に係る公的資金の返済見直しはどのような状況となっているか分析を行った。この際、これまでの優先株式等(劣後ローン等を除く。)の処分方法をみると、表 11 のとおり、主として資本増強行への優先株式の売却、優先株式を普通株式に引き換えた上での市場を介しての資本増強行への売却等の方法により行われていた。

表 11 優先株式等(劣後ローン等を除く。)の処分方法別公的資金返済額累計(平成 23 年度末現在) (単位：億円、%)

処分の相手方	処分方法	公的資金返済額累計	構成比
資本増強行	優先株式のまま売却	53,249	68.0
	優先株式を普通株式に引き換えた上での市場を介しての売却	12,619	16.1
	普通株式の市場を介しての売却	27	0.0
資本増強行以外	優先株式のまま売却	6,057	7.7
	優先株式を普通株式に引き換えた上での市場売却	6,026	7.6
	普通株式のまま市場売却	320	0.4
計		78,299	100

(注) 構成比は、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても 100 にならない。

上記を踏まえて、公的資金未返済行が公的資金を返済する際にその原資となり得る剰余金の蓄積状況と、優先株式を普通株式に引き換えた上での市場を介しての売却等による処分の可能性(普通株式で保有しているものを含む。以下同じ。)をみることとした。

(ア) 公的資金の返済原資となり得る剰余金の蓄積状況

公的資金未返済行の公的資金の返済原資となり得る剰余金の蓄積状況について20年3月期から24年3月期までの推移を示すと、表12のとおりである。

表12 公的資金未返済行に係る剰余金の推移(平成20年3月期～24年3月期) (単位：億円)

金融機関名	資本増強		剰余金					公的資金残高 (24年3月末現在)
	年月	根拠法 注(1)	平成20年 3月期	21年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	
新生銀行	10.3 12.3	安定化法 早健法	3,073	1,434	957	1,069	1,176	2,500 注(7)
あおぞら銀行	10.3 12.10	安定化法 早健法	3,371	823	873	1,153	1,543	2,152 注(7)
りそなホールディングス	11.3 13.4 15.6	早健法 早健法 預保法	11,659 (23,375)	12,560 (20,852)	13,345 (20,852)	8,340	10,288	8,716
三井住友トラスト・ホールディングス	11.3	早健法	4,290 (3,632)	3,312	3,740	3,946	8,401	2,003
千葉興業銀行	12.9	早健法	306	202	240	299	359	600
紀陽ホールディングス	18.11	強化法	303	294	362	408	457	315 注(8)
豊和銀行	18.12	強化法	12	13	17	21	31	90
北洋銀行	21.3	強化法	—	△ 562	306	412	639	1,000
福邦銀行	21.3	強化法	—	36	2	17	23	60
南日本銀行	21.3	強化法	—	△ 83	10	16	35	150
みちのく銀行	21.9	強化法	—	—	41	52	59	200
きらやか銀行	21.9	強化法	—	—	47	52	60	200
第三銀行	21.9	強化法	—	—	30	50	57	300
山梨県民信用組合	21.9	強化法	—	—	△ 224	△ 2	△ 65	450
東和銀行	21.12	強化法	—	—	38	91	153	350
高知銀行	21.12	強化法	—	—	55	76	100	150
フィデアホールディングス(北都銀行)	22.3	強化法	—	—	11	16	27	100
宮崎太陽銀行	22.3	強化法	—	—	7	19	30	130

注(1) 表中においては、金融機能安定化法は「安定化法」、金融機能早期健全化法は「早健法」、預金保険法は「預保法」、金融機能強化法は「強化法」と表記している。

注(2) 剰余金は、利益剰余金から利益準備金を除いたものである。

注(3) りそなホールディングス及び紀陽ホールディングスの剰余金は、ホールディングス本体と傘下の銀行子会社の剰余金を合算したものである。

注(4) 三井住友トラスト・ホールディングスの剰余金は、平成23年3月期までについては、合併前の中央三井トラスト・ホールディングスと傘下の銀行子会社の剰余金を合算したものであり、24年3月期については、合併後の三井住友トラスト・ホールディングスと傘下の銀行子会社の剰余金を合算したものである。

注(5) フィデアホールディングス(北都銀行)の剰余金は、北都銀行のみの剰余金である。

注(6) 平成20年4月以降、公的資金の一部返済を行ったため、各期末の公的資金残高が、24年3月末現在の金額と異なる金融機関については、返済前の残高を下段()書きで表記している。

注(7) 新生銀行及びあおぞら銀行については、簿価による残高とは別に、両銀行に投入された公的資金の返済に関する考え方として、両銀行が保有していた株式の売却益を両銀行の自己資本に充当した金額と金融機能早期健全化法に基づいて取得した優先株式に係る資本増強額とを合わせた金額におおむね相当する額を確保する趣旨で確保目標額が設定されており、平成24年3月末現在において、新生銀行については3493億円、あおぞら銀行については2223億円の確保目標額が設定されている。

注(8) 紀陽ホールディングスは、平成24年9月に154億円を返済しており、同月末現在の公的資金残高は161億円である。

注(9) 太字の計数は、剰余金の額が各期末の公的資金残高を上回っているものを示す。

24年3月期における剰余金の状況をみると、剰余金の額が公的資金残高を上回っている金融機関は3金融機関であり、それ以外の15金融機関においては、公的資金の返済原資となり得る剰余金の額が公的資金残高を下回っている状況である。

剰余金の額が公的資金残高を上回っている3金融機関のうち、りそなホールディングスは、22年11月に、公的資金の一部返済に係る計画を公表しており、紀陽ホールディングスは、24年9月に、公的資金の一部を返済している。残る三井住友トラスト・ホールディングスの状況については、次項の(イ)において後述する。

(イ) 優先株式を普通株式に引き換えた上での市場を介しての処分の可能性

公的資金未返済行に係る普通株式及び優先株式のうち、普通株式については、仮にこれを市場において処分するとした場合に、時価相当額(普通株式数に株価を乗じた額)が公的資金残高を超えていれば、返済に伴う国民負担が生ずることなく処分が可能となる。

そこで、24年3月末現在で保有している普通株式及び普通株式の取得請求権(優先株式と引換えに普通株式を取得できる株主の権利)の行使が24年3月末現在で可能となっている優先株式を対象として、これらに係る12金融機関について、24年3月末現在の公的資金残高に対する時価相当額の割合をみると、表13のとおりである。この際、優先株式については、仮に普通株式の取得請求権を行使した場合の取得株式数(公的資金残高を取得請求価額で除して算出した株式数)を算出して、これにより時価相当額を算出した。また、分析の対象とした優先株式については、金融機能安定化法に係るあおぞら銀行の優先株式を除いて、取得請求価額に下限価額が設定されており、所定の時期の平均株価(以下「平均株価」という。)により算出される取得請求価額が下限価額を下回る場合は、当該下限価額に基づいて普通株式の取得株式数を算出することとされていることから、下限価額に対する平均株価の割合についても算出した。

表13 普通株式及び普通株式の取得請求権の行使が平成24年3月末現在で可能となっている優先株式の公的資金残高に対する時価相当額の割合等(24年3月末現在)

種類	金融機関名	公的資金残高(億円)	根拠法注(1)	公的資金残高に対する時価相当額の割合	下限価額に対する平均株価の割合	一斉取得日注(4)
普通株式	新生銀行	1,200	早健法	14.5%	/	(平成19年8月1日)
		1,300	安定化法			(20年4月1日)
	三井住友トラスト・ホールディングス	(旧中央信託銀行分) 1,500	早健法	66.0%		(21年8月1日)
		(旧三井信託銀行分) 503				(21年8月1日)
	りそなホールディングス	2,616	預保法	73.2%		
優先株式	あおぞら銀行	1,552	早健法	50.0%	41.7%	24年10月3日注(5)
		600	安定化法		—	30年4月1日注(5)
	千葉興業銀行	600	早健法	47.7%	43.1%	26年3月31日

種類	金融機関名	公的資金残高 (億円)	根拠法 注(1)	公的資金残高に対する 時価相当額の割合	下限価額に対する 平均株価の割合	一斉取得日 注(4)
優	りそなホールディングス	(旧あさひ銀行分) 1,000	早健法	11.7%	11.3%	26年12月1日
		(旧近畿大阪銀行分) 600	早健法	25.3%	22.9%	27年4月1日
先		4,500	預保法	92.9%	266.2%	— 注(6)
	紀陽ホールディングス	315	強化法	97.3%	211.7%	28年10月1日
株	豊和銀行	90	強化法	135.2%	105.4%	32年4月2日以降 取締役会が定める日
	福邦銀行	60	強化法	99.9%	158.9%	36年4月1日
式	きらやか銀行	200	強化法	93.4%	221.8%	36年10月1日
	東和銀行	350	強化法	106.6%	214.2%	36年12月29日
	高知銀行	150	強化法	97.0%	196.0%	36年12月29日
	宮崎太陽銀行	130	強化法	99.9%	185.8%	37年4月1日

注(1) 表中においては、金融機能安定化法は「安定化法」、金融機能早期健全化法は「早健法」、預金保険法は「預保法」、金融機能強化法は「強化法」と表記している。

注(2) 新生銀行及びあおぞら銀行の公的資金残高に対する時価相当額の割合は、公的資金残高を確保目標額(新生銀行については3493億円、あおぞら銀行については2223億円)に置き換えて算出している。

注(3) 福邦銀行は、平成24年3月末現在において普通株式を公開していないため、優先株式の引受条件に従い、直近の有価証券報告書等における1株当たりの純資産額に基づいて割合を算出している。

注(4) 一斉取得日は、株主が取得請求期間の満了日までに優先株式を普通株式に引き換える権利を行使しなかった場合に、株式の発行会社が当該優先株式を取得して、株主はこれに代えて普通株式を取得することになる期日である。表中の普通株式のうち、当初優先株式として引き受けたものが普通株式に引き換えられたものについては、一斉取得日を()書きで表記している。

注(5) あおぞら銀行は、平成24年9月に、金融機能早期健全化法及び金融機能安定化法に係る優先株式の一斉取得日をいずれも34年6月30日に変更するとともに、預金保険機構との間で2276億円の公的資金の返済に係る契約を締結している。

注(6) 預金保険法で資本増強されたりりそなホールディングスの優先株式には一斉取得日が設定されていない。

注(7) 本表は、株式の種類別、金融機関別に一斉取得日の早い株式から順に記載している。

普通株式で保有している3金融機関の公的資金残高に対する時価相当額の割合をみると、いずれも100%を下回っており、最も低いもので14.5%となっているなど、今後株価が相当程度回復しない限り、市場における処分による公的資金の返済の見通しが立てにくい状況となっている。

優先株式で保有している10金融機関の公的資金残高に対する時価相当額の割合をみると、このうち7金融機関の金融機能強化法に基づく優先株式については、135.2%となっている1金融機関を除き、93.4%から106.6%とおおむね100%に近い割合となっている。これらの割合が100%となっていないのは、普通株式の取得請求価額が取得時期とした24年3月末の時点より前に算出されることから、当該算出時期から取得時期までの間に株価が変動すれば、これに伴って時価相当額が増減するためである。

一方、上記以外の3金融機関の優先株式のうち金融機能早期健全化法に基づく優先株式の公的資金残高に対する時価相当額の割合は、11.7%から50.0%と100%を大

きく下回っている。これらの優先株式については、下限価額に対する平均株価の割合が11.3%から43.1%と100%を下回っているため、取得請求権の行使により取得する普通株式数は、平均株価よりも金額の高い下限価額で算出されることとなる。この結果、公的資金残高を下限価額で除して算出される普通株式数が平均株価で除して算出される普通株式数よりも少なくなり、この少なくなった株式数に応じた評価損が取得時に生ずることになる。

このため、平均株価が下限価額を下回っている上記3金融機関の優先株式については、仮に、今後も株価が下限価額以上に回復しないまま一斉取得日(表13注(4)参照)を迎えて普通株式へ引き換えられた場合には、取得時に生じた評価損を回収できる水準まで株価が上昇しない限り、市場における処分による公的資金の返済の見通しは立てにくい状況となる。

また、普通株式の発行会社が金銭を対価として特定の株主から自己の株式を取得する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に基づく株主総会^(注3)の特別決議が必要とされており、優先株式が普通株式に引き換えられた後において、公的資金未返済行が剰余金を原資として株価を上回る価額で自己の普通株式を取得することは、他の株主との間で不公平が生じ、同法で定める株主平等の原則に反するおそれがあることなどから、株主総会の特別決議を経た上で自己の普通株式を取得することによる公的資金の返済の見通しが立てにくいと史料される。

そして、三井住友トラスト・ホールディングスの普通株式については、21年8月の一斉取得日に優先株式が普通株式へ引き換えられているが、当時の平均株価が下限価額を下回っていたため、取得した普通株式の株式数は下限価額に基づいて算出されており、その後も株価が下限価額を下回る状況で推移している。このため、24年3月期において剰余金の額が公的資金残高を上回っているものの、公的資金の返済の見通しが立てにくい状況となっていると史料される。

このように、平均株価が下限価額を下回っている前記3金融機関の優先株式については、株価が下限価額以上に回復しないまま一斉取得日までに公的資金の返済が行われず、普通株式に引き換えられた場合は、公的資金未返済行における剰余金の蓄積状況にかかわらず、公的資金の返済の見通しが立てにくい状況に陥ることも考えられる。

したがって、金融庁においては、今後の金融情勢に留意しつつ、公的資金が確実に返済されるよう、引き続き公的資金未返済行に対する監督を適切に実施する必要があると認められる。

(注3) 特別決議 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議

(4) 資本増強措置に係る業務を經理している預金保険機構の各勘定の財務状況等

ア 預金保険機構の各勘定の損益構造等

資本増強措置に係る業務を經理している預金保険機構の各勘定について、19年度から23年度までの利益剰余金等の推移をみると、表14のとおりとなっている(各勘定の設置の根拠法については表1を参照)。

表 14 預金保険機構の各勘定の利益剰余金等の推移(平成 19 年度末～23 年度末) (単位：億円)

勘定名	平成 19 年度末	20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末
①危機対応勘定	267	1,058	1,282	2,464	2,566
②金融再生勘定	△ 3,236	△ 3,091	△ 2,997	△ 2,878	△ 2,737
③金融機能早期健全化勘定	14,611	14,802	15,294	15,513	15,606
④金融機能強化勘定	5	6	10	10	49

(注) △は欠損金を示す。

23 年度末においては、危機対応勘定で 2566 億円、金融機能早期健全化勘定で 1 兆 5606 億円と多額の利益剰余金が計上されている一方で、金融再生勘定では 2737 億円の欠損金が計上されている。これを踏まえて、上記の各勘定について、それらの損益構造等の状況についてみると、以下のとおりである。

(ア) 危機対応勘定

危機対応勘定に係る 23 年度の資産及び負債等並びに損益の状況は、表 15 のとおりである。

表 15 危機対応勘定の資産及び負債等並びに損益の状況

①資産及び負債等の状況(平成 23 年度末) (単位：百万円、%)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
(流動資産)	256	0.0	(流動負債)	455,310	99.9
うち有価証券	249	0.0	うち短期借入金	455,200	99.9
(固定資産)	711,696	99.9	(固定負債)		
うち取得株式等	711,696	99.9	退職給与引当金	0	0.0
			(負債合計)	455,310	100
			(剰余金)		
			利益剰余金	256,642	100
			(純資産合計)	256,642	100
資産合計	711,952	100	負債・純資産合計	711,952	

②損益の状況(平成 23 年度) (単位：百万円、%)

費用の部			収益の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
(経常費用)	1,415	12.2	(経常収益)	11,577	100
うち事業外費用	1,400	12.0	うち取得株式等配当金	11,340	97.9
うち借入金利息	115	0.9			
うち機構債利息	1,280	11.0			
(当期利益金)	10,161	87.7			
合計	11,577	100	合計	11,577	100

同勘定の資産に計上されている株式は、預金保険法に基づく資本増強措置により、15 年 6 月にりそな銀行から取得したものである。

そして、同勘定では、23 年度末で 2566 億円の利益剰余金が計上されている。これは、取得した株式の配当金の利回りが借入金利息及び機構債利息の利回りを上回っていることに加えて、りそなホールディングスからの公的資金の返済に伴う株式の処分益が、23 年度までの累計で 1704 億円生じたことによる。

同勘定における優先株式等の引受け等に係る業務は、政府保証を受けた借入金等により実施されてきたが、同勘定に損失が生じた場合等においては、金融庁長官及び財務大臣が、当該業務の実施に要した費用に充てるため、金融機関に負担金を預金保険機構に対して納付させることなどができることとされている。

同勘定は恒久措置を経理するために設けられた勘定であり、勘定の廃止に際しての利益剰余金の処理に係る規定は定められていない。したがって、現在保有している株式の処分による公的資金の返済が終了し、その間に新たな業務が生じていない場合には、当該利益剰余金に見合う資産は、将来の預金保険法に基づく危機的な事態に対応するための措置に備えて保有し続けることとなる。

(イ) 金融再生勘定

金融再生勘定に係る23年度の資産及び負債等並びに損益の状況は、表16のとおりである。

表16 金融再生勘定の資産及び負債等並びに損益の状況

①資産及び負債等の状況(平成23年度末)

(単位：百万円、%)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
(流動資産)	3,996	0.2	(流動負債)	811,413	43.5
うち有価証券	1,668	0.1	うち預金保険機構債(1年内償還)	600,000	32.2
(固定資産)	1,583,877	99.7	(固定負債)	1,050,231	56.4
うち資産買取事業資産	1,579,166	99.4	うち預金保険機構債	1,050,000	56.4
うち信託株式	1,562,044	98.3	(負債合計)	1,861,644	100
			(欠損金)	△ 273,770	100
			(純資産合計)	△ 273,770	100
資産合計	1,587,874	100	負債・純資産合計	1,587,874	

②損益の状況(平成23年度)

(単位：百万円、%)

費用の部			収益の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
(経常費用)	43,294	75.4	(経常収益)	57,393	100
うち資産買取事業費	7,451	12.9	うち資産買取事業収入	18,586	32.3
うち貸倒引当金繰入	25,705	44.7	うち特定協定銀行納付金収入	5,993	10.4
うち機構債利息	9,051	15.7	うち貸倒引当金戻入	32,758	57.0
(当期利益金)	14,099	24.5			
合計	57,393	100	合計	57,393	100

同勘定では、金融機能安定化法に基づいて取得した新生銀行及びあおぞら銀行の株式を保有している。上記株式の処分に当たっては、平成22年度決算検査報告において記述したとおり、当該株式等に係る確保目標額(表12注(7)参照)を確保することとされている。

同勘定では、23年度末で2737億円の欠損金が計上されているが、このうち金融機能安定化法に基づく資本増強措置に係る経理を行っていた金融危機管理勘定から引き継いだ業務の損益は、14億円の利益となっている。また、金融再生勘定は、特別公

的管理銀行から取得した株式を保有しており、当該株式については、近年の株式市場の低迷により7831億円の含み損が生じている。

金融機能再生法には、勘定の廃止時において、剰余金がある場合には国庫に納付する規定がある一方、欠損金がある場合の欠損金の処理についての規定はない。なお、国会において、同勘定の廃止時に欠損が生じている場合には適切な予算措置が講じられる旨の政府の答弁^(注4)がなされている。

(注4) 政府の答弁 平成12年4月14日衆議院大蔵委員会及び同月28日参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会における、金融再生勘定の廃止時に欠損が生じている場合の処理に関する大蔵政務次官の答弁

(ウ) 金融機能早期健全化勘定

金融機能早期健全化勘定に係る23年度の資産及び負債等並びに損益の状況は、表17のとおりである。

表17 金融機能早期健全化勘定の資産及び負債等並びに損益の状況

①資産及び負債等の状況(平成23年度末) (単位：百万円、%)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
(流動資産)	965,203	61.8	(流動負債)		
うち有価証券	964,445	61.7	未払金	1	20.8
(固定資産)	595,408	38.1	(固定負債)		
うち投資その他の資産			退職給与引当金	4	79.1
協定銀行貸付金	595,406	38.1	(負債合計)	5	100
			(剰余金)		
			利益剰余金	1,560,607	100
			(純資産合計)	1,560,607	100
資産合計	1,560,612	100	負債・純資産合計	1,560,612	

②損益の状況(平成23年度) (単位：百万円、%)

費用の部			収益の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
(経常費用)	4,614	33.3	(経常収益)	13,842	100
うち事業外費用	4,557	32.9	協定銀行納付金収入	6,031	43.5
うち機構債利息	2,079	15.0	協定銀行貸付金利息収入	2,138	15.4
うち有価証券償還損	2,476	17.8	事業外収益	5,672	40.9
(特別損失)					
固定資産除却損	0	0.0			
(当期利益金)	9,228	66.6			
合計	13,842	100	合計	13,842	100

金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置は、預金保険機構が整理回収機構に委託して実施しており、同勘定では、整理回収機構の業務の実施に伴う貸付け、損失の補填及び利益納付金の受入れ等に係る経理を行っている。そして、優先株式等の処分等によって整理回収機構に利益が生じたときは、整理回収機構は、次年度に利益納付金として預金保険機構に納付して、反対に損失が生じたときは、預金保険機構が同勘定から整理回収機構に対して次年度に損失の補填をすることとされている。また、金

融機能早期健全化法には、勘定の廃止時において、剰余金がある場合には国庫に納付する規定がある一方、欠損金がある場合の欠損金の処理についての規定はない。

本院は、平成19年度決算検査報告において、同勘定に19年度末で1兆4611億円の利益剰余金が計上されている状況について記述したところであるが、利益剰余金は、その後も毎年度増加を続け、23年度末では994億円増の1兆5606億円となっている。これは、主として、整理回収機構からの納付金収入が23年度までの累計で1兆5292億円生じたことなどによる。そして、同勘定の資産をみると、国債等の有価証券が9644億円計上されているが、そのほとんどが余裕金として運用されている状況となっている。また、金融機能早期健全化法に基づく優先株式等の公的資金残高は6956億円であり、整理回収機構に対する貸付金5954億円と1002億円の開差が生じているが、これは過去に整理回収機構が優先株式等の評価損を計上した際に預金保険機構がその損失補填等を行っていることなどによるものである。このため残りの公的資金が返済されれば、この差額に相当する金額が利益として整理回収機構から納付されることとなる。

(エ) 金融機能強化勘定

金融機能強化勘定に係る23年度の資産及び負債等並びに損益の状況は、表18のとおりである。

表18 金融機能強化勘定の資産及び負債等並びに損益の状況

①資産及び負債等の状況(平成23年度末)

(単位：百万円、%)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
(流動資産)	491	0.0	(流動負債)	521,713	99.9
うち有価証券	339	0.0	うち短期借入金	241,600	46.3
(固定資産)	526,200	99.9	うち預金保険機構債(1年内償還)	280,000	53.6
うち投資その他の資産			(固定負債)		
協定銀行貸付金	526,200	99.9	退職給与引当金	5	0.0
			(負債合計)	521,719	100
			(剰余金)		
			利益剰余金	4,972	100
			(純資産合計)	4,972	100
資産合計	526,691	100	負債・純資産合計	526,691	

②損益の状況(平成23年度)

(単位：百万円、%)

費用の部			収益の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
(経常費用)	642	13.9	(経常収益)	4,607	100
うち事業外費用	555	12.0	うち協定銀行納付金収入	3,968	86.1
うち借入金利息	146	3.1	うち協定銀行貸付金利息収入	638	13.8
うち機構債利息	407	8.8			
(当期利益金)	3,964	86.0			
合計	4,607	100	合計	4,607	100

金融機能強化法に基づく資本増強措置は、預金保険機構が整理回収機構に委託して実施しており、同勘定では、整理回収機構の業務の実施に伴う貸付け、損失の補填及び利益納付金の受入れ等に係る経理を行っている。そして、優先株式等の処分等によって整理回収機構に利益又は損失が生じた場合の取扱い、同勘定の廃止時における剰余金の国庫納付に係る規定等については金融機能早期健全化法等と同様である。

同勘定では、23年度末で49億円の利益剰余金が計上されているが、これは、主として整理回収機構から受け入れた納付金収入によるものである。

金融機能強化法に基づく資本増強措置により、委託先である整理回収機構が取得した優先株式等の24年3月末現在の残高は5260億円(23金融機関)となっており、このうち震災特例金融機関に係る優先株式等の残高は1765億円(10金融機関)となっている。

また、特定震災特例協同組織金融機関については、国と協同組織金融機関の中央機関が共同して資本参加を行った後に、当該協同組織金融機関の財務状況が悪化し、参加資本の償還が困難となる場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行うことができることとされている。そして、この資本整理に伴い同勘定に損失が生じた場合には、当該損失の額の範囲内において、預金保険機構の一般勘定及び金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定に繰り入れることができることとされている。

イ 金融機能早期健全化勘定で保有している資金の活用

本院は、平成19年度決算検査報告において、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置は14年3月をもって終了しており、今後、金融機能早期健全化勘定において多額の資金需要が生ずる可能性は高くないものと思料され、金融庁及び預金保険機構は、同勘定で保有している資金について、今後の状況に応じて適切に対処していくことが望まれる旨を記述している。

23年改正金融機能強化法では、前記のとおり、特定震災特例協同組織金融機関の資本整理に伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、当該損失の額のうちペイオフコスト^(注5)を超える額の範囲内において、金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定に繰り入れることができることとされ、金融機能早期健全化勘定で保有している資金の一部を金融機能強化勘定の損失処理のために活用できることとなった。

上記の繰入れについては、金融機能早期健全化法に基づく業務とみなすこととされたことから、金融機能早期健全化法に基づく公的資金の返済が完了した後も、上記の繰入れが生ずることがなくなるまで、勘定の廃止がされないこととなった。そして、特定震災特例協同組織金融機関が参加資本の整理を行うかどうかの判断は、資本増強後10年を経過するまでに行うこととされており、やむを得ないと認められる事情がある場合には、更にその期間を延長することができることとされている。このため、現在、金融機能早期健全化勘定において保有している有価証券等は、全ての特定震災特例協同組織金融機関が参加資本の整理を行うかどうかの判断を行うまで同勘定でそのまま保有し続けることとなり、しかもその額は金融機能早期健全化法に基づく公的資金の返済等に伴って増加することとなると思料される。

23年度末現在の特定震災特例協同組織金融機関に対する資本増強額は861億円であり、仮にこの全額を資本整理に伴う損失補填のために確保しておく財源の規模(以下「損

失補填の財源規模」という。)と考えても、これと23年度末の有価証券の残高9644億円とは8783億円の開差が生じている。

その一方で、国は、現下の厳しい財政状況の下で、東日本大震災及び欧州債務危機を巡る世界的な金融経済危機に対して、機動的・弾力的な政策的対応が求められている。このため、国は、予算の策定に当たり、不要不急な事務事業の徹底的な見直しをするなどして確保した財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった、省庁を超えた大胆な予算の組替えを行うこととするなどしている。

上記のような状況に鑑みると、金融機能早期健全化勘定の利益剰余金については、今後発生し得る損失補填の財源規模を踏まえて金融機能早期健全化法に基づく業務に使用する見込みがない資金(以下「余裕資金」という。)の額を合理的に見積もることが可能であれば、預金保険機構を通じて国に納付させたり、同機構において今後発生し得る国庫負担に充当したりするなど、国の財政に寄与する観点から、その有効活用を図る方策を検討する必要があると認められる。

これについて、金融庁は、金融機能強化法の申込期限(29年3月末)内にある現時点で余裕資金の額を合理的に見積もることは困難であるとしている。また、欧州債務危機が依然として世界経済に大きな影響を及ぼしている経済環境下においては、我が国の預金保険制度の頑強性や信認を保持する上で預金保険機構の財務の健全性が重要なものとなっており、同機構の金融再生勘定において、前記ア(イ)のとおり、多額の欠損金等が生じていることを勘案すると、同機構全体の財務の健全性を維持するために、金融機能早期健全化勘定の利益剰余金を保有することは必要であるとしている。

しかし、金融再生勘定の欠損金については、預金保険機構はその縮小に向けて業務を遂行している過程であり、また、金融機能早期健全化勘定の資金は金融機能早期健全化法に基づく業務以外の用途には使用できないこととされている。

したがって、金融庁及び預金保険機構においては、今後の経済環境の変化等を踏まえて、余裕資金の見積りが可能と判断された場合は、国の財政に寄与する観点から、速やかにその有効活用を図る方策を検討する必要があると認められる。

その際、預金保険機構の財務の健全性を維持するために、余裕資金を金融機能早期健全化法に基づく業務以外の用途に有効活用することとする場合には、財政規律の確保を目的として各勘定を区分経理することとしている法律の趣旨を踏まえて、その必要性、根拠、規模等を十分に検討する必要がある。

(注5) パイオフコスト 金融機関が破綻した場合、預金者1人当たりの保険金の支払限度額は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き元本1000万円までとその利息等とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用。この費用については、預金保険に関する業務を経理している預金保険機構の一般勘定が負担することとされている。

4 本院の所見

(1) 東日本大震災の前後における金融機関の財務の状況

東日本大震災の発生直後の23年3月期の損益は、金融機関全体では顕著な変化は見られないが、5県所在金融機関では当期純損益が損失に転じていて、東日本大震災の影響が現れていると思料される。また、自己資本比率は、金融機関全体では20年3月期以降毎

期上昇傾向にあるが、5県所在金融機関では、当期純損失が生じている影響もあり、23年3月期において低下するなどしたものの、24年3月期は上昇に転じていて、22年3月期の自己資本比率を上回っている。

(2) 23年改正金融機能強化法に基づく資本増強措置

23年改正金融機能強化法に基づく資本増強措置は、24年3月末までに震災特例金融機関10金融機関に対して計1765億円実施されている。このうち、4信用金庫及び2信用組合の計6金融機関が特定震災特例協同組織金融機関に該当していて、これらに対する資本増強額は861億円となっている。

震災特例金融機関については、その経営強化計画の履行状況のフォローアップに当たっては、具体的な数値目標の達成状況により検証するのではなく、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているかを検証することとされた。

したがって、金融庁において、履行状況のフォローアップを行うに当たっては、上記施策の実施状況に係る評価の目安となる指標やその達成されるべき水準が設定されていないことを踏まえ、今後、履行状況を検証するに当たっての客観性の確保に努めることが重要になると認められる。

(3) 公的資金の返済状況及び公的資金未返済行に係る返済の見通し

金融機能早期健全化法等の各根拠法に基づく資本増強措置に投入された公的資金12兆9129億円の返済状況をみると、23年度末現在では、その約8割に相当する10兆7895億円が返済されていて、未返済となっている公的資金残高は2兆1233億円となっている。

公的資金未返済行12金融機関の普通株式及び優先株式について、24年3月末現在の状況をみると、普通株式で保有している3金融機関の公的資金残高に対する時価相当額の割合は、いずれも100%を下回っており、市場における処分による公的資金の返済の見通しが立てにくい状況となっている。

また、優先株式で保有している10金融機関の優先株式のうち、3金融機関の金融機能早期健全化法に基づく優先株式については、下限価額に対する平均株価の割合が100%を下回っており、仮に、今後も株価が下限価額以上に回復しないまま一斉取得日を迎えて普通株式へ引き換えられた場合には、取得時に評価損が生ずるため、当該評価損を回収できる水準まで株価が上昇しない限り、公的資金未返済行における剰余金の蓄積状況にかかわらず、公的資金の返済の見通しが立てにくい状況に陥ることも考えられる。

したがって、金融庁においては、今後の金融情勢に留意しつつ、公的資金が確実に返済されるよう、引き続き公的資金未返済行に対する監督を適切に実施する必要があると認められる。

(4) 資本増強措置に係る業務を経理している預金保険機構の各勘定の財務状況等

資本増強措置に係る業務を経理している預金保険機構の各勘定の財務状況をみると、23年度末においては、危機対応勘定で2566億円、金融機能早期健全化勘定で1兆5606億円と多額の利益剰余金が計上されている一方で、金融再生勘定では2737億円の欠損金が計上されている。

上記の金融機能早期健全化勘定の利益剰余金については、金融庁及び預金保険機構において、今後の経済環境の変化等を踏まえつつ、余裕資金の見積りが可能と判断された場合

は、国の財政に寄与する観点から、速やかにその有効活用を図る方策を検討する必要があると認められる。

その際、預金保険機構の財務の健全性を維持するために、余裕資金を金融機能早期健全化法に基づく業務以外の用途に有効活用することとする場合には、財政規律の確保を目的として各勘定を区分経理することとしている法律の趣旨を踏まえて、その必要性、根拠、規模等を十分に検討する必要がある。

本院としては、今後の金融機関を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、東日本大震災に対処するために改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況、資本増強措置に係る公的資金の返済状況、資本増強措置に係る業務を経理している預金保険機構の各勘定の財務状況等について今後も引き続き検査していくこととする。

第2 スポーツ振興のための事業に対する国の補助等に関する検査の状況について

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2

検査対象	文部科学本省
	(1) 財団法人日本オリンピック委員会(平成23年4月1日以降は公益財団法人日本オリンピック委員会)
	(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター
	(3) 財団法人日本体育協会(平成23年4月1日以降は公益財団法人日本体育協会)
上記の検査対象機関が実施しているスポーツの振興に係る事業	(1) 選手強化事業
	(2) スポーツ振興基金助成等
	(3) スポーツ指導者養成事業
上記の事業の財源となる国庫補助金等	(1) 民間スポーツ振興費等補助金
	(2) スポーツ振興基金の運用益等
	(3) 民間スポーツ振興費等補助金
補助金等が過大に交付されていたもの	(1) 1億1743万円(平成18年度～22年度)
	(2) 2016万円(平成19年度～22年度)
	計 1億3759万円
上記のうち本院の検査結果によるもの	(1) 4398万円
	(2) 1190万円
	計 5589万円

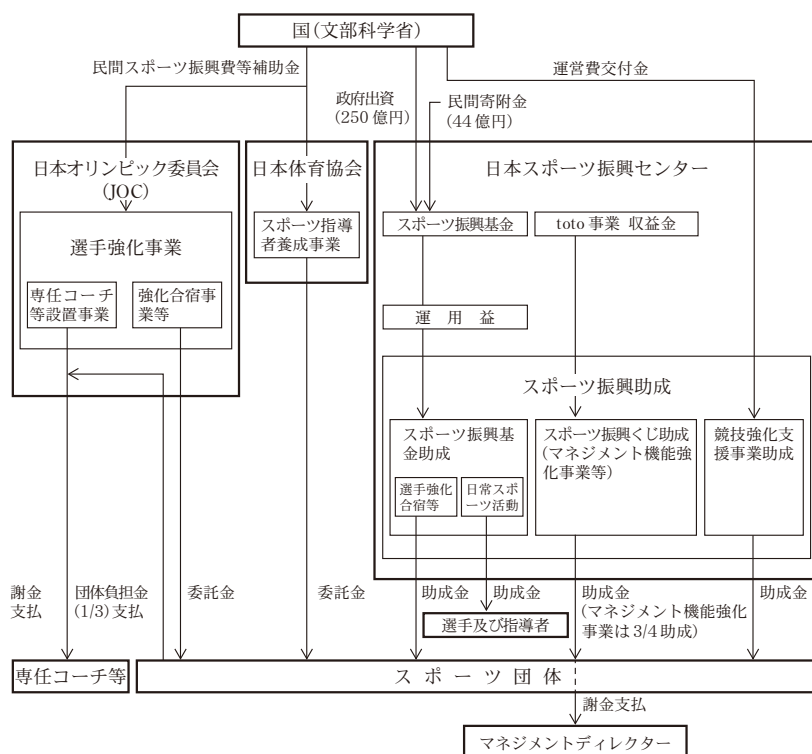
1 検査の背景

(1) スポーツ振興のための事業に対する国の補助等

国は、平成23年8月23日まではスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)に基づき、また、同月24日以降はスポーツ基本法(平成23年法律第78号)に基づき、スポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとされている。そして、国は、財団法人日本オリンピック委員会(23年4月1日以降は公益財団法人日本オリンピック委員会。以下「JOC」という。)及び財団法人日本体育協会(23年4月1日以降は公益財団法人日本体育協会。以下「体育協会」という。)に対して民間スポーツ振興費等補助金を交付し、JOC及び体育協会は、これを財源として、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体(以下「スポーツ団体」という。)の事業運営に係る経費等を助成するなどしている。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「振興センター」という。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)等に基づき、2年度に設置されたスポーツ振興基金の運用益や12年度に開始されたスポーツ振興投票券(いわゆる「toto」)の発売による収益等を財源として、スポーツ団体に対し各種の助成を行っている(図1参照)。

図1 スポーツ振興のための事業に対する国の補助等



これらを事業ごとに示すと次のとおりである。

ア JOC の選手強化事業

JOC は、文部科学省から民間スポーツ振興費等補助金の交付を受けて、専任コーチ等を設置する事業(以下「専任コーチ等設置事業」という。)や強化合宿事業等の選手強化事業を実施している。

(ア) 専任コーチ等設置事業

専任コーチ等設置事業は、JOC に加盟するスポーツ団体のうち、オリンピック競技大会等の国際競技大会で活躍が期待できる競技者を有するスポーツ団体に、専任コーチ等を設置して、選手の育成、強化等を推進するものであり、JOC が、スポーツ団体からの推薦に基づき、適当と認める者を専任コーチ等として委嘱するものである。

そして、専任コーチ等は、JOC が定める「専任コーチ等設置要項」及び「専任コーチ等に関する内規」(以下、これらを合わせて「専任コーチ等規則」という。)に基づき、年間を通して活動するとされ、原則として四半期ごとに、専任コーチ等としての活動状況を活動報告書に記載して、専任コーチ等が設置されたスポーツ団体を經由して活動報告書を JOC に提出することとされている。

専任コーチ等に対する謝金は、毎月、JOC から各専任コーチ等に支払われることとなっており、その負担については、JOC が民間スポーツ振興費等補助金を財源として3分の2を、スポーツ団体が3分の1をそれぞれ負担することとされている(以下、スポーツ団体が負担する額を「団体負担金」という。)。そして、スポーツ団体は、団体負担金を前期と後期に分割し、当該年度の9月末及び3月末までに JOC に支払うこととなっている。

(イ) 強化合宿事業等

強化合宿事業等は、JOCが、オリンピック強化指定選手等の国内外の合宿等をスポーツ団体に委託して実施するものであり、JOCは、スポーツ団体からの実施報告書に基づき委託金の額を確定し支払っている。そして、委託金の対象経費は選手等の渡航費、滞在費、旅費、謝金等となっているが、別途専任コーチ等設置事業によりJOCから謝金を受領している専任コーチ等に対する謝金は委託金の対象経費に含めないこととされている。

イ 振興センターのスポーツ振興助成

(ア) スポーツ振興基金助成

スポーツ振興基金助成は、2年度に政府出資金250億円等を受けて設置されたスポーツ振興基金の運用益等を財源として、スポーツ団体が強化拠点等において行う国内外の選手強化合宿等の活動、トップレベルの選手及びその指導者が競技技術向上のために計画的に行う活動(以下「日常スポーツ活動」という。)等に対して助成金を交付するものである。

(イ) スポーツ振興くじ助成

スポーツ振興くじ助成は、スポーツ振興投票の収益を財源として、外部から専門的な知識かつ経験を有する者をスポーツ団体に設置して組織のマネジメント機能の強化を図る事業(以下「マネジメント機能強化事業」という。)等に対して助成金を交付するものである。

(ウ) 競技強化支援事業助成

競技強化支援事業助成は、国からの運営費交付金を財源として、スポーツ団体が重点的・計画的に行う国内合宿、海外合宿、チーム派遣等に対して助成金を交付するものである。

(ア)から(ウ)までのうち、スポーツ団体に対する各助成金の助成対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費等のうち助成対象活動等を行うために直接必要な経費とされているが、別途国庫補助金を財源とする助成等を受けている専任コーチ等に対する謝金は助成対象経費に含めないこととされている。また、専任コーチ等が行う活動は、日常スポーツ活動に対する助成金(以下「日常スポーツ活動助成金」という。)の対象としないこととされている。

そして、助成金(日常スポーツ活動助成金を除く。)の額の確定に当たって、助成金を含めた収入総額が支出総額を上回る場合は、その上回る額を減額して額の確定を行うこととなっている。

ウ 体育協会のスポーツ指導者養成事業

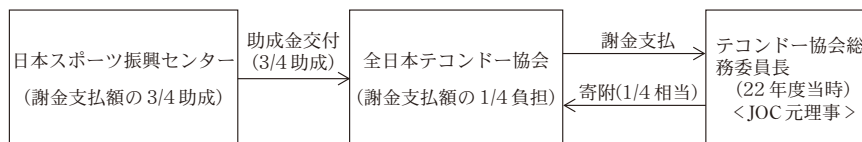
スポーツ指導者養成事業は、体育協会が、民間スポーツ振興費等補助金を財源として、公認コーチ講習会等の事業をスポーツ団体に委託して実施するものであり、体育協会は、スポーツ団体からの事業実績報告書に基づき委託金を支払っている。そして、委託金の対象となる経費は、講習会の講師謝金等となっている。

(2) JOC 特別調査委員会等による調査結果

24年1月、JOCの理事(当時)が、社団法人全日本テコンドー協会(24年4月1日以降は公益社団法人全日本テコンドー協会。以下「テコンドー協会」という。)の総務委員長として

在職していた22年度に、振興センターのマネジメント機能強化事業により謝金を受け取る一方、同事業におけるテコンドー協会の団体負担金(謝金支払額の4分の1)とほぼ同額の寄附を同協会に行っていたなどとする報道がなされた(図2参照)。

図2 テコンドー協会のマネジメント機能強化事業における寄附の事態



JOCは、24年1月に、外部の第三者により構成された特別調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、テコンドー協会における上記の寄附に関する実態調査を行うとともに、JOCが実施する専任コーチ等設置事業においても同様な寄附がないかなどについて、18年度から22年度までの間に専任コーチ等を設置した全スポーツ団体にアンケート調査を行うなどして、24年3月にその結果を公表した。

(注1) 調査委員会の調査結果によると、テコンドー協会等10スポーツ団体は、18年度から22年度までの間に、専任コーチ等設置事業で設置された専任コーチ等から、団体負担金の負担回避を目的として謝金の一部をスポーツ団体に寄附させていたこと(以下「負担回避目的の寄附」という。)などが報告されている。このうち、テコンドー協会については、専任コーチ等が受け取った謝金の大半をテコンドー協会会長(以下「会長」という。)に渡しており、それを会長が同協会の簿外で管理して不正に処理していた可能性があるとされている。

(注1) テコンドー協会等10スポーツ団体 社団法人全日本テコンドー協会、財団法人日本水泳連盟(平成24年3月30日以降は公益財団法人日本水泳連盟)、社団法人日本ボート協会(24年6月29日以降は公益社団法人日本ボート協会)、社団法人日本ホッケー協会、財団法人日本セーリング連盟(24年4月1日以降は公益財団法人日本セーリング連盟)、財団法人全日本柔道連盟(24年4月1日以降は公益財団法人全日本柔道連盟)、社団法人日本近代五種・バイアスロン連合(23年4月1日以降は社団法人日本近代五種協会(24年4月1日以降は公益社団法人日本近代五種協会)及び一般社団法人日本バイアスロン連盟)、公益社団法人日本カヌー連盟(22年4月7日以前は社団法人日本カヌー連盟)、日本ボブスレー・リュージュ連盟、社団法人日本カーリング協会(23年12月1日以降は公益社団法人日本カーリング協会)

また、振興センターも、21年度から23年度までの間にマネジメント機能強化事業の助成金の交付を受けたスポーツ団体を対象として、JOCと同様の調査を行い、24年3月に、テコンドー協会等3スポーツ団体においてマネジメントディレクター等からの負担回避目的の寄附が行われていた旨を公表している。

(注2) テコンドー協会等3スポーツ団体 社団法人全日本テコンドー協会、財団法人日本セーリング連盟、社団法人日本カーリング協会

文部科学本省(以下「本省」という。)は、専任コーチ等に負担回避目的の寄附を行わせる行為は、スポーツ団体がその3分の1を負担しなければならないとする専任コーチ等規則に違反すること、また、負担回避目的の寄附に充てた謝金については、結果として専任

コーチ等が受領していないことから事業費と認めないとして、負担回避目的の寄附に相当する額についてJOCに対し国庫補助金の交付決定の一部取消を行った。そして、本省は、JOCが追加で行った23年度分の調査結果の分と合わせて、24年4月に、テコンドー協会を除く9スポーツ団体における負担回避目的の寄附に係る国庫補助金計7758万余円をJOCから国に返還させた。なお、テコンドー協会については、調査委員会の報告において専任コーチ等の謝金と同協会の会長に渡った経緯等が明らかにされていないことから、本省は、JOCに引き続き調査するよう求めるとともに、その結果を踏まえ必要な措置を講ずることとしている。

また、振興センターも、同月に、負担回避目的の寄附が行われていたと判断した3スポーツ団体の助成金について交付決定の一部取消を行うとともに、この3スポーツ団体から助成金計826万円を振興センターに返還させた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、合規性等の観点から、JOCの専任コーチ等設置事業等において専任コーチ等からスポーツ団体に対して負担回避目的の寄附が行われていないかなどに着眼して検査を行うとともに、負担回避目的の寄附が行われていた背景等について検証した。また、JOCの強化合宿事業等、振興センターの各種助成及び体育協会のスポーツ指導者養成事業において、委託金や助成金の額の確定は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本省並びにJOC、振興センター、体育協会及び専任コーチ等が設置された34スポーツ団体において、表1に記載した事業等を対象として、専任コーチ等からJOCに提出された活動報告書等、スポーツ団体が保管する会計書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

表1 検査の対象等

事業名	補助事業者等	財源	実施スポーツ団体数	着眼点	年度	備考
専任コーチ等設置事業	JOC	民間スポーツ振興費等補助金	34	負担回避目的の寄附が行われていないかなど	平成18～22	調査委員会の調査対象年度
					13～17	本院の追加検査対象年度
マネジメント機能強化事業	振興センター	スポーツ振興投票の収益	6		21、22	
強化合宿事業等	JOC	民間スポーツ振興費等補助金	34	委託金や助成金の額の確定は適切に行われているかなど	19～22	
スポーツ振興基金助成等	振興センター	スポーツ振興基金の運用益等	34		19～22	
スポーツ指導者養成事業	体育協会	民間スポーツ振興費等補助金	25		19～22	

3 検査の状況

検査したところ、JOCの専任コーチ等設置事業において、専任コーチ等からスポーツ団体に対して負担回避目的の寄附が行われていたり、専任コーチ等としての実態が認められなかった者に謝金が支払われていたりなどして、国庫補助金が過大に交付されていた事態

が見受けられた。また、振興センターの助成等において、助成の対象とならない経費が対象経費に含まれるなどして、助成金が過大に交付されていた事態が見受けられた。これらの事態については、別途第3章においても不当事項として掲記した(前掲不当事項199ページ及び829ページ参照)。

(1) 負担回避目的の寄附等に関する検査結果

ア JOCの専任コーチ等設置事業

(ア) 専任コーチ等から負担回避目的の寄附が行われていたもの

a 負担回避目的の寄附の事態

18年度から22年度までの間に実施されたJOCの専任コーチ等設置事業を対象として、専任コーチ等からの負担回避目的の寄附が行われていないか検査したところ、表2のとおり、調査委員会の報告とは別に、負担回避目的の寄附が、5スポーツ団体^(注3)において、12名(延べ19人)、計15,827,210円(国庫補助金相当額10,551,000円)見受けられた。

この額と調査委員会の調査結果に基づき負担回避目的の寄附と認定された額110,152,630円(国庫補助金相当額73,445,000円)とを合わせると、表2のとおり、負担回避目的の寄附は、11スポーツ団体において、18年度から22年度までの間に、計125,979,840円(国庫補助金相当額83,996,000円)行われていたことになる。

なお、テコンドー協会に関する事態については、(ウ)において後述する。

(注3) 5スポーツ団体 社団法人日本ホッケー協会、社団法人日本近代五種・バイアスロン連合、公益社団法人日本カヌー連盟、社団法人日本馬術連盟(平成24年4月1日以降は公益社団法人日本馬術連盟)、社団法人日本フェンシング協会

表2 専任コーチ等設置事業における負担回避目的の寄附の状況(平成18年度～22年度) (単位:円)

スポーツ団体名(略称)	本院検査結果(A)			調査委員会調査結果(B)			負担回避目的の寄附計(A)+(B)		
	年度	延べ人数	寄附金の額注(1)(補助金相当額)	年度	延べ人数	寄附金の額注(1)(補助金相当額)	年度	延べ人数	寄附金の額注(1)(補助金相当額)
水泳	平成—	—	(—)	平成18～22	15人	(8,850,000 5,901,000)	平成18～22	15人	(8,850,000 5,901,000)
ボート	—	—	(—)	20	1人	(1,200,000 800,000)	20	1人	(1,200,000 800,000)
ホッケー	19	1人	(600,000 400,000)	19、20	4人	(7,082,200 4,722,000)	19、20	4人注(2)	(7,682,200 5,122,000)
セーリング	—	—	(—)	18～22	22人	(34,136,000 22,758,000)	18～22	22人	(34,136,000 22,758,000)
柔道	—	—	(—)	20～22	3人	(3,600,000 2,400,000)	20～22	3人	(3,600,000 2,400,000)
近代五種・バイアスロン	18～22	7人	(2,282,270 1,521,000)	18～22	16人	(26,220,370 17,484,000)	18～22	16人注(2)	(28,502,640 19,005,000)
カヌー	18～22	8人	(9,344,940 6,230,000)	19	1人	(1,358,500 906,000)	18～22	9人	(10,703,440 7,136,000)
ボブスレー・リュージュ	—	—	(—)	18～21	11人	(16,235,560 10,825,000)	18～21	11人	(16,235,560 10,825,000)
カーリング	—	—	(—)	18～22	8人	(11,470,000 7,649,000)	18～22	8人	(11,470,000 7,649,000)
馬術	18	2人	(2,400,000 1,600,000)	—	—	(—)	18	2人	(2,400,000 1,600,000)
フェンシング	21	1人	(1,200,000 800,000)	—	—	(—)	21	1人	(1,200,000 800,000)
合計		19人	(15,827,210 10,551,000)		81人	(110,152,630 73,445,000)		92人注(2)	(125,979,840 83,996,000)

注(1) 専任コーチ等からの寄附金の額が団体負担金を超えていた場合は、団体負担金を超えた額を専任コーチ等による任意の寄附とし、団体負担金を負担回避目的の寄附金の額とした。(例 専任コーチ等からの寄附金 440 万円①、団体負担金 280 万円＝負担回避目的の寄附に相当する額②、任意の寄附金 160 万円(①－②))

注(2) 本院の検査結果と調査委員会の調査結果とで重複している者がいるため、延べ人数の計は一致しない。

本院は、専任コーチ等からの寄附が負担回避目的の寄附に該当するかについて、専任コーチ等からの寄附の時期、寄附金の額と団体負担金との関係、スポーツ団体における寄附金の経理処理の方法、委嘱期間中における寄附の継続の状況等を確認した上で、関係者から聞き取りを行うなどして総合的に判断した。

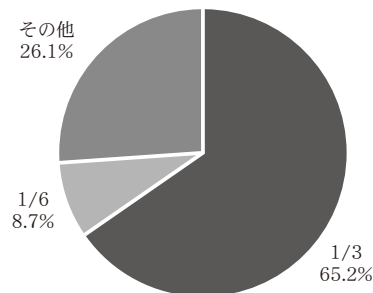
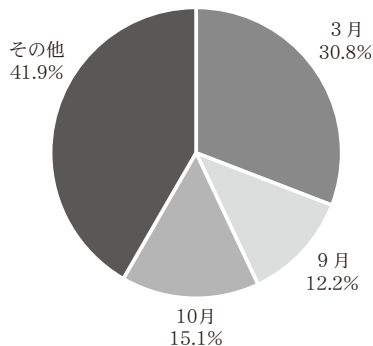
そして、負担回避目的の寄附が行われていた 11 スポーツ団体(以下「11 団体」という。)について、その状況を示すと次のとおりとなっている。

(a) 専任コーチ等からの寄附の時期及び寄附金の額と団体負担金との関係

11 団体において専任コーチ等からの寄附が行われていた時期は、図 3 のとおり、スポーツ団体が JOC に団体負担金を支払う時期(9 月末及び 3 月末)に合わせて 9 月、10 月及び 3 月が多くなっていた。

また、寄附金の額は、図 4 のとおり、団体負担金(専任コーチ等への謝金支払額の 3 分の 1 相当額)と同額が多かったが、中には経済的事情を理由に団体負担金の半分(同 6 分の 1 相当額)程度を寄附していた者も見受けられた。

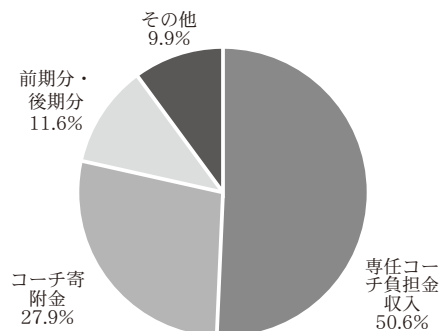
図 3 専任コーチ等からの寄附の時期 図 4 謝金支払額に対する寄附金の額の割合



(b) スポーツ団体における寄附金の入金処理

11 団体の経理において、専任コーチ等からの寄附金がどのように入金処理されていたかについてみたところ、図 5 のとおり、会計書類の摘要欄に「専任コーチ負担金収入」等と記載されていて、団体負担金を補填するための収入として処理されていたことが明確になっていたものが多く見受けられた。

図 5 入金処理の状況



(c) 委嘱期間中における寄附の状況

11 団体において負担回避目的の寄附を行っていた専任コーチ等のうち、2 年以上にわたり専任コーチ等の委嘱を受けていた 26 人について、その委嘱期間中における寄附の状況についてみたところ、表 3 のとおり、専任コーチ等の委嘱を受けて謝金を受領していた期間と寄附を行った期間が一致するなど継続して寄附を行っていた者が多く見受けられた。

表 3 委嘱期間中における寄附の継続の状況

委嘱期間	寄附を行った専任コーチ等	寄附を行った期間				
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
2 年	7 人	0 人(0 %)	7 人(26.9%)			
3 年	9 人	1 人(3.8%)	1 人(3.8%)	7 人(26.9%)		
4 年	6 人	0 人(0 %)	1 人(3.8%)	0 人(0 %)	5 人(19.2%)	
5 年	4 人	0 人(0 %)	2 人(7.7%)	0 人(0 %)	0 人(0 %)	2 人(7.7%)

b 負担回避目的の寄附の背景

11 団体の財政状況、11 団体において負担回避目的の寄附を行っていた専任コーチ等の兼職等の状況及び調査委員会が調査の対象としなかった 11 団体の 17 年度以前における専任コーチ等からの寄附の状況について、スポーツ団体において残されている書類の範囲で検証するなどしたところ、次のとおりとなっていた。

(a) 11 団体の財政状況

11 団体の 19 年度から 22 年度までの間の財政状況について、事業収支や収入総額における補助金への依存度をみたところ、次のとおりとなっていた。

11 団体の事業収支比率(事業支出÷事業収入×100(%))を算出したところ、図 6 のとおり、4 か年平均で 228.9% となっており、これは検査した 34 スポーツ団体のうち 11 団体を除いた 23 スポーツ団体(以下「23 団体」という。)の平均値 107.5% より著しく高くなっていた。

また、事業支出を事業収入で賄えない場合は、補助金収入等の事業外収入で補填しなければならないが、11 団体の補助金収入依存度(補助金÷収入総額×100(%))を算出したところ、図 7 のとおり、4 か年平均で 30.8% となっており、23 団体の平均値 9.9% を大幅に上回っていた。

このように、11 団体は、事業支出が事業収入を大きく上回る厳しい財政状況となっており、補助金収入等に大きく依存している状況となっていた。

図 6 事業収支比率
(平成 19 年度～22 年度)

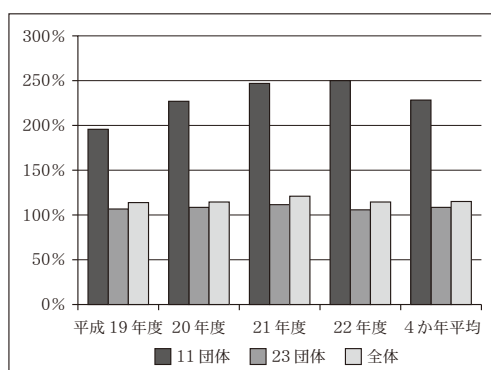
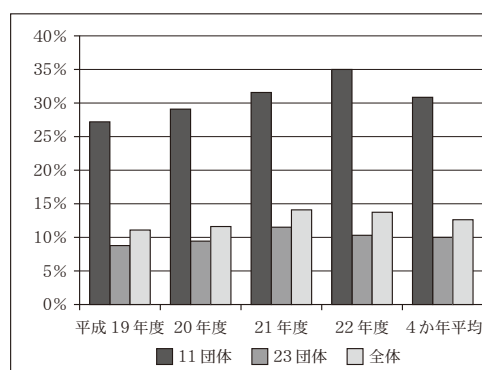


図 7 補助金収入依存度
(平成 19 年度～22 年度)

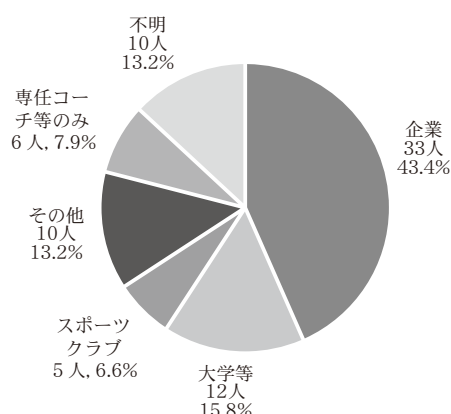


(b) 11 団体における負担回避目的の寄附を行っていた専任コーチ等の兼職等の状況

11 団体において、19 年度から 22 年度までの間に、負担回避目的の寄附を行っていた専任コーチ等延べ 76 人について、専任コーチ等以外の職に就いていたかなどについて調査したところ、図 8 のとおり、企業や大学等に所属し、当該企業等のチーム監督等を行う傍ら専任コーチ等としての活動を行っている者が多数となっていた。

これらの専任コーチ等は、JOC から支払われる謝金以外に、所属する企業や大学等から別途給与等の支給を受けていることから、JOC から受領した謝金の一部をスポーツ団体に寄附することが可能であったと史料される。

図 8 11 団体の専任コーチ等の兼職の状況



(c) 11 団体の 17 年度以前における専任コーチ等からの寄附の状況

11 団体の 17 年度以前(調査委員会の調査対象外年度)における専任コーチ等からの寄附の状況について、残されている書類の範囲で確認したところ、表 4 のとおり、6 スポーツ団体において、専任コーチ等からの負担回避目的の寄附が行われていたと史料されるものが延べ 57 人、計 83,859,000 円見受けられた。

これらの寄附は、年数が経過し関係者からの聞き取りなどによる確認が困難であり、負担回避目的で行われていたかどうかを判断することが困難な状況となっている。しかし、寄附金の額が団体負担金と同額となっていたこと、スポーツ団体にコーチ負担金収入等として入金処理されていたこと、専任コーチ等として委嘱を受けていた期間において継続して寄附が行われていたことなどから、負担回避目的の寄附であったと史料され、過去においても寄附が慣習的に行われていたと史料される。

表 4 平成 17 年度以前における専任コーチ等からの寄附の状況

スポーツ団体名(略称)	年度	延べ人数	寄附金の額
水 泳	平成 13~17	13 人	11,280,000 円
セーリング	13~17	10 人	18,204,000 円
近代五種・バイアスロン	13~17	9 人	12,080,000 円
カヌー	13~17	8 人	13,135,000 円
ボブスレー・リュージュ	13~17	8 人	15,000,000 円
フェンシング	13~17	9 人	14,160,000 円
計		57 人	83,859,000 円

(a)から(c)までのことから、11団体は事業支出が事業収入を大幅に上回り、補助金収入等に大きく依存している状況にあったこと、多くの専任コーチ等がJOCから支給される謝金以外に収入を得ていたこと、過去から寄附が慣習的に行われていたことなどが認められ、これらの事情が負担回避目的の寄附が行われていた背景になっていたと史料される。

そして、表2及び表4で示した13年度から22年度までの間における寄附の状況について整理すると、表5のとおりである。

表5 専任コーチ等設置事業における寄附の状況(平成13年度～22年度)

スポーツ団体名 (略称)	寄附の状況					
			平成13年度～17年度		18年度～22年度 (負担回避目的の寄附)	
	延べ人数	寄附金の額	延べ人数	寄附金の額	延べ人数	寄附金の額
水 泳	28人	20,130,000円	13人	11,280,000円	15人	8,850,000円
ボート	1人	1,200,000円	—	—	1人	1,200,000円
ホッケー	4人	7,682,200円	—	—	4人	7,682,200円
セーリング	32人	52,340,000円	10人	18,204,000円	22人	34,136,000円
柔 道	3人	3,600,000円	—	—	3人	3,600,000円
近代五種・バイアスロン	25人	40,582,640円	9人	12,080,000円	16人	28,502,640円
カヌー	17人	23,838,440円	8人	13,135,000円	9人	10,703,440円
ボブスレー・リュージュ	19人	31,235,560円	8人	15,000,000円	11人	16,235,560円
カーリング	8人	11,470,000円	—	—	8人	11,470,000円
馬 術	2人	2,400,000円	—	—	2人	2,400,000円
フェンシング	10人	15,360,000円	9人	14,160,000円	1人	1,200,000円
計	149人	209,838,840円	57人	83,859,000円	92人	125,979,840円

(イ) 専任コーチ等の活動の実態

検査を実施した34スポーツ団体に設置された専任コーチ等について、専任コーチ等としての活動の実態があったかなどについて、JOCから専任コーチ等への謝金の支払の根拠として重要な書類とされている活動報告書を精査するなどして検査したところ、次のような事態が見受けられた。

a 専任コーチ等としての実態が認められなかったもの

19年度から22年度までの間に、社団法人日本近代五種・バイアスロン連合等3スポーツ団体^(注4)に設置された計3名の専任コーチ等は、活動報告書に記載された専任コーチ等としての活動を実際にはほとんど行っていなかったり、専任コーチ等の活動としての関連性が認められない海外出張を長期にわたり行っていたり、専任コーチ等の活動を行っていなかったのに他のコーチが行った活動が自らの専任コーチ等の活動として活動報告書に記載されていたりしていた。これらのコーチは、専任コーチ等としての実態が認められなかったにもかかわらず、謝金計21,690,000円(国庫補助金相当額14,458,000円)が支払われていた。

(注4) 社団法人日本近代五種・バイアスロン連合等3スポーツ団体 社団法人日本近代五種・バイアスロン連合、財団法人日本自転車競技連盟、財団法人日本バドミントン協会(平成23年4月1日以降は公益財団法人日本バドミントン協会)

b 活動報告書の記載が適切でないもの

a の事態のほか、専任コーチ等としての実態がなかったとまでは言えないが、活動報告書に専任コーチ等としての活動以外の活動等が記載されていたり、活動内容等が明確に記載されていなかったりなどして活動報告書の記載内容が適切でないものが、次のとおり見受けられた。

(a) 専任コーチ等としての活動以外の活動が活動報告書に記載されていたもの

冠婚葬祭への参列等のように明らかに私的な用務が専任コーチ等の活動として活動報告書に記載されていたものが、16スポーツ団体の専任コーチ等延べ38人の計209日について見受けられた。

(b) 専任コーチ等としての活動かどうかが明確となっていないものが活動報告書に記載されていたもの

スポンサーへの挨拶回り、テレビ解説等と活動報告書に記載されていた活動内容が、専任コーチ等としての活動なのか兼務している他の職(スポーツ団体役員等)に係る活動なのか明確となっていないものが、29スポーツ団体の専任コーチ等延べ129人の計1,952日について見受けられた。

(c) 活動内容が具体的に記載されていないなどのため、その内容が明確となっていないもの

「自宅での事務作業」のように、活動内容が具体的に記載されていないなどのため、専任コーチ等としてどのような活動を行ったのかが明確となっていないものが、25スポーツ団体の専任コーチ等延べ93人の計2,289日について見受けられた。

(a)から(c)までについて、活動報告書に記載された活動内容が専任コーチ等としての活動に当たっていたのかなどについて事後的に確認することは現時点では困難なものが多いが、仮にこれらの活動が専任コーチ等としての活動として認められないものであったとした場合、それらの日数を活動日数から差し引くと6スポーツ団体の専任コーチ等延べ9人については、専任コーチ等規則で定められた必要な活動日数(専任コーチングディレクター(トップアスリート担当)の場合は240日等)を2割以上下回る事となる。

(ウ) テコンドー協会の専任コーチ等の謝金が専任コーチ等設置事業の対象事業費とは認められないもの

JOCは、19年度から22年度までの間に、テコンドー協会に4名(延べ11人)の専任コーチ等を設置し、国庫補助金計31,793,000円及び団体負担金計15,897,000円を財源として計47,690,000円の謝金をこれらのコーチに支払っていた。

a 調査委員会の調査結果

調査委員会の報告によると、テコンドー協会は、22年度に3名の専任コーチ等から計5,000,000円の寄附が行われていたとされている。また、19年度から21年

度までの間に、会長及び会長の経営する企業からもテコンドー協会に対して寄附が行われていたとされている。そして、調査委員会が、会長に対して行ったヒアリングにおいて、会長は、テコンドー協会の4名の専任コーチ等の謝金について、これらの専任コーチ等は謝金全額を受領できるだけの活動実態がなかったため、月額10万円又は5万円を受け取らせるなどし、残額は会長に預けさせてそれをテコンドー協会の監督への謝礼や大会遠征費用等として使用したなどと発言したとされている。また、その後、テコンドー協会から上記と同様の内容が記載された書面の提出があったとされている。

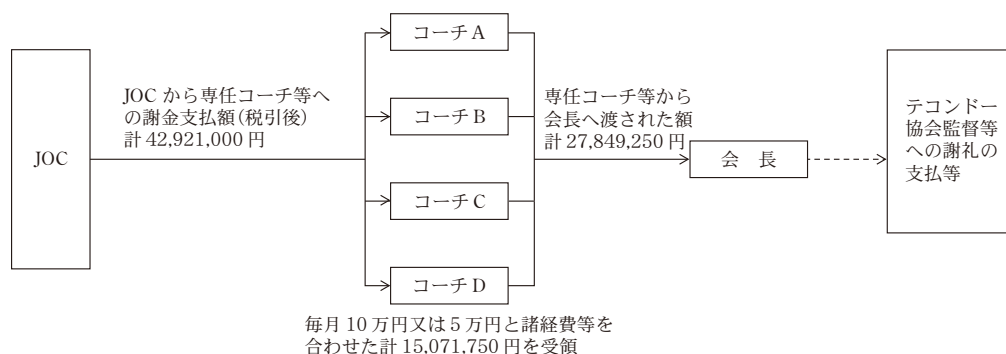
上記について、調査委員会は「専任コーチ等に支払われた謝金が実際には専任コーチ等の手元に残らず大半が会長の手に渡っていること、これを会長がテコンドー協会の簿外で処理している可能性があることなど、複数の問題を含んでおり、事業の目的及び謝金支給の趣旨を著しく逸脱し、不当なものであるにとどまらず、不正というべき可能性が極めて高い」としている。

b 本院の検査結果

本院は、調査委員会の行ったヒアリング等の結果を踏まえ、テコンドー協会に対して、4名の専任コーチ等の口座に入金された謝金が会長に渡った経緯等を示す資料の提出を求めたが、テコンドー協会からは、専任コーチ等と会長との間での謝金の受渡しや会長から監督等への謝礼の支給は、現金により行われていたためそれらの内容を示す資料はないとの回答があった。

このため、本院が、テコンドー協会を通じて4名の専任コーチ等に対して説明を求めたところ、これらの専任コーチ等は、図9のとおり、会長から「専任コーチ等の謝金を他のコーチに支払う謝金等必要な経費に分配してほしい」などとする要請を受けて、19年度から22年度までの間に、JOCから振り込まれた謝金(税引後)計42,921,000円のうち、毎月10万円又は5万円と諸経費等を合わせた計15,071,750円を受領し、残額の計27,849,250円を会長に渡していたとしている。また、テコンドー協会の監督は、19年度から22年度までの間に、会長から毎月20万円及び情報収集料等として年間100万円を受領したとしている。

図9 テコンドー協会の専任コーチ等から会長へ渡された謝金の状況(平成19年度～22年度)



上記のとおり、テコンドー協会の全ての専任コーチ等は、専任コーチ等として受領した謝金の中からその大半を会長に渡していた。そして、これらは専任コーチ等の謝金を他の経費に充てることを目的としたものであり、その額は団体負担金を大幅に超えていた。すなわち、他のスポーツ団体においてみられたような専任コーチ

等からの負担回避目的の寄附ではなく、会長と専任コーチ等との取決めにより、当初から専任コーチ等の謝金を他に流用することを前提としたものであった。

また、会長は、これらの寄附金を、テコンドー協会の監督の謝礼等に使用したとしているが、会長自身が管理し、その支払等を証する帳簿等が存在しないため、その使途は明確となっていない。

したがって、4名の専任コーチ等に支払われた謝金の中から会長に渡された計27,849,250円(国庫補助金相当額18,568,000円)は、会長と専任コーチ等との当初からの取決めにより渡されたものであり、専任コーチ等が謝金として実質的に受領していないことから、専任コーチ等設置事業の対象事業費とは認められない。

イ 振興センターのマネジメント機能強化事業

21、22両年度に実施されたマネジメント機能強化事業において、マネジメントディレクター等からの負担回避目的の寄附がなかったか検査したところ、振興センターの調査結果のとおり、負担回避目的の寄附が、3スポーツ団体において、延べ4人、計11,020,000円(助成金相当額8,260,000円)見受けられた(表6参照)。

表6 マネジメント機能強化事業における負担回避目的の寄附の状況

スポーツ団体名 (略称)	年 度	延べ人数	寄附金の額	助成金相当額
セーリング	平成 21、22	2人	4,620,000円	3,466,000円
カーリング	22	1人	4,400,000円	3,300,000円
テコンドー	22	1人	2,000,000円	1,494,000円
計		4人	11,020,000円	8,260,000円

(2) その他の検査結果

ア JOCの強化合宿事業等

(ア) 専任コーチ等に対する謝金を含めて委託金の額を確定していたもの

JOCがスポーツ団体に委託している強化合宿事業等について検査したところ、専任コーチ等に対する謝金は委託金の対象経費に含めてはならないこととされているのに、JOCは、19年度から22年度までの間に、スポーツ団体が専任コーチ等に支払った謝金計590,665円を含めて委託金の額を確定していたため、スポーツ団体に対する委託金計412,000円(国庫補助金相当額同額)が過大に支払われていた。

(イ) 実際はスポーツ団体が負担していない渡航費等を委託金の対象経費に含めていたもの

24年7月に、社団法人日本カーリング協会(以下「カーリング協会」という。)が、22年度に海外で実施されたカーリング選手権に選手を派遣した事業に関して、JOCの選手強化事業(チーム派遣)による委託金の交付を受けながら、世界カーリング連盟からも別途渡航費等について助成金を受けていた旨の報道がなされた。この事態について、JOCが、本省からの要請を受けて、カーリング協会の関係者から聞き取り調査を行うなどしたところ、次のとおりとなっていた。

すなわち、カーリング協会が23年1月及び3月に行った選手強化事業(チーム派遣)に関し、JOCは、カーリング協会からの申請に基づき、本件事業に係る渡航費、滞在費等の事業費計11,163,325円に対して委託金7,441,000円をカーリング協会に支払っていた。しかし、カーリング協会は、世界カーリング連盟から本件事業に係る渡航費等の一部として助成金3,915,180円を受領するなどしていた。

本省は、JOCから上記の調査結果の報告を受け、カーリング協会が負担していないと認めた事業費に係る国庫補助金相当額を返還させることとした。

イ 振興センターの助成

振興センターのスポーツ団体等への助成について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) スポーツ団体に対して助成金が過大に交付されていたもの

振興センターがスポーツ団体に対して助成を行う場合、助成金の額を含めた収入総額が支出総額を上回る場合は、その上回る額を助成金から減ずることとされている。しかし、4^(注5)スポーツ団体において、20年度から22年度までの間に、参加料収入等を助成対象活動の収入に計上しておらず、実際には収入総額が支出総額を上回っていたのに、振興センターは、その上回った額を助成金から減ずるなどしていなかった。このため、これらのスポーツ団体に対して助成金計10,231,000円が過大に交付されていた。

(注5) 4スポーツ団体 財団法人日本サッカー協会(平成24年4月1日以降は公益財団法人日本サッカー協会)、財団法人全日本スキー連盟、財団法人日本自転車競技連盟、社団法人日本トライアスロン連合(24年4月1日以降は公益社団法人日本トライアスロン連合)

また、専任コーチ等に対して支払った謝金は原則として助成対象経費には含めないこととされているのに、振興センターは、19年度から22年度までの間に、スポーツ団体が専任コーチ等に支払った謝金計235,000円を含めて助成金の額を確定していたため、スポーツ団体に対する助成金計174,000円が過大に交付されていた。

(イ) 日常スポーツ活動助成金が助成対象外の活動に交付されていたもの

専任コーチ等が行う活動は日常スポーツ活動助成金の交付の対象外とされているが、20、21両年度に、専任コーチ等2名が行った活動に対して、日常スポーツ活動助成金計1,500,000円が交付されていた。

(ウ) 活動状況報告書等を提出していない選手等に対して日常スポーツ活動助成金が交付されていたもの

日常スポーツ活動助成金の助成対象者である選手等は、四半期ごとに活動状況報告書を作成するなどして、所属するスポーツ団体の長の承認を得た上で、振興センターに提出することとされており、振興センターは、その提出状況等を確認した上で助成金を交付することとしている。しかし、振興センターは、活動状況報告書等の提出状況の確認を十分に行っていなかったため、19年度から22年度までの間に、活動状況報告書等を提出していない延べ355人に対して日常スポーツ活動助成金計247,700,000円を交付していた。

なお、振興センターは、本院の検査を受けて、24年8月末までに、上記延べ355人のうち、既に死亡している2人を除く延べ353人分の未提出となっていた活動状況報告書等を提出させたとしている。

ウ 体育協会のスポーツ指導者養成事業

体育協会がスポーツ団体に委託しているスポーツ指導者養成事業について検査したところ、19年度から22年度までの間に、専任コーチ等が公認コーチ講習会等に講師として参加したことに対する講師謝金計3,451,000円が、委託金の対象経費に含まれていた。

体育協会は、公認コーチ講習会等の講師としての活動は専任コーチ等の職務に当たらないとして、本事業の経理処理に関する基準要項において、専任コーチ等に支払う講師謝金を委託金の対象外とはしていなかった。しかし、上記の専任コーチ等の中には、公認コーチ講習会等の講師の活動を専任コーチ等の活動として活動報告書に記載している者が見受けられた。

(1)及び(2)の事態について整理すると、表7のとおりとなる。

表7 スポーツ振興のための事業に対する国の補助等に関する検査結果 (単位：円)

態 様	年 度	本院の検査の結果、補助金及び助成金が過大に交付されていたと認められるもの注(2)	調査委員会等の調査結果	計
(1) 負担回避目的の寄附等に関する検査結果	平成 18～22	65,366,460 (43,577,000)	121,172,630 (81,705,000)	186,539,090 (125,282,000)
ア 専任コーチ等設置事業(JOC)	18～22	65,366,460 (43,577,000)	110,152,630 (73,445,000)	175,519,090 (117,022,000)
(ア) 負担回避目的の寄附が行われていたもの	18～22	15,827,210 (10,551,000)	110,152,630 (73,445,000)	125,979,840 (83,996,000)
(イ) a 専任コーチ等としての実態が認められなかったもの	19～22	21,690,000 (14,458,000)		21,690,000 (14,458,000)
(ウ) テコンドー協会の専任コーチ等の謝金が対象事業費とは認められないもの	19～22	27,849,250 (18,568,000)		27,849,250 (18,568,000)
イ マネジメント機能強化事業(振興センター) ・負担回避目的の寄附が行われていたもの	21、22	— (—)	11,020,000 (8,260,000)	11,020,000 (8,260,000)
(2) その他の検査結果	19～22	12,556,665 (12,317,000)		12,556,665 (12,317,000)
ア 強化合宿事業等(JOC)				
(ア) 専任コーチ等に対する謝金を含めて委託金の額を確定していたもの	19～22	590,665 (412,000)		590,665 (412,000)
イ スポーツ振興基金助成等(振興センター)	19～22	11,966,000 (11,905,000)		11,966,000 (11,905,000)
(ア) スポーツ団体に対する助成金が過大に交付されていたもの	19～22	10,466,000 (10,405,000)		10,466,000 (10,405,000)
(イ) 日常スポーツ活動助成金が助成対象外の活動に交付されていたもの	20、21	1,500,000 (1,500,000)		1,500,000 (1,500,000)
合 計	18～22	77,923,125 (55,894,000)	121,172,630 (81,705,000)	199,095,755 (137,599,000)
うち JOC	18～22	65,957,125 (43,989,000)	110,152,630 (73,445,000)	176,109,755 (117,434,000)
うち 振興センター	19～22	11,966,000 (11,905,000)	11,020,000 (8,260,000)	22,986,000 (20,165,000)

注(1) 下段の()書きは国庫補助金等相当額

注(2) 本院の検査の結果、補助金及び助成金が過大に交付されていたと認められるものは、別途第3章においても不当事項として掲記した。なお、文部科学省及び振興センターは、本院の検査の結果、過大に交付されていたと認められる補助金及び助成金について返還する措置を執ることとしている。

4 本院の所見

(1) 検査の状況の概要

マネジメント機能強化事業における謝金の寄附に関して様々な報道がなされたことを契機に調査委員会等が行った調査により、テコンドー協会等10スポーツ団体において専任コーチ等からの負担回避目的の寄附が行われていたことなどが報告された。文部科学省は、上記の行為は専任コーチ等規則に違反するものであり、結果として専任コーチ等が受領していないこととなる謝金は事業費とは認められないとして、その国庫補助金相当額をJOCから返還させるなどした。

このように、専任コーチ等による負担回避目的の寄附は国庫補助金の交付に影響を及ぼすことになるため、本院は調査委員会等による調査結果以外に同様の事態がないかなどについて検査を行うとともに、負担回避目的の寄附が行われていた背景等について検証した。また、JOCの強化合宿事業等や振興センターの助成及び体育協会のスポーツ指導者養成事業についても併せて検査した。

検査したところ、11団体において、専任コーチ等から負担回避目的の寄附が行われていた(調査委員会の調査結果を含む)。これらはスポーツ団体のJOCに対する団体負担金の支払時期に合わせて入金されていること、寄附金の額が団体負担金とほぼ同額となっていること、スポーツ団体に「専任コーチ負担金収入」等として入金処理されていたことなどから負担回避目的の寄附であると認められた。

これらの事態の背景は、スポーツ団体において、団体負担金を支払うべき自己財源が十分でなく、専任コーチ等からの寄附に依存せざるを得ないなどの状況にあったことが挙げられる。また、委嘱を受けた専任コーチ等のほとんどは企業や大学等に職員として所属しており、専任コーチ等としての謝金以外にも収入があることから、謝金の一部をスポーツ団体に寄附することが可能であったと思料される。さらに、専任コーチ等からの寄附が行われていたスポーツ団体においては、調査委員会の調査対象年度以前から団体負担金と同額の寄附が行われていたスポーツ団体が多く見受けられており、負担回避目的の寄附が慣習的に行われていたと思料される。

専任コーチ等の活動報告書は、JOCから専任コーチ等への謝金の支払の根拠となる重要な書類とされている。この活動報告書を精査するなどして、専任コーチ等の活動内容について検査したところ、専任コーチ等としての活動をほとんど行っていないなど専任コーチ等としての実態が認められなかったものが見受けられたほか、専任コーチ等としての実態がないとまでは言えないが、専任コーチ等としての活動以外の活動が記載されているなど、活動報告書の記載内容が適切でないものが多数見受けられた。これらは、JOCによる活動報告書の内容の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

テコンドー協会については、会長から、同協会に設置された専任コーチ等に対して、他のコーチへの謝金等に充てることを目的とした資金提供の要請があり、これに同意した専任コーチ等はJOCから受領した謝金の大半を会長に手渡したとしている。会長は、専任コーチ等から受領した謝金をテコンドー協会の監督の謝礼等に使用したなどとしているが、これを会長自身が管理するなどしていたため、その用途は明確になっていない。

JOCの強化合宿事業等や振興センターの助成については、委託金の対象とならない専任コーチ等の謝金を含めて委託金の額の確定が行われていたり、助成対象活動に係る収入額

が適正に計上されていなかったりなどして、スポーツ団体に対する委託金や助成金が過大に交付されていたものが見受けられた。これらは、JOC及び振興センターにおける実施報告書等の審査等が十分でなかったことやスポーツ団体に対する制度の遵守に関する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

体育協会のスポーツ指導者養成事業については、専任コーチ等に支払われた講師謝金が委託金の対象経費に含まれていたものが見受けられた。体育協会は、これらの経費を委託金の対象外とはしていないが、専任コーチ等による講習会の講師としての活動がJOCの専任コーチ等の職務に当たっていたのかなどについて、JOC等の関係機関と調整を図る必要がある。

(2) 所見

文部科学省は、24年4月、専任コーチ等からの負担回避目的の寄附を防止すべく民間スポーツ振興費等補助金に係る交付要綱を改正して、JOCが専任コーチ等の設置を希望するスポーツ団体の財政状況を把握して団体負担金を支出するための財源が十分であると判断した場合に限り、当該スポーツ団体に専任コーチ等を設置することができることなどとした。

また、振興センターは、マネジメント機能強化事業について、負担回避目的の寄附が行われないように助成金の交付実施要領を改正するなどした。

一方で、専任コーチ等からの負担回避目的の寄附を受けていた11団体の財政状況に関する分析のとおり、スポーツ団体の中には専任コーチ等の設置に当たり必要となる自己財源を確保することが困難なスポーツ団体もあると思料される。

国は、23年度に制定されたスポーツ基本法において、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、文部科学省はその一環として国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備等に関する様々な施策を講じているところである。そして、スポーツ団体においては、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、スポーツの推進に主体的に取り組むことが重要であると考えられる。

したがって、スポーツ団体においては、自ら財政力の脆弱性を改善すべく必要な努力を継続し、財政の自立性を高めていくことが望まれる。また、JOC等の関係機関においては、スポーツ団体における経理体制の整備を指導するなどスポーツ団体における財政の自立性を向上させるための方策を検討する必要がある。

文部科学省及び振興センターは、25年度以降の補助金及び助成金の制度について、その在り方を抜本的に見直すこととしている。そして、振興センターは、25年度以降、マネジメント機能強化事業を実施しないこととした。

については、文部科学省において、上記の事情等を踏まえ、スポーツ団体が行うスポーツの振興に係る事業の重要性や必要性を適切に評価し、必要な経費についての確な補助が行えるよう補助金制度の見直しを検討すること、また、JOC及び振興センター等の関係機関において、スポーツ団体から提出される実施報告書等の内容の確認を適切に行えるよう審査体制等の整備を図るとともに、関係機関が連携して、スポーツ団体に対して、経理体制の整備や補助事業等の適正な執行に関する指導等を行うことが肝要である。

本院としては、国等によるスポーツ振興のための事業に対する補助や助成が、国の施策や制度の趣旨に沿って適切に運用されているかなどについて、今後も引き続き検査していくこととする。

第3 特許庁運営基盤システムの構築について

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第3

検査対象	特許庁
会計名及び科目	特許特別会計 (項)事務取扱費
特許庁運営基盤システムの概要	特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願の受付、方式審査、実体審査、登録、公報発行、審判等の主要業務を一貫して処理するシステム
特許庁運営基盤システムに係る当初契約額の合計	133億5692万円(平成18、19両年度)
上記の当初契約額に係る支払額の合計	54億5109万円(平成18年度～23年度)

1 検査の背景

(1) 特許庁業務・システム最適化計画及び特許庁運営基盤システム

ア 特許庁最適化計画策定の経緯

特許庁は、特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願の受付、方式審査、実体審査、登録、公報発行、審判等の主要業務を一貫して処理するシステムを保有している。特許庁は、昭和59年に着手したペーパーレス計画以降、業務の電子化に取り組んできており、その結果、主要業務については電子化を実現し、業務の効率化、迅速化等を推進している。

一方、特許庁は、庁内の主要業務が様々な類型に分かれていることなどから、業務の種類の違いに応じたシステムをそれぞれ構築し、度重なる特許制度の改正等に伴って、それらのシステムに対して繰り返し改修を加えてきた。このため、特許庁のシステム全体の構造は、極めて複雑なものとなっていて、複数のシステムにわたる大規模な改修が必要になる場合は、関係する全てのシステムを迅速かつ整合的に調整することが極めて困難な状況に陥っている。

このような状況の中で、平成15年7月に、政府において電子政府構築計画が策定されて、行政内部の業務・システムの最適化が政府全体の目標として定められた。これを受けて、特許庁は、16年10月に、業務・システムの将来像、レガシーシステム^(注1)の見直しなどを内容とする「特許庁業務・システム最適化計画」(以下「特許庁最適化計画」という。)を策定して公表した。特許庁最適化計画によると、特許庁が目指すべき目標として、①出願人等の利便性の向上、②世界最高レベルの迅速かつ的確な審査の実現、③業務の抜本的見直し及びシステム経費の削減等が掲げられている。

(注1) レガシーシステム 中央省庁においては、年間10億円以上の経費を要する情報システムであって、汎用コンピュータ、オフコン(開発事業者独自のオペレーションシステムを搭載した中型コンピュータ)を使用したシステム及びこれらに接続して運用するシステム、又は平成6年以降随意契約が継続しているシステムのいずれかに該当するもの

イ 特許庁運営基盤システムの最適化

特許庁最適化計画は、特許庁運営基盤システム(以下「運営基盤システム」という。)に係る部分と、運営基盤システムに引き続き開発する特許庁新検索システムに係る部分から構成されている。このうち、運営基盤システムは、既存の事務処理システムについて、①情報の一元化、②業務機能の集約化、③情報更新のリアルタイム化、④システム構造の簡素化等の観点から再構築するものである。

ウ 運営基盤システムの基本アーキテクチャ

特許庁は、特許庁最適化計画において、運営基盤システムの基本アーキテクチャ(基本概念設計)を、次のとおり定義して、簡素かつ単純なシステムを構築することとしている。

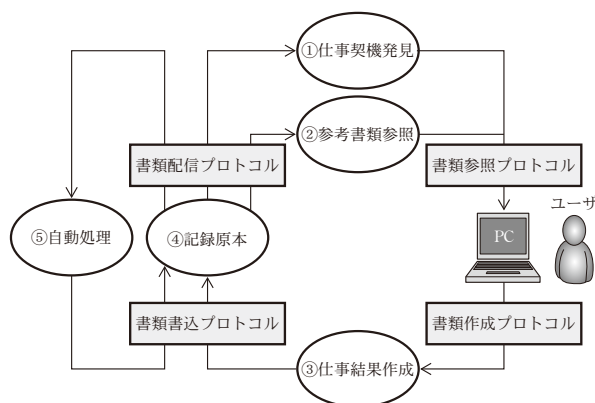
(ア) 業務の基本単位

業務に必要な機能について、①特許庁の業務担当者(以下「ユーザ」という。)が作成すべき書類名を知るための機能として、ユーザから要求された書類を書類が記録され蓄積されている場所である記録原本から取得してユーザに示す「仕事契機発見機能」、②ユーザが必要な書類を収集する機能として、ユーザから要求された書類を検索結果として示す「参考書類参照機能」及び③ユーザが書類を作成するための機能として、ユーザが作成した書類をチェックした後、コード等の識別を付与して記録原本に保存する「仕事結果作成機能」の三つの機能に整理する。

(イ) 5機能4プロトコル

上記の3機能に、④書類を蓄積する機能として、作成された書類の原本性を保証して記録する「記録原本機能」及び⑤自動で書類を作成する機能として、作成された書類や日時を契機として自動で書類を作成等する「自動処理機能」の2機能を加えて5機能とし、この5機能を「書類書込」、「書類配信」、「書類作成」及び「書類参照」の4手順(プロトコル)により結合する(図1参照)。

図1 基本アーキテクチャ(基本概念設計)



(2) 運営基盤システムの構築に係る契約の概要等

ア 契約の概要

特許庁は、運営基盤システムの構築に当たり、全体の設計及び基盤機能の開発を行う設計・開発業務、設計・開発業務を含む各種開発担当者についての全般的な作業進捗の管理、各担当者間の調整等において特許庁を支援する管理支援業務等から成る、運

営基盤システムの構築に係るプロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)を実施することとした。本プロジェクトは、特許庁を中心として、複数の業者に参画させることとして、設計・開発業務については東芝ソリューション株式会社(以下「TSOL」という。)に、管理支援業務についてはアクセンチュア株式会社(以下「アクセンチュア」という。)に、それぞれ請け負わせるなどして実施している(以下、設計・開発業務に係る契約を「設計・開発業務契約」といい、管理支援業務に係る契約を「管理支援業務契約」という。)

そして、特許庁は、設計・開発業務契約及び18年度の管理支援業務契約については、一般競争契約(総合評価落札方式)によっており、19年度の管理支援業務契約については、既に着手している基本設計を十分理解して、進捗状況を熟知しているアクセンチュア以外では管理支援業務の円滑な実施は不可能であり、また、継続的な事業であることから、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして、随意契約により締結していた。

各契約の契約額及び24年1月までの支払額は、表1のとおりであり、設計・開発業務が契約額99億2250万円(当初契約)、支払額計24億8702万余円、管理支援業務が契約額計34億3442万余円、支払額計29億6407万余円となっている。

表1 運営基盤システムに係る契約一覧

契約相手方	契約年月日	契約方式	契約名	契約期間	契約額(千円)	支払額(千円)
TSOL	平成18年12月1日	一般競争(総合評価落札方式)	業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発	当初 18年12月1日～23年3月31日	当初 9,922,500 9,750,871	2,487,020
				18年12月1日～26年3月31日		
アクセンチュア	18年12月1日	一般競争(総合評価落札方式)	新事務処理システム設計・開発のプロジェクト管理支援業務	18年12月1日～19年3月30日	67,200	67,200
	19年4月2日	随意契約	新事務処理システム設計・開発のプロジェクト管理支援業務	当初 19年4月2日～23年3月31日 19年4月2日～26年3月31日	3,367,228	2,896,873
	計					3,434,428
合計					当初 13,356,928 13,185,300	5,451,094

イ 契約の内容等

特許庁が仕様書に記載していた各契約内容の概要等は、次のとおりである。

(ア) 設計・開発業務契約

特許庁は、設計・開発業務契約により、受注者に基本設計、詳細設計等を実施させることとし、基本設計において、業務設計、書類設計等を行わせることとしていた。このうち、業務設計については、特許庁は、入札仕様書において、現行の特許、実用新案等の業務及びこれらの業務で使用する書類並びに特許庁最適化計画に基づく新業務処理方針を示して、受注者に、これらを分析して新業務処理方針に基づいて設計・^(注2)開発業務について詳細な業務要件を設計させることとしていた。また、業務要件の設計に際しては、現行の業務を基本アーキテクチャに基づく書類の流れなどで表現し、必要に応じて業務及び機能の共通化を進めることなどにより、業務要件を詳細化して運営基盤システムに対応させて特許庁に提案させることとしていた。そして、TSOLは、契約書上、設計・開発業務だけでなく、運営基盤システム全体の稼働保証について最終的な責任を負うとされていた。

(注2) 業務要件 業務内容を一定の書式で整理して、システムの設計・開発対象としてまとめたもの。

(イ) 管理支援業務契約

特許庁は、18、19両年度の管理支援業務契約により、受注者に設計・開発実施計画の策定及び管理支援、設計・開発段階の工程進捗管理、設計・開発時における納品物の検収支援等を行わせるとともに、管理支援業務に関する報告書等を特許庁に提出させることとしていた。

(3) 本プロジェクトの中断の経緯

ア 特許庁最適化計画の改定

特許庁は、本プロジェクトが遅延したことなどに伴い、17年8月、20年10月及び21年10月の3回にわたって特許庁最適化計画を改定しており、最終的に、特許庁最適化計画が定める運営基盤システムの稼働時期を当初目標の23年1月から26年1月に変更している。また、特許庁は、特許庁最適化計画において、運営基盤システムの稼働時期までの設計・開発工程を工程表として示しており、基本設計、詳細設計、開発、総合テスト等の工程に85か月を要するとしていた。

イ 特許庁情報システムに関する調査委員会

経済産業省は、本プロジェクトが遅延していたことなどから、22年6月に、「特許庁情報システムに関する調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設置した。調査委員会は、運営基盤システムの技術的な検証及び改善措置の検討を行い、同年8月に調査報告書を経済産業大臣に提出して、緊急に対応すべき課題として、①適切な開発計画の策定、②複数ベンダによる開発に向けた連携の強化及び③独立性の高い外部有識者による監視体制の整備を行うよう求めている。

ウ 技術検証委員会

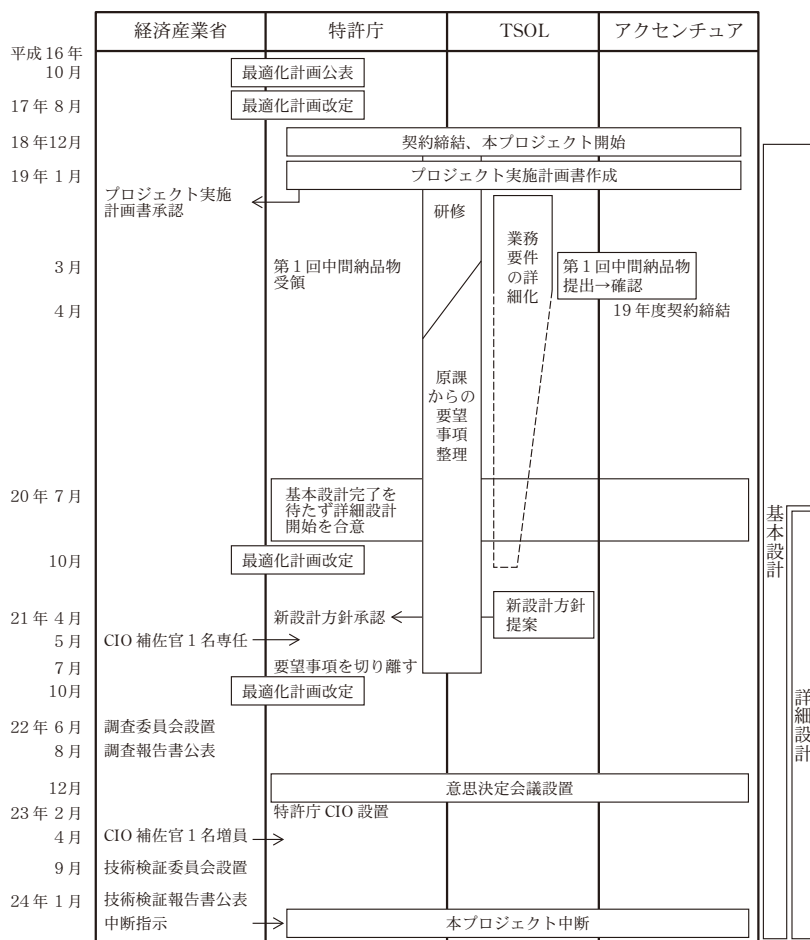
調査報告書において外部有識者による監視体制の整備が求められたことから、経済産業省は、23年9月に調査委員会を改組して、経済産業省外部の専門知識を有する情報工学系の大学教授、弁護士等の有識者から構成された「特許庁情報システムに関する技術検証委員会」(以下「技術検証委員会」という。)を設置した。技術検証委員会は、特許庁等による本プロジェクトに係るこれまでの取組、進捗状況等について、技術的観点から検証するとともに、今後の本プロジェクトの在り方について検討を行い、24年1月に技術検証報告書を経済産業大臣に提出している。

技術検証委員会は、技術検証報告書において、運営基盤システムを26年1月に稼働させるという目標を達成することはほぼ不可能であると指摘し、一旦、本プロジェクトを中断して、今後具体的な対応策を講じた上で再開することが妥当であると提言している。

エ 本プロジェクトの中断

経済産業大臣は、24年1月に、技術検証報告書の提出を受けて特許庁に対して本プロジェクトの中断を指示した。このため、特許庁は、特許庁最適化計画を見直すこととして、本プロジェクトを中断する処置を講じたが、設計・開発業務契約及び管理支援業務契約の継続又は解除については、24年9月末時点において検討中であるとしている。

図2 運営基盤システムの構築に係る経緯(概念図)



2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本プロジェクトについては、大幅な遅延が生じ、24年1月に中断されていて、特許庁が5年以上にわたり構築を進めてきた運営基盤システムはいまだに完成しておらず、24年9月末時点で稼働の見通しは立っていない。

そこで、経済性、有効性等の観点から、前記の各契約における支払状況や設計・開発業務等の状況はどのようになっているか、特許庁及び契約相手方の実施体制や特許庁における本プロジェクトの管理状況等は適切なものとなっているかなどに着眼して、特許庁及び契約相手方2者において契約関係資料等により会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 各契約における支払状況等

ア 設計・開発業務契約

特許庁は、設計・開発業務に関する納品物をTSOLから受領して、管理支援業務を行うアクセントゥアの支援を受けて検査を行い、適正なものであるとして、納品物の出来高に応じて、19年4月から21年11月までの間に5回にわたり、契約額97億5087万余円の約26%に相当する計24億8702万余円をTSOLに支払っている。

イ 管理支援業務契約

(ア) 支払状況

特許庁は、管理支援業務に関する報告書等をアクセントゥアから受領して検査した

結果、業務が適正に行われたとして、19年4月から22年4月までは四半期ごとに13回計23億8847万余円、22年5月から24年1月までは1か月ごとに21回計5億7559万余円、合計34回にわたり、契約額計34億3442万余円の約86%に相当する29億6407万余円をアクセンチュアに支払っている。

このように管理支援業務の契約額に対する支払額の割合が設計・開発業務に比べて高い割合となっている点について、特許庁は、本プロジェクトの遅延に伴い、管理支援の工程の見直しによる業務実施計画の変更、契約期間の延長等を行ったことから、設計・開発の管理支援、設計・開発段階の工程進捗管理等に関する必要工数が増大したためであるとしている。すなわち、特許庁が、本プロジェクトの後半で実施を予定していた業務の予定工数を大幅に減少させてその分の工数を前半の増加した業務に充てることとする変更契約を締結した結果、管理支援業務の契約額に対する支払額の割合が高くなっていた。そして、この変更契約により、実際に本プロジェクトが設計・開発業務の後半段階に至った場合には、当初後半で実施を予定していた工数と比較すると、テスト支援・テスト検証については予定工数の約1/10で、業務試行及び研修の支援については予定工数の約1/6でそれぞれ実施することとなっていた。

(イ) 落札比率の反映

特許庁は、表2のとおり、管理支援業務の発注に当たり、18年度の契約については、一般競争入札(総合評価落札方式)を実施していた。その結果、アクセンチュアを含む2者が応札して、特許庁が作成した予定価格1億0197万余円を大きく下回る6400万円(落札比率62.7%)でアクセンチュアが落札していた。この予定価格の1億0197万余円については、特許庁は、2者が入札前に提出した提案書等に記載されていた作業工数等の平均値を用いるなどして算出していた。なお、アクセンチュアが提出した提案書には、18年度の契約の見積価格は1億0704万余円と記載されていたが、この見積価格は予定価格を上回っていた。

そして、特許庁は、前記のとおり、19年度の契約については、随意契約によりアクセンチュアと契約を締結することとしていたことから、提案書に記載されていた19年度から22年度までの間の作業工数等を基に、予定価格を32億0688万余円と算出した上で、アクセンチュアと協議して33億6722万余円(消費税込み)で契約を締結した。

このように、特許庁は、19年度の契約の予定価格を算出する際に、18年度の契約の入札時に生じた落札比率を乗ずるなどの競争により得られる利益等を考慮していなかった。

なお、経済産業省は、システム関連等の継続的な予算を複数年度契約とすることとし、19年度予算要求以降は、国庫債務負担行為を基本的に活用することとしている。このため、実質的に一体となる契約を各年度に分割して発注することはなく、特許庁においても、現在では、上記のような事態は生じていない。

表2 アクセンチュアとの契約概要

	平成 18 年度契約	19 年度契約
契 約 期 間	18 年 12 月 1 日 ～19 年 3 月 30 日	19 年 4 月 2 日 ～23 年 3 月 31 日
提案書記載の見積価格等	1 億 0704 万余円	32 億 0688 万余円
予 定 価 格	1 億 0197 万余円	32 億 0688 万余円
落 札 額	6400 万円	32 億 0688 万余円 (予定価格と同額)
契 約 額	6720 万円	33 億 6722 万余円
落 札 比 率	62.7%	100%

(注) 契約額は消費税込み、他は消費税抜きの金額である。

(2) 設計・開発業務等の状況

特許庁は、前記のとおり、特許庁最適化計画の中で、稼働時期までの設計・開発工程を工程表として示しているが、基本設計に要する期間については、18年12月から21年9月までの34か月としていた。しかし、設計・開発業務の作業開始から61か月が経過した24年1月においても基本設計が完了せず、その際に生じた問題点の解決の目途すら立たない状況となっており、運営基盤システムを変更後の稼働時期である26年1月に稼働させることは事実上不可能な状況となっていると認められる。

そこで、このような状況に至った経緯について検査したところ、次のとおりとなっていた。

ア 業務要件の詳細化

システム開発に当たっては、発注者が業務要件の定義を行うのが通常であるが、特許庁は、設計・開発業務契約において、前記のとおり、受注者が特許庁の業務等を分析して業務要件を詳細化して提案することとしていた。このことについて、特許庁は、設計・開発業務契約の入札に係る意見招請の際にも、設計作業に業務要件を詳細化する作業が含まれている旨を入札参加者に明示していた。

TSOLは、入札仕様書の内容及び意見招請の結果に基づき、技術力の高い設計担当者を配置して上記の作業を行うとする提案を入札時に行っていたが、実際には、提案を実現する技術力を有する設計担当者を配置しておらず、現行のシステムの業務要件等を分析することが困難となっていた。

この事態の改善を図るため、特許庁、TSOL及びアクセンチュアの3者(以下「参画3者」という。)が協議を行ったところ、TSOLから、当初予定していた60人の3倍を超える200人の設計担当者を投入して現行のシステムに係る全てのプログラム設計書を精査して、現行のシステムの入出力を表にまとめて現行の業務要件等の分析を行うとする提案がなされた。特許庁は、アクセンチュアの助言等を踏まえてこの提案を了承していたが、TSOLにこれらの作業に係る工数の明確な見積りや所要期間を提示させないまま作業を実施させていた。

このため、プログラム設計書の精査の作業等の工数が著しく増大して、業務要件の詳細化作業が膨大なものとなり、本プロジェクトは当初から遅延が発生したが、特許庁は、遅延を解消するための実効ある改善策を講じておらず、TSOLに提案を受けた膨大な業務要件の詳細化作業を継続させていた。

イ 原課からの要望事項の反映

特許庁は、入札仕様書等において、受注者は、開発するシステムに対する要望について原課(ユーザの所属する課等)にヒアリングを実施して、要望事項を整理した上でこれを業務要件に反映することとしていた。そして、特許庁は、TSOLがこの要望事項を整理するために原課に対するヒアリングを行った際に本プロジェクトの担当部門の担当者を立ち合わせるなど所要の協力を行うとともに、この要望事項を設計・開発事項として取り入れるための検討をTSOLが参加する会議において行っていた。

TSOLは、この要望事項を整理する作業を19年3月から行っていたものの、要望を適切に整理することができず、このことが本プロジェクトに遅延が発生する原因の一つとなっていた。特許庁は、この事態に対して、要望事項を整理するために効果的な協力を行うなどの対策を十分に執っていなかったため、遅延が解消されることはなかった。そして、特許庁は、本プロジェクト開始から2年以上が経過した21年7月に至って、一部を除く要望事項を本プロジェクトとは別に開発していくこととし、本プロジェクトの内容とはしないこととした。

ウ 中間納品物の品質の確認

特許庁は、19年3月の第1回目の中間納品物の納入を前に、中間納品物の品質が必要な水準に達しているのかを判断する基準(以下「完了基準」という。)を定めていた。また、特許庁は、中間納品物の納入の度に、TSOLが特許庁及びアクセントゥアに中間納品物の内容を報告することとし、アクセントゥアが完了基準に従って作成したチェックシートに基づいて中間納品物の品質の確認を行い、その結果を特許庁に報告することとしていた。

そして、アクセントゥアが、19年3月の中間納品物の納入の際に、TSOL内における品質確認作業について、チェックシートの記述内容を明確にしていなかったことから、チェックシートでは中間納品物が必要な品質を備えているのかを確認できないものがあった。そこで、アクセントゥアは、品質の確認の一項目であるTSOL内の品質管理プロセスを確認したところ、これが十分に機能しておらず、その旨を特許庁へ報告していた。

エ 設計の共通化

特許庁は、入札仕様書において、受注者は、利便性及び効率化の観点から、特許、実用新案、意匠及び商標で別々に行われている出願書類等に不備がないかを確認する方式審査業務の検査等の機能について、共通化が可能なものについては共通化することとしていた。そして、機能の共通化の範囲及び方式については、全ての基本設計が完了した後に詳細設計を行う際に、受注者が提案することとしていた。

その後、審判業務等に係る設計作業に遅延が発生し、全ての基本設計が完了する見込みが立たなくなったことから、参画3者は、20年7月に、基本設計が完了した業務については詳細設計を開始して、基本設計が全て完了した段階で機能の共通化を行うことで合意していた。

しかし、意匠審査等一部の業務の基本設計が完了していないことから、24年9月末時点においても機能の共通化の検討は行われていない。このように、設計上の重要な要素である機能の共通化の範囲と方式が決められていないため、同じ機能を複数の業務の

設計書に記述することとなっており、このことが設計作業を大幅に遅れさせる原因の一つとなっている。

オ 設計方針に関する問題点

TSOLは、21年4月頃から、運営基盤システムの設計に当たり、機能同士の関係を独立させるため、システム上に生成される全ての業務画面ごとにプログラムを作成する設計方針を採った。この設計方針は、設計・開発業務契約の入札仕様書等に示されていたものではないが、TSOLが21年4月に特許庁に提案して、特許庁が承認していたものである。

しかし、前記エの合意により、機能の共通化は基本設計が全て完了した後とされたことから、TSOLは、共通化されていない設計書に基づいてそれぞれのプログラムを作成することが必要になったため、設計書全体で数千にも上る個別プログラムを書き込むこととなり、開発に膨大な工数を要することとなった。これにより、運営基盤システムのプログラムの全体規模は22年12月の段階で既に6000万行に達することになるとの見積りがTSOLから特許庁に示されており、長年にわたって繰り返し改修を加えてきたため複雑になっている現行システムのプログラムでさえ全体規模が2300万行であることからみても、運営基盤システムの構築の実現可能性は低くなっている。

しかし、本プロジェクトの進捗に重大な支障をもたらす可能性があるのに、TSOLが設計書を共通化せずに、当該設計方針のまま業務画面ごとにプログラムを作成していることについて、TSOLから特許庁への報告は無く、特許庁は参画3者による設計会議で発覚するまで問題を放置する結果となっていた。また、特許庁は、問題の発覚後、TSOLに対して口頭で問題がある旨の注意喚起をするに留めていて、事態を解決するための実効ある方策を執っていなかった。

(注3) プログラムの全体規模 設計作業を進めることにより明らかになるプログラムの発行数の見積りを示していて、これにより開発に要するおおよその費用及び期間を見積もっている。

(3) 本プロジェクトに係る実施体制等

ア 特許庁の実施体制等

本プロジェクトの実施に当たっては、開始時点においては、特許庁の総務部長が本プロジェクトの責任者となり、経済産業省のCIO補佐官が本プロジェクトに対して助言することになっていた。その後、本プロジェクトの実施体制を強化するため、21年5月に経済産業省に特許庁を専任とするCIO補佐官1名が設置され、22年10月に特許庁にCIO補佐官の支援スタッフ1名が設置された。CIO補佐官は会議に参加して本プロジェクトに関し助言及び指導を行い、CIO補佐官の支援スタッフはCIO補佐官が行う助言及び指導に必要な資料の確認や情報収集等の支援を行うこととされた。

また、調査委員会が体制の強化について提言したことから、特許庁は、23年2月に本プロジェクトの責任者である総務部長と共に本プロジェクトの運営において判断が困難な事項について意思決定を行うものとして、特許技監を特許庁CIOとして設置するとともに、同年4月にCIO補佐官1名及びCIO補佐官の支援スタッフ2名の増員を行った。

しかし、参画3者の間で開催された会議に特許庁CIOが意思決定を行うために参加

していたのは1回のみであり、その後同年4月には本プロジェクトが実質的に中断されているため、体制の強化のために設置された特許庁 CIO の機能は十分に活用されていなかった。

イ TSOL の実施体制等

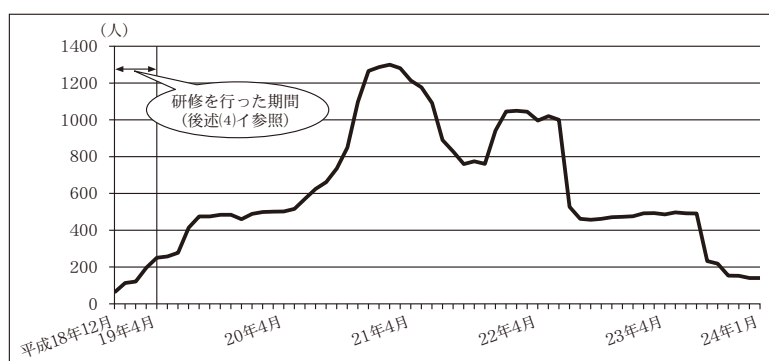
(ア) 実施体制

TSOL の実施体制は、設計・開発業務を統括するプロジェクトマネージャーの下に、品質や進捗状況等の管理を行うチーム、基盤機能や業務処理機能の設計を行うチーム等で構成されているが、各チームのリーダーはもとより、プロジェクトマネージャーは、人事異動により度々変更されていた。調査報告書において、TSOL 内で特許庁の業務や基本アーキテクチャの理解を維持するために、プロジェクトマネージャー、各チームのリーダー等の人事は、原則として固定化すべきである旨の提言がなされたが、調査報告書が経済産業大臣に提出された 22 年 8 月以降も各チームのリーダー等は変更されていた。

(イ) 要員の推移、協力会社との連携状況等

TSOL の設計・開発業務に係る要員の推移は、図 3 のとおり、当初 60 人程度であったが、進捗の遅れを取り戻すなどのために増員を行った結果、TSOL との請負契約による協力会社からの要員を含めて、ピーク時には 1,300 人の規模となっていた。

図 3 TSOL の設計・開発業務に係る要員の推移



この協力会社からの要員の人数は、最も多い月で 1,200 人程度となっていたが、TSOL は、協力会社に対して要員として必要な技能を提示しておらず、各要員の技能の把握もしていなかった。

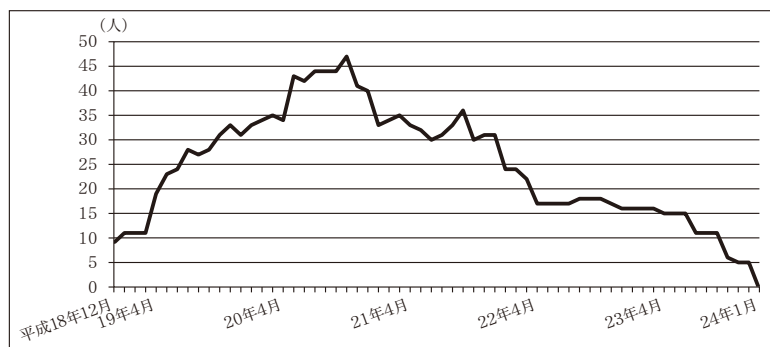
また、この協力会社の数は延べ 41 社であったが、本プロジェクト開始当初から実質的に本プロジェクトが中断された 23 年 4 月まで継続的に参画していたのは 6 社のみであり、中には 2 か月間しか参画していない協力会社も見受けられた。

ウ アクセンチュアの実施体制等

アクセンチュアの管理支援業務の実施体制は、プロジェクト責任者及びプロジェクト管理者の下に、工程管理チーム、技術支援チーム等のチームで構成されているが、プロジェクト管理者や各チームの責任者といった主要な要員は、度々変更されていた。

また、アクセンチュアの管理支援業務に係る要員の推移は、図 4 のとおり、おおむね TSOL の要員の増減に連動していた。

図4 アクセンチュアにおける管理支援要員の推移



(4) 特許庁の本プロジェクトの管理状況

特許庁は、本プロジェクトを実施するに当たり、設計・開発業務契約は請負契約であり、具体的な作業の実施方法については、受注者の裁量に委ねられる部分が多く、発注者として管理する範囲ではないとしている。

しかし、システム開発においては、発注者による主体的なプロジェクトの管理が重要であり、プロジェクトの成否に大きな影響を与えるとされている。

そして、本プロジェクトにおいて、次のような管理上の問題点が見受けられた。

ア 各会議体についての認識の共有

特許庁は、本プロジェクトにおける各種計画書の最高位に位置するプロジェクト実施計画書において、プロジェクトの概要、プロジェクト参画者の体制及び役割、参画3者が参加する会議体の目的及び開催頻度、全体スケジュール等を定めている。

プロジェクト実施計画書に記載された会議体の開催状況についてみたところ、本プロジェクトの実施期間中、一部期間を除いて常時20から35程度の会議体が設置されていた。これらの会議体については、調査委員会から各会議体の役割・責務や各会議体相互間の関係が不明確である旨の指摘があったことから、22年12月に会議体の全体像を整理してプロジェクト運営面での意思決定を行う意思決定会議が設置されている。

しかし、特許庁は、その後も各会議体の役割・責務、各会議体相互間の関係等を文書として明確化しておらず、参画3者間で各会議体に対する認識を十分に共有できていない。

イ 請負業者の開発要員に対する研修

特許庁は、TSOL及びTSOLの協力会社の特許庁の業務に関する理解が不足していたために設計・開発業務に初期段階から遅れが生じたと判断し、入札仕様書では実施することにしていなかった特許庁の業務に関する研修を実施することとした。そして、TSOL及びTSOLの協力会社に対し、18年12月末から19年4月末にかけて計9回の研修を行っている。

しかし、TSOLは、図3のとおり、研修終了後に大幅に設計・開発業務に係る要員を増員していて、研修はごく一部の要員のみに対するものとなっていた。また、TSOLの協力会社の中には、研修に参加していない協力会社があったり、研修終了後に新たに参加した協力会社には研修の受講機会が与えられていなかったりしていたが、特許庁は、このような状況を把握していなかった。

ウ 関係者の責任範囲等に係る合意形成

特許庁は、本プロジェクトの開始当初、プロジェクト実施計画書を作成し、経済産業省等の承認を受けることにより、特許庁システムに係る全ての関係者に対し、本プロジェクトの開始を示すこととしていた。

一般に、システム開発においては、プロジェクトの開始時に、プロジェクトの目的、^(注4)関係者の役割分担や責任範囲等を書面にまとめることが必要とされており、PMBOK^(注5)においては、発注者がプロジェクト憲章を作成してプロジェクト参画者からの合意を得た上でこれを全ての関係者に提示することにより、プロジェクトの承認を得て、これによりプロジェクトを開始することとされている。特許庁は、プロジェクト憲章として決定すべき内容はプロジェクト実施計画書に含まれているとしているが、仕様書の記載事項の認識について、参画3者にそれぞれ確認したところ、責任範囲等について、必要となる明確な合意が形成され共通理解があったとは認められず、本プロジェクトが中断に至る事態に陥っている。このように、プロジェクト実施計画書によっては合意が形成されておらず、明確なプロジェクト管理がなされなかったと認められる。

そして、調査報告書において、一般にシステム開発においてプロジェクトの立ち上げ時に作成すべきとされているプロジェクト憲章を作成するよう提言があったことから、特許庁は、22年9月に至ってプロジェクト憲章の作成に取り組んだものの、全体スケジュールを確定することができなかつたため、プロジェクト憲章は作成されておらず、参画3者間で責任範囲等について合意は形成されていない。

(注4) PMBOK システム開発に係るプロジェクトを行うときの基本的な約束事等をまとめた知識体系であり、国際的に認められている事実上の標準

(注5) プロジェクト憲章 プロジェクトの立ち上げ者が発行して、利害関係者が合意した、プロジェクトの存在を認可する文書。プロジェクトの目的等のほかに予算、納期、完了条件等を記載する。

エ コミュニケーション管理

特許庁は、プロジェクト実施計画書において、本プロジェクトにおけるコミュニケーション管理の標準化を行うことを目的として、コミュニケーション管理要領を策定するとともに、本プロジェクト全体における意思疎通を効果的に行うことを目的として、コミュニケーション管理要領の方針に準拠したコミュニケーション管理細則を策定し、この細則に基づいて本プロジェクトのコミュニケーション管理を行っている。

また、特許庁は、発注仕様書において、管理支援業務の作業内容には、コミュニケーション管理要領等の各種管理要領を管理して設計・開発業者等に説明するとともに、これらの要領を遵守させるよう指導することも含まれるとしている。

そして、本プロジェクト開始当初から、TSOLにおいて、特許庁からの依頼や質問に対して回答期限が守られなかったり報告資料に漏れや誤りが多かったりなどして、本プロジェクトの進捗状況を特許庁が正確に把握できない事態が頻発したため、特許庁及びアクセントチュアは、TSOLに対してコミュニケーション不足による各種の問題点を提示するなどしていた。

しかし、特許庁は、上記事態の改善を図るための効果的な対策を執っておらず、これらの問題点を解消しないまま、本プロジェクト開始から2年近くが経過していてもコ

コミュニケーション管理細則の厳守を徹底するよう改善を依頼するなどしている程度であった。

上記アからエまでのように、特許庁は、発注者として本プロジェクトを管理するため、会議体の全体像を整理したり、TSOLに対してコミュニケーション不足による問題点を提示したりなどしていたものの、遅延発生の原因を解消できないまま長期間経過してしまったり、調査委員会の提言を受けてから対策を講じていたりするなど、これらの措置は内容が十分でなかったり、時機を失していたりなどしていた。その結果、特許庁は、本プロジェクトの実施に関して最終的に責任を有する立場としての責務を果たしていなかったと史料される。

4 本院の所見

特許庁が実施してきた本プロジェクトは、初期段階から生じた遅延が大幅なものとなっており、この遅れが早期に解消する可能性は低いと認められ、完成して稼働する見通しが立っていない。このため、設計・開発業務及び管理支援業務のために支出された国費は結果として運営基盤システムの構築に結びついておらず、特許庁が実現を目指した出願人等の利便性の向上、迅速かつ的確な審査の実現、業務の抜本的見直し及びシステムの経費の削減等の目標の達成は極めて困難となっている。

したがって、特許庁においては、今後のシステム開発に当たり、上記のような事態を再び生じさせないように、契約上の履行の監督等を厳正に行うことはもとより、自らがプロジェクトの実施に最終的に責任を有する立場にあることを十分認識した上で、次の点に留意して適切かつ実効あるプロジェクトの管理を実施することが極めて重要である。

ア 設計・開発の管理において、

- ① 業務要件の詳細化作業に当たっては、各担当業者からの提案内容を十分検討するとともに、作業の遅延が発生した場合は、遅延を解消するための実効ある改善策を講ずること
- ② 原課からの要望事項を整理する作業に当たっては、原課に対するヒアリングを行う際に担当者を立ち合わせるなどするにとどまらず、より効果的な協力を検討すること
- ③ 中間納品物の品質の確認に当たっては、各担当業者の品質管理プロセスが機能しているかについて十分確認する体制を整備すること
- ④ プロジェクトに遅延が発生した場合は、原因を分析して対策を執り、全ての業務の基本設計を完了させるなどの設計・開発業務における次工程への移行条件を満たした後に次工程を開始すること
- ⑤ 設計方針の適用方法がプロジェクトの進捗に重大な支障をもたらす可能性があるかなどについて検討するとともに、問題を解決する実効ある方策を執ること

イ プロジェクト全体の管理において、

- ① 各会議体の役割・責務、各会議体相互間の関係等を文書に明確にし、参画者の間で各会議体に対する認識を十分に共有した上で会議体を運営すること
- ② プロジェクト開始時に、プロジェクト憲章等を作成するなどして、関係者の役割分担や責任範囲等を明確化し、参画者の間で合意の形成を図ること
- ③ 管理支援業者との連携をより強化し、参画者に対し要領等を遵守させて業務を確実に遂行させるようにすること

- ④ プロジェクトの遂行において問題が生じた場合には、プロジェクトの実施に最終的に責任を有する立場として問題を解決する方策を主体的に打ち出して実行し、外部からの助言・提言を受ける場合においても、その助言・提言を実行する際意思決定を迅速に行うこと

なお、今回の検査の結果により、本プロジェクトの所期の目的の達成が困難となっている事態を不当事項として掲記している(前掲不当事項 491 ページ参照)。

本院としては、特許庁において設計・開発業務契約及び管理支援業務契約の継続又は解除について検討中であることから、その検討内容や経過に留意するとともに、特許庁は、特許庁最適化計画を抜本的に見直した上でプロジェクトを再開することとしていることから、今後とも運営基盤システムの構築の実施状況について引き続き注視していくこととする。

第4 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について

検査対象	環境本省、岩手県、宮城県
会計名	一般会計
補助事業等の概要	東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理を行うもの
災害廃棄物等の処理に係る補助金額等	7647億6878万円(平成23年度)

1 検査の背景

(1) 東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理

平成23年3月11日の東日本大震災では、^(注1)13道県241市町村において総量約2162万tの災害廃棄物に加えて、沿岸部において津波による土砂及び泥状物(以下、これらを「津波堆積物」という。)総量約959万tが発生したと推計され、その処理が必要となっている。これらの災害廃棄物及び津波堆積物(以下「災害廃棄物等」という。)の推計量は、表1のとおり、岩手、宮城及び福島県の3県(以下「3県」という。)において膨大な量となった。

(注1) 13道県 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、静岡、長野各県

表1 災害廃棄物等の推計量

県名	災害廃棄物等
岩手	532万t
宮城	1924万t
福島	518万t

(注) 環境省の「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(参考資料)」(平成24年8月7日公表)による。

環境省は、同年5月16日に、災害廃棄物等の適正かつ効率的な処理を進めるために、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」(以下「マスタープラン」という。)を策定して、国、県及び市町村の役割や、国庫補助率のかさ上げなどの財政措置を行うこと、中間処理・最終処分を25年度末を目途に行うことなどの方針を明示している。

また、災害廃棄物等の処理に関して国の責務を明確にし、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物等を処理するなどのため「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平成23年法律第99号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。)が同年8月18日に施行され、国は、災害廃棄物等の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物等の処理の内容や実施時期等を明らかにした工程表を定めることとされた。これを受けて、環境省は、同年11月29日に、「復興施策に関する事業計画と工程表(公共インフラ全体版)」を策定し、3県を中心とした事業計画及び工程表を示した。そして、環境省は、24年8月に、目標期間内での処理を確実にするための目標達成計画として、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」(以下「処理工程表」という。)を発表した。環境省は、これを23年11月29日に策定された上記の工程表の改定版と位置付けている。

また、3県のうち、岩手、宮城両県については、県内での処理能力の不足から広域処理が必要とされており、環境省は、受入先の地方公共団体や住民の理解を得て広域処理が円滑に進むよう、「災害廃棄物の広域処理の推進について(東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン)」(平成23年8月11日環境省作成)等に基づき、24年4月に、広域処理に係る受入基準、処理の方法、安全性の確認方法等について告示を行って、その旨を都道府県に通知している。

(2) 災害廃棄物等の処理に係る国庫補助

環境省は、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」(平成19年4月2日環境事務次官通知)に基づき、市町村等が行う災害廃棄物等の処理事業に対して以前から災害等廃棄物処理事業費補助金(以下「事業費補助金」という。)を交付している。そして、環境省は、東日本大震災に係る大量の災害廃棄物等を処理するに当たって、同要綱を改正して、災害廃棄物等の処理事業に損壊家屋等の解体事業を含むこととし、必要があると認められた場合には補助金の全部又は一部について概算払ができることとする特例を定めた。

さらに、環境省は、災害廃棄物等の処理が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災^(注2)地方公共団体に該当する市町村(以下「特定被災市町村」という。)における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資することに鑑み、同様の目的で造成された既存の基金制度の枠組みを活用することとし、基金制度を用いて特定被災市町村の費用負担の軽減等のために必要な措置を講ずることとした。そして、「平成23年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)及び災害廃棄物処理促進費補助金(災害等廃棄物処理基金)交付要綱」(平成23年11月30日環境事務次官通知)を制定し、これにより、特定被災市町村等が実施する災害廃棄物等の処理事業を支援するために、災害廃棄物処理促進費補助金(以下「促進費補助金」という。)を特定被災市町村が所在する道県に交付することとした。そして、道県は、交付を受けた促進費補助金により基金を造成している。

(注2) 特定被災地方公共団体 都道府県については、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟及び長野各県、市町村については、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、かつ、住宅の全壊戸数が一定規模以上等の要件に該当する市町村が指定されている。

(3) 平成23年度補正予算の概要

災害廃棄物等の処理事業に係る23年度の予算は、表2のとおり計7647億余円となっている。

表2 災害廃棄物等の処理事業に係る予算(平成23年度補正予算) (単位：百万円)

第1次補正予算	災害等廃棄物処理事業費補助金	351,933
第3次補正予算	災害等廃棄物処理事業費補助金	312,970
	災害等廃棄物処理事業費	4,769
	災害廃棄物処理促進費補助金	67,963
	災害廃棄物広域処理等支援事業	250
	放射性物質汚染廃棄物処理事業費	26,882
計		764,768

そして、環境省は、特定被災市町村が行う災害廃棄物等の処理事業(市町村が県へ事務委託を行う場合も含む。)について、国庫補助率のかさ上げを実施した上で、当該特定被災市町村に係る標準税収入^(注3)に対する事業費の割合に応じて事業費補助金を交付している。また、道県が造成した基金を通じて、特定被災市町村に対して国庫負担割合が平均95%となるよう促進費補助金を併せて交付している。さらに、残りの5%分についても交付税が交付されることから、国の負担は実質100%となっている。

(注3) 標準税収入 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいい、標準税率をもって地方交付税法(昭和25年法律第211号)で定める方法により算定した地方税の収入見込額をいう。

また、これらの補助金のほか、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づき指定された福島県内の汚染廃棄物対策地域に係る災害廃棄物の処理等のための放射性物質汚染廃棄物処理事業費や、環境省が特定被災市町村の災害廃棄物等の処理を代行するための災害廃棄物処理事業費等が予算計上されている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

東日本大震災に係る災害廃棄物等の処理は、原則として25年度末までに処理を終えることを目標としており、特に被害が大きかった3県の災害廃棄物等は、その量が膨大であることから、その処理の進捗状況については、国民の大きな関心の対象となっている。また、災害廃棄物等の処理に当たっては、初年度である23年度において、補正予算により多額の予算が措置されている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、災害廃棄物等の処理に係る実行計画等が25年度末までの期間内の終了に向けて適切に立案され、処理は計画どおり進捗しているか、23年度補正予算で予算措置された災害廃棄物等の処理事業に係る予算のうち、その大部分を占める事業費補助金及び促進費補助金の交付等は適時適切に実施されているかなどに着眼して検査を行った。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、23年度に実施された災害廃棄物等の処理事業を対象に、環境本省、岩手、宮城両県及び両県管内の9市町^(注4)において会計実地検査を行った。なお、福島県については、岩手、宮城両県と異なり、県内に汚染廃棄物対策地域が設定されていて国が直轄処理することとされている地域があることなどから、環境本省において、環境省が行っている事業等について検査を実施した。

(注4) 両県管内の9市町 岩手県については、沿岸市町村のうち、事業費補助金の交付が多額となっている大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市の4市町を対象とした。

また、宮城県については、仙台市及び県の事務委託に係る四つの地域ブロックのそれぞれから抽出した気仙沼ブロックの気仙沼市、石巻ブロックの石巻市、宮城東部ブロックの塩竈市及び亶理名取ブロックの亶理町を対象とした。

検査に当たっては、環境本省から、災害廃棄物等の処理の進捗状況、事業費補助金、促進費補助金の執行状況等に係る書類の提出を受けるとともに、岩手、宮城両県から、実行

計画等の計画、事業費補助金及び促進費補助金に係る交付申請書、年度終了実績報告書等の資料の提出を受けるなどして検査を行った。なお、今回の検査は計画や進捗状況を中心に行っており、個別の契約内容については検査を実施していない。

3 検査の状況

(1) 災害廃棄物等の処理・処分状況、事業費補助金及び促進費補助金の執行状況

前記13道県に係る24年7月31日現在の災害廃棄物等の処理・処分状況は、表3のとおり、災害廃棄物等の推計量が多い3県(合計2975万t、全体の95.3%)の平均進捗率が17.7%であるのに対し、他の10道県の平均進捗率は80.8%となっていて、このうち静岡及び長野の2県は処理・処分が完了している。なお、環境省は、焼却を要するものは焼却をもって処理・処分として取り扱っていて、焼却処理で発生する焼却灰(以下「焼却残さ」という。)の再生利用分や最終処分場への埋立分については、表3の「処理・処分量」の対象とはしていない。このため、処理・処分率が100%になっても、焼却残さの処分が必ずしも完了したとは言えないことになっている。

表3 13道県に係る災害廃棄物等の処理・処分状況(平成24年7月31日現在)

道県名	災害廃棄物等(全体)			災害廃棄物					津波堆積物				
	推計量 (千t)	処理・ 処分量 (千t)	処理・ 処分率 (%)	市町村 数	災害廃 棄物推 計量 (千t)	処理済 市町村 数	災害廃 棄物処 理・処 分計 (千t)	処理・ 処分割 合 (%)	市町村 数	津波堆 積物推 計量 (千t)	処理済 市町村 数	津波堆 積物処 理・処 分計 (千t)	処理・ 処分割 合 (%)
北海道	9	7	81	20	9	14	7	81	0	0	0	—	—
青森県	190	102	54	6	151	5	92	61	2	39	1	9	24
岩手県	5,320	764	14	19	4,016	4	764	19	10	1,304	0	0	0
宮城県	19,246	3,804	20	35	12,525	6	3,398	27	14	6,722	2	406	6
福島県	5,180	685	13	45	3,668	9	672	18	5	1,513	0	13	1
茨城県	822	720	88	44	820	32	718	88	3	2	3	2	100
栃木県	219	185	84	26	219	15	185	84	0	0	0	—	—
群馬県	4	4	98	6	4	5	4	98	0	0	0	—	—
埼玉県	8	2	22	9	8	6	2	22	0	0	0	—	—
千葉県	147	106	72	26	136	19	102	75	1	11	0	4	35
新潟県	43	18	42	3	43	2	18	42	0	0	0	—	—
静岡県	1	1	100	1	1	1	1	100	0	0	0	—	—
長野県	21	21	100	1	21	1	21	100	0	0	0	—	—
計	31,210	6,418	21	241	21,620	119	5,984	28	35	9,591	6	434	5

(注) 環境省の「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(参考資料)」(平成24年8月7日公表)による。

また、23年度の事業費補助金の予算現額と交付決定額等の状況は、表4のとおりとなっていて、6649億余円という大型の予算が措置されていたが、^(注5) 予算現額に対する交付決定額は55.0%にとどまっていた。

(注5) 大型の予算 環境省は、同省が推計した災害廃棄物等の処理事業の総額に対応する補助金を平成23年度から25年度までの3年間で6対3対1の割合で割り振り、初年度である23年度に6割を予算計上したとしている。

表4 事業費補助金の予算現額及び交付決定額等(平成23年度) (単位:千円)

予 算	予算現額(A)	交付決定額(B)	支出済額(C)	地方繰越額(D)	不用額(E)
第1次補正	351,933,422	304,851,668	253,043,710	51,801,992	5,966
第3次補正	312,970,273	61,084,994	14,605,819	46,470,736	8,439
計	664,903,695	365,936,662	267,649,529	98,272,728	14,405

(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(B)
55.0%	73.1%	26.9%

(注) (C)欄から(E)欄までは、交付決定を受けた市町村等の補助金の使用状況を示している。地方繰越額は市町村等において繰り越された額である。

交付決定額計3659億余円を県別で見ると、表5のとおりとなっており、このうち、岩手県が全体の17.4%、宮城県が73.2%、福島県が6.8%をそれぞれ占めており、これら3県で計3564億余円(全体の97.4%)となっていた。

表5 13道県に係る事業費補助金の支出済額及び概算払額等(平成23年度)

道県名	市町村等の数	特定被災地方公共団体	3県沿岸市町村	交付決定額(千円)	構成割合(%)	支出済額(A)(千円)	概算払額(B)(千円)	支出済額に対する割合(B)/(A)(%)
青森県	6	4	—	1,682,611	0.5	1,682,611	43,138	2.6
岩手県	19	17	12	63,727,077	17.4	55,287,586	60,804,409	110.0
宮城県	34	34	15	267,766,064	73.2	183,373,678	203,295,463	110.9
福島県	38	30	5	24,942,127	6.8	19,617,045	20,660,065	105.3
茨城県	41	35	—	4,393,807	1.2	4,288,359	1,137,477	26.5
栃木県	27	12	—	594,292	0.2	594,292	64,298	10.8
群馬県	3	—	—	39,251	0.0	39,251	39,251	100.0
埼玉県	7	—	—	12,759	0.0	12,759	—	0.0
千葉県	17	8	—	1,734,191	0.5	1,726,179	1,364,876	79.1
新潟県	4	2	—	223,214	0.1	223,214	—	0.0
長野県	1	1	—	556,564	0.2	556,564	556,564	100.0
静岡県	1	—	—	4,244	0.0	4,244	—	0.0
計	216	147	32	365,936,662	100.0	267,649,529	287,992,508	107.6

(注) 交付決定額、支出済額はともに平成23年度決算における金額であるため、決算確定以前に交付された概算払額については支出済額を上回っている場合がある。

事業費補助金は、前記のとおり、特例で概算払が認められている。概算払は概算をもって支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費について、事後に精算が行われることを前提に金額の確定前に支払うことを認めるものであり、市町村等の資金需要に応えるために措置されたものであるが、概算払の金額と補助金の支出済額とを対比すると、表5のとおり、支出済額に対して107.6%となっており、特に被害が大きかった3県においては、必要な資金は、概算払によって対応されていた。しかし、交付時期については概算払の交付決定日が主に23年7月から同年12月までの間となっており、会計実地検査を行っ

た岩手、宮城両県等の担当部署からは、速やかな交付を望む声が聞かれた。これについて、環境省は、概算払の手続に当たって、市町村等が提出することとされている災害報告書の修正が完了した後は、交付決定までの手続を可能な限り短期間で行っているが、災害発生後の混乱の中で、市町村等による災害報告書の作成や修正の過程で時間を要したとしている。補助金を速やかに交付するため、環境省は、概算払の対応のための要綱改正(23年5月)を実施するとともに、交付決定までの手続の迅速な対応に努めているところではあるが、今後災害報告書の作成や修正に当たっての市町村等の事務負担の軽減につながるような方策の検討を行う必要があると認められる。

また、もう一つの補助金である促進費補助金の予算現額と交付決定額の状況は、表6のとおりとなっていて、予算現額に対する交付決定額は74.9%となっている。

表6 促進費補助金の予算現額及び交付決定額等(平成23年度) (単位:千円)

予 算	予算現額(A)	交付決定額(B)	支出済額(C) (=基金造成額)	基金から市町村へ 交付された額(D) (=基金充当額)
第3次補正	67,963,526	50,886,965	50,886,965	36,413,027
	(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	
	74.9%	100.0%	71.6%	

(注) (C)欄は、交付決定を受けた道県が同額の補助金の交付を受け基金を造成した額であり、(D)欄は、当該基金から市町村へ交付された額である。

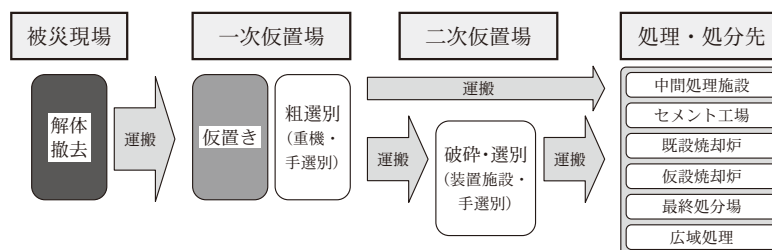
これらの国庫補助金は、事業費補助金については直接市町村等へ、促進費補助金については県が基金を造成してその基金から市町村へそれぞれ交付されるものであるが、両補助金は交付申請等に係る事務を別々に行わなければならないこととされていて、市町村等及び県に負担をかける結果となっている。そして、岩手、宮城両県の担当部署等からは、本件のような緊急事態の場合には、一つの補助制度とするなど、事務負担の少ない助成制度の検討を望む声が聞かれた。

(2) 岩手県内の処理状況

ア 処理・処分の進捗状況及び補助金の執行状況

岩手県内における災害廃棄物等の処理・処分の流れは、図1のとおりとなっている。

図1 岩手県内における災害廃棄物等の処理・処分の流れ



(注) 岩手県災害廃棄物処理詳細計画(平成24年度改訂版)による。

そして、会計実地検査を行った4市町における23年度の災害廃棄物等の処理・処分の進捗状況は、表7のとおりとなっていた。沿岸市町村(図2参照)全体の処理・処分の進捗率が10.4%と低くなっているのは、23年度については処理・処分に先立ち、被災現場から一次仮置場又は二次仮置場への搬入を主に行っていたことなどによるものである。

図2 岩手県内の12沿岸市町村

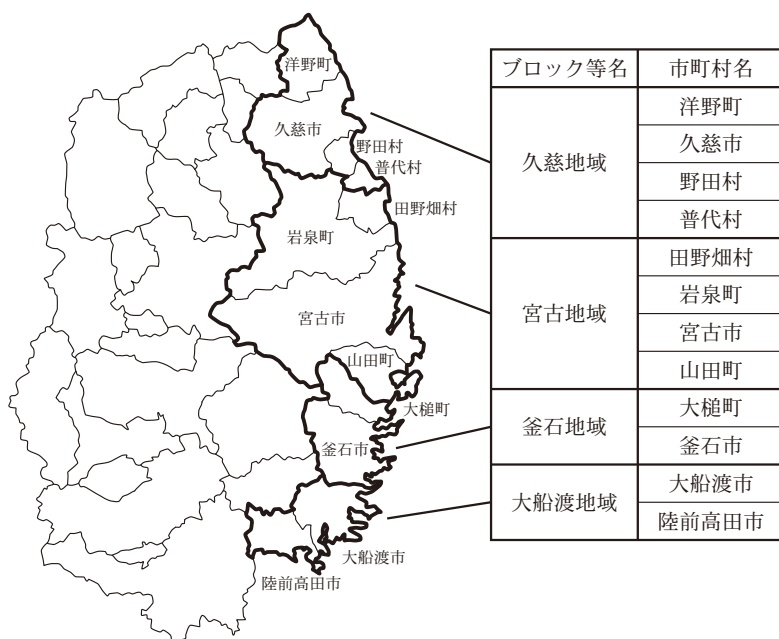


表7 岩手県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理・処分の進捗状況及び補助金の執行状況(平成23年度) (単位:千t, 千円)

ブロック等	市町村	発生量			処理・処分		事業費補助金 支出済額	促進費補助金 基金充当額	備考 会計実地検査を行った 4市町による県事務委託 の状況
		災害廃棄物等推計量 (a)	全体に占める割合	ブロック等に占める割合	処理・処分量 (b)	進捗率 (b/a)			
—	沿岸市町村全体	4,755	—	—	496	10.4%	54,889,211	6,053,956	—
久慈地域		270	5.7%	—	46	17.0%	1,486,252	285,055	—
宮古地域		1,242	26.1%	—	56	4.5%	10,082,326	1,257,201	—
		1,471	30.9%	100.0%	22	1.5%	10,400,542	1,174,813	—
釜石地域	大槌町	709	14.9%	48.2%	3	0.4%	3,209,973	371,345	二次仮置場における選別から処理・処分までの業務
	釜石市	762	16.0%	51.8%	19	2.5%	7,190,569	803,468	一部の処理・処分業務
		1,772	37.3%	100.0%	373	21.0%	32,920,091	3,336,887	—
大船渡地域	大船渡市	756	15.9%	42.7%	267	35.3%	18,086,322	1,787,600	一部の処理・処分業務
	陸前高田市	1,016	21.4%	57.3%	106	10.4%	14,833,769	1,549,287	一部の処理・処分業務

(注) 「発生量」及び「処理・処分」は、環境省の「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」(平成24年4月9日発表)による。

また、表7には事業費補助金及び促進費補助金の23年度の支出済額及び基金から市町村へ交付された額(以下「基金充当額」という。)を示しているが、これらの補助対象経費は、おおむね災害廃棄物等を被災現場から仮置場へ搬入する費用と仮置場に搬入された災害廃棄物等を処理・処分する費用である。そのため、処理の進捗状況と補助金の支出済額及び基金充当額に関して、市町間等の比較を行うには、図1に示した処理・処分の流れの中で費用がどのように使われているかなどについて分析する必要があり、それらを行っていない現段階では市町間等の単純な比較はできない。

イ 実行計画と処理体制

岩手県は、23年6月にマスタープランに基づき「岩手県災害廃棄物処理実行計画」を

策定して災害廃棄物等の処理の基本的な考え方を示すとともに、同年8月に具体的な処理方法等を定めた「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」(以下「詳細計画(23年度版)」という。)を策定し、さらに、23年度の処理状況等を踏まえて24年5月に改定版(以下「詳細計画(24年度版)」という。)を策定している。岩手県は、詳細計画(24年度版)において、被災現場で解体・撤去を行った災害廃棄物等を一次仮置場に集めて粗選別を行った後、二次仮置場でより細かく選別した上で、再生利用や処理・処分を行うとしている。そして、沿岸市町村は、状況に応じて災害廃棄物等の処理の一部について、県に事務委託(以下、市町村が県へ事務委託を行うことを「県事務委託」という。)を行うことにより処理を行っているが、県事務委託の範囲については市町村によって区々となっている。

なお、県が処理・処分を行う災害廃棄物等の量は、詳細計画(24年度版)において見直されており、農地由来の津波堆積物、海から引き揚げられた災害廃棄物の量、解体の見込みが明らかになった大型建築物等の解体量を計上したことなどから、詳細計画(23年度版)の435万tから525万tに増加している。

ウ 詳細計画(24年度版)における23年度の処理実績

岩手県では、詳細計画(24年度版)において、23年度の災害廃棄物等の処理実績を51万tとしており、その処理・処分先は、コンクリートがらなどの建設資源として処理されたもの30万t(全体の59.2%)、株式会社太平洋セメント大船渡工場(以下「太平洋セメント」という。)でセメント原燃料化されたもの4万t(同7.8%)、金属くず等がリサイクルされたもの7万t(同13.5%)等となっていて、焼却されたものや広域処理として処理されたものなど10万t(同19.5%)を除けば、大半が資源化やリサイクルに係るものとなっている。

岩手県の災害廃棄物等の処理の特色は、太平洋セメントのロータリーキルン^(注6)2基(処理能力計750t/日)が県内における災害廃棄物等の処理の拠点となっていることである。セメント工場を活用する利点は、災害廃棄物等をセメント原燃料化することにより、焼却残さの埋立処分が不要になる点にあるとされている。しかし、23年度においては、被災の影響により、太平洋セメントのセメント原燃料化の機能が一定期間停止していたことから、ロータリーキルンにより焼却処理(6万t)を行ったものの、その焼却残さは奥州市に所在する産業廃棄物最終処分場「いわてクリーンセンター」で埋立処分されていた。また、既存の3焼却施設(処理能力計117.5t/日)を使用するとともに、焼却施設の処理能力を補うため、宮古市に処理能力95t/日の仮設焼却炉1基を賃貸借契約(26年3月までの支払予定額は計20億3866万余円)により設置し、釜石市に廃炉となっていた処理能力100t/日の焼却炉1基を修繕(修繕を含む23年度分の処理業務委託費3億4125万円)して仮設焼却炉として使用していて、県内の沿岸市町村全体の処理能力は7基合計で1,062.5t/日となっている。

(注6) ロータリーキルン^{がま} 円筒を横に置いたような形状の回転窯で、内部に隙間なく耐火レンガが貼り付けられていて高温に耐えられる構造になっている。

エ 今後の処理・処分について

岩手県は、詳細計画(24年度版)において、今後の処理・処分として、推計量525万tから23年度の処理・処分量51万tを除いた474万tを対象に計画を策定している。そして、この474万tのうち、コンクリートがらや金属くずなどを除いた災害廃棄物等326万tの処理・処分先及びその構成割合は、表8のとおりとなっている。

表8 326万tに係る処理・処分先とその構成割合

処理・処分先	処理・処分量(t)	構成割合(%)
① 復興資材	1,303,700	40.0
② 太平洋セメント	500,000	15.3
③ 県内処理施設	270,000	8.3
④ 広域処理	295,100	9.1
⑤ 要検討	889,900	27.3
計	3,258,700	100.0

(注) 岩手県災害廃棄物処理詳細計画(平成24年度改訂版)による。

このうち、県内の最終処分場における焼却残さ等の埋立処分が必要と見込まれるものは、③県内処理施設と⑤要検討の一部であり、復興資材等に利用可能なものはできる限り再生利用し、それ以外を焼却施設や最終処分場で処理するとしていて、県内の限られた最終処分場での処理を極力抑制する計画となっている。

そして、最終処分場については、沿岸市町村以外の最終処分場は処理施設として挙げられておらず、また、沿岸市町村内にある最終処分場については、計算上、若干の余力があるものもあるが、自家焼却分のみ埋立てを可能としていて、受入が見込まれているのは前記の「いわてクリーンセンター」のみであり、最終処分場が十分確保できていない状況となっている。このように、県内の最終処分場を処理施設として挙げることに慎重なのは、県内の市町村において、新たな最終処分場の確保や増設が困難なためと史料される。

また、広域処理については、前記のとおり、環境省から告示されているものの、23年度の実績は1万tにとどまっており、今後受入先との調整が必要であるとして処理工程表に掲載されている要調整量32万tについても、災害廃棄物等の種類によっては調整が進んでいるものもあるが、全体の見通しが立っていないものも多く見受けられる。

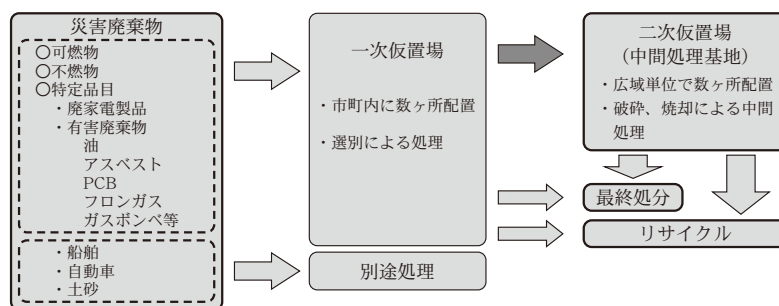
岩手県は計画により25年度末までの処理を目指しているが、不燃物の処理、公共工事等における復興資材の需要、最終処分場の確保、広域処理の受入先の確定等が計画期間内の終了に係る不確定要素となっている。

(3) 宮城県内の処理状況

ア 処理・処分の進捗状況及び補助金の執行状況

宮城県内における災害廃棄物等の処理・処分の流れは、図3のとおりとなっている。

図3 宮城県内における災害廃棄物等の処理・処分の流れ



(注) 宮城県災害廃棄物処理実行計画(第1次案)による。

そして、会計実地検査を行った5市町における23年度の災害廃棄物等の処理・処分の進捗状況は、表9のとおりとなっていた。沿岸市町(図4参照)全体の処理の進捗率が8.1%と低くなっているのは、23年度については被災現場から一次仮置場又は二次仮置場への搬入を主に行っていたこと及び後述の県事務委託に係る二次仮置場が整備中であつたことなどによるものである。

図4 宮城県内の15沿岸市町

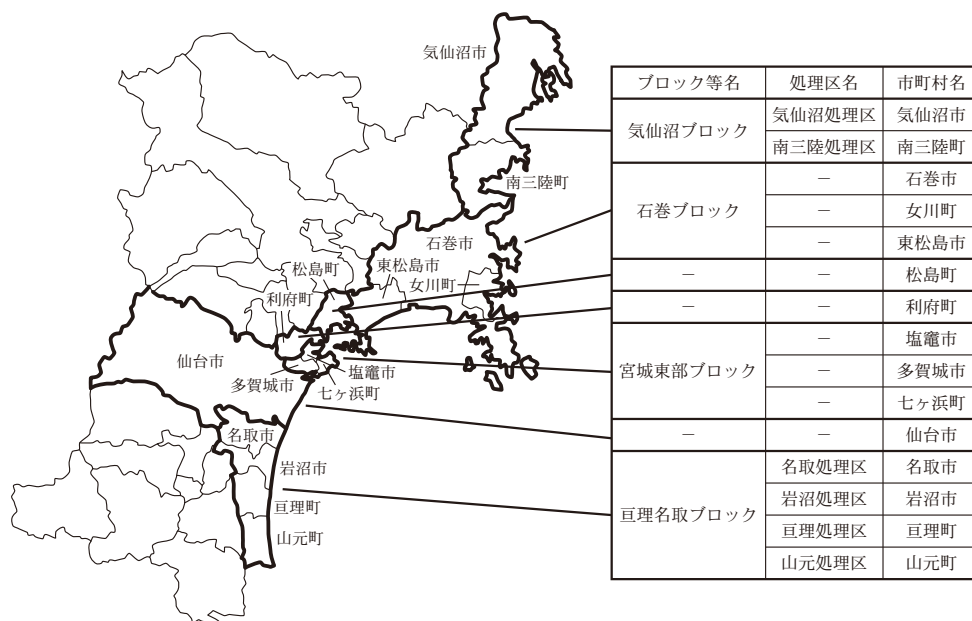


表9 宮城県沿岸市町における災害廃棄物等の処理・処分の進捗状況及び補助金の執行状況(平成23年度) (単位:千t,千円)

ブロック等	市町	発生量			処理・処分		事業費補助金 支出済額	促進費補助金 基金充当額	備考 会計実地検査を行った5市町による県事務委託の状況
		災害廃棄物等推計量 (a)	全体に占める割合	ブロック等に占める割合	処理・処分量計 (b)	進捗率 (b/a)			
—	沿岸市町全体	15,691	100%	—	1,266	8.1%	177,456,559	20,049,520	—
—	仙台市	1,352	8.6%	—	189	14.0%	29,091,215	2,833,586	市単独
石巻	—	8,264	52.7%	100.0%	719	8.7%	75,360,351	8,609,491	—
	石巻市	6,163	39.3%	74.6%	537	8.7%	55,193,114	6,248,760	二次仮置場における選別から処分までの業務
宮城東部	—	1,134	7.2%	100.0%	65	5.7%	13,544,420	1,795,200	—
	塩竈市	251	1.6%	22.1%	0	0.0%	4,950,708	573,885	二次仮置場における選別から処分までの業務
気仙沼 (気仙沼処理区)	—	1,927	12.3%	100.0%	35	1.8%	16,389,780	1,881,069	—
	気仙沼市	1,367	8.7%	70.9%	25	1.8%	13,886,651	1,582,321	二次仮置場における選別から処分までの業務
巨理・名取 (巨理処理区)	—	2,956	18.8%	100.0%	206	7.0%	41,612,603	4,721,265	—
	巨理町	1,267	8.1%	42.9%	13	1.0%	15,787,968	1,772,149	二次仮置場における選別から処分までの業務

(注) 「発生量」及び「処理・処分」は、環境省の「沿岸市町村の廃棄物処理の進捗状況」(平成24年4月9日発表)による。

また、表9には事業費補助金及び促進費補助金の23年度の支出済額及び基金充当額を示しているが、これらの補助対象経費の用途は、おおむね岩手県と同様であり、市町間等の比較を行うには、図3に示した処理・処分の流れの中で費用がどのように使われ

ているかなどについて分析する必要がある、それらを行っていない現段階では、処理の進捗状況及び補助金の支出済額に関して、市町間等の単純な比較はできない。

イ 実行計画と処理体制

宮城県は、23年7月にマスタープランに基づき「宮城県災害廃棄物処理実行計画(第1次案)―災害廃棄物処理の基本的考え方―」(以下「実行計画(第1次案)」という。)を策定し、主に沿岸市町において実施する処理を対象として、被災現場の災害廃棄物等を市町内に設置した一次仮置場に集積し選別を行った後、広域単位に設置した中間処理基地(二次仮置場)で中間処理を行った上で、再生利用や処理・処分を行うとしている。そして、沿岸市町のうち、単独処理を行う仙台市、松島町及び利府町を除いた12市町は県事務委託を行うことにより処理を行っており、市町によって県事務委託の範囲は異なっているが、二次仮置場での中間処理から最終処分については、12市町全てが県事務委託を行っている。宮城県は、実行計画(第1次案)において、市町の枠を越えた地域ブロックとして、4地域ブロックを設定し、地域ブロックによっては処理区を設定することとしている。そして、宮城県は、地域ブロック又は処理区ごとに複数の事業者から広く技術提案を募り、選定した8企業体との間で計4136億余円のプロポーザル方式による契約を締結して計26基、処理能力計4,015t/日の仮設焼却炉を設置(24年7月末現在、一部建設中)し、この他に既存の2焼却施設を用いるなどして処理を行っている。

宮城県は、上記のプロポーザル方式に係る契約の締結が全て終了して、地域ブロック内の処理・処分方法等が確定したことにより、24年7月に改めて「宮城県災害廃棄物処理実行計画(第2次案)」(以下「実行計画(第2次案)」という。)を策定している。そして、宮城県は、災害廃棄物の見直しに加えて、新たに津波堆積物を処理・処分の対象として計上したことから、県全体の災害廃棄物等の推計量を1924万tに変更しており、これを県事務委託により処理・処分を行う920万tと市町村独自に処理・処分を行う1004万tとに区分している。

なお、仙台市は、自らの地域内で処理・処分を完結する仕組みを構築することとして、一次・二次仮置場を一元化した搬入場を3か所整備し、それぞれの搬入場に新たに処理能力計480t/日の仮設焼却炉計3基を賃貸借契約(26年3月までの支払予定額計77億余円)により設置して処理・処分を行っている。また、単独処理を行っている他の2町は、共同で既存の1焼却施設を用いている。これらと県事務委託分とを合わせると、県内の沿岸市町全体の処理能力は、焼却施設32基合計で4,541t/日となっている。

ウ 23年度の処理実績

宮城県は、定期的に市町村から処理・処分の進捗状況について報告を受け、これらの報告を23年度実績として市町村独自分と県事務委託分とに区分してまとめている。23年度の処理・処分については、県事務委託に係る二次仮置場が整備中であったことから、市町村独自分の処理・処分が中心に進められ、市町村独自分の処理・処分量は、全体量1004万tに対し241万tで進捗率は24.0%となっていた。そして、この241万tの種別は、量の多い順にコンクリートが153万t(全体の63.3%)、金属くず20万t(同8.4%)、木くず20万t(同8.3%)となっており、コンクリートがらの占める割合が高くなっていた。コンクリートがらについては、建設資源として資源化されており、90.0%が資源化やりサイクルされていて再生割合が高くなっている。一方、県事務委託分に係る23年度の処理・処分量は、二次仮置場が整備中であったことから32万tにと

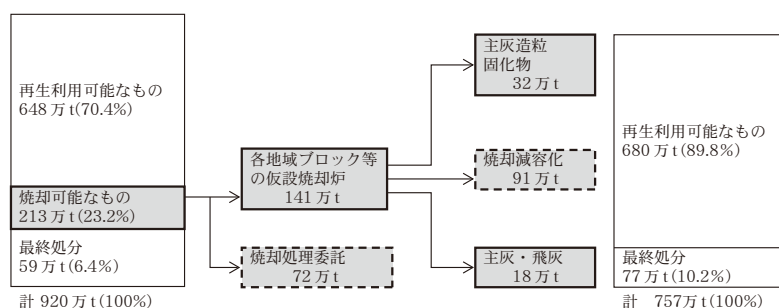
どまっており、県事務委託分に係る災害廃棄物等の推計量 920 万 t に対して進捗率は 3.5% となっていた。そして、この 32 万 t の種別のうち、コンクリートが 26 万 t (全体の 80.8%) と木くず 4 万 t (同 12.3%) の 2 種で全体量の 93.2% となっていた。なお、24 年度以降は、二次仮置場が本格的に稼働することから、県事務委託分に係る処理・処分が相当程度進むことが見込まれる。

エ 今後の処理・処分について

(ア) 県事務委託分に係る処理量 920 万 t の内訳

宮城県は、実行計画(第2次案)において、図5のとおり、県事務委託による処理量 920 万 t (23 年度処理実績を含む。)を対象に 25 年度までの処理計画を策定している。その内訳は、①再生利用可能なもの 648 万 t (全体の 70.4%)、②焼却可能なもの 213 万 t (同 23.2%) 及び③最終処分 59 万 t (同 6.4%) であり、再生利用される割合が高くなっている。

図5 県事務委託による処理・処分量の内訳



(注) 宮城県災害廃棄物処理実行計画(第2次案)を基に作成

焼却可能なもの 213 万 t のうち、各地域ブロック等の仮設焼却炉で焼却される 141 万 t については、焼却残さ 50 万 t が発生し、この焼却残さの最終処分が必要になるが、計画では、この焼却残さのうち 32 万 t を主灰造粒固化物として資源化するとされている。このため、処理・処分の最終段階では、再生利用可能なもの 680 万 t (全体の 89.8%) と最終処分(埋立て)されるもの 77 万 t (同 10.2%) に二分されることになり、この割合をみると再生利用可能なものが全体の約 90% を占めていて、県内の限られた最終処分場での埋立てを極力抑制する計画となっている。

(イ) 処理・処分先の確定状況について

宮城県は、実行計画(第2次案)において、再生利用可能な災害廃棄物等 648 万 t は、種別が土砂・汚泥の土木資材活用 300 万 t (全体の 46.3%)、コンクリートが 198 万 t (同 30.6%)、木くず 72 万 t (同 11.1%) 等としており、これらの処理・処分先については、県内 598 万 t、県外 7 万 t、計 605 万 t (同 93.4%) が確定したとしている。また、焼却残さ 32 万 t については、主灰造粒固化物として主に地域ブロック内の公共事業の再生砕石や路盤材、改良土に資源化することが確定したとしているが、実際の利用に当たっては、土木資材としての強度や耐久性、安全性等の評価結果が出た段階で、関係者(市町、港湾関係者、漁業協同組合等)との協議調整が必要となる。

焼却可能な災害廃棄物等 213 万 t については、各地域ブロック・処理区の二次仮置場に設置された仮設焼却炉の処理能力を勘案して、前記のとおり、141 万 t をこれらの仮設焼却炉で焼却するとしているが、残りの 72 万 t については、別途委託による

焼却処理を見込んでいる。これらの受入先については、県内と県外で計46万t(全体の63.9%)が確定したとしているが、残りの26万t(同36.1%)については確定していない。

最終処分に関しては、処分先が確定しているのは、焼却残さの処分先である石巻ブロック内の公設最終処分場の4万tのみであり、最終処分が必要な77万tに対して確定割合は5.2%にとどまっている。また、77万tのうち52万tが混合ごみから生じる分別後の残さであるが、このうち43万tについて、県内で処分できないとして、広域処理を要するとしている。そして、広域処理について、処理工程表に掲載されている要調整量は、上記の43万tを含めた100万tとされており、これらは、一部受入先と調整中のものもあるが、全体の見通しが立っていない状況となっている。

上記のように、処分先等の確定については、再生利用するものについては進んでいるが、最終処分については最終処分場の確保の問題から調整が進んでいない状況となっている。宮城県は計画により25年度末までの処理を目指しているが、焼却残さの再生利用、最終処分場の確保、広域処理の受入先の確定等が計画期間内の終了に係る不確定要素となっている。

(ウ) 仙台市の今後の処理・処分(実行計画(第2次案)にはないもの)

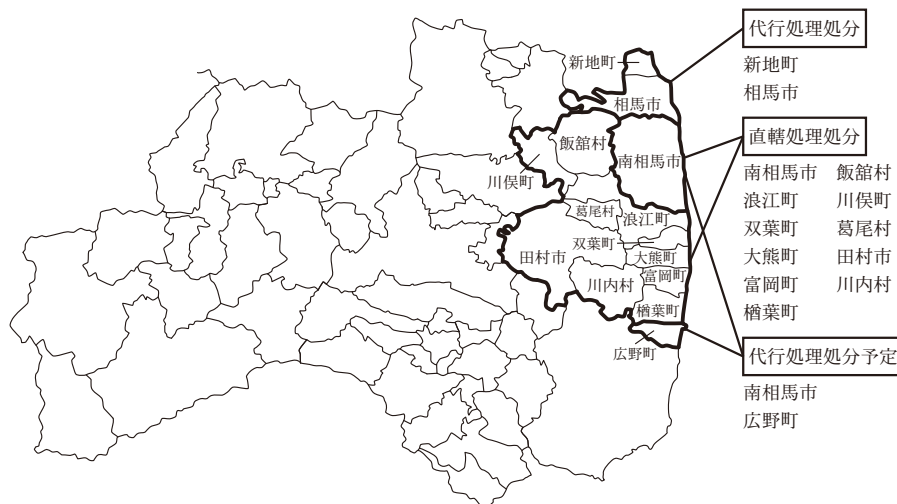
仙台市は、3か所の搬入場で災害廃棄物等を10種類以上に分別して、最終的に50%以上の再生利用を図ることとしている。再生利用できない可燃物については、計3基の仮設焼却炉で処理し、発生した焼却残さについては、市の最終処分場に埋め立て、不燃物については、同市内の民間の処分場に埋め立てることとしている。

(4) 福島県内の処理状況

福島県内における災害廃棄物等の処理は、汚染廃棄物対策地域^(注7)を除く内陸部の市町村及び沿岸部のいわき市においては、他県と同様に市町村による処理が行われているが、発生量の多い沿岸部の市町村においては、図6のとおり、主として国の直轄処理又は代行処理により実施されている。

(注7) 汚染廃棄物対策地域 楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち平成23年12月28日の時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域とされている。

図6 福島県内の国が直轄又は代行で災害廃棄物処理を行う市町村



市町村による独自処理・処分は、事業費補助金と促進費補助金等により助成されていて、前掲表5のとおり、事業費補助金の23年度の支出済額は196億余円となっていた。

汚染廃棄物対策地域においては、国が直轄で災害廃棄物等の処理を実施することとなっており、環境省は24年7月現在、緊急性の高い損壊家屋等の解体、仮置場・仮設処理施設等の設置に係る調整を行っている。なお、汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等を処理するための予算として、23年度第3次補正予算において放射性物質汚染廃棄物処理事業費268億余円が計上されているが、処理施設等を設置する関係自治体等との調整に不測の日数を要したとして、23年度中の執行は0.07%にとどまっている。

また、汚染廃棄物対策地域外の市町村のうち、沿岸部の新地町、相馬市、南相馬市の一部及び広野町においては、災害廃棄物処理特措法に基づき、国による災害廃棄物等の代行処理を実施又は予定しており、環境省はこれらの市町が仮置場に搬入し分別した後の可燃物の焼却処理・最終処分を代行することとしている。

なお、環境省は、24年7月現在、新地町及び相馬市から代行処理の要請を既に受けており、仮設焼却炉の設置工事に着手している。また、代行処理のための国の予算として、23年度第3次補正予算において災害等廃棄物処理事業費47億余円が計上されているが、焼却炉の発注事務処理に1か月以上期間を要したことから、23年度は執行がなく、全額24年度に繰り越している。

(5) 震災廃棄物対策指針に基づく処理計画の活用状況

旧厚生省(13年1月6日以降は環境省)は、阪神・淡路大震災の教訓から、10年10月に「震災廃棄物対策指針」を定め、都道府県及び市町村に対して震災に対する対応策を準備するよう求めている。この中で、災害廃棄物等については処理計画等の作成が必要であるとしており、発生量の推計方法や仮置場の確保・配置計画についても言及している。

岩手、宮城両県は、これに対応する形で両県の地域防災計画において、廃棄物処理計画や処理活動を規定していたが、その内容は市町村が廃棄物の処理等を行い、県は必要な助言や情報収集等を行うというもので、具体的内容にまで踏み込んだものとはなかった。また、今回の会計実地検査の対象とした市町の廃棄物処理に係る計画を確認したところ、その多くが県の計画と同様に、内容について具体性に欠けるものとなっていた。しかし、仮置場の候補地や災害廃棄物等の推計量にまで踏み込んで計画を策定していた市町の中には、想定をはるかに超える被害であり、十分な面積の仮置場を確保することができないなど困難な点があったとしながらも、基本的な処理の流れや処理方法を計画に沿って進めることができたとしている市も見受けられた。

4 本院の所見

(1) 災害廃棄物等の処理の進捗状況等

岩手、宮城両県は、25年度末の処理に向けた実行計画等を策定しており、その内容は、可能な限り再生利用の割合を高めて最終処分場への埋立処分の割合を極力減らすとともに、地元企業によるセメント原燃料化や仮設焼却炉の設置等、地元で対応できるものは極力地元で対応するものとなっている。24年度にはこれらセメント原燃料化や仮設焼却炉の稼働が本格化して、処理が格段に進むものと見込まれている。

しかし、不燃物の処理、復興資材の需要、最終処分場の確保、広域処理の受入先の確保等の問題は、24年7月末時点で計画期間内の終了に係る不確定要素となっている。特

に、広域処理において、今後受入先との調整が必要な要調整量が岩手県で約32万t、宮城県で約100万tに上っていること、最終処分場について地元との協議に時間を要するなど困難な点が多いことなどから、広域処理や最終処分場の問題等については、引き続き国が支援する必要があると認められる。

また、福島県については、主として環境省が直轄又は代行で災害廃棄物等の処理を行っているが、直轄においては処理施設等を設置する関係自治体等との調整に不測の日数を要したり、代行においては焼却炉の発注事務処理に1か月以上の期間を要したりしていることから、この処理に係る23年度の予算の執行は低調であり、24年度以降において処理を大きく進捗させる必要があると認められる。

(2) 事業費補助金及び促進費補助金の執行状況

東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理に係る補助金のうち、大半を占める事業費補助金は、6649億余円という大型の予算が計上されており、市町村等が必要としている資金は概算払によって対応されていた。しかし、概算払の交付決定日が主に23年7月から12月までの間となっていて、速やかな交付を望む声があることから、環境省は、交付決定までの手続の迅速な対応に努めているところではあるが、災害報告書の作成や修正に当たっての市町村等の事務負担の軽減につながるような方策の検討が望まれる。また、事業費補助金と促進費補助金は、交付申請等に係る事務を別々に行わなければならないとされており、決算に係る確定作業も含め、緊急時において市町村及び県の事務に負担をかける結果となっており、類似の事態の発生に備えて、環境省は、事務負担の少ない助成方法の検討を行う必要があると認められる。

(3) 災害廃棄物等の処理計画等の作成

県及び市町は、東日本大震災前に、旧厚生省策定の「震災廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物等の処理計画等を策定していたが、その内容は具体性に欠けるものが多く見受けられ、想定以上の災害であったことと相まって、計画がそのまま活用されてはいなかった。想定以上の災害の場合は、計画が必ずしも機能するとは限らないが、今回の震災後の災害廃棄物等に係る処理の実態を踏まえ、環境省は、その処理方法や手続等を今後にいかす新たな震災廃棄物対策指針を示す必要があると認められる。

本院としては、東日本大震災に係る災害廃棄物等の処理は、復旧復興の大前提であり社会全体で取り組む必要があることに鑑み、今後とも引き続き注視していくこととする。

第5 成田国際空港株式会社の経営について

検査対象	成田国際空港株式会社	
成田国際空港株式会社の概要	成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどを目的として設立された法人	
貸借対照表(連結)計上額(平成24年3月31日現在)	資産額	9025 億円
	負債額	6662 億円
	純資産額	2363 億円
損益計算書(連結)計上額(平成23年4月1日から24年3月31日まで)	営業収益	1735 億円
	販売費及び一般管理費	245 億円
	当期純利益	35 億円

1 検査の背景

(1) 成田国際空港株式会社の概要

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)は、成田国際空港株式会社法(平成15年法律第124号。以下「成田会社法」という。)に基づき、成田国際空港を運営していた新東京国際空港公団が解散し、平成16年4月に全額政府出資の特殊会社として設立された。

成田会社設立の際、国は、新東京国際空港公団への政府出資金等3016億円のうち1000億円を資本金としており、520億円を成田会社の資本準備金に振り替え、残る1496億円を成田会社に対する無利子貸付金に振り替えている。無利子貸付金については、成田会社は、毎年国に111億円を償還しており、23事業年度末の残高は608億円となっている。そして、現在、国は表1のとおり、資本金等と無利子貸付金とを合わせて2128億円を成田会社に投じている。

表1 国が成田会社に投じている資金額 (単位：百万円)

項目	成田会社設立時(平成16年4月)	23事業年度末(24年3月)
資本金	100,000	100,000
資本準備金	52,000	52,000
無利子貸付金	149,653	60,853
計	301,653	212,853

成田会社と子会社が構成する企業集団(以下「成田会社グループ」という。)は、我が国の社会経済活動を支える国際拠点空港である成田国際空港を運営している。

国は、19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」等に基づき、成田会社の株式売却及び株式上場を検討しており、成田会社グループは着実に利益を上げることが求められている。

(2) 経営の概況

成田会社は、首都圏の旺盛な航空需要を反映した営業収益を基に純利益を上げており、これを基に政府に対する配当を17事業年度から行い、19事業年度から23事業年度までの間には年間8億円から25億円の配当を行っている。国が出資している関西国際空港株式会社(以下「関空会社」という。)^(注1)及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」という。)がま

だ配当を行っていないことと比較すると、成田会社は比較的良好な経営成績を上げていると認められる。しかし、自己資本利益率^(注2)について、空港と同様の運輸関係のインフラ系企業である鉄道系企業^(注3)16社(東京証券取引所第1部上場)の平均値と比較してみると、表2のとおり、16社の平均値の方が高くなっており、株式売却及び株式上場が検討されている成田会社は更なる効率的運営による利益の拡大が求められる。

(注1) 関西国際空港株式会社 関西国際空港株式会社は、平成24年7月以降は関西国際空港土地保有株式会社となり、関西国際空港の運営は大阪国際(伊丹)空港とともに新関西国際空港株式会社が行っている。

(注2) 自己資本利益率(Return On Equity (ROE)) 当期純利益を自己資本で割った比率で、収益性分析の指標として用いられている。

(注3) 鉄道系企業16社 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、相鉄ホールディングス株式会社(平成21年9月相模鉄道株式会社より名称変更)、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急阪神ホールディングス株式会社、西日本鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

表2 自己資本利益率等の推移(平成19事業年度～23事業年度) (単位：百万円)

事業年度	平成19	20	21	22	23
営業収益	199,873	189,489	179,808	187,846	173,513
当期純利益	10,929	5,957	6,055	9,952	3,555
自己資本利益率(ROE)	5.3%	2.8%	2.8%	4.5%	1.6%
鉄道系企業16社平均ROE	9.7%	7.1%	5.8%	6.2%	6.4%

(注) 平成23事業年度は東日本大震災の影響がある。以下同じ。

(3) 成田会社と他の空港会社の経営状況の比較

関空会社及び中部会社は、関西圏及び中部圏をそれぞれ背後圏として運営しており、航空需要の観点からみた背後圏の状況は成田会社と大きく異なるが、23事業年度の成田会社、関空会社及び中部会社(以下「3空港会社」という。)の連結決算における営業収益等(以下、特に断りがある場合を除き連結決算の額を示す。)の状況は、表3のとおりとなっている。

表3 3空港会社における営業収益等の状況(平成22、23両事業年度) (単位：百万円)

会社	成田会社		関空会社		中部会社	
	平成22	23	22	23	22	23
営業収益(A) (成田会社を100%とした割合)	187,846 (100%)	173,513 (100%)	89,354 (47.6%)	88,299 (50.9%)	42,561 (22.7%)	41,826 (24.1%)
営業利益	32,023	21,324	19,039	17,770	4,136	3,685
減価償却費(B) (営業収益に対する割合B/A)	51,240 (27.3%)	49,989 (28.8%)	26,392 (29.5%)	24,865 (28.2%)	13,811 (32.4%)	13,298 (31.8%)
EBITDA(C) (営業利益+減価償却費)	83,263	71,313	45,431	42,635	17,947	16,983
EBITDA マージン(C/A)	44.3%	41.1%	50.8%	48.3%	42.2%	40.6%

(注) 平成23事業年度については各社とも、東日本大震災の影響を受けているが、地理的關係から成田会社への影響が大きくなっている。

インフラ系企業は、通常、減価償却費等固定費の規模が大きく、収益が小さくなると利益の確保が困難となる。中部会社は、成田会社と比べて営業収益が22、23両事業年度で成田会社の22.7%、24.1%にとどまっており、営業収益に対する減価償却費の割合をみると32.4%、31.8%と成田会社に比べて5.1ポイント、3.0ポイントそれぞれ上回っている。そこで、減価償却の要因を除去して、営業活動により、どの程度効率的に現金を手許に残しているかをみるために、営業利益に減価償却費を加えたEBITDA^(注4)を用いて、これを営業収益で除したEBITDAマージンを用いて3空港会社を比較すると、成田会社のEBITDAマージンは、中部会社と同程度の44.3%、41.1%にとどまっている。一方、関空会社は営業収益の規模が成田会社の1/2程度であるのに、EBITDAマージンは50.8%、48.3%と成田会社に比べ6.5ポイント、7.2ポイント上回っており、利益水準からみると、成田会社の経営成績は他の2空港会社と比べて優れているものの、営業収益からどの程度会社に現金を残しているかあるいはキャッシュフローを生み出しているかという事業運営の効率性の面からみると、必ずしも成田会社が優れている状況にはなっていない。

(注4) EBITDA Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortizationの略。利払前、税引前、償却前利益。企業の営業活動から生じたキャッシュフローを表す。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

成田会社をとりまく環境は、東京国際空港の国際線の本格的運用、格安航空会社(LCC)の運航開始等大きく変わっている一方、国は、19年の閣議決定等に基づき成田会社の株式売却及び株式上場を検討しており、成田会社グループは着実に利益を上げることが求められている。

このため、19年度以降の収益、利益等の状況を踏まえ、本院は、経済性、効率性等の観点から、成田会社グループの事業はどのように運営されているか、子会社の経営状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査は、成田会社及び子会社において、経営状況等に関する資料を徴し、事業の実施状況等を調査、分析するなどして実施した。

3 検査の状況

(1) 成田会社の各セグメントの状況

成田会社は、その有価証券報告書によると、以下の部門(以下「セグメント」という。)の事業を行っているとしている。その具体的な内容は、①航空機の発着、給油等に係る空港施設及び旅客サービス施設の整備・運営を行う空港運営事業、②商業スペースの整備・運営、免税店、小売・飲食店及び取次店の運営、各種空港関連サービスの提供並びに広告代理業を行うリテール事業、③航空会社等を主要顧客とした事務所及び貨物設備の整備・運営を行う施設貸付事業、④鉄道事業となっている。

そして、各セグメントの事業は、成田会社と共にその子会社が行っており、23事業年度末においては、空港運営事業11社、リテール事業7社、施設貸付事業1社及び鉄道事業2社、計21社が有価証券報告書上、子会社とされている。^(注5)

(注5) 子会社 平成23事業年度末において、資本関係からみた子会社は19社で残る2社は子会社が更に設立した孫会社に当たる。しかし、子会社の議決権の所有割合が50%を超えるため、会社法(平成17年法律第86号)上子会社とされ、合計で21社となる。なお、24事業年度からは、子会社3社が1社に合併したため、合計で19社となっている。

ア セグメントごとの損益等の状況

19 事業年度から 23 事業年度までの 5 か年度の四つのセグメントの損益及び資産の状況は、表 4 のとおりである。

表 4 セグメントの損益及び資産の状況(平成 19 事業年度～23 事業年度) (単位：百万円)

事業年度	平成 19	20	21	22	23	
空港運営事業	営業収益(A)	118,017(56.8)	109,649(55.7)	105,295(56.2)	110,466(56.5)	103,085(56.8)
	営業費用	114,804(65.6)	113,480(65.4)	109,160(65.7)	105,707(64.7)	104,666(65.4)
	営業利益(B)	3,213(9.8)	△3,831(△16.3)	△3,865(△18.1)	4,759(14.9)	△1,581(△7.4)
	営業利益率(B/A)	2.7%	△3.5%	△3.7%	4.3%	△1.5%
	総資産	727,732(73.3)	723,561(71.5)	716,129(69.2)	688,065(73.7)	665,374(73.9)
リテール事業	営業収益(A)	54,413(26.2)	52,075(26.4)	48,862(26.1)	50,463(25.8)	44,498(24.5)
	営業費用	37,521(21.4)	37,176(21.4)	35,349(21.3)	36,134(22.1)	33,122(20.7)
	営業利益(B)	16,892(51.2)	14,899(63.4)	13,513(63.3)	14,329(44.7)	11,375(53.3)
	営業利益率(B/A)	31.0%	28.6%	27.7%	28.4%	25.6%
	総資産	49,640(5.0)	49,739(4.9)	47,650(4.6)	44,503(4.8)	43,581(4.9)
施設貸付事業	営業収益(A)	35,227(16.9)	34,889(17.8)	32,919(17.6)	32,838(16.8)	31,310(17.3)
	営業費用	21,796(12.5)	21,819(12.6)	20,510(12.4)	19,606(12.0)	19,748(12.3)
	営業利益(B)	13,430(40.7)	13,070(55.7)	12,408(58.1)	13,232(41.3)	11,562(54.2)
	営業利益率(B/A)	38.1%	37.5%	37.7%	40.3%	36.9%
	総資産	164,112(16.5)	161,505(16.0)	156,299(15.1)	146,977(15.8)	138,846(15.4)
鉄道事業	営業収益(A)	290(0.1)	284(0.1)	283(0.1)	1,716(0.9)	2,511(1.4)
	営業費用	837(0.5)	940(0.6)	991(0.6)	2,019(1.2)	2,542(1.6)
	営業利益(B)	△546(△1.7)	△656(△2.8)	△708(△3.3)	△302(△0.9)	△31(△0.1)
	営業利益率(B/A)	△188.0%	△231.2%	△250.4%	△17.6%	△1.3%
	総資産	51,013(5.2)	77,194(7.6)	115,300(11.1)	53,592(5.7)	52,491(5.8)
合計	営業収益	207,949(100)	196,898(100)	187,360(100)	195,485(100)	181,406(100)
	営業費用	174,959(100)	173,416(100)	166,012(100)	163,468(100)	160,081(100)
	営業利益	32,989(100)	23,482(100)	21,347(100)	32,017(100)	21,325(100)
	総資産	992,499(100)	1,012,001(100)	1,035,380(100)	933,138(100)	900,294(100)

注(1) 合計欄の営業収益及び営業利益の額は、セグメントの単純合計であるため、表 2 及び表 3 の数値とは異なる。

注(2) ()は合計に占める率(%)

過去 5 事業年度の営業利益率をみると、空港運営事業はプラスマイナス数%程度、リテール事業及び施設貸付事業はプラス 25%～40% 程度、鉄道事業はマイナスの状況である。

イ セグメントごとの経営の状況

3 空港会社のセグメントを比較すると、成田会社では、四つのセグメントにしているが、関空会社では、空港運営事業、商業事業及び鉄道事業の三つのセグメントに、中部会社では、空港事業、商業事業及び交通アクセス施設事業の三つのセグメントにしている。^(注 6) 3 空港会社のセグメントは、細部まで一致するものではないが、おおむね成田会社の空港運営事業及び施設貸付事業を合わせたものが他の 2 空港会社の空港運営事業又は空港事業のセグメントに相当し、成田会社のリテール事業が他の 2 空港会社の商業事業に相当し、成田会社の鉄道事業が他の 2 空港会社の鉄道事業又は交通アクセス施設事業に相当するものと考えられる。これを前提に、3 空港会社の各セグメントごとに経営状況を比較してみると表 5 のとおりとなっている。

(注6) 3 空港会社のセグメント 3 空港会社でセグメントの切り分けが細部で異なっており、厳密な値比較をするには、切り分けを調整する必要がある。例えば、駐車場運営は、成田会社では施設貸付事業に属するが、関空会社は空港運営事業、中部会社は交通アクセス施設事業に属している。

表5 3 空港会社のセグメント損益等比較(平成 22、23 両事業年度) (単位：百万円)

会社	成田会社		関空会社		中部会社	
	平成 22	23	22	23	22	23
区分	空港・施設事業計		空港運営事業		空港事業	
営業収益(A)	143,304	134,395	60,720	60,811	26,358	25,158
減価償却費	47,785	46,235	22,258	20,946	11,173	10,722
営業利益(B)	17,991	9,981	10,050	11,279	2,411	1,826
営業利益率(B/A)	12.6%	7.4%	16.6%	18.5%	9.1%	7.3%
EBITDA マージン	45.9%	41.8%	53.2%	53.0%	51.5%	49.9%
区分	(空港運営事業)					
営業収益(A)	110,466	103,085				
減価償却費	38,981	37,663				
営業利益(B)	4,759	△1,581				
営業利益率(B/A)	4.3%	△1.5%				
EBITDA マージン	39.6%	35.0%				
区分	(施設貸付事業)					
営業収益(A)	32,838	31,310				
減価償却費	8,804	8,572				
営業利益(B)	13,232	11,562				
営業利益率(B/A)	40.3%	36.9%				
EBITDA マージン	67.1%	64.3%				
区分	リテール事業		商業事業		商業事業	
営業収益(A)	50,463	44,498	26,984	26,157	15,481	15,932
減価償却費	2,370	2,358	1,717	1,560	1,118	1,114
営業利益(B)	14,329	11,375	8,121	5,725	1,938	1,887
営業利益率(B/A)	28.4%	25.6%	30.1%	21.9%	12.5%	11.8%
EBITDA マージン	33.1%	30.9%	36.5%	27.9%	19.7%	18.8%
区分	鉄道事業		鉄道事業		交通アクセス施設事業	
営業収益(A)	1,716	2,511	4,210	4,078	2,488	2,471
減価償却費	1,124	1,440	2,416	2,358	1,519	1,461
営業利益(B)	△302	△31	868	766	△249	△75
営業利益率(B/A)	△17.6%	△1.3%	20.6%	18.8%	△10.0%	△3.0%
EBITDA マージン	47.9%	56.1%	78.0%	76.6%	51.0%	56.1%

(ア) 空港運営事業・施設貸付事業

成田会社の空港運営事業と施設貸付事業とを合わせて、関空会社の空港運営事業又は中部会社の空港事業と比較してみると、表5のとおり、営業利益率は22、23両事業年度で関空会社を大きく下回っており、中部会社をやや上回っている。しかし、EBITDA マージンで比較してみると、成田会社は関空会社及び中部会社に対して数値が下回っている。このことは、減価償却費以外の営業費用が他の2空港会社に比べて高いことを示している。成田国際空港は、内陸に設置された空港であることや空港整備の経緯が関西、中部両国際空港とは大きく異なっており、経常的に経費がかかる要因があるものの、営業費用削減に改善の余地もあると考えられる。そこで、成田会

社の空港運営事業及び施設貸付事業の二つのセグメントについてみると、次のとおりである。

a 空港運営事業

空港運営事業は、航空機の着陸料等を収入とし、滑走路、誘導路、旅客サービス施設、燃料給油施設等の整備運営及び保安の維持等の空港機能の確保に係るものが費用となっている。成田会社の空港運営事業のEBITDA マージンは、表5のとおりとなっており、例えば23事業年度については35.0%となっており、施設貸付事業のEBITDA マージンの64.3%を大きく下回っていることから、空港・施設貸付事業のEBITDA マージンを41.8%に引き下げており、この結果、関空会社の空港運営事業、中部会社の空港事業のEBITDA マージン53.0%、49.9%をそれぞれ下回っている。

なお、空港運営事業における主な収入である着陸料の料金設定についてみると、23事業年度末現在、関空会社では航空機の最大離陸重量1t当たり2,090円(国際線)、中部会社では同1t当たり1,660円(国際線、国内線ともにジェット機)となっている。一方、成田会社では航空機の騒音の程度により同1t当たり1,650円から2,100円(国際線)となっており、上限が関空会社の料金、下限が中部会社の料金とほぼ等しく、成田会社が最も低い料金設定をしている状況とはなっていない。

他方、成田会社では、主に(a)から(c)などのような、特有な業務を引き続いて現在も営んでおり、関空会社及び中部会社に比べて、この経費は追加的に空港運営事業に計上されている。

(a) 警備業務(23事業年度費用76億円)

成田国際空港は、空港整備の経緯により、警備が関西、中部両国際空港と比べて厳重で、23事業年度における空港施設に係る警備費(消防等含む。以下同じ。)は、関空会社28億円、中部会社10億円に対し成田会社は76億円となっている。旅客1人当たりに係る警備費をみても、表6のとおりとなっており、成田会社の負担が重い状況となっている。

表6 3空港会社の警備費(平成23事業年度) (単位:百万円)

項目	成田会社	関空会社	中部会社
警備費(A)	7,612	2,806	1,006
旅客数(B)	2885万人	1385万人	889万人
旅客1人当たりの警備費(A/B)	263円/人	202円/人	113円/人

(b) 環境対策事業、用地取得等業務

成田国際空港は内陸に設置された空港であり、成田会社は、海上空港の関西、中部両国際空港にはない空港周辺地域に対する環境対策を成田会社法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)等に基づいて行っており、その事業費は23事業年度で73億円となっている。その内容は周辺対策交付金等に40億円、騒音対策区域内の家屋等の移転補償等に17億円等となっている。

また、成田国際空港は、空港用地等の取得に多大な困難を経て開港を迎えたが、開港後も空港敷地内に未買収地が残っており、23事業年度末現在で未買収

地が3.4ha(うち用地内居住2戸)ある。このため、成田会社は、これらの空港敷地内の未買収地の買収等の業務を行っている。そして、未買収地を取得する際に、土地所有者の希望に応じて提供するための代替地10.8ha(簿価34億円)の保有及び管理を継続して行っている。

(c) 空港施設の保守管理を担当する子会社

空港運営事業において、空港施設の保守管理を担当する子会社が、関空会社及び中部会社の場合はそれぞれ1社であるのに対し、成田会社の場合は5社となっている。そして、それぞれの子会社が、土木・建築、旅客ターミナルビル設備、旅客ターミナルビルの防災設備、昇降機等特殊機械、旅客ターミナルビル以外の設備と業務内容を分担している。これらの子会社は、公団当時、空港施設の保守管理に係る委託業務を受注していた外部の会社を、株式取得等により子会社化するなどして現在に至っているものである。

これらは成田会社に特有の事情であり、空港運営事業において着実に利益を上げるためには、空港整備の経緯等を踏まえた上で引き続き経費削減の努力が重要であると認められる。

b 施設貸付事業

施設貸付事業は、航空会社や航空貨物事業者、その他空港内で事業を行う者に事務所、貨物施設等を貸し付けるものである。

23事業年度の施設貸付事業の営業利益は115億円と、成田会社の営業利益全体の54%を占めており、会社の利益確保のために重要な事業となっている。施設貸付事業における唯一の子会社である臨空開発整備株式会社は、成田会社の用地を借りて、臨空開発第1センタービルを建設して事務室の貸付けを行っている。

この会社は、新東京国際空港公団当時、騒音対策用地等の管理及び同用地の有効活用事業を行う目的で設立され、現在、ビル等の貸付収入を得るとともに、成田会社から委託を受け、騒音対策用地の植栽維持作業等を行っている。当該ビルの貸付先は成田会社及びその子会社が多くを占めていて、同社の23事業年度の単体売上げ9億円のうちビル貸付料収入は3億円となっており、施設貸付事業の収益313億円の僅かを占めるにすぎない。また、空港内の植栽維持作業等については、外部に発注している。後述のとおり、同社の売上高販管費率は17.0%と成田会社の子会社の中でも高くなっており、必要とされる業務を効率的に実施するための体制について再度検討する余地があると思料される。

(注7) 売上高販管費率 売上高に対する販売費及び一般管理費の比率で、(販売費及び一般管理費÷売上高)×100と算定される。どの程度のコスト割合で会社運営ができているかをみる指標であり、一般に低いほど効率が良いことを示す。

(イ) リテール事業

リテール事業は、外部業者や子会社に飲食・物販店を旅客ターミナルビル等に出店させて、その構内営業料収入や売上収入を得るなどする事業である。

23事業年度における営業収益は444億円となっており、子会社の店舗の売上げ297億円や外部業者の店舗の構内営業料71億円等が主な収入である。

一方、費用は、子会社の店舗の仕入れ 190 億円、旅客ターミナルビルの店舗部分等の減価償却費 17 億円、販売費及び一般管理費 94 億円等である。

成田会社のリテール事業の状況を他の 2 空港会社と比較してみると、表 7 のとおりである。

表 7 3 空港会社のリテール事業の営業収益等(平成 22、23 両事業年度)

会 社 事 業 年 度	成田会社		関空会社		中部会社	
	平成 22	23	22	23	22	23
営業収益(A)(百万円)	50,463	44,498	26,984	26,157	15,481	15,932
営業利益(B)(百万円)	14,329	11,375	8,121	5,725	1,938	1,887
旅客数(C)(万人)	3,252	2,885	1,418	1,385	921	889
旅客 1 人当たりの営業収益(A/C)(円/人)	1,551	1,542	1,902	1,888	1,680	1,792
旅客 1 人当たりの営業利益(B/C)(円/人)	440	394	572	413	210	212

成田会社は、旅客数自体が他の 2 空港会社より非常に多いことから、収益規模が大きく、営業利益は他の 2 空港会社より高くなっている。成田会社の営業収益は、外部業者の場合は外部業者の売上全額が計上されるのではなく、外部業者が成田会社に支払った構内営業料が計上される一方、子会社の場合は、リテールの売上全額が計上される。こうした計上方法の相違等のため、3 空港会社についてそれらの構成割合等の詳細な比較をしないと営業収益の厳密な比較は困難であるが、成田会社の旅客 1 人当たりの営業収益は他の 2 空港会社よりも低くなっている。この一因としては、成田国際空港における旅客数に占める国際線トランジット客の割合が 2 割と、関西、中部両国際空港が数%であるのに比べて高く、成田会社においてはトランジット客の 1 人当たり売上高がトランジット客以外の 1 人当たり売上高より低いことがある。しかし、このことはトランジット客に係る収益額を増加させる工夫の余地があるとも考えられる。

また、旅客 1 人当たりの営業利益がどの程度確保されているかについて 22、23 両事業年度の状況でみると、成田会社は中部会社よりは高くなっているが、関空会社と同程度若しくは低くなっている。

以上のことから、他の 2 空港会社との比較において、成田会社については、収益の拡大を図る余地があると認められることから、収益の拡大を通じた利益の拡大についてもその余地があると思料される。

しかし、成田国際空港においては、空港の安全運営のために、全ての来港者に対し身分及び所持品の確認を行っており、旅客以外の集客面での抑制要因となっており、この点は、関西、中部両国際空港と比べて、商業、イベント等における弱点となっており、安全性を確保しつつ集客を図るかが、リテール事業にとって課題となっている。

(ウ) 鉄道事業

鉄道事業は、成田会社では子会社 2 社が経営しており、14 年 10 月に開業した東成田から芝山千代田までの区間 2.2km の芝山鉄道の運営と 22 年 7 月に開業した印旛日本医大から土屋(成田空港高速鉄道接続点)までの区間 10.7km の成田高速鉄道アクセス線の軌道等の貸付けを行っている。

a 芝山鉄道

芝山鉄道は、成田国際空港を運営する上での地域共生策としての事業であり、子会社である芝山鉄道株式会社が運営を行っており、19事業年度から23事業年度までの単体決算を見ても、表8のとおり、毎期営業損失が生じている。その収益は、鉄道乗客の運賃等であり、営業距離が短く沿線住民等の数が限られており、大幅な増収を図ることは困難である。費用は、運行を委託している京成電鉄株式会社への運行委託費等の固定費が多くを占めている。このような経営環境下で、芝山鉄道株式会社は、16事業年度から沿線自治体による補助金を毎期計1億7000万円受け、特別利益に計上している。

表8 芝山鉄道株式会社の営業損失の推移 (単位：百万円)

事業年度	平成 19	20	21	22	23
営業損失	110	187	163	259	241

なお、芝山鉄道株式会社は、14、15両事業年度決算での鉄道事業の営業利益は2期連続でマイナスになり、今後も利用者数が大幅に増加する見込みがないとして、16事業年度に鉄道事業資産のほぼ全額となる51億円の減損損失を計上していることから、17事業年度以降、減価償却費は鉄道資産以外のものに限定されている。

上記のとおり、芝山鉄道については、乗客数の大幅な増加は見込めない状況にあり、今後、施設の大規模修繕の時期を迎える際に資金手当を新たに行う必要がある。

b 成田高速鉄道アクセス線

成田高速鉄道アクセス株式会社は、成田高速鉄道アクセス線の軌道等を建設し、管理している。成田高速鉄道アクセス線は、表9のとおり、従来、東日本旅客鉄道株式会社と京成電鉄株式会社がそれぞれ成田国際空港と都心との間を結んでいたものを、都心と空港間の時間短縮を図る目的で新たに旧成田新幹線予定ルートの一部区間を利用して建設したものである。そして、京成電鉄株式会社が、従来の京成本線による特急スカイライナー等の運行に代えて、成田高速鉄道アクセス線を経由して特急スカイライナー等を運行している。

表9 都心と成田国際空港間の主要鉄道アクセス

鉄道運行事業者名	都心・空港間主要ルート
経路路線名	所要時間
東日本旅客鉄道株式会社	東京駅～千葉駅経由～空港第2ビル駅(78.2km)
JR 総武本線・JR 成田線	最速 50 分(特急成田エクスプレス)
京成電鉄株式会社	日暮里駅～京成津田沼駅経由～空港第2ビル駅(66.2km)
京成本線	最速 51 分(特急スカイライナー：従来)
京成電鉄株式会社	日暮里駅～東松戸駅経由～空港第2ビル駅(61.0km)
京成本線・北総線・成田高速鉄道アクセス線	最速 36 分(特急スカイライナー：新規)

同社は、22年7月に同線が開業したことにより、その運行事業者である京成電鉄株式会社との協定等に基づいて線路使用料を収受することとなった。

線路使用料は、成田高速鉄道アクセス線の運行に伴い京成電鉄株式会社に発生した追加的利益を基礎に支払われることになっており、同線の開業以降、一定の利益見通しを基に使用料が計算され、成田高速鉄道アクセス株式会社に定期的に収納されているが、25年4月以降に係る線路使用料については、開業後の京成電鉄株式会社の収益及び費用を精査するなどして見直すものとされている。

成田高速鉄道アクセス株式会社の23事業年度営業収益は13億円(うち鉄道線路使用料収入98.9%)、営業費用は16億円(うち減価償却費10億円)で、3億円の営業損失を計上している。

成田高速鉄道アクセス線の乗客数は、現在のところ、当初の予測を下回っており、25年4月以降に係る線路使用料の見直しは、成田会社の連結財務上のリスク要因となっており、見直しの結果によっては、その対応を検討する必要がある。

鉄道事業については、上記のように将来の損益に不確定要素があり、増収の可能性を探る一方、経費削減に向けた一層の努力が重要であると認められる。

(2) 子会社の状況

成田会社グループは、前記のとおり、23事業年度において、子会社が21社あり、23事業年度決算における成田会社の連結営業利益は213億円、単体での営業利益は186億円となっている。

子会社21社の23事業年度決算における内部取引消去等後の営業費用における営業原価の合計額は488億円、販売費及び一般管理費の合計額は107億円となっており、営業原価は連結の額(1276億円)の38.2%、販売費及び一般管理費は連結の額(245億円)の43.7%を占めている。

また、子会社は親会社の委託業務の多くを受託しており、親会社の委託業務のうち子会社が受託した委託業務は23事業年度で268億円、その比率は81.1%になっている。

このように、成田会社グループの経営においては、子会社の果たす役割が大きく、グループ全体の経費の削減を行う上でも重要と考えられる。そこで、子会社の状況についてみると、以下のとおりである。

ア 子会社の設置状況

成田会社は、その設立の際、外部委託会社の株式取得による子会社化、子会社の新設等により、グループ会社を形成し、23事業年度末現在、空港施設の運営、保守等の業務を21の子会社等に委託している。

3空港会社のセグメントごとの子会社の状況を比較すると、表10のとおりとなっている。

表 10 3 空港会社のセグメントごとの子会社の状況

(平成 24 年 3 月現在)

成 田 会 社		関 空 会 社		中 部 会 社	
空港運営事業	施設保守管理	エアポートメンテナンスサービス(株) (株)成田エアポートテクノ ネイテック防災(株) (株)NAA エレテック (株)NAA ファシリティーズ		関西国際空港施設エンジニア(株)	中部国際空港施設サービス(株)
	情報通信	空港情報通信(株) (株)NAA コミュニケーションズ	空港運営事業	関西国際空港情報通信ネットワーク(株)	中部国際空港情報通信(株)
	給油	成田空港給油施設(株)	空港運営事業	関西国際空港給油(株)	中部国際空港給油施設(株)
	警備消防	NAA ファイアー&セキュリティー(株) NAA 成田空港セコム(株)	空港運営事業	関西国際空港セキュリティ(株)	—
	人材派遣	(株)成田空港ビジネス	—	—	—
	熱供給	(株)NAA ファシリティーズ(再掲)	—	関西国際空港熱供給(株)	中部国際空港エネルギー供給(株)
	用地造成	—	—	関西国際空港用地造成(株)	—
リテール事業	(株)NAA リテイリング NAA&ANA デューティーフリー(株) (株)NAA&JAL-DFS (株)グリーンポート・エージェンシー 成田空港サービス(株) 成田空港ロジスティックス(株)	商業事業	関西国際空港エージェンシー	商業事業	中部国際空港旅客サービス(株)
	広告代理 (株)メディアポート成田	—	—	—	—
施設貸付事業	臨空開発整備(株)	—	—	—	—
鉄道事業	芝山鉄道(株) 成田高速鉄道アクセス(株)	鉄道事業	(親会社で実施)	交通アクセス施設事業	中部国際空港施設サービス(株) (再掲)

第 4 章 第 3 節 特定検査対象に関する検査状況 第 5

(注) 3 空港会社の子会社の業務内容は異なっている部分があり、厳密な比較は困難である。

3 空港会社を比較すると、成田会社は、同一セグメント内の同じ業種に複数の子会社を設立しているという特徴がある。

イ 子会社の経営状況

(ア) 子会社の数及び規模

前記のとおり、空港運営事業における施設保守管理の業種では、子会社 5 社が事業を実施している。

また、警備消防の業種においては、子会社が一括して受託した業務をその子会社や子会社以外に再委託している。リテール事業及び情報通信の業種についても、関空会社及び中部会社はそれぞれ 1 社ごとで事業を実施しているが、成田会社は複数の子会社で事業を実施している。

子会社 21 社には、23 事業年度末で従業員数が 200 名を上回る会社が 7 社ある一方、30 名を下回る会社が 5 社ある状況となっている。

(イ) 子会社の経営効率の状況

子会社を多数抱えて事業を実施することが、少数の子会社で事業を実施することよりも、事業を効率的・効果的に運営する面で優位性を発揮するとは限らない状況が以下のとおり見受けられた。

すなわち、成田会社の子会社の売上高販管費率についてみると、2.8% から 75.5% までと分散しており、平均値は 21.3% となっている。

そして、この平均値を関空会社及び中部会社の子会社と比較してみると、関空会社 6.2%、中部会社 6.5% であり、成田会社の子会社の数値が高くなっている。この要因

としては、成田会社のリテール事業の子会社7社において、子会社の店舗の販売員の給与や構内営業料等が販売費に係る経費として販売費及び一般管理費に計上されていることから、売上高販管費率が16.3%から75.5%までと高くなっていることが一因と史料される。一方、関空会社及び中部会社の子会社は店舗の運営部分を親会社から受託しており、販売員の給与等は売上原価に計上されている。

このような違いがあることから、リテール事業の7社を除いて残り14社全体の売上高販管費率を計算してみると、成田会社の子会社は7.9%となる。子会社の管理業務を子会社が行っているのか、あるいは親会社が行っているかなど様々な要因によって影響を受け単純に比較はできないが、同様にリテール事業を除いて計算した関空会社の子会社の6.0%、中部会社の子会社の5.1%と比較しても依然として高い状況にある。

そこで、販売費及び一般管理費の費用の構成を3空港会社で比較してみると表11のとおりとなっている。

表11 販売費及び一般管理費の構成と売上高に対する比率(平成23事業年度)(単位:百万円)

構成費用種別	成田会社		関空会社		中部会社	
	(リテール以外14社)	対売上高比率	(リテール以外6社)	対売上高比率	(リテール以外4社)	対売上高比率
報酬、給与等人件費	2,316	5.7%	532	2.8%	178	3.0%
地代家賃、賃借料	315	0.7%	316	1.7%	42	0.7%
その他	557	1.3%	269	1.4%	81	1.4%
販売費及び一般管理費計	3,190	7.9%	1,118	6.0%	302	5.1%
売上高	40,294	—	18,544	—	5,826	—

成田会社の子会社は、役員報酬や従業員の給与等の人件費の対売上高比率(以下「人件費率」という。)が5.7%と他の2空港会社の2.8%、3.0%と比べて、3ポイント弱高くなっており、これが、売上高販管費率を高めている要因であると認められる。

そこで、成田会社の人件費率が高い要因について子会社の売上高の規模と、子会社の業務処理体制に着目して分析したところ、次のような状況になっていた。

a 子会社の売上高販管費率について

リテール事業の上記の7社を除いた14社を売上高で区分して売上高販管費率をみると、表12のとおりとなっている。

表12 売上高ごとの売上高販管費率(平成23事業年度) (単位:百万円)

売上高	20億円未満(7社)	20億円以上40億円未満(3社)	40億円以上(4社)
売上高合計額(A)	7,199	10,422	22,672
販売費及び一般管理費合計額	889	1,017	1,283
うち人件費合計額(B) (売上高に対する割合B/A)	662 (9.1%)	711 (6.8%)	943 (4.1%)
売上高販管費率	平均12.3%	平均9.7%	平均5.6%

表12によると、子会社の売上高が少ないほど売上高販管費率が高い傾向が見受けられる。売上高が20億円未満の7社の人件費率が9.1%であるのに対して、売

上高が40億円以上の子会社の人件費率が4.1%と人件費率は売上高が小さいほど高くなっている。売上高が小さい子会社の売上高販管費率が高いのは、販売費及び一般管理費のうちの人件費の負担が、売上高に比べて重くなっていることが要因であると認められる。

<事例1>

成田高速鉄道アクセス株式会社は、平成14年4月に設立され、現在成田会社の出資比率が53.7%の会社であり、成田高速鉄道アクセス線の軌道等の貸付けを行っている。

22年7月に同線が開業し、立上り期である23事業年度の売上高は13億4406万円にとどまっている一方、販売費及び一般管理費は2億5359万円となっており、売上高販管費率は18.8%となっている。この売上高販管費率18.8%は、リテール事業を除いた14子会社の中で最も高くなっている。これらのことから、当期の営業損失は3億2013万円となっている。同社の人員構成等を見ると、24年3月31日現在の従業員数は、社員8人、臨時雇用者2人で、これらの人件費は全て販売費及び一般管理費に計上されている。人材派遣費等を含む従業員給与等は9619万円、常勤役員数7人(ほかに非常勤役員が7人いる。)に対する役員報酬等は8016万円となっており、販売費及び一般管理費のうち69.5%を人件費が占めている。

<事例2>

臨空開発整備株式会社は、平成元年11月に設立され、現在成田会社の全額出資子会社であり、前記のとおり、空港敷地内の賃貸ビル等の経営、騒音対策用地の植栽維持作業等の業務を行っており、その賃貸ビルには他の子会社等が入居している。23事業年度に成田会社と結んだ植栽維持作業等の委託契約7件(2億7531万円)のうち6件(2億6659万円)を外部へ再委託しており、その契約は47件(2億1532万円)となっており、その差額の約5100万円が同社の手数料等となっている。

23事業年度の同社の売上高は9億5855万円に対し、販売費及び一般管理費は1億6361万円で、売上高販管費率は17.0%となっている。そのうち人件費についてみると、24年3月31日現在の常勤役員数5人(ほかに非常勤役員が2人いる。)で、23事業年度における役員報酬等は5498万円、従業員給与等は8489万円となっている。このように、販売費及び一般管理費のうち85.4%を人件費が占めている。

また、前記の分析において対象から外したリテール事業の子会社のうち、免税品販売等、類似の店舗運営を行っている株式会社NAAリテイリング(以下「NAAR」という。)、NAA&ANA デューティーフリー株式会社(以下「NADF」という。)及び株式会社NAA&JAL-DFS(以下「NJDS」という。)の3社について比較してみると、同様に売上高が低いほど売上高販管費率が高い傾向がみられる。

<事例3>

NAAR、NADF及びNJDSの3社について、平成23事業年度で比較すると、NAARは売上高が230億4882万円に対し、NADF、NJDSは17億5037万円、25億7618万円とNAARの10分の1程度の規模となっている。そして、NAARを除く2社は売上高が低いことから、販売費及び一般管理費の負担が重くなっており、売上高販管費率はNAARの30.6%に比べNADFは49.3%、NJDSは44.5%と高くなっている。NADF及

びNJDSはNAARに対し収益性が低くなっており、NAARが24年3月までに利益剰余金を34億2111万円計上しているのに対し、NADF及びNJDSは累積損失をそれぞれ7億6093万円、4億7433万円計上している。

なお、NADF及びNJDSは、仕入、店舗及び販売を一元的に管理運営する体制を整えて、効率的・機動的な組織体制の構築を目指すために、24年4月1日にNAARが両社を吸収合併している。

これらのことから、営業収益が小規模の子会社については、一般管理費のうち特に人件費の負担が重くなっており、小規模の子会社を維持して委託業務を行わせることについて経費削減を図る余地がないか検討する必要があると認められる。

b 子会社の業務処理体制の状況

3 空港会社の子会社の業務処理体制の状況をみると、表13のとおりとなっている。

表13 子会社の業務処理体制の状況 (平成24年3月現在)

成 田 会 社	関 空 会 社	中 部 会 社
<ul style="list-style-type: none"> 子会社の経理処理は各社が各々の会計システムを用いて個別に行う。(本社単体、連結、グループ各社個別となっている会計システムを見直し、統一された会計システムの導入を進めている。) 	<ul style="list-style-type: none"> 統一した経理システムをグループ内で共同使用して行う。 子会社が実施する調達案件のうち、一定金額以上の契約に係る手続、見積り、価格交渉等について、親会社が業務を受託 	<ul style="list-style-type: none"> 子会社は調達事務、経理処理等を親会社に委託している。

中部会社は、調達事務、経理処理等を受託するなどしてグループ会社の調達事務等を一括して取り扱い、親会社が子会社を統制しながら合理化を図っており、関空会社も、経理システムの統一を図るほか、グループ会社の調達事務の一部を受託するなどしている。さらに、中部会社は、親会社と一体的に子会社経営を行うために、子会社の代表取締役を親会社の代表取締役が兼務している。

成田会社は、21事業年度に新たに各子会社に調達規程を制定又は改正させるなどするとともに、規程を成田会社の承認事項とするなどして成田会社グループ内の手続等の統制を図ったとしているが、経理、調達等の業務は各子会社が個別に実施している。

このように他の2空港会社は、子会社の業務処理をグループで一括して行うなどしており、これらの対応も子会社の売上高販管費率を下げる要因であると思料される。

4 本院の所見

成田会社は、子会社とともに成田会社グループを形成し、日本の社会経済活動を支える国際拠点空港である成田国際空港を運営している。国は、成田会社の株式売却及び株式上場を検討しており、成田会社グループは着実に利益を上げることが求められている。

今回、本院は、経済性、効率性等の観点から、成田会社グループの事業はどのように運営されているか、子会社の経営状況はどのようになっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 成田会社グループのセグメントごとに、次のとおり、置かれている経営環境及び経営課題が大きく異なっている。

- ① 空港運営事業・施設貸付事業では、成田国際空港が内陸空港であることや、空港整備の経緯等から、厳重な警備体制、環境対策事業、用地取得等の業務を抱えている。これらの業務は、現在必要とされている業務ではあるものの、空港施設の保守管理を担当する子会社が5社あることを含めて、整理統合等、更に合理化の余地がないか検討するなど、引き続き経費削減の努力が必要であると認められる。
- ② リテール事業では、他の2空港会社との比較において、事業範囲が異なっているため厳密な比較は困難ではあるが、旅客1人当たり営業収益及び営業利益について、それぞれ増加を図る余地があると思料され、安全性を確保しつつ旅客以外の集客を図ることが重要な課題であると認められる。
- ③ 鉄道事業では、将来の損益に不確定要素があり、増収の可能性を探る一方、経費削減に向けた一層の努力が重要であると認められる。

イ 成田会社には、23事業年度において21の子会社があり、セグメント内の同じ業種に複数の子会社が設立されており、子会社の経営規模は子会社によって大きく異なっているため、子会社の在り方について検討する余地があると認められる。

成田会社の子会社の売上高販管費率を関空会社及び中部会社の子会社と比較してみると、成田会社の子会社の売上高販管費率が高くなっており、その費用として人件費の負担が重くなっていると認められ、特に成田会社の子会社のうち、規模の小さい子会社の売上高販管費率が高い傾向にあると見受けられた。

そして、子会社の販売費及び一般管理費に費用が計上される業務処理等に関し改善を行う余地があると認められる。

したがって、成田会社においては、今後、次のような点に留意して、成田会社グループ全体として着実に利益を上げていくことが重要である。

ア 空港運営事業・施設貸付事業は、業務の合理化の余地はないか検討するなどして、経費節減努力を継続すること。リテール事業は、安全性を確保しつつ旅客以外の集客を図る努力をすること。鉄道事業は、増収の可能性を探る一方、経費削減に向けた一層の努力を行うこと

イ 他会社の状況も参考にしつつ、子会社の整理統合、子会社の業務処理の共通化等について検討するなどして、一層の合理化に努めること

本院としては、我が国の社会経済活動を支える国際拠点空港である成田国際空港の運営を担っている成田会社グループの経営の状況について、引き続き検査していくこととする。

第6 研究開発法人の業務の状況について

検査対象	研究開発等の業務を実施している独立行政法人 37 法人
研究開発法人の業務の概要	科学技術に関する研究開発業務、公募による研究開発に係る資金配分業務等
研究開発業務を実施する法人に係る研究費の額	34 法人 6390 億円(平成 22 年度)
資金配分業務を実施する法人に係る主な資金配分の額	7 法人 3413 億円(平成 22 年度)

1 検査の背景

国は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項等を定めることにより、我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上に寄与することを目的として、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号。以下「研究開発力強化法」という。)を制定している。研究開発力強化法では、科学技術に関する研究開発業務、公募による研究開発に係る資金配分業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行う独立行政法人のうち、特に重要な法人を研究開発法人として指定している。そして、国は、研究開発法人を研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進並びにイノベーションの創出のための極めて重要な基盤と位置付けて、その運営の効率化を図りつつ、柔軟かつ弾力的に科学技術の振興に必要な資源の確保を図るとともに、その自律性、柔軟性及び競争性の更なる向上並びに国の資金により行われる研究開発等の推進におけるその能力の積極的な活用を図ることが必要であるとしている。

研究開発法人の在り方については、研究開発力強化法附則第 6 条で施行後 3 年以内の見直しが規定されていることなどから、総合科学技術会議等において検討が行われてきており、定型的な業務を効果的、効率的に行わせることなどを主眼とする独立行政法人制度は、研究開発の特性に鑑みて、研究開発等の成果を最大化するためにはなじまない点があるなどとして、新たな法人制度の創設の必要性が指摘されている。

こうした検討結果も踏まえて、平成 24 年 1 月に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、研究開発を主たる業務とし、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人を研究開発型の法人として類型化し、国の関与の在り方を始めとして、会計制度、人事制度、評価制度等について、研究開発型の法人に最適なガバナンスを構築して、26 年 4 月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指すとしている。

なお、内閣府において、科学技術イノベーション政策を国家戦略として位置付け、その推進の司令塔機能を担う「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」の設置が検討されており、効率的・効果的な推進体制の構築のための司令塔機能の強化等の見直しが行われることから、国は、これと併せて、組織を含む各法人の在り方等について必要な見直しを行うこととしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

研究開発力強化法は、我が国の科学技術水準の向上及びイノベーションの創出を図るという同法の基本理念にのっとり、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に努めることを研究開発法人の責務としている。

そして、研究開発力強化法においては、研究開発を適切に評価して、その結果を、研究開発に必要な資源の配分や、研究開発推進の在り方に反映させることが、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進に極めて重要であるとして、研究開発法人は、その研究開発等の適切な評価を行うよう努めることとされている。また、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究開発の成果のうち、活用されていないものについて、積極的な活用を努めることなどとされている。

以上を踏まえて、研究開発法人が実施している研究開発業務や資金配分業務を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の項目に着眼して横断的に検査した。

- ① 研究開発法人の業務に係る収支の状況はどのようになっているか。
- ② 研究開発等の評価は、適時適切に行われているか。
- ③ 研究開発の成果の活用はどのように行われているか。また、知的財産権の取得や維持に当たって、その必要性は適切に検討されているか。
- ④ 資金配分業務を実施するに当たり、審査、評価等は適切に行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

ア 検査の対象

22年度末時点において研究開発法人として指定されていた法人のうち、23年11月1日をもって学校法人に移行した独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く37法人(表1参照)を検査の対象とした。

表1 検査対象とした研究開発法人

主務省	法人名	研究開発業務を実施しているもの	資金配分業務を実施しているもの
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	○	○
財務省	独立行政法人酒類総合研究所	○	
文部科学省	独立行政法人国立科学博物館	○	
	独立行政法人物質・材料研究機構	○	
	独立行政法人防災科学技術研究所	○	
	独立行政法人放射線医学総合研究所	○	
	独立行政法人科学技術振興機構		○
	独立行政法人日本学術振興会		○
	独立行政法人理化学研究所	○	
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	○	
	独立行政法人海洋研究開発機構	○	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	○	
厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所	○	
	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	○	
	独立行政法人医薬基盤研究所	○	○
	独立行政法人国立がん研究センター	○	
	独立行政法人国立循環器病研究センター	○	
	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	○	

主務省	法人名	研究開発業務を実施しているもの	資金配分業務を実施しているもの
厚生労働省	独立行政法人国立国際医療研究センター	○	
	独立行政法人国立成育医療研究センター	○	
	独立行政法人国立長寿医療研究センター	○	
農林水産省	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	○	○
	独立行政法人農業生物資源研究所	○	
	独立行政法人農業環境技術研究所	○	
	独立行政法人国際農林水産業研究センター	○	
	独立行政法人森林総合研究所	○	
	独立行政法人水産総合研究センター	○	
経済産業省	独立行政法人産業技術総合研究所	○	
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		○
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○	○
国土交通省	独立行政法人土木研究所	○	
	独立行政法人建築研究所	○	
	独立行政法人交通安全環境研究所	○	
	独立行政法人海上技術安全研究所	○	
	独立行政法人港湾空港技術研究所	○	
	独立行政法人電子航法研究所	○	
環境省	独立行政法人国立環境研究所	○	
計 37 法人		34 法人	7 法人

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。)

イ 検査の方法

検査の実施に当たっては、18年度から22年度までを対象に、検査対象とした37法人から特別調書等の提出を受け、その内容を分析するとともに、37法人において会計実地検査を行った。

3 検査の状況

研究開発力強化法は、研究開発法人が実施する研究開発業務及び資金配分業務において、研究開発能力の強化や研究開発成果の実用化の促進、国からの業務移管の促進による公募型研究開発の効率的推進等に取り組む必要性について規定している。そこで、研究開発法人が実施している研究開発業務、資金配分業務及び普及啓発業務のうち、研究開発業務と資金配分業務の実施状況について分析することとした。

(1) 研究開発業務の実施状況

ア 研究開発業務に係る収支等の状況

研究開発業務を実施している34法人における研究開発業務の原資としては、国から法人運営に必要な経費の財源として交付される運営費交付金、施設整備費補助金等の基盤的資金並びに国及び国以外の者から受託して研究開発を行う場合の受託研究収入等がある。

これらの法人の研究開発業務に係る収入について、22年度における交付主体別の状況をみると、表2のとおり、34法人全体としては運営費交付金が64.4%、施設整備費補助金が4.5%で、収入全体の68.9%を占めている。

これらを法人別にみると、その他の収入が収入計の過半を占めている法人が2法人(石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び港湾空港技術研究所)あるが、その他の収入の内訳をみると、両法人ともに国からの収入が大部分となっている。

表2 研究開発業務に係る収入の状況(平成22年度)

(単位:百万円)

法人名	収入計	運営費 交付金	施設整備 費補助金	その他の 収入	直接の交付主体			
					国から	研究開発 法人から	大学等 から	民間企業 等から
情報通信研究機構	54,154 100.0%	30,899 57.1%	4,851 9.0%	18,403 34.0%	5,926 (10.9%)	11,824 (21.8%)	88 (0.2%)	563 (1.0%)
酒類総合研究所	1,141 100.0%	1,064 93.2%	—	77 6.8%	—	23 (2.0%)	—	54 (4.7%)
国立科学博物館	6,427 100.0%	3,044 47.4%	2,608 40.6%	774 12.1%	25 (0.4%)	27 (0.4%)	29 (0.5%)	693 (10.8%)
物質・材料研究機構	23,550 100.0%	14,050 59.7%	2,699 11.5%	6,800 28.9%	3,763 (16.0%)	1,616 (6.9%)	292 (1.2%)	1,127 (4.8%)
防災科学技術研究所	9,790 100.0%	7,972 81.4%	325 3.3%	1,492 15.2%	954 (9.7%)	75 (0.8%)	153 (1.6%)	309 (3.2%)
放射線医学総合研究所	15,139 100.0%	11,443 75.6%	543 3.6%	3,153 20.8%	386 (2.6%)	233 (1.5%)	43 (0.3%)	2,489 (16.4%)
理化学研究所	126,018 100.0%	58,311 46.3%	9,777 7.8%	57,928 46.0%	49,385 (39.2%)	5,358 (4.3%)	209 (0.2%)	2,975 (2.4%)
宇宙航空研究開発機構	242,685 100.0%	130,391 53.7%	5,752 2.4%	106,541 43.9%	104,890 (43.2%)	207 (0.1%)	249 (0.1%)	1,192 (0.5%)
海洋研究開発機構	45,164 100.0%	36,336 80.5%	449 1.0%	8,378 18.6%	2,976 (6.6%)	2,502 (5.5%)	1,190 (2.6%)	1,708 (3.8%)
日本原子力研究開発機構	212,327 100.0%	167,936 79.1%	7,426 3.5%	36,964 17.4%	16,473 (7.8%)	1,454 (0.7%)	1,507 (0.7%)	17,528 (8.3%)
国立健康・栄養研究所	877 100.0%	738 84.2%	—	138 15.8%	36 (4.2%)	4 (0.6%)	8 (1.0%)	88 (10.1%)
労働安全衛生総合研究所	2,592 100.0%	2,075 80.0%	230 8.9%	286 11.1%	9 (0.4%)	255 (9.8%)	2 (0.1%)	19 (0.8%)
医薬基盤研究所	11,178 100.0%	9,742 87.2%	55 0.5%	1,380 12.4%	541 (4.8%)	16 (0.1%)	3 (0.0%)	819 (7.3%)
国立がん研究センター	6,396 100.0%	3,634 56.8%	—	2,761 43.2%	610 (9.5%)	982 (15.4%)	—	1,169 (18.3%)
国立循環器病研究センター	2,139 100.0%	1,138 53.2%	—	1,001 46.8%	340 (15.9%)	8 (0.4%)	399 (18.7%)	253 (11.9%)
国立精神・神経医療研究センター	4,625 100.0%	3,522 76.1%	—	1,103 23.9%	450 (9.7%)	306 (6.6%)	—	346 (7.5%)
国立国際医療研究センター	5,194 100.0%	4,350 83.8%	—	843 16.2%	323 (6.2%)	180 (3.5%)	25 (0.5%)	313 (6.0%)
国立成育医療研究センター	4,028 100.0%	2,928 72.7%	—	1,099 27.3%	532 (13.2%)	338 (8.4%)	48 (1.2%)	180 (4.5%)
国立長寿医療研究センター	2,770 100.0%	2,447 88.4%	—	322 11.6%	134 (4.9%)	140 (5.1%)	9 (0.4%)	37 (1.4%)
農業・食品産業技術総合研究機構	56,093 100.0%	45,838 81.7%	385 0.7%	9,869 17.6%	6,749 (12.0%)	1,313 (2.3%)	294 (0.5%)	1,511 (2.7%)
農業生物資源研究所	12,239 100.0%	6,981 57.0%	215 1.8%	5,042 41.2%	3,502 (28.6%)	537 (4.4%)	49 (0.4%)	952 (7.8%)
農業環境技術研究所	4,579 100.0%	3,065 66.9%	126 2.8%	1,387 30.3%	1,157 (25.3%)	170 (3.7%)	19 (0.4%)	41 (0.9%)
国際農林水産業研究センター	4,624 100.0%	3,713 80.3%	60 1.3%	850 18.4%	482 (10.4%)	161 (3.5%)	174 (3.8%)	31 (0.7%)
森林総合研究所	12,471 100.0%	9,972 80.0%	256 2.1%	2,241 18.0%	1,738 (13.9%)	206 (1.7%)	124 (1.0%)	172 (1.4%)
水産総合研究センター	26,538 100.0%	16,047 60.5%	1,478 5.6%	9,013 34.0%	5,918 (22.3%)	213 (0.8%)	48 (0.2%)	2,833 (10.7%)
産業技術総合研究所	96,985 100.0%	61,406 63.3%	8,717 9.0%	26,860 27.7%	6,238 (6.4%)	12,581 (13.0%)	695 (0.7%)	7,346 (7.6%)
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	22,906 100.0%	7,563 33.0%	—	15,343 67.0%	15,172 (66.2%)	—	—	171 (0.7%)
土木研究所	9,939 100.0%	9,124 91.8%	388 3.9%	426 4.3%	250 (2.5%)	49 (0.5%)	20 (0.2%)	105 (1.1%)
建築研究所	2,221 100.0%	1,924 86.6%	78 3.5%	218 9.8%	81 (3.7%)	30 (1.4%)	70 (3.2%)	36 (1.6%)
交通安全環境研究所	1,235 100.0%	747 60.5%	103 8.4%	384 31.1%	284 (23.0%)	0 (0.0%)	7 (0.6%)	92 (7.5%)
海上技術安全研究所	4,030 100.0%	2,932 72.8%	349 8.7%	748 18.6%	190 (4.7%)	60 (1.5%)	61 (1.5%)	435 (10.8%)
港湾空港技術研究所	3,246 100.0%	1,384 42.6%	205 6.3%	1,656 51.0%	1,557 (48.0%)	9 (0.3%)	10 (0.3%)	79 (2.4%)
電子航法研究所	1,910 100.0%	1,597 83.6%	231 12.1%	81 4.3%	61 (3.2%)	—	—	19 (1.0%)
国立環境研究所	15,556 100.0%	12,127 78.0%	297 1.9%	3,131 20.1%	2,658 (17.1%)	131 (0.8%)	62 (0.4%)	278 (1.8%)
計 構成比	1,050,783 100.0%	676,458 64.4%	47,616 4.5%	326,708 31.1%	233,806 (22.3%)	41,021 (3.9%)	5,899 (0.6%)	45,981 (4.4%)

注(1) 百万円未満を切り捨てているため、計等は一致しない。

注(2) 研究開発を実施している勘定・セグメント単位で収支を管理している法人は当該単位で計上した。そのような管理をしていない法人は法人全体で計上した。表3、表4及び表5においても同じ。

注(3) その他の収入のうち、「大学等から」には、大学等のほか研究開発法人以外の独立行政法人からの収入も含まれる。

研究開発業務に係る収入のうち、その他の収入は、34法人全体でみて、国からの受託研究や補助金等による収入が最も多くなっている。また、その他の収入のうち、研究開発法人からの収入は、そのほとんどが、日本学術振興会等の国の資金を原資とした資金配分業務を実施している法人からの競争的資金等である。

これらの各法人は、主たる財源である国からの運営費交付金が年々抑制される傾向にあるため、その他の収入の獲得に注力してきているが、その他の収入の直接の交付主体の大半は、国となっている。そして、収入の推移の状況についてみると、表3のとおり、国又は研究開発法人からの収入の増加率がその他(民間企業や大学等からの収入)の増加率を上回っている。

表3 研究開発業務に係る収入の推移(平成18年度～22年度) (単位:千円、%)

収入区分	平成18年度 (A)	19年度	20年度	21年度	22年度 (B)	18年度と22年度 の変化 (B)/(A)
収入計	979,193,124	992,218,705	1,018,214,490	1,059,146,762	1,025,629,201	104.7
運営費交付金	686,333,792	686,240,768	679,686,195	690,076,627	658,436,564	95.9
施設整備費補助金	59,608,355	55,748,742	47,394,294	67,480,479	47,616,106	79.9
その他の収入	233,250,976	250,229,194	291,134,000	301,589,654	319,576,530	137.0
国から	176,255,123	183,786,319	213,893,408	229,327,660	231,414,198	131.3
研究開発法人から	17,766,657	17,471,956	30,631,251	23,615,642	39,064,919	219.9
その他	39,229,196	48,970,918	46,609,340	48,646,351	49,097,412	125.2

注(1) 千円未満を切り捨てているため、計等は一致しない。

注(2) 平成22年4月1日に設立された国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センターの6法人は除いている。表5においても同じ。

注(3) その他の収入のうち、「その他」とは、民間企業、大学等及び研究開発法人以外の独立行政法人からの収入を指す。

一方、研究開発法人の研究開発業務に係る支出は、表4のとおり、34法人全体としては研究費が支出全体の67.4%を占めている。そして、資金配分業務も実施している医薬基盤研究所及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構を除く32法人においては、自ら実施している研究開発に係る支出が研究費の過半を占めている。

表4 研究開発業務に係る支出の状況(平成22年度) (単位:百万円)

法人名	支出計	研究費			人件費	うち研究費以外の			施設費等
		研究費	うち自ら実施している研究開発分	うち研究費以外の		うち研究費以外の	うち研究費以外の		
情報通信研究機構	63,464	47,121	39,920	2,773	—	—	2,331	858	11,238
酒類総合研究所	1,096	358	—	411	—	—	254	—	71
国立科学博物館	5,538	1,300	1,300	1,333	932	401	296	—	2,608
物質・材料研究機構	24,811	12,117	11,934	8,296	8,296	—	1,697	795	2,699
防災科学技術研究所	10,288	8,042	7,525	1,377	1,377	—	542	371	325
放射線医学総合研究所	16,586	10,274	10,217	4,501	4,501	—	899	528	910
理化学研究所	125,176	84,415	84,279	25,161	25,161	—	4,001	1,490	11,597
宇宙航空研究開発機構	237,871	209,764	209,202	13,365	13,365	—	6,760	4,165	7,980
海洋研究開発機構	45,704	33,650	33,237	8,301	7,827	474	461	—	3,292
日本原子力研究開発機構	183,794	118,147	118,147	47,533	42,780	4,753	10,834	187	7,279
国立健康・栄養研究所	810	219	219	476	331	145	113	—	—
労働安全衛生総合研究所	2,235	742	742	906	906	—	355	184	230
医薬基盤研究所	10,602	9,624	2,271	734	708	—	187	—	55
国立がん研究センター	5,787	2,469	1,573	1,859	1,139	185	796	631	661
国立循環器病研究センター	2,279	1,449	1,449	131	131	—	699	329	—
国立精神・神経医療研究センター	4,249	1,777	1,323	1,581	1,581	—	890	591	0

(単位：百万円)

法人名	支出計	研究費			人件費	一般管理費			施設費等
		研究費	うち自ら実施している研究開発分	うち研究開発系		うちその他	うち人件費		
国立国際医療研究センター	3,704	835	692	128	87	41	1,495	1,039	1,244
国立成育医療研究センター	3,458	1,925	1,755	918	918	—	613	393	1
国立長寿医療研究センター	2,855	1,443	1,133	1,260	1,260	—	148	88	2
農業・食品産業技術総合研究機構	56,504	25,583	16,787	26,562	26,153	159	3,244	—	1,114
農業生物資源研究所	12,086	7,236	5,178	3,326	3,326	—	890	490	632
農業環境技術研究所	4,446	2,260	1,569	1,783	1,509	273	276	—	126
国際農林水産業研究センター	4,454	2,135	2,015	2,035	1,628	407	122	—	161
森林総合研究所	12,293	3,784	3,241	7,364	6,364	999	888	—	256
水産総合研究センター	26,485	14,122	12,817	8,723	7,459	1,263	476	—	3,164
産業技術総合研究所	91,760	45,784	44,513	28,304	28,304	—	8,134	4,205	9,536
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	25,586	21,738	5,150	2,520	—	—	1,327	1,015	—
土木研究所	9,961	4,935	4,935	4,067	3,344	723	569	—	388
建築研究所	2,221	889	869	935	693	241	317	—	78
交通安全環境研究所	1,390	671	638	449	449	—	172	127	97
海上技術安全研究所	4,028	1,236	1,236	2,347	1,906	440	95	—	349
港湾空港技術研究所	3,188	1,785	1,785	1,098	892	206	98	—	205
電子航法研究所	1,993	1,021	1,021	509	509	—	222	175	240
国立環境研究所	15,910	10,600	10,026	4,645	3,967	677	367	—	297
計	1,022,629	689,463	639,071	215,728	197,821	11,393	50,586	17,672	66,850
構成比	100.0%	67.4%	(62.5%)	21.1%	(19.3%)	(1.1%)	4.9%	(1.7%)	6.5%

- 注(1) 本表は、百万円未満を切り捨てして、各経費のうち一部の費用のみを記載しているため、計等は一致しない。
- 注(2) 日本原子力研究開発機構及び国立がん研究センターは、管理部門に係る人件費は、人件費の「うちその他」に計上し、非常勤職員及び嘱託職員等に係る人件費を一般管理費の「うち人件費」に計上している。
- 注(3) 国立国際医療研究センターは、管理部門に係る人件費は、一般管理費の「うち人件費」に計上し、外部研究協力者に対する謝金を人件費の「うちその他」に計上している。
- 注(4) 情報通信研究機構、酒類総合研究所及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、人件費を研究者等に係る支出と管理部門に係る支出とに区分できないとしているため、表示していない。
- 注(5) 医薬基盤研究所は、人件費のうち、資金配分部門に係る支出を除き、研究者等に係る支出と管理部門に係る支出を「研究開発系」に一括して計上している。

研究開発業務に係る支出のうち、人件費は、研究開発業務における研究者等に係る人件費と、研究開発業務等以外の管理部門に係る人件費に分けられる。このうち研究者等に係る人件費は、表4において「人件費」の中の「うち研究開発系」に記載している。管理部門に係る人件費は、表4のとおり、法人によって、「人件費」により支出している（「うちその他」に記載している。）場合と、「一般管理費」により支出している（「うち人件費」に記載している。）場合とがある。

(注1)

前記34法人のうち、宇宙航空研究開発機構等5法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の規定に基づき各法人が主務大臣に提出している決算報告書において、人件費のうち研究者等に係る支出を「事業系」として、また、管理部門に係る支出を「管理系」として、明確に区分して公表していた。

(注2)

しかし、情報通信研究機構等4法人は、人件費の内訳を研究者等に係る支出と管理部門に係る支出とに区分できないとしていた。その他の法人は、人件費の内訳を区分できるとしていたが、決算報告書において宇宙航空研究開発機構等5法人のように人件費を区分して公表していなかった。

決算報告書における人件費の記載方法については各法人が定めているが、人件費の主

な原資は運営費交付金であることから、研究開発業務に要した内訳については、可能な限り明らかにして、財務情報の一環として広く一般に開示することが望まれる。

(注1) 宇宙航空研究開発機構等5法人 放射線医学総合研究所、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構

(注2) 情報通信研究機構等4法人 情報通信研究機構、酒類総合研究所、医薬基盤研究所、石油天然ガス・金属鉱物資源機構

そして、支出の推移の状況についてみると、表5のとおり、人件費及び一般管理費は減少傾向にあり、中でも、人件費の「その他」及び一般管理費の「うち人件費」(管理部門に係る人件費及び一般管理費により支出された人件費)の減少率は、「研究開発系」の人件費(研究者等に係る人件費)の減少率を上回っており、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく総人件費改革の取組上、各法人が管理部門に係る人件費について、より削減を進めている状況がうかがえる。

表5 研究開発業務に係る支出の推移(平成18年度～22年度) (単位：千円、%)

支出区分	平成18年度 (A)	19年度	20年度	21年度	22年度 (B)	18年度と22年度 の変化 (B)/A)
支出計	887,637,239	901,076,033	913,948,531	966,720,738	899,543,673	101.3
研究費	565,130,526	573,324,274	592,589,102	626,481,569	600,719,604	106.3
人件費	208,098,492	210,479,891	208,751,428	202,303,093	203,408,169	97.7
研究開発系	195,378,392	198,112,558	196,767,319	190,590,921	191,993,396	98.3
その他	12,447,912	12,102,432	11,721,619	11,455,181	11,165,861	89.7
一般管理費	51,616,666	51,425,243	49,474,547	46,872,870	41,840,550	81.1
うち人件費	15,146,682	14,862,542	14,667,009	13,850,325	12,723,677	84.0

注(1) 本表は千円未満を切り捨て、支出のうち、一部の費用のみを記載しているため、計等は一致しない。

注(2) 人件費の内訳を研究開発系(研究者等に係る支出)とその他(管理部門に係る支出)とに区分できないとしている情報通信研究機構、酒類総合研究所、医薬基盤研究所及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構については、本表から除いている。

研究開発法人の中には、財務諸表の附属明細書において、事業費用、事業収益、事業損益その他の財務情報について、事業内容等に応じた区分単位(以下「セグメント」という。)に分別して、開示している法人がある。

セグメント情報は、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)において、法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づく情報とすることとされていることから、事業費用等は事業内容等に応じて各セグメントへ配分される必要があると考えられるが、セグメントを設定している法人の中に、事業費用等を各セグメントに配分するのではなく、一律に特定のセグメントへ配分していた法人が以下のとおり見受けられた。

<事例1>

(注1) 国立循環器病研究センター等3法人は、研究、臨床研究等の様々な業務を行っていることから、「研究事業」、「臨床研究事業」等のセグメントを設けてセグメント情報を開示しており、「研究事業」には戦略的研究・開発を推進する事業に係る費用等を、「臨床研究事業」には臨床研究等の事業に係る費用等をそれぞれ配分することなどとしている。

しかし、上記の3法人は、運営費交付金を原資として毎年度課題を採択して実施している研究開発業務について、両事業で発生している研究費を両事業に応じたセグメントに配分す

るのではなく、一律に「臨床研究事業」のセグメントに配分するなどしており、事業費用等の各セグメントへの配分方法について検討する必要があると認められる。

(注1) 国立循環器病研究センター等3法人 国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター

(注2) 臨床研究 医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの

イ 研究開発評価の状況

(ア) 研究開発評価の概要

国及び研究開発法人は、研究開発力強化法において、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価に努めることとされており、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月内閣総理大臣決定。平成20年10月改定。以下「大綱的指針」という。)において、評価の実施主体は同指針に沿った的確な評価を実施することとされている。

そして、研究開発法人は、自らが実施する研究開発に対する評価を自らが行うことに加えて、通則法の規定に基づく中期目標期間における法人の業務の実績の評価を主務省の独立行政法人評価委員会から受けている。そのほか、個々の研究開発で10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策については、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)等に基づき、当該政策を実施する行政機関による事前評価が実施されるなどしている。

このように、研究開発評価は、重層的に実施されることから、大綱的指針においては、研究開発評価を研究開発課題、研究開発機関の評価等に分類した上で、評価の実施主体は、関係機関と連携して、全体として効果的・効率的に運営することとされている。

(イ) 大綱的指針における研究開発法人が実施する研究開発評価の概要

評価の実施主体は、優れた成果を次の発展段階に着実につなげていくため、大綱的指針においては、評価の具体的な仕組みを整備して、厳正な評価を実施することとされている。そして、研究開発法人が主に実施している研究開発課題の評価については、評価対象とする研究開発の性格(基礎研究、応用研究等)、目的、規模等に応じて、評価の目的や評価結果の活用方法等を的確に設定して、必要となる評価実施体制等を整備することとされている。

その具体的な仕組みとしては、評価の客観性を十分に保つため外部の専門家等を評価者(以下、当該評価者を「外部評価者」という。)とする外部評価を実施すること、国民への説明責任を果たすため評価結果等を積極的に公表することなどとされている。また、研究開発課題の評価の実施時期については、表6のとおり、開始前の評価から追跡評価まで時系列的な評価の実施時期が示されており、研究開発課題の開始前にあらかじめ実施時期等を決定して、評価の連続性と一貫性を持たせることとされている。

表6 大綱的指針に示された研究開発課題の評価の実施時期

開始前の評価	研究開発課題の開始前に、実施の必要性、目標や計画の妥当性等を把握し、予算等の資源配分的意思決定等を行うための評価
中間評価	研究開発の実施期間が長期にわたる場合には、情勢の変化や進捗状況等を把握し、計画変更の要否の確認等を行うための評価
終了時の評価	将来の発展が見込まれる優れた研究開発成果を切れ目なく次につなげていくために、研究開発課題が終了する前の適切な時期に実施する評価
追跡評価	国費投入額が大きい主要な研究開発課題から対象を選定して、波及効果の把握や過去の評価の妥当性の検証等のために、課題終了後、一定の時間を経過してから実施する評価

大綱的指針は基本的な方針を示したものであり、これによると、評価の実施主体は、その特性や研究開発の性格に応じて同指針に沿った的確な評価を実施することとされている。そのため、研究開発法人は、研究目的や予算規模等に応じて外部評価者を中心とした外部評価を実施したり、主務省等の第三者から評価を受ける大規模な研究開発課題については、当該評価を外部評価とみなして、法人自らは法人内部の者を中心とした内部評価や進捗管理を中心に実施したりするなど、各法人の実態に合わせて評価の体制や規程等を整備して研究開発評価を実施している。

(ウ) 研究開発法人における評価等の実施状況

研究開発業務を実施している34法人の22年度末時点における評価の実施状況についてみたところ、以下のとおりとなっていた。

a 外部評価者の構成

全ての法人は、外部評価者による評価を実施しており、外部評価者の構成についてみると、表7のとおり、22法人において民間企業等の経営者等を選任していた。

表7 外部評価者の構成

(平成22年度末)

法人名	大学教授等の学識経験者	民間企業等の経営者等	法人名	大学教授等の学識経験者	民間企業等の経営者等
情報通信研究機構	○	○	国立長寿医療研究センター	○	×
酒類総合研究所	○	×	農業・食品産業技術総合研究機構	○	○
国立科学博物館	○	×	農業生物資源研究所	○	○
物質・材料研究機構	○	○	農業環境技術研究所	○	○
防災科学技術研究所	○	×	国際農林水産業研究センター	○	○
放射線医学総合研究所	○	○	森林総合研究所	○	○
理化学研究所	○	○	水産総合研究センター	○	○
宇宙航空研究開発機構	○	○	産業技術総合研究所	○	○
海洋研究開発機構	○	○	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○	○
日本原子力研究開発機構	○	○	土木研究所	○	×
国立健康・栄養研究所	○	×	建築研究所	○	○
労働安全衛生総合研究所	○	○	交通安全環境研究所	○	○
医薬基盤研究所	○	○	海上技術安全研究所	○	○
国立がん研究センター	○	○	港湾空港技術研究所	○	○
国立循環器病研究センター	○	×	電子航法研究所	○	×
国立精神・神経医療研究センター	○	×	国立環境研究所	○	×
国立国際医療研究センター	○	×	計	34	22
国立成育医療研究センター	○	×			

(注) 「計」は、「○」の数を表している。

大綱的指針においては、研究開発成果をイノベーションを通じて国民・社会に迅速に還元していく観点から、産業界の専門家等を積極的に外部評価者に選任するこ

ととされており、経済及び産業の発展等を研究開発の目的とする産業技術総合研究所のように、自ら定めた規程等において、産業化のための経営的観点からの提言を行うことができる者等を一定割合選定することとしていて、法人の実態に応じた評価者の選定を行っている法人も見受けられた。

b 評価結果の公表状況

評価結果を公表するための規程等の整備状況と評価結果の公表状況については、表8のとおりとなっている。

表8 評価結果の公表状況等 (平成22年度末)

法人名	評価結果の公表		法人名	評価結果の公表	
	規程等	実態		規程等	実態
情報通信研究機構	○	○	国立成育医療研究センター	△	△
酒類総合研究所	○	○	国立長寿医療研究センター	×	×
国立科学博物館	×	×	農業・食品産業技術総合研究機構	○	○
物質・材料研究機構	○	○	農業生物資源研究所	×	○
防災科学技術研究所	○	○	農業環境技術研究所	△	○
放射線医学総合研究所	○	○	国際農林水産業研究センター	×	○
理化学研究所	○	○	森林総合研究所	○	○
宇宙航空研究開発機構	○	○	水産総合研究センター	○	○
海洋研究開発機構	○	○	産業技術総合研究所	○	○
日本原子力研究開発機構	○	○	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○	○
国立健康・栄養研究所	○	○	土木研究所	○	○
労働安全衛生総合研究所	○	○	建築研究所	○	○
医薬基盤研究所	×	○	交通安全環境研究所	○	○
国立がん研究センター	×	×	海上技術安全研究所	○	○
国立循環器病研究センター	△	△	港湾空港技術研究所	○	○
国立精神・神経医療研究センター	×	×	電子航法研究所	○	○
国立国際医療研究センター	△	△	国立環境研究所	○	○

(注) 「規程等」における「△」は、一部の評価結果について公表することが、規程等において、明確となっていないことを表している。また、「実態」における「△」は、一部の評価結果について、実際に公表していなかったことを表している。

研究開発業務を実施している34法人のうち、規程等において評価結果を公表することが明確になっていない法人が7法人見受けられ、このうち、3法人は全ての評価結果を公表していたが、4法人は、評価結果を全く公表していなかった。このほか、法人が実施している研究開発業務のうち、運営費交付金を原資として毎年度課題を採択して実施しているものなど、一部の評価結果について公表することが明確になっていない法人が4法人見受けられ、このうち、1法人は全ての評価結果を公表していたが、3法人は、評価結果の一部を公表していなかった。

c 規程等における評価の実施時期等の記載状況

規程等における評価の実施時期等の記載状況についてみると、表9のとおりとなっている。

表9 規程等における評価の実施時期等の記載状況

(平成22年度末)

区 分	主 務 省	法 人 名	評 価 の 実 施 時 期					評価結果を予算等の資源配分に反映すると明記している法人	
			開始前の評価	中 間 評 価	終了時の評価		追 評 跡 価		
					研 究 終 了 前	研 究 終 了 後			
時系列的な評価を採り入れている法人 (25法人)	総務省	情報通信研究機構	○	○	○			○	
	財務省	酒類総合研究所	○	○		○	○	○	
	文部科学省	物質・材料研究機構	○	○	○	○	○	○	
		防災科学技術研究所	○	○		○	○	○	
		放射線医学総合研究所	○	○	○			○	
		理化学研究所	○	○		○	○	○	
		海洋研究開発機構	○	○		○	○	○	
		日本原子力研究開発機構	○	○	○	○	○	○	
		厚生労働省	国立がん研究センター		○	○			○
		国立成育医療研究センター	○	○		○		○	
	農林水産省	森林総合研究所	○	○	○	○		○	
	経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○	○	○	○		○	
	国土交通省	土木研究所	○	○			○	○	
		建築研究所	○	○			○	○	
		交通安全環境研究所	○	○			○	○	
		海上技術安全研究所	○	○			○	○	
		港湾空港技術研究所	○	○			○	○	
		電子航法研究所	○	○	○			○	
	環境省	国立環境研究所	○	○	○	○	○	○	
		小 計	18	19	9	15	9	16	
	具体的な実施時期が明記されていない法人 (6法人)	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	○	○		○		
			労働安全衛生総合研究所	○	○		○	○	
			国立循環器病研究センター	○	○		○		○
			国立精神・神経医療研究センター	○	○		○		○
			国立国際医療研究センター	○	○		○		○
国立長寿医療研究センター		○	○		○		○		
	小 計	6	6			1	4		
時系列的な評価には採り入れていない法人 (9法人)	文部科学省	国立科学博物館	明記なし						
		宇宙航空研究開発機構	毎年度					○	
	厚生労働省	医薬基盤研究所	毎年度						
		農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	毎年度					○
		農業生物資源研究所	毎年度						
		農業環境技術研究所	毎年度						
		国際農林水産業研究センター	毎年度						
	水産総合研究センター	毎年度					○		
経済産業省	産業技術総合研究所	隔年度							
	小 計						3		
	計						23		

注(1) 国立がん研究センターは、開始前の評価について、内部評価のみ実施しているが、研究開発費の配分の決定に際して、原則として外部有識者の意見を聴取することとされている。

注(2) 農業・食品産業技術総合研究機構は、一部の研究において時系列的な評価を採り入れている。

大綱的指針においては、研究開発評価の意義は、研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげることなどにより、研究開発成果の国民・社会への還元の効率化・迅速化に資することなどとされており、評価の実施時期について、終了時の評価は、研究開発課題が終了する前の適切な時期に実施することとされている。しかし、規程等において、評価結果を予算等の資源配分に反映させると明記している法人は34法人中23法人で、11法人は明記していなかった。また、時系列的な評価を採り入れるとともに、規程等において、評価の具体的な実施時期を明記している法人が19法人あり、このうち、評価結果を予算等の資源配分に反映させるとしている16法人についてみると、終了時の評価を研究終了前に実施することとしている法人が9法人見受けられ

た一方、一律に終了時の評価を研究終了後に実施することとしていて、評価の実施時期を検討する必要があると思料される法人が7法人見受けられた。

(注3) 7法人 酒類総合研究所、理化学研究所、海洋研究開発機構、国立成育医療研究センター、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所

なお、上記19法人のうち、評価結果を予算等の資源配分に反映させることとしていなかった防災科学技術研究所については、23年度に規程等を見直して、終了時の評価の実施時期を研究終了前に変更している。

また、時系列的な評価を採り入れている25法人のうち、規程等において、評価の具体的な実施時期を明記していない法人が6法人あり、このうち、5法人は終了時の評価を研究終了前に実施していたが、労働安全衛生総合研究所は研究終了後に実施していた。

追跡評価については、規程等において、実施することとしている法人が10法人見受けられたが、いずれの法人も、今後、必要に応じて実施する予定であるなどとして、評価を行った実績がなかった。

一方、時系列的な評価を規程等において明確には採り入っていない9法人についてみると、8法人が、毎年度又は隔年度で評価を実施していたが、国立科学博物館は、中期目標期間中に一度、評価を実施するにとどまっていた。また、毎年度又は隔年度で評価を実施していた上記8法人のうち6法人は、研究終了前に評価を実施していたが、医薬基盤研究所及び農業・食品産業技術総合研究機構は研究終了後に評価を実施していた。なお、農業・食品産業技術総合研究機構は、23年度から、評価の実施時期を研究終了前に変更している。

そして、自らが定めた規程と評価の実態が異なっている法人が、事例2のとおり見受けられた。

<事例2>

海洋研究開発機構は、研究開発等評価実施規程において、研究開発等の評価を大綱的指針等を踏まえて厳正に実施することとしている。そして、研究開発課題の外部評価として、資源の配分方針を決定するため、研究開発課題の開始前に事前評価を実施するなどとしている。また、研究開発課題の評価とは別に研究開発機関の外部評価として、機関評価も実施することとしている。

しかし、同機構は、研究開発課題の評価について、毎年度、研究開始後の4月から6月にかけて実施する機関評価と一体的に実施するなど、規程と評価の実態が異なっていた。

研究開発法人は、研究開発評価の実施に当たり、各法人の研究開発の性格や目的、規模等についても留意する必要があるものの、その実施方法を規程等により明確にした上で、適時に適切な評価を実施して、効果的・効率的な研究開発を行い、また、その評価結果を積極的に公表することなどにより、多額の国費を用いて研究開発を実施することに対する国民への説明責任を適切に果たしていく必要がある。

ウ 研究開発成果の活用等の状況

(ア) 産学官連携のための体制

研究開発法人は、研究開発成果を迅速かつ効果的にイノベーションにつなげるため、民間企業や大学等との積極的な連携を図る必要がある。そのための体制として、産業技術総合研究所は、産学官連携専門部署を設置したり、連携コーディネーターを配置したりしており、また、医薬基盤研究所は権利化業務担当部署が産学官連携業務を兼務するなど、各法人はその業務の特性等に応じた体制を講じている。

(イ) 研究開発成果の権利化等の状況

a 知的財産ポリシー等の策定及び職務発明規程等の整備の状況

研究開発法人は、研究成果を積極的に活用するために、企業等との連携を必要とする場合がある。このような連携を円滑に進めるために、研究開発法人は、法人業務の特性や使命、研究開発の成果を社会還元する際の具体的な方針、研究開発の成果を知的財産として取り扱う際の基本的な判断基準等について、知的財産ポリシー又は産学官連携ポリシーとして外部に公表して、企業等が法人との連携を検討する際の判断材料を提供することが重要である。

また、産学官連携活動の中で日常的に発生する利益相反を適切に管理するための基準を利益相反ポリシーとして定めておくことも重要である。

さらに、研究開発の成果について法人として知的財産の帰属を明確にした上で将来の市場を見据えて積極的に権利化を図ることや、研究者に対して知的財産創出に係るインセンティブを付与するために、発明に対する十分な対価を還元するなどの配慮も必要である。そして、これらに係る基本的な取扱いを定める職務発明規程や発明補償規程を整備し、法人内部に周知することが重要である。

そこで、22年度末時点における知的財産ポリシー等の策定及び職務発明規程等の整備状況についてみたところ、表10のとおり、職務発明規程は全ての法人が整備していたが、知的財産ポリシーは16法人、産学官連携ポリシーは25法人、利益相反ポリシーは19法人が策定しておらず、発明補償規程は3法人が整備していなかった。

また、産学官連携の促進に伴い、研究者の交流が国内はもとより国際的にも活発化していくことが見込まれる状況となっていて、研究開発法人においては、知的財産に関する情報等の流出防止のため情報管理に係る規程等に加えて、研究開発成果としてのデータや研究試料等有体物(以下、これらを合わせて「成果有体物等」という。)の帰属と利用に係る管理体制を整備しておく必要があると思料される。

そこで、成果有体物等に係る管理体制がどのようになっているかについてみたところ、表10のとおり、成果有体物等管理規程を整備していない法人が19法人見受けられた。

表10 知的財産ポリシー等の策定等の状況

主務省	法人名	知的財産ポリシー	産学官連携ポリシー	利益相反ポリシー	職務発明規程	発明補償規程	成果有体物等管理規程
総務省	情報通信研究機構	○	×	×	○	○	○
財務省	酒類総合研究所	×	×	×	○	○	×
文部科学省	国立科学博物館	×	×	×	○	○	×
	物質・材料研究機構	○	○	○	○	○	○
	防災科学技術研究所	×	×	×	○	○	×
	放射線医学総合研究所	○	×	○	○	○	○
	理化学研究所	×	×	○	○	○	○
	宇宙航空研究開発機構	○	○	○	○	○	○
	海洋研究開発機構	○	×	○	○	○	×
	日本原子力研究開発機構	○	○	○	○	○	○
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	×	×	×	○	○	×
	労働安全衛生総合研究所	×	×	×	○	○	×
	医薬基盤研究所	×	×	○	○	○	×
	国立がん研究センター	×	×	○	○	○	×
	国立循環器病研究センター	○	×	○	○	○	×
	国立精神・神経医療研究センター	×	×	×	○	○	○
	国立国際医療研究センター	×	×	○	○	×	×
	国立成育医療研究センター	×	×	×	○	○	×
農林水産省	国立長寿医療研究センター	×	×	○	○	×	×
	農業・食品産業技術総合研究機構	○	○	○	○	○	○
	農業生物資源研究所	○	○	×	○	○	○
	農業環境技術研究所	○	×	○	○	○	○
	国際農林水産業研究センター	○	○	○	○	○	○
	森林総合研究所	○	○	×	○	○	○
経済産業省	水産総合研究センター	○	×	×	○	○	○
	産業技術総合研究所	○	×	○	○	○	○
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	×	×	×	○	○	○
国土交通省	土木研究所	○	×	×	○	×	×
	建築研究所	○	×	×	○	○	×
	交通安全環境研究所	×	×	×	○	○	×
	海上技術安全研究所	○	○	×	○	○	×
	港湾空港技術研究所	○	○	×	○	○	×
	電子航法研究所	×	×	×	○	○	×
環境省	国立環境研究所	×	×	×	○	○	×
計	○：済	18	9	15	34	31	15
	×：未済	16	25	19	0	3	19

(注) ポリシー、規程の名称は法人によって異なる。

法人によって、その業務特性や使命及び研究開発成果の権利化の必要性は異なるが、これらのポリシーの策定及び規程の整備は、企業等との連携を推進して研究開発成果の活用を図るための有効な方策の一つであることから、法人において、策定の要否について改めて検討する必要がある。

b 特許権の出願件数等の状況

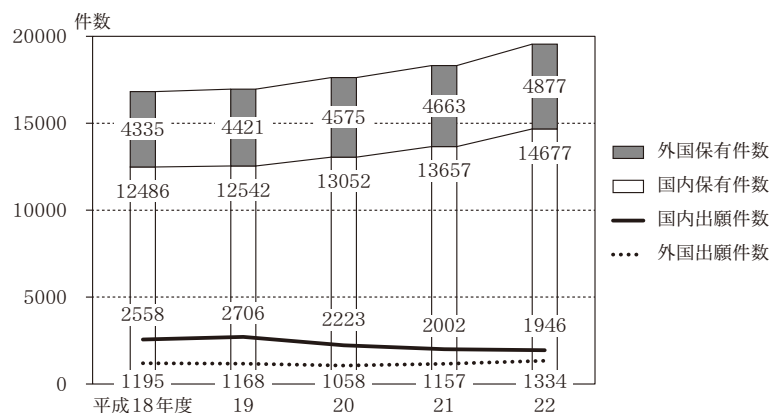
研究開発法人の知的財産の大部分を占めるのは特許権である。

研究開発法人が特許権を保有する目的には、活用が見込める知的財産を権利化することや、知的財産を他者に活用されないよう防衛すること、公益に資する知的財産の他者による独占を防止することなどがある。なお、秘匿を要すると判断した知的財産については、内容が公表されることを避けて特許を出願しない場合もある。

34法人の18年度から22年度までの特許権の出願件数等の推移をみると、図1のとおり、22年度末時点の特許権の保有件数は国内、外国ともに増加している

が、特許の出願件数は外国がほぼ横ばいの状況であるのに比べて、国内は減少傾向である。

図1 特許権の出願件数等の推移



また、34 法人について特許権の出願件数等の状況についてみたところ、表 11 のとおりとなっていた。

表 11 特許権の出願件数等の状況 (平成 22 年度)

(単位: 件)

主務省	法人名	出願	保有
総務省	情報通信研究機構	202	1,412
財務省	酒類総合研究所	7	64
文部科学省	国立科学博物館	0	0
	物質・材料研究機構	292	1,800
	防災科学技術研究所	3	48
	放射線医学総合研究所	59	171
	理化学研究所	276	1,100
	宇宙航空研究開発機構	93	721
	海洋研究開発機構	42	115
	日本原子力研究開発機構	119	1,184
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	0	1
	労働安全衛生総合研究所	3	42
	医薬基盤研究所	16	1
	国立がん研究センター	30	74
	国立循環器病研究センター	37	58
	国立精神・神経医療研究センター	9	31
	国立国際医療研究センター	20	2
	国立成育医療研究センター	5	2
国立長寿医療研究センター	10	18	
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	209	1,270
	農業生物資源研究所	66	413
	農業環境技術研究所	4	32
	国際農林水産業研究センター	8	46
	森林総合研究所	21	100
	水産総合研究センター	15	57
経済産業省	産業技術総合研究所	1,251	9,784
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	408	171
国土交通省	土木研究所	7	328
	建築研究所	4	42
	交通安全環境研究所	6	39
	海上技術安全研究所	33	127
	港湾空港技術研究所	7	135
環境省	電子航法研究所	2	128
	国立環境研究所	16	38

(注) 出願件数は平成 22 年度、保有件数は 22 年度末現在である。

前記のとおり、特許権の保有目的は必ずしも知的財産の活用を図ることばかりではないが、34 法人における特許権の活用状況として、特許権に係る収入の状況についてみたところ、表 12 のとおり、特許権収入がない法人が 7 法人ある一方、5000 万円を超える法人は 5 法人あった。そして、22 年度末時点で特許権保有件数が最も多い産業技術総合研究所(保有件数 9,784 件)の特許権収入は 8328 万余円となっている一方、特許権収入の最も多い石油天然ガス・金属鉱物資源機構(保有件数 171 件)の特許権収入は 6 億 5889 万余円であり、有力な特許権の保有の有無により大きな収入差が生じていた。

表12 特許権に係る収入の状況(平成22年度)

(単位：千円)

主務省	法人名	収入	主務省	法人名	収入
総務省	情報通信研究機構	7,591	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	64,367
財務省	酒類総合研究所	577		農業生物資源研究所	5,313
文部科学省	国立科学博物館	—		農業環境技術研究所	112
	物質・材料研究機構	323,433		国際農林水産業研究センター	681
	防災科学技術研究所	604		森林総合研究所	199
	放射線医学総合研究所	444		水産総合研究センター	2,677
	理化学研究所	68,058	経済産業省	産業技術総合研究所	83,282
	宇宙航空研究開発機構	8,298		石油天然ガス・金属鉱物資源機構	658,898
	海洋研究開発機構	858	国土交通省	土木研究所	19,839
	日本原子力研究開発機構	18,336		建築研究所	1,353
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	—		交通安全環境研究所	86
	労働安全衛生総合研究所	—		海上技術安全研究所	2,905
	医薬基盤研究所	—		港湾空港技術研究所	48,871
	国立がん研究センター	1,169		電子航法研究所	582
	国立循環器病研究センター	5,591	環境省	国立環境研究所	262
	国立精神・神経医療研究センター	—			
	国立国際医療研究センター	—			
	国立成育医療研究センター	93			
	国立長寿医療研究センター	—			

一方、各法人が特許の出願や特許権の維持に要した経費をみると表13のとおりとなっていた。

表13 特許権関係経費の状況(平成22年度)

(単位：千円)

主務省	法人名	出願	維持	主務省	法人名	出願	維持
総務省	情報通信研究機構	239,469	15,986	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	123,709	8,780
財務省	酒類総合研究所	3,794	51		農業生物資源研究所	61,394	7,291
文部科学省	国立科学博物館	—	—		農業環境技術研究所	2,266	37
	物質・材料研究機構	195,725	17,265		国際農林水産業研究センター	10,927	1,333
	防災科学技術研究所	1,884	447		森林総合研究所	9,762	890
	放射線医学総合研究所	39,660	4,611		水産総合研究センター	7,192	1
	理化学研究所	282,723	49,236	経済産業省	産業技術総合研究所	593,816	40,038
	宇宙航空研究開発機構	64,986	7,530		石油天然ガス・金属鉱物資源機構	166,695	6,487
	海洋研究開発機構	24,381	5,259	国土交通省	土木研究所	4,954	312
	日本原子力研究開発機構	111,706	61,815		建築研究所	1,605	6
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	—	—		交通安全環境研究所	1,547	188
	労働安全衛生総合研究所	240	591		海上技術安全研究所	23,415	200
	医薬基盤研究所	1,699	—		港湾空港技術研究所	2,842	—
	国立がん研究センター	5,454	137		電子航法研究所	3,296	414
	国立循環器病研究センター	4,998	2,734	環境省	国立環境研究所	2,667	39
	国立精神・神経医療研究センター	2,248	73				
	国立国際医療研究センター	2,896	252				
	国立成育医療研究センター	—	—				
	国立長寿医療研究センター	11,028	771				

特許の出願に係る経費のうち主なものは、特許庁に納付する出願料や審査請求料等に係る特許事務所費用等であり、また、特許権の維持に係る経費のうち主なものは、特許の登録第4年から特許庁に納付する特許料とその納付業務を代行する特許事務所等の手数料である。こうした経費を抑制するためには、定期的に特許権の維持の可否に係る検討を行い、活用の見込みがなく特許権収入が見込めないものや、保有する意義がなくなったものなどについては放棄するなどの取組が必要である。

22年度の特許権の維持の可否に係る検討状況について参考事例を示すと、次のとおりである。

＜参考事例＞

産業技術総合研究所は、同研究所が実施する研究開発業務における発明の発掘、特許の出願から活用までを一貫してサポートする体制を執っており、特許権の維持要否の検討についても定期的の実施していた。そして、平成22年度の特許権の維持の要否については、権利維持に係るコスト等を考慮し、当該年度の対象件数305件について検討を行い、33件を維持し、272件を放棄することとしていた。

各法人においては、積極的な権利化に努めていることから、権利維持の要否について、定期的に見直すことが重要である。

また、特許権の保有件数は、国内外ともに増加しているが、外国特許権に係る特許料の納付業務等を代行する特許事務所等の請求書の一部に経費の明細が示されていない場合も見受けられたことから、外国特許を有する法人においては、費用明細の徴収に努める必要がある。

(2) 資金配分業務の実施状況

ア 資金配分の状況

表1のとおり、研究開発法人のうち、7法人が資金配分業務を実施している。この7法人が資金配分業務により研究者等に配分している資金の主なものは、研究者間の競争の促進による研究振興を主たる目的とする競争的資金であり、22年度におけるその配分状況を示すと、表14のとおりである。

表14 研究開発法人が実施する主な資金配分業務(平成22年度)

種別	法人名	制度等名称	事業原資	法人配分額 (百万円)	応募 件数	新規採択 件数	新規+継続 件数	
競争的 資金	情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援(先進技術型研究開発助成金制度)	運営費交付金	202	24	6	15	
		民間基盤技術研究促進制度	財政投融資特別会計出資金	1,254	—	—	9	
	日本学術振興会	科学研究費補助金	補助金	128,372	92,438	17,075	46,950	
	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業を含む。)	地球規模課題対応国際科学技術協力事業	運営費交付金	46,149	3,186	263	1,119
			戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型)	運営費交付金	1,983	109	17	49
			研究成果最適展開支援事業(A-STEP)	運営費交付金	439	34	4	7
			先端的低炭素化技術開発	運営費交付金	14,050	4,787	974	1,251
			産学イノベーション加速事業	運営費交付金	866	686	54	54
			産学イノベーション加速事業	運営費交付金	7,033	428	58	141
	医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究推進事業	運営費交付金	6,319	230	21	106	
	農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業	運営費交付金	6,151	331	24	131	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	技術シーズの育成事業(産業技術研究助成事業(若手グラント))	運営費交付金	3,160	—	—	280	
			実用化・企業化促進事業(省エネルギー革新技术開発事業)	運営費交付金	5,020	184	23	78
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業	運営費交付金	550	4	3	7	
計	7法人	14制度		221,556				
上記以外の 主な資金配 分制度	新エネルギー・産業技術総合開発機構	ナショナルプロジェクト(平成18年度以降に開始したプロジェクト等に限る。)	運営費交付金等	104,720				
		実用化・企業化促進事業(競争的資金以外)	運営費交付金	15,024				
計	1法人			119,744				
合計	7法人			341,301				

- 注(1) 平成22年度において、公募、審査、交付、管理及び評価の全ての業務を法人が実施しており、かつ、業務実績がある制度について整理している。
- 注(2) 複数の研究種目等がある制度については、合計値を表示している。なお、種目等により法人への業務の移管状況が異なる場合には、法人としての業務実績に当たる件数及び金額を集計している。
- 注(3) 「法人配分額」は、平成21年度以前に採択等され、22年度に継続して交付を受けているものに係る資金配分額と、22年度に新規採択等されたものに係る、法人が資金の交付を行った額の合計である。
- 注(4) 「上記以外の主な資金配分制度」については、競争的資金と事業の実施形態等が異なることから、法人配分額のみを記載している。

競争的資金については、国から研究開発法人に対する業務移管が順次行われており、表14に示すとおり、22年度末時点で、全41制度のうち14制度の業務が研究開発法人に移管されている。

また、上記の7法人は、競争的資金以外でも、委託研究等の形態で資金配分を実施している。このうち、事業規模が大きなものは、表14に示すとおり、新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施しているナショナルプロジェクト及び実用化・企業化促進事業である。

上記7法人の資金配分額は、競争的資金で2215億余円、競争的資金以外の主な制度で1197億余円、計3413億余円と多額に上っている。

イ 財政投融資特別会計からの出資金を事業原資とする資金配分制度の状況

資金配分業務の中には、表14にある情報通信研究機構の民間基盤技術研究促進制度のように、財政投融資特別会計(19年度以前は産業投資特別会計。以下同じ。)からの出資金を事業原資として、委託研究の形態で資金配分を実施している制度がある。この制度は、委託先の民間企業等において、研究開発期間終了後10年から15年までの間に、研究開発成果が事業化されて売上又は収益が生じた場合に、売上又は収益の一部を同機構に納付させる仕組みとなっており、当該納付がされるまで機構において収益は計上されないが、委託研究費は発生時に費用として計上されることとなるため、繰越欠損金が22年度末で573億円に上っている。そして、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定)における指摘及び22年4月に実施された行政刷新会議による事業仕分けの結果等を踏まえ、同機構は繰越欠損金の増大を抑制するために、22年度から新規の採択を中止しているが、今後も、委託先における事業化の進捗状況を把握し、事業化の促進に必要な助言を行うなど、売上又は収益の納付が着実に実施されるよう努める必要がある。

また、表14に記載した制度のほかに、医薬基盤研究所の医薬品・医療機器実用化研究支援事業、農業・食品産業技術総合研究機構の民間実用化研究促進事業及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進事業においても、上記の情報通信研究機構の民間基盤技術研究促進制度と同様の仕組みにより、財政投融資特別会計からの出資金を事業原資とする委託研究を実施して資金配分業務を行っている。これらの事業は、上記の民間基盤技術研究促進制度と同様に、いずれも新規採択を中止して、納付額の確保に向けた取組を推進しているものの、22年度末で、それぞれ65億円、23億円、568億円と多額の繰越欠損金を計上しており、情報通信研究機構と同様の努力が必要である。

ウ 審査・評価等の実施状況

資金配分業務は、制度ごとに事業の目的や性格が異なっており、その違いに応じて、審査・評価の実施体制等も異なっている。

競争的資金において、22年度の資金配分額が最大となっているのは日本学術振興会の科学研究費補助金である。科学研究費補助金は、多様な学術研究の発展を目的として、研究者が自発的に設定した研究課題を公募する制度であり、目的や研究費の規模に応じて、表15に示すとおり、複数の研究種目がある。

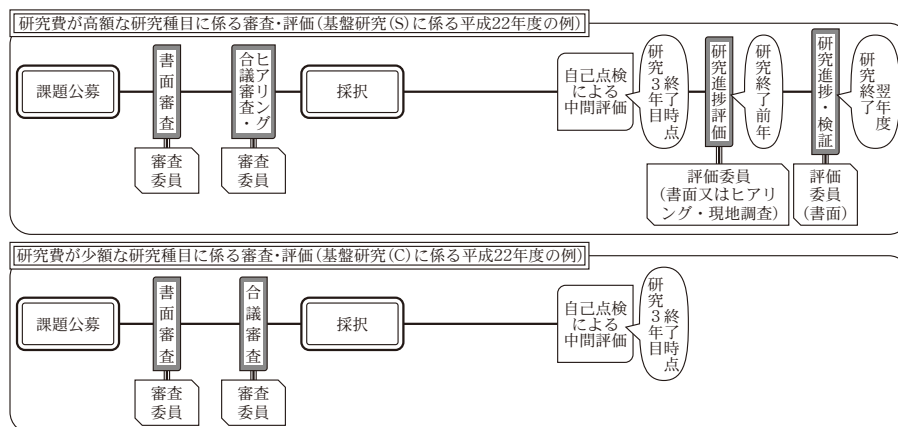
表 15 科学研究費補助金の研究種目(平成 22 年度)

研究種目等	研究種目等の目的・内容	研究期間	課題当たり研究費	応募件数(新規)	採択件数(新規)	採択件数(新規+継続)	配分総額(百万円)
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究	3～5年	総額5億円程度	111	15	80	8,404
基盤研究(S)	1人又は比較的少人数の研究者で行う独自の・先駆的な研究	原則5年	総額5千万円以上2億円程度	462	89	417	14,187
基盤研究(A)	1人又は複数の研究者が共同で行う独自の・先駆的な研究	3～5年	総額2千万円以上5千万円以下	2,296	536	1,878	22,857
基盤研究(B)			総額500万円以上2千万円以下	9,714	2,489	8,236	42,122
基盤研究(C)			総額500万円以下	31,443	7,471	23,142	30,792
挑戦的萌芽研究	独自の発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究	1～3年	総額500万円以下	12,505	1,412	3,265	4,203
若手研究(S)	42歳以下の研究者が1人で行う研究	5年	総額3千万円以上1億円程度	—	—	108	1,986
若手研究(A)	39歳以下の研究者が1人で行う研究	2～4年	総額500万円以上3千万円以下	1,941	343	938	6,598
若手研究(B)			総額500万円以下	22,817	5,578	14,020	21,022
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究	2年以内	単年度当たり150万円以下	3,460	848	1,869	2,423
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究	1年	100万円以下	3,570	714	714	349
小計				88,319	19,495	54,667	154,948
研究成果公開促進費	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成			131	102	113	396
	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書等の助成			719	272	278	472
	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成			209	82	86	383
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む。)が行う研究の助成	3年以内		3,060	3,060	6,805	4,898
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る(推薦制)	5年		—	—	39	3,298
合計				92,438	23,011	61,988	164,398

- 注(1) 平成 22 年度において、日本学術振興会が審査・評価を実施している研究種目等を掲載している。
 注(2) 研究種目のうち、特別推進研究、若手研究(A)及び同(B)については、平成 22 年度まで、資金の交付等に係る業務を文部科学省が、公募、審査及び評価に係る業務を日本学術振興会が、それぞれ実施していた。
 注(3) 「配分総額」欄には、平成 22 年度当時、文部科学省が交付決定等を行っていた研究種目等に係る配分額も計上している。
 注(4) 太線で囲んでいるものは、研究費が高額な研究種目である。

科学研究費補助金の 22 年度に係る新規応募研究課題数は約 9 万 2000 件であり、その過半は基盤研究(C)や若手研究(B)といった少額の研究種目で占められている。そして、科学研究費補助金の審査・評価の実施状況をみると、研究費が高額な研究種目と少額な研究種目とでは、図 2 に示すとおり、審査・評価の流れが異なっている。

図 2 科学研究費補助金に係る審査・評価の流れ



新規応募研究課題の採択に係る審査については、毎年度、9 万件を超える新規応募があり、その内容や専門分野も極めて多岐にわたることから、約 6 万人の審査委員候補者をデータベースに登録し、これを基に審査委員を選出するなど、審査体制の充実が図られている。

一方、採択された研究課題の評価については、研究費が高額な特別推進研究等の研究種目等は、研究課題ごとに研究進捗評価を実施するとともに、研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果に係る検証・評価を実施することとされているが、研究費が少額な研究種目は、こうした評価を実施することとはされておらず、研究成果報告書の提出が義務付けられているだけである。

このような取扱いとなっているのは、対象となる課題数が膨大であることなどによると考えられるが、科学研究費補助金のうち、事業の性質を異にする研究成果公開促進費や特別研究員奨励費を除く科学研究費のみをみても、研究進捗評価等の対象とされていない少額の研究種目に対する配分額は1303億円と、科学研究費の配分総額1549億円の84%を占めており、また、これら研究種目が学術研究の基盤を支える資金として重要な役割を果たしていることを考慮すると、当該研究種目における評価の在り方等に関して、国民に対する説明責任の実現という観点からの更なる取組を検討することが必要である。

4 本院の所見

我が国の科学技術政策における基本戦略である第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定。計画期間は23年度から27年度まで)においては、科学技術、そしてそれに基づくイノベーションは、我が国の競争力の源泉であり、その意味で我が国の生命線であるなどとして、計画期間中の政府研究開発投資の目標値を対GDP比1%としており、その総額を約25兆円と見込んでいる。

このように、財政事情が厳しい中であっても、科学技術関係経費は多額に措置される方向であり、研究開発法人に対しては、今後も引き続き、多額の国費が投入されることが見込まれる。

また、研究開発法人は、国の科学技術政策の推進に当たって重要な役割を担っていることなどに鑑み、より一層の業務の効率化を推進しつつ、自らに期待されている役割を認識して、その能力を十分に発揮すべく努めていく必要がある。

したがって、関係府省及び研究開発法人においては、次の点に留意することが必要である。

ア 研究開発法人の収入の大半が国費であることから、研究開発業務に要した人件費の内訳について、可能な限り明らかにするよう管理し、適切に開示するよう努める。また、セグメント情報については、会計基準において法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づく情報とすることとされていることから、業務に対応するセグメントを設けている研究開発法人は、事業内容等に応じて、各セグメントへ事業費用等を適切に配分するよう努める。

イ 研究開発評価の実施方法を規程等により明確にした上で、評価結果に基づく適切な資源配分を行うため、必要に応じて終了時の評価を研究開発課題が終了する前の適切な時期に実施したり、法人自らが定めた規程等にのっとりた評価を実施したりするなど、適時に適切な評価を実施することにより、効果的・効率的な研究開発を行う。また、その評価結果を積極的に公表することなどにより、多額の国費を用いて研究開発を実施することに対する国民への説明責任を適切に果たしていく。

ウ 各法人が実施している研究開発の特性や目的を踏まえ、研究成果の社会への還元の実現性に応じて、知的財産ポリシー等を作成し、公表する。また、知的財産に係る特許権等の

研究開発成果を積極的に活用するとともに、権利維持の要否について、定期的に見直すとともに、活用の見込みのない特許権は放棄するなど、特許権等の適切な管理に努める。さらに、産学官連携の促進に伴い、研究者の交流が活発化していくことが見込まれる状況を踏まえて、情報等の流出防止を含めた情報管理に係る規程等に加えて、成果有体物等を取り扱うための規程の整備について検討を行う。

エ 資金配分業務のうち、財政投融資特別会計からの出資金を原資とする委託研究事業を実施している研究開発法人は、多額の繰越欠損金を計上している現状を踏まえて、委託先における研究開発成果の事業化の進捗状況を把握して、売上又は収益を着実に納付させる取組を一層推進する。また、審査・評価の実施状況については、一部研究種目について、採択された研究課題数が膨大であることなどから、当該研究課題採択後の外部評価を実施することとはしていないが、国民からの貴重な税金等がその原資に充てられていることに鑑み、当該研究種目における評価の在り方等に関して、国民への説明責任の実現という観点から更なる取組の検討を行う。

本院としては、今後とも、独立行政法人に対する見直しの状況や社会経済情勢の変化等に留意しつつ、研究開発法人の研究開発及び資金配分業務の状況について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、安定的な財源確保、財政赤字の縮減、歳出の見直しなどを行うこととして、歳出の無駄の排除に資するため、事務・事業の執行状況の確かな把握及び開示による透明性の確保等の取組がなされている。また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する視点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

国民の関心の高い事項等に関する検査の結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 資産、基金等のストックに関するもの

国や独立行政法人等が保有している資金や土地・建物等の資産、補助金等によって地方公共団体等に造成された基金等については、国会等において、保有資産の有効活用の促進が求められたり、保有資産の処分や基金等の保有規模の見直しにより一般会計の財源等として活用する必要性が議論されたりするなど様々な問題が指摘されている。

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、未利用となっていて今後も利用される見込みのない資産はないか、社会情勢の変化等を踏まえた資産の活用が図られているか、国庫納付することが可能な資金等はないか、補助金等により造成された基金等の規模が適切なものとなっているかなどに着眼して、検査を実施している。

上記に関する平成24年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について、同機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整し、国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの（総務省・88ページ記載）
- ② 誤信使用財産のうち売払い等の処理が進捗していない既存事案について、期限を指定して交渉に当たることとしたり、交渉状況に応じて処理方針を適時適切に見直したりなどすることにより、処理の一層の促進を図るよう改善の処置を要求したもの（財務省・177ページ記載）

- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの (文部科学省・208 ページ記載)
- ④ 家畜導入事業の終了後も国庫に返納されないままとなっている基金の国庫補助金相当額を速やかに返納させることにより、事業主体間の公平を確保するとともに国費を効率的に使用することができるよう適宜の処置を要求したもの (農林水産省・407 ページ記載)
- ⑤ 国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務について、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行うことなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの (農林水産省・448 ページ記載)
- ⑥ 長期間更地となっている土地について速やかに必要性の検討を行ったり、利用が低調となっている土地について利用方法の見直しを行ったりして、保有する必要性が乏しい場合は処分を検討するよう改善させたもの (日本銀行・729 ページ記載)
- ⑦ 不要財産の譲渡に係る会計処理により法人内部に留保されている資金について、国庫納付することとなるよう改善させたものなど

独立行政法人国立青少年教育振興機構・779 ページ、独立行政法人水産総合研究センター・784 ページ、独立行政法人海技教育機構・789 ページ、独立行政法人北方領土問題対策協会・806 ページ、独立行政法人科学技術振興機構・818 ページ、独立行政法人日本貿易振興機構・851 ページ、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構・862 ページ、独立行政法人日本原子力研究開発機構・917 ページ記載
- ⑧ 平成 20 年度補正予算により国から交付を受けた運営費交付金について、今後の事業規模に見合った資金規模を超える資金を不要財産として速やかに国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人国民生活センター・798 ページ記載)
- ⑨ 水資源開発施設等について、保有の必要性について検証を実施し、不要と認められるものについては売却等の検討及び協議を行ったり、公道と兼用の管理用道路に係る管理費用について、道路管理者との間の標準的な負担方法等に係る協議方針を定め、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しの協議を行ったりなどするよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人水資源機構・856 ページ記載)
- ⑩ 独立行政法人国立病院機構が保有している土地及び建物について、利用状況を定期的に把握するとともに、有効に利用されていないものについて、具体的な処分計画又は利用計画を策定するよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人国立病院機構・868 ページ記載)
- ⑪ 繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、今後必要となる額を超える資金を不要財産として速やかに国庫納付するよう改善させたもの (独立行政法人中小企業基盤整備機構・887 ページ記載)
- ⑫ 独立行政法人における不要財産の認定等の状況について (国会からの検査要請事項に関する報告・1166 ページ記載)

イ 特別会計及び独立行政法人に関するもの

特別会計については、多額の剰余金等が存在し財政資金の効率的な活用が図られていないのではないか、国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいのではないか、固有の財源により不要不急の事業が行われているのではないかなどの問題が指摘されるなど、社会的関心が高いものとなっている。

また、独立行政法人についても、国から補助金や交付金の交付を受けたり、国と契約を締結したりして実施している事務・事業に関して、業務運営が非効率となっているのではないか、不要不急の事業が行われているのではないかなど様々な問題が指摘されている。

本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、特別会計において行われている事務・事業及び独立行政法人が実施する事務・事業が効率的・効果的に実施されているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する24年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 特別会計改革の実施状況等について
(国会からの検査要請事項に関する報告・1090 ページ記載)
- ② 国有林野事業特別会計において発生した債権の管理に当たり、森林管理局及び森林管理署等の行う事務の範囲等を明確にして、債権の管理事務の実施状況、内容等を的確に把握する体制を整備するなどして、債権の管理事務を適切に行うこととするよう是正改善の処置を求めたもの
(農林水産省・412 ページ記載)
- ③ 河川環境整備事業の実施に当たり、事業計画に係る検討を十分行ったり、事業実施後の維持管理等を十分行ったりして、事業効果が十分発現するよう是正改善の処置を求めたもの
(国土交通省・571 ページ記載)
- ④ スポーツ振興投票等業務に関する契約について、会計規則等に基づく適正な手続により契約事務を行うとともに、契約に係る支払額の妥当性等を明らかにする体制を整備することなどにより、同業務の適正性及び透明性を確保するよう是正改善の処置を求めたもの
(独立行政法人日本スポーツ振興センター・831 ページ記載)
- ⑤ ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの
(独立行政法人都市再生機構・890 ページ記載)
- ⑥ 高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう意見を表示したもの (独立行政法人日本原子力研究開発機構・909 ページ記載)
- ⑦ 証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査が適切に実施され、不適正案件や早期延滞案件の発生の未然防止に資するものとなるよう意見を表示したもの
(独立行政法人住宅金融支援機構・920 ページ記載)
- ⑧ 公的研究費により物品を購入するに当たり、内部規程を確実に厳守することにより、研究者以外の者が物品の発注を行うこととするなどして、公的研究費の経理等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (独立行政法人国立成育医療研究センター・929 ページ記載)
- ⑨ 独立行政法人における不要財産の認定等の状況について
(再掲 国会からの検査要請事項に関する報告・1166 ページ記載)
- ⑩ 研究開発法人の業務の状況について (特定検査対象に関する検査状況・1298 ページ記載)

ウ 社会保障に関するもの

社会保障関係費は、我が国の予算の大きな割合を占めており、少子高齢化の進展等によりその額は増加してきている。そして、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、年金、医療、介護等の各分野において、制度改革の取組が行われている。また、生活保護費等の不正受給が社会的な問題となっており、制度に対する国民の信頼を保ち、給付の適正性や公平性を確保することが重要な課題となっている。

本院は、合规性、有効性等の観点から、保険料の徴収や給付金等の支給は適正か、国の負担金等の算定は適正か、事業の効果が十分発現しているかなどに着眼して、検査を実施している。

上記に関する24年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの
(厚生労働省・228 ページ記載)
- ② 年金積立金(厚生年金及び国民年金)の管理運用に係る契約の状況等について
(国会からの検査要請事項に関する報告・1130 ページ記載)
- ③ 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの
(厚生労働省・243 ページ記載)
- ④ 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの
(厚生労働省・258 ページ記載)
- ⑤ 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの
(厚生労働省・262 ページ記載)
- ⑥ 医療保険において、介護保険との突合情報を活用した効率的なレセプト点検を実施することなどにより、医療給付と介護給付との給付調整が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省・294 ページ記載)
- ⑦ 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの
(厚生労働省・280 ページ記載)
- ⑧ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの
(厚生労働省・225 ページ記載)
- ⑨ 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの
(厚生労働省・238 ページ記載)
- ⑩ 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの
(厚生労働省・267 ページ記載)
- ⑪ 社会福祉法人により設置された民間保育所が、保有する積立預金について透明性の確保を図ることなどにより有効に活用されるよう意見を表示し、及び過大に保有している当期末支払資金残高が是正されるよう改善の処置を要求したもの
(厚生労働省・315 ページ記載)
- ⑫ 子ども手当の受給資格者の認定の状況を踏まえて、児童手当の受給資格者の認定が適切に行われ国費の負担が適正となるよう改善させたもの
(厚生労働省・346 ページ記載)
- ⑬ 社会福祉施設等施設整備費補助金等による障害福祉サービスを提供する事業所の施設整備等について、障害者等の具体的な需要を把握することなどにより、事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの
(厚生労働省・330 ページ記載)
- ⑭ 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの
(厚生労働省・268 ページ記載)

- ⑮ 生活保護事業の実施において、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を調査して確実に収入認定するための体制を整備することにより、生活保護費等負担金の交付が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省・290 ページ記載)
- ⑯ 生活保護事業における生業扶助の支給に当たり、被保護者の自立に向けた目標を明確にすることなどにより、就労支援がより効果的に行われるよう改善の処置を要求したもの
(厚生労働省・325 ページ記載)

エ 国民生活の安全性の確保に関するもの

23年3月に発生した東日本大震災により、国民生活の安全性の確保についての国民の関心が一層高まっている。

本院は、従来、合規性、有効性等の観点から、工事の設計が適切に行われているか、工事が設計どおりに施工されているか、施設が機能を十分に発揮できるよう適切に管理・運用されているかなどに着眼して検査を実施してきており、構造物の所要の安全度が確保されていない事態、耐震施工が適切でなく地震時における機能の維持が確保されていない事態、耐震化対策が効率的に実施されていない事態等を検査報告に掲記してきた。そして、24年次においても、多角的な観点及び着眼点から、引き続き検査を実施している。

上記に関する24年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 護岸工の設計が適切でなかったもの
(農林水産省・384 ページ記載)
- ② 堰^{せき}本体及び取付擁壁の設計が適切でなかったもの
(国土交通省・538 ページ記載)
- ③ カルバート基礎工の設計が適切でなかったもの
(国土交通省・541 ページ記載)
- ④ 地域優良賃貸住宅の設計が適切でなかったもの
(国土交通省・544 ページ記載)
- ⑤ 重要空港における空港施設並びに重要空港に関連する航空路施設及び航空路管制施設が設置されている建築施設の耐震性を確保する方策を講ずるとともにソフト面の対策を整備する方策を講ずることにより、重要空港が大規模地震発生時に求められる機能を確保できるよう意見を表示したもの
(国土交通省・591 ページ記載)
- ⑥ 津波観測施設の管理分類の手法を見直したり、管理分類の結果を各管区气象台等へ周知したりなどすることにより管理体制の向上を図るよう改善の処置を要求し及び提供可能津波情報の保有状況を開示するなどして地方自治体等の地域防災をより広く支援することができるよう意見を表示したもの
(国土交通省・599 ページ記載)
- ⑦ 鉄道車両の定期検査及び検査修繕において、実施基準等に基づく実施と検査記録の適切な整備を図るとともに、車両システムを車両の保守管理に有効に活用することができるよう改善の処置を要求し、請負契約による車両部品の検査修繕の結果が適切に記録されて報告されるよう是正改善の処置を求めたものなど
(北海道旅客鉄道株式会社・952 ページ、四国旅客鉄道株式会社・959 ページ記載)
- ⑧ 地震・火山に係る観測等の実施状況について
(国会及び内閣に対する報告・1041 ページ記載)
- ⑨ 公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について
(国会からの検査要請事項に関する報告・1142 ページ記載)
- ⑩ 公共建築物における耐震化対策等について
(国会からの検査要請事項に関する報告・1154 ページ記載)

オ 東日本大震災からの復旧・復興に向けた施策等に関するもの

東日本大震災に伴い、東北地方を中心に甚大な被害が生じたことから、被災地域の復旧・復興が我が国の喫緊の課題となっており、行政等にはこうした課題への対応が求められている。

本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、被災の状況はどのようになっているか、事業の計画は適切に策定されているか、事業の実施状況はどのようになっているか、事業の実施等について改善すべき問題点はないかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する24年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 消費・安全対策交付金事業による放射能検査機器の購入が経済的なものとなっていなかったもの
(農林水産省・400ページ記載)
- ② 東日本大震災等の災害時に災害派遣活動に従事した自衛官等に対する災害派遣等手当について、支給に係る通知等を周知徹底したり、支給の適否を確認する体制を整備したりなどすることにより、手当の支給が適切なものとなるよう改善させたもの(防衛省・699ページ記載)
- ③ 放射線測定器等の調達契約において、放射線測定器の校正費を重複して積算していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの
(独立行政法人原子力安全基盤機構・993ページ記載)
- ④ 東日本大震災等の被災者を救助するために設置するなどした応急仮設住宅の供与等の状況について
(国会及び内閣に対する報告・1031ページ記載)
- ⑤ 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について
(国会からの検査要請事項に関する報告・1199ページ記載)
- ⑥ 東日本大震災に対処するために改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況及び資本増強措置に係る公的資金の返済状況並びに預金保険機構の財務状況について
(特定検査対象に関する検査状況・1211ページ記載)
- ⑦ 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について
(特定検査対象に関する検査状況・1268ページ記載)

カ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している社会経済状況の中、行政においては、事務の簡素・効率化による行政経費の低減や事業の効率的・効果的な執行が求められている。

本院は、このような認識の下、経済性、効率性、有効性等の観点から、事務が効率的に執行されているか、事業が目的を達成しているか、予算執行の効果が上がっているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する24年次の検査結果としては、前記のアからオまでに掲げたもののほか、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 地域情報通信技術活用推進交付金等による事業において、導入された情報通信端末等の設備等の利用に係る事業目標の設定、利用状況の把握、事後評価等を適切に行うとともに、先行して実施された委託事業から得られた参考情報を十分に活用することなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう改善の処置を要求したもの
(総務省・105ページ記載)

- ② 政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するなどするよう意見を表示したものの
(外務省、独立行政法人国際協力機構・136、808 ページ記載)
- ③ 相続財産を譲渡した場合における譲渡所得の課税の特例に係る租税特別措置について、特例を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行った上で、相続税と所得税の負担の調整という本来の趣旨に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したものの
(財務省・159 ページ記載)
- ④ 株式会社日本政策金融公庫による省エネルギーの促進に係る貸付けの実施に当たり、貸付対象とする施設の省エネルギー効果を適切に検証するなどして、制度の見直しを行うことなどにより、省エネルギーを促進するという制度の目的に沿った効果的な貸付けとするよう意見を表示したものの
(財務省、経済産業省・173、509 ページ記載)
- ⑤ 労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金について、その政策効果を測定するアウトカム指標を達成しているか否かの評価をよりの確に行うため、正確なアウトカム実績を把握するための体制を整備するよう、また、支給後においても必要に応じて適切な支援を行うため、適時のフォローアップを行うよう意見を表示したものの
(厚生労働省・299 ページ記載)
- ⑥ 水田活用の所得補償交付金について、適切な交付が行われるよう、交付対象作物ごとの作付面積を確認する際に、除外指定された農地に関する情報を活用するよう改善の処置を要求し、交付申請者が交付対象者であるかを確認する方法等を実施要綱等に明示するよう是正改善の処置を求めたもの
(農林水産省・422 ページ記載)
- ⑦ 漁業従事者数等の減少に対応した今後の漁港施設用地の利活用について、民間事業者による利用範囲の拡大や利用手続の簡素化等も含めた新たな利用の態様を検討するなどするよう意見を表示したものの
(農林水産省・437 ページ記載)
- ⑧ 特許庁運営基盤システムの構築に当たり、発注者として必要なプロジェクトの管理を十分に行っていなかったことなどのため所期の目的の達成が困難となっているもの

経済産業省・491 ページ記載 〔 関連事項 〔 特定検査対象に関する検査状況・1254 ページ記載 〕 〕

- ⑨ 下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等について、これまでの実績等を施設計画等に適切に反映させるなどして、今後の整備が適時適切に行われるよう改善の処置を要求したものの
(国土交通省・606 ページ記載)
- ⑩ 国が実施する港湾整備事業における費用便益分析の方法を具体的にマニュアル等に明記するなどして、事業に関する適切な意思決定が行われるよう改善の処置を要求したものの
(国土交通省・613 ページ記載)
- ⑪ T-7 初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう意見を表示したものの
(防衛省・685 ページ記載)
- ⑫ 宅配便事業等の運営に当たって、宅配荷物等の運送を行うため委託契約により運行している運送便の積載率を常時把握するなどして、運送委託費の節減を図るとともに、その余積を活用して運送便を効率的に運用するよう意見を表示したものの
(郵便事業株式会社・972 ページ記載)

- ⑬ 情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について (国会及び内閣に対する報告・1007 ページ記載)
- ⑭ グリーン家電普及促進対策費補助金等の効果等について (国会及び内閣に対する報告・1053 ページ記載)
- ⑮ 人事・給与等業務・システム、調達業務の業務・システム並びに旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システムの3の府省共通業務・システムにおける最適化の進捗状況等について

国会及び内閣に対する報告・1074 ページ記載		
<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">関連事項</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">内閣、内閣(人事院)・65、67 ページ記載</td> </tr> </table>	関連事項	内閣、内閣(人事院)・65、67 ページ記載
関連事項		
内閣、内閣(人事院)・65、67 ページ記載		

キ その他

以上のアからカまでのほか、本院は、会計検査に関連する問題が国会で取り上げられるなどした際には、必要に応じて関係府省等に対する会計実地検査を行い、関係者から説明を受けたり、資料を徴したりするなどの方法により検査を実施している。

上記に関する24年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 民間スポーツ振興費等補助金が過大に交付されていたものなど

文部科学省・190、199 ページ、独立行政法人日本スポーツ振興センター・829 ページ記載		
<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">関連事項</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">特定検査対象に関する検査状況・1236 ページ記載</td> </tr> </table>	関連事項	特定検査対象に関する検査状況・1236 ページ記載
関連事項		
特定検査対象に関する検査状況・1236 ページ記載		
- ② 研究機関における文部科学省の公的研究費の不正使用等の防止に関する体制が整備され、その適切な運用が図られるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの (文部科学省・214 ページ記載)
- ③ 消費税の簡易課税制度について (国会及び内閣に対する報告・1018 ページ記載)
- ④ 郵便事業株式会社の経営状況について (国会及び内閣に対する報告・1064 ページ記載)
- ⑤ 大規模な治水事業(ダム、放水路・導水路等)について (国会からの検査要請事項に関する報告・1103 ページ記載)
- ⑥ 牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について

国会からの検査要請事項に関する報告・1114 ページ記載		
<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">関連事項</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">農林水産省・407、442 ページ記載</td> </tr> </table>	関連事項	農林水産省・407、442 ページ記載
関連事項		
農林水産省・407、442 ページ記載		
- ⑦ 三菱電機株式会社等による過大請求事案について

国会からの検査要請事項に関する報告・1181 ページ記載		
<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">関連事項</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">内閣・61 ページ、総務省・96 ページ、防衛省・676 ページ、独立行政法人情報通信研究機構・774 ページ、独立行政法人宇宙航空研究開発機構・823 ページ記載</td> </tr> </table>	関連事項	内閣・61 ページ、総務省・96 ページ、防衛省・676 ページ、独立行政法人情報通信研究機構・774 ページ、独立行政法人宇宙航空研究開発機構・823 ページ記載
関連事項		
内閣・61 ページ、総務省・96 ページ、防衛省・676 ページ、独立行政法人情報通信研究機構・774 ページ、独立行政法人宇宙航空研究開発機構・823 ページ記載		

(2) その他の検査の状況

上記の検査の結果検査報告に掲記したもののほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「裁判所における会計経理等の状況について」及び「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について」について、検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節 特別会計財務書類の検査

平成22年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成23年11月15日
検査対象	10府省が所管する18特別会計の平成22年度特別会計財務書類
平成22年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成23年12月27日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成23年11月15日に内閣から送付を受けた10府省が所管する18特別会計^(注2)の平成22年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月27日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 10府省 内閣府、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

(注2) 18特別会計 交付税及び譲与税配付金、登記、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成22年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表1のとおり、法務省及び農林水産省が所管する2特別会計において2事項見受けられた。また、重要な後発事象と認められる事象が注記されておらず、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないものが、表2のとおり、農林水産省が所管する1特別会計において1事項見受けられた。

なお、上記の3事項については、全て両省において所要の訂正が行われた。

表1 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額		事項					
					(単位：百万円)	(単位：百万円)						
1	登記	法務省	貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	125,859	120,020	①				
				負債合計	本会計年度	130,337	124,498					
				資産・負債差額	本会計年度	△ 42,844	△ 37,005					
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	5,362	7,681	①				
				本年度業務費用合計	本会計年度	143,902	146,222					
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 143,902	△ 146,222					
				IV 無償所管換等	本会計年度	94	8,253	①				
				VII 本年度末資産・負債差額	本会計年度	△ 42,844	△ 37,005					
			附属明細書									
			1 貸借対照表の内容に関する明細									
			(2) 負債項目の明細									
			② 退職給付引当金の明細									
								退職手当に係る引当金	本年度増加額	4,695	△ 1,143	①
									本年度末残高	90,288	84,449	
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細												
(2) 無償所管換等の明細												
					誤 謬 訂 正(注)	(記載なし)	8,158	①				
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項① 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、既に退職手当を支給した退職者分は含めずに計上すべきであるのに、誤って、既に退職手当を支給した退職者分を含めて計上しており、また、このことなどに伴い、業務費用計算書の「退職給付引当金繰入額」の計上金額が誤っていたもの</p> <p>(注) 誤謬訂正は、前会計年度の「退職給付引当金」に係るもの</p>												

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の適切な表示	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
2	国有林野事業	農林水産省	貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	8,358,835	8,357,152	②		
				国有財産(公共用財産を除く)	本会計年度	7,459,122	7,457,439			
				立木竹	本会計年度	6,981,144	6,979,802			
				建物	本会計年度	27,440	27,434			
				工作物	本会計年度	138,792	138,457			
				資産合計	本会計年度	8,444,601	8,442,917			
				退職給付引当金	本会計年度	162,418	156,226			
				負債合計	本会計年度	1,468,871	1,462,679			
				資産・負債差額	本会計年度	6,975,730	6,980,238			
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	8,444,601	8,442,917			
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	5,182	4,754			
				本年度業務費用合計	本会計年度	144,430	144,003			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 144,430	△ 144,003			
				IV 無償所管換等	本会計年度	2,958	7,038			
				VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	6,975,730	6,980,238			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
			⑤ 固定資産の明細							
				立木竹	本年度増加額	68,302	68,180	②		
					本年度減少額	19,991	21,211			
					本年度末残高	6,980,982	6,979,640			
				建物	本年度増加額	2,633	2,632	②		
		本年度減少額	532	538						
		本年度末残高	26,460	26,454						
	工作物	本年度増加額	14,721	14,693	②					
		本年度減少額	1,076	1,383						
		本年度末残高	138,445	138,110						
(2) 負債項目の明細										
③ 退職給付引当金の明細										
	退職手当に係る引当金	本年度増加額	5,018	△ 1,172	②					
		本年度末残高	66,581	60,389						
2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細										
(1) 無償所管換等の明細										
	誤謬訂正(注1)	(記載なし)	5,614		②					
	誤謬訂正(注2)	(記載なし)	△ 1,220							
	誤謬訂正(注3)	(記載なし)	△ 5							
	誤謬訂正(注4)	(記載なし)	△ 307							
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項② 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、既に退職手当を支給することが確定して「未払金」に計上されている退職者分は含めずに計上すべきであるのに、誤って、既に退職手当を支給することが確定して「未払金」に計上した退職者分を含めて計上しており、また、このことなどに伴い、業務費用計算書の「退職給付引当金繰入額」の計上金額が誤っていたり、取得に要した経費として「退職給付引当金繰入額」の一部を含めて計上している貸借対照表の「立木竹」、「建物」及び「工作物」の計上金額が誤っていたりしていたもの										
(注1) 誤謬訂正は、前会計年度の「退職給付引当金」に係るもの										
(注2) 誤謬訂正は、前会計年度の「立木竹」に係るもの										
(注3) 誤謬訂正は、前会計年度の「建物」に係るもの										
(注4) 誤謬訂正は、前会計年度の「工作物」に係るもの										

表2 特別会計財務書類の財務情報の開示が十分とは認められないもの

番号	特別会計名(勘定名)	所管	財務書類の科目等及び計上金額等	事項				
1	(漁船普通保険)	農林水産省	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 416 751 450">注記の表示</th> <th data-bbox="751 416 1310 450">注記すべき事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 450 751 869"> 重要な後発事象 (1) 予算措置の重大な変更 記載なし </td> <td data-bbox="751 450 1310 869"> 東日本大震災による漁船の損害等の異常な発生に伴う再保険金(平成23年度歳出予算額76,092百万円、うち本会計年度の貸借対照表の負債の部に計上された支払備金の額49,085百万円)の支払財源不足に充てるため、23年度に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「大震災対処法」という。)及び平成23年度特別会計補正予算(特第1号)により一般会計からの財源の繰入れ(平成23年度歳入予算額65,268百万円)が措置されるとともに、当該繰入金については、大震災対処法により後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされたこと </td> </tr> </tbody> </table>	注記の表示	注記すべき事象	重要な後発事象 (1) 予算措置の重大な変更 記載なし	東日本大震災による漁船の損害等の異常な発生に伴う再保険金(平成23年度歳出予算額76,092百万円、うち本会計年度の貸借対照表の負債の部に計上された支払備金の額49,085百万円)の支払財源不足に充てるため、23年度に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「大震災対処法」という。)及び平成23年度特別会計補正予算(特第1号)により一般会計からの財源の繰入れ(平成23年度歳入予算額65,268百万円)が措置されるとともに、当該繰入金については、大震災対処法により後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされたこと	③
注記の表示	注記すべき事象							
重要な後発事象 (1) 予算措置の重大な変更 記載なし	東日本大震災による漁船の損害等の異常な発生に伴う再保険金(平成23年度歳出予算額76,092百万円、うち本会計年度の貸借対照表の負債の部に計上された支払備金の額49,085百万円)の支払財源不足に充てるため、23年度に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「大震災対処法」という。)及び平成23年度特別会計補正予算(特第1号)により一般会計からの財源の繰入れ(平成23年度歳入予算額65,268百万円)が措置されるとともに、当該繰入金については、大震災対処法により後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされたこと							
	(漁業共済保険)	農林水産省	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 909 751 943">注記の表示</th> <th data-bbox="751 909 1310 943">注記すべき事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 943 751 1301"> 重要な後発事象 (1) 予算措置の重大な変更 記載なし </td> <td data-bbox="751 943 1310 1301"> 東日本大震災による養殖業の著しい生産金額の減少等に伴う保険金(平成23年度歳出予算額20,703百万円、うち本会計年度の貸借対照表の負債の部に計上された支払備金の額19,470百万円)の支払財源不足に充てるため、23年度に、大震災対処法及び平成23年度特別会計補正予算により一般会計からの財源の繰入れ(平成23年度歳入予算額20,703百万円)が措置されるとともに、当該繰入金については、大震災対処法により後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされたこと </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="384 1301 1310 1859"> (注記すべき事象の説明) 事項③ 漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定の22年度の貸借対照表において、「支払備金」(再保険金等の未払額)の額は、現金・預金等の額に比べて著しく多額になっている。法では、再保険金等の支払に充てるために必要な経費を支弁する必要があるときは、特別会計の負担において借入金をすることができるとされているが、平成23年度特別会計補正予算により多額の一般会計からの繰入れが上記の再保険金等の支払に充てるための財源として措置された。この一般会計からの繰入れは、法に規定されている「一般会計からの繰入対象経費」の特例として大震災対処法に規定されたもので、当該繰入金については、後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされている。そして、この一般会計からの繰入れにより、平成23年度特別会計財務書類の貸借対照表の負債の部において、当該「支払備金」の計上金額が大幅に減少することになるとともに、漁船普通保険勘定で新たに設けられる「他会計繰戻未済金」に当該繰入金に相当する金額が計上されるなどすることになる。 これらのことから、本件予算措置等は翌年度(23年度)以降の財務内容に影響を及ぼす予算措置の重大な変更であると認められ、これを「重要な後発事象」として注記することは、説明責任の履行の向上を図り、本特別会計の財務内容の理解に有用と認められるのに、注記されておらず、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められない。 なお、上記について、勘定を合算した財務書類においても注記されていなかった。 </p>	注記の表示	注記すべき事象	重要な後発事象 (1) 予算措置の重大な変更 記載なし	東日本大震災による養殖業の著しい生産金額の減少等に伴う保険金(平成23年度歳出予算額20,703百万円、うち本会計年度の貸借対照表の負債の部に計上された支払備金の額19,470百万円)の支払財源不足に充てるため、23年度に、大震災対処法及び平成23年度特別会計補正予算により一般会計からの財源の繰入れ(平成23年度歳入予算額20,703百万円)が措置されるとともに、当該繰入金については、大震災対処法により後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされたこと	③
注記の表示	注記すべき事象							
重要な後発事象 (1) 予算措置の重大な変更 記載なし	東日本大震災による養殖業の著しい生産金額の減少等に伴う保険金(平成23年度歳出予算額20,703百万円、うち本会計年度の貸借対照表の負債の部に計上された支払備金の額19,470百万円)の支払財源不足に充てるため、23年度に、大震災対処法及び平成23年度特別会計補正予算により一般会計からの財源の繰入れ(平成23年度歳入予算額20,703百万円)が措置されるとともに、当該繰入金については、大震災対処法により後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされたこと							

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成23年10月から24年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受領したものは2,715件136,285円である。これに繰越し分16件601,637,050円を加えて、処理を要するものは2,731件601,773,335円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは2,717件31,235,935円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
総務省		10	501,002	—	—
法務省		4	40,111	1	100
外務省		1	11	1	11
財務省		4	69	4	69
厚生労働省		2,710	30,465	2,710	30,465
農林水産省		1	590	1	590
防衛省		1	29,523	—	—
	計	2,731	601,773	2,717	31,235

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|--------|-------------|
| ① 現金出納職員に弁償責任があると検定したもの | 1件 | 590,000円 |
| ② 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど | 2,716件 | 30,645,935円 |

(検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任があると検定したものの概要は、農林水産省大臣官房資金前渡官吏古川某が、22年10月1日に電車を乗り換えた際に、前渡資金590,000円を入れたバッグを網棚に置き忘れたことにより、当該現金を亡失したものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成23年10月から24年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受領したものは13,379件8,206,131,880円(このうち、23年3月11日に発生した東日本大震災により生じた物品の亡失又は損傷に係るものは273件5,730,258,134円)である。これに繰越し分45件7,225,544,604円を加えて、処理を要するものは13,424件15,431,676,484円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは13,386件15,191,756,686円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	7	2,135	7	2,135
裁 判 所	59	6,693	58	6,669
会 計 検 査 院	19	997	19	997
内 閣	5	524	4	523
内 閣 府	1,084	494,195	1,080	366,667
総 務 省	8	1,438	8	1,438
法 務 省	247	40,088	247	40,088
外 務 省	2	345	2	345
財 務 省	10,653	149,099	10,653	149,099
文 部 科 学 省	10	190,007	10	190,007
厚 生 労 働 省	37	838	37	838
農 林 水 産 省	197	71,280	196	71,242
経 済 産 業 省	170	44,051	168	9
国 土 交 通 省	337	2,096,595	325	2,075,243
環 境 省	13	6,634	12	3,759
防 衛 省	576	12,326,749	560	12,282,689
計	13,424	15,431,676	13,386	15,191,756

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、東日本大震災により自動倉庫用機器一式等の高額な物品の損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 2件 2,011,560円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 12,344件 14,709,565,391円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,040件 480,179,735円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、次のような事態について、いずれも物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

- ① 陸上自衛隊の物品管理職員がカッターナイフで段ボール箱を開梱する際に箱の中にある被服を損傷したもの
- ② 陸上自衛隊の物品管理職員がタンクに給油中にバルブ操作を失念したため燃料を流出させて亡失したもの

第3節 国の予算執行職員に対する検定

(概況)

平成23年10月から24年9月までの間に、予算執行職員が法令に準拠せず又は予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたものについて処理したものは、財務省の分1件8,866,652円及び国土交通省の分59件132,800,036円である。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|------|---------------|
| ① 予算執行職員に弁償責任があると検定したもの | 1 件 | 14,877,992 円 |
| ② 予算執行職員に弁償責任がないと検定したもの | 13 件 | 113,012,596 円 |
| ③ 予算執行職員が法令又は予算に違反した支出等の行為をしたことにより生じた損害の全額が既に補填されているものなど | 46 件 | 13,776,100 円 |

(注) 上記②のうち1件 8,866,652 円を除いた①から③までの計 59 件 132,800,036 円は、全て同一の事件に係るものである。

(検定したものの説明)

予算執行職員に弁償責任があると検定したものの概要は、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所分任支出負担行為担当官の補助者本坊某が、用地取得に係る支出負担行為決議書及び関係書類の作成等の事務に従事中、21年1月から22年3月までの間に、関係書類を作為するなどして土地に関する補償金 14,877,992 円を領得したものである。

また、予算執行職員に弁償責任がないと検定したものは、次のような事態について、いずれも予算執行職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

- ① 税務署の予算執行職員が消費税及び地方消費税に係る還付金等の支払に関する事務に従事中、確認を十分行わずに還付金等の支払命令に関する行為をしたもの
- ② 国土交通省の予算執行職員が土地に関する補償金の支出負担行為に関する事務に従事中、前記の弁償責任があると検定した分任支出負担行為担当官の補助者によって作為された関係書類に基づき支出等の行為をしたことにより、土地に関する補償金を領得されたもの

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況を示すと、次のとおりである。なお、可能な項目については、平成23、22両年度分を1表で記述し、根拠法令等が年度によって異なるものなどについては、23年度の記述に続いて22年度の記述を加えている。

第1 国の会計

1 概況

平成23年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分	23 年 度			22 年 度		
	一 般 会 計 (百万円)	特 別 会 計 (百万円)	合 計 (百万円)	一 般 会 計 (百万円)	特 別 会 計 (百万円)	合 計 (百万円)
歳 入	109,979,527	409,923,670	519,903,197	100,534,562	386,984,917	487,519,480
歳 出	100,715,409	376,463,170	477,178,580	95,312,341	345,074,005	440,386,346

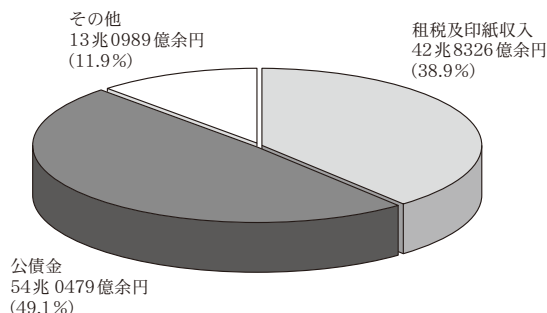
(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一般会計

(1) 歳入

23年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	金 額(百万円)
収納済歳入額	109,979,527
租税及印紙収入	42,832,601 (38.9%)
公債金	54,047,999 (49.1%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	8,367,999
平成23年度における公債の発行の特例に関する法律(平成23年法律第106号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	34,429,999
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)第69条第1項の規定により発行された公債(復興債)の収入金	11,249,999
その他	13,098,926 (11.9%)



なお、22年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

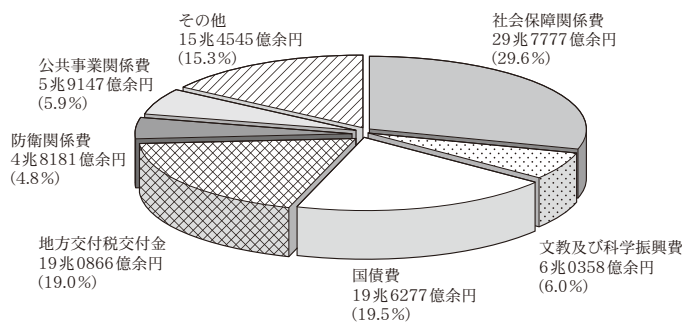
区 分	金 額(百万円)
収納済歳入額	100,534,562
租税及印紙収入	41,486,794 (41.3%)
公債金	42,302,999 (42.1%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	7,602,999
平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成22年法律第7号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	34,699,999
その他	16,744,768 (16.7%)

(2) 歳 出

23年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	金 額(百万円)
支出済歳出額	100,715,409
社会保障関係費	29,777,712 (29.6%)
文教及び科学振興費	6,035,870 (6.0%)
国債費	19,627,720 (19.5%)
地方交付税交付金	19,086,651 (19.0%)
防衛関係費	4,818,114 (4.8%)
公共事業関係費	5,914,762 (5.9%)
その他	15,454,576 (15.3%)

また、23年度における支出済歳出額に対する前記の公債金 54 兆 0479 億余円の割合は 53.7% である。



なお、22年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	金 額(百万円)
支出済歳出額	95,312,341
社会保障関係費	28,248,921 (29.6%)
文教及び科学振興費	6,051,375 (6.3%)
国債費	19,543,900 (20.5%)
地方交付税交付金	18,407,156 (19.3%)
防衛関係費	4,669,636 (4.9%)
公共事業関係費	5,802,761 (6.1%)
その他	12,588,588 (13.2%)

また、22年度における支出済歳出額に対する前記の公債金 42 兆 3029 億余円の割合は 44.4% である。

(3) 特別会計からの繰入れに係る特例措置

23年度における一般会計の収納済歳入額(項)特別会計受入金4兆2845億余円(7特別会計分)のうち、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」(平成23年法律第42号)により、特別会計からの繰入れについて特例的な措置が執られたものは次のとおりである。

区 分	金 額(百万円)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)から一般会計への繰入れ	1,058,800
外国為替資金特別会計から一般会計への繰入れ	230,858

なお、22年度においては、一般会計の収納済歳入額(項)特別会計受入金7兆9520億余円(9特別会計分)のうち、「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成22年法律第7号)により、特別会計からの繰入れについて特例的な措置が執られたものは次のとおりである。

区 分	金 額(百万円)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)から一般会計への繰入れ	4,754,100
外国為替資金特別会計から一般会計への繰入れ	350,000
食料安定供給特別会計(調整勘定)から一般会計への繰入れ	10,468

3 特別会計

(1) 一般会計からの繰入額

23年度において一般会計から繰入れを受けているものが、17特別会計(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、17特別会計の勘定数は51となる。)のうち13特別会計(32勘定)あり、その合計額は次のとおりである。

区 分	23 年 度	22 年 度
特別会計(勘定)数	17(51)	18(51)
一般会計からの繰入れを受けている特別会計(勘定)数	13(32)	14(32)
一般会計からの繰入額(百万円)	54,917,157	53,457,413

このうち、一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。また、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

特別会計名(勘定名)	一般会計からの繰入額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	19,450,671 (34.1%)
国債整理基金特別会計	19,627,720 (9.2%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,865,970 (39.9%)
(厚生年金勘定)	8,499,225 (21.0%)
(児童手当及び子ども手当勘定)	1,659,712 (86.5%)
社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	1,296,385 (58.9%)

なお、22年度における一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	一般会計からの繰入額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	18,790,321 (34.0%)
国債整理基金特別会計	19,543,900 (9.7%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,689,847 (35.9%)
(厚生年金勘定)	8,432,553 (20.9%)
(児童手当及び子ども手当勘定)	1,506,752 (85.6%)
社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	1,073,306 (43.5%)

(2) 決算剰余金

23年度における17特別会計(51勘定)の収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額(以下「決算剰余金」という。)の合計額は次のとおりである。

区 分	23年度(百万円)	22年度(百万円)
決算剰余金	33,460,499	41,910,912

このうち、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。また、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に対する決算剰余金の割合である。

特別会計名(勘定名)	決算剰余金(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	2,063,748 (3.6%)
国債整理基金特別会計	21,674,695 (10.2%)
外国為替資金特別会計	2,557,104 (87.4%)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,016,214 (2.7%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,016,268 (12.6%)

なお、22年度における決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	決算剰余金(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	1,890,035 (3.4%)
国債整理基金特別会計	30,730,516 (15.2%)
外国為替資金特別会計	2,981,855 (85.9%)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,084,145 (3.7%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	2,465,687 (10.7%)

また、決算剰余金のうち、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条等の規定により処理することとしたものは、次のとおりである。

区 分	23年度(百万円)	22年度(百万円)
当該特別会計(勘定)の積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	2,517,599	1,878,098
当該特別会計(勘定)の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	28,918,506	37,297,521
一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	2,023,836	2,734,572

(3) 積立金等の資金

23年度末において積立金等の資金を計上しているものが17特別会計(51勘定)のうち13特別会計(23勘定)あり、これらに設置している26資金から、外国為替資金証券の発行収入を財源とする「外国為替資金」及び他の積立金等からの預託金及び財投債発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く24資金の23年度末現在額の合計は次のとおりである。

区 分	23 年度末	22 年度末
資金を計上している特別会計(勘定)	13 (23)	13 (23)
資金を計上している資金数	26	26
外国為替資金(百万円)	124,996,664	116,401,851
財政融資資金(百万円)	159,215,385	169,057,469
上記 2 資金を除く資金合計額(百万円)	165,047,121	172,329,135

外国為替資金及び財政融資資金を除く資金のうち、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

資 金 の 名 称	23 年度末現在額(百万円)
国債整理基金	11,884,482
外国為替資金特別会計積立金	20,482,757
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	8,053,305
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,574,602
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,683,325
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	107,883,189

なお、22年度における外国為替資金及び財政融資資金を除く資金のうち、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

資 金 の 名 称	22 年度末現在額(百万円)
地震再保険特別会計積立金	1,259,945
国債整理基金	13,703,806
外国為替資金特別会計積立金	20,558,557
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	8,153,213
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,210,007
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,482,178
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	113,162,160

(4) 特別会計の損益

23年度においては、17特別会計(51勘定)の中で法令上損益計算書を作成しているものが13特別会計(32勘定)ある。このうち、23年度末において翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	23年度の利益金(△損失金)(百万円)	23年度末における翌年度繰越利益金(百万円)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	904,190	1,229,087
労働保険特別会計(労災勘定)	△ 73,002	8,298,394
(雇用勘定)	182,771	6,502,034
年金特別会計(基礎年金勘定)	550,636	3,742,324
(国民年金勘定)	△ 40,778	8,468,583
(厚生年金勘定)	△ 5,220,167	113,976,577

また、23年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	23年度の利益金(△損失金)(百万円)	23年度末における翌年度繰越△損失金(百万円)
年金特別会計(健康勘定)	131,183	△ 993,009
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	633	△ 26,880
国有林野事業特別会計	△ 23,724	△ 468,341
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(漁船普通保険勘定)	△ 27,054	△ 65,052
(漁業共済保険勘定)	860	△ 41,747
社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	144	△ 1,625

なお、22年度においては、18特別会計(51勘定)の中で法令上損益計算書を作成しているものが13特別会計(32勘定)ある。このうち、22年度末において翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	22年度の利益金(△損失金)(百万円)	22年度末における翌年度繰越利益金(百万円)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,030,161	1,383,696
労働保険特別会計(労災勘定)	△ 94,040	8,371,397
(雇用勘定)	76,138	6,203,974
年金特別会計(基礎年金勘定)	564,672	3,191,688
(国民年金勘定)	208,800	8,509,361
(厚生年金勘定)	△ 6,289,642	119,196,745

また、22年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	22年度の利益金(△損失金)(百万円)	22年度末における翌年度繰越△損失金(百万円)
年金特別会計(健康勘定)	151,097	△ 1,124,192
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	△ 224	△ 27,513
国有林野事業特別会計	△ 23,593	△ 444,617
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(漁船普通保険勘定)	△ 48,995	△ 37,997
(漁業共済保険勘定)	△ 13,655	△ 42,607
社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	152	△ 1,770

4 一般会計及び特別会計の債務

平成23年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額及びその主な内訳は次のとおりである。

区 分	23年度末(百万円)	22年度末(百万円)
年度末債務現在額	1,024,406,221	988,636,101
うち公債	789,399,350	758,626,762
うち借入金	53,740,967	55,005,812
うち一般会計	15,738,920	17,140,852
(注2)		
うち特別会計	38,002,047	37,864,959

(注2) 平成23年度末において借入金を計上しているものが17特別会計(51勘定)のうち7特別会計(9勘定)、また22年度末において借入金を計上しているものが18特別会計(51勘定)のうち7特別会計(8勘定)ある。

なお、23年度の利子支払額は次のとおりであり、前年度と比べて143億余円増加している。

区 分	23年度(百万円)	22年度(百万円)
利子支払額	10,148,396	10,134,019
うち公債利子等	9,615,784	9,531,080
うち借入金利子	409,297	474,552
うち一般会計	297,542	343,529
うち特別会計	111,754	131,023

(1) 公 債

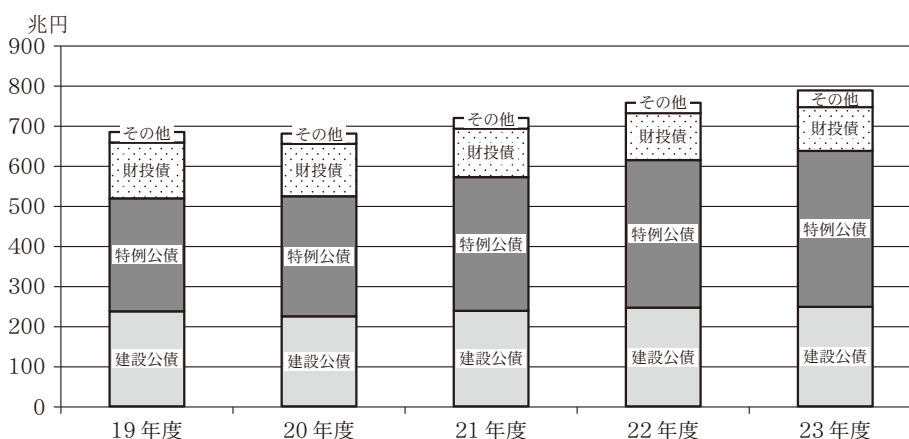
公債の23年度末現在額は789兆3993億余円で、前年度末に比べて30兆7725億余円増加している。このうち、主なものは次のとおりである。

区 分	23 年度末現在額(百万円)
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	248,312,146
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	388,678,692
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	18,643,525
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,255,700
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,336,432
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと(復興債)	10,652,918
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	110,912,224

なお、公債の22年度末現在額は758兆6267億余円で、その主なものは次のとおりである。

区 分	22 年度末現在額(百万円)
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	246,314,460
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	367,882,702
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	18,644,207
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,311,116
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,174,592
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	118,191,753

公債の年度末現在額は、次のとおり年々増加しており、このうち特例公債の額が、23年度末では49.2%を占めている。



公債のうち特例公債は、一般会計の歳入が不足すると見込まれる場合に、毎年度特別の法律によって発行するものであり、一般会計の予算総則に計上されている発行限度額、実際の発行額及び特例公債金の収納済歳入額の推移は次のとおりである。

年 度	発行限度額(百万円)	発行額(百万円)	特例公債金の収納済歳入額(百万円)
19年度	19,338,000	19,324,404	19,337,999
20年度	26,193,000	26,189,270	26,192,999
21年度	38,444,000	36,897,209	36,943,999
22年度	36,700,000	34,704,047	34,699,999
23年度	35,930,000	34,403,198	34,429,999

(注3) 発行額及び特例公債金の収納済歳入額には、出納整理期間に発行したものが含まれている。

(2) 借入金

一般会計及び各特別会計における借入金の23年度末現在額の合計は53兆7409億余円で、前年度末に比べて1兆2648億余円減少している。

ア 一般会計の借入金

一般会計の借入金の23年度末現在額は15兆7389億余円で、その主なものは次のとおりである。

借 入 金 の 名 称	23年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金借入金	14,597,037
旧国営土地改良事業借入金	245,654
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	754,554
旧国立高度専門医療センター借入金	100,251

(注4) 上記は全て財政融資資金からの借入金である。

なお、一般会計の借入金の22年度末現在額は17兆1408億余円で、その主なものは次のとおりである。

借 入 金 の 名 称	22年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金借入金	15,180,918
旧日本国有鉄道借入金	435,021
旧国営土地改良事業借入金	318,470
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	1,054,365
旧国立高度専門医療センター借入金	110,320

(注5) 上記は全て財政融資資金からの借入金である。

イ 特別会計の借入金

特別会計の借入金の23年度末現在額の合計は38兆0020億余円で、その主なものは次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	23年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	33,517,295
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
国有林野事業特別会計	1,276,185

(注6) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には23,032,508百万円、国有林野事業特別会計における借入金には803,975百万余円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他は財政融資資金からの借入金である。

なお、特別会計の借入金の22年度末現在額の合計は37兆8649億余円で、その主なものは次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	22年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	33,617,295
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
国有林野事業特別会計	1,278,262

(注7) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には21,932,501百万円、国有林野事業特別会計における借入金には762,225百万円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他は財政融資資金からの借入金である。

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成23年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人数(清算中の法人等を除く。以下同じ。)は、次のとおりである。

区 分	23年度(法人)	22年度(法人)
政府関係機関	3	3
独立行政法人	96	96
国立大学法人等(注1)	90	90
その他の法人	22	20
計(注2)	210	208

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

これらの法人の財務の状況を示すと以下のとおりである。

1 資産、負債及び純資産の状況

(1) 資産、負債及び純資産

23年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人の貸借対照表の資産の部の合計、負債の部の合計及び純資産の部の合計(うち政府出資金の合計)は、次のとおりである。

区 分	23年度末(百万円)		22年度末(百万円)	
資 産 の 部		566,333,616		575,952,920
	(うち独立行政法人)	312,687,023)	(うち独立行政法人)	325,678,133)
	(うち国立大学法人等)	10,025,214)	(うち国立大学法人等)	9,921,793)
負 債 の 部		495,787,770		509,726,941
	(うち独立行政法人)	288,419,715)	(うち独立行政法人)	302,394,676)
	(うち国立大学法人等)	3,073,373)	(うち国立大学法人等)	2,972,395)
純 資 産 の 部		70,545,845		66,225,979
	(うち独立行政法人)	24,267,308)	(うち独立行政法人)	23,283,457)
	(うち国立大学法人等)	6,951,840)	(うち国立大学法人等)	6,949,398)
うち政府出資金		47,766,112		46,930,607
	(うち独立行政法人)	16,404,496)	(うち独立行政法人)	16,965,586)
	(うち国立大学法人等)	6,054,317)	(うち国立大学法人等)	6,054,952)

(注3) 「うち独立行政法人」の計数は、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

このうち、23年度末における政府出資金の額が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	資産の部 (百万円)	負債の部 (百万円)	純資産の部 (百万円)	(政府出資金) (百万円)
株式会社日本政策金融公庫	38,250,634	32,107,904	6,142,730	6,602,948
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	11,148,645	2,456,324	8,692,320	7,664,455
日本郵政株式会社	9,747,186	1,250,639	8,496,547	8,003,856
株式会社日本政策投資銀行	15,563,263	13,118,132	2,445,130	1,460,074
独立行政法人福祉医療機構	5,153,151	3,354,598	1,798,552	1,757,673
独立行政法人中小企業基盤整備機構	10,883,578	10,512,098	371,479	1,108,180
独立行政法人都市再生機構	14,706,859	13,875,264	831,595	1,056,168
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	40,688,029	32,142,640	8,545,389	3,884,479
国立大学法人東京大学	1,337,092	265,428	1,071,664	1,003,549

なお、22年度末における政府出資金の額が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	資産の部 (百万円)	負債の部 (百万円)	純資産の部 (百万円)	(政府出資金) (百万円)
株式会社日本政策金融公庫	36,789,867	32,400,307	4,389,560	5,359,898
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	11,193,799	2,624,731	8,569,067	7,622,555
日本郵政株式会社	9,648,973	1,266,168	8,382,804	8,003,856
株式会社日本政策投資銀行	14,830,957	12,434,852	2,396,104	1,453,480
独立行政法人福祉医療機構	5,438,330	3,322,664	2,115,666	2,058,178
独立行政法人中小企業基盤整備機構	10,871,026	10,552,557	318,469	1,113,837
独立行政法人都市再生機構	14,933,364	14,149,359	784,005	1,056,168
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	41,152,748	32,990,381	8,162,367	3,800,771
国立大学法人東京大学	1,315,091	252,609	1,062,482	1,003,549

(2) 延滞債権等

23年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち貸付け等を行っているもので、民間金融機関のリスク管理債権の開示基準^(注4)を参考にするなどして、延滞債権等の状況を各法人において開示しているものが11法人ある。このうち、23年度末の延滞債権等の額の合計が1000億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	①破綻先債権 (百万円)	②延滞債権 (百万円)	③3か月以上延滞債権 (百万円)	④貸出条件緩和債権 (百万円)	合計 (百万円)	貸付金等残高 (百万円)
株式会社日本政策金融公庫	50,711	750,299	2,175	784,724	1,587,911	29,420,809
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	—	24,557	47,338	846,472	918,368	11,056,961
株式会社日本政策投資銀行	10,686	134,977	—	52,782	198,446	13,704,999
独立行政法人福祉医療機構	16,304	62,254	9,949	102,757	191,266	4,876,441
独立行政法人日本学生支援機構	15,234	208,115	46,257	179,693	449,301	7,275,964
独立行政法人住宅金融支援機構	129,550	633,002	158,960	1,425,866	2,347,381	30,107,090

(注4) 民間金融機関が、銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているもので、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的

として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

なお、22年度末の延滞債権等の額の合計が1000億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	①破綻先債権 (百万円)	②延滞債権 (百万円)	③3か月以上延滞債権 (百万円)	④貸出条件緩和債権 (百万円)	合計 (百万円)	貸付金等残高 (百万円)
株式会社日本政策金融公庫	68,332	675,120	3,015	818,318	1,564,787	29,009,231
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	—	25,088	—	593,826	618,915	11,076,227
株式会社日本政策投資銀行	6,811	107,931	259	49,210	164,212	13,067,978
独立行政法人福祉医療機構	15,927	39,611	13,542	110,863	179,945	5,065,444
独立行政法人日本学生支援 機構	15,015	209,527	46,591	138,742	409,877	6,757,605
独立行政法人住宅金融支援 機構	196,146	810,846	163,360	1,542,824	2,713,178	31,995,873

2 損益の状況

23年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人で、当期利益金を計上している法人数、当期損失金を計上している法人数及び損益を計上していない法人数は、次のとおりである。

区分	23年度(法人)	22年度(法人)
当期利益金を計上している法人	159 (うち独立行政法人 61) (うち国立大学法人等 80)	178 (うち独立行政法人 73) (うち国立大学法人等 87)
当期損失金を計上している法人	51 (うち独立行政法人 34) (うち国立大学法人等 10)	29 (うち独立行政法人 21) (うち国立大学法人等 3)
損益を計上していない法人	1 (うち独立行政法人 1) (うち国立大学法人等 0)	2 (うち独立行政法人 2) (うち国立大学法人等 0)

このうち、翌年度繰越損失金を計上している法人数及び翌年度繰越損失金の額の合計は、次のとおりである。

区分	23年度末	22年度末
翌年度繰越損失金を計上している法人(法人)	29	26
翌年度繰越損失金の額の合計(百万円)	2,666,406	3,341,535

このうち、23年度末における翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人はなかった。

なお、22年度末における翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	22年度の△損失金(百万円)	22年度末における翌年度繰越△損失金(百万円)
株式会社日本政策金融公庫	△ 886,503	△ 1,126,453

3 国からの補助金等及び政府出資額の状況

23年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対して、事務及び事業を実施するために交付された国からの補助金等及び政府出資額は、次のとおりである。

区 分	23年度(百万円)	22年度(百万円)
補助金等及び政府出資額	15,521,725	13,838,960

このうち、23年度における政府関係機関及びその他の法人に対する国からの補助金等及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	政府関係機関		その他の法人	
	23年度(百万円)	22年度(百万円)	23年度(百万円)	22年度(百万円)
補 給 金	42,653	42,228	7,500	7,500
補 助 金	575	571	1,733,213	1,601,956
交 付 金	271	411	7,664,938	7,447,059
政 府 出 資 額	1,285,394	104,600	111,760	10,000
計	1,328,894	147,811	9,517,412	9,066,516

また、23年度における独立行政法人(独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。)及び国立大学法人等に対する国からの補助金等及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	独立行政法人		国立大学法人等	
	23年度(百万円)	22年度(百万円)	23年度(百万円)	22年度(百万円)
施設整備費補助金	92,483	127,203	80,091	98,182
運営費交付金	1,355,965	1,549,493	1,209,379	1,158,540
その他の補助金等	1,277,888	1,153,237	92,965	96,747
政 府 出 資 額	566,643	441,229	—	—
計	3,292,981	3,271,163	1,382,436	1,353,469

第3 財政投融资

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う主な原資は、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の平成23年度における実績及び同年度末における残高は次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりであり、同年度末における残高の計は前年度末に比べて8兆0312億余円減少している。

財政投融资計画の原資	23年度		22年度	
	貸付け等 (百万円)	年度末残高 (百万円)	貸付け等 (百万円)	年度末残高 (百万円)
(注1)(注2) 財政融資資金	10,287,867	128,505,731	10,630,773	136,771,338
財政投融资特別会計(投資勘定)	303,352	4,062,538	107,582	3,789,789
(注2) 政府保証債及び政府保証借入金	3,301,590	33,815,735	3,084,545	33,107,728
郵便貯金資産	—	2,449,921	—	2,598,898
簡易生命保険資産	—	12,295,830	—	12,893,237
計	13,892,809	181,129,757	13,822,901	189,160,991

(注1) 財政融資資金の平成23年度末の財源のうち、財投債は110兆9122億余円、預託金は47兆0414億余円、また、22年度末の財源のうち、財投債は118兆1917億余円、預託金は49兆4799億余円である。

(注2) 財政融資資金により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している(以下同じ)。

貸付け等先	23年度		22年度	
	貸付け等 (百万円)	年度末残高 (百万円)	貸付け等 (百万円)	年度末残高 (百万円)
(注3) 一般会計	—	1,823,270	—	2,641,321
特別会計	47,012	1,545,320	128,528	1,649,982
政府関係機関	5,059,519	27,727,389	5,432,856	27,571,271
事業団等	911,469	9,919,870	565,295	10,065,871
独立行政法人	3,338,041	61,191,698	3,149,362	65,342,808
地方公共団体	3,805,008	68,782,090	3,794,399	70,671,483
その他	731,760	10,140,116	752,460	11,218,251
計	13,892,809	181,129,757	13,822,901	189,160,991

(注3) 平成23年度末における残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金等を一般会計が承継したものの、また、22年度末における残高は、旧日本国有鉄道、旧日本国有鉄道清算事業団、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金等を一般会計が承継したものである(以下同じ)。

上記貸付け等先のうち、23年度末において財政投融资計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

貸付け等先	23年度の貸付け等(百万円)	23年度末の残高(百万円)
一般会計	—	1,823,270
政府関係機関		
株式会社日本政策金融公庫	4,903,875	24,869,779
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	78,200	2,219,974
事業団等		
株式会社日本政策投資銀行	797,599	8,090,690
独立行政法人		
独立行政法人福祉医療機構	319,300	2,771,582
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	57,100	1,172,308
独立行政法人日本学生支援機構	757,300	4,061,030
独立行政法人都市再生機構	371,000	10,694,475
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,720,000	22,414,977
独立行政法人住宅金融支援機構	16,800	17,535,917
地方公共団体	3,805,008	68,782,090
その他		
地方公共団体金融機構	712,860	9,528,316

なお、22年度末において財政投融资計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

貸付け等先	22年度の貸付け等(百万円)	22年度末の残高(百万円)
一般会計	—	2,641,321
政府関係機関		
株式会社日本政策金融公庫	5,166,256	24,405,244
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	192,200	2,459,841
事業団等		
株式会社日本政策投資銀行	504,695	8,258,311
独立行政法人		
独立行政法人福祉医療機構	208,300	2,772,345
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	58,100	1,332,262
独立行政法人日本学生支援機構	724,000	3,587,586
独立行政法人都市再生機構	396,800	10,762,905
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,660,000	22,650,202
独立行政法人住宅金融支援機構	—	21,554,429
地方公共団体	3,794,399	70,671,483
その他		
地方公共団体金融機構	735,660	10,566,880

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	23 年 度(千円)	22 年 度(千円)
徴収決定済額	109,991,914,999	100,546,824,510
収納済歳入額	109,979,527,619	100,534,562,749
不納欠損額	1,498,212	901,859
収納未済歳入額	10,889,167	11,359,901

収納済歳入額の主なものは、公債金の54兆0479億9964万余円及び租税及印紙収入の42兆8326億0180万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金8兆3679億9986万余円、「平成23年度における公債の発行の特例に関する法律」(平成23年法律第106号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金34兆4299億9982万余円及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条第1項の規定により発行された公債の収入金11兆2499億9995万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額3589億5453万余円)の45億5657万余円及び雑納付金(同1兆5884億7057万余円)の44億9716万円である。

この収納未済歳入額のほか、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが276億2735万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	23 年 度(千円)	22 年 度(千円)
支出済歳出額	100,715,409,134	95,312,341,707
翌年度繰越額	7,056,866,009	3,211,583,329
不 用 額	2,951,241,932	2,144,824,061

ア 支出済歳出額

(ア) 所管別

所 管	23 年 度(千円)	22 年 度(千円)
皇 室 費	6,027,926	5,492,725
国 会	136,288,327	152,398,189
裁 判 所	309,667,156	312,694,734
会 計 検 査 院	16,339,150	16,689,770
内 閣	127,201,258	108,495,219
内 閣 府	953,008,265	491,302,920
復 興 庁	207,807	—
総 務 省	20,728,599,308	21,216,100,585
法 務 省	776,348,436	669,594,821

所 管	23 年 度(千円)	22 年 度(千円)
外 務 省	800,034,303	855,739,832
財 務 省	22,019,313,625	21,990,366,791
文 部 科 学 省	6,150,599,470	5,994,976,588
厚 生 劳 働 省	30,640,505,068	28,600,105,832
農 林 水 産 省	3,065,694,638	2,614,127,302
経 済 産 業 省	2,983,962,191	1,557,202,093
国 土 交 通 省	6,394,648,415	5,686,544,207
環 境 省	785,546,417	367,798,610
防 衛 省	4,821,417,368	4,672,711,478

(イ) 主要経費別

主 要 経 費	23 年 度(千円)	22 年 度(千円)	主 要 経 費	23 年 度(千円)	22 年 度(千円)
社会 保 障 関 係 費	29,777,712,948	28,248,921,985	防 衛 関 係 費	4,818,114,342	4,669,636,730
年金医療介護保険給付費	21,029,846,629	20,338,996,872	公 共 事 業 関 係 費	5,914,762,639	5,802,761,930
生活 保 護 費	2,732,261,280	2,459,870,813	治山治水対策事業費	672,496,803	668,382,266
社会 福 祉 費	4,671,886,993	4,316,081,563	道 路 整 備 事 業 費	1,079,982,638	884,532,878
保健衛生対策費	753,728,879	618,035,059	港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	349,920,380	501,097,024
雇用労災対策費	589,989,166	515,937,677	住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	454,744,433	858,828,854
文教及び科学振興費	6,035,870,389	6,051,375,944	公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	190,808,448	414,585,203
義務教育費国庫負担金	1,547,102,322	1,559,350,781	農 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	561,630,314	740,020,655
科学技術振興費	1,467,070,897	1,476,178,096	社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	2,067,521,298	1,534,758,438
文教施設費	274,017,126	418,893,560	推 進 費 等	85,982,707	91,800,808
教育振興助成費	2,614,855,189	2,461,637,481	災 害 復 旧 等 事 業 費	451,675,613	108,755,800
育英事業費	132,824,855	135,316,024	経 済 協 力 費	619,898,889	745,786,486
国 債 費	19,627,720,861	19,543,900,165	中 小 企 業 対 策 費	2,190,801,470	830,101,275
恩 給 関 係 費	638,552,016	709,303,897	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	953,500,917	845,335,613
文官等恩給費	19,987,681	22,816,244	食 料 安 定 供 給 関 係 費	1,438,419,864	1,121,824,571
旧軍人遺族等恩給費	587,699,948	651,424,296	そ の 他 の 事 項 経 費	9,249,382,918	7,234,895,517
恩給支給事務費	1,755,735	1,975,502	平 成 20 年 度 決 算 不 足 補 て ん 繰 戻	—	718,175,673
遺族及び留守家族等援護費	29,108,650	33,087,854			
地方交付税交付金	19,086,651,876	18,407,156,916			
地方特例交付金	364,020,000	383,165,000			

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は7兆0568億6600万余円(22年度3兆2115億8332万余円)で、その内訳は次のとおりである。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 6,932,893,222千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 123,701,126千円
- ③ 財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のもの 271,660千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	防 災 政 策 費	197,361,370	596,285,424
復 興 庁	復 興 庁	東日本大震災復旧・復興推進費	1,310,167,041	1,310,167,041
総 務 省	消 防 庁	消 防 防 災 体 制 等 整 備 費	35,441,137	78,267,578
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	50,276,924	209,467,075

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
文部科学省	文部科学本省	東日本大震災復旧・復興国立大学法人施設整備費	58,001,832	63,111,709
		公立文教施設整備費	94,907,076	379,384,748
		東日本大震災復旧・復興公立文教施設整備費	210,714,904	243,252,356
厚生労働省	厚生労働本省	介護保険制度運営推進費	38,064,156	2,328,608,094
農林水産省	農林水産本省 水産庁	農業・食品産業強化対策費	39,281,622	87,107,768
		農業生産基盤保全管理等推進費	80,110,910	85,274,979
		地域自主戦略推進費	47,477,086	143,710,292
		農業施設災害復旧事業費	53,975,111	96,617,750
		東日本大震災復旧・復興農業施設災害復旧事業費	156,293,026	164,365,000
		東日本大震災復旧・復興農業施設災害関連事業費	34,608,056	41,775,000
東日本大震災復旧・復興水産業強化対策費	97,320,752	98,986,902		
東日本大震災復旧・復興漁港施設災害復旧事業費	211,792,055	227,654,865		
経済産業省	資源エネルギー庁	東日本大震災復旧・復興電力需要抑制対策費	30,685,967	79,930,994
	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	122,067,460	645,195,567
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	44,911,895	122,089,519
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	114,638,964	626,290,368
		東日本大震災復旧・復興治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	47,005,994	59,431,533
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	291,984,587	1,337,068,785
		東日本大震災復旧・復興道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	116,525,490	169,402,000
		地域自主戦略推進費	122,457,053	318,691,188
		社会資本総合整備事業費	487,684,911	2,412,617,005
		東日本大震災復旧・復興社会資本総合整備事業費	55,469,002	70,459,467
		河川等災害復旧事業費	457,584,038	1,012,134,341
		東日本大震災復旧・復興河川等災害復旧事業費	233,248,577	345,459,385
		有料道路災害復旧事業費	37,269,766	49,199,000
		河川等災害関連事業費	30,293,584	56,891,783
環境省	環境本省	東日本大震災復旧・復興大気・水・土壌環境等保全費	125,808,279	200,251,346
		廃棄物・リサイクル対策推進費	78,893,078	365,975,028
		東日本大震災復旧・復興廃棄物・リサイクル対策推進費	362,328,306	431,304,714
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	52,920,761	932,470,631
		在日米軍等駐留関連諸費	81,516,586	309,153,524

なお、上記のうち事故繰越の主なものは防衛省所管の武器車両等整備費のうちの454億9769万余円である。

ウ 不用額

不用額は2兆9512億4193万余円(22年度2兆1448億2406万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	総合特区推進調整費	12,400,498	12,400,498
総務省	消防庁	消防防災体制等整備費	20,397,736	78,267,578
財務省	財務本省	国債費	641,187,014	20,263,433,109
		東日本大震災復旧・復興予備費	74,703,474	74,703,474
	国税庁	予備費 国税庁共通費	275,198,892 17,015,945	275,198,892 594,320,348
文部科学省	文部科学本省	義務教育費国庫負担金	19,546,677	1,566,649,000
		私立学校振興費	41,963,945	661,244,725
		東日本大震災復旧・復興原子力損害賠償補償費	24,644,806	26,379,202
		公立文教施設整備費	25,595,309	379,384,748
		東日本大震災復旧・復興公立文教施設整備費	31,382,664	243,252,356
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災復旧・復興医療提供体制基盤整備費	13,379,627	89,533,259
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	86,600,264	215,550,500
		子ども・子育て支援対策費	13,250,758	177,066,199
		災害救助等諸費	12,650,000	499,166,769
		障害保健福祉費	24,313,654	1,163,293,774
		介護保険制度運営推進費	35,816,433	2,328,608,094
農林水産省	農林水産本省	国産農畜産物・食農連携強化対策費	18,209,621	228,827,699
		農業経営対策費	73,269,131	685,105,920
		農業・食品産業強化対策費	19,724,909	87,107,768
	林野庁	山林施設災害復旧事業費	10,879,484	45,097,246
		東日本大震災復旧・復興山林施設災害復旧事業費	13,553,200	38,833,000
	水産庁	山林施設災害関連事業費	42,266,273	65,377,091
		東日本大震災復旧・復興水産資源回復対策費	14,124,152	21,415,320
		漁業経営安定対策費	13,727,571	112,087,922
		保険料国庫負担金等漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入	11,179,988	102,826,477
		東日本大震災復旧・復興風水害等対策費	10,328,596	15,180,000
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	10,431,581	59,272,815
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費	111,202,414	111,753,300
		住宅防災事業費	14,550,542	122,089,519
		災害対策等緊急事業推進費	16,556,302	26,862,978
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	20,775,133	626,290,368
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	13,145,474	1,337,068,785
		社会資本総合整備事業費	19,190,566	2,412,617,005
		河川等災害復旧事業費	278,298,493	1,012,134,341
		東日本大震災復旧・復興河川等災害復旧事業費	84,809,107	345,459,385
		住宅施設災害復旧事業費	30,673,376	47,019,000
		河川等災害関連事業費	12,916,455	56,891,783
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	25,147,328	365,975,028
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	32,896,046	1,062,927,438
		武器車両等整備費	42,701,071	932,470,631
		航空機整備費	37,200,606	488,098,600
		東日本大震災復旧・復興航空機整備費	17,949,282	87,211,390

エ 予備費使用額

予備費使用額は東日本大震災復旧・復興予備費 4909 億 7107 万円、予備費 748 億 0110 万余円、計 5657 億 7217 万余円(22 年度 1 兆 1645 億 9314 万余円)で、その主なものは次のとおりである。

(ア) 東日本大震災復旧・復興予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	内閣本府	防災政策費	217,908,256	374,198,383
		東日本大震災復旧・復興防災政策費	40,385,156	1,690,640
	金融庁	東日本大震災復旧・復興金融機能安定確保費	18,680,000	—
農林水産省	農林水産本省	国産農畜産物・食農連携強化対策費	86,334,448	139,224,717
経済産業省	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	124,897,040	518,786,409

(イ) 予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
厚生労働省	厚生労働本省	災害救助等諸費	50,690,606	448,476,163
国土交通省	国土交通本省	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	9,501,500	1,031,374,132
環境省	環境本省	環境保健対策推進費	9,251,655	15,707,752

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた 9 兆 2641 億 1848 万余円から既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた 23 年度新規発生剰余金は 9 兆 2641 億 1848 万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源 7 兆 0568 億 6600 万余円、地方交付税交付金財源 2243 億 9565 万余円、空港整備事業費等財源 2 億 4658 万余円、復興費用及び復興債償還費用財源 35 億 6276 万余円を差し引いた 1 兆 9790 億 4746 万余円が、23 年度における財政法第 6 条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成 23 年度における特別会計は 17 会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金との 2 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 23 年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

ア 交付税及び譲与税配付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	57,041,259,780	57,041,259,780	—	—
22 年度	55,239,448,526	55,239,448,526	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
23 年度	56,658,301,334	54,977,511,196	1,310,876,605	369,913,532
22 年度	54,849,845,554	53,349,413,186	1,012,592,394	487,839,973

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額 20 兆 0631 億 4447 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同 34 兆 0533 億 9540 万余円)の 3623 億 0905 万余円及び地方譲与税譲与金(同 2 兆 1749 億 0900 万円)の 49 億 9769 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	33,517,295,408	33,617,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
地方交付税	18,752,267,873	17,193,551,097
都道府県分	9,697,662,991	8,766,464,236
市町村分	9,054,604,882	8,427,086,861
地方特例交付金	364,020,000	383,165,000
都道府県分	143,621,000	156,631,400
市町村分	220,399,000	226,533,600
地方譲与税 <small> 地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税 </small>	2,169,911,305	2,069,189,307
都道府県分	1,720,614,274	1,608,816,105
市町村分	449,297,031	460,373,201

イ 交通安全対策特別交付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	74,562,753	74,562,753	—	—
22 年度	75,878,440	75,878,440	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	73,979,598	69,390,739	—	4,588,858
22 年度	76,444,780	71,165,271	—	5,279,508

(イ) 交 付 実 績

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
交通安全対策特別交付金	68,892,929	70,633,110
都道府県分	40,092,931	41,140,986
市町村分	28,799,998	29,492,124

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 6 件((11)-(16) : 87 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(113 ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 23 年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	542,857,738	542,857,738	—	—
22年度	70,062,333	70,062,333	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
23年度	542,506,469	540,231,715	—	2,274,754
22年度	72,909,202	58,338	0	72,850,863

(イ) 損益

区分	23年度(千円)	22年度(千円)
利益	546,135,200 (うち責任準備金戻入 461,829,941) (うち再保険料 75,312,184)	71,990,250 (うち責任準備金戻入 —) (うち再保険料 56,857,769)
損失	540,231,715 (うち再保険金 540,175,792) (うち事務取扱費 55,923)	58,338 (うち再保険金 —) (うち事務取扱費 58,338)
責任準備金繰入	5,903,485	71,931,912

(ウ) 責任準備金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
責任準備金現在額	886,863,733	1,342,790,188

(エ) 再保険の対象となる保険

区分	23年度末	22年度末
地震保険加入件数	14,088千件	12,747千件
保険金額	119,343,254,464千円	107,263,116,539千円

(オ) 主な業務実績

区分	23年度	(22年度)
再保険料	9,335千件	8,701千件
金額	75,312,184千円	56,857,769千円
再保険金支払 ^(注)	710千件	—
金額	540,175,792千円	—

(注) 再保険金の支払は、平成23年東北地方太平洋沖地震に対するものである。

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の23年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	212,629,619,510	212,629,619,510	—	—
22年度	201,934,155,111	201,934,155,111	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
23年度	209,721,284,823	190,954,924,160	11,947,260,555	6,819,100,107
22年度	189,397,567,148	171,203,638,688	13,763,613,435	4,430,315,024

翌年度繰越額の主なものは、国債整理支出(歳出予算現額 209 兆 6343 億 7263 万余円)の 11 兆 9464 億 3663 万余円である。また、不用額の主なものは、国債整理支出の 6 兆 7820 億 0172 万余円及び地方道路整備臨時貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入(同 800 億円)の 364 億 6603 万余円である。

(イ) 国債の償還

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
公 債 等	142,023,325,684	122,355,883,797
借 入 金	37,099,981,088	37,068,023,721
政 府 短 期 証 券	1,471,700,000	1,492,700,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
公 債 利 子 等	9,615,801,717	9,531,106,648
借 入 金 利 子	409,297,308	474,552,930
政 府 短 期 証 券 利 子	123,314,604	128,386,211

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 23 年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場等^(注)の変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	2,924,636,908	2,924,636,908	—	—
22 年度	3,470,401,293	3,470,401,293	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	1,604,893,549	367,532,357	—	1,237,361,191
22 年度	2,034,131,673	488,546,203	2	1,545,585,466

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1 兆 0433 億 0838 万余円)の 9250 億 1656 万余円及び諸支出金(同 297 億 8355 万余円)の 122 億 3644 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、23 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 2 兆 5571 億 0455 万余円のうち、24 年度の予算総則第 12 条に定める金額 1 兆 9725 億 0192 万余円を、24 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	2,924,636,908	3,470,401,293
(うち運用収入)	2,357,676,046	2,729,017,595
損 失	367,532,357	488,546,203
(うち借入金利子)	117,706,318	126,305,575
利 益 金	2,557,104,550	2,981,855,089
(利益金の処理)	584,602,623	2,702,294,520
	(翌年度に積立金として積立て)	(翌年度に一般会計に繰入れ)
	1,972,501,927	279,560,569
	(翌年度に一般会計に繰入れ)	(翌年度に歳入に繰入れ)

(ウ) 積 立 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
積 立 金 現 在 額	20,482,757,952	20,558,557,346

(エ) 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
外国為替等繰越評価損	34,766,105,095	26,299,486,936
外国為替等評価損	6,489,549,713	8,466,618,159

(オ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
主な資産運用		
円貨預け金現在額	16,675,067,700	20,766,309,882
外貨証券現在額	82,600,758,956	77,285,607,831
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	115,086,990,000	109,313,040,000

(注) 基準外国為替相場 本邦通貨と外国通貨(米ドル)の換算レートにつき、当該月の前々月中における実勢相場の平均値として財務大臣が日本銀行本店において公示する相場。23年度については次のとおりである。

23年 4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	9月中	10月中	11月中	12月中	24年 1月中	2月中	3月中
83円	82円	83円	81円	81円	79円	77円	77円	77円	78円	78円	77円

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の23年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	37,679,575,362	37,679,575,362	—	—
22年度	28,997,120,068	28,996,929,515	—	190,553
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	41,106,531,527	36,663,360,766	—	4,443,170,760
22年度	36,033,341,652	27,912,784,167	25	8,120,557,459

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額17兆1000億円)の4兆0000億0013万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同22兆2720億2865万余円)の2637億1850万余円及び諸支出金(同6701億1753万余円)の1790億8658万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	2,980,877,321	3,327,294,797
(うち貸付金利子)	2,888,166,443	3,170,346,297
損 失	2,076,686,556	2,297,133,344
(うち公債金利子)	1,570,869,863	1,675,728,084
利 益 金	904,190,765	1,030,161,452
〔前年度繰越利益金〕	1,383,696,299	5,107,634,846
〔翌年度繰越利益金〕	1,229,087,065	1,383,696,299

(ウ) 積立金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
積立金現在額	126,218,209	100,872,860

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	47,041,433,951	49,479,914,281

(オ) 財政投融資特別会計公債金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
財政投融資特別会計公債金現在額	110,912,224,459	118,191,753,636

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
貸付金現在額	151,669,228,425	161,719,033,400
有価証券現在額	6,745,794,349	6,351,050,566

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	677,614,452	677,614,452	—	—
22 年度	208,570,813	208,570,813	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23 年度	501,952,120	473,634,517	653,000	27,664,603
22 年度	155,415,620	128,762,704	5,237,000	21,415,915

不用額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額 3314 億 3700 万円)の 274 億 3200 万円である。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	518,528,134	120,236,173
(うち株式処分益)	333,057,549	—
(うち株式配当金)	155,978,638	103,697,492
損 失	16,789,410	371,276
(うち国債整理基金特別会計への固定資産無償所属替損)	16,666,660	—
(うち雑損)	25,302	278,832
利 益 金 (利益金の処理)	501,738,724 (翌年度に利益積立金に組入れ)	119,864,896 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
利益積立金現在額	1,546,565,547	1,596,885,719

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(出 資)		
出 資 金 の 増 法人数	18 法人	15 法人
金 額	490,746,642 千円	396,979,777 千円
出 資 金 の 減 法人数	13 法人	15 法人
金 額	420,289,694 千円	408,508,540 千円
年度末出資金残高 法人数	21 法人	21 法人
金 額	9,191,844,305 千円	9,121,387,356 千円
(注) 出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。		
(貸 付 け)		
貸 付 金 法人数	1 法人	1 法人
金 額	5,000,000 千円	85,000 千円
貸 付 金 回 収 法人数	5 法人	5 法人
金 額	432,139 千円	747,783 千円
年度末貸付金残高 法人数	3 法人	5 法人
金 額	5,855,378 千円	1,287,517 千円

ウ 特定国有財産整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	115,914,502	115,911,386	—	3,115
22 年度	145,650,235	145,650,235	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	58,136,941	40,219,126	6,292,258	11,625,557
22 年度	56,789,580	37,474,365	10,593,969	8,721,245

不用額の主なものは、事務取扱費(歳出予算現額 82 億 4101 万余円)の 66 億 5865 万余円及び特定国有財産整備費(同 490 億 6994 万余円)の 49 億 5690 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	800,570	1,601,140

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
施設跡地等の処分 土地	71 千㎡	229 千㎡
建物 延べ	12 千㎡	6 千㎡
施設 の 取 得 土地	2 千㎡	0 千㎡
建物 延べ	233 千㎡	399 千㎡

(6) 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)の一部改正に基づき、23 年 8 月 10 日に、原子力損害賠償支援勘定が設置された。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 23 年度の歳入歳出決算、借入金、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	2,166,449,939	2,166,449,751	187	—
22年度	2,135,793,754	2,135,682,874	—	110,880
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	2,152,921,391	1,873,826,887	57,400,838	221,693,665
22年度	2,105,140,021	1,920,620,140	42,835,401	141,684,479

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額 2902 億 1268 万余円)の 367 億 6016 万余円及び燃料安定供給対策費(同 3403 億 4314 万余円)の 206 億 4067 万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の 1246 億 4174 万余円、エネルギー需給構造高度化対策費の 780 億 1418 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 1 兆 3985 億 4435 万余円)の 172 億 3733 万余円である。

(イ) 借入金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	447,135,615	423,649,923

(ウ) 主な業務実績

区分	23年度	(22年度)
国家備蓄石油の年度末現在高	5011 万 kL	5010 万 kL
国家備蓄石油の管理等の委託	53,528,626 千円	46,997,695 千円
石油備蓄事業補給金の交付	25,611,207 千円	25,779,174 千円
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対するエネルギー需給勘定運営費交付金の交付	98,007,455 千円	87,892,191 千円
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金の交付	68,677,900 千円	97,606,818 千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	439,038,829	439,037,486	1,342	—
22年度	373,228,551	373,224,440	—	4,111
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	420,731,678	373,149,893	7,512,159	40,069,625
22年度	358,474,739	317,648,272	13,179,135	27,647,331

不用額の主なものは、電源立地対策費(歳出予算現額 2553 億 6996 万余円)の 293 億 6996 万余円、電源利用対策費(同 298 億 8763 万余円)の 79 億 4909 万余円及び周辺地域整備資金へ繰入(同 15 億円)の 15 億円である。

(イ) 資金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	67,248,683	123,155,980

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付	96 地方公共団体 102,041,917 千円	99 地方公共団体 103,866,012 千円
独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	98,731,272 千円	104,468,111 千円
電源立地等推進対策交付金の交付	87,558,073 千円	10,706,930 千円

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	681,652,138	681,652,138	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	5,027,004,575	680,845,301	—	4,346,159,273

不用額は、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 5 兆 0100 億円)の 4 兆 3461 億 5927 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)
借入金現在額(市中金融機関)	300,000,000

(ウ) 資 金

区 分	23 年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	10,000,000

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 13 件((239) : 495 ページ、(243) : 497 ページ、(245) : 498 ページ、(250) : 501 ページ、(292)、(294)-(297) : 647 ページ、(299) : 651 ページ、(301) : 652 ページ、(303) : 655 ページ、(304) : 656 ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 23 年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	1,183,622,778	1,160,972,814	680,980	21,968,983
22 年度	1,161,621,921	1,138,623,218	996,115	22,002,587
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	1,140,012,453	1,072,091,541	1,058,743	66,862,168
22 年度	1,130,226,708	1,044,085,750	926,710	85,214,247

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 437 億 4254 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 7930 億 6102 万円)の 422 億 3492 万余円、社会復帰促進等事業費(同

1730億7767万余円)の75億2258万余円及び業務取扱費(同488億1500万余円)の54億0128万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)		22年度(千円)	
利 益	(うち徴収勘定より受入	1,180,332,522 828,591,754)	(うち徴収勘定より受入	1,141,229,689 787,819,848)
損 失	(うち保険給付費	1,253,335,398 750,761,863)	(うち保険給付費	1,235,269,924 744,395,769)
損 失 金		73,002,875		94,040,234
〔前年度繰越利益金		8,371,397,559		8,465,437,794〕
〔翌年度繰越利益金		8,298,394,683		8,371,397,559〕

(ウ) 積 立 金

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
積立金現在額	8,053,305,455	8,153,213,242

(エ) 主な業務実績

区 分	23年度	(22年度)
適用事業場数(年度末)	2,627,669事業場	2,622,356事業場
療養補償給付	208,854,919千円	201,221,437千円
休業補償給付	103,093,372千円	103,729,359千円
遺族補償年金	197,679,685千円	196,636,114千円
障害補償年金	145,000,720千円	147,230,151千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	2,726,258,871	2,711,855,595	365,365	14,037,910
22年度	2,787,922,015	2,779,239,909	306,425	8,375,680
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	4,197,977,431	2,411,761,790	1,985,952	1,784,229,687
22年度	4,188,408,153	2,488,893,975	623,001	1,698,891,176

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額530億1324万余円)の分である。また、不用額の主なものは、地域雇用機会創出等対策費(歳出予算現額1兆1796億0124万余円)の8685億3368万余円、失業等給付費(同2兆3238億4982万余円)の6695億2594万余円及び就職支援事業費(同637億5670万余円)の567億2656万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)		22年度(千円)	
利 益	(うち徴収勘定より受入	2,925,596,722 2,453,586,923)	(うち徴収勘定より受入	2,790,134,843 2,315,685,582)
損 失	(うち失業等給付費	2,742,825,431 1,654,323,885)	(うち失業等給付費	2,713,996,046 1,661,646,260)
利 益 金		182,771,291		76,138,796
〔前年度繰越利益金		6,319,263,114		6,127,835,549〕
〔翌年度繰越利益金		6,502,034,406		6,203,974,346〕

(ウ) 積 立 金 等

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
積立金現在額	5,574,602,227	5,210,007,790
雇用安定資金現在額	389,466,563	504,755,332

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年度	(22 年度)
被 保 険 者 数(年度末)	38,575,931 人	38,238,727 人
一 般 求 職 者 給 付	1,040,219,140 千円	1,105,997,889 千円
雇 用 継 続 給 付	436,031,653 千円	386,460,400 千円
就 職 促 進 給 付	104,857,369 千円	94,543,844 千円
雇 用 調 整 助 成 金	236,608,208 千円	324,924,238 千円
特定求職者雇用開発助成金	52,754,048 千円	40,789,580 千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	3,467,116,786	3,383,672,340	9,482,879	73,961,566
22 年度	3,281,035,474	3,194,108,115	11,232,580	75,694,778
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	3,317,520,070	3,294,334,659	—	23,185,410
22 年度	3,360,540,657	3,170,438,392	69,293	190,032,971

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 3 兆 3457 億 3522 万余円)の 666 億 4120 万余円及び雑収入(同 99 億 9378 万余円)の 71 億 8345 万余円である。また、不用額の主なものは、諸支出金(歳出予算現額 538 億 1382 万余円)の 189 億 3556 万余円及び業務取扱費(同 408 億 3635 万余円)の 41 億 4984 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	3,352,443,233	3,180,092,103
(うち保険料)	3,278,686,862	3,098,810,827
損 失	3,352,634,138	3,180,275,410
(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入)	828,591,754	787,819,848
(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入)	2,453,586,923	2,315,685,582
損 失 金	190,904	183,307
〔前年度繰越利益金〕	3,213,452	3,396,760
〔翌年度繰越利益金〕	3,022,548	3,213,452

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 14 件((42) : 225 ページ、(45) : 233 ページ、(46) : 235 ページ、(47) : 238 ページ、(50) : 253 ページ、(183)-(186) : 276 ページ、(188)-(192) : 278 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 3 件(299、311、336 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 2 件(341、343 ページ参照)を掲記した。

(8) 厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務並びに児童手当及び子ども手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当及び子ども手当、業務の 7 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 23 年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	23,917,635,991	23,917,073,514	110,525	451,950
22年度	23,003,212,853	23,002,569,429	169,664	473,759
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	22,190,030,524	20,900,804,599	—	1,289,225,924
22年度	22,278,585,641	20,536,881,774	—	1,741,703,866

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 18 兆 5436 億 2612 万余円)の 1 兆 1079 億 8351 万余円及び基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金(同 3 兆 4669 億 6534 万余円)の 23 億 0690 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)		22 年度(千円)	
利 益	21,451,658,181	(うち拠出金等収入 21,434,377,673)	21,101,800,601	(うち拠出金等収入 21,085,449,989)
損 失	20,901,021,759	(うち基礎年金給付費 17,435,642,607)	20,537,128,030	(うち基礎年金給付費 16,969,602,632)
利 益 金	550,636,421		564,672,571	
〔前年度繰越利益金	3,191,688,200		2,627,015,629	
〔翌年度繰越利益金	3,742,324,622		3,191,688,200	

(ウ) 積 立 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

(エ) 主な業務実績

区 分		23 年 度	(22 年 度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数	26,894 千人	25,778 千人
	支 給 額	17,435,642,607 千円	16,969,602,632 千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	4,679,594,518	4,673,063,660	2,721,121	3,809,736
22年度	4,713,641,494	4,704,967,209	4,585,107	4,089,177
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	4,767,802,458	4,639,797,787	—	128,004,670
22年度	4,629,745,947	4,465,780,553	—	163,965,393

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額 1 兆 3003 億 1732 万余円)の 1118 億 7559 万余円及び基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(同 3 兆 3183 億 4744 万余円)の 31 億 2385 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	5,539,744,096 (うち保険料 2,485,958,884) (うち一般会計より受入 1,865,320,125)	5,648,680,983 (うち保険料 2,601,132,970) (うち一般会計より受入 1,688,537,056)
損 失	5,580,522,241 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,315,223,585) (うち国民年金給付費 1,188,441,730)	5,439,880,516 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 2,983,621,107) (うち国民年金給付費 1,338,603,986)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 40,778,145	208,800,467
〔前年度繰越利益金	8,509,361,920	8,300,561,452〕
〔翌年度繰越利益金	8,468,583,774	8,509,361,920〕

(ウ) 積 立 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
積立金現在額	7,683,325,187 (うち運用寄託金現在額 7,323,525,187)	7,482,178,583 (うち運用寄託金現在額 7,194,778,583)

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
被保険者数(年度末)	28,822 千人	29,428 千人
老 齢 年 金 等 の 支 給	受給権者数 2,754 千人 支 給 額 1,188,441,730 千円	3,078 千人 1,338,603,986 千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	40,556,477,833	40,378,065,942	38,204,974	140,206,917
22 年度	40,629,724,232	40,405,594,296	41,096,792	183,033,143
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	41,164,431,257	39,747,303,044	—	1,417,128,212
22 年度	41,192,086,194	40,115,094,234	—	1,076,991,959

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 23 兆 6465 億 5300 万余円)の 379 億 7693 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 1386 億 9582 万余円及び雑収入(同 142 億 0874 万余円)の 15 億 1109 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 8872 億 6075 万余円)の 1 兆 1530 億 9361 万余円、基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(同 15 兆 9131 億 7262 万余円)の 129 億 7971 万余円及び諸支出金(同 160 億 7003 万余円)の 30 億 5487 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	34,859,575,025 (うち保険料 23,484,172,658)	34,270,599,670 (うち保険料 22,815,764,652)
損 失	40,079,742,880 (うち保険給付費 23,734,167,133)	40,560,242,164 (うち保険給付費 24,009,238,857)
損 失 金	5,220,167,855	6,289,642,493
〔前年度繰越利益金	119,196,745,074	125,486,387,568〕
〔翌年度繰越利益金	113,976,577,219	119,196,745,074〕

(ウ) 積 立 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
積立金現在額	107,883,189,876 (うち運用寄託金現在額 103,133,189,876)	113,162,160,560 (うち運用寄託金現在額 108,412,160,560)

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	34,514 千人	34,411 千人
老 齢 厚 生 年 金 等 の 支 給 受給権者数	33,034 千人	31,981 千人
支 給 額	23,627,094,818 千円	23,904,293,608 千円

エ 福祉年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	5,380,147	5,363,848	8,226	8,072
22 年度	6,397,991	6,381,960	5,699	10,331
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	5,983,953	5,319,365	—	664,587
22 年度	8,963,087	6,351,338	—	2,611,748

(イ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
老 齢 福 祉 年 金 の 支 給 受給権者数	5 千人	8 千人
支 給 額	1,676,492 千円	2,643,720 千円

オ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	9,214,467,328	9,114,856,446	19,490,865	80,120,016
22 年度	8,920,907,514	8,795,990,881	20,633,208	104,283,424
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	8,804,284,797	8,791,829,647	—	12,455,149
22 年度	8,632,841,905	8,613,318,210	—	19,523,694

不納欠損額及び収納未済歳入額は全て保険料収入(徴収決定済額 7 兆 5444 億 3587 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1 兆 4984 億 1734 万余円)の 124 億 5466 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	7,465,362,451	7,337,218,832
損 失	7,457,230,417	7,320,858,718
(うち保険料)	7,334,179,427	7,186,121,496
(うち保険料等交付金)	7,289,337,671	7,107,699,912
利 益 金	131,183,023	151,097,336
〔前年度繰越損失金〕	1,124,192,778	1,275,290,115
〔翌年度繰越損失金〕	993,009,755	1,124,192,778

(ウ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
保険料等交付金の交付	7,289,337,671 千円	7,107,699,912 千円

カ 児童手当及び子ども手当勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	1,920,168,171	1,918,718,560	299,533	1,150,078
22年度	1,762,185,476	1,760,348,824	303,305	1,533,346
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	1,917,404,210	1,896,296,808	537,088	20,570,314
22年度	1,768,860,774	1,762,755,649	313,788	5,791,336

不用額の主なものは、児童育成事業費(歳出予算現額 727 億 5761 万余円)の 123 億 9807 万余円、児童手当及子ども手当交付金(同 1 兆 8289 億 3019 万余円)の 23 億 2888 万余円及び業務取扱費(同 116 億 9064 万余円)の 18 億 4015 万余円である。

(イ) 積立金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
積立金現在額	22,497,881	79,324,841

(ウ) 主な業務実績

区分	23年度	(22年度)
子ども手当の交付 交付対象子ども数	16,215 千人	16,279 千人
交付額	2,379,611,387 千円	2,081,721,763 千円

キ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	560,095,885	519,999,787	12,618,687	27,477,411
22年度	549,614,859	508,404,719	18,279,840	22,930,299
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	453,536,896	437,129,724	—	16,407,172
22年度	455,294,001	435,804,275	25	19,489,700

不納欠損額及び収納未済歳入額は全て雑収入(徴収決定済額 1089 億 2485 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、社会保険オンラインシステム費(歳出予算現額 681 億 9316 万余円)の 96 億 8088 万余円及び業務取扱費(同 419 億 3963 万余円)の 67 億 1429 万余円である。

(イ) 損益

区分	23年度(千円)	22年度(千円)
利益	490,583,963	490,552,347
(うち一般会計より受入)	187,289,817	211,518,740
損失	478,874,745	495,159,336
(うち日本年金機構運営費)	342,464,082	305,839,028
利益金 (△損失金)	11,709,218	△ 4,606,989
〔前年度繰越利益金〕	212,616,067	217,241,244
〔翌年度繰越利益金〕	224,325,285	212,616,067

(ウ) 資金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
特別保健福祉事業資金現在額	5,322	552,917

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 3 件((43) : 228 ページ、(48) : 240 ページ、(49) : 243 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(294、305 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(346 ページ参照)を掲記した。

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理、業務、調整及び国営土地改良事業の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の23年度の歳入歳出決算、損益、借入金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

ア 農業経営基盤強化勘定

この勘定は、農業経営基盤の強化に資するための農地等の買収、売払い等及び農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等並びに青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	34,139,089	33,669,520	11,444	458,124
22年度	28,680,673	28,140,145	26,531	513,996
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	17,191,852	7,137,263	—	10,054,589
22年度	9,249,206	5,108,564	2,784	4,137,856

不用額の主なものは、農業経営基盤強化事業費(歳出予算現額170億6441万余円)の99億8788万余円である。

(イ) 損益

区分	23年度(千円)	22年度(千円)
利益	22,894,997	10,519,739
(うち農業改良資金貸付金納付金)	3,704,121	3,476,668
損失	6,523,300	4,266,058
(うち農地保有合理化促進費)	4,072,561	2,643,561
利益金	16,371,696	6,253,681
前年度繰越利益金	2,459,304	—
前年度繰越損失金	—	3,794,376
翌年度繰越利益金	18,831,001	2,459,304

(ウ) 主な業務実績

区分	23年度	(22年度)
(農地等の売払い等のうちの主なもの)		
農地等の売払い等	518千㎡	294千㎡
農地等の貸付け	1,835千㎡	1,926千㎡
(注) 年度末所有農地等	42,908千㎡	43,427千㎡
(農地保有合理化促進対策費補助金の交付のうちの主なもの)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	448,373千円	703,322千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	237,209千円	531,192千円
(就農支援資金)		
都道府県に対する就農支援資金政府貸付金の貸付け	616,301千円	842,048千円

(注) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積である。

イ 農業経営安定勘定

〔 この勘定は、農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金及び農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	274,468,471	274,468,471	—	—
22年度	233,607,814	233,607,814	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	272,990,214	152,225,834	—	120,764,379
22年度	233,041,332	142,969,065	84,279	89,987,987

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額 2717 億 3417 万余円)の 1197 億 0314 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	196,119,090 (うち調整勘定より受入 94,678,646)	163,547,419 (うち調整勘定より受入 62,223,051)
損 失	152,225,834 (うち農業経営安定事業費 152,031,022)	142,969,065 (うち農業経営安定事業費 142,713,558)
利 益 金	43,893,256	20,578,353
〔前年度繰越利益金〕	99,664,439	79,086,086
〔翌年度繰越利益金〕	143,557,696	99,664,439

(ウ) 主な業務実績

区 分	23年度	(22年度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	145,676,744 千円	128,262,436 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付	6,229,497 千円	14,153,701 千円

ウ 米管理勘定

〔 この勘定は、国内米の備蓄に伴う売買等及び輸入米の売買に伴う事業に係る経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	418,285,016	416,107,889	136,928	2,040,198
22年度	443,172,654	440,682,457	—	2,490,196
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	603,671,752	408,521,734	228,143	194,921,874
22年度	722,106,286	420,284,050	18,138,023	283,684,211

不用額の主なものは、返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 3765 億 9718 万余円)の 963 億 1532 万余円、米買入費(同 1422 億 1660 万余円)の 462 億 7792 万余円及び米管理費(同 448 億 5795 万余円)の 123 億 2862 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	48,634,033 (うち売上高 46,367,445)	45,599,870 (うち売上高 40,965,024)
損 失	132,775,430 (うち売上原価 101,458,111) (うち事業管理費 28,462,769)	154,951,102 (うち売上原価 125,134,911) (うち事業管理費 24,567,635)
損 失 金 (損失金の処理)	84,141,397 (調整勘定へ移し整理)	109,351,231 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
米 穀 買 入 れ	98 万 t	66 万 t
売 渡 し	91 万 t	74 万 t
年 度 末 在 庫	178 万 t	176 万 t

エ 麦管理勘定

〔この勘定は、輸入麦等の売買等に伴う事業に係る経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	390,379,087	370,009,273	—	20,369,813
22 年度	347,516,742	332,536,366	—	14,980,376
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	574,191,500	366,303,218	—	207,888,282
22 年度	549,298,733	317,250,932	10,656,829	221,390,970

収納未済歳入額は全て麦売払代(徴収決定済額 3896 億 6571 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、麦買入費(歳出予算現額 3728 億 5357 万余円)の 1091 億 9157 万余円及び返還金等他勘定へ繰入(同 1208 億 1355 万余円)の 227 億 3882 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	375,396,478	315,163,961
(うち食糧麦売上高)	329,400,446	284,298,705
損 失	365,198,722	310,181,577
(うち食糧麦売上原価)	231,895,395	193,786,838
(うち輸入飼料売上原価)	46,058,225	28,930,927
利 益 金 (利益金の処理)	10,197,755 (調整勘定へ移し整理)	4,982,383 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
麦 類 買 入 れ	741 万 t	639 万 t
売 渡 し	741 万 t	723 万 t
年 度 末 在 庫	0 万 t	0 万 t
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	4,473,786 千円	1,716,954 千円

オ 業務勘定

〔この勘定は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定の各事業勘定に共通する事務人件費に係る経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	5,532,726	5,532,672	—	54
22 年度	9,189,826	9,189,802	—	24
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	6,128,653	5,532,672	—	595,981
22 年度	12,002,062	9,189,763	38	2,812,259

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	6,050,562 (うち麦管理勘定より業務経費受入 5,145,948)	9,221,675 (うち麦管理勘定より業務経費受入 5,189,866)
損 失	6,174,820 (うち事務取扱費 5,436,104)	10,288,541 (うち事務取扱費 8,449,601)
損 失 金 (損失金の処理)	124,258 (調整勘定へ移し整理)	1,066,866 (調整勘定へ移し整理)

カ 調整勘定

この勘定は、各事業勘定が必要とする資金の手当(一般会計の受入、食糧証券の発行、各事業勘定で生じた決算剰余金の集約等による資金の調達と返済)を一括して行うとともに、米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損益を移し受けて整理する機能を有しているものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	916,719,869	916,719,869	—	—
22年度	939,865,780	939,865,780	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	1,256,833,203	865,298,161	—	391,535,041
22年度	1,438,843,684	911,365,970	—	527,477,713

不用額は、主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 8374 億 8344 万余円)の 3034 億 3475 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 4193 億 4976 万余円)の 881 億 0029 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、23年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 514 億 2170 万余円のうち、24年度の予算総則第12条に定める金額 230 億 3158 万円を、24年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	94,942,751 (うち一般会計より受入 94,678,646)	62,579,796 (うち一般会計より受入 62,223,051)
損 失	94,942,751 (うち農業経営安定勘定へ繰入 94,678,646)	62,579,796 (うち農業経営安定勘定へ繰入 62,223,051)

(ウ) 調整資金の増減額

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
年度首資金	112,043,577	141,979,291
本年度受入額	85,000,000	75,500,000
本年度損失整理	△ 74,067,900	△ 105,435,714
損失整理後の現在額	122,975,676	112,043,577

(エ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
繰越債務額	331,000,000	352,000,000
本年度発行額	991,000,000	1,080,000,000
本年度償還額	1,046,000,000	1,101,000,000
年度末現在額	276,000,000	331,000,000

キ 国営土地改良事業勘定

〔この勘定は、未完了借入事業の工事に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	57,302,650	56,894,567	—	408,083
22年度	79,890,010	79,890,010	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	68,657,996	55,033,863	9,355,649	4,268,482
22年度	84,857,703	73,292,102	8,933,495	2,632,105

(イ) 借入金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	46,101,364	41,289,195

(ウ) 主な業務実績

区分	23年度	(22年度)
かんがい排水事業	36地区	39地区
総合農地防災事業	2地区	3地区
農用地再編整備事業	1地区	1地区

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項3件((195)：361ページ、(203)：372ページ、(237)：405ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(169ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項4件(471、474、477、480ページ参照)を掲記した。

(10) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が行う農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の23年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 再保険金支払基金勘定

〔この勘定は、異常災害の発生に伴う農業勘定等における再保険金支払財源の不足に充てるための一般会計からの受入金に関する経理を行うものである。〕

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	25,678,140	25,678,140	—	—
22年度	25,803,222	25,803,222	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	16,882,662	—	—	16,882,662
22年度	25,795,795	12,435,693	—	13,360,102

不用額は全て再保険金支払財源他勘定へ繰入(歳出予算現額168億8266万余円)の分である。

イ 農業勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による水稲、陸稲、麦、畑作物及び蚕繭の減収等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、次のものを再保険する事業に関する経理を行うものである。

① 水稲、陸稲及び麦については通常の災害を超える損害のうち農業共済組合連合会の負担分を超える部分の全額

② 畑作物及び蚕繭については通常の災害を超える損害の一定の割合

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	22,830,570	22,830,570	—	—
22年度	31,362,718	31,362,718	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	32,367,547	18,279,757	—	14,087,789
22年度	37,866,299	30,751,158	—	7,115,140

不用額の主なものは農業再保険費及交付金(歳出予算現額 229 億 6754 万余円)の 46 億 8778 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 94 億円ある。)

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	22,830,570	19,064,990
(うち再保険料)	15,480,639	13,480,601
損 失	18,400,418	30,867,510
(うち再保険金)	11,105,773	25,349,734
利 益 金 (△ 損 失 金)	4,430,151	△ 11,802,520
〔前年度繰越利益金〕	55,417,091	67,219,611
〔翌年度繰越利益金〕	59,847,242	55,417,091

(ウ) 積 立 金

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
積立金現在額	55,417,091	67,219,611

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(共 済 引 受)		
水稲	147 万 ha	150 万 ha
畑作物	27 万 ha	26 万 ha
麦	26 万 ha	25 万 ha
(再保険金支払)		
麦	6,192,376 千円	17,076,403 千円
畑作物	4,817,042 千円	7,778,467 千円
水稲	93,112 千円	481,464 千円

ウ 家畜勘定

この勘定は、農業者が、家畜の死亡、疾病等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、伝染病等による異常事故については損害の全額を、また、それ以外の事故については損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	37,969,770	37,969,770	—	—
22年度	41,331,094	41,331,094	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	35,535,819	28,546,419	—	6,989,399
22年度	36,994,870	31,236,151	—	5,758,718

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	37,966,338 (うち再保険料 18,853,494)	41,328,611 (うち再保険料 20,424,080)
損 失	39,024,043 (うち再保険金 19,793,532)	41,532,909 (うち再保険金 22,167,496)
損 失 金	1,057,705	204,297
〔前年度繰越利益金	39,538,506	39,742,804〕
〔翌年度繰越利益金	38,480,801	39,538,506〕

(ウ) 積 立 金

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
積立金現在額	39,531,406	39,733,221

(エ) 主な業務実績

区 分	23年 度	(22年 度)
(共 済 引 受)		
牛	462万頭	473万頭
肉豚	166万頭	175万頭
種豚	20万頭	19万頭
馬	2万頭	2万頭
(再保険金支払)		
牛	18,557,213千円	20,671,082千円
肉豚	723,041千円	872,781千円
馬	305,223千円	334,790千円
種豚	208,054千円	288,842千円

エ 果樹勘定

〔 この勘定は、農業者が、風水害等による果実の減収、樹体の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	4,166,056	4,166,056	—	—
22年度	4,893,349	4,893,349	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	9,355,828	2,174,309	—	7,181,518
22年度	9,431,557	3,267,131	—	6,164,425

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	4,252,613	4,755,384
(うち再保険料)	1,953,603	2,193,336
損 失	3,619,468	4,979,906
(うち再保険金)	1,609,699	2,718,472
利 益 金 (△ 損 失 金)	633,144	△ 224,521
〔前年度繰越損失金〕	27,513,868	27,289,346
〔翌年度繰越損失金〕	26,880,723	27,513,868

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(共 済 引 受)		
うんしゅうみかん	964 万本	1003 万本
りんご	332 万本	342 万本
いよかん	197 万本	215 万本
指定かんきつ	155 万本	163 万本
なし	150 万本	157 万本
(再保険金支払)		
なし	478,029 千円	719,969 千円
うめ	226,488 千円	535,913 千円
かき	207,916 千円	351,761 千円
うんしゅうみかん	189,398 千円	704,671 千円
りんご	142,416 千円	91,972 千円

オ 園芸施設勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による園芸施設の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、損害の一定の割合を、また、同連合会の事業年度ごとに通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	3,841,149	3,841,149	—	—
22 年度	3,954,382	3,954,382	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	4,896,181	2,773,899	—	2,122,281
22 年度	4,964,375	2,655,118	—	2,309,256

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	3,841,149	3,954,382
(うち再保険料)	901,718	929,309
損 失	3,486,911	3,930,628
(うち再保険金)	1,127,876	958,798
利 益 金	354,237	23,753
〔前年度繰越利益金〕	17,534,530	17,510,777
〔翌年度繰越利益金〕	17,888,768	17,534,530

(ウ) 積 立 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
積立金現在額	17,534,530	17,510,777

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(共 済 引 受)		
園芸施設	64 万棟	65 万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	1,127,876 千円	958,798 千円

カ 業務勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	909,362	909,362	—	—
22 年度	968,340	968,340	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	1,040,136	909,361	—	130,775
22 年度	1,122,975	968,333	6	154,634

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 1 件((196) : 364 ページ参照)を掲記した。

(11) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 23 年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	9,613,771	9,613,771	—	—
22 年度	10,126,121	10,126,121	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	4,600,309	1,667,839	—	2,932,469
22 年度	4,810,810	1,678,769	—	3,132,040

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	9,613,771	10,126,121
(うち保険料)	2,311,101	2,417,631
損 失	8,276,627	8,756,846
(うち保険金)	561,825	455,878
利 益 金	1,337,143	1,369,275
〔前年度繰越利益金〕	18,730,952	17,361,676
〔翌年度繰越利益金〕	20,068,095	18,730,952

(ウ) 積 立 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
積立金現在額	18,730,952	17,361,676

(エ) 主な業務実績

区 分		23 年 度	(22 年 度)
(保険引受)			
件	数	132,750 件	135,861 件
面	積	963,121 ha	968,562 ha
金	額	1,680,233,223 千円	2,009,439,857 千円
(保険金支払)			
件	数	1,798 件	2,419 件
面	積	709 ha	611 ha
金	額	561,825 千円	455,878 千円

(12) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の23年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	462,332,665	461,196,873	99,767	1,036,024
22 年度	459,211,907	458,138,022	10,830	1,063,054
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	509,178,375	460,639,323	38,680,418	9,858,633
22 年度	503,737,389	457,417,969	38,491,594	7,827,826

翌年度繰越額の主なものは、東日本大震災復旧・復興治山事業費(歳出予算現額 126 億 9438 万余円)の 96 億 5446 万余円、国有林野事業費(同 897 億 0606 万余円)の 92 億 7359 万余円及び国有林野森林整備事業費(同 632 億 3809 万余円)の 70 億 3633 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	120,673,309	123,339,847
(うち売上高)	22,069,317)	(うち売上高 22,392,591)
損 失	144,397,541	146,933,291
(うち経営費)	47,385,234)	(うち経営費 47,024,405)
損 失 金	23,724,231	23,593,443
〔前年度繰越損失金	444,617,163	421,023,719〕
〔翌年度繰越損失金	468,341,394	444,617,163〕

(ウ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,276,185,873	1,278,262,933

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
立 木 売 払 い	798 千 m ³	803 千 m ³
製 品 売 払 い	2,127 千 m ³	1,983 千 m ³
立 木 の 保 育	96 千 ha	117 千 ha
林 道 改 良	904 km	954 km
直 轄 治 山 事 業	1,131 か所	955 か所

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(412 ページ参照)を掲記した。

(13) 農林水産省所管 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が行う普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の23年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 漁船普通保険勘定

この勘定は、戦乱等以外の事故により、1,000トン未満の漁船やこれに積載した漁獲物等が受けた損害及び1,000トン未満の漁船の運航に伴って生じた損害の賠償等について、漁船保険中央会が漁船保険組合に負う再保険責任のうち同中央会の負担分を超える額を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	81,341,158	81,341,158	—	—
22年度	5,735,592	5,735,592	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	82,085,045	39,106,372	—	42,978,672
22年度	6,317,352	5,612,752	—	704,599

不用額の主なものは、漁船再保険費及交付金(歳出予算現額817億8504万余円)の426億7867万余円である。

(イ) 損益

区分	23年度(千円)	22年度(千円)
利益	54,286,649	5,735,592
損失	86,246	73,744
損失金	81,341,158	54,730,962
	34,026,236	708
	42,194,718	49,085,241
	27,054,509	48,995,370
前年度繰越利益金	—	10,997,616
前年度繰越損失金	37,997,753	—
翌年度繰越損失金	65,052,262	37,997,753

(ウ) 積立金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
積立金現在額	—	10,997,616

(注) 22年度末積立金現在額109億9761万余円は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)の規定により23年度の再保険金の支払財源に充てるため、同年度の歳入に繰り入れた。

(エ) 主な業務実績

区分	23年度	(22年度)
(保険引受)		
件数	347,055件	374,014件
再保険金額	51,647,713,198千円	44,797,035,007千円
(保険金支払)		
損害再保険金	34,026,236千円	708千円

イ 漁船特殊保険勘定

〔 この勘定は、1,000トン未満の漁船が戦乱等による事故により損害を受けた場合に、漁船保険組合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	19,742	19,742	—	—
22年度	18,947	18,947	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
23年度	269,223	—	—	269,223
22年度	269,223	—	—	269,223

(イ) 損益

区分	23年度(千円)	22年度(千円)
利益	19,968 (うち再保険料 10,904)	19,165 (うち再保険料 13,342)
損失	710	642
利益金	19,258	18,523
〔前年度繰越利益金〕	4,344,735	4,326,211
〔翌年度繰越利益金〕	4,363,993	4,344,735

(ウ) 積立金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
積立金現在額	4,344,102	4,325,797

(エ) 主な業務実績

区分	23年度	(22年度)
(保険引受)		
件数	280件	301件
再保険金額	30,839,994千円	36,076,410千円

ウ 漁船乗組員給与保険勘定

〔 この勘定は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払について、漁船保険組合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	2,891	2,891	—	—
22年度	2,366	2,366	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
23年度	42,520	—	—	42,520
22年度	42,520	—	—	42,520

(イ) 損益

区分	23年度(千円)	22年度(千円)
利益	2,922 (うち再保険料 532)	2,385 (うち再保険料 577)
損失	58	44
利益金	2,864	2,341
〔前年度繰越利益金〕	1,296,421	1,294,079
〔翌年度繰越利益金〕	1,299,286	1,296,421

(ウ) 積立金

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
積立金現在額	1,296,372	1,294,049

(エ) 主な業務実績

区 分	23年度	(22年度)
(保険引受)		
件 数	200件	193件
再 保 険 金 額	595,213千円	629,100千円

エ 漁業共済保険勘定

この勘定は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失について漁業共済組合連合会が漁業共済組合に対して負う再共済責任等のうち、同連合会の負担分を超える額を保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	20,787,621	20,787,621	—	—
22年度	7,714,239	7,714,239	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	30,824,308	20,131,938	—	10,692,369
22年度	8,425,587	7,606,304	—	819,282

不用額の主なものは、漁業共済保険費及交付金(歳出予算現額306億2430万余円)の104億9236万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	28,606,364	14,599,400
(うち保険料)	3,300,381	2,665,609
損 失	27,745,665	28,254,563
(うち保険金)	15,474,214	2,774,258
(うち漁業共済組合連合会交付金)	4,657,724	4,832,046
(うち次年度繰越支払備金)	6,318,784	19,470,665
利 益 金 (△ 損 失 金)	860,699	△ 13,655,163
〔前年度繰越損失金〕	42,607,794	28,952,631
〔翌年度繰越損失金〕	41,747,094	42,607,794

(ウ) 主な業務実績

区 分	23年度	(22年度)
(保険引受)		
件 数	47,158件	65,579件
再 共 済 金 額	459,415,089千円	410,113,421千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	3,014,929千円	599,860千円
養殖共済保険金	3,758,592千円	660,000千円
特定養殖共済保険金	3,994,173千円	1,147,369千円
漁業施設共済保険金	4,706,521千円	367,029千円
計	15,474,214千円	2,774,258千円

オ 業務勘定

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	748,420	748,420	—	—
22年度	821,970	821,970	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	784,798	748,420	—	36,378
22年度	880,330	821,967	2	58,359

(14) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、貿易保険の再保険に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の23年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	43,566,305	43,566,305	—	—
22年度	91,108,234	91,055,864	—	52,370
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
23年度	171,202,809	4,216,440	—	166,986,368
22年度	200,510,292	58,801,789	2	141,708,500

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額 1614 億 8864 万余円)の 1578 億 4609 万余円である。

(イ) 損益

区分	23年度(千円)	22年度(千円)
利益	124,150,434 (うち再保険料 28,450,216)	100,255,289 (うち再保険料 26,545,274)
損失	124,150,434 (うち再保険金 2,404,498) (うち異常危険準備金繰入 45,882,429)	100,255,289 (うち再保険金 8,067,361) (うち異常危険準備金繰入 —)

(ウ) 異常危険準備金

区分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
異常危険準備金現在額	545,216,596	499,334,166

(エ) 主な業務実績

区分	23年度	(22年度)
再保険引受件数	243,227件	262,410件
引受再保険金額	11,989,559,073千円	12,551,252,532千円
再保険支払件数	38件	141件
支払再保険金額	2,404,498千円	8,067,361千円

(15) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の23年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	316,763,685	316,760,324	3,102	259
22年度	310,869,176	310,865,170	—	4,005
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	117,742,656	105,975,470	2,169,908	9,597,277
22年度	119,715,016	109,291,928	2,340,110	8,082,977

(イ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(特許権)		
出願の受理	345,392 件	341,226 件
審査請求の受理	251,993 件	251,228 件
審 査	366,141 件	378,444 件
(実用新案権)		
出願の受理	8,039 件	8,279 件
(意匠権)		
出願の受理	30,865 件	31,082 件
審 査	31,887 件	30,919 件
(商標権)		
出願の受理	110,222 件	110,509 件
審 査	183,250 件	202,752 件

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項1件((238):491ページ参照)を掲記した。

(16) 国土交通省所管 社会資本整備事業特別会計

この特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、治水、道路整備、港湾、空港整備及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の23年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 治水勘定

〔 この勘定は、国が施行する直轄治水事業、都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	902,614,529	892,237,530	2,569	10,374,429
22年度	1,077,396,690	1,077,385,750	5,471	5,468
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	1,072,748,257	813,615,768	236,837,316	22,295,172
22年度	1,191,984,546	982,127,574	178,816,605	31,040,366

収納未済歳入額は全て雑収入(徴収決定済額347億2826万余円)の分である。翌年度繰越額の主なものは、河川整備事業費(歳出予算現額4848億7475万余円)の884億5069万余円、東日本大震災復旧・復興河川整備事業費(同709億5791万余円)の598億0275万余円及び多目的ダム建設事業費(同1292億7645万余円)の343億6224万余円である。また、不用額の主なものは、業務取扱費業務勘定へ繰入(同928億6564万余円)の121億2779万余円、河川整備事業費の47億4864万余円及び受託工事費(同199億0783万余円)の20億2858万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	23 年 度		(22 年 度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河 川 改 修	117 河川	7 河川	117 河川	67 河川
河 川 総 合 開 発	14 ダム	65 ダム	15 ダム	73 ダム
砂 防 施 設 の 整 備	34 水系	8 流域	34 水系	84 流域
特定多目的ダム建設	21 ダム	—	25 ダム	—

イ 道路整備勘定

この勘定は、国が施行する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに道路の整備に関する事業についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	2,213,723,487	2,201,086,633	97,218	12,539,635
22 年度	2,469,589,543	2,469,276,145	99,654	213,743
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	2,671,196,981	2,049,058,237	566,477,109	55,661,634
22 年度	2,813,408,059	2,170,657,860	575,562,728	67,187,469

収納未済歳入額の主なものは、雑収入(徴収決定済額 394 億 2311 万余円)の 124 億 0909 万余円である。翌年度繰越額の主なものは、地域連携道路事業費(歳出予算現額 7250 億 3122 万余円)の 1366 億 2575 万余円、道路交通安全対策事業費(同 4735 億 7777 万余円)の 852 億 6711 万余円、道路交通円滑化事業費(同 3853 億 7052 万余円)の 832 億 4129 万余円及び東日本大震災復旧・復興地域連携道路事業費(同 1111 億 5600 万余円)の 817 億 3785 万余円である。また、不用額の主なものは、地方道路整備臨時貸付金(同 868 億 6330 万余円)の 364 億 2072 万円、受託工事費(同 413 億 9899 万余円)の 38 億 0006 万余円及び地域連携道路事業費の 37 億 2380 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(直轄事業)		
高速自動車国道の整備	12 路線	12 路線
一般国道の改築 (うち大規模バイパスの 新設)	160 路線 (47 か所)	162 路線 (48 か所)
共同溝の整備	11 路線	11 路線
(補助事業)		
一般国道の改築	45 路線	130 路線
地方道の改築	85 か所	68 か所
街路事業	5 か所	51 か所
土地区画整理事業	5 か所	26 か所

ウ 港湾勘定

この勘定は、国が施行する港湾整備事業に関する経理及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	260,827,348	260,609,845	—	217,503
22 年度	376,238,610	376,200,553	1,592	36,464
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	300,717,414	237,563,311	61,869,803	1,284,300
22 年度	408,680,887	345,020,521	56,665,802	6,994,562

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 2168 億 1785 万余円)の 455 億 9569 万余円、東日本大震災復旧・復興港湾事業費(同 128 億 5944 万余円)の 93 億 7624 万余円及び業務取扱費業務勘定へ繰入(同 222 億 7155 万余円)の 13 億 8411 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(直轄事業)		
港 湾 の 整 備	115 港	119 港
航 路 の 整 備	16 航路	16 航路
(補助事業)		
港 湾 の 整 備	70 港	146 港

エ 空港整備勘定

この勘定は、空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に係る事業等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	347,134,915	347,017,285	15,326	102,302
22 年度	497,482,209	497,384,031	5,403	92,774
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	375,829,647	325,412,216	29,022,140	21,395,290
22 年度	517,995,634	470,930,829	18,970,458	28,094,346

翌年度繰越額の主なものは、空港等災害復旧事業費(歳出予算現額 193 億 4414 万余円)の 86 億 5509 万余円、空港整備事業費(同 473 億 2856 万余円)の 82 億 4803 万余円及び東日本大震災復旧・復興空港整備事業費(同 57 億 8189 万余円)の 55 億 8720 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1486 億 9140 万余円)の 138 億 1711 万余円、空港等災害復旧事業費の 33 億 5037 万余円及び空港整備事業費の 24 億 3409 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	927,460,594	1,011,410,722

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	1 空港	2 空港
(補助事業)		
滑走路の新設及び延長	1 空港	1 空港

オ 業務勘定

この勘定は、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定の各事業及び都市開発資金の貸付けの業務取扱いに関する人件費等の諸費、都市開発資金の貸付けに係る貸付金等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	247,186,695	244,129,089	543	3,057,062
22 年度	277,458,354	277,457,542	—	811
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	269,151,701	225,618,651	15,408,701	28,124,349
22 年度	274,710,600	226,243,641	12,198,145	36,268,814

翌年度繰越額は全て業務取扱費(歳出予算現額 2532 億 4638 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、業務取扱費の 228 億 1226 万余円及び都市開発資金貸付金(同 106 億 5400 万円)の 52 億 1200 万円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、23 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 185 億 1043 万余円のうち、24 年度の予算総則第 12 条に定める金額 38 億 2169 万余円を、24 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益(都市開発資金の貸付に係るもの)

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	272,275	341,570
損 失	127,786	188,984
利 益 金	144,488	152,586
〔前年度繰越損失金	1,770,045	1,922,631〕
〔翌年度繰越損失金	1,625,556	1,770,045〕

(ウ) 借入金(都市開発資金の貸付に係るもの)

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	7,839,465	12,222,287

(エ) 主な業務実績(都市開発資金の貸付に係るもの)

a 貸付実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
(地方公共団体貸付)		
都市公共施設用地買取資 金貸付	件 数 14 件	11 件
	面 積 33,394 m ²	57,211 m ²
	金 額 3,388,000 千円	2,696,000 千円

b 貸付金回収

金 額	23 年 度	(22 年 度)
	17,842,026 千円	16,710,859 千円

c 貸付金現在額

金 額	23 年 度 末	(22 年 度 末)
	163,270,644 千円	175,670,670 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 9 件((254) : 522 ページ、(256) : 527 ページ、(257) : 529 ページ、(267) : 537 ページ、(268) : 538 ページ、(272) : 546 ページ、(283) : 551 ページ、(288) : 555 ページ、(289) : 556 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 9 件(169、557、571、577、580、583、586、591、613 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 2 件(627、631 ページ参照)を掲記した。

(17) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録及び自動車事故対策の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 23 年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

この勘定は、自動車損害賠償保障事業(保有者が明らかでない自動車によって生命、身体を害されて損害賠償の請求をすることのできない被害者の受けた損害を国が填補するなどの事業)に関する経理、経過措置としての再保険事業等(自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業)に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	66,811,633	64,658,467	254,073	1,899,093
22年度	69,806,751	67,461,835	299,344	2,045,571
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	8,686,585	6,853,092	—	1,833,492
22年度	10,762,165	8,448,498	—	2,313,666

(イ) 損 益

区 分	23年度(千円)	22年度(千円)
利 益	10,646,578 (うち前年度繰越支払備金 4,316,704) (うち賦課金 2,194,902)	11,113,233 (うち前年度繰越支払備金 5,072,856) (うち賦課金 1,957,847)
損 失	12,284,980 (うち保障金 2,893,945) (うち次年度繰越支払備金 2,781,393)	15,245,492 (うち保障金 2,804,096) (うち次年度繰越支払備金 4,316,704)
利 益 金 (△ 損 失 金) (利益金又は損 失金の処理)	△ 1,638,402 (翌年度に繰越利益として整理 482,709) (翌年度に基金を減額して整理 △ 2,121,111)	△ 4,132,259 (翌年度に繰越利益を減額して整理 △ 335,683) (翌年度に基金を減額して整理 △ 3,796,575)

(ウ) 繰 越 金

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
繰越利益の額	115,269,597	115,605,281

(エ) 基 金

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
基金残額	21,097,638	24,894,214

(オ) 主な業務実績

区 分	23年度	(22年度)
保障金等の支払	2,100 件 2,893,945 千円	2,012 件 2,804,096 千円
〔経過措置としての保険契 約及び保険金支払〕		
再保険及び保険関係の成 立	2 件 40 千円	14 件 139 千円
再保険金及び保険金の支 払	1,046 件 2,662,706 千円	1,743 件 3,989,056 千円

イ 自動車検査登録勘定

〔この勘定は、自動車検査登録等事務(自動車の検査、登録等)に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23年度	41,031,471	41,030,841	—	629
22年度	42,627,265	42,627,254	—	10
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23年度	38,416,925	35,588,032	97,446	2,731,446
22年度	40,407,944	36,618,617	58,441	3,730,885

(イ) 主な業務実績

区 分	23 年度	(22 年度)
自動車の検査 (うち有料分)	25,837 千件 (25,783 千件)	26,375 千件 (26,328 千件)
自動車の登録 (うち有料分)	14,970 千件 (14,699 千件)	15,493 千件 (14,903 千件)

ウ 自動車事故対策勘定

〔 この勘定は、自動車事故対策事業(被害者保護の増進又は自動車事故防止対策に関する事業)に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
23 年度	13,246,376	13,246,376	—	—
22 年度	13,803,126	13,803,126	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
23 年度	13,507,107	12,943,653	—	563,453
22 年度	13,747,367	13,202,436	43,679	501,251

(イ) 損 益

区 分	23 年度(千円)	22 年度(千円)
利 益	3,655,686 (うち利子収入 3,539,282)	3,772,066 (うち利子収入 3,663,854)
損 失	12,947,117 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金 7,143,714)	13,204,400 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金 7,420,024)
損 失 金 (損失金の処理)	9,291,431 (翌年度に基金を減額して整理)	9,432,333 (翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
基金残額	693,049,579	702,481,913

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年度	(22 年度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	1,887 件 12,742,974 千円	1,340 件 13,006,372 千円

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成23年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ及び支払は次のとおりである。

受 入 れ	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
23年度	53,301,348,884	52,335,794,473	118,958,287	846,596,123
22年度	52,445,408,673	51,385,993,280	131,189,433	928,225,958
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
23年度	8,740,394,551		42,866,268,965	
22年度	9,155,835,788		41,566,392,505	

上記歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	42,078,835,233
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	627,294,696
国債整理基金特別会計組入金	159,542,388

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	36,294,963	16,328,917,378
源泉所得税受入金	28,509,014	12,907,601,892
申告所得税受入金	23,350,809	2,677,821,050
法人税受入金	19,970,881	10,349,414,327
相続税受入金	8,496,357	1,587,434,573
消費税受入金	2,100,158	3,242,570
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	364,327,516	16,328,917,378
揮発油税及地方揮発油税受入金	245,933,040	3,177,718,333

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆4009億3176万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成23年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
23年7月末資金現在額	—
23年8月1日から24年7月31日までの資金増	—
23年8月1日から24年7月31日までの資金減	—
24年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成23年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	23年度(千円)	22年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入れ)	668,319,938	595,463,213
	貨幣発行高	183,395,088	221,434,120
	運用益	1,907,710	1,947,108
	地金売払代	2,666,130	3,112,746
	計	187,968,929	226,493,974
	(払出し)		
貨幣回収高	223,185,400	153,637,250	
計	223,185,400	153,637,250	
	差引現在額	633,103,466	668,319,938
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入れ)	201,078,347	193,931,850
	回収貨幣	37,400,770	13,154,733
	計	37,400,770	13,154,733
	(払出し)		
	貨幣材料	3,262,363	3,108,331
	地金売払	2,626,368	2,801,071
その他	112,487	98,832	
計	6,001,219	6,008,236	
	差引現在額	232,477,898	201,078,347
資 金 合 計		865,581,365	869,398,285

第4 債権及び債務

第6章 第2節 第4 債権及び債務 1 債権 2 債務

1 債 権

平成23年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	23年度末現在額(千円)	22年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	8,959,821,301	9,139,223,505	△ 179,402,203
歳 入 外	113,745	124,228	△ 10,483
積 立 金	110,456,715,063	115,606,939,143	△ 5,150,224,080
資 金	132,368,900,274	139,255,198,470	△ 6,886,298,196
計	251,785,550,384	264,001,485,347	△ 12,215,934,963

23年度末現在額を前年度末現在額と比べると、12兆2159億3496万余円減少している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計 社会資本整備事業特別会計 道路整備勘定	公共事業費負担金	△ 82,532,292
		償還金収入	△ 81,013,739
積 立 金	年金特別会計 国民年金勘定 厚生年金勘定	運用寄託金債権	128,746,604
		運用寄託金債権	△ 5,278,970,684
資 金	一般会計 外国為替資金特別会計 財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	各税受入金債権	491,363,755
		仮払金債権	△ 75,442,317
		政府関係機関貸付金債権	△ 176,006,948
		地方公共団体貸付金債権 特別法人貸付金債権	△ 1,151,014,428 △ 6,015,473,677

2 債 務

平成23年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	23年度末現在額(千円)	22年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	184,150,991	238,517,386	△ 54,366,394
歳出予算の繰越債務負担額	3,502,684,919	2,691,390,101	811,294,818
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	344,188,644	409,107,562	△ 64,918,918
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	6,217,293,810	5,953,505,045	263,788,765
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	223,035,346	8,325,000	214,710,346
公債	789,399,350,307	758,626,762,376	30,772,587,930
内国債	789,399,316,882	758,626,725,560	30,772,591,321
外国債	33,424	36,815	△ 3,391

種 別	23 年度末現在額(千円)	22 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
借入金	53,740,967,215	55,005,812,513	△ 1,264,845,298
政府短期証券	116,867,290,000	110,784,740,000	6,082,550,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	6,576,454,017	6,755,495,623	△ 179,041,606
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	47,350,806,588	48,162,446,205	△ 811,639,617
計	1,024,406,221,841	988,636,101,814	35,770,120,026

(備考) 外国債は明治 32 年から昭和 38 年までの間に発行された英貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の 23 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、政府短期証券、歳出予算の繰越債務負担額等である。また、減少したものは、借入金、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)等である。

公債について 23 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は 173 兆 0575 億 4879 万余円、減少した額は 142 兆 2849 億 6086 万余円で、差引き 30 兆 7725 億 8793 万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き 20 兆 7959 億 8963 万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増 加 し た も の		減 少 し た も の	
区 分	金 額(千円)	区 分	金 額(千円)
借換発行したもの	101,278,207,810	借換発行したものを償還したもの	83,653,421,230
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	33,903,199,000	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	29,579,624,100
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	13,094,354,600	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	20,376,287,700
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの	10,652,918,020	財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	7,411,314,000
財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したもの	8,354,755,600		
原子力損害賠償支援機構国庫債券を発行したもの	5,000,000,000		

また、借入金について 23 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は 35 兆 8351 億 3578 万余円、減少した額は 37 兆 0999 億 8108 万余円で、差引き 1 兆 2648 億 4529 万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ 23 兆 8241 億 0800 万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還 22 兆 3823 億 5100 万円である。

なお、23 年 4 月の外国貨幣換算率の変更^(注)に伴い増加した債務は 3309 万余円、減少した債務は 2203 億 2860 万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1 ドル	94 円→ 89 円
英 貨	1 ポンド	152 円→138 円
欧州連合貨	1 ユーロ	134 円→120 円
ス イ ス 貨	1 スイス・フラン	88 円→ 85 円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成24年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種 別	24年3月末現在(千円)	23年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	150,001,109	150,001,081	28
別口預金	420,223,481	458,943,846	△ 38,720,364
指定預金	1,264,864,104	1,749,109,790	△ 484,245,686
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	1,835,089,189	2,358,055,212	△ 522,966,022

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で577兆0064億5000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で606兆9982億8200万円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で20兆5000億円である。

2 国有財産

平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	23年度末現在額(千円)	22年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	17,245,551,523	17,964,917,389	△ 719,365,865	
立木竹	6,944,480,498	6,907,237,202	37,243,295	
建物	3,583,884,999	3,633,577,215	△ 49,692,215	
工作物	4,778,664,868	5,177,326,740	△ 398,661,872	
機械器具	0	9,994	△ 9,994	
船舶	1,394,887,649	1,441,761,632	△ 46,873,982	
航空機	727,619,030	997,336,801	△ 269,717,771	
地上権等	856,063	899,187	△ 43,123	
特許権等	2,561,903	2,802,447	△ 240,544	
政府出資等	68,163,998,318	65,046,160,196	3,117,838,122	
不動産の信託の受益権	11,814,190	21,917,671	△ 10,103,480	
計	102,854,319,045	101,193,946,478	1,660,372,566	
分類及び種類	行政財産	28,962,500,104	30,189,872,073	△ 1,227,371,968
	公用財産	18,777,411,762	20,034,876,808	△ 1,257,465,046
	公共用財産	648,038,274	665,168,556	△ 17,130,282
	皇室用財産	514,122,617	525,061,221	△ 10,938,604
	企業用財産	9,022,927,450	8,964,765,487	58,161,963
	普通財産	73,891,818,940	71,004,074,405	2,887,744,535

23年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は8兆6577億9010万余円、減少した額は6兆9974億1753万余円で、差引き1兆6603億7256万余円増加している。なお、これらの中には台帳価格の改定^(注1)が行われたことにより増加した額3兆1948億0875万余円、減少した額3兆0926億9224万余円が含まれている。

(注1) 台帳価格の改定 国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)の改正により、平成23年度から国有財産台帳に登録する価格は、毎会計年度、改定することとなった。

そのほか年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの			減少したものの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	3,306,505,177	政府出資等	資本金減少	1,595,573,276
船舶	新造	163,962,498	政府出資等	売却	390,013,076
工作物	新設	159,237,211	政府出資等	出資金回収	318,522,297
建物	新築	123,938,728	土地	売却	80,235,206
航空機	新造	89,902,236	立木竹	伐採	15,537,122

また、平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	23年度末現在額(千円)	22年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,034,907,502	1,057,426,009	△ 22,518,506
立木竹	649,560	704,643	△ 55,083
建物	8,242,749	658,233	7,584,515
工作物	401,801	1,020,514	△ 618,712
計	1,044,201,613	1,059,809,400	△ 15,607,786

なお、国有財産法施行令第19条の規定に基づき、各省各庁の長は、天災その他の事故により国有財産を滅失又は損傷したときは、直ちに当該財産の損害見積価額等を財務大臣に通知しなければならないこととなっており、23年度の通知のうち東日本大震災により被災した国有財産の滅失又は損傷に係るものは48件で、滅失したものと損傷したものの金額は、次のとおりである。

区分	滅失したものの	損傷したものの
	金額(千円)	金額(千円)
立木竹	253,485	81,472
建物	194,525	1,403,148
工作物	482,614	234,806
計	930,625	1,719,427

(注2) 損害見積価額が500万円を超えない場合や船舶及び航空機が滅失又は毀損した場合には通知を要しないこと、損害見積価額が確定していないことなどから通知されていないものがあるため、上記の金額は、東日本大震災により被災した国有財産の滅失又は損傷額の全額ではない。

(注3) 上記の通知の中には、建物と工作物を合算した金額や工作物と立木竹を合算した金額のものがあり、これらの金額は区分ごとに分けられないため、損傷したものの建物の金額には工作物の金額が、工作物の金額には立木竹の金額が含まれている。

3 物 品

平成 23 年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品 目	23 年度末現在額(千円)	22 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電 気 機 器	66,780,184	70,089,463	△ 3,309,279
通 信 機 器	686,130,896	670,460,210	15,670,685
工 作 機 器	1,766,428	1,793,787	△ 27,359
木 工 機 器	3,645,560	3,612,750	32,809
土 木 機 器	115,975,896	118,982,773	△ 3,006,877
試 験 及 び 測 定 機 器	464,079,819	437,386,252	26,693,567
荷 役 運 搬 機 器	2,471,939	2,459,331	12,607
産 業 機 器	24,714,935	26,537,136	△ 1,822,200
船 舶 用 機 器	14,172,076	13,754,560	417,515
車 両 及 び 軌 条	705,797,540	702,082,129	3,715,410
医 療 機 器	33,991,546	36,258,126	△ 2,266,579
特 殊 用 途 機 器	96,693,582	95,886,163	807,418
雑 機 器	278,276,290	279,326,872	△ 1,050,581
防 衛 用 武 器	3,404,112,338	3,429,141,105	△ 25,028,767
防 衛 用 施 設 機 器	186,946,604	181,138,229	5,808,375
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	3,004,779,818	2,953,070,467	51,709,350
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	1,048,088,549	1,051,102,407	△ 3,013,857
防 衛 用 船 舶 用 機 器	118,330,210	115,845,481	2,484,729
防 衛 用 衛 生 器 材	43,320,715	42,127,286	1,193,428
防 衛 用 一 般 機 器	1,305,666,069	1,280,074,783	25,591,286
美 術 品	30,558,668	28,374,314	2,184,354
計	11,636,299,672	11,539,503,633	96,796,038

23 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は 4 兆 0516 億 9890 万余円、減少した額は 3 兆 9549 億 0287 万余円で、差引き 967 億 9603 万余円増加している。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には、登記特別会計の廃止に伴い、物品の管理換が行われたことによるものが、それぞれ 65 億 3043 万余円含まれている。

第 6 財政融資資金の長期運用

平成 23 年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	62,102,955	47,012,169	4,392,398	10,698,388
政府関係機関	9,305,800,000	4,318,790,000	—	4,987,010,000
独立行政法人等	2,580,614,171	2,117,057,169	25,844,882	437,712,120
地方公共団体	7,268,045,859	3,805,008,301	2,507,406,430	955,631,128
計	19,216,562,985	10,287,867,639	2,537,643,710	6,391,051,636

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成24年次の検査(23年10月から24年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 221
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 7
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 27
- ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
- ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 4,863
- ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 244

このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 221	(1) 政府関係機関 3			
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	(注1) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
	(2) 事業団等 32			
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	関西国際空港株式会社
	日本たばこ産業株式会社	預 金 保 険 機 構	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社
	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社
	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社	日本司法支援センター	全国健康保険協会
	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新機構	日本年金機構
	(注2) 原子力損害賠償支援機構	(注3) 農水産業協同組合貯金保険機構		
	以上のほか、清算中のものなどが10団体ある。			
(3) 独立行政法人 (注4) 97				
国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所	
大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館	

区 分	団 体			名
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館
	国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所	農林水産消費安全技術センター	種苗管理センター
	家畜改良センター	水産大学校	農業・食品産業技術総合研究機構	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター
	日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所
	建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所
	電子航法研究所	航海訓練所	海技教育機構	航空大学校
	国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車検査
	造幣局	国立印刷局	国民生活センター	日本万国博覧会記念機構
	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会	平和祈念事業特別基金
	国際協力機構 ^(注1)	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構 ^(注5)	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	海上災害防止センター
	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	雇用・能力開発機構 ^(注5)	労働者健康福祉機構
	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構	日本学生支援機構
	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構	大学評価・学位授与機構	国立大学財務・経営センター
	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金	医薬基盤研究所
	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	年金・健康保険福祉施設整理機構	年金積立金管理運用
	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立がん研究センター	国立循環器病研究センター
	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
	勤労者退職金共済機構 ^(注5)			

区 分	団 体 名			
	(注4) (4) 国立大学法人等 90			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学
	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学
	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学
	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学
	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学
	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学
	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学
	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
	筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		

区 分	団 体 名			
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1	日本放送協会			
③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 7	中部国際空港株式会社 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	日本電信電話株式会社 日本アルコール産業株式会社	首都高速道路株式会社 株式会社商工組合中央金庫	阪神高速道路株式会社
④国が資本金を出資したものが更に 出資しているもの のうち 27	北海道旅客鉄道株式会社 東京湾横断道路株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社かんぼ生命保険	四国旅客鉄道株式会社 関西国際空港用地造成株式会社 郵便事業株式会社 株式会社整理回収機構	九州旅客鉄道株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 郵便局株式会社 株式会社企業再生支援機構	日本貨物鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが 11 団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの のうち 3	財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「原子力損害賠償支援機構」は、平成23年9月12日に設立された。

(注3) 「農水産業協同組合貯金保険機構」は、平成24年2月17日に国から追加出資を受けて、国が資本金の2分の1以上を出資している団体となった。

(注4) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」は、記載を省略した。

(注5) 「独立行政法人雇用・能力開発機構」は、平成23年10月1日に解散して、同機構の権利及び義務は、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」及び同日に「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」から移行した「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に承継された。また、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」は、上記の権利及び義務を承継したことにより、国が資本金の2分の1以上を出資している団体となった。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成23年度末における政府関係機関は3機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は23年度末現在で723億3599万余円となっている。

同公庫の23年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23年度	22,360,135		
22年度	24,185,137		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23年度	19,910,502	18,114,317	1,796,184
22年度	21,313,210	20,270,056	1,043,153

(イ) 損 益

科 目	23年度(千円)	22年度(千円)
経常収益	30,887,375	33,833,001
うち貸付金利息	21,836,577	23,806,750
経常費用	29,059,690	31,858,407
うち借入金利息	10,946,985	13,041,747
特別損失	1,867,511	2,001,944
(注) 当期損失金	39,826	27,350
(損失金の処理)		
翌年度に積立金を減額して整理	39,826	27,350
(積立金)	(1,709,520)	(1,736,870)

(注) この損失金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	658,814,491	730,066,876
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	193,756,000	183,595,500

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	23 年 度	(22 年 度)
貸 付 件 数	6,003 件	6,500 件
貸 付 金 額	100,357,817 千円	101,431,774 千円
貸 付 金 回 収 等 (うち繰上償還)	155,847,502 千円	167,233,076 千円
(うち貸付金償却)	(56,922,357 千円)	(52,260,412 千円)
	(1,893,027 千円)	(2,765,280 千円)
年度末貸付金等残高	64,574 件	68,818 件
金 額	946,437,920 千円	1,001,927,605 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に公庫において
開示している債権

破 綻 先 債 権	1,741,188 千円	2,402,959 千円
延 滞 債 権	26,828,154 千円	27,378,358 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	141,235 千円	132,625 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	54,318,552 千円	51,433,095 千円
計	83,029,131 千円	81,347,038 千円

貸 倒 引 当 金	8,756,069 千円	8,651,051 千円
-----------	--------------	--------------

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、
発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 102 億 0964 万余円の範囲内と
されている。

b 出資業務

区 分	23 年 度	(22 年 度)
出 資 会 社 数	5 社	3 社
件 数	5 件	3 件
金 額	524,950 千円	270,000 千円
年度末出資金残高	51 社	50 社
件 数	62 件	60 件
金 額	4,156,435 千円	3,701,785 千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は23年度末現在で4兆3667億0900万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務(23年3月31日までは特定事業促進円滑化業務)の9勘定に区分して経理されている。

なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第12条第1項の規定により、24年4月1日をもって、株式会社日本政策金融公庫が保有する権利及び義務のうち、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係るものは、同日に設立された株式会社国際協力銀行に承継された。

株式会社日本政策金融公庫の勘定別の23年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23年度	163,818,034		
22年度	162,617,990		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23年度	131,551,677	108,156,377	23,395,299
22年度	155,629,950	118,754,377	36,875,572

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額588億8787万余円)の152億6492万余円及び業務諸費(同169億3004万円)の29億4146万余円である。

(イ) 損 益

科 目	23年度(千円)	22年度(千円)
経常収益	163,273,826	161,987,721
うち貸出金利息	148,327,875	152,492,526
経常費用	185,000,746	210,859,586
うち借入金利息	33,480,105	40,670,185
特別利益	216,879	104,017
特別損失	438,178	6,081,052
当期純損失	21,948,219	54,848,900
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 21,948,219	△ 54,848,900
(繰越利益剰余金)	(△ 618,705,554)	(△ 596,757,335)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,587,463,224	5,843,032,000
社債発行残高	919,781,210	989,602,880

(エ) 主な業務実績

区 分	23年度	(22年度)
貸 付 件 数	430,129件	483,600件
金 額	2,506,170,160千円	2,798,049,882千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,602,599,386千円	2,777,596,269千円
(うち貸出金償却)	(98,440,565千円)	(110,847,923千円)
年度末貸出金残高 件 数	2,246,317件	2,335,380件
金 額	7,065,592,944千円	7,162,022,171千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	30,372,889千円	35,305,287千円
延 滞 債 権	136,877,758千円	136,178,920千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	41,366千円	85,560千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	591,233,629千円	570,268,120千円
計	758,525,645千円	741,837,889千円
貸 倒 引 当 金	152,844,581千円	145,514,030千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23年度	71,156,117		
22年度	76,397,541		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23年度	67,631,988	62,382,155	5,249,832
22年度	72,454,534	68,216,611	4,237,922

(イ) 損 益

科 目	23年度(千円)	22年度(千円)
経常収益	66,280,363	73,321,022
うち貸出金利息	50,378,804	53,827,420
経常費用	66,194,758	72,112,888
うち借入金利息	35,826,717	40,721,719
特別利益	7,487	1,961,744
特別損失	93,092	3,311,015
当期純利益(△当期純損失)	—	△ 141,135
(損失金の処理)		
翌年度に利益準備金を取り崩して整理	—	141,135
(利益準備金)	(2,655,957)	(2,797,092)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,008,635,614	2,062,455,225
社債発行残高	199,935,338	174,920,919

(エ) 主な業務実績

区 分	23年度	(22年度)
貸 付 件 数	13,357 件	9,510 件
金 額	309,564,906 千円	244,329,146 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	313,808,226 千円	342,950,598 千円
(うち貸出金償却)	(1,636,693 千円)	(448,113 千円)
年度末貸出金残高 件 数	183,334 件	188,010 件
金 額	2,544,475,155 千円	2,548,718,475 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	1,879,854 千円	1,568,836 千円
延 滞 債 権	65,833,499 千円	82,436,478 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	1,952,945 千円	2,930,189 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	35,773,868 千円	13,553,099 千円
計	105,440,168 千円	100,488,604 千円
貸 倒 引 当 金	18,020,133 千円	19,635,055 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23年度	124,049,320		
22年度	125,956,462		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23年度	92,088,706	70,531,936	21,556,769
22年度	102,912,739	76,766,759	26,145,979

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額621億2716万余円)の154億5775万余円、業務諸費(同72億8495万余円)の16億9035万余円及び社債発行諸費(同18億6892万余円)の15億4692万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	23年度(千円)	22年度(千円)
経常収益	123,380,310	124,973,238
うち貸出金利息	107,463,686	109,799,135
経常費用	150,825,296	169,601,996
うち借入金利息	27,452,882	27,792,786
うち社債利息	17,395,793	22,935,855
特別利益	29	191,285
特別損失	52,679	5,289,789
当期純損失	27,497,635	49,727,262
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 27,497,635	△ 49,727,262
(繰越利益剰余金)	(△ 429,717,084)	(△ 402,219,449)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	23年度(千円)	22年度(千円)
経常収益	591,265	423,155
うち有価証券利息配当金	345,960	364,104
経常費用	87,531	229,090
うち社債利息	—	9,561
特別利益	—	489,273
当期純利益	503,734	683,339
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	503,734	683,339
(繰越利益剰余金)	(△ 737,231)	(△ 1,240,965)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,944,508,504	3,871,964,617
社債発行残高	1,555,229,239	1,802,750,085

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	23年度末(千円)	22年度末(千円)
社債発行残高	—	—

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	23 年 度	(22 年 度)
貸 付 け 等 件 数	33,207 件	39,754 件
金 額	2,047,042,819 千円	2,674,301,010 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,927,032,991 千円	2,471,842,578 千円
(うち貸出金償却)	(66,749,894 千円)	(68,605,794 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	143,419 件	137,971 件
金 額	6,285,043,261 千円	6,165,033,433 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	18,458,724 千円	22,488,702 千円
延 滞 債 権	446,022,952 千円	358,787,697 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	5,400 千円	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	74,702,921 千円	47,450,708 千円
計	539,189,998 千円	428,727,109 千円
貸 倒 引 当 金	236,239,612 千円	199,322,873 千円
(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。		

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	23 年 度	(22 年 度)
貸 付 債 権 元 本 件 数	—	140 件
金 額	—	3,316,000 千円

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23 年度	282,555,631		
22 年度	290,649,627		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23 年度	1,308,047,343	684,970,124	623,077,218
22 年度	1,495,160,669	732,207,322	762,953,346

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 1 兆 2883 億 6615 万余円)の 6119 億 5724 万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金(同 139 億 1752 万余円)の 95 億 1254 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	23 年度(千円)	22 年度(千円)
経常収益	256,830,517	151,365,010
うち保険料	150,129,521	147,864,267
経常費用	558,160,252	964,471,418
うち保険金	676,408,903	723,170,700
うち回収金	△ 127,450,344	△ 139,910,351
特別利益	—	1,130,853
特別損失	27,633	36,092
当期純損失	301,357,369	812,011,646
(損失金の処理)		
翌年度に資本準備金を取り崩して整理	301,357,369	812,011,646

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	23 年 度	(22 年 度)
保 険 関 係 成 立 件 数	838,147 件	955,122 件
保 険 価 額	11,131,325,636 千円	13,439,945,591 千円
保 険 金 支 払 件 数	79,353 件	88,275 件
金 額	676,318,338 千円	722,850,255 千円
支 払 保 険 金 等 回 収 金 額	127,077,089 千円	139,395,199 千円

オ 国際協力銀行業務(国際協力銀行業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23 年度	235,058,311		
22 年度	248,845,950		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23 年度	721,618,043	189,005,959	532,612,083
22 年度	743,823,993	193,435,472	550,388,520

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 6978 億 2983 万余円)の 5250 億 7514 万余円、業務諸費(同 87 億 4450 万円)の 22 億 9504 万余円及び社債発行諸費(同 31 億 5435 万余円)の 21 億 6896 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	23 年度(千円)	22 年度(千円)
経常収益	201,695,499	197,217,780
うち貸出金利息	122,206,827	122,329,929
経常費用	144,588,006	147,576,562
うち借入金利息	56,117,439	55,696,881
うち社債利息	61,859,475	63,081,107
特別利益	3,068	9,142,078
特別損失	4,594,599	223
当期純利益	52,515,961	58,783,072
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	26,257,980	29,391,536
翌年度に国庫へ納付	26,257,980	29,391,536
(利益準備金)	(772,006,704)	(742,615,167)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,255,489,009	5,502,495,000
社債発行残高	2,378,637,162	2,703,551,285

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
貸 付 け 件 数	158 件	174 件
金 額	1,090,274,368 千円	1,273,063,054 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,356,711,978 千円	1,667,610,487 千円
(うち貸出金償却)	(—)	(10,453,734 千円)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	1,194 件	1,275 件
金 額	8,110,356,979 千円	8,376,794,589 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	—	8,969,420 千円

区 分	23 年 度	(22 年 度)
延 滞 債 権	101,565,178 千円	97,717,833 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	176,050 千円	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	83,014,308 千円	187,046,735 千円
計	184,755,537 千円	293,733,989 千円
貸 倒 引 当 金	124,271,316 千円	134,417,592 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

カ 駐留軍再編促進金融業務(駐留軍再編促進金融勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23 年度	271,929		
22 年度	411,652		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23 年度	599,802	210,627	389,174
22 年度	432,903	158,537	274,365

(イ) 損 益

科 目	23 年度(千円)	22 年度(千円)
経常収益	271,660	411,414
経常費用	214,426	170,319
当期純利益	57,233	241,095
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	—	590
翌年度に国庫へ納付	57,233	240,504
(利益準備金)	(590)	(—)

(ウ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金残高	—	—

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
貸 付 件 数	—	—
金 額	—	—
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	—	—
金 額	(—)	(—)
年 度 末 貸 出 金 残 高	—	—
件 数	—	—
金 額	—	—

キ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23 年度	56,705,385		
22 年度	59,507,486		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23 年度	169,431,612	55,504,155	113,927,456
22 年度	437,459,415	115,759,857	321,699,557

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額 928 億 7161 万余円)の 838 億 7113 万余円、支払利息(同 688 億 0046 万円)の 250 億 8998 万余円及び利子補給金(同 50 億 0668 万余円)の 25 億 6620 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	23 年度(千円)	22 年度(千円)
経常収益	57,255,830	58,794,454
うち貸出金利息	43,802,075	46,142,372
経常費用	54,937,829	88,259,319
うち借入金利息	43,802,075	46,142,372
当期純利益(△当期純損失)	2,318,000	△ 29,464,864
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	2,318,000	△ 29,464,864
(繰越利益剰余金)	(△ 116,184,434)	(△ 118,502,434)

(ウ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	5,394,261,000	4,736,957,000

(エ) 主な業務実績

区 分		23 年 度	(22 年 度)
ツーステップ・ローン	貸付け等	1,153,490,000 千円	405,281,000 千円
	CP 取得	—	—
貸出金回収	金 額	496,186,000 千円	328,070,000 千円
年度末貸出金残高	金 額	5,394,261,000 千円	4,736,957,000 千円
損害担保引受応諾額	貸付け等	1,808,942,844 千円	1,752,917,354 千円
	CP 取得	—	—
	改正産活法	—	—
	出 資	—	—
補償金支払額	金 額	9,000,476 千円	60,109,502 千円
支払補償金回収	金 額	7,387,118 千円	269,296 千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況			
	破 綻 先 債 権	—	—
	延 滞 債 権	—	—
	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
	計	—	—
	貸 倒 引 当 金	—	1,895,286 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ク 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(注) 23 年 3 月 31 日 まで は 特 定 事 業 促 進 円 滑 化 業 務 (特 定 事 業 促 進 円 滑 化 業 務 勘 定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23 年度	168,378		
22 年度	13,503		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23 年度	3,236,663	168,232	3,068,430
22 年度	873,689	17,115	856,573

(イ) 損 益

科 目	23 年度(千円)	22 年度(千円)
経常収益	240,844	13,939
うち貸出金利息	179,803	493
経常費用	241,334	30,789
うち借入金利息	179,803	493
当期純損失	490	16,850
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 490	△ 16,850
(繰越利益剰余金)	(△ 17,340)	(△ 16,850)

(ウ) 借 入 金

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	21,300,000	20,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	23 年 度	(22 年 度)
ツーステップ・ローン 貸 付 け	1,300,000 千円	20,000,000 千円
貸 出 金 回 収 金 額	—	—
年度末貸出金残高 金 額	21,300,000 千円	20,000,000 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	—	—
貸 倒 引 当 金	—	8,000 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(713 ページ参照)を掲記した。

(3) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記の業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を区分して経理するものである。

同部門の資本金は23年度末現在で7兆6644億5578万余円となっていて、23年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
23 年度	215,023,751		
22 年度	215,907,433		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
23 年度	104,019,240	84,574,236	19,445,003
22 年度	105,267,149	80,728,209	24,538,939

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額 623 億 4024 万余円)の 165 億 0514 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	23 年度(千円)	22 年度(千円)
経常収益	219,527,390	252,049,398
うち貸付金利息	196,680,036	206,369,587
経常費用	124,557,019	82,134,592
うち借入金利息	35,646,479	42,818,995
臨時利益	1,523	301
臨時損失	903,740	6,943,381
当期総利益	94,068,154	162,971,726
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理 (準備金)	94,068,154 (942,223,309)	162,971,726 (779,251,583)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	23 年度末(千円)	22 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	2,219,974,654	2,459,841,318
国際協力機構債券発行残高	200,000,000	140,000,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	23 年 度	(22 年 度)
貸 付 け 件 数	2,645 件	2,581 件
金 額	610,265,157 千円	677,747,559 千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	629,531,569 千円 (—)	680,388,871 千円 (—)
年度末貸付金残高 件 数	1,939 件	1,958 件
金 額	11,056,961,537 千円	11,076,227,949 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に機構において
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	24,557,275 千円	25,088,735 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	47,338,176 千円	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	846,472,852 千円	593,826,315 千円
計	918,368,304 千円	618,915,050 千円
貸 倒 引 当 金	131,589,282 千円	96,053,968 千円

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金の額として算定することとされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸 倒 引 当 金	24,557,275 千円	24,802,756 千円
-----------	---------------	---------------

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、債権ごとに個別引当を行うこととされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実に認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却することとされている。

b 出資業務

区 分	23 年 度	(22 年 度)
出 資 会 社 等 数	1	—
金 額	11,025 千円	—
年度末出資金残高 会 社 等 数	13	14
金 額	102,813,958 千円	118,024,178 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(808 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等を除く。)のうち、9法人の平成23年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は23事業年度末現在で881億3515万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の23事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

この勘定は、学校法人に対する補助金の交付、学校法人等に対する資金の貸付けなど私立学校教育に対する援助に必要な業務に関するものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	618,567,810	630,220,949	負債	523,385,480	563,227,647
うち貸付金	598,209,972	612,243,803	うち長期借入金	383,767,569	428,688,260
うち破産更生債権等	5,446,160	5,532,588	純資産	95,182,329	66,993,301
うち貸倒引当金 ^(注)	△ 8,860,141	△ 8,271,106	資本金	88,135,155	59,969,115
			資本剰余金	5,386,620	5,383,093
			利益剰余金	1,660,554	1,641,093

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した金額とされている。

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常費用	367,532,648	349,384,490
うち交付補助金	339,381,120	322,182,000
経常収益	367,703,677	349,735,512
うち補助金等収益	339,381,120	322,182,000
経常利益	171,028	351,022
臨時損失	1,607	263
臨時利益	50,098	35,929
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純利益	219,460	386,628
当期総利益	219,460	386,628
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	219,460	386,628
利益処分額		
助成金	100,000	100,000
長期勘定へ繰入	100,000	100,000
積立金	19,460	186,628

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	630 法人	623 法人
補助金交付額	339,381,120 千円	322,182,000 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	123 法人	118 法人
件 数	156 件	138 件
金 額	60,151,900 千円	70,139,700 千円
貸付金回収等金額	74,272,158 千円	69,559,155 千円
事業年度末貸付金残高	1,348 法人	1,370 法人
件 数	2,903 件	2,991 件
金 額	603,656,132 千円	617,776,391 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に事業団におい て開示している債権		
破 綻 先 債 権	9,500 千円	—
延 滞 債 権	9,900,182 千円	10,176,171 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	5,557,740 千円	1,583,220 千円
計	15,467,422 千円	11,759,391 千円

イ 短期勘定

この勘定は、加入者及びその被扶養者の病気等に関する短期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	92,901,547	105,805,460	負債	25,366,127	24,406,457
うち現金及び預金	43,552,959	54,673,203	うち未払金	10,875,630	9,721,407
うち投資有価証券	27,477,300	29,477,300	うち支払準備金	10,370,702	9,881,162
			純資産	67,535,420	81,399,003
			利益剰余金	67,535,420	81,399,003

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常費用	227,119,672	204,934,157
うち業務費	227,112,711	204,926,388
経常収益	213,758,980	211,001,532
うち掛金収入	195,925,881	194,388,790
経常利益(△ 経常損失)	△ 13,360,691	6,067,375
臨時損失	10,391,178	9,908,140
臨時利益	9,888,287	9,428,355
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 13,863,583	5,587,590
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 13,863,583	5,587,590
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 13,863,583	5,587,590
利益処分額又は損失処理額		
欠損金補てん積立金	—	428,881
積立金	—	5,158,708
積立金取崩額	13,863,583	—

ウ 長期勘定

〔この勘定は、加入者の退職等に関する長期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	3,421,163,904	3,418,366,409	負債	5,546,801	10,074,516
うち長期性預金	1,129,658,969	1,138,625,868	うち未払費用	4,684,777	9,181,070
うち投資有価証券	1,666,893,628	1,644,319,279	純資産	3,415,617,103	3,408,291,893
うち長期貸付金	301,164,679	351,974,428	資本剰余金	△ 34,197,477	△ 34,197,477
			利益剰余金	3,449,814,580	3,442,489,370

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常費用	514,230,725	505,063,430
うち業務費	509,578,439	491,361,880
経常収益	521,425,258	505,878,836
うち掛金収入	354,899,643	341,945,064
経常利益	7,194,533	815,405
臨時損失	1,583	23,912
臨時利益	132,260	173,608
当期純利益	7,325,210	965,101
当期総利益	7,325,210	965,101
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	7,325,210	965,101
利益処分額		
長期給付積立金	7,325,210	965,101

エ 福祉勘定

〔この勘定は、加入者及びその被扶養者の健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的として、福利及び厚生に関する業務を行うものであり、保健、医療、宿泊、貯金及び貸付の5経理に区分されている。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	1,059,252,026	1,023,718,631	負債	1,026,209,060	995,159,290
うち長期性預金	848,985,589	804,992,486	うち加入者貯金	895,905,034	855,161,317
			純資産	33,042,965	28,559,340
			資本剰余金	3,200,945	3,172,560
			利益剰余金	29,842,020	25,386,780

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常費用	34,125,146	34,304,585
うち業務費	33,087,154	33,223,480
経常収益	38,391,974	38,249,043
うち掛金収入	7,275,016	6,950,798
うち保険患者収入	8,168,401	7,914,371
うち施設収入	8,436,853	8,573,142
うち貸付金利息	1,717,501	1,920,940
うち財務収益	9,364,282	9,123,558
経常利益	4,266,827	3,944,457
臨時損失	22,701	14,417
臨時利益	240,465	267,037
法人税、住民税及び事業税	967	960
当期純利益	4,483,624	4,196,117
当期総利益	4,483,624	4,196,117
(保健経理)	196,235	326,841
(医療経理)	852,274	612,698
(宿泊経理)	△ 19,719	△ 457,553
(貯金経理)	3,382,373	3,577,354
(貸付経理)	72,460	136,777
(利益の処分又は損失の処理)		
(保健経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	196,235	326,841
利益処分量		
積立金	196,235	326,841
(医療経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	852,274	612,698
前期繰越欠損金	7,015,019	7,601,833
損失処理額		
別途積立金	△ 53,604	△ 25,883
次期繰越欠損金	6,216,349	7,015,019
(宿泊経理)		
当期未処理損失		
当期総損失	19,719	457,553
前期繰越欠損金	12,379,750	11,919,695
損失処理額		
別途積立金	—	△ 2,500
次期繰越欠損金	12,399,469	12,379,750
(貯金経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	3,382,373	3,577,354
利益処分量		
欠損金補てん積立金	3,196,577	3,197,002
積立金	185,795	380,351
(貸付経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	72,460	136,777
利益処分量		
貸付資金積立金	△ 815,665	△ 829,140
積立金	888,126	965,918

オ 共済業務勘定

〔この勘定は、短期勘定及び長期勘定における業務に係る事務に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	18,618,472	18,878,137	負債	2,922,128	2,708,235
うち現金及び預金	10,390,909	10,876,428	うち退職給付引当 金	2,039,512	1,903,976
うち有価証券	3,155,712	3,152,284	純資産	15,696,344	16,169,901
			資本剰余金	2,901,663	2,900,964
			利益剰余金	12,794,680	13,268,937

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常費用	4,123,353	3,975,786
一般管理費	4,123,353	3,975,786
経常収益	3,650,625	5,017,833
うち掛金収入	3,298,659	4,607,641
経常利益(△ 経常損失)	△ 472,728	1,042,047
臨時損失	1,010	7,513
臨時利益	181	134
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 473,557	1,034,668
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 473,557	1,034,668
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 473,557	1,034,668
利益処分額又は損失処理額		
別途積立金	△ 408	699
積立金	—	1,033,969
積立金取崩額	473,966	—

なお、この事業団について検査した結果、不当事項 10 件((309)–(318) : 716 ページ参照)及び意見を
表示し又は処置を要求した事項 1 件(720 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと
並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資
することを目的として設置されているものである。その資本金は 23 事業年度末現在で 1 億円(うち国の
出資 5500 万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り
扱っている。

同銀行の 23 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	139,456,935,707	142,363,158,519	負債	136,241,585,186	139,632,555,620
うち国債	87,247,192,944	77,299,238,610	うち発行銀行券	80,842,816,101	80,923,031,080
うち貸出金	38,995,460,000	56,136,010,000	うち預金	35,896,359,874	40,790,089,920
うち外国為替	5,872,387,245	4,690,254,535	うち売現先勘定	14,397,136,807	12,298,663,762
			純資産	3,215,350,520	2,730,602,899
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	2,686,170,445	2,678,349,399

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	872,845,525	774,059,936
うち国債利息	619,933,365	622,483,837
うち外国為替収益	170,483,115	72,665,525
経常費用	336,762,072	719,849,157
うち経費	191,631,400	194,732,639
うちその他経常費用	67,497,835	24,491,342
うち外国為替費用	60,622,806	481,351,246
経常利益	536,083,452	54,210,779
特別利益	9,462,989	4,483,316
特別損失	234,787	2,884,631
税引前当期剰余金	545,311,655	55,809,464
法人税、住民税及び事業税	16,244,776	3,669,161
当期剰余金	529,066,878	52,140,303
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	26,453,343	7,821,045
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	502,608,534	44,314,257

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
事業年度末銀行券発行高	133 億枚	133 億枚
主な金融調節 ^(注1)		
長期国債買入れ	27 兆 4520 億円	22 兆 9201 億円
国庫短期証券買入れ	5 兆 4510 億円	15 兆 7323 億円
共通担保資金供給 ^(注2)	△ 18 兆 5611 億円	23 兆 7013 億円

(注1) 正の金額は金融機関が日本銀行に保有している当座預金の増加(市中への資金供給)を、負の金額は金融機関が日本銀行に保有している当座預金の減少(市中からの資金吸収)をそれぞれ表している。

(注2) 共通担保資金供給とは、日本銀行が適格と認める国債等の金融資産を根担保として行う公開市場操作としての資金の貸付けのことである。

なお、この銀行について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(725、729 ページ参照)を掲記した。

(3) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は23事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般及び特別振興資金の2勘定に区分して経理され、一般勘定は、更に、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されており、同会の勘定別の23事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

〔この勘定は、競馬の開催及び競走馬の育成等の業務に関する経理を行うものである。〕

(ア) 収入支出決算

〔投票券勘定〕

収 入	収入確定額(千円)
23 事業年度	2,301,988,775
22 事業年度	2,439,162,634
支 出	支出確定額(千円)
23 事業年度	2,301,988,775
22 事業年度	2,439,162,634

〔業務勘定〕

収 入	収入確定額(千円)		
23 事業年度	369,155,455		
22 事業年度	391,946,799		
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	予算残額(千円)
23 事業年度	394,811,253	332,995,021	61,816,231
22 事業年度	419,694,918	353,464,470	66,230,447

〔新営勘定〕

収 入	収入確定額(千円)			
23 事業年度	46,502,353			
22 事業年度	50,828,658			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
23 事業年度	46,502,353	24,071,471	6,683,518	15,747,363
22 事業年度	50,828,658	29,586,600	4,291,902	16,950,155

翌事業年度繰越額は全て新営勘定の新営費(支出予算現額 465 億 0235 万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同 1968 億 0266 万余円)の 466 億 5557 万余円及び業務管理費(同 634 億 9210 万余円)の 80 億 0605 万余円並びに新営勘定の新営費の 157 億 4736 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
事業収益	2,306,263,374	2,443,816,909
うち勝馬投票券収入	2,301,988,775	2,439,162,634
事業費用	2,308,206,564	2,446,704,167
うち勝馬投票券諸支払金	1,721,510,019	1,821,765,475
うち国庫納付金(勝馬投票券売得金の 100 分の 10)	229,357,805	242,756,559
事業外収益	8,033,196	8,701,026
事業外費用	5,241	9,698
経常利益	6,084,764	5,804,069
特別利益	28,421	632,295
特別損失	12,457,398	2,398,442
当期純利益(△当期純損失)	△ 6,344,212	4,037,921
(利益の処分又は損失の処理)		
国庫納付金(利益の 2 分の 1・翌事業年度に納付)	—	2,018,960
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	—	2,018,960
損失てん補準備金取崩	200,000	—
繰越利益剰余金として整理	△ 6,144,212	—
(繰越利益剰余金)	(△ 6,144,212)	—

なお、特別損失の主なものは災害関連損失の 106 億 0280 万余円である。

(ウ) 資本剰余金等

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
資本剰余金残高	6,075,658	6,075,658
損失てん補準備金残高	—	200,000
特別積立金残高	1,049,661,232	1,049,661,232

(エ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
開催回数及び日数	36 回 288 日	36 回 288 日
施設の建設	栗東トレーニング・センター厩舎改築工事	函館競馬場スタンド等整備工事

イ 特別振興資金勘定

この勘定は、競馬の健全な発展を図るため必要な業務及び畜産の振興に資するための事業等に助成を行う法人に対して交付金を交付する業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入確定額(千円)			
23 事業年度	9,997,360			
22 事業年度	9,100,488			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
23 事業年度	10,498,530	9,997,360	—	501,169
22 事業年度	10,600,000	9,100,488	98,530	1,400,981

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
事業収益	2,169,524	2,349,863
事業費用	9,534,229	9,379,997
競馬振興事業費	2,001,000	1,511,883
畜産振興事業費	1,774,096	1,905,077
払戻金上乘せ費	4,682,164	4,365,617
競馬法附則第8条第2項による交付金	1,076,968	1,597,419

(ウ) 特別振興資金

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
特別振興資金残高	61,553,235	66,898,979

(エ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	14 事業 2,419,644 千円	11 事業 1,232,375 千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付等	24 事業 1,774,096 千円	12 事業 1,905,077 千円
競走馬の生産の振興に資するための事業等	2 事業 1,076,968 千円	2 事業 1,597,419 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(733、737 ページ参照)を掲記した。

(4) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
- ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
- ③ 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務

- ④ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- ⑤ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑥ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取り等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑦ 預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等を行う業務
- ⑧ 株式会社企業再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
- ⑨ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務

その資本金は 23 事業年度末現在で 341 億 3500 万円(うち国の出資 338 億 3000 万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、特定住宅金融専門会社債権債務処理、金融再生、金融機能早期健全化、金融機能強化、被害回復分配金支払、企業再生支援及び東日本大震災事業者再生支援の 9 勘定に区分して経理されている。このうち、東日本大震災事業者再生支援勘定は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成 23 年法律第 113 号)第 47 条の規定により、同機構が 23 事業年度から新たに前記⑨の業務を行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。

同機構の勘定別の 23 事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

この勘定は、ペイオフコスト(金融機関が破綻した場合、預金者 1 人当たりの保険金の支払限度額は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き元本 1000 万円までとその利息等とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用)以内の資金援助等の実施に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	1,747,637,541		
22 事業年度	1,485,948,835		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	1,784,992,805	1,640,023,665	144,969,140
22 事業年度	2,855,406,708	1,490,199,416	1,365,207,292

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 7360 億円)の 806 億円及び資金援助事業費(同 1816 億余円)の 551 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	1,011,208,450	722,155,837
うち保険料収入	702,932,647	679,397,602
経常費用	1,002,262,334	448,894,834
うち住専勘定へ繰入	316,467,164	—
うち貸倒引当金繰入	232,628,039	268,786,507
特別損失	8,946,115	27
当期利益金	—	273,260,974
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補填に充 当	—	273,260,974
(繰越欠損金)	(—)	(273,260,974)

(ウ) 借入金等

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	—	92,300,000
責任準備金	420,509,664	137,348,885

(エ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度 千円	(22 事業年度) 千円
事業年度末買取預金等債権残高	2,438,237	2,421,865
事業年度末被管理金融機関貸付金残高	226,527,656	348,700,000
〔貸倒引当金	226,527,656	261,525,000〕
〔注1〕 被管理金融機関貸付金は、全額が日本振興銀行株式会社向け貸付金であり、当該貸付先の民事再生計画に基づく第1回弁済として、24年3月23日に144,829,157千円の弁済を受けた。当該貸付金に係る貸倒引当金は今後の弁済見込み(民事再生計画に基づく中間弁済及び最終弁済)が未定であることから、貸付金元本残高の全額を計上している。		
破綻した金融機関からの買取資産(貸付金)の回収(注3)	1,162,789	702,466
事業年度末買取資産(貸付金)残高	6,305,545	7,468,335
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権		
破綻先債権	4,108,325	4,909,303
延滞債権	1,947,672	2,289,155
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	249,547	269,876
計	6,305,545	7,468,335
〔貸倒引当金	6,100,383	7,155,975〕
〔注2〕 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。		

(注3) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

イ 危機対応勘定

〔この勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務の実施に関する経理を行うものである。〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	466,814,413		
22 事業年度	1,408,123,056		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	1,508,906,269	1,372,903,517	136,002,751
22 事業年度	634,085,289	501,806,073	132,279,215

不用額の主なもの、借入返済金(支出予算現額2015億円)の1301億円である。

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	11,577,174	123,198,724
うち取得株式等事業収入	11,340,150	123,010,489
経常費用	1,415,706	4,932,619
うち事業外費用	1,400,552	4,926,059
当期利益金	10,161,467	118,266,105
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	10,161,467	118,266,105
(積立金)	(246,480,666)	(128,214,561)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	455,200,000	71,400,000
預金保険機構債発行残高	—	1,300,000,000

ウ 特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

この勘定は、旧住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社への助成金の交付、借入に係る債務の保証、納付金の収納等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	742,040,781		
22 事業年度	4,370,268		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	747,677,608	742,081,830	5,595,778
22 事業年度	4,481,266	4,343,461	137,804

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	743,229,535	7,921,910
うち金融安定化拠出基金戻入	425,400,311	3,984,214
経常費用	355,995,876	31,785,151
うち金融安定化拠出基金繰入	317,522,147	3,572,670
うち債権処理会社助成事業費	38,255,495	27,847,467
特別利益	69,427,121	—
特別損失	5	11
当期利益金(△当期損失金)	456,660,775	△ 23,863,252
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	—	23,863,252
翌事業年度に繰越欠損金の補填に充当	456,571,937	—
翌事業年度に積立金として整理	88,838	—
(繰越欠損金)	(456,571,937)	(432,708,685)

(ウ) 金融安定化拠出基金

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
金融安定化拠出基金残高	800,168,431	908,046,595

(エ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度 千円	(22 事業年度) 千円
債権処理会社への業務推進助成金の交付	425,400,311	3,984,214

エ 金融再生勘定

〔 この勘定は、特別公的管理銀行に係る処理や一般金融機関からの資産の買取り等を行う特定協定銀行に対する貸付け等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	439,929,692		
22 事業年度	760,396,861		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	680,981,400	439,673,043	241,308,356
22 事業年度	963,058,984	762,755,695	200,303,288

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 4264 億円)の 1970 億円及び特定協定銀行貸付金(同 400 億円)の 400 億円である。

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	57,393,815	62,077,761
うち資産買取事業収入	18,586,513	17,553,153
経常費用	43,294,080	50,212,373
うち事業外費用	9,713,520	11,173,247
特別損失	1	0
当期利益金	14,099,732	11,865,387
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補填に充 当	14,099,732	11,865,387
(繰越欠損金)	(287,869,871)	(299,735,258)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	211,000,000	229,400,000
預金保険機構債発行残高	1,650,000,000	1,650,000,000

オ 金融機能早期健全化勘定

〔 この勘定は、金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	610,274,886		
22 事業年度	403,052,710		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	1,084,032,589	997,648,823	86,383,765
22 事業年度	1,001,446,381	905,812,977	95,633,403

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 6817 億余円)の 863 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	13,842,638	30,530,186
うち協定銀行納付金収入	6,031,829	10,698,699
うち事業外収益	5,672,749	13,681,439
経常費用	4,614,511	8,594,792
うち事業外費用	4,557,495	8,535,604
特別損失	0	0
当期利益金	9,228,126	21,935,393
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	9,228,126	21,935,393
(積立金)	(1,551,378,988)	(1,529,443,595)

(ウ) 預金保険機構債発行残高

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
預金保険機構債発行残高	—	400,000,000

カ 金融機能強化勘定

この勘定は、金融機関等又は組織再編成金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	309,848,202		
22 事業年度	699,557,359		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	23,870,620,691	309,780,956	23,560,839,734
22 事業年度	24,157,024,138	699,352,758	23,457,671,379

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 11 兆 9985 億円)の 11 兆 7583 億円、借入返済金(同 11 兆 7200 億円)の 11 兆 6510 億円及び事業外費用(同 1519 億余円)の 1514 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	4,607,255	672,678
うち協定銀行納付金収入	3,968,537	91,617
うち協定銀行貸付金利息収入	638,439	580,237
経常費用	642,324	756,071
うち事業外費用	555,780	672,205
当期利益金(△当期損失金)	3,964,931	△ 83,393
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	3,964,931	—
翌事業年度に積立金を減額整理	—	83,393
(積立金)	(1,007,212)	(1,090,606)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	241,600,000	69,000,000
預金保険機構債発行残高	280,000,000	280,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
協定銀行への資本増強の委託	10 金融機関	—
金融機関数	176,500,000 千円	—
金額		

キ 被害回復分配金支払勘定

〔 この勘定は、振り込め詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	1,067,959		
22 事業年度	2,169,806		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	817,292	643,352	173,939
22 事業年度	1,137,762	609,598	528,163

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	587,959	1,759,806
うち被害回復分配金残余納付金	427,451	1,561,750
経常費用	203,380	159,651
うち一般管理費	199,303	158,810
当期利益金	384,578	1,600,155
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理(積立金)	384,578 (4,247,306)	1,600,155 (2,647,151)

(ウ) 借 入 金

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	210,000	170,000

(エ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
主な公告の実施		
対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	24 回	24 回
消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	24 回	23 回
被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	24 回	25 回

ク 企業再生支援勘定

〔この勘定は、株式会社企業再生支援機構に対する出資等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	0		
22 事業年度	0		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	6,251	4,171	2,079
22 事業年度	5,600	4,350	1,249

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	0	0
事業外収益	0	0
経常費用	4,171	4,350
一般管理費	4,171	4,350
当期損失金	4,171	4,350
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理 (繰越欠損金)	4,171 (6,806)	4,350 (2,456)

ケ 東日本大震災事業者再生支援勘定

この勘定は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する出資等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
23 事業年度	18,820,979		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
23 事業年度	18,809,135	18,809,073	61

(イ) 損 益

区 分	23 事業年度(千円)
経常収益	140,979
うち東日本大震災事業者再生支援 機構設立負担金	140,979
経常費用	141,073
うち東日本大震災事業者再生支援 機構設立費	140,979
当期損失金	94
(損失金の処理)	
翌事業年度に繰越欠損金として整理	94

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度
株式会社東日本大震災事 業者再生支援機構に対す る出資	18,668,000 千円

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

同機構では、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から24年3月までに、57金融機関(資本増強時の金融機関数)に対して計12兆9129億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、23事業年度末現在までに計10兆7895億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は28金融機関(現在の金融機関数)で計2兆1233億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の対象とされた金融機関(平成 23 事業年度末現在)

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
1	㈱りそなホールディングス	注(1)	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
		①旧㈱大和銀行	平成 11 年 3 月	4,080	4,080	—
		①㈱りそな銀行	平成 15 年 6 月	19,600	12,483	7,116
		②旧㈱あさひ銀行	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	5,000	4,000	1,000
	③㈱近畿大阪銀行	平成 13 年 4 月	600	—	600	
計			31,280	22,563	8,716	
2	㈱新生銀行	④旧㈱日本長期信用銀行	平成 10 年 3 月	1,766	466	1,300
			平成 12 年 3 月	2,400	1,200	1,200
	計			4,166	1,666	2,500
3	㈱あおぞら銀行	⑤旧㈱日本債券信用銀行	平成 10 年 3 月	600	—	600
			平成 12 年 10 月	2,600	1,047	1,552
	計			3,200	1,047	2,152
4	㈱三井住友トラスト・ホールディングス(23 年 3 月 31 日以前は中央三井トラスト・ホールディングス㈱)	⑥旧三井信託銀行㈱	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	4,002	3,499	503
		⑦旧中央信託銀行㈱	平成 10 年 3 月	600	600	—
			平成 11 年 3 月	1,500	—	1,500
計			7,102	5,099	2,003	
5	⑧㈱北洋銀行		平成 21 年 3 月	1,000	—	1,000
6	⑨㈱千葉興業銀行		平成 12 年 9 月	600	—	600
7	⑩全国信用協同組合連合会(山梨県民信用組合)		平成 21 年 9 月	450	—	450
8	㈱筑波銀行	⑪旧㈱関東つくば銀行	平成 15 年 9 月	60	60	—
		注(2) ⑪㈱筑波銀行	平成 23 年 9 月	350	—	350
	計			410	60	350
9	⑫㈱東和銀行		平成 21 年 12 月	350	—	350
10	⑬㈱紀陽ホールディングス		平成 18 年 11 月	315	—	315
11	⑭㈱第三銀行		平成 21 年 9 月	300	—	300
12	⑮㈱仙台銀行		平成 23 年 9 月	300	—	300
13	⑯㈱みちのく銀行		平成 21 年 9 月	200	—	200
14	⑰㈱きらやか銀行		平成 21 年 9 月	200	—	200
15	⑱㈱七十七銀行		平成 23 年 12 月	200	—	200
16	⑲全国信用協同組合連合会(いわき信用組合)		平成 24 年 1 月	175	—	175
17	⑳信金中央金庫(あぶくま信用金庫)		平成 24 年 2 月	175	—	175
18	㉑信金中央金庫(石巻信用金庫)		平成 24 年 2 月	157	—	157
19	㉒㈱南日本銀行		平成 21 年 3 月	150	—	150
20	㉓㈱高知銀行		平成 21 年 12 月	150	—	150
21	㉔全国信用協同組合連合会(相双信用組合)		平成 24 年 1 月	139	—	139
22	㉕㈱宮崎太陽銀行		平成 22 年 3 月	130	—	130
23	㉖信金中央金庫(気仙沼信用金庫)		平成 24 年 2 月	130	—	130

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
24	⑳フィデアホールディングス(株)		平成22年3月	100	—	100
25	㉑(株)豊和銀行		平成18年12月	90	—	90
26	㉒信金中央金庫(宮古信用金庫)		平成24年2月	85	—	85
27	㉓(株)福邦銀行		平成21年3月	60	—	60
28	㉔全国信用協同組合連合会(那須信用組合)		平成24年3月	54	—	54
29	(株)みずほフィナンシャルグループ	㉕旧(株)第一勧業銀行	平成10年3月	990	990	—
			平成11年3月	9,000	9,000	—
		㉖旧(株)富士銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	10,000	10,000	—
		㉗旧(株)日本興業銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		㉘旧安田信託銀行(株)	平成10年3月	1,500	1,500	—
計			29,490	29,490	—	
30	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	㉙旧(株)三和銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	7,000	7,000	—
		㉚旧(株)東海銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		㉛旧東洋信託銀行(株)	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		㉜旧三菱信託銀行(株)	平成10年3月	500	500	—
平成11年3月	3,000		3,000	—		
㉝旧(株)東京三菱銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—		
計			22,000	22,000	—	
31	(株)三井住友フィナンシャルグループ	㉞旧(株)さくら銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	8,000	8,000	—
		㉟旧(株)住友銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,010	5,010	—
計			15,010	15,010	—	
32	㊱(株)住友信託銀行(株)	㊱(株)住友信託銀行(株)	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		計			3,000	3,000
33	㊲(株)横浜銀行	㊲(株)横浜銀行	平成10年3月	200	200	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		計			2,200	2,200
34	(株)ほくほくフィナンシャルグループ	㊳(株)北陸銀行	平成10年3月	200	200	—
			平成11年9月	750	750	—
		㊴(株)北海道銀行	平成12年3月	450	450	—
		計			1,400	1,400

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
35	株あしぎんフィナンシャルグループ 注(3)	④株足利銀行	平成10年3月	300	300	—
			平成11年9月	750	750	—
			平成11年11月	300	300	—
	計		1,350	1,350	—	
36	株西日本シティ銀行	④旧株福岡シティ銀行	平成14年1月	700	700	—
37	株もみじホールディングス	④旧株広島総合銀行	平成11年9月	400	400	—
38	⑤株琉球銀行		平成11年9月	400	400	—
39	⑤株八千代銀行		平成12年9月	350	350	—
40	⑤株熊本ファミリー銀行		平成12年2月	300	300	—
41	株九州親和ホールディングス 注(4)	⑤旧株九州銀行	平成14年3月	300	300	—
42	⑤株東日本銀行		平成13年3月	200	200	—
43	⑤株関西さわやか銀行		平成13年3月	120	120	—
44	⑤株岐阜銀行		平成13年4月	120	120	—
45	⑤株和歌山銀行		平成14年1月	120	120	—
	合	計		129,129	107,895	21,233

注(1) 旧株大和銀行は合併等により株りそな銀行となったが、旧株大和銀行が存続会社であることから株りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) 旧株関東つくば銀行は合併等により株筑波銀行となったが、旧株関東つくば銀行が存続会社であることから株筑波銀行と同一法人として整理している。

注(3) 株あしぎんフィナンシャルグループは、子会社の株足利銀行が平成15年11月29日に特別危機管理銀行になったことにより、会社更生手続を経て17年12月26日に解散した。

注(4) 株九州親和ホールディングスは、子会社の株親和銀行(旧株九州銀行)が別の銀行持株会社の完全子会社として経営統合されたことに伴い平成19年8月29日に解散した。

(5) 東日本高速道路株式会社、(6) 中日本高速道路株式会社、(7) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は23事業年度末現在で東日本高速道路株式会社525億円、中日本高速道路株式会社650億円、西日本高速道路株式会社475億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の23事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区分	23事業年度末 (千円)	22事業年度末 (千円)	区分	23事業年度末 (千円)	22事業年度末 (千円)
資産	700,794,858	778,692,871	負債	560,949,825	641,919,454
うち仕掛道路資産	333,608,848	376,611,833	うち道路建設関係社債	319,430,916	374,328,416
			うち道路建設関係長期借入金	15,000,000	30,000,000
			純資産	139,845,032	136,773,417
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	809,868,007	772,690,838
うち料金収入	528,043,791	558,777,877
経常費用	804,884,947	766,286,007
うち道路資産賃借料	381,600,973	394,986,497
経常利益	4,983,060	6,404,830
特別利益	76,120	23,156
特別損失	206,147	890,059
法人税、住民税及び事業税	1,333,245	2,590,000
法人税等調整額	448,173	450,000
当期純利益	3,071,615	2,497,928
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	10,042,261	8,201,025
別途積立金の積立て	△ 1,419,816	△ 656,691
当期純利益	3,071,615	2,497,928
変動額合計	1,651,798	1,841,236
繰越利益剰余金(当期末残高)	11,694,060	10,042,261

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度末	(22 事業年度末)
供 用	41 路線 3,652 km	41 路線 3,594 km
建 設	9 路線 287 km	9 路線 275 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(743 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(748、751 ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	1,972,311,363	1,641,185,330	負債	1,791,709,866	1,462,741,312
うち仕掛道路資産	1,476,090,109	1,195,614,875	うち道路建設関係 社債	1,094,143,328	818,993,207
			うち道路建設関係 長期借入金	452,100,000	438,980,000
			純資産	180,601,496	178,444,018
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	569,809,362	636,193,794
うち料金収入	476,788,146	442,266,349
経常費用	564,150,124	629,027,248
うち道路資産賃借料	341,425,022	328,661,596
経常利益	5,659,237	7,166,546
特別利益	9,762	239,636
特別損失	429,669	945,441
法人税、住民税及び事業税	3,490,000	2,360,000
法人税等調整額	△ 408,147	347,238
当期純利益	2,157,478	3,753,503
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	3,780,498	1,736,738
高速道路事業積立金の積立て	△ 1,423,601	—
高速道路事業積立金の取崩し	—	31,419
別途積立金の積立て	△ 2,307,561	△ 1,741,162
当期純利益	2,157,478	3,753,503
変動額合計	△ 1,573,684	2,043,759
繰越利益剰余金(当期末残高)	2,206,814	3,780,498

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度末	(22 事業年度末)
供 用	22 路線 1,751 km	23 路線 1,763 km
建 設	8 路線 482 km	7 路線 407 km

なお、この会社について検査した結果、不当事項3件((319):756ページ、(320):759ページ、(321):761ページ)、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(743ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(748、751ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	708,819,392	653,564,558	負債	571,106,794	516,805,829
うち仕掛道路資産	336,001,827	290,691,650	うち道路建設関係 社債	304,722,366	309,602,026
			うち道路建設関係 長期借入金	45,202,000	10,000,000
			純資産	137,712,597	136,758,728
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常収益	693,779,672	743,668,989
うち料金収入	557,498,661	506,290,062
経常費用	690,039,324	740,724,347
うち道路資産賃借料	396,032,925	389,092,233
経常利益	3,740,348	2,944,641
特別利益	225,951	295,138
特別損失	286,575	476,170
法人税、住民税及び事業税	2,470,000	2,070,057
過年度法人税等	1,175,855	—
法人税等調整額	△ 920,000	△ 1,730,000
当期純利益	953,869	2,423,552
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	10,666,758	9,325,676
別途積立金の積立て	—	△ 1,082,470
別途積立金の取崩し	694,671	—
当期純利益	953,869	2,423,552
変動額合計	1,648,540	1,341,082
繰越利益剰余金(当期末残高)	12,315,298	10,666,758

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度末	(22 事業年度末)
供 用	50 路線 3,375 km	50 路線 3,364 km
建 設	5 路線 158 km	6 路線 169 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(743ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(748、751ページ参照)を掲記した。

(8) 全国健康保険協会

この協会は、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、もって被保険者及びその被扶養者における健康の保持増進及び良質かつ効率的な医療の享受の実現を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は23事業年度末現在で70億5940万余円(全額国の出資)となっている。

同協会の会計は、健康保険及び船員保険の2勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の23事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 健康保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	594,827,506	430,953,247	負債	564,043,877	528,125,307
流動資産	590,086,137	423,857,773	流動負債	549,102,414	512,213,025
うち現金及び預金	302,331,274	27,525,300	うち未払金	520,577,593	498,450,239
うち未収入金	291,835,527	400,790,404	固定負債	14,941,462	15,912,281
固定資産	4,741,368	7,095,474	うち退職給付引当金	14,796,722	14,812,080
うちソフトウェア	3,833,323	5,341,311	純資産	30,783,629	△ 97,172,059
			資本金	6,594,277	6,594,277
			利益剰余金 (△繰越欠損金)	24,189,351	△ 103,766,337

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常費用	8,497,294,231	8,217,082,009
うち保険給付費	4,678,713,596	4,593,985,647
経常収益	8,625,255,449	8,375,194,421
うち保険料等交付金収益	7,254,923,321	7,072,148,332
経常利益	127,961,218	158,112,412
特別損失	5,459	29,076
法人税、住民税及び事業税	69	3,476
当期純利益	127,955,688	158,079,858
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期純利益	127,955,688	158,079,858
前期繰越欠損金	103,766,337	261,846,196
利益処分数額		
健康保険法第 160 条の 2 の準備金繰入額	24,189,351	—
次期繰越欠損金	—	103,766,337

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	19,642 千人	19,591 千人
医療給付	4,165,896,578 千円	4,076,433,478 千円
現金給付(傷病手当金等)	512,817,018 千円	517,552,169 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	2,974,950,526 千円	2,828,173,896 千円
介護納付金	740,290,499 千円	694,945,933 千円

イ 船員保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	40,534,862	37,547,863	負債	3,137,989	3,063,850
流動資産	10,085,961	7,055,595	流動負債	2,782,296	2,685,491
うち現金及び預金	9,424,709	6,504,147	うち未払金	2,515,350	2,528,077
固定資産	30,448,900	30,492,268	固定負債	355,692	378,358
うち金銭の信託	30,080,691	30,011,894	うち退職給付引当金	354,469	375,945
			純資産	37,396,872	34,484,012
			資本金	465,124	465,124
			船員保険法第 124 条の準備金	34,018,888	31,156,325
			利益剰余金	2,912,859	2,862,563

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常費用	44,333,717	45,293,853
うち保険給付費	26,901,697	27,266,097
経常収益	47,246,577	48,182,179
うち保険料等交付金収益	34,414,350	35,551,580
経常利益	2,912,860	2,888,326
特別損失	—	29,797
特別利益	—	4,036
法人税、住民税及び事業税	0	2
当期純利益	2,912,859	2,862,563
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期純利益	2,912,859	2,862,563
利益処分数額		
船員保険法第 124 条の準備金繰入額	2,912,859	2,862,563
次期繰越利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	58,722 人	59,981 人
職務上の事由による年金等の支給		
受給権者数	2,362 人	2,403 人
支給額	4,275,216 千円	4,453,452 千円
医療給付	19,151,109 千円	19,078,576 千円
現金給付(傷病手当金等)	3,475,371 千円	3,734,068 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	10,839,328 千円	11,258,003 千円
介護納付金	3,265,970 千円	3,229,188 千円

なお、この協会について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(762 ページ参照)を掲記した。

(9) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に關し、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は 23 事業年度末現在で 1031 億 1159 万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の 23 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	234,727,472	207,919,181	負債	80,575,460	42,131,526
うち建物	36,169,320	35,879,743	うち未払金	31,936,535	25,467,431
うち土地	65,820,250	65,820,250	純資産	154,152,012	165,787,655
			資本金	103,111,590	103,111,590
			資本剰余金	△ 4,736,451	△ 2,711,153
			利益剰余金	55,776,874	65,387,218
			うち当期未処分 利益	43,696,525	64,101,194

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常費用	292,580,375	239,886,996
うち業務経費	265,298,494	214,360,015
経常収益	336,276,900	304,005,049
うち運営費交付金収益	335,387,266	303,562,693
臨時損失	—	16,858
当期純利益	43,696,525	64,101,194
当期総利益	43,696,525	64,101,194
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	43,696,525	64,101,194
利益処分額		
国庫納付準備金	43,696,525	64,101,194

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
厚生年金保険適用事業所 数(事業年度末)	1,745 千事業所	1,748 千事業所
国民年金第1号被保険者 数(事業年度末)	18,717 千人	19,037 千人

なお、この機構について検査した結果、不当事項1件((322):766ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項1件(766ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人、国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人、国立大学法人等のうち、30独立行政法人及び19国立大学法人の平成23年度決算についてみると、次のとおりである。

第6章
第2節
第7
「3」
独立行政法人、
国立大学法人等の
決算

(独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は30法人あり、これらの独立行政法人に係る23事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、23事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	情 報 通 信 研 究 機 構					
			(注6)	一 般 勘 定	基 盤 技 術 研 究 促 進 勘 定	債 務 保 証 勘 定	出 資 勘 定	通 信 ・ 放 送 承 継 勘 定
貸借対照表 (23事業年度末)	資 産		132,330	114,980	6,921	6,117	567	3,853
	負 債		39,851	39,621	78	240	0	21
		うち運営費交付金債務	3,720	3,720	—	—	—	—
	純 資 産		92,478	75,359	6,842	5,876	567	3,832
		うち資本金	156,891	82,093	64,271	3,233	3,380	3,912
		うち政府出資金	153,643	82,093	64,271	—	3,380	3,899
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 5,513	△ 7,900	—	2,386	—	—
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 58,898	1,166	△ 57,428	256	△ 2,812	△ 80	
損 益 計 算 書 (23事業年度)	経 常 費 用		46,251	45,957	231	42	0	19
	経 常 収 益		46,181	45,677	131	102	52	217
		うち運営費交付金収益	22,475	22,475	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)		△ 70	△ 280	△ 99	59	52	198
	臨 時 損 失		377	251	—	25	9	91
	臨 時 利 益		187	133	—	—	8	46
	特 別 損 失		—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		△ 301	△ 439	△ 99	34	51	152
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		626	626	—	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		325	186	△ 99	34	51	152	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)			186	△ 57,428	34	△ 2,812	△ 80
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)			186	△ 99	34	51	152
	前 期 繰 越 欠 損 金			—	57,328	—	2,863	233
	積 立 金 振 替 額 (注2)							
	積 立 金			108	—	34	—	—
	目 的 積 立 金 (注3)			78	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額			—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額			—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額			—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金			—	57,428	—	2,812	80
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		17,717	410	—	269	1,979	15,058
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)		679	409	—	269	—	—
	うち不要財産に係る国庫納 付額		17,038	—	—	—	1,979	15,058
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当1 意・処1 (P773、774)					

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	(注7) 国立青少年教育振興機構	農林水産消費安全技術センター	水産総合研究センター		
				試験研究・技術開発勘定	海洋水産資源開発勘定	
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	99,335	10,720	55,745	53,737	2,114
	負 債	3,166	2,276	6,606	5,896	816
	うち運営費交付金債務	530	426	856	594	261
	純 資 産	96,169	8,443	49,138	47,840	1,297
	うち 資 本 金	113,563	10,354	58,724	57,444	1,280
	うち政府出資金	113,563	10,354	58,724	57,444	1,280
	うち資本剰余金	△ 17,395	△ 1,940	△ 9,957	△ 9,974	17
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	1	29	370	370	—	
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用	10,643	6,678	21,716	19,028	2,688
	経 常 収 益	10,640	6,703	21,537	18,849	2,687
	うち運営費交付金収益	8,875	6,364	14,626	12,620	2,006
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 3	24	△ 178	△ 178	△ 0
	臨 時 損 失	—	1	15	15	0
	臨 時 利 益	—	3	39	39	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益(△当期純損失)	△ 3	26	△ 155	△ 154	△ 0
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	4	2	344	344	0
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益(△当期総損失)	0	28	189	189	—	
利益の処分又は損失の処理(23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)	0	28		189	—
	当 期 総 利 益(△当期総損失)	0	28		189	—
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—
	積 立 金 振 替 額(注2)					
	積 立 金	0	28		189	—
	目 的 積 立 金(注3)	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—		—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額(注4)	366	1,732	2,621	1,272	1,348
	うち積立金の処分による国庫納付額(注5)	366	1,732	1,519	1,271	248
	うち不要財産に係る国庫納付額	—	0	1,101	1	1,100
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	処置済1(P779)	不当1(P782)	処置済1(P784)			

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	海技教育機構	国立印刷局	国民生活セン ター	農畜産業振興機構	
						畜産勘定
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	11,728	323,752	12,524	409,179	297,190
	負 債	1,562	94,293	4,088	391,898	266,346
	うち運営費交付金債務	161	—	2,761	1,573	313
	純 資 産	10,165	229,458	8,436	17,280	30,844
	うち 資 本 金	14,095	174,961	9,166	30,958	29,965
	うち政府出資金	14,095	174,961	9,166	30,958	29,965
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 3,935 6	1,097 53,399	△ 737 6	— △ 13,677	— 879
損 益 計 算 書 (23事業年度)	経 常 費 用	2,747	63,553	3,598	222,812	104,730
	経 常 収 益	2,735	71,423	3,596	239,453	83,122
	うち運営費交付金収益	2,321	—	3,317	1,661	444
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 11	7,870	△ 1	16,640	△ 21,607
	臨 時 損 失	0	—	0	1	0
	臨 時 利 益	0	—	—	21,591	21,591
	特 別 損 失	—	2,030	—	—	—
	特 別 利 益	—	3	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 11	5,842	△ 2	38,230	△ 16
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	15	—	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	4	5,842	△ 2	38,230	△ 16	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	4	5,842	△ 2		△ 16
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	4	5,842	△ 2		△ 16
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—		—
	積 立 金 振 替 額 (注2)					
	積 立 金	4	5,842	—		—
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—		—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—		—
	積 立 金 取 崩 額	—	—	2		16
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—		—
(参考)	国庫納付金の納付額 (注4)	81	2,097	5,836	37,951	1,668
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)	81				
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	2,097	5,836	12,350	1,668
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P789)	処置済2 (P793、795)	意・処1 (P798)	不当1 (P803)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名					
		農 畜 産 業 振 興 機 構					
		野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	補給金等勘定	肉用子牛勘定	債務保証勘定
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	82,104	3,316	4,962	20,101	1,156	389
	負 債	81,810	38,516	740	4,248	275	2
	うち運営費交付金債務	—	709	506	—	45	—
	純 資 産	293	△ 35,200	4,221	15,853	880	387
	うち 資 本 金	293	—	—	—	328	371
	うち政府出資金	293	—	—	—	328	371
	うち資本剰余金	—	—	—	—	—	—
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	—	△ 35,200	4,221	15,853	552	15	
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用	16,697	47,932	12,257	32,023	9,168	1
	経 常 収 益	16,697	92,094	14,115	33,373	44	3
	うち運営費交付金収益	—	869	311	—	35	—
	経 常 利 益(△経常損失)	0	44,161	1,858	1,349	△ 9,123	2
	臨 時 損 失	0	0	0	—	—	—
	臨 時 利 益	—	0	—	—	0	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益(△当期純損失)	—	44,161	1,858	1,349	△ 9,123	2
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益(△当期総損失)	—	44,161	1,858	1,349	△ 9,123	2	
利益の処分又は損失の処理(23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)	—	△ 35,200	1,858	1,349	△ 9,123	2
	当 期 総 利 益(△当期総損失)	—	44,161	1,858	1,349	△ 9,123	2
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	79,361	—	—	—	—
	積立金振替額(注2)	/	/	/	/	/	/
	積 立 金	—	—	1,858	269	—	2
	目 的 積 立 金(注3)	—	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	積立金取崩額	—	—	—	—	9,123	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	35,200	—	—	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額(注4)	10,681	20,237	5,363	—	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額(注5)	/	/	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納付額	10,681	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)		不当1 (P803)					

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	北方領土問題対策協会			(注8) 国際協力機構	新エネルギー・産業 技術総合開発機構	
			一般業務勘定	貸付業務勘定	一般勘定		一般勘定
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	7,262	1,175	6,087	205,670	143,283	24,106
	負 債	5,237	859	4,377	115,809	68,515	19,581
	うち運営費交付金債務	375	375	—	—	53,508	17,004
	純 資 産	2,025	315	1,709	89,861	74,768	4,525
	うち 資 本 金	275	275	—	79,986	125,281	971
	うち政府出資金	275	275	—	79,986	125,124	971
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	1,042 706	38 0	1,003 705	△ 19,646 29,521	△ 175 △ 50,337	△ 22 3,576
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用	1,226	1,025	201	236,503	179,331	63,986
	経 常 収 益	1,229	1,028	201	261,129	175,431	65,472
	うち運営費交付金収益	963	963	—	173,619	144,560	59,313
	経 常 利 益(△経常損失)	3	3	0	24,625	△ 3,899	1,486
	臨 時 損 失	4	4	0	35	69	12
	臨 時 利 益	1	1	—	13	6,388	8
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	0	0	—	24,603	2,419	1,482
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	146	19	5
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	0	0	—	24,750	2,438	1,487	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		0	—	24,750		1,487
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		0	—	24,750		1,487
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—		—
	積 立 金 振 替 額 (注2)				1,945		
	積 立 金		0	—	26,695		1,487
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—		—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—
次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—		—	
(参考)							
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	—	—	—	1,151	13	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	1,151	13	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P806)		意・処2 (P808)	不当1 処置済1 (P812、813)		

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名 新 エ ネ ル ギ ー ・ 産 業 技 術 総 合 開 発 機 構				
		電源利用勘定	エネルギー需 給勘定	基盤技術研究 促進勘定	鉱工業承継勘 定	石炭経過勘定
貸借対照表 (23事業年度末)	資 産	5,058	48,727	11,064	1,740	52,589
	負 債	2,824	42,689	211	9	3,202
	うち運営費交付金債務	2,586	33,917	—	—	—
	純 資 産	2,233	6,037	10,852	1,731	49,387
	うち 資 本 金	339	2,481	72,684	1,534	47,270
	うち政府出資金	272	2,414	72,684	1,512	47,270
	うち資本剰余金	△ 23	△ 52	△ 0	42	△ 119
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	1,917	3,608	△61,831	154	2,235	
損 益 計 算 書 (23事業年度)	経 常 費 用	3,970	104,538	5,183	11	1,745
	経 常 収 益	4,573	104,808	165	10	505
	うち運営費交付金収益	3,909	81,337	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	602	270	△ 5,018	△ 0	△ 1,240
	臨 時 損 失	24	28	0	—	2
	臨 時 利 益	20	54	—	97	6,206
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	598	296	△ 5,018	97	4,963
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	5	9	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	603	305	△ 5,018	97	4,963	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	603	305	△ 61,831	97	2,235
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	603	305	△ 5,018	97	4,963
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	56,812	—	2,727
	積 立 金 振 替 額 (注2)	/	/	/	/	/
	積 立 金	603	305	—	97	2,235
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	61,831	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	13	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)	/	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額	13	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 処置済1 (P812、813)				

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	科学技術振興機構			日本学術振興会		
			一般勘定	文献情報提供勘定		一般勘定	学術研究助成業務勘定	
貸借対照表 (23事業年度末)	資 産	128,863	110,323	18,953	129,944	15,118	44,275	
	負 債	29,861	29,664	610	127,924	13,098	44,275	
	うち運営費交付金債務	—	—	—	64	64	—	
	純 資 産	99,001	80,659	18,342	2,019	2,019	—	
	うち 資 本 金	193,853	99,718	94,134	1,063	1,063	—	
	うち政府出資金	193,795	99,718	94,076	1,063	1,063	—	
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 21,979	△ 22,007	28	△ 367	△ 367	—	
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 72,871	2,947	△ 75,819	1,322	1,322	—		
損 益 計 算 書 (23事業年度)	経 常 費 用	121,420	118,744	3,204	273,084	203,110	41,293	
	経 常 収 益	122,683	119,625	3,588	273,303	203,329	41,293	
	うち運営費交付金収益	105,747	105,747	—	29,436	29,436	—	
	経 常 利 益(△経常損失)	1,263	880	383	218	218	—	
	臨 時 損 失	3,391	3,343	47	0	0	—	
	臨 時 利 益	3,413	3,404	8	—	—	—	
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—	
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	1,243	904	339	218	218	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	0	0	—	—	—	—	
	目的積立金取崩額	278	278	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	1,522	1,182	339	218	218	—		
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		1,182	△ 75,819		218	—	
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		1,182	339		218	—	
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	76,159		—	—	
	積立金振替額 (注2)		0	—				
	積 立 金		1,182	—		218	—	
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—		—	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—		—	—	
	目的積立金取崩額		—	—		—	—	
	積立金取崩額		—	—		—	—	
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	75,819		—	—	
(参考)								
国庫納付金の納付額 (注4)	11	—	11	—	—	—		
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)								
うち不要財産に係る国庫納 付額	11	—	11	—	—	—		
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 処置済1 (P817、818)			不当3 (P821)			

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名		宇宙航空研究 開発機構	日本スポーツ振興センター	
		日本学術振興会				投票勘定
		先端研究助成 業務勘定	研究者海外派 遣業務勘定			
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	68,701	1,941	692,435	305,632	68,004
	負 債	68,701	1,941	434,836	76,197	61,826
	うち運営費交付金債務	—	—	23,879	1,154	—
	純 資 産	—	—	257,599	229,434	6,178
	うち 資 本 金	—	—	544,358	228,865	—
	うち政府出資金	—	—	544,352	228,865	—
	うち資本剰余金	—	—	△ 257,647	△ 8,203	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	—	—	△ 29,111	8,772	6,178	
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用	26,595	2,085	219,468	111,870	80,054
	経 常 収 益	26,595	2,085	216,620	115,427	84,260
	うち運営費交付金収益	—	—	85,922	5,244	—
	経 常 利 益(△経常損失)	—	—	△ 2,848	3,557	4,206
	臨 時 損 失	—	—	2,574	16,226	16,225
	臨 時 利 益	—	—	2,376	13,424	13,424
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	—	—	△ 3,072	755	1,404
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	270	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	—	—	△ 3,072	1,025	1,404	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	—	—	△ 29,111		1,404
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	—	—	△ 3,072		1,404
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	26,039		—
	積立金振替額 ^(注2)					
	積 立 金	—	—	—		1,404
	目 的 積 立 金 ^(注3)	—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—		—
	目的積立金取崩額	—	—	—		—
	積立金取崩額	—	—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	29,111		—
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注4)	—	—	—	8,069	8,069
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)					
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当3 (P821)		意・処1 (P823)	不当1 意・処1 (P829、831)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	日本スポーツ振興センター			高齢・障害・求職者雇用支援機構	
			災害共済給付勘定	免責特約勘定	一般勘定		高齢・障害者雇用支援勘定
貸借対照表(23事業年度末)	資 産		5,607	2,817	229,398	524,062	21,965
	負 債		5,852	503	8,212	81,432	11,659
		うち運営費交付金債務	—	—	1,154	11,077	7,184
	純 資 産		△ 244	2,314	221,185	442,629	10,305
		うち資本金	—	—	228,865	434,164	11,275
		うち政府出資金	—	—	228,865	433,942	11,275
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 244	2,314	523	△ 8,247	△ 986
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用		20,421	278	11,567	79,590	14,089
	経 常 収 益		19,649	513	11,455	78,353	14,093
		うち運営費交付金収益	—	—	5,244	40,256	11,478
	経 常 利 益(△経常損失)		△ 772	235	△ 112	△ 1,236	3
	臨 時 損 失		—	—	0	118	0
	臨 時 利 益		—	—	—	3,795	—
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		△ 772	235	△ 112	2,440	3
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	270	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		△ 772	235	157	2,440	3	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		△ 772	235	157		3
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		△ 772	235	157		3
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—		—
	積 立 金 振 替 額 (注2)						
	積 立 金		—	235	157		3
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—		—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—
	積 立 金 取 崩 額		527	—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金		244	—	—		—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		—	—	—	53,928	12
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	12	12
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当1 意・処1 (P829、831)			意・処2 (P839、845)	

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構				日本貿易振興機構	
			障害者職業能力開発勘定	障害者雇用納付金勘定	職業能力開発勘定	認定特定求職者職業訓練勘定		宿舍等勘定
貸借対照表(23事業年度末)	資 産		496	14,447	143,341	894	343,641	58,914
	負 債		487	13,927	34,406	894	20,782	8,280
		うち運営費交付金債務	366	—	3,125	400	—	1,797
	純 資 産		9	520	108,935	0	322,858	50,634
		うち 資 本 金	30	703	109,588	—	312,566	53,383
		うち政府出資金	30	703	109,367	—	312,566	53,383
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 27	△ 185	△ 679	—	△ 6,366	△ 3,399
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用		775	22,650	29,401	2,300	10,371	28,731
	経 常 収 益		776	18,855	29,436	2,300	12,891	28,811
		うち運営費交付金収益	765	—	25,724	2,288	—	20,617
	経 常 利 益(△経常損失)		0	△ 3,795	35	0	2,519	80
	臨 時 損 失		0	0	8	—	109	39
	臨 時 利 益		—	3,795	—	—	—	1
	特 別 損 失		—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		0	—	26	0	2,410	42
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—	340
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		0	—	26	0	2,410	383	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		0	—	26	0	2,410	383
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		0	—	26	0	2,410	383
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)		/	/	/	/	/	/
	積 立 金		0	—	26	0	2,410	383
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		—	—	17,556	—	36,359	6,909
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)		/	/	/	/	/	4,706
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	—	2,202
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			意・処2 (P839、845)				処置済1 (P851)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構				
			建設勘定	海事勘定	基礎的研究 等勘定	助成勘定	特例業務勘定
貸借対照表 (23事業年度末)	資 産	11,304,088	7,530,614	231,117	54,452	2,979,104	2,240,933
	負 債	9,992,213	7,098,766	217,440	54,239	2,478,587	1,875,302
	うち運営費交付金債務	117	—	—	28	89	—
	純 資 産	1,311,875	431,847	13,677	213	500,517	365,630
	うち資本金	116,448	52,520	63,767	66	94	—
	うち政府出資金	116,448	52,520	63,767	66	94	—
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	372,922 822,503	370,975 8,350	2,000 △ 52,089	△ 47 194	— 500,422	— 365,630
損 益 計 算 書 (23事業年度)	経 常 費 用	805,775	318,739	26,859	645	677,316	38,408
	経 常 収 益	859,776	319,487	27,576	590	623,552	144,761
	うち運営費交付金収益	487	—	9	262	216	—
	経 常 利 益(△経常損失)	54,000	748	717	△ 54	△ 53,763	106,353
	臨 時 損 失	678	459	144	0	—	75
	臨 時 利 益	336	0	336	—	—	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	53,658	288	909	△ 54	△ 53,763	106,277
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	53,778	—	—	—	53,778	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	107,436	288	909	△ 54	14	106,277	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		288	△ 52,089	△ 54	14	106,277
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		288	909	△ 54	14	106,277
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	52,999	—	—	—
	積立金振替額 (注2)						
	積 立 金		288	—	—	14	106,277
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	積立金取崩額		—	—	54	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	52,089	—	—	—
(参考)							
国庫納付金の納付額 (注4)	1,200,862	—	862	—	—	1,200,000	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	862	—	862	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)				不当 1 (P854)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	水資源機構	(注7) 自動車事故 対策機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構			
				石油天然ガ ス勘定	金属鉱業備 蓄・探鉱融 資等勘定	金属鉱業一 般勘定	
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	4,176,313	31,765	1,361,914	1,152,946	110,502	91,472
	負 債	4,072,716	15,188	933,340	875,482	30,814	25,374
	うち運営費交付金債務	—	—	13,695	12,709	30	955
	純 資 産	103,597	16,576	428,574	277,463	79,687	66,097
	うち 資 本 金	9,060	13,174	408,906	293,790	76,199	38,916
	うち政府出資金	9,060	13,081	408,906	293,790	76,199	38,916
	うち資本剰余金	△ 1,279	△ 2,735	31,431	△ 4,045	3,516	26,843
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	95,816	6,138	△ 11,912	△ 12,370	△ 88	338	
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用	136,326	11,697	87,354	67,498	3,008	16,760
	経 常 収 益	128,406	17,564	69,861	51,386	1,383	16,988
	うち運営費交付金収益	—	11,757	19,704	15,687	99	3,917
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 7,919	5,867	△ 17,492	△ 16,111	△ 1,624	228
	臨 時 損 失	—	36	201	95	—	106
	臨 時 利 益	—	2	226	100	19	106
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 7,919	5,833	△ 17,467	△ 16,106	△ 1,604	228
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	5,032	14	2,154	2,154	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 2,886	5,848	△ 15,313	△ 13,951	△ 1,604	228	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	△ 2,886	5,848	X	△ 29,571	△ 1,604	228
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 2,886	5,848		△ 13,951	△ 1,604	228
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		15,619	—	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)	—	—		—	—	—
	積 立 金	—	5,848		—	—	228
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	2,886	—		—	1,479	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		29,571	125	—
(参考)							
国庫納付金の納付額 (注4)	—	—	467	170	228	69	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)	—	—	—	—	—	—	
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	467	170	228	69	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	意・処1 (P856)	不当1 (P861)	処置済1 (P862)				

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	石油天然ガス・金属鉱物 資源機構		(注9) 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構			
		金属鉱業鉱 害防止積立 金勘定	金属鉱業鉱 害防止事業 基金勘定		一 般 勘 定	財 形 勘 定	宿 舎 等 勘 定
貸借対照表 (23事業年度末)	資 産	1,880	5,318	1,420,607	227,231	758,759	435,129
	負 債	1,832	39	835,277	51,671	763,100	21,019
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	47	5,278	585,329	175,560	△ 4,340	414,110
	うち 資 本 金	—	—	705,456	261,398	—	444,058
	うち政府出資金	—	—	705,118	261,059	—	444,058
	うち資本剰余金	—	5,117	△ 198,020	△ 104,667	—	△ 93,353
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	47	161	77,893	18,829	△ 4,340	63,404	
損 益 計 算 書 (23事業年度)	経 常 費 用	16	71	52,867	36,019	4,460	12,388
	経 常 収 益	16	85	71,167	50,586	7,309	13,270
	うち運営費交付金収益	—	—	38,880	38,222	658	—
	経 常 利 益(△経常損失)	0	14	18,299	14,567	2,849	882
	臨 時 損 失	—	—	299	17	—	282
	臨 時 利 益	—	—	—	—	—	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	0	14	18,000	14,550	2,849	600
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	348	348	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	0	14	18,348	14,899	2,849	600	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	0	14	X	14,899	△ 4,340	600
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	0	14		14,899	2,849	600
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	7,190	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)				1,893	—	23,321
	積 立 金	0	14		16,792	—	23,921
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	4,340	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	—	—	305	234	—	71
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	234	234	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P862)		不当1 (P865)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	国立病院機構	(注7) 海洋研究開発 機構	(注7) 国立大学財務・経営センター		
				一般勘定	施設整備勘定	
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	1,309,277	97,658	891,196	6,561	884,635
	負 債	932,227	38,515	856,938	497	856,441
	うち運営費交付金債務	1,104	5,348	205	205	—
	純 資 産	377,049	59,142	34,257	6,064	28,193
	うち資本金	209,945	82,416	9,601	9,601	—
	うち政府出資金	209,945	82,411	9,601	9,601	—
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	209,213 △ 42,109	△ 23,688 414	△ 3,675 28,331	△ 3,675 137	— 28,193
損 益 計 算 書 (23事業年度)	経 常 費 用	845,786	41,871	27,790	517	27,272
	経 常 収 益	891,550	41,852	25,271	557	24,714
	うち運営費交付金収益	35,331	29,499	338	338	—
	経 常 利 益(△経常損失)	45,764	△ 19	△ 2,518	39	△ 2,558
	臨 時 損 失	147,797	664	3	3	—
	臨 時 利 益	1,235	516	—	—	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 100,798	△ 181	△ 2,522	36	△ 2,558
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	59	11	11	—
目的積立金取崩額	—	—	2,558	—	2,558	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 100,798	△ 121	47	47	—	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	△ 100,798	△ 121		47	—
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 100,798	△ 121		47	—
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—
	積立金振替額 (注2)					
	積 立 金	—	—		47	—
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—
	積立金取崩額	58,688	121		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	42,109	—		—	—
(参考)						
国庫納付金の納付額 (注4)	408	1,838	—	—	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)						
うち不要財産に係る国庫納 付額	408	1,838	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	意・処1 (P868)	処置済1 (P875)	意・処1 (P878)			

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構				
			一 般 勘 定	産 業 基 盤 整 備 勘 定	施 設 整 備 等 勘 定	小 規 模 企 業 共 済 勘 定	中 小 企 業 倒 産 防 止 共 済 勘 定
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	10,883,578	1,004,819	53,959	35,607	9,066,492	687,851
	負 債	10,512,098	76,048	778	1,468	9,784,270	639,721
	うち運営費交付金債務	31,125	30,459	—	—	464	201
	純 資 産	371,479	928,771	53,180	34,139	△ 717,778	48,130
	うち 資 本 金	1,109,180	929,776	50,684	52,556	15,518	47,421
	うち政府出資金	1,108,180	929,776	50,684	52,556	15,518	47,421
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 6,415 △ 731,284	△ 7,168 6,163	897 1,598	△ 0 △ 18,416	△ 58 △ 733,237	△ 71 780
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用	734,836	25,886	718	2,175	625,151	77,055
	経 常 収 益	778,395	23,623	507	2,288	665,969	81,982
	うち運営費交付金収益	21,744	16,492	—	—	3,806	1,445
	経 常 利 益(△経常損失)	43,559	△ 2,263	△ 210	113	40,817	4,927
	臨 時 損 失	6,364	112	—	—	83	6,061
	臨 時 利 益	22,519	18,045	25	—	—	1,558
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	59,663	15,634	△ 185	107	40,732	423
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	618	384	234	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	60,281	16,018	48	107	40,732	423	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		4,438	48	△ 18,416	△ 733,237	423
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		16,018	48	107	40,732	423
	前 期 繰 越 欠 損 金		11,580	—	18,524	773,970	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)						
	積 立 金		4,438	48	—	—	423
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	18,416	733,237	—
(参考)							
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	50,240	50,000	157	—	83	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	50,240	50,000	157	—	83	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)				不 当 1 処 置 済 1 (P885、887)			

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名			都市再生機構		
		中小企業基盤整備機構		都市再生勘定	宅地造成等経過勘定		
		工業再配置等業務特別勘定	産炭地域経過業務特別勘定	出資承継勘定			
貸借対照表(23事業年度末)	資産	19,496	18,262	7,247	14,706,859	12,904,425	1,802,434
	負債	1,656	18,267	46	13,875,264	12,059,317	1,815,947
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純資産	17,840	△ 5	7,201	831,595	845,108	△ 13,512
	うち資本金	4,360	—	8,863	1,058,168	970,478	87,690
	うち政府出資金	4,360	—	7,863	1,056,168	968,478	87,690
	うち資本剰余金	△ 8	△ 5	—	33,724	33,724	—
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	13,488	—	△ 1,662	△ 260,298	△ 159,095	△ 101,202	
損益計算書(23事業年度)	経常費用	2,700	1,276	69	872,992	694,504	178,494
	経常収益	3,415	788	18	942,679	776,456	166,229
	うち運営費交付金収益	—	—	—	—	—	—
	経常利益(△経常損失)	714	△ 487	△ 51	69,686	81,951	△ 12,265
	臨時損失	—	104	3	25,947	24,066	1,880
	臨時利益	2,294	594	0	1,023	391	632
	特別損失	—	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—	—
	当期純利益(△当期純損失)	3,004	—	△ 54	44,763	58,276	△ 13,512
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当期総利益(△当期総損失)	3,004	—	△ 54	44,763	38,995	5,768	
利益の処分又は損失の処理(23事業年度)	当期末処分利益(△当期末処理損失)	3,004	—	△ 1,662	X	△ 159,095	△ 101,202
	当期総利益(△当期総損失)	3,004	—	△ 54		38,995	5,768
	前期繰越欠損金	—	—	1,607		198,090	106,971
	積立金振替額(注2)						
	積立金	3,004	—	—		—	—
	目的積立金(注3)	—	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—		—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—		—	—
	積立金取崩額	—	—	—		—	—
	次期繰越欠損金	—	—	1,662		159,095	101,202
(参考)							
国庫納付金の納付額(注4)	うち積立金の処分による国庫納付額(注5)						
	うち不要財産に係る国庫納付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)		不当1 処置済1 (P885、887)			意・処1 処置済1 (P890、904)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	日本原子力研究開発機構			住宅金融支援機構	
			一般勘定	電源利用勘定	埋設処分業務勘定		証券化支援勘定
貸借対照表(23事業年度末)	資産	758,271	284,856	456,387	17,027	33,606,540	10,240,346
	負債	242,584	98,823	143,688	73	33,202,620	9,783,779
	うち運営費交付金債務	12,209	3,614	8,594	—	—	—
	純資産	515,686	186,032	312,699	16,953	403,919	456,567
	うち資本金	808,594	264,331	544,263	—	656,663	474,063
	うち政府出資金	792,175	263,889	528,285	—	656,663	474,063
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 313,112	△ 81,401	△ 231,710	—	△ 405	△ 405
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	20,204	3,103	146	16,953	△ 249,566	△ 17,090	
損益計算書(23事業年度)	経常費用	174,708	70,600	108,305	317	1,082,274	171,864
	経常収益	177,369	71,921	105,357	4,605	1,203,121	205,734
	うち運営費交付金収益	139,089	51,752	87,336	—	—	—
	経常利益(△経常損失)	2,660	1,321	△ 2,948	4,288	120,846	33,869
	臨時損失	8,903	7,121	1,780	1	—	—
	臨時利益	8,902	7,120	1,780	1	—	—
	特別損失	—	—	—	—	95	95
	特別利益	—	—	—	—	1,717	55
	当期純利益 (△当期純損失)	2,598	1,285	△ 2,974	4,288	122,468	33,829
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	2,676	320	2,356	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	9,855	—
当期総利益 (△当期総損失)	5,275	1,605	△ 618	4,288	132,324	33,829	
利益の処分又は損失の処理 (23事業年度)	当期末処分利益 (△当期末処理損失)		1,605	△ 1,354	4,288		△ 17,090
	当期総利益 (△当期総損失)		1,605	△ 618	4,288		33,829
	前期繰越欠損金		—	736	—		50,919
	積立金振替額 (注2)						—
	積立金		1,605	—	—		—
	目的積立金 (注3)		—	—	4,288		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—		—
	目的積立金取崩額		—	—	—		—
	積立金取崩額		—	—	—		—
	次期繰越欠損金		—	1,354	—		17,090
(参考)							
国庫納付金の納付額 (注4)	—	—	—	—	54,345	54,345	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	54,345	54,345	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 処置済1 (P909、917)			意・処1 (P920)		

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	住 宅 金 融 支 援 機 構				国立成育医療研究センター
			住宅融資保険勘定	財形住宅資金貸付勘定	住宅資金貸付等勘定	既往債権管理勘定	
貸借対照表(23事業年度末)	資 産		196,786	716,795	2,359,848	20,625,003	55,719
	負 債		64,662	665,477	1,989,749	21,231,191	15,689
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	275
	純 資 産		132,123	51,318	370,098	△ 606,188	40,030
		うち 資 本 金	130,000	—	43,000	9,600	36,485
		うち政府出資金	130,000	—	43,000	9,600	36,485
		うち資本剰余金	—	—	—	—	1,845
	うち利益剰余金(△繰越欠損金)	2,123	51,318	329,869	△ 615,788	1,698	
損 益 計 算 書(23事業年度)	経 常 費 用		8,154	9,115	232,373	764,624	20,883
	経 常 収 益		11,803	15,973	226,185	847,243	21,417
		うち運営費交付金収益	—	—	—	—	4,308
	経 常 利 益(△経常損失)		3,648	6,857	△ 6,187	82,619	534
	臨 時 損 失		—	—	—	—	20
	臨 時 利 益		—	—	—	—	6
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	0	665	1,033	—
	当 期 純 利 益(△当期純損失)		3,648	6,858	△ 5,521	83,653	520
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	9,855	—	—	
当 期 総 利 益(△当期総損失)		3,648	6,858	4,333	83,653	520	
利益の処分又は損失の処理(23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)		2,123	6,858	4,333	△ 615,788	520
	当 期 総 利 益(△当期総損失)		3,648	6,858	4,333	83,653	520
	前 期 繰 越 欠 損 金		1,525	—	—	699,441	—
	積 立 金 振 替 額(注2)		—	—	307,025	—	—
	積 立 金		2,123	6,858	311,359	—	520
	目 的 積 立 金(注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	615,788	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額(注4)		—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額(注5)		—	—	—	—	—
	うち不要財産に係る国庫納付額		—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)			意・処1(P920)			意・処1(P929)	

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」は、記載を省略した。
- (注2) 23事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、23事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注3) 24年10月18日現在において、独立行政法人通則法第44条第3項の規定により主務大臣の承認を受けた額をいう。
- (注4) 23事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額、政府出資の払戻による支出及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額等をいう。
- (注5) 前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、23事業年度に積立金の全部又は一部を国庫納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注6) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しない場合がある。なお、利益の処分又は損失の処理は各勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」の計数はない。
- (注7) 財務諸表は、24年10月18日現在のものである。
- (注8) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については1410ページ参照
- (注9) 独立行政法人雇用・能力開発機構の23事業年度は、23年4月1日から同年9月30日までである。

(国立大学法人)

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人のうち、第3章に「不当事項」又は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を掲記した国立大学法人は19法人あり、これらの国立大学法人に係る23事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を示す。]

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 国立大学法人

項目		(注1) 法人名	東 北 大 学	秋 田 大 学	筑 波 大 学	東京医科歯科 大学	東京芸術大学
		貸借対照表(23事業年度末)		資 産	387,005	62,721	370,826
		負 債	180,608	35,408	87,867	44,949	5,875
		うち運営費交付金債務	25,051	1,010	3,841	572	88
純 資 産		206,396	27,312	282,959	117,130	62,175	
うち 資 本 金		180,220	20,413	232,826	75,956	56,399	
うち政府出資金		180,220	20,413	232,826	75,956	56,399	
うち資本剰余金		14,462	4,404	43,069	19,474	5,701	
うち利益剰余金		11,713	2,494	7,063	21,699	74	
損 益 計 算 書(23事業年度)		経 常 費 用	122,849	29,805	82,074	50,303	7,432
		経 常 収 益	126,213	29,883	82,377	52,581	7,454
		うち運営費交付金収益	44,668	9,242	37,268	15,254	4,755
		経 常 利 益(△経常損失)	3,363	78	302	2,278	22
		臨 時 損 失	7,196	155	1,865	59	2
		臨 時 利 益	6,143	14	1,669	64	—
		当期純利益(△当期純損失)	2,310	△ 62	106	2,283	20
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	160	—	288	—	—
		目的積立金取崩額	—	20	—	—	—
		当期総利益(△当期総損失)	2,470	△ 42	394	2,283	20
利益の処分又は損失の処理(23事業年度)		当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)	2,470	△ 42	394	2,283	20
		当 期 総 利 益 (△当期総損失)	2,470	△ 42	394	2,283	20
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
		積 立 金	2,118	—	93	2,109	—
		目 的 積 立 ^(注2) 金	352	—	301	173	20
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	42	—	—	—
		積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—
		次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 (P937)	不当1 (P937)	不当1 (P937)	不当1 (P937)	不当1 (P937)	不当1 (P937)

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	東京工業大学	金 沢 大 学	山 梨 大 学	信 州 大 学	名 古 屋 大 学
		貸借対照表(23事業年度末)					
貸借対照表(23事業年度末)	資 産	239,830	146,953	62,821	102,802	236,978	
	負 債	47,505	61,847	20,905	48,004	119,005	
	うち運営費交付金債務	428	1,190	1,166	1,122	2,629	
	純 資 産	192,325	85,105	41,916	54,797	117,973	
	うち 資 本 金	179,557	58,646	34,314	47,039	72,592	
	うち政府出資金	179,557	58,646	34,314	47,039	72,592	
	うち資本剰余金	12,049	24,889	△ 582	△ 2,633	39,056	
	うち利益剰余金	698	1,568	8,184	10,390	6,318	
損益計算書(23事業年度)	経 常 費 用	41,990	48,839	29,812	44,544	90,114	
	経 常 収 益	42,011	49,557	30,944	46,832	91,231	
	うち運営費交付金収益	21,440	14,686	9,085	13,826	32,019	
	経 常 利 益(△経常損失)	20	718	1,132	2,287	1,117	
	臨 時 損 失	—	24	14	26	201	
	臨 時 利 益	—	23	—	13	129	
	当期純利益(△当期純損失)	20	717	1,117	2,274	1,045	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	20	
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当期総利益(△当期総損失)	20	717	1,117	2,274	1,065		
利益の処分又は損失の処理(23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期末処理損失)	20	717	1,117	2,274	1,065	
	当 期 総 利 益(△当期総損失)	20	717	1,117	2,274	1,065	
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—	
	積 立 金	—	607	1,045	2,099	854	
	目 的 積 立 ^(注2) 金	20	109	71	175	210	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	
	積立金取崩額	—	—	—	—	—	
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—	
	第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	不当1(P937)	不当1(P937)	不当1(P937)	不当1(P937)	不当1(P937)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	京都大学	大阪大学	神戸大学	島根大学	広島大学	徳島大学
		貸借対照表(23事業年度末)	資 産	451,260	439,573	194,786	66,941	204,747
	負 債	162,623	131,277	62,109	30,697	59,345	46,868	
	うち運営費交付金債務	7,862	3,882	1,338	621	2,987	1,415	
	純 資 産	288,637	308,295	132,677	36,243	145,401	63,524	
	うち 資 本 金	244,526	268,443	121,839	38,804	147,238	46,744	
	うち政府出資金	244,526	268,443	121,839	38,804	147,238	46,744	
	うち資本剰余金	15,545	9,193	5,903	△ 3,848	△ 9,760	10,459	
	うち利益剰余金	28,565	30,658	4,934	1,287	7,924	6,319	
損益計算書(23事業年度)	経 常 費 用	143,155	127,986	65,586	29,863	67,499	39,654	
	経 常 収 益	144,961	131,197	66,702	28,709	69,087	41,293	
	うち運営費交付金収益	52,291	47,255	20,746	10,433	26,237	12,883	
	経 常 利 益(△経常損失)	1,806	3,211	1,116	△ 1,153	1,587	1,639	
	臨 時 損 失	152	—	150	—	56	116	
	臨 時 利 益	32	—	70	2	28	52	
	当期純利益(△当期純損失)	1,685	3,211	1,037	△ 1,151	1,559	1,574	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	50	—	61	279	48	—	
	目的積立金取崩額	—	—	—	59	—	—	
当期総利益(△当期総損失)	1,736	3,211	1,098	△ 811	1,607	1,574		
利益の処分又は損失の処理(23事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)	1,736	3,211	1,098	△ 811	1,607	1,574	
	当 期 総 利 益(△当期総損失)	1,736	3,211	1,098	△ 811	1,607	1,574	
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—	—	
	積 立 金	1,450	3,176	592	—	973	1,574	
	目 的 積 立 ^(注2) 金	285	34	506	—	633	—	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	786	—	—	
	積立金取崩額	—	—	—	25	—	—	
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	不当1 (P937)	不当1 意・処1 (P937、940)	不当1 (P937)	不当1 (P937)	不当1 (P937)	不当1 (P937)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	九州大学	長崎大学	熊本大学
		貸借対照表(23事業年度末)		資 産	402,954
		負 債	139,395	55,641	60,592
		うち運営費交付金債務	2,528	703	1,157
純 資 産		263,559	70,921	68,518	
うち 資 本 金		146,151	56,189	66,954	
うち政府出資金		146,151	56,189	66,954	
うち資本剰余金		110,552	10,210	490	
うち利益剰余金		6,855	4,521	1,073	
損 益 計 算 書(23事業年度)		経 常 費 用	108,276	48,345	48,519
		経 常 収 益	110,143	49,115	49,309
		うち運営費交付金収益	41,041	15,614	14,652
		経 常 利 益(△経常損失)	1,866	770	789
		臨 時 損 失	328	565	423
		臨 時 利 益	112	7	73
		当期純利益(△当期純損失)	1,650	212	439
		前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	18	0
		目的積立金取崩額	9	—	—
		当期総利益(△当期総損失)	1,660	231	439
利益の処分又は損失の処理(23事業年度)		当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)	1,660	231	439
		当 期 総 利 益(△当期総損失)	1,660	231	439
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—
		積 立 金	1,555	—	—
		目 的 積 立 ^(注2) 金	104	231	439
		前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—
		積 立 金 取 崩 額	—	—	—
		次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)		不当1(P937)	不当1(P937)	不当1(P937)	

(注1) 各法人の名称中「国立大学法人」は、記載を省略した。

(注2) 24年10月18日現在において、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定により文部科学大臣の承認を受けようとする額をいう。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は23事業年度末現在で5823億5278万余円となっている。

同協会の会計は、一般、番組アーカイブ業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の23事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	896,738,706	877,267,054	負債	307,618,913	310,516,707
流動資産	223,799,937	204,359,112	流動負債	220,031,085	219,190,297
うち有価証券	109,282,390	105,995,310	うち受信料前受 金	127,701,095	125,143,511
固定資産	672,938,768	671,907,942	固定負債	87,587,828	91,326,409
うち長期保有有 価証券	223,215,832	218,845,118	うち退職給付引 当金	55,228,084	53,569,116
特定資産	—	1,000,000	純資産	589,119,792	566,750,347
放送債券償還積 立資産	—	1,000,000	承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	440,810,612	440,349,141
			剰余金	148,145,805	126,237,831

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常事業収入	693,537,264	680,162,801
うち受信料	682,010,055	668,039,716
経常事業支出	666,999,798	649,529,368
うち国内放送費	282,477,429	274,947,267
経常事業収支差金	26,537,465	30,633,432
経常事業外収入	11,125,590	10,373,116
うち財務収入	6,016,156	5,727,154
経常事業外支出	15,639,298	16,798,591
財務費	15,639,298	16,798,591
経常事業外収支差金	△ 4,513,707	△ 6,425,475
経常収支差金	22,023,758	24,207,957
特別収入	4,482,207	1,656,632
うち固定資産売却益	2,152,297	556,041
うち未収受信料欠損引当金戻入益	—	684,435
特別支出	4,136,520	22,065,926
うち固定資産除却損	2,596,647	2,005,615
うち固定資産撤去費用引当金繰入	—	18,169,519
当期事業収支差金	22,369,444	3,798,662
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	22,369,444	3,798,662
うち事業収支剰余金	18,363,240	3,798,662

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
(注1) 地上放送(総合放送及 び教育放送)	44 時間 59 分	45 時間 06 分
地上デジタル放送(総 合放送及び教育放送)	44 時間 55 分	45 時間 02 分
(注2) 衛星放送(BS1 及び BS プレミアム)	47 時間 54 分	—
衛星デジタル放送(BS 1 及び BS プレミア ム)	47 時間 58 分	—
衛星放送(衛星第1 放 送及び衛星第2 放送)	—	47 時間 49 分
衛星デジタル放送(デ ジタル第1 放送、デジ タル第2 放送及びデジ タルハイビジョン放 送)	—	69 時間 36 分
ラジオ(第1 放送、第2 放送及びFM 放送)	66 時間 15 分	66 時間 17 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け 放送	外国人向け 23 時間 22 分 邦人向け 4 時間 56 分	23 時間 34 分 5 時間 36 分
北米向け放送及び欧州 向け放送	10 時間 18 分	11 時間 30 分
ラジオ(日本語放送、そ の他の言語による放送及 び衛星ラジオ国際放送)	56 時間 19 分	55 時間 21 分

(注1) アナログ方式の地上放送(総合放送及び教育放送)は、岩手、宮城、福島各県を除いて23年7月24日に終了し、これらの3県では24年3月31日に終了した。

(注2) アナログ方式の衛星放送(BS1 及び BS プレミアム)は、23年7月24日に終了した。

(放送受信契約)

事業年度末放送受信契約件数	40,274 千件	39,751 千件
受信料調定額(A)	682,010,055 千円	668,074,817 千円
調定年度内の収納額(B)	665,946,127 千円	653,191,764 千円
未収金	16,063,928 千円	14,883,053 千円
収納率(B/A)	97.64%	97.77%

イ 番組アーカイブ業務勘定

〔 この勘定は、同協会が既に放送した放送番組等をインターネット等を通じて一般の利用に供する業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)	区 分	23 事業年度末 (千円)	22 事業年度末 (千円)
資産	244,353	229,130	負債	7,011,363	5,594,957
流動資産	217,204	172,194	うち流動負債	7,005,772	5,566,450
うち未収金	203,556	159,948	うち一般勘定短期借入金	6,592,429	5,187,533
固定資産	27,149	56,935	純資産	△ 6,767,010	△ 5,365,827
器具	27,149	56,935	欠損金	△ 6,767,010	△ 5,365,827

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常事業収入	1,034,798	553,845
視聴料収入	1,034,798	553,845
経常事業支出	2,494,876	2,496,393
うち既放送番組配信費	2,125,885	2,067,664
経常事業収支差金	△ 1,460,078	△ 1,942,547
経常事業外収入	58,895	80,039
うち財務収入	58,842	80,032
経常事業外収支差金	58,895	80,039
経常収支差金	△ 1,401,182	△ 1,862,508
当期事業収支差金	△ 1,401,182	△ 1,862,508

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
番組アーカイブ視聴料収入	1,837,909 件	1,106,570 件
	1,034,798 千円	553,845 千円

ウ 受託業務等勘定

〔 この勘定は、同協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し又は賃貸する業務及び委託を受けて放送番組等を制作する業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)	区 分	23 事業年度末(千円)	22 事業年度末(千円)
資産	67,081	31,829	負債	67,081	31,829
流動資産	67,081	31,829	流動負債	67,081	31,829
うち未収金	67,081	23,201	うちその他の流動負債	37,936	18,472

(イ) 損益計算書

区 分	23 事業年度(千円)	22 事業年度(千円)
経常事業収入	1,491,805	2,147,191
受託業務等収入	1,491,805	2,147,191
経常事業支出	1,202,108	1,743,700
受託業務等費	1,202,108	1,743,700
経常事業収支差金	289,696	403,491
経常事業外支出	53,412	63,052
財務費	53,412	63,052
経常事業外収支差金	△ 53,412	△ 63,052
当期事業収支差金	236,284	340,438
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	236,284	340,438
一般勘定への繰入れ	236,284	340,438

(ウ) 主な業務実績

区 分	23 事業年度	(22 事業年度)
保有する施設等の賃貸等による業務収入	1,414 件	1,431 件
	1,480,404 千円	1,440,174 千円